那覇市議会史

第５巻　資料編４

議 会 の 記 録

アメリカ統治期（合併後）

題字　茅原南龍氏

天妃庁舎時代の議会風景
1953年（昭和28年）～1965年（昭和40年）頃の天妃庁舎での議会。右手前に市長席、右中央に議長席と速記者席、議長席に対面して議員席が配置されている。

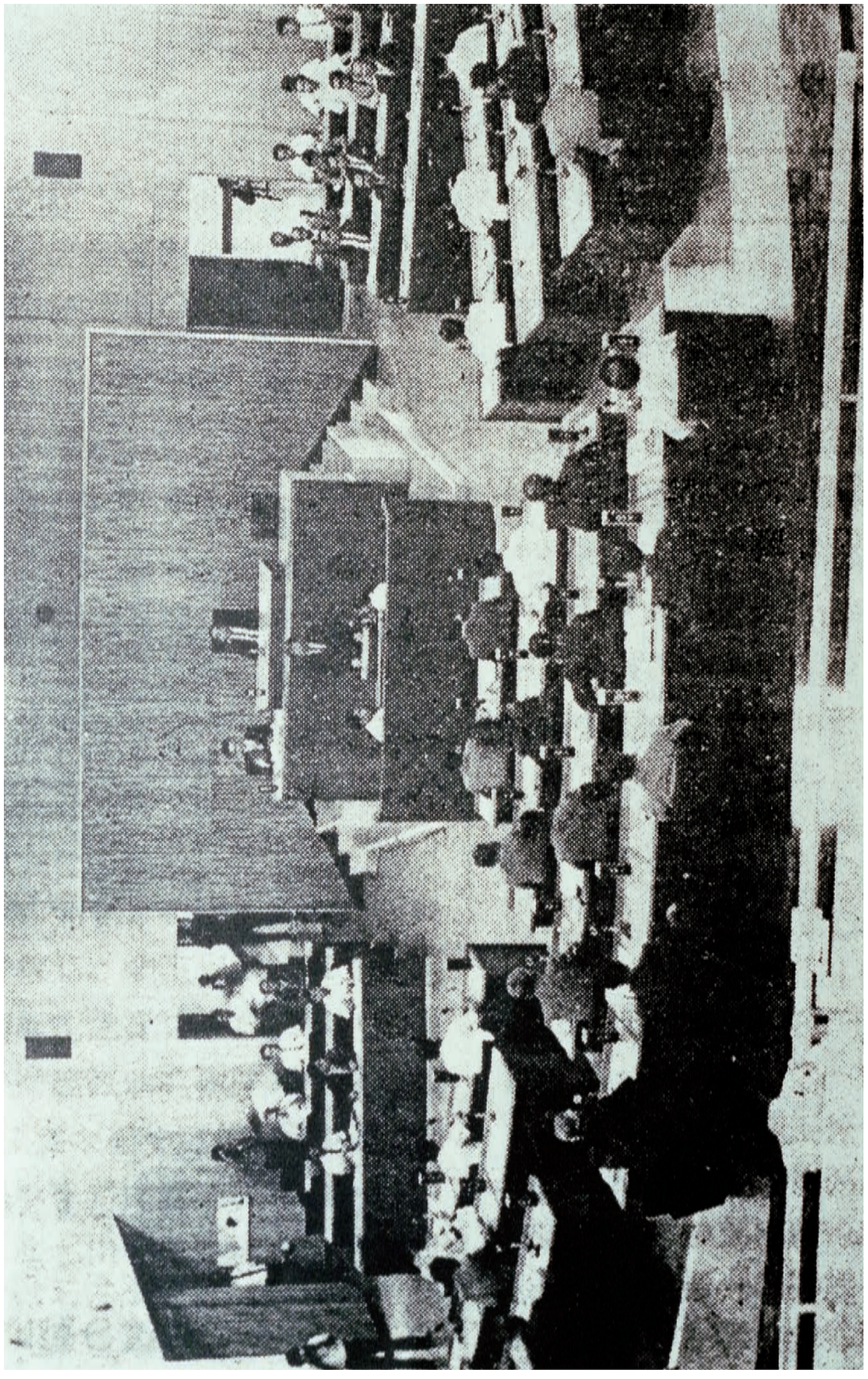

泉崎庁舎での初議会風景
1965年（昭和40年）９月に泉崎新庁舎が建設され、多年の念願であった戦後初の議事堂が完成した。写真は第76回定例会を初の議場で開会する議会。

議会会議録
1958年（昭和33年）２月第22回臨時会～1961年（昭和36年）１月第42回臨時会の会議録は、Ａ４判・縦組み・手書きのカーボン紙による写しである。

議会会議録
1961年（昭和36年）３月第43回定例会～1972年（昭和47年）４月第140回臨時会の会議録は、Ｂ５判・横組み・がり版刷りまたは活字印刷である。

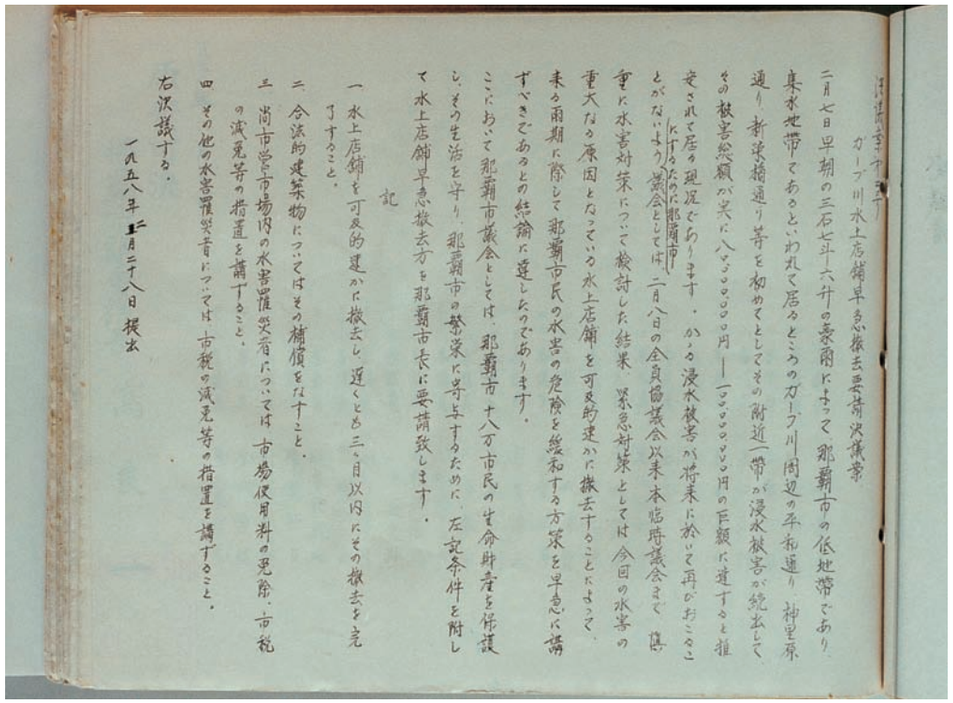

ガーブ川水上店舗早急撤去要請決議案

二月七日早朝の三石七斗六升の豪雨によって那覇市の低地帯であり集水地帯であるといわれて居るところのガーブ川周辺の平和通り、神里原通り、新栄橋通り等を初めてとしてその附近一帯が浸水被害が続出してその被害総額が実に八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円――一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円の巨額に達すると推定されて居る現況であります。かかる浸水被害が将来に於いて再び起こることがないように那覇市に於いては二月八日の全員協議会以来本臨時議会まで慎重に水害対策について検討した結果、緊急対策としては今回の水害の重大なる原因となっている水上店舗を可及的速かに撤去することによって来る雨期に際して那覇市民の水害の危険を緩和する方策を早急に講ずべきであるとの結論に達したのであります。

ここにおいて那覇市議会としては、那覇市十八万市民の生命財産を保護し、その生活を守り、那覇市の繁栄に寄与するために、左記条件を附して水上店舗早急撤去方を那覇市長に要請致します。

記

一　水上店舗を可及的速かに撤去し遅くとも三月以内にその撤去を完了すること。

二　今後新建築物についてはその補償をなすこと。

三　当市営市場内の水害罹災者については市場使用料の免除、市税の減免等の措置を講ずること。

四　その他の水害罹災者については市税の減免等の措置を講ずること。

右決議する。

一九五八年二月二十八日　提出

1958年（昭和33年）2 月第22回臨時会（ガーブ川水上店舗早急撤去要請決議案）

戦後闇市を中心に発展した那覇は、湿地帯のガーブ川沿いに多くの水上店舗が張り付いた。大雨の度に氾濫し甚大な被害をもたらす同河川の改修は那覇市の大きな課題であった。

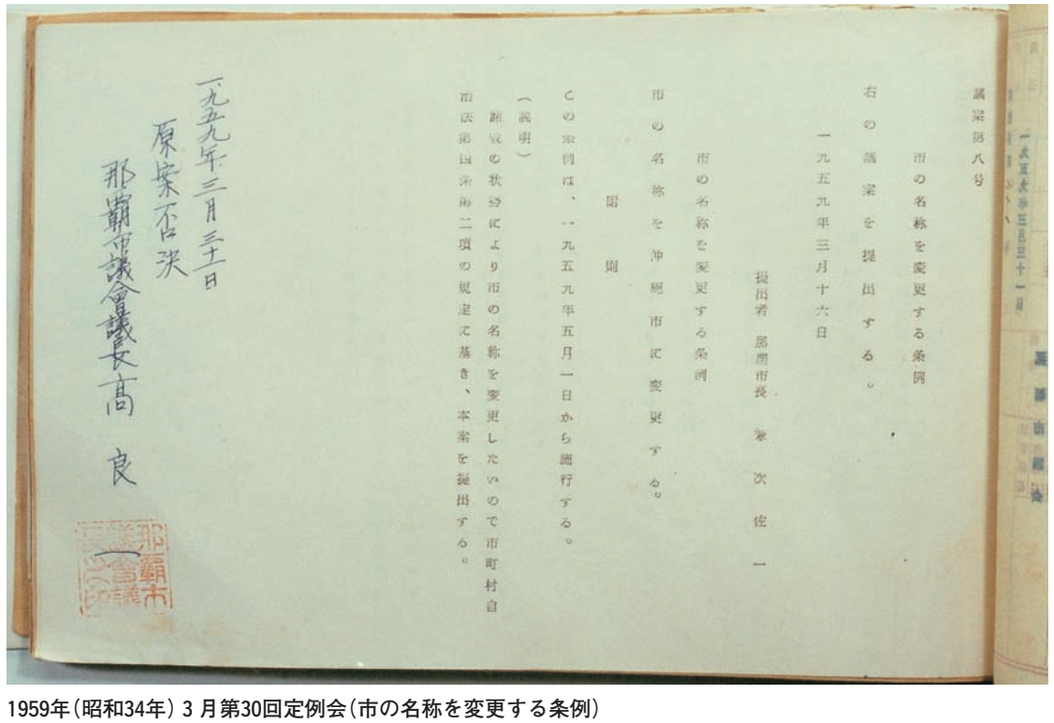

議案第八号

市の名称を変更する条例

右の議案を提出する。

一九五九年三月十六日

提出者　那覇市長　兼次佐一

市の名称を変更する条例

市の名称を沖縄市に変更する。

附　則

この条例は、一九五九年五月一日から施行する。

（説明）

諸般の状況により市の名称を変更したいので市町村自治法第四条第二項の規定に基き、本案を提出する。

一九五九年三月三十日

原案否決

那覇市議会議長　高良

1959年（昭和34年）3 月第30回定例会（市の名称を変更する条例）

「沖縄市」への市名変更の構想は、明治42年頃まで遡る。昭和14年、当間重剛市長が積極的に取り組んだが実現せず、戦後、合併に絡み再燃。兼次市長が議会に提案した。

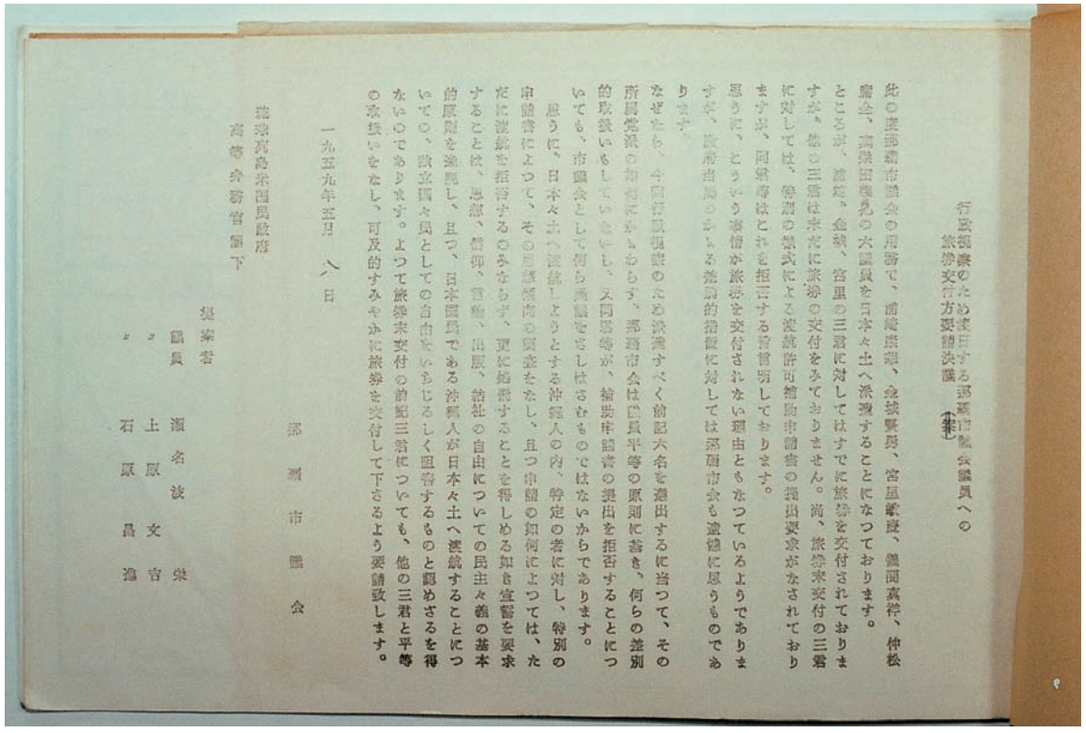

行政視察のため渡日する那覇市議会議員への
旅券交付方要請決議

此の度那覇市議会の用務で、浦崎康昭、金城賢睦、宮里松正、儀間嘉祥、仲松庸全、高嶺朝光の六議員を日本々土へ派遣することになっております。

ところが、浦崎、金城、宮里の三君に対してはすでに旅券を交付されておりますが、他の三君は未だに旅券の交付をみておりません。尚、旅券未交付の三君に対しては、関係の筋式による渡航許可申請書の提出要求がなされております。

思うに、こういう事情が旅券を交付されない理由ともなっているようでありますが、政府当局のかかる差別的措置に対しては那覇市会も遺憾に思うものであります。

なぜなら、今回行政視察のため派遣すべく前記六名を選出するに当って、その所属党派の如何にかかわらず、那覇市会は議員平等の原則に基き、何らの差別的取扱いもしていないし、又同議員等が、渡航申請書の提出を拒否することについても、市議会として何ら異議をさしはさむものではないからであります。

思うに、日本々土へ渡航しようとする沖縄人の内、特定の者に対し、特別の申請書によって、その渡航の如何によっては、ただに渡航を拒否するのみならず、更に進んで逮捕することを得しめる如き宣誓を要求することは、思想、言論、出版、結社の自由についての民主々義の基本的原則を逸脱し、且つ、日本国民である沖縄人が日本々土へ渡航することについて、政治的な自由をいちじるしく圧迫するものと認めざるを得ないのであります。よって旅券未交付の前記三君についても、他の三君と平等の取扱いをなし、可及的すみやかに旅券を交付して下さるよう要請致します。

一九五九年五月　八日

那覇市議会

琉球列島米国民政府
高等弁務官　殿下

提案者
議員　瀬名波　栄
〃　上原文吉
〃　石原昌進

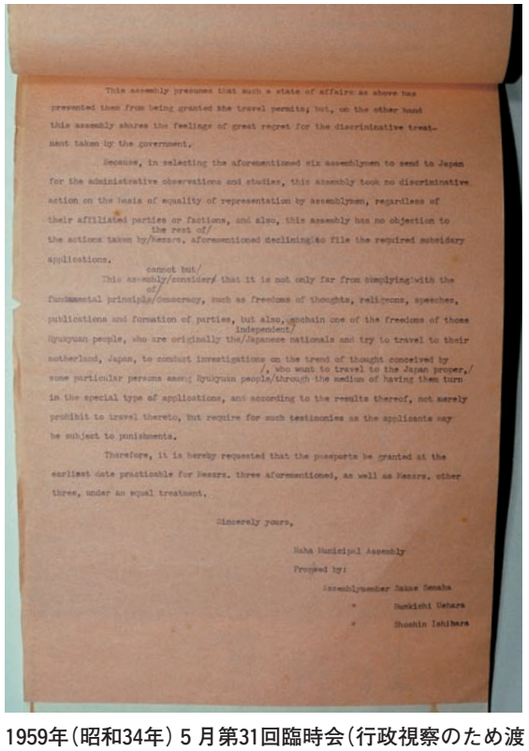

This assembly presumes that such a state of affairs as above has prevented them from being granted the travel permits; but, on the other hand this assembly shares the feelings of great regret for the discriminative treatment taken by the government.

Because, in selecting the aforementioned six assemblymen to send to Japan for the administrative observations and studies, this assembly took no discriminative action on the basis of equality of representation by assemblymen, regardless of their affiliated parties or factions, and also, this assembly has no objection to the actions taken by/Messrs. aforementioned declining/to file the required subsidary applications.

This assembly/considers/ that it is not only far from complying with the fundamental principle/democracy, such as freedom of thoughts, religions, speeches, publications and formation of parties, but also, onchain one of the freedoms of those Ryukyuan people, who are originally the/Japanese nationals and try to travel to their notherland, Japan, to conduct investigations on the trend of thought conceived by some particular persons among Ryukyuan people/through the medium of having them turn in the special type of applications, and according to the results thereof, not merely prohibit to travel thereto, but require for such testimonies as the applicants may be subject to punishments.

Therefore, it is hereby requested that the passports be granted at the earliest date practicable for Messrs. three aforementioned, as well as Messrs. other three, under an equal treatment.

Sincerely yours,

Naha Municipal Assembly
Proposed by:
Assemblymember Sakae Senaha
〃 Bunkichi Uehara
〃 Shoshin Ishihara

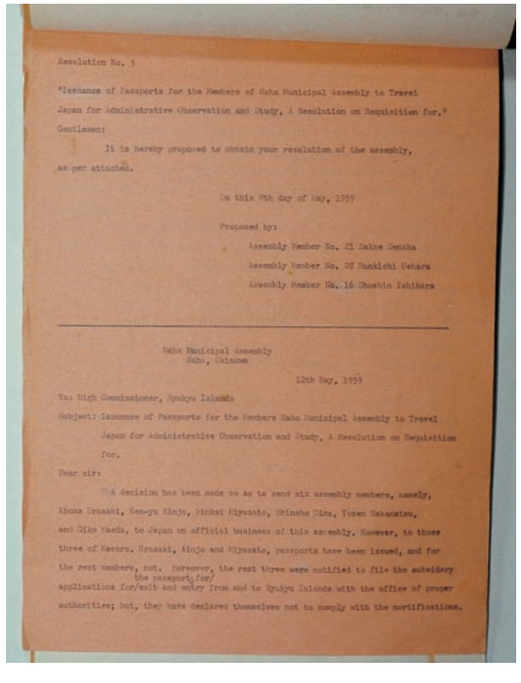

Resolution No. 5

"Issuance of Passports for the Members of Naha Municipal Assembly to Travel Japan for Administrative Observation and Study, A Resolution on Requisition for."

Gentlemen:

It is hereby proposed to obtain your resolution of the assembly, as per attached.

On this 8th day of May, 1959

Proposed by:
Assembly Member No. 21 Sakae Senaha
Assembly Member No. 28 Bunkichi Uehara
Assembly Member No. 16 Shoshin Ishihara

Naha Municipal Assembly
Naha, Okinawa

12th May, 1959

To: High Commissioner, Ryukyu Islands

Subject: Issuance of Passports for the Members Naha Municipal Assembly to Travel Japan for Administrative Observation and Study, A Resolution on Requisition for.

Dear sir:

A decision has been made so as to send six assembly members, namely, Shoka Urasaki, Kenyu Kinjo, Sinkei Kiyasato, Shinsho Oira, Toyen Nakasatsu, and Eiko Maeda, to Japan on official business of this assembly. However, to those three of Messrs. Urasaki, Kinjo and Kiyasato, passports have been issued, and for the rest members, not. Moreover, the rest three were notified to file the subsidary the passport for/
applications for/exit and entry from and to Ryukyu Islands with the office of proper authorities; but, they have declared themselves not to comply with the notifications.

1959年（昭和34年）5 月第31回臨時会（行政視察のため渡日する那覇市議会議員への旅券交付方要請決議）

米軍は、共産主義者やアメリカへの非協力者とみなした者に旅券を交付せず、行政視察に行く民連の市会議員３人も旅券交付を拒否された。

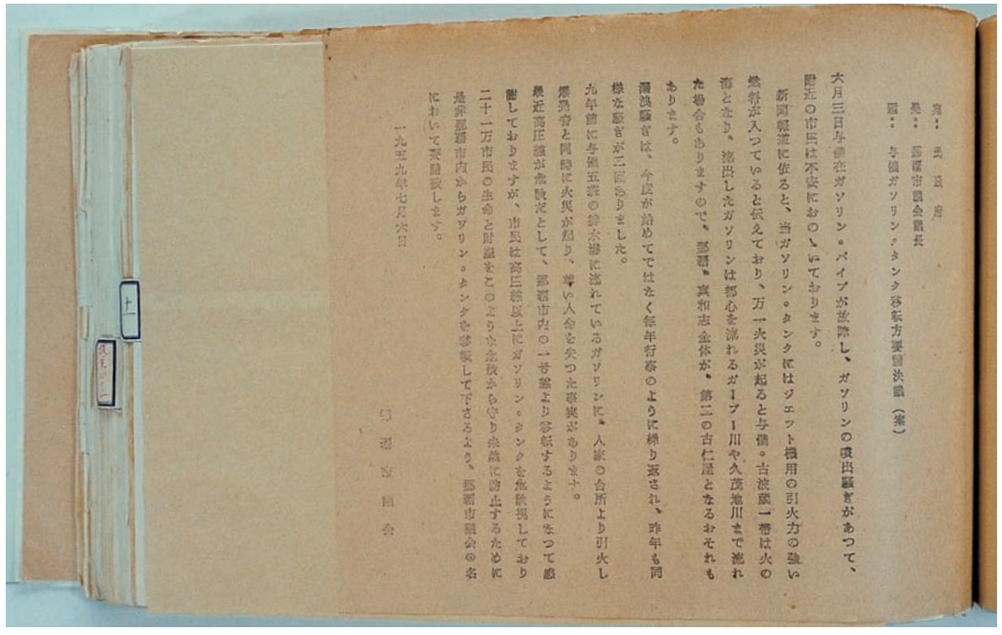

1959年（昭和34年）6月第32回定例会（与儀ガソリンタンク移転方要請決議案）

米軍は、ジェットガソリンを那覇港からパイプラインで与儀ガソリンタンクに貯蔵し、中部の基地まで送油した。相次ぐガソリン流出事故に議会は何度も移転要請をした。

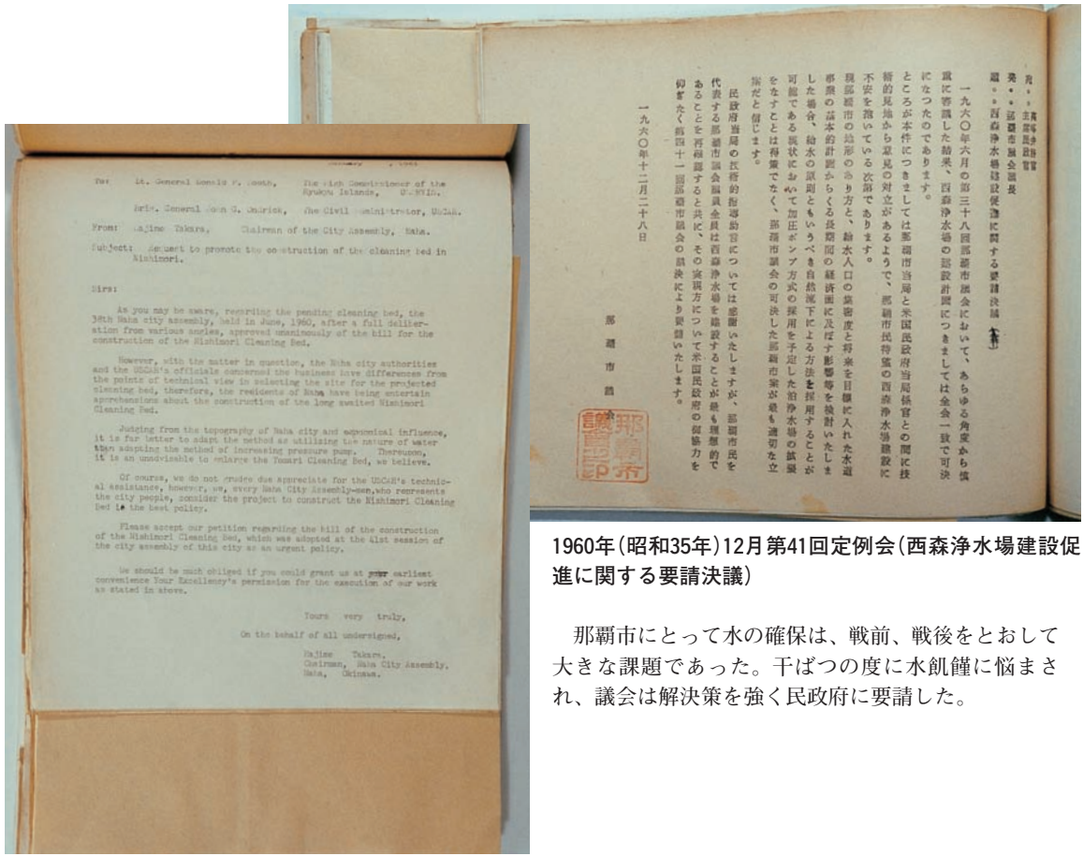

1960年（昭和35年）12月第41回定例会（西森浄水場建設促進に関する要請決議）

那覇市にとって水の確保は、戦前、戦後をとおして大きな課題であった。干ばつの度に水飢饉に悩まされ、議会は解決策を強く民政府に要請した。

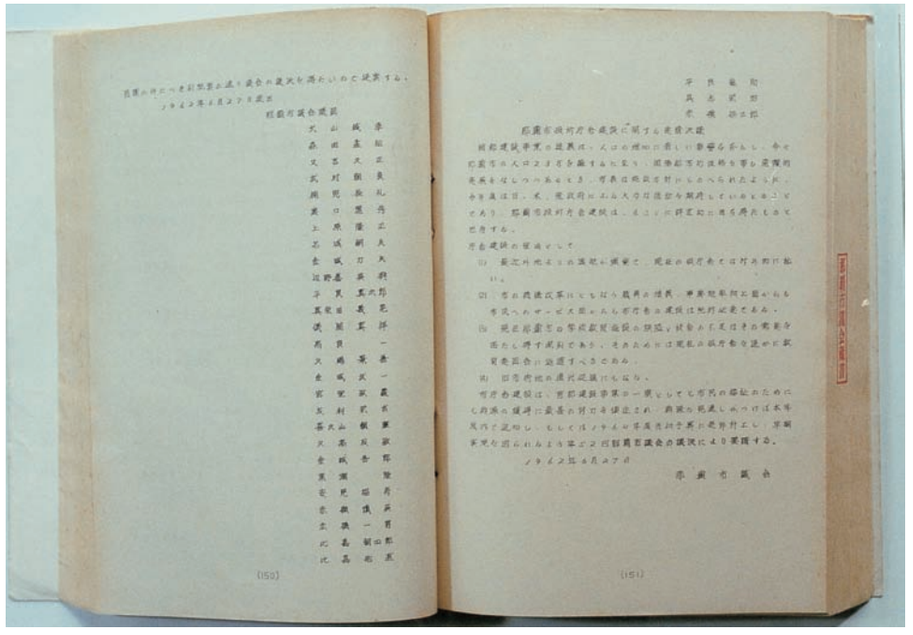

1962年（昭和37年）6月第52回定例会（那覇市役所庁舎建設に関する決議）

那覇市庁舎は、戦後、牧志町の天幕張り仮庁舎から出発し、コンセット庁舎、瓦ぶき平屋庁舎、天妃小学校庁舎と移り変わり、1965年泉崎新庁舎が建設された。

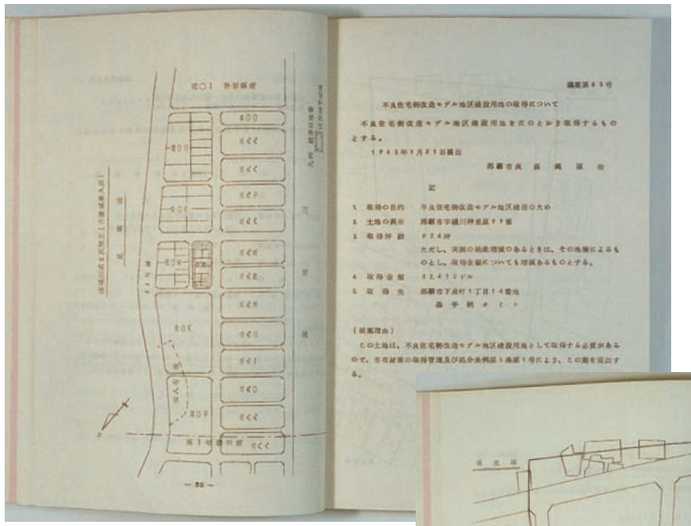

1963年（昭和38年）9月第59回定例会
（不良住宅街改造モデル地区建設用地の取得について）

戦後、旧那覇市が軍用地として接収され、市民は段階的に開放される狭い土地に無秩序に住宅を建てていった。

那覇の街は不良住宅が多く、西銘市長は、交通・防災・衛生・都市美観等から都市改造計画に着手した。

（不良住宅街改造モデル地区建設用地の売買契約を結ぶことについて）

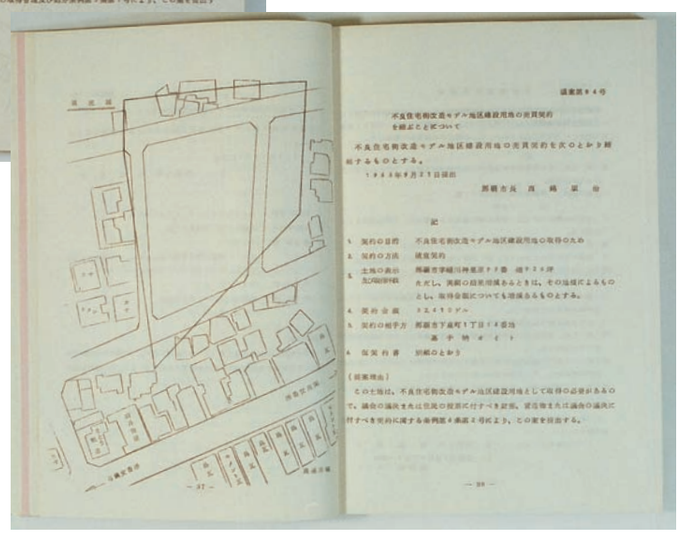

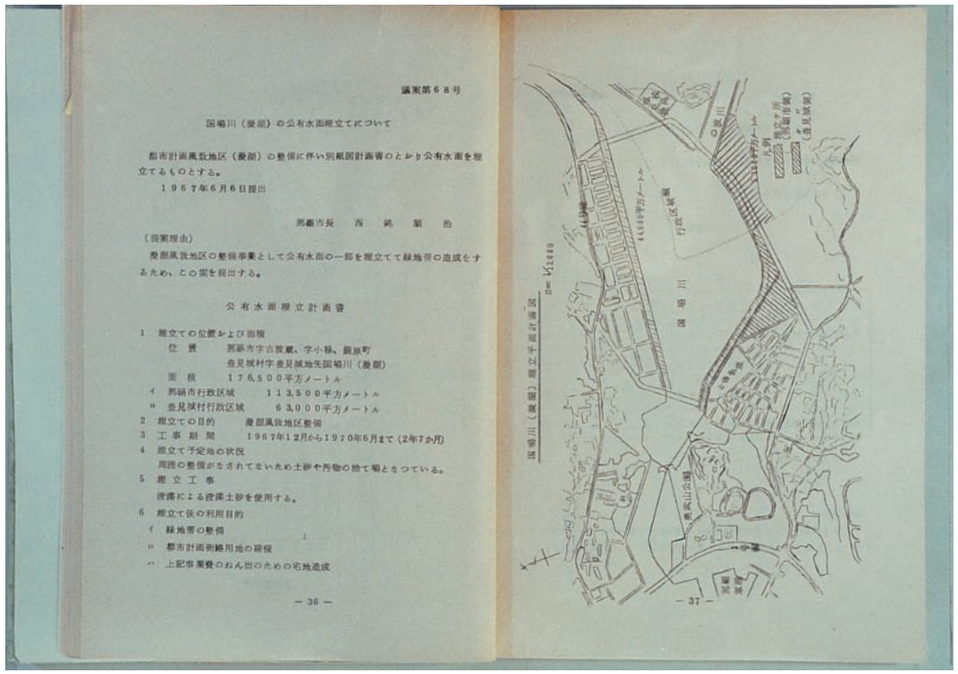

議案第６８号

国場川（漫湖）の公有水面埋立てについて

都市計画風致地区（漫湖）の整備に伴い別紙図計画書のとおり公有水面を埋立てるものとする。

１９６７年６月６日提出

那覇市長　西　銘　順　治

（提案理由）

漫湖風致地区の整備事業として公有水面の一部を埋立てて緑地帯の造成をするため、この案を提出する。

公有水面埋立計画書

1　埋立ての位置および面積
　位　置　那覇市字古波蔵、字小禄、銘苅町
　　豊見城村字豊見城地先国場川（漫湖）
　面　積　１７６，５００平方メートル
イ　那覇市行政区域　１１３，５００平方メートル
ロ　豊見城村行政区域　６３，０００平方メートル
2　埋立ての目的　漫湖風致地区整備
3　工事期間　１９６７年１２月から１９７０年６月まで（２年７か月）
4　埋立て予定地の状況
　周囲の整備がなされてないため土砂や廃物の捨て場となっている。
5　埋立工事
　浚渫による浚渫土砂を使用する。
6　埋立て後の利用目的
イ　緑地帯の整備
ロ　都市計画街路用地の確保
ハ　上記事業費のねん出のための宅地造成

－36－

－37－

1967年（昭和42年）６月第93回定例会〔国場川（漫湖）の公有水面埋立について〕

水上公園を兼ねた市民憩いの場として都市計画風致地区に指定された漫湖の埋立ては、南明治橋の埋立による浸水問題とも絡み、色々論議をよんだ。

祖　国　復　帰　宣　言

人類の歴史にその比類を見ない戦争の惨禍を受けた沖縄は、祖国日本から分断され実に２７年の長期にわたりアメリカの軍事的支配下におかれた。

その間、人権は無視され差別と犠牲を強いられながらも平和を希求し、祖国への道を求めて多くの闘いを展開して来た。

その闘いは人権の回復、自治権の確立、土地闘争等県民大衆の心情の発露であつた。

このような沖縄の闘いは、遂に祖国日本の国民世論となり、全世界の反響を呼ぶまでに至つた。

その結果、日米両国政府の沖縄返還取り決めとなり昭和４７年５月１５日の今日我々は祖国復帰を迎えた。然しながら、返還の内容は必ずしも満足すべきものではなく、県民大衆の中に多くの不満をかもし出していることは誠に遺憾である。

那覇市議会は、この県民の心情を率直に訴え、日本国憲法の下で民主主義の基本理念を活かし、市民の福祉増進を図ることを約し、戦争のない平和な文化都市づくりのため、市民と共に力強く邁進することを宣言する。

昭和４７年５月１５日

那　覇　市　議　会

1972年（昭和47年）５月第140回臨時会（祖国復帰宣言）

合併後の施政権返還及び祖国復帰の要請決議は計11回に上る。1969年11月、佐藤・ニクソン会談で1972年沖縄返還が合意され、27年間のアメリカ統治に幕が下ろされた。

発刊にあたって

那覇市議会議長　我那覇　生隆

このたび、『那覇市議会史　第５巻　資料編４　議会の記録　アメリカ統治期（合併後）』を発刊する運びとなりました。

本巻は、那覇市と真和志市が合併し大那覇市が誕生した翌昭和33年（1958年）２月議会から、沖縄が祖国復帰した昭和47年（1972年）５月議会までの約15年間の那覇市議会の活動を、議会会議録の中から主要な案件を選定し収録したものです。

ご案内のとおり、この時期は「合併前」と同様、アメリカ統治下にあります。

「合併前」の米軍による土地強制収用、プライス勧告、軍用地料一括払い問題に引き続き、「合併後」は米軍による軍事政策が一段と強化され、核ミサイルの配備、ナイキ発射実験、メースＢ基地建設等、本格的な基地建設が始まり、政治、経済、社会のあらゆる面において軍事優先が敷かれていきました。そのために米軍基地から派生する事件・事故が頻発し、米軍に対する沖縄住民の抗議行動は日一日と高まり、それはやがて反戦と平和と自治を望む「施政権返還」「主席公選」要求へと変わり、「祖国復帰」を要求する運動が大衆的な島ぐるみ運動へと展開されていきました。

一方、那覇市においては、そのような基地問題を抱えながらも、瀬長市長就任以来続いていた米軍による資金凍結がやっと解除され、中断されていた都市計画事業が動き出し、首都としての「まちづくり」がスタートします。安謝、泊、国場川等の公有水面埋立による市域の拡大や、ガーブ川の改修、刑務所移転、不良住宅街解消、ごみ処理場建設、道路改修事業等、住環境の整備が目覚ましく、市民の生活基盤の拡充が図られ、県都那覇のまちづくりが大きく進展していきました。

本巻には、このような当時の那覇市の抱えた諸問題が多数収録されており、その一つひとつが議会でどのように論議され、議決されたのかを知ることができます。那覇市の議会で審議された問題の多くはすぐれて沖縄県の問題であり、その意味においても、那覇市は県都として、絶えず沖縄県の先駆的役割を担っていたことが読み取れると思います。

21世紀を迎えた今日、沖縄県は今なお多くの問題を抱えています。

沖縄戦の廃墟の中から復興に立ち上がり、今日の那覇市を築いた先人の努力に報いるためにも、私たちは議会の果たす役割の重大さを認識し、市民の皆様と共に那覇市と沖縄県の更なる発展のために鋭意努力していく所存です。本巻がその意味において今後の指針となれば幸いです。

おわりに、本巻の発刊にあたりご協力を賜わりました関係各位に対しまして衷心より感謝申し上げ、発刊のごあいさつといたします。

平成15年（2003年）３月

凡　例

1　本巻は、『那覇市議会史　第５巻　資料編４　議会の記録　アメリカ統治期（合併後)』とする。

2　本巻の収録する期間は、那覇・真和志両市合併後の1958年（昭和33年）２月の初議会から、日本復帰の1972年（昭和47年）５月の議会までの約15年間とする。

3　本巻の収録内容は、約15年間、119議会、会議録138冊、審議案件約2,315件（予算、決算、条例、人事、諮問、意見書、決議、その他議案。ただし、陳情、請願を除く。）の中から、比較的重要と思われる69議会･190案件を選定し（以下「主要案件」という。）編集したものである。

4　主要案件の選定にあたっては、多岐・多様な案件の中からの選定であり、前回発刊した「合併前」同様４つの基準を基本にして、基準の（2）に新たに①、②を設け、選定した。

(1) 客観的な視野で選定。

(2) 他の巻との関連、重複を考慮し選定。

① 一般質問及び緊急質問は、『第３巻上　資料編２　議会の活動　アメリカ統治期』に収録しているが、主要案件を説明または補足するために必要と思われるものは選定する。

② 意見書及び決議は、『第３巻上　資料編２　議会の活動　アメリカ統治期』に収録しているが、那覇市に直接関係し質疑・討論のあるものや、祖国復帰、国政参加、施政権返還、主席公選等重要なものは選定する。

(3) 那覇市の独自性のある事件を扱った議会を選定。

(4) なるべく議員提案またはその議会において議員全体の意志が反映された案件を選定。

5　主要案件については案件名が長いため、目次掲載等の便宜上ある程度の統一を図り、簡単な項目名を設けた。

〔例〕　　案件名　　項目名

- ○公有水面埋立免許申請について
- ○埋立地（鏡原町）の所有権について　→　［埋立］
- ○与儀ガソリンタンク移転方要請決議
- ○軍用地の基本賃貸借契約について　→　［軍用地］

［収録項目名］

埋立、軍用地、河川、区画整理、援助、財産処分、環境・衛生、都市計画、市長不信任、議会、水道、復金融資、市名称変更、文化、法令要請、公営住宅、姉妹都市、財政、米国調査団、施政権返還、庁舎建設、米軍事故、名誉市民、港湾、国政参加、市外バス路線変更、高等弁務官退島・主席退陣要求、祖国復帰、年金、渡航制限、公設市場、教育、国民体育大会、主席公選、刑務所移転、暴力追放、発電所、基地、公害、海洋博覧会、通貨。

6　編集にあたっては、次のとおりとした。

(1) 会議録原本は、1958年（昭和33年）第22回臨時会から1961年（昭和36年）第42回

臨時会まではＡ４判・縦組み・手書きのカーボン紙による写しであり、1961年（昭和36年）第43回定例会から1962年（昭和37年）第52回定例会まではＢ５判･横組み･がり版刷りまたは活字印刷、第53回臨時会以降はＢ５判・横組み・活字印刷であるが、本巻ではＢ５判・横組みとした。

(2) 本巻利用の便を考慮し、開催議会一覧を設け、本巻収録の議会に★印を付した。

(3) 本巻利用の便を考慮し、索引を設け、「政治」「米軍・基地」「経済」「市民生活」「まちづくり」「教育・**文化**」の6分野に分類し、項目名と主要案件名を載せた。

(4) 主要案件が審議された議会は全収録が望ましいが、本巻では、議会初日、主要案件が審議された日、最終日を収録した。また、主要案件が審議された日でも、主要案件以外の箇所は省略（〔略〕、〔中略〕で表示）した。

(5) 会議録で主要案件の説明内容が不十分な場合、議場で配付された関係書類を挿入し補った。その挿入箇所には波線（〰〰）を付した。

(6) 会議録中の市当局出席者については、三役及び各部局･各委員会の代表出席者1人と答弁のある職員を掲載し、議会事務局職員については、局長と課長までを掲載した。

(7) 編集者による補足は〔　〕で表示した。

(8) 会議録原本には、会議録署名議員の氏名の後に署名または押印があるが、本巻では署名のある場合は〔署名〕、押印のある場合は〔印〕と表記し、いずれもない場合は〔　〕を空白とした。

(9) 会議録記載の一般の方の住所・氏名は、プライバシーに配慮しその字数分を○で伏せた。ただし、公的立場にある人と会社代表は原文のままとした。

(10) 会議録中には、差別用語、忌避用語があるが原文のままとした。

7　用字・用語等については、次のとおりとした。

(1) 旧漢字は、新漢字に改めた。ただし、会社名等の固有名詞はそのままとした。

(2) 旧仮名遣いは、現代仮名遣いに改めた。

(3) 明らかに誤字、脱字と判断できる字句は訂正したが、判断できない字句には（ママ）を付した。

(4) 欠落箇所や判読不明字句は、字数分を□で伏せた。

(5) 送り仮名は記録者により相違し、また同じ記録者でも異なる場合があるが、許容範囲であるならば原文のままとした。

(6) 句読点が欠落している箇所は最小限それを補い、多い場合は最小限それを省いた。

(7) 漢数字は熟語的使用を除き、算用数字に改めた。

(8) 単位の表記は、カタカナ表記に統一した。

〔例　$・弗⟶ドル、m・米⟶メートル、％⟶パーセント、仙⟶セント〕

(9) 繰り返し記号は、繰り返し文字に改めた。

〔例　ます〳〵⟶ますます、たゞ⟶ただ〕

(10) 数値の合計が合わない箇所があるが、原文のままとした。

(11) 意見書、決議、条例については、旧漢字は新漢字に、漢数字は算用数字に一部改めたが、それ以外は誤字、脱字を含めて原文のままとした。

〔例　主席民政官、万腔、縮少、奇型児、立却〕

那覇市議会史 第5巻 資料編4 議会の記録 アメリカ統治期(合併後)

目　　次

口　絵
発刊にあたって …… 那覇市議会議長　我那覇　生隆
凡　例

解　　説 …… 大城　将保 …… 1

1　開催議会一覧 …… 17
2　収録会議録 …… 21
1　1958年（昭和33年）２月　第22回臨時会［埋立、河川］…… 21
2　1958年（昭和33年）３月　第23回定例会［埋立、区画整理、援助］…… 41
3　1958年（昭和33年）６月　第24回定例会［区画整理、財産処分、援助、環境・衛生、埋立、都市計画、河川］…… 58
4　1958年（昭和33年）９月　第26回定例会［市長不信任、議会、援助］…… 87
5　1958年（昭和33年）12月　第27回定例会［水道］…… 105
6　1959年（昭和34年）１月　第28回臨時会［軍用地］…… 115
7　1959年（昭和34年）１月　第29回臨時会［復金融資］…… 119
8　1959年（昭和34年）３月　第30回定例会［市名称変更、文化、庁舎建設］…… 126
9　1959年（昭和34年）５月　第31回臨時会［議会］…… 161
10　1959年（昭和34年）６月　第32回定例会［教育、法令要請、水道、埋立、公営住宅、環境･衛生、軍用地、河川］… 167
11　1959年（昭和34年）９月　第33回定例会［埋立、軍用地、河川、法令要請］… 200
12　1959年（昭和34年）12月　第34回定例会［姉妹都市］…… 253
13　1960年（昭和35年）３月　第36回定例会［姉妹都市］…… 259
14　1960年（昭和35年）６月　第38回定例会［区画整理、水道、環境・衛生、都市計画、軍用地、公営住宅］…… 264
15　1960年（昭和35年）９月　第39回定例会［文化］…… 302
16　1960年（昭和35年）12月　第41回定例会［公営住宅、河川、水道］…… 308
17　1961年（昭和36年）３月　第43回定例会［河川、軍用地、財政、水道］…… 324
18　1961年（昭和36年）６月　第44回定例会［水道、河川］…… 357
19　1961年（昭和36年）10月　第47回臨時会［米国調査団、施政権返還］…… 368
20　1962年（昭和37年）３月　第51回定例会［水道、都市計画、区画整理］…… 378
21　1962年（昭和37年）６月　第52回定例会［埋立、水道、庁舎建設］…… 395
22　1962年（昭和37年）９月　第53回定例会［援助、公営住宅、水道］…… 422

23　1962年（昭和37年）10月　第54回臨時会［公営住宅］…… 439
24　1962年（昭和37年）12月　第55回定例会［議会］…… 450
25　1963年（昭和38年）３月　第56回定例会［米軍事故、財政］…… 453
26　1963年（昭和38年）６月　第57回定例会［庁舎建設、公営住宅］…… 460
27　1963年（昭和38年）９月　第59回定例会［都市計画］…… 482
28　1963年（昭和38年）12月　第60回定例会［名誉市民］…… 514
29　1964年（昭和39年）３月　第61回定例会［名誉市民、埋立、港湾、国政参加、市外バス路線変更、高等弁務官退島・主席退陣要求］…… 522
30　1964年（昭和39年）４月　第62回臨時会［祖国復帰］…… 558
31　1964年（昭和39年）６月　第64回定例会［年金、市外バス路線変更、国政参加、渡航制限］…… 560
32　1964年（昭和39年）９月　第66回定例会［埋立］…… 575
33　1964年（昭和39年）12月　第67回定例会［埋立］…… 587
34　1965年（昭和40年）３月　第70回定例会［公営住宅、埋立、公設市場］…… 601
35　1965年（昭和40年）６月　第73回定例会［教育、都市計画、埋立、国民体育大会、公設市場］…… 608
36　1965年（昭和40年）９月　第76回定例会［主席公選、埋立］…… 618
37　1965年（昭和40年）12月　第77回定例会［埋立］…… 624
38　1966年（昭和41年）３月　第80回定例会［区画整理、刑務所移転］…… 629
39　1966年（昭和41年）６月　第83回定例会［公営住宅、公設市場］…… 666
40　1966年（昭和41年）７月　第84回臨時会［区画整理、暴力追放］…… 687
41　1966年（昭和41年）８月　第85回臨時会［環境・衛生、公設市場］…… 701
42　1966年（昭和41年）９月　第86回定例会［公営住宅、都市計画］…… 716
43　1966年（昭和41年）11月　第87回臨時会［環境・衛生］…… 730
44　1966年（昭和41年）12月　第88回定例会［埋立］…… 738
45　1967年（昭和42年）２月　第89回臨時会［法令要請］…… 749
46　1967年（昭和42年）６月　第93回定例会［環境・衛生、埋立、軍用地、水道］… 769
47　1967年（昭和42年）９月　第95回定例会［発電所］…… 787
48　1968年（昭和43年）４月　第101回臨時会［環境・衛生］…… 791
49　1968年（昭和43年）６月　第103回定例会［教育、区画整理］…… 796
50　1969年（昭和44年）１月　第108回臨時会［港湾］…… 806
51　1969年（昭和44年）３月　第109回定例会［姉妹都市］…… 814
52　1969年（昭和44年）４月　第110回臨時会［施政権返還］…… 817
53　1969年（昭和44年）６月　第112回臨時会［埋立］…… 819
54　1969年（昭和44年）６月　第113回定例会［埋立］…… 822
55　1969年（昭和44年）９月　第115回定例会［公設市場、軍用地、都市計画］…… 827
56　1969年（昭和44年）10月　第116回臨時会［公設市場］…… 841

57　1970年（昭和45年）１月　第118回臨時会［基地］…… 854
58　1970年（昭和45年）３月　第119回定例会［区画整理、港湾］…… 861
59　1970年（昭和45年）４月　第120回臨時会［公設市場］…… 878
60　1970年（昭和45年）６月　第121回定例会［公設市場、基地、区画整理］…… 882
61　1970年（昭和45年）11月　第124回臨時会［公設市場］…… 890
62　1970年（昭和45年）11月　第125回臨時会［公設市場］…… 895
63　1970年（昭和45年）12月　第126回定例会［公設市場］…… 901
64　1971年（昭和46年）３月　第128回定例会［都市計画］…… 958
65　1971年（昭和46年）７月　第130回臨時会［水道］…… 962
66　1971年（昭和46年）10月　第133回臨時会［施政権返還］…… 977
67　1971年（昭和46年）12月　第135回定例会［公害、埋立、海洋博覧会］…… 980
68　1972年（昭和47年）３月　第139回定例会［環境・衛生、区画整理］…… 992
69　1972年（昭和47年）４月　第140回臨時会［基地、埋立、祖国復帰、通貨］… 1000

索　　引 …… 1019
あとがき …… 1027
那覇市議会史編さん委員会委員名簿 …… 1028
那覇市議会史編集委員会委員名簿 …… 1029

解　　説

大 城　将 保

はじめに

本編には「アメリカ統治期・合併後」期の那覇市議会の主要な案件の議事録が収録されている。

期間は、真和志市が編入合併されて「大那覇市」が発足した1958年（昭和33年）１月から、施政権返還（日本復帰）によって「アメリカ統治期」に終止符がうたれる1972年（昭和47年）５月の約15年間である。

この間に、市長は、瀬長市長追放の後を受けた臨時市長・東江誠忠（1957.11～58.1）、第17代市長・兼次佐一（1958.1～62.1）、第18代・第19代市長・西銘順治（1962.1～68.10）、第20代市長・平良良松（1968.12～）へと受け継がれた。

また歴代の議会議長は、次の各氏である。

第14・第15・第16代議長・高良一（1958.9～69.8）、第17代議長・辺野喜英興（1969.8～）。

この間に招集された議会は、合併直後の第22回臨時議会にはじまり、アメリカ統治期最後の議会となり、歴史的な「祖国復帰宣言」を決議した第140回臨時議会にいたる119回におよんでいる。

本編には数多くの「要請」決議の会議記録が見られるが、「祖国なき沖縄」とよばれたきびしい特殊環境のもとで、戦後復興と祖国復帰と自治権確立のために市民の先頭に立ってたたかう市議会の躍如とした姿をなまなましく反映している。とくにこの時期は、ベトナム戦争の拡大と復帰運動の高揚という激動期であったため、議事録のすみずみに一種の「時代の熱気」がみなぎっており、他府県に例を見ない唯一性のたかい歴史資料といってよい。

これらの議事録の背景をなす那覇市を中心とした沖縄全般の特徴的な動きを以下に概観していく。

Ⅰ　那覇市の誕生とブース宥和政策（1958～60）

(1) 大那覇市の発足

1950年代半ば、沖縄県民は島ぐるみの土地闘争と、それに続く瀬長市長誕生という二本立ての〝怒りの爆発〟でアメリカの軍事優先政策に揺さぶりをかけた。

３年におよんで全島をゆるがした軍用地問題は、58年９月、軍用土地問題米琉合同会議で「琉米共同声明」を発表して妥協的な内容で一件落着となったが、〝忍従の民〟といわれた沖縄県民が島ぐるみの抵抗に立ち上がった姿はアメリカ本国にも大きな衝撃波をおよぼし、従来の沖縄統治政策に見直しの動きが見られた。「四原則貫徹」の目標は運動内部の分裂で挫折

したものの、最大の争点であった軍用地使用料の一括払い案についてはアメリカ側が断念して、58年４月にモーア高等弁務官が「一括払い中止を指令した」と発表した。絶対的強権をにぎる米軍にたいして島ぐるみの団結で真っ向から抵抗した土地闘争の経験は沖縄県民に自信をうえつけ、50年代後半に平和団体や民主団体が続々と結成され、その流れはやがて60年代初頭の祖国復帰協議会の結成に合流していく。

いっぽう那覇市においても、56年12月に誕生した瀬長市政をめぐる問題は最終的にモーア高等弁務官の強権で布令を発し、「市町村議会議員及び市町村長選挙法」と「市町村自治法」を改正して瀬長亀次郎市長を追放して一段落つけたが、那覇市民は後任市長選挙でも民連推薦の兼次佐一候補を当選させて瀬長追放への強い抗議の意思を示し、米国政府も従来の軍事優先一本槍の沖縄政策の見直しを迫られた。

土地闘争と瀬長市政誕生というダブルパンチに動揺した米国政府は、57年６月に大統領行政命令「琉球列島の管理に関する行政命令」による高等弁務官制を発足させて軍事支配の矛盾の緩和をはかっていたが、瀬長追放後はさらに弁務官を更迭して民心の懐柔に努め、「ブース宥和政策」と称される新局面に駒をすすめた。

真和志市の編入合併は57年11月25日の那覇市議会で可決され、12月16日に琉球政府立法院で満場一致で可決、12月17日琉球政府告示をもって人口18万6000人の大那覇市が誕生し、明けて１月５日には真和志合併祝賀式典が盛大に挙行された。

瀬長市長を不信任・追放においこんだ前年11月25日の時点で那覇市議会は東江誠忠を臨時市長に任命していたが、新年１月12日には合併後初の市長選挙が実施された。内外から注目された那覇市長選挙は前市長瀬長亀次郎が議長をつとめる民主主義擁護連絡協議会（民連）から立候補した兼次佐一候補が元群島政府知事の平良辰雄候補を破って当選した。また３週間後（２月２日）には、真和志地区から15人の議員を選出する市議補充選挙でも民連は９人の候補者のうち７人を当選させ〝民連ブーム〟をまきおこした。民主主義のルールを踏みにじった布令政治にたいする市民の暗黙の抵抗の現れであろう。

ちなみに市議会では大那覇市の誕生を機に市の名称を「沖縄市」に改名しようという条例案が上程された。事前の市民アンケートでは支持が過半をしめていたが、いざ議会での審議になると賛否伯仲し、採決の結果は否決となった。

(2) 宥和政策と都計推進

島ぐるみ土地闘争から瀬長市長追放事件をへて民連ブームにいたる沖縄政局の流れは、米国の軍事優先政策に転換をせまる勢いとなっていた。

57年６月５日、アイゼンハワー大統領は「琉球列島の管理に関する行政命令」を発表し、スキャップ指令（50. 12）にかわって、次の４つの柱に要約される新たな沖縄統治の基本方針を示した。

① 米国の沖縄統治の根拠は対日平和条約第3条であること。
② 琉球列島米国民政府の長を琉球列島高等弁務官とする。
③ 言論・集会・請願・宗教ならびに報道の自由の剥奪からの保障をふくむ基本的自由を保障する。

④ 琉球政府の行政主席は高等弁務官が立法府に諮って任命する。

この新方針によって、極東軍司令官が兼任していた琉球列島民政長官および現地駐在官の副長官は廃止され、沖縄統治の権限が高等弁務官に集中的に移管された。初代高等弁務官には前副長官のモーア中将がそのまま昇格して就任したが、瀬長市長の追放で強権をふるったモーア高等弁務官はまもなく更迭され（58. 5）、後任にブース中将が就任した。

ブース高等弁務官の代になると、もはや基地権力の強硬策では沖縄住民の不満を抑えることができず、米軍基地の維持さえ脅かされる情勢になっていた。ブース高等弁務官に与えられた任務の一つは、従来の強硬策を見直して、柔軟な宥和政策によって住民の不満を解消することだった。

58年７月、高等弁務官は「一括払い方式を完全に放棄する」と声明して軍用地問題でまず譲歩の姿勢を示した。

続いて、同年９月、Ｂ円軍票から米ドルへの通貨切換えを実施。同年10月、琉球開発金融公社を設立して住宅資金・産業資金の融資をはじめた。ドル経済への転換は、日本政府からの沖縄経済援助を導入するためのレールづくりでもあった。

経済援助の増額と自治権の一定の拡大がブース宥和政策の二本柱であった。自治権拡大については、「立法院の第１党から行政主席を任命する」という第１党方式と称する案であった。

琉球住民の福祉向上をキャッチフレーズにしたブース宥和政策による経済援助の増額は那覇市の都市計画に拍車をかけた。59年１月、アイゼンハワー大統領は沖縄の無期限保有を宣言するとともに、沖縄関係予算の大幅増額を議会に要請した。同月、米民政府は瀬長市政時代に凍結していた那覇市都市計画事業への補助・融資を再開し、都計費90万ドルを予算計上した。

兼次市長は、アメリカの宥和政策の動きに対応して積極的に米民政府への協力姿勢を見せはじめた。59年６月の市政方針演説では「軍民両政府の補助金増額によりガーブ川の治水工事を政府事業として施行せしめる」と言明した。

那覇の新市街地の中央を流れるガーブ川は人口の集中とともに治水状態が悪化してたびたび氾濫をくりかえしていたが、とくに58年２月５日の豪雨ではガーブ川、安里川が大氾濫をおこして2,700戸の家屋が浸水被害を受け、両川の治水工事は都計事業の中心的課題となり、市議会でもたえず議題にのぼる懸案事項であった。58年３月にはガーブ川の水上店舗対策委員会を設置し、同年６月には米国の日本政府援助導入の方針をうけて「那覇市の戦災復興事業に対する日本政府の援助要請」を決議して代表団を東京へ派遣した。

兼次市長は、ガーブ川改修工事や国場川埋立事業などの都計事業を推進するにあたって日米琉政府からの財政援助を重視し、「市民のための施政を確立する点に施政方針を定め、議会に対しては超党派的立場を堅持する」との協調的姿勢を鮮明にし、支持母体の民連から離れていった。市長の変化を不満とする民連は市議会において兼次市長不信任決議案を提出したが、賛成少数で否決された。（ガーブ川改修工事が日米琉政府の財政援助により総事業費67万ドルで竣工するのは65年３月のことになる）

米国の新政策のもとでドル切替えと財政援助の増額と民生安定策が推進される一方で、基

地沖縄の現実はますますきびしさを増していた。59年４月には沖縄本島にミサイル・ナイキ基地が完成し、11月から発射演習がはじまった。６月30日には石川市宮森小学校に米軍ジェット機が墜落、死者17人、負傷者121人という大惨事となった。12月には、金武村の米軍キャンプで海兵隊員が農婦を誤って射殺するという事件が発生、そのつど抗議集会がもたれた。那覇市議会においても７月１日に、「Ｚ機墜落事故に対する要請」を決議した。

Ⅱ　日米琉新時代と自治権拡大運動（1960～65）

(1) 復帰運動の高揚

60年代前半は沖縄県祖国復帰協議会（復帰協）の結成とアイゼンハワー大統領への復帰請願デモ、そして佐藤首相への抗議集会と請願デモに象徴される〝復帰運動の時代〟として記憶される時期である。

50年代末に土地闘争が妥協的に終息した後は、表面的には政治的停滞状況がみられたが、「集成刑法」反対運動、原水爆禁止大会、ナイキ発射阻止県民大会、復帰促進県民大会などの運動の中から組織的な統一行動の機運がもりあがっていた。そして60年４月28日、対日講和条約が発効し第３条によって沖縄が日本から分離された〝屈辱の日〟を記念して復帰要求県民大会が開催され、これを機に全県民的な統一組織「復帰協」が結成された。

同じ頃、那覇市議会では市民世論の高まりを反映して「沖縄諸島の祖国日本復帰要請」の決議をおこなった。最も早い時期の復帰要請決議であった。

翌61年10月、那覇市議会は米国調査団の来沖にむけて臨時議会を開き、ふたたび「施政権の返還並びに財政援助に関する要請」を決議した。内容は、国連の「植民地主義全廃決議」を引用して米国の沖縄統治の不合理性をするどく衝いたものだった。

翌年２月１日には立法院も同様に「植民地解放宣言」を引用した「施政権返還に関する要請決議」を与野党全員一致で可決した。史上「２・１決議」とよばれるこの決議文は主要な国連加盟国に送付されて国際的にも大きな反響をよび、日米両政府に大きなショックを与えた。

同年６月、たまたま安保闘争の激化で日本訪問を断念したアイゼンハワー大統領が沖縄に立ち寄ることになった。結成されたばかりの復帰協は大統領を歓迎するために準備された沿道に大規模な復帰請願デモを決行して、警官や武装兵と小競り合いになった。大統領が琉球政府ビルに入ったあともデモ隊は政府前広場で激しいデモ行進をくりかえし、結局、大統領一行は日程をくりあげて裏道から立ち去らねばならなかった。

この請願デモで復帰協がかかげた要請項目は、「沖縄を日本に返せ、日の丸掲揚の自由」「渡航制限の撤廃」「施政権者として当然支出すべき国家的経費を負担せよ」というものだったが、これらの要求と運動は国際的にも注目されることになり、アメリカ政府も従来の宥和策だけではもはや琉球住民の要求を押さえつけることが不可能になったことを認識するようになった。

復帰協は毎年４月28日を「屈辱の日」とさだめ、全琉で復帰要求の統一行動を展開した。各市町村を網の目状にむすぶ「４・28復帰行進」をおこない、４・28の最終日には那覇市内の

与儀公園で県民総決起大会を開催するのが恒例となった。60年代後半のピーク時には集会は10数万人の規模となり島ぐるみ運動に発展した。

「２・１決議」は本土はもちろん国際的にも沖縄問題をアピールする有効弾となり、63年２月にはアジア・アフリカ連帯委員会が４・28を「沖縄デー」とさだめ国際的な連帯行動がはじまった。63年の４・28統一行動からは本土においても「沖縄返還国民行進」が組織され、沖縄・本土の代表団が船団を組み27度線で合流し「海上集会」を開催した。以後、「４・28沖縄デー」の統一行動は本土の沖縄返還運動と呼応して行われ、４・28の前夜には辺戸岬と与論島の両側で焚火をたいて交歓をおこない、翌28日に中央集会と海上集会が開催されるのが恒例となった。沖縄県民の祖国復帰運動は総評などが中心となって組織された全国的な沖縄返還運動と結合して日本の国政を揺るがすまでに高揚したのである。

65年からは那覇市も復帰協に加盟することになり、市議会は４・28統一行動にむけて復帰要請決議を行った。

(2) ケネディ新政策とキャラウェイ旋風

62年３月、ケネディ大統領は「沖縄新政策」を発表した。ケネディ新政策の内容は次の４つの柱からなり立っていた。

① 沖縄の核基地は極東の平和の維持に重要であるのでひきつづき維持する。
② 極東の脅威が消滅すれば施政権を日本へ返還する。公的施設での日の丸掲揚を認める。
③ 琉球住民の安寧・福祉・経済開発の増進のために日米協力体制で経済援助を行う。
④ 行政主席の任命は第１党方式からさらに進めて立法院による指名方式にあらためる。

沖縄住民の復帰要求の高まりに統治政策の手直しが迫られ、基地の維持・強化と直接統治という基本路線は堅持しつつ、日本政府の財政援助を積極的に導入していく方針を示したものである。60年６月に改定した新安保条約による同盟関係の強化という状況の変化もふまえて、日本政府の潜在主権を認め、アメリカの独占的な軍事支配の色彩をうすめて、日米共同管理という新しい統治方針に転換したのである。いわゆる「日米琉新時代」の到来であった。

ケネディ新政策は、大田政作主席ひきいる自民党が「日米協調路線による本土との一体化」と評価し、野党は「軍事優先の固定化」と反対して評価は分かれた。

西銘順治那覇市長は「日米琉新時代」を歓迎して、62年施政大綱に「日米琉共同の責任で都市計画を促進、市街地改造計画を年次的に実施する」という方針をうちだし、63年施政方針では「基本的な都市計画事業を中心に、国家的事業として日米琉政府の共同責任において体制を確立することを基本的な行政目標とする」と定めた。日本政府の財政援助の拡大は以後の沖縄の地方行政をささえる重要な柱となったのである。

ところが、アメとムチを使い分けるアメリカの沖縄統治政策は基本的には変化していなかった。日米協調路線と主席指名方式で最も恩恵をうけるはずだった大田主席とその与党である沖縄自民党のまえに思わぬ強敵があらわれた。ほかならぬ、指名方式によって大田主席を再任命したキャラウェイ高等弁務官であった。

第３代高等弁務官キャラウェイ中将はブース高等弁務官の後任として61年２月に着任したが、彼は軍人らしい発想で、沖縄統治の基本に軍事優先政策を明確に位置づけていた。62年

２月の発言でも「極東の緊張が続くかぎり米国は沖縄における現在の地位を維持する。これは62年１月の池田・ケネディ会談で確認されたものである」と明言している。ケネディ新政策の「日米琉新時代」の到来でブース時代よりもさらに進んだ宥和政策がとられだろうとの期待は裏切られた。

キャラウェイ高等弁務官は、「沖縄において自治は神話である」と公言し、沖縄人を無能者ときめつけ、琉球政府の存在を軽視し、立法院が議決した法案につぎつぎ拒否権を発動し、議員選挙に介入して人民党候補者に失格を宣告し、金融界に介入して汚職・不正・背任行為を一斉摘発し、経営者を粛清した。また、軍雇用者の採用にあたっては徹底した思想調査をおこない、反米分子の烙印をおされた者は容赦なく追放された。新政策が、日米協調路線をうちだしたにもかかわらず、逆に、沖縄と本土との政治的･経済的な交流をきびしく規制し、パスポート拒否などの渡航制限はいっそうきびしくなった。世間ではこの専制君主のごとき直接統治を〝キャラウェイ旋風〟とよんでふるえあがった。

そもそも〝キャラウェイ旋風〟の発生源は高等弁務官の権限の強大さにあった。大統領行政命令によって高等弁務官に与えられた権限は専制君主も顔負けの絶大なものであった。①裁判の移送権、②法令の公布･立法の拒否権、③公務員の罷免権、④刑の執行の停止･恩赦、⑤安全保障上必要な場合のすべての権限の行使。

さらに付け加えれば、金融（琉球銀行）・水道・電力・石油事業は米国民政府の独占経営である。これらの事業から得られる利益の一部は「弁務官資金」としてプールされ、親米派政治家にばらまかれる仕組みになっていた。

要するに、高等弁務官のもてる権限をフルに発動すれば一個の専制君主ができあがることをキャラウェイ高等弁務官は実証し、80万沖縄住民は基本的に専制支配のもとで無権利状態におかれている現状を浮き彫りにしたわけである。

キャラウェイ旋風で衝撃をうけた政財界の不満は大田主席の対米追従の政治姿勢にたいする批判となって噴出した。立法院の与党議員のなかにも自治権の危機を訴える声があがった。大田主席の政治責任をめぐって主流派と刷新派にわかれて紛糾が続いていた自民党は64年６月、ついに刷新派の集団離党で分裂した。刷新派は「民政クラブ」を結成して反大田の院内活動を開始した。この政変で西銘那覇市長も自民党を脱党した。

６月26日、那覇・平良・石垣で復帰協主催の「高等弁務官の直接支配に抗議し主席公選を獲得する県民大会」が開かれたが、この集会に脱党したばかりの刷新派立法院議員が参加して連帯のあいさつをのべた。主席公選の世論の高まりが任命主席制の基盤を切り崩した象徴的な場面であった。

親米保守政党の分裂という異常事態は日米両政府を困惑させた。各方面から主席の政治責任を追及する声があがり、大田主席はついに責任をとってキャラウェイ高等弁務官に辞表を提出した。

任命主席の辞任という事態は、自治権拡大運動の飛躍的な前進を示し、新しい政治情勢を切り開く勇気を与えるものだった。マスコミは、「主席公選ムードを盛り上げた最大の功労者はキャラウェイ高等弁務官であった」と皮肉な賛辞を贈ったが、当人も64年８月には更迭され、後任にワトソン中将が就任した。

なお、キャラウェイ高等弁務官の評価をめぐっては那覇市議会においても激しい論戦が交わされた経緯があった。64年３月の第61回定例会にはキャラウェイ高等弁務官に関する議案が２本上程された。１つは、「那覇市名誉市民選定の同意を求める議案」、２つ目は、「キャラウェイ高等弁務官の即時退島と大田任命主席の退陣を要求する決議案」であった。

那覇市名誉市民条例は前年12月に制定されたばかりで、今回が第１回の選定であったが、市当局は当間重剛元那覇市長（元行政主席）とキャラウェイ高等弁務官の両人を抱き合わせて提案してきた。西銘市長はキャラウェイ高等弁務官を選定する理由として「那覇市の復興、特にガーブ川改修工事等、都市計画の基本施設をはじめ、水源の開発、公営住宅の建設、教育諸施設の整備拡充をはかり市民福祉の向上に偉大な功績を残された」と説明し、キャラウェイ時代になって援助金が飛躍的に増加したことを強調した。当間重剛にはとくに異論はでなかったがキャラウェイ高等弁務官については与党のなかからも反対意見がでた。激論の末に採決となったが、当間重剛と抱き合わせ案であったことも影響して賛成多数で原案通り可決された。もう一件のキャラウェイ高等弁務官と大田主席の退陣を要求する決議案は人民党４議員から提案されたもので、アメリカの沖縄統治政策を全面的に批判し両人の責任をきびしく追及する内容であったが、採決の結果、賛成少数で否決された。

Ⅲ　反戦復帰運動と主席公選（1965～69）

(1) ベトナム戦争と佐藤首相来沖

65年１月、佐藤首相が訪米して第１次佐藤・ジョンソン首脳会談がもたれた。琉球政府立法院は首相訪米にむけて沖縄返還に関する対米交渉を要請する決議をおこなったが、日米共同声明では返還問題にはまったくふれないまま、「沖縄の米軍基地が極東の安全のために重要である」と再確認するにとどまった。

佐藤訪米から１ヶ月後の２月７日から米戦略爆撃機が北ベトナムを爆撃した。「北爆開始」でベトナム戦争は泥沼の長期戦にエスカレートし、嘉手納基地から連日のようにB52爆撃機がベトナムめざして発進していった。「沖縄基地がなかったらベトナム戦争はなり立たなかった」と米軍高官に言わしめるほど、沖縄基地は、発進・補給・訓練基地として基地機能をフル回転させた。ベトナム戦争の激化とともに国際的に沖縄基地の存在がクローズアップされ、沖縄問題は国会論議の重要案件に浮上してきた。

ベトナム戦争の激化は沖縄住民の日常生活にさまざまな災いをまき散らした。65年から66年にかけての米軍および米民政府に関わる事件・事故などは新聞報道だけでも次のように頻発している。

65年　１月１日　宜野湾で米兵による日の丸損傷事件。
　　３月10日　演習中の催涙ガスが宜野座中学校の教室に流入。
　　３月23日　恩納村役場前に米軍輸送機から爆弾とトレーラーが落下。
　　４月３日　コザ市で米兵による爆弾投入事件（２戸に被害）。
　　４月７日　本部町の小学校に米軍機から演習用小型爆弾が落下。
　　６月11日　読谷村で投下演習中の米軍機からトレーラーが落下、学童圧死。

6月23日　（慰霊の日）コザ市で米兵による日の丸強奪事件。
7月　　このころからB52爆撃機が嘉手納基地から常時発進。
66年　1月6日　米軍、読谷村の黙認耕作地の農作物撤去を通知。
1月25日　米軍、具志川市昆布の新規土地接収を通知。
3月30日　米軍、嘉手納村の黙認耕作地の農作物撤去を通知。
5月19日　米軍空中給油機、嘉手納基地付近で墜落（8度目の惨事）。
6月16日　高等弁務官、友利裁判、サンマ裁判を軍裁判所へ移送命令。

以上のわずかな期間の事件一覧表でも、ベトナムの戦場とつながった「基地沖縄」では米軍の演習と事故が激増し、ベトナム行きの米兵たちの犯罪が頻発し、基地拡張と新規土地接収がはじまったことがうかがえる。

右の事件のうち、読谷のトレーラー落下学童圧死事件と高等弁務官による裁判移送命令にたいしては抗議決議を行っている。

ベトナム戦争下の緊張した「基地の島」に、戦後初めて沖縄の地を踏む総理大臣として佐藤栄作首相が来沖することになった。

65年8月19日、ワトソン高等弁務官に出迎えられて那覇空港に降り立った佐藤首相は、「沖縄の祖国復帰が実現しないかぎり、わが国にとって戦後は終ってないことをよく承知しています」と第一声を発した。戦後はじめて沖縄を訪問した日本国首相を迎えた現地の反応は「歓迎」と「抗議」に分かれた。琉球政府は歓迎式典を催して首相にさまざまな陳情・要請を行った。

西銘那覇市長は要請事項として「都市機能増進のための環境衛生施設、安謝築港計画などの援助」を陳情した。

夜になると昼間の歓迎ムードが一変して首相訪沖抗議集会と復帰要請デモが市内をかけめぐった。復帰協は、「アメリカの沖縄統治を容認し、責任ある施策を示さぬ態度に抗議すると共に、総理を迎える会に参加せず独自行動をとる」ことを決定して、同日夜、約5万人を集めて祖国復帰要求県民総決起大会を開催した。大会参加者は首相の宿泊まで復帰要請のデモ行進をおこない深夜まで座り込んだためにホテル前の軍用道路1号線は一晩中遮断され、首相は基地内の迎賓館で一夜を明かすという事態となった。

北爆開始と佐藤首相訪沖を節目として、復帰運動は新たな段階へ急進展していく。沖縄現地の復帰運動と本土の沖縄返還運動が連帯し、沖縄問題と安保問題が統一的にとらえられ、ベトナム反戦運動と沖縄返還運動が結合し、沖縄問題は日本の最大の政治課題となって国民世論を動かした。

運動の発展と拡大とともに復帰運動は初期の素朴ナショナリズムを脱皮して、反戦平和の理念と結びついた革新的な性格をおびてきた。これらの運動の流れがやがて革新共闘会議を中心とする教公二法闘争と自治権拡大闘争をへて初の主席公選へとつながっていく。

(2) 教公二法闘争

大田主席の辞表提出とキャラウェイ高等弁務官の更迭のあとを受けて、後任のワトソン高等弁務官は後任主席の選任に着手したが、主席公選・自治権拡大の世論が高まっているなかで、指名方式で立法院に指名をさせるには保守勢力を一本化しなければならず、高等弁務官は政界工作に乗り出したものの、候補者の選定は難航した。

いっぽう復帰協の側では、62年12月の主席指名拒否闘争の経験をふまえて、64年4月以来3回の県民大会を開いて署名運動や要請運動を展開して主席指名阻止の世論をもりあげてきたが、いよいよ主席指名の臨時議会をひかえて主席指名阻止闘争本部（本部長・喜屋武復帰協会長）を設置し、実力闘争であくまで阻止することを決定した。

10月29日に主席指名のための臨時議会が招集された。立法院では3日間にわたって5,000人規模のデモ隊と5～700人規模の機動隊が衝突をくりかえされ、数十人の負傷者と数十人の逮捕者をだすという未曾有の混乱につつまれた。最終的に、本会議場に突入した阻止団を機動隊が実力で排除してわずか12分で主席指名のセレモニーは幕を閉じた。大混乱のなかで第4代行政主席に任命された松岡政保は就任式で「われわれ住民は経済の伸長、自治の拡大、祖国復帰という3つの大きな政治課題をもっている」と述べ、「私は最後の任命主席でありたい」と宣言した。

66年3月、またも大統領行政命令が改正されて行政主席は立法院議員による選挙で選出されることになり、松岡政保がふたたび行政主席に選ばれたが、情勢の流れはもはやこの程度の手直しで収まるはずはなく、内外の世論は主席公選の一点にむかって急速に高まりつつあった。

66年から67年にかけて、自治権拡大運動に重要なインパクトを与える大衆闘争があいついだ。裁判移送撤回闘争と教公二法闘争である。

裁判移送問題は、琉球政府裁判所で審理されていたサンマ課税事件と友利議員資格剥奪事件の2件の裁判を、ワトソン高等弁務官は布告・布令の解釈にかかわる事件であるという理由をもって米国民政府裁判所へ移送するように命令したことにはじまった。三権分立の一角をなす司法権の府であり、人権擁護の砦ともいうべき上訴裁判所が、高等弁務官の一片の書簡でもって裁判権を放棄させられたことは、県民世論の強い要求である自治権拡大の方向に真っ向から逆行するものである。立法院はただちに「裁判移送命令の撤回要請」を全会一致で決議、市町村議会も次々と抗議決議をおこなった。那覇市議会では6月21日に「選挙訴訟裁判及びサンマ課税裁判の民政府裁判所への移送命令に抗議し、その撤回を要求する決議」をおこなった。

結局、友利・サンマ裁判は米国民政府で審理されることになったが、裁判の結果は、民裁判所に布令審査権を認め、友利側に勝訴の判決をくだした。さらに裁判移送事件をきっかけに琉球政府は裁判制度の民立法化にとりかかり、67年12月、民立法の裁判所法を公布した。裁判移送そのものを撤回させることはできなかったが、司法権の確立という目標に一歩進んだことであり、また、撤回闘争に結集された県民パワーは翌67年の教公二法闘争へと引き継がれて戦後最大の大衆闘争へと発展していく。

67年は年明け早々から教公二法をめぐる問題で緊張した空気につつまれた。沖縄教職員会は1月を教公二法阻止行動月間に設定し、非常事態宣言を発して地域へのオルグ活動を展開した。

教公二法は地方教育区公務員法と教育公務員特例法の二法案のことで、小中学校教職員の

身分を本土並みに保障する法律であるが、法案中には政治活動の制限や争議行為の禁止、勤務評定などの権利制限条項がふくまれている。戦後一貫して復帰運動や自治権拡大闘争などの大衆運動をリードし、復帰協や革新共闘などの中核部隊として大衆闘争の先頭にたってたたかってきた教職員会にとって教公二法で権利を制限されることは組織の死活問題であった。民主党も党運をかけて立法促進の構えをかため、無所属議員の引き抜きなどの非常手段を用いて対抗した。革新側は議席数の劣勢を補強すべく、県内の労組や民主団体などを総結集して「教公二法阻止県民共闘会議」を結成して不退転の構えを固めた。教公二法闘争は、教職員の権利闘争の域をこえて、保革の政治決戦の様相をおびてきた。

ちなみに那覇市議会においても教公二法をめぐっては与野党がするどく対立し激しい論戦がたたかわされたが、採決の結果、「教公二法早期立法に関する要請決議」を採決の結果賛成多数で可決した。市長及び市当局も早期立法促進の立場であり、２月24日の立法院本会議で審議阻止デモ隊の鎮圧のために協力の要請を受けて市消防署の消防車を出動させている。

二月議会は戦後最大の対決法案をめぐって緊迫した空気のなかで開会された。

共闘会議の激しい抵抗で議会は空転状態が続いたが、２月24日が決戦の日になった。教職員会は十割年休戦術を行使して前夜から立法院前に座り込みをはじめた。警官隊約1,000人にたいして阻止団は約２万人を動員していた。各所で警官隊と阻止団の衝突がくりかえされ、ついには阻止団が警官をごぼう抜きにするという珍現象が起こり、警備線は突破された。阻止団が議場に乱入すれば流血の惨事になりかねないと判断した長嶺議長はやむなく本会議の中止を決断した。民主党側は24日の本会議で一気に決着をつける作戦だったが、強行採決は断念せざるをえなかった。与野党の協議で法案はしばらく棚上げされることになり、結局、教公二法は廃案においこまれた。

(3) 主席公選

教公二法闘争がこれほどの激烈な政治決戦となった背景には、主席公選がすでにさけて通れないような情勢の変化があった。

那覇市議会においても、67年11月に臨時議会を開いて「沖縄の祖国復帰に関し、強力な対米折衝を要請する決議」を日琉政府へ送付したが、同年12月の定例会では「主席公選の早期実現に関する要請決議」を高等弁務官に渡した。

66年11月に就任したアンガー高等弁務官（第５代）は就任早々から主席公選に関する情報収集をおこなっていた。松岡主席も最後の任命主席になりたい、と公言していたから保守陣営でも主席公選には反対できなかった。主席公選となった場合、保守陣営にとってもっとも懸念されるのが沖縄教職員会の組織力と影響力だった。50年代初頭から屋良朝苗の指導のもとに米軍の弾圧とたたかいながら一貫して復帰運動を展開し、現在では「核基地撤去」「安保廃棄」「即時無条件全面返還」のスローガンをかかげて革新共闘会議の中核部隊となっている教職員会は保守陣営にとっては最強の政敵であった。教職員会の政治活動を封じ込めないかぎり主席公選は勝ち目がないという判断があった。教職員の政治活動の制限をめぐってたたかわれた教公二法闘争は、いわば来るべき主席公選の前哨戦だったともいえる。

68年２月11日、アンガー高等弁務官は、立法院本会議の開会式のメッセージで、「大統領行政命令を改正して、来る11月の第８回立法院選挙と同時に主席公選を実施する」と発表した。自治権拡大を求める県民の長年の悲願が実現した瞬間であった。

高等弁務官の発表は唐突にとびだしたものではなかった。もともとアンガー高等弁務官にとって最大の課題は復帰問題であったが、復帰への道筋をつけるまえに主席公選はさけて通れない一里塚であった。64年10月の主席指名阻止闘争と65年８月の佐藤首相来沖闘争と67年の教公二法闘争によって情勢は大きく動いていた。立場や党派をこえて主席公選を訴える現地の切実な声は日米両政府の高官たちに響いてきた。これ以上県民世論を押さえつけることは日米関係にも好ましいことではなく、ベトナム戦争の拡大やＢ52の常駐で沖縄基地が国際的にも注目のまとになっているとき、主席公選はむしろ基地安定化の鎮静剤として有効であろうという政治判断がはたらいていた。国際的にベトナム反戦運動が高揚するなかで沖縄問題は日米両政府にとってアキレス腱にもなりかねない存在となっていた。

67年11月、第２次佐藤・ジョンソン日米首脳会談が開かれて、①沖縄返還の継続的討議、②沖縄と本土の一体化のための日米琉諮問委員会の設置、③小笠原諸島の返還、を骨子とする共同声明が発表された。主席公選は一体化政策のうえからも避けてとおれないハードルだったのである。

アンガー高等弁務官は、本土一体化政策を円滑にすすめていくうえで本土政権党と直結した保守系公選主席を誕生させなければならないと考えた。革新陣営からは復帰運動の指導者として県民から信頼のあつい屋良朝苗が出馬することが予想されたので、彼と対抗できる保守系のエースとして西銘順治那覇市長に白羽の矢を立てた。西銘擁立をきめた民主党は本土の自民党とのパイプを太くするために沖縄自民党と改称して万全の布陣をととのえた。対する革新陣営は「明るい沖縄をつくる会・革新共闘会議」を結成して屋良候補を立てた。

西銘市長が主席公選に出馬することになったので、後任の那覇市長選挙も同時におこなわれることになり、11月選挙は行政主席、立法院議員、那覇市長の三大選挙になった。

選挙戦の争点は復帰問題と基地問題にしぼられた。革新側が三大選挙の統一綱領として「平和条約第３条撤廃、核基地の撤去、安保条約反対、即時・無条件・全面返還」をかかげたのに対し、本土政府や自民党、米国民政府の後押しを受けた保守陣営は「本土との一体化」をかかげて「革新共闘が勝つと復帰がおくれる」と反論した。アンガー高等弁務官も「基地が縮小、撤廃された場合、沖縄はたちどころに昔のイモとキビとハダシの経済に帰るだろう」と革新側の基地撤去論を牽制した。

三大選挙は天下分け目の政治決戦となったが、沖縄県民は、自由と平和と日本国民としての権利、すなわち日本国憲法のもとへの復帰を選択し、三大選挙は革新共闘の勝利に帰した。那覇市長には平良良松が当選し、革新市政が誕生した。

県民の圧倒的な支持をうけて屋良革新主席が誕生したことは、４半世紀におよぶ異民族支配、軍事的植民地支配の苦い体験から県民がかちとった自治権確立の大きな勝利を内外に宣言するものだった。

Ⅳ　沖縄返還協定と復帰対策（1969～72）

(1) 沖縄返還協定

県民多数の衆望をになってはなばなしく発足した屋良革新県政であったが、その船出は基地沖縄の現実を象徴するような惨憺たる荒海への出航となった。

主席公選直後の68年11月19日未明、嘉手納基地を発進しようとしたB52爆撃機が離陸に失敗して墜落・爆発、ベトナム戦争景気で毎晩ドルの雨が降るといわれた基地の街の住民をふるえあがらせた。嘉手納基地には68年２月以来B52が常駐しベトナムへの渡洋爆撃を続けており、立法院や市町村議会の撤去決議や県民大会の抗議決議が相次いでいた。那覇市議会でも３月９日に米軍当局と高等弁務官あてに「B52核戦略爆撃機の基地化に反対し、その即時撤去と一切の戦争行為の即時取り止めを要求する決議」を全会一致で可決していた。

これらの県民の抗議を無視して常駐し続けていただけに、爆発事故をきっかけに県民の怒りが燃え上がった。ただちに「生命をまもる県民共闘会議」が結成されたが、これには152団体が加盟した。各地域、職場で集会がもたれ抗議決議が行われ、高校生までが胸にリボンをつけて抗議の意思を表明した。島ぐるみの統一行動のなかで、全軍労に結集する基地労働者の動向が注目をあびた。共闘会議では２・４ゼネストを計画していたが、実現すればベトナム作戦でフル回転している沖縄基地の機能が麻痺し、ベトナム戦争の行方にも深刻な影響を与え、米軍の沖縄支配が根底から崩されるおそれさえあった。米国民政府はスト権禁止令を公布して切り崩しにかかるし、日米安保体制の堅持を至上命令とする日本政府もゼネストを回避するように屋良主席に圧力をかけてきた。屋良主席は苦悩のすえに県民共闘会議を説得してゼネストを中止させたが、69年２月４日の統一行動には５万人が参加し、全軍労をはじめとするデモ隊は武装兵の銃剣のまえで嘉手納基地を包囲し、軍用道路１号線、３号線はデモ隊に占拠された。

同年４月28日の沖縄デーの県民総決起大会には17万人が参加し、復帰協は「安保廃棄」と「基地撤去」を明確に宣言した。本土でも70年安保改定をひかえて、沖縄返還要求中央集会が開催され、約10万人が参加して最大規模の盛り上がりをみせた。

このような沖縄・本土を網羅した沖縄返還運動の高揚をまえにして、日米両政府は危機感をつのらせた。ベトナム戦争の策源地である沖縄基地を安定的に維持し、70年安保闘争をのりきるためには、もはや沖縄の返還しかないというのが日米の共通認識になってきた。

67年の日米共同声明にもとづいて沖縄返還に関する日米交渉は急ピッチで進められていたが、交渉のなかで日本側は次のような提案をおこなった。

① 70年安保改定がせまっているので、69年以内には72年返還を決定すること。
② 日米安保条約を沖縄にも全面的に適用するかわりに、条約で義務づけられた事前協議制を弾力的に運用すること。
③ 基地を整理・統合すること。
④ 沖縄基地から派生する諸問題の処理のために日米合同の協議機関を設置すること。

アメリカ側にとっても沖縄返還は次のような効果が期待できた。

① 沖縄返還が遅れると、70年安保闘争が暴動化して米軍は日本からの全面撤退に追い込まれるおそれがある。
② 施政権を返還されても沖縄基地の機能は維持される。
③ 基地機能の維持を日本政府に肩代わりさせれば経済的にも有利になる。
④ 施政権の返還によって国際法上問題になっていた沖縄の法的地位の問題が解消する。

しかし日米交渉で合意をみた返還協定の内容は沖縄県民が容認できるものではなかった。「核も基地もない平和な沖縄を返せ」と叫びつづけてきた沖縄県民にとって、米軍基地の存続を認めた返還協定は許しがたい裏切りであった。日本政府にたいする県民の抗議行動は、首相訪米をひかえた10・21国際反戦デーを起点にはじまり、翌72年５月15日の復帰の日まで波状的にくりかえされた。

国際反戦デーには、「ベトナム戦争反対・安保条約破棄・佐藤訪米抗議」を統一スローガンにして全国750ヵ所で集会とデモ行進がくりひろげられ490の労働組合がストライキを決行した。全参加者は86万以上と発表された。沖縄の米軍基地はデモ隊に完全包囲されて数時間にわたって活動を停止した。

復帰協では、11月５日から、日米首脳会談に抗議する全県網の目行進を開始し、11月13日の首脳会談に抗議する全国統一行動で最高潮に達した。抗議ストと総決起大会は最大規模になった。統一行動への参加者は、本土で370万人、沖縄で５万5000人と発表された。

しかし、結局、沖縄県民の平和への悲願は通らなかった。以上のように沖縄返還に関して日米両政府の利害は基本的に一致したのである。

69年11月22日、佐藤・ニクソン首脳会談で72年沖縄返還は合意をみた。共同声明では「核ぬき、本土並み、72年返還」と宣言したが、それは表向きのことで、その後暴露された数々の密約で沖縄の核基地はアメリカの要求通りほぼ現状のまま存続し、復帰後の沖縄県民に大きな重荷を負わせることになった。

70年１月、全軍労は軍雇用員の大量解雇に反対して48時間ストを決行した。全軍労ストは翌年２月にもくりかえされる。

70年12月、「コザ反米暴動」が起こった。ベトナム戦争と直結した基地の街コザ市では、ベトナム帰休兵などが特飲街にあふれて異常なベトナム・ブームをかもしていたが戦場ですさんだ米兵たちの暴力沙汰や犯罪行為がたえなかった。米兵車両の交通事故の不公平な処理がひきがねになって、日ごろ鬱積した付近住民の怒りが自然発生的に爆発したのが騒動のはじまりだった。騒動は深夜から夜明けにおよび、数千人の一般市民が米人車両をねらいうちにして80数台を焼き討ちにした。

71年５月19日、「沖縄返還協定粉砕」をスローガンにかかげた24時間ゼネストで〝沖縄処分〟に抵抗した。

同年６月17日、沖縄返還協定、日米で同時に調印。沖縄現地では「県民不在の返還協定に抗議する県民総決起大会」が開かれた。

同年10月、返還協定を批准する「沖縄国会」が開会された。11月10日のゼネストをはじめ、国会内外で激動が続く。

72年５月の「世替わり」の日をひかえて、毒ガス移送問題、自衛隊配備問題、通貨切り替え、軍用地契約拒否、教育委員の任命制反対、物価問題、公務員の身分問題、等々問題山積

のなかで沖縄は未曾有の激動が続いていた。

(2) 復帰対策

この時期、平良革新市政の発足と沖縄返還協定という二重の〝世替り〟の波にあらわれた那覇市議会でもあわただしい動きが続いた。

69年６月９日、第113回定例会で平良市長が施政方針を発表する。「沖縄の即時無条件返還の要求・B52の撤去・那覇軍港への原潜寄港反対・お役所仕事を改善し市民に奉仕する市政」を表明する。

同年８月７日、第114回臨時会で「毒ガス、細菌及び放射能兵器の即時撤去を要求する決議」を全会一致で可決。

同年９月25日、「与儀ガソリンタンク用地等軍使用土地の開放に関する要請決議」を可決。

70年１月21日、第118回臨時会で「軍雇用者大量解雇の撤回に関する要請決議」を賛成多数で可決。

同年６月11日、第121回定例会で「毒ガス兵器の即時全面撤去を要請する決議」と「米軍人による女子高校生刺傷事件に対する抗議決議」の両議案を全会一致で可決。

同年12月21日、「コザ市〝騒動〟事件に対する抗議決議」を全会一致で可決。

71年９月24日、「ドル危機に関する要請決議」を可決。

同年10月22日、「『沖縄返還協定』に関する決議」を全会一致で可決。

決議案の審議では、那覇市議会が過去12回にわたり「施政権返還要請」の決議を行い、11回にわたり「軍用地問題の解決」について要請決議をおこなってきたにもかかわらず、返還協定ではこれらの要請が完全には受け入れられておらず不満の意を表明せざるをえない、との意見表明がなされて全文次の原案を全会一致で可決したものである。

「日米共同声明を基調として結ばれた沖縄返還協定の批准および関連諸法案立法のための臨時国会が沖縄県民注視の中で開かれている。那覇市議会は施政権返還に関する要請を過去幾度か行ってきたが、今国会において批准および審議されようとしている諸法案については県民の正しい意思が反映されず、大きな不満を表明するものである。よって那覇市議会は政府ならびに国会が完全復帰実現のため、返還協定および関連諸法案の審議にあたり、県民意思を正しく反映する措置を講ずるよう強く要請する」

同年12月27日、第135回定例会において「円切り上げに関する要請決議」を全会一致で可決。１ドル対360円レートによる通貨切り替えと一切の損失を補償するよう日米両政府に要請した。

(3) 祖国復帰

1972年５月15日、運命の復帰の日がきた。沖縄県民が27年にわたって叫び続けてきた「祖国復帰」が実現したわけだが、県民の表情は複雑だった。「核基地つき返還」に怒りをあらわにする者、通貨切り替えと物価高騰で生活不安を訴える者、本土一体化によって沖縄県民がたたかいの中から積み上げてきた民主的諸権利がホゴにされることに対する不満等々、要するに「平和憲法への復帰でなく、安保条約への復帰」という結果に「新たな屈辱の沖縄処分」が歴史の１ページに記されたという思いがあった。

しかし、返還協定の内容や日米両政府の復帰措置にたいしては多くの不満をいだきながらも、沖縄県民が日本国民としての権利の回復することは歴史の必然として前向きに受け止めなければならなかった。復帰そのものに反対するというのではなく「日本国憲法の下への完全な復帰」でないことに対する不満が県民の表情を暗くしていたのである。

この日、那覇市民会館では「新沖縄県発足式典」が県主催で挙行されたが、隣の与儀公園では復帰協主催の「沖縄の即時無条件全面返還要求国民大会」が開催された。「国民大会」は事実上の「復帰抗議県民大会」であった。

那覇市では平良市長が復帰初年度の施政方針を発表して、「反戦平和、自治が確立された憲法都市の建設」に決意を表明した。

市議会は４月18日に第140回臨時議会を招集して新年度予算など復帰にともなう諸議案の処理を行い、５月30日をもってアメリカ統治時代の市議会の歴史の幕を閉じたが、５月15日の復帰の日には、市教育委員長、教育長の選任同意案件、市議会事務局設置条例の制定案を可決した後、次のような「祖国復帰宣言」を決議した。

祖国復帰宣言

人類の歴史にその比類を見ない戦争の惨禍を受けた沖縄は、祖国日本から分断された実に27年の長期にわたりアメリカの軍事支配下におかれた。

その間、人権は無視され差別と犠牲を強いられながらも平和を希求し、祖国への道を求めて多くの闘いを展開して来た。

その闘いは人権の回復、自治権の確立、土地闘争等県民大衆の心情の発露であった。

このような沖縄の闘いは、遂に祖国日本の国民世論となり、全世界の反響を呼ぶまでに至った。

この結果、日米両政府の沖縄返還取り決めとなり昭和47年５月15日の今日我々は祖国復帰を迎えた。然しながら、返還の内容は必ずしも満足すべきものではなく、県民大衆の中に多くの不満をかもし出していることは誠に遺憾である。

那覇市議会は、この県民の心を率直に訴え、日本国憲法の下で民主主義の基本理念を活かし、市民の福祉増進を図ることを約し、戦争のない平和な文化都市づくりのため、市民と共に力強く邁進することを宣言する。

昭和47年５月15日

那覇市議会

（**那覇市議会史第５巻小委員会委員**）

1　開催議会一覧

★印は本巻収録議会

1958年（昭和33年）

2月★第22回臨時会［埋立、河川］
3月★第23回定例会［埋立、区画整理、援助］
6月★第24回定例会［区画整理、財産処分、援助、環境･衛生、埋立、都市計画、河川］
8月　第25回臨時会
9月★第26回定例会［市長不信任・議会、援助］
12月★第27回定例会［水道］

1959年（昭和34年）

1月★第28回臨時会［軍用地］
1月★第29回臨時会［復金融資］
3月★第30回定例会［市名称変更、文化、庁舎建設］
5月★第31回臨時会［議会］
6月★第32回定例会［教育、法令要請、水道、埋立、公営住宅、環境・衛生、軍用地、河川］
9月★第33回定例会［埋立、軍用地、河川、法令要請］
12月★第34回定例会［姉妹都市］

1960年（昭和35年）

2月　第35回臨時会
3月★第36回定例会［姉妹都市］
4月　第37回臨時会
6月★第38回定例会［区画整理、水道、環境・衛生、都市計画、軍用地、公営住宅］
9月★第39回定例会［文化］
11月　第40回臨時会
12月★第41回定例会［公営住宅、河川、水道］

1961年（昭和36年）

1月　第42回臨時会
3月★第43回定例会［河川、軍用地、財政、水道］
6月★第44回定例会［水道、河川］
8月　第45回臨時会
9月　第46回定例会
10月★第47回臨時会［米国調査団、施政権返還］
12月　第48回定例会

1962年（昭和37年）

1月　第49回臨時会
2月　第50回臨時会
3月★第51回定例会［水道、都市計画、区画整理］
6月★第52回定例会［埋立、水道、庁舎建設］
9月★第53回定例会［援助、公営住宅、水道］
10月★第54回臨時会［公営住宅］
12月★第55回定例会［議会］

1963年（昭和38年）

3月★第56回定例会［米軍事故、財政］
6月★第57回定例会［庁舎建設、公営住宅］
7月　第58回臨時会
9月★第59回定例会［都市計画］
12月★第60回定例会［名誉市民］

1964年（昭和39年）

3月★第61回定例会［名誉市民、埋立、港湾、国政参加、市外バス路線変更、高等弁務官退島・主席退陣要求］
4月★第62回臨時会［祖国復帰］
5月　第63回臨時会
6月★第64回定例会［年金、市外バス路線変更、国政参加、渡航制限］
8月　第65回臨時会
9月★第66回定例会［埋立］
12月★第67回定例会［埋立］

1965年（昭和40年）

1月　第68回臨時会
2月　第69回臨時会
3月★第70回定例会［公営住宅、埋立、公設市場］
4月　第71回臨時会
5月　第72回臨時会
6月★第73回定例会［教育、都市計画、埋立、国民体育大会、公設市場］
6月　第74回臨時会
8月　第75回臨時会
9月★第76回定例会［主席公選、埋立］
12月★第77回定例会［埋立］

1966年（昭和41年）

1月　第78回臨時会

2月　第79回臨時会
3月★第80回定例会［区画整理、刑務所移転］
4月　第81回臨時会
5月　第82回臨時会
6月★第83回定例会［公営住宅、公設市場］
7月★第84回臨時会［区画整理、暴力追放］
8月★第85回臨時会［環境・衛生、公設市場］
9月★第86回定例会［公営住宅、都市計画］
11月★第87回臨時会［環境・衛生］
12月★第88回定例会［埋立］

1967年（昭和42年）

2月★第89回臨時会［法令要請］
3月　第90回定例会
4月　第91回臨時会
5月　第92回臨時会
6月★第93回定例会［環境・衛生、埋立、軍用地、水道］
7月　第94回臨時会
9月★第95回定例会［発電所］
10月　第96回臨時会
11月　第97回臨時会
12月　第98回定例会

1968年（昭和43年）

2月　第99回臨時会
3月　第100回定例会
4月★第101回臨時会［環境・衛生］
5月　第102回臨時会
6月★第103回定例会［教育、区画整理］
7月　第104回臨時会
9月　第105回定例会
10月　第106回臨時会
12月　第107回定例会

1969年（昭和44年）

1月★第108回臨時会［港湾］
3月★第109回定例会［姉妹都市］
4月★第110回臨時会［施政権返還］
5月　第111回臨時会
6月★第112回臨時会［埋立］

6 月★第113回定例会［埋立］
8 月　第114回臨時会
9 月★第115回定例会［公設市場、軍用地、都市計画］
10月★第116回臨時会［公設市場］
12月　第117回定例会

1970年（昭和45年）

1 月★第118回臨時会［基地］
3 月★第119回定例会［区画整理、港湾］
4 月★第120回臨時会［公設市場］
6 月★第121回定例会［公設市場、基地、区画整理］
7 月　第122回臨時会
9 月　第123回定例会
11月★第124回臨時会［公設市場］
11月★第125回臨時会［公設市場］
12月★第126回定例会［公設市場］

1971年（昭和46年）

2 月　第127回臨時会
3 月★第128回定例会［都市計画］
6 月　第129回定例会
7 月★第130回臨時会［水道］
7 月　第131回臨時会
9 月　第132回定例会
10月★第133回臨時会［施政権返還］
11月　第134回臨時会
12月★第135回定例会［公害、埋立、海洋博覧会］

1972年（昭和47年）

2 月　第136回臨時会
2 月　第137回臨時会
3 月　第138回臨時会
3 月★第138回定例会［環境・衛生、区画整理］
4 月★第140回臨時会［基地、埋立、祖国復帰、通貨］

2　収録会議録

1　1958年(昭和33年) 2 月　第22回臨時会[埋立、河川]

2 月24日午前11時10分　開会

○議長(高良一君)　御挨拶申し上げます。今度の那覇市、真和志市の合併に依りまして新しく那覇市議会は45名という議会構成の下に本日その初議会が開会される次第であります。両市の合併に依り那覇市の人口も18万を擁し九州地区内に於ける73都市中の第 9 位に那覇市がその位置を占める訳であります。特に福岡市が九州地区に於いて第 1 位を占めている訳でありますが、福岡市は我が那覇市とはその性格を異にしており那覇市の如きは国際都市としての重要な役割を帯びている次第であります。従いまして我々45名は更により良き国際都市の建設に邁進すると共に議会運営に於いて議員各位の今後の御協力をお願い申し上げる次第で御座います。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　開会致します。本日の出席43名、欠席 1 名でありまして議会は成立しております。是より第22回那覇市議会臨時会を開会直ちに会議を開きます。

○議長(高良一君)　諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の議事日程は印刷の上お手許に配付致しておきましたから、それにより報告に替えます。

議事日程第 1 号
〔第 1 ～第 6 、第 9 、第10　略〕
第 7　今期議会の会議録署名人選挙
第 8　今期議会の会期を定めることについて
第11　公有水面埋立免許申請について（市長提出諮問第 6 号）

本日の会議に付した事件
〔第 1 ～第 6 、第 9 、第10、第12、第13　略〕
第 7　今期議会の会議録署名人選挙
第 8　今期議会の会期を定めることについて
第11　公有水面埋立免許申請について（市長提出諮問第 6 号）

○議長(高良一君)　只今から議事に入る訳でありますが、その前に市長の挨拶が御座居ますから御静聴願います。

○市長(兼次佐一君)　那覇市、真和志市両市多年の懸案であり、沖縄全県民の要望でありました両市の合併が先般実現致しているので御座居ますが、それに伴う市会議員補充選挙に依る15名の議員が補充され茲に定員45名の大那覇市会が成立致しました事は御同慶の至りで御座居ます。合併後最初に開会されました今議会に於きまして招集の理由と議案の御説明を申し上げる機会を得ました事を誠に光栄と致す所で御座居ます。本日茲に臨時議会を招集致しましたのは、去る 2 月 7 日の豪雨に際してガーブー川一帯が浸水し、その被害額は数千万円に及ぶものと見られておりますので、是に対する応急措置としての事業を施行するに当っての予算更正の御審議をお願いする訳で御座居ます。

議員各位には立法院議員選挙も愈々本日から開始され何かにつけて御多忙中とは思いましたが、来月

の定例議会もあるのでは御座居ますが、問題が緊急を要する上から敢えて招集致しました所多数御参集下されました事を厚く御礼申し上げる次第で御座居ます。

議案はガーブー川が準用河川に認定され政府に於いて実施して貰う事、特定地域を指定して緊急浚渫すべき予算の81万6,000円と安里川上流の応急措置としての20万4,000円並びに金城、寒川間の道路地辷りに対する道路工事及び会議室の防音装置、道路修繕等の原材料費、機械並びに役所職員の退職給与金及び年次有給休暇買上げ等の更正となっております。以上の更正に対しましてその財源を港湾施設使用料、通過料に求め、その金額が126万円、更に合併促進法に基づく那覇、真和志の合併補助金30万円を充用している次第で御座居ます。以上が予算の内容で御座居ます。尚詳細に亘っては各部課長に御説明致させる事にしますが、以上申し上げました趣旨で本臨時議会を招集した次第で御座居ますれば、市民の不安を出来る限り少くし、市民の上に及ぼす被害を可能な限りに於いて防止する為に慎重なる御審議をお願いし、是が早急に実施出来る様に御配慮下さる様御願い申し上げます。(拍手)

○議長(高良一君)　では只今から議事に入ります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第７、会議録署名人の選挙に就いてお諮り致します。本件に就きましては従来那覇市議会の慣例ともなっておりますので議長の指名に一任して頂きたいと思いますが、左様取り計らう事に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認め左様決定致しまして議長から指名致します。１番議員久場景善君、45番議員普久原朝光君、以上の御二人に会議録署名人をお願い致します。

○議長(高良一君)　次日程第８、今期議会の会期を定めることについてを議題と致しお諮り致します。御参考迄に事務局の計画案を申し上げますと、４日案と５日案が計画されております。

先ず４日案について申し上げますと本日24日は議席の決定、常任委員会委員の選出、議案上程、説明聴取、25日本会議開催、議案上程、質疑、委員会付託、26日委員会開催、付託事件の審査、27日本会議開催、議案上程、委員会審査報告、討論、表決となっており、本会議３日、委員会１日で合計４日間の案と、それから５日案を申し上げますと、24日本会議開催議席の決定、常任委員会委員の選出、議案上程、説明聴取、25日本会議開催、議案上程、質疑、委員会付託、26日委員会開催、付託事件の審査、27日委員会開催、付託事件の審査、28日本会議開催、議案上程、委員会審査報告、討論、表決となっており、本会議３日、委員会２日、合計５日間案の２案があります。

以上の通りとなっておりますので各位の御意見を御願い致します。

○高良清二君　本員は５日案に賛成致します。理由は本日24日と25日は本会議、次の26日、27日の２日間で委員会を開催して頂きたいと思います。若し審査がスムースに運営出来ますならば事務局の事務処理という点も勘案致しまして１日の余裕を取って頂けば事務処理の手続きも容易となるし、更に本臨時議会を招集した最大の要因である水害対策問題に就いて１日の委員会で結論が出るとは思いませんし、慎重審議を為す意味に於いて５日案に賛成します。

○大山盛幸君　只今の御意見に賛成するものであります。と申しますのは、今回の水害対策問題は非常に重大であると同時に斯ういう重要な問題を１日の委員会で処理出来るかどうか不安に思います。又26日は沖縄の慣例に依り行事もありますので、どうしても２日間の委員会を持つという意味に於いて５日案に賛成致します。

(「賛成」「進行」と呼ぶ者あり)

○新垣松助君　本員も23番議員（高良清二君）の御意見に賛成するものであります。理由は今回の水害に伴うガーブー川、安里川の被害に対しては現地調査を徹底的に行わなければ結論が出ないし、従って委員会も２日間は必要であります。依って本員も５日案に賛成致します。

○議長(高良一君)　それでは５日案についての賛成者が多数の様でございますのでお諮り致します。本日24日は議案上程、説明聴取、25日議案上程、質疑、委員会付託、26日、27日付託事件の審査、つまり水害対策に関する委員会を２日間もちまして、28日議案上程、委員会審査報告、討論、表決、以上となっております。本５日案に御賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(高良一君)　挙手多数であります。依って今期議会の会期を定めることについては５日間と決定致します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第11、公有水面埋立免許申請について、建設委員会に於ける審査の経過並びに結果の御報告を求めます。

○新垣松助君　只今議題となりました日程第11の公有水面埋立免許申請について、那覇市臨時市長提出諮問第６号につき、建設委員会に於ける審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は昨年12月17日の第21回議会（定例会）本会議に於いて付託されたものでありまして、該諮問第６号の要旨を申し上げますと、那覇市○○区○○班○○号代表者○○○○外１名から那覇市国場川鵝森南西の那覇市公有水面埋立免許申請について行政主席当間重剛より市議会の意見を照会して来たものであります。

これについては当局より４つの条件を参考説明として付してあるのであります。そこで12月27日委員会開催、委員８名の下に主管部課長の出席を求め慎重審議を行ったのであります。当日の審査概要を申し上げますと、先ず本件に対する当局の４条件に対して説明を求めました所、この埋立地は都市計画には入っているが具体的に如何するといった予定した計画を樹てる迄には至って居ない。若し之を許可するとなれば一応将来施行される都市計画を考慮の上、

1　都市計画幹線道路３系１類１号にかかる道路の部分は市に道路敷地として無償で提供すること。
2　埋立地域の道路排水計画は市都市計画の指示によること。
3　周囲の環境を生かす様工夫し児童公園緑地帯を適当に配置すること。
4　衛生施設に留意し排水系統を樹立すること。

以上４つの条件を付したいというのであります。

処で埋立をすることに依って都計上支障はないか、又はこの場合「法」による基準等はどうなっているかという質問に対して、その基準については区画整理の場合、日本の建設庁では1,000坪から1,500坪迄は１割の緑地帯としているがそれを当地沖縄で適用する事は穏当でない。住宅地帯の基準は準用できるものと考えられるというのであります。

そこで委員間では緑地帯は必ずしも内地の基準の１割とせずとも出来得る限り確保することに充分努力する様要望したのであります。又鵝森の所有権及地番について質したところ当局の答弁に依ればこの鵝森は所有権と判っきりしていないし無地番であるとのことであります。依って当局に対し早急に地番を設定すると共に風致上の観点から是非原形を残す必要があるという要望があり、結論として本案諮問第６号についてはお手許にお配りしてある報告書の通り「鵝森は原形の儘存置しその周辺埋立地の幾何かを緑地帯児童公園に充用し那覇市有地とする」という条件を市当局の４条件に追加して答申する様全員意見の一致を見た次第であります。宜敷く皆様方の御賛同を得たいのであります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上を以て本日の議事日程は全部終了致しました。明25日は午前10時から開会する事に致し、本日は是を以て散会致します。

(午後３時37分　散会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室
一　出席議員氏名
　議長　高良　　一　　副議長　渡口　麗秀

議員　久場　景善　　平良真次郎　　島袋　嘉順　　比嘉　佑直　　赤嶺　一男　　渡口　政行
森田　孟松　　儀武　息睦　　金城　武一　　仲尾次盛夏　　仲松　庸全　　喜久山朝重
宮城清三郎　　石原　昌進　　金城　賢勇　　玉城　正次　　大城　清徳　　宮里　敏慶
瀬名波　栄　　玉井　栄次　　高良　清二　　糸数　昌剛　　大山　盛幸　　玉那覇有義
辺野喜英興　　上原　文吉　　比嘉朝四郎　　宮城　　実　　仲宗根梶雄　　具志　清裕
金城　重宜　　黒潮　　隆　　浦崎　康華　　備瀬　知良　　新垣　松助　　金城　幸信
儀間　真祥　　屋慶名政永　　真栄田義晃　　久高　友敏　　普久原朝光

一　欠席議員氏名

議員　崎山喜達

一　市当局より参与せる者の職氏名

市長　兼次佐一　総務部長　仲原英通　社会部長　護得久朝俊

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1959年１月６日　１番議員　久場　景善〔印〕
1959年１月５日　45番議員　普久原朝光〔印〕
1959年１月６日　議　　長　高良　　一〔印〕

２月25日午前10時59分　開議

○議長(高良一君)　開会致します。本日の出席39名、欠席３名でありまして議会は成立しております。欠席議員は比嘉朝四郎、石原昌進、崎山喜達、以上３名であります。只今から本日の会議を開きます。

○議長(高良一君)　諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の議事日程は印刷の上お手許に配付致しておきましたから、それにより報告に替えます。

議事日程第２号

〔第１、第２　略〕

第３　公有水面埋立免許申請について（市長提出諮問第６号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　では只今から議事に入ります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第３、公有水面埋立免許申請について、市長提出諮問第６号を議題と致し質疑に入ります。

○平良真次郎君　国場川一帯のガーナームイの埋立申請に就いては先達ての議会に於いて建設委員会に付託され、その方針が出されている様でありますが、特に委員会並びに当局にもこの問題に就いて質疑し、その見解を質し、更に都市計画との関連性をお訊ね致した訳でありますが、特に本問題に就きましては今後の都市計画と密接な関係を生ずるし、今後の市有地の確保、造成と関連して大きな問題であると私考えるのであります。更に今後の那覇市に於ける市有地の確保という事に就いては非常に重大な問題であると思います。

即ち現在各学校から幼稚園敷地確保方の陳情が色々出ております。然も今回教育委員会の方から真和

志地区を含む那覇全地域に亘っての敷地確保方の陳情も提出されている状態であります。更に現在迄各地方に分散居住している那覇、真和志の住民が未だに当市に移転出来ない状態であり、その原因は移転し様にも土地がないからであります。又軍用地として土地を取られた地主の方々に住宅地を与える斯ういう方々を収容する意味からも、本埋立事業というものは非常に重大性を帯びておるのであります。然も旧真和志地区国場川下流埋立事業６万坪の申請とも関連し、市当局として都市計画上に於いて国場川一帯の埋立問題に就いては如何なる見解であるか、或いは個々に是を許可したかどうか、勿論是は議会の副申を添えて主席並びに軍の許可を得るという事になるのでありますが、一応那覇市の現状から見ました場合、今後の都市計画を実施する上に於いて、その地域の換地という事が大きな問題に迄進展し解決出来ない問題が起こると思います。そういう観点から致しまして現在の国場川一帯の都市計画はどうなっているか、或いは当局としてどう考えているか、この点に就いて伺いたいと思います。

○市長(兼次佐一君)　お答え致します。仰言る通り市有地の造成の必要性に就きましては尤も慎重に考えなければならない問題で御座居ます。

市の計画と致しましては、既に旭町の埋立地３万3,820坪、更に旧真和志側の５万5,000坪の計画がある訳で御座居ます。その計画の他に更に只今指摘されました学校敷地の換地用地、更に軍関係に土地を取られた地主の方々に与える住宅地、尚都市計画に必要な埋立に就きましては真剣に是を打立てなければいけないとは存じておりますが、就任後尚日が浅い為に具体的な計画が出来ていない事を申し訳ないと思うので御座居ます。更に本答申案に就きましての当局の希望で御座居ますが、先ずこの答申案に就きましては前市長時代からの持越しのものであり重ねて検討を加える時間がなかった訳で御座居ますが、当局が調査致しました結果の結論と致しましては市有地の造成の為に今後漫湖を埋立てした場合、或いは又市有地の造成でない場合に於いても漫湖の埋立を行った場合は国場川の誘水地として重大なる役割りを果たしているという点から、是を無制限に埋立てて行きますと、必然的に上流の氾濫が憂慮される訳であります。その結果は下流々域に対しては相当な被害を及ぼすという事も当然考えられるのであります。又無制限に埋立を許可すという事は誘水地並びにその流量に相当支障を来すという事は敢えて技術者の言を俟つ事もないのであります。然し乍ら茲に提出された答申案の内容を検討してみますというと既に５万坪程度埋立られているという現状で御座居ます。そこで今後該区域が都市計画としてどうなっているかというと、そこは風致地区としての決定が為されているのであります。その場合、この埋立地に対します所の行為の許可禁止という事に就いては、風致地区の規則で定められまして或る程度の制限を加える事は出来るのでありますが、答申に出ております所の委員会の決定事項をその儘議会で認めて行かれるという風な御意思があると致しますならば、率直に申し上げて市当局としては今暫く検討する期間を持って頂きたいという希望で御座居ます。

然し乍らどうしても前議会の持越議案であるが故に処理しなければならないという御見解で御座居ましたならば、４つの条件に更に後１つ付け加えて頂きまして、現在埋立られている分に留め、それ以上埋立をしないという条件を付して頂きたいという希望を申し上げて置きたいので御座居ます。

○久場景善君　奥武山漫湖の埋立は既に許可になっておりますが……。

（定刻時間の午後４時を報ず）

○議長(高良一君)　時間を延長致します。

○久場景善君　是に伴う資金の折衝を行う意思があるかどうか、未だなれば議会も共に折衝致したいと思います。

○市長(兼次佐一君)　只今の御趣旨は合併前に於ける旧真和志地区の計画に依る埋立と思います。それは合併に伴う策定書に基づく合併条件の中に明確に規定されております通り、那覇市と致しまして今後執行すべき問題となっております。従いまして市長としましては、この趣旨に則り早期に実現したいという考え方から起債融資に就いて琉銀に対して照会致しております。その内容は先の旧真和志市会に於ける所の起債決議に基づいて是を那覇市が執行して行く場合に於いて起債貸出しに支障はないかどうか、即

ち那覇市議会に於いて再議決する必要があるかどうかに就いて照会している訳であります。故に結論と致しましては、１番議員（久場景善君）の仰言る通り議会も協力して頂きまして早期に執行したいという方針であるという事をお答え申し上げます。

（「有難う御座居ます」と呼ぶ者あり）

○仲松庸全君　この公有水面埋立問題に就きまして委員会でも一応結論が出ているのでありますが、２番議員（平良真次郎君）もいわれた様に本問題に就いては、もっと慎重に検討する必要があるのではないかという風に本員も考えております。

市長も本問題はもっと考慮しなければならないと仰言っておりましたが、現に那覇教育委員会と旧真和志教育委員会の合同陳情に依る垣花小学校、小禄小学校の一部換地、それから首里小・中学校の換地要求に更に若狭小学校の換地要求等、斯ういったものが市有地に係る問題として今後惹起して来る事が予想されます。そういった現状に於いて本問題の処理を誤った前例を残さない為にも、更に検討をする必要があると思います。

依って本問題に就きましては更に委員会に付託して審査する必要があると思いますので左様お取り計らい願いたいと思います。

○新垣松助君　ガーナームイ周辺の公有水面埋立問題に就きましては、建設委員会としても慎重に審議致しまして、その経過並びに結果を昨日御報告したのであります。その中都市計画の面から市当局の要求事項と致しまして、都市計画幹線道路３系１類１号に係る道路の部分を市の道路敷地として無償で提供する。埋立地域の道路、排水計画は市都市計画課の指示に依る事。ガーナームイは原形の儘存置し周辺の環境を生かしその周辺幾何かを、是は約２、３百坪ありますが、これを緑地帯児童公園に充用し那覇市有地とする事。衛生施設に留意し排水系統を樹立する事。以上を要望事項として入れているのであります。本件に就きましては、議会は単なる諮問機関であり、我々は議決権は全くないのであります。従いまして本諮問を再付託という事になりました場合、委員会としては他に審議すべき陳情もあります関係上、先程市長が要望事項として申されました事項を委員会要望事項に繰入れ同意承認して貰いたいと思います。

○高良清二君　只今委員会から縷々説明がありましたが、その件に就いて１、２疑問の点があり、その点に就いて委員会で御検討為ったかどうかお訊ね致します。若し詳しく検討為されていなかったとすればその点御答え願います。と申しますのは、各議員に配付になりました３項ガーナームイは原形の儘存置し周辺幾何かを緑地帯児童公園に充用し云々とありますが、昨日の委員長報告ではガーナームイは無地番である様に承っております。それから致しますならば、ガーナームイを含む幾何かの土地を那覇市有地として是が所有することが出来るかどうか、この点委員会に於いて確められたかどうか、若しなければそれに対する答弁をお願い致します。更にその周辺幾何かを緑地帯児童公園に充用するとなっておりますが、只今の委員長の発言に依りますと、２、３百坪あるという事でありますが、只２、３百坪と漠然とした数字で我々議会が同意して良いかどうか、これに就いて検討された事があるかどうか、若しそういう風な数字の具体的な案がないとするならば測量して何坪というハッキリした数字が出ているかどうかお訊ね致します。

○新垣松助君　ガーナムイ周辺幾何の２、３百坪というのは単なる推定であり、是に就きましては執行機関である都計課が測量すべきものであります。

次に無地番は市有地として所有出来るかどうかに対しましては出来ると考えております。

○高良清二君　先程の委員長の説明で議会は本諮問案に対しての議決権がないという事は御説の通りであります。然し乍ら斯ういう答申を送付するからには議会として何坪という所のハッキリした線を出さなければ、若し将来に於いて紛糾を起こし『そうである』『でない』という問題を惹起する事を本員として憂慮致すものであります。尚市有地として所有出来るという事に就いては委員長の説明丈では了承する事が出来ませんので、当局の土地係員からでもその点に就いてハッキリ答弁して貰いたいと思いますので重ねてお訊ね致します。

○赤嶺一男君　只今委員長からも説明がありましたが、本員もその一員でありますので、委員長の説明に補足させて頂きます。ガーナームイ周辺幾何という事に就きましては都計課長、区画整理課長に出席を願い審議致しました所、当局の説明では都市計画を施行する場合に於いて、その線が何処に来るか、ハッキリ今の処判らないという事で幾何という表現を使っております。

○高良清二君　何れにしても後で是丈は多いとか、いや少いというトラブルが起こった場合、誰が収拾をつけるか、寧ろ今日之を明確にしておく事は後日の為良いと考えます。

○新垣松助君　兎に角２、３百坪でも市有地として所有出来れば有難い事であり、議会が一々懸念する事はないと思います。というのは、この幾何という事は飽く迄も議会の要求であって、市当局の測量に依ってその坪数はハッキリ現われて来ると思います。

○宮里敏慶君　無地番を市有地として所有する事が出来るかという事でありますが、本諮問案の場合、公有水面埋立申請が許可になれば、埋立管理者○○○○は那覇登記所に該埋立地の地番設定を申請する訳であります。登記所は一応調査の上妥当と認めた場合は土地台帳に登録する事に依って、埋立管理者○○○○の所有となり、所有者○○○○は更にその所有の一部を那覇市に贈与する申請を為し、登記所に登記すれば立派に那覇市有地となる訳であります。以上為念申し上げて置きます。

○宮城実君　私も委員の一人として当時の審議の状況を申し上げます。高良議員の仰言った幾何という事に就いては、委員会の席上に於いても、非常に論議の焦点となりましたが、結局斯ういう漠然とした儘ではいけない、その根拠も示して何坪と明示するのが妥当ではないかという全員の意見で当局にお訊ね致しました所、現在の沖縄に於いてはそういう根拠となるべき法規がなく、日本の法規に依りますと埋立坪数の１割位を贈与しているという事でありましたので、委員会と致しましても、明確にその坪数を挿入したかったのでありますが、今申し上げた理由で幾何という表現をした訳であります。

○渡口麗秀君　只今の幾何の問題でありますが、その儘の状態で埋立認可になった場合、本員と致しましても、高良清二議員が仰言った様に将来に於いて必ず紛争が起こると思います。依って本員もこの幾何という事に就いては検討の上ハッキリさせるべきだと思いますが、是に対する当局の答弁を求めます。

○市長(兼次佐一君)　先程本案に就きましての希望を申し上げて置きましたが、暫くの時間的猶予をお願いした理由はこの辺にあった訳で御座居ます。成程これは答申案で御座居まして議会の意思に依って答申される訳でありますが、その場合今問題となっている幾何という点に就きましては、当局の方で測量してハッキリすべきであると仰言っておりますが、実際に答申案の決定案をお出しになる前に今一度当局に対し、その測量を命じて頂き、そして当局の方でハッキリ出した時、何坪と数字を明確にして頂く事が将来の紛争を防止する事になると思います。甚だ越権とは存じますが、只幾何という答申のやり方は議会の答申としてはどうかと思われ将来に於いても不安を持つ事になる訳であります。

それで委員会の命令に従いまして早速測量に着手させますが、この点明確にして頂く事をお願い申し上げる次第で御座居ます。次に無地番を埋立、後市有地になるかならんかに就いては確答を要求されておりますので、課長に聞いて見ますと、課長の方でも是に対し確答する丈の自信を持っていない様で御座居ます。聞く所に依りますと、無地番の問題も市有地になるという事は聞いたが、議会に於いて正式に確答する迄には至っていないという事でありますので、この点に就きましても早速法的根拠を検討させる事に致します。

○大山盛幸君　この幾何という事に就いては、今迄の質疑応答でハッキリしない点もありますので、普通の状態であれば、今日決定すべきであると思いますが、日程第３に就きましては今迄の経緯から一応保留して、28日の本会議に於いて決定するという事にし、それ迄に当局も法的根拠その他を調査して貰うという風に致したいと思いますので、お諮り致します。

○新垣松助君　本案を更に委員会に再付託するという事でありますが、委員会として充分審査した結果であります。測量に就きましては当局に一任し坪数の確定、地番設定に就いては関係者で研究して貰う様希

望致します。

(「再付託」「それが良い」「反対」「28日の本会議でやりましょう」)

(笑声)(発言多数)

○議長(高良一君)　お諮り致します。議論百出で中々纏まりそうにもありませんが、本案に就きましては一応28日の本会議迄決定を保留致したいと思いますが、左様取り計らう事に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認め一応28日迄保留するという事に決定致します。

○議長(高良一君)　本日の日程は是を以て一応全部終了致しました。本日は是を以て散会し、次は2月28日午前10時から本会議を再開する事に致します。有難う御座居ました。

(午後4時28分　散会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員氏名

議長	高良　一	副議長	渡口　麗秀			
議員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行	森田　孟松
	儀武　息睦	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	金城　賢勇
	玉城　正次	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次	高良　清二
	糸数　昌剛	大山　盛幸	玉那覇有義	辺野喜英興	上原　文吉	比嘉朝四郎
	宮城　実	仲宗根梶雄	具志　清裕	金城　重宜	黒潮　隆	浦崎　康華
	備瀬　知良	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永	真栄田義晃
	久高　友敏	普久原朝光				

一　欠席議員氏名

議員　石原昌進　崎山喜達

一　市当局より参与せる者の職氏名

市長　兼次佐一　総務部長　仲原英通　社会部長　護得久朝俊

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1959年1月6日　1番議員　久場　景善〔印〕

1959年1月5日　45番議員　普久原朝光〔印〕

1959年1月6日　議　長　高良　一〔印〕

2月28日午前11時23分　開議

○議長(高良一君)　本日の出席40名、欠席2名でありますので議会は成立しております。欠席の2名は儀武息睦、玉那覇有義のお二人であります。只今から本日の会議を開きます。

○議長(高良一君)　諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の議事日程は印刷の上お手許に配付致しておきましたから、それにより報告に替えます。

議事日程第3号

〔第1～第6、第8～第16　略〕

第7　公有水面埋立免許申請について(市長提出諮問第6号)

本日の会議に付した事件

第1　ガーブ川水上店舗早急撤去要請決議案(決議案第2号)

第2　久茂地川、安里川及びガーブー川の準用河川認定についての要請決議案(決議案第1号)

〔第3～第8、第10～第18　略〕

第9　公有水面埋立免許申請について(市長提出諮問第6号)

○議長(高良一君)　では只今から議事に入ります。

○渡口麗秀君　日程追加並びに変更の緊急動議を提出致します。即ちガーブ川水上店舗早急撤去要請決議案を本日の議事日程の最終に日程第17として追加すると同時に是を日程第1に繰上げ以下日程番号を順次繰下げられん事を望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　只今30番議員(渡口麗秀君)から日程追加並びに変更の動議が提出せられ、所定の賛成があって動議は成立致しております。依ってお諮り致します。只今の動議の通り取り計らう事に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認めます。依って動議の通り左様取り計らう事に決定致します。

○議長(高良一君)　では只今追加変更せられました日程第1、ガーブ川水上店舗早急撤去要請決議案についてを議題と致し提案者からの趣旨説明を求めます。

決議案第2号

ガーブ川水上店舗早急撤去要請決議案

2月7日早朝の3石7斗6升の豪雨によって、那覇市の低地帯であり集水地帯であるといわれて居るところのガーブ川周辺の平和通り、神里原通り、新栄橋通り等を初めてとしてその附近一帯が浸水被害が続出して、その被害総額が実に80,000,000円－100,000,000円の巨額に達すると推定されて居る現況であります。かかる浸水被害が将来に於いて再びおこることがないようにするために那覇市議会としては、2月8日の全員協議会以来本臨時議会まで、慎重に水害対策について検討した結果、緊急対策としては今回の水害の重大なる原因となっている水上店舗を可及的速かに撤去することによって、来る雨期に際して那覇市民の水害の危険を緩和する方策を早急に講ずべきであるとの結論に達したのであります。

ここにおいて那覇市議会としては、那覇市18万市民の生命財産を保護し、その生活を守り、那覇市の繁栄に寄与するために、左記条件を附して水上店舗早急撤去方を那覇市長に要請致します。

記

1　水上店舗を可及的速かに撤去し、遅くとも3ヶ月以内にその撤去を完了すること。

2　合法的建築物についてはその補償をなすこと。

3　尚市営市場内の水害罹災者については、市場使用料の免除、市税の減免等の措置を講ずること。

4　その他の水害罹災者については、市税の減免等の措置を講ずること。

右決議する。

1958年3月28日提出

1番議員　久場　景善	4番議員　比嘉　佑直	5番議員　赤嶺　一男
6番議員　渡口　政行	7番議員　森田　孟松	9番議員　金城　武一
11番議員　高良　一	14番議員　喜久山朝重	17番議員　金城　賢勇
18番議員　玉城　正次	19番議員　大城　清徳	20番議員　宮里　敏慶
23番議員　高良　清二	24番議員　糸数　昌剛	25番議員　大山　盛幸
26番議員　玉那覇有義	27番議員　辺野喜英興	29番議員　比嘉朝四郎

30番議員　渡口　麗秀　　31番議員　宮城　　実　　32番議員　仲宗根梶雄
33番議員　備瀬　知良　　39番議員　新垣　松助　　40番議員　金城　幸信
45番議員　普久原朝光

○渡口麗秀君　提案理由に就きましては今更本員から申し上げる迄もなく、特に私が感じました事は昨日の総務財政委員会に於ける際委員会途中に市長から呼ばれ市長室に参りました所、市長室に多数の婦人陳情者それから民連議員の方もおられましたが、市長から市場問題に関連して議会議長宛に陳情書が提出されているが議長不在の為副議長である貴方が応待し説明した方が良いだろうという事でありました。その陳情書の内容に就きましては総務財政委員会にも関係するものでありましたので委員会終了と同時に正副委員長並びに仲宗根委員も列席し陳情者の御意向を承ったのであります。それで本員と致しましては公設市場の方々の御要望に対しては出来る丈早急に所謂今回の豪雨に依る水害が再び将来に於いて発生する事のない様に万全の努力は致します。然し本件に就いては私の一存丈では取り計らい兼ねますので明日の本会議に諮り結論を出したいという事を申し上げたのであります。すると陳情者の方々も私の話を承諾せられ本日の議会を傍聴に多数お見えになっていると思います。

私、その後家に帰りまして、市場の皆様方の事を考えました場合、御約束した通りガーブー川に対する緊急対策並びに恒久対策に就いては早急に実施しなければならないという事で提案した次第であります。尚本件に就きましては議員各位に於かれましても充分審議検討を加えられておる事だと思います。依って質疑を省略致しまして直ちに討論に入って頂く様併せて動議を提出致します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○瀬名波栄君　只今30番議員(渡口麗秀君)外24名から提出されました決議案は誠に結構だと考えております。この事に就きましては今更喋々喃々と弁ずる迄もなく今回豪雨に依る市場周辺の被害は甚大なものであり、為に破産する者も出るのじゃないかという懸念もされた訳であります。従いましてこの問題は単に那覇市当局丈の問題ではなく、市民の生命財産並びに生活に関する重大な問題であり、本決議案が提出されるという事は当然であり、寧ろ遅きに失する感があるのであります。

従って水上店舗を撤去するという事に就きましては異存はありませんが、是を確実に撤去させる為にはどうしてもガーブ川を公有河川としての準用を受けなければいけないと思います。

(「是に反対するのか」と呼ぶ者あり)

従いまして先程16番議員(石原昌進君)外16名の連署を以て提出されております決議案第１号久茂地川、安里川及びガーブー川の準用河川認定についての要請決議案、是も是非一緒に審議しなければいけないと思います。

(「議題外だよ」と呼ぶ者あり)

この問題は1956年９月４日に当時の市長当間重剛氏が前比嘉秀平主席宛に本決議案と略同一の申請書が提出されております。是に対して現在に至る迄政府としては何等手をつけていないのであります。然もその当時の当間市長は現在その申請を受ける立場にある行政主席に任命されている訳であります。尚本年２月にも現市長から同じ趣旨の申請書が提出されているにも拘らず未だに政府から何等の回答も受けていない状態であります。従いまして、

(「議題外だよ」「議長、動議成立、採決」と呼ぶ者あり)

私達は只今30番議員外24名から提出されました決議案と併せて御審議願いたいと……。

(「討論の採決をしろ」「一緒に審議しても良いじゃないか」
「議題外」「一括してやれ」と呼ぶ者あり)(議場騒然)

○議長(高良一君)　只今30番議員(渡口麗秀君)から日程第１、ガーブ川水上店舗早急撤去要請決議案については既に議員各位も充分検討為されている事であり、質疑を省略して討論に入りたいという動議が提出されております。

更に本決議案に関連して21番議員(瀬名波栄君)から久茂地川、安里川及びガーブ川の準用河川認定についての要請決議案を併せて諮って貰いたいという動議があり、２つの動議が出ておる訳であります。然し乍ら只今の21番議員の動議に就きましては本日の議事日程に登載されておらず、又日程追加の手続きも為されていない状態であります。従いまして只今の動議は会議規則上から申しましても日程外であると考えます。然し乍ら16番議員(石原昌進君)外16名より提出の久茂地川、安里川及びガーブ川の準用河川認定についての要請決議案に就きましては、是亦重要な決議案であり時宜に適した提案と思われます。依って本決議案に関しては後刻日程追加の手続きを為された後に於いて審議されるべきが妥当ではないかと思料せられます。お諮り致します。左様取り計らう事に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認め左様取り計らう事に致し16番議員外16名に依り提出された決議案に就きましては本日の日程の最終に18として追加し御審議願う事に致します。

○議長(高良一君)　次30番議員(渡口麗秀君)から日程第１、ガーブ川水上店舗早急撤去要請決議案については質疑を省略し討論に入りたいという動議が提出されておりますが左様取り計らう事に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認め左様取り計らう事に致し質疑を省略し只今から討論に入ります。

○新垣松助君　本員も只今の渡口麗秀議員の提案に対して賛意を表する者であります。今回のガーブ川の氾濫に依る被害は護岸工事の中止に依って起こったのも原因の１つでありますが、その最大の原因は川の上にある不法建築物にあるという事を建設委員会も慎重審議の結果その結論をハッキリと打出しているのであります。河の氾濫に依ってその被害を市民に及ぼすという事は市と致しましても申し訳ない事であり、不法建築物を早急に撤去する意味に於いて本決議案に就いて賛意を表します。(拍手)

(「議長々々」「君のは議題外だよ」と呼ぶ者あり)(発言多数)

○議長(高良一君)　只今討論中でありますので……。

(「日程変更して我々の決議案も一括して審議して貰うという事であります」
「君はこの決議案に反対なのか」と呼ぶ者あり)(議場騒然)

○赤嶺一男君　只今水上店舗の早急撤去要請の決議案が提出されておりますが、その事に関連して本員は昨日の建設委員会に於きまして該店舗撤去方に関する今迄の市長の態度が曖昧であるという様な疑問を抱いておりましたので、昨日市長の出席を求め市長の真意を質した訳であります。市長の答弁に水上店舗は好ましくないといった様な表現をしておられますが、好ましくないという表現は私としては非常に煮えきらない態度であると思っておりますので、水上店舗が是か否かハッキリして貰いたいという風に考えております。今回の水害は水上店舗が最大の原因を為しているという事は今更我々が此処で論議する必要もない位世論化しておりますにも拘わらず、単に水上店舗は好ましくないという市長の態度に何かしら解せないものがあるという風に私感じております。又去った全体協議会の席上に於いて市長は水上店舗は撤去しなければならないという大多数の意見に市長自身も同意しておられたと本員感じておりました。所がその後に於ける本会議に於いて市長は水上店舗を撤去しないという事をハッキリいっておられますので、全体協議会に於ける市長の態度と本会議に於ける市長の言動に対して本員不信を抱きましたので昨日の委員会に御出席願った訳でありますが、昨日の委員会に於ける答弁の中にも水上店舗は好ましくないという事は以前も同じという風な表現をしておられます。それでこの際もっと明確に水上店舗は撤去すべきものであるなれば撤去する、撤去しなくても良いという事であれば撤去しないという事をこの場に於いてハッキリして頂きたいと思います。と申しますのは、市民が去った水害を顧みて差し迫まって来る所の雨期を考え不安を感じている今日、市長の取った曖昧な態度は市民をして益々不安のどん底に陥れるものと思っております。

(「市長のヨロメキか」と呼ぶ者あり)

斯かる見地から躊躇している市長の尻を叩いて市長も議会も共に一致した態度を表明して頂く様希望致します。

(「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり)(拍手)

(「今は討論ですよ」「答弁は要らないよ」)(議場騒然)

○市長(兼次佐一君)　討論中ではありますが議長から発言の許可を得ておりますので申し上げます。

(「議長、どうした今は討論ですよ」と呼ぶ者あり)(議場騒然)

市長の水上店舗撤去方についての態度に対して今先発言者は煮え切らない態度であり、且つ水上店舗を撤去する意思がないと仰言っておられますので再び申し上げます。

市長は去った全体協議会に於きましても本議会の劈頭に於きましても昨日の建設委員会に於きましても水上店舗は好ましくない、好ましくないという事は是を取り除かなければならないという事を意味するものであるが、然し乍ら実際に是を直ちに撤去するという事は大きな社会問題を惹起するものであるが故にオイそれと直ぐに是を撤去するという事は考えていないと申し上げたのであります。更に水上店舗の問題が今日世論となり、水上店舗に依って水禍を蒙ったという事はそれに起因するものであるかどうかは別として、誰が水上店舗を建築させたのであるか、如何なる事態があの水上店舗を目で見て実際に建築する事を許可しなければならなかったか、是を考えて行かなければ、

(「そうだ」「そこだ」と呼ぶ者あり)(拍手)(議場騒然)

あの河川は何人が見ても公共に大きな影響を及ぼす所の河川であり那覇市の真ん中を流れている所の河川である。従って政府は那覇市から何回となく陳情をされなくとも、又市民から陳情されなくとも自ら率先して河川法の適用を政府の事業として施行すべきであるという事は今更此処で多弁を弄する迄もない事であります。

(「其処だ」「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり)(拍手)(議場騒然)

然し乍ら政府当局は政治問題に駆られ那覇市に於ける所の政治問題と関連して、今日迄それは那覇市の責任だ、イヤ政府の責任だという責任のなすり合いが続けられ、そのなすり合いが今日の那覇市民に対して大きな影響を及ぼしている。是は誰の責任であるか、当間主席の責任である。

(「そうだ、そうだ」「演説会ではないよ」と呼ぶ者あり)(議場騒然)

従って市当局と致しましても一日も早く河川法の準用を受け、政府に依って是を為して貰いたいという事を議会の正副議長のお供して政府当局にお願いしている次第であります。市会と致しましても本問題の抜本的解決は決して水上店舗の撤去丈ではその目的は得られない。本当に水害をなくする為には国場川を通じて漫湖に流すか、それとも現在のガーブ川の断面を拡大する事が水害を防止する恒久的対策であるという事は判り切った事であると思います。

(拍手)(議場騒然)

是を実現させる為に政府の河川として政府の事業として是を為して行くべきであるにも拘わらず、政府が河川の認定はしてもそこは個人有地であるからといってドンドンあの屋台店を作らしているという事は政府自らの責任ではないかと私は考えるのであります。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)(拍手)(議場騒然)

是を政府の責任に於いて撤去するのであれば政府の責任である事を……(聴取不能)

是を市に於いて為さしめ様とする事は政府の大きな責任逃れであります。従いまして市長としては決して生温いものでもなく躊躇しているものでもなく貴方々以上に市民の事を考えているという事をハッキリ申し上げて置きます。

(「そうだ」「議長、是で良いのか」と呼ぶ者あり)(拍手)(議場騒然)

従って本当に市民の事を思い本当に今後の氾濫を防止する事を考えるならば、政府の事業として是を為さしめる事に依って是が政府河川としての認容は当然であると考えるのであります。

(「議長々々」「黙れ」と呼ぶ者あり)(議場騒然)

執行者としてその責任の許す範囲……(聴取不能)

那覇市議会と致しましても政府の手に依って為すという方向に仕向けて貰いたいのであります。

(拍手)(議場騒然)

○仲宗根梶雄君　只今迄の経過からして市長及び民連議員の方々も水上店舗の不法建築物撤去に就いては基本的には賛成であるという様な意思表示をしておられます。是は至極当然な事であり、42の議席を持つ議員として当然取るべき措置であると思います。然し私はこの問題が急を要する問題として取り上げなければならない理由を申し上げて30番議員(渡口麗秀君)の御意見に全面的に賛成するものであります。

そもそも水を治める者は国を治めるの古諺の通り我々の日常生活に於いて水は絶対に必要であり、この水の問題を取り上げなければ政治は何日迄も進展しないのであります。依って本員はこの治水問題はこの機会を捉えなければ解決の途はないと思います。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

何故なれば去った全員協議会から今日迄の兼次市長の本水上店舗に対する態度は二転三変して参っております。というのは、一昨日の新聞を見て御覧なさい。それには撤去する意思はないといっております。市長が撤去する意思がないとするなれば市会全員の力によってその意思を決定し、消極的な市長に対して積極的に是を押し進めて行く原動力をこの市会に於いて作り出さなければならないと思っております。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)(拍手)

是をこの儘放置するに至っては色々複雑な問題が招来されるでありましょう。又法は法として守るべきであるにも拘わらず、是を遵守していない2百何十軒の不法建築物は市の行政運営を全く無視したものであり、法を遵守する善良なる市民に悪影響を及ぼすという事は理の当然であります。故に私は是等不法建築物に対しては寧ろ市当局が先頭に立って是等不法建築物に対処する気構えがあって然るべきであると思います。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)(拍手)

更に昨日の市長室に於ける陳情者との対談でありますがその対談からもその匂いが充分感じられたのであります。例えば市長は今度の豪雨に依る氾濫は水上店舗が出来た事に依って氾濫したのかといった事を陳情者に質問されていたが、私は今更それを詮議立てる必要はないと思っております。仮令科学的な調査に依って他にその原因があったにしても、水上店舗そのものが今回の水害に大きな支障はなかったという事は誰が是を認める事が出来ますか。私も市長室に於いて側面的には色々話を致しましたが渡口麗秀議員と同じ気持で一晩中考えたのであります。

マチグヮーにおられるアンマーサン達を見て御覧なさい。総てが零細な商業を営んでおり、その日暮らしの人達が大半を占めております。更に度重なる水害の為今にしてその対策を講じなければ是等零細企業者に対し物心両面に大きな迷惑を与えるという事を考えた場合、これは早急に撤去するという意思を決定すべきであり、理屈ではなくどうしても撤去しなければならない問題である訳であります。又私はこの問題について市長にどうの斯うのいう訳でもなく、責任転嫁の問題でもありません。先の市長の答弁に依りますというと真っ向から責任転嫁の話を持ち出して来ておりますが、今更責任がどうの斯うのいう必要はなく、水害に依って受けた被害を今後どうするかというのが問題であり、是を確認する事に依って素直に受け入れる事に依って素直な明朗な市政が生れて来るであろうし、この素直な気持を受け入れる事は市長として当然の事ではないかと思います。更に付け加えて去る2月7日の水害発生当日の消防隊長の経過報告に就いて一言申し上げなければならないと思います。

(「議題外だよ」「水上店舗の問題とは別個じゃないか」と呼ぶ者あり)

水害は御承知の通り自然現象であり、場合に依っては不可抗力の場合もありましょうが、事前に是を察知して幾らかでもその被害を防止するという事は市当局としては当然取るべき措置であると思います。消防隊の任務は単に消火する丈が仕事ではない筈であります。消防法に依って暴風、地震、水害の際は出動して市民の生命財産の被害を最小限度に防がなければならない義務が謳われているのでありま

す。特に今回の水害の場合にしても雨が降ると同時に川が氾濫する訳でもなく、そこには時間的に相当の余裕があった筈である。それにも拘わらず警察本部から電話があって初めて水害発生が判ったという事は実際どうかと思う。そういった非常事態に対処する為に消防隊はあるのであります。市民は夜になると明日之の活動力を養う為に寝るが、この市民が枕を高くして寝られる様にするのが消防隊の任務である。この問題に就いても市長が消防隊の管理運営を的確に把握する事に依って初めて市民は枕を高くして寝られるのであります。そういう意味に於いて今後の措置に就いては市長として充分考慮を払って貰いたいという事を要望申し上げて30番議員（渡口麗秀君）の御意見に対して賛成する者であります。

（拍手）

○大山盛幸君　ガーブ川に水上店舗が１、２軒初めて建築された時に当時の議会に於きまして当局の責任を追及した事はその当時の議員並びに当局の方々は良くお判りの事であると思いますが、当時の建築課長宮平氏は素直に是を詫びて今後そういう建物が出来ない様に努力しますと、ハッキリ議会に於いて答弁した事を記憶しております。そしてそれが実施されておったと思います。その後瀬長市長になってから何日の間にか続々と家が出来て当局の説明された通り257世帯も出来てしまった。その内僅か９軒丈が合法的に建築を許可され、残りは全部不法建築物であるという事は是は那覇市政の大失態であるといっても決して過言ではないと思います。現在の兼次市長は立候補の際第二の瀬長亀次郎として立候補為さったが、第二の瀬長亀次郎として今でも自負していらっしゃるとするならば、前車の轍を再び踏まない様に尚前者の繋がりを断って市民の為に立派な業績を残す事が第二の瀬長である所の兼次市長に負わされた義務であると存じます。今回の臨時議会も此の様な水上店舗が沢山建築されたのが原因となって今回その対策の為に招集されたのであると思います。然るに今回提案された所の水害対策の予算が僅かに81万6,000円であり、僅か81万6,000円という予算しか計上していない所に失礼ですが兼次市長の誠意の足らなさが伺われるのであります。私は何故是を申し上げるかと申しますと、現在那覇市には莫大な金額に達する金が入って来ているのである。約970万円位の金が入って来ている。金がムズムズしている。それにも拘わらず何故その金を今度の予算に計上して執行しないのか、金があるにも拘わらず是を市民の為に使わず政府丈の責任なりと喋々しているのはどうかと思う。そんな責任のなすり合いをするより一日も早く市民の福利民福の為にはこの金を使う事だと思います。即ち講和発効前の損害補償金の970万円がある筈であります。

（「そこだ」と呼ぶ者あり）

この金を市長としては勿論もっと他の市民福祉に有効なる所にお使いになるお気持であるとは思いますが、差し迫った大きな問題を処理する為にはこの金を惜気なく僅か80万円そこそこの金を使ってやるよりはもっと何百万円を投入して工事を進めた方が良いと思うし、その為に必要であれば幾ら使っても誰も文句はいわないと思います。更に今回提出された水上店舗の早急なる撤去要請の決議案に加えて16番議員（石原昌進君）外16名より連署の準用河川の認定の決議案に対して双手を挙げて賛成で御座居ます。又当局より説明がありました氾濫防止に対する恒久対策に要する費用が１億5,000万円という事でありますが、今回入った970万円は僅かその15分の１足らずであり、その位の金は幾ら使っても私は一向差し支えないと思います。又ガーブ川に水上店舗が初めて建築された当時議会がこの問題を取り上げた理由は４つあったと記憶しております。その中に都市美の問題、それから氾濫予防、火災予防、衛生上の見地から良くない。斯ういった理由で論じられたと思いますが、この理由はその当時も現在も変らないと思います。斯ういった見地から只今の決議案提出に対しては賛成すると同時に当局も市民も協力して実現に努めると共に市民の福利増進に努めて貰う様に要望する者であります。(拍手)

○真栄田義晃君　水上店舗は撤去すべきであるという事に就いては異議はありません。然し乍らその方法に就いて異議がある。

（「君は反対か」と呼ぶ者あり）

と申しますのは、只今渡口議員から提出された決議案は水上店舗のみを撤去する、是が目的になっております。然し乍ら私達が考えておりますのは久茂地川、安里川、ガーブ川に対して是は誰が見ても当然準用河川として政府に依って認定されるべき性質のものであります。

（「だから緊急対策としてやるんだよ」と呼ぶ者あり）

我々の案を以て政府から準用河川としての認定を受ければ必然的に河川上に於ける建築物は建てられない事になる訳であります。又水上店舗も自動的に撤去される訳であります。もう１つは水上店舗丈の話ではなく河川の工事を政府の事業として政府自体の手に依って施行して貰うという事であります。我々としても河川の氾濫を根本的に防止する為には、どうしても恒久的な対策を樹立しなければ雨期毎に河川が氾濫して、その都度限られた予算で泥縄式に処置している状態であり、何とか根本からその対策を講じなければならないという事で当局から今迄恒久対策に就いての説明がありましたが、それには１億5,000万円の経費を要するという事であります。然し乍ら那覇市の財政を考えて見ました場合、その起債能力は後１億2,000万円程度借入れる丈の能力しかない状態であり、斯ういった状態からして是等河川の根本的な対策を講ずるにしても那覇市の財政で以てしては到底不可能な事であるという事は誰が考えても明らかな事実であります。結局是を準用河川として政府の認定を受ければ水上店舗は勿論、恒久対策も政府が施行しなければならなくなる訳で、只お互い責任のなすり合い丈ではいけないし、又那覇市の力では根本的な対策は立てられない。

（「時間が掛るよ」と呼ぶ者あり）

何れにしても現在の那覇市の財政力では出来ないという事は民連以外の議員諸公も認められるであろうと思います。以上の理由に依り水上店舗が今回の水害の大きな原因であるから是を撤去させようとするよりも、その対策を政府の準用河川の認定に依り政府の手でやって貰う様な方策を取るのが最も現実的であり最も適切有効な手段であると考えております。

○宮里敏慶君　本員も先の25番議員（大山盛幸君）の御意見に賛成するものであります。又今先大山議員が那覇市に970万円の金が入っているという事に就きましてもっと具体的に申し述べて見たいと思っております。去年の12月20日に那覇市有地の軍用地代として744万7,774円を那覇市が受け取っております。是は確実であります。それから先大山議員がいわれた970万円というのは講和発効前の災害補償金で金額にして975万1,648円で合計1,719万9,422円という金が那覇市に入っております。斯ういう莫大な金額を以て河川の恒久対策を講じなければ、僅か80万円位の予算では到底水害を防止する事は出来ません。又来るべき雨期に備える為にもそれ丈の金を投入して施行すべきだと思います。

（「進行」「採決」と呼ぶ者あり）

○高良清二君　本問題に就いての討論と致しましては是に賛成する意見と如何にも賛成ではあるが反対であるかの様な事が種々論議されている様であります。又21番議員（瀬名波栄君）から久茂地川、安里川及びガーブ川の準用河川認定についての要請決議もやって貰いたいという様でありますが、議事進行上動議は２つも採択された以上是は一つ一つ片付けてやるべきであり、同時に２つの決議案を議会に於いて決議するという事の議事運営に就いての疑義を持つものであります。依って準用河川の要請決議案に就いては後刻議題と致しまして審議願う事にし、若しその決議案に反対する議員があるならば市民大衆の前に出して市民から批判を加えその議員は攻撃されるものだと思います。依って30番議員(渡口麗秀君)の動議を処理すべき時期であると思いますので、是を以て討論を打切り直ちに採決に入って頂きたいという動議を提出致します。

（「賛成」「動議成立」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　只今23番議員（高良清二君）から討論打切り採決に入って貰いたいという動議が提出され、所定の賛成があって動議は成立致しております。お諮り致します。動議の通り取り計らう事に異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないと認めます。依って討論終結し、採決に入ります。

日程第１、ガーブ川水上店舗早急撤去要請決議案について、１番議員（久場景善君）外24名提出決議案第２号に就いて原案に御賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長(高良一君)　満場一致御賛成であります。依って本案は原案通り可決決定致します。

（拍手）（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　昼食の為休憩し午後１時半から再開致します。

（午後０時29分　休憩）

（午後１時55分　再開）

○議長(高良一君)　午前に引き続き本会議を再開致します。

○瀬名波栄君　日程繰上変更の緊急動議を提出致します。即ち本日の議事日程の第18、久茂地川、安里川及びガーブー川の準用河川認定についての要請決議案に就きましては早急に処理しなければならない案件でありますので、本案を本日の日程の第２に繰上げ那覇市職員定数条例の一部を改正する条例を日程第３とし以下順次日程番号を繰下げられん事を望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　只今21番議員（瀬名波栄君）より日程繰上変更の動議が提出せられ所定の賛成があって動議は成立致します。依ってお諮り致します。只今の動議の通り本日の日程の最終にあります久茂地川、安里川及びガーブー川の準用河川認定についての要請決議案を本日の日程第２に繰上げ以下日程番号を順次繰下げる事に御異議ありませんか。

（「異議なし」「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないと認め左様取り計らう事に決定致します。

○議長(高良一君)　では只今日程第２に繰上変更せられました久茂地川、安里川及びガーブー川の準用河川認定についての要請決議案、21番議員瀬名波栄外16名提出決議案を議題と致し提案者からの趣旨説明を願います。

決議案第１号

久茂地川、安里川及びガーブー川の準用河川認定についての要請決議（案）

戦前久茂地川は、河川法準用河川として認定されていた。ところが、この久茂地川及びその支川である安里川、ガーブー川は、公共の利害に関し、夫々同程度の重要度を有する河川であるにかゝわらず、現在、河川法準用河川としての認定がないため、これが管理行政の上で多大の支障を来し、又限られた市予算を以てしては、根本的治水対策を樹てることが、不可能であるので、毎年豪雨のある度毎に８万８千坪にも及ぶ、流域に浸水をくり返している状態である。したがって、公共の利害に重大な関係があるものとして、河川法に基き、該河川をすみやかに準用河川に認定し政府の管理下におくことを要請する。

1958年２月28日

那覇市議会

行政主席　当間重剛　殿

発議者

16番議員　石原　昌進	10番議員　仲尾次盛夏	35番議員　金城　重宜
36番議員　黒潮　　隆	41番議員　儀間　真祥	28番議員　上原　文吉
13番議員　仲松　庸全	22番議員　玉井　栄次	21番議員　瀬名波　栄
37番議員　浦崎　康華	44番議員　久高　友敏	34番議員　具志　清裕
33番議員　崎山　喜達	８番議員　儀武　息睦	42番議員　屋慶名政永
43番議員　真栄田義晃	２番議員　平良真次郎	

○瀬名波栄君　提案理由を御説明申し上げます。本件に関連して午前中に於けるガーブ川水上店舗早急撤去要請決議案にも述べられておりました通り、今回の水害はこの付近一帯に甚大なる被害を及ぼしているという事は今更私が喋々喃々と弁ずる迄もない事だと思います。尚亦本日付を以て那覇市○区○○組○○○○、○区○○組○○○○外21名からなる連署を以て水害に依る安里川浸水地域の恒久対策と流失仮橋の復旧並びに水害路面の補修の早期実現方に関する陳情が議長宛に参っております。このガーブ川並びに安里川の対策は当然政府が準用河川として管理運営するという様な事が以前から為されておったならば今回の様な大きな被害も受けずに済んだものと思うのであります。それが放置された為に実に甚大なる損害を蒙っております。この事は1956年に当時の那覇市長当間重剛氏が比嘉主席宛に出した文書即ち現在のガーブ川を政府に準用河川として認定して貰いたいという公文書が今も市役所に残っております。然し乍らそれが1956年から現在に至る迄何等の処置も為されておらず、その間準用河川の認定が必要であるという立場から政府に申請されておった当時の申請者である市長が幸い現在は申請される方の行政主席になっておられます。それで早急に自分の信念に基づいてこの久茂地川並びに安里川、ガーブ川を準用河川として認定すべきであると本員考えております。従いまして是は市会のみの責任でもなく全議員一体となって是を早急に解決出来る様に当局も議会も共に力を結集し市民の繁栄と福祉の為に断乎として政府に要請し、政府も又県民の生活を防衛するという態度を取って貰わなければいけないと思います。又水害の直後議会としては全体協議会を開催しその結果正副議長が政府に対しその認定方を要請しております。然し是も１回しか参っておりません。私達は１回丈ではなくもっと何回も全力を挙げて一日も早く認定を受ける様にしなくちゃいけないと思います。そうする事によってあの災害を今後防ぐ事が出来、又市民生活を防衛する事が出来ると思います。

以上の理由に依り市民の最も関心事であるこの大事業を完遂して行くためには全議員の御協力をお願いし､本決議案を可決して政府に要請して頂きたいという意味で提案理由の説明に替えたいと思います。

○議長(高良一君)　では只今から本決議案に対する質疑に入ります。

○真栄田義晃君　本決議案は午前中に於いて可決されましたガーブ川水上店舗早急撤去要請決議案と相関連するものであると同時に本決議案の持つ性格からして是非共早急に処理しなければならず、又本決議案提出の必要性につきましては議員各位も誠に時宜を得た適切妥当なる措置であると本員斯の様に推察する者であります。以上の理由に依り本員は茲に質疑を省略し直ちに討論に入って頂く様質疑省略の動議を提出致します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　只今43番議員（真栄田義晃君）から質疑省略の動議が提出せられ所定の賛成があって動議は成立致しておりますのでお諮り致します。動議の通り取り計らう事に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないものと認め左様に決し質疑を省略直ちに討論に入ります。

○仲宗根梶雄君　本案は午前中に可決された決議案と関連するものであると同時に極めて重要且つ緊急を要するものだと思います。その意味に於いて本件に就いては誰方も異議ないものと思料致します。以上の理由に依り本決議案に対しては絶対的に是を支持し賛同の意を表すると同時に皆様の御協力を御願い致します。

○森田孟松君　只今瀬名波議員を初め多数の議員から提案になりました準用河川の認定についての要請決議案に対しましては仲宗根議員も発言されておりますが、本員も午前中の決議案と本案と関連致しまして法的に又那覇市の財源から考察致しましても是等の河川は是非とも準用河川に認定して貰って、政府の力に依って治水対策をやって貰わない限り是の実現の可能性はないと思っております。又現在の政府の予算を見ました場合に仮に政府から１億5,000万円程度の補助金を貰っても尚根本的な治水対策が出来るかどうか不安を持っている者であります。又市長とされましても是等の河川は当然政府がやるべきであるという風には為されずに那覇市内にある所の河川なればこそ市長も議会も一体となり、是の治水と

根本的な対策を樹立すべきであると思います。沖縄の主権を握っている所の民政府に対しましても市長は積極的に補助金を獲得して頂いて初めて那覇市民に対して水害の恐れを一日も早く除去して貰う様な方法を取らない限り、たとえ準用河川に認定されたとしても直ぐ是丈の仕事が出来るかどうか非常に不安であります。それで政府も立法院或いは議会も当局も共に一体となり軍の特別補助金を貰って出来る丈科学的に市の計画の線に沿うて計画されております事実を完遂する為に理事者としては充分なる活用をお願い致したいと思います。そういう意味から市長は真っ先に立って沖縄の主権を握っております所のアメリカ民政府に対して当然是丈の特別補助金は出すべきものと私も考えておりますので、そういう面の努力を特に要望申し上げまして本案を満場一致で以て可決して頂きたいと思います。

（「賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり）（拍手）

○高良清二君　本件に就きましては只今の仲宗根、森田両議員からの御意見にもありました様に、是以上討論する必要もないと本員思料致します。依って討論を打切り直ちに採決に移られる様動議を提出致します。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　只今の23番議員（高良清二君）の動議の通り討論を打切り直ちに採決に入って御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないと認め採決に入ります。日程第２、久茂地川、安里川及びガーブー川の準用河川認定についての要請決議案は是を原案通り可決する事に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長(高良一君)　満場一致の御賛成であります。依って本決議案は原案通り可決決定致します。(拍手)

○真栄田義晃君　只今の決議案の処理に就いて要望がございます。本決議案が満場一致を以て可決された事に対しては満腔の敬意を払う者であります。然し只決議のやりっ放しになっては余りにも力が弱いと思いますので、この決議案が立派に実を結ぶ迄は議会も市当局も一体になって促進させるべくやって行きたいと思います。又河川法の認定を受ける為には立法院の議決を必要とする訳であります。然し乍ら只今は立法院議員の選挙運動期間中でありますが、この立法院が成立した最初の議会に於いて是が提案出来る様にする為には直ちに行政主席の所に市長、正副議長その他希望する議員或いは必要であれば当該流域の利益関係者代表も一緒になって是非共今度の最初の立法院議会で提案して頂く様直ちに折衝に行かれる様要望します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　では次日程第９、公有水面埋立免許申請について、市長提出諮問第６号についてを議題と致し、建設委員会に於けるその後の審査の経過並びに結果につき御報告を求めます。

○新垣松助君　只今議題となりました日程第９の公有水面埋立免許申請について、那覇市臨時市長提出諮問第６号につき建設委員会に於ける審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本件は昨年12月17日の第21回議会（定例会）本会議に於いて付託されたものでありまして該諮問第６号の要旨を申し上げますと、那覇市○○区○○班○○号代表者○○○○外１名から那覇市国場川鵝森南西の那覇市公有水面埋立免許申請について行政主席当間重剛より市議会の意見を照会して来たものであります。これについては当局より４つの条件参考説明として付してあるのであります。そこで12月27日委員会を開催、委員８名の下に主管部課長の出席を求め慎重審議を行ったのであります。

当日の審査概要を申し上げますと、先ず本件に対する当局の４条件に対して説明を求めました処、埋立を施工するに当っては都市計画区域には入っていないので４条件を付してあるというのであります。即ち

１　都市計画幹線道路３系１類１号にかかる道路の部分は市に道路敷地として無償で提供すること。

２　埋立地域の道路排水計画は市都市計画の指示によること。

３　周囲の環境を生かす様工夫し児童公園緑地帯を適当に配置すること。

４　衛生施設に留意し排水系統を樹立すること。

そこで委員の方から埋立をすることに依って都計上支障はないか、又はこの場合「法」による基準等はどうなっているかという質問に対してその基準については区画整理の場合、日本の建設庁では1,000坪から1,500坪迄は１割の緑地帯としているが、その儘当地で適用されるものではない。住宅地帯の基準は準用できるものと考えられるというのでありますが、緑地帯は必ずしも内地の基準の１割といわず出来得る限り確保することに充分努力する様要望したのであります。又鵝森の所有権及地番について質したところ、当局の答弁に依ればこの鵝森は所有権も判っきりしていないし無地番であるとのことであり、この際所有権や地番を判っきりさせる為には風致上の観点も勘案し是非原形を残す必要があるという意見があり、結論としてはお手許に差し上げてあります答申案の通り４つの要望条件を付して原案を承認致した次第であります。宜しく御審議の上御賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　只今の委員長の報告に対し質疑に入ります。

○高良清二君　去った本会議に於きまして本員は只今建設委員長が詳しく説明しております所の質疑を致しましたが、茲で再び委員長にお訊ね致します。只今の御説明に依りますと、地番地目はあの当時判らなかったが、その後調査の結果ガーナームイは通堂町３ノ48番地、坪数にして652坪７合という御報告の様であります。

この報告から致し尚先日の本会議で委員長や当局の説明に依りますと、大体２、３百坪あるという様なお話の様でありましたが、この２、３百坪という説明はガーナムイ丈であったのか、又本日発表されました所の通堂町３ノ48番地、652坪７合というのは是もガーナムイ丈であったのか、数字的に相当な坪数の差が出ている様であります。それを一応正して頂きたいという事でお訊ね致したのでありますが、只今の答申案によりますと、その周辺といっておりますが、この幾許かは只今の委員長の報告通り652坪７合を認めて良いのか、或いはこの652坪７合というのはガーナームイを含めてその周辺の坪数であるのか、その辺が明文化されておりませんので委員長の調査の結果を御報告願いたいと思います。

○新垣松助君　この件につきまして実際問題から考えました場合、我々委員会は現在迄この書類を持っていたのではなく、市当局が保管しておった関係上、又当局の課長、係員の退職等もあって、この土地が市有地であるのか、個人有地であるのか、ハッキリしない為昨日の議会でも種々論議された筈でありますが、その時２、３百坪といった時この２、３百坪という坪数を実測しないから２、３百坪と推察したと思います。よってこの書類を市当局が調べたらハッキリとそれに対して652坪７合という面積が現われている事を皆様に報告致したのであります。よってこの地番地目区域は通堂町３ノ48と、この２、３百坪と申し上げますのはその当時の例えば陸から海に面したその見通し丈であって、実測そのものは我々委員会が測量する権利もないし、又越権行為であるという面から委員会が見立て２、３百坪という報告をした訳であります。

○高良清二君　只今の委員長の説明ではどうもハッキリ致しませんが、ガーナムイは通堂町３ノ48番地、652坪７合との報告でありますが、そうすると答申案に出ております所の幾許かというのはこの坪数に直して良いかどうか。

○新垣松助君　こういう面積坪数に対しましては23番議員（高良清二君）が現在聞いているが納得がいかないという。(笑声)

その幾許かなるものをば議会に提案しまして、この652坪７合という事に承認して貰いたいというのであります。

（笑声）（「議長、休憩」「益々判らない」と呼ぶ者あり）（議場騒然）

○議長(高良一君)　休憩致します。

（午後４時40分　休憩）

（午後４時51分　再開）

○議長(高良一君)　本会議を再開します。

○新垣松助君　ガーナームイは原形の儘存置しその面積を652坪７合とすることに本委員会としては答申することに致しましたからよろしく各位の御賛同をお願い致します。

○大山盛幸君　本問題につきまして一応埋立する為にはハッキリした坪数があると思います。その坪数を埋立するには先ず護岸工事が先になると思います。それが普通の埋立の在り方であります。その護岸をする為にはどうしても測量が付き物でありますので、この測量さえしておれば斯ういう問題もなくて済んだと思います。所が話によりますと現在の埋立は既に５万坪埋立したいという事でありますが、未だに護岸がされていないので何処を埋めるのかハッキリしていないという話でありますので、早急に市当局も立合いの上で護岸の地点を何処迄という事を測量して貰えば、ガーナームイ周辺の坪数もハッキリと図面の方にも表わす事が出来ると思いますので、本答申案については質疑続行の儘保留して３月の定例会でやった方が良いと思います。

（「賛成」「同感」と呼ぶ者あり）

○平良真次郎君　公有水面埋立問題につきましては去った25日の本会議で要望して置きました国場川一帯の埋立計画即ち市有地造成の問題について、是非具体的にこの計画を推進して頂きたい。と申しますのは、昨日の文教厚生労務委員会に於きましても、市内小中学校から厖大なる敷地が要求されておりますが実際問題として市有地がないという様な現状であります。結局教育行政面から基本的な問題としての敷地確保からいっても非常に重大な問題であり、且つこの埋立計画というのは那覇市唯一の大きな財源にもなると思います。又議員としては先日も申し上げました様に都市計画換地の問題並びに市民に住宅を与える。尚軍用地に取られた人達にも住宅となる土地を与えると諸々の問題が考えられなければならないと思います。そういう意味から今後の計画につきましても合せて御検討願いたいと思います。特に埋立問題につきましてはこれをどういう風にやって行くか、即ち個人に続行してやらせるのか、或いは那覇市自体でやって行くのかどうか、更に特定の目的を持つ或いはその前にやったものに対しては許可するかどうか、以上の点も合せて将来どの辺迄やっても良いという事を図面上に於いてハッキリした限界をつけなければ今後に於いても紛糾を来しますので、以上の見地から是非漫湖国場川一帯の計画も合せて検討下さる様要望致します。

（「同感」「賛成」と呼ぶ者あり）

○大山盛幸君　先程本員が申し上げました事について御賛同の声がございましたが、更に補足して要望致したいのは、先程市当局から要望もありました通りこれ以上埋立して貰いたくないという事でありましたが、是は実際問題として事実この埋立が施工されているという事を聞いております。それで先程の護岸に関連して測量問題が困難を来す恐れもありますので是非当局としても早急に測量をなし、その間埋立を中止して貰った方が良いと思いますので一応お諮り願いたいと思います。

（「賛成」「委員会に一任せよ」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　それでは先程の25番議員（大山盛幸君）から日程第９、公有水面埋立免許申請、市長提出諮問第６号については審議未了の儘来るべき３月定例会迄保留し建設委員会で再検討願いたいという事でありますが、左様取り計らう事に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないと認め左様取り計らい建設委員会に再付託する事に致します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上を持ちまして本日の日程は全部終了致しました。尚閉会に当りまして市長から御挨拶がございますので暫くの間御静聴願います。

○市長(兼次佐一君)　大変御苦労さんでございました。是で安心致しましたので（笑声）、早速執行にかかるべく努力致します。去った初日の本会議に於きまして、資金カンパの件について相当議論が出たのでありますが、当時私は是は公金扱いしないという事を申し上げておきましたが、議員多数が公金扱いした方が良いという様なお考えの様であります。然し公金扱いにしても、しなくても目的は同様でありますので、各位の御納得の行く様に公金扱いにすべく次の議会にそういった措置を取りたいと思っております。長い間誠に有難うございました。(拍手)

〔中　略〕

○議長(高良一君)　では是を以て第22回議会を閉じることに致します。長期間慎重御審議下さいまして有難うございました。

（午後６時46分　閉会）

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員氏名

議長	高良　一	副議長	渡口　麗秀			
議員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行	森田　孟松
	儀武　息睦	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進
	金城　賢勇	玉城　正次	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次
	高良　清二	糸数　昌剛	大山　盛幸	辺野喜英興	上原　文吉	比嘉朝四郎
	宮城　　実	仲宗根梶雄	崎山　喜達	具志　清裕	金城　重宜	黒潮　　隆
	浦崎　康華	備瀬　知良	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永
	真栄田義晃	久高　友敏	普久原朝光			

一　欠席議員氏名

議員　玉那覇有義

一　市当局より参与せる者の職氏名

市長　兼次佐一　総務部長　仲原英通　社会部長　護得久朝俊

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1959年１月６日　１番議員　久場　景善〔印〕
1959年１月５日　45番議員　普久原朝光〔印〕
1959年１月６日　議　　長　高良　　一〔印〕

2　1958年(昭和33年)　3月　第23回定例会[埋立、区画整理、援助]

3月24日午前11時４分　開会

○議長(高良一君)　本日の出席37人、欠席５人でありまして、議会は成立致しております。只今から本日の会議を開きます。

○議長(高良一君)　諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の議事日程は印刷の上御手許に配付致しておきましたから、それにより御報告に替えます。

議事日程第１号

第１　今期議会の会議録署名人選挙
第２　今期議会の会期を定めること
〔第３、第４、第７～第12　略〕

第５　公有水面埋立免許申請手続きについて（39、4、5、9、14、16、17、20、22、28、31、33、34、40、44 番議員提出決議案第３号）

第６　那覇市行政区画整理調査研究委員会設置方の要請について（1、4、5、6、7、8、9、11、14、17、18、19、20、23、24、25、26、27、29、30、31、32、38、39、40、45番議員提出決議案第４号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　では只今より議事に入ります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　では日程第１、今期議会の会議録署名人の選挙についてを議題と致しお諮り致します。本件につきましては従来那覇市議会の慣例ともなっておりますので議長の指名に一任して頂きたいと思いますが左様取り計らう事に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないと認め左様に決し議長から指名致します。２番議員平良真次郎君、43番議員真栄田義晃君、以上のお二人に会議録署名人をお願い致します。

○議長(高良一君)　次日程第２、今期議会の会期を定めることについてを議題と致し議長からお諮り致します。御参考迄に事務局の計画案を申し上げますと、６日案と８日案が計画されております。まず６日案について申し上げますと、24日月曜日本会議、議案上程、説明聴取、25日は議案研究のため休会、26日水曜日本会議、議案上程、質疑、委員会付託、27日、28日は委員会で付託事件の審査、29日土曜日本会議、議案上程、委員会審査報告、討論、表決で、結局本会議が３日間、委員会２日間、休会１日で６日間。次の８日案によりますと、24日月曜日本会議、議案上程、説明聴取、25日は議案研究のため休会、26日水曜日本会議、議案上程、質疑、委員会付託、27、28、29日迄は委員会で付託事件の審査、30日は日曜日の為休会し、31日月曜日本会議、議案上程、委員会審査報告、討論、表決となり、結局本会議が３日間、委員会３日間、休会２日間で、合計８日間で閉会する計画となっております。

以上御参考迄に申し上げまして皆さんの御意見を承りたいと思います。

○高良清二君　事務局の方で調整した今期議会の会期については８日案と６日案の２案がありますが、本員は６日案に賛成致します。

（「賛成」と呼ぶ者多数）

○議長(高良一君)　只今23番議員（高良清二君）より６日案に賛成という御意見があり、多数この案に賛成の声がありますが、左様取り計らう事に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないものと認め左様取り計らう事に決し今期議会の会期を６日間と決定致します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　午前に引き続き本会議を再開致します。日程第５、公有水面埋立免許申請手続きについて、39番議員外議員14名提出決議案第３号を議題と致し提案者の提案趣旨の説明を求めます。

○新垣松助君　公有水面埋立免許申請手続きについては布令第106号の規定に基づき秩序ある所定の様式並びに事務手続きを要する旨明示されております。然るに最近之が免許申請について爾後承認を得る者或いは申請中に埋立をなし申請埋立坪数以上埋立を施工する等本末顚倒する処理がなされておるやに窺われ誠に遺憾に存ずる次第であります。依って是が免許申請については法の明示する規定に基づく手続きにより処理して戴きますよう那覇市議会の議決を経て要請致します。

尚御参考迄に申し上げますが、現在の公園の後側又は波の上方面の埋立申請の件につきましては今迄約５ヶ所埋立の形跡があるように見受けられますが、我々議会に対しては２ヶ所しか諮問は来ていないのであります。是から考えます場合、我が那覇市の都市計画上凡ゆる面に支障を来す恐れがあり、是に対する対策を我々は講じなければいけない立場に立っていると思うのであります。依って公有水面埋立免許申請手続都市計画関係法規、つまり、

第１条　民政府布令第106号にもとづく公有水面埋立免許申請はすべて所定の様式による書面を以て行い以下の条項に掲げる手続きに従って処理し、且つ意見及び勧告を付して民政官に進達しその考慮を求めるものとする。行政主席は申請書が所定の様式によっていないとき、又は適当な計画書を伴わないときは訂正すべき事項又は追加すべき事項について表示の上当該申請人にこれを返付する。

第２条　行政主席は前条の申請があったときは工務交通局長に左に掲げる事項を行わしめる。

1　申請書及びそれに伴うその他の書類が所定の様式に従い且つ現行法規に合致しているかどうかを確定するために詳細な調査を行うこと（所定の様式によらない申請書は返付する）

2　申請人の身元及び資力を調査すること

3　関係地域（埋立工事）の現地監検及び調査を行うこと

4　申請について当該市町村長に対し市町村議会の意見を徴せしめ、これを工務交通局長に進達せしめること、工務交通局長は更に自らの意見を付してこれを行政主席に進達する（本号は埋立申請が当該地方の利害及び埋立申請にかかる地域についての其の他の陳情に及ぼす干渉を防ぐためである）

第３条　申請書は直接又は当該地方庁を経て行政主席に提出するものとする。

第４条　申請書の宛先は琉球政府行政主席経由琉球列島米国民政府主席民政官とする。

斯ういう条項文がありますので那覇市議会建設委員会の協議によりまして本要請決議案を提出した次第であります。宜敷く御審議の程お願い申し上げます。

○議長(高良一君)　本案について質疑に入ります

○真栄田義晃君　現在迄５ヶ所位の埋立をやっているようであり、その中２ヶ所は申請がなされておりますが後３ヶ所は何処何処でありますか。

○新垣松助君　小禄方面即ち公園の後側にあります現在の埋立地域でありまして、それが３ヶ所の埋立になっておりますが今迄の経緯から議会に諮問したのが１ヶ所であります。

○議長(高良一君)　他に質疑はないようでありますので質疑打切り討論に入りたいと思いますが、左様取り計らう事に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないと認めます。依って質疑打切り只今から討論に入ります。

○平良真次郎君　本決議案に対しましては全面的に賛成するものであります。特に本案につきまして若干当局に対して要望がありますので申し述べさせて頂きます。都市計画の面に於きまして公有水面埋立問題が既に前議会に於いて活発なる議論が展開され市有地の造成と関連し更に都市計画並びに学校敷地の問題或いは市民の住宅地の問題等色々関連性がありまして、この問題が前議会においても論議され茲に建設委員会提案によってなされているという事は誠に結構な事と本員も賛意を表するものであります。特に現在の那覇市の在り方から見ました場合、些か公有水面の埋立問題或いは市有地の造成問題については片手落ちの感があります。この点につきましては今先市長から国場川の埋立問題については来年度是を計画実施するという方針のお話がございまして一応納得したのでありますが、然し斯ういったような既にこの決議案の中にもありますとおり許可なくして或いは許可する前において計画のない其処に制約のない埋立斯ういったものがバラバラになされた場合、今度の都市計画並びに市有財産の確保において非常に支障を来し、又聞くところによりますと国場川の埋立が大体坪当り600円位でできるというような事でありますが、現在の国場川流域一帯の地域は坪当り時価2,000円から3,000円位もするといわれ、斯ういう事も市自体が埋立する事によって今後の斯ういう土地問題並びに市財政に及ぼす影響は多々あると思います。それでこの決議案に加えまして当局として今後この埋立或いは国場川を指して申し上げ

ますと如何なる方法で或いは現在真和志の方で許可を取ったという話もございますが、それも確実であるかどうかといったような意味も加えまして、那覇市自体として今後公有水面埋立に対する計画書を添えるか、或いは是が間に合わなければ一応の文書によって今後斯ういった地域に対する所の方針を行政主席、工務工通局、民政官にもこの意を申達しまして是非今後市当局にこの重要な埋立問題をやらせて貰うようにプランをハッキリ打出す事を夫々の関係主管官庁に連絡し、更にこの問題が市としての財産の確保であるが故に市民自体も今後起こりうる市有地問題についてもより以上の協力をうる意味におきましてもこの計画を早く実施し併せて斯ういった文書も添えて関係当局の了解を得て問題を推進して貰いたいと思います。そういう意味において要望すると共に本案に賛成する次第であります。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　では討論終結、採決に入りたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認め討論を打切り採決に入ります。日程第５、公有水面埋立免許申請手続きについて、決議案第３号は原案通り可決する事に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(高良一君)　満場一致を以て本案を可決決定致します。よって本決議案の通り法に明示する規定に基づく手続きによって処理して頂くよう那覇市議会として政府へ要請する事に致します。

○議長(高良一君)　次日程第６、那覇市行政区画整理調査研究委員会設置方の要請について、１番議員外25名提出決議案第４号を議題と致し提案者の提案趣旨説明を願います。

○高良清二君　只今議題となりました那覇市行政区画整理調査研究委員会設置方の要請について趣旨説明を申し上げます。

都市計画事業としての土地区画整理事業も約74パーセント進捗し又真和志市の合併に伴い広範囲な行政区域となり、名実共に琉球の首都としての礎を築いたのであります。然るに現行政区画の名称は、町名区名に同一名称が付され、その区域も雑然とし統一を欠き、市民の日常生活に直接間接に尠からざる不便を与え、尚且つ、官公署に於ける事務能率を著しく阻害し、早急に改善策を講じなければならない現状であります。依って当局に対し可及的、速やかに議会議員並びに一般学識経験者、所管部、当局の吏員を以て組織する委員会設置条例の制定を要請し、以て行政区画整理の統一を図り、之を推進すべく議会の議決を得たいので提案する。

以上でありますがその内容或いは事実を引例を以て御説明申し上げたいと思います。まず市町村内の区域を変更しようと思う場合は議会の議決を得るようになっておりますが、市町村自治法の第６条の３の規定で特別の定をする場合を除く外市町村の区域内の町、若しくは字の区域を新たに画し、若しくはこれを廃止し又は町若しくは字の区域、若しくはその名称を変更しようとするときは市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め行政主席に届け出なければならないと謳われており、市町村議会で議決をする前に是非とも調査研究の必要を感じておりますのは現在施行されておりますところの町番地制は明治12年の廃藩置県となり、その後幾度かの歴史の変遷を経まして大正10年に一般市制が施行されて現在に及んでおります。然るに敗戦によりまして戦前の面影は完全に破壊され既に皆さんが日常生活において痛切に感じておりますところの自分の地番が何番地に該当しているか分からない、字名で呼んで良いのか、区名で呼んで良いのか分からない現状であります。現在那覇、首里、小禄、真和志の４市町村が合併しまして名実共に大那覇市の形態をなしてきたのでありますが、那覇中央郵便局の窓口において調査致しましたが旧真和志地区の松尾、壺川、楚辺という区の上に旧那覇市にも楚辺、松尾、壺川があり、旧真和志地区の宮城、松川は小禄の方でも宮城、松川という字名があり、更に旧首里市の金城と小禄の金城、又市内においては１区、２区、３区、４区という区名が今もって呼ばれております。ところがこれが埋立地の方に、例えば若狭町の地先におきましての地名は正式に申しますと若狭町２丁目公有水面埋立地先何番地と非常にむつかしい町番地名がついております。斯ういう字名、区名の不統一な

呼称をその儘見送ります場合においては、永年の私達の私生活において相当な混乱と事務の紛争が予想されますので是を早急に統一整理して行きたいと考えるのであります。以上簡単に御説明致しましたが、詳しい内容の検討につきましては委員会設置後各種資料を集めて調査研究したいと考えております。是は名古屋市の行政区画整理調査研究委員会の資料でありますが、是によりますとその委員会の委員構成内容を見ますと、市長、助役を初め各部長その他総ての階級に及んでおり、当局以外の各種諸団体や警察署長、消防隊員というふうに相当幅広く各界の学識経験者を網羅している。

斯ういうようなメンバーでありますので只今提案しましたところの調査委員会の構成は当議会は勿論那覇市当局並びに一般学識経験を有する凡ゆる階級を網羅致しましたところの調査委員会を設置し、そうすることによって敗戦の然も混乱から既に13年を経過した今日において尚敗戦の落し子であるところの区制を統一整理し、早急に是正する事によって市民の生活は安定し幸福をもたらすものと本員は確信するものであります。重ねて申し上げますが、この要請決議案は調査委員会を作ると同時に予算化を急ぎ、市当局担当事務部局或いはその職員配置を正式に予算化し公正に是を処理し早く実現したいと考えるのであります。

○議長(高良一君)　本決議案について只今より質疑に入ります。

(「質疑なし」「進行」と呼ぶ者あり)

○久場景善君　本委員会の構成メンバーはどういうふうにやりますか。

○高良清二君　本決議案が可決になりますと当局の理事者である市長を中心に関係部課長が是を研究し、本委員会を設置する前に一応市としても議会に諮る筈であります。従って人員を何名にするか、どういう人を委員に任命するかについては当局から当然議会に対して諮るものと思いますので、その点は当局に絶大なる信頼を寄せましてその腹案を作って頂きたいと考えている次第でございます。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　では質疑を打切り只今から討論に入ります。

(「意見なし」「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御意見もないようでありますので討論を省略直ちに採決に入って御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認め討論省略し只今から採決に入ります。日程第６、那覇市行政区画整理調査研究委員会設置方の要請について、決議案第４号を原案通り可決する事に御異議ありませんか。

(「異議なし」「賛成」と呼ぶ者多数)

○議長(高良一君)　全員御賛成と認めます。よって本案は原案通り可決決定する事に致します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　賛成多数であります。よって左様取り計らう事に致し本日は是を以て散会し、明日は議案研究のため休会致しまして明後日26日午前10時から本会議を再開致します。有難うございました

(午後１時39分　散会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員氏名

議長	高良　一	副議長	渡口　麗秀			
議員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	渡口　政行	森田　孟松	儀武　息睦
	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進	金城　賢勇
	玉城　正次	大城　正徳	宮里　敏慶	玉井　栄次	高良　清二	糸数　昌剛
	大山　盛幸	玉那覇有義	辺野喜英興	上原　文吉	比嘉朝四郎	宮城　実
	仲宗根梶雄	崎山　喜達	具志　清裕	黒潮　隆	浦崎　康華	備瀬　知良
	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永	真栄田義晃	普久原朝光

一　市当局より参与せる者の職氏名

市長　兼次佐一　総務部長　仲原英通　社会部長　義永栄善　消防隊長　具志清一

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1959年１月29日　２番議員　平良真次郎〔印〕
1959年２月２日　43番議員　真栄田義晃〔印〕
1959年２月４日　議　　長　高良　　一〔印〕

３月26日午前11時27分　開議

○議長(高良一君)　本日の出席37人、欠席５人でありまして議会は成立致しております。只今から本日の会議を開きます。

○議長(高良一君)　諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の議事日程は印刷の上御手許に配付致しておきましたから、それにより報告に替えます。

議事日程第２号

〔第１～第７　略〕

第８　公有水面埋立免許申請について（市長提出諮問第６号）

本日の会議に付した事件

〔第１～第７、第９、第10　略〕

第８　公有水面埋立免許申請について（市長提出諮問第６号）

○議長(高良一君)　では只今から議事に入ります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第８、公有水面埋立免許申請について、市長提出諮問第６号を議題と致します。本件につきましては御承知の通り去った第22回臨時議会に於きましてガーナムイとその周辺の緑地帯の坪数について幾許とするという要望が漠然としておる為将来疑義を持たれる懼れがあり坪数は明示すべきが妥当であるとして審査の慎重を期すべく更に継続審査を為さしめる事に致したのであります。依って建設委員会に於けるその後の審査経過並びに結果について御報告願う事に致します。

○新垣松助君　只今議題となりました日程第８の諮問第６号公有水面埋立免許申請について御報告申し上げます。諮問第６号につきましては21回議会に於いて本委員会に付託されたものでありましたが、この審査結果については去った22回(臨時会)に於いて御報告申し上げた答申案の条件第３項の「鵝森は原形の儘存置し周囲の環境を生かしその周辺幾何かを緑地帯児童公園に充用し那覇市有地とする」という委員会案を提示致したのでありますが、議員各位から「周辺幾何」ということは漠然としているので坪数をハッキリ明示すべきであるとの御意見があり、再び継続審査を行ったのであります。そこで去る３月18日に委員会を開催、当局の主管部課長の出席を求め慎重なる質疑がなされたのであります。先ず当局に実測の結果について訊ねたところ鵝森が560坪、その周辺が道路計画を除いて1,900坪で結局公園緑地帯は2,460坪とのことであります。然し乍らこの埋立申請は２万445坪９合５勺であるに拘わらず、申請以上余分に埋立てしたものが2,800坪もあるとの当局の報告を受けたのであります。この埋立が許可以前に既に80パーセントが埋立てられ、然も2,800坪が余分に埋立てられている既成事実に対し、将来の市の都計上由々しき問題であるとの各委員からの活潑なる意見が開陳され、琉球政府に対しこれが是正方の要請決議文を市議会の名に於いてなさるべきだとの意見が一致したのであります。これが決議文については一昨日満場一致で議決して頂いた通りであります。結局条件の第３項については御手許にお配りしてある答申案の通り「鵝森は原形の儘存置し周囲の環境を生かし鵝森を含む2,460坪を緑地帯児童公園に充用し那覇市に無償で提供すること」に訂正し、更に第１項目を付け加えて条件第５項を「埋立免許申請２万445坪９合２勺に対し現在それ以上（2,800坪）埋立ててあるが申請坪数に止めて貰いたい」。

以上条件の第３項の訂正と第５項の１件を追加して満場一致これを答申案通り決定致した次第であります。宜しく皆様方の御賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　只今の委員長の報告に対し質疑に入ります。

○平良真次郎君　当局で調査或いは研究した緑地之に就いて説明をお願い致します。即ちどういうふうな施設をするか、どういうふうな面積でもってどの辺にするか、その点についてお伺い致します。

○都計課長(知念英五郎君)　之は実地測量に依ってガーナムイを選んだ訳であります。即ちガーナムイを囲んだ道路が２つある訳で、そこが三角点に来ますので、その三角の中に緑地公園のスペースを取った訳であります。

（「坪数はどの位ですか」と呼ぶ者あり）

2,460坪であります。

○森田孟松君　委員長にお伺い致します。答申案５項の中に現在それ以上2,800坪埋立てられてあるが申請坪数に止めて貰いたいというふうに書いてありますが、この2,800坪という坪数はどういう風に処理為されるか、その辺に就いて委員会で検討されたかどうか、申請した人の自由裁量に依って何とか処理して貰いたいという事であるか、この2,800坪というのは既に埋立てられているのであるかどうか、又如何なる方法で措置する心算かお伺い致します。

○新垣松助君　まず埋立免許申請は２万445坪９合２勺になっており、市当局が測量の結果2,800坪が余計に埋立てられているという事に対しまして相当委員会に於いても論議されましたが、是は申請人が余計に埋立てたものであります関係上市がどうするという事は出来ないと思いますので、余計には埋立てられておりますが申請坪数丈に止めて貰いたいという条件を付けたのであります。それで市当局も之に対して答申案の通り当局がその管轄政府に交渉すべきものであり、我々は是以上どうという案が出ないので申請坪数に止めて貰いたいという条件を付してある訳であります。

○森田孟松君　この申請者に対して、この2,800坪の問題に就いて委員会として話し合いを為さった事があるかどうか、お伺い致します。

○新垣松助君　これについては委員会としても研究致しましたが決定案が出ず、結局申請坪数に止めて貰いたいというふうにしか出来ませんので、是はどうせ市長に要請する様に市当局からこういう事は関係当局にお願いして決めて貰いたいと考えるのであります。

○渡口麗秀君　只今森田議員の御意見と同じ様なものでありますが、今の2,800坪というのは結局埋立個所ですね。

（「ハイ、そうです」と呼ぶ者あり）

そうしますと是は無断埋立になりますね。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

是につきましては議会側として或いは当局と致しましても、この措置については充分な考慮を払う必要があると本員思料致しますが、当局のこの無断埋立の2,800坪に対して如何なる見解を持っておられるか、市長の答弁をお願い致します。

○市長(兼次佐一君)　この諮問案自体が先の臨時議会に於きまして平良議員から指摘されました。所謂将来の市の財政確保の上から慎重な態度で当たらなければならないという見解の上に立ちまして、その後いろいろ検討してみましたところ、今指摘されました2,000坪余りの土地に対する措置については茲で回答申し上げられる迄検討を加えていませんが、然しこの埋立自体について些か疑義を持つものであります。と申し上げますのは、この埋立は既に完成された後に於いて事後承認を受けるという所の行き方で

あり、先ず手続きの上からいきますならば不当な埋立となっております。従いまして普通の行き方であるとするとまず行政主席は申請を受けた際に最初市に対して諮問されるべきであり、その諮問の結果によって都市計画審議会にも諮られた後に措置すべきであったと考えるのであります。然し又一方に於きましては軍の至上命令に依って為された事であるから、今後こういう事のない様に付帯決議みた様な意見を添えて諮問に答えなければならないという意見もある様でありますが、その後調査致してみましたところ軍の至上命令というのは法的には布令第106号である様であり、この布令第106号は1953年３月30日に公布されたものであります。その後に出来た立法院に於けるところの立法第34号による都市計画法は同年８月17日、即ち布令第106号以後に出来ているのであります。この都計法に基づいて行うならば只今の問題については手続きの上から致しましても非常に不手際を生じており、且つ又こういう様な埋立後に於ける事後承認の諮問に対しては今一度検討すべきであり、場合に依っては行政的な処分も可能ではないかという見解に立っておりますので質問に対する答弁にはならなかったかも判りませんが、この諮問案は今一応御検討願う時間的な余裕を議会がお持ちになって頂ければと考えている次第であります。

○平良真次郎君　埋立免許申請の坪数は２万445坪と書いてありますが、確かこの坪数の中にはガーナムイ周辺の土地も含めての坪数と思いますが、そうしますとこの幾何という坪数２千幾坪という数字が出た為この埋立申請坪数は減るのではないかという様な事も考えられますが、その辺のところがどうも漠然としている様に感じられ、是は勿論当初の申請坪数でありますが、それに対しガーナムイ周辺も全部入っていますが、それが緑地帯として取られてしまったということになれば実際坪数はこれより減ると思います。是に対する委員長の御見解をお伺い致します。

○新垣松助君　本委員会が現場調査致しました結果、この周辺の坪数面積が表れております様に現在のところこの埋立工事も中止になっておりますし、これ以上そこは緑地帯として残されこれ以上埋立はしないと思います。然し我々が毎日向こうに行って監視する何もないし、当局が時々廻って監視し又は都市計画面からも是は大いに監視する必要があると思います。

○議長(高良一君)　只今３時59分でありますので会議時間を延長致します。

○金城賢勇君　この坪数については道路の問題と違いこの儘でこの諮問を承認して良いかどうか法的にも幾多の疑義があります関係上、本案についてはもっと当局も研究して貰いたいと思いますので建設委員会に再付託して頂き、或いは政府の方と折衝して解決しなければ本案は何時迄経っても解決出来ないと思います。

(「賛成」「委員会付託」「駄目々々」と呼ぶ者あり)(笑声)

○真栄田義晃君　本員も只今の17番議員(金城賢勇君)の御意見に賛成致します。というのは、申請以上に埋立てられている地域に対する処分の問題は委員会としてもハッキリしておりませんし、更に本埋立工事が事後承認の形式で行っている事自体我々としても更に検討する点が多々ありますので建設委員会に再付託すべきだと思います。

(「何とか結論付けましょう」と呼ぶ者あり)

(「イヤイヤ再付託すべきですよ」と呼ぶ者あり)(笑声)

○議長(高良一君)　では意見調整の為休憩致します。

(午後４時４分　休憩)

(午後４時12分　再開)

○議長(高良一君)　再開致します。休憩中に於ける協議の結果、本諮問案に就いては建設委員会委員長からの審査報告がありましたが、議員間に於ける疑義と更に法的疑問もある様でありますので本諮問第６号公有水面埋立免許申請については建設委員会に再付託する事に御異議ありませんか。

(「賛成」「異議なし」「３回目ですよ」と呼ぶ者あり)(笑声)

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上を以て本日の日程は全部終了致しましたので本日は是を以て散会し明日、明後日は各常任委員会に於いて付託案件の審査をして頂き、29日午前10時から本会議を再開致します。有難うございました。

(午後４時29分　散会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員氏名

議長	高良　一	副議長	渡口　麗秀			
議員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	渡口　政行	森田　孟松	儀武　息睦
	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進	金城　賢勇
	玉城　正次	大城　清徳	宮里　敏慶	玉井　栄次	高良　清二	糸数　昌剛
	大山　盛幸	玉那覇有義	辺野喜英興	上原　文吉	比嘉朝四郎	宮城　実
	崎山　喜達	具志　清裕	金城　重宜	黒潮　隆	浦崎　康華	備瀬　知良
	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永	真栄田義晃	普久原朝光

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　長	兼次　佐一	総務部長	仲原　英通	社会部長	義永　栄善
都計課長	知念英五郎	消防隊長	具志　清一		

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1959年１月29日　２番議員　平良真次郎〔印〕
1959年２月２日　43番議員　真栄田義晃〔印〕
1959年２月４日　議　長　高良　一〔印〕

〔３月29日会議録略〕

３月31日午前10時51分　開議

○議長(高良一君)　開会致します。本日の出席34人、欠席８人でありまして議会は成立致して居ります。只今から本日の会議を開きます。

○議長(高良一君)　諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の議事日程は印刷の上御手許に配付致してありますので、それに依り報告に替えます。

議事日程第４号

〔第１～第17　略〕

第18　那覇市戦災復興に対する日本政府の援助要請決議案(10、13、16、21、22、28、38、34、35、36、37、41、42、5、43、44番議員提出決議案第５号)

本日の会議に付した事件

〔第１～第８、第10～第19　略〕

第９　公有水面埋立免許申請について(市長提出諮問第６号)

第20　那覇市戦災復興に対する日本政府の援助要請決議案(10、13、16、21、22、28、38、34、35、36、37、41、42、5、43、44番議員提出決議案第５号)

○議長(高良一君)　では只今から議事に入ります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第９、公有水面埋立免許申請について、市長提出諮問第６号を議題と致し建設委員会に於ける審査の経過並びに結果の報告を求めます。

○新垣松助君　只今議題になりました日程第９の市長提出諮問第６号「公有水面埋立免許申請について」は26日の本会議で再度本委員会に付託されたのでありますが、本月24日の本会議に於いて満場一致で可決になりました決議案の公有水面埋立免許申請手続きにもありました様に、所定の事務手続きを要することが明示されておるにも拘わらず、本件については申請中にその80パーセントが既に埋立てられ事後承認を求める形となり、剰え2,800坪の申請埋立過剰をしている点から法を無視した行為であり、違法であるという委員の活潑なる意見の開陳があり、それに対する行政権限の法的裏付等の検討が充分なされておらず、尚且つ是に対する行政府所管当局の見解並びに申請人の手続き経緯等を聞く必要もあるというので、これが結論を得るに至らず、結局お手許にお配りしてある委員会報告書の通り、審議未了のまま継続審査を致すことに相成った次第であります。簡単ではありますが中間報告と致します。

○議長(高良一君)　只今の委員長報告に就いて質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　質疑がなければ討論に入ります。

(「討論なし」「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　討論もない様でありますので討論省略、採決に入ります。日程第９、公有水面埋立免許申請について、市長提出諮問第６号は建設委員長の報告通り中間報告となっておりますので、引き続き議会閉会中の継続審議為さしめる事に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認め左様取り計らう事に決定致します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第20、那覇市戦災復興事業に対する日本政府の援助要請決議案、10番議員仲尾次盛夏外14名提出決議案第５号を議題と致し提案理由の説明を求めます。

○真栄田義晃君　それでは私から提案趣旨の御説明を申し上げます。その前に本決議案をプリントにして御手許に配付致してございますので一応朗読致します。

沖縄は去る太平洋戦争で全島が激戦場となり、すべてが灰燼に帰した。剰え全県民の祖国復帰の悲願も空しく、対日講和条約第３条によって戦後14年、今猶米軍の占領下におかれている。

この間、沖縄の政治、経済の中心たる那覇市に於いては、歴代市長の下戦災の復興に鋭意努力を続けてきたが、その費用は殆ど市の自己財源と琉球銀行からの借入れによって賄われている状態である。もとより沖縄においても1956年に都市計画法が漸く策定、実施をみるに到ったが、これは祖国における戦災復興関係諸法規と異なり政府の財政負担については何等の明文もなく、従って米軍及び琉球政府から随時与えられる補助金も殆ど恩恵的なもので、政情の変化によってはいつでも停止される不安定な性質をもつものである。この様な現状は経費の殆どを依存財源に求めねばならない那覇市の復興事業の将来に大きな不安を投げ与えている。

このように戦中、戦後を通じて最大の犠牲を強いられ、複雑な政情下に悩んでいる沖縄に対しては、日本政府に於いても積極的な施策を講じ、本土に於ける現行戦災復興諸法規に準じて可能な限りの財政的援助を与えられるよう要請致します。

以上でございますが、更に補足説明させて頂きます。

周知の通り那覇市の都市計画事業はその総経費35億円を要するものと推定されており、この様な莫大な経費を自己財源のみで捻出する事は不可能に近い状況であります。

良く起債という事がいわれておりますが、財源を起債に求めるにしても、現在の経常的財源約8,000万

円から経常経費6,000万円是から今日迄借入れした１億6,000万円の平均年間償還額1,100万円を差し引いた残り約1,000万円を償還充当財源として新規起債を起こすとしても後１億4,000万円を借りるのにギリギリ一杯の那覇市の財政状態であります。

従って都市計画事業の将来は償還を要しない補助金に俟たなければならないと思います。然し乍ら本文にもあります様に現在施行されている都市計画法には政府の経費負担率が明文化されていないのであります。又政府収入の減少に依って去年度28億円だったのが、26億円台の予算を組む事も困難視されている現状では、たとえ財政的裏付けを明文化させたにしても多くを期待する事は実際上無理であります。又軍補助金にしても何等義務付けされない恩恵的なものとして政情の如何に依って何日でもたち切られる不安定な性質のものであります。斯ういう要因が重なって都市計画事業の将来の見通しは全く暗夜に手探りで進む様なものであります。飜って日本本土の情況を見るに、終戦直後からその経費の５割を政府負担とすると明文化した都市計画法に依って着々と事業は進められて来ており、都市の戦災復興事業が今年度で一応完了する段階に来ております。又1953年12月に祖国復帰した大島の名瀬では大島復興特別措置法に依ってその９割は国庫負担、残り１割の半分を県で負担して戦災復興事業が現に進められているのであります。是は誰が行政の首長になろうが、法に依って政府に義務付けられているのはいうまでもない事であります。是を現在の沖縄と比べると実に雲泥の開きがあり、その原因は１つに掛って、沖縄が祖国と断ち切られ米軍の統治下に置かれている事にあり、その責任は日本政府も持たねばならないと思います。勿論統治の直接の責任を持つ米軍も日本と同様に住民福祉の責任を負わねばならないが、現地軍側と住民側丈の折衝では実際には幾多の問題解決は困難視されている今日の状態であります。幸い今度の立法院でも各派共対外的な要求については一本化すべきであるという風に意見が纏まっており、又土地問題を初め経済援助の問題でもどしどし日本政府の尻を叩いて行かなければならないという点では殆ど意見が一致している状態で、戦災復興にしても琉球政府や米軍からの補助金獲得が実際上その見通しが困難であり、たとえ出来たにしてもそこには自ら限度がある以上、沖縄をこの様な状態に為さしめた日本政府にその責任の一端を持たしめる事は当然の事であると考え、本決議案を提出した様な次第であります。

尚この決議案の宛先は衆参両院、日本政府殿となっておりますが、勿論この決議案を送付する場合には衆院、参院、日本政府３つに同文の内容で送りたいという風に考えております。

○議長(高良一君)　只今の説明に対して質疑に入ります。

○森田孟松君　提案者にお伺い致します。本員もその趣旨に於いて大いに賛成であります。所が財政援助の要請決議でありますので那覇市議会の意思表示という事になりまして、別に法的な立場から日本政府や衆参両院に要求するのでもない。ただ意思表示で良いんじゃないかと思いますが、今一応那覇市会としての権威という面から見ました場合に、直接平和条約第３条に依って日本から切り離された所の沖縄の地方自治体が、日本政府或いは衆参両院に対して斯ういう事をやった場合にどうなるか、所謂議会の権威を保つのにこの方法が良いのかをよく検討して見たいと思う。それとも琉球政府或いは立法院を通じて、沖縄県という大局的立場から取り上げて総合的にまとめて斯ういう手を打たせて貰い、それでも尚それが出来ない場合、我々は祖国の方に我武者羅に走るという意味に於いて斯ういう方面に走って行った方が良いと本員は考えております。

その理由は大統領行政命令第２節には国防長官が沖縄の内面的な政治の全責任を負うという風に謳われております。そういうものも睨み合せて考えた場合、議会の名に於いて斯ういう要請決議を直ぐ様日本政府に持ち出すのと、一応は順序を踏んで、琉球政府並びに立法院に対し、那覇市会に於いては日本政府に対して斯ういう様な、アメリカでは埒があかんから陳情をして貰いたいという風な方法で取り上げさせる様にしたい。日本としても沖縄を戦前同様県として取り扱っているのであって那覇市丈をそういう風に取り扱って頂けるかどうか、それが出来れば、尚結構でありますが、この面の認識を吾々は明確にすべきであると思います。以上申し上げた見解に対して提案者としては如何なる御見解であるか承

りたいと思います。

○真栄田義晃君　その点に就いては本員もこの決議案を作成する時一応考えたのであります。それで今度の場合は大統領行政命令第２節に依り、対外的な責任はアメリカが持つという事になっているのであります。

然し乍ら私達は飽く迄も日本国民であります。第３条の暫定条項に依って今はアメリカの統治下にあるとはいえ、私達は日本国民であるからして、米国統治下にある日本国民の陳情として仮令アメリカが対内的な責任を持つといっても、現実に祖国に於いては、戦災復興関係の諸法規に依って着々として都市復興は進展している状態にあるのに較べて、アメリカが対内的な責任を持っているとはいうものの、那覇市に於いては、先程も申し上げました様に自己財源と琉球銀行からの借入れだけを以てしては遅々として進展しないのに加えて瀬長市長就任以来銀行融資はストップされて諸事業は一向に進展せず、停頓している状態であります。斯ういう事態は日本政府が日本国民である我々沖縄人をアメリカの統治下に置いている所に日本政府としての責任はあろうというので、日本国民として祖国政府に陳情しようという事であり、その点別に差し支えはないと思います。

それから対外的な問題は政府に於いて決められた機関に依って為すべきであるという事でありますが、その点に就きましては一つの前例と致しまして、講和条約発効前の見舞金に致しましても土地総連合会或いは立法院議員の方々の日本政府へ折衝した力に依りまして現実の問題として11億円も獲得されているのであり、又最近の例を申し上げますと、社大党の安里積千代氏が日本政府の岸総理に会われ、土地問題解決或いは祖国復帰の問題についても、日本政府の方でやって貰いたいという事が新聞報道に出ております。そういった前例からして自ら軌を一にする事項でありますので我々の議会の意思表示としてやる事は別に支障はないと思います。更に立法院を通じて考えられないかという事でありますが、実に結構な事だと思います。私達は更にこの決議案の趣旨に従って立法院にも働きかける様努力したいし、又その様に議員諸公もやって頂きたいと考えております。

○高良清二君　只今の発議者の説明の中に先程森田議員の質疑に答えて、只今の要請を陳情として日本政府にやるという事でありますが、是は陳情として出すのであるか、或いは要請であるのか。

○真栄田義晃君　要請としてであります。

○高良清二君　先程の森田議員の質疑と重複するかも判りませんが、もう一応御説明願います。森田議員は大統領行政命令の第２節と第３節の説明をしておられる様でありますが、第７章雑則の35条で琉球政府は外交事務を行う事が出来ないという風になっており、是はひとつの地方自治体の行政事務と解釈されますが、その点如何にお考えでありますか、お訊ね致します。

○真栄田義晃君　先程も申し上げました様に我々は日本国民として、外国の統治下にある日本国民として当然我々の福祉の問題に就いて祖国政府に要求する権利はあると、先程の実例所謂講和発効前の災害補償や立法院議員の方々が折衝した四原則の貫徹、祖国復帰の折衝等も外交折衝に属するものではないかと考えておりますし、建設部長も只今日本に行って戦災復興援助の折衝に行っておりますが、是は市当局だけに為さしめるのではなしに、市議会もそういう意思であるという事を表明すれば非常に力強いと思います。

○平良真次郎君　現在の米国民政府から補助金並びに銀行融資の再開を諮る問題と戦災復興に対する日本政府への援助要請の２つの問題が出まして、どちらが従か、どちらが主かという事が今度の議会でも色々質疑が出ている様でありますが、特にこの問題に就いて本員非常に遺憾に思うのは現段階に於いては何れが従で何れが主であるという事は当らないし、又そう考えてはいけないと思うのであります。特に現状に於いて兼次市長も超党派で行くという線を打出しているし、斯かる意味から融資の再開並びに補助金の交付方について、この２つをひっくるめて提案して貰った方が、より筋が通るし、より効果的であり、既に議会に於いてもそういった努力を続けているようでございますが、特にそういう様な問題に就きましては、両方提案した方が却って良いんじゃないか、もし提案しないでやろうとするならば、市長

並びに議会の正副議長並びに議員の方々が共にこの融資の再開、補助金について合同折衝でもして両方相俟ってやる心算であるかどうか、その辺の所に就いて提案者にお訊ね致します。

○真栄田義晃君　軍補助金、融資の再開に就いても手段としては賛成であります。軍補助金の獲得、この問題に於いても、勿論是を出したからといって軍補助金の再開或いは復金融資の再開に就いてはどうでも良いという様な考えはないのであります。だからこの件に就いても議案として提出したかったのでありますが、是はこの決議案を出す場合に間に合わず、意思は充分持っておりますし、此処で直ちに２つ一緒に出した方が良いという皆さんの御意思であれば各位にお諮りして、復金融資の再開、軍補助金の交付方についても決議案を直ちに此処で提出したいという風に考えております。

○森田孟松君　この決議案の取扱い方でありますが、那覇市議会という所謂地方自治体の名に於いて要請するのでありますが、我々が要請するのであれば、如何なる妨害があっても乗り越えてやる丈の法的根拠がなければいけないと思います。といって、この要請が大統領行政命令に依って制約されておるという風に本員消極的に考えている訳ではありませんが、議会の権威を保持するという意味で今少しその方面を研究し、一旦決議した以上は日本政府或いは衆参両院に対し我々議会の意思が充分披瀝出来る様な方法を取らないと後で何処に行ったか判らないという事になりますと困りますので、先程の平良議員の御意見とも絡み合せて更に良く研究した後に提案して頂ければ幸いだと思いますが、提案者としては必ず今期議会に於いて本決議案を処理なさろうというお考えであるか、その点お伺い致します。

○真栄田義晃君　今の質疑の中で議決が何処に行ったか判らないという事態に陥ってはという事を仰言っておりますが、我々議会がこの意思を表明することに依り、日本国民として当然向こうにこの意思を伝達した場合その文書を何処かで押えられるという……。

（「イヤ、そういう意味ではありません」と呼ぶ者あり）

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　ではこの辺で質疑を打切り討論に入りたいと思いますが、左様取り計らう事に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）（多数）

○議長(高良一君)　御異議ないと認めます。依って質疑を打切り只今から討論に入ります。

○浦崎康華君　私は本案に対しまして賛成であります。従来土地問題に対しましても日本政府に要望し、只今説明された様に10億円からの見舞金を頂戴したのであり、是も折衝ではなしに御願いであります。お願いであるから只今御心配の様な行政命令に触れるのではないかという様な心配はないと存じます。幸いに議会から10名の方々が上京されますので、この機会にこの方々はこの文書を携えて日本政府並びに衆参両院に行き、口頭でも趣旨を申し出てお願いした方が得策であり、時宜に適したものと考え、原案に賛成する次第であります。只茲に文書の一部をお願い出来ればこの「於かれている状態である」「もつものである」「与えている」といった様な字句を今少し丁寧に要請致しますという文句に釣り合う様に、それから「今猶米軍の占領下におかれている」という所は「おかれています」、「状態である」を「状態であります」、それから「不安定な性質をもつものである」を「もつものであります」、それから「投げ与えている」という所を「投げ与えています」という様に文書を統一し、相手に尊敬の意を表する意味でその不備を修正致しまして文案に対しては賛成であります。

○平良真次郎君　本件に就きまして灰燼に帰した幾多の都市と共に我が那覇市も是非共早急に復興しなければならない事は当然の事でありますが、特にこの場合、現在行政権を持っております米軍当局に要請して居る現状から見ました場合、昨年の政府に対する補助金が約１億円、59年度に対する補助金が１億2,000万円という風に報道されており、その他臨時に特別補助金を以て現在の政府は賄っているという状態である事は議員各位も御承知の通りであります。そういった様な立場に立ちまして、私達は日本政府に対する補助を申請する事、或いはアメリカ政府に現状を訴えて都市計画の推進を図る為の陳情をするというのはその趣旨に於いて何等相反するものではなく、寧ろそういった様に本土政府に我々議会の

意思というものをハッキリと訴えて、これが解決を図らなければいけないという見解に立つものであります。特に今先浦崎議員からもお話がありました様に日本に170億の講和発効前見舞金を請求したのであります。是は皆さんも御存知の通り賠償請求でございます。所が日本に於いては外交権、行政権がアメリカにあるので結局講和条約とも関連するので賠償という事は妥当でないという意味に於きまして、見舞金として日本政府は10億円を与えた。この見舞金は現在の軍用地料の３億2,000万円に相当しております。斯ういった様な政府から援助もあります。斯ういう風な事についても、米国当局にその真意をハッキリ訴えればこの問題は別にこだわる必要はないし、立法院に於いてもその線に副っております。更に副主席は民政官に経済援助の要請をしている段階にありますので、特に斯ういう様な面に就いても那覇市が率先して行政主席、立法院に是を要請し、更に軍の了解を得ると共にこの決議を市民の意思許りでなく、全県民の意思として大きく考えてこの決議をして頂ければと思っております。そういう意味に於きまして議会並びに当局に於きましても我々の考えを率直に披瀝して頂いて特に正副議長にはお役目柄御苦労の事とは思いますが、市長と共に我々議会の持つ考え方というものをハッキリ訴えて頂ければ必ずやこの問題も解決出来ると本員思料する次第であります。以上の見解に立ちまして那覇市民の所謂都市計画の促進の為、本員としては只今申し上げた様な要望を添えて賛成するものであります。

○崎山喜達君　本件は最も重要な問題であり、この問題が大統領の行政命令に規制されるかどうかは別として、本決議案を議決する事の可否を検討する必要があると思います。かつて屋良教職員会長が山羊小屋、馬小屋校舎といわれた校舎問題について種々云々した為、米軍から色目で見られ乍ら尚、日本全国津々浦々を遊説して歩き廻り、彼の日頃の行政手腕の許にその運動を展開したという前例もある事であり、現に松根建設部長が日本の自民党或いは社会党に戦災復興の援助要請をしておるのであります。この際議会も当局とタイアップして要請する必要があると思います。その意味に於いて本員もこの決議案に満腔の賛意を表する次第であります。

○高良清二君　只今の崎山議員の御意見に対しまして、その趣旨に就いては最上の協力をするものであり、その考え方に対しては本員も何等引けを取るものではありません。然し乍ら先程の森田議員の質疑の中にもありました通り、外交権の禁止という事もあり、市町村議会が簡単に議会の意思という事で議決した場合、法令の中にあるにも拘わらず、議会で議決するというそのものに疑問をもつものであります。と申し上げますのは、先程提案者にお訊ね致しました通り、行政外交事務を行う事が出来ないという禁止命令があり、琉球列島に対する外国及び国際機構としての交渉に就いては国防長官がその責任を負うという規定もありますので、今日直ちに是を議決するという事はどうかと思います。成程松根建設部長、屋良教職員会長の例も引用しておられますが、是は非公式に正副議長その他市長が日本に行き、政治折衝をするという事に対しては何等差支えはないと思いますので、その方面で努力を払って、法的根拠をハッキリさせる迄今少しく研究し今是を議決するという事に対して疑問を持つものであります。それでこの内容の審査陳情の方法等に就いて議長指名にするか、或いは委員会付託でも良いと思いますが、今少し検討する必要があるのではないかという意味で建設委員会或いは総務財政委員会に付託して検討したいと本員思料いたしますので、左様お取り計らい下さるよう動議を提案いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○渡口麗秀君　只今の問題につきましては私も主旨としては大賛成であります。唯先程から森田議員によって、提案者に対して質疑がかわされたのでありますが、この問題は法律上の問題、国際法上の問題もあるかと存じます。従ってそういう問題の解釈をハッキリさせた上で、慎重に取り扱うべきだとそういうふうに本員は考えますので、直ちに議決ということでなくして、総務財政委員会に付託して頂くよう提案いたします。

○真栄田義晃君　法的にあまり捉われておるようでありますが、これは議会の意志として表明することは自由であろうと思います。我々はもう少し積極的に日本国民であるという自覚をもって外国の統治下にあっても、日本国民として、祖国政府に要請するというようなことは、これは自由ではないか、もう少し積極的な活動が望ましいのであり、立法院においても、対外的な問題について決議をやったことは幾度もあります。従って那覇市議会で、我々の意志を表明することは、何等差支えないというふうに考えております。

○石原昌進君　この決議案について、総務財政委員会に付託して、しばらく研究したいという御意見があるようでございます。那覇市の都市復興については、多年の那覇市当局並びに議会がその早期復興について、努力して参った訳であります。従いましてこの決議案を次の議会まで延ばすということは、それだけ都市復興或いは市民の期待に副い得ないものだと私は考えております。尚大統領行政命令を或いは布告、布令を持ち出して、法的な面からいろいろつついているようでございますが、対外的な問題にいたしましても、那覇市議会がその意志を表明するということは、何等差し支えないことでございます。各議員からも意見が述べられておりましたが、講和発効前の見舞金にしても、更に政府補助その他いろいろな問題が、つまり沖縄に対して日本の法規の準用によって援助が行われているわけでございます。この戦災都市の復興、補助金の要請につきましても、当然我々は議員として、その意志を表明しなくてはいけないというふうに考えております。従いましてこの決議案を同じ意味において、全会一致で採決して頂きたいと、こう考えております。皆さんの御賛同を得たいと思います。

○宮城実君　この決議案の趣旨は大変結構でございますが、高良議員がいわれたように、もう少し検討を要する点があるのではないかと思います。果たしてこういう決議をして、どれだけの効果があるかどうか、或いは客観的に判断する場合に果たして、これが妥当であるかどうかは大きな疑問であります。吾々が対外的に意志表示する場合にもう少し慎重な態度をもって臨みたいと思います。吾々が善意をもってやった行動も、或いは逆にマイナスになる結果になることもあるのであります。市政は単なる議論や或いは原則論の上から割り出せるものではありません。あくまでも客観的に判断して、妥当の線を見つけるために総ゆる方法を講じなければなりません。こういう一片の決議案或いは署名運動によって、問題が解決する程生やさしい沖縄の現状ではないということは既に皆さんが御承知のとおりであります。先般の報道によりますと、昭和33年度予算案に沖縄関係の費用として３億7,000万の要求額として提案したのでありますが、たった600万円、つまりＢ円の200万円しか承認されなかったのであります。斯のように日本政府は貧乏であり且つ又沖縄関係の要求額に対しましても、多くの問題を含んでおります。片一方においては貧乏だから都計事業は依存財源でなければならないというので関係政府、つまり軍民両政府に対しましても、補助をくれと要望をし、それに対して片一方では補助をあげるといいながら、何等の反響もない。そういうふうなことをするのが果たして妥当であるか如何か、もう少し議員諸公も慎重に検討して頂きたいと思うのであります。

○森田孟松君　私の提案者に対する質問が提案者の方で私の意を解されていないように本員は考えますが、只今討論でありますので、自分の考えをもう少し申し上げたいと思うのであります。さっき16番さんですか、石原議員がいわれたように、我々の那覇市会の意志を祖国政府に対しまして表明するということは結構であります。ところが、只、意志を表明して実を結ばなければ議会の権威にかかわるのであります。さっきから申し上げているのは、そのことを申し上げておるのであります。空手形ばかり打出して実を結ばないようなあり方ではいけない。これを打出した以上どうしても日本政府或いは日本の衆議院に、がむしゃらに折衝しまして我々の望むところの額を補助して頂くというところまで、この議会は責任をもたなくちゃいけない。ただアドバルーンを打ち上げるのが議会の能じゃない。そういう意味において、議会の名において決議するという事は、深く考えて頂かなくちゃいけない。そういうような考えにたっての意見でありまして、趣旨においては大いに賛成であるが、この問題は大いに提案者の方でよくお考えになって頂きたいというのでありまして、趣旨に対しましては、全員が賛成だとこう思います。そういう意味で、今少し慎重にお考えになって頂きますように重ねて申し上げる次第であります。

○真栄田義晃君　積み重ねによってしか効果があらわれてこない。この効果がどれぐらいあるかという消極的な態度をとるんじゃなくて、やって効果が薄ければ更にもう一遍やる、こういった努力の積み重ねが

必要になる。効果が薄いという事は議案を撤回するとか、否決するというような理由にはならないんじゃないか、妥当な線がマイナスになるというようなことについては、私は解しかねるのであります。本件については一般の誰もが認めているものであります。意志に従ってやった事が誰かの感情によって支配されるというようなことはないと思います。

○仲松庸全君　この決議案につきまして保留という御意見も出ておりますが、御存知のように今の発言の中にもいろいろな前例がありましたし、又瀬長市長時代にもこの問題は日本政府に或いは社会党、自民党にも折衝が続けられて希望がもてる段階に来ております。また国会でもこの問題が取り上げられつつあります。更に松根建設部長も行って盛んに活躍しているようでございます。この決議案を保留するということはその響きがやはり日本政府にも及んだ場合は、折角の交渉も逆効果を来すことがないとも限らないのであります。いろいろと苦しんでいる市民の意志を議会が表明するということと、私達議会の権威ということとは無関係であると思います。本当に言いたいことを言い、希望することを希望するという率直な態度で、この決議案を一致した力でとおして頂きたいと心からお願いするものであります。そういうふうにお取り計らい下さいますようにお願い申し上げます。

○平良真次郎君　だいぶ時間がたっておるようですが、この問題は重要な問題でありますので暫く10分位休憩いたしまして……。

○大山盛幸君　市民の代表はこれで良いと思います。個人の立場において非公式にその筋に折衝するということは、今迄相当やってきて、今の議員の各位が述べられたとおりであります。議会の議決によってその筋に折衝することは先程から論じられており、むしろ慎重を期する意味においても、委員会に付託するということにして貰った方が良いじゃないかと思います。

（「賛成」「その方が良い」と呼ぶ者あり）

○石原昌進君　採決を主張します。法的な問題を慎重に検討するという意見が出ているようであります。本員としては今回の議会において決議することによって当局から派遣されている松根建設部長の折衝に対する推進にもなるし、尚更に我々那覇市民の戦災復興補助金を要求するという事が日本政府にもはっきり判る訳でありまして、是非とも６月迄待たないで、今日議会で採決して通して頂きたい、こうお願いする訳であります。

○議長(高良一君)　賛成、反対の両論が出ていますが討論を打切り採決に入ります。只今の日程第20の決議案について、25番議員（大山盛幸君）の動議のとおり、これは非常に慎重を要するので、今日は採決にもっていかずに総務財政委員会にこれを付託することに御賛成の方は挙手を願います。

○議長(高良一君)　33名出席に対して21名多数御賛成のようであります。よって25番議員の動議のとおり、これを総務財政委員会に付託することに決定いたします。

○崎山喜達君　この問題に対して慎重を期するということをいわれていますが、この慎重という問題がはっきりするのは何時頃ですか、次の議会になる訳ですか。

○議長(高良一君)　多数決で決まりましたから、総務財政委員会に付託してあります。それを御了承願います。

（「議長、早くやって貰いたい」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　以上をもちまして今期議会に提出されました議案は全部審議終了いたしました。

○森田孟松君　只今の問題ですが次の議会といった今のお話のように松根さんが上京していますので、出来たら議会を早目に招集して貰ってこの問題を採り上げて頂きたいと思います。

○渡口麗秀君　この案件は都市計画事業の財源の確保という観点から、議会側から率直に意見を申し述べたのであります。それに対して市長さんのお答えは例の特別補助の問題は確信があるというような答弁がしばしばあったのであります。しかし何時頃その特別補助は貰えるかという質問に対しては、兼次市長は答弁を保留しておられます。この補助のうち特に東江臨時市長時代に口頭指令によって、工事着工した分につきましてはこの６月に補助金がおりなければ才入欠陥になるおそれがありますので、議長と副

議長、市長の３名で早急に補助金がおりるように関係当局に折衝したいというような考え方をもっておりますが、それについて皆様の御諒承を頂ければというふうに考えておりますが、皆さんの御意見を承りたいと思います。

○大山盛幸君　大賛成ではありますが、それは慎重に考えるべきだと思います。市長はこの補助金の問題は確信があるとはっきりといっているし、一応市長さんの諒解を得なければいけないと思います。失礼だが確信をもっているというその意味におきまして、一応市長の見解を伺います。

○市長(兼次佐一君)　先の決議案の審議なかばにおきましても、軍から特別補助金と琉銀の融資の再開については同時に之をなすべきであるという意見が平良議員から出ております。更に只今30番議員（渡口麗秀君）から正副議長、市長と共に特別補助融資再開について、そのうちで特に東江臨時市長時代に再開になった分の資金を６月までに出して貰うよう協力したいが市長はその協力を受けるかという意味の質問のように伺っておりますが、誠に有難うございます。常に申し上げておりますように今更理由が与えるか与えないかというのは子供っぽい話であります。積極的に市民のために指導鞭撻して貰い、そして特別補助金は勿論、琉銀の融資も日本政府からの補助も協力して頂くということは私の施政方針の中にもはっきり謳ってあるのでございます。従いまして私お伴をいたしますから、是非御両人共協力をして御願いに上がって頂きたいと思います。最後に工事の完成したものに対しては渉外部長から東江臨時市長に対して支出については口頭をもって指令しておいたから心配するな、琉銀の立合いの上に施工届を出すようにという口頭での通知がなされており、従いまして確信の目途はますます強くなってまいりました。其の上に只今のように積極的に協力をして頂くという点からその確信というものが強くなったような気がいたしまして市長の立場からも、市民の立場からも、市会のこの厚意に対して感謝を申し上げる次第であります。

○議長(高良一君)　では閉会いたします前に市長の挨拶がございますから暫くの間ご静聴を願います。

○市長(兼次佐一君)　去った24日招集致しました今回の定例議会は既に今日で８日間になっております。その間議員各位には本会議においても、亦委員会におきましても、真剣に慎重に提出議案は勿論今日まで持越しになっておられたところの幾多の案件、つまり市民からの陳情書等に対して御審議を頂きましたことに対し衷心から敬意を表する次第であります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　ではこれをもちまして第23回定例議会を閉じることにいたします。長期間に亘り有難うございました。

（午後５時42分　閉会）

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員氏名

議長	高良　一	副議長	渡口　麗秀			
議員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	渡口　政行	森田　孟松	義武　息睦
	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進	金城　賢勇
	玉城　正次	大城　清徳	宮里　敏慶	玉井　栄次	高良　清二	糸数　昌剛
	大山　盛幸	玉那覇有義	辺野喜英興	上原　文吉	比嘉朝四郎	宮城　実
	仲宗根梶雄	崎山　喜達	具志　清裕	黒潮　隆	浦崎　康華	備瀬　知良
	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永	真栄田義晃	普久原朝光

一　市当局より参与せる者の職氏名

市長　兼次佐一　総務部長　仲原英通　社会部長　義永栄善　消防隊長　具志清一

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1959年１月29日　２番議員　平良真次郎〔印〕
1959年２月２日　43番議員　真栄田義晃〔印〕
1959年２月４日　議　　長　高良　　一〔印〕

3　1958年（昭和33年）６月　第24回定例会[区画整理、財産処分、援助、環境・衛生、埋立、都市計画、河川]

６月10日午前10時23分　開会

○議長(高良一君)　開会致します。本日を以て第24回那覇市議会定例会を開催致します。本日の出席30名、欠席12名でありまして議会は成立しております。

○議長(高良一君)　諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の議事日程は印刷の上御手許に配付致しておきましたから、それに依り報告に替えます。

議事日程第１号
第１　今期議会の会議録署名人選挙
第２　今期議会の会期を定めることについて
〔第３～第11、第13～第19、第21～第31　略〕
第12　那覇市行政区画整理調査研究委員会設置条例（市長提出議案第18号）
第20　財産の処分について（市長提出議案第25号）

本日の会議に付した事件
〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　議事に入ります前に市長の挨拶がございますので暫くの間御静聴を願います。

（比嘉朝四郎君、仲宗根梶雄君、出席）

○市長(兼次佐一君)　本日茲に第24回那覇市定例議会を招集致しました所、議員多数の出席を得て成立を見ましたことに対し衷心より感謝申し上げる次第であります。

本会議に提案致します議案は1959年度の各種予算並びに1957年度の各種決算、更にそれを含めまして20数件に亘る予算からなっております。どうぞ慎重御審議をお願い申し上げて挨拶に替える次第であります。

○議長(高良一君)　では只今から議事に入ります。日程第１、今期議会の会議録署名人選挙についてを議題と致し議長からお諮り致します。

従来那覇市議会に於ける会議録署名人につきましては、慣例として指名推薦の方法により議長の指名とすることに一任願っておりますが今期議会に於きましても左様取り計らう事に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないと認め議長から指名致します。４番議員比嘉佑直君、44番議員久高友敏君、以上お二人の方を指名致します。

○議長(高良一君)　次日程第２、今期議会の会期を定めることについてを議題と致し、一応事務局に於いての計画案が出来ておりますのでそれを御参考までに申し上げて見たいと思いますが、左様取り計らって御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないと認め御参考までに申し上げます。事務局の案と致しましては17日案と19日案を計画しております。

先ず17日案を申し上げますと、本日は市長の施政方針聴取、議案上程、説明聴取、明日11日から12日迄２日間は議案研究のため休会し、13日、14日、２日間本会議を開いて、市長の施政方針に対する一般質問をする。15日は日曜日で休会して、16日本会議を開いて議案を上程し質疑をやり、質疑続行のまま所管の委員会に付託する。17日、18日、19日、20日、21日迄５日間は委員会を開いて付託事件の審査を為し、22日は日曜日で休会するとして、23日、24日迄休会し付託議案に対する委員長報告書作成の為事務局の整理期間を与え、25日、26日、２日間本会議を開いて議案並びに陳情書に対する報告を受けて、質疑、討論、表決に入るとすれば、本会議６日、委員会５日、休会４日、休日２日で計17日という事になっております。

次に19日案を申し上げますと、本日は施政方針聴取、議案上程、説明聴取、明日11日から12日迄２日間を議案研究の為休会、13日、14日、２日間本会議を開催、市長の施政方針に対する一般質問、15日は日曜日で休会、16日本会議を開いて議案上程、質疑をして質疑続行の儘所管委員会に付託、17日、18日、19日、20日、21日迄は付託事件の審査、22日は日曜日で休会して、23日更に付託事件の審査をする事にして、合計６日間の委員会を持って付託議案の審査を全部終る。それでも終る事が出来なければ24日迄委員会を持つ事にするが、一応計画は24日、25日、26日の３日間は休会して委員長報告書作成の為に事務局の整理期間として与え、27日、28日、２日間本会議を開いて全議案並びに陳情書の委員長報告を受けて、質疑、討論、採決に入る。以上で本会議６日、委員会６日、休会５日、休日２日で計19日間とする計画であります。

（23番議員高良清二君出席）

○議長(高良一君)　以上の様な案を事務局は持っておるのでありますが、他に御意見がありましたら伺いたいと思います。

○比嘉朝四郎君　本会議は予算議会であり、市民福祉の増進を図る意味に於いて慎重審議を要しますので会期を19日案に致したいと思います。御賛同願います。

（「賛成」と呼ぶ者多数）

○議長(高良一君)　只今29番議員（比嘉朝四郎君）より19日案に賛成の御意見があり、それに多数の方が御賛成でありますのでお諮り致します。只今の19日案に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないと認めます。依って日程第２、今期議会の会期を定める事については本日６月10日より、28日迄の19日間と決定する事に致します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第12、那覇市行政区画整理調査研究委員会設置条例についてを議題といたし、当局の御説明を願います。

議案第18号

那覇市行政区画整理調査研究委員会設置条例

右の議案を提出する。
1958年６月10日

提出者　那覇市長　兼次佐一

(説明)
1958年３月24日第23回那覇市議会（定例会）において、委員会設置条例の制定について提案可決されたので、本案を提出する。

那覇市行政区画整理調査研究委員会設置条例（案）

第１条　行政区画整理上必要な事項を調査研究するため本市に那覇市行政区画整理研究委員会（以下単に「委員会」という。）を置く。

第２条　委員会は前条の事項について市長の諮問に応じ又は市長に建議することが出来る。

第３条　委員会の構成は左の通りとし、市長がこれを委嘱又は任命する。

１　市議議員中より　　６名

２　市吏員より　　６名

３　学識経験者より　　３名

２　市長は第１条の委員の外必要ある場合には､その都度臨時委員を委嘱又は任命することができる。

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選で、これを定める。

第５条　委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理する。

第６条　委員会の会務を処理するため主管課に書記若干名を置く。

２　書記は委員長の命を以て庶務に従事する。

第７条　委員会は委員長がこれを招集する。

２　会議の事項、日時及び場所は委員長がこれを定め、委員会開会の日から３日前に委員及び臨時委員に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。

第８条　委員会は委員が半数以上出席しなければ会議を開くことができない。

第９条　委員長は会議の議長となる。

２　会議の議事は出席委員の過半数を以て決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

第10条　本条例に定めるものの外必要な事項は委員長が、これを定める。

附　則

この条例は1958年７月１日から施行する。

○財政部長（義永栄善君）　議案第18号行政区画整理調査研究委員会設置条例につきましては、本件は1958年３月24日第23回那覇市議会において委員会設置条例の制定について、提案可決されたので提案した次第であります。宜敷く御審議願います。

〔中　略〕

○議長（高良一君）　次日程第20、財産の処分についてを議題といたし、当局の説明を願います。

議案25号

財産の処分について

右の議案を左記の通り提出する。

1958年６月10日

提出者　那覇市長　兼次佐一

記

財産の処分について

琉球大学施設拡張の一環として今年度実施予定の運動場建設計画に伴い那覇市有地を次の通り贈与したい。

一　地所及び坪数

１．首里当蔵町２丁目10番　池沼の内　　374坪

２．　同　２丁目３番　公用地　　358坪

３．　同　３丁目20番　原野　　1,583坪

４．　同　旧道路　　160坪

計　2,475坪

一　贈与の相手方　琉球大学

附　記

坪数に増減ある場合は実測坪数により清算する。

説明　１．市町村自治法第36条第１項第７号

２．市有財産の取得管理及び処分条例第19条第１号

(写)

琉大財第12号

1956年11月１日

琉球大学長　安里源秀　印

那覇市長　当間重剛　殿

市有地払下げ申請について

貴市所有の左記土地を琉球大学に払下げて頂き度申請致します。

記

一　地目、地番、坪数

A　那覇市当蔵町２丁目10番　池　　374坪

B　那覇市当蔵町２丁目３番　宅地　　358坪

C　那覇市当蔵町３丁目20番　原野　　1,583坪

D　那覇市当蔵町　道路　　160坪

二　理由

１．本学施設４ヶ年計画の一環として今年度実施予定の運動場建設計画の中に前記Ａ地、Ｂ地が含まれていますが、これは夫々左記のように使用したいので払下げて頂きたい。

Ａ地　埋立てゝ運動場にする予定、尚文化財保護委員会とも了解済であります。

Ｂ地　体育館建設用地の予定であります。

２．本学施設４ヶ年計画は資金面の見通しもつき予定通り完成する予想ですが、大学施設基準よりするとまだ不充分でありますので前記Ｃ地の一部をこれに充てたい。又前項運動場予定地内に敷地を有するキリスト教会が代替地を要求していますので前記Ｃ地の一部をこれに充てたいので払下げて頂きたい。

三　払下げの方法その他

詳細については係官を派遣致しますから御協議下さい。

〔図面略〕

○財政課長（崎浜国宏君）　琉球大学施設拡張の一環として、今年度実施予定の運動場建設計画に伴い那覇市有地を贈与して貰いたい。その坪数は全部で2,475坪となっております。以上でございます。

〔中　略〕

○副議長（渡口麗秀君）　以上を持ちまして本日の日程を全部終了致しました。明日から先程お手元に配付いたさせましたところの日程計画表に依って議事を進めることにしまして、次は13日午前10時から本会議を開催することにいたし本日はこれをもって散会することにいたします。

（午後１時50分　散会）

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員氏名

議長　高良　　一　　副議長　渡口　麗秀

議員　久場　景善　　平良真次郎　　比嘉　佑直　　赤嶺　一男　　渡口　政行　　森田　孟松
金城　武一　　仲尾次盛夏　　仲松　庸全　　喜久山朝重　　石原　昌進　　金城　賢勇
玉城　正次　　大城　清徳　　宮里　敏慶　　瀬名波　栄　　玉井　栄次　　高良　清二
糸数　昌剛　　大山　盛幸　　辺野喜英興　　上原　文吉　　比嘉朝四郎　　宮城　　実
仲宗根梶雄　　具志　清裕　　金城　重宜　　黒潮　　隆　　浦崎　康華　　備瀬　知良
新垣　松助　　金城　幸信　　儀間　真祥　　屋慶名政永　　真栄田義晃　　久高　友敏
普久原朝光　　儀武　息睦

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　　長　兼次　佐一　　総務部長　仲原　英通　　財政部長　義永　栄善
建設部長　松根　　稔　　消防隊長　具志　清一　　財務課長　崎浜　国宏

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1959年10月29日　44番議員　久高　友敏〔印〕
1959年10月19日　４番議員　比嘉　佑直〔印〕
1959年11月25日　議　　長　高良　　一〔印〕

〔６月13日、14日、16日会議録　略〕

６月17日午前10時55分　開議

○議長(高良一君)　開会いたします。本日の出席32名、欠席10名でありますので議会は成立しております。

只今から本日の会議を開きます。本日の議事日程は印刷の上お手元に配付しておきましたから、それによって報告に替えます。

議事日程第５号

〔第１～第８、第10～第18、第20～第36　略〕

第９　那覇市行政区画整理調査研究委員会設置条例（市長提出議案第18号）
第19　財産の処分について（市長提出議案第25号）
第37　那覇市の戦災復興事業に対する日本政府の援助要請決議案（総務財政委員会審査報告）
第38　決議案第５号の撤回について（10番議員仲尾次盛夏外14名提出）
第39　那覇市の戦災復興事業に対する日本政府の援助要請決議案
（１番議員久場景善外41名提出決議案第６号）
第40　塵芥汚物焼却設備早期実現に関する決議案（２番議員平良真次郎外12名提出決議案第７号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　では只今から議事に入ります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第９、那覇市行政区画整理調査研究委員会設置条例について質疑に入ります。

○高良清二君　只今議題になりました那覇市行政区画整理調査研究委員会設置条例について、当局にお尋ねいたしますが、第３条の市会議員中より６名、市吏員中より６名、学識経験者より３名というふうな数になっております。

成程市職員や市会議員の中から多数入ることは望む所でありますが、学識経験者の方が余りにも少ないような気がいたします。と申しますのは、これは単に行政面における理事者をより多数占めるということは、その地域或いは過去におけるいろいろの一般的行政の把握をするのには不充分ではないかというように危惧いたします。

それで構成の内容につきまして出来ますならば学識経験者を同じ５名に増やせないか、若しこの数字において15名位が適当という根本的な考えでありますならば議員中よりの６名を５名、市吏員中よりの６名を５名にして、学識経験者の方に２名を増やして５、５、５の合計15名にしたらどうかということを考えます。立案者の御見解をお尋ねいたします。

○総務課長(阿波連本平君)　只今の御質問に対してお答えいたします。この委員の構成につきましては15名という適当な単位を考えての事でありますが、只今の御質問によりますと、学識経験者より多くしてなお２名出した方がいいという御意見ですが、これは第３条の２項により、その研究或いはその課題によっては、その都度適当な人を選んで臨時委員としてあげるということが、今いわれる一般的行政の把握という観点から敢えて支障を来さないと考えております。

○高良清二君　只今の総務課長の説明で解ったような気がいたします。ところが調査委員会という任命をうけた場合の考え方と臨時的に諮問をうける或いは条例の検討その他具体的にこれの検討に入る場合には、やはり最初から常任の委員として在席していないと、その経験なり或いは調査をする機会が充分に得られないじゃないかと思います。成程臨時の委員として諮問する程度の何は出来ると思います。それよりはむしろ常任委員としての最初からの委員会に加担させた方が充分なる熱意と意見がそこに出て来るんじゃないかと思います。それについて如何様にお考えでありますか。

○総務課長(阿波連本平君)　今の御質問には結局常任委員と臨時委員とは職務執行上差支えあるんじゃないかというような考えでございます。この研究委員会はあくまでも合議制でございます。何等決定については決定権は臨時委員だから常任委員だからどうのこうのというのはないわけであります。

（「質疑続行のまま委員会付託」「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　では多数委員会付託という事でありますので日程第９、那覇市行政区画整理調査研究会設置条例を総務財政委員会に付託します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第19、財産の処分についてを議題とし、質疑に入ります。

○渡口麗秀君　本件につきましては多分３月の定例議会だったと思いますが、既に決定しておりますので、原案をそのまま承認してどうかというふうな意味から質疑討論を打切って直ちに採決したらどうかと思います。

○瀬名波栄君　本件は去る議会において陳情書が採択され、改めてここで議案に出されている訳であるが、学校教育或いは青少年の体育向上こういう面から見て、グランドを充実することは非常に結構なことであります。しかしながらこれは市有財産の譲渡になっている訳なんで、これは市の財産を確保するという面から一応充分な検討が必要であるというふうに考えております。それは例えばこの前から文教厚生労務委員会でも非常に問題になっております。校地の貸与でありますが、厖大な額を学校に無償で教育委員会に貸してあります。更に個人有地を市が買上げまして、これを教育委員会に対する補助はこれが178万5,000円というふうな額になっております。更に亦琉大に対しては政府立でもないし、財団法人であります。琉大に対しては政府が全面的な補助をするようになっております。しかしこの琉大に対して首里市時代にすでに琉大の校地に相当分譲されている訳であります。現在のグランド敷地を琉大にそのまま無償で分譲した場合には今度は市の財政にも相当影響を来してくるというふうに考えられ、更に現在の首里支所は○○の土地でありまして、そこを借りています。聞くところによりますと、○○はその土地を銀行に売り払うというような意向もあるようであります。そこで首里支所の移転先というものが問題になっております。池を埋めてもらってその400坪に移転という方法も考えられる訳であります。

しかしここで考えなくちゃならないのは琉大は政府の援助金でもって農学部の校地を30万坪近くを買

上げております。これは○○の土地であります。これを買上げて農学部の校地若しくは実習地をつくる。そのために従来の耕作者である人たちが20名余りも出ていかなくちゃならないという事件も起きてるようでありますが、そういう面、個人の地主、不在地主であるかもしれませんが、そういった面はその人の財産を擁護するために買収しております。ところが市役所に対しては無償ということを先方は陳情して来てる訳であります。これは市の財政が段々苦しくなって来てる現在私有財産を沢山借りて教育関係に使用させ、しかもお金さえ出し、援助しているという現状では充分考慮されなければならないというふうに考える訳であります。それで当分の間無償ということにして将来の市の財政の確保という面で考慮すべきではないかというふうに考えられます。それで本議案は本日ここで採択するんじゃなしに一応委員会で充分そういう財政面から睨み合せて考慮して頂くようお願いいたします。

（「賛成」と言う者あり）

更にこの問題は教育の基本中心でありますので当然琉球政府においても充分考慮が払われなければならないと考えます。それを市だけが負わなければならないということはないと思いますので、政府とも話し合って財政的な解決もして頂くというふうに希望いたします。

○議長(高良一君)　只今は既に討論に入っておるようでありますので議事法にもとづいて質疑を省略し、只今から討論に入ります。

○大山盛幸君　只今の要望に対して反対いたします。大きな理由は財政に及ぼすというような方向から仰言っておりますが、寧ろ逆であります。と申しますのは、この土地を評価いたしました場合に上之毛1,583坪が最低11万2,725円から15万8,000円ぐらいの評価でございます。蓮池の345坪は３万7,400円、廃道の160坪が１万2,000円から１万6,000円、元市役所跡宅地の358坪が14万円から17万円ぐらいの評価で合計しまして31万1,325円から42万8,000円の評価であります。どんな高く評価しても50万円以内の評価であります。しかし琉大が善意をもって市の所有のあの蓮池つまり文化財保護委員会でも価値がないから埋めていいということで埋めるといたしますと、埋立の容積これは道路面から２尺ぐらい盛土すると、実測した結果当局の方ではもっとあるようであるとのことであります。深さ15尺即ち２間半のその埋土量が2.5間掛けた場合に1,125立方坪あります。１立方坪の埋立をするにはどれだけの経費が掛るかと申しますと、これはあの近くから土を持って来て若し市が埋める場合にはどんなに安く評価しても１立方坪1,000円として112万5,000円かかります。これを遠方から土をもって来た場合には最低評価しても１立方坪1,100円も埋立料にかかります。そうすると135万円もかかります。普通の評価でいった場合には225万円もかかるのでありますが、これを琉大の運動場を地ならしするついでに埋めた場合には実費計算して67万5,000円かかる。つまり琉大に埋めさせれば60万円余既にその土地の評価額よりも上廻っている。これを琉大としては本当に買った方がいい。いいけれども遂那覇市の無償譲渡という誠意に応えるという教育者的な立場からこういうふうな埋立てまで、つまり市がやるべきものまでもやってあげている。これはむしろ財政的な面において市の方はプラスしているということはこの数字ではっきりすると思います。いろいろとこの教育的な立場から施設の必要なことは瀬名波さんもお認めになっておりますが、現在那覇市の学生出身数を調べた場合に琉大の在学生が1,950名の中800名もおるという現状であり、なお首里地区が琉大を中心とするところの学都とならなければならんと、文教地区であるという点から考えてもなお将来の琉球を背負うところの学徒を教育する要ということも考えまして、逡巡する必要はないと思います。大きな理由は経済的な問題であります。先程申し上げましたようにむしろ市にとっては大きなプラスこそなれマイナスにはならないと思います。琉大は工事をはじめておらんけれども那覇市会の態度がはっきりするまで、つまり議会の議決があるまで工事をストップしている状態であり、６月中にこの工事をしなければ予算の関係で遅れるということは前にも琉大から説明があったので、すでに御承知のことと思う。こういう観点から早急に那覇市の議会の意志として工事を進めさせることはお互いに課された大きな職務であると考えます。こういう観点からすぐさま可決して１人の反対もなく満場一致で可決してもらいたいことを要望いたします。

○真栄田義晃君　只今の25番議員の意見によりますと、現在無償譲渡しようというところは換算した場合にいくら高く見積っても50万円以内の評価であるし、道路面から盛土をして埋立てるという場合にはその費用が200万円はかかるというお話ですが、しかしながらこれは現在譲渡しようとする地域、ここの整地をやる場合には沢山の土が出て来る。こういった土をわざわざ捨てるというよりも蓮池がそこにあるからそこへ盛土をもって行った方がむしろ便利である。リングムイがなければこの土を他にもって行って捨てるということになると経費がかかって大変である、だからリングムイに持って行って捨てるということも考えられる。従ってそういう面に対して技術的な問題も更に慎重に検討しなければならない。財政的な面から見て果たして損であるか得をするか、早急な結論を出せまいと思われますので、今直ちにここで決定するのでなくして討論続行のまま委員会に付託してもらいたい。こういうふうに考えるのであります。

○石原昌進君　只今の43番議員の意見に賛成いたします。先程瀬名波委員からも意見が述べられていましたが、琉大当局は首里の○○の所有地の３万坪を約300万円で購入しておりますために、この○○所有地で耕作していた26世帯の農民の生活が脅かされている現状にあります。この中には８世帯余りが完全に失業しなければならないということになっております。琉大当局は一方では○○所有地を300万円で買入れて那覇市民の生活を踏みにじっておきながら、一方では那覇市の市有地を無償で譲渡してくれということを言っております。故に議会においてもこの問題を相当審議しなければならないと考えております。この観点に立ちまして私は真栄田議員の意見に賛成するものであります。従いましてこの案件につきましては委員会付託にして頂きたいと考えます。

○比嘉朝四郎君　動議提出いたします。本件について意見調整のため休憩させて頂きたいと思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　只今29番議員比嘉朝四郎君から本件について意見調整のため暫く休憩して貰いたいとの動議が提出され所定の賛成があって動議は成立いたしております。よってお諮りいたします。只今の動議のとおり取り計らうことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないと認め暫時の間休憩いたします。

（午後１時40分　休憩）

（午後１時50分　再開）

○議長(高良一君)　開会いたします。引き続き討論に入ります。

○高良清二君　本件につきましては相当審議いたしましたが、先程の大山委員長のご報告に少しく補足して私も討論に賛成いたしたいと思います。財産の評価換算の問題を大山委員長がやっておりますので、私は現場調査のときにむこうの現地琉大当局にこういうことを質問いたしました。もしこの運動場が完成し使用する時機が来たら、この運動場は琉大当局だけで閉鎖して使用するのか、或いは常時開放して盛んに使わせるのかどうかと質問いたしましたら、当然完成後は琉大の運動場としての価値を市民に与えると琉大当局は言っておりました。それでその後の本会議におきますところの陳情処理の場合でも、そういう条件も琉大当局としては条件を付けてあるんではないが、審査過程においてそういうことも勘案しておったということは当時委員長もご承認なさったと思います。付け加えてそういう市民に常時運動場を開放するということは即ち市民に直接に市において運動場を盛んに自由にさせるべきが当然の措置であるという見地から本員は賛成する次第であります。

（「採決」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　では討論を打切り、採決に入ります。日程第19、財産の処分について、市長提出議案第25号について、原案にご賛成の方挙手をお願い致します。

○議長(高良一君)　22名多数でございますので、原案どおりこれを承認することに可決決定いたします。(拍手)

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第37、那覇市の戦災復興事業に対する日本政府の援助要請決議案第５号及び日程第38、決議案第５号の撤回については相関連する議案でありますので一括してご審議願う事に致し、先ず日程第37については総務財政委員会に付託してありましたのでその審査の経過ならびに結果について委員長から御報告を願います。

○総務財政委員長(大山盛幸君)　日程第37の決議案第５号那覇市戦災復興事業に対する日本政府の援助要請決議案について本委員会の審査の経過並びに結果につき御報告申し上げます。本件に関しては去る３月の定例議会に於いて本委員会にその審査を付託されたものであります。審議に入る前に先に当局から日本政府への戦災復興事業に対する援助金獲得の為出張せられた建設部長の折衝経過の報告を聴取致したのであります。聴取後直ちに協議会に移り本問題の処理について慎重なる検討を致したのでありますが、特殊なる沖縄の現状からみて本要請決議案の目的達成の為には超党派的に措置して行くのが妥当であり、決議案の文面を修正すべきであるとの意見により起草員を４名とし正副委員長外提案者側から真栄田、儀間両委員を選任した次第であります。それで翌日、委員会を開催し、起草員で作成した案について慎重に検討した結果、４ヶ所の訂正をして起草案通り６月の定例議会に提案することに決定致したのであります。

結論と致しまして３月の定例議会に提出した決議案第５号の提案者である真栄田議員から、刺激的な言辞を避けて議員全員の連名で提案した方が良いとの多数の意見であれば我々もこれに異存はない。寧ろ対外的に強力に推進が出来るという事になるので大いに賛成である。我々もこれに同意し４名の起草員の中に我々の同志から２名の委員をあげて貰いこの修正案が出来た訳であり、我々の主旨も修正案に織り込まれておるので我々が提案した決議案第５号は撤回致し、新たなる決議案として次期議会に全員発議で提出したいとの提案者側の意見もあって全員これを了承した次第であります。依って決議案第５号は提案者側の意見により之を撤回して貰う事に致し、新しく全員発議の決議案としてこれを提案することに決定した訳であります。

尚新しく提案されます決議案につきましては後刻議題と致し御審議をお願いする事を申し添えまして宜しく皆さんの御賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　委員長の報告通り本決議案はこれを撤回してもらって別案による全議員の提案をもって要請したとの結論になっております。本決議案の撤回については10番議員仲尾次盛夏君外14名から提案されておりますので一応提案者から撤回の理由を説明していただきます。

○真栄田義晃君　さきに総務財政委員会に付託された決議案第５号については２、３の委員より字句表現について若干修正すべしとの意見が出されたが、発議者としてもかかる対外的決議については若干の修正を受け入れ全会一致の形式をとることがもっとも望ましいのでこれを諒とし、すすんで修正文作成の小委員会に加わり、こうしてできた新たな決議文を６月定例議会に提出することに全委員の意見一致をみた。従ってさきに提出した決議案第５号はこれを撤回したい。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　議長からお諮り致します。日程第37につきましては先程委員長から報告がありました通りこれの撤回を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　では日程第37につきましては左様可決決定いたします。

○議長(高良一君)　次日程の第38、決議案第５号の撤回については先程43番議員(真栄田義晃君)から詳細なる説明もありましたし尚只今の日程第37の決議同様之を許可することに可決決定致します。

○議長(高良一君)　次日程第39、那覇市の戦災復興事業に対する日本政府の援助要請決議案、１番議員外41名提出議案第６号を議題として質疑に入ります。

決議案第６号

那覇市の戦災復興事業に対する日本政府の援助要請決議(案)

首題の件について、別紙案の通り衆参両院議長宛要請決議書を提出致したく議会の議決を得たいので提案致します。

1958年６月　日提出

１番議員　久場　景善	２番議員　平良真次郎	４番議員　比嘉　佑直
５番議員　赤嶺　一男	６番議員　渡口　政行	７番議員　森田　孟松
８番議員　儀武　息睦	９番議員　金城　武一	10番議員　仲尾次盛夏
11番議員　高良　　一	13番議員　仲松　庸全	14番議員　喜久山朝重
16番議員　石原　昌進	17番議員　金城　賢勇	18番議員　玉城　正次
19番議員　大城　清徳	20番議員　宮里　敏慶	21番議員　瀬名波　栄
22番議員　玉井　栄次	23番議員　高良　清二	24番議員　糸数　昌剛
25番議員　大山　盛幸	26番議員　玉那覇有義	27番議員　辺野喜英興
28番議員　上原　文吉	29番議員　比嘉朝四郎	30番議員　渡口　麗秀
31番議員　宮城　　実	32番議員　仲宗根梶雄	33番議員　崎山　喜達
34番議員　具志　清裕	35番議員　金城　重宜	36番議員　黒潮　　隆
37番議員　浦崎　康華	38番議員　備瀬　知良	39番議員　新垣　松助
40番議員　金城　幸信	41番議員　儀間　真祥	42番議員　屋慶名政永
43番議員　真栄田義晃	44番議員　久高　友敏	45番議員　普久原朝光

宛：衆議院議長、参議院議長

発：那覇市議会議長

題：那覇市の戦災復興事業に対する日本政府の援助要請決議(案)

沖縄は去る太平洋戦争で全島が激戦場となり、すべてが灰燼に帰し剰え全県民の祖国復帰の悲願も空しく、対日講和条約第３条によって、戦後14年今猶米軍の占領下におかれております。

この間、沖縄の政治経済の中心たる那覇市に於いては歴代市長を初め当市議会も軍民両政府の援助により、戦災復興に鋭意努力を続けてきましたが、その事業の完成が未だ20%にしか達していない状態であります。

もとより沖縄に於いても1956年に都市計画法が漸く策定、実施を見るに到ったがこれは祖国における戦災復興関係諸法規と異なり、政府の財政負担については何等の明文もなく、尚琉球政府の財政規模に於いては、那覇市への補助金の支出に多くを期待できない実情であります。

この様な現状は経費の殆どを依存財源に求めねばならない那覇市の復興事業の将来に大きな不安を投げ与えています。

戦中、広島、長崎以上の犠牲を強いられた沖縄の主都那覇市はこの様に戦後も複雑な政情下に悩み続け、その戦災復興は日本のそれと比べ雲泥の差があります。

日本は他国に対しましては戦争の責任を感じ賠償を払っており又贈与致しております。然るに同胞の住む沖縄の戦災復興に対しては何等財政的援助を与えておりません。

吾等は祖国日本政府が広島、長崎同様否それ以上の財政的援助を沖縄に与えて貰うことは至当な事だと思料致します。

斯かる見地から日本政府が誠意を充分に披瀝すれば施政権者たるアメリカ政府も必ず了解してくれるものと信じます。

依って那覇市の戦災復興事業に対しては、日本政府に於いても積極的な施策を講じ、本土における現行戦災復興諸法規に準じて可能な限りの財政的援助を与えられる様、那覇市議会の名に於いて要請致します。

1958年６月　日

那覇市議会議長　高良一

○議長(高良一君)　日程第39、那覇市の戦災復興事業に対する日本政府の援助要請決議案につきましては只今撤回になりました決議案が一部の議員の提案となっておりましたので、それでは問題が大きい丈に拙いという事から之を全員の連署に依る決議案とすると同時に文面の一部を修正して提案されたものであります。従って別に問題はないと考えますので質疑討論を省略し直ちに採決に入り原案通り承認することに致したいと考えますが左様に取り計らってご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　満場一致でご賛成のようでありますから、これを承認することに可決決定いたします。

○議長(高良一君)　次日程第40、塵芥汚物焼却設備早期実現に関する決議案について提案者の説明をお願いいたします。

決議案第７号

塵芥汚物焼却設備早期実現に関する決議案

首題の件について、別紙案の通り議会の議決を得たいので提案する。

1958年６月14日　提出

２番議員　平良真次郎	５番議員　赤嶺　一男	７番議員　森田　孟松
10番議員　仲尾次盛夏	13番議員　仲松　庸全	21番議員　瀬名波　栄
24番議員　糸数　昌剛	27番議員　辺野喜英興	29番議員　比嘉朝四郎
31番議員　宮城　　実	37番議員　浦崎　康華	38番議員　備瀬　知良
45番議員　普久原朝光		

塵芥汚物焼却設備早期実現に関する決議案

那覇市内より搬出される塵芥汚物は１日約２万貫と推定されています。この塵芥汚物は、政府埋立用地である辻原地先海岸を終末処理場として焼却埋立てていましたが、本年５月15日限り政府の使用計画と周囲の環境から暫定的処理場として小禄袋廻原460番地（小禄屠場附近の湿地帯）に移転しました。

而してこの原始的処理方法は極めて非衛生的であり悪臭を放ち、蠅の発生を促し附近住民から猛反対を受け、早急なる立退きを要求されています。

而し、那覇市内には適当な処理場所がなくこの様な不潔極まる処理方法を解消し、市民の保健衛生を保障するためには是非とも日本々土の設備にならい、早急に恒久的塵芥汚物焼却設備を完成しなければなりません。

文化的首都建設の観点から政府の積極的補助を要請し、本問題の早急なる実現を促進したいと思うものであります。

右、決議案として提出します。

○副委員長(赤嶺一男君)　これに関しましては当局においても追加予算に830万円の予算を計上してありますが、かかる多額の予算を計上してありますが、このような予算も当局の現在の財政状態においてこれを全額支出するということは勿論困難でありますので、特にこの決議案の中に政府に対して積極的な補助を要請するということが謳ってあります。当局と議会が一致してこの政府補助の獲得に猛運動を展開してこの決議案が早急に実現すべく皆さんのご賛同を得たいと思います。

○議長(高良一君)　只今の提案者の説明に対して質疑に入ります。

○金城幸信君　本件は塵芥の焼却となっておりますが、塵芥と糞尿は同時に公益事業にもってゆくという観点から本員は更に修正を加え、そして提案者の議員の方々の御了解のもとに賛成してみたいと思います。今度の予算にも糞尿処理槽の設置が185万円という予算が編成されております。那覇市の塵芥処理施設はご承知の通り旧態依然として塵芥は焼却され又糞尿はと申しあげますと路傍の貯留槽タンクに貯留され暑い日には路上に溢れているといった現状であります。公衆衛生面は勿論市にとっても由々しい問題でありまして甚だ遺憾に思うのであります。日本本土においては塵芥と糞尿は同時に処理しこれを公共事業として利用化されているのであります。これが実現によって又どういうふうに有益になるかと申しあげますと１つには塵芥糞尿を化学的な装置で処理し百姓の蔬菜栽培の肥料として還元されております。そして大腸菌のない立派な蔬菜が出来、民衆に消費されております。２つには季節農家の補助に役立てております。主としては財源の確保は勿論一般公衆衛生面から言っても都市の美観から言っても是非これが設置は必要でございまして、要するに２つ併わせて塵芥糞尿処理の企業化にもってゆくように私はお願いしたいと思うのであります。本件につきましては、議会の決議のみならず多額の予算と技術面に是非検討を加えてみる必要があるので質疑続行のまま委員会付託にもっていくようにお願いいたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないものと認めます。依って本決議案につきましては質疑続行のまま文教厚生労務委員会に付託いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　これをもって本日の日程は全部終了いたしました。明日から各常任委員会の付託事件審査に入るわけであります。よろしくお願いいたします。念の為申し添えておきますが本会議は27日、28日となっておりますから、これを申し添えて本日はこれをもって散会いたします。

(午後３時29分　散会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員氏名

議長	高良　一	副議長	渡口　麗秀				
議員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行	森田　孟松	
	儀武　息睦	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	石原　昌進	金城　賢勇	
	玉城　正次	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次	高良　清二	
	糸数　昌剛	大山　盛幸	上原　文吉	比嘉朝四郎	宮城　　実	具志　清裕	
	金城　重宜	黒潮　　隆	浦崎　康華	備瀬　知良	新垣　松助	金城　幸信	
	儀間　真祥	屋慶名政永	真栄田義晃	普久原朝光			

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　　長	兼次　佐一	総務部長	仲原　英通	財政部長	義永　栄善
建設部長	松根　　稔	総務課長	阿波連本平	消防隊長	具志　清一

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1959年10月19日　４番議員　比嘉　佑直〔印〕

1959年10月29日　44番議員　久高　友敏〔印〕

1959年11月25日　議　　長　高良　　一〔印〕

〔６月27日、30日会議録　略〕

７月１日午前11時３分　開議

○議長(高良一君)　開会いたします。本日の出席29名、欠席は13名で議会は成立しております。

○議長(高良一君)　只今から本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の議事日程は印刷の上お手許に配付いたしておきましたので、それにより報告に替えます。

議事日程第８号

第１　那覇市都市計画事業に対する請願決議案（１番議員久場景善外24名提出決議案第８号）

第２　区画整理事業の刷新強化に関する促進決議案（31番議員宮城実外24名提出決議案第９号）

〔第３、第５～第24、第26、第28～第64　略〕

第４　那覇市行政区画整理調査研究委員会設置条例（市長提出議案第18号）

第25　公有水面埋立免許申請について（市長提出諮問第６号）

第27　塵芥汚物焼却設備早期実現に関する決議案(２番議員平良真次郎外12名提出決議案第７号)

本日会議に付した事件

第１　那覇市都市計画事業に対する請願決議案（１番議員久場景善外24名提出決議案第８号）

第２　区画整理事業の刷新強化に関する促進決議案（31番議員宮城実外24名提出決議案第９号）

〔第３、第５～第９　略〕

第４　那覇市行政区画整理調査研究委員会設置条例（市長提出議案第18号）

○議長(高良一君)　只今から議事に入ります。日程第１、那覇市都市計画事業に対する請願決議案についてを議題とし、提案理由の説明を願います。

決議案第８号

那覇市都市計画事業に対する請願決議案

首題の件について別紙案のとおり議会の議決を得たいので提案します。

1958年６月30日　提出

１番議員　久場　景善	４番議員　比嘉　佑直	５番議員　赤嶺　一男
６番議員　渡口　政行	７番議員　森田　孟松	８番議員　儀武　息睦
９番議員　金城　武一	11番議員　高良　　一	14番議員　喜久山朝重
17番議員　金城　賢勇	18番議員　玉城　正次	20番議員　宮里　敏慶
23番議員　高良　清二	24番議員　糸数　昌剛	25番議員　大山　盛幸
26番議員　玉那覇有義	27番議員　辺野喜英興	29番議員　比嘉朝四郎
30番議員　渡口　麗秀	31番議員　宮城　　実	32番議員　仲宗根梶雄
38番議員　備瀬　知良	39番議員　新垣　松助	40番議員　金城　幸信
45番議員　普久原朝光		

那覇市都市計画事業に対する請願決議（案）

戦後13年琉球の政治経済の中心たる那覇市の都市計画事業は軍民両政府の絶大なる御援助と御指導に依り着々と進捗しつつあり、茲に改めて深甚なる謝意を表する次第であります。

思い見るに那覇市の都市計画事業に要する費用は完成を見る迄に莫大な経費を要するものであって現在の進捗状況は僅かに20%にも達しない実情であってこの現状をこの儘持続するに於いては那覇市の都市計画の完成は正に百年の河清を待つの感を深くするものであって市民と共に洵に憂慮に堪えない次第であります。

翻って当市の財政を検討するに専ら自己財源に依存するを余儀無くせられこの一大事業を完成せしめる事は到底不可能な状態にあるのであります。

就きましては那覇市今日の実情と善意を酌まれ都市計画事業を促進せしめられる様特別の御配慮を賜り度く第24回那覇市議会の議決により請願いたします。

1958年　月　日

那覇市議会議長　高良一

大統領、上下両院議長、国防長官、高等弁務官、民政官　宛

○宮城実君　これは米国大統領、米国上下両院議長、国防長官、高等弁務官、民政官あてでございます。説明するまでもなく施政権を有する米国は当然の義務として琉球の復興をやらなければならないのでありまして、こういう現状から日本政府へ要請と並行いたしまして、米国の関係筋に請願いたしております。満場一致の御賛同を得たいと思います。

（「賛成」「異議なし」と言う声多数あり）

○議長(高良一君)　ではこの請願決議案に対しましては質疑討論を省略し、満場一致御賛成と認め原案通り可決決定いたします。

○議長(高良一君)　次日程第２、区画整理事業の刷新強化に対する促進決議案について、提案者の提案理由の説明を願います。

（23番議員、39番議員、出席）

決議案第９号

区画整理事業の刷新強化に関する促進決議案

首題の件について、別紙案のとおり議会の議決を得たいので提案します。

1958年６月30日　提出

１番議員　久場　景善	４番議員　比嘉　佑直	５番議員　赤嶺　一男
６番議員　渡口　政行	７番議員　森田　孟松	８番議員　儀武　息睦
９番議員　金城　武一	11番議員　高良　　一	14番議員　喜久山朝重
17番議員　金城　賢勇	18番議員　玉城　正次	20番議員　宮里　敏慶
23番議員　高良　清二	24番議員　糸数　昌剛	25番議員　大山　盛幸
26番議員　玉那覇有義	27番議員　辺野喜英興	29番議員　比嘉朝四郎
30番議員　渡口　麗秀	31番議員　宮城　　実	32番議員　仲宗根梶雄
38番議員　備瀬　知良	39番議員　新垣　松助	40番議員　金城　幸信
45番議員　普久原朝光		

区画整理事業の刷新強化に関する促進決議案

区画整理事業は都市計画の根幹をなしその合理的進展は首都建設の速度に重大な影響を及ぼし且つ又直接個人の私法上の権利に繋りその効果的運営は各方面より強く要望せられ市民注視の焦点となっているのであります。

しかるに区画整理事業の現況をみるに瀬長市長就任以来責任者の離退職職員の移動が相次ぎ之に加えて技術の拙劣法規研究の不備事務能力の未熟等に因り該事業の推進に重大な支障を来しひいて都市計画の遅延並びに地主に対する経済上の損害を招来していることは洵に憂慮に堪えない次第であります。ここに２、３の例を挙げると、

１、美栄橋地区は全工事を終了して既に３年近く経過している。然るに土地区画整理事業の最も重要業務たる権利の確定を計るべき換地処分の準備さえされず放任されている。

2、第1地区に於いては瀬長前市長就任以来1年半経過したるに拘らずその間換地予定地の指定は崇元寺町の僅かな一部分になされたのみで辻町、若狭町、崇元寺町の各一部は未だに指定されないそのため土地の利用はできず何等の収益も上げ得ず当該地主のみが非常な損失を負担している。
3、第2地区の調査設計に第1地区、美栄橋地区の費用を以て充当されていることは両地区地主に不当の負担を課していることである計理の不当運営といわねばならない。
4、事業完了の遅延は経費出費の増高を招来する。費用負担者たる土地所有者の負担を徒らに加重するのみである。
5、国県有地の処理権は財産管理課にある。日本政府の回答があるならそれを以て当該管理者に折衝し速やかな処理に努めねばならないその努力が全然なされていない。
6、瀬長前市長就任以来区画整理課長は4度更送されている。然もその何れも区画整理に関して全くの未経験者である。区画整理事業の重要の時期に於いてかかる人事は課長として責任ある運営をなし得ないのは当然であり必然的に課内の非能率沈滞を招来しているのである。
等々の様に系統的組織的事務処理に極めて粗漏無責任な儘時を稼いでいるのが実情であります。専門家の言に依れば土地区画整理事業は工事が完成して漸く50%の進捗に過ぎないと聞きます。然も今後の業務は事務技術面共に益々繁雑さと多様性を増し来るのであります。斯かる情勢にあるとき過去1年半前述の様な経過を省みるとき将来2ヶ年の予定期間内に事業の全工程を完了せしめるとの当局の言明は市民の負託に立つ我々議員として到底信をおいて安閑たるを得ないのであります。速やかに事業を促進するため衆智を集め或は経験者を起用又は業務の一部民間依託等何らかの手段を講ずると共に特に課内の刷新強化を図り最も急施を要する未済換地予定地の指定未着工地域の工事促進工事完了地域の確定測量等は直ちに着手し以て負担費用の軽減に意を致すと共に事務の促進を図り早期完成に万全の措置を採られるよう促進方を強く要請するものであります。
　右決議案として提出します。

○宮城実君　これは昨日委員長のほうから詳細に報告がありました通りでございます。内容はいま読み上げました通りでありまして、我々といたしましても人のアラを捜してあるいは欠陥をあばいてどうのこうのという事は毛頭ないのであります。区画整理が遅れていることは率直に認めていただきまして、当局におきましてもこの事業の重要性に鑑みまして早急な打開策を講ずるようお願いするわけであります。

○議長(高良一君)　質疑に入ります。

○新垣松助君　区画整理事業に対しまして替費地の処分が相当あるやに見受けられます。たとえば去る26日にバスターミナルのほうから譲ってくれといって来た1,088坪の替費地、それから泊北岸の北側にある800坪の替費地それから安里川にもその土地が約(聴取不能)……、
　(24番議員出席)
ここは替費地であるかどうか、市の処分すべき土地が2,500坪あるはずです。これを市当局は何時処分をし、この替費地の売却費でもって区画整理が完了する予定であるか。当局の御見解を承りたい。

○建設部長(松根稔君)　替費地処分の予定を申し上げます。今年の7月、東町の久米町で2,000坪、8月、9月までに3,570坪、こういうふうに次々と予定がたてられております。これは印刷にして差上げております。泊のほうは59年6月に565坪、同じく8月に320坪、こういう具合になっております。

○宮里敏慶君　替費地につきまして売却する時の評価の方法、それからどういう方法で売却するか、その点についてお伺いいたしたいと思います。

○建設部長(松根稔君)　公入札になっております。2回落札者がない時には随意契約いたします。

○宮里敏慶君　最低額というのを決めると思いますが如何なる方法で決めておるか、伺います。

○建設部長(松根稔君)　評価委員会というのがございまして、役所内で評価いたしまして予定価格を決めております。

○宮里敏慶君　評価委員会というのはどういう人がおりますか。

○建設部長(松根稔君)　総務部長、建設課長、財政部長、徴税課長、税務課長、区画整理課長とこういうふうになっております。

○宮里敏慶君　この決議案のほかに第5の項目に国県有地の処理権は財産管理課にあると書いてありますが、これは管理権はあるかも知れませんが、処理権があるかという問題です。質問をいたしたいと思います。なおこの中に日本政府の回答があると、この間建設部長さんはあいまいな返事をしておりましたが、この国県有地の管理は日米講和条約に出せる問題であると本員は思料するものであります。
　この問題について立法院のほうにも国県有地のいわゆる行政府管理の意見を申し上げたこともあり、この問題は果たして那覇市だけにこの国県有地を管理せしめるかどうか。こういった問題は全琉的な大きな問題であると思うのであります。それで果たして第5項目が日本政府から那覇市の方に移管されたかどうか。さらにこの問題は那覇市議会がこういう決議をした場合に市としてこれは責任をもってやれるかどうか。この問題はむしろ全琉的な問題として別に項目を取り上げてこの問題の解決策を立法院に要請し、軍にも要請するという方法も考えられますけれども、この件につきまして当局ならびに提案者に質問いたします。

○建設部長(松根稔君)　前の説明に不十分な点があると思います。国県有地につきましてはこれが財産管理課に処分権があるかという問題は、これの財産管理は日本政府との問題でありまして、申しあげましたことは日本政府の許可を得まして那覇市の区画整理後、国県有地を計画に基づいて換地分割してよろしいというだけの事であります。

○宮里敏慶君　今先、建設部長が説明なされたように日本政府から那覇市に要請があった国県有地に対しては那覇市で処理していいという日本の総理府からの回答が来ておるので、これを管理するのは財産管理課であって今後は財産管理課と交渉すれば、むこうの許可というか、認可というか、があれば差し支えないという事でありますか。

○市長(兼次佐一君)　先の建設部長の答弁によって十分御諒承願いたいと思うのであります。国県有地と那覇市の区画整理との関連につきましては那覇市の区画整理事業に則って、国県有地であろうともその計画によって為すことについては諒解であります。那覇市の所有にするとか、いわゆる国県有地の処理権とは全然関係のないものもあって、国県有地なるが故に区画整理を為す場合に境界(空間)を残さないで、いわばそれも区画整理に含めていいというような意味であります。国県有地を那覇市にもらうといったような考え方で努力するという事でございますならば、御参考のために申し上げたいのであります。県有地に対しては琉球政府に当然譲渡していいんじゃないかということを私自身日本政府の責任ある人に話した事がございますが、現在の琉球政府は戦前の沖縄県とみなす事が出来ない。従って県有地を現在の琉球政府に譲渡することは不可能であるという答弁でございました。琉球政府に対してすら県有地の移譲が不可能であるならば、那覇市の県有地の譲渡が今更不可能であることは今更申しあげることはないのであります。建設部長の答弁は区画整理事業を為す場合においても他の土地と同様に国県有地もまた整理させていいという点であるという事を御諒承願いたいと思います。

○仲松庸全君　今、上程になっております決議案第9号区画整理事業の刷新強化に関する促進決議案に対し結論として賛成いたします。ところがその立案において基本的考えかたを異にしていますので、私の考え方を披瀝して賛成討論にしたいと思います。即ちこの決議案はその結論を引き出すために前市長瀬長氏の責任ばかりを追及しているが私はこのような見解には立たない。むしろ市民の選挙によって当選した正しい選挙によって民主的に当選した市長の政治に対し真正面からこれを弾圧したアメリカと更にアメリカに渡って沖縄の土地を売り飛ばしつつある売国的な当間主席の不当な弾圧によるものが、この結果を生んでいるという基本的な立場に立って、この見解をもってその考え方を表明し、結果においてこれを都市計画上根本的な問題であると思うのでこの決議案に賛成いたします。

○浦崎康華君　このままであるなら反対であります。仲松議員がいわれたように非常に政治嗅みがあって、

これは何かの方策のように考えます。こういったような案件はもっと素直にやって立案をすべきであるにもかかわらず、その責任を前市長、現市長に覆いかぶせるような嗅みが多々あり、この点を余程留意しないと賛成するわけにはいきません。というのは、私は旧市内に生れ、旧市内に育ち、旧市内に土地を持っておるものであります。この区画整理の促進を一日も早くやっていただきたいということを願う場合においては他の市民の皆さんと同様であります。けれどもみなさん御承知のとおり、あの旧市内は当間重民氏の時代に開放になった土地であります。この土地すらまだその間に当間重民氏、又吉康和氏、当間重剛氏とこの３氏の市長を経ております。まだ市として十分になっておりません。従って瀬長、兼次両市長にしわ寄せをもってくるのは妥当ではない。それから従来の市長さんが如何にも公明正大のようにいわれておりますが、私自ら泊の埠頭にある土地を換地してそこを我那覇鉄工所に貸しているような状態であります。この近所にもあります。この外、孔子廟明倫堂の旧敷地は久米町の共有でありますけれども換地はズット堂屋敷のほうにもっていってるように聞いております。こういう不当な処理があったにもかかわらず前の市長の功績を謳歌し、現市長の行き悩んでいる非常に苦心惨憺している仕事にしわ寄せをもってくるという事は妥当ではない。促進するならばもっと素直にこの決議案をつくっていただきたい。その意味において継続審議を私はお願いいたします。それからなおついでに申し上げます。従来替費地は闇取引が多かったのでありますが、瀬長、兼次市長になってからこれを公告して公売に付するような手続きをやったということは非常に民主的であるとしてみんなむしろ感謝しています。祖先伝来の自分の土地を悪い所に当てはめられている人達は「何のための都市計画だ」という感じを持っています。従いまして広範囲に民主的にやることが第一で唯急いでいるからというふうな事では妥当ではない。それから市民の所有の土地も余程検討して遂行していただく意味においてもこのままの案文では同調出来ません。従いましてこのままであるならば反対であるが保留して十分に慎重に検討する意味から継続審議にもってゆけば結構だと考えます。

○瀬名波栄君　非常に結構な決議案であります。この決議案の中に瀬長市長就任以来責任者の異動が相次ぎこれに加えて技術の拙劣、法規研究の不備、事務能力の未熟、これによって該事業の推進に重大な支障を来し、経済上からも事業の現状に大きな打撃を与えておるということがいわれております。明らかにその通りでありますが、これを今先の浦崎議員の発言からしましても明らかに素直でない案文であります。これは那覇市民だけではなしに沖縄県民全てが承知しております通り、瀬長亀次郎氏が那覇市長に当選した直後から那覇市の職員の上級幹部の中にはこれに対する不服声明を出し、あるいは自ら職場を放棄し、これによって那覇市政を混乱に陥れようとしたのであります。しかも市民の財産をあずかっているところの重大なる区画整理事業の担当、これは今先の議員の発言によりましても明らかな通り、換地整理を不当に行い、或いは不当な談合入札をもって原価でこれを他の人に移譲し、もって事業に多大なる損害を与え、引いては市民に損害を与えたのであります。更に替費地を不当に処分することによって一部の人々の利益を守り、多くの零細地主の不利を招いたことも事実であります。私はこの現在の委員会も、当時の高級市職員の中にもそういう不心得をして市民に奉仕する公僕精神を失い、地主の経済的な不利益を招いた不当な濱職官吏がおったという署名に反対はしないのであります。従ってこの決議案はそういう那覇市の腐敗し切ったところの政治の如きを具体的に示したものとして本決議案をその意味において不採択にしていただきたい。そして直ちに討論を打切り採択していただきたいと思います。

○宮城実君　提案者の一人として一言申しのべます。内容において瀬長市長に対する文句があるのを以て非常に政治的な臭いがあるというふうな事がいわれておりますが、提案者といたしましては決してそういうふうな意図のもとに提案したのではありません。私が最後に申しあげた言質を認めていただき、我々は何も人のアラを探しあるいは欠陥をあばいてこれをどうのこうのするのではない。現実に区画整理を早く進めていただきたいという外はないのでありまして、内容には相当きつい文句もあるかも知れませんがその真意を汲んでいただき討論を打ち切りまして採択していただきたいと思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　動議は成立しております。採決に入って御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないと認め、日程第２、区画整理事業の刷新強化に関する促進決議案について採決に入ります。原案に賛成の方挙手を願います。

○議長(高良一君)　多数御賛成でありますので原案通りこれを可決決定いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第４、那覇市行政区画整理調査研究委員会設置条例について、総務財政委員会の審査報告を願います。

○大山盛幸君　日程第４の那覇市行政区画整理調査研究委員会設置条例について審査の経過並びに結果の御報告を申しあげます。本条例設置の理由は去る３月の定例議会において議会より決議案として提出した那覇市行政区画整理調査研究委員会設置方要請に応え当局から提案されたものであり、内容は市長の諮問機関で議事運営は合議制となっているのであります。論説の焦点は委員会の構成委員数の配分と臨時委員の委嘱にあったのでありますが、これに対して活発なる質疑討論がなされたのであります。結論といたしまして現在那覇市の雑然とした区画を早急に整理するには原案の学識経験者３名では少なさすぎる。学識経験者は広く市民から人材を求めて委嘱して貰う意味から６、６、３の委員構成を５、５、５に改めるべきだとの全員の意見により御手許に配付いたしてあります委員会の審査報告書の通り、当局の訂正を認め原案を承認いたした次第であります。宜しく御審議の上各位の御賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　只今の委員長報告に対し質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　質疑ないと認め討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　では討論を省略して採決に入ります。日程第４につきましては委員長の報告通り原案を承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　多数御賛成のようですから原案通り可決決定いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　只今の会期延長の動議をお諮りいたします。会期を９日間延長いたしまして明２日まで本会議を持ち、３日から８日まで休会して委員会の付託案件の審査をやり、それから９日、10日と本会議を開いて議会を終了するという第１案に賛成の方挙手を願います。

（「賛成」と呼ぶ者多数）

○議長(高良一君)　多数御賛成と認めます。よって左様に決し明日は本会議を開催し、３日から８日までの５日間を休会とし、さらに９日、10日に本会議を開催することとし、本会期を９日間延長することに決定いたします。

○議長(高良一君)　尚本日はこれを以て散会いたしたいとの事であります。お諮りいたします。左様に取り計らって御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないと認めます。よって本日はこれをもって散会し、明日２日午前10時本会議を再開することにいたします。

（午後０時20分　散会）

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員氏名

議長　高良　　一　　副議長　渡口　麗秀

議員　久場　景善　　平良真次郎　　渡口　政行　　森田　孟松　　儀武　息睦　　金城　武一

仲尾次盛夏　仲松　庸全　石原　昌進　金城　賢勇　玉城　正次　大城　清徳
宮里　敏慶　瀬名波　栄　玉井　栄次　高良　清二　糸数　昌剛　大山　盛幸
上原　文吉　比嘉朝四郎　宮城　実　具志　清裕　金城　重宜　黒潮　隆
浦崎　康華　備瀬　知良　新垣　松助　金城　幸信　儀間　真祥　屋慶名政永
真栄田義晃　久高　友敏　普久原朝光

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　長　兼次　佐一　総務部長　仲原　英通　財政部長　義永　栄善
建設部長　松根　稔　消防隊長　具志　清一

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1959年10月19日　4番議員　比嘉　佑直〔印〕
1959年10月14日　44番議員　久高　友敏〔印〕
1959年11月25日　議　長　高良　一〔印〕

7月2日午前10時15分　開議

○議長(高良一君)　開会いたします。本日の出席26名、欠席16名で議会は成立いたしております。それで口頭をもって37番浦崎議員と19番大城議員が病気のため欠席するという連絡がありましたから特に申し添えておきます。では只今から本日の議会を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

(31番議員出席)

○議長(高良一君)　本日の議事日程は印刷の上お手許に配付いたしておきましたから、それによって報告に替えます。

議事日程第9号

〔第1～第16、第18、第19、第21～第60　略〕

第17　公有水面埋立免許申請について(市長提出諮問第6号)

第20　塵芥汚物焼却設備早期実現に関する決議案(2番議員平良真次郎外13名提出決議案第7号)

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　では只今から議事に入ります。

(23番議員出席)

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第17、公有水面埋立免許申請について、市長提出諮問第6号を議題と致し建設委員会の報告を求めます。

○建設委員長(新垣松助君)　日程第17、諮問第6号公有水面埋立免許申請については去った23回定例会本会議に於いて審議未了の儘継続審査になったものであります。

その理由と致しましては該埋立地は申請中にその80パーセントが埋立てられ爾後承認を求める形であり、然も2,800坪の埋立過剰をしている点から、法を無視した行為であり、違法であるという面から行政権限の法的裏付や申請人の手続き、経緯等を聞く必要があるという理由であったのであります。依って去る25日主管部課長並びに申請人の○○○○氏の出席を求めその審査を行ったのであります。先ず当局の調査結果についての説明によりますと、旧小禄村鏡水部落が郡島政府時代に許可により埋立てされた

面積は2万坪で、その後1958年2月に民政府へ直接埋立申請をして許可になり、新たに6,727坪1合3勺の坪数が埋立てられたのであります。処が只今○○○○氏から申請されている埋立計画の中には鏡水部落が第2次計画で既に埋立てたこの6,727坪1合3勺も含まれて申請されており、○○○○氏もこれを確認したのであります。結局○○氏が現在迄埋立てた坪数は7,953坪9合という事になるというのであります。そこで○○氏にその点について質したところ、当局の説明の通り間違いありませんのでこの計画を設計変更して再申請致しますから、その際再審査をして戴き、尚許可にならない前に7,000余坪も埋立てた事については、故意になされた訳ではなく、現場監督の不手際から起こって居るのであり、その点につきましては申請人として誠に申し訳ないと謝罪いたして居るのであります。以上のような説明によりまして委員会としてもこれを認め埋立て変更して再申請する迄本案を保留し、本件を審議未了の儘継続審議することに相成った次第であります。宜しく御取り計らい下さいます様御願い申し上げまして簡単乍ら中間報告といたします。

○議長(高良一君)　只今の委員長報告に対して質疑に入ります。

(「質疑なし」と言い、「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　是は中間報告でありますので左様了承し議会閉会中に於ける継続審査をなさしめる事に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認め諮問第6号につきましては議会閉会中継続審査をなさしめることに決定致します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　動議は成立致しております。お諮り致します。只今31番議員の動議がございましたので動議の通り日程変更して日程第18を第61に繰り下げ、以下順次日程を繰り上げて行く事にしてご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　ご異議ないと認め、左様決定致します。

〔中　略〕

次日程第19、塵芥汚物焼却設備早期実現に関する決議案、2番議員平良真次郎外13名提出決議案第7号を議案と致し、文教厚生労務委員会に於ける審査の経過並びに結果の報告をお願い致します。

○文教厚生労務委員長(平良真次郎君)　只今議題となりました日程第19の「塵芥汚物焼却設備早期実現に関する決議案」第7号について本委員会に於ける審査の経過並びに結果を報告致します。

本件は6月17日の本会議に於いて当委員会にその審査を付託されたもので、その趣意を要約すると従来終末処理場であった辻原地先海岸の処理場が本年5月15日限り政府の使用計画と周囲の環境から小禄屠場付近に移転を余儀なくされたのであるが、此処も又付近住民からの猛反対を受け、立退きを要求されている現状である。処理場の設備は文化的首都建設の観点からも市民の保健衛生面の見地からしても緊急を要するものであり、日本本土の設備に倣い早急に恒久的塵芥汚物処理設備を完成する様政府の積極的補助を要請したいというものであります。

依って当委員会は本月21日本件の審査に入り、関係当局の汚物処理設備に対する見解を質しましたところ、本件については、既に立案され、日本本土から焼却炉に関する資料を取り寄せ安謝海岸と真玉橋の2ヶ所を建設区域候補地に選定し、資金さえあれば着工出来る態勢にあるとの答弁であります。ところが、日本本土に於ける最近の処理方法は糞尿塵芥高速処理装置によって糞尿塵芥を直ちに化学肥料に還元する一石二鳥の処理方法を行って居る様であり、その参考資料に基づいて検討致しました処、化学的に処理されるので衛生的であり、又農地改良面にも貢献出来、併せて化学肥料として農家に売却することに依って市の財源ともなるので恒久的処理方法としてこの高速処理装置の方が最適である様に思われるとの意見に対して、焼却炉の場合、傾斜地を選べば工事が容易であり従って多額の建設費を要しな

いのであるが、高速処理装置の場合、経費倒れになる恐れがあるとの意見もあって、この２つの処理方法について更に具体的に調査を進める事に致したのでありますが、本案の内容からして飽く迄も補助要請である以上、表題に於いても左様明示すべきが適切であるとし、結論と致しまして表題を「塵芥汚物処理設備補助要請に関する決議案」と修正し、11行目の汚物焼却を汚物処理と字句の訂正をなし、那覇市の現況からして可及的速やかに本施設の実現を期して貰うべく全会一致、その主旨に賛同し、お手許に配付致してあります委員会の審査報告書の通り修正の上、之を承認することに致したのであります。

以上簡単ながら審査経過並びに結果について御報告申し上げ、各位の御賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　只今の委員長報告に対して質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　質疑ないものと認め討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　では討論を省略し採決に入ります。

日程第19につきましては只今の委員長の報告通り塵芥汚物焼却とあります所を塵芥汚物処理設備早期実現方に関する決議案と修正、11行目の汚物焼却を汚物処理と字句の訂正を為し、原案を修正して承認する事にして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認め左様可決決定致します。

〔中　略〕

○比嘉朝四郎君　本日の会議はこれを以て散会して戴きます様動議を提出致します。

(「賛成」「反対」「定時迄やって下さい」)

(「定時過ぎておりますよ」と呼ぶ者あり)(笑声)

○議長(高良一君)　では本日はこれを以て打切り明日から休会致しまして各委員会に於ける付託案件の審査を行い、７月９日午前10時から本会議を再開致します。どうもありがとうございました。

(午後４時55分　散会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員氏名

議長	高良	一	副議長	渡口	麗秀				
議員	久場	景善	平良真次郎		比嘉	佑直	赤嶺	一男	
	儀武	息睦	金城	武一	仲松	庸全	喜久山朝重		
	玉城	正次	宮里	敏慶	瀬名波	栄	玉井	栄次	
	上原	文吉	宮城	実	仲宗根梶雄		具志	清裕	
	備瀬	知良	新垣	松助	金城	幸信	儀間	真祥	
	久高	友敏	普久原朝光						

渡口	政行		森田	孟松					
石原	昌進		金城	賢勇					
高良	清二		大山	盛幸					
金城	重宜		黒潮	隆					
屋慶名政永			真栄田義晃						

一　市当局より参与せる者の職氏名

市	長	兼次	佐一	総務部長	仲原	英通	財政部長	義永	栄善
建設部長	松根	稔	消防隊長	具志	清一				

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1959年10月19日　４番議員　比嘉　佑直〔印〕
1959年10月14日　44番議員　久高　友敏〔印〕
1959年11月25日　議　　長　高良　　一〔印〕

７月９日午前10時45分　開議

○議長(高良一君)　開会いたします。本日の出席36人、欠席６人でありまして議会は成立しております。

○議長(高良一君)　只今から本日の会議を開きます。諸般の報告を申しあげます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の議事日程は印刷の上御手許に配付いたしておきましたから、それにより報告に替えます。

議事日程第10号

第１　安里川河川上流の護岸及び浚渫工事の早急実施方要請決議案
(１番議員久場景善外24名提出決議案第11号)

第２　中央農業研究指導所の早期移転促進要請決議案
(４番議員比嘉佑直外８名提出決議案第12号)

〔第３～第６、第８～第42　略〕

第７　公有水面埋立免許申請について(市長提出諮問第６号)

本日会議に付した事件

第１　安里川河川上流の護岸及び浚渫工事の早急実施方要請決議案
(１番議員久場景善外24名提出決議案第11号)

第２　中央農業研究指導所の早期移転促進要請決議案
(４番議員比嘉佑直外８名提出決議案第12号)

〔第３～第５、第７～第21　略〕

第６　公有水面埋立免許申請について(市長提出諮問第６号)

○議長(高良一君)　では只今から議事に入ります。

○議長(高良一君)　日程第１、安里川河川上流の護岸及び浚渫工事の早急実施方要請決議案を議題といたしまして提案者の趣旨説明をお願いいたします。

○高良清二君　只今議題となりました安里川河川上流の護岸及び浚渫工事の早急実施方決議案の提案理由を御説明申しあげて皆様の御賛同を得たいと思います。

那覇、真和志両市の合併に伴い行政並びに立法院の絶大なる御高配と御援助により今や名実共に琉球の首都としての面目を一新しつつあり茲に更めて万腔の敬意を表する次第であります。然し乍らその建設計画面については未だ文字通り前途遼遠であります。

毎年の台風や洪水に依る市民の被害を考えました場合未だに憂慮に堪えないのが多々あるのでありますが、就中、安里川に於ける護岸工事の不完備と沈滞せる土砂の浚渫は既に荏苒を許さぬ実情にあり、一朝台風や豪雨が来襲するに於いては瞬時にして川沿一帯の住宅は床上を水浸しにし、家財、道具の流失は勿論激流による川縁りの浸蝕は遂に家屋を倒壊し、人命を奪いその惨状は思うだに慄然たるものがあります。

就きましては住民の生命財産を保護する意味に於いて尚且つ衛生上の見地から致し、状況を充分御賢察の上可及的速やかに同護岸の設備と同河川の浚渫工事を実施して頂きますよう那覇市第24回議会の議決に依り要請致します。

以上となっております。尚本件につきましては既に３月の定例議会でその護岸工事の施工方について陳情も出しておりましたし、本会議においても同様の陳情を処理したわけであります。特に今期議会におきまして注意すべき点は日本政府並びに現地アメリカ側に対しても援助方の要請について一段と那覇市議会の要請をしようというような決議案までなされているわけであります。

それと地域的の工事として特に個々の問題として取り上げたわけでありますのでよろしく議員各位の御賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　只今の説明に対し質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　質疑がなければ討論に入ります。

(「討論なし」「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　討論もなければ採決に入ります。日程第１、安里川河川上流の護岸及び浚渫工事の早急実施方要請決議案、１番議員久場景善外24名提出決議案第11号につきましてはこれを原案通り可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認め原案通り可決決定いたします。

○議長(高良一君)　次日程第２、中央農業研究指導所の早期移転促進要請決議案を議題といたし提案者の説明を求めます。

決議案第12号

中央農業研究指導所の早期移転促進要請決議案

首題の件について、別紙案のとおり琉球政府行政主席並びに要請決議書を提出致したく、議会の議決を得たいので提案致します。

1958年７月　日　提出

４番議員　比嘉　佑直	５番議員　赤嶺　一男	９番議員　金城　武一
14番議員　喜久山朝重	17番議員　金城　賢勇	20番議員　宮里　敏慶
31番議員　宮城　　実	39番議員　新垣　松助	40番議員　金城　幸信

宛：琉球政府行政主席

発：那覇市議会議長

題：中央農業研究指導所の早期移転促進要請決議案

中央農業研究指導所は全琉唯一の政府に於ける農業の生産増強指導育成機関として農畜物の優良種苗の生産配付並びに経営の改善等につき科学的調査研究に基づき鋭意その指導啓発に努力せられ産業経済の発展に大いなる実績を挙げられた事は何人も否定するものはないと信ずるのであります。

特に戦後に於ける米系種苗の輸入に伴う試作と品種改良は指導所今後の大きな課題でありその成果は全琉農民の福音として期して待つべきものであると確信するものであります。

翻って戦後に於ける都市形態は教育文化経済の向上発展に伴いその様相は一変し殊に那覇、真和志両市の合併は首都建設の都市計画に一段と拍車をかけられる折、都市の中央部に52,000坪余を擁する土地を充用することは時代の変遷と云い乍ら首都建設上誠に遺憾に存ずるのであります。

この時に当り政府に於かれては首里崎山区方面に移転せられる計画のある事は一は全琉農民のため一は那覇市民のため一石二鳥の大乗的見地から時宜に適した計画と思料するものであり千載一遇のこの機を逸せず政府御当局の基本方針に従い移転の早期実現を図られたく第24回議会の議決により要請致します。

1958年７月　日

那覇市議会議長　高良一

○宮城実君　この与儀試験場の移転問題は数年来の懸案であり、政府においても非常に懸念しているようであります。この問題が殊更に政治的な宣伝やあるいは策略に利用されて現在まで遷延していることは誠

に残念に存ずる次第であります。

我々が試験場の早期移転促進の要請決議案を出している趣旨は、１つは農業の指導研究の機関としての本来の試験場としての任務が完全に果たせないということであります。と申し上げますのは、御承知のように周囲にいろいろの建造物ができまして自動車の交通も頻繁になり、塵芥が飛び汚物が流れて試験場本来の指導機関としての任務ができないということ、今１つは都市計画上の中央部にアーいう広大な土地を占めるということは諸種の都市計画を推進する上から非常に支障を来している。この２つの理由から政府の計画に即応いたしまして早く促進していただくことが那覇市の都市計画の推進上から一石二鳥の効果をあげるものではないかという、こういう観点から決議案を提出したのであります。よろしく皆様の御賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　只今の説明に対して質疑に入ります。

○真栄田義晃君　提案者に質問いたします。この決議案を見ますと、これは内容が２つに分かれているようであります。というのは、現在の試験場地域から他に移転してもらいたいということが１点。更にもう１つは移転先については現在の政府予定地、崎山、真地、新川に早急に移転してもらいたいという２つの内容になっているようでありますので、その点についてお尋ねしたいと思います。提案者も御存知の通り、今年の５月22日付で○○○さん以下６名から試験場の移転先について反対の陳情をやっているわけであります。その中であの人達が反対しているのは向こうに123世帯の農民が生活を営んでおり、この点について以前から政府との間にゴタゴタがあったのでありますが、昨年12月14日、当時の瀬長経済局長と神村副主席、この２人との間に農地買収についての約束を神村副主席の部屋においてやっているのであります。その内容を申しあげますと、(1)政府は農研所職員の強制収用などの強迫的言辞を厳重に取り締る。(2)現在の買収折衝を一応中止する。(3)政府は予定地周辺で土地を売る人々から代替地として買集める。(4)候補地に見合う代替地が買揃ったら政府は地主代表立合いで各地主と対等の立場で交換の折衝を開始する。折衝に当って政府は絶対に強迫的態度をとらず地主側も個人の意思を押える村八分的行動をしないこと。(5)交換の際は農家経営の成立を条件とし、政府は交換による地主のマイナス面をカバーすることも考慮する。(6)この個人折衝の結果、大多数の地主が土地の売渡し又は交換に同意したら政府は農研所移転を実施するが、大多数が依然として反対なら政府としては中央農研所移転について再検討加える。(7)政府は大多数の地主が反対しているのに強制収用を実施することはしない。大多数の地主が土地譲渡に賛成し、地域内の一部が反対している時に話し合いでも解決しない、最後のやむを得ない時に強制収用を発動する。

これは1957年11月14日の沖縄タイムスにその内容を発表されており、こういう約束をやったことは事実であります。ところが最近になってこの農家にやって参りまして農民の８割、地主の８割は買収に賛成しており、反対しているのはお前達一部の者だけだということで個人的な折衝をやっております。それから地主代表を集めて代替地が買揃ったら政府は各地主代表と交換の折衝を開始するというような約束とは全く相反する行為を行っております。こういう誠意のない態度は崎山、真地、新川の農民を騙すことであり、政府がこういう挙に出たことは遺憾であり、この件について提案者は首里崎山方面に移転させる計画のあることは１つは全琉農民のため、１つは那覇市民のため一石二鳥の大乗的見地から時宜に適した計画と思料するものであります云々と述べておりますが、現在の政府のこういった誠意のないやり方、こういったやり方をしている者、尚崎山、真地に対してそういう強圧的な手段をやっている政府の行為に対しては提案者はどういうふうに考えておりますか、また現在の通りやってもらいたいという意味であるのか、その点について伺いたいのであります。

○宮城実君　只今真栄田議員のいわれるのと反対でございます。政府においては既定方針通り勿論農民に対しては適正の補償もするでありましょうし、それに対する政治的な解決も着々と進んでおるのであります。我々が政府の方針を聞きましてもそういった心配は全然ないし、十分に農民の意向も聞き、そして円満な解決を図りあくまでも政府は既定方針通りやるということを言明しております。

そういう見地から我々は都市計画上一日も早く試験場の移転をしてもらいたいという意味においてこの決議案を提出した次第であります。

○大城清徳君　提案者にお尋ねいたします。今先提案者の方からいろいろ御説明がありましたようにこの要請決議案にも盛られております通り、現在の農業試験場用地は適当な場所ではない。都市中央部に位置する関係上非常に具合が悪く、以前からこれはどこかに移転しなければいけないということはしばしば論議されておるのであります。この試験場用地を移転することによって特に旧真和志と那覇の一部、遮断されておった地域的な連繋が取れ、都市計画が促進されるということに対しては全面的に賛成できるわけであります。

この移転の候補地として首里の崎山、真和志の真地、あの一帯を候補地として予定され今買収が進められております。そこに候補地を決定するまでにはいろいろ立地条件その方面を調査研究の結果適当な場所だということで決定されたと本員も思料するものであります。そのことに対しまして別に反対というわけではありませんが、ただ問題は先程真栄田議員から説明がありましたようにあの界わいの地主の中には買収に全面的に賛成しておられる地主もおり、中には生活の場としての土地、畑を買収されると今後の生活に大きな支障を来すということで非常に不安を抱いておる地主もたくさんおられるようであります。従って政府当局と地主との折衝の結果、今後の相談の如何によって現在反対している地主も大乗的な立場から賛成してもらえば大変結構なことだと思います。また提案者の方から人民党の宣伝或いは一派の宣伝、政治的な宣伝に利用されては具合が悪いというような話がありましたが、仮にそういうような事実があっても具合が悪いのであります。ここに政府当局の基本方針ということが謳われておりますが、今先真栄田議員が読み上げておりました小作人、地主代表の何十名の方が一番心配しております予定地周辺で土地を売る人から代替地を買い集め、６番目に謳われております個人折衝の結果大多数の地主が云々とありましたがこれを全部ひっくるめての基本方針であるかどうか、お尋ねいたします。

○宮城実君　政府の具体的な基本方針ということはその内容の詳細に亘っては本員もまだ検討しておりません。ただ我々は政府の意思としてこの試験場は移転したいという意思によって、我々も早く移転させてもらいたいということを要請したのでありまして、その内容がどうなっているかということは具体的にまだ検討しておりません。ただ政府の意思が早くこれをやらなければいけないというので、我々といたしましても都市計画上からも良いことであるから早くやってもらいたいということであります。

○浦崎康華君　この農事試験場の移転については只今議員各位から質疑が交わされておりましたが、かねがね我々が聞いた所によると、東風平村の如きは試験場誘致運動まであったように聞いております。そういった農村の中に入り込んでの試験場であれば誠にふさわしいのですけれども、現在はなるほど都心に近い中央部であって、これは早急に移転して頂きたいというのは那覇市民全部が期待するところと思っております。

しかし移転を急ぐあまり本案にあるように首里崎山方面というふうに指定してやらなくても、これは只今の議員からも質疑されたように６月２日付をもって○○○○○外114名の地主小作人の方々が反対の陳情を出しているが、現在我々は沖縄の軍用地を一方的に接収していることに対して御承知の通り島ぐるみの闘争を経て現在アメリカに代表を派遣し根本的な解決を求めてやっている次第であります。

然る内においては議会の名によりこの114名の方々の生活あるいはその職業を奪うような、生産手段を奪うようなことをやって良いかどうかということに対して非常に疑問を持っておる次第であります。那覇市の議会の良識においてこの地主並びに小作人の方々のこの方面の陳情も十分に汲んでもらって、そして政府に協力すべきであるならば協力しても良いが、しかし那覇市議会は那覇市民のための議会であり、何はともあれ市民の福祉を全うすることが肝心であると存ずる次第であります。従いまして提案者に申し上げることは、提案者はそこまで考え浮んでいない、政府の方でしかるべくやるだろうといったような御答弁でありますけれども、しかし100名余りの地主並びに小作人の土地を取り上げてその生活を考えずにただ簡単に協力するということは、これは非常に大事なことであって那覇市会でそういうことをやっても良いかどうかについて大きな疑問を持つのであります。従いまして徹底的にそういったところまで提案者は考えられて、この114名の方々の今後の身の振り方までも考えて本案を提出されたかどうか、その点並びにこの移転を急ぐために政府のやることは、例えば土地収用法あるいはそうでなくても権力、圧力を加えて接収することも是認することであるかどうか、その点を提案者にお伺いいたしたいと思います。

○宮城実君　権力を発揮して農民を圧迫するというふうな考え方には全面的に反対するものであります。農民の補償ということも勿論、今おっしゃった通り我々としても非常に心配しておりますけれども、そういう既定方針は政府においても十分対策を樹立しておりますので、そういうことまで云々することはこの決議案の趣旨ではないのであります。

次に首里崎山方面に移転せられる計画云々と書いてありますけれども、今浦崎議員がいわれた東風平村方面にありますれば情勢の変化によってそこに移転するのもそれは政府の自由であります。強いて崎山方面の字句が適当でないとするならばこの字句を削除して移転せられることというふうに考えてもよろしいのでございます。

○黒潮隆君　一昨日の新聞にもありましたが、また今浦崎議員からもお話がありました通り、試験場の誘致を希望しているところもあるわけであります。強いて農耕地の狭い土地周辺の農耕地に移転を求めたことは結局試験場職員の便宜だけを見ているのじゃないかと思います。そうしてもし現在の農研所を早く移転させるなら誘致を希望しているところに移転させる方が早くなると思います。何も反対しているところでトラブルを起こしてやるのは移転の促進にはならないと思います。それから首里崎山方面に移転することが那覇市民の利益になると提案者はいっておりますが、農研所はあくまでも全琉農民を対象にして考えるべきであると思うのであります。狭い農耕地を奪われた農民は、そして那覇市の場合は固定資産税、市民税、所得税等が減るわけで市の財政はそれだけ減るわけでありますが、農研所が那覇市内において、その付近の農民が利益を受ける総額を知っておりますか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　休憩いたします。

（午前11時16分　休憩）

（午前11時41分　再開）

（議長降壇、副議長渡口麗秀君登壇）

○副議長(渡口麗秀君)　再開いたします。議長が所用のため席を外しておりますので副議長が代りまして議長の職務を代行いたしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

只今休憩中に意見を調整したのでございますが、その点につきまして宮城議員から説明願います。

○宮城実君　意見調整の結果、訂正すべき箇所を申しあげます。決議案の終りから５行目「この時に当り政府に於かれては首里崎山方面」というところを削りまして「適当な地域」に訂正いたしまして他は原案通りにしたいと思います。

（「賛成」「質疑なし」「進行」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　では質疑打切り討論に入ります。

○仲松庸全君　只今議題となりました中央農業研究所移転早期促進要請決議案につきまして意見を申し上げます。只今提案者から修正案が出されたわけでありますが、我々のこの案に対する態度は２つの立場からなります。即ち１つは都市計画上の現在の農研所を移転してもらいたいという那覇市民の要求に対し、これを実現するために出されたものであるという解釈であります。しかしながら付随的に崎山、新川、真地３部落の農民の農地を取り上げる、こういうことに関連しているこの決議案について先程から意見調整が行われたのでありますが、私達の意見は最初の１点に絞ってもらいたいこと、即ち移転について賛成であるのでそういう移転についての決議案にしてもらいたいという事でありました。そういう決議案にするために今までの政府が崎山あるいは真地、新川の農民の土地取り上げにやっきとなって権

力をもって圧迫を加えて来た非民主的なやり方を敢えてする意味からも、こういったことを促進するような匂いを全部この決議案から抜くことを我々は基本としそういうふうな方針を立てて折衝する。ところがこの決議案にはまだ我々のそういう暗い気持を抜くことができてないということが残念であります。というのは、政府当局の基本方針に従って移転の早期実現を図られるということは政府の基本方針というのは解釈のしようによっては相当問題が起こってくると思います。即ち既に３年も前から起こっているこの崎山、新川、真地の土地の取り上げ問題は地元の農民を苦しめておきながらその中で行われたあの７項目の政府との約束、これが十分に行われていない。弱い農民をいじめ抜いている政府のやり方、これがもし基本方針であるというならばこの決議案は本当に農民を殺すような決議になってくる。そういう意味からするとこのような意味の言葉を残す限り我々はこれに反対せざるを得ない。御承知の通り当議会にも農民は現在問題になっている３部落の農民はその死活問題を訴えて陳情に及んでおりますし、再度の陳情にも及んでおります。適正補償とかあるいは政治的な解決を進めている云々を言葉では言っているけれども、我々は今の沖縄の権力が農民に対する政策を如何に取って来たかという歴史を顧みる場合、合点することが出来ない。伊佐浜あるいは具志部落と軍用地に接収された農民に対して土地を取り上げる時は常に適正補償をするといったアメリカや当間政府は本当に農民に対して補償して来たかどうか、代替地云々と言いながらそれを誠実にやって来たかどうか、ここが大きな問題であります。結局取り上げる時はなだめすかしておいて、土地を取り上げた後は知らん顔をしている。挙句の果てはボリビヤに移民をさせるというような売国主義的な政策に断固反対して、農民、県民の生活を守ることこそ我等の使命であると考えております。また、都市計画においてもここにはっきりした計画がどうなっているのか、あるいは予算の見通しがどうなっているかということも問題ではありますが、これはさておき、まず問題は私たちが見まするに農民は真剣に反対している。これは死活の問題であるからであります。

これは農民の生活に本当に接触してその中で話し合いをするならば、誰でも農民の死活問題を熱心に考えなければならなくなってくると思います。こういう問題において全琉的な問題であるから一部の犠牲は止むを得ないという理論のためにこれを押し付けようとしている。この理論は本当に平和のために沖縄を犠牲にしてもかまわないという理論の持っていき方、これとまったく同一の理論であり、私達は平和というものはそういう部分的なものではなしに、社会の全構成員が等しく受けるようなものでならなくてはならないと考えております。こういう立場から今まで政府の取って来た農民に対する押し付け、あるいは脅迫的なやり方そういうものがある以上、政府の方針に従って移転せよという決議はどうかと思います。そのために我々の望むこの試験場移転促進ということについて移転してもらいたいというのが我々の希望ではあるが、こういう曖昧な言葉がついているために、そして農民の今後に与える不安、生活の脅威というものが取り除かれていないということを考える時、断固これに反対して私の意見といたします。

○新垣松助君　現在の中央農業指導研究所は那覇市の中央部にあり那覇市の都市計画にも支障を来していることと思う。また、この農研所を移転させた場合には軍用地に土地をとられた地主も大勢おり、また、その中には住宅地に困っている地主もあり、そういう住宅地に困っている那覇市の住宅難を解消することも移転によって可能と思います。また該場所は学校敷地としても適当な場所である観点により本員は農研所の早期移転に賛成するものであります。よって討論打切り採決に入ってもらうよう動議を提出いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり､「一言いわして下さい」
「議長々々」「動議は成立しているよ」と呼ぶ者あり)(議場騒然)

○副議長(渡口麗秀君)　動議は成立いたしております。お諮りいたします。只今39番議員（新垣松助君）の動議の通り討論を打切り採決に入る事に賛成の方挙手願います。

(賛成多数)

○副議長(渡口麗秀君)　賛成多数であります。よって採択に入ります。日程第２、中央農業研究指導所の早期移転促進要請決議案につきましては先程提案者から修正がありました「適当な地域」ということと、「首里崎山区方面」を入れ替えて修正案通りに御賛成の方は挙手願います。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　絶対多数であります。よって本決議案につきましては「適当な地域」という字句を一部挿入いたしまして修正案通り可決決定いたします。

(「那覇市民が泣くぞ」と呼ぶ者あり)

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　日程第６、公有水面埋立免許申請についてを議題と致し建設委員会に於ける審査の結果を報告願います。

○新垣松助君　日程第６の諮問第６号公有水面埋立免許申請については去った７月２日の本会議で中間報告を申しあげた様に、○○○○氏から申請された埋立計画の中には鏡水部落が既に埋立てた6,000余坪も含めて埋立計画されているという事が鏡水部落の埋立てた当時の経緯や現地の調査に依って明らかにされたので、この埋立計画書類の坪数に重複する坪数のある事を指摘された結果、申請人○○○○氏も之を認めてこの計画の設計変更をして再申請するからその際に再審査をして戴き度いとの申請人からの要望がありましたので、議会の承認を経て一応保留してありました所、御手許にお配りしてある公文書写しの通り７月３日付工務交通局長から那覇市長宛に埋立地積の異動変更の通知が参った訳であります。

これに依ると埋立面積は変更前が２万445坪９合２勺で変更に依る埋立面積２万317坪２合で結局128坪７合２勺の埋立減となっております。そこで委員会の結論と致しましては設計変更により再申請されたものであり、これに依って認可された鏡水部落の埋立地とも重複することなく合致し、尚境界もはっきりした図面に変更され都計上も何等支障を来さないという当局の説明もありましたので、御手許にお配りしてある答申案に４項目の条件を付してこれを全会一致承認することに決定した次第であります。以上簡単に御報告申しあげ各位の御質問を得たいのであります。

○副議長(渡口麗秀君)　只今の委員長の報告に対し質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　日程第６、公有水面埋立免許申請について、市長提出諮問第６号は只今の委員長の報告通り原案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないようでありますので原案通り可決決定いたし左様答申する事に致します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　開会致します。議長からお諮り致します。本日の日程としては後重要議案として22、23が残っておりますが本日はこれで散会して、明日の午前10時から再開致したいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないようでありますから本日はこれをもちまして散会いたし明日午前10時から再開することに致します。どうも有難うございました。

(午後３時59分　散会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員氏名

議長	高良　一	副議長	渡口　麗秀				
議員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行	森田　孟松
	儀武　息睦	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進

金城　賢勇　　玉城　正次　　大城　清徳　　宮里　敏慶　　玉井　栄次　　高良　清二
糸数　昌剛　　大山　盛幸　　辺野喜英興　　上原　文吉　　比嘉朝四郎　　宮城　　実
仲宗根梶雄　　具志　清裕　　金城　重宜　　黒潮　　隆　　浦崎　康華　　備瀬　知良
新垣　松助　　金城　幸信　　儀間　真祥　　屋慶名政永　　真栄田義晃　　久高　友敏
普久原朝光

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　　長　兼次　佐一　　総務部長　仲原　英通　　財政部長　義永　栄善
建設部長　松根　　稔　　消防隊長　具志　清一

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1959年10月19日　4番議員　比嘉　佑直〔印〕
1959年10月14日　44番議員　久高　友敏〔印〕
1959年11月25日　議　　長　高良　　一〔印〕

7月10日午前11時5分　開議

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。本日の出席38名、欠席4名でありまして議会は成立しております。欠席議員は高良一君、金城賢勇君、玉那覇有義君、崎山喜達君4名であります。

○副議長(渡口麗秀君)　只今から本日の会議を開きます。諸般の報告を申しあげます。

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　本日の議事日程は印刷の上お手許に配付いたしておきましたから、それによって報告に替えます。

議事日程第11号

〔全日程　略〕

本日会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○副議長(渡口麗秀君)　では只今から議事に入ります。

○儀間真祥君　昨日みたいにですなァ、議長はこれより議場を騒がせないように民主的な方法でやって貰いたいということを要望いたします。

○副議長(渡口麗秀君)　昨日の場合は動議ですからね。そういうような場合は討論を省いて採択するのがゆき方なんですよ。昨日は民主的にやったつもりですが。

○真栄田義晃君　昨日の議事裁き、これについて二度とかかることのないよう要望いたします。実は日程第2、昨日のもんです。中央農業研究指導所の早期移転促進要請決議案これの審議途中において、39番議員新垣松助から討論打切、採決の動議があったのであります。その場合に「賛成」と呼ぶ者があって動議は成立したが、動議の採決を賛成して直ちに議案採決に入っている。

(「諮ったはずです」と呼ぶ者あり)(「諮ってない」と言う者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　そんな不始末はやりませんよ。

○真栄田義晃君　動議だけで議案の採決に入っていますよ。賛成というものがあって、動議の採決をなしてそれから更に議案の採決に入るべきであります。

(「議長は諮ったというじゃないですか」と言う者あり)
(「昂奮しないで下さい」と言う者あり)(「進行」と呼ぶ者あり)

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上を持ちまして第24回那覇市議会で上程しました議案は全部審議終了致しました。尚引き続き市長の御挨拶がありますので暫く御拝聴願います。

○市長(兼次佐一君)　約1ヶ月間に亘る永い期間を通じまして議員諸公が1959年度の予算を初め盛沢山の議案の審議に御熱心に御検討して頂きまして今日無事に諸案件が処理され、そして今日閉会に相成った事につきまして衷心から感謝申し上げる次第であります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　ではこれを以て第24回議会を閉じることにいたします。長期間に亘り誠に有難うございました。

(午後4時37分　閉会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員氏名

議長　高良　　一　　副議長　渡口　麗秀
議員　久場　景善　　平良真次郎　　比嘉　佑直　　赤嶺　一男　　渡口　政行　　森田　孟松
儀武　息睦　　金城　武一　　仲尾次盛夏　　仲松　庸全　　石原　昌進　　金城　賢勇
玉城　正次　　大城　清徳　　宮里　敏慶　　瀬名波　栄　　玉井　栄次　　高良　清二
大山　盛幸　　辺野喜英興　　上原　文吉　　比嘉朝四郎　　宮城　　実　　仲宗根梶雄
具志　清裕　　金城　重宜　　黒潮　　隆　　浦崎　康華　　備瀬　知良　　新垣　松助
金城　幸信　　儀間　真祥　　屋慶名政永　　真栄田義晃　　久高　友敏　　普久原朝光

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　　長　兼次　佐一　　総務部長　仲原　英通　　財政部長　義永　栄善
建設部長　松根　　稔　　消防隊長　具志　清一

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1959年10月19日　4番議員　比嘉　佑直〔印〕
1959年10月14日　44番議員　久高　友敏〔印〕
1959年11月25日　議　　長　高良　　一〔印〕

4　1958年(昭和33年) 9月　第26回定例会[市長不信任、議会、援助]

9月29日午前10時45分　開会

○議長(高良一君)　開会いたします。本日をもって第26回那覇市議会を開会いたします。本日の出席40名、欠席2名でありまして議会は成立しております。なお2人の欠席者のうち、玉那覇有義議員は日本出張中の届出がありましたから御報告いたします。

○議長(高良一君)　諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の議事日程は印刷の上、お手許に配付しておきましたから、そのとおり御報告に替えます。

議事日程第1号

第1　今期議会の会議録署名人選挙

第２　今期議会の会期を定めることについて

〔第３～第15　略〕

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　議事に入ります前に市長の挨拶がございますので暫く御静聴をお願いいたします。

○市長(兼次佐一君)　本日定例議会を招集いたしましたところ議員多数御出席のもとに開会いたしました事を深く感謝申し上げます。今回の議会に提案いたします案件は条例の制定並びにその一部改正がその大半を占めておりますが、その外に諮問案として数件提案いたしております。これらの案件はまず市の行政執行の上に必要であり、且つ、必要を要するものでございますれば慎重御審議の上、可決下さいますようよろしくお願いいたします。

○議長(高良一君)　只今から議事に入ります。日程第１、今期議会の会議録署名人の選挙についてを議題といたし議長からお諮りいたします。従来会議録署名人の選挙については慣例によりまして議長指名で一任願っておりますが左様取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認め議長から指名することにいたします。６番議員渡口政行君、41番議員儀間真祥君、以上お二人の方にお願いいたします。

○議長(高良一君)　次日程第２、今期議会の会期を定めることについてを議題とし、御参考までに事務局の計画案を申し上げまして、それによって、更に皆さんの御意見を拝聴の上、決定したいと思います。事務局の計画案は10日案と12日案を予定しておりまして具体的にその日程を申し上げますと、まず10日案といたしましては本日は議案上程して、説明を聴取し、明日30日は議案研究のため休会、10月１日に本会議を開いて議案を上程して質疑に入って付託すべき事件は付託し、２日、３日、４日の３日間は休会して委員会の付託事件の審査、５日、６日は日曜日を含めて休会して、事務局の事務処理に備え、７日、８日、２日間本会議を開いて議案及び陳情書の処理結果をうけ質疑、討論、表決に入る。以上で本会議４日、委員会３日、休会３日の10日間という計画であります。それから12日案につきましては本日は議案を上程し、説明を聴取、明日30日と10月１日の２日間は議案研究のため休会、10月２日に本会議を開いて議案上程、質疑に入り付託すべき事件は付託し、３日、４日、５日、６日、その間に日曜日が含まれておりますが、以上４日間を委員会付託、事件の審査、７日、８日の２日間を休会して事務局の事務処理に与え、９日、10日の２日間本会議を開いて議案及び陳情書の審査顚末の報告をうけ、質疑、討論、表決に入る。以上で本会議４日、委員会３日、休会が日曜日を含めて５日間、計12日間で終了するという計画になっております。以上御参考までに申し上げましたが大多数の御意見は12日案が多いと思います。お諮りいたします。

(「12日案」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　では異議ないものと認め今期議会の会期を本日から10月10日までの12日間と決定いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会し後は日程計画に従いまして明日、明後日は議案研究のため休会し、10月２日午前10時から本会議を開催することにいたします。

(午前11時22分　散会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

議長　高良　一　　副議長　渡口　麗秀

議員　久場　景善　　平良真次郎　　比嘉　佑直　　赤嶺　一男　　渡口　政行　　森田　孟松

儀武　息睦　　金城　武一　　仲尾次盛夏　　仲松　庸全　　石原　昌進　　金城　賢勇

玉城　正次　　大城　清徳　　宮里　敏慶　　瀬名波　栄　　玉井　栄次　　高良　清二

糸数　昌剛　　大山　盛幸　　辺野喜英興　　上原　文吉　　比嘉朝四郎　　宮城　実

仲宗根梶雄　　崎山　喜達　　具志　清裕　　又吉　久正　　黒潮　隆　　浦崎　康華

備瀬　知良　　新垣　松助　　金城　幸信　　儀間　真祥　　屋慶名政永　　真栄田義晃

久高　友敏　　普久原朝光

一　欠席議員

議員　喜久山朝重　玉那覇有義

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　長　兼次　佐一　　収入役　屋富祖太郎　　総務部長　仲原　英通

財政部長　義永　栄善　　建設部長　松根　稔

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年２月８日　６番議員　渡口　政行〔印〕

1960年２月12日　41番議員　儀間　真祥〔印〕

1960年２月17日　議　長　高良　一〔印〕

〔10月２日、９日、10日会議録　略〕

10月11日午前10時37分　開議

○議長(高良一君)　開会いたします。本日の出席35人、欠席７人でありまして議会は成立しております。只今から本日の会議を開きます。本日の議事日程は印刷の上お手許に配付いたしておきましたから、それにより報告に替えます。

議事日程第５号

〔第１～第47　略〕

本日の会議に付した事件

〔第１～第10　略〕

第11　兼次市長不信任決議案（21番、28番、36番議員提出決議案第14号）

第12　費用弁償条例中議員報酬の一部を改正する要請について（43番議員提出決議案第15号）

第13　会期延長することについて（39番議員発議）

○議長(高良一君)　では只今から議事に入ります。

〔中　略〕

○瀬名波栄君　兼次市長不信任の緊急動議を提案いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)(傍聴席拍手)

(「発言中だよ」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　動議は成立しました。

○瀬名波栄君

兼次市長不信任決議（案）

那覇市長兼次佐一氏を不信任する

右決議する

1958年10月11日

那覇市議会

提案者　21番議員　瀬名波栄　28番議員　上原文吉　36番議員　黒潮隆

理由

兼次市長は民連20の政策を市政の上に実現することを公約して市民の絶大な支持をうけ市長に当選した。

この事実は民連の政策を断固としておし進めることが市民福祉になることを市民多数が認め、その実行を要求したことを認める。しかるに市長就任後の兼次氏は、〝市民福祉〟のためと称して超党派なる抽象的な言辞を弄しながら実際には基地権力者およびその代弁者、任命当間主席に直結する市会多数派(月曜会)と結託して市民に公約した民連の政策をふみにじったのである。すなわち1959年度那覇市予算を編成するにあたって月曜会派に属する正副議長その他の一部議員の要求に基づいて議員報酬、正副議長交際費、議会交際費の大巾増額（議員報酬１人月3,000Ｂ円の増、議長交際費年６万Ｂ円、副議長交際費年３万Ｂ円、議会交際費年３万Ｂ円の増）および市長用、議会用乗用車それぞれ１台ずつの購入等に約300万円の市民の血税をあてながら土木労働者の賃金を釘づけにしたままで、実働時間を減らすことによって１人平均約1,000Ｂ円の実質賃金を大巾に引きさげたことがそのもっとも代表的なものである。これによって市長は〝労働者の生活と権利を守る〟という市民への公約を裏切ったのである。この予算案は市民のごうごうたる非難をうけながら６月定例議会に提出され民連議員のはげしい反対にもかかわらず月曜会派の数の暴力によって可決された。このように、市長が任命当間主席に直結する月曜会派のふところに飛びこみ市民への公約を裏切ったことに対する市民の憤激は９月22日の那覇市政報告市民集会においてその頂点に達し、市長があくまで自分の非を認めようとしないため、怒号、投石となって爆発したのである。しかも市長はこの市民の素朴な怒りを誘発した自分の態度を反省し、市民の声に耳を傾けようとはせず、かえってこの騒ぎが人民党の組織的煽動によるものだとわめきだしたのである。ことここにいたっては市長の誤りはもはや救い難いものとなった。しかも市長はこのように基地権力者および任命当間主席に直結する月曜会派と結託して労働者の利益を裏切り市民の反撃をうけながら社会主義の装いをこらし、原水爆基地化反対、日本復帰の空念仏をとなえている。原水爆基地化に反対し、祖国復帰をおし進める力は労働者、農民の同盟を中心とする県民の民主統一戦線以外にないことを市長は知るべきである。従って原水爆基地化に反対し、祖国復帰をおしすすめる基本的階級の利益を裏切りながら原水爆基地化反対、祖国復帰の空念仏をとなえるのは羊頭をかかげて狗肉を売る憎むべき徒輩である。その故にこそ兼次氏は民主統一戦線の結成を妨げ、かく乱して、沖縄を属領化せんとする、基地権力者および任命当間主席一派の反動勢力のもっとも戦斗的な尖兵になりさがったのである。市長がこの予算提案をあくまで正しいと信ずるのであれば、これは立候補にあたって市民に公約した民連の政策〝労働者の生活と権利を守る〟ということとまったく相いれないものであるから、あらためて市政に対するみずからの所信を堂々と表明して信を市民に問うべきであり、これは何ぴとも認めなければならない民主政治の常道であろう。また市長がしばしば放言するごとく〝議会がきめたからそうなったのであって市長の一存ではきめられない。〟ならばこれは市長が市町村自治法第53条の規定によって才入才出予算の提案権が市長に専属する事実、および提案が議決に先行する意義を知らず、執行者としての自主性を失って任命当間主席につながる議会多数派にあやつられるロボットに過ぎなくなっており、市長としてもはや無用の長物であることをみずから暴露するものである。以上の通り兼次市長が基地権力者の走狗にすぎず市民から付託された市長の任にたえないことを認め、本案を提案する。

○議長(高良一君)　質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　チョット待って下さい。一緒に手をあげると非常にこまりますからなるべく一人一人やって下さい。

○黒潮隆君　討論に入る前に議長に要望いたします。反対討論も賛成討論も市民が納得ゆくように堂々とやらせてもらいたい、これを要望いたしまして討論に入ります。われわれは兼次市長のかかげた民連20の政策を支持し、戦ってきた。これを推し進めるために市長を助ける立場にあったが、いまではその立場がかえって兼次市長を不信任するものである。その理由は何か、市民の支持した民連の政策を捨て去り市民を裏切ったからである。市長の椅子が実現するや否や売弁資本家、当間一派、あらゆるものとグルになり〝働くものの生活を守るためにマナ板の上にのせられても戦う〟といった市長は（拍手）逆に労働者をマナ板にのせて切りきざんで苦しめているではないか。あげなくてもいいような報酬の増額、議長、副議長の交際費を逆に引きあげ、市長車を購入した。これはＢ円で約300万円であります。そのしわよせが土木課の臨時労働者の上に悪魔のように襲いかかってきたことはハッキリしている。７月以降の手取り賃金が１人月Ｂ円で1,000円から1,700円も減って生活がますます苦しくなったと労働者は訴えている。兼次市長はこれを子守唄と聞いているのか。

（傍聴席より拍手）

臨時傭員の賃金は非常に低かったが前年度は毎日約１時間の超過勤務があった為低い賃金をカバーし最低の生活が維持できたといっております。兼次市長の組んだ1958年度予算によって残業が断ち切られそのために先にのべた通り土木労働者の収入が減り半数が生活保護者に該当するという惨めな状態に陥っている。９月17日の琉球新報の社説にも熾烈な批判をしているではないか。一人前の人間が８時間働いてしかも生活保護法によって基準以下の生活ができないということが〝労働者の生活と権利を守る〟といった革新政治家と自負している兼次市長のとるべき道か。選挙の際にはいわなかった超党派政策を打ち出し、その美名にかくれ、議会の多数派ならびに大名旅行という悪名をつけられた。自治法に違反してまでも金をつかった。以上の理由から本員は兼次市長を不信任するものである。兼次市長は市民に約束した政策に反した市長だからいまさら何をかいわんやであって必ずや20万市民の批判をうけるであろう。

○儀武息睦君　わたくしは反対するものであります。兼次市長は民連の推薦によって市長に当選しているが、民連の政策を実行に移さない理由でその退陣を要求するが如きはこれこそ自治の破壊であり、われわれ議員の不見識を暴露するものである。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

（傍聴席騒然）（怒号、口笛あり）

故に本員は２、３反対の理由を申しあげて賢明なる議員諸君の判断をお願いいたします。一つ那覇の市長は一党一派の市長ではなく、那覇市20万市民の市長であるから当然超党派で市民のための政治をすることこそ市民多数の要望するところであると、わたくしは信じている次第であります。一つ兼次市長は、

（傍聴席多数怒号）（聴取不能）

一党一派に偏することなく超党派で市政を運営し全市民の生活安定、福祉増進を図ることに敬意を表する１人であります。一つ市長就任１ヵ年は無投票当選のほかは自治法の規定によって解職できない、立法の精神からみても公僕としての職務を保護されているのであります。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

（議場、傍聴席騒然）（傍聴人場内に入る）

兼次市長は市復興のため日夜奮斗せられ、民政府、琉球政府、日本政府に補助獲得申請をなしたときになんらのキズもない兼次市長の退陣を要求する筋道はあたらない。一つ那覇市の都計は瀬長市長の出現により１年有半も停滞しており今日都市計画がブース高等弁務官の融資再開の見通し等と那覇市が本

格的に明るみに進められんとする時、市長退陣の要求をするがごときは都市計画促進を阻まないと誰が保証できよう。われわれ議員は自主的に自己の良心に訴え、今回の市長退陣要求に対し十二分に本件の良否を検討し絶対多数をもって否決してこそと議員諸公にお願いするものであります。

（「裏切者」と呼ぶ者あり）

○儀間真祥君　21番議員の不信任に賛成するものであり、その意味で賛成討論を申しあげます。市長は民連の政策を実行し市民の福祉を増進するということで民連の推薦で立候補し市民の圧倒的支持によって当選したのであります。しかしながら市長は就任当初からすでに施政においては民連の拘束はうけないと言明し、市民の期待を見事に裏切ったのであります。そして今日では民連は選挙に勝つための道具であったというようなことを新聞記者に対して発言し、タイムス紙にものってることは皆さんもご承知のことと思います。この事実は市長を推薦したところの推薦母体に挑戦し超党派というつかみどころのない市政を行い、いままで市民を欺瞞しておったところのバケの皮をあらわしたものと思う。そういう信念のない市政運営が行政面において議員報酬を6,000円から9,000円に値上げ、正副議長交際費を12万円に値上げ、議会交際費を、副議長交際費２万7,000余円から６万円に値上げ、議会の交際費を４万円から８万円に値上げした。このようなことは市民からごうごうたる批難をうけながら市民の批難をあとにして実行してきたのである。一方対外的には日本政府への戦災復興援助要請に対して新聞でも悪名高いところの大名行列をやって、市民の汗と油の結晶であるところの税金から75万円も使っている。もちろん本員はこの金を使ってはいけないというのではない。使っていいけれども財政に応じたところの使い方をしなければならんということである。こういうふうに消費面では大きな無駄使いをしていながら自分で約束したところの〝労働者の生活と権利を守る〟という神聖な行動さえも忘れ、基地権力者のお先棒を担いで労働者に低賃金政策を押しつけてきた市長は立候補当時〝当選したら公約を忠実に守る〟もしこれを守ることができなかったならばまな板にのせられて一寸切り五分切りになろうとも絶対に退くことはないと大言壮語したにもかかわらず、いまでは配下として働いているところの臨時傭員の手取り賃金を実質的に引きさげておる。この具体的な理由として現在173名の臨時職員の手取給を調べた場合、平均賃金が日給120円で月額にして3,120円、これは１ヵ月26日働いてのことであり、もし何か事情があって欠勤でもしたならば2,000円そこそこになって生活はおろか自分の子供達の教育もできないということになる。このことは市民生活と権利を守るといいながらその行動においては全く反対のことをやっている、また市長は立候補の当初の挨拶の中にアメリカの有名な第16代大統領リンカーンが〝人民のための人民の政治〟にもとづいて法をつくるものであるということを当時の挨拶状に書いてある。しかし市長になったいまでは公約と全く違反して人民を苦しめ自分のつくった白蟻を一つ一つつぶすといったことに反していまや白蟻に一つ一つ蝕まれているということはいなめない事実であります。１年足らずして不信任を出すということは法に違反するといっているが、瀬長市長の場合には僅か10ヵ月たたずに不信任している。自分の力ではできないことを基地権力者をたのみ、こういう具体的な事実からみても現在の市長をそのまま市長の椅子にすえておくということは市民の利益を守るために絶対にできないことである故にわたくしは不信任に同意するものであります。

○石原昌進君　わたくしは賛成するものであります。一党一派に偏することなく超党派で市民の福祉を考えることこそ第一であると儀武息睦議員がのべておりますが、一党一派に偏することなく議員の報酬を6,000円から9,000円にあげることが超党派であり、市民の福祉であるというのか。(拍手)

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

さらに都市計画が打ち切られておる。しかしながら、前瀬長市長時代にアメリカの非民主的な趣旨によって特別補助金、琉銀からの融資が打ち切られた。これに対し反対して民連から選挙に出て市長に当選しているのではないか。本定例議会が始まりまして本員の質問にこたえた市長の答弁の中から関連して意見をのべていきたいと思います。本員は市長に議員の報酬を6,000円から9,000円にあげた、従って土木費が削減され、さらに働く市の労働者の賃金が1,000円から1,500円まで低下している事実について

追及したところ、市長は議会から提案があったからやった。議会が、悪いと思えば否決すればよかったんではないかと議会に責任を負わされております。続いて本員の質問に対して、では市長は乗用車を買うことを市会に提案しているがこれは誰から申し出があったのかと質問したらそれは常識でも解るじゃないかと。土木労働者の賃金を切りさげてまで自分の乗用車を買う必要があったかどうかであります。

（傍聴席より「ヨーシ」と呼ぶ者あり）

口を開けば兼次市長は市民の福祉のためだと広言しておられますが市長も家に帰れば一市民ではないか。一部の労働者の生活を犠牲にしてまで議員報酬をあげ、議長、副議長の交際費をあげ、さらに市民の要求であるところの土木費を削減したことはどうかと思う。これに対する市民の怒りはあの市民集会において大きく発展した。兼次市長は口を開けば原水爆基地化反対の決議をやったといっておるが、さらに日本復帰も市民に公約している以上、これを続行するということをいっておりますが、こうして市民の反感が随所に現われているのにどうして原水爆基地化反対さらに祖国復帰運動を進めていけるでしょうか。

（傍聴席より「そうだ」と呼ぶ声あり）

こういう意味におきまして本員はもう市長の椅子から退陣してもらうことを、つまり、不信任に賛成いたしまして本員の意見をおわりたいと思います。

○仲松庸全君　いままでに不信任賛成意見がくわしく述べられましたが、わたくしもこの不信任案に賛成するものの１人であります。

（傍聴席より「そうだ」と呼ぶ者あり）

すべて前の議員が賛成討論をくわしくのべておられますので、ここで重複するのを避けてこれを補充する意味でわたくしの賛成意見をのべさせていただきます。ひとつ儀武議員に教えてあげます。兼次市長が民連の政策を実行しないからといって退陣要求をするのは議員として恥ずべき行為であるといったことについて、民連の政策を実行しないからといって退陣をせまるということは一党一派の政策を押しつけるものであるということをいっておりますが、この辺の問題についてわたくしの意見をのべてみます。すなわち周知の通り市民だけでなく全県民、全祖国が知っているように兼次市長は民連の政策こそが那覇市民の福祉を前進させるものであるとこれを訴えたのであります。これに対して市民の過半数は投票した。これは何を意味するか。それはつまり民連の一党一派の政策でなければならないということを物語るものであります。何故ならば、市民はこれを認め自分の要求によっておるわけであります。だからこそ、兼次市長の掲げている政策は民連の政策であるとともにこれは市民の政策になっているということを改めて考えてもらいましょう。解らなかったせいかどうかしらないが、あなたも民連から当選しておいて民連を裏切り、あなた自身に投票した市民を完全に裏切り踏みにじっている。この市民の怒りがいかに強いかはあなた自身もよくお解りのことと思います。市長はいままで、われわれが再三、再四、真面目に反省し、大胆に勇気をもって誤りをなおし、そして率直に市民に詫びて立ち直るように、われわれはいろいろな問題がでるたびに苦心してきた。しかしながら、これに対して常にノラリクラリとして超党派は正しいものと主張してきている。われわれはすでに土木費の問題や議員報酬の問題、労働者の賃下げの事実、ここから労働者の苦しみが出ている、こういった事実からみて最早この民連の政策であるそのスローガンであるところの労働者の生活と権利を守るという基本的な政策を完全に踏みにじってるので最早これは反省の意もないから退陣を要求する以外にないと決意したのである。それ以前われわれは民連総会において、退陣をせまる前にもう一度民連の立場として兼次市長に正式に反省を勧告する必要があるとして市民に対する責任からも正式に反省を申しこんだが市長は明らかに拒否したのである。ここにいたっては、われわれは最早我慢ができなくなって先月の５日、民連の拡大委員会において退陣要求を決議したのである。その退陣要求を、決議を手交したときもやはり超党派は正しいということを主張していた。最早つける薬がない。それでこれをこのままほったらかしておくことは市民の要求を裏切って那覇市政をこれ以上に腐敗せしめるものであるということを認識するが故に一日も早く

市長をやめさせなくてはならない。そうすることによって市民の要求する市長を再び実現しなくては市民に対する責任のとりようがない。この立場からわれわれはこの不信任案を出したが、思えば第二次世界大戦におけるイタリーのムッソリーニは世界中の誰でも知っているように恐ろしいフアッシストであった。彼がイタリア国民を戦争に追いこんでゆく当初は階級スローガンを掲げた。すなわち、〝労働者の生活を守る〟というふうに彼は労働者をだまし、イタリア国民を戦争へ戦争へと追いこみ、この階級スローガンを空念仏にした。あたかも、原水爆基地化反対と日本復帰を空念仏化しているのとちょうど似ているのである。これをそのままゆるしておくことは兼次市長をして再びムッソリーニの道を歩ましめるようになる。この必然性を看破するが故に、そして市民福祉のために、これを食い止めなければならない。この兼次市長のいまのありかたを那覇市から払拭し、さらに市民の市長をもう一回那覇市に実現するためにこの不信任案を満場一致で採択していただきますように訴える次第であります。

○仲宗根梶雄君　賛否両論でありますが本員はただいまの不信任案に対して反対するものであります。先に各員がいっております議会の才費の値上げ、その他予算を通しての問題がございましたが、本員は才費値上げに対しては絶対に反対するものでありますが、衆寡敵せず結論はごらんの通りでございます。しかしながら、かかる政治上の問題においていろいろと思考することもありましょうけれども本質的には当事者が何を為さんとするのか、何をこれまでやってきたかということが問題であると思う。いろいろなこともありましょうけれども、われわれとしては絶対に不信任案に反対しなければなりません。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

正義は、昨日、今日、明後日と絶えず躍進しております。必ずしも最初に考えたことをそのまま真っ直ぐやっていかなければならないという理由はないのであります。要は市民の為になるかならないか、という問題であってわれわれは18万市民が正しく、豊かになるように願わなければなりません。そういうような見解にたってただいまの賛成の意見に対しては、自分達が考えたことが通らなかったからこれを不信任するということは成りたたないと思う、生きた政治を行うことこそ正しいのであります。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

すでに都市計画が進捗し、軍補助金、銀行融資も再開されんとしている矢先に不信任案を出し再び市長選挙をし、騒ぐことは都市計画を推進するために大きなマイナスになるということを断言したい。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

民連としては感情的に当然不信任するかもしれませんが、政治は感情ではありません。政治はあくまでも正義の上に立って18万市民が幸福になる立場から為されなければなりません。以上の理由のもとにわれわれは不信任案に反対をしてこれからの都市計画に邁進してもらいたいと要望し、不信任案に反対するものであります。すでに討論はつきたと思いますのでわたくしは動議を提出したいと思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）（議場騒然）

（「動議は成立しているよ」と呼ぶ者あり）

○上原文吉君　不信任案を提出したいと思います。理由を申しあげます。兼次市長は那覇市18万市民を裏切ったのである。さらに民連を裏切り、祖国9,000万の同胞のあたたかい信頼を裏切ったのであります。祖国の総評下350万の労働者が貧しい中から１円、２円とカンパして第二の瀬長として民主主義の砦として那覇市政を再び市民の手にとり返すためにと送った金で当選しているが、当選早々民連を裏切り、さらに市民の上に労働者にあらゆる挑戦をやっております。ここにおいてわれわれは彼の立候補当時のことを申しあげてみたいと思います。那覇市役所から白蟻を一つ一つ潰し瀬長市長のあとに続いてこの41名中の売国者と徹底的にたたかうといいながら42番目の虫になりさがっている。わたくし達はこの立場において兼次市長を不信任し彼があらためて信を市民に問うべき時期がきていると思うのであります。

（傍聴席拍手）（議場騒然）

立候補当時は〝一寸切り五分刻み〟されようともあくまでもしいたげられた沖縄県民の利益を守るために那覇市政を祖国復帰の砦にするためにといっておりますが市長はいまや再建同盟、月曜会に守られているということをハッキリ申しあげます。よって裏切者の兼次市長をいまこそ、

（「そうだ」と呼ぶ者あり）（議場騒然）

（傍聴人より「トグチレイシュウ」と呼ぶ者あり）

不信任いたします。

○金城幸信君　兼次市長は民連推薦により20の政策を掲げて当選した人でございます。この市長が民連の20の政策を遂行しないがために不信任案の動議が提出されておるのでございます。市長の立候補当時を振り返ってみます場合、兼次市長は民連の20の政策を掲げ第一に対外的政策という線で立候補したのでございます。それに向って平良氏は第一に対内政策を掲げ政治的な混乱をいかように収拾するかということが念願であったのであります。早く都市を復興し、20万那覇市民の福祉のためにいかにするかというのが大きな問題でありました。この当時、瀬長亀次郎氏は１ヵ年待たずして悪布令のためにその職を辞したのであります。そのために今日この結果になったのであります。

（傍聴人より「そうだ」と呼ぶ者あり）

それであの頃何も実現もみなかったという結論になるんでございますが、本年度予算だけでも通過させてみたいということは那覇市20万市民の念願であろうと思います。故に本員はこう思いますので、わたくしたちは兼次市長を信任するものではなく、むしろ逆の立場に立つ考えでありますが、不信任案を呑むということは民連の20の政策を呑むということになりますのでそれに不賛成するのでございます。そういう論旨から不信任案に反対であります。

○又吉久正君　次の理由を申しあげまして市長不信任案に絶対反対します。

（傍聴席騒然、怒号、野次あり、速記辛うじて可能）

市長が民連の支持を得て当選したからといって、また民連の政策によって那覇施政をやらなかったといって不信任をするということが市長に当選すればなんぴとであろうとも、

（傍聴人喧騒、野次多数）

全那覇市民の市長であり、民連だけの市長ではないのである。

（傍聴人怒号、罵声、野次多数あり）

市長は市政に携ってまだ１ヵ年にも足りない。それを不信任することは妥当でない。１ヵ年足らずでは市長の政策の見通しがわからない。

（傍聴人より怒号、口笛、野次あり騒然）

市長は民連の政策では那覇市の建設ができないので市民福祉の立場から超党派政策を打ち出していると思う。その政策は那覇市民の大多数が希望していると思います。人民党の瀬長市長時代に軍の特別補助金や銀行融資が打ち切られ那覇市が不調に陥った事からみても明らかに証言できることであります。

（傍聴人より怒号、野次あり、ほとんど聴取不能）

９月27日の琉球新報の朝刊の見出しに社大、基本態度を決定、人民党と対決するという大きな見出しがある。それで社大党の声明を発表し、誤った人民党の思慮、暴力、革命と対決しあらゆる問題で一線を画する……、

（傍聴人の野次、怒声、罵声により聴取かつ速記不能）

各位の御賛同をお願いいたします。

○森田孟松君　ただいま提出されました人民党の兼次市長に対する不信任案に対しまして左記の理由を申しあげます。わたくしは反対するとともに兼次市長の現在の態度に対してはあくまでもわたくしは不信任の態度をとっております。これまでの人民党または民連の一連の動きがその反対理由に掲げられたところの不信任がいかなるものであるか、その底流をなしておる根本的な考え方はみなさま方、民連のかたがたの気持はよく解ります。ところがこの民連の勢力によって選出された市長は第二の瀬長ではなくあくまでも第二次的な人物であり、第二の瀬長であるべき兼次市長がいまになって、そうでなかったとい

うことになって、

（「恥しいよ」と呼ぶ者あり）

（「何が恥しいか」と言う者あり）

裏切りもので、

（傍聴人より怒号、罵声あり）（聴取不能）

市民の福祉増進の道がおのずから開拓され、いまごろは那覇市の混沌たる情勢が軌道にのっておったと思います。かかる見地に対しまして今回の不信任案の基本をなすものはただ人民党とそれにつながる民連の公約を果たし得ないから不信任すると聞いております。市政の運営というものはあくまでも、よりよき民主的行政運営によってのみ果たしうるのであって、決して一方的なすなわち民連市長なるが故に民連政策の一方的強行によって行われるべきものではない、ということは幼稚園生でも解ります。地方自治体の健全運営をなす為には市民の問題をキャッチする議決機関すなわち議会という機関があればこそ自治体運営の健全化があるのである。そうなると市長の政策というものは市民相互間の意志の最大公約数的な意向によって市政が運営されなければならないということは自明の理であると申しあげたい。いわんや、専決処分ということは自治運営上においては臨時の態度であって、あくまでもこういう態度は排撃すべきである。ただし、わたくしが申しあげみなさま方がよく審議なされておりますところの臨時傭員の問題であります。これについては現在の情況をみなさま方はよくお解りであると思います。本員もこれについてはいろいろと調査しましたがその通りであります。ただし、これはわたくしが本会議で市長にも要求したように臨時傭員の登用であります。当局がこれまでに運営の巾において根本的な方針をもっていないからこういうふうに優秀な臨時傭員が沢山いるのに登用の門を開いていない。こういうことは歴代の那覇市長のどこかに隘路があったからだと思う。そういうところを何故打開しないのか、もちろんこれは兼次市長にも責任がある。こういうことからしましてもわれわれ野党議員はいかにして都市計画の事業を進め、復興させ、事業を拡大し労働者をそこに吸収して、そういう面の打開を講ずべきか、ということを申してきたのであります。次に議員報酬の問題について申しあげます。兼次市長は９日の本会議において議会側の要求があるならば引き下げも可能であるといわれており、われわれ議会人といたしましてもこの取り扱いについてはお互いに再検討をなすべきものだというふうに考えております。その他沢山申しあげたいことがありますが、これを省略いたしまして以上の理由により反対するとともにかかる混乱した情勢に陥った責任と、かかる市長を選出した責任のもとに真に市民の批難をうけるために兼次市長に退陣をせまられるみなさま方も一歩引き退ってあえて反省をなし、お互いに良心的政治責任を負われることを望むものであります。

（「バカ野郎」と呼ぶ者あり）

見解の相違だと申すかもしれませんが兼次市長も人民党および民連から不信任されたということは誰がみても好ましい姿ではありません。共同の責任において、それに20万市民の福祉増進の遅滞と市政収拾という隠すべからざるこの条件のために、政治家としていさぎよく兼次市長の進退の身のおきどころを自ら見極め、政治的責任を負うべきである。本員としても現在の兼次市長の手腕を信任するわけにはいかないが人民党の出した不信任案に反対するとともに兼次市長に政治家としての責任をとってもらいたいことを要望して本案には反対いたします。

○浦崎康華君　本員も兼次市長を支持する。つまり不信任案に対して反対を表明いたします。わたくしはかつてこの議場において瀬長市長を一貫して支持してきたものであります。それは民主主義を守り自治を守るという観点からでございました。現在の兼次市長は就任後９ヵ月であります。そのうちにはただいまみなさんが指摘されたような欠陥もあるいは間違いもあったと思います。わたくし自らも間違ったことをやっておりました。あの報酬問題にいたしましても我々は一度誤ちを犯しましたけれども本会議においてこれを反対し、やはり民主主義のルールにおいてつまり議会においてこれを将来是非是正してゆきたいということを考えておる次第であります。

更に大きな問題として我々は又日夜その解決に苦心しています。つまり臨時傭員の実質賃金が引きさがっている事でありますが、これも我々議会として早い機会にこれを是正してゆきたいこういう念願をもっております。

しかしながら本員の見るところによりますと兼次市長は大多数の市民の福祉増進のためにその公約の実行に非常に苦心しており、直線のコースを辿っているのではなしに非常にジグザグの道を歩んでいる。こういう誠意と熱意を私はみてとっているのであります。これが現市長を信任する理由であります。２番目は都市計画を遂行するためには当局と議会が協力して米国ならびに日本政府にあたるというのが日夜私が接触している市民大多数の要望であります。従いまして市民大多数の要望に応えるためにも現段階において市長を不信任するということは好ましくない。これが第２の理由であります。

（傍聴人騒然）（野次罵声あり）

故に不信任に対しては反対であります以上。

（「バカヤロウー」と傍聴席より声あり）

○大城清徳君　去る６月の定例議会においても議員報酬の値上げに対し反対したものの１人であるし、又労働者の賃金値上げに対して優遇するというこういう考え方において民連議員諸公と何ら変ることはないのでありますが、今回の不信任案に対しては反対いたします。

（「どうしてだ」と傍聴人より声あり）

その理由は民連の20の政策がどんなものであるか本員は詳しくは解りませんが、今回の不信任案の提出……、

（傍聴人野次罵声をとばし聴取不能）

兼次市長が民連の政策を実行しない、ふみにじったという理由で不信任案を提出されておりますが市政は……、

（傍聴人いきりたってその発言を妨害）

偏するものではない。兼次市長が超党派的に政策を打出して市政の運営にあたることを市民は歓迎しているものと思います。勿論……、

（傍聴人騒然としてその発言を妨害）

兼次市長が現在勿論……、

（再び発言を妨害）（聴取困難につき速記不能なり）

あの態度とあの答弁……、

（速記不能）（「バカヤロー」と言う罵声あり）

よってしばらくやらせてみない、

（「バカヤロー」と傍聴人より罵声あり）

その時には我々は結束して市長を不信任致します。よって私は反対いたします。

○真栄田義晃君　意見を申しのべます。およそ如何なる政治家でも市民福祉のために働かないという人は、又そういうバカはおらんと思います。(拍手）民主党の公認でたった市長であれば民主党の政策を実施して住民の福祉を図るというハッキリした信念がなければならないと思います。

民連の推薦でたった市長はこの民連の政策を市民に訴えた場合には民連の政策を断固としておし進めることが住民の福祉になると考えます。民連の政策を訴えて市民多数の支持をうけて市長に当選した時には最早この民連の政策というのは一兼次氏のものではないのであります。民連の政策を訴えて那覇市民の絶大なる支持をうけた事ならば、これは那覇市民が民連政策こそ市民の福祉になる道であると思ったからである。

（傍聴人から「解ったか」との声あり）

その道を実行してやってもらいたいということで投票したこの事実を以てしても実証出来るのであります。だから民連の政策を訴えて立った市長は市民に対して民連の政策を断固として推し進めなければ

ならない義務をもっているのであります。この義務は民連の瀬長亀次郎氏に対する責任でもないし、民連の中の瀬名波栄氏、真栄田義晃に対する責任でもない。この民連の政策を訴えこの政策を支持した、那覇市民に対する責任であるということを知るべきである。

（傍聴人より「そうだ」と言う声あり）

これまでの賛成の意見についても我々同じ民連諸公はやっておりますが１点だけ政治道徳心の問題としてお話ししたいと思います。民連の政策を訴えて那覇市長に当選したことによって市長は市民に対して民連の政策を実行しなければならない義務を負うた。その後市長の考え方が変った。即ち超党派でゆくことが市民の福祉になるという考え方に変った。しかしながらこの超党派の政策が正しいか正しくないかということはこれは議会で論ずべきものではない。民連の政策を掲げて立った市長はこれを市民に問うべきもので、そして公約を実行しなければならないことは政治道徳の問題であります。

公約を掲げて途中でそれが超党派でゆくというのであれば明らかに民連政策を推進することが選挙の時と全く違うのであり超党派政策で立って行きたいということはこれは政治道徳の問題であります。それに対して市長はこういうことを言っております。「市長をやめさせるには、法で決められた手続きがある」と。これは自治法にきめられているものを言っておるかもしれませんが市長の腹の中には如何に民連が騒ごうが月曜会派の多数が市長を守ってくれるであろうという底意があることは明らかにみえております。

（「そうだ」と言う者あり）

政治道徳をかなぐり捨てて自分の椅子を守らんがためにキュウキュウとしている姿は実にあわれであります。自治法においては「市長をリコールするためには１年後」という規定が設けられておるが、これは公約を実行している限りにおいてであります。

公約を実行しない兼次市長が超党派政策を市民に訴え市民の支持を得て市長になったならば、１年後ということも考慮されるでありましょうが、現在の市長がいっているのは民連の政策を裏切ったのであります。

我々の不信任に賛成する議員の発言によって明らかであります、民連の絶対中心をなすものは永久原水爆基地化反対と祖国復帰、特に労働者の生活と権利を守るということが中心スローガンであります。労働者の反撃、市民の反撃、農民の反撃をうける場合にはその一つの力をもってすれば永久原水爆基地化を粉砕することもできるのでありましょう。兼次一人の力でやったというのは明らかに誤りであります。

（「よく聞けよ」と言う者あり）

公約を守っている限りにおいてこそ「１年後に不信任を出すべきだ」という理論もなりたち、一応のみ込めるのであります。公約を裏切り労働者の生活と権利をふみにじったということは1959年の予算にはっきり表れております。民連の政策を裏切ったその日に不信任を出すべきであったが今日まで待っていたのはむしろ遅きに過ぎたのであります。

（「浦崎議員、知っているか」と傍聴人より怒声あり）

各ブルジョア新聞は兼次市長によって那覇市に対する援助、補助が再開され融資が再開されるという見通しがついている、都市復興のために我々は緩和すべきである、こういうことについて一律に申しておりますが、金を出さす力が何処にあるかということであります。兼次市長の何処にそういう力があるか、今政治的には兼次氏と当間任命主席に直結する月曜会の議員が報酬の値上げ問題を中心としてその結着した姿を市民の前に鮮やかに現わしている。(拍手) 今まで民連の政策について深い理解を持たない人々、再建同盟に投票をなされた方々の中にも議員報酬の値上げについてはことごとく怒りを感じている。こういう状態の中において月曜会派の生命も兼次市長とともに一蓮托生の運命にさらされている。当間任命主席の月曜会が市会において潰れてゆけば彼は孤立せざるをえなくなってくる。農連前における兼次市長退陣要求の大集会、22日の久茂地小学校における市民集会に表れた住民の怒り、牧志ウガン

に表れた今までの詐偽的な政治に対する怒りがこのまま放置されたならば、アメリカがこの人を使って打診しようという奸策は足掛りが崩されていくことになる。これは由々しい問題になる。だから自分たちの味方に助け船を出さざるを得ないためにあの補助を出した。従って兼次市長の裏切りに追随する月曜会の兼次支持と市政を壟断する人々に市民の怒りでとどめをさすということを知らなければならない。

（時間延長午後４時、議長宣告す）

また補助が出たということは恰も兼次個人の力の様にいいふらしておるが、これでもって労働者の賃金をさげたという事実を隠蔽することは出来ない。補助金が出ても融資が再開されても59年度予算の編成にあたって議会内における月曜会派を中心とする議員の要求を入れて議会費を大巾に値上げして労働者の実質手取賃金を引き下げたという事実は否定出来ないのであります。またこういった融資の再開は私が市長になれば出してくれる。こういうことは選挙の時に兼次市長の対立候補として立った平良辰雄のいうたそのままのことをいうておるのであります。平良辰雄氏が社大党の公認で立たれたあの場合、瀬長市長によってもたらされた市政の混乱を私が出れば収拾し、補助金も出る、水道も出るとこういうのがあの人の政策であったのであります。今兼次市長がいうたのは平良氏のいうた事そのままであります。そうであればあの選挙の場合平良氏とあんなに争う必要があったのかどうか。政治は感情ではないと申しますが我々は勿論感情で兼次氏を追及しているのではないのであります。私たちは明らかに追及しなければならない具体的な事実の上に立って追及しているのであります。労働者の賃金を値下げし不要不急の議員報酬を大巾に増額したということに怒りを感ずるのであります。これが個人的な感情の問題でありますでしょうか。それから浦崎さんも報酬問題に私は反対しておったといわれておりますが浦崎さんも社会党に所属しておられるはずであります。報酬をあげたことに対して私たちが浦崎さんに申しあげたことは議場において反対しただけではその責任はすまされないのであります。兼次市長のあの議案が悪かった為に反対したというのであればこの議案を再び組み替えさせるために最大の努力を払うべきであります。それから７番議員の森田さんのいわれた言葉の中にも民連から立てた兼次市長がこうなったことに対して民連は共同の責任をとるべきであるというておりますが、勿論我々は徹底的に責任をとるつもりであります。もし民連の政策を掲げ我々が推薦して出した市長がその政策を裏切っていなくてもこれに対してみんなから責任をとれという場合には、悪うございました、すみません、仕方がありません、といってやめさすでありましょうか、我々が責任をとるのは我々が推薦し、我々が立てた市長がただフトコロにとび込んで来た時に我々が徹底的に責任をとるのであります。我々は共同の責任を感ずればこそこういう具合に徹底的に兼次市長をやめさすのであります。これを７番議員に申し上げたいと思います。以上を持ちまして21番議員の提出した不信任の件に対し賛成するものであります。

○大山盛幸君　静かに意見を申しのべたいと思います。人民党のみなさんの怒りをこめた今の発言に同情いたします。なお、その前に市長に勧告したこともみなさんの立場においては当然なゆき方と考えます。あの兼次市長が勧告を決議案をつきつけられたことに対して市長は民連をふくむ大多数の福祉のためにやっており今後もそういう方針で進むから受けつけることは出来ないといって断ったことも兼次市長になってみればこれもまた当然だと思います。しかしそうかといって市長を絶対に信任するものではない。何となれば人口20万の首都の市長として余りふさわしくないし、信頼が十分におけない、市政報告においても議会だけに責任を負わせているということ、なお今の政策を十分に市政に反映しようという表現が足りない、そういう観点から真に信頼がおけない。しかし現在の那覇の現状政界において那覇の絶対多数の常識ある市民が何を望んでいるかという観点にたった場合、

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

不信任の提案に対しては賛成しかねるのであります。

（「やめなさい」と呼ぶ者あり）

兼次市長が選挙演説会において犬になってまで補助金をもらう必要はないということをいっていたの

で議会で追及したら市民のために犬になっても犬のように駆けずりまわっても補助金の獲得に努力するということを明言した。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

そうして月曜会の議員の直接、間接の努力によって資金凍結が解除されたということは那覇市にとって大きな朗報でなくてなんであろう。この補助金が獲得出来たということは大きな福音であるといわなければならない。事業がどんどん拡張されて労働者がその賃金を大きな収入を得るということは私が云々するまでもない。

(「あたりまえだ」と呼ぶ者あり)

我々はもっと物事を慎重に考えなければならんと思う。ヤレ不信任だ、ヤレ選挙だと大騒ぎするということは常識ある市民が望んでいるかどうか。

(「みんなだよ」と呼ぶ者あり)

絶対に望んでいない。沢山の市民はこういう悪言、罵倒、こういう喧嘩にはあきあきしている。平和の裡に首都建設の事業を進めていきたいと念願している。兼次市長に補助金がどれだけとれるものかどうか、都市計画のために十分な予算も組めないが、議会としてはつとめて市の予算に計上できるような多額の補助金を獲得するためにもっと積極的に努力しなければいけないと思う。感情ではないと。確かにそうでなければいかんと思います。

(傍聴席騒然)(聴取不能)

瀬名波議員の発言によって委員会から選任されたところの４名が日本政府からの補助を仰ぐために出張したが、

(傍聴席騒然)(聴取一部不能)

獲得は出来ないという。

(傍聴席騒然)(聴取不能)

人民党の議員もよくご承知のはずだと思います。それに唯の１人でも出張した時、飛行場に見送りに来た議員がいたでしょうか。

(傍聴席騒然)

その時如何なる理由があったにせよ常識ある議員ならば口頭でも、

(聴取不能)(「バカ野郎」と傍聴席より声あり)

感情的な(聴取不能)…、と思ういろいろと考えた場合現在の那覇市の現状においてこういう騒ぎは(聴取不能)…、どうしても都市計画に重点をおいて推進していかなければならないと思う。こういう意味において時期的にまずいのでこの不信任案に対して反対いたします。

○又吉久正君　長時間にわたっておりますので討論を打切り採決に入りたいと思いますので動議を提出いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　動議は成立いたしております。討論を打切って採決に入りたいという動議に対してご賛成の方挙手をお願いいたします。

○議長(高良一君)　多数御賛成のようですから採決に入ります。

○議長(高良一君)　では21番議員の動議によります、那覇市長の不信任に対してご賛成の方挙手をお願いいたします。

○議長(高良一君)　賛成７名であります。反対28名で市長不信任案につきましては之を否決いたします。

○真栄田義晃君　６月の定例議会で可決になりました議員の報酬及び費用弁償条例これを改正して、そうして議員報酬を再び6,000円に戻し、そのために10月の議会において、この条例を改正すると同時にそれに伴う予算の改正案を提出して頂くということを議会の意志をもって当局に要請したいと思いますのでお取り計らいを願いたく動議を提出いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　動議は成立しております。お諮りいたします。ただいまの動議に対して賛成の方挙手を願います。

○議長(高良一君)　出席30名に対し賛成17名で少数であります。よって本動議は否決されました。

○新垣松助君　動議を提出いたします。本日の会議はこれで打ち切り、件数があと37件残っておりますし、また月曜日に長時間に慎重審議いたしまして、どうせ本日１日で片付きそうにもありません。月曜日に２、３日間会期を変更して御審議願うことにいたし、本日はこれをもって散会されんことを願います。以上。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　動議は成立いたしております。お諮りいたします。ただいまの39番議員の動議の通り取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認め会期の延長については月曜日の本会議においてお諮り願うことにいたし本日はこれをもって散会し、月曜日の午前10時から再開することにいたします。長時間にわたり誠にありがとうございました。

(午後４時18分　散会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

議長	高良　一	副議長	渡口　麗秀					
議員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行	森田　孟松		
	儀武　息睦	金城　武一	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進	金城　賢勇		
	玉城　正次	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	高良　清二	糸数　昌剛		
	大山　盛幸	辺野喜英興	上原　文吉	比嘉朝四郎	宮城　実	仲宗根梶雄		
	具志　清裕	又吉　久正	黒潮　隆	浦崎　康華	備瀬　知良	新垣　松助		
	金城　幸信	儀間　真祥	真栄田義晃	普久原朝光				

一　欠席議員

議員　仲尾次盛夏　玉井栄次　玉那覇有義　崎山喜達　屋慶名政永　久高友敏

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　長	兼次　佐一	収入役	屋富祖太郎	総務部長	仲原　英通
財政部長	義永　栄善	建設部長	松根　稔		

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年２月８日　６番議員　渡口　政行〔印〕
1960年２月12日　41番議員　儀間　真祥〔署名〕
1960年２月17日　議　長　高良　一〔　〕

10月13日午前11時51分　開議

○副議長(渡口麗秀君)　議長が諸用のため遅れるようでありますので私議長の職務を代理いたしまして議事を進めることに致します。よろしくお願い致します。本日の出席31名、欠席11名でありまして議会は成立しております。只今から本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

本日の議事日程は印刷の上御手元に配付しておきましたから、それにより報告に替えます。

議事日程第６号

〔第１、第２、第４～第39　略〕

第３　日本労働組合総評議会の援助に対する感謝決議案（13番議員外９名提出決議案第13号）

本日の会議に付した事件

〔第１、第２、第４～第40　略〕

第３　日本労働組合総評議会の援助に対する感謝決議案（13番議員外９名提出決議案第13号）

○副議長(渡口麗秀君)　では只今から議事に入ります。

○仲宗根梶雄君　緊急動議として那覇市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する修正案を次の様に提出致したいと思います。那覇市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例、那覇市報酬及び費用弁償の条例の一部を次の通り改正する。別表中市会議員報酬額月額9,000円とあるを月額50ドルに改める。付則、この条例は公布の日から施行し1958年11月１日から適用する。理由を申し上げます。

この提案理由を明らかにするためには先ず9,000円に増額された議員の報酬の経緯を顧みる必要があると思います。今会期中に10月９日の一般質問において、市長は上原議員の質問に対して正副議長、正副委員長の申し入れを議会の意志としてこれを受入れ、議員報酬増を提案したと言っておりますが、更に議会の意志として受入れるか受入れないかは見解の相違と付け加えておきます。私達はこの報酬値上げが明らかに議会の意志に基づいた要求ではなく、そもそもそれは一部の人々の計画によって仕組まれた要求であったという見解に立つものであります。この事は民連所属と中立の２議員が正副委員長会議に連なっていながらその決定の本会議におきまして逆に反対に廻ったという事実が充分に証明するところであります。議員報酬なるものの如きは全会一致で決定されるのが好ましい事で原則的にそうすべきだと思う。提案者たる市長が秘密裡に与党の社大党議員を反対に廻させたという噂がある。その真否はともかくと致しまして新聞紙上に暴露されたに至っては極めて遺憾千万であります。幾多の無理算段の末に決定された増俸であって、みますと当然市民の批難を受ける運命にあった訳であります。

さて提案の理由として先ず私達は決定された増俸が過去数ヵ月の間人民党の唯一の市政批判の決め手として果ては市長不信任まで発展した事に対して金額の当不当はさておきまして遺憾に存ずる次第であります。市政の安定を念願する私達の意図が才費引上げという事によりまして混乱低迷の市政を招来する事を深く反省する者であります。

次に中絶された首都建設がブース高等弁務官の書簡に曙光を見出した事は何と致しましても市民福祉の立場から愉快至極である。然しながら過去２ヶ年近くの間民政府の補助金、琉銀からの融資の道を断たれ市の最良の状態に復するまでには尚一層の努力が必要である。即ち私達は当分の間、市財政の確立という事を諸般の情勢からして未だに確信を得るに至らないのであります。更に市民生活に目を転ずる時に市民はドル切換えによる物価高に生活を脅かされている現状であります。私達は議員であると共に市民である。私達は市民の現在の経済状勢の中に超然として9,000円議員の称号を甘んじて受けるだけの厚かましい自尊心は持ち合せていないのであります。次に私達が市行政の議決事項につきまして責任ある決定をなされる事と相俟って当局がその執行に充分なる手腕を発揮せられ完全なるその行政の運営が期待せられるのであります。然しながら市職員の待遇問題は常に燻り続けておる状態であり、遺憾ながら当局の執行の手腕などというものは甚だしく薄れています。明るい市政は燻りのある市政から生れて来ない、よって私達は今こそ報酬の引下げを断行して職員の待遇にふりむけ、職員をして市の再建に努力して貰いたいと考えるのであります。以上の理由に基づきまして本案を発議した次第であります。どうぞ各位の御賛同を御願いする次第であります。よろしくお諮りをお願い致します。

（「賛成」と言う者あり）

○久場景善君　この問題に対して仲宗根議員外３名で提出されておりますが、未だはっきり致しません。一事不再議の原則に悖るものと考えますが意見調整のため30分休憩を御願いしたいと思います。動議を提出いたします。

○副議長(渡口麗秀君)　32番議員の御意見は動議として提出されましたが。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　動議は成立しております。今の久場議員の御意見では一事不再議の原則に反すると考えるので暫く休憩して貰いたいとの事であります。お諮り致します。左様に取り計らって御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認め左様に決し暫くの間休憩致します。

（午前11時３分　休憩）

（午後１時49分　再開）

○副議長(渡口麗秀君)　只今から再開致します。

○又吉久正君　議員報酬の値下げについて。議員報酬の値下げは当然の処置と思いますが、その時の議員の多数が議決した事であり、４月１日ではどうかと思い本員は12月の定例議会が適当な時期と思っておりましたが、本日提出してありますので報酬値下げについては次の例をあげて賛成致します。理由は、

○副議長(渡口麗秀君)　一寸待って下さい。発言を許しますから一寸待って下さい。又吉さんの考えは只今の仲宗根32番議員の動議に対する賛成討論に入っているようですが、仲宗根議員の動議が成立したところに今度は一事不再議の原則の問題があるので、これを議題とすべきじゃないというふうな意見があって休憩した訳であります。重ねて繰返して申し上げますと、不再議の原則に反するという事で今まで休憩して皆さんが研究した訳であります。その結果これを議題とするかしないかという問題を論議する訳でありますので、これを議題とするというふうに決定した場合には、35番議員さんに発言を許しますから左様に御了承願います。

○又吉久正君　よくわかりました。其のまま続行と思っておりました。今のは取り消します。

○副議長(渡口麗秀君)　先程ですね、この件について32番議員の給料引下げの条例の問題については一事不再議の原則に該当すると議長ははっきり申し述べて居ります。それについて研究致しました。それで只今からそれについて皆さんの意志表示をはっきりさせたいと思いますから採決する事に致します。

只今議長が御見えになっておりますが、本件につきましては私の時に議題となっておりますので一応これが終了するまでは副議長が議長の職務を代行することになっております。一応議長は議席に座って頂いて本件の審議を途中でありますので、私副議長でありまするが議長の職務を代行して議事を進めたいと思います。ご了承願います。

只今の一事不再議の原則に該当するかしないかという事によって仲宗根議員の提案を議題とするかしないかを決定される訳でございます。一応それについて採決に入り度いと思います。仲宗根議員の提案するところの議題、報酬を引き下げる条例については一事不再議の原則に該当致しますので議題として審議する必要はないと議長は考えますが、それにつきまして一事不再議の原則に該当するというふうに御考えの方は挙手を御願い致します。

○副議長(渡口麗秀君)　只今35名出席して居りますが、其の中の19名が一事不再議の原則に該当するという意見で賛成でございます。よって仲宗根32番議員の提案したところの条例は議題としない事に決定致します。

○副議長(渡口麗秀君)　只今議長も見えておりますので議長交替して議事を進めて頂きます。

（議長交替）（午後１時51分）

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第３、日本労働組合総評議会の援助に対する感謝決議案第13号について提案者の説明を願います。

○仲松庸全君　提案理由を申し上げます。一番終りのところの年月日で御ざいますが、10月11日となっておりますのを本日の13日付と御訂正を願い度いと思います。

民族の幸福と平和のために日夜奮闘しておられる日本労働組合総評議会に敬意を表すると共に心からの挨拶を送ります。1957年11月貴会から那覇市民に贈っていただいた市民会館建設資材はこの程市内美栄橋町に那覇市唯一の市民集会所として実現し近く労働者を初め市民県民のためにひろく開放されるはこびとなりました。

これは貴会に結集する祖国労働者の尊い資金カンパの結晶であります。

このすばらしい贈物は祖国から切りはなされた特殊事情のもとで祖国復帰を目指し、生活と民主主義のために頑張っている沖縄の労働者、市民県民に対する祖国労働者の温い愛情と激励の記念塔となり、また那覇市民を初め全県民が進む祖国への道しるべとして永久に輝くことでありましょう。当議会は20万市民と80万県民のこの喜びを代表して貴会に衷心よりの感謝を贈り今後も共に民族のしあわせと平和のために手をとりあって努力することを誓います。

以上が決議案でございます。この決議案は42名の共同提案となっております。先日の本会議で市民会館の使用条例も出来ましたので、こういう決議をする事は時宜に適していると思いますので皆様の御賛同を得たいと考えて居ります。以上でございます。

○議長(高良一君)　御諮り致します。41名の提案になっておりますが提案者の説明は十分納得が行くと思いますので討論質疑を略しましてすぐ採決に持って行き度いと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認め採決に入ります。日程第３、日本労働組合総評議会の援助に対する感謝決議案13番議員外41名による提出決議案第13号につきましてはこれを原案通り承認する事に御異議ございませんか。

(「賛成」拍手あり)

○議長(高良一君)　多数御賛成の様ですから此れを原案通り可決決定致します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして今期議会に付議されました案件は全部終了いたしました。なお引き続き市長の挨拶がありますからしばらくの間ご静聴願います。

○市長(兼次佐一君)　ご挨拶申し上げます。先月の29日開会された第26回定例会は本日をもって無事終了することになったのでございますが、この15日間の議会におきましては季節はずれの突風なども巻き起こりまして、議員諸公にはいろいろとご苦労なされたことと思います。しかし、42名の議員の諸公が市民の公僕であり大那覇市の市会議員としてのプライドの上に立たれて大所高所から検討された結果盛り沢山の議案あるいは陳情案件を処理されましたことに対しまして衷心よりお礼を申し上げる次第であります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　ではこれをもって第26回那覇市議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後６時32分　閉会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

議長	高良　一	副議長	渡口　麗秀			
議員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	森田　孟松	儀武　息睦
	仲松　庸全	喜久山朝重	金城　賢勇	玉城　正次	大城　清徳	宮里　敏慶
	瀬名波　栄	高良　清二	糸数　昌剛	大山　盛幸	辺野喜英興	上原　文吉
	比嘉朝四郎	宮城　実	仲宗根梶雄	具志　清裕	又吉　久正	黒潮　隆
	浦崎　康華	備瀬　知良	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永

	真栄田義晃	普久原朝光	渡口　政行	金城　武一		
議員	仲尾次盛夏	石原昌進	玉井栄次	玉那覇有義	崎山喜達	久高友敏

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　長	兼次　佐一	収入役	屋富祖太郎	総務部長	仲原　英通
財政部長	義永　栄善	建設部長	松根　稔		

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年２月８日　６番議員　渡口　政行〔印〕
1960年２月12日　41番議員　儀間　真祥〔署名〕
1960年２月17日　議　長　高良　一〔　〕

5　1958年(昭和33年) 12月　第27回定例会[水道]

12月５日午前11時10分　開会

○議長(高良一君)　定刻を過ぎましたがただいまから開会いたします。本日をもちまして第27回那覇市議会を開会いたします。本日の出席41名、欠席１名でありまして議会は成立しております。

ただいまから会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の議事日程は印刷の上御手元に配付いたしておきましたから、それにより報告に替えます。

議事日程第１号

第１　今期議会の会議録署名人の選挙
第２　今期議会の会期を定めることについて
〔第３～第17　略〕

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　議事に入ります前に市長から挨拶がございますのでしばらくの間御静聴願います。

○市長(兼次佐一君)　本日第27回の12月定例議会を招集いたしましたところ、議員多数の出席のもとに開会の運びになりましたことに対しまして深く感謝を申し上げます。

本議会におきまして御審議をお願いいたしますのはすでに御送付いたしてございます通り、一般会計並びに水道及び区画整理事業に対するところのドル切替えに伴って必然的に更正しなければならない面と、さらに若干の追加更正をお願いしたい。この議案を初めとする13件の議案と、さらに２件の諮問からなっている次第でございます。

以上の御審議をお願いいたします。何とぞ慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが挨拶に替えさせていただきます。

○議長(高良一君)　では只今から議事に入ります。日程第１、今期議会の会議録署名人の選挙についてを議題といたし議長からお諮りいたします。従来那覇市議会における会議録署名人につきましては慣例として指名推薦の方法により議長の指名とすることに一任願っておりますが、今期議会におきましてもさよ

う取り計らうことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないと認め議長から指名いたします。７番議員森田孟松君、40番議員金城幸信君、以上お二人の方を指名いたします。

○議長(高良一君)　次日程第２、今期議会の会期を定めることについてを議題といたし議長からお諮りいたします。今期の会期は大部分の方が15日間にいたしたいとの御意見であり、具体的に申し上げますと、本日は議案を上程して説明を聴取し、明６日から７日まで２日間議案研究のため休会、８日本会議を開いて議案上程質疑に入り、質疑続行のまま所管委員会に付託。９日から17日までの９日間の中委員会を６日間とし、休会を３日間として委員長報告書の作成にあてる。18日、19日、２日間本会議を開いて議案並びに陳情書に対する審査報告を受け、質疑、討論、表決に入る。

以上で本会議４日、委員会６日、休会５日で計15日間とするということでありますが、さよう取り計らうことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないと認め今期議会の会期は12月５日から12月19日までの15日間と決定いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日は議案の説明聴取となっておりますので本日の日程はこれで終了致しました。明６日、７日の２日間は議案研究のため休会いたしまして、８日午前10時から本会議を開くことにいたします。本日はこれで散会いたします。どうもありがとうございました。

（午前11時58分　散会）

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

議長	高良　一	副議長	渡口　麗秀			
議員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行	森田　孟松
	儀武　息睦	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進
	金城　賢勇	玉城　正次	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次
	高良　清二	糸数　昌剛	大山　盛幸	玉那覇有義	辺野喜英興	上原　文吉
	比嘉朝四郎	宮城　実	仲宗根梶雄	崎山　喜達	具志　清裕	又吉　久正
	黒潮　隆	浦崎　康華	備瀬　知良	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥
	屋慶名政永	真栄田義晃	久高　友敏	普久原朝光		

一　欠席議員　なし

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　　長　兼次　佐一　　総務部長　仲原　英通　　財政部長　義永　栄善

社会部長　神山　孝標

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年２月５日　７番議員　森田　孟松〔署名〕

1960年２月９日　40番議員　金城　幸信〔印〕

1960年２月17日　議　　長　高良　　一〔　〕

〔12月８日会議録略〕

12月18日午前11時　開議

○議長(高良一君)　それでは開会いたします。本日の出席34人、欠席７人でありますので議会は成立しております。只今から本日の会議を開きます。

○議長(高良一君)　諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の議事日程は印刷の上お手元に配付いたしておきましたから、それにより報告に替えます。

議事日程第３号

〔第１～第41　略〕

本日の会議に付した事件

〔第１～第13、第15～第19　略〕

第14　水飢饉克服のための緊急施設に対する補助要請決議案（全議員提出決議案第16号）

○議長(高良一君)　では、只今から議事に入ります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第14、水飢饉克服のための緊急施設に対する補助要請決議案を議題として提案者の説明をお願いいたします。

○平良真次郎君　只今議題になりました日程第14、１番議員外全議員によります水飢饉克服のための補助要請決議案について簡単に提案理由を申し上げます。

すでに当局並びに議会におきましてこの異常渇水に対しましてこれが対策に日夜奔走されている現状でございますが、この対策も徐々にできてありますが、尚この資金の面でこの対策を根本的に打出せない限り、この飢饉に対する対策は困難な状態でありますので、それぞれ軍民両政府にその補助要請を提案したわけでございますが、御手許にお配りしてあります決議案について一応朗読致します。

50余年振りの干魃のため、那覇市の飲料水は著しく不足を来し、市民生活は多大な不便と不安とに直面している現状に鑑み、米国民政府に於かれては米軍民の節水に依って那覇市への給水量を増強し、尚給水車を市内に配して市民に給水すると共に30余箇の水タンクを貸与して水飢饉を緩和せられていることに対し、那覇市民は等しく感謝しているところであります。

本議会は今回の水飢饉克服のため市当局と協力して次の緊急対策を推進しています。

即ち　１．車輌等による給水

２．古井戸渇水井戸の浚渫改修

３．ボーリングに依る地下水の利用

４．恒久的対策としての水源の開発

等でその中には既に実施中のものもありますが、特に第４項についてはこれを全面的に遂行するには当市の財政では不可能に近いもので軍民両政府の補助を仰いで市民を水飢饉から救いたいと存じます。就きましては那覇市の渇水対策緊急施設に対して軍民両政府の特別な御配慮を以て渇水対策補助金を交付され、前記緊急施設が早急に全面的に実施できます様那覇市議会の名に於いて要請いたします。

１番議員	久場　景善	２番議員	平良真次郎	４番議員	比嘉　佑直
５番議員	赤嶺　一男	６番議員	渡口　政行	７番議員	森田　孟松
８番議員	儀武　息睦	９番議員	金城　武一	10番議員	仲尾次盛夏
11番議員	高良　　一	13番議員	仲松　庸全	14番議員	喜久山朝重
16番議員	石原　昌進	17番議員	金城　賢勇	18番議員	玉城　正次
19番議員	大城　清徳	20番議員	宮里　敏慶	21番議員	瀬名波　栄

22番議員　玉井　栄次	23番議員　高良　清二	24番議員　糸数　昌剛
25番議員　大山　盛幸	26番議員　玉那覇有義	27番議員　辺野喜英興
28番議員　上原　文吉	29番議員　比嘉朝四郎	30番議員　渡口　麗秀
31番議員　宮城　　実	32番議員　仲宗根梶雄	33番議員　崎山　喜達
34番議員　具志　清裕	35番議員　又吉　久正	36番議員　黒潮　　隆
37番議員　浦崎　康華	38番議員　備瀬　知良	39番議員　新垣　松助
40番議員　金城　幸信	41番議員　儀間　真祥	42番議員　屋慶名政永
43番議員　真栄田義晃	44番議員　久高　友敏	45番議員　普久原朝光

決議案第16号

水飢饉克服のための緊急施設に対する補助要請決議（案）

首題の件に就いて別紙の通り軍民両政府へ要請決議書を提出致し度く議会の議決を得たいので提案致します。

1958年12月17日

よろしく御審議の程お願いいたします。

○議長(高良一君)　只今の提案者の説明に対し、質疑に入ります。

○新垣松助君　当局に御質問いたします。今の要請決議案と関連しましてこれに対する今までの軍に折衝したあの新聞には大体はわかっておりますが、米民政府に行かれた事があるか、または琉球政府に折衝された事があるか、または今まで水道資金融資のためにどういう結論がなされたか、たとえば凍結されておった銀行借入に対して見通しはどういうものであるかひとつ市長の御見解を御表明願います。

○市長(兼次佐一君)　アメリカ民政府、銀行関係について、行って交渉したかという御質問でございます。交渉しております。交渉の内容を御質問になっておりますが申し上げます。副民政官に面会いたしましてまず緊急対策中の緊急な対策として原水をじかに市民に配水したいからその容器タンクを多量に払下げてもらいたいというところのお願いをしまして、本官としましてもこれが早く実現する様に努力しようという様な約束を受けたのであります。それが３日後には入っております。その日にも３個は入っておるのであります。

次に琉球政府に対しましては主席、副主席にお会いいたしまして万一の場合にトラックの配車、いわゆる水を配水する場合のトラックの応援、さらにボーリング機械の利用等について打合せいたしてございます。この点はいずれも引き受けしております。補助に対してもお願いしておりますが、これについては確約は得てないのであります。

銀行に対する問題としましては財政部長、当時の財政課長、水道課長共に行きまして具体的にこの水道関係だけではなしにその他のストップされている融資に対する再開に対する事務的な打合せをこれも市の方からその書類が銀行に行っております。

最後に見通しを聞かれておりますが、琉球政府に対する見通しというものは民政府からの補助タンク等については実現しております。水道料金の軍から購入するところの原水の料金の高いことはおっしゃる通りであります。

それに対しては、正式な文書をもって高いから安くするような要請文を提出してあります。

○新垣松助君　市長の御説明でおよそわかりましたが、すでに市民は水飢饉ということに対しましてはおびえ上がっております。

今日は少し雨が降って安心だろうと思います。これに対しては先ほど水道の水脈調査研究家の桑江氏をお招きしました。この実情に対しましてもこれを何日頃からこの水源地開発ができる可能性があるか、あの権威者にまあ例えば権威者の指導によって水源地の開発が何日頃から開発される予定でありますか、以上お聞きしたい。

○市長(兼次佐一君)　一応その構想について申し上げて、まだ具体的に必要であれば課長から答弁させます。水源の開発ということにつきまして先に新聞で発表されました、即ち那覇市の必要とする水量は現に那覇市が水を取っているところのコカコーラ会社の水源の上に相当の水源があるから可能だということが発表されましたが、市の技術的な立場からの調査によりますと不可能のようであります。

またあの水源は発見されたものではなしにこれが旧那覇市の最初の水源であり、これが何時の間にか一会社の専用になって市民の目をくらましておりますが、これが私達によってこの水源の水利権の立場からこれを那覇市に返してもらって現にそれから水を引いております。

昨日水道課長、さらに桑江氏が現地にいって、いろいろな面から検討を加えた結果、それによってはとうてい那覇市民の必要とする水量がないという事を桑江氏自身確認された様であります。桑江氏のおっしゃる事は集水施設、あの位置から海の方へ放出されてるところの水を１ヶ所に集水されるという事が可能という事を言われたのであります。それは理論上確かにそうであります。然らば如何にして海に流さず水を集水するかという事が大きな問題になるわけであります。

この集水自体が可能な場合において、然らばその集水辺の地主が果たして賛成してくれるかどうか、又大きな問題が次に起こってくる事であります。従いまして何日頃これを着工するかという事については今のところ回答できないのであります。

新たなる水源地をさらに検討いたしましてできるだけ早くこれには財政の裏打ちがなければなりませんので、その両面から準備を整えてはじめて開発できるのでございまして、今おっしゃるところの開発という事については今日考えておりません。

○宮里敏慶君　新垣議員の御質問に対して、市長さんは副民政官と水に関して折衝されたと聞いておりますが、そのために軍から軍の水、ワーラータンクを那覇市に貸与し、市内の水に困ったところに軍の車で水を配給しておりますが、これに対しまして市長は軍にお礼を述べに行ったかどうか、これは今度の陳情とも関係しますが軍にお礼にいった事がありますか。

○比嘉朝四郎君　この要請文に関連いたしまして水道課長にお尋ねいたします。要請文の第４項の恒久的対策としての水源開発、こういったものに対する補助金を要請するような訳になるんでありますが具体的に何処をどうして、どれだけの金がかかるという御研究をなさっているかどうか、お伺いいたします。

○水道課長(国吉長成君)　恒久対策は縷々この席で申し上げましたように、比謝川、長田川の開発、それが那覇市の最終目標であります。それに対しましては、再三軍民政府にもお願いしているところであります。またその間建設されるまでの間どういう具合なあり方をすべきかということについては、現在計画を立てて進めております。実は前にもお話申し上げましたが安里の２区に現在問題になっております７万ガロン、これを大きく拡げてやっております。おそらく10万は下るまいと聞いております。

それから崇元寺、泊高橋、その線に沿って徹底的に地下水を探査してゆきたいと思っております。もう１つは安謝地区でございますが、その地区の古井戸、現在使っている井戸を調査したところ有望な水源であるという確信を持ちましたので、そこに徹底的にボーリングを行って採水しようという計画を持っておりまして、その計画を具体的に設計しまして、それによってどの程度の工事をもってどの位の水が出て、そうしてどのくらいの補助をしていただきたいというような案を持って、近日中に申請いたしたいと考えております。

それから○○○○○さんの前島小学校の隣の井戸は、昨日消防隊にお願いいたしまして水量検査しましたところ24万ガロンは取れます。しかし塩分が一寸多いので取るか取らないかという事はまだ腹は決まっておりません。

○比嘉朝四郎君　ただいまの水道課長が説明されたような恒久的対策の具体案ならびにそれにかかる経費とを具体的に示してこの要請文と一緒にお願いするように希望いたします。

○瀬名波栄君　このたびの水飢饉に対しては議会も市当局も懸命になって確かに市民に与える水を取れるような大きな水源地が確保され、それから生まれて来る援助によって市民に今後水の不自由を、不安を与えないということが約束されていけるんじゃないかということが考えられます。従いまして只今ここに

提案されていますところの要請決議案に対して全面的に賛意を表すものであります。

○久場景善君　第４の恒久対策としての水源開発でございます。今の水道課長の答弁によりますと、ズット以前から水道課長が計画されている以外には御答弁はなされていないようであります。

私等が今度、桑江氏を招聘いたしまして水源に対してのいろいろなお話を承り、あるいは現場調査に参りましたが、今後も水道課長は桑江さんの御意見を入れないでズット水道課長が今日まで計画されていただけをやるおつもりであるか、それに対しての御答弁をお願いいたします。

またもう１つは伊佐浜、喜友名に桑江氏にお伴しまして私等は現場調査をいたしましたが、相当水もあるんだという非常に経費も安くかかるということを現場で説明されたのであります。それに対しての計画はあるかないか、それに対しての御答弁をお願いいたしたいもんであります。

○水道課長(国吉長成君)　質問にお答え申し上げます。桑江技師の考えておられることに対して協力していただいて、やるかやらないかという様なご質問だと思います。これはどこまでも技術者として尊い経験を持っておられる桑江技師にお願い致しまして地理的に地下水を探査して、その結果生れてくる案によって施工してゆきたいと、こう考えております。また伊佐浜の件、あるいは向こうに流れている水が豊富であるということは、私先程ご報告洩れになっておりますが、向こうの方は水は大体20万程度は流れているのじゃないかという見当であります。然し軍施設内になりますので、どこ迄も軍の許可が必要であり、それから伊佐浜部落のあの流れの所を調査してそれを採水する計画は２年程前に立てて、喜友名部落とも折衝して、あの喜友名部落の簡易水道施設を那覇市がやってでも取ろうということで部落との話し合いはついておりましたが、肝心な村当局はこれは将来普天間に是非必要な水源だから那覇市に提供することはできないという様なことで実は放任されております。それから桑江技師のお伴をしまして実際流れているものを見て、先程申し上げましたように20万ガロン程度努力しておりますし、更に軍民両政府も一生懸命になっており感謝の他はないのであります。然し毎年来る渇水並びに今度の異常渇水によって起こってきたり、市民に対する水に対する不安というものは今、今後更に一層根本的な施設を□□トックンでいかない限り市民の不安はなくならない訳であります。この水の問題は最近になって突発した問題ではなく歴代市長がこれに苦労し努力して来たのであります。然し乍ら残念なことには近年いわゆる人為的な或いは政治的な例の不透層というものが生れて来た為に軍民両政府や琉銀そのものからコンコンと湧き出る水が封ぜられている。その為に今度の水の窮乏というのが生れて来て大きな損害を与えてきている訳であります。政治にはそういうような個人的な感情や立場の相違によるところの感情的支配になって参りますと、その齎らす結果が如何に恐ろしいかということははっきり今度の水飢饉でも判るわけです。ところが幸にしてこの度那覇市議会も42名全員の提案によって援助要請の決議案が出されているということは即ち軍民政府或いはその間にあるところの那覇市、そういったものとに介在するところの不透層、これが下に開発されていく方法ではこの不透層が開発された場合に、それを１号線のところで取ることができるんじゃないかというふうに機械で調査しております。それでそのことは可能だと思います。ただしこれはどこ迄も臨時的な急場の間に合せしかできないだろうと思います。取る方法はそれを含めて今度の緊急対策委員会として調査を進めているものの一つの案として執行してゆきたい。尚その他にもっと早くとれる個所があったらその方面にも廻していこうと、どっちにするかハッキリした見通しはついておりませんけれど、その方針で進めていきたいと思います。

○瀬名波栄君　地下水の利用について当局におたずねいたします。那覇市の水道の10月の給水量が11万900立方メートルであります。その内、本当に飲料水として給水したのが10万4,700立方メートルであります。これをパーセンテージにして57パーセントになっております。それ以外に７万7,235立方メートル、パーセンテージにすると43パーセントであります。この47パーセントの中には営業用、公衆浴場、官公用、船舶用となっております。その中にはあの自動車洗いの洗車用、撒水用、船舶用または水洗便所なんかに水が使われておりますが、この前桑江技師も飲料水と工業用水に分けなければいけないということを主張されておったようでございます。当局としてのこの飲料水以外の７万7,235立方メートルの水

に対しまして地下水を利用して給水する意思があるかどうか、桑江さんが言われたように将来飲料水と工業用水と分けてやる意思があるかどうか、お尋ね致します。

○水道課長(国吉長成君)　お答えいたします。即ち工業用水と浄水とを分けまして、これを浄水施設または浄水しなくても普通に使う水に使われる工業用水、施設は膨大な資材資本が入るわけでありまして、それを別々に計画してそれを実施するということは、この那覇市のこれだけの20万程度の規模においては不可能と思います。それでその工業用水と浄水とを区別してやるところは一、二流の大都市で少なくともこれは相当大きな化学工業すべての工業が発達したところでなければこれを必要としないのであります。というのは、今のむしろ浄水をそれだけ確保して、その浄水によって賄ってもさしつかえないと、これが水道計画の根本の考え方でありまして、ただ分けて使えばいいじゃないかということでは済まされないのであります。そういう考え方で将来那覇市が大きな工業都市化して必要になった場合には当然やるべきで結局経済的な採算の問題だと思います。以上。

○高良清二君　只今の議案は当市だけの資金力ではこの水飢饉を打開するのは相当困難であり、軍民両政府から補助してくれというような要請の趣旨でありますが、関連いたしますので当局にお尋ねいたします。なるほど要請して補助を頂けることは非常に結構なことでありまするが、ところでその前に自己資金がどの位あるかを調べなければならないと思う立場から次の質問をいたします。

先日、総務財政委員会において桑江氏が緊急に現地調査したいという申し入れがありましたので少しく越権かとは思いましたが、総務財政委員会を一時休憩いたしまして、桑江氏並びに事務当局でしたか、お伴いたしまして現地を調査したのであります。その時に初めて聞かされたことでありまするが、コカコーラ会社が従来使っておったところの水源地は従来那覇市の議会の各委員会で水源地調査をした時に全然見せてなかった訳であります。我々はそこに水源があることは初めて知らされた。その件については一応了といたしますが現地に於ける桑江氏の説明からいたしますと、その水源から出た水、即ちコカコーラ会社が使った那覇市が戦前に施設した水源地、そこから使った水は那覇市が水道料金に換算して全部清算して取ったというようなことを桑江氏から聞かされた訳であります。その取ったという話は部外者の説明でありましたのでどうも腑に落ちない所が、こういう要請決議をする前にそういう事実がありますならば我々としては入った金はどういうふうに使われたのか、それを調べなければ軍民両政府に対しても済まない様な気がいたしますので、その水道は何日から何日までの期間の水代を取ったか、計算並びに基礎、それから残金があれば幾らで、残りの金額は何日そのお金を清算して取ったのか、その辺について御説明願いたいと思います。

○水道課長(国吉長成君)　この件については資料を持って来て説明いたしますから、暫く御猶予下さい。

(「取ったんですか」と呼ぶ者あり)

○水道課長(国吉長成君)　取りました。

○高良清二君　それではしばらく時間を貸してください。建設委員会の委員長にお訊ねします。そういう金が入っておりますが、それについて委員会としてどういうふうに措置されたか。

○新垣松助君　今むつかしい質問がありますが、予算面に出ておれば当然これは委員会も見落とさないと思います。今さきの総務財政委員の高良清二君の話では、議員は今まで水源地は知らなかったというのは、これはもっての外で建設委員会は全部知っている。これは知っている。コカコーラから取って何に使ったというのは当局にいうべきであります。それは建設委員会に質問するのではない。当局にやってください。

○高良清二君　そういう予算は委員会として審議していなければそれで良いです。それを当局に聞きたかったのであります。

○水道課長(国吉長成君)　質問にお答えいたします。資料はいずれ後でくわしく見ていただきます。それからコカコーラ会社の問題を遡って補償費を取りました。実は軍からシビリアンに移管され、軍が軍属としてやっておったものに対しては云々することはできません。

それをシビリアンに売って経営していると、それ以前からの問題としてこの問題を解決すべく努力しておられたのでありますが、その解決ができないままに私の責任の如くなっていたわけであります。それで、いずれは当然軍から水が買えなければ自分の原水は無料で取られるということは、これは不合理も甚だしいということで強く折衝いたしまして遡って移譲された日から契約したのは７月であります。７月分までの分その分に対して１日３万ガロン、その原水料として補償を受けました。そうして、その計算基礎は軍から31セントで買っているので我々の水は７セントとし、その差額を原水費として徴収するということで話し合いが纏りましてこういう具合に取っておりまして、申し入れした８月、９月、その３ヶ月は実際取る水に対して、それだけの費用を毎日３万ガロンという量を査定総計いたしまして、９月までに水道料金として徴収しております。それで９月にこの問題が解決しまして10月から契約は無効になっているわけでございます。そうしておっしゃる通り、何故今まで向こうの方に水源があるということを知らさなかったか、お言葉に対して、これを解決しなければ市民の代表である皆さんをお伴することができなかったのであります。

○高良清二君　只今の答弁は満足をうけておりません。計算の基礎や大体の方針については判っておりますが、幾らの金が入り、どういう措置をされたかについて聞こうという事であります。

○水道課長(国吉長成君)　資料を取り寄せますからちょっとお待ちください。

○水道課長(国吉長成君)　お答えいたします。これは給水台帳でございます。これを57年の７月から58年の７月までを補償、今迄とっていない、７月に契約したものですからそれ以前のものは纏めて補償費として12万1,206円、原水使用料８月分が13万20円、９月分が12万円、間違いました、８月分はドルでありまして130ドル20セント、９月分が、８月、９月はドル、

(「初めからやれ」と言う者あり)

賠償費として57年７月、58年７月までの分は12万1,606円です。それから８月分は130ドル20セント、９月分が126ドルです。以上。

○高良清二君　12万1,606円は何時から何時までか。

(「57年７月から58年７月迄です」と答える)

○高良清二君　その金額はどういうふうに処置されましたか、才入の処置は。

○水道課長(国吉長成君)　これは水道料金として８月、９月分は才入に入れ、それから賠償費のものは雑入として収入に入れてあります。

○大城清徳君　当局に給水時間の件についておたずねいたします。今日のタイムスか新報の社説欄に〝水の無駄使い〟という点を指摘されてまして、警告、批判された記事が出ております。御承知の様に現在午前の３時から正午まで給水時間になっておりますが、その為に水の無駄使い或いは睡眠不足を来すと指摘されておりますが、午前の３時から始めた理由ですが、給水時間を変更する意図があるかどうか、この点についておたずねいたします。

○水道課長(国吉長成君)　お答えいたします。３時から給水しなければならない理由を申し上げます。これは浄水場の今日迄の浄水時間を申し上げますと、朝３時に給水しますその日の量というのは、自己水は大体70万ガロン程度、軍から貰う水はその日によって変って来る訳でございます。それでその量の差異によって出来るだけ長い時間をかけてみんなにあげたいということで12時になる時もあるし、11時になる場合もあり、高台地区は午後７時、８時になる場合もあります。これは電気と同じようにスイッチを入れさえすれば何処何処までというものではなくて、早く給水して低地域の人がとらないうちに早く送って高台の方を賄う。それから後ボツボツ起きられる低地の人に対して追加を出します。高い所の水はひいてきますのでこういうことも考えられまして、早く出して遠い所も賄う。低地の方が水をとった場合には後は上がらないということもありますので、その時にとって貰うというようなことでそうしなければならない訳です。もう１つは給水時間を変更することはかえって高台の人に対して水がゆき亘らないという結果になりますので絶対変更できません。もっと早く出したいと考えております。

(「進行」と言う者あり)

○瀬名波栄君　水飢饉の問題については後で何かでると思っておりますが、これが具体的に上がって、この決議案に附随していろんな質問が出されている様であります。いろいろありますが、時間も遅くなりますので私は１点だけ市長の御見解をお伺いしたいと思っております。ここにこうやって議会からの要請決議案も準備されています。市長も再三に亘って軍民両政府に当って補助要請をやっております。然し他に依存して要請をするというからには自分自らも全力を挙げていかなければならないことは当り前の話であります。

従いましてこの間の全体協議会で予備費だけではなしに、その他不急不用の費用も考えられる範囲から一切合切集めてこの緊急対策に使おうということで市長さんも言っておられました。所が審議を続けている中に当局としては予備費の流用ということだけしか考えていないというふうなことがはっきりしてきました。勿論雨が降れば予備費の数十万円を流用するだけで、或いは事足りるかも知れませんが、然しこれは未定であって確信は持てない訳です。そうなると気象台のお目出度い見透しによると来年の２月までは期待できないことの予想のもとに事を運ばなければならない。勿論水道課といたしましても、半恒久的な水源の確保に今狂奔しておられます。たとえ水源が或る程度確保されたといたしましても水道の行き亘っている市民に対してはよろしいのでありますが、配管の施設が当分見込みのない地域の真和志の高台、こういう所は普段の渇水期に於いても何時も水不足に悩まされております。こういう所に対しては市としても予算を組んで、今度は588ドルですか組まれております。然しこういった事ではもう間に合わないというので予備費からも流用しようという事になって、この金額は僅か４、50万円ということになると微々たるもんで、この際５万でも10万でももっと之に注ぎ込んで特に水道配管施設の当分見込みのない地域にはどしどし共同井戸を掘ったり、或いはボーリングを入れなければならないと思っております。ところが全体協議会で市長さんが言明なさったように、外の費用がどんどん更正をしてこの費用を増したいというようなお考えをこの議会において何等実現されてない訳です。そこら辺について市長さんのお考えを伺いたいと思います。

○財政部長(義永栄善君)　予算審議中途において答えられた事情に対してでありますので、今予算において予備費面だけを皆さんに御紹介した訳でありますが、私の方では今お説の通り今回の対策に対しましては根本的問題は個人の井戸を掘るとか、ボーリングをするとかというものは変更できない。何としましても水道事業が一番根本でなければ給水するにしても個人では間に合わない。そういうことから考えましてどうしても水道事業と相俟ってやらなければいけないと思っております。現状においては今回の予算で議決された範囲内で不用不急のものに対しては徹底的に調査いたしまして、この問題の完結後、残額の方で事業予算が出来上がったならば、これと相俟って予算の更正を出して不用不急の問題に対しては精密なメスを入れて処理してゆきたいと考えております。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　では質疑を打切り討論を省略して直ちに採決に入って御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認め直ちに採決に入ります。第14、水飢饉克服のための緊急施設に対する補助要請決議案はこれを原案通り承認して御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　全員御賛成のようですから、これを原案通り可決決定致します。それから陳情に対する折衝員の問題でありますが、どういたしますか。

(「議長一任」「正副委員長でいいだろう」と言う者あり)

○議長(高良一君)　正副委員長でやりますか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　そういうふうに正副委員長を折衝員とすることに決定いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　先程の報告書のことについては明日の議会までにプリントして配付して貰うよう重ねて要望いたします。

それでは本日はこれをもって散会いたします。明日午前10時から再開いたすことにいたします。

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

議長　高良　一	副議長　渡口　麗秀				
議員　久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行	森田　孟松
儀武　息睦	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	石原　昌進	金城　賢勇
玉城　正次	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次	高良　清二
大山　盛幸	玉那覇有義	辺野喜英興	上原　文吉	比嘉朝四郎	宮城　実
仲宗根梶雄	崎山　喜達	具志　清裕	又吉　久正	黒潮　隆	浦崎　康華
備瀬　知良	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永	普久原朝光

一　欠席議員

議員　喜久山朝重　糸数昌剛　久高友敏　真栄田義晃

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　長	兼次　佐一	総務部長	仲原　英通	財政部長	義永　栄善
社会部長	神山　孝標	水道課長	国吉　長成		

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年２月５日　７番議員　森田　孟松〔署名〕
1960年２月９日　40番議員　金城　幸信〔　〕
1960年２月17日　議　長　高良　一〔　〕

12月19日午前11時21分　開議

○議長(高良一君)　開会致します。本日の出席38人、欠席４人でありますので議会は成立しております。只今から本日の会議を開きます。

〔中　略〕

本日の議事日程は印刷の上御手元に配付しておきましたから、それにより報告に替えます。

議事日程第４号

〔全日程　略〕

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　では只今から議事に入ります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして今議会の提案の案件は全部終了いたしました。なお引き続き市長の挨拶がありますのでしばらく御静聴をお願いいたします。

○市長(兼次佐一君)　只今当局の方から今の28号議案は即決してもらいたいということでありますが。

(「冗談じゃないよ」と言う者あり)

(「日程第８と関連するものでありますので」と言う者あり)

(「もっと慎重に検討させろ」と言う者あり)(笑声)

○市長(兼次佐一君)　御挨拶申し上げます。５日に開会いたしましていよいよ本日をもって議会を閉じることになる訳でございますが、半月間の間議員諸公が真剣に御審議下さいまして、それぞれの案件が処理されましたことに対しまして感謝を申し上げます。その間毎度のことではございますが事務的面あるいは今先ドナリツケられたような議案の出し方等もありまして非常に相済まないと思いますが、委員会におきまして非常に感謝いたしております。いよいよ本日をもちまして今年度に於ける議会も終る訳でございますが、来年度におきましては市民福祉の点で、ともどもに御協力下さるようお願い申し上げて御挨拶といたします。

○議長(高良一君)　これをもちまして第27回議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後３時16分　閉会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

議長　高良　一	副議長　渡口　麗秀				
議員　久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行	森田　孟松
儀武　息睦	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	石原　昌進	金城　賢勇
玉城　正次	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次	高良　清二
糸数　昌剛	大山　盛幸	玉那覇有義	辺野喜英興	上原　文吉	比嘉朝四郎
宮城　実	仲宗根梶雄	崎山　喜達	具志　清裕	又吉　久正	黒潮　隆
浦崎　康華	備瀬　知良	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永
真栄田義晃	久高　友敏	普久原朝光			

一　欠席議員

議員　喜久山朝重

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　長	兼次　佐一	総務部長	仲原　英通	財政部長	義永　栄善
社会部長	神山　孝標				

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年２月５日　７番議員　森田　孟松〔署名〕
1960年２月９日　40番議員　金城　幸信〔印〕
1960年２月17日　議　長　高良　一〔　〕

6　1959年(昭和34年) １月　第28回臨時会[軍用地]

１月19日午前11時　開会

○議長(高良一君)　開会前に今度就任いたしました建設部長大城竜太郎氏の御挨拶がありますので暫くの間御静聴を願います。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　では開会いたします。本日を以て第28回那覇市議会を開催いたします。本日の出席39人、欠席３人でありまして議会は成立しております。只今から会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

本日の議事日程は印刷の上お手元に配付いたしておきましたので、それによって報告に替えます。

議事日程第１号

第１　今期議会の会議録署名人の選挙

第２　今期議会の会期を定めることについて

〔第３、第４、第６、第７　略〕

第５　軍用地料修正方に関する要請決議（39、2、5、20、23、28、29、37番議員提出決議案第１号）

本日の会議に付した事件

第１　今期議会の会議録署名人の選挙

第２　今期議会の会期を定めることについて

〔第３、第４、第６～第８　略〕

第５　軍用地料修正方に関する要請決議（39、2、5、20、23、28、29、37番議員提出決議案第１号）

○議長(高良一君)　では只今から議事に入ります。日程第１、今期議会の会議録署名人の選挙についてを議題といたし議長からお諮りいたします。従来会議録署名人については議長の指名に一任ねがっておりますが、今回も左様取り計らうことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　異議ないと認め議長から指名いたします。８番議員儀武息睦君、39番議員新垣松助君、以上お二人の方にお願いいたします。

○議長(高良一君)　次日程第２、今期議会の会期を定めることについてを議題と致し議長からお諮りいたします。今期議会の会期は付議事件の内容からいたしまして本日１日をもって審議終了願えると思いますが左様決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないと認め、今期議会の会期は１月19日の１日間と決定いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次は日程第５、軍用地料修正方に関する要請決議について、39番議員外７名からの提出決議案第１号を議題として提案理由ならびにその趣旨についてはその写しをお手元に配付してありますから、それによって十分御了承願えると思いますので、提案理由および趣旨説明を省略し、一括して質疑に入ります。

決議案第１号

軍用地料修正方に関する要請決議（案）

首題の件について別紙案の通り議会の議決を得たいので提案する。

1959年１月13日

39番議員　新垣　松助　　20番議員　宮里　敏慶　　２番議員　平良真次郎

５番議員　赤嶺　一男　　23番議員　高良　清二　　28番議員　上原　文吉

29番議員　比嘉朝四郎　　37番議員　浦崎　康華

宛：高等弁務官、主席民政官、現地折衝の軍民両委員長、行政主席、立法院議長

発：那覇市議会議長

題：軍用地料修正方に関する要請決議（案）

1958年11月米琉双方の現地折衝によって決定された那覇、真和志、小禄、首里の都市地域に対する軍用地料は民間賃貸料ならびに他地区（北部、中部、南部）との地料を比較検討して見まするに那覇市地域の賃貸料が合理的に算出されておりません。

このことは先に沖縄軍用土地連合会から出された地料の上昇倍率表からみて、52年から58年迄の上昇倍率は北部2.5倍、中部2.9倍、南部2.2倍、都市地区6.5倍となっているが、この度決定された地料は、他地区（北部、中部、南部）は、この上昇倍率を基礎として折衝され、概ねその線に沿って決定されたようでありますが、都市地区（那覇、真和志、小禄、首里）に於ける地料はこの倍率表を勘案することなく、単に50％と80％とを押え、全く実情を無視した不合理な算定がなされて居るのであります。

就きましては、之等前後の事情並びに別紙各市町村地目、等級別補償額坪当単価表等勘案の上、那覇、真和志、小禄、首里の都市地域に対する軍用地料を適正妥当な地料に修正して頂きたく、なお都市地区に於ける今後の軍用地問題を円満に解決するため、那覇地区より土地諮問委員会へ委員１名を参加せしめられるよう御配意願い度く第28回那覇市議会の議決により茲に要請致します。

那覇市議会

○高良清二君　只今議題となっておりますところの軍用地料の修正方に関する要請決議案については、軍用地料に関係のある地主ばかりでなく、講和発効前の土地の補償の補償額の算定の基礎にもなるかと私は思料しますし、そういうふうなことを関係筋から聞かされております。よって本決議案につきましては手続きが時間的に余りにも逼迫している関係で、只今議題となっておるところの要請決議案に対する提案者が僅かに８名でありますので、これは那覇市といたしましても重要な問題として関心を持たなければならないものと思料いたしますので、決議案の趣旨からいたしましてもこれは那覇市議会が折角臨時議会を招集されて、要請決議する趣旨からいたしましても、那覇市議会の全議員の共同提案によるところの決議案にしていただきたいということを私は皆さんにお願いすると共に今議題として提案されておりますところの８名の方に全員の議員を追加して共同提案による要請決議案に修正していただきたいということをお願いいたします。

（「賛成」と言う者あり）

○議長(高良一君)　23番議員の動議で提案者が39番議員外７名とありますのを、この案件は重要性があるため、全議員の提案にしてくれということでありますが、ご賛成のようでありますから左様に決定してご異議ありませんか。

（「賛成」と言う者あり）

○議長(高良一君)　ご異議ないと認め左様可決決定いたします。

○高良清二君　ありがとうございました。それから内容の検討に入りますまえに、一応軍用地特別委員会のかたがたによる意見を調整したいと思います。しばらく休憩をお願いいたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　しばらく休憩いたします。

（午前11時22分　休憩）

（午前11時34分　再開）

○議長(高良一君)　再開いたします。引き続き質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　質疑ないようでありますから討論に入ります。

○宮里敏慶君　長い間もみ抜いてきた軍用地問題も全琉下においてようよう解決出来ましたことを非常なよろこびといたします。この現地折衝におきまして米琉代表が２、３ヶ月の短期間にての軍用地料を解決しなければならなかった苦労も察せられますが、都市地区と地方との差が今さきの委員長の報告通り差が甚だしいのであります。その例をとってみます。コザ、読谷の各地において70円であります。都市地区の首里におきまして、17円64銭、それから小禄におきまして26円78銭、那覇の旧垣花の場合を例にとりますと、原野も50円、宅地も50円、読谷、北谷、コザよりもやすいということはどう考えても納得い

かないのであります。全般的にはやや適正に近いかもしれませんが、都市地区においては、今さき申しあげました読谷、北谷、コザあたりより旧那覇、首里、小禄がやすいということは適正を欠いておるにも甚だしいのであります。我々はこの地料を今さき高良議員もいわれたように今後アメリカに対する損失補償の基準となるのでありますから、この際議会で軍にうんと要求してもっと適正なる全那覇市民が納得のいくような地料を要請しなければならないと思います。当局に要望を申し上げますが、那覇市は市有地の賃貸料が年間192万6,935円も出ております。無地番が735万6,821円で合計しますと、928万円余の軍用地料をもらっております。59年度市民税が1,000万円余でやや匹敵する地料になっておりますが、この軍用地の問題につきまして当局は消極的で軍用地特別委員会がこういうふうに積極的に動いて要請をやっておりますが、当局はこれに無関心のように思いますが、今度の現地折衝におきまして那覇地区が50パーセント、小禄、真和志が80パーセントとなって那覇市の軍用地料50パーセントを基準にした場合には1,393万円になります。これを適正地料にもっていった場合には、これの上昇倍率からすると年間５倍の5,000万円になり、この軍用地代が入るのでありますが、当局はこういうことを考えないで、この軍用地に対しては非常に消極的であります。

私からいわせれば、もっと積極的になって市のため、市民のためにも軍と折衝し、那覇市の財源を獲得する点におきましても、もっともっと積極的にやらなければならないと思います。今後市長はもっと6.5倍のこの上昇倍率に近く軍用地の評価をもっていくように軍と折衝してもらう様要望いたします。以上であります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第５、軍用地料修正方に関する要請決議について全議員提案による決議案第１号につきまして採決に入ります。

○議長(高良一君)　本案を原案通り承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないものと認め、日程第５、軍用地料修正方に関する要請決議につきまして原案通り可決決定いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)

〔中　略〕

ではこれをもって第28回臨時議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後０時10分　閉会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

議長	高良　一	副議長	渡口　麗秀			
議員	久場　景善	比嘉　佑直	平良真次郎	赤嶺　一男	渡口　政行	森田　孟松
	儀武　息睦	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進
	金城　賢勇	玉城　正次	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次
	高良　清二	大山　盛幸	玉那覇有義	辺野喜英興	上原　文吉	比嘉朝四郎
	宮城　実	仲宗根梶雄	具志　清裕	又吉　久正	黒潮　隆	浦崎　康華
	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永	真栄田義晃	久高　友敏
	普久原朝光					

一　欠席議員

議員　糸数昌剛　崎山喜達　備瀬知良

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　　長　兼次　佐一　　総務部長　仲原　英通　　財政部長　義永　栄善

建設部長　大城竜太郎

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年２月10日　８番議員　儀武　息睦〔　〕

1960年２月５日　39番議員　新垣　松助〔印〕

1960年２月17日　議　　長　高良　　一〔　〕

7　1959年(昭和34年) １月　第29回臨時会[復金融資]

１月29日午前10時52分　開会

○議長(高良一君)　開会いたします。本日をもって第29回那覇市議会を開催いたします。本日の出席は37人、欠席５人でありまして議会は成立しております。只今から会議を開きます。

○議長(高良一君)　諸般の報告を申しあげます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の議事日程は印刷の上お手元に配付しておきましたから、それによって御報告に替えます。

議事日程第１号

第１　今期議会の会議録署名人選挙

第２　今期議会の会期を定めることについて

〔第３～第８　略〕

本日の会議に付した事件

第１　今期議会の会議録署名人選挙

第２　今期議会の会期を定めることについて

〔第３～第９　略〕

○議長(高良一君)　議事に入ります前に市長から挨拶がございますのでしばらく御静聴を願います。

○市長(兼次佐一君)　本日臨時会を招集いたしました理由は２ヶ年間にわたって凍結されておりました銀行融資の再開と民政府からの特別補助金の交付、更に琉球政府からの都計事業費の補助金等が確定いたしましたのでこれに伴いまして予算の更正、更に融資の解除になりました起債費につきましては、起債決定当時と今日との間に経済的諸状勢の変更に伴いまして、その内容条件においても相当の変更を為すべき点がございますので、これを現実に即応した方法に変更いたしまして新規起債の手続きを取るという理由をもって上程いたした次第でございます。どうぞよろしく御審議の程をお願いいたします。

○議長(高良一君)　では只今から議事に入ります。

〔中　略〕

それでは日程第１、今期議会の会議録署名人の選挙についてを議題といたし御諮りいたします。従来会議録署名人につきましては選挙の煩を省略し、議長の指名に一任願っております。今回も左様取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないものと認め議長から指名いたします。９番議員金城武一君、38番議員備瀬知良君、以上お二人にお願いいたします。

○議長(高良一君)　日程第２、今期議会の会期を定めることについてを議題といたし議長からお諮りいたします。今期議会の会期は７日間としてその日程計画を本日は議案の説明聴取、引き続き質疑に入り質疑続行のまま所管の委員会へ付託、明30日、31日の２日間は付託事件の審査、２月１日は日曜日で休会、２日付託事件の審査、３日委員会の審査報告について質疑、討論、表決に入る。以上本会議２日、委員会３日、日曜日を含めて休会２日、計７日間をもって終了する計画でありますが左様取り計らって御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないものと認め今期議会は、会期は本日から２月４日までの７日間と決定いたします。

〔中　略〕

大体これを以て本日の日程は終りましたので、明日から付託案件について各委員会で慎重な御審議をお願い致しまして、来る４日午前10時から再開することにいたします。どうもありがとうございました。

（午後２時11分　散会）

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

議長	高良　一	副議長	渡口　麗秀		
議員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	森田　孟松	儀武　息睦
	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進	玉城　正次
	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次	高良　清二	糸数　昌剛
	大山　盛幸	玉那覇有義	辺野喜英興	上原　文吉	比嘉朝四郎	宮城　実
	仲宗根梶雄	崎山　喜達	具志　清裕	又吉　久正	黒潮　隆	浦崎　康華
	備瀬　知良	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永	真栄田義晃
	普久原朝光	久高　友敏				

一　欠席議員

議員　渡口政行　金城賢勇

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　長	兼次　佐一	総務部長	仲原　英通	財政部長	義永　栄善
建設部長	大城竜太郎	社会部長	神山　孝標		

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年２月10日　38番議員　備瀬　知良〔印〕
1960年２月11日　９番議員　金城　武一〔印〕
1960年２月17日　議　長　高良　一〔　〕

２月４日午前11時16分　開議

○議長(高良一君)　開会いたします。本日の出席39人、欠席３人でありまして議会は成立しております。只今から本日の会議を開きます。

○議長(高良一君)　諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

本日の議事日程は印刷の上御手元に配付いたしておきましたから、それによって報告に替えます。

議事日程第２号

〔第１～第６　略〕

第７　民政府補助金交付並びに復金融資の再開に対する感謝決議案

（１番議員外26名提出決議案第２号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　では只今から議事に入ります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第７、民政府補助金交付並びに復金融資の再開に対する感謝決議案、１番議員外26名提出決議案第２号を議題として提出者の説明を願います。

決議案第２号

民政府補助金交付並びに復金融資の再開に対する感謝決議案

首題の件について別紙案のとおり議会の議決を得たいので提案する。

1959年２月４日

１番議員	久場　景善	４番議員	比嘉　佑直	５番議員	赤嶺　一男
６番議員	渡口　政行	７番議員	森田　孟松	８番議員	儀武　息睦
９番議員	金城　武一	11番議員	高良　一	14番議員	喜久山朝重
17番議員	金城　賢勇	18番議員	玉城　正次	20番議員	宮里　敏慶
23番議員	高良　清二	24番議員	糸数　昌剛	25番議員	大山　盛幸
26番議員	玉那覇有義	27番議員	辺野喜英興	29番議員	比嘉朝四郎
30番議員	渡口　麗秀	31番議員	宮城　実	32番議員	仲宗根梶雄
34番議員	具志　清裕	35番議員	又吉　久正	38番議員	備瀬　知良
39番議員	新垣　松助	40番議員	金城　幸信	45番議員	普久原朝光
２番議員	平良真次郎	19番議員	大城　清徳		

宛：ブース高等弁務官、バージャー民政官、行政主席、立法院議長、首都建設委員長
発：那覇市議会議長
題：民政府補助金交付並びに復金融資の再開に対する感謝決議

那覇市に於ける都市計画事業は、瀬長市長の出現によって那覇市政は不安定となり、1956年12月以来特別補助金の打切りと共に復金融資は封鎖せられ、遂に本事業の全面停止を余儀なくされるに至ったのであります。斯くて２ヶ年の空白は首都建設に10ヶ年以上の遅延を招来せしめる結果になったと言われている事は誠に遺憾の極みであり、市政に参与する小職等としてひとしくその責任の重大さを痛感し、米琉両政府に対し陳謝の意を表するものであります。

爾来２ヶ年の間議会は全力を尽して市政を常道に返すべく鋭意努力して参ったのであります。幸にして政情の変動は今日漸く容認せられ、待望久しきに亘る特別補助金の交付と復金融資の再開についてブース高等弁務官閣下の書簡によって明確にされ、愈々本格的首都建設事業が推進せられるに至りました事は偏えに那覇市に対する軍民両政府の深い御理解による御英断と立法院及首都建設委員会の絶大なる御助言の賜でありまして、小職等之に報ゆるに尚一層の努力を致すべく決意を新たにするものであります。

今日の特別補助金の交付並に銀行融資再開に対し茲に那覇市議会の決議により厚く感謝の意を表明すると共に、今後より一層の御指導と御援助を賜りますよう切にお願い申上げる次第であります。

○新垣松助君　この感謝決議案は各議員のお手許に差し上げてある通り２ヶ年もストップされた民政府補助金並びに復金融資が再開されたので、これに対しまして議員といたしましても今後もあることで、また、お願いすることもあります関係上ぜひ、今度は感謝の意を表したいので提案したのでありますから皆さんよろしく御賛同をお願いたします。

○議長(高良一君)　只今の説明に対して質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　これは当然のことですから質疑討論を省略して……。

(「討論があります」と呼ぶ者あり)

○真栄田義晃君　この議案に対しましては結論からさき申しあげます。反対であります。なぜかと申し上げますと、これは私たちとしては今回再開された民政府の補助金及び復金の融資は、一度那覇市に与えられたもので、その後公選によって出た市長がアメリカにとって好ましくないというようなことから専ら政治的弾圧のため打ち切られたものでありまして、それ自体が民意を無視した不当な処置と私は考えております。これは当然出るべきものが出たというだけの話であって、それに対してことさらに議会の議決という仰々しい形で感謝を表明するということは民主主義を愛する世界の人々の物笑いの種にしかならない。また当然だとする理由はこれはさきほど那覇市から日本政府に対する援助要請をやったり、あるいは琉球立法院から行ったりした場合にアメリカの要路者が沖縄におけるこういった行政の責任者はアメリカに付属するものであって、アメリカが責任を負うものであるということは新聞にも出ておった通りであります。今さら私たちが申すまでもなくアメリカが認めておることであります。

ところで日本ではどうかと申しますと、これまでも再々申し述べておりますが、日本では戦災都市114の都市を対象といたしまして昭和32年までに国家の責任において戦災復興都市建設法に基づいて第１次の復興事業を終っております。そうして33年度からは新たに交通量の増加に伴う街路駐車の整理や下水、公園地帯の完備に政府としてはその責任において力を注ぐことになっております。

さらに広島、長崎、大島の名瀬市においては新しい都市建設法、特別立法によって政府が９割の負担をして自分の責任においてやっておるのであります。飜って沖縄を見ました場合、なるほど沖縄においても首都建設法あるいは都市計画法ができて、この法ができたということは政府が那覇市の全琉の首都たる那覇市の復興について政府の責任を認めたこと、認めているという事実を表明するものだと思います。ところが、この首都建設法や都市計画法の中には政府の負担すべき経費の割合について明確なる条文がないのであります。たとえば都市計画法の第６条には第１項「都市計画及び都市計画事業に要する費用は政府が行う場合にはその市町村の負担とし、前条第２項の規定により政府または市町村でないものが都市計画事業を行う場合には、その事業に要する費用はそのものの負担とする」という具合になっております。どれが政府の負担であり、どれが市町村が負担すべきものということは何等明らかにされておりません。

それから首都建設法の第13条事業の執行という項目には「政府は那覇市計画区域により行う都市計画事業については、那覇市が琉球の首都であることにかんがみて政府と市町村が分担して執行する事業種別を決定しなければならない。この場合においては那覇都市計画区域内の市町村の同意を得なければならない」となっております。現在の那覇市の都市計画事業を遂行してゆくためには、もちろん現在の那覇市の自己財源をもってすることは不可能であります。そうしてアメリカが沖縄における最終的な統治の責任者である以上は日本の戦災都市において日本政府が取っている同等の措置を取ってしかるべきだと考えております。もしこの条文によって政府が那覇市に対する援助が明確なる条文がない。また、現在の琉球政府の予算規模において那覇市の都市計画事業に要する財政需要を満たすための補助ができないので最終的な統治責任者であるアメリカ政府が琉球政府のしかるべき予算の中に組み入れて、そして立法的な措置をもって市町村に補助を与えるのが建前ではないか。はっきり政府の持つべきもの市町村の持つべきものを法によって明らかにし、それによって那覇市に対する補助をやるべきで、ポケットマネーを出して法によらないお恵みのようであるかのような感じを与えております。

アメリカ統治者が自分の責任で明言している以上はこれは当り前であります。従ってこういった当り前のことに対し一々市会の議決書でもって感謝状をやるというのであれば幾ら感謝状があっても足らない。政府が赤字公債を発行すればインフレを招くように感謝状もあまりやたらにあげると感謝状のインフレを起こすおそれがある(笑声)。物笑いの種にしかならないし、ナンセンスであります。こう思いますのでこの決議案に対しては私たちは反対するものであります。

○瀬名波栄君　只今の民政府補助金交付並びに復金融資の再開に対する感謝決議、この精神は民政府が今まで止めていた融資あるいは補助金、これを開始するということは皆様方も同じように私も喜んでおります。市民と共に感謝していたわけであります。いいことをやったことに対し別に苦情を申し出たくない。むしろこれは喜ばしいことであると考えております。しかしながら問題はこの決議案の内容であります。内容によってはいくらか笑顔を見せ、あるいは頭を深く下げても頭を下げる者がほんとうに感謝の意を表するものかどうか、したがって私はこの内容には賛成することはできないのであります。なぜならば今さき真栄田議員が申しておりましたが、これは権威ある、また名誉ある民政府が那覇市に対して自治体との約束ごとであり、この約束を打ち切ったということは、これはアメリカ政府に対してはお気の毒ですが非常に民主主義の精神に欠けているということになるわけであります。こういう決議案を出すことによってこれが内外に知らせると、そうなった場合に少くとも民主主義ということをわかっている人ならば、この決議案を見ただけで沖縄においてはアメリカはそういうことをやっていいのか、これは民主主義に反するじゃないかというようなことを確認する事例にしかならないのであります。そういう点ではアメリカの民主主義のためにもこういう内容の決議案は、これは止めた方がよろしいと考えております。

これに関連いたしまして１月の末から２月の初めにかけて、これはアメリカの将校でありますが、現地に赴任しておったアメリカの将校がアメリカ本国に帰ったバートンビックスという人が、アメリカのハーパスという雑誌に投稿しておるのでありますが、この一部を引用したいと思います。「モーア中将の無定見な布令による選挙法の変更は、アメリカ高級将校たちの政治の大失敗策だが、これはアメリカが支払った如何に高価な代償であるかを示すよい一例である。」こういうふうに述べております。つまりアメリカ人でさえもアメリカの取った布令によって選挙法を変えたりした非民主主義的なやり方、これはアメリカのためには一大汚名であり大失策であるということを認めているわけであります。やはりアメリカの中にもこういう精神が活かされております。これはアメリカのためにも非常に喜ばしいことであります。ところが軍人であるがゆえにほんとうの民主主義を忘れ、自分に与えられた権力を乱用するというふうな沖縄において見られる。これはアメリカのためにも非常に悲しいことであり、沖縄のためには不幸なことであります。そういうことがこの決議案によって麗々しく世界に表明するということは那覇市民の良心が疑われ、アメリカの不明確、その失態というものは内外に表明することになるわけです。そういう悲しい決議案を我々は取るべきじゃないと思います。民主主義というのは御承知のように、これは西洋において発達し、さらにアメリカに渡って大きく改革し、この民主主義の人道騎士と同様、人間の個性を愛し生存をみんなで助けあおうというこの美しい民主主義の精神、これがアメリカの軍事政策によって歪められた。これは非常に不幸なことであり、こういうことを私たちは承認してはならないのであります。

むしろアメリカに対してアメリカの良心を迷わさせないように、アメリカが民主主義の道から踏みはずさないように、われわれが如何に被支配者であろうとも、勇気をもって支配者に意見をする権利が保有されているのであります。われわれはこういう権威ある那覇市議会においてアメリカの民主主義を傷付け、那覇市民の良心を疑わしめるような決議案、これは絶対に出してはいけない。もちろん自分たちがやっていたことが悪かったということを気付いて高等弁務官がこれを解除した、これは非常に喜ばしいことであります。これは市民と共に喜んでおります。そういう内容でもって感謝すべきであり、こう

いうふうにアメリカの非民主主義、アメリカの欠陥をさらけ出すような形で決議案を作るというのはアメリカに対しても非礼であります。今、沖縄には民主主義が非常に否定されております。たとえばさきほどの午前中に論議された水源地の問題に対しましても、公営企業法でもって施行細則、この施行細則がないために那覇市の水道課は水源開発資金を獲得することができない。そのために昨年のような異常渇水で市民に大きな迷惑をこうむらしめたのであります。これが民主主義否定の例であります。当那覇市議会は去る議会において、早く施行細則を作ってもらいたいということを決議しました。ところがいまだにこれが実現されておりません。そのために、那覇市の水道課としては四苦八苦して実に涙ぐましい努力をして水源確保のために東奔西走しておるのであります。そういうふうにして法律の不備、これを指摘されてもいまだにこれをなそうとはしない。あるいは個人的な一部の手段によって議長の詰腹を切らそうというようなことさえ不明朗なことさえなそうとしている。こういうようなことでは民主主義の名が泣くわけです。だから議長が２回に亘って辞意を表明しなければならなかった。現に生き永らえているのに寝首を斬ろうとしている。これは那覇市から削除していかなければならない。これはお互いの義務であります。当時の五日会の中には高良議長という方がおられ、この高良一さんを会員の中に抱えておるのに、実に宝の持ちぐされであります。そういうふうに個人あるいは一部のグループの利益によって那覇市政を壟断しようとする考え方、これは実に嘆かわしいことであります。そこにも民主主義の否定が見られるのであります。そういうふうな感情に基づく政治、これを否定し、ほんとうに良心的に市民の利益福祉増進という立場に立って虚心に物事を処理して行かなければならないわけです。もちろんこれまで私たちは民連の中には感情に走って幾多の失敗もありました。このこともわれわれの誤ったところは勇気をもって謝罪するつもりでおります。しかしながら誰が考えても正しいことであるならば、われわれはもちろん、たとえ反対側の人たちがやりだしたことであっても、あるいは感情的におもしろくないことであっても正しいことであれば双手を挙げて賛成し、市民のために利益のために奉仕したいと考えております。そういうふうに真に人道的な立場に立脚し、ほんとうにアメリカの民主主義を忠実に実行して行こうとするならば、こういうはずかしい決議案は作れないと思います。皆さんの良心に訴えてこの決議案の内容は変更していただければ幸いと思います。現在のままでは私は賛成するわけには行きませんので反対いたします。

（「進行」「採決」と呼ぶ者あり）

○久場景善君　人民党の議員諸公は感謝決議案に対して反対を表明しております。

（「それはブルジョアの考え方か」と呼ぶ者あり）

子が親に対する感謝の念を忘れるという感謝の念をわれわれ人間から取ったら無意味であります。こういうふうにして那覇市は２ヵ年間苦しんでいる。労務者も遊んだりしている。その原因は誰がやったか、そういうのを考えたときにわれわれが感謝する念は大いにあると思います。あるいは党勢拡張のために訴訟を起こし、損害を与えているのではないか、そういうような物の考え方をする人民党の議員諸公に対して、かえって私は哀れみを感ずるのであります。感謝状をたくさん出すことは価値がないというが、われわれは感謝すべきは感謝して、

（「内容が問題なんだ」と呼ぶ者あり）

それからこれは意見の相違かも知れませんが、人民党議員諸公は、感謝状はやるべき人の受ける人の心境によって感謝が生まれて来る。ただ感謝に対して反対というような、あるいは非民主的だというようなことはもっての他だと思います。これに対していさぎよく私は早く採決してもらいたいと思います。

○大山盛幸君　動議を提出いたします。内容的にはさきほど直観して、これはいやだというような印象を受けて、さきほどの反対討論が出たんじゃないかと思いますが、感謝すべきものはした方がいいと思います。もしこれに反対する方は仕方がないし、御賛成の方は五日会の名前だけになっております。前もって話しすれば良かったと思いますが、御賛成の方は全部氏名を列挙してここに挿入したいと思います。お諮り願います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　只今の25番議員（大山盛幸君）のおっしゃるように賛成議員の名前を全部連名で感謝状に連名することにいたしますか、それで御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○仲宗根梶雄君　文の中に同じ内容だと思うんだが、１つは米琉両政府に対してと書いてありますが、一方は軍民両政府に対してとあるんだが言葉を統一した方がよくはないかと思います。米琉にした方がよくはないんですか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　お諮りいたします。今の感謝状の後から６行目の軍民両政府とあるのを、米琉両政府と、米琉と修正してください。では討論を打切りまして採決に入ります。本決議案は原案通り承認することに御賛成の方は挙手をお願いいたします。

（「賛成」「修正しなさい、恥かしい」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　賛成多数でありますから原案通り可決決定することにいたします。

○議長(高良一君)　以上をもちまして今期議会の付議事件は全部審議終了いたしました。なお引き続き市長の挨拶がありますのでしばらくの間御静聴願います。

○市長(兼次佐一君)　先月の29日から始まりました臨時議会もただいまをもちまして無事に終了いたしたのでございますが、このたびの会議に御審議をお願いいたしました案件は最初に申し上げました２ヵ年有余に亘って凍結されていましたところの、軍の特補並びに復金融資の解除に伴いましての予算の更正が主なる議案となっておるのでございます。いろいろの案件につきまして慎重審議の結果、ここに可決していただきましたことに対し衷心から感謝申し上げる次第であります。つきましては早速執行の面に十分検討をなし努力して一日も早くこれが実現をはかりたいと考えている次第でございますれば、なにとぞ直接間接御指導御鞭撻、御協力を賜りまして、一日も早く執行の実現をはかっていただきますよう切にお願いを申し上げまして御挨拶に替える次第でございます。(拍手)

○議長(高良一君)　これをもちまして第29回臨時議会を閉じることにいたします。

長日に亘り御審議くださいましてありがとうございました。

（午後２時40分　閉会）

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

議長	高良　一	副議長	渡口　麗秀			
議員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行	森田　孟松
	儀武　息睦	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進
	玉城　正次	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次	高良　清二
	糸数　昌剛	大山　盛幸	辺野喜英興	上原　文吉	比嘉朝四郎	宮城　実
	仲宗根梶雄	崎山　喜達	具志　清裕	又吉　久正	黒潮　隆	浦崎　康華
	備瀬　知良	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永	真栄田義晃
	久高　友敏	普久原朝光				

一　欠席議員

議員　金城賢勇　玉那覇有義

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　長	兼次　佐一	総務部長	仲原　英通	財政部長	義永　栄善
建設部長	大城竜太郎	社会部長	神山　孝標		

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年２月10日　38番議員　備瀬　知良〔印〕
1960年２月11日　９番議員　金城　武一〔印〕
1960年２月17日　議　　長　高良　　一〔　〕

8　1959年（昭和34年）３月　第30回定例会［市名称変更、文化、庁舎建設］

３月16日午前10時50分　開会

○議長（高良一君）　開会致します。本日をもって第30回那覇市議会を開会いたします。本日の出席39人、欠席３人でありまして議会は成立しております。会議を開きます前に今日は２番議員の平良真次郎君は敷地安定法の重要審議のためにその会議に出席しております。それから只今出席しております27番議員の辺野喜君も電話で招集されておりますので審議途中でむこうの方に出席されるということになっております。それでは只今から会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

本日の議事日程は印刷の上お手元に配付しておきましたから、それにより報告に替えます。

議事日程第１号

第１　今期議会の会議録署名人選挙
第２　今期議会の会期を定めること
第３　市の名称を変更する条例（市長提出議案第８号）
〔第４～第13　略〕

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長（高良一君）　議事に入ります前に市長から挨拶がございますので暫くの間ご静聴を願います。

○市長（兼次佐一君）　本日ここに第30回の那覇市議会を招集いたしましたところ議員多数の出席のもとに開会することが出来ました事に対し深く御礼を申しあげます。

今回、ご審議をお願いする案件は先にご通知申しあげておきました通り議案第８号から第17号までの10件と諮問の１件からなっておる次第でございます。慎重ご審議下さいますようお願い申しあげます。

○議長（高良一君）　只今から議事に入ります。日程第１、今期議会の会議録署名人選挙についてを議題といたし議長からお諮りいたします。従来、会議録署名人につきましては選挙の煩を省略し議長からの指名に一任願っておりまするが今回もさよう取り計らうことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高良一君）　ご異議ないと認め議長から指名いたします。10番議員仲尾次盛夏君、27番議員浦崎康華君、以上二人の方にお願いいたします。

○議長（高良一君）　次日程第２、今期議会の会期を定めることについてを議題といたし議長からお諮りいたします。今期議会の会期を本月末までの16日間としてその日程計画を本日は議案上程説明を聴取し、明17日、18日までの２日間を議案研究のため休会、19日本会議を開いて議案上程質疑に入り付託すべき議案につきましては質疑続行のまま所管の委員会に付託する。20日は委員会の付託事件の審査、21日は春分の日で法定公休日となっておりますので休会、引き続き22日が日曜日にあたりますので休会とし、23日から27日まで５日間委員会付託事件の審査、28日が土曜、29日が日曜にあたりますので休会して事務局の委員長報告書の整理と本会議準備をなさしめ、30日、31日の２日間本会議を開いて議案ならびに陳

情に対する各委員会の審査報告をうけ続いて質疑、討論、表決に入る。以上で本会議４日、委員会６日、休会３日で計16日間をもって終了するわけでありますが、さよう取り計らうことに異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（高良一君）　多数ご賛成のようでございますから、今期議会の会期を本日から３月31日までの16日間とすることに決定いたします。

○議長（高良一君）　次日程第３、市の名称を変更する条例、市長提出議案第８号を議題といたし提案者の趣旨説明を願います。

議案第８号

市の名称を変更する条例

右の議案を提出する。

1959年３月16日

提出者　那覇市長　兼次佐一

市の名称を変更する条例

市の名称を沖縄市に変更する。

附　則

この条例は、1959年５月１日から施行する。

（説明）

諸般の状勢により市の名称を変更したいので市町村自治法第４条第２項の規定に基き、本案を提出する。

○市長（兼次佐一君）　議案第８号、市の名称を変更する条例につきまして提案の理由をご説明いたします。まず最初に沖縄市の問題が何時ごろ如何なる人々によって如何なる理由のもとに論じられて来たかという点について申しのべたいと思うのであります。

この沖縄市の問題の源をなすものは明治42年２月７日に書き上げられた東恩納寬惇先生の著書の「琉球瑣談」による同先生の予言ではないかと思います。

即ち東恩納先生は同書の中で次のようにのべられております。もし我々に歴史の予言をゆるすならば他日必らず東京に東京市あり、鹿児島県に鹿児島市あるごとく、沖縄にも今の首里よりも今の那覇よりも更に大きく広い沖縄市の出来る時代があると思う、こうのべておられるのであります。次に今から30数年前の大正13年の頃、当時の首里市長高嶺朝教氏の時代にこの問題が抬頭したことは既にご承知の通りでございます。それから10数年後の昭和14年に当時の那覇市長当間重剛氏、首里市長伊豆見元永氏の時代に再びこれがもちあがりまして、東京の中央政府にこれが実現折衝のために当間ー伊豆見両市長および長野時之助那覇市議会議長、城間理王首里市議会議長の４名が上京されて折衝を続けられたことがございます。更に戦後におきましては宮里栄輝氏、翁長助静氏両名の真和志市長時代および渡口麗秀氏のみなと村助役時代に三度再然して今日にいたっている次第でございます。

さて、以上が沖縄市問題について私の知り得た範囲における事実でございますが、時の為政者の間においてかくの如く真剣に論じられていることからいたしまして、それが決して為政者だけの構想ではなく、そこには大きな世論のバックがあったものと思う次第であります。

しからば明治42年に予言され、大正13年から始まって、燃えては消え、消えては燃えつつ30数年後の今日にいたるまで、その実現をみないという沖縄市問題の裏にひそんでいる理由について申しのべてみたいと思うのであります。言葉をかえて申しますならば、幾度か消えながらも再び三度と執念深く再燃するということは何に原因するものであるかということでございます。勿論それはその時代時代におけ

る社会的様相を推察しながら主観を交えて結論づけたものであるということをお断り申しておきます。

まず、大正年間に起きた沖縄市問題は当時の首里が北に牧港、東に与那原港、西に那覇港と３つの要港を起点として３本の街道をつけて、その三脚台の頂点に城郭を構えて中央政府の首里政府で、その権力によって地方の農産物を吸収し、更には諸外国との交易をもって文化、経済を人為的に集中してきたのでありますが、その後の社会的一大変化によって普通なみの一地方自治体となっております。文化経済が良港を有する地域へ流れてゆく原則によって作用することをいち早く察知した首里市民として、首里市の繁栄策としての合併を望んだであろうことは容易にうなずける問題であると思うのでございます。しからば合併が目的であったにもかかわらず、沖縄市を主張するにいたった理由についてでございます。この事につきましては、昨年12月24日の沖縄タイムスおよび同月25日の琉球新報によって報道されているとおり、その地域住民に永年したしまれて来た地名は勿論のこと、歴史的にも文化的にも余りにも由緒深い首里の地名を区という名のもとに後世に残すには合併後の市名を沖縄市に改めることが主張されたものであると考えるのでございます。

次に昭和14年に再燃いたしましたのは、時の当間那覇市長が都市計画指導のために招聘した丸山豊樹氏が、満洲新京の建設者としての経験の上から那覇市の都市計画を検討の結果、首里、真和志、小禄、豊見城まで含めて沖縄市とすべきことを主張されております。この場合に言えるのは、当時その衝にあたっていた人々の都市構想の広大さからいたしまして、他市町村をその膝下に組み入れることの不合理と合併する側の市町村民の感情の刺激を除去することによってスムースに事を運ぶということがそのねらいであったと思うのであります。

かく申しのべてまいりましたのは、沖縄市問題は合併問題がその根幹をなし、合併問題は文化経済、都市問題にその基礎がおかれているという結論に達するものでございます。ここで私は今回沖縄市改称の問題を提起した理由の核心にふれて行きたいと思うのであります。

(1) 先ず第１の沖縄市への改称問題は歴史的宿題であると考えているのでございます。遠くは明治の末期に端を発し、越えて大正年間の末に之が具体化し、続いて昭和14年には愈々その実現運動へと動き出したものの戦争という悪魔のために国家の政策がすべて軍事優先となったために遂にその目的は達し得なかったのであります。かくの如く、この問題は幾度か市民の支持を得乍ら然もすでにその必要性を内在してい乍ら今日まで遷延して来たのであります。過去に於いて行うべくして行えなかった多年の懸案をわれわれにとっては是非実現しなければならない課題であると考えている次第でございます。

(2) 次に第２に三市一村の合併実現の結果として当然改称すべきであると考えるのでございます。それはたとえ合併当時の条件が無条件吸収合併であったにせよこの根拠はいささかもうすらぐものではないのであります。即ち那覇市の根幹も枝葉も21万の市民全員でありまして、那覇の根元は旧那覇市であり、枝と葉は合併された地域になる等と考えるならば錯覚もなおはなはだしいものといわざるを得ないのであります。首里や真和志、小禄及び那覇が一つになって今日の大那覇市が実現したというこの厳然たる事実を確認する上は、それにふさわしい市名に改めるということについて些かの異論もあろう筈はないと考える次第であります。

(3) 第３に合併に依って失われつつある、合併前の二市一村の由緒深い地名を後世に残すための行政措置の上からも必要でございます。将来区制を設ける場合、那覇市首里区等という置方はその呼称の上から一種の差別感を与えるものがあるので三市一村が一つになって大都市を造ったという大乗的見地に立って旧地名はすべて区名に変えて之を保存して行く上から全地域を総称する沖縄市が最も妥当、且つかっこうな名称であると確信します。

(4) 第４に市格の昇格を意味して都計遂行上にも利便をもたらすものと考えるのであります。生生発展の一路を邁進する那覇市は既に人口21万を数え、日本全国506市の中第38位の地位を占めています。更に当市の人口はその自然増による増加は勿論のこと、都市としての吸引力に基づく地方農村からの転入による所謂、社会増の人口等を考え合わす場合は20年を待たずして30数万人に達するものと推定されるのであります。首都建設委員会におきましては、その基本計画としての地域の拡大が論じられている事からして、将来地域を拡げる場合にも沖縄市の看板が那覇市のそれに比べて如何に利便を与えるかということについては前述の通りに過去の先輩が考慮を払った事実からおしても明らかでございます。尚、又日本内地に於ける県庁の所在地の市名が殆ど県名と同じであることからして、沖縄の那覇市は沖縄に於ける地方都市的な印象を与える場合がありますので、改称することによって海外及び在日県人を初め全市民の精神生活の面に与える影響も決して少くないものと考えるのであります。

(5) ５番目に沖縄市改称の世論は熟しております。一国の首都の決定がその国民の投票にまつ如く地方自治体の名称変更も世論を重要視する上から議会に於ける議決の方法を特別議決としていることは問題の重要性と共に世論を重要視した規定であります。

那覇市に於けるこの問題についての世論は既に熟していると申しあげることが出来ます。それは昨年11月28日の行政区画整理調査委員会に於ける公聴会に於いて全員の意見の一致を見た外に、同年同月の24日付の沖縄タイムスによる紙上アンケート及び同月28日付の琉球新報を初め今月５日に行われたタイムスホールに於ける綱引行事協議会に於いては数百名の参加者が真剣になっておられる等、更には在京県人会長神山政良氏を初め東恩納氏、その他多数の方々からの激励電報や激励文があり、市広報によるアンケートや日刊新聞の論調等からして世論は正に熟し、時機は既に到来したものと考えるのでございます。

以上申しあげました５つの理由によって提案をいたし、ご審議をお願いする次第でございますが、最後に申し添えたいことは、この提案をする私の心境についてでございます。私は那覇の地に生を受けて那覇で育った人々が那覇という地名に対していい得ざる愛着をもつことは人情としての当然なことであるという点を決して否定する者では無いのであります。

然し只それが那覇だけに限られるものではなく、首里の人は首里に対し、真和志の人や小禄の方はそれぞれの地名に対して同じような愛着を抱くものであるということを忘れてはならないのであります。特に首里の場合は尚更でございます。琉球の歴史は首里を以てきざまれ、琉球の文化は首里によって発展を遂げ、首里なくして琉球は語られないとまでいわれている程、誠に由緒の深い文化財そのものであります。その首里が沖縄に於ける最も古い歴史を持ち乍ら、あっさり那覇に合併したということは先に申し述べた通り、それにはそれなりの理由があったとはいえ、今回の場合大いに参考になろうと思うのであります。

変遷きわまりない社会の情勢は日進月歩と共に常に進展の一路を辿るものでありますが、その勢は人間が感傷や愛着を放棄することを余儀なくされるものでございます。従いまして、私は一部からの反対を受けるであろうことは考えたのでありますが、時代はすでに那覇は那覇ではなく、沖縄の首都にしてしまっている以上、それにふさわしい名称を先輩の意志をついで実現すべきだと考えたわけであります。なお、この案件の通過のためにいささかの工作もいたしていないのであります。それはこの問題が歴史的な問題であるが故に天地神命に誓って恥じない議員諸公の決議が声無き民の声を代表して決せられるであろうことを信じているからでございます。

何卒慎重ご審議を下さいまして出来得る限り早急に御決定下さるべく特別のお取り計らいをお願い申しあげまして提案理由と致します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもって本日の日程は終了いたしました。８番議員の希望により議案第８号の市の名称を変更する条例の市長の提案理由についてはプリントして配付するよう要望いたします。

次の本会議は19日の午前10時に開会することにいたし本日はこれをもって散会いたします。なお、先程日程計画表をお配りいたしましたが、計画表の末尾の委員会７日とあるのを６日に御訂正願います。

(午後０時　散会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

議長　高良　　一　　副議長　渡口　麗秀

議員　久場　景善	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行	森田　孟松	儀武　息睦
金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進	金城　賢勇
玉城　正次	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次	高良　清二
糸数　昌剛	大山　盛幸	玉那覇有義	辺野喜英興	上原　文吉	比嘉朝四郎
宮城　　実	仲宗根梶雄	崎山　喜達	具志　清裕	又吉　久正	黒潮　　隆
浦崎　康華	備瀬　知良	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永
真栄田義晃	久高　友敏	普久原朝光			

一　欠席議員

議員　平良真次郎

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　　長　兼次　佐一	総務部長　仲原　英通	財政部長　義永　栄善
建設部長　大城竜太郎	社会部長　神山　孝標	消防隊長　松本　吉英

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年２月17日　10番議員　仲尾次盛夏〔印〕
1960年２月17日　37番議員　浦崎　康華〔印〕
1960年２月17日　議　　長　高良　　一〔　〕

〔３月19日、30日会議録　略〕

３月31日午前10時46分　開議

○議長(高良一君)　開会いたします。本日の出席40人、欠席は２人でありまして議会は成立しております。

只今から本日の会議を開きます。諸般の報告を申しあげます。

〔中　略〕

本日議事日程は印刷の上御手許に配付しておきましたからそれにより報告に替えます。

議事日程第４号

〔第１～第20　略〕

第21　平和観音像建立地推薦に関する決議案（２番議員平良真次郎外10名提出決議案第３号）
第22　那覇市庁舎建設資金交付方に関する陳情書（１番議員久場景善外41名提出決議案第４号）
第23　市の名称を変更する条例（市長提出議案第８号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　では只今から議事に入ります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第21、平和観音像建立地推薦に関する決議案、２番議員平良真次郎外10名提出決議案第３号を議題として提案者の説明を願います。

決議案第３号

平和観音像建立地推薦に関する決議

首題のことについて別紙のとおり、議会の議決を得たいので提案する。

1959年３月31日　提出

１番議員　久場　景善	２番議員　平良真次郎	４番議員　比嘉　佑直
５番議員　赤嶺　一男	６番議員　渡口　政行	７番議員　森田　孟松
８番議員　儀武　息睦	９番議員　金城　武一	10番議員　仲尾次盛夏
11番議員　高良　　一	13番議員　仲松　庸全	14番議員　喜久山朝重
16番議員　石原　昌進	17番議員　金城　賢勇	18番議員　玉城　正次
19番議員　大城　清徳	20番議員　宮里　敏慶	21番議員　瀬名波　栄
22番議員　玉井　栄次	23番議員　高良　清二	24番議員　糸数　昌剛
25番議員　大山　盛幸	26番議員　玉那覇有義	27番議員　辺野喜英興
28番議員　上原　文吉	29番議員　比嘉朝四郎	30番議員　渡口　麗秀
31番議員　宮城　　実	32番議員　仲宗根梶雄	33番議員　崎山　喜達
34番議員　具志　清裕	35番議員　又吉　久正	36番議員　黒潮　　隆
37番議員　浦崎　康華	38番議員　備瀬　知良	39番議員　新垣　松助
40番議員　金城　幸信	41番議員　儀間　真祥	42番議員　屋慶名政永
43番議員　真栄田義晃	44番議員　久高　友敏	45番議員　普久原朝光

宛：平和観音像建立奉賛会

発：那覇市議会議長

題：平和観音像建立地推薦に関する決議（案）

第二次大戦終焉の地となった沖縄に世界永遠の平和を祈念する平和観音像の建立計画が山田真山画伯を中心に着々と進捗し、今次大戦に散華した幾十万の霊を慰め、平和を希求する清純高邁なる意図の許にこれらの御霊を迎えて沖縄を世界平和発祥の地とする宏大な構想に立つ全琉的一大偉業であることは斉しく全琉住民の景仰するところであります。本市議会に於いても深甚なる関心と期待をもって次の理由に依り、その建立地を那覇市首里末吉町一帯の地が最適地であることを推薦する次第であります。

即ち、推薦地は大戦に於ける彼我最大の激戦地にして幾多の保存すべき戦跡と共に尊い御霊の眠れる地であり、地勢地形ともに緩急の妙を得て自然の山容は尊厳且つ崇高にして聖域たるに相応しく、尚歴史的にも旧王城の地の一部として守礼の門を初め価値ある数多くの文化財が残存し由緒深い地であると同時に維持管理面から或は参拝者の交通の利便からしても最も有利な条件を備え、高台に立てば那覇市の全貌を眼下におさめ、更に大自然の偉容が望見される眺望絶佳の場所であり、その絶景は夕陽に映えて平和の象徴を具現するに足る最適の地と思料致しますので、貴会に於かれても御調査の上、平和観音像の建立地を該地に選定して頂きますよう、別冊資料を添え第30回那覇市議会の議決により陳情致します。

○平良真次郎君　説明する前にミスプリントがございますから訂正願います。表題の平和観音像建立地推薦に関する決議案とありますが、慰霊の２字を挿入していただきたいと思います。

○久場景善君　本案に対しましては各市町村に於いて、誘致運動が盛んに行われております。２、３日前の新聞を見ましてもコザ、名護がやっております。その他南部においてもこの誘致運動がほとんど全会一致でなされております。よってこの提案は委員長以下11名になっておりますが、全議員提案による力強い誘致運動をなされた方がいいんじゃないかと思いますので２番議員の平良さんにお聞きしたいのであります。

○平良真次郎君　趣旨からいたしましても全琉は勿論世界東南アジア18ヵ国に跨ってこの大きな運動を起こ

すという意味でございますので、全員提案にして全会一致をもってこれを可決した方がいいんじゃないかということで、委員会の各位にも御了承願った次第であります。

○議長(高良一君)　全員提案にもっていきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「賛成」と言う者あり)

○議長(高良一君)　全員提案という事に御訂正願います。

○議長(高良一君)　日程第21、平和観音像建立地推薦に関する決議案、２番議員平良真次郎外41名の提案によって出された決議案についてはこれを原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　全員御賛成のようですから原案通りこれを可決決定いたします。

○議長(高良一君)　次日程第22、那覇市庁舎建設資金交付方に関する陳情書、１番議員久場景善君外41名提出決議案第４号を議題として提案の理由を説明願います。

決議案第４号

那覇市庁舎建設資金交付方に関する陳情書(決議)

首題の件について別紙案のとおり議会の議決を得たいので提案する。

1959年３月31日

１番議員　久場　景善	２番議員　平良真次郎	４番議員　比嘉　佑直
５番議員　赤嶺　一男	６番議員　渡口　政行	７番議員　森田　孟松
８番議員　儀武　息睦	９番議員　金城　武一	10番議員　仲尾次盛夏
11番議員　高良　　一	13番議員　仲松　庸全	14番議員　喜久山朝重
16番議員　石原　昌進	17番議員　金城　賢勇	18番議員　玉城　正次
19番議員　大城　清徳	20番議員　宮里　敏慶	21番議員　瀬名波　栄
22番議員　玉井　栄次	23番議員　高良　清二	24番議員　糸数　昌剛
25番議員　大山　盛幸	26番議員　玉那覇有義	27番議員　辺野喜英興
28番議員　上原　文吉	29番議員　比嘉朝四郎	30番議員　渡口　麗秀
31番議員　宮城　　実	32番議員　仲宗根梶雄	33番議員　崎山　喜達
34番議員　具志　清裕	35番議員　又吉　久正	36番議員　黒潮　　隆
37番議員　浦崎　康華	38番議員　備瀬　知良	39番議員　新垣　松助
40番議員　金城　幸信	41番議員　儀間　真祥	42番議員　屋慶名政永
43番議員　真栄田義晃	44番議員　久高　友敏	45番議員　普久原朝光

宛：ブース高等弁務官、バージャー民政官、ギーリス副民政官、行政主席

発：那覇市議会議長

題：那覇市庁舎建設資金交付方に関する陳情書

那覇市はさきに米琉両政府の絶大なる御理解により、特別補助金の交付並びに復金融資再開の実現を見るに至り今や区画整理事業の進展と相俟って愈々首都建設を目指し強力なる体勢の下に都市計画事業が企画推進されつゝあります事は、之偏えに米琉両政府の御指導と御援助の賜であり厚く感謝申上げる次第であります。

首都建設はその基本計画に基づいて政府当局と市が密接な連繋を保ち乍ら事業の推進を図るべきことは論を待たないのでありますが、建設事業の進展は人口構成にも著しい影響を齎らし今や那覇市の人口は21万を擁するに至り、学校教育施設の狭あいと校舎の不足はその需要を満し得ず益々深酷の度を加えつゝある現状であります。之が為庁舎を早急に建設して現仮庁舎を本来の教育施設として使用せしめる事は、教育行政の完璧を期する意味に於いて焦眉の問題として教育委員会に於いても之が早期返還を迫

り、これが解決は斉しく市民の渇望している所でありますが、現在の那覇市に於ける財政事情では一時に巨額の資金を要することで新庁舎建設の実現は画餅に等しく不可能に近いのであります。即ち1957年度以降予算規模は約130万弗で、これを財源別に大別致しますと自己財源が90万弗から100万弗、依存財源が30万弗から40万弗程度となっており、これに対し支出面は経常的経費が90万弗を要し、建設事業を始め、社会衛生、産業の諸事業を40万弗で執行していかねばならない現状であります。

従って一時に巨額の資金を要する事業は到底現状の予算の編成規模では不可能であり、一方数次に亘る起債は既にその償還能力において限度に達し、之に加えて税収に於いても昨年市町村税法の改正によって減収が予想され、那覇市の財政事情は尚一段と逼迫を招くことゝ憂慮され、議会と市当局が一体となりその打開に腐心致している現状であります。

かゝる状勢下にあって数年来の懸案である市庁舎建設事業は財源計画に於いて困難を極め、徒らに実施の遷延を見送る許りであります。

以上の事情を御斟酌の上市庁舎建設は首都建設重要施設の計画として民政府御当局の深い御理解と御英断をもって御援助を賜り、市民は勿論全住民待望の首都建設事業の一環として早期実現を期して頂きたく茲に那覇市議会の決議により陳情申上げる次第であります。

○新垣松助君　みなさんの御手許に配付してあります通り決議案第４号は那覇市庁舎建設資金交付方に関する陳情書であります。議会全員による陳情書でありまして、ブース高等弁務官、バージャー民政官、ギーリス副民政官、行政主席、この４名の方に陳情するのでありますが、特に御承知のとおり現在のこの庁舎は元の天妃校でございまして那覇区教育委員会の方から兼次市長宛早く返してくれというような文書が参っております。都市計画事業の進捗に伴い云々という申請書が参っておりますので、是非我々議員も早く市庁舎をつくって市民のためになるようにという気持であります。以上申し述べてこれを可決されんことを御願い申し上げます。

(「賛成」と言う者あり)

○議長(高良一君)　全員で提案しておりますので質疑討論を省略して採決に入ります。

○儀間真祥君　これは立法院に送る必要はありませんか。

○議長(高良一君)　これは交付方の陳情ですから、その必要はないと思います。

○議長(高良一君)　日程第22、那覇市庁舎建設資金交付方に関する陳情書、１番議員久場景善外41名からなる提出決議案第４号につきましては、これを原案通り承認する事に異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　多数御賛成のようでありますから原案通り可決決定いたします。

○久場景善君　これからいよいよ問題の……、

(場内に笑声おこる)

沖縄市改称の問題ですが10分間の休憩を……、

(「続行」と言う者あり)

○議長(高良一君)　日本在住の会からの激励電報の内容を報告してくれといっておりますが。

(「日程外」と言う者あり)

(「報告願います」と言う者あり)

(「やるのが当然ですよ」と言う者あり)

○議長(高良一君)　では報告致します。沖縄市実現に努力せられたし、セイワカイ。

(「セイワカイとは何ですか、解らない」と言う者あり)

○議長(高良一君)　では日程第23、市の名称を変更する条例、市長提出議案第８号を議題として総務財政委員会の審査報告を御願いいたします。

○総務財政委員長(大山盛幸君)　只今議題となりました、日程第23の市長提出議案第８号、市の名称を変更

する条例について、本委員会に於ける審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。本議案は御承知のとおり市民の一大関心事となっており、従って最も慎重を要する重要な議案であって、審査にあたりましては市長の出席を求めてその審査を行ったのであります。ここに質疑応答を詳細に申し上げます。

(問)　この沖縄市改称の問題について、新聞紙上を通じて間接的に解ったのであるが、その後行政区画整理調査委員会に諮問として発するまでに、この問題について部課長会議を行った回数並びに論議の対象になった点について御伺いしたい。

(答)　部課長会議の回数ははっきり覚えておりません。部課長会議に於ける論議の焦点は結果的に反対であるという立場から検討するならば意見は全然ないのであります。従いまして、沖縄市改称の議案は、提案はもう時期的に遅いものであるという結論に立って深くこれについて出すべきか、出すべきでないか、ということは検討されてないようであります。

(問)　この改称によって諸種の行政面において当然論ぜられて然るべきと思いますが、こういう事が十分検討されなかったと解してよいか。

(答)　検討されなかったと解されることが良いか、悪いかということは答弁出来ないが、この問題が部課長にかけられたとき、そこで深く検討されなかったということは賛成ということに意見はつきていたという事であります。

(問)　那覇市を沖縄市に改称する件については、世論も相当熟しており、あるいはその時機も随分熟しておるということは新聞あたりの報道、或いは市民に接しての判断から推察できるが、行政区画整理委員会でこの件について公聴会をもたれ、あるいはタイムスや新報あたりにアンケートを出された。それによって賛成者が随分多かったという事は聞いていますが、その賛成の率、その資料があったら発表して貰いたい。

(答)　公聴会に於ける状況並びに広報によるアンケートについて申し上げると、あの委員会は市議５名、当局５名、学識経験者５名から形成され、公聴会の際は満場一致賛成であった。「市民の友」でのアンケート2,163であり、現在のままでよいが732、沖縄市に改称が1,230、外の名の方がよいが21、その他不明記入になっているようであります。

(問)　改称後における市民の負担、事務処理の問題についてどういう検討がなされたか。

(答)　具体的にいうと、市名の改称の結果の事務処理というと、小さい印鑑帳簿、名刺の付替えじゃなしに、戸籍事務、登記事務のことであると考えられるが、これは自然に変えられていくものであって、個人の住所の変更による登記の変更の場合のように負担はかからない。即ち公文、公式の書類の変更をなしていく場合は市民の負担はかからない、自然に変更されていくというのであります。

(問)　戸籍事務、登記事務は何時の間にか那覇市が沖縄市になるかも知れないが、さしせまって起こる問題は在学生の証明、或いは他県に於ける大学生の身分関係援護事務、遺家族に関する事務、戦闘協力者の援護事務という経費と費用で処理される事が予想されるが、これからくるところの立法措置によってそういう手続きの手数料が免除される様な法的手続きを踏んであるか、立法院、行政府あたりの交渉はどうなっているか。

(答)　戸籍上の書類、登記上の書類は特別立法の処理をまつまでもなく自然に変更されるものである。学生に対して指摘されておりますが、学生が他府県に出ている場合那覇市の証明がその後証明された最後に沖縄市になっているといたしました場合には自然にその那覇市は沖縄市に実質的に変えられるというのであります。

(問)　沖縄市に変更することは賛成でありますが、それに関連する行政区画整理の構想はどういうふうになっているか、改称されることによって促進できるかどうか。

(答)　現在の行政区画整理調整委員会に御願いしているところの町名の制定、区画の設定、区名の制定等が重要なものであるが、町名区域を決めていく上に沖縄市であろうと那覇市であろうと何等変ることはない。それはそれなりの立場で検討されていくものであり、基本となる市の名称というものが確定いたします場合は、自ら区名をつけるにも利便を来すと考えられるというのであります。尚、又区画整理が終ってから沖縄市に改称すればよいという意見もあるようですが、沖縄市に改称しなければ区画整理は難しいという訳ではないが、その反対に沖縄市に改称したから支障を来すというようなことは毛頭ない訳であり、両方考えた場合、沖縄市とはっきりした時が便利であると考えられるというのであります。

(問)　行政整理調査委員会の場合に区を設置しないということを覚えておりますが、区の問題について、あく迄も区をおく考えであるか。

(答)　区を置いて、そこに区の行政を確立していく区長を置き、区議会議員をおき、区役所をおくという考えではない。例えば沖縄市首里何町何番地、沖縄市那覇何町何番地といったようなおき方、旧地名を残したいということは沖縄市改称の理由の３番目であるというのであります。

(問)　県庁所在地が隣接市町村を編入し、著しく地域が拡大した為に名称を変えた事実があるか。あの当時の当間さん、伊豆味さん、その外両市議長が日本政府に参った時、市の名称というものは政府が命じたのか、又は当時理事者が沖縄市という名称を与えてくれるように折衝にいったのか、その具体的なことについて伺いたい。

(答)　当時、丸山氏を都計指導のために招聘しその構想が真和志、首里、小禄、豊見城を含めたところの沖縄市が妥当であるとの明言で折衝されたと申し上げております。合併という前提において出て来る市を沖縄市に改称しようと考えられたであろうと推察するとの事です。

(問)　当時の市名改称の法規上の手続きについて、現行の規定では市会の３分の２の議決を得る規定であるが、あの当時は法規上、どういう手続きがなされたのか検討されたことがあるか。

(答)　調査してないが、合併は確か政府の認可が入るのじゃないかと思います。県庁所在地の隣接市町村編入による市名改称の例については問い合せて見たけど、別に深い理由はないとのことであります。

(問)　所謂綱引企画委員会という風に間接に知っていますが、その正式な呼び方について、尚又委員を命じた以上、報酬を支出しなければならない。本人が辞退したならばどうなるか、法的解釈について伺いたい。この任命するにしても沖縄市に改称して任命するのが常識であり、法規上正しいと思うか、沖縄市に改称になってからは遅いと改称にならん前に任命しなければならなかった、止むを得ぬ事情があったのか、その理由について伺いたい。

(答)　これは多分誤解をもたれたようであります。先に法規上の問題は条例によるところの委員会でなく規則に基づく諮問委員会を作った訳であります。時期的にどうか、沖縄市誕生の時期が行事としての綱引を行うための企画審議であるので、沖縄市が誕生して後に記念行事を行う行事に対する委員会にもってゆくのが妥当であると考えているのであるが、綱引というのが５月の中旬頃に行われるという、行いたいという希望を入れて５月中旬頃にこれを行うとすれば、どうしてもすぐ着手しなければならないという考え方で生まれるものという予想のもとに記念行事として綱引審議会をもった訳でございます。必ず生まれると思った訳であります。生れた場合のお祝い行事を早く着手したい意向からでありますが、正反対の立場になって非常に申し訳ないと思います。委員会をもった事自体綱引をするための市名改称という一部誤解を与えた事は申し訳ないとのことであります。

(問)　行政区画整理委員会が誕生するや否や沖縄市改称問題が諮問として出され認められたのでありますが、目下行政区画整理に手をつけたばかりであり、困難が予想される。これは特殊な仕事で沖縄市の改称を持ち出して来てそれに対する回答が得られなかったといって直ちにそれを取り扱う真意をはかりかねるのであります。市長が市の名称を変えるという議会の議決が得られさえすればすぐ出来る。そしてそれは派手な仕事でありますから、こういうことに目をむいてしまっているが、市長が不便を感じている、不満に思っている実体と取っくんで仕事をやろうという熱意があるかどう

か、市長が何故行政区画整理委員会に対して沖縄市改称について諮問を出したのか、出すとすれば早急に行政区画整理をして、そして改めて出来上がった場合にその成果の上にたって、沖縄市改称というのを出すべきであると思います。そういうことをやらないで中途において沖縄市の改称問題のみをとりあげて、これを為さなければならないのか、何故そんなに急にやらねばならなかったのか、ということについて我々は理解しかねる、その理由について伺いたい。

（答）　今の雑然とした行政区域の問題につきましては、これを整理した町名になおしていくことにつきましては、今おっしゃったようにすでに本会議でも問題が出され、区画整理調査準備委員会というものも出来ている訳でございまして、その委員会に対しましては、単に沖縄市問題だけを諮問しているのではなしに町名についてもすでに研究しておられるのであります。現地名の調査もやっておられると聞いているのでございます。町名を決定してから整然としたところの町の区域を決めてからなすべきであって、それを後にして市の改称を先にするということは、逆じゃないかという御意見でありますが、町名をつけてその区域を決定した上において沖縄市に改称されるということはいささかも支障を来すのではないのであって、同様の熱意をもって早急にこれを解決していくということは既に御承知の通り委員会にもかけられている訳であり、沖縄市に改称してから区の整理や町の整理をゆっくりやるということは絶対にない。むしろ沖縄市の改称によってそれが拍車をかけて町の整然たる整理もよりスムースに出来るものだとこういう見解に立っているのであって、派手な仕事だからやるといった様な考え方は毛頭ない。この問題が出されてから50年にもなんなんとしており、とっくにやらなければならない義務を行うに過ぎないものであるというのであります。

以上この問題については質疑もつきた様であり、真栄田委員から休憩中に撤回の要望もありましたが、この件については特に全会一致の形で撤回の方向に持っていきたいとの要望もあり、又この問題を如何に処理すべきかという意見もあり、お互いに検討する必要があるので翌日に持ち越したのであります。翌日委員全員出席のもとに委員会を開催致したのでありますが、意見調整が十分になされていないので、委員会の運営上について意見を徴しました所、真栄田委員から昨日の撤回要求は休憩中を利用して調整を諮るのが目的であって成立致していませんので、改めて正式に撤回要求の趣旨が述べられた訳であります。その理由を申し上げますと、時期的にまだ早い、世論ということについても、その実体については疑問をいだいているものであって新聞論説その他からみて賛成論を一方的に取り上げている様であり、反対論は意識的に押さえられておるやに聞いておるというのであります。接した範囲内において積極的な反対論、賛成論というものは聞いていない。これ自体世論が余り熟してないことを物語っており、本当に沖縄市にするのに名実共にそのような改称でありたい。市長が就任されて以来、みるべき仕事をやってない。こういう時に市名の改称をすることは市民も唐突な感じをうけており、市民が本当に心から喜んで合併されてよかったと思う様な何等かの仕事を小禄や真和志、首里に残し、都心のガーブ川、沖縄の中心都市であるといいながら年々災害をくり返し、それに対し何らの見通しもない現状、これを何らかの方法で打開するとか、或いは行政区画整理末端、それに対する整理を十分やれないでも見通しをつけて沖縄市の問題を出せば市民も喜んで賛成出来ると思う。例えば1961年から市制施行の40周年記念に当たり、その時分に改称するという見通しでもって都市建設面や行政末端整理に全力をあげてもらい、そして何らかの成果をあげた頃が時期ではないか。今は時期尚早であるので、沖縄市改称そのものに対しても反対ではないが、時期が早いのでこの度は撤回して貰いたい。市長に於いてもこれまで再三議会で言明しているように議会の意志を尊重することをこれまでの施政方針の中でも超党派的に議会を尊重していくという意味から議会の皆さんがこれに一致して、この度は撤回を要求することになれば市長の方でも考慮するだろうというのであります。これに対し活発なる論議が交されたのであります。

（問）　議案撤回について、真栄田委員から要望があり、市長の意志を承って貰いたいということでありましたが、その結果について伺いたい。

（答）　個人としてこの話ですが、開会前に市長に会ったら撤回しないという意向でありますが、これはあくまでも個人の立場であり、何しろ提案した以上は撤回するしないはあくまでも市長の問題であり、委員会の名において市長の意志を確めるというならば一応代表をあげて聞いて良いと思います。これに対し撤回することは市長の権限であり、委員会が撤回要求することは侵害であり、市長の提案権侵害になりますので、これには反対であるとの意見もあり、又我々が市長に対して撤回要求することは提案権の侵害になるというような意見は反対である。あくまでも委員会で撤回要求の議決をするならば、市長はこれに対し拒否するだけの権限があり、別に提案権の侵害とか法律上の問題は起こらない。よって委員会としては、委員会の意見を決定し、代表者を選出して市長の意志を確かめてもよいと思うというのであります。

尚、本件は特別議決を要するものであって、委員会で決議してやるということは委員以外の議員に対して申し訳がない。よって委員会で決議することは反対だというのであります。

沖縄市の名称改称については当局の提案理由、その説明によって全面的に賛成であるが、見解の相違、賛成、反対、撤回、要求が出ておるが、この問題は特別議決の重要な問題であり、委員で採決まで持ち込まないで、本会議或いは全員協議会を開いて審議して貰いたい。

委員会は付託された案件を審査すべきものであって、法的な処置を誤って提案権を侵害するという例を作った場合は前例を作るというもので、一応市長を招致して撤回の意志ありや否やを確認し、その後の事は本会議に於いて決めて頂くよう措置して貰いたいとの意見により市長を招致することに致したのであります。

（問）　撤回の理由として２つの意見がありますが、その１つは基本的には賛成だが、時期尚早という点であり、一応撤回して市民に対しはっきり利益になるような仕事をなし、改称問題を市民が喜んで賛成する迄、一応時期を遅らして貰いたい。例えば61年市制40周年、又もう１点は本質的にも出して貰いたくない、結論が未だ見出せない、混乱を続けるよりは現在のままが良いとの意見があり、市長としての見解を伺いたい。

（答）　既に説明申し上げたようにこの議案を提案するに至った理由は縷々申し上げてあります。三市一村が合併された当時、既に市の名称は改称されていなければならなかったもので、という意味を申し上げております。

それは何を意味するか、それは真和志との合併の際に民主主義の原則の上に立ちまして無条件対等合併により、那覇市の地名は50年前から那覇市に於ける大きな懸案として、今日迄もって来たから市名を改称して全地域を総称すると思いますけれども、市長が提案する場合この委員会の名において撤回という要求に出たということは議会の威信にかかるというのであります。

（問）　撤回の理由にも２つあるようであります。１つは市名改称そのものに疑問をもつもの、１つは市名改称には賛成であるが時期が早いというのと、市長に無理難題をふっかけて仕事をやって貰って、その後からやってもよいと、いうなれば事実上の拒否であるが、任期中に何らかの合併をしたことによってよかったと見るべき仕事をやってもらいたいということは最大な要求ではないのであります。そういうものを仕遂げて、みんなが喜んで本当に良かったと喜べるような市政にもっていって名実共に沖縄市の誕生を祝うような気持になったところで出して貰いたいというような要求がある訳ですが、毛色は違いますが、撤回してもらうという点には一致している訳であります。尚、又議会において正式な議決は得ておらず、大体今の分野から否決の見通しが強いから撤回した方が良い。仮に議会において撤回の動議がなされ議会の多数意志がそれに対し賛成しました場合には市長においてやはり議会の意志を尊重されて撤回する用意があるかどうか。

（答）　議会の意志を尊重して提案するといったが議会意志を尊重して撤回してもいいじゃないかということと考えられます。そうであるといたしますならば解釈上の仕方があるわけであります。議会の

意志を尊重するということは議会の議決でありましょう。議会の議決が議会の意志となってあらわれてくるのでありまして、提案期間中におけるところの委員会や議員個人の考え方は議会の意志に到ってないと解釈いたします。従って、この案が議会の意志によって葬られるとすれば議会が世論の上に立ってこのことを拒否するという原則の上からして世論が熟していないと見て差支えないと思う。

議会の意志が良かれ悪かれ、議会において否決されることは先ず現在の代表制度による議会名に変えるべきであるということを意味していることであり、その時期が多分にありながら、その実現を見ることが出来ず、条件づき合併となり、15名の議員が特別選挙によって一期間席を同じゅうするということで、いわゆる条件付き不平等合併というのが現実の姿でありますのでこういう意味からして、過去において行うべくして行えざる問題であるが故に歴史的な時期であるということと結ばれているつもりであり、そういった見解にたっておりますので、時期尚早ということは見解の相違であるというのであります。

次に他になすべき問題があるからこれをなした後でやるべきではないか、ということも一応最もでありますが、なすべき全ての仕事を市名を改称する理由においておろそかになることは何ら考えられるものでなく、ありうべき姿において仕事をなしていくという点において、むしろ改称することが有利であるという見解にたっており、この議案を撤回しようとは考えていない。議案の撤回を要望されることは多分にそういうこともあろう。議会においてはこれを世論とみなければならないので議会において多数によって否決されたものは世論がそこまで熟していないと、そう考えなければならないのであり、議会の多数が撤回するかどうかという質問に対してはこの議案の問題とからんでゆきます場合には変則的な事だと考えております。ということは議会の３分の２の賛成によって成立する特別議決でございまして議会の多数の意思が撤回とはっきりしているから撤回したらどうかということは、これは撤回する場合には非常に変則的ないき方になるのですが、本会議において多数の方々の意思が撤回すべきであるということが決定したときにはじめて、多数の意思が表われたということを確認されるのでございます。その際には、また私の考え方もあるいは意思が変わることもあるかもしれませんが、仮定の上に立ってお答えすることが出来ないのをおゆるし願いたいというのであります。

結論といたしまして市長の説明により大体の意思も把握できましたので、本議案については本会議において状況を報告し、最後の決定を本会議で措置することに決定いたした次第であります。

以上御報告申し上げます。

○真栄田義晃君　動議を提出いたします。市長においてこの沖縄市改称に関する条例、これを撤回せられたいという決議をする動議であります。理由は私たちがこのたび沖縄市改称の問題について、時期尚早だという見解をもっていることは先程の委員長の報告にもありました通りであります。そこで委員会において市長を呼んでお聞きした場合に非公式ではありますが、大体の空気は否決される見通しが多いから撤回をしたらどうかと聞いたのでありますが、市長は拒否されたのであります。

これも委員長の報告にあったわけです、しかしながらその時に、もし議会において過半数の議決によって撤回が要求された場合には、撤回するかどうか、更に確めたところ「議決で市会の意志が明らかになればそれ自体世論の熟してないということを示すものであると思うから考えが変わるかも知れない」ということを申されております。またこれまでの市長の真情からいたしましても市政を執行してゆくにいたしましても議会の意志を尊重されるこの事例は数回に亘ってあるのであります。というのは先に議員報酬の値上げをやった場合、あの場でも、議長、副議長、正副委員長が非公式に市長にお会いして才費の値上げを要求した。その時、議会における市長の説明では「給料を上げたのは議会の意志であって議会の意志を尊重して出した」といわれております。また決議され給料が上がったということに対しては「これは議会の議決によるものであって、議会の意志によってそうなったのである」と、そこでは市長の考えというものは述べられないで、議会の意志を尊重するということだけがいわれております。近い例を申しあげますと、このたびの議会においても、たとえば市庁舎設計募集でありますが、これを委員会において市長に撤回する意志があるかないかを聞きましたところ、みずから当局修正としてこれを土木費に入れて土木費に使いたいということを申されております。その後本会議において「市庁舎の建設計画資金を削ったということはまことに遺憾である」とのべておられます。この事はいいと思われながらも委員会において要求があったから、これを認めて修正されたとこういうことになっております。このたびも、もし議会の過半数の意志が明らかになれば市長は当然議会の意志を尊重して議案を撤回されると信ずるものであります。また特別議決と申されておりますが、なる程今度の場合には議会の３分の２の特別議決ということになっております。だから３分の２が反対をすれば通らない、こういう状態の中で過半数が撤回を要求する場合にはなおさら撤回するものと信じているからであります。

（「賛成」と言う者あり）（「反対」と言う者あり）

（「動議成立」と言う者あり）（「動議反対」と言う者あり）

（「あわてるな」と言う者あり）

○議長(高良一君)　只今の動議につきましてはモウ既に提案の理由もつきておりますので……。

○議長(高良一君)　質疑に入ります。

○久場景善君　只今の真栄田議員の動議は成立しております。撤回ということは我々議員に与えられた審議権をみずから議会が放棄するものであります。参考書をみてもその通りであります。参考書には承認、不承認、許可、不許可、同意、不同意が議決であるという解釈をのべております。市長が撤回しないと言明している以上、これをもし数の暴力によって撤回させるということになれば那覇市議会の面目にかかわります。

（「要求決議は出ていますよ」と言う者あり）

撤回ということは我々に与えられた審議権をみずから放棄するものであるから反対である。

（「賛成」と言う者あり）（「議長ハッキリしろ」と言う者あり）

○森田孟松君　提案者にお伺いいたします。この議案は市長の方へ委員長の報告で伺いますと、撤回する意志があるかということを繰り返されておられる様に拝聴しますが、今までの動議の提案者のお話はこれを議会の意志によって撤回してもらうように市長に諮ってみたい、というお考えのようでありますが、これを撤回しないということになると動議がいかに成立してもこの動議がどういう拘束力を発生するというお考えであるのか、そうでなければ法的な見解を重点にしてご説明をお願いします。

○真栄田義晃君　非常に難しく考えておられるようでありますが、それ程難しい問題ではないのであります。というのは勿論、撤回をすることは市長の自由であります。議会としても撤回の要求をやるということは機関の意志としてまとめることもまた自由であります。よって自由が認められなかったからといっても別にどうということもないわけであります。ただこれを出しました理由は先程申しあげましたように委員会で市長に対してご質問した場合に、市長みずから「議決で市会の意志が明らかにされればそれ自体世論の熟していないということを示すものであるから、その時は考えも変わるかも知れない」といわれた。変わるかもしれないといわれたから、また変っているかどうか、変わるかどうかをたしかめてみたいと思ったのであります。

（爆笑起こる）（「そうだ」と言う者あり）

○平良真次郎君　提案につきましては、議会は勿論市民そして全琉のみなさんにしても、只今委員長が報告されましたような一大関心事であります。只今、真栄田議員から動議が提案されましたが、議会におきましても名称変更に基本的に反対である、賛成である、あるいは基本的には賛成であるけれども時期尚早である。こういったような分野になっておりますが、只今の議場の模様からいたしますと打診してみようというような意味にしかうけとられないのであります。これはすでに第23の日程としてハッキリ提案されておりますし、この提案された案件を審議しないで、唯市長にその意向を打診するということは

適切な提案ではないと本員は思います。つまり、これに対しまして多数を擁した場合議会に拘束力があるかどうか、こういう点を考えた場合提案者はこれに対して市長に拘束力を持てとするのか、現在この議場に市長もいる事でありますし、ご質問すれば何時でも答弁するはずであります。こういう手近で、しかも目の前にいて、ハッキリ答弁させる立場にありながら強いて議会においてこれを表決しなければいけないという考え方に対しては反対であります。そういう意味で提案者はこの場所でこれに対して質問をする意志があるかどうか、あくまで表決にもっていかなければ市長の意志が確認出来ないのか。

○真栄田義晃君　委員長の報告をよくお聞きになれば解ると思います。というのはその報告にもあります通り、市長は仮定の質問にはハッキリ答えられないといわれております。私も市長にもし過半数で議決すれば撤回する意志があるかどうかお聞きしたかったのでありますが、そういうことは仮定であります。以上市長の答弁はおのずから委員会における態度と同じであろうと思うので、仮定じゃなくて事実をもってこれをお示ししたらどうかと思います。

(「そうだ」と言う者あり)

○宮里敏慶君　只今議会の意志を表決によって決めたいというようなご答弁のようでございますが、何もそう廻りくどいことをして時間をかけて論議する必要はないと思う。今ここでご質問をし、あるいは答弁させた方がよろしいと思います。というのは委員会の一部のかたがたはそういったような話を聞いたかも知れませんが、しかし最終決定の審議は本会議であります。そういう意味からハッキリとこの場において市長におたずねをしなければいけないと思います。そういうような見解に立ちまして、市長にこの真栄田議員の提案について明確な答弁を求めます。

(「次の議案でやれ」と言う者あり)

(「今の動議を採択したら」と言う者あり)(「あわてるな」と言う者あり)

○大山盛幸君　市長と提案者におたずねいたします。本議案は特別議決でありまして委員会の場でもしばしばのべましたが、今度の真栄田議員の発言に対しては、市長としては２つの見解がなければならないんじゃないかと思う。何となれば現在の42名の議員のうちに３つの方向にこの問題が分れておるということは新聞紙上を通してでも解るし、なお委員会その他の客観状勢にもそれがハッキリしております。つまり本議案に市民の世論をバックにして賛成する議員が18名、反対が13名、それに人民党および民連のみなさん10名は、基本的には賛成であるが時期尚早という理由で今回は撤回してもらいたいということですが、仮に賛成派の18名の議員がこれに反対した場合には多数が撤回に賛成だということは明らかであります。しかしその18名があるいは19名以外の賛成の議員のうち、基本的には賛成であるが時期尚早という意味において撤回を要求するならば、それに対する市長の回答はおのずからここに違うんじゃないか、本質的に反対であるが故に撤回せよと、いわゆる反対議員の13名のかたがたの撤回要望に対しては、市長としては真っ向から撤回せずという結論が生まれるんじゃないかと思います。しかし、基本的には賛成であるけれども時期尚早だから撤回してくれという要望である。撤回要求に対しては、そこにまた市長の考えも変わるんじゃないかと、そういう意味で、本質的には賛成であるが時期尚早であるかたがたの撤回要求に対して回答はノー（NO）じゃなくして、今一度考えなおす事は出来ないか、即ち提案にありました通り時期は61年の40周年記念を期してやったらどうかというようなことであります。これと同じく市長としてもそういうかた達に対しては時期尚早ならある一定の期間を延ばして、そして今回は議決してもらって、実施の期間は来年の即ち1960年の正月、最も覚えやすい正月の元旦を期し、あるいは一歩譲って新年度の会計四・１半期を期してその方向にもっていくようにしたら答弁が出来るんじゃないか、これに対する市長の意志いかん、これにより真栄田議員のご意見もお聞かせ願いたいと思います。

○市長(兼次佐一君)　只今論議されている市名を改称する議案を撤回が決定したならば市長はその議案を撤回するかというご質問であります。那覇市を沖縄市に改称すべきであるということは再三にわたって申し上げました通り、その事実が示す通り50年来の懸案でございます。従いまして三市一村の合併が実現

した以上、その総称する名にふさわしい沖縄市として歴史的にみたところの50年来の懸案の改称という立場から、更にはまた世論の上からいたしましても時期は既に熟していると考えるのでございまして、時期尚早という意見とは見解を異にし、これを反対する側の立場とは根本から相違する意見をもっているのであります。かりに沖縄のような変体的な立場におかれている場合に、基地権力者やそれに結ぶところの行政主席あるいは高位高官の人々が沖縄市改称に反対であるという立場を仮にもっていたとしたら、その人々の鼻息を伺った行動をするようなことがもしあるとした場合、こういった問題の解決は不可能である。しかし沖縄は沖縄市民のものであり、大沖縄市は名実共に備わった沖縄の現状に相応しい名称であるということは既に万々承知であります。従いまして私は自信をもって提案いたしましたところのこの議案をたとえ撤回せよという議決をいたしましても、あく迄も提案し議会に与えられた任務であるところの賛否のいずれかを決定していただき、その結果世論の前に近く実現を為すべく努力したいと考えているのであります。(拍手)

第２の御質問はこの議案を通過させるために施行の時期を来年の１月１日か、あるいは来年の７月１日にしたらどうかというご質問でございますが、このような問題を決定するにあたり、これを施行する迄の準備期間というものが必要であるという事は万々承知いたしております。日本におきましても、法律を訂正する場合にその施行月日を１年もしくはそれ以上ずらして行っている立法もありうるのであります。この立場からいたしまして、多数議案の御賛成を得られるものといたしますならば施行の月日は来年の１月１日でも来年の７月１日でも結構であると考えているものであります。

○真栄田義晃君　施行の期日を延ばしてそれで議決して貰いたいという意見のようでありますが、私は委員会においても申し述べました通り、施行の期日を何時何時にするというようなことに対して誤解されておるんじゃないかと思います。私が前に委員会において申し述べました、例えば61年が市制施行の40周年記念にあたるからそれを一応の目途にする。それで今真和志も小禄も首里も合併したとはいうものの合併したばかりで見るべき業績も残してない沖縄の中心都市であり、国際都市であるといわれながら那覇の都市を流れている川は年々その氾濫を繰り返し、それを政府が責任をもってやるべきか、市がやるべきか、どちらがやるべきか、見とおしすら付いてない状態であります。こういう状態で、こういうたものにとっくんでいこうという態度がみえない。それから区画整理委員会で沖縄市改称について諮問をやって賛成という答えが出たからやるということでありますが、行政区画整理の本来の任務は合併したものの町か字か区か雑然として地番制だとかが雑居している。こういうような状態に市民は一番不便を感じている。こういう面をなおしていこうとか、そのために意見をまとめていこうというのが、行政区画整理委員会の任務であって、これも緒についたばかりでまだやられていない。こういった難しい仕事が山積している中で特殊な仕事、二次的な仕事である市名の改称を持ち出して来たことに対して、市民は「ヌーガ、ウワァバグト、スルヤー」とこれは事実であります。私が聞いた範囲内では、積極的な反対も賛成も聞かない、むしろ無関心のかたが私の周辺には多いのであります。市長が見るべき仕事もやっていないで、やりやすきものにつかんとし、実を顧みずして名をとらんとするような事を苦々しく思っています。市長の任期はまだあるはずです。その任期中にみるべき仕事を為しとげて、そうして〝合併してよかった〟という気持をもたすような仕事を為す。これは、小禄、首里、那覇市の都心にも解決すべきものが沢山ありますが全部やってという事では勿論ない。行政区画の末端の町名を整然とした町名になおして行く仕事だけでも何らかのめどをつけてやってもらいたい。そのめどを61年の市制施行40周年にもってきて、その仕事をやり遂げてというのが主体であります。時期を延ばすこと、それよりも寝ておれば、自動的に61年になれば、沖縄市になるというものではないのであります。あるいは来年の１月と施行の期日を決めても、市長が市政ととっ組んで行くという態度をみせない、こういう状態でやっても、自動的に沖縄市になるということがわれわれの趣旨ではないのであります。仕事をやっていただきたい。

○久場景善君　真栄田議員と市長にお聞きします。

（「市長は余計じゃないか」と呼ぶ者あり）

行政区画調査委員会は２月18日に行っております。そのときに議員から選出された方が５名おります。高良清二議員、真栄田義晃議員、普久原朝光議員、宮里敏慶議員、儀武息睦議員、この委員は去った12月28日の沖縄市改称の公聴会でも席を同じゅうされたと聞いております。又２月の18日には、表決には、全会一致で加わっております。こういう公聴会において議員が意志表示をした以上、同様あくまでも意志表示をしなければいけないと思いますが、何故意志表示を為されて撤回要求をなされるのか、その辺お苦しいんだったら、お苦しい立場を説明して下さい。

○真栄田義晃君　別にちっとも苦しくはないのであります。というのは私が沖縄市改称そのものに反対しておるんではないということは、これまで再三申し上げておる通りであります。沖縄市改称そのものに反対であるというなら、たとえば61年には40周年記念になるから、その頃にメドをおいて仕事をやってもらいたいと提案する必要があるでしょうか、沖縄市改称に反対でなくても、時期を誤ればだめであります。今のような状態で市名の改称をすることは、市民に唐突といったような感じを与えるものである。改正をやりたいというよりも、そういった市長としての業績を十分に為し遂げてもらいたい。われわれは、何も過大な要求をしているのじゃない。都市計画事業を全部やってもらいたいとか、行政区画整理の仕事を末端まで、残らずやってもらいたいというようなことは言ってないつもりであります。無理難題はふっかけているつもりはないのであります。行政区画整理委員会ができたのは、行政末端の区画が雑然としているので、そういったものをやってもらいたい、そういった諮問を行政区画整理委員会が応えるのが本来の任務であります。行政区画整理委員会がこれまでやった仕事の中に町名の話が出たのであります。たとえば天妃町は、非常に狭いから通堂町と一緒にしたらどうかとか、あるいは小禄の名称を、これをペリーと一緒にくっつけて港区としたらどうだとか、その当時の委員会のメンバーの考えは、市名の改称は第二次的であり、区画の整理が第一だということがみんなの意思だったのであります。こういうのが主体であり、その委員会の意思からそれた諮問を出して、急に市名改称に対する意見を出してくれということは、私たちとしてはその真意を疑わなければならないのであります。むずかしい仕事というよりも、市民が要望している仕事、痛切に不便を感じているところ、こういったものにとっ組んでいく熱意があるかどうか、と伺っているものであります。やるべき仕事もやらずに、より易きにつかんとしているが、議会を通りさえすれば、これは何時でも実現できる問題であります。その時期がくればわれわれもこれに賛成します。

○大山盛幸君　お気持はよくわかります。御説明にもあります通り無理な要求は市長にしない、できるような仕事をやれと、こうなっております。つまり、考え方の相違でございます。琉球新報に沖縄市として改称した場合には、ますます沖縄市の名前に恥じないような仕事にじゃんじゃん努力すべく、市長に対しては、徹底的に鞭を与えることになると思う……。

（「その通り」と言う者あり）（拍手）

それが市民の声でなければいけないと思いますし、いわゆる沖縄市になったらどうも、今の市長の行動からしてあやしいということですが、それは別として沖縄市になったら仕事がむずかしくなるとか、あるいは市民がそれを見捨てるというような御見解であるのか、おたずねいたします。

○真栄田義晃君　もちろん沖縄市に変えたから、行政整理の仕事が進み、都市計画事業が進み、しなかったら進まないというような性質のものではないということは認めております。ただし市民の感情として、たとえば私の知った範囲はこういう考えを市民はもっております。兼次市長はなかなか〝マク〟である。議員の報酬、歳費を値上げして議会の機嫌をとって、自分の与党をつくりあげていって、今度は沖縄市改称で名を売って綱を引いて、それで馬廉を踊らせてと、こういうように手だまにとられていいものか、沖縄市改称をそういったものにしていいものかという気持をもっている市民もおるし、こういう市民もおるなかには、沖縄市改称の問題は、これに積極的に反対では、何しろ「ヌーガ、ウワァバグト、スルヤー」と私が市長にいいますのは、そういった市長についての誤解がなければ幸いであって、報酬の値

上げを見込んで与党をつくりあげてという、市民の一部が疑惑をおこしているようなことでなく、市長は真面目な真摯な態度で市政を執って行くつもりだという身構えをもって、そのとき進んでできるような状態においてから提案してもらいたいというのが趣旨であります。

（「進行」と言う者あり）

○議長(高良一君)　討論に入りたいと思いますが……。

（「質問」と言う者あり）

○平良真次郎君　議会の審議が少しポイントをはずれているんではないかという感を深くします。そういうような意味で休憩中にひとつお話ししたいと思っています。議長ひとつ休憩してください。

○大山盛幸君　只今の真栄田議員のおっしゃることでひとつ心外に思う部分がありますのでおたずねいたします。給料問題によって与党をつくってとありますが、それからすると反対派は別として賛成した人は与党になったような恰好になっていますが、

（笑声起こる）

多数の議員に対して与党になったら、印象は困ったもんであります。ですから、はっきりしてもらわないと困ります。

○真栄田義晃君　与党になったか、ならなかったかということを言うているんではなくして、そういうふうな疑惑をもっている市民がいるんです。それだから、私たちは市民に対して説明できるようなことを、

（「そうだ」と言う者あり）

重複するようですが、沖縄市に改称する兼次市長は大いに仕事をやる意思があるかどうか、御質問いたします。

○市長(兼次佐一君)　お答え申し上げます。私は沖縄市に改称したらやるべき仕事ができないという理由がどこから出てくるか、不思議でたまらないのであります。沖縄市に改称するということは、外のなすべき仕事を阻害する何ものもないのであります。やれるだけのことは、沖縄市に変えてもやれるものであります。今の場合でもやれます。沖縄市に改称することに賛成できないから大義名分をたてる意味においてほかの仕事をやるべきだといったふうな賢明なる市民の要求でありますれば、沖縄市に改称しても同様でございます。むしろ多年の懸案である沖縄市に改称された場合には、大きいバックを持った権力者が反対しているという、その反対の世論の真実の意思によって実現したという場合には、今に優るとも劣らない仕事ができると思います。従って９番議員の御質問に対しては改称したならば、精神面からうけるところの利益は現在より、より以上であるという確信のあることをお答え申し上げます。

（「討論でしょう」と言う者あり）（議場騒然）

（「討論じゃない」と言う者あり）

○議長(高良一君)　静かにしてもらいます。ただいまから討論に入ります。

○平良真次郎君　先ほど議長に休憩を求めたのは、何も休もうという気持ではないんです。つまり真栄田議員さんにもさっき御質問いたしましたが、いわゆる拘束力があるかないかという問題としてお伺いしたわけでございます。多分拘束力があるとはお認めにならないと思います。そうしますというと、ただいまの市長の答弁の中に撤回する意思がないということをはっきり言われたので、必然的にわれわれが議決しようという問題については、何も拘束力はないということに相なると思います。そういう意味で、真栄田さん、渡口麗秀さんもひとつみなさん、しばらくその問題でどういうふうにこれを取り扱ったらいいか話し合って、無理な表決をやらん方がいいんじゃないか、ということを考えているのであります。それで、この問題は休憩中に話したいという気持でありましたが、みなさんが非常に興奮していられるので発言を封ぜられたわけですが、そういった意味でこの表決問題については、一応結論が出たというような見解に立って話し合いで、もう少し取決めをしていただいたらどうかと思います。

○辺野喜英興君　私はただいまの２番議員の意見にいささか反対するものであります。今までこういうふうにして騒ぎたてるのもその動議に対する運びが拙いんじゃないかと思います。今までのことからします

と、委員長の報告にるる説明もございましたように、しかもその一問一問については、特に今までの委員長報告とは違いまして事が重大なもんですから、１つの御質問に対して当局の市長の答え、それに対するみなさんの問、答というふうにはっきりしています。そうして今、動議が出されその提案に対する質疑も委員長が報告したようなものと同じようなものであります。従いまして、今２番議員が心配しておられるように、この運び方についておっしゃっておられますが、今の動議を取りあげて全部の表決をとるということは、何ら時間がかかるもんじゃないのであります。従いまして、討論を打ち切るという動議を提出いたします。

（「賛成」と言う者あり）

（「動議は成立しています」と言う者あり）

（「おかしいよ」と言う者あり）

（「議員は議員らしくやりなさい」と言う者あり）

（「動議は成立しておる」と言う者あり）

○又吉久正君　撤回の動議を出されておりまするが、私は提案者の真栄田議員に要望いたします。先ほど市長さんに撤回の意思があるかどうかということに対しまして、市長さんはいかなることがあっても、この議案は撤回できないという御答弁がありました、今ごろこれを採決して撤回を市長に取りあげさせるということは、あまり芳しくないと思います。それで真栄田さんにはその動議を取り下げていただきたいと思います。

（「賛成」と言う者あり）

○大山盛幸君　多数の意思によって今の動議が表決に持ち込まれるとなれば仕方がないが、これは非常に変体な那覇市議の議決になる。というのは、ただいまの提案者の撤回の動議は、その議案の本質には賛成であるが、時期尚早だからこれは撤回してもらいたいということで委員会においても同じような方向でありますが、残りのほうの反対の方は本質的に反対である。撤回してもらいたい、こういうふうに同じ撤回という言葉であっても、そこに撤回を要求する理由がハッキリと区別されている。こうなった場合に撤回という１つの言葉でも２つの理由をもって議決をするということは、これは非常におかしい議決である。先程も反対委員の質問に対して市長は本質的に反対する議員の撤回に対しては、撤回できずという意味の回答をし、なお本質的には賛成であるが、時期尚早だから撤回して貰いたいというほうの撤回の要求の理由に対しては、これは議決して貰って、実施の期間を延ばして貰いたいという意味の回答をしている。こうなった場合に賛成の側の数が多いという事になり、議会のメンバーは３つに分類され、賛成側が多いということになる。そこで事を強いて荒立て議決する必要もないんじゃないか、市長の答弁もハッキリ聞いたし、その件についてはむしろ真栄田さん貴方のお気持はよく解りますが、委員会におきましても取下げて頂きましたから議会でも取下げていいという。

○真栄田義晃君　私達が撤回の要求を出した理由は、さっき申し上げたように現在はその時期ではない。その時期でないから動議としては撤回して貰いたいというのが趣旨であります。それに対して私達はこういう理由だからと述べて動議を出しました、この動議を出した以上この動議が成立する。これに対して賛成の方は挙手を願ってそれでいいじゃないか、私がいうているのは、このたびの議案は撤回していただきたい、それだけであります。撤回していただきたいという理由は先に述べました。述べて動議は成立している。これに賛成する人があるか、ないかという問題であって、動議を撤回するか、せんかは関知しないところであります。

（「進行」と言う者あり）

○瀬名波栄君　私はこの議案を撤回する動議に賛成するものであります。私がもし、那覇市の名称を沖縄市に改称することに基本的に反対であるならば、この議案に対して拒否の態度をとります。しかしながら私は那覇市の名称を沖縄市に改称することに対しては基本的には賛成するものであります。ただ、只今提案者が申しました通り、これは時期が非常に問題であります。そもそもこの名称が諮問されたのは行

政区画なんとか委員会ここで出たと思います。この委員会が大体この問題を議決したと、可決したという自体が越権行為じゃないかと私は考えております。もし仮に百歩譲って越権でないとしてもその何れも議決として沖縄市に改称することには賛成ということであったと考えます。では何故改称することが早いかということであります。なるほど市長もおっしゃるように見解の相違ということもあるかもしれませんが、私はその相違において申し上げます。なるほど世論の中には今積極的に改称賛成を唱えている世論もあり、あるいは積極的に反対を唱えている世論もあります。しかしながらこれも一部分の世論にしか過ぎないのであります。各団体あるいは職員そういうところがあたったのでありますが、積極的な賛成というのは極く少ないのであります。なる程首里においては一部においてこの名称を改称するということを喜んでいるという階層もありますが、これは私も認めます。しかしながら首里においても例えば池端町のごときは汗を流して働いている農民の１人を**摑**えて聞いてごらんなさい。この方は沖縄市に改称することによって何の利益があるのか、モット我々の生活を考えて貰いたいといっております。職場でツルハシを振るって汗を流している労務者に聞いてごらんなさい。我々の生活は今日たべたら明日はどうなるかという状態にあるんだ。何が沖縄市か、モット我々の生活が豊かな環境になったらその時は喜んで沖縄市にも賛成しようというのが農民の労務者の声であります。(拍手)

今、職業紹介所においても朝早くから行っても仕事にありつけないので夜を徹してあそこに待っているという人もいるわけです。そういう人達はまず自分の生活が大事であります。生活が安定していて、やれ沖縄市が上等だ、駄目だという人達と気持が違うわけです。あの人達の生活は実に今塗炭の苦しみにある。こういう人達は真面目に自分の生活を豊かにしたい、そういうことを市にも政府にも声なき声として要求しているのであります。この人達にとっては「花より団子」であります。今沖縄市が三市一村合併して大都市になったということを謳歌しておりますが、これは国際都市の名にかかわります。国際都市の「コの字」をとらなければならなくなります。「コの字」をとれば「クサイ都市」であります。あの久茂地川のほとりを彼女でもつれて散策してごらんなさい。くさくて２、３歩も歩いたら閉口して愛想をつかして解消することになります。これは日本においてもその通りであります。大体においてその都市が大きく発展するということはそこを流れる川がそれを表現するものであります。ところが今の那覇市にはクサイ川が流れている。これでは国際都市の名に対してはずかしいことであります。今新しい家が次々と建っていますが、戦後はアメリカの基地の中において住宅難の生活をしている人達が沢山出てきた。また道路には車の洪水が流れていますが、アレも額に汗しながら手に豆をつくって営々として自分の生活を改善している人から見れば無縁の長物であります。こういうような人達は沖縄市に改称することによって那覇市が如何にも復興した様な多くの印象を与えるかのように宣伝されることを恐れています。そういうふうな時期において何を好き好んで今沖縄市に改称しなければいけないかということであります。我々はこれでも那覇市の復興は非常に困難であるので日本政府にも訴え、琉球政府にも民政府にも訴えてきましたがナカナカ思う様に補助してもらえない。現に日本政府においては自分達の責任で沖縄県民を不幸の**巷**におき、多大の犠牲を与えておきながら未だにビタ一文も援助してくれない。そういう中において如何にも那覇市が復興したかのような印象を与えるということは、これはよろしくないわけであります。また沖縄市に改称したからその名に恥ない復興に努力するというけれども、そういうようなことはこれは漫画であります。たとえば驢馬の鼻先にニンジンをぶらさげて、その驢馬を走らせるようなもんであります。復興を促進するということは必要であります。でありますからそういうような今の漫画が適用されるのであります。私はそういうことをするということは本意ではありません。モットモット議会も市当局も一体となって復興に努力し、更に実を備えてともに喜べる日、この時こそ沖縄市名称の変更を市民とともに県民とともに喜べる時と考えております。私たちはこの議案撤回に賛成するのもこの沖縄市という名前に疵をつけたくない為であります。今もし時期尚早でもって我々がこれに賛成しない手をつけないということになったら、必然的にこの沖縄市名称変更の議案は拒否されます。拒否されたならば、沖縄市名称の変更の議案に疵がつく、だからこの度は引き下げて、疵

がつかないようにみんなが喜べる様な時期に出して貰いたい。これが市民大衆の世論であるというふうに信じております。信じておるが故に市民の大衆の意向に従ってやはりこの議案を撤回して貰いたいということで只今の動議に賛成するものであります。

○仲宗根梶雄君　遠慮して質問をしなかったのでありますが、これ以上討論が続くのであれば討論を打切って採択して頂くよう動議を提出いたします。

（「賛成」と言う者あり）

○議長(高良一君)　１番議員を最後として採決に入ることにいたします。

○久場景善君　真栄田さんや瀬名波さんが時期尚早だと申されておりますが、私はご両人のお説に対しまして反対の意見をもっております。真栄田、瀬名波両議員のおっしゃることはごもっともでございますが、しかし私がこれから申し上げようと思うのは法的に現われ形として現われているというのは、２月の18日の委員会でも全会一致でもって表決をされ、或いは２、３日前の新聞をみても国際通りが85パーセントの賛成、15パーセントが解らない、反対は１人もないと書かれています。また私が那覇市の市会議員になって初めて、議案に対しまして日本から激励の電報が参っております。そういった点からしても世論は熟しています。ごらんになって下さい。本日傍聴にお集まりの方もこの問題に対して非常に関心をもって傍聴されている筈であります。こういう状態からみましても世論はまさに熟している。故に真栄田、瀬名波両議員のご意見に反対いたします。

○議長(高良一君)　採決に入ります。動議に対しての採決であります。

○議長(高良一君)　多数決で否決になったという場合当局はこれを撤回しないと思いますが、この議案は依然として生きているということになっております。それをご承知願います。只今の43番議員の動議に対してご賛成のかた挙手をお願いいたします。40名出席のうち賛成20名であります。

（「同数ですから成立せずだ」と言う者あり）

○議長(高良一君)　20名であります。40名出席で20名が賛成ということになっております。

（「議長を入れて40名ですね」と言う者あり）

○議長(高良一君)　否決になろうが只今の動議に対しては可否同数で現状維持でもう一遍この議題は出てきます。40名出席で20名が賛成で同数、これを撤回しないで特別議決にもっていく場合には３分の２ということになります。

（議場騒然となる）

○議長(高良一君)　可否同数でありますので……。

（「同数だよ」と言う者あり）

（「議長も入れれば同数」と言う者あり）

（「動議ですよ、これは」と言う者あり）

○議長(高良一君)　それでは40名出席で議長は入らずに20名賛成者がおります。それで43番議員の動議は採決いたします。

また元に戻りまして総務財政委員長の……ガタガタすると議事進行は出来ませんので５分間休憩をいたします。

（午後５時48分　休憩）

（午後５時53分　再開）

○議長(高良一君)　再開いたします。それでは只今の43番議員の動議は撤回を要求しておりますので市長の考えをハッキリお答え願います。

○市長(兼次佐一君)　只今高良議長から市名改称の議案撤回要求が議会において議決されたがどうするかという事を聞かれておりますのでお答え申しあげます。

先程から同席させて頂いて議案の撤回要求についての討議を中心として論議されている条件をみました場合、文字通り堂々めぐりをしておられるのであります。と申しあげますのは、同席する市長に対して公式、非公式の立場において議決の手段までもって来なくても撤回の意志は十分に確認出来るはずでございます。またそういった意見が議員の中から出されていたのでありますが、私が最初に申しあげました通りこの議案を撤回する意志は毛頭もっていないのであります。特に撤回をすべきでないということを痛切に感じましたことは、さきほど大山議員からも御注意がございましたが、あの撤回要求の動議を出された提案者の意見によりますと、提案者を中心とする一部の議員は、この議案に基本的には反対ではないが時期尚早であるという意味から議案の撤回を要求されるといい、又一方では、渡口麗秀氏をはじめとする一部のかたがたは本質的にこれに反対であるという見解の上に立っておられます。そういたしまするというと、沖縄市改称そのものに反対しておられるのは渡口氏を中心とする僅かなかたがたであります。

（「然り」と言う者あり）

また真栄田議員を中心とする一部の人達は議案そのものには反対ではないが唯時期尚早だという意味での撤回要求であります。そうすると、この両方がたまたま議案撤回という線において最大公約数になって結び付けられた答が39名中20名となって表れております。しかし那覇市の市会議員の現議席は42名であります。42名の議員の中には、きょうは健康上の問題でなくして欠席されておるかたもおられます。この方に「沖縄市改称に賛成だ」という意志のあることを認めまして、全議員多数が賛成であるという意志が認められましたのですが、那覇市会の為にはまことに申し訳ないことであります。と申しますのは議会が議案の撤回要求をなして、提案者から蹴られたということは、これはもの笑いになると思います。議会が議案の撤回をするというならば、議決以前において提案者との間に交渉すべきことが出たはずであります。しかも同一箇所に同席しながら強いて議決にもっていってこれを蹴られるということは那覇市議会の威信にかかわることであります。したがいまして正々堂々と天地神明に誓って恥じない声なき声を審議してもらいたいといって、あの提案説明の中にわたくしのお願いを入れましてこの議案を御審議下さるようお願い申しあげます。(拍手)

○議長(高良一君)　日程第23、市の名称を変更する条例、市長提出議案第８号はさきの総務財政委員会の報告にもありましたのでその報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　では質疑を省略して討論に入ります。

○比嘉佑直君　わたくしはこの問題が提案されてから満場一致で勝つものと喜んでおりましたが、またいまのいままでそう思っていたのですが、ただいまの動議で変な気がいたします。それでつい昔の琉歌を思い出したわけであります。〝けじょがに（警鐘）や鳴らん、うずむ人うらん、あきよ、このしけ（世界）や闇がやゆら〟という琉歌は時の政治家蔡温時代に文化政治が非常にさかんな時、政治家であり、文豪であった平敷屋朝敏という大政治家が日本の文化をとり入れようとして時の権力者に葬り去られたときの歌でありまして、ただいまの市長もこの時の心境と同じであろうと思います。私も同感であります。ただいまから本論に入ります。私結論から申しあげますと、原案に賛成するものであります。那覇市の名称を沖縄市に改めるということは、為政者の長年の懸案であるばかりでなく、首里、小禄合併当時からの問題でもあり真和志との合併もすでに実現した今日、名実ともに首都としての名にふさわしい沖縄市に改めるということは最も時宜に適したことと思考せられます。御承知の通り那覇市は単に21万市民だけの那覇市ではなく全琉の那覇市であり、この際新しい発展をめざすということを考えた場合には旧態を守り抜くということは非常な時代錯誤だということであります。人間誰しも生まれ故郷を無視されたくないことは人情のやむを得ないことであります。私も那覇に生まれ、那覇に育った純粋の那覇人として那覇に深い愛着をもつものであります。首里人が首里を愛し、那覇人が那覇に親しむということは当然の理であります。真和志、小禄、首里、いずれの地域の人たちも合併によって不平不満のないものがありましょうか。みな那覇と同様にその古い地名に愛着をもつものであります。三市一村合併により編入合併の印象を残すことなく名称だけでも沖縄市とすることは市民多数がその実現を期待しているこ

とは明らかであります。(拍手)

即ちタイムス、市広報によるアンケート、綱引協議会においても市民は圧倒的多数をもって支持し、言論機関も異口同音に賛成している実情であります。

アンケートに表われた通り、このように沖縄市こそは真和志、小禄、首里市民だけの考えでなく編入合併の印象を払拭し、いずれにも偏せず片寄らず四民平等民主主義の精神を生かすものであり、将来沖縄が日本に復帰した場合、九州ブロックに入るのは当然でありまして、その九州各県の主要都市が県名と同一であることから、種々の点で便利であることは誰しも否定出来ない事実であります。軍補助、復金融資も再開され明るい都市の復興建設の時にあたり、将来に大きな希望をかけるという見地からも一日も早く実現されんことを希望いたします。我々の大先輩、東恩納教授もいわれた通り、沖縄の首都が沖縄市であるべきことは当然すぎる程当然であり、反対の理由はひとつもない、強いて反対の理由をいえば一種の感情問題であると、その通りだと思います。今期議会開会前から一部の議員の政治的意欲をみたすために大義名文のたたない反対のために時期尚早の美名のもとにかくれ、反対のための反対は郷土復興の阻害を来たす。

(「そうだ」と言う者あり)

全住民の(拍手)幸福を破壊するものであり、やがては全住民の正しい批判をいつかうけるでありましょう。良識ある議員は感情を捨てて満場一致をもって賛成されんことをお願いする次第であります。若し万一これが否決になります場合は、那覇市議会は市民多数の意志を蹂躙することになり、市会の不見識を暴露することになります。よって原案に満場一致をもって賛成されんことを重ねてお願い申しあげます。(拍手)

○黒潮隆君　市の名称を変更するという１点ではほとんどの議員が一致賛成出来ないのであります。市町村の名称変更は慎重に考えなければならないというのは市町村自治法第４条の３項による特別議決であるということがはっきり謳われております。沖縄市に改称することに異存はありませんが、我々は原則的には賛成でありますが、時期尚早だという立場に立って議案の撤回を要求しましたが、多数意志によっても市長が撤回を行わないことがわかった以上原案に反対する以外はありません。

(「感情だよ」と言う者あり)

沖縄市改称について賛否両方について積極的なものはなく、むしろ市民の中には戸惑っているものが多いと見なければならない。それなら何故無関心や戸惑いがあるかといえば、マスコミが意識的に反対理論を押え市民に選考の自由と時間を与えてないからだと思う。那覇市全体をみた場合、決してそうではないということがいえるでしょうか。我々も組織を通じて世論の把握をしているわけでございます。那覇地区の青年会の場合は賛否両論に分かれ結論を出すに至っておりません。官公労運転手組合などの場合もそうであります。行政区域の末端組織を整備し実を伴ったところの改称をやってもらいたいという要求が強いはずであります。お膝元の那覇市職員でもしかりであります。アンケートを見ると21万市民の中でその意志を表明したのが2,000そこそこではないか。それで世論が熟しているというなら〝市長に手紙を送る週間〟の中に沖縄市改称についての手紙が多数占めなければならないのに、ほとんどが沖縄市改称問題ではなく、排水、道路の改修、石粉を撒いてくれといったような生活の中から要求が多いのであります。この要求が90パーセントを占めており、これをみても世論が熟していないということが解るではないか。そこでまず市民に不自由を与えている区画整理からやらなければならないと本員は考えております。〝いや、沖縄市になってからでもやれるではないか〟と賛成の方々はいわれますが、そのこともよく知っております。我々は市長がとって来た今日までの施政に疑問を持つものであります。市の名称を変えただけでは、それに実の伴わなければ市民は沖縄市改称を喜ぶことは出来ない。雑然とした市の末端組織を整備しなければならない。今の那覇市の末端組織はどうなっているか数えあげれば那覇市内には二中前、楚辺、樋川、松尾、壺川、５つの部落が旧那覇市、真和志にまたがり、小禄にも各々１部落あります。昨日本会議で瀬名波議員の御質問にもありましたが、真和志支所の目の前にある、あけぼの劇場付近は旧那覇市の３区になっている関係上、役所に用事があっても、目の前にありながら真和志の区画整理が出来ていないために本庁まで60セントも出してゆかなければならない。このような状態で市の名称を変えたところで市民は心から祝福出来るだろうか。

改称はこのような市民の要求をある程度満たして、共に喜べる時期までのばしても決して遅くはないと思います。もっとひどいところは前島町２ノ242番地、これは重民町無番地であります。今申し上げた仕事をすぐに全部やれということではなくして、少なくともその見通しぐらいはつけて、時期を申しますならば、たとえば1961年の市制施行40周年を目標にして見通しさえつけば、我々は双手をあげて賛成出来るように市長も議会もともに努力していきたい。ゆえに本議案に反対し私の討論を終ります。

○又吉久正君　比嘉佑直さんの討論といくらか重複すると思いますが御了承願います。議案第８号市の名称を沖縄市に変更することに賛成いたします。

理由、市長が沖縄市に改称することについて提案理由にもありましたとおり、明治、大正、昭和と時代は移り変りましたが、その間世論は熟し、再三、再四、その実現運動に時の市長や議長のかたがたが努力なされたということからしても、沖縄市に改称することは多年の懸案であり、その実現は遅くとも早くはないのであります。(拍手)

次に旧真和志では那覇市と合併問題の当時、那覇市を沖縄市に改称すべきだという結論が出ましたが、改称問題まで出すと合併にブレーキをかけるが如く合併実現をスムースに行う見地から市の改称問題は取りやめした次第でございます。よって旧真和志市民はほとんど沖縄市に改称することを賛成と思います。また昨年11月沖縄タイムスによる紙上アンケートからみましても、また行政区画整理調査研究委員会による公聴会においても、全員が沖縄市に改称することを賛成したことからも市民の大多数が市の改称を期待していることが窺われるのでございます。そして沖縄市になったなら何の利益があるかどうかという議員もおりましたが、勿論株式会社の利益配当みたいに市民の一人一人が直接の利益をうけるのとは違う。まず沖縄市になったら対内的なプラスも沢山あると思いますが、対外的に申しあげると、商取引の関係その他いろいろありますが、特に東京在那覇人会や県人会から３月19日市長と議長あて、次のような電報が届いております。「沖縄市実現に努力せられたし」、東京には那覇市出身の偉い方が沢山おることを忘れてはならないし、その電報からみても対外的に沖縄市に改称することがプラスになる点が大分であります。

次に沖縄市に改称することは賛成であるが時期尚早、行政区画整理と一緒にという御意見もありますが、御尤もと思います。本員はその点行政区画整理と一緒に提案すべきではないかと市長に申し上げましたが、市長は行政区画整理は非常にむつかしく、そう簡単に１、２ヵ年で出来るものではないとの答えでございましたので、本員はすぐ旧真和志時代を思い出したのでございます。

真和志村から真和志市に昇格したあと、区が32区ありましたので区の行政事務にいろいろと支障を来すという意味から32区を28区になす区の配置分合を議会で議決いたしましたが、その後早速市長や議員が区民を納得させるべく努力いたしましたが、区民がなかなか承知せず、その区の配置分合が水の泡と消え、とうとう実現できなかったのでございます。よって大那覇市の行政区画整理が簡単に２、３年でできるとは思われないからであります。将来、行政区画整理をした場合、沖縄市那覇区、あるいは真和志区、小禄区、首里区と旧地名を保存していく上からも沖縄市がもっとも妥当であり、また行政区画整理を促進する上からも今議会で議決するのが絶好の時機と思います。特に三市一村合併により人口20万余にもなった今日、全琉の都市である以上、都市にふさわしい沖縄市に改称することは当然のことであり、全琉のかたがたにも一日でも早く那覇市を沖縄市に改称することを期待していると思います。

次に市民のかたがたから次のようなことを要望されております。最近沖縄市改称に反対する議員もおると新聞に報道されていますが、もし議会で改称議決ができない場合は世論に訴え、住民投票するのがいいという熱のあるかたがたも大分いるのでございます。以上申しのべました通り世論は熟し、今議会で沖縄市に改称する絶好のチャンスだと本員は思っています。もし世論に逆行し、また反対する議員が

いるならば何か誤解かあるいは感情または反対せんがための反対ときめつけられても過言ではないと思います。よって本員は誤解や感情を抜きにして１人の反対者もなく全会一致で議決して全市民の意にそうべく全議員の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○玉城正次君　市長やそれから賛成のかたがたはいわゆる〝琉球瑣談〟という本の中の東恩納先生の予言を絶対唯一のものとしておりますが、東恩納氏は昭和24年の〝南島風土記〟において廃藩置県後は首尾検討して、首里の人口２万を出入するぐらいしかなく大那覇市の設計とともにこれに包含されようとしていると書いている。この文章には〝予言をゆるすならば〟という前置きはないのであるが、明治42年に沖縄市を予言し、昭和24年にいたっては大那覇市を予想している。このことは東恩納先生が時代の推移に対する順応性がいかに強いかを物語るものである。戦後180度の転換をきたした民主主義社会の今日である。今日の首都の名称問題にからんで数十年前の著者の一文を引き合いに出されることは東恩納先生にとってまさに苦笑を禁じえないことと思う。

(「最近も賛成ですよ」と言う者あり)

(「だまって聞いていろ」と言う者あり)

〝昔、ああいわれたから、そうなければならない〟と結論づけ沖縄市問題を持ち出すことは一大転換をした現在の社会情勢を無視するものであり、名称にこだわらず生活の実利と実益をもとめ合併した三市一村の住民にことさらに地域感情を植えつけ、激化させるものと私は思います。次に、〝合併したから沖縄市が妥当だ〟ということを説明して、市長は〝旧那覇市が根元で合併された地域は枝葉だと考えるならば錯覚もはなはだしい〟といわれる。私は合併された地域真和志に生まれ、真和志に育ったものだが私はいまだかつて枝や葉だと思ったことは一度もない。那覇市民21万人の１人として平等の市民権と義務が法律で保障されているからであり、ことさらにこのような言葉を弄することは単なる杞憂であり、さらにその感情意識をもつ人の言葉であると思います。首里と小禄、真和志が那覇にくっついたとか、三市一村が一つになったとかいうことは言葉のあやであり、とにかく合併して市長の表現通り大那覇市が実現したという厳然たる事実を確認すればこそ、われわれは大那覇市民として何の不思議も感じないのである。これは私の調査した範囲だが、本土において県庁所在都市が隣接地域を編入して名称を変えた例をしらない。また昭和28年10月から昭和33年９月まで３年間について合併して名称を変えたのは506都市のうち僅かに14しかない。このことは余程必要性がない限り、中心となる地域の名称が残るということを物語っている。たとえてみれば結婚して夫のあるいは妻の姓ではなく、まったく新しい名前に変えたということを聞いたことがないと同じ道理でございます。

(「進行」と言う者あり)(「新民法を勉強しなさいよ」と言う者あり)

次に由緒ある地名を残すためにも改称すべしだということだが、大体由緒ある地名とは永久に消えそうもない地名のことで、泊村という行政区域はないにもかかわらず今日まで泊という名称が残っているということはそのいい例である。那覇市のままでは首里がなくなり、真和志がなくなり、小禄がなくなるということは考えられない。那覇市の歴史をひいて沖縄の歴史が続く限り、由緒ある地名は残るものと確信する。名称保存うんぬんを沖縄市改称の理由とすることはきわめて薄弱な意見であります。県名と県庁所在都市名が一致している県はなるほど47都道府県のうち40ヵ所で多い。だからといって代表都市とその地域が同一名称であるということが地域の拡大や精神生活に都合がいいという理由にならない。むしろよき政治、よき経済、よき文化をつくり出す努力が首都の将来と市民生活の将来を約束づけるものであると信ずる。最後に市長は本条例案を通過させるために何ら工作をしないということを明言している、工作という言葉をどのような意味で用いたか見当がつきかねるが、それについて触れてみたい。本問題を行政区画整理調査研究委員会に諮問する前に市長は一応記者発表をした。改称に必要な事務経費等などには触れないまま、新聞発表の反響で自信をつけ、行政区画整理調査研究委員会に諮問した。その賛成答申の裏づけとしてアンケートを出しております。このアンケートにいたしましてもあくまで沖縄市がよいか悪いかの一点ばりである。那覇市では都合が悪いというような理由づけには触れていないのであります。幸い綱引きの話が出たので早速飛びつき祝賀記念行事とするため市主催とするといい、委員を任命した。市名改称についてより具体的既成事実をつくるためタイムス社で協議会を開いた。市民はすでに沖縄市になった錯覚を起こすものまでもでる始末である。さらに記念切手の発行を政府に申請し、政府では切手発行による増収を補正予算に計上してしまった。一方沖縄市歌の募集を発表するという早手廻わしである。こうなると市民も市民以外の人々も沖縄市誕生は時日の問題と考えるような錯覚に陥って、市民としては単に名前をかえるだけだからムキになって反対するのがおかしいようになるのも無理のないことである。このような一連の措置が市会に対して事前工作でないというならば、市長は提案する前に議会に、あるいは議員個々に対して通過させてくれと依頼したり、あるいは何らかの交換条件をもち出すことのみを工作としているのであろうか。本来の行政区画整理の方針や具体策についてはほほかむりをし、名称変更や綱引き行事で市民の眼をごまかそうとした市長の行為は工作どころか政治的一大謀略でなくてなんであろう。かかるふまじめきわまる提案は市民生活あるいは首都建設に一文の足しにもならない。われわれは市民の代表であり、市民生活の実利実益を切実に考えるがゆえにあえて本案に反対する次第であります。

○宮里敏慶君　いま議場をみてみますと、この重要な問題におきまして３名御退場しておるようにみうけられます。こういう重要な問題につきましては本議案に反対なら反対の意見をのべ、賛成なら賛成の意見をのべなければいけないと思っております。私も議員として意見をのべます。いままで比嘉、又吉の両議員が賛成の論をのべておりましたが、私の意見も重複するとは思いますが、その点は省略いたしまして変った点から申しあげます。私も行政区画整理調査研究委員会の１人でありまして、委員会においてこの沖縄市改称問題につきましては、那覇市においては都市計画事業もまだこれからだということで時期尚早だということをのべたのであります。名前を変更しても内容が今までのようであれば羊頭をかかげて狗肉を売るというようなことであるといって、私も実のところ反対したのであります。

(「そうだろう」と言う者あり)

ところが委員会といたしましてもこの問題は議会において特別議決をしなければいけない重要な議案であるという意味におきまして、各職域の代表をお招きいたしまして公聴会も開催いたしました。ところが職域代表のほとんど全部が賛成の意見でございました。

(「然り」と言う者あり)

それで私は時期尚早だと思っておったのでありますが、我々議員は市民の意志の代表であるということを認識し、又市民の代表として市民を正しく方向付け、立派な沖縄市にするためには我々がこの針路を正しく決定しなければいけないという立場からして既に世論は賛成、機は熟している、賛成というのが大多数であったために、私もその世論を尊重してこの沖縄市問題につきましては賛成したわけであります。

(「そうだ」と言う者あり)(拍手)

それから市長さんに申しあげます。沖縄市改称という重要な問題につきましては、こういう反対が出たということは市長さんとしては大いに反省しなければいけないと思います。何故ならば、

(「そうだ」と言う者あり)

こういう大きな問題につきましては一部のお偉い議員の方がたと綱引きをやるとか、まだ沖縄市にならないのに記念切手を発行するとか、沖縄市歌を募集するとかしていますが、市長は施政方針に超党派で市民の福利増進を図るために議会の意志を尊重するとおっしゃりながら、この沖縄市改称の問題につきましては一部のお偉い議員の方がたと相談して、多数の議員と相談して話し合ったことがない。これに対して他の反対議員から、これは市長の独走であり議会を無視しているという考えさえ濃厚であります。

(「そうだ」と言う者あり)

私たちも議員としてプライドをもっておりますので色眼で見られた時には憤慨したのであります。他

の議員もそうであります。市民の福利増進をはかるために議会の全ての議員とよくご相談になればこういう問題も起こらなかったと思います。今後市長は福利増進をはかるために超党派的に議会を尊重いたしまして市政をとって貰うように要望いたし、沖縄市改称の問題につきましては賛成いたします。

○儀間真祥君　沖縄市問題に対しては基本的には賛成でありますけれども、いままでの同志たちが一律に申し上げたように議案撤回の要求が通らないという意味で反対を申し上げます。よく世論、世論といわれますけれども、もちろん世論もないことはありません、というのはわたくしたちもよく自分の地域を調査してあるきますけれども、その世論の中にはまず市の名称を変えてもいいという人と、あるいは変えてもいいんだが変える前に沢山仕事があるんじゃないかという人々が沢山おります。これから考えました場合に沖縄市に変えてもいいんだが時期の問題だと思うといっております。この人々は自分たちの生活をいまの苦しさから何とかして抜け出し、よくして行こうといっております。現在のすべてのマスコミは賛成論だけを報道して、反対論とか時期尚早論という論評を故意に抑えつけておるような感じをうけております。この問題をよく考えました場合に、市政が前進しているように考えられますが、実際は前進しておらず、ただ人の名前でいえば、太郎という名前が次郎になったようなもんで実際には何も変っていないのであります。そういうことからして本員が申しあげたいことは末端の区画整理、あるいはそのほかにやるべきことが沢山あり、たとえばあの那覇の中心を流れているガーブ川をいつまでもああしておけば、雨期ともなれば氾濫して市民が騒いでいるがそのような現状を打開して何らかの方法をみつけ、手段を講じなければならないと思っております。そういうことを早くやって、そうして市名を改称してゆくというのであれば、そのときはみんな喜んでこれに賛成すると思います。けれども現状ではどうしてもこれに反対であると思います。要するに市長はよく超党派、超党派といいますけれども超党派も確かにいいでしょう。ある問題に対してはいいかも知れませんが、現状からみた場合に五日会の主流派あるいは民連、そういった両派から超党派的にうっちゃりを喰ったようなものであるとわたくしは考えております。だからしてこのことからいいました場合に、わたくしたちは良心的に市長にこの議案は撤回してもらいたい、これは通りませんからと、ということを委員会でも申しあげたわけであります。また時期をみて再提出してもらいますよう希望いたしまして、反対の討論にかえます。

○大城清徳君　本案に賛成いたします。理由は提案者のほうからすでに提案しつくされて議員諸公も十二分によくおわかりだと思います。那覇市の名称を沖縄市に改称するという件につきましては４、50年前からその必要性を認めながら実現できなかった多年の懸案であります。なお旧那覇市、真和志、首里、小禄を合併いたしまして大那覇市が実現いたしましたが、合併したのち当然これにふさわしい名称、これは第三者の立場から眺めても沖縄市にもっていくのが穏当適切だと思っております。さらに合併したのち由緒ある首里、あるいは小禄、真和志の名称が失われつつあります。この名称を残すためにも那覇市を沖縄市に変えたほうが適切だと思いますし、なお世論もこれは十二分ではないかもしれませんが、本員が聞くところによると公聴会なり、アンケートに表われた数字はほとんど大多数が名称の変更に賛成している状態であります。ただ沖縄市の名称を変える件につきましては、さきほど宮里議員、あるいは玉城議員からも一言綱引きの問題がありましたが、この名称に先き立って綱引きの行事をするとか、あるいは審議会をつくられ議員に相談なく、あるいは議会を無視したこの点については本員としてもまことに遺憾であるし、今後は市当局はこの件については改めていただきたいということを要望いたします。さて、いままで反対をのべられた議員の反対討論の中に、時期尚早とかあるいはやるべき仕事があるからその仕事をやってから変えるのが穏当だと主張しておりますが、本員が考えますのに市長もさきほどからのべておりますように、那覇市を沖縄市に改称したがためにガーブ川の浚渫が遅れるとか、あるいは区画整理が遅れるからとか、土木事業が遅れるとか、ということはいささかもないと思料いたします。市長もはっきりいっておられますが、名称を変えることによってもっと馬力をかけて那覇市の復興に邁進してゆくと覚悟のほどを示しておられます。なかには名称を変えることによって市民に負担をかけるんじゃないかというような誤解を抱いておられる方がおられるようでありますが、住所の変更あるいは登記、こういう件につきましても当然行政措置でこれは変更されることでありますし、この問題は５年後に切り換えようが10年後に切り換えようが、特別の法の切り換えがない限りその件についてはいささかも変わるところがないのであります。むしろ５年後、10年後に出すかどうか、25万なり30万とこれから増える何万かの人に幾分かの負担と手数をかけるよりは、いまやるべき仕事を早くすませたほうがいいと思っております。(拍手)

本員は地域的な立場には全然触れたくありません。地域的なことによって賛成するのでもありません。真和志と那覇市が合併いたしました場合にこの名称の点においてもいろいろお話があったようであります。合併を促進するために名称には全然こだわらずにそのまま那覇市という名称で合併されたのでありますが、本員といたしましては、那覇、真和志の合併がもっと早く合併されておれば、現在の真和志地区、あるいはその周辺の農村地帯の復興も、もっと促進されておったんじゃないかと思います。従って、こういう観点から考えました場合にも名称を早く変更して、そしてその次にやるべきいろいろな仕事に馬力をかけていただきたいと思うのであります。名称だけにこだわらず市民生活の実利を図るべきだと反対議員のかたからいろいろ討論されておりますが、さきほど申しあげましたように、市長もこの点は自信をもってやるといっております。那覇市をそのままにおいたほうがガーブ川の浚渫が早くなる。沖縄市に変えたら遅れるということは毛頭ないということをわたくしは当局の意志のほどを信頼いたしましてひとつ全会一致で、さきほど議案の撤回要求された方もいま一度反省していただいて、この問題は全会一致して可決していただきたいということをお願い申し上げまして賛成の討論に変えます。

○上原文吉君　わたくしは議案第８号那覇市を沖縄市に改称するという議題には原則的に賛成するものであります。市長には去った委員会の最中に民連を代表いたしまして議案を撤回するよう申し入れに行ったわけであります。しかし市長はこれを受けることはできないといっておられるわけであります、市長は世論が熟しているといっておられますが、わたくしはこの世論なるものに非常に疑惑をもつのであります。なぜかと申しますと新聞の論調はすでに沖縄市の実現はできるといったふうな暗示を与えるように書いてあります。しかし反対の立場にある人の論調は一片たりともせてないのであります。日刊紙はすでに大勢は決したかの感をいだかしめるが如き報道をなし、兼次市長は沖縄市実現とともに綱引き行事を計画していると報じている。さらに後段においては、このたび議員が沖縄市改称をめぐって分裂状態になり、その反対理由までつけ加えているが、争ってまで改称しなければならぬ理由がどこにあろうかとも述べている。また平和を愛好するわれわれは縁起をかつぐわけではないが、議員が争ってまで沖縄市には改称してくれるなといいたい。改称をするために闘争を巻き起こしたとすれば沖縄市なる名称は決してありがたくない。さらにもし採決によって実現するならば沖縄市の名称は闘争の中から生まれたものとして永久にきずがつくであろうともいっております。わたくしたちは民連がなぜ議案撤回を市長に申し入れ動議として出したかといいますと、こういったふうにきずをうけて実現した場合には将来非常に憂えられる状態になるのであります。従って、私はこの議案を撤回してもらって本当に市民がみんなして喜んで祝えるような時期にまでもっていってしかるべきじゃないかと思うのであります。さらに那覇市の名称は那覇市だけのものではないということであります。那覇市は廃藩置県後県庁所在地としまして沖縄県民の政治、経済の中心地であり、対外的にも日本にいっておる同胞も那覇の懐しい郷土の山河に涙を流し、再び帰る日を待ちのぞんでおります。しかしながら、こういったふうに2,000名そこそこのアンケートや公聴会における15名の人々によって市の名称を変えるということは非常に不可解なものを覚えます。沖縄全県民の首都であり、政治、経済の中心である県庁所在地の名前を変える場合に2,000名そこそこのアンケートや15名そこらの人々の世論によって決したとすれば、これは非常な誤りであります。私はこの点におきまして、さらに内部的な問題では合併によって那覇市にはなったというものの、さっき大城議員もいわれたように、地域的なことはいいたくないということでしたが私も同感であります。しかしながら現実には地域は無視してならないということであります。小禄、首里が対等

合併を主張しながら吸収合併をされたとき非常に不平不満があったのでありますが、いさぎよく大勢に順応したためにわれわれ小禄や首里の市民はこの合併によって那覇に包含された訳であります。しかしながら合併したとはいうものの、那覇市になったとはいうものの何ら恩恵にも浴せず、みるべきものもみない状態はここにおられる議員の方々、さらに小禄、首里、真和志の農家の市民のかたもよくお解りのことと思います。補助金は出たものの、都市中心にやられたのであり、決して末端における、本当に汗水を流して働いている農民労働者のところは改善されていないということをみなさんはよく知ってもらわなければならないと思います。さらにこの名称を変えるということはもっと対外的な問題があると思います。またアメリカ基地権力者によって、沖縄県民は非常に辛苦をなめる状態におかれております。ここに至って旧沖縄県であった頃の皆に親しまれて来た頃のこの名前が時期尚早に変えられた場合には、ある方面において非常なる差をつくり出す場合もあるのではないか、そういう観点に立ちましてこの誠意をもって市長に申し込んだ議案撤回を一部の人々や一部の議員の方々によって感情的になっておるとみられることは非常に遺憾だと思います。

こういった意味において闘争の場に持ち込んだといったような本議案に対しては反対し、市民がほんとうに喜べる時期が来るまでこの議案を一応撤回してもらいたいと考えたわけであります。ですが、この意志が市長にないということがはっきり証明されましたので、時期尚早という点でわれわれはこの議案に反対するものであります。

○金城幸信君　市名改称について本員はもろ手を挙げて賛成するものである。その理由は兼次市長の提案理由の説明の中に今から50年前の明治42年の２月７日東恩納先生の著書「琉球瑣談」に端を発し、今日の那覇市よりもさらに広い那覇市ができるという時代があることを予想している。次に30年前大正13年頃当時の高嶺首里市長時代にこの問題が台頭し、それから10年後の昭和14年当間那覇市長、伊豆見首里市長時代に再び持ち上がり、戦後はみなと村助役渡口麗秀氏をはじめ、真和志市長宮里氏、同じく真和志市長翁長氏により再燃し、今日に至っているとのことであるが、いかに先輩諸氏の目に狂いがなかったということで敬服せざるを得ないのであります。明治時代からの懸案であり、必然的歴史的宿命をおびているということがうかがえるのであります。百年の大計を夢みる那覇市はここに三市一村の合併により地域、行政の総体的に変貌し、人口５万の那覇市は20万に膨脹し、全琉の４分の１の人口を占め大沖縄市の夢の実現を見ることは時代の進展とともに当然の帰結といえる。むしろ真和志市編入当時改称さるべきもので遅きに失する感があるのであります。今度の沖縄市改称問題は昨年12月28日発足した行政区画整理調査研究委員会により、去る２月26日の委員会において慎重検討の結果採択、陽の目を見るようになったのであるが、一部には兼次市長はなんら仕事らしい仕事もしていない、細部末端の行政区画を整理してからでもいいんではないかという声も聞くのでありますが、区画整理は後３、４年もかかるということであれば、躊躇逡巡しては那覇市民の要望にこたえることはできないと思います。沖縄市に変えることによって、そのいきおいに乗じて末端行政区画整理等政府当局としても協力一致し拍車をかけることができると思う。今那覇市民は当局や議会に対し何を望んでいるかというと、感情に走らず理性を失せず、瀬長市長以来の２年の空白を、穴埋めを一日も早くなし、市の復興をすることを願っているのであります。沖縄市の改称もそれがなすべき仕事の一つであるから、当然のあり方である。

しからば皆が心配している沖縄市に改称したらどうなるか、こういう点について２、３例を上げて見たいと思います。

市民の負担はどうなるか。登記届、戸籍届、門札、看板、名刺等、那覇市の那覇の名は消えはせぬか。歴史は不滅である。那覇人としての那覇への人情的愛着心は当然であるが、なにも消えることはないと思う。ということは江戸が東京に変わっても昔の江戸はちゃんと文献や言葉の上に残っている事実からもうかがえるのであります。次に区制を実施しはしないかという心配ですが、日本では沖縄市民が一区制で、東京、大阪等何百万の都市にしか区制の実施はみないのであります。また日本復帰を前提とした場合は困ることになる。なぜそれでは沖縄市にしなければならないかということでありますが、沖縄市

にすることは、文化、経済、都計を基礎においての結論から出た適確なる名称であります。真和志の編入前こういった例があります。蔡温橋通りや栄町の商人、その他にも那覇市蔡温橋通り、または那覇市安里１区何班というように名刺や印刷物を使っていた事実からしてもこの際はっきりした名称にし、住民の心機一転を期し、精神的刷新をはかることもできるのでございます。５万の都市は20万の都市となり、地域的にも膨脹し、変貌し現実に立脚し、今や都市の発展はいきおいに乗じ、那覇市は最初から沖縄市になる歴史的な宿命をもっている。この点を逃がすな、チャンスを逃がすということは後になって大きな悔悟となって現われるのであるということを忘れてはならないのであります。この際はっきりとした名実ともにふさわしい沖縄市に改称することが適当だと思われます。今や全住民の世論は沸騰している。この点から本員は市名の改称に賛成するものであります。

○仲宗根梶雄君　地名と県名が同じであるといっておりますが、私の調査したところではわずかであり、ほとんどということはいえない。提案者はほとんどという言葉をどういう意味で使ったのか、私たちの観点ではほとんどということは99パーセントということであります。(笑声)

ところがです。私が調査したのは43県のうち17県は県名と県庁所在地の名前が一致していません。26県は一致しています。43県のうち17県がほとんどであるということはいえないのであります。

(「それがほとんどです」と言う者あり)

しからばなぜ日本ではたまたま府県名が県庁所在地の名前と一致したのであるか、これはなにも県と県庁所在地が一致するように作ったのではありません。歴史を調べて見ると、鹿児島県というのは鹿児島市と一致しています。ところがその昔徳川幕府から天皇制に政治が移るときに薩摩と大隅が一つになって、そこに新しい行政区画の整理がはじまったのであります。たまたまそのときに大隅と薩摩の中間に位するところに鹿児島という町がありました。江戸と東京の違いがあるようにそのときの政府のときにそういう県を作りそこに落着き、中心を取って鹿児島としたわけであります。肥後の国熊本においても熊本という小さい城下町があったし、四国の土佐という国にも高知という港町があり、たまたまその時代に高知県にしただけの話であります。名前によってその県庁所在地が決定したわけではありません。

(「簡単にお願いします」と言う者あり)

その証拠には兵庫県は神戸、愛知県は名古屋、茨城県は水戸、神奈川県は横浜で県庁所在地になった理由があるわけです。名前がそうなったんじゃないということをはっきり申し上げたいと思います。ところが前段においては私は那覇の地に生を受けて那覇で育った人々が、那覇という地名に対していい得ざる愛着をもつことは人情として当然なことであるという点を決して否定するものではないということをいっており、後段にいくとそのいきおいは人間が感傷や愛着を放棄することを余儀なくさせるものであるといって、そこには矛盾があり、その矛盾がどこから出てくるかというと、本質的なものがないのであります。それに市民生活に不利不便を来すようなこの問題を、ひたいに青筋を立ててけんかをやる必要はもうとうないと思うのであります。まだたくさんありますが、以上の理由を申し上げて私は反対の意を表明いたしまして討論を打切ります。

○森田孟松君　われわれ議員というのは堂々と賛成の意を述べようが、反対の意思をそこにもってこようがいまさら驚くに足りない。もう少しお互いはなぜこういうふうに改称しなくちゃいけないのかということを申し上げてみたいと思います。何もひたいに青筋を立てて反対の理由を申す必要もないし、また賛成の理由を申す必要もない。要はわれわれの議会というものは市民の意図するところがどこにあるかということを十分理解し、すなわち世論はいかなる方向にむいているかということをわれわれは考えなくちゃいけない。この世論を無視して我田引水的な論を立てたとろこで、市民は後日正しい批判をもって処理するものと本員は考えるのであります。

(「その通り」と言う者あり)

市長の説明の中にもこの議会の中に時期尚早を唱えるものと、それから根本的に名称を変えることに

反対のものと、それから賛成の人がおるというお話でありましたが、本員はきょうの本会議で根本的には名称を変えることに反対する人が１人もいないという事実を見て非常に喜んでおります。たとえばきょうは通らなくても近き将来に必ずこの問題は実現すると本員は思います。真栄田さんの出した動議、すなわち時期が早いからしばらく待とうじゃないかというこの動議は成立しております。

そういう面から見ましたときに時期がただ早いというだけであって、その時期が来たら必ず改称すると繰り返されております。本日これが通らないとすれば無念ではありますが、近き将来必ず通ってさらに良き味方が増えるというそれだけでも十分じゃないかと喜んでおります。もう１つは行政区画整理調査委員に議会の方から５名の委員が出ておりまするが、この議会は真栄田さんもいわれておるように市政の末端であるところの行政区域を整理統合させるというのが目標であります。ところがなぜ今頃そういうことを唱えてやりやすい名称を変えるかということをいわれておりますが、あのときの委員会に出られた５名はその問題をそのときによく検討すべきでありました。公聴会から帰って来てもそのときは何もいわず、今になって委員の中から時期尚早だといって反対されておりまするが、公聴会も開いているのに今になって時期尚早を唱えるこの方々の真意がどこにあるのか理解に苦しむのであります。私にいわしむればこういう方々が真っ先に立ってまだ時期が早いし、われわれもそう思う、しかし世論がこういうふうになった以上あなたがたもこれを了解してくれと呼びかけるべきであると思います。議会を代表して出られる方はもう少し自分の見解というものをもっていただきたいと思います。

緊急動議の場合も私が申し上げたのは、お互いが議決することによっていかにこれが市長を拘束するかということを提案者にお願いすればこそ、議会の権威というものをよく考え思えばこそあいうことを申し上げたのであります。案の定蹴飛ばされて議会の体面を傷つけられたのは事実である。それを知っておりながら、そこまで運ばなくちゃならないのか、そういうところをお互いがいろいろな問題を審議するときにも常に自分の発言に対しては責任をもち、見解というものをもつことを忘れてはいけないと思います。また地域感情云々と言われておりますが、現在の沖縄ではもう地域感情を云々するような沖縄ではないし、それを云々するような市民は１人もいないし、またいないからこそ、沖縄市にしたいと思っているのであり、これに対して反対するのは私たち賛成の立場にあるものにいわしむればこれこそ感情的に考えておる方達である。

（「そうだ」と言う者あり）（「見解の相違」と言う者あり）

そういう意味において沖縄市改称問題は今日ここで否決されるかも知れませんが、実にうれしいことであります。沖縄市の将来にとっても実にうれしいことであります。自治法に則って３分の２とれなければやむを得ない。あなたがたの緊急動議で時期尚早ということでありますので、その時期が早く来て近き将来沖縄に改称させていただきたい。これだけをお願い申しあげて賛成の意見といたします。

○渡口麗秀君　那覇市の名称を変更する問題につきましては大那覇市の運命を決するような重大な問題であります。なおまた市町村自治法におきましても名称変更に関する限りは慎重に取り扱うべきであるということを指示しておるのでございます。この観点からいたしまして、私も那覇市の名称変更については1950年から現在の59年まで約９年の間この問題について検討を加えたのであります。しかしながら今なお私の頭の中には沖縄市という名称が消えたり、あるいは浮んだり、あるいはまた消えたり浮んだりしているような状態でございまして、未だに結論を出せない状態でございます。

しかるに兼次市長は一部の議員の方々の意見を聞いて簡単に軽率に沖縄市改称に踏み切ったということはまことに遺憾であります。さきほども兼次市長の反省を促すために、また私が50年頃に体験したあの誤ちを再び兼次市長に起こさせないように、さきほど撤回要求の決議をしたのであります。しかるに市長は那覇市議会の意志を無視して自分の考え方を押し通すために、われわれ20万市民の意志を代表するところのあの決議を踏みにじったのであります。これは明らかに市長が独裁行為に邁進せんとする一つの野望であるのじゃないかと本員思料します。市長が今回のわれわれの撤回決議案を蹴ったということはまことに残念至極であり、もしも私個人の考え方を発言することを許すならば、私としては当然市

長不信任案を決議してつきつけたいような気持でございます。しかしながら20万市民の恩情あるところの措置によりまして刑一等減じまして、(笑声) 私はこの市名改称の議案を否決することに止めて置きたいと存ずるものでございます。さきほどから名称変更について、賛成反対と随分長時間にわたって討論が交わされて、反対意見につきましては玉城議員、仲宗根、その他の議員の方々がしばしば御説明になっており、今さら否決の理由を私から申し述べるまでもないのじゃないかと思いますが、さきほど金城幸信議員から、渡口麗秀議員は50年には沖縄市賛成論をやっており真意のほどはわからないというような発言がございましたので、その問題について論旨を進めて行きたいと思います。沖縄市賛成論につきましてはいろいろ理由があっただろうと思いますけれども大体において東恩納教授の沖縄市賛成論、三市一村の合併に基づく賛成論、それから世論が沖縄市を押し進めているのでそれに基づいての賛成論、それから日本の府県では県庁所在地に位置を占めるところの同一の市名のものが多いので、それに準ずべきだというような賛成論、以上大体４つの賛成論がございますが、ほとんどが反対の議員の方々によって反駁しつくされておりますので、今さら私から説明するのもどうかと思いますが、その一例について東恩納教授の賛成論、それと沖縄市論は歴史的な課題であるというようなこの２点につきまして暫くお話ししたいと存ずるものであります。賛成論者の中には多分に東恩納先生の沖縄市賛成論に追随した意見があるのです。私個人といたしましては心から尊敬申しまするが、那覇市20万市民の意志を代表する那覇市会議員の立場からは遺憾ながら東恩納先生の沖縄市論には賛成いたしかねるのでございます。東恩納先生が沖縄市論を唱えたことにつきましては、さきほど32番議員の仲宗根梶雄議員からも述べられた通りでありまして、旧王城の首都であったところの首里は何等かの形で残したい。そのためには那覇市首里区としたいというようなお考えでございまするが、その考え方は一応御尤ものように聞こえるのでございますが、これは先生が自治法についての十分な御理解がないためにそう発言されたのではないかと思料するものであります。特に地方自治法においては合併する以上、合併された地域が混然一体となって精神的にも融和することであります。ところが仮に先生の御意見を了といたしますならば沖縄市首里区、沖縄市真和志区、沖縄市小禄区というようにいたしました場合、永久に地域的な感情を払拭することは出来ないと存ずるものであります。また仮に東恩納先生が東京都、大阪市のような大都市の如き行政区の制度を考えておられるといたしますならば、これも先生が自治法の制度については十分な理解がないからであると私は思料するものであります。なお、さきほど金城幸信議員から渡口麗秀はなぜ沖縄市を唱えただろうかというようなことでございますが、これにつきましては私1950年に時の翁長村長、宮里議長、私と３名で沖縄市を唱えたことがございます。ところがこの沖縄市は失敗に終ったのでございます。そうしてその後郷土史におきましては東恩納寛惇先生と島袋全発先生の御意見を聞いたのでありますが、島袋全発先生は東恩納先生の著書に随分と貢献したようでございまして、むしろ東恩納先生の著書は島袋全発先生の意思によって修正されたところが多数でございます。沖縄の地名に関する限りむしろ東恩納先生より島袋先生の方がうんちくがあるのじゃないかと思料いたします。さらに申し上げますれば東恩納先生は郷土沖縄史における相談役ぐらいの役目を勤める方ではないかと思料するものでございます。その先生が、私が沖縄市論について唱えましたところ先生の意見は次のようなことでございました。渡口君は沖縄市論を軽率に唱えておるがそのようなものは独り那覇市だけの勝手ではなく、沖縄住民だけの那覇市でもなく、那覇市はすでに祖国9,000万同胞の那覇市になっており、さらに世界の那覇市になっているという現実を君は無視するのか。世界政治の上における那覇市名称が残っていることによってもこの名称変更については、軽率な行動を慎しむべきであり、もし名称変更するための原因が発生するならば、たとえば政治的な革命があったとか大きな利便があるとかというような場合はいざ知らず変な時期にこのような沖縄市論を唱えることは慎しめと一喝されたのであります。その後私といたしましては、沖縄市に関する限り慎重に検討をすべきであるという意味から1950年から現在まで検討を加えたのでありますが、未だに結論を得てないのが現在の私の心境でございます。

次に兼次市長は沖縄市の名称については歴史的な課題であるというようなことを申しておられるよう

でございますが、その点につきましては私も同感であります。さきほども金城幸信議員から御説明がありました通り沖縄市問題については大正年間において首里市長の高嶺朝教氏が唱えたのでありますが、これも失敗に終ったのであります。さらに昭和年間におきまして現在の行政主席である当間重剛氏があっさり那覇市の名称を捨てて沖縄市という名称で大都市建設を計画したのでありますが、これも失敗に終っております。さらに戦後におきましてさきほど申し上げましたように翁長村長、宮里議長、私３名で唱えましたが、これも失敗に終ったということは市長の説明によって十分わかると思うのであります。沖縄市を唱える限り大都市の建設ができなかったという事実は歴史的にはっきりしております。その反面において1950年にみなと村が合併になり、さらに首里、小禄が合併になり、57年には真和志が合併になったのであります。その合併はすべて編入合併であり、かくのごとく那覇市の名称ですることも大都市の建設ができるという事実も歴史的な問題で絶対否めないことでございます。しからば兼次市長がなぜ歴史的に由緒あるところの那覇市の名称を沖縄市にしたいのか、私はその意思がなへんにあるか理解に苦しむものでございます。ある市民は、これは兼次市長が一つの独裁的な陰謀をこれから次々と実施して行くであろう一つの段階ではなかろうか、というようなことを申し述べている市民もあるのでございます。時間の関係がございますので結論を急ぎますと、私は市民の世論の問題についてはさらに検討を加える必要があるのではないかと思料するものでございます。もし兼次市長が沖縄市をどうしても通そうと思いますならば、私たちの任期よりは市長の任期は長いのでございますので、次の市会議員の選挙で沖縄市賛成、沖縄市反対というようなそういう議員各位が政策を掲げて次の市会議員の選挙に臨み、新しく構成される議会において沖縄市問題についての結論を出すのが那覇市議会議員としての、職員としての職責であると思料するものでございます。

以上縷々申し述べたのでありますが、結論としまして私は那覇市の名称を変えることについては絶対反対である、ということを申し上げると同時に兼次市長の反省を促すものであります。

○大山盛幸君　簡潔に賛成の意を表し結論から申しあげます。市民の経済生活よりももっと重大な精神生活の面にプラスするために本提案に賛成いたします。その理由として３つにわける、１つは出身地域の利益代表として首里住民の絶対多数の要望の上にたち、なお先輩、同僚、その他の沢山の方々の賛成のもとに本議案に賛成するものであります。首里市民集会で那覇市議会高良一議長にその決議案があげられておりますが、この決議案は時間の関係もありますので、ぜひ皆様のご意見を冷静にお聞きになるように、それでこれを読んでいる間速記者を休ませたいと思います。２つの理由で地方公共団体の構成面から分析して那覇市の名称を温存するということはいけないというのであります。地域感情なるものはなかなかなくなるもんじゃないが都市形態になるにつれてそういうものがなくなってくるというのであります。もう１つの理由は那覇市の名称にこだわる必要はない、よりいい名前の沖縄市にして世界的にも有名な沖縄の首都にしたいと、以上の理由にたちまして簡単にお話し申し上げます。即ち那覇は港町から発展して政治経済の中心地となっているが、旧那覇市だけでは琉球の首都として都市形態はなりたたないということであります。それで戦後の那覇は殆ど未開放地であった為、旧真和志の地域を編入しその基盤のおかげで発展してきたのである。大都市条件の１つである空港を、小禄空港を那覇空港にすることによって首都形態の１つを備えたのであります。更に教育文化の中心である首里を行政区域に包含することにより首都としての面目を一新し理想的な首都形態を整えたのであります。これを地域別の面積比率から見ても自然の勢いで最早地理的に見ても那覇市の名称で呼ぶような状態ではないのであります。旧那覇が15.14パーセント、旧首里が18.34パーセント、真和志が36.44パーセント、旧小禄が30.08パーセントで旧那覇と他地域との比較は15対85となっており、なお住民の本籍別から調べてみますと、旧那覇が６万2,014人、旧首里２万4,059人、旧小禄１万5,031人、旧真和志１万9,836人、国頭出身が２万8,277人、中頭が8,893人、島尻が２万4,283人、宮古7,932人、八重山が5,477人、無本籍が810人で計20万2,050人で、旧那覇とその他の比率が30対70の構成であります。これから考えますと将来はもっともっと住民が都市に集中し、もうすでに20万に及び終戦当時の人口の倍率になりつつあります。これから見ても那覇市の名称で全地域を律せんとする態度は時代に逆行するのではないかと思います。この現在の那覇市を沖縄市の名称に変えるということも当然世論によってやっているんじゃないかと思います。何番議員の発言でしたか、那覇市の名称にこだわる必要はないといいましたが、那覇の覇という字を分析してみますと、いろいろと辞書を引っぱってみたんですが、

（「然り」と言う者あり）

漢和辞典から那覇の問題を調べてみますと、覇という字は諸侯の長、即ちハタガシラの意味であります。那覇の那という字は、なにがなんぞや、いかんせんというふうにあいまいな意味につかう形声文字に使われておりますが、もとは西方の蕃族を指した語であると解明しております。それからすると那覇の那という名前は西の方の蕃族、未開人、覇はハタガシラというふうなものであり、恐らく首里から西の方にある浮島を指して支那人の役人が名づけたかもしれないというふうに解釈する人が殆どであります。いずれにせよ、首里、真和志、小禄の名を残す為にもぜひ大乗的な立場からも沖縄市がよく、精神生活の面にも大きな影響があり、こういう面から解釈していくためにも都市的な形態に発展することによって地域的な感情をなくすということは非常にいいことだと思うのであります。しかし沖縄市の次にたとえば那覇区だとか首里区だとかいった区名をつけるというような点におきましては、これは余程慎重を要する問題と思う次第であります。この問題については先程森田議員もおっしゃったように、今日おそらく無理じゃないかと思います。とにかく、玉のような子供を生むのには陣痛を伴い、特に市長は堂々と市民の前に発表した以上、本当は基本的には賛成であるが時期的に尚早だというので、撤回を要望した民連議員さんにも市民にも喜んで改称ができるようにしてもらいたいということからして、あらゆる角度から努力、反省して貰いたいとともに、次の機会にはあらゆる角度から全琉からの沖縄市改称に賛成、不賛成のアンケートをとり、科学的な統計資料をもって議会にのぞむと共に、今度のようないわゆる一人よがりの提案、

（「そうだ」と言う者あり）

ではなく、ぜひこの問題と明日からでも真剣にとっくんで６月の定例会には本質的には賛成であるという議員の皆様が喜んで賛成して貰えるように努力されんことを要望し賛成の意見とします。

○比嘉朝四郎君　緊急動議を提出いたします。先程から賛成反対と論議がつくされていると思いますから討論を打切って採決に入って貰いたいと思います。

（「賛成」と言う者あり）

○議長(高良一君)　只今の動議に対してご賛成のようでありますから討論を打切って採決に入ります。この議案は特別議決になっておりますので出席議員の３分の２の賛成を必要としますからご了承願います。日程第23、市の名称を変更する条例、市長提出議案第８号につきまして原案に賛成の方挙手をお願いいたします。只今39名出席しておりますが18名であり、法定数には達しませんので否決することに決定いたします。

○議長(高良一君)　以上をもちまして今期議会の付議事件は全部終了いたしました。なお引き続き市長の挨拶がありますから暫くご静聴願います。

○市長(兼次佐一君)　今回の定例議会は去る16日から約半ヶ月の間それこそ真剣にご検討下さいまして最終日の今日のごときは喧々がくがくそれこそ高良議長がいつかおっしゃったように国際会議以上の雰囲気をかもしておられましたが、これが真に市民の公僕としての議員の姿であると考えまして感謝をしている次第であります。さて、私はえらい人間が母の母体の中から出てくるのに20ヶ月もかかったというところの伝説を聞いたことがあります。沖縄市という必ず実現しなければならない対象が沖縄県民という母体の中に入ってから既に50年になっております。その間いくたの名産婆の手にかかったけれども本日まで日の目をみることができず、最近やさしい産婆の手によって生れ出ようとしましたが42名の手荒い産婆の手にわたり非常に苦しみ抜いております。残念ながら未だに生れることはできないのでございますが、生れる必要性はもっているのは必ず生れるのであります。古い過去から新しい時代への突破とい

うものは現状維持の原則に立つところの保守的な考え方を蹴飛ばしていけば、将来へ向かっての生生発展をするということはこれは歴史の教えるところでございます。現状維持の原則の上に立っていくならば何ら発展というものは具現できないのであります。進歩発展、文化の促進は現状打破の中から生れ出るということもまた原則であります。この原則に則って必ずや皆さんの任期中に於いて呱々の声をあげさせてくれるであろうことを期待し信じまして、きょう指摘されましたいくたの問題につきましては全魂をかたむけまして今後の市政の執行にあたろうと思います。更にこの問題を中心にして議会分野の数が若干変わったということを議員に指摘され一党一派を分裂させ、あるいは民連との離間の目的であってはならないと忠告を受けたのでございます。天地神明に誓って必要議決されたということは個人個人の感情によってそのままこの流れがくるとは考えていないのであります。常識と真に世論の上にたって行動され、皆様方が１つの問題に対する見解の相違から永久に離ればなれになるようなことがないように指摘しているのであります。42名の議員諸公は今日まで相対立してきたところのこの問題を中心にしての感情はたった今ここで解消して新しい気持ちをもって21万市民の為に努力されるであろうことを信じ、今日まで行われたところの感情的な行動があったとするならば、その行動を直ちに解消されることを指摘しております。そういう意味におきましてまことにささやかな催しとは思いますが、賛成された方も今晩だけはご出席下さいまして握手をかわして貰いたいことをお願い申し上げてご挨拶といたします。(拍手)

○議長(高良一君)　これをもって第30回議会を閉会いたします。長期間に亘り慎重ご審議ありがとうございました。

(午後８時30分　閉会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

議長　高良　一	副議長　渡口　麗秀				
議員　久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行	森田　孟松
儀武　息睦	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進
金城　賢勇	玉城　正次	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次
高良　清二	糸数　昌剛	大山　盛幸	玉那覇有義	辺野喜英興	上原　文吉
比嘉朝四郎	宮城　実	仲宗根梶雄	崎山　喜達	具志　清裕	又吉　久正
黒潮　隆	浦崎　康華	備瀬　知良	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥
屋慶名政永	真栄田義晃	久高　友敏	普久原朝光		

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　長	兼次　佐一	総務部長	仲原　英通	財政部長	義永　栄善
建設部長	大城竜太郎	社会部長	神山　孝標	消防隊長	松本　吉英

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年２月17日　10番議員　仲尾次盛夏〔印〕
1960年２月17日　37番議員　浦崎　康華〔印〕
1960年２月17日　議　長　高良　一〔　〕

９　1959年(昭和34年) ５月　第31回臨時会[議会]

５月８日午前11時５分　開会

○議長(高良一君)　開会いたします。本日の出席29人、欠席13人で議会は成立しております。

○議長(高良一君)　只今から本日の議会を開きます。欠席議員13人のうち宮里敏慶君、金城賢勇君、浦崎康華君、以上は行政視察で旅行中であります。それから比嘉朝四郎君、玉那覇有義君、宮城実君、以上は私用旅行中であります。又吉久正君は中央病院に見舞にいっておりますが午後帰ります。以上御了承願います。

○議長(高良一君)　諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　議事に入ります前に市長の挨拶がありますので暫く御静聴をお願いいたします。

○市長(兼次佐一君)　本日ここに臨時議会を招集いたしました理由は、既に御通知申し上げました通り、儀間議員ほか11名から自治法第41条に基づいて臨時議会を招集してもらいたいという請求がありましたので、その趣旨に応え、更にこのたび民政府から特別補助金として５万2,000ドルを交付されることになりましたので、これを予算に更正して、ただちに執行いたしたいという考えで招集いたした次第でございます。どうぞ慎重御審議のほどをお願いいたします。

○議長(高良一君)　本日の議事日程は印刷の上お手許に配付しておきましたので、それにより報告に替えます。

議事日程第１号

第１　今期議会の会議録署名人選挙
第２　今期議会の会期を定めることについて
〔第３略〕
第４　行政視察のため渡日する那覇市議会議員への旅券交付方要請決議（案）
(16番、21番、28番議員提出決議案第５号)

本日の会議に付した事件
〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　では只今から議事に入ります。日程第１、今期議会の会議録署名人選挙についてを議題といたしお諮りいたします。本件につきましては、従来那覇市議会の慣例ともなっておりますので、議長の指名に一任していただきたいと思いますが、さよう取り計らうことにして御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認め、さよう決定いたし、議長から指名いたします。13番議員仲松庸全君、36番議員黒潮隆君、以上お二人に会議録署名人をお願いいたします。

○議長(高良一君)　次日程第２、今期議会の会期を定めることについてを議題といたしお諮りいたします。議案もこの程度ですから会期は本日１日とすることにして御異議ありませんか。

(「賛成」と言う者あり)

○議長(高良一君)　多数御賛成のようでありますので、今期議会の会期を本日の１日とすることに決定いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第４、行政視察のため渡日する那覇市議会議員への旅券交付方要請決議案についてを議題といたし、提案者の提案理由の説明をお伺いいたします。

決議案第５号

行政視察のため渡日する那覇市議会議員への旅券交付方要請決議（案）

首題の件について別紙案のとおり議会の議決を得たいので提案する。

1959年５月８日

21番議員瀬名波栄　28番議員上原文吉　16番議員石原昌進

行政視察のため渡日する那覇市議会議員への旅券交付方要請決議（案）

此の度那覇市議会の用務で、浦崎康華、金城賢勇、宮里敏慶、儀間真祥、仲松庸全、真栄田義晃の６議員を日本々土へ派遣することになっております。

ところが、浦崎、金城、宮里の三君に対してはすでに旅券を交付されておりますが、他の三君は未だに旅券の交付をみておりません。尚、旅券未交付の三君に対しては、特別の様式による渡航許可補助申請書の提出要求がなされておりますが、同君等はこれを拒否する旨言明しております。

思うに、こういう事情が旅券を交付されない理由ともなっているようでありますが、政府当局のかゝる差別的措置に対しては那覇市会も遺憾に思うものであります。

なぜなら、今回行政視察のため派遣すべく前記６名を選出するに当って、その所属党派の如何にかゝわらず、那覇市会は議員平等の原則に基き、何らの差別的取扱いもしていないし、又同君等が、補助申請書の提出を拒否することについても、市議会として何ら異議をさしはさむものではないからであります。

思うに、日本本土へ渡航しようとする沖縄人の内、特定の者に対し、特別の申請書によって、その思想傾向の調査をなし、且つ申請の如何によっては、ただに渡航を拒否するのみならず、更に処罰することを得しめる如き宣誓を要求することは、思想、信仰、言論、出版、結社の自由についての民主々義の基本的原則を逸脱し、且つ、日本国民である沖縄人が日本々土へ渡航することについての、独立国々民としての自由をいちじるしく阻害するものと認めざるを得ないのであります。よって旅券未交付の前記三君についても、他の三君と平等の取扱いをなし、可及的すみやかに旅券を交付して下さるよう要請致します。

1959年５月　日

那覇市議会

琉球列島米国民政府

高等弁務官閣下

提案者　議員　瀬名波栄　上原文吉　石原昌進

○瀬名波栄君　このたびの那覇市議会から６名の市会議員が日本本土に行政視察するということに決定いたしましたが、この議案に要請決議案に示されておりますように、３名の議員がいまだにパスポートが出ておりません。

このことにつきましては、高良議長並びに渡口副議長お二人の方が数度にわたり民政府との折衝をしていただいており、非常に感謝いたしております。

この要請決議案は沖縄に住んでいる日本人、いわゆる沖縄県民でありますが、この沖縄人の自分の親元、本国に対する渡航の自由ということがこの要請の内容をなすものでありますが、私達が再三那覇あるいは、泊の港にゆきまして、その周囲の人々の話を聞きましても、戦前はよかった、戦前は切符も自由に買えて、切符さえ買えば幾らでも日本に行くことが出来た。ところが現在ではどうもうるさくて仕方がないという、そういうふうなことがあちらこちらで聞こえるわけであります。去ったタイムスの紙上にありましたが、池島信平といういわば日本の文化人でありますが、この池島信平さんの対談がタイムスの紙上に載っておりましたが、その中で日本から沖縄に渡航するのに１ヶ月と４時間かかる。最初の１ヶ月は手続きのための１ヶ月で、後の４時間は飛行機に乗れば４時間で沖縄に来られる。従って日本から沖縄に来るのに１ヶ月と４時間かかるという皮肉たっぷりなことを申しております。これは日本本土にいる日本人に限らず、アメリカにいる沖縄人、この場合にも非常に不自由であるようであります。これは前に沖縄に来ましたハワイの沖縄人の観光団、これに混って来ました二世の方もそういうことをいっております。沖縄の出入国管理令、これは非常に窮屈だということを申しております。

またそれに対して新聞論調では、日本の場合には観光客を誘致するという意味において観光の場合には特別措置を講じて、非常に出入が楽になっている。手続きが楽になっているということも付記されておりました。それから沖縄にある時計商でありますが、この人はスイスの時計会社と貿易関係を結んでいる関係からスイスに渡航しようとしましたところが、沖縄の民政府のパスポートではこれができないということで非常に苦労なさったということが新聞にも報道されております。こういうふうにして沖縄という地域は、元来が日本でなければならない沖縄が現在アメリカの統治下に置かれている。いわゆる講和条約の第３条に基づいてアメリカの統治下に置かれております。そういう中で沖縄住民の持つ管理ということが問題になって、沖縄人が日本に行けば日本国民としての一切の権利を認められ、自由を認められ、日本に行けば選挙もあり、被選挙権もあるわけであります。ところが、その日本国民である沖縄人が沖縄においてはそうではなしに日本国民として取り扱われないし、そうかといってアメリカ国民としても取り扱われない非常に残念な立場におかれているわけでございます。そういう方法で非常にわれわれは苦しんでいるわけでありますが、そういう国際的な奇型児と申しますか、変則的な統治下に置かれているという中でいろいろな不自由これがあります。その中で現在問題になりますのは渡航の自由であります。この渡航の自由については教職員会あるいは青年会、その他の民間団体においても常に要求している次第であります。そのことは単に民連、あるいは人民党だけに限らず、労働組合の役員をして非常に活発に運動するということで、やはりこういう制限を受けて渡航ができないというような方々もおられるわけであります。

本来がそういう自由ということ、これは民主主義の原理から生まれてくるもんだと考えます。私達は特殊の占領下にあってもできるだけ民主主義的な権利、あるいは民主主義的な自由、この枠を少しずつでもいいから拡大して行きたいというふうな要求をしなければならないのであります。沖縄には現在高等弁務官制度がしかれておりますが、これは御承知のように大統領の行政命令、この大統領の行政命令によって高等弁務官制度がしかれているわけであります。この大統領行政命令の第２節にこういうふうに述べられております。「国防長官はこの権限を行使するに当っては民主主義の原理を基礎として民主的、且つ健全な財政機構によって出された、能率的な責任ある琉球政府の発展を助長し、琉球島住民の幸福及び福祉を向上するために全力を尽し、且つ住民の経済的及び文化的進歩を引続き促進しなければならない」、こういうふうに大統領行政命令の第２節に述べられているわけであります。このようにして定め、このように行えば非常にりっぱなものであります。われわれはこの大統領行政命令をその精神を汲み取って、このようにして定められたのがこのようにして行ってもらいたいということをお願いしなければならないし、また要求しなければならないのであります。この民主主義というものがすでに御承知ではありましょうが、住民大衆の要求によってしか民主主義的権利や、あるいは自由というものは拡大しえないということであります。よく東洋の諺に「沈黙は金なり」という諺がございますが、黙っているということは、これは黙認でございまして、支配者のやっていることをその儘承認するということにしかなりません。また琉球政府は自治権の拡大ということの音頭を取っております。非常にけっこうなことでありまして、日本に復帰し、われわれが日本国民として、日本の主権者として日本憲法のもとに自由と平等の生活をすることは、沖縄における民主的な権利やあるいは自由、これを少しずつでも伸ばしてゆくということが、いわゆる自治権の拡大でもあると考えます。そういうことはまた世界人権宣言の人権に関する世界宣言、これにも述べられております。

われわれが特殊事情下にあるからといって、それでもって仕方がないというふうに黙っているということは、これはいけないということは、世界人権宣言にもはっきりと謳われているのであります。この世界人権宣言、正確にいいますと人権に関する世界宣言、これは1948年12月10日、第３回国際連合総会において採択されたものであり、またアメリカの前大統領ルーズベルト夫人を委員長とするところの人権委員会、これにおいて起草されたものであり、この宣言の第２章にこういうふうに謳われております。これは１項、２項に分かれておりますが、第１項「人はすべて人類、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治的、その他の意見、もしくは社会的出身、財産門地、または他の身分というような如何なる種類の差別もないし、この宣言に掲げられているすべての権利と自由とを享有する権利を有する」、２項「さらに個人の属する国、または地域が独立地域であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、その他何らかの主権制限のもとにあるとを問わず、その国または地域の政治上、管轄上、または国際上の地位に基づくいかなる差別も設けてはならない」というふうに謳われております。ちょうど沖縄はこれに該当するわけであります。いわゆる被統治地域であり、また何かの主権の制限にあるわけであります。そういう制限にあっても人間がもっているところの基本的な権利、あるいは自由、これは侵害されてはならないということが謳われている。これが国際条約になっているわけであります。従いまして私たちは現実において、そういう特殊な政治情勢下にあるからといって、いまの支配する民政府の法律や民政府の高官がおっしゃることは、これらはすべて盲従しなければならない、黙っていなければならないということはないわけであります。元来がアメリカはよく世論の国といわれております。これは国民がすべて自分の生活を自分たちで守るために自分たちの意見をドンドン披瀝する、これが世論であります。この世論にたって大衆の利益のために政府は奉仕するというのが世論の国であります。従いまして私たちはアメリカの政策、民政府の政策にこういうふうにして基本的な線にもとるという場合には、私たちは幾ら支配をうけている沖縄人であってもやはり声を大にして、それはいけない、こういうふうに直してもらいたい、ということを要求しなければならないわけであります。従って「沈黙は金なり」という昔の金言は古くさくなって、めいどの中に葬りさられてしまったといってもよろしいのであります。しかも現在われわれは戦争中ではないわけです。戦争はすんで14、5年になります。そういう平和的な時代において軍事上の目的で外国の制限を被統治者、住民に与えるということはだれが考えてもかんばしいことではありません。従って平和が続くということは、現在の国際情勢をみましても非常に楽観視されております。そういう平和というものが、国際間の平和というものがだんだん恒久的なものとして世界の人類に受け入れられ、守るところになっている現在においては、やはり軍事上の目的でででてくるところの制限、これは徐々にでも解消されてゆかなければならないし、また、それが当然であると考えております。私たちは現在アメリカの政府によって支配されているわけでありまして、アメリカの権利はもちろん沖縄に適用されませんが、しかしアメリカの国民が享有しているところの権利や自由、せめてこれぐらいのものはわれわれ沖縄人に与えてもいいじゃないかというふうに考えます。

そういうことからしてアメリカ人がアメリカ本国に行くのが自由であるように、われわれ沖縄人が本国である日本に自由に渡航することが、往復することが、自由であるように願うのは当たりまえのことであります。従って現在の布令でのべられているところの苛酷な条件、これを逐次緩和してもらいたいというふうに要求するのが、人情として妥当な考え方じゃないかというふうに考えます。このたびの渡航については議長、副議長の方々から随分努力していただきましたが、民政府からは民連所属の３名の市会議員に対しては特別に補助申請というものが出されている。これは27カ条、もれなく記載署名して出せ、そうすれば渡航も考慮しようということになっております。私、この補助申請書というものは出せば必ず渡航が認可されるという筋合いのものではなしに労働組合の幹部、こういった人たちは補助申請を出しておりますけれども許可がいまだにおりないという人たちもおります。結局、特殊の人に対してはやはり差別待遇がなされるということになっております。しかもこの補助申請の内容をここで縷々説明するものではありませんが、過去10年にわたっての自分の行動あるいは親類縁者、行先についても

記載しなければならないし、日本に行っても行動も記載しなければならない。かつて日本に行った場合には当時の行動も記載しなければならないことになっている。あるいは思想上の問題であっても、これは見る人によっていろいろと違ってくるのであります。たとえば昔においては宗教が支配者の道具であった場合には自分に反対するものを押しのけるために、圧迫するために無神論者というレッテルを貼って追放する。ところが現在のいわゆる資本主義社会、それから社会主義社会というふうにわかれている中では、自分の意見に反対するものも追放するために赤のレッテルを貼るということがなされています。そういうことは非常に危険でありますが、現実にこれがあるわけなんです。これがある以上少しでも民政府の気にさわるようなこと、あるいは行動をやった場合はそういうレッテルをもって追放されるか、あるいは抑圧されるということもでてくるわけであります。もちろん行き過ぎることはよくないが、当たりまえのことは当たりまえでよろしいのではないか、というふうに考えております。そういうふうにして補助申請に記載された事項に対する見解、これは常に一方的に民政府側の判断というふうになっております。またこれに署名した以上、そういう間違いがあった場合はどういう処罰をうけても御異議ありませんというふうになって、いわゆる宣誓であります。こういうふうになってまかり間違ったならば自分の身にとって非常に不利になるということも予想されるわけであります。

よく昔から〝石橋をたたいて渡る〟という言葉がありますが、それほどの用心はしなくてもあぶない橋を渡るということは〝君子あやうきに近よらず〟ということからしてあぶない橋を渡るということは愚かであります。従って中には申請を書いてもいいじゃないか、というふうに申される方もおられますが、なるほど書いてもよろしいかもしりませんが、特定の人の場合にそれが自分の身をしばる結果になりかねないという危険がある場合、あえてそういった落し穴に入るということは、これは誰しも好まないことであります。従って今度の３名の議員がこれを書かない、またこういうことをなすこと自体がいけないんじゃないか、ということを要求するのは妥当じゃないかというふうに考えております。それから補助申請は原則としてみんなに要求されるべき問題じゃないかというふうな御意見もあるようでございますが、これは布令の147号、これは琉球住民の日本旅行管理令というふうになっております。いわゆる出入国管理令であります。この管理令の第３章の６条は特に必要ある場合には補助申請を要求することができる、というふうになっておって、これはやはり布令からみましても原則ではない、特に必要のあるものしかそういう調査は要求されていないわけであります。そういうふうにして非常に差別的になされているわけですから、こういうものを書かないということが本当ではないか、また書かなくても渡航ができるように、次第次第に布令を改正して行く方向に改正して行くということが妥当ではないか、そういう改正という場合にはもちろんのこと、住民の側に立っての改正であります。これはさきほど申し上げました自治権の拡大という場合でも同じであります。いわゆる統治者のための法律、これはある程度削除して住民の利益になるようにもって行くということが自治権の拡大であり、そのための法律の改正というふうなことでなければならないというところから、どうしてもそういう布令147号、つまり出入国管理令、こういうものはさきほど申し上げましたが、民主主義の理念にもとづいて大統領行政命令、あるいは人権に関する世界宣言精神、これに基づいてやはり自分の本国に往復するのだから、これはもっと巾を拡げて自由にさせるべきだというふうに要請しなければならないのであります。その場合、差別扱いされているのは一部ではないか、ということが考えられますが、しかしこれは決して一部ではなく確かに世の中を過ごしてゆくにはいろいろと政治活動、あるいは文化活動もあります。しかし、そういった文化活動や政治活動、こういったものも支配者として気に喰わないということで差別待遇されるということになると、本当に世の中のため少しでも努力しようという人たちはそういう意欲をそがれてしまって、さきほど申し上げましたように〝沈黙は金なり〟ということになりかねない。あるいは〝ものいえば唇寒し秋の空〟ということになりかねないのであります。そういった反米的な民族性を、もっとものがいえ、ものが考えられるような社会をわれわれはつくってゆかなければならない。そういう共同責任をわれわれはもっているのであります。現在一部しか要求していないようであります。そう

いうことはやはり撤廃してもらって、日本人が日本に行くことを自由にしてもらいたいというような要求、これはなるほどいますぐにはできないかも知れませんが、しかしながらこういういことは２回でも３回でも、あるいは１年でも２年でも、これが実現するまではねばり強く要請する、というふうな努力をしない限り民主主義の前進もない。また自治権の拡大もない。特に今回の場合は那覇市議会を代表しまして日本の行政視察をする公務であります。こういう公務に対して、こういう差別待遇するということはアメリカ民政府がいっている地方自治体の育成精神にも反する。つまり地方自治体の自由な行動、これは民政府が政治的な感情というふうに誤解もそこから生まれてくるわけであります。従いまして私はそういうアメリカの大統領が出した行政命令を民主的な理念によって、あるいは人権宣言の理念に基づいてどうしてもこういう不自由な法律は徐々に変えて行き、誰でも認められるような方向にもっていくというふうな努力を今後も積み重ねなければならないという立場で今回の那覇市議会としては、どうしてもさきがけて沖縄人の渡航を自由にしてもらいたいという要求を、これをさきがけてやらなければならないのじゃないか、というふうに考えているわけであります。以上が今度の要請決議に対しての提案理由であります。なるほど非常に複雑な現在の政治情勢ではありますが、繰り返すようでありますが、少しずつでもわれわれの権利や自由をのばして行き、住民の側が利益になるように伸ばしていくための努力の一端の現われとして、この決議案が出されておりますので、どうか皆様方の全員の御賛同でこの要請決議案を採択していただきたい、ということを申しのべ提案の説明を終りたいと思います。

○議長(高良一君)　只今の説明に対し質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　質疑がなければ討論に入ります。

(「討論なし」「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　それでは討論を省略して採決に入ります。日程第４、行政視察のため渡日する那覇市議会議員への旅券交付方要請決議案につきましては、これを原案通り可決することにして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　多数御賛成のようでございますから原案通り可決決定いたします。

○議長(高良一君)　以上で今期議会の日程は全部終了いたしました。これをもって第31回議会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後０時６分　閉会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

議長	高良　一	副議長	渡口　麗秀			
議員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	森田　孟松	儀間　真祥
	儀武　息睦	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進
	玉城　正次	大城　清徳	瀬名波　栄	高良　清二	糸数　昌剛	大山　盛幸
	辺野喜英興	上原　文吉	仲宗根梶雄	崎山　喜達	具志　清裕	又吉　久正
	黒潮　隆	備瀬　知良	新垣　松助	金城　幸信	屋慶名政永	真栄田義晃
	普久原朝光					

一　欠席議員

議員	金城　賢勇(出張)	玉井　栄次	宮里　敏慶(出張)	玉那覇有義(出張)
	比嘉朝四郎(出張)	宮城　実(出張)	浦崎　康華(出張)	久高　友敏

一　市当局より参与せる者の職氏名

市長　兼次佐一　総務部長　仲原英通　財政部長　義永栄善

一　事務局出席者

〔局長欠席〕

一　会議録署名人

1960年２月25日　13番議員　仲松　庸全〔印〕
1960年２月22日　36番議員　黒潮　　隆〔印〕
1960年２月17日　議　　長　高良　　一〔印〕

10　1959年(昭和34年) ６月　第32回定例会[教育、法令要請、水道、埋立、公営住宅、環境・衛生、軍用地、河川]

６月10日午前10時50分　開会

○議長(高良一君)　開会いたします。本日をもって第32回那覇市議会を開会いたします。本日の出席は41人、欠席は１人でありまして議会は成立しております。ただいまから会議を開きます。

○議長(高良一君)　諸般の報告を申しあげます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の議事日程は印刷の上お手元に配付いたしておきましたから、それにより報告にかえます。

議事日程第１号

第１　今期議会の会議録署名人選挙
第２　今期議会の会期を定めることについて
〔第３～第32　略〕
第33　総合競技場建設について（市長提出諮問第３号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　ただ今から議事に入ります。日程第１、今期議会の会議録署名人選挙についてを議題といたし議長からお諮りします。会議録署名人につきましては従来慣例によって議長の指名に一任願っておりますが今回も左様取り計らってご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　異議ないと認めさよう決定し議長から指名いたします。14番議員喜久山朝重君、25番議員又吉久正君、以上お二人にお願いいたします。

○議長(高良一君)　次日程第２、今期議会の会期を定めることについてを議題とし、本件につきましては種々御意見もあるかと思いますが議長からお諮りいたします。今期議会の会期は本日６月10日から６月30日までの21日間とし、その日程は本日は市長の施政方針を聴取し、議案を上程し、説明を聴取。明11日、12日の２日間は議案研究のため休会、13日本会議を開いて市長の施政方針に対する一般質問を行い、14日は日曜日にあたりますから休会、15日は本会議を開いて、13日に引き続き施政方針に対する一般質問に入り同日をもって質問を終る。16日本会議を開いて議案上程質疑に入り、付託すべき事件については所管の委員会に付託する。17日から25日までの間、日曜を除く８日間は各常任委員会において付託事件の審査を行い、26日、27日の２日間は事務局における委員長報告書の作成並びに本会議の準備を為さしめるため休会、28日は日曜日で休会、そうして29日、30日までの２日間本会議を開き、付託議案並びに陳情書に対する委員会の審査報告について、質疑、討論、表決に入る。

以上で本会議６日、委員会８日、休会４日、休日３日で合計21日間をもって終了するということに

なっておりますが左様取り計らってご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　異議ないと認め今期議会の会期を本日６月10日から６月30日までの21日間とすることに決定いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第33、総合競技場建設について、市長提出諮問第３号を議題とし提案理由の説明を願います。

諮問第３号

総合競技場建設について

総合競技場建設については琉球政府とタイアップし、政府より提示された別紙「総合競技場建設基本方針」に基き協力したいと思うが議会の意見を問う。

1959年６月10日

提出者　那覇市長　兼次佐一

(写)

文保体第108号

1959年５月13日

琉球政府行政主席　当間重剛

那覇市長　兼次佐一殿

総合競技場建設について

奥武山総合競技場の建設については1959年１月９日付琉球列島米国民政府副民政官ドテリックＭ・ギーリスから那覇市長あての「首都建設委員会の計画」に関する書翰の第五項によると琉球政府が施工することになっています。つきましては当政府では別紙基本方針により建設したいと思いますから左記については貴市において協力して下さいますよう依頼します。

記

一　市有地の無償提供

二　物件補償

三　道路建設

総合競技場建設基本方針

一　５ヶ年計画で建設する。

二　建設事業を左記のとおり分担する。

琉球政府

1　工事の施工

2　私有地の購入（又は交換）

当分の間工事施工に必要な最小限度にとめる

3　埋立工事（競技場建設に必要な分）

那覇市

1　市有地の無償提供

2　物件補償

3　道路建設（都計の一環として）

三　先ず野球場と陸上競技場を施工する。

野球場は軍埋立地に陸上競技場は旧競技場を拡張して建設する。

四　建設完成後の管理運営は那覇市が当るようにする。

五　年次計画

第１年次　野球場・陸上競技場

第２年次　陸上競技場・水泳競技場

第３年次　陸上競技場・庭球コート

第４年次　体育館・バレーボールコート・すもう場・弓道場

第５年次　雑工事

○建設部長(大城竜太郎君)　諮問第３号について説明いたします。那覇市都市計画として決定された奥武山総合運動場については、1959年１月９日付のギーリス書簡により琉球政府が施工するように決定されました。

しかるに奥武山においては那覇市有地がその大半を占めており、従ってその建設には那覇市の協力が必要であります。そのためお手元に差し上げました資料にありますように、行政主席当間重剛氏から那覇市長宛依頼が参っておりますが、これには 一．市有地の無償提供 二．物件補償 三．道路建設等重要な問題を含んでおりますので、議会の御意見を伺いたく諮問いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(高良一君)　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。明日から日程計画に従いまして２日間、11日、12日は議案研究のため休会し、13日午前10時から本会議を開きます。

ちょっと散会の前に皆さんの御了承を願いたいと思うのでございます。実は今度の琉球、韓国との経済、将来の提携のためにフリーゾーンからやがてフリーポートに、それには産業がフリーになってくるんじゃないかというわけで、財界から15、６名韓国に行くようになっております。

不肖私もそれに参加して行くのでございますが、まことに会期中申しわけないのでございますが、16日議案上程、質疑、委員会付託まで出席させてもらいまして、17日の各委員会の付託事件の審査の17日出発いたしまして東京へ行きまして、22日東京を出発して韓国に１週間滞在して帰って来たいと思います。なるべく会期中に間に合せて帰りたいと思いますが、日程が相当ギリギリであり、あるいは会期中に帰ることができないかも知れませんが、遅くとも７月５日には必ず帰って参りますのでその間一つ出張を御承認してもらいたいと思います。どうぞよろしくお願いします。それではこれをもって散会いたします。

(午後２時13分　散会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

議長	高良　一	副議長	渡口　麗秀			
議員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行	森田　孟松
	儀武　息睦	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進
	金城　賢勇	玉城　正次	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次
	高良　清二	糸数　昌剛	大山　盛幸	玉那覇有義	辺野喜英興	上原　文吉
	比嘉朝四郎	宮城　実	仲宗根梶雄	崎山　喜達	具志　清裕	又吉　久正
	黒潮　隆	浦崎　康華	備瀬　知良	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥
	屋慶名政永	真栄田義晃	久高　友敏	普久原朝光		

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　長	兼次　佐一	収入役	屋富祖太郎	総務部長	仲原　英通
財政部長	義永　栄善	建設部長	大城竜太郎	社会部長	神山　孝標
消防隊長	松本　吉英				

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年５月５日　議　　長　高良　　一〔　〕
1960年５月５日　14番議員　喜久山朝重〔印〕
1960年５月10日　35番議員　又吉　久正〔印〕

〔６月13日、15日、16日会議録　略〕

６月17日午前10時33分　開議

○議長(高良一君)　開会いたします。本日の出席36人、欠席６人でありまして議会は成立いたしております。又吉久正君は遅参するという届出がありました。では只今から本日の会議を開きます。

○議長(高良一君)　諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の議事日程はお手元に配付いたしておきましたから、それにより報告にかえます。

議事日程第５号

第１　総合競技場建設について（市長提出諮問第３号）

〔第２～第36　略〕

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　ではただ今から議事に入ります。

○議長(高良一君)　日程第１、総合競技場建設について、市長提出諮問第３号を議題として質疑に入ります。この件につきましては行政主席から特に早急にやって貰いたいという要請がありましたので、特に日程第１にもってきてありますから、これは委員会に付託せずに質疑討論をなるべく略しましてご承認願いたいと思います。

（「賛成」と言う者あり）

○新垣松助君　一応当局の説明を願います。

○議長(高良一君)　行政主席からの要請もありますので是非本日中に議決して頂きたいと思います。

○宮里敏慶君　終戦後15年、多くの若人が活動するスポーツセンターが今日まで琉球の首都那覇に総合競技場をもたないということは、われわれ住民としても非常に遺憾に思っております。本土の各都市におきましては、立派な各種の競技場をもって青少年あるいは老いも若きもこの総合グランドで野球やバスケットというふうに盛んにやっておりますが、惜しいかな沖縄にはそれらしい総合グランドがなくて、われわれ住民としてはこの総合グランドが一日も早く実現することを願っているわけであります。青少年の健康、体育の向上の面において早急に総合グランドをつくってくれということは住民の希望であります。それでこの総合グランドを一日も早く建設したいと思っておりますが、これにつきましてこの案の総合競技場建設基本方針につきまして２、３おたずねしたいことがあります。琉球政府の分担する分に埋立工事、括弧して競技場建設に必要な分となっております。那覇市としても奥武山公園一帯に公有水面の埋立申請が出ております。政府の方針は総合グランドに使用するだけとなっております。那覇市の公有水面埋立申請と、この面積においてどういうふうに差があるかということ、それから那覇市の分担として道路建設、括弧して都計の一環となっておりますが、那覇市の都市計画の道路計画とこの総合グランドの道路建設とどういう関係がありますか、支障を来さないということについておたずねいたします。

○建設部長(大城竜太郎君)　ちょっとよく解りかねますが。

○宮里敏慶君　琉球政府の分担として埋立、括弧競技場建設に必要な分那覇市として奥武山公園一帯に公有水面埋立申請がでておると思います。那覇市公有水面埋立と琉球政府が総合グランドにおいて分担する公有水面の埋立とは多少そこに埋立申請の面積などに差異があると思いますが。

○建設部長(大城竜太郎君)　面積のことでございますか。

○宮里敏慶君　そうであります。

○建設部長(大城竜太郎君)　今回那覇市に埋立申請を許可するという坪数が１万7,000坪になっております。その埋立地はすでに埋められまして地ならしさえすれば野球場ができることになっております。その野球場は埋立をもう少ししないと野球場として使えないもんですから、今度の22万ドルの補助でその工事の地ならしでもするということになっております。

○宮里敏慶君　いまの建設部長さんのお話ではすでに埋立はすんでるということでありますが、それは違います。那覇市の公有水面埋立はガーナームイのところまでやっておりますが、いま部長さんのおっしゃっております１号線の……。

○市長(兼次佐一君)　市の埋立申請４万1,116.18坪に対しまして、今度の総合運動場に予定されているところの坪数は全坪数でございますので、政府の埋立をするというところの面積はこの全坪数を指しているものであります。しかしながらあの参考書類にもありますとおり、それを一時に政府がやるのではなく、第１年次に行うか、第２年次に行うか計画書は出しておりますが、途中で変更があるという事になっております。

○瀬名波栄君　この総合グランドの那覇市負担分のうち市有地の無償提供というのがございます。この市有地の面積ならびにこれの時価価格物件補償、これまでやった分の金額、今後予想される金額、それから建設完成後の管理運営は那覇市が当たるというふうになっておりますが、所有権としての関連はどうなっているのか、この３点についておたずねいたします。

○市長(兼次佐一君)　提供するという市有地についてのご質問でございます。それにお答えするついでに奥武山総合グランドを建設する場合に必要とする物件、市有地の坪数を申しあげます。私有地が１万7,528.93坪、市有地が３万512.58坪、県有地が4,459.69坪、日本政府有地1,014.60坪、合計５万3,605.78坪となっております。ただいまのご質問の無償で提供しようとする那覇市有地は３万512.58坪でございます。地上物件補償等についてでありますが、これらの土地の上に建築されている家屋ならびに土地等の物件補償に要する調査はまだ行っておらんのであります。それは当初計画の第１年次計画にはそういったような処置をしなくとも第１年次計画の工事施工ができることになっておりまして、この実施をするのは次年度あたりになると考えられるのであります。３番目の埋立完成後那覇市にその管理を移すということにつきましては、現行政府有財産法によりますと、その財産法は原則として政府有財産が行政財産であり、基本財産であるからして他に無償に移すことを禁じております。しかし18条にはこれを補うかのような規定があるのであります。その規定は一時使用を意味したほうの財産でなかったかと思うのであります。この規定により完成後那覇市にその使用管理をさせるという政府の考え方でございました。しかし法的にいろいろな疑義が生じて参りますので、特に行政主席に対しまして現行法において不可能の場合はどうするのかということをおたずねしましたところ、その時には法を改正しても移すというところの公約を得ているのであります。従いましてこの諮問が通過いたします場合、正式に政府と那覇市の間には書類の取りかわしが行われその際にこの点をハッキリしておきたいと考えております。

○瀬名波栄君　所有権については。現在の法律では一応政府に所有権はあるが、管理運営が那覇市にあるということになるわけですか。法的な所有権は政府にあるがその管理運営を那覇市にやらすということですか。それとさらにですね、管理運営の具体的な内容についての説明、さらにわたくしの質問の中に市有地の面積と、それからこの推定時価価格を質問しましたが、これの答弁がありませんがあわせてお願いいたします。

○市長(兼次佐一君)　ただいまの問題はこの諮問案を出すためにもっと具体的に政府との打合わせをしておかなければならなかったと思うのでありますが、一応工事を施工する前にその所有権を政府に移してのちに運動場の工事を行うか、那覇市有地のままで工事を政府が担当するのであるかということについての深いところまで掘り下げて話し合っていないのであります。主席の考え方としましてはこの総合グランドを政府の手によって完成して那覇市にそれの使用管理を移すことによって、埋立ての工事をわれわれがやったという非常に軽い簡単な意味の解釈で難かしいことはないじゃないかといったような考えであります。そうする場合には所有権を買いとって那覇市有地のまま工事をやっていただき、さらに埋立てを政府の方で那覇市の申請によって工事を政府の方でやるようなことができるとすれば、将来の管理使用の問題は残らないのであります。もし那覇市の埋立申請を取り下げて政府において再申請して行い、しかるのちに埋立てをなし市有地を政府に移転登記をいたしたのちに工事をさせるという場合には、いまさきいったその両者間にその契約書の取りかわしをしなければならないというような考え方をもっております。それから地価の相場のことでございますが、この問題につきましては適確なる相場というものが現在においてはつかみにくく、いずれ法的にこれが処置される時期がくると思いますが、特にまた工事をすぐ施工せんとするときにこちらでいくらぐらいと申しあげることにはいろいろ支障がございますから、いまのところ買手に売手次第で相場はきまるものでございまして、いくらぐらいが通り相場だということは**摑**んでいないのであります。

○瀬名波栄君　管理運営の具体的な内容がまだ残っております。

○市長(兼次佐一君)　管理運営ということはどういうことを意味しているのであるかという解釈はできないのであります。いわゆる総合グランドが完成したのちにその那覇市有地に再び帰するということになった場合には、はじめてその総合グランドの運営管理というものは条例等で制定されるものじゃないかと思います。

○高良清二君　ただいまの瀬名波議員の質問にやはり関連いたしますが、その辺に疑義があるような気がいたします。たとえば管理という面と運営という面とおのずから予算が伴わなければならないと思います。予算が伴う反面市としては有利になる。たとえば総合運動場を貸すことによって収入があるがそこに事務所をおかなければならない。競技がすみ、行事がすんだあとの清掃をしなければならない。才入才出の問題が出てくる。その辺がハッキリしないというようなことじゃないかと思います。その辺の話があったかどうか、もう一度たとえばですね、管理運営をまかすということになったその後に仮に日本あたりから優秀なプロの野球団を招いて、そこで入場料をとるとした場合収入はどうなるのか。

○市長(兼次佐一君)　管理運営の時期において条例で制定すべきだと考えております。

○大山盛幸君　ただいまの御答弁でいいと思いますが、さきほどの御答弁の中で管理運営の点につきましては、財産法と関連して何か一時的なような印象をうけたわけでありますが、それからしますと市有地の無償提供をするという言葉と無償譲渡という言葉と２つありますが、この提供というのはいわゆる所有権はあくまでも那覇市のものであるが、これを全体に貸し与え使わすというための提供というのか、譲渡という言葉を使うと所有権すべて政府に譲るという意味においてそういうために提供という文句にしたのか、首都建設委員会においての話の結果こういうふうになったと思います。それに対する御見解をお願いいたします。

○市長(兼次佐一君)　いまさき瀬名波議員にお答えいたしました通り、そういったところまで掘り下げて打合せをなしていないのであります。すなわち提供と譲渡との言葉の意味の法的な解釈に違いがあると聞き、尚指摘されましてなるほどと思いましたが、果たしてそのままで工事を為すということになるのか、あるいは所有権まで移したのちでなければならないのかということについては、打合わせをされていないのであります。しかし少くともその責任者であられる主席のお考え方が、所有権を移さなくともできればそれでもやっていくという軽い意味の考え方でいいじゃないかというような点からしまして、所有権の移動はしなくてもいいじゃないかと考えております。

○高良清二君　これはですね、どうせすぐ即決することになりますから十分に質問をさせて下さい。

○新垣松助君　総合競技場建設について建設委員長、文教厚生労務委員長、それに建設部長、課長、市長、これだけが総合競技場建設について政府に参加した時に、この運動場に対する管理運営は那覇市にあたらせてくれとその当時建設部長が要求した時に、当時の立法院議長安里氏は〝馬鹿なことをいうな〟といった反駁の言行があったもので、念の為もう一ぺん市長に、これは首都建設委員としての計画にもとづいて、まず主席とも御相談の上協議されたと思われますが、これはどうしても立法院議会との関係もあるはずだと思いますが、これに対して市長は確実な建設完成後の管理運営は那覇市があたるようにすると、これだけの文句をみた場合にわれわれとしてももう少し確実なる管理運営或いは所有権について知っておく必要があるが、市当局は考えたことがあるかどうか。

○市長(兼次佐一君)　答弁が断片的になりまして御了解を得なかったと思いますが、結局瀬名波議員にお答えした内容になるのであります。すなわち管理運営を那覇市にさせるということは法的にどうであるかという点を調べてゆきました場合、政府有財産法の第18条の〝処分等の制限〟という規定の中で、行政財産はその用途または目的を防げない限度において使用又は収益をさせる場合を除く外これを貸し付け交換し売り払い譲与し、もしくは出資の目的とし、またはこれに私権を設定することができないという禁止規定があるので、たとえ政府の考え方が管理運営を那覇市にさせるといってもこの点では不可能ではないかということを念を押したのであります。それに対しまして行政主席は現行法においてその目的が果たされない場合は法を改正して、そうして那覇市に管理運営のできる方法をとるということをおっしゃっておるのであります。従いまして国家的ないわゆる政府立公園としての運営をするということもなく市立公園としての運営をなすものであるが、その工事にあたっては首席民政官からの書簡によって政府において為すべきであると、こういうヒモがついている以上は政府においてしなければならないのだというような考えであります。従いましてもし所有権を移し埋立申請をとりさげて政府が再申請をなくして埋立てをなしたその場合は、埋立てられた土地は政府有財産になるのでありますから、そういった処置をとる時には契約書を取りかわしたいということを申しあげたのでありますが、ただいまの御質問に対してもこれ以上申しあげることはできないのであります。またそれによってそれ以外の方法はないと考えております。

○新垣松助君　解りました。

○宮里敏慶君　この諮問案は非常に急を要することであります。われわれとしては今月一応工事に着手しなければならい。22万ドルの補助金を打切るとか、取り消すというようなことも聞いておりますので質疑はこれで打切る様動議を提出致します。

○議長(高良一君)　ただいまの動議の通り質疑を打切る事に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認め質疑を打切ります。尚突然ではありますが暫くの間休憩いたします。

(午前11時８分　休憩)

(午前11時21分　再開)

(登壇　議長交替)

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。議長が緊急な用件があって退場いたしましたので、わたくし代りまして議長の職務を行うことにいたします。20番議員から質疑打ち切りの動議がありまして成立しております。質疑を打ち切って討論に入って御異議ございませんか。

(「進行」と言う者あり)

(「討論も打ち切って」と言う者あり)

(「採決」と言う者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　ではお諮り致します。討論のほうも省略して異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認め討論を省略して採決に入ります。日程第１、総合競技場建設について、市長提出諮問第３号につきましては原案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないものと認めます。よって本諮問案は原案通り承認することに可決決定いたしさよう答申することに決定致します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上を持ちまして本日の日程は全部終了いたしました。明日からお手許に配付いたしました日程計画表に基づきまして、各常任委員会においては付託事件の審査をお願いすることにいたします。次の本会議は29日午前10時本会議を開催いたし、本日はこれで散会致します。

(午後５時50分　散会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

議長	高良　一	副議長	渡口　麗秀			
議員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行	森田　孟松
	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進	金城　賢勇
	玉城　正次	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次	高良　清二
	糸数　昌剛	大山　盛幸	玉那覇有義	辺野喜英興	上原　文吉	比嘉朝四郎
	宮城　実	仲宗根梶雄	崎山　喜達	具志　清裕	又吉　久正	黒潮　隆
	浦崎　康華	備瀬　知良	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永
	真栄田義晃	久高　友敏	普久原朝光			

一　欠席議員

議員　儀武息睦

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　長	兼次　佐一	収入役	屋富祖太郎	総務部長	仲原　英通
財政部長	義永　栄善	建設部長	大城竜太郎	社会部長	神山　孝標
消防隊長	松本　吉英				

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年　月　日　議　長　高良　一〔　〕
1960年５月５日　14番議員　喜久山朝重〔印〕
1960年５月10日　35番議員　又吉　久正〔印〕

６月29日午前10時49分　開議

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。本日の出席37人、欠席５人でありまして議会は成立いたします。ただいまから本日の会議を開きます。

○副議長(渡口麗秀君)　諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　本日の議事日程は御手元に配付いたしておきましたから、それにより報告に替えます。

議事日程第６号

〔第１～第４、第６、第７、第10～第39　略〕

第５　集成刑法の廃止についての要請決議案(21番議員瀬名波栄外２名提出決議案第８号)
第８　尚家跡を博物館敷地に譲渡方要請決議案(８番議員儀武息睦外５名提出決議案第６号)
第９　分譲水単価の引下げ要請決議案(39番議員新垣松助外14名提出決議案第７号)

本日の会議に付した事件

〔第１～第４、第８～第18　略〕
第５　集成刑法の廃止についての要請決議案(21番議員瀬名波栄外２名提出決議案第８号)
第６　尚家跡を博物館敷地に譲渡方要請決議案(８番議員儀武息睦外５名提出決議案第６号)
第７　分譲水単価の引下げ要請決議案(39番議員新垣松助外14名提出決議案第７号)

○副議長(渡口麗秀君)　ではただいまから議事に入ります。

〔中　略〕

○瀬名波栄君　僭越ですが新聞紙上にみられます布令23号集成刑法の廃止について動議を提案したいと思います。賛成をお願いしたいと思います。要請決議。本年５月18日付公布された布令23号(集成刑法)は沖縄における民主主義と県民の自由を甚だしく後退せしめるおそれがありますのでこれを廃止していただきたいことを要請する。1959年６月29日那覇市議会、宛先はブース高等弁務官、当間主席、立法院議長、行政法務委員長、この４ヶ所であります。次に提案理由の説明をいたします。

提案理由

去る５月18日に「刑法並びに訴訟手続き法典」が公布されて、来る８月15日から施行されることになっております。

これはこれ迄の「集成刑法」(布令144号)を改正して被告人の人権の保護を強化し、認可制であった出版を届出制にして、著しく民主的に改善されたものと言われております。しかし、被告人の権利の保護は戦後、民主主義が輸入されて以来の通常的観念とされ、既に民立法に於いては、その思想が盛られております。更に出版につきましては未だに認可制をとっているということこそ、戦時統制の名残りであり、これが撤廃されるのは誠に当然であります。しかし、今度届出制をとるとは言うものの、日本やその他の民主国家に於て採っている制度とは違うのであります。届出すれば、法の保護を受けて、第三種郵便物取扱その他の恩典にあずかるけれども、届出なければそのような恩典が与えられないというのが民主諸国家の制度であります。

ところが布令23号では届出なければ処罰されるという風であべこべであります。余り進歩とは言えないのであります。しかも誹謗したら首がチョンとなるようでありまして、誠に物騒であります。正当な「批判」と「誹謗」とのけじめは一体どこに引かれるのでありましょうか。支配権者は、支配者の利益になるような政治しかとりません。これは何処の国でも同じであります。これについて、６月７日の沖縄タイムス紙上で、自由人権協会の岩谷克孝氏は次のように述べております。

「この布令は、基本的人権、特に言論出版表現の自由を侵害する重大な危険を内蔵しているように思われる。日本は外国であると定義され(２・１・17)スパイ・サボタージュ又は治安妨害の行為は死刑、その他の刑(２・２・４)に処せられ、米国又は米軍要員に対する犯罪に厳罰主義をもって臨み、更に演説、出版物、放送をもって米政府、米民政府、琉球政府を誹謗したり誹謗しようとした者に重罰を科する。乱用される危険はないと民政府が言明しているようであるが、乱用されないという法律上の保障はどこにもない。少くともこれによって祖国復帰運動が対象となり、健全な労組活動や、建設的な政府批判も不可能になるおそれがある。本来権力者というものは批判されることを好まぬ傾向がある。出版物が許可制から届出制へと移向しても、その出版物が「米政府などを誹謗した」と係官によって認定されれば万事休すである。」

民主社会では総て主権は人民に在りますので、そこの人民は人民の利益になるような政治をとるために、その代表を国会に送ります。しかし沖縄ではそうはなっていません。われわれは統治される者、彼

らは統治する者と、ちゃんと定められています。人権宣言は15条で「人はすべて、国籍をもつ権利をもつ」とうたわれておりますが、われわれは国籍さえ持つことができません。この様な特殊異状な状態の中では、批判は反対という風にみられ、誹謗と受け取られないという保障は一体何処に明文化されているのでしょう。そんな保障はないのであります。従って進歩のように見え乍ら実はタイムス紙の漫画にも書かれたように「言わしておいて叩く」というようなことになり兼ねないのであり、そこから「物言えば唇寒し……」の状態が生まれてくるのであります。これは非常に大事なことで御ざいます。

だからこそ、今月初旬に来島した米人新聞記者団の方々も、さすがに民主的に進んだ米本国の新聞人だけあって､「最近出された新集成刑法のいう誹謗については新聞人は断固反駁すべきだ」と語っております。

これは誹謗と批判は紙一重であり、支配者の自由裁量によって、言論が抑圧される恐れが先々あるからであります。

更に今迄私達は団体や個人で、よく手紙又その他の方法で沖縄の実状や、資料を本土の団体や個人に送っていました。これは殆ど自由に、沖縄で公然と入手できる資料は勝手に送り連絡出来ました。或いは本土に渡って口頭で発表することもできました。しかし、これもこの布令が施行されると出来なくなります。

それは偵察行為となるからであります。どの程度までが法にふれないのか、一般の県民は誰一人知りません。

これについて、6月22日の沖縄タイムス紙上で、神戸大学の嘉納助教授は次のように述べております。「集成刑法は、現地アメリカ軍にとっては利益があろうが、アメリカ自体にとってはマイナスとなる、無知で軽率な法律である。問題点の出版を許可制から届出制にしたのは自由が緩和されたのではない。1957年6月の大統領命令第12条によって言論、集会その他基本的人権を保障されたことによって当然の措置だ。にもかかわらず政府誹謗を罰するという条項があるのは、言論弾圧を意味するものであり、この条項は、大統領命令に違反して、その無効を主張できる。スパイとは、国家に対する忠誠に反する行為をいうものと平常では解釈されているが、アメリカにたいしてロイヤルティー（忠誠）の義務のない沖縄住民についてスパイ罪をもうけるのはおかしい。」

真実を知り、これを正し、救援を求めることさえできなくなるでありましょう。如何に苦しい状態、不自由な状態におかれても、より生命の方が余程大事だからであります。「命あっての物だね」あきらめの思想がそこから養われていきます。

しかし、われわれは人間として、人間らしい生活、それは経済的にも政治的にも人間らしく生きる権利があります。自由に伸び伸びと豊かに暮らす権利があります。それは国連に於いて宣言され布告された「人権に関する世界宣言」であり､「国連憲章」の厳たる精神に明らかに示されております。又日本の民主憲法も一応これを保障しております。日本のかつての天皇制下の軍国主義社会制度の中に於いては、国民の権利と自由をふみにじり、国民を飼育して「大和魂」をうえつけ国内、国外に幾多の犠牲を生み、世界の人類を敵に廻したあの「犯罪国民」に仕立て上げたものは、そのような法律であります。言論の圧迫であり、思想の統制であり、忠君思想の注入であり、之に批判を加える者を国賊、非国民、スパイとして抑圧するための法律、これが世界中から指弾された有名な「治安維持法」であります。大宅壮一流に言うならば「国民飼育法」（国民総家畜法）であります。

しかし、この様な世界に類をみないような「治安推持法」でさえ､「死刑」というのは唯１ヶ所しかありませんでした。それは「国体を変革しようとする団体の指導者」だけでありました。しかしこのような「死刑」を以て国民をおどしつけ、自由と権利を抑圧してきた日本でさえ、真理と正義には勝てませんでした。遂に神の国は亡び、天皇は人間に転落したのであります。

この様に、妨何に統治権者の利益のためとはいえ、力にたより、人民の権利を無視して立法を誤る場合には不幸な結果をまねくことになります。日本が最も身近な良い例であります。前車のわだちは踏まないものであります。ましてや、アメリカが日本を占領して真っ先に打破ったのがこの「治安維持法」であります。次いでそのために獄につながれていた自由主義者や平和主義者等を一人残らず釈放し、国民の基本的な権利と自由を保障したのであります。それにもかかわらず、何故あの様な「治安維持法」以上の法律を公布しなければならないでしょう。既に民立法においても「刑事訴訟法」も整備されている現在、この様な大衆の民主化の運動にブレーキをかけ、祖国本土との交流をはばみ、自治を後退せしめるような法律はむしろこの際やめてしかるべきではないでしょうか｡「物言えば唇寒し……」というような重苦しい社会を作らないために、統治権はたとえアメリカがもっていても、沖縄人は沖縄人の利益を先ず第一に考え、それを少しでも良くなるようにするために、もっと明るいのびのびした自由な社会生活をつくるためにも、エースマレ、エース民族として、飼育されないで、自主、自治の政治を前進させるためにもわれわれは那覇20万の市民の代表として、他町村と共に之が廃止方を誠意を以て要請すべきであると考えますので、ここに決議案を提案いたした次第であります。全議員諸公の御賛同を賜わります様お願い致します。以上で提案理由の説明を終ります。

○副議長（渡口麗秀君）　ただいま21番議員が緊急動議として提案になりました集成刑法の廃止に関する決議案の動議は成立しております。これを議題として質疑に入って御異議ありませんか。21番さんにお願いしますが、一応休憩して意見調整をされたらどんなもんですか。

（｢内容についてですか」と言う者あり）

○仲宗根梶雄君　まことに結構な御意見ではありますが本当のことをいうと、私はじめてその問題について耳を傾けるわけでございます。新聞でも単に断片的なことしかみていない。そうなりますと自分たちがわからないままにそういうことを決定されては具合が悪い。緊急動議ではありますけれどももう少し委員会あたりでお互い話し合ったらどうかと思います。そうして委員会に付託して時には専門家を呼んで聞く必要もあります。そう申し上げると、それでも議会人かと思われると具合が悪いし、また実際に知りませんのであしからず。それで委員会あたりで審議していただきたいと思います。

○瀬名波栄君　文面は非常に簡単であります。先ほど読み上げました本年５月18日付公布された布令23号（集成刑法）は沖縄における民主主義と県民の自由をはなはだしく後退せしめるおそれがありますので、これを廃止していただきたいことを要請するというこれだけの決議案であります。これについてはナカグスクにおいても採択しておりますので、これに対する住民の意志表示がぜひ必要だと考えるわけであります。この23号は現在あるところの144号を改正したということになっておりますが、これは多くの疑義があるというので廃止してもらいたいということで20団体が立ち上がっているわけです。そこで那覇市議会もぜひ廃止していただきたいということは、ここで質疑討論をするまでもなく採択してもらったらけっこうじゃないかと思います。

○仲宗根梶雄君　簡単ではございますが大体法律専門家ではないのでピィーンときません。実のところきょうはじめてです。それで果たしてそれが住民の権利を侵害し自主的な政治を阻害をするか、お互いの勉強する場を与えるという気持でもっていったらどうか、そうした方がいいと思います。

○仲松庸全君　32番さんからもっと研究したいということでありますが、私たちは市民の選良としてたとえばプライス勧告がなされたときに20の民主主義団体が結束したので、ああいう歴史的な闘いもできたわけでございます。そういった団体があの当時と同じような結束を今回もなし、集成刑法に対して政府に運動を展開しております。この事実は那覇市民だけではなしに沖縄の全県民がこの集成刑法はいけないことだというので意見を表明している。これは沖縄のただしい世論だと私は思います。そういった沖縄における全住民的な運動はもはや日本でもそれと結び付いて民主団体が真剣になってこの問題と取っ組んでいます。いわゆる全民族的な運動になっています。こういった事実は否定できないのであります。私たちがみんなの意志によって那覇市会で廃止をお願いするということはとりもなおさず那覇市民の意志であるし、さらに沖縄全住民の願いであると私はこう思います。こうした論議は大体新聞紙上でもみられます。そういった情勢にあるし当然選良としてこの決議案をいまみなさんの意見を１つに決めてい

くことは大へん重大なことではないかと思いますので、もちろん研究はずっと続けなければなりませんが、この措置は適当な措置であり、みんなの意見を徴するのもいいですが早く市民の世論にそい、また私たちが選良として義務を果たすべきじゃないかと考えますので、こういうふうに全員の御賛同をお願いしたわけであります。

○石原昌進君　この布令が出されましたときに日本において沖縄の基本的人権を侵害するということで非常に大きな問題になったわけでございます。朝日、毎日新聞をはじめとして大々的に取り上げられておるわけでございます、しかしながら現地沖縄におきましては何ら意志表示がない。従って沖縄の人たちは植民地ボケをしているんじゃないかというようなことまで言われております。布令が出されましてから新聞にも発表されましたが北中城、中城の両村におきましても全会一致、集成刑法反対の決議がなされております、ただいま意見がございましたが研究するために一応時間がほしいということでこれを流すことは、われわれ選良として那覇市会議員としてまだ植民地ボケをしている、あるいは初めて知ったということでこれを流す場合には、市民や県民、日本の心ある人たちから指弾をうけなくちゃいけない、批判をうけなくちゃいけないと、こう本員は考えているのであります。すでに民主党をはじめとする各政党さらに青連、婦連をはじめとする民主団体約20団体が集まりまして対策協議会を結成し、すでに農連市場をはじめとして各都市においてこれの教育宣伝を実施している現状であります。従いましてこの問題はこの動きだけを見ましても当然早急に決定されるべきでありまして何等時間をかける必要もないと思うのであります。いろいろと意見もあると思いますが、こういった現在の動きを勘案為されまして沖縄の政治経済文化の中心といわれているこの那覇市、さらに那覇市議会におきましても北中城あるいは中城の地方議会に遅れをとらないようにハッキリと意志表示すべきだと思います。従ってこれを流すことは本員はハッキリ反対を表明いたします。

○副議長(渡口麗秀君)　意見が２つに分れております。32番さんの、一応研究して今会期中に決定していいんじゃないかという御意見と、21番、16番、13番さんの即決すべきだという御意見と２つに分れております。一応お諮りいたします。

(「休憩して意見調整」と呼ぶ者あり)

○仲宗根梶雄君　なはなだ提案者に対して申しわけないと思います。今まで勉強していなかったのかと言われても無理のない話なんです。提案者のおっしゃる通りみんなが知っていれば問題ないわけですが、単に要請をする文面だけの問題じゃなくて何を廃止してもらいたいということを今議会の前に議会として研究会ももってしかるべきじゃないかと思います。その研究会もチョット前にやって、それじゃどうしようということで勉強しなかったものは研究の場を与えられることに対してありがたく思う。そういう意味で日常よくわれわれは法律というものもしらない、さらに新聞報道とか何とかありますが、沖縄市改称の時にこの新聞報道は広報でないと思った事もあります。新聞がああ言ったから日本の人がああ言ったからということにこだわる必要はない。またそれを無視するわけではありませんが、われわれはわれわれの道で納得する線をつくり話し合いをし研究することが必要じゃないか、そういう意味でお願いするわけです。

○副議長(渡口麗秀君)　休憩いたします。

(午後０時17分　休憩)

(午後０時24分　再開)

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。

○仲松庸全君　この決議案はわたくし先にも申し上げました通り那覇市民の沖縄の人たちの立場からでも、日本人もこれに挙って反対運動をしている。中城や北中城の議会が率先して反対決議をやった。それと同時にわたくしたちが心を一にして処理する必要があると思います。いま研究機関を設けて流そうという傾向がありますが、今までわたくしの２ヵ年そこそこの経験ではありますが、重要な議案をそういうふうな方法によって流されてウヤムヤになっていった経験を持っております。そういう方法でこの決議案が葬り去られることを非常に心配します。そういうことがないように今議会中にみなさんで研究を進めて、会期中にこの問題について正式に処理していただけるかどうか、この辺の確答を議長から得たいとこう思っております。

○副議長(渡口麗秀君)　13番議員から本議案につきましては本会期中にこれが処理できるかどうかということでございますがいかがですか。ただいまの議案について７日までに決定することにいたしましたら。

(「賛成」と言う者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　ただいま21番議員から提案になりました集成刑法廃止に関する議題につきましては本会期中に合同委員会を開いて十分な審査をなし７日までに決定する、そういうふうに考えておりますがさよう取り計らって御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないようでありますからさよう決定いたします。

○副議長(渡口麗秀君)　では本日はこれで散会いたしまして明日午前10時から会議を開くことにいたします。ありがとうございました。

(午後０時28分　散会)

一　本日の会議を行った場所　　市会議室

一　出席議員

副議長　渡口　麗秀

議　員　久場　景善　　平良真次郎　　比嘉　佑直　　赤嶺　一男　　森田　孟松　　儀武　息睦
金城　武一　　仲尾次盛夏　　仲松　庸全　　喜久山朝重　　石原　昌進　　金城　賢勇
玉城　正次　　大城　清徳　　宮里　敏慶　　瀬名波　栄　　玉井　栄次　　高良　清二
糸数　昌剛　　大山　盛幸　　玉那覇有義　　辺野喜英興　　上原　文吉　　比嘉朝四郎
宮城　　実　　仲宗根梶雄　　具志　清裕　　又吉　久正　　黒潮　　隆　　浦崎　康華
備瀬　知良　　新垣　松助　　金城　幸信　　儀間　真祥　　屋慶名政永　　真栄田義晃
普久原朝光

一　欠席議員

議長　高良一(出張)　議員　渡口政行　崎山喜達　久高友敏

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　　長　兼次　佐一　　収 入 役　屋富祖太郎　　総務部長　仲原　英通
財政部長　義永　栄善　　建設部長　大城竜太郎　　社会部長　神山　孝標
消防隊長　松本　吉英

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年　月　日　議　　長　高良　　一〔　〕
1960年５月５日　14番議員　喜久山朝重〔印〕
1960年５月10日　35番議員　又吉　久正〔印〕

６月30日午前10時44分　開議

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。本日の出席39人、欠席３人でありまして議会は成立しております。ただいまから本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　本日の議事日程は御手許に配付致しておきましたから､それにより報告に替えます。

議事日程第７号

〔第１～第８、第11～第40　略〕

第９　尚家跡を博物館敷地に譲渡方要請決議案（８番議員儀武息睦外５名提出決議案第６号）

第10　分譲水単価の引下げ要請決議案（39番議員新垣松助外14名提出決議案第７号）

第41　集成刑法の廃止についての要請決議案（21番議員瀬名波栄外２名提出決議案第８号）

本日の会議に付した事件

〔第１～第８、第11～第13　略〕

第９　尚家跡を博物館敷地に譲渡方要請決議案（８番議員儀武息睦外５名提出決議案第６号）

第10　分譲水単価の引下げ要請決議案　(39番議員新垣松助外14名提出決議案第７号)

○副議長(渡口麗秀君)　では只今より議事に入ります。

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　次日程第９、尚家跡を博物館敷地に譲渡方要請決議案、８番議員儀武息睦外５名提出決議案第６号を議題といたしまして提案者の説明を願います。

○大山盛幸君　わたくしから御説明申し上げます。２枚の紙の宛先は尚家の御主人である尚家の裕さん、その敷地の管理人である護得久朝光さんのお二人であります。１字ミスプリントがございます。御訂正願います。尚家跡のとあるのを尚家跡をと御訂正願います。

尚家跡の博物館敷地に譲渡方要請決議（案）

旧都首里の廃墟の中から蒐集された数々の文化財と博物館職員あるいはその面に関心の深い方々の御協力、御努力とによって集められた沖縄の祖先の尊い遺物と共に博物館の内容が年々充実しつゝありますことは沖縄全住民の誇りであり何物にも替えることのできない宝物であります。このような沖縄民族の誇りはとりもなおさず有形無形の琉球文化創造の根源になられた歴代琉球国王の末えいに当る尚家の名誉であると申しても過言ではないと存じます。ところが現在の博物館は敷地が狭あいで湿気が多いため早急に位置の変更をしなければ切角集められた文化財の保管は勿論のこと展示場もいよいよ狭くなるばかりであり、なおかつそれら数多くの文化財が損傷するおそれもあります。

新しい博物館の敷地は尚家跡が最適の場所であることは住民の世論となり、尚家敷地交渉委員会では新しく交渉委員会も互選したようであります。私たちは那覇市の都市計画の面からも琉球文化の中心地である首里に博物館を置くことを至当だと考え最も由緒ある尚家跡をその敷地に指定された該委員会の処置に賛意を表する次第であります。

幸い尚家におきましても祖先の遺産である御屋敷を博物館に提供してもよいとの御意向があると承り感謝しております。何卒この度は最終的交渉とも伺っておりますので、大乗的見地から適切な方法で是非御譲渡下され、内容外観共に優れた博物館の建設が一日も早く実現されますよう那覇市議会の名において要請いたします。

尚本件につきましては２､３年前から折衝員の方で何回も折衝したようでございますが、価格の問題で解決がつかずいままで延び延びになっているようでございます。今度その委員会の方でも新しく折衝員を設けて管理人と折衝することになったと伺っております。

首里の有識者の間では、どうしても世論として取りあげて今度はぜひ実現させてもらいたいという要望がございまして、首里出身の６名が連署で提案いたしておりますが、もし議会のみなさまがこれに御承諾いただけますならば、この提案をもっと効果あらしめるために１番議員から全議員の提案に切り換えていただきますならば非常にありがたいと思います。なにとぞ御審議の上御賛同くださるようお願い申し上しあげます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　ただいまの提案者の説明に対して質疑にはいります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○高良清二君　ただいま大山議員の方から尚家跡を博物館敷地に譲渡方要請決議の提案によってその実情の説明をすることになったわけであります。該敷地は宛先も御承知の通り尚裕さん、護得久朝光さんというお二人になっておりますが、内容からいたしますと祖先の財産であるお屋敷を博物館に提供してもいいという御意向のように承っております。折角こういうふうにして善意ある提供をなさろうとしているのにわれわれ那覇市議会の議決によって、むしろむこうの善意を覆して悪意に方向付けるようになりはしないかという気もいたします。そこでしいてわれわれ那覇市議会が要請決議をしなければならない困難な段階にあるのか、そうしたことは圧力をかけるということになりはしないか、悪く解釈すればそういうふうにもなりかねないのであります。尚家あとに博物館が立派に建設されることについては誰一人市民として異議があるはずがない。そこで質問いたします。折角話し合いによって交渉がなされんとしている折、個人の財産に議会がかるはずみに圧力をかけるということはむしろ逆効果をきたしはしないかと危惧するものであります。なお該敷地には現在首里支所という建物がたっておりますが、当局においてはいかような措置をされなければならないか、この要請決議をする前に現在の首里支所をどこにどうしなければならないという方向付けを一応検討の上、そのうちに要請決議をすべきであって、首里支所をどうでもいい早くかたをつけてどこへでももっていけといったようなことについては暫く猶予を願ったほうがいいんじゃないかと思います。市当局においては、もし要請決議がなされた場合いかように処置するか、首里支所の存在価値はゼロであるというようなお考えか、その辺について市当局に敢えて御質問いたします。

○大山盛幸君　結構な御質問だと思います。この件につきましては何しろ由緒ある場所で、学者によってはこれは全琉住民のものだという説もあり、そのまま無償で提供せよという御説のかたもおられますが所有がはっきりしておりまして、個人の所有であるということは絶対に疑いありません。その所有を権限を犯してまで無償提供という価格の問題にまで触れるということは非常に御無礼だと思います。こういう関係の方々の話によりますと今度はどうしても実現させたい。その為にはどうしても世論を喚起しなければならない。首里においては婦人会の方もそういう問題について動きかけているということを伺っております。それでこの文面におきまして個人の心情を害しないように気を配り大勢で考えて作り提案したつもりでございます。それで圧力をかけるという意味には尚裕様も護得久さんもお考えにならないと思います。那覇市議会において決議したということにより、市民の代表も市民のみなさんにもこういう動きがあるんだということになれば、これはどうしても譲りわたさなければならんといったようなお気持になるんじゃないかと思料いたします。問題は価格ですが、その点につきましては適切な方法でという評議をしてございますので、そういう心配もはじめはわたくしももっておりましたが、いろいろ関係者のかた達からお聞きして別に心配はないからということでございましたので、あえてこれを相談して提案したのでございます。なお支所の問題につきましてもこの前の本会議において市長の答弁がありましたので、この問題は大丈夫だと思って提案したのでございます。具体的な問題につきましては市長からお答え願いたいと思います。

○市長(兼次佐一君)　支所の問題につきましては１日か２日目の本会議におきまして44番議員の御質問に対して明確にお答えしてございます。それは現在首里バスが暫定的に使用している個所に移転する計画であるというふうに御答弁しておきます。

○久場景善君　大山さんにお聞きします。この屋敷をなにするのに価格の問題とかなんとかありますがどちらに為されるおつもりですか。その屋敷を買い取るのか、もし買い取るとすればその金はどこから出すのか。それからこれは全員で提案してもらいたいことをお願いいたしたいのであります。高良議員はこれを市会の圧力だと申されておりますが、わたくしは決して圧力じゃないと思います。つまりこの文面を出す側と受ける側の気持であって、全員の名において出すとすればかえって敬意を表することになる

んだと思います。

(「討論ですか」と呼ぶ者あり)

(「わたくしに質問して下さい」と呼ぶ者あり)

○久場景善君　そういうふうな気持をもっておりますが、交渉員のほうはどういうお気持であられるのか、わたくしはこれを敬意と思っております。

(「わたくしのどこが悪いんです」と呼ぶ者あり)

(「討論なら討論とはっきりして下さい」と呼ぶ者あり)

○大山盛幸君　このたびの件は新聞にも書いてございますし各員も御覧になったことと思いますが、価格が決定しましたらこれは政府の予算から出るものと思料いたします。文化的な問題でありますので政府は文教局長が入っておったと思います。それから御質問はチョット内容がはっきりしませんが、全員での提案とのこと感謝いたします。その節はよろしくお願いいたします。

○金城幸信君　文化財あり、歴史を物語るこの博物館につきましては全琉的なものであるので、むしろ立法院のほうで折衝するのが至当でないかとこう思っております。一番大きな利益を得る那覇市においても一大関心事をもつものでございます。この決議が高良議員のおっしゃるようにむしろ圧力的なものとも考えられます。1、2提案者におたずねしてみたいと思います。いま折衝員が出ておるとするならば価格の面における折衝においてこれを要請決議していいものかどうか。もう1つは政府立法院議員において取りあげ、その後の問題じゃないかとこういうふうに考えるが、それについての見解をおたずねしてみたいと思います。

○大山盛幸君　この問題につきましてはおっしゃる通りそれも考えなければならないのですが、直接に首里のほうにつくる問題で、それができなければよそに移転するかというような話も出ております。どうしても首里に置きたいという気持から市民の世論としてとりあげることによって首里に実現することが穏当であり、こういうことを市会でとりあげたほうが市民のためにもなるし、那覇市のためにもなるんじゃないかと思いまして提案したのでございます。

○高良清二君　さっきある議員からお話がありましたが、善意ある発言が悪意に解釈され迷惑していることはみなさんお聞きの通りであります。大山さんが提案者として既に交渉の段階は8、9分通りにきています。価格の問題で難渋しているが果たしてわれわれ議会が可決さえすれば解決できるかということで質問しているのであり、それを反対するかのようにうけとられたということはまったく不愉快であります。重ねておたずねいたしますが、われわれが議決することによって価格が果たして一挙に解決できるかどうか。

理由は那覇市議会というものが大きな政治でないにしても明らかに政治性をもっている。せっかく交渉委員あるいはその関係のかたがたがおもむろに権威ある解決に運ばんとしておるのに、那覇市がこれに対して要請決議をするということは、いく分でも政治化された圧力になるのは確かだとわたくしは解釈するからである。よってわれわれがいまこれを決議することによって一挙に解決がつく見通しがあるのか、それを提案者におたずねしたいと思います。

○大山盛幸君　失礼ないい方になるかも知れませんが尚裕さんも護得久さんも沖縄の状態については余りくわしくお解りになっていない。これが最初から価格の問題でケリがつかなかったようであります。とにかくこれが那覇市議会で善意の承諾のもとに提案されたということは単なる一部の文化人だけじゃなくて一般の人々もこの問題を真剣に考えてるということが十分に解りますし、またこういうことによっていままで難渋している問題も必ず好結果を生むものと自信をもっております。この点についてはいろいろと政治的な面も出るんじゃないかとおっしゃっておられますが、そう難しく考えなくてもとにかく尚家あとに、いま荒れ果てているところに立派な博物館ができるということはどなたも御異存はないと思います。

○高良清二君　提案者におたずねいたします。少しく議場が荒れたかもしれませんがその点おゆるし願います。重ねておたずねいたしますが、これについて那覇市議会に異議ある人は1人もいないとわたくしは思考いたします。

この要請決議の方向を変えまして、那覇市議会の名においてこの提案した方を代表の名をもって交渉員をかねていただいたらどんなもんでしょうか。その理由は、交渉員をあげることによって時期と要請によっていくらでも話し合いの場が広くなるということであります。それで那覇市議会の代表といたしまして6名の提案者をもって交渉員としていただくように、そして代表の名において交渉したことを議会で了承する。こうすれば強いて要請決議をしなくてもいいと思います。提案者としてそういう方向に変えていくことは可能であるかどうか、お尋ねいたします。

○大山盛幸君　そういうことも考えられると思いますが、内容はやはり要請決議案にしたほうが力があると思料いたします。なにしろ折衝につきましては私たちではとってもできないようないろいろデリケートな問題がございまして、すでに交渉員の方が決められているし、この交渉員の折衝をむしろお互いが力付けて好結果を生むような方向にもっていくためにもお互いがただ協力していくよりも、こういう決議をしたほうが大きな効果があると思いますので、ぜひそういう形でさせていただきますようにお願いいたします。

○仲松庸全君　上程されました決議案につきましていろいろ質疑がなされておりますが、やはり当を得た質疑だと思っております。それで高良議員さんの御発言当然だと思いますが、もう少し観点を変えていただきまして、この要請決議案が那覇市民の一致したお願いであるということが、議会の名において受けとられる方も権威をもってこの問題を処理していくという立場から非常にいいんじゃないかと考えます。政治と文化の問題も論じられておりますが、私たちはこの文化というものについて全議員の皆さんとともに、民族の文化というものについて誇りをもっております。そうして私たちがいま市民とともに現在あるいは将来を目ざして頑張っているのもこの尊い民族の魂をその中に見付け、伸びていこうとするからである。このような貴重な文化財を由緒ある沖縄の門戸である首里に保存していくということは当然であります。大山さんの提案説明にもありましたように博物館を首里に置くことがだめならほかに移してもいいんじゃないかという動きもかなりあるようでございます。そういうふうな傾向は私たちが郷土の文化を守り愛し育てていこうとする那覇市民の歴史的意志をゆがめていくことになりはしないかと、心配するものであります。その意味におきましてぜひ私たち那覇市民の総意の形において、この問題を早く処理すべきじゃないかと真剣に考えるのでございます。首里支所の問題も当局からの明確な答弁がありましたように解決の見通しもついております。この問題につきましてはいろいろ疑問もありましょうが、価格の問題もどっちかというとこの決議案ではポイントがチョットはずれているんじゃないかという感じをもっております。この決議案の趣旨はあくまで博物館を移してもらいたいというのが中心でありまして、こういった具体的な問題はあとにまわされるのがいいんじゃないかと考えます。まずわたくし達がここでハッキリすべきことは、議会の名においてこれを正式に譲りうけるというような形でありますので、そういった意味において考えなおしていただきまして、この案件を全員の提案に切り換えられるよう質疑討論を打ち切って採択していただきますように動議を提出いたしましてわたくしの発言をおわります。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　動議は成立しております。

○副議長(渡口麗秀君)　一応休憩いたします。

(午後0時22分　休憩)

(午後0時26分　再開)

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。

○大山盛幸君　休憩中に辺野喜委員の御質問に文中の沖縄民族云々の沖縄民族という文句はおかしいじゃないかということでございましたが、結構な御指摘だと思います。また瀬名波議員から沖縄の字をとった

ほうがいいんじゃないかというようなことでございましたので沖縄の２字を削ることにいたしたいと思います。さよう御訂正願います。なお仲宗根議員から、終りから５行目の〝お屋敷を博物館に提供してもよい〟というところを〝譲渡〟に切り換えたいという提案でありますが、〝提供〟より〝譲渡〟のほうがいいと思いますので譲渡に訂正方をお願いいたします。以上、よろしくお願いいたします。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　13番議員から動議が提案されまして、その内容は首里出身議員だけの提案になっているけれども全議員の提案にしていただきたい。もう１つは質疑討論を打ち切って原案通り承認してもらいたいということでございますが、いかが取り計らいましょうか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　首里出身の議員のみでなく全議員の提案ということにして議案を処理したいと思います。では質疑を打ち切り討論を省略いたしまして採決に入ります。日程第９、尚家跡を博物館敷地に譲渡方要請決議案第６号につきましては原案通り承認して御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めます。よって日程第９、尚家跡を博物館敷地に譲渡方要請決議案第６号につきましては、全員賛成でございますので原案通り可決決定いたします。

○副議長(渡口麗秀君)　次日程第10、分譲水単価の引下げ要請決議案、39番議員新垣松助外14名提出決議案第７号を議題といたしまして提案者の説明を求めます。

決議案第７号

分譲水単価の引下げ要請決議案

首題の件について別紙案の通り議会の議決を得たいので提案する。

1959年６月29日

建設委員会　新垣松助　赤嶺一男　金城武一　喜久山朝重
石原昌進　金城賢勇　宮里敏慶　玉井　栄次
上原文吉　宮城　実　崎山喜達　具志　清裕
金城幸信　久高友敏　比嘉佑直

宛：民政府、琉球政府、立法院
発：那覇市議会議長
題：分譲水単価の引下げ要請決議（案）

さきに総合給水計画に基いて琉球水道公社が設立され、水道に対する積極的政策が打出され、近々水のなやみが解消される見通しのついたことは、特に水源に恵まれない那覇市にとってよろこびにたえないことであり、その活動に大いに期待を寄せているものであります。

那覇市の水道需要量は、人口増加はもとより、文化、産業、交通等の著しい伸張発展に伴って急激に増大しつゝありますが、必要配水量は市浄水生産量を年々上廻っており、従ってその不足水量を補う受水量も逐年増加の一途を辿っているのであります。

即ち配水量に対する受水率は1956年度0.4%、1957年度7.9%、1958年度18.4%、1959年度31.4%と年を追うて高率を示しており、この傾向が需要量の増加と相俟って今後益々強くなることは明白であります。

現在市は1,000ガロン、0.2194弗の割合で浄水の分譲を受けておりますが、これは市浄水原価の約３倍でありますので、こゝで問題となることは、この様に受水量が増加していった場合、果して現行水道料金の維持が可能であるかということであります。現行水道料金は原価主義に基き、市で生産される浄水の有収水量を対象に算定してあり、受水による負担額も受水率35%までが限界であるところから、従来

の分譲単価が据置のまゝであれば近き将来収支の不均衡を招来し、ひいては現行料金の引上げを余儀なくされるということは充分にうかゞえるのであります。

又、市浄水原価の45%を占めているのは、日本のそれより数倍高いといわれている電力料金でありますが、これは所謂、変動費として浄水生産量に比例して増減するものであり、市の場合、給水量の増加に伴い年々その占める割合も大きくなっており、近き将来80%程度となることが予想されておりますので、この電力料金の値下げによって原価はより低廉となるものであります。本土においては、水道事業等の公共事業に対しては、一般料率と異なる低い料率を課しているようで、沖縄においてもその様な特別措置がとられるよう希望するものであります。

水道料金につきましては、事業開始以来、その公共性にかんがみ、経営の合理化等により如何に低廉にするかについて腐心してきたのでありますが、現行料金においてすら、本土各都市と比較して３乃至５倍という実情で、今後の値下げは市民の福利増進を第一の目的とする公共事業として妥当な措置であると思料するものであります。

よって、この様な見地から那覇市水道事業の公共性と企業性を充分御察知の上、現行分譲浄水単価並びに電力料金の値下げ措置が早急に講ぜられるよう、又本年９月以降受水予定の原水の単価についても同様な御配慮を賜りますよう、那覇市議会の名において要請致します。

○新垣松助君　この要請決議案は軍からの分譲水単価の引下げ要請決議案であります。文中の終りから５行目の下の「妥当な措置である」とあるのを「妥当な措置でない」と訂正をお願い致します。

（18番議員出席）

この決議案は新垣松助外14名となっておりますが、できうるならみなさんの御賛同を得て全那覇市会議員として分譲水の単価引下げ要請として民政府、琉球政府、立法院に宛てて提出いたしたいと思います。議長からおはかりをお願いいたします。以上。

○副議長(渡口麗秀君)　ではお諮り致します。ただいま提案者から全員の提案にしてもらいたいという要望がありましたが、さよう取り計らってよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないようでありますので全員提案ということにいたします。尚本案につきましては質疑討論を省略いたしまして採決に入りたいと思いますが、左様に取り計らって御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認め直ちに採決に入ります。日程第10、分譲水単価の引下げ要請決議案につきましては原案通り承認して御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めます。依って日程第10、分譲水単価の引下げ要請決議案につきましては原案通り可決決定いたします。

○副議長(渡口麗秀君)　休憩いたします。

（午後０時38分　休憩）

（午後０時39分　再開）

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。

○副議長(渡口麗秀君)　ただいまの議案は可決決定いたしましたが、提案者のほうでミスプリントがあるようでございますので、それを修正して御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　修正することにいたします。

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)

〔中　略〕

お諮りいたします。以上を以て本日の日程はこれで打ち切りまして、７月の６日に本会議を開くことにして今日はこれで散会したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「賛成」と呼ぶ声多数あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認め、本日は日程第13で打ち切りまして、７月６日午前10時本会議を開くことにいたします。本日はこれで散会いたします。

(午後１時11分　散会)

一　本日の会議を行った場所　　市会議室

一　出席議員

副議長　渡口　麗秀

議　員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行	森田　孟松
	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進	金城　賢勇
	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次	高良　清二	糸数　昌剛
	大山　盛幸	玉那覇有義	辺野喜英興	上原　文吉	比嘉朝四郎	宮城　　実
	仲宗根梶雄	崎山　喜達	具志　清裕	又吉　久正	黒潮　　隆	浦崎　康華
	備瀬　知良	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永	真栄田義晃
	久高　友敏	普久原朝光				

一　欠席議員

議長　高良一(出張)　議員　儀武息睦　玉城正次

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　　長　兼次　佐一　　収 入 役　屋富祖太郎　　総務部長　仲原　英通

財政部長　義永　栄善　　建設部長　大城竜太郎　　社会部長　神山　孝標

消防隊長　松本　吉英

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年　月　日　議　　長　高良　　一〔　〕

1960年５月５日　14番議員　喜久山朝重〔印〕

1960年５月10日　35番議員　又吉　久正〔印〕

７月１日午後３時43分　開議

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。本日の出席37人、欠席５人でありまして議会は成立いたします。本会議は７月６日に開会することに相成っておりましたが、緊急に処理すべき事件、つまり石川市の宮森小学校にＺ機の墜落事故が発生し、その処置に対し文教厚生労務委員会の請求により７月６日の本会議を繰上げ開会することに致しましたのであります。宜敷く御了承願います。ではただいまから本日の会議を開きます。

○副議長(渡口麗秀君)　諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　本日の議事日程は御手許に配付致しておきましたから､それにより報告に替えます。

議事日程第８号

〔第１略〕

第２　埋立地（鏡原町）の所有権について（市長提出議案第57号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○副議長(渡口麗秀君)　ではただいまから議事に入ります。

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　再開いたします。 次日程第２、埋立地（鏡原町）の所有権について、市長提出議案第57号を議題といたしまして当局の説明を求めます。

議案第57号

埋立地（鏡原町）の所有権について

右の議案を提出する。

1959年６月30日

提出者　那覇市長　兼次佐一

埋立地（鏡原町）の所有権について

一　那覇市字小禄後原東方漫湖埋立地（26,727.13坪）は、那覇市字鏡水の部落民が宅地を造成するために共同出資によって埋立てた土地である。

二　那覇市は該地についてその所有権を主張する根拠を有するものではない。公有水面埋立法（大正10年４月９日法律第57号）第24条の規定により、埋立の権利を取得し、その費用を負担した那覇市字鏡水部落民に譲渡することを相当と認めるものである。

(提案説明)

本件については、公有水面埋立法（大正10年４月９日法律第57号）第24条の規定によって埋立者たる字鏡水部落民に所有権の譲渡がなされるべきものであり那覇市と字鏡水部落民との間に所有権についての紛争があるわけではない。民政府の譲渡指令があたかも鏡水部落に譲渡したかのようになっているため（部落は法人格を有しないので市有地となる。)、登記手続において部落民の名では登記が出来ず、このため申請者は民政府に対して譲渡指令の訂正方を申請したが、那覇市議会の同意書を添付して申請しなければ譲渡指令の字句訂正は出来ないと回答しているのであります。工務交通局土木課においてもこの事情を理解しており、再三にわたって民政府と折衝したとの事でありますが、民政府は了解せずあくまで那覇市議会の同意書を必要としているのであります。

以上のいきさつに基いて本案を提し、申請者の意に副うべく取り計らいたいのであります。

○総務課長(阿波連本平君)　ただいま上程になりました議案第57号について御説明申し上げます。議案説明にもございますが、なお付け加えまして説明させていただきます。本件は宅地も農耕地も軍用地として接収されました字鏡水部落民が組合を組織いたしまして自らの手で埋立造成いたしました埋立地に関する件でございます。

すなわち字小禄後原の東方漫湖の埋立地でございますが、当時の小禄村議会の承認を得て、1957年２月５日民政府の認可を得て、同年７月に埋立完了し、58年６月９日付をもって民政府から部落民に所有権が譲渡された埋立地でございます。1958年10月10日付那覇市議会……、

(「時間延長します」と呼ぶ者あり)

59年３月24日付で那覇市の行政区域に編入され、同年３月28日付で鏡原町と命名、町を劃した所でございますが、民政府への譲渡申請書の部落代表なる字句が使用されているため、埋立個人個人の登記はできないとのことで、部落民代表なるいわゆる部落代表が部落民代表の字句訂正を工務交通局では再三民

政府の方へ要請したのであります。民政府といたしましては、その経緯についてはよく了承しておりますが、那覇市との所有権の紛争を懸念いたしまして、議会の同意を得るよう指示して来たのであります。

すなわち民政府といたしましては単に登記の訂正ではなく、問題は所有権についての問題であり、紛争があった場合は、民政府にはその紛争を判定する準備がなく、布令106号にもその権限が謳われていないというのであります。しかしながら一方もしその紛争があった場合の適用法は布令106号２条にも謳われております通り、大正10年の法律第75号公有水面埋立法であるとされておりますが、その公有水面埋立法の第24条には埋立免許を受けた者はその竣工あるいは認可の日において埋立地の所有権を取得するとありまして、自らの出資によって宅地造成に努力して来た同埋立地の組合員は今までの経緯からしまして、合法的に埋立地の所有権を取得したものと認めるのであります。そこには所有権について那覇市が何等の主張する根拠を有するものではないのであります。その意味におきまして該埋立地につきましては、民政府が懸念するような紛争が起きるとは考えておりません。しかしながら民政府としましては手続上どうしても那覇市議会の同意書が必要だとのことで、部落埋立組合員の連署をもって申請がなされたので、ここに議案といたしまして提案した次第でございます。宅地も農耕地もさきほど申し上げましたように、軍に接収された部落民が自らの手で切り開いた土地でありますので、どうぞこの部落民各位に安住の地を与えていただきたいと考えるのでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○副議長(渡口麗秀君)　ただいまの説明に対して質疑に入ります。

○高良清二君　これは前の議会で問題になりましたが、ガーナームイ周辺の幾許の土地と関連する議案になっておるのでありますが。

○総務課長(阿波連本平君)　先の議会で問題になりましたのはこの場所ではございません。これはすでに行政区域に編入されておるし、鏡原町と町名も制定されております。問題になりましたのはまだ内の方の○○○○さんの件でありまして、この件とは無関係でございます。

○高良清二君　確かに私の記憶がうすらいだかも知れませんが、あるいは間違っているかも知れませんが、埋立てたその土地の中において道ができ、排水溝ができいろいろな、あるいは緑地帯ができるような何もあったと思いますが、その面は考慮に入っておりますか、もし入っておるとすれば緑地帯の坪数が幾ら、道路として那覇市に寄付されたのが幾らか、それをご教示願います。

○総務課長(阿波連本平君)　坪数については、私ここに資料を持合わせておりませんが、前にこの埋立地につきましては区画整理をやりそれと同時に、もちろん緑地帯並びに道路も整理するというようなことで、この件につきましては前の行政区域編入と同時に町名変更、いわゆる町を劃する議案の時に十分審議されていると思います。

○高良清二君　重ねてお尋ねいたしますが、ここにある２万6,727坪１合３勺というその坪数の中に道路があり、あるいは緑地帯があるわけですが、それを市に提供した緑地帯以外にこれだけの面積があるのかどうか、その辺はもう少しはっきりさせていただきたいと思います。

○総務課長(阿波連本平君)　埋立坪数はそれだけでございます。その中には道路があり、緑地帯があるというわけでございます。

○高良清二君　お尋ねせんとするところの質問の要点は、これを埋立申請して那覇市が承認する時の条件と申しますか、その時のわれわれの聞いた記憶では埋立した地域に道路ができたら、この道路は那覇市に寄付するという話を聞いておりますが、これはどうなっておりますか。

○副議長(渡口麗秀君)　休憩いたします。

(午後４時６分　休憩)

(午後４時14分　再開)

○副議長(渡口麗秀君)　再開いたします。日程第２、埋立地鏡原町所有権について、市長提出議案第57号につきましては、質疑を打切り、討論省略して原案通り可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めまして、日程第２、埋立地鏡原町の所有権について、市長提出議案第57号は原案通り可決決定することにいたします。

○副議長(渡口麗秀君)　これをもちまして本日の日程は全部終了いたしましたが、特別に臨時に本会議を開いておりますので散会については皆さんの御同意が必要でございますのでお諮りいたします。本日の会議はこれで散会して御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めます。よって次の本会議は７月６日午後10時から開催することにいたしまして、本日はこれをもちまして散会いたします。

(午後４時16分　散会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

副議長　渡口　麗秀

議　員　久場　景善　平良真次郎　比嘉　佑直　赤嶺　一男　渡口　政行　森田　孟松
金城　武一　仲尾次盛夏　仲松　庸全　喜久山朝重　石原　昌進　金城　賢勇
玉城　正次　大城　清徳　宮里　敏慶　瀬名波　栄　玉井　栄次　高良　清二
大山　盛幸　上原　文吉　崎山　喜達　具志　清裕　又吉　久正　黒潮　隆
浦崎　康華　備瀬　知良　新垣　松助　金城　幸信　儀間　真祥　屋慶名政永
真栄田義晃　久高　友敏

一　欠席議員

議長　高良　一(出張)

議員　儀武　息睦　糸数　昌剛　玉那覇有義　辺野喜英興　比嘉朝四郎　宮城　実
仲宗根梶雄　普久原朝光

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　長　兼次　佐一　収入役　屋富祖太郎　総務部長　仲原　英通
財政部長　義永　栄善　建設部長　大城竜太郎　社会部長　神山　孝標
総務課長　阿波連本平　消防隊長　松本　吉英

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年　月　日　議　長　高良　一〔　〕
1960年５月５日　14番議員　喜久山朝重〔印〕
1960年５月10日　35番議員　又吉　久正〔印〕

〔７月６日会議録略〕

７月７日午後２時33分　開議

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。本日の出席41人、欠席１人でありまして議会は成立しております。ただいまから本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　本日の議事日程はお手元に配付いたしておきましたから、それにより報告に替えます。

議事日程第10号

〔第１～第13、第16、第19、第21～第48　略〕

第14　庶民住宅建設補助金交付方に関する要請決議案

（２番議員平良真次郎外10名提出決議案第10号）

第15　塵芥焼却炉設置補助金交付方に関する要請決議案

（２番議員平良真次郎外10名提出決議案第11号）

第17　与儀ガソリン・タンク移転方要請決議案（36番議員黒潮隆外12名提出決議案第12号）

第18　ふたたび久茂地川、安里川およびガーブ川の準用河川認定を要請する決議案

（13番議員仲松庸全外９名提出決議案第13号）

第20　集成刑法の廃止についての要請決議案（21番議員瀬名波栄外２名提出決議案第８号）

本日の会議に付した事件

〔第１～第13、第16、第19　略〕

第14　庶民住宅建設補助金交付方に関する要請決議案

（２番議員平良真次郎外10名提出決議案第10号）

第15　塵芥焼却炉設置補助金交付方に関する要請決議案

（２番議員平良真次郎外10名提出決議案第11号）

第17　与儀ガソリン・タンク移転方要請決議案（36番議員黒潮隆外12名提出決議案第12号）

第18　ふたたび久茂地川、安里川およびガーブ川の準用河川認定を要請する決議案

（13番議員仲松庸全外９名提出決議案第13号）

○副議長（渡口麗秀君）　ではただいまから議事にはいります。

〔中　略〕

○副議長（渡口麗秀君）　次日程第14、庶民住宅建設補助金交付方に関する要請決議案、２番議員平良真次郎外10名提出決議案第10号を議題といたしまして提案趣旨の説明を求めます。

○平良真次郎君　（決議案朗読）

庶民住宅建設補助金交付方に関する要請決議（案）

那覇市の人口は都市に対する集中的増加に依り逐年増加し、この趨勢は今後更に拍車を加えるものと思料されるのであります。この様な人口動勢に拘わらず当市に於ける庶民生活でとりわけ住宅難は切実であり、焦眉の問題としてその緩和対策の実現は最も緊急を要するものであります。このため庶民住宅計画を一日も早く実現し、市民生活の安定と向上に役立てると共に、当市を沖縄の中心都市として名実共に前進させることはひとり当市のみでなく、全琉的な要請であると考えるものであり、尚且つ、この様な社会福祉事業的本質を内容とする住宅事業を実現することは当市の現財政に依っては極めて困難な状態にありまして、これは是非とも貴政府の全面的な御援助を仰がなくては到底その実現を見ることは出来ないと思料する次第であります。

就きましては、右事情御推察下さいまして、是非その実現のため庶民住宅建設補助金の交付方について特に御配慮願いますよう、那覇市第32回議会の議決をもちまして要請する次第であります。

これにつきましては、さきほどの市営住宅の建設とも関連いたしますが、市長がこのたび本会議に庶民住宅を設置するという提案をなされております。特に低額所得者に対しましてその措置を講じられたというその趣旨に対しましては、委員会としても双手を挙げて賛同いたしておるのであります。

現在の那覇市において300戸も毎月増築されて行く、こういったような現状に対しまして、可及的すみやかにこの住宅難を緩和する施策を取りたいと、それでさきほどの住宅設置の場合にも特に委員会といたしましては、今日中にも特に社会課に要望いたしまして、住宅に関する計画をすみやかに出し、もしくは臨時議会を開いてでもこの案を審議しようではないかというようなことの委員会の話し合いになっているのであります。そういったような意味からもこの住宅問題の推進に対しましては全面的に議会も

共にやらなければいけない緊急の問題と思料いたしますが、特に財政を伴う、しかも年次計画によらなければいけない大きな資金を要する住宅建設につきましては、現在政府でも住宅を十大政策の１つとしてこの住宅建設をいたしております。こういう意味からも、当然全琉の支配者である那覇市においてもこの問題を大きく取り上げて、市民各位と共にこの問題に取っ組んでいかなければいけないというような意味からも、さらにまたエマ台風によりまして一時打切られました補助金に対しましても、さらに特別な処置を講じていただくように軍民両政府にこの要請決議をいたしまして、特別な措置によりまして那覇市の住宅政策の遂行をしていただきたいというような意味で本要請決議案を提出したわけであります。特にこれは文教厚生労務委員会の提案という形になっておりますが、全員提案の形にしていただきまして満場一致で可決していただきますようお願いいたします。

○副議長（渡口麗秀君）　ただいまの説明に対して質疑に入ります。

（「質疑なし」「進行」と呼ぶ者あり）

○副議長（渡口麗秀君）　質疑ないようでありますので質疑省略いたしまして討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（渡口麗秀君）　討論もないようでありますので討論省略し採決に入ります。その前に委員会の方から全員提案にしたいということですが、

（「満場一致であればそれでいいでしょう」と呼ぶ者あり）

ではそういうふうに決定いたします。

日程第14、庶民住宅建設補助金交付方に関する要請決議案は全員提案でありますので、原案承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（渡口麗秀君）　御異議ないと認め原案通り可決決定いたします。

○副議長（渡口麗秀君）　次日程第15、塵芥焼却炉設置補助金交付方に関する要請決議案、２番議員平良真次郎外10名提出決議案第11号を議題といたしまして提案者の説明を求めます。

○平良真次郎君　本案につきましても文教厚生労務委員会の合同提案になっております。それで御説明申し上げる前に字句に若干ミスプリントがございますので訂正いたします。３行目の「１日７万トン」とありますのを「１日約75トン」というふうに訂正願います。では一応議案を朗読いたします。

塵芥焼却炉設置補助金交付方に関する要請決議案

1958年７月２日首題の件に関して琉球政府に陳情いたしましたところ、この度1960年度琉球政府予算に於いて２万５千弗の補助金を予算化して頂き感謝に堪えません。１日75屯も排せつされる大那覇市の塵芥処理は寔に困難且つ、重要な事業であり、全市民の関心事であります。現在泊北岸に於いて露天焼却をしておりますが、煙と悪臭に悩まされ早急なる解決を要求されており、当市といたしましては、市民の福祉と利益の為に一日も早く最新式の焼却炉を設置すべく計画を進めております。然し乍らこれに要する費用は約13万弗で、政府補助金２万５千弗の残り10万５千弗という資金は、現在当市の貧困な財政状態での捻出は到底不可能な実情であります。

だからといって、之が設置は20万市民の衛生問題として遷延を許さない状態であります。

焼却炉の設置が市民の環境衛生と都市建設に於ける不可欠の施設であることは充分御賢察願えると思いますので琉球政府と共に貴政府に於いても之が補助方を配慮して頂き、年度内に塵芥処理施設が完備出来ますよう那覇市第32回議会の議決をもちまして要請いたします。

以上となっております。この決議案でございますが、特にこの点におきまして今度琉球政府の予算に３万5,000ドルを補助していただくようになっております。当初１万ドルとさらにその１万ドルの線も浮き沈みしていた現状でありまして、これも市長はじめ各議員の積極的な運動によって、立法院においても２万5,000ドルの補助金を計上されているような現状であります。それで予算から見ましても13万ドルにはまだまだ10万5,000ドルの不足というような立場から是非軍政府に対してこの補助方を要請し、

衛生環境の面から是非この焼却炉を設置したいという、こういう意味で本案を提案したわけであります。よろしく御審議下さいまして、なお本決議案も全員提案ということにしていただきます様議長からお諮りお願いいたします。

○副議長(渡口麗秀君)　お諮りいたします。本決議案につきましても全議員の提案ということにいたし、質疑討論を省略し採決に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めさように決し直ちに採決に入ります。日程第15、塵芥焼却炉設置補助金交付に関する要請決議案、議員全員提出決議案第11号につきましては原案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めまして本要請決議案につきましては原案通り承認することに決定いたします。

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　次日程第17、与儀ガソリン・タンク移転方要請決議案、36番議員黒潮隆外12名提出決議案第12号を議題といたしまして提案者の説明を求めます。

決議案第12号

与儀ガソリン・タンク移転方要請決議（案）

首題の件について、別紙案のとおり議会の議決を得たいので提案する。

1959年７月６日

１番議員　久場　景善	２番議員　平良真次郎	４番議員　比嘉　佑直
５番議員　赤嶺　一男	６番議員　渡口　政行	７番議員　森田　孟松
８番議員　儀武　息睦	９番議員　金城　武一	10番議員　仲尾次盛夏
11番議員　高良　　一	13番議員　仲松　庸全	14番議員　喜久山朝重
16番議員　石原　昌進	17番議員　金城　賢勇	18番議員　玉城　正次
19番議員　大城　清徳	20番議員　宮里　敏慶	21番議員　瀬名波　栄
22番議員　玉井　栄次	23番議員　高良　清二	24番議員　糸数　昌剛
25番議員　大山　盛幸	26番議員　玉那覇有義	27番議員　辺野喜英興
28番議員　上原　文吉	29番議員　比嘉朝四郎	30番議員　渡口　麗秀
31番議員　宮城　　実	32番議員　仲宗根梶雄	33番議員　崎山　喜達
34番議員　具志　清裕	35番議員　又吉　久正	36番議員　黒潮　　隆
37番議員　浦崎　康華	38番議員　備瀬　知良	39番議員　新垣　松助
40番議員　金城　幸信	41番議員　儀間　真祥	42番議員　屋慶名政永
43番議員　真栄田義晃	44番議員　久高　友敏	45番議員　普久原朝光

宛：民政府

発：那覇市議会議長

題：与儀ガソリン・タンク移転方要請決議（案）

６月３日与儀在ガソリン･パイプが故障し、ガソリンの噴出騒ぎがあつて、附近の市民は不安におのゝいております。

新聞報道に依ると、当ガソリン・タンクにはジェット機用の引火力の強い燃料が入っていると伝えており、万一火災が起ると与儀・古波蔵一帯は火の海となり、流出したガソリンは都心を流れるガーブー川や久茂地川まで流れた場合もありますので、那覇・真和志全体が、第二の古仁屋となるおそれもあります。

漏洩騒ぎは、今度が始めてではなく毎年行事のように繰り返され、昨年も同様な騒ぎが２回ありました。

９年前に与儀５班の排水溝に流れているガソリンに、人家の台所より引火し爆発音と同時に火災が起り、尊い人命を失った事実があります。

最近高圧線が危険だとして、那覇市内の１号線より移転するようになって感謝しておりますが、市民は高圧線以上にガソリン・タンクを危険視しており21万市民の生命と財産をこのような危険から守り未然に防止するために是非那覇市内からガソリン・タンクを移転して下さるよう、那覇市議会の名において要請致します。

1959年７月６日

那覇市議会

○黒潮隆君　ただいま議題となっております与儀ガソリン・タンク移転方要請決議案は皆様の御手元に配付してございますので議案の朗読を控え提案理由の説明をいたします。

まず結論から申し上げますれば、与儀ガソリンタンクを中心として付近の市民の要求は一日も早くガソリンタンクを撤去させて市民の安全を図ってもらいたいという声がありますので移転要請の決議案を提出したのであります。皆様も御承知の通り与儀ガソリンタンクあるいはパイプからのガソリン洩れは毎年繰り返されております。年に２､３回の場合もあります。このことは真和志消防隊、那覇消防隊の勤務日誌の報告書にも明記されております。今までに流失したガソリンはガーブ川より久茂地へ流れておるのでございます。そして軍の消防隊、那覇警察署、那覇消防隊が出動して、この排水溝や川辺り等の警戒に当って、那覇消防隊の場合は60名余も出動したという記録がございます。あるときには排水溝に流れているガソリンを水缶に汲み取れるような大量のガソリンが流れている場合もあります。また７､８年前でしたが、軍施設、タンクの施設してある軍施設内であります。そこでパイプの修理中熔接の火からガソリンパイプに点火して燃え拡がり爆発するのではないかと付近の市民は荷作りして逃げ出そうとしたところを、ようやく鎮火して避難しなくてもすんだという事実がございます。この付近は本建築を建てようと思って銀行に金を借りに行っても危険な場所といって金を貸してくれないという不満も多々あるわけであります。このガソリン洩れによって○○区○班の○○○○、当時48歳が死傷した事件もございます。この損害の状況はカヤ葺き６坪、豚81頭、小屋とも損失を蒙っております。

発火の状況は○○○○さんの妻が朝７時頃お茶を沸かすために釜口に点火したらいきなり爆発と同時にガソリンに点火し、便所に流れ込んで来たガソリンと合流し、さらに用便中の○○○○さんは全身火傷、当時首里の当之蔵病院に収容中死亡したということが真和志消防隊の日誌に明確にしるされております。このような状態の中では火災の危険性は十分感じられるわけでございます。

もう１つは火災が起きた場合、那覇市全体が悲惨な目にあい死傷者がたくさん出ることが十分考えられます。戦前那覇港の石油タンクが火災を引き起こしたこともございます。当時の小さな石油タンクと現在与儀にある軍のガソリンタンクとは内容や大きさ、数においてもこれを比較した場合は身の毛がよだつ思いがあります。

しかも新聞報道によりますと、与儀タンクに入っているガソリンは航空燃料で非常に強い引火力の燃料であるという報道をされております。去る６月４日、石川の宮森小学校にＺ機が落ちたが、もしこれが与儀タンクであった場合はどうなっていたかということを考えられるわけであります。しかもそういったような事故は今後絶対に起こらないというような保証はないわけであります。以上申し上げた説明の結論として都心部にガソリンタンクを９箇も設置したこと自体が間違いではないかと本員考えているのであります。市民の生命財産を守り市民の不安を取り除くために一日も早く那覇市よりガソリンタンクを移転すべきであると考え本決議案を提案した次第でございます。よろしく御審議の上御賛同くだ

さるようお願いいたします。なおできれば議案は全員提案にしたいと考えておりますので議長の方からお諮り願います。

○副議長(渡口麗秀君)　ただいま36番議員（黒潮隆君）から提案理由の説明があり、なお本案につきましては全員提案にしたいという要望がありましたが、さよう取り計らうことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認め全員提案とすることにいたしまして、本案につきましては質疑討論を省略、直ちに採決に入ります。日程第17、与儀ガソリン・タンク移転方要請決議案につきましては原案通り承認して御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めまして、日程17、与儀ガソリン・タンク移転方要請決議案につきましては原案通り承認することに可決決定いたします。

○副議長(渡口麗秀君)　次日程第18、ふたたび久茂地川、安里川及びガーブ川の準用河川認定を要請する決議案、13番議員仲松庸全外９名提出決議案第13号を議題といたしまして提案者よりの説明を求めます。

○仲松庸全君　まず決議案の朗読をいたします。

宛：琉球政府行政主席

発：那覇市議会議長

題：ふたゝび久茂地川、安里川およびガーブ川の準用河川認定を要請する決議

当議会は、久茂地川、安里川およびガーブ川の治水に関し、これらの河川が河川法による準用河川としての認定を必要とすることを認めて、昨年２月28日にこれを決議、同３月３日付で貴政府に送付してその実現方を要請しました。

然るに、あれから１年と３ヵ月を経た今日、当議会は未だに貴政府からの何らの回答にも接していません。これは当議会が不審とするだけでなく、市民の不安を解消し得ない原因となっています。

年々歳々、これらの河川の氾濫が市民を脅やかし、または多大な災害を市民に及ぼしている実情に対して未だに責任ある治水がなされず、将来になお暗影を投げている事態は甚だ由々しいことがらであります。

この治水は、実際問題として当市財政の力では明らかに不可能であり、しかも、これらの河川が公共の利害に重大な関係があるため、これらの河川を準用河川に認定して政府の管理下におくことは最ものぞましく、且つ緊急を要します。

したがって、こゝにふたゝび那覇市第32回議会の決議によりこれを要請いたします。

1959年７月６日

那覇市議会

というふうになっております。この決議案を提出するに当りまして当初全員提案の形にしたいと考えておりましたが、準備手続きの関係上そこまでにいたらず、こういう形で提案したことをお詫び申し上げ御了承願いたいと思います。それで後で議長からお諮り願って全員提案にしていただきたいと思います。

この提案理由は本決議案の文面に示された通りでございます。すなわち去年の２月に、あのガーブ川の災害当時は非常に切実に私たち那覇市民、あるいは市民だけじゃなくして多くの人たちの切実な問題でございました。その災害のない現在においては余りピンと来ないような感じもしますが、しかし年々再々これが問題になっているのでございます。しかし乍らこれに対する責任、治水というものはまだ明確にされておらないのであります。それで去年の２月、全員提案でもってこれを決議したのでありますが、これについて政府からまだ私達議会に対してその回答を送って来ていないのでございます。それで今回の市長施政方針にも強調されておりますように、やはりこれ等の河川は政府の河川法によって準用

河川に認定して政府の管理行政に移していただかなければその解決の見通しはつかないという実際問題としてあるわけでございます。このためにこれを再び取上げ全員の意思としてこれを政府にお願いすれば、この解決が早められるんじゃないかというふうな確信を持っておるのであります。そういう意味におきまして御審議の上御賛同くださるようお願い申し上げます。なお最初にお願い申し上げました通り、可能な限り全員提案の形にしてこれを処理していただきますようにお願い申し上げます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　ただいま提案者から説明がありましたが、質疑に入ります前に提案者の要望の通り本議案につきましても全員提案にいたしたいというような希望がありますが、さよう取り計らって御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　では御異議ないと認め、本決議案については全員提案として取り計らうことに決定いたします。では本案は全員提案ですから質疑討論を省略して……。

○森田孟松君　その前に当局に要望がありますので休憩してください。

○副議長(渡口麗秀君)　休憩いたします

（午後７時56分　休憩）

（午後７時59分　再開）

○副議長(渡口麗秀君)　再開いたします。

○仲松庸全君　今休憩中に森田議員から宛先については行政主席だけじゃなしに、首都建設委員会にも宛てたらどうかというような御意見がございましたが、それにつきましても別に異議ございませんのでそのようにしたいと思っております。

（「立法院も併せて」と呼ぶ者あり）（笑声）

○副議長(渡口麗秀君)　ただいま13番議員（仲松庸全君）から提案した議案につきまして琉球政府行政主席だけじゃなくして首都建設委員長及び立法院議長宛としたいという御意見が出ておりますが、さよう取り計らうことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認め、さよう決定いたします。では質疑討論を省略して直ちに採決に入ります。日程第18、ふたたび久茂地川、安里川及びガーブ川の準用河川認定を要請する決議案につきましては原案通り承認して御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めまして、本決議案につきましては原案通り承認することに可決決定いたします。

〔中　略〕

○森田孟松君　本日の会議はこれをもって打切り、明日午前10時から再開せられんことの散会の動議を提出いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　ただいま森田議員より散会の動議がありましたが、さよう取り計らうことに御異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めます。よって本日はこれをもって散会し明７月８日午前10時より本会議を再開いたします。長時間に亘り御審議をいただきありがとうございました。

（午後８時６分　散会）

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

副議長　渡口　麗秀
議　員　久場　景善　平良真次郎　比嘉　佑直　赤嶺　一男　渡口　政行　森田　孟松
儀武　息睦　金城　武一　仲尾次盛夏　仲松　庸全　喜久山朝重　石原　昌進
金城　賢勇　玉城　正次　大城　清徳　宮里　敏慶　瀬名波　栄　玉井　栄次
高良　清二　糸数　昌剛　大山　盛幸　玉那覇有義　辺野喜英興　上原　文吉
比嘉朝四郎　宮城　　実　仲宗根梶雄　崎山　喜達　具志　清裕　又吉　久正
黒潮　　隆　浦崎　康華　新垣　松助　備瀬　知良　金城　幸信　儀間　真祥
屋慶名政永　真栄田義晃　久高　友敏　普久原朝光

一　欠席議員
議長　高良一（出張）

一　市当局より参与せる者の職氏名
市　　長　兼次　佐一　収 入 役　屋富祖太郎　総務部長　仲原　英通
財政部長　義永　栄善　建設部長　大城竜太郎　社会部長　神山　孝標
消防隊長　松本　吉英

一　事務局出席者
局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年　月　日　議　　長　高良　　一〔　〕
1960年５月５日　14番議員　喜久山朝重〔印〕
1960年５月10日　35番議員　又吉　久正〔印〕

７月８日午前11時48分　開議

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。本日の出席32名、欠席10名でありまして議会は成立いたしております。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は印刷の上各位の御手許に配付いたしておきましたから､それにより報告に替えます。

議事日程第11号

第１　集成刑法の廃止についての要請決議案（21番議員瀬名波栄外２名提出決議案第８号）
〔第２～第30　略〕

本日の会議に付した事件
〔議事日程に同じ〕

○副議長(渡口麗秀君)　ではただいまから議事に入ります。

日程第１、集成刑法の廃止についての要請決議案、21番議員瀬名波栄外２名提出議案第８号を議題といたします。なお本要請決議案については先日合同委員会を開きまして法務局の久貝次長、それからもう１人太田事務官、それから琉大の金城秀三先生御三名をお招きしまして質疑応答を行い、その内容につきましては議員各位も了承されたものと認めますので、その報告についてはこれを省略し直ちに質疑に入ります。

（「質疑なしでいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　では質疑を省略いたしまして討論に入ります。

○瀬名波栄君　提案者でありますので賛成討論をやります。本決議案に賛成する討論を行います。

先日合同委員会を持ちまして琉球政府並びに琉球大学からそれぞれ権威者の諸先生をお招きして質疑応答を行いました。その中におきましてもです、琉球政府の法務局長の久貝さんも述べておられましたが、このもちろん久貝さんは新聞面に表われている沖縄あるいは日本本土におけるいろいろな報道、これをまとめて報告されておりましたが、その後の質疑の中においてもやはりこの法律はかんばしくないということを言っておりますが、そういう法律を是正して行くためには世論を高めなくちゃならないというようなことを言っておられたよう記憶しております。

また琉球大学の金城先生は、この中には確かに前進した面も考えられる、しかし非常に不備なところも多々あるということを言われております。

たとえば出版の許可制ということについてでありますが、今までの認可制度が今度は届制になったということはひとつの進歩だということを認めておるのであります。しかしながらその布令の中には批判と誹謗という言葉があり、この誹謗というのは非常に拡大解釈されやすいもので、これは民主主義社会においては好ましくない。政府の批判ということは自由にされなくちゃならないが、誹謗が罰せられるということで政党の批判が押えられる、また恐怖心を抱かしめるというような、こういうような例は非常によろしくないということを常識的に述べておられます。そしてこの間も質問したのでありますが、日本における刑事特別法、ＭＳＡ秘密保護法、こういったものでも、たとえば洗濯屋が港にアメリカの軍艦が入って来る、この入って来る軍艦の乗組員の被服を洗濯するわけでありますが、この人が、洗濯屋があまり商売熱心のあまりに何月何日何艦が入って来るということをメモしていたところが逮捕されたという事件があったり、これと日本のそういう特別法、あるいは秘密保護法でその商売人さえも逮捕されるというようなことが起こり、それ以上の法律が沖縄に施行された場合にはいろいろ不当な、不合理が生まれて来るんじゃないかということに対して久貝次長も認めております。そういうふうなところからこの布令23号、これはどうしても廃止しなくてはならない。廃止しない限りこれは大統領の行政命令にも反し、アメリカの民主主義的な精神にも反するし、沖縄の民主主義を後退させる恐れが非常に濃厚であるというふうなところから、この布令はどうしても撤廃しなくてはならない。その場合にいろいろ疑問があります。その中ではいい面は残すべきじゃないかということであります。

もう１つは民立法に切換えたらいいじゃないかということであります。もう１つは23号を否定して、廃止して、その前の144号をどうするかというふうなこともあるが、それはいろいろ考えられると思います。まず第一になるほどいい面、これは移管させなくてはなりません。そのためにはこの23号、これが必ず必要だということではない。あるいはこの23号のいい面だけを残して、後は全部削ってしまうということも考えられるかも知りません。あるいはこの23号を一応全部廃止して、その上で144号を次第に直していきまして前進させるというようなことも考えられると思います。

さらに民立法についてでありますが、民立法、あくまでもこの布令というものについては、これは統治権者が統治をされる沖縄人に対して適用するところの法律であり、結局アメリカが沖縄人に対して出したのがこの法律である。これは統治権者が自分の統治をしやすくするための向こうの布令であるということは取りも直さず、自分の手で自分がこんなことを言った時は死刑になっても結構であります。私がこういうことをやったら無期懲役になります。私がこういうことをしたら厳罰に処せられてもよろしゅうございますということになり、民立法にした場合はそういった矛盾が出てくる。それも沖縄人同志の法律ならば大いに民立法でやるべきである。ところがアメリカの法律をです、われわれ沖縄人の手で作ってそれでもって自分の手足を縛る、あるいは首を絞めるということであれば自律的であります。だからこれを民立法にするということは私達は防がなければなりません。民立法にしないでさらにわれわれの力でですね、今まである凡ゆる布令、これは非民主的なもの、あるいは占領当時の布令布告を皆の力で是正させる方向にもっていかなければならない。これはわれわれの当然の話であります。従いまして私はこういう非常に善意に解釈しても、いかがわしいやつ、また客観的に見てはっきりと非常に不利益を生ずる、はっきりと沖縄の民主主義運動の前進を阻むということがはっきりした以上、この布令をどうしても廃止してもらわなくてはならない。廃止した上でよりよい法律に作り替えていくように、立法院議員を先頭にわれわれ沖縄人が一致協力しなければならないものと思います。そこで私はこの集

成刑法布令23号は即時撤廃していただくべきだということから、この要請決議に対して賛成するものであります。

○仲宗根梶雄君　ただいま賛成討論がございましたが、おっしゃる通りいろいろこの法律には、布令には矛盾が多々あることを先の委員会で、その筋の専門家の方で話してもらって了解できたのであります。問題は布令23号の個々の問題については基本的にこれは工合悪い。われわれ沖縄人側としては甚だ拘束される面も多々あることは認めるのであるが、また一面一歩前進したような所もあるのであります。ところが、さあそれでは廃止しようとなった場合依然として布令144号は残っているわけで、その点について二次的にどうこれを持っていくかということは、まだ残される問題ではないかと、ただ廃止すればいい、この布令を廃止すればいい、簡単にいうとそうなるかも知りませんが、ところが144号というものが残っている。その点の技術的な問題が残されると思うんです。今立法院辺りでも随分この問題については144号の関係についても取っ組んで勉強している最中であります。その部分についてはすでにわれわれ沖縄が占領治下にあり米軍の施政権の中にあるということは根本的に日本人であるので、そういう根本的な問題も触れて来るし、ただ集成刑法布令23号、これを撤回するというだけで問題の解決になるかどうか非常に疑問を持つもので、少くともこれをです、144号との関係もお互いが研究するということにして、なるべく継続審議に持っていってお互いが理解し合うように持っていきたいと思うんです。そういう意味でこれをお互いもっと研究する機会を作る意味で、今日すぐ即決ということではなくして継続審議に持っていくような方法を取り計らってもらいたいと思います。

○副議長(渡口麗秀君)　ただいま32番議員からこの要請決議案につきましては、直ちに今日採決するのではなしに研究したいという意味で継続審議に持っていってもらいたいというような意見が出されておりますが。

○真栄田義晃君　ただいま仲宗根議員の御意見を綜合いたしますと、布令23号そのものは悪いというふうに認められているようであります。ただあの方が言われているのは、23号を撤廃しても布令144号がある。この144号との関係でどうすべきかということについてもう少し研究したい、こういうような御意見だと思うのであります。もちろん布令23号を撤廃しても144号があることは事実であります。しかしながら私達が問題にしなければならないのは布令144号よりも布令23号がさらに改悪されている。もちろん144号も撤廃すべきだと思うのでありますが、布令全体を撤廃に持っていくということになれば実際の問題の焦点はぼけてしまうのであります。だから特に問題になっているのは布令第23号であるからしてこれを撤廃して、その後のものは後の問題として処置すべきであり、23号について意見がない以上、悪いという一応の見解をもっておられる以上早急にそれに民意を集中させる必要があるとこう考えております。それから継続審議にしたいということについても私が非常に理解しがたいということは、先日この議案を提出した場合には即決を主張したのであります。

しかしながらまだわからん点があるのでこれは合同委員会に付託して皆で休会中に審議したいという、その時に不審な点を明らかにしたいという意見が出されたので私達もその意見を了として合同委員会に付託したのであります。そして先ほど議長から報告がありましたように３名の方をお呼びしまして意見を徴したのであります。その場合32番議員（仲宗根梶雄君）からも、あまり質問は出ていないのであります。質問が他の方からもあまり出ないということを考えて見ますと布令23号については一応の見解、それからこの23号と144号の関係について今いわれたように不審な点があってもそれを聞きただそうとする熱意を持っていないというふうに私達は考えるのであります。ああいう態度でこれを審議する以上は、これは継続審議しても全く意味がないと思います。それから立法院でこれを審議されているということでありますが、立法院で意見がまとまってからでは遅いのであります。立法院で審議しておればこそ、結論が出てなければならんのであります。向こうで結論が出る前にわれわれの民意がどこにあるかということを立法院の方にも知っていただきたいという、そのためにはわれわれの意思表示をする必要があると思います。従って私は仲宗根議員の継続審議の意見に反対しまして直ちに採決に入っていただきたいと思います。

○副議長(渡口麗秀君)　今の仲宗根議員の御意見は、これは継続審議させてもらいたい。もしそれが通らなければ反対という意味ですか

○瀬名波栄君　これは継続審査してもらいたいという御意見でありますが、これは非常に由々しい問題であります。すでに他の市町村、特に中城、北中城、浦添村といったところは反対決議をしております。また他の民主団体でも反対促進運動を展開中であります。われわれは市民の代表としてどうしてもここで意志表示しなくちゃなりませんので、もう討論を打切って直ちに採決に入ってもらいたいという動議を提案いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

（「休憩して下さい」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　休憩いたします。

（午後０時12分　休憩）

（午後０時47分　再開）

（44番議員、久高友敏君出席）

○副議長(渡口麗秀君)　再開いたします。先ほど21番議員（瀬名波栄君）の方から討論を打切り採決してもらいたいという動議があり、所定の賛成があって動議は成立いたしております。よってお諮りいたします。動議の通り取り計らって御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めましてただいまから採決に入ります。日程第１、集成刑法の廃止についての要請決議案、21番議員瀬名波栄外２名提出決議案第８号につきまして原案に賛成の方は挙手願います。

（挙手16名）

○副議長(渡口麗秀君)　現在の出席議員数は31名でありますが議長を除いて30名、そのうち原案に賛成が16名であります。従って過半数に達しておりますので、日程第１、集成刑法の廃止についての要請決議案は原案通り可決決定いたします。（拍手）

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)

〔中　略〕

では以上をもちまして今期議会の付議事件は全部審議終了いたしましたが、引き続き市長の挨拶がありますのでしばらく御静聴願います。

○市長(兼次佐一君)　御挨拶申し上げます。開会以来１ヶ月近くの長い間十分にあらゆる面に亘って御検討くださいまして無事本日議会を終了することになりました点について衷心から感謝申し上げます。

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　ではこれをもって第32回定例議会を閉ずることにいたします。長時間に亘りありがとうございました。

（午後６時４分　閉会）

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

副議長	渡口　麗秀					
議　員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行	森田　孟松
	儀武　息睦	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進
	玉城　正次	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次	高良　清二	糸数　昌剛
	大山　盛幸	辺野喜英興	上原　文吉	比嘉朝四郎	宮城　　実	仲宗根梶雄

崎山　喜達　　具志　清裕　　又吉　久正　　黒潮　　隆　　浦崎　康華　　備瀬　知良
新垣　松助　　金城　幸信　　儀間　真祥　　屋慶名政永　　真栄田義晃　　久高　友敏
普久原朝光

一　欠席議員

議長　高良一(出張)　議員　金城賢勇　大城清徳　玉那覇有義

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　　長　兼次　佐一　　収 入 役　屋富祖太郎　　総務部長　仲原　英通
財政部長　義永　栄善　　建設部長　大城竜太郎　　社会部長　神山　孝標
消防隊長　松本　吉英

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年　月　日　議　　長　高良　　一〔　〕
1960年５月５日　14番議員　喜久山朝重〔印〕
1960年５月10日　35番議員　又吉　久正〔印〕

11　1959年(昭和34年) ９月　第33回定例会[埋立、軍用地、河川、法令要請]

９月29日午前10時46分　開会

○議長(高良一君)　開会いたします。本日をもって第33回那覇市議会を開会いたします。本日の出席40人、欠席２人でありまして、議会は成立しております。ただいまから会議を開きます。諸般の報告を申しあげます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の議事日程は印刷の上各位のお手許に配付いたしてございますので、それにより報告に替えます。

議事日程第１号

第１　今期議会の会議録署名人選挙
第２　今期議会の会期を定めることについて
〔第３～第11、第14～第18　略〕
第12　泊北岸公有水面埋立について（市長提出議案第65号）
第13　安謝、泊間公有水面の埋立について（市長提出議案第66号）

本日の会議に付した事件

第１　今期議会の会議録署名人選挙
第２　今期議会の会期を定めることについて
〔第３～第12、第15～第19　略〕
第13　泊北岸公有水面埋立について（市長提出議案第65号）
第14　安謝、泊間公有水面の埋立について（市長提出議案第66号）

○議長(高良一君)　議事に入ります前に市長の挨拶がございますので、しばらくの間御静聴を願います。

○市長(兼次佐一君)　本日第33回那覇市議会の定例会を招集いたしましたところ、ここに無事に開会を見ることができまして、まことに感謝に堪えない次第でございます。今回審議をお願いいたします案件は

1960年度那覇市予算の追加予算を初めとする９案件に諮問１件でございます。どうぞ慎重御審議下さいますようお願い申し上げます。

○議長(高良一君)　ではただいまから議事に入ります。

〔中　略〕

では日程第１、今期議会の会議録署名人選挙についてを議題と致し議長からお諮りいたします。従来会議録署名人につきましては慣例により議長の指名に一任願っておりますが、さよう取り計らってご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　ご異議ないと認め、さように決し議長から指名いたします。16番議員石原昌進君、34番議員具志清裕君、以上お二人の方にお願いいたします。

○議長(高良一君)　次日程第２、今期議会の会期を定めることについてを議題と致します。本件につきましては委員長会において協議の結果決定致しておりますが、これについて議長からお諮りいたします。協議会において決定いたしました会期は本日から10月13日までの15日間となっております。その日程を申し上げますと、本日は各常任委員会委員の選任後議案を上程説明を聴取し、明日30日と10月１日の２日間は議案研究のため休会、10月２日に本会議を開いて議案上程、質疑に入り委員会付託、３日から９日まで日曜日を除き６日間委員会、付託事件の審査、10日土曜日、11日日曜の２日間は事務局における委員長報告書作成並びに本会議準備のため休会、12日、13日の２日間本会議を開いて付託議案並びに陳情に対する委員会の審査報告に次いで質疑、討論、表決に入る。以上で本会議４日、委員会６日、休会３日、休日２日で合計15日間をもって終了するという計画でありますが、さように決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　ご異議ないと認めます。よって今期議会の会期は本日の９月29日から10月13日までの15日間とすることに決定いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第12、泊北岸公有水面埋立について、市長提出議案第65号を議題として当局の説明を願います。

○建設部長(大城竜太郎君)　議案第65号泊北岸公有水面埋立について説明申し上げます。本埋立地は議案に参考書類を添付してありますが、53年泊港付近を浚渫したときに当時の那覇市において埋立てられたもので現在水産高校が建築されております。この埋立地は当時真和志市行政区域内に属するものとして那覇市と真和志市間に書簡を取り交わし、真和志市において行政区域編入諸手続を行うよう決められたのであります。当時、真和志市においては議会の議決を経て政府に対し埋立申請したところ、那覇市当局においては那覇市が埋立てたものであるという理由で検討の余地があるということで認可にならず、そのまま現在まで保留されてきたものであります。その文書取り下げにつきましては口頭でなされ、真和志市自体申請書を取り下げてきたようで文書は残されておりません。このたび合併も行われて行政区域も一体化されたので所有権の確保を早急に得るために提案した次第であります。よろしく御審議下さるようお願い申し上げます。

○議長(高良一君)　次日程第13、安謝、泊間公有水面の埋立について、市長提出議案第66号を議題として当局の説明を求めます。

○建設部長(大城竜太郎君)　議案第66号安謝、泊間公有水面の埋立について説明を申し上げます。本埋立は那覇市と真和志市の合併策定書にも織り込まれており、那覇市として数年来の懸案事項であります。泊港と安謝港に至る本埋立はそのうち最も緊急を要する事項でありまして、衛生センターの設置と泊港の外港として安謝港並びに漁港をつくり、将来港湾並びにそれに伴う工業地域としての発展を期するため都市計画の線に沿って進められたものであります。この工事につきましては、議案にいろいろ書類を添

付してありますが、全工事を10ヶ年計画事業としてこれを３期に分けて、まず最初に１期を３ヶ年事業として施行していきたいと考えております。ここに議会の意見を承りたく提案した次第であります。よろしく御審議下さるよう御願い申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして議案上程、説明聴取を全部終了いたしました。よって明30日、10月１日の２日間を議案研究のため休会といたし、10月２日午前10時より再開いたします。それから各委員の方々にお願いいたします。各正副委員長の選任報告については10月２日の午前10時の議会開会までに議長あて御報告をお願いいたします。どうもありがとうございました。

(午後４時36分　散会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

議長	高良　一	副議長	渡口　麗秀		
議員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行	森田　孟松
	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進	金城　賢勇
	玉城　正次	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次	高良　清二
	糸数　昌剛	大山　盛幸	玉那覇有義	辺野喜英興	上原　文吉	比嘉朝四郎
	宮城　実	仲宗根梶雄	具志　清裕	又吉　久正	黒潮　隆	浦崎　康華
	備瀬　知良	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永	真栄田義晃
	久高　友敏	普久原朝光	崎山　喜達			

一　欠席議員

議員　儀武息睦

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　長	兼次　佐一	助　役	仲原　英通	助　役	義永　栄善
収入役	屋富祖太郎	総務部長	崎浜　国宏	経済民生部長	阿波連本平
建設部長	大城竜太郎	消防隊長	松本　吉英		

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年12月15日　議　長　高良　一〔印〕
1960年12月７日　16番議員　石原　昌進〔印〕
1960年12月８日　34番議員　具志　清裕〔印〕

10月２日午後２時41分　開議

○議長(高良一君)　開会いたします。本日の出席39人、欠席３人でありまして議会は成立しております。ただいまから本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

本日の議事日程は印刷の上お手元に配付いたしておきましたから、それにより報告に替えます。

議事日程第２号

〔第１～第７、第10　略〕

第８　泊北岸公有水面埋立について（市長提出議案第65号）

第９　安謝、泊間公有水面の埋立について（市長提出議案第66号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

〔中　略〕

○議長(高良一君)　ではただいまから議事に入ります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第８、泊北岸公有水面埋立について、市長提出議案第65号を議題として質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)

(「即決」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　では日程第８、泊北岸公有水面埋立について、市長提出議案第65号につきましては質疑続行のままこれを建設委員会に付託します。

○議長(高良一君)　次日程第９、安謝、泊間公有水面の埋立について、市長提出議案第66号を議題として質疑に入ります。

○儀間真祥君　この安謝、泊間の地先埋立てについておたずねいたします。この図面をみると従来の安謝港でなくてちょっと隣の安謝の漁港というふうに新しく設置しようとしているわけです。これは確かに当局として従来までの河川に通ずる漁港とか港といった場合には土砂がおりて来てまずいという意味で、そういうことにしたかも知れませんけれども、この図面通りの安謝の漁港設置ということになるとすぐ外側は外海になっていますので、そうなるとこれが掘りさげられたとなると波が相当高くなってきますのでこの付近は護岸をすべきじゃないかと思います。と言いますのは普通わたくしが前に申し上げた通り波の進行運動じゃなくて上下動なんです。そうすると、深くすると深さに比例して波が高くなるというわけだが、いまのように安謝漁港の設計を変更してもらいたいと思いますが、当局のお考えをひとつ。

○土木課長(安里一郎君)　ただいまの御質問は御尤もだと思います。これについてはいろいろ将来も港湾について研究したいと考えております。現在計画してありますような計画で波が高くなるという考え方には納得がゆかないわけであります。つまり深くなれば波が高くなるというふうにはわたくしは考えないわけです。かえって波は浅いところがその心配はあると思います。港湾については将来権威者をお招きしていろいろ当局としては考えたいという意向をもっております。

○儀間真祥君　いまですね、土木課長さんは波が高くなるのは浅いからだというようなことを言っておられますが、この問題はですね、現在の安謝港は要するに住吉地先の水面、砂だまり場ですね、それをあれだけ掘ったからちょっとの北風でも海に出られない訳です。課長さんはこの海自体を掘りさげるんじゃなくてそのままにするんですか。その点をひとつ。

○土木課長(安里一郎君)　現在、見積ってございますのはその場所から土砂をもって来て埋めるというふうになっております。将来掘り下げていいものなら、その方が安くつくということなら掘り下げていいと考えております。

○儀間真祥君　掘り下げないとすれば、これ自体漁船のたまり場にはならないのですよ。岩盤でリーフがあるから……。

○土木課長(安里一郎君)　質問を間違えたわけでございます。掘り下げて港湾にするとすれば、どうしても掘り下げなければならないという考え方をもっております。すべての埋立てに対して全部浚渫船によって揚げた土砂をもってやるかどうかということについては、今後考慮したいということを申し上げておきます。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　日程第９、安謝、泊間公有水面の埋立について、市長提出議案第66号につきましてはこれを質疑続行のまま建設委員会に付託いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして本日の会議は終了いたします。よって明３日から９日までは各委員会の付託事件の審査、次の本会議は12日の午前10時に再開することにいたします。どうもありがとうございました。

(午後５時25分　散会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

議長	高良　一	副議長	渡口　麗秀			
議員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行	森田　孟松
	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	石原　昌進	金城　賢勇	玉城　正次
	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次	高良　清二	糸数　昌剛
	大山　盛幸	玉那覇有義	辺野喜英興	上原　文吉	比嘉朝四郎	宮城　実
	仲宗根梶雄	崎山　喜達	具志　清裕	又吉　久正	黒潮　隆	浦崎　康華
	備瀬　知良	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永	真栄田義晃
	久高　友敏	普久原朝光				

一　欠席議員

議員　儀武息睦　喜久山朝重

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　長	兼次　佐一	助　役	仲原　英通	助　役	義永　栄善
収入役	屋富祖太郎	総務部長	崎浜　国宏	経済民生部長	阿波連本平
建設部長	大城竜太郎	消防隊長	松本　吉英	土木課長	安里　一郎

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年12月15日　議　長　高良　一〔印〕
1960年12月７日　16番議員　石原　昌進〔印〕
1960年12月８日　34番議員　具志　清裕〔印〕

10月12日午前10時５分　開議

○議長(高良一君)　開会いたします。本日の出席30名、欠席12名でありまして議会は成立しております。ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(高良一君)　諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の議事日程は印刷の上御手元に配付いたしておきましたから、それにより報告にかえます。

議事日程第３号

〔第１～第11、第14～第51　略〕

第12　泊北岸公有水面埋立について（市長提出議案第65号）

第13　安謝、泊間公有水面の埋立について（市長提出議案第66号）

本日の会議に付した事件

第１　市長の施政方針に対する一般質問

〔第２略〕

〔中　略〕

○議長(高良一君)　ではただいまから議事に入ります。

○石原昌進君　動議を提出いたします。本日の日程は議案上程、委員会審査報告になっておりますが、これに先立ちまして一般質問の時間を加えるよう動議を提出いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

６月の予算議会から今度の第33回本会議にいたるまですでに４ヶ月経過いたしておりまして、いろいろな問題が発生いたしております。さらに定例議会を年４回開くということは、市民の意見を市会に十分反映させるという意味からだと本員は考えておりますが、各議員の皆さんもいろいろ市政全般にわたって質問するものをもっていると本員は考えておりますので、一般質問の時間を設けまして十分に質疑を行いたいと本員は考えまして以上の動議を提出いたした次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(高良一君)　動議は成立しております。ただいまの16番議員の日程を追加いたしまして一般質問を日程第１にもっていって追加したいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　みなさん御賛成のようですから、日程第１に議題、一般質問を加え以下順次繰りさげてもらいたいと思います。

○議長(高良一君)　では日程第１、市長の施政方針に対する一般質問を議題として質疑に入ります。

〔中　略〕

○瀬名波栄君　午前に引き続きまして質問の第３点をお伺いいたします。去る議会に那覇市議会は与儀のガソリンタンク移転要請決議をやっております。これは同様に地元からも陳情が出まして立法院議長の安里積千代さん、その他の方々が要請しているのであります。これに対する回答文は新聞でも発表されましたが、那覇市議会に対しては回答文も参っており市長も承知していると思いますが、この軍の回答文に対する市長の具体的な見解はどういうふうになっているか、伺いたいと思います。

○市長(兼次佐一君)　与儀のガソリンタンクにつきましては、市は市の立場から一日も早く撤去するようにという公文をもって軍にこれを要請してあります。

(「返事はございませんか」と呼ぶ者あり)

○瀬名波栄君　市は公文をもって発送したようですが、これの回答はどういうふうになっておりますか。

○議長(高良一君)　休憩します。

(午後１時51分　休憩)

(午後１時53分　再開)

○議長(高良一君)　再開します。

○消防副隊長(具志清一君)　与儀ガソリンタンクの移転陳情については法務局長よりの回答文がありますので一応読み上げてみます。

与儀ガソリンタンク移転方要請決議に関する民政府の回答（要旨）

一、1959年７月27日付那覇市議会副議長より与儀在ガソリンタンク移転方の要請がありましたが、民政府当局は次の様に回答致します。

二、ブース高等弁務官の命により、該タンクに関し綿密な調査、研究が実施されてきましたが、現在の段階では更に調査研究の余地があると痛感致します。

当方では次のような対策をとっています。

A　与儀地域一帯にある下水溝にタンクから流出したガソリンが流れ込む場合の対策方法を研究中で

あります。
　又、未然に防止する方法をも合わせて調査研究が行われています。
B　タンクの周りの擁壁は現在ガソリン貯蔵量150%迄保持出来る様高くしています。
C　タンク周辺の棚は強化しつゝあります。
D　周辺の雑草は部落内に火事が起ったとか、ガソリンに引火した場合の緊急時に備え残らず刈り取って居ります。

三、与儀一帯在住の市民並びに那覇市職員に不慮の災難が起った場合、軍当局に御協力できる諸点は次のとおり。
A　タンク周辺の棚に近かよらない事。
　又、周辺の棚に材木等を積むのを避ける事。
B　このように人口が密集した地域に建てられる建造物家屋或いは他の施設の間隔を出来るだけ大きくする事。
C　家屋や他の建造物の周りにおがくずや引火性の強い物質を放棄しない事。
D　人口の密集した住宅地域に製材所を建てる事に制限を加える事。

四、那覇市のパイプ施設地域に事実附近住民の殆んど（100%）が平然と侵入していたのも、見逃せない問題である。該地域に引火性の強い物質を貯蔵することは勿論、木造家屋を建築する事自体が不慮の災難を惹起せしめる危険性をもっているので、市当局が建築許可を厳重にするならば、かゝる危険はさけることができるだろう。

五、関係地域の住民はいうまでもなく、那覇市当局がこれらの煩らわしい諸問題を解決するに当り、如何なる援助が軍当局に進言できるかについてアドバイスが得られゝば幸甚の至りです。

1959年９月24日

高等弁務官代理　歩兵大佐　ユージン・A・サーレット

（訳者注）
五、について
◎　右記の４つの勧告案の外に他に市としての意見があればどしどし進言して貰いたいとの意味
◎　当文書に依ると、タンクの移転は考慮されておらず、唯タンクの管理面の強化を訴えている

○瀬名波栄君　市当局に回答文が琉球政府を通じて出されておりますが、大体那覇市会宛に来ております回答文と同じようなものであります。一応民政府としては暫定処置としていろいろ処置を講じているようであります。これはけっこうなことでありますが、然し地元民からの陳情並びに議会の決議、これは住民地域間にあるところのガソリンタンクの危険性を憂慮してこれを移転して貰いたいということであると思います。これに対して回答文によりますと、ああいう施設区域に付近住民が100パーセント平然として侵入して行ったものというふうに見ておりますが、市長としては平然と入って来たもので、これは住民側が悪いのであって民政府側が悪いのではないというふうに見ているのかどうか。この回答文にも示されておりますが、那覇市当局がこれらの諸問題を解決するためには如何なる進言ができて、アドバイスしようとすればどういうふうな方策をもってアドバイスしようとなさっておるか。この２点についてお伺いいたします。

○市長(兼次佐一君)　軍政府が悪いのではなしに地域住民の方が悪いと思うのかという質問は心外であります。そこにガソリンタンクを設置しては住民の、住民の生存上危険であるから撤去せよという文書を市は提出しております。従いまして撤去せよということは、文字通り撤去せよというところの要求でありまして、軍がいいか市民が悪いかといったようなものは論ずるまでもないのであります。那覇市内に、特に密集した部落にあのような危険な施設はよくないから撤去せよ、ということを申し出ております。従いましてこれを撤去せよという、させるという既定方針の上に立って市は今日まで運動をしておりま

すが、さらに今後もこれを続けて行きます。

○黒潮隆君　今瀬名波さんが述べられていた通り、この９月27日、安里議長に対して回答した回答文が琉球新報にも載っておりました。又議会に来ている回答文、さらに市当局に来ている回答文から感じられるのは、やはり周囲に、この中にはっきり軍施設内に住民の家屋が100パーセント侵入しているという記事もありますが、これに対して市当局は調査なされたか。また暫定的な措置をやっていることに対して、タンク施設内の調査をなされたかどうかについてお答え願います。

○市長(兼次佐一君)　市に対して来ているところの文書にはそのようなことはございません。市はガソリンタンクの撤去の文書を軍に提出しておりますが、軍からの回答は到着しておりません。今先関係の責任者が朗読いたしましたのは、行政府から市に対して、政府に宛てて来た書翰を通知しているのに過ぎないのであります。

○黒潮隆君　暫定措置としてですね、タンクのまわりを150パーセント埋立をするような処置を取っているというようなことを那覇市に対して回答しております。

（「来ておりません」と呼ぶ者あり）

今読み上げたのはそういうふうに聞いております。

○市長(兼次佐一君)　言われた通り政府に来たのを那覇市に通知したに過ぎないのであります。

○黒潮隆君　しからば那覇市から出した公文書に対して、軍からの回答はなかったということですね。わかりました。

○石原昌進君　ただいま市長の答弁によりまして、あくまでもこのガソリンタンクを撤去して欲しいという要望をしておるようであります。それでこの市の申し入れを何日やったか。これについて答弁して頂きたいと思います。さらに本員が新聞で見た範囲内では９月22日以降、この与儀ガソリンタンクの問題について市当局が動き始めたんじゃなかったかと考えております。これは沖縄タイムスの９月22日の新聞に載っております。それで６月の本会議におきまして、このガソリンタンクの撤去につきましては議会において決議をいたしておりますが、それが９月22日以降になって、市としてこの具体的な申し入れ、あるいは対策を立てたといったように報道されておりますが、この辺について説明して頂きたいと思います。勘ぐって申しあげますならば、６月の議会から９月22日まで、あまりこの問題についてなされておらず、議会が始まる寸前に来てやっとこれが本会議に取り上げられるということを予想して市が対策を立て、また新聞にも載って来たんじゃないかというふうに感じられます。従いましてこの問題につきまして、また同じように次の議会前にやるんじゃなくして、この議会が終わりましてからもこの問題について当局が積極的に解決方を促進するためにやるかどうか、この点についても当局の答弁を聞きたいと思います。

○市長(兼次佐一君)　要するに問題は与儀のガソリンタンクを撤去させるという上において、議会と当局が動くということが先決問題であると考えております。議会も議決のしっぱなしでは、結局においては、回答を得ただけで終わるだろうと私は考えております。その回答に対して議会は議会としての立場を取られるだろうと思います。市の方で公式の書翰を送ったのは９月15日であります。これは当局が遅いじゃないかということになりますれば、もっと早くやるべきであったという前提の上に立って、遅いという所の追及はできるのであります。しかし議会の方で市民を代表して出した所のあの撤去の要求に対するところの軍の回答が、如何ようなものとなって現われて来るかということに関心を持っているわけでございます。当局は９月15日にこれを送ったが、次の議会前にまた書翰を送ろうというような考え方は持っておりません。回答が参っておりませんのでその回答を要求し、回答によってさらに公文をもって出そうと考えております。

○瀬名波栄君　ただ今までの市長の答弁にいささか腑に落ちない所がございます。その１点は、市当局が軍に要請文を出したが軍からの直接の返事はまだ来てないということであります。これは民政府回答はこれまでの例によりましても、行政府を経由して来るということが常道であります。これは当然代行機関

として置かれたところの琉球政府、琉球政府を置いた所の理論的な考え方から見ましても、当然これは市町村その他から来るところの軍に対する要請文は琉球政府を経由し、さらに回答は琉球政府を経由して回答されるということになるのでありまして、軍から直接回答が来ないから対策が立てられないというふうな態度ではこれは何日まで経っても回答は来ないわけで、それじゃいけないと思うんです。たとえ形は琉球政府を経由して来ようともこれは軍の意志表示であります。従ってその回答に則ってですね、先ほど市長が答弁されたような決意、あくまでも住居地域からあの危険なガソリンタンクを撤去させるという決意を逐次行動に移して頂きたい。これは執行面を担当するところの市長として、当然の処置であると考えております。さらに議会の要請決議をして、これに対して回答文が来ている。議会もさらにその回答に基づいて活動を行うだろうというようなことを言っておりますが、これもいささか腑に落ちない点がございます。なぜならば申すまでもなく議会は議決機関でございます。執行機関ではないのであります。

従って政府に対する陳情その他、これは議会の決議を通達し、これによる返事を要求し、これが気に入らないと議会としての再決議、再要請というのが議会活動であります。いかにも執行当局と同じように議会が動くというふうなことは議会にはできないことであります。従いまして議会はその面でしか活動出来ないし、また推進するのはあくまでも執行機関でございます。これは市長が当然この問題は積極的に取り上げなくてはならない。ところが地元からの陳情者が市長室に見えられた時に市長は、もう貴方がた遅かったよ、那覇市の議会ではとうに決議してしまった。ということをおっしゃっておりますが、これは実に心外千万に堪えないのであります。前の軍用地問題の場合もその通りであります。住民からのそういうような要求があるならば、たとえ議会でこれを決議しておろうが当然地元の人と一緒になって軍当局、あるいはまた琉球政府当局に対してその陳情が妥当であり、またこれを完遂して行くための努力をやって然るべきだと思います。単に文書の報告だけで満足するというような態度では、これは議決機関か執行機関かわからないのであります。そういう点を十分考慮願いまして、ただいまの市長の決意をあくまでもこれは遂行してもらって執行してもらいたいということを要求いたします。

○市長(兼次佐一君)　地元の陳情の方々に対して、もう議会で陳情した貴方がたのは遅いというようなことをいっておられますが、自己有利に問題を解釈して、そうして言葉の端々に鋭いメスをもって追及するというような場合にはそういうようなことも言えるかも知れないのであります。

私はこの陳情は、市や議会の方でもやっているから、貴方がたの方は市や議会の尻を叩くという陳情よりも、直接軍に当たる方がいいんじゃないかということを申し上げ、そしてそれに対して了承を得て相手側も軍に陳情をなしているのであります。市は単に取り継ぎするというだけではないのであります。また議会も決議するだけで、後は市当局でやるべきだという論もどうかと思うのでございます。ただ責任のなすり合いじゃなしに、あげ足の取り合いではなしに、この与儀のガソリンタンクを撤去するのにどういうようなことをして行けばいいのか、例えば議会が決議するんでありましても議会の側において代表者を挙げてそうして折衝するなら、１回決議したものに対して回答が来たら、２回、３回も決議をされるならやって頂けるであろうということを申し上げたまでありまして、議会は議会でやれ、市は市でやるという意味の答弁でなかったことを補足いたします。

○瀬名波栄君　言葉の端々を捉えて、ということをおっしゃっておりますが、これは市長の基本的な態度なんです。そういうふうなことをここでは言いまわしておりますが、地元民は非常に憤慨しております。せっかく自分達が陳情を書いてお願いする、これは自分達が選んだ市長が地元と一緒になってこの問題を早く解決しようというふうな努力、これは市民としては当然持つべき権利であり、それを陳情者が来た時、あんた方はあんた方でやりなさい、市は市で、議会は議会でやっているから、ということはいけないと思います。やはり陳情者が来たならば当然取り上げて、共に問題解決に当たるというふうな親切さがなければいけないと思います。あんた方はあんた方で陳情しなさいということはいけないわけであります。もちろん市を経由してやる特殊の陳情をする場合もありましょう。それはそれでいいわけです。しかしせっかく市長の所へ来ているのだから相談相手になって一緒にやってあげるというのが必要じゃないかということを申し上げているのであります。これを一々言葉の端々を捉えて云々ということは、これはどうも私には納得が行かないのであります。

○市長(兼次佐一君)　物には順序というものがございます。地元の方々が与儀のガソリンタンクを撤去するように、させるようにという陳情を市に持って来る方法もあるのであります。その陳情によって市が初めて軍に対して撤去の陳情をなすという方法もございます。しかし地元民の陳情がなくても、それに先んじて市の方から撤去申請をなす場合もあるのでございます。今回の場合がそうであります。今回持って来られた時はすでに議会も出ている、市もやっている。従って軍の方にやった方が効果的であるという不親切じゃなしに善導であります。こういったように議会、市、地元民三者一体となって陳情することが、より効果的であると思うから直接軍になさるように善導したつもりであります。

○黒潮隆君　公文書を出したのは９月15日ということを仰言っております。市から陳情を出したときは、８月20日後であります。８月20日であるということははっきりしております。それから瀬名波議員が言われておりました通り、代表が陳情を持って来たときにあんた方は地元でありながら遅かった。すでに議会でも決議して、市もその問題と取っ組んで軍にも出した。現在も市長は陳情が来る前に出したといっております。それは私は**嘘**だと思っております。あるいは私の質問に、去った６月議会で、市民の世論と議会の意思がはっきりした場合には遠慮なくアメリカ軍に対して撤去を訴えてしかるべきものと考えている、都市の中心地にこれがあること自体すでに間違いであるということを答弁されております。むしろ地元の意思、議会の意思がはっきりした陳情があれば一緒に陳情してしかるべきだと思います。あなたが公文書を出されたのは９月15日、与儀ガソリンタンク前から陳情が来たのは８月20日でございます。その点について御答弁願います。

○市長(兼次佐一君)　与儀ガソリンタンクの撤去は、この書翰に始まったものではないのであります。とうに、市としましては面会するたびごとに撤去については要望しているつもりでございます。また市民の陳情が議会の陳情の後に出したということが決して災いするものではないのであります。いわゆる撤去させるのが目的で、その目的に向かって口頭でも文書でもやって行くのが当局の尽くすべき仕事であると考えております。

○黒潮隆君　それはよくわかりますが、あなたは向こうの陳情が来る前にあなたは公文書を出したと言っておりますので。

（「公文ではやっておりません」と呼ぶ者あり）

○仲松庸全君　今さきの瀬名波議員の質問に答えて市長は、与儀ガソリンタンク問題を市も当然やるが議会もやるべきだということを強調し論議だてましたが、これに対し私は市長に対しての要求をした議員が市長に質問し追及することは当然であります。それをうるさいからか何かしらんけれども、これに対してとげを挟んだような答弁をするのはわれわれはうなずけないし、また追及すべきものは徹底的に追及しなければならないと思っております。それでそういうことは当然議会では行われるべきであるから、これについては市長も了解していただきたい。議会はもちろん議会の責任において市民に対して責任を持つので、その問題については議会としての立場で活動するのは当然であります。これを市長から干渉される必要はないと思っております。市長は議会に対して提案権を持っているので、この提案権によって市長は議会に働きかければよいし、議会は議決権をもって執行当局を鞭撻していくという立場にあり、これを明確にしないと非常におかしいかっこうになって来る。過去にも事例がある。たとえば提案をした労働者の賃下げ、これを議会が多数決で決めたのであるが、その場合でも提案権の責任はいわないでおいて議決した議会に責任を転嫁しているというようなおかしなかっこうになってくる。これはもちろん議会が議決したということは議会の責任でありますけれども、議会の責任を逆追及して執行の責任については誤るような形跡がなかったかというような疑問をもっています。そういうことは慎んでもらいたい。

さらにガソリンタンク問題に直接、それ自体ではないが不審に思う点があるので当局にお尋ねしたい。これは今、瀬名波議員が民政府の回答について質問を出したところ、消防隊長が出ると思ったら具志副隊長が出て来ているが消防隊長はなぜ出て来ないか。これは不審に思いますのでお尋ねする。

○総務部長(崎浜国宏君)　お答えいたします。消防隊長は日本本土へまだ出張中であります。

○仲松庸全君　どういう目的で日本に出張したのか、それについてお尋ねします。

○消防副隊長(具志清一君)　消防隊長の出張についてお答え申し上げます。実は消防の進歩向上を図るためには、どうしても本土の消防を学ばなければいけない。その実態を見て来ないと那覇の消防の向上も図れないということを常々話しておりましたが、幸い今度日本消防協会の九州支部の主催で宮崎の方で10月９日、10日に協議会を開催することになりました。それでこれはいいチャンスだ、これに間に合わして日本本土の消防を研究して来なさいというふうな話が出まして、それから今職員を２人福岡の消防学校にあずけてあります。これも文書でお願いして向こうに厄介になっておりますので、これも行って面談してお願いして来なさい、また、お礼もしなければならないということで、切っぱ詰まって行かれたわけであります。

○仲松庸全君　ただいまの消防隊長の出張は公用でありますか。

(「ハイ、公用であります」と呼ぶ者あり)

公用ならば隊長は消防相互応援協定という議案を提出し、さらに予算も提案している。さらに予算も、旅費は通過していないが、どういうふうに予算は捻出されているか、これについておたずねしたい。

○総務部長(崎浜国宏君)　旅費についてお答え申し上げます。旅費としましては自己支弁で、行って来るまでやはり自分の方で出しているわけであります。行って来ましたならば旅費の請求があるはずであります。

○石原昌進君　先ほど本員の質問に対しまして与儀ガソリンタンクの撤去方を文書でもって９月19日に提出したという答弁がございましたが、その後36番議員(黒潮隆君)の質問に答えまして機会あるごとに要望しておったということになっておりますが、それでは市長自体、つまり９月15日に正式に文書を出した、ところが与儀からの陳情は８月の20日後にあった。しからばこの地主自体の陳情をそのまま取り上げて市として出すべきではないかという点であります。再三この陳情の方法については幾通りあるとか何とか申しておりましたが、この点についてなぜそのときにまだ要望だけであって、口頭だけであって、実際正式に文書として出していなければそのときに取り上げるべきであったにもかかわらず、それを取り上げていないという点についてお答えいただきたいと思います。

○市長(兼次佐一君)　与儀ガソリンタンクは軍の施設でございまして、これを撤去させる方法のほんとうの運動の方法は軍に強力に当たるということであると思っております。陳情の方法や時期の問題によってガソリンタンクの撤去の解決が左右されるものではないと考えております。与儀のガソリンタンクを撤去させるには議会も市も市民も一緒になって撤去させるというところに焦点をしぼって行くべきでございまして、市がもっと先に陳情書を出しておればこれは実現しているというところの結論は断定できないと考えております。従いまして私が今まで申し上げましたのは、口頭によってもやっております。文書によってもやっており、問題はこれを取り除くことでございます。

○石原昌進君　問題はですね、与儀のガソリンタンクを撤去するのは当たり前なんだ。そのために今までやっているし議決もした。ところが市民の陳情に対しては、これを取り上げるのが妥当じゃないかということであります。もちろん陳情だけではできないかもしれません。しかしながら市長の答弁から考えて、当局が正式に文書でもって要求していなかったならば、この地主の陳情をそのまま取り上げて要求すべきではないかということであります。直接軍に出すようにということを、これを市長は善導しておったとおっしゃっておりますが、それもけっこうだと思います。それと同時に市民の意思も汲んでその儘市も公文書で副申を添えて出してもいいんじゃないかという点であります。

○市長(兼次佐一君)　副申を添えて出す陳情書と、直接市民から受ける陳情書とは受ける側において、その効果的な面から、市民から直接出すところの陳情したものがより効果的だと考えております。市民が直接軍に出す、陳情書を出したということは喜ぶべき現象でありまして、市がこれを受け取って副申を付けてよかったという結論にはならないと思います。

○上原文吉君　今さきの消防副隊長の答弁に関連して質問申し上げます。九州に消防協議会があって、そこに本土の消防技術もみられて、さらに那覇市の消防活動に力を添えるということは非常によいことであります。しかし今は議会開会中であります。軍の補助によってコザと那覇市にはしご消防車の購入をすると、この前の場合もいっておられましたが、そういった重要な案件を出しており、議会において消防隊長が行かなくちゃならんということは考えられないことであります。そのために副隊長もおるし、さらに司令補、いろいろたくさんの優秀な方々がおられます。これに対しまして、そういったちょうどよい機会だから行って来なさいといったのは誰が言ったのか、この点について質問申し上げます。

○市長(兼次佐一君)　隊長の出張を許可したものは市長であります。

○上原文吉君　市長はこういった重要な議会において隊長でなくっちゃならんということは考えられないし、隊長のほかにもそういったことを研究して来るのは、そのためにこそ副隊長も司令補もおると思います。その点に関しまして必ずしも隊長でなくてはならんということはないと思います。さらに隊長が予算も通過しない前に自費で行って、あとで旅費の清算は請求できるといったことになっております。さらにこの重要な議会において、責任者である隊長を本土に出張させるということは、市長の議会軽視と思いますが、この点についてどう思いますか。

○市長(兼次佐一君)　消防隊長を本土に出張させたのは議会軽視とは考えておりません。消防隊長をして今度出張させなければならない諸条件がありましたので隊長にきめているわけであります。委員会あるいは議会において消防に関する予算についての説明は消防隊長のもとにおるところのその責任をあずかっている人で十分であるという見通しのもとに出張させているのでございます。結果的に十分でなかったとするならば、おそらく消防隊長がすべてを委任して、言い含めていないと思いますので、消防隊長がおられても御納得の行くところまで行かなかったと思います。

○上原文吉君　市長の取った態度は、副隊長としては正しい処置だとお考えになりますか。

○消防副隊長(具志清一君)　隊長事故または不在の場合、副隊長がその職務を……。

(「それはわかっております」と呼ぶ者あり)(笑声)

○上原文吉君　それはわかっております。どこの場合でも隊長がいない場合は副隊長がやるということはわかっております。こういった議案を提出し、さらに審議最中において隊長が行くということについて副隊長としては正しいか、正しくないかということについて。

○消防副隊長(具志清一君)　正しいと思っております。(笑声)

○上原文吉君　この予算案そのものは議会通過前に隊長が行っているが、もしこれが否決された場合にはどういった処置を副隊長としては講じられますか。

(「否決ですか」と呼ぶ者あり)(笑声)

もしもですよ、市長がとった処置が正しいということは隊長が議会の最中に行っても十分にやっていけるという自信のもとに答弁なさっておりますが、この予算が通過しなかった場合には副隊長としてはどういった手を打つか、それを承りたい。

○消防副隊長(具志清一君)　予算は通してもらうべきだと思います。(笑声)

○上原文吉君　予算は通る場合もあるし、否決される場合もありますよ。

○消防副隊長(具志清一君)　否決してもらわないようにお願いします。(笑声)

○上原文吉君　だからそういった答弁では責任は持てないと思います。だから私は正しくないと思っております。隊長が責任を持って提案している以上、隊長がいなくてはできないということは今のあなたの答弁で正しくないということを証明されております。

○瀬名波栄君　消防隊長の問題にまで質問が発展しておるようでございます。建設、総務委員会、これは委

員長の報告はないので私が個人的に聞いた話ですが、消防隊長が出張しまして副隊長が出られた。ところが出された議案に対して十分に答弁ができなかったということを聞いております。そういう面からすると今のような笑い話も出るのは当然だと思います。消防隊長が重要な命を帯びてわざわざ議会中スッポかして日本本土に行かれたわけですが、十分な知識を身に付けて帰って来られるならば時間までにちゃんと庁舎に来ているというふうな状態であってもらいたいと思います。それが十分に守られないと部下に対するしめしもつかないと思いますので十分気を付けてもらいたい。

与儀ガソリンタンクの問題は、やれ議会の決議だ、やれ市当局の要求だとか、あるいは地元も陳情すべきであったとか、いろいろ問題が出ておりますが、これは市長の答弁の中からこういった問題が発展して来たわけなんです。今市長は席におりませんが、外の職員の方々は十分伝えてもらいたい。このガソリンタンクは御承知の通り全部で11基のタンクがあります。これに入るところのガソリンが1,124万ガロンという膨大なガソリンの量であります。然もこれが航空用のガソリンでオクタン価の高い危険なものであって、それが送出、吸上げが毎日やられている。ポンプ操作で、そのためにガソリンが洩れて、大きい事件では３人の人が死んでいる。だからこれに対して市長が先ほども申されたように、あくまでもその地域から撤去されるというような基本方針は断固として持ってもらいたいし、市民からの陳情があった場合は心から丁寧に協力の態勢を示してもらいたい。そういうことがおろそかになったために、地元市民からもいろいろな不平が聞かれています。その辺は心してもらいたいと思います。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　他に御質問ないようでありますから、これをもちまして市長の施政に対する一般質問を終ります。本日はこれで散会いたします。尚明日は午前10時から本会議を開催いたします。ありがとうございました。

(午後５時２分　散会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

議長	高良　一	副議長	渡口　麗秀				
議員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行	森田　孟松
	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	石原　昌進	金城　賢勇	玉城　正次
	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次	高良　清二	糸数　昌剛
	大山　盛幸	玉那覇有義	辺野喜英興	上原　文吉	宮城　実	仲宗根梶雄
	崎山　喜達	具志　清裕	又吉　久正	黒潮　隆	浦崎　康華	備瀬　知良
	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥	真栄田義晃	久高　友敏	普久原朝光

一　欠席議員

議員　儀武息睦　喜久山朝重　比嘉朝四郎　屋慶名政永

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　長	兼次　佐一	助　役	仲原　英通	助　役	義永　栄善
収入役	屋富祖太郎	総務部長	崎浜　国宏	経済民生部長	阿波連本平
建設部長	大城竜太郎	消防副隊長	具志　清一		

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年12月15日　議　長　高良　一〔印〕
1960年12月７日　16番議員　石原　昌進〔印〕
1960年12月８日　34番議員　具志　清裕〔印〕

10月13日午前10時50分　開議

○議長(高良一君)　本日の出席38人、欠席４人でありまして議会は成立いたしております。ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は印刷の上お手元に配付しておきましたから、それにより報告に替えます。

議事日程第４号

〔第１～第９、第11、第13～第51　略〕

第10　泊北岸公有水面埋立について（市長提出議案第65号）

第12　安謝、泊間公有水面の埋立について（市長提出議案第66号）

本日の会議に付した事件

〔第１～第９、第11　略〕

第10　泊北岸公有水面埋立について（市長提出議案第65号）

○議長(高良一君)　ではただいまから議事に入ります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第10、泊北岸公有水面埋立について、市長提出議案第65号を議題とし、建設委員会における審査の経過並びに結果の報告を願います。

○新垣松助君　只今議題となりました日程第10の議案第65号の泊北岸公有水面埋立について当委員会に於ける審査の経過並びに結果を申し上げます。

本案につきましては10月２日の本会議で当局から説明がありましたように、1953年泊港付近を浚渫した際、当時の那覇市において埋立てられた現在水産高校等が建築された処のこの埋立地が、当時真和志行政区域内に属するものとして那覇市と真和志市の間で文書を交わし、一応真和志市において行政区域編入の諸手続きを行うよう決められたのであります。

依って真和志市においては、議会の議決を経て政府に対し埋立要請したところ、那覇市が埋立てたものであり検討の余地があるというので、認可にならないまま現在まで保留されて来たものでありますが、合併によって行政区域も一体化した今日において所有権の確保を早急にやるべきだとして提案されているものであります。

従いましてその内容の実情も十分知悉しておるものであり、只事務手続上の問題でありますので満場一致之を原案通り承認いたした次第であります。

以上簡単に御報告申し上げ各位の御賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　ただいまの委員長報告に対しては質疑討論を省略して採決に入って御異議ありませんか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異義ないと認め直ちに採決に入ります。日程第10、泊北岸公有水面埋立について、市長提出議案第65号については、ただいまの委員長報告通り原案可決することに御異議ありませんか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異義ないと認め、原案通り可決することに決します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　では長時間にわたる御審議で皆さまお疲れのようでもあり、また、ただいま散会してもらいたいという御要望もありますので議長からお諮りいたします。本日の議会はこれをもって散会し、明日午前10時から再開することにして御異議ありませんか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認めます。よって本日はこれをもって散会し、明10月14日午前10時より本

会議を開催することにいたします。なお午前中における瀬名波議員からの御注意もありましたので開議時間の励行をお願いします。長時間にわたりありがとうございました。

(午後４時43分　散会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

議長	高良　一	副議長	渡口　麗秀		
議員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行	森田　孟松
	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進	金城　賢勇
	玉城　正次	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次	高良　清二
	糸数　昌剛	大山　盛幸	玉那覇有義	辺野喜英興	上原　文吉	比嘉朝四郎
	宮城　実	崎山　喜達	具志　清裕	又吉　久正	黒潮　隆	浦崎　康華
	備瀬　知良	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永	真栄田義晃
	久高　友敏	普久原朝光				

一　欠席議員

議員　儀武息睦　仲宗根梶雄

一　市当局より参与せる者の職氏名

市長	兼次　佐一	助役	仲原　英通	助役	義永　栄善
収入役	屋富祖太郎	総務部長	崎浜　国宏	経済民生部長	阿波連本平
建設部長	大城竜太郎	消防隊長	松本　吉英		

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年12月15日　議　長　高良　一〔印〕
1960年12月７日　16番議員　石原　昌進〔印〕
1960年12月８日　34番議員　具志　清裕〔印〕

10月14日午前10時10分　開議

○議長(高良一君)　開会いたします。本日の出席24名、欠席18名でありまして議会は成立しております。ただいまから本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。本日の議事日程はお手元に配付いたしておきましたのでそれにより報告に変えます。

議事日程第５号

第１　安謝、泊間公有水面の埋立について（市長提出議案第66号）

〔第２～第41　略〕

本日の会議に付した事件

第１　安謝、泊間公有水面の埋立について（市長提出議案第66号）

〔第２～第４　略〕

○議長(高良一君)　ではただいまから議事に入ります。日程第１、安謝、泊間公有水面の埋立について、市長提出議案第66号を議題として建設委員会の審査報告をお願いいたします。

○建設部長(大城竜太郎君)　ただいま上程になっております議案について御訂正をお願いいたします。

本議会当初、初日に提案いたしました議案第66号については建設委員会に付託されまして、その後建設委員会において数回にわたり審議検討されました結果、安謝港の港湾計画が重要施設であり、港湾計画の専門家の助言を必要とするという理由によりまして、当局と委員会との話し合いによりまして、ただいま事務局を通じまして配付いたしました別紙プリント通り一部削除訂正いたしてありますからよろしく御訂正の上御審議の程お願いします。

○建設委員長(新垣松助君)　只今議題になりました日程第１の議案第66号安謝、泊間公有水面の埋立について、当委員会に於ける審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。本案についての提案理由を申し上げますと、この埋立は那覇、真和志の合併策定書にも謳われ、那覇市としても数年来の懸案事項であり、この埋立の実現によって衛生センターの設置と泊港の外港として漁船の出入港を設置し、尚工業地域としての必要な施設を置く計画の下に全工事を10ヶ年計画事業としてこれを３期に分けて、最初の１期を３ヶ年事業として施行して行きたいとのことであります。

本案に対する主なる質疑を申し上げますと、本埋立の坪当り工事費用と売却可能地の当価格について質しました所、埋立施工費用は平均11ドル70セントを必要とし売却可能地は坪当り24ドル30セントであるが、その一帯は現在の土地売買状況からして坪当り20ドル以上で売れる可能性はなく、従って全工事費の捻出には聊か困難を予想するが、この埋立計画は衛生センターを施設するための土地造成を図るのがひとつの目的であり同時に安謝港を漁港として施設の完備を図る計画であり、それらの施設が市の所有になるだけでもプラスになるというのであります。

ところで、この埋立計画の論議の焦点は第２、第３工事に於ける港湾問題であるが、この港湾計画は基本的な計画ではなく単なる埋立の手段として計画された憾みがあるが、埋立計画によって港湾計画も同時になされるのであれば、将来に悔いのない確固たる計画のもとに十分に調査検討の上、対外的にも遜色のない立派な港湾計画を樹立することが尤も望ましいのである。冬の第３期工事の埋立個所は、1957年11月に当時の真和志市が安謝の一般有志を集めて公聴会を開いた際に、漁港として最適の場所であるとの理由で港湾設定がなされ実地測量も済んでおるが、その当時の港湾計画はこの議案の中には一つも勘案されていないが、これは合併策定書の懸案事項を変更したことにもなり付近住民の意志を踏み躙る結果にもなるが、当局はこの埋立計画を変更する意志はないかとの質問に対し、該地域は既に港湾地域として指定されており、実際の港湾計画を樹立する場合には、政府とも十分合議の上その面の専門家を招聘して実施する考えであり、この計画が最終的決定でなく実施段階に至った場合何時でも変更が可能であるので、原案をその儘認めて頂きたいというのであります。

ところで委員会と致しましては、この埋立計画をその儘実施することになると現在の船溜場を利用している漁民は勿論、付近一帯の住民が相当反対の意向を示しているので委員会としても原案を認めることは住民の意志に反する結果にもなるので、第２期と第３期を原案から削除し委員会の修正にするかどうかについて活潑なる意見が開陳されたのでありますが、結論を得るに至らなかったのであります。その後当局側より第３期だけ削除し当局の訂正案が提出されたのでありますが、再びこれについて賛否両論に分かれ活潑な意見が交されたのであります。賛成意見の概略申し上げますと、即ちこの港湾計画では付近住民を納得せしめることは出来ない。又基本的な計画も確立されてない現状に於いては、第３期を削除することにより住民の希望する線が生かされ将来の港湾建設もスムースに行われるというのであり、反対意見と致しましては第２期、第３期も同時に削除することであれば賛成であるが、第３期だけを削除するだけでは結果的にはこの港湾計画を容認したことにしかならないので、第２期を残すのであれば第３期も同様残すべきであるとの意見であり、双方譲らず採決に入り賛成多数により当局の訂正案通りこれを承認することに決定致した次第であります。宜しく各位の御賛同を得たいのであります。

(37番議員出席)(32番議員出席)

○議長(高良一君)　ただいまの報告について質疑に入ります。

○瀬名波栄君　委員長にお伺いいたします。こういうふうに訂正案を申し入れた委員会の日にちはいつですか。

○委員長(新垣松助君)　土曜日です。

○瀬名波栄君　土曜日の委員会で当局は了承したということになっておりますが配付されたのはいまなんですよ。しばらく検討する時間を与えてもらいたいと思います。10分位休憩してもらいたいと思います。

○高良清二君　瀬名波議員のおっしゃる通り審議の途中までは前の議案の内容で説明されており、われわれとしては雲を摑むようで、どういうふうにしていくか解らないのであります。どういうところがまずくてどういうところがいいといってなおしたのか、訂正した個所について具体的に説明願います。

○土木課長(安里一郎君)　御説明申し上げます。この修正の重要個所は直接港湾計画に関連する第３期の分を削除するというわけであります。それに伴う３期の分を削除することによって生ずる字句の訂正をいたしております。これはさっき委員長から御報告があったようにプリントにして配付してある通りであります。３期を削ったことにより字句の訂正になっております。その３期をなぜ削ったかというふうな理由についてある程度ハッキリ御説明申し上げたいと思います。

まず委員会における御意見としましては港湾計画に対する信頼性がない。つまり市当局には港湾に関する権威者がいないので、この港湾計画をハッキリさせる為にはどうしても将来港湾権威者の意見をもとにして安謝港の港湾計画を確立しなければならない。それで、その港湾がハッキリしたのちでなければ図面の上での計画も為すべきじゃないという御意見でございましたが、当局といたしましてはこの埋立計画はいままで那覇市の議会においても明らかにされております通り、那覇市によって埋立をなさなければならないはずであります。そしてこの際ハッキリしなければならない。つまり個人が埋立てをする可能性が残るというわけです。埋立ての免許をもらわなければならない関係でそういう心配がある。それが１つの理由であります。

もう１つはこの場所は塵芥の処理と関連いたします。この埋立て工事の順序、方法というところの３番目の埋立ては年間、５万3,456立方メートルずつ排出される那覇市の塵芥と土砂とをもって施工するというふうに書かれてあります通りに、この埋立ては塵芥処理の計画と非常に関連が深いわけであります。そういうふうな理由で本埋立ての許可を早急に獲得しておかなければならない。というふうな理由でできるだけ多くの面積を埋立て申請しなければならない。塵芥処理の計画の変更もそれによって生じてくる。それで直接第３期が安謝港の計画に関連している。というふうな理由で３期だけを削除したわけであります。なぜ直接に第３期だけがその港湾計画にもっとも関連しているかと申しますと、委員会での御意見を承っておりますと、安謝港が港湾の権威者によってでなければ確立しないという不安は現在安謝の護岸付近には舟がつけられている関係上、この図面にあります通り、安謝漁港と書いてある場所になるかもしれない。そういうふうな見地から第３期を削除しておけば、もしもそこに港湾が来た場合無駄な申請、無駄な許可というふうにはならない。そこに港湾がきた場合、もしも埋立てに必要な個所ができればその分だけ埋立てればよい。

第２期工事にあります安謝漁港とそこの場所もそれならば大きな面積をとって埋立許可をとっておく必要はないじゃないかというような意見もありましたが、最終的にはヒョットしたらこの原案の通りに決定されるかもしれないのであります。それを考えて見ます場合に、いまこれを削除しまして埋立てを施工し、最終的に原案の漁港の計画のようにしたのが理想的になるのか、なります場合にはまた変更しなければならない。さきの許可場所を変更してまた埋立てをするというふうにしなければならないということになります場合には、安謝漁港と書いてある場所はヒョットしたら現在のこの計画より小さ目になるかもしれない。そういう場合にもこの埋立許可は無駄にはならない。それで結局第３期だけを削っておけば将来の計画にも何の矛盾もきたさないという理由で第３期だけを削除、それに伴う訂正をしたわけであります。

○仲松庸全君　当局におたずねいたします。建設委員会の審議の過程で次のような話し合いが行われております。すなわち、原案の安謝漁港ではまだ信頼性がないのでこの安謝の漁港を港湾権威者の意見を聞いて現在の漁港、すなわち第３期にあたっているところの場所、これにあてる。あるいはまた権威者の意見によっては現在の漁港になるかもしれないということによって第３期のところが削除されて修正案となっております。この場合第一に浮かびます不安は、これは土木課長もおっしゃっておりましたが、ここを漁港予定地としてあけておくと、個人あるいは他の団体が折角あけた市の権利を制約すべく場所を埋めるおそれはないか。あるとすればそれを未然に防ぐだけの保証が市にできるかどうか。この点についてはっきりと承りたい。

○土木課長(安里一郎君)　こういった不安につきましては一応最初に出してあった議案のとおりに都市計画事業の許可をもらってありますので、その点で一応防ぎにはなります。しかしながら議会の意思によっては個人が埋立て許可申請を出した場合に、それに同意するということになりましたらそういう不安も生じて参ります。

○仲松庸全君　いままでの経験からしますと、那覇市の当局や議会を通らずに個人や団体が直接上級官庁から許可を得て埋立てるということがある。こういう場合は議会の通過あるなしとは関係なしに事実として行われることが予想されるわけであるが、これについての対策が十分とれるかどうか、このことについて承りたい。

○市長(兼次佐一君)　市を経るべく手段をとらないで直接軍ならびに琉球政府に申請して埋立てをする前例が２、３あります。そういったようなことがあるかどうかという御質問のようですが、ないと思います。しかし、ないとは思いますけれども絶対そういうようなことが生じないということは誰も保証できないと思います。当然行うべき処置をもって為すべきものが、それを為さずしてやる人々が出てくるかも知れない。その場合の処置は御承知の通り辻町の地先の埋立てがその通り、それから小禄の近くにある埋立てがその通り、ああいった政治的な情勢の混乱期においてやった。それに対する対策がありましてもできない。だから今後そういうようなものに対する対策というものがないわけであります。つとめて正当な手続きを経て埋立てをなすという以外にないものと考えております。それからただいまの議案についてでありますが、これは先に配付されましたところの議案によって示されたところの位置と、今度修正という形で出された議案のさしかえですか、出された議案との相違点はもう御承知と思うのでありますす。北岸から始まって安謝橋の那覇側にそうた方に第３期の埋立て計画をしたいというのであります。

こういったことによりまして第３期の分は港湾計画と支障を来す恐れがあるから第３期だけは除いて２期までにとめたらどうかという委員会の意志であり、要望であり、意見である。それに従ってこのままにしておいても実施するのは将来のことであり、港湾計画が樹立するまでは埋立ててはならないという場合には、この埋立てを施工しなければいいんだけれども、どうせ第３期の埋立てはまだ時間的に余裕があるから２期までにとめて申請したらという要求に対して、それではといってこの議案に振りかえたのであります。本来ならば、この案に対する継続審査をうけたならば委員会はこの案を審査の結果、当局との間に協議の結果、第３期の分は削って第２期までの分をして埋立て申請をするという案に委員会と当局との間に話がついたと、こう考えて一向さしつかえないと思います。この議案が当局の修正案のごとき形で出たもんですから、ただいまあちらこちらで出ているような意見があるかと思います。これには何の他意もなく大きな問題もなく、第３期までもってきたものを一応第２期までにとめて埋立てをしよう。第３期は港湾計画とにらみあわせてやっていこうというそれだけのことであります。

○仲松庸全君　ちょっと建設委員長さんにお伺いいたします。ただいま市長がこれは当局の再提案といったハッキリしたものではないと言っておりますが、しかしハッキリ受けとりにくいのであります。委員会における審査の結果修正された案は委員会修正案であるのか、あるいはまた当局修正案であるのかどちらか一方にケリをつけなくちゃならないと思いますが、これについて委員長はどうお考えですか。

○委員長(新垣松助君)　これにつきましては委員会の方でも随分と論議されまして、この計画を修正するという委員会の要望はありましたが、委員会で修正するということに対しましては委員会自体は執行機関同様に訂正、修正ができないので一応当局が修正したものとして認めまして、当局に修正させたようなわけであります。

○仲松庸全君　そうすると、これは当局案ということになります。ですから私達はこれを審議するにあたっ

て、あくまでも当局修正案として審議しなくちゃならないと思うわけであります。この場合、これに対して当局が十分なる確信の上に立った提案であるとこう解釈するのでありますが、これについて当局はどうお考えでございますか。

○土木課長(安里一郎君)　一応訂正の理由はハッキリしていると思います。もう１つ補足いたします。なぜ当局が原案を出してそれを修正しなければならなくなったかと言いますと、一応委員会での要望もありまして、港湾に関係する部分は最も慎重に検討しなければならないから継続審査にしたらというような意向もあったわけであります。これをそのまま継続審議にして今議会でこれが承認されなかったとしたら、その埋立てはさっき申し上げました理由によって早期に承認してもらわなければならないと考えております。当局の意志に非常に遠ざかってくるわけであります。そういう理由で早期に議会の承認を得なければならないという意味合いでこの修正はなされております。

○高良清二君　ただいまの土木課長の説明について、ちょっとお聞きしておきたいことがありますのでおたずねします。最初の計画案を委員会の方で審議している途中、港湾専門家の意見も聞く必要があるということで一応変更のやむなきにいたった理由はわかります。ところがいまの説明では議会の早急なる承認を得ておかなければならぬとのことだが近々何かおお事が起こるようなことでもあるのか。お互いに一応は３期工事についてでもまた検討しておかなければならないと思うが、早急に承認を得ておかなければならないということは、何かそういった情報でもあるのか、御説明願います。

○市長(兼次佐一君)　そういう予感をもたれるのはあなたの自由ですが、いまさき申し上げましたように埋立て申請をするという議案でありまして、１期、２期、３期と埋立て申請をしておこう、認可を得ておこう、事業を実施する場合には、第２期の一部、第３期は勿論のこと港湾計画と睨み合わせて施工しなければならないと当初から考えております。ただし埋立て認可を得た場合、その認可を得た最初の埋立てをする場合は再び手続きをとらなければならないが、埋立て認可を得ていつも事業を行う場合に港湾計画と睨み合わせてゆけば何の支障もないから一応この３期を出そうということで提案しております。しかしながら第３期が港湾計画と直接関係のあるものであるということは認められるのであります。

従いまして委員会の御意志がそういうような御意見であったので、わたくしは第３期を除いて第２期まで申請をしようと言ったことでございます。この埋立て申請をしておかなければ、いまさきどなたかがおっしゃったように個人が不法埋立てなどをする心配があるかということにつきましては、さような心配は現在のところもっていないのであります。それから修正してでも今議会に通過させたいといった土木課長の意志は第１と第２にかかるのであります。すでに御説明申し上げていた通り、また議員諸公も御承知の通り塵をあの個所において科学的な方法によって処理し、埋立てに用する際に軍の方においてもそれには補助金を出そうというようなことになっておりますので、まず第１期工事は那覇市の塵を処理する方法と同時に埋立てと並行していこうという考えでおりますので、この１期並びに２期は今議会において通過させていただきたい。こういう考え方から第３期の分を削除してでも通過させたいというのが土木課長のいわれた主旨であります。

○儀間真祥君　当局におたずねいたします。埋立てについてはこの安謝港の付近では自信がない。個人が埋立てた場合はこれを喰いとめるというような自信のないようなことを伺っておりますが、この安謝港自体は56年度か、57年度かに港湾の指定をうけている筈です。

○市長(兼次佐一君)　港湾の指定を受けようが、受けまいが、正当の手続きはできるといったことになっております。しかし、もし不法な手続きの申請をしていままでのように辻町の地先、あるいは小禄の手前にあったような不法手続きをして、不法に許可を与えて埋立てをするようなことが絶対にないとはいえないけれども、そういうことは考えてないということだけであります。

○儀間真祥君　この不法の建物を喰い止める方法を市長はどういうふうに考えておりますか。

○副議長(渡口麗秀君)　番外……。

○市長(兼次佐一君)　不法な埋立てを喰いとめる方法、不法な埋立てになってはならないのであります。

(「それは理屈だよ」と呼ぶ者あり)

不法埋立てを喰い止める方法というのは不法埋立てをなさないようにコチラが先手を打って埋立てすることであります。

○儀間真祥君　いま市長はコッチが先手を打って埋立てておけば大丈夫だといっておりますが、この安謝港自体は専門家がきてそういう人から港湾に対する診断をうけてから港湾の施設をすると課長も答弁しておられます。そういう前提のもとにいっておられるのであります。不法な方法で埋立てるということはすぐ軍にいくといったものであると思います。それを喰い止める方法というのは、行政庁あるいはアメリカ民政府、そういうところにもこういうものがきたら、喰いとめるようにと、市長も要望しなければならんと思います。

○森田孟松君　委員長と当局に２、３お伺いしたいと思います。この埋立て計画の第３期を削除した件につきましては仲松議員と委員長との質疑中に出ており、また委員長の御報告では第３期の工事を削除するということは提案者の権限内であるから、委員会としてはそれを当局修正案として切りかえてもらうように折衝し、そうしたというお話でありましたが、本員の考えでは、これは委員会の修正案でもできたというふうに思います。なぜならばこの３期工事を削除して委員会が別の個所にこの埋立計画をなすとかというように、新しい工事の計画をなすという時には提案権の侵害になると思います。第３期を削除すること自体は別に侵害にならないとわたくしは解釈しますが、これについてはどう考えますか。これが１点。もう１つは市長ならびに土木課長の説明によりますと、当局原案通り一応３期工事は埋立計画の中にのせておいて後日、港湾権威者がきて、どうしても漁港の場合はここが必要だといったら、これはその時でも変更できるんじゃないか、

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

そうしておけば、いまのような空気は生まれてこない。

(「その通り」と呼ぶ者あり)

中には直接上級官庁にいって許可をもらうというようなことが事実那覇にあったのでありまして、そういうことを未然に防ごうという点でのせておくのじゃないかといったような感じがします。土木課長の説明では現在の安謝の漁港はもしそれが権威者の検討の結果、これでかまわないというならばその通りでもいいというような、どうもわたくしにはハッキリ呑みこめない説明でありました。そういうような見解に立っているとするならば、あえてこの３期工事を削除した理由が薄弱になるんじゃないかといった考え方をもっておりますが、この方面での委員会における質疑はどうであったか、その辺をもう少しくわしく説明願いたいと思います。

(満場爆笑あり)

○委員長(新垣松助君)　お答えいたします。委員会の報告にもありました通り、都市計画を崩すという考え方ならできるかもしれませんが、委員会としてはこれを訂正し、修正することはできないと思います。要望はあります。議会ではできるはずです。これをお答え致します。委員会と致しましては２期の半分、現在の船だまり場も削除してもらいたいという意見であります。当局がそれなら３期まで削っておきましょう、訂正しておきましょうといって、最後の日に委員会を開催し３期工事を訂正させまして、これは決定したのであります。ということは、ご承知の通り同地域は塵芥処理場でありまして、現在泊北岸は約1,000坪ぐらいの塵芥が埋められております。もうすでに埋立てを施工しているような形になっております。それで早く埋立て申請を出させる為といいますのは、きのうわたくしが諮問第14号をみなさんにお諮りいたしまして否決になった泊北岸の埋立申請は一個人の○○○○からも申請があったのであります。あれは行政主席からの諮問であります。そういうことも考え、当局から説明がありました通り、当局案通りさせて、それに要望をつけ加え３期の埋立までも認め、いつでもこの埋立てが変更出来るような態勢にもってゆくべく要望しておりました。ところが各自の意見によりまして当局に修正させたものであります。訂正の権限は議会にもあると思います。以上。

○森田孟松君　委員会の修正というのはどこまでも案でありまして、その案を決定するのは勿論いま委員長がいわれるように、どこまでも議会であります。わたくしの考え方では、委員会でそういうような提案権を侵害しない範囲であれば、いくらでも修正していいんじゃないかという見解に立ってお伺いしたのであります。それから当局にお伺いいたします。この３期工事を削除しないと埋立て工事と関連するのでやむを得ず削除したといわれております。それは第３期の分が加わると権威者のいろんな参考の助言を得なければならないし慎重に加えなくちゃいけないので、そのためには相当の期日を要するので継続審査にもっていかれたと、しかし実際の埋立て工事に支障を来すという意味なのか、そのほかに重要な関連性をもっているのか、もう少し具体的に説明をお願いします。どうも納得がゆかないのであります。

○助役(仲原英通君)　わたくしの方からこの埋立ての発端について一応申し上げることにいたします。実は焼却炉の問題からこれは起こってきたのであります。当局としては焼却炉を設置すべく計画はいたしましたものの、これだけの資金のやりくりができないのでそれで補助金の申請をいたしました。その後に当局は軍のほうの開発部から呼ばれまして、貴方がたは焼却炉を作るという計画だそうだがいくら位かかるかと聞かれましたので、10万ドルないし12万ドルはかかりますと申し上げましたら、自己資金はいくらぐらいできるかとの再質問に対し、まあ恐らく２､３万ドル程度しかできないということを申し上げましたら、ふたたびそれじゃその残りはどこからもってくるのかという問いでありますので、それで自己財源では到底間に合わないのであなたがたのほうに補助をお願いしたわけでありますと、こう申し上げましたらむこうでは、それよりもこういった案がある、とにかくアメリカではよくこういう方法をとっているが、一応それが納得ゆけば、それに対しわれわれも協力するけれども、焼却炉に対しては補助は出来ない。それではどういう方法でやるのかと聞きましたら、自然をいかすという意味で土地がいくらでもあるので、塵を捨ててからこれに土をかぶせるという式でゆけば十分宅地造成もあわせてできるのでこれに越したことはない、それでいよいよ埋立て場所がなくなった場合には、その埋立てた部分から売却すれば事足りるじゃないか、ということでありましたので、それでは一応われわれも参考にして考えることにいたしましょうと言って別れて来たわけであります。その後いろいろ検討いたしましたが、塵を捨てて土をかぶせるというだけじゃ問題にならない。なぜならば沖縄では台風があり、かつ冬になれば非常に波の荒いところなので、これの護岸に要する費用は莫大なものであり、これをやらなければ何の意味もないということを話しましたら、それに対しては協力するというふうになっており、また軍開発部の方からも政府の衛生課のほうにその書類が廻ってきておるわけであります。そういう意味で埋立ての計画をはじめたわけであります。本議会でできるだけこれの認可申請の議案をもっていただけばこの問題もおのずからできると思いまして、３期の分を削除してでも議案は通していただきたい。こういったいきさつでもって、ぜひ３期の工事も一応港湾とのつながりがあれば、それはそれなりで執行してゆきたいという考えのもとにこの案を修正したわけであります。さっき41番議員から不法にも埋立てる連中もいるが、それに対する阻止はどうか、どういった方法でやるかということに対して市長も話しておりましたが、同案もまたいい案でありましょうが、埋立てというものは１年や２年でできるものではなく、少なくともこの埋立ては10年あるいは20年計画といったのが最初の計画でありました。安謝港の進捗によっては、ただちに埋立てができるということもありますけれども、この埋立ての阻止についてはもちろん行政主席あるいは軍のほうにその要所要所をこちらから交渉して、市の計画はこうであるからとめてもらいたいということをお願いすれば、あえて至難じゃないと思っております。その点はぜひ出すつもりであります。

○議長(高良一君)　休憩いたします。

(午前11時10分　休憩)

○副議長(渡口麗秀君)　議長交替いたします。１時まで休憩することにいたします。

(午前11時12分　休憩)

○副議長(渡口麗秀君)　協議のほうが順調にいきませんので、あとしばらく延長いたします。

(午前11時34分　休憩)

○副議長(渡口麗秀君)　丁度昼食時間でありますので休憩致しまして、その間に各派意見の調整を十分される様にお願い致しまして午後１時から再開することにいたします。

(午前11時45分　休憩)

(午後１時30分　開会)

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。午前中に引き続き日程第１の安謝、泊間公有水面の埋立についてを議題といたしまして質疑に入ります。

○委員長(新垣松助君)　只今の議案第66号について休憩中に委員会を開催いたしまして、各委員の意見を聴取いたしました処、当局の訂正議案を全委員で取下げて貰うことに意見の一致を見ました。

理由と致しましては最初議案を再検討致しました処第１期の１年次工事個所は泊港に連繋し港湾計画工事の必要上拡張せねばならないし、尚第３期工事も埋立申請だけは認め、工事施工の際は港湾専門の権威者及び付近住民漁業者とも諮って漁港としての港湾設置を計画して貰うべく要望し、同埋立個所申請第２期の図面に表われている安謝漁港の個所は一応白紙に戻す様委員会で意見一致を見たのであります。尚第１期の工事施工個所の順序は２年次を１番目に施工し、３年次を２番目に、１年次を３番目にすることに修正致すことに建設委員会全員の意見であり、第66号議案は一部修正の上承認することに決定致しましたから御報告いたし各位の御賛同を得たいのであります。

○副議長(渡口麗秀君)　ただいま39番議員から委員会の結果報告がありましたが、その報告によりますと当局の方で訂正案を本会議に提案しておりますが、それを一応取り下げてもらいたいというふうな委員会の要望がありますが、さよう取り計らって御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高良清二君　議案に対する異議でなく、きのう議会の模様ときょうの模様と比較いたしましたら疑義がある。きのう私が当然当局の方から議案を撤回していただいた方がいいんじゃないかと思い動議として提出したのですが、きのうはできないがきょうはできる。きのうは議会なりに処理すべきだといってやりこめられた。私は協力の精神から善意という立場に立って要求したが正面から面を切って落とされてしまった。それはどういうわけだ。

○委員長(新垣松助君)　実はきのうの議案と本日の議案とは違いまして、当局が訂正案を出したのを引っこめてもらいたい。きのうのものとは大きな違いであり、当局から66号に対して修正して出したが、21番議員はまだ認めないとハッキリ言っておりますから引っこめさせるのが当然だと思います。

○高良清二君　私は修正案を引っこめてもらいたいというその考え方には最初から根本的に変わりません。それを支持いたします。しかし議案の処理方法について、きのうときょうとで方向が変わったんじゃおかしい。きのうは出てきたら議会で処理すべきであり、議会の権威にかかわるといって正面から面を切って落とされた。修正議案があろうが、原案であろうが、議案には間違いない。きのうのことは強いて固持しないが、昨日のことは昨日のこととして賛成してもいいと思います。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　さきの建設委員長の報告通り当局に対しまして訂正案の取り下げを要求して御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めまして、さよう決定いたします。

○副議長(渡口麗秀君)　ただいまの議決によって当局に取り下げの要求を決定したのでありますが、それについて当局の見解を伺います。

○建設部長(大城竜太郎君)　第66号議案訂正案の取り下げについて御説明を申し上げます。さきに提案いたしました議案第66号に関する訂正案を建設委員会の要望によりまして取り下げいたします。

（「簡単ですね」と呼ぶ者あり）

○辺野喜英興君　いまさき委員長の報告にありましたように建設委員会からの要望といたしまして、この修正案を撤回してもらいたいということで全会一致で承認になっております。そうした場合、さきの原案がそのまま生きるわけでございますが、そういうところはチョット疑義があると思いますので当局の方におたずねしたいと思います。

一応再提案しなければいけないんじゃないかというふうに思考いたします。この修正案を撤回してそのまま議案が生きるかどうか。その点当局としてはどうお考えですか。

○建設部長(大城竜太郎君)　御説明申し上げます。訂正案を出したことはまだこっちで採択がなってないので、従って原案は生きているという解釈であります。

○辺野喜英興君　そこはもう少しハッキリ責任ある答弁をお願いいたします。たとえばこの修正案を出すときは、すでにあの原案というものはなくなっており、変わりにこの修正案が出てきている。修正案が出ると同時に原案というものはない。そうした場合、この修正案が撤回になるといった場合には、ここには議案がない。その点を当局におたずねしたいと思います。

○助役(義永栄善君)　当初議案に対して訂正処置をとった。それだけで当局と議会との話し合いにおいて訂正案を撤回せよという相談によって処置上の問題で訂正したものを撤回するということは当然、当初の議案は生きていると思います。

○瀬名波栄君　当局の見解にはいささか疑義があります。一番最初に当局が提出した議案は66号であります。この最初に出した議案第66号を当局修正によって出してきたのが今日の議案で、これも同じく66号であります。議案が２つあるということはないわけであります。従って最初の66号は死んでしまっている。修正された66号は新たに提案されて、提案権は当局にある。新たに提案された66号は前の66号を否定しているわけだ。これは番号が違うなら前の議案は生きるわけだ。番号は同じだ。従ってこれを出した瞬間に前の66号は消えたということになるわけであります。従ってこれは、なくなってしまうということであります。

（「休憩して下さい」「順序よくやりましょう」

「21番の見解に対してはまだ反論はありませんよ」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　議案を出したわけですね。それに対して訂正案そのものは認めないということになっているわけですね。議会の議決によって訂正案を認めないということになった場合、当初の議案は生きませんか、生きると思いますが。

○高良清二君　さきほどの議会の模様からすると、委員長が審査経過を報告した。委員会の方では修正してもらいたいという要望をつけて審査がすんだわけです。ところが議案をもらったときに委員長の報告通り、いきなり修正をしてもらうように出されたのでは議案として賛成するわけにはいかない。修正案として出されたものがすでに入れ替えになっているわけです。これに基づいてわれわれは質疑まではじめているわけです。もしこれが助役の説明通りになるとすると、議会としてはこの修正案では納得がゆかないというので否決せざるを得ないという状態に追いこまれているのかどうか。当局としては否決してもらっちゃ困る。ぜひとも今議会中に承認していただかなければ塵芥処理の面との間に支障があるので当局の気持は、それなら再提案してもとの議案を提案いたしますというので一応議題にのせなければならない。しかしわれわれ議員の権限で否決していいかどうか。

○仲松庸全君　ただいま23番さんが否決してもいいかとおっしゃるわけですが、しかしこれは何もないから否決はできないわけですよ。

○真栄田義晃君　それならしいて撤回を求めなくても議会のほうで当局の出された修正案を原案と同じようになるものに返すということでできるんじゃないですか。もう１つは撤回してまた議案を再提案するという方法もありますが、それでは余り手数がかかるので、現在出された当局の訂正案を議会において訂正して原案に戻すという意志を表明しているのでありますが、それでさしつかえないんじゃないかと思います。

○瀬名波栄君　撤回を決議しましたね。これに基づいて当局は提案しましたね。これの記録をもう一ぺん読ませて下さい。

○副議長(渡口麗秀君)　休憩いたします。

（午後１時52分　休憩）

（午後２時18分　再開）

○副議長(渡口麗秀君)　再開いたします。ただいま休憩中に各派、それに議長、当局から義永助役が入りまして協議いたしました結果、さきほどの議案の処理の件につきましては一応当局の方としては議案第66号として出されたということは事務的なまずさがあったというようなことで、原案の一部を修正するんだというふうな考え方で出しておりますので、原案は生きているというような取り扱いをした方がいいんじゃないかというふうに各派協議の上で決定したのでありますが、そのように取り計らって御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないようでありますので、そのように議事を進めていくことにいたします。

○副議長(渡口麗秀君)　さきほど委員会の方で撤回を要求し、当局のほうでもこれを承認しておりますので撤回を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めまして、さよう決定いたします。

○助役(義永栄善君)　議案第66号に指摘されました修正の削除に対しては直接私のほうから指示して削除させたわけであります。と申しますのは修正の権能は議会であるという面から議案第66号に対する一部訂正というような処置としてやったわけであります。手違いがこうなっております。おわびいたします。

○副議長(渡口麗秀君)　質疑に入ります。

○委員長(新垣松助君)　報告の理由といたしまして最初の議案を再検討いたしましたところ、第１期の１年次工事の個所は泊港に連携し、計画工事の必要上拡張しなければならないし、なお第３期の工事も埋立申請だけは認め、工事施工の際は港湾専門の権威者および付近住民、漁業者ともはかって漁港としての港湾設置を計画してもらうべく委員会で意見の一致をみたのであります。同埋立工事申請の第３期の図面に表われておる個所は一応図面上は埋立て申請を認めまして、その港湾に属するところは白紙に戻すということになります。というのはいつでもそこが漁港としての港湾設置ができるようにという委員会の要望であります。なお、お手許に66号議案をさしあげてありますが、この第１期の工事施工の個所の順序は２年次を１年次として、３年次を２年次として、それから１年次を３年次にして修正いたすことに建設委員会の全員の意見の一致をみたのであります。それでいま申しあげました通り、第66号議案を承認することに決定いたしましたので、なにとぞみな様方の御了承を得たいと思います。

この図面に表われておりますところの第１年次の水産学校の前、ここに窪んだところがありますが、これは漁港になっており、小型船の避難所にもなるような形態をなしておるのであります。さきほど申し上げました通り、泊港との密接な連携があり、つながりのある港湾設置をしてもらうため、港湾権威者にこの１年次を３年次にしたわけであります。なにとぞみなさん、こういうところの御検討をお願いいたします。

○金城幸信君　本件の第１期工事の１年次、２年次の公有水面地先に個人の所有権をもっておる人があります。その件についておたずねいたします。第１期の１年次、２年次の図面の地先に戦後漁船の修理工場、要するに舟揚場を埋立て、石積みにして、そこで企業をしておったのですが、企業の不振により、これがほかの人の手に移っております。それには相当の値段をつけて買収しておりますが、わたくしが建設委員なら委員会で聞くのですが、所属しておりませんので当局にお聞きするわけでございます。修理場は個人○○○○○○○○○氏が買収しておりますが、それが埋立地域の中にあります。その個所を

市当局は、個人の使用権として認めるか、または埋立の際に買収されるのか、その見解をおたずねいたします。

○土木課長(安里一郎君)　お答え申し上げます。いまのところ埋立計画内には私有地はありませんが、もしも個人で取得された使用権がそこに存在するとしますならば、あとで個人と話し合って解決したいと思います。

○金城幸信君　地先水面ですから別に個人有地ではありません。ただ問題は財産管理から借りてると思うんですが、そこを埋立て、石積みにして修理場に使っているわけです。そこの使用権を認めるか、それとも買収するかという２つだけです。その見解を……。

○土木課長(安里一郎君)　これは法的措置によって処理してゆきたいと思っております。いまのところ、認めるとか、なんとかはハッキリ言うことはできませんが、適法な処置をしたいと思います。

○仲松庸全君　建設委員長に念の為チョットお伺いをして、その後に関連質問をしたいと思っております。いまの委員長さんの報告ではこの原案の２年次を１年次とし、３年次を２年次に、１年次を３年次とし、そして漁港は原案の安謝漁港に加えずに権威者の意見により、その後に具体的に計画をするというような報告の内容でございますが、念のためお伺いいたしますが、その通りであるかどうか。

○委員長(新垣松助君)　お説の通りであります。この第３期の工事埋立申請だけは認め、工事施工の際は港湾権威者および付近住民の業者ともはかって漁港として港湾設置計画をしてもらうべく認めたのであります。

○仲松庸全君　わたくしもその方がいいと思いますが、その場合この議案を決定するにあたって、その委員会の意向、すなわち年次をかけて漁港についての計画にも修正がありますので、これを明確にこの議案の中に明文化する必要がないかどうか。

○委員長(新垣松助君)　この議案については、一応議会の承諾を得てからやりたいと思っております。

○森田孟松君　委員長さんにお伺いいたします。第１期工事の年次が変更いたしまして２年次が１年次、３年次が２年次、１年次が３年次と変更されていますが、これの埋立方法として年間５万3,000立方メートルだけの塵芥をもって埋めると謳われておりますが、これは１期、２期、３期ともどういう方法で塵芥土砂を埋めてゆくのか、文厚労委員会での当局の説明では一応塵芥、土砂でもって埋立てていって買収し、焼却炉をつくって永久的な衛生センターをつくるというふうに聞きましたが、わたくしの聞きまちがいでしょうか。１年次に計画されたところをそうやりながら、埋立ては２年次のところ、前の修正の泊港外港にあたる１年次にあたるところの埋立てをだんだんやってゆくと思うんですが、１期、２期、３期と全部塵芥と土砂をもって埋めてゆくお考えですか。

○委員長(新垣松助君)　７番さんの質問は、１期、２期のところを土砂で埋立てる計画であるかと聞かれておりますが、１期のところにいまさき申し上げましたように、すでに1,000坪は塵芥で埋立てられております。それで１期の個所は、この２年次の個所であります。そこは現在塵芥処理場になっております。そういった関係で、まず２年次を訂正いたしまして、１年次と２年次の１期の個所はどうせ市の計画である焼却炉を設置して、そこから埋立ての出発点を見出す計画であるやに聞いております。１年次、２年次、３年次の個所、それから２期、３期の個所は安謝港を新設する時に浚渫船でもって10年のところを３年以内で埋立てるという、これが委員会の要望であります。

○森田孟松君　委員長さんの報告でわかりましたが、当局にお伺いいたします。ただいまの報告における委員会の御要望とわたくしの見解は同じゅうしておりますが、１年次、２年次のところは、さしあたり塵芥ならびに土砂をもって施工してゆくが、起債の見通し、情勢の好転によっては、第１期の３年次、そういうところは政府のドレージャーをもって浚渫するとか、あるいは民間のそういう団体があれば入れて、早急に埋立てをするお考えがあるかどうか、改めてお聞きしたいと思います。

○助役(義永栄善君)　本埋立てに対しましては、委員長さんの御報告通りでございまして、その件に関しましては、工務交通局の次長とドレージャーの件を話し合いましたが、糸満、宮古、八重山、本部という

支庁があるので当分の間、見通しがつかないということになっております。将来ドレージャーに対しては同じであります。

○瀬名波栄君　その場合ですね、この議案の埋立ては年間５万3,456立方メートルで那覇市の塵芥と土砂とをもってとありますが、これは文書でもってしたほうがいいんじゃないか。あるいはその他の方法とか何とか、このまま塵芥と土砂と規定されるわけですか。

○副議長(渡口麗秀君)

番外。

○土木課長(安里一郎君)　ごもっともだと思います。一応塵芥と土砂というふうにございますが……。

(「もうすこし大きい声で」と呼ぶ者あり)

毎年毎年排出される塵芥の量というものは、むこうの埋立工事が完了するまでは処理されるわけでありますので、その文句の訂正はしなくてもいいんじゃないかと思います。

○高良清二君　原案に戻って審議を進めておりますが、さっきの委員長の説明からすると、図面上でその２年次が１年次に、３年次が２年次にというふうにするということは、当局と話し合いの上で実地見聞をした結果、そういうふうにしなければならないという方法が出たのか、それでさきほどのように訂正しようとするのか、ミスプリントの訂正をするのか、あるいは考え方の相違で当局案であるのか、もっぱら委員会における修正であるのか、その辺の審議の模様を委員長さんにお聞きしたい。

○委員長(新垣松助君)　委員会全体の修正案でありまして、当局も認めております。

○高良清二君　委員会の修正において修正するということを当局が認めたというわけですか。

○委員長(新垣松助君)　それで議会にお諮りしております。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○仲宗根梶雄君　本議案については、協力態勢下の審議の結果、大体原案を認めることに結論はなっておりますが、次の点について再び質疑をいたしまして、結論にもってゆきたいと思います。

委員会での審議中に港湾計画と埋立計画は不離一体のものである。その観点から本議案を審議したのでありますが、審議途中に発見したのは、別にこれを埋立てするんじゃなくて、早く埋立計画による許可をもらいたい、衛生センターをつくる為にどうしても土地が要るというので、これが出たのでありますが、それにしても一応はあの一帯が臨海地区であるだけに、臨海地区はできるだけ公共的な立場でこれを検討しなければならない。そういう意味で港湾とその周辺の埋立てとは不離一体である。ところがその港湾施設なるものが港湾法によるというと、港湾は琉球政府が計画から実施までやるべきであります。そうなってくると当然政府の主管としてこれをやるべきであるにかかわらず、市が率先してやったこと自体はいいことではありますが、あくまでも政府が港湾についての計画を実施すべきであるので、そことの調整がどうなっているかということをただしましたところ、まだ琉球政府の港湾計画については関知しない、折衝したこともないということであります。そういうようなことでは、こちらの計画がずさんであった場合には後日非常な支障をきたすので、琉球政府と折衝をして、これが実現年数が幸いにして10年の計画でありますので、余裕がありますので、その琉球政府とのタイアップにおいてやることについての具体的な計画をお伺いしたいと思います。さらに審議中に他の人がこの土地を埋めると困るから早く許可をとっておいた方がいい、これは公共的な臨港問題であるので当然である。ところでわたくしはこれがただそれだけの為に行われるということは望ましくない。わたくしの考えとしましては、あの一帯はかつて那覇市の臨港地区として市会において指定したことがあったと覚えております。真和志合併以前のことでありますのでよく覚えておりませんが、真和志地区がどうあるかお伺いしたい。それから臨海地区としてあの地域が指定されているかどうかお伺いしたい。なぜかというと指定されておるならば、なにもアワティハーティしてこれを埋立て許可をもらわなければならないという理由はない。臨海地区は決して、いかなる人もこれを埋立てたり、他の事業の為に使うことができないように法律はなっております。そういう意味から臨海地区として全地域がそうなっているかどうかお伺いし

たい。さらに港湾計画についてこれまでの計画をわたくしは聞いたのでありますが、現在泊港の輻輳した状況では、将来フリーゾーンが設定されると泊港がいよいよ船舶の出入において支障を来すことは誰でも予想がつくわけであります。この泊港がフリーゾーンの設定によって輻輳した場合に備えて、いまの安謝の港、あるいは泊港の船溜場の問題を検討しているか。わたくしの目からみれば泊港の現在の輻輳せる船舶の緩和策は提案されたあの計画ではどうしても不足で、これでは満しきれない。なぜかというと現在の泊港の河口にあるたまり場は外港としてはいい場所である。しかしながら実際の計画には僅かたまり場をそのままこれを港とするというだけである。外港をいかに生かすかということは、泊港の将来の発展を考えると非常に大きな問題だと思っております。それと同時に安謝港の設置は勿論であります。泊港の本港を中心として不離一体の港湾運営ができるようにするためには、市としても早急に総合的な３つの港湾の基本計画を打ち出して、琉球政府あるいはその筋の専門家を招聘するなりして、この計画をもつべきだと思っております。それについて当局がこの基本計画をいかように進めてゆくか、以上３点についてお伺いしたいと思います。

○助役(義永栄善君)　お答えします。第１番目の政府との協議がなっておるかという点に関しましては、まだ政府と話し合っておりません。泊港の問題と関連づけて港湾那覇地区におけるフリーゾーンということを考えた場合、相当船舶の輻輳が考えられるわけで、そういう面から安謝港の設定を考えるわけであります。この問題に対しては政府と十分話し合うという前に、安謝港の港湾策定に対する専門的な立場から港湾に対する具体的な成案をまたなければいけないと思います。一応その専門的な立場からの処置を政府との間に交渉をもって政府に早急にこの措置に対する援助方をお願いしたいと思っております。

第２番目の問題は真和志時代における策定計画とは別段変わっておりません。

第３番目として、船舶の処置からくるところのフリーゾーンの港湾利用、それからくるところの船舶の輻輳を緩和する問題から泊港の外港及び安謝港の整備ということに関しては、基本的計画ということは即答できかねます。しかしながら、これに対しまして１、２を通じて当局としては案を練ってゆきたいと思います。そしてその案に対しては琉球政府とタイアップの上やってゆきたいと思います。

○仲宗根梶雄君　この計画は市の計画ではなくして、行政府の仕事として促進させるのが妥当だと思います。１点だけ質問の要点にはずれております。泊港の一部は臨海地域として設定した覚えがありますが、それについてお伺い致したい。

○当局　お答えします。臨海地区という場合には、第８条にあるわけでございます。安謝港の場合は第６条の港湾設定ということで港湾区域が設定されております。港湾区域は1957年７月23日付でただいま助役さんが読みあげた通りであります。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　質疑もつきたものと認め只今から討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○浦崎康華君　わたくしは本案に対し、委員長報告通り賛成いたしまするが、要望を当局に申し上げたいと思います。この地域は議案の通り塵芥と土砂で埋めるようになっておりまするが、あの地域はこの塵捨場ができた為に蠅が発生し、塵を燃やしますと白煙が濛々として立ちこめ、臭気ふんぷんとして衛生上悪く市民生活にいろいろな支障をきたしておりますので、(笑声起こる)

この事業を施行されるにあたりましては付近住民の迷惑を軽くするよう格段の御配慮を特にお願いします。以上要望をつけてこの議案に賛成いたします。

○副議長(渡口麗秀君)　討論を打ち切って採決に入ります。日程第１、安謝、泊間公有水面の埋立について、市長提出議案第66号につきましては、建設委員会の報告通り原案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めまして、日程第１、安謝、泊間公有水面の埋立について、市長提出議案第66号につきましては、原案通り可決決定いたします。

○副議長(渡口麗秀君)　暫く休憩いたします。

(午後３時　　休憩)

(午後３時５分　再開)

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。さきほど議長のほうで原案承認の決定をいたしたのでありまするが、これは議長の聞き違いでありまして委員長のほうでは一部修正可決したというような報告であります。よってさきほどの議長の決定は取り消しいたします。改めて採決することにいたします。

○副議長(渡口麗秀君)　日程第１、安謝、泊間公有水面の埋立について、市長提出議案第66号につきましては建設委員長の報告通り一部修正して承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認め、日程第１、安謝、泊間公有水面の埋立について、市長提出議案第66号につきましては一部修正の上可決決定いたします。

○副議長(渡口麗秀君)　議長が見えておりますので、休憩して交替いたします。

休憩いたします。

(午後３時６分　休憩)

(午後３時９分　再開)

○議長(高良一君)　開会いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　多数御賛成のようでありますので会期を７日間延長し、15、16、17、18日までの４日間を休会とし、19、20、21日の３日間を本会議とし、次の本会議は19日月曜日午前10時から再開することに決定いたします。本日はこれで散会いたします。

(午後３時27分　散会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

議長	高良　一	副議長	渡口　麗秀			
議員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行	森田　孟松
	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進	金城　賢勇
	玉城　正次	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次	高良　清二
	糸数　昌剛	大山　盛幸	玉那覇有義	辺野喜英興	上原　文吉	比嘉朝四郎
	宮城　実	仲宗根梶雄	崎山　喜達	具志　清裕	又吉　久正	黒潮　隆
	浦崎　康華	備瀬　知良	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永
	真栄田義晃	久高　友敏	普久原朝光			

一　欠席議員

議員　儀武息睦

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　長	兼次　佐一	助　役	仲原　英通	助　役	義永　栄善
収入役	屋富祖太郎	総務部長	崎浜　国宏	経済民生部長	阿波連本平
建設部長	大城竜太郎	消防隊長	松本　吉英	土木課長	安里　一郎

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年12月15日　議　長　高良　一〔印〕

1960年12月７日　16番議員　石原　昌進〔印〕

1960年12月８日　34番議員　具志　清裕〔印〕

〔10月19日、26日、11月２日、３日会議録　略〕

11月４日午前11時30分　開議

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。本日の出席31人、欠席11人でありまして議会は成立いたしております。ただいまから本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

本日の議事日程はお手元に配付いたしておきましたからそれにより報告にかえます。

議事日程第10号

〔第１～第５、第７～第11　略〕

第６　１号路線によって遮断する旧汐渡橋排水路開通方要請について

(39番議員新垣松助外９名提出決議案第14号)

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○副議長(渡口麗秀君)　では只今から議事に入ります。

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　動議の通り日程第６の審議に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めまして進行致します。次日程第６、１号路線によって遮断する旧汐渡橋排水路開通方要請について、決議案第14号を議題といたしまして提案者の説明を求めます。時間を延長いたします。

(午後４時)

決議案第14号

１号路線によって遮断する旧汐渡橋排水路開通方要請について

首題の件について別紙案の通り民政府宛要請致したく議会の議決を得たいので提案します。

1959年10月31日提出

39番議員　新垣　松助	２番議員　平良真次郎	18番議員　玉城　正次
21番議員　瀬名波　栄	25番議員　大山　盛幸	30番議員　渡口　麗秀
32番議員　仲宗根梶雄	35番議員　又吉　久正	36番議員　黒潮　　隆
38番議員　備瀬　知良		

１号路線によって遮断する旧汐渡橋排水路開通方要請について（決議案）

去る10月15日来襲せる台風第18号シャーロットは最大風速54.2米、平均風速41.3米、特に降雨量556粍を記録し、全島各地に未曾有の降雨を齎らし家屋の流失についで、各町村に山崩れを来たし一家生埋めの悲惨事を惹起した事は誠に痛恨この上ない次第に存ずるのであります。

凡そ政治の要諦は治水、治山の恒久的対策にあると云われております。本市に於ける治水対策については都市計画の進展に伴い、本市の一大事業として多年に亘る論議を交し且つ種々調査研究を続けて参ったのでありますが、之が施行に当っては厖大なる経費を要し、当市の自己財源を以っては遺憾乍ら暫定的措置のみに終止し今日に至っておる次第であります。

ご承知の通り今次台風の齎らせる那覇市の浸水は首里及び真和志、小禄の高台を除き、戦前戦後を通じ曾ってその例を見ない浸水であり、最早や従来の如き暫定施設の局部的補強より一歩を進め可及的速やかに恒久的対策を講ぜねばならない最悪の事態に直面しているのであります。依って当市議会は今期議会に於いて災害対策特別委員会を設置し之が早期強化策を講ずべく予算を再検討致し財源の捻出に目下苦慮致しております。

今次の浸水状況を具さに調査致しました処、その原因の一因をなすものに１号路線によって遮断せられる旧汐渡橋排水路にある事を附近住民は訴えており、之が早期貫通方を要望しております。

本排水路の開通につきましては那覇市多年の恒久的治水、計画の一環をなすものであり、この際是非御協力を賜り、本排水路を若松橋並にめおと橋に接続せしめるべく１号路線の改修をして頂きたく、第33回那覇市議会の議決により茲に要請致します。

尚本件につきましては、民政府あてだけでよろしゅうございますか。行政主席、立法院議長にも提出いたしたいと思います。議長からお諮り願います。

(「そのままでよろしい」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　休憩いたします。

(午後４時５分　休憩)

(午後４時６分　再開)

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。ただいま37番議員浦崎君から本決議案については全員提案としてもらいたいというような要望がありますが、そのように取り計らって御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めまして、本決議案につきましては全員提案とすることに決定いたします。

○久場景善君　その前に議長に頼んでありましたが、もう決定されているので、要望としてお聞きしたいのでございます。この排水路はむこうと、このひと達の何といいますか、それはどういうふうになっているんですか。(笑声起こる)

○新垣松助君　全員提案になっているので、全員の責任だよ。(笑声起こる)

○副議長(渡口麗秀君)　お静かに願いますよ。本会議ですよ、お静かに願います。休憩いたします。

(午後４時９分　休憩)

(午後４時25分　再開)

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。本決議案につきましては、全員提案ということになっておりますので質疑討論を省略いたしまして、ただちに採決に入ることにいたします。日程第６、１号路線によって遮断する旧汐渡橋排水路開通方要請については、39番議員ほか全員提案として原案通り承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めまして、日程第６、１号路線によって遮断する旧汐渡橋排水路開通方要請については原案通り承認することに可決決定いたします。

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　本日の日程はただいま決定になりました通り、第６で打切りまして、明日午前10時再開することにいたします。きょうはこれで散会いたします。

(午後５時　散会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

副議長　渡口　麗秀

議　員　久場　景善　　平良真次郎　　比嘉　佑直　　渡口　政行　　森田　孟松　　儀武　息睦

金城　武一　　仲尾次盛夏　　仲松　庸全　　喜久山朝重　　石原　昌進　　金城　賢勇
玉城　正次　　大城　清徳　　宮里　敏慶　　瀬名波　栄　　玉井　栄次　　高良　清二
糸数　昌剛　　大山　盛幸　　玉那覇有義　　辺野喜英興　　上原　文吉　　比嘉朝四郎
宮城　　実　　仲宗根梶雄　　崎山　喜達　　又吉　久正　　黒潮　　隆　　浦崎　康華
備瀬　知良　　新垣　松助　　金城　幸信　　儀間　真祥　　屋慶名政永　　真栄田義晃
久高　友敏　　普久原朝光

一　欠席議員

議長　高良一(出張)　議員　赤嶺一男　具志清裕

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　　長　兼次　佐一　　助　　役　仲原　英通　　助　　役　義永　栄善
収 入 役　屋富祖太郎　　総務部長　崎浜　国宏　　経済民生部長　阿波連本平
建設部長　大城竜太郎　　消防隊長　松本　吉英

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年12月15日　議　　長　高良　　一〔印〕
1960年12月７日　16番議員　石原　昌進〔印〕
1960年12月８日　34番議員　具志　清裕〔印〕

〔11月５日会議録略〕

11月７日午後０時５分　開議

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。本日の出席39人、欠席３人でありまして議会は成立しております。ただいまより本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

本日の議事日程は各位のお手元に配付いたしておきましたからそれにより報告に替えます。

議事日程第12号

〔第１～第３　略〕

第４　「災害救助法」の早期立法方要請について（30番議員渡口麗秀外９名提出決議案第15号）
第５　那覇市有及び市管理の米軍使用地基本賃貸借契約方要請について
（２番議員平良真次郎外21名提出決議案第16号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○副議長(渡口麗秀君)　では只今から議事に入ります。

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　次日程第４、「災害救助法」の早期立法方要請についてを議題といたしまして提案者の説明を求めます。

決議案第15号

「災害救助法」の早期立法方要請について

首題の件について別紙案の通り、立法院並びに琉球政府宛要請いたしたく議会の議決を得たいので提案する。

1959年11月７日提出

１番議員　久場　景善　　２番議員　平良真次郎　　４番議員　比嘉　佑直
５番議員　赤嶺　一男　　６番議員　渡口　政行　　７番議員　森田　孟松
８番議員　儀武　息睦　　９番議員　金城　武一　　10番議員　仲尾次盛夏
11番議員　高良　　一　　13番議員　仲松　庸全　　14番議員　喜久山朝重
16番議員　石原　昌進　　17番議員　金城　賢勇　　18番議員　玉城　正次
19番議員　大城　清徳　　20番議員　宮里　敏慶　　21番議員　瀬名波　栄
22番議員　玉井　栄次　　23番議員　高良　清二　　24番議員　糸数　昌剛
25番議員　大山　盛幸　　26番議員　玉那覇有義　　27番議員　辺野喜英興
28番議員　上原　文吉　　29番議員　比嘉朝四郎　　30番議員　渡口　麗秀
31番議員　宮城　　実　　32番議員　仲宗根梶雄　　33番議員　崎山　喜達
34番議員　具志　清裕　　35番議員　又吉　久正　　36番議員　黒潮　　隆
37番議員　浦崎　康華　　38番議員　備瀬　知良　　39番議員　新垣　松助
40番議員　金城　幸信　　41番議員　儀間　真祥　　42番議員　屋慶名政永
43番議員　真栄田義晃　　44番議員　久高　友敏　　45番議員　普久原朝光

「災害救助法」の早期立法方要請について

沖縄に於ける風水害、干害は殆ど年中行事の如く繰返され全住民の受ける脅威と実害は誠に甚大なものである。この事は全琉住民の福祉繁栄の道を阻み更に生命と財産への危機は今日遂に祖先伝来の土地を捨てる悲劇を生んで居る。

去る９月15日宮古を襲った台風第14号及び今次の第18号台風シャーロットの被害は文字通り全く惨たるものがある。数多くの生命が消え去り莫大なる財産が破壊或いは失われた。然もその後に残された危険、飢餓への不安は掩うべくもなく加うるに軍民両政府の救援対策も罹災者を立上らせるに十分でなかった事は否定出来ない事実である。その原因の一因をなすものは災害補償に関する制度の欠陥にあると思料する。

仍って可及的速やかに本制度を確立し組織的にも財政的にも敏速且つ十分なる救助を実現し全琉住民を災害から一刻も早く再起せしめることが当面の重大なる政治の任務と確信し、茲に災害救助法の早期立法方につき第33回那覇市議会の議決に依り要請致します。

○瀬名波栄君　これはけさ午前１時頃の特別委員会において提案されたものであります。これは提案者の名前が委員の名前だけしかあがっておりませんので、問題が非常に重要でありますので、ぜひとも全員の連名でもって要望した方がよろしいんじゃないかというふうに考えますので、さようお取り計らい下さる様お願いいたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　ただいま提案者から本決議案につきましては、重要性があるので全員提案としたいというふうな要望がありますが、そのように取り計らって御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めまして日程第４、「災害救助法」の早期立法方要請につきましては、全員提案とすることに致し原案通り可決決定いたします。

○平良真次郎君　日程追加の動議を提案いたします。那覇市有及び市管理の米軍使用地基本賃貸借契約方要請について、日程第４の次、日程第５に追加してもらうよう動議を提案いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）（「反対」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　動議は成立しております。ただいま平良議員から日程第５の追加動議が提案されております。議題としまして那覇市有及び市管理の米軍使用地基本賃貸借契約方要請についてとありま

す。これの審議を進めることに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議があるようでありますので表決いたします。議案として審議を進めることに御賛成の方挙手をお願いいたします。

賛成多数であります。よって日程第５として、那覇市有及び市管理の米軍使用地基本賃貸借契約方要請についてを議題といたしまして、これから審議に入ることにいたします。

その前に２番議員から提案理由について説明していただきたいと思います。

○平良真次郎君　決議案第16号那覇市有及び市管理の米軍使用地基本賃貸借契約方要請について、決議案を読み上げます。

提案者、２番議員、１番、25番、４番、７番、５番、37番、35番、19番、34番、20番、18番、45番、９番、22番、32番、40番、31番、８番、17番、14番、39番。

布令20号に基づき、那覇市有及び市管理の米軍使用地基本賃貸借契約をする必要があるので、すみやかに契約を締結するよう第33回議会の議決により要請する。

この決議案につきましては、説明をいたしたいと思っております。

1957年２月23日、琉球列島米国民政府布令第164号でありますが、いわゆる限定付土地保有権の布令が出されまして収用宣告をうけた土地に対しまして、地上、地下、上空にいたる一切の完全排他的な占有権を米軍が取得すると、こういったようなことに基づきまして、いわゆる従来アメリカがいうプライス勧告に表われておりますように、土地を一括して買い上げようといった布令が出て、その第１号として現在発せられております。もちろんその以前におきましてプライス勧告がありましたときに立法院あるいは市町村におきまして〝島ぐるみ〟の闘争、いわゆる職をなげてこの土地の買上げに反対する、一括払いを阻止するというような運動が展開されまして、軍用地主はもちろんのこと、県民、あるいは日本におきましてもこれが阻止のために反対運動のノロシをあげたわけでございます。その後さらにこの問題を取り上げまして比嘉主席を首班とする委員会が米国に陳情し、これの阻止を要請したわけでございますが、その効果も得られないで、布令164号と相なった次第でございます。ここにおきまして一括払いが布告されるや各分野における住民の土地委員会、あるいはその他の政党、立法院、こういったような機関、福祉団体におきましても一括払いの阻止をすべく、〝島ぐるみ〟の闘争といいましょうか、そういったような段階に入ったわけでございます。そういうような過程を経まして一括払いが次第に強行され、地主においてもこれをとってしまうというような実情になり、これをいかにして阻止すべきかという問題が、地主や県民、日本におきましても憂慮されてきたのであります。これにつきまして不肖提案者としましても過去７ヵ年にわたりまして、これが阻止に地主とともに努力してきたわけでございます。

こういったような総力をあげての反対運動の結果、米国におきましてもこれを了とし、何かの過程において締結の点が見出されるならば、という立場に立ちまして、安里立法院議長をはじめ、この土地問題につきまして、渡米したわけでございます。さらに、そのときにも現地においてこれが折衝をなし解決をなすべく、そういうような議題をもちまして代表団は帰国したのでございます。これが賃貸借契約が起きるあらましのいきさつでございます。この支払い方法が見いだされるために米琉土地会議が1958年の８月８日の非公式会談を皮切りに、また８月11日の第１回土地政策会議、同年11月３日の第５回にいたる会議がハーバービュークラブにおいてもたれ、土地問題についての最終的な解決をみて第５回会談を終了したのであります。それでその内容、共同声明に従いまして、特に関係のある部分について、概略申し述べたいと思います。その前に構成メンバーを御参考までに申し上げたいと思います。正式会談の出席者、米国側、ブース高等弁務官、バージャー民政官、米陸軍工兵隊ハミルトン･フイシュ大佐、米陸軍本部第４課(参謀部)参謀次長ウード・バーリー大佐、デミィング総領事、琉球側におきましては、当間主席、安里立法院議長、与儀立法院議員、知念官房長、久貝法務局次長、長嶺立法院副議長、

桑江土地連合会長、渡慶次市町村長会副会長、山川立法院土地委員、知花立法院土地委員、安次富市町村議会議長会会長、池原軍用土地連合会副会長、こういうメンバーの方々がその会談の出席者になっております。そして更にこの会談をわけまして第１分科会、第２分科会、第３分科会と委員を構成しております。第１分科会は委員長に安里積千代氏、マックアラン・フレイタグ氏、そうして委員会の組織をもちましてこういった問題の解決にあたった訳でございます。

1958年の８月11日、第１回土地政策会議の共同声明は特に重要なものでありまして、これを簡単に読んでみます。

沖縄の軍用土地問題を相互に納得いくよう解決案を生み出すことを目的とし、今後も引き続き行われる公式な琉米土地会議の初会談は、今日、沖縄那覇市在のハーバービュービル内で終結された。この会議に関する共同声明は米国側代表並びに琉球住民の代表によって発表された。現地の土地折衝会議はワシントンにおいて再検討中の土地政策の一部をなすものであり、かつ国防省首脳者並びに他の関係ある米国首脳者と当間重剛主席をはじめ琉球側代表者との間にワシントンで開かれた最近の会議の結果行われるものである。

高等弁務官ドナルド・Ｐ・ブース中将は開会挨拶を述べ、その挨拶の中で、７月30日付の声明、即ちもっと満足的な解決案が見出されることを予想し、米国は今後の限定付土地保有権の取得を取りやめ、過去において収用された一切の限定付土地保有権を廃棄し、それに関連する唯一の方式である一括払い方式を完全に放棄し、かつ米国はこれらの土地を使用するために地代の毎年払いを行う準備を有するというようなことを申されております。それに引き続き当間重剛主席が琉球側の代表団を代表し挨拶を行い、８月８日の非公式会議で同意した次のような協議事項の討議に移った。

1958年９月８日の第２回土地政策会議の共同声明の主な点を申しあげます。

第１分科委員会は米合衆国が必要とする土地は各地主との基本賃貸借契約の交渉を通じて琉球政府により取得されることに意見の一致を見た。一方、琉球政府は全地域もしくは施設に関して米国との総括賃貸借契約(マスターリーズ)を締結する。同委員会はまた合衆国が必要とする土地については賃貸借権のみ取得することに決定した。賃貸借権は２種類とする。即ち１つは５ヶ年間賃貸借権で５ヶ年以下の土地使用のものとして事前に解決できるものである。事前に土地使用期間が決定されないときは期間の定めない賃貸借権による。米合衆国は琉球政府が地主との基本賃貸借契約交渉をまとめることができないときにのみ強制収用によることができる。つまり基本賃貸借契約をしない場合に、交渉ができない場合に、強制収用を行うことができるというわけでございます。続いて強制収用が必要となる場合には、かように収用された賃貸借権は取得された地域もしくは施設に関する琉球政府から米合衆国への総括賃貸借契約に編入される。米国は総括賃貸借契約に必要とされる賃借料金額を琉球政府に支払い、琉球政府は関係地主に対してこれが支払いをなす。地主は年間賃貸料もしくはあとで決定される条件のもとに長期間の前払い賃貸料を受領することを選ぶことができる。同委員会は基本及び総括賃貸借契約に用いられる一般的条件に関し意見の一致をみた。しかしながらかような賃貸借様式の設定はいまだ再評価、長期間の前払い賃貸料復元義務等の分野における特別規定の決定を必要とする。合衆国によって保持されているすべての土地に関する既得権は不定期または５ヶ年賃貸借権に改める。限定付土地保有権は取得されない。新賃貸借の規定により修正されない限り現存の賃貸借の権利及び義務はすべて継続する。

以上によりまして意見の一致をみたものであります。さらに第２分科委員会におきましては農耕地、原野、山林等の賃貸料に関することが討議されております。第３分科委員会におきましては琉球政府が地価の安定をはかるため適切な法律を制定することに意見の一致をみた。これは土地安定法でございます。越えて10月６日の第３回正式会談の共同声明でございます。その主な点を申し上げますと、

(1) 現在合衆国が保持している土地について長期間の前払いを行う地料は1969年で満了する10ヶ年の期間に制限し、かかる地料を望む申請者は琉球政府の定める資格条件を備えなければならない。

(2) 琉球政府土地賃貸借価格安定法案。
(3) 農耕地の地料は生産高に基づくものとしその一定の率に応じ支払うものとす。
(4) 再評価は５ヶ年毎に行う。土地の復元又はそれにかわる損害額の支払いに関する合衆国の債務は合衆国が賃借契約を終了するときに公平かつ適正な方法で解決するものとす。
(5) 琉球政府が米国の必要とする土地に対し契約を締結しえない場合の合衆国による土地強制収用手続。

こういった様な問題について第３回の会談が終わったのであります。第５回土地会談における共同声明につきましては演習地域補償について琉米土地会談は意見の一致をみたのであります。これにつきましては第５回の最終会談が終わり、この決定事項につきましてワシントンに送付され合同委員会が終了したのであります。特に当間主席の挨拶の中で、８月11日の第１回会談から本日の第５回会談に亘っての琉米相互の委員の相互理解の努力によって今日土地問題について最終的解決をみたことを感謝します。この解決方法は米国政府の承認を得ることと信じ、またそのことは将来沖縄における諸問題にとってもよい結果をもたらすものと考えます。この機会において高等弁務官はじめ琉米双方の代表の方々に厚く謝意を表します。こういう様な挨拶がございます。特にこれをもって土地問題が終了したというわけではなく、いろいろと補償問題とかあるいは補償の不備とかというものにつきましては米琉双方の審理委員会において現在解決を見つつあります。こういうような見地におきまして、これが共同声明なり、さらに布令20号ということになったのであります。

要約いたしますと一括払いを廃しまして、アメリカと琉球政府におきまして主席名をもちまして総括賃貸契約をする。さらに地主と行政主席との間に基本賃貸借契約が締結されるというようなことになるのであります。従いまして、この問題につきましては、いろいろと意見もあったようでございますが、こういうふうに完全独立をして現在に至っているわけでございます。

私はこの去った本会議におきまして、市長の答弁の中から契約の問題におきまして予算に計上していると、こういうようなことをおっしゃっております。これは当然の土地に対する権利として計上されるということをおっしゃっております。布令20号に基づくその方式規定に基づきまして当然これは契約をされておると、こういうような段階に布令は示しております。しからばこの契約を履行しない場合にはいかなる問題になるか、皆さんご存知の様に収用法を適用されるわけでございます。つまり宣告書が来ました場合に、これにつきまして夫々60日以内に契約が地主と主席の間で取り交わされるのであります。そしてこれを総まとめしたのが総括賃貸借契約として主席と軍の間で契約成立するという様な段階になるわけでございます。然らばこれを締結しない場合にはいわゆる土地収用法という法律を介しましてこれもまた２ヶ月でございますが、この間に特に30日間に行政府はこれの契約の、あるいはその事情についていろいろ調査をすることになり、さらに残余の期間に報告されたのち収用することになるのでございますが、然らば契約されたら勿論金はとれるわけでございますが、それじゃしない場合にはとれないかというと、こういうようなことには相ならんのでございます。これは特に布令にはっきり書いてございますから読ませて頂きます。

つまりこれの支払権も工兵隊長の自由裁量によって処理することになるのであります。こういうものが規定になっておりまして申し上げますというと、軍用地問題については今まで布令20号とあるいは164号によって説明いたしました。一括払いの問題、あるいは四原則の問題、こういった様な問題が次々と起こってきたわけでございますが、一括払い反対、新規接収の反対、適正補償、損害補償、四原則を基本としているいわゆる島ぐるみの闘争に入り、過去７ヶ年の間この闘争が続き、ここに賃貸料は2.1倍に引きあげられたわけでございます。こういう様に現在まで164号の一括払いをうけた地域について不定期賃借権を設定されたわけでございます。更に定期賃借権も新たに設定いたしまして、ここに完全な妥結をみて現在既にこの契約がなされつつあります。この例を申し上げますと、久志村におきましては434筆のリストが出て20号に対して契約率が100パーセント、那覇市におきましては147筆出ておりまして76パーセント、読谷村は1,889筆で99.7パーセント、恩納村は1,222筆で98.4パーセント、国頭村で□筆99パーセント、宜野湾村2,897筆で□パーセントの契約を示しております。残余の1.8パーセントにつきましては登記が未だしてないか、あるいは所有者が日本におり、あるいは住所が不明といったようなものが相当いるようでございます。これは今まで行われた契約のことでございますが、現在那覇市におきましては、２筆分のリストが来ております。

こういうように賃貸借契約、基本賃貸契約をするということ、いわゆるその布令に基づいて契約をして取ると、これは市長が言われた当然の権利を契約によってとってもらうということをわれわれは提案したのでございます。さらにこの問題につきましては、いろいろと収用宣告になった場合の問題、いろいろと多岐にわたる問題が必然的に起こり、予算の面においても、いささかこれは考えなければいけない点が多々あるのであります。そういうような意味におきまして那覇市におきましても、この従来のいわゆる一括払いを拒否してわれわれはあくまでも毎年払いを取るという基本線に立たなければならないということであります。これは連合会、地主大会におきましてもこれが満場一致で採択をいたしまして、この問題が折衝になったわけでございます。つまりそのときの状態を申し上げますと、一括払いが宣告された、１号が発せられたとき住民は本当に驚きかつ、いかにして訴えるべきかというような問題が起こったわけでございます。そういうような最中におきまして地主はおのおのわれわれの土地はあくまでも売らないと、貸しはするけれども売らない、といったような立場に立って毎年払いをするというような決議をし、さらに各政党におきましても、演説あるいはその他によりまして、これを訴えてきたのであります。

こういうように本当にこの地主との懇談の中から生まれてきたのが、いわゆる土地を収用された一括払いをとらない、土地は売らない、取らない場合には永久に自分の生活にひびが入るが、それじゃ将来はどうするか、地主に対してどうすればいいか、あなた方は私たちに取らない方がいいだろうと言うけれども、このわれわれの生活をどうするかというようなことを訴え、胸のつまる思いをし、いかにこれを解決するかということで非常に苦慮し、地主はもちろん、みなさま方もともにこの問題に取っ組んでいただいて解決したのでございます。こういったような米琉双方の善意の意志に基づいて解決し、布令20号に基づいて契約するということが現在必要ではないかという意味におきまして、先程要請決議案を読みました通り提案し、みなさんにその提案の理由を申し上げたわけでございます。

○副議長(渡口麗秀君)　では質疑に入ります。

○仲松庸全君　質問をいたします。この問題は２つの面から考慮されなくてはならない問題であると私は考えております。その１つは政治的問題でございます。さらに１つは生活経済の問題でございます。この立場から私はまず生活の面を考えると、布令20号も私は一応読んで知っておりますし、さらに今、提案者が説明された軍用地問題の経緯についても知っているつもりでございます。今提案者が説明された通りでございますが、基本的に私たちは、あの安里議長たちがアメリカにさらに現地折衝という形で布令を容認した事実については間違っていると考えています。まず生活の面からみると契約をしなければ金が取れないから生活に困るということでございますが、これは布令20号を読めばわかりますが、契約をしなくてもいい、提案者が説明されたように強制収用の形でやはり金はとれる、契約をしても金は取れるが、この契約をしない場合と、した場合の違いは、契約をした場合は双方合意の上での契約であると、実質上の権利は向こうに移る。しかし契約をしなくても取れるということは、向こうが一方的に土地を取り上げたのであって、まだ土地の所有権は地主に属する。そういうふうに契約をした場合の権利の所在がハッキリと区別されてくるのでございます。金はいずれにしてもとれる、してもしなくてもとれるということでございます。こういう面で契約をするという事は、要するにこの布令20号でも明らかなように、つまり永久に土地をアメリカに貸し与えるということでございます。無期限賃貸借の場合は、土地は永久にアメリカに貸す。しかし契約金を支払えばこの期間が10年以内ということでございます。さらに無期限、有期限でございます。有期限は５ヵ年更新というふうになっておりますが、実際問題とし

てみると、立法院でも明らかになっているように、この10年以後金が取れるか、取れないか、これもハッキリしておりません。これは法律にも触れてないし、また10年後に取れるという証拠だてた何ものもありません。そういうふうに金は10年後は取れるか、取れないかも解らないのに、さらに土地はアメリカが永久に使う、布令20号の１項のａ、〝不定期間または特に指示されない期間すなわち、一定間隔の期日毎に支払われる借賃の対価として、いかなる期間の制限も加えずに合衆国が使用を欲する期間〟となっているから、これは結局所有権者の所有権というものは単なる名目にすぎないのであって、ちょうど日本の沖縄に対する潜在主権と同じく、すべての権利がアメリカに移るわけでございます。日本の潜在主権という現実の問題とも別に、次のような歴史的事実がございます。これは沖縄の歴史をひもとけばハッキリします。紀元1854年７月11日にペルリ提督が沖縄にやって来ました歴史があります。その日付で琉球の王府とアメリカとの間にアメリカによって一方的に押しつけられた琉米修好条約を結んだ。

この修好条約によって、あの現在泊にあります外人墓地がアメリカによって独占的に使用される結果になったのでありますが、この条約が破棄されない以上は、この使用権は永久にアメリカにあり、これを破棄しないことには、国際条約というような、こういう偉力をもっておりますので、われわれが日本に復帰しても将来、すべての沖縄の軍用地は、この条約が、布令が一方的な賃貸契約であるから、いつまでたってもアメリカの権利下におかれ、われわれは永久に今のような狭い土地で苦しまなくちゃならないという立場におかれるということは、歴史がハッキリと教えております。

こういうふうに生活の面からみても政治の面からみても、今契約をするということは、非常に私は問題だと思っております。この立場から質問をいたしたいと思うのでございますが、提案者は与党の方でございますが、兼次市長も補償方式でゆくといっておるとか、この辺は与党としての立場から市長に契約を押しつけるということもどうかと思うので、この点についても一応お聞きしたいと思っております。さらに提案者の中には選挙当時、四原則貫徹という看板を掲げて当選された方々がおられます。平良議員にしろ、森田議員にしろ、あるいは玉井議員にしろ、あるいは具志議員にしろ、あるいは浦崎議員、大城議員、こういった方々は、四原則貫徹という公約を市民に誓って当選をせられたわけでございます。こういった公約を今打ち壊すということは公約を踏みにじるということになるが、この場合、私はしいて皆さんがこれを押し切ろうと思われるならば辞職をして市民に信を問うて〝私は契約をするんだ〟という公約を市民に示して、市民から支持していただいて、こういう契約をするのが当然ではないか、またあるいはそうでないならば、これを撤回する意志があるかどうか、こういった点についてまず質問をいたしたいと思います。

○平良真次郎君　お答えいたします。土地問題につきましては、ただいま仲松委員から前段におきまして説明がありましたが、限定付土地保有権についてもう一回説明申し上げたいと思っております。つまり10年間、あるいは10年はというような問題が出たことは、都市地区におきましては、賃貸料は相当額の１割というような見解で、つまり10年分あると100パーセントと、こういうような見解で10年分、さらに農地、そういったような地域におきましては、時価相当の６パーセント、これを100パーセントに折衝しましたところ、16.2年分とこういったような時価相当額の金額を支払うといういわゆるそれによりまして土地を買い上げるということが、つまり164号であります。

そうしますと、限定付土地保有権におきまして、この10年分あるいは16年分を支払った場合には、完全にアメリカに買い上げられたと、こういう結果になりまして、その後の処理についてはないわけでございます。しかしながら、このたびのこの布令20号につきましては、あくまでも一括払いを撤回し、廃棄して毎年払いをしてもらいたいというような立場に立ちまして、こういったような法規に対して質問者はそういったような行政上の法規というものがあるかというような御質問でございますが、これは借賃安定法にもハッキリ５ヵ年毎にこれを更新するということで、その各条文にわたっていろいろございますが、されておるのでございます。これは軍用地、あるいは民有地のいかんを問わず、この方法にひっくるめられているのであります。さらに兼次市長がとらない、契約をしない、ということをまだ明

言されていないようですが、補償方式というような観点に立っているように思われますが、われわれはそういったような観点はみじんもなく、この軍用地問題の解決、あるいは軍用地主、こういったような立場に立ちまして、一括払いを阻止して毎年払いを取るという基本線に基づいて提案したのでございまして、兼次市長にこれを押し付けるとか、こういった考え方じゃなくて、あくまでも契約すべきであるという要請であります。これにつきましては、そういうような観点に立ちまして、つまり補償でとると、補償ということはいろいろ見解の相違もあるかも知れませんが、補償はあくまでもその物件、あるいはそういったものに対する一時的なものであり、当然その補償は一時になすべきである。こういうような意味からも、あくまでもこれは地料というような考え方に立ちまして、契約を結ぶべきだと、こういうような考え方でありまして、今さき修好条約とか、というようなことをおっしゃいましたが、みじんもそういうようなことは考えておりません。あくまでも住民と地主とともに語り歩んできたものとして、いささかも偽りのないことを申し上げます。

（「将来はどうするのだ」と呼ぶ者あり）

（「将来は将来だ」と呼ぶ者あり）

それでこの案を出したのであって別に他意はありません。

○仲松庸全君　兼次市長は補償方式を取ると、契約はしないとハッキリおっしゃっておりますのでお知らせいたします。さらに今まで四原則貫徹運動でともにやってきたんだということですが、しかし契約の法律が出てきたので契約をするということは、この今まで一緒にやってきたこととは結び付けられない問題でございます。やはり私達はこの布令20号、あの現地折衝は間違っていると思う。さらに、この布令20号は契約であるし、地主と政府、アメリカとの間に基本総合契約が結ばれたわけでありますが、この契約は強制力をもたない。この法律に対して、しいて契約をしようというものは、今まで四原則貫徹をやってきたのと反対に今度は解決したいという表明のもとに四原則を壊わすことを促進するという結果になると私は思います。さらにこの問題は今さき私が申し上げましたように、前払いは当然の権利として取ると、こういうふうに申されておりますが、これは兼次市長の言葉の中にもそのことが表われておりましたが、補償方式とは一体どういうことなのか、補償方式とは未来のことについて補償するということはあり得ないのでございます。あした私はあなたをなぐるであろう、だから慰謝料を払う、そういう補償はない。補償とは現在から過去に起こった損害についての補償であります。補償というものは前払いで補償するということは絶対あり得ないし、また実際に理論的にもあり得ないのであって、これを当然の権利として取るという表明のもとに契約をするということは明らかにごまかしであります。私は、今こういうようなやり方をして、しいて市民の財産である市有地をアメリカと契約し、永久に独占的権利を与えるという事実をこの法律は示している、非常に危険であるということは先ほども申し上げました。あの泊の外人墓地みたいになったら結局将来沖縄が日本に帰っても、アメリカが沖縄から帰っても、さらに御存知のように、今世界は戦争を否定し平和に向かっております。沖縄の復帰もそう遠い将来ではなくなってきております。この輝かしい今日、もし沖縄が日本に復帰したとき、これは占領当時においてあなた方がアメリカと結んだこの契約が復帰後もそのままアメリカの独占的使用として使われ、条約を破棄しない以上、この修好条約がハッキリ示している通りできない。これは単なる那覇市の力、あるいは団体の力ではどうにもならないのでございます。こういうふうに将来恐ろしい禍根を残すが、この責任をあなた方はもつかどうか、これについてもお答え願いたい。さらに私は先ほど選挙当時みなさんは四原則を貫徹するという公約を掲げたが、この公約に反して現在これを押し切ろうとするならば、もう一ぺん市民にその信を問うために辞職をすべきじゃないか。あるいはそうでなければ今私たちの話し合いの中でもう一回検討する意志があるかどうか、いわゆる撤回する意志はないか、これをおたずねするのでありますが、これについてもお答えをお願いしたいと思います。

○平良真次郎君　外人墓地の件についてお答えいたしたいと思います。今質問者にもお話し申し上げました通り、高橋町２丁目120番地、坪数295坪6.66合は那覇市有地にハッキリ確認されております。さらにそ

れにつきまして資料も出ております。それからいわゆるこの補償というのは一時的であるというような質問者の御意見もありますが、今までのものに対する補償というものは、そのなされた場合においては結局全部受領したというような意味になるわけであります。そういうような意味からしましても補償が完全になされた場合にそれの請求がなくなるということも言えるわけであります。つまり、この賃貸借をするということが契約であるというように考えております。しからばさっきの件に関しまして布令164号が施行されてこの土地をアメリカが取得したということにつきましての例から申しますと、国頭村の限定付土地保有権というものが施行されて、927筆に対しまして、この限定付土地保有権が開放されております。その開放された筆数が307筆でございます。この307筆に対しまして、いわゆる一括払い限定付土地保有権で金をうけとったものが53筆でございます。この点につきましても布令164号に基づきまして、その期間の１年間でそれだけの金を全部受領しております。つまり開放された土地に対しては、布令164号に基づいてさように支払われております。さらに撤回する意志があるかどうかという問題でございます。何も先ほど申し上げました通り一括払いを阻止して、毎年払いにもってゆくというような線は当初からの基本線でありまして、別にさしあたることはないという意味において提案者としては、この問題について別に何も壊すというような見解に立っておりません。

○真栄田義晃君　この要請決議のあて先はだれであるか、１点お願いいたします。というのは今さき提案者は市長に押し付ける意志は毛頭ない、という御意見でございました。市長に押し付ける意志がない以上、この要請決議をやるということは、契約を含む意味ではないか、というふうに考えるものであります。もう１つ、基本賃貸契約については、ある程度その法的な根拠についていささか疑義があります。というのは、沖縄の統治権はもちろんアメリカがサンフランシスコ条約第３条によって握っておりますが、領土権はあくまでも日本に属しております。ところで琉球政府はアメリカの任命による代行機関であります。その代行機関が日本の領土たる沖縄の土地を米国との間に結んだ権利は何によって取得したか。もう１つ、四原則についてうんぬんしておりますが、四原則の中では第１項に適正補償ということが謳われております。それで今さきるる平良真次郎議員は土地問題の経過その他について説明しておりますが、これはあくまでも土地問題の経過であってまだ補償がいいか、契約がいいか、というような点については明確な線が出ていない。四原則を信頼するとすればこの中には契約ということは一つも考えられておらない。この補償と契約という２つの道は布令にもゆるされた道であるが、なぜ那覇市議会においてこの契約の方法をとらなければならないのか、あるいは契約の決議をやらなければならないのか、もっとハッキリ簡単な説明をお願いしたいのであります。それからもう１点、先ほど各市町村の土地の契約の状況について申しておりましたが、このパーセンテージは軍用地全面積に対して契約が取りかわされた比率であるのか、あるいは収用告知書のきているもののうちのパーセンテージであるのか、財産収用告知書が来ているとすれば各市町村の軍用地の何割にあたるか。

○平良真次郎君　あてさきはどこかということでありますが、議会の議決を経て当然市長であります。さらに先ほど押し付けるという言葉がありましたが、市長にもいろいろ方針があるかもしれませんが結局議会として、市として、契約をするということでありまして、議会の多数派が与党というようなことではなくして、あくまでも土地の契約をすべきだというような立場に立っての話であったのであります。それから四原則についてでありますが、契約をしなくても金は取れるじゃないかとおっしゃっておりますが、もちろんその通りであります。結局土地収用法によって取る方法もまたあるのであります。しかしこの土地収用法によって執行された場合は、さっき私が読みました土地収用令、さらに基本賃貸契約をしなくても総括賃貸契約となるというように相なっているわけであります。そういうようなことで結局契約をしなくても金は取れるというのは、これは法にも示す通り間違いはないわけであります。ただその告知書をうけた場合60日以内に契約をする。さらにこれがあと60日の間にいろいろ調査報告をされ、さらにこれが収用、供託と、こういうような段階になるわけでございます。その場合今さき読み上げました支払いの方法についてもハッキリするわけであります。

さらに各地区におけるパーセンテージの問題でございますが、現在支払われている告知書がきている面に対することを申し上げる、ということの前提に立ってのパーセンテージを申し上げたわけであります。そういうような意味で告知書がきている各市町村の箇所の比率でございます。要するにこのパーセンテージが98.2パーセントということで契約をされているということを申し上げたわけでございます。それから金の受領がなされない場合は、これをどういうふうにしていつ払うかといったものがハッキリ明示されない。従いまして、この地料の受領期間、そういったような期日に対してはハッキリした数字もない。こういうように相成り、この土地収用については、なるべく契約を主体にして土地収用というものには接しない、また執行しないということが本旨になっていて、かように決められたものと思います。

○真栄田義晃君　この琉球政府がアメリカとの間に契約を結ぶとあるが、琉球政府は日本の領土である沖縄の土地を米国と貸し借りするについての権利は何によって与えられているのか、この点は非常に重要だと思います。

○平良真次郎君　この土地問題が琉球政府と米国との間に結ばれるということにつきましては、もちろんこれは行政権といったものがアメリカに所属していることは平和条約にもハッキリしている通りでありますし、そういった立場に立ってこれは当然こういうふうな措置になったのであります。

○真栄田義晃君　行政権はアメリカがもっているがアメリカ自体は領土をもっていないのです。

○平良真次郎君　これは借賃契約であります。

○真栄田義晃君　こういった借賃契約というものは布令によってできるが、アメリカ自体が沖縄の領土についての権利をもっていないのにどうしてこの契約を結ぶことができるのか。

○平良真次郎君　当然今さき申し上げましたように平和条約に基づいて結局行政権はあると、結局は賃貸借契約である、所有権はその地主にある、ということで賃貸借契約というものがなされております。

○石原昌進君　簡単に質問をいたします。平良議員から出されました提案者の中に赤嶺議員が提案者になっていますが、現在不在になっております。その点につきましては説明がございましたが、11月14日に署名をもらっていると本員は聞きましたが、その点についてもう一度はっきりさせていただきたいと思います。この点につきましては、この問題が那覇市会に出るということはまことに歴史的な瞬間であります。従ってそういった点は一応はっきりさせておきたいからであります。これが１点であります。２番目は提案になりました那覇市有及び市管理の米軍使用地基本賃貸借契約についてという管理土地のこの土地とはどういったものであるか、さらにただ単に那覇市有地となっているが現在軍用地に使用されているところを指しているのか、それともそれ以外であるのか、更に現在那覇市有地あるいは管理土地の名称と坪数についてこれをひっくるめて、これが第２点であります。さらに第３点は那覇市有地と申しますのは那覇市21万市民の財産であります。土地地主としての考え方がどうあろうともこれが那覇21万市民の財産である以上、これをただ単に議会において議決をなすという自体ははなはだ軽率であり、また市民を無視しているといわなければならない。本員はこれは困難を伴うことはあるにせよ住民投票あるいは推薦住民の意見を聞く機会をもつべきであるというふうに考えるがその点についての見解、これが第３点でございます。さらに市有地を軍と契約することによって那覇市の財政をうるおさなくてはいけないという説明がございましたが、それについてもう少しくわしく御説明を願いたい。これが４点であります。以上……。

○平良真次郎君　赤嶺議員のものは10月14日であります。それから管理土地の問題についてはここにあります通り、いわゆる那覇市の非細分地の土地は管理になっております。市有地はそれぞれ地目、地積がございます。そのほかに那覇市の管理に属するものには現在そういったような不明土地についてもまた墓地についても那覇市は管理されるというようなことにあいなります。土地の坪数について申し上げますと番地のあるいわゆる市有地でございますが、那覇市に59件、8,159.23坪、真和志における坪数が53筆で6,451.56坪、首里におきましては６筆で342坪、小禄におきましては9,988坪、宜野湾におきましては

17筆で1,429坪、浦添が８件で35.72坪、以上149筆２万6,405.61坪となっております。無地番の方を申し上げますと、那覇市におきまして２万4,942.41坪、首里におきましては201.91坪、小禄におきましては１万1,068坪になっております。真和志におきましては5,284.8坪、合計いたしまして８万9,097.21坪、総合計が13万2,473.68坪になっております。もちろん議題になっております米軍使用地基本賃貸借契約でございます。今さき申し上げましたのは要するに軍用地であります。それからこの件について住民投票、こういったものにすべきだというような問題でございますが、この点については普通議決でいけるので議会においてやっていいと思っております。それから市の財政をうるおすという問題でございますが、さきほども申し上げましたようにいわゆるこれが契約されてしかるのちにすぐ支払われると、これが結局支払いが延引するといつとれるかはっきりしないといった場合には当然予算上これが執行がむだになると、こういうような立場に立った場合には当然市の財政もはなはだしくなるとこう思うのであります。

○石原昌進君　ただいまの説明によりまして、議会において普通議決でいいという簡単な御説明であったわけでありますが、本員が質問いたしましたのは繰り返して申しあげますが、これはただ単に議員あるいは一部軍用地主の財産ではないということ、那覇市民21万人の財産であるという基本的な立場に立った場合、こういった重要な財産を処分する場合において、あるいは契約する場合においては公聴会あるいは住民投票などをもって一応の意見あるいは意思表示を聞いてからなすべきではないかということについての見解であります。そういった必要がないというならばそういった答弁でいいと思います。

○平良真次郎君　この件につきましては一応自治法の第164条にもあります通り普通議決でいこうということなんで、特にこの問題につきましては先ほども申し上げましたような各地区におきましてもそれぞれ議決を経ています。当市におきましても議会においてこれは採決すべきだというような考え方に立っております。なおこの件につきましてもひとつみなさんの御意見を拝聴したいと思っております。

○上原文吉君　提案者がきょう新たに議案を追加いたしましてこの重大な軍用地契約の問題を市長に契約を執行させるために提案なさっていることに対しましてはなはだいかんに思うのであります。兼次市長は社会党に属しております。その社会党の政策はあくまでも四原則を貫徹する、従来の補償方式による毎年払いをとると前の本会議で言明されております。その兼次市長に議会の議決をもって押し付けるといったふうな態度こそ実に見下げ果てたものと考えます。一括払いが非常に問題になっております場合にこれはちょうど瀬長氏が市長になられた直後の1957年２月23日付布令164号によって限定付土地保有通知が那覇市の住吉町一帯にきております。しかしながらこの契約に応じたものは僅かに４件といったような実にみじめなものであります。これは何であるかというと、アメリカが今まで沖縄において戦後土地を保有し将来も沖縄を占領しようとしている意図がはっきりと見破られたという証拠であったと私は思うのであります。この地主が一括払いに応じないために時の銀行業者はここにある本にもはっきり書かれてありますが念のために読んでみます。

1957年２月23日布令164号の制限付土地保有権の取得通知が那覇市垣花、住吉町一帯に告知されるに及んで事態は一層暗澹たるものになった。しかし自由意志に基づく契約が告知期間中にわずか４名であった。それがもっとも資金が必要である沖縄最大の都市の中でのことであるだけに意義はまことに深く、続いて６月25日浦添村、コザ市、美里村、北谷村に告知されて地主はほとんど絶望感を抱くほどに悲しみと怒りの声があがるようになった。この頃から金融業者、特に相互銀行は手持資金の不如意を一括払いで資金を緩和しようとの意図が生まれ各支店に一括払い受領奨励勧誘員をつくり、諸手続を勧誘員にさせて、その資金を銀行があずかり10万円の貯金勧誘に対して900～1,000円の褒賞金を出し盛んに一括払い受領勧誘の暗躍を始めたと。

この４名の方々も土地問題に対して無知であったため、あるいは他から強いられたために取ったと、私は記憶しております。今議会において市長が取らないというものをむりやりに押し付けるということは、前に銀行屋がこういった暗躍をやったものにも等しいと断言するのでありますが、各議員の方々はどういったような見解をもっておられるか。

○平良真次郎君　今質問者のおっしゃいますのはあたかも私が一括払いを取りなさいという議案を出しているように思われておるようでありますが、そうではないのであります。つまり一括払いを阻止して毎年毎年取るということに対する契約をすべきだというような考えでありまして、この点につきましては先ほど上原議員が垣花の一括払い受領者は４名であるといわれましたが、これは一番最初の話でありまして、その数字は今手元にもっておりませんが、約３分の１が最後には一括払いをうけたというようなことになっておりまして、この問題につきましては地主の皆さんや市民の皆さんと共にこれに対する懇談会をもち、いわゆるこの一括払いをとらなければ２年後には時効になるというようなことも今あなたがおっしゃったように銀行屋の方々がさかんに宣伝をしたと、これに対しても十分検討をし調査をし、そうではないと、いわゆる供託をされた場合にはこれは取るんだと、こういうようなことでおどしをかけて金額を引き出した場合には限定付保有によりまして土地の買い上げになるというような法的な面の説明を申し上げ、こういったような質問にもお答えしましてやって来たわけでございます。そういう意味で一括払いを強制されたところをぜひ廃止し普通の状態における毎年払いを施行せしめるということは、非常に大切なことであります。もう１つは少し混同するかもしれませんが、現在10年払いということが出てますが、これは一括払いではないのであります。これは今まで10年払いを受け取った方々に対しましての措置であります。

つまりそういったような金額をお取りになった方は生活に困窮しているとか、この際土地を買うとか負債払いをするとか、日本に引き揚げるとか、あるいは更生資金にあてるとか、これは所定の方式によりまして、これを政府に申請し、これの必要量を査定いたしまして、10年間を支払われるのであります。この10年間を支払われた場合には５年毎に対する金額には難点がないというようなこともありまして、10年払いが必ずしも10年払いではないのでございまして、一括払いじゃないというわけでございます。そういうような意味に立ちまして契約するというのがこの問題であります。

○上原文吉君　平良議員は私が10年払いを一括払いであると言ったと言っておりますが、そういったことは言っておりません。私がさっき申し上げましたのは、一括払いの場合には銀行屋がどういうふうなことをやったかということを例にあげたに過ぎません。もちろんあなたが言われるように10年払いが一括払いでないということは知っております。さらにもう１点、不定期間または特に指示されない期間、すなわち一定間隔の期間毎に支払われる借賃の対価としていかなる期間の制限も加えずに合衆国が使用を欲する期間、土地の上空や地下並びにまたは当該土地の地上物件の完全且つ独占的使用、占有及び共有に及ぶ権利とありまして、最後にいかなる法令もここに述べた賃借権を制限し、または侵害するものと解してはならない、とこういったように謳われております。そうしました場合には、現在私たちはこの契約を認めました場合、さっき仲松議員から発言がありましたように泊にあるペルリ来島時代からの外人墓地、この面も現在新聞の切り抜きがありますが、兼次市長が都市計画上この外人墓地を使用したいと申し出ました場合、ブース高等弁務官の回答は100年前琉球政府と米国が取りかわした契約書には外人墓地に提供したものとなっているので、アメリカの意志のない場合には返還はできないといったふうに暗にほのめかしております。この布令においても、いかなる法令もここに述べた賃借権を制限しまたは侵害するものと解してはならないと、そうした場合にわれわれは民法で所有権を認められておるが、所有権すらこの布令によるとできないということになると私は思います。そうなりました場合、われわれは10ヵ年あるいは５年の前払いを取りました場合10年後の所有権の主張をすることができるかどうか、平良議員のハッキリした御答弁をお願いいたします。

○平良真次郎君　つまりこの場合にはいわゆるその管理法であります。管理者、つまり所有権は布令20号に基づきますように賃貸契約をするということになっておりまして、所有権はあくまでもその地主のものであると規定されております。さらに泊におきましては今さき申し上げました通り、高橋町２丁目124番地とこういったような地番をもっております。

○上原文吉君　あと７、８点あります。静かに……。

（「もういいじゃないか」と呼ぶ者あり）

現地折衝団として行かれた６名の方々の中に赤嶺氏の報告でありますが新聞発表によりますと、〝もうこれ以上の責任はもてない〟と、アメリカにおける会談がいかに沖縄県民にとって不利であったかということは、この人は学究の立場において考えられたと思います。折角アメリカまで希望を抱いて行ったかもしれませんが、アメリカから帰ってきてこういった謎の言葉を残しております。沖縄における現地折衝においては当間主席をはじめ、いくたの人が豹変し容認しております。この理由は平良委員は那覇市の土地評価委員であられると思いますので、そこら辺の御見解に対してどういったようなお気持であられるのか、なぜこの渡米代表団の１人である赤嶺氏が現地折衝から抜けたか、この辺に対する御見解ですが、どう思っておられるか。

○副議長(渡口麗秀君)　時間を延長いたします。

○平良真次郎君　赤嶺法務局長さんがおやめになったが、その心境をどう思うかというような御質問でございますが、私は赤嶺さんにお逢いしてその心境は聞いておりません。そうして現地折衝におきましては今さき申し上げた、そういった方々によってこれが妥結をし、軍用地地主もその面において全面的な賛意を表しているのであります。

○副議長(渡口麗秀君)　速記者の方が随分疲れております。速記が重点でありますので暫く休憩いたします。

（午後４時３分　休憩）

（午後４時29分　再開）

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。

○上原文吉君　あと２つ、もっと沢山あります。質問を申し上げます。

（「別の人に配給しなさいよ」と呼ぶ者あり）

さっき平良議員は瀬名波議員の質問に対しまして、一括払いを拒否して毎年払いを取るといっておりましたが、これは契約した場合には毎年払いになるかどうか、私の考えでは例えば10年払い、あるいは５年払いの案があるが、そうなりました場合には一括払いということはなり立たないと思います。これは平良議員の誤解ではないかと思うわけでございます。10ヵ年払い或いは５ヶ年払い、これが今の契約の内容であります。毎年払いというのはないわけであります。

平良議員の言う毎年払いを取るということは、一応契約をして銀行にあずけて銀行から毎年毎年取りなさいということであって、実質的には毎年払いではないと私は考えます。これに対してどう考えるか、黙認耕作はできるかどうか、現在私のおります小禄ここには約１万8,000坪余り黙認耕作地がある。この資料にも示されておりますが、約２ヶ年近く農耕補償の申請が拒否されて、ようやく立法院行政府に折衝して今やっているそうであります。契約をしました場合には黙認耕作は当然地上、地下、上空その他の布令に抵触して黙認耕作もできなくなると考えますが、これに関してはどういうふうに考えるか。さらにもう１点、さっき石原議員の質問にこういった重要なことについては公聴会を開いたらどうかということに対しまして市町村自治法第146条において、できるといったふうに説明なさっておりましたが、もし市町村自治法に抵触した場合、第３項の規定で前項の規定は政府に対する処分又は使用の許可についてはこれを適用しない、こういったふうに謳っておりますが、これを公共の使用に対してはというふうに、私は解釈いたします。従って平良議員はアメリカ占領軍を公共と見なすかどうか、この３点について。

○平良真次郎君　５ヶ年払いをするというようなことですが、５ヶ年払いをするという線はないわけであります。10年前払いはさっき言った様ないわゆる宅地を求めるとか、あるいは負債払い、農地を求めるとか、こういったような方々に対して10年を前払いしてやるというような規定であって、５ヶ年を一括して取るというようなことは申し上げていないわけであります。これは借賃安定法第10条、最初に設置される委員会は最高借賃改定の年の７月１日現在で各市町村別に土地台帳に登録された土地の各地目につき、等級ごとに最高借賃を決定する。こういったふうな意味で賃借料の方針、そういった最高借賃の改定については５年ごとに設置される委員会でなされるということでありまして、毎年払いというものが、これは原則で10年払いというのは一つのそういったような条項に該当した方に対するいわゆる支払いであります。

それから黙認耕作はできるかできないかという御質問でございますが、現在もやっております。あるいはこういったような立場にある方にとっていろんな賠償請求委員会もありまして、さっき上原議員がいわれた分も住民の要望によって解決するというような機関もございます。これが土地審議委員会であります。こういったようなところに基づきまして耕作してもらう。アメリカが強要する箇所があって全然それでは契約しないとこういったようなことが過去においてもあり、われわれが見て耕作ができるかどうかというようなところでも一応耕作されるし、あるいは禁止されるところもございまして、結局アメリカのそういったような許可権に基づいてやると思います。10年したら10年前払いするというものについては先ほど説明した通りであります。

なお、付け加えて借賃安定法は1959年１月13日立法第１号によりまして公布されております。そうしてこの点につきましては、いわゆる軍用地並びに民有地に対しても各市町村に登録された地目等級によりまして、その最高借賃を決定するということが法にハッキリ出ております。これは借賃安定法第10条、第11条、第12条、第13条に謳われておりまして、那覇市の土地、軍用地が1956年に150パーセントの地料、真和志地区においては180パーセントの地料を得、他はこの法により出ております。

○上原文吉君　アメリカ占領軍は公共とみなすかどうか。

○平良真次郎君　これは要請決議であります。

○上原文吉君　御答弁では自治法に基づいてできると言っておられるので重ねて質問したのであります。自治法に基づく場合には適用しない。つまり住民の意志をきかんでもいいというふうになっております。従って私の質問はアメリカ占領軍を公共とみなすかどうかという点であります。

○平良真次郎君　私の申し上げますのはこれは要請決議案であります。そういうような意味で取り扱い上の問題もあるということだけであります。

○黒潮隆君　提案者に対して２つだけおたずねいたします。もし５ヶ年契約をした場合、５ヶ年の契約期間が過ぎて地主がふたたび契約をしないというふうに拒否した場合はどうなるか。もう１点は契約をしないで収用された土地に対して契約はしておらないのだから自分の家屋を建てることができるか。

○平良真次郎君　５ヶ年後にその次は契約をしなくてもいいかどうかということは、結局契約ということはその地主の意志によって決定されるということになっておりますのでそういうようにしかならないと思います。それから収用された土地に家が建てられるかどうか。収用とはどういうようなものか。土地は向こうが使うから収用するんであって使用によって考えられるべきであり、現在の契約された分に対する契約であります。

○黒潮隆君　私が地主である場合には再契約をしたくない場合は反対します。その反対する場合にこの地主が反対できる法的な何があるかということです。もう１つ、アメリカに強制収用されますね、その強制収用された軍用地の中にこの地主は家を建てることができるかどうかということです。

○平良真次郎君　御質問の趣旨がよく解りませんが、契約とは要するに双方の意志によって決定されるべきものであるということで、契約したくなければしたくないというようなことにもなるわけでございます。それから家を建てるかどうかということは、これは収用法の項にある通りであります。

○儀間真祥君　私も軍用地のことについて質問いたします。私たちの契約に対する一挙手一投足そのものは80万県民を含めたすべてのことに対して希望を与えるか、それとも真っくらやみに追い込むか、ということになりますので次のことを質問いたします。まず沖縄の地位ですけれども、沖縄の地位は平和条約第３条によって規定されております。それにはすなわち、日本国は北緯29度以南の南西諸島（琉球諸島

及び大東諸島を含む）孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国の唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われかつ可決されるまで、合衆国は領水をふくむこれらの諸島の領域及び住民に対して行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。この場合一つの土地を契約するのにこの条文から土地を契約するということは処分権まで浮ばないと思います。それとともに琉球政府とアメリカは基本賃貸権を地主と琉球政府がやり、琉球政府はアメリカ政府とやるわけだが、これには根拠がないわけです。それについてお答え願います。結局、今申し上げましたように平和条約第３条によって沖縄の地位が規定されているので、どうしてもアメリカは国連に提起し、この信託統治をなすという可決がなければ沖縄におることはできない。その場合、アメリカはたびたび言っているように沖縄を信託統治することは国連で提起しないといっております。それからすると、とうに沖縄は返すべきだ。そのほかにこれは日本が56年に国連に加盟しましたが、その78条によって国際連合加盟国の間の関係は、主権平等の原則の尊重を基礎とするから信託統治制度は加盟国となった地域には適用しない。だから当然アメリカは沖縄を日本に返さなければいけない。そうするとこの場合アメリカはどうしても沖縄におりたい。世界制覇の野望をたくましくするためには沖縄におらなければいけない。それで今の条約では沖縄におられないという結論にきたんであります。そうした場合、どうしてもおりたいというのでアメリカはどうしたかというと、布令91号によって契約権を出した。そのときはだれも契約する人はない。そこで考えたのは何かというと、〝ようしあなたがたが契約しなければ、それじゃ私たちはだまっていても契約する〟という布令を出そうというので出たのが布令26号、その場合、結局世論を押し切ってまた出したのが収用令、その収用令が164号で、それに限定付土地保有権であります。

（「簡単に願います」と呼ぶ者あり）

これはごまかしだと解ったので苦しい島ぐるみの斗争で反対した。たまげたのはアメリカだ。アメリカはこれは何とか収拾をつけなければいかんということで６名の代表を呼んだ。自分たちのことをするために呼んだ。それでむこうから持ってきたのは賃貸借契約で、結局はどうしても沖縄におるためには合法的に法律にかかってなくても地主と契約をやりたい。世界から、沖縄にいることは違法だということがあった場合には、私たちは地主との契約のもとにやっているんだ、だから印鑑をもらいたい。そういう根拠にたっての契約であると私は思うが、提案者はその点についてどう考えているか。一応年間契約した、または10年間契約をした、その後の土地の賃貸料に関してはたとえば１年払いあるいは10年払いでいこうと書いているが、10年間が過ぎるとこのあとはどうなるか、その点を御質問いたします。

○平良真次郎君　私も一生懸命にこの軍用地問題と取っ組んできた方であります。この軍用地一括払いを阻止するために一緒に手を取ってやってきたわけでございまして、この平和条約第３条によって日本と切りはなされるということになるわけでありまして、今そういうようなことをおっしゃっておりますが、これは安定法にも５ヵ年ごとに賃貸料を査定するようになっております。10年たったらどうかということでありますが、10年前払いであります。一括払いと全然違うわけであります。10年間のいわゆる、いうなれば救済規定といいましょうか、そういったような方々に対しては、こういうふうな措置があるということでありまして、結局毎年払うということでありまして、賃貸料の更新時期は５ヵ年ごとになるわけであります。

○比嘉朝四郎君　那覇市の軍用地の98パーセントを契約されたという本件につきましては市長は当然、これは契約すべきだと考えております。契約することには大賛成であります。むしろ10年前払いを契約し市民福祉のために取って使うべきだという見解に立っております。市長に対して質問いたします。市長はこの議案が可決したら契約いたしますか。何がいいか、簡単にお願いいたします。

（「答弁させなさいよ」と呼ぶ者あり）

（「当然だよ」と呼ぶ者あり）

○市長(兼次佐一君)　ただいまの真栄田議員に対する答弁を、また比嘉朝四郎氏に対する答弁を市長に命じた議長に対して私の見解を述べるつもりでありますが、その前にこの場を借りて議長に対して要望しておきます。議長が市長をして議会において答弁をなさしめ、説明をなさしめる権限は自治法の第61条に規定された市長に負わされたあの規定によってなしておるのであります。あの規定は市長あるいは法令に基づく委員会の代表、すなわち選挙管理委員会の委員長、監査委員その他これらのものが委任し、もしくは委嘱したものに対し説明を求めるために出席を要求する権利がある。それに従わなければならないそれぞれの義務をもっているのであります。従ってその中のものですなわち市長その他法令に基づくその代表が委任し、委嘱したものに対し命令して答弁を要求し、弁明させる権限は市長にないと思うのであります。それがある場合は委任したものが欠けた場合はありうるのでございます。しかしながら議長は、先日の議会において議場においては議長の命令に従えといわれましたので、あえて命令に従ったのであります。今後、権威の上から議会を運営してゆくために十分に法律を実現して下さるよう要望いたします。ただいま市長に命令された比嘉朝四郎議員の答弁の要求は越権であり違法でありますので答弁いたしません。

○高良清二君　市長はかねがね議会と相協力して市民福祉の促進のために身を賭してでも努力するということを言われております。そういう考え方からして法令に規定されないにしても要請によって積極的にその努力をやっておられると思いますので非常に喜ばしいことだと思います。それで市長にしいてこれを求めるという考えはありませんが、ただいま議題となりました件については提案者の方々におたずねいたします。今さき29番議員の方から議会で要請決議になれば市長はそれをうけて契約するかしないか、基本的な態度をしりたいということでありましたが、これは重要なものであります。もし議会が契約すべきだと要請したにもかかわらず、これを契約しないという立場になりますならば本員がお尋ねせんとするところは、私が調査いたしました範囲におきましては、つまり契約になっているということが出ています。契約になったかなってないかお調べになったか。

○平良真次郎君　契約になってるか契約になってないかお調べになったかということでございますが、契約ということは、結局相手方あるいは議会の意志によって決定されるということになるわけでありまして、またそのほかの地区についてはまだリストが来てないわけであります。

（「どこに来てないのですか」と呼ぶ者あり）

リストは登記所あるいは軍用地事務所、市役所に来るわけでございます。

○高良清二君　土地課長におたずねいたします。今さき提案者の平良議員におたずねしたが、私がおたずねせんとするところは、那覇市管理土地あるいは那覇市有地であるところの軍用地は契約になっておりますか、なっておりませんか、お答え願います。関連しておたずねいたします。やはり答弁の要なしですか、市長と同じですか。

○副議長(渡口麗秀君)　番外……。

○土地課長(当間林徳君)　前の本会議でもこのことが問題にされたのでありますが、その当時リストが来ておりましたのは市有地が１件、それから非細分地が１件でございました。これはまだ契約になっていないのであります。

○高良清二君　関連ですから、ハッキリさせなければいけませんから。

○宮里敏慶君　平良議員に対する補足ですが、今さき契約したかどうかということのおたずねでしたが、昨日その件について軍土地関係事務所の係員から聞いたことでありますが、那覇市はまだ契約していないということをハッキリ言うております。平良真次郎氏の答弁に補足いたします。

○高良清二君　宮里議員は契約はまだなされていないということを係員から聞いたそうでありますが、本員が調べた範囲内では軍用土地事務所長の具志堅さんが話しておられたのはこうでありました。那覇市が今ごろ契約をするとかしないとかいう時期じゃない。もうすでに那覇市から手続によって私たちは契約になっていることにしてある。なっておる。宮里議員さんは那覇市はまだ契約してないと係が話してい

たということですが、その辺に食い違いがあるやに私思います。それで契約したかしないかについてはこれ以上質問することをやめますが、それで次に進みます。

軍用土地に対する布令がありますが提案者の方には予算と関連いたしますので重ねて質問いたします。今議会の予算審議の質疑の中に本員は市長に、当局に対して軍用土地であるところの無地番すなわち法律読みでもうしますならば、非細分土地であるこの軍用地料の才入については市町村は供託の期日から６ヶ月間は市町村がこれを保管し、その期間中は沖縄工兵管区工兵隊長の指図に従って処分されるものとす、ということで９月に軍用地料が入っております。この金額がこのたび出されておりますところの追加更正予算案の中に那覇市有地であるところの財産収入軍用地料が１万1,275ドル、今私が申し上げるところの無地番すなわち非細分地のこれが５万2,405ドルという５倍にも相当する多額の地料が入っています。その予算に計上しているところのその支出はすぐ使用できるかということについて議会開会当初質問したところが、その頃予算編成はするが６ヶ月後にこれを使用すればいいんじゃないかというような答えであった。なるほどそういうこともできると考えておった。ところが今回の災害対策では６ヶ月は待てない、すぐ使わなければならないが、そういった布令によって制限し保管の期間を示されている。その件について軍用地特別委員会の理事者の方々は御検討なさったかどうか、実はそれを災害対策予算審議のときにお尋ねしたかったのであるが多数の意見工作によって制止され、質問をゆるされなかった。やむを得ず今まで待っておったが、この当初予算あるいは追加予算では６ヶ月経過後に使っていいが、このたびの災害対策の経緯については６ヶ月は待てないが、その軍用地料の処分について御検討をなさったか、おたずねいたします。

○平良真次郎君　市町村非細分土地の登記ということで1956年３月21日に出ております。その布令は1950年７月１日から効力を発すると。今さき高良議員さんがいわれた非細分土地の登記の中の条項にあります通り「前述の方法によって供託されたまたは供託される資金は供託の期間から６ヶ月間は市町村がこれを保管し……」うんぬんと、こういうふうに明記してあります。結局供託した日から６ヶ月を経過しなければいけないというふうに規定されております。この規定にそうてその間は使用出来ないということになります。

○辺野喜英興君　本員も29番議員（比嘉朝四郎君）がいう通りその意見に賛成するものであります。しかしながらその29番議員に対して市長はイエスかノーかもいっていません。すなわち拒否しているのであります。こうした場合いくら議会で議決したところで契約は議会では出来ないのであります。やはり契約するとなれば市長が手続きをとって契約することになるのであります。これは私が喋喋述べるまでもございません。従いまして契約するのはどうしても市長であって、その市長がやるかやらんか返事ができないという見解に立っておるので、私は提案者にもう一ぺん質問いたしたいと思います。今提案者は早期に契約して軍用地料を取るべきだと、要するに契約をして取るという目的をもってこの決議案を提出していると思います。しかるに今さき契約する当事者がイエスかノーかそれも返事できない。こういう観点に立っておる時にわれわれ議会だけが先走って議決するのはどうかと思います。さらに今いろいろ皆さま方からも指摘されたように本員としても、そういう問題に対して疑義を大分もっておるのであります。

提案者の方はいざ知らず提案者でなくても相当疑義があると思います。なおまた、こういうさ中においてなぜこういう重要問題をるる挟んだまま那覇市議会がトップを切って、こういう大きな問題を軽率に急がなくちゃいかんのかということも私は腑に落ちないのであります。従いまして契約すべき当事者が、君たちのその決議案に対しては返答もできないということであるし、もう１つはこういう問題に対して議論が出ているが、しいて押し切ってこの議決をしなくちゃいけないのか、どうしてもやらなくちゃいけないのか、こういうことに対して疑義をもちますので提案者の方でこの問題を一応引っ込める意志はないかどうか、この点をお伺いいたします。

○平良真次郎君　ただいまの辺野喜さんの質問ですが、法規上の手続きをするかしないかということは、

さっきの質問の通りであります。これは結局この規定に基づきそういったような基本賃貸借契約をするという建前によって地料の支払いを受けるというような立場に立っての要請決議案であります。

○瀬名波栄君　２時間前に終らなくちゃならない本日の会議がかくも遅くまで延びてしまった。それに議員の諸公も随分お疲れだし、さらに予算の方も十分御審議になってるが折角の仕事もきょう１日パーになってるようなかっこうでまことに申しわけないと思っております。あまり長時間にわたって質問をしますと参与の方に申し訳ありませんし、また多数の人達が質疑をしておりますので、私はごく簡単に３点にわたってお伺いしたいと思います。今度の提案者は22名ですが、出された案件は那覇市有地あるいは那覇市が管理している土地、これがアメリカ政府と契約する、賃貸契約をする、しない、という問題であります。契約をする、しない、これが一番大きな問題でありますが、この契約をするというのは申すまでもなく任意であります。強制力をもっていない。なるほど布令は出ております。強制力はもってない。しかし強制収用という手もあるわけであります。市長はかつて本会議において､「契約は絶対しない」ということを明言しておられます。そういう明言をしている市長に対してなにゆえに議会の名において契約をしろということを強要しなければならないか、22名の方が契約をさせるというのであればそれだけの名前を連ねて市長にもってゆけばよろしいと思う。それを何を好きこのんで本会議にかけて議会の名において要求しようというのか、これが１点。あと１点はまさか「なれ合い」じゃないでしょうが契約についていろいろ質疑が出ておりましたが、那覇市有地あるいは那覇市が管理している非細分地についても10年契約を要求されたところがある。この場合ですね、これをもし契約した場合10年後は確実に返してくれるのかどうか、もし返すというふうな考えであるならば、その返すという法的な根拠はどこにあるのか、あと１点は今のお答えによってお伺いいたします。

○平良真次郎君　10年契約をするというお話でありましたが、この賃貸料の更新年限が結局５ヶ年毎に更新するということでありまして、10年契約じゃなく10年前払いであります。つまり先程申しあげましたように、それに該当する方々に対して10年分を前払いしているということであります。それから今さき瀬名波さんは〝なれ合い〟じゃないかということでありましたが、私は地主、或いは市民、或いは議員の皆さま方と一緒になってこの問題に取り組み、一括払いを阻止し布令164号を阻止し、毎年払いをして貰うという立場に立っての契約であり、そういったような意味での提案であります。

（「議員の発言を許さんとは何事だ」と呼ぶ者あり）

（「あとで言って下さい」と呼ぶ者あり）

○瀬名波栄君　５ヶ年更新あるいは10年契約、これをやった場合、布令によりますと絶対権がアメリカに移るわけです。その中にはアメリカが必要なくなれば返すということも謳われております。然し必要とするんだということになればいつまでも引きつがれるということになる。たとえば民法においてもこれは明らかで適切ではないかも知れませんけれども、借賃契約を５年間として契約したとする。しかしそこにコンクリートブロックを建て、地主が容認したとする。その場合５ヶ年だったからといってそのブロックだけを立ち退かすということはできない筈だが、これに対する見解。

○平良真次郎君　不動産の取得事項については今さきおっしゃった通り、結局家を造ったその土地に対する立退きというものに対してはその地主として権利があるかどうかは、これは民法の方の問題であります。

○瀬名波栄君　これはぜひお伺いいたします。契約をした場合アメリカは自分が欲する限りはそれを確保することができる。更新更新でもって確保することができる。契約した人はこれを拒むことはできないわけです。アメリカは自分が欲する限りおられるわけだから永久にアメリカの占領を、支配をゆるすという結果が生まれてくる。そうなった場合に沖縄県民が日夜のぞんでいるところの祖国復帰、これが不可能になってくる。なぜならば先程の質問にもあったようですが、アメリカが沖縄を統治していることは講和条約の第３条により統治している。この講和条約の第３条が撤廃になって沖縄が日本に復帰した場合には布令も契約したものも消えてしまう。これは事実だ。ところが復帰については今２､３の見解が

ある。１つは沖縄祖国復帰期成会の神山政良氏が唱えている奄美大島の例であります。施政権だけを返還する。講和条約の第３条をそのままにして施政権だけを返還するといった場合に、アメリカさんが布令でもって契約した。そうすると施政権が返還されたけれどもこの借地権というものは永続するというふうに考えるが、これに対する見解はどうか、先程の外人墓地とも関連して。

○平良真次郎君　先にも外人墓地につきましては勿論はっきり述べております。市有地になっております。それから施政権の問題と土地に対する問題、日本復帰に対する問題等々関連づけて考えれば考えられるし、また土地問題では今までに決まった経緯、つまり地主の意向、あるいは生活の困窮、こういったふうに必然的にあくまで契約をして取ろうというような立場からの考え方であります。

○瀬名波栄君　質問の焦点をそらしちゃいけない……。

（「イデオロギーの相違だからいいよ」と呼ぶ者あり）

（「あとでゆっくりやれよ」と呼ぶ者あり）

（「同じだよ」と呼ぶ者あり）

（「一番だよ」と呼ぶ者あり）

○久場景善君　議長は先日議会においても私が手を挙げているのに発言をゆるさない……10時から４時まで……、

（「そうだそうだ」と呼ぶ者あり）

動議を提出いたします。質疑を打切って討論に入る様動議を提出いたします。

（「議員の権利を何とみるか」と呼ぶ者あり）

（「討論をさせないか」と呼ぶ者あり）

（「決をとれ」と呼ぶ者あり）

（「休憩願います」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　動議についてお諮りいたします。質疑を打切って討論に入ることに賛成の方挙手をお願いいたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○浦崎康華君　私は提案者の１人でありまして賛成いたします。その理由は１つにはこの基本契約をやるべしという私の信念は、つまり過去７ヶ年間沖縄住民が祖国同胞の支援もうけてアメリカの独断的な一方的な一括払いを強行しようという、つまりです、一方的な力によるそれに近いような土地政策を強行しようとしております。これに対して先程平良議員がいわれたように無抵抗の抵抗という島ぐるみの闘争まで発展したのであります。その後アメリカも沖縄住民の意志に基づいて反省する機会があったと私は信じます。そうしまして前後２回に亘って代表をアメリカに派遣するに及んだ訳でありますが、第２回目の派遣においてはアメリカ本国においても封建時代につくったような限定付土地保有権というあいまいな、全く買上げに等しいような制度はこれは沖縄住民も反対であるということがわかったわけであります。従って一括払いによる限定付土地保有権という土地買上げの制度は廃止しまして、現地における住民代表とアメリカ側が折衝してできたのが、この新土地計画であります。住民の代表はそれぞれ責任ある機関と国体から選任されたものでありまして、この方々が慎重に話し合い討議の結果樹立された新土地計画は我々住民としてもそれを承認するのが妥当だとこう考える次第であります。これが民主主義である、こういう観点が第１元であります。

それから第２元はこの基本契約をすることによって、どういう利益があるかということは、これは予算の範囲において申し上げまするが、まず現在はとに角将来において那覇市が必要に迫られたとき、現在からつまり最高の10年前払いという制度ではありませんが、その制度もありますけれども、これは1969年６月30日というふうになって、昨年申し込まれたものは本年１月１日までに申し込んだ方は10年

分前借りすることができます。それから明年１月１日までに申請したものは９年であります。そして一括払いの制度といちじるしく違うのは、一括払いの場合はアメリカが必要を認めないときには土地を返還する、その間に譲渡もできるというふうな条文も契約書にあった訳であります。つまり、その全文を通じて賃貸借という文句はなかった訳であります。現在は我々民間において行われている賃貸借、それから我々住民が所有権をもっているんだということは法令にも契約書なんか等をみても完全にわかるわけであります。結局いいところも欠陥もあります。いいところというのはただ今申し上げるように、つまり琉球住民の代表が頭をしぼり過去の闘争の経験から汲みとってきた成果として住民の意志をこれに盛りこんできた。

第２が、従来は使用料というのはあと払いでありましたが、今回は契約するというと59年度分、本年度分ともに受領ができる次第であります。それからやらない場合にはどうなるかといえば、先程平良議員がいわれたように強制収用をうけるわけであります。その場合は前払い制度というものはなくなるわけであります。その前払いというのはふんだんに誰でもできるわけではありません。原則は前払いであるけれども４項目にわたっての条件にかなう人達には資金の範囲で前払いをする。１つは沖縄から他府県もしくは日本に出かける人たちの旅費ならびに準備金に充当する場合、第２は代替地あるいは耕作地を買取る場合の資金に当てるため、第３には家屋を新築する場合、第４には負債を償還する場合の資金にあてる。こういった４項目がその資金の前借りをうける条件であります。さらにその外に災害出費の場合は４つの条件以外に主席が認めたものであるというふうにその復興のための資金、或いは今回の風水害のため家屋が破壊され或いは形を失ってしまったというような場合には主席の承認を得て前払いをうけることができるわけです。原則はあくまで毎年払いであります。それからたとえば質問者の中にも御意見がありましたが我々の民間において土地の賃貸借をする場合、その建てた物件によって木造は20年、ブロックは60年というふうに長期にわたるわけでございますが、私はアメリカが沖縄にそう長くはおらんのじゃないかというような見解をもっています。というのは皮相的な考えでありますが、現在東西両陣営の、大相撲でいえば横綱であるアメリカのアイゼンハワー大統領とソ連のフルシチョフ首相が世界平和、全面軍縮等の共同声明を発しております。この軍備あるいはミサイルの基地に対して現在までわれわれはこれに強く反対してきましたけれども、しかし、ああいう両横綱が熱心に真剣に軍備全廃の意見の交換をし、近く明年あたり、その頂上会談がもたれるだろうと新聞は報じております。こういった面で決してアメリカは沖縄に長くおらんだろうと思います。これは私の主観であり、新聞からうけたあるいは他の雑誌等を見ての私の受け取り方であります。これはただ参考でありますけれども、そういった面もまず考えあわせ、そこで予算の面からいいますというと、契約をすればまあある程度目途をつけて賃貸料が受領できる。必要にせまられた場合は前払いもうけることができる。強制収用をうけた場合は金は受領できるけれども目途がつかない。公の予算には計上しがたいと私は思料するものであります。従ってこういった将来の経済の面から考えてぜひ入ってくる才入は相当確実な目途のあるものが計上されなければ不健全な財政に陥る惧れがあるわけであります。それから賃貸契約をやるにしてもそうであります。われわれ民間といちじるしく違うのは収用されあるいは補償制度であってもこの土地を貸す点については相当強権が背後にはあるんだ、そうしてその土地に自由に立ち入って管理状況をみることができない、契約というものは貸し主が必要迫られた場合にはその期間内でも契約の基本解消ができる方式がわれわれ民間においては行われておりますけれども、この場合は相手がそうでなしにこちらが必要迫られた場合でも勝てない、返さない、さっきどなたかがおっしゃったように契約をしたらその土地に家をつくり、あるいは農耕ができるかというと実際にはできないのであります。これは契約するしないにかかわらずアメリカの使っている軍事基地としての性格から、われわれはシブシブながらその性格はわかるわけであります。私はしばしばこの問題と取っ組んで皮相的ですが困難なことがわかりました。われわれは自分のふるさとというものは非常にいいところであり、われわれを育てはぐくんだ土地は非常に懐かしく思いますけれども、しかし沖縄に生まれてしばしば不平をかこつ場合がある。ま

たひけ目を感ずることもあります。これは600年前に沖縄は支那の国に、さらに350年前の慶長14年に島津の侵攻をうけて隷属の立場にあったわけであります。その間にわれわれの祖先が取り来たったいろいろな苦難も考えられます。また為政者の労苦もわかるわけであります。しかしその取り来たった住民並びに為政者は沖縄の力、沖縄のおかれている立地条件、歴史、そういったものをよく噛みわけてよく苦難を突破しているように考えられます。まずそれが十分に現われているのは西暦1458年、尚泰久王の鋳造せる首里城正殿の鐘の銘に〝琉球国は南海の勝地にして三韓の秀をあつめ大明を以て輔車となし、日域をもって唇歯となす。この二の中間にありて湧出するところ蓬萊島なり。舟楫をもって万国の津梁となし、異産至宝は十方刹に充満せり〟と非常に面白い表現をやっております。万国の津梁とは舟ですね、梁は梯子です。そして、つまりどことでも交際して異った宝ものをいっぱいにみたすというようなことを言っております。

（「歴史の講議はやめないか」と呼ぶ者あり）

（「軍用地と何が関係あるんだよ」と呼ぶ者あり）

ですからわれわれは旧藩時代の祖先の叡知、常識を現在にあてはめて学ぶ必要が大いにあると思います。と申しますのは蔡温は御承知の通り真向かいの久米の出身であります。この方は三十六姓の後裔でまったく支那の学問をし、血筋からいっても支那の血筋を守ってきました。しかしこの人は島津に対する抵抗一辺倒ではなくして教条をつくってわれわれ住民にその通りすべきことを教えております。そして文章の中にも〝ウクニムト〟というふうにいって相手の圧政を避けています。こういったこと、現在の沖縄のおかれている立場ともいくぶんか似ているように私は考えます。大体過去の歴史を見ても沖縄は毎年台風が襲来いたしまして住民は塗炭の苦しみをなめるという悩みの歴史をもっています。従って耐え得ることには耐えなければいけないということを歴史が教えています。従って沖縄住民の前進あるいは建設は那覇市においても同様でありますが、日米両政府からある程度の援助をうけなければ到底できるもんじゃない。従って私が申し上げるのは一辺倒ではなしにわれわれは良識、中立をもって排撃もしなければ、かといって、いいなりになるわけでもありません。しかし近代人として話し合いの場として、できるだけの協力はできると私は思います。従ってこの話し合いで結実した新土地契約をわれわれが支持し、これによって那覇市有地並びに管理にかかる無地番、土地の契約をやることはもっとも妥当であり、この予算でぜひ市政運営をしてゆくというのが私の考えでありまして、従ってそういった意味でこの決議案に賛成いたします。

○真栄田義晃君　ながながと歴史の講議を聞かされたのでありますが、そういったものとこれとの関連は私にはよくわからないのであります。要するにこの歴史観の示すところは、一言にしていえば浦崎議員の言わんとするところはこうである。

沖縄は常に力がなかった。強権に抑えつけられれば仕方がなかった。要するにこれをじっとしようとかかっているのが浦崎さんの歴史観である。しかしながら、これについていささか疑問があるのであります。というのは非常に恐怖感に捕らわれておるのであります。沖縄の統治から来た一種の精神病でひとつの奇妙な現象だと思うのであります。この契約の問題についても何か強権をもって契約を迫られており、仕方がないんだ、契約をしないということが何か非常な大抵抗でもあるかのように考えられておるようですが、今のあなたの歴史観は仕方がない、契約の問題は話しても仕方がないということであります。私の考えを申しますが、まずアメリカの那覇市における土地使用についての根拠を考えて見ます場合に講和発効前においては、その法の根拠は平和会議におけるヘーグ陸戦の法規慣例に関する条約に、敵国の領土におけるこれによって戦争目的をする上においての土地の使用をするその場合においても、やはり占領中においてさえ個人の財産、これを没収するを得ずという厳然たる規定があります。これは国際的な根拠をもっております。従って、ここまではわれわれは解るのでありますが、講和条約発効後における基地設定権については非常に疑問があるのであります。統治権の中には基地設定権が含まれるかどうか、横田喜三郎教授あたりの説は統治権は基地設定は含まれるという見解に立っておりま

す。もう１つの有力な見解は統治権の中に基地設定権が含まれない、という有力な見解もあるのであります。これからすれば私たちは２の見解を支持するのであります。ところがそうなれば見解の相違というかもしれませんが、これによればアメリカは基地設定については権利を持っていません。そこでアメリカは布令91号を出して地主との間に契約を結ぼうとしたが総スカンを喰ってしまったもんだから、91号はひっこめざるを得なかった。その後もなるほどいろいろと布令109号、布告26号等布告布令という形で出てきていますが、布令というと何か法律で強制しているかのような錯覚を起こすかもしれませんが、これは契約を結ぼうという意志表示に過ぎないのであります。もちろんこれは要するに地主との契約を琉球政府が結び、琉球政府はさらにアメリカと契約を結ぶというのが一貫した方針であります。ところが肝心要の地主が不承諾じゃ仕方がない。そこで最後は布令164号をもって来たのであります。こうしたいきさつについては皆さんもよく御存知と思いますのでクドクドと申し上げませんが、なぜ今これを急いで契約しなくちゃならないのか理解に苦しむのであります。そこで私たちとしてはこの決議案を一応引っ込めてもらいたいということを主張して反対討論といたします。反対します。

○新垣松助君　賛成の意を表明いたします。私は簡単明瞭にこの契約に対して賛成いたします。と申しますのは、契約をしなければ実際面から75パーセントしかとれない、早く全額をとって市の財政にあてるという目的のもとに契約をするということに賛成であります。理由はなるほど沖縄県民全体の協力一致と誓いによりまして軍用地料を解決いたしましたることに対しましては特に民連の方にもお礼を申し上げます。実は日本復帰の問題が出まして非常にむずかしいことではありますが、現在契約しようとするところの土地はどうも返還された場合はちょっと使用不可能な場所であります。１ヵ所は末吉山の一角であります。失地となって現在海の真ん中、那覇港湾の真ん中に土地がうずまっております。もう１ヵ所は崎原の方面で2,300坪であります。これは一部返還される惧れもありますので契約しておいて地料が入ってきたら使ってもいいと思います。家も建てられんし、好んで反対をするほどの土地じゃないと思います。しかし、いざ日本復帰をしたらどうするかということであるが、この土地はだれがみても使用不可能であり、日本に復帰した場合には、まず沖縄県となった場合には政府がこれを使用するのでありますが、しかし現在いざ返されるとほとんど全部が困る土地であります。使用不可能であります。という理由から契約して早く市民の税金を補うという面から私は賛成の意を表するものであります。言うことがもっとありますけれども、５分と決められておりますのでこの辺で打ち切りますが、市長が反対であろうがどうであろうが早く契約をいたしまして、市民も首を長くして待っておりますので早くこれを受けとって市民のためにすべての工事を終わるという意味から決議なさるよう賛成するものであります。

○瀬名波栄君　いろいろと問題が出ているようでありますが、私は誠に残念にたえないのであります。なぜならば今回の災害対策に対して議会は一体となって取り組んできて市民にいくらかでも応えるような予算にあてるといってそれを処理して参りました。ところがこのような民族の将来に希望を失わせるような議題が出たということはまことに残念至極であります。今までいろいろと沢山の人が述べましたので私は簡潔に申し上げたいと思っております。先ほどアメリカの恒久的な占領、支配の恐れがあるが、という本員の質問に対して提案者は明確な答弁を避けておりますし、さらにこれが沖縄県民の復帰を阻むということにならないかということに対しても明確な答弁を避けておりますが、これは明確に答弁できないはずであります。これまでにいろいろと申しておりますが、先ほどの新垣松助さんの意見の中にも滅失地こういったものが返された場合には困るんじゃないかというようなことでありますが、これは心配御無用であります。なぜならば戦争中であってさえもヘーグ陸戦条約やその他で占領地域の生命・財産これの安全を守らなければならない。またこれらを使用する場合には適正な価格が支払われなければならない。これは国際法であります。沖縄を引き揚げたからといって、アメリカが占領によって損害を与えた地域に対しては、当然賠償金を支払わねばならないので、これについては何ら心配する必要はないと確信しております。また浦崎さんはアメリカは余り長くはいないんじゃないかというふうなことを

申されておりますが、これは逆であります。われわれがアメリカの意図に乗って契約をして合意の上で基地設定をゆるすということになりますと、アメリカは安心して占領を継続することができる。なぜならば今までは世界からいろんな疑惑の目でみられ、講和条約第３条からは基地設定権は生まれてこないので、これには大きな疑義があるということでアメリカもそれを認めて安易に契約ができなかった。ところがアメリカにとっては住民の合意を得ないということが一番痛手であります。そこでもっとも国際的な緊張が激化したときに、これに便乗して契約をしようとして強権によって勧告をした。ところが、これは住民の反撃にあった。そこで彼らは社会党の一部幹部をふくめた自民党保守勢力をともなって、とうとうアメリカに行った。現地折衝という名前で。そして契約を合法的にもっていったわけですが、もちろんこのことに対してはわれわれは今でも反対しています。ところがわれわれの住民に対する説得が足りないために残念なことには、契約しているところもあります。しかし、特に地方自治体が契約をしないということは国際的に大きな政治的な影響をもつということであります。

この契約をしないということの政治的な意義がどこにあるかというと、これは先ほどの浦崎さんの話にもありましたように、アメリカは国際条約によって沖縄に永久におることができないといっております。できないが、たとえば日本が国連に加盟した。国連に加盟したらサンフランシスコ条約によって当然、沖縄は日本に返還されるもんだとわれわれは当時考えておったが、これが誤りであったということが明確になったのであります。なるほど国際情勢は刻々変化しつつありますが、しかしながら極東における軍事基地のかなめとして沖縄は非常に重要であります。これを失うということはアメリカにとっては致命傷であります。

(「簡単に願います」と呼ぶ者あり)

(「相手も10分はやったよ」と呼ぶ者あり)

そこで今ここで契約を結ぶということは将来に危機を及ぼすということはこれは明らかであります。契約しなくても原則的には、これは２、３ヵ月は遅れるかもしれませんが十分とれるのであります。しかし、これではアメリカは国際集会において顔むけができなくなる。それでこういう事実から平穏裡に片付けたいところが、それをまたアメリカの強権の尻馬に乗って宣伝する人がいるということは、まことに残念であります。われわれはそういう国際条約を無視して平和条約の精神に反して一方的にしよう、そしてできるだけ長く永久に沖縄を支配していこうとするのがアメリカの腹と態度である。これにわれわれは不満をもつものであります。

(「簡単に願います」と呼ぶ者あり)

簡単にします。そういうことから私はこの決議案に対しては、真っ向から反対します。

○副議長(渡口麗秀君)　では討論を打ち切って採決に入ります。日程第５、那覇市有及び市管理の米軍使用地基本賃貸借契約方要請について、平良議員外21名提出決議案第16号に対して賛成の方挙手願います。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　賛成21名であります。よって日程第５、那覇市有及び市管理の米軍使用地基本賃貸借契約方要請について、平良議員外21名提出決議案第16号は原案通り承認することに決定いたします。

○副議長(渡口麗秀君)　以上をもちまして今期議会に付議されました議案並びに陳情に対する審議は全部終了いたしました。なお引き続き市長のあいさつがありますので、しばらくの間御静聴を願います。

○市長(兼次佐一君)　第33回の那覇市定例議会は会期15日間を予定されていたのが、40日の長い期間にわたった次第であります。その間18号台風の影響は那覇市会にも及びまして波乱万丈を極めた場面も見受けられたのでございます。しかしこれも全議員諸公がそれぞれの立場から市民の公僕として市民福祉のためにということでなさったことでございまして、最終日を迎えたきょうわれわれ当局といたしましては、明日から災害をうけたところの方々やあるいはその個所の復旧もしくは救済者に対する予定された範囲における予算措置がスムーズに行われるよう努力することを申し上げてごあいさつに替える次第です。

○副議長(渡口麗秀君)　ではこれをもって第33回定例会を閉じることに致します。長時間にわたりまして慎重審議下さいましてありがとうございました。

(午後６時20分　閉会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

副議長	渡口　麗秀					
議　員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	渡口　政行	森田　孟松	儀武　息睦
	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進	金城　賢勇
	玉城　正次	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次	高良　清二
	糸数　昌剛	大山　盛幸	玉那覇有義	辺野喜英興	上原　文吉	比嘉朝四郎
	宮城　　実	仲宗根梶雄	崎山　喜達	具志　清裕	又吉　久正	黒潮　　隆
	浦崎　康華	備瀬　知良	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永
	真栄田義晃	久高　友敏	普久原朝光			

一　欠席議員

議長　高良一(出張)　議員　赤嶺一男

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　　長	兼次　佐一	助　　役	仲原　英通	助　　役	義永　栄善
収入役	屋富祖太郎	総務部長	崎浜　国宏	経済民生部長	阿波連本平
建設部長	大城竜太郎	消防隊長	松本　吉英	土地課長	当間　林徳

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年12月15日　議　　長　高良　　一〔印〕
1960年12月７日　16番議員　石原　昌進〔印〕
1960年12月８日　34番議員　具志　清裕〔印〕

12　1959年(昭和34年)12月　第34回定例会[姉妹都市]

12月21日午前11時13分　開会

○議長(高良一君)　開会いたします。本日をもって第34回那覇市議会を開会いたします。本日の出席39人、欠席３人でありまして議会は成立しております。ただいまから会議を開きます。

諸般の報告を申し上げる前に、私が前の議会中に全国市議長会の常任理事会に出席の御報告を申し上げたいと思っております。

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　本日の議事日程は印刷の上、お手許に配付いたしておきましたから、それにより報告に替えます。

議事日程第１号

第１　今期議会の会議録署名人選挙
第２　今期議会の会期を定めることについて
〔第３～第13、第15、第16　略〕

第14　ハワイ・ホノルル市と那覇市の都市提携の決議について

(31番議員宮城実外４名提出決議案第17号)

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○副議長(渡口麗秀君)　議事に入ります前に市長から挨拶が御座いますので暫らくの間御静聴を願います。

○市長(兼次佐一君)　本日第34回の那覇市定例議会を招集いたしましたところ多数御出席の上開会を見ることができまして心から厚く御礼を申し上げます。

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　ではただ今から議事に入ります。日程第１、今期議会の会議録署名人選挙についてを議題といたし議長からお諮りいたします。会議録署名人につきましては従来議長の指名に一任願っておりますが、さように取り計らって御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認め、さように決し議長から指名することにいたします。17番議員金城賢勇君、32番議員崎山喜達君、以上お二人の方にお願いいたします。

○副議長(渡口麗秀君)　次日程第２、今期議会の会期を定めることについてを議題といたします。さきほど休憩中に正副委員長お集り願いまして協議したのでございますが協議の結果、今期としては一応９日案がどうかというようなことで、まあ大体意見の一致を見ておりますが、一応皆様方に具体的内容についてお諮りしたいと思います。まず９日案といたしますと12月21日から12月29日までの９日間でございます。まず本日は議案上程して、それから説明聴取する。22日火曜日でございます、この日は休会しまして議案研究をする。23日水曜日でございますが一応本会議を開いて、まあ各議員から午前中一般質問をしていただいて、午後は議案上程いたしまして質疑を行い委員会付託をすると、それから24日、25日、26日の３日間は委員会の付託事件の審査、それから27日は日曜日でございますので休会いたしまして委員長報告作成、その他事務局における翌日の本会議の準備をする予定にしております。28日月曜日本会議を開きまして質疑、討論、採決、更に29日は同様でございます。これでこの案で９日間になっておりますが、これについてご意見がありましたらお伺い致します。

(「賛成」「質疑」と呼ぶ者あり)

○仲松庸全君　今期の問題に関連いたしまして市長に質問いたします。この度の議会は11件の案件がございます。今９日案が出ておりますが私も一応この９日案を了として審議に臨みたいと思いますが、審議してみないとわからないのでありますけれども、果たしてこの11件の案件がこの９日案で審議して頂けるかどうか、ここらへんはまだわからないのでございます。今までの議会の慣例からしまして非常に審議の上では追いつめられた会期のようであると、こういうふうに感じております。慎重審議をする場合は果たしてこの９日案で十分に審議できるかどうか、こういったことを考えておりますが、この意味でもし審議の結果11件をこの９日で処理することができない場合は、議会は来年までも続行しなくちゃいけないような状態も一応予想されるのでございます。それで私が非常に望ましかったことは12月の定例議会の招集はもちろん招集者の市長が12月いっぱいに招集する権利がございますが、私達としては慎重審議の意味からできるならば初旬、あるいはそれが無理だったら中旬頃からでも議会を招集して頂きたかったというのが本音でございます。

それが下旬になって年末に招集されて私達袋小路に追いつめられたような感じをもっておりますが、それ以前に招集できなかった事情がございましたら、そういった説明をお聞かせいただきたいと、こういうふうに思っております。

○市長(兼次佐一君)　ただ今の御質問は議会招集日をもっと早くすべきではないかという意味あいのご質問のようでございます。それが今日になった理由についてのご質問のようでございますが、当局と致しましてもなるべく12月の早目に招集するということは、年末の多忙な時期に御審議をお願いするよりは早目に招集をしてご審議をお願いするという考え方を持っていたのであります。しかしながら今回の議案の中にはすでにご承知の通り、去った台風によって被害をこうむった方々に対するところの税の減免処置などの予算が更正されて提案されているのであります。そういったような面の調査などのためにどうしても月初め或いは月半ばに招集することができなかったのであります。この点につきましてはまことに遺憾に存じますが、最大限に努力をいたしましてここに今日の招集を見たようなわけでございますのでその点御了承をお願いいたしたいのであります。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○久場景善君　本員も９日案に賛成いたしますが今12月でもあるし皆さん、あるいは市民も非常に忙しい時期でございますので、もし９日で審議ができないとすればもちろんやって見なければわかりませんが半ば頃にわかると思います。その時は夜間審議をしてでもぜひ９日では終るように議長のお取り計らいを要望しておきます。

○副議長(渡口麗秀君)　お諮りいたします。さきほど議長がご説明申し上げました通り、今会期を本月21日から29日までの９日間の会期と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認め今期議会の会期は12月21日から29日までの９日間と決定いたします。

なお、１番議員（久場景善君）の要望もありましたが、できるだけ９日間にスムーズに会議が終るよう努力したいと思います。

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　次日程第14、ハワイ・ホノルル市と那覇市の都市提携の決議について、31番議員宮城実外４名提出決議案第17号を議題といたしまして提案者の説明を求めます。

○宮城実君

ハワイ・ホノルル市と那覇市の都市提携の決議について

近年、都市の国際提携が盛んになって来た。「姉妹都市」の縁組というのがそれである。規模や伝統や性格の似た都市同志が広く、文化、産業、学術などについて提携、交流し、親善友好の関係を一層深め、更に観光産業、貿易等の伸展にも発展し、市民生活の相互理解を強めると共に国際親善に寄与することを目的とするものである。

ハワイと沖縄とは地理的環境、気候風土、産業移民の歴史的背景等により親近の間柄にあり、特に戦後は各方面の交流が頻繁になり、親近の情は益々深くなって来た。

こゝにおいてハワイ・ホノルル市と那覇市が都市提携を結び相互交流を深め国際親善に寄与せしめたい。

本件を強力に推進するため第34回議会の議決を得たく提案する。

以上となっております。

この姉妹都市ということは４年前の1956年九州の長崎市がアメリカのセントポール市との間に締結されたのが皮切りでありまして、次々と日本においてはこの姉妹都市の提携が進められている状況であります。この姉妹都市の縁組はアイゼンハワー大統領が都市代表者の集会の席上で国際親善ということは政治家関係者丈の結び付きでなく市民と市民とが手を握ってやることが最も肝要であるということを要請したためにこれが大きな推進力となったということであります。現在日本において提結されております姉妹都市は大阪がサンフランシスコ、長崎市がセントポール、三島市とパサディナ、横浜市がサンディエゴ、仙台市がリバサイド、岡山市がサンノゼ、倉敷市がサンクトペルテン、神戸市がシアトル、京都市がパリとボストン市、尼崎市が西ドイツのアウクスブルグ等が姉妹都市宣言を行って都市提携を行っております。

その他に胡差市がオーストラリアの都市と提携すべく今準備中であります。又滋賀県の長浜市がここ

も西ドイツのアウクスブルグと提携すべく準備を進めております。この都市提携によってどういう親善事業が進められて行くかと申しますと相互に産業視察団の派遣、交流芸能団、留学生の派遣、見本市の開催、貿易産業資料の交換、観光宣伝フィルムの贈呈、郵便友の会の市民の文通、そういうふうなことを相互に交流しているのであります。その他いろいろ多彩なプランを実施しておるのであります。ハワイと沖縄とはさき程も申し上げました通り沖縄の移民も相当行っております。ホノルル市の全人口15万としましてもその５万人が日本人によって占められております。特に日本人の人口の中には沖縄の移民がおるという状況であります。

この状況からハワイ・ホノルル市と那覇市が姉妹都市の宣言をいたしまして相互交流を深め国際親善に寄与したいと思います。

現在胡差市においてもそういう動きがありますし、早くそういうふうな意思表示をいたしまして相手に申し入れを行い、この親善事業がスムーズに運べるように各位の御賛同を得たいのであります。

またこの提案者はちょっといそいだ関係でまあ４名になっておりますけれども、できるだけ全員の共同提案にしてこの決議案の強力な推進をお願いしたいのであります。

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　これで本日の日程は全部終了いたしたのでございます。明日の日程につきましては、さきほど決定した通りでありますが、明日は休会いたしまして、明後日23日午前10時開会することにいたしたいと思います。

なお日程計画をお配りいたしたのでありますが、その中さきほどの会議において23日、水曜日の本会議は午前中は一般質問として、午後議案を上程して質疑、委員会付託というふうに皆様の御了承を得てありますので、このプリントにちょっと抜けたのがございますので、その点はお含み願います。

23日委員会付託というのをカッコして午前中一般質問というふうに入れていただくようお願いいたします。では本日はこれをもって散会することにいたします。

(午後２時24分　散会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

議長	高良　一	副議長	渡口　麗秀			
議員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行	森田　孟松
	儀武　息睦	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進
	金城　賢勇	玉城　正次	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次
	糸数　昌剛	大山　盛幸	玉那覇有義	上原　文吉	比嘉朝四郎	宮城　実
	崎山　喜達	具志　清裕	又吉　久正	黒潮　隆	浦崎　康華	備瀬　知良
	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永	真栄田義晃	久高　友敏
	普久原朝光					

一　欠席議員

議員　高良清二　辺野喜英興　仲宗根梶雄

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　長	兼次　佐一	助　役	仲原　英通	助　役	義永　栄善
収入役	屋富祖太郎	総務部長	崎浜　国宏	経済民生部長	阿波連本平
建設部長	大城竜太郎	消防隊長	松本　吉英		

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年12月15日　議　長　高良　一〔印〕

1960年12月９日　17番議員　金城　賢勇〔印〕
1960年12月22日　33番議員　崎山　喜達〔署名〕

12月23日午前10時34分　開議

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。本日の出席29人、欠席13人でありまして議会は成立致しております。ただいまから本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

議事日程第２号

〔第１～第10、第12～第15　略〕

第11　ハワイ・ホノルル市と那覇市の都市提携の決議について

(31番議員外４名提出決議案第17号)

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○副議長(渡口麗秀君)　では只今から議事に入ります。

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)

〔中　略〕

次日程第11、ハワイ・ホノルル市と那覇市の都市提携の決議について、31番議員外４名提出決議案第17号を議題といたしまして質疑に入ります。

(「即決」と呼ぶ者あり)

○宮城実君　本件につきましてはすでにプリントにしてあり、皆様方も御了承できていると思います。また案件のホノルル市と那覇市の長い歴史的なつながりもありますので、そういった面から即決で賛成していただきたいと思います。なお時間の関係で提案者も５名となっておりますが、できれば全員の提案にしたいと思いますので、よろしくお取り計らいくださるようお願いします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　お諮りいたします。ただいま31番議員（宮城実君）より本件については即決にしてもらいたい。なお提案者についても全員の提案にしていただきたいという動議が提出され、所定の賛成があって動議は成立いたしております。よってさように取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めさように決し、ただいまから質疑、討論を省略して採決に入ります。日程第11、ハワイ・ホノルル市と那覇市の都市提携の決議について、31番議員外全員提出決議案第17号につきましては、原案通り可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　全員御異議ないと認めます。よって原案通り可決決定致します。

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　これをもって本日の日程は全部終了いたしました。次は12月28日午前10時から本会議を再開することにいたしまして本日はこれで散会いたします。

(午後５時20分　散会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

副議長　渡口　麗秀

議　員　久場　景善　　平良真次郎　　比嘉　佑直　　赤嶺　一男　　渡口　政行　　森田　孟松
儀武　息睦　　金城　武一　　仲尾次盛夏　　仲松　庸全　　喜久山朝重　　石原　昌進
金城　賢勇　　玉城　正次　　大城　清徳　　宮里　敏慶　　瀬名波　栄　　玉井　栄次
糸数　昌剛　　大山　盛幸　　玉那覇有義　　上原　文吉　　比嘉朝四郎　　宮城　　実
仲宗根梶雄　　崎山　喜達　　具志　清裕　　又吉　久正　　黒潮　　隆　　浦崎　康華
備瀬　知良　　新垣　松助　　金城　幸信　　儀間　真祥　　屋慶名政永　　真栄田義晃
久高　友敏　　普久原朝光

一　欠席議員
議長　高良一　議員　高良清二　辺野喜英興

一　市当局より参与せる者の職氏名
市　　長　兼次　佐一　　助　　役　仲原　英通　　助　　役　義永　栄善
収 入 役　屋富祖太郎　　総務部長　崎浜　国宏　　経済民生部長　阿波連本平
建設部長　大城竜太郎　　消防隊長　松本　吉英

一　事務局出席者
局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年12月15日　議　　長　高良　　一〔印〕
1960年12月９日　17番議員　金城　賢勇〔印〕
1960年12月22日　33番議員　崎山　喜達〔署名〕

〔12月28日会議録略〕

12月29日午前11時５分　開議

○議長(高良一君)　開会いたします。本日の出席36人､欠席は６人でありますので議会は成立しております。ただいまから本日の会議を開きます。議事に入る前にちょっとお話しておきます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の議事日程は印刷の上お手元に配付しておきましたから、それにより報告に替えます。

議事日程第４号
〔全日程　略〕
本日の会議に付した事件
〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　では只今から議事に入ります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもって本会議に付議されました案件は全部終了いたしました。引き続き市長のあいさつがありますので、しばらくの間御静聴願います。

○市長(兼次佐一君)　ごあいさつ申し上げます。

第34回の那覇市定例議会を９日間に亘りまして慎重に御審議くださいましてここに無事に閉会をみようといたしましたことを非常に感謝しています。

年末で議員諸公に御多忙のところ真剣に御検討くださいましてまことにありがとうございました。

最後にことしもあすあさっての２日間を残すのみとなっておりますが、この機会に議会側と共同の主催によりまして忘年会をかねて懇談会を６時から玉屋で催すことになっておりますので全員御出席くださるようお願いを申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○議長(高良一君)　ではこれをもって第34回那覇市定例議会を閉会することに致します。どうもありがとうございました。(拍手)

(午後４時37分　閉会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員
議長　高良　　一　　副議長　渡口　麗秀
議員　久場　景善　　平良真次郎　　比嘉　佑直　　赤嶺　一男　　渡口　政行　　森田　孟松
儀武　息睦　　仲尾次盛夏　　仲松　庸全　　喜久山朝重　　石原　昌進　　金城　賢勇
玉城　正次　　大城　清徳　　宮里　敏慶　　瀬名波　栄　　玉井　栄次　　高良　清二
糸数　昌剛　　大山　盛幸　　玉那覇有義　　辺野喜英興　　上原　文吉　　比嘉朝四郎
宮城　　実　　仲宗根梶雄　　崎山　喜達　　具志　清裕　　又吉　久正　　黒潮　　隆
浦崎　康華　　備瀬　知良　　新垣　松助　　金城　幸信　　儀間　真祥　　屋慶名政永
真栄田義晃　　久高　友敏　　普久原朝光

一　欠席議員
議員　金城武一

一　市当局より参与せる者の職氏名
市　　長　兼次　佐一　　助　　役　仲原　英通　　助　　役　義永　栄善
収 入 役　屋富祖太郎　　総務部長　崎浜　国宏　　経済民生部長　阿波連本平
建設部長　大城竜太郎　　消防隊長　松本　吉英

一　事務局出席者
局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1960年12月15日　議　　長　高良　　一〔印〕
1960年12月９日　17番議員　金城　賢勇〔印〕
1960年　月　日　33番議員　崎山　喜達〔印〕

13　1960年(昭和35年) ３月　第36回定例会[姉妹都市]

３月１日午前11時２分　開会

○議長(高良一君)　開会いたします。本日をもって第36回那覇市議会を開会いたします。本日の出席39人、欠席３人でありまして議会は成立しております。ただいまから会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

本日の議事日程は各位の御手元に配付いたしておきましたから、それにより報告に替えます。

議事日程第１号
第１　今期議会の会議録署名人選挙
第２　今期議会の会期を定めることについて
〔第３～第24　略〕
本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　議事にはいります前に市長から挨拶がございますので、しばらくの間御静聴を願います。

○市長(兼次佐一君)　本日第36回の那覇市定例会を招集いたしましたが、今議会において御審議をお願いいたします議案は1960年度一般会計の才入才出追加更正予算と1959年度の一般会計水道事業特別会計、土地区画整理事業特別会計の才入才出決算のほか、７件の議案と11件の諮問案からなってございます。

どうぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(高良一君)　では、ただいまから議事に入ります。日程第１、今期議会の会議録署名人選挙についてを議題といたし議長からお諮りいたします。会議録署名人につきましては慣例により議長から指名いたしたいと思いますが、さように取り計らって御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御審議ないと認めさように決し、議長から指名いたします。18番議員玉城正次君、32番議員仲宗根梶雄君、以上お二人の方にお願いいたします。

○議長(高良一君)　次日程第２、今期議会の会期を定めることについてでありますが、大体これは開会前に正副委員長会を開きまして御了解を得ている案でございますが、まずその15日案といたしまして、１日が本会議議案上程、説明聴取、２日は議案研究のため休会、３日本会議を開いて議案上程、質疑、委員会付託、４日から６日の日曜、休日を除いて11日の金曜日までは付託事件の審査で委員会、12日は休会、この間事務局における委員長報告書作成のため休会し、13日は日曜日で休日、14日、15日に本会議を開催し、質疑、討論、表決となっており、結局本会議４日間、委員会７日間、休会２日間、休日２日で合計15日間案ということになっておりますが、さよう取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認めます。よって日程第２、今期議会の会期を定めることについては本日３月１日から15日までの15日間と決定致します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。明日からお手元に配付いたしてあります日程計画に従いまして会議を進めることにいたします。本日はこれをもって散会いたします。

(午前11時57分　散会)

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

議長　高良　一	副議長　渡口　麗秀				
議員　久場　景善	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行	森田　孟松	儀武　息睦
金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進	金城　賢勇
玉城　正次	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次	高良　清二
糸数　昌剛	大山　盛幸	玉那覇有義	辺野喜英興	上原　文吉	比嘉朝四郎
宮城　実	仲宗根梶雄	崎山　喜達	具志　清裕	又吉　久正	黒潮　隆
浦崎　康華	備瀬　知良	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永
真栄田義晃	久高　友敏	普久原朝光			

一　欠席議員

議員　平良真次郎

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　長　兼次　佐一	助　役　仲原　英通	助　役　義永　栄善			
収入役　屋富祖太郎	総務部長　崎浜　国宏	経済民生部長　阿波連本平			

建設部長　大城竜太郎　　選挙管理委員長　赤嶺　正一　　消防隊長　松本　吉英

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1961年５月２日　議　　長　高良　　一〔印〕
1961年４月11日　18番議員　玉城　正次〔印〕
1961年４月４日　32番議員　仲宗根梶雄〔署名〕

〔３月３日、14日会議録　略〕

３月15日午前10時29分　開議

○議長(高良一君)　開会いたします。本日の出席33人、欠席９人でありまして議会は成立しております。

ただいまから本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の議事日程は各位の御手元に配付いたしておきましたから、それにより報告に替えます。

議事日程第４号

〔第１～第９、第11～第31　略〕

第10　那覇市とハワイ州ホノルル市の都市提携成立に関する宣言決議(案)

(１番議員久場景善外41名提出決議案第３号)

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　では只今から議事に入ります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　午前に引き続き再開いたします。議事に入る前に報告事項がありますので報告申し上げます。去った34回議会において議決いたしましたホノルル市との姉妹都市提携につきまして３月９日付をもちましてホノルル市役所事務局ホールＨＣチャンク氏から副議長宛ホノルル市議会の決議文が送付されておりますので書記をして朗読いたさせます。

(「書記新垣襄二君」朗読)

決議文

貴市が1959年12月23日貴議会で議決された姉妹都市提携についての申出は両市間の市民に一層の理解と友情を深めるものとして本市は確信する。

又、本市は姉妹都市として貴市と交誼を結ぶことはうれしくかつ、光栄に思うものであります。

よって本市は貴市からの申出を受諾し、ここに姉妹都市としての交誼を決議し更に本市事務官が市長と那覇市議会にこの決議文(写)を送付するよう決議する。

1960年３月８日

提出者議会議員　クレソン・Ｙ・チカソイ
〃　マサト・ドイ
〃　ノーブル・Ｋ・コーハネ
〃　Ｈ・Ｇ・Ｐ・レンケ
〃　リッチード・Ｍ・カゲヤマ
〃　アーネスト・Ｎ・ヘーマン

○議長(高良一君)　以上の朗読いたさせました通りであります。御了承願います。

○議長(高良一君)　次に只今全員提案によりまして石川市ジェット機事件被災者への早期賠償実現を要請する決議案が提出されておりますので、本日の日程の最終に日程第32として追加いたしたいと思います。なお本決議案はただいま各位のお手許に配付いたしておきましたので、後刻議題として御審議願うことにいたしますから御了承願います。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第10、那覇市とハワイ州ホノルル市の都市提携成立に関する宣言決議案、１番議員久場景善外41名提出決議案第３号について提案者の説明を願います。

○宮城実君　ちょっとその前に原案に訂正するところがありますから御訂正願います。

決議案の本文の４行目「もって貴市と本市」となっているところを那覇市、ホノルル市というふうに御訂正願います。本件につきましては去った12月の定例議会におきまして那覇市とホノルル市の姉妹都市としての都市提携の決議が満場一致で採択されたのであります。この那覇市の申し入れによりまして先ほど事務局の方から報告のありました通り、ホノルル市の方から採択決議され那覇市の申し入れに全面的に歓迎の意を表する旨の回答があったのであります。ここに正式に提携、すなわち姉妹都市の縁組みが成立いたしまして正式に姉妹都市とのスタートをなさしめたく宣言決議をお願いしたいのであります。一応原文を読み上げますので御賛同をお願いします。

決議案第３号

那覇市とハワイ州ホノルル市の都市提携成立に関する宣言決議（案）

首題のことについて別紙案のとおり議会の議決を得たいので提案する。

1960年３月15日提出

１番議員　久場　景善	２番議員　平良真次郎	４番議員　比嘉　佑直
５番議員　赤嶺　一男	６番議員　渡口　政行	７番議員　森田　孟松
８番議員　儀武　息睦	９番議員　金城　武一	10番議員　仲尾次盛夏
11番議員　高良　　一	13番議員　仲松　庸全	14番議員　喜久山朝重
16番議員　石原　昌進	17番議員　金城　賢勇	18番議員　玉城　正次
19番議員　大城　清徳	20番議員　宮里　敏慶	21番議員　瀬名波　栄
22番議員　玉井　栄次	23番議員　高良　清二	24番議員　糸数　昌剛
25番議員　大山　盛幸	26番議員　玉那覇有義	27番議員　辺野喜英興
28番議員　上原　文吉	29番議員　比嘉朝四郎	30番議員　渡口　麗秀
31番議員　宮城　　実	32番議員　仲宗根梶雄	33番議員　崎山　喜達
34番議員　具志　清裕	35番議員　又吉　久正	36番議員　黒潮　　隆
37番議員　浦崎　康華	38番議員　備瀬　知良	39番議員　新垣　松助
40番議員　金城　幸信	41番議員　儀間　真祥	42番議員　屋慶名政永
43番議員　真栄田義晃	44番議員　久高　友敏	45番議員　普久原朝光

宛：ハワイ州ホノルル市

発：那覇市議会議長

題：那覇市とハワイ州ホノルル市の都市提携成立に関する宣言決議（案）

1960年３月８日米国ハワイ州ホノルル市議会は那覇市の都市提携申し入れを受諾決議した。

那覇市議会は、両市民の連繋によって両都市間の経済文化の交流を増進し、相互の信頼と理解を深め、以って貴市と本市の友好親善に資することを確信し、茲に両市の提携成立を宣言する。

右決議する。

1960年３月15日

那覇市議会

なお、当局にお願いいたしたいのは、このようにホノルル市の方から非常な好意をもって回答がありましたので、早急に提携委員会の結成をいたしまして委員会代表をハワイに派遣し、お礼を兼ね挨拶のため派遣せられるよう要望します。

○議長(高良一君)　只今の決議案に対しては全員の提案になっておりますので質疑討論を省略して採決に入りたいと思いますが、左様に取り計らってご異議ありませんか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　ご異議ないようであります。では日程第10、那覇市とハワイ州ホノルル市の都市提携成立に関する宣言決議、１番議員久場景善外41名提出決議案第３号につきまして、これは原案通り承認することに決定いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして今期議会に付議せられた案件は全部終了いたしました。ただいまから市長のごあいさつがありますので、しばらくの間御静聴願います。

○市長(兼次佐一君)　ごあいさつを申し上げます。長い期間にわたりまして盛りだくさんの案件について慎重御審議をいただきましてまことにありがとうございました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　では、これをもって第36回那覇市議会を閉じることにいたします。長時間にわたり御審議下さいましてありがとうございました。

（午後６時20分　閉会）

一　本日の会議を行った場所　市会議室

一　出席議員

議長	高良　　一	副議長	渡口　麗秀			
議員	久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行	儀武　息睦
	金城　武一	仲尾次盛夏	仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進	森田　孟松
	金城　賢勇	玉城　正次	大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次
	高良　清二	糸数　昌剛	大山　盛幸	玉那覇有義	上原　文吉	比嘉朝四郎
	宮城　　実	仲宗根梶雄	崎山　喜達	具志　清裕	又吉　久正	黒潮　　隆
	浦崎　康華	備瀬　知良	新垣　松助	金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永
	真栄田義晃	久高　友敏	普久原朝光			

一　欠席議員

議員　辺野喜英興

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　　長	兼次　佐一	助　　役	仲原　英通	助　　役	義永　栄善
収入役	屋富祖太郎	総務部長	崎浜　国宏	経済民生部長	阿波連本平
建設部長	大城竜太郎	選挙管理委員長	赤嶺　正一	消防隊長	松本　吉英

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1961年５月２日　議　　長　高良　　一〔印〕

1961年４月11日　18番議員　玉城　正次〔印〕

1961年４月４日　32番議員　仲宗根梶雄〔署名〕

14　1960年(昭和35年) 6月　第38回定例会[区画整理、水道、環境・衛生、都市計画、軍用地、公営住宅]

6月7日午前10時29分　開会

○議長(高良一君)　開会いたします。本日をもって第38回那覇市議会を開会いたします。

本日の出席35人、欠席7人でありまして議会は成立しております。ただいまから本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます前に九州市議長会、全国市議長会に出席いたしましたので、その報告を申し上げたいと思います。

〔中　略〕

本日の議事日程は印刷の上お手許に配付いたしておきましたから、それにより報告にかえます。

(「20番議員出席」と呼ぶ)

議事日程第1号

第1　今期議会の会議録署名人選挙
第2　今期議会の会期を定めることについて
〔第3～第31、第33～第36、第41　略〕
第32　町界・丁目界及び町名の変更について(市長提出議案第44号)
第37　首里西森浄水場の位置決定について(市長提出諮問第14号)
第38　汚水処理場並びに塵芥焼却炉位置決定について(市長提出諮問第15号)
第39　火葬場位置決定について(市長提出諮問第16号)
第40　都市計画街路第12系第1類第1号の変更について(市長提出諮問第17号)

本日の会議に付した事件
〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　議事に入ります前に市長の挨拶がございますので暫くの間ご静聴を願います。

○市長(兼次佐一君)　このたび第38回那覇市定例会を招集いたしましたところ議員多数の御出席を得て開会を見たことについて感謝いたしております。

今回御審議をお願いいたします議案は1961年度の一般会計並びに水道特別会計、区画整理事業特別会計等の才入、才出予算を初め、それに伴う諸議案及びその他の議案を合わせまして36件となって上っているわけでございます。なにとぞ慎重なる御審議をくださるようお願い申し上げます。

○議長(高良一君)　ではただいまから議事に入ります。日程第1、今期議会の会議録署名人選挙についてを議題といたし議長からお諮りいたします。会議録署名人につきましては選挙の煩を省き、慣例に従って議長から指名いたしたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認め議長の方から指名することにいたします。21番議員瀬名波栄君、28番議員上原文吉君、以上お二人の方にお願いいたします。

(「議長、ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり)

○瀬名波栄君　慣例に従って議長から指名するのはけっこうでございますが、まだ全員に廻っておりませんので、それに2回も廻ってくるということはどうかと思います。

○議長(高良一君)　ちょっと休憩いたします。

(午前10時57分　休憩)

(午前10時59分　再開)

○議長(高良一君)　再開いたします。ただいまの会議録署名人選挙につきましては21番議員を繰り上げ22番議員の玉井栄次君にお願いいたします。

○議長(高良一君)　次日程第2、今期議会の会期を定めることについてを議題とし休憩中の正副議長並びに正副委員長の協議の結果について議長からお諮りいたします。

協議の結果は本日6月7日から30日までの24日間ということに意見の一致をみております。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第32、町界・丁目界及び町名の変更について、市長提出議案第44号を議題とし、提案理由の説明を願います。

議案第44号

町界・丁目界及び町名の変更について

右の議案を提出する。

1960年6月7日

提出者　那覇市長　兼次佐一

町界・丁目界及び町名の変更について

別紙図面及び別表の通り町界・丁目界及び町名を変更したいので議会の議決を求める。

(説明)

本市における町名地番は極めて混乱し、行政上は勿論、通信配達等、日常生活にも大きな損失と不便を与えている。

特に都市計画により区画整理された旧市街地は戦前の市街地と全く様相を異にし、又換地や埋立の結果町名地番の飛地や無地番が出来たりして町界・町名地番の整理は急を要する問題となっている。このように混乱している町界及び町名を整理するため行政区画整理調査研究委員会を設置し、調査研究の結果、別紙のような結論に達した。

よって別紙図面及び別紙の通り町界・丁目界及び町名を変更したいので、市町村自治法第6条の3第1項の規定により、本案を提出する。

町名案(別表)

新町名	旧町に該当する区域
泉町(いずみちょう)	上泉町・下泉町の全部、美栄橋町・東町・字二中前・字楚辺の各一部
元町(もとまち)	西本町の全部・西新町・東町・通堂町・上ノ蔵町・天妃町・辻町の各一部
久米町(くめちょう)	久米町・天妃町・上ノ蔵町・若狭町・松下町・松山町・西新町・辻町の各一部
若松町(わかまつちょう)	若狭町・松山町・松下町・久茂地町の各一部
久茂地町(くもじちょう)	久茂地町・美栄橋町・松山町・松下町・久米町・牧志町・字松尾・東町・前島町の各一部
泊町(とまりちょう)	崇元寺町の全部・前島町・高橋町・字安里の各一部
泊新町(とまりしんまち)	重民町の全部・高橋町・前島町・字上ノ屋の各一部

〔図面略〕

○総務部長(崎浜国宏君)　議案第44号について説明いたします。那覇市の行政区域、すなわち町界、丁目界及び町名地番は非常に混乱錯綜し、これがため行政上はいうまでもなく郵便通信や市民生活の上からもいろいろ不便をきたしております。その理由には戦後の那覇が戦前の畑であった地帯を中心に何らの計画もなく無造作に発展したこと。戦後10年以上も住所の表示に法的に何らの根拠のない区、班、号が使われ最近使用することになった地番が混同して使用されてきたこと。旧那覇市街は区画整理事業の施行中であるため、無地番や飛番地がでるなどこれまでの住所の表示では実質的には現状にあわなくなっていること。首里、小禄、真和志の合併で町名や字名の重複や境界の不明ができていること。最近の那覇市の発展はすさまじく郊外の原野畑一帯にどしどし道路や住宅が建てられていることなど、いろいろ挙げられ、これが整理は極めて急を要する問題となっております。この問題の調査研究のため那覇市会で58年６月市会で早急に〝行政区画整理調査研究委員会〟を設けるよう要請決議がなされ、これにより市当局では早速市長の諮問機関として市議、学識経験者を含めた委員会を設置、調査研究を続けてきたわけであります。この調査研究の過程におきましては、59年10月には日本本土の町名地番整理研究会理事長小栗忠七氏を招聘し、専門的見地から助言指導をうけ11項目よりなる那覇市行政区画整理基本要綱を決めると共に、また町名町界地番の整理を合理的に行うためには、地方自治の精神や土地の経済的高度利用の面からも現在二元的になっている土地行政法規を大巾に市町村長に移管すべきであるとの見地から、小栗氏が自ら琉球土地行政法案を起草し行政主席及び立法院に立法要請を行うなど積極的にその解決に努力してきたのであります。当委員会ではまず区画整理の施行された旧市内の町名地番の整理をすすめ、公聴会を開くなどして数回にわたり慎重に検討の上７つの新しい町界、丁目界及び町名を決定し、市長に答申し、ここに市会への提案となったわけであります。

〔中　略〕

○建設部長(大城竜太郎君)　諮問第14号首里西森浄水場の位置決定について、諮問第15号汚水処理場並びに塵芥焼却炉位置決定について、諮問第16号火葬場位置決定について、一括説明致します。

都市計画法により、公園、上下水道、市場、汚水処理場、塵芥焼却場、火葬場等は都市計画法に於ける施設として取り扱われ、その位置の決定については総合的見地から検討され、殊に建築基準法49条にもうたわれている通り、慎重な取扱いをすべく規定しているのであります。

浄水場については、西森高台を適当な位置とし、火葬場、汚水処理場については、泊北岸埋立地を適地として選定し、潮流、風向、海浜という好条件を考慮して位置を指定致したいので諮問いたします。

宜しく御審議の程、御願い申し上げます。

○議長(高良一君)　次日程第40、都市計画街路第12系第１類第１号の変更についてを議題とし、提案理由の説明を願います。

○建設部長(大城竜太郎君)　諮問第17号都市計画街路第12系第１類第１号の変更について説明致します。

ガーブ川は豪雨、暴風雨の度毎に氾濫し、市民に莫大な損害を与えているが付近地域の浸水をなくすためには徹底的な改修計画をせねばならないのであります。今排水路は都市計画幹線道路が決定されており、現段階に於いては都計道路の変更を必要とし、排水路上の物件の解決も行わねばならないので、今回都市計画の変更手続を取りたいのであります。よろしく御審議の程御願い申し上げます。

○議長(高良一君)　以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしましので本日はこれで散会し、明８日、９日は休会しまして、10日午前10時から再開することにいたします。ありがとうございました。

(午後２時49分　散会)

一　出席議員(42名)

１番	久場　景善	２番	平良真次郎	４番	比嘉　佑直	５番	赤嶺　一男
６番	渡口　政行	７番	森田　孟松	８番	儀武　息睦	９番	金城　武一
10番	仲尾次盛夏	11番	高良　　一	13番	仲松　庸全	14番	喜久山朝重
16番	石原　昌進	17番	金城　賢勇	18番	玉城　正次	19番	大城　清徳
20番	宮里　敏慶	21番	瀬名波　栄	22番	玉井　栄次	23番	高良　清二
24番	糸数　昌剛	25番	大山　盛幸	26番	玉那覇有義	27番	辺野喜英興
28番	上原　文吉	29番	比嘉朝四郎	30番	渡口　麗秀	31番	宮城　　実
32番	仲宗根梶雄	33番	崎山　喜達	34番	具志　清裕	35番	又吉　久正
36番	黒潮　　隆	37番	浦崎　康華	38番	備瀬　知良	39番	新垣　松助
40番	金城　幸信	41番	儀間　真祥	42番	屋慶名政永	43番	真栄田義晃
44番	久高　友敏	45番	普久原朝光				

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　　長	兼次　佐一	助　　役	仲原　英通	助　　役	義永　栄善
収 入 役	屋富祖太郎	総務部長	崎浜　国宏	経済民生部長	阿波連本平
建設部長	大城竜太郎	消防隊長	松本　吉英	選挙管理委員長	赤嶺　正一

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1962年　月　日　議　　長　高良　　一〔　〕
1962年５月９日　22番議員　玉井　栄次〔印〕
1962年５月９日　28番議員　上原　文吉〔印〕

〔６月10日、11日、13日会議録　略〕

６月14日午前10時58分　開議

○副議長(渡口麗秀君)　開会致します。本日の出席36人、欠席６人でありまして議会は成立致しております。ただいまから本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　本日の議事日程は御手元に配付致しておきましたから、それにより報告に替えます。

議事日程第５号

〔第１～第31、第33～第44　略〕

第32　町界・丁目界及び町名の変更について(市長提出議案第44号)

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○副議長(渡口麗秀君)　ではただいまから議事に入ります。

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　次日程第32、町界・丁目界及び町名の変更について、市長提出議案第44号につきましては質疑続行のまま総務委員会に付託して御異議ありませんか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認め、日程第32、町界・丁目界及び町名の変更については質疑続行のまま総務委員会に付託することに決定いたします。

〔中　略〕

本日の日程はこれで全部終了しましたので、これで散会することにいたします。遅くまで御審議くださいましてありがとうございました。

(午後８時10分　散会)

一　出席議員（40名）

1番　久場　景善	2番　平良真次郎	4番　比嘉　佑直	5番　赤嶺　一男
6番　渡口　政行	7番　森田　孟松	8番　儀武　息睦	9番　金城　武一
10番　仲尾次盛夏	13番　仲松　庸全	16番　石原　昌進	17番　金城　賢勇
18番　玉城　正次	19番　大城　清徳	20番　宮里　敏慶	21番　瀬名波　栄
22番　玉井　栄次	23番　高良　清二	24番　糸数　昌剛	25番　大山　盛幸
26番　玉那覇有義	27番　辺野喜英興	28番　上原　文吉	29番　比嘉朝四郎
30番　渡口　麗秀	31番　宮城　　実	32番　仲宗根梶雄	33番　崎山　喜達
34番　具志　清裕	35番　又吉　久正	36番　黒潮　　隆	37番　浦崎　康華
38番　備瀬　知良	39番　新垣　松助	40番　金城　幸信	41番　儀間　真祥
42番　屋慶名政永	43番　真栄田義晃	44番　久高　友敏	45番　普久原朝光

一　欠席議員（２名）

11番　高良一　14番　喜久山朝重

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　　長	兼次　佐一	助　　役	仲原　英通
収 入 役	屋富祖太郎	総務部長	崎浜　国宏
建設部長	大城竜太郎	消防隊長	松本　吉英
助　　役	義永　栄善		
経済民生部長	阿波連本平		
選挙管理委員長	赤嶺　正一		

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1962年５月９日　議　　長　高良　　一〔印〕
1962年５月９日　22番議員　玉井　栄次〔印〕
1962年５月９日　28番議員　上原　文吉〔印〕

〔６月27日、28日会議録　略〕

６月29日午前10時45分　開議

○議長(高良一君)　開会いたします。本日の出席38人、欠席４人でありまして議会は成立しております。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配付しておりましたのでそれにより報告に替えます。

議事日程第８号

〔第１～第５、第７～第31　略〕

第６　町界・丁目界及び町名の変更について（市長提出議案第44号）

本日の会議に付した事件

〔第１～第５、第７～第18　略〕

第６　町界・丁目界及び町名の変更について（市長提出議案第44号）

○議長(高良一君)　ではただいまから議事に入ります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第６、町界・丁目界及び町名の変更について、市長提出議案第44号を議題として総務委員会の審査報告をお願いいたします。

○総務委員長(大山盛幸君)　只今議題となりました日程第６、議案第44号町界・丁目界及び町名の変更について、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案につきましては７日の本会議において執行当局から詳しく説明がありましたが、特に市長の諮問機関として設けられた行政区画整理調査研究委員会において10数回にわたって慎重な調査と研究が加えられて後答申された案件であり、更に日本本土の町名地番整理研究会理事長小栗忠七氏を招聘して専門的見地から指導助言を受けると共に、公聴会を開くなどして慎重に検討の上提案されております。本案の審議に当り若干の質疑は交わされたのでありますが、委員各位から次のような要望意見が述べられた次第であります。

即ち元来那覇市は那覇港を中心として発展し、市民も亦那覇港を愛し親しんでいる。このように那覇市の発展の基礎となった那覇港を更に市民に親しませる意味において、その周辺に街を画し町名を「港町」として設定してもらいたい。幸い那覇空港とも隣接する垣花、ペリー一帯を区画整理調査研究委員会においては「港町」とする計画もあるとのことであり、ぜひこれを実現してもらうよう要望する。尚町名についてはその呼称が「町(ちょう)」と「まち」と２通りあり、これは那覇市が国際都市として外来者の出入りも激しく、その呼称が個々に分れると「町(ちょう)」と「まち」が区域的に大小に区別されているような感じを与えるので一定した方がよい。更に楚辺の１、２区、美田区、壺川の一部は1946年末から47年初め頃にすでに区画整理も完了しているので、早急に検討を加えて第２次の計画として町界丁目界等の整理を実施するよう要望する。

以上の要望意見があり結論といたしましては、委員会は那覇市の現状からして早急に町界丁目界及び地番等の整理をなすべきであり、本案は時宜を得た適切な措置として全員一致これを承認することに決定いたした次第であります。よろしく各位の御賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　ただいまの委員長報告について質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　質疑ないようですから省略して討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　討論もないようですから省略して採決に入ります。日程第６、町界・丁目界及び町名の変更について、市長提出議案第44号につきましては、ただいまの総務委員会の審査報告通り原案を承認して御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないと認めまして日程第６、町界・丁目界及び町名の変更について、市長提出議案第44号につきましては原案通り承認することに決定いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　この問題につきましては更に研究することとし、本日はこれで散会いたしまして明日午前10時から再開することにいたします。

（午後５時２分　散会）

一　出席議員（40名）

1番　久場　景善	2番　平良真次郎	4番　比嘉　佑直	5番　赤嶺　一男
6番　渡口　政行	7番　森田　孟松	8番　儀武　息睦	9番　金城　武一
11番　高良　　一	13番　仲松　庸全	14番　喜久山朝重	16番　石原　昌進
17番　金城　賢勇	18番　玉城　正次	19番　大城　清徳	20番　宮里　敏慶
21番　瀬名波　栄	22番　玉井　栄次	23番　高良　清二	24番　糸数　昌剛
25番　大山　盛幸	26番　玉那覇有義	27番　辺野喜英興	28番　上原　文吉
30番　渡口　麗秀	31番　宮城　　実	32番　仲宗根梶雄	33番　崎山　喜達
34番　具志　清裕	35番　又吉　久正	36番　黒潮　　隆	37番　浦崎　康華
38番　備瀬　知良	39番　新垣　松助	40番　金城　幸信	41番　儀間　真祥
42番　屋慶名政永	43番　真栄田義晃	44番　久高　友敏	45番　普久原朝光

一　欠席議員（２名）
　10番　仲尾次盛夏　29番　比嘉朝四郎
一　市当局より参与せる者の職氏名
　市　　長　兼次　佐一　　助　　役　仲原　英通　　助　　役　義永　栄善
　収 入 役　屋富祖太郎　　総務部長　崎浜　国宏　　経済民生部長　阿波連本平
　建設部長　大城竜太郎　　消防隊長　松本　吉英　　選挙管理委員長　赤嶺　正一
一　事務局出席者
　局長　友寄隆次郎
一　会議録署名人

1962年５月９日　議　　長　高良　　一〔印〕
1962年５月９日　22番議員　玉井　栄次〔印〕
1962年５月９日　28番議員　上原　文吉〔印〕

６月30日午前10時40分　開議

○議長(高良一君)　本日の出席35人、欠席７人でありまして議会は成立いたしております。会議を開きます前にちょっと、本日午前10時40分に石川ジェット機の犠牲者の慰霊祭がございますので、時間を合わせ黙禱を捧げたいと思います。よろしくお願いいたします。ご起立願います。

（全員起立して黙禱）

○議長(高良一君)　どうもありがとうございました。

（26番議員出席）

○議長(高良一君)　諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　只今朗読報告いたさせましたとおりであります。本議案はそれぞれ各位のお手許に配付いたしておきましたから後刻議題といたし御審議願うことにいたしますからご了承願います。本日の議事日程はお手許に配付しておきましたからそれにより報告にかえます。

議事日程第９号

〔第１、第２、第７～第53　略〕

第３　首里西森浄水場の位置決定について（市長提出諮問第14号）
第４　汚水処理場並びに塵芥焼却炉位置決定について（市長提出諮問第15号）
第５　火葬場位置決定について（市長提出諮問第16号）
第６　都市計画街路第12系第１類第１号の変更について（市長提出諮問第17号）

本日の会議に付した事件

〔第１、第２、第７～第37　略〕

第３　首里西森浄水場の位置決定について（市長提出諮問第14号）
第４　汚水処理場並びに塵芥焼却炉位置決定について（市長提出諮問第15号）
第５　火葬場位置決定について（市長提出諮問第16号）
第６　都市計画街路第12系第１類第１号の変更について（市長提出諮問第17号）

○議長(高良一君)　では只今から議事に入ります。

〔中　略〕

次日程第３首里西森浄水場の位置決定について（市長提出諮問第14号）、次日程第４汚水処理場並びに塵芥焼却炉位置決定について（市長提出諮問第15号）、次日程第５火葬場位置決定について（市長提出諮問第16号）、次日程第６都市計画街路第12系第１類第１号の変更について（市長提出諮問第17号）を一括上程いたし建設委員会における審査報告をお願いいたします。

○建設委員長(新垣松助君)

〔中　略〕

日程第３の諮問第14号、日程第４の諮問第15号、日程第５の諮問第16号、日程第６の諮問第17号については何れも都市計画事業として関連する諮問でありますので一括して当委員会における審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

〔中　略〕

次に諮問第14号首里西森浄水場の位置決定についてであります。本諮問は議案第34号市債を起こすことについてと関連した提案であります。即ち水道拡張工事の一環として西森浄水場が新設されることになりましたので、この施設に対する位置決定で都計法第３条の規定に基づいて本案が提案されているのでありますが、委員会といたしましては議案第34号を承認いたしましたので、これが位置決定については当然なる措置であることを認め全会一致これを承認することに決定いたした次第であります。

次に諮問第15号汚水処理場並びに塵芥焼却炉位置決定についてであります。本案に対する質疑の主なるものを申し上げますと、西森浄水場位置決定については施設を施工する段階になって提案されているが、汚物処理場並びに塵芥焼却炉を施設する場合莫大な費用を必要とし、施工に当たっては相当な日数を要するものと思料されるが、事前に決定しなければならない理由を質しましたところ、提案されている両施設は特殊建築物である関係上、位置決定については都市計画法の上から決定するものであり、手おくれにならないよう早目に決定することが得策であり、建築行政もスムーズに運営できるので提案したいとのことであり、全委員これを了承し原案を承認することに決定した次第であります。

次に諮問第16号火葬場位置決定についてでありますが、この位置決定の面積は坪数にして537坪しかならないが火葬場敷地の面積としては狭くないかどうかと質したのに対し、この敷地は塵芥焼却炉と隣接して設置されるので駐車場等の広場は両敷地を利用して支障を来さない様にしたいとのことでありますので、全委員これを了承し原案通り承認することに決定した次第であります。

次に諮問第17号都市計画街路第12系第１類第１号の変更についてであります。本件につきましては説明書にもありますように、暴風雨の度毎に市民に甚大な損害を与えているガーブ川治水対策の一環として、これが改修に当たっては現在の水上店舗の撤去と用地確保の問題が改修計画上大きな障害となっているので、既に決定された久茂地川から神原小学校前の排水路を経て旧鉄道線道路に通ずる街路の巾員11間から排水路の部分平均５メートルを計画道路から除外し、排水路の両側に４間宛の道路を計画し河川排水路用地の上部には商店建築物を整備し建築に当たっては建築物協定による配置規制を行い、那覇市の指示により協力築造にするということが計画変更の理由であります。本案の審査に入る前に一応現地調査を行い質疑を行ったのでありますが、その主なるものを申し上げますと、むつみ橋から美栄橋までの両側の道路については現在の道路を利用して施工可能と思料されるが、美栄橋から上流の両側道路は商店が密集しているが計画通りの道路開設は可能であるかどうか、更に水上店舗世帯数が446世帯、建物の坪数が657坪となっているが、変更計画を立案するまでに関係者と基本的な問題について話し合いをもったことがあるか、この２点について質しましたところ排水路両側の道路施工にあたっては、これを都計法で実施すると補償問題が出てくるので、都市改造と区画整理をかみ合わせて補償問題が起こらない様に配慮したい。次に関係者との話し合いについては基本的な調整は既にすんでおり、この案については関係者も協力を約し賛成しているとの確信ある答弁がなされたので、全委員これを了承し結論として本案はガーブ川の治水対策の一環としての計画変更であり、早目に本計画を実施に移して浸水氾濫を防ぐ様要望し本案を全会一致承認することに決定いたした次第であります。

以上６件の諮問に対する審査の経過並びに結果について簡単にご報告申し上げ、よろしく各位のご賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　ただいまの委員長報告に対し一括して質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　では質疑を省略して討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　では討論もないようですから省略して採決に入ります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第３、首里西森浄水場の位置決定について、市長提出諮問第14号につきましては委員長報告通り、これを答申して御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認めまして、日程第３、首里西森浄水場の位置決定について、市長提出諮問第14号につきましては委員長報告通り答申することに決定いたします。

○議長(高良一君)　次日程第４、汚水処理場並びに塵芥焼却炉位置決定について、市長提出諮問第15号につきまして委員長報告通りこれを答申して御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認めまして、日程第４、汚水処理場並びに塵芥焼却炉位置決定について、市長提出諮問第15号につきましては委員長報告通りこれを答申することに決定いたします。

○議長(高良一君)　次日程第５、火葬場位置決定について、市長提出諮問第16号につきましては委員長報告通り、これを答申して御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認めまして、日程第５、火葬場位置決定について、市長提出諮問第16号につきましては委員長報告通りこれを答申することに決定いたします。

○議長(高良一君)　次日程第６、都市計画街路第12系第１類第１号の変更について、市長提出諮問第17号につきまして委員長報告通りこれを答申して御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認めまして、日程第６、都市計画街路第12系第１類第１号の変更について、市長提出諮問第17号につきましては委員長報告通り答申することに決定いたします。

○新垣松助君　緊急質問……当局にお尋ねいたします。最近水の問題で新聞紙上に午後３時から12時までは断水、午前１時から午後３時までは水が出るということになっておりますが、実はきのうから全然水が出ないので各地域にまたがって市民は非常に迷惑しております。これは私考えまするのに、水道公社と市との購入締結についてその契約がまだ成立していないために、何んぼ通そうが少し通そうが多く通そうが軍の方から送水がはっきりしないというところからこんなことになっていると思いますが、これに対して市はいかなる方法で早く市民に水を満足に提供するつもりか、これをお伺いいたします。

○建設部長(大城竜太郎君)　主管課長が参りますから、しばらくお待ち下さい。

○水道第一課長(国吉長成君)　分水協定がまだ結ばれないために今までの水道公社よりの給水が十分円滑にいかんのじゃないかというような御質問だと思いますが、その件についてはそういうことはございません。きのう第二水道課長の高良さんからお話がありましたように、その水が潤滑に配給されない実情は真実でありまして、別に協定が結ばれないから水道公社から得られないということはありません。その件につきましてですが、分水協定は原水に対する協定でありまして、その原水に対する原水料金の件については、８セントで双方とも納得のゆく線で取り決められておりまして、受けたものに対して８セントという原価によって11月から支払いをいたしております。そうして原水が少なかったということについてはきのうの説明にありましたように、向こうの比謝川のダムが決壊いたしまして、その修理が１日遅れたということでここの要求する水がもらえなかったということであります。それにその翌日の晩10時ごろに泊の補修ができまして原水はこちらの要求する通り現在もらっているわけであります。その件は分水協定の問題と何ら関係しないことでございまして、その点についてははっきり申し上げておきます。

○新垣松助君　もちろんこの協定で1,000ガロンに対して８セントということは皆承知しております。１日80万ガロンの送水をするという契約があったがその80万ガロンは現在那覇市に送られておるか、きのう直したが、きょうはもうすでにストップしているが、その80万ガロンが那覇市に給水されておるかどうか、今後の給水に対しては確実に市民に時間給水は何時から何時まで、また高い土地に対しては何時から何時まで給水するとはっきり知らしむることができるかどうか、これをお伺いいたします。

○水道第一課長(国吉長成君)　お答えいたします。原水の80万ガロン、これは最低責任水量でありますが、これが受け入れられて市民に給水されているかどうかという点でございますが、現在浄水能力が１万1,000トン、これはガロンと混同いたしますが、80万ガロンというのは大体4,000トンになります。今自己水源は大体8,000トンくらいありますので、浄水能力が１万1,000トンで3,000トンくらいの不足を来しております。それについてはこちらの原水の不足の分を比謝川の現地から送ってもらうことでありまして、不足の分だけは現在送ってもらって泊の浄水場で１万1,000トンの浄水をしております。ところが現在の需要量それが１万5,000トンから１万6,000トンであります。従って差し引き4,000ないし5,000トンは浄水を受け入れなければならない。問題は原水の減であるし浄水の減になっております。その不足の4,000ないし5,000トンの浄水が十分受け入れられないという点において配水が潤滑にいかないという結論になっているわけであります。

それからもう１つは第２番目のこの時間給水の件について確実にやってゆけるかという見通しの件でございますが、きのう助役、第一課長、第二課長が一緒に民政府に行きましてその件について確実にどのくらいまで約束することができるかということを打ち合せいたしました。そしたら１日2,000トンはまず最小限として約束してもよろしい、90パーセント約束してもよろしいということです。その2,000トンの浄水を受け入れすることができる。また原水はこちらの要求するだけもらえるから１万1,000トンは泊の浄水場で浄水できるし、それで１万3,000トンは確保できると、そこできのう配水計画を設けまして思い切って地区別隔日給水をしてゆくという線で現在軌道に乗せつつあります。従ってこの件につきましては第二課で軌道に乗せるべく現在もハンドル操作に一生懸命やっております。私の考えといたしましては、こういう方法をもって配水するならその点については自信をもって隔日給水に十分とはゆきませんけれども、その目的は果たすことができるとこう確信しております。

○新垣松助君　現在両新聞に市長も議会も議論をするよりか市民に水を与えよと叩かれておる。それで直接担当をしている水道課が市民を困らせないように満足に水を与えるよう要望いたしまして、私の質問を打ち切ります。

○宮里敏慶君　去った議会で市当局は水道公社から需要量の水は十分購入できるので次の夏からは絶対に断水しないということを自信をもって御答弁なすっておりましたが、われわれもこれを信じてその後議会でも御質問いたしませんでしたが、その当時の水道公社との約束と現在とは違っておるのか、あの当時の約束はどういう約束であったのか、お伺いいたします。

○水道第一課長(国吉長成君)　お答えいたします。水道公社とのこれまでの話し合いにおいて私たちは水道公社を信頼し、そして向こうとしての配水計画も、あるいは浄水計画もその水道公社のマネージャーらと相談をしてつくってきたわけで、そうして4,000トンの水は十分やり得るという話し合いについて計画を立てて、次の議会においては6,000トンに増すこともできるというような話し合いでもってきたわけです。そうしてそのようにして７月においては80万ガロン、これは約3,000トンあまりになります。それから５月の分が90万ガロン、６月の27日までの平均が約100万ガロンで4,000トン、やはりこちらの要求するだけのものは一応取水しているわけでありますが、28日に急に水道公社の方から、これだけのものはこれからは送れないような状態になるというようなことでありましたので、それで私たちとしてはこれは大変だ、どういうわけでこうなるのかということで、実はきのう水道公社の総裁に会い、また

開発部の施設課長であるローラーさんと会って、どこまで責任をもってやってくれるかということを話し合った結果、こういうことになっておりまして、少なくとも最少50万ガロン、それからきのうもおとついも87万ガロンもらっているわけでございます。今日のはただ報告は聞いておりませんのではっきり申し上げられませんが、今日のは幾分少なくなっていると思います。

最低80万ガロンは保証するといっておりますが、段々下がっていった場合にはわれわれとしては配水計画ができかねるということを強く申し入れて積極的に協力してもらって、少なくとも100万ガロンに近い量を給水していただくよう強く要請したわけであります。そういうことでありますので実情報告をいたしまして答弁にかえたいと思います。

○仲松庸全君　関連質問をいたします。当局は軍との折衝によって１万3,000トンは確保できる。それによって隔日給水は辛うじて可能であるというように私、承っておりますが、この渇水状態、旱魃状態があと１ヵ月または２ヵ月続くことも予想されます。もしそうなると、やっぱりそういう状態においても隔日給水は可能であるのか、もし可能でないならどんな対策が準備されているか、これについてお伺いいたします。

○水道第一課長(国吉長成君)　お答えいたします。確保しているのは、原水を潤沢にもらって１万1,000トンの自己浄水能力と3,000トンの水道公社よりの浄水、計１万3,000トンは確保できるということは間違いありません。今までの配水量は平均１万5,000トンでピークになったときに、２、３日前が１万6,000トンです。それでまあ3,000トンの不足を来しておるということでありまして、それを２地区に分けて隔日に給水すると１日おきの給水ということは、申し上げれば市民への給水を半減することであるが、これを隔日地区別給水を実施すれば１万3,000トンで十分まかなえるという自信をもっております。

○仲松庸全君　今、現在市民が水道問題で困っていることについて一応隔日給水という緊急対策が打ち出されているが、根本的に渇水対策を実施してゆくという面で必要なことについて根本対策といいますか、それについてお伺いしたいと思います。

それは今までに当局が説明された以上の問題を越えないのか、どこかで壁にぶつかっているのかどうか、あるとすればどういうふうにすべきであるか、という点について御答弁願いたいと思います。

○水道第一課長(国吉長成君)　申し上げます。先ほど申し上げましたように、隔日給水で１万3,000トンの水量を確保しておりますので十分給水はやってゆけると、別に壁に打ち当たってるということはございません。隔日給水でなしに１万3,000トンあれば時間別給水にもっていけるんではないかとこう思いましたけれども、その後2,000トンの水を90パーセント保証できるという水道公社総裁の言葉をまあ最低にうけまして、2,000トンの数字でもってくれば時間別にしても切り換えてゆかなければならない時間が来ればまずいので、一応最低の給水の線で地区別時間給水をしようということで思い切って時間別地区別給水の計画を実施することにしたわけでございます。もちろん市民の方たちが心配されるのは去年、おととしのあの渇水期における対策がうまくゆかなくて、地区別時間給水さえも思うようにできなくて車で配水したというような実例がありまして、この点において今年もまた心配されるとこう思いますけれども、あのときは原水の確保ができなかったので、こっちがいくら浄水能力の１万1,000トンがあっても原水が6,000トンまで下がったわけでございまして、従って浄水の方でも思うように取水ができずに全部で8,000トンから9,000トン程度しか手持がなかったということを申し上げまして、現在は１万3,000トンのものを確保しているし、そして6,000トンの使用量に対し3,000トン程度は増えておりますので、それを隔日給水２地区に分けて給水するということは十分やってゆけるとこう考えております。

○高良清二君　雨期が来てまだ日が浅いのでありますが、那覇市の水道事業は最近に及んで相当危険な道をたどっております。毎年のごとく渇水期を迎え絶えず心配顔で市民の憂いたるものや多々あります。ところがそのままにしておきますということは、市当局で現在今日、明日にでもすぐこの解決がつけられるというような問題ではなくて、去年度の渇水期におきましては相当心配して当局においては一時は軍

の給水あるいは臨時給水車までも借り出して市民に給水した事実があります。ところが今年度も雨期になってからまだ日が浅いにもかかわらず、かように水飢饉があるということは事実市民としても議会としても当局としても重要な問題でありますので、このままにしておくわけにはいかない。当局まかせということは、できないにしてもあまりにも当局まかせで苦労させるのも可哀相であります。これは当局に対して同情の点は多々あります。だが議会においても市民に対して関心が薄すぎるという点もありますし、それで議会として取るべき措置といたしましては去年も議会が休会中だったかと思いますが、臨時に招集されてこの問題の対策を講じたわけであります。今年度は幸いにして議会も開会中でありますので次のことをお諮り願いたいと思います。

天気が続くとすればあといくら続くか、先ほどもあと１ヶ月続いても大丈夫かという御質問がありましたが未定であります。よって今後の対策を強化するため、あるいは緊急に措置できるような対策をなすためには議会としてもその対策委員会をもってしかるべきだと本員は思考するのであります。よって現在の常任委員会でありますところの建設委員会をもって水飢饉緊急対策特別委員会に切り換えて対策について審議していただくよう議長から議会にお諮り願いたいことを動議として提案いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　ただいまの23番議員の動議に対してお諮りいたします。水飢饉の緊急対策委員会として建設委員会にこれをお願いしたいということでありますが、そのように取り計らって御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認めまして建設委員会の方に水飢饉緊急対策委員会の方をお願いいたします。

○仲松庸全君　今動議で特別委員会もできましたが、私あと１点お伺いしたいと思います。私が今さきお伺いしたのは質問の要領を得なかったかもしれませんが、私が聞きたいのは恒久対策を考える場合、那覇市にとって一番必要なのは水源だと考えるのであります。水源開発については２、３日前から、この議会でよく論じられているけれどもこの水源開発についての事業がいっこう進まない。この水道公社の存在をして那覇市の水源開発のための融資をさせないようにしているという面もあるかと思いますが、こういった壁がもしあるとすればこれを打ち破っても市民の世論を喚起してでも融資を実現して、水源開発について強力に押し進める必要がある。そうしない限り那覇市の水道問題は配管工事だけでは水は上がってこないという現象が起こるということは必然であります。そのために水源開発あるいは他に水源を求めるというふうなことも今一番必要なことだと考えている次第でございます。これについて当局にお伺いいたします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○水道第一課長(国吉長成君)　お答えいたします。水源開発の問題については60年度予算において計画をして執行する段階になっておりまして、おっしゃる通り並行して水道公社も比謝川の採水工事をしておりましたので、その方に重点がおかれて向こうから8,000トン送水することができるということで、この安謝の水源開発についての融資はほかに廻そうということは前の議会でも私ははっきり申し上げた次第でありまして、これは実情であります。しからばなぜ、その水源開発を押し進めていかないということになりますけれども、現在比謝川の水を取水して、その量は送水能力は8,000トンあります。そして自己水源が多いときで、まあ8,000トン、これだけはあると、こう見ております。去年の最渇水期のときに自己水源が6,000トンあれば、向こうからの8,000トンで、これは１万4,000トンになりますのですが、ここの浄水能力が１万1,000トンしかないので、いくら水源を開発しても、それだけの浄水能力しかないので、あと１万トンの浄水施設をやると、そうなると２万1,000トンの浄水能力になるわけです。比謝川から、あるいは自己水源をもってきてもなお足りないというときがある。これはあと３、４年先だとこう考えております。従ってその間に自己水源の開発はあわててする必要はないという結論になります。従って

後廻しにしまして、62年度の自己水源の開発を押し進めて行く計画を立てて、そういう目論見によって押し進められておりまして、順序をおってやっていこうということで計画を実施して行きたいと考えております。

○又吉久正君　水は、血一滴、水一滴ということを聞かされております。血一滴で人命救助になったこともあるし、ある場合には水一滴で人命を取り戻したこともある。こういうこともありますから、人間と水は切っても切り離せない縁があるのであります。それで今回の断水の騒ぎは、こういったところからきていると思料するのであります。それで、ただいま水道課長さんから１万3,000トンあれば、とこういうふうにおっしゃっておりましたが、今度の断水はダムの決壊によるものと思いますが、そのダムがいつりっぱに修理されて従前通りできるか、そして１万3,000トンあれば水の不足はあまりないとおっしゃっておられますが、それはいつごろできるものか、はっきり回答してもらいたい。もう１つは、安謝、安里、牧港に相当の資金を投じて、水源池を確保したのでありますが、こういう緊急の場合、あれからいくら水をとっているか、それを答弁してもらいたい。

○水道第一課長(国吉長成君)　比謝川のダムが雨のくるたびに流されて、十分な水を欲しいときに降ってくれないという実情でございます。向こうをごらんになればおわかりと思いますが、今回のダムは、ただ土を積み上げてポンプアップができる範囲に水位を上げてる程度でありまして、従って雨が降って嵩が多くなってオーバーするようになると、泥でありますので、自然に押し流されて崩壊するというような実情でございます。そういう苦しい羽目に追い込まれるときもありますけれども、そこを強く申し入れまして、恒久的なダムを作ってくれということでありまして、確か、つい４、５日前に連絡をして見たら、あと２、３日うちにできるということで、予定はあさって土曜日までに恒久的なダムができるという確約をいただいております。現場には行っていませんけれども、その点は間違いないとこう考えております。それからおっしゃる通りどこまでも原水でありまして、浄水には間に合わない。私が再三申し上げますように、浄水能力は１万1,000トンしかないということであります。不足なのは浄水であります。原水の件については心配ありません。浄水の方が、要求するだけ受け入れることができましたら、窮屈な配水はしなくてもいいということになるわけでございます。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　では先ほどの６件につきましては、お手許に差し上げてあります答申案通り、これを答申することにいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして本日の会議を閉じることにいたします。従ってあしたは休会、しあさっては日曜でありますので当然休会であります。それで７月４日午前10時から再開いたします。夜分遅くまでどうもありがとうございました。

（午後11時25分　散会）

一　出席議員（41名）

１番　久場　景善	２番　平良真次郎	４番　比嘉　佑直	６番　渡口　政行
７番　森田　孟松	８番　儀武　息睦	９番　金城　武一	10番　仲尾次盛夏
11番　高良　　一	13番　仲松　庸全	14番　喜久山朝重	16番　石原　昌進
17番　金城　賢勇	18番　玉城　正次	19番　大城　清徳	20番　宮里　敏慶
21番　瀬名波　栄	22番　玉井　栄次	23番　高良　清二	24番　糸数　昌剛
25番　大山　盛幸	26番　玉那覇有義	27番　辺野喜英興	28番　上原　文吉
29番　比嘉朝四郎	30番　渡口　麗秀	31番　宮城　　実	32番　仲宗根梶雄
33番　崎山　喜達	34番　具志　清裕	35番　又吉　久正	36番　黒潮　　隆
37番　浦崎　康華	38番　備瀬　知良	39番　新垣　松助	40番　金城　幸信
41番　儀間　真祥	42番　屋慶名政永	43番　真栄田義晃	44番　久高　友敏

45番　普久原朝光

一　欠席議員（１名）

５番　赤嶺一男

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　　長	兼次　佐一	助　　役	仲原　英通	助　　役	義永　栄善
収入役	屋富祖太郎	総務部長	崎浜　国宏	経済民生部長	阿波連本平
建設部長	大城竜太郎	水道第一課長	国吉　長成	消防隊長	松本　吉英
選挙管理委員長	赤嶺　正一				

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1962年５月９日　議　　長　高良　　一〔印〕
1962年５月９日　22番議員　玉井　栄次〔印〕
1962年５月９日　28番議員　上原　文吉〔印〕

７月４日午前11時10分　開議

○議長(高良一君)　開会いたします。本日の出席37人、欠席５人でありまして議会は成立しております。ただいまより本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

本日の議事日程はお手許に配付いたしてありますので、それにより報告にかえます。

議事日程第10号

第１　渇水緊急対策特別委員会設置について

〔第２～第35　略〕

本日の会議に付した事件

第１　渇水緊急対策特別委員会設置について

○議長(高良一君)　議事に入ります前にお諮りしたいことは、水道の問題が非常にやかましくなっておりますので渇水対策の問題を市と一緒になってやってゆくのがいいと思いますので、市も一緒になってこの問題を解決していただきたいと思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

ではただ今から議事に入ります。

○石原昌進君　渇水対策につきましては議会におきまして特別対策委員会を設置して渇水期を予期してその対策を樹てる態勢ができあがってきたわけであります。昨日の夕刊によりますと、ギーリス副民政官、神村総裁行政副主席、高良議長、この方々の話し合いによって軍からの送水量をふやすということで一応水の緩和ということで明るくなってきておりますが、この最近起こるところの断水騒ぎにつきましては市民から相当の批判が出ております。これは議会に対しても水道政策を確立せよ、そして水かけ論争をやめよといったような批判が出ておりますが、ところが市長の発言によって誤解を与えている面が出てきておるのであります。その点につきましても市長にご質問をいたしたいと思っております。これは７月３日の沖縄タイムスの紙上にのっております、いわゆる水飢饉における応急対策という見出しの中にあるわけであります。受水契約を市会が保留、兼次市長との一問一答という中にあります。それは市が水道公社との契約を結べなかったような事態にあったとの話があるが、という新聞記者の質問に対して兼次市長は、市は２回に亘って議会の承認を求めようと思って提案したが、議会は好ましくないとい

うので審議保留になっている、議会の承認があればいつでも契約に応ずると答えておりますが、この点につきましては、この通り発言したかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○市長(兼次佐一君)　お答え申し上げます。表現に若干の相違はありますが、その通り答えております。その議会の承認待ちという表現につきましては議会の承認を待って契約はいつでもできると、その通り答弁しております。

○石原昌進君　それでは更に申し上げ質問しますが、この中に審議保留になっている議会の承認があればいつでも契約に応ずるということになっているんですが、ところがこれは予算外義務負担の契約の締結についてという議案が出されまして建設委員会に付託され、審議され、これが当局によって取下げされております。従いまして議会においては、その案件は現在ないわけであります。だから議会においては現在これの審議のしようがないが、そういったことをご存知であったのかないのか、それともご存知であってこういう表現の仕方をなされたのか、この点についてお伺いいたします。

○市長(兼次佐一君)　受水についての契約を結ぶということについて提案しましたのは12月の定例議会でございます。それが12月の定例議会においては継続審議となり３月の議会を迎えております。３月の議会を経て今日にいたるまで当局と市議会との間におきましては、最初の受水契約の内容について疑義があるということで当局の方では、更に水道公社と協議の上その契約内容は一部修正して再びこれを議会にかけたがなお満足できない。なお契約を結ぶ段階にいたらないということで議会の承認は得られていないのであります。それが現在にいたりましてはどうしても公社として修正することができないが、暫く研究したいという意思によって本会議で撤回になっておるのであります。従いまして議案が議会に保留されているという表現につきましては誤解を与えたかもしれませんが、当局としては12月に提案をなし12月の議会と３月の議会において、そのめどがつかないのでとうとう撤回のやむなきにいたったのであります。従いまして厳格にいいますならば議会において、その議案はうけてないということが言えるのでございます。従いまして審議保留となっているという表現が誤解を与えているといたしますならば、私の不徳のいたすところでございますけれども実質的には契約を結ぶ為に議案を提案し、なお一部の修正をし、なおこれが議会において認められず今日に至っているということにおいては相違ないのでございます。

○石原昌進君　この分水協定につきましてはただ今市長が答弁された通りであります。ところが当初当局といたしましては、この案でいいんだというわけで提案されたわけであります。審議の中におきまして、この儘認めた場合においては那覇市水道事業にとって不利であるということで、建設委員会におきましては継続審議をしたわけでありますが、当局といたしましてもこの建設委員会の主張を正しいもんだとして水道公社と折衝を続けてきたわけであります。従いましてこの分水協定につきましては、当局も議会も意見の一致をみて那覇市の水道事業を確保する、保全をするという立場から撤回されたものだとこういうふうになっております。まあその点につきましては説明を省いているようでありますが、ところでこの兼次市長のこの発言によって、いろいろ市民の中に誤解を招いております。今日の沖縄タイムス朝刊におきましても、この分水協定が議会で保留になった為に浄水量も減らされたんだ。いわゆる決まった量も与えられないんだといったような報道になっております。これは市民に大変な誤解を与えております。特にこの分水協定は軍からの原水の補給と何ら関係がない、あの分水協定というのは比謝川からの原水を補給するための協定であって浄水とは何ら関係がないということであります。そういった点についていろいろ市民に誤解を与えております。従いまして本員といたしましてはこういった市長の発言は非常に重大と思いますので、その内容は特に厳密に誤解を与える様な表現の方法はやめてほしい。これから解釈すると現在の浄水が減らされるということは議員が悪いんじゃないかといった兼次市長の議員に対する責任転嫁だというふうに受けとられても、これはしょうがないんじゃないかというふうに考えられます。そういった意味におきまして議会も当局も市民の生活に直接つながる大きな問題は一致団結して、その打開策を講ずべきであって、いささかなりともその責任を転嫁するような表現を用

いて誤解を与えるということは今後厳に慎んでいただきたいというふうに要望するものであります。

○市長(兼次佐一君)　市民に対しまして私の言ったことが議会の責任であるというふうに誤解を与えたということになりますればこれは非常に不徳のいたすところでございます。受水契約を結ぶ結ばないということによって浄水の購入が減るとか増えるとかいうようなことは毛頭ございません。ただ今石原議員の言われたように受水契約はあくまでも原水についてでございます。原水につきましては今日8,000トンの原水が送られていて、自己原水などと併せましても浄水能力に満ちておるのでありまして、契約を結ばないから原水が減った。そのために水飢饉になったということは毛頭ございません。こういったふうな印象を与えるようなことが言われておることにつきましては、もう１つ私も聞き受けております。すなわち軍用地の契約を結ばない為に水を送らないということも盛んに言いふらされているようでございますが、今おっしゃるように受水契約や軍用地契約とは何の関係もありません。これを少しく申し上げますと、水道公社から送られてくるところの原水と自己原水によって市の浄水場のもつ能力１万1,000トンの浄水能力は満たされておるのであります。ところが今日この浄水が半分以下に減らされているという理由は、軍の傭員の増加と水の使用量の増大等によって浄水を那覇市に送ることができないということで、６月27日から７月１日まで連日義永助役そのほか水道関係の職員と水道公社との間で契約を続行中でありますが、その契約の問題と関係がないということは浄水を普通どおり5,000トン程度送れない為に水飢饉を来しているということでございます。従いまして新聞紙上で私が誤解を与えたことにつきましては私が言ったことが書かれていない。それは何であるかというと、受水契約を結ぶ結ばないということによって今回の水飢饉とは関係がない。そういうことを言ってあるけれども書かれておりませんが、紙上のことは別といたしまして、新聞紙上を通じてまず高良議長、副主席、ギーリス副民政官と御相談の結果、現に送られている2,000トン程度の浄水を増加するということになれば水不足は毛頭きたさないのであります。

従いまして、今言った受水契約と浄水の受給との関係はないのでございますが、幸いにして高良議長等が御一緒になって倍送るように御相談なされたといいますので、水の問題は解消すると思いますので改めて感謝の意を表する次第でございます。

○議長(高良一君)　市長の話もございましたので経過についてちょっとのべておきます。そうすれば話の内容がわかりますから。実はきのう新聞でも御承知の通りにギーリス副民政官、副主席、私、マーフィー部長４名がこの水道の問題で協議しました。ところが結論を申し上げますと、向こうではこういうことを言っております。おとといですか、３日前には70万3,000ガロンを送っていると。それでもなお足りない渇水期に来ているが、水はあるんだ。牧港から泊までブースターポンプ、圧力ポンプを取り付けてやれば十分に緩和できるし、もう１つは、普天間から那覇までのパイプをつなぐと、そうすれば大体の補給が間に合うということです。このブースターポンプについては約1,000ドルの経費がかかるが、市の方でももってもらいたい。もし市の方が持つことができなければ水道公社の方で出してもいい、しかし、そのために料金において違いがくるだろう。だから1,000ドルぐらいなら早く市でやってもらった方がいいんじゃないか、どうするか、ということになりましたので、〝それではこの場合何日かかるもんですか〟と聞いたら、〝２日ぐらいあればできるが１日断水しなければならない。１日断水するということは市民に対して非常に迷惑になるので夜間工事でこれをやりたいので契約さえやれば２時間でやってみせるがどうするか〟というので、〝それではきょうの11時はどうですか〟と言ったら、〝それではきょうの11時以後僕らの方は独立記念日で休みだが、そういう重要な緊急の場合は係官を出す〟ということで、〝11時に待機しておくから必ずやってくれ〟ということだったんですが、今ちょっと議会途中で時間が延長になったから12時まで待ってもらいたいということを連絡したら電話も休みでかかりません。それから水不足に対して君らどういう対策を持っているか。消防ポンプも動かしなさい。きょうの１時から動かしなさい。一応消防車の動員の計画をしろ、市の方は義永助役に電話して断水区域に対する配水計画をやっておきなさい。水を取る場所については20分以内に消防署に直接連絡するから待機をしてお

くようにということできのうはまずやったわけです。

きょうはさらに政府の方から500ガロンの自動車を10時までに１台やると言っており来ているはずであります。それについても義永助役に対して配水計画をやらせ、さらに軍の方でも給水車の調査をして早急にその態勢に乗り出すからということであったわけであります。それで結局水の問題はきょう早くこの契約をすることによってまず緩和されるということになります。ところがきのうは144万ガロンという水が出ております。それできょうから各地に水が出ているんじゃないかと思いますので水道課長や義永助役を責める必要はない。向こうの最高首脳の考え方は夜間、パイプを普天間から引いて供給すると２日間でやるということになっているので、また水道課も一生懸命にやっていますので今後の水の問題は市も議員も一緒になって対策しなければならないと思います。ザットそういうことであります。

それで渇水期に備えて対処するために議案審議をやめて議会と市が一緒になってこの問題を早急に講じ、あしたこの報告書をギーリス副民政官の手元に出さなければいけんようになっておりますので一つ御苦労ですが、その点を早急にお願いしたい。

休憩いたします。

（午前11時35分　休憩）

（午前11時43分　再開）

○議長(高良一君)　再開いたします。市長と議長と助役３名行きますから……。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　休憩いたします。

（午前11時44分　休憩）

（午前11時45分　再開）

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。ただいま水飢饉の問題で市長と石原議員間で一応応酬があったということは、これは大変必要なことでありますが、さらに議長が皆さんにお諮りするということもこれは大変必要なことだと思います。

問題をしぼりまして一応原水の契約であるか、それとも浄水の契約であるかといった問題もありますけれども、一応きのうの新聞によりますと浄水の契約という考え方に立っております。それに議長と市長がその面の折衝に行かれたということは大変有意義なことだと思います。さらに23番議員でしたか、本会議のときに水飢饉に対する特別委員会を設置した方がいいというような動議を出されて一応成立しておりますが、そういうこともお互いが吟味することも必要じゃないかと思います。ただ今、ごたごたしていくということはどうかと思いますので、一応は軌道に乗せて議事運営をやった方がいいというような考え方からしまして先ほど市長と議長が水の契約に行かれたことは何にしまして、23番議員（高良清二君）から動議として出された特別委員会設置の問題について審議を進めたいと思いますが、そのように取り計らって御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めまして23番議員から動議として出された特別委員会設置の問題について審議を進めることにいたします。

○新垣松助君　特別委員会の名において当局に今仲原助役がおりますからお伺いいたします。

この前市長の職務代理として撤回された議案ですが、それにつきましてもう一回修正するという提案する意志があるかどうか。

○副議長(渡口麗秀君)　番外。

○助役(仲原英通君)　お答えします。契約することが市のために不利であるという意味であの案をもう少し検討するという意味で撤回したわけであります。それで差しあたり、これを契約したから今度の渇水期に関係しているというようなことはないと言われておりますので、一応この問題は公社の方と具体的にもう一ぺんやり直して出しても遅くないと思います。そこの点は私あまり関係しておりませんのでよくわかりませんが、義永助役ともよく相談して検討したいと思います。

○新垣松助君　この締結についてでありますが、水道公社といたしましてはいかなる水飢饉に際しても１日80万ガロンを送水するということをはっきりうたっております。よってそういう締結が結ばれておるのにこういうふうに減らされるということに対しては建設委員会としても遺憾に思うのであります。この締結において６項の末尾に情勢または事情の変化により必要と認められる場合は両者協議の上、公社は60日間の予告期間をおいて前記料率を改定することができるというものを、今度は公社からこれを直してくれといっても、これでひっかかっているわけです。この６項の１点に引っかかって公社との締結が遅れておるような最中に市当局からあなたの名義で撤回が要求されたわけです。それを考えた場合にぜひ早く市民に水を満足に与える意味から締結した方がいいんじゃないかということを建設委員会としても、また議員としても思うのであります。もう一ぺん本会議に提案する意志がありますかどうか。

（32番議員出席）

○助役(仲原英通君)　この条項の１点にひっかかっておるとすれば、一応水道公社とも打ち合わせてできる限り今期議会で提案したいと思っております。

○瀬名波栄君　先ほど来、公社あるいは軍からの受水量を増やす問題等が出たわけでございますが、どうも私たちは水道関係はあまりしらないわけであります。それで少し明らかにしてもらいたいのがあるわけでございます。現在泊の浄水場は１日１万1,000トンですか、浄水能力があると、それで自己水源8,000トン、公社からの原水が8,000トン、合わせて１万6,000トンあるわけでございます。しかし、それだけの水を浄化する力がなくて、そのうち１万1,000トンしか浄水していない。従って水道公社から契約の8,000トンではなしに、3,000トンしか市がもらっていない勘定になるわけですね。ところが、これだけの原水が常時満々としているのかどうかですね。聞くところによると浄水地は相当水量が低下して低くなってるということを聞いているわけでございます。そうなると原水送付能力がなくて浄水池の水量が減ってるか、あるいは浄水能力自体が悪くて水源地が空になってるのか、そこら辺が明らかでないわけでございますが、これが明らかになればそれに対する解決策というものが考えられるわけです。たとえば浄水能力は十分にあるわけなんだが、原水を送ってくる力がないというのであれば、当然原水を豊富に送水するということが考えられなければならないし、またいくら原水を豊富に送っても、これを泊で浄水する力がないというのであれば、その浄水能力を高める施設を講じなければならないわけであります。それで先ほど建設委員長も個人的な発言をなさっておりましたが、つい最近までは水不足は来してない、浄水も必要なだけは軍からもらっていたと、そうなるとやはり問題は、浄水池の問題は、この間の報告では浄水の2,000トンですか、これを倍加することによって解決がつくのかですね。その３点が疑問になるわけであります。これは明らかにしなくちゃならないんで、責任ある御答弁がいただけるかどうかわかりませんが、もし十分解明ができなければ、あとでお伺いしてもよろしいと思います。

それからきのう議長や政府の方々が協議なさったときに浄水を増加する用意があると、これに対してはブースターポンプの装置とかいろんなことがありましたが、この浄水を増加するという場合ですね、たとえば民政府の御意向としてはですね、消防車を動員するとか、あるいは軍の給水タンクを動員するとかというようなこともあったそうですが、そういうワーラータンクによって供給する分これも増加する浄水の分に入ってるのかどうか、そこら辺も明らかにしていただかなくっちゃならないと思います。

もう１つは30日の本会議において高良清二議員の動議で現在の建設委員会が緊急渇水対策委員会が現在までにどういうような御審議をなさって、どういう方針をお建てになったか、これをお伺いしたいと思います。その上でこの緊急対策委員会というものをどういうふうに運営すべきかというふうなことなんかも議会として考えていただきたいと思います。

○助役(仲原英通君)　ただいまの瀬名波議員の質問に対しては私の方はあまり水道の問題については取り扱っておりませんので、あとで義永助役をして答弁させます。

○新垣松助君　どういうふうになされたかとおっしゃいますが、実は義永助役の方に１回ゆきまして、これ

に対する対策を講じたいというふうなことで打ち合わせしてありますが、まだ委員会は招集してありません。以上のようなわけでちょうど30日の本会議でありましたもんで、これをすぐ土曜から始めるというわけにもゆきませんので一応は本日の会議を終ってから早速その方に移りたいという意志であります。以上。

○瀬名波栄君　長い会議でみんなお疲れらしいのですが、30日も夜中にすましたというふうな次第でありますので、なるほど土曜、日曜を控えて十分な対策ができなかったことは、その点私も考えます。そこで特別委員会というものに対する考え方に対してですね、私見を申し述べさせていただきたいというふうに考えますんですが、建設委員会がそのまま特別委員会に切り変わるということは別にこれに対して私は不服はありません。異議はないのであります。むしろこれまで水道事業に対してずっと専念して来ました常任委員会としては適切な処置だというふうに考えているわけであります。しかし他の面から考えて見ますと、建設委員会の方はこれまで緊急対策の面から常任委員会として水道問題に取っ組んだわけではございませんので、その豊富な経験を生かしていただくことは非常にけっこうなことでありまして、さらにこの委員会でですね、他の常任委員からも水道問題に関心を持っている、あるいは経験を持つような方々があるとすれば、これも含めて特別委員会を構成した方がいいんじゃないか。そしてこの急場を切り抜けてゆくと同時にですね、さらにまた今後那覇市においては人口は多くなってゆく一方であります。現在でも１日10件の水道申し込みがあるようで、これの工事にもてんてこ舞いをして20日も待たなければならないというような状態でありまして今後の需要量というのは増えるわけでありまして、この水道問題は将来にわたって根本的に解決をしなければならない問題が幾多山積しているというふうに考えられるわけでございます。これは施設の面は勿論のこと、一番大きいのは財政面と考えております。この財政面でありますが、たとえばこれまで琉球政府や、あるいは民政府から那覇市を除く多くの市町村に対しては水源地の開発やあるいは水道施設、これに対して少なからぬ補助を出しているわけであります。

新聞紙上でもよく見受けますが、弁務官資金をあちらの村に5,000ドル、こちらの村に4,000ドルというふうに支給しております。さらに琉球政府の新年度の予算を見ましても水道助成費が４万ドル組まれております。これは金額は僅かでありますが、この中に水道補助金というのが３万9,500ドルありますが、これは国頭とか与那原とか、あるいは名護、あるいは宮古、あるいは与那国、普天間こういうところに対して助成費が出されているようであります。それから南部地区浄水場、河川施設費、これが７万2,500ドル組まれておりますが、そのうちの施設費が６万9,780ドルであります。こういうふうに水道事業というものは、ただ単にその市町村だけに負わされるのではあまりにも莫大な財源が必要であるわけであります。ところが貧困化している沖縄の市町村においては、この開発というのは困難である。従って特に人口の稠密しているわが那覇市は沖縄本島においては人口の４分の１を占めて地方よりもはるかに需要量を持っているわけであります。こういう都市に対しては、政府としても、そういう水道事業に対して配慮してしかるべきじゃないか、財政面においても、あるいは技術面においても配慮してしかるべきじゃないかというふうに考えるのであります。去る本会議に於いて本員が当局に質問しましたところ、ちょうど日本本土から帰りました高良課長でしたか、この人の答弁でも日本政府においては都道府県あるいは市町村の水道施設に対して80パーセントから100パーセントの補助金を与えているという御報告でありました。そうなりますと、もし沖縄が日本の一県であった場合には、那覇市における水道施設に対しても相当額の補助金が予想されるというふうに想像されるわけであります。従って今は日本本土と切り離されて国庫からの補助というものは見込みがないわけでありますが、しかし沖縄においては民政府あるいは、さらに琉球政府あるいはやはり上級の施設、政権をもっている機関があるわけでございますので、当然このような莫大な人口を抱えている那覇市に対しても行政府は十分な配慮をなされるべきじゃないかと考える次第でございます。従って那覇市におけるこの水道問題というものは目の前の急場を防ぐというような、やっつけ仕事ではなくして、たとえば今度の議案でも追加いたしましたあの

首里に設置するところの浄水場であります。これは約１万トン浄水するということになっておりますが、現在のような人口の膨脹というような面から見た場合には当局の答弁にも明らかにありますように、あと３年ぐらいしかその需要量は満たし得ないということであります。そうすると63年あるいは64年度あたりから、またまた水の問題が持ち上がって来なくちゃならない。あとの問題はあとの市長や新しく今度生まれる議会にまかせるということではなくて、これはやはり引き続き研究をし、立案をし、その方向を明らかにし、単に市民の負担だけにおいて開発するというのではなしに、これは政府も一体となって開発していただきたいという方向を明らかにすべきじゃないか、これを数字的に明らかにするということも、この特別委員会の任務じゃないかというふうに考えますので、今後特別委員会をそのように発展させた方がよろしいかと思いますので、議長からお諮り願いたいと思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○高良清二君　先日の本会議で本員は、水飢饉の問題の緊急質問が39番議員から出されましたので、その機会をとらえまして特別委員会の設置の動議を出して、これが採択で通過しているわけであります。本員が提案した理由は本当は39番さんから質問のあった予算審議のときにあの質問をやろうと、のどまで出ておったのでありますが、その時機を待っていたのでありますが、はからずも39番さんが出されたので適切だと喜んでおります。特別委員会の動議を出した理由は従来から水道企業問題については当局の考え方はその発言は一貫しているかもしれませんが、われわれが聞かされる議会での当局の説明がその都度、その都度変遷があるような気がして、あまり満足する答弁も得られないし説明も求められない曖昧のままに水道事業がなされている。それで先ほど21番さんのお話にもありましたように、その委員会をもっと拡大して人員を増やし、かつ人材を登用する、あるいは専門的な知識を持っている議員がおれば、その方々も加えるということについては何ら忌避するものではありません。当然、参加をすることと思います。

○浦崎康華君　委員会に要望があります。休憩をお願いします。

○副議長(渡口麗秀君)　お諮りいたします。先ほど21番議員から水道の原水の問題、それから浄水の問題、それから原水の送水能力といいますか、浄水の送水能力といいますか、そういう面の問題を一応当局に対して質問したのでありますが、助役あるいは議長がいないんで十分な解明がなされていないのであります。さらに21番議員から要望がありましたが、対策委員会として水道の財源の問題をそれまでに十分検討を加えるべきだというような大変けっこうな御意見が出ております。さらに、また高良議員の方から先だって出ました対策委員会についての機構、さらに拡大するというようなことであるならば賛成だというような御意見も出ております。この水道の問題につきましては私、11日じゃなかったかと思いますが、その時に毎年毎年断水騒ぎをするが、それについて市当局はもちろん議会も市民から随分と批難をされ、この際にどうしても水道の根本的対策について将来断水が絶対ないように、あるいは時間給水にしても平時の場合は給水し、工事の場合でもできるだけ毎日時間給水でもいいからやって貰うというように、いろいろ話し合って当局に要望したのでありますが、如何乍らこういうような事態が発生したということは明らかに残念であります。残念であるために当局といろいろまあその対策について連繋しあうことも必要でありますので、そのことについては今さきの瀬名波議員の御意見、それから高良議員の意見もありますので、また37番さんからも要望があるようでございます。この件については一応重要な問題でありますので一応休憩しまして、そして１時15分に再開することにして、その間休憩中に各派話し合うということにいたしたいと思いますが、そのように取り計らって御異議ありませんか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○瀬名波栄君　私先程の高良議員の動議を拒否するものではない。緊急な対策をするために経験を持っておられる建設委員、そして常任委員会については妥当だと思います。将来の問題までも検討する必要があるというならば、これら高良議員がおっしゃるように水道特別委員会そういったものもあるというようなことも申し上げたわけであります。別に他意はないわけであります。

○副議長(渡口麗秀君)　休憩いたしまして１時15分再開することにいたします。休憩いたします。

(午後０時20分　休憩)

(午後１時37分　再開)

○議長(高良一君)　開会いたします。軍との折衝についてでありますが、市長、義永助役、水道課長と一緒に参りまして向こうは11時の約束でございましたが、それにも拘らず瀬長副主席を初めローズ博士、マーフィー部長が待っておりまして、例の問題を勿論浄水であると。尚昨日その水は既に出してあるので110万ガロンずっと出せるということであります。その代わり２、３日前から義永助役、課長(水道)が絶えず軍と協議しておるところの牧港から泊までのいわゆるポンプの工事については３種に分かれる。それで実は１つのポンプを動かすためディーゼルエンジンを操作するためには３つの技術が要る。そのためには7,000ドルの経費を必要とする。処がその7,000ドルは軍の方で貸し付けるそうで、それで施設費のために1,000ドルをもってきて、それによって送り出される水は原水であります。原水で100万ガロン送られる。そういうわけで今日も市長は特に頼んでおりましたが、この工事の出来上がるのに何日位かかるかと聞いたら、契約して15日間ということになるから早急にこの契約の段取りをしてくれとのことであります。それであすから助役以下関係職員が専門に契約のための打合せをやります。それで契約すれば15日間ではできるということになりますので、まあそれができましたら、まず水の問題は心配ないというところであります。この水の問題につきましては一昨年でありましたか、丁度こういう騒ぎがございましてバージャー民政官に私が頼んだときにも軍でも本当に水がない、雨が降らないのでどうにもできない、暴風雨とか天災によって水が渇れるとかいうのはどうにもならないということでありましたが、今のところはまず大丈夫ということにはなっております。これが旱魃期になりまして一昨年みたいのような渇水という非常事態が起きるということも予想しなければいけないと思いますので、市も議会の方も、この際将来の対策のために緊急委員会をつくるということになる故でございます。7,000ドルに対する具体的な説明については常時軍と折衝しております。これについては義永助役から御説明をお願いします。

○助役(義永栄善君)　議会を代表して議長さんを初め日曜にもかかわりませず市の事業のため、かつまた市民のために御努力下さいましたことに対して厚くお礼を申し上げます。先日も一日中水道問題に対していろいろ諸所の状況をみた故でございます。昨日から4,319立方メートル来ております。それで浄水場から今日午前８時に通報がありまして部長及び主管の課長をして行ったところ、その件に対する十分なるところの答えが出ております。それからこの水の問題に対して民政課の開発部長のローズ氏と顧問であるローラー氏といろんな問題に対して検討して来た故であります。それで断水しました理由につきましては先程市長からお話がありました通りであります。現在の泊の浄水場は先にもお話ししましたが１万1,000トンの浄水能力しか持たないのであります。それに対しまして原水を多分に送ったところで、これを消化して送水することができないのであります。帰するところは現在までもらっておりますところの5,000立方メートルの浄水を受けない限り現在の那覇市の水道事業は十分にこなすことができないのであります。

さきの事情によって今まで2,000立方メートルしかもらっておらないので不足の3,000立方メートルに対する結論が出たのであります。早速この問題に対しまして、きのう、きょうと送水に対しまして今議長からお話がありました通り5,000立方メートル近く送水するということをおっしゃっておりますし、私の方にも電話がありましたが4,300立方メートルに対しては確約するということであります。そこで原水の問題に関してでございますが、民政府の方で現在ズケランのダムから嘉数までの軍の浄水場への送水管を９月27日までに完了し、年末までには泊の浄水場の方へ送水管を直結して那覇市の水道に架設するということで去った27日に話が出たわけでございます。那覇市の現在の状況からした場合に浄水の問題におきましては、軍から貰うなりあるいは原水を十分送り込ませるなりして那覇市の浄水に対して万全を期すという面から加圧ポンプを牧港から泊の浄水場間に設置してやった方がよくはないかということが29日から話し合いされたわけであります。これに対しまして加圧ポンプを設置したところで１万1,000トンの浄水能力しかないから、つまらないじゃないかということで話し合いが持たれました。そうしたならば加圧ポンプによって2,000立方メートル原水を送水し、これに対するところの浄水場の施設に対しても考えなければいけないという問題が出て来たわけであります。そういう意味合いからワシントンで長年水道問題に対する技術家であるところのパルス氏に、去った６月30日に泊浄水場の浄水に対する策定をしてもらったわけであります。そうしたら浄水場だけではいけないから牧港のポンプ場に対しても水を入れてみようじゃないか、機械に対して１週間の期間を設けて、それに対する目途がついたならば加圧ポンプの設置とともに契約しようという話がでたわけであります。これは先日の議長及び副主席、民政官の話し合いでも去った29日、私たちと話し合ったことに対しても一致しているのであります。しからばポンプの設置に対してどうするかということに対しては、政府の方では7,000ドルのお金をもって加圧ポンプ場を設置するが、それに対する施設料及び敷地料並びに燃料費を市でもってもらいたいという話が出たわけであります。以上のようなわけで一応浄水場に対しては策定しております。牧港の方においてはまだやっておりません。それでポンプ場の策定を十分やってから軍の方と話し合いをもとうという話でありましたが、今日も早目にやってもらいたいということで、その問題に対して私たちもあすから早速これの策定にあたろうと考えております。尚申しますというと、現在の１万1,000トンしか浄水能力をもたないということで規定するといういことではなくて施設の拡充により原水を多分にもらってこれを市民に与えるということは絶対に必要なことでございますので、そういう面から早目に施設に対するところの個所を考えていきたいと思います。

○議長(高良一君)　それから、けさ工務交通局から給水車の手配がございましたが、今のところ給水につきましては順調でありまして、断水地域は全部解消しまして普通通り給水しております。ところが高台地帯におきましては、やはり具合が悪いというので消防車でもって給水しております。そういうわけで今工務交通局の宮城次長からも申し出がありましたが、いつでもこのまま待機しておりますから連絡があり次第動員しますからということでございますので、万一の場合お願いするということで御説明申してあります。大体の非常態勢は整っておると思います。以上で御報告を終ります。

○高良清二君　疑義がありますので当局の水道課長にお尋ねいたします。土曜日でしたか、29日か30日の本会議で新垣議員の緊急質問に対する水道課長の説明の数字がどうもあいまいで私のところでつかめないところがありますので、一寸お伺いします。

那覇市の水道の使用量は１日１万5,000トン乃至１万6,000トンだが市の浄水能力は１万1,000トンで軍から2,000トンの浄水をもらってあと2,000トンの不足をきたしておると、現在水量はあるが、しかし浄水能力がないために2,000トンはどうしても不足であるという説明であります。その通りですね。そうしたら数字の計算からした場合に１日越しの給水でなくてもいいんじゃないかというような考え方があるわけでございます。１万5,000トンの必要水量に対して2,000トンの浄水が不足で７分の１ないし８分の１の水が足りない。ところで現に隔日給水になっているが、なぜ１日越しにしなければならないのか、数字からいっても納得がゆかない。高台においてはどうしても圧力というものが必要であるが低地帯であれば普通那覇市内ならば１日の７分の１、あるいは８分の１を給水すれば間に合うような数字の計算である。その点、われわれは１日置きにしかもらえないという苦しみと、計算がわからないのであります。あと１点だけ、ただいま義永助役の説明によりますと政府の方で施設してくれるというのが7,000ドルで、人件費とかは1,000ドル必要であるから那覇市の方で持ってくれということでありますが、この1,000ドルというのは１ヵ月における1,000ドルであるのか、緊急対策期間内を1,000ドルでまかなうのか、完全給水するため必要である1,000ドルなのか、臨時的に毎日出なければならない1,000ドルなのか。

○副議長(渡口麗秀君)　番外……。

○水道第一課長(国吉長成君)　お答えいたします。この前第二課長がユースカーへ行っていろいろ浄水場の

施設の件とそういう面においてやっておりましたんですが、私が代わって答弁いたしました。しかしその本質は変わりません。

(「責任ある説明であれば誰でもいいわけですが」と呼ぶ者あり)

責任あるところから第二課長に説明させます。

○水道第二課長(高良安哲君)　お答えします。今の何はごもっともな御意見だと思います。しかし、現在のわれわれの技術上から考える場合、浄水池の水位が15メートル以上上がるには12時間かかります。その関係上やむを得ません。今時間給水の計画もやっております。

○高良清二君　那覇市の必要水量１万5,000トンないし１万6,000トンあれば市民に満足を与えられる。だがしかし市の浄水能力は１日１万1,000トンで軍から2,000トンの浄水をもらってもあと2,000トンの不足をきたすが、2,000トンというのは必要量に対する７分の１ないし８分の１である。どう計算しても１日越ししかもらえないという数字がわからない。水位が15メートル以下に落ちた場合は高台に対して送水できないかもしれないが低地帯ならできるはずです。数字からすると24時間の７分の１時間、あるいは８分の１時間にしかならないことになるのですが、わかりやすく市民に対してわれわれでも説明できるようにそこで解明していただけませんか。

○水道第二課長(高良安哲君)　全区域の１日越しの給水ではなくしてA、Bにわけましてやっているわけでございます。たとえばB地区は今日、C地区はあしたというふうにやっております。それから、これは水位と関係がありますので先にも述べましたように、結局11時間か12時間かけなければならないし、時間を小さく区切る場合に短時間である関係上できません。

○副議長(渡口麗秀君)　休憩いたします。

(午後２時１分　休憩)

(午後２時２分　再開)

○副議長(渡口麗秀君)　再開いたします。

○高良清二君　今の説明からいたしますと１日置きにしかもらえないが、朝６時から昼の12時まで水をためるために出せないが、午後からずっと出せるという考え方もあるわけですが、水圧の問題からすると午前中は水位を作るために水をためて午後は出すということもできるわけですが。

○水道第二課長(高良安哲君)　計算上はそうなりますが、高い所に水をやらんがためにそうなっております。そこはですね……。

○高良清二君　たしかに水の問題で当局が頭を悩ましていることは窺えます。ところが那覇市民はそういう技術面のことはわからないわけであります。われわれは当局の幹部からじかに耳にしているからわかりますが、広報活動ででもいいし、他の地方紙でもいいから市民が納得のゆくように毎日こうこうしかじかのために、といって十分説明してもらわないと市民も困るし、われわれも困るのでその点を十分なさしめるように特に要望しておきます。

○副議長(渡口麗秀君)　番外……。

○助役(善永栄善君)　これは民政府の案でありますが、1,000ドルの数字をどう出したのか考えられんわけであります。仮に私たちが４名の技術者に対して人件費として給料を払うとした場合に１人50ドルと考えてみてもひと月200ドルで、５ヵ月で1,000ドルであります。その1,000ドルという数字がどこからきたのかわかりませんが、向こうの発表を申し上げたわけであります。7,000ドルの金をもって機械を設置するが市で1,000ドルをもってもらいたい、というその辺の具体的な問題に対してはこっちの方ではわからないのであります。

○又吉久正君　先ほど当局より、あるいは議長さんからの御報告を伺いましたが、あと15日もすれば水の問題は解決するというような感がするわけでございますが、現在那覇市においては原水はあるが浄水能力が１万1,000トンしかないので断水するというふうに承っております。しかしながら今度水圧ポンプブースターを取り付けて原水を送り、さらに浄水場の改善をすれば確実に断水はない、というふうなお話でございますが、果たしてこの浄水場の改善によって市民に、間に合うように給水ができるかどうか、それから工事が15日内外にできるかどうか、その点についてお伺いいたします。

○水道第二課長(高良安哲君)　この問題は軍と技術面において一生懸命検討中であります。

○又吉久正君　ただいまの御答弁によりますと検討中であるとのことであり、あまり自信も持てないような感もいたしますが、でき得る限り全力をしぼって実現をしてもらいたい。先程のお話にもありましたとおり技術者も当局も一体となって軍とも交渉し、その方向に向かってやれば15日内外で解決がつきそうな感もいたしますので、全力をしぼって解決してもらいたい。

○助役(義永栄善君)　泊の浄水場の浄水能力は１万1,000トンで、牧港のポンプ場には200馬力用が２つございます。125馬力が１つ、200馬力が１つで計325馬力をAとBの２つにわけてポンプの動力の可能において１万1,000トンをやっています。この325馬力と浄水場における浄水能力の１万1,000トンはプラスマイナスイコールでございます。そういう面から泊浄水場の中において加圧ポンプを加えた場合に果たして浄水能力があるかどうかということでございます。これは泊の浄水場の施設を改善しない限り、これの消化はできない。それで軍の方で施設するなら２週間でできるということですが、私たちの方ではこの送水パイプがこの高圧に耐えることができるかどうかということも考えなければいけないと思います。牧港から泊に今まで325馬力で押し上げておりますが、この圧力に対して今検討を加えているわけでございます。400馬力で押し上げた場合の高度に対してパイプが圧力に耐えてもつかどうか、こういう面も十分検討しなければいけないと思います。もし万が一爆発したらということが懸念されますのでそれに対しても十分考えなければならないということで技術官も１週間の研究期間をおいております。それで急がなければいけないということは過去の水の問題からおして努力するわけでございますが、事を決めるには十分検討を加えなければいけないと思います。それで２週間後に水が出るということはいい切れんわけでございます。

○森田孟松君　今の当局の説明とさっきの説明とでは疑義がありますのでお尋ねしたいと思います。さっきの助役の説明では現在１万1,000トンの浄水能力しかない那覇市の力に対して、5,000トンの浄水をもらわないと現在の水量をカバーすることができない。その5,000トンのうちの現在2,000トンしかもらえない。そこで１万3,000トンの水で１万6,000トンの需要を満たそうというので苦しい立場に追い込まれておる。ところが７月４日から4,300トンの浄水を送水を確約したというふうに説明なさったと、私聞いております。しかし今の説明では、その見通しについてはまだ責任が持てないというふうな非常に矛盾しているような気がしますが、その２つのうちいずれであるか、もう一ぺんお伺いいたします。あと１点は議長の説明では本日の12時を期して144万ガロンの浄水を送る。２倍の浄水をもらえるように軍と確約があるので、そのためには加圧ポンプを据え付けなければいけない。そういうようなことについて市と契約したいから、その契約をするために12時までに民政府に来いとか言われておるからということですが、私とにかく行って契約を結んできて下さいと要望したんですが、この契約はどうなっているのか。

○助役(義永栄善君)　御質問第１問に対してお答え申し上げます。浄水能力の１万1,000トンと、軍からうけるところの浄水5,000トンがあれば完全給水ができるということでございますが、軍の方から4,300トンもらうことができるということに対しましては同じであります。変わらないわけであります。私がさっき又吉議員に申し上げたのは加圧ポンプを設置するということ、これからくるところの水の問題をいわれたことから加圧ポンプに対しては充分なことができないということでございます。加圧ポンプを設置する場合には浄水場の現在の能力からして施設を拡充しなければならないし、議長が当初において浄水の契約といったのでございますが、まことに申し訳ございませんが加圧ポンプを設置するということは原水を送るためでございまして、原水を送ることに対する契約でございます。

○宮城実君　聞くところによりますと、宜野湾村では分水協定によって浄水を貰っているようでございますけれども、それに対する概略の説明をお願いいたします。

○副議長(渡口麗秀君)　番外。

○水道第一課長(国吉長成君)　宜野湾村が浄水の契約をしているということはそれとなく聞いてはおりますけれども、この内容がどういうものであるかということはしっかりわかっておりません。

○宮城実君　浄水に対して宜野湾村が契約していることは事実ですか。

○水道第一課長(国吉長成君)　そのことについて確答はできませんし、私自身直接聞いておりません。

○宮城実君　現在宜野湾村は軍から貰っていることは事実ですね。

○水道第一課長(国吉長成君)　私向こうへいったことはございませんけれども、現在配管工事中でありまして実際にはまだ貰っていないだろうと思います。もしもその後浄水契約されておるとすれば、コザの契約と同様な契約で受水することになっているのではないかとこう考えられます。

○宮城実君　実際那覇市の場合は浄水に対して軍と交渉したことがあるかどうか。

○水道第一課長(国吉長成君)　この件につきましては14日の本会議にもよくご説明申し上げた通りでございまして、原水の受水協定と同様にこちらとしては浄水の単価はかくあるべきだという資料を提出しまして原水と一緒に検討して貰うというつもりで交渉を進めておりました。ところが原水の方が先決問題だが浄水の方は今まで契約せずに不文律の立前でこちらの希望するだけの水をうけておりましたが、その件は一応今まで通りやっていこう、それで契約する分水協定の件については原水については検討していこうじゃないか、そうしてこちらの提出する受水に対する資料は向こうにおいて充分検討して慎重審議したうえで、その受水契約についてあたっていこうという、こういうところまでやっております。

○宮里敏慶君　受水契約の件でございますが、那覇市の受水契約については保留になっております。コザにおいては水道ができてから毎年の渇水期にも水道はコンコンと出て、一つも水飢饉を来していないということが調査の結果はっきり判っておりますが、コザの受水契約はどういうふうにやっているか調査したことがあるかどうか。那覇は渇水期になるといつも断水して市民は不満を感じているが、コザ市は渇水期でも水はいつも同じ調子で出ていますが、私この点について非常に疑問を持つのであります。それでコザの受水契約について内容を調査したことがあるかどうか。

○水道第一課長(国吉長成君)　コザははっきり水道公社と契約されていると思っております。その契約の数量は１日20万ガロンと覚えております。詳しい数字あるいはまたその内容については私、覚えておりませんので調査をさせたいと思っております。

○宮里敏慶君　水飢饉のことにつきまして、また断水するということにつきましては、市民は何かしらそこに那覇市は軍に対する信頼がないというふうに裏でそう考えているんじゃないかと思います。私も市長が軍用地の契約をしない為に水飢饉を来しているんじゃないかというふうに非常に疑問をもっております。市長はそれとは関係がないというふうにおっしゃっておりますが、即ち沖縄の代表と軍の代表が出て話し合いによって互いに取り決め、布令20号ができたわけでございます。沖縄代表とアメリカ代表が結んだことに対しては市長さんとしても契約すべきだと私は思っております。この契約をしない為にこの水の方も関係しているんじゃないかと、またコザ市におきましては市長が絶えず軍とよくやっている関係で具体的な例をあげますと、公民館の方も軍からいろいろ沢山の援助があり自己財源は僅かしか入ってないということを聞いております。

　市長さんがこの水の重要な問題につきましても折衝にいかれないというのも、軍用地の契約をしないので軍に対するひけめがあって交渉にいけないだろうと私は考えております。市長は市民の最高責任者として率先して水の問題を解決すべきであるが、義永助役、国吉課長さんを代わりに交渉にやっているが、これに対して本員初めその他の議員は非常に不満を感じていますが、ほかの議員の方はいえないんじゃないかと思うので、私は勇気を振って市民の代表として思い切ったことを述べるのが議員の責務だと思うので述べるのであります。それで軍用地も契約して貰いたい。そうすれば市長さんも軍から援助して貰ってその為にも大手を振って交渉できるんじゃないかと思います。今の市長さんの心境はその面で非常になやみ、そして軍に交渉にいけないのだろうと思います。もっと議会のことを尊重なされて、

一にも市民、二にも市民の名において市政を行うという施政方針に従いまして、市長はもっと勇気を奮って検討し軍用地の契約をなすようにお願いいたします。

○又吉久正君　朝から水の問題でいろいろ質疑を交わしておりますが、議長さんのお話ではすでに水の問題は解決したような話であり、浄水が2,000トン足りないのでそれを貰い受けるようになったと。またあと２日でもう水の問題は解決するというようなこともおっしゃっておりましたが、先程軍にいらっしゃってから相当長びくような話であり、また浄水と原水とを間違っているようですが、当局のお話では浄水があれば水の問題は解決するとおっしゃっておりますが、原水であるのか浄水であるのか、その点をお伺いしたい。

○助役(義永栄善君)　浄水の契約じゃない訳であります。これは議員さんを初め議会代表のお働きによって浄水が送水され、きょうも出ております。その意味において議長さんは述べられたと思います。

　契約ということは原水を圧力ポンプによって押し上げる。あの水の問題に対する契約ということをおっしゃったわけでございます。原水でございます。

○大城清徳君　対策委員会でいろいろ掘り下げてご検討されたと思いますが、１点だけお伺いいたします。私の聞き方がまずいかも知れませんが、那覇市の水の需要量が１日１万6,000トン、浄水能力が１万1,000トン、残り5,000トンを水道公社の方から浄水を受給しておったが、今までの説明によると軍の使用量が増加した為に2,000トンに減らされた。しかし議長や副主席あたりの働きかけによって今日から4,300立方メートルまた増加されて支給されるようになったという助役の説明であります。こうなりますと、もとの断水騒ぎ以前の普通の700立方メートルぐらい足りませんが、あの以前の状態に一応たちいったというふうに解釈してさしつかえないと思いますが、それでよろしいかどうか、そうした場合に現在１万4,300立方メートルの浄水が増加送水になっても現に断水騒ぎがあり、寄宮一帯全般的に出ておりませんが、今日現在そうした場合に浄水能力に購入浄水を合わせて、いわゆる何パーセントぐらいの不自由を市民に与えておるか、これに対して概略でよろしゅうございますから承りたいと思います。

○水道第二課長(高良安哲君)　この数字だけでは高台地区においてはやはり時間給水というところもあります。ポンプの関係もありますので……。

○大城清徳君　那覇市の需要者の何パーセントぐらいですか。

○副議長(渡口麗秀君)　休憩いたします。

（午後２時31分　休憩）

（午後３時35分　再開）

○副議長(渡口麗秀君)　再開いたします。水道公社との原水の契約の問題については技術的な面がある程度解決されるならば、その契約の見通しはつくと、浄水の送水につきましては高良議長のご尽力によって一応解決されており、大丈夫だというようなことが今までの質疑の中で充分窺えるんじゃないかと思いますので、この水の問題につきましては一応委員会ができますので、委員会と市当局の方で十分話し合って契約の問題について処理していただくことにいたしまして委員会の構成の問題について審議を進めてゆきたいと思いますので、そのように取り計らって御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○久場景善君　高良議員が提案されました水道緊急対策特別委員会は常日ごろ水の問題について専念されていますので……。

○副議長(渡口麗秀君)　先程お話いたしました通り、水の契約の問題につきましては処理していただくことにいたしまして委員会の構成ということについて論議を進めてゆきたいというふうに考えておりますが、そのように取り計らって御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めまして委員会構成ということについて審議を進めることにいたします。

○久場景善君　高良議員から先日の本会議におきまして緊急対策特別委員会を設置することが提案されております。この問題につきましては日ごろその道に取っ組んでおられます建設委員会だけで私は結構だと思います。さらにこれをもし専門家とか学識経験者とかいうようなものを入れると、かえって船頭多くして舟進まずというような格好になると思いますので、常日ごろから専門的にやられている建設委員会だけに縮めてもらいたいということを要望いたします。

○副議長(渡口麗秀君)　久場議員から委員会の構成につきましては専門委員である建設委員の方々だけで結構である。ほかにいろいろ専門的な方が入りますと船頭多くして舟進まずで、一応建設委員会におまかせしたらどうかというような御意見であります。

○玉城正次君　専門的にやっておるところの建設委員会がこの渇水期に特別な御努力をしてもらうということは、結構であります。さらに拡大して人を増やすということもいいと考えます。その増やす方法については一昨年の旱魃でこの対策に当たった以前の建設委員会に属しておった人々、現在は建設委員会に属してはいないがかつての建設委員会で昨年経験を持たれた議員の方々を増やすという方法がより妥当ではないかと考えております。その方法で御採択願います。

○久場景善君　拡大しても結構だと思います。先程も申し上げました通りやっぱり建設委員会にやってもらい、そうして学識経験者を必要とするときにはその委員会に召喚して意見を聞いても結構だと思います。早くこういう問題は進めておかなくちゃいけないので、建設委員長もおられるし、非常にくわしいんですから、それだけで結構だと思います。

○新垣松助君　これは重大なる問題でありまして、これは議員全体がわかるように総務、経民、各正副委員長、建設委員会と一緒になって水道緊急対策特別委員会を設定してもらいたいことを要望いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○瀬名波栄君　先程の１番議員さんのお話ですが、何か午前中の私の提案を誤解なさっているんじゃないかと思います。決して議会の部外から専門家や経験者を含めての特別委員会というふうな意味では申し上げなかったのであります。今でも議会内部における特別委員会という考え方であります。もちろん技術的、その他の面から検討を加える場合に外部からの経験者や学者を要するといったことも必要だと思いますが、しかし技術関係においては市としても劣っていないというふうに考えるわけでございます。那覇市において水道問題を根本的に解決しようというのに一番大きいのは何といっても政治的な解決であります。従ってやはり議会独自の水道問題に対する根本方針をなすということであれば、やはりその面から議員の内部から選出されて、先程の高良議員さんの御意見にもありましたように水道委員会というのも構成すべきではないか、ただし目の前の急務な仕事をするようにかねてゆくためには、これまで水道問題にタッチしてこられた常任委員会である建設委員会、これでも諸々の用務をかねることはできないんじゃないかと思いますので、目の前の問題と将来にわたるべき問題とを検討なすったらいかがかと考えます。

○副議長(渡口麗秀君)　39番議員から委員会の構成につきましては建設委員会の全員と、それから経済民生の正副委員長、総務委員会の正副委員長というメンバーで構成した方がいいというふうな御意見がありましたが、そのように取り計らって御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないものと認めまして委員会の構成メンバーを建設委員会全員と総務委員会の正副委員長、経済民生の正副委員長、この範囲で委員会を構成することに決定いたします。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　一応きょうの日程はこれで打ち切ることにいたしまして、本日はこれで散会することにいたし木曜日午前10時本会議を開くことにいたします。では散会いたします。

(午後２時45分　散会)

一　出席議員(41名)

１番　久場　景善　　２番　平良真次郎　　４番　比嘉　佑直　　５番　赤嶺　一男
６番　渡口　政行　　７番　森田　孟松　　８番　儀武　息睦　　９番　金城　武一
10番　仲尾次盛夏　　11番　高良　　一　　13番　仲松　庸全　　16番　石原　昌進
17番　金城　賢勇　　18番　玉城　正次　　19番　大城　清徳　　20番　宮里　敏慶
21番　瀬名波　栄　　22番　玉井　栄次　　23番　高良　清二　　24番　糸数　昌剛
25番　大山　盛幸　　26番　玉那覇有義　　27番　辺野喜英興　　28番　上原　文吉
29番　比嘉朝四郎　　30番　渡口　麗秀　　31番　宮城　　実　　32番　仲宗根梶雄
33番　崎山　喜達　　34番　具志　清裕　　35番　又吉　久正　　36番　黒潮　　隆
37番　浦崎　康華　　38番　備瀬　知良　　39番　新垣　松助　　40番　金城　幸信
41番　儀間　真祥　　42番　屋慶名政永　　43番　真栄田義晃　　44番　久高　友敏
45番　普久原朝光

一　欠席議員(１名)

14番　喜久山朝重

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　　長	兼次　佐一	助　　役	仲原　英通	助　　役	義永　栄善
収入役	屋富祖太郎	総務部長	崎浜　国宏	経済民生部長	阿波連本平
建設部長	大城竜太郎	水道第一課長	国吉　長成	水道第二課長	高良　安哲
消防隊長	松本　吉英	選挙管理委員長	赤嶺　正一		

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1962年５月９日　議　　長　高良　　一〔印〕
1962年５月９日　22番議員　玉井　栄次〔印〕
1962年５月９日　28番議員　上原　文吉〔印〕

７月７日午前10時44分　開議

○議長(高良一君)　開会いたします。本日の出席26名、欠席16名でありまして議会は成立しております。ただ今から本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

本日の議事日程はお手許に配付しておきましたから、それにより報告にかえます。

議事日程第11号

〔第１～第21、第23～第36　略〕

第22　水道浄水５千立方米以上の送水確保方要請決議書(39番議員外17名提出決議案第11号)

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

〔中　略〕

○議長(高良一君)　午前に引き続き再開いたします。

(午後１時28分　再開)

議事に入ります前に議長から議事日程の変更についてお諮りいたします。本日の日程第36号にあがっております水道浄水５千立方米以上の送水確保方要請決議書、39番議員新垣松助君外17名提出決議案第11号、これを本日の日程第22、ガーブ川下流改修に伴う損害補償要求に関する陳情の前に日程第22とし

て繰り上げ、以下順次日程変更繰り下げて審議したいと思いますが左様取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないものと認めます。よって左様に取り計らうことに決定いたします。

○議長(高良一君)　では只今日程に繰り上げ変更になりました日程第22、水道浄水５千立方米以上の送水確保方要請決議書、39番議員新垣松助君外17名提出決議案第11号を議題といたし提出者からの提案理由の説明を求めます。

○新垣松助君　その前に一応水道対策特別委員会の中間報告をしてからこの提案理由の説明をいたしたいと思いますが、どんなもんでしょうか。お諮り願います。

(「異議なし」「賛成」と呼ぶ者あり)

御異議ないと認めます。それでは一応水道対策特別委員会の中間報告をいたします。

○水道対策特別委員長(新垣松助君)　本水道対策特別委員会における審査経過を簡単に御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件の審査について７月４日と６日に関係部課長の出席を求めて、委員会を開催し、この度の隔日給水を実施するまでの水道事情について慎重に質疑を交わし、その抜本的な解決の究明に努力した次第であります。先ず委員会の審査方法を緊急対策と恒久対策に分け差し当たり緊急対策を主眼として審査を進めたのであります。

即ち那覇市民が１日に消費する水の絶対量は水道課の調査によると１万6,000立方メートルでありますが、泊浄水場における１日の浄水能力は１万1,000立方メートルが限度で不足分の5,000立方メートルを水道公社に依存しなければならない状態であります。然るに軍において水の使用量が増加したために補給浄水量が減ぜられ、それ故に那覇市への送水量も3,167立方メートルに減少し、止むなく隔日給水を実施しなければならない状態に立ち至っているのでありますが、当局の報告によりますと、６月26日までは自己水源の原水は１日１万1,000立方メートルで最高浄水能力を充たし需要量の不足約5,000立方メートルは軍から受水していたが、27日軍の使用量が増加したため浄水の分譲が１日3,167立方メートルに減少した。そのため配水池の水位がぐんぐん下がり、そのまま全面給水を続けていると防火上極めて危険であるので夜間10時から午前零時まで市内への給水を臨時的に停止し、その翌日より隔日給水をせざるを得なかった。これを毎日消費量が約１万5,000立方メートルを超過する全面給水を実施すると、壺屋高地、楚辺高台、旧真和志地域のほとんど全域、首里金城の高台は水圧の低下により断水状況を生じ、浄水場に近い地域はいつも水に恵まれ、高台の区域は毎日断水状態という極めて不公平な配水状況となる。このことは現在の配水区域は、すでに泊浄水場の配水能力を超過していることを意味し、現配水池から全給水区域に全面給水することは不可能なことである。これは当然将来さらに悪化することが予想されるので、泊浄水場は最初の計画当時の配水区域である旧那覇市への配水用として本来の姿にかえし、新計画の西森浄水場は市内高台、真和志、首里地区と配水区域を二分して全面給水を行う計画となっているが、現状に直面して一応その打開策として先日来隔日給水を実施して急場をしのいでいたが、軍の増圧ポンプの修理が完了し、７月３日から平常の通り１日最低4,300立方メートルの浄水をうけることができ、現在の配水量にはなお1,000立方メートル程不足するが、時間給水ができる見通しがつき、これを７月３日の深夜から実施した。という報告があり、委員会といたしましては当局に対し次の諸点を要望したのであります。

即ち、(1)民間で保有する給水車輌、琉球政府及び軍からの供給車輌の調査。(2)現在２台ないし３台を出動させている消防車の５台程度の増配車並びに配水車の十分なる洗滌。(3)高台地における渇水時の水の絶対需要量を調査し、それに必要な給水車輌の配置計画と市内各小中高校及び病院等に対する対策。(4)市民の友や広報車によって市民に対して節水を呼びかけ、如何なる事態にも対処出来るように態勢を整え、更に民生課と水道課が緊密な連**繋**のもとに、異常渇水時における給水計画を早急に樹立することを要望したのであります。これは一昨年の渇水期において、市内各所に配置した水槽の整備等でありますが、当局が渇水対策について如何ような根本的な構想を建てているか、いわゆる渇水も災害である。このような場合人道的にも当然救済策が講ぜられるべきであるので、充分検討するよう申し入れ、尚委員会としては水道公社及び軍首脳部に対して、5,000立方メートル以上浄水補給を持続するよう之が確保方を要請する決議を議会に諮ることに決定いたした次第であります。

以上簡単に中間報告を申し上げ状況の推移を見て更に委員会を開催し、対策を講じたい所存であります。よろしく各位の御了承を得たいのであります。

こういう委員会の審査報告でありますが、本日委員会より、この決議案第11号なる水道浄水５千立方米以上の送水確保方要請決議書を提案したのでありますが、これは委員17名からなるもんでありますが、皆さんの御賛同を得て全員の提案といたしたいと思います。

なお宛先は首席民政官、ポストエンジニア、水道公社総裁であります。一応決議文を朗読致します。

宛：主席民政官、ポストエンジニヤ、水道公社総裁
発：那覇市議会議長
題：水道浄水５千立方米以上の送水確保方要請決議書（案）

この度の那覇市水道の断水に当りましては貴官の特別なる御配慮により今日浄水４千３百立方米の増加送水を得て一応平常に復することのできましたことを衷心から感謝申し上げます。那覇市の人口は現在22万３千人世帯数にして４万７千世帯となっており、これに対し水道使用栓数は４月末現在において１万３千栓を越え市民１日の使用量は最低１万４千立方米から最高１万６千立方米を必要といたしております。御承知の通り泊浄水場における浄水能力は１万１千立方米が最高限度であり、市当局においては今年度予算を以て首里西森に１万立方米の第二浄水場の建設計画を進めておりますが、現状は３千立方米から５千立方米は確実に不足する状況であります。

従ってこれが常時保有は全面給水の最低を維持する上から絶対に確保いたさねばならない需要量となっております。これが早期解決の方途は目下のところ第二浄水場の建設に待つ外解決の途はなく現状においては不可能であります。

申し上げるまでもなく水は市民毎日の生活に直結し特に夏期に向って需要量の激増と相俟って正に深刻なものがあります。つきましてはこの実情を御検察願い市当局の西森浄水場の完成まで常時５千立方米以上の浄水確保方御取計い賜りたく那覇市第38回議会の議決により要請致します。

1960年７月７日

那覇市議会

提案者

35番議員　新垣　松助	２番議員　平良真次郎	５番議員　赤嶺　一男
10番議員　仲尾次盛夏	16番議員　石原　昌進	17番議員　金城　賢勇
19番議員　大城　清徳	21番議員　瀬名波　栄	22番議員　玉井　栄次
24番議員　糸数　昌剛	25番議員　大山　盛幸	31番議員　宮城　　実
33番議員　崎山　喜達	34番議員　具志　清裕	38番議員　備瀬　知良
42番議員　屋慶名政永	45番議員　普久原朝光	

以上であります。先ほどもお願い申し上げましたように本議案については全員の提案といたしたいのでよろしく皆さんの御賛同をお願いします。

○議長(高良一君)　只今提案者から提案理由の説明があり、なお本決議案については全員の提案にいたしたいということでございますが、その通り取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　満場一致でございますので全員提案ということに決し本決議案につきましても原案通りこれを可決決定することにいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　それでは本日はこれをもって散会し、きたる12日午前10時から本会議を開催いたします。どうもありがとうございました。

(午後２時28分　散会)

一　出席議員（40名）

１番　久場　景善	２番　平良真次郎	４番　比嘉　佑直	５番　赤嶺　一男
６番　渡口　政行	７番　森田　孟松	８番　儀武　息睦	９番　金城　武一
10番　仲尾次盛夏	11番　高良　　一	13番　仲松　庸全	14番　喜久山朝重
17番　金城　賢勇	18番　玉城　正次	19番　大城　清徳	20番　宮里　敏慶
21番　瀬名波　栄	22番　玉井　栄次	23番　高良　清二	24番　糸数　昌剛
25番　大山　盛幸	26番　玉那覇有義	27番　辺野喜英興	28番　上原　文吉
29番　比嘉朝四郎	30番　渡口　麗秀	31番　宮城　　実	32番　仲宗根梶雄
34番　具志　清裕	35番　又吉　久正	36番　黒潮　　隆	37番　浦崎　康華
38番　備瀬　知良	39番　新垣　松助	40番　金城　幸信	41番　儀間　真祥
42番　屋慶名政永	43番　真栄田義晃	44番　久高　友敏	45番　普久原朝光

一　欠席議員（２名）

16番　石原昌進　33番　崎山喜達

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　　長	兼次　佐一	助　　役	仲原　英通	助　　役	義永　栄善
収 入 役	屋富祖太郎	総務部長	崎浜　国宏	経済民生部長	阿波連本平
建設部長	大城竜太郎	消防隊長	松本　吉英	選挙管理委員長	赤嶺　正一

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1962年５月９日　議　　長　高良　　一〔印〕
1962年５月９日　22番議員　玉井　栄次〔印〕
1962年５月９日　28番議員　上原　文吉〔印〕

〔７月12日会議録略〕

７月21日午前10時42分　開議

○議長(高良一君)　開会いたします。本日の出席40人、欠席２人でありまして議会は成立しております。

ただいまから本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

(31番議員宮城実君出席)

○議長(高良一君)　本日の議事日程はお手許に配付いたしておきましたから、それにより報告に替えます。

議事日程第13号

〔第１～第６　略〕

第７　軍用地の基本賃貸借契約について（１番議員外20名提出議案第52号）

第８　公営住宅法早期立法に関する要請決議書（21番議員提出決議案第12号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　ではただいまから議事に入ります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　再開いたします。それでは日程第７、軍用地の基本賃貸借契約について、１番議員久場景善外20名提出議案第52号を議題として提案者よりの提案理由の説明を願います。

○大山盛幸君

議案第52号

軍用地の基本賃貸借契約について

1959年１月26日から施行された高等弁務官布令第20号「賃借権の取得について」により本市所有軍用地の基本賃貸借契約を別紙(1)契約様式に従って別紙(2)調書の通り契約する。

1960年７月21日

提案者

久場　景善　　比嘉　佑直　　赤嶺　一男　　森田　孟松　　儀武　息睦
金城　武一　　喜久山朝重　　金城　賢勇　　玉城　正次　　大城　清徳
宮里　敏慶　　玉井　栄次　　大山　盛幸　　宮城　　実　　仲宗根梶雄
具志　清裕　　又吉　久正　　浦崎　康華　　新垣　松助　　金城　幸信
普久原朝光

本市所有の軍用地基本賃貸借契約を締結することについて、期間、坪数及び金額等に於いて本市条例「市有財産の取得及び処分条例」及び「議会の議決又は住民の投票に付すべき財産、営造物又は議会の議決に付すべき契約に関する条例」の規定により議会の議決を必要とするので本案を提出する。

別紙の(1)基本の賃貸借契約書、これの朗読は省略いたします。

なお定期のものも省略いたしますが、別紙の(2)の赤線で削ったのがございます。これは非細分地で全部削ってあります。これにつきましては、契約する件につきましては相当検討を要すると思いますので、この件につきましては後刻当局の方で検討して非細分地の方はあとで当局から契約させるようにしてもらいたいと思います。

それで市有地の分についての契約でございますが、一番最後の小さい紙に総纏めがございます。

地番149筆地積２万5,177坪１合１勺、年間賃貸料２万6,126ドル70セント、以上簡単に申し上げますが、本資料につきましてはかねて再要請決議をしている契約について当局の方では議案を提案すべくその準備をしておったようであります。それがいろいろな条件から市長が今回はできないというような説明があったのでありますので私たちとしては、早急に契約した方があらゆる面から良いと思料いたしまして、準備されておりました資料を添付してお手許に配付したわけであります。ひとつこの件につきましてはすでに十分検討し尽くされたものでありますので早目に議決してもらうようにお願いします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　本議案に対し只今から質疑に入ります。

○新垣松助君　ただいま25番議員（大山盛幸君）から軍用地の基本賃貸借契約についての議案が提案されておりますが、これにつきましては誰が契約をするのであるか、その点について提案者の御答弁を願います。

○大山盛幸君　議会の自主性において議決したら、当然義務は市長でございます。

○上原文吉君　この財産処分といったようなことは、今さき考えて見たら重要な問題であるので、これは特別議決となっております。ことにこの賃貸借契約はアメリカと契約、これが地上地下の絶対権利というふうになっているのであります。

さきの本会議において市長もこの契約をすることは非常に沖縄の地主に不利になる点があると、さら

に琉球政府が独立政府じゃないということの点をたくさんあげられているし、契約する意思がないというふうになっているわけであります。従って提案権、さらに契約するのは長にあると考えられますが、議会からこの前要請されてもできないと市長は、再三、再四にわたって声明を出されておるのであります。だが、今度この久場議員さんやほかの議員から提案されている議案に対して、市長は先の自説をくつがえして契約する意思があるのかどうか、また従来通り変わらないのかその点お尋ねします。

○市長(兼次佐一君)　この種の要請決議の際にも２回にわたって２名の議員からこの要請決議が可決になったら、それをなす意志があるかどうかということを聞かれたのであります。今回もまたそうでございます。私はお答えを次の点で兼ねて申し上げたいのであります。議会においての要請決議、議会自体の議決等につきましては真の議会の自主性の上に立っておやりになるべきものでありまして、その議決や決議をする前において市長がもしこれをやった場合はどうするか、ということをお聞きになられることよりは、自主性の上に立って議会の意思でおやりになっていただければけっこうだと思うのであります。

○大山盛幸君　さきほどの質問にこれは誰の質問かわかりませんが、市長の答弁を求めていたと思いますが提案者の方にも質問があるように思いますので申し上げます。

　これは特別議決ではありません。本件につきましては自治法の146条の第３項の規定によって普通議決でございます。なお提案権の問題につきましては市長に専属権はありますけれども、議員に対する禁止規定がない以上当然提案ができると思います。

○上原文吉君　自治法146条の３項には「前項の規定は政府に対する処分又は使用の許可についてはこれを適用しない」と、つまり公共の機関に使用させる場合と解釈して提案されたと思うが、提案者は琉球駐屯軍占領軍を公共の機関と考えているのか。

○大山盛幸君　政府に対する契約であります。だから146条の３項に該当して差し支えございません。

○仲松庸全君　市長にお伺いいたします。今さき上原議員の質問に対して市長は議会の自主性によってことをやる。こういうふうに御答弁をなされておるのであります。なる程議会は自主的にことを誤ってはならないわけでございます。それにしても議会は市長の政策については十分関心を持たなくちゃならないのであります。それで質問をいたす次第でございます。この軍用地問題は今まで前回、その前の議会からズート問題になっておる重要な問題でございます。この議会でも相当白熱の論議が戦わされているのでありますが、この問題に対して市長は契約をしないという態度を今まで表明し続けて来ました。その契約をしないという市長の方針、これとこのきょう出された議案と関連して考えなくちゃならなくなるわけでございますが、これが議決されたらこれが執行理事者の手に入ってゆくわけであります。それでお尋ねしたいわけでございます。市長は先ほどの本会議において議員の質問に対してハッキリと御答弁をなされました。それは議事録にも明確にしるされております。契約をしない理由については琉球政府の性格を法的に明らかにし、さらにアメリカ民政府が沖縄を統治するということについても本質的な問題を市長は解明しました。それでこの琉球政府の性格、アメリカ民政府の統治の問題に及んで法的に解明をしたこと。そしてその中から生まれてきた問題点が当時の契約をしない理由であると明言されたわけでございます。そうして、その当時の契約をしない理由、これを見ないで引き下がって議会の議決ということについて考えた場合、というふうないい方で表現がその通りであったかどうかは忘れましたが、そういう趣旨の言い方で議会の議決について論じておられたわけであります。従って市長の契約をしない理由ということは琉球政府の性格、アメリカ民政府の占領当時の根本性格、そういったものに基本的に契約をしないという理由があるということは、答弁の中にハッキリしているわけでございます。それは今でも変わらないのであるかどうかということが１点。そうしてそのことについてこの議案がもし議決されたならばそういう市長の基本態度は議決によって拘束されるか、ということについて１点お伺いいたします。

○市長(兼次佐一君)　質問の１点はその通りであります。第２点は今さきも申し上げました通り〝私の考え方を君はその通りやるかやらないか〟ということと何ら変わりません。緊急動議とかというようなものと市当局の提案の案件とはおのずから別個のものでありまして、市当局の提案並びに息のかかったものに対しては解明を加えなければならない義務を負うております。市がみずからの意志によって、なそうとするものをすぐその場において〝僕の考え方を君は行うかどうか､行わないか､それに対して答えろ〟というような場合には、以前の要請決議の際に申し上げたように仮定の上に立ってのお答えはできないというだけでございます。もし議会の皆さんが市長に契約をする義務を与えない。義務を与えるということは議会における議決であります。市会において議決をして義務を与えない、というのであればこの緊急動議で出された議案は葬られるでありましょう。しかしながら、義務を負わす要請決議じゃなしに、契約をしなければならない義務を負わす議決をやってどうしても契約しなければならない、という意向であるならばその提案は可決されるでありましょう。その場合に市長は個人としての考え方がいかようであっても議会政治のあり方からして義務を負わされた場合には履行しなければならないということは、これは民主政治の常道であります。

（「そうだ」「その通り」と呼ぶ者あり）

従いまして、議会の自主的な立場において問題の解決はなさってもらいたいと思います。

○大山盛幸君　この件につきましては今まで数回に及んで論じ立てられてきました。また市長に対する質疑も何回となく同じものが繰り返されております。本件につきましては質疑を打切り討論を省略して採決に入っていただきたいと思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）（「反対」と呼ぶ者あり）

（「動議成立」と呼ぶ者あり）（議場騒然なり）

○渡口麗秀君　市長の答弁ではっきりしたことは、義務付けるならば市長は従うということですね。義務付けるならば従うとハッキリ明言しています。そうした場合にこの契約そのものについてですね、さらにわれわれとしては検討する必要がある。契約しなければならないといういろいろな手があるはずです。それを十分に審議しなければならない。質疑打ち切りの動議を出したのは……。

（議場騒然なり）（「副議長ともあろうものが」と呼ぶ者あり）

（「動議成立」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　動議は成立しております。

（「動議成立」と呼ぶ者あり）

○渡口麗秀君　修正案を出していいでしょう。恐らく久場さんたちの多数でまたやられますけれども成立しているものは認めます。そのまま動議に対して表決していいでしょう。大山さんがどうしても数の暴力で押し切ろうというのならやむを得ない……、

（「議会制度だよ」と呼ぶ者あり）

採決に入る前に何を出しますので、これによって議事を進めていただきたい。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○渡口麗秀君　契約しなければならないというふうに修正すべきだよ。

○瀬名波栄君　これはですね、修正しようが、これを可決すること自体違法なんですよ。これは大山さんはです、議会に提案権がないという明文がないから提案してもこれは合法だというふうなことなんです。ところがこれは市長に発案権があるというふうに書いてある。そうであるならば、この反対は議会の発案権はないということになります。これを市長に義務付けようとしたところで無効なんですよ。

（「無効じゃないよ」と呼ぶ者あり）（「動議は成立」と呼ぶ者あり）

（「進行せんか」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　動議は成立しております。よって採決に入ります。日程第７、軍用地の基本賃貸借契約について、１番議員外20名提出議案第52号を承認することについて御賛成の方挙手をお願いいたします。

（「賛成」「わかっただろう」「瑕疵議決だよ」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　多数ご賛成のようでございます。よって日程第７、軍用地の基本賃貸借契約について、

１番議員外20名提出議案第52号につきましては可決決定いたします。

○瀬名波栄君　これは押し切られた以上はやむを得ませんが、これで今度の定例会は最後になるわけです。それで本来であるならば決議案を出したいのがたくさんあるわけですが、しかし成案をまだ得てないのでただ１点だけ動議を提案したい。これは先ほどの市営住宅に関してでございます。公営住宅法を早急に制定公布してもらいたいという要請決議であります。理由といたしましては、これは前にも縷々申し上げましたが、日本本土におきましても政府の責任において公営住宅、これがたくさん建てられて国民の住宅難を緩和している。戦災を蒙った沖縄においては、特に壊滅的な打撃を受けた那覇市においては住宅の不足というものは、これは目下の緊急事である。ところが現在建っている公営住宅は泊の市営住宅１ヶ所であります。従いまして那覇市の貧困財政ではこの公営住宅をこれ以上作ってゆくことが非常に困難である。従って当然政府はその責任において補助金を交付し、公営住宅をたくさんつくらせるということでなければならないと考えております。しかしこれも単なる恩恵として補助金を与えるというのではなしに、法律によってその義務付によって補助金を交付するというようなことでなくちゃならないのであります。だから民政府も第２次５ヵ年計画の住宅計画を出しておりますし、先月発表になりましたところの米琉高度経済長期計画、これにおいても住宅問題が提起されております。従ってこれを早急に実現してもらうためには一日も早く公営住宅法、これを制定公布し、少なくとも次年度においては多額の補助金を市町村に交付して住宅をたくさん作り、そして住宅に困っている市民を救わなくちゃならないという意味から、公営住宅法を早急に制定公布してもらいたいという動議を、要請決議を動議として提案いたします。なお本案につきましては事務局に一任いたします。宛先につきましては高等弁務官、行政主席、立法院議長ということで提案いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

決議案第12号

公営住宅法早期立法に関する要請決議書

首題の件について別紙案の通り議会の議決を得たいので提案する。

1960年７月21日　提出

１番議員　久場　景善	２番議員　平良真次郎	４番議員　比嘉　佑直
５番議員　赤嶺　一男	６番議員　渡口　政行	７番議員　森田　孟松
８番議員　儀武　息睦	９番議員　金城　武一	10番議員　仲尾次盛夏
11番議員　高良　　一	13番議員　仲松　庸全	14番議員　喜久山朝重
16番議員　石原　昌進	17番議員　金城　賢勇	18番議員　玉城　正次
19番議員　大城　清徳	20番議員　宮里　敏慶	21番議員　瀬名波　栄
22番議員　玉井　栄次	23番議員　高良　清二	24番議員　糸数　昌剛
25番議員　大山　盛幸	26番議員　玉那覇有義	27番議員　辺野喜英興
28番議員　上原　文吉	29番議員　比嘉朝四郎	30番議員　渡口　麗秀
31番議員　宮城　　実	32番議員　仲宗根梶雄	33番議員　崎山　喜達
34番議員　具志　清裕	35番議員　又吉　久正	36番議員　黒潮　　隆
37番議員　浦崎　康華	38番議員　備瀬　知良	39番議員　新垣　松助
40番議員　金城　幸信	41番議員　儀間　真祥	42番議員　屋慶名政永
43番議員　真栄田義晃	44番議員　久高　友敏	45番議員　普久原朝光

宛：高等弁務官、行政主席、立法院議長

発：那覇市議会議長

題：公営住宅法早期立法に関する要請決議書

公営住宅法早期立法に関する要請決議書

都市地区に於ける人口の増加は都市的形態の充実と発展に伴い、年々加速度的に増加しつゝある現状に於いて住宅政策については乏しい財源の中から起債により僅かに那覇市に於いて市営住宅の建設を見るのみであり、今日に於ける都市地区の住宅難は最早一都市の財政を以って解決することは極めて困難な実情に立至っているのであります。

御承知の通り日本々土に於いては庶民住宅の建設は公営住宅法の制定により政府の国家的事業として補助金を交付すると共に、地方公共団体と協力して積極的に推進され、住宅難にあえぐ住民に対し一大福音を齎しているのであります。

特に沖縄に於ける住宅政策は戦争に依る犠牲から更に本土の６割といわれる低額所得による生活、更にドル切替後の諸物価の昂騰、更に及んで毎年繰返される台風による災害等を考え合せた場合、その対策は可及的速かに確立せねばならない深刻なものを痛感する次第であります。

目下政府に於かれては諸事業に対する第２次５ヶ年計画を樹立され、住民はひとしくその実現に大いなる期待を寄せておりますが、公営住宅の建設についても特に住民生活の安定、社会福祉の増進を図る上から最も緊要な問題であり、之が早期実現を期し本土並の公営住宅法の立法について御配意願いたく、那覇市第38回議会の議決により要請致します。

1960年12月21日

那覇市議会

〔中　略〕

○議長(高良一君)　それから今先の瀬名波議員から動議として提出されました公営住宅法早期立法に関する要請決議書についてお諮りいたします。

（「全員提案にしてください」「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　それでは全員提案にしたいということでありますので質疑討論を省略して採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないと認め、さよう取り計らうことに決します。尚本件につきましては本日の議事日程の末尾に日程第８、公営住宅法早期立法に関する要請決議書、21番議員瀬名波栄外29名提出決議案第12号として追加願います。では日程第８、公営住宅法早期立法に関する要請決議書、21番議員外29名提出決議案第12号につきましては満場一致でもって可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないと認め、さよう可決決定いたします。尚決議文につきましては事務局の方で起草させることにいたしますから、さよう御了承願います。

（「議長質問」と呼ぶ者あり）

○真栄田義晃君　市長に質問いたします。要旨は現在那覇市の状勢は処理すべき多くの問題をかかえております。現在の那覇市議会は新聞でも報じられております通り非常に各派の意見が対立して感情的に抜き差しならないというところまでたかまってきております。こういうふうな状態では私たちは市民から背負わされた議会としての責務を十分に果たしてゆけないんではないかと思えるのであります。もちろん、いろいろな派の方々がございまして、ある人々はあくまでも自分だけが正しいし、だから自分達の意見に従わなければならないと、また当局に言わしむれば、私たちが正しいと私たちの意見に反対している方々が現在の市政をこういう状態におちいらせているんだという具合に二律背反をきたしているのであります。ところが本日こういった事態が非常に極立っている事態において61年度予算案33号を承認したわけであります。この中には９万7,450ドルという穴のあいたままの予算をそのまま収支執行不可能としりながらあえて承認するというような異例の措置をとっております。これは議会としても非常に

変則的な行き方であり、才入欠陥が生まれている以上はあくまでも議会の責任において修正して出すのが安泰であるにもかかわらず異例な変則的な議決をやっているわけであります。こういう状態は市政のために市民の市政という立場からこういった議会のあり方になってる事態は非常に遺憾だと考えるのであります。従って現在の那覇市の状勢をこれ以上このままの状態で放置する場合には各派各自の意を固執して収拾がつかない。従っていろいろと御意見はあられると思いますが、またそれぞれ自分が正しいと思っているかもしれませんが、現実に61年度予算は変則的な議決となって現われてきております。さらに軍用地契約の議案が今提案されたのでありますが、これは明らかに自治法を踏みにじるものであり、市長の議案の提案権を侵害するものであり、こういった議案をあえて議会に提出するというようなことはこれもまた変則的な行き方であります。そこでこういうような目茶苦茶な市政をわれわれはあくまでも解散して、そうして改めて覚悟のほどを市民の前に訴えて、そうしてその結果市民が判断を下すでありましょう。これまで議会活動において民連が正しかったとすれば次の選挙においては多数の議席を置くでありましょう。また悪かったと、間違っておったと、正しいと思って活動して来たがこういう状態になったと、これは民連が悪いのだということで市民が判断を下すなら民連の議席は減るでありましょう。われわれは意見を固執してたたかうんじゃなくて、これを市民の前に真実を問うということが必要になってきてるんではないかと考えます。従って私は総辞職の提案をここで出したい。そうして総辞職の提案を出すのはこれはあくまでも市民に現在の市会議員のあり方、どちらが正しいかということを市民の前に信を問われるんであるからこれは自分の意志によってなされなければならない。5、6名がこれを問われるというようなことでは市民に市政を問うという趣旨がはずれてくる。従って全員一致でもって総辞職の提案に賛成していただきたいと思うわけであります。そういう提案をこれからすぐ行いますが、その前に市長におかれましても現在市政執行理事者として正しい立場に自分は立っているというお考えでいると思いますが、意見の喰い違いのために現実にこういう変則的な議会のあり方ということが目の前に現われてきております。市長はみずからは自分自身では正しいと思われても兼次市政のもとにこういう事態が発生しているということは認めなければならないと思うのであります。これは一つの現実であります。従ってわれわれは不信任をするというようなものじゃなくて、これを議会に提案します場合に、これが決定なされました場合に総辞職をなされる意志があるかどうか、お聞きしたいと思います。

(「やめたい人はやめなさいよ」と呼ぶ者あり)

(「君ひとりだろう」と呼ぶ者あり)

あなた方は自分たちが正しいと思われるのでしょう。そしてわれわれが間違っておったとお考えになるはずであります。またあなた方はやめたければやめたらいいだろうとお考えのようですが私たちはそうは思わない。その反対というのであれば水掛け論になるから……。

(「やめたい人はやめたらいいよ」と呼ぶ者あり)

○市長(兼次佐一君)　お答えいたします。最近の那覇市の市会内において対立が極めて激しく市民からもいろいろととやかく言われているが、そこでおのおの自分の考え方が正しいと思っておるので、この際総辞職をして市民に信を問うということが賢明じゃないかという御意見でありますが、そうすることはどうぞ御自由になさって下さい。それからそうならしめた責任は兼次市政のもとに行われており、そういう現状にあられるから、その責任は兼次市長も負うてともに総辞職をなすべきであるがとおっしゃっておりますが、あなた方がおるからわれわれは喧嘩しておる。だからその責任はあなた方にあるから、あなた方も喧嘩してわれわれと同じように責任を負うべきであるという考え方は間違いだと考えております。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

さらに皆さん方が総辞職を断行して市民に信を問う場合市長も総辞職をする意志があるかということであります。その質問の前提として民連の考え方が正しければ大多数の民連議員が出てくる、正しくなければ少なくでてくる、ということでございますが、その際に市長の政策に賛成するがわと、不信任をすべきだというがわにわけて市民に信を問うでございましょうが、選挙の結果は市長を不信任すべきであるという政策を持った人が多数出て参りますと、そこに不信任というところの段階を経て市長がやめなければならなくなるのであります。結果はオモチャゴッコで、われわれはやめるからお前もやめろ、やめる意志があるかということは私は真剣にお答えはできないのであります。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　お諮りいたします。この本会議の場所だけではなしに3年間絶えず同じことを繰り返えしていますが、余すところ1年チョッピリだけしか任期がないのであります。だから議論もいいけれどももっと大きい気持で反省をして、余す1年間を当局も議会も一緒になり解決すべき事業がたくさんあるのでそういう具合にお願いいたします。

以上をもって今期議会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。このあと市長のあいさつがございますから御静聴のほどをお願いいたします。

○市長(兼次佐一君)　嵐を呼ぶであろうと伝えられたところの今期議会も嵐を遠ざけ、また沖縄本島を通る模様の台風も皆さま方の熱烈さにより、真剣さによって遠のきまことにけっこうなことであります。本当に長期間にわたりまして特別議決か普通議決かということで21日間も延長されて細やかな神経を使って御審議されている姿にはまったく敬服せざるを得ないのであります。その間、しかも市長不信任案の意志が蠢動いたしましたが、無事にここに就任することを得まして市民とともに喜ぶ次第でございます。なにとぞ御健康に御配慮下さいまして9月の定例議会にしっかりと市民のためにやっていただくようお願いいたします。ありがとうございました。

○議長(高良一君)　これを以て第38回議会を閉じることに致します。長日に亘り慎重御審議ありがとうございました。

(午後7時18分　閉会)

一　出席議員(40名)

1番	久場	景善	4番	比嘉	佑直	5番	赤嶺	一男	6番	渡口	政行
7番	森田	孟松	8番	儀武	息睦	9番	金城	武一	10番	仲尾次盛夏	
11番	高良	一	13番	仲松	庸全	14番	喜久山朝重		16番	石原	昌進
17番	金城	賢勇	18番	玉城	正次	19番	大城	清徳	20番	宮里	敏慶
21番	瀬名波	栄	22番	玉井	栄次	23番	高良	清二	24番	糸数	昌剛
25番	大山	盛幸	26番	玉那覇有義		28番	上原	文吉	29番	比嘉朝四郎	
30番	渡口	麗秀	31番	宮城	実	32番	仲宗根梶雄		33番	崎山	喜達
34番	具志	清裕	35番	又吉	久正	36番	黒潮	隆	37番	浦崎	康華
38番	備瀬	知良	39番	新垣	松助	40番	金城	幸信	41番	儀間	真祥
42番	屋慶名政永		43番	真栄田義晃		44番	久高	友敏	45番	普久原朝光	

一　欠席議員(2名)

2番　平良真次郎　27番　辺野喜英興

一　市当局より参与せる者の職氏名

市長	兼次	佐一	助役	仲原	英通	助役	義永　栄善
収入役	屋富祖太郎		総務部長	崎浜	国宏	経済民生部長	阿波連本平
建設部長	大城竜太郎		消防隊長	松本	吉英	選挙管理委員長	赤嶺　正一

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1962年5月9日　議　長　高良　一〔印〕

1962年５月９日　22番議員　玉井　栄次〔印〕
1962年５月９日　28番議員　上原　文吉〔印〕

15　1960年（昭和35年）９月　第39回定例会［文化］

９月20日午前10時　開会

○議長（高良一君）　本日を以て第39回那覇市議会を開催致します。本日の出席24人、欠席18人でありまして議会は成立致しております。只今から本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

本日の議事日程は各位の御手許に配付しておきましたから、それにより報告に替えます。

議事日程第１号
第１　今期議会の会議録署名人選挙
第２　今期議会の会期を定めることについて
〔第３～第13　略〕
本日の会議に付した事件
〔議事日程に同じ〕

○議長（高良一君）　議事に入ります前に市長から挨拶が御座いますので、暫くの間御静聴を願います。

○市長（兼次佐一君）　本日ここに第39回の那覇市定例議会を招集いたしましたところ多数ご出席下されましてありがとうございました。今回の会期中に御審議願います案件は、1961年度那覇市歳入歳出追加更正予算の外10件となっています。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（高良一君）　では只今から議事に入ります。日程第１、今期議会の会議録署名人選挙についてを議題と致し議長からお諮り致します。従来会議録署名人につきましては議長の指名によることに一任願っておりますが、今回も左様に取り計らって御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高良一君）　御異議ないと認め左様に決し議長から指名致します。23番議員高良清二君、27番議員辺野喜英興君、以上お二人の方にお願い致します。

（23番議員高良清二君、26番議員玉那覇有義君、25番議員大山盛幸君、
22番議員玉井栄次君、24番議員糸数昌剛君、28番議員上原文吉君、
１番議員久場景善君、出席）

23番議員の高良清二君は只今出席致しましたから念のため申し上げます。今期議会の会議録署名人になっておりますのでその点、御了承願います。

○議長（高良一君）　では次日程第２、今期議会の会期を定めることについてを議題と致し議長からお諮り致します。今期議会に於きましても前の議会と同様、一応休憩いたしまして各常任委員会の正副委員長で協議を願い、正案を得て本会議に於いて決定しておりましたが、今回はそれを省略することに御了承を得まして事務局側の腹案についてをお諮りいたし御了承願いたいと思います。

11日案を説明申し上げます。本日20日本会議、議案上程の説明聴取、21日休会、議案研究のため休会で、22日木曜日、本会議、議案上程、質疑、委員会付託、23日金曜日は公休日、秋分の日になっておりますので休みということになっております。24日土曜日、各委員会付託事件の審査、25日は日曜日になっておりますので休日、26日月曜日委員会付託案件の審査、27日も同じく委員会、28日も同じく委員会、29日木曜日は休会、各委員会の報告書作成並びに本会議準備のため休会、30日は本会議で議案並びに陳情書上程、委員会報告、質疑、討論、表決となっており、以上で11日間、内訳は本会議３日、委員会４日、休会２日、休日２日となっておりますが、この11日案に対して御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高良一君）　御異議ないと認めまして、今期議会の会期を定めることにつきましては９月30日まで11日間と決定いたします。

〔中　略〕

○議長（高良一君）　以上をもって本日の日程を全部終了いたしました。なお明日は議案研究のため休会し、あとは皆様のお手許に配付いたしてあります日程計画表によって進めることにいたし、明後日の22日午前10時から本会議を開催することにいたします。本日はこれを以て散会いたします。どうもありがとうございました。

（午前10時51分　散会）

一　出席議員（40名）

１番　久場　景善	２番　平良真次郎	４番　比嘉　佑直	５番　赤嶺　一男
６番　渡口　政行	７番　森田　孟松	８番　儀武　息睦	９番　金城　武一
10番　仲尾次盛夏	11番　高良　　一	13番　仲松　庸全	14番　喜久山朝重
16番　石原　昌進	17番　金城　賢勇	18番　玉城　正次	19番　大城　清徳
20番　宮里　敏慶	21番　瀬名波　栄	22番　玉井　栄次	23番　高良　清二
24番　糸数　昌剛	25番　大山　盛幸	26番　玉那覇有義	27番　辺野喜英興
28番　上原　文吉	29番　比嘉朝四郎	31番　宮城　　実	33番　崎山　喜達
34番　具志　清裕	35番　又吉　久正	36番　黒潮　　隆	37番　浦崎　康華
38番　備瀬　知良	39番　新垣　松助	40番　金城　幸信	41番　儀間　真祥
42番　屋慶名政永	43番　真栄田義晃	44番　久高　友敏	45番　普久原朝光

一　欠席議員（２名）
30番　渡口麗秀　32番　仲宗根梶雄

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　　長　兼次　佐一	助　　役　仲原　英通	助　　役　義永　栄善
収 入 役　屋富祖太郎	総務部長　崎浜　国宏	経済民生部長　阿波連本平
建設部長　大城竜太郎	消防隊長　松本　吉英	

一　事務局出席者
局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人
1962年５月９日　議　　長　高良　　一〔印〕
1962年５月９日　23番議員　高良　清二〔印〕
1962年　月　日　27番議員　辺野喜英興〔印〕

〔９月22日会議録略〕

９月30日午前10時46分　開議

○議長（高良一君）　開会いたします。本日の出席34人、欠席８人でありまして議会は成立しております。只今から本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○議長（高良一君）　本日の議事日程は御手許に配付しておきましたから、それにより報告に替えます。

議事日程第３号

〔第１～第35　略〕

本日の会議に付した事件

〔第１～第35　略〕

第36　伝統的文化遺産（玉陵）の保護を要請する決議書

○議長(高良一君)　それではただいまから議事に入ります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第36、伝統的文化遺産（玉陵）の保護を要請する決議書、２番議員平良真次郎外15名提出決議案第13号を議題といたし、提案者の説明を求めます。

決議案第13号

伝統的文化遺産（玉陵）の保護を要請する決議書

首題の件について別紙案のとおり議会の議決を得たいので提案する。

1960年９月30日

１番議員　久場　景善	２番議員　平良真次郎	４番議員　比嘉　佑直
５番議員　赤嶺　一男	６番議員　渡口　政行	７番議員　森田　孟松
８番議員　儀武　息睦	９番議員　金城　武一	10番議員　仲尾次盛夏
11番議員　高良　　一	13番議員　仲松　庸全	14番議員　喜久山朝重
16番議員　石原　昌進	17番議員　金城　賢勇	18番議員　玉城　正次
19番議員　大城　清徳	20番議員　宮里　敏慶	21番議員　瀬名波　栄
22番議員　玉井　栄次	23番議員　高良　清二	24番議員　糸数　昌剛
25番議員　大山　盛幸	26番議員　玉那覇有義	27番議員　辺野喜英興
28番議員　上原　文吉	29番議員　比嘉朝四郎	30番議員　渡口　麗秀
31番議員　宮城　　実	32番議員　仲宗根梶雄	33番議員　崎山　喜達
34番議員　具志　清裕	35番議員　又吉　久正	36番議員　黒潮　　隆
37番議員　浦崎　康華	38番議員　備瀬　知良	39番議員　新垣　松助
40番議員　金城　幸信	41番議員　儀間　真祥	42番議員　屋慶名政永
43番議員　真栄田義晃	44番議員　久高　友敏	45番議員　普久原朝光

宛：行政府、立法院、文化財保護委員会、聖公会

発：那覇市議会議長

題：伝統的文化遺産（玉陵）の保護を要請する決議（案）

われわれは、去る大戦で豊富なかつ誇り高い伝統的文化遺産の多くを破壊され失った。そして今、数少く残された貴重な文化財の中の最も重要な一つである首里玉陵の現状変更に遇おうとしている。これは守礼門や園比屋武御嶽、その他の文化財の復元を進めてきているわれわれの精神に矛盾するものである。なおこれらの文化財は個々について重要であるだけではなしに、それらを立体的に一つに組み合わせて成り立つ総合的価値において一層深遠な意味をもつものであり、この特色においてわれわれの文化財を愛し、守らなくてはならないのである。今、われわれが、この民族の伝統的文化遺産の保護について熱意と努力を忘れ、あやまりをおかすとすれば、それは悔を千戈に残す結果を招くことになるのであろう。

新しい時代に新しい文化を創造する上で実り豊かな祖先の文化遺産を正しく保護し継承することは重要な使命であると思う。すなわち、新しい文化は、文化遺産を犠牲にして生れるものではなく、それを土台として正しく受けつぐことによる発展の中に生まれるものである。

ここに第39回那覇市議会の議決により首里玉陵の現状変更計画を直ちに思い止まってもらうよう要請する。

1960年９月30日

那覇市議会

○平良真次郎君　それでは提案者にかわりまして私の方からご説明申し上げます。伝統的文化遺産（玉陵）の保護を要請する決議書とこういうふうになっております。文案につきましてはお手元に配付してあります通り内容も盛られているのでございますが、一応簡単に提案理由を申し上げます。

皆さんもご承知の通りタマウドンが戦前においては国宝として指定され、しかも戦後においては特別重要文化財特別史跡として1956年２月20日にこれが指定を受けているのであります。これの創立につきましては1502年、今を去る460年前におきまして当時の尚真王の時代において、これを創建したのであります。その当時は沖縄の絢爛たる文化の爛熟期であり、こういったような芸術的なしかも沖縄の文化の程を知るような幾多の名所地跡を残しているのであります。すでにその内容については皆さんもよくご存知だと思いますが、この規模としまして墓地が729坪、それを背景とする山林が4,651坪、さらにその入口におきまして宅地、戦前向こうは家があったわけであります。いわゆる墓地の守霊といいますか、50何坪、合わせて5,337坪という膨大な墓地を形成しておりまして、沖縄においても、あるいは日本においてもいろいろな本に登載されており、かつ日本のそういった権威者の柳宗悦先生もこれを絶賛しております。それで本にもこれを登載し沖縄文化を宣伝、これつとめてもらった重要な文化財であります。

われわれの祖先が作った文化遺産を現在首里城がすでに学校敷地と化し、戦災の灰燼から幾多の重要な文化財が散逸破壊されてきたのでありますが、ここにタマウドンが最も典型的な沖縄の玉陵として原形を止めているという文化財に対して、今後沖縄の祖先のあり方あるいはこれを土台にして今後の文化のいき方、こういったものを土台として作られていくということは皆さんすでにご存知のことであるし、こういったような文化遺産を顕彰し、これを土台にわれわれの新しい文化の創造ということが生まれてくるということを本員も痛感するものであります。

ここにおきまして現在問題になっておりますこの玉陵の一部約1,200坪、道路に面した側でございます。ここの石垣の一部が毀されましてここに教会その他いろいろな施設をされるということになっております。

これに対して文化財保護委員会におきましても、あるいは文化財の専門委員会においてもこれが阻止にいろいろとやっきになってきたわけでありますが、現在こういったような情勢になっており、そういうふうな意味からもぜひこういった方、あるいは立法院、行政府、文化財保護委員会においてもこの地域はぜひ現状のまま保持してもらいたいというようなことで、本委員会におきましても現地の調査をいろいろなしたわけでありまして、委員会ではぜひこの史蹟の原状変更については止めてもらうように那覇市議会の名におきまして、これが阻止方の決議案を提出した次第でございます。そういうふうな意味におきまして、われわれは数少ない文化遺産を努めて保護し、これをもって沖縄の今後の文化の顕彰あるいは今の生生発展に寄与すべきであると、こういうふうに考えて全員の連署をもって本会議に提案した次第でございます。よろしく皆様の方の御質問を得まして本霊御殿の現状のまま保存されていくよう重ねて皆さんの議決を得たいのであります。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　ちょっと休憩します。

（午後４時19分　休憩）

（午後４時22分　再開）

○議長(高良一君)　再開いたします。

○平良真次郎君　字句の訂正をいたしたいと思います。最後の３行目の〝ここに第39回那覇市議会の名にお

いて〃とございますが、〝ここに第39回議会の議決により〃に訂正したいと思います。

○高良清二君　発言の前におもむろにお尋ねすればよかったのにガヤガヤと我を張ったことに対しお詫びいたします。念のためにお聞きしなければならなかったのでその点についてお尋ねいたします。従来これに似たようなケースで同じくその文化財、首里城周辺にありますところの放生池の問題が以前に随分新聞紙上で騒ぎ、その専門委員会においても相当の波乱を起こしたのは皆さま方御承知のことであります。その決議案について特別に私が論を言及するわけではないが、これと関連いたしておりますので、これを御審議なさる時に放生池を含む円覚寺跡その周辺の問題はどう解決したかについては、我々は曖昧なままに今関心を持ってその時期を見守っているわけであります。全くこれと似たケースでありますので放生池の問題、円覚寺の問題をいかように御調査になり、あるいはこの文面にありますところの第３行目に、守礼の門や園比屋武御嶽、その他の文化財の復元を進めてきている我々の精神に矛盾するものであるというので、決議案の趣旨は前に申しあげました放生池、円覚寺を含むその他のその他は、その意味を含んでいるのか、あるいは単に玉陵をもってこの要請決議案の趣旨とするのであるのか、その辺について提案者の説明を求めます。

○平良真次郎君　お答えいたします。文案にある守礼の門、あるいは園比屋武御嶽、こういったようなものは現在の敷地にすでに現在着工しつつあるという意味で、特に霊御殿のその問題に限ってこれを委員会で審議したわけであります。

○高良清二君　ただいまの提案者の説明によりますと、今回は霊御殿に限ってこの決議案を提案したということでございますが、それとこれと関連して先ほどの円覚寺や放生池については、提案は主として経済民生委員会の方々でありますので、現に審議途中言及はしなかったかどうか、あるいは提案者として将来あの問題をどう取り扱うつもりでありますか、それをお伺いします。

○平良真次郎君　放生池の問題については委員会では言及しておりません。この問題についてどう取り扱うかという問題についても今のところ考えておりません。

○大山盛幸君　提案者の１人になっておりますので言わしていただきます。この決議案を経済民生委員長から提案者として加わるようにと頼まれてお受けする時に条件をつけております。この件につきましては討論において発表しようと思っておりましたが、ただいま高良議員がおっしゃっておりますことに関連いたしますので、その答弁の１つにもなるかと思いますので話させていただきます。この霊御殿は原形が全部残っている。もちろん御陵原形として十分跡は残っているのであります。今手を加えてやれば立派な御陵原形として沖縄の霊御殿がそうとう価値ある文化財として高く評価されるということはわかることでありまして、この件につきましては保護委員会に呼ばれて意見を求められた時に残すべきだと主張して参りました。それと関連しまして首里の文化財の問題で２つ問題がある。もう１つは放生池の問題でございます。この問題は皆様も御承知の通りモヤモヤしている中に琉大の運動場が草ぼうぼうと生えて非常に周辺の人が迷惑しているし、不良の巣窟になり痴漢どもが出没するという話もあり、なお琉大の運動場ができることによって首里の方に大きなプラスになると同時に、新しい文化の造成を担っているところのあの琉大の学徒が、その場で思い切った心身鍛練の場所として立派な所であるということは誰でも御承知だと思います。そういう意味におきまして早急にグランドを完成させていただくために、文化財を犠牲にして革新文化を創造するということはどうかと思いますが、物には物の軽重というものがございます。そういう意味で放生池を早急に賛成してもらいたいということを文化財保護委員会で主張したものであります。この放生池の方はあの橋が国宝でございまして、放生池そのものは国宝でないということは各位の御存知の通りであります。その欄干は現在博物館に確保されているようでございます。

その池自体が惜しいという事もありますが、あの円覚寺あっての放生池でなければならんと思います。そういう意味で円覚寺というものがすでに跡形もなくなって非常に惜しいことではありますが、仕方がないという結果になっております。こういう物事の軽重から考えた場合、この形をどこかに残しておく、もう１つは弁財天がすでにできましたのであの良い所を生かすために放生池のある所の、あの左側、反対側を２、３間残してそこに植樹して石垣をし、弁財天の雰囲気を出すために仕切りをして、そのあとに木を植えて昔をしのぶよすがとして写真、あるいはいろいろな物を売っていけば、そういうようなことも含めて放生池を埋め立てるということを前提として賛成するといっております。

わたくしの聞いた範囲内においては園比屋武御嶽そのものが戦災に痛めつけられたものの修復は、全部は困難ですからなくさないで国宝としてやれば十分価値がある。国宝として指定されておったであろうが、すべてをとりこわして全部今のように作り替える場合には観光資源としての価値があるかも知れませんが文化財としての価値はないといわれております。なお龍樋の入口の方に共同便所を作ったことに対しても非難ごうごうの声もあるということは御承知のことと思います。

そういう意味から考えた場合は文化財保護委員会の前の５名のメンバーの内では３名が玉陵の敷地を提供することを決定しているようでありますが、私達が呼ばれてその意見を聞かれたあとどういう状態であったか、反対側の山里さんの意見を十分お聞きになったようでございますが、これを処分してもよろしい、変更してもいいという３名の意見を聴取していないという点においては片手落ちのような気がしますが、玉陵の用地については、用地をそのまま残すことについては異議ないと思いますので、本員としては早急に琉大学生のために市民のためにも那覇市としては地元を初め積極的に放生池の問題を解決すべきじゃないかと思います。

学生諸君があのデモに参加したあの熱烈なる情熱を……放生池の埋め立てを文化財保護委員会に要望して、あの運動場、グランドの建設に邁進してもらいたいことをマスコミを通して要望したいという気持もありますが、こういう件についてはいろいろと意見がありますのでさし控えることにしまして、本員といたしましてはさきほど申しあげました通り放生池を埋めることを、わたくしの聞いた範囲内における必要な要望を付して玉陵を残すことについて賛成した訳であります。

○議長(高良一君)　暫く休憩致します。

（午後４時36分　休憩）

（午後４時39分　再開）

○議長(高良一君)　再開いたします。

日程第36、伝統的文化遺産（玉陵）の保護を要請する決議書、２番議員外全員提出決議案第13号につきましては、質疑を打切り討論を省略して原案通り承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　満場一致でございます。よって本案につきましては原案通り可決決定することにいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして今期議会に付議せられました議案の審議は全部終了いたしました。なお引き続き市長のあいさつがございますので、しばらくの間御静聴願います。

○市長(兼次佐一君)　去る20日から11日間において10件の提出案件、１件の諮問案のほかに25件にわたる陳情を鮮やかに審議されまして、ここに第39回議会を閉じることになりましたことに感謝申し上げる次第であります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　ではこれをもって第39回議会を閉じることにいたします。長時間にわたりありがとうございました。

（午後４時46分　閉会）

一　出席議員（38名）

１番　久場　景善	２番　平良真次郎	４番　比嘉　佑直	５番　赤嶺　一男
６番　渡口　政行	７番　森田　孟松	８番　儀武　息睦	９番　金城　武一

10番　仲尾次盛夏　　11番　高良　　一　　13番　仲松　庸全　　14番　喜久山朝重
16番　石原　昌進　　17番　金城　賢勇　　18番　玉城　正次　　19番　大城　清徳
20番　宮里　敏慶　　22番　玉井　栄次　　23番　高良　清二　　24番　糸数　昌剛
25番　大山　盛幸　　27番　辺野喜英興　　28番　上原　文吉　　30番　渡口　麗秀
31番　宮城　　実　　33番　崎山　喜達　　34番　具志　清裕　　35番　又吉　久正
36番　黒潮　　隆　　37番　浦崎　康華　　38番　備瀬　知良　　39番　新垣　松助
40番　金城　幸信　　41番　儀間　真祥　　42番　屋慶名政永　　43番　真栄田義晃
44番　久高　友敏　　45番　普久原朝光

一　欠席議員（４名）
21番　瀬名波栄　26番　玉那覇有義　29番　比嘉朝四郎　32番　仲宗根梶雄

一　市当局より参与せる者の職氏名
市　　長　兼次　佐一　　助　　役　仲原　英通　　助　　役　義永　栄善
収 入 役　屋富祖太郎　　総務部長　崎浜　国宏　　経済民生部長　阿波連本平
建設部長　大城竜太郎　　消防隊長　松本　吉英

一　事務局出席者
局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1962年５月９日　議　　長　高良　　一〔印〕
1962年５月９日　23番議員　高良　清二〔印〕
1962年　月　日　27番議員　辺野喜英興〔印〕

16　1960年(昭和35年) 12月　第41回定例会[公営住宅、河川、水道]

12月17日午前10時46分　開会

○議長(高良一君)　開会いたします。本日をもって第41回那覇市議会を開会いたします。本日の出席34人、欠席６人でありまして議会は成立しております。ただいまから本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の議事日程は各位のお手許に配付いたしておきましたので、それにより御報告に替えます。

議事日程第１号
第１　今期議会の会議録署名人選挙
第２　今期議会の会期を定めることについて
〔第３～第17　略〕
本日の会議に付した事件
〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　議事に入ります前に市長の挨拶がございますのでしばらくの間御静聴願います。

○市長(兼次佐一君)　第41回那覇市議会定例会に提案いたしまする案件は、1961年度那覇市才入才出追加更正予算を初めその他計15件の案件でございます。どうぞよろしく御審議くださるようお願い申し上げます。御挨拶をするに当りまして２件だけ御了承を得たい事がございます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　では只今から議事に入ります。日程第１、今期議会の会議録署名人選挙についてを議題といたし、議長からお諮りいたします。会議録署名人につきましては慣例によりまして議長から指名いたしておりますが、今期も左様に取り計らって御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認め左様に決定し、議長から指名いたします。１番議員久場景善君、45番議員普久原朝光君、以上お二人の方にお願いいたします。

○議長(高良一君)　次に日程第２、今期議会の会期を定めることについてを議題と致し議長からお諮りいたします。だいたいこれは正副委員長会でもって日程の打ち合わせをしてまとまった案がございますので、これをお諮りいたします。だいたいが12日間といたしまして正副委員長会でまとまったものでございます。

17日本日の土曜日を本会議、議案上程、説明聴取、明日は休日で議案研究のため休会、19日月曜日、本会議を開催し一般質問、20日火曜日、本会議、議案上程、質疑、委員会付託、21日水曜日、各委員会付託事件の審査、22日、23日、24日土曜日までが各委員会の付託事件の審査であります。25日は休日になって各委員会の審査報告の作成、月曜日の26日、委員会、各委員会付託事件の審査、27日が火曜日、本会議、議案並びに陳情上程、質疑、討論、表決、28日水曜日、同じく本会議となって終了になります。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
(「議長、26日は法定休日ですよ」)

○議長(高良一君)　26日は公休ですが、委員会付託事件の審査でそれは議会と関係なくして委員会で処理して貰いたいと思っております。本会議は27日、28日になっております。委員会で処理して貰います。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○高良清二君　異議あり。26日の月曜日は法定休暇の祭日休暇になっておりますので、これは休日として処理した方がいいと思います。委員会の日程は何日間で終るということでは困る。これは法的休日として処理されなければいけないと思います。それは休日になっておりますのでそのように改めてもらいたいと思います。

○議長(高良一君)　休日は25日ですね。それで26日の代休も委員会を休日にせよという意味ですか。

○高良清二君　当局にお尋ねいたします。26日は祭日、法定の代休になるが当局は代休を後日充てる方針であるのか、26日を代休休暇にするというお考えであるのか、そのへんを一応質したいと思います。

○総務部長(崎浜国宏君)　議会と当局とは関係がなく、その間の委員会の何日間休むか休まないかは議会の意思で決まります。委員会が休みたいということになれば、当局も議会の決定に従います。

○議長(高良一君)　休憩いたします。

(午前11時20分　休憩)
(午前11時21分　再開)

○議長(高良一君)　再開いたします。只今の日程第２、今期議会の会期を定めることにつきましては12日間とし、来る12月28日までの12日間と決定いたします。

(26番玉那覇有義、９番金城武一君、出席)

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上を持ちまして本日の日程を終わります。明日は日曜日でありますので休会いたしまして、明後日19日午前10時から再開いたしまして一般質問に入ります。本日はこれで散会いたします。

(午前11時38分　散会)

一　出席議員（37名）
１番　久場　景善　　２番　平良真次郎　　４番　比嘉　佑直　　６番　渡口　政行

７番　森田　孟松　　８番　儀武　息睦　　９番　金城　武一　　10番　仲尾次盛夏
11番　高良　　一　　13番　仲松　庸全　　14番　喜久山朝重　　16番　石原　昌進
17番　金城　賢勇　　18番　玉城　正次　　19番　大城　清徳　　20番　宮里　敏慶
21番　瀬名波　栄　　22番　玉井　栄次　　23番　高良　清二　　24番　糸数　昌剛
25番　大山　盛幸　　26番　玉那覇有義　　27番　辺野喜英興　　28番　上原　文吉
29番　比嘉朝四郎　　30番　渡口　麗秀　　33番　崎山　喜達　　34番　具志　清裕
35番　又吉　久正　　36番　黒潮　　隆　　37番　浦崎　康華　　38番　備瀬　知良
39番　新垣　松助　　40番　金城　幸信　　41番　儀間　真祥　　42番　屋慶名政永
45番　普久原朝光

一　欠席議員（３名）
５番　赤嶺一男　31番　宮城実　43番　真栄田義晃

一　市当局より参与せる者の職氏名
市　　長　兼次　佐一　　助　　役　仲原　英通　　助　　役　義永　栄善
収 入 役　屋富祖太郎　　総務部長　崎浜　国宏　　経済民生部長　阿波連本平
建設部長　大城竜太郎　　消防隊長　松本　吉英

一　事務局職員出席者
局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1962年８月７日　議　　長　高良　　一〔印〕
1962年８月９日　１番議員　久場　景善〔印〕
1962年８月10日　45番議員　普久原朝光〔印〕

〔12月19日、20日、27日会議録　略〕

12月28日午前10時53分　開議

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。本日の出席35人、欠席５人でありまして議会は成立しております。ただいまから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配付いたしておきましたから、それによって報告にかえます。

議事日程第５号
〔第１～第20　略〕
本日の会議に付した事件
〔第１、第３～第16、第18～第22　略〕
第２　日本の公営住宅法を沖縄に適用し日本政府に財政援助を要請する決議書（決議案第14号）
第17　奥武山北側より壺川に至る鉄橋下の水路の鉄骨並びに捨石の撤去と河巾拡張方要請決議書（決議案第15号）
第23　西森浄水場建設促進に関する要請決議案（決議案第16号）
第24　ガーブ川工事施行補助金交付に関する感謝決議書（決議案第17号）

○副議長(渡口麗秀君)　ではただいまから議事に入ります。
〔中　略〕

○瀬名波栄君　議長、動議……。那覇市に限らず沖縄の市町村の財政が非常に貧困であるためにこのように貴重な財産を処分して事業をしなければならないというような状態に追い込まれているのであります。ですからそういった地方自治体の貧困財政から一日も早く脱却していかなければなりません。そのためにはどうしても日本政府に対する要請、財政獲得運動が展開されなくちゃいけないと考えております。従って次の決議案を動議として提案したいと考えております。思いつくまま書いてみたわけであります。

決議案、沖縄の戦災復興の一環として那覇市の戦災復興のために特別法を制定して実施していただきたい。特に住宅問題は焦眉の急であるので本土の公営住宅法を沖縄にも適用し、日本政府において財政を支出されるよう強力に要請するものであります。右決議する。1960年12月28日、第41回那覇市議会。これは日本政府、日本国会あてというふうになっております。この決議案を動議として提案いたしますから直ちに日程追加していただきたい。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　ただいま21番議員から動議が提案され成立いたしておりますが、これを直ちに日程に加えまして今の日程の第２を第３とし順次繰り下げて、ただいまの動議を日程第２に追加したいと思いますが、そのように取り計らって御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めましてそのように決定し、進行することにいたします。

○副議長(渡口麗秀君)　休憩いたします。

（午前11時35分　休憩）

（午前11時38分　再開）

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。先ほど申し上げました通り日程の方、只今の第２を第３というふうに順次繰り下げるようにしていただきたいと思います。ただいまの日程第２の議案につきましては21番さんから提案理由の説明を願います。

○瀬名波栄君　ただいまの決議案につきまして提案理由を申し上げます。先ほどの財産売却とも関連して考えますことは、那覇市の財政が非常に貧困であるということであります。

従って那覇市はこれまでいくたの事業遂行にあたって琉球政府あるいは民政府に対しても補助要請をたびたび続けてまいったのでありますが、しかしこれはわれわれが期待するほどの効果を与えていないようであります。特に那覇市の戦災復興については、これまで数回にわたって日本政府に対しても私たちは日本国民であるという立場に立って要求し、賛成してきたのであります。これも一向に実を結ばない。これは先日来島いたしました日本政府の藤枝総務長官の新聞談話を見ましても、これまではアメリカに気がねをしてきたが、従って今後は気がねなしに沖縄の援助を考えているというふうな談話を発表しているようであります。

それから窺えるように沖縄が今度の戦争において大きな被害を受けた、壊滅的な打撃を受けたと、こういうことは今度の戦争を引き起こした日本政府の大きな責任であるわけです。

ところが、藤枝官房長官の談話にもありましたように、同じ日本国民が本土から切り離されてアメリカの支配下におかれているにもかかわらず、これに対して何ら見るべき援助をやっていない。もちろん援護関係、恩給関係、こういった幾多の援助はなされておりますけれども、これは沖縄の戦災復興という立場からするならば、まだまだ焼石に水というような状態に過ぎないわけであります。特に那覇市の復興については莫大な費用が投下されております。なかんずく那覇市の区画整理事業、この区画整理事業においては、民政府、琉球政府としても一文だに援助を出していない。そのほとんどの資金というものが地主の負担というような形になって遂行されているわけであります。

従ってこのことについては沖縄に視察に来る日本本土の議員の方々も立派に区画整理ができたということでおほめの言葉をあずかるわけですが、しかしこれに対しては一文の政府補助もなく地主がすべて負担してやっているんだということを申し上げた場合にはたちまちびっくりするわけであります。

それはその通りであります。日本においてはどの都市においても戦災復興のためには国庫が大きな世話をして区画整理、あるいはまた都市計画、これを進めてるわけであります。特に壊滅的な打撃を蒙っ

たところの広島、長崎においては特別法を施行してこれによって復興資金の約８割から９割を支出しているのであります。

その他の一般都市においても50パーセントの援助をやっているわけであります。特に一足先に日本に復帰した奄美群島においては人口僅かに20万、那覇市と同じくらいの人口をもってる奄美に対しては、奄美群島特別措置法を実施して年間約500万ドルの復興援助資金を支出している。これは10ヵ年計画でなされております。今日の奄美大島の復興は非常に目ざましいものがあるというふうに言われております。そういうようなこともありますので先だっての議会においては、本員は那覇市議会から代表して日本本土に出張する議員はぜひこの奄美大島の復興状況を視察すべきだということを提案して皆さんの御同意を得たわけであります。この間はわれわれは残念なことにはパスポートがおりなくて行けなかったけれども、その他の方々は行っております。これは議会の議決に基づいて調査に行っておりますので、さだめしこの議員の方々から日本本土のそういった戦災復興あるいは特に奄美大島の復興についての視察報告がなされるものと本員は期待しております。ともあれ、そのように日本本土においては莫大な復興資金が国庫から支出され、あるいは県から支出されて、日本の市町村の復興というものは非常に目ざましい。すでに戦災復興は数年前に終って、これからは本当に繁栄の時期だというふうにも言われているそうでありますが、沖縄においては復興どころか戦争の爪あとはまだまだ深いのであります。これをどうしても今度日本の政府において復興のための復興、特にわれわれとしては那覇市の復興のために努力してもらわなくちゃならないというふうに考えております。

幸い日本政府からも藤枝さんがお見えになっております。これは絶好の機会であります。従ってこの機会をとらえて那覇市議会が市民の利益を代表して援助要請の決議をするということはまさに時宜を得たものじゃないかというふうに本員は考えている次第であります。もちろん戦災復興の援助と申しましても、これは政治である以上、なかなか一朝一夕には実現するということはこれは考えられないが、われわれがねばりづよく今後運動を起こしてつとめていかなければいけないと思います。そしてその中において一つ一つ獲得してゆくというふうな努力をこれを積み重ねなければならないわけであります。特に那覇市においては住宅がほとんど壊滅状態になった。この壊滅状態の住宅を復興したのは個人々々の力であります。市民の個人々々の力であります。ところが日本本土においては公営住宅法を制定施行いたしまして第１種公営住宅、あるいは第２種公営住宅というふうにわけております。第１種住宅の場合にはこれは御承知のように割方、高級のサラリーをもらっている方を対象にしている。さらに第２種の場合は一般市民階層を対象にしていると言われております。この第１種住宅に対しては公営住宅建設費の２分の１が国庫補助でもってなされている。残りの２分の１を市町村が負担しているというふになっております。第２種におきましては３分の２を国庫が負担し、残りの僅か３分の１を市町村が負担すればいいということになっております。そういう公営住宅法の施行によりまして、日本本土の各市町村においては幾多の公営住宅が建設されて安く住宅を提供しております。そのためにもし今度安謝にできるところの市営住宅、これがもし公営住宅法の適用をうけて２分の１あるいは３分の２の援助を日本政府からもらうことができたと仮定したら、あの11ドルという家賃が、当局の職員の計算によりますと４ドルから４ドル50セントで貸すことができるというふうに言われております。そうなると現在入っているところの低額所得者の労働者、こういう人たちさえも月６ドル以上の家賃を支払ってるわけでありますが、こういう人たちがそういうアパートに４ドルないし４ドル50セントの安い家賃で暴風雨にも心配なく雨にも心配なくアパートに住めることができるのであります。そういう人たちが今那覇市には１万世帯を超すというふうに言われております。住宅問題は那覇市においては現在焦眉の重要な問題の１つであります。従って戦災復興の一環として那覇市に対して、あるいは沖縄に対して日本政府が責任をもって日本の公営住宅法これを沖縄に適用する。これは当然のことではないかというふうに本員は考えるのであります。

なぜならば戦争はわれわれの意志によってやったんではなく、これは日本軍国主義政府がやった。その戦争によって、誤まれる戦争によってわれわれの住宅は壊滅した。灰燼に帰したわけであります。従ってこれの復興に対しては、当然日本政府としてはこの責任を十分感じなくちゃならないわけであります。従って日本の公営住宅法を適用するというふうなことは、これは重要な運動のまず端緒ではないかというふうに本員は考えるわけであります。日本の法律が沖縄に適用されるかというふうに考える方がよくおられますが、しかしこれは誤りでありまして、たとえばマイクロ回線のごときも、これは日本の法律によって奄美まではすぐできる。しかしながら沖縄は一応施政権が別であるので特別法をつくってこれを実施したいということは、先の郵政大臣の新聞談話であります。その準備も着々と日本政府において進められているということが藤枝長官の談話でも明らかになっております。

そういうふうに日本国会において特別措置法をつくる。そうすれば日本の法律が沖縄に適用されることはこれでも明らかであります。従ってわれわれは確信をもって日本の法律が沖縄に適用されるというような立場に立たなくちゃならないというふうに考えております。これをわれわれが日本国民であるという観点から当然な要求として全市民の力を結集して、あるいは全県的な力を結集するというふうになるならば、そういった日本の、特に財政、補助金の関係の法律を一つ一つ沖縄に適用させて、われわれの生活を向上させるというふうなことは、これは十分予測はつくのであります。

従ってその突破口とも申しましょうか、公営住宅法を市民の力を結集して日本政府に要請するということによって、この公営住宅法を沖縄に適用させるということが成功するならば、その他の問題も次々と成功することは疑いないのであります。従いまして私は全員の賛同を得ましてこの決議案を、ちょうど幸い藤枝官房長官もお見えになっておりますので、直ちに議決し議会代表をして官房長官に決議書を、要請決議を手交するというふうなところまでもっていかなくちゃならないというふうに考えているわけであります。以上簡単に提案理由を申し上げまして皆さんの御賛同を得たいと思っております。

○副議長(渡口麗秀君)　ただいま21番議員から提案理由の説明がございましたが、一応決議案を朗読して皆さま方の御賛同を得ておきたいと思います。

決議案。題目の方でございますが、これはこういうふうに付け加えたらどうかと思っております。日本の公営住宅法を沖縄に適用し日本政府に財政援助を要請する決議案という題目はどうですか、21番さん。決議案の内容を読み上げます。沖縄の戦災復興の一環として那覇市の戦災復興のために特別法を制定実施していただきたい。特に住宅問題は焦眉の急であるので本土の公営住宅法を沖縄に適用し日本政府において財政を支出とありますのを援助と直したらどうかと思います。財政を援助されるよう強力に要請いたします。右決議する。1960年12月28日第41回那覇市議会、あて先は日本政府、日本国会。

○久場景善君　今の題目からすると特別法を制定させてというのはあわないんじゃないですか。修正してもらった方がいいんじゃないかと思います。

(「合いますよ」と呼ぶ者あり)

(「特別法がつくられたらいいんじゃないか」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　質疑に入ります。

○高良清二君　提案者に対して質問いたしまするが、もしおゆるし願えればお答え願いたいと思います。ただいま21番さんから適切なる決議案の提案がありまして諸手を上げて賛成するものであります。このことにつきましては、那覇市の議会のみでなく全琉的につながる問題でもあり、22万市民としても当然歓迎すべき決議案だと私も思考し非常に喜んでおります。ところが決議の方法におきまして原案から見ますと公営住宅法に主眼がおかれているようであります。なるほど20万市民におきましては住宅問題は切実なる問題で、当然那覇市の議員としてはこの問題は重要視し、しかも大きく取り上げて決議案をもって、あるいは決議ばかりでなく強力に折衝し、この問題を解決するのに吝かであってはならないと私は思考するものであります。

この件につきましては何ら異議を挟むものではありませんが、けさの新聞報道あたりからいたしますと立法院諸公、行政府の主要の方々と来島中の総務長官との間におきましていろいろと懇談の機会を

持ってるようなことを窺い知ったわけであります。その内容からいたしますると特に沖縄におきましては、土地台帳を失ってその基本でありますところの基本測量さえまだなされていない。これはわれわれ那覇市におきましても行政区画の整備をする上からいっても相当大きな支障をきたして一進一退、停滞しているような状態であります。そのほかにも国土開発の仕事や移民の促進、教育の整備、国有地の払い下げ、パイン、砂糖の特恵措置、戸籍の整備、あるいは国会に議員を送るとかいろいろな項目を上げている。立法院の方では、強くこれを推進し訴えているそうであります。これはきのうの出来事で、けさの報道によりましてわれわれは窺い知ることができたが、ただいまの瀬名波さんの提案によりますと、公営住宅法を促進するというようなことが主目的であるが、これも先ほど申し上げましたようにこれは単に那覇だけの問題ではありません。那覇としてほかにもぜひ必要なものは土地台帳の整備問題とか、戸籍の整備の問題、それから移民の促進とか、預金の凍結、国有地の払い下げ、教育制度の整備とか、その他経済、文化、国土の開発の問題とか、問題が多々あるはずであります。それで趣旨には賛同いたしまして喜ぶのでありますが、その決議案の内容についてはもう少し提案者を含めまして、もっと内容の整備をしていただいたらどんなものかと思いますが、この提案に対してもし御了承願えればそのお考えについて説明をお願いしたいと私は思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○瀬名波栄君　お答え申し上げます。なるほど23番議員のおっしゃるように、沖縄においてはなすべき解決すべき問題が山積みされているわけであります。これは重々承知しております。手っ取り早く申し上げますならば、ちょうど奄美大島が復帰いたしましたころに日本国会において制定いたしましたところの奄美群島復帰特別措置法、こういうのをつくってしまえば問題はほとんどが解決するわけであります。この奄美群島復帰特別措置法の内容は治山治水を改善し護岸の整備あるいは教育施設あるいは特産品の保護育成、その他盛りだくさんの土地区画整理、あるいは工事、そういったものまでも含めた一切の復興発展、そういうものが内容として盛られているわけであります。

従って手っ取り早い方法としては、そういう奄美群島復帰特別措置法と同じような法律を制定するということが一番いいわけであります。そうすれば戸籍の問題にしましても、あるいは土地台帳の問題にしましても、あるいは教育施設の問題にいたしましても、あるいはまた特産品である砂糖、パインなどにいたしましても、そういう問題が一挙にとはいわないまでも逐次解決の方向にたつということがいいわけであります。ところが実際の問題として、そういうほかの特別法を直ちに制定するということは、これはこれまでの経験から見ましても非常に困難であるわけであります。

そこで、まず一つ一つ突破口を作って見るということが考えられるんじゃないかということを本員はこれまでずっと考え続けたのでありますが、一番可能性のあるもの、これは何かというふうに考えてみた場合に、まず財政補助金関係の法律であります。財政補助金関係の法律であるならば、これは一部分ではなく、全沖縄的な問題でもあるし、また日常生活の面において幾多の利便あるいは不幸に陥れられた人々がたくさんいるわけであります。従ってそういう財政補助金関係の問題に対しては世論喚起というような面からも非常に有利じゃないかというふうに考えた次第であります。

特に公営住宅の問題を取り上げたと申しますのは、幾多の財政補助関係の法律がある中で特に那覇市においては莫大な起債をやってまでも住宅を作らなくちゃならないという市民の切実な要求があるわけです。そういう点を勘案いたしまして、まずこの住宅法が突破口になるんじゃないかというふうに本員は考えた次第であります。従って公営住宅法を突破口として獲得したならば、この突破口を次々にその他の財政補助関係の法律を適用させるという力が次第に全県民的な力に結集されていった場合には、沖縄県復興特別措置法というような法律の制定というものも十分考えられて行くんじゃないかというふうな観点から１つにしぼったわけでございます。

また、この決議案の中には一応沖縄の戦災復興の一環として那覇の戦災復興のための特別法を作ってもらいたいということをまず、うたってありますけれども、その次に引き続き、特にと、焦眉の急の問題として特にというふうに主眼を公営住宅法の適用、これにおいた次第であります。従って本員の考えとしては、この住宅問題が突破口として一番やり易いんじゃないかというふうに考えたわけであります。もし皆さん方の御意見で、その他もっと有効な突破口が市民の力を結集し得る問題があるならばそれに含めてもいいし、また併置してもいいんじゃないかというふうに考えて、決して私の提案した決議案に固執するものではありませんので、以上お答え申し上げます。

○高良清二君　どうもありがとうございました。提案者の説明も相当くわしくなされ、われわれとしても十分、多く知りたいことがくわしくわかりました。ただ心配いたしますのは、特に瀬名波さんといたしましても突破口として公営住宅法の促進を図って那覇市の住宅問題を解決したい。いわゆるこれが突破口となれば次々と問題が解決される糸口が生まれてくるだろうというのが御説明でよくわかりました。ところが、今朝の新聞報道によりますと、失礼ですが一応記事の内容で読み上げてみます。内容の一部であります。藤枝長官の談話にこういうことがあります。「日本政府としても皆さん方から申し出られた技術援助、経済援助あるいは医療、マイクロ回線については特に最近その方向に決定を見、鋭意努力している。」途中を抜かしまして、「予算編成が終わることになっている。そういうわけで今日こちらで具体的な項目についてその金額なりを申し上げることはできないのが残念だが、しかし日本政府としては、いろんな意味で沖縄に対する技術的援助を積極的に進めて行く方針であり、そういう根本的態度を現政府はとっている。政府の予算大綱においてもこれをひとつの方針としている。恐らく、皆さんの期待を一挙に解決することは無理としても大きく前進するということは申し上げて差し支えないと思う。さらに今回の視察によって」といろいろありますが、この内容からいたしますると、相当大巾な期待をわれわれは持ってしかるべきじゃないかと考えられます。それで那覇市民として特に必要であるのは、もちろん住宅の問題でありまするがそのほかにもいろいろ力強い談話を発表しておられる。それで提案者の21番さんも内容についてはしいてこだわるものではない。もしそういう考え方があるならば一応は訂正あるいは修正することも吝かではないという御意見でありますので起草委員を何名かあげていただき、その中で再び原案が賛成されて、そのままであればなお、それでもよろしゅうございまするが、一応起草委員をもって案を作っていただき、まあ昼食時間を利用してもいいのであります。後刻議題といたしまして本案を進めていただきたいと、こう希望するものであります。そこで起草委員といいましても、そうたくさんあげても困りますので議長の方から４、５名あげて指名していただき、その方々に代表して御審議していただけば幸いと信ずるものでございます。ゆえに議長にお願いし、なお提案者にお願いするものであります。

○副議長(渡口麗秀君)　ただいま23番さんから、起草委員をあげてもらいたいというふうな御意見が出ておりますが、そのように取り計らって御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めまして起草委員につきまして、議長から指名いたします。総務委員長大山盛幸君、建設委員長新垣松助君、経済民生委員長平良真次郎君、提案者の瀬名波栄君、それから高良清二君、以上５名にお願いいたします。

○金城幸信君　瀬名波議員からりっぱな要請決議案が出まして感謝しています。今までの例としまして、われわれ那覇市議会においても那覇市の戦災復興援助金の要請のために大名行列をして東京まで行ったんでありますが、その答えは出ておりません。これは全琉的な問題でございまして起草委員の方にお願いすることは、この要請決議案が空砲にならないようにお願いします。そこで全琉的な立法院議員に送るか、全琉の議長会でやるか、市町村長会に持ってゆくか、そこまでとくと考えて空砲に終わらないように要望いたします。

○副議長(渡口麗秀君)　休憩いたしまして、午後１時から再開することにいたします。

（午後０時11分　休憩）

（午後１時40分　再開）

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。午前中の会議におきまして21番議員から提案されました日本に対する財政援助の問題につきましては起草委員をあげて休憩中に御検討を加えていただきましたが、その結果案がまとまっておりますので、その件につきまして議長から一応報告いたします。

宛：内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長

発：那覇市議会議長

題：日本の公営住宅法を沖縄に適用し日本政府に財政援助を要請する決議書

今般日本政府においては、沖縄に対し医療、マイクロ回線、援護関係等の諸問題について技術、経済の面から積極的に御援助される計画をたてられている由承っておりますが、之等の実現は県民の切実な要求でありますので、沖縄の戦災復興のため綜合的な援助の特別法を早期制定実施していただきたいのであります。

特に住宅問題は焦眉の急務でありますので、本土の公営住宅法を沖縄に適用し、政府において財政の援助をされるよう強力に要請いたします。

1960年12月28日

那覇市議会

という案になっておりますが、これを中心に審議を進めていってよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めまして、そのように進めることにいたします。では質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　質疑ないようですから打ち切って討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　討論もないようですから省略いたしまして採決に入ります。日本の公営住宅法を沖縄に適用し日本政府に財政援助を要請する決議案につきましては、ただいま議長が読み上げました通りの決議案で承認して御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めまして、その通り決定いたします。

〔中　略〕

○新垣松助君　動議であります。国場川流域の治水対策の陳情につきましては現在継続審査でありますのでこれに対して委員会といたしましては奥武山北岸より壺川にいたる鉄橋下の水路の鉄骨並びに捨石撤去と川巾の拡張方の要請決議書案を提案いたします。理由、奥武山北側より壺川にいたる鉄橋下の水路の鉄骨並びに捨石については台風の都度一大障害物となり付近一帯はもちろん、特に国場部落及び仲井間、古波蔵部落にはんらんし三尺余の浸水を見、家財と共に農作物を流失しその被害総額は数万ドルに上るといわれており、区民の再三の陳情もあり現場調査の結果、現実においてまことに憂慮される状況にあります。よって治水対策として同水路の川巾を拡張し鉄骨並びに捨石についても可及的速やかに撤去され、国場川の公園より壺川にいたる川巾を拡張し付近住民の生活の安定と向上を計られるよう御配慮たまわりたく那覇市第41回議会の議決により要請いたします。こういう文面でありますが、これは現在の建設委員会新垣松助以下２名になっておりますが、なるべく全員一致でこれを要請するよう要望いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　ただいま新垣松助議員から動議として提案になりましたところの奥武山北側より壺川にいたる鉄橋下の水路の鉄骨並びに捨石撤去と川巾の拡張方の要請決議書を議題としてこれを取り上げまして、日程第17とこれを追加し、以下順次繰り下げるようにして審議を進めてゆきたいというふうに考えておりますが、そのように取り計らって御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めましてそのように決定いたします。

○新垣松助君　宛先についてお諮りいたします。実は宛先は高等弁務官になっておりますが、現在のブースさんは１月頃転任なさるのですが、しかしこれを高等弁務官宛として、その次にこられる弁務官宛として、また現在のアンドリック首席民政官、それからＤＥ隊長、この３ヵ所に決めたいと思いますので皆さんの御了承を得たいと思います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　ただいまの議案につきまして質疑に入ります。

○高良清二君　提案者にお諮りいたします。この問題と関係して内容を大きく規制しておったのが、いわゆる先ほど問題になっておりましたところの例の撤去あるいは捨石の問題、治水対策を考慮の上で、そこに最高度の技術をもって橋梁を作るというふうに聞かされているが、その面はどういうふうに御配慮願ってるか、その決議案の趣旨はどうそれを処理するか、あるいはその点について御検討願ってるかどうか。

○新垣松助君　その点については検討いたしません。というのは、この目的は治水対策でありまして、公園から壺川間の川巾を大きくして早急に完成できるような陳情であります。その橋とか何とかは考える問題じゃないんです。以上。

○高良清二君　当局にお尋ねいたします。ただいま提案者の方から説明を承りますると、治水対策のみの決議案として考えているということでありますが、かねてわれわれが聞かされている話からでは治水対策はもちろん十分考慮に入れての工事で、その上を利用して橋を架けるんだということですが、その辺の何についての御計画は現在どうなってるか。

○市長(兼次佐一君)　ただいま議題となっている決議案についての個所に橋を架けるという計画はありません。

○金城武一君　当局におはかりしたいと思いますが、先ほどから国場川の流域の治水対策につきまして論議がなされておりますが、ただいま決議案が出されまして全面的に賛成いたします。ところが決議案の出しっぱなしではどうにもならない。従っていずれ日を改めまして議会と市当局と、なお付近住民の代表者と３者が一体となって弁務官に直接交渉する必要があると思いますが、当局にそういった日を改めて決議案と一緒に折衝する意図はないかどうか。

○市長(兼次佐一君)　まことにその通りでございます。単に決議案だけを出していくようではそれこそ効果はございません。従いましていつでも弁務官に面会を申し込み、その問題の解決にあたる意思のあることをお答え申しあげます。

○副議長(渡口麗秀君)　では日程第17、奥武山北側より壺川にいたる鉄橋下の水路の鉄骨並びに捨石の撤去と川巾拡張方要請決議書につきましては原案通り承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認め、日程第17、奥武山北側より壺川にいたる鉄橋下の水路の鉄骨並びに捨石の撤去と川巾拡張方要請決議書につきましては原案通りこれを承認することに決定いたします。

○副議長(渡口麗秀君)　審議中でございますが速記者も疲れておりますし、また副議長も何がありますので暫く休憩することにいたします。

(午後４時38分　休憩)

(午後４時58分　再開)

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。先ほど決議いたしましたところの奥武山北側より壺川にいたる鉄橋下の水路の鉄骨並びに捨石の撤去と川巾拡張方要請決議書につきましては建設委員長から要望があり

ましたけれども、私ど忘れしてしまっていたものですから皆さまの御承認を得て少し訂正したいと考えております。と申しますのは、建設委員会の意思としては全員提案にしてくれというふうな何でございましたが、これを皆さまにおはかりすることを忘れまして大変失礼いたしました。それで委員会の案通り全員提案ということにしたいと思いますが、そのように取り計らって御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めまして、日程第17、奥武山北側より壺川にいたる鉄橋下の水路の鉄骨並びに捨石の撤去と川巾拡張方要請決議書につきましては､これを全員提案とすることに決定いたします。

（「折衝委員も決めておかんでいいですか」と呼ぶ者あり）

〔中　略〕

○大山盛幸君　西森浄水場建設促進に関する要請決議を日程の第23に追加してもらうよう動議を提案いたします。ご賛同を御願いいたします。

○副議長(渡口麗秀君)　只今25番議員から西森浄水場建設促進方に関する要請決議案の動議が出ておりますが、これを日程第23として処理することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めまして、西森浄水場建設促進方に関する要請決議案を日程第23としてこれを処置し、25番議員の提案理由の説明を求めます。

○大山盛幸君　御説明申し上げます。去る７月の第38回の本市議会におきまして西森浄水場の位置設定につきまして全会一致でそれを可決しておりますが、新聞報道によりますと民政府当局の係官と市当局との間に技術的な面において意見の対立を見ているようでありまして、本件につきましては去る本会議の一般質問におきまして又吉議員やその他の方々から本件についていろいろと御審議がかわされたことであります。それに本件につきましては全会一致で決議をし、当時議会といたしましても、あらゆる角度から検討しておりますが、なお市民の間においてもこの件についてはぜひ西森に浄水場を建設してもらいたい、促進してもらいたいという声がございます。特に西森の地元の儀保町の会長である方も特に私に対して本件の実現方を要請するようにという御要望もございましたし、なおこの西森浄水場の場所設定につきましては、大山個人としても水道課長のお伴をして個人地主の説得にまわったこともございまして、なおこの場所に実現できますれば現在非常にさびしい西森一帯の公園化もなされ名所になると、それに北側の方には、沖縄平和慰霊像の場所が設定されておりますので、その場所と相並んでりっぱな那覇市の観光資源の一つにもなると確信いたしている次第でございます。

この件につきましては、各議員も御異議ないと思います。簡単にかいつまんで申し上げますと、浄水場建設の基本的な考え方を述べますと、まず目の前の給水問題について解決する方法を考えるのと、あるいは20年後の将来の問題について考えることもできると思いますが、理想的なあり方は何といっても恒久的な見地から施設を考えなければいけないと思います。現在この加圧式の方法によって泊の浄水場を拡張しようというのがアメリカの係官の御意見であるようでありますが、本件につきましては加圧式の問題はどうしてもポンプを使用しなければなりませんので、電力がいると停電になった場合にはどうしても断水が起こるし、水圧による給水に不安定があると。また一方配水になります関係上送水管の口径を大きくしなければならんという問題なんかもあってどうしても維持管理問題も出てくると。また加圧式によりますと高台に給水するにはあちこちに加圧ポンプ場を設けなければならないし、それと関連して配水の増大といいますか、それができなければならないと。それを考える場合に長期間に県民に及ぼす影響も大きい。それに比べて自然降下によるところのサイフォン式による方法が理想的であることは私が話すまでもないと思うのであります。西森に浄水場を設置すれば理想的な流水、つまり自然降下によるところの配水ができるのに現段階においてわざわざ加圧式による方法を取るということは得策ではないと考えるのであります。その面において議会としても再びこれを再確認して、いわゆるこの問題

を民政府に要請することが那覇市のためにもプラスになると主張するわけであります。一応案も作ってございますので読み上げまして皆さんの御審議を願いたいと思います。

決議案第16号

西森浄水場建設促進に関する要請決議（案）

首題について別紙のとおり議会の議決を得たいので提案する。

1960年12月28日　提出

那覇市議会議員

久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行
森田　孟松	儀武　息睦	金城　武一	仲尾次盛夏	高良　　一
仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進	金城　賢勇	玉城　正次
大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次	高良　清二
糸数　昌剛	大山　盛幸	玉那覇有義	辺野喜英興	上原　文吉
比嘉朝四郎	渡口　麗秀	宮城　　実	崎山　喜達	具志　清裕
又吉　久正	黒潮　　隆	浦崎　康華	備瀬　知良	新垣　松助
金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永	真栄田義晃	普久原朝光

宛：高等弁務官、主席民政官

発：那覇市議会議長

題：西森浄水場建設促進に関する要請決議（案）

1960年６月の第38回那覇市議会において、あらゆる角度から慎重に審議した結果、西森浄水場の建設計画につきましては全会一致で可決になったのであります。

ところが本件につきましては那覇市当局と米国民政府当局係官との間に技術的見地から意見の対立があるようで、那覇市民待望の西森浄水場建設に不安を抱いている次第であります。

現那覇市の地形のあり方と、給水人口の集密度と将来を目標に入れた水道事業の基本計画からくる長期間の経済面に及ぼす影響等を検討いたしました場合、給水の原則ともいうべき自然流下による方法を採用することが可能である現状において加圧ポンプ方式の採用を予定した泊浄水場の拡張をなすことは得策でなく、那覇市議会の可決した那覇市案が最も適切な立案だと信じます。

民政府当局の技術的指導助言については感謝いたしますが、那覇市民を代表する那覇市議会議員全員は西森浄水場を建設することが最も理想的であることを再確認すると共に、その実現方について米国民政府の御協力を仰ぎたく第41回那覇市議会の議決により要請いたします。

1960年12月28日

那覇市議会

以上でありまして、全議員の署名で高等弁務官、首席民政官あてに出したいと思います。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

（「質疑討論なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　ただいま25番議員から西森浄水場建設促進に関する要請決議案の提案がございましたが、その通り承認して御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めまして日程第23、西森浄水場建設促進に関する要請決議案につきましては原案通りこれを可決決定いたします。

○宮里敏慶君　動議を提出いたします。日程変更の動議です。日程第24にガーブ川工事施行補助金交付に関

する感謝決議書についてであります。

○副議長(渡口麗秀君)　ただいま20番議員からガーブ川工事施行補助金交付に関する感謝決議書について動議が出されておりますが、これを日程第24として上程いたしまして審議することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めまして日程第24、ガーブ川工事施行補助金交付に関する感謝決議書を議題といたしまして提案者の宮里議員の説明を求めます。

○宮里敏慶君　那覇市の都市計画中多年の懸案であり、かつ焦眉の課題でありましたガーブ川の改修工事が民政府の格別なる御配慮により23万ドルの補助金が交付され、いよいよ62年度から年次計画により本格的な工事を施工することになりましたのは市民の喜ぶべきことでありますので、軍に対し感謝の意を表わしたいと思っております。沖縄は昔から守礼の国といわれております。こういうときに感謝の意を表わすというのは、もっとも必要だと思っておりますので提案いたします。どうぞ、皆さんの御賛同をお願いいたします。

提案は全員となっております。感謝決議書ができておりますのでちょっと読んでみます。

決議案第17号

ガーブ川工事施行補助金交付に関する感謝決議書(案)

首題について別紙のとおり議会の議決を得たいので提案する。

1960年12月28日　提出

那覇市議会議員

久場　景善	平良真次郎	比嘉　佑直	赤嶺　一男	渡口　政行
森田　孟松	儀武　息睦	金城　武一	仲尾次盛夏	高良　　一
仲松　庸全	喜久山朝重	石原　昌進	金城　賢勇	玉城　正次
大城　清徳	宮里　敏慶	瀬名波　栄	玉井　栄次	高良　清二
糸数　昌剛	大山　盛幸	玉那覇有義	辺野喜英興	上原　文吉
比嘉朝四郎	渡口　麗秀	宮城　　実	崎山　喜達	具志　清裕
又吉　久正	黒潮　　隆	浦崎　康華	備瀬　知良	新垣　松助
金城　幸信	儀間　真祥	屋慶名政永	真栄田義晃	普久原朝光

宛：高等弁務官、主席民政官

発：那覇市議会議長

題：ガーブ川工事施行補助金交付に関する感謝決議書(案)

ドル防衛対策に関する指令は基地経済に依存する我が沖縄に於いても一大反響を呼び、殊に幾多の建設事業を抱える那覇市に於いては、今後の都市計画事業に一大支障を来たすものと憂慮されたのでありますが、幸いにしてその除外措置が取られ、明るい見通しがつきましたことは全琉住民のこの上ない喜びとする所であり、時を経ずして那覇市の都市計画中多年の懸案であり、且つ焦眉の課題でありました。

ガーブ川の改修工事が民政府の格別なる御配慮により23万ドルの補助金が交付され、いよいよ62年度の計画により本格的工事を施工することになりました事は、那覇市に対する深い御理解に依るものであり、茲に那覇市議会は、その御高配に対し第41回議会の議決を以って衷心から感謝の意を表します。

1960年12月28日

那覇市議会

○高良清二君　今の決議案について賛成。

○副議長(渡口麗秀君)　お諮りいたします。ガーブ川工事施行補助金交付に関する感謝決議案につきましては、ただいま20番議員から決議案または理由について説明がありましたが、その通り承認して御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないと認めましてその通り可決決定いたします。

○瀬名波栄君　感謝決議をするということはなる程けっこうではありますが、ところがですね、これも度が過ぎるとどうもいけないわけです。

(「インフレーションを起こす」と呼ぶ者あり)

感謝決議はいくら積み重ねてみたところで大したことはないわけなんです。ところがこれはきのうのタイムスの文化欄でしたか、琉大の招聘教授、嘉納さんが随筆を書いておりますが、その中で沖縄の人たちはあまりに権利意識が低いんじゃないのか、そういうところがあるから何かやってもらうと感謝決議というふうにその折角の決議を濫発している。そこでそういう人たちは本土にそれを持ち帰って沖縄ではこういう善政をしいたというふうなことを自慢するだろうと。だからそういうようにしてあまり感謝決議を濫発すると、守礼の国が行き過ぎると奴隷の国になるといわれても仕方がない。そういうふうなことが嘉納教授によってスッパ抜かれております。そこで国場川の砂防ダムの撤去並びに巾員の拡張にしましてもですね、市当局はこれに対して太鼓判を押した。大丈夫できるとアメリカは砂防ダムを作るというふうに言った。ところがこれを信用した議会は完全にペテンにかけられたわけです。だから戦々恐々としているわけです。アメリカさんのは取ってみなくちゃわからない。取ってから感謝しても遅くはないわけです。いかに感謝決議をしたところで、これが駄目だということになるとこれは本当におかしいもんになってしまう。アメリカ民政府は本年度の予算に450万ドルの補助金を出すといったが琉球政府においてはこれを組もうとした。ところがこれはもう政府当局が新聞に発表しておりますけれども、その450万ドルのうちすでに50万ドルは削減されたんだというふうなことを発表しているわけであります。そういうふうに琉球政府に対する予算でさえも、補助でさえも削減するわけです。だからアメリカさんのは取ってみなくちゃわからない。だからむしろ感謝決議でなしにこれは本当に実行してもらいたいという決議をしなくちゃならないということになるわけでございます。それをお先走ってですね、感謝決議ばかり出すというふうなことではどうも議会の権威にかかわるわけです。これがもしできなかった場合には恥をさらすことになる。そういう点は慎重にわれわれは考えるべきだと思う。もっと慎重に衿度を持つべきだと思います。何もかも頭を下げればいいというようなもんじゃないと思います。本来ならばあれは河川に認定して政府がやるべきなんであって、その前から当間市長時代から今まで要求しているがなされていない。しかもわれわれは市民の税金で立退補償とか、その他の経費を出さなくちゃならないので、その23万ドルがそれだけ完全に入ってくるわけじゃないわけです。その他の工事をみてもわかる通り相当の負担をやっている。実際は政府がやるべきが当然なんです。それをさらに感謝感謝というふうなことでは、あまりにも権利意識が低いというふうに琉大の招聘教授からきめつけられても仕方がないと、その辺は十分に検討してもらいたいと思います。以上、要望しておきたいと思います。

○副議長(渡口麗秀君)　全日程を終了しておるのでございますが、先ほど日本出張しましたところの35番議員又吉久正君、９番議員金城武一君、５番議員赤嶺一男君、この御三名から出張した当時のことについて御報告があるようでございますので、暫く御静聴をお願いいたします。

○又吉久正君　去った９月の定例議会で10人の議員が本土視察をするようになっておりましたが、７人の方がそれぞれの理由で渡航できなかったことを残念に思う次第でございます。それで最小限度の人員で最大の効果を上げるべく努力したつもりでございますので次の報告をいたします。各員に報告書がわたっておりますから。

(「見ることにいたしましょうよ」と呼ぶ者あり)

(「どうですか」と呼ぶ者あり)

(「お互いに報告にかえましょう」と呼ぶ者あり)

それでは報告書にかえることにいたしましたら私もその通りでなおよろしいのであります。

(笑声あり)

○瀬名波栄君　このたびの本土視察出張に対しては私たちがいけなかった代わりに又吉さん、ほかお二人の方々が本土に参りましたが、ところが一つ苦言を呈しなければならないことがございます。これは残念でございますが、やむを得ません。と申し上げますのは、今度の本土視察の場合には本員が提案いたしましたが、特に奄美大島復興状況視察ということを提案の中に入れておきましたが、ところが報告書を見ますと奄美大島調査がなされておりません。なぜ本員があえて奄美大島復興状況の視察を入れたかということは先ほども日本政府に対する要請決議の中で述べましたが、奄美群島復帰特別措置法が出されて毎年々々10ヵ年計画で500万ドルも資金が出され、それによって大きな復興はやっているわけです。これはいろんな多般にわたってなされております。水道の問題にしましても、あるいは電力復興の問題にいたしましても、あるいは河川や護岸の問題にいたしましても、教育の面にいたしましても、あるいは都市計画、あるいは農地改革、こういった面にいたしましても各方面にわたって多額の金が出されているわけでございます。従ってもし沖縄が日本に復帰したと、あるいはしていたというんであれば、それ相当のそういう復興特別措置法が出されるべきであったわけであります。ところがそいつが残念なことには復帰していないために出されていない。もし仮に奄美大島の人口が20万ですから、これは平均して比べるとして、そうするとまず人口比例にはならないかもしれませんが、人口比例でもって沖縄に適用されるといった場合には、沖縄は約2,000万ドルという多額な国庫補助が受けられるという計算にもなるわけであります。そして奄美大島が20万で那覇市と大体同じですから、もし人口比例でもってそのまま適用されるとしますならば、那覇市の場合でも20万を超していますから年間500万ドルの国庫補助金がもらえるというふうなことになります。もちろん実際にはそうはならないかもしれないが、そのまま機械的に横すべりさせた場合には考えられることです。

那覇市において年500万ドルという莫大な事業ができるわけでございます。そうしますと現在の那覇市の職員では間に合わなくて倍にも３倍にもしなくちゃならないというふうな状態に立ちいたるわけでございます。それから考えてみましても、やはりいくら貧しいからといっても日本本土においても戦災復興ということは沖縄より数等すぐれているということがハッキリわかるわけであります。それで実際に現地に行ってこれまでの復興状況をこれをハッキリ調べることが必要になったわけでございます。そのためにこそ特に奄美大島復興状況の視察というものを本員は提案したわけでございますが、肝心かなめのこの奄美大島も視察されていないということはまことに残念であります。今回は僅か３名でありますし、また短い期間であったためやむを得ないと考えますが、そういったことじゃなしに議会で決まったことは十分に調査していただきたいということを私は要望いたします。

○又吉久正君　瀬名波議員から指摘された奄美大島の視察についてはごもっともな御意見だと思うのであります。しかしながらさきほど申し上げました通り10名派遣になりましたが７名が渡航できなかった。もしその10名ができたとしたならば第一大島に先にゆこうと思っておりました。そういう意味において、こういうふうなところを調査してきたわけであります。今後この議会でも、あるいは日本本土に行かれる方が大分残っておりますし、奄美大島も近いところにありますし、どしどしあと残った方がいらっしゃって調査していただくように希望いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○宮里敏慶君　私は先ほどの感謝状の件につきまして……。

(「チョット待って下さい」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　ただいまの35番議員から日本における出張報告先の発言があり、その発言の内容につきましては皆さま方にプリントであげているそうですが､その件については省略することにいたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○宮里敏慶君　さきほどの感謝決議の件につきまして瀬名波さんから一言苦言がありましたが、私は提案者といたしまして心がおさまらない。ちょっと瀬名波さん聞いて下さい。責任ある高等弁務官が補助金を出すということをいわれて、われわれは必ずもらえるから……。

(「流会になりますよ」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　以上をもちまして今期議会に付議せられました議案並びに陳情の審議は全部終了いたしました。なお引き続き市長の挨拶がございますので、しばらくの間ご静聴をお願いいたします。

○市長(兼次佐一君)　12日間にわたる第41回那覇市議会定例会におきまして10数件にわたる議案並びに決議案、陳情書の10数件を無事に終了して御審議下さいましたことは当然のことではありますが、私はここにあえて感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

○副議長(渡口麗秀君)　これをもちまして第41回議会を閉じることにいたします。年末のお忙しいところ慎重に御審議下さいましてありがとうございます。

(午後５時46分　閉会)

一　出席議員(39名)

１番　久場　景善	２番　平良真次郎	４番　比嘉　佑直	５番　赤嶺　一男
６番　渡口　政行	７番　森田　孟松	８番　儀武　息睦	９番　金城　武一
10番　仲尾次盛夏	13番　仲松　庸全	14番　喜久山朝重	16番　石原　昌進
17番　金城　賢勇	18番　玉城　正次	19番　大城　清徳	20番　宮里　敏慶
21番　瀬名波　栄	22番　玉井　栄次	23番　高良　清二	24番　糸数　昌剛
25番　大山　盛幸	26番　玉那覇有義	27番　辺野喜英興	28番　上原　文吉
29番　比嘉朝四郎	30番　渡口　麗秀	31番　宮城　　実	33番　崎山　喜達
34番　具志　清裕	35番　又吉　久正	36番　黒潮　　隆	37番　浦崎　康華
38番　備瀬　知良	39番　新垣　松助	40番　金城　幸信	41番　儀間　真祥
42番　屋慶名政永	43番　真栄田義晃	45番　普久原朝光	

一　欠席議員(１名)

11番　高良一

一　市当局より参与せる者の職氏名

市　　長	兼次　佐一	助　　役	仲原　英通
助　　役	義永　栄善	収 入 役	屋富祖太郎
総務部長	崎浜　国宏	経済民生部長	阿波連本平
建設部長	大城竜太郎	消防隊長	松本　吉英

一　事務局出席者

局長　友寄隆次郎

一　会議録署名人

1962年８月７日　議　　長　高良　　一〔印〕

1962年８月９日　１番議員　久場　景善〔印〕

1962年８月10日　45番議員　普久原朝光〔印〕

17　1961年(昭和36年) 3月　第43回定例会[河川、軍用地、財政、水道]

3月20日午前10時42分　開会

○出席議員（35名）

1番　久場　景善君	2番　平良真次郎君	4番　比嘉　佑直君	5番　赤嶺　一男君
6番　渡口　政行君	7番　森田　孟松君	9番　金城　武一君	10番　仲尾次盛夏君
11番　高良　　一君	13番　仲松　庸全君	14番　喜久山朝重君	16番　石原　昌進君
17番　金城　賢勇君	18番　玉城　正次君	20番　宮里　敏慶君	21番　瀬名波　栄君
22番　玉井　栄次君	23番　高良　清二君	24番　糸数　昌剛君	25番　大山　盛幸君
26番　玉那覇有義君	28番　上原　文吉君	29番　比嘉朝四郎君	30番　渡口　麗秀君
31番　宮城　　実君	33番　崎山　喜達君	34番　具志　清裕君	35番　又吉　久正君
36番　黒潮　　隆君	38番　備瀬　知良君	39番　新垣　松助君	40番　金城　幸信君
41番　儀間　真祥君	42番　屋慶名政永君	45番　普久原朝光君	

○欠席議員（5名）

8番　儀武　息睦君	19番　大城　清徳君	27番　辺野喜英興君	37番　浦崎　康華君
43番　真栄田義晃君			

○市町村自治法第61条による議会出席者官職氏名

市　　長　兼次　佐一君	助　　役　仲原　英通君	助　　役　義永　栄善君	
収入役　屋富祖太郎君	総務部長　崎浜　国宏君	経済民生部長　阿波連本平君	
建設部長　大城竜太郎君	消防隊副隊長　仲本　興徳君		

○事務局出席者

事務局長　友寄隆次郎君

議事日程第1号

第1　今期議会の会議録署名人選挙

第2　今期議会の会期を定めることについて

〔第3～第22　略〕

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　開会いたします。本日をもって第43回那覇市議会を開会いたします。本日の出席35人、欠席5人でありまして、議会は成立いたしております。ではただいまから本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　ただいま朗読いたさせました通りであります。よろしく御了承願います。本日の議事日程は各位の御手許に配付いたしておきましたから、それにより報告にかえます。

○議長(高良一君)　議事に入ります前に市長からあいさつがございますので、しばらくの間御静聴を願います。

○市長(兼次佐一君)　本定例議会に提案、御願いいたしまして御審議願います議案は、1961年度那覇市歳入歳出追加更正予算と水道特別会計の追加予算並びに60年度における一般会計水道事業特別会計、区画整理事業特別会計の決算、その他送付いたしてございます。13件の議案をあわせまして、18件となっております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(高良一君)　ただいまから議事に入ります。日程第1、今期議会の会議録署名人選挙についてを議題といたし議長からお諮りいたします。会議録署名人につきましては、慣例により議長から指名いたしておりますが、今期もさよう取り計らうことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないと認めさよう決し、議長から指名いたします。2番議員平良真次郎君、42番議員屋慶名政永君、以上お二人の方にお願いいたします。

○議長(高良一君)　次日程第2、今期議会の会期を定めることについてを議題として、お諮りいたします。御参考迄に計画書を読み上げて、御承認を得たいと思いますが、第1に会期を3月の20日から3月の31日、12日間として、本会議を4日、休会2日、委員会4日、休日2日、それぞれ第1日目の20日は、本会議、議案上程、説明聴取、21日が春分の日となっておりますので休日、議案研究のため休会、22日同じく休会いたしまして、議案研究のため休会いたします。23日本会議、議案上程、質疑、委員会付託、24日各委員会付託事件の審査、25日同じく委員会付託事件の審査、26日休日、27日各委員会付託事件の審査、28日同じく委員会付託事件の審査、29日休会、委員会審査報告書の作成並びに本会議準備のため休会いたします。これは事務局の希望であります。30日本会議、議案及び陳情書上程、委員長審査報告、質疑、討論、表決、31日同様、会期を12日間と定めたいと思いますが、この計画書通りで御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　満場御異議ないようですから、この計画書通り会期を3月20日から3月31日の12日間と決定することにいたします。ただいまの日程についての計画表は後でプリントにして差し上げることにいたしますから御了承願います。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　では只今の日程第21と第22は今会期中で処理することにいたしまして、本日はこれでもって打切り本案を保留いたします。それでは本日はこれをもちまして終ります。明後日23日午前10時再開することにいたします。

（午前11時54分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1961年3月20日

議　　長　高良　　一〔印〕

署名議員　平良真次郎〔印〕

署名議員　屋慶名政永〔　〕

3月23日午前10時53分　開議

○出席議員（37名）

1番　久場　景善君	2番　平良真次郎君	4番　比嘉　佑直君	5番　赤嶺　一男君
7番　森田　孟松君	8番　儀武　息睦君	9番　金城　武一君	10番　仲尾次盛夏君
11番　高良　　一君	13番　仲松　庸全君	14番　喜久山朝重君	16番　石原　昌進君
17番　金城　賢勇君	18番　玉城　正次君	19番　大城　清徳君	20番　宮里　敏慶君
21番　瀬名波　栄君	22番　玉井　栄次君	23番　高良　清二君	24番　糸数　昌剛君
25番　大山　盛幸君	26番　玉那覇有義君	28番　上原　文吉君	29番　比嘉朝四郎君
30番　渡口　麗秀君	31番　宮城　　実君	33番　崎山　喜達君	34番　具志　清裕君
35番　又吉　久正君	36番　黒潮　　隆君	37番　浦崎　康華君	39番　新垣　松助君
40番　金城　幸信君	41番　儀間　真祥君	42番　屋慶名政永君	43番　真栄田義晃君
45番　普久原朝光君			

○欠席議員（3名）

６番　渡口政行君　27番　辺野喜英興君　38番　備瀬知良君
○市町村自治法第61条による議会出席者官職氏名
市　　長　兼次　佐一君　　助　　役　仲原　英通君　　助　　役　義永　栄善君
収 入 役　屋富祖太郎君　　総務部長　崎浜　国宏君　　経済民生部長　阿波連本平君
建設部長　大城竜太郎君　　消防隊副隊長　仲本　興徳君
○事務局出席者
事務局長　友寄隆次郎君

議事日程第２号
〔第１～第20　略〕
本日の会議に付した事件
〔第１～第18、第20、第21　略〕
第19　奥武山北側より壺川に至る鉄橋下の水路の鉄骨並びに捨石撤去と河巾拡張の早期実施方再要請決議書　（１番議員久場景善外40名提出決議案第３号）

○議長(高良一君)　本日の出席37人、欠席３人でありまして、議会は成立しております。ただいまから本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。
〔中　略〕

○議長(高良一君)　それからなお引き続き御報告致しますことは、２月26日から29日までの４日間全国市議長会の正副議長並びに五大都市の議長会が来島されましたが、このことは前に来島されました全国正副議長会の任期満了に伴いまして、改選による新しい正副議長の方々が沖縄の行政全般にわたるその実体を見聞されるために来島されたのでありまして、このことについても御報告いたしておきます。それでは本日の議事日程は各位の御手許に配付しておきましたから、それにより報告にかえます。

○議長(高良一君)　ただいまから議事に入ります。
〔中　略〕

○黒潮隆君　議案の質疑に入ります前に緊急質問があります。国場川の治水対策について質問いたします。雨期を控えておりまして、国場川流域の市民が毎年繰返しやってくる水害を予想して、非常に不安にかられております。今この国場川流域の市民は、この治水対策が完全になされていないために憤りをもって関係当局に強力に要求しようという動きがあります。これに関連して市当局に質問します。那覇市当局は国場川の治水対策をどのようにし、今どこまで進めているか、これを市民が納得できるように誠意をもってまじめに、明確な答弁をするよう要求します。

○市長(兼次佐一君)　国場川の浸水の対策としては、第一にあげられているのが、軍のガソリンパイプ下に設けられた泥よけの積石であります。これが撤去であります。これが撤去については今日まで数回にわたって軍の方に撤去方を要請し、かつ文書をもって要請しておるのでありますが、それに対する回答につきましては未だに確答を得ていないのであります。間接的には米琉親善委員会において、その委員長のサックス大佐から、この積石を取りのぞき、そうして幅員を拡張し流水を順調ならしめると同時にその上の方にダムを設けて泥の流れを防止する策を講じていきたいという軍の意向と、こういうことを伝えられていたのでありますが、川上の方にダムを設けるということについては軍の設計通りじゃいけないからその場合は、市と十分に連絡をして、那覇市が納得のいける計画のもとにやっていただきたいということを伝えているのでございますが、最近になってそれに代わるべき新しくダムを設ける予算の捻出に悩んでおるということをはっきり言っておるのであります。しからば、われわれとしては、浸水を防止する対策は、現在設けられておるところの堰止を撤去するにある。まず、これが撤去にあたっては、港に泥が流れ込むということが一番不安になるであろうが、戦前は港において浚渫船をもってこれをくみだしていた。従って現在においても、これが撤去にあたって、次の対策としては、港において泥を取り除きながら、さもなくば現在の積石の下方に多く泥をためて、それが一ぱいになった場合に取り除いていくか、あるいは浸水しない限度における理想的なダムが作られるか、この手を打つか、３つの方法以外にない。従って早急にいずれかの方法をとるにせよ、まずあの積石を撤去するということが、つい最近の委員会の結論として出しておるのであります。たしか、先の議会において那覇市議会はこの問題について議決したと、私は記憶しております。

議会の方で議決されたことは、その問題解決に十分に積極的に御交渉されたと思いますが、不幸にして、御交渉の結果は市当局に何ら報告されていないのであります。幸いただいまの御質問がございますので、市会当局が御折衝なさった結果も承わることができれば非常に参考になり、将来の折衝に非常にプラスになると考えている次第であります。

○黒潮隆君　もちろん、去った12月の定例議会でも、国場川流域の市民の要望によって議会でも、奥武山北側水路の捨て石の撤去と、川幅を拡げようという要請決議をやっております。ところがそのときに兼次市長も質問に答えて、この第２次国場川の埋立て工事と同時に北側水路の捨て石の撤去と幅員の拡張を同時にやるということを答弁して、また陳情者代表にもしております。そういう答弁を明確にしながら未だに撤去されていないということは、埋立をするためにごまかしの答弁をなしたとわれわれは見ております。なぜ約束したのを市当局は執行者としてやらなかったか、これについてもっとくわしく答弁して下さい。

○市長(兼次佐一君)　第２次埋立と同時に撤去するということを言ったが、なぜ撤去をしなかったか。第２次埋立を市議会が承認したのは11月22、３日頃だったと思うのであります。11月の22、３日頃に第２次埋立が承認されて、その工事契約が承認されておる。承認されたときに、第２次埋立の着工と同時に撤去されるということが問題になったかどうかは私不在で知りませんが、12月の議会におきまして那覇市議会は議会の立場から、これが撤去要請方を決議したはずであります。そのときは、埋立は着々と進行しておるのであります。従いまして第２次埋立は並行して、この泥よけの石積を撤去させるという市の方針が、その方針通りいけずに第２次埋立は着工された。着工することは市当局の一存だけではできない。契約の承認がなければ着工できない。契約を承認したのは議会でございます。さらに12月の議会においてはすでに工事は進行しておる。着工中であり、その12月議会において撤去の要請をされたはずであります。現に撤去せなければならない問題について、どうして早く撤去させるかということが問題でありまして、たとえ第２次埋立と同時に撤去すると私が言ったことが、そうさせなければならなかったということであれば、撤去と同時に契約の承認が行われなければならなかったと存ずるのであります。

○黒潮隆君　兼次市長の今の答弁からすると、市長は治水対策を完全に放棄したと、われわれは見るのであります。浸水の原因をつくることに一生懸命になってきたし、また今もそのとおりであるということであります。なぜならば埋立てはしても浸水はしないというふうに一貫して議会に対して答弁してきておるし、この埋め立てによって浸水しないという観点に立ってこの埋め立てを許可した議員諸公は、そういう市長の答弁によって決議したと私たちは見ておるのであります。ところが那覇市に琉球政府を通じてきている軍の回答から見ても、那覇市の埋め立てによって浸水が起きるということを指摘してきておるし、琉球政府でも前の立法院議員大湾さんの質問に答えてそのような見解を発表しております。市民もまたそうだと見ております。このように浸水の原因だとはっきり指摘されているのだ。あえて浸水はしないんだと、また軍からはっきりした回答もきていないのに同時に並行して埋め立てと北側水路の捨石の撤去と同時に行うんだといったような市の態度から、そのような結果が生まれてきておるんではないかと私たちはそう見ております。去った９日、10日の沖縄タイムスの報道から見ると、米琉親善委員会における国場川の砂防ダムを建設しようということについて、話し合いを持たれたという報道がなされております。この計画されている砂防ダムは国場川流域の市民の利益と一致しておると見ているかどうか、これについてお答え願います。

○市長(兼次佐一君)　砂防ダムの計画だけでは浸水するかしないかということの結論は出ないのでありま

す。砂防ダムの設計が行われ、その設計の調査の結果でなければ浸水するかしないかという結論は出ないのであります。砂防ダムの計画はあるということについてこれを実施する場合の設計は市当局の納得のゆく設計でなければならないということをすでに言っており、今さきも答弁しております。私は砂防ダムの設計を見たことはございません。おそらくできていないのではないかと思う。できていない設計で浸水するんだということは、その設計を見ない限りいえないのであります。次に市長は浸水するための方針を立てておるといわれておりますが、浸水するための方針を立てるような人は那覇市にはいないんじゃないか。浸水するための方針を立てているんだと考える人も黒潮議員ほかに何名いるでありましょうか。浸水しないためにわれわれはやっておるのであります。議会もやっておると思うのであります。したがって今後浸水しないような対策を講じていきたいと。なお軍の書簡に埋め立てによって浸水はしないのだといっておるが、あなたはごまかしである。自分たちの作ったところの砂防よけのあの石積の撤去を強いられて責任を市の埋め立てに転嫁されてきております。あのガソリンパイプの下の泥よけの石積を撤去し、巾員を拡張するために浸水を妨げるのでありますが、あれをやっても浸水するか、軍のいうことを信ずるか、あるいはまず撤去させるということでありますが軍のいうことを私は信じたくない。埋め立てによって浸水しないということはそういう技術の面から出た結論である。浸水をする原因は砂溜めのあの石積でありますが、その撤去が先決問題であると考えております。

○黒潮隆君　埋め立てによって、川巾が小さく川の面積が小さくなれば当然浸水は増してくるとわれわれは見ております。ただいまの答弁は、兼次市長はこのダム建設計画だけでは浸水するかしないかわからないし、設計書も見たことがない。また具体的に進められていないといったような答弁をしておりますが、しからばあなたは設計も見ずしてまたこの結果がどうなるかの調査検討もしないで、なぜ民政府の首席民政官に対して去年の９月17日に兼次市長はこの国場川砂防ダム建設の促進についてという要請をしております。これを参考のために読み上げます。貴政府において建設計画中の国場川砂防ダムについては治水対策の面で非常に効果的な事業として、今まで浸水を受けていた国場川流域の部落はもとより都市計画事業の一環として大いにその実現を期待し喜んでいる次第であります。完成の暁は水による被害を防除することができると同時に埋め立てなどによる開発事業並びに都市計画に基づく諸施設の建造を促進することができ、積極的に住民福祉の増進を推進することができるものと思うのであります。この事業の実施に当たっては経費その他の面において相当困難が伴うことと思いますが、公共福祉の増進をはかる上から特に御配慮下さいまして早期にこの事業を実施して下さるようお願いするものであります。と、なぜこの計画もわからない、浸水するかもわからないと言いながら、なぜ促進の要請文を民政官に送ったか、これについて御答弁願います。

○市長(兼次佐一君)　その書簡は浸水をせない、するという前提の下に設計の上から出たものではない。ダムを作る計画というものはこれと同時にもとの現在浸水の原因となっておるための泥よけの石積を撤去し、巾員を拡張するというのが条件となっております。現在の石積と巾員では浸水の原因になる。したがってこれに代わるべきダムを建設するという計画に賛成である。しかしダムの設計が、浸水をしない程度のものでなければならないゆえに市当局の納得のゆく計画の下に行われるということが条件となっております。なおまた埋め立てから小禄方面に通ずるところの将来の橋梁の踏台となるようなダムにしたということがあったのでありまして、もし橋梁の基礎になるようなダムが建設されるとするならば、一挙両得であるという立場からダムをつくるということにはその書簡のとおりに賛成である。つくることによって浸水をするようなダムであるならば納得できないのであります。この設計を信用して書簡を出したかというにつきましては、ダムをつくるということとその設計どおりにつくるということは別個の問題であります。私はあの現在の石積を撤去してダムをつくり、そのダムが浸水の原因にならない程度において賛成であるということは今も変りはないのであります。

○黒潮隆君　この計画を全然しらないでどうやって促進ができますか。前提に立ってというのはあなたの考えだけで、計画したり工事を施工するのは軍であるわけなんですよ。ところがこの新聞報道によって国

場川流域の市民は非常に心配しております。なぜかと申しますと、これは北側水路の撤去、これをやらないためのごまかしじゃないかとわれわれは見るのであります。なぜならば、45万ドルの巨額の費用をかけてやろうと、ところがこの費用は捻出できないという回答がきておるはずであります。しかもこのダム計画をいかにも那覇市民の利益と一致するかのようなごまかしの宣伝がなされているそうであります。これは軍の計画は那覇港湾に流出する土砂、これをここでくいとめて自分たちは経費がかからないようにしようという意図から出ております。しかもこの砂防ダムに水を溜めてこれを市民に与えて水不足を解決しようとしている。ところが那覇市民をごまかそうとするみそであるということであります。なぜならば専門家の話を聞いた場合は、海水から飲料水をとる場合話にならないくらい莫大な費用がかかり、これは不可能だといわれております。また海水から飲料水をとる場合、あのような汚水が流れている国場川でなくしてほかからもとれるということであります。しかも国場川上流に立ち並ぶ会社、ここから排泄される汚水はものすごく、ガーブ川、安里川、久茂地川以上に真っ黒い腐れた水が流れております。市当局はこれを今、調査してそのような砂防ダム、しかも軍が計画している飲料水も市民に与えるというこの計画を促進しようとしているが、この上流にある会社は、琉球製糖、ここから鍋を青酸カリで洗うためにこの水が川に流れ、魚、うなぎ、いろいろなものが、川に住んでおるものが死んでおります。しかもここにある会社は農連の畜産加工所、琉球肥料、富士製紙工場、オリエンタルたばこ工場、豊見城火葬場、津嘉山屠殺場、それから糞尿貯溜場が大きなのが３つもあるし、しかも津嘉山の個人の畑につくられている肥溜が雨降りにはあふれているような状態であります。このような汚水をしかも莫大な経費をかけて那覇市民に飲ませるような計画、これ自体が市民に対するごまかしであり、国場川流域をこのダムによって国場一帯まで水びたしにするような計画だと付近の市民は見ているのであります。しかももし飲料水を市民に与える場合は良質の水源地を確保してやるべきであり、また伝えられるところによると、軍の報道によると瑞慶山ダムが完成した場合は、全琉の県民に水を与えても不自由しないということが言われております。そのことと国場川砂防ダムのことを関連して考えた場合はごまかしであり、しかも北側水路の撤去、これを今やれないために巨額の費用をかけて、この費用がないから今はやれないんだ、市民に水を与えるんだというふうにごまかしだとわれわれは見ております。しかもその促進方を米琉親善委員会でこれを話し合おうとしたことは治水対策これを早急になそうという努力、これが欠けているということであります。

したがって私たちはこれは受け入れられない計画だと見ているし、さらに兼次市長が国場川流域の部落はもとより賛成しているんだという考え方ですね、しかもそれ自体が住民福祉になる、なんら計画もないし、しかも向こうしかやれないわけですよ、これを浸水するかしないかもわからないで、その前提に立って促進要請した。何もないですよ。それについてもっと明確に答えて下さい。

○市長(兼次佐一君)　浸水をするということをわかりながら、その施設を促進しているんだということをいったら、なるほど相当なあの新聞記事から見ると兼次はそうだったなと市民の中には考える人もいるかもしれませんが、しかし常識ある市会議員諸公は浸水させるためにそれを私が推進するということを考えられる人はあなた一人だけじゃなかったかと思います。なぜかといいますと、浸水しない程度のダムというものは必要であって、そのダムがなぜ必要であるかといいますと、港から流れるごみなどと泥をよけるというのが目的であるという点においては一致しております。これは黒潮議員の今さきの質問と今の質問とは矛盾しているところがございます。すなわち軍は埋め立てをしたことによって浸水をしていると指摘している。埋め立てをしたことによって浸水するんだとおっしゃったのであるが、撤去、あの石積の泥よけを撤去しないためにごまかしに水をとるんだと、そこにダムをつくるんだと言っており、私もそうだと考えております。那覇市が埋め立てたために浸水するということは、自分たちのつくったあの泥よけの石積を早く撤去しないために、したくないために責任を転嫁しようとしている。意図がはっきりしているのであります。したがいまして、撤去をさせる、しない、するということによって、浸水しない試験のために撤去していいなら埋め立ててから浸水するかどうかを言ってよかろうと思

います。実際問題として私たちがいくら撤去せよと追及してもダムをつくってからと言っておる。しかしながらそのダムが浸水しないダムであれば賛成だからつくれと、これは一つの手段であって、しかもその費用がないならば費用が出るまで、今日のままではいけないということもはっきり言っております。すみやかに撤去するか、そこに穴を掘って泥を溜めるか、港で浚渫するか、3つの方法のいずれかをとってもらいたいとはっきり言っておるのであります。そういうふうな意味におきまして浸水を防ぐための方法について協力しておるのでありまして、浸水をさせるための努力はもちろんやっておりません。やっていないのであります。議会も市当局も同じ市民の公僕であるはずであります。このような重大問題を住民の意思において議決された議会の皆様方はその後どのような折衝をなさったでありましょうか。

○黒潮隆君　私が埋め立てによって浸水をおこすということはもちろんそれだけではないわけであります。例えば大きな原因は北側水路であります。捨石、巾員が狭いということであります。だから軍の回答を見ると、もちろん軍も悪いが君たちも悪いんだという意味でございまして、それから浸水しない程度の砂防ダムといっており、さきから私がいっているのは計画もわからないで促進ができるかということであります。砂防ダムについて、何も市当局が軍に要請することはないんですよ。那覇港の管理をしておるのは軍であります。しかも兼次市長のよく知っておるとおり、戦前の日本政府がそこに砂防ダムをつくろうとした。そのために市民から反撃されておる。しかも日本政府の計画を竜宮丸、浦島丸という戦前の幼稚な浚渫船2船によって十分向こうの浚渫はなされていたということですよ。これを軍がやればいいということですよ。もし砂防ダムができて、そこに泥が沈殿した場合は一体どこがさらうのか、それさえはっきりしていないと思うんですよ。したがって兼次市長はこの砂防ダム促進ではなしに港の管理は軍がやっておるから軍で港をさらうか、軍でやればいいんですよ。兼次市長は約束したとおり埋め立てと並行して、埋め立てと同時に市長は北側水路の捨石の撤去、巾員の拡張をやればいいということなんです。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○仲松庸全君　国場川の砂防ダムの問題がタイムスの新聞に発表されて以来、国場川の治水対策が合せて重大な問題となってきております。黒潮議員からの緊急質問もこれについて明らかにしていきたい。そうしてその対策を実現するという立場からの質問でありますが、これに関連して市長の答弁について私はいささかお尋ねしたいとこう思っております。と申しますのは、浸水しない程度の砂防ダムを軍にお願いした。砂防ダムというのは文字どおり港に泥が入らない、砂が入らないようにそのダムで砂、土石をせきとめるというのが砂防ダムであります。砂防ダムがつくられるといかなる設計による砂防ダムにせよ、土砂はそこにせきとめられるということはこれは物理的な現象であります。このような砂防ダムによって蓄積されて堆積される土砂によって川底は浅くなるということは物理的現象であります。このように常識的に考えてくると川底が浅くなればなるほどダムは氾濫をするということは自然に考えられるのであります。兼次市長は、浸水しないということは川底が浅くなるということに関連するかどうか私わからないわけですが、そういった浸水しない程度の砂防ダムが可能であるかどうか、こういうことについてひとつお尋ねしたいとこう思っております。

○市長(兼次佐一君)　浸水をせない砂防ダムができると思うかというのが質問であるようであります。できるか、できないかは設計をさせてみたいと思います。浸水をしない砂防ダムであるならば賛成であります。またわれわれがもしこれを浸水をせない程度における砂防ダムがつくられて橋梁の基礎になるとするならば一挙両得だと考えておるのであります。しかしダムをつくることによって、川底が浅くなるということは御もっともである。浅くなることによって、浸水をするかしないかというのは限度の問題であります。その限度の問題は設計に基づかなければはっきりしないのであります。その設計は那覇市の納得のゆく設計でなければダムの建設については賛成できないということは一貫した方針であります。

○仲松庸全君　市長は砂防ダムの浸水しない程度の砂防ダムであるならばいいということによって、そういう方面から規準しているというわけですが、軍の設計は現在どういう設計なのかどうかということについてはわからないと言っておられます。この点についてはどういう設計をするかどうかもわからないのに、また那覇市としての腹案もできていないのに、これについて促進をするということは非常に問題がおかしいんじゃないか、こういうふうに考えます。戦前は那覇港の浚渫あるいは国場川下流の浚渫は浚渫船で浚渫されております。しかし戦後は何らそういった対策がとられない。このような対策こそ砂防上いわゆる港湾の安全を期す上からは浚渫するという面からこそ促進すべきではないのかどうか。そうして浸水によって浸水するという面からはやはり今重要な問題となっておる障害物の撤去、巾員の拡張がぜひなされなくてはならないということは今まで具体的に提出されてきている問題であります。このことによってしか治水はできないし、それは目下の急務であるという具体的な日程にのぼっている要求でありますが、こういった点こそ積極的に推進されるべきであって、皆目見当のつかない資金の捻出もわからないし、また本当にそれが治水のためのダムであるかどうかもわからない。私たちとしてはそれは治水の面は問題にしない。治水ということはどうでもよい、那覇港だけさらえばいいというような軍の方の意向をそのまま実現させていこうというものに、結果的になっていく。このようなことはあやまりではないかということでございます。このことについて本当に治水を進める政策は砂防ダムの新設と十分わかっている。浚渫について私、市当局がとびついていくのではなしに具体的になされている、提案されている巾員の拡張や障害物の撤去、あるいは戦前の規模よりも進んでいる現代の浚渫作業、これを実現させていくということが治水対策の具体的な作業ではないか、こういうふうに考えるのであります。またそれを進めなくてはならないと考えるのでありますが、この点について市長の方針と、これからの決意を承わりたいと思っておるわけでございます。

○市長(兼次佐一君)　それでは国場川に設けられているアメリカの作った泥よけの石積撤去についてのデスカスを私が当時述べた意見について記憶をたどりながら申し上げます。私は自己宣伝を得てして下手でありますのでどこでも申し上げたこともなければ発表したこともございません。この機会において申し上げます。市当局から当日は両助役、阿波連部長、新垣秘書、宮平書記が入っております。市会関係からは大山議員、宮里議員、平良議員、赤嶺議員、他もおられたかしりませんが一応記憶しております。軍が国場川にダムを設けてそのダムを設けるということによって飲料水をとり得るか、工業用水をとり得るかといっておられるがそれは第2次的な問題である。第1次的な問題はどうすれば浸水を防止することができるかというのが第1次的な問題である。軍がダムをつくるとか、現に設けているところの砂防のための石積は港に泥が入ってくるのを防ぐ方法である。それ以外の目的は何もない。これからつくろうとするダムも現にあるのもすべては港に流れてくる泥を防ぐための目的であって他に目的があろうはずがない。戦前は港において浚渫をしていた。しからば戦前の沖縄の人は港において浚渫することと、ダムを設けて泥を溜めてこれを取り除くことについてのソロバンの上における計算がわからなかったかといえば、よくわかっていた。ダムを設けることが安上りであるということはわかっていたが、浸水するのでダムを設けずに港で浚渫したのであって、今日アメリカが港において浚渫しないで泥を溜めるということは、ソロバンの上からきたことである。したがってアメリカは次の3つの中いずれかを早くせなければならない。その1つは戦前のように港において浚渫をするか、2つは泥を溜めるところの池を掘って深く掘り下げてそこに沈澱する泥を常時汲み出していくという方法をとるか、さもなくば現在の石積を撤去し巾員を拡め泥を入れることを防ぐためにダムを設ける、かつまた浸水しないという限度におけるダムであるならばそれをつくるか、その3つの中いずれかを選ぶべきである。最初のうちはダムをつくってからと言っていたが、しからばそのダムは浸水しない程度における市当局の納得するダムにつくってもらいたい。こう言ったら今度は予算がないと言っておる。予算がないということによって済まされる問題ではないからさしあたりあの石積を撤去してもらいたい。巾員を拡張してもらいたい。このことを緊急動議として提案をする。さらに個人の立場から私が重大な社会問題として問題を起こさないうちに問題の解決をすることがアメリカにとっても有利であり、われわれにとっても幸いである。問

題が起こった、重ねてこれが撤去せないというようなことのないように個人的な立場から申し上げておる。警告をしておくと。以上のことについて賛成であるならばこれを議決をしてそのまま軍の方に要請してもらいたいという提案に対し、これをそのまま軍に要請するということになっておるのであります。こういったことを常にわれわれは繰り返し委員会においても強く要求してきておるのでありまして、決して軍側に対してわれわれが協力するという意味においてダムを建設するというのではなく、撤去せよと言えばダムをつくってからという。そのダムは浸水をしない。浸水する、浸水しないということは市当局が納得しなければならないから市当局と合議の上に設計をしてやるか、やると、それでは早くやれと言わざるを得ない。これは一つの戦術です。プラスになるためにつくるならば早くつくれ、今度は予算がなくってつくれない。予算がないではすまされないから、ここから問題の核心に触れていくということから、相手のある問題であるから前述のその段階を経てきているわけであります。したがいまして誠意をもって私たちはこの問題の解決に努力をしているということをお答え申し上げるのであります。

○又吉久正君　雨期にもなりますと浸水があるということで付近住民はもちろん心配していることと思います。それで国場川の浸水はどうして防ぐかということで去った12月の議会でも砂防ダムの撤去及び巾員の拡張を強くアメリカ民政府に要請決議をしたのでございます。それで一日も早くそれが実現方を促進していかなければならない。議会も責任をもって促進しなければいけないんじゃないかと思います。一旦全会一致で議決した議案はその後正副議長はいかなる方法でもって軍に要請したか、何回ほど行ったか、その後の軍の回答はどうだったか、そのことを明確に言ってもらいたい。

○大山盛幸君　さきほどの市長の米琉親善委員会における模様の答弁がありましたが、市長のさきほど述べられた軍に対する特にサックス大佐に対する要望のほかに、議員側から出ている委員の新垣松助議員、宮里敏慶議員、平良真次郎議員、赤嶺一男議員からそれこそ痛烈な内容の要望をしております。付近住民の利益を守るために議会での模様等あらゆる角度から要望をしております。私はこれ以上述べる必要はないと思ってその問題については私一人はものを言いませんでしたが、議会側から出ておるところのさきほどの議員はこの問題についてとっても真剣に申されたことを申し添えておきます。ただいま又吉議員のお尋ねもありますがとにかくこの問題はもう当局だけの責任にしてもどうかと思います。議会で決議した以上あくまでも議会の問題としてもとり上げるべき問題であると思慮いたしますので、まあただいまの答弁は議長のお考えでいいんですが、議会自体の問題として自主的にこの問題を取り上げていかなければならんと思いますので、早めにこの問題を処理して次に議事を進行してもらいたということを動議として提案いたします。

（「答弁はまだですよ」と呼ぶ者あり）

○森田孟松君　又吉議員の今の質問と関連しますのでお伺いしたいと思います。12月議会で今議題になっておりますところのあの国場の捨石撤去、巾員の拡張それの早期実現についての全員一致で議決、要請をしたのでありますが、あの議決文が私が調べてもらった情報によりますと１月の17日に英訳されまして、これが政府に届けられ政府の土木課できのう現在まだそのまま保留されているという事実がわかったのであります。これは西森の浄水場問題の要請決議についても同様であります。こういうような結果になっておるのでありまして、もちろんわれわれの考えといたしましても要請決議を出す際にこれの折衝員とかいうものを決めていなかったというのもありましょうが、こういうような議会の名において要請する場合には、議会の議員はこういうものに対してひとつ経過を十分見守ってどうなっているか又吉さんがいわれたような、

（「正副議長の責任だ」と呼ぶ者あり）

そのへんを十分今後注意していただきたい。

○議長(高良一君)　これはただいまの35番の質問に対しては大体７番議員のおっしゃったとおりであります。そういうわけでわれわれは要請決議に対してはその筋に対して全部要請書を出しております。で土

木課の方で今ひっかかっておるような話であり、まだ上司の方に出していないということになっておりますので、正副議長が行きましてこれを早急に調査して見たいと思います。

○又吉久正君　今政府の土木課の方で保留かなにかになっているということを聞きまして遺憾に堪えない次第であります。こういう住民が心配してこれだけやっているあの問題を、特に議会で議決した問題を正副議長はどこまでもこれを促進するのが責任じゃないかとこう考えているのであります。今後そういうことのある場合は何回でも足を運んで、あるいはどこにとどこおっておるかということをよく調査しまして促進してもらいたいということを要望しておきます。

○仲松庸全君　森田議員に１点お伺いして、それによってまた議長に質問したいと思います。森田議員さんにお伺いしたいのは、その要請決議書は議会からの発は１月17日付でありますか。

（「１月16日付であります」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　休憩いたします。

（午前11時53分　休憩）

（午前11時55分　再開）

○議長(高良一君)　開会いたします。

○仲松庸全君　議長の事務処理、この点は改めてもらわなくちゃ困ると思います。さらに執行面として、市長はこれは国場川砂防ダム建設の促進についてという軍に対する要求、この要求は市長は戦術だとおっしゃっております。戦術だといって理解するとして、その場合でもやはりはっきりと治水対策はどうでなくちゃならんということは今後も強力に指摘して、それを実現させるように強い要求を続けていただきたいとこういうふうに要望しておきます。

○瀬名波栄君　今問題に出された国場川の治水問題は、問題が非常に重要なだけにこれまでの質疑討論の内容から見まして私１、２点だけお伺いしたいと考えております。その前に本問題が非常に重要である、と地元の関係住民の方々が非常に心痛しているというふうなことで、議会はその事情を汲んで捨石の撤去と巾員の拡張を決議したわけでありますが、なるほどこれがまあ事務手続上非常に遅れておる。しかもまた琉球政府においてはこれが１月の16日に提出されておるのにかかわらず、現在までこれが保留されている。政府の土木課に保留されている。政府の土木課に保留されておるということはこれは非常にゆゆしいことであります。住民の福祉を守るということはこのたびの立法院選挙における自由民主党の公約であります。ところがその公約に反して国場川の流域の関係住民が日夜心痛しているこういう治水問題が、しかも那覇市民を代表している市議会で決議されたものが、いまだに出されていないということはこれは実にゆゆしい問題であります。これは議会としても黙視することができない考慮すべきだというふうに考えております。そこでこれまでの討論の中から、１、２お伺いいたしますが、本問題の解決は終局的に一番いい方法は那覇市議会が決議したとおり、あの鉄橋下の捨石の撤去とさらに巾員の拡張というものは全市民の意思であるし、今市長も同じように考えておられるというふうに窺われるわけであります。ところがここにさきほどから出ました昨年９月17日に那覇市長から首席民政官に宛てた文書の中には、その砂防ダムを軍が計画されておる砂防ダムの建設を促進するという公文書を出して、その文書の中にですね、国場川流域の部落はもとより都市計画事業の一環として大いにその実現を期待し喜んでおる次第でありますといった、いかにも部落民の方々も含めてこの軍の計画している砂防ダムの建設を歓迎しているかのような表現があるのであります。それは私は誤りじゃないか、市長の過言ではないか、あるいは文書をつくる場合の手落ちかというふうに考えております。先日の新聞によりますと、新里工務局長に対して地元関係の方々が陳情しておりますが、その中でも砂防ダムということは少しも要望されていないのであります。そうするとこの文案はいささか実情と違うということになります。

やはり地元の方々が熱望しておるのは議会が決議しているとおり、捨石の撤去とそれから巾員の拡張ということにつきているのではないかというふうに思われるわけであります。砂防ダムの建設を地元関係の方々も期待し喜んでおるというふうなことは何から出たか、それが１点。それからもう１つは今年

の１月26日付で民政府から琉球政府に対して公文書が参っておりますが、その文書の中に浸水の原因はあの橋の下の流れを制限している地域、それからもう１つは那覇市が埋め立てをした、この２つの理由でもって浸水をするんだということが述べられております。ところがこれまでの市長の御意見によりますと、埋め立てでは浸水の原因になっていないというふうなことがたびたび主張されておるわけであります。この文書は直接市宛ではないわけでありますが、しかしこの文書の末尾に那覇市長に伝達するということになっております。琉球政府からこれについて伝達があったかどうか、あったとすれば先程の市長の主張と違うところは、これに対してどういうような要望を民政府に対してなされたか、もう１つは３月10日ですか、米琉親善委員会というようなもので市当局や議会議員も合わせていろいろこの問題について要望をなさったようでありますが、一体この米琉親善委員会なるものはどういう権限をもっているのか、その３点についてお伺いいたします。

○市長(兼次佐一君)　第１問にお答えいたします。そのお答えをする前に、砂防ダムをつくって、早くつくるようにしてもらいたいということを言った理由はどこにあったかというと、捨石を撤去せよ、巾員を拡張せよ、ダムをつくったら浸水をするおそれがあるのじゃないか、浸水をするおそれのないダムをつくり、浸水をするおそれのないダムであるならばあなた方の考えだけじゃいかんからわれわれの納得できる設計に基づいてやってもらいたい。そうやる。そこで捨石撤去、巾員を拡張させるためにそれをなすにはダムをつくっているという。ダムをつくったならば浸水しないかといえば浸水はしないという。じゃあつくってごらんなさいと言わざるを得ない。それでつくってもってくる設計を検討する。浸水をしないダムというものがあり得るならば賛成しなければならない。浸水をするダムであるならば賛成できない。いずれにしてもその設計を出させて見なければわからない。そういった意味でダムをつくることはわれわれが捨石を撤去し巾員を拡張せよという前提になるのでダムをつくることを要請しております。いざつくるという場合に果たして納得のいくような設計ができるかできないかということについては未知数であります。しかしながらすでに問題はダムをつくってくれというこちらの出方に対してつくる費用がないときております。つくる費用がないというならばどう出ていくかはしれております。費用がなければ費用が出るまで待つか、撤去せよといっております。その場合に原因は市の埋め立てにあると軍が文書で琉球政府に回答しているようでありますが言いのがれであります。なぜならばあの捨石撤去、巾員の拡張はなおかつ浸水するというならば言えるのでありますが、自分たちがやったのを取り除かない前にその責任を市になすりつけようということは、明らかに延引策の言いのがれであると見ております。今日の段階は、つくると言ったのだからつくれと、こちらで要求しているのであるが、つくる費用がないので費用が出るまで待てないから撤去せよとはっきり言える段階になっております。そういったようないきさつにおいて軍の方に言いのがれをもってこられても、その言いのがれを許さないところの方法をもって臨まなければならないというのが今さっき言った一つの戦術であるといっております。２番目に軍から琉球政府にきた文書が那覇市に送られてきておるかどうかということでありますが、それについては後刻回答させます。３番目に親善委員会の権限といっております親善委員会においては、政治的な行政的なそういった権限はないものと私は考えております。私は今さきその説明の中に申し遅れましたが、親善委員会なるものは軍の防波堤であってもならない、又民の防波堤であってもならないはずだ。親善委員会のもつ使命は軍と民との間にトラブルを起こさせない、米琉親善の実をあげるために民の意思を伝え軍の意思をわれわれに伝えるというのが使命でなければならぬ。したがって、このダムの問題において軍をかばうような立場に立ってはならないということはもちろんであります。そういったような団体でありまして、何らの権限も有していないと私は解しております。

○瀬名波栄君　質問の１点について本員の聞き方が悪かったかもしれませんが、非常に不十分でありますのでもう１点お伺いいたします。なるほど市長が戦術的にアメリカ側としては砂防ダムをつくる方が有効だということに対して、では浸水しないようにつくってみろということは戦術上必要であったというふうに述べておられるようでありますが、それが戦術的に正しかったかどうかということは一応別といたしましても了承いたします。しかしこの昨年９月17日の文書というものは、私がさきほど質問いたしましたのは、地元の方々もその砂防ダムを期待し喜んでいるというふうな表現があるんだが、しかし地元の方々の要求というものは当時から砂防ダムということは全然眼中にはなくて、やはり捨石の撤去と巾員の拡張を、これは後日12月の議会で決議されたことと同様であります、そういったことで違うのではないかと、地元の方々の要求はこの文書に書かれた表現とは違うのではないかと、そういったことをもう一ぺん御答弁願いたいと思います。

○市長(兼次佐一君)　捨石の撤去、巾員の拡張は地元の方々のみならず、全市民の要望であります。期待しておるところであります。この砂防ダムをつくるということによってそれが実現する。その実現はさせるのが含みであります。浸水しない砂防ダムができるかどうかということは、私も不安をもっており、おそらくないだろう。出来ないものをやるというのだから、じゃわれわれは期待しておるんだからやってみろ、設計どおりならいいというのが現在であります。いわゆるわれわれの要望しているということは、捨石の撤去、巾員の拡張をせよ、それをさせるための文書を出してあるのであります。私も１つの要望を申し上げておきたいと思うのであります。議長、副議長があの重大問題をもって折衝なさっておられないということは、議会の方では要望においてとどめておられますが、もし市長であったならば大変だったと思っております。また提案者の場合、これを提案された議員の方々、あるいは地元住民と折衝された利害関係のある議員の方々が、議長、副議長が今日あの怠慢なことをよくおわかりにならなかったのも不思議だと考えております。そういった意味で今後議会、当局も一緒になって問題の解決にあたっていきたいと思っております。

○瀬名波栄君　今の市長の発言に対しては私も言い分はあるわけですが、これではまた時間が長引きますので一応それには触れませんが、しかしこの質問の第１点について市長が答弁なさったことについてでありますが、昨年の当時から地元の人たちは砂防ダムということに対しては問題にしてなかったわけです。ただ市長としては戦術的にもち出したに過ぎないのであります。したがいまして、今年の１月16日、26日に民政府から琉球政府に対して書簡が参って、この点については那覇市長に伝達してもらうということになっている。おそらく伝達されておると思います。この中でさきに討議した上流の塀を移動する計画については、これを施行するに必要な資金がないので今回は達成できないということをはっきり示しておるわけです。砂防ダムというものは不可能だということははっきり言っているわけです。そうであるならばもう少し、砂防ダム論争というものは私は打ち切るべきではないかというふうに考えて、あくまでも捨石の撤去、巾員の拡張という面に集中すべきだと考えますので、そういった面において市長は前の９月17日の要望書を反古にしてでも、これを取り消してでも今後そういった面で運動なさるおつもりであるかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○市長(兼次佐一君)　瀬名波議員のおっしゃったとおり、全くそのとおりであります。いよいよ問題の核心に触れられるわけでございます。私がむしろ今さきから申し上げておることはそこであります。砂防ダムの問題でなくなった、そのとおりであります。砂防ダムをつくるといったから、浸水するじゃないか、やらないじゃつくれ、つくらない、費用がないと、いよいよ問題は撤去であります。速やかに撤去せよという文書を出してあります。議会もその方向で今度は撤去という一点張りでいくような段階においこまれてきております。

○瀬名波栄君　市長も最後の腹を決めて撤去と巾員の拡張にとっくんでいくというふうな決意を述べられております。非常に結構であります。力強く感じております。つきましてはさきほど19番議員も休憩中に申しておられましたが、問題は非常に重要でありまして、生半可なことでは目的達成は困難ではないかというふうに考えるのであります。したがいまして前の議会でも金城議員の方からも要望がありましたように、市長が音頭をとっていただいて執行当局も議決機関も関係地元民も一体となって、これの解決が速やかにできるように、特に雨期を控えまして、地元の方々においては非常に心痛しておるようであります。市長さんが音頭をとっていただきまして、関係する地元住民並びに議会議決機関も執行関係も

一緒になって、解決方の運動に足並みを揃えていただけるように、そういった機会をつくっていただきたいということをお願い申し上げます。

（「休憩して下さい」と呼ぶ者あり）

○市長(兼次佐一君)　市当局は市当局の立場から徹底的にやっており、かつまた今後もやっていきます。これは大きな社会問題であり、全市民の問題でありますから、ふたたび捨石撤去、巾員拡張の議決を今期議会でやっていただいて、これはまた政府の土木課に限らせるような紙ぎれじゃなしに積極的にやっていただきたいということをお願いいたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次の日程に入ります前に議長からお諮りいたします。さきほど再度の要請をするとの全員の要望がありました壺川鉄橋下の捨石の撤去並びに河巾の拡張につきましては再要請の決議案ができておりますので、一応本日の日程に追加してお諮りいたしたいと思いますが、さように取り計らって御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　それでは日程第18の次に第19として追加し御審議を願うことにいたします。日程第19、奥武山北側より壺川に至る鉄橋下の水路の鉄骨並びに捨石撤去と河巾拡張の早期実施方再要請決議書を議題とし議長からお諮りいたします。その再要請決議書ができておりますので、その案でよかったら全員提案として送付したいと思います。一応朗読いたさせます。

○事務局長(友寄隆次郎君)　それでは私の方から一応文案を読み上げます。宛名は高等弁務官、琉球民政官、ＤＥ隊長。説明でありますが、奥武山北側より壺川に至る鉄橋の下の水路の鉄骨並びに捨石撤去と河巾拡張の早期実施方再要請決議書案

（「再々でしょう」と呼ぶ者あり）

（「違います。再です」と呼ぶ者あり）

○事務局長(友寄隆次郎君)　その文案を読み上げます。首題のことにつきまして昨年12月那覇市第41回議会の決議により、これが早期撤去と河巾拡張を要請いたしたのでありますが、民政府におきましては砂防ダムの建設計画によって、これが完全防止をなす意図あるを聞き、ひたすらその実現を期待してきたのであります。しかるに予算の都合によりその実現不可能な状態にあることは誠に遺憾に存ずるのであります。本件は過去における氾濫、浸水の状況からいたし一刻もゆるがせにできない重大なる問題であり、特に降雨期に至り附近一帯住民の心痛はもちろんその惨状は過去に照らし誠に忍びないものがあります。

よって附近住民の不安を除き生活の安定向上を計る上から12月の定例会において当初決議いたしましたとおり捨石を撤去し河巾を拡張せられるよう可及的すみやかに実施願いたく那覇市第43回議会の議決により再度要請いたします。1961年３月23日、那覇市議会。

○議長(高良一君)　以上のとおりでありますが、この案のとおりで御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないと認め、日程第19、奥武山北側より壺川に至る鉄橋下の水路の鉄骨並びに捨石撤去と河巾拡張の早期実施方再要請決議書につきましては、全員提案として原案どおり可決決定いたします。

○議長(高良一君)　以上を以て本日の日程は終わりました。どうもありがとうございました。本日はこれをもって散会して来る30日午前10時再開することにいたしますが、尚緑化運動に対して協力する意味から10セント以上の寄付金をお願いしたいと思います。寄付金は議員同一にしてやりたいと思いますが金額はどうしますか。

（「10セント」「50セント」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　それではそのように取り計らいます。これで散会いたします。

（午後３時27分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1916年３月20日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　平良真次郎〔印〕
署名議員　屋慶名政永〔　〕

３月30日午前11時１分　開議

○出席議員（37名）

１番　久場　景善君	２番　平良真次郎君	４番　比嘉　佑直君	５番　赤嶺　一男君
７番　森田　孟松君	８番　儀武　息睦君	９番　金城　武一君	10番　仲尾次盛夏君
11番　高良　　一君	13番　仲松　庸全君	14番　喜久山朝重君	16番　石原　昌進君
17番　金城　賢勇君	19番　大城　清徳君	20番　宮里　敏慶君	21番　瀬名波　栄君
22番　玉井　栄次君	24番　糸数　昌剛君	25番　大山　盛幸君	26番　玉那覇有義君
27番　辺野喜英興君	28番　上原　文吉君	29番　比嘉朝四郎君	30番　渡口　麗秀君
31番　宮城　　実君	33番　崎山　喜達君	34番　具志　清裕君	35番　又吉　久正君
36番　黒潮　　隆君	37番　浦崎　康華君	38番　備瀬　知良君	39番　新垣　松助君
40番　金城　幸信君	41番　儀間　真祥君	42番　屋慶名政永君	43番　真栄田義晃君
45番　普久原朝光君			

○欠席議員（３名）

６番　渡口政行君　18番　玉城正次君　23番　高良清二君

○市町村自治法第61条による議会出席者官職氏名

市　　長　兼次　佐一君	助　　役　仲原　英通君	助　　役　義永　栄善君	
収 入 役　屋富祖太郎君	総務部長　崎浜　国宏君	経済民生部長　阿波連本平君	
建設部長　大城竜太郎君	消防隊副隊長　仲本　興徳君		

○事務局出席者

事務局長　友寄隆次郎君

議事日程第３号

〔全日程　略〕

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　開会いたします。本日の出席37人、欠席３人でありまして議会は成立しております。ただいまから本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

本日の議事日程は各位の御手許に配付しておきましたから、それにより報告に替えます。では只今から議事に入ります。

○黒潮隆君　動議を提出いたします。ただいま新聞でも非常に問題になっております与儀のガソリンタンクへのガソリン輸送パイプ壺川間で、このガソリン漏れの事故により200人余の市民が家へも帰れない状態になっております。おと年の７月定例議会で全員提案による与儀ガソリンタンク移転方の要請決議案を全員一致で可決しておりますが、２ヶ年余になっておりますがその後措置されていないというふうになって、これは私は大きな問題だと見ております。市当局の方でも移転方の要請をやるというふうに新

聞でも報道されております。議会としてもこのような危険なガソリンタンク、そしてそれにつながるパイプを那覇市から一日も早く撤去して安心して生活ができるようにするためにも、議会としても再要請決議をして強力に移転方の要請をしなければいけないというふうに考えておるのでございます。従って今期議会でこのガソリンタンクの移転撤去これを是非やってもらうように、文案は議会事務局の方で作って頂いて今期議会の最終日までには､是非決議して頂くことを動議として提出するものであります。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　ではみなさん御賛成のようですから、只今の要請決議につきましては文案を事務局の方で作成いたしまして、今会期中に提出することに致しますから御了承願います。

〔中　略〕

○大山盛幸君　日程変更の動議を提案致しますので御賛同願います。浄水場問題で委員会の審議の時間が相当割愛されました関係上まだ審議が残っておる議案もございますので、午前中の質疑はこれで終って本日はこれを以て散会し、午後は委員会に切り換えてもらうよう動議を提案いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　只今の動議に対してはみなさま御賛成のようですから、本日はこれをもって散会いたしまして、午後は各委員会における審議をすることにしまして、明日午前10時から再開いたします。

（午後０時24分　散会）

上会議録を調製し署名する。

196　年　月　日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　平良真次郎〔印〕
署名議員　屋慶名政永〔　〕

3月31日午前11時４分　開議

○出席議員（35名）

１番　久場　景善君	２番　平良真次郎君	４番　比嘉　佑直君	５番　赤嶺　一男君
７番　森田　孟松君	９番　金城　武一君	11番　高良　　一君	13番　仲松　庸全君
14番　喜久山朝重君	16番　石原　昌進君	17番　金城　賢勇君	18番　玉城　正次君
20番　宮里　敏慶君	21番　瀬名波　栄君	22番　玉井　栄次君	23番　高良　清二君
24番　糸数　昌剛君	25番　大山　盛幸君	26番　玉那覇有義君	28番　上原　文吉君
29番　比嘉朝四郎君	30番　渡口　麗秀君	31番　宮城　　実君	33番　崎山　喜達君
34番　具志　清裕君	35番　又吉　久正君	36番　黒潮　　隆君	37番　浦崎　康華君
38番　備瀬　知良君	39番　新垣　松助君	40番　金城　幸信君	41番　儀間　真祥君
42番　屋慶名政永君	43番　真栄田義晃君	45番　普久原朝光君	

○欠席議員（５名）

６番　渡口　政行君	８番　儀武　息睦君	10番　仲尾次盛夏君	19番　大城　清徳君
27番　辺野喜英興君			

○市町村自治法第61条による議会出席者官職氏名

市　　長　兼次　佐一君	助　　役　仲原　英通君	助　　役　義永　栄善君
収 入 役　屋富祖太郎君	総務部長　崎浜　国宏君	経済民生部長　阿波連本平君
建設部長　大城竜太郎君	消防隊副隊長　仲本　興徳君	

○議会事務局出席者

事務局長　友寄隆次郎君

議事日程第４号

〔第１～第６、第８～第30　略〕

第７　与儀ガソリンタンク移転方再要請決議書（１番議員久場景善外39名提出決議案第４号）

本日の会議に付した事件

〔第１～第６、第８～第10　略〕

第７　与儀ガソリンタンク移転方再要請決議書(案)(１番議員久場景善外39名提出決議案第４号)

○議長(高良一君)　開会致します。本日の出席30人、欠席10人でありまして議会は成立しております。只今から本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

本日の議事日程は、各位の御手許に配付しておきましたからそれにより報告に替えます。では只今から議事に入ります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　それでは日程第７、与儀ガソリンタンク移転方再要請決議書、１番議員久場景善外39名提出決議案第４号を議題として提案者の提案理由をお願い致します。

○黒潮隆君　この決議案はきのうの本会議で動議として提案されたところ、全員の提案として事務局にこの決議案の文案を作成して貰うことになっておりましたが、事務局でこの案がまとめられましてここに提案されておりますので、提案理由は全員提案になっておりますので提案理由は省きまして、この議案の内容を朗読したいと考えております。

決議案第４号

与儀ガソリンタンク移転方再要請決議書（案）

首題のことについて、別紙案の通り議会の議決を得たいので提案する。

1961年３月31日

提案者

１番議員　久場　景善君	２番議員　平良真次郎君	４番議員　比嘉　佑直君	
５番議員　赤嶺　一男君	６番議員　渡口　政行君	７番議員　森田　孟松君	
８番議員　儀武　息睦君	９番議員　金城　武一君	10番議員　仲尾次盛夏君	
11番議員　高良　　一君	13番議員　仲松　庸全君	14番議員　喜久山朝重君	
16番議員　石原　昌進君	17番議員　金城　賢勇君	18番議員　玉城　正次君	
19番議員　大城　清徳君	20番議員　宮里　敏慶君	21番議員　瀬名波　栄君	
22番議員　玉井　栄次君	23番議員　高良　清二君	24番議員　糸数　昌剛君	
25番議員　大山　盛幸君	26番議員　玉那覇有義君	27番議員　辺野喜英興君	
28番議員　上原　文吉君	29番議員　比嘉朝四郎君	30番議員　渡口　麗秀君	
31番議員　宮城　　実君	33番議員　崎山　喜達君	34番議員　具志　清裕君	
35番議員　又吉　久正君	36番議員　黒潮　　隆君	37番議員　浦崎　康華君	
38番議員　備瀬　知良君	39番議員　新垣　松助君	40番議員　金城　幸信君	
41番議員　儀間　真祥君	42番議員　屋慶名政永君	43番議員　真栄田義晃君	
45番議員　普久原朝光君			

宛：民政府

発：那覇市議会議長

題：与儀ガソリンタンク移転方再要請決議書（案）

与儀在のガソリンタンクは設置以来パイプからのガソリンの漏洩により附近住民が危険に直面することしばしばであり特に今回漏洩せるガソリンは住宅の床下に浸透し停溜する程多量のガソリンが漏洩し

附近一帯住民の恐怖は極度に達し撤宵避難騒ぎを惹起したことは新聞の報道により十分御承知のことと存じます。本件につきましては、1959年７月７日第32回議会の決議によりガソリンタンクの早期移転方を要請いたしたのでありますが今日なお何らの施策もないことは誠に遺憾に存ずる次第であります。申すまでもなく今回の場合にいたしましてもこれが最も揮発性が高く引火力の強いものと知らずして一本のマッチを投じた場合、タンクの引火による爆発と共にたちまちにして阿鼻叫喚の**巷**と化しその惨禍は想像するだけに慄然たるものがあります。このことは敢えてガソリンの漏洩のみに限らず偶発的に人為による不測の事態等を考え合せた場合ガソリンタンクの現位置は住民生活の安定ならびに福祉向上を阻害しているものと思料するのであり、これを未然に防止する唯一の方策はこの際、該タンクを他に移転して貰う以外に万全の策はないと確信する次第であります。よって本件につきましては実情を十分ご賢察の上、可及的速やかに該タンクを移転せられるよう、ご配意を願いたく第43回議会の決議により要請いたします。

1961年３月31日

那覇市議会

というふうになっておりますのでよろしく御審議の上この決議を可決して頂いて、会期中にこの陳情を議会代表の正副議長でもって行って頂いて強く移転方の要請をして頂く様お願いします。

○議長(高良一君)　これはいいでしょうね、原案通り承認して……。

○高良清二君　提案者になっておりますので、ちょっと申し上げるのは心苦しいのですがね、本文の上から４行目ですね、休憩して下さい。

○議長(高良一君)　休憩します。

○議長(高良一君)　再開致します。只今の新聞報道によればという問題についていろいろ異議がございますので、削って納得のいく文案にして……、「惹起したことは新聞報道により十分」までをとってもらって十分まで削り、「惹起したことは、すでに」を入れて貰うことにして訂正致したいと思います。これでもって原案を承認することに決定致します。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　休憩致します。

○議長(高良一君)　再開致します。

○大山盛幸君　日程変更の動議を提案致します。御賛同をお願い致します。日程第８、公有水面埋立金請求事件に対する応訴の専決処分についてを後にして、日程の28を日程の８として、日程29を９とし、日程30を日程の10としてここに入れて、日程８以下を順次繰り下げて貰う様動議を提出致します。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認め只今の動議の通り日程変更をお願い致します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　再開いたします。会期を４月12日まで延長いたし４月11、12日の午前10時に再開いたします。どうもありがとうございました。

(午後５時21分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1961年３月31日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　平良真次郎〔印〕
署名議員　屋慶名政永〔　〕

〔４月11日会議録略〕

４月12日午後２時３分　開議

○出席議員（33名）

１番　久場　景善君	２番　平良真次郎君	５番　赤嶺　一男君	７番　森田　孟松君
９番　金城　武一君	10番　仲尾次盛夏君	11番　高良　　一君	13番　仲松　庸全君
14番　喜久山朝重君	16番　石原　昌進君	17番　金城　賢勇君	18番　玉城　正次君
19番　大城　清徳君	20番　宮里　敏慶君	21番　瀬名波　栄君	24番　糸数　昌剛君
25番　大山　盛幸君	26番　玉那覇有義君	27番　辺野喜英興君	28番　上原　文吉君
29番　比嘉朝四郎君	30番　渡口　麗秀君	31番　宮城　　実君	33番　崎山　喜達君
34番　具志　清裕君	35番　又吉　久正君	36番　黒潮　　隆君	37番　浦崎　康華君
39番　新垣　松助君	41番　儀間　真祥君	42番　屋慶名政永君	43番　真栄田義晃君
45番　普久原朝光君			

○欠席議員（７名）

６番　渡口政行君　23番　高良清二君　38番　備瀬知良君

(出張)

４番　比嘉佑直君　８番　儀武息睦君　22番　玉井栄次君　40番　金城幸信君

○市町村自治法第61条による議会出席者官職氏名

市　　長	兼次　佐一君	助　　役	仲原　英通君
助　　役	義永　栄善君	収入役	屋富祖太郎君
総務部長	崎浜　国宏君	経済民生部長	阿波連本平君
建設部長	大城竜太郎君	消防隊副隊長	仲本　興徳君

○議会事務局出席者

事務局長　友寄隆次郎君

議事日程第６号

第１　泊港ターミナルビル内貸事務所に対する使用料支払方要請決議書（案）

(20番議員宮里敏慶外12名提出決議案第６号)

〔第２、第３　略〕

本日の会議に付した事件

第１　泊港ターミナルビル内貸事務所に対する使用料支払方要請決議書（案）

(20番議員宮里敏慶外12名提出決議案第６号)

〔第２～第４　略〕

○議長(高良一君)　開会いたします。本日の出席31人、欠席９人でありまして、議会は成立しております。ただいまから本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

本日の議事日程は各位の御手許に配付いたしておきましたから、それにより報告に替えます。

○議長(高良一君)　議事に入ります前に、ちょっと黒潮議員から、壺川の与儀ガソリンタンクの移転方問題について撤去の陳情要請決議をいたしまして、さっそく折衝いたしましたところ、この宛先が民政官ということになっておりますが、いろいろ折衝して見ますと、本件につきましては高等弁務官の宛名にしなければいけないということになりまして、みなさんの了解を得て、先の決議案の宛先は、アンドリック民政官としてあるのをアンドリック民政官と高等弁務官宛に決議案を出すことを御了承願いたいと思います。

○議長(高良一君)　ではただいまから議事に入ります。日程第１、泊港ターミナルビル内貸事務所に対する使用料支払方要請決議書（案)、20番議員宮里敏慶外12名提出決議案第６号を議題として上程いたしま

す。本件につきましては、すでに、御手許に配付してございますので、文案についても十分御検討できたと思いますが、御説明いたさせますかどうか、お諮り致します。

（「説明省略」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　では説明を省略いたします。

決議案第６号

泊港ターミナルビル内貸事務所に対する使用料支払方要請決議書（案）

首題の件について別紙案のとおり議会の議決を得たいので提案する。

1961年４月12日

那覇市議会議員

宮里　敏慶　　久場　景善　　比嘉　佑直　　赤嶺　一男
渡口　政行　　儀武　息睦　　高良　清二　　大山　盛幸
渡口　麗秀　　又吉　久正　　黒潮　　隆　　浦崎　康華
真栄田義晃

宛：行政主席、立法院議長
発：那覇市議会
題：泊港ターミナルビル内貸事務所に対する使用料支払方要請決議書（案）

政府の出先機関であります泊港ターミナル内の税関事務所外６軒（延坪数209.85坪）の貸事務所については1958年６月以来足掛３年に亘り建設当初に於ける政府との補助金交付条件によって永久に使用料を無料として拘束されております。これは地方自治体の財政を脅かし尚補助事業者に対する不当な干渉であり、且つ補助金の基本的な性格から考えましても聊か疑問とせざるを得ないのであります。

本件につきましては市町村財政法の第８条の財産の管理及び処分並びに同法第22条の政府が使用する市町村の財産に関する使用料の規定からしても尚又1957年９月７日立法第57号を以って公布されました「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する立法」の第７条４項の規定から致しても補助金交付の決定に附する条件としては余りにも一方的であり適正且つ公正なるものとは首肯致し兼ねるのであります。特に那覇市は幾多の建設事業を抱え乍ら財政は極めて不如意の現状であり、全琉の首都としての見地から致しますならば寧ろ政府が温情を以って積極的に助成すべき途上にあると信ずるのであります。依って本件につきましては政府に於いても首都建設の大乗的見地から速やかに斯かる無料使用の条件を撤回され常道に随い使用料を支払って頂きます様御配慮願いたく第43回議会の議決により要請致します。

1961年４月12日

那覇市議会

○宮里敏慶君　提案者の一人として申し上げます。出来れば本案は全員提案にしていただきたいと思いますので議長からお諮り願います。

○議長(高良一君)　只今全員提案に致したいということでありますが、左様に取り計らって御異議ありませんか。

（「賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないと認めます。よって左様に決し、20番議員外12名とあるのを20番議員宮里敏慶外全員と御訂正願いたいと思います。

○宮里敏慶君　御参考までにみなさんに申し上げます。これは58年から政府の出先機関として、出先機関の税関事務室、税関待合所、郵便局、検疫所、植物検査所、出入管理所と７ヵ所が借りております。その坪数は208.85坪であります。普通の家賃で借りる場合には1,161ドルに相当致します。これが年額になりますと１万3,932ドルという計算になりますので、御参考までに申し上げます。

○議長(高良一君)　では本件につきましては、みなさん御賛成のようでございますから、日程第１、泊港ターミナルビル内貸事務所に対する使用料支払方要請決議案、20番議員外全員提出決議案第６号につきましては、原案通り可決することにいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　では本日はこれをもって散会いたし、15日午前10時から再開いたします。

（午後５時15分　散会）

上会議録を調製し署名する。

196　年　月　日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　平良真次郎〔印〕
署名議員　屋慶名政永〔　〕

〔４月15日、26日会議録　略〕

５月２日午前11時５分　開議

○出席議員（38名）

１番　久場　景善君	２番　平良真次郎君	４番　比嘉　佑直君	５番　赤嶺　一男君
６番　渡口　政行君	７番　森田　孟松君	８番　儀武　息睦君	９番　金城　武一君
10番　仲尾次盛夏君	13番　仲松　庸全君	14番　喜久山朝重君	16番　石原　昌進君
17番　金城　賢勇君	18番　玉城　正次君	19番　大城　清徳君	20番　宮里　敏慶君
21番　瀬名波　栄君	22番　玉井　栄次君	23番　高良　清二君	24番　糸数　昌剛君
25番　大山　盛幸君	27番　辺野喜英興君	28番　上原　文吉君	29番　比嘉朝四郎君
30番　渡口　麗秀君	31番　宮城　　実君	33番　崎山　喜達君	34番　具志　清裕君
35番　又吉　久正君	36番　黒潮　　隆君	37番　浦崎　康華君	38番　備瀬　知良君
39番　新垣　松助君	40番　金城　幸信君	41番　儀間　真祥君	42番　屋慶名政永君
43番　真栄田義晃君	45番　普久原朝光君		

○欠席議員（２名）

11番　高良一君　26番　玉那覇有義君

○市町村自治法第61条による議会出席者官職氏名

市　　長　兼次　佐一君	助　　役　仲原　英通君	助　　役　義永　栄善君	
収 入 役　屋富祖太郎君	総務部長　崎浜　国宏君	経済民生部長　阿波連本平君	
建設部長　大城竜太郎君	土木課長　安里　一郎君		

○議会事務局出席者

事務局長　友寄隆次郎君

議事日程第９号

〔第１～第３　略〕

本日の会議に付した事件

〔第１～第４　略〕

第５　水源開発並びに次期浄水場計画の際の資金融資方要請決議書

（水道特別委員会提出決議案第７号）

第６　那覇市水道事業に対する積極的援助方要請決議書（水道特別委員会提出決議案第８号）

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。高良議長が民政府に用務のために行っておりますので、副議長が

代りまして議長の職務を行います。本日の出席37名、欠席３名でありまして議会は成立いたしております。ただいまから本日の会議を開きます。諸般の報告を申しあげます。

〔中　略〕

本日の議事日程は各位のお手許に配付いたしておきましたから、それにより報告に替えます。ではただいまから議事に入ります。

（「議長36番緊急質問」と呼ぶ者あり）

○黒潮隆君　国場川治水問題について質問します。４月19日に今期議会で国場川下流の捨石の撤去と拡張について決議し、それを送付したところ那覇市議会に対して先月の19日に回答が来ております。これは捨石が浸水の原因にはならない、従って撤去しない。そして那覇市の埋立が浸水の原因であり、川巾の巾員の狭さによって浸水するんだというような内容の回答がきております。これは前に市当局に対して送られた回答とだいたい似ております。これに対して那覇市当局はどういう対策を持っているか、これに対してお答え願いたい。

この問題は再三兼次市長が埋立の場合に北側水路の捨石撤去と巾員の拡張を同時に並行して行うことを再三議会に言明しておられます。現在の埋立状況を見た場合は７、８割ぐらい完成しているように見受けられますが、この捨石撤去と巾員の拡張に対してこの民政府回答に対してどのような対策をもっておられるか、これをはっきりお答え願います。

○市長(兼次佐一君)　民政府から那覇市議会に送られた書簡については２つの見方をしております。その１つは悪意に満ちた、琉球全住民を愚弄する回答であると見ております。その理由を申しあげますと、浸水の原因が捨石で、あれからこれを撤去してもらいたいという要求に対し、捨石は撤去できない。捨石が浸水の原因にはならない。那覇市が埋立したことが浸水の原因になるという回答の裏には、那覇市の埋立が浸水の原因になるのだという世論のあることを察知した民政府はそれ来たとばかり、その通りだと、浸水の原因はきみらのいう通り埋立であって捨石ではないんだと明らかに責任を転嫁し、自らなした行為によって浸水しておることを十分知りながら、その撤去を行うことをなさないために原因を那覇市の埋立にすりかえて言っているということははっきりと知ることができるのであります。すなわち那覇市当局並びに那覇市議会、関係住民からの捨石撤去の要求の矛先を那覇市当局に向けさせ、主力を分散し、市民・同志間を斗わして自らなすべきことを拒もうとする悪意に満ちたものであり、この行為はひとり那覇市民及び要求した当事者に対する回答のみならず、全住民を侮辱した考え方であると見ております。

２番目にこの回答を出した民政府当局の頭の愚かさを知ることができるのであります。なぜならば、捨石によって浸水するということを確認しその撤去を要求したものに対して、そうではなしに埋立であるといっているが、しからば埋立をしたのちに浸水した事実があるかどうか。

埋立をしない以前において浸水した事実がある。従って捨石を撤去せよという要求に対し埋立をして浸水した事例のないものを持ってきて、この埋立が原因であるという回答は明らかにその頭の愚かさを曝露したものであります。従いましてこれに対する対策といたしましては軍がその原因が埋立にあるんだ、捨石は撤去しないんだという２点に対するでたらめな回答に対しては、あくまでもこれを黙殺してわれわれの主張するところの捨石撤去に邁進しなければならないというのが対策であります。

○黒潮隆君　ただいまの市長の答弁は非常に具体性を欠いていると見ております。なぜならば、もちろんわれわれが今まで主張してきたのは浸水の一番大きな原因は捨石、それと巾員が狭いということと、次に埋立というふうに主張してきました。これは琉球政府の技術者もそう見ているし、立法院でもそのように決議されています。また国場川流域の住民からもそのようにきており、兼次市長も４月26日の国場川流域の代表とあったとき埋立も浸水の一因であるということを認めております。また建設部長も土木課長でしたか、0.3ミリメートル浸水すると、これは第１次埋立のときこの世論が出たということは、やはりそういうような見方が一致しているし、これが大きな力となっているからだとわれわれは見ておりま

す。もちろん軍の出した回答はでたらめであり、捨石が原因にならないということは許し難い回答であることは、われわれもただいま市長の答弁と同じようであります。

しかしながらそれに対してただ撤去を要求するというような簡単な答弁では済まされないと思います。今までの議会で議会代表、市当局、国場川流域の市民代表、この３者が一体となってこれが実現するまで軍にかけ合うということが那覇市議会でもたびたび出されております。市長もまた一緒に行くというふうな言明がなされておりますが、これに対してどのような折衝を何回ぐらいしてきたか、これを具体的に答弁願います。

○市長(兼次佐一君)　わたくしの方からお聞きしたいことでございます。市当局並びに議会あるいは関係者を入れて、これは積極的に要求し、その実現を図ろうという決議をされたその際に、これを要求にいく場合の委員をあげようということまで議会側で話があったはずであります。それも決まらない。その後議会はこの撤去について誠意を示していない。市当局としては文書なり口頭なりで数回にわたって要求いたしておりますが、議会側においてはいささかもその誠意を示しておらないのであります。関係当局に行くどころか、市長に行こうというどころか、議決をした議決文すら届いていないという醜態をさらけ出している。このようなことは過去のことでありまするから、今後の対策として今さき申しあげましたところの、あくまで撤去さすというところの対策の上に立って市会も市も関係者もともどもに何回でも民政府に対し、これが実現まで要求を重ねることだと考えるのであります。

○黒潮隆君　議会で折衝する委員が決まっていないということでありますが、議会代表は正副議長だけでもいいんじゃないかと考えております。これはあくまでも議会というのは意志決定機関であるわけなんです。そして市当局は議会の決定された意思を、これを執行するのが市当局であります。従って市当局は議会に対しても、あるいは国場川流域の代表に対してもむしろ積極的に行こうということを提案してこれを行うべきではないか。折衝を開始すべきじゃないかというふうに考えております。これに対して即時実行してもらいたい。

○市長(兼次佐一君)　市当局に対し議会の意思はかくかくなるところの意思であるから、これにあたってどこまでも要求せよという議決文は受けておりません。議会は議会の立場において、これは要求するための決議をなさっておるのであります。しかしながら議会はこれをやっていないと申しあげるのであります。議会の方から市当局に対するところの要求決議がなくても、市当局はすでに行っておるのであります。

○黒潮隆君　わたくしが質問しているのは、市当局、那覇市議会の代表、地元代表者を含めて強力に３者が一体となって折衝せよということであります。これを即時行うかどうかです。

○市長(兼次佐一君)　これは即時行うどころではなく、すでに行っており、かつまたいつでも行う。しかしながらなぜそのようなことを市当局にいわれるのか。一緒になってやろうという自主的な立場に立っていただきたいのであります。そして一緒になってやってもらいたいのであります。やるかやらないかという消極的な意見じゃなしに、一緒になってやろうという積極的な立場に立ってもらいたいのであります。

○黒潮隆君　わたくしが申し上げておりますのは、どこまでも執行機関の責任においてやってもらいたいということであります。と申しあげますのは、住民を代表して自治行政を行う機関は市町村議会と市町村長であって、前者は基本的方針意思を決定する合議制の機関で、後者はその決定意思を執行する単独機関となっております。

従ってこの自治法の精神に則って議会に協力、もちろん議会も協力するが、市当局が先頭に立ってやってもらいたいということであります。

それから那覇市議会では今後一切の埋立は許可しないというようなことが話し合われておりますが、沖縄プライウッド会社から埋立を許可してもらいたいというような陳情が参っております。その話を聞きますと、ベニヤ工場の敷地の前の水面に大きな杭を打ち始めているといわれております。従って地元

市民は非常に心配しております。これがまた捨石同様の役割を果すんじゃないかということ、台風シーズン、雨期を控えて心配しております。これに対して兼次市長はどのような考えをもっているか、またどのような処置を取ろうと考えているか、これについてお答え願います。

○市長(兼次佐一君)　そういった陳情がきているようでございますが、絶対に許可はいたしません。

○宮里敏慶君　前の議会でも本日の議会でも市長は国場川治水対策について議会はどういうふうなことをやったかといった、議会の無力を責めているようでありますが、本員も議員の一人として米琉親善委員長であるサックスさんに数回にわたり、この国場川治水対策について氾濫の原因は捨石と川巾が狭いためであると、そうして氾濫のたびごとに軍は港を良くするために捨石を置いて、その被害を住民に及ぼしているということで、住民は非常に不満をもっているということを親善委員長にお願いし、サックスさんは軍政府を動かし、軍政府でも去る１月にワシントンに調査費の要求も出したようであります。議会がなにをやったかということに対しては、議会も、議長その他の議員もこの治水対策については研究してやっております。これに対して市長が反問するのは非常におかしいことであり遺憾に思います。

○副議長(渡口麗秀君)　御報告申し上げます。ただいま市長から国場川の治水問題について議会側に反ばくしているようでございますが、議会側といたしましては宮里議員からも御意見がありましたが、わたくし立法院議員の宇久真成氏と同道いたしまして壺川の捨石の撤去問題、それから44号線の改修問題、それからガソリンパイプの撤去問題等が現在那覇市では重要な案件になっているので、できるだけ早く善処してもらいたいというような要望を副民政官に、それからマーフィー課長に会ってお願いしてございます。ただ表面市長と一緒に行動しなかったから、必ずしも市長と行動をともにしなければ議会はだめだというような考え方があってはいけないと思うんです。その点で、これからも議会の意思を代表してできるだけその問題について取っ組んでいきたい。その例といたしましては、44号線につきましてはすでに排水溝、暗渠ですが着工しているような状況でございますので、これにならって次々とこういった問題について単独でも折衝していきたいというような心構えでございますので、その点議員の皆様もよろしく御了承願います。

○又吉久正君　国場川の捨石問題でだいぶ議論なさっておられますが、この議会でも再三にわたって撤去してもらいたいという要請決議をし、その交渉に関係者はやっておられるということでありますが、最近の新聞報道によりますと、捨石の問題ではなく埋立による浸水というような報道がありまして、それを見てびっくりしており、本員も決してこれは埋立だけじゃなく捨石が大きな原因であるということは議員各位もすでに認められておることと思うのであります。ただ軍がそれを那覇市の埋立にすりかえようとしていることはもってのほかと考えており、どこまでもこの捨石は撤去すべきであるという結論はどこにあるか、戦前の沖縄県庁が港湾を管理していたときは土砂をあげる船を三隻も常設して、そして貧しい財政の中からやっていたという、その貧しい財政でありながらも大きな経費をかけてやっていたということはどこにあるか、つまり国場川上流の土砂が流れ込むということになっていたはずであります。それで港湾内で土砂をすくいあげるということになっており、捨石に原因していないということはもってのほかだと思っております。だから戦前の沖縄県庁が管理維持していたように、軍は当然あの港湾で土砂をすくいあげるのは当然の措置であるということにならない限りこの氾濫は防げないと思うのであります。その点軍は是非ああいう戦前沖縄県庁がやっていた通りちゃんと機材器具を港湾内に備えてもらい、捨石を撤去するという確信のもとに当局も議会も当らなければどうしてもその実現はできないと思います。よって今後議会も当局も一体となって、これにかかっていかなければならないというふうに要望しておきます。原因はそこにあります。

○副議長(渡口麗秀君)　お諮りいたします。ただいまの捨石の撤去の問題については民政府の方でも技術的に検討した結果そういう結論を出したに違いないし、那覇市としても技術的に結論を出して捨石が重大な原因であるということで撤去決議をしておるわけでございます。

こうなりますというと、お互いのなんとしては技術的な面に触れますので一応技術の最高の責任者である建設部長か土木課長の技術的な説明を聞いた方がいいんじゃないか、問題は技術的な論争になっていくわけです。それで民政府と那覇市がこの際ですね、例えば水道問題でも西森と泊と技術的問題で結局われわれは負けてしまいましたので、この捨石問題で負けないように一応技術的な説明をしてもらって、われわれは一致団結して議会側の何としても市長はあまり頼りにせずにやっていく必要があると思います。

(「そうだよ、市長は頼りにならんよ」「やめさせればいいよ」と呼ぶ者あり)

(笑声)

○真栄田義晃君　ただいまの質問に関連いたしまして１点お訊ねします。軍の回答文書につきましては市長がいうておられるように、捨石撤去を埋立にすりかえようとする悪意に満ちたものであるということには同感であります。しかしながら私がお聞きしたいというのは、最後に市長は軍の申し立てている反論、これを黙殺して捨石撤去に邁進するつもりであります。というふうに、今後の対策について述べておられるのであります。

しかしながら黙殺というのは字句そのものに対して意見があるのであります。というのは、那覇市はこれまで軍の捨石あるいは巾員の狭いことが氾濫の、浸水の大きな原因であるというので、その撤去方をこれまで迫ってきたわけであります。ところが過程において民政府は捨石に対する印象を弱めて、そして埋立が主要因であるという回答を寄せてきておるのであります。この回答をそのままにしておいて捨石撤去に邁進するという具体的な話をする場合に、それにふれなければ話は進めにくいと思います。むこうは既に原因は那覇市の埋立といっている以上、軍と今後折衝する上においてその捨石に触れないでやることは困難だと思います。

従って黙殺じゃなしに市はあくまでも捨石撤去が浸水氾濫を防ぐ最大の方法であるとして、そういうふうな民政府の主張に対して、那覇市は那覇市としての立場で反論を加えていかない限り市民に対してはそういう印象を与える結果になりはしないかと思いますが、それに対する市長の意見をお伺いしたいのであります。

○市長(兼次佐一君)　黙殺すべきだという要因は１つであります。それは浸水の原因は埋立であり、捨石ではない。何日埋立たために浸水したか、浸水はしない。しかるにも拘らず埋立が浸水の原因であるというこの愚かな回答、この愚かな回答は黙殺してしかるべきであるということであります。なお又百歩譲って捨石を撤去してもなお浸水がある、その浸水が明らかに埋立によってなされたものであるという際にはその時において対策は講じられてしかるべきであり、まず捨石を撤去させ、なお川巾を拡張していきたいというのが１番目に行うべきことであると思うのであります。軍がでたらめな回答を出した、その回答に基づいてわたくしたちがそうかも知れないと、これは技術的な調査をする必要があるといった消極的な立場になった場合はさらに時機をそらす原因を作るのであります。捨石が原因であるということが明らかである以上それを撤去し、そしてなお川巾を拡張させてなお浸水する際には、その時において対策を講ずべきであると、こう考えるのであります。

○真栄田義晃君　ただいまの市長の答弁にもございましたし、この捨石の問題についての経緯をよく知っている者であれば、この回答が矛盾に満ちたものであるということは明らかであります。しかしながらそういう回答が新聞にも大々的に報道されているのであります。そうなってきますと、市民はいったいどっちが本当かわからない。捨石撤去の要求をすりかえようという、むこうに市民が乗せられていくという形になります。従ってそういう明らかに矛盾と思われる点を市民の前にも明らかにしてやらなければならないし、それによって軍も捨石撤去から逃れようとするのを逃がれられないはめに追い込んでいくようにして、あくまでも軍の回答に対して反論を加えるべきであり、誰が見てもまちがいであるということをはっきり指摘しなければならないと思います。これについて市長はあくまでもその点については触れられていかないつもりか、再びお尋ねします。

○市長(兼次佐一君)　捨石撤去の要求を出した那覇市議会、那覇市当局、これに対してでたらめな回答を受

けた立場にある両者、これを明らかにするということは必要な処置と考えるのであります。その反論ということは相手の回答の上に立っての反論、その回答がでたらめであるということは完全に黙殺してかからなければならない。新聞紙上でよく捨石の撤去が報道され、その軍の回答に対して捨石が浸水の原因ではなく、那覇市の埋立が浸水の原因であるという回答に対して議会は最終日において市当局を追及するであろうという記事が再三にわたって出ております。わたくしはこの記事に対していささか不思議に思うのであります。なぜならば捨石が明らかに浸水の原因であるのに、それが原因ではなく埋立が原因であるといったそういったことで、軍の１枚の回答だけで動揺するような無能な議員は市当局としてはいないと思うのであります。(笑声)

事実は事実、事実でないものは事実でない。相手が軍だからといって親米派であっても反米派であっても事実の前にはどうすることもできない。なぜその事実をおおいかくして相手と斗わそうとするが、そこにおそろしい悪意に満ちた意図があり、これに乗じられては市民こそ大きな迷惑をこうむるものであると思います。

○真栄田義晃君　同感であります。市長はこういうことを申し上げては失礼ではありますが、非常にノイローゼにかかっております。(笑声) 議会はまだそういうことは言っていない。浸水の原因は兼次市長とは言ってないのであります。(笑声) われわれはあくまでも浸水の原因は捨石……感情で本質を失うような、そういう良識を失ってはいないのであります。あくまでも軍がそういうふうにそらそうとしてきている以上は、それをそらさないような理由を市民の前に、われわれはあいまいにしてはならないということを考えているのであります。市長はそれに対して議会が追及するという報道だけを非常に気にしておられるが、そういうような対抗意識はあまりお持ちにならない方がよかろうと思います。ただあくまでも新聞報道の範囲を出ないのであって事実の根拠となるものは何もないし、そういうことを、そういった点まで触れられるというのはどうも善良でいらっしゃる市長の立場でもう少し考慮願いたいし、そういうような消極的な立場で追及するという考えはもっておりません。

○市長(兼次佐一君)　わたくしが一例をあげてこのようなこともあると答弁したことが、あたかもそう思っていると早合点しているあなた方こそそう思われているのであって、(笑声) こういう例があるが、われわれはその術に乗ってはならないということを申し上げているのであります。(笑声)

従いまして今おっしゃるように軍の回答に動揺することなく、自分達の主張する捨石撤去に協力していこうという黒潮議員の主張、むしろわたくしの方は積極的にやっていこうということであります。これは全市民の問題であって、市長だけの問題でもなく、市会議員の問題でもなく、全市民が一体になってこの問題解決に当たらなければならない時期がこないとも限らない。そういうときに１枚の紙によって示されたあの愚かな文書にわれわれが動揺していたんでは、相手は拍手喝采して喜ぶに違いないし、動揺してはいけないと思います。(拍手)

○真栄田義晃君　市長は誤解しているのではないかと思います。軍の回答に対して、これは明らかに矛盾している。市民をたぶらかすものであるから、こういう様に直接やり玉にあがっている市長であっても、それに対して反論はあってしかるべきであると思います。そうでなければ市民を迷わすことになりますので、むこうの矛盾はむしろはっきり指摘すべきであると、そういうことを申し上げているのであって、必ずしも軍がそういう主張をしているからということでそういう動揺を来たしているということではありません。で、その意味において受け取っていただきたい。

(「もういいよ」「進行」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　いろいろ質疑が交わされているようでありますが、結局技術的な反論が必要ということになっておりますので、一応建設部長の民政府の回答に対する反論を求めます。

○建設部長(大城竜太郎君)　あの新聞発表がありましてから、わたくし並びに土木課長同伴でマーフィー土木課長にお会いいたしました。そして約３時間にわたっていろいろ技術的な討論もしたわけでありますが、捨石がそんなにじゃましているというような決定的な回答じゃなかったんだと、結局市会に送りま

した文書を取り出してそういうことを言っていました。

それでわたくしたちが捨石が邪魔になるんだと、しかも大きく邪魔になっているのは巾員が狭いんだということを申し上げましたら、巾員が狭いということを言ったのはあんたたち２人が初めてで、そういうことを聞いたことがない、そして巾員を拡張してもいいが拡張する場合、暴風の時に波が捨石を飛び越えてきて、それ以上に浸水する場合にきみたち責任を持つかということでありました。そういうことで議論いたしました結果、巾員がそんなに邪魔になっているのであれば検討して、またきみたちも真剣に検討してくれ、それでもって近いうちお会いしようということでありましたので、おそらく捨石全部の撤去というのはどうか知りませんが、巾員の拡張については簡単にできるからお互い研究して結論を出そうということでありました。

それから２、３日前に立法院の経工委員会から電話がありまして、わたくし、土木課長、都計課長の３名で行きまして、いろいろ経工委員会に進言いたしたのでありますが、あんたたちは那覇市のこういった困った問題について真剣に考えてもらわなければいけないんじゃないかということを申しあげましたら、委員長の新垣さんは考える、捨石は確かに邪魔になっているということを現場で申しておりました。それであとで立法院の人たちもマーフィーとも会ってその点をよく話し合ったから、その点善処するだろうということでありましたので、其の後マーフィーのところに行きまして、まず全部の撤去はできないにしても巾員の拡張は簡単に出来るから考えようということでありましたので、以上申しあげ次の埋立による浸水の件に土木課長の方から説明があると思います。

○土木課長(安里一郎君)　大体においては何も申しあげることはないと思いますが、少し説明を加えなければならない立場にありますので御説明申しあげます。

民政府の市会に対する回答とか、また当局に対する回答については部長から申し上げました通りでございますが、われわれとしましては、雨が降って漫湖に入ってくる水の量、それは時間的に並行していくわけでございます。その累計というものが、それから水が入ってきまして水位が上がりますとだんだん時間的に流れる水の量が変わってきます。初め少なく流れてだんだん多くなっていきますので、その累計を引きました差が漫湖の中にたまっている水の量になりますが、こういうものをグラフに表し、計算いたしましてその結果の表を作ったわけであります。そうしますと埋立前も埋立後もやはり33センチメートル程度の水量でございます。その33センチメートルだけ漫湖の水が上昇するわけでございます。その後には一応差というものは出しましたから１センチメートル程度が、これはこの前出しました計算と少し違いますが、この計算のところが違います関係上そういう結果が出ております。それで全体の30センチメートルに対する１センチメートルということになりますと大きな影響はないと見ております。

この表をマーフィー氏にも見せまして捨石によって30センチメートル以上も影響している。それに対して小禄近辺にやっている埋立、市がやった埋立全体を合計しても１センチメートルぐらいであると、増えた水の量を説明しましたらなるほどと、しかしながらそれは一応の仮想の上に立った計算だろうというのでもちろんそれに違いないわけで、一応地図から面積を計算して何分間に流れてくると仮想する以外にないわけですが、その仮想というものは実際の値とそう違わないということを申しあげましたら、そうだろうということで一応捨石による影響というものを認めておるのであります。それから埋立によってその程度は影響するだろう、それを言ったんだと、それじゃ最も大きな影響はなにかと聞きました。われわれは一応捨石が最も大きな影響を与えていると考えておりますが、軍の方ではそれを考えたくないらしい。最も大きな影響は巾員がせまいということを結論としていっておりましたので、その巾員を狭くした事に対して何も責任を感じていないかということを追及したわけです。そうしたらそれはまだはっきり理解していないらしいのです。南側の水路をふさいだということに対してこっちで説明しましたら、戦前の占領以前の地図を取り出してそれを検討した結果、なるほどそこに水路があったんだなということで、これは考えなくてはならないという顔付きをしておりました。その点こっちの意見と一致しておりました。それで国場川の巾員が狭いのが大きな原因になるんだ、それに対して巾員を狭

くしたのも軍であるということをはっきり認識したようであります。そういうようなことから、今後この国場川の治水問題に対する解決というものがなされてくるのではないかと期待をもっております。

○新垣松助君　ただいまの課長の御説明もごもっともなことだと思います。この国場川堰土に対する案は、これは終戦後49年から50年に堰土をされていると思います。

戦前又吉議員のいう通り３隻の浚渫船で泥をドシドシ運んだけれども、あの当時は県庁の港湾費、例えば港湾の収入だけではどうしてもできないということで国家補助でもって日本から浚渫費をもらってやっていたのであります。それに、なぜ南側の元の南明治橋を埋立てたかということは、あれは泥を止める目的で今現在の那覇港と政府が使っている那覇港と、軍が使っておるあの南桟橋港とは雲泥の差があります。

政府が現在使っている所は最高50フィートしかないのであります。向こうはほとんど６、70フィートで垣花方面は深いのであります。それは何に原因するかといえば垣花南の明治橋をあれをふさいだために泥があの港湾に流れない、そのために山下町その当時終戦後わずか３分の１までの、現在の野球場を３分の１しか埋立してないのは、潮の関係で豊見城方面から流れた水のために殆ど自然にたまっている。この原因から考えた場合には自然にこの国場川はあと２、３年には現在の堰土のために全部ふさがってしまう、これはゆゆしい問題であります。あの山下町の現在埋立られたところは、あれは自然に埋立が現在の野球場をどんどん終戦後は波がきちゃった。それから考えた場合には、あれは自然に埋立られたものであるから、それから考えた場合には、現在の堰土は、これをあと２、３年間そのままにした場合にはどんなに川が浅くなるか、その浅くなった浚渫はどうするか、これは全く市民にとってはゆゆしい問題であります。これを考えた場合私は特に港湾関係はよく知っておりますので、現在の泊港もしかり、泊港は浚渫してからすでに５尺はたまっていると思います。今でも黒潮丸が砂糖を積んだら干潮のときはスクリューで水がにごってくる。それから見ても浚渫船を備えつけるべきである。

現在那覇港は、現在の突堤はこの堰土は全部撤去させて我々那覇市会と当局と一致して戦前から現在までのあり方を徹底的に調査してそれを数字的に報告して徹底的にやらすべきだと思います。

それから現在の那覇港は浅くなって垣花の前の橋は深いということを考えても数字的に表れている。それを考えた場合には、当局は市会と一致してあの突堤をどうしても取りのぞくという一致点を見いだして、しかももう一度又当局は特に執行機関であるから月給もたくさんとっておるんだから、(笑声あり)それをただ市会とかなんとか市会だけになすりつけようとせずに、これを徹底的に一致した数字を表して軍に徹底する陳情をやって貰いたいということを要望いたしまして、それを早急に解決方をみなさんにお諮りいたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○仲松庸全君　技術的な問題はすでに議会では去年あたりから論議されておるのであって結論はでていると私は解釈しております。今松助さんがおっしゃる通りその数字面の調査というその結論を裏づける資料としては、やはり当局は具体的な資料を作成してもらうべきであるというふうに考えます。で、今残されている問題は、すでに出されている結論、今度のこの議会でもこれは国場部落民から出された陳情、これは部落を中心としたこの陳情書の中にも、議会で出された結論は具体的に出されております。そういう内容から見てすでに原因は捨石であるということははっきりしております。

このことはもはやここで我々が論ずるまでもなく、それをはっきり裏づけるような資料が必要であって、これが邪魔であるのかないのか、論議はもう終わっておるということであります。その次にやはり埋立が問題になる。これは今も説明がありましたように埋立によって１センチメートルの水かさが出ているということは、あと５倍も埋立をすれば、漫湖全部を埋立をするならばやはり５センチメートルしか水かさしか増さないかというふうな珍無類な疑問が生まれてくる、こういうことはわれわれ納得できません。やはり今まで出されている問題を解決する行動をしなくちゃならない。今問題になっているのは行動だと思います。今再びここで私がお尋ねしたいのは市長の、真栄田議員の質問にまだはっきり答

弁がないので、私から繰返してお尋ねしたいのは黙殺して斗っていく、邁進していく、捨石の撤去に邁進していくということについては、甚だこれでは本当の問題解決を進めていく上では具体性を欠いているんじゃないかということを私も痛感するものでございます。

黙殺するということは沈黙することであって、その中から本当の前進ということは生まれてこない。やはり今新聞の方でもトップ記事として扱われているし、その中で市当局の埋立というものがやり玉にあげられていることに対しては徹底的な反論をしなくちゃならない。それに対しては議会も一緒にならなくてはいけないという立場をとるものでありますが、そういった面について、これに対して反論をする機会があるかどうかということについてお尋ねし、更に議長に対して議長が折衝されたことを今先報告されておりますが、今議会で採択した陳情書もあります。又議会の要請決議もありますが、この決議について正副議長は議会代表としてどのように処理されたか、その報告はまだ終っておりませんので、その報告も承り度いと考えております。

○市長(兼次佐一君)　黙殺は沈黙することであるとの御意見でございますが、左様に考えてはおりません。沈黙は黙認を意味する場合があるが、黙殺は明らかに無視することであります。これを無視し、なおかつ持論を推し進めていく場合には相手の回答文に対し反論を加えるということは、その段階において必要なことになるのでございましょう。従いまして市当局といたしましては反論も再要求もそれは文書、口頭にかぎらず、あらゆる面からやっていきます。ここで私が期待しますことは、大那覇市の議会もこのような回答に接したのであるから、誠に立派な反駁決議が行われるのであろうと期待しております。それは結果的に当局が出していく場合には今後の運動に大きなプラスをなすものと考えているのであります。議会当局がこの回答に対し反駁の決議をなし、市当局の立場から彼らの回答のでたらめさを反論を加えて所期の目的に進んでいかなければならない段階に立っていると考えております。

○仲松庸全君　時間の関係もありますので言葉の問題でいろいろ論議めいたことになるおそれもありますが、黙殺とか無視するというものは、あるいは折衝する上での方法論というふうな解釈の問題にもなります。実際問題として無視するといってもやはり捨石そのものを撤去させるためには無視するということは、具体的には、これは撤去させるためにはその効力を発しにくいのではないか。そういう黙殺、これは黙殺ということも相手の意見に対してこれを無視するという行動的な、あるいはそういった積極的なあるいは煽動的なものになるかも知れませんが、実際の捨石そのものを撤去するということについて無視するとか無視しないとかいうことの言い方は、実際上効力はないのじゃないか。従ってやはり相手の主張に対しては十分な反論を与えることによって市民の理解も得ることができるし、又市民をその方向に市民の意思を向けさせることもできるんじゃないか、そういうふうに考えますが、やはり市長としては、そういうふうには考えられないのではないかどうか。それを今一度お伺いしたいと思います。大変言葉の問題について非常にややこしくなっておりますがお伺いします。

○市長(兼次佐一君)　無視するか黙殺するかということははっきり言いますというと問題の焦点ではないと思います。あくまで自説をまげずに是認する上にたってではなく否定の上に立ってこれを行っていく場合にその前に、そこに反論というものがでてくると思います。

○副議長(渡口麗秀君)　ただいまの13番議員の議長に対する質問につきましては現在でも別々にやっているかもわかりませんが、一応協議の上で報告することにいたします。

○上原文吉君　市長は今まで各議員からの御質問に対して、今でも埋立は浸水の原因でないというような感じを与える御答弁をなさっております。この問題は、わたくしたちはこの埋立地を造成するといった場合においても、どこまでもこの埋立することによって流水面積を少なくするという場合において、当然浸水があるということを予想しておったわけであります。しかしその後から台風はないにしても、この周辺、国場川周辺の人々は僅かな雨でも今までのような排水になってないというふうになっております。それで、市長の御答弁では、さらに市当局の御答弁では捨石が最大の原因であるというふうになっており、軍の方でもそれを認めておるというふうな御答弁であります。ところがこの前の軍の回答で

は、捨石は浸水の原因ではない、埋立が原因であるといっているが、市長やわたくしたちとしては捨石がその原因であり、捨石の撤去とさらに巾員の拡張ということで軍の方に、さらに議会の決議としてやったと思っております。しかし今の建設部長の御答弁では、軍の方では初めて聞いたというふうになっておるわけですが、具体的に市長はこの捨石の撤去、さらにこれと並行して巾員を拡張するということに対してはどういった計画をもって今まで進められてきたか、例えば巾員を拡張する場合は幾ら拡張して流水面積は幾ら必要かというふうな具体的な計算はすでに出されていなければならないと思いますが、こういった計算はなされているのかどうか、さらにそういった問題も含めて軍の方に浸水するからあるいは拡張しなければならんというふうにやったのかどうか。

○市長(兼次佐一君)　捨石の撤去、巾員の拡張の内、巾員の拡張は建設部長に対して初めて聞いたといっておるが、そういう折衝はやらなかったという御質問が１点でございます。ここでわたくしのいう悪意に満ちた回答というのは、関係者から出されているところの陳情、市当局からの要求、議会の議決、米琉親善委員会における主張は耳にタコのできるほど聞かされております。

そこへもってきて初めて聞くんだというところです、悪意に満ちた回答というのは。さらに幾ら拡張すべきであるという計算上の数字を出して主張すべきであるという計算上の数字を出して主張するということにつきましては計算上の数字を出しているかどうか、これについてはあとで答弁させます。問題の焦点は捨石の撤去であり、捨石の撤去をなさずに巾員拡張も出てこないとも限らないのであります。問題は捨石を撤去させることであります。それ以外に問題を結び付けて考えるべきものではなく、ましてや市の埋立したのが原因になるといっているが、これについては大いに検討しなければならないということはその次の問題であり、相手はひとつであり全市民が捨石撤去を相手にやらせ、その際に捨石撤去は不可能だから高さを少し低くして巾員拡張をやろうという案が出てこないとも限らないし、その時はその時において主張すべきであり、まず捨石の撤去に向かって邁進すべきであると考えます。

○土木課長(安里一郎君)　われわれが計算しております基礎は、捨石を撤去する場合、現在の巾員でも大丈夫であると、65メートルの巾員があれば浸水の原因は除去されるというような結論になっております。この前の話では軍との話でございますが、われわれは捨石が原因になっているということに対して、むこうは捨石は考えないで巾員が原因になっているというのがむこうの話でございます。むこうとしては巾員さえ広ければ水は上がらないだろうということでございますが、われわれの計算は現在の巾員でも捨石さえ撤去すれば浸水の原因はなくなるという基礎に立っております。

○黒潮隆君　上原議員の質問に対しての市長の答弁は、埋立による浸水の原因、これは今後の問題であり考えるべきではないという答弁をしておられます。しかしながら兼次市長の配下にいる建設部長は24日の立法院の経工委員会に、土木課長と共に現場視察をしたとき、これには地元の代表者も参加しておりますが、そのとき埋立も浸水の原因であるということを言っており、その埋立するのに金を貸したのは軍であり、軍が一番悪いんだと、この悪い軍に申請を行った兼次市長はもっと悪いと言っております。そのとき建設部長としてきみたちも悪いんじゃないかと言ったら、わたしは辞めればいいからということを言っております。(笑声) ですから今は考えるべきじゃないという市長の答弁に対して、今後の埋立によって原因が明らかにされた場合はどうするという対策を講じてしかるべきだと思っております。

○土木課長(安里一郎君)　ただいまのはちょっと間違いがあると思います。

(「あんたじゃない、建設部長ですよ」と呼ぶ者あり)(笑声)

もしもですよ、埋立が原因となるとした場合にも、という仮定が入っております。そういう場合にも軍はなにも検討しないで許可したと、こういうことになっております。つまり埋立が非常に大きな原因になっているということをこっちが仮定した場合に軍はなぜ許可したかという話なんです。

○建設部長(大城竜太郎君)　埋立が原因だということが工交局の土木課が軍にいっております。そういうことになると埋立を許可したのは工交局の土木課が査定して軍が許可したんじゃないかということでございます。わたくしたちは埋立によってはそんなに原因しないと言っているが、むこうはそれが一番原因

になっているということから反発したのであって、わたくしはそこで辞めるとかなんとかということは覚えておりません。

○黒潮隆君　それでは証人を出しますよ、あんたは認めたということをはっきり言っております。金を貸したのは軍であり、軍が悪いんだと、その悪い軍に申請した兼次市長も一番悪いんだと……。

(「兼次市長のことは話しておりません」と呼ぶ者あり)

埋立てが浸水の原因になっているのは僅かだということを言っておりますが、向こうの方はそれが一番原因となっています。

○仲松庸全君　個人がですね、埋立をしたいという場合、軍に埋立を申請する場合ですね、これは直接個人が軍に申請書を提出しておるのであるか、あるいは市長の副申を付けて申請するのであるか、あるいは琉球政府の副申を付けてやるのかどうか。

○土木課長(安里一郎君)　申請する場合は一応個人から琉球政府に出すわけです。そうしたら琉球政府工務交通局から那覇市に対する諮問といいますか、そういう手続きがなされまして、こっちが同意した場合にそれが軍の方に廻っていくわけであります。

○仲松庸全君　それでわかりましたが、今プライウッド会社が埋立を新たに計画をしております。これについて市長は許可をしないというふうに言明しておられます。そうするとその諮問がやって来た場合、これを拒否することができるし、埋立許可は阻止することができるというふうになるのですか。

○市長(兼次佐一君)　この埋立に対して市長はどう考えるかという質問に対しては、わたくしは埋立させることに反対であり、やらないと答えております。法律の手続きは主席の方から市町村長に諮問がきた場合、市町村長はこれを議会にかけます。議会においてこれが認められない場合には軍の権限になるのではないか、軍の方が、いわゆる正式な手続きをなさずに埋立をなした前例があります。そういったような手段を取る場合においては埋立は可能であるかも知れませんが、われわれの立場として法の範囲内においてこれを認めるか認めないかというだけであり、わたくしとして認めるかという場合に絶対できないということであります。諮問がきた場合は当然諮問を出します。

○副議長(渡口麗秀君)　ではただいまの捨石撤去の問題につきましては、市当局としても根気強くこの撤去問題について努力する。それから議会側といたしましても議長、副議長が必要とあれば建設委員長と技術的なものにつきましては当局の建設部長、土木課長を連れていって強力に折衝するというふうに処理することにして御異議ありませんか。

(「異議なし」「賛成」「要望があります」と呼ぶ者あり)

○又吉久正君　さきほど当局にも要望いたしましたが、結論といたしましては捨石の撤去、それと巾員の拡張というふうになっております。これは今までの再三決議文において戦前のあの土砂を取って捨てる浚渫船が三隻もあったのであります。

だから折衝はどこまでも戦前の港湾管理をやったように港湾内でもらう。そういうことによってしか解決はできないので、それによって交渉してもらいたい。それまでもってこない限り撤去撤去といっても効果はないと思います。結局戦前の港湾管理に重点をおいて早期に実現するよう当局と議長、副議長に要望して賛成いたします。

○副議長(渡口麗秀君)　ただいまの又吉議員のおっしゃることはよくわかりました。それでさきほどの質疑の過程において新垣松助議員が、わたくしは港湾関係については長くその仕事に従事しているのでそうとう詳しいということでありますので、ただいまの又吉議員のおっしゃったことを肝に銘じまして、新垣議員も必要であれば参加していただくようにやりますので御了承願います。ではこれで昼食のため休憩いたしまして、午後１時半再開することにいたします。

(午後０時22分　休憩)

(午後１時46分　再開)

○副議長(渡口麗秀君)　再開いたします。

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　お諮りいたします。次にこの市債の変更について関連いたしまして特別委員会から２つの決議案が出ておりますが、これを日程に追加いたしたいと思います。つまり、日程の第５といたしましては、水源開発並びに次期浄水場計画の際の資金融資方要請決議案、それから日程第６、那覇市水道事業に対する積極的援助方要請決議案、この２案を追加して御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないようでございますので、ただいま申し上げた決議案日程第５、第６として追加し議題として審議を願うことにいたします。

それから決議案につきましては、御手許に配付いたしてありますので、それによって御了承願います。まず日程第５、水源開発並びに次期浄水場計画の際の資金融資方要請決議案について特別委員会の説明を求めます。

○新垣松助君　日程第５といたしましては水源開発並びに次期浄水場計画の際の資金融資方要請決議案、それから日程第６那覇市水道事業に対する積極的援助方要請決議案、この２案を追加して御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　では御異議ないようでございますので、ただいま申し上げた決議案日程第５、第６として追加し議題として審議を願うことにいたします。それから決議案につきましては、御手元に配付いたしてありますので、それによって御了承願います。まず日程第５、水源開発並びに次期浄水場計画の際の資金融資方要請決議案について特別委員会の説明を求めます。

○新垣松助君　これは水道特別委員会の委員会だけになっておりますが、なるべく議会全員に訂正してもらうよう議長からお諮り願います。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　ただいま39番議員から日程第５の７号決議案につきましては全員提案にしたいという意向がありますが、左様に取り扱うことにして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますから全員提案とすることに致します。

○新垣松助君　御説明を申し上げます。決議案で第７号水源開発並びに次期浄水場計画の際の資金融資方要請決議書であります。1961年５月２日付であります。宛名は首席民政官、高等弁務官、発は那覇市議会であります。一応決議案を朗読致します。

決議案第７号

水源開発並びに次期浄水場計画の際の資金融資方要請決議書（案）

首題の件につき別紙案の通り議会の議決を得たいので、提案する。

1961年５月２日提出

那覇市議会議員

新垣　松助	仲尾次盛夏	石原　昌進	金城　賢勇	大城　清徳
玉井　栄次	糸数　昌剛	宮城　　実	崎山　喜達	具志　清裕
備瀬　知良	屋慶名政永	普久原朝光	大山　盛幸	赤嶺　一男
平良真次郎	瀬名波　栄			

宛：主席民政官、高等弁務官

発：那覇市議会

題：水源開発並びに次期浄水場計画の際の資金融資方要請決議書（案）

那覇市における重要事業中特に水道事業は緊急且つ焦眉の課題であり、人口の増加に比例し給水需要

者は逐年増加のすう勢にあって今日の那覇市水道行政の推移は那覇市発展の盛衰を左右するものであると云っても敢えて過言ではないと信ずるものであります。那覇市給水分布状況を見まするに普及率は約50%でありこれに過去１年間における人口増加は、月700人から800人、年間平均１万人内外の増加を示し今後那覇市の需要給水量は遠からずして再び水ききんを招来するかと推察するのであります。備えあれば憂なしとは洋の東西を問わずして至言なりと思料するのであり、茲に那覇市は新規の水源開発と第二次浄水場新設計画を企図し水道行政の万全を期したい所存であります。就きましては那覇市の水道事情を御賢察賜り文化の恩恵を均てんせしめ且つ市民生活の向上を計る意味から特に未給水地域は勿論のこと水道全般の諸施設に対する補助金並びに高等弁務官資金の交付その他銀行融資等について特別の御配慮を賜りたく第43回議会の議決により要請致します。

よろしく皆さんの御賛同を得たいと思います。

○副議長(渡口麗秀君)　ただいまの39番議員の提案理由の説明の中で、ちょっとはっきりしない字句がありましたので一応はっきりさせます。それは下段から３行目に「産業施設」はっきり聞こえなかったんですがね、下の方から３行目の「水道全般の諸施設」と思いますので、そう訂正して頂きます。それから37回と読んでおられましたが43回でありますので訂正して頂きます。

○副議長(渡口麗秀君)　質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

質疑ないようですから討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

討論もないようですから採決に入ります。決議案の第７号、水源開発並びに次期浄水場計画の際の資金融資方要請決議案につきましては、原案通り承認して御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますから、日程第５、水源開発並びに次期浄水場の計画の際の資金融資方の要請決議案につきましては、原案通りこれを承認することに決定いたします。

次決議案の第８号でございますが、那覇市水道事業に対する積極的援助方要請決議案を議題と致しまして提案者の説明を願います。

○新垣松助君　水道特別委員会だけの名になっておりますが全員提案に願いたいので、議長からお諮り願います。

○副議長(渡口麗秀君)　ただいま39番議員の提案通りこれを全員提案とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでありますから左様に決定致します。

○新垣松助君　決議案を朗読して説明に替えたいと思います。

決議案第８号、那覇市水道事業に対する積極的援助方要請決議書（案)、首記の件につき別紙の通り議会の議決を得たいので提案する。1961年５月２日提出、那覇市議会議員新垣松助外16名連名。宛、行政主席、立法院議長。発、那覇市議会。題、那覇市水道事業に対する積極的援助方要請決議書（案)。

那覇市における重要事業中、特に水道事業は緊急に対策を講じなければならない焦眉の課題であり、人口の増加に比例して給水需要者は激増するすう勢にあり、それに反し需要水量の不足は来るべき渇水期を控えて愈々深刻なものが予想されるのであります。これが早期解決の方途は新規の水源開発と相俟って浄水場の拡張が急務である。然るに水道事業には莫大な資金を必要とし、そのほとんどが起債に依存している状態で水道料金が世界で最も高いといわれている所以である。

従って今回の事業並びに次回に計画されている行政区域全般に亘る水道事業に対し、市の実情を十分に御賢察を願い補助金並びに高等弁務官資金の交付、その他銀行融資等について民政府に対し水道行政の完璧を期すべく積極的に御助言、御協力を賜ります様第43回議会の議決により要請致します。

みなさんの御賛同を得たいと思います。

○副議長(渡口麗秀君)　質疑に入ります。

○仲松庸全君　全員提案になっておりますが、これで一応私も賛意を表します。ただこの決議案が当然でてこなくちゃならない決議案でございますが１点だけお伺いしてみたいと思います。と申しますのは、この決議案の最後の行の終りごろに４行目にかけて「その他銀行融資」ということになっております。

「その他」前から読んでみますと市の実情を十分御賢察を願い補助金並びに高等弁務官資金の交付、その他銀行融資等についてということになっておりますが、これは行政主席、立法院議長への要請決議となっておりますので、私がお尋ねしたいのはこの「その他」銀行の中には日本の開発銀行あたりも含まれているかどうかということについてお尋ねしてみたいと思います。と申しますのは、御承知のように瀬名波議員から先程の決議案で暴露したように、アメリカは金を貸さないということによって沖縄の水を支配し、支配することによって市民大衆からの収奪を志しており、それを実行しております。市当局の提供した資料によれば、市が自己水源の原水を浄水すれば８セントで浄水できるし、軍の原水を浄水すれば14セントかかるという。しかしこれに対してアメリカの水を買えば21セントという莫大な水道料金を払わなくちゃならない。ここから高い水道料金が派生しているということ、しかしそれに対して水源開発の融資はしないという態度をとっておる。こういったやり方、これは完全にアメリカの水道公社、これが国家独占資本の形態をもっており、国家権力と独占資本がひとつに結びついて国家権力が資本をにぎり、国家権力が独占資本を握っていく形態によって沖縄の大衆を収奪しようとしている。この姿がはっきり暴露されております。これに対して私たちが生活を守っていくためには、やはりこの金でおどかしてきている。これははねのけていかなければならない。当然この決議は必要だし、この決議を中心にして、力を合わさなければならないと思います。それにしても、私たちが祖国復帰に向かっている現在その中で、やはりアメリカが出さなければ日本の開金からも金を借りるという線も見つけ出さなければならないんじゃないかというふうなことが当然問題になってきますので、この「その他」の中には日本の開金あたりも含まれているかどうかをお尋ねいたします。もしできなかったらそれについて考慮することができるかどうか、又今できなかったら今後これを問題にすべきであると考えられるか、そういった点について御答弁をお願いしたいと思っております。

○新垣松助君　なる程御尤もな御質問でありますが、これに対しましては、その他の銀行融資等についてと民政府に対して水道行政の完璧を期すべきということに対して、この宛先は主席と立法院議長になっております。この際議決しました場合には、現在那覇市会としては、まず日本にそういう開発銀行とか又は日本銀行から借りるということに対しては、その外交に対するその能力が果たしてありやいなやということを考えまして、現在は立法院議会以外には日本政府に陳情すべきほとんどの積極的交渉権はないかどうかも考えまして、それから考えました場合には、その他の銀行融資というのは、つまり現在の開発公社以外に又その他銀行ということになっておりますので、これは日本に対しては、これはみなさんと諮らなければわからないのでありまして、これに又各位とお諮りして、果たしてこれはその他日本の銀行も入れるべく考えておるのであります。これに対しまして各位の御意見を承ってから挿入すべく考えておるのであります。以上。

○仲松庸全君　今委員長さんの御答弁の中では本会議で諮っていただいたということでございましたが、議長の方で一応休憩でもして相談して頂きたいと思います。

○副議長(渡口麗秀君)　休憩いたします。

(午後３時10分　休憩)

(午後３時12分　再開)

○副議長(渡口麗秀君)　再開いたします。日程第６の那覇市水道事業に対する積極的援助方要請決議案につきましては、質疑討論省略して、直ちに採決に入って御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　では、御異議ないようでありますから、そのように取り計らうことにいたします。

日程第６、那覇市水道事業に対する積極的援助方要請決議案につきましては、原案通りこれを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますから、日程第６、那覇市水道事業に対する積極的援助方要請決議案につきましては、原案通りこれを承認することに決定いたします。

〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　以上をもちまして今期議会に付議されました議案は全部終了いたしました。なお引き続き市長のあいさつがありますので、しばらくの間御静聴を願います。

○市長(兼次佐一君)　長時間にわたりまして慎重審議をなさって下さいまして、まことに有り難うございました。厚く御礼申し上げます。

○副議長(渡口麗秀君)　ではこれをもって第43回議会を閉じることにいたします。長期間にわたり慎重なる御審議ありがとうございました。

(午後３時58分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

196　年　月　日

議　　長　高良　　一〔印〕

署名議員　平良真次郎〔印〕

署名議員　屋慶名政永〔　〕

18　1961年(昭和36年)　６月　第44回定例会[水道、河川]

６月６日(招集日)午前10時49分　開会

○出席議員（38名）

１番　久場　景善君	２番　平良真次郎君	４番　比嘉　佑直君	５番　赤嶺　一男君
６番　渡口　政行君	７番　森田　孟松君	８番　儀武　息睦君	９番　金城　武一君
13番　仲松　庸全君	14番　喜久山朝重君	16番　石原　昌進君	17番　金城　賢勇君
18番　玉城　正次君	19番　大城　清徳君	20番　宮里　敏慶君	21番　瀬名波　栄君
22番　玉井　栄次君	23番　高良　清二君	24番　糸数　昌剛君	25番　大山　盛幸君
26番　玉那覇有義君	27番　辺野喜英興君	28番　上原　文吉君	29番　比嘉朝四郎君
30番　渡口　麗秀君	31番　宮城　　実君	33番　崎山　喜達君	34番　具志　清裕君
35番　又吉　久正君	36番　黒潮　　隆君	37番　浦崎　康華君	38番　備瀬　知良君
39番　新垣　松助君	40番　金城　幸信君	41番　儀間　真祥君	42番　屋慶名政永君
43番　真栄田義晃君	45番　普久原朝光君		

○欠席議員（１名）

11番　高良一（出張）

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　兼次　佐一君	助　　役　仲原　英通君	助　　役　義永　栄善君	
収入役　屋富祖太郎君	総務部長　崎浜　国宏君	経済民生部長　阿波連本平君	
建設部長　大城竜太郎君	消防隊副隊長　仲本　興徳君		

○議会事務局出席者

局長　友寄隆次郎君

議事日程第１号
　　第１　今期議会の会議録署名人選挙
　　第２　今期議会の会期を定めること
　　〔第３～第24　略〕
本日の会議に付した事件
　　〔議事日程に同じ〕

○副議長(渡口麗秀君)　高良議長が全国議長会に出席中でございますので、代わりまして副議長が議長の職務を行うことに致します。
　本日を以て第44回那覇市議会を開会致します。本日の出席37人、欠席２人でありまして議会は成立致しております。只今から本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。
　　〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　只今朗読致させました通りでありますからよろしくお願いします。本日の議事日程は各位の御手許に配付致しておきましたからそれにより報告に替えます。議事に入ります前に市長の挨拶がございますので暫くの間御静聴願います。

○市長(兼次佐一君)　今日第44回那覇市議会に御送付致しました案件は、1962年度那覇市歳入歳出予算並びに水道特別事業計画、区画整理事業、予算案を加えて21件となっております。よろしく御審議の程をお願いします。

○副議長(渡口麗秀君)　只今から議事に入ります。日程第１、今期議会の会議録署名人選挙についてを議題と致します。議長からお諮り致します。会議録署名につきましては、従来選挙を省略して議長から指名致しておりますが、今期も同様に取り計らって御異議ありませんか。
　　(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ない様でございますから左様取り計らうことにして議長から指名致します。４番議員比嘉佑直君、41番議員儀間真祥君、以上お二人の方にお願い致します。

○副議長(渡口麗秀君)　次日程第２、今期議会の会期を定めることについてを議題と致します。御意見がありますか。
　　(「腹案があるでしょう」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　議長からお諮り致します。先程開会前に正副委員長会の方で色々話し合いをしまして事務局で作成しましたところの案について審議したのでございますが、その案について一応説明を致します。６日のきょうは本会議を開きまして議案上程、説明聴取、あすの７日から８日までの２日間は議案研究のため休会、９日は本会議を開きまして市長の施政方針に対する一般質問、10日は土曜日となっていますが、９日と同様に一般質問、それから11日は日曜日にあたりますので休会、12日月曜日本会議を開きまして議案上程、質疑、委員会付託、13日、14日、15日、16日、17日、18日は休日ですので休会しまして19日までを委員会の付託事件を審査すると、失礼致しました、20日まで委員会付託と続けます。21日、22日の２日間は委員会の審査報告の作成それに本会議の準備がございますので休会致しまして、23日の金曜日本会議を開き議案及び陳情書を上程して委員会での審査報告を求め質疑、討論、表決、24日も同様でございます。そうしますと６月６日から24日までで会期が19日間ということになります。本会議がその間に於いて６日間、休会が４日間、委員会が７日間、休日が２日間、合計して19日間というふうな案を審議したのでございますがどんなもんでしょうか。
　　(「賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　賛成多数でありますので議長からお諮り致しました通り今期の会期は６月６日から６月24日まで19日間ということに決定致します。

○副議長(渡口麗秀君)　次日程第３、市長の施政方針を議題として市長の62年度の施政方針を聴取することに致しますから暫く御静聴願います。

　　〔中　略〕

○副議長(渡口麗秀君)　以上をもちまして本日の全日程は終了いたしました。次は９日の午前10時本会議を開くことにいたします。これで散会いたします。
　　(午後２時10分　散会)

上会議録を調製し署名する。
1961年６月６日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　比嘉　佑直〔印〕
署名議員　儀間　真祥〔印〕

〔６月９日、10日、12日会議録　略〕

６月23日(第５日)午前11時12分　開議

○出席議員（36名）

１番　久場　景善君	２番　平良真次郎君	４番　比嘉　佑直君	５番　赤嶺　一男君
６番　渡口　政行君	７番　森田　孟松君	８番　儀武　息睦君	９番　金城　武一君
11番　高良　　一君	13番　仲松　庸全君	14番　喜久山朝重君	16番　石原　昌進君
18番　玉城　正次君	19番　大城　清徳君	20番　宮里　敏慶君	21番　瀬名波　栄君
22番　玉井　栄次君	23番　高良　清二君	25番　大山　盛幸君	27番　辺野喜英興君
28番　上原　文吉君	29番　比嘉朝四郎君	30番　渡口　麗秀君	31番　宮城　　実君
33番　崎山　喜達君	34番　具志　清裕君	35番　又吉　久正君	36番　黒潮　　隆君
37番　浦崎　康華君	38番　備瀬　知良君	39番　新垣　松助君	40番　金城　幸信君
41番　儀間　真祥君	42番　屋慶名政永君	43番　真栄田義晃君	45番　普久原朝光君

○欠席議員（３名）
　17番　金城賢勇君　24番　糸数昌剛君　26番　玉那覇有義君
○市町村自治法第61条による出席者
　市　　長　兼次　佐一君　　助　　役　仲原　英通君　　助　　役　義永　栄善君
　収 入 役　屋富祖太郎君　　総務部長　崎浜　国宏君　　経済民生部長　阿波連本平君
　建設部長　大城竜太郎君　　消防副隊長　仲本　興徳君
○議会事務局出席者
　局長　友寄隆次郎君

議事日程第５号
　　〔第１～第27　略〕
本日の会議に付した事件
　　〔第１～第５　略〕
　　第６　軍輸送部隊給水車の応援に対する感謝決議書(20番議員宮里敏慶外13名提出決議案第９号)
　　第７　今期議会の会期を延長することについて（39番議員新垣松助動議）

○議長(高良一君)　開会いたします。本日の出席34人、欠席５人でありまして議会は成立しております。ただいまから本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。
　　〔中　略〕
　本日の議事日程は各位の御手元に配付いたしておきましたからそれにより報告に替えます。ではただいまから議事に入ります。

○宮里敏慶君　動議……。

○議長(高良一君)　日程に入ります前に議案の日程追加について議長からお願いいたします。諸般の報告で申し上げましたとおり、本日付をもって議案が新たに追加送付されておりまして、議案はそれぞれ各位の御手元に配付いたしておきましたが、会期も今日明日で終るわけでありますので、でき得れば会期中に処理いたしたいと思いますから、本日の日程の最終に日程第23、24、25、26、27と追加していただきまして後刻御審議をお願いいたしたいと思います。よろしく日程追加のほど議長から特にお願いいたします。

○議長(高良一君)　休憩いたします。

(午前11時16分　休憩)

(午前11時22分　再開)

○議長(高良一君)　再開いたします。それではただいま大山議員のおっしゃった追加議案につきましてですが、23、24、25、26、27を日程の１から５までに繰り上げてもらって、以下順次繰り下げるということにいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

〔中　略〕

○宮里敏慶君　動議を提出いたします。水は人間生活に一日として欠くべからざる重要なものでありますが、当那覇市におきましては、夏の渇水期になると、断水、時間給水というふうに、市民に大きな不安を与えております。そのときにあたって軍輸送部隊の方では去年の７月からことしの６月20日までに505万6,200ガロンという相当の量の水を高台地区とか、あるいは未給水地区及び各学校に給水しております。そして市民は大変喜んでおります。そこで議会といたしましても感謝の意を表わすために感謝決議をしたいと思っておりますので、皆さんの御賛同をお願いいたします。

(「反対」と呼ぶ者あり)(「賛成」と呼ぶ者あり)

(「委員会付託」と呼ぶ者あり)(「満足に那覇市民に水も飲ませんのにどうするんだよ、感謝はあとあと」と呼ぶ者あり)

(「日程が終わってから」「忙しい、忙しい」と呼ぶ者あり)

(「動議は成立していますよ」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　ただいまの20番議員の動議に対してお諮りいたします。動議は成立しております。感謝決議についてはまあいろいろございましょうが、悪いことじゃありませんのでそのまま……。

(「賛成」「反対」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　理屈抜きにして感謝してもいいんじゃないですか。

(「こっちの水で商売しているのに」と呼ぶ者あり)

○新垣松助君　軍が那覇市に与えるべき水を豊富に与えれば時間給水をしないでもすむし、また断水をしないでもすむ。あの浄水場は本当は軍の指示により那覇市は水をもらっており、軍が満足に水を与えれば各部落ごとに高台地区に軍が配給しなくてもどんどん水がゆく。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

それを考えた場合に、高台地区の住民にとっては、それはありがたいけれども、なんでもかんでも感謝はしない。

○宮里敏慶君　しかし、ないものに与えるということは当然と思います。感謝すべきものは感謝すべきだと思います。

(「そうだ、そうだ」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　質疑続行のまま委員会に付託しますか。

○宮里敏慶君　動議は成立していますよ。

(「最後に」と呼ぶ者あり)(「やめてくれよ」と呼ぶ者あり)

○又吉久正君　ただいまの動議に対して賛成いたします。

(「今、討論ですか」と呼ぶ者あり)(「誰が討論と決めたか」と呼ぶ者あり)

(議場騒然)(「共鳴する理由をいう」と呼ぶ者あり)

(「議場を整理して下さい」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　今は質疑中です。

(「動議に対する質疑ですか」と呼ぶ者あり)

(「今、休憩だよ」と呼ぶ者あり)

○又吉久正君　私は質疑をやめて討論をやります。

(「委員会付託だよ」と呼ぶ者あり)

一応動議は出されておりますので議題としてとり上げて、その点意見の調整の必要がありますので……。

(「あしたにまわして下さい」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　ただいまの20番議員の動議に対して御賛成の方挙手をねがいます。

(「とりあげてあしたの日程に加えるように」と呼ぶ者あり)

(「否決せよ」と呼ぶ者あり)

(「２、３名しか手をあげてないのに」と呼ぶ者あり)

(「議事運営のために進行しなさい」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　決をとってみます。

(「反対」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　お諮りします。ただいまの20番議員の感謝決議に対しては、一応議題としてとり上げまして、日程の第28に追加したいと思いますが……。

(「日程第28」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　水道特別配給感謝決議といいますか、議題は軍給水車の応援に対する感謝決議書……。

(「抗議決議を出せ」と呼ぶ者あり)

(「進行」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　それではどうしますか。

(「どうもせんでいいよ」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　ただいまから休憩いたしまして、午後３時から再開いたします。

(午前11時46分　休憩)

(午後３時34分　再開)

○副議長(渡口麗秀君)　午前に引き続き再開いたします。ただいま那覇市○○○○番地○○○○外33名の連署をもって農連中央市場通りの恒久的舗装道路の施工方について、議長あて陳情書が参っておりますので、その写しは後刻、各位の御手元に配付することにいたしまして、一応所管の建設委員会にその審査を付託いたしますから、さようご了承願います。

議事に入ります。

(「ちょっと休憩して下さい」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　休憩いたします。

(午後３時36分　休憩)

(午後３時37分　再開)

○副議長(渡口麗秀君)　再開いたします。

○新垣松助君　会期延長の動議を提案いたします。理由は、本日も５議案が提案されましたし、それに対する本日は、午前、午後に引き続きただいままで委員会を開催いたしましたところ、本明日までに会議を終る見込みがない。というのは、あらゆる議案がありまして、それに対する質疑もまた多々あるだろうと思いますので、会期延長についてを日程第29として追加し、本日はこれで休会いたしまして、あしたの土曜から月曜日まで本会議を続行したいと要望いたします。

(「要望ですか」と呼ぶ者あり)

○新垣松助君　希望いたします。提案いたします。(笑声あり)

(「賛成」「日程通り」「日程通りには審議はできない」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　ただいま39番議員から会期延長の動議が出ております。それにつきましては、一応賛成がありまして、動議は成立いたしておりますが、つまり、あしたまでの会期ですね、土曜日までの会期を日曜、月曜と２日間延長するというような会期延長の動議でございますが、

(「反対」と呼ぶ者あり)

一応、そのように取り計らってご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○大山盛幸君　本日追加されたところの議案処理の問題から、そのことが出ただろうと思います。一応御尤もなご意見だと思料いたします。会期延長につきましては、一応最善を尽くしてのち、あしたの会期になっておりますので、あしたまでにどうしてもできないという場合になって初めてやるべきではないかと思います。従って本日追加された日程の１から５までは、まあ委員長報告の処理ができないとすれば、後回しにして最初に上程された分は、日程通り振出しに戻って議案を少なくすると、少なくとも日程通りには処理していただきたいと思いますので、新垣先輩に対しては、誠に失礼だとは思いますが、日程通りにやっていただきたいということを申し上げます。

○高良清二君　ただいま大山さんのご意見は、御尤ものような意見であります。ところが今日の議事日程の範囲では、すでに４時までという何がある。１日分すでに食いつぶして無いということは、はっきりしている。きょうとあしたの本会議で処理するということは困難である。これからして、明らかに会期延長、その分はしてもさし支えないと、さらにまた、追加議案の審議もよくしなければならないと考えます。理由は、あしたまで努力してみれという考え方は、なるほどそれもあるかも知れませんが、期間内でもって簡単に片付けようというのが軽率な、あまりにも軽率で流される危険があるので、十分慎重に審議するためには、ゆとりをもって審議しなければならない。１日はなくなっているのは明らかである。しかもなお、本日数件の議案が追加して出されておりますので、当然、あしたまで審議ができないということは当然予期されることであって、２日間の延長は当然だと主張して、提案いたします。

○久場景善君　今のこれは、われわれがほとんど終りの議会だと思いますので、最終の美を飾る意味におきましても、いわゆる時間外の委員会でももってやらなければいかぬと思います。委員会でも、もっと慎重にやれば、早く片付いた。ほとんど委員会でも浮足であります。出てくるものは出てくると、出ないものはいつも出ないといったかっこうである。そういう意味で、審議をおろそかにしながら会期を延長するというのはもってのほかだ。だから会期は最初に決めたとおりやってもらいたい。

○大城清徳君　いろいろ御意見がありましたが、私は25番議員のご意見に従って、そういうふうに取り図っていただきたいと思います。ずいぶん議案がたくさんありますが、まだ時間的な余裕があります。特に朝10時開会のが、ずいぶんおくれて開会しているようなかっこうであります。一応、あしたまで努力して、どうしても時間が許せないという場合はやむを得ず会期を延長してもらいたいところをおねがいいたします。

○石原昌進君　きょう建設委員会に議案が出ております。それにつきまして審査いたしまして、その報告書は現在作成されておりません。これにつきましては報告書にもとづかないで報告することになっておりますが、それが準備していただければ大変委員長としてもいいんじゃないかと思っております。また、高良議員からも御意見がありましたように、１日はつぶれてしまっておるわけでありますが、この時間的なとり返しはできないわけです。従って会期延長はできないので、そのように取り図っていただきたいと思います。

○副議長(渡口麗秀君)　採決いたします。39番議員からの動議のとおり25日と26日の２日間の会期延長に賛成の方挙手をねがいます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　ただいまの表決の結果は、出席議員が31名のうち17名賛成でございます。よって会期延長を２日間、25日、26日の２日間延長することに決定いたします。

○副議長(渡口麗秀君)　では、きょうの日程はこれでおわることにいたしまして、土曜日、明日の午前10時本会議、次は月曜日の10時本会議を開くことにいたしまして、本日はこれで散会いたすことにいたします。

(午後３時46分　散会)

上会議録を調製し署名する。

196　年　月　日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　比嘉　佑直〔印〕
署名議員　儀間　真祥〔印〕

〔６月24日会議録略〕

６月26日(第７日)午前11時２分　開議

○出席議員（38名）

１番　久場　景善君	２番　平良真次郎君	４番　比嘉　佑直君	５番　赤嶺　一男君
６番　渡口　政行君	７番　森田　孟松君	８番　儀武　息睦君	９番　金城　武一君
11番　高良　　一君	13番　仲松　庸全君	14番　喜久山朝重君	16番　石原　昌進君
17番　金城　賢勇君	18番　玉城　正次君	19番　大城　清徳君	20番　宮里　敏慶君
21番　瀬名波　栄君	22番　玉井　栄次君	23番　高良　清二君	24番　糸数　昌剛君
25番　大山　盛幸君	26番　玉那覇有義君	28番　上原　文吉君	29番　比嘉朝四郎君
30番　渡口　麗秀君	31番　宮城　　実君	33番　崎山　喜達君	34番　具志　清裕君
35番　又吉　久正君	36番　黒潮　　隆君	37番　浦崎　康華君	38番　備瀬　知良君
39番　新垣　松助君	40番　金城　幸信君	41番　儀間　真祥君	42番　屋慶名政永君
43番　真栄田義晃君	45番　普久原朝光君		

○欠席議員（１名）

27番　辺野喜英興君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　兼次　佐一君	助　　役　仲原　英通君	助　　役　義永　栄善君	
収 入 役　屋富祖太郎君	総務部長　崎浜　国宏君	経済民生部長　阿波連本平君	
消防副隊長　仲本　興徳君			

○事務局出席者

局長　友寄隆次郎君

議事日程第７号

〔第１～第12、第14～第42　略〕

第13　軍輸送部隊給水車の応援に対する感謝決議書（案）

(20番議員宮里敏慶外13名提出決議案第９号)

本日の会議に付した事件

〔第１、第４～第14、第16～第44　略〕

第２　ガーブ川完全改修方要請決議（案）(１番議員久場景善外38名提出決議案第10号)

第３　河川法によるガーブ川の準用河川の認定並びに１号路線上の潮渡橋の早期貫通施工方に関する要請決議書（案）　(１番議員久場景善外38名提出決議案第11号)

第15　軍輸送部隊給水車の応援に対する感謝決議書（案）

(20番議員宮里敏慶外13名提出決議案第９号)

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。本日の出席36人、欠席３人でありまして議会は成立いたしております。ただいまから本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

本日の議事日程は各位の御手許に配付いたしておきましたので、それにより報告にかえます。

○副議長(渡口麗秀君)　ではただいまから議事に入ります。

〔中　略〕

○大山盛幸君　緊急動議を提案いたします。御賛同願います。実は総務委員会におきまして本件の審議したあとで、この問題はすごく重要な問題であるので、政府に対しても立法院に対しても要請決議しよう、というような話が出ておりましたが、それを準備いたしてございませんので、ここで一つ提案いたしますから御賛同願います。すなわち琉球政府、及び立法院議長に対してガーブ川の河川改修をするために十分なる予算を計上してもらいたいという要請決議でございます。緊急でございます。内容の説明を申し上げます。政府との折衝の中に副主席が23万ドル分の計上しかできないというような個人的なお話に対して陳情団は真っ向から反対をして、たくさんの予算を計上するよう要望したわけであります。琉球政府におきましては、民政府の23万ドルに対して政府自体の予算が１万2,000ドルしか計上されてない。そうなった場合に先ほど土木課長がいわれた31万ドルの予算にははるかに及ばないのであります。それでどうしても１万2,000ドルの予算を８万ドルにしなければならないと思います。なお８万ドルの琉球政府補助にしても本当に完全に改修するためには、それだけでは不安だと思います。工事中にもいろいろの問題がでてきて、どうしても予算がオーバーすることが今までの河川改修の例からして明白であります。そういう意味におきまして、琉球政府におきましてはガーブ川の河川問題を本当に市民に安心を与えるように円満な工事が施工できるようにするためにも政府は予算を計上し、那覇市と提携してこのガーブ川の河川を改修してもらうように要望決議したいと思います。よって日程の第２に本件を織り込みまして、その文面につきましては、議長に一任していただきますとともに全員の提案にしていただけましたらけっこうだと思いますので、よろしく御賛同を願います。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　休憩いたします。

(午後１時３分　休憩)

(午後１時５分　再開)

○副議長(渡口麗秀君)　開会いたします。先ほど25番議員から提案になりましたガーブ川の河川改修方施工に関する要請動議は成立しております。この要請案につきましては、後刻休憩いたしまして案をつくって午後の開会のときに審議したいと思います。従ってこれを日程の第２に取り上げたいというふうに考えますが、そのように取り計らって御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないようでありますので、ガーブ川の河川改修方要請決議案を日程の第２とすることにいたします。

○瀬名波栄君　ただいま琉球政府に対して河川改修の予算を組むようにということで、今度間にあわない場合は補正予算でもということでありますが、やはり当初予算に組まれるべきであると思います。そういった内容でもってしていただきたいと思います。

動議を提案いたします。過日琉球政府に補助金をお願いし、立退補償は琉球政府で出してもらうようお願いしに行ったのでありますが、しかし政府としても、どうしても那覇市でやってもらいたいというようなことであったのでありますが、これはもちろん正式な文書でなかったようでありますが、先ほど討論でも申し上げましたが、これまで問題を醸し続けてきたガーブ川の改修について政府もミコシをあげるということで、琉球政府が先頭に立ったというような段階にきたことは、今後の河川改修問題について一抹の明るさを感じるのであります。ところが河川に認定するというふうなことに対しては、現在に到るまで琉球政府は何ら考慮していないようであります。これは予算の関係もあるとは思いますが、しかし先ほども申し上げましたように、これが河川に注入する流水である以上、しかもまた河川により住民の利害に密接な関係を持つ流水である以上、これは当然準用河川に認定されてしかるべきであるということはだれも異存はないというふうに考えております。ところがこれに対して、数回にわたって那覇市当局も議会も準用河川認定の要請いたしましたが、すべてこれは握り潰されております。これは琉球政府に対し要請したのがまずかったんじゃないかと思うのであります。河川法にいう主務大臣は、本員の考えるところではやはり民政府あるいは高等弁務官ではないかというふうに考えるのでありますので、ぜひ議会の決議をもちまして高等弁務官あてにガーブ川の準用河川認定方の要請、これを琉球政府にやってもらいたいという高等弁務官を通じての琉球政府への要請を議会からやると、あるいは直接高等弁務官あてに民政府として準用河川に認定してもらうという面で要請決議を出すということが妥当じゃないかというふうに考えますので、これも日程変更いたしまして次の日程３に加えていただきたいという動議を提案いたします。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○崎山喜達君　ガーブ川の河川改修に関連いたしまして、去った議会で全員の要請決議として行われた１号線を貫通する掘割を早く実施してもらいたい、というふうな要請決議をやってもらいたいと思います。そこは御承知の通り、那覇市の人だったらみんな御承知だと思います。戦前安里川、それからガーブ川、それから今の旭橋に通ずる久茂地川の３つに分水しておったのでありまして、今ごろのような水害はなかったんですが、今完全に潮渡橋に通ずる掘割が止められています。これはちょうど盲腸と同じでありまして、この盲腸をガーブ川と並行して、こっちも当然改修すべきだとこういうふうに考えますので、このことも今さきの要請決議に付加していただきたい。前にやっても何ともないんです。

(「一つの決議に入れたらいいですよ」と呼ぶ者あり)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　ただいま21番、33番議員から動議がでておりますが、その動議は成立いたしております。21番議員の動議の要点といたしましては、ガーブ川を河川法によって準用河川に認定してもらう。それから33番議員の動議の要点は潮渡橋を改修してもらうというようなことでございますので、21番議員のと33番議員の動議を一緒にした要請決議案にしてゆきたいというふうに考えますが、そのように取り計らって御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないようでありますので、そのように取り計らうことにいたします。従ってガーブ川を準用河川に認定する件と、それから潮渡橋の改修の件につきましては、日程第３として後刻審議することにいたします。

休憩いたしまして午後２時15分再開することにいたします。その間発議者の方で事務局と打ち合せしまして案をつくっていただきたいと思います。

(午後１時13分　休憩)

(午後２時47分　再開)

○副議長(渡口麗秀君)　再開いたします。先程日程として取り上げられましたガーブ川完全改修方要議決議案が日程第２となります。次河川法によるガーブ川の準用河川の認定並びに１号路線上の潮渡橋早期貫通施工方に関する要請決議書案、これが日程第３となりますので、現在の日程第２を４にして以下順次繰り下げますから左様訂正願います。では只今から議事に入ります。

日程第２、ガーブ川完全改修方要請決議案を議題と致しまして提案者の提案理由の説明を求めます。

○大山盛幸君

1961年６月26日

琉球政府行政主席
琉球政府立法院議長　宛

那覇市議会

ガーブ川完全改修方要請決議（案）

此度、民政府補助金23万ドルにより、多年の懸案でありましたガーブ川改修が、琉球政府によって近々着工されることになりましたことを、市民とともに慶び感謝の意を表する次第であります。

那覇市議会も之に協力すべく立退補償金８万1,000ドルの市債を起すことを決議いたしました。

ガーブ川の改修は31万ドルの莫大な経費がかかるといわれておりますが、琉球政府は１万2，000ドルしか計上されておりません。これが議会修正で８万ドルになることを期待致しておりますが、長期に亘る改修工事は頗る難渋を極め、工事期間中における不慮の災害も予想されるのであります。

よって如何なる事態が発生しても該工事を中絶させることなく充分なる予算を計上され、那覇市に対しこれ以上の経済的負担をかけぬよう、琉球政府の責任に於て完全改修をして頂きますよう第44回那覇市議会の決議により強く要請致します。

御賛同願います。

○副議長(渡口麗秀君)　お諮り致します。ただいまの25番（大山盛幸君）議員の提案通り原案を承認して御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないようでございます。よって日程第２、ガーブ川完全改修方要請決議案は原案通り、これを承認することに決定致します。

○副議長(渡口麗秀君)　次日程第３、河川法によるガーブ川の準用河川の認定並びに１号路線上の潮渡橋の早期貫通施工方に関する要請決議書案を議題と致しまして提案者の提案理由の説明を求めます。

○瀬名波栄君　提案理由につきましては、さき程も述べましたが、ここに案文が出来ておりますので、それの朗読によって提案理由に替えさせていただきたいと思います。

1961年６月26日

高等弁務官あて

那覇市議会

河川法によるガーブ川の準用河川の認定並びに１号路線上の
潮渡橋の早期貫通施工方に関する要請決議書（案）

多年懸案のガーブ川改修工事がこの度政府の直営工事として近々着工の運びに至りましたことにつき、市民に代り厚く感謝の意を表する次第である。

申すまでもなく本河川は、那覇市中央に位置し、排水の根幹をなし、且つ都市計画上からも重要なる河川であります。依って政府におかれましても本河川が全琉首都としての重要性に鑑み、且つ市民日常生活に密接なる関連を持つ本河川の維持管理からしても、速かに準用河川として認定されることを強く要請するものである。

尚本河川の改修に伴い１号線を以って遮断される潮渡橋を夫婦橋排水路に貫通し、完全なる排水ができますよう御配慮下されたく第44回議会の議決により要請致します。

御賛同を得たいと思います。

○副議長(渡口麗秀君)　ただいま21番（瀬名波栄君）議員から決議案の朗読がなされましたが、原案通り承認して御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(渡口麗秀君)　御異議ないようであります。よって日程第４、1961年度予算の繰越について、市長提出議案第52号を議題と致しまして総務委員会の報告を求めます。

〔中　略〕

○議長（高良一君）　次日程第15、軍輸送部隊給水車の応援に対する感謝決議書（案）、20番議員宮里敏慶外13名提出決議案第９号を議題として提案者の提案理由の説明を求めます。

○宮里敏慶君　提案理由の説明を申し上げます。那覇市においては夏の渇水期になりますと毎年断水あるいは時間給水というふうに市民に大きな不安を与えております。そのときにあたりまして、市当局及び各市内の学校では軍の輸送部隊長に水が少ないので給水してくれというふうに要請しております。輸送部隊長は米琉親善委員会において那覇市の水が不足している。高台地区あるいは無給水地区等に相当の水を無料で給水しております。こういうふうに市民に相当の水を与えていることに対しまして、我々議会としても感謝の意を示さなければいけないと思っております。

それで感謝の決議案ができておりますので読み上げて提案理由とします。

（「恥しいよ」と呼ぶ者あり）

軍輸送部隊給水車の応援に対する感謝決議書（案）

那覇市における水道給水は毎年夏季に至って水飢饉を招来する状態から、止むなく地区別に時間給水を実施し給水の均てんを図るべく最善の努力を致して居るのでありますが、水量と配水管の不均衡により給水の万全を期し得ないことは誠に遺憾に思う次第であります。

幸いにして軍輸送部隊におかれましては毎年繰返される那覇市の渇水事情に絶大なる関心を寄せられ、特に高台地区及び各学校その他未給水区域に至る迄、軍給水車にて昼夜兼行その無償給水に御協力下さいますことは、那覇市の給水事情に対する貴官日頃の深い御理解と御温情によるものと感銘致す次第であります。

茲に本市議会は、当該住民は勿論のこと全市民に代り第44回議会の議決を以て衷心から厚く感謝申し上げます。

○議長(高良一君)　ちょっとみなさんにお諮りいたします。質疑討論省略して採決に入って御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないものと認めまして採決に入ります。日程第15、軍輸送部隊給水車の応援に対する感謝決議書(案)、20番議員宮里敏慶外13名提出決議案第９号につきまして、原案に賛成の方挙手を願います。

（「反対」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　賛成多数でありますので日程第15、軍輸送部隊給水車の応援に対する感謝決議書（案）、20番議員宮里敏慶外13名提出決議案第９号は、これを原案を承認することに可決決定いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして今期議会の提案事件は全部終了いたしましたが、次に市長から御挨拶がありますから、しばらくの間御静聴願います。

○市長(兼次佐一君)　御挨拶申し上げます。第44回の那覇市定例議会もいよいよただいまをもちまして閉会されようといたしておるのであります。私たちがともどもにこの議場におきまして議案を審議し、かつ提案をして審議をお願いいたしましたことを過去４ヵ年の間、半ヵ年は皆様とともに議案の審議をなし、３年６ヵ月間は議案を提案して皆様方に審議をお願いしたのでございます。その間いろいろな問題もありましたが、結局お互いが自分に与えられた任務を自覚し、市民の福祉をはかるという点からいささかの見解の相違もあったわけでございますが、今考えまするときに議員の皆様方をはじめ、私が考えておることを申し上げ、かつまた議案にして御審議を願いまするそのうちに見解の相違があって互いに主張を固執しあったときもあったのでございますが、しかし結果においては大過なくこの任期を皆様方

が終えてゆくことを非常に喜びとするところであります。その間当局といたしましても不馴れの点と、あるいは私の個性から出た結果ではありますけれども、皆様方に御満足を与え得るような説明や答弁をなし得ないことも多々あったと思うのであります。この点につきましてはここにお詫びを申し上げる次第でございます。実質的に今日をもち全員の皆様方とこの会場において再び審議をお願いする機会はなくなるわけでございます。しかし私たちは今日まで議会においてどのような立場において相争ったといたしましても、そのすべては市民福祉のために市民から与えられた任務遂行のためになしてきたものであるということをともどもに考えまして、今後市民の一人としてより以上の御交誼をもってお交わりいただくようお願い申し上げる次第でございます。つきましては今晩皆さま方とともにお別れの酒宴を催したいと思いますので、万障お繰り合せの上御出席下さいまして、当局の部課長を初め係の者たちに激励をいただくことができれば、まことにもって幸いと思うのであります。最後に皆さま方がきたる市議選におかれましては、りっぱな成績を上げられまして、できることならば30名の定員全員が現議員の中から選ばれてくることを期待申し上げまして御挨拶を終る次第であります。(拍手)

○議長(高良一君)　ではこれをもちまして第44回議会を閉じることにいたします。どうもありがとうございました。

(午後５時52分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

196　年　月　日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　比嘉　佑直〔印〕
署名議員　儀間　真祥〔印〕

19　1961年(昭和36年) 10月　第47回臨時会[米国調査団、施政権返還]

10月16日(招集日)午前10時　開会

○出席議員（24名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	８番　名城　嗣夫君
10番　辺野喜英興君	13番　儀間　真祥君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君
18番　友利　栄吉君	20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君	22番　黒潮　　隆君
23番　安見　福寿君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君
27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君

○欠席議員（６名）

９番　金城　力夫君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	14番　高良　　一君
15番　久場　景善君	19番　喜久山朝重君		

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　兼次　佐一君	助　　役　仲原　英通君	助　　役　義永　栄善君	
収 入 役　屋富祖太郎君	総務部長　崎浜　国宏君	建設部長　大城竜太郎君	
消防副隊長　仲本　興徳君			

○事務局出席者

局長　友寄隆次郎君

議事日程第１号

第１　今期議会の会議録署名人選挙
第２　今期議会の会期を定めること
〔第３～第７　略〕

本日の会議に付した事件

第１　今期議会の会議録署名人選挙
第２　今期議会の会期を定めること
〔第３～第７　略〕
第８　米国調査団に対する要請決議（25番議員赤嶺一男外８名提出決議案第13号）

○副議長(大山盛幸君)　開会いたします。本日の出席14名で定足数に達しておりませんので会議規則第９条第２項によって延会いたします。

(午前10時１分　延会)

(午前10時７分　再開)

○副議長(大山盛幸君)　再開いたします。高良議長が九州市議会議長会臨時総会代行実行委員会に出席のため不在でございますので副議長が議長の任を代行いたします。

本日をもって第47回那覇市議会臨時会を開会いたします。本日の出席20名、欠席10名でありまして議会は成立しております。欠席の久場景善議員が日本出張、高良一議員も同様、喜久山朝重議員は先刻みえておりましたが病気のため早退いたしております。平良真次郎議員は家事のため出席いたしかねるという電話がございましたので御了承願います。

ただいまから本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○副議長(大山盛幸君)　ただいま朗読いたさせました通りであります。よろしくお願いいたします。本日の議事日程は各位の御手元に配付いたしておきましたのでそれにより報告に替えます。

では、議事に入ります前に市長から御挨拶がございますので暫くの間御静聴をお願いいたします。

○市長(兼次佐一君)　本日ここに第47回那覇市議会の臨時議会を招集いたしました理由について申し上げますと、去る10月の２日から３日に亘りまして来襲いたしました台風23号によりまして、那覇市におきましても少なからん被害を受けましたので、それ等に対処するための予算の一部更正を必要といたしたことと、４番議員外25名によりますところの臨時議会招集の要求があった点、以上の理由によりまして47回の臨時議会を招集いたしたしだいでございます。

つきましては御送付いたしておきました諸案件がそれぞれ緊急対策として最も必要な案件でございますので、慎重審議の上早急にこれが実施できるよう御協力お願い申し上げます。

(「16番出席」と呼ぶ者あり)

○副議長(大山盛幸君)　ではただいまから議事に入ります。日程第１、今期議会の会議録署名人の選挙を議題として議長からお諮りいたします。会議録署名人は従来選挙の煩を省略し議長から指名する慣例になっておりますが今期議会も左様取り計らって御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(大山盛幸君)　御異議ないと認め左様に決し議長から御指名いたします。３番議員又吉久正君、17番議員宮里敏慶君、17番議員は欠席でありますので18番議員の友利栄吉君お二人にお願いします。

(17番出席、27番出席)

○副議長(大山盛幸君)　次日程第２、今期議会の会期を定めることを議題としお諮りいたします。休憩します。

(午前10時16分　休憩)

(午前10時20分　再開)

○副議長(大山盛幸君)　再開します。休憩中にお諮りいたしました通り日程を６日間にし、16日の本日を本

会議、21日の土曜日を本会議、17、18、19を委員会、20日の金曜日は報告書作成のため休会、21日を本会議、こういうふうに会期を持ちたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長(大山盛幸君)　御異議ないと認め今期議会の会期を６日間とすることに決定いたします。あとで日程計画書はプリントにしておあげすることにいたします。

〔中　略〕

○副議長(大山盛幸君)　これでもって本日の日程を全部終了いたしましたので、つぎは日程計画表によりまして21日の土曜日午前10時再開することにいたしまして本日はこれでもって……。

（「ちょっと議長」と呼ぶ者あり）

○黒潮隆君　真和志の農家７ヶ部落の自治会長から農作物の災害補助陳情が提出されておりますが、本会議で付託すべきじゃないか、そうすれば一緒に災害予算、これに審議できると思っておりますが……。

○副議長(大山盛幸君)　休憩します。

（午後12時10分　休憩）

（午後12時22分　再開）

○副議長(大山盛幸君)　再開いたします。休憩中に24番議員、３番議員からいろいろと米国の調査団に対する折衝の件、その他要請決議の件など慎重に審議すべきじゃないかというような御意見がありますのでしばらく休憩いたしまして１時から再開することにいたします。

（午後12時23分　休憩）

（午後２時37分　再開）

○副議長(大山盛幸君)　再開いたします。休憩中にいろいろと御審議いたしました米国調査団に対する要請決議案を今一応朗読いたしますので御静聴願います。

今回米国貴調査団が遠路はるばる御来島くださいましたことを心から歓迎いたします。

来島早々昼夜の別なく真摯な御調査をなされており、その御苦労に対し万腔の敬意と感謝を申しあげる次第であります。この機会において那覇市において多年に亘り訴えてきました左記要望懸案を速やかに解決して戴くよう、その実態を御調査くだされたく、那覇市第47回議会の決議をもって要請いたします。

記

①　水道公社占有水源地（比謝川）那覇市への譲渡並びに水源地開発に対する技術援助について。
②　高圧線の地下埋設について。
③　国場川油送管下の河口拡張について。
④　与儀在のガソリンタンクの早期移転について。
⑤　軍１号線道路の地下道設置について。
⑥　安謝港湾の浚渫並びに埋立について。
⑦　小禄地域におけるゼット機の騒音防止について。
⑧　１号線路によって遮断された夫婦岩に通ずる潮渡橋排水溝の開通について。
⑨　市内軍道路の排水施設の完備並びに軍施設内から民間に通ずる排水施設の完備について。
⑩　首都建設委員会において策定された首都建設事業15ヵ年計画実現のための早期財政援助について。

以上の案件を米国調査団に要請書として送ると共に民政府並びに琉球政府にもその写しを送付したいと思います。

起案は那覇市議会一同として議長名で送りたいとこう思います。これについて今までの皆さんの御意見を纏めましたので質疑はないと思いますので質疑を省略して討論に入ります。

○黒潮隆君　ただいまのアメリカ調査団に対する要請決議案、これに対して私達は反対の討論を述べたいと思います。

さきほど休憩中にも申しあげました通り要求事項の内容これについては賛成する者であります。

しかしこの感謝状の全文に亘ってこの調査団を歓迎し感謝を捧げるというふうな内容に対しては反対するわけであります。と申しますのは、この米国の調査団は沖縄の現状を固定化するための調査団と思っており、沖縄人民党はこれを否定しているのであります。これは岸首相が渡米して結んだ新安保条約、さらにこれの実施を打合せるための池田・ケネディ会談が開かれたのであります。この新安保条約が結ばれた際の議事録の中には過去10ヵ年前に沖縄の返還を日本政府は要請しないということになっております。従って今度の調査団もホワイトハウス当局の発表によりますと、池田･ケネディ会談の実施、これを目的とした調査というふうに発表しております。そうなりますと東北アジアの条約機構、軍事同盟の強化、対日平和条約第３条の法的効力が薄れたために、これの補充をするためにこのような新安保条約を実施した場合に、やはりアメリカが繰り返している極東の緊張がある間は沖縄は返還しないということを弁解しております。

しかしながら沖縄に原水爆基地があるためになかなか極東の緊張は緩和されないのであります。そうなると何日まで経っても沖縄は返還されないし、そこで沖縄を固定化しようという狙いがそこに出てきたものと見ております。そこで沖縄80万全県民の復帰に対する熱意これを押さえるために、これを他にそらすために日米協力による経済援助というふうな援助ムードを作り上げているのがその実情だと見ております。そこで私達はこの調査団に大きな期待をかけるどころか、むしろその来島を阻止しなければならないというふうな考え方に立っております。これは以前にもプライス議員が来島していろいろ調査をし、沖縄県民はこれに大きな期待を寄せていたのでありますが、その調査の結果出されたプライス勧告によると沖縄の土地を買上げ一括払いという勧告がなされて、80万県民の総反撃によってこの勧告の実施が大巾に止められたのであります。そういうような観点からむしろこれは阻止すべきであり、沖縄が日本から切り離されたため現在の沖縄の苦しみは日本の各県に比較して非常に貧しい状態に置かれているということはハッキリしております。もし沖縄が日本に復帰しておれば沖縄も広島、長崎、奄美大島のように戦災復興都市臨時措置法によって那覇市の復興も90パーセント位は進んでいただろうと推測できるのであります。事実日本の各都市に於いてはその殆どが復興されているというふうに聞かされております。むしろこの調査団に対し外人事件による一切の損害の要求あるいは原水爆基地の撤退、メイスＢ持込み反対の要求こそすれ、こういうふうな歓迎の意を表わすことに対しては我々としては賛成できかねるのであります。

○具志栄治君　私は12番議員（黒潮隆君）の意見に全く反対でございます。わざわざアメリカから沖縄にこられたということに対しては満腔の敬意を表してしかるべきだと思うのでございます。現状を固定化しようというものではなしに、現在の沖縄をより復興させるために、沖縄における施政権者が被施政権者に対する不平不満がどこにあるか、どういう所に欠陥があるかということを調査にこられたと思うのであります。願わくばケネディ大統領自身がみえてもらいたいと思うのであります。それに対しまして満場一致で今の要請決議をやってしかるべきだと思います。

○赤嶺慎英君　賛成討論をさせていただきます。発表によりますと池田・ケネディ会談によって今度の調査団が来島されたということは御承知の通りでございます。

調査団が我々の祖国復帰を阻むためにきたということももちろんありませんし、あるいは新安保条約の条項をうまくするためにきたということも発表にはないのであります。あくまでもお互いの政治的観点に立ってのことであると思いますので、我々といたしましてはせっかく如何に池田・ケネディ会談があってもそこに沖縄の不利益になることが同会談であるにしても、一応調査にきたことにおいては沖縄の民意に反するようなことが仮にあればこれを機会に訴えて、これをくつがえす必要があると思うのでございます。その為にはどうしても来島してもらって歓迎の意を表さなければならないと思います。

あのプライス法案もありましたけれども、あれも一方的なプライス議員の案によりまして沖縄の一括払いをなされようとする時に、沖縄の民意を止めることができずにお流れになって現在のようになって

いることは御承知の通りでありますので、あくまで内容は別として沖縄の民意を訴える機会を自ら作ってきた調査団に対しては感謝の意を表わすということは政治をする者の立場からでも常道であります。

よって本員は調査団の来島に対しては敬意を表すると共に、この決議案を採択してもらってそれを実現させるように努力してもらうことを希望いたしまして賛成討論を終ります。

○儀間真祥君　本員もさきほどの22番議員（黒潮隆君）のいった通り本案に反対いたします。というのは、私達はもちろん今さっき休憩中に話された通り要求するものに対しては賛成するものであります。調査団の来島、遠路はるばるきたことに対して感謝すると、それから昼夜の別なく御調査されている御苦労に対して満腔の敬意を表するということが謳われております。これ自体ですね、なぜこういうふうなはるばる沖縄くんだりまでやってきたかということもわからんで、それに対する感謝ということは余りにも卑屈な考え方であると思います。というのは、はるばる沖縄にくるということは向こうは利益になってくるということを考えているし、自分達に何等かの恰好で利益になってくるというふうなことしか考えていない、そうでしかやってこないし、これは一種の商人であります。そういう意味からいっても反対すべきであり、この調査団の来島ということはどういう利益かと申しますと、かつて池田・ケネディ会談によって東北アジア防衛機構、軍事同盟、それを強化していくというような意味でこっちにきたんです。だからしてこういうことを県民の要求がまたプライス法案みたいに大変なことになってはいけないということで、日本の県なみの援助ということで援助してくれ、しかしこの援助ということもこれもごまかしであり、49億円の財政援助を要求しているのに対して高等弁務官の指示によりますと僅かに９億ドルという実に微々たるもんで、こういうふうな援助ムード、要するにウタビミソーレーということによって沖縄県民をごまかそうとしている事自体これに賛成して満腔の謝意を表すということになったんで、あの守礼の邦変じて奴隷の邦になってしまうのであります。そういうウタビミソーレーというきたない根性になってしまって、我々が当然取るべきものは取るという確固たる信念に基づかなければならないと思いますので今の決議案、これに対しては反対する者であります。

○金城吾郎君　この心から歓迎する歓迎しないの問題で賛成反対討論されておりますが、私の見解を申しあげます。さきほど休憩中におきましていろいろと論議が交わされましたときに、本員は施政権の返還問題が沖縄の基本的な問題であると思うのであります。このことをまず前文の中に掲げてしかる後にこういった当面する問題を掲げるべきであると発言をいたしました。一国の民族が分離されているこの不自然さを取り戻すことが民族にとって一番大切な問題であると考えるのであります。さきほども申しあげましたように本市会においても過去において祖国復帰の決議をやっております。もちろん土曜日にこういった問題をやるということでありますが、今論じられました援助ムードの面、これに施政権返還問題がどうもぼかされそうな形になってきております。あの1955年の国連総会においてアメリカの国務長官のダレス氏も民族が２つに分離された不幸なことをドイツに例を取っておりますが、一体沖縄の場合はどうなるのか。この不自然さを早急に解決するのがアメリカにとっても、また日本にとっても、もちろん我々沖縄人を含めて日本民族、日本国民の最も熱望すべきものであるのであります。従って那覇市議会においても当然施政権返還の問題を打出して、しかして後に援助問題を掲げるべきであると本員は考えております。今回来島された調査団の問題につきましてはさきほどもいろいろ論じられておりますが、かつてアメリカの総務長官であったチェスターボイルズ氏の在野時代においていったように、極東におけるアメリカの施政権のまずさが非常に今日アメリカを不利に陥れている。従ってケネディ政権がこの問題を早急に解決しなければ極東における信用は獲得することはできないといっております。そこでこの調査団に対し施政権問題を訴えて早急に解決してもらうというのが当然の姿でなければならんと思うのであります。もちろん土曜日にこの問題をやるということにつきましては賛成するものでありますが、本日直ちにこれも含めてやるべきだと思います。そういった観点からいってこの援助問題だけを取り上げてやるということはどうかと思います。従って本案をこのまま通過させることについては反対する者であります。

（「ちょっと休憩してください」と呼ぶ者あり）

○副議長(大山盛幸君)　休憩します。

（午後２時57分　休憩）

（午後３時７分　再開）

○副議長(大山盛幸君)　再開いたします。では討論を打ち切りまして表決に入ります。米国調査団に対する要請決議につきましては先刻朗読いたしました案件に御賛成の方は挙手願います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長(大山盛幸君)　賛成10名で多数であります。よって本案要請書を提出することに可決決定いたします。

○副議長(大山盛幸君)　本日の日程はこれで全部終了いたしましたので、21日の議会は午前10時再開することにして本日はこれで散会いたします。

（午後３時８分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1961年10月16日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　又吉　久正〔印〕
署名議員　友利　栄吉〔印〕

10月21日(第２日)午前10時７分　開議

○出席議員（28名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	８番　金城　力夫君
９番　名城　嗣夫君	10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君
13番　儀間　真祥君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君
19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君	22番　黒潮　　隆君
23番　安見　福寿君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君
27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君

○欠席議員（２名）

14番　高良一君　15番　久場景善君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　兼次　佐一君	助　　役　仲原　英通君	助　　役　義永　栄善君	
収 入 役　屋富祖太郎君	総務部長　崎浜　国宏君	建設部長　大城竜太郎君	
消防隊副隊長　仲本　興徳君			

○事務局出席者

局長　友寄隆次郎君

議事日程第２号

第１　琉球住民の民生向上のあい路打開に関する要請決議書（案）

（24番議員赤嶺真英提出決議案第14号）

〔第２～第７　略〕

本日の会議に付した事件

第１　施政権の返還並びに財政経済援助に関する要請決議書

（１番議員大山盛幸外29名提出決議案第14号）

〔第２～第７　略〕

○副議長(大山盛幸君)　開会いたします。本日の出席18人、欠席12人でありまして議会は成立いたしております。ただいまから本日の会議を開きます。諸般の報告を申しあげます。

〔中　略〕

本日の議事日程は各位の御手元に配付いたしておきましたのでそれにより報告に替えます。議事に入ります前にしばらくの間休憩します。

(10時10分　休憩)

(10時24分　再開)

○副議長(大山盛幸君)　再開いたします。休憩中に10番、13番、16番、20番、30番議員が出席しております。ただいまから議事に入ります。日程第１の題目を御訂正願います。琉球住民の民生向上のあい路打開に関する要請とありますのを施政権の返還並びに財政経済援助に関する要請に題を替えます。日程第１、施政権の返還並びに財政経済援助に関する要請決議書、１番議員大山盛幸外29名提出決議案第14号を議題として24番議員から御説明をお願いいたします。

○赤嶺慎英君

施政権の返還並びに財政経済援助に関する要請決議書

この度来島されました貴調査団に対し卒直に住民から見た琉球を進言し米琉双方の理解の上にこそ真の住民福祉と経済の発展がもたらされると言う理念から幾多の重要案件中、当面する下記三項目を具申し、万難を排し、その早期実現に鋭意努力して頂きますよう、那覇市第47回議会の決議により要請致します。

１．施政権の返還について

施政権の返還は琉球住民の願望であり之が早期実現を多年に亘り訴えて来たものである。琉球住民の福祉向上と経済発展の基本的理念は飽く迄もその施政権の返還によってのみ安定した諸政策が樹立するものである。次の時代を背負って立つ青年の思想が民主主義の教育理念と現実との余りにも大きな喰い違いに疑惑を抱き、逐年荒びつゝある現状は等閑視出来ない重大な問題だと思料する。尚且つ施政権の返還に関連して極東の危機が去る迄琉球を保有するとの事で米国政府が如何様に正当づけて、その返還を遷延しても琉球全住民の意志はこれを納得することは出来ない現状である。

２．琉球の財政援助について

1963年度に於ける日本政府に対する琉球政府の50億円の援助要請案を削源し９億円の枠に縮少する内示をしたことに対しては那覇市議会は納得出来ない。米国政府は琉球政府要請案による援助を全面的に実現するよう強く要請する。

３．パインの貿易自由化について

戦後の新興産業として発展して来たパイン産業は日本政府の特定物資臨時輸入措置法の実施によって保護育成され、今や琉球の重要産業として糖業と共に琉球輸出経済の中枢をなしているものである。然るに日本政府において前記の特定措置を解き、これを自由化されることは正に琉球経済の破綻である。これに伴う人心の動揺も亦ゆゝしき社会問題であり、現下の施政権者である米国政府は民生の安定と福祉向上の立場から民意を尊重し日本政府に対し、これが貿易自由化を阻止すべく強力に折衝なさしめると共に貴職外御一行の絶大なる助言を得たい次第である。

以上であります。よろしく各位の御賛同を得たいのであります。

○副議長(大山盛幸君)　ただいま提案者の代表24番議員が案を朗読いたしましたが、本案につきましては休憩中に各派集って慎重に審議してできた案でありますので全員一致ですぐ表決に入りますか。

(「討論させて下さい」と呼ぶ者あり)

○副議長(大山盛幸君)　ただいまの提案に対して質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(大山盛幸君)　質疑ないようですから討論に入ります。

○金城吾郎君　24番議員の提案によりまする決議案第14号に対して賛成討論を行います。沖縄の施政権返還は90万全県民の悲願である。我々は今日まで過去16ヵ年に亘ってこれを要求し訴え続けて参っております。これに対しましてアメリカ合衆国は極東に緊張と脅威の続く限りこれを保持するとして拒否しているが、このようなことに対し我々は大きな怒りをおぼえているものである。如何なる民族と雖もその意に反して異民族の支配を受けることはないということは国連憲章に示された条項の大精神であり、沖縄県民が日本民族としてアメリカ合衆国の支配から脱却し、そして現在の不自然な姿を自然な姿に戻すということは理の当然であり正しい要求であると考えております。アメリカ合衆国は今日民主主義の指導者として世界に君臨しているが、100余年前において彼等は民族の独立と自由を勝ち取るために凄惨極まる流血の斗いをした尊い、そして誇るべき歴史を持っております。我々はこの合衆国の祖先がこのような勇敢な斗いの下に自ら独立を取得したことに対して心から敬意を表したい。同時にこのような考え方に立って沖縄の現実の姿に対しても十分なる理解がなされなければならないと考えるのであります。一昨年沖縄の問題を中心にして本島の状況調査に参った上院外交委員から派遣されたところのコンロン調査団は、アメリカに帰ってその報告書の中にいろいろとアメリカの本島政策を指摘し、そして現状のままでアメリカが本島における施策をやり、そして沖縄を現状のままで保持するのであるならばやがて自ら敗れさる運命に至るであろうということを書き、そしてより近き将来において沖縄は日本に返すべきである。あるいは又同年報告された同じ上院外交委員会のシラキューズ報告によりましてもすでに沖縄の基地を中心とする極東の基地は科学の発達によって不必要な段階にきている。従ってこの基地の撤退問題についても慎重に検討すべきである。早急に施政権返還というものが考えられなければならないという報告もされております。ところが今回参っておりますところのこのホワイトハウスからの調査団の人々は今朝の新聞によりますというと、施政権の返還はアメリカ政府は考えていないということを言っております。非常に矛盾しているのであります。我々はケネディ大統領が就任することによって在野時代に発表し、そして主張し続けたところの沖縄の問題、その他世界の問題について実に建設的な意見を当時の政府に発表し勧告しておったことに鑑みまして、当然沖縄の現在の位置についての明るい見通しがくるものとして非常に期待しておったのでございますがこのような調査団が参りまして、そして真に沖縄の正しい姿を把握し帰ってアメリカの大統領に対して正しい沖縄の住民の意志を反映したところの報告がなされるものと期待しておったのであります。しかしながら私が新聞で見たところの報道があるいは間違いであるのか正しいのであるかどうか分かりませんが、我々はこの際調査団に対しても正しく理解を与えるためにこの決議をやってそして沖縄が真に何を望んでいるか、沖縄住民が今日まで16年間如何に苦しみ続けてきたかということの実態を深く知らしめると同時に、この根本的な解決策は施政権の返還にあるんだということを認識させなければならないと考えております。こういった観点に立って私は提案されました施政権返還の要求と財政経済援助に関して賛成するものでありますが、この財政経済援助に対するものでありますが、この財政経済援助に対するものの考え方にいたしましても、我々はこれを言葉のあやによる経済援助あるいは財政援助ではなくして、当然施政権者の責任においてアメリカが負担すべき当然の義務を要求しなければならないし、祖国の日本政府に対しましても当然これは祖国政府が潜在主権国であるという立場にたって当然の支出である。これを我々は援助とはみたくないのでありますが、こういった立場に立っての要求であり、又調査団にこの点については十分知らしめる必要があると考えております。以上申し上げまして賛成討論といたします。

○儀間真祥君　本員もただいまの議案に対しまして賛成の討議を行います。まず沖縄県民は新安保条約により東南アジア防衛機構軍事同盟がますます辛辣になるということを目のあたりに見ております。アメリカ基地権力者とその同盟諸国はますます強く戦争のハズミ車を廻しつつあります。そういうことからしてかつてなかったほどに戦争の傾向が増大している。例えば今のあのベルリンにおける問題、あれ自体も相当問題が発展してきております。こういう戦争準備をしているその戦争、ヒステリー共が戦争が起

こってもこれは核兵器を使用するまでに至らないということを言っておりますけれども、一応戦争が起こった場合には、この核兵器を持つ国であった場合にはすべての自分の戦争遂行者はこれを施政に使うまでにいたらなくては敗北ということを認めない。こういうことから言いましてもこの戦争、これ自体を我々は食い止めなければならない。しかしながら今の沖縄ではあの池田・ケネディ会談によりこの会談を具体化するために沖縄に調査団をやって、その後すでに攻撃兵器であるところのメイスＢこれを持ち込むようになっている。こういうことからみましても沖縄が危機増大の道具に供されようとしていることがはっきりしている。この意味で沖縄の施政権を早く日本に返して共に日本と共に平和で快い生活を送るようにしなければいけないと思っております。そういう意味で施政権返還をやらなければいけないと思っております。まず我々は財政援助について考えておりますけれども、もちろん財政援助その物に対して我々の考えといたしましては当然日本の民主的な諸法律これを沖縄に適用して、それによって当然の財政的な援助として受け取るべきであるということを考えております。これが今実際に沖縄に適用されている例えば軍人恩給、文官恩給、そういうように当然沖縄にも通用できる。だからしてこういうことは当然適用すべきだと思っております。というのはまず国家の補助についてでございますけれども昭和34年の場合、まず琉球政府がアメリカから援助を受けたのはどうなっているかというと、34年の琉球政府の予算2,824万ドルに対しアメリカ民政府はどうしたかというと、450万ドルの援助をやっております。これは琉球政府の予算額の約１割５分になっており、その反面沖縄とよく比較されるところの山梨県の場合に予算が2,066万4,000ドルに対し国家補助が1,289万ドルで、この額をみました場合に総予算額の６割２分こういうふうになっております。もちろん人口におきましても80万、沖縄の人口も80万に対して向こうも80万である。そういうふうに財政の規模そのものが非常に違っており援助そのものにも相当違いがあります。その代わり沖縄の援助は少なくても国に納める国税負担がない。この点では山梨県は援助が多くても国税の負担額が多いのではないかといわれるかも知れませんが国税の負担をやった場合に687万ドルであります。そうした場合に600万ドル余りは国税より多いということになる。それからもうひとつ申し上げますと島根県の場合、この総予算額2,131万1,000ドルでその国庫補助が1,515万5,000ドルになっております。これは予算総額の７割１分にあたっており、これも国税負担はわずかに794万1,000ドルで、ここでも補助金は多くもらっている。これから見ました場合に当然我々は日本に帰り、そして当然の義務として日本政府が負担していくということにならなければ嘘だと思っております。きのうの調査団の発表によりますと、どういうことを言っているかというと、18日に施政権返還要求県民大会があったその場合に、この議長団が向こうの調査団に会って決議文を手交したその場合に調査団いわく、米国は沖縄の施政権を返還する考えはないという暴言を吐いております。こういうことからいたしましてもこの調査団が何を意図してきたかということがはっきりするわけでございます。だからして我々はこの調査団を機会に、どうしても県民の運動として祖国9,000万同胞と共に沖縄の返還を一日も早く実現させるために運動しなければいけないと思っております。そのほかにあの嘉手納あるいは美里村の学校においては教職員会が主体になって向こうでは、爆音がひどくて授業を休むことがあるからこれを何とかして緩和してもらいたいということを要求した場合に調査団は何といったかというと、「これは沖縄の美里村、嘉手納の場合はいい方だ、アメリカのメキシコなんかまだメキシコが大変だ」ということを言っております。こういうふうな暴言をいっている。これからいたしましても当然我々は沖縄にアメリカがおった場合に自分たちの子弟は勿論自分たちまでもどうなっていくか分からない。戦争というものは非常に過酷な掟を持っている。というのは例えばアメリカは今局地戦争は核兵器を使用しなくてもいいと言っておりますけれども、一旦戦争が起こった場合に全部の戦争遂行に使っているというところから、この沖縄の戦争あるいは世界戦争そのものはその１点の線で区切っていくということは非常にむつかしい。だからこういう戦争に巻き込まれないためにも、自分たちの施政権を早く日本に返すとうい運動を進めていくというためにも、この施政権返還の要求は当然の声だと思っております。その意味で本員もこの施政権返還要求決議案に賛成する者であります。

○黒潮隆君　ただいま上程になりました決議案第14号に対する賛成討論を述べたいと思っております。繰返し那覇市議会に於いても施政権の返還に対する要請決議を度々繰返して決議しなければならない理由は、過去16ヵ年間にわたりアメリカ帝国主義者の沖縄県民に対する収奪と属領化政策から沖縄県民はのがれて、日本の独立と平和自立の日本を打ち樹てなければならん、人類に対する平和あるいは我々を含めた日本の独立という観点からも祖国復帰を勝ち取る以外にはないものとみております。アメリカは口を開けばたびたび極東の緊張が緩和しないかぎり沖縄は手放さないということを言明しているが、これは大きな間違いだと見ております。沖縄が日本から切り離されアメリカが施政権をにぎるようになったのは平和条約の第３条によるものと我々はみております。しかしながら国連信託統治の提案を国連にするまでの期間というふうに明記されております。しからば国連の信託統治として沖縄が認められる情勢にあるか、法的にも認められるかというとそうではないのであります。今の世界情勢を見た場合に植民地主義は崩壊しつつあり、民族自決と独立の世論は世界的に高まりつつあります。もはやどのような国家でも他国の人民を支配し統治することはできなくなった時代だと見ております。ましてや国連加盟の国家を信託統治することはできない。日本も国連に加盟しているからであります。国連憲章第78条により沖縄は日本の領土であり沖縄県民は日本国民であるということがはっきり書かれております。沖縄県民を含む日本国民の圧倒的多数が沖縄の返還を強く要求している情勢の中で、一昨年に行われました国連総会においてソ連のフルシチョフ首相の提案した植民地主義全廃の提案が全会一致で可決されております。一国の反対もなく。しかしアメリカの場合は勿論棄権しております。今度の国連総会に対してもこの決議案の国連のとりきめたことを実施を行わせようという要求も出されております。我々と致しましてはさきほど儀間議員の賛成討論の中にもありましたように、この度沖縄に来島しているアメリカの調査団これに対しては抗議と要求をすべきだという考え方に立って沖縄人民党は斗ってきたのであります。八重山に行ったこともない調査団が八重山は非常に復興しているんだと、全然行ったかのような顔つきで発表しております。しかも民主党とアメリカの施政権を握っている権力者はますますこれを強化していくということを言明しております。従って我々としては単なるお願い、さきほど金城議員の財政援助に対する考え方にもありました通り単なるお願いではないとみております。抗議と要求でなければならん。あの調査団の考え方をかえさせることは不可能だとみております。もし、沖縄が日本復帰したらということを儀間議員が指摘されましたが、日本と比較してもはっきりする。奄美の名瀬市の市民は４万ちょっとでございますが、那覇市と比較した場合は日本の国庫から支出された補助金これが那覇の場合民政府、琉球政府からもらう補助金と比較した場合は、実に35倍から37倍ももらっているということが数字的にはっきりしているのであります。この決議の中で祖国復帰、返還、沖縄が日本に帰ることによって財政的にも沖縄は安定するものであると、確信を持つものであるというふうに明記したのは正しいと私達は信じております。しかしながらただこの決議を繰り返すだけでは祖国復帰は不可能だとみております。さきほど申し述べました条約第３条、これだけによってはもはや沖縄の統治は不可能になりつつあるという考え方に立って、日本の当時の岸政府とアイゼンハワー政府により新安保条約が締結されております。これを如何に実施するかについて今度の調査団が来島したものだとみております。従って私達としてはこの決議をするからにはやはり施政権返還これを勝ち取るための斗い、大衆的に日本の国民と沖縄の県民の連繋の下に国際世論に訴えて勝ち取らなければならないものだとみております。この世界世論に訴えるのが非常に効果があるかないかという点はみなさんもすでに御承知の通り、1958年１月に高等弁務官の瀬長追放に反撃して祖国復帰を強く要求する県民大会、大衆の意志を集結し民連勢力が那覇市長選挙に勝利したことについてニューヨークタイムズがどのように報道しているか、これがはっきりするものであります。アメリカの代表的なニューヨークタイムズはこう掲げております。アメリカはいよいよ沖縄問題でアメリカ自身キプロス問題を掲げたことに気付き当惑している。ただひとつの解決策は新たなる安全保障管理を放棄すべきであり、アメリカはキプロス問題を繰り返したくなければ沖縄から将来引き揚げるべきであるというふうに主張している。沖縄県民の斗いの高まりが

アメリカの世論に大きく訴えたことを我々は認めなければならないというふうに考えております。勿論この中に触れられている基地を安全にするための安保条約をとり決めなければならないという主張に対しては真っ向から反対するものであります。こういうふうな観点に立ってこの調査団に対して私達はこれを要求する単なるお願いではなしに要求としてつきつけるべきだという考え方に立っております。復帰協に加盟されている20の団体は23日の昼から１時間琉球政府の新庁舎前の広場で調査団に対する抗議大会、これも開くような計画がなされております。従って那覇市議会はこのような決議を実行させるために今後もますます斗いを強化していかなければならないという観点に立ち、我々もそのために斗うことをお誓いして賛成討論といたします。

○副議長(大山盛幸君)　それでは討論を打ち切りまして採決に入ります。日程第１、施政権の返還並びに財政経済援助に関する要請決議書につきましては全員一致で可決決定して御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(大山盛幸君)　御異議ないと認めまして日程第１、施政権の返還並びに財政経済援助に関する要請決議書につきましては全員一致で可決決定いたします。

〔中　略〕

○副議長(大山盛幸君)　御異議ないと認めまして、総務委員会に市税の免除について付託することに決定いたします。以上で全部の日程を終了いたしましたので、閉会の前に市長の挨拶がありますので御静聴願います。

○市長(兼次佐一君)　台風23号の被害に対する予算措置の必要から臨時議会を招集いたしましたところ諸議案に対して慎重御審議下さいましてありがとうございました。つきましてはこの予算の執行に当たりまして早急に所期の目的に向かって実行したいと考えております。付け加えまして一言御了解を受けたいことは先刻の開会中におきまして６番議員が、市長はこの台風災害に対する何等の意志表示をなさなかったが、市会の要求によって議会が招集されたということの意味のことを申しておられたのでありますが、６番議員は大変お忙しいのでお聞き漏らしになられたものと解釈いたしまして、私が意志表示をしたいということだけを申し上げておきます。議会招集の要求書は９日に受取りました。９日の確か８時15分だったと思いますが市民の時間において具体的にこれを発表いたしております。今後いくら忙しくとも市民の時間の録音はお聞きになって下さるようお願いいたします。

(笑声あり)

○副議長(大山盛幸君)　最後は笑って終了することにいたします。これで第47回那覇市議会を閉じることにいたします。ありがとうございました。

(午後７時20分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

196　年　月　日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　又吉　久正〔印〕
署名議員　友利　栄吉〔印〕

20　1962年(昭和37年)　３月　第51回定例会[水道、都市計画、区画整理]

３月12日(招集日)午前10時26分　開会

○出席議員(26名)

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	９番　金城　力夫君
10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君
14番　高良　　一君	15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君
19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君	22番　黒潮　　隆君	23番　安見　福寿君
24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君
29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君		

○欠席議員(４名)

８番　名城嗣夫君　18番　友利栄吉君　21番　金城吾郎君　27番　比嘉佑直君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君	総務助役　古堅　宗徳君	建設助役　新里　義徳君	
収入役　屋富祖太郎君	総務部長　城田　清才君	経済民生部長　慶佐次盛宏君	
建設部長　花城　直政君	消防隊長　宮平　栄治君		

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君

議事日程第１号

第１　今期議会の会議録署名人選挙
第２　今期議会の会期を定めることについて
〔第３～第７、第９～第18　略〕
第８　予算外義務負担並びに分水協定の締結について(市長提出議案第12号)
第19　高圧線を地下埋設に変更する要請決議(25番赤嶺一男外６名提出決議案第２号)

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　開会いたします。本日の出席は22人、欠席は８人で出席議員が定足数に達しておりますので議会は成立しております。本日をもって第51回那覇市議会を開会いたします。市長の挨拶を願います。

○市長(西銘順治君)　ご挨拶を申しあげます。51回の定例会を招集しましたところ、皆さんのお繰り合せをいただきまして会議を開くことができましたことに対し、衷心より御礼を申しあげます。よろしくお願いいたします。

○議長(高良一君)　諸般の報告を申しあげます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の議事日程は印刷の上お手許に配付いたしてありますので、それによりご報告にかえます。

○議長(高良一君)　日程第１の今期議会の会議録署名人の選挙でありますが慣例により選挙の煩を省略し、議長の指名にいたしたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　ご異議ないと認めます。よってさように決し、今期議会の会議録署名人二人を議長から指名いたします。７番議員上原隆正君、21番議員金城吾郎君、両君にお願いいたします。

○議長(高良一君)　それでは日程第２の今期議会の会期を定めることについてを議題としてお諮りいたします。休憩します。

(午前10時36分　休憩)

(午前11時　　再開)

○議長(高良一君)　再開いたします。それでは12日本会議、13日は研究のため休み、14日本会議、16日委員会、17日委員会、18日休会、19日委員会、20日委員会、21日休み、22日委員会、23日委員会、24日整理

のため休会、25日日曜日も整理のため休会、月曜日、火曜日の26日、27日に本会議を開いて終了というふうにやりますから、結局本会議５日、委員会６日、休会５日、合計16日という日程でいいですね。

（「ハイ」「賛成」と呼ぶ者あり）

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第８、予算外義務負担並びに分水協定の締結について、市長提出議案第12号を議題として説明を願います。

○建設部長(花城直成君)　ただいま上程になりました議案第12号予算外義務負担並びに分水協定の締結について御説明申しあげます。現在那覇市の水道需要量は年々増加の一途をたどっておりますが、市所有水源ではとうてい需要量をみたせ得ない状態でございます。その不足水量につきましては提案理由にあります通り琉球水道公社よりの補給原水によって補っておる次第であります。このたび泊浄水場の１万立方メートルの拡張増設に伴い原水分水協定の必要があり、1963年度以降の原水購入費に対しまして予算外義務負担が生じており本案を提出した次第でございます。分水協定につきましては1959年12月21日議案の75号の提案をいたした次第でございますが、議会において種々疑問の点があるということで継続審議となり慎重に審議を重ねたのでありますけれども、当局といたしましては議会の疑問点につきまして水道公社と再三に亘り意見の調整を図ったのでありますが、双方の見解に相違があり難航を極めて□□□□□□□□□□月14日、一応議案を撤回し双方の意見の統一を図った上改めて上程することになり今回提案した次第でございます。疑問点になった条項につきまして申しあげますと、料率の改正に対する点、すなわち一方的な改正条文を双方協議の上改正することに改め、また連続給水不能の理由について公社に起因すると否とにかかわらず連続給水ができないときは天災地変その他不可抗力ということに改め、ここに意見の一致を見たのであります。なお分水協定についてはその後浄水を含めた案になっておりましたけれども、浄水については当市を含めた７市町村とも共通したものでありまして、分水浄水単価その他疑問の点があり、他市町村と共同してその問題の解決を図った上で原水の問題とは別に締結したいと考え、原水については那覇市だけの問題でありますので、今回は原水についてのみの分水協定を提出いたしました次第でございます。なにとぞご審議のほどお願いいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第19、高圧線を地下埋設に変更する要請決議、25番赤嶺一男外６名提出決議案第２号を議題として説明を求めます。

○赤嶺一男君　松川と寒川、金城高圧線対策委員会の委員長であられる神谷厚太郎氏より高圧線の架設に反対する陳情がございましたので、総務委員会におきまして現地調査をつぶさに致しまして慎重に審議致した結果陳情を採択することに決めたわけでございますが、更に関係多数市民が非常に不安におちいっております。議会としても高圧線の各線を地下ケーブルにするような要請決議をすべきではないかというような考え方からこの決議案の提出をするということになったのであります。なお又吉久正議員の名前がぬけておりますので挿入していただきたいと思います。決議案を一応朗読致します。

高圧線を地下埋設に変更する要請決議

架空高圧線を地下埋設に変更することは全住民の切実な要望であり、再三に亘る主張である。しかるにこの住民の意志を踏みにじって真和志及び首里の一部に架空高圧線の架設を計画し、強制測量がなされていることは附近住民の生命と財産に脅威を与えるばかりでなく、年々発展していく那覇市の将来の都市計画を阻むものである。このことについては琉球政府立法院が1960年７月９日に決議された要請によって明らかである。さきに琉米土地諮問委員会において那覇市が高圧線の地下埋設を主張したのに対し、「地下ケーブルは工事費が高くつく」との理由で拒否したことは住民に与えられた権利即ち生命と財産に対する安全度を軽視されることで許さるべきではない。尚、架空高圧線を地下埋設に変更した場合日本々土の専門技術者の説によると、

(1) 天災地変以外に故障が起らないし、故障が起きてもその故障箇所の発見にそう労を要さず送電しながら修繕出来る。

(2) 工事費についてもさほどの額差がないと云うことである。

以上の観点から考察するときに何故架空高圧線を架設して住民を極度な不安に落し入れるのかその真意がはかり知れない。琉球住民の施政権者は全住民の安定と福祉の向上を計る義務を負うており一層高い人間性に立却して架空高圧線の架設決定を再考慮し、地下埋設線に変更されることを強く要請する。

右決議する。

1962年３月　日

那覇市議会

以上の通りでありますが総務委員のみの提案ということでなしに皆様方お名前も入れていただければ、全員提案にした方がいいというように委員会の方で話し合ったのであります。皆様の御賛同を得たいと思います。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　これは全員提案ということにして御異議ありませんか。

（「異議なし」「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないようでございますので、全員提案にすることに決します。

以上で本日の議案説明は終わっていますが御報告しておきたいのがあります。これは全沖縄市議長会が去る２月10日から２月15日までの会期で八重山の石垣市で開催されました。会議の結果の報告を申し上げますと那覇市議会からの出席者は正副議長、それで今度５月の九州市議長会並びに全国議長会へ出す議案と致しましては教科用図書の全額国庫負担を沖縄にも適用実施することについてこれは那覇市の提案であります。それから道路になった潰地の補償を日本政府で早急に実施せられるよう要望する。これも那覇市議会の提案であります。それから戦前の郵便貯金等の早期支払いと換算率の引上げについて、これはコザ市提案であります。在外財産問題早期解決促進について、これもコザ市の提案であります。大東亜戦争中飛行場用地として強制的に買上げられた土地返還について、これは平良市提案であります。以上の５議案を今度の九州市議長会、全国議長会に提案することになっております。御了承願います。以上をもちまして本日の日程は全部終了致しました。本日はこれをもって散会致し、14日水曜日午前10時再開することに致します。

（午後10時29分　散会）

上会議録を調製し署名する。

196　年　月　日

議　　長　高良　　一〔印〕

署名議員　上原　隆正〔印〕

署名議員　金城　吾郎〔印〕

〔３月14日会議録略〕

３月15日(第３日)午前10時28分　開議

○出席議員（26名）

１番　大山　盛幸君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君	５番　楠見　長礼君
６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	９番　金城　力夫君	10番　辺野喜英興君
11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君
16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君
20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君	22番　黒潮　　隆君	24番　赤嶺　慎英君
25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君
29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君		

○欠席議員（４名）
２番　森田孟松君　８番　名城嗣夫君　15番　久場景善君　23番　安見福寿君
○市町村自治法第61条による出席者
市　　長　西銘　順治君　　総務助役　古堅　宗徳君　　建設助役　新垣　義徳君
収 入 役　屋富祖太郎君　　総務部長　城田　清才君　　経済民生部長　慶佐次盛宏君
建設部長　花城　直政君　　水道第二課長　国吉　長成君　　消防隊長　宮平　栄治君
○事務局出席者
事務局長　義永栄善君

議事日程第３号
〔第１～第５、第７～第17　略〕
第６　予算外義務負担並びに分水協定の締結について（市長提出議案第12号）
第18　高圧線を地下埋設に変更する決議（１番議員大山盛幸外29名提出決議案第２号）
本日の会議に付した事件
〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　ただいまより本日の会議を開きます。本日の出席18人、欠席12人で議会は成立しております。諸般の報告を申し上げます。
〔中　略〕
本日の議事日程は印刷の上お手元に配付いたしてありますから、それによって御報告にかえます。ただいまから議事に入ります。
〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第６、予算外義務負担並びに分水協定の締結について、市長提出議案第12号についてを議題として質疑に入ります。

○黒潮隆君　この議案を上程するとき前の案によると非常に一方的なところが多かったが、これが訂正されているというような説明がありましたがこの案は対等の立場に立っての契約だと見ているのか、さらにこの議案は特別議決だと思うがこれに対する見解をお伺いしたい。

○建設部長(花城直政君)　ただいまの御質問に対してお答えいたします。この案は前から水道公社と折衝いたしておりますが、向こうの案は非常に呑み込めないところがあるのでこちらとしても調整いたしましてこういう具合に案を出したわけであります。

○黒潮隆君　ただいまの答弁はこれは対等の立場に立ったところの協定書と見ているのかどうかということに対して答えていないわけでございます。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。対等の立場に立った協定書とみているのかどうかという御質問でございますが、対等の立場でわれわれはやっておるわけであります。ただしかしそこに１項目だけ非常に対等でないような文面がありますけれども、やはりこれは国の条約関係でアメリカさんの考え方と沖縄人の考え方の相違じゃないかと思います。そういう点でわれわれはこれでも十分いけるというような考えでおるわけであります。

○黒潮隆君　この協定書を見ると那覇市の水源開発が抑えられるとみております。報告書を見ると水道公社が61年度の全島水道計画なるものを計画しておりますが、この方法をもってした場合には自己水源開発ということができなくなるという恐れがないかどうか。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。現在までは協定なくして水道公社の原水をもらってやっておりますが、そういった恐れはかえって協定してゆけば安心して水が供給できると思います。

○黒潮隆君　当局は対等な立場に立った協定書だというふうに説明しておりますが、しかしこれをみると実に一方的だというふうにみております。ところで市民に対して那覇市が水道料金を安くする場合に水道公社との協定の９条を見ても一々向こうのくちばしが入ってるわけであります。第７条の場合は市が水道公社に対する異議申し立てが非常に弱められていやしないかという点ですね、さらに８条の場合に至っては非常におかしいじゃないかと思います。こういうことまで協定する必要がないんじゃないかと思います。水道公社が売る原水ですが、これは飲料水に適しないからこれを購入した那覇市が浄水するんだというふうにうたわれておりますが、こうなりますと農民から精米所がモミを買ったとする、しかしこのモミは米ではないから精米は精米所がやるべきだということなんですよ、おかしいじゃないですか。さらにですね最後に双方にいろいろの問題が起きた場合には首席民政官が決定したのが最終的なものとしてありますが、首席民政官はこの水道公社、アメリカ軍の一部なんですよ。そういう出先機関の代表が決定するのは一方的なものと見ております。さらに続いて首席民政官はその補佐役として利害関係のない第三者を委員に任命することができるとしておりますが、調停役として第三者でないというのは一体どういうものを指しているのか。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。原水が飲料水として不適当なものであるのでこちらが浄水するというお話ですね。これはやはり不適当な水（原水）を浄水する必要があるんじゃないかと思います。原水がそのまま飲めるんだったら何も浄水する必要はないわけでございます。当然協定にうたわなければならんわけですね。原水というものを浄水にして飲む過程において何といいますか、飲めるような浄水にし得ない原水であっちゃいかんわけですね。原水がのめないというのは泥水は飲めることは飲めますけれども衛生上から考えましてやはり浄水しなくちゃならないという考え方であり、原水はあくまでも飲めないというふうに考えなくちゃならないと思います。それから第11項の最後の項目でありますが、結局民主的に考えてこちらの見方向こうの見方、お互いに話し合うとき、第三者のことを考えて公平に決めるというようなことじゃないかと思います。これは一方的に決め得ないものを民主的に決めるということでありまして何も差し支えないんじゃないかと思います。

○黒潮隆君　第三者というのは今の説明だと抽象的でわからないわけです。どういう人を第三者にもってこようとしているのか。さらに質問を補足します。たとえば第三者としてアメリカ人を任命した場合には水道公社に「ひいき」する恐れがあり、那覇市から出した場合には那覇市がいいわけですね。
（「全部アメリカですよ」と呼ぶ者あり）
おかしいじゃないですか。本当に中立主義に立ってインドのネール首相を任命した場合にはこれは公平にゆきますよ。これをハッキリしないというとアメリカを任命したらアメリカ「ひいき」しかしませんよ。（笑声）

○建設部長(花城直政君)　お答えします。この第三者の任命は向こうの方でありましてわれわれとしては何ともいえません。しかし民主的にやるためには第三者の意見も入れてやるわけだから非常にいいんじゃないかと思います。ネール首相とか何とかいうものは考えられません。
（笑声あり）

○黒潮隆君　双方が認めるものを第三者に任命するというふうにうたわないとですね、これは民政官が任命するんですよ、一方的になるんじゃないんですか。双方が承諾しない限りこの第三者を首席民政官が任命することはできないというふうにうたうとある程度民主的な代表が選べるかもしれませんが、これには首席民政官が第三者を任命するとなっております。これでは一方的な裁断を下される恐れがあります。

○市長(西銘順治君)　お答えいたします。問題は民政官が利害関係のない第三者を任命するということでありますので、もちろん任命権は首席民政官にありますけれども双方ともいい解決ができると思います。そういう心配はないと思います。

○黒潮隆君　条文にはっきりと「双方の認めるものを首席民政官が任命する」と入れるべきではないか。

○議長(高良一君)　市長も部長も新しいからまだわからないんですよ。

○黒潮隆君　そういうことを言っちゃいけないと思います。

○議長(高良一君)　納得のゆくように説明したらどうかね。

（「委員会でやりなさい」と呼ぶ者あり）

○又吉久正君　本員は那覇市の水が日本内地に比較して３倍から５倍高い、その原因は奈辺にあるかと申し上げますというと自己水源が足りない。そして高い水を軍から月１万４、５千トン位買っているような現状だと聞いております。安い水を市民に与えるにはどうしても水源地の開発が重要な課題となってくるんじゃないかと思料いたします。つまり今度浄水場ができ上がるとしますと２万トンぐらいの浄水能力があり、そうすると10年以内はまず安心できるかもしれませんが足りないのは原水である。今後はいかなる市長が出て来ても水源地の開発をして水を安くするという基本方針に立たなければいけないんじゃないかと思うわけであります。従いまして今度の浄水場の拡張によりまして「那覇市はもうすぐ水源開発をするんだ」ということで軍は慌てふためいてこういう協定をしたんじゃないかと思います。今までは原水は押し売りはしなかった。よってこの案件は軍からぜひこれだけを那覇市に売らなければもたないという見解であるのか、それともそれだけはどうしても那覇市が買ってもらわなくちゃ困るという意味合いのものであるか、それとも那覇市が先んじて10年間はこれだけの水を確保しなければいけないという立場に立っての契約方法であるのか、そこらへんを質問いたしたいと思います。

○建設部長(花城直政君)　お答えいたします。那覇市は自己水源じゃ到底間に合いませんから積極的に向こうの水源を利用させてもらってやってゆきたいというような計画であって、向こうから押しつけられたというものではありません。それにしましても水源はまだ足りないわけであります。それでこういったことは答弁になるかどうかわかりませんが、那覇市近郊のあちこちに水源の調査をしましてそれでもどうしても足りないという事態が起こりますならば、次善の策として国頭からでも引くというようなことも考えざるを得ないと思います。

○又吉久正君　従来は、こういう協定がなくても天災によって足りない場合はわけ合って水の不足するときもある。現在こういう協定はないけれどもしいてそういった協定をしなくてもいいんじゃないかと考えられますがいかがなもんですか。

○建設部長(花城直政君)　お答えいたします。結局現在までは別にそういった協定もなくもらっておったんでありますが、そういった契約をしなければ安心して市民のためにわれわれはやれないという考えからそういう協定が必要だという考え方であります。

○又吉久正君　部長さんのお説では水が出ないと心配で市民に対して申し訳がないという考え方に立っての協定だとおっしゃっておりますが従来まで決してそういうことはなかったと思います。渇水期だけが水が足りないのであって、この契約をしないからといって軍が水を止めるということは到底あり得ないと思います。もし那覇市がこの協定をしない場合水を止めるぞというならばそれこそ大きな問題になってくる。だからして今後の水源開発にしても何らかのブレーキをかけられるような感がする。さらにいつの議会でしたか覚えてませんが安謝のナガタ川の水源地を那覇市に移管してくれと要望しております。それは弁務官に通じております。那覇市の基本方針というのはどうしてもあのナガタ川の水源地を移管してくれというのが根本的解決策ではないかとこう考えます。日本内地に行ったとき見ましたが地下水をドンドン利用している。沖縄でも専門家の話では地下水が取れるといってます。そういうことから水代を安く上げるにはどうしても水源開発ということがまず一番だと思っておりますが、それについての御見解はいかがなものですか。

政治というのは百年の計をたててやらなければいけない。今水源開発が難しいからといってそのまま流してゆくというと子々孫々まで悔いを残す。われわれの時代で苦労して水源地を確保した場合は、この地球がなくならない限り沖縄のまた那覇市のためにもそれが生きるわけでございますから、そういうことを考えるとどうしてもこの水源地問題は解決しなければならない。市長でも議員でも立候補するときはみんな水源地を確保しようといってます。だからもう少し検討してゆく必要があるのであります。難しい問題だから慎重に次の議会でやろうとか、あるいは30年、40年後には何とかなるでしょうというようなことではなくして、日本内地の５倍も高い水代をどうするかということに基本をおきましてやっていった方がいいんじゃないかとこう考えるわけでございます。もうすでに浄水場の方も85万ドルを出してやっているわけでございます。あと一息で水源開発ができる。南部の方でも相当水を海に流していると聞いている。だからそういう方面から取水すればできると思う。安謝方面も相当あるらしい。また首里と真和志方面の相なかもできないこともないと思いますのでもう少し検討していただきたいと思います。

○建設部長(花城直政君)　私の見解を申し述べてみたいと思います。私も就任してから現在の水源地を調査いたしまして一番望みをかけられるのは比謝川の水源であります。あれは私たちが見た目ではもう少しできるんじゃないかというふうに考えます。もちろんこれは原水単価という問題にからんできますけれども、一応水がないところでございますのでそういった面の交渉、それから今いわれる安謝付近の水源の調査、こういったものも計画的にやってゆきたいと考えます。またアメリカ政府におきましても国場川の水源を利用できないものかということを調査いたしておりますので、こういったことも向こうの技術者がどういう具合に調査されておるかこれからお聞きいたしまして、こういった面から那覇市の水の不足を緩和する方法を考えてゆきたいと思います。

○大山盛幸君　この予算外義務負担並びに分水協定の締結についての議案第12号はいくらか訂正されて提案されておりまするが、この問題は前の議会において否決されたところの契約であるということは当局も十分御承知だと思います。今回この契約が提案されたのは水道公社、軍からの依頼があって提案したものと思料いたしますが、提案者はこの契約書を市民のために有利になるからということで喜んで提案したのか、それとも例の水道管の埋立契約と同様に不本意ながら提案したのか、その点をまずお伺いいたします。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。これは私、前の議会で否決されたということを聞いておりません。

○大山盛幸君　取り下げになった。

○建設部長(花城直政君)　取り下げになりましたのは結局いろいろな疑問点が生じましたので取り下げたのではないかと思いますが、いろいろ検討しましてこの案ならばできるという自信のもとに提案した次第でございます。別に水道公社から押し付けられておるもんじゃありません。今までは分水協定がないままに水を分けてもらっておりますが、こういったものは正式に契約してやるのが順当じゃないかという考え方で本案を提出した次第でございます。

○大山盛幸君　ポイントをそれておりますが、しからばこの提案を当局は十分にその内容を御検討になられたことと存じますが、この分水協定を分析した場合に那覇市民に有利になる面と不利になる面がどうしても出てくると本員は思料いたしますが、現在の状態のままで原水を清算払いで購入するのと、この契約によって購入するのとを列挙して御教示願いたいと思います。

○水道第二課長(国吉長成君)　お答えいたします。この分水協定はご存知の通り２年程前から検討しつくされてきたものであります。そして前の委員会においても１年ばかり継続審議をいたしまして、その欠陥とするところを補いようやくこのきょう提案されている案ができたわけであります。しかしその点においては先ほど部長から説明がありましたように「料率の改訂は当初の予告から60日以後に効力を発するものとする」というように、いささかわれわれとして腑に落ちないところがありますし、それは当初からの案に含まれているものでありまして水道公社としてはどうしてもそれをいれなければならない。しからばそのいれなければならない理由はどこにあるかということを追及いたしましたところ、水道公社としては自分であの施設を運営しているのではなくポストエンジニアによって運営されているのでそこに大きな齟齬がある。その外思わざる経費が生じた場合にはその施設が水道公社の施設であるだけに水道公社が負わなければならない。従ってそれから生じてくる単価の改訂というものはあるべきはずだということで、60日間協議をもってそれでもどうしても納得のゆかない場合には第11条にあります案によって公平な立場で処置してゆくということで盛り込んでおりまして、60日以内にはその話し合いがつ

くと、またわれわれといたしましても正当な理由があり、また正しい数字が出てきた場合にはこれをただ向こうから出された数字だからといってこれを否決するのではなく、特に技術的な面から検討いたしましてこれが妥当な数字であればこの改訂もやむを得ないんじゃないかと思います。それは一応向こうから料率を上げるという場合の考え方でありまして、われわれといたしましてはまたそれを下げるということも考えられるわけなんです。と申しあげますのは算定の基礎は数字に上げてあります、いわゆる過去の数字によって算定してありまして、その料率は運営の実績によって改訂することができると、従ってこれは今までは１万そこそこの浄水能力しかありませんので、自己水源が不足した場合には向こうからもらっておりましたが、85万ドルの起債により浄水場もあと１年すれば完成することになりますので、不足する3,000トンないし4,000トン程度の水は自己水源を開発するまでは間に合わせてゆくというような水道事業の大きな課題として進められております。従って今分水協定を結んで向こうから最小限度のものを約束してもらいたいというのがこちらの強い要求であります。従ってそれ以上にナガタ川のものはとれるんであります。まあ6,000立方メートルです。これはナガタ川だけの水であってヒジャ川の水はとってない。ヒジャ川の水が多いということは実際にじかに見ておりまして、またわれわれが測量した場合、やはり450万ガロンすなわち１万3,000トンないし5,000トンその程度の水は採取できるということをこの前も実証されまして、従ってこの200万ガロンすなわち8,000トンというものを向こうが送り得る施設ということになっております。その最小能力を一応確保し向こうの施設を強化することによってもっと水はとれると、もっと水を那覇市に送ってもらおうと考えております。なお協定を結んでとれるものを要求してとっておりますが、また施設の改善も積極的に要望してゆきたいという考え方でこの提案をしております。

○大山盛幸君　西銘市長にお伺いいたします。今の答弁は答弁になっていない。市長から要領を得たポイントにあてはまるような答弁をするように部下を指導してもらいたい。本員の質問は、これをして検討した結果、市民にこの点は不利になりこの点はプラスになるということをハッキリしてその点を列挙してもらいたいということであります。

（「委員会でやりなさい」と呼ぶ者あり）

委員会でお伺いしましょう。ナガタ川及びヒジャ川の原水施設は那覇市に協力する大きな目的をもって敷設されたといわれている。この件については前の那覇市議会で分譲してもらいたいということを要望したこともある。その意味においてむしろこういう契約をするよりも市長は大きなバックを持っているし軍からも信用があるので、話し合いによっては市長の大手柄ともなるので那覇市に無償で分譲してもらいたいということを折衝してもらいたいと思いますがいかなるものですか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○市長(西銘順治君)　お答えいたします。皆さん御承知のように那覇市の水道状況は非常に悪いのでありまして、できるだけ市民の要望する水を早急に与えたいということが問題の本筋であろうと思います。もちろん契約というものは双方で契約することでございまして、自分の意志だけが通るような契約はどこにもないわけでございます。従って、最小限度にお互いが譲り合って契約しなければならないことは十分御承知だと思います。先ほどこの協定の利点不利の点ということで御質問がございましたが、その点は委員会で関係部課長から十分納得のゆくような答弁を求めていただきたいと考えております。問題はどうすれば安い水を市民に与えるかということでございますが、料率を下げるにいたしましても、施設の償却あるいは維持費等にいたしましてもどの程度に下げるとかということが討論されなければならないと思いますし、また実際水道特別会計からいたしましても水道工事の拡張、改修にあてることから料金を下げることをできないことは皆さんよく御存知のことと思いますが、いずれにしましてもこの契約によって料率を決めるとか分量を決めるとかで双方不承が生じた場合には委員会にこれを持ち込んでそれを解決するというようなことから非常に有利になっております。ただ委員の第三者については、民政官が決めるということについては不満があると思います。しかし現段階においてこれはやむを得ないところもありまして将来そういう委員の構成について那覇市の要望があれば努力していきたいと思います。

（「ヒジャ川の水源を那覇市の要求に従って分譲してくれるかどうか
折衝するかということを聞いているんですよ」と呼ぶ者あり）

（22番議員出席）

○市長(西銘順治君)　御答弁いたします。施設が軍の施設であるにしましても、原水が那覇市に送られないということであるならば、施設の譲渡につきまして皆さんの意志をくんで那覇市に移譲してもらうよう折衝いたします。

○又吉久正君　市長の御答弁ですが、本当にこれが実現できたならば那覇市は非常に安い水を供給することができる。前にも議会で議決して高等弁務官にナガタ川の水源池を那覇市に移管してくれという要請が出ていると思います。今後の基本方針はそこにしぼって、大いに市長が議会と一体になってあの水源地の那覇市移管に力を入れてゆくべきだとこう考えるわけでございます。そうするというとおのずから水源地の問題も解決してゆきますので、要望といたしましてはそこに力を大いに入れてもらってぜひとも実現させてもらうよう要望いたします。もう１点立っておりますついでに、この問題において締結の日から10年となっておりますが、これを10年ということですぐおいそれと受けたのかどうか、その期限において当局と軍の相違する点はなかったのか、その点をお伺いしたい。

○建設部長(花城直政君)　期限の問題につきましては長ければ長いほどいいわけでございます。今の案としては10年、その間に水源を確保するという問題があってそういったことでやっておいた方がいいんじゃないかと考えます。

○又吉久正君　部長さんの御答弁によりますと、長ければ長いほどいいということですがどこがいいのか、軍がいいのか、市がいいのか、そこをお伺いいたします。

○建設部長(花城直政君)　現在那覇市には水源が足りないのでございます。こういったことが長期間確約できるならばおのずから安心して水道運営ができると思いますが、10年にしましたのはその間にわれわれが自己水源を確保することができるかもしれませんし、今さき大山さんのいわれましたナガタ川水源を市がもらいうけるかもしれませんから、そういうことを予想しましたので10年にしたのが妥当じゃないかと考えております。

○又吉久正君　見解の相違があります。市長の先ほどの答弁に全力をつくしてナガタ川の水源を交渉するとなっており、長ければ10年でもいいじゃないかと言われますが期限というのはよく考えてやるべきじゃないか。これが１年、２年あるいは３年または４年であればそう難しい問題じゃないが、期限が10年になっております。10年の間には市長が２代も３代も変わるかもしれない。だからして余り期限が長過ぎるのでいろいろ質疑を交わさなければならないということになっております。当局は長いほどいいということでその間に水源開発に力を入れるということでありますが、その点をひとつ伺いたい。

○市長(西銘順治君)　お答えいたします。もし水源地の施設が全部那覇市に移譲できればそれに越したことはまあないのでありまして、その見通しがつかない現状におきましてはどうしても必要な原水をもらわなければならないので、できるだけ期限が長いほど市民にとっては有利であるというふうに考えているわけでございます。同時に毎年人口が増えますので水源の開発についても努力するということでございまして、この10年の契約をやってから水源の開発をやりたい。また施設の移譲についても努力するということでございます。

○久高友敏君　ただいま提案になりました分水協定の問題について２点だけ御質問いたします。まず１番目に９項の問題であります。琉球政府が水道料率に関する立法処置を講ずるまで市が使用者に課する料率は次の原則によるうんぬんと書いてありますが、これに基づきまして私非常に疑問に思いますのは、この契約を結ばれた場合に８セントの原水を市が10年間契約するというふうになっておりますがその内容につきましては、受水費、拡張及び改良費、浄水及び配水費あるいは企業債の元利償還を含む８セント

というふうになっておりますがその内容について詳しく御説明を願います。これは琉球立法院においても明らかにされていないので、これを協定される市としては十分この内容をわかった上でこの原価を決められたと考えますが、その観点に立ってその内訳をひとつ御説明願います。

○水道第二課長(国吉長成君)　久高さんのお尋ねについて御答弁いたします。もちろん分水協定にくわしく載っている通り人件費、動力費、維持費、原価償却費、利潤、そういうものと受水量とで割り出して算定してあるものでありまして、この1962年に算定した原水は人件費2,720ドル、動力費が7,090ドル、維持費が1,477ドル、原価償却費が8,019ドル、利潤が１万1,334ドル、合計３万640ドルで、受水量が21万8,700ガロン、こういう具合にして61年度の単価が15セント36、62年度が８セント９、63年度が７セント27、平均したのが0.88で、この数字についてはわれわれも算定の基礎を照らし合わせ水道公社からも数字を出してもらってこの点についてはミッチリ検討して８セントが出ております。９項にうたってあるのはこの原水の料率はこういう具合にしてやらなければならないとうたってありますが、向こうの意志をくんでこういう具合にするんだということをうたってあるだけでございます。

○久高友敏君　課長さんの説明からしますとこれは向こうの説明であって、実際に立ち入っての調査というものは琉球政府におかれている現状であり、しかも琉球立法院においてもこれは明らかにされているのであります。さらにこの利潤から申しましても相当の利潤を上げる。言いかえますと那覇市民を対象にして相当の利益を上げているということが言えるわけであります。従いましてこの観点に立って市長は水道公社から購入する金額を下げるような努力をなされるかどうか、これについてはこの算定基礎からいっても利潤があることはハッキリしている。人件費というものがつまり沖縄の給与ベースから比較いたしましても相当の開きがあるということが予想されます。従いましてそういったような人件費の高率が市民にしわよせされていることがわかりますが、そういう観点に立って原水の価格を引き下げるような考えがあるかどうか、水道公社あるいは軍に対してこれを折衝する御意志があるかどうか、お尋ねいたします。

○市長(西銘順治君)　お答えいたします。原水だけでなくて浄水の単価につきましても関係課で十分検討させて係数的な根拠ができ上がりましたら、それによって水道公社に対しまして単価引き下げの努力をいたしたいと考えております。

○久高友敏君　もう１点お尋ねいたします。目下市民の中には水道料金が高いという声があります。さらに渇水期のとき断水が続くということが非常に不安であります。この８項の条文、公社が天災地変または公社の不可抗力のため継続給水ができなかった理由で何ら法的、または財政的責任を負わないことを双方は特に承認する、と述べられてますがしからばこの不可抗力というのはどういう見解に立って予想されるのか、つまり水道公社の立場においての不可抗力であるのか、それとも客観的にみての不可抗力であるのか。たとえて申し上げますと今から３年前の日でりのとき市民が非常に水に困った前例があります。あのときは市民はご飯を炊く水さえなく塗炭の苦しみに喘いでいたが、軍は芝生に盛んに水をかけていた。そうした場合にでもナガタ川、比謝川には実際に市民に与えるだけの余裕はあるけれどもプールとか芝生にかける水は潤沢にあるが、市民は非常に水に困っていたが、こういう場合でも不可抗力とされるのかどうか、不可抗力の見解について当事者の説明をお願いいたします。

○建設部長(花城直政君)　お答えいたします。この不可抗力の意味でございますが構造物でも絶対に壊れないということはだれも保証できないのであります。また天災地変があるかもしれませんし、そういったことによって継続給水ができないこともありますので当然そうしなければならないと思います。また不可抗力といいますのは雨が降らないということも不可抗力でありまして、雨が降らないのに水を必ずこれだけやるということも言えないと思います。そういったことで何も市民に迷惑をかける困らすということじゃないと思います。これは原水だけの問題でありまして浄水の方は軍がどういうふうに潤沢に使ってるかもしれませんが、向こうの責任において水源地も別個でございまして浄水場も那覇市がもらっている水も関係ないのであります。この協定は原水だけによるものであります。

○久高友敏君　部長の説明からいたしますとなにかしらこの天災地変と不可抗力が非常にこんがらがったようですが、天災地変というものは普通常識から申しました場合に雨が降らない場合も天災地変だと考えております。あるいはまたその施設が腐蝕して取り替えをしなければならない場合しか不可抗力というのは生じないんじゃないか。６ヵ月雨が降らなくても軍は芝生にかける水が潤沢にあったが、しかし那覇市民はご飯を炊く水さえももらい水をしたという経験があります。不可抗力の字句についても非常に疑問があります。当局の説明によりますと雨が降らない場合不可抗力だというふうに考えておりますが、しかしこれは水掛論になるのでやめます。さらに私は建設委員会に所属していないので改めてこの問題を特にお尋ねいたしますが、雨が降らない場合であっても軍は水を使っておるという場合、軍が使うだけしかないので市民にはこの協定に基づく水の供給はできないという場合も不可抗力とみなすのかどうか、これをハッキリ答弁願います。

○建設部長(花城直政君)　この協定は原水に限っての協定でございます。

(「浄水も原水からとるんでしょう」と呼ぶ者あり)

○建設部長(花城直政君)　浄水は別個のものであります。この協定は原水だけであります。水が足りないときは浄水は市が買いうけておりますので、そういうときは結局こちらが軍にお願いしましてなるだけ市民を困らせないようにお願いする。この浄水の施設は向こうの施設でございますので、そういうお願いをして成る丈余計に廻していただきたいということをやっていかなければならないと思います。今のナガタ川のあれは向こうの余り水が来ているのでありまして、これはその原水に対する協定でございます。

○真栄田義晃君　本員は建設委員会に所属しておりますので細かいことは委員会で問うことにいたします。１点市長にお尋ねしたいと思います。これは先程20番議員の久高氏からも御質問がございましたがそれに関連いたします。９項でございますが、琉球政府が水道料率に関する立法措置を講ずるまで市が使用者に課する料率は次の原則による、うんぬんと書かれておりますが、これは地方公共団体のいわゆる公営企業の建前としては当然そうあるべきだと考えますが、当局の現在の水道料率の算定にあたっては、ここに記載されているような原則に従ってなされているかどうか。その点をお伺いしたい。

○水道第二課長(国吉長成君)　お答えいたします。市の水道料金の算定の基礎、これはおっしゃる通り９項にうたわれているところのあの項目を勘案して適正だというので料率をきめております。

○真栄田義晃君　「言わずもがな」の協定なんですね、そうならなければならないと議会も考えています。そこで那覇市の料率の算定ですが、使用者に課す場合に市当局もそういう原則に従ってやっておるつもりでおるがそのような原則に基づいてなされておるかどうか、そのようになされてないならばその点も指摘してそれを是正するのが議会のつとめであり、お目付役としてのつとめである。従ってこのような原則に従って、なるべく市民に安い水を供給するためにこういう原則に従って市で事業運営する上においてもその方向に仕向けてゆき自主的に決めるべきであります。ところがこれを第三者である水道公社との契約の間に織り込むとありますが「言わずもがな」のことを織り込むというと話が違ってくる。というのはこの契約を結ぶと水道公社はこの契約がその通り履行されておるかどうか、つまり那覇市の水道の運営がこの原則に基づいてなされておるかどうかということで白黒が出てくるわけであります。

(「しかり」と呼ぶ者あり)

そうなってくると那覇市の議会と当局の間をはなれまして水道公社が那覇市の水道経営の中に介入してくる恐れがあると思います。その点について当局の御見解をお伺いしたいと思います。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。この水道料金の算定基礎はどこでもこういうふうになされているのであります。これによって那覇市の水道料金の問題まで水道公社が押しつけることはないわけであります。

○真栄田義晃君　なければ入れる必要がないと思います。私がいうのは契約条項の中にそれを織り込むということは水道公社に対して義務を生ずるわけですよ。

○建設部長(花城直政君)　これを織り込まなくても水道料金の算定基礎はこういうふうにしかならないわけでございます。

○真栄田義晃君　原則に従ってなすべきだと契約条項の中に織り込んでありますが「言わずもがな」のことであります。市の経営する利潤追求を目的としない那覇市の公営企業のあり方としては当然そうなければならないと思います。それがどうなされているかを知るにはこれは水道公社ではなく議会である。議会が「そのような原則に従って」那覇市の料率の算定が正しくなされておるかどうか、もしなされておらないならばそのように仕向けていくのが議会のつとめである。これを水道公社との契約の内容に織り込んで参りますと、契約を結んだからには水道公社は「那覇市の水道の経営がこのような原則に従ってなされておるかどうか」で白黒が生じてくるわけでございます。白黒を生じなければ契約を結ぶ必要がない。そのように介入してくる恐れがあるからその点を聞いておるのであって、これは当然そうあるべきやつを織り込んだに過ぎないというのは話が違うわけでございます。那覇市と議会の間の問題に水道公社が入ってくる恐れがあるというふうに見るからです。

○議長(高良一君)　質疑を打ち切りまして日程第６、予算外義務負担並びに分水協定の締結について、市長提出議案第12号につきましてはこれを質疑続行のまま建設委員会に付託いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第18、高圧線を地下埋設に変更する決議、１番議員大山盛幸外29名提出決議案第２号につきましては先日の会議で提案者からも説明もありましたのですぐ採決に入っていいですか。

(「先月の決議は要請というのがないので入れて下さい」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　それじゃ要請という語句を挿入していただきたい。

○赤嶺一男君　昨日の提案理由の中に補足したいと思います。本要請決議の宛先は高等弁務官にしてありますので補足いたします。

○議長(高良一君)　そのように補足修正を御願いいたします。日程第18、高圧線を地下埋設に変更する要請決議、１番議員大山盛幸外29名提出決議案第２号につきましてはこれを原案通り可決して御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認め日程第18、高圧線を地下埋設に変更する要請決議、１番議員外29名提出決議案第２号につきましてはこれを原案通り可決いたします。

○議長(高良一君)　休憩いたします。

(午後２時24分　休憩)

(午後２時25分　再開)

○議長(高良一君)　再開いたします。日程第10、1961年度那覇市歳入歳出決算、市長提出議案第16号につきましては一応総務委員会に付託してありましたが第５款は建設委員会に、第７款、第８款、第９款を経済民生委員会に付託いたしまして、その他を総務委員会に付託いたします。それと大山議員の要請決議は次の本会議までに御願いいたします。それでは本日はこれをもって散会いたしまして来たる26日午前10時再開することにいたします。

(午後２時26分　散会)

上会議録を調製し署名する。

196　年　月　日

議　　長　高良　　一〔印〕
副 議 長　大山　盛幸〔　〕
署名議員　上原　隆正〔印〕
署名議員　金城　吾郎〔　〕

３月26日(第４日)午前10時35分　開議

○出席議員（28名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	８番　名城　嗣夫君
９番　金城　力夫君	10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君
13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君	15番　久場　景善君	16番　金城　武一君
17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君	21番　金城　吾郎君	22番　黒潮　　隆君
23番　安見　福寿君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君
27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君

○欠席議員（２名）

19番　喜久山朝重君　20番　久高友敏君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君	総務助役　古堅　宗徳君	建設助役　新垣　義徳君	
収 入 役　屋富祖太郎君	総務部長　城田　清才君	経済民生部長　慶佐次盛宏君	
建設部長　花城　直政君	消防隊長　宮平　栄治君		

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君

議事日程第４号

〔第１、第２、第４～第19　略〕

第３　予算外義務負担並びに分水協定の締結について（市長提出議案第12号）

第20　長田川、比謝川の水源施設を那覇市に無償で譲渡する要請決議

（１番議員大山盛幸外29名提出決議案第３号）

第21　那覇市土地区画整理地区内の国県有地換地承認促進要請決議書

（11番議員平良真次郎外９名提出決議案第４号）

本日の会議に付した事件

〔第１、第２、第４～第19、第22　略〕

第３　予算外義務負担並びに分水協定の締結について（市長提出議案第12号）

第20　長田川、比謝川の水源施設を那覇市に無償で譲渡する要請決議

（１番議員大山盛幸外29名提出決議案第３号）

第21　那覇市土地区画整理地区内の国県有地換地承認促進要請決議

（11番議員平良真次郎外９名提出決議案第４号）

○議長(高良一君)　開会いたします。本日の出席26人、欠席４人であります。これで議会は成立しております。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　ただいまから、議事に入ります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　再開いたします。日程第２は保留しまして、日程第３に入ります。日程第３、予算外義務負担並びに分水協定の締結について。

(「議長、時間は十分あるのにおかしいよ」「議事は、処理すべきは処理した方がいいよ」「まあ進行しているから」…と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　日程第３、予算外義務負担並びに分水協定の締結について、市長提出議案第12号を議題として建設委員会における審査報告をお願いいたします。

○建設委員長(平良真次郎君)　日程第３、議案第12号予算外義務負担並びに分水協定の締結について、委員会の審査の経過と結果を申し上げます。本件につきましては３月15日の本会議でも当局の説明がありましたように本市の水道需要は給水区域の拡大と給水人口の急増により逐年増加の傾向にあって、現在の市保有水源をもってはこの需要を満たし得ない状態であって長田川、比謝川水源より原水を受水し、年々増加する必要配水量の確保に万全を期すため水道公社と義務負担協定の締結をいたしたいというのであります。この議案の審査に当り分水協定書による各項を追って質疑応答が交わされ更に市の独自の立場から給水基本方針について質したのであります。まず第１項より第５項までは別段質疑はなかったのでありますが第６項の前文で1,000ガロンにつき８セントとなっているがこの原価の算定基礎について質したのでありますが、この原価については公社と市が話し合いの上妥当と認めたものであり人件費、動力費、維持費、減価償却費等を考慮に入れ算定されたとのことであります。しかし料率を改訂する場合をただしましたところ第10項による双方の同意を得て変更することができると謳われており、双方が対立した場合最終的には第11項の後文、第三者の委員によって訴えるということでありますが、この第三者の委員の任命が問題となったのであります。また「原水の総量は前記第２項の最低量以下であってはならない」と謳いながら第８項には「公社が天災地変または公社の不可抗力のため継続給水ができなかった理由で何ら法的または財政的責任を負わない」としてあるが全く矛盾した条文であり、この不可抗力をただしたところ、善意な管理にもかかわらずポンプ等の故障により給水ができなかった場合をいうとの説明がなされたのでありますが、この不可抗力については故意に給水をストップされても不可抗力とみなされるおそれがあるとの意見もあったのであります。又６項の後文で「料率改訂は60日後に効力を発するものとする」となっているが、予告されてから60日後に有効とすると、協議期間が縮小され市は不利の立場になると思われるというのであり、なお市独自の立場からの給水基本方針としては10年間とあるのを５年間にし、自己水源の開発を早急に求めるべきだとの意見もあったのでありますが、結論として本議案は市民生活に直結する水の問題でもあり、市民の利益の上に立って慎重に検討すべきであるというので継続審査することに決定いたした次第であります。よろしく各位の御賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　ただいまの委員長報告の通り、この議案は継続審査ということでありますので質疑討論を省略して採決に入ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　では質疑討論を省略して採決に入ります。日程第３、予算外義務負担並びに分水協定の締結について、市長提出議案第12号につきましては建設委員会の報告通り継続審査にすることに御異議ありませんか。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　では多数賛成のようですから、継続審査することに決定いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　長田川、比謝川の水源施設を那覇市に無償で譲渡する要請決議、１番議員大山盛幸外29名提出決議案第３号を議題として説明願います。

○大山盛幸君　前の本会議終了後休会に入ってからの申し合わせで決定した件でございまして、提案者は申し合わせによりまして全員提案にしております。本件は1961年10月16日に米国調査団に対しての要請決議として第47回議会において決議されたもので10項目のうちの１番目に上げられた問題でありましたが、今回は特に内容面の説明を付しての決議案になっておりますので、それを読むことによって説明にかえさせていただきます。

長田川、比謝川の水源施設を那覇市に無償で譲渡する要請決議

那覇市の水道給水需要量は人口の増加と文化産業、交通等の著しい伸長発展に伴って急速に増加しつつあるが自己保有水源の乏しい那覇市ではこの水源確保が目下急務となっている。従って歴代市長も水

源確保を政策の重要課題として終始努力が払われた。しかしながら財政面において枯渇状態にある那覇市の現状を勘案し、さらに水道事業、将来の基盤を確立するためには、基本施設である原水施設の保持が必須の条件であり水源の乏しい那覇地域において水源開発の隘路の打開を中部の河川に求めることは必然的な結果である。幸いに長田川、比謝川の水源は地理的にもっとも有利な条件を備えており那覇市の羨望するところである。しかるに、両河川の水利使用権は琉球水道公社に属し同公社によって送水ポンプ場並びにダムが建設され、事業の運営もなされているが、この施設から送水される原水は那覇市に供給することを第一の目的としている。この事実に鑑みかつ水道の公益性を慎重に考察するときこの施設を市に譲渡して運営させることがもっとも望ましく効率的であり、那覇市民の福祉増進にも大きく貢献すること必定である。よって那覇市議会は先に来島された米国調査団にも強くこれを訴えた。今回再び長田川、比謝川の水源施設を那覇市に無償で譲渡されるよう要請する。

右決議する。

1962年３月26日

那覇市議会

宛先は高等弁務官と水道公社総裁にしようと思っております。御賛同のほどを願います。

(「進行」「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　採決いたします。日程第20、長田川、比謝川の水源施設を那覇市に無償で譲渡する要請決議１番議員大山盛幸外29名提出決議案第３号につきましてはこれを、原案通り可決いたします。

○議長(高良一君)　日程第21、那覇市土地区画整理地区内の国県有地換地承認促進要請決議書、11番議員平良真次郎外９名提出決議案第４号を議題として説明を願います。

○平良真次郎君　これは現在の本会議並びに委員会において論議が交わされております。特に委員会の方で宮里さんの要望もございまして検討の上本要請決議書を提案したわけでございます。一応内容を読み上げて説明、解釈することにいたします。

那覇市土地区画整理地区内の国県有地換地承認促進要請決議書

都市計画事業の一環として那覇市が1955年度から５ヵ年継続事業として行政主席の認可を得て施行した土地区画整理事業は既に行政主席の換地処分認可を受ける段階にありますが、その地区内にある日本国有地並びに沖縄県有地の区画整理について別紙写の通り日本政府の承認を得ていますが国県有地の管理者である貴政府の換地処分の承認が得られないため、土地区画整理登記並びに清算事務はいうまでもなく地区内の地主3,583名、5,695筆、総面積2,346,118平方米（709,699.9坪）にも亘る土地所有者の権利が不当に拘束されて、本事業の推進を阻む大きな原因となっています。このことについてはこれまで数回に亘って要請してきましたが、処理されずに今日に及んでいるのは、まことに遺憾に堪えないことであります。よって本市議会は土地区画整理事業の円滑な運営ができるよう一日も早く区画整理地域内の国県有地の換地承認していただくよう強く要請します。

1962年３月26日

那覇市議会

なお本決議案は建設委員会で検討したもので以上の10名が提案者になっておりますが、できるだけ全員提案にした方がいいんじゃないかと思いましてお諮りいたしたのであります。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　全員提案とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　御異議ないと認めます。よって全員提案に御訂正願います。宛先は弁務官だけでございます。採決いたします。日程第21、那覇市土地区画整理地区内の国県有地換地承認促進要請決議書、11番議員外全員提出決議案第４号につきましては、これをただいまの原案通り可決いたします。

○議長(高良一君)　以上で議案は全部終了いたしまして明日は陳情案件30件ありますので本日はこれをもっ

て散会いたしまして明日午前10時再開いたします。

（午後４時28分　散会）

上会議録を調製し署名する。

196　年　月　日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　上原　隆正〔印〕
署名議員　金城　吾郎〔印〕

３月27日（第５日）午前10時35分　開議

○出席議員（29名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	８番　名城　嗣夫君
９番　金城　力夫君	10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君
13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君	15番　久場　景善君	16番　金城　武一君
17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君	20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君
22番　黒潮　　隆君	23番　安見　福寿君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君
26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君
30番　赤嶺保三郎君			

○欠席議員（１名）

19番　喜久山朝重君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君	総務助役　古堅　宗徳君	建設助役　新垣　義徳君
収 入 役　屋富祖太郎君	総務部長　城田　清才君	経済民生部長　慶佐次盛宏君
建設部長　花城　直政君	消防隊長　宮平　栄治君	

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君

議事日程第５号

〔全日程　略〕

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長（高良一君）　開会いたします。本日の出席24人、欠席６人で会議は成立しております。これにより本日の会議を開きます。本日の議事日程は印刷の上御手許に配付いたしておりますのでそれにより報告に替えます。只今より議事に入ります。

〔中　略〕

○市長（西銘順治君）　御挨拶を申し上げます。長い間たくさんの案件を審議していただきましてありがとうございました。

○議長（高良一君）　ではこれをもって今期議会を閉じることに致します。

（午後１時32分　閉会）

上会議録を調製し署名する。

196　年　月　日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　上原　隆正〔印〕

署名議員　金城　吾郎〔印〕

21　1962年（昭和37年）６月　第52回定例会［埋立、水道、庁舎建設］

６月８日（招集日）午前10時19分　開会

○出席議員（28名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	８番　名城　嗣夫君
９番　金城　力夫君	10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君
13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君	15番　久場　景善君	16番　金城　武一君
17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君	20番　久高　友敏君	22番　黒潮　　隆君
23番　安見　福寿君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君
27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君

○欠席議員（２名）

19番　喜久山朝重君　21番　金城吾郎君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君	総務助役　古堅　宗徳君	建設助役　新垣　義徳君
収 入 役　屋富祖太郎君	総務部長　城田　清才君	経済民生部長　慶佐次盛宏君
建設部長　花城　直政君	消防隊長　宮平　栄治君	

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君

議事日程第１号

第１　今期議会の会議録署名人選挙

第２　今期議会の会期を定めることについて

〔第３～第29　略〕

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長（高良一君）　出席議員定足数に達しておりますので、ただいまより1962年６月、第52回那覇市議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手許に印刷配付の議事日程第１号に記載の通りであります。日程に入る前に報告いたします。

〔中　略〕

○議長（高良一君）　では日程第１、今期議会の会議録署名人の選挙でありますが、選挙の煩を省略し、議長の指名にいたして御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（高良一君）　御異議なしと認めます。よってさように決し、今期議会の会議録署名人二人を議長より指名いたします。８番議員名城嗣夫君、22番議員黒潮隆君、両君にお願いいたします。

○議長（高良一君）　次日程第２、今期議会の会期を定めることについてお諮りいたします。会期を20日間としまして、本日より６月27日までの日程にいたしたいと思います。初日８日本会議、９日（土）は休会、10日日曜日休日、11日（月）本会議、施政方針に対する質疑、12日（火）本会議、施政方針に対する質疑、13日（水）本会議、議案上程、質疑、委員会付託、14日（木）委員会、付託事件の審査、同じく15日、16日委員会、17日（日）休日、18日（月）委員会、付託事件の審査、同じく19日、20日、21日委員

会、22日（金）休日慰霊の日、23日（土）委員会、付託事件の審査、24日（日）休日、25日（月）休会、委員会審査報告の作成並びに本会議準備、26日（火）本会議、議案上程、委員会審査報告、質疑、討論、表決、同じく27日（水）本会議、議案上程、委員会審査報告、質疑、討論、表決、以上20日となっておりますが御異議ございませんか。

（「異議なし」「議長ちょっと」と言う者あり）

○22番議員(黒潮隆君)　きのう正副委員長会で日程についての案が出ております。これは全会一致でこの案ができておりますか。

○議長(高良一君)　久場議員だけは21日案でありました。

○22番議員(黒潮隆君)　この議案を見ますと、条例が多いわけです。従って20日間で審議ができるかどうか問題であります。今までの予算議会の場合は40日、短い場合が１ヵ月であります。今会期は62年度の場合を参考にしているようですが、市会議員選挙を控えて自分の選挙のことで頭がいっぱいで、とっくんでできなくて20日間になったと見ております。だから今月いっぱい審議するとなると、23日ありますが、これでも十分審議ができるかどうか疑問であります。ですから途中で会期延長するか、または継続審査になるような議案がずいぶん出てくるんじゃないかというような危惧をもつもので23日がいいんじゃないかと思います。

○議長(高良一君)　23日案、21日案両案とも事務局案を出しました。きのうの正副委員長会の結果は、久場議員のほかの方々はほとんど20日案に賛成でありました。

お諮りいたします。20日案にして御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　では、御異議なしと認め、今期議会の会期を６月８日より６月27日まで20日間と決定せられました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして本日の日程は終了致しました。本日はこれをもって会議を閉じ、散会いたします。９日は土曜日で議案研究のため休会、10日は日曜日で休日、11日月曜日は午前10時から会議を開きまして一般質問を行います。

（午後２時２分　散会）

上会議録を調製し、署名する。

1962年６月８日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　名城　嗣夫〔印〕
署名議員　黒潮　　隆〔印〕

〔６月11日、12日会議録　略〕

６月13日(第４日)午前10時24分　開議

○出席議員（23名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	４番　武村　朝良君	５番　楠見　長礼君
６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	８番　名城　嗣夫君	10番　辺野喜英興君
11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君
15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君
19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君	22番　黒潮　　隆君	24番　赤嶺　慎英君
25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君	

○欠席議員（７名）

３番　又吉　久正君	９番　金城　力夫君	21番　金城　吾郎君	23番　安見　福寿君

27番　比嘉　佑直君　　29番　具志　栄治君　　30番　赤嶺保三郎君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長	西銘　順治君	総務助役	古堅　宗徳君	建設助役	新垣　義徳君
収 入 役	屋富祖太郎君	総務部長	城田　清才君	経済民生部長	慶佐次盛宏君
建設部長	花城　直政君	消防隊長	宮平　栄治君		

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君

議事日程第４号

〔第１～第23、第29～第37　略〕

第24　工事請負契約の締結について（１工区）（市長提出議案第50号）
第25　工事請負契約の締結について（２工区）（市長提出議案第51号）
第26　工事請負契約の締結について（３工区）（市長提出議案第52号）
第27　工事請負契約の締結について（４工区）（市長提出議案第53号）
第28　工事請負契約の締結について（５工区）（市長提出議案第54号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　出席議員定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に印刷配付の日程第４号に記載の通りであります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本件につきましては、それぞれ後刻議題といたし、御審議を願うことにいたします。ただいまより議事に入ります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第24、工事請負契約の締結について（１工区）、市長提出議案第50号から、日程第25、第26、第27、第28工事請負契約の締結について（５工区）、市長提出議案第54号までは関連しておりますので、一括上程いたし、当局の提案理由の説明を求めます。

○番外(建設部長　花城直政君)　ただいま上程になりました議案第50号から第54号までの案件は関連しておりますので一括して御説明申し上げます。

泊、安謝間の公有水面埋立に関する事業計画につきましては、1959年10月14日の議会の議決を得て施工準備を進めてきたところ、1960年６月１日琉球開発金融公社より本事業に対し融資許可があって、急を要しましたので、1962年６月11日に指名競争入札に付したのであります。その結果、それぞれの議案どおり請負額落札者が決定して仮契約を締結したのであります。仮契約は、議会の議決または住民の投票に付すべき財産、営造物または議会の議決に付すべき契約に関する条例の第６条の第１項の規定に該当するので提案した次第でございます。

本事業全体の埋立面積が38万3,113平方メートルのうち今回の埋立総面積は、20万8,279.14平方メートルで事業も早期に完了するためにこれを５工区にわけたのであります。残りの17万4,833平方メートルについても年次計画をたてて実施することになっております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(高良一君)　ただいまの当局の説明に対して質疑に入ります。

○１番議員(大山盛幸君)　この埋立事業に対する貸付の決定通知が参っていると思います。その中に貸付に関する条件がうたわれていると思いますが、うたわれているとすれば、それを読み上げて御報告して下さい。

○番外(建設部長　花城直政君)　借入者の怠慢のため、借入金の受領が遅延したときは、公社制定による過怠金を徴求する。

次に、初回資金交付までに履行すべき条件

A　本貸付金による工事は、公社職員立会の上公開入札とする。

B　本貸付金額は、落札額またはインテコ評価額のいずれか低い額を基準にして決定する。

最終資金交付までに履行すべき条件

A　琉球政府の起債許可指令書を公社に提出すること。

貸付後に履行すべき条件

A　本貸付金により造成される埋立地売却の際は、その都度事前に公社に報告し、売上代金は公社貸付金償還に充当すること。

B　本貸付金の償還金は、毎年一般予算に計上し、毎年度予算書を公社に提出すること。

市長は、収入役をして債務管理担当官を配置せしめ、既往債務の償還を遅滞なく行うこと。ただし、これにより市長、議会並びに収入役の連帯保証の責務が軽減されるものではない。

当公社は那覇市が適当な会計監査を行わない場合は、公認会計士をして、市の会計監査を行わしめうる権利を保有するものとする。

ただし、この場合の監査手数料は、那覇市の負担とする。

那覇市の健全な公債運営のため必要と思われる事業の必要性及びその経費等を勘案して、那覇市の歳入総額を公債（今までの公社借入金を含む）返済金に充当できるよう考慮すること。

○１番議員(大山盛幸君)　その中に議会の連帯債務うんぬんの問題があって、本件につきましては議長に一任して質問しないことにいたしますが、５つの工事区にわけて、５業者が工事をしなければならない、と思いますが、業者が工事を着工して、それをスムーズに運ばせるためには、業者としてもその埋立に要する資材の獲得などで相当準備がいるものと思料いたします。この場合に６月中に着工できる業者が少ないんじゃないかと思われますが、当局は６月中に果たして何名の業者が確実に工事を着工し、どれくらいの坪数の埋立ができると思うか。この件について御答弁を願います。

○番外(建設部長　花城直政君)　この契約の日から７日以内に着手するということになっておりますが、いくらできるかということは、今のところハッキリ申し上げられないのであります。

○１番議員(大山盛幸君)　契約金の支払いについては、契約書の第４条にうたわれております。「工事全部受渡しの上支払うものとする。ただし、乙は工事の既済部分に応じ、うち６回までに限り部分払いをすることができる。」いわゆる出来高による分割払いが６回まではできるというふうにうたわれております。

そうなると６月中にはどれくらいの坪数ができるかそれはわからないと思いますが、６月中にやった埋立実績に対し業者が要求しなくても支払わなければならないと思いますが。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えします。工事が進捗しまして業者の方から部分検査願いがありまして、これを調査した結果本当にそれだけできているというような確認をしましたら、支払わなければならないと考えております。

○１番議員(大山盛幸君)　今の御答弁によると、業者によっては契約の日から７日以内に着工することになっても、実際問題としてその埋立の用具を買うとかその他土砂の準備をしなければならず、遅れる業者も出てくると思う。それで果たして５名の業者が着工できるかどうか疑問であるし、着工しても６月中に工事が進捗するか、これは疑問であって、考えるにたいした工事の実績は上がらないと思う。この業者の中には、これぐらいしか埋立もしてないから、６回のうちもう少しやってとろうという業者も出てくると思いますが、その点について伺いたい。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えします。請求があったときは調査して払うということでございますから、積極的にやるということじゃありません。

○１番議員(大山盛幸君)　今のような御答弁ですと、継続費になりませんよ。継続費である以上は６月までの出来高をぜひ支払わなければ、62年度内における実績に対して払わなければ、継続費ということにはならないと思いますがね……。62年度の分割された予算が５万9,155ドル計上されており、工事費として５万8,000ドル、職員手当250ドル、手数料905ドル、合計５万9,155ドルだが、そのうちどうしても払わなければならないと思料いたしますが、業者が要求しなければいつでもいいという御答弁にはならないと思います。

○番外(建設部長　花城直政君)　ただいまの御質問にお答えいたします。継続事業としては、今年度内に義務負担行為を起こせばいいんでありまして、必ずしも払わなければならないということではないと思います。それと継続費の考え方は、来年度においても支払いができるというような意味も含めた継続費だと考えております。

○１番議員(大山盛幸君)　そうすると、極論をいうと、62年度の予算は全然使わなくてもいいということになっても差し支えないという解釈ですか。それでもよろしゅうございますか。

○番外(建設部長　花城直政君)　それでもいいというふうに考えております。

○１番議員(大山盛幸君)　これはいいとなればそれですまされると思います。しかしこの問題は、継続費の議決を得て２ヵ年にわたる継続費になったために業者から請求がなくても支払わなければならないと思いますが、契約金支払いの適正なあり方からすると、予算に計上しておって何も払わなくてもすまされるというような予算の考え方は絶対に妥当ではないと思います。63年度事業としてむしろ７月に着工して、63年度の６月末日までの事業としてやった方がむしろりっぱな予算措置であったと本員は思料致します。結局継続費にしなくても、何も議決しなくてもすまされたんじゃないかという結論になるわけでございます。

本件は、３月の議会で本員によって法的見地から相当追及されたし、総務委員会でも承認されなかったのを本会議で当局があの手この手を使って、多数決で可決されたといういわくつきのもので、万一借り入れができない場合には、西銘市長の政治責任を問われるという立場から当事者が開金にお百度を踏んで、おがみ倒して借り入れができたんだと思いますが、しかしその努力は市民のために大いに賞讃いたします。

しかし、これと関連いたしまして、東町、辻町に作られる市営住宅並びに市場の問題も同じく継続費として非常に疑問であった。万一の場合困るんじゃないかというような見解もあったが、住宅及び市場の問題は、開金の貸付けのワクがあるとのちのちに聞いておったので、そっとしておいたが、この住宅及び市場の借入れを先にすべきであるが、この埋立工事が先になったということは、住宅はあと廻しにしても問題にならないだろうというような、軽い気持があったかどうかはしらないが、そのために今期議会に提案することもできない。貸付金をみると、決まったようでうれしく思いまするが、果たしてあの住宅及び市場の建築工事については、今６月中に着工できるような運びになるかどうか、自信があるかどうか承りたいと思います。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えします。東町、辻町の市場つき住宅の方も、ちかぢかに通知がくるものと思いますし、年度内には着工できるという自信を持っております。

○１番議員(大山盛幸君)　一体、いかなる方法をもって年度内に着工できる自信があるか、具体的に伺いたい。

○番外(建設部長　花城直政君)　この議案も議会の議決を得なければ着工はできないのでございますが、今会期中に提案できるものと考えております。

○１番議員(大山盛幸君)　議会の議決が必要とあれば、最終議会が27日で、26日と27日に出さなければ、これは流れるということになる。ぜひこの問題は、両日中に提案して即決できるように努力してもらいたい。

最後にお尋ねいたします。こういうふうに苦しい継続費の施行をしなければならなかった理由は、前任者の予算を踏襲しようという善意にたった当事者の案から生まれたもので、けっこうとは思いますが、本当に継続費という予算を処置するためには、今回の処置は適当ではない。当事者は、今回の処置を本当にかけ引きを抜きにしたとお思いですか。

○番外(総務助役　古堅宗徳君)　お答えいたします。３月議会に提案いたしました議案につきましては、前任者の予算執行を善意をもって施行する。それと住民福祉の面から一日も早く着工したいという意向でやったわけであります。これが当か不当かという問題は別でありまして、市当局は前任者の意志をつないだということであります。

○１番議員(大山盛幸君)　その善意は大いに認めますが、私が聞いているのは、継続費としての予算措置上適切であったかどうか、ということです。

○番外(総務助役　古堅宗徳君)　御説明申し上げましたように、一日も早く着工したいという気持で提案したわけでありまして、もう１つは継続事業の議決をしないと、開金の方で貸付けができないという条件がございまして、年度内にできるだけ着工するということで提案したわけであります。

○１番議員(大山盛幸君)　なかなか明快な御答弁が得られませんが、その強引なお気持は結構だと思います。そのお気持で市民福祉のためにこの事業をスムースに行われるよう御努力をお願いして最後回答を認めることにいたします。

○15番議員(久場景善君)　工事着手及び完了期とありますが、契約締結の日から７日以内に着手し、着手の日から６月30日までに完了するとこう書いてありますが、６月30日完了しますか。

○番外(建設部長　花城直政君)　ただいまの御質問の完了の時期は、1963年の６月30日でございます。

(「進行」と言う者あり)

(「これを即決して下さい」「そうせんとやりにくくなりますよ」と言う者あり)

(「質疑討論なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　質疑討論ないようですから採決に入ります。日程第24、工事請負契約の締結について(１工区)、市長提出議案第50号につきましては、これを原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議なしと認め、日程第24、工事請負契約の締結について(１工区)、市長提出議案第50号につきましては、原案通り可決せられました。

○議長(高良一君)　日程第25、工事契約の締結について(２工区)、市長提出議案第51号につきまして、これを原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議なしと認め、日程第25、工事請負契約の締結について(２工区)、市長提出議案第51号につきましては、原案どおり可決せられました。

○議長(高良一君)　日程第26、工事請負契約の締結について(３工区)、市長提出議案第52号につきまして、これを原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議なしと認め、日程第26、工事請負契約の締結について(３工区)、市長提出議案第52号につきましては原案どおり可決せられました。

○議長(高良一君)　日程第27、工事請負契約の締結について(４工区)、市長提出議案第53号につきましては原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議なしと認め、日程第27、工事請負契約の締結について(４工区)、市長提出議案第53号につきましては、原案どおり可決せられました。

○議長(高良一君)　日程第28、工事請負契約の締結について(５工区)、市長提出議案第54号につきまして、これを原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議なしと認め、日程第28、工事請負契約の締結について(５工区)、市長提出議案第54号につきましては、原案通り可決せられました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　では当局と一緒にやることにしましょう。では、本日の日程は、これで全部終了いたしました。なお、明日14日から日程計画に従って委員会に付託された案件の審議を願うことにし、26日午前10時本会議を開催いたします。どうもありがとうございました。

(午後３時15分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1962年６月13日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　名城　嗣夫〔印〕
署名議員　黒潮　　隆〔印〕

６月26日(第５日)午前10時23分　開議

○出席議員(25名)

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	８番　名城　嗣夫君
９番　金城　力夫君	11番　平良真次郎君	13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君
15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君
19番　喜久山朝重君	22番　黒潮　　隆君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君
26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君
30番　赤嶺保三郎君			

○欠席議員(５名)

10番　辺野喜英興君	12番　真栄田義晃君	20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君
23番　安見　福寿君			

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君	総務助役　古堅　宗徳君	建設助役　新垣　義徳君	
収 入 役　屋富祖太郎君	総務部長　城田　清才君	経済民生部長　慶佐次盛宏君	
建設部長　花城　直政君	消防隊長　宮平　栄治君		

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君

議事日程第５号

〔第１～第25、第27～第38、追加第１　略〕

第26　予算外義務負担並びに分水協定の締結について(市長提出議案第12号)

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　出席議員定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付の第５号に記載のとおりであります。日程に入る前に報告いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第26、予算外義務負担並びに分水協定の締結について、市長提出議案第12号を議題として建設委員会の審査報告を求めます。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　日程第26、議案第12号予算外義務負担並びに分水協定の締結について当委員会の審査の経過と結果を報告申し上げます。本件については、去る３月の第51回定例議会において、市民生活に直結する水の問題であり、市民の利益の上に立って慎重に検討すべきであるという

ので、継続審査になったのでありますが、この議案の審査に当り、分水協定書による各条項を追って質疑応答が交わされ、さらに市独自の立場から給水基本方針について質したのであります。

協定を結ぶことにより如何ような利益があるかを質したところ、年間の原水の最低量が確保できる。給水面に於いても計画的処理ができる。泊浄水場拡張に伴い、原水の確保が保証されるので、市民に平等に給水でき、その間に水源の開発計画が樹立されるとのことであり、委員会としても一応これを了承し、尚若干の質疑が交わされ、賛否両論が開陳されたのであります。反対意見としては、協定を結ぶことに反対するわけではないが、協定することによって原水の最低量が確保され、給水面も計画的に市民に平等にできる点をあげておりますが、最低量が決められてもそのとおり供給されるという保証がない。又第８条の中の不可抗力の語句そのものもあいまいであり、渇水期の水の必要な場合において需要を満し得ず、自己水源が豊富な場合に多量に供給するというおそれが充分考えられるのであります。不利益な点として第一に第６条後段の「もし事情または条件の変化により前記料率を改訂する必要が生じた場合は、公社は文書でその旨予告した後、市と協議するものとし、料率改訂は当初の予告から60日後に効力を発するものとする」と謳われておりますが、これを認めると今後料率が高いという場合に交渉の立場が弱くなる。次に第９条を契約の条項の中に入れることは好ましくない。このような水道料率の問題は、当局と議会で自主的にやるべき問題であり、第三者との協定の内容に市の水道料率の算定基準を入れると、その協定によって公社が那覇市に対して合理的なものであるかどうかといったことについてこれを質す権利が生じてくるし、那覇市の水道事業の運営にも介入してくるおそれが考えられ、又第11条は沖縄の現状からくる問題であり、那覇市には不利の立場になる。このように協定書の項目に若干の疑義がありますが、協定の契約締結の場合は修正権利がないし、議会の議決を得て効力を発するので、反対するという意見がありましたが、結論として公社より受水しても絶対量には不足しているし、水道料金の値下げにも関連するので、水源開発に一層努力してもらうよう要望を付し、賛成多数で原案通り可決すべきものと決定した次第であります。よろしく各位の御賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。

○３番議員(又吉久正君)　ただいまの委員長さんの御報告によりますと、原案を可決するということでございますが、次の質問をいたしたいと思います。本契約は締結の日から10ヵ年となっており、特に原水の協定でありますので、先に３月26日の本会議におきましても、水源地、長田川、比謝川の水源施設を無償で那覇市に譲渡する要請決議をしております。それに従って西銘市長も全面的に軍に折衝いたし、その実現を期するというような、非常にその可能性を大きく期待しているわけでございますが、この協定を10ヵ年間やったならば、果たしてこの要請決議をし、さらに市長、議会もあの水源地を那覇市へ譲渡しようとして、これに力を入れていこうという矢先に、こういうような協定をしたならば、その要請決議、水源開発などにブレーキをかけるおそれはないか、そういったことについても委員会で審議をしたか委員長におたずねいたします。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　お答えいたします。つまり10ヵ年間契約することによって、比謝川、長田川の譲渡がおくれる。あるいは水源開発にブレーキをかける。こういったことで期間について検討したかということでございますが、まずそれについて委員会で審査したことについて御報告いたします。

原水を那覇市が買っているのは年間約５万ドルであります。そして契約はなくて５万ドルの支出をしている。そういうような意味からも、やはり契約に基づいて原水の購入をすべきだというような、委員会としてもこういった見解に立っておるわけでございます。さらに契約をすることによって、いわゆる年間の最低量が確保される。従いましてその受給される原水によりまして、市内への配水計画がそれだけ確立されるということになるわけでございまして、特に泊の浄水場が完成した場合に、いわゆる自己水源並びに浄水の購入と原水の購入をしてさらにこれを浄水していく。これだけのものが具体的に計画を実施されると、そういう意味で水道予算にも出てきます通りに、もとい、24号議案にもありました通

りに泊から大道の三叉路まで、従来は14インチパイプで配管していたものが、18インチ管にして市民にそれだけ給水しようということで、こういった計画も、やはりそういった計画も、やはりそういったような、原水が確保されるということに起因するものであります。

さらに原水の開発計画についてでありますが、この面につきましては委員会の報告にもございました通りに、やはり原水を購入しさらに原水の自己水源をもってしても、後４、５年には完全に行きづまると、現在価格の点においても那覇市の水道料金が他府県の２倍ないし３倍にあがっておるということからも、ぜひこの協定とは別個に、さらに原水のいわゆる水源開発の問題を大々的に取りあげて、当局はこれに対する措置をすべきだということで、議会においても委員会においても強く要望した問題でございます。期間をそれじゃ10年間やったために長田川、比謝川を那覇市に譲渡するということにブレーキをかけるということについては、さように考えられないのであります。さらに原水の供給というと、公社が長田川、比謝川の水源の施設を那覇市にやるということは、全然別個の考え方に立つべきである。原水計画というものは、あくまでも原水協定であるし契約であるし、長田川、比謝川の施設の譲渡という問題とは、おのずから別個の考え方に立って、別個の折衝をすべきであり、これとこんがらがった場合に、却ってこういった問題の折衝が遅くなる、あるいはそういった問題について逆にブレーキをかけるような結果にならないかと考える次第でございます。さらに10年の問題でございますが、この単価表からいたしましても、原水の８セントという価格は10年間の平均価格であるし、これをもって現在単価を出しておるわけでございまして、これが特別に３年にあるいは５年に縮まったからといって、この価格が変わるわけではないのであります。

そういうような意味から、原水の確保と今後の水源開発の問題、長田川、比謝川の問題、譲渡の問題についても、却ってこの協定をすることによって、こういった問題がスムーズに円滑に折衝ができるんじゃないかというようなことで可決したわけでございます。

○３番議員(又吉久正君)　ただいまの委員長報告によりますと、ブレーキはかからない、却って逆であるということをおっしゃっておりますが、本員はまたその逆でないかと考えます。と申し上げますのは、長田川、比謝川は軍から原水を購入しているあの水源地であります。むこうから那覇市が原水を購入しておりまして、これを10ヵ年協定した場合、あるいはその５年、あるいはその３ヵ年以内でもあの水源地を那覇へ譲渡した場合は、この協定も却ってなくてもいいというような感をするのでございます。そういうことについて、できればまずここ１、２ヵ年に可能でないとすれば、まず締結の期間を10ヵ年からもっと短縮して、あるいは２ヵ年なら２ヵ年、３ヵ年なら３ヵ年というような見通しに立って契約協定すべきじゃないか。特に西銘市長さんも水源開発には大きく力を入れてやるという施政方針にも述べられておりますし、とくに那覇市の水道料金が、こういうふうな軍から高い原水を購入しておるから、２倍、３倍の日本内地に比べて高いとはっきりしておるわけでございまして、そういう見地から立っても、将来水源開発に大きな力を入れて４、５年以内にもその水源開発の実現を期すということであれば、この期間も10ヵ年でなく短縮すべきではないかとこう考えられますが、委員会としてはこの期間の問題において、御検討なされたならば、御報告をお願いしたいのであります。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　この問題につきましては前回の議会閉会中にもいろいろ問題がでたのであります。つまり委員会としても10ヵ年間という期間を与えておくと、当局が原水は確保されたので、自己水源開発にいくぶんなかだるみはしないかという問題がとりあげられたのであります。ところが那覇市の水道需要計画から見ました場合、那覇市としてはもっと原水確保のために、借款をしてこれの開発に当たろうというような計画をもっておりまして、この協定をするということと原水の確保という問題とは充分その計画面を見た場合にべつのものである。むしろ原水をある程度購入して確保して、さらにその上に那覇市自体として自己水源の開発に当たらしめた方が、よりこの水道問題を解決するために効果的でないかというようなことになったわけでございます。もちろんこれは３年あるいは４年というような御意見もあったようでございますが、そういったようなことも次第にこういった論議も

され、そういった計画面も充分説明しているうちに、まあ10年でもいいというようなことになって、原案通り10年を承認したわけであります。

○１番議員(大山盛幸君)　この分水協定の最初の方によりますと「本協定は琉球水道公社と那覇市との間に次の理由で締結され、1962年何月何日から効力を発する」とありますが、その何月何日からというのはおそらく今年の７月１日からというふうになるんじゃないかと思います。そうなった場合は62年の会計年度というのはすでになくなるので、1963年の会計年度からこの原水を買うということになります。それで、いずれにせよこの２条の項目は削除訂正をどうしてもしなければならないようになっております。そういう点も考えいろいろとこの協定の内容も検討し、ただいまの報告もお聞きしますと、結局この協定も一つの商取引であり、ビジネスであるというような極論もあながち否定できないんじゃないかと思います。

こうなった場合ビジネスであるところの協定を受けるときには一方的な見解で押しつけられているような印象を、特にこういうような大きな印象を市民に与えるということは、まずい結果になると思料いたします。そういう見地から考えた場合にやはり10ヵ年という第１条の条件も訂正をした方がむしろ、対市民的にもいいというふうに考えることは本員一人ではないと思料いたします。おそらく当局の当事者としてもこの10ヵ年はどうしても何とか公社に折衝して、期間を短くしようというような当局としての案があったんじゃないかと思料いたします。そういう観点から当局におたずねいたしますが、結局当局の腹一つであるわけであります。委員会が10ヵ年そのままにしたから案も考えていないということになると、それこそ無能だと思います。その10ヵ年について検討して、できるだけ期間を短縮するように公社と折衝するための案をもったことがあるかどうか、その点についてお伺いいたします。

○番外(建設部長　花城直政君)　ただいまの御質問に対しましてお答えします。この議案は３月定例議会からの継続議案でありまして、このときも期間が長いからもう少し短縮できないかという議会の意思もありましたので、我々も再三にわたり交渉をしたのでございますが、公社側からは明確な承諾を得られなかったのでございます。私といたしましてはあくまでもこの協定によって確実なる最低量の水を確保するという立場に立ちまして、こういったような協定がなされないというと、われわれが計画している配水計画にマッチしないような状態になるというようなことも一応考えられますので、この案を10ヵ年というふうに考えておるわけでございます。

○１番議員(大山盛幸君)　御答弁によりますと10ヵ年では長いからできるだけ期間を短縮すべく、水道公社に折衝したが容れられなかったということですが、結局一方的な締結だということがハッキリしています。ビジネスの取引きである以上、市民福祉のためにできるだけたくさんの原水を獲得して、円滑に配水をするということは当然考えなければならないことですが、しかしこの契約の10ヵ年間の間にいかなる支障が起こるか知れない。施政方針の中でも申されておりますように比謝川の施設を譲渡するように努力するといっておるし、なお自己水源も開発するように努力するといっている。又議会においても水源開発特別委員会でも作ろうというような話し合いまで出ている。名前は忘れたがアメリカのある会社の施設に海水から真水をとる施設があり、スイッチを１つ押せばそれでいいということが科学雑誌にのっている。宇宙開発の時代においては２、３年の中にいかなる事態が生じるかもしれない。もちろんそういうときには、そういうなりの契約ができると思うんだが、しかし現実の問題になるというと、この一方的な協定よりも、やはり双方納得の上で市民にも満足を与えるような協定を結ぶ方がもっと得策であると思うので、本員はそういう意味から問題を提案したいと思います。実は10ヵ年の契約はほかの市町村でもやっているというような話もありましたが、去る日曜日の24日にコザ市の議会事務局長は、コザ市議会は締結していない、委員会に付託したんだが、一方的な協定といったものはなかなか簡単にゆきそうもない、ということをおっしゃっております。もちろん独自な立場からやるべきでありますが、そういう意味から10ヵ年ということになると特別議決ということになってなかなかうるさい。それよりも簡単な、議会でも通るようなものを市民にむしろ満足な契約だとほめられるためにも、本員は

１ヵ年の契約を主張します。そういう意味で一応案を読み上げてみます。

「第１条　公社は下記条件に従って本協定の発効日から10年間市の需要に応じて特定量の原水を市に分譲」とありますが、これを(1)「契約期間は1962年７月１日から1963年６月30日までの１ヵ年とする。ただし契約期間満了の日までに公社と市のいずれからも何らの意思表示がないときには、契約期間満了の日から起算してさらに向こう１ヵ年間契約を自動的に更新し、以後毎年この例にならうものとする。」こういうふうにすれば、１ヵ年契約であろうが、２年、10ヵ年であろうが、それ以上もできるということがうたわれる。

それから第２番目は３つにわけて62年、63年、64年と別々にわけてありますが、これを(2)として「公社は市の需要に応じて原水を７億3,000万ガロン市に分水する。」こういうふうにしておけば７億3,000万ガロンは64年度からという契約になっておりますが、この通りにしておけば清算事務で心配なく原水が獲得できる。もし63年度にできないとすれば、その項目７億3,000万ガロンを６億2,000万ガロンにする。公社は市の需要に応じて原水最低水量を６億2,000万ガロン市に分水するというふうにうたっておき、64年度からどうしても７億3,000万ガロン必要であるということがハッキリすれば、その内容を63年度の７月１日から64年度の６月30日まで、すなわち次年度は訂正して７億3,000万ガロンにできるというふうにすれば、単価の切り下げも時代の要求によってその満了期限になると要望もできて非常に都合がいい。これだけでも入れておけば、市民の意思も充分反映して、こういう水道問題に立ち入ることができると思います。そういう意味におきまして、この提案を結局動議みたいになりますが、一応皆さんで御審議下さいますようお願いいたします。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　今の他市町村における協定の内容でありますが、那覇市は那覇市独自において契約するというたてまえで、この分水協定を検討したわけでございますが、参考までに申しあげますというと、ほかの村は全部浄水を買っております。宜野湾村が契約したのは60年の11月１日、いずれも期間はみな10年であります。北谷村は61年３月21日、具志川は61年12月14日、浦添村が62年の３月２日、美里村が62年の３月10日、読谷村が62年の３月13日で、おのおの10ヵ年の契約をしております。なお大山議員がいわれたこの第２条の「市は次の原水最低水量を受水する」という問題でございますが、この件につきましては、63年度におきましては、余り浄水場の施設が完備しないために、結局６億2,000万ガロンということになっているわけでございまして、64年度以降はこれが完備すると全機能を発揮できるということであります。もちろん現在におきましても200万ガロンが最低というような見出しになっておりますが、実際には230万ガロン平均原水が送られているわけでございます。結局ここに規定されているその量は、直接それだけ最低金額を払わなければいかんというようなことになるのであります。その数字についても委員会としては充分検討したものであります。さらに１年ごとに更新すると、いわゆる自動的に２ヵ年、３ヵ年、４ヵ年、５ヵ年とこういう具合にしていくことも一応は考えられるわけでございますが、終極的には10年も一括協定することによってできるということも又なりたつんじゃないかと思います。さらにこの料率の問題が結局は根本になるわけでありますが、こういったものについては那覇市として当然自己水源を確保し、さらに情勢の変化によりまして折衝するだけの何が与えられているわけでございまして、もしそういうふうな事態が起こり得るならば、そういったような問題も一応考えられるべきだと思うわけでございます。

○26番議員(比嘉朝四郎君)　本協定の眼目になっております原水の料率８セントは、すでに62年度の予算で認めております。それから先ほど委員長からも話がありました通り、読谷村ほか８ヵ町村がすでに協定を結んでおります。これが渇水期になって軍が水をやるということになると、これを市の責任において結ばなかった場合には、協定を結んだ町村から先に水を送るのが当然だと考えられます。それで８セントの値段が公正であるとすでに決まっておりますので、一日も早く協定を結んでやるのが市民代表としてのとるべき道だと思います。

○１番議員(大山盛幸君)　比嘉議員のおっしゃることもよくわかります。８セントの問題はすでに問題じゃ

なくなって、今度は期間の問題が事実問題になっているわけであります。期間が３ヵ年あるいは10ヵ年となると現在の西銘市長が次回も当選するかもしれませんが、とにかく次の議会の分野にまでもちこすよりも、お互いの任期中に協定を結んで何もなければ自動的に次の議会にゆくわけですから、これはお互いの問題として何かあった場合には８セントより安くできる見通しがつけば、その満了日までに強力に申し込んで原価を下げさせることもできるわけでございます。それから１ヵ年更新の問題ですが、さきほど建設部長も答弁しましたように、期間を短縮するということは公社としても合点しないことはハッキリしておりますので、１ヵ年更新なら双方が何らの異議申立てがなければ次々と更新していけるので、水道公社としても必ず納得すると思料いたします。それでこの件につきましては、休憩して考えていただきたいと思います。

○議長(高良一君)　休憩いたします。

（午後２時15分　休憩）

（午後２時45分　再開）

○議長(高良一君)　再開いたします。日程第26はあとまわしいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　では本日の日程は終了いたしましたので、これをもって散会いたし、明午前10時から再開いたします。

（午後４時44分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1962年６月26日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　名城　嗣夫〔印〕
署名議員　黒潮　　隆〔印〕

６月27日(第６日)午前10時30分　開議

○出席議員（27名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	８番　名城　嗣夫君
９番　金城　力夫君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君
14番　高良　　一君	15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君
18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君	22番　黒潮　　隆君
24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君
28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君	

○欠席議員（３名）

10番　辺野喜英興君　21番　金城吾郎君　23番　安見福寿君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君	総務助役　古堅　宗徳君	建設助役　新垣　義徳君
収 入 役　屋富祖太郎君	総務部長　城田　清才君	経済民生部長　慶佐次盛宏君
建設部長　花城　直政君	消防隊長　宮平　栄治君	

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君

議事日程第６号

〔第１～第37、追加第１　略〕

第38　予算外義務負担並びに分水協定の締結について（市長提出議案第12号）

追加第２　那覇市役所庁舎建設に関する要請決議（１番議員大山盛幸外29名提出決議案第６号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　出席議員定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付の日程第６号に記載のとおりであります。日程に入る前に報告いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第38、予算外義務負担並びに分水協定の締結について、市長提出議案第12号を議題として経過報告を求めます。

○１番議員(大山盛幸君)　きのうの本会議におきまして、議会で当局と一緒に水道公社に折衝にいくというふうに決まりましたので、本会議において御報告をすることが妥当だと思料いたしますので御報告いたします。

きのう私の提案した案を市長秘書の方に翻訳をお願いしてもらいましたので、今朝役所に来る途中に水道公社によりましたら、あいにく屋田支配人が欠席でお会いできませんでしたが、関係の係職員としばらくお話したわけであります。支配人がおれば、建設助役と建設部長にお電話して一緒に話し合いをするつもりでございましたが、一応は議会事務局の方に、こちらにきているから御両人の方に連絡しておくように話したわけであります。翻訳も提出してこれを支配人にあげてもらうようにお願いしておきました。その間いろいろ向こうの職員にお話をうかがいましたが、結局８セントの水代が10ヵ年を基準として償却資産その他いろいろな面から算定されているということを十分に説明を聞きまして納得をすることができましたので、なおもう１つ公社が那覇市の水道に好意的であるという点が１つございますので御報告申し上げますが、職員が図面をもってきて私に見せましたが、松岡配電の方からずっと隣側にアメリカの水道関係の調査団が調査した結果、優秀な水源地がある。これを那覇市の方で試掘した方がいいんじゃないか、特に副議長として促進してもらったらというような話をうかがいまして、これを当局の方に御報告申し上げたら、それについては当局の方ではわかっているようで、今検討中であるということで、非常に愉快に存じました。支配人にお会いすることができませんで、そのことを託して帰ったわけですが、助役、建設部長は私の帰るところにお出になっておったので、支配人がおらぬから一緒に帰ろうといって帰ったわけでございます。役所に来てから向こうの話からヒントを得て水道一課に参りまして、分水協定に関する公文書があるだろう、見せてくれといって見たら新しい事実を発見したのであります。これを一応写しましたので読みます。

那覇建水発2438号

1962年５月15日発

琉球水道公社総裁

ウィリアム・A・ケリー　殿

那覇市長職務代理者　古堅宗徳

原水分水協定案の一部改正について要請

このことについて下記の通り改正下さるよう要請いたします。

なお６月定例議会で審議予定でありますので、早急に御検討の上御回答下さい。

記

１．序文中「1962年何月何日から効力を発する」とあるのを「1962年７月１日から効力を発する」に改める。

２．第１条中「10年間」とあるのを「３年間」に改める。

３．第２条中「1962会計年度６億7,500万ガロン」を削り、「1964会計年度から1971会計年度まで」とあるを「1964会計年度から1965会計年度まで」に改める。

４．第９条を削る。理由、水道法が近く立法化される。

５．第10条を第９条とし、第11条を第10条とする。

というふうに５月の15日に市の方から正式文書で水道公社に要請文がいっているんですが、聞くとこれに対する回答がまだ来ていないそうであります。その件につきましては、先刻建設委員会に御報告申しあげました。

そういった問題は、この文書が発せられてまだ回答がこないんだが、この回答を待たずして議会で処理すべきであるか、回答がきてからやるべきか、これはあくまでも建設委員会の処理する問題であるので建設委員会で御検討願いたいというふうにして本員は報告を終ったわけでありますが、１ヵ年更新の本員の案は、一つの示唆を与えた点において無意義ではなかったと思う。しかし当局が10ヵ年案を短縮して、３ヵ年の提案を公文で意思表示している点から、自分のこの１ヵ年更新案を一応撤回いたします。以上御報告申し上げて建設委員長の御報告に譲ることにいたします。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　それでは委員会の審議の経過と結果について御報告申しあげます。昨日の本会議で分水協定について契約期間の問題がいろいろとでて、特に議長から本日の委員会で、昨日問題になった件について審議するようにという要請がございましたので、本日委員会を開いたわけでございます。

ただいま大山議員から報告がありました件でございますが、この点につきましては委員会としての要請ではないわけであります。委員会の審議過程におきましてこの問題が10年がいいか、５年がいいか、３年がいいかといろいろ質疑が交わされたのでありますが、委員会としてはこれを要請してやったわけではないのであります。なお報告においてその点をただしましたところ、委員会でそういうようないろいろの点があったので報告したいし、あるいは要請したい。しかし要請するからにはその委員会でこういうふうな意見もありますけれども、というような伺いの程度であればいいんだけれども、その文書の取り扱い、あるいは内容については非常に疑問である。

そういうふうな面を当局にただしましたら、10年の契約をしたいという意思であって、委員会の方ではそういうような話があったので、実は伺いただしたいということで陳謝をしております。それでこの協定の問題ですが、これをこっちからやるべきか、回答が来てからやるべきか、あるいはこなくてもやるかという問題についてもいろいろ触れてきたわけでございますが、市当局から問い合わせた内容をもう一回検討いたしたいと思っております。これは協定書の中に1962年何月何日と日付をあけてございますが、当局の方も７月１日から本会議で結論がでたらできるように要請するというようになっておりますけれども、しかしこれは議案ではございません。議案には契約の日から10年と、つまり７月２日に契約をすれば２日という日にちをうたわれるべきであって、しかも契約は相手があるのですから、これは日にちもはっきりすることもできないんじゃないか、あとで何月何日施行するということはハッキリ明示できると思います。当局において契約した日にちをこれに挿入してしかるべきじゃないかというのが委員会としての見解でございます。条文中の２項でございますが、62年会計年度の需要ガロンでございますが、これは従って７月１日以降になります場合に自動的にこの問題は双方において削除すべきものと思考するものであります。さらに第９条でございますが、これは立法措置を講ずるまで料率に対しての算定基礎になるものを示してございます。これにつきましてもいろいろ異論がでたわけでございますが、結局立法については今のところハッキリしたメドがつかないという点と、また反対の理由といたしましては、この問題の一つ一つを那覇市と議会との間において決定すべきであって、水道公社が介入すべきものではないというような御意見と、むしろこれを全琉の水道公社の立場でこういったような基準を示して、この水道料金の算定を親心をもって話し合うという程度でもって、別に差しさわりがないんじゃないかというような意見もありました。さらに一番山となっているところが10年でございます。この点についていろいろ論議が交わされたわけでございますが、つまり那覇市の現在施行中の浄水場が完成いたしますというと、長田川、比謝川から8,000トンの水がくるわけでございます。さらに現在浄水場

と軍から購入しているのが8,000トンでございます。自己水源8,000トン、合計２万6,000トンが那覇市の現在のこれから浄水し一般に配られる水でございます。その２万6,000トンのうち現在すでに１万6,000トンの水を買ってるというような実情でございます。しからばあとの水、つまり水源開発についてのメドといろいろ問題を出したわけでございます。また那覇の周辺において4,000トンを確保して、合計２万トンを浄水するわけでございます。そういった意味でも精一杯の問題であるというような答弁がなされておりますし、特に大山議員がいわれました牧港一帯の水源を調査するようにという御意見を出されておりますが、果たして長田川、比謝川からもらってる水が那覇の周辺において確保できるかという問題については非常に疑問であるし、今後もっとこの件については調査検討をしなければならない。場合によっては遠い国頭からでも引かなければいけないというような実態でございます。そういうような意味からその年限を１年更新にするか、あるいは３年更新にするか、あるいは10年にするかという問題は、今後の那覇市の水道を市民に供給する上からも考えられるべきであるし、その他の理由につきましてはきのうの本会議で説明申し上げたわけであります。そういったような面から最終的に今まで審議されたこの原案通り御報告するか、もしくは時期を待って報告するかという問題については採決の結果７対１で原案通り承認すべきものというふうに御報告をいたしたのであります。

どうぞひとつ今後もっと料率を下げるために水源開発をする場合にも、いろいろとこの水の問題についてある程度検討しなければならないと思います。

以上簡単に御報告申し上げまして各位の御賛同を願いたいと思います。

○議長(高良一君)　ただいまの報告に対し質疑に入ります。

○13番議員(儀間真祥君)　この分水協定は市の方から結ぼうといったのか、それとも向こうからきたのか。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　どこから結ぼうといったかについては別に審議していません。兼次市長時代からこの問題は出ておりますし、さらにきのうの報告でも結局５万トンの水を買うためにはどうしてもそういうような契約も必要でありましょうし、また水道公社としてもこういうようなものについては各市町村においても実施されておることでありますし、そのような意味から結局公社としてもその問題が出たんじゃないかと思います。どこから出たかということについては知りません。

○13番議員(儀間真祥君)　当局におたずねいたします。先ほど委員長におたずねいたしましたら審議していないということでありますが、この契約を水道公社から市に結ぼうと持ちこまれたのか、それとも市から水道公社に持ちこんだのか、その点についてお答え願います。

○番外(建設部長　花城直政君)　双方がそういう考え方のもとに分水協定をやるということでございます。

○13番議員(儀間真祥君)　分水協定を結ぼうということで双方が持ちかけたといいますが、この分水協定の案なるものはどこが作成してきたんですか。それからもう１つこの協定を結ばない前はどうして水を買っていたのか。

○番外(建設部長　花城直政君)　分水協定の案はこちらで作って出してあります。その案を向こうが訂正して出してきたわけであります。それから今まではどうやって水を買っていたかということですが、今までは話し合いで買っていました。

○13番議員(儀間真祥君)　分水協定の案はこちらから出したんだということですが、それならなぜあなた方は大山副議長のいわれた通り、これを直そうといって向こうに提案したのか、向こうから押しつけられたからこそ直そうといったんでしょう。自分からこの案をもっていっていながらこうしようじゃないかということが言えますか。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えします。委員会でも申しあげましたように議会でも委員会でも期限についてはそういう話し合いがありましたので、われわれとしましてはそういうような議会の意思を尊重してという意味で要請をしたわけであります。あくまでも10ヵ年がいいというふうなことであるからして、議会の意思を尊重するというような意見もあったので、そういうような意味で出したのであります。

○13番議員(儀間真祥君)　協定を結ぶといった場合に一応議会に提案すべきであります。それと同時にこの案の中に一応料金をどういうふうに算定しなければいかんという規定がチャンと作られておりますが、これも自分の方からそれを結んでいったという意味ですか。

○番外(建設部長　花城直政君)　料金算定の基礎はそういう計算のあり方が正しいと思います。

○13番議員(儀間真祥君)　またもとに戻りますが、10年から３年ということを向こうにいっておりますが、これは一応議会の議決によってしかできないと思いますが、３年というのはいつ議決になったんですか。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　この問題につきましては委員長報告でくわしく御報告申しあげたつもりであります。

○13番議員(儀間真祥君)　もう１つおたずねいたします。この修正するという案を議会の議決はないが、お宅の方で持っていった。そうしたらその通り修正するつもりだったんですか。

○番外(建設部長　花城直政君)　修正するつもりではなくて結局委員会で陳謝申し上げましたように、議会でも委員会でもそういった意見があったというような意味のものでありますから、修正するつもりではありません。

○13番議員(儀間真祥君)　修正するつもりじゃなくてその案をもっていったということですが、これは非常におかしいんじゃないですか。修正するつもりでないのに３ヵ年にしてくれないかということは矛盾があります。それからいってもこの案自体が、貴方がたが自分からもっていって向こうから押しつけられたということがハッキリします。

○３番議員(又吉久正君)　分水協定の期限については、本員はきのうからあまり期間が長すぎるから、できれば短縮してやった方がいいんじゃないかというふうに考えていたわけであります。それでここに市当局から水道公社に５項目にわけて５月15日に公文書を発しておりまするが、その中でも10年とあるのは３年に改めたいとありますが、これは賢明な措置だとほめてつかわしたいのであります。私この公文書を見て内心喜んでおります。当局がとったその措置に対してはこれを議会で議決しようがすまいが、問題になっているのをよくその意味を通じて公文書を発したことはりっぱな見上げたものであります。それで５月15日に出してありますが、６月の定例議会で通過したら７月１日から効力を発するというお考えの上に立ったはずであります。従いましてその後水道公社に何回いってその回答を求められたかを具体的に御説明願います。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えします。公文書を出して１回やっておりますが、明確な答弁が得られず帰ってきております。

○３番議員(又吉久正君)　１回だそうですが、その月日はいつごろですか。

○番外(建設助役　新垣義徳君)　私の方からお答えします。15日に出しまして大体20日ごろであったと私記憶しております。

○３番議員(又吉久正君)　ただいまの助役さんの御説明では15日に出して20日ごろに行かれたということですが、そうしますと、いまもみ抜いているこの協定の件について、６月の議会でそうとう論じられるということがわかっていたと思いますが、簡単にこれが通ると思っていたのか、それとも回答を得てから結論を出すのが当然だと思うか、お答え願いたい。

○番外(建設助役　新垣義徳君)　お答えいたします。その件につきまして積極的に何回も行って交渉すべきはずでございましたが、行けなかったことにつきましては深くお詫びをいたします。

○３番議員(又吉久正君)　この問題については当局も誠意をもって公文書を出してありますので、公文書の回答がきてからでも結論を出しても別に差し支えないんじゃないかと考える次第でございます。市民もそれによって納得するということは考えられますが、当局はこれについてどうお考えか。

○番外(市長　西銘順治君)　お答えいたします。市当局といたしまして議会の方で審議中の案件を議決みないままに、ユースカーに対して折衝したことは御承知の通りでありますが、先ほど委員長から説明がありました通り、那覇市の水道事業を処するためにも私たちとしてはいずれも早く採択すべきだと思います。

○３番議員(又吉久正君)　当然市長は早くこれをやるのが真情だと思いますが、しかしこういうふうにりっぱに公文書を発している。また３年ということを認めています。こういうふうに公文書を出すからには、一番問題になっている期間を当局も認めてこういうことを言っているのであります。これは結論を得て５月20日ごろにいらっしゃったようでございますが、その回答も出ているかも知れません。誠意があればきょうでも行かれて晩にはその回答を得られるかもしれません。きのうからもみぬいているから今朝早くやってもらえばあるいはその回答を得たかも知れません。水の問題でございますのであえて反対はやりたくないんですが、あまりにもその期間が長すぎるという過程に立って本員もしております。また当局も10年を３年に改めるという誠意をもっているのでこれ以上追及はいたしませんが、今後こういう重要な問題はもっと誠意をもってやっていただきたいと希望いたします。

○22番議員(黒潮隆君)　市当局にお伺いします。最初那覇市から分水協定の案を持っていったところ、水道公社の方から修正があったとのことですが、その修正のあったのを議案として提案するという答弁が先ほど儀間議員の質問に建設部長が答えております。その水道公社から修正された点はどこどこであるのか、どういった点をどのように修正されてきたか、もう１つ沖縄が祖国日本に復帰した場合に水道公社はそのまま残るのか残らないのか。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えします。どういう点が改正されていったかということでございますが、これは提案したときに説明申し上げた通りでございます。その提案理由を読み上げてみたいと思います。議案第12号予算外義務負担並びに分水協定の締結について御説明申し上げます。現在那覇市の水道需要量は年々増加の一途をたどっておりますが、市所有水源ではとうてい需要量をみたせ得ない状態でございます。その不足水量につきましては、提案理由にあります通り、琉球水道公社よりの補給原水によって補っておる次第であります。このたび泊浄水場の１万立方メートルの拡張増設に伴い原水分水協定の必要があり、1963年度以降の原水購入費に対しまして予算外義務負担が生じており、本案を提出した次第でございます。分水協定につきましては1959年12月21日議案の75号の提案をいたした次第でございますが、議会において種々疑問の点があるということで継続審査となり、慎重に審議を重ねたのでありますけれども、当局といたしましては議会の疑問点につきまして水道公社と再三にわたり意見の調整をはかったのでありますが、双方の見解に相違があり難航を極め、そこにおいて1960年６月14日一応議案を撤回し、双方の意見の統一をはかった上改めて上程することになり今回提案した次第でございます。

疑問点になった条項につきまして申し上げますと料率の改正に対する点、すなわち一方的な改正条文を双方協議の上改正することに改め、また連続給水不能の理由について公社に起因すると否とにかかわらず、連続給水ができないときは天災地変その他不可抗力ということに改め、ここに意見の一致をみたのであります。

このようにただいま読み上げました通り改訂あるいは調整がなされたのであります。それから日本復帰後はどうなるかということについてはわかりません。

○22番議員(黒潮隆君)　市長の方から御答弁をお願いいたします。日本に復帰した場合に水道公社が存続するのかどうか。

○番外(市長　西銘順治君)　お答えいたします。ここで正確な回答はできませんけれども、これは想像でございますが、日本復帰した暁には水道公社の機構は当然なくならなければいけないと考えております。その点からなくなるだろうということが想像されるわけでございます。

○22番議員(黒潮隆君)　水道公社は10ヵ年は存続するという立場に立っての分水協定ですか。

○番外(市長　西銘順治君)　お答えいたします。恐らく御質問の主旨は日本復帰したらすぐ契約は無効になるんじゃないかというようなものであると思いますが、一応現在の状況からいたしまして、10年間契約

いたしましても復帰の問題と関連いたしまして公社自体は存続するんじゃないかと思います。多分こういう考え方に立っております。恐らく結論はいつ復帰するかということでございますけれども、これはだれも予言できませんし、明日やるかもしれませんし、また20年、30年かかってもできないかもしれません。こういう仮定の上に立っての御質問でございますので正確なる回答のできないのを残念に思っております。

○20番議員(久高友敏君)　お尋ねいたします。今日まで分水協定を結ばなくても那覇市には水は与えられたわけでありますが、ぜひ10ヵ年契約をしなければならないというふうに提案されております。この契約をすることにおいて将来那覇市の自己水源の開発に支障はないかどうか、那覇市としては努力するつもりでありましょうけれども開発金融公社あたりからの融資の問題に支障はないかどうか。もう１つ委員会の審議課程から10年ではあまり長過ぎるから３ヵ年にしたいというので当局もそれを受けてたったと思いますが、市長は10年契約をするにしても自己水源の開発に努力すると思いますが、もし自己水源が那覇市民の需要をみたすだけの開発ができた場合この10年以内でも解約ができるかどうか。解約した場合に一方的に違約金をとられないかどうか。もう１つそれとともに市長の説明もあった通り日本復帰した場合には水道公社は解消することになりますが、そうした場合一方的に水道公社がタイアップするわけでありますが、この違約金はどうなるのか。

○番外(市長　西銘順治君)　お答えいたします。10年間の分水協定を結んだからといって那覇市の自己水源の開発に努力しないということではないのであります。また分水協定を締結致しましても自己水源開発に必要な資金の融資についても支障はないと思っております。次に違約金の問題でございますが、これは契約の中にうたわれていない条項でございますので日本復帰した場合どうなるか、違約金はとられないか、という御心配でございますが、そういう契約がなされていない以上別に違約金を収める必要はないと思います。

○19番議員(喜久山朝重君)　委員会の審議過程の中から３ヵ年という声が出たので当局もなるほど３年が正しいというので今水道公社に照会しているようでありますが、それについては何ら回答がないということは今大山議員から御説明がありました。しからば当局は３ヵ年以内に自己水源の開発のメドがあるのか、さらに計画はどうなっているか。

○番外(建設部長　花城直政君)　そういう意味で私達要請したわけではございません。委員会でも陳情いたしました通り、委員会でも本会議でも期限を縮めたらどうかというような意見もありましたので、それを３年でやろうという意思でなくて、そういうような意見もあるというような意味で申請をしたわけでございます。その件につきましては本当にお詫びを申し上げます。また３年後には自己水源が完全にできるかということでございますが、もちろん毎年々々自己水源開発はやっていかなければなりませんけれども、沖縄の人口が増えますとともに那覇市の人口も増えますので需要量は増えてゆきます。ですからどうしても水道公社の水は買っていかなければならないと考えております。

○１番議員(大山盛幸君)　公文書の取り扱いは私が申し上げるまでもなくもっとも慎重でなければならないと存じます。その形式内容において特に発送文書になりますと当局の意思を表現するのでありますから慎重に検討して発送されるものであります。それにもかかわらず発送した公文書が当局の意に反して事実と相違したということが今までの答弁でハッキリしております。なお委員会においてもこのことが報告もされていない。その他いろいろの面から考えた場合に向こうからの回答を得てから処理するのが当然と思います。いろいろと考えますと公文書の問題については当局としても当然反省してもらわなければならないと思います。この点について市長にかわる建設助役さんの反省を求めます。

○番外(建設助役　新垣義徳君)　お答えいたします。公文書の処理につきましては慎重に検討し、今後そういうことがないように反省いたし、このたびの公文書の取り扱いについては深くお詫び申し上げます。

○１番議員(大山盛幸君)　正式の議会に陳謝しておるのでこの問題はこれで終了させていただきたいと思います。それで一応質疑を打ち切って討論に入る前に各派の話し合いもあると思いますので休憩してもらうように動議を提案いたします。

(「賛成」と言う者あり)

○議長(高良一君)　休憩いたします。

(午後２時46分　休憩)

(午後３時３分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○22番議員(黒潮隆君)　市長に１点お伺いします。市長は水の悩みを解消するために努力すると、この水の悩みを解消するというのは市民が必要な水量、それを獲得すれば悩みは解消するということになるのかですね。また水の悩みの中には水道料金も含めてあるのか。幾ら水を豊富にもらっても、水道料金が高い場合はやはり水に対する悩みはもっているというふうに本員は考えております。それで水の悩みを解消するというのは水道料金も含めているかどうか、この点お伺いします。

○番外(西銘順治君)　お答えいたします。水の悩みを解消するということは御指摘になりました通り、市民の必要な水量を確保するということが１つ、２番目に水道料金を値下げすることだろうと思います。ただ水道料金の値下げ問題につきましてはまだこれを安める時期ではないのを残念に思っておりますが、将来水道管の敷設がある程度完了すれば、またこの間委員長からも報告がありました通り、会計経理の面等について、特別会計としてもっともっと研究する点があれば職員を日本に派遣いたしまして、充分調査研究させまして値下げの問題を考えてみたいと思います。

(「議長、進行」と言う者あり)

○議長(高良一君)　では質疑を打ち切り討論に入ります。

○13番議員(儀間真祥君)　本員はこの分水協定案を締結するという案に対しまして反対する者であります。その反対の理由として、まず沖縄の水であり、沖縄県民の水を外国人であるアメリカがここにはいってきて、その水でもって沖縄県民に売って金儲けをしているということ自体、すでに矛盾が発生している。と申しますのは今水道公社が発表していることからすると、那覇市から２万ドル余りの利潤を出している。これから見ましても、この分水協定が如何なるものであるかということがはっきりするわけであります。

それからもう１つ、分水協定の中の６項には料率として受水量、これは市が受水しなかった時、その場合にも規定する料金を支払わなければならないというふうな、こういう矛盾したことがあるが、こういうことを結ぶんだという、市長がこれを締結するんだと、さっきの本員の質問に対しまして建設部長はそう答えておりましたが、こういうふうな不平等な案を自ら結ぶという政治的な考え方から、市民の利益を守る理事者として市長の椅子に座っていいかどうか、その点について疑問を持つ者であります。そういう意味からしてこの分水協定案には絶対反対する者であります。以上。

○19番議員(喜久山朝重君)　本員は原案に賛成する者であります。水の問題は我々の生活上必要欠くことのできない切実な問題であります。今は割合水に恵まれておりますので何とでも理想論もいえますが、実際に我々が皆弾丸の洗礼を受けた体験をもっております。その時に痛感したものは金もいらない、ただ生命を的に我々は水を求めたのであります。そのくらい水の問題は我々の生活上切り離せない、切り離すことはできないのであります。要するに我々が今論議を交わしておりますものは事務上の操作の問題でありまして、一応水は確保してからあとは政治的に解決できる問題であります。その意味におきまして市民に水の問題について安心感を与えるためにも早急にこれを締結していただきまして、市民に水に対する不安を与えないようにするのが我々の任務じゃないかと、かく考えるがゆえに本案に賛成する者であります。

○２番議員(森田孟松君)　要望を付して原案に賛成いたします。と申し上げますのは、さきの反対討論の中にも出ておりましたが、たまたまアメリカ民政府によって策定されているところの水道公社、この水道公社の在り方というものが常に問題になっておるのであります。特に那覇市の方では、去った議会で西

森に浄水場を作ろうというのを水道公社によってこれが阻止され、そして現在の泊浄水池に浄水場を拡張しなくちゃいけないという破目に追い込まれたのも、その理由の如何を問わず、その黒幕をなすのは水道公社であった。今後のこの分水協定の中で常に我々が危惧をもつのもこの水道公社の一方的な押し付けであります。

しかし那覇市といたしましては一定の水をどうしても確保して市民の水に対するところの不安というものを解消する方向に常に向かって前進しなくちゃいけないという窮地に立たされ、止むを得ずこの分水協定を呑まざるを得ないのであります。市長はこの分水協定を結ぶことによって水源開発の問題にブレーキをかけられるのではないか、あるいは料率の引き上げにおいてこの10ヵ年間はどうもできないんじゃないかというような、いろいろな議員の疑惑に対して、できるだけ議会の要請によるところの水源の開発、あるいは軍が、水道公社が管理しているところの比謝川、その他の水源の那覇市に対する譲渡、そういう方向に対しては強力に進めていくという運動をなさっておられます。この西銘市長の答弁を信用いたしまして、この分水協定を結んでも、こういう市民の水の問題を解決するところの水源の譲渡問題、あるいは水源開発に対する問題、それに対する開発公社のいろいろなブレーキがあるいはかからないとも限らないのであります。

そこはよく振り切って政治力を大いに発揮して開拓してもらいたい。そしてこの８セントの料金も10ヵ年を基準にして原価計算された価格といわれておりますが、これも世論の力で改正値下げの方向にもっていただくように特にお願いを申し上げまして、もう１つお願い申し上げたいことは、市町村長会の方でもこの水道公社の在り方については常に世論からそうとう反撃をくっておる存在であります。電力公社もその通りでありますが、こういうアメリカの一方的に設置された機関に対して、できるだけ全島の市町村長会の力を結集いたしまして、これが民移管にもってきて、市民の自主的の運営のできるような方向に努力してもらいたいということを要望いたしまして、本員は原案に賛成するものであります。

○22番議員(黒潮隆君)　本員は予算外義務負担並びに分水協定の締結について、市長提出議案第12号について反対いたします。理由は建設委員会での真栄田議員の質疑の中で質疑によって出した結論と同じであります。私たちはこの契約というのは双方同等な立場に立って契約をすべきものだと、この基本的な考え方でなければならないと考えております。不利な契約は、むしろ契約するよりもない方がいいということでございます。と申し上げますのは、この相手が沖縄を植民地的な支配をしているアメリカの基地権力者であります。しかも沖縄を支配している彼等の行動を見た場合にはっきりすると考えております。沖縄の所得税が非常に高いということを知りながら、所得税を安くするということを立法院で決議すると彼等は援助金を減らすというふうに脅迫したり、小児麻痺の治療薬として効果をあげているガランタミンとリバーリン、これをぜんぜん効果がないと大きな**嘘**をいっております。と申しますのは新聞でも発表されました通り、北中城村の○○○○さんという方の子供、○○○さんという３つになる子供が日本から２ヵ月前に帰っておりますが、本土の病院で３ヵ月間入院して、ぜんぜん足腰が立たない子供が完全に治ってきております。これから見てもアメリカは大**嘘**つきであるということであります。

これから考えても充分検討して不利にならないような契約を締結しなければならないというのが私たちの基本的な考えでございます。しかもこの水道公社の原水料金の決定についても一方的に水道公社が毎年検討して決めるんだと、非常に一方的な契約というふうに私たちはみております。また契約をすることによって市民に安心感を与えるというふうな賛成討論がありましたが、私たちはむしろ逆だと思っております。契約をしなくても買えるだけの水は私たちは買えるものだと、これが当然だとみております。

前の市長選挙において瀬長亀次郎が立候補したときに仲井間宗一さんを応援していた応援弁士のほとんどが瀬長亀次郎が当選したら電気も停まってまっくらになり水道も止まるということを、仲宗根源和の「手紙」という雑誌に発表していました。ところが、瀬長が当選しても電灯はぜんぜん消えない。もちろん暴風の場合は別ですが、水道もちゃんと出ております。こういう観点からこの分水協定を締結しなかったから水を売らないということになると、これは沖縄県民の反撃だけではなしに、世界中の人々から一大反撃を喰らうものだというふうに考えております。こういうふうな立場に立って、むしろ市民の力を結集して水道公社の民移管を琉球政府宛に折衝するこういう闘い、それから前議会で決議された比謝川、長田川の水源獲得の努力、こういう闘いを県民が一緒になって闘うべきだと、ここで10ヵ年の契約をしても、契約してしまうと君たちは充分水を確保しているから水源開発の必要はないだろうということで銀行からも断わられるというふうに我々は考えております。

当間市長時代からこの水源開発についての資金を要請しこれを銀行にも要請しているが、水道公社ができるので、水は充分与えるから心配するなということでなかなか貸さないんですよ。あの瀬長市長の場合にも彼らはやはり水は充分与えるから水源地開発はするなというふうに、そういう理論もますます生まれてくるんだとみております。これで我々は日本本土で行われている戦災復興特別措置法ですか、このような法律も沖縄に適用させ、むしろ日本政府から大巾な援助を獲得してこそこの水道の問題は解決できるのではないかというふうにみております。この分水協定だけで完全に水の悩みは解消されないということははっきりしております。もちろん水量の確保はできるかも知れませんが、この分水協定を見た場合に料金の値下げということは非常にむつかしくなって参ります。

また電力公社の場合でも、その料金を安くするということは電力公社が儲け過ぎているということがはっきりしております。それでこのような公社そのものを民移管にかち取らなければ、このような契約をしても充分市民に安心を与えるだけの保証はぜんぜんされてないというような観点から、むしろこの契約はしない方がよいという観点から反対いたします。

○３番議員(又吉久正君)　本分水協定の締結につきましては、不本意ながら水の問題でありますので、要望を付して賛成するものであります。なぜ不本意であるかということは、期限が10ヵ年でこれは長過ぎるということであります。当局としてもこれを３年に改めたいという公文書を出しておりますので、当局もそういう気持になってるんじゃないかと、こう考えるわけでございます。特にこの那覇市にきている水源地は長田川、比謝川からの原水を買っているわけでございます。

その長田川、比謝川の水源地を那覇市に無償で譲渡すべきであると、してもらいたいという要請決議が３月26日の本会議でなされておるのであります。議会で要請決議をし、さらに市長はその決議に基づいて全面に折衝して実現させてみせる、というはっきりした態度があったわけでございます。そうしますというとあの水源地から水を買っているのに、長田川、比謝川を無償で譲渡するということは、この趣旨からしても反するんじゃないか、却って譲渡するのもにぶくなるんじゃないかと、こう考える次第でございます。

次にこの協定をしなければ水に困るんじゃないかと御心配なさる方もおられると思いますが、本員は決してそのような心配はないと思うのでございます。と申しますのは、従来も協定はしなくてもズット要求いたしましてもらっておりますし、さらにアメリカは協定はしないからといって水を止めるということは恐らくないと思います。アメリカを信用しております。そういう観点から立ってもあわて急いでこういう協定を急がんでもいいんじゃないかというような考えをもつ者であります。

次に市長は施政方針にも謳われていましたが、水源地は那覇市としてはどうしても開発しなければいけないし、市長もこれに全力を上げてその水源開発に努力するとおっしゃっておられますので、そういうふうなことがここ４年間に西銘市長の任期中にでも水源開発して、あるいは水が半分になるかも知れない。そういうふうなことも考えられるわけでございます。特に当局が公文書を出しておりますので、その回答を得てからでもいいんじゃないかと、こういうふうにあげればいろいろあるわけでございます。そして納得のいくように、市民の納得のいくようにできるんじゃないかと思うのでございますけれども委員会でもすでに原案を採択しておりますので、あえて水のことでございますので反対はしたくないのでございます。

もう１つ水道料金の問題でございますが、これは水道公社の61年度の利潤が相当あるわけでございます。それが12万3,230ドルの純益、水の売上高が34万5,948ドル53セント、60年度は19万8,944ドル90セントに較べて61年度は14万7,555ドル54セントの増で、純益12万3,230ドルというふうに純益が上がっているのであります。この純益が出た理由はなんであるかと申し上げますというと60年の末では那覇市、コザ、北谷の３市町村から参加していたが61年になって宜野湾、読谷、美里村が加入したので急に水の売上高が約倍近くになったというわけでございます。さらに62年度において浦添、具志川村も加入するということになりますと、水道公社はますます利潤が大巾に上がってくると、こう考えられるわけでございます。従いまして利潤が上がると当然水代も安くならなければいけない。そこで当局に要望を付することは第10条を適用して水の料金値下げを来年からでも実行してもらいたい。確かに今年度よりも来年度は利潤が多くなるということは資料から見ても考えられます。この公社という性質は大巾な利潤はあんまり好まないと思います。従いましてそういった料金の利潤もジャンジャン上がってくるわけでございますので、当局といたしましては水道公社に折衝を続けまして、協定の中の10条、これを適用して料金の値下げをしてもらうよう、ということの要望を付しまして、こと水の問題でありますので、不本意ではありますけれども原案に賛成いたします。

○12番議員(真栄田義晃君)　議案第12号予算外義務負担並びに分水協定の締結について建設委員会での少数意見を申し述べまして原案に反対いたします。

この議案第12号の契約の締結を結ぶべきか結ぶべきでないかという点については、建設委員会における他の委員の方々、あるいは本会議における喜久山朝重議員のお説、そういったのは要するに如何に那覇市が水を必要としているか、那覇市にとって原水の確保が如何に大事であるか、しかるがゆえに原案に賛成するというような論旨でございますが、こういう論旨はあたかも太陽が東から上って西に落ちるということと全く同じでありまして、那覇市が水を必要とするから水を確保しなければならない。確保しなくてもよろしいという意味で我々は反対しているわけではありません。問題はこの協定を結ぶことによって那覇市が如何なる利益を得るのか、これは当局にいわすれば結ばない場合に如何なる不利益を蒙るかということになりますが、要約すればこの１点に尽きると思います。この点につきまして委員会で聞きましたところ当局の方ではこのように答弁しております。

この分水協定を結ぶことによって受ける利益というのは１つは泊浄水場拡張に伴う原水の確保ができる。原水協定の最低量が定まるので計画的に配水ができる。原水協定の最低量が定まるので水源開発が計画的に実施できる、というふうに申し述べております。この３点は要するに原水の確保ができるという１点に絞られてくると思います。ところが問題はこの協定を結ぶことによって、乏しい原水が充分に確保されるかということになると本員はそこに一つの疑問をもっております。この点につきましては２項の方において「市は次の原水最低水量を受水する」というぐわいにして、いかにも最低水量が決められておるかの如きでありますが、その協定によって那覇市の原水はあたかも確保されたかの如きでありますが、これは単なる見せかけでありましてその内容をさらに読んでみますというと、８項には「公社が天災地変または公社の不可抗力のため、継続給水ができなかった理由で何等法的または財政的責任を負わないことを双方は承認する。」とういことがございます。この項目を適用するというと先の最低水量というのは自ら影が薄くなって参ります。というのは、この点につきまして他の委員の方はこういう点で注意を喚起されると思います。というのは現在の比謝川、長田川の貯水ダムに水が入ってくる状況を見ますというと、天災地変の場合にはその水量が減ることは当然予想されます。それから比謝川、長田川の上流には軍のダムがございましてその上流で水をとって軍の浄水施設で浄水しておるのであります。この浄水施設に送っている比謝川から取っている原水、この点につきまして委員会開会中に水道公社の総裁ケリー氏との懇談の席上において本員は次のように尋ねております。

つまり比謝川の上流には軍の貯水施設があるが、公社がもし那覇市とこの契約の締結をした場合公社は渇水期においても那覇市に対する最低水量は確保しなければならないという立場から、那覇市に最低水量の原水を送るためにも軍の貯水ダム、ここでたくさん水はとってもらいたくない。その採水量を節減するように公社において軍に申し込むことができるかということを聞きました場合にケリー氏は言下に「ノー」といっております。つまりこれは公社の不可抗力であります。

そうしますと現在でもあの比謝川、長田川の貯水施設に流れてくる水は天災地変の場合、特に旱魃の場合公社としては不可抗力であり、水の豊富な場合は軍が必要な分を取るだけ取ってなお余った水がダムから洩れ、こぼれてくる余剰水これは自然的なものであります。

これは那覇市が契約を結ぼうが結ぶまいが天災地変、公社の不可抗力以外には上流から流れてくる水量は変わらないのであります。しかもそういう比謝川、長田川に流れこんできた原水は軍が取水したあとで、その余剰水というものは那覇市に限り売られるものであります。なぜならば現在他市町村で浄水施設をもっている所がないから、これが現在水をもらっている状態でありまして天災地変または不可抗力以外には那覇市の需要を満たさなければいけない必要に迫られております。それでこの協定を結んでも８項の条文により公社はなんら責任を負わないということであり結局現状と少しも変わらないわけであります。この協定を結ぶことによって急に雨が降ってたくさん水が流れるならば別でありますが、この水が自然に流入してくる量は天災地変の時に軍がどれくらいの水を取るかによって決まるのでありますし、この契約を結ぼうが結ぶまいが、同じであります。従ってこの協定を締結することによって那覇市の原水が確保できるというのは早計だと思います。それからこの契約を結ぶことによる不利益、これは例えば料率の件でありますが、６項によりまして1,000ガロンにつき８セントと謳っておりますので契約期間中10ヵ年間は８セントであるかの如くでありますが、しかしながらこの項目もやはり見せかけでございまして、これは実際には６項の後段において「料率改訂は当初の予告から60日後に効力を発するものとする。公社は水の生産および供給原価の増減に基づいて前記料率を毎年再検討する」というふうになっております。そして再検討した結果料率改訂にあたっては文書によって市に通告し、その後において協議はされますけれども、その文書を出したあとは自動的に料率の決定の効力を発するというような仕組みになっているのであります。この項目を我々がそのまま呑みますというと今後この協定に従いまして毎年の料率改訂はやらない。その結果公社が供給原価の増減に基づいてこれを文書で通告してくると、吾々はそれに対して反対する立場を弱められるということになり、この協定により料率改訂については双方が認めざるを得ないということになり、公社がそれに準じて料率を決定してもってきた場合それを高いということで反対する立場が弱められるということになります。さらに第９項「琉球政府が水道料率に関する立法措置を講ずるまで市が使用者に課する料率は次の原則による。即ち水道料率は施設の効率的運営に基づいた合理的なものとし、受水費拡張及び改良費、浄水及び配水費、企業債の元利償還を含む原価に基礎をおくものとする。」こういう具合に謳われております。しかしこの９項は分水協定の範疇を逸脱するものだと思っております。この分水協定というのは那覇市と水道公社の間においてどれだけの水を供給し、その値段を幾らにするというようなとり決めであればよろしいが、那覇市が水道使用者から徴収する水道代までも水道公社が那覇市の水道料金についてどのようにして値段を決めて取るかということまでこの協定の中に謳う必要はないと思うのであります。９項のこのような原価計算経営の在り方はこれは公営企業の立場からは当然のことであります。しかしこの当然のことを水道公社は那覇市との協定の中にこれを入れることによりましてどういうことが生ずるかということになりますと、協定を結んだ以上は水道公社は那覇市との間にこれに基づいて公社が那覇市の水道経営がこの９項によって運営されているか、料率が果たしてそのように合理的になされているかということを那覇市に問いただし、さらにその点について水道公社が那覇市の経営に介入してくる余地を与えるということになるのであります。契約と協定はその性質はよく似ておりますがそういう契約の中に不必要なものは入れるべきではない。これは原則であります。９項はただ単に当り前だからいいじゃないかと言われるかも知れませんがこの当り前のことだからいいじゃないかということでは済まされないのであります。如何にも当り前の如くでありますがこれは那覇市の水道経営の中に公社が介入してくる余地を与え

ると本員はこのように考えております。

その他いろいろな意見はございますが、さきほどの儀間議員、黒潮議員の討論で充分いい尽くされておりますので本員の結論といたしましてはこの協定を結ぶことによって原水が確保できるかということにつきましては現状と何ら変わらないとこう申し上げたいのであります。

さらに不利益な点としては今さき申し上げました項目がございましたが、こういったような協定を結ぶことによって那覇市に有利どころか、むしろ不利益のみもたらすものだと思っております。よって本12号議案に反対いたすものであります。

○24番議員(赤嶺慎英君)　本員は12号議案に対しまして建設委員会が決議されましたことについて、むしろ積極的に賛意を表するものであります。理由を申し上げますと、市民が要望しておるものは、第一に何といっても水であります。水を与えてくれというのが市民の第一の要望であると思います。その次にくるものはできるだけ安い水を与えてもらいたいというのが市民の要望であることは今までの各議員の討論にも窺われるのであります。

しからば市当局並びに市会はこの市民の要望に答えるためにはどうすればいいかということになりますと、水を如何にすれば市民の需要を満たしきれるか、水を確保することができるかというのがこれは当局も市会も一緒になって考えるべき問題じゃないかと思います。

しからば水の確保のためには如何ような方法があるかと申しあげますならば、今日まで論議されましたところの自己水源の確保というのが第一に上げられるのであります。

次にその良し悪しは別として、現在水をもっているところの水道公社から水を分けてもらう。この2つしか市民の要望に立ちどころに応える方法はないんじゃないかと思います。

しからば自己水源の開発というのは議席において論ずることは非常にたやすいことでございますが、ただでさえ得られないところの自己水源を簡単に得られるものかどうか、市長もなるほどこの点に対してはそうとう努力を払われておられるようでありますが、市長が如何に努力してもここ2、3年間に自己水源の確保ができて滔々たる水を市民に与えるということは、理論では易いのでありますけれども実行は不可能な問題だと本員は信ずる者であります。

しからば水道公社と分水協定を結ぶことにおいて、結論になりますけれども水道公社の契約の内容云々は別といたしまして、市民の第一の要望に応える水の問題を確保するという場合に公社は契約をやらんでも水を与えるという論、これは1ヵ年更新でやれという論、これは10ヵ年契約ということで出ておるわけでございますが、しからば契約せんでも水は今まで与えておるから今後もそれでいいかということに対しては不本意ながらそれには合点がいかないところが多いのでございます。

水道公社も公社でありますので需給計画がある筈であり、那覇市が如何に重要であるかということを那覇市の計画的な能力によって、少なくとも5年も10年も前のことまでも市が心配してこれだけはぜひ確保してもらいたいという要求を突き付けることによってのみ、公社も市民に水を供給する準備をすると本員は考えるわけでございます。

だからしてその契約の内容においてもぜんぜん水を与えないということはあり得ないと信じますけれども、公社の身になれば契約をしたものを優先的に与えるというのは普通の常識論ではなかろうかと本員は考える次第でございます。

しからば短期間と10ヵ年の論拠でございますけれども本員といたしましては善意に解釈いたしまして、少なくとも10年間に市民の需要が増えていくことを、議決してこれを契約に織り込み、そして公社にもその計画をやってもらって水を確保してもらい、そしてその途中においてあらゆる問題が出た場合に契約の10条、11条に謳われているところの和解と理解において、10条でも和解できない理解できない場合に11条に訴えて、その時こそ真に沖縄の水であると政治力に訴えて我々は市民に水を与えるというのが議会の取るべき道じゃないかと本員は考える次第でございます。

よって本員はむしろ建設委員会が決議していただいた10ヵ年間ということに対して満腔の敬意を表して本案に賛成するものであります。

（「進行」と呼ぶ者あり）

○議長(高良一君)　では討論を打ち切りまして採択に入ります。日程第38、予算外義務負担並びに分水協定の締結について、市長提出議案第12号に対し、原案に御賛成の方は挙手願います。

（「賛成」「反対」と言う者あり）

○議長(高良一君)　本件は特別議決でありまして出席議員26名の中賛成22名、反対4名となっております。よって絶対多数をもちまして本案は原案通り可決決定せられました。

〔中　略〕

（「議長、動議」と言う者あり）

○1番議員(大山盛幸君)　那覇市役所庁舎建設について要請決議をしたいと思いますので日程に追加してもらうよう動議を提案いたします。

（「賛成」と言う者あり）

○議長(高良一君)　お諮りいたします。ただいまの1番議員の動議は市庁舎建設に対しての要請決議をしたいので、日程の追加をしてもらいたいとの動議であります。本件につきましては日程追加第2として追加し議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　御異議なしと認めます。よって日程追加第2、市庁舎建設に対しての要請決議を議題として提案者の説明を求めます。

決議案第6号

那覇市役所庁舎建設に関する要請決議（案）

首題の件につき別紙案の通り議会の議決を得たいのでご提案する。

1962年6月27日提出

那覇市議会議員

大山　盛幸	森田　孟松	又吉　久正	武村　朝良
楠見　長礼	渡口　麗秀	上原　隆正	名城　嗣夫
金城　力夫	辺野喜英興	平良真次郎	真栄田義晃
儀間　真祥	高良　　一	久場　景善	金城　武一
宮里　敏慶	友利　栄吉	喜久山朝重	久高　友敏
金城　吾郎	黒潮　　隆	安見　福寿	赤嶺　慎英
赤嶺　一男	比嘉朝四郎	比嘉　佑直	平良　亀助
具志　栄治	赤嶺保三郎		

那覇市役所庁舎建設に関する要請決議

首都建設事業の進展は、人口の増加に著しい影響を齎らし、今や那覇市の人口23万を擁するに至り、国際都市的性格を帯び飛躍的発展をなしつつあるとき、市長は施政方針にものべられたように、今年度は日、米、琉政府による大巾な援助を期待しているとのことであり、那覇市役所庁舎建設は、まことに時宜的に当を得たものと思考する。

庁舎建設の理由として

(1) 最近外地よりの渡航が頻繁で、現在の仮庁舎では対外的に拙い。

(2) 市の機構改革にともなう職員の増員、事務能率向上面からも市民へのサービス面からも市庁舎の建設は絶対必要である。

(3) 現在那覇市の学校教育施設の狭隘と校舎の不足はその需要を満たし得ず深刻であり、そのために

は現在の仮庁舎を速かに教育委員会に返還すべきである。

(4) 旧市街地の復興促進にもなる。

市庁舎建設は、首都建設事業の一環としても市民の福祉のためにも財源の獲得に最善の努力を傾注され、財源の見通しがつけば本年度内で追加し、もしくは1964年度当初予算に是非計上し、早期実現を図られるよう第52回那覇市議会の議決により要請する。

1962年６月27日

那覇市議会

○１番議員(大山盛幸君)　市庁舎建設の必要は本員が申し上げるまでもございません。各議員諸公並びに市当局も、市民も、この問題について早急に那覇市の、琉球の、沖縄の面子にかけても、建設せよというような声がございます。

現在アメリカ及び日本におきましては、沖縄の援助ムードも起こっておりますし、タイミングの上からいってもこの問題が取りあげられて妥当な時期だと思料いたします。

そこで結論を申し上げますと、64年度の当初予算に市当局は万全の努力をして予算を計上してもらうよう希望いたします。市庁舎の現在のこの仮校舎を早急に教育委員会に引き渡して、児童生徒の学力向上並びに旧市街地の復興のためにも促進できますし、市庁舎をその意味からもなおまた市職員の職務能率向上の上からも、議会活動の熱の入れ方の上からも庁舎の建設が市民福祉のためにも大きなプラスになることは論を待つまでもないとこう思料いたします。そしてそのためには、相当の準備期間が必要だと思料いたします。資金は現在市庁舎建設積立金が4,650ドルと615ドルの２口の定期預金で合計5,265ドルしかございません。60数万ドルも要する金額でございますのであらゆる努力を尽くしてその資金の獲得に今から万全を期さなければならないと思料いたします。そういう意味におきまして、この議会におきましても当局に市庁舎の建設を次年度の当初予算に計上できるように努力してもらうように議会の議決によって御賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　ただいまの提案理由の説明に対して質疑に入ります。

○２番議員(森田孟松君)　当局にお伺いします。この市庁舎の建設につきましては、首都建設委員会の方でも取りあげられて、確か63年度で着工されるような計画でなかったかと思いますが、それも取りあげられておりませんが、本員といたしましては、64年度の当初予算を待たずに、63年度内で財源の見通しがつけば９月ないし12月、あるいは３月でもけっこうですがさっそく取っ組むべきだと考えておりましたが、休憩中の経済民生委員長のお話ではまだ設計図もできていないというような当局の説明だということを聞いておりますが、それについては民政府からも、琉球政府、那覇市の３者が協議をしてこの市庁舎の問題を早く解決したいので具体的な資料を出せということが、確か60年の９月頃だったと思いますが、そのときに那覇市としては設計図も着手したと思っておったんですが、それは現在そういうような仕事は全然手がつけられていないまま現在に至っておるのか。設計図は、一応の設計はできておるかどうか。その辺のことについてお伺いいたします。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えいたします。建築の設計は案はでき上がっております。これは２案あります。いずれにするかまだ決めていないだけであります。その点お答えいたします。

○３番議員(又吉久正君)　市庁舎建設の早期建設を今されておりますが、与儀のところにも市有地、市の庁舎建設用地として確かに確保されておると思うわけであります。それともう１つは政府の裏にも同じく市庁舎建設用地として確保していると思いますが、当局としましては、どこに建設するのか、そういったことを御計画されているかどうか。それと与儀の敷地が今従来通りに確保されているか、確か60年度か62年度かと思いますが、両方の地盤のボーリングを始めたというようなことも聞いた覚えがございますが、その点について御答弁願います。

○番外(市長　西銘順治君)　お答えいたします。市庁舎の位置でございますが、２つありまして１つは旧試

験場本館跡を首都建設委員会で市役所庁舎の地域として予定されておりますが、もう１つは御承知の通り武徳殿の裏で現在は自動車練習所に使われておりますが、この２つがあるわけでございます。いずれどちらかに決定しなければならないわけでございますが、市といたしましても十分都市計画通り決定次第皆さん方の特別の御賛同を得たいというように考えております。但し農業試験場跡につきましては、これは市庁舎を作るのでなければ首都建設委員会では、また別の計画があるかも知れませんので、その点申し上げておきたいと思います。

○１番議員(大山盛幸君)　先般日本視察にいきましたときに、宮崎に参ったときに、宮崎の市庁舎がりっぱなものがございますが、狭隘を感じているというので、新たに議会の議決を経て、国庫補助金を得てデラックスな市庁舎の建設をするということを聞いてうらやましく思いました。沖縄において市庁舎のないところはわが那覇市だけであります。そういう意味におきまして、この要請決議を早急に議決していただきまして、具体的な問題につきましては、きのうのお集りのときにもいろいろお話がございましたが、一応この議決は済まされたら議会を協議会に切りかえて具体的な話に移してもらうようにお願いいたします。

○３番議員(又吉久正君)　決議する前に先ほど大山議員から64年度予算に計上してもらいたいという提案理由でございますが、当局といたしましては市庁舎建設についてはいかなる御方針でありますか、具体的に御説明願います。

○番外(市長　西銘順治君)　お答えいたします。確かに御指摘になりました通り、職員の事務能率向上をさせると同時に、市民に対しサービスするという観点からどうしても早くりっぱな庁舎を作りたいと考えているわけでございます。

問題は資金の捻出の問題と償還財源をどこに求めるかということで現在研究いたしておりますが、きのう高等弁務官にお会いする機会がありましたので、非細分地の軍用地料を10年前払いになりますか何年払いになりますか知りませんが、一括前払いしてもらえば市庁舎の建設ができるがということを申しましたら、話し合いしてみようということになっているわけであります。

○24番議員(赤嶺慎英君)　発議者にお尋ねしますが、今の決議は予算を計上してくれという決議で、それに、積極的な決議ですね。仮に政府の５ヵ年計画にもぜひ入れてもらいたいという決議とか、あるいは議会も並行してこれに特別委員会を作って積極的な推進を図ろうというような計画は何もないわけでございますか。

○１番議員(大山盛幸君)　自然にそういうような問題も予算と伴って考えなければならないと思料いたします。そこで付け加えたいのは、建設的な各議員の熱意によりまして、もし予算の目途がつけば新年度予算を待たずして、それ以前においてでも追加の機会もございますので、計上できる見通しがつくならば早急に予算計上ができるように努力してもらいたいというふうに、但書をつけ加えてみたいと思いますので議長からお諮り願います。

○議長(高良一君)　お諮りいたします。日程追加第２、那覇市役所市庁舎建設に関する要請決議、１番議員大山盛幸君発議につきましては、但書として「予算計上できる見通しがつくならば早急に予算計上してもらいたい」ということをつけ加え、本件につきましては提案通り可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　全会一致であります。よって日程追加第２、那覇市役所庁舎建設に関する要請決議につきましては１番議員大山盛幸君の提案通り可決せられました。

○17番議員(宮里敏慶君)　市長に一言要望いたします。今先市長は市庁舎の建設は軍用地料を前取りするというふうに私聞いておりますが、軍用地料の前払申請すれば、これは理由が市庁舎建設ということでもらえますが、しかし市庁舎をつくるときに日米琉の援助を仰いだ方がいいと思いますが、もし軍用地料の前払いということを話した場合は援助額にも影響いたしますので、この軍用地料の前払いを申請する

ということは出さない方がよいと思います。

○議長(高良一君)　これは、この前日本の小平調査団が見えた場合、特に予算の内訳については市長から説明しておりましたが、65万ドルですか、それについては、自己財源がないので起債と補助金、その他の寄付というものに重きをおいていきたいということを言っておりましたので、今あんたの懸念されるのは十分考慮に入れておられると思います。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了いたしましたので、市長のあいさつがございますのでしばらくの間御静聴願います。

○番外(市長　西銘順治君)　御挨拶を申し上げます。20日間の長期間にわたりまして、もりだくさんの案件を慎重御審議下さいまして衷心より御礼を申し上げる次第でございます。特に分水協定の件につきましては、異論はございましたけれども、市民福祉という大局的な立場に立ちまして特別の御賛同を得まして感激に堪えない次第でございます。御参考までに申し上げますが、今議会において処理された議案が47件、諮問が２件、陳情35件、合計84件というすばらしい成果であるのであります。誠に御苦労様でございました。

○議長(高良一君)　では休憩いたしまして議員協議会に入ります。

(午後４時55分　休憩)

(午後５時38分　再開)

○議長(高良一君)　ただいまより本会議を再開いたします。では第52回那覇市議会はこれをもって閉会することにいたします。

(午後５時39分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1962年６月27日

議　　長　高良　　一〔印〕

署名議員　名城　嗣夫〔印〕

署名議員　黒潮　　隆〔印〕

22　1962年(昭和37年)　９月　第53回定例会[援助、公営住宅、水道]

９月19日(招集日)午前10時30分　開会

○出席議員(25名)

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	７番　上原　隆正君	８番　名城　嗣夫君	９番　金城　力夫君
11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君
15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君
20番　久高　友敏君	22番　黒潮　　隆君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君
26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君
30番　赤嶺保三郎君			

○欠席議員(５名)

６番　渡口　麗秀君	10番　辺野喜英興君	19番　喜久山朝重君	21番　金城　吾郎君
23番　安見　福寿君			

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君	
収入役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君	

経済民生部長　慶佐次盛宏君　　建設部長　花城　直政君　　水道部長　玉城　定仁君

消防隊長　宮平　栄治君

○議会事務局出席者

事務局長　吉永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第１号

第１　今期議会の会議録署名人選挙

第２　今期議会の会期を定めることについて

〔第３～第35、追加第１　略〕

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　出席議員定足数に達しておりますので、ただいまより1962年９月第53回議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、印刷の上、お手元に配付してありますので御了承願います。諸般の報告を申しあげます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　では、日程第１、今期議会の会議録署名人の選挙でありますが、選挙の煩を省略し、議長の指名にして御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議なしと認めます。よってさように決し、今期議会の会議録署名人二人を議長から指名いたします。９番議員金城力夫君、24番議員赤嶺慎英君、両君にお願いします。

○議長(高良一君)　日程第２、今期議会の会期を定めることについてを議題としてお諮りいたします。これはお手元に配付してありますが、正副委員長会にもかけて、だいたいこの案ができておりますがこれで御異議ありませんか。

(「異議なし」「賛成」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議なしと認め、お手元に配ってありますプリントの通り会期を定めることに決定します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の議事日程は全部終了いたしました。明20日は議案研究のため休会、21日金曜日午前10時本会議を開催いたします。本日はこれをもって散会します。

(午後０時20分　散会)

上会議録を調製し署名する。

196　年　月　日

議　　長　高良　　一〔印〕

署名議員　金城　力夫〔　〕

署名議員　赤嶺　慎英〔印〕

９月21日(第２日)午前10時30分　開議

○出席議員(29名)

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	８番　名城　嗣夫君
９番　金城　力夫君	10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君
13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君	15番　久場　景善君	16番　金城　武一君

17番　宮里　敏慶君　　18番　友利　栄吉君　　19番　喜久山朝重君　　20番　久高　友敏君
21番　金城　吾郎君　　22番　黒潮　　隆君　　24番　赤嶺　慎英君　　25番　赤嶺　一男君
26番　比嘉朝四郎君　　27番　比嘉　佑直君　　28番　平良　亀助君　　29番　具志　栄治君
30番　赤嶺保三郎君

○欠席議員（１名）

23番　安見福寿君（出張）

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君　　総務助役　古堅　宗徳君　　建設助役　新垣　義徳君
収 入 役　渡口　政行君　　総務部長　城田　清才君　　企画部長　新里　博一君
経済民生部長　慶佐次盛宏君　　建設部長　花城　直政君　　水道部長　玉城　定仁君
消防隊長　宮平　栄治君

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第２号

〔第１～第28　略〕

追加第１　プライス法案による対沖縄援助額の復活要請決議書
（議員大山盛幸外16名提出決議案第８号）

追加第２　公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについて（市長提出議案第94号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長（高良一君）　定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付してあります日程第２号に記載の通りであります。日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

これより議事に入ります。日程第１、一般質問を行います。

○29番議員（具志栄治君）　緊急動議を提出いたしたいと思います。２、３日前から米の歳出委員会が新聞をにぎわしているところの、去った３月17日にケネディ大統領と池田首相との会談によって世界に声明したところの対沖縄援助が米下院歳出委員会で全面的に削除されたという報道を聞きまして、われわれ議会といたしましても黙することはできんと考えておるものでありまして、議員諸公の全面的な御賛同を得まして、これを可決していただきたいと思います。

先日ケネディ大統領の要請によりプライス法案の対沖縄援助年間最高限2,500万ドルを審議する米上院軍事委員会は15日、同法案を修正、支出権限を1,200万ドルに減額修正したことになっております。これに対しまして、ケネディ大統領は63年度分、つまり前年度分をプライス法の600万ドルのほか更に、638万2,000ドルを増額するよう要請しておるが、民主党議員のパスマン委員長の歳出委員会で否決になっていることを新聞は３段ぬきでこれを報道している。これに対し20日の琉球新報の朝刊は、政府は全くお手あげ、弁務官の働きかけに期待をするという見出しでありますが、本日の新聞を見ますと、議会、政府でも相当動いているようであります。

ところで那覇市議会といたしましても、そのまま黙することはいかないんじゃないかと本員はこう訴えるわけであります。議会で満場一致でこれをその筋を通しまして要請をすると、さらにきのうから本日の新聞に書きました島清氏はそのパスマン議員宛に私見を出しておりますが、議会といたしましても、どうしても国務省とか、あるいは国防省あたりに弁務官を通じまして出した方がいいんじゃないかと思うのであります。皆さんの御賛同を得たいと思うのであります。

○24番議員（赤嶺慎英君）　ただいまの緊急動議に対しまして、賛成するものでありますが、ただいまの動議

がどうしてもピントをつかむのに困難を感じますので、本員も、動議というかっこうになるかも知れませんが、申し上げたいと思います。

御承知の通り、ケネディ大統領の沖縄に対する新政策は、池田・ケネディ会談に表われてきまして、その間アメリカの調査団、日本本土からの調査団と、つぎつぎに沖縄の調査は万全を期しているかっこうになっておりますが、最後のどたんばになりまして、プライス法案の上院における反撃あるいは、昨今の歳出委員会における削除ということは、沖縄全住民の期待を完全に裏切って更に那覇市におきましては、戦災復興の建前でどうしても施政権者の義務負担で継続的になされなければ、この復興事業が、こうなった場合、とうていだめになる。そういう現実からして、われわれは那覇市民とともに、那覇市会は、このことを非常に重大視いたしまして直ちに、日程に入ります前に、立法院並びに行政府に対しまして全員の発議によりまして、決議案を休憩中につくりまして立法院と行政府に決議をして、あくまでも政治的責任を負わして、米国の義務負担においてさせてもらうように決議をして、琉球政府、立法院に対するところのバックアップしたらどうかと、そういう意味におきまして、一応休憩して全員の名において、起草委員会でも作っていただいて起草したらどうかと思います。

よろしく、皆さんの御賛同を得たいと思います。

（「休憩願います」と言う者あり）

○３番議員（又吉久正君）　当沖縄の興亡にかかる大きな問題がそこに出てきまして実にびっくりしておるような状態であります。その事について具志議員が、その要請決議をするということは、非常に当を得ていると存じておりますが、さらに赤嶺議員のおっしゃるように、この簡単な要請決議ではいかん、もっと時間をかけて、そして案を練ってそれからやるということ、これまた必要じゃないかと、こう考えておる次第であります。

特に本員が申し上げたいのは、2,500万ドル余りのあの沖縄援助に対しましては、すでに琉球政府では、あるいは日本政府とタイアップしまして経済援助の５ヶ年計画も政府では立てているようである。もちろん那覇に対しましても戦災復興資金としてその中から相当額がくるんじゃないかと思っておりましたが、それも期待はずれのかっこうになっている。そこにおきましてしからば、どういうふうにしてこのプライス法案が通過しなかったのか、あれだけ米大統領は世界に向かって援助をするということをはっきり言っているにもかかわらず、それが通過しなかったということについては、特にどういうことがあってこれを削られたかということも、未だにわからないわけであります。

その裏を返してみるというといろいろあると思いますが、特に行政府ではもうもらえるもんだと思って、高見の見物をして毎日の新聞をにぎわしている。今度の打ち切りによってあわてふためいておるが、手遅れである。沖縄にはたくさんの調査団が見えまして、これを取りあげていったが、しかしながら現状のままであります。このことはあてにしていたのが、もらえないということは行政府にも大きな責任があるんじゃないかと本員は思うわけであります。なぜならば、もらえるんだということを、やや80パーセントから90パーセントまでも報道されていた。そこがすべて現在の通りになっておりますので、その政府の弱さ、現在の主席のやり方についても、われわれ那覇市会は十分に検討を加える必要があるんじゃないかというふうにも考えますので、要請決議につきましては、相当の……アメリカだけじゃなくて、当那覇市の行政面においても、相当この問題をとりあげて決議案を作成したらいいんじゃないかと、こう考えるわけであります。

よって先ほど赤嶺議員がおっしゃったように時間をかけてまだ余裕がありますので、その慎重を期して決議をしていただきたい、これに賛成するものであります。

○２番議員（森田孟松君）　今緊急動議が打ち出されております米のプライス法の改正によって2,500万ドルを最高限度としてアメリカ側の沖縄援助の構想を練っておりますが、本員は去った予算議会において那覇市の５ヶ年民生計画が、その2,500万ドルというワクを対象のもとに各市町村の構想を織り込んで作られておりますが、それとの関連はどうなっているか。また那覇市の都市計画がその2,500万ドルが削

減されるというようなことによって支障を来さないかというような面の質問を申し上げたことがございますが、当時から上院の軍事委員会の空気ではどうしても2,500万ドルのワクは認められないというような新聞報道がされております。ところが期待に反しましてその間半減される。しかも下院の歳出委員会ではまたこれが796万ドルですが、その中の民政府の行政費を差し引きますと、今までの、従来通りの600万ドルのワクにしか認められていない。

今、本会議でどうなるか、その辺はわかりませんが、その筋の権威者は、復活要求を政府で、議会対策をやっているということですが、今の緊急動議の問題とからみまして沖縄の政治情勢というのをながめました場合に、現在の琉球政府及びその与党である自由民主党が22の議席を有しながら廃案につぐ廃案をし、いろいろの電力問題、そういうような問題においても、どうしても静観ばかりつづけて打つべき手を政治家として打っていない。そこに沖縄の政治力の結集というものがいかに議席をふやしても政治力はなにも結集されていないというような感を住民に与えているんじゃないかとこう思うのであります。

この沖縄の援助費の削減問題に対しても、立法院は臨時議会を招集してその対策を練ろうという動きも新聞報道では全然見られない。野党からの要求があってもそれに応じようともしないのであります。

それではアメリカの議会においてその援助額が決定された場合に追いつかない。こういうような政府与党をお互いはどうしてもしりをたたいて沖縄の世論を、あの軍用地問題の当時の島ぐるみの斗争までもっていかなければ、政治権を握っているアメリカは沖縄問題に対する認識がまだ足りないんじゃないかとこう思うのであります。

ケネディ大統領は新聞報道によりました場合この議会の措置に対しては、あまりにも理解がなさすぎる無責任だということを発表しております。

このアメリカ議会のしりをたたくには、今の立法院の状態ではどうしてもらちがあかない。われわれの期待していたところの政治力の結集というのは、ただ名文句にすぎない。なんの動きも効果もないというふうにいってもいいんじゃないかと思います。

そういう意味におきまして、全市町村会あるいは全市町村議長会に緊急にこれを総会をひらいてもらって、これを沖縄全島の市町村及び市町村議会がタイアップして琉球政府、立法院を激励しなくちゃならない。その場合においては最悪の場合には市町村会議員が総辞職してでもこの問題を貫徹していかなければ、これは沖縄住民の政治力というのが米議会に反映しないというふうに考えております。

これに対して議長、市長はどういうふうに考えておりますか、お二人の見解を聞かしていただきまして、次に本員は動議に対して賛成するものであります。

こういう問題とも関連いたしますので、この際沖縄の全市町村の市町村会及び市町村議会において島ぐるみの斗争にもっていかなければなまやさしい問題ではないと本員は考えております。

議長及び市長の見解を拝聴いたしたいと思います。

○24番議員(赤嶺慎英君)　本員の動議は3番議員の又吉君の賛成で成立しておると考えますが、一応休憩していただいて、それから2番議員のことは、休憩中か再開してやるようにやっていただきたいと望みます。

○議長(高良一君)　今の24番議員の動議は成立しております。早速起草委員会を作りたいと思いますが、委員は何名にしますか。

休憩いたします。

(午前10時45分　休憩)

(午前10時50分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番議員(真栄田義晃君)　ただいま29番議員から動議が提出されておりますが、それに対して私少しく意見を異にします。と申しますのは、われわれは財源を獲得するためのわれわれの基本的態度というのは、もう考慮すべき時期に来ていると思います。プライス法案の2,500万ドルの増額案は、これは先ほど話が出ましたように池田・ケネディ会談に出ておりますが、その場合の向こうの趣旨というのはこれは沖縄をあくまでもアメリカの基地として確保していく、将来にわたって統治する。しかしそのためには、沖縄における民主勢力、非常にやっかいなものであるところの民主勢力を押さえなければならないと、これは本員が言うているのではなくしてアメリカの上院軍事委員会で、そこにおいて2,500万ドルの修正案を認めていただきたいという説得をしているときに当局側の発言の中にそういうのが見られるわけです。

2,500万ドル、もしこれが認められないときは、沖縄の基地の確保が困難に迫られるおそれがある。そういうふうなことで説得をしているわけです。

沖縄の基地を確保していく上での沖縄の復帰勢力を弱めさせていくためのものであります。この2,500万ドルのいわゆる、増額をそのままの形でこれを増額してもらえるというような要求をすることは、これには問題があると思う。私たちとしては、もうこういう工合にアメリカの全沖縄政策の基本にわれわれは従属しながら、向こうのくれる援助をありがたがったりする時代は過ぎている。したがってわれわれが……なっておったように住民の当然の要求に向かって結集すべきじゃないか。2,500万ドルの要求に向かって結集するよりも、われわれが今取るべきもので取っていないのがある。たとえば外人に対する税法上の差別待遇をなくする。これから50万ドルの財源が新たに獲得できるはずである。それから国県有地を民政府が無償で使用している。これは現在の軍用地料でとったならば260万ドルの使用料が入る。そういったものがあるし、電力公社、水道公社等のそういったいわゆる民政府の一般資金、こういったものを琉球政府の予算にとり入れる。油脂納付金を油脂税として政府財源に繰り入れる。こういう当然の要求があります。こういう当然の要求に向かって住民の団結を結集する。これが最も正しい方法である。また現在その基礎ができつつある。むしろそういうところに向かうべきであって現在の沖縄の基地の確保のための、いわゆる懐柔のための金をふやしていくということではこの問題は解決しないとそのように考えております。

そういった意味で24番議員の動議が成立しておりますが、そういう決議の趣旨は根本的になおす必要があると思います。そういう工合に考えるわけであります。

○15番議員(久場景善君)　さきほどどなたか発言がございましたが、この決議案に対しましては、各派からの特別委員会を作って議会の終了までに、あるいは2、3日後に本会議を開いてなにしていただきますよう要望いたします。

○議長(高良一君)　ほかにございませんか……。

○9番議員(金城力夫君)　24番議員の動議は成立しておりますが、この趣旨に基づいてやっていただきたいと思います。

現在15番議員から2、3日待っていただきたいという御意見がありますが、要請先の日本政府あるいはアメリカ政府、要するにこちらの立法院とか、要求だけではなしにアメリカ大統領や、あるいは池田首相あてに出す必要があると思います。

そもそも琉球政府に対する援助費が日本政府とアメリカ政府との実績は3対1というような比率になっておりまして、日本政府の方がプライス法案を2,500万ドルに増額したということがありまして、それに基づいて日本政府といたしましては沖縄援助5ヶ年計画というものを立てまして、総額400万ドルを計上した次第であります。これはちょうど比率が3対1ということになるわけです。それでそれが1,200万ドルに削られるということになりますと、日本政府の対琉球に対する援助額というものは約年間400万ドルに削減されるということでありまして、現年度においては日円10億5,000万円の援助費が出ておるのであります。ところが400万ドルということは14億4,000万円、約アメリカ側の援助費が1,200万ドルにしても日本政府の方としては3億ないし4億円の増額にしかならないのであります。

ところが今回のそういうような大巾の削減を行われますと、日本政府が現在において出している約10

億6,700万円の金もこれを削減されてくるんじゃないかと、こういうように見ている次第であります。これは日本政府の方にも、アメリカ政府の方へも両方に対して那覇市会といたしましては、緊急要請を、増額要請をする必要があるんじゃないかと考えます。よって休憩いたしまして24番議員の動議を緊急に決議文を作成して、そういう措置をとった方がいいんじゃないかと思います。

○21番議員(金城吾郎君)　先ほど休憩中に今度の援助額削減によって那覇市の市政にどのように響いてくるかという問題について、一応質疑をすべきではないかということを申し上げたのでありますが、2,500万ドルから1,200万ドルに減った場合あるいは今、報道されている600万ドルになった場合に一体、那覇市政にどう響いてくるか、こういうことについて質問をいたしたいと思います。

けさの新聞によると、那覇市政振興５ヶ年計画、この５ヶ年計画が根底からくつがえされるという報道がなされておりますが、この振興５ヶ年という計画はどういう方針になっておるのか。残念ながら本員は知っていないのであります。これに対して、この削減によってどう響くか。それから2,500万ドルから1,200万ドルになった場合に、琉球政府の予算の中に入っているアメリカ民政府の補助が746万ドル計上されております。その中には那覇市に対する12万5,000ドルの公営住宅の補助金もあるとみています。これがどのようになるか、この18日の発表によってハワイに渡った２人の研究生が飛行場でストップになっております。これは54万ドルの中から、ああいう援助同様、国民指導員、あるいは福祉物資の運搬費用とか、そういったものに割り当てられる54万ドル、この中から国民指導員の方々、あるいは技術研究員の方々、これが事実18日に飛行場でストップされている。こういう重要な時期にあるわけですが、市長として、この600万ドルになった場合に一体どういう影響があって、この３日間市当局はどのような動きを、どのような見通しをつけているのか、これに対する市長の見解を承ります。

○番外(市長　西銘順治君)　ただいまの御質問に対しまして、お答えいたします。プライス法案の審議をみまして、アメリカの下院の軍事委員会におきましては、2,500万ドルの要請がそのまま承認されるかっこうになっておったのでございますが、上院の軍事委員会におきまして半減された結果になり、さらに下院の歳出委員会におきまして半減されまして従来通りの補助ということになっておるのでありますが、これに対する私の基本的な考え方としましては、日米両国政府からの財源獲得と申しますか、そういう点に対しましては、新聞、ラジオ報道によりまして一喜一憂することなく、党派を超越いたしまして、全住民の不断の努力を結集いたしまして、その財源の獲得に邁進すべきであるという考え方をもっているわけでございます。さらにプライス法案の削減によりまして、那覇市の５ヶ年計画にどのような影響を与えるかということにつきましては、まだ琉球政府と具体的な予算の面につきまして折衝はいたしておりませんので、ここでお答えできないのを残念に思うのでありまするが、極力５ヶ年計画の線に沿って那覇市から出した資料に基づいて、極力その実現方について最善の努力をいたす所存でございます。御参考までに申し上げますというと、日米琉３者によって、ほぼ同意されました援助額につきましては、都市計画費の20万ドルであります。さらにアメリカの下院における軍事委員会におけるアメリカ政府当局の発言、さらにキャラウェイ高等弁務官の発言の内容からいたしまして、プライス法という時限立法が成立された場合に、最優先的に実行しなければならないのは那覇市の水道計画であるということが言われているわけでございます。さらに公営住宅につきましては日米双方の、まだ解決されておりませんけれども日米政府からの提案といたしまして約30万ドルが予想されておったのであります。いずれにいたしましても削減によりまして那覇市の計画に影響するところは甚大でありますので、私としては、その復活に対しまして努力する所存でございます。

○21番議員(金城吾郎君)　この援助額の復活について最大限の努力をするという答弁でありますが、これは私どもの考える問題は、単なる援助ではなしにアメリカは施政権者として、日本政府は潜在主権国、祖国としての当然なる責任においてやらなければならない問題である。こういう考え方に立たなければならないと思います。単なる援助援助では話は進まない。従って那覇市の議会のとるべき態度としても当然に責任を果たさせるという意味で決議の方法もここから現われてこなければならないというふうに考えるのでございます。従って先ほどの24番議員の動議によって成立しておりますが、この動議を進めるにあたりましては提案者の24番議員の話にもありましたように、一応市長の基本的な態度というものは今わかったのでありますが、それに対して議会はどういう態度をとるかということにつきましては、先ほどもお話がありましたように一応各派と申しますか議員をあげて、すみやかにこの問題を進めるべきである。こういうふうに考えます。

○３番議員(又吉久正君)　先ほども申し上げました通り、本員はこの沖縄援助に対しましては、あるいは人民党のお考えとは異にすることもあるかと存じます。琉球援助において、沖縄の基地化であるという考えのようであると聞きとられますが、本員はあくまでも日米によって大東亜戦争を起こし、そしてその戦禍を世界に大きく犠牲になった沖縄、この沖縄が戦前のように復活しなければいけないと、当然沖縄住民の生活の安定をはかるのは、そういう目的において援助すべきじゃないか、それとも援助と日本復帰とは本員関係のないことである。日本復帰は復帰としてどこまでも押し進めていくべきである。さらに、われわれ沖縄人の生活を食生活を向上し住みよい沖縄にするには、沖縄を犠牲にした日米が当然責任をもって、復活させなければならない。そういう意味において2,500万ドルの補助金をやるべきであるということを本員は基本的に考えておるわけでございます。これが削られるということは、ほんとに沖縄住民が、またソテツ地獄を招く感を抱くのであります。どうしてもこれをかちとるためには、先ほど森田議員もおっしゃったように島ぐるみをしなければいけない。いわゆる政府だけにまかしたんではどうにもならない。ただ上から降ってくるのをもらおうということでは、とうてい実現できないと思うのであります。

あの軍用地問題が解決したのも党派を統一して島ぐるみを図ったので、ある程度の軍用地料の方も増額獲得することができたのであります。今度のこういう問題も島ぐるみをしなければいけないとこう考えるのでございます。それで立法院や行政府にまかすということではなしに、ほんとに市町村長もこの問題に取っ組んで考えてもらいたい。場合においては沖縄の政治家が総辞職でもしてかからなければ勝ち取れないという固い決意をしなければいけないんじゃないか、そういう意味で今度の要請決議としては強い決議でなければいけないと思いますが、さきほど即決すべきであるということもあるいは15番議員のように時間をかけてやるべきであるということですが、このことは先ほども西銘市長さんには感謝申し上げますが、実際あたってみてどうなるかわかりませんが市長村長の総辞職もするという腹があるかどうか、もう一ぺん西銘市長の腹をお伺いいたします。

○番外(市長　西銘順治君)　お答えいたします。プライス法案が成立いたしまして1,500万ドルちょうだいできればけっこうですが、それができない、完全に半減ということでは住民の福利増進ができない、従って各市町村長は職を賭してまでもこの問題の解決にあたるべきであるということもそういう考え方に立って、私にどうせよという発言でございますが、それは先ほども申し上げました通り、これから数年あるいは10年というふうに年期をかけまして、沖縄の関係当局がそれぞれの立場から不断の努力を傾注することによってかちとれる問題だという基本的な考え方に立っておりまして、辞職するということはそれぞれの市町村の立場からでなければ言えないのでありますが、その基本的な考え方、職を賭してまでも援助獲得に向かって努力すべきであるという考え方に対しては全面的に同意をいたすものであります。

○22番議員(黒潮隆君)　先ほど３番議員の意見の中では人民党の考え方は違う、もちろん違ってもいいと思うわけであります。私たちはアメリカから金をとらないということは人民党は一回も言っていない、しかもこの2,500万ドル、日米池田・ケネディ会談によってプライス法を改正して2,500万ドル沖縄に対する援助をするという考え方は、先ほど12番議員の説明にもあったように沖縄の祖国復帰をおくらし、永久に原水爆基地化して確保するということはアメリカの考えである。アメリカ政府でも言明し新聞でも毎日出てきているわけでございます。これは援助と復帰の問題とは別個だということは主観的なものであります。客観的に物事を判断する立場に立つ場合は、はっきりしています。しかもこれが削られてし

まった後の新聞、きのうですか、やはり祖国復帰民主勢力をなだめるためにやったとアメリカ政府ははっきり言明しております。それを沖縄は日本の犠牲になったので行政責任者が責任をとらなければならない。しかしながらこういうおそろしい原水爆基地、Ｕ２型機の発進基地を撃滅するということがいわれております。従ってこういう援助のあり方では沖縄が、犠牲になった沖縄が復帰するのでなしに、ますます沖縄が絶滅していくという方向にしかいかないと本員は考えております。従ってただ2,500万ドルを頭を下げて獲得するということははっきりしております。

22の与党議員を抱え、しかもアメリカの御気に入りで任命された主席が要請しても削られてしまうということです。こういう政治のあり方では、ぺこぺこ頭を下げる政治、感謝決議をしたり要請決議をしただけでは、とうていかちとれないということは、はっきりしております。こういう観点に立って、私たちは、沖縄からアメリカはしぼりとって62年度までに5,300万ドル、向こうが援助しようというふうに打ち出している2,500万ドルの倍もしぼり取っております。しかも63年度になると5,800万ドルという沖縄からのしぼりあげた金がアメリカ民政府がもうかっておるということを発表しております。従って援助とかということではなしに、当然施政権者としての義務を果たさせ、水道、電気あるいは開発金融公社、油脂納付金、外人税に対する差別の撤廃、こういう沖縄県民が一致してやるべき問題、これをとりあげなければ島ぐるみの斗争ということはできないと思います。しかも大衆を動員してのこういう闘いも今までの保守政治家は目をおうております。むしろこれに反対しております。従ってあの斗争への島ぐるみの斗争へもっていくためには、正しい姿勢に立ってアメ玉を強請するような態度ではなしに、当然とるべきものをとるという態度に立って決議をすべきである。単なる今まで通り沖縄の原水爆基地を拡め、そして祖国復帰をおくらせるような態度ではできないし、正しい姿勢に立っての決議であれば、われわれも考慮することができるという考え方に立っております。

（「進行」と言う者あり）

○議長(高良一君)　では、これは委員会の問題でありますが、選考委員をあげることについてお諮りします。

（「議長、ちょっと休憩させて下さい」と言う者あり）

○議長(高良一君)　休憩いたします。

（午前11時17分　休憩）

（午前11時22分　再開）

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。では選考委員の起草委員の発表をいたします。具志栄治君、赤嶺慎英君２人は提案者でありますので、それから比嘉朝四郎君、金城吾郎君、真栄田義晃君、名城嗣夫君、友利栄吉君、大山盛幸君、以上の方に起草委員をお願いいたします。なお午前中は日程によって議事を進め、午後は２時再開いたしますので、その間起草案をまとめてもらうようお願いいたします。

〔中　略〕

○副議長(大山盛幸君)　議長からお願いがございます。今いらっしゃる議員のうちから１人でも欠けますと定数に達しなくなりますので御辛抱願いたいと思います。少しお疲れのようですから15分ぐらい休憩することにいたします。

（午後６時43分　休憩）

（午後７時18分　再開）

（副議長大山盛幸君降壇、議長高良一君登壇）

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を再開いたします。それでは琉球政府に対する要請決議案と立法院に対する要請決議案ができておりますので、一応朗読いたしまして皆さんの御賛同を得たいと思いますのでよろしくお願いします。

（「朗読を省略していいでしょう」「すぐ採決」と言う者あり）

決議案第８号

プライス法案による対沖縄援助額の復活要請決議書

上記の決議案を別紙のとおり提出する。

1962年９月21日

那覇市議会議員	大山　盛幸	又吉　久正	武村　朝良	楠見　長礼
	上原　隆正	名城　嗣夫	平良真次郎	高良　　一
	久場　景善	金城　武一	宮里　敏慶	友利　栄吉
	喜久山朝重	赤嶺　慎英	赤嶺　一男	比嘉　佑直

宛：琉球政府行政主席、立法院議長

発：那覇市議会

題：プライス法案による対沖縄援助額の復活要請決議書

プライス法案は、沖縄の戦災復興促進のため、米国施政権者の当然なる義務と思考し、大統領声明による2,500万ドルの沖縄経済援助費に対し、大いに期待していた。

ところが米国上院軍事委員会において当初の援助額を1,200万ドルに削減し、さらに米国下院歳出委員会において大巾な削減をみて従来の600万ドルに僅か190万ドルを加える790万ドルに押えたことに対し、市民並びに沖縄住民は不満と憤激に堪えない。特に那覇市においては米国の沖縄援助費が大巾に削除されることにより、首都那覇市の復興都市計画事業に大なる支障を来たし、日本政府総理大臣池田発言に明らかにされて居る様に日本からの援助も甚大なる影響を来たすことは、明白であり、更に沖縄の諸産業の坐折並びに福祉向上の阻止となり、全住民の生活に及ぼす影響を考えるとき、誠に憂慮に堪えない。かかることは国連憲章並びに国際信義の精神にもとり施政権者の良識を疑うものである。

惟うに沖縄の政治は奇型児的であり、所在も権利及び義務もすべて大統領行政命令に謳われているとおりである。その為には立法院における相次ぐ廃案、連発される布令等により、沖縄の政治は民意によるものでなく高等弁務官の施政によるような感を受ける。

今回の下院における沖縄経済援助費の全面削除は、大統領声明に反するものであり、このことは大統領に対する不信任であるか、あるいは琉球政府行政主席並びに立法院に対する不信であるのか、又は琉球統治に対する統治権の放棄を意味するのか、これらを明確にさせる為に琉球行政府並びに立法院は住民に対し、職を賭して強力に同法案による対沖縄援助額復活実現を期すよう、努力されたい。

なお、世界最大の民主国家アメリカは民主政治の理念にもとり、大統領声明による2,500万ドルは行政府並びに立法院の熱意ある折衝によっては上院において必ず援助要請は承認されるものと確信する。

重大な時期に直面し、援助復活実現に邁進されるよう、ここに第53回那覇市議会の議決により、強力に要請する。

1962年９月21日

那覇市議会

○議長(高良一君)　本案はお手元に配ってありますのでそれによって御了承願います。質疑に入ります。

（「質疑なし」「進行」と言う者あり）

（「これは決議案何号ですか」と言う者あり）

決議案第８号にして下さい。質疑がなければ討論に入ります。

（「討論なし」「進行」「討論あります」と言う者あり）

○22番議員(黒潮隆君)　ただいま上程されている決議案第８号プライス法修正案復活要請決議、これに対して反対討論をいたします。

この内容を議長が読み上げた内容を聞いてみると、この中には強い調子の言葉は使われておりますが、やはり基本的な内容は池田・ケネディ会談から出てきた、沖縄に援助する2,500万ドルのプライス法案の修正、この法案がアメリカの議会によってけられてしまった、否決されたということでこれを復活してもらいたいという要請決議を琉球政府と立法院に送ろうという趣旨の内容になっておりますが、私たちはこれには真っ向から反対します。

理由を申し上げますと、革新３政党の場合にも教職員会、あるいは官公労、そういった労働組合、民主団体の立場に立ってみた場合に、これはアメリカが沖縄を永久に搾取支配し原水爆基地として確保し、そして沖縄を軍事植民地支配しようという意図がはっきり現れているからであります。しかもこの法案を審議した委員会の中でもはっきり現れていることは、沖縄の祖国復帰に対する民主勢力の立ち上がりを阻害するために沖縄に援助をするんだということをアメリカ政府当局もはっきり証言しております。このことは沖縄における新聞でも幾たびか報道されておりますので各議員もその点はよくおわかりのことだと考えております。

私たちはこういう祖国復帰をそらすような、ごまかすような援助ではなしに、また今までの政治のあり方からみた場合には「お願いします」とペコペコ頭を下げる政治では、こういう要求はかちとれないということがはっきり出てきているからであります。しかも琉球政府にもしりをたたくという意味でこういう決議を送ろうということでありますが、しかしながらあの任命主席、高等弁務官から任命された大田主席ではそういうことはやれないというのがはっきり現れております。

これは本案の問題を１つとって見た場合でもはっきりするし、このプライス法案の2,500万ドルが削減されたのちにライカムに行って首席民政官と話し合いしておりますが、どういうことを話したかという記者の質問に対してトーフチャンプルーの話をしたというふうに新聞でも報道されております。このような重要な時期にこういういいかげんな話をしてくるというところにも傀儡主席の本質が現れていると私たちは見ております。しかもこういった姿勢でやるのは大きな間違いということはアメリカの支配、17ヵ年を通じて見た場合にわかるし、いかにアメリカが沖縄から絞りあげているかという点がアメリカの発表からしてもはっきりしております。62年度までに5,300万ドルという搾取をしておりますし、63年度にいきますと5,800万ドルということになると発表しております。しかも行政府ビルの２階に入っている琉球政府を立ち退けという命令を出しているというところにもアメリカの大きな沖縄県民に対する侮辱であり嘘をついているということも現れております。というのは琉球政府のビルを沖縄住民に献呈するというふうに銅版に彫り込まれたのが貼り付けておりますが、これは法律的に見ても献呈するというのは沖縄県民にあげたということにしかならないわけであります。ところがこれはあくまでも所有権はアメリカにあり無料で貸すということであるというふうなごまかしのことを言っております。この１つを見てもはっきりするし、やはり私たちは取るべきものは当然の要求としてアメリカに吐き出させるという姿勢でなければ、全県民が一致して島ぐるみの闘いでないと、これはできないというふうに見ております。電々公社、水道公社あるいは開発金融公社、国県有地、油脂納付金とこういうふうに沖縄県民に当然返すべき金、これは2,500万ドルのプライス法の修正案よりももっと多くかち取れるというふうに私たちは見ております。この民政府援助というのももらいきりであるのか、ないのかもはっきりしておりませんし、日本がアメリカに占領されていた当時ガリオア・エロアの援助に対して日本の国会は感謝決議をしております。ただでもらえるということで、しかも一部野党議員が反対したにもかかわらずこれを押し切って感謝決議をしております。ところが今日に至ってガリオア・エロアは債務であった、援助ではなかったということを曝露しております。しかもこのエロア資金は日本の魂を買うためのアメリカの宣撫資金であったということも実例をあげて曝露しております。国鉄のストライキ、首切りに幾ら使われていたということも新聞ではっきり曝露されております。私たちはこのような姿勢で援助とかお恵みとかということではなしに、取るべきものを取るということで、これは自由民主党の場合でも革新政党の場合でも一致して闘える問題だとわれわれは考えております。こういう観点からこのような決議をするのではなしにむしろ明日の上院の結果をみて抗議決議をするのが沖縄県民のとるべき道だというような観点に立って、なにも沖縄人民党がアメリカから金を出させるということに反対するのではなしに、やはり正しい闘いの中からアメリカに金を出させるという闘いをやるべきだという観点からこの決議案に反対いたします。

（「進行」「賛成討論はないの」「必要なし」と言う者あり）（笑声）

○議長(高良一君)　では討論を打ち切り採決に入ります。日程第29、決議案第８号、あて先は琉球政府行政主席、立法院議長、プライス法案による対沖縄援助額の復活要請決議に対し、原案に御賛成の方は挙手願います。

（「賛成」と言う者あり）（挙手多数）

○議長(高良一君)　賛成多数でございますから原案通り可決決定いたしました。

それから原案のところにちょっと力の抜けたところがありますので、もしできましたらお願いしたいと思います。「首都那覇市の復興都市計画事業に大きな支障を来たし」さらに「日本からの援助額も甚大なる」というところに「支障を来たし日本政府総理大臣池田発言によって明らかにされたように日本からの援助も甚大なる」ということにしたいと思いますので御了承願います。

（「一事不再議の原則」と言う者あり）

これはそういうように願って御了承願います。

〔中　略〕

○議長(高良一君)

〔中　略〕

ではただいま日程追加せられました第２、公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについて、市長提出議案第94号を議題として当局の説明を求めます。

○番外(経済民生部長　慶佐次盛宏君)　議案の説明に移ります前にミスプリントがありますので御訂正願いたいと思います。「記」の３番目の所在地の方に「首里久場川町49番原野」その下の「久場川町20の１番」とありますが、「20番の１」に訂正願います。次に同じく「54番畠」と書いてありますがこれを火偏に田「畑」と訂正願います。次に同じく「19番畠」という字がありますがこれも火偏に田に訂正願います。同じく「36番畠」も火偏に田と訂正願います。それから下から２行目の「那覇市字樋川57の３番地」と書いてありますのを「57番地の３」に訂正願います。

それから契約書の一番あとの「物件の表示」のところにある「畠」をさきほどと同じように火偏に田というふうに訂正願います。それから売主乙の住所「那覇市樋川57の３番地」を「57番地の３」に、同じところの「那覇市」の次に「字」の１字を挿入し、「那覇市字樋川」と訂正願います。では議案第94号について御説明申し上げます。本年度から公営住宅法及び公営住宅の建設等の特例に関する立法に基づいて公営住宅の建設がなされたのでありますが、当市における住宅問題はその重要性が年とともに増加してきますので今後年次でもって計画的に公営住宅を建設するために必要な土地を取得し、宅地として造成いたしたいと考えまして提案内容の通り首里久場川町に7,800坪の土地を取得いたしたいと思います。よろしく御審議をお願いします。

○議長(高良一君)　質疑に入ります。

○17番議員(宮里敏慶君)　この物件には坪数が書いてないがわかりませんので教えてください。そのうちから7,800坪ですか、これを検討するためには坪数が必要なんですが、この各筆ごとの坪数ですね。

○番外(経済民生部長　慶佐次盛宏君)　後日調査の上でお答えします。

（「委員会付託」「進行」と言う者あり）

○議長(高良一君)　では日程追加第２、議案第94号につきましては経済民生委員会に付託いたします。

本日付をもって平和通り商店街会長国吉大昌から議長あて平和通りのアーケード設置促進方について陳情、並びに沖縄高等学校校長伊集盛吉から議長あて第44回高校野球選手権大会派遣費補助金について

陳情が参っておりますので、会議規則第59条の規程に基づきそれぞれ所管の経済民生委員会に付託いたします。本陳情書は後刻印刷の上各位のお手元にお配りいたしますので御了承願います。

○議長(高良一君)　本日の議事は全部終了いたしました。明日からは付託事件の審査をお願いします。なお29日土曜日午前10時に本会議を開催します。どうもありがとうございました。

(午後８時41分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1962年９月29日

議　　長　高良　　一〔　〕
署名議員　金城　力夫〔　〕
署名議員　赤嶺　慎英〔　〕

９月29日(第３日)午前10時23分　開議

○出席議員（29名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	７番　上原　隆正君	８番　名城　嗣夫君	９番　金城　力夫君
10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君
14番　高良　　一君	15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君
18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君
22番　黒潮　　隆君	23番　安見　福寿君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君
26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君
30番　赤嶺保三郎君			

○欠席議員（１名）

６番　渡口麗秀君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長	西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君
収入役	渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君
経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君
消防隊長	宮平　栄治君		

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第３号

〔第１～第21、第23～第25、第27～第48　略〕

第22　公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについて（市長提出議案第94号）

第26　那覇市水道事業に対する援助要請決議（議員平良真次郎外９名提出決議案第10号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　お手元に配付の議事日程第３号により本日の会議を開きます。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

今期議会の会期も本日限りとなって、それぞれの結論を得ることは困難と思いますので、各常任委員会の審査を議会閉会中に行わしめることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議なしと認め、さように決定いたしました。

○議長(高良一君)　次に本日付をもって、議員赤嶺一男外９名の議員から「奄美大島人の在沖処遇の改善についての要請決議書」決議案第９号、同日付、議員平良真次郎外９名の議員から「那覇市水道事業に対する援助要請決議書」決議案第10号が提出されておりますのでそれぞれ後刻上程して御審議を願います。ただいまから議事に入ります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第22、公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについて、市長提出議案第94号を議題として経済民生委員会の審査報告を求めます。

○15番議員(経済民生委員長　久場景善君)　日程第22、議案第94号公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについて、御報告いたします。審査に入るに先立って提案者から各地番の取得坪数の数字挿入についての申出を了承し、すなわち首里久場川町49番の原野が2,745坪、20番地の１、原野が978坪、54番地及び19番地の畑２件をあわせて1,357坪、18番地の原野が60坪、20番地の原野が2,587坪、36番地の畑が100坪、計7,827坪ということになりましてこれを原案として審査に入り、まず本案の根幹をなす仮契約書について総括審査を行なったところ、第２条を除くすべての条文は了承できるが第２条に規定する「瑕疵担保」「危険負担」の定義からしていかなる条件下にあるにせよ一方的に乙を擁護する解釈しかなり立たないが、当事者間において本条を訂正する意思はないかとの問いに対して提案者もその不備を認め、乙との合議の結果第２案を「乙は本件土地につき小作者との問題を解決し、その責を負う」と訂正し、これを原案として審査してもらいたいとの申し出により、あらためて審査を続行したのであります。まず第２条に関してはさっそく補償問題が一応予測されるが執行当局の見解いかんとの問いに対し、現地には100余の墓地がありこの中には不法に設置されたものも少なくないが、十分事情を検討の上、市において処理したい。その他若干の質疑応答があり、概要以上の審査過程を経て、採決の結果、本案は原案通り可決すべきものと決定した次第であります。よろしく御審議の上本委員会の決定に各位の御賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。

○22番議員(黒潮隆君)　ただいまの委員長の報告で第２条は乙との合議によって修正したということでありますが、そこにある農耕地、農作物があるためにこれの撤去については乙が責任を負うということになりますが、市が購入しようとする土地にはたくさんの墓地があるということを聞いておりますが、墓地に対する補償これが一番大きいと私たちは見ております。この墓地に対する補償は那覇市がやるのか、乙がやるのか、これについて委員会で審議なされたかどうか、その結果がどういうふうになっているかという点をお伺いします。

○15番議員(経済民生委員長　久場景善君)　ただいま報告申し上げた通り現地には100余の墓地があり、この中には不法に設置されたものも少なくないが、十分検討の上市において処理するというようなことを報告をいたしております。

○22番議員(黒潮隆君)　市において処理するというのは、市が補償するという意味ですか。

○15番議員(経済民生委員長　久場景善君)　お答え申し上げます。市において検討の上、まだあたってはいないが、その墓地の地主と検討の上、処理するという御答弁でございました。

○22番議員(黒潮隆君)　これを委員会では全会一致で承認したということでございますが、非常に軽率ではなかったかというふうに本員は考えております。審議の結果を聞いたところ、識名の霊園に移すとかということを言っておりますが、向こうは満員しておりますが、骨を預ける遺骨安置所ですか、そこが今４階ぐらいあると聞いております。全部満員しております。そういうことでそこに移すということもめんどうだし、また識名の霊園、墓を移すということも、個人の土地であるために、大きな問題があるんじゃないかというふうに考えております。きのう現在の申告によると、236の墓が申請されているし、まだまだたくさんの墓があるんじゃないかというふうに言われております。しかもその地域にある墓が

300年前からの墓もあるということも言われているし、その墓の所有者が中頭の方にもいるということも聞かされております。

しかもその墓地内の中にある遺骨の場合はむしろ首里市民より多い。墓を移転させる場合、都市計画によって市営住宅の設置、これをする場合はどうしてもその墓地を撤去させなければならないわけでございます。しかもその墓を撤去させる場合に、平均１個の墓を撤去させる補償費は100ドル以上の経費が予想される。これは家屋の撤去よりも相当金がかかるだろうということが言われております。こわして使えないものが多いとみております。これをはっきりこの契約の中でうたわないと、この土地を購入する場合に今の倍ぐらいの経費を費やさないとできないんじゃないかと思う。当初予算で組まれている土地買収これが3,000ドルぐらいしか残らないわけです。この3,000ドルぐらいで墓の移転補償は全然できないということが予想されます。

そこで市当局として当然敷地を買う場合には、こういったいろんな問題が起きないように、これをあくまでも地主の責任で撤去させるような方法での契約はできないのかどうか、この点をお伺いいたします。

○番外(経済民生部長　慶佐次盛宏君)　お答えいたします。この墓地の整理につきましては、乙の申すには「十分なる時間をかけさせてくれれば自分がやれるけれども、市がいうように政府の建設が目前に迫っているのでやれということになると、非常に困難でありできない」ということを聞きましたので、それでさしあたり建設用地である私有地の分を市の方で早急に整理しています。今度の建設に関係のない墓地につきましては、さらに日時をかけまして、地主と協議の上整理していきたいとこういうふうに考えております。

○22番議員(黒潮隆君)　この私有地である土地に先に住宅を建設して、そして次の計画で購入する。○○○○氏が言うには、時間をかけさせれば乙が十分撤去するという答弁なんですね。その場合にもちろん市有地に建設されている墓地の場合は市が当然立ち退きさせなければならないわけです。従ってこの契約の中においては、私有地の場合には問題にならない。問題になるのは、乙の土地にある墓地が問題になります。従ってこの契約の中にこの農作物を作っている人たちとの問題、これは２条にうたうように、市の方が訂正しておりますね、当然、墓地も入れるべきだと思う。

この農作物の場合は大して補償はかからない、半年ぐらいすれば収穫があるわけです。そしてこういう計画があるので農産物を植え付けてもらい、中止すれば農民の場合は、それに従って短期間で取れるものしか植え付けないから農作物の補償費はわずかで済むわけです。

墓の場合は300を突破するんじゃないかとも言われております。そうなると何万ドルの経費がかかるわけです。従って私が聞きたいのはやはりその中にハッキリ「墓地の場合でも乙が責めを負う」撤去する場合の補償、そういった危険担保ということになると思いますが、そういうものをはっきりうたうべきじゃないか。時間さえあれば乙が十分撤去させることができるということを言ってる以上は、この契約の中にはっきりとうたうべきじゃないか。はっきりした答弁をして下さい。

○番外(経済民生部長　慶佐次盛宏君)　お答えいたします。この墓の整理につきましては、この契約書にはっきりと乙の責めと明記した場合には、売買上非常に支障を来すおそれがあります。本人が時間さえくれれば整理はやれるということも言っておりますので、本人の意思も尊重いたしまして協議の上十分処理ができると考えております。

○22番議員(黒潮隆君)　現在の場合は、向こうは土地を売るためにそういう話し合いに裏があるというふうに私たちはみておりますが、実際はこの立ち退きの問題これにぶつかった場合に、契約書の中に謳われていない場合は、向こうは責任を負わなくてもいいわけです。やはり乙の場合にはですね、最近購入しているわけです。この墓地があるということはわかりながら購入しているわけです。従って那覇市に売るためにもその問題を頭に入れてやっていると思います。だから単なる口約束だけではなしに、やはり契約の中に謳うべきじゃないか、相手の誠意を信じてやるということではなしに、やはり、こういう多

額の費用を投じて購入する土地については、やはりはっきり契約書の中に謳うべきじゃないか、口頭だけでいいわけですか。

○番外(経済民生部長　慶佐次盛宏君)　お答えいたします。先ほど申し上げました通り墓地のことについては、契約書の中に明記した場合は、売買上に非常に支障を来すおそれが多いので、さらに本人は時間さえ貸せば、自分が整理できるということも言われておりますし、そういうことからいたしまして、書かずに契約をしていこうと考えております。

○22番議員(黒潮隆君)　もしですね、この時間をかけても乙が撤去させることができない場合は、市は多額の補償金を出して市の負担によって撤去させようという考えであるのか、それをはっきりさせて下さい。乙が撤去させない場合には、どういうふうに責任を負わすのか、その点をはっきりさせていただきたい。

○番外(経済民生部長　慶佐次盛宏君)　お答えいたします。これはその墓につきまして重々事情を検討いたしまして補償すべきものであれば、市が最終的には、どうしても補償しなければならないと考えております。

(「休憩願います」と言う者あり)

(午後４時26分　休憩)

(午後５時20分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。今先の日程第22、公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについては、一時真剣に研究するためにあと回しにして、日程の最後に審議することにします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第26、那覇市水道事業に対する援助要請決議、議員平良真次郎外９名提出決議案第10号を議題として提案者の説明を求めます。

○11番議員(平良真次郎君)　日程第26、那覇市水道事業に対する援助要請決議案第10号について御説明申し上げます。あて先は立法院議長、主席であります。なお御賛同願えれば全員提案にしていただきたいということを申し上げておきます。それでは一応内容について案を朗読します。

上水道は住民生活の基本的施設として環境衛生、産業上はもちろん公益性の観点から必要欠くことのできない施設である。

日本本土における水道事業はその整備に当り国庫補助及び長期低利融資がなされ水道事業の助成措置が講ぜられ、充実した水道施設が整備され水道行政の運営に遺憾ない措置がなされている。那覇市の水道事業は逐年増加の一途をたどる市民へ十分な給水がなされず、水道施設資金として1953年より９次にわたり1984年までの償還年限で借入元金171万7,433ドル32セントと借入利子73万4,845ドル56セント合計245万2,278ドル88セントの巨額を投じている現状で、市独自の財政力では今後の水道施設の拡張が不可能である。ひいては水道事業の一環である水源開発や水道料金の値下げ等にも関連し、水道事業の公共性すなわち市民福祉にも支障を来たしているのである。

このときに当り水道法の立法をみたことは時宜に適した措置であり、那覇市の水道事業の現状を検討され大巾な援助をしていただきたく第53回那覇市議会の議決により要請する。

この点につきましては先ほどの予算並びに市債を起こすことで十分説明したつもりでございますが、特に水道法はお手元に配付されておりますところの44条「政府は水道事業を経営しようとする地方公共団体または水道事業を経営する地方公共団体に対し予算の範囲内において、規則の定めるところにより、水道の新設、水道施設の増設もしくは改造または災害の復旧に要する費用の一部または全部を補助することができる」。次は第45条政府の特別な斡旋の点でございますが、特に水道法が７月20日に交付されまして来年１月20日にこれが効力をみるわけでございます。こういうようなときに当局からも政府あてに計画書並びにこういった援助を要請しまして、議会といたしましても起債は限度にきておりまして、この打開策はどうしても政府の援助に仰がなければならないというような結論に達したのでありま

す。それで15万ドルを加えますとほんとうに起債限度においては一ぱいでございます。なおこの償還を従来通りやりますならば現在水道を使用している人のみがこれの償還に当たるということで、古ければ古いほどその償還がよけいかかってくるという実情にあるわけでございます。それはともかくといたしまして、この問題は重要な問題として議会も当局も連係を取りまして本問題の解決に当りたいと思って本案を提出した次第であります。なにとぞ全員の御賛同をお願いします。

（「賛成」と言う者あり）

○議長(高良一君)　ただいま全員提案にしたいということでありますのでさように取り計らい、原案通り可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　御異議なしと認め、日程第26、那覇市水道事業に対する援助要請決議、議員平良真次郎外９名提出決議案第10号は原案通り可決されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次は日程あと回しになっておりました日程第22、公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについて御審議願います。

（「議長、休憩して下さい」と言う者あり）

○議長(高良一君)　休憩します。

（午後５時51分　休憩）

（午後６時５分　再開）

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番議員(久場景善君)　経済民生委員会で本案を審議したときに、新しい事実が発生いたしましたのでお尋ねいたします。当局におきましては乙と、さらに継続して話し合う御意思がございますか、お伺いいたします。

○番外(経済民生部長　慶佐次盛宏君)　お答えいたします。もう一応地主と十分話し合ってみたいと、こういうふうに考えております。

○22番議員(黒潮隆君)　改正自治法の中でやはり市がこの法令あるいは決議ですね、決議をしていない場合、決議している場合を除いてやはり市が債務の負担をですね、これが伴うような契約をしてはならないということが自治法で改正されているわけです。そして墓の移転補償を那覇市が負うという場合は、決議していない場合はできないようになってるわけですね。これとも関連いたしますので、この自治法も検討して次のこの契約の議案を審議するときにやっていただきたいということを要望いたします。

○議長(高良一君)　休憩いたします。

（午後６時６分　休憩）

（午後６時７分　再開）

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番議員(久場景善君)　修正したと申されておりますが、これは休憩中にできないもんと話し合ったんですが、それが実際法にふれるとするならば、修正したものと、さらに当局が乙と話し合うということだから話し合いの結果によって、閉会中に継続審査させてもらうようにお願いしておきます。

○議長(高良一君)　これを12月まで延ばすということはできないでしょう。臨時会を開くわけですか。

○番外(経済民生部長　慶佐次盛宏君)　一応臨時会でやった方がいいと思います。

○15番議員(久場景善君)　休憩中に真栄田議員がいわれた通り、第２条「乙は本件土地につき小作者との問題を解決しその責を負う」と訂正し、原案として審査してもらうという申し出通りにやってもらいたいと思いますが……。

○12番議員(真栄田義晃君)　その旨本会議で説明がないと議案が成立しませんよ。委員会に付託されたのは委員会に付託されたものだから、当局が訂正することを明らかにされたならば、本会議で正式に了承を得なければならないと思います。

○番外(経済民生部長　慶佐次盛宏君)　議案第94号の、土地売買仮契約書の第２条を次の通り改めたいと思います。

「乙は本件土地につき小作者との問題を解決しその責を負う」このように訂正して、これを原案として御審議願いたいと思います。

○15番議員(久場景善君)　議長、ただいま当局から議案の訂正が出されましたので、本案を当委員会に閉会中の継続審査をなさしめるよう議会に諮っていただきたい。

○議長(高良一君)　ただいま15番議員より閉会中の継続審査をなさしめてもらいたいとのことでありますが、さよう取り計らって御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　御異議なしと認めます。よって日程第22、公営住宅建設用地売買契約を結ぶことについて、市長提出議案第94号につきましては、ただいまの委員長報告通り当局からの一部変更の要望があって、さらに閉会中における継続審査をなさしめることに決定いたしました。

○議長(高良一君)　これでもって日程全部終了いたしました。これをもちまして第53回定例会を閉会いたします。

（午後６時20分　閉会）

上会議録を調製し署名する。

1962年９月29日

議　　長　高良　　一〔印〕

署名議員　金城　力夫〔　〕

署名議員　赤嶺　慎英〔印〕

23　1962年(昭和37年) 10月　第54回臨時会[公営住宅]

10月30日(招集日)午前10時23分　開会

○出席議員（29名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	８番　名城　嗣夫君
９番　金城　力夫君	10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君
13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君	15番　久場　景善君	16番　金城　武一君
17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君
21番　金城　吾郎君	22番　黒潮　　隆君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君
26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君
30番　赤嶺保三郎君			

○欠席議員（１名）

23番　安見福寿君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長	西銘　順治君	第二助役	新垣　義徳君	総務部長	城田　清才君
企画部長	新里　博一君	経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君
水道部長	玉城　定仁君				

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第１号

第１　会議録署名人選挙

第２　会期を定めることについて

第３　公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについて（市長提出議案第94号）

〔第４略〕

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　出席議員定足数に達しておりますので、ただいまより第54回那覇市議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に印刷配付の議事日程第１号に記載の通りであります。日程に入る前に報告いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　ただいまより議事に入ります。日程第１の会議録署名人の選挙でありますが、選挙の煩を省略し議長指名で御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。よってさように決し、会議録署名人二人を議長より指名いたします。10番議員辺野喜英興君、25番議員赤嶺一男君、両君にお願いいたします。

○議長(高良一君)　次日程第２、会期を定めることについてを議題としてお諮りいたします。会期は１日にしたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。よって会期は本日１日とすることに決定いたします。

○議長(高良一君)　次日程第３、公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについて、市長提出議案第94号を議題として経済民生委員会における審査報告を求めます。

○15番議員(経済民生委員長　久場景善君)　委員長の報告前に、当局の方から訂正個所や覚書等について説明させていただきたいと思います。

○議長(高良一君)　では当局の御説明を求めます。

○番外(経済民生部長　慶佐次盛宏君)　公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについて議案第94号に対しましては、すでに９月の議会におきまして一応御審議をお願いしたわけでございますが、参考資料である仮契約書の内容について、もう一度地主とも折衝する意思はないかとの議会側の申し入れに対しまして、当局としましてはこれを受け入れまして、その後地主との折衝を続けました。問題の焦点となりました墓地の移転について地主との折衝を続けてきたわけであります。その間におきまして取得をすることについては２つの要素が含まれるものと考えまして、その２点について折衝を続けてきたわけでございます。１点は墓地の移転に必要な土地を取得するということ、２点は墓地の移転に必要な経費を負担するということでありますが、その２点につきまして重々折衝を続けました結果、地主といたしましては墓地移転用地を地主が市に無償で提供するという線で折衝がつきまして、移転に要する実費経費は市が負担するというような内容で話し合いがついたわけであります。従いまして議案第94号の参考資料の土地売買契約書の内容は一部訂正する必要が生じましたので、訂正内容を御説明申し上げまして御審議願いたいと思います。

訂正の内容はお手元に差しあげました覚書によって前にとりかわしました仮契約書が訂正されるわけでありますが、この覚書を一応読み上げてみたいと思います。

ー覚書ー　1962年９月20日付買主那覇市（以下「甲」という。）と売主那覇市字○○○○番地の○○○○○（以下「乙」という。）との間に締結した土地売買仮契約書第２条及び第10条を次のとおり改訂する旨の覚書を取りかわした。

第２条を次のとおり改める。

第２条　乙は、本件土地につき小作者との問題を解決し、その責めを負う。

なお、本件土地に現存する墳墓の移転については、甲乙両当事者間において、次のとおり処理することを互いに約した。

２　前項後段により乙は、下記表示の土地から1,900坪を墳墓の移転地として甲に無償で提供するものとする。

なお、乙は、この契約の効力発生と同時に移転登記に必要ないっさいの書類を甲に引き渡すものとする。

記

土地の標示　那覇市首里鳥堀町４丁目137番、畑857坪、那覇市首里鳥堀町４丁目138番、原野366坪、那覇市首里石嶺町２丁目250番、原野892坪、那覇市首里石嶺町２丁目251番、原野110坪、以上４筆の内1,900坪

３　本条第１項後段により、甲は、本件土地に所在する墳墓の移転についてその責めを負う。

第10条を次のとおり改める。

第10条　この仮契約書は、後日議会の議決を得たときに有効とし議決を得たときは、この仮契約をもって本契約書とする。

２　甲は、前項による議会の議決を1962年11月10日までに得るものとする。なお、同期間内に本件に関する議決を得ないときは、この仮契約を無効とすることを乙は認諾した。

３　前項後段により、この仮契約が無効になった場合であっても乙は、甲に対し本件に関するいっさいの損害賠償を請求しないものとする。

上記の覚書を証するため、本書２通作成し、甲、乙記名捺印の上各自がその１通を所持するものとする。

1962年10月29日

甲　那覇市長　西銘順治

乙　那覇市字○○○○番地の○　○○○○

以上の覚書をとりかわしましたので、前にとりかわしました仮契約書の内容の条文を訂正したいと思います。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(高良一君)　では経済民生委員会における審査報告を求めます。

○15番議員(経済民生委員長　久場景善君)　日程第３、議案第94号「公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについて」御報告いたします。

本件は第53回議会において継続審査の議決により本委員会にその審査を付託され、一方執行当局においても継続審査の趣旨に基づいてさらに十分な調査検討を行なうことにして今日に至っております。

ただいま主管部長から仮契約書の一部訂正がありましたように、委員会においても従来審査の焦点となっておりました仮契約書第２条並びに第10条に追加補正したい旨の申出を了承の上、その後の経過と現況についての説明がなされましたのであります。それによりますと、墳墓の基数が実態調査の結果、購入予定地の7,800坪には228基あって、その構造別の内訳基数はセメントブロック材による本格式の墓が９基、掘込式207基、移動式12基であるが、地形の現状からすると外部からは見えない埋没墳墓があるものとしてこれが約10基、なお本件土地に隣接する市有地には約160基あるので総数にして388基で、その移転用地として売主から1,900坪の土地を無償で譲り受けることにした。

次にこれら墳墓の移転をさせるに当り、その構造物に対する補償については原則として対象にならない解釈に立つが本事業をスムースに執行するために祭祀費用、みたまの運送費、埋没したみたまの火葬費等について改葬費として実費を支給し、その予算措置として3,846ドルを御審議願い、11月中に移転の完了をみたいとの説明と、執行当局の意向を了とし大要次の質疑応答が行われたのであります。

１　違法に設置された構築物であると断定した根拠について市の顧問弁護士も交えて法的研究をした

結論として、本件土地の墓は地主の承諾なしに設置され、賃貸借契約もなされてなく、不法占有であり、登記関係も調査したところ地積台帳にも分筆された形跡もなく、完全な未登記の土地であることにより違法構築物と断定した。

2　墓の所有権者が移転要求に応じない場合の措置について墳墓の滅失とか毀損というものではなく、土地所有権者にかえせとの要求であるから墳墓の所有者としては損害賠償などの対象にならない法的根拠も有する。よって万一そのような事態が起きた場合、最終的には仮執行の対策も止むを得ないが、可能な限りこのような混乱を避けることに専念努力して示談で解決する。なお予期されない事態に逢着する場合があったにしても双方ともに十分納得できるように対処する。

3　不法占有物件に対する「時効」の適否について

時効取得のような意思表示以外の原因による変動も登記がなされてなければ第三者に対抗できないとの解釈にたつ。なお、「土地所有権の取得時効の特例に関する立法」(1961年４月７日立法第11号)をもってしても購入予定地が市の所有になった場合、現有する墳墓は未登記の物件であるため、時効などの問題は起こらない。

以上のほか、第２種公営住宅建設計画、64年度の公営住宅建設計画、開金融資の見通し、本件土地以外の予定地等について質疑応答が行われたのち、討論に入り、まず賛成意見としては、今回第１種公営住宅建設用地として7,800坪の土地を取得するための契約締結は住宅難の緩和策として将来における必要坪数を確保するものとして妥当な措置とみる。なお、付帯施設としての道路、水道の施工についても容易に解決できるとの主管部長の説明であり、墳墓の移転に関しても執行当局の緻密な調査と計画を完了したとのことである。よって本件から派生する諸問題について市民に不利益を及ぼすことのないよう完全かつ円滑な執行をして貰いたい。

これに対する反対討論の発言はなく、採決の結果全会一致をもって議案第94号「公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについて」は原案通り可決すべきものと決定した次第であります。よろしく各位の御審議を願い本委員会の決定に御賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　ただいまの経済民生委員長の報告に対して質疑に入ります。

○22番議員(黒潮隆君)　ただいまの委員長の報告からしますと、不法建築物であるためにその移転補償をすべきではないという御報告がありました。しかしながら都市計画法からすると、建築基準法の場合はその通りであるが、都市計画法からすると違反建築物の場合でも補償しなければならないという見解に立って兼次市長時代にもこの問題が出されて、これは旭ケ丘の問題であります、その時に現在の委員長も補償すべきだという見解に立っておりました。また人民党の議員を除く全議員でもってあのガーブ川の工事に伴う立退補償その周辺にはやはり不法建築物である屋台がありました。さらに平和橋下流そこも不法建築物でありながら完全に立退補償をしております。そういう点から考えた場合、この委員会で審議されているのは、この不法建築物には補償はしないのが正しいというふうに可決しております。それについて以前と今度の相違について御説明願います。

○15番議員(経済民生委員長　久場景善君)　補償せないということは、原則的には補償せない。ただし改葬費はやるということになっておりますが、そういう御審議も当委員会といたしましては、質疑をかわしたのであります。もちろん旭ケ丘の問題、あるいはガーブ川の問題にも及んだのでありますが、あの問題とはいささか趣旨が違うというような当局の御意思でありますので、当委員会としてもこれを了としたわけであります。

○22番議員(黒潮隆君)　本員が言っているのは移転補償の問題であります。あのときは問題が違うということですが、どういうふうに違いますか。

○15番議員(経済民生委員長　久場景善君)　これは当局の方から説明願います。

(「議長、ただいまの件について補足説明を」と言う者あり)

○24番議員(赤嶺慎英君)　ただいまの22番議員の御質疑によりまして、委員長は当局にということでありますが、24番議員補足説明したいと思います。補償の問題につきましては委員会におきましても相当審議をかわされております。それで22番議員の御質疑もある通りに旭ケ丘の問題、それからガーブ川の問題も盛んに質疑がかわされまして、いかなる法律で向こうはなされたかということも質疑をかわされております。ところが結論と申しましては、今回の補償ということができないという論点に立ったのは、ガーブ川、旭ケ丘の場合完全に建築によっては違法かどうかは知らないけれども地主ということについては全然関係がない。今回の場合はかりに本案が決定した場合は所有権は那覇市であって、所有権を認めておるので、その所有をかえしてもらいたいという趣旨であるがゆえに都市計画法によって立ち退きされたガーブ川、旭ケ丘とはいささか違う。と申しますのは、ガーブ川の地主は別個におり、それは那覇市並びに政府が都市計画事業を完成するために手を入れたために地上物件者に対する補償は考えなければならないという論点に立って本議案は審議されたということを委員長の報告にかわり補足説明いたします。

○22番議員(黒潮隆君)　ただいまの答弁によってさらにお尋ねいたします。

私はあの公営住宅の建設はやはり都市計画の一環だとみております。同じ那覇市の都市計画、マスタープランの都市計画法に従って同じだというふうにみております。さらに那覇市以外の地主の土地に建てられている違反建築物は都市計画に基づいて那覇市が補償する。しかしながら那覇市が購入する土地に建てられている違反建築物は補償しないということは大きな矛盾があると思います。他人の土地に建てられている建物については移転補償をするし、自分たちが購入した土地に建てられている違反建築物の補償については補償しないということは、これは矛盾するのではないか。これはもっとくわしく御説明願います。次に進みます。

(「委員会と全然違う」と言う者あり)

違うなら違うと答弁したらどうか。改葬料の内容と算定の基準、これを答弁願います。

(「当局にですか」「委員会にです」と言う者あり)

○15番議員(経済民生委員長　久場景善君)　改葬費は本格的なのが９基で、１基あたり約平均10柱に改葬費の27ドルをかけたものであります。だから27ドルは祭祀料が５ドル、運搬費が２ドル、改葬費が20ドルとなっております。掘り込み式が207基で改葬費が17ドル、その内訳は祭祀料５ドル、運搬費が２ドル、改葬費が10ドル。移動式が７ドル、その内訳は祭祀料が５ドル、運搬費が２ドルということであります。

○22番議員(黒潮隆君)　運搬費の差額ですね、これはやはり建築構造によっても違うとみております。しかしこの改葬費ですね、これの場合でも墓に入っている遺骨これの量によっても違うとみております。さらにこの墓を移転したための「スーコー」ですか、これは大きいだろうが小さいだろうが同じ経費だとみております。この算定の仕方に問題があると思いますが、平均16ドル86セントだということになっておりますが、私たちが識名、繁多川、真地、ここで墓地を建設する業者に調査してもらったところ、やはり掘り込みの墓、これは完全に100ドル以上かかるというふうに言っております。そうなると、その半額を補償するとしても50ドルですから、100ドル平均かかるのではないかと言われておりますが、この平均、ブロックが27ドル、掘り込みが17ドル、移動式が７ドルという線が出ておりますが、これは墓の持主と市当局の話し合いによって完全に相手方が承諾しておるかどうか、これも審議なされたか。

○15番議員(経済民生委員長　久場景善君)　承諾しております。補償費につきましては、少な過ぎるということを委員会でも審議しておりますが、このままにしては必ず紛糾が起こるのではないかということを前提のもとに審議しておりますが、当局において責任をもってやるんだということでこれを了承しております。

○22番議員(黒潮隆君)　本員が質問しているのは、相手方が承諾して、そこにはっきり文書等で、当局と墓をもっている人とこれが円満に解決しているかということをお尋ねしております。

○15番議員(経済民生委員長　久場景善君)　質問の点についてやっております。審議はいたしたのでございますが、そういうことについては、当局があくまで責任をもつんだという趣旨のもとに当局におまかせ

したわけです。

○22番議員(黒潮隆君)　審議したことは、先ほどの答弁でよくわかりますが、墓地をもっておる地主と市当局とですね、文書をもって私たちはこれだけで完全に立ち退きますということが、とりかわされておるかということを委員会で確かめておるかということをお尋ねしております。

○15番議員(経済民生委員長　久場景善君)　確かめております。そういう何で紛糾が予想されたが、この補償費は少ないんじゃないかということで追及はしておりますが、先ほども申し上げましたように当局が責任をもって、その解決にあたるんだということで委員会としては了承したわけです。

○13番議員(儀間真祥君)　本員は経済民生委員会の一員でありますけれども、経済民生委員会で決をとるときに、その討論の中で、本員はまだ調査する必要があるという意味で本員の結論は、本会議で申し上げるということで退場した。それで今調べてみますと、質問したいのがありますので当局にお尋ねいたします。この土地を○○から買っておりますけれども、○○は誰の斡旋によってこれを買ったか、その点を調査したことがあるかどうか、お尋ねいたします。

○番外(経済民生部長　慶佐次盛宏君)　ただいまの経済民生委員の儀間さんの御質問にお答えいたします。当局は○○に頼んでおりまして、その中に介在者はおりません。さらに、○○と最初の地主との間の介在もなかったと考えております。

○13番議員(儀間真祥君)　本員はこの点につきまして一応調査をやった。その点では○○はちゃんと中に立った人がおります。この値段もおおよその検討はついておる。こういうことも調べないで議会に提案するということは間違いであると思います。

　もう１点お尋ねいたします。これは７月から市は○○に頼んだと申しておりましたが、前の本会議で、この場合一応斡旋手数料が出るべきです。そうでなくて○○に名義が変わったから、○○から買うようになっておる。これには何かいきさつがあると思うが、これはどんなものですか。

○番外(経済民生部長　慶佐次盛宏君)　さらに儀間議員にお答えいたします。御質問の要旨は、どうして手数料制度でしなかったかということであると思いますのでお答えいたしますが、われわれといたしましても要はできるだけ早く買おうという考え方に立ってやった方法でありまして、その前に、数個所の土地の物色を市当局が行いましたところ方々で高価な地価を表明されまして、その結果これ以上市が直接地主とあたった場合は、周辺の地価を暴騰させるような原因になるということで、それよりは第三者を頼んでやった方がむしろ安く手に入るということで○○氏に頼んだわけですが、その依頼の方法としまして手数料制度とそれから単価で買いとるという２つの方法を考えまして、両方の功罪についていろいろ協議いたしました結果、手数料制度によりますと○○氏が買い取る場合に単価引下げの努力が鈍ってくると、さらにもう１点は、手数料制度によって買い取る場合はほんとうに買い取る相手を地主に表示しなければいけない。その場合に市の申し入れによって買うんだということになると再び地価を上げるんじゃないかという当初の状況から勘案いたしまして、手数料制度はやめにいたしまして、○○さんにはできるだけ市としては予算の範囲内で大面積を買うんだが、団地造成という意味で単価を引下げて交渉してくれということでやったわけです。以上の理由に基づきまして手数料制度を廃して、あくまでも単価折衝ということで行いました。

○８番議員(名城嗣夫君)　議案第94号は去る９月定例会において本議会において慎重審議をしたのでございますが、それも参考書類として付されている仮条項について疑義の点があるということで継続したのでありますが、この疑義の点がどちらにあったかと申しますと、本日の議会に覚書として提出してありますところの第２条及び第10条に疑義の点があるので、継続したことになっております。それで本会議において問題になりましたところの墓地の実態並びにその移転について当局としても十分にそれが調査検討なされていないということで本日の臨時議会となったわけでございます。よって質疑は十分９月の定例会において尽くされ、また疑義の点については先ほども委員長報告もございました通り、十分なる委員会の審議もなされて委員諸公の賛同も得ておるわけでございます。よって本議案は一応質疑を打ち切って討論に入ったらどうかというふうに考えておりますが、そういう点でこの質疑が継続されるにしても、やはりたらい回しで同じところをくるくる回しになりかねないというふうになっておりますので、質疑を打ち切って討論に入っていただくよう動議を提案いたします。

○議長(高良一君)　ただいま８番議員から動議が出ております。質疑を打ち切り討論に入って御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

多数御賛成であります。よって質疑を打ち切って討論に入ります。

（「少ないでしょう」「そんなやり方はいかぬよ」

「３、４名しか手はあげてないんです」「多数じゃない」と言う者あり）

（議場騒然）

○３番議員(又吉久正君)　今の動議について反対します。と申しますのは、この問題はまあ公営住宅という意味合いでこれに真っ向から反対することはどうかと思います。しかしながら、この土地購入につきましては多々まだ疑問が残っております。その疑問を質疑し、納得のいくまでかわさぬで、数でこれをおしていくということは議会制度のあり方が感心しない。十分質疑はかわされてない。本員も質疑を準備しておるし、もう少し全会一致で可決していくことが将来のためにも議会制度のやり方もいいじゃないか。現在のように質疑をたった２人、こういう重要な問題を２人に質疑をさせて打ち切るということは、臨時議会招集した甲斐がない。従いましてもう少し質疑をかわさせてから納得がいったら、みんな全会一致でいくと思いますので、そういう点で議会運営をしていただきたい。

（「議長、休憩して下さい」と言う者あり）

○議長(高良一君)　休憩いたします。

（午前11時９分　休憩）

（午前11時25分　再開）

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。討論に入ります。

○13番議員(儀間真祥君)　賛成討論がないようですから、一応本員は反対討論をいたします。この土地問題は、前の第53回議会にも委員会では一応通ったわけですが、本会議において蒸し返して、それで委員会に再付託になったといういわくつきの議案であります。それで本員としてもまだこの問題については質疑もあるわけですけれども、今の質疑を打ち切って討論に入ろうということになって、質疑が打ち切られたわけでありますけれども、反対討論として、○○の世話をした人は誰か、調査したことがあるかと聞いたら、わからないと言っております。これの世話をした人はおります。その人は牧志の方で○○という人です。この人が○○から買ったのが坪当り１ドルくらいになっている。それを○○が世話になって買って、それを那覇市に売っているわけなんです。それがですね、９日間に１万1,700ドル余ももうけさせているわけです。これは斡旋手数料にした場合は１万ドル以上は１分５厘になっております。そうすると、460ドルになるわけです。これからみましても、市民の利益をこういうふうな一部の人々にもうけさせている。もうけさせているということは、そういうことがあってはならないと思っております。

　それから人民党の議員が、あるいは人民党の議員を含めて良心的な議員は、この問題については、十分検討する必要があるというので今まで十分ではないが質疑されて、その質疑の中から1,900坪余多くなっている。これは大きな市民に対しては利益であります。これをこういう利益になるようなことを一応伏しておいて、一部の階級の利益をはかるようなことが今議会でなされようとしております。といいますのは、８番議員が代表されて質疑打ち切りの動議を出して進行しなさいということからでも、はっきりしている。これはですね、市民の利益を守ることに対して、反対の方向であります。まだまだ質疑を続けてやればいくら多くなるかわからない。こういったように、場合によっては１ドル20セントで買える結果になる。こういうようなことを伏して一部の特権階級の利益を守るということがあってはならない。そういう意味でわれわれはこの問題に対しては反対しなければならない。もちろんわれわれはこ

の公営住宅、これを作ることに対しては、現在の市内では１万2,000世帯あまりの住宅難、不足の人がある。それを早く作らなければいけないということは重々承知しており、また従来も主張していたにもかかわらず、この斡旋の点については一部の階級の利益を擁護しているようなことをやっている。こういうようなことじゃいけない。われわれ議員は那覇市23万市民の利益を優先するということが先決であります。そういう意味におきまして、われわれはこの問題に反対しなければいけないということを申し上げ反対理由にします。

（「反対討論があれば賛成討論だ」と言う者あり）

○24番議員(赤嶺慎英君)　本員は経済民生委員会に所属しておりますので、委員会におきましても本員は賛成してしかるべきであるというふうな討論を試みましたが、本会議におきましても討論を試みたいと考えております。

市長提案の日程第３、公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについてという議題に対しましてその説明は公営住宅を設置したいので、その敷地の売買の必要があるため本案を提出すると、はっきり明記されております。そこから論点を見出しまして公営住宅には第１種公営住宅、第２種公営住宅がありまして、６月定例議会におきまして63年度、64年度にそれぞれ110世帯、第１種、第２種公営住宅もそれぞれ90世帯の予算が追加されております。こういうことから鑑みまして、この公営住宅建設用地ということは第１種第２種を併置するところの公営住宅かという質問に対しましても、公営住宅法の趣旨、法の目的からして、今回とろうとする土地は第１種公営住宅にするというふうな当局の決意であります。そこにおいて第１種公営住宅はこの地に建設しようと試みておるわけでありますが、すでに63年度においても110世帯の計画はされまして、これを政府の民生５ヵ年計画で64年度におきましては500世帯の公営住宅の建設を計画しておるやにその答弁に接しております。

そういう点からしました場合に那覇市の現在の住宅難からいたしまして、この市の郊外に果たしてまとまった土地がこの値段で獲得できるかということは、はなはだ困難視しなければならないと本員は考えておる次第でございます。そういう論点からいたしまして63年度に110世帯、さらに琉球全体にまたがる公営住宅と考えますけれども、政府に500世帯の計画があるということで敷地を確保しなければならないが、その大半を那覇市に建設してもらいたいということは、はなはだむずかしい問題だと本員は考えるのであります。さらに第２種公営住宅も住宅難の現段階からいたしまして、すぐこれにも着手してかからなければいけないという市当局の答弁にも接しております。そういう論点からいたしましてこの住宅はどこにつくるか、この論点からしまして日本の大阪方面にも該住宅街はできたが、それに付随するところの道路網ができておらぬ、あるいは水道の設備ができていない。これは金がかかるので、なかなか困難で水不足の市街地におきまして、住宅地として困ったという実例がありまして、委員会におきましても、その質疑もかわされたのでありますが、先ほど委員長から御報告がありました通り、道路に対しましても水道に対しましても、とりあえず110世帯分は早急に布設してやる自信があるという御答弁にも接しまして、そういうことからいたしましてこの7,800坪という坪数はぜひ今回確保してもらわなければいけないと本員は考えまして本案に賛成するものであります。さらに申し上げますと、参考資料の契約の内容に及ぶけれども、補償の面云々、地価云々も委員会におきましても再三論議されたわけでありますけれども、あくまでも売買するということにつきましては、ひとの買ったときにこれだけであれば、自分も買っておけばよかったということは世の中の物件の売り払いの現実の姿であります。よって人民党諸氏のおっしゃることは確かにうなずけるところもありますが、当局が公営住宅を建設する意欲、市が直接この土地を買いに行ったとき不利益になるような値段で買わされるという現実の姿からにらみ合わせた場合に、これもやむを得ない順当の措置じゃないかと本員は考えております。以上の観点からいたしまして、この公営住宅ができるだけ本年度はいざしらず、市郊外地に得られる団地計画の住宅というものの獲得の困難が予想されます。早くこの土地を取得して政府ともタイアップして将来の敷地も確保して市の住宅難を一日も早く解消されることを要望し、さらに補助金がこれの問題におきましても委員会におきまして、相当論議がかわされましただけに、市民に対してはあくまでも示談で納得のいく線で解決してもらうよう要望いたしまして本案に賛成いたします。

○22番議員(黒潮隆君)　公営住宅を建設させるさせないは、やはり公営住宅を建設したいという市長の提案のときに審議してしかるべきであります。さらに私たちも、やはり今の那覇市の住宅難からして公営住宅を早急に設置すべきであるということは、前の議会で主張しているし、そのために公営住宅法を作れということも全会一致で決議しております。やはり一日も早く市民の住宅難を緩和するために公営住宅の設置という点から、どの議員でも反対はできないとわれわれはみております。しかしながらこの議案に賛成する議員の御意見は一日も早く作れということを言われております。しかしながら一日も早く作るためには、ここにある墓地、この撤去移転の場合に、今までの都市計画を進めるにあたって、やはり立ち退きというのが一番大きな問題となってくるのであります。さらにガーブ川のあの改修工事の場合にも、市当局は何年何月までには完全に撤去させることができるという答弁をしておきながら、それが執行できなかった。どの市長の場合にも、この移転の問題というのは非常に困難な問題になってくると私たちはみております。そのためにここにある墓地をわずかばかりの涙金で立ち退きをさせることは、非常に問題が長引いてくるんじゃないかというふうに私たちはみております。そのためにも十分審議をやりたかったが、経済民生委員会に所属している10名の議員はよくその内容は承知しておるかも知れませんが、われわれはそれを質疑し、そして明らかにしなければならなかったが、その質疑が打ち切られて十分に質疑をかわすこともできませんでした。しかしながら敷地を購入するにあたって、９月の議会で○○○○氏が４ドルで○○から買って那覇市に４ドルで売るという答弁をしたときに、ブローカーがもうけないで登記料も欠損してやるかということに対して、やはり市民のそういう事業に協力するために（聴取不能）、しかしながらわれわれが調べた結果は２ドル50セントで購入しております。それを追及したら、それぐらいはブローカーはもうかるでしょうと。市に対して同じ購入した値段で売り協力するということであればですね、市が心配するような土地購入の意欲がそがれるという心配は決してないと思います。やはり斡旋料は、斡旋料としてふやしてもよかったんじゃないか。さらに3,000ドル余の墓地に対して改葬料が予算にも、次の日程に出て参りますが、これも１万1,700ドルも９日間でもうかっている地主に対して、それも含めて3,000ドル余であれば出せなかったんじゃないかと、こういう折衝も十分すれば成功したんじゃないかとわれわれはみております。前の議会でありますが、あの崇元寺の市有地を琉石と交換した土地でございますが、これを生長の家に随意契約でやろうとするのを一宗教団体の利益になるような売買では困るということで、議会が反対したために公入札をして、あの随意契約よりもずいぶん高額で売っております。これもやはり市民の利益になっております。こういう点からした場合に、やはり土地を売る人も買う人もそこで安くしたり、いろいろ相談ができたんじゃないかというふうにみておりますが、先ほどの13番議員の反対討論の中にもありましたとおり、この○○から○○○○さんが買うときに中に入って9,000ドル余りで買った人がおります。それが何名かの手を経てくるとつりあがっていくし、坪４ドルというのは財産評価委員会が評価しているし、土地の価格はそのときの値打によってきまるので、その坪４ドルもやむを得ないと思っております。さらに、やはり墓地を移転させるために金をかける。これは当然そういう契約をした場合は相手方が瑕疵担保それから危険担保の責任を負わないというのを契約に残したといわれております。そこでもっとこれに時間をかければ3,000ドル余の経費もこれを乙に負担させることができたんじゃないか、それでもずいぶんもうかることになるのであります。そういう点からしても私たちはこの議案に対して納得できかねるわけであります。この移転費用、これを出すか出さないかについても大きな疑問をもっております。先ほど委員会において２回質問したとき、２回目の答弁は全然ありませんでした。やはりこれを都市計画に従って、この計画を進めるにあたって、市民の財産を移転させる場合には一貫した考えを貫いていく、そういう見解に立ってあのガーブ川改修工事は政府の責任においてなされている事業であります。これに対して８万1,000ドルの立ち退き補償費を市は出しております。やはり市が独自に市の進める計画であれば、個人

の土地であっても違法建築物に対して補償費を出す場合には同じように出すべきであります。そういったのが正しいという見解に立ちまして、この移転問題も考えまして、私たちはこれに大きな問題を残し、また16ドル余り、平均16ドル余の涙金で墓を立ち退かさせるということは、非常に忍びないものがあり、これも乙の責任でやってしかるべきじゃないかという観点からこの94号議案に反対いたします。

(「休憩して下さい」と言う者あり)

○議長(高良一君)　休憩いたします。

(午前11時42分　休憩)

(午前11時47分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番議員(久高友敏君)　本員はこの公営住宅を建設する用地売買の件についてはさっきから論じられておりますが、このだれからだれへ渡ってだれが買った、そして余計もうかり過ぎたということは、われわれ論ずる必要はないと思います。ただ問題は適正なる評価によって、つまり土地評価委員会が3ドルから5ドルまでの、その評価に基づいて4ドルでやったその努力は認めます。しかしながら問題はこの評価の中の、つまり委員会でもこれはまだ十分に審議されていないようであります。つまり首里鳥堀町の4丁目137番地の畑875坪、さらに鳥堀町4丁目138番地の原野366坪、それから石嶺町2丁目250番地の892坪、なお石嶺町2丁目251番地の110坪、そのうち1,900坪だけを市に無償で提供するということになっておりますが、私がこの問題を先も休憩中にお尋ねいたしましたが、しからばこの1,900坪はどこから幾坪、この筆から幾坪、つまり4丁目の何番地の畑875坪の中から幾坪、さらに4丁目の138番地の原野366坪から幾坪、石嶺町2丁目250番地の同じく原野892坪のうちから幾坪、石嶺町2丁目251番地の原野110坪から幾坪、そして合計1,900坪を無償譲渡するというような明確なものが何もないのであります。私が申し上げるのは、そこに300幾坪かの、この4筆の合計をいたしました場合に2,225坪になり、しかし市に今無償で提供しようという、○○○○さんが市に1,900坪を無償で譲渡するという契約の内容になっておりますが、しからばそこに300余坪の土地が余るんだが、これはどこに余るかこれが明確にされていない。それで休憩中の当局の説明では市が必要な分を使って残りというふうな説明でありましたが、なおつけ加えて市当局が1,900坪あれば、この墓の288基は十分受入れができるということを説明されております。しかしこれに関連して、現在議案には出ておりませんが、いずれ団地計画するその隣にある市有地……これにも240から250基以上の墓があるわけですが、将来団地計画してこれを将来立ち退かさなければならないが、これだけあれば当分は差しつかえないと言っておりますが、私は将来必ずあの墓も立ち退きさせなければ、結局将来の公営住宅あるいは市営住宅の建設に支障を来すと私はみております。だからこういうようなわざわざ300幾坪かの土地を残したということは、○○○○さんの気持は多少自分ももうかったから市の公営住宅、都市計画に協力しようというその気持からしてこの土地も提供しようというような考え方があるのではないかと考えておりますが、しかしなぜ300幾坪かを残したかということは、今なお疑問が残っております。だから○○氏がもうかろうがもうかるまいが適正な値段で買ったからいいが、なぜ300坪余を残したのか、先ほどの休憩中に申し上げました、提供者の権利でいくらこれを残そうが残すまいが、それは向こうの権限であります。だから1,900坪はくれるといって喜んでいい個所を残された場合はなおさら、○○さんはもうかるということであります。だから地主にも私あたってみましたが、それだけの誠意をもって仲介しているので、いずれは無償で提供するということでわれわれは安く売ったと言っておりますが、しかも地主が安くして市に提供し、さらにいいところを○○さんが残された場合はどうするかということ、市はそういうことをまだ全然考えていないのであります。そういうことで私はこの分についてはまだわかりませんが、そういう疑問点がまだまだありますので、そういう観点からいたしまして、この議案に対してはまだ承諾しかねるものであります。

(「進行」と言う者あり)

○1番議員(大山盛幸君)　真心をこめてやった仕事が、すなわち善意をもってやった仕事が誤解を受け、あるいはまずい結果になるというようなこともありますが、この議案もその1つに該当するんじゃないかと思料いたします。当局が9月19日に間に合わすことができないので20日に仮契約を結んで21日に大急ぎで提案して一日も早く公営住宅を作りたいというその善意。しかしその途中における努力は十分に認められますけれども、今日のようにそうとう批判を受けており、本員も2点について考えてみますと、1つは土地の購入の方法について、当局としては市自体がこの問題を探し回って斡旋すると申し出があるとこの土地が暴騰するおそれがある。それは今までの経験を通しての立場からそういうふうになったと思いますが、これをブローカーに頼んでやったということについてはもう少し考えてしかるべきじゃなかったか。1万ドル以上もうけさせて、商売だからいいんじゃないかと言うてしまうと、あるいは誤解を受けることも考えられるし、もう少し議会と市が提携して努力していけるような方法があったんじゃないか。たとえば今回の問題にしても、首里の方に土地を求めるということであれば、わずか3名しかいない首里の議員に一言でも話してもらえば、○○の土地でもどちらでも十分に折衝できる自信がある。2ドルで買えばそのまま市に紹介してやるぐらいの自信がある。それを1万ドル以上も、もうからしたということについて妥当というならば、背任行為といわれても止むを得ないと思料いたします。今後の問題もありますので、次は真和志、小禄にも考えられることでその団地計画があるならば、もっと腹うちわって野党だろうが与党だろうが、ほんとうに市のために尽くそうと思う気持があるからして、その地域の問題については地域の議員と相提携してやり、もっとすなおな気持があってしかるべきだと思料いたします。これは土地評価委員会から適正だとみているので、さらに安くするということはできないと思います。この問題が出たらあの辺はもっと地価が上がるし4ドルではかえって安くなると思います。それで今後の問題もありますので特に御注意していただきたい。

もう1つこの場所には、7,800坪の場所は本員もよくあの場所はわかるが、すぐ気づくのは墓地の問題。最初墓地が幾つかということに対して100基ぐらいだと、それから236あると、休憩中に議長室に集まったら400もあると、それに対してはっきりした対策が講じられていないという点から当然補償という問題が起こる以上、これに対する対策を講ずる点においては、どうしても9月定例会で処理できないということで、全会一致でその対策を講じてもらうべく継続審査になったわけでありますが、この議会のとった処置は直ちに市民の不安を招いたと思いますが、あの1,900坪の土地を地主が購入して市に無償で提供する、もうかった地主はそのくらいは当然市に提供するということは、議会のとった態度は市民に大きな利益を招いたということは議会としてこれは誇りをもっていいんじゃないかと思います。ただこの補償の問題については市有地の、これは相当の墓地があるが、これは戦前からの墓地地帯でございまして、その撤去については相当検討しなければできない問題であるが、この○○所有の墓地は戦後これができたものであると、しかし今は相当の数で258基近くも墓があって、その中にはほとんどくりぬきの墓地があるが、その所有者の中には自分で掘って自分の墓にしたのもおります。いわゆる専門の墓作りの人々が作ったのを高価で買入れて自分の墓地として使用している地主もおり、こういうような墓の地主に対しては非常に気の毒であり、彼らには市有地であろうがそういうことは考えない。ただ戦後こわされて墓がなくなって、とても作ることができない。しかし墓はどうしても求めなければならない。幸い墓があったから高いと知りつつ、5、6百ドルで買ったということも聞かされております。そういうものに対しては補償が果たして、これだけの補償でいいのかどうかということも検討されますが、市の説明によりますと、法的には補償しなくてもいい。ただし、せっかくそこに墓地をもっている関係上どうしても移転についての実費計算で支給しなければならないという気持はりっぱだと思います。ただその中には特別なものがあるかも知れない。あるいは……そういう地主を煽動していろいろな工作をやっているような話も聞こえますならば、当局としてはこの墓の地主に対する折衝については最も慎重にやると同時に、この○○の土地に墓地を作った者の中にはもうあきらめている人もいるし移転しなければならない人もおります。それから市の購入した1,900坪の場所は遠いからほかの所にいこう

という人もおりますので、早目にこういう墓の地主に当って円満に解決するようにやってもらいたい。もしこれがこの3,800ドルの予算で十分にできないならば予備費もございますので、そういうことも円満にいくようにやってもらいたいということを要望いたします。結局こういうふうな当局のとった態度の不満のために、それを理由にして私はこれに反対するということはあまりにも積極さが足りない。もっと積極的にこの問題を考えてしかるべきじゃないかと本員思料いたします。いわゆる公営住宅の必要性はわれわれが云々するまでもなく、どなたもその必要性を痛感しておりますが、この契約の文書に第２項にはいわゆる11月10日までに議会の議決を得るものとするということがはっきりうたわれております。この議案に対する質疑がかわされて、そしてその質疑の中にこの問題が十分に取り上げられてもっと慎重に検討しよう、あるいは325坪の分については、これだけは提供するようにさせようということはもっと議会が積極的にこれに向かって検討して、もっと折衝して、そして11月10日までにしようという気持で、それができればそれにこしたことはないと思います。しかし当議会のルールに従って質疑が打ち切られ討論に入ったところでこれを延ばすことはできないと思います。もっともっと積極的にこの問題を検討する必要があるんじゃないかと思います。その意味から本員としては、いわゆる市が急いでいる、また政府としても市を督促して早く公営住宅の費用が捻出できるようにせよという、急いでいるところの公営住宅の設置は一日も早くさせるということが大きな狙いでないといけないと思います。こういうような市のミステークもあるが、それを理由に反対するということはあまりにも消極的過ぎて感情的じゃないかと思うわけでございます。そういう面から当局としても今後小禄の方に来年は、あるいは今年度にあるかもしれませんが、特に議会と当局がもっと腹を打ちわって、こういう問題も話し合って、できるだけ市民の福祉を招くように安い土地を購入できるような方法を考える必要があるんじゃないかということで、墓地の移転について円満にトラブルを起こさないように一日も早く解決して促進していただくように要望申し上げて本議案に賛成するものであります。

（「進行」と言う者あり）（議場騒然）

○議長(高良一君)　では討論を打ち切って採決に入ります。本件は特別多数決でありますのでその点御了承願います。日程第３、公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについて、市長提出議案第94号に御賛成の方挙手願います。出席議員28名に対して賛成24名であります。よって絶対多数でありますので、原案通り可決せられました。

（「ありがとうございました」と言う者あり）（笑声あり）

〔中　略〕

○議長(高良一君)　これをもって第54回臨時議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午後１時14分　閉会）

上会議録を調製し署名する

1962年10月30日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　辺野喜英興〔印〕
署名議員　赤嶺　一男〔印〕

24　1962年(昭和37年) 12月　第55回定例会[議会]

12月13日(招集日)午前10時12分　開会

○出席議員（25名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	８番　名城　嗣夫君	10番　辺野喜英興君

11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君
15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	18番　友利　栄吉君	20番　久高　友敏君
21番　金城　吾郎君	23番　安見　福寿君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君
26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君
30番　赤嶺保三郎君			

○欠席議員（５名）

７番　上原　隆正君	９番　金城　力夫君	17番　宮里　敏慶君	19番　喜久山朝重君
22番　黒潮　　隆君			

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君	
収入役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君	
経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君	
消防隊長　宮平　栄治君	選挙管理委員長　赤嶺　正一君		

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第１号

第１　会議録署名人選挙
第２　会期を定めることについて

〔第３～第40　略〕

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　出席議員定足数に達しておりますので、これより第55回那覇市議会定例会を開会します。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は印刷してお手元に配付してありますのでそれによりご了承願います。日程に入る前に報告いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１、会議録署名人選挙についてでありますが選挙の煩を省略し、議長から指名して御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認め今期議会の会議録署名人二人を議長から指名いたします。11番議員平良真次郎君、26番議員比嘉朝四郎君、両君にお願いします。

○議長(高良一君)　日程第２、会期を定めることについてを議題としてお諮りします。休憩します。

（午前10時27分　休憩）

（午前10時35分　再開）

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま休憩中にお諮りしました通り、日程第２、会期を定めることについては、12月13日から12月25日までの13日間の会期といたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日はこれをもちまして散会いたしまして、明14日午前10時、再開することにいたします。どうもありがとうございました。

（午後12時７分　散会）

上会議録を調製し署名する。

196　年　月　日

議　　長　高良　　一〔印〕

署名議員　平良真次郎〔印〕
署名議員　比嘉朝四郎〔印〕

〔12月14日、15日、24日会議録　略〕

12月25日(第５日)午前10時34分　開議

○出席議員（26名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君
13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君	15番　久場　景善君	16番　金城　武一君
17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君
21番　金城　吾郎君	22番　黒潮　　隆君	23番　安見　福寿君	24番　赤嶺　慎英君
25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君
29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君		

○欠席議員（４名）

６番　渡口麗秀君　７番　上原隆正君　８番　名城嗣夫君　９番　金城力夫君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君	
収 入 役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君	
経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君	
消防隊長　宮平　栄治君			

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第５号

〔第１～第36、追加第１　略〕

追加第２　議員定数の一部改正について（議員大山盛幸外29名提出議案）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　出席議員定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は印刷の上お手元に配付してありますから、これにより御報告にかえます。

〔中　略〕

（「議長、動議」と言う者あり）

○１番議員(大山盛幸君)　日程追加の動議を提案いたします。「議員定数の一部改正について」を日程に追加し、議題としていただくよう議長よりお諮り願います。

（「賛成」と言う者あり）

○議長(高良一君)　ただいまの動議は成立しております。本動議を日程追加第２とし議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　御異議なしと認めます。よって日程追加第２、議員定数の一部改正についてを議題として提案者の御説明を求めます。

○１番議員(大山盛幸君)　案文ができておりますので、一応読みあげて説明にかえたいと思います。

議員定数の一部改正について、市町村自治法施行以来４度にわたる制度の改革により市町村自治体の組織の充実と向上に寄与されたことは、行政に参画する議会として同慶に堪えません。市町村自治法は

市町村の組織及び運営の全般について基本的な事項を規定し、自主立法の精神に基づいて制定されているが、なお制度の不備が散見される。ちなみに那覇市においては首都的性格と人口規模から打ち出される諸政策の遂行と民意を諸行政事務に反映させるため、その事務は広汎多岐にわたり、しかも専門化し、技術化していく現状から本会議だけでは容易に精細な審議調査はできない。それゆえに審査手続きの一段階としての委員会制度がいかに重要視されているかが窺える。しかるに市町村自治法の議員定数が30人に定限されているため、現行制度では人口規模に応じた適正なる常任委員会の設置は望まれず、その結果十分なる議会活動ができない。本土における議員定数は人口20万以上30万未満の市で44人、人口30万以上の市で48人となり、その委員会活動も合理的、能率的に運営され、議会の内部機関として十分その機能を発揮している現状である。かかるゆえに現行制度の改正が望ましく、その隘路を打開するために地方自治法第91条に規定される議員定数まで引き上げ、市町村自治体における常任委員会制度が組織と住民との間に立ってよく民意暢達の役割を果す機関であることを十分御賢察なされ、市町村自治法第33条第１項（議員定数）の規定を、地方自治法による議員定数に改正せられるよう第55回那覇市議会の議決により要請いたします。

なお本案のあて先は、立法院議長、行政主席となっております。本案は全員提案でありますので、質疑討論を省略して採決に入っていただくよう議長よりお諮り願います。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　御異議なしと認め採決いたします。日程追加第２、議員定数の一部改正については、原案通り可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　御異議なしと認めます。よって本決議案は原案通り可決されました。

〔中　略〕

以上をもちまして第55回那覇市議会は終了いたしました。どうもありがとうございました。

（午後３時35分　閉会）

上会議録を調製し署名する。

1962年12月25日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　平良真次郎〔印〕
署名議員　比嘉朝四郎〔印〕

25　1963年(昭和38年)３月　第56回定例会[米軍事故、財政]

３月16日(招集日)午前10時17分　開会

○出席議員（25名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	７番　上原　隆正君	10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君
12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君	15番　久場　景善君	16番　金城　武一君
17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君
21番　金城　吾郎君	22番　黒潮　　隆君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君
26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君
30番　赤嶺保三郎君			

○欠席議員（５名）

６番　渡口　麗秀君　８番　名城　嗣夫君　９番　金城　力夫君　14番　高良　　一君

23番　安見　福寿君
○市町村自治法第61条による出席者
市　　長　西銘　順治君　　第一助役　古堅　宗徳君　　第二助役　新垣　義徳君
収 入 役　渡口　政行君　　総務部長　城田　清才君　　企画部長　新里　博一君
経済民生部長　慶佐次盛宏君　　建設部長　花城　直政君　　水道部長　玉城　定仁君
消防署長　宮平　栄治君
○議会事務局出席者
事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第１号
第１　会議録署名議員の指名について
第２　会期を定めることについて
〔第３～第18　略〕
本日の会議に付した事件
〔議事日程に同じ〕
○副議長(大山盛幸君)　出席議員定足数に達しておりますので、これより1963年３月第56回議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第１号のとおりであります。諸般の報告をいたします。
〔中　略〕
○副議長(大山盛幸君)　休憩前に引き続き会議を開きます。議事に入ります。日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により、比嘉佑直君と真栄田義晃君の予定ですが不参ですので、儀間真祥君にお願いいたします。
○副議長(大山盛幸君)　日程第２、会期を定めることについてを議題といたします。今期定例会の会期は本日から３月26日までの11日間といたしたいと思います。本件につきましては去る13日の議会運営委員会におきまして審議いたしました結果でございますが、これに御異議ございませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
○副議長(大山盛幸君)　御異議なしと認め、11日間と決定いたしました。
○22番議員(黒潮隆君)　11日間の会期の内容について、本会議、委員会、休会の内容を発表願います。
○副議長(大山盛幸君)　ただいま、22番の御質疑の件につきましては、お手元に配付いたしてあります会期日程計画案により御了承願います。
〔中　略〕
○副議長(大山盛幸君)　休憩いたします。
(午前11時10分　休憩)
(午前11時11分　再開)
○副議長(大山盛幸君)　休憩前に引き続き会議を開きます。本日の日程は全部終了いたしましたのでこれで散会いたし、月曜日の午前10時再開することにいたします。本日はこれで散会いたします。
(午前11時13分　散会)

上会議録を調製し署名する。
1963年３月16日

副 議 長　大山　盛幸〔印〕
署名議員　儀間　真祥〔印〕
署名議員　比嘉　佑直〔印〕

〔３月18日、19日会議録　略〕

３月26日(第４日)午前10時15分　開議

○出席議員（28名）
１番　大山　盛幸君　　２番　森田　孟松君　　３番　又吉　久正君　　４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君　　６番　渡口　麗秀君　　７番　上原　隆正君　　８番　名城　嗣夫君
９番　金城　力夫君　　11番　平良真次郎君　　12番　真栄田義晃君　　13番　儀間　真祥君
14番　高良　　一君　　15番　久場　景善君　　16番　金城　武一君　　17番　宮里　敏慶君
18番　友利　栄吉君　　19番　喜久山朝重君　　20番　久高　友敏君　　21番　金城　吾郎君
22番　黒潮　　隆君　　23番　安見　福寿君　　24番　赤嶺　慎英君　　25番　赤嶺　一男君
26番　比嘉朝四郎君　　28番　平良　亀助君　　29番　具志　栄治君　　30番　赤嶺保三郎君
○欠席議員（２名）
10番　辺野喜英興君　27番　比嘉佑直君
○市町村自治法第61条による出席者
市　　長　西銘　順治君　　第一助役　古堅　宗徳君　　第二助役　新垣　義徳君
収 入 役　渡口　政行君　　総務部長　城田　清才君　　企画部長　新里　博一君
経済民生部長　慶佐次盛宏君　　建設部長　花城　直政君　　水道部長　玉城　定仁君
都市計画課長　嘉手納是敏君　　消防署長　宮平　栄治君
○議会事務局出席者
事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第４号
第１　会議録署名議員の指名について
〔第２～第21、第24～第51　略〕
第22　米軍用トラック(G・M・C)による上の山中学校生徒事故死に対する抗議並びに要請決議書
(議員赤嶺慎英外12名提出決議案第４号)
第23　建設事業補助金並びに市負担対応費の規則制定方の要請決議
(議員平良真次郎外９名提出決議案第５号)
本日の会議に付した事件
〔議事日程に同じ〕
○副議長(大山盛幸君)　出席議員定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。本日の日程はお手許に配付してある議事日程第４号のとおりであります。
〔中　略〕
○副議長(大山盛幸君)　これより議事に入ります。日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により、又吉久正君、久高友敏君を指名いたします。
〔中　略〕
○議長(高良一君)　ちょっとお諮りいたします。次の22の日程に入ります前にその案のミスプリントがありますので訂正願います。４行目の自動車自故の自がミスになっておりますので自を事になおして下さい。では日程第22、米軍用トラック（G・M・C）による上の山中学校生徒事故死に対する抗議並びに要請決議書、議員赤嶺慎英外12名提出決議案第４号を議題として提案者の説明を求めます。
○24番議員(赤嶺慎英君)　本案は上山中学の○○○○○君外2,712名から、去った米軍用のトラックによりまして上山中校の国場秀夫君がれき殺された、そういう交通事故に対しまして上山中校生徒２千余名の生徒から議長あてにその対策、決議をやってもらいたいというような要望に対しまして議会運営委員会

の規定第２条によりまして議長から諮問を受けましたので、議会運営委員会といたしましてその要請決議文を草案いたしましてここに提案いたしている次第でございます。あて先は高等弁務官と行政主席あてになっておりまして、とりあえず運営委員会の構成をもって発議者にしておりますけれども、ぜひ全員の名において要請していただくよう要望いたしまして一応本案を朗読いたしまして理由とします。

米軍用トラック（Ｇ・Ｍ・Ｃ）による上の山中学校生徒事故死に対する抗議並びに要請決議

このたびの１号線（泉崎橋前）横断歩道における米軍用トラック（Ｇ・Ｍ・Ｃ）の信号無視による上の山中学校１年生国場秀夫君の事故死に対してわれわれは限りない憤りと深い悲しみを覚える。近年、とみに全琉における車輌の増大と道路の狭隘から自動車事故による死傷事件が相次いで発生し日々の新聞、ラヂオ等のニュースに暗い影を投じている。

日本本土における「交通戦争」という呼称ももはや対岸の火事ではなく、わが沖縄におけるわれわれの身辺にも焦眉の急として迫りつつある。このときにあたり、那覇市議会は上の山中学校生徒会長○○○○君外生徒会員2,712名よりの５項目にわたる要請に基づいて米軍当局に強く抗議するとともに再びかかる悲惨な事故が誘発されないよう米軍当局並びに琉球政府に対し第56回那覇市議会の名において強く要請する。右決議する。

記

１．今後絶対にかかる悲惨な事件を発生させないため十分防止策を講じてもらいたい。
２．遺族に対して適正かつ十分な補償を行ってもらいたい。
３．この交通事故の一切の調査とその処置をわれわれに公表してもらいたい。
４．那覇市内１号線の車輌のスピードを制限して人命の安全を守ってもらいたい。
５．那覇市泉崎橋の１号線の横断に地下道もしくは架橋道を建設してもらいたい。

1963年３月26日

那覇市議会

以上で説明を終わります。なにとぞ議会全員の提案にして決議していただきますよう要望いたします。

（「賛成」と言う者あり）

○２番議員（森田孟松君）　委員長にお伺いいたします。りっぱな要請決議案が提案されてまことに感謝申し上げます。特に１点だけこの要請決議案をつくる過程においてお話し合いがなされておれば承りたいと思いますが、いつものようにアメリカ軍人軍属によるこういうような事故に対しましては、どうもこの適正補償がなされないんだということを言うんだが、この補償がいつもだらだらして容易にらちがあかないというのが今までの実例だが、この上山中学校の○○会長から出されておるのが、３月５日でございますか、この遺族に対しましての補償問題につきまして軍はどういう態度で臨んでおるのか、また支払っておるのか、まだであるのか、その辺について起草委員の方でいろいろお調べになったのがあるのかどうか、もしいつものように軍の適正補償の時期がおそいということになれば、この生徒会長さんの何によりますと、５項目になっておりますが、２項の遺族に対し適正かつ十分な補償をすみやかに行うという、この時期をできるだけ早くやってもらいたいという文句を入れる必要はなかったかどうか、その辺についても話し合いをなさったかどうか、それについてお伺いいたします。

○24番議員（赤嶺慎英君）　ただいまの御質問にお答えいたします。本員は○○君のほか、２千百余名からの陳情そのものを政治的に取りあげまして、高等弁務官並びにその要請を行政主席にやろうというねらいで決議されただけでありますので、その内容においていかにして迅速に補償するかという方法と、いかにするかという方法については、遺憾ながら何も審議されておりません。ただ２番目の問題でございますけれども、遺族に対する適正な補償は、ただ十分な補償を行ってもらいたいという生徒会の要望の通りに書いてありますが、御意見の通りのできるだけすみやかにという字句は挿入してより以上に効果あらしめた方が本員としても効果的でないかと思います。こういうことで「すみやかに」という字句を入れることにおいてやぶさかでないと考えております。

○２番議員（森田孟松君）　それでは、もし起草委員の方でそれを認めていただくんでしたら、また本員はこれは生徒会の方からの陳情を見まして、この趣旨を早急にしかるべき筋の方々に、議会としても協力して要請決議してくれという意味でございますのでそれでもいいと思いますが、那覇市議会の意思としては、できるんだったらすみやかにこの適正補償を出してもらいたいというのは入れた方がいいんじゃないかと本員は考えますので、もし御賛同いただければなおしていただいたらけっこうだと思います。

○議長（高良一君）　ではお諮りいたします。ただいま２番議員から要請決議案の中に「十分な補償をすみやかに」という字句を織り込んでもらいたいということと、それから提案者の方から全員提案にしていただきたいとのことですが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（高良一君）　御異議なしと認め、さよう取り計らうことにいたします。

○議長（高良一君）　では日程第22、米軍用トラック（Ｇ・Ｍ・Ｃ）による上の山中学校生徒事故死に対する抗議並びに要請決議書、第４号決議案につきましては原案通り可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（高良一君）　御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○議長（高良一君）　次日程第23、建設事業補助金並びに市負担対応費の規則制定方の要請決議、第５号決議案を議題として提案者の説明を求めます。

○11番議員（平良真次郎君）　本案は建設委員会で決議案として提出してあるわけでございます。ことに政府事業による市の都計事業の政府事業による対応費、あるいは政府補助金による対応費、こういったものにつきましては何らの規則も制定されていない。都市計画においては規則でこれは定めるというふうにうたわれておりますし、首都建設法においても予算の範囲内でやるんだといったような漠然とした補助の形をとっておるわけでございます。これに対しまして、すでに工事費の数倍の対応費が出ていく。従ってその予算措置あるいは事業の執行において相当なしわよせがくるということで、那覇市の建設事業が遅々として進まない現状で、何らかこれを本土の長崎、広島の戦災復興の特別措置法と、あるいは沖縄は沖縄としての、那覇市は那覇市としての与えられる補助額を日本並みの規則によって、これを十分に実施してもらいたいというような意味のものであります。あて先は行政主席と立法院議長、これは建設委員会の提案になっておりますけれども、全員の提案にしていただきたいということを要望申し上げます。では一応決議を読みます。

建設事業補助金並びに市負担対応費の規則制定方の要請決議

那覇市における都市整備は首都建設法、都市計画法に基づいて実施に移され、その目的に沿うべく那覇市基本計画によって漸次進行途上にあるが、その進捗率は全計画の13パーセント程度に過ぎず、なお幾多の基本的な事業が未執行のまま山積している現状で首都として十分にその政治、経済、文化等についての機能を発揮し得るような都市整備にははるかに遠いものがある。このことは那覇市の自主財源が乏しいこともさることながら、政府の補助施策が十分に果されていないことに基因する。本土における戦災都市復興や都市計画事業は国家的な事業として特別法並びに臨時措置法の適用を受けて大巾な国県補助が約束され、かつ保証され、国の指導のもとに着実に推進されている。沖縄においては首都建設法並びに都市計画法でそれぞれ都市計画の重要性を認め財源の責任分野が示されているが、事業に要する補助金並びに政府が行う工事に対する対応費が明確に規定されていないために事業の区分によっては工事費よりも対応費が倍加されるため貧困財政をかこつ市財政をさらに圧迫し経費負担が過重になるため他の事業執行を遷延している現状である。これは市町村財政法第２条の市町村財政の自主的かつ健全な運営を助長し、いやしくも自律性をそこないまた市町村に負担を転嫁するような施策を行なってはならないという財政法の基本的な方針にもとることになる。よって市財政の健全なる運営と均衡が保てるように配慮され、補助金については政府予算の範囲内という表現を用いず明確に事業種別の比率と市が負担する対応費の算定については本土の広島市、長崎市に適用された戦災都市復興臨時措置法に準じて比

率を明確に規定するよう那覇市議会の議決により強く要請する。右決議する。

1963年３月26日

那覇市議会

以上の通りであります。

○議長(高良一君)　休憩いたします。

(午後１時43分　休憩)

(午後１時44分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの第５号決議案を議題として質疑に入ります。

○３番議員(又吉久正君)　本要請決議は非常に当を得ているものと思います。すでに本員は前々から市の都計事業において市の負担が多過ぎるということで、もっと政府でやるべきであるということを申し上げて参りました。

ここに那覇市の基本計画によって漸次進行途上にある、進捗率が13パーセント程度というふうにうたっておりますが、大田主席は沖縄は復興から繁栄の時期にきているといってラジオ、新聞をにぎやかしております。本員はそれにあまり感心しなかった。この文面から見ると那覇市は13パーセント程度に過ぎないというんだが、この13パーセントという執行はいつごろの率で13パーセントをあげているか、それをお伺いいたします。

○11番議員(平良真次郎君)　計画が13パーセント程度に過ぎぬというようなことでございますが、これは市の都計の方での現在の進捗率のパーセントでございます。

○３番議員(又吉久正君)　ただいまの説明では、市の都市計画による調査を申されておりますので、13パーセントと申しますといつごろの基準であるか、現在が13パーセントであるのか。と申しますのは、沖縄は、沖縄の主席である大田さんは、たえず復興から繁栄の段階と言っております。本員は決してそうでないと思っております。従ってそういうことによって沖縄の援助額もあまり思うようにいかぬのじゃないかと思いますが、この率から見た場合、那覇は13パーセントしか見ないと言っておりますので、その件についてお答えをお願いしたいわけでございます。いつごろの執行率であるのか。

○番外(都市計画課長　嘉手納是敏君)　お答えいたします。これの策定の期日が1960年度になっておりますけれども、そのときに、現在、いわゆる56年に決定されたマスタープランの総事業費が717万8,000ドル程度一応計上されております。しかし、それを61年度までの一応都計事業費として予算に組まれた分が全体の8.8パーセント、いわゆる93万1,000ドル程度、これを62年度分を追加いたしますと、大体13パーセントというふうになっております。

しかしそれは経済の変動により、工費の増加というふうなことがありまして、さらに現在の時点において積算する必要があるんじゃないかと思いますけれども、そういった工費の点から出したパーセンテージでございますけれども実体において、それをどういうふうに考えるかということは後ほどまた考えたいと思っております。

○３番議員(又吉久正君)　那覇市の基本計画がただいまの御答弁では60年から62年度においての、その予算範囲においてのパーセントというふうにおっしゃっておりますが、現在の那覇市がほんとの基本計画を戦後から現在までやっているのか、どの程度であるのか、何パーセントであるのか。

○番外(都市計画課長　嘉手納是敏君)　お答えいたします。この13パーセントというのは、いわゆる56年度から61年度までの総計でございます。これを一応御説明申し上げますと、62年度の分がこれには入れてないけれどもまあ61年度まで、いわゆる8.8パーセントの線を各事業別に総計いたしますと、霊園事業として8.5パーセント、公園事業として6.1パーセント、上水道19.3パーセント、下水道が現在いわれている下水道でなくて下水溝のことでございますけれども、これが3.4パーセント、市営住宅として0.3パーセント、都計道路6.4パーセント、河川事業が29.5パーセント、埋立4.5パーセント、護岸100パーセント、

港湾7.8パーセント、広場は1.1パーセント、区画整理事業34.7パーセント、橋梁23.9パーセント、総計大体8.8パーセントというふうになっております。

○３番議員(又吉久正君)　今のものは後でプリントにしていただけませぬか。後日の参考のために。

○２番議員(森田孟松君)　委員長にお伺いいたします。一応われわれの日ごろいろいろな都市計画工事を進めていく上にいろいろ悩まされておる問題について、りっぱな要請決議案ができまして、ほんとに敬意を表しますが、この建設委員会でこれと関連いたしまして、非常に基本的な問題といたしまして、沖縄の都市計画法と本土における都市計画法を検討して見た場合に、沖縄の場合はその都市計画事業に対して、政治はその一部を負担することができるというふうにして、やらなくてもいい、やってもいいというような、まあ、あいまいな態度でありますが、日本の場合は規則で負担しなければならないと規定されております。その事業に対してちゃんと日本の都市計画法にはうたわれておりますが、こういうふうな基本的な、いわゆる都市計画の母法ともいうべき法の構成についてはこの対応費の問題を審議なされる場合に話し合われたことがありますか、どうですか。この対応費の規則の制定によって都市計画法における規則の制定がなされるというふうに話し合いがなされておればお聞きしたいと思います。

○11番議員(平良真次郎君)　まあ、例をあげますというと、崇元寺橋の改修工事で工事費が１万7,500ドル、これに対して、対応費が相当の予算を計上しなければいけない。さらに今後計画されております開南交番のところから平和橋、これは120メーターの幅員、18メーターの道路工事をする場合概算でございますが、工事費１万ドル、対応費、いわゆる立退き補償費、買収費が10万ドルかかるというような現況からいたしまして、この規則の制定は規則でうたうというふうに都市計画ではうたっておりますけれどもこれは、何ら義務づけたことをしていないし、あるいは都市計画の予算につきましても、これを政府に勧告するとか、あるいは立法院でくみかえていくというふうにして何らよるべき根拠というものを制定されていない。そういうふうなことから首都建設法に基づいて事業計画はなされておるものの、これを補助金を与えるような形で都市計画をどれだけ補助するというような規定がないために、那覇市においてはその対応費の幾らになるか、あるいは幾ら補助されるか、こういうものについては予算の執行あるいは予算の編成において、いちじるしくその事業種目がかわっていく、従いまして那覇市におきましても、これの基礎調査ができない。いわゆる事業計画のほんとの基礎調査というものが、はっきりつかめないままに議案も、あるいはそのときそのときによって補助金を組んでいくというふうな、そういった状態からいたしまして、そういったものに起因いたしまして、那覇市の都市計画は一向に進まないという立場におきまして、いわゆる本土の戦災都市あるいは日本におきましては、国県の負担額というものを法によって義務づけられておりますし、特に那覇市においては戦災都市の立場から、当然、これは政府において都市計画事業費を大幅にもっていくべきだとこういうふうに解して、本規則の制定要請になったわけでございます。以上。

(「進行」と言う者あり)

○議長(高良一君)　では質疑を終結して採決に入ります。日程第23、建設事業補助金並びに市負担金対応費の規則制定方の要請決議、第５号決議案につきましては、全員提案にて原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議なしと認めます。よって本案は全員提案とし、原案どおり可決されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。これをもって第56回議会を閉会いたします。

(午後５時17分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1963年３月26日

議　　長　高良　　一〔印〕

副 議 長　大山　盛幸〔印〕
署名議員　又吉　久正〔印〕
署名議員　久高　友敏〔印〕

26　1963年(昭和38年) 6 月　第57回定例会[庁舎建設、公営住宅]

6 月 1 日(招集日)午前10時18分　開会

○出席議員（27名）

1 番　大山　盛幸君	2 番　森田　孟松君	3 番　又吉　久正君	4 番　武村　朝良君
6 番　渡口　麗秀君	7 番　上原　隆正君	8 番　名城　嗣夫君	9 番　金城　力夫君
10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君
14番　高良　　一君	15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君
18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君
22番　黒潮　　隆君	23番　安見　福寿君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君
26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君	29番　具志　栄治君	

○欠席議員（ 3 名）

5 番　楠見長礼君　28番　平良亀助君　30番　赤嶺保三郎君

○自治法第61条による出席者

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君
収 入 役	渡口　政行君	総務部長	城田　清才君
経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君
第二助役	新垣　義徳君		
企画部長	新里　博一君		
水道部長	玉城　定仁君		
消防署長	宮平　栄治君		

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第 1 号

第 1　会議録署名議員の指名について
第 2　会期を定めることについて
〔第 3 ～第14、第16、第17、第19～第23、第25～第38　略〕
第15　那覇市役所位置の変更条例制定について（市長提出議案第27号）
第18　市庁舎建設債を起こすことについて（市長提出議案第30号）
第24　首里久場川公営住宅建設用地の仮処分命令申請に関する専決処分の承認を求めることについて（市長提出議案第36号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日をもって招集されました1963年第57回議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第 1 号のとおりであります。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第 1 、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において久場景善君、具志栄治君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第 2 、会期を定めることについてを議題といたします。今期定例会の会期は本日から 6 月22日までの22日間にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。よって会期を22日間と決定いたしました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第15、議案第27号那覇市役所位置の変更条例制定についてを議題として当局の説明を求めます。

○番外(企画部長　新里博一君)　議案第27号の提案理由を御説明申し上げます。この案は本市役所の位置を変更する条例を制定することについてでございます。御承知のとおり本市が使用いたしております現庁舎は戦前の小学校校舎としてあったのでありますが、戦後はいろいろの事情によりまして、これを現在まで使用してあったのであります。したがいまして校舎として建てられております現庁舎の各部屋は教室向きに仕切られております。この使用については大変不便であるばかりでなく人口24万余人を擁する本市の事務所としてきわめて狭隘であるのであります。このような状況にありますので事務能率はもちろん市民サービスを大きく阻害しておりますし、また沖縄の首都としての地位にある本市の事務所ということからも早急に新庁舎を建設し、本来の校舎として使用させるために年々、深刻化していく校舎不足を緩和する一助ともなると考えます。庁舎建設は長い間の懸念でありましたが今般資金のめどがつきましたので、具体的に計画を進めております。庁舎建設の敷地につきましては元中央農業研究指導所あとと警察隣の 2 つが候補にあがっておりますが、庁舎敷地の決定につきましては市町村自治法第 4 条第 3 項の精神及び1957年12月17日本議会の議決を得ました旧真和志市との合併策定並びに市民の利便等を考慮に入れまして慎重に検討いたしました結果、警察隣が、つまり上泉 2 丁目 7 番地ほか15筆に新庁舎を建設いたしまして役所の位置を変更したいために、市町村自治法第 4 条第 2 項の規定に基づき提案したのでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第18、議案第30号市庁舎建設債を起こすことについてを議題として当局の説明を求めます。

○番外(企画部長　新里博一君)　議案第30号の提案理由を御説明申し上げます。この案は庁舎建設費に充当するための市債を起こすことについてであります。

庁舎建設は長い間の懸念でありましたが、今回これが建設につきまして具体的計画が進められることになりました。建設工事費は91万9,000ドルを見積っておりますが、これだけの金を自己資金から一時に捻出することは困難でありますので、これの約半額40万ドルを起債により調達することが適当であります。残りの50万余ドルは旭町地先公有水面埋め立て地及び泊、安謝間公有水面埋め立て地の処分金並びに庁舎建設費積立金をもってこれに充てる考えであります。起債の方法としましては、市民に最もつながりの深い庁舎建設費であることを考えた場合一人でも多く市民がこれに関与することが望ましく、このような意味で債券も発行の方法によりたいのであります。それではこの案の内容について簡単に御説明申し上げます。

起債金額は償還能力等を勘案いたし、現在の事業規模を縮小しないという考え方から半額40万ドルを予定しております。起債利率は年7.5パーセント、つまり年 7 分 5 厘であります。これは市中金融機関の取り扱っている預金利率並びに琉球電信電話公社債券の利率を勘案して定めてあります。起債時期は庁舎の実施設計ができあがってから行うことが望ましいので、来年 4 月ごろを予定しております。

起債の償還は据置き期間なしで、起債の日から毎年 1 回元金均等償還いたしまして、10年以内に全額償還するようにしてあります。10年以内といたしましたのは財政の都合によっては繰り上げ償還または債券を買入消却するよう措置したいのでこのように10年以内としたのであります。償還財源につきましては、1953年度に借り入れまして1964年度で完済されまする都市計画事業債の償還にあてていた一般財源を主としてこれに充てるつもりであります。

以上簡単にこの案の内容を御説明いたしました。よろしく御審議下さいますようお願いいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第24、議案第36号首里久場川公営住宅建設用地の仮処分命令申請に関する専決処分の承認を求めることについてを議題として当局の説明を求めます。

○番外(総務部長　城田清才君)　議案第36号「首里久場川公営住宅建設用地の仮処分命令申請に関する専決処分の承認を求めることについて」の提案理由について御説明申し上げます。

本案は去った1961年８月住宅困窮者の救済を目的とした公営住宅法が制定公布されまして、市では昨年６月の定例議会におきまして、議員各位の御賛同により議決を得まして12万5,000ドルの市債を起こし、民政府補助の12万5,000ドルとあわせて25万ドルでもって、首里久場川町に第１種の公営住宅11坪型110世帯を収容する鉄筋コンクリート建アパートを琉球政府が建設し、完成後市に譲渡されるものであります。

その基礎工事であります整地工事の作業開始直前において、工区内の墓地並びに農作物の補償問題から関係人が工事妨害の挙に出たため、作業を一時中止をせざるを得ない事態にたち至ったのであります。

このようにして、いたずらに期日を延引し、事業執行に支障を来たせば民政府補助との関連からもこれ以上工事を遅延することはできない状態に至ったのであります。

そこで緊急を要し議会を招集するいとまがなかったので、1963年４月５日市町村自治法第114条第１項の規定により専決処分に付したので、同条第２項に基づいて報告し、その承認を求める次第であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の日程はこれで終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(午後０時40分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1963年　月　日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　久場　景善〔印〕
署名議員　具志　栄治〔印〕

〔６月３日、４日会議録　略〕

６月５日(第４日)午前10時25分　開議

○出席議員（27名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	８番　名城　嗣夫君	９番　金城　力夫君
10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君
14番　高良　　一君	15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君
18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君
22番　黒潮　　隆君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君
28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君	

○欠席議員（３名）

７番　上原隆正君　23番　安見福寿君　27番　比嘉佑直君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君
第二助役	新垣　義徳君	収入役	渡口　政行君
総務部長	城田　清才君	企画部長	新里　博一君
経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君
水道部長	玉城　定仁君	消防署長	宮平　栄治君

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第４号

第１　会議録署名議員の指名について
〔第２～第13、第15、第16、第18～第22、第24～第27　略〕
第14　那覇市役所位置の変更条例制定について（市長提出議案第27号）
第17　市庁舎建設債を起こすことについて（市長提出議案第30号）
第23　首里久場川公営住宅建設用地の仮処分命令申請に関する専決処分の承認を求めることについて（市長提出議案第36号）
日程追加第１　特別委員会の設置について
日程追加第２　特別委員会の委員の選任について

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付してある議事日程第４号のとおりであります。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により森田孟松君と金城吾郎君を指名します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第14、那覇市役所位置の変更条例制定について、市長提出議案第27号を議題として質疑に入ります。

○８番議員(名城嗣夫君)　本員は議案第27号について動議を提案いたします。と申し上げますのは、本議案は経済民生委員、いや違います、建設部門の面にも関係しますし、区画整理の面から見た場合には建設委員に、また行政の面から考えました場合に、当然総務委員会のほうでこれが審査をさせなければいかぬのでありますが、それに先立って、各派から構成されましたところの議会運営委員会に、これの付託をなしてもいいんじゃないかとは思いますが、これが議会運営委員会の場合でも当然、その運営委員会としての主旨がございますし、こういう重要な議案に対しては特別委員会を設置して、十分なる審査をいたしたほうがいいんじゃないかと思考いたしますので、全員にこれを諮っていただきたいと思います。

(「賛成」と言う者あり)

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第14、那覇市役所位置の変更条例制定について、市長提出議案第27号を議題として質疑に入ります。

○17番議員(宮里敏慶君)　27号議案の役所所在地の地積は幾らか。それからまた与儀の試験場のあとにも予定地があるように聞いておりますが、向こうの地積は幾らか、お尋ねいたします。

○番外(企画部長　新里博一君)　お答えいたします。警察署隣が8,445.73平方メートル、坪数にして2,554.83、これが警察署隣の地積であります。中農験場あとが9,155平方メートル、坪数にして2,769.40、差額が215坪となっております。

○11番議員(平良真次郎君)　議案の27号についてお尋ねいたします。提案理由の説明によりますと、都市計画で現在地を指定していると、真和志合併の策定書にもうたってあるというような報告を受けておるの

でありますが、都市計画で上泉町が決定されたということはどこにあるか。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えいたします。都市計画で市の庁舎予定地として決定されておるわけではございません。都市計画の官公街というふうに考えております。官公衙地区の中に今の庁舎建設予定地が設定されておるわけでございます。現行の都市計画には官公衙地区というのがあります。その位置は市役所の位置ということは決定してないわけでございます。

○11番議員(平良真次郎君)　そういたしますというと、一応官公衙地区というような考え方でこれはたしか56年に設定された都市計画の基本計画によるものと思いますが、そうしますと現在市長も部長も本会議においてこの都市計画を変更せざるを得なくなったと。ところがその計画が間に合わぬので本年度はこれを十分検討したいというようなお話でございましたが、そうしますというと都市計画のマスタープランを改めることによってこういうような位置を、一応そういったのは計画のもとにこれは検討を要すべきだと思いますけれども、これについてはどのように考えておりますか。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えいたします。新しい都市計画の案を策定するときにはどうなるかということでございますが、現在の現行の都市計画の案によってだいたいされておるわけでございます。この構想の中で官公衙地区というものの中に市役所の予定地があるわけでございます。そこを拠点とした都市計画幹線道路の計画がなされ、現在整備がなされておるわけでございます。もちろん財政的な理由から多くの幹線道路の整備がなされておりませんので、現実的には非常な交通難を来しておりますけれども、今後策定する都市計画案の考え方としましては、やはり現行の都市計画の線というものを動かさないというような考え方での一部修正、ということになるんじゃないかというふうに考えるわけでございます。つまり地域性の問題、隣接市町村との問題、それから幹線道路の一部変更。と申しますのは、今のガーブ川の改修工事によりましてわれわれが考えておりました都市計画幹線道路がなくなってしまって、道路として用をなさないというようなことから、どういう計画を進めるかということ、それから郊外の開発計画、それから学校用地の指定もなされておりませんし、公園その他の計画はなされておりますものの、実際に利用する場合に非常な困難と障害があると、それをいかにして実現可能性のある政策にもっていくかというようなこと、それから用途地域の問題で56年の状態と現在では非常な差がございますので、そういった用途地域の制限をしまして、しかも周辺の用途地域の指定、それと関連して細部街路の考え方、それから墓地があっちこっちに非常に急速にできておりますので、この墓地をどういうふうにつくらしていくかというような、あらゆる都市計画の全般の調査をし、修正をしていかなければならないんじゃないかというふうに考えておりまして、将来策定されるであろう都市計画が、都市計画によってこの位置がほかに変わるようなことにはならないんじゃないかというように考えております。今できつつある、構成しつつある街の中心というものは、やはり動かないというふうに考えております。

○11番議員(平良真次郎君)　都市計画問題は今の道路とか、あるいはそういったものをどこに置くかという問題と、やはり市役所の位置の問題については、私はまた単なる計画上の問題ではなくして、いろいろな問題を加味して検討すべきだというふうに考えますが、次に質問をいたしたいと思います。次に真和志との合併策定書の問題でございます。３条の１を読みあげますと「新都市としての施政運営を民主的かつ能率的に執行するため都市計画に基づき位置を上泉町に５ヵ年計画により新庁舎及び議会議事堂の建設を行なう」とこういうようになっております。そうしますと、ここに都市計画に基づく位置（上泉町）と載っておりますが、こういったような策定書に位置の決定をはっきりうたえるかどうか、あるいはどれだけの効果をもつかというような問題についていささか疑問をもったわけでございます。つまり首都としての庁舎の位置を正式に決定しないのにこれがはっきりした拘束力をもつという考え方であります。これが57年の12月の議会に提案されたものでございます。そういうような意味からこの策定書は、これは議決になっております。議決はなっているものとして議決全般については効力はあるかもしりませんが、果たしてこの上泉町が決定的な拘束力をもつのかどうか、こういった点をお伺いしたいと

思います。

○番外(企画部長　新里博一君)　真和志との合併の場合に策定書は1957年12月17日に原案可決されておりますが、このことはそれ以後特別な事情、あるいはどうしても変えなければならないというような客観情勢がない限り、当局といたしましては尊重すべきものであるというふうに考えます。

○11番議員(平良真次郎君)　しからば57年の12月に議決された真和志との合併策定書が以後において新しい事実が発生しております。これはその後におきまして、那覇市としては新庁舎の位置は現候補地になっておりますが、与儀の試験場あとにこれを申請して2,769坪余を確保している。やはりこれは場所の変更であります。かつ都市地域の発展に伴ってこの地域の確保をしなければいかない理由、この新しい事実が生まれた、このことにつきまして当局としていかような見解をもっているのか。

○番外(企画部長　新里博一君)　与儀の土地も庁舎の建設用地に決定されておりますけれども、単にわれわれといたしましてはこの合併協定書も、私たちが今の警察の隣に位置を決定する場合の一つの資料になったわけでございます。それは単にそれだけで警察の隣を決定したわけじゃなくして、自治法の精神、都市計画上の観点、そういったものを加味いたしまして全体的に、総合的に検討した結果警察の横がいいというような結論を出したわけでございます。先にも建設部長からお話がありましたが、都市計画上の要綱といたしまして、都市計画の一つの中心地、核コアの形成というものが一番重要でございまして、これにつきましてはさきに来島いたしました石川博士も、この都市計画の基本施設の中心となるコア、いわゆる官庁、今の警察の横がいいというような結論を出しておるような次第でございまして、今後都市計画をつくる場合におきましてもこのコアを中心にいたしましてメインストリートを建設していきたいというふうに考えておるわけでございます。

○11番議員(平良真次郎君)　与儀の用地も候補地になったのですけれども、いろいろ検討した結果きめられたというような御答弁でございますが、しからば与儀の用地と現在の議案に上がっている用地とのいわゆる利害得失、こういうものについて明らかにされておりません。なお該試験場用地は、これは公園用地でございましたが、そこに文化的な各施設がその後ぞくぞくとできておりますし、ことに１万4,000余坪でもって文化公園、市公会堂も建設されるという、こういったようないろいろな施設がここに建てられております。こういったこともあわせまして、いわゆる上泉町と与儀のほうといずれが利害得失、そういったような条件についてひとつ御説明を願います。

○番外(企画部長　新里博一君)　お答えいたします。まあ全般的に見まして、私たちは現在の警察署の隣のほうが、いわゆる琉球政府を含むところの官庁街、与儀の方は図書館、公会堂そういったものを含むところの文化の施設街というふうにみておりますが、その両方の利害得失につきまして私たちの検討いたしました結果を御報告いたしたいと思います。まず私たちが検討いたしましたのは、一番最初に市町村自治法の精神をとったということでございますが、これは1962年の８月22日に市町村自治法が改正されまして、第４条の３項に新たに設けられております。この４条の第３項には「市町村役所の位置を定め、または変更するにあたっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」というふうにうたわれておりますが、これは日本本土の場合でも昭和27年にこのように改正されておりますが、日本の場合には都市合併問題が相当起こりまして庁舎の位置を決定することは非常に重要な事項であるということで、庁舎の位置の決定についての条件を新たに入れておるわけでございまして、琉球の場合におきましても1963年にこれが改正されております。そこでこれに従いまいて「住民の利用に最も便利であるように」、交通の事情というのがございますが、交通の事情について調べてございますが、現在の警察横隣は国際通りの延長沿いになっておりまして、それを１号線、44号線に直結いたしておりますし、さらにその横にバスターミナルを控えて交通事情はいいということが言えるのであります。与儀のほうは開南通り、姫百合通りの交差点にあって、現在でもあの道路の幅員からいたしまして交通事情は非常に悪いと、これの１時間の交通量も調べたのでありますが、安里を通ってものすごい交通繁雑がくるというふうに考えておるわけでございま

す。次に「他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」ということがございますが、それではどっちに官公署が多いかということを調べあげてみましたが、与儀のほうにあるのは琉球電信電話公社、南方連絡事務所、福祉事務所、南部連合会、こういうふうになっておりますが、警察署横隣になりますと琉球政府、立法院、裁判所、検察庁、警察局、沖縄福祉連合会、那覇福祉事務所、那覇区教育委員会、こういうふうに官公署も警察署横隣が多いのであります。それから「住民の利用に最も便利であるように」というようなことから一応調べあげてみたのでありますが、1962年の７月から12月までに市民が役所の窓口を利用したことを調べてみたわけでございます。戸籍住民登録に関する事項が全体の約70パーセントを示しているわけでございます。これをさらに分析してみますと証明書、いわゆる住民票、謄抄本、印鑑証明書、こういった証明等が全体の65パーセントを示しているわけでございます。そこでそれじゃ住民票の謄抄本は何に使われるかというようなことを調べてみたわけでございます。諸登記申請書の添付書類として使われる場合があるのでありますが、これは法務局に提出する書類になっております。さらに転入学の提出書類に住民票が要るわけでございますが、これは区教育委員会に提出する書類でございます。次に自動車運転免許の交付がありますがこれは警察局に出す書類になっております。それに家事審判の申立に添付する書類がございますが、これは裁判所に提出する書類になっております。次に渡航許可の添付書類がございますがこれは警察局に提出する書類になっております。戸籍の謄抄本はどういうふうに使われるかということを調べてみましたが、これは渡航許可申請書の添付書類に使われる場合がありますが、これは警察局に出す書類になっております。裁判関係に出す書類がございますが、これは裁判所に出す。それから印鑑証明でありますが、これは諸登記書類に添付して法務局に出すようになっております。保証人となる場合に印鑑証明をもらう人も多いのでございますが、これは金融機関、銀行に出す書類に使われております。こういったことから考えまして警察署横隣のほうが警察局、裁判所、区教育委員会、そういったのが隣にございますので、住民としては警察署隣のほうが便利だというふうに考えます。次に今申し上げました合併策定書の精神を尊重したいということであります。次は都市計画の問題がありましたが、これも前に答弁したとおりでございます。以上のような観点に立ちまして那覇警察署の隣がいいというような結論を出したわけでございます。

○11番議員(平良真次郎君)　ただいまの答弁では交通量、並びに書類の提出、そういったところの利用というようなものになっておりますが、この書類につきましてそれぞれ小禄は小禄支所、真和志は真和志支所、首里は首里支所で、こういうところでやはり印鑑証明をもらっておるわけでございます。庁舎の周辺の住民が恩恵を受けることになりますと、そうしますとどのぐらいの恩恵（聴取不能）

○番外(企画部長　新里博一君)　お答えいたします。庁舎の近くにおる人が恩恵を受けると、真和志、首里関係はそうじゃないというような御質問でございますが、これは前に申し上げました交通の便ということからいたしまして、警察の横隣がいいというように考えておるわけでございます。次に戸籍、住民票に関する証明件数でございますが、本庁の場合、戸籍謄抄本8,068、印鑑証明443、印鑑登録1,661、印鑑証明１万7,864、住民票謄抄本5,594、建設証明１となっております。首里の場合、戸籍謄抄本3,361、印鑑証明210、印鑑登録354、印鑑証明2,336、住民票謄抄本1,561、建設その他18となっております。小禄の場合、戸籍謄抄本1,822、印鑑証明78、印鑑登録257、印鑑証明1,860、住民票謄抄本940、真和志の場合は戸籍謄抄本3,069、印鑑証明2,219、印鑑登録１万6,402、住民票謄抄本6,031、建設証明38となっております。

○11番議員(平良真次郎君)　こういったような数字が出ますとたとえば那覇の地域においても与儀地域も見られるわけです。いわゆるこの地域から出る書類がどのぐらいあるかということもやはり調査しなければならない。その中では調査に入らなかったものがあると思いますのであとでこれは調査したいと思っております。次に交通の問題でございますが、朝晩のラッシュアワーには国際通りはほとんど交通難の状態であることは皆さんよく御存知でございますが、そういったような地域に市が庁舎を建設すると、さらにその交通量は倍加されていく、特に朝晩の出勤時においてはより以上の交通難を来すわけでござ

いますが、一体那覇市役所にどのぐらいの車が出入りしているかということをお聞かせ願います。

○番外(企画部長　新里博一君)　私たちの調べましたものによりますと、大体600台ぐらい入るんじゃないかとみております。

○11番議員(平良真次郎君)　これは５月21日から27日までの調査をいたしましてございますが、あらゆる貨物自動車、乗合三輪車、いろんな車種別に全部分けておりますが、土曜を含めて１週間分として、１日８時から５時まで647台と出ております。１時間73台の車が入っております。しかしこれは８時以前５時以後のものは入っておりません。こういうような状況でしかもこれが朝晩の時間は相当の繁雑を来すと、そういうような意味からみた場合にこの調査からいえますことは、いわゆる国際通りについてはなお以上の交通の繁雑を来すんじゃないかと思います。月500、年間約5,000台の車両がふえている現在においてはさらにその数字は日々増してくるということははっきりしているわけでございますが、こういうような面から、あらゆる交通量という面からいたしましても、これは車両による交通量でございますが、さらに人員というようなものについてもものすごい数になると思いますが、単なるそういったような考え方で、あるいは交通量がいいんだというようなお考えであるのか、あるいはこの交通量というのは車両の運行の規則によってもこれは考えられる問題である。あるいは運行の道順を変更することによってまた考えられていく問題でございますが、果たして現在の状態で交通事情が今よりもよくなるということが考えられますか。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えいたします。市の庁舎内に車が500台も今毎日出入りしている、そういったことを考えた場合に、今提案されている予定地になった場合なおさら向こうが交通麻痺になるんじゃないかというような御質問でございます。さっきから申し上げておりますように、那覇市の都市計画状態から考えました道路の交通網の計画が、そこを中心として全部放射状に走り、その放射状をその環状線にひいたような網の目のような道路網になっておるわけでございます。それでこういう考え方から道路網は訂正されまして、道路の幅員は現在のところ10間でございますけれども、官庁街は周辺の道路網の数が多く、ほかの地区よりは道路の幅員も大きいわけでございます。また道路の幅員も大きいし、数も多いし、結局面積が大きいというわけでございます。与儀の場合は通過交通の道路になっておりまして、そこを拠点とした道路の幹線道路の計画は何もないわけでございます。そういうようなことから考えますと、あそこにもっていく場合は大々的な相当の都市計画の変更を必要とするんじゃないかというふうに考えます。それで道路の状態は、現在幹線道路の整備がなされておらないし、また自動車が毎月400台の増でございますので、こういった交通混乱状態を来しておりますけれども、これは車種の制限、交通制限、それからバス路線の変更、こういったいろいろな問題を検討していった場合に、この現在の官庁衙地区は非常にうまくさばけるんじゃないかというように考えられるわけでございます。バスというものが今大きく巡回をしておって、しかも牧志街道、開南通りに集中しておるということも交通の大きな障害になっております。このことにつきましては現在も問題として取り上げられて検討が進められておるような状態でございますので、交通の点から考えました場合には現在提案されている場所が将来も、現在も非常に適当でまた必要であるというふうにわれわれは考えるわけでございます。都市計画的な利点というものを私からまだ申し上げておりませんが、概略申し上げますと、具体的に申し上げますというと、都市づくりの中でも官庁街の位置というものは都市活動を中心とした場合が多い。特に市庁舎位置の選定については市民の広場としても十分意を払う必要があると思います。すなわち、街路網の形態からの交通の整備、都市の美観、将来市域が拡大され広域都市計画という問題もありますので、こういった問題、そういったことから考えますと、やはり与儀の場所よりも、現在提案されている警察署の隣のほうがいいんじゃないかというふうに考えます。それを具体的に申し上げますと、さっき企画部長から説明がありました市民生活上の利便、これはやはり官庁のそばに市庁舎をもってきたほうが、市民の皆さんが市役所を利用するためにも、自分が用事のある官庁とのつながりが非常に多いわけでございますので、非常にいいんだと、つまり官公署と接近し琉球政府の周辺がいいと、それから市民

生活上欠くことのできない交通機関、バス施設の利用にも特に便利であって、現在及び将来においても都市計画幹線道路が整備されたときでも今の場所が非常にいいんじゃないかというふうに考えるわけでございます。それから街路網についてもさっき申し上げましたように、そこの場所を中心としまして道路の、幹線道路が計画され放射状に出ておりまして、この放射状の線も、また環状線で結んであるということで、またバスセンターにも近いというような考え方から、街路網についてはやはり現在の場所がいいというふうに考えます。

それから都市の美観についてでございますが、やはり市の庁舎というものは都市の品格と申しますか、都市の品格から申し上げましても都市美の構成のひとつになるんじゃないかと考えます。そういった観点から申し上げましてもはっきり今の場所に市の庁舎をつくったほうが非常に効果的じゃないかというふうに考えます。それから都市計画の基本計画が中心地区と、これは都市計画の技術的な言葉ではコアと言っておりますが、ここをコアとしていろいろな施設が考えられるということから考えますというと、もちろんコアにはいろいろな中心がございますけれども交通中心、行政中心、商業中心、教育中心、娯楽中心といろいろな中心がございますけれども、その中の一番重要なそういうものが何かなければならないというふうに考えるわけでございます。こういったことから考えましても現在の場所がいいと、それから市域が拡大される場合は隣接市町村と関連をもつ都市計画をもち、合併された場合に、隣接市町村との交通幹線のつながりから考えましても現在の場所がいいんじゃないかというふうに考えます。

○11番議員(平良真次郎君)　いろいろ御説明していただきましたが、都市計画は56年に策定されたので、そういったものを理由づけてそこにもっていきたいと、新しい時代の街をつくると、あるいは広域都市、豊見城、南風原とか与那原とかそういった事前に那覇市におきましては広域都市の色が濃くなってきたのでありますが、そういった地域を含めての構想というような場合には、いささかただいまの説明は納得いたしかねるわけでございます。特に風致の問題についてでございますが、これは文化公園ができるし、公会堂ができると、その他の官庁ができておる。こういった面から考えた場合に一方的な、はっきりした説明がどうもなされていないと、現在の動向としてはいわゆる庁舎の分散、学校並びに諸官庁がそれぞれの場所に分散されて住民の利便をはかろうというのが現在のいき方でありまして、そういうような意味からも現在、たとえばモデル農場の設置とか、いろいろと施設の問題についても検討されておるわけでございます。何か都市計画について何かはっきりした何といいますか、これがいいんだというような論はちょっと私解釈に困るわけでございます。いずれにしましてもマスタープランを今度したいと、しかしながら旧那覇市を中心としたやり方と、いわゆる１号線、国際通りがあくまでも幹線であり基本線であると、そこから小禄に通ずる架橋をしてさらにこれが姫百合橋を通り、浦添に通ずるこの幹線道路が今具体的な問題として、市としても交渉していると、こういうようになりました場合に、あるいはこういったのは広域都市を含め、あるいは現在の都市の形態から見ても、果たしてこの位置が住民の全般的な利便があるかどうかという点についても考えられるわけでございますが、特に広域都市という観点からも現在の位置がいいというように考えられるわけでございますか。はっきりした答弁を。

○番外(企画部長　新里博一君)　那覇の市域が拡大される場合にはどうなるかというようなことでございますが、これは合併されます隣接市町村へ通ずる道と申しますか、アプローチという言葉を使っておるようでございますが、これは１号線、44号線及び旧鉄道路線、これが考えられるわけでございます。そうしますと現在の交通量あるいは将来予想されますところの交通量の問題を頭に入れた場合も、那覇の警察隣がいいというふうに考えるわけでございます。

○11番議員(平良真次郎君)　今の件についてはさらに研究したいと思います。次は建設資金の問題でございますが、現在の位置に建設すると90万ドルかかるということになっております。これはかりに与儀の敷地をもらい受けました場合には、やはり庁舎敷地として政府から払い下げられると、そういう形になっておりますが、現在の予定地をかりに処分した場合に、特に30万なりあるいは40万ドルという金が出てくる。相当の金額になってくる、そういうような意味から経済的な面からも今の位置にすると市として損するんじゃないかというふうに考えておりますが、これについて。

○番外(企画部長　新里博一君)　現在の警察局隣の敷地を処分して庁舎を建設したらどうかというような御質問でございますが、資金の面だけを考えてみました場合にはこれも一応いい考えじゃないかというようなことも出るわけでございますが、しかしその反面それだけ市有地が減っていくわけでございまして、起債を起こすにいたしましても10年で償還していった場合、あとは市有地は残るということになります。資金の面だけで市庁舎の位置を決定した、選定したわけじゃございませんので、すべての面を考えて選定したということが言えるわけでございます。

○11番議員(平良真次郎君)　庁舎建設につきましてはこれは今後の那覇市のあり方から、あるいは都市計画のあり方から、将来の広域都市としてのあり方を十分に検討しなければならない重要な問題であると考えます。単に政府庁舎が向こうにあるから政治センターに市役所の位置をもっていかなければいかない、というような一点ばりでもいけないとこういうふうに私は考えます。そういった面からも、これは広くこの問題を市民に訴え、十分な意見を聴取すべきだというような観点に立ちまして、市としてもこの点で公聴会を開くなり、何らかの方法で住民の意思を聞くということを考えられているかどうか。

○番外(企画部長　新里博一君)　那覇市には、いわゆる市民から選ばれました議会というのがございましてこの議会で庁舎の位置を決定するようにと条例にもございますので、私たちとしては議会で決定した方がいいと、したがって公聴会を開くというような考え方はもっておりません。

○11番議員(平良真次郎君)　公聴会は市民から選ばれた議員がおるから開かないということも、これも理屈でございます。これも考えられるわけでございます。ところが合併策定書にも一応うたわれて、庁舎敷地として２ヵ所確保したという事実、いわゆるその事実についてはやはりそこにそれだけ双方の検討を要すべきじゃないかというふうに、私はそういうふうに考えておりますが、そういうことは別としましても、これは議会の問題としても一応検討すべきもんだと思うわけでございます。そういうような意味におきまして、なお細部についてもお尋ねしたいこともございますが、一応それぞれの調査あるいはそのほかにおきまして質問をすることにして質問を終わります。

（「進行」と言う者あり）

○２番議員(森田孟松君)　議案第27号について質問いたします。これは新庁舎の建設という問題にも触れてきますので、少々議題外にわたる質疑かも知れませんがよろしくお願いします。最初に当局にお伺いいたします。去った12月の定例議会または今年の３月に入っての定例議会でも、庁舎位置の問題について議員からも質問が出まして、この議会において当局は上泉町、現在提案されている場所と、与儀のほうに候補地があるが、いずれに決定するかはまだきまっていない、それで議員諸公の御研究をお待ちしているというような返事をなさっておられましたが、これが今回上泉の位置に市役所を構築なさるというふうにまあ今回議案が出されておりますが、いわゆる提案の理由をお伺いして大体提案の理由はわかっておりますが、もう少し私突っ込んでその面をお聞きしたいと思っております。なぜ当局は従来、去った12月、また今年の３月に入ってからの議会まで、いずれの候補地に決定するという表示もしないで、議員諸公の御検討をお待ちするという態度できておったが、急に今回そういうふうになったのか。市長は当時６月の議会では皆さん方にお願いするということを言われておりましたが、その間に何か特別の状況の変化があったのか、この辺をまず最初にお伺いしたい。

○番外(企画部長　新里博一君)　お答えいたします。そういった庁舎の位置の設定とか、営造物の取得の議決、これは議会は、庁舎をつくったあとで議会の議決をもらってもいいということは判例に出ているわけでございます。ところが、これを私たちが提案した理由は、庁舎をつくってから庁舎の位置を設定するということは議会に対しても申しわけないじゃないか、それよりは議会の皆さん方の意思をもちまして、庁舎の位置、設計にかかったほうがいいという考え方に立ちまして、このたび議会に提案した次第でございます。

○２番議員(森田孟松君)　はなはだ失礼でございますが、与儀の候補地は琉球政府あたりからこれは別の用途に使うから、市は上泉で辛抱してくれというような依頼は何かございませんでしたか。

○番外(企画部長　新里博一君)　市は上泉につくって、琉球政府に与儀の位置を与えるというようなことは聞いておりません。ただ市としてはどこにつくるか、もし上泉町でしたら、われわれに使わせてくれんかということは相談を受けたことはありますが、議会の議決を得ていないので、決定されない前にやることはできないということを申し上げております。

○２番議員(森田孟松君)　わかりました。庁舎建築の議案では、91万ドルですか、90万ドル余の金が計上されておりますが、位置の決定とは少々期待はずれのようでありますが、関連しますのでお尋ねいたします。あの90万ドル余の予算で市庁舎を建築なさろうというような構想のようでございますが、この90万ドルの庁舎というのは、人口どのくらい、那覇の人口を考えて、あれだけの90万ドルの建物を建てようとなさっておられるのか、その辺についてお尋ねいたします。

○番外(企画部長　新里博一君)　庁舎建設の構想につきましては、私たちは人口36万人になった場合の職員数1,687人というふうに見込んで出しております。そのほかに将来できます衛生センター、こういったものを除いて計画をしてございますが、今度の90万余りの工事費は、そのうちで実際に事業をする分の額でございまして、これは現在の職員数を押さえて計画をしております。したがいまして設計の場合は、この36万人になるという想定のもとに設計書をつくりまして、事業実施の場合は現在の職員数を押さえてつくっていくというように考えております。

○２番議員(森田孟松君)　今の御説明は私、どうも納得がいかないんですが、36万にふくれ上がった那覇市として予定いたしまして、それによって設計をするが、実際の事業は現在の状態でもっていかれるということになると、将来拡張というようなことも考えられるわけでありますか。

○番外(企画部長　新里博一君)　その余地を残して今度はつくるわけでございます。

○２番議員(森田孟松君)　これはこの次の議案が出るときにお伺いすることにいたしまして、本員としましては、将来の伸びというのをよく勘案してもらわないと、現在当局が提案なさってあるところでは、拡張の余地はないんじゃないかというような心配があるのでお伺いする。それと関連しまして、与儀の敷地は私が財産管理課で調査いたしましたものによりますと、現在の予定地の2,700坪余り、それから文化会館の裏に約800坪ないし900坪近い土地が医療保険所用地として隣の土地を、相当の土地が確保されておりますが、当局はさっきも私申し上げたのですが、去年の12月、ことしの３月定例議会でも候補地をどこというふうにまだはっきり決めてなかったんですが、この与儀の2,700坪以外に隣接した土地が約800坪、900坪近く土地があるが、これを確保してもらうような運動、折衝をなさったことがあるかどうか。あれは強力に折衝すれば、あれだけの土地が入れば3,000坪余り、３千５、６百坪の土地になると思うんだが、そういうような市役所用地として拡張してみたいというようなお考えで折衝なさったことがあるかどうか。上泉に決まっておるのでそのまま放置してあったのかどうか。その辺をお伺いいたします。

○番外(企画部長　新里博一君)　与儀の庁舎用地に割り当てられております2,700坪余りの土地は、おそらく今の官舎を指していらっしゃると思いますが、あの官舎は終戦直後のどさくさにまぎれて、個人でつくったものと、それから政府の所有になっておるものがございます。それで政府所有のものは、政府の管理課が管理しておりますが、相当の個人所有の分がございまして、その個人所有の分は軍の財産管理課と個人が契約をして土地を借りておるわけでございます。もしもこれを除去すると相当の費用が入りますので、われわれといたしましては、その補償については考えておりません。

○２番議員(森田孟松君)　私がお伺いしているのは、隣接の土地の獲得、市庁舎用地として2,700坪余りでは狭いので、隣接の土地をですね、市のほうに譲ってもらうような折衝をなさったことがあるかどうかという意味です。

○番外(企画部長　新里博一君)　これについては折衝しておりません。

○２番議員(森田孟松君)　それから建設部長にお伺いいたしますが、平良真次郎議員の質疑に対しまして、提案されたところの上泉の用地、両候補地の長所、短所ともなりますが、そういうものを羅列して申し上げておりましたが、その中で都市美の上から現在の上泉に庁舎をつくった方がいいということを言われておられるように聞いたんですが、部長さんのいわれる市の美観の上からというのはどういう意味ですか。建物の高層建築が並んでおるので、ネオンが輝いておるから都市美があるという意味ですか。どうも私としては緑で囲まれた静かなところ、いわゆる緑に包まれたところの近代都市というものが将来は生まれなければいけない。そういう意味においても、できれば私は市庁舎は与儀のほうがよかったんじゃないかというような気もしますが、しかしまだ私個人結論は出ておりませんが、そういうような気もいたしますが、都市美観の上から現在の場所がいいというような説明をなさっておられましたが、部長さんの都市美とはどういうようなものを指しておられるのか、その点について。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えいたします。都市美というものの質問でございますが、別に建物、個々の建築様式の問題ではございませんで、都市全体のまとまりというようなことでございます。56年に決定された都市計画の構想は今の場所、官公衙地区というように考えまして、その道路から出るターミナル、タイムス前、それから小学校のところを出た道路でございます。それからハーバービューを通って壺川に出る道路でございます。この道路は那覇市の都市の美観的な道路であり、交通的な純幹線路的な問題ではなくて、那覇市の都市計画の美観的な要素を含むまん中の筋であるというような考え方から、この都市計画の計画はたてられておるわけです。それでその周辺にある官公衙地区の建物の設計というようなもの、もちろん設計自体にも考えなくちゃならぬと思いますけれども、都市のまとまり、都市の都市美、まあ非常にむずかしいあれでございますが、都市のまとまり、それからそういうまん中の都市美の美観的な要素をもつ、この道路に沿うた地区に建てたほうが非常に都市の美観的問題からいってもいいんだと、何も個々の建物の設計の問題ではございません。そういうわけでございます。

○議長(高良一君)　あと日程が一ぱい詰まっておりますし、このままいくとこれだけでも１日かかりますので、動議も今先出たし、議事運営についてお諮りしたいと思いますので、しばらく休憩いたします。

（午後２時15分　休憩）

（午後２時32分　再開）

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。日程追加第１として新庁舎建設特別委員会の設置の件、日程追加第２に新庁舎建設特別委員会委員の選任についてをそれぞれ追加いたします。それでは日程追加第１、新庁舎特別委員会設置を議題としてお諮りいたします。新庁舎特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　御異議なしと認め、日程追加第１、新庁舎建設特別委員会設置の件につきましては設置することにいたしました。

○議長(高良一君)　日程追加第２、新庁舎建設特別委員会委員の選任についてを議題としてお諮りいたします。この委員会の委員は11名としたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　御異議なしと認め、委員数は11名とします。委員の選任方法ですがちょっと休憩いたします。

（午後２時36分　休憩）

（午後２時58分　再開）

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。日程追加第２の特別委員会委員の選任につきましては11名の選考の結果をお諮りして承認を求めます。18日会の宮里敏慶君、名城嗣夫君、渡口麗秀君、平良亀助君、無所属のほうは又吉久正君、人民党は黒潮隆君、社大党は金城吾郎君、公政連安見福寿君、そのほかに各委員長赤嶺一男君、平良真次郎君、久場景善君の11名の方に委員をお願いしたいと思いま

すがさよう決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議なしと認め、11名の方を委員とすることに決定いたしました。

○議長(高良一君)　日程第14、那覇市役所位置の変更条例制定について、市長提出議案第27号議案につきましては、この審査をただいまの特別委員会に付託いたします。

○１番議員(大山盛幸君)　当局に要望を申し上げます。この市役所の位置変更の審議にあたりましては、議会も慎重審議をしなければならないと思います。これは法の第４条の第３項によりまして、特別議決になっている点からも、先ほど名城議員から提案されました特別委員会の設置という考え方はありましたが、特に本件につきましては、市民としても十分に２ヵ所の候補地の比重を知りたいと思います。と同時に、議員としても、当局が今まで苦労して場所を選定した農研あとの候補地と、下泉の候補地とを、あらゆる角度から分析して、これを一覧表にして、議員が見ただけでも納得できるように、あらゆる見地から資料を集めて、いわゆる提案された場所がいいという裏づけができるような資料を特別委員会の始まる前に、全議員に配っていただくようにお願いいたします。その点を御要望申し上げまして、ぜひ実現していただくようお願いいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第17、市庁舎建設債を起こすことについて、市長提出議案第30号を議題として質疑に入ります。

(「特別委員会付託」と言う者あり)

○議長(高良一君)　質疑を終結し、本案は新庁舎建設特別委員会に、その審査を付託いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第23、首里久場川公営住宅建設用地の仮処分命令申請に関する専決処分の承認を求めることについて、市長提出議案第36号を議題として質疑に入ります。

(「これは即決」と言う者あり)

○議長(高良一君)　質疑討論省略、採決に入ります。日程第23、首里久場川……、

(「休憩して下さい」と言う者あり)

では休憩いたします。

(午後３時18分　休憩)

(午後３時19分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。日程第23、首里久場川公営住宅建設用地の仮処分命令申請に関する専決処分の承認を求めることについて、市長提出議案第36号はこれを原案承認することにいたします。

(「賛成」「異議あり」「異議あり２つ」と言う者あり)(笑声あり)

次は1963年度那覇市水道事業特別会計歳入歳出更正予算、

(議場騒然)(「今のものはどうなっているか速記録を読んでごらん」と言う者あり)

(速記録朗読)(「もう一回表決したらいいでしょう」と言う者あり)

○議長(高良一君)　それでは賛成の方御起立を願います。(起立多数)

起立多数ですから原案通り承認されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上もちまして、本日の日程は全部終了いたしました。よって本日はこれをもって散会いたし、明午前10時再開いたします。

(午後３時25分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1963年６月５日

議　　長　高良　　一〔印〕

署名議員　森田　孟松〔印〕

署名議員　金城　吾郎〔印〕

〔６月６日、15日会議録　略〕

６月24日(第７日)午前10時13分　開議

○出席議員（28名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	８番　名城　嗣夫君
９番　金城　力夫君	10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君
13番　儀間　真祥君	15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君
18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君
22番　黒潮　　隆君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君
27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君

○欠席議員（２名）

14番　高良一君　23番　安見福寿君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君
収入役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君
経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君
消防署長　宮平　栄治君		

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第７号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第29、第32～第46　略〕

第30　那覇市役所位置の変更条例制定について（市長提出議案第27号）

第31　市庁舎建設債を起こすことについて（市長提出議案第30号）

本日の会議に付した事件

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第29、第32、第33　略〕

第30　那覇市役所位置の変更条例制定について（市長提出議案第27号）

第31　市庁舎建設債を起こすことについて（市長提出議案第30号）

○副議長(大山盛幸君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第７号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○副議長(大山盛幸君)　これより議事に入ります。日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により渡口麗秀君と赤嶺慎英君を指名いたします。

〔中　略〕

○副議長(大山盛幸君)　休憩前に引き続き会議を開きます。日程第30、議案第27号那覇市役所位置の変更条例制定についてを議題として、新庁舎建設特別委員会の報告を求めます。

○11番議員(特別委員会委員長　平良真次郎君)

日程第30、議案第27号那覇市役所位置の変更条例制定について、本特別委員会における審議結果を御報告いたします。本条につきましては主管部課長の出席を求め、その説明を詳しく聴取し、それぞれ質疑がかわされたのであります。そのおもな点を申し上げますと、新庁舎の位置決定は市民の関心事ではあるが、当局提案の該場所が、市町村自治法第４条３項の規定に十分のっとっているかどうか、ということに対して当局の説明は、まず交通事情について、

１）該位置は那覇市の中心街である国際通りの延長線沿いにあり、１号線並びに44号線に直結しているし、都市計画道路の幹線になっておりすぐかたわらにバスターミナルを控えて交通事情はきわめていい。しかし、

２）与儀の農試所あとは、開南通りと、ひめゆり通りの交差地点になっていて、現在でも道路の幅員といった点から考えて交通事情は悪く、ここに庁舎を建てるとなお一層車両がふくそうして交通事情が悪化するので、警察局の隣が適切であると考える。

３）次に他の官公署との関係についてであるが、警察局の隣には琉球政府、立法院、裁判所、検察庁、警察局、法務支局、沖縄軍用地連合会、那覇軍用地関係事務所、那覇区教育委員会が、そこに集っており、

４）与儀農試所あとは琉球電々公社、中央郵便局、日本政府南方連絡事務所、福祉事務所、南部教育連合会などである。したがって市民が多く利用する官公署は警察局の周辺に集められている。

５）次に市民の利用度からみて、最も便利であるという点についてであるが、市民の最も多く役所を利用するのは戸籍、住民登録及び印鑑に関する事項についてであり、この証左については1962年７月から同年12月までの間に市民が役所の窓口を利用したものの中でも戸籍、住民登録等に関する事項が全体の約70％を示していることからも明らかである。さらにこの70％のうち住民票、謄抄本、戸籍謄抄本、印鑑証明等の請求事務が65％を占めている。このように役所を利用する市民のほとんどが戸籍関係証明書関係の事務についてである。さらにこの証明書を何に使うのかということについて検討してみると大体次のとおり類別される。まず住民票、謄抄本についてであるが、

Ａ　諸登記申請書の添付書類として法務局に提出する。

Ｂ　転入学の提出書類は区教育委員会に提出する。

Ｃ　自動車運転免許証交付申請は警察局に提出する。

Ｄ　養子縁組、家事審判申立等の添付書類は裁判所に提出する。

Ｅ　渡航許可申請書の添付書類は警察局に提出する。

次に戸籍謄抄本についてであるが、

ア　渡航許可申請書の添付書類は警察局に提出する。

イ　裁判所提出書類の添付書類は裁判所に提出する。

さらに印鑑証明書については、

１　諸登記申請の添付書類は法務局支局に提出する。

２　保証人となる場合は金融機関に提出する。

以上のことから考えてみた場合に、諸官庁が警察局の周辺に位置を占めており、市民が役所を利用するのはその大半が戸籍関係証明書等の請求であり、市民の利便の点から見た場合には警察局の隣が適している。以上の点から市町村自治法の精神に十分のっとっていると考える。さらに、

１）市民が窓口で各証明書を請求し、他の官公署にそれらを持ってゆくのに警察局の横に庁舎があることが非常に便利であるという点を強調しているが、これは各支所を廃止して本庁に統合するという考えであるのか。

２）与儀農試場あとを庁舎敷地の候補地として政府から割り当てを受けたというが、その根拠は何か。

３）単に戸籍、住民登録等を請求するためにのみ市民の７割が市役所を訪れるという説明に終結しているが、将来は社会福祉の面からも市役所を訪れなければならないと考えるが、その点についてはどう思うか。

４）２つの庁舎敷地候補地を同時にあげなかったのはなぜか。

５）警察局の隣はバスターミナルを控えて交通に便利であると強調しているが、将来他市町村との合併を見込んでのことであるのか。

６）庁舎敷地位置決定については公聴会を開くべきではないのか。

７）日本本土でも外国でも公園や緑地帯に庁舎を建設し、かつまた都市集中化をさけて地方に分散するのが近年の傾向であるが、その点から新庁舎の位置は農試場あとが適当と考えるがどうか。

等の質疑がなされ、当局の説明をそれぞれ聴取した後討論に入ったのであります。その概要を集約して列記いたします。

反対討論

１）警察局隣に庁舎を建設した場合には窓口利用者が非常に便利であるということをパーセンテージで示しているが、将来他市町村との合併を想定し当然支所の設置がなされるとすれば、本庁に来る市民はわずかであり、大多数の市民にとって何ら変わりがない。

２）次に街路網についてであるが、現在の警察局の周辺はこれ以上道路の幅員が拡張されないし、新しく道路を設置することは不可能であるが与儀農試場あとの場合はこれが可能だと考える。

３）さらに都市美についてであるが、諸外国でも日本本土でも近年の傾向として公園の中に庁舎を建設している。与儀農試場周辺は公園計画もあり、緑地帯の中に庁舎をつくるという点からいって与儀農試場あとは最適である。

４）また広域計画の点についてであるが、将来那覇市の人口が東北に広がってゆくことを想定すれば、市役所の窓口を利用する市民の数は減少してゆくと考える。現在那覇市には都市計画というものは全くなく、市長も施政方針の中で都市計画はくずされ、今からその都市計画を修正し、これを議会にはからなければならないと述べている。したがって与儀農試場あとに新庁舎を建設し都市計画を変更することによって将来道路網の整備等がりっぱに推進されると考える。

５）なおその他に庁舎は市有地に建設し、その施設は恒久的でなければならないといっているが、一旦庁舎がつくられれば簡単に動かすことはできない。立退きを迫られるということは考えられない。日本本土では国県有地が無償で払い下げられていることからみても、もっと積極的に財産管理課が管理している土地を市が無償でこれを獲得するという方向に進めるべきである。

６）90万ドル以上もかけて新庁舎を建設するについて、財政的な面からも大きく考えなければいけない。かりに警察局隣の市有地を売却すれば40万ドルになるし、さらに真和志支所の敷地も合わせて売却すれば50万ドルの金が浮くことになり、銀行から借りずに庁舎建設が可能である。

７）最後に市町村自治法第４条第３項の主旨に照らして、必らずしも警察局の隣がいいということはない。社会の日々の進展と、特に財政的な面と相まって、当然与儀農試場あとに新庁舎を建設すべきであると考える。

賛成討論

１）市町村自治法第４条第３項の主旨にのっとり交通の事情、他の官公署との２点について特に考慮を払うべきであると考える。なかんずく交通の中心はバスターミナルでなければならず、少なくとも庁舎の位置は政治センターでなければならない。もちろん都市計画の一部修正ということも考えられるが、基本的な政治センターというものを変更することは容易ではなく、かつ困難である。現にバスターミナルが44号線、ハーバービュー線、牧志線、久茂地川沿線、１号線に結びつき幹線、支線が集結している実情からして、交通の利便の面からバスターミナルに近い警察局横が庁舎敷地として非常に有利である。

２）次に他の官公署との関係については論をまたないことは勿論であり、ちなみに琉球政府あり、立法

院、裁判所、検察庁、警察局、那覇法務支局、沖縄軍用地連合会等で有利な条件がここに集っているので、市民に対するサービスの面では与儀農試場あとはその比ではないということである。

3）次に都市計画の面についてであるが、先にも述べたごとく、将来において一部の修正はあるにしても基本となるべき中心点を動かすことはできない。

4）最後に財政の面についてであるが、財産を処分して諸事業並びに新庁舎を建設するということは、一時的には合法性があるかもしれないが百年の将来を考えた場合には賛成しがたい。那覇市と真和志が合併するときに、その策定書にも庁舎の位置は上泉町にすべきであると決定しているし、おそらく満場一致で可決されたと思料する。以上結論として庁舎の位置は市町村自治法第4条第3項の規定に最も適合しているということを確信して原案に対して賛成するものである。

以上の討論がなされ、表決の結果賛成多数で原案を可決すべきものと決定いたしましたので、よろしく各位の御賛同を得たいのであります。

○副議長(大山盛幸君)　質疑に入ります。

○2番議員(森田孟松君)　ただいま特別委員会の平良議員から詳しい委員会の経過並びに結果の御報告がありまして、審議して下さった委員皆さま方に厚くお礼を申し上げます。委員長にお伺いいたしますが、これの議案は位置の変更の条例制定でありますが委員会の審議の過程において、ちょっと議題外になるかもしりませんが、本庁舎の位置がきまるといつごろからこの建築が始まるか、そしていつごろまでに終わるというようなことも話し合いがあったかどうか。その点について最初にお伺いしたいと思います。

○11番議員(特別委員会委員長　平良真次郎君)　着工の時期と、こういったもんについては別に質問はなかったのでございますが、本案の場合、設計でも10ヵ月も要すという説明があったので、あるいはそういう質問がなかったんじゃないかと思います。

○2番議員(森田孟松君)　それじゃ次にお伺いいたします。これも直接議案とは関係しないのでありますが、位置がこの提案した場所になり、かりに決定した場合に小禄、真和志、首里の支所は本庁に吸収合併するのであるのか、そういうまた現在のまま存置する方針であるのか、そういう面においても審議したことがあるかどうか。この辺についてお伺いしたいと思います。

○11番議員(特別委員会委員長　平良真次郎君)　いわゆる新庁舎の位置の決定をみまして各支所の統廃合の問題、これはいかにすべきかという問題は各議員からも活発に質問がかわされたのでありますが、この点につきましては現在の支所をそのまま存置していきたいとこういうような答弁がなされたのであります。

○2番議員(森田孟松君)　当局にお伺いいたします。今の委員長の御報告で現存の小禄、真和志、首里の支所はそのまま存置するんだということに当局のお考えが発表されたというふうに聞いておりますが、現在の小禄、真和志、首里の支所の庁舎は非常に老朽な建物になっておりまして、そこを使用しているところの地域の住民の方々が、あの暗い狭い建物で非常に窮屈な思いでいろいろ仕事をなさっておられる。またサービスするところの市役所の職員もあらゆる面から見てほったらかしにしちゃいかないんじゃないか。当初に本庁のほうが近代的な、文化的な庁舎ができますと、支所の建物は本庁が完成した場合は、あれも一応その地域住民のために改築するお考えかどうか、あのまま置いて腐ったときは本庁に吸収するというような考え方であるのかどうか、これについて当局のお考えをお聞きしたいと思います。

○番外(企画部長　新里博一君)　お答えいたします。支所の問題につきましては本会議で市長からもお話がありましたとおり、現在統廃合する考えはもっていないのでありますが、ただし現在の3支所とも庁舎が老朽化していることは事実でございまして、小禄の場合には隣にコンクリート建の庁舎がございまして、そこに改築移転計画を進めております。真和志の場合は、今年度は本建築はございませんが一応前のほうに間口を広げて市民サービスをよくするというわけで改築を予定しております。首里の場合はまだ検討しておりませんが、いずれ財政上の問題、そういったものをにらみ合わせて改築あるいは増築しなければいけない、そういうふうに考えております。

○2番議員(森田孟松君)　今の企画部長の御答弁を拝聴いたしまして安心しましたが、本庁の本建築と並行して、財政のゆるす限りできるだけ各支所の建物も明るい近代的な建物に切りかえていただきまして、その地域住民のために、なおまたここに働くお互いの市役所の職員のためにも明るい職場をつくっていただきますようお願いいたします。次に委員長にお伺いいたします。委員会の審議の上で予定されているところの与儀の敷地約3,000坪近いんですが、この土地は話によりますと、市の庁舎敷地として使わない場合は政府が何か公共施設の敷地として予定してあるというようなことを聞いておりますが、那覇市としましては幾ら埋め立てしても土地は常に不足でございまして、またいろいろな施設に相当の土地がいるんですが、このせっかくの与儀の3,000坪近い財産管理課の土地を那覇市で確保する対策について何か特別委員会で話されたことがありますか。これについてお伺いいたします。

○11番議員(特別委員会委員長　平良真次郎君)　この問題についても質問が出ております。つまり農試場あとの敷地については、いわゆる新庁舎を適当な場所がないので新庁舎の位置をきめたいと、そういうようなことで特に庁舎の建築位置と敷地というような意味で政府から割り当てられておりまして、これは市庁舎用地として指定されております。市庁舎をつくらぬ場合はどうなるかというような、そういうような意味でございまして、つくれない場合は当然その用途が違うということでございまして、政府としても市にそのまま使わすということに対しては、まあむつかしいだろうとこういうような御答弁でございました。また政府としても現在職業訓練所、そういったものは旧施設で使っておりまして、前にも陳情がありましたように、いろいろの福祉面の利用をやるような計画が今までの議会の陳情の中にもあらわれております。こういったことで市のほうが使えるかどうかという面については、庁舎用地というような、そういったような意味で市がこの土地を利用できないということははっきりわからないということでございます。

○2番議員(森田孟松君)　今の委員長の御説明で、本会議で提案された当時当局が説明なさっておったようなことでございますが、特別委員会で特にこの問題を取り上げて財産管理課、あるいは民政府とかその筋のところに委員会としてこの土地を確保する意味の折衝をやったことはございますか。

○11番議員(特別委員会委員長　平良真次郎君)　ございません。

○副議長(大山盛幸君)　それでは質疑を終結いたしまして討論に入ります。

○22番議員(黒潮隆君)　議案第27号那覇市役所位置の変更条例制定について反対討論をいたします。当局提案になっている議案第27号、この議案から見ますと、那覇市役所の位置を警察学校隣に設定するというふうに提案されて、いろいろ当局案の有利になるような説明が出ております。これについて私たちの反対の見解を述べてみたいとこういうふうに考えております。

まず市民生活の利便についてという点に触れてみたいと思います。那覇の市役所を政府、あるいは裁判所あるいは軍用土地事務所あるいは那覇区教育委員会、こういう官庁の多いところに市役所を建設した場合、毎日市役所を訪れている市民の70パーセントが戸籍抄本、住民登録、印鑑証明その他の窓口を利用するための市民が多いので、この官庁署に提出する書類が多いので利便になるというふうに説明しております。しかしながら私たちはただそれだけが市民の利便の面と考えてはならないと、こういうふうに考えます。なぜ市役所に訪れる市民の70パーセントがただ証明書をもらうためにくるのか、そこに大きな問題があると考えます。将来に向かって私たちは市民の福祉的な方向に市政が運営されるべきだと考えます。したがって市民の福祉という面から市に対して要求し、あるいは相談しに来る人がふえてくるのが予想できるのであります。そういう点からみますとただ窓口に証明書をもらいに来る市民よりは、はるかにふえてくるというふうに考えなければならないのであります。さらに警察学校隣に市庁舎を建設した場合に、真和志支所、あるいは首里支所をそのまま設置するという市の考え方からするならば、この本庁舎を訪れる市民、いわゆる窓口で証明書をもらいたい市民は今の那覇市全体から考えた場

合、ごく一部の市民にしかならないとこういうふうに考えます。さらに今合併の問題が持ち上がっております。豊見城、南風原、与那原、西原、浦添、こういう地域が合併された場合は当然支所が設置されます。支所によって住民登録、あるいは戸籍抄本、印鑑証明を取るために、やはり本庁を利用する市民はますます、ごくわずかにしかなくなるという点でございます。

２番目に街路網の点で、市の案であります警察学校隣のほうが交通網も発達し、バスターミナルがあるので交通の便利な警察学校の隣がいいと、こういうふうな説明がございます。しかしながら私たちはこのバスターミナルは市外線のターミナルが市内線の終点にはなり得ないとこういうふうに考えます。もしかりに、そこに市内線のターミナルとし終点とした場合はますます交通地獄を生み出していくと、こういうふうに見ます。さらに官庁の多いところに市役所を設置された場合には勢い1,000人余の市役所職員、将来は人口も36万になるとますます市の職員は増えていく。そうなっていくと現在の牧志通り、これが拡張できないような状態に追い込まれておるために、この現在の道路網ではどうにもならないところに追い込まれるのではないかと、こういうふうに考えます。しかしながら与儀の場合には、これから道路を広げて、そして道路網を整備していくようにできる状態にあります。たとえば旧鉄道線の道路を大幅に広げていく、小禄から漫湖に橋をかけるような計画があり、さらに浦添に通ずる道路をつくる、こういうふうになっております。開南通りの場合も、道路の幅員を広げるために那覇市として建築確認の場合に指導して、コンクリート建物の場合は一歩うしろに下げて指導しているところからもはっきりしております。さらに警察学校の付近はこれ以上道路をふやし、さらに道路の幅を広くできないようなところに追い込まれております。牧志通りの、あのブロック建の高層建築ビルができておるところからもそれは考えられないのであります。

３番目に都市美観についてでございますが、私たちは委員会の審議の中でも申し上げましたとおり、日本本土、外国においても公園の中に市庁舎をつくっていくという傾向が多く出てきております。さらに市庁舎の付近には大きな広場を必要とし、そこを緑地化していくというのが現在の市庁舎の建設されていく傾向になっております。前に戻って交通量の問題に触れますが、東京においては官庁街、あるいは各商店街、これを分散しなければならないところに追い込まれております。10年前の東京駅は郊外だったのが現在ではもう東京の中心地になっているといわれております。会社の出勤時間も調整しなければならないような状態に追い込まれております。普通労働者の働ける時間としては、８時に出勤して５時に帰るというのが常態でございましたが、しかしながら今では10時出勤して７時に退社するというようなところまで調整しなければ、今の交通麻痺からのがれられないような状態になっております。そういう東京の条件と那覇市と比較すべきではないというような理論も生まれてくるかもしれませんし、しかしながら那覇市は東京と比較にならないぐらい規模は小さい、それに反比例して那覇市の交通麻痺は東京に劣らないぐらいと言われております。それで那覇市の場合は集中にするよりは分散計画にもっていくべきだというふうに私たちは考えます。都市美観について戻りますが、官庁のそろっているところに市役所を設置したほうが都市美観のそういう点からもいいという理論もありますが、私たちは先ほど申し上げましたとおり、やはり公園地域の中に市庁舎を建設すべきだという、こういうふうな考え方をもつのであります。さらに都市計画の問題から触れます。市長の施政方針の中にもありますとおり、那覇市の都市計画はくずされており、そのまま執行できないような状態になっており、修正して議会にもはかりたいと、しかしながらそれができないということは残念というふうにうたわれておりますとおり、那覇市の都市計画は根本からくずされております。なぜかと申し上げますと、政治センターでもなければターミナルを中心としたものでもないと言われております。那覇市の都市計画の基本的な考え方は那覇市を公園都市にするという考え方から生まれてきていると言われております。それはどこから、どこが中心になるかと申し上げますと、あの漫湖を中心とした考えがあったと言われております。しかし埋め立てによって漫湖がすでにくずされております。石川博士が東京において堀を埋め立てたために大きな浸水があって、堀埋め博士とまで悪口をいわれております。こういう方法でやるならば外海のほうを埋めるべきだというふうにいわれております。漫湖を大切に残し、風致地区として、公園地区として那覇市を発展させるべきだというふうに言われております。しかしながら与儀の公園計画もくずされ、さらにガーブ川の計画もくずされてきております。波の上の風致地区も大きくこわされております。こういうところから根本的に都市計画を練り直さなければならないような状態にきております。53年以来那覇市の都市計画道路、幹線道路が一本もつくられていないという状態も、やはり那覇市の都市計画を進める上において、一番大きく阻害している財政の問題も考えなければならないと私は考えます。かりに与儀の試験場あとに那覇市の庁舎をつくった場合には、警察学校隣の2,700坪の市有地が売却され、真和志支所も廃止することができます。この真和志支所の土地、警察学校隣の土地は少なくとも坪50ドル以上売れるというふうに私たちは計算しており、したがって那覇市役所の庁舎をつくる場合には、起債を仰がなくても土地を売却してそれを振り向けていくことができると、こういうふうに考えます。それを那覇市の都市計画にそそぎ込んでいく場合は、那覇市の道路、排水溝、橋梁、そういうのが次々とできていくと、こういうふうに見ます。ただ市民は市庁舎５階建、あるいは６階建の庁舎がりっぱになれば、それで市民の福祉になるとは言えないと思います。市民が欲するのは道路網の整備、排水溝の整備、市民の衛生環境の問題、こういうのも同時に取り上げなければならないと考えます。これを取り上げる場合は那覇市の貧困財政、琉球政府の力さらにアメリカ民政府の現在までの補助金の出し方から見て非常に不十分であります。これが与儀につくられることによって警察学校隣の土地が売却できるために市民にはプラスになると考えます。将来も与儀が中心になりこの人口が増加するのも、街が広がっていくのも真和志東北部になっております。したがってこのような旧那覇市のはしっこになるようなところではなしに、市の中心地に市庁舎を建設すべきものだと、こういうふうに考えまして27号議案に反対するものでございます。

○17番議員(宮里敏慶君)　那覇市役所位置の変更条例制定について、市長提出議案第27号に賛成するものであります。その理由を申し上げますと、那覇市は琉球の首都であり、内外ともに沖縄を代表する大きな使命を有するものであります。この使命にこたえるには新庁舎をどこに求めるかということについて慎重を期すべきだと思います。市町村自治法第４条第３項には市町村役所の位置を定め、または変更するにあたっては住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないとあります。まず住民の利用に最も便利な点を申し上げますと、先ほど22番議員は市庁舎建設の参考資料は、当局は住民の便利になるように故意に書いているように言われましたが、本員はこの参考資料は事実のとおりで当局案の上泉町の位置が最も便利であるということを書いてあるものと思っております。それで当局のこの参考資料に基づいて賛成の理由とします。まず交通事情については上泉の位置は、本市の中心街である国際通りの延長線であり、その線沿いにある１号線並びに44号線に直結しております。またすぐかたわらにはバスターミナルを控えているので、交通事情はたいへん良好であります。与儀の試験場あとは開南通り、ひめゆり通りの交差点にあって現在よりも交通事情が悪く、ここに庁舎を建てるとなお一層交通事情は悪化するのであります。この両者を比べて市内線バスの利用度による点は似ているが上泉のほうがまさっているのであります。ことに安謝、小禄、ペリー方面の住民の市外線利用は相当多いのでありますが、これらの人々、特に安謝方面の住民は与儀に出るためにはまた市内線を利用することになりますが、上泉の場合はバスターミナルを近くに控えているので乗りかえる必要はないのであります。また官公署については、上泉周辺にある官公署は琉球政府、立法院、裁判所、警察署、法務局支局、沖縄軍用土地連合会、那覇軍用地関係事務所、教育委員会等があります。与儀試験場あとの周辺の官公署は琉球電々公社、日本政府南方連絡事務所、福祉事務所、南部教育連合会等がありますが、市民が多く利用する官庁は上泉周辺に多いのであります。また利用者側から見た利便について申し上げますと、市民が最も役所を利用するのは戸籍、住民登録、印鑑に関する事項でありますが、私が調査した範囲によりますと、市役所戸籍事務の窓口に１日364件戸籍関係の請求がございますが、そのうち１人で２件請求する人もおりまして500名とした場合に、間違いました、

364件のうち300名と見た場合、これを試験場あとに市庁舎をつくりますと先ほど申し上げました裁判所、法務局、警察局に謄抄本等を提出するときには少なくとも10分はかかります。またお金にしても平均10セントぐらいかかります。この１日300名のバス賃、タクシー賃あるいは時間を計算しましても、これは多くの時間の空費と車賃の負担が大きいのであります。それが上泉町のほうに役所を建てるとすれば今申し上げた時間の空費、バス、タクシー賃の冗費もわずかで済まされますので、これからいたしましても上泉町のほうがいかに住民に便利であるかということがうかがわれます。また那覇市の建設計画書にも、真和志を編入合併するときの策定書にも市庁舎は上泉町に建設するというふうにありますので、市庁舎はぜひとも原案どおり上泉町につくるべきだと本員思っております。それから街路網、都市美につきましてもこの資料にありますとおり、試験場あとよりも上泉のほうがはるかにまさっているということは、これは私から申し上げるまでもなく当局の説明で皆さんも御承知のことと思いますので、これは省略いたしまして賛成の討論にいたします。

○副議長(大山盛幸君)　休憩いたします。

(午後３時37分　休憩)

(午後３時38分　再開)

○副議長(大山盛幸君)　休憩前に引き続き会議を開きます。いろいろ御意見もあるようでございますが、これで討論を終結いたします。本議案は市町村自治法第４条第４項の規定によりまして、出席議員の３分の２以上の者の同意がなければならないことになっておりますので、表決にあたりましては慎重にお願いいたします。那覇市の将来を約束する歴史的な瞬間になると思います。現在出席議員27名でございます。日程第30、議案第27号那覇市役所位置の変更条例制定について原案に御賛成の方の起立を求めます。

(「賛成」と言う者あり)

○副議長(大山盛幸君)　27名のうち４名の反対で絶対多数の賛成でございます。よって議案第27号は原案どおり可決決定いたしました。

○副議長(大山盛幸君)　日程第31、議案第30号市庁舎建設債を起こすことについてを議題といたします。特別委員長の報告を求めます。

○11番議員(特別委員会委員長　平良真次郎君)　日程第31、議案第30号市庁舎建設債を起こすことについて、本委員会の審査結果を御報告いたします。本案につきましては主管部課長の出席を求め、その説明を詳しく聴取しそれぞれ質疑がかわされたのであります。そのおもなる点を申し上げますと、40万ドルの市債を起こし新庁舎建設資金に充てるということだが、現在の市民の収入とにらみ合わせて果たして１ヵ年間に市の計画しているとおりにできるかどうか。試みに予算審議の際当局より示された資料によると、年間平均250ドル以下の収入のある市民が４万3,619名、250ドル以上500ドルまでが１万2,572名、500ドルから750ドルまでが4,282名、750ドル以上1,000ドルまでが1,913名、1,000ドル以上1,500ドルまでが1,181名、1,500ドルから2,000ドルまでが608名、2,000ドル以上が486名であり、ほとんどの市民が生活するのに精一杯で、しかも最近銀行預金者がかなり減少しているが、この点から見て市の計画は可能であるかどうかということに対して当局の説明は、懸念されるのはごもっともであるが、電々公社の一般公募の場合は20パーセントぐらいしか消化されてないが、市の場合は引き受け会社と募集事務取り扱い会社を指定して、引き受け会社を開金にしたいということで開金総裁と話し合いをしたが、新庁舎建設については弁務官の書簡もあり許可も受けている、なお開金総裁としては全面的に協力するし、市が市民に対して債券を発行して残りは全部引き受けるということであるので、公債の消化については支障はないということであります。さらに債券募集にあたり市民以外の人にも呼びかける意思があるかということに対して当局の説明は、債券の発行にあたっては特定の人を指定するわけにはいかないし、蛇足としてこの議案が可決になれば募集事務取り扱い会社は琉銀または沖銀のいずれかを指定し話し合いを進めていきたいということであります。以上の当局の説明に対し、各員一応これを了承し、本案については賛成多数で原案を承認し可決すべきものと決定いたしましたので、よろしく各位の御賛同を得たいのであります。

○副議長(大山盛幸君)　質疑を行います。

(「質疑討論なし」「進行」と言う者あり)

質疑討論ないようですから表決いたします。日程第31、議案第30号市庁舎建設債を起こすことについて、原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(大山盛幸君)　御異議なしと認め、原案どおり可決決定いたしました。

〔中　略〕

○副議長(大山盛幸君)　休憩前に引き続き会議を開きます。本日はこれで議事を終わりまして、明日午前10時会議を開きます。散会いたします。

(午後５時57分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1963年　月　日

議　　長　高良　　一〔印〕
副 議 長　大山　盛幸〔印〕
署名議員　渡口　麗秀〔印〕
署名議員　赤嶺　慎英〔印〕

６月25日(第８日)午前10時16分　開議

○出席議員(28名)

１番	大山　盛幸君	２番	森田　孟松君	３番	又吉　久正君	４番	武村　朝良君
５番	楠見　長礼君	６番	渡口　麗秀君	７番	上原　隆正君	８番	名城　嗣夫君
９番	金城　力夫君	10番	辺野喜英興君	11番	平良真次郎君	12番	真栄田義晃君
13番	儀間　真祥君	15番	久場　景善君	16番	金城　武一君	17番	宮里　敏慶君
18番	友利　栄吉君	19番	喜久山朝重君	20番	久高　友敏君	21番	金城　吾郎君
22番	黒潮　　隆君	24番	赤嶺　慎英君	25番	赤嶺　一男君	26番	比嘉朝四郎君
27番	比嘉　佑直君	28番	平良　亀助君	29番	具志　栄治君	30番	赤嶺保三郎君

○欠席議員(２名)

14番　高良一君　23番　安見福寿君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君	第二助役	新垣　義徳君
収 入 役	渡口　政行君	総務部長	城田　清才君	企画部長	新里　博一君
経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君	水道部長	玉城　定仁君
消防署長	宮平　栄治君				

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第８号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第53、追加第１～第３　略〕

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○副議長(大山盛幸君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手許に配付してある議事日程第８号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○副議長(大山盛幸君)　これより議事に入ります。日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により金城力夫君、赤嶺一男君を指名いたします。

〔中　略〕

○副議長(大山盛幸君)　以上で全日程は終了いたしました。よって第57回那覇市議会を、これで全部終りましたので閉会いたします。まことに御苦労さまでございました。

(午後６時54分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1963年６月25日

議　　長　高良　　一〔印〕
副 議 長　大山　盛幸〔印〕
署名議員　金城　力夫〔印〕
署名議員　赤嶺　一男〔印〕

27　1963年(昭和38年)　９月　第59回定例会[都市計画]

９月21日(招集日)午前10時18分　開会

○出席議員(29名)

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	８番　名城　嗣夫君
９番　金城　力夫君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君
14番　高良　　一君	15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君
18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君
22番　黒潮　　隆君	23番　安見　福寿君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君
26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君
30番　赤嶺保三郎君			

○欠席議員(１名)

10番　辺野喜英興君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君	第二助役	新垣　義徳君
収 入 役	渡口　政行君	総務部長	城田　清才君	企画部長	新里　博一君
経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君	水道部長	玉城　定仁君
消防署長	宮平　栄治君	選挙管理委員長	赤嶺　正一君		

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名について
第２　会期を定めることについて

〔第３～第11、第14～第34　略〕

第12　不良住宅街改造モデル地区建設用地の取得について(市長提出議案第83号)
第13　不良住宅街改造モデル地区建設用地の売買契約を結ぶことについて(市長提出議案第84号)

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日をもって招集されました1963年第59回議会定例会を開会いたします。ただいまから本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第１号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　次日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において、平良真次郎君、比嘉佑直君を指名いたします。

○議長(高良一君)　次日程第２、会期を定めることについてを議題といたします。

○議長(高良一君)　ちょっと休憩いたします。

(午前10時26分　休憩)

(午前10時28分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。会期は９月21日から９月30日までとなります。さよう取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議なしと認めます。よって会期は９月21日から９月30日までの10日間と決定いたしました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第12、13は一括上程いたします。第83号議案不良住宅街改造モデル地区建設用地の取得について、第84号議案不良住宅街改造モデル地区建設用地の売買契約を結ぶことについてを議題として説明を求めます。

○番外(建設部長　花城直政君)　議案第83号不良住宅街改造モデル地区建設用地の取得について並びに議案第84号不良住宅街改造モデル地区建設用地の売買契約を結ぶことについて、提案理由を一括して御説明申し上げます。那覇市の不良住宅街は、相当広い範囲にわたっておりまして、第１次改造計画の対象区域だけでも27万2,000平方メートル(約８万2,424坪)ございまして、これを改造するのに相当の日時と膨大な予算が必要とされています。これを一挙に解決することは財政的に至難でございますので、これを年次計画によって解決する方針でございます。そこで本年度は議案に示してありますとおり、第１次改造計画の中でも比較的に家屋の密集度の高い字樋川神里原の一部約3,000平方メートル(926坪)を改造モデル地区として指定し、初の都市改造を試みることになったものであります。用地の取得につきましては、関係地主の承諾を得まして売買仮契約を締結いたしております。なお取得する用地に現在70戸の建物がありまして、これら関係人に対し公営住宅等に入居させる方針で目下交渉いたしておりますが、円滑に処理できるものと確信いたしております。よろしく御審議下さるようお願い申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　では本日はこれをもって散会しまして、明23日午前10時再開します。御苦労さんでした。

(午後４時32分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1963年９月21日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　平良真次郎〔印〕
署名議員　比嘉　佑直〔印〕

9月23日(第2日)午前10時15分　開議

○出席議員（28名）

1番　大山　盛幸君	2番　森田　孟松君	3番　又吉　久正君	4番　武村　朝良君
6番　渡口　麗秀君	7番　上原　隆正君	8番　名城　嗣夫君	9番　金城　力夫君
11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君
15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君
19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君	22番　黒潮　　隆君
23番　安見　福寿君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君
27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君

○欠席議員（2名）

5番　楠見長礼君　10番　辺野喜英興君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君
収入役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新垣　博一君
経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君
消防署長　宮平　栄治君	選挙管理委員長　赤嶺　正一君	

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第2号

第1　会議録署名議員の指名について

〔第2～第10、第13～第28、追加第1　略〕

第11　不良住宅街改造モデル地区建設用地の取得について（市長提出議案第83号）

第12　不良住宅街改造モデル地区建設用地の売買契約を結ぶことについて(市長提出議案第84号)

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付してある議事日程第2号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

ただいまより議事に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の議事録署名議員は会議規則第116条の規定により、真栄田義晃君と平良亀助君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第11、12は関連しておりますので一括上程いたします。日程第11、議案第83号不良住宅街改造モデル地区建設用地の取得について、日程第12、議案第84号不良住宅街改造モデル地区建設用地の売買契約を結ぶことについてを一括議題として質疑に入ります。

○12番議員(真栄田義晃君)　この2つの議案は関連いたしますが、この議案に対する算定の基礎を一定するためには現在ここに出ている取得の目的、土地の取得金額、坪、これだけでは取得すべきかどうかの判断はやりにくいわけです。というのは、実際は取得する金額は土地そのものの取得金額3万2,410ドルでございますけれども、しかしながらこれを取得してそれを新たに市が何らかの用途に供するためにはそこに権利の設定がなされておればだめである。したがってこの土地に対して他の権利の設定が行われているかどうか、また他の権利を解消するためにはどれだけの金が要るか、実際取得金額というものは土地の取得プラスアルファという、これは地上物件その他の補償費こういったものを加えたものである

はずです。したがいましてわれわれがお聞きしたいのは、現在この購入取得しようとする土地に他の権利の設定が行われているわけですが、この内容についてお聞きしたいわけです。さらに市の市有財産の取得管理及び処分条例の第7条取得前の調査ということがございまして、これは申し上げるまでもなく「財産の買入れ、交換または寄付等により取得しようとするときはあらかじめその財産に関し必要な調査をし、他の権利の設定その他特殊の義務があるときは、所有者または権利者にこれを消滅させ、またはこれに関し必要な処置をしなければならない。」とこういうふうに言っております。したがって取得の議案を提出しているという現在の段階においては、本来ならばこれらの他の権利の設定は条例に従って所有者または権利者に消滅させておらなければならないが、現実においては消滅させておらない、まだ残っている。少なくともこの土地にはどういう権利設定が行われており、これを解消するためにどれだけの費用が要るかということは少なくとも、この議案の提出以前に調査されておらなければならないと思います。ここには70戸の家がございますが、そのうち補償すべきもの、いわゆる補償の対象となるものは幾らあり、そのために要する金額幾らと見積り、補償しないものは幾らあり、なぜ補償しないのか、市のきのうの説明によりますと補償すべきものと補償すべきでないもの、必ずしもそうでないという意見を表明しております。補償しなくていいということであればどういった意味で補償しなくていいのか、その点をはっきり御説明を願いたいと思います。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えいたします。この土地は926坪でございまして実測によって多少の増減はあると思いますが、現在調べた結果におきましては他の権利は設定されておりません。そして仮契約まで済んでおるわけでございますから、それからこの権利を設定されるということは考えられません。それから中に70件の建物がございますが、これは終戦直後の割り当てされた建物が多いようでございましてたいした価格の建物はありません。70件の中には復金から借りてあるのもあるかもしれませんが、そういった具体的な調査はやっておりませんが、これから実際にこの議案の議決をいただきまして、そして契約を結びまして、それから土地の取得交渉をしまして、今後の市営住宅のことも考慮したいと考えております。

結局法の今条例でもって取得する場合は、ここにあるいろいろの権利を全部消滅してあとでなければ買えないということになっておりますが、これは普通財産と違いまして、そういう考え方ではなくして、われわれとしてはあくまでも道路をつくっていくんだというような考え方でこの事業は進めていきたいと思います。沖縄には不良住宅の改造、不良住宅改造法というものはございませんけれども、内地にはそういうものがありましてちゃんと法でもってその事業ができるように保護され助成されておりますが、沖縄にはそれがないのでそういった考え方が出てくるかと思いますが、あくまでも不良住宅街の解消をしていくというような考え方で、そういった土地を買っておかなければそこには道路もない、排水もない、公共施設もできないのでそういった土地を買っておかなければ何もできないということになりますので、そういった普通財産のあり方とはちょっと考え方を変えて、いわゆる変わった考え方で進めていかなければできないと思います。たとえば道路工事をする場合、道路工事に要する用地を取得する場合に、その建物まで消滅させることはできない。施行者である那覇市が建物と土地とは別個にしていかなければならないと考えております。ここの場合もそういうふうに考えております。

○12番議員(真栄田義晃君)　普通財産の場合と公共財産を取得する場合は考え方を変えなくちゃならないということでございますが、この条例では一般的に財産となっております。そういう考え方もあるかと思いますが、そういう具合に条例に規定がある以上、われわれもそれを認めて議会でも承認し当局でも提案した以上、われわれが条例を無視するわけにいかない。われわれがきめて現存し知っておりながら無視するということは許されない。これは当局の議会否定になる。条例で明記されているにもかかわらずこれを無視するということは許されない。少なくとも私がお聞きしているのは権利者あるいは所有者の権利を消滅させるというようなことについては、今部長が申し上げましたようなむつかしい事情があるということはわかりますので、その点についてはなぜやらなかったかということは控えておきますが、

しかし少なくともその権利の設定がなされておる場合は幾ら金をかければそれが除去できるか、消滅できるかということを知らなければならない。それでなければ実際の取得の金額がわからない。今出ている値段は土地そのものの値段でございます。先ほど申し上げましたように土地値段プラス地上物件と直ちに使用に供じ得る費用になるわけです。それがわからなければその土地を取得していいかどうか、われわれとしては意思をきめにくいからそこを今質問をしているのであります。

これが十分調査されておらない。この何といいますか、終戦直後建てられた建物で十分調査なされておらないということでございますけれども、この地に他の権利の設定がないということがどうしてはっきりわかるんですか。補償すべきものが何戸あり補償しなくていいものが何戸あるかということ、そういった状態がわからないのに他の権利の設定が行われていないということがなぜわかりますか。

○番外(建設部長　花城直政君)　なるほどおっしゃるように条例で財産を取得する場合、ここにある権利の設定を消滅させたあとでなければ施行できないということになっておりまして、そこでいろいろ問題になってきますけれども、これは道路工事する場合、道路用地に入っている建物があった場合は、これは権利まで消滅させるということは言えない。また道路用地じゃないもの、あるいは道路用地も入っておりますが、将来そこを移転させて建物をつくるというふうになった場合は、この土地は普通財産になるわけでございます。このスラム街解消の事業そのものがそういったこともかみ合わされた事業でありますので、法一点ばりでやった場合はこの事業はできないということになるわけでございます。それで今の調査はここにどういったものがあるかということだけを調べまして、これから土地を取得したあかつきにはわれわれが道路をつくるときと同じような考え方で、この中にある建物は補償をして立ち退かす、そういった考え方でこれからこの交渉に入るわけでございますが、そのときにそういった細部にわたっての調査はできるんじゃないかというふうに考えております。

土地そのものにはほかの権利の設定はございません。もちろん、しいて言うならば70件の借地権というものはあります。しかしながらこの中にある人は全部移転をするということは承諾しておりますので、別にわれわれは移転をしないということは言っておりません。だから全部消滅させなければ買えないということはこれは当たらない。取得の議案については調査をしてこれから実際に仕事を進める段階においてこういった具体的な問題は調査をし、交渉をし円満解決していかなければならないと思います。

○12番議員(真栄田義晃君)　私の聞いておる趣旨は取得前の調査、この条項によって権利の消滅が行われておらないが、あるいはそういった借地権ですか、そういったものを消滅させておらないということは私は追及していないわけです。私その点に触れていくならばどうしてもわれわれはこの条例によらざるを得ない、そういった点についていくならばこの条例によらなければいけないわけです。そういったことで聞いておるわけです。少なくともどのぐらいの費用をかけなければ、那覇市が供するためにはどれだけの金がなければいかないのか、そこをただ１点聞いているわけです。補償するものが何戸あり補償しないものが幾らあるかということです。補償するもの補償しないものをどのぐらいと見積もられているのか。

○番外(第二助役　新垣義徳君)　お答えいたします。まずそれに対する当局の事業方針でございますが、まず土地から取得しなければならない、土地を確保して次にいわゆる住宅に入るわけでございます。その前に道路とか排水をつくるわけでございますが、その住宅や排水をつくるために、いわゆるそれから進めまして建物をつくるという段階に入ってそのときに、まあ移転に対する補償とか賠償件数が出てくるというわけでございますが、まあ一応、まず取らなければならない点から考えといたしまして、財政の都合もありますし、また買える時期というものもございますので、差し当たり土地の取得をしないとこの事業は執行できないという考え方から、一応取得の議案を出してございます。おっしゃるとおり補償すべき件数が幾らあるとかないとかということについて本議案にも関連はしてまいりますが、段階といたしましてこれは次の問題として考えようということでございます。そういうわけで今は、今おっしゃるとおりの補償すべき件数あるいは補償しない件数、また補償すべき額は幾らかということは今後の問題として検討を進めていきたいと思います。

○12番議員(真栄田義晃君)　これは土地の取得が問題であって補償はあとでやるという、その２つの問題は関連しておりますが、これは別個に考えていただきたいという趣旨だと思います。私が聞いておるのは決して当局を困らしてやろうということで聞いておるんではない。実際に取得金額はこれこれと、何のために取得金額を表示するか、契約の議案に契約坪数、取得金額これをつけて議会に審議を求めるかということです。これがなければ議会の意思の決定がむつかしい。これに取得金額、地上物件、幾らの補償物件があり権利の設定が行われているかと、補償の対象となるものが幾らあり、その金額をわれわれは勘案することなしにはこの議案に対する意思がきめにくいわけです。もしここを取得するために莫大な金額が、高くつくということになれば他の場所も考えなければいけないんじゃないかということも出てくるわけです。意思を決定する前にそういう調査が行われなければならない。所有者、権利者の権利を消滅させるということは今承服していないわけです。そのためにどのぐらいかかるのかということも調べなければいけない。今取得する状態になっておらないで、実際これは取得の議案を提出するのは時期早尚じゃないか、そういった取得についての調査をなしたうえでそれをまた議会でもはっきり答弁できるように、補償すべきものが幾ら、補償すべきでないのが幾ら、これに要する金額はこれこれだという、こういうような状態で議会で説明できる状態になってはじめて提出すべきだと思いますが、この点について御説明願います。

○番外(市長　西銘順治君)　お答えいたします。確かに真栄田議員の御指摘になりましたとおり財産を取得するにはその他の権利はどうなっているか、消滅させるにはどれだけの金額が要るということを綿密に調査されなければならないことは十分承知いたしておりますが、私の考え方はそれと逆でございまして、一応所有権を確保しよう、その後にいろいろの補償、物件、補償しなければならない件等がありましたらそれに要する経費そういったようなものは次の段階で考えようと、そういう考え方をいたしまして、もちろん御指摘になりましたとおり十分検討しなければならないものでございますが、逆に立場をかえまして、買ってからしかそういった交渉ができないというところに悩みがあるわけでございます。

○１番議員(大山盛幸君)　スラム街の解消を一大政策として掲げた西銘市長が今回この議案を提出するまでに至った努力に対して満腔の敬意を表するものでございます。

本件について、２つの問題について本員はまだ疑義がございますのでお尋ねをさせていただきます。１つは、今問題になった補償の問題でございます。この補償の問題については70戸の建物があるという。この中には1952年12月15日にいわゆる建築基準法が制定されたんですが、その前に建てられた建物が相当あるんじゃないかと思いますが、これ等に対する補償はどうなるか、これが１つ。それから土地売買仮契約書の第４条に「この契約による土地の売買について、第三者が異議を申し出たときは、乙が責任をもって解決する。」とうたわれております。この文案から考えますと、いわゆる70戸の該当者、いわゆる立退きを余儀なくされるものの中から補償問題等について異議申し出る者、いわゆる第三者になるわけでございますが、この件について第４条にうたわれたとおり乙の○○○○○○さんがこれらの物件の補償をするというような意味であるのか、まずこの２点からお聞きいたします。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えいたします。建築基準法公布以前のものの建物についてはどうなるかということでございますが、建築基準法以前の建物は建築物法によりましてその当時の市長の許可を得なければならないというようなことがうたわれております。市長の許可を受けたものであるかどうかということも調べなければならないと思います。また受けても適合したかどうかということも全部調べなければわからないのであります。

第２問といたしまして第４条の第三者が異議を申し出たときは乙が責任をもって解決するという、この文句は別にここに居住している人が私は移らないというような異議を○○○○○○さんが解決するというものではなくて、その土地そのものについて、私の土地をなぜあんたの土地として売るのかという

ことについての責任でございます。それからここに入っている人がいやこれは私がちゃんと永久に借りるようにしてあるというようなことが含まれているかもわかりませんが、そういった土地についての、土地所有権についての異議を乙が責任をもつということでございます。

○１番議員(大山盛幸君)　第４条についてははっきりとこれを文面に明記する必要があるんじゃないかと思いますので、これは一応委員会のほうで御検討してもらいたいと思います。

２番目の問題としてお聞きいたします。琉球新報の今年８月10日の記事によりますと、那覇市やコザ、宜野湾市などの都市計画の診断のために招かれた埼玉県都計課長下平伊那造氏が語った文面が記載されております。その中にこういうことが言われております。「国際通りを一歩入ったところのあのスラム街をどうするかということ。私はあのスラム街をきょうあしたにも解決しなくてはならないとは思っていない。防火、伝染病などの面からみれば問題はあるがさし迫ったことではない。スラム街はスラム街でもこれ以上家がふえるわけではないし、それより大局的な立場から将来の人口増加に対処するために区画整理事業を興すべきだ。態勢を整えつつある今のうちに区画を終わらないと、新しいスラム街を出現させないとも限らない。スラム街ができてしまっては、区画をしようにも多大な金がかかって困難になる。現在のスラム街解消に必要な金は区画整理事業に回したほうがよい。」と、こういうふうに診断を下したことが記事となって出ております。これと市長は御自分の大きな政策実現をするという面について御苦心なさったと思います。結局議案が提出されたことから考えますと、両立していこうという考え方だと思います。やはりそういう御計画であるのか、市長さんの答弁を願います。

○番外(市長　西銘順治君)　お答えいたします。下平課長が御指摘になりましたとおり、スラム街の解消よりもむしろ優先いたしまして都市計画事業の中でも差し迫って必要な区画整理事業に重点をおくのがたてまえだと考えております。しかしながら公約いたしました以上、中心地の再開発ということも私にとってむしろ区画整理事業と同様非常に意義のあるものだと考えまして、御指摘になりましたとおり両方相まって事業を進めていきたいと考えております。

○12番議員(真栄田義晃君)　今大山さんの言われましたとおり、実は私もそういうふうにすべきじゃないかというふうに考えておったわけです。というのは、スラム街の定義はどういうふうになるかわかりませんが、常識的な判断ではこの区域に公共的な設備が行われていない、道路もない、排水もないということと、そういう状態であるということが１つの条件になっている。さらにそこに住んでいる住民が貧乏であること、家屋そのものがそういった法の基準にかなわないような家が建っている、そういった状態にあるものを指してスラム街と言っていいんじゃないかと考えます。それを解消するためには２つの条件が備わなければならない。まず公共施設が整備されるということが１つ。その地域の家そのものがりっぱに整備され文化的な住宅になっていかなければならない。この２つが備わってはじめてスラム街解消ができていくんだが、現実の那覇市においてわれわれができるということは、貧乏そのものを根本的に解決するということは幾ら西銘市長がやっても一朝一夕にはできない。そういう貧乏そのものを追放することはできない。せいぜいできるものはその該区の公共設備をよくしていって、そして住民が住みよい状態にできるだけもっていくというようなことしかできないと思います。その意味からすればスラム街を解消しようと、全体の地域の道路の整備をやって、その区画、道路に必要な公共施設に必要な土地を取得していけばいい。全部買い上げるということは金がかかる割に効果は上がらないと思いますが、その点についてお聞きしたい。

○番外(市長　西銘順治君)　お答えいたします。スラム街の解消につきましては公共施設その他の基本施設を造成するということが重点になってくるわけでございます。もちろん御指摘になりましたとおり市長の施策により沖縄から貧乏を追放するということはなかなか困難でございまして、今買い上げようとしている計画につきましても最小限度必要な道路の計画、排水下水の計画をたてるということがまず第一の目的になっております。これと関連いたしましてこれらの施設を造成するにはどうしても犠牲になる方々もおりますので、その犠牲になる方々を第２種の公営住宅と関連させまして住んでいいという方がおれば移し、どうしてもそこでなければならないという方は道路にひっかからない分はそのままでけっこうでございますけれども、いずれにいたしましても今後のこの地域の状態を綿密に調査した上でなければ返答はできませんが、まとまったアパートを建てることが果たして可能かどうか、これは検討しなければ今何ともいえないことでございますが、ただそういう公共施設を造成し、あるいは公営住宅を建設することによって貧乏を幾らかでもやわらげて、なくすということではありません。貧乏をなくすことは主席でも総理大臣でもできないわけでありまして、これは経済体系の問題でございまして、一朝一夕にできないのでありまして、あくまでも気の毒な方々の環境をよくしてあげる、できれば負担を幾らかでも軽減してあげるということがスラム街解消の基本方針であろうかと思います。

○12番議員(真栄田義晃君)　さらにもう１点お尋ねいたします。市長のスラム街解消は選挙のときに掲げた公約であった。市長が当選されたということは市民がスラム街解消について大いに期待をかけたあらわれだと思います。そして市長はスラム街解消を総合的に、那覇市全体の総合的な計画をおもちかどうか。その一環としてここを始めようということであるのか、あるいは総合的な、今那覇市のスラム街解消の具体的な計画はもっていないけれども差しあたりやっておいて、その後については次の年度でどうにか考えていこうという考え方であるのか、総合的なスラム街を解消するという具体的な計画をもっているのか。その一環とし行われるが、総合的な計画はないが、今年度は金があるからこれだけやっておけ、来年度はこういうふうに考えていこうというような程度であるのか、御説明願います。

○番外(市長　西銘順治君)　スラム街解消と申し上げましてもこれは一朝一夕に解消できるような問題ではないのでありまして、一応都心部の再開発という問題については十分に検討させております。それよりも先ほど大山議員から御指摘されましたとおりに、スラム街を未然に防ぐと申しますか、スラム街の部落実現を未然に防ぐという意味におきまして、どうしても市民の方々がある程度区画整理事業に協力してもらわなければならないと考えております。そういう意味で、むしろ区画整理事業に重点をおくのが那覇市のスラム街解消の基本になるかと思いますが、さしあたって現在非常に気の毒な方々があちらこちらスラム街を形成しておりまして、年次的に市民生活を勘案いたしまして中心部の開発をやっていこうという考え方でございます。

○24番議員(赤嶺慎英君)　ダブるかもわかりませんが、本員は何もわかりませんのでお尋ねいたします。不良住宅街の改造という事業なんですね、不良住宅街を改造するという計画は先ほどの説明によりますと本土には法律があるが那覇市にはない、沖縄にはないとおっしゃっておりますね。今度土地を買い求められて改造をやろうという御計画ですが、市長はちょびりちょびり説明をやっておりますが、那覇市の不良住宅街の改造という事業ですね、どれどれを、これをもって不良住宅街の改造事業としておるんだというような基本的なお考えがありましたらお答えを望みます。

○番外(建設部長　花城直政君)　御説明を申し上げます。不良住宅街の解消につきましては、市長の公約で数年前から調査してまいっておるわけでございます。さっきも申し上げましたように、沖縄には住宅改造法というような法がありませんし、その法がないから今の12番議員のおっしゃったような住宅の問題も出てくる。そういった中でいかにしてこれを解消していくかということは非常に大切な問題でございます。しかしながらやはり内地から来られた方々もいわれますとおり、牧志街道を離れたらみんなスラム街じゃないかということを言っております。これはどうしても沖縄の面目にかけて、年次的によくしていかなければならないということはわれわれだけじゃなく全部の考え方じゃないかと思います。具体的にどうしたらいいかということでございますが、われわれが調査した８万2,000坪、その中でやはり12番議員がいわれましたようにスラム街の定義は公共施設がないことと、そこには悪い住宅だけが密集していて非常に過密であるということが大きなあれでございまして、それを解消していくということがスラム街の解消でございますが、われわれとしましては一応公共用の道路と排水を完備するということで精一杯じゃないかというふうに考えております。実際にここの建物がよくなっていくのは個人の家からでなければならないと思います。それがさっき市長がいわれましたように一応道路をつくらなければな

らないけれども、道路にかかる建物を移転しなければならない。そのために移転用地を確保しなければならないと、こういった考え方から今度の案が出てきたのであります。

そういうわけでその区域の中のある程度の土地を市有地として確保しておいて、ここにそういった道路用地にかかる方々を移転させていって、そしてそこの公共用道路、排水をつくりましてできれば公園も遊び場もつくっていくということにすればそこの住宅環境がよくなると思います。第１段階といたしましてあくまでも道路、排水、第２段階としてそこの建物を改良していく、第３段階ではいろいろな公園施設とか子供の遊び場をつくる。そういう公共施設、共同施設をつくってりっぱな住宅環境にしていくということを考えておるわけでございます。

○24番議員(赤嶺慎英君)　スラム街改造という仕事は那覇市の財政からすると当分の間は、いわゆる道路をつける排水をつけるというのが精一杯じゃないかというふうな財政論からみましたところのスラム街改造でございますね、ところが市長は施政方針にもありましたとおり、財政の許す範囲で次から次とこれは改造していかなければならない、その場合に那覇市のスラム街改造という事業自体が、道路をつけて溝をつけていくということを中心にしてやっていかれる御方針であるかどうかということをお尋ねしているんですがね。それに今度のモデル地域であるということはよくわかるのであります。できれば道路も排水も公共施設、公園もつくってあげるということはスラム街解消の根本理念でございまして、那覇市がスラム街事業をやるために一体どういうピント、どういう仕事をやって市民全般が恩典に浴するような基本構想があるかということをお尋ねしているわけです。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えいたします。結局今スラム街としてわれわれが調査している区域には、御存知のように道路も排水も何もないわけです。そこは衛生も悪い、保安上も悪い、教育上も悪いと、こういう悪い条件をもっているところをよくしていくというのがスラム街解消の根本理念でございます。その中でどれを最初にやるかといえば、まず道路・排水が真っ先になり、あとは結局そこの住民の勇気によって建物をよくしていく、なかには個人の力ではできないものもありますが、建築基準法によってあんたのところは建ぺい率が足りないからもう少し入れなさいとか、この建物は大き過ぎるから小さくしなければならないということを市自体からそういったことをやりまして、結局住宅は過密にならないように衛生上も保安上もそういうような条件の生活環境をつくっていくということがねらいであります。だからそのためにはある程度の土地を確保しておかなければ、道路はたくさんつくりたいのでありますから、それに対するある程度の用地を確保しなければ移転ができないというのは建物が密集しておりますので一軒一軒間引かなければならないので、その間引きをしたときの受け入れ先も考えなければならないということで、そういった用地を取得しましてその周辺の整備をやるという方法でなければならないと思います。

○12番議員(真栄田義晃君)　道路用地を買うだけじゃなく、この土地を買うときに道路用地はひっこぬく、この過密なものを過密でないように引き抜くとどこにもっていくのか、現在すでに人が密集している敷地を取得した場合、そこにいる住家を引き抜かなければならないが、引き抜いたものはどこにもっていくのか。

○番外(建設部長　花城直政君)　これについては日本本土では仮設建物を建てて収容しております。沖縄でもそういう方法をとらなければならないこともあるかも知れません。ただ問題はそういう施設をつくるには金がかかりますので、何らかの方法で話し合っていかなければならない。そこに出てくるのが第２種公営住宅でございます。

○12番議員(真栄田義晃君)　そうしますと、はっきりしたお考えがないわけです。まず最初に道路、排水をつくらなければならないが、そこから引き抜かれた人々は第２種公営住宅に入れるというお考え方ですか、もっていく先はどこにもっていくのか。

○番外(建設部長　花城直政君)　必ずしもそこに入れるということではありません。入居資格者がきまっておりますので、その資格に該当される方々はできるだけここに誘致するということでございます。

○12番議員(真栄田義晃君)　適合しないのはどこにやるのか。

○番外(建設部長　花城直政君)　ですから適合しないのはきのうの説明でもやりましたけれども、市有地を貸してくれという方もおります。また行先を斡旋してくれればどこにでも移るというような方もおりますので、そういった措置は今後交渉していきたいというふうに考えております。問題は一時そこを掃除する、こういう言葉を使うと失礼ですが（笑声あり）きれいに整備する。その間どこにやるかということが非常に重要な問題でございますので、今後この70件の方々と79名の関係者とじっくり話し合っていきたいというふうに考えております。それを法的にどうのこうのということでは仕事ができませんので、あくまでも関係者と話し合ってやるということでございます。

○16番議員(金城武一君)　先ほどから該地域の建物の補償につきまして各議員が関心をもち、私もまた補償問題について関心をもつ一人でございますが、お伺いいたしますのはただいまの部長の御説明におきまして、該地域の建物は建築基準法前の建物がかなりあると言われておりますが、割り当て土地条例に基づく割り当て建物であるとみなしていいかどうか、これについてお尋ねいたします。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えいたします。土地の割り当て敷地の問題でございますが、これは調べてございません。ほとんど割り当て土地のようでございます。この件も具体的に調べていきたいと思います。

○16番議員(金城武一君)　割り当て土地条例は1965年の６月31日で幕切れとなると思います。その後における現在の借地人の建物に対しまして何らの保護法の規定もないようでございます。したがいまして解釈のいかんでございますが、かりに地主が立ち退きせよといえば無条件で立ち退くということも考えられるわけでございまするが、当局におきましてはこの割り当て土地法の条例の幕切れを予想してこの補償問題について楽観しているのかどうか、これについてお尋ねいたします。

○番外(第二助役　新垣義徳君)　お答えいたします。まあ期限が切れるのを見計らって楽観するという気持はもっておりません。先ほども申し上げましたが、補償すべきものには補償いたしますし、今後の話し合いでございますが、あるいは補償以外の対象になる方々についてはほかの費用で解決しなければならない件数もあるかと思いますので、今後できるだけそういう気持で話し合って解決していきたいと思います。

○22番議員(黒潮隆君)　先ほど12番議員の御質問に答えて建設部長の答弁が、土曜日の私に対する答弁と食い違っておりますので、どっちが本当か訂正してもらいたい。というのは、70世帯の中で移転に反対するのはいない、立ち退きに対して承諾していると。ところが私に対しては市が土地を斡旋すれば立ち退いてもいいというのが47世帯、残りたいというのが４世帯、さらに公営住宅に入りたいというのが５名、主人がいないために意志表示しないものは21名、その他２世帯となっておりますが、どっちがほんとうか、これをはっきりしないと審議に支障があって困ると思います。

○番外(建設部長　花城直政君)　今の数字はプリントがありますがそのとおりでございます。

（「先ほどのあれを訂正してください」と言う者あり）

あれはですね、12番議員にお答えしたのは、このスラム街解消、この土地を、私が住んでいる土地を市が買ったがスラム街解消には絶対反対という人はいないということであります。私は反対者はおらないということを申し上げたわけでございます。そうでなければ訂正します。

（「進行」と言う者あり）

○議長(高良一君)　では質疑を終結し日程第11、議案第83号不良住宅街改造モデル地区建設用地の取得について、日程第12、議案第84号不良住宅街改造モデル地区建設用地の売買契約を結ぶことについては建設委員会に付託いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。本日はこれをもちまして散会いたしまして、30日午前10時再開いたします。

（午後１時40分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1963年９月23日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　真栄田義晃〔印〕
署名議員　平良　亀助〔印〕

９月30日(第３日)午前10時26分　開議

○出席議員（28名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	８番　名城　嗣夫君
９番　金城　力夫君	10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君
13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君	15番　久場　景善君	17番　宮里　敏慶君
18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君	22番　黒潮　　隆君
23番　安見　福寿君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君
27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君

○欠席議員（２名）

16番　金城武一君　21番　金城吾郎君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長	西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君
収 入 役	渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君
経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君
消防署長	宮平　栄治君	選挙管理委員長	赤嶺　正一君

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第３号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第10、第13～第54　略〕

第11　不良住宅街改造モデル地区建設用地の取得について（市長提出議案第83号）

第12　不良住宅街改造モデル地区建設用地の売買契約を結ぶことについて(市長提出議案第84号)

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第３号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

ただいまより議事に入ります。日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により、儀間真祥君と具志栄治君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　午前に引き続き会議を開きます。日程第11、議案第83号不良住宅街改造モデル地区建設用地の取得についてを議題として建設委員会の審査報告を求めます。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　日程第11、議案第83号「不良住宅街改造モデル地区建設用地の取得について」報告いたします。本件に関する審査にあたっては、不良住宅街改造基本計画と本議案の提

案理由を聴取し、質疑に入ったのであります。そのおもなるものを申し上げますと、不良住宅街改造の基本計画、それに伴う財政問題及び本議案の該地区用地取得後の住民の移転問題と補償問題等であります。これに対し当局は、不良住宅街改造基本計画については現在８万2,000坪を対象に不良住宅街改造を考え、そのうち8,300坪をモデル地区として５ヵ年計画を目標にしており、そのうち、今回の926坪を取得し、モデル地区にしたいとのことであります。これに対し１人で926坪の所有地主であったため買収することができたが、今後の取得は不可能と思うが、その場合関連する道路の接続に支障は来さないかとただしたところ、最初計画道路に面したところを買収し、接続起点を次々につくり、その後住民の協力によって公共施設や高層アパートを計画するとのことであります。次に不良住宅街にこのような莫大な費用をかけた場合、そのしわ寄せが他の事業にくることは必定であるが、もしこの事業がはんぱになった場合、ついに市民に迷惑をかけることになりかねないが、これに対する当局の見解をただしたが、那覇市の財政上から見た場合はそういうことも考えられるが、現状の不良住宅街を見た場合ほっておくわけにはいかない。それで他の事業ともにらみ合わせて並行して仕事は進めたいとのことであります。なお、移転先の問題についてただしたところ、希望者によっては第２種市営住宅、または壺川の埋め立て地を貸与するか売却するか、さらに該地域にできるアパート等に移転させるべく考えており、支障はないとのことであります。なお、補償問題に対する算定基礎をただしたところ、補償金及び補塡金２万7,590ドルで建物補償２万1,600ドルの66軒分で、その算式が建物坪数×建築単価×逓減率×工法係数×距離係数であって、なおその他の補償5,990ドルとなっているとのことであります。しかしこの算式によっても合法・非合法の建物についてはどういう補償をするのかをただしたのであるが、建築物の補償基準は一律であるが合法は合法なりに非合法は非合法なりに減歩されるべきであるとの答弁がなされたのであります。また補償算定方法は該地域住民に十分周知されたかとの問いに対し、土地取得後十分住民とも話し合いをもち納得のいく線で補償も移転もしていきたいとのことであるが、委員間では補償問題と移転問題を先に解決して後土地の取得はすべきであるとの見解に立ち活発な論議がかわされたのでありますが、討論に入り継続審査にすべきであるという意見と本案に賛成するとの意見があったのであります。すなわち継続審査にすべきであるという意見として、本議案は土地を取得するだけで何らの具体的な補償もまだ検討されていないし、財政的にも８区の一部のみに莫大な経費を消費するより、都市計画法による細部街路の認定により日米琉の援助も考えられる。補償問題にしても緻密なる計画が立てられ住民との話し合いがまだ残っているやに考えるのでおそくはないとの意見があったのであります。賛成意見として、該地を視察したが該住宅街改造は現況からして必然的に起こるべきところで、天災地変が起きた場合全く憂慮にたえない。他面そのまま放置した場合、人災にもなりかねない。そこで市も熱意と誠意をもって該住民とも話し合い納得のいく補償と移転先を考えているとのことでありますし、またさらに市長の政策を推進するには、今後日米琉政府に援助を求め、次々に本事業の整備がなされるものと思料し、本案に賛成する。以上のような賛成意見があり結論として賛成多数により原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。よろしく各位の御賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　質疑に入ります。

○23番議員(安見福寿君)　委員長にお伺いいたします。この議案を審議されるにあたりましては、かねてから懸案になっております那覇のガンともいわれておる公設市場のもっとも代表的なスラム街の問題の早期解決にあたろうとしないで、あえてこの地域を今回このような措置をとろうとした当局のお考えをただしましたでしょうか。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　本件はスラム街の解消でございますので市場問題には触れておりません。

○23番議員(安見福寿君)　ただいま申し上げましたように、これはアメリカの高官の方々も那覇市のガンである、あるいは内地から観光に来られた方々が、あの市場を御覧になって顔をしかめておられると、市長も就任施政演説の中でもスラム街の解消は大きなスローガンとしてあげられておりました。これに対

しては私も満腔の敬意を表し、またこれを執行するにあたってはいささかも躊躇することなく賛同するという気持で一杯でございます。しかしながら今回とられたこの該地域の、去った委員会の状況をみておりましてもわかりますように、たくさんの市民がそのために、これには賛同しかねると、自分たちの生活を脅かすと腹の中で思いつめている姿を拝見しまして、そういったいろいろな複雑な事情を考えましてもまだスラム街を解消する、建物の美観を飾るということも大変結構でございますが、一歩あやまれば那覇の24万市民の健康を減ずるような重要な台所をまかなっている、極端にいうならば一歩あやまれば伝染病の細菌を培養するような状態のままに放置されておる公設市場が、これは私個人の考えですが、むしろスラム街を解消するにあたりましてはこのほうが急務中の急務じゃないか。縷々申し上げましたいろいろの観点からいたしまして、観光という立場からみてもなおさらそういえると思います。それをあえて容易にこの議案を該地に、ただ土地が安く買えるから、もちろんそれには予算という裏づけのいろいろの問題もあると思いますが、しかしどちらが重要かと考えてみますと、むしろ公設市場の衛生管理がもっとも大事なことと思いますが、それをあえてこの地域にスラム街解消のほこ先を向けられたかという、このいきさつを当局のほうにお伺いしたいと思います。

○番外(第二助役　新垣義徳君)　お答えいたします。まあ公設市場と不良住宅街の改造の件で、まあどっちを先にやるべきかという比重の点でございますが、公設市場は公設市場として改造しなければならない点もございます。また不良住宅街は不良住宅街として改造しなければならない点がございます。どっちを優先するかにつきましては簡単にはいえませんので、どっちも大事でございます。公設市場がまだ終わらないのに不良住宅街を解消するのはあとだということは一応当たらないんじゃないかとこう考えます。今不良住宅街でここを解消するという大きな目的があります。今のままにしておっては何が起こるかわからない。今の現状のままにしていいかどうかという点でございますが、一例を申し上げますならばまず道がございません、一旦火事が起こりますと人命、財産に危険を及ぼさないとはいえません。そういう点から市場は市場としての改造の点がございまして、不良住宅街は不良住宅街として改造しなければならない要因がございますので、これを解消すべく、不良住宅街の地域をここに選定したわけでございます。

○23番議員(安見福寿君)　一歩譲りまして、いまの公設市場のほうも早急に改造すべく努力していくというふうにそのとおり解釈させていただきます。それに付随しまして、この公設市場の隣接する地域もけっして他に劣らないスラム街の乱立です。公設市場が当局の御努力によってやがてりっぱになることを期待いたしますが、それに隣接するスラム街がそのままに放置されることは頭かくして尻をかくさないというような結果になるんじゃないかと思います。公設市場がいろいろの事情から、もしその工事がおくれておるということであれば、同じスラム街解消するんだったら一歩先んじてその公設市場の周囲を先に手をつけるべきじゃないかと思いますが、それはどのように考えますか。

○番外(第二助役　新垣義徳君)　お答えいたします。まあ公設市場の周囲から先にしたらどうかという御質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり公設市場は改造すべく計画を進めてございますので、周辺も逐次やっていく計画でございますが、ただいま提案されておるところは現状のままでは困ると、早く改造しなければならないという当局の見方からここから着手するというわけでございます。

○23番議員(安見福寿君)　これは全然、私のかわった見方からもう１点お伺いいたします。実は該地のスラム街解消をすると、そして首都としての観光の美観を備えるし衛生管理云々と、そしてあすこをモデル地域として取りあげたというようなことを本会議での話も伺いました。国際通りも完成しておりますが、どこの国へ行きましても、どこの土地を見て歩きましても、道路の完備されたところは部分的にスラム街が解消されている。多少違うところもありますが、どこの国においても似ております。私は内地そして東南アジアを私用で歩き回っておりますが、道路が整備され、それに追いかけるように建物が完備されていっております。那覇市にもりっぱな都市計画のマスタープランが早くからできあがっておりますが、その都市計画がいまだに海のものとも山のものともつかず非常に遅々として、その進展はいつ

になったらこれができ上がるのか、たえず待ちかまえるようなことはできないのではないかというような、複雑な気持でたえず那覇市の通りを私自身歩いております。そのマスタープランの計画を強力に進めることがむしろスラム街の解消を早める一番正しいいき方であると思います。それに対する当局のお考えを聞かしていただきたいと思います。

○番外(第二助役　新垣義徳君)　お答えいたします。まあマスタープランにおける都市計画も変更して進めなければならないわけでございます。先ほど申し上げましたとおりに該地に不良住宅街の解消を早くやらなければならないわけでございます。該地の不良住宅街を解消することによってマスタープランにおける都市計画事業がストップするわけではございません。そういう考え方にたって両方を進めていくわけでございます。

○22番議員(黒潮隆君)　建設委員長にお尋ねいたします。先ほどの委員長の報告の中にもありましたがこのスラム街を解消するということは非常に困難な事業であるし、莫大な費用がかかるとこういうことが言われておりますが、一応那覇市の調査したスラム街８万2,000坪といわれておりますが、まだまだ那覇市内のスラム街はあるというふうに本員は考えます。しかしながら第１次スラム街の計画として５ヵ年計画、これが8,600坪、その中の○○○○○○さんの土地926坪を取得して工事を始めるということになっておりますが、この８万坪余のスラム街を解消するにあたって、道路をつくるだけでも121万8,000ドルもかかるというふうに言われております。しかしながら那覇市として他の事業も並行して進めなければならないということになっております。そうすると道路をつくるだけでも20年近くもかかるんじゃないかと、那覇市の財政の状態からして……たとえば塵芥処理場もつくらなければならない、あるいはし尿処理場もつくらなければならない。こういうふうに今那覇市の都市計画を進めていく場合に莫大な資金がかかるわけです。したがってただスラム街だけでなしに、他の事業も並行して進めていく場合にはやはり相当の資金が要るので、これだけのスラム街を解消していくのには莫大な金がかかり、相当の年月がかかるというのが予想されます。そこでお尋ねしたいのは、建設委員会においてこういう計画ではなしに、むしろ道路を整備していく、道路のないスラム街地域に道路をつくっていく、これのスラム街解消には賛成する。市当局の考え方は、万一こういう地域に事が起きた場合は、まず第１番目に考えられるのは火災のことだと本員は考えます。その場合に財産を守るために消火活動がなされます。その場合に道路がないために非常に消火活動が十分に行われないという結果になって財産がなくなり、あるいは避難するにあたってそういう必要な道路がないために、道路がないために人命の損傷まで生れてくることになる。そういうことから早急にスラム街を解消していくということの考え方だと思いますが、しかしながらそういう一部地域をりっぱに道路をつくり、そしてきれいな建物を建てると、しかし那覇市内にはまだ至るところに広範なスラム街がある。これをそのとおりやっていくのには資金がかかり過ぎる。そして年月がかかります。そこでそのような道路以外の設備の土地を購入する場合にはますます資金がかかるということになります。そういう観点からこのスラム街解消よりも、広範な地域を早くできるような計画、たとえばそこで５ヵ年間かかると他のスラム街に火災が起きた場合はどうするのかということも言えると思います。だからなるべく早くできるような計画、それが審議されたかどうか。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　お答えいたします。いまの問題は真栄田議員からの委員会の質問でも出ております。まあ当局の説明によりますと、不良住宅街の解消が結局人口は非常に稠密であると、道路もない、衛生施設もない、側溝もないと、こういったような下水道、こういったものをつくって、いわゆる衛生的な環境をよくすると、さらに住宅の稠密過ぎるのでこれもひとつその密度を少なくしていくと、あるいはそこに公園とかそういった文化的な施設がない、こういったものもかみ合わせていくとこういうふうな意味で不良住宅街の解消をすると言ってるというような答弁がなされております。さらに資金の問題でございますが、概算いたしまして８万2,000坪のいわゆる不良住宅街内での道路計画だけでも121万ドル程度要るというようなことでございます。もちろん不良住宅街が現在調査区域の８万2,000坪であるということを当局も説明しておりません。那覇市内にはまだまだそういうとこ

ろがあるが、特にこの地域が悪いのでその地域を指定してここを改造していきたいと、こういうような答弁があったわけでございます。財政面におきましても、もちろんこの不良住宅街だけに資金を投ずるのではなしに、あらゆる都計事業、その他のいろいろの事業も並行してやると、さらにこういったような地域を改造することによって今後の住宅改造、あるいは市のこういったようなところを改造するというような意味で、さらに法的な問題あるいは日米琉の援助に基づいてこれを次々と解消していきたいと、これを突破口としてやっていきたいとこういうようなことであります。さらにその地域を特定に指定するという問題につきましては、開南通りという通りに面しているし、さらに佐藤くつ店のほうから中に入る道路が今後の都計道路として考えられるし、そこに比較的近くて今後の事業遂行するには非常に都合のいい場所であるし、かつ地主ともそういう話がすぐまとまったということでございます。こういうふうに次々とこの地点をまとめて次々と結びつけていく、全部が全部そのスラム街の土地を買収するのではなく、こういった地点をまとめてその道路を話し合いをつけてこれを道路にしていくと、こういうような計画で現在進めていきたい、あるいは都市計画の細部街路としての指定すべきなんだと、こういうようなあらゆる角度からこれをかみ合わしてこのスラム街の解消を早急にやるというようなことであります。そういうような意味におきまして、必ずこの121万ドルそれだけなければいかないというようなことは当局は答弁しておりません。 以上。

○22番議員(黒潮隆君)　先ほどの委員長報告の中にありました、この建物移転補償について２万1,600ドルの予算が計上されております。そして合法建築物に対する移転補償の基準、これが評価額の55パーセントといろいろ算定基準の報告をしておられますが、この基準はどういう法の第何条によってこの基準が定められているのか。さらにそういう法があるならば合法建築物に対する先程の委員長の説明がありましたので、その不法建築物についてはどのような基準があるのか、そういう法があるならばそのものもあるのではないかと思います。これが委員会において明らかにされたかどうか。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　補償問題でございますが、この補償につきましては要するに、従来那覇市できめられたその補償の基準と、日本における、いわゆるそういった補償というようなものを対照してやっていきたいというようなことでありまして、まあ今御質問がございました合法建物、非合法建物、つまり不法建築というものについては特にこれは別にやるということでございます。今簡単にその建物の補償ということについて簡単に内容を申し上げますと、建物の坪数と単価をかけると、この単価につきましても現在ある建物を新しく同様な資材でつくるという単価で算出するわけでございます。それに逓減率、つまり何年間かかってこれが幾らの逓減になるという率、それから工法係数、これを建物として移転するのか、あるいは取りこわすのであるのか、あるいはその建物を一部切り取るのであるのか、こういった工法係数というのがあり、さらに距離によって、移転先の距離によって計算すると、これが建物のなんでございますが、特に建築許可を受けたもんについては受けなかったものとはその建物のいわゆる率において若干の相違がありますけれども、今幾らの差をつけるかということについてはその建物を十分調査した上できめていきたいというようなことでございます。さらにそのほかの補償につきましても移転補償、あるいは家賃の減収、つまり家を持っている方々が貸家をする、当然家賃の減収を来すので、その家賃の補償、あるいは営業補償、さらに移転の諸雑費、こういったものも含める。ところがその補償については合法的にできたもの、あるいは不法建築物についても同じだというふうな説明でございます。

○22番議員(黒潮隆君)　本員が聞いているのは那覇市の補償算定の仕方、あるいは本土の法も加味してこれを出したということを、今の委員長の答弁からそういうふうにうかがえるわけでございますが、本土の法はどういう法で何条を採用しているのか、あるいは那覇市における計算の方法、これはどういう法を根拠にしているのか、これと、さらに不法建築物の場合には合法建築物よりは安くなるんだということを言っておられますが、どれだけ安くなるのかわからない。ところが那覇市の場合はやはり不法建築物に対しても今まで移転補償、立ち退き補償をやってきたわけです。これは兼次市長の場合にも平和橋上流、農連市場近くの水上店舗、この不法建築物に対してそういう補償をなしてきております。また今工事中のガーブ川の工事の場合にもその工事によって立ち退きさせられた、あの２メーターに含まれている建物、水上店舗ではなしに２メートルに含まれている店舗、小さな屋台店とかいろいろありますが、これにもやはり不法建物がありました。これにも補償が出されております。こういうのからみてどれだけの基準になるというのはすでに出されるというふうに本員は考えますが、委員会においてなぜこういうのが出せなかったか、そういうところまで審議を進めなかったのかどうか、その点をお伺いいたします。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　ただいま補償の問題でお答えいたしましたが、要するに那覇市のそういった基準をしたのは今先御説明申し上げましたような補償をやっていきたいということでございまして、なおその個々の建物について幾らの補償をするかという問題については十分調査の上、詳細にこれを出してその本人とも十分相談の上、納得した上で補償していくということでございます。このことについては特に委員会としても重要な問題でありますので、十分各委員からも質疑がかわされたわけでございまして、結局かいつまんで申し上げますと今いったような結果でございます。

○22番議員(黒潮隆君)　本員が聞いているのは那覇の算定した基準、これはどういう法によってどういう基準が生れてきたのか、それを委員長にお尋ねしているわけです。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　結局当局のほうで補償についての、内地に基づいてやはり策定しているわけでございます。

○22番議員(黒潮隆君)　当局のほうでそういう基準を出したということはわかるわけですが、那覇市当局はどういう法に基づいてこういう計算をやってきたか、これをお伺いしたわけでございます。

（「当局で説明したら」と言う者あり）

いや、あんたが審議されていないということであれば当局にお伺いしますよ。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　結局補償についてはそういうふうな基準でやるということが向こうから報告があったということでございます。

○22番議員(黒潮隆君)　それではこの基準はどういう法に基づいて出されたのか。

○番外(第二助役　新垣義徳君)　お答えいたします。補償についての法はございません。いわゆるこれは基準でございまして法に基づいたものではありません。それから補償の問題でございますが、先ほど委員長のほうから詳しく御説明がございましたが、いわゆる合法と非合法はあくまでも差があるべきだということでございます。

（「それは聞いておりません」と言う者あり）

○22番議員(黒潮隆君)　法はないが、そういう基準を出したということは私まだ疑問をもっております。いろいろな法の裏づけがあってはじめてそういう基準そのものが生れてくるわけでございますが、どんなもんですか。

○番外(建設部長　花城直政君)　補償についての基準はどういうふうに定められたかということでございますが、これは日本本土で補償しておる基準、建設省の基準でございます。この補償の基準を私たちもとってやっておるわけでございます。

○22番議員(黒潮隆君)　去った４月に日本本土の行政視察を行った場合に、大阪市で私たちが、新地建設区画局長でしたか、新地という区画部長でしたか、その人に聞きましたが、合法建物は100パーセント補償し、さらにそういう公の利便に供するため、たとえば道路ができる、そのために立ち退きさせた、公の利益のために個人が犠牲になるのはよくないということで100パーセントもらい、それにいろいろのものがついてくるということを聞かされてきたわけです。そこで向こうの場合は、立ち退いた場合は今までの家屋と同じような、今以上のものが得られるということを聞かされたわけでございます。そこでただいまの部長の説明は日本本土の建設省の基準を採用したということになっております。そこで建設委員長のほうにお尋ねしますが、この立ち退き補償、移転補償の対象になる市民が合法建物か不法建物か

という２点出されておりますが、その他にも考えられるのじゃないか。というのは間借り人、この間借り人についてはどういうふうになるのか、間借り人がそこに何世帯おるのか、間借り人についての補償はどういうふうになるのか、その点についてお尋ねいたします。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　間借り人が何名おるかということですが、所有者が69名、間借り人が10名、こういうふうになっております。79名が関係しておるということであります。

(「もう一遍」と言う者あり)

家屋の所有者が69名、その関係者が79名ですから10名が間借り人です。

○22番議員(黒潮隆君)　私がお聞きしたいのは間借り人が何名でその補償の問題……。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　間借り人の補償の問題につきましては、この補償につきましてもやはり建物に対する、もちろん補償するというのは所有者ではないわけですが、その他の補償というものはあるというような答弁ですが、たとえば移動すると、あるいはその人の内容によりましてはどういうような職業であるかという、そういった面につきましても十分調査の上それを話し合って決定していくということでございます。

○22番議員(黒潮隆君)　調査の上適正な補償がなされるということでございますが、たとえば間借り人の場合は建物をもっていないので建物に対する補償はないわけです。しかしながらその他にどういうのが間借り人に適用されるのか、たとえば合法建物の場合はこういうふうに計算されるとわかりましたが、間借り人の場合はどういうふうになるのか、ただ荷物を運搬してもっていくための補償になるのか。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　たとえばその建物の移動の補償もあるわけでございますし、さらに移転における種々の雑費もありましょうし、その人が営業しておれば当然営業という補償も考えられるでしょう。そういったのが先ほどのその他の補償ということで説明したとおりでございます。

○22番議員(黒潮隆君)　この合法建物、あるいは不法建物についてお尋ねしたいと思います。この○○○○○○さんの土地は終戦直後割り当て土地として割り当てられて家屋が建てられたということを聞いております。その場合にはやはり市町村長が割り当てて家屋をつくるということも聞いておりますが、去った本会議で建築基準法が施行され、公布される以前に建てられた建物の場合にも不法建物だと、そういうふうにいえるかどうかという質問に対して花城建設部長は、その場合でも、建築基準法ができない前でも市長の許可がなければならないというようなのがあったので調べてみなければわからないという答弁がありましたので建設委員長にお伺いいたしますが、その場合に市長から許可を受けて建てなければ、やはり不法建築物とみなされるかという点について委員会において審議されたかどうか。たとえばその場合口頭でそういう措置がなされた場合はそのような証拠が残っていないわけです。ほとんどそれが文書によってなされたのか、それの文書の控えが那覇市にあるのか、そういう点も確かめられたかどうか。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　建築基準法が施行された以前のものについては市長の許可ということで、その点について控えがあるかどうかという御質問でございますが、その点については尋ねておりません。しかしながらこの問題については触れております。市としても家主、そこにお住まいの方に十分聞きただしていきたいということでありまして、委員会としては一応それ以前はどういうふうに取り扱うか、何名いるかといういろいろ問題もございましたが、十分調査をやっていきたいということでございます。

○22番議員(黒潮隆君)　建築基準法ができる以前の建物、これも市長の許可がなければならないということになりますと、市長の許可を受けなくて、その法律の施行される以前に建てられた建物はどういう法による不法になりますか、当局にお伺いいたします。当時建築基準法がないわけですから、建築基準法違反とはいえないと思います。どういう法に違反しますか。

○番外(建設部長　花城直政君)　建築基準法以前の建物は市街地建築物法により市町村長が許可を与えてつくられるということになって、その許可がなければ市街地建築物法による不法建物ということになります。

○22番議員(黒潮隆君)　該地域は割り当て土地であります。もちろん市長が割り当てて、そしてそこに市民に家屋をつくらしていったということになりますが、この地域をみた場合に10坪、あるいは14坪というふうな割り当てがなされております。この場合に、いわゆる建築基準法が施行されたあとにつくりかえる場合、建築基準法に合致するような建物は神様でもつくれないような状態になっております。たとえば10坪しか市長は割り当ててない、その10坪に対して一歩一歩８坪ぐらい建てられた人もおるでしょう。しかしながらこれを改築する場合は、もちろん割り当て土地はあと２ヵ年期限があります。その期間の改築、それが必然的に、政策的にこれができないようなはめに追い込まれております。10坪しか割り当て土地をもっていない人が家屋をつくろうとする場合に、建築基準法によって住宅地域であるために１坪もつくれないということになります。その場合にもやはりそこに生活している市民のみに不法建築物をつくったんだというふうに責任を負わすことができるかどうか。やはり当時のそういう政治のあり方にもさかのぼって、そういう為政者に対しても私は責任があると思いますが、市当局の見解をお伺いしたいと思います。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えいたします。現在の時点においては、この敷地が建築基準法のいう建ぺい率に沿わなければつくれません。現在の法では仕方がありませんけれども、今われわれが提案しておりますこの議案に盛られた理由で立ち退かす場合、これが違法建物であるかないかというものについては別にそういったことは、結局その後増築したというものであってもやはり違反建築ではありますので、そういうつもりで、しかもこれだけの建物をつくらなければ一家の生計ができないというようなものであるならばいろいろ検討しなければならないと思いますけれども、結局違反には間違いないわけです。

○22番議員(黒潮隆君)　建築基準法違反であるということはだれが見てもわかるわけですね。それで私が聞きたかったのは、その人たちのみ、当時は割り当て土地によってそういう家をつくらされているわけですね。それを不法だからという一点張りでやっていいかどうか、その責任はそこに居住している市民に押しつけていいかということを聞いているのであります。

○番外(市長　西銘順治君)　お答えいたします。提案いたしました土地は建築基準法が制定された以前の建物が多いのでございます。したがって建築基準法以前の建物でございますのでほとんど私の考えでは不法建築というものはないだろうと思います。その当時は市長の権限で土地を割り当て、そこで市長の権限で建築許可を与えたということでありますので、ああいう時代からしまして不法建築はないだろうと思います。たとえあったにしても、法に基づく補償はないにしても、あるいはわれわれの考えからいたしますと責任の補償はないにいたしましても、別の方法で救済する。救済の手段を講じていきたいと考えておるわけでございまして、そういう政治的な責任というものは一体市民に負わすのかということでございますが、そういうことはございません。当時の市町村長の権限であったればこそ現在の土地に住んでおりますし、その辺の事情を勘案いたしまして、話し合いのいく線で補償なり救済なりしたいという基本線は考えております。

○13番議員(儀間真祥君)　お尋ねします。不法建築物、この不法建築物につきまして今先市長の御答弁では、不法建築物については補償すべきじゃないんだけれどもほかの方法でやるということをおっしゃっております。不法建築物というものは結局財産じゃないというふうに認めておられるのか、その点についてお尋ねいたします。

○番外(第二助役　新垣義徳君)　お答えいたします。今補償の件でございますが、先ほど市長がいわれたことはですね、まあこういう意味じゃないかと思います。その点におきまして、補償の件につきましては、合法建物につきましては合法なりの補償をすると、非合法につきましては非合法なりの補償をするという意味でございます。(笑声)

○番外(市長　西銘順治君)　お答えします。不法建築物であってもこれを財産とみなすか、いわゆるこれは

法律上の問題でございますが、一応割り当て土地でございますし、そういう市町村長の権限において現在家が建てられております。したがいまして借地権の問題につきましてはそれ相当の権利をもっておりますので、したがって建てられた当然の借地権と似たような割り当て土地の建物が建っておりますので、私は財産とみなすべきだと思っております。だからこそ救済しなければならない、補償しなければならないというふうに考えます。

○13番議員(儀間真祥君)　このスラム街にありますあの建築物、これの種類、この種類別の算定の基礎、要するに種類別の価格、これが委員会において審議なされたかどうか、その点についてお尋ねいたします。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　つまり構造物でありますが、これはかわらぶきが１、セメントかわらぶき５、トタンぶきが63、こういうふうな種類別になっております。さらに価格につきましては先ほども御説明申し上げましたように、その建物の材質あるいは坪数、そういったような使用材によりまして現在のそれと同じような建物をつくるという場合の価格を見積って、これを単価として、さらにそれにいろいろの逓減、係数をかけていくということになっております。

○13番議員(儀間真祥君)　委員長報告ではしっかりわかりませんので当局にお尋ねいたします。今トタンぶき、かわらぶき、そのほかにセメントかわらぶきというふうにおっしゃっておりましたけれども、この種類別のトタンぶきだったら幾ら、あるいはまたかわらぶきに幾ら割り当てるんだという基礎があると思うんだが、この価格についてお伺いいたします。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えします。こういった具体的なことはこれから調査をしますし、個々に違いますので調査した結果でなければ申し上げられません。

○13番議員(儀間真祥君)　あんた方ここに建物補償としてですね、２万何千ドルか計上してある。その算定の基礎ですね、これは一応幾らやるんだという基礎に基づいてここに出てきた。それがわからぬということになるとこの金はここに出てこないと思うんだが、これはおかしいんじゃないですか。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えします。これは６月の議会で予算を計上したときに御説明申し上げたと思いますが、概算でございますので、これは総坪数から大体幾らというふうにやっております。実際にやるとなると個々に調べないとどうにもなりません。

○13番議員(儀間真祥君)　総坪数から出てきたといいますが、総坪数はどういうふうにして、その家が幾らで、平均幾らという平均の基礎はあると思うんです。そうでないとこの金額は出てこないと思いますがね。具体的に説明願いたい。

○番外(建設部長　花城直政君)　その予算に計上したときは、すでにそこの調査測量は済んでおりまして、建物一軒一軒何坪あるということはその図面によって計算できます。それでその坪数によってそういう建物は幾らという概算は出ております。その概算は今申し上げられません。結局そういった細部についての審議はなされておりません。

○13番議員(儀間真祥君)　算定はしたが、今説明できないということを言っておりますけれども、何かここで説明するとまずいことがあるんですか。

○番外(建設部長　花城直政君)　これは概算でございますので、その概算を聞かれてもどうにもならないと思います。結局実際に補償するとき、その建物を実際個々に調べて、その建物がどういう程度の建物で、いつ建てられたか、どういう材質で建ててあるか、小屋組みであるのか、ハーフーであるのか、いろいろ調べないというと坪当たり単価は出ないんですよ。それからまた、材料の単価も毎日かわってきますので今幾らということは申されません。実際に調べないとどうにもならないわけです。

○13番議員(儀間真祥君)　あのですね、本員がお尋ねしているのは概算にしろ、何にしろ、ここに補償幾らというふうに出ている以上、その基礎があるはずですよ。それについて御説明願いたいということを申し上げたら、都合によってできないということをおっしゃっておる。これは何か悪い都合があるんですか。

○番外(建設部長　花城直政君)　このときの資料は私持っておりませんが、こういうことであります。トタンぶきについては大体60ドルから70ドルという単価、木造島ガワラについては150ドルの単価、それからセメントガワラ100ドルから120ドル、今現在時価でもってうわさされておりますそういった単価をかけて、なぜならば実際に個々について調べておりませんので、そういう概略はみんなもっておる通念でもって今予算を出しております。それはただ予算上金があればどのぐらいできるかという目途でありまして、個々について調べないとどうにもならないから申し上げても仕方ないということであります。

○20番議員(久高友敏君)　建設委員長にお尋ねいたします。この問題は当初議案説明の中でも、当局からの御説明によりますと、その地域のほとんど、70世帯が全部賛成であるというふうに建設部長は御説明されておりましたが、しかしその後議会の審議なかばにおいて、その地域の方々から今の条件ではわれわれは賛成できかねると、それを何とか思いとどまってもらいたいという陳情者がまいっておりますが、当局とこの地域の方々と相違点があるが、その点について委員会では御審議なされたかどうか、お伺いいたしたい。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　これは本会議でも説明がありましたが、市が適当な場所に移転させると、つまり土地を貸すあるいは売るということによって了承された方が、まあ移ってもいいという方が47名、移転しないという方が４名おられる。それから公営住宅に移転してもいいというような方が５名おられる。どうしていいかわからない、つまり御主人がおられないので十分家族と相談の上きめたいという方が21名と、不在のために未調査が２名と、こういったような数字を発表されておりますが、つまりこの件につきましてはきのうも詳しくお尋ねしたわけでございますが、いわゆるスラム街の解消をするというこの事業を執行するにあたって、現在の時点でそれぞれ一軒一軒回ったと、そういうふうなわけで市の計画も話し、もしこの土地を買って、市のそういった解消をやる場合は土地を貸す、あるいは売る、あるいは第２種の公営住宅に入ってもらうとか、あるいは補償するといったようないろいろな面をお話しした。ところが、結局その当時におきましては、47名の方がそういうふうな意味で、そういうふうな案があればそうしてもいいというような意向をもらされていたということでございます。まあ反対とか、賛成とかいうような意味ではなくて、要するにこのスラム街の実態調査、基礎調査として、要するに47名の方についてはこういった措置をとれば移ってもいいという集計でございます。そういうふうな意味で本会議では説明をし、きのうもその責任者である係長を招致して十分その説明をしてもらったわけでございます。

○20番議員(久高友敏君)　私が今質問申し上げることは、つまり条例において、条例のこの取得事項について、つまりこの７条の「取得前の調査」ということについては一番われわれ議会の調査すべき重大な問題でございます。この地域の中に70世帯の市民がおられるならばそのうちに合法建築が幾らであり、非合法建築が幾らであり、それで補償額はこれだけであるというふうに議会にはっきり打ち出していただければこのスラム街解消の問題はおのずから解消されるもんだと私は考えております。と申し上げますのは、その地域に住んでいる方々はどうしていいのか、市が補償するけれども幾らか、われわれに幾らやるか、どうすればよいかという不安があります。非常に不安のように感じます。だからわれわれは将来どこに追いやられるか、また農連市場・中央市場で生活しておる方が多数のようでございますが、小禄あるいは壺川のほうに追いやられたんでは、今でさえ生活が苦しいのにこういう問題が出る場合は、われわれは移転補償ももらえない、生活状況も悪くなる、あるいは子供の学校の問題等非常に複雑のようでございますので、当局はこの提案をしてあるからには、このうちに何軒、あるいは幾坪が不法建築か、あるいは合法建築が幾らで、金額が幾らになるという納得のいく説明をやっていただきたいと思います。だから委員会においても、つまりその補償額、たとえば先からの部長の説明を聞くと概算においてこのくらいだということを言われておりますが、しからば概算といわれると、もしこれが権利の設定とか、あるいはその中には、話によりますと登記された建物もあるように聞いております。そういうものも十分事前に調査されていないために、この予算は前の定例議会においては一応通っておりますが、この予算内でできるかどうか、あるいは地元の市民と相談の上、うまくいかない場合は増額してでもス

ラム街の解消を執行するだけの自信をおもちであるかどうか、もう一通り当局から御答弁願います。

○番外(第二助役　新垣義徳君)　お答えいたします。補償の問題でございますが、まず考え方といたしましては土地を取得しない限りその補償の問題、具体的に申し上げますと、建物がどういう建物であり、それに対する補償額は幾らかということは土地を取得しない限り責任のある積極的な交渉はできません。そういう観点から立ちまして、まず土地を取得して、それから具体的に補償問題に入るわけでございますので、両方無関係ではございませんが、一方別個に考えております。

○20番議員(久高友敏君)　それでは建設部長の説明によりますと、一応法の問題はさておいて土地を取得してからその問題は解決するというふうに明言されております。しかし先の質問にも申し上げたとおり、この条例の取得前の調査、つまり「財産の買入れ、交換または寄付等により取得しようとするときはあらかじめその財産に関し必要な調査をし、他の権利の設定その他特殊の義務があるときは所有者または権利者にこれを消滅させ、またはこれに関し必要な処置をしなければならない。」とはっきりうたわれております。この処置をさせないうちにこの土地を取得し、あるいは権利の設定をするということは条例に違反するものじゃないかというふうに考えます。これに対して御説明お願いいたします。

○番外(市長　西銘順治君)　ただいまの久高議員の御質問は財産取得の第７条に違反しているんじゃないかということでございますが、われわれといたしましては権利の消滅またはこれに関し必要な処置を十分にとっておるつもりで予算化もしておりますし、契約条項なり、地上物件の補償については市が責任をもって解決するという処置もやられておりますので条例違反だとは考えておりません。もう１つは久高議員のお考えは地上権を完全に消滅させる、そういった処置が完結してそれではじめて財産が取得できるんじゃないかということでございますが、私としては土地を取得すればいいのであって、第７条に規定されることが全部完結しなければ土地の購入ができないというふうには解釈しておりません。

○20番議員(久高友敏君)　今市長の説明からしますと、私は別に不法建築とかということを条例で申し上げておるわけではございません。その中で復金やあるいは銀行に抵当を入れ、その他の方法によって建物の登記をされた方がおるそうでございます。これはたとえば前所有者、現所有者、こういうのはすべて解消させてから、その他の不法建築に対しては市当局がやるべきだというように当局が考えておりますが、つまり他の権利の設定を云々、これを消滅させなければならないというふうにうたっております。だからこの不法建築というものは従来の終戦後のどさくさのうちに市長権限でつくらせたものでありますが、はっきり登記された建物が相当あるようであります。これは当然地主と契約を結び、さらに前地主の責任においてこれは解決させてその後に市が買い取るべきじゃないかというように考えておりますが、それについてもう一ぺん御説明願います。

○番外(市長　西銘順治君)　お答えいたします。銀行から、あるいは復金からの借り入れの関係については第７条に関する規定の権利とは別個の問題でございまして、そういったものは問題になりません。地上物件について前所有者に補償させたほうがいいんじゃないかということでございますが、市当局としては最も手っ取り早い方法は市当局が責任をもって解決したほうがよいと考えております。

○12番議員(真栄田義晃君)　先ほどの13番議員、それから20番議員の質問に関連いたしまして、さらに当局にお尋ねしたいと思います。委員会でも聞いたのでありますが、明確な答弁が得られなく現在同じような質問がなされておりますが、それに対する回答によってまた聞きたいと思っております。市当局は、建設部長は市当局を代表いたしまして補償の額については個々のケースを取得した後にいろいろ当たってみなければ自信をもってお答えすることはできないということを申しております。それならお尋ねいたしますが、当初予算に３万２千幾らかの土地の取得の予算を計上しておりますが、なぜそのときにまだ取得しておらないのに補償額を２万7,590ドルという予算が計上できたか、しかも概算じゃなく590ドルという数字まで自信をもって計上できたのであるか、お尋ねいたします。

○番外(建設部長　花城直政君)　土地についてはその辺の相場、銀行等の相場その辺の売買実例、そういったものを勘案して概算されて予算を計上したのでございます。

○12番議員(真栄田義晃君)　私が聞いているのは土地のことを聞いているんじゃない。補償額については、これは土地を取得した後、個々のケースについて折衝してみなければ自信をもってお答えすることはできませんと答えているわけです。当初予算において土地の買収価格、これを計上しておると同時に補償額についても２万7,590ドルとていねいに十の位まで計算してありますが、どうしてまだ土地を取得してないのに90ドルの数までていねいに算出されたかということであります。

○番外(建設部長　花城直政君)　建物の補償につきましては儀間議員にお答えしたとおりに図面上でかわらぶきが何軒、トタンぶきが何軒とあります。それを全部坪数もわかりますのでこれを集計しまして、こういう建物は幾ら、こういう建物は幾らというふうに概算を出したわけでございます。その数字がこういう数字になったわけでございます。

○12番議員(真栄田義晃君)　そうしますというと私の聞かんとする質問が大体出てきたようであります。全体として概算が出るには個々の概算がなければならない。１＋２＋３＋４＋５となってはじめて15という数字が出てくる。この全体の数字が出てくるためには１、２、３、４、５という数字が出てこなければ全体の数字が出てこない。全体の概算が出るためには個々の概算が出てこなければならないわけです。それで当局の答弁によりますと図面上かわらぶきが幾ら、トタンぶきが幾らというふうにして概算が出てきたといわれております。図面上によるところのかわらぶき、トタンぶきそれの概算が出てくると思いますが、その付近の実態を見たわけではないわけです。図面上個々の概算を出しておりますので、そのかわらぶき、トタンぶきがいくらというこの評価の単価を聞いておるわけです。

○番外(建設部長　花城直政君)　さっき13番議員にお答えしましたように概算で、結局出していって合計したのがそうであります。

○12番議員(真栄田義晃君)　私が聞いているのは個々の概算を説明してくれというわけで、合法建物幾ら、非合法・坪数幾らで２万7,590ドルという数字を概算で出したが、その概算を出したのは、やはり個々の概算がなければならないし、これはその付近を見たわけではない。ただ図面上から見て、その図面上からかわら幾ら、トタン幾らと算出したその基礎、その坪数、そういったあれをお聞きしているわけです。

○番外(市長　西銘順治君)　私からお答えいたします。構造別類の、たとえばトタンぶき、かわらぶきといろいろ個々の構造物がありますが、さっき部長が何ドル何ドルというふうに説明しておりましたが、こういったことが正しいかどうかということは別の問題でございまして、真栄田議員が指摘された本旨は適正な補償額が算定されたかどうかということに一点に尽きると思います。ただいまの部長の答弁では御満足いくような回答は得られなかったと思いますけれども、本来は個々の補償額の問題であって概算はあくまでも概算であってこれはどうにもならない。したがって、この構造別類の建物の補償の件につきましていちいち調査いたしまして、さらに予算をふやす必要があればそういう正確な数字に基づいて予算をふやし、御承認を仰いで適正な補償をしたいという考えでわれわれは申し上げておるのであります。

○12番議員(真栄田義晃君)　その適正な補償が抽象的で、市当局がどういうふうな額をもって適正な額と考えておるかどうか。関係者は、自分らはどのくらいの補償がなければならぬというふうな考えがあります。そういった両者の間に一致したものはもたない。そこで市当局のいうておるところの適正補償額が概算でもよろしい、たとえばトタンぶきの場合は坪当たり幾ら、かわらぶきの場合は幾らと、皆さん方が図面上でやった計算を概算で出しなさいということをいっておるんですが。

○番外(市長　西銘順治君)　私が申し上げますのはそういう精密な構造別の補償の具体的な基準ができておりません。これは一応の基準であります。しかしながら適正な補償をするということが問題であります。適正な額と申しましても相手があるわけでございまして、市当局だけで解決つくものではない。したがってその解決の方法といたしましては、そういう地元の代表の方々と話し合いいたしまして納得づくで解決したいという考えには変わりはありません。

(「進行」と言う者あり)(発言多数)(議場騒然)

○12番議員(真栄田義晃君)　議案第83号について、継続審議をすべきことについて動議を提出いたします。

(「賛成」と言う者あり)

これはですね、当局のほうにおいてはスラム街解消計画だというておりましたけれども、これは長期的な見通しと、それから財政的な計画がなければならぬけれども、そういった将来にわたる計画は今確立されておりません。そういう法的な裏づけもないそういう状態で進めております。そういうことについてはまだまだ慎重に検討すべき余地があると考えます。さらに地域住民の、仮に現在の計画で進めるにしても地域住民の、いわゆる適正補償とか移転先とか、そういった問題についてもまだ明確なものがない。そういった不安の状態で関係者も詰めかけてきている状態であります。それは土地を取得してから割り当てるんだということになりますと非常に弱い立場に立たされる。そういうこともありますのでこの問題は閉会中の継続審議にすべきだとこのように私は考えるわけでございます。

(「賛成」と言う者あり)(議場騒然)

○議長(高良一君)　ただ今の動議を整理いたしますから、12番議員の動議に対してお諮りします。この問題は非常に重要性があるので閉会中の継続審査にしたいというような動議が出ておりますが、それに対して御賛成の方の御起立を求めます。(起立少数)残念ながら少数でございます。(笑声あり)よってただいまの閉会中の継続審議に対する動議は否定されました。

(「議長、動議」と言う者あり)

○２番議員(森田孟松君)　継続審議について私は別の考え方で出したいと思います。本員は83号議案については今少し、せっかく議決する以上はですね、事業をスピーディーに、しかもスムースに行われなくちゃいけないと、そのために今までの当局の説明もよくわかりますが、きのうの委員会における陳情者の空気からしまして当局のピーアールがまだまだ不十分である。私が個々の陳情者の方にお伺いしますと、趣旨においては賛成だと、ところが補償の問題において自分らは不安をもっておるというような話であります。そういう意味におきましては当局は、いわゆる担当している人がこのスラム街を解消することによってその地域にお住まいになっている方々にこういう利点があるんだと、長い目で見ればこうなるんだという徹底した説明がなされていない。しかも６月の予算議会をおえてからかれこれ２、３ヵ月もなる。その間にはなお当初予算でも計上されておるので、当局の腹といたしましては十分この地域にモデルケースとしてこの政策を打ち立てるということは、腹がきまっておったはずであります。そうなると当局のお出しになったところの不良住宅地区の改造計画、基本方針というものを見せてもらいますと、つぶさにいろいろな数字的な調査は行われております。ところが一番大事な、この政策をいかにしてスムースに早く実現するかという立場に立ってみました場合に、その政策のピーアールが非常に不徹底のような感がします。そういう意味におきまして、せっかくのこの西銘市長の不良住宅の解消といういい政策を、いわゆる担当しているところの、これは失礼になるかもしれませんが、私が見ましては単なる数字の調査、統計表そういうものができあがっておるからもう話し合いは済んでおると、ある程度の話はなさったかもしれませんが、たとえば具体的にですね、市場にその地域から通っておるところの４名の方々がおられるという委員会での説明でありましたが、そういう人たちはその市場において今後も生活のできるような措置をとると、温かい手を差しのべてあなたの生活も今後ともに話し合っていこうじゃないか、長い目で見ると市営住宅に入れると、５ドルの家賃では高すぎるという考え方をもっておられる方々がおりますが、実際個人のうちになった場合、いろいろの維持費、いろいろの面を見た場合、市営住宅に入ったほうが得策であるか、今のままが得策か、とことんまで話し合った場合はこの人たちは必ず納得するんじゃないかというような気がします。そういう意味でぜひとも今時点においてこれを決定することなく10月末か、あるいは11月まででもよろしい、適当な時期に、いわゆるその計画に住民が納得するときにこの問題を取りあげて解決すれば結果的にはこのほうが早く仕事が実現できるんじゃないか、私は何も100パーセントの了解が得られるとは期待しておりません。いかなるいい政策であっても必ずこの中には反対する人が出てこられるということは過去の事業執行の面からうなずけるところでございます。ただし、当局が出したところの、当局の説明に対して賛成47名、79名のうち47名は賛成だという説明でありましたが、この数字は陳情者の実際の声を聞くとどうも確信がもてない。そういう意味において今しばらくそういった政策を当局の、いわゆる担当している人が十分ひざを交えて説明していただければ、こういうあとの事業を進める場合にスムースにできる。結果的にそのほうが早く実現できるんじゃないか。またそういう仕事を分担しているところの部課のほうでも、そういう十分な確信のもとに立って議案として出してもらわないと、上に立っておるところの人々はもう十分な態勢ができているんだと、もう議会にも提案しようと、事業もしようという段取りになっていろいろな波紋が生じて思うようにはかどらないというふうに過去においてもあったと思っております。そういう意味におきまして私は今少し話し合いをしてですね、十分地域住民の協力の上にこの議案を最終決定にしまして、そうして強力な政治力でやってもらわなければ理解の上にたたない政治力を発揮したところで摩擦以外何物もないという意味で、継続審議にもっていってもらいたいということを私は委員会でも申し上げたのでありますが、これは賛成者が得られず敗れ去ったのでありますが、この面について皆さん方のもう一応のお考えもしていただきまして、でき得るならば継続審議にもっていっていただきたいと思っておるわけでございます。

(「賛成者はいないのか」と言う者あり)

○22番議員(黒潮隆君)　建設部長にお尋ねしますが、この議案から見ますと、70世帯のスラム街解消の地域に入っている方々の立退き補償について２万ドル余りの予算が６月議会で計上されておる。それからこの土地を購入する予算も計上された。そのときにですね、○○○○○○さんの土地を買うために、６月議会にはあの土地買収費として予算が計上されたことになるわけですか。

(「議長今質疑を打ち切ったわけですか」と言う者あり)(議場騒然)

○番外(建設部長　花城直政君)　○○○○○○さんの土地を買うために計上しました。

○22番議員(黒潮隆君)　あんたは６月議会でうそをつきましたね。そのときはどこの土地を買うのかわからぬと言うております。

○番外(建設部長　花城直政君)　そのときは、今そういうことを発表するというと市の事業ができないような事態になるかもわからないからふせておきますと、私は答弁をしたと覚えております。

(「いやそうじゃない」と言う者あり)

○議長(高良一君)　これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

○12番議員(真栄田義晃君)　議案第83号に反対いたします。反対の理由を申し述べます前にこのスラム街ができた理由、そういったものについてわれわれは考える必要があると思います。不良住宅街というのは、これはこれまで本会議においてもいろいろ話し合いがなされたように、まず第一にその地域に住む人々が貧困であるということ、住家が密集しており、そして道路、排水その他の公共施設もなく保安上も衛生上も非常によくない状態にある地域ということであります。このスラム街ができる理由としましては、したがって地域住民自体が貧困であると同時にまた財政的にも、市もまた貧困である。財政的なそういう解消を行って地域環境を整備していくという力がない、そういうところから出てきておると思います。さらにそれに加えましてこれまでそういったスラム街のできている地域に対する街路計画、こういったものもはっきり確立され建築物を当初から規制していくという施策が行われていなかったということから生ずるものであります。これらのことから突き詰めていくと、これは為政者の責任であるということを、また行政の衝に当たるものはまず頭に入れておかなければならないものだと、われわれそういうふうに考えます。そこでできてしまったスラム街をこれから不良住宅街を改造していこうというわけであります。この不良住宅街を現状のまま放置していいというものはだれもおらないと思う。しかし現在の那覇市の計画には基本的に賛成できないのであります。まず第一にはこの計画そのもの、計画を進める上ではこれは非常に長期にわたる仕事であり高額の金を要し、多くの困難が予想されるもので

あります。したがいましてこの計画を推し進める上では法の裏打ちがなければきわめて困難になる。財政的にも政府が幾らもち、市が幾らもつという計画がなければならない。ところが第１次で市は不良住宅街の地域として８万数千坪にわたる地域を調査いたしました。この第１次計画として樋川に8,000坪の土地、これを予定しこの地域を５ヵ年計画で改造するということでありますが、しかしながらこの５ヵ年計画についてもこれまでいろいろ委員会でも聞いたところ具体的なプランができておらない、こういう５ヵ年計画というものは現実に存在しません。

不良住宅街改造の手始めとしてわずか1,000坪足らずの土地を購入し、それもたまたま１筆926坪であったためにこれができたということであります。これを購入して市独自の力でこれから仕事を推し進めようとしておるのであります。一方ではきわめて勇敢でありまた同時に同じ程度に愚かであります。これは風車に向かって突進するドン・キホーテと同じであります。まず現実にこれがそぐわないという理由を申し上げます。現在のところこれは那覇市の独自の力でこれを行おうとしており、将来やっていこうというのであるが、いつごろになるかめどがつかない、こういう状態であります。そこでわれわれは那覇市の財政力というものを考えなければならない。今期議会の当初議会における、施政方針における私の質問にお答えいたし、当局は那覇市の財政力として現在の予算規模における市の力、起債能力、こういったものを説明しております。それによりますというと、那覇市の経常的な収入から経常的な支出を差し引いた残り、これがいわゆる復興都市計画事業費に充当できる額でありますが、これを現在の基本歳入を算出いたしますと、188万ドルの経常的収入に対して経常的な支出が172万ドル、16万ドルが復興事業費に充当できる額として、この16万ドルを20年、この予算規模がそのまま20年間継続するという仮定の上に立ってこれを元利償還充当額として金を借りる場合、約216万6,000ドルまではぎりぎり借りることができるという返事でありました。つまりこれが那覇市の起債能力の限界であり、財政能力の限界であります。ところがスラム街８万2,000坪内のこれまでの調査した区域、この区域内の道路整備費、この整備計画だけでその道路用地にかかる物件の補償を行いますと概算約122万ドルはかかるということを申しております。これはあくまでも道路計画、スラム街の中における街路整備計画の中にこれだけの金がかかるのであります。ところが現在の計画によりますと単なる街路整備計画ではなく、計画区域内に一かいのブロックの土地を買ってそこの街路にかかるものであろうがなかろうが一応全部立ち退かす。こういうふうに数個のブロックをつくっていってその中に公共施設をつくっておく。あるいは第２種公営住宅をつくる、それによってさらに道路をあけていってそこからまた道路計画にかかるものをそこに収用する、並木を植えていくという計画でありますから、これは道路計画ではなくしてさらに金がかかります。そうなりますと本員の想像するところでは約200万ドルはかかるであろうと予想します。そうなると那覇市の起債限界が216万ドル、もしこれだけの金を借りて仕事をやった場合は20年間はほかの事業は全部ストップしなければならないという状態であります。こういう状態ではスラム街の改造計画にこういった今のままの計画でやっても20年はかかる。スラム街改造計画だけで。ところが那覇市にはスラム街の現在の市の計画している仕事を推し進めていくだけでなくして、さらに多くの仕事をしなければならない。首都建設15ヵ年計画、都市計画の基本施設を完備するためには総額7,100万ドルの資金を必要とされております。ところがその進捗状況がわずかに926万ドル、15.5パーセントでしかない。これは当局の答弁であります。

こういう首都建設計画を推し進める上には那覇市の力ではとうていできないことはこれはだれでも知っております。日本政府から多額の援助、補助金を獲得してそういった政府のタイアップのもとにしかこういった仕事を推し進めていかなければならない、こういうことになるわけでございます。ところがわれわれは現在のいわゆる市町村と政府と結ぶ行財政の仕組、現在の仕組はわれわれに補助金をもらえばもらうほど多額の対応費を要求するものであります。たとえば64年度の政府補助及び事業として出ている金、これは那覇市に対して補助として、あるいは政府事業で政府が直接やる場合、政府の金である政府予算に計上されているものを含めまして、公営住宅建設費、下水道事業、都市計画道路、区画整理など98万7,000ドルが今年度の政府の支出、これは都計事業に対する補助で政府が主であろうが市に対する事業であろうが今年度政府が支出する金でもってその対応費として市はその負担が約半分の44万2,000ドルをもたされております。そういう状態で首都建設を進めていかなければならない、こういう困難にわれわれは逢着しております。さらに現在市が計画し、この道路基本計画の中にも早急に着手しようとするものがございます。たとえば下水道の基本計画、これは岩井博士の勧告に基づいて今年から基本計画を立案し来年度から着手しようということでありますが、それにしても307万ドルの金を要するといわれております。これも政府からの金もくるであろうが、当然これには那覇市は対応費を組まなければならない、今後仕事を進める上において多額の金を要する仕事でございます。さらに市庁舎の計画につきましても90万ドルの金をかけて、そのうち50万ドルは、幸い旭町の埋め立て地を売却して充当することになっております。40万ドルはやはり10年償還計画でもって起債でやっていくという計画であります。さらに一日もゆるがせにできないのは塵芥焼却炉、さらにし尿処理の施設についてであります。このし尿処理につきましても、塵芥焼却炉についても早急にこれを設置しなければならない状態に追い込まれております。それについても政府の補助金を要求していかなければならないが、それについてもまた市は対応費を組まなければならない、具体的な建設計画もさらに検討していかなければならないという状態であります。

そうなると現在の計画は再検討する必要がある。現在８万3,000坪にあたる地域そのうちの8,000坪、さらにそのうちの926坪の仕事にかかろうとしております。ところが第１次計画の8,000坪だけでもその具体的なプランはないけれども５ヵ年計画でこの仕事を進めていこうとしておるとこういうことであります。ところが那覇市の市内を見ました場合、旧市街地の区画整理をなされている地域を除けばほとんどがスラム街であります。そういう状態であってすべてが放置できない状態であるのであります。そういう場合にこの８区内のごく一部の地域に限って５ヵ年計画でこれを理想的なところにもっていくということは実際にはできない机上のプランである。机上プランとしての状態であるけれども那覇市の現在の力、おかれておる現状、そういったものを勘案すれば５ヵ年計画案のほうに多くの金をかけてごく一部分だけをきれいにしていくということは実際にそぐわない。私は市の計画は根本的に変更しそうして、いわゆる不良住宅街の街路整備計画に変えていく、これも理想的な状態では今すぐにはできないはずであります。しかし少なくとも衛生上・保安上からは心配されております。心配されるのは火災の場合そういうことが予想されます。そこで現在のスラム街を今のように一方からあるいは小さいところからやっていったんでは百年河清を待つようなものである。賽の河原で石を一つ一つ積み上げていくようなもので、周辺からくずれていきスラム街がどんどんできていきます。そういう状態においては、こういう一地域について見た場合現在の計画を変えて、道路計画に変えていく、現在の程度では最小限この路線がなければならぬという路線に変更する。そこで余った金を現在の道路計画、それを全部一ぺんにやるわけにはいかない。そこで市では細部街路を何年かにはそこに工事を進めるんだということで工事を進めていく、そういうことが実際的だとわれわれは考えます。そういう意味において現在の計画を変更し街路整備計画に変えるのがもっとも得策だと考えるのであります。

さらにこれは計画そのものでありますが、次に、かりに現在の計画を推し進めるにいたしましても、これはもう１つの理由はその地域住民の、いわゆる不安、これはこれまで不安としているのは移転先の問題、あるいは補償額について非常に心配しておられます。この問題についてこの地区から陳情も出ております。ところがこの人々はただ家屋が８区からどこかに移って寝たり食べたりするだけで移動するわけではないわけです。この方々が住まいするにはこの地域におって農連市場に店を出し、中央市場に店を出す、そういうところを利用して荷物を運んだりして生計を立てている。その方々にとって家を移すということは生活そのものを脅かされるということになります。そういう心配が非常に強いのであります。しかしながら市は現在識名の公営住宅にやるとか、あるいは壺川の埋め立て地に移すとか、貸すか売るといってもこれは頭がかゆいのに足をかいてやるのと同じであります。ほんとうのなやみに触れ

ておらない。実際行けと言ったところで行けない。そういう住民の気持に対する配慮がなされておらない。そういう状態でありながら都市計画であれば協力していくということは陳情の中にもあらわれております。しかしながら現在のまま放置していいとは考えておりません。そういう状態であるけれども、そういう状態で配慮をなし、そして納得のいくような都市計画であれば協力していくという態度はあらわれております。そこでそうなりますというとできるだけ犠牲者を少なく食い止める、そういう意味から街路計画のほうが現状にマッチしている、住民の気持にもマッチする、こういうことにもなります。さらに補償費の問題につきましてはこれまで何ら明らかにされておりません。合法のものに対しては合法なりの補償をする、不法のものに対しては不法なりの補償をするというだけでは禅問答でわかったようなわからないようなこの方法によって、これでもって安心しなさいというのがよっぽど無理であります。それで補償額についてもある程度のめどをつけて、また地域住民の気持もくんで了解に達したときに、その協力のもとにやっていくのが真の意味の都市計画ではないかと思います。都市計画は住民の利益であり、住民の気持にマッチしたものであり、その協力のもとに進めてこそ意義があると思います。もしそういった配慮がなされず、天下り式にやる場合は、押し付けがましい親切はこれはうらみを買うだけであります。

そういう意味におきましてこの計画に対しては私は反対し、そしてあくまでも街路計画に変えていくべきである、こういう観点に立つものでございます。以上をもちまして反対の討論にかえます。

○２番議員(森田孟松君)　さっきの動議の提案につきましてはまずい面もありましたが、私はこの83号議案、不良住宅街改造モデル地区建設用地の取得については基本的には賛成でございます。ところが、その理由は何かと申し上げますと、市の提出したところの調査表によりますと第１調査区から第６調査区にわたりまして、実に６万8,000坪余りの膨大な坪数になっております。なおそういう類似のスラム街を集計しますと約20万坪あるというような報告になっております。こういうような膨大な地域のスラム街を解消するためには、これは真栄田議員もいわれたのでありますが、単に今のやり方一本ではどうしてもいけない。財政的な見通し、時間的ないろいろな問題を勘案した場合には、これは相当の財源と相当な年月を要するし、そのためには都市計画法にのっとって、ここを都市計画の細部街路に認定するなり、あるいはまた区画整理事業なんかに何しまして、これを両方から今の当局の提案したような方法とかみ合わせてこの問題を解決していかなければいけない。そうして日米琉政府の財政的な支出を求めていかない限り、自己の財源だけではとうていこれは不可能じゃないかという見解に立ってこれは検討すべきものである。ただし現在提案されておるところの８区のこの不良住宅街は、この調査表を見てもいろいろ細部にわたって数字が提示されております。また実際向こうを調査しての感じは、これは政治を預かっておるところの執行部はもちろん、議決機関におるお互いも無関心ではあり得ない。これはお互いの責任であり義務ではないかと、こういうような不良住宅街にいらっしゃる方々に対して早く美栄橋区とか、あるいは旧市内のような区画整理を地主の提供によって、そしてりっぱになされ、そこに子供の遊び場とか公園とかいろいろな公共施設をされて、道路もきちんと、排水施設も整備され、近くは下水道の施設も行われようとしているやさきに、ああいうところにお住まいになる方々に万一の場合、火事とか伝染病、その他いろいろ予期せざる不祥事件が発生した場合にどうなるかということを考えました場合、市民は平等でなければならない。もっと平等にするためにはこういうところにお住まいの方々も何とか明るい生活環境を築きあげなければいけない。こういうところはわれわれは責任と義務を負わなければならないと思います。幸い今回地主の○○○○○○さんが、926坪を提供するというこのチャンスに、思い切ってそこにお住まいになっている方々に対しまして、こういう施設をして皆様方の生活環境をりっぱにしてあげるというような立場において、これはぜひとも取り上げていかなければならない。そのためにその施設がむだな施設にならぬように、それと関連するところの道路も早目にそれと並行して取り上げていただく、そうしましてそこにお住まいの方々がうなずいた場合に、これはぜひとも道路･排水施設をし、あるいは公共施設をして自分らの子供が他の地区にお住まいになっている市民と、

その市民とやや同じような明るい生活環境になったということを悟ってもらうと、こういう意味においてもこの事業はぜひとも推進しなくちゃいけないとこう思っております。

ところがその事業を進める場合に、結果論的にみまして今のような方法でやったほうがいいのか、今すこし時間をかけてその地域にお住まいになっておる方々の真の御協力を得まして、議決後は順調にこの仕事をなし遂げるという意味においていずれのほうが早道かということであって、過去におけるいろいろな事態を見ました場合には、この問題の取り上げ方は、今少し時期が早く、今少し時間をかせいで、予算も当初予算で獲得されておるし、また仮契約もなされておるので今契約しなければ土地がよそに渡るというような心配もないものと思料されます。そういう意味において当局が地域住民に対しまして、この皆様方のお住まいになっておる住宅街を明るい住宅街にするんだからという、真にあたたかい手をさしのべて説明すれば私は必ずや真の協力者がたくさん出てこられ、事業にのっとって順調にいくんじゃないかと思いまして、これをできるだけ早目に、次回にこの問題を取り上げて決定したほうがいいんじゃないかと思いまして、議案第83号は議案の趣旨には賛同いたしますが、本日ここではこれを意思決定することは私は遠慮したいと思います。

○24番議員(赤嶺慎栄君)　本員は一般予算の、歳出予算の第４款６項２目の事業費の中の不良住宅街の改造モデル地区建設に伴う用地買収費として926坪、３万2,410ドルと、同じく物件補償費の66軒で２万7,590ドルの予算が全会一致で議会を通過したということは、本案に対する基本的なお考えは、全会一致で賛成であるが、ただその方法とその解決すべき時期の問題において食い違いがあって討論に持ち込まれたんじゃないかと思いますけれども、一応本員といたしましてはそういう趣旨によりまして全員の趣旨がまとまろうとまとまるまいと、本案が全員賛成しておるというふうな気持に立って、時期と方法を中心にして賛成の討論を試みたいと考えております。

当局の御説明によりますと、日本本土におきましては不良住宅街の解消の法律があったというふうに説明を承っております。それは読んで字のとおりでありまして、家の悪いものを改造していくというふうな趣旨の法律であったように承っておりますが、現在はそれが保安・保健衛生・教育・生活文化あらゆる面を勘案されまして文化生活をさせるという法律に改正されたというように説明を承っております。こういう日本においてのスラム街の解消の法律ができたことに対しまして、那覇市においてはどうかということで本案が提出されまして現場調査もいたした次第でございますが、現地にお住まいになっている市民各位は、保安・保健衛生その他において一日も早く解消してあげなければ市民に対して申しわけない地域だと本員は強く、痛切に感ずる次第であります。あの70年ぶりの大干魃も、これを人災というふうな世論もぼつぼつ出たくらいであります。そういう極端に天のしわざとしか思えないのも人災だときめつけるこの世の中におきまして、この地域の解消をもし為政者が怠った場合に、この地域にいつ何時起こるかもしれないところの天災・災害が訪れた場合、たくさんの人命はもちろん、財産が一時にして失われるということを考えた場合に、これを一日もゆるがせにするということは、本員としては為政者はぜひともこういうことは解決して、１回にこれをなし遂げるということは不可能に近いかもしれませんが、不可能を可能にするために毎年毎年そういう予算を計上して努力していくところの為政者は、市民に対する誠意を披瀝するもんと本員は考える次第であります。本員は委員会の質疑におきましても、モデル地域はどういう意味でここに制定されるのか、あるいはなぜモデルということを採用してやったのかという質問を試みたのでありますが、当局の説明からするとあくまでも当局でありまするがゆえに、財政もすべてを勘案されましてこのスラム街解消運動が来年も再来年も続けると明言されておりますが、それを続かすような観点からいたしましてもその道路の条件、地主との関係、将来の計画が一番やりやすいところから勘案されてこの地域が設定されておるというふうな説明を承っております。また現場調査においてもなるほどというふうにうなずける点があるのであります。さらに本員はこのモデル制採用の理由についてもお尋ねしたのでありますが、これは大きい事業であり、どうしても市民各位の絶大なる御協力が得られなければこれが実現できないということを十分当局もわかりまして、ただ

机上の空論、理論だけじゃなくして、今までそこでいいというふうにお考えになってるが、市がこれだけの大金を注いでりっぱにして、協力していただければこういうふうにお互いは文明社会に負けないような生活ができるという、１つの橋頭堡を築くためにモデル制を採用したとはっきり明言されておりましたが、単にこれだけでしり切れトンボになりはせぬかという質疑もかわされたのでありますが、毎年毎年そういう不良住宅街解消のために万難を排して努力を続けるというふうに委員会でも答弁されている次第であります。さらに本員はその質疑中におきまして、市長のスラム街解消の方針であるこの政策実現については２つの方法がある。１案は現在提案されておるように、市独自の力ですぐ買収してやるという案。その２案は特別立法によりまして日米琉政府の法律の裏づけをつくるということ、そして来年・再来年と逐次やっていくということも１つの方法だがということで質問したのでありますが、当局の御答弁によりますと、なるほどそれもいい案である、しかしこの案は大きい仕事であるので、一応問題を見せなければいけない、それからないがしろにしているのではなく、援助ということについてはその計画の中に、住宅も政治的に折衝して援助を受けよう、道路についても政策的に、政治的に援助を受けよう、一挙に準備してやろうというふうに、一応仕事に着手して早くモデル住宅街に、この不良住宅街を解消できるように努力しなければ市民に申しわけないんじゃないかという見解に立っての御答弁であります。さらに地域住民の方々には御迷惑のかからぬよう処置を講ずるとの具体的な答弁におきましては、市営住宅とか、あるいは市有地の貸与、あるいは貸し付け、あとは将来建設されるであろうところの同地区の住宅にも収容するというように、あらゆる方法を講じておられるようであります。

以上の理由からいたしまして本員は非常に大きい仕事ではございまするが、これを考えあぐんでいるよりは早く緒についたほうがいいんじゃないか、いわゆるためらうということは失敗・不可能に通ずるということも憂慮されますので、本員はすみやかにそれを着工したらいいんじゃないかと考える次第であります。最後に申し上げたいことは、何と申しましてもその地域におられる多数の住民各位の生活権、補償の問題が本問題議決までの非常な難関だと本員考える次第であります。さらに本件につきましては陳情もありまして、あくまでも市当局は住民のあらゆる面を勘案して補償はすると、１回となく２回となく明言されております。具体的に申し上げますならば、４、５年前500ドルでかりに買った家を今立ち退かなければならない。あと10年も使える家だが立退きになったがゆえに移動して使えぬということもあり得る。そういうものはどうするか。さらに１人は農連市場で仕事をなさっていらっしゃる。この人が同じ家だからということで今の８区から移動されて首里久場川にもっていかれてそこで仕事をやれといわれたら大変だ。そういうときはどうするかということに対しては、当局ははっきりそういうことも勘案してこの事業の遂行にお互いに誠意と誠意をもって話し合い、事業完遂に努力すると明言されている次第であります。事ここに至れば本員といたしましても、終戦以来ようやく生命を取りとめ得てこの地域にわずかながらも割り当て土地をもらい、ようやく雨露をしのぐ家を建てそこから２人３人の子供ができたりして、その地域住民の方々がいかにこの土地に執着を感じ、その土地を愛しその家を愛するかということは本員といたしましても十二分に考えられる次第であります。しかしながら大きいことをするためには、一応納得のいく補償をもらって協力してもらわなくちゃならぬというところに本員の悩みもありますが、事ここに至れば補償するということは、皆さんが納得いくまでやるということであれば、おのずから議会・市当局の責任の分野、いわゆる自治法でうたわれているところの議会の議決事項を離れて執行部の誠意と議会に答弁された誠意と誠意をもって地域社会の多数の住民に接して、すなわち住民が困らないように、不平の出ないようにすらすらと本事業ができるということは、すでに当局の議会に対する義務というふうに本員は考える次第であります。議会が個人個人の補償のことまでもいちいち何ドルやるかと言っておったんですが、これは執行当局のやることでありまして、本員といたしましてはあくまでも当局が議会に対する責任を感じまして答弁されましたように、地域社会住民に御迷惑のかからぬように誠意と真心をもって話し合いして、この事業がスムースにいくよう努力するということを確認のもとに本員は原案に賛成いたします。

○23番議員(安見福寿君)　本議案に対しましては、私は先ほども申し上げましたように賛成はしたいのであります。しかし残念ながら結論を申し上げますと継続審議にもっていってもらいたい。そういう立場で一言申し上げます。先ほど赤嶺議員が申された賛成討論の一部は私も同感であります。最後の項は反対であります。もし災害・台風のためにあすこをスラム街の解消として取りあげるのであればむしろ低地帯のほうが優先すべきだと思います。そういう立場からの災害・台風というのは当てはまらないというふうに解釈します。「慈悲を根本理念としない政治は暗黒の政治である」、これは私の確信です。もし市長が先ほど明言されたように予算が足りないならば追加予算を議会にはかってでも、この問題は最後まで納得のいく解決でいくんだと、もしその精神で談ずるならば最初からはっきり申し添えていただいて(聴取不能)モスコーから敗退するナポレオン的存在じゃないかと思います。もし今の市長のおことばがまことであるならば、何でこの人たちはここに来ているのかとあえて言いたいんです。しかしその部下であられる皆さん方に立場上いわしていただきますと、その真心、市長のお心はこの住民の方々に伝わってないように解釈します。大変りっぱな計画であり、ぜひとも実行していただきたい。こういう立派な議案でありながら、事業でありながら、このような住民の不安の中でこれを可決するということは私の良心の許さないところです。したがいまして、これは何とかこの線は努力していただいて実現の方向にもっていっていただきたいことを心からお願いします。しかしこの不安をなくするために市長の真心が、この人たちに通じて、そうして安心してこの人たちも協力していただける態勢の上に立っての、この議案の解決にもっていっていただきたい。もう一言振り返って申し上げますならば、市長が選挙当時公約したスラム街の解消、つまりこれは市長の信念であったはずです。であれば、あれから現在まで相当の期間が費やされております。当然第一に取り上げられるスラム街の解消、本議案の解消は慎重な交渉・調査すべての上に立っての本議案でなければならないと思います。もしそれがなされなかったとすれば、先ほどからの質疑応答の中から解釈しまして、非常に何か調査不足、はっきり申し上げますならば行き当たりばったり、これは極端かもしれませんが、そのようにも解するようなふしぶしがあります。したがいまして非常に当局は、もう少し真心をもって、少なくともきょうのこういう議会に、この人たちが市長の真心どおりであれば、それを伝えれば来なくても済むようにできたんじゃないかと思うのであります。にもかかわらずこうして押しかけているところから見ますと、当局は非常に努力不足である。こういう観点に立ちまして、私はこの議案に心から賛成したいんですが、以上の理由によって全員、ひとつ継続審査にもっていっていただくよう強く強く要望して、私は反対の立場に立ちます。

○８番議員(名城嗣夫君)　本員は議案第83号不良住宅街改造モデル地区建設用地の取得について賛成する者であります。まず賛成の理由といたしまして先ほど12番議員のほうから反対討論が述べられたのでありますが、その中に、まず初めに予算の面から打ち出して、その中に事業が多くて予算が莫大になると、そういう膨大な予算の中でこういう仕事ができるのかといったような反対の討論が述べられておったのでありますが、本予算についても先ほど24番議員からの賛成の討論の中にもございましたとおり、去った議会において不良住宅街解消費として６万余ドルが全会一致で可決になっております。先ほどの反対討論の中から疑義が生ずるとするならば、当然この議案を審議するときも何らかの疑問が生じたはずであります。ところがその議案も全会一致で可決になっている。もう１つの財産取得の条例解釈の問題でございますが、第７条の解釈について疑義をはさんでいるようでございますが、法の解釈は理論的解釈に立つべきであるか、現実的な問題に立って法の解釈をなすべきであるか、この２つの点に分かれると思います。本員はあくまでも現実に立って法の解釈をなすべきであると、理論的解釈は成り立たないという結論をもっております。それともう１つに資金がかかり過ぎるということについては、これは市長の施政方針の中にもうたってございましたが、事業は多々あると、資金が莫大にかかるということは市長自身よく知っており、しかも施政方針の中にもそれをうたっているのであります。その資金をいかに捻出するかということは市長の手腕であり、また市長にそれだけの自信があるとすればわれわれは議会人として当局のそういった尻をたたいて獲得に努力すべきである。ただ資金がかかるから仕事をやって

はいけないということは当たらない。この資金獲得についても本員は、一応資金を獲得することはいいけれども、それに対する対応費についてはどうするかということも市長に対して質問した覚えがあります。そのとき市長も十分これを了として日米琉の責任の分野において多額の援助を得て、なお中央税の地方税への移行、すなわちたばこ消費税・遊興飲食税を移譲させるという方面に政治的活動をしたいという意向も漏らしておりますし、この件については沖縄市町村長会においても取り上げられ政府と折衝の段階にございます。それから結論的に街路整備計画にかえるべきとのことでありますが、道路計画もこの中に包含されておるし、それと並行してなお不良住宅街が改造されて付近の生活環境が向上するということになればこれ以上のことはないのであります。ただ問題になりますのは適正補償の問題でございますが、これはいろいろ心配して困っておられる方々もおられますが、この件については当局ははっきりと公の場所で適正な補償をやると、話し合いをりっぱにやるということを言明されている以上、付近住民の、該地域の住民に対して実際に納得いくように話し合いをもたれて、十分にこの計画が遂行していけるように努力していただきたいと思います。以上述べまして賛成の討論といたします。

○18番議員(友利栄吉君)　私は西銘市政はただいまの状態でいきますと大変危険なものになるんじゃないかとおそれる者であります。なぜかと申しますと、およそいかなる政策でも、りっぱな政策でも、住民の協力なくしてこれができるであろうか。この議案につきましても、市当局はこの用地を取得する前にその地域住民の協力を得るように調査したんであります。その結果は賛成47名、反対４名、あとは不明、公営住宅に入るのが５名、あとは不明という数字になっておりますが、それがだんだんこのスラム街の政策が具体的にあらわれるとともに、現在ではそれに反対する者79名という数字が出てきているのであります。一体民主主義というのは話し合いの場ではないかと思うんです。話し合いが進むにつれて反対者が多くなったということは、これは一体いかなる現象であろうかと思うんです。市は適当な補償によって解決するといっておりますけれども、地域住民は一番それを懸念しているわけであります。これは初めてのモデルケースであり、このスラム街解消という問題も初めての問題であります。それに対しまして住民の100パーセントの反対を押し切ってもこれを執行するんだということであれば、おそらく将来において西銘市政はつぶれるであろうと予想する者であります。やるたんびに地域住民の反対を買い、別にもっていってもこのスラム街解消ができるであろうかと危惧する者であります。私は市民のだれもが、この不良住宅街を改造しよう、りっぱにしようという政策には満腔の賛意を表すると思います。これは議会も地域住民も同じであります。ただその方法において十分に市の計画を納得させるだけの誠意もなく技術もない不安の状態のままで、この大多数の反対を押し切ってやらなければならない理由はどこにあるか。もう少し日にちがあれば向こうに通ずるのではないか。また委員会においても部長は確かに話し合いが足りなかったということは認めているんであります。であれば、今１回２回と時日をかけて話し合うだけの度量がなかったか、このことを残念に思うのであります。願わくば市長の政策が将来スムースにいくためには十分なる懇談をもって、納得の上でこのモデルケースが進められますようにお願いしまして、私としましては議会の権威にかけても、今しばらくの余裕をおいて話し合いをすればというふうに結論しまして討論といたします。

（「進行」と言う者あり）

○議長(高良一君)　では討論を打ち切りまして採決に入ります。日程第11、議案第83号不良住宅街改造モデル地区建設用地の取得について、原案に賛成の方の起立を求めます。(起立多数)

○議長(高良一君)　起立多数であります。よって本案は可決されました。

○議長(高良一君)　日程第12、議案第84号不良住宅街改造モデル地区建設用地の売買契約を結ぶことについてを議題といたします。その前に皆さんのお手元に配付してあります議案の訂正文、これには「修正」とありますのを「訂正」にお願いします。本件につきましては市長から議長あてに議案の訂正文書がまいっておりますので、その写しを皆さんのお手元に配付してございますが、これで承認願うことに御異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あるよ」と言う者あり）(笑声)

それでは建設委員長の審査報告を求めます。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　日程第12、議案第84号「不良住宅街改造モデル地区建設用地の売買契約を結ぶことについて」建設委員会における審査の結果を申し上げます。本件については、土地売買仮契約書の第４条の審査過程において、当局より第４条の２項の挿入申し出があったのであります。すなわち２項「この土地にある地上物件の移転については甲の責任とする」このことについては、本会議であらためて訂正するとのことであり、御報告を申し上げ、本議案の処理方法については議長によりお取り計らいくださるよう御願い申し上げます。

○議長(高良一君)　質疑に入ります。

○12番議員(真栄田義晃君)　この条項、第４条に「那覇市の立ちのきについては那覇市の責任とする」という条項をさしているものと思いますが、この件についてお尋ねします。先ほどからいろいろ論議がのぼっておりますが、この市有財産の取得管理及び処分条例の第７条の規定、取得前の調査、これに違反すると思います。この取得前の調査を設けた理由、これは財産取得後の紛争を避けるためだと思われます。この点については委員会においても聞いたのであるが、そういうふうに解釈すると７条の条項を設けた理由は紛争を避けるためであるというふうに解するがどうかということに対して、そうでないという見解を示した人はいない。そういった７条の条項について疑問が生じた場合は７条の趣旨に沿って解釈するのが正しいと思います。そこでこの条項を見ます場合「財産の買入れ、交換または寄付等により取得しようとするときはあらかじめその財産に関し必要な調査をし、他の権利の設定その他特殊の義務があるときは所有者または権利者にこれを消滅させまたはこれに関し必要な処置をしなければならない」というようなことがございます。この場合「他の権利の設定」というのは今その適用はない。地上権・抵当権はないということでありますが、少なくともそこに家を建てる、土地を借りて建物を所有している方々がございます。この方々に対する補償の義務を市は負うておりますのでこの特殊の義務がその土地に対してあるということになります。そこでそういった義務を所有者または権利者にこれを消滅させ、またはこれに関し必要な処置をとらなければならないということでありますが、これについていろいろ疑義も出ておりますが、現実的に今のような状態でこれを取得した場合には取得後にこういう借地人との間の紛争、そういった補償の問題をめぐっての紛争が予想されるので、そこでそういった紛争を避けるための処置、こういったものが事前になされてない。そういう状態でこの７条の取得前の調査、この調査すら現実にそれを消滅させなければならないとあるが、それだけではなくして調査そのものも十分になされてないようであります。こういう状態でこの４条の「那覇市の責任とする」というふうに明文を差し込むということは、これは７条の条例に違反するものと考えるが当局の考え方をお聞きしたい。

○番外(第二助役　新垣義徳君)　お答えいたします。ただいま７条の件に触れていらっしゃいますが、当局といたしましては土地売買仮契約書の４条におきまして「この契約による土地の売買について、第三者が異議を申し出たときは、乙が責任をもって解決する」と、ただいま新たに挿入いたしました２項としまして「この土地にある地上物件の移転については甲の責任とする」、ということもうたってございますし、必要な調査は先ほどの83号議案と関連いたしまして調査はやっております。また必要な処置もやっておりますので７条における条例違反とは考えておりません。

（「進行」と言う者あり）

○議長(高良一君)　では質疑を終結し、討論もないようでありますので採決に入ります。日程第12、議案第84号不良住宅街改造モデル地区建設用地の売買契約を結ぶことについて、原案に賛成の方の起立を求めます。(起立多数)

出席議員27名のうち賛成20名でありますので、本案は可決されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして議事日程は終了しておりますが、本日付きで、那覇市前島町２の236若松国映通り会会長上間安吉からの街路灯設置費補助申請に対する陳情がまいっておりますので、会議規則第87条の規定に基づき経済民生委員会にその審査を付託し議会閉会中における継続審査を行うことにいたしますからよろしくお願いいたします。

○議長(高良一君)　以上をもちまして第59回那覇市議会を閉じることにいたします。御苦労様でございました。

(午後５時54分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1963年９月30日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　儀間　真祥〔印〕
署名議員　具志　栄治〔印〕

28　1963年(昭和38年) 12月　第60回定例会[名誉市民]

12月10日(第１日)午前10時17分　開会

○出席議員（28名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	８番　名城　嗣夫君
11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君
15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君
19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君	22番　黒潮　　隆君
23番　安見　福寿君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君
27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君

○欠席議員（２名）

９番　金城力夫君　10番　辺野喜英興君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君
収 入 役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新垣　博一君
経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君
消防署長　宮平　栄治君	選挙管理委員長　赤嶺　正一君	

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名について
第２　会期を定めることについて
〔第３～第11、第13～第35　略〕
第12　那覇市名誉市民条例制定について（市長提出議案第110号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　開会します。これより本日をもって招集されました1963年第60回議会定例会を開きます。

(「議長」と言う者あり)

○15番議員(久場景善君)　先月ケネディ大統領が世界平和推進さなかに倒れたことは、世界中の人が非常に慨嘆していることである。よって当議会においても開会劈頭、故ケネディ大統領に対して１分間の黙禱することを議会にお諮りします。

(「賛成」と言う者あり)

○22番議員(黒潮隆君)　ただいま15番議員からの動議がありましたが、アメリカのケネディ大統領の死に対して１分間の黙禱という動議でございますが、しかしながら那覇市議会において、前の日本の総理大臣をしておりました鳩山一郎氏、沖縄県民は日本国民であり、鳩山一郎氏の死に対しては黙禱などささげておりません。あるいは石川のジェット機事件による被災者、あるいは嘉手納の軍輸送機の墜落による被災者、こういう同胞の死に対しては黙禱をささげておりません。さらに日本の最近の大きな二大事故といわれておりました国鉄の電車転覆による日本同胞の被災者、あるいは三池炭鉱の事故による500名余の犠牲者を出しております。むしろこういう日本同胞に対して先に黙禱をささげるべきだと、こういうふうに考えます。したがって順を追って黙禱するならばやっていただきたいと思います。

○29番議員(具志栄治君)　本員は22番議員に反対いたします。世界一の指導者であるところの故ケネディ大統領の死去に対しては、私は全面的に哀悼の意を表し、そして世界の、

(「動議をはかって下さいよ」と言う者あり)

こういうわけでありまして、鳩山一郎先生がなくなったときやらなかったとか、あのときはよく知りませんが、われらは議会人としておりませんでしたので、今回のケネディ大統領の死に対しては心から哀悼の意を表するものでありまして、ただいまの15番議員の発議に対して賛成するものであります。

(「討論無用」「採決」と言う者あり)

○議長(高良一君)　ただいまの15番議員の動議に対し御賛成の方起立願います。

(起立多数)

起立多数であります。では黙禱をささげますので御起立願います。(１分間黙禱)

ありがとうございます。

○議長(高良一君)　本日の日程はお手元に配付してある議事日程第１号のとおりであります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により、議長において久場景善君と赤嶺保三郎君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第２、会期の決定についてはお手元に配付してあります日程表のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めそのとおり決定いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第12、議案第110号那覇市名誉市民条例制定についてを議題として当局の説明を求めます。

議案第110号

那覇市名誉市民条例制定について

那覇市名誉市民条例を別紙のとおり制定するものとする。

1963年12月10日提出

那覇市長　西銘順治

(提案理由)

本市の市民または市に縁故の深い者等で、公共の福祉を増進し、または広く社会文化の興隆に貢献し、郷土の誇りとして市民の尊敬の的と仰がれる者に対して、その栄誉と功績をたたえるとともに市民の社会文化興隆に対する意欲を高揚するため条例を制定したいので、この案を提出する。

那覇市名誉市民条例

(目的)

第１条　この条例は、社会の進歩および文化の興隆に功績があった者に対し、その功績をたたえ、もって市民敬愛の対象として顕彰することを目的とする。

(称号を贈る条件)

第２条　公共の福祉を増進し、または学術、技芸の進展に寄与し、もって市民の生活および文化に貢献し、その功績が卓絶で市民の尊敬を受けている者または本市に引き続き10年以上居住している者もしくは引き続き20年以上居住したことのある者で、広く社会文化に貢献し、または本市の発展、市民生活の向上に尽すいし、その功績が卓絶で市民が郷土の誇りとして尊敬する者に対しては、この条例の定めるところにより、那覇市名誉市民（以下「名誉市民」という。）の称号を贈ることができる。

２　前条の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、前項に定める期間を短縮することができる。

(選定)

第３条　名誉市民は、市長がこれを推せんし、議会の同意を得て選定する。

(顕彰)

第４条　名誉市民の事績は、那覇市広報で公示し、顕彰する。

(名誉市民章)

第５条　名誉市民に対しては、那覇市名誉市民章を贈呈する。

(待遇)

第６条　名誉市民に対しては、次の待遇をすることができる。

(1) 市の行なう式典に招待すること。

(2) 死亡の際には相当の礼をもって弔慰すること。

(3) その他市長が必要と認める待遇をすること。

(称号の取り消し)

第７条　名誉市民が本人の責めに帰すべき行為により著しく名誉を失墜し、市民の尊敬を失ったと認められるときは、市長は、議会の同意を得て、名誉市民の称号を取り消すことができる。

２　前項の規定により名誉市民の称号を取り消された者は、その取消しの日から第６条の規定によって与えられた待遇を失うものとする。

(規則委任)

第８条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例施行の際、すでに名誉市民として顕彰された者は、この条例によって顕彰された者とみなす。

○番外(総務部長　城田清才)　議案第110号那覇市名誉市民条例制定について説明を申し上げます。本案は那覇市の市民または縁故の深い者で公共の福祉を増進し、または広く社会文化の興隆発展に貢献し、郷土の誇りとして市民の尊敬に仰がれる者に対し、その栄誉と功績をたたえ顕彰するとともに市民の社会文化興隆に対する意欲を高揚するためにこの条例を制定したいのであります。よろしく御審議のほどをお願いします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。明日は議案研究のため休会し明後日の午前10時再開いたします。

(午後０時　散会)

上会議録を調製し署名する。

1963年12月10日

議　　長　高良　　一〔印〕

署名議員　久場　景善〔印〕

署名議員　赤嶺保三郎〔印〕

２月12日(第２日)午前10時15分　開議

○出席議員（26名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	７番　上原　隆正君	８番　名城　嗣夫君	11番　平良真次郎君
12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君	15番　久場　景善君
16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君
20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君	22番　黒潮　　隆君	24番　赤嶺　慎英君
25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君
29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君		

○欠席議員（４名）

６番　渡口麗秀君　９番　金城力夫君　10番　辺野喜英興君　23番　安見福寿君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君	第二助役	新垣　義徳君
収入役	渡口　政行君	総務部長	城田　清才君	企画部長	新里　博一君
経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君	水道部長	玉城　定仁君
消防署長	宮平　栄治君	選挙管理委員長	赤嶺　正一君		

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第２号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第10、第12～第33　略〕

第11　那覇市名誉市民条例制定について（市長提出議案第110号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第２号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において大山盛幸君、金城武一君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第11、議案第110号那覇市名誉市民条例制定についてを議題として質疑に入ります。

○22番議員(黒潮隆君)　提案理由とし「本市の市民または市に縁故の深い者等」というふうに説明されておりますが、那覇市民の場合には「那覇市政功労者表彰条例」ですか、これによってできないのかどうかですね、これが１点。さらにこの条例の第２条の２項です、これに「前条の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは前項に定める期間を短縮することができる。」というふうにうたわれておりますが、10ヵ年あるいは引き続き20ヵ年以上居住したことのある者というふうに相当の期間になるわけでございますね。第２条では、しかしながら第２項では救済措置みたいになって期間を短縮することができるというふうになっているのは１、２年あるいは２、３年というふうに短縮することが可能であるのか。１、２年間で文化交流をすることができるのはスーパーマンでない限りこれはできない。これがたとえば10年間に１、２ヵ月満たなかった、あるいは半年満たなかったという場合に考えられるのか、あるいは１年や２年で適用されるのか、その点をお尋ねいたします。

○番外(総務部長　城田清才君)　ただいまの黒潮議員の御質問にお答えいたします。第１問でございますが、その１問につきましては市政表彰の件だと思いますが、この件につきましては市として市政に直接功労のあった者というふうに解釈していただきたいと思います。第２点は第２条第２項の特に必要と認める場合は前項に定める期間を短縮することができるということは第２条に規定されましたいわゆる居住要件の短縮の問題でございまして、これはこの期間に満たなくても非常にその功績が大きいという場合のことを予想しているわけでございまして、法の趣旨とするところはあくまでも10年あるいは20年という期間を尊重されるべきであると。しかしながらその功績が非常に大きくて客観情勢としては必要であるという場合を予想するわけでございまして、おっしゃるように１年や２年ということではないというふうに解釈しております。

○22番議員(黒潮隆君)　さらにあと１点お尋ねいたしますが、たとえばですね、被選出公職者、あるいは沖縄の教育の責任にある地位の人、そういう人が文化を高め市民福祉のためにつくすのは当然なんですね。たとえば那覇市長が那覇市民のために働くのは当然であるが、そういうふうなものもこれは適用されるのか。

○番外(総務部長　城田清才君)　お答えいたします。本件につきましては、先ほど私は市政功労者は直接功労のあるというふうに御説明申し上げましたが、この名誉市民の場合におきましても、たとえば北海道の札幌市の場合でございますが、前市長が水道問題、それから市電の問題、その他土木等、あらゆる建設面において現在の札幌市の、いわゆる大きな基盤を築いたという意味におきまして名誉市民として推挙された実例もございます。さらに近くは鹿児島市の勝目市長が名誉市民として推挙された実例もございまして、どちらかと申し上げますというと、市政功労者の場合は非常に範囲が小さくなるわけでございますが、この名誉市民として推挙される場合には一段と規模が高く、そして市民の、那覇市の発展向上に大きな、いわゆる足跡を残すというふうに、大きな規模のものというふうに解釈していただければ、結局今おっしゃる現職に、たとえば現職にあってそういったことをやった者も含むかという御質問に対しては、一応何と申しますか、非常に抽象的な説明ではございますが、判断の一つのめどになるんじゃないかというふうに考えております。

○11番議員(平良真次郎君)　これは居住条件があるわけでございますが、ここに、那覇市に居住しなくても、結局那覇市のために功労のあった人、通常名誉市民とわれわれはいっておりますが、そういうような名誉市民ですね、つまり那覇市に居住してないんですけれども那覇市のために著しく功労があったという、こういった方に対する取り扱い、これは名誉市民として取り扱っているところもありますが、これは含まれていないことになっているがこの点はどういうぐわいに取り扱いますか。

○番外(総務部長　城田清才君)　ただいまの御質問にお答えいたします。案の第２条には、いわゆる前段は「公共の福祉を増進し、または学術・技芸の進展に寄与し、もって市民の尊敬を受けている者」これが１点。それからもう１つは後段のほうで居住要件を掲げてございます。この居住要件には「現に10年以上居住している者」、それからもう１つは「過去において20年間居住したことのある者」、いわゆる郷土の誇りとして尊敬されておる者というふうに２つに分けられると思います。いわゆる前段は、これはどっちかと申しますと外国人の場合にあるいは該当するかと思います。そして後段の場合はもちろん10年以上現に住んでる者、市民でございます。過去において20年以上住んでおった者という場合は、過去においては那覇市民であったが現在は那覇市民ではない者というふうなものも、一応この基準にのっとりまして、これを条件といたしまして、本人の業績というものをいろいろ審査し議会の同意を得て推挙するというふうな手続をとりたい思います。

（「進行」と言う者あり）

○議長(高良一君)　それでは質疑を終結し、議案第110号はこれを総務委員会にその審査を付託します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。本日の議会はこれをもって散会し明19日午前10時に会議を開きます。その間に各委員会におかれましては付託事件の審査を願います。

（午後１時58分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1963年12月12日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　大山　盛幸〔印〕
署名議員　金城　武一〔印〕

12月19日(第３日)午前10時８分　開議

○出席議員（29名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	８番　名城　嗣夫君
９番　金城　力夫君	10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君
13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君	15番　久場　景善君	17番　宮里　敏慶君
18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君
22番　黒潮　　隆君	23番　安見　福寿君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君
26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君
30番　赤嶺保三郎君			

○欠席議員（１名）

16番　金城武一君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君	
収 入 役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君	
経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君	
消防署長　宮平　栄治君	選挙管理委員長　赤嶺　正一君		

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第３号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２、第３、第５～第47　略〕

第４　那覇市名誉市民条例制定について（市長提出議案第110号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元にお配りしてあります議事日程のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において森田孟松君、宮里敏慶君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第４、第110号議案那覇市名誉市民条例制定についてを議題として総務委員会の審査報告を求めます。

○25番議員(総務委員長　赤嶺一男君)　日程第４、議案第110号那覇市名誉市民条例制定について本委員会における審査結果を御報告いたします。本案につきましては主管部課長の出席を求めその説明を聴取、若干の質疑がかわされたのち討論に入ったのであります。すなわち、討論の概要を集約いたしますと、反対討論

この条例は祖国復帰したのちに制定すべきである。現在アメリカの軍事支配のもとで悪用される危惧はあっても公正な運営ができない状態にある。第２条の中で「10年以上居住している者もしくは引き続き20年以上居住したことのある者で」という条文があるが、この居住条件を抜きにしても名誉市民の称号が贈られるという条項から拡大視されるという懸念もある。サックス大佐の例をもってしても真実、市民の信頼をかち得たかどうか疑問である。石川宮森小学校のジェット機墜落事故の際、あと片付けをしたということで石川市長が感謝状を贈り多くの市民から相当の批判を受け議会でも追及されたということである。しかも米軍側から感謝状を贈ってもらいたいという要請があったという事実からして条例そのものが親米ムードの盛り上げ、基地の合理化ということでかつての日本の宣撫班による政策と類似する点から見て議案第110号に反対する。

賛成討論

洋の東西を問わず市民の生活、及び文化に貢献した方々に対しては称号を贈り大いに顕彰すべきである。東ヨーロッパ、そしてアメリカ合衆国の各都市においても名誉市民を顕彰する条例規定がある。この条例制定にあたって那覇市はむしろおそきに失しているとも考えられる。今後においても那覇市に対して多大の功績があった方々をどしどし推挙し、名誉市民を送り出し那覇市をより一層、名実ともに国際都市に発展させるためにもこのたびの条例を制定すべきであり議案第110号に賛成する。

以上の討論がなされ表決の結果賛成多数で原案を承認し可決すべきものと決定いたしましたので、よろしく各位の御賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　委員長報告に対して質疑に入ります。

○13番議員(儀間真祥君)　お尋ねします。あのう委員長さん、この条例の場合ですね、第２条２項に「特に必要があると認めるときは、前項に定める期間を短縮することができる」となっておるわけです。その短縮されるときの具体的にどういう状況のもとだったら短縮されるのか、そういうことについてお尋ねいたします。

○25番議員(総務委員長　赤嶺一男君)　第２条の前段の１項に、10年以上、20年以上という規定がありますが、10年以内の場合が問題になると思うのでありますが、これは本会議の質疑の中でも当局からの説明がありましたとおり、結局10年に足りないけれども、それだけの実質的な功績があったと認められるときにはこれによって名誉市民の称号をやるべきであるというようなことが委員会のほうでも審議されております。

○13番議員(儀間真祥君)　それでは当局にお尋ねします。この２条の２項によりますと、期間が短縮されるというのがありますが、今新聞紙上を見ますと現在の民政官、マキューン民政官は近いうちに帰るということがあります。それにも適用されるのか、お尋ねします。

○番外(総務部長　城田清才君)　お答えいたします。ただいまの御質問の趣旨によりますと第２条の前段に該当するかと思います。したがいまして公共の福祉を増進し、あるいは、学術、技芸の進展に寄与して、その功績が卓絶で市民の敬愛にあたいするということが、いわゆる市民から敬愛を受けているということにつきましてさらにその人を市長が推挙しまして議会の同意が得られました場合は当然あたいするということになるわけでございます。

○13番議員(儀間真祥君)　今の御説明で提案はするということを了解はしていいですな。

(「いやそうじゃないですよ」と言う者あり)

○番外(総務部長　城田清才君)　御説明申し上げましたとおり市民の敬愛にあたいするということが先決問題であるということになりますので、推挙するかどうかは今のところ答えられないのであります。

○20番議員(久高友敏君)　今13番議員からの質問に似たような質問をいたしますが、この第６条市の式典に招待する、あるいは死亡の際に相当な礼をもって弔慰するということがうたわれております。それと関連しまして第７条において名誉市民が本人の責めに帰すべき行為により著しく名誉を失墜し、市民の尊敬を失ったと認められるときは、市長は、議会の同意を得て名誉市民の称号を取り消すことができるというふうになっておるわけでございます。そうなった場合にこの付則においてでも、現にこの施行の際すでに名誉市民として顕彰されたものとみなすというふうにうたわれております。しからば去る兼次市長時代にサックス大佐が名誉市民の称号を受けておりますが、この方の現在の住所をおわかりであるのかどうか、またこういう方がいかような状態にあるかということをお知りになることができるかどうか、それについてお伺いいたします。

○番外(総務部長　城田清才君)　お答えいたします。現在のところわかりません。したがいまして、その当時、まあ、正式にこういう条例がなかったわけでございますが、これからでも照会をいたしたいと思います。なお今後の問題でございますが、条例の中に今久高議員の説のとおりでございますというと、そういった住所連絡をとる義務を負わせるということも必要があるんじゃないかというふうに解釈されるんでございますが、しかしながらいわゆる、名誉市民という称号を与えた以上はむしろ自主的に本人から市のほうに連絡をとるという価値のあるものとして私たちは考えておるわけでございます。

(「議長、動議」と言う者あり)

○24番議員(赤嶺慎英君)　本案につきましては所管の総務委員会においては慎重な審議をなさいまして、委員長報告にありましたとおり、おもなる質疑をつくされて討論に入り採決にもち込まれておるように御報告を承っておるわけでありまして、その賛成反対の討論の中にすでにこの議案に対する質疑の内容も含まれているんじゃないかと本員は考えるのであります。よりまして、今質疑を続行し討論したところでこれ以外のことはなくして、ほとんどダブるような質疑討論がなされるんじゃないかと本員は考える次第でございます。そういう意味におきまして直ちに質疑を打ち切り討論を省略して採決していただきますよう動議を提出いたします。

(「賛成」と言う者あり)

(「議長、討論はさせなさい」「動議は成立しています」と言う者あり)

○議長(高良一君)　ただ今の24番議員の動議に御賛成の方起立を求めます。(起立多数)

(「討論させないで賛成反対もあるか」と言う者あり)(議場騒然)

多数でありますので質疑討論を終結し採決いたします。日程第４、第110号議案那覇市名誉市民条例制定については原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と言う者あり)

(「ちょっと休憩して下さい」と言う者あり)

○議長(高良一君)　休憩いたします。

(午前10時28分　休憩)

(午前10時30分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの日程第４につきましては反対が出たため、日程第４、第110号議案那覇市名誉市民条例制定について、原案に御賛成の方起立を求めます。

(起立多数)

絶対多数であります。よって本案については原案どおり可決されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして全日程終了いたしました。第60回議会を閉会いたします。長い間御苦労様でございました。

(午後４時32分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1963年12月19日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　森田　孟松〔印〕
署名議員　宮里　敏慶〔印〕

29　1964年(昭和39年) ３月　第61回定例会[名誉市民、埋立、港湾、国政参加、市外バス路線変更、高等弁務官退島・主席退陣要求]

３月14日(第１日)午前10時10分　開会

○出席議員(26名)

１番	大山　盛幸君	２番	森田　孟松君	３番	又吉　久正君	４番	武村　朝良君
５番	楠見　長礼君	７番	上原　隆正君	９番	金城　力夫君	11番	平良真次郎君
12番	真栄田義晃君	13番	儀間　真祥君	15番	久場　景善君	16番	金城　武一君
17番	宮里　敏慶君	18番	友利　栄吉君	19番	喜久山朝重君	20番	久高　友敏君
21番	金城　吾郎君	22番	黒潮　　隆君	23番	安見　福寿君	24番	赤嶺　慎英君
25番	赤嶺　一男君	26番	比嘉朝四郎君	27番	比嘉　佑直君	28番	平良　亀助君
29番	具志　栄治君	30番	赤嶺保三郎君				

○欠席議員(４名)

６番　渡口麗秀君　８番　名城嗣夫君　10番　辺野喜英興君　14番　高良一君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君	第二助役	新垣　義徳君
収入役	渡口　政行君	総務部長	城田　清才君	企画部長	新里　博一君
経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君	水道部長	玉城　定仁君
消防長	宮平　栄治君	選挙管理委員長	赤嶺　正一君		

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名について
第２　会期を定めることについて
〔第３～第19、第21、第25、追加第２　略〕
第20　那覇市名誉市民選定の同意を求めることについて(市長提出議案第18号)

第22　第２次泊、安謝間公有水面埋立について(市長提出諮問第２号)
第23　公有水面埋立免許申請について(市長提出諮問第３号)
第24　公有水面埋立免許申請について(市長提出諮問第４号)
追加第１　那覇商港の管理移譲に関する要請決議(24番議員赤嶺慎英提出決議案第３号)

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○副議長(大山盛幸君)　これより本日をもって招集されました1964年第61回議会定例会を開会いたします。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第１号のとおりであります。諸般の報告を申し上げます。

〔中　略〕

○副議長(大山盛幸君)　日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において又吉久正君、友利栄吉君を指名いたします。

○副議長(大山盛幸君)　日程第２、会期を定めることについてを議題といたします。お手元にお配りしてあります第61回那覇市議会定例会の会期日程計画案を御覧下さい。本日から23日までの10日間の案でございます。本会議が３日、委員会５日、休日２日の10日間であります。本件は議会運営委員会にかけましてこの案を了承し決定しておりますが、この案どおり会期を定めることにして御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(大山盛幸君)　御異議ないと認めます。よって会期は３月14日から３月23日までの10日間と決定されました。

〔中　略〕

○副議長(大山盛幸君)　日程第20、議案第18号那覇市名誉市民選定の同意を求めることについてを議題として当局の説明を求めます。

○番外(総務部長　城田清才君)　議案第18号「那覇市名誉市民選定の同意を求めることについて」御説明申し上げます。

当間重剛氏は、昭和８年から14年まで那覇市の助役として２代の市長(照屋宏、金城紀光)に仕え、引き続いて昭和14年10月から16年12月まで那覇市長に就任されました。戦後は、軍から任命されて３ヵ月の短い期間ではありましたが、市長在任中那覇市復興のために荒廃した灰じんの中にあって、子弟教育のため学校の創設、市民のための慰楽行事の催し、食糧難の解決等に尽くされたのであります。1953年11月戦後４代目(通算15代)の公選市長に当選されてからは、都市計画事業を推進するため6,700万円という膨大な起債をするなど軍に対して積極的な協力かたの折衝を重ねて泊港周辺の浚渫６万6,000坪(うちＤ.Ｅによる埋め立て３万7,000坪、市の埋め立て２万9,000坪)の埋め立て工事、さらに1953年６月には泊港の港湾施設の管理運営が開始されました。そして、1954年７月には正式に開港として指定され、3,000トン級の船舶も接岸できるような偉容をととのえ、戦前一漁港にすぎなかった泊港は、面目を一新し1954年11月米国Ｄ.Ｅによる建設工事の完了に伴い泊港のあらゆる港湾施設は民政府から那覇市に譲渡されました。また牧志街道の拡張工事、首里小禄の編入合併により都市建設計画は着々進展し、それに伴って深刻化していく住宅難の緩和策として若狭町に民政府補助660万円を含めて4,000万円の市営住宅を建設し、その内訳を申し上げますと、12坪の単独住宅130棟、10坪の単独住宅24棟及び80坪の鉄筋コンクリート３階建てのアパート４棟となっておりまして、特筆に値する氏の功績の一つといえるのであります。1956年琉球政府行政主席に就任されてからも住民福祉の増進、社会文化の向上発展に挺身されたことは顕著で、全住民の熟知するところであります。

ポール･W･キャラウェイ閣下は、琉球列島高等弁務官として就任以来、那覇市の復興、特に都市計画事業の推進に対しては深い関心を寄せられ、ガーブ川の改修工事上水道等の基本施設をはじめ公営住宅の建設補助により沖縄でもっとも重大な問題の１つである住宅難を緩和し、住民生活の安定向上につくされ、琉米親善委員会を通じて市内各学校の施設や備品の整備拡充をはかり、住民の人づくりにも努力

されるなど本市発展と市民生活の向上に尽瘁され、その功績は卓越であります。

以上の理由により両氏を那覇市名誉市民に選定いたしたいと思いまして、推薦した次第であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〔中　略〕

○副議長(大山盛幸君)　日程第22、諮問第２号第２次泊、安謝間公有水面埋立についてを議題として当局の説明を求めます。

○番外(建設部長　花城直政君)　諮問第２号第２次泊、安謝間公有水面埋立免許申請についての提案理由説明、ただいま上程になりました諮問第２号について御説明いたします。第１次は1960年３月15日に許可され、すでに第１期工事は完了しております。今度は引き続き後藤構想の基本計画に基づいて計画された案でありまして、第２次泊、安謝間公有水面埋立免許を得て、工事完了の暁には港湾、商工業用地並びに住宅用地として那覇市の発展と住民の生活向上をはかるために埋め立てをするものであります。よろしく御審議下さるようお願いします。

○副議長(大山盛幸君)　日程第23、24は関連しておりますので一括上程いたします。日程第23、諮問第３号公有水面埋立免許申請について、日程第24、諮問第４号公有水面埋立免許申請についてを一括議題として当局の説明を求めます。

○番外(建設部長　花城直政君)　ただいま上程になりました諮問第３号、第４号について一括して御説明いたします。これは去る12月、第60回定例会に諮りました那覇市字○○○○○の○番地の○○○○外１名からの申請でありますが、前回の諮問第２号を分けたものであります。この「２つ」の諮問は追認と新規免許申請が別個に意見を求めてきましたので継続審査中の諮問第２号を撤回して新しく諮問第３号、第４号として再提案したわけでございます。よろしく御審議をお願いします。

○副議長(大山盛幸君)　ただいまの時間が11時でございますが、15分間休憩し、

(「議長、動議」と言う者あり)

24番。

○24番議員(赤嶺慎英君)　ただいま議長が休憩を宣告せられようとしておられましたが、日程の25に入ります前に日程追加の動議を提出いたします。これは要請決議でございます。要請決議の追加第１が那覇商港の那覇市に対して移譲の決議、その２が政府税を地方税に移譲してもらいたいという決議を提案したいと思いますのでお諮り願います。

(「賛成」と言う者あり)

○副議長(大山盛幸君)　休憩いたします。

(午前11時１分　休憩)

(午前11時２分　再開)

○副議長(大山盛幸君)　休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの24番議員の動議は成立しております。お諮りいたします。日程追加第１として那覇商港の管理移譲に関する要請決議並びに日程追加第２として政府税移譲に関する要請決議を日程追加し、第25の前に先議したいと思いますがさよう取り計らって御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(大山盛幸君)　御異議なしと認めます。よって日程追加第１、第２の要請決議を日程第25の前に追加することにいたします。それでは日程追加第１、那覇商港の管理移譲に関する要請決議、日程追加第２、政府税移譲に関する要請決議を一括議題として提案者の24番議員の説明を求めます。

○24番議員(赤嶺慎英君)　要請決議の提案の理由につきまして簡単に御説明を申し上げたいと思います。要請決議のその１の那覇商港の管理移譲に関する要請決議につきましては、すでに先日の新聞によると那覇市長が政府に対して要請されたということについては各議員御承知だと思います。ところが港湾の管理というものは非常に困難な問題でありまして、終戦直後の混乱状態のままに現在に至ったものとはいえ、同じ那覇市にしかも非常に接近した所に那覇港と泊港がありまして、さらに近年のうちに安謝港ができあがろうというこの段階におきまして、港湾管理が那覇港と泊港がおのおの違った管理者がおり、しかもその産業経済の発展に伴って、きょうの新聞にもありましたとおりバースの奪い合い、あるいはバースがなくて沖合に待つということ自体、沖縄の産業経済はもちろんのこと、那覇市の観光政策からいたしましても、どうしても統一したところの港湾管理行政にもっていかなければ那覇市、琉球の発展は望めないと本員は考えるのであります。よって本員は、西銘市長もなされたことではありますが那覇市議会の名におきまして統一した文明国の港湾管理の線に乗せるために那覇商港を那覇市に管理させてもらいたいということを要請したいと考えてこの決議案を提案した次第でございます。

〔中　略〕

以上提案の理由と要望申し上げまして終わることにいたします。

○副議長(大山盛幸君)　ただいまの提案された要請決議の起草につきましては、24番議員と議長に一任いたして最終日の23日に出すということにして御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(大山盛幸君)　御異議なしと認めます。よってさよう決定いたします。

〔中　略〕

○副議長(大山盛幸君)　以上で一般質問を終了いたします。本日の日程は全部終えましたのでこれで散会いたしまして、明後日16日午前10時再開することにいたします。ありがとうございました。

(午後４時58分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1964年３月14日

議　　長　高良　　一〔印〕
副 議 長　大山　盛幸〔印〕
署名議員　又吉　久正〔印〕
署名議員　友利　栄吉〔印〕

３月16日(第２日)午前10時　開議

○出席議員（27名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	８番　名城　嗣夫君
９番　金城　力夫君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君
14番　高良　　一君	15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君
18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君
22番　黒潮　　隆君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君
27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君	

○欠席議員（３名）

10番　辺野喜英興君　23番　安見福寿君　30番　赤嶺保三郎君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君	
収 入 役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君	
経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君	
消 防 長　宮平　栄治君	選挙管理委員長　赤嶺　正一君		

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第２号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第18、第20、追加第２　略〕

第19　那覇市名誉市民選定の同意を求めることについて（市長提出議案第18号）

第21　第２次泊、安謝間公有水面埋立について（市長提出諮問第２号）

第22　公有水面埋立免許申請について（市長提出諮問第３号）

第23　公有水面埋立免許申請について（市長提出諮問第４号）

追加第１　諮問の撤回について（1963年第60回定例会市長提出諮問第２号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付してある議事日程第２号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により武村朝良君、喜久山朝重君を指名いたします。

〔中　略〕

○12番議員(真栄田義晃君)　議事運営についての動議を提出いたします。次の日程にあげております議案第18号那覇市名誉市民選定の同意を求めることについて、この件につきましてはですね、名誉市民というのは議会において全会一致で得られそうな人を選定して出すべきだと思います。

ところがここにあげられておりますのは名誉市民として異論が出てくる者であります。これはきのうのタイムスか新報かよくわかりませんけれども金口木舌か大弦小弦の中にもありましたが、一応学問上の芸術的な業績とか、研究とかその創作に対しては、そういったものに対するいわゆる社会の人の評価というものは一定の共通したあれがあります。もちろんこれも芸術上の労作、あるいは学問上の業績についても評価の仕方についてはいろいろ異論があるものでございますが、しかしながら一般的に見てやはりその芸術上の業績とか学問上の業績とかというものは、大体評価の仕方というものはあるんだが、ところが政治家となりますと、政治に携わる者になります場合には、これは普通のいわゆる独立国、自治をもっているところの独立国におきましても、その政治家の評価というものはまちまちでありますし、さらに時代を経過するにしたがって評価の仕方がまるっきり逆になる場合もあります。ところが芸術上の労作は、やはり評価は時代を経てもなかなかかわるものではない。しかし政治家になるとたとえばヒットラーとかは彼が生きていたその当時においては現代の英雄でありこれは偉大な政治家であった。ところが現在においてはどういうことになっているかと言いますと、文明に対する最大の敵であるという評価の仕方にかわっております。こういうようになっております。その独立した国においても政治家の評価においてはこういう違いが出ている。特に沖縄のごとき政治のあり方が異常のところにおきましては、統治者と被統治者とは截然と分かれております。われわれ沖縄人が政権を取ることは絶対にない。アメリカが統治者としておる間は自由民主党、人民党、社会党であっても、とにかくだれであっても施政権を握ることはあり得ない。はっきり統治者、被統治者が分かれております。こういったような植民地的あり方、これは現在の（聴取不能）に逆行するものである。植民地政策が行われているところにわれわれの絶対的な主権者として君臨している者、これを名誉市民としてこれを奉るということは植民地根性をまる出しにした非常に恥ずかしい話で、そういった評価の仕方もあるわけです。それでこの議案についてでありますが、当然そういうぐわいにいろいろ異論が出てくるところでありますので、ほかの議案で、たとえば異論が出るような条例でない議案については、質疑討論省略ということで処理されることもあります。ところがそういうことがはっきり予見される議案につきましては質疑討論省略とかというようなことは行わないで、十分に質疑も討論も行わせるように、また議長のほうから質疑討論省略の動議を慫慂するがごときあれがないように（笑声あり）また他の議員においてもそういったこと出さないように、これは前にもいろいろな質疑の中途のときに質疑討論省略の動議が出てから、私が発言したのでありますが、その当時議長はただいま真栄田議員のいうとおりでありますので、今後はそういうことのないように心がけていただきたいということでありますので、そのように取り計らってもらいたい。

（「賛成」と言う者あり）

○議長(高良一君)　その意味で運営しましょう。質疑に入ります。

○１番議員(大山盛幸君)　名誉市民の称号を贈る者は条例第２条に示されておりますとおり「その功績が卓絶で市民の尊敬を受けている者」とあり、また条例第１条に「市民敬愛の対象として顕彰することを目的とする。」とうたわれております。この条例は12月定例議会で制定され制定後第１回目の選定でありますから、市長も慎重に検討して提案されたと思います。こと人事に関する問題であり提案する以上全会一致で承認を得ることが理想であると市長が思われることは常識的な推察でございます。ところが昨今の沖縄の政治面、経済面等の諸現象から判断した場合、この議案が理想であると思われる議案で、全会一致で通過できないことはこれまた常識的な見解であると思いますが、市長はこの議案がいかような形で処理されると予想されて御提案になられたのか。

（「まだ上程されておりませんよ」「上程する前に」と言う者あり）

○15番議員(久場景善君)　今先12番議員がおっしゃったことは、われわれ議員に与えられた権利を放棄するものであって質疑はある程度許されて、質疑がとっても混乱する場合にはもう質疑打ち切りの動議を提起してもいいんじゃないかと思います。これは議員に与えられた権利であるので、真栄田議員の意見には反対いたします。

（「進行」「提案して下さい」と言う者あり）

○議長(高良一君)　この件に関しては議長の裁量にまかして下さい。日程第19、議案第18号那覇市名誉市民選定の同意を求めることについてを議題として質疑に入ります。

○１番議員(大山盛幸君)　先刻は失礼いたしました。名誉市民の称号を贈る者は、条例第２条に示されているとおり、その功績が卓絶で市民の尊敬を受けている者を、条例第１条に示すとおり市民敬愛の対象として顕彰することをその目的とするとうたわれております。この条例を制定したのが去年の12月定例議会で、このたびの18号議案は制定後第１回目の選定でありますから市長も慎重に検討して提案なされたことと思います。こと人事に関する問題であり、提案する以上全会一致で議会の承認を得ることが理想的であると市長が思われることは、常識的な推察でございます。ところで、昨今の沖縄の政治面、経済面の諸現象から判断した場合、この議案が理想的処理であると思われる全会一致では通過できないことは、これは常識的見解だと思いますが、市長はこの議案がいかような形で処理されると予測されて御提案になられたか、お尋ねいたします。次にぜひ名誉市民称号を贈っていただきたい方を御推薦申し上げ次の議会に御提案いただけたらと思いますがいかがなものでしょうか。

それは終戦後知念村百名の捕虜収容所にいたころから20年になんなんとする長期間、沖縄の民族運動である祖国復帰運動を老齢で、しかも病身をいとわず終始一貫、不退転の鉄石のような信念で叫び続けており、沖縄の復帰運動の権化と申し上げてもよい仲吉良光さんをぜひ名誉市民にしていただくようお願いします。仲吉良光さんは戦前戦後の有名な首里市長であります。昭和14年ごろ龍潭池は土砂が積もってたんぼか畑のようになっていました。当時の市長仲吉良光氏は19ヵ町の全市民に訴えて勤労奉仕で龍潭池と弁財天池を浚渫しました。財政困難な首里市にその予算も取れないので、私費を投げ出してこれをなし遂げたという話は有名であります。那覇市にある唯一の公園である龍潭池畔は市民の憩の場になっておりますが、仲吉良光さんの功績を忘れてはいけないと思います。終戦後、知念村百名の収容所から各地に分散している首里の人々に連絡をとり、首里復興開発先発隊を組織して率先して首里の復興に尽された仲吉市長はどんな人からも親しまれ尊敬されていました。今日かくしゃくとして沖縄の私

たちに祖国復帰運動を力説し、激励し、あるいは警告し、また本土政府に直接訴えてこれを動かし、日本国民に呼びかけて世論を起こさせ、あるいはアメリカ本国に訴え、国連加盟国にも協力を要請する等、その純粋な主張と偉大な尊い実践活動に対しては、全沖縄住民が感謝し、尊敬し敬愛しなければならない方だと信じます。したがって市民敬愛の対象である名誉市民として申し分のない方だと信じます。これに対し市長の御見解をお伺いいたします。

○番外(市長　西銘順治君)　お答えいたします。第１問でございますが、現在のアメリカ統治を植民地支配帝国主義の段階における支配だと断ずる基本的な考え方をもっておられる方々についても、私は御賛同を得られるものだと考えております。またキャラウェイ弁務官についてでございますが、当間さんにつきましてはそれぞれの政党、あるいは見解を異にするような方々がおりましても全会一致賛同いただけるものだと思って提案したのであります。次に仲吉良光さんの功績につきましては十分私も了とするところでありまして、これについては次議会に提案するかどうかは確答できませんが、この件につきましては今後の検討にまつことにいたします。

○21番議員(金城吾郎)　「ポール・Ｗ・キャラウェイ閣下は、1961年琉球列島高等弁務官に就任以来、那覇市の復興、特にガーブ川改修工事等、都市計画の基本施設をはじめ、水源の開発、公営住宅の建設、教育諸施設の整備拡充をはかり市民福祉の向上に偉大な功績を残された」と提案理由に書いてあります。

ところでアメリカは沖縄に対して施政権を握っているわけであり、国連憲章にも規定されているところの非自治地域の住民の統治については憲章は第73条に規定する原則に従って、その地域住民の利益を至上のものとしなければならないということが、ちゃんと原則にうたっております。義務づけされておる。したがって平和条約第３条からくるところの統治にしろ、その他の統治にしろ当然アメリカは施政権者として施政権をもっている国として、沖縄をこういったあらゆる社会福祉面、その他の面について当然やらなければならない責任と義務があるのじゃないかというふうに考えておりますが、特にキャラウェイ高等弁務官を名誉市民に推奨しなければならない理由はどこにあったのか、歴代の副長官であり弁務官であった者も相当の仕事をやってると思う。琉球政府の予算の増額問題についても、それぞれの立場で努力はしておったのは一人キャラウェイだけではない。ただ現段階において琉球政府に対する援助あるいは那覇市に補助金がふえている理由は、1959年あるいは61年における沖縄に対する調査、コンロン報告や議員の調査団の報告に見られるように、あの過程を経て現段階において補助金がふえている。その理由は沖縄を基地として保有するためのものであってちゃんと一昨年のアメリカ下院軍事委員会の記録にもはっきり出ておるわけでございます。そのような中でアメリカの援助がふえているという了解に立つときに名誉市民称号を贈ることはあまり当たらないのではないかというふうにわれわれは考えるわけです。それに対する市長の見解をお伺いしたいと思います。

○番外(市長　西銘順治君)　お答えいたします。統治権者として現在やっていること、また過去にやった業績があるか、それはあたりまえだと言ってしまえばそれだけのことでございまして、私としてはそういう見解に立ちたくないのであります。

○13番議員(儀間真祥君)　ただいま上程になっております議案第18号、それにつきましてお尋ねいたします。まずキャラウェイについてでありますけど、このアメリカの帝国主義の最も忠実な実行者、これがキャラウェイだと考えております。要するに彼は石川のジェット機事件、あるいは具志川、嘉手納の墜落事件を起こし子供たちの生命を無惨に殺した。そしてこれをですね、交通事故のようなもんだと公言した冷酷無惨な人間だと私は考えております。それに対して市長は名誉市民に値すると思っておられるのか。その点について。

○番外(市長　西銘順治君)　お答えいたします。沖縄の現実は、これは歴史的な□□でございまして一弁務官のもたらした状態ではないと思っております。

○13番議員(儀間真祥君)　それではですね、この１号線での上山中学校の子供、国場君が青信号のときにひき殺された。その米兵に無罪の判決を下した。これはキャラウェイの命令であります。これでも名誉市民ということになるわけですね。

○番外(市長　西銘順治君)　お答えいたします。そういうものの考え方は私から申し上げますと〝木を見て森を見ず〟のたぐいであります。(笑声あり)

○13番議員(儀間真祥君)　そうするとこういうれき殺事件、あるいは航空機の墜落によって起こる事故はあたりまえだというふうに考えておられるわけですね。

○17番議員(宮里敏慶君)　現キャラウェイ高等弁務官と前の弁務官、歴代弁務官の那覇市に対する補助金の額がおわかりであったらお知らせ願います。

○番外(総務部長　城田清才君)　お答えいたします。まずブース高等弁務官の期間とキャラウェイ高等弁務官の期間を対照しまして御説明を申し上げます。総額におきましてブース高等弁務官の場合は、直接民政府補助金として援助されましたのが約10万9,770ドル、これに対しまして別に市が事業をやる上におきまして、起債をやるわけでございます。この起債に当たっての高等弁務官としていろいろまあ援助された額と考えた場合の起債の額が54万3,590ドル、合計しますというと65万3,360ドルということになるわけでございます。

次にキャラウェイ高等弁務官の期間は民政府援助金といたしまして５万3,000ドル、さらに資金は民政府から出ておりますが、政府の直轄事業としてなされた分が77万9,465ドル、この援助金の合計が83万2,465ドル、そのほかに起債関係のが141万1,671ドル、合計いたしまして224万4,136ドルという数字になるわけでございます。さらにそのほか米琉親善委員会等を通じまして与えられましたところの援助もしょせん高等弁務官の最終的な行為による分も相当ございます。その大きなものを御説明申し上げたいと思います。おもなものを申し上げますと、たとえば学校の備品、これは机、こしかけ等でございます。さらに運動場の整備と申しますのはたとえば石粉の運搬、運動場の整地、通学道路の開設、それからその他生徒の技術指導を受けさせるための器材、ミシン、自動車等が送られております。それからさらに大きいのは学校給水でございまして、あの干ばつの間におきまして学校に給水された分が62年の７月から63年の11月までの４ヵ月間に、438万8,300ガロンの水を給水されております。その他救済用としての材木あるいは英文書等が送られております。さらに直接那覇市役所に援助されておるのが、皆さん御承知の80万ガロンの廃油でございます。これだけの品物が無償で市に贈られております。そのほかに貧困家庭、あるいは火災等による被災者にいろいろな物品が贈られております。その他久場川の整地作業等においても、いろいろの援助をもらっておるのであります。またこれは政府の文教予算を通じての支出でございますが、小禄中校ここに４教室、神原中校３教室、上山中校２教室、寄宮中校２教室、垣花中校２教室、小禄高校13教室、あとで追加されましたのが３教室で16教室になっております。那覇高校４教室、工業高校４教室、水産高校１教室、これを金に換算いたしますと合計17万3,835ドルと大きな金額になっております。以上御説明を申し上げましたとおり、歴代弁務官に比べました場合に大巾な援助が与えられております。さらに水の問題でございますが、高等弁務官としては1968年度を最終年度といたしまして５ヵ年計画をもちまして全琉の水の問題を解決すべく総合水道計画を立てられておるようでございますが、特に那覇市には水の問題に意をそそがれまして、すでに御承知と思いますが、例の国場に予定されておりますところの水道タンクはこの関係のタンクでございます。これによりますというと、おそらく1,000万ガロンのタンクを２基すえるということになりまして、結局1,000万ガロンと申しますと３万トンですか、３万8,000トンぐらいの容量でございまして、現在那覇市が１日２万4,000トンないし8,000トンを使っている現況からいたしまして、なるほど原水を買うとは申しますものの、絶対量が得られない今日、これだけの水の問題が解決できるとすれば非常に大きな功績だというふうに解釈するわけでございます。以上簡単に御説明を申し上げます。

○22番議員(黒潮隆君)　先ほどの13番議員の質問に答えて、国場君がひき殺された事件に対して、この沖縄を統治している最高責任者がキャラウェイ高等弁務官なんです。そういう最高責任者が国場君をひき殺した米兵を有罪にした場合には戦斗意欲がそがれるというようなことを言ってるそうです。そうなりま

すと沖縄の子供の人権、沖縄人は虫けら同様に考えておる思想、この人命軽視の思想、これから出ております。これに対しての先ほどの市長の答弁からすると、市長も同じような思想の持ち主だというふうに私たちは考えます。そこでお尋ねしたいのは先ほどから大巾の援助があったと総務部長が説明しております。しかしながら今沖縄の現状を見た場合に、西銘市長もはっきり知っているとおり、市長が就任して初めての施政方針を発表されたときに、那覇市の復興は日本本土に比較して戦後復興は非常におくれているんだと、それをはっきりうたっておるわけなんです。沖縄が当然日本に復帰していた場合は、日本の一県であった場合今アメリカが沖縄に援助しているものと、沖縄が日本に復帰した場合は、奄美大島、広島、長崎のように戦災復興特別臨時措置法によって当然那覇、あるいは沖縄にそういう資金が国県支出金として出てまいります。これと比較した場合にどちらが、今のアメリカのやり方と実際に日本の一県であった場合というふうな考え方に立つと、どれが市民の福祉になり、そして復興が早まると考えるのか。それが１点。さらにキャラウェイ高等弁務官は、今までの弁務官の中で一番ペーペーだと、一番悪いやつだというのは保守、革新を問わずちまた間で大きな声となっております。市会議員で賛成なさる議員の中でもクレーペーペーヤシが人事問題だから言いたくないなあと。実際当局もいい弁務官とは思っていない。７月ごろにアメリカに帰るから称号を贈ったら補助金として出るのではないかと、そういう腹らしいよ、という議員もいらっしゃる。それから見て非常に沖縄県民から一番きらわれている。もちろん一部から歓迎されておるかもしれません。直接アメリカのこの支配者と一緒になって甘い汁を吸っているごく一部の人達なら歓迎しているかもしれません。たとえば農民の弾圧を見てもはっきりすると思います。あの抜き打ち検査、これも布令からはそういう権利は出てこないというふうに沖縄の県民は一致した考え方をもっております。もちろん農民の幹部は民主的運営のほうで欠けた点はわれわれは認めます。しかしそれは農民の内部、そこで解決されるべきものだと、もしかりに大きな汚職事件、それを起こした場合はあの山城会長は今までぶた箱に入っていたでしょう。ところがそうなっていないで首を切られている。琉銀の富原総裁は依願退職だと報道されております。しかしながらそうではなしにアメリカのアメックス銀行が沖縄に進出してくるという時に、沖縄の銀行の役員そういう方々が反対に回ったわけです。富原さんもアメックスの進出に反対しております。それが大きな原因になっております。アメリカのいうままに沖縄県民からしぼるために適当な人でないということで首を切られて、金融引き締めによって中小企業者がずい分倒産のうき目をみております。これもアメリカのドル防衛政策から出ております。そういうふうにして保守、革新を問わず大きな反感をもっております。そこで那覇市、自治体に対しても介入しております。あの分水協定を結んだときにも、市当局は何回か話し合いをもって、そして那覇市が有利になるような方向に解決しようとした。ところが聞き入れられず原則的にはアメリカの有利になるようにしている。国場にタンクを作って水を与えるということを大きく評価しております。私はこれは逆だと思います。日本本土においては水源は市町村が水利権をもち、日本政府を通してむしろアメリカ軍に売りつけていて大きな収入となっているとまで言われております。長田川、比謝川は当間市長時代から那覇市がとろうとして設計、測量して金を借りようとしたら弁務官によってけられております。兼次市長も同じであります。こういうふうになるとアメリカは沖縄に日本の５倍も高いという水を売っている。アメリカの卸が高い原因はアメリカがしぼり過ぎるからというのがはっきり出ている。これはアメリカの発表なんですが、63年度水道のもうけ、純収益が29万1,000ドル、62年度には約２万ドル、これはアメリカの水道公社の発表でございますが、そのほか開発金融公社から貸し付けている純収益、これが188万5,000ドル、電力公社を建て沖縄配電その他の配電会社を通して沖縄県民に売りつけている。これが高いのも皆さん御承知と思いますが、日本本土に比較して約3.5倍も高い。ここからも144万5,000ドルと不当にしぼりあげている。アメリカが補助金を出しているのと比べてどれだけの意味があるのか。たとえば労働者の賃金、これを比較しても安くこき使われている。沖縄の基地は安上がりといわれております。そして国県有地を講和発効後はその国に帰すべきだというふうな国際法の説にも反してまだアメリカが管理している。ここからの収益、これも莫大なもの

になっております。私がお尋ねしたいのはアメリカが沖縄からしぼりとっている金額と沖縄に援助している金額、どちらが大きいか、これをはっきり答えてもらいたいと思います。

○番外(市長　西銘順治君)　お答えいたします。那覇市が日本に復帰した場合に、現状と比較した場合にどれだけの利点がもたらされるかということでございますが、これは比較の問題でございまして何とも申し上げられないのであります。現在日本の各市、各県の国庫から受けている援助金、財政援助等を勘案した場合には相当の利点が那覇市にもたらされるであろうということは推察できるのであります。

現在の時点におきましてあくまで日本政府、あるいはアメリカ両政府の責任において沖縄住民の福祉向上、経済発展をはかるという基本的な考え方にかわりありません。

次に弁務官個人に対する評価がございましたが、私からいわしむれば非常に勇気のある方だと思っております。いろいろ銀行、農連の切りかえ等がありましたが、これはわれわれ琉球住民自体が招いた結果であり、われわれがみずからやるべきものをやらなかった結果であり、政府もそれに対して指導行政をやらなかったための結果であります。したがってわれわれもこれについては反省すべきであり、歴代の弁務官がやらなかったことをやったということは先ほど真栄田議員が指摘されましたとおり、人心の過去に対する価値判断というものは変わるのでありまして時代時代によって変遷するものであります。そういう意味におきまして私は小学校のときに明治維新の大業をなし遂げたのは木戸孝允、西郷隆盛、大久保利通というふうに教えられてきました。あの明治維新の大事業はこの三傑によってなし遂げられたということを教えられてきたのでありますが、だんだん大きくなり物の考え方がかわってまいりますというと当初の三烈士によってなし遂げられたものではなく、特に井伊大老直弼の生涯をみまして、勤皇の志士を斬った。斬ったけれども幕府の小栗上野介という悪者がおりまして生涯中に尊皇攘夷と……一戦をまじえようじゃないかというときに、日本の問題は日本自体が解決すべきだというりっぱなことを言っております。むしろわれわれの教育勅語の精神からしますと井伊直弼は悪者であり明治維新の三傑はりっぱだと価値判断がなされておりますが、私の今の見方からすれば井伊直弼の態度と申しますか、これはりっぱなものであります。「春あさみ野中の清水こほりいて底の心を汲む人ぞなき」という句を残しておられますが、それぞれ人心の価値判断というものは時代とともに変遷するものであります。それで琉球からしぼり取られる金額とアメリカのやった援助額とどっちが大きいかということでありますが、独立採算制によって水道・電力公社といろいろ公社が利益をあげているようでありますが、その金は利潤としてすべて琉球の発展のために還元されておりますので別にしぼり取られるというような計算は出ておりません。

○22番議員(黒潮隆君)　それは大きなごまかしであります。というのは、アメリカ国会において弁務官を招聘して証言させている中で、沖縄からおびただしくもうけているということを新聞でも報道されております。これは否定できない事実と思います。先ほどの市長の考え方として弁務官はむしろ勇気があるんだということをおっしゃっておりました。また井伊直弼の問題を引き出して、そして沖縄県民自体が悪いんだという。沖縄県民自体がやらなかったので弁務官が乗り出してきたというような考え方だと思います。これは大きな間違いであります。というのは、農民を弾圧しているのはアメリカの利益のためであります。立ち上がる農民を押え西原製糖工場と農連を合併させようとしてきた。もちろん県民も反省すべき人はたくさんおります。たとえば西銘市長が経済局長時代にあの西原製糖工場をあとで許可しております。西銘市長はそういう小さい工場を団結させた場合は沖縄の経済は発展できないということを(聴取不能)しかしながらそれが今の砂糖自由化、もちろん貿易為替の自由化、これはアメリカの押しつけによってなされておりますが、このことは統合合理化といろいろ出てきておりますが、しかしながらほんとうの意図はそういう農連内部の運営のまずさがあったというものではなしに、100万ドル余りの金を農連工場が借りた場合にこれを合併の条件にしております。しかしながら外部から、農民の、立ち上がる農民がその金をつくって銀行に貸した。これが弁務官の怒りに触れたとはっきり言っておるし、これはだれでも知っていることだと思います。そこであの合併の問題を見た場合、合併する場合に

どうするんだという契約書ですか、これを見た場合にもむしろ合併するのは農連、西原製糖工場である。しかしながらそこにおいてアメリカの意思のままに動く開発金融公社から入り込んできて、それが統合の委員長になるといったような方向になり農民がすごい勢いでそういうものに対して反対の闘いに立ち上がっております。これはアメリカの政策に従ってアメリカがもうかるような方向にもっていくために出されているものだと思います。ほんとうに農民のまずさ、運営のまずさ、あるいは役員がまずかったならば指摘し、農民自体であらためさせていくのが正しい方向だというふうにわれわれは考えるわけなんです。しかしながらただ勇気があったというのではなしにですね、むしろ琉銀の総裁がやめさせられたのをみてもアメリカの意図がどこにあるか、単なる勇気ではなしにこれはケネディ政策が弁務官のように、キャラウェイ弁務官のように、従来の弁務官と違い懐柔政策ではなしにむしろ弾圧一本やりの弁務官でなければケネディ新政策の実施ができなかったためにキャラウェイが送られてきた。たとえばアメリカの援助があったにしても、これはアメリカの歳出から出されるのであって、キャラウェイ高等弁務官のポケットマネーから出されているものじゃないというふうに私は考えます。それで私が申し上げたいのは民主党の方々の中にも弁務官はパアーだという声がたくさんある。悪いやつだと、だから勇気があるというのはごく一部じゃないですか、どうですか。

○番外(市長　西銘順治君)　お答えいたします。あまりそういう問題には触れたくないのであります。もちろん弁務官から指摘されるまでもなくわれわれ自体で問題の解決すべき点もたくさんあります。そういう銀行の統合の問題、あるいは人員整理問題、農連工場等の問題が出ましてそのために山城会長や富原総裁には個人的にはまことにお気の毒ではありますけれども、銀行内部の改造問題、糖業合理化の問題、琉球全体の糖業合理化は貿易自由化の線に沿って琉球農業、特に製糖業の場合は国際的な競争力が非常に弱いのであります。そのためにはどうしても国際競争力を倍増し日本市場に出しても太刀打ちできるよう合理化しなければならないということであります。ただ御指摘になった側面だけを見て弁務官によっては全部悪いということではないのであります。少なくとも善意に立って何とか沖縄の企業に競争力を与えなければいけないということでありまして、けっしてあんたが言われるようなアメリカ帝国主義政策、植民地的支配下といったような言葉で片付けられるような問題じゃないというふうに私は考えております。

○22番議員(黒潮隆君)　自由民主党の場合でも過去３回にわたって、沖縄の税金が高いので所得税を減税しようというふうに立法院では提案しながら、これが弁務官の拒否によって引っ込めてきたわけであります。今度の場合でも税制協ですか、これをつくって圧力を加えているのがあの弁務官です。そしてこの減税が阻止されたために沖縄の税金が高い。これは自由民主党、社大党、社会党その他民主団体を問わず一般でもよく知っております。それで減税しようとしても弁務官の拒否によって今まで何回かにわたって葬り去られてきたわけです。それに対して弁務官のとった態度、これもやはり勇気があって上等だと市長は認めることができますか。アメリカの高等弁務官の減税拒否について、これを正しいと、勇気のあるすばらしい政策だとお考えになりますか。

○番外(市長　西銘順治君)　お答えいたします。減税問題につきましては弁務官としても考えられておるようでありまして、それが税制協議会の発足となっていると思います。ただわれわれが減税問題、この所得税が高いということで所得税を何とか引き下げなければならないということでありまして、いわゆる毎年ふえる財政需要に対しましてその財源をどこに求めるか、税制全般をどういうふうな形で検討するか、また負担の均衡をどうしてはかるかというようなことも同時に考えなければならないと思います。

○12番議員(真栄田義晃君)　先ほどの各議員からの質問に対する市長答弁の中でわからぬのがありますが、それは13番議員の国場君のひき殺し事件、これの例を引いてこれが無罪になった、無罪にしたのはアメリカとキャラウェイ帝国出張所長であって、アメリカの基本的政策を推進する役目をもっている。そういう人ですね。国場君をひき殺したのは青信号のときにひき殺した非常に理不尽な行為であります。そういったことについてアメリカの出張所長であるキャラウェイの責任、そういったものについて質問したら市長のほうから木を見て森を見ずのたぐいであるというふうな説明をなされておりますが、どういうことを具体的に意味するのか。木は何であり森は何であるのか、そういったことについてさらに詳しく御説明を願いたいと思います。

○番外(市長　西銘順治君)　お答えいたします。木を見て森を見ずのたぐいというものは私から御説明申し上げるまでもなく、賢明なる真栄田議員は十分御承知のことと思います。国場君がひき殺されたことについてはあたりまえのことだとは言っておりません。無罪にしたことはいいこととは考えておりません。悪い事は悪いと思っております。

○12番議員(真栄田義晃君)　これは個人的な常識というよりも政治的な意義があると思います。キャラウェイを見た場合、キャラウェイ個人ということはできない。たとえば名誉市民とする場合にもそれ自体の中にも意味がある。どういう意味があるかというとわれわれが考えるのは沖縄の現在の政治の状態は非常に異常なものである。これは市長も認められるとおりであります。われわれはかつては日本国の一員でありながらそれを与えられておりません。外国から統治されている状態におかれております。さらに沖縄は戦略的にアメリカにとっての要衝とし、アメリカが確保していこうという、アメリカからの至上命令に従って統治がなされている。そういう役目をもって、そういう政策を沖縄において押し進める上に有能だというわけでアメリカから派遣されて来たのがキャラウェイであります。このキャラウェイが沖縄における援助額云々について申し述べておりましたが、これらの援助額というのも先ほど金城議員が申し述べておりましたようにアメリカの最高の……これは沖縄を侵略的な要衝として確保していくため、そのために排他的な政権をアメリカは持ち日本に対してはその復帰をこばむというように、そういったアメリカの基本的な政策というのは沖縄における住民福祉その他政治問題における大きな課題になっております。沖縄における日本復帰、そういう侵略的な基地として確保されているということは沖縄住民にとって最大の壁になっております。そういう施策を推し進める上においていかに抵抗を少なくし、いかにスムースにやるかということが宣撫工作費としての援助金のあり方であります。この援助額云々をもって、その額そのものをもって業績をたたえるというようなことは、実際にはわれわれ県民の基本的な利益に反し施策を押し進めているアメリカの統治を礼賛し、これを賛美するという結果になってくる。これを私からいわしむれば援助額の何万ドルかの額の多少を見て、そういう沖縄全体の利益、そういった沖縄の排他的な施策をスムースにやるという森を市長は見ておらぬじゃないかというふうに考えますが、それについての市長の見解。さらにもう１つは今回の高等弁務官については、名誉市民というのは高等弁務官であるからあげるのか、あるいは沖縄の福祉向上、福祉を向上させたと思っておりますという口だけではだめだから、そういうのを現実に目に物を見せなければならないのでそういった企画がうまれたのか。またブース高等弁務官と現在のキャラウェイ高等弁務官の比較も出ておりましたが、そういった点を見てただ弁務官であるからということではなく、そういう援助が絶大であったからというような点を見て名誉市民としてされておるのか。またしかりとするならば今後そういったどれだけまでの援助額があったから偉大な業績で、それから下は名誉市民に価しないという基準を示してもらいたいと思います。(笑声)

○番外(市長　西銘順治君)　私は何も現在のアメリカ統治の形態を是認するものではありません。それはそれとして批判もありましょうし、価値判断のそれぞれの意見分野からそれもけっこうだと思います。しからば那覇市民にどれだけの業績を残したかということは申し上げているとおりであります。また歴代の市長が歴代の高等弁務官に名誉市民の称号をあげるとは考えておりません。それは歴代の市長が歴代の弁務官の業績によって判断すべきだと思います。

(「進行」と呼ぶ者あり)

○２番議員(森田孟松君)　当局にお伺いいたしたいと思います。さっき大山議員からも当局に質問しておったのでありますが、本日提案されておりますところの名誉市民の称号を差し上げるために、この当間重剛さんとキャラウェイ高等弁務官が提案されておりますが、当間重剛さんに対しましては本員も異存は

ないのでありますが、弁務官に対する名誉称号を議会で与えるということにつきましてはいろいろな角度から相当慎重に検討しなくちゃいけないんじゃないかと考えておりますので、そこでお伺いしたいと思います。名誉市民条例の中で、これは大山さんもいわれておったのでありますが、その中でですね、郷土の誇りとして市民の尊敬の的と仰がれる者に対して名誉市民の称号を与えるとはっきりうたわれております。そうしますと現在のキャラウェイさんに対しましては市長もいわれておったように、従来の琉球政府ができなかったいろいろな施策に対して断を下して、それにメスを入れて腐敗しておった部面を治療して下さったというような、たしかにそういう部面もあるかと思いますが、特に政治の一端に席を置くお互いといたしまして、弁務官はかつて沖縄に自治権というものはないと、自治の神話説を発表なさって政界を驚かしてきたのであります。そのものの考え方も次第にケネディ前大統領の打ち出したアメリカの自治権拡大というような政策がぼかされてきておるんじゃないかと本員は考えるのであります。お互いが自由陣営の政治論に立って政治をながめていかなくちゃならない立場のものが、この民主主義をモットーとしていくべき政治の方向が、どうも現在の弁務官がなさっておる施策ですね、これが特に、たとえ異常な政治形態にある沖縄としましても著しく阻害されているような気がするのであります。そういう面からみまして、今郷土の誇りとして24万市民がはたして仰げるようなりっぱな為政者であるかということにつきましては、これは慎重に検討していかなくちゃいけない問題だと思うのであります。かりに提案理由の中に説明がなされ、あるいは総務部長がいろいろ補助金の問題を打ち出されておりましたが、実際の政治の衝をとって、これは弁務官がこれだけの施策を果たさせてきたのは、私はそれまで働いておられた、アメリカにお帰りになったワーナー首席民政官じゃないかと思うのであります。これだけの業績を那覇市にもってくるように努力なさったワーナーさんに対しては名誉市民の称号を今のところ提案もなさってないので、与えられる措置を取っていないのでありますが、これはどうも腑に落ちないような気がします。私は実際その政治の衝に当たって那覇市のためにこういうふうな補助金を出したり事業をなさったりして、それを表彰すべきだというんだったら先代の首席民政官をまず筆頭にあげるべきじゃないかと思うのでありますが、これがなぜワーナーさんをあげられていないのか、

(「それはマキューンでしょう」と言う者あり)

どうも失礼しました。取り消します。ワーナーじゃなくてマキューン民政官であります。これが１点。それからさっき歴代弁務官に対しまして名誉市民の称号を与えるのはそのときの議会・市当局のその考え方によるといわれておりましたが、市長のお立ちになっているデリケートな立場は私もよくわかっておりますが、はたしてキャラウェイさんに名誉市民の称号を与えてあとから赴任される弁務官にこれを与えないというような、業績ではたして批判できるかどうか。これが先例になるとですね、次々弁務官におあげしなくちゃならぬと思うが、これはお互いの名誉市民というものに対する権威の問題もあるのじゃないかとこういうふうに考えますが、その面について今一度市長のお考え方を承りたいと思います。この２点についてお伺いいたしたいと思います。

○番外(市長　西銘順治君)　お答えいたします。キャラウェイ弁務官に名誉市民称号を与えながらそのほかの首席民政官であるマキューンになぜやらないかということでございますが、マキューンは那覇市のために何もやっておりませんのでやるわけにはいかないのであります。(笑声)　次に当局の立場でございますが、歴代市長はどうやるかわかりませんが少なくとも私の任期中は次の弁務官にこの称号を与えようとは考えておりません。

○３番議員(又吉久正君)　本議案の質疑応答から推察した場合全会一致の線ではなんだかいかないような感じがしますので、本議案の取り扱い並びに同志の意見の調整をしたいと思いますので、10分間ほど休憩してもらいたいと思います。

(「その必要がありますか」「ありますよ」と言う者あり)(笑声)

○議長(高良一君)　では10分間休憩します。

(午後２時28分　休憩)

(午後２時44分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。それでは質疑を終結し討論に入ります。

○21番議員(金城吾郎君)　議案第18号、那覇市名誉市民選定の同意を求めることについて、提案に対して反対討論を行います。理由は先ほどの質疑の中でもその基本問題に触れておるわけでございますが、那覇市名誉市民条例第２条には「その功績が卓絶で市民の尊敬を受けている者」、これが一番の条件であります。私はこのポール・Ｗ・キャラウェイは、その功績が卓絶で市民の尊敬を受けてはおらないと考えております。先ほどの市長の答弁、あるいは総務部長の答弁の中で、歴代高等弁務官よりもその業績が顕著であるという説明の中で、いわゆる那覇市に対する援助金がこれだけふえたんだと、そしてこういった工事もやったといろいろ説明をしているわけであります。私は質疑の中でも申し上げましたようにアメリカは沖縄の施政をするに当たっては、当然沖縄県民の立場に立った行政を行わなければならない、軍事目的を優先のための政治を行ってはならないんだということは国連憲章にうたわれているということを申し上げたのでありますが、アメリカ援助がふえた理由は、ケイセン調査団の報告に基づき、そしてあくる年に行われましたケネディ大統領の新政策、その中から生まれてくる日米共同声明とか、いろいろその中にあるように沖縄90万県民の中にアメリカが沖縄を保有するのに非常に不安が出ているということがケイセン報告、あるいはアメリカ軍事委員会の各委員の証言、その中にはっきりあらわれておるわけであります。したがってポール・Ｗ・キャラウェイが赴任したから補助金がふえたのではなく、アメリカの施政の基本的なものから生まれてきておるものであって決して個人キャラウェイの功績ではない。当然アメリカとしてやるべきものである、かように考えるわけでございます。また昨年３月において弁務官が行なった発言、いわゆる神話説、この中で指摘されているのは沖縄には自治はあり得ないんだと、なるほど統治主権国としての自治というものと現段階における沖縄みたいな統治形態の主権者、あるいは市町村自治とは当然かわらなければならない。主権を伴わない自治はあり得ないといっている。これは間違いであります。ところでこのような自治は神話に等しいものであるといいながら最近発表されている米琉税制協議会の民政府側３代表にあっては、いわゆる民間人を任命している。その任命した理由について記者団の質問に答えていわく、自治拡大の布陣と見ていいかということに対して「そのとおりだ」といっております。昨年３月における発言と今年の税制協の発足にあたっての発言とは全く裏腹であります。自治神話の中に出てくる演説の中で、市長は勇気をもってやったということをいっておる。その例を示して失業保険法の金の問題や、あるいは製糖工場の統合問題あるいは銀行の問題すべて指摘しておりますが、これは彼が直接やるのじゃなしに少なくともそれは大統領行政命令の新しい政策に沿ってやるとすれば当然琉球政府を叱咤激励してやるべきであって、あのようなやり方でみずからの手でやるべきでなかったと、斯様に考えております。さらに62年から63年にわたって弁務官が立法院において決議され議決されたところの法案に対する拒否権の行使、これは行政主席の名においてやられておるが、実際は書簡がきており、そういう書簡政治を助長するということはだれが考えてもよろしくないことである。大田行政主席１人だけはよろしいといってＯＫするかもしれませんけれども。ところで立法院に対してこの拒否の書簡の写しをやって、やられたときの琉球政府立法院は昨年はそのまま受けておる。ところが、一昨年は８件の廃案も認めて昨年は５件の中で娯楽税法、これは当然やるべきであるという態度をとり、そして３分の２の特別議決によってこれが成立しておるというような事態もあるわけである。何も弁務官の手によってこのようなことが直接拒否されたり、あるいは補助金援助金でない金額についても琉球政府の予算に直接直介を入れて介入するというあり方は少なくとも弁務官として取るべき態度でない。もちろん悪い面があれば施政権者としての立場から意見をいうのは妥当であるが、直接みずからの手によってすべてを掌握するということはよくないし、さらに行政府、立法院にしてもこのような態度については当然その責任の範囲内においてはっきりした態度をとらなければならないけれども、今日まで行政主席を先頭とするところの行政府が強い態度に出ていないことは非常

に残念である。ただ昨年立法院において（聴取不能）このようなことがなされたことはいくらかいいのではないか。今後弁務官の施政については、このような態度については当然県民代表である立法院においてそのことが指摘され、そして３分の２の特別議決というみずからの権能によって排除すべきである。かように考えておるわけでございます。今日このキャラウェイ弁務官の就任以来なされてきたものは、先ほど指摘しておりますけれども、私はアメリカの沖縄に対する統治をやりいいように、なんでも沖縄人が聞くという軽い気持でやっているのではないか、いわゆる南洋諸島の一土民みたいな扱いを沖縄人に対してなしているのではないかと考えます。学校の給水問題、学校校舎の問題、いろいろ説明をして、その中でこれを金にすると２百数十万ドルに及ぶ援助を与えたのでこれは大きな功績であり顕著であると、市当局の発言を集約するとこういうふうになりますけれども、このようなことは先ほどの質疑の中でも、また今回の討論の中でも申し上げておるように当然これは施政権者としてやるべき姿であって、あるいは日本本土の一県であった場合における数字を見ても明らかなとおり、むしろ足りないのであって、その責任を果たす上においては、われわれ市民としては正しい資料をもとにして要求すべきである。少しふえたから感謝感激すべきものであるという考えではいけない。沖縄に対するアメリカの統治の基本問題にふれ、また今日までのキャラウェイの施政そのものの中からこのような名誉市民の称号を与えてはならないと、かように考えているわけでございます。したがいまして、本議案をそのまま可決することについては反対であります。以上簡単に討論を終わります。

○15番議員(久場景善君)　本案に全面的に賛成するものであります。もちろん当間重剛氏につきましては、ここに提案理由に述べている以上の功績を那覇市民のために残されておるので当間さんに対しても賛成であります。もう一人のポール・Ｗ・キャラウェイに対しましても私は賛成をするものであります。その理由を申し上げます。キャラウェイ高等弁務官は提案理由に書いてあるとおりでありますが、提案理由は本当に抽象的な書き方でありまして細部にわたりましては非常に大きな功績を那覇市民に与えておるのであります。これは反対をする方々ももちろんでございましょうが、反対する人はその人の真の偉さを知らないからであります。実際私らの個人的な問題にいたしましても自分のことのようにやる方でございます。久場議員はクファーヤクトゥよりつきがたいが、しかし会って見ると非常におもしろい人だと、そういうことなんで非常に人気があります。(笑声)　人間は接してみなければその人の真意がわからないと私はこう思います。私は高等弁務官と２、３回席を同じゅうしたことがございますが、ことに去った12月の８日軍雇用人の運動会の席上に私ら夫婦が、自分のことを言うとおかしいようでございますが、人事部長から招待を受けましたときに高等弁務官はわざわざ、ああいう地位にあられる方が私のところにきまして身体障害者のことについて非常に関心をもって、そしてできるだけ援助してやるというようなことも向こうから進んでいうております。こういうことはおそらく人民党の皆さんにはいわないはずであります。(笑声)そういう関係からいたしましてもほんとうに大きな事業がなされております。その例を申し上げますと、識名の校地、それから首里高校の運動場、工業高校、興南高校というふうに校地だけじゃなくして、教材、あるいは先生たちの連絡、いろいろの授業を助けるための自動車、ミシンとかというふうにたくさんのことが政治以外に利用されております。こういうことからみましてもほんとうに彼が住民のために、福祉に非常な関心をもっている証拠じゃないかとこう思います。大道小学校の校長先生の話によりますと、低学年の生徒にだれが好きかと問うたことがあります。やはり軍のアダムスさんが非常に好きだといっていたということを校長先生から私は聞いております。アダムスさんも偉い人でありますが、結局その上に立つ高等弁務官が彼にそういう仕事をさせている関係からみましても、ぜひとも私は市民福祉のこういう人たちに名誉市民の称号を与えていいんじゃないかとこう思います。もちろん見方によっては、それは全然わからないでありましょう。われわれは結局その人を知りその人と話している間にその人の人格がわかるはずであります。もちろん東西を問わず言葉は違ってもあるいは風俗は違っても心の持ち方で私らは通ずるものがあると思います。話している間に共鳴するのが自然に出てくるんです。話しもせず接しもせないでその人の悪口をいうのも私はどうかと思います。

そういう意味からぜひとも私は今回の高等弁務官の名誉市民に対しては全面的に賛成するものでございます。以上。

○20番議員(久高友敏君)　本員は結論から申し上げますと、本議案第18号については反対するものでございます。その理由を申し上げますと、ただいまの賛成討論から考えたのでありますが、つまり15番議員が身体障害者の問題についていろいろ詳しく、ひざをつきあわして話をしたら非常につきあいやすい人であるし非常にいい人であるということを説明して賛成しておりますが、私はこれは逆だと思います。で、その一例を申し上げますと、私が昭和12年ごろの支那事変に支那の住民をある将校が非常にかわいがった。その理由はつまり、その将校がいうことは非常によく聞く、さらに連絡しあって非常に協調的であったというので将校が靴墨、つまり靴の油をこの部落に配ったのであります。これはカイセンの薬だというふうに配った。支那人は喜んで、この隊長は偉いんだということで、その隊長がほかに移動するときに他の部落まで見送ったという前例があります。このようにしてアメリカは沖縄を統治する手段として一部の援助、先に22番議員がいったように沖縄からしぼりあげて那覇市の一部あるいは沖縄の一部には与えるかもしれませんが、しかし沖縄の県民が意図するところに沖縄の行政が進められていないということは新聞やそういうあらゆる機関で論じられております。沖縄の政治は非常に困難であり、アメリカの統治はいろいろの壁にぶつかっている。このことは予算を見てもしかりであります。一昨日の本会議でも西銘市長はこう言っておられます。たとえば兼城村から高圧線がとおっているが、これは県民としては地下線にしてもらいたいというふうに立法院でも要求しておりますが、しかしこれを地上から敷くということはおそらく主席をはじめ、ほんとうはこれは好ましくないでありましょう。アメリカとしては経費の安上がりから、押しつけられておるわけでございます。そうすることによって那覇市民はもちろんその周辺に住む、つまり高圧線に関係する方が皆日常生活に脅かされておる。これは火を見るよりも明らかであります。しかしながら西銘市長もこのことはやむを得ないと、そういう危険があってもやむを得ないということをいっておられます。このやむを得ないという裏にはアメリカがやることだから仕方がないということを認めておるわけでございます。何も西銘市長はこれがいいことではないが、アメリカが押しつけておるからやむを得ないということをはっきり言うていたと本員は考えます。なぜほんとうの沖縄の自治、沖縄の統治権者が沖縄住民の世論に従って政治を行うならば、少なくともこの高圧線は地下に敷くべきじゃないか。しかしながらアメリカの押しつけによって地上を通さなければならないということも、すなわちアメリカの政策によって押しつけられているということはこれは事実であります。さらに先のバス統合の問題でも、この事業の合理化はアメリカのドル防衛から出された、つまり現在事業の合理化、つまり統合ということが問題になっております。しかしその中で合理化によってバスの従業員が少なくとも1,000名以上の首切りが出るということを質問したらこれもやむを得ないということを言っております。だからこのやむを得ないという裏にはアメリカがぜひやれと、行政主席に言われておるためにやむを得ないということがすべてこの一言で片付けられるわけでございます。だからこういうような、つまり沖縄県民の意思に反するような政治をひいているのがキャラウェイ高等弁務官だというふうに考えられます。そういう観点からいたしまして、また高校まで教科書の無償配布をやれというふうに押しつけておるようでありますが、そういったように実際に沖縄90万県民の意思に反するようなこともこの最高責任者がやれといっている。こういうことからしてもし今回の那覇市議会においてこのキャラウェイ高等弁務官に名誉市民の称号をあげた場合は、那覇の25万市民が非常に歓迎しておるということにしかほかならない。だから本員はこの意味からいたしましてもこの議案第18号に反対したいのであります。

○29番議員(具志栄治君)　キャラウェイ高等弁務官は1961年の７月にブース中将のあとを受けまして７月16日に新任されたものであります。以後過去３ヵ年間いろいろな面に、たとえばガーブ川の浚渫問題、このガーブ川問題は観光客として日本から来る人の話を聞くと、一番那覇市できたないものは気違いが市内をうようよしていることと、ガーブ川が１日24時間臭気ぷんぷんとしているとこういったような批評

を聞かされておりますが、このガーブ川の浚渫は、私は那覇市民の生命に関係している問題であると思うわけでございます。あるいは伝染病が発生したときあるいは子供たちが死ぬとかいろいろな問題があったわけでございます。そういうようなことも彼の努力による援助により今日まで得失もあるわけでございます。さらに学校関係の援助関係、市民の福祉関係と相当の貢献をしておるとこう思うわけでございます。ものの見方に２つございます。１つはただ欠点ばかりを見る、１つは長所も欠点も見ると。たとえば彼は酒飲みであるが仕事はよくしているといったような考え方、酒飲みは欠点、しかし仕事はよくするという長所があるというような考え方もあるようでありますが、私にいわすれば弁務官は25万市民のために相当貢献してもらった。その意味におきまして当間重剛さんとともに名誉市民の称号を与えてしかるべきだとこう思うわけでございます。その意味におきまして議案第18号は賛成するものでございます。

○12番議員(真栄田義晃君)　いろいろ賛成意見もございますが、個人的にキャラウェイがどうであったこうであったと人情論をもち出してそういう話をするというのはちょっと、これはユレージャーでやったほうがいいんじゃないかと思います。というのは、そういう個人的な話し合いじゃなく、ここは議会という政治的場である。だからこの議案についても、その議案の政治的意義について、そういう面からわれわれは賛成も反対もするんだという、そういう立場から私はこの議案に対する反対の意見を述べます。先ほどの動議の場合も若干触れましたが、アメリカの沖縄に対する基本的な政策というのはアジアにおける侵略的な要素として沖縄を確保する。そのために沖縄に排他的な絶対的な支配権を持ち続けるアメリカのこれは金科玉条であってアメリカの背骨であります。このことは何人も認めるとおりアメリカの基本的な政策であり、このようなアメリカの基本的な政策では沖縄の基本的な利益と全く対立するものでございます。われわれはそういうアメリカの基本的な政策はわれわれの福祉と根本的に対決するものであります。そしてこういうアメリカの基本的な政策をスムースに推し進めてできるだけ住民との間の摩擦をさけながら沖縄を永久に統治するために、そういう立場からいわゆる援助がなされてきたのであるし、また現にそうであります。そこでそういう最たる援助額をあげ、ついで沖縄県民の基本的利益と全く対立するところの占領政策の忠実なる推進者、あるいはアメリカ帝国主義の出張所所長キャラウェイを名誉市民としてほめたたえるという、こういう考え方そのものはまことに情けないことであります。これは植民地的おべんちゃらであります。一般的に申し上げまして、われわれの意思いかんにかかわりなく外国から押しつける専制統治者、これはキャラウェイであろうがブースであろうが、こういったものを歓迎し賛美するということは植民地的政策を庇護する政治的な意味をもつのであります。中でもその意味におきまして歴代長官、これはわれわれの上に、われわれの意思いかんにかかわりなく彼の意思を押しつける歴代長官は全部悪いやつであります。この中でもポール・Ｗ・キャラウェイはもっとも悪いやつの典型であります。キャラウェイ高等弁務官は61年７月の就任以来、そういうアメリカの沖縄に対する軍の植民地支配のその忠実な実行者としてわれわれに君臨し露骨に専制支配を行ってきました。彼は就任以来、立法院へのメッセージの中で県民の搾取政策、弾圧政策をまんべんなく発表しておりました。63年３月５日金門クラブで沖縄における自治権は神話にすぎないと、アメリカ帝国主義の民主主義の正体をみずから暴露しております。また一貫して彼は琉球政府の立法院予算審議において理不尽な干渉をなし、64年度一般会計予算の政府公務員の賃上げを否定しおる。さらにそれに準じて、そういう勧告によって那覇市にもそういう賃上げの拒否を行っております。また成立した予算に対する執行の一部否定を行っております。所得税減税の拒否もやっております。農連の抜き打ち監査、民主主義の自治権を無視し侮辱し、立法院を無視し法は朕なりとし法を強行しておるのであります。また就任以来、彼は大田主席を中心とした特権官僚を手先として貿易為替自由化、日米独占資本産業化の系列化、合理化、これと農業改善事業等を強行し労働者の大量首切りを推し進めて地方自治体の干渉も強行しております。これは那覇市に対する分水協定に見られるように一方的に彼等のみに都合のいいように押しつけてきております。このように地方自治体に対しても干渉介入を行ってきております。さらに米軍人

軍属の犯罪を容認し、その反面米人に対する人種差別としての種々の恩典を与え徹底して県民を侮辱しつづけております。彼はまたこういう彼の業績ではなくして彼のもってきた援助額、こういったものは取るに足らない。しかもこういった援助というのは、これはさっきも申し上げましたようにアメリカの沖縄政策を強行する上における潤滑費として用いられるものであって、これはアメリカにとって必要であり、これがなければ潤滑に動かない、こういう性質をもったものであります。しかも彼らは沖縄の労働者を不当に安い賃金で使って安上がりの基地をつくることをねらっております。また彼らのいうとる一般資金、そういう一般資金を見ましてもよくわかる。開金の純益が63年度で185万6,000ドル、電力公社124万5,000ドル、水道公社29万1,000ドル、琉銀利息３万5,000ドル、同配当金５万5,000ドル、石油532万8,000ドル、計880万ドルが彼等の一般資金による利益を上げております。この電力、開金、その他の公社、そういったものはすべて、市長の説明によりますと一般的に県民に還元されているということを言っておりますが、これはアメリカが管理運営しておるものでありまして、これから上げたところの利益をわれわれに還元されるのではなく、これは再び収奪するための統治として行われているものであります。こういったものは彼らの、われわれからしぼり上げたものをかぞえ上げるならば補助なるものはごく目のくそほどにすぎない。こういうキャラウェイ高等弁務官をこれを名誉市民としてほめたたえるぐらいであるならばパスマン議員の言葉でないが、私はむしろ精神病院へ行ったほうがいいと思う。

（「じょうだんじゃないよ」と言う者あり）

そこでさらに当間重剛氏についても、援助をたくさんもらったというようなことで、これを業績として上げておりますが、これもアメリカのそういう政策、沖縄政策を遂行する上においても功労者でありアメリカ側からみた功労者で、われわれからみればそう評価しない。特に彼は一括払い、沖縄におけるアメリカのこの基地の使用というのは、いわゆる沖縄の統治権、使用権から出て国際的な学者の間にもいろいろの説が出ている。沖縄の基地使用の問題について、いわゆる四原則、土地問題が出たときに一括払い賛成を打ち出し、そうしてこういう土地問題に関する県民の要求を、日本の領土主権問題、これを中心点からそらし、これを経済問題にすりつぶしていった張本人であります。さらに行政主席として任命主席として３ヵ年間主席のいすにすわった。いい任命主席というのはあり得ない。というのは、アメリカの基本政策に合致するからこそアメリカはその政策をスムースに遂行する上に有能だとして主席に任命するのであります。具体的な例をあげなくても、もしそういうアメリカが沖縄を排他的な支配をもちつづけて握る、こういった基本政策に忠実でないと判断したときには任命されるはずがない。さらにまた任命されたら首になることは間違いない。任命主席のいすにすわりつづけたということ自体がアメリカの利益に奉仕しつづけたという証拠であります。こういう意味におきましてこのキャラウェイと当間重剛氏を那覇市名誉市民とすることについては絶対反対であります。

○15番議員(久場景善君)　議長に要望します。今の真栄田議員の発言はこれは、賛成するものは精神病院行きだということは同僚議員を侮辱するものでありますので取り消すように言わしてもらいたい。

○12番議員(真栄田義晃君)　取り消せない。議事録を見ればはっきりしますよ。私はこういうキャラウェイ高等弁務官を那覇市の名誉市民としてほめたたえるぐらいであるならばパスマン議員の言葉じゃないが精神病院へ行ったほうがいいといったのであって、私は取り消しません。

（「進行」と言う者あり）

○議長(高良一君)　それでは討論終結し採決に入り……、

（「採決に入る前に」と言う者あり）

○２番議員(森田孟松君)　採決に入る前に私の態度をはっきり表明いたしまして退場したいと、採決に参加しないことにいたしたいと思います。

（「はっきりしなさいよ」と言う者あり）

さっきの質疑の中でも私ははっきり申し上げたのでありますが、当間重剛氏に対する名誉市民称号を贈ることについては本員は、これは賛成でございますが、ポール・Ｗ・キャラウェイ閣下に対して名誉

市民の称号を与えるということは、これは今さっき各議員からもいろいろ質疑が出ておりましたが、百歩譲ってみても弁務官は琉球全体の政治を統治する地位にある方でありまして、この弁務官に対しまして那覇市が特に那覇市のためにかくかくの援助を与え、事業をやっていただいたので名誉市民の称号を与えるというようなことにつきましては、私、異論をもっておるのであります。おそらく政治の座におけるお互いといたしまして、現在の沖縄の政治の状態からいたしましてこういう既成事実を那覇市がつくることによってアメリカの国民の世論といたしましては、それでは沖縄のほうではキャラウェイ高等弁務官のやった方策が住民から支持され、かつ名誉市民として仰がれるだけの方であるというふうに認めておるという、この既成事実をつくることによってアメリカの世論がそういう方向に導かれていくのではないかと懸念されますので、私は今回、弁務官に対する名誉市民の称号を与えることについては賛成しかねますので、当間さんに対しては賛成の意を表明していきたいと思いますが、議案がお二人一緒に提案されておるので、不本意でありますが退場させていただきたいと思います。

（森田議員退場）

○議長(高良一君)　それでは採決に入ります。日程第19、議案第18号那覇市名誉市民選定の同意を求めることについてにつき御賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

賛成多数で本案は原案どおり可決されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第21、諮問第２号第２次泊、安謝間公有水面埋立については質疑を終結し、所管の建設委員会にその審査を付託いたします。

○議長(高良一君)　次の日程第22に入る前に日程の追加をいたします。ただいまのお手元に配付してありますとおりの２件を日程追加し、追加第１、諮問の撤回については日程第22と関連いたしますので先議いたしたいと思います。さよう取り計らうことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認め、追加第１、諮問の撤回についてを議題といたし当局の説明を求めます。

○番外(建設部長　花城直政君)　ただいま上程になりました諮問の撤回でございますが、これは土曜日の本会議のときにも申し上げましたとおり、1963年第60回定例議会で諮問を申し上げた諮問第２号の撤回でございます。これは○○○○氏の埋め立て申請による政府からの諮問でございまして、新しく埋め立てる分と、それから追認の分、すでに埋め立て免許をもらったものに面積を広くふやして埋め立てた分、この２つの諮問がきておりますので、この性質上２つに分けなくちゃならないというわけで、これは建設委員会でも議論が出まして政府に話しましたところ、それでは２つに分けてあらためて諮問するからということでこのたび第３号・４号が諮問案として出ておりますので、それでこの案を撤回するわけでございます。要するに第60回定例議会の諮問第２号を撤回するわけでございます。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　では本件については市長からの申し入れのとおり撤回することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認め、追加第１、諮問の撤回については承認することに決定いたしました。

○議長(高良一君)　日程第22、公有水面埋立免許申請について市長提出諮問第３号、日程第23、公有水面埋立免許申請について市長提出諮問第４号は関連しておりますので一括上程します。質疑に入ります。

○11番議員(平良真次郎君)　日程の22と23は関連しますので、1956年に、いわゆる都市計画法つまりマスタープランと、都市計画のマスタープランというものができまして主席の認可を得た奥武山の都計公園がこれではっきり制定されたわけであります。ところがその区域の問題についてまだはっきりしていないと、しかもこの諮問の３号、４号とも非常に関連しておりますので、その点についてお尋ねいたしたいと思います。前の議会でも、結局公園地域内に、いわゆる埋め立てがなされてこれを那覇市の行政区

域に編入されたということになっております。このたびの諮問３号、４号についてもそういったようなことが見受けられるわけであります。ところが政府のほうで、いわゆる都市計画に基づく、いわゆる奥武山公園地域を設定したにもかかわらず、政府はその地域内における、いわゆる埋め立ての諮問をしている。しかもその諮問の目的たるや宅地造成に供したいと書いてあります。そうしますというと結局設定認可を受けた都市計画の、いわゆる奥武山のしかも運動場公園としての目的と宅地造成というものとは相反するんじゃないかというふうに思うわけであります。そうしました場合、一体前議会においてどれだけの、いわゆる公園敷地内に埋め立てがなされたか、今回この公園埋め立て地域内にどれだけの坪数が埋め立てられているのか。その点についてまずお伺いしたいと思います。

○番外(建設部長　花城直政君)　公園指定された区域内に幾ら埋め立てがされておるかというような御質問でございますが、今追認の申請をなされておる部分のうちで、これは追認の分は1,477坪と106坪の２つになっております。あとは全然公園計画と関係ございません。この1,447坪というものが関係あるわけでございまして、その中の約400坪ばかりは、

（「時間延長」と言う者あり）

関係がありません。それで1,047坪というものが今度の追認の分で公園に入っているわけでございます。それから前の埋め立てられたものの中ですでに行政区域に編入された分の中で、公園関係の分が1,870坪というふうに出ております。これがすでに埋め立てられてすでに行政区域に編入された分でございます。

○11番議員(平良真次郎君)　そうしますと、結局埋め立ての目的が宅地造成であると、しかも行政区域の地域内に編入されたといった場合は、一体この所有者である方から建築確認の申請があった場合これをどうするのかということです。しかもこの諮問を出す前に、公園地域であるとしました場合にあくまでこの公園地域を縮小するということでなければこういう諮問はできないはずであります。市会においてもそれを受けて立って地域内に編入しなければならないという理論になるんじゃないか、そうしますと政府としては一体この認可をした都計公園というものを縮小するのか、あるいはそういう意図があるのか。しかもこれを認めた場合にこの建築関係はどういうふうになるのか。この点について説明願います。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えいたします。公園に指定されておりまして、すでに目的が公園の目的として住民の、個人の住宅は認められないというような敷地でございますので、これは住宅としてはぐわい悪いわけでございます。ただし公園としましても事業がすでに決定して、都市計画事業として決定されて事業としてやられておる場合はすべての建物が禁止されるわけですが、事業がまだ決定されておらなければ建築制限がなされてある程度の建物はできると、それは行政主席の許可を得てはじめて建物ができるという強い制限を受けるわけでございます。

○11番議員(平良真次郎君)　その地域内においては建築制限ができるというようなことでございますが、そうすると都計公園というものを変更しない限りこの地域は将来にわたって公園地域になり、政府は運動場、その他の施設をやって、那覇市はそのほかの公園・緑地の事業をするということに大体の仕事の分野はきまっているようでございますが、那覇市としてその地域がいわゆる運動場公園としての地域の、すべてのそういったような公園地域については一体、その土地を現在確認編入された土地は将来これを買い取って公園にやるのか、あるいはこれを除外しようというような考え方であるのか。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えします。この区域の中は政府と文教局と市との間にこの運動場公園の進め方について協議がなされております。それによりますと施設にかかる分、運動施設としての分は埋め立てる政府がやり、その他の公園緑地・道路というものについては市がやるということになっておりますので、この運動施設にかからない分については、市が現在埋め立てられておる分でも市が正式に買収をして公園として提供するために買収しなくちゃならないようになる。そういうふうに考えております。

○11番議員(平良真次郎君)　まだちょっとはっきりその問題がわかりかねますが、とにかく諮問との関係がございますので、一体政府はこの諮問を出した、いわゆる宅地造成のために諮問するということになっておりますが、この公園敷地を縮小するのか、そういった面についても政府と打ち合わせて、この諮問の点についての地域ですね、その点について打ち合わせて委員会においてもお尋ねしたいと考えます。

(「委員会付託」「議長休憩して下さい」と言う者あり)

○議長(高良一君)　休憩します。

(午後４時６分　休憩)

(午後４時10分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。では日程第22、公有水面埋立免許申請について、諮問第３号は建設委員会に付託します。同じく23の諮問４号についても建設委員会に付託いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の日程はこれをもって終了いたしました。23日午前10時再開いたします。

(午後４時12分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1964年３月16日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　武村　朝良〔印〕
署名議員　喜久山朝重〔　〕

３月23日(第３日)午前10時２分　開議

○出席議員(26名)

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	８番　名城　嗣夫君	９番　金城　力夫君	10番　辺野喜英興君
11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君
15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君	19番　喜久山朝重君
20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君	22番　黒潮　　隆君	24番　赤嶺　慎英君
25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君
29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君		

○欠席議員(４名)

６番　渡口麗秀君　７番　上原隆正君　18番　友利栄吉君　23番　安見福寿君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君	第二助役	新垣　義徳君
収入役	渡口　政行君	総務部長	城田　清才君	企画部長	新里　博一君
経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君	水道部長	玉城　定仁君
消防長	宮平　栄治君	選挙管理委員長	赤嶺　正一君		

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第３号

第１　会議録署名議員の指名について
〔第２～第12、第16、第19、第21～第23、第26～第49、追加第１　略〕
第13　第２次泊、安謝間公有水面埋立について(市長提出諮問第２号)
第14　公有水面埋立免許申請について(市長提出諮問第３号)

第15　公有水面埋立免許申請について(市長提出諮問第４号)
第17　政府税移譲に関する要請決議(議員赤嶺慎英外１名提出決議案第２号)
第18　那覇商港の管理移譲に関する要請決議(議員赤嶺慎英外１名提出決議案第３号)
第20　県民の国政参加に関する要請決議(議員真栄田義晃外３名提出決議案第５号)
第24　市会の意志を無視して市外バス路線変更に強行しようとする琉球政府及びこれに協力する西銘市長に対する抗議決議(議員真栄田義晃外３名提出決議案第９号)
第25　キャラウェイ高等弁務官の即時退島と大田任命主席の退陣を要求する決議
(議員真栄田義晃外３名提出決議案第10号)

本日の会議に付した事件

第１　会議録署名議員の指名について
〔第２～第12、第27～第49、追加第１　略〕
第13　第２次泊、安謝間公有水面埋立について(市長提出諮問第２号)
第14　公有水面埋立免許申請について(市長提出諮問第３号)
第15　公有水面埋立免許申請について(市長提出諮問第４号)

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第３号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長から楠見長礼君、久高友敏君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第13、第２次泊、安謝間公有水面埋立について、市長提出諮問第２号を議題として建設委員長の報告を求めます。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　諮問第２号、第２次泊、安謝間公有水面埋立について、審査の経過と結果を報告いたします。本案は商工業用地域、住宅地域、近海航路、船舶及び漁船の出入港を設置するため、土地造成をしたく、泊、安謝間公有水面の埋め立て免許を得たいとのことであり、その事業計画書に基づいて審議をしたのであります。審査に当たって特に問題となりましたのは、本事業施行に伴って、現在、安謝にある造船所、くり舟たまり場並びに該地域に設定されている那覇地区漁業組合の漁業権についてはどうするかというのがそのおもなものであります。この件に対しましては那覇地区漁業組合から会長並びに専務に出席を求め、同組合の見解を聴取したのであります。まず同組合としては造船所及びくり舟たまり場の件については現在の場所に存置、あるいは将来も安謝港の近くにその施設を設け、さらに漁業権の問題についても、そういった施設がなされればスムーズにゆくのではないかとのことであります。これに対する当局の見解をただしましたところ、本件については政府、市並びに漁業組合とも十分話し合い、解決したいとのことである。次に埋立申請を早くしないと第三者がやるという話があるのかとただしたのに対し、当局の説明によれば、政府でも全琉的に埋め立て計画を検討しており、那覇市も早く該水面の埋め立て免許をもらったほうがいいとのことであります。結論といたしまして、本諮問は埋め立て免許申請のためのものでありますので、具体的計画案については本事業実施の際検討されるものであり、(1)政府に申請する際は具体的港湾計画書も添付すること。(2)くり舟たまり場についても漁業組合と連絡し、後日トラブルが起こらないように善処すること。以上の要望を付し、支障なきものと決定したのであります。よろしく各位の御賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　質疑に入ります。

○29番議員(具志栄治君)　諮問第２号の第２次泊、安謝間公有水面埋立についてと、都市計画事業の一つとして商工業用地・港湾用地並びに宅地造成というふうに書いてございまして、この件についてはタイムス紙上に写真入りで相当P･Rされておるのでありますが、本員も建設委員会の一人として加わったので

ありますが、17日から22日までの６日間にわたり13件の案件を審議するために相当の時間を要しましたので、明解に聞きたいことがありましたが抜かしておりますので、こちらで部長のほうにお尋ねしたいと思うのであります。本件に関しましては面積が29万7,227坪となっておりまして、第１期工事が10万9,320坪、第２期工事が18万7,906坪とこうなっており、その総経費554万9,905ドルとなっておりまして、第１期工事が１ヵ年、第２期工事が２ヵ年とこういうふうになっておりますが、本員の心配しておるところはこの埋め立て工事が平均水深として第１期工事が5.50メーターの深さであり、第２期工事で3.50メーターの深さであるということでありますが、この工事を１期１ヵ年でできるかどうか、２期を２ヵ年でできるかどうか。これだけにしておいてよかろうというような考え方かどうか。もう１つはこの水深を埋めるためには相当の埋め土が入ると、これを１坪、第１期工事の場合に何百トンの土で埋めるかどうか、たとえば４トントラックで何台かかり６トントラックで何台かかるか。それから工事費の554万9,905ドルの資金計画。次に部長の御説明では委員長の報告のように埋め立て申請をしておかなければ政府としてそういう通達があるかもしれないと、ですから一応埋め立て免許を取っておく必要があると、埋め立て免許を取っておくならばいつごろから工事をやるかその計画と、さらに埋め立て免許は申請していつごろ免許になりそうであるか、そのおおよその予想ですね、免許を取ったらいつ本事業に着手するか。これだけを答弁してもらいたい。

○番外(建設部長　花城直政君)　ただいまの御質問にお答えいたします。第１期、第２期合わせて３ヵ年となっておりますが、それがはたしてできるかということでございますが、技術的にみまして３ヵ年で十分できるものというふうに考えております。それから２番目の第１期工事、第２期工事はどのくらいの坪数か、何台分あるかということでございますが、これは第１期工事は約208万立方メートルでございますので６トンで割って30万台延べ、２期工事は220万立方メートルでございますので約30万台でございます。自動車は６立方積みとしましての計算でございます。それから免許、この市が埋め立てするというところは市が出さなければほかの人が出す可能性があるかどうかということですが、これは委員会でも申し上げましたように琉球政府自体も全島的に公有水面の埋め立てを着々進めておるようでございます。またやはり土地造成というものは非常に有効な事業でございますので、ほかの民間人もあるかもわかりません。それから４番目の認可になる時期でございますが、これは議会を通りましたら早速具体的な認可申請書を出すつもりでございます。大体今年度内に認可をもらえるように努力したいと思います。着手の時期でございますが、これは認可いただければ来年度から着工したいというふうに考えております。以上でございます。

○29番議員(具志栄治君)　工事費の554万9,905ドル、この資金計画が漏れているようでございますがその面をできるだけくわしく御説明を願いたいと思います。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えいたします。工事費が554万9,905ドルというふうになっておりまして、この計画書の中に全部載っておりますが、これで全部詳しく……。

○13番議員(儀間真祥君)　お尋ねいたします。現在議題になっている第２次泊、安謝間公有水面埋立について、この点についてでありますが、委員長の説明を聞きますと組合長はいろいろの人々の意思を聞いて一応向こうにある漁業権、あるいはその他の施設その点についてきめたいということを言っておるという説明をなされたようでございますが間違いありませんか。間違いないようですが、それで当局は開会初日のときに本員の質問に対しまして、あそこの埋め立てはだれが承認したかということを聞いたら組合長が承認したということを言っておりますが、今の委員長の説明と当局の初日の説明とは食い違っております。その点はどんなもんですか。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　それじゃ詳しく申し上げます。くり舟たまり場の存置の件でございますが、その点から御説明申し上げます。その件につきましてもこの場所は今の業者の方々には非常に便利な場所、現在のところは、住宅と舟を置くのに非常に手ごろな場所で、非常に便利な場所ということで当局とも図面上においていろいろ委員会で話し合ったわけでございます。そのときにやはり現在

のたまり場の近く、今度工事によりましてできた場合は少なくとも安謝側の流域にもってきた場合は住宅とも都合がいいんじゃないか、そして市において業者の方々の利便もはかってりっぱに構築すべきだと、当局としてもこの点については遺憾のないように措置を取るということであります。さらに組合長の専務との話し合いまでまず第一に現在の場所に置いてもらいたい、もしくは今後市のほうで計画されるときの場所についてはゆっくり話し合ってきめてもいいというような話し合いができたそうでございます。その後この陳情が出たわけでございますが、その点についても十分委員会としても業者の方々の利便に供するようなりっぱな施設をつくるべきだと、場所としてもこの地域がいいと思うというようなことであったわけでございますが、さらにそれよりも安謝の港が完成した場合、あるいは漁港が完成した場合は、そういうふうな場所に変更すればいいがという問題については業者とも話してこの問題をきめたいというわけで、別に今の場所から遠い地域にもっていくというような考え方の組合長の証言ではないわけでございます。この点ひとつ御了承願いたいと思います。さらに漁船場の点についても組合とも、あるいは役員外のその他の組合員とも十分納得いく線できめて、当局も今後事業計画に入りますのでその点も合わせてじっくりこの問題を処理していきたいと、組合としてもみんなにはかってその点を十分措置していきたいというような考え方の御報告があったわけでございます。

○13番議員(儀間真祥君)　今の委員長の説明で、私の質問とはだいぶ違っておるようですけれども、安謝の公有水面埋め立てには、安謝舟たまり場を含められておるわけです。その点については委員長が説明されたのと同じでありますけれども、私が御質問をいたしたいのはこの舟たまり場、あるいは漁業権その他の設定がなされております。その場合に、一応埋め立ての場合には、当局は組合長と相談した場合に、うんやっていいということをおっしゃっていたということを一応説明されておった。しかし今の委員長の報告によりますと、これは組合全員の意思をはかって御返答をするということをおっしゃったようです。そのときにですね、組合長の証言がだいぶ食い違っております。どうですか、ほんとうか私にはわからないわけです。その場合に部長の当初の議会での説明ですね、あれは組合長のはっきりした証言ですか。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えいたします。このわれわれのこの埋立て計画を議会に出す前に一応権利を持っておられる那覇地区漁業組合がここに施設をもって利用しておりますので、それに対する意見をうかがいに土木課の職員が行ったわけでございます。そのときに現在の舟たまり場造船施設は、ここにいま公文がきておりますので簡単にかいつまんで申し上げますというと、この施設は安謝港の整備のときに適当なところに移してよろしいという公文がきております。しかしその後に変更されて土木課長あてに公文がまいっております。これは組合員の考え方もあったと思いますが、舟たまり場を３分の２程度埋めていいから通路を２メートルあけてそのままの場所で使用させてもらいたいという公文がまいっております。ただしこのことが埋め立て計画上ぐわいが悪ければその近くに、不可能であるならば新設の舟たまり場の近くに、約30世帯の住宅地の割り当てをしてもらいたいという変更の公文がきております。そういった話し合いをして今度の埋め立て計画を議会にはかっておるわけでございます。

○13番議員(儀間真祥君)　ただいまの説明で公文はきている。それでその件につきまして一応実際に埋め立ての計画はもらうんだという意味ですけど、この場合ですね、それじゃ埋め立てして着工するという場合に、まだ着工するめどはないが、これを一応埋め立て認可をもらっておこうというので申請するという意味ですけど、いつから着工される御計画ですか。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えいたします。このことにつきましては29番議員の具志議員にお答えしたとおりであります。

○13番議員(儀間真祥君)　それではですね、一応舟たまり場の件につきましてはあそこを利用しておる漁民の死活問題で、この面については埋め立てする場合は存置する、そうでなければいかないと思いますが、実際にその具体的に、この地区を利用しておる、舟たまり場を利用している方々の意見も尊重してそれに沿うようにするということは約束できますか。

○番外(第二助役　新垣義徳君)　お答えいたします。この件につきましては先ほど委員長の報告の中にもありましたが、で、今のたまり場の件につきましては協同組合と話し合いをするようになっておりますので、組合ともゆっくり話し合いを進めていきたいと思っております。

○１番議員(大山盛幸君)　６の埋め立て後の利用目的の、「(1)近海航路、船舶及び漁船の出入できる港を設置する。」ということがありますが、近海航路の次に句読点が打たれているが、これはここじゃない、船舶の次に打つべきものじゃないかと思いますが、あるいは近海航路の船舶及び漁船の出入というふうにすべきじゃないかと思いますが、近海航路とそこで打ち切りますか。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えいたします。これはこういうことでございます。近海航路船舶ということになりますと、この港は沖縄近海だけの港湾というふうにもなりますし、そういう意味じゃなくしてこの港湾は商港を考えたときもできるのでありますので、それで近海航路だけじゃなくしてこういうふうになったわけでございます。

○１番議員(大山盛幸君)　そうすると、近海航路及び遠海航路船舶という意味ですか。

(「そうであります」と言う者あり)

お尋ねいたします。現在の泊港はみんなが知っているとおり河口港であります。すなわち河口港であります。那覇港はその上流の国場川において砂防ダムを設けてありますので、直接に塵芥、土砂の港湾にそそぎこむものは少ないんですが、泊港はそうじゃない。直接に相当の土砂やちりが港に流れ込んできて、すでに開港以来１メートル以上もちりが積って浚渫しなければ大型汽船がとても回船できないような状態にある。この問題はいつまでたっても続くことははっきりしております。それで商港としての泊港は不向きであると、しかし那覇市にとっては大事な港でありまして、市長が政府に意見書を出されたとおりばらばらの港湾運営じゃいけないので、どうしても統一した運営をしたいというような御趣旨に賛成でございます。それからみるとむしろ漁港をこの計画からとって現在の泊港は沖縄近海の航路、現在の商港の南側、北側と現在の場所を漁港の港にするというふうにして、新しくできる安謝港、名称はどうなるかわかりませんが、新しくできる港湾を主として外国航路の大型船の入るようなバースをつけるというようにしたほうが、港湾管理の面からも非常に得策であるとこう思料いたします。なお泊港に入ってくる距離をずっと縮めて新しくできる。計画されるところの港に大型船をもちろん入れることができれば現在の港町なんかもなくなることが十分に予測できるわけでございます。その点についていかがお考えでありましょうか。これが１つ。次は８の埋め立て費の財源、「起債をもってこれに充てる。」と起債のみでこれに充てるというふうになっておりますが、この港建設の築港は、これは全琉的な事業でありまして、国家的事業であるとみなしても絶対に過言ではないと考えます。そういう観点から考えました場合に、この港に要する費用は埋め立て処分、これから財源をつくることができますが、関連するところの港の建設はどうしても政府、あるいは日本あたりから財源を求めなければいけないと思う。日本におきましては都市計画事業において国家が２分の１をもち、あとのものは府県と市町村がもつということは、これはみんなが知っていることである。沖縄においては都市計画法ができており、その第７条にうたわれておりますけれども政府の許す範囲内において一部補助するというように、至ってあいまいのもので、今までの補助のあり方でもごく微々たるもので、日本とはまるっきり反対であると、この問題についてはどうしても起債というふうになると那覇市の市民だけの負担というふうになるんだが、埋め立て費も当然これは港と関連して埋め立てるわけでございますから、築港の一部としてみなしていいわけでございますから、起債のほかにも依存財源その他を入れてもいいんじゃないかと思いますが、以上２点についてお尋ねいたします。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　先ほど具志議員から御質問が出ております。ただいまの大山議員の質問でございますが非常にごもっともな御意見でございます。この件につきましても委員会で質問並びに意見が出ております。それで当局といたしましても漁港、商港といった問題については港湾運営、こういったふうな立場から政府とも調整をしてこれから最終的に決定していきたいということでございます。つまり港湾施設並びに港湾運営というのは国家的ないわゆる事業であり当然政府においてなすべきである。したがってその経費につきましても日米琉によりこの資金を獲得すべきだというふうに考えております。それで本諮問につきましては市として土地の造成、つまり宅地あるいは都市計画上の換地並びに工業用地とこういったものを主にしまして、将来商港としてあるいは漁港としてこういうような計画のもとにしたいということでありまして、あるいはその港湾計画が一部変更になるかもしれないと、こういうような御意見でございます。それで８に記載されております財源の問題につきましても埋め立てという起債でまかなっていきたいと、その他の件につきましても実際事業計画をやる段階におきまして十分折衝して港湾に対する諸費、あるいはそれに対する起債予算、こういった資金の裏づけというものを検討していきたいということで委員会としては了承しております。

○議長(高良一君)　それでは質疑を打ち切り討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認め採決に入ります。日程第13、諮問第２号第２次泊、安謝間公有水面埋立については建設委員長の報告どおり支障なきものと決定して御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。よって諮問第２号は支障なきものと決定されました。

○議長(高良一君)　日程第14、諮問第３号公有水面埋立免許申請についてを議題として建設委員会の審査報告を求めます。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　諮問第３号公有水面埋立免許申請について、当委員会の審査経過と結果について御報告申し上げます。本諮問に対する質疑のおもなるものは、当初国場川に面した埋め立てラインを現在のＢ地区に変更したが、Ｂ地区内には古波蔵より該地域に通ずる都市計画幹線道路とまた1956年３月奥武山公園に指定されたところであるとの当局の説明であります。これに対し該埋め立て地は都計道路、公園用地その他に分類されるが、公園を縮小するか、または原形に回復させるのかただしたのであります。これについて当局の答弁では、政府も図面によって公園に指定されていることがあとでわかり、ミスであったと認めておるので公園に入っておる部分は政府が補償するか、他に方法も考えないと申請者に対する負担をかけることになるというのであります。次に埋立法施行規則第５条によって主席から出されているが、政府はみずからミスを認めながら諮問を市に出すということは公園を除外すると考えられ、市に責任を転化したとも考えられるので委員会としては政府の土木課長を招き、その事情を聴取したのであります。政府としてもこの埋め立てについては文教局とも連係をとらずに埋め立てさせたのはミスであった。追認は原状を回復させるべきであるが、政府としては支障がないと考えられる。また市が条件を付し是認しても認可については慎重に検討するとの答弁がなされたのであります。このように政府の見解がはっきりしているがＢ地区に入っている公園の312坪、道路の348坪、計画外が787坪、計1,447坪に対し市は都計上支障はないかとただしたところ、都市計画上ぜひこの道路用地は必要で確保したい、また公園計画もあることから認め難いとのことであります。しかしこの都計道路がいつ施工されるかまだめどもつかない現状であり、追認を認めずそのまま放置することは申請者に対し建築もさせず負担もかけるし、市の都計道路の確保という意味から条件を付し認めるべきであると委員会の意見が一致したのであります。結論として、本諮問は下記の通り条件を付し支障なきものと決定しましたのでよろしく各位の御賛同を得たいのであります。

記

条件　「那覇市都市計画道路用地については埋め立て実費で琉球政府又は市に譲渡すること」

ちょっとつけ加えますが、この道路が琉球政府のものか市のものかまだはっきりしないそうでございますのでその文句を入れてあります。以上であります。

(「誤字の訂正があります」と言う者あり)

○番外(建設部長　花城直政君)　誤字がありますので御訂正願います。議案じゃなくして、大田行政主席か

ら那覇市に対する諮問の文書であります。この文書の下から３行目のほうに「超廻埋立と確認されたもので」とありますが、超廻の過が廻になっております。これは「超過」であります。

（「○○○○さんの住所が○○○○○の○番地というのはないですよ、
その点も訂正願います」と言う者あり）

どうも申しわけありません。御訂正をお願いいたします。諮問の３の埋め立て申請人の住所が「那覇市○○○○○の○番地」となっておりますが、これは「○○○番地の○」に御訂正願います。

（「進行」と言う者あり）

○議長(高良一君)　質疑討論省略して採決に入ります。日程第14、諮問第３号公有水面埋立免許申請については建設委員長の報告どおり支障なきものと決定して御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。よって諮問第３号は支障なきものと決定されました。

○議長(高良一君)　日程第15、諮問第４号公有水面埋立免許申請についてを議題といたします。お諮りいたします。建設委員長より議会閉会中における継続審査の申し出がなされており、その写しをお手元に配付してありますが、さよう取り計らって御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。よって諮問第４号は建設委員会の申し出のとおり議会閉会中の継続審査なさしめることに決定されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日はこれをもって散会し25日午前10時再開いたします。

（午後５時２分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1964年３月23日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　楠見　長礼〔印〕
署名議員　久高　友敏〔印〕

３月25日(第４日)午前10時５分　開議

○出席議員（26名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	７番　上原　隆正君	８番　名城　嗣夫君	10番　辺野喜英興君
11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君
15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君	19番　喜久山朝重君
20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君	22番　黒潮　　隆君	24番　赤嶺　慎英君
25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君
29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君		

○欠席議員（４名）

６番　渡口麗秀君　９番　金城力夫君　18番　友利栄吉君　23番　安見福寿君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君
収 入 役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君
経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君
消 防 長　宮平　栄治君	選挙管理委員長　赤嶺　正一君	

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第４号

第１　会議録署名議員の指名について
〔第２～第５、第７、第９～第11、第14、略〕
第６　那覇商港の管理移譲に関する要請決議（議員赤嶺慎英外１名提出決議案第３号）
第８　県民の国政参加に関する要求決議（議員真栄田義晃外３名提出決議案第５号）
第12　市会の意志を無視して市外バス路線変更を強行しようとする琉球政府及びこれに協力する西銘市長に対する抗議決議（議員真栄田義晃外３名提出決議案第９号）
第13　キャラウェイ高等弁務官の即時退島と大田任命主席の退陣を要求する決議
（議員真栄田義晃外３名提出決議案第10号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。議員間の意見調整のため休憩しまして10時30分より会議を開くことにいたします。

（午前10時６分　休憩）
（午前10時32分　再開）

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第４号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長から上原隆正君、黒潮隆君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第６、那覇商港の管理移譲に関する要請決議、議員赤嶺慎英外１名提出決議案第３号を議題として提案者の説明を求めます。

○24番議員(赤嶺慎英君)　本要請決議も３月14日の本会議において提案理由を申し上げましたが、ここに要請決議文を朗読して、本決議もでき得ることでありましたならば議員全員の名前において要請決議していただきたいということをあらかじめ申し上げたいと思います。

那覇商港の管理移譲に関する要請決議

那覇商港及び泊商港は沖縄における国際商港として沖縄経済に大きく貢献し極めて重要な役割を果している。しかしながら那覇商港は琉球政府が、泊商港は那覇市がそれぞれ管理運営しているため幾多の隘路が伴ない沖縄経済のブレーキにもなっている。すなわち、

１．両商港の管理者が異なるため港湾の管理行政における全般的政策樹立のための組織が統一されず、そのために両港並びに那覇市において計画されている泊安謝間の埋立による新しい港湾施設を含めた一環した港湾計画の樹立に期待がもてない。

２．現在両港ともすでにバースは飽和状態にあり、これから伸長が予想される経済規模に対処することができない状態である。両港の拡張は当然考慮されなければならないことではあるが現在のバースを高度に利用し、港湾としての機能を十分に活用するためには両港の特長を生かした運営が必要である。

３．更に開放経済への移行に伴ない両港の機能を十分に発揮させるには港湾施設の近代化機械化が必然的に要請され両港が個々に施設を整備することは経費面から困難であり、総合的な見地から整備する必要がある。

４．両商港とも那覇市に所在し至近な距離にありながら管理者が異なるために港湾施設の利用料金に差

異のあることは商品価格の不統一等消費者住民に多大の影響を与える。

以上の理由により両商港の管理を統合することは沖縄経済の発展に大きく寄与するものと確信する。

しかして管理の統合にあたっては琉球政府は指導監督行政に力を注ぎ、その運営は本土の例にならい那覇市がその任に当たることが妥当と考える。よって以上の観点に立ち那覇市議会は那覇商港の管理を速やかに那覇市に移譲するよう強く要請する。

1964年３月25日

那覇市議会

以上の要請を同じく立法院議長、行政主席あてに要請したいと考えております。でき得れば全員の発議によりまして本案に御賛同していただくようお願いする次第でございます。

（「賛成、進行」と言う者あり）

○議長(高良一君)　ただいまの提案者の外１名とあるのを全員提案とすることについておはかりします。全員提案とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　御異議なしと認め全員提案とすることに決定いたします。本件は全員提案でありますので全員異議ないものと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第８、県民の国政参加に関する要求決議、議員真栄田義晃外３名提出決議案第５号を議題として説明を求めます。

○12番議員(真栄田義晃君)　本件も内容を読みあげて趣旨説明にかえます。

県民の国政参加に関する要求決議

沖縄が日本国の固有の領土であり、沖縄県民が日本国民であることは何人も否定することのできない厳然たる事実である。国民が等しく国の政治に参加する権利は、民主々義社会における人民の最も重要な基本的権利に属し、人権に関する世界宣言、国際連合憲章及び日本国憲法はそのことを保障した。したがって、日本国民たる沖縄県民が日本の国政に参加する権利を有し、その権利の行使が認められなければならないことはまことに当然である。然るに、1945年以来今日に至る米軍占領下にあって、同じく日本国民でありながら、ひとり沖縄県民のみは右の基本的権利の行使を不当に妨げられてきている。これは明らかに日本国憲法に保障された日本国民たる県民の最も重要な基本的権利を奪ったものであり、日本にとっての「国辱」というべきである。おもうに公職選挙法適用して県民に選挙権、被選挙権の行使を認め、県民代表の国会参加のため必要な措置を講ずることは、純然たる日本の国内問題であり、日本が真に独立国でありとすればかかる国内問題に対しいかなる外国の干渉介入も許されてはならないはずだからである。然るに、県民の国政参加の正当な要求に対し日本国政府は公職選挙法を適用するどころか、潜在議席を設けるという欺瞞的措置すらなし得ず、だれが坐るのかも明らかでない若干の椅子を作らすという国辱的茶番劇を演じ、県民を含む日本国民を侮辱し、アメリカへの従属ぶりを臆面もなく内外に曝した。日米政府のかかる態度はわれわれ県民にとり全く我慢のならないものである。よって那覇市議会は、日米両政府が県民の国政参加の正当な権利行使を認め、公職選挙法の適用に基づく県民代表の国会参加のため必要なるすべての措置を直ちに講ずるよう抗議をこめて強く要求するものである。

右決議する。

1964年３月23日

那覇市議会

右決議するは削除していただきたいと思います。

（「あて先はどこですか」と言う者あり）

日本政府、米合衆国ということになります。

（「25日じゃないですか」と言う者あり）

25日に訂正していただきたいと思います。

○議長(高良一君)　質疑に入ります。

○８番議員(名城嗣夫君)　本決議案は表題にもありますとおり県民の国政参加に関する要求決議ということで、これは高度の政治問題でありまして、ただいま提案者からも日本政府に訴えるということでありますし、これをここでこういった高度の政治問題を那覇市議会が即決してですね、やるということはどうかと思いますので閉会中にもっと慎重に審議して次の議会に提案したらどうかと思います。

○12番議員(真栄田義晃君)　これにつきましてはただいま日本の地方自治体におきましても沖縄の施政権返還に関する要請決議を行っている地方議会はたくさんございます。これはもちろん高度の政治的な要求ではございますが、やはり那覇市民の意思を代表する那覇市議会として、これはわれわれの市民を含めての県民の力に関する問題でございますので、その意思表示することは何ら妨げとはならないと思います。

○議長(高良一君)　ただいまの８番議員の発言につきましては、高度の政治性をもっているので閉会中の継続審査にしたいという意向でございますが、それに対して御賛成の方。

○26番議員(比嘉朝四郎君)　８番議員の意見に賛成するものでございます。本件につきましては原則に私は賛成する次第でございます。ただ文面において字句の訂正個所が多々あると思います。よってこれは閉会中の継続審査をしていただきたいと思います。

（「賛成」と言う者あり）（「休憩して下さい」と言う者あり）

○議長(高良一君)　休憩いたします。

（午後１時32分　休憩）

（午後１時34分　再開）

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。本件については非常に慎重を要するので休会中の継続審査としたいという意向が多いので、さよう取り計らって御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。よって本件は議会閉会中の継続審査とすることに決定し、総務委員会に付託いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第12、市会の意志を無視して市外バス路線変更を強行しようとする琉球政府及びこれに協力する西銘市長に対する抗議決議、議員真栄田義晃外３名提出決議案第９号を議題として提案者の説明を求めます。

○12番議員(真栄田義晃君)　これは一応読み上げまして２、３説明を加えます。すぐ本文に入ります。

市会の意志を無視して市外バス路線変更を強行しようとする琉球政府及びこれに協力する西銘市長に対する抗議決議

琉球政府は、那覇市議会が去る60回（12月）議会において市内主要通り会から提出された「市外バス路線変更反対」の陳情を全会一致採択したことに一顧も与えず、既定方針どおり、市外バスを国際通り開南通りからしめ出すことを主内容とする路線変更最終案を発表し、これを強行する構えを見せている。政府は、この政策が恰もこれらの市内主要幹線道路における交通難の緩和をめざすものの如く印象づけようとしているが、市内の交通が混雑している根本的な原因は、都市計画事業が遅々として進まない反面、近年頓に人口の都市集中の傾向が強まり、市街が無秩序に膨脹し続けている上に車輌が１ヵ月に300台以上も増加し、その多くが沖縄の中心都市たる那覇市に蝟集する社会的情勢が実際に存在するためである。したがって、市内における交通難を緩和するためには、都市計画事業の速やかなる実施、就中、主要都計道路交通広場、横断地下道陸橋等の交通施設の完備こそ焦眉の急務であることは既に何人の目にも明らかであるこのことに敢えて目をつぶり、大衆の足である市外バスを都心部からしめ出しても、那覇市の経済活動の中心が同都心部にある以上、市内バス、タクシー等が市外バスにとってかわ

るだけで何ら交通の緩和にならないばかりか、市外バスの市内バスへの乗りかえ地点における新たな混雑を招き、市外へ出る市民、市内へ入る他市町村民の経済的負担と不便を増すだけにすぎない。そのゆえにこそ、那覇市会も、主要都計道路、交通施設の早急なる開設、整備こそ急務であり、それまで軽々に市外バス路線の変更をすべきでない旨の意志表示を行ない沖縄市町村議長会においても再度に亘り変更反対の決議を行ったのである。このような、市民、県民の世論の動向を無視してまであえて市外バス路線変更を強行しようとするのは「交通難緩和」云々が実は全くのごまかしであり、米日大資本へのバス事業の系列化、再編成をめざす資本家的合理化によるその利潤の確保こそが真の意図であることを自ら暴露したものといわねばならない。また、西銘那覇市長も、政府の市外バス路線変更案に基本的に同調する態度を明らかにし、政府が変更反対の世論の動向にひるまず、バス路線変更の断行を期待する発言を３月14日の市会本会議で公然と行っている。琉球政府と西銘市長のこのような独善的、非民主的態度は、バス路線変更反対の陳情を採択した市会を侮蔑し、一部資本家の利益のために市民に犠牲を強いるものであり、断じて許すことのできないものである。

ここに、那覇市会は、市外バス路線変更に固執する政府及びこれに協力する西銘市長に強く抗議するとともに、政府が直ちに市外バス路線変更の政策を撤回し、主要幹線道路、交通施設の開設、整備のための積極的方策を講ずるよう要求する。

右決議する。

1964年３月23日

那覇市議会

右決議するは削除し、３月23日を25日に、あては琉球政府と西銘市長ということになります。なおこの中で疑問になるのでありますが、政府案に対しての市案というものをもっております。その点で政府に協力するということの含みの中に政府に協力するということの疑義が、あるいは質問が出るかもわかりませんが、これに対してですね、なるほど変更案の市外バスを締め出す、市内から締め出すその路線の変更案の仕方そのものに若干の意見の食い違いがあるんであって、市外バスを市内から締め出していくと、わずか数台の市外バスが通るというだけの案では変更案は基本的に同じである。そういう意味において政府の案に積極的に協力しているという意味でやっております。さらに先日の本会議で変更することについての意見、こういったものを聞いたら市外バス路線の系統と市内バスの路線系統を分け、両方を合理化することによって経費の節減もはかるということを申し述べておりましたが、そういうことが一般市民にはどのような利益をもたらすかということを尋ねたら、利害得失があって一概にはいえないけれども市民の不利益にはならないということをおっしゃっております。一概にはいえないのに不利益にはならないということを言い切っておるので、そういう面でやはり政府の案、これはあくまでも経費の節減ということは会社自体の利益にはなり得ても直ちに市民に利益になるということは考えられない。市民にはますます負担をますだけだということでこの決議案を考えたわけであります。

○議長(高良一君)　質疑に入ります。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　市外バス路線の変更ということで、まあ国際通りその他から陳情がありまして、建設委員会で相当時間をかけて検討したいというわけで、那覇市内の交通緩和というような点からこのバス問題も検討すべきだと最終的には根本的な施設、いわゆる道路の整備ということが今問題であるということでここにもこの趣旨を網羅して書いてございます。全くそのとおりでございます。問題は政府が強行しようとしていると、それを阻止すると、あるいはこれを十分検討して那覇市議会の意志に、あるいは考え方に十分検討を加えてこの問題を解決すべきだということが趣旨だと思うのでございます。申すまでもなく立法院においてもこの問題を非常に重要視してこれを検討しております。そういう意味からこの問題につきましては各通り会、あるいはそれぞれの機関からこの問題についていろいろと私も聞かされております。そういうふうなことで議会の議決になった点、あるいはこういうふうな点を早急に解決すべきだというふうなことを、例をあげて私の説明を議会でもこの問題は審議したことはあったわけでございます。ここに結論として出されていますのは、いわゆる市会の意志を無視して市外バス路線変更を強行しようとする琉球政府及びこれに協力する西銘市長に対する抗議と、つまりこれを強行しようとする政府に対して、いわゆるどういうふうな形をとって那覇市のこの案をもっていくべきかということを私はもっと突き進んで検討すべきだと思うわけでございます。さらに議会で付託になりました、建設委員会と当局とでこの問題を十分に協議するようにとの付託がございましたが、このことにつきましては前後３回にわたってこの問題を検討しておりますが、まだ結論に達しておりません。さらにこういったような問題を、いわゆる協議会あるいは交通緩和問題の協議会をつくってもっと検討すべきだというようなことまで出ておりますが、まだ結論は出ておりません。こういう問題についても琉球政府及びこれに協力する西銘市長に対する抗議と、西銘市長もここにおられるわけです。常にわれわれはこういった問題があれば突き進んでこの問題を審議する。そういう意味でいつもここにおられるわけでございます。そういう問題につきまして14日の市長の答弁内容ということについても私も話し合ったわけでございます。そういった意味じゃなくて、結局那覇市案としてこういうふうな線をつくってやるべきだという考え方にはずっと同じような答弁をされております。こういうふうなわけであえてこういったような那覇市内で議会と当局が互いに抗議をし合うと、むしろ抗議をしあう前に議会できめたことをもっとさらに検討してこれをまとめて政府にこの問題を阻止する。あるいは十分これを検討させるようなこういうふうな施策が必要であって、手続きが必要であって、あえて抗議をすることによって果たしてどういうふうなものになるかということが考えられるわけでございます。そういうふうな意味でこの点につきましてはいささかこの問題が不本意にわたる、あるいは観点が離れているというような感を受けますのでその点につきましては、むしろ十分今後いずれかの方法をとりまして、十分審議しあるいは議会できめたこういうふうな問題について早急にこの問題を阻止する方向にしぼってこの問題を取り扱ったほうがいいんじゃないか、ということで議会の決議に基づき今後の運営についてひとつ議長のほうで議会に諮っていただきたい。

○12番議員(真栄田義晃君)　これは市外バスの路線変更についての反対の陳情を採択したのは、与野党を問わずこれは全会一致でなされたわけです。それに対して市長のほうでは14日の本会議ではそういった、議会を前にしてむしろ政府が弱腰だと、こうすべきだというようなことを言っております。そうなってきますというと一体与党の責任はどこにあるのかということになります。議会で与野党を含めて全会一致でやっております。

(「反対がおったよ」と言う者あり)

採択の場合には考え方を改めて反対討論、賛成討論を交わした結果反対はおったけれども採択の場合は反対は１人もおりません。論議をかわしているうちに自分の考え方が誤まりであったということでそういう結果になっております。そこでわれわれがその抗議を出す前に与党はわれわれよりもっと大きい責任があると思います。そういった与党である議員が全く見解を別にするということはその調整、そのために努力すべきであるが与党はそういうことをやっておらない。そういうためにあえて議会に決議案を出さなければならなくなったわけです。

○議長(高良一君)　休憩いたします。

(午後２時49分　休憩)

(午後２時50分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○３番議員(又吉久正君)　市外バス路線変更について原則として賛成して、前の去った本会議においても本員はその問題を取り上げて当局と一問一答を交わしたのであります。ここにきょうこの決議文を出されておられますが、本員はバス路線変更においては市議会の考え方と市当局の考え方さらに政府の考え方がまちまちになっている。これをどうしても統一していかなければならないという意味合いで、政府も那覇市議会も当局も一丸となってそのバス路線変更を慎重に検討してやるべきだという意味合いから本

員は市会で動議を提出しまして、交通緩和対策研究委員会というのがこの議会で認められたわけでございます。それで当時本員の希望はどうしても市当局と議会、政府も一体となって慎重に検討すべきであるという意味の特別委員会をもった。その後２、３回委員会を行っているがせっかくの委員会をです、もっと積極的にやってしかるべきではなかったかとこう思うわけですが、この提案者の中には委員もおられます。その答がどう出ているか、その点をお伺いいたします。

○12番議員(真栄田義晃君)　その当時私は反対いたしました。反対いたしましたが、議会の意思として建設委員会が加わるということになっております。当時反対したのは、そういう委員会というのは一体市長の諮問機関になるのか、主席の諮問機関になるのかですね、いわゆる議会においては常任委員会と特別委員会をつくることができます。そういう独自の特別委員会のような委員会であるのか、あるいは市長の諮問機関としての委員会であるのか、都市計画審議会に相当するようなそれと別個の主席の諮問に応ずる機関であるのか、そういった権能が明らかにされていない。ユーレー座で茶グヮーヌメーするようなもので、それがだれがどういう効果を及ぼすかということで疑問があった。そういう意味でその提案がなされた当時あいまいになるおそれがあるという意味で反対した。その意見は今でも同じです。同じですが、ただし議会の意思において委員会がつくられたけれどもやはりそういった例があるが、出発からあいまいであるために協議会のあり方も非常に難航しており、どういうふうに結末をつけてよいかわからないというところにまできております。私はそういうふうに見ております。

○３番議員(又吉久正君)　今の真栄田さんの御説明ではこの委員会はどういう意義をもつのか、やるときにも反対すべきであったというように言われておりますが、本員は遺憾にたえない。いやしくも議会で全会一致で決定した。これをはっきりした方針に従って進まなかったということは、疑問をもつということは本員はほんとに残念でたまらない。というのは、このバス路線問題は市長にも権限はない。政府がバス路線変更問題は権限がある。市長は協力している。今あんた方の提案者の説明からいうとちょうど同じである。だからして与えられた責任を果たさない市の委員会で結論を出さないうちに飛び越えていってすぐこういう抗議決議ということはどうしても当たらない。市長にまた抗議するということもあるんだが、市長にも権限はない。政府にあるんですよ。だから委員会はどこにするかと言いますとちょうど同じである。今先労働争議が出てあのプライウッドの問題も出たんだが、議会で取り上げても拘束力がない。いうだけの効果はあんた方がいっていたのと同じですよ。その問題はですね、もう少し委員会で検討してそして委員会と当局とみっちりと慎重審議をしてやってもらう。そういうためにはせっかく出されておるのでこれも継続にして、委員会ではっきりともう少し骨を折ってもらって当局と議会と歩調を合わせてやってもらいたい。

○12番議員(真栄田義晃君)　冷静に考えていただきたい。

(「冷静ですよ」と言う者あり)(笑声あり)

というのは私は委員会を構成することにつきましては反対いたしました。反対いたしましたがやはり議会の意思は委員会をつくるということになった。反対だからというのでボイコットしているわけではございません。私のもっていた疑問というものはやはり審議をやっていくうちにおのずから明らかになってきた。というのは、議会の意思で独自につくることは特別委員会だけですよ。特定の事項について審議すると、交通難緩和について議会が独自に審議するための委員会を議会独自でつくるということになると特別委員会しかない。いわゆる議事規則にいうところの、議会のきめた条例でいうところの特別委員会しかつくれない。しかし市長の諮問機関としてのそのバス路線の委員会をつくるということになれば、これを議会に提案してやれば押しかけ女房みたいになる。肝心かなめの当局にそれについて意見を聞いたら、当局においては都計審議会というものがあるので市長の諮問機関として特別に交通問題について別個に委員会をつくる必要がないという見解を示されております。そうなってくると肝心かなめの提案者の市長の諮問としてつくるのであれば提案者は市長でなければならない。そういうわけで提案をつくる諮問委員会というものはできない。また主席の諮問委員会でもない。そうなってくるとこの委員

会というものはいかなる根拠に基づいて、いかなる条件に基づいて、また市長がそういう諮問機関をつくるというのであれば都市計画審議委員会条例をつくってやらなければできない。そうでないとあのままに宙に浮いてくる。議会の意思をボイコットしてやるわけではない。審議に加わっております。委員会に加わって審議もしてそういう問題が含まれているということを指摘しただけであって別段それ以外に何もありません。

○３番議員(又吉久正君)　もう少し委員長にお聞きしたい。この抗議決議が出されるのも市で委員会が、特別委員会がはかどらない限り結論もまだ出ないところにこれが出てきたというのは、どうも感心しないので、委員会としても積極的に結論を出すという意思があるならば、その結論を出して、そして政府にこうこういう案でやるのが妥当であるということもいえる。よってこのバス路線変更問題については、委員会として積極的に結論を出してもらいたいと思うが、委員長どうお考えでございますか。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　本議会から建設委員会と当局とで構成する交通緩和協議会に一任するということで議長のほうから付託されております。そういう関係から建設委員会といたしましても、当局と３回にわたって協議会をもっております。結局内容といたしましては議会で議決した点、あるいは当局としての案があると、結局この問題をどういうぐわいに調整するかという問題になるわけでございます。ところが問題がこういうふうになりますというと、そこにはっきりした行き方というのは出てこない。ただ結論として出せることは、要するに都市計画道路並びに交通緩和の諸施設を早急にやることになるわけでございます。したがいましてこの協議会、たとえばそういった問題はどういうふうな方向づけをするか内容ともある程度明確にしなければいかないということで、しからばこれを市長の諮問機関である、いわゆる交通緩和対策の委員会とこういうふうな形で、あるいは先ほど意見がありました那覇市の都計委員会においてそこまで同時に審議するのかというふうないろいろな考え方も出ておるわけでございまして、まだその意見は統一されておりません。それで正式な報告ができないわけでございますが、いずれにしましてもこのバス路線変更に関する問題に端を発しまして、那覇市の全交通緩和対策というのはどうしても早急に処理しなければいけないと、そのためにはもちろん監督行政、あるいはバス路線の決定とか、こういった面も種々ありましょうが、その根幹をなすのは道路の整備以外にないと結論を出したわけでございます。その意味において設置の是非についてもこういった問題を訴えて予算確保まで、こういった面までしなければいかないのじゃないかという積極的な意見も出たわけでございます。まあ今後こういった問題も当局のほうで検討するということになっておりまして、その問題がさらにはっきりしますればいずれその問題の方法ができるのでございまして、この交通緩和対策は今解決する問題ではないのでありまして、ずっと続く問題でございます。さらにこの提案の問題でございますが、これに対しても、たとえばこういう問題があるとすれば、むしろこの決議案はそういうふうな協議会に諮ってどうして処理すべきか、諮ってから市長に抗議すべきじゃないかということになればこういったことも協議会に諮ればなおいいんじゃないか。そこである結論が出ればこれを堂々と西銘市長に抗議もできるでしょうし、問題はそこにいく内容の問題でございます。市長の答弁もありましたとおり、やはり市長としての考え方がはっきり御報告されましたし、私個人としてもその後お聞きしておりますが、この内容とはいささか違うわけでございます。そういうふうな意味におきましてこの決議案については、むしろ継続してこれを審議して早急にこのバス路線の問題について、やはり那覇市議会の再度の、ひとつ決議をすべきじゃないかと、こういうぐわいに思うわけでございます。

○21番議員(金城吾郎君)　誤解を招くおそれがありますので提案者の真意をお尋ねいたします。この３枚目の４行目に交通難の緩和策としてのバス路線の変更ではなしに、米日大資本へのバス事業の系列化、再編成をめざす資本家的合理化によるその利潤の確保ということは市長の目的であるというううたい方がなされておるわけですが、そういうことによって国際通りから１号線にバス路線を変更することによって、どうしてこういうことになるのか。それから説明してくれませんか。

○12番議員(真栄田義晃君)　これについてはやはり市長が答弁されておりますが、バス企業が合理化される

と、それによって経費が節減され労働者の首切り、経費節減ができるというようなことも久高議員からも質問があったと思います。合理化によって首切りが出てくればこれはまことにやむを得ないことであって、首切りに対する結果の方法を講ずべきだということに対して市長は否定しておりません。そういう意味で利潤の確保、しかも節減された経費が全部バス賃の値下げになるということはだれも本気で考えるのはいない。何のために合理化するか、これは利潤を確保するためである。これは資本主義社会の常識である。これを浮いた経費をバス賃の値下げになるという考えは気違いざたですよ。だからそういった意味でやっております。

○21番議員(金城吾郎君)　バス路線変更と合理化という問題をどう結びつけるかということですが、合理化とバス路線と。

○12番議員(真栄田義晃君)　バス統合と密接な関係があると思います。

○21番議員(金城吾郎君)　それじゃ会社側もこの路線変更については反対の意向を表明しているわけですが、それはどういうことになるのか。

○12番議員(真栄田義晃君)　バス会社が反対して統合についても最初から業者側も自発的に手をつけるというよりも、政府の独自の方針じゃなくて、アメリカ政府の示唆によりそういった統合がなされているわけです。その統合についても一つ一つ、東陽バスと首里バスですか、銀バスとどこというぐわいにやってきておりますが、この会社自体の自発的というよりもそれがそういうふうになっているのはやはり政策的なもので、そのバス路線変更についての反対というのはその過程で出てきたもので、やがて統合するにつれてバス路線変更についてのバス会社の意見も、われわれは賛成にかわるだろうというふうにみるわけです。

(「進行」と言う者あり)

○議長(高良一君)　先ほどの建設委員長からお話がありましたように継続審査にしたいと思いますが、さよう取り計らって御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。よって決議案第９号は建設委員会に付託し継続審査と決定いたします。

○議長(高良一君)　次日程第13、決議案第10号キャラウェイ高等弁務官の即時退島と大田任命主席の退陣を要求する決議案、議員真栄田義晃外３名提出を議題として提案者の説明を求めます。

○12番議員(真栄田義晃君)　内容を読み上げまして提案理由にかえます。

キャラウェイ高等弁務官の即時退島と大田任命主席の退陣を要求する決議

キャラウェイ高等弁務官は1961年２月の就任以来アメリカ帝国主義の戦争と侵略、民族抑圧と搾取、収奪を内容とする軍事的植民地支配と永久属領化政策の最も忠実な実行者として県民に君臨し、露骨な専制支配を強化してきた。また、その就任以来立法院へのメッセージの中で県民に対する搾取、収奪、弾圧の政策を臆面もなく繰返し発表し、63年３月５日には金門クラブで悪名高い「自治権神話論」をぶち、アメリカ帝国主義の「民主々義」の正体を自ら暴露した。また、一貫して「琉球政府」の立法、予算、人事権等に理不尽な干渉と介入をなし、とりわけ1964年度一般会計予算における政府公務員の賃金引上げの否定、成立した予算に対する執行の一部否定、所得税の減税否定、農連に対する違法な抜き打ち監査、地公法、教公二法の押しつけに見られるごとく、民主主義と県民の自治権を侮辱し、立法院を無視し「朕は法なり」の専制支配を強行している。

また、その就任以来大田任命主席を中心とする特権官僚を手先として貿易、為替の「自由化」米日独占資本の導入をテコとして産業の大資本への系列化を目的とする「合理化」と農業「構造改善」事業等を強行して労働者の大量首切り、貧農切り捨て政策を推し進め、地方自治体に対する干渉と介入を強行して地域住民を収奪し、米軍人、軍属の県民に対する犯罪を容認する反面、米人に対する人種差別政策に基づく種々の恩典、優遇を行うなど徹底して県民を侮蔑しつづけてきた。また、彼は、現在、在沖米軍の総指揮者（米陸軍第９軍司令官）として沖縄の核武装を強め南ベトナムその他への侵略出兵等と共

に、ハワイ、沖縄間大空輸作戦を始め、大小種々の演習を強行して、県民の生命財産を脅かし、アジアの緊張を激化させている。

一方大田任命主席は、このようなキャラウェイ高等弁務官の専制支配の道具、あやつり人形として、アメリカ帝国主義の軍事的植民地支配永久属領化政策に忠実に奉仕し、県民の利益を裏切りつづけながらテンとして恥じることを知らない。

このようなキャラウェイ高等弁務官の専制政治と大田任命主席の政治のもとで、搾取と弾圧は強化され、物価は値上りし、殺人、強盗、強姦等の兇暴犯は増加し社会不安は日毎に増し、働らく人民の生活と権利は日毎にむしばまれ、極度の圧迫を受けている。ここに那覇市議会はキャラウェイ高等弁務官の専制支配と大田任命主席の反人民的、反民族的かいらいぶりに対し心からの憤りをこめて抗議するとともにキャラウェイ高等弁務官の即時退島と大田任命主席の即時退陣を強く要請するものでる。

右決議する。

1964年３月23日

那覇市議会

「右決議する」を消していただきます。23日を25日に訂正します。あて先は大田主席とキャラウェイ高等弁務官でございます。つけ加えて申し上げます。先日キャラウェイ高等弁務官を名誉市民として称号を授けるという提案がございましたが、その場合にキャラウェイ高等弁務官１人に名誉市民の称号を奉るという提案じゃなくして、当間重剛氏もだき合わせに出されております。そこで賛否両論いろいろございましたが、２、３の議員ではキャラウェイ高等弁務官については異議があるけれども当間重剛氏に対しては賛成するというような意見がございました。われわれは両方に反対でありました。あの場合お二人一緒でありまして、その中に当間重剛氏が入っているのでというわけでやむを得ないのでついでにキャラウェイ高等弁務官も名誉市民にすることに賛成したというふうにみられる方もおります。そこでキャラウェイ高等弁務官と当間重剛氏とを離して大田主席と一緒であればとおるんじゃないかということで出してありますので、よろしく御賛同願います。

(笑声あり)(「動議」と言う者あり)

○８番議員(名城嗣夫君)　本案については質疑討論を打ち切って表決に入っていただきたいという動議を提出いたします。

(「賛成」と言う者あり)

その理由といたしましては今つきたしでもって言いのがれをしようと思ってキャラウェイ高等弁務官に名誉市民の称号をおくることについて語っておりましたけれども、これは先ほど労働組合のほうからもそういう名誉市民にすることに反対するという決議の陳情が出されておりましたけれども、これは議決不用ということになっております。これと裏を返せば同一であります。その内容からして質疑の必要はないと。それからもう１つ大田主席の退陣要求、これはわれわれ議会人として、那覇市の議会としてこういった政党政治の中に巻き込まれないようにやったほうがいいんじゃないかと、というのはここに提案されている方々は自分の属している党の名においてこういう運動をしていただきたいと、こういう理由において（笑声）私はこの決議案については質疑討論省略して表決に入っていただきたいという動議を提出いたします。

(「賛成」と言う者あり)

○議長(高良一君)　動議は成立しております。ただいまの８番議員の動議のとおり質疑討論省略して採決に入って御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。採決に入ります。日程第13、キャラウェイ高等弁務官の即時退島と大田任命主席の退陣を要求する決議、議員真栄田義晃外３名提出決議案に賛成の方御起立を求めます。

(起立少数)

起立少数であります。よって決議案第10号は否決されました。

〔中　略〕

○議長（高良一君）　以上をもちまして第61回那覇市議会定例会を閉じることにいたします。どうもありがとうございました。

（午後３時22分　閉会）

上会議録を調製し署名する。

1964年３月25日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　上原　隆正〔印〕
署名議員　黒潮　　隆〔印〕

30　1964年（昭和39年）４月　第62回臨時会［祖国復帰］

４月25日（第１日）午前10時５分　開会

○出席議員（24名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	８番　名城　嗣夫君	10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君
12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君	16番　金城　武一君
17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君
21番　金城　吾郎君	22番　黒潮　　隆君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君
27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君

○欠席議員（６名）

６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	９番　金城　力夫君
15番　久場　景善君		
23番　安見　福寿君	26番　比嘉朝四郎君	

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名について
第２　会期を定めることについて
第３　祖国復帰に関する要請決議（議員金城吾郎外18名提出決議案第12号）

〔第４略〕

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長（高良一君）　これより本日をもちまして招集されました1964年第62回那覇市議会臨時会を開会いたします。

〔中　略〕

○議長（高良一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。直ちに本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第１号のとおりであります。

〔中　略〕

○議長（高良一君）　日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において名城嗣夫君、赤嶺慎英君を指名いたします。

○議長（高良一君）　日程第２、会期を定めることについてを議題といたします。会期は本日１日とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。よって本日１日をもって会期といたします。

○議長（高良一君）　日程第３、祖国復帰に関する要請決議、決議案第12号を議題として提案理由の説明を求めます。

○21番議員（金城吾郎君）　ただいま議題となりました祖国復帰に関する要請決議、決議案第12号の提案理由を説明申し上げます。沖縄が祖国から切り離されて19年、その間われわれは事あるごとにあらゆる機会をとらえまして、今日まで復帰の要請を続けてまいっております。しかしながら沖縄の情勢は御承知のようにますますアメリカの弁務官による専制支配が強化されてきつつある現状であります。そういった中でわれわれはこの事態を正しく把握して県民の復帰に対する正しい意思表示をやるべきである。今回沖縄県祖国復帰協議会におきましては、全沖縄の各市町村議会にその市町村民の意思を代表して広く内外に沖縄の復帰問題を訴えてもらいたいという要請をしておるわけでございます。もちろん市議会においてもこれまで数回にわたって復帰決議をやっておりますけれども、全島一円日を同じくして４月28日に向けてこの復帰決議をするということは、また今日やられた要請決議以上に意義あるものと考えるわけであります。こういう意味において今回この要請決議を提案しているわけでございます。内容はアメリカの統治の現状を訴えこれが明らかに国連憲章に違反するものである。もちろん国連憲章に規定する第11章非自治地域に関する宣言、これは沖縄がこの第11章に該当する地域であるとは言えないわけであります。また第12章に規定する信託統治制度でもない。しかしながらこういう規定に該当してもこのような統治はあってはならないということであります。さらにまた植民地諸国、諸人民に対する独立許容の宣言、これも国連において採択されているわけであります。このような国連の規程するところのあらゆる宣言条項に違反する。したがってこのようなものはすみやかに是正されるべきであるという観点に立って本案を提案しております。案文を朗読いたしまして説明にかえます。

祖国復帰に関する要請決議

沖縄は、第二次大戦の敗戦による軍事占領統治７年、次いで対日平和条約第３条によって祖国から分離され、アメリカの軍事的植民地支配のもとにおかれて12年、実に19年の長きにわたって異民族の支配を余儀なくされている。

1962年３月、アメリカはいわゆるケネディ新政策なるものを発表し「沖縄の復帰を待望し、復帰の際の混乱を少なくするため財政援助を増大する」という主旨の声明をした。しかしながらその声明とは逆に「極東に脅威と緊張が続く限り沖縄を保有する」と言明して核兵器基地の強化とあらゆる演習を行い戦争の危機を増大している。また財政援助増額も県民の期待に反するものとなっている。最近では高等弁務官の専制支配が露骨化し琉銀をはじめ各金融機関への介入、農連の抜き打ち監査、布令の改悪による医薬品の統制、アメリカ銀行の進出や開発公社の株式取得等により経済的植民地化の傾向が濃厚となり、自治権は皆無の状態となっている。一方、渡航の制限はますます厳しくなり、県民の生命財産は脅かされ、労働者への弾圧も強くなっている。このような統治のあり方は「その地域住民の利益が至上のものであるという原則に立って行わなければならない」という国連憲章に規定された非自治地域の統治の原則に違反し、人権や基本的自由を保障した「人権に関する世界宣言」にももとるものといわなければならない。さらに国連において「植民地諸国、諸人民に対する独立許容の宣言」が採択されている今日、いかなる理由があるにせよ力によって同一民族が分断され、他国の支配下におかれることは国際正義に反し、許さるべきではないと信ずる。

復帰に対する沖縄県民の意思は単なる財政援助増額の宣伝や圧迫によっていささかもひるむものではない。よって那覇市議会は国際世論の盛り上がりと全世界の良識の上に立って、日米両国はもとより国連加盟諸国が「その地域住民の意思に反した不当な支配」がなされている沖縄統治の実態を再認識し、

祖国日本の主権が速やかにかつ、完全に回復される措置を講ぜられるよう強く要請する。

1964年４月25日

那覇市議会

あて先は議会運営委員会で話し合われたとおりアメリカ大統領、上下両院議長、国防長官、日本政府内閣総理大臣、衆参両院議長、それに全国市議会559市あてにしたいと思います。提案並びに賛成者はこの間全員協議会に集まられた皆さんと、議会運営委員会の皆さんとがあげられておりますけれども全員提案にしたいと考えております。以上。

○議長(高良一君)　休憩します。

(午前10時32分　休憩)

(午前10時33分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。質疑に入ります。

○21番議員(金城吾郎君)　ただいま12番議員からありました、この非自治地域の統治の原則、これは先ほど提案理由を申し上げた際に御説明申し上げましたように、沖縄はその地域ではないわけです。ないがこれにさえも違反しているという意味であるということを先ほど説明申し上げたので、統治の原則にさえ違反しというふうにミスプリントでありますので、この「さえ」を挿入していただきたいと思います。

(「賛成」と言う者あり)

○議長(高良一君)　では日程第３、祖国復帰に関する要請決議、議員金城吾郎外29名提出決議案第12号は原案どおり可決されました。(拍手あり)

〔中　略〕

○議長(高良一君)　それでは以上をもちまして1964年第62回那覇市臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午前11時22分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1964年４月25日

議　　員　高良　　一〔印〕
署名議員　名城　嗣夫〔印〕
署名議員　赤嶺　慎英〔印〕

31　1964年(昭和39年)　６月　第64回定例会[年金、市外バス路線変更、国政参加、渡航制限]

６月５日(招集日)午前10時２分　開会

○出席議員（27名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	11番　平良真次郎君
12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君	15番　久場　景善君
16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君
20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君	22番　黒潮　　隆君	23番　安見　福寿君
24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君
28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君	

○欠席議員（３名）

８番　名城嗣夫君　９番　金城力夫君　10番　辺野喜英興君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君	
収入役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君	
経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君	
消防本部次長　具志　清一君	選挙管理委員長　赤嶺　正一君		

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名について

第２　会期を定めることについて

〔第３～第17、第19～第45　略〕

第18　那覇市敬老年金条例制定について（市長提出議案第38号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより1964年６月第64回那覇市議会定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第１号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において平良真次郎君、比嘉佑直君を指名いたします。

(「３番出席」「30番出席」と言う者あり)

○議長(高良一君)　休憩いたします。

(午前10時11分　休憩)

(午前10時46分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。日程第２、会期を定めることについてを議題といたします。お諮りいたします。ただいま休憩中に御報告いたしましたが、だいたい会期を20日間として、きょうの本会議は施政方針並びに上程案件の説明聴取、６日の土曜日は休会して議案の研究、７日日曜日も休日で議案研究、８日月曜日本会議、施政方針に対する質疑、９日本会議、施政方針に対する質疑並びに一般質問、10日は議案上程、質疑、委員会付託というふうにしてお手元にプリントにしてお配りしてあります会期日程のとおり本会議６日、委員会９日、休日４日、休会１日、計20日間の日程と会期を定めたいと思いますが、さよう取り計らって御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議なしと認めます。よって会期を20日間と決定されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第18、第38号議案那覇市敬老年金条例制定についてを議題として説明を求めます。

議案第38号

那覇市敬老年金条例制定について

那覇市敬老年金条例を別紙のとおり制定するものとする。

1964年６月５日提出

那覇市長　西銘順治

(提出理由)

高齢者に対し長寿を祝し、敬老思想の高揚を図り、もって高齢者の福祉の増進に寄与するため条例を

制定したいので、この案を提出する。

那覇市敬老年金条例

(目的)

第１条　この条例は、高齢者に対して敬老年金（以下「年金」という。）を支給することにより、その長寿を祝し、敬老思想の高揚を図り、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(受給資格)

第２条　年金を受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件を備えているものとする。

(1) 本市に住民登録をなし引続き10ヵ月以上居住していること。

(2) ９月15日現在満85才以上であること。

(支給日の期間)

第３条　年金の支給期間は､受給資格を取得するに至った日から資格を喪失するに至った日までとする。

(年金の額)

第４条　年金の額は、５ドルとする。

(申請および決定)

第５条　この年金を受けようとする者は、市長に申請書を提出しなければならない。ただし、本人において申請することができない場合は、その扶養義務者または同居者によって申請することができる。

２　市長は、前項の申請に基づいて支給を決定する。

(資格の喪失)

第６条　年金の支給を受ける者が次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

(1) 死亡したとき。

(2) 本市に居住しなくなったとき。

(3) 辞退したとき。

(4) その他市長において年金の支給が適当でないと認めたとき。

(譲渡または担保の禁止)

第７条　年金を受ける権利は、これを譲渡しまたは担保に供することができない。

(委任)

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

○番外(経済民生部長　慶佐次盛宏君)　議案第38号那覇市敬老年金条例制定について御説明を申し上げます。提案いたしました敬老年金については先の３月議会で陳情採択されまして、さらに議会から政府、立法院に要請決議がなされたものであります。市といたしましても敬老思想の高揚として老人福祉の促進に寄与するという立場から、さらに将来政府における老齢年金制度の法制化を促進される足がかりとして本条例を制定したいと考えております。

したがいまして内容におきまして若干財政規模の規制を受けた点もありますが、65年度は一応新しい制度を創設するということにしまして逐次内容の改善をはかっていきたいと考えております。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日はこれでもって散会して８日午前10時再開いたします。

(午後２時16分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1964年６月５日

議　　長　高良　　一〔印〕

署名議員　平良真次郎〔印〕

署名議員　比嘉　佑直〔印〕

〔６月８日、９日会議録　略〕

６月10日(第４日)午前10時９分　開議

○出席議員（21名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	７番　上原　隆正君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君
13番　儀間　真祥君	15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君
18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君
22番　黒潮　　隆君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君
29番　具志　栄治君			

○欠席議員（９名）

６番　渡口　麗秀君	８番　名城　嗣夫君	９番　金城　力夫君	10番　辺野喜英興君
14番　高良　　一君	23番　安見　福寿君	27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君
30番　赤嶺保三郎君			

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君
収入役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君
経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君
消防本部次長　具志　清一君	選挙管理委員長　赤嶺　正一君	

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第４号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第９、第11～第43、追加第１～第９　略〕

第10　那覇市敬老年金条例制定について（市長提出議案第38号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○副議長(大山盛幸君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第４号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○副議長(大山盛幸君)　日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において久場景善君と友利栄吉君を指名いたします。

〔中　略〕

○副議長(大山盛幸君)　日程第10、第38号議案那覇市敬老年金条例制定についてを議題として質疑に入ります。

(「委員会付託」と言う者あり)

○副議長(大山盛幸君)　本案は質疑を終結し所管の経済民生委員会にその審査を付託いたします。

〔中　略〕

○副議長(大山盛幸君)　これで全日程を終了いたしましたので本日の会議を閉じます。

(午前11時13分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1964年６月10日

議　　長　高良　　一〔印〕
副 議 長　大山　盛幸〔印〕
署名議員　久場　景善〔　〕
署名議員　友利　栄吉〔印〕

６月23日(第５日)午前10時５分　開議

○出席議員（28名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	10番　辺野喜英興君
11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君
15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君
19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君	22番　黒潮　　隆君
23番　安見　福寿君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君
27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君

○欠席議員（２名）

８番　名城嗣夫君　９番　金城力夫君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君
第二助役	新垣　義徳君	収 入 役	渡口　政行君
総務部長	城田　清才君	企画部長	新里　博一君
経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君
水道部長	玉城　定仁君	消防本部次長	具志　清一君
選挙管理委員長	赤嶺　正一君		

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第５号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第28、第30～第50、追加第１～第５　略〕

第29　那覇市敬老年金条例制定について（市長提出議案第38号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第５号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において、又吉久正君、赤嶺保三郎君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第29、第38号議案那覇市敬老年金条例制定についてを議題として経済民生委員会の審査報告を求めます。

○15番議員(経済民生委員長　久場景善君)　議案第38号「那覇市敬老年金条例制定」について本委員会の審査経過と結果を申し上げます。

本件については主管部課長の説明を聴取したところ、高齢者に対し長寿を祝し、敬老思想の高揚をはかり、もって高齢者の福祉の増進に寄与するということであります。

これに対する当委員会におけるおもな質疑答弁を２、３申し上げますと、

(1)　第２条第１項の10ヵ月以上とある字句を３ヵ月以上に改められないか。

答弁　申請してからでも３ヵ月はかかるし、予算年度や資料収集の面から見た場合でも、どうしても３ヵ月ではできないので、10ヵ月が妥当である。

(2)　第２条第２項の満85才以上とあるが、その年齢の基準について。

答弁　他市町村に於いては、最低年齢75才以上の所もあるが、本市は人員にも影響があるので、満85才以上とした。ただし予算のめどがつけば逐次改正するつもりである。

(3)　第５条の扶養義務者又は同居者が居ない場合はどう申請するか。

答弁　文盲又は精神薄弱等の人については近所の人に申請を依頼してもらったり、また当局から調査の上、積極的に吏員を派遣して本人に直接説明して納得させた上認印だけを押さすという方法も考えられる。

(4)　第６条第４項の年金の支給が適当ではないとはどういうことか。

答弁　受刑者、精神異常者等に対して年金を支給した場合、敬老思想の高揚といった面から見てどうかと思う。

以上であります。本件については討論を省略して全会一致原案を可決すべきものと決定した次第であります。よろしく各位の御賛同を得たいのであります。

（「質疑討論なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　質疑討論なしと認め採決に入ります。本案につきましては委員長報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。明日は午前10時再開いたします。御苦労様でした。

（午後４時９分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1964年６月23日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　又吉　久正〔印〕
署名議員　赤嶺保三郎〔印〕

６月24日(第６日)午前10時16分　開議

○出席議員（25名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	７番　上原　隆正君	10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君
12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君	15番　久場　景善君
16番　金城　武一君	18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君
21番　金城　吾郎君	22番　黒潮　　隆君	23番　安見　福寿君	24番　赤嶺　慎英君
25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君
29番　具志　栄治君			

○欠席議員（５名）

６番　渡口　麗秀君	８番　名城　嗣夫君	９番　金城　力夫君	17番　宮里　敏慶君

30番　赤嶺保三郎君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君　　第一助役　古堅　宗徳君　　第二助役　新垣　義徳君
収 入 役　渡口　政行君　　総務部長　城田　清才君　　企画部長　新里　博一君
経済民生部長　慶佐次盛宏君　　建設部長　花城　直政君　　水道部長　玉城　定仁君
消防本部次長　具志　清一君　　選挙管理委員長　赤嶺　正一君

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第６号

第１　会議録署名議員の指名について
〔第２、第３、第６～第32、追加第１～第４　略〕
第４　決議案第９号の撤回について
第５　市会の意志を無視して市外バス路線変更を強行しようとする琉球政府及びこれに協力する西銘市長に対する抗議決議（決議案第９号建設委員会審査報告）
追加第５　市外バス路線変更を強行しようとする琉球政府に対する抗議決議
（決議案第17号議員真栄田義晃外３名）

本日の会議に付した事件

第１　会議録署名議員の指名について
〔第２、第３、第６～第32、追加第１～第４、追加第６　略〕
第４　決議案第９号の撤回について
第５　市会の意志を無視して市外バス路線変更を強行しようとする琉球政府及びこれに協力する西銘市長に対する抗議決議（決議案第９号建設委員会審査報告）
追加第５　市外バス路線変更を強行しようとする琉球政府に対する抗議決議
（決議案第17号議員真栄田義晃外３名）

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第６号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　これより議事に入ります。日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において大山盛幸君、比嘉朝四郎君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　市長が見えるまで日程第３はあと回しして日程第４に移ります。日程第４、決議案第９号の撤回についてを議題として、説明を真栄田議員は欠席でございますので22番議員に説明願います。

○22番議員(黒潮隆君)　ただいま議題になっております決議案第９号の撤回について撤回の理由を御説明したいと思います。本決議のあて先は決議案の内容からして琉球政府、西銘市長ということになっておりますが、琉球政府はともかく、西銘市長に対する個所は議員間に疑義が多く、したがって琉球政府に対する個所には賛意をもつ議員でも、採決になると一個の決議案に対する賛否を問いますから勢い否決の方向に追いやることになりますので、これは議会の意思表示を正しく行えない結果を招くものであるというふうに考えます。去った議会で政府の市外バス路線変更に対する市内通り会から出されておりました陳情書を議会では全会一致で採択したてまえ、この決議案が否決になりますと非常にぐわいが悪いことになると思います。したがいましてこれを撤回いたしまして琉球政府に対する抗議の一本にしぼって、後刻議題としてかわるべき議案を提案して審議していただくことをお願いいたしまして、決議案の

第９号の撤回理由といたします。よろしく皆さんの御賛同をお願いいたします。

（「休憩願います」と言う者あり）

○議長(高良一君)　休憩いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。日程第４、決議案第９号の撤回についてを議題としてお諮りいたします。撤回を了承することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。よって撤回することにいたします。

（「動議」と言う者あり）

○12番議員(真栄田義晃君)　動議を提出いたします。今撤回になりました決議案第９号、これにかわりまして新たに決議案を提出いたします。内容を読み上げたいと思います。市外バス路線の前のものは、内容の表題も琉球政府と西銘市長に対する抗議決議というふうなものが、撤回になった決議案が出ておりましたが、これの内容を琉球政府に対する抗議決議だけに新たに決議をするということになっております。読み上げます。

市外バス路線変更を強行しようとする琉球政府に対する抗議決議

琉球政府は、那覇市議会が去る第60回（12月）議会において市内主要通り会から提出された「市外バス路線変更反対」の陳情を全会一致採択したことに一顧も与えず既定方針通り、市外バスを国際大通り、開南通りからしめ出すことを主内容とする路線変更最終案を発表し、これを強行する構えを見せている。

政府はこの政策が恰もこれらの市内主要幹線道路における交通難の緩和をめざすものの如く印象づけようとしているが、市内の交通が混雑している根本的原因は都市計画事業が遅々として進まない反面、近年とみに人口の都市集中の傾向が強まり、市街が無秩序に膨脹し続けている上に車輌が１ヶ月に400台以上も増加し、その多くが沖縄の中心都市たる那覇市に蝟集する社会的状勢が実際に存在するためである。従って、市内における交通難を緩和するためには、都市計画事業の速やかなる実施、就中、主要都計道路、交通広場、横断地下道、陸橋等の交通施設の完備こそ焦眉の急務であることは既に何人の目にも明らかである。このことに敢えて目をつぶり大衆の足である市外バスを都心部からしめ出しても、那覇市の経済活動の中心が同都心部にある以上、市内バス、タクシー等が市外バスにとって代わるだけで何等交通の緩和にならないばかりか、市外バスの市内バスへの乗換地点における新たな混雑を招き、市外へ出る市民、市内へ入る他市町村民の経済的負担と不便を増すだけにすぎない。

その故にこそ、那覇市議会も、主要都計道路、交通施設の早急なる開設整備こそ急務であり、それまで軽々に市外バス路線の変更をすべきでない旨の意志表示をした。さらに沖縄市町村議長会においても再度に亘り変更反対の決議を行ったのである。このような市民、県民の世論の動向を無視してまであえて市外バス路線変更を強行しようとするのは、「交通難緩和」云々の真意を疑わざるを得ない。こゝに、那覇市議会は、市外バス路線変更に固執する政府に強く抗議するとともに、政府が直ちに市外バス路線変更の政策を撤回し、主要幹線道路、交通施設の開設、整備のための積極的方策を講ずるよう要求する。

右決議する。

1964年６月26日

那覇市議会

提案の理由はですね、先ほど撤回になった原案に提案者は私も加わっておりましたが、撤回の動議に賛成したわけです。それは西銘市長と政府に対する２つの抗議であったわけでございますが、議員間には西銘市長に対する抗議ということになると非常に難色を示す人々がおるので、２つ抱き合わせにした決議案は当然本会議で否決される結果を招くおそれがある。そうなりますと那覇市議会が反対を示したあの先の陳情した際の那覇市会の意思というのが、これまでの間に変わってきてバス路線変更に賛成で

あるかのごとき印象を、間違った印象を外部に与える。そういう印象を与えないために政府だけに限って、あて先を政府だけに限った抗議内容とする決議案を提出したわけでございます。これを日程に追加して審議下さいますようお願いいたします。

(「賛成」と言う者あり)

○議長(高良一君)　動議は成立しております。お諮りいたします。本動議を日程追加第5に追加することにして御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。よって日程追加第5に追加いたします。これは委員会付託にもっていかなければいかないでしょうね。

(「委員会付託」と言う者あり)

本件につきましては所管の建設委員会に付託いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)

〔中　略〕

次の日程第5は撤回によって自然消滅しておりますので日程第6に入ります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。本日はこれをもちまして散会しまして明26日午前10時に開会します。

(午後4時17分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1964年6月24日

議　　長　高良　　一〔印〕

署名議員　大山　盛幸〔印〕

署名議員　比嘉朝四郎〔印〕

6月26日(第7日)午前10時14分　開議

○出席議員(25名)

1番　大山　盛幸君	2番　森田　孟松君	3番　又吉　久正君	4番　武村　朝良君
5番　楠見　長礼君	6番　渡口　麗秀君	7番　上原　隆正君	10番　辺野喜英興君
11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君
15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君
20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君	22番　黒潮　　隆君	24番　赤嶺　慎英君
25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君
29番　具志　栄治君			

○欠席議員(5名)

8番　名城　嗣夫君	9番　金城　力夫君	19番　喜久山朝重君	23番　安見　福寿君
30番　赤嶺保三郎君			

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君
収入役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君
経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君
消防本部次長　具志　清一君	選挙管理委員長　赤嶺　正一君	

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第7号

第1　会議録署名議員の指名について

第2　県民の国政参加に関する要請決議(決議案第5号総務委員会審査報告)

第3　市外バス路線変更を強行しようとする琉球政府に対する抗議決議

(決議案第17号建設委員会審査報告)

第4　渡航制限撤廃に関する要請決議(決議案第15号議員大山盛幸外27名提出)

〔第5、追加第1、追加第2　略〕

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第7号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において、金城吾郎君、武村朝良君を指名いたします。

○議長(高良一君)　議事に入ります前に運営委員会、総務委員会の審査事項が残っておりますので、しばらく休憩いたします。

(午前10時17分　休憩)

(午前11時28分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。日程第2、第5号決議案県民の国政参加に関する要請決議案を議題として総務委員会の審査報告を求めます。

○25番議員(総務委員長　赤嶺一男君)　報告をいたします前にお配りしてありますプリントにミスがありますので御訂正を願います。

一番最初の「沖縄が日本国の固有」とありますが「日本国の固有」ではなしに「日本固有」であります。「固有の領土」とありますのを「固有の国土」になおしていただきます。

次は下から8行目「公職選挙法適用」とありますが「公職選挙法を適用」に「を」挿入していただきます。それから一番最後のほうに「抗議をこめて」と「右決議する」をあわせて取り除いていただきます。

決議案第5号、県民の国政参加に関する要請決議、本案につきまして、お手元に配付してあります修正案どおり全会一致をもって修正可決すべきものと決定いたしましたのでよろしく各位の御賛同を得たいのであります。

(「質疑討論なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　質疑討論省略して採決に入ります。第5号決議案につきましては委員長報告どおり修正可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」)と言う者あり)

御異議なしと認めます。よって本案は修正可決されました。

○議長(高良一君)　日程第3、第17号決議案市外バス路線変更を強行しようとする琉球政府に対する抗議決議を議題として建設委員会の審査報告を求めます。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　決議案第17号市外バス路線変更を強行しようとする琉球政府に対する抗議決議について審査の結果を報告いたします。

本案については文章の内容並びに字句についても審議した結果、提案者から数個の字句の訂正申し入れがあり、委員会はこれを了承し、本案は原案どおり、可決すべきものと決定したのであります。字句

の訂正については真栄田議員から説明することになっております。よろしく各位の御賛同を得たいのであります。

○12番議員(真栄田義晃君)　ただいま委員長から報告がございました訂正の個所を読み上げます。まず最初の本文の１行目「琉球政府は、那覇市議会が去る60回（12月）議会」とあるのを「第60回」が適当だという建設委員会での意見でありましたので「第」を挿入いたします。

それから本文の中ほどで「市内の交通が混雑している根本的原因は都市計画事業が遅々として進まない反面、近年とみに人口の都市集中の傾向が強まり、市街が無秩序に膨脹し続けている上に車輌が１ヵ月に300台以上も増加している」ということが書かれておりますが、これはむしろ300台では少ないと、400台以上というのが現在の状態では正しいと、これは１年間に大体5,000台増えておるということから一応計算すると「400台」というふうに訂正いたします。

それから400台のところから１行、２行、３行目、さらに下って「市内における交通難を緩和するためには、都市計画事業のすみやかなる実施、そのうち主要都計道路交通広場」とあるのを「主要都計道路、交通広場」に句点を打ちます。さらに進んで次のページにいきます。最初の上のほうと下から５行目の「那覇市会」とあるのを「那覇市議会」と、正式の呼称の「議」の字を入れ訂正いたします。

それから上から３行目「意志表示を行い沖縄市町村議長会」とありますが、これは文章の構成上、那覇市議会の意志表示と市町村会の意志表示が２つありますので、「意志表示をした。」と句読点マルを入れ、これで一応打ち切ります。「さらに沖縄市町村議長会」と「さらに」を入れます。それから最後の日にちが「24日」とありますのを「1964年６月26日」に訂正していただきたい。以上が訂正個所でございますが、この決議案はできるだけ全員提案にもっていけたらというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。

（「賛成」「反対」「質疑」と言う者あり）

○議長(高良一君)　委員長報告に対して質疑に入ります。

○25番議員(赤嶺一男君)　提案者にお尋ねします。市外バス路線変更反対の陳情を全会一致採択したということになっておりますが、この市外バス路線変更反対につきましては本員は反対討論をしております。議長の運営のまずさから全会一致ということで処理されておりますが、この路線変更に対しては反対討論をしたという事実がありますので全会一致ということにはならないと思いますが、この全会一致を削るか修正する御意思はありませんか。

（「まだ全会一致になっておりませんよ」「前のものだよ」
「これは議長の責任ですよ」と言う者あり）（議場騒然）

○議長(高良一君)　そういうことらしいから全会一致は取り消します。25番の質疑のとおり全会一致になってないようですから、全会一致でないことに取り消します。修正します。

（「提案者の答弁はありませんか」と言う者あり）

○議長(高良一君)　提案者の答弁、12番。

○12番議員(真栄田義晃君)　そういうおそらくその人は反対しておっただろうというような推測でわれわれはやはり公式の文書をつくるわけにはいかない。議事録がやはりそういった場合に対外的にもはっきり証拠としてあげられるものですが、その場合にも陳情を採択したその当時の模様はすでに議事録署名人も署名してあるわけですが、それによりますとこうなっております。なるほど反対討論はございます。議事録に残っております。ところが採決の場合に、討論終結し採決に入ります。これは高良一議長です。議長高良一君、「日程第25、市外バス路線変更に対する反対陳情についてはただいまの委員長報告どおり採択することに御異議ありませんか。(異議なしと言う者あり)、御異議なしと認めます。よって本件は採択されました。」とこういうぐわいになっております。これを見たらやはり全会一致としか受け取れない。もし全会一致でなかったとするならば賛成多数というふうになるわけでございます。これを信ずる以外にない。

○６番議員(渡口麗秀君)　議事録になくても事実そのようなことであったら議長裁量によって訂正すべきですよ。

○議長(高良一君)　編集、校正においてやるべきことと思います。事務的なミスでもあり運営のミスでもありますのであとで処理いたしますから。

○12番議員(真栄田義晃君)　議事録として署名……（聴取不能）

○議長(高良一君)　そのときはそのときの処置であります。

（議場騒然）（「進行」と言う者あり）

25番議員の質疑に対して提案者の答弁を願います。

○12番議員(真栄田義晃君)　那覇市議会で採択したということにして差しつかえないと思います。今異議が出ていること自体、その当時賛成ではないんだが異議を唱えることを遠慮したというような状態だろうと、異議が出たこと自体、あくまで主張する必要はないと思います。これは全会一致と強迫的なことはしなくてもいい、那覇市議会において採択されたでよろしいと思います。

○25番議員(赤嶺一男君)　それでは委員長に要望いたします。この表題からいたしますと、内容について無理もないかもしれませんが、本員が受ける印象はいかにも、この問題のバス路線変更の発端になったのは交通難緩和という問題から派生している問題であります。これからながめた場合政府に対して抗議をするということも、あるいは必要かもわかりませんが、現時点において抗議をする態勢にあるかどうか、つまり政府だけの責任で市はないという観点に立っての審議をなされたかどうか、この点についてお伺いいたします。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　お答えいたします。すでに12月のバス路線変更反対の陳情のときに御報告いたしましたし、この件については十分那覇市として、あるいは那覇市の議会としては都計道路、あるいは交通広場、地下道、あるいは陸橋等こういったものを速やかにする以外には現時点においての交通緩和はあり得ないと、バス路線変更もあり得ないと、むしろそれよりもというようなことが論議されて御報告もしております。そういうような意味からいたしまして、政府が今度７月１日からこのバス路線変更問題を強行するんだということを発表されておりますが、これを厳重に阻止する、いわゆる那覇市会の議決に衆目の一致するところ、やはり道路整備拡張する以外にはこのバス路線変更、交通緩和対策の面でも非常に困難であると、そういうふうな立場に立ちまして、その決議案がそういうふうな形で出ております。

（「那覇市に抗議する」と言う者あり）

当局の責任ですか、

（「議会を含めて那覇市であります」と言う者あり）

この問題につきましては、結局12月の議会におきましても、いわゆる建設委員会と当局で交通緩和の問題で話し合う、討議するようにという議長からの達しがあったわけでございますが、その件についても前後３回にわたってこの問題で討議をしております。64年度予算にも、いわゆる交通広場の問題が予算化されており、この問題も委員会では強調したわけでございます。そういうふうな意味におきましても那覇市においても十分道路、あるいは交通広場というものを今年度の予算にも十分盛って、この問題を一つびとつ解決すべきだというような観点に立っておりまして、市としても政府にこの問題は再々折衝しておりますけれども、主管局は政府になっておりますので、これを市の責任と、あるいは議会の責任だというようなことに、責任をもつということにはたして言えるかどうか疑問に思うわけでございます。

○25番議員(赤嶺一男君)　さらに委員長にお尋ねします。本員の記憶では又吉議員の御提案だったと記憶しておりますが、市内の交通はほとんど麻痺しておると、市当局と議会の建設委員会のタイアップによってこの問題を打開していく方途を講ずべきでないかという御提案があったようであります。ただいまの委員長の御答弁の中にも３回にわたって協議をなされたということでありますが、建設委員会の考え方

と執行当局の考え方の一致を見てこの抗議決議ということになっておりますが。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　このバス路線の問題はです、結局底辺としては私は同じだと思います。底辺はやっぱし道路を広くする、交通広場をつくること、こういったような現時点における、いわゆる道路、車輌のバランスがとれないと、それをいくら右にもっていこうが左にもっていこうが、やはりそこにある地点においてぶつかる以外にないと、そういうような意味におきまして市の考え方と、要するに泊高橋のいわゆる右折線をつくって十分検討すべきだという線で、さらに例をあげますと、真和志郵便局のほうが非常に輻輳しており、この角切りをしようということで今度予算にも計上されておるわけです。要するに交通緩和という考え方は一致しておるわけでございます。ただ表現の問題で議会と市は不一致なように思われますけれども、そういったような考えはいたしておりません。先だっての本会議でも市長は結局、バス路線の変更は反対だということをはっきりおっしゃっておりますし、別にこの決議案が議会において私は検討し、あるいは採択すべきだというふうに考えておるわけでございます。

○25番議員(赤嶺一男君)　ただいまの委員長の御答弁は底辺は同じだという言葉を使用しておられますが、私がお聞きするのは執行当局と議会が最初の考え方は不一致であったが、一致するまで話し合いを続けることによってこの抗議というものに立ち至ったかどうか、これがはっきりお聞きしたかったわけでございます。そういう点、つまり一致したと思うということではこの抗議のもつ力、これが半減されるんじゃないかと、これは私自身も那覇市執行当局を含めての、那覇市議会の一致した抗議ということに受け取られない。せっかく抗議をなさるなら執行当局も議会も一致した観点に立って、しかも議会において全会一致で抗議をするということのほうが抗議するという意味で100パーセントに発揮するんじゃないかという考えでお聞きしておるわけでございます。答弁はいりません。

(「進行」「討論」と言う者あり)

○議長(高良一君)　討論に入ります。

○25番議員(赤嶺一男君)　市外バス路線変更を強行しようとする琉球政府に対する決議案に対して結論から申し上げますと、反対いたします。理由、先ほど委員長に御質問を申し上げましたが、委員長の答弁の中からうかがえたことは執行当局との話し合いというものが十分になされていない。したがって那覇市議会の名において抗議をするという客観的条件は全部そろっているとは本員は思われません。さらに7月1日をもって実施に踏み切るんだという政府の発表は相当日数……であったようであります。この問題が起きたのはきのう、きょうのことではない。昨年から交通麻痺というものはそれこそ殺人的な状況であるということは市民の一致した観点であります。この問題がこういうように那覇市内で起きておるのに当局と議会との話し合いがたった3回しかもたれてなかった。しかもたった3回だけで政府に抗議するということはこれは、どうも私の常識では考えられない状態であるというように本員は考えます。

さらに政府当局においてこの施策を断行する、いわゆる決行するということについてはそれこそ十二分な資料が出され、検討が加えられてのちこれは実行に移すという運びになっているように本員は承っております。この政府の施策を、いわゆる論駁するならばこれに相応するだけの市の協議対策を打ち立ててから論駁すべきであって、3回だけの協議で政府の立てた施策をまっこうから反対するだけでなしに、抗議決議をするということはそれこそ沙汰の限りであるというふうに本員は考えますのでこれに反対いたします。

○12番議員(真栄田義晃君)　この件に賛成いたします。ただいま赤嶺議員から議会のほうで交通緩和対策委員会ですか、正式の呼称は忘れましたが、それをつくる提案がなされてその会議が3回しかもたれていないということについてであろうと思いますが、この件につきましては私は当時は委員会の設置には疑問を抱いておったので、委員会をきめる場合にこの委員会のもつ権能というものが明らかじゃなかった。これが3回しかもたれなかった原因であって、その構成されているメンバーが熱意がなかったというようなことではないと私は考えます。委員会がいわゆる市長の諮問機関としての委員会であるのかですね、あるいは議会の条例に基づくところの議会のいわゆる委員会であるのか、そのいずれかであるならばそれぞれ規定によってその権能、そういったものが明らかになるわけであるが残念ながらその当時ここで出された交通緩和対策委員会というものは、そういったいずれの性格をもたない非常に曖昧模糊としたものでありました。そのために会合をもっても明確な結論が打ち出せない、これは何もそれを構成した議員の、先ほど申し上げた熱意が足りないということではなしに、そういった最初から委員会の性格そのものが曖昧であったのが原因しておると思います。

さらに建設委員会を責められておるようであります。しかしながらわれわれとしては市当局のそういう……なされたことを覚えておりますが、交通難を緩和するための対策としては基本的都市計画事業を進める以外に方法はないんだと、都市計画のマスタープランをちゃんとこれを執行していく、これが交通難対策の第一の条件だというようなことを述べておりますが、そのとおりだと考えます。その意味におきまして建設委員会におきましても、その議会の建設委員会としての機能の能う限りの那覇市の都市計画事業、あるいは土木事業そういった面の推進に建設委員の全員、これまでできる限りの努力してきておるのであります。ただこれが遅々として進まないのはわれわれの責任というように考えられるかもしれませんが、基本的には沖縄の都市計画事業、那覇市の都市計画事業を阻むのが、つまり財政的問題であり、その責任が琉球政府やあるいは米日両政府の責任であるというふうにわれわれは考える。交通難緩和対策につきましてもそういった路線を整備していくためには日米琉政府の責任を追及し、その財政支出をかちとるというふうに今後議会も建設委員会もわれわれ全部努力していきたいと、そのように考えておるわけでございます。

(「進行」と言う者あり)

○議長(高良一君)　討論打ち切り採決に入ります。日程第3、第17号決議案市外バス路線変更を強行しようとする琉球政府に対する抗議決議につきましては、委員長報告どおり原案可決に賛成の方御起立を願います。

(起立多数)

多数でございます。よって本案は可決されました。

○議長(高良一君)　日程第4、第15号決議案渡航制限撤廃に関する要請決議を議題として提案者の説明を求めます。

○1番議員(大山盛幸君)　ただいま議題になりました議案第15号渡航制限撤廃に関する要請決議は議員30名の共同提案でございますので、決議案を朗読することによって説明にかえさせていただきます。

渡航制限撤廃に関する要請決議

終戦から現在まで19年に亘り、沖縄は米国民政府布令によって渡航管理がなされている。

沖縄は日本固有の国土であり施政権者アメリカも日本の潜在主権を認めている。この潜在主権で結ばれる本土、沖縄間の往復は国内旅行であるにもかかわらず、異民族のアメリカが施政権を楯に不当な制限措置をとってきたが近年更に厳しくなっている。

政党人および労働組合幹部はもちろん進学、就職、病気療養、公務出張等の本土渡航許可申請者に対するパスポートの交付が何等の理由も示されず、拒否またはいやがらせによる保留により渡航を断念するものが続出している。このため精神的、経済的損害を被った住民は今年1月から4月までに110件にのぼっている。

アメリカは機会あるごとに「極東に緊張の続く限り沖縄から撤退しない」と公言しているが、いわゆる極東の緊張緩和のため、何ゆえに沖縄の住民のみが基本的人権の侵害を甘んじて受けなければならないものだろうか。

この専制的植民地的支配は民主主義を標榜する大国アメリカのなす業とは思えない。

沖縄の全住民は施政権者アメリカに対して、このような深い疑惑と不信の念を抱いていたが、最近急激に憤りに変化してきたという事実を率直に認めなければならない。

「すべて人間は、生れながら自由で、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、同胞の精神をもって互いに行動しなければならない。」とうたわれているとおり明らかに世界人権宣言及びこれを採択した国際連合の精神に違反するものである。

よってわれわれは那覇市民の総意を代表し、早急に不当な渡航制限を撤廃するよう強く要請する。

1964年６月26日

那覇市議会

○議長(高良一君)　質疑に入ります。

○20番議員(久高友敏君)　この渡航制限撤廃に関する決議案の内容については異論はないのであります。しかし本案を見ました場合に全員提案というふうに相なっているわけでありますが、問題は今会期において全然最初から出席していない議員がおります。これをいかように承諾を得たか、それを御説明願います。

○１番議員(大山盛幸君)　議会運営委員会で全員提案にしようということで欠席している議員には事務局から申し上げるようになっております。

○20番議員(久高友敏君)　議会運営委員会で全員提案でやるということはよろしゅうございますが、しかし本員が質問しているのは、事務局でこれを削除するということは議会運営委員会においておまかせしたのか、また事務局はそれだけの権限があるのか。

○１番議員(大山盛幸君)　了承を求めることは別に権限問題云々ではないとこう思料いたします。

(「進行」と言う者あり)

○20番議員(久高友敏君)　私はその見解の相違で済まされる問題ではないのであります。本会議において特に名城嗣夫議員と金城力夫議員は当初から出席していないが、これを了解なしに全員提案ということは自治法、会議規則にも触れる問題だと、だからこれは当然那覇市会の名において削るべきではないか。何も議会運営委員会の問題ではないと思います。これをはっきり御答弁を求めます。

○議長(高良一君)　休憩いたします。

(午後０時３分　休憩)

(午後０時５分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。休憩中に話し合いましたように全員の上に出席議員というふうに訂正願います。本案については全会一致であります。よって原案どおり可決されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　長い間どうも御苦労さまでした。

(午後２時31分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1964年６月26日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　武村　朝良〔印〕
署名議員　金城　吾郎〔印〕

32　1964年(昭和39年)　９月　第66回定例会[埋立]

９月19日(招集日)午前10時15分　開会

○出席議員（27名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君
12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君	15番　久場　景善君
16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君
20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君	22番　黒潮　　隆君	23番　安見　福寿君
24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君
28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君	

○欠席議員（２名）

７番　上原隆正君　９番　金城力夫君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君	
収 入 役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君	
経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君	
消防本部次長　具志　清一君	選挙管理委員長　赤嶺　正一君		

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名について

第２　会期を定めることについて

〔第３～第21　略〕

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日をもって招集された1964年９月第66回那覇市議会定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第１号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により、議長において楠見長礼君、喜久山朝重君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第２「会期を定めることについて」を議題といたします。議会運営委員会において定めた12日間の会期日程案をお手元に配付してあります。さように決定してよろしいですか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認め会期を12日間とすることに決定いたしました。

○議長(高良一君)　そのほかに今会期の議会運営委員会における協定事項がありますので委員長から御報告願います。

○24番議員(議会運営委員長　赤嶺慎英君)　本日の日程第２につきましてはただいま議長から御承認を得たところであります。

さらに今会期の議会運営につきまして日程計画の第３日に設けられました一般質問の件でございます

が、委員会におきましてもあらゆる角度から検討されまして、審議なされましたけれども、結論といたしまして議会運営がスムースに運営されるという面、あるいは議員個々の質の向上、あらゆる面からいろいろ検討されました結果、今会期も各会派代表質問でやってもらうというふうに審議されまして、議会運営委員会においては統一されておりますので、よろしく各議員の御賛同をお願いしたいと思っております。以上。

○22番議員(黒潮隆君)　委員長にお尋ねいたしますが、一般質問のときには各会派の代表によって質問を行うという報告がございましたが、６月の定例会でしたか、そのときには各会派の代表ですね、代表が総務委員会に属しているものから１人、建設委員会に属しているものから１人、経済民生委員会に属しているものから１人というふうに各派の代表が質問するように決定されておる。そのとおり実施されたわけですが、今回の場合もただ委員長の報告では各会派の代表が行うということになっておりますが、代表はあくまでも１人であるのか、前のように委員会から１人であるのか、どのようにきまったのか。

○24番議員(議会運営委員長　赤嶺慎英君)　各会派の代表はあくまでも代表でありまして、１人というふうに審議されております。さらに前議会におきましては各委員ごとにお一人ずつというふうにありましたが、このたびは審議の過程にございましたけれども各会派のお一人、経民、建設、総務部門からお一人にしぼって一般質問してもらうというふうになっております。

○22番議員(黒潮隆君)　先ほどの質問の中から各会派の代表１人というふうになっておりますが、１人にしてもらうということは議会運営をスムースに行うことと、さらにあと１点として議員の質の向上を取り上げております。

この中ではっきりさせたいと思うのは、今までの議会で行ったように全議員が発言を、質問を希望する、全議員にさせた場合あるいは先だっての議会で行ったように、各委員会から１人ずつというふうにした場合には議員の質が低下するのか、さらに今までの議会の運営はスムースに行われなかったのか、どういう点に引っかかったのか、そういう点を明らかにされてはじめて委員会での結論が出たものと思っております。そのように議員の発言をせばめることによって議員の質が向上するのか、それを明らかにされない限りこの問題は納得できないというふうに考えます。

○24番議員(議会運営委員長　赤嶺慎英君)　議員の質の向上という問題につきまして議会運営委員会における協議の一端を申し上げて答弁にかえたいと思います。

先般の議会から代表制の質問をしてもらったわけでございまするが、御承知のとおりそのときは施政方針に対する質疑並びに一般質問、各予算に対する質疑、議会運営上相紙一重の開きの質疑がございましたので相当混乱をしたわけでございます。

混乱されて議員個人個人にもややもするとその錯覚が起こったんじゃないかと考えられまするが、施政方針の中にも予算の質疑をやる、あるいは一般質問の中にも施政方針に対する質疑と混同したという事実が委員会においても話し合われたわけでございます。

それで議会運営をスムースに行うために各会派が集まってあくまでも一般質問の趣旨にのっとるように研究しあってやるということは非常にいいことじゃないかということが論ぜられまして、そういう点で委員長は議員の質の向上ということは議員各々の努力、研究ということも前提にして申し上げたわけで、そういう観点から議員の勉強、質の向上ということを申し上げたわけでございます。

さらに今日までの議会がスムースにいかなかったかどうかということも議会運営委員会において審議された内容をもって答弁にかえたいと思います。

一般質問におきますと、今日までの議会においてはややもすると同じことが、内容的には同じことが質疑、質問されたということ、さらに議会が終わらぬうちに発言が終わったらだらだらと流会寸前までやって、非常に議会が活気がなかったということは各議員の御承知のとおりだと思います。

そういう観点からして一般質問は鋭く立ち上がって市当局にもうんと奮起してもらうような活のある質問をしてもらったほうが今後のためにいいんじゃないか、という見解に立ちまして討議が進められたわけであります。

そういうことからして過去の議会運営は必ずしもスムースじゃなかったということも言えるわけでありまして、そういう点これを立派に直して基本的な議会運営をしたいという議会運営委員会の討議の中からこれを申し上げた次第であります。

○22番議員(黒潮隆君)　ただいまの御説明でも本員は納得できません。結局議員の質の向上をはかるために発言をする議員の数を減らすというような非民主的な方法で改善していくべきではないと考えます。一般質問と施政方針に対する質問と混同しているという場合に、これをいかにして混同させないように議会を運営していくかという点は議長の権限、あるいはいろいろな面で規制したりすることができるものと考えます。さらに同じような内容の質問がなされるという場合も２通りあると思います。

たとえば途中から入ってきて前の議員が発言したのを聞いていないためにやる場合、さらに当局の答弁が十分納得できない場合に同じ内容の場合も議員によっては観点をかえて、聞き方をかえて聞く場合もあります。

これは当然許してしかるべきだというように考えます。さらに途中から議員がぞろぞろ帰って過半数を超えて流会寸前になる場合もあります。

それはたびたびございました。これはあくまでも帰る議員が悪いと思います。何も質疑する議員が多かったので帰ったというふうに理解しては困ります。

これは途中から帰る議員を見てみますと、忙しい議員、あるいは急用ができたといろいろその理由があると本員は考えます。その場合にもあくまでも議長にその事情を話して帰ると、そして重要でない場合には議長によって議場に残ってもらうというようないろいろな方法がとれるもんと本員は考えます。

さらにもっと大きな疑問をもつのは、たとえば各会派に所属していない議員がございます。

この議員の場合は１人であってもそういう一般質問は、結局会派によっては５名の会派あるいは15名あるいは３名というふうにございます。

そうしてこの５名の、あるいは10名もいる議員の場合には代表を立てても自分で質問するようには納得できない場合もあると思います。ところがそういう会派に入っていない１人の議員の場合は十分自分の質疑したい点はできるわけなんです。ところが多数を擁している各派自体が発言を狭められるということは非常に非民主的だと考えます。

日本の国会みたいに政党代表、各派がはっきりしているところではそういう制度をとられてもいいと思います。

あくまでも地方自治体の場合には地域代表的な面も含まれております。そして同じ会派だからといって１人にしぼった場合にやはりその地域から出ている議員、あるいは総務委員会に出ている議員が代表になった場合は総務委員会に関連する件はよく研究されてのみ込んでいるわけですが、ただ意見を調整して質疑に立った場合にほかの委員会においてはその委員会に所属している委員よりはわからない点がございます。ますます不充分な点が出てくるのではないかというふうに本員は考えます。したがってずっと以前の会議と同じように広く質疑したい議員には、一般質問したい議員にはそれをさせるのが私は民主的だというふうに考えます。

そういうふうな観点からこの代表１人にしぼるというふうなことは非常に非民主的じゃないか、いわゆる発言の制限というふうにはならないというふうに本員は考えます。いかがですか。

○24番議員(議会運営委員長　赤嶺慎英君)　非民主的である、非民主的であるということは、今おっしゃったとおりのことも委員会では討議されております。

それで本日の日程もこういうふうに長時間とるのもおかしくありますのでそれで各会派から委員会には御出席になっておりますので委員長から御答弁申し上げるまでもなく、各会派で議会運営委員会の審議の過程を十分御了解していただきたいとこうお願いするものであります。よろしくお願いします。

○22番議員(黒潮隆君)　代表を１人にしぼった場合に時間を打ち切ってしまうような場合はありませんか。

（「補足させて下さい」と言う者あり）

○３番議員(又吉久正君)　先ほどから黒潮議員から一般質問は各派代表質問じゃなしに、地方自治体のあり方からしてあらゆる角度から個人的にさせるべきであるという御意見はごもっともだと思っております。去る議会運営委員会におきましても、いろいろとその件につきまして論を戦わしたのでありまするが、いよいよ採決までもっていこうというところまできておったわけでございまするが、まず今回はそうしてみようと、前は各派から代表を出してやったが今度は１人にしぼってやってみようじゃないかということで、一つの研究課題であるというような考え方に立ってやったわけでございまして、これが今後こういうふうに決定したという意味じゃないので、今回は委員会で決定されておりますのでがまんしてもらいまして、次からは黒潮議員のおっしゃる意をくみとって一般質問を元のとおりするかもわかりませんが、今回は御勘弁下さって議事を進めていただきたいと思います。

○22番議員(黒潮隆君)　お尋ねしたいのは、各派１人にしぼった場合は各議員の意見を総まとめにして質問するわけです。その場合にどうしても時間的に長時間にわたる場合が出てくると本員は考えます。その場合に動議を出してそれを打ち切るようなことにならないか、議員の数も制限しながら時間まで制限された場合には非常に困るわけです。いわゆる代表にしぼったということは施政方針に対する質問でありながら一般質問みたいになってしまって、はっきりしない点もあったと、そういうふうな点からやはり代表１人にしぼったようなことが含まれておるわけなんです。その場合に代表１人にしぼったときと３名あるいは５名に分けてやるよりも、やはり１人に質疑を全部させるとなった場合は時間的にどうしても今までよりか時間がくい込むと思います。その場合に動議を出して質問を打ち切ることがないかどうか、その点をお尋ねいたします。

○議長(高良一君)　そういうことはないと思います。

（「思うだけじゃ困りますよ」と言う者あり）

ないようにしますから一応今回はこのまま進めていきたいと思います。

○13番議員(儀間真祥君)　今の説明で各会派に分けて質問を代表してさせるということは各会派、18日会とかあるいは人民党、社大党、そういうのがありますね、そういうのがあるから会派をきめたということですか。

（「進行」「休憩して下さい」と言う者あり）

○議長(高良一君)　休憩します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。明日20日は議案研究のため休会、明後日21日月曜日本会議は一般質問となっておりますが、その登壇順序を議会運営委員会において次のとおりきめてありますので御報告して御了承を得たいと思います。１番目に登壇する会派は18日会、２番目無所属クラブ、３番目人民党、４番目社大党、５番目公政連、第６番目が久高友敏議員と、こうなっております。月曜日の午前10時までに登壇する議員の届け出を事務局までお願いします。

本日はこれで散会しまして明後日21日午前10時再開いたします。

（午前11時36分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1964年９月19日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　楠見　長礼〔印〕
署名議員　喜久山朝重〔印〕

〔９月21日、22日会議録　略〕

９月26日(第４日)午前10時20分　開議

○出席議員（22名）

１番	大山　盛幸君	２番	森田　孟松君	４番	武村　朝良君	６番	渡口　麗秀君
７番	上原　隆正君	９番	金城　力夫君	11番	平良真次郎君	12番	真栄田義晃君
13番	儀間　真祥君	15番	久場　景善君	16番	金城　武一君	17番	宮里　敏慶君
18番	友利　栄吉君	19番	喜久山朝重君	20番	久高　友敏君	21番	金城　吾郎君
22番	黒潮　　隆君	23番	安見　福寿君	25番	赤嶺　一男君	27番	比嘉　佑直君
28番	平良　亀助君	30番	赤嶺保三郎君				

○欠席議員（７名）

３番	又吉　久正君	５番	楠見　長礼君	10番	辺野喜英興君	14番	高良　　一君
24番	赤嶺　慎英君	26番	比嘉朝四郎君	29番	具志　栄治君		

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君	第二助役	新垣　義徳君
収入役	渡口　政行君	総務部長	城田　清才君	企画部長	新里　博一君
経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君	水道部長	玉城　定仁君
消防本部次長	具志　清一君	選挙管理委員長	赤嶺　正一君		

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第４号

第１　会議録署名議員の指名について
第２　埋立工事の請負契約を結ぶことについて（市長提出議案第118号）
第３　埋立工事の請負契約を結ぶことについて（市長提出議案第119号）
第４　埋立工事の請負契約を結ぶことについて（市長提出議案第120号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○副議長(大山盛幸君)　これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付してある第４号のとおりであります。諸般の報告をいたします。９月25日付、那企庶発第6898号をもって３件の議案が追加送付されてありましたのでお手元に配付してあります。後刻それぞれ上程して御審議願います。９月22日付、静岡県富士宮市議会から「沖縄の祖国復帰促進に関する決議書」が送達されておりました。

○副議長(大山盛幸君)　日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において渡口麗秀君、安見福寿君を指名いたします。

○副議長(大山盛幸君)　日程第２、議案第118号埋立工事の請負契約を結ぶことについて、同じく第119、第120は関連いたしますので３件を一括上程いたしまして当局の説明を求めます。

○番外(建設部長　花城直政君)　議案第118号から120号までの案件は関連いたしておりますので一括して御説明申し上げます。第２次泊、安謝間の公有水面埋め立て工事に関する事業計画につきましては、1964年の６月に議会の議決を得て施行準備を進めておりましたところ、９月11日に開発金融公社から口頭で融資認可の通知を受けたのであります。

本事業は年度内に完了させる予定でありまして、入札は指名競争入札により業者の選定に当たっては業者の資本力、信用度、会社の経営状態等、あらゆる角度から調査検討した結果10社を選定し、９月24日指名競争入札に付したのであります。

その結果お手元にあります議案のとおり落札者が決定いたし仮契約を締結したのであります。今回の

埋め立て計画は安謝橋川口から宮平造船所に至る間の７万8,783.25平方メートル約２万3,800坪でございますが、これを埋め立てることになっております。第１工区は議案にありますとおり面積約２万9,162.88平方メートル、業者は南洋土建の比嘉広さんで請負金額12万1,100ドル。

第２工区は面積が２万7,343.12平方メートル、請負業者が大城重機の大城永善で請負金額が14万9,730ドル。第３工区が２万9,162.88平方メートル、請負業者が座波建設の座波政福さん、請負金額が17万1,550ドルというふうになっております。

工期は議決の日から来年の４月30日までという工期を定めてございます。中間払いは４回というようなことでこの工事を早くりっぱに進めまして、市の住宅宅地の造成のためにやりたいというふうに考えております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長(大山盛幸君)　一括して質疑に入ります。

○22番議員(黒潮隆君)　直接議案の内容ではございませんが、この提案の仕方ですね、これについてお尋ねしたいと思います。もちろん追加議案を出すことはできるようになっております。

そこでお尋ねしたいのは、この９月24日に入札に付して落札したと、そういった点から本会議の、19日から始まった議会に提案できなかったということはよくわかりますが、この工事は６月議会でそこを埋め立てるんだというような議決をなされたわけなんです。

そこで、いわゆる９月定例議会にこういう議案を提案するために市当局は十分準備して、そして９月定例会が開かれるということは自治法によってはっきりしているので、それに間に合わして準備をすべきだというふうに本員は理解するわけなんです。

ところがそれが間に合わなかったという理由ですね、いわゆる設計見積り、いろいろの準備がいるわけなんです。そこでそのおくれた理由ですね、そこを説明していただきたい。

○番外(第二助役　新垣義徳君)　お答えいたします。この事業をやるということは前からわかってございまして、そのとおり準備を進めてきたわけでございまするが、何しろ資金はやはり融資でございまして開金から借りることになっております。その開金の融資決定通知を受けましたのが９月の11日でございまして、きょうの段取りになったようなわけでございます。

○22番議員(黒潮隆君)　もちろん開金から認可になったのが９月11日であります。ところがその前から開金と市との話し合いは続けられていたものだというふうに本員は理解します。

そこで市としての見通しは借りられるというような見通しをしていたんじゃないかと思います。そういう見通しがあるから、そこを埋め立てしたいというような議案が６月定例会に提案したというふうに本員は考えます。そこでもちろん開金からの認可がおりない限り入札に付すことはできないのであります。ところがそれまでに入札に付すような準備をしておいて、そして開金からの認可と同時にそういう入札に付した場合には、いわゆる９月定例議会の当初において提案することができたんじゃないかというふうに本員は考えます。

なぜ本員がこういうことを皆さんに質問するかと申し上げますと、いわゆる議会が始まる３日前ですね、議案は議員に配付しなければならないようになっております。

それはやはり議案を十分研究してもらいたいという期間も含まれているというふうに本員は理解します。さらに会期をきめる場合にも議案研究として、当局の提案理由の説明を聞いたあとでやはり議案研究の日をいつの議会でも設けて議案研究をしている形になっております。

ところが今までの議会のあり方を見てみますと、いわゆるさみだれ提案、追加議案がずいぶんございます。そうして最終の本会議で提案され、特別議決であるにもかかわらずそのまま即決というふうに議案が通された経験があります。今度の場合には最初会期をきめる段階では牧志公設市場の改築、建築をやるという議案も含まれていたので12日間になったと思います。

ところがそれが提案できなかったために、いわゆる審議するゆとりが出てきたわけなんです。そこで建設委員長としては30日の最終本会議に提案してすぐ即決にもっていくのは正しくないということで本

員はきょうの会議になったと思います。

３日前に議案を研究してもらうという立場からですね、今後そういうふうな提案の仕方は避けてもらいたいということを本員は質問したので、その点十分当局として検討しできる限り当初の本会議に間に合うような提案の仕方、準備の仕方をしてもらいたいというふうに考えます。

○13番議員(儀間真祥君)　当局にお尋ねいたします。この提案された議案でありますが、この埋め立てする場所を図面で見ますというと、安謝橋の中間から宮平造船までというふうに言われておりますが、あの地域には相当の施設があります。その施設についてどういうふうな話し合いがなされておりますか、それについて御説明を願います。

○番外(建設部長　花城直政君)　施設といいますと、この埋め立て地の中にですか。

○13番議員(儀間真祥君)　宮平造船、それから那覇地区漁船上架場があります。そのほかにいろいろありますが、これについてであります。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えいたします。このたびの議案とは別に関係の中に入っておりません。これは埋め立て計画の件で６月議会で御説明をいたしましたが、あそこは今度の議案の中には入っておりません。

○13番議員(儀間真祥君)　もう一回お尋ねいたします。安謝橋のところから宮平造船所のこの南側の所は埋め立てないということですね。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えいたします。これは今の御質問の場所はすでに埋め立ての免許を那覇市はもらっております。ただ年次計画によって埋め立てていきますので、今年はそこは埋め立てない、また次の年度になるということであります。

○13番議員(儀間真祥君)　もう１点お尋ねいたします。あの埋め立てする場所はですね、共同漁業権が設定されておりますが、この場合に漁業権との問題はどうなるか、話し合いはついているわけですか。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えいたします。埋め立て免許をもらったときにすでにこういった問題は解決されて免許をもらっているわけであります。今の埋め立てする所の漁業権とは何も関係はないと思います。

○13番議員(儀間真祥君)　1961年に一応認可になっているわけなんです。これから見ますと安謝橋の南の端、それから下のほうに南地を含めて漁業権が設定されているわけです。今の説明によりますと一応この漁業権の問題は解決しているということは、那覇市の業者と話し合いがついているということですか、どんなもんですか。

○番外(建設部長　花城直政君)　さっき御説明を申し上げましたけれども、埋め立て免許をもらった所の船だまり場はもっておりません。第２次埋め立て計画で今度はこれを造成するということであります。この次の年度で埋め立てするときはそこの業者、権利者とは話し合わなければならないと考えております。

○13番議員(儀間真祥君)　もう１点お尋ねいたします。今の説明によりますと、この場所を埋め立てするには漁業権とは関係ないということですか。漁業権とは関係ないから次の埋め立てる所から漁業権と関係するから承認をしてもらいたいということですか。

次といいますと今の安謝にある船だまり場のことですが、これは前から説明を願ったわけですが、第１回目の埋め立てです。あれもつまり漁業権が設定されているわけです。

それが組合との話し合いがなされずにそのまま埋め立てられているということであるが、また今の埋め立てする場所であってもこれは漁業権が設定されております。これはすべからく組合と話し合いがついてやらぬとあとに問題を残すと思いますが、それについてお答え願います。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えいたします。この埋め立て、たまり場の所は今年度の中に入っておりません。その埋め立て計画は第２次計画でございますが、そのときは当然向こうの組合長と相談しなければならないと思っております。

しかし現在埋め立て免許をもらって第１次埋め立てする所は、このたび提案する所はすでに免許が出されておりますので解決されておると思います。だから第２次安謝港の新設に伴う埋め立て、このときは当然問題になると思います。

○13番議員(儀間真祥君)　今の説明はちょっとはき違えておると思います。漁業権と船だまり場というのは別個なんですよ、漁業権というのは、共同漁業権というのと船だまり場というのは別個なんですよ、だから船だまり場を埋め立てするときに漁業権を得るということにはならないと思います。第１次計画の埋め立てをする場合にすでに漁業権が設定されておる。ところが埋め立てられておるあの場合は、おそらく話し合いはなされていないと思いますが、共同漁業権というのは一つの財産権であります。その財産権を侵す場合は問題があると思いますが、十分にこの問題を検討して。

○番外(建設部長　花城直政君)　現在埋め立てようとする、提案している場所と去年の埋め立てした場所は、これはまだそのほかに免許をもらった場所です。すでに議会に提案されて議会の同意を得て、しかしそういったものもあるという、承知の上で全部免許をもらっているわけです。

だから相談がなかったという、そういう話がなかったとするならば、これはあとでそういった問題が起こるかもわかりませんが、現在のところはすでにそういうことも審議されて免許をもらったものと私は解釈しております。

そのときにすでにここのたまり場の問題、漁業施設、こういった問題は問題になっております。埋め立て申請するときそういった漁業権の問題についてはすでに解決しておるものと私は解釈しております。今度の埋め立てについては……。

しかし第２次安謝港の新設に伴う、そのときにはたまり場も埋め立てしていかなければなりませんので当然いろいろな問題が出て検討されなければならないと思います。

○13番議員(儀間真祥君)　今の説明はこう解しております。つまり第１次埋め立て、今提案されている埋め立てであってもまだ共同漁業権に対する問題が持ち出されていないと、それで今のたまり場が今後出てきた場合は話し合うということですか。

○番外(建設部長　花城直政君)　免許をもらってすでに埋め立てた所、現在埋めようとしている所、これについてはすでに解決がついているものと解しております。今後埋め立てする第２次安謝港の新設に伴う埋め立て、これについては当然問題になってくるので相談しなければならないと考えております。

○22番議員(黒潮隆君)　13番議員の質問に関連してお尋ねいたします。６月定例議会で今提案されている議案、いわゆる市債を起こすことについて、これが総務委員会に付託になって、そこで審議した際に本員がお尋ねした、船だまり場をなくして埋め立ててしまった場合は他に船だまり場をつくらなければくり舟業者は困るんじゃないかということを質問したら、砂浜にして舟揚場をつくるようにして、そういうふうなことをしながら埋め立てていくので、この船だまり場の問題、くり舟業者との問題は解決できるんだという答弁をしていたわけです。

ところが今の13番議員の質問に対して部長の答えは、当然その場合は問題になるし検討してしかるべきだという答えのように聞こえる。ところが６月定例議会の場合は市の考え方としては、いわゆる船揚場、くり舟業者の問題、これはその船だまり場を埋め立ててつぶしてしまうときはほかを砂浜にしてということまで言っております。いわゆる護岸を切って砂浜にして斜めにしてやるということを当局の職員だったと記憶しておりますが、そういうような答弁があって本員は儀間議員からそれを聞くように言われておりました。今儀間議員にはそういう報告をして納得してもらった。

いわゆるあの議案承認については賛成したわけです。ところが今の部長ははっきりしていないわけです。それがただあの議案を通すためであったのか。そういったことが現在全然計画されていない、検討もされていない、その時期にきてくり舟業者と話し合いをするのか、それをもたれるのか。そこを埋め立てしていくにしたがってそういったような計画を当然市当局はもっていなければならないと本員は考えております。それをはっきり御説明をしていただきたいと思います。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えいたします。船だまり場を埋め立てるときは、結局ここのくり舟の問題はどうなるか、それから５トン以上の漁船の船だまり場はどうなるかということが問題になるのでありますが、そういう漁船につきましては安謝港の新設のときにそういった船だまり場はそのとき考えよう、それからくり舟についてはそういうくり舟業者のたまり場というのは、たまり場というよりもこれは暴風のときに舟をあげればいいから、そういう施設はそのときに考えましょうということで建設委員会でも問題になっておりました。今私が申し上げておる漁業権の問題でございますけれども、これは全地域の魚を捕る権利、そういったものについてはもうなんですか、埋め立てていくときに考えていくということであります。その施設についてのあれは当然そういうふうな考え方でいくということを御説明をしたわけでございます。

○13番議員(儀間真祥君)　さっきから御説明されているのは、漁業権についてはすでにこれが議決されたときに話し合いはついているという御説明でございますけれども、この場合この漁業権、これは一つの財産権であります。これがですね、侵されたといっておる、これは那覇地区の漁業組合ですが、この那覇地区の漁業組合から何の申し入れもなかったのか。今後これはあり得ると考えますが、そういう場合の措置はどういうふうに考えますか。

○番外(建設部長　花城直政君)　現在免許をもらって埋め立てた所、今提案されておる所は問題は起こらないと考えております。

○13番議員(儀間真祥君)　起こらないというのはどういう根拠に基づいて言われておりますか。というのは漁業権というのは一つの財産権ですよ。さっきから言いますとおり、この財産権を侵された場合は当然何らかの形で問題が起こってくる。そういう場合に問題が起こってこないんだということを当局だけの考えで言ってもらったら困る､財産権の問題だから､その場合のことを聞いているわけですよ､私は……。

○番外(建設部長　花城直政君)　すでに免許をもらったところはそういうことも全部検討されて免許がなされております。だからわれわれはこの免許をもらっているわけですから埋め立てていけばいい。そこに問題があるならば、それは免許を与えた側の問題になるんじゃないかと思います。われわれとしてはそういうものはすでに解決済みだと思っております。

○13番議員(儀間真祥君)　この漁業権というのは一応漁業権の補償の算定に関する法律というのがちゃんと適用されております。そういうのもありますから一応当局だけで、免許をもらったときに解決しているというものじゃない。というのは一応この関係の主管である政府の水産課、そういうものとちゃんと打ち合わせされてこれがどうなっているか、そういった問題も十分に検討されてのこの議案ですか。どんなもんですか。

○副議長(大山盛幸君)　休憩します。

（午前10時50分　休憩）

（午前10時55分　再開）

○副議長(大山盛幸君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えいたします。現在の場所はすでに埋め立て免許をもらった所でございます。そして埋め立て免許をもらうためには手続上、市会に諮っていかなければなりません。市会に諮るときにそういった問題が論議されてそれが通って行政主席の、あのときは行政主席ではありません、民政官でありますが、民政官の許可をもらったということでございます。この問題はすでに解決はついておるものとわれわれは考えております。この問題が別にあるとすればこれは政府の分野でありましてわれわれの分野でないというふうに考えております。

○13番議員(儀間真祥君)　今解決したということは、向こうの許可を与えるところの政府部内で解決したんだということですか。

○12番議員(真栄田義晃君)　これはですね、そこに現に漁業権をもっておると、またまだ消滅しておらないという場所について漁業権をもっておるし、さらに現に与えられておる。そうするとその漁業権がある

ということをわからぬでそういう免許を与えたということは当然考えられるわけです。というのは同じ場所に漁業権をもっておる。まだその権利が消滅しておらない。これは免許を与えたのちに明らかになったこととして、そうなれば当然免許をもらった当時とは状況が違っておるわけです。そういったのをわからないために出てきていると、当然そこに話し合いもなされなければいけないと、その埋め立てをやるなじゃない、その人たちとの話し合いがなされなくちゃいけないと。その後に明らかになって新事実が出てきているから……。

○番外(第一助役　古堅宗徳君)　ただいまの問題についてお答えいたします。漁業権の設定を組合が行政主席になされたことと免許の件でありますが、当局といたしましては埋め立ての件について申請をしたわけでございます。これにつきましてはすでに議会の承認を得まして出した件でございまして何らそこに違法はないわけでございます。それと漁業権と今の埋め立ての件との問題でございますが、これにつきましてはあくまでも免許者の問題でありまして、市当局の問題じゃないとこう理解するもんであります。

(「進行」「委員会付託」と言う者あり)

○20番議員(久高友敏君)　ちょっとお尋ねいたします。前に安謝漁民のほうからこの埋め立て地内に漁民部落のために住宅用地を確保してくれ、あるいは売ってくれぬか、貸してくれぬかというような意味の陳情が先だって提出されておりますが、すでに建設委員会のほうではそれを採択されたと聞き及んでおります。しかしながら本提出案によりますと、この埋め立て用地はすでに商工業用地というふうになっておりますが、今後その他の住居地域、そういった割り当てをされたら住宅になる地域がなくなるがこれとの関連はどうなるか。この提案理由によりますとこの３区用地も商工業用地として埋め立てするんだが、これはどうなるかこれについてお伺いいたします。

○番外(建設部長　花城直政君)　お答えいたします。漁民用の住宅地を割り当ててくれというような陳情に対しては、この間の建設委員会で採択になったということであります。これについては市はどういう措置をとるかということはこれから検討していかなければならないと考えております。今の用地を商工業用地としてもやはり住宅はつくっていいわけですから、どうしても商業でなくちゃいかない、工業でなくちゃいかないという問題じゃないわけです。

○20番議員(久高友敏君)　それではこの提案理由は、この商工業用地を造成するというのはただつけたりであって実際はそうでないという意味であるか。それから埋め立て後においてはおそらく議会の議決によって用途地域が設定されておる部分については住居地域に指定できるかどうかということを、もう一回お尋ねいたします。

○番外(建設部長　花城直政君)　これは都市計画でいう商業地域、工業地域という考え方の問題でございます。そこには住宅は建っちゃならぬということはないわけでございます。そこには住居地域と設定しなくていいというふうに考えます。

○20番議員(久高友敏君)　都市計画でいう商工業用地であり、そこに住居を建てていかぬという制限はないということになりますと、おそらくこの地域は埋め立て後には未指定地域になされるお考えであるのか。もう一回お尋ねいたします。

○番外(建設部長　花城直政君)　これにつきましては埋め立てが完了するまでには検討いたしまして地域性をはっきり打ち出していきたいと考えております。

○20番議員(久高友敏君)　埋め立て後においてはっきりこの用途地域の設置をするんだという基本的な考えであるならばなぜ、この提案理由に商工業用地を造成するということになっておるか、非常に遺憾であります。そうなれば那覇市としては今計画はないんだが一応埋め立てするんだという提案が正しいんじゃないか。商工業用地としての目的で埋め立ててその後において設定するということは提案理由と矛盾するんじゃないかと考えますが。

○番外(第一助役　古堅宗徳君)　今回の埋め立ての用地につきましてはあくまでも商工業用地として埋め立てるわけでございます。その中で住宅を建設しても差しつかえないんだということでございます。

(「進行」と言う者あり)

○副議長(大山盛幸君)　質疑終結し、第118号議案、第119号議案、第120号議案は所管の建設委員会にその審査を付託します。

○副議長(大山盛幸君)　休憩します。

(午前11時５分　休憩)

(午前11時６分　再開)

○副議長(大山盛幸君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番議員(真栄田義晃君)　今日の議会招集ですね、これは適法ですか。というのはこの先の本会議でですね、議長は次の本会議は30日午前10時再開いたします。今日はこれで散会いたしますということで、この間の議事録に残っておると思いますが、そういうぐわいにこの間の本会議で宣言した以上は30日にしか本会議はできないというふうに考えますが、その日程変更する場合は会議に諮らなければならない、会議に諮るためにも30日の本会議でなければならないと思いますが、これはどういうふうになりますか。

○副議長(大山盛幸君)　会議規則第10条の３項によって、きょう会議を開く必要があると思って開いたわけですから、その件につきましては御了承願っておりますが、一応休憩中でお話いたしましたとおり本日の会議を散会して午後１時より各委員会においてそれぞれの付託事件を審査していただき、28日、29日は事務整理のため休会して30日午前10時より本会議を開きたいと思いますが、その日程に御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。よって会期はさよう決定しました。

○副議長(大山盛幸君)　それでは本日はこれで散会いたします。

(午前11時８分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1964年９月26日

議　　長　高良　　一〔印〕
副 議 長　大山　盛幸〔印〕
署名議員　渡口　麗秀〔印〕
署名議員　安見　福寿〔印〕

９月30日(第５日)午前10時14分　開議

○出席議員（29名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	９番　金城　力夫君
10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君
14番　高良　　一君	15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君
18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君
22番　黒潮　　隆君	23番　安見　福寿君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君
26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君
30番　赤嶺保三郎君			

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君
収 入 役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君

経済民生部長　慶佐次盛宏君　　建設部長　花城　直政君　　水道部長　玉城　定仁君
消防本部次長　具志　清一君　　選挙管理委員長　赤嶺　正一君

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第５号

第１　会議録署名議員の指名について
〔第２～第18、第22～第41、追加第１　略〕
第19　埋立工事の請負契約を結ぶことについて（市長提出議案第118号）
第20　埋立工事の請負契約を結ぶことについて（市長提出議案第119号）
第21　埋立工事の請負契約を結ぶことについて（市長提出議案第120号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付してある第５号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において辺野喜英興君、赤嶺慎英君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第19から日程第21までは関連しておりますので一括上程いたします。日程第19第118号議案、日程第20第119号議案、日程第21第120号議案、埋立工事の請負契約を結ぶことについてを議題として建設委員会の審査報告を求めます。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　議案第118号埋立工事の請負契約を結ぶことについて、議案第119号埋立工事の請負契約を結ぶことについて、議案第120号埋立工事の請負契約を結ぶことについて、審査の結果を報告いたします。

本案は第２次泊、安謝間公有水面埋め立て工事を施工するため、10社を指名し競争入札に付したとのことでありますが、各工区の面積と埋立て単価について申し上げますと、第１工区8,821.77坪、単価17ドル97セント、第２工区6,735.87坪、単価17ドル88セント、第３工区8,271.29坪、単価19ドル44セント、総計２万3,832坪、平均単価18ドル58セントとなっております。

なおこの平均単価が他の埋め立て工事に比して割高になっておりますのは、本護岸工事もあわせて施工するためとのことであります。次に本案にかかる疑義について申し上げますと。

ア　該地域に設定されている漁業権の問題については、市の埋め立て免許申請が1960年３月15日に認可され、漁業権はその翌年、1961年４月11日に認可されており、市の埋め立て認可のほうが先であり、漁業権の問題は本案とは関係ないとのことであります。

イ　また船だまり場については、埋め立て免許申請の際、議会の修正により同場所は存置し、水路をあけることになっており、埋め立てないとのことであります。

ウ　次に本案は会期中提案されているが、もっと早く出せなかったかについては開発金融公社の融資認可が９月11日であり、現場説明を９月17日に行なったが本工事は多額の経費を要するのであり、競争入札に処するには１週間以上の見積り期間を置かぬといけないので遅れたとのことであります。

エ　さらに工期につきましては、十分検討してなした結果であり、この工期で完結することができるとのことであります。

委員会は以上の説明を了承し、議案第118号、第119号、第120号についてはそれぞれ同意すべきものと決定したので各位の御賛同を得たいのであります。

（「質疑討論なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　質疑討論なしと認め採決に入ります。第118号議案についてはただいまの委員長報告どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異義なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。よって本案についてはただいまの委員長報告どおり同意することに決定されました。

○議長(高良一君)　第119号議案についてもただいまの委員長報告どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。よって本案についてはただいまの委員長報告どおり同意することに決定されました。

○議長(高良一君)　第120号議案についてもただいまの委員長報告どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。よって本案についてはただいまの委員長報告どおり同意することに決定されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして議事は全部終了いたしました。これをもって第66回議会を閉会いたします。ありがとうございました。

（午後３時46分　閉会）

上会議録を調製し署名する。

1964年９月30日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　辺野喜英興〔印〕
署名議員　赤嶺　慎英〔印〕

33　1964年(昭和39年) 12月　第67回定例会[埋立]

12月12日(招集日)午前10時５分　開会

○出席議員（27名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	７番　上原　隆正君	10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君
12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君	15番　久場　景善君
16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君
20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君	22番　黒潮　　隆君	23番　安見　福寿君
24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君
28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君	

○欠席議員（２名）

６番　渡口麗秀君　９番　金城力夫君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君　　第一助役　古堅　宗徳君　　第二助役　新垣　義徳君
収 入 役　渡口　政行君　　総務部長　城田　清才君　　企画部長　新里　博一君

経済民生部長　慶佐次盛宏君　　建設部長　花城　直政君　　水道部長　玉城　定仁君
消 防 長　宮平　栄治君　　選挙管理委員長　赤嶺　正一君

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名について
第２　会期を定めることについて
〔第３～第27　略〕

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日をもって招集された1964年12月の第67回那覇市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第１号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により、議長において平良真次郎君、赤嶺一男君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第２、会期を定めることについてを議題とします。休憩します。

(午前10時15分　休憩)

(午前10時17分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。今期議会の会期については休憩中に御了解を得たとおり、８日間と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議ないと認め会期は８日間と決定されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)

〔中　略〕

本日は以上をもちまして終了いたしまして明後日の14日午前10時再開いたします。

(午前11時４分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1964年12月12日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　平良真次郎〔印〕
署名議員　赤嶺　一男〔印〕

12月14日(第２日)午前10時４分　開議

○出席議員(28名)

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	９番　金城　力夫君
10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君
14番　高良　　一君	15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君
18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君
22番　黒潮　　隆君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君

27番　比嘉　佑直君　　28番　平良　亀助君　　29番　具志　栄治君　　30番　赤嶺保三郎君

○欠席議員（１名）

23番　安見福寿君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君　　第一助役　古堅　宗徳君　　第二助役　新垣　義徳君
収 入 役　渡口　政行君　　総務部長　城田　清才君　　企画部長　新里　博一君
経済民生部長　慶佐次盛宏君　　建設部長　花城　直政君　　水道部長　玉城　定仁君
消 防 長　宮平　栄治君　　選挙管理委員長　赤嶺　正一君

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第２号

第１　会議録署名議員の指名について
〔第２～第26、追加第３、追加第４　略〕
追加第１　沖縄プライウッド株式会社による不法埋立並びに市道路の不法占用に対する抗議決議(議員黒潮隆外３名提出決議案第19号)
追加第２　沖縄プライウッド株式会社による不法埋立、市道路の不法占用を即時撤回させるための処置をとるよう要求する決議（議員黒潮隆外３名提出決議案第20号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　ただいまより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付してある議事日程第２号のとおりであります。諸般の報告をいたします。12月12日付沖縄外地引き揚げ者協会長、垣花恵昌からの在外私有財産補償請求全国大会参加者に対する補助金交付方については、会議規則第87条の規定により経済民生委員会に審査を付託いたします。

○議長(高良一君)　日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において儀間真祥君と比嘉朝四郎君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　午前に引き続き会議を開きます。ただいま黒潮隆議員、儀間真祥議員、真栄田義晃議員の３議員から４件の決議案が提出されておりますが、これを日程追加し先議することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め日程追加第１、沖縄プライウッド株式会社による不法埋立並びに市道路の不法占用に対する抗議決議、議員黒潮隆外３名提出決議案第19号。日程追加第２、沖縄プライウッド株式会社による不法埋立、市道路の不法占用を即時撤回させるための処置をとるよう要求する決議、議員黒潮隆外３名提出決議案第20号。〔略〕を追加し、日程第26、一般質問の前に先議することにいたします。

○議長(高良一君)　追加第１、決議案第19号沖縄プライウッド株式会社による不法埋立並びに市道路の不法占用に対する抗議決議を議題として提案者の説明を求めます。

○22番議員(黒潮隆君)　決議文を読み上げて提案理由の説明にしたいと思います。

沖縄プライウッド株式会社による不法埋立並びに市道路の不法占用に対する抗議決議

沖縄プライウッド株式会社は、古波蔵地先公有水面を法的手続を踏まず不法埋立を行ない、その上不法建造物を設置し、さらに那覇市の都市計画道路を無断で不法占用し、那覇市からの再三に及ぶ撤去要求を無視して、３ヶ年以上にわたって恥知らずにも居すわりをつづけ、那覇市と市民に莫大な損失を与えた。

沖縄プライウッド株式会社は公有水面埋立免許申請について２回にわたって諮問を提出し、実質的には事後承認の型ちで那覇市議会の承認を得ようとしたが、那覇市議会は同諮問案を２回も否決すると同時に、不法埋立並びに市道路を不法占用しているレール等の工作物を撤去し、会社内への原木の運搬については、トンネルをつくって使用すべきとの解決策まで打ち出して、市当局をして指導させたにかかわらず今尚居すわりをつづけている事実は、市民に不便を与えるだけにとどまらず道公法、自治法等を侵し、市民と議会を侮辱するものである。

このような沖縄プライウッド株式会社に、那覇市議会は怒りをこめて抗議するとともに、不法埋立並びに市道路の不法占用になっている工作物をすみやかに撤去し、旧状に戻すよう第67回那覇市議会の名において強く要求する。

1964年12月14日

那覇市議会

あて先は沖縄プライウッド株式会社というふうにしてあります。なぜこういうふうな決議案を出さなければならないかということを申し上げますと、議会の始まる１日前の11日に現場を見に行きましたところ、やはり依然として道路にレールを敷いて材木の運搬をしたり、その道路上で仕事をしております。

もちろんあの壊れかかった護岸の修理は始めておりましたが、いまだに不法埋め立て、道路の不法占用は依然として続けているという点でございます。

このことはすでに那覇市議会でも２回にわたって諮問案が出されたのを否決しております。この埋め立てについても、そして建設委員会で解決策まで打ち出して、そのように市当局に折衝させたにもかかわらず、それが容れられていないという事実。しかも３か年以上の長期にわたって行なわれているという事実は許すべきことではないと考えます。

法の属地主義に立ってこの沖縄において仕事をする場合、あるいは生活する場合はやはり沖縄の法律に従うべきだというふうに考えます。

その道路を通る場合に約５分から７、８分も車が停められ、あるいは仕事中のときはほかのほうから回れと言われてけんかした市民もたくさんおります。そして那覇市の財産、道路の維持管理の面から考えても、やはりあるべき姿に戻すのが正しいと考えます。

９月議会にも総務委員会が現場視察を行った場合にも異口同音に議員は憤慨しでたらめだということを認めております。こういうふうな抗議と撤去の要求をしない限り平然と居すわりを続けることが予想されます。話によりますと、これは先日のタイムスでございましたが、この新聞にレールは撤去され、そして８ドルの過料を取られるということもありましたが、その後の話を聞きますと1967年にならないと不法占用または撤去しないということまで言われていると聞いております。

それでこういう状態をそのまま放置すべきでないというふうな考え方からこの抗議と要求の決議を提案しましたのでよろしく御検討下さるようにお願い申し上げます。

○議長(高良一君)　ただいまの決議案に対して質疑に……。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○22番議員(黒潮隆君)　ちょっと今の説明に付け加えます。あのですね、プリントが間に合わず配付できませんでしたが、今からタイプを打つということで、あしたにしか印刷ができないので皆さんの御手元に配りますのがちょっと遅れますので、これの審議については19日の最終本会議にしていただきたいと思います。

(「休憩して下さい」と呼ぶ者あり)

○議長(高良一君)　休憩します。

(午後１時18分　休憩)

(午後１時29分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。追加第１の決議案第19号については質疑を終結し、これを建設委員会に付託します。

○議長(高良一君)　追加第２、決議案第20号沖縄プライウッド株式会社による不法埋立、市道路の不法占用を即時撤回させるための処置をとるよう要求する決議を議題として提案者の説明を求めます。

○22番議員(黒潮隆君)　読み上げまして提案理由にかえたいと思います。

沖縄プライウッド株式会社による不法埋立、市道路の不法占用を即時撤去させるための処置をとるよう要求する決議

沖縄プライウッド株式会社は、古波蔵地先公有水面の不法埋立を行ない、その上不法建造物を設置し、さらに市道路を不法占用し、３ヶ年以上も公然と居すわりをつづけ、那覇市と市民に莫大な損失を与えた。

不法埋立の撤去、市道路の不法占用をやめるように那覇市から再三再四要求したにかかわらず、沖縄プライウッド株式会社は今だに那覇市の要求を無視し、不法行為を改めていない。

これをそのまま放置するならば、道路管理上の問題だけにとどまらず、自治体の自主性を市自から侵し放棄したことになる。

「市町村の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならない。」という市町村財政法の精神に立って、市長は、沖縄プライウッド株式会社に対し不法埋立、市道路の不法占用をなしている工作物を即時撤去させ、旧状に戻す処置をとらせるための法的手続きをとるよう第67回那覇市議会の名に於いて強く要求する。

1964年12月14日

那覇市議会

これのあて先は那覇市長というふうにします。なぜこのような決議を出さなければならないかと申し上げますと、那覇市が今まで口頭において、あるいは文書で何回かやりとりしているが、先ほど建設助役からも御説明がありましたとおり1967年10月30日までは撤去できないというようなことを会社は言っております。

これから見るとあと２ヵ年以上も居すわりを続けるということがはっきり窺えます。したがって単なる文書で撤去してほしいというようなことではなしに、法的手続きをとってもらいたいというのがこの決議の内容になっております。そうしない限り道路の維持管理上、那覇市の財産を管理する立場から那覇市みずから自治法を犯すことになります。これは市町村財政法の第８条第２項にうたわれております。

それからこの決議案の中に入れてございますが、やはりアメリカ人であっても法律を守らせるためにわれわれはやらなければならないと考えます。そしてそれが那覇市当局、議会の義務だとこういうふうな立場からこのような決議案を提案してございますので、先ほどの決議案同様あしたにしか印刷はできませんので、印刷ができ次第議員各位にお配りしますので、これも最終本会議に結論を出していただきたいというふうにお願い申し上げます。

○議長(高良一君)　それでは質疑を終結し第20号決議案は所管の建設委員会に付託します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)

〔中　略〕

それでは本日はこれをもって散会いたしまして来る19日午前10時会議を開きます。

(午後４時34分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1964年12月14日

議　　長　高良　　一〔印〕

署名議員　儀間　真祥〔印〕

署名議員　比嘉朝四郎〔印〕

12月19日(第３日)午前10時13分　開議

○出席議員（28名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	９番　金城　力夫君
10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君
14番　高良　　一君	15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君
18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君
22番　黒潮　　隆君	23番　安見　福寿君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君
26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君

○欠席議員（１名）

30番　赤嶺保三郎君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君
収 入 役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君
経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君
消 防 長　宮平　栄治君	選挙管理委員長　赤嶺　正一君	

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第３号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第16、第19～第48　略〕

第17　沖縄プライウッド株式会社による不法埋立並びに市道路の不法占用に対する抗議決議

（議員黒潮隆外３名提出決議案第19号）

第18　沖縄プライウッド株式会社による不法埋立、市道路の不法占用を即時撤回させるための処置をとるよう要求する決議（議員黒潮隆外３名提出決議案第20号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第３号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において、久場景善君、比嘉佑直君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第17、決議案第19号沖縄プライウッド株式会社による不法埋立並びに市道路の不法占用に対する抗議決議を議題として建設委員会の審査報告を求めます。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　決議案第19号、沖縄プライウッド株式会社による不法埋立並びに市道路の不法占用に対する抗議決議について審査の結果を報告いたします。本案審査に当たってはこれまで当局がとってきた措置をただした後、討論に入ったのであります。

反対討論を申し上げますと、当局は今、沖縄プライウッド株式会社に対し、指導勧告しておりますが、まだ最終的話し合いがついてない現状であり、当局が最終期限を定めて勧告しても、なおその期限内にやらないときにこの決議案は出すべきである。議会が一商社に対して、決議をするということは異例である。よって本案に反対する。

次に賛成討論について申し上げますと、沖縄プライウッド株式会社が不法埋め立て、不法占用したのは、きのう、きょうの問題ではなく３年以前からのことである。当局がこれまで何回となく指導勧告したにもかかわらず、今なお不法埋め立て、不法占用を公然と行なっている。最近になって当局へ回答が送られているが、回答によると1967年の10月まで待ってくれということであり、実に誠意がない。３年も市民に迷惑をかけているし、むしろ遅すぎたきらいがありすみやかに抗議すべきである。よって本案に賛成するとのことであります。採決の結果本案は反対多数で否決すべきものと決定いたしました。よろしく各位の御賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。

○22番議員(黒潮隆君)　委員長にお尋ねします。否定した理由としてあげられている２点でございますが、第１点が那覇市は何回となくプライウッド株式会社に撤去の要求を出したがまだそれは受け入れられてはいないが、話し合いをして、いわゆる話し合いはしているが最終的な話し合いはまだなっていない。ところがそういうふうに話し合いを続けて、期限をきめて撤去をさせることにしても、撤去しない場合にこういうふうな抗議決議はすべきであって今はやるべきではないというのが１点、さらに第２点目は異例の措置である、那覇市議会が一株式会社に抗議するのは異例の措置であるから反対だと、大体２点に要約されると思います。

そこでお尋ねしたいのは期限をつけて撤去をさせるということでございます。たとえば工事するにも６ヵ月ぐらいかかるだろうというのが話し合われたようであります。しかしながらこのプライウッド株式会社が那覇市の道路を不法占用し公有水面を不法埋め立てして４ヵ年近くになります。

その間那覇市議会において建設委員会においても議会としてもあるいは議員個人としてもその問題は何回となく取り上げられております。さらに那覇市の場合もそういうふうな立場からプライウッド株式会社には口頭の場合も、あるいは文書の場合にも何回となくそういう折衝がなされております。３ヵ年以上もそういうふうな不法占用をしたというところから見てもうすでに６ヵ月間、いわゆる工事はできる。不法占用している工作物を撤去して工事を完成するだけの、すでに以前にそういうふうな期限はあったのではないかというふうに本員は見ます。

建設委員会ではそれが認められなかったのかどうか。さらにもう１点、那覇市議会が一株式会社にこういうふうな抗議をするのは本員の記憶では初めてだというふうに考えます。なるほど異例な措置だといえば異例な措置であります。ところが那覇市の財産を不法占用して、そして撤去の要求が議会からも当局からも何回となく出されても今なお居すわりを続けて、1967年の10月以降でなければ撤去ができないというふうな態度をとっていることも異例な事だと思います。

異例なことをしているものに対しては異例な措置で当たったにしても、抗議すべきのが正しいのではないか。この抗議するのが委員会のほうでも悪いとは言っていないようでありますが、しかし今時期として撤去の期限をきめても撤去をしない場合にやるべきだということでありますが、やはり異例なことをしている。異例であってもこういうふうなことをしても自治法などに抵触するものではないというふうに考えますが、建設委員会ではこういうふうなことを審議されなかったのかどうか。

さらにもっとお尋ねしたいと思います。那覇市の道路占用料徴収条例に基づいてでございますが、それは那覇市のほうで、いわゆるこの条例の10条にある過料として、いわゆる罰金の形になります。８ドル以下というふうな条例に従って８ドルの過料をとったというのが新聞でも報道されました。本員といたしましては非常にこの８ドルというのも問題だと思います。ところが自治法では８ドル以内の過料徴収するように条例をつくることができるというふうに謳われておりますので、道交法によって罰金なんか上がったのでありますが、しかしながら自治法が改正されない限り８ドルを上げるわけにいかない。しかしながらこの不正行為に対する過料として第９条に、居すわりその他の不正行為により占用料の徴収をまぬがれたものについてはその徴収をまぬがれた金額の５倍に相当する金額以下の過料を課するこ

とができる、というふうに明確に謳われております。

たとえばプライウッド株式会社がそういうふうな長期間にわたって不法占用してきております。その坪数もずいぶんまたがるというふうに本員は考えます。この８ドルの過料で許した場合にはいわゆる占用料、使用料をとったほうがはるかに大きいわけです。これからすると届け出ないでですね、那覇市に黙って道路を占用したほうが使用料よりは過料のほうが少ないのでそうしたほうがいいんだというふうな市民の反撃ですか、これが出てくるものだと思います。

それでただ８ドルだけではなしに使用料の５倍以下に相当する過料もとれるのではないかというふうに本員は考えます。そういうことも審議されたかどうか、私が申しますのは、いわゆる届け出ないで黙って使用することは不正行為であり占用料を免れることにもなります。那覇市が発見しない場合は免れることになります。したがってこれはあくまでも那覇市が損害を受けたということで民事上の問題となります。いわゆる民事上の問題、損害として５倍以内の徴収をすることができるというのがこの条例のねらいだというふうに理解しております。そうした10条の場合は罰金としての、罰則としての刑事事件としての問題だというふうに理解しております。その点も委員会のほうで審議されたかどうかお尋ねしたいと思います。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　お答えします。今黒潮議員からいろいろ質問がありましたが、委員会でも真栄田議員から色々そういったような質問あるいは御意見が出たわけでございます。

その意見はごもっともなことであり正しいということは委員会としても認めているわけで、別に悪いという意味じゃないわけです。ただ問題はですね、この決議案そのものを一商社に対して議会の名において抗議をしてこういった問題を終結させるというふうな行き方でいくのか、さらに当局が執行部でありこういった問題を早急に妥結させるように解決させるような方向でやるべきではないかというふうに、委員会でもこういった考え方の上に立ったわけでございます。

さらに今罰金の話がいろいろありましたが、敷地料よりも安いんだ、矛盾しているんだというふうなこともありましたが、こういうふうな説明もなされたわけでございますが、これはやはり罰則に対する罰金であります。この罰則のないような措置を講ずればいいというようなことが委員会の考え方でありまして、この問題について条例上どういうふうな措置をしたほうがいいというような問題については出なかったわけでございます。

特にこの問題を早急に解決させる方策を立てしめるような方向を、いわゆる委員会での当局に対する要望意見を強く強調するということになっております。それで先の質問に戻りますが、この決議案は次に出されているいわゆるプライウッド株式会社による不法埋め立て、市道路の不法占用を即時撤回させるための処置をとるよう要求する決議と、これと関連するわけでございます。

これはむしろ私は一緒に提案していただいたほうがこの問題はスムースに理解できるんじゃないかと思います。と申しますのは、要するに今までに３年ももたもたしていると、建設委員会でもこれの措置についてはこういうふうな案がいいんじゃないかと、いろいろ議会でもしばしば論議されたわけでございますが、それが一向に思わしくないということでいろいろ決議案が出たということは非常にいいことと思いますが、結局議会の名においてこういったものが終局的な、いわゆる立退きだとか、あるいは法に基づく罰則とこういったものがゆくまではこの問題は一時決議案として、商社に対する抗議というよりも市の自主性をもって十分この解決をさせるべきとこういう考え方から、一応この19号の決議案に対しては一応撤回してもらいたいというようなことも委員会では話が出たわけでございますが、撤回しないということで、これは否決というような形になったわけでございます。

ほんとうならばそういう形をとっていただいたほうがいいんじゃないかと思ったわけでございます。それに20号決議案につきましても、現在市のほうで案をもっておりまして、それを検討しさらに委員会においても今後法的な問題あるいはこれを撤去しない場合にどういうふうな措置をとるか、というところまで十分検討して折衝してもらいたい。その後この問題について十分な措置をとるということで次の

決議案も継続審議というようなことにしているわけでありまして、以上の点からもよくおわかりだと思います。そういうような意味で19号については否決にしたということになっております。

○22番議員(黒潮隆君)　委員長の説明では、いわゆるこういうふうな抗議をしないでですね、那覇市当局をして撤去させるような措置をとらしたほうがいいというような説明であります。

もちろん抗議の内容、決議案の内容が悪いという意味ではないと、これは正しいということは各議員が認めているということでございますので、しからばですね、先ほど次に出る20号によってその措置をとらせるような内容が出ておるわけです。この19号が正しいと、内容がいいということからするとこの抗議決議をすると、当局をして措置をとらせるようなことができなくなるというふうに、これを否決した委員の方々はみているのか。それともう１点期限を切って撤去させるというのがございましたが、私が先ほどから述べているとおりその期間は以前にたくさんあったということですね。そして期限を切って撤去させるというのはあくまでも会社の利益擁護の上に立っていはしないかと、那覇市の財産を自治法に規定されているように運営し守るという基本的な立場に立たないで、会社の都合だけに考え方を立てているのではないか。と申し上げますのは半年もかかるということと、いわゆる会社が赤字であり財政的な裏打ちもなければならないという点も含まれていると思います。というのは、そこを撤去をしても会社は仕事はできるものだと本員は考えます。他の方法でも会社に原木を運搬する方法はいくらでもあります。金が会社にあるなしにかかわらず問題をしぼっていけないと思います。と申し上げますのは、経営が苦しいから那覇市の道路はかってに使ってよろしいということが許されてはいけないと思うからであります。この期限を切るというのはあくまでも会社の側の考え方に立った考え方だというふうに考えますが、そういうふうな考え方からいわゆる６ヵ月ぐらいの期限を切って撤去させるというのが出されたのかどうかですね。この２点ですね。それから当局にお尋ねしますが、条例の９条、いわゆる５倍以内の、占用料の５倍以内を徴収することができるというのを適用すべきだと本員は考えますが、当局はあくまでも10条だけしか適用できないと考えているのかどうか、当局の御見解をお伺いしたいと思います。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　会社のいわゆる利益擁護のために期間を延ばすというような考えかということでございますが、毛頭そういう考え方に立っての話ではないわけです。つまり現在漫湖のほうにグレーンでもって入れている。それを委員会としても当局としても指導の立場は、下のほうに暗渠をつくってそこから中に入れる方法もあるし、あるいは上のほうから搬入する方法もあるし、これは危険であるから一応架橋をつくって中からとおすべきだという考え方で向こうともいろいろ話し合っているそうでありますが、半年という問題については工事が大体半年ぐらいかかるだろうということで、半年後にこれが決まっているというような意味ではないわけでございます。

工事着工しても大体半年ぐらいかかるだろうということであります。それでこの問題についてまあ最終的にそれじゃどういうように、いつどういうような方法でやっていつまでに終わるという話し合いというものはこれから始まるわけでございます。

そういうふうなことで会社の利益のために半年あるいは１年延ばすというような意味の期限でもないということでございます。

○22番議員(黒潮隆君)　例えばですね、期限の問題を本員が出したのはあしたにも撤去できるわけですね、撤去させてそのレールを使わないでも危険はない。いわゆる上からつり上げるようなことをしないでも会社内に原木を運搬できるでしょう。それはもちろん金はかかるでしょう。トラックに積んで正門のほうから入っていくということは可能であります。ところがこれは金がかかります。こういうような要求を出さないで工事は半年もかかるでしょう。工事は半年もかかるがこれから話し合いすると、さらに半年後に話し合いすると１ヵ年かかるということになります。そういうために本員が期限を切ったのは会社の利益擁護にならぬかということです。金がかかるかからぬは私は問題ないとみます。そういうことで御質問しているわけです。あくまでも私が質問していることからして会社の利便、利益といえば大げ

さになるなら会社の都合を見た期限の考え方ではないかと思います。さらにそれに対して御答弁願います。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　どういうような方法でやるかということは、いわゆる最終的にプライウッド会社と当局との取り決めによると思うわけであります。それの前提としてあくまでも利益を擁護するんだというふうな前提じゃなくて、市道としての性能を十分発揮させるような考え方から話し合いをすれば、こういった問題はまあ別に大げさにする問題じゃないんじゃないかと思います。

○番外(建設助役　新垣義徳君)　お答え申し上げます。まあ道路占用徴収条例の第９条の点についてでございまするが、まあそれは不正行為に対する過料でございます。まあ私のほうから読み上げるまでもございませんが、いわゆるこういう条例を適用して過料をとった場合には許可をしなきゃならないという、前提条件が入っている条例だと解釈しましてそれに該当させないような措置をとっているわけでございます。よろしいですか。

○22番議員(黒潮隆君)　法律専門家の話を私が伺って先のような質問をしたわけでございます。本員としてはできるものだというふうに考えます。あくまでもこれは使用料ではなくして過料だというふうな、損害に対する賠償の要求だというふうにして理解します。

　そこでお尋ねしますのは許可を得ないで占用していると、そういうふうにして８ドルの過料をとっていますが、許可を得ないで占用したものはいわゆる不正行為として見ないかどうか、この１点。さらに先ほど述べた建設助役の見解からしますと、この使用料では何千ドルも過料を適用すれば、いわゆる使用料の５倍以内を適用すれば何千ドルというふうに取れたわけでございますが、実際にこの「10条の１」だけを適用したために８ドルという、いわゆる矛盾なんですね、罰金が安かったという矛盾、そういったところから条例を改正して今後の不正占用道路を、那覇市の財産を十分に管理するという面から改正するというようなことは考えていないかどうかですね。２点です。

○番外(第二助役　新垣義徳君)　お答え申し上げます。まあその条例の点につきましては今後検討いたしたいと考えます。

○22番議員(黒潮隆君)　あと１点あります。いわゆる「10条の１」で許可を得ないで占用したときは８ドル以内の過料ですね。これはいわゆる第９条で言っている不正行為だというふうにしてみなすかということですね。黙って使うのは不正行為じゃないですか。

○番外(第二助役　新垣義徳君)　いわゆる条例に対する９条と10条の件でございますが、先ほど御説明申し上げましたとおりに、第10条における第１項につきましては許可を得ないで占用したということで８ドルの過料をとったと、いわゆる９条につきましては先ほど御説明申し上げましたとおりでございます。

○22番議員(黒潮隆君)　これはわかっております、説明聞いて。ですから許可を得ないで占用したものはですね、不正行為としてみなすかどうかですね。これは９条も、10条も不正行為に対する過料の面なんですよ、９条も10条もですね。

○番外(第二助役　新垣義徳君)　いわゆる不正というよりか不法だという解釈のもとにとったわけでございます。

○21番議員(金城吾郎君)　この決議案についてはですね、この間提案されたときに本員は休憩を要請して申し上げて、その中で申し上げた点は、先ほど委員長報告にもあったように異例な決議であると。しからばなぜこの決議が出てこなければならないのか。これは当局に責任があるのではないか、当局は今後今日どういうふうにしなければならないとかということについて責任ある答弁をしろということで、休憩中ではあったけれども建設部長に要求した。ところが助役が出てきて説明した。このことについては委員会においてもっと掘り下げて検討してほしいということを要望申し上げたわけです。

　ところが今建設委員長からの報告によるというと、当局の指揮、監督の問題、指導の問題、今後いろいろ話し合いをしてやっていくと、非常に簡単な説明があったわけです。ところがですね、３年有余にわたってこのようなことになったという原因をはっきりこれまでのも論議の中に出ておりますけれども

大事であると。ですから今後このように放置していくならば他に及ぼす影響も大きい。したがって当局としては、これ以上延びる場合においては法的な手続きをとってでもやるんだという意思表示があったかどうか。これの話し合いして半年になるかどうかわからぬということでは大変だと思います。こういったことを突っ込んだ当局の答弁があったかどうか、建設委員長にお伺いいたします。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　ただいまの点ですが、結局３年も猶予して現在何の誠意もないと、これについては特に次の決議案に関連いたしますが、最終的にはこの問題を今度はっきりしないと法的な措置をするようなことをやってもらいたいということで、当局としてもこの問題を重視して会社側と十分折衝するというふうな答弁になっております。で、当局はこの問題は最終的に十分誠意のある、あるいはこれが不法に守らない場合はどうするかという問題についても、結論をもって会社側と当たるべきという議員の要望もあったわけでございます。そういう意味で当局としては十分この委員会の要望にもこたえるように折衝するということであります。

○21番議員(金城吾郎君)　それじゃ当局にお伺いいたします。これは話し合いしてみなければわからぬと、これはたぶん民主主義の世の中だからわかる。ところがこの間建設助役は積極的にやっておられるという答弁があったけれども、少なくともわれわれから見るならば常識的過ぎていい加減なものだということをこの間から本員は言っておりますけれども、３年になって他に及ぼす影響は大きいと、こういう中でですね、私も建設委員のときに建設助役にはっきり２回も言っている。いつごろは出来るだろうということを言っておりましたが、これが今日まで延びるということは何にあるかということをはっきり追及して当局ははっきり言えませんか。法的な措置をとってもやるんだということは言えないんですか。こういう決議が出てくる自体、市当局も恥であるし議会としてもこれを決議したらおかしいものになる。異例だということは本員もちょっと検討してみなければならないということはこの間も申し上げたんだが、なぜこれが出てこなければならぬかということは追及して、当局としてはこうするんだという、何とかはっきり言えませんか。

○番外(第二助役　新垣義徳君)　お答え申し上げます。去る12月の本会議でも成り行きを御説明申し上げたわけでございますが、1964年11月24日付でプライウッド株式会社に対しまして文書で出しておるわけでございまして、「最後に市の方針は今後においても変更されることはあり得ない。よって不法埋め立て及びトロ線については即時改善されるよう通告します」というように勧告文を出しておりますので、近いうちに何らかの回答があるものと考えております。その回答によってはとるべき措置はとりたいと考えております。

（「進行」と言う者あり）

○21番議員(金城吾郎君)　これはこの間説明を伺いましたし、11月24日出しております。これに対する回答はきていないか、この間お伺いしてもきてない。この回答がきた場合にとるべき措置を今とるということを、法的な措置をとってでも、いわゆる強行手段をとってでもこれを撤去させ、原状を回復させるための努力をするということをはっきり申し上げるわけですね。

（「委員会の報告にも」と言う者あり）

委員会の報告にはそれはなかった。

○番外(第二助役　新垣義徳君)　お答えします。そのとおりであります。

（「進行」と言う者あり）

○議長(高良一君)　ただいまの委員長報告に対してはこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

○12番議員(真栄田義晃君)　決議案第19号否決という委員長報告に対して反対いたします。プライウッド社はですね、これまで３年有余にわたって市と市会をないがしろにし市民に対して大きな迷惑をかけてきております。さらに先日の本会議における当局の報告からすみやかにそういった公道上に施設したレールを撤去してもらいたい、あるいは不法に埋め立てた建築小屋、この土地を取り下げてもらいたいということに対しまして67年の10月30日までは居座らしてくれと、さらにその理由としてはその会社の経営

が思わしくないからということで返事がきております。

こういうことは普通には理解できない、異例なことでありまして外資にして初めて成し得る異例な横着さであります。行政は市民に対して平等に行われなければならない。市民を平等に取り扱わなければならない。そしてほとんど同じようにだれに対しても平等に守らせるようにすべきであるにもかかわらず、プライウッド株式会社に対する限りこれまで市当局のとった態度は異例な考え方であります。こういう考え方が結局は67年までも居座ろうという横着な態度を助長させている原因になっているということをわれわれは知らなければならないと思います。

これまで、これを何も今度に始まったことではなくして、過去３ヵ年間の議会において数回にわたってほとんど議会あるごとにと言ってもよろしい、市当局に対してこのプライウッド社に対する不法行為を指摘しその改善措置を要求してまいりました。ところが今に至っても過去３ヵ年間迷惑をかけたにもとどまらず、これ以上また３ヵ年間居すわろうという態度であります。こういうプライウッドの態度を許す限り市と市会の権威は地に落ちるといわなければなりません。いや落ちているが過去３ヵ年間の怠慢、さらにこれは市会にも責任があると思う。市当局をしてもう少し早く措置をとるべきであったけれどもこれはおそきに失していると思います。それで地まで落ちているものをさらに地下までめり込まさぬためにプライウッド社に対する抗議の意思を市会としてはっきりすべきだと思います。

もうこういうプライウッド社に対する抗議を議会が表明しなくちゃならないというのも那覇市当局のこれまでなまぬるい態度ではまかせておけない。われわれは市に対して何回かにわたって改善を要求した場合に、市当局が強行な措置でもってすみやかに改善措置をとらせるものと期待しておった。ところが今日まで至ってもこれがなされておらない。市当局だけにまかしていられない。こういう意味から一プライウッド株式会社に対する異例といえば異例でありますが、市会としてのはっきりした抗議の意思を表明して、それによって会社の反省をうながすと同時に市当局に対してもすみやかにとらせるという措置をとらざるを得なくなったのであります。

その意味におきまして、もしこういう抗議決議を否決したならば会社は安心して、今も67年までは会社の経営が苦しいから居すわらしてくれという横着な態度をきめておるが、もし那覇市議会で抗議の決議を否決したならば、それに勢いを得てなるほど居すわっていいんだなというように甘く見られるおそれがある。そういう意味におきましてこういう決議を不採択にせずして直ちに採択して会社に突きつけるようにしなければならないと考えます。その意味におきまして委員長報告に反対し、この決議案を直ちに採択すべきものと考えます。

（「反対討論はおらないようですよ」と言う者あり）

○１番議員(大山盛幸君)　委員長報告に賛成の討論をいたします。プライウッド株式会社の不法埋立並びに市道路の不法占用についての議会の態度はすでにきまっている。これが変わることは絶対にないと、議会の意思を執行機関がこれを実施の段階に移している段階であり、むしろ委員長報告の賛成討論にあった期間をきめてこれを施行しない場合に抗議したほうがいいということにも私は反対である。先ほど金城吾郎議員と当局が問答したあの１点にしぼるべきだと思います。というのはある一定の期限をきめてそれを施行しないときには司直の手によって法的な措置をとると、その１点にしぼるべきのが議会としての正しい行き方だと思います。そういう意味においてこれはそういうなまぬるい抗議決議はしないほうがいい。こういう点から賛成いたします。

○20番議員(久高友敏君)　本員は沖縄プライウッド株式会社による不法埋立並びに市道の不法占用に対する抗議決議については、提案者といたしましてこれは当然採択されるべきものと考えます。何も市会の意思はもちろん決定されておりますが、しかしこの……（聴取不能）市当局としての意思が決定されておるわけでありまして、これをすみやかに今まで３ヵ年間も市会からたびたび要求されたにもかかわらず、あまり積極的になされなかったためにこれが今日までに至っておるわけでございます。これを市長をバックアップする意味においても当然採択さるべきものと思います。さらに各政党においても今沖縄

の現状は非常に自治が後退化していると、だから各政党は口をそろえて自治権の拡大、あるいは住民の福祉に焦点を置くんだということは異口同音に訴えております。しからばこういうふうな自治法に基づいた条例、これを自治法を踏みにじって、あるいは那覇市の議会で、権威ある那覇市の条例を踏みにじって今日まで安閑としているこの議会の態度も市民から疑われざるを得ない。したがいましてこの道路を不正占用された場合にはたして市民福祉の向上ができるやいなや、これを市民にかわってわれわれ議会は昂然立って、たとえプライウッド株式会社であろうが、個人の民間会社であろうが、市当局がとらない措置は市議会が抗議すべきだという観点に立って、これはすみやかに市当局とは別個に議会の名において抗議すべきだという意味でこれは賛成するものであります。

（「進行」と言う者あり）

○議長(高良一君)　これをもって討論を終結し採決いたします。日程第17、決議案第19号沖縄プライウッド株式会社による不法埋立並びに市道の不法占用に対する抗議決議については委員長の報告は否決でありますので原案について採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成少数あり）

賛成少数であります。よって本案は否決されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　ちょっと御報告いたします。18番議員はきょう日本に出張するため欠席しております。それから30番議員は盲腸の疑いがあるということで病欠の届けが出ております。

次に日程後回しになっておりました日程第18を先議します。日程第18、決議案第20号沖縄プライウッド株式会社による不法埋立、市道路の不法占用を即時撤回させるための処置をとるよう要求する決議を議題として建設委員会の審査報告を求めます。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　日程第18、決議案第20号の委員会審査結果の報告を申し上げます。先ほど決議案第19号で一応触れましたけれども、この問題については当局で十分プライウッド株式会社と協議の上、いわゆる不法埋め立て並びに道路の不法占用を排除するということで、この折衝をしてもらうと、さらに原状復旧についての最終期限を付してもなお履行しない場合に、最終的には法に訴えてこの問題を解決するという、当局としても折衝するということでありますので、一応これは継続審査していきたいと、こういうふうな委員会の多数の意向でありまして、閉会中の継続審査をなさしめるようお願いいたします。

○12番議員(真栄田義晃君)　建設委員長からただいま御報告がありましたが、建設委員会では私は少数意見として継続審議すべきものじゃなくして、直ちに今会期中にこれを可決すべきものだということを申し述べたので、それを説明さしていただきます。延ばしちゃいかないんだということをですね。

○議長(高良一君)　委員長報告では継続審議ということですがね。

○12番議員(真栄田義晃君)　建設委員会ではなるほど決をとった場合は継続審議するということが多かったわけですが、しかし私はそうじゃないんだというような趣旨を申し述べたいので、あらためてそれも説明したいと思いますが。

○議長(高良一君)　これは委員長報告の中に入っておりますが。

○12番議員(真栄田義晃君)　それでは不十分です。

○議長(高良一君)　休憩します。

（午後１時19分　休憩）

（午後１時29分　再開）

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。それでは12番。

○12番議員(真栄田義晃君)　私は建設委員会におきまして、ただいま委員長からも若干報告がございましたが、まだ意を尽くしておりませんので委員会における延ばしちゃいかないんだということの少数意見の補足説明をいたしたいと思います。

委員会において当局から詳しく御説明がございましたが、これまでプライウッドがやっておる不法な行為は５つあると。

１つは公道を無断で使用している。これは材木置場として。２番目に護岸を壊した。３番目に塵芥を捨てて公有水面に積み上げ堆積した。それから４番目には無断で埋め立ててしてウインチ小屋をつくっている。５番目に道路上にレールを敷設して、これも無断である。そのうちの１、２は改善されたけれども残りはやられておらないということです。

それから67年の10月30日までレールは現在のまま使わしてくれ、会社の経営が思わしくないので使わしてくれということです。さらにつけ加えてあるのは、この道は交通量が皆無にひとしいからということも付け加えてあります。

まあ交通量が皆無にひとしいから少々不便ではあるが、まあいいではないかというのが会社の主張です。そういう会社の態度からは反省も改善の誠意も全く見られない。なるほど委員会におきましても技術的に見た場合は１ヵ月では道路下に暗渠をつくって原木を会社内に運び入れる施設をつくることができないので、その期間を区切って、それまでやらない場合には法的な強行処置を講じたらいいというのが継続審議の趣旨でございますが、しかしもうプライウッド株式会社が公道を無断で使用してから約３ヵ年に及んでおります。この過去３ヵ年間に期限を設けてそれまでやらない場合は法的な強行措置を取るという断固たる態度がこれまであったならば今ごろはきれいになっていたはず。それがやられていないということは、やはり「市の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならない」、という市町村財政法の趣旨を当局が軽んじて３ヵ年にわたって市民に多大の迷惑をかけてきたことは市当局の怠慢であり、業者に対する弱腰が原因していると言っていいのであります。

ところがそういう弱腰に対して67年までさらに居すわろうという上っ面な態度を見せております。もうこれ以上６ヵ月の期間を設けようという配慮の必要はない。これは過去においてはわれわれはその点も配慮があったからこそ待ったわけで、もう待ち過ぎているのですみやかに撤去すべきである。もし原木が運び入れられないということであれば陸上からトレーラー、トラックで運び入れる方法もある。これは私が言わなくてもこれは会社が自分で考えるべき問題である。もし経費が高くつくというのであれば突貫工事を始めればいいだろう。これも会社が考えるべき問題であって、われわれは関知しない。プライウッド会社に対してあまりに寛大過ぎて市民に迷惑をかけたことを反省させ、すみやかに撤去させるためにもこの決議案をすぐやるべきです。これを遷延させることはまた向こうが横着をかまえる。それが私の継続審議すべきでないと、直ちにこれをきめるべきで、会社に対しても反省を強くうながすし、また市当局に対してもやはり強行な処置で臨まんといかぬというふんどしを引き締めてかからせようというのが趣旨であるから、これを延ばした場合はなんにもならぬ。これは継続審議すべきじゃなくしてすぐ可決すべきものと私は考えております。これが委員会における私の継続審議すべきでないという考え方でございます。以上で終わります。

それからもう１点、この決議は「沖縄プライウッド株式会社による不法埋立、市道路の不法占用を即時撤回させるための処置をとるよう要求する決議」となっておりますが、やはり語句を提案者のほうで訂正したいと考えております。これは同じ市町村の機関内における議会と当局との問題でありますので、対外的な場合の決議とは趣をかえて、自治法の第39条により議会は意見書を市長に提出することができるというふうに意見をするという具合になっておりますので、これを「要求する意見書」ということにして、「決議」を削除して訂正したいと思います。

○議長(高良一君)　提案者の申し出どおり「決議」を「意見書」に訂正願います。休憩します。

(午後１時35分　休憩)

(午後１時40分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(高良一君)　ではただいまの委員長報告に御賛成の方は御起立を願います。

(起立多数)

多数御賛成のようですから継続審査をなさしめることに決定されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして第67回定例議会の案件は全部終了しましたので閉会いたします。ありがとうございました。

(午後２時７分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1964年12月19日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　久場　景善〔印〕
署名議員　比嘉　佑直〔印〕

34　1965年(昭和40年)　３月　第70回定例会[公営住宅、埋立、公設市場]

３月15日(招集日)午前10時５分　開会

○出席議員(26名)

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	９番　金城　力夫君	10番　辺野喜英興君
11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君	15番　久場　景善君
16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君
20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君	22番　黒潮　　隆君	23番　安見　福寿君
24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君	27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君
29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君		

○欠席議員(３名)

７番　上原隆正君　14番　高良一君　26番　比嘉朝四郎君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君	第二助役	新垣　義徳君
収入役	渡口　政行君	総務部長	城田　清才君	企画部長	新里　博一君
経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君	水道部長	玉城　定仁君
消防長	宮平　栄治君	選挙管理委員長	赤嶺　正一君		

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名について
第２　会期を定めることについて
〔第３略〕

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○副議長(大山盛幸君)　これより本日をもって招集された1965年３月の第70回那覇市議会定例会を開会いたします。高良議長は琉球商工会議所幹部とともに臼井総務長官を迎えるに当たっての琉球の商工観光問

題についての協議会に出席しておりますので、副議長にかわらせていただきます。

直ちに本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第１号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○副議長(大山盛幸君)　ただいまより議事に入ります。日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において渡口麗秀君、又吉久正君を指名いたします。

○副議長(大山盛幸君)　日程第２、会期を定めることについてを議題といたします。お手元に配付してあります案をごらん下さい。休憩します。

(午前10時10分　休憩)

(午前10時13分　再開)

○副議長(大山盛幸君)　休憩前に引き続き会議を開きます。休憩中に話し合いましたとおり、会期を本日15日から３月31日までの17日間とすることに決定されました。

〔中　略〕

○副議長(大山盛幸君)　休憩前に引き続き会議を開きます。本日の日程は全部終了いたしましたので、これで散会いたしまして、明日は議案研究のため休会、明後日17日午前10時一般質問を行いますのでよろしくお願いいたします。散会いたします。

(午前10時41分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1965年３月27日

議　　長　高良　　一〔印〕

署名議員　渡口　麗秀〔印〕

署名議員　又吉　久正〔印〕

〔３月17日、18日会議録　略〕

３月27日(第４日)午後１時７分　開議

○出席議員（28名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	９番　金城　力夫君	10番　辺野喜英興君
11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君
15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君
19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君	22番　黒潮　　隆君
23番　安見　福寿君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君
27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君

○欠席議員（１名）

７番　上原隆正君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長	西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君
収入役	渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君
経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君
消防長	宮平　栄治君	選挙管理委員長　赤嶺　正一君	

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第４号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第８、第10、第11　略〕

第９　工事請負契約を結ぶことについて（市長提出議案第31号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第４号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において、辺野喜英興君、真栄田義晃君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第２から日程第11まで、議案24号から第33号までを一括上程し当局の提案理由の説明を求めます。

○番外(建設部長　花城直政君)

〔中　略〕

次は議案第31号について説明いたします。この工事は、スラム街解消の第１次計画として1964年12月２ヵ年継続事業として議会の議決を得て施行準備を進めていたところ、去る３月24日開発金融公社から融資の認可を受けたのであります。業者の選定については、資本力、信用度及び会社の経営状態等あらゆる角度から調査検討し、15社を選定して３月25日指名競争入札に付したのであります。その結果御手元に配付してあります議案のとおり仮契約を締結したのであります。今回の計画は、公営住宅と別に市独自の計画に基づきスラム街解消計画の一環として、樋川に１世帯９坪型の45世帯収容できる鉄筋コンクリートづくりの５階建ての市営住宅を建設することになっております。今後とも年次計画によりスラム街解消と住宅難の緩和をはかるべく努力する考えでありますので、なにとぞよろしく御審議下さいますようお願いいたします。これの指名は国場幸太郎、比嘉広、大城鎌吉、糸数元精、宮里政助、嘉数忠誠、玉城松三、古波津選良、平良新松、大城喜政、平良善次郎、野里栄進、城間松三、上原英男、平良保男、これだけでございます。

〔中　略〕

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。以上でございます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。日程第２から第10まで、議案第24号から第32号まではこれで質疑を終結し所管の建設委員会にその審査を付託いたします。

〔中　略〕

○番外(建設部長　花城直政君)　誠に申しわけございません、議案第31号の契約の６条でございます、６条の２項の支払いについてでございますが、抜けておりますので挿入願います。工事完成前に出来高部分に対する部分払いの請求をすることができる。ただしその請求は工事何回となっておりますけれども、回数が抜けておりますので４回と書いていただきます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)

〔中　略〕

本日はこれで散会しましてこれより議員協議会を開きます。

(午後１時51分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1965年３月27日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　辺野喜英興〔印〕
署名議員　真栄田義晃〔印〕

3月31日(第5日)午前11時28分　開議

○出席議員（29名）

1番　大山　盛幸君	2番　森田　孟松君	3番　又吉　久正君	4番　武村　朝良君
5番　楠見　長礼君	6番　渡口　麗秀君	7番　上原　隆正君	9番　金城　力夫君
10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君
14番　高良　　一君	15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君
18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君
22番　黒潮　　隆君	23番　安見　福寿君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君
26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君
30番　赤嶺保三郎君			

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君
収入役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君
経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君
消防長　宮平　栄治君	選挙管理委員長　赤嶺　正一君	

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第5号

第1　会議録署名議員の指名について
〔第2～第8、第10～第39、第41～第56、第58～第62　略〕
第9　議案第31号　工事請負契約を結ぶことについて（建設委員長審査報告）
第40　諮問第4号　公有水面埋立免許申請について（建設委員長審査報告）
第57　意見書案第1号　沖縄プライウッド株式会社による不法埋立、市道路の不法占用を即時撤去させるための処置をとるよう要求する意見書（建設委員長審査報告）
追加第1　牧志公設市場建設促進特別委員会設置について（建設委員長審査報告）

本日の会議に付した事件
〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第5号のとおりであります。諸般の報告をいたします。
〔中　略〕
日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により、議長において上原隆正君、金城武一君を指名いたします。
〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第9、議案第31号工事請負契約を結ぶことについてを議題として委員長の報告を求めます。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　議案第31号工事請負契約を結ぶことについて、委員会の審査結果を御報告申し上げます。本件については市長の施政方針であるスラム街解消の第1次計画として樋川に第3種市営住宅を建設するため請負業者15社が競争入札に参加し大政組が9万290ドルで落札、工期を

10ヵ月にしたとの当局の説明を聴し、若干の質疑の後本件については同意すべきものと決定いたしましたので各位の御賛同を得たいのであります。
（「質疑討論なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　質疑討論なしと認め採決に入ります。本案についてはただいまの委員長報告どおり同意することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
御異議なしと認めます。よって本案についてはただいまの委員長報告どおり同意されました。
〔中　略〕

○議長(高良一君)　お諮りいたします。日程第33、軍用地接収阻止の陳情から第56の平和通りの浸水対策についてまでの陳情案件は、総務、建設の各委員長よりそれぞれ継続審査の申し出がありますので、これらを議会閉会中の継続審査せしめることに御異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
御異議なしと認めさよう取り計らうことに決定されました。

○議長(高良一君)　日程第57、意見書案第1号、沖縄プライウッド株式会社による不法埋立、道路の不法占用を即時撤去させるための処置をとるよう要求する意見書を議題とし、建設委員長の報告を求めます。

○11番議員(建設委員長　平良真次郎君)　意見書案第1号、沖縄プライウッド株式会社による不法埋立、市道路の不法占用を即時撤去させるための処置をとるよう要求する意見書について審査の結果を報告いたします。本案審査に当たり、当局のこれまで取ってきた措置をただしましたところ、当局は昨年11月24日に沖縄プライウッド株式会社に対して勧告書を提出しておりますが、それに対する同社の回答は2月20日付で次のようになされております。

記

勧告文書中の
2．護岸の破損箇所は修理完了いたしました。
3．護岸付近の水面に堆積しておる土砂、塵芥を除去し、今後かかることのないよう十分注意する。
4．(イ）不法埋め立てについては米民政府より当社が賃貸借している公有水面の貯水地内であり、該契約書に基づき、米民政府及び琉球政府もこれを埋立地とは認めず、したがって賃貸借解約と同時に現状回復して返す。
（ロ）建築物（小屋）については別に建築確認申請書を提出してある。
（ハ）トロ線については貯水地からラワン材を運ぶ唯一の施設である。該場所は交通量も1日10台ぐらいであるし、トロ線で運ぶのは15秒ぐらいである。監視人を立てて運べば支障ないと認められるので、道路占用を御許可下さい。

との回答であります。その回答に対して、当局はトロ線については交通上支障があるので、さらに改善方を申し入れたところ、同社はレールは残し、ワイヤーをコンクリートの下にもっていくから許可してくれとのことであり、当局は、
1．監視人を置くこと。
2．交通に支障のあるときはいつでも改善を命ずる。
という条件をつけ、1年更新で許可したいとのことであります。
なお、不法埋立については行政主席から市長あて、該埋立は不法埋立とは考えられないという文書がきております。委員会は以上の当局の説明は了承できず、本意見書案第1号は全会一致可決すべきものと決定いたしました。よろしく、各位の御賛同を得たいのであります。
（「質疑討論なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　では意見書案第1号は原案どおり可決されました。
（「議長」と言う者あり）

○１番議員(大山盛幸君)　予算と関連して公設市場の問題が慎重審議され今日に至っておりますが、午前から午後に至るまでほんとうに真摯な話し合いをしたけれども、それがまとまらないでとうとう当局はこの提案を引っ込めようというような立場に立ってそれを提案しようとしております。今までの努力が水泡に帰すどころか市民福祉のために、将来に大きな悔いを残すものと考えます。それを聞いて何とかこれができるように考えられぬもんかと思い、副議長個人の立場で業者の代表とお会いしましたが、舌足らずで私の気持ちを十分にお伝えすることができずにもの別れになったわけですが、業者としても市場をつくってもらいたいという、ただ地階に入ることがいやだということは一致しております。

そこで地階に絶対に入れない、１階にほとんど入れるということを確約してもらえば、業者のほうでも諸般の情勢から何とか納得してもらえるんじゃないか。それと同時に関連して議員のほうも業者さえ御納得いけば了解するんじゃないかと、こう思いますれば、何とかその提案を今しばらく待ってもらって、業者の代表の方と今一応冷静に話し合ってこれが実行できるように取り計らってもらいたい。

(「そうだ」と言う者あり)(拍手)

その後、どうしてもしょうがなければ当局がこれを提案することもやむを得ないと思いますが、できるだけ冷静に、この話し合いを今一応もってもらったら業者の方もこの気持ちはわかっていただけると思います。で、そういうふうな措置をひとつ市当局も取ってもらうようにお願いいたします。

○議長(高良一君)　休憩します。

(午後５時55分　休憩)

(午後９時12分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。それではただいままでの折衝経過について１番議員から御報告願います。

○１番議員(大山盛幸君)　８名の議員の代表の中に副議長の大山も入れてもらいまして、業者の方たちと話し合いをいたしましたが、円満な話し合いがつきまして、その事項を当局に提案、持って行きまして話し合いましたところ、ある見通しがつきましたので私からかわってこの内容を発表して皆さま方の御同意を得て、全会一致でこの問題を解決したいと、こう思いますので御協力をお願いいたします。契約書といたしまして４つの事項をあげております。

１、建ぺい率の許す範囲内において最大限にスペースを１階に取って現業者を一人でも多く入れること。

２、地上１階は純然たる現業者の食糧品市場にすること。

３、地上１階入口は当局案の４つでは少ないからでき得る限り多く設計すること。

４、設計中においてスペースの問題は現業者と十分に話し合うこと。

以上の事項については那覇市長及び業者代表双方誠意をもって解決することを約する。

本契約書は何通作成し、双方記名捺印の上各自１通あてこれを所持すること。

というふうにして、今日の期日で市長と各業者の代表が署名を取り交わしていこうと、業者の方もどうしても地下はいやだというふうに言い張っている方たちも一歩譲っていただいて、この案を円満裏に作成されております。先ほど再開前に全業者に代表の方から御説明申し上げまして御納得いっているようでございますので、当局のほうもこれに対して、ひとつ円満な解決を見出すような、御回答をお願いしたいと思います。

この問題を当局のほうではっきり契約することを確認すると、約束するということを本会議場で意思表示していただければ、すぐこの予算案の審議もスムースにいくと思いますので、当局の御見解を御発表していただきたいと思います。

○番外(第一助役　古堅宗徳君)　ただいま４項目による契約書の内容が大山副議長から発表になりましたが、この契約書の取り扱いにつきましては最後の項目にありますとおり、市長と業者代表の双方で誠意をもって解決することを約しまして、予算、議案の審議をよろしくお願いしたいと思います。

○議長(高良一君)　ただいまの件について御異議ございませんか。

(「賛成」「全会一致」と言う者あり)(拍手)

御異議ないと認め、さように決定されました。

○11番議員(平良真次郎君)　特別委員会の設置についてを本日の議事日程に追加したいと思いますので、牧志公設市場建設促進特別委員会というふうにして議長においてお取り計らい下さるよう動議を提出します。

(「賛成」と言う者あり)

○議長(高良一君)　ただいまの動議は成立しておりますので、さよう取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認め、日程追加第１、牧志公設市場建設促進特別委員会設置についてとし追加願います。では提案理由の説明を求めます。

○11番議員(平良真次郎君)　本件については業者の要望もございましたし、市場問題の促進並びに建設をはかるために特別委員会を設けてほしいというようなことで、当局もこれを了承しております。それで本特別委員会を設置いたしまして、設計並びにスペースの問題について当局並びに業者の問題を促進解決していくのが目的でございます。

なお、人員の構成については10名程度とし、その割り振りについては議会できめていただきたいと思いますが、特に各派代表を網羅すればこの問題がスムースに解決するんじゃないかと思料するわけでございます。それから詳しい規定につきましては後日その機会において検討して決定していただきたいと思います。

(「賛成」と言う者あり)

○議長(高良一君)　お諮りいたします。ただいまの牧志公設市場建設促進特別委員会を設置することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めさよう決定されました。ではその人員と委員の割り振りについてでございますが。

○11番議員(平良真次郎君)　人員は10名ということにして、その割り振りにつきましては議会運営委員会がございますので、そこではかってやったほうがいいんじゃないかと思います。

○議長(高良一君)　委員の選任については議会運営委員会に各派代表が参加しておりますので、議会運営委員会に一任するということに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議なしと認めさよう取り計らうことに決定しました。休憩します。

(午後９時23分　休憩)

(午後９時38分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。日程追加第１号、牧志公設市場建設促進特別委員会の委員の選考の結果を御報告いたします。森田孟松君、真栄田義晃君、友利栄吉君、比嘉佑直君、又吉久正君、平良真次郎君、上原隆正君、比嘉朝四郎君、赤嶺慎英君、久高友敏君、以上10名をもって特別委員会の委員として決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

全員御賛成と認めさように決定いたします。

なお、本特別委員会に付託する事件は先ほど動議の中において提示されました市場の設計並びにスペースの問題、及び当局と業者間の問題を促進解決してゆきたいという件についてを付託し、議会閉会中の継続審査を行わしめることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めそのようになさしめることに決定いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　これをもって本日の日程は全部終了いたしました。これにて閉会いたします。

(午後９時49分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1965年３月31日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　上原　隆正〔印〕
署名議員　金城　武一〔印〕

35　1965年(昭和40年)　６月　第73回定例会[教育、都市計画、埋立、国民体育大会、公設市場]

６月５日(招集日)午前10時１分　開会

○出席議員（28名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	９番　金城　力夫君
11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君
15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君
19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君	22番　黒潮　　隆君
23番　安見　福寿君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君	26番　比嘉朝四郎君
27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君	30番　赤嶺保三郎君

○欠席議員（１名）

10番　辺野喜英興君

○説明員

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君	第二助役	新垣　義徳君
収入役	渡口　政行君	総務部長	城田　清才君	企画部長	新里　博一君
経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君	水道部長	玉城　定仁君
消防長	宮平　栄治君	選挙管理委員長	赤嶺　正一君		

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名について
第２　会期を定めることについて
〔第３略〕
第４　議案第40号ないし議案第77号（市長提出）
第５　諮問第１号ないし諮問第２号（市長提出）

会議に付した事件

第１　会議録署名議員の指名について
第２　会期を定めることについて
〔第３略〕
第４　議案第40号ないし議案第77号〔議案第40号～第49号、第51号～第77号　略〕
　　奥武山競技場管理条例制定について（議案第50号）

第５　諮問第１号ないし諮問第２号〔諮問第２号略〕
　　諮問第１号　那覇都市計画樋川不良住宅街改造土地区画整理地域の指定について

○議長(高良一君)　これより本日をもって招集された1965年６月の第73回那覇市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第１号のとおりであります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１、会議録署名議員の指名について。その前にお諮りしたいのがあります。今先御報告いたしました鹿児島県知事、寺園勝志からの第24回国民体育大会誘致協力方依頼についての文書がお手元に配付してございますが、これは副知事もお見えになりましてぜひ兄弟のよしみで沖縄からも鹿児島に誘致方を協力してもらいたいという直接の依頼もございましたので、隣県のよしみでそれでいこうじゃないかということで、沖縄の体育協会その他関係団体あたりも皆その方針でやっておりますので早く議決してもらいたいということであります。それで那覇市会の議決についてはまだ原文はできておりませんが、議長にお任せ願いまして、

(「議長これは議会運営委員で処理されておりますので
委員長のほうから」と言う者あり)

休憩します。

(午前10時16分　休憩)

(午前10時24分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題とします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により、議長において久高友敏君と黒潮隆君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第２、会期を定めることについてを議題といたします。本件についてはお手元に配付してありますので、そのとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認め本会期は17日間と決定されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第４、議案第40号から議案第77号までについて一括上程します。各議案ごとに順次当局の説明を求めます。

〔中　略〕

○番外(経済民生部長　慶佐次盛宏君)　議案第50号、奥武山競技場管理条例制定について御説明申し上げます。本案はさきに琉球政府が奥武山に建築中でありました奥武山競技場、並びに庭球場が完成しましたので、1961年２月に那覇市と琉球政府の間に交されました覚書によりまして、66年度からこれの管理が那覇市に委任されることになりますので、管理上必要な事項を定めるものであります。

なお、この際従来の野球場管理条例を廃し、野球場、陸上競技場の３競技場を一括した条例にし、使用料につきましては野球場は従来どおりとし、陸上競技場と庭球場については本土の実例を参考にし、琉球政府文教局並びに関係団体と調整の上成案いたしました。よろしく御審議のほどお願いします。

〔中　略〕

○番外(建設部長　花城直政君)

〔中　略〕

諮問第１号、那覇都市計画樋川不良住宅街改造土地区画整理地域の指定について、この諮問は市の重大政策である不良住宅街改造計画を都市計画決定によって事業の推進をはかるものであります。

すなわち不良住宅街改造事業の基本方針として土地区画整理方式を用い、今後はこの事業方針に従って事業を進めていく計画の決定であります。このような既成市街地の再開発事業は道路排水、その他公

共施設の整備に伴い、用地の取得、支障物件の移転用地の問題等種々困難な問題が多く、従来の用地買収方式では残地の土地利用や受益負担の公平を欠き、また市街地改造計画の目的が達成されないのでこれらの問題を十分達成できる土地区画整理方式によって改造計画の目的である健全な都市発展の育成をはかりたいのであります。今回の指定地域である（諮問案）樋川一帯の約9,300坪は不良住宅街改造のモデル地区として事業計画を進めすでにモデル住居として市営住宅を建設しつつあり、土地区画整理を前提に一部道路の建設も進められており、第１次事業地区として土地区画整理地域の指定をなし不良住宅街改造の早期完成をはかりたいと思います。よろしく御審議下さいますようお願いいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日はこれで散会いたしまして、明日は議案研究のため休会しまして７日午前10時より開会いたします。

（午後０時13分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1965年６月５日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　黒潮　　隆〔印〕
署名議員　久高　友敏〔印〕

〔６月７日会議録略〕

６月８日(第３日目)午前10時７分　開議

○出席議員（23名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	９番　金城　力夫君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君
13番　儀間　真祥君	14番　高良　　一君	15番　久場　景善君	16番　金城　武一君
17番　宮里　敏慶君	18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君
21番　金城　吾郎君	22番　黒潮　　隆君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君
27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	30番　赤嶺保三郎君	

○欠席議員（６名）

６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	10番　辺野喜英興君	23番　安見　福寿君
26番　比嘉朝四郎君	29番　具志　栄治君		

○説明員

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君	
収入役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君	
経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君	
消防長　宮平　栄治君	選挙管理委員長　赤嶺　正一君		

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第３号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第12、第14～第40、第42、追加第１　略〕

第13　奥武山競技場管理条例制定について（市長提出議案第50号）

第41　那覇都市計画樋川不良住宅街改造土地区画整理区域の指定について(市長提出諮問第１号)

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第３号のとおりであります。

〔中　略〕

日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において、平良亀助君、大山盛幸君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第13、議案第50号奥武山競技場管理条例制定についてを議題として質疑に入ります。

（「質疑なし、委員会付託」と言う者あり）

では本件については、質議なしと認め所管の経済民生委員会にその審査を付託いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第41、諮問第１号那覇都市計画樋川不良住宅街改造土地区画整理区域の指定についてを議題として質疑に入ります。

（「質疑なし、委員会付託」と言う者あり）

では本件については、質疑なしと認め所管の建設委員会にその審査を付託いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上で本日の日程は終わりました。明９日から20日までは委員会、21日午前10時より本会議を開きます。これで散会します。

（午後３時17分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1965年６月８日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　平良　亀助〔印〕
署名議員　大山　盛幸〔印〕

〔６月17日会議録　略〕

６月21日(第５日)午前10時13分　開会

○出席議員（29名）

１番　大山　盛幸君	２番　森田　孟松君	３番　又吉　久正君	４番　武村　朝良君
５番　楠見　長礼君	６番　渡口　麗秀君	７番　上原　隆正君	９番　金城　力夫君
10番　辺野喜英興君	11番　平良真次郎君	12番　真栄田義晃君	13番　儀間　真祥君
14番　高良　　一君	15番　久場　景善君	16番　金城　武一君	17番　宮里　敏慶君
18番　友利　栄吉君	19番　喜久山朝重君	20番　久高　友敏君	21番　金城　吾郎君
22番　黒潮　　隆君	23番　安見　福寿君	24番　赤嶺　慎英君	25番　赤嶺　一男君
26番　比嘉朝四郎君	27番　比嘉　佑直君	28番　平良　亀助君	29番　具志　栄治君
30番　赤嶺保三郎君			

○説明員

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君	
収入役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君	
経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君	
消防本部次長　具志　清一君	選挙管理委員長　赤嶺　正一君		

○議会事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第５号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第11、第13～第39、第41、第43～第46、第48～第77、追加第１、追加第３　略〕

第12　議案第50号　奥武山競技場管理条例制定について（経済民生委員長審査報告）

第40　諮問第１号　那覇都市計画樋川不良住宅街改造土地区画整理区域の指定について

（建設委員長審査報告）

第42　諮問第４号　公有水面埋立免許申請について（建設委員長審査報告）

第47　昭和44年第24回国民体育大会開催地に関する要望決議

（議員赤嶺慎英外13名提出決議案第２号）

追加第２　牧志公設市場建設促進特別委員会の報告について（報告）

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第５号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において、又吉久正君、武村朝良君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第12、議案第50号奥武山競技場管理条例制定についてを議題として経済民生委員会の審査報告を求めます。

○15番議員(経済民生委員長　久場景善君)　日程第12「奥武山競技場管理条例制定について」(議案第50号)の審査経過並びに結果を申し上げます。

本案は琉球政府が陸上競技場とテニスコートを新設し、来る７月那覇市に移管するので、野球場のみを管理する現行の「奥武山野球場管理条例」を廃止して、これらすべてを総合する管理条例を制定することにありますが、問題となったのは現行の野球場管理条例の別表２付属設備使用料中の店舗の項、３の広告のための塀使用料が本案に引き継がれていないことであります。それ以外は条文の内容、別表の使用料あるいは法形式上異論はないのであります。

本委員会においては、上記店舗並びに塀使用料に関する事項を審査の焦点として慎重に長時間にわたり質疑答弁が交されましたが、これを要約して次に述べます。

従来店舗並びに塀の使用料は現行条例に明記されている。しかも施行上、何等具体的に支障はなかった。本案から削除した理由はなにか。また削除した場合はどのように処理するか。との質疑に対し、この店舗並びに塀の使用は競技場という営造物の主目的からそれている。すなわち公益性がない。したがって、公法的性格はなく、私法上の契約で処理することが適当であり、私法と公法を同一条例で混在せしめるのは好ましくないので削除する。そのためには、市町村自治法第175条の規定により競争入札に付して、少しでも多く市の収入をふやす方法を考えている。との当局の答弁がなされておりますが、結論が得られず、質疑を打ち切り、次のような討論が行われたのであります。

反対討論

原案に規定された条文および別表の料金そのものには別に異論はないが、店舗と塀の使用料に関する規定が削除されていることに問題がある。琉球政府から管理を委任されていても、「工事その他の請負契約条例」等を準用して処理するというような委任規定が条例に定められていなければならない。広告のための塀使用は私法上の問題であり本案に規定することは好ましくないというのであれば、これに類

似する泊港の場合と同じく本案とは別に条例を制定すべきであり、今会期ですみやかに提案すべきであった。塀も本案第６条に規定する設備の一部であり、当然本案に規定するのが適当である。年間6,000ドルの収入があるのであり、本案におりこんでも何等おかしいことはない。また市町村自治法第175条の競争入札と抵触するものではない。よって本案に賛成しかねる。

賛成討論

問題の店舗と塀使用の件は市町村自治法第175条によって一般競争入札に付すとのことである。泊港の設備使用の場合は１平方メートル当たり１月につき幾らというように金額が定められており、本案の場合と趣旨がずいぶん異なっている。よって本案に賛成する。

以上の討論の後、採決に入り賛成多数により本案を可決すべきものと決定した次第であります。よろしく御審議の上、各位の賛同を得たいのであります。

（「討論あり」と言う者あり）

○議長(高良一君)　質疑なしと認め討論に入ります。

○20番議員(久高友敏君)　本員はただいま上程になりました議案第50号について反対するものであります。その理由といたしましてはただいま委員長からも御説明がありましたとおり、本条例の制定に当たっては現行条例が好ましくないのでこれを改正したいというような説明であります。

さらに問題になっております塀の使用料並びに店舗の問題については、現行条例にはその入札の方法が条例に織り込まれておりますが、今度新しく制定しようという条例にそういった条文がないということでありますが、当局の説明によりますと、目的外の使用料であるのでこれはこの条例に織り込むべきではない。それは私法上の問題であるのでこの塀の使用料、売店の使用料はこれは私法上の問題、つまり市長並びに個人の問題であるのでこの条例に織り込むのは好ましくないというふうな説明がなされております。

委員長からも報告がありましたとおり、もしこういったような目的外の収入であるならば、条例に織り込むべきでないとするならば、これに類する泊港の港湾のターミナルの収入、これも泊港の売店あるいは広告については、これは目的外の収入であるから条例からはずすべきじゃないかと言えるわけであります。

泊港に売店があり、あるいはその周囲に広告があれば現行条例としてそのまま残しているが、この目的外の使用ということについてはまだまだ問題があるわけであります。もしこれが目的外の使用のために使用されるということになれば、この歳入面に当たりますが、こういった場合には当然使用料ではなくて、つまり賃貸借にしてこの収入も、つまり雑入に入るべきじゃないか、予算においては使用料のほうに6,000ドル余の、つまり歳入になっております。歳入においては公法上の収入として入れてあるにもかかわらず、条例においては私法上の問題だから条例に入れるべきでないという当局の説明が私には納得できないわけであります。

特に湾港の場合にはさらに条例にあるにもかかわらず、なお収入については使用料に織り込んでいるというような矛盾さがあるわけであります。これは予算の措置からいっても何ら条例に明記されていない。織り込まれていない収入については当然雑入に入れるべきであると、条例にははずしながらこれを使用料に入れることは歳入の都合もあるので、この条例については賛成しかねるものであります。

そういう意味からいたしましても当局は条例制定に当たって、他の条例との一貫性がない。ただその場逃れの説明をして、これは公法上これに入れるべきじゃないから、私法上であるから条例からはずしながら、説明をしながら歳入においては公法上の使用料としてはっきり入っている。

さらに繰り返して申し上げますが、港湾の使用料についてあの売店の収入、あるいは広告の収入については条例にあるにかかわらず雑入に入れるといった、当局に一貫性がない。またその説明が十分本員には納得できないという理由から本案に反対するものであります。以上の理由で本案について反対するものであります。

（「進行」と言う者あり）

○議長（高良一君）　では討論終結して採決に入ります。議案第50号について原案賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。よって本案は可決されました。

〔中　略〕

○議長（高良一君）　日程第40、諮問第１号那覇都市計画樋川不良住宅街改造土地区画整理区域の指定についてを議題とし、建設委員長の審査報告を求めます。

○11番議員（建設委員長　平良真次郎君）　諮問第１号那覇都市計画樋川不良住宅街改造土地区画整理区域の指定について、委員会の審査経過と結果を申し上げます。

本件について当局の説明では、該地域は極度に密集しそのため住居の環境が悪化しているので土地区画整理を施行し不良住宅区域の環境整備をはかりたいとのことであります。なお該地面積が9,277坪、予算総額が約36万ドルで64年度から計画して68年度の５ヵ年計画になっており地主とも10回ほど協議、説明会をなした。現在のところ地主53名のうち42名は承諾しているとのことであります。

これに対する質疑の主なるものを申し上げると、(1)承諾を得られないものの理由。(2)政府補助金はないのか。(3)事業施行に当たって予算の内訳。(4)費用減歩はどうなる。

これに対する当局の答、(1)については土地を共用している地主や境界線がはっきりしていないものがあり、その坪数1,100坪ぐらいあるのでこの調査の結果承諾されるものと思う。(2)については政府に補助を要請してあるので政府と調整の上獲得したい。(3)については工事費５万9,000ドル、物品補償費10万6,500ドル、用地買収費11万2,500ドル、事務費４万4,000ドル、雑費2,000ドルとなっている。(4)については該地は公共減歩のみで費用減歩は行わない。

以上のような質疑がかわされたが、結論として諮問第１号については全会一致支障なきものと決定したので、よろしく各位の御賛同を得たいのであります。

（「進行」と言う者あり）

諮問第１号は支障なしと決定されました。

〔中　略〕

○議長（高良一君）　日程第42、諮問第４号公有水面埋立免許申請についてを議題とし、建設委員長の審査報告を求めます。

○11番議員（建設委員長　平良真次郎君）　諮問第４号公有水面埋立免許申請について、審査の結果を報告いたします。本件に対する政府並びに市当局の見解は、該申請個所は奥武山公園計画敷地内であり、これを認可することは同公園計画事業を施行するに支障があるので、認可すべきではないとのことであります。以上のことから、委員会の結論として本諮問は「支障あり」と決定いたしました。よろしく、各位の御賛同を得たいのであります。

（「進行」と言う者あり）

本諮問案につきましては委員長報告にありましたように、奥武山公園計画敷地内であり、これを認可することは同公園事業を施行するには支障があり認可すべきでないという理由を付して送付することにいたします。

〔中　略〕

○議長（高良一君）　休憩前に引き続き会議を開きます。日程第46、議案第88号は後回ししまして次に移ります。日程第47、決議案第２号昭和44年第24回国民体育大会開催地に関する要望決議、議員赤嶺慎英外３名提出決議案を議題として説明を求めます。

○24番議員（赤嶺慎英君）　昭和44年に開催される第24回国体の開催地の問題でこの前の本会議におきましても議長からの諮問がありまして、議会運営委員会でもその検討をいたしました結果、鹿児島県と那覇市

とは非常に密接な関係がある。それから長崎県と鹿児島県と同じ席におって話し合いをしても長崎県からは何の依頼もないという。あらゆる面から勘案いたしまして、那覇市としても鹿児島県で第24回の国体が開催されるように要望していいんじゃないかというふうな結論に達しまして、ここに要請文を起案してございます。本案のあて先は日本体育協会会長であります。ここに書いてありますのは主に議会運営委員の名前を列記してありますが、できるだけ全員の名前で要請していただければ幸いだと思います。簡単ではございますが一応案文を朗読させていただきます。

昭和44年第24回国民体育大会開催地に関する要望書

国民体育の向上は国力発展への基盤であり、国家百年の大計を樹立するに必須要件たるものである。いまや体育は国民体育とし、生活化されていることはさきに行われた東京オリンピックにおいてその国民性その国力をいやが上にも具現し、体育のもつ意義を如実に立証したものと思考する。

ここに第24回国民体育大会を九州に於いて開催されるおもむきは隣県として実に悦ばしい限りであり、特に20ヶ年の長期に亘る行政分離からせめてスポーツのみでも完全復帰を希求してわが沖縄も大会参加ここに12回を数えた。しかし種々の事情により少数の選手しか派遣できなかった遺憾さを思うとき、九州での開催はあらためて喜びに堪えない。

ペンシルバニアの僧正は「オリンピックで重要なことは勝つことではなく参加することである」と述べているように、より多数の参加者を送ることにこしたことはない。

幸いにして第24回国民大会を鹿児島県において開催すべくその誘致のため施設の充実ならびに整備等、挙県一致積極かつ計画的に受入態勢に万全を期していることは隣県たる沖縄としても諸般の問題は別として開催の意義の深さを分つものである。

よって昭和44年第24回国民体育大会の開催地は是非とも鹿児島県に決定されるよう、強く要望する。

1965年６月21日

那覇市議会

那覇市会の名前において日本体育協会長にこの要望書を送りたいと考えまして、ここに案文を提出している次第でございます。できるだけ全員のお名前におきましてこの要望書が送られるよう要望いたしまして説明にかえます。

（「賛成」と言う者あり）

○議長（高良一君）　ただいまの決議案につきまして全員提案とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。よって本案は全員提案とし原案どおり可決されました。

〔中　略〕

○議長（高良一君）　日程追加第２、牧志公設市場建設促進特別委員会の報告を議題として委員長の報告を求めます。

○11番議員（特別委員会委員長　平良真次郎君）　牧志公設市場建設促進特別委員会における「牧志公設市場の設計並びにスペースの問題および当局と業者間の問題の解決促進方について」、審査の経過について御報告申し上げます。本特別委員会の目的は「牧志公設市場の設計並びにスペースの問題および当局と業者間の解決促進をする」ということであり、去る３月31日第70回定例会において議決された契約書の４項目を入れて促進をはかるということであります。

すなわち４項目について申し上げますと、

(1) 建ぺい率の許す範囲内において最大限にスペースを１階にとって現業者を１人でも多く入れること。

(2) 地上１階は純然たる現業者の食糧品市場にすること。

(3) 地上１階入口は当局案の４つでは少ないからでき得る限り多く設計すること。

(4) 設計中においてスペースの問題は現業者と十分に話し合うこと。

この４項目に対する当局説明によりますと、

契約事項(1)に対する検討の結果は、現在の市場敷地の総面積が1,728.98平方メートルで、当初市は市場敷地周辺の11名の個人店舗とも話し合い、共同建築をしようということで交渉したが、11名は共同建築には賛成であるが時期をともにすることができないので困るということであった。それでは市だけで独自な案を計画するということで次の案ができたのである。すなわち、市場敷地周辺の個人店舗11名のうち○○、○○、○○の３氏が市場敷地に関係しており、この３氏が使用している面積が114.94平方メートルで、これを総面積1,728.98平方メートルから差し引くと1,614.04平方メートルになる。この1,614.04平方メートルに対して契約事項の(1)は、建ぺい率の許す範囲内において最大限にスペースを１階に取って現業者を１人でも多く収容してもらいたい、ということであるが、該地は準防火地域になっておりしかも角地であるので建ぺい率の許す範囲で90パーセントしかとれないので、1,614.04平方メートルの90パーセントで1,452.63平方メートルということになり、これが基準法でいう可能な最大面積である。なお、市が現在計画している１階の面積は1,334.265平方メートルである。では、幾らスペースが増えるかというと、先に述べた基準法でいう可能な最大面積1,452.63平方メートルから市の計画案1,334.265平方メートルプラス車寄せ出入口の分49.095平方メートルを差し引いた分69.276平方メートル、坪にして23坪である。これはガーブ川に面した個所と西村フードセンターに面した個所でふやすということである。

次に契約事項(3)についてであるが、当初、建築敷地から１メートル50引っ込めて建物をつくる計画であった。その主旨は各階とも有効に使わなければならないということで、１メートル50引っ込めて建物の外側から各階にストレートでゆける階段を取り付けるということであったが、契約事項(1)により１メートル50を55センチにし約50余平方メートル建物が広くなったが、外側から階段を付けて各階を有効に生かすという要素と構想がつぶれたのである。さらに契約事項(3)の主旨によりできるだけ出入口を増やしてもらいたいということなので、これを西村フードセンターと浮島通りに行く通りの角で２ヵ所設けることにしたが、この出入口を増やすということは逆に言うと共用する部分が増えて小間数が減るということになり、１人でも多く収用するという(1)の主旨とは逆な結果が生じ矛盾することになる。なお、この出入口を増やすことによりつぶれる面積が36平方メートルで、１ヵ所18平方メートルであるということであります。

次に、浄化槽の問題について、質疑のおもなる点を申し上げますと、

(1) 浄化槽は地下にスペースを大きく取りつくるような方法はないか。
(2) 第１回目の案は地下室につくってあり、その後引っ込めているがあれは最善の案ではなかったのか。
(3) 地下の使用料と地上にポンプアップする電気料等を勘案すると当局案は逆に最低案だと思うがどうか。
(4) 浄化槽は地下におろすことにより１階を最高度に利用できると思うがどうか。
(5) 浄化槽を地下につくることにより約10坪ぐらい１階が広くなるが、それを地下におろすことにより何か変化があるのか。
(6) たいていビルの浄化槽は建物の中にはない。衛生的にも屋外で各階と連結したほうが衛生、処理面からいってもいいと思うが、これを屋外に出すということは考えられないか。また建ぺい率に影響があるのか。

これに対する当局の説明は、

(1) 悔いのない施設をやったほうがいいということであり、スペースの問題にとらわれずに必要である施設を当初からやったほうがいいということで、こういうふうにできている。
(2) これは最上の案である。
(3) 地上の分はなるべく地下におろさず地上で浄化し直接流すということで１階にしたのである。
(4) 浄化槽は中味の処理が非常に重要である。それで変化というよりも１階以上のものは地上で処理したほうが簡単にできるし効果がある。それに屋外に出すことはほかに店舗もあり衛生上好ましくない。なお、これを屋外に出すにしても建ぺい率に関係はなく、構造物になる。ということであり、当局は再検討の結果、浄化槽は約31平方メートルで、ガーブ川沿いの道路下に移動させることは技術的に可能である、ということでこれを了承したのであります。

次に車寄せの問題について、質疑のおもなる点を申し上げますと、

(1) 地下道をつくることによっていかなるプラスがあるのか。
(2) 建設委員会の審議過程で配置については未定だとハッキリ繰り返しているが、地下道は絶対に廃止しない。重量物は全部こっちに持ってくるということになると結局地階にはそういう重量物を取り扱う業者を入れるという計画であるのか。
(3) 車は何に使うのか。
(4) 改築後は地階にどういう業者を収容するということが予想されるか。
(5) 地階に車道を付けるということは、地階で商売する方々の品物を毎日ひんぱんに運搬するということが考えられる。また多量の品物を搬入する業種がそこに入ると仮定した場合に当然地下道が必要になってくると思うが、その点についてはどうか。

これに対する当局の説明は、

(1) 車がいつでも入れるような設備をしたほうが有効に使えるということである。
(2) 将来、地階にゆく業態の程度ということは言えるが、地階はどういう業種、２階、３階は何々という答弁は差し控えたい。
(3) 地階を発展させる意味で地下道をつけるということである。
(4) 結論として、車寄せ地下道の件は変更する意思はない。ということであります。

最後に、西側魚市場の壁の件について、その質疑のおもなる点を集約して申し上げますと、

市は現在市の計画する市場とそれに隣接する○○氏外２名の業者との間に判然と一線を画して壁にするということであるが、該地域には当局から割り当てられた鮮魚販売業者と、○○氏外２名の軒先を借りて営業している同業者が約50名いるが、これら業者の収容という面と近隣地域の市場との連携をはかるという立場から、この壁を一応よろい戸にし○○氏外２名の業者には衛生面、戸締まりの点から施設の改造をはかるということで市の指示により指導育成してゆくということは考えられないか。ということに対し当局説明は、３氏と共同建築について話し合ったが断わられた。市案をつくるにあたり○○氏外２名に対し「既存の建物をこわし市と共同建築する意思はないか」と持ちかけたが「事情があって市の建築とは一緒にできない。ただし将来はやるが現在使用している坪数は市が建築するにしても各自が建築するにしてもその坪数は各自で使用したい」ということであったので、いつ解決がつくかわからない問題を抱えて待つよりも市案を進めたほうがいいということになったのである。なお、この点については食品衛生法から考慮しなければならない問題であり、法をゆがめることはできないので基本線として設計変更の意思は全くない。さらに付け加えれば共同建築という言葉は相手側の業者から出たものであり市の案は現在３氏の使用する土地は市の公設市場敷地であるので、その借りている土地を市に返済してもらい、市が建物をつくり、その中に入ってもらい他の業者と同じ取り扱いをするということである。それを業者が建築して現在の売場面積を各人が使用するということであれば面積は何ら変わらないし、個人と公は別個にしたほうが好ましいという保健所の意見もあるので市の基本線どおり該個所は壁にするということである。さらに現在市場側に入っている小間の方々は、市場完成後は市場に収用することになっているが儀間氏側の建物に入っている方々は市場の許可はないので問題外である。重ねていえば、該個所については食品衛生法の観点から原則として壁にするということであり、よろい戸にして入口を開放しようとは考えていない。ということであります。

以上御報告申し上げたとおり、当局と業者間の調整をはかり市場建設を促進するということで本委員会は旬日にわたり努力したのでありますが、現段階では市場の早期建設をすることが当局案では解決することが不可能であるという結果に達したのであります。

以上御報告申し上げ、本件は、なお慎重なる調査を必要としますので議会閉会中の継続審査を行なうことにいたし、以上をもって中間報告といたします。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　本件は議会閉会中の継続審査となっておりますが、さよう取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。よって本件はさよう取り計らうことに決定いたしました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本件は全会一致可決されました。以上もちまして第73回議会を閉会いたします。

(午後５時２分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1965年６月21日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　又吉　久正〔印〕
署名議員　武村　朝良〔印〕

36　1965年(昭和40年)　９月　第76回定例会[主席公選、埋立]

９月30日(初日)午前10時７分　開会

○出席議員(30名)

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
９番　友利　栄吉君	10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君
13番　仲宗根昌弘君	14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君
17番　金城　吾郎君	18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君
21番　金城　重正君	22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君
25番　高良　　一君	26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君
29番　辺野喜英興君	30番　渡口　麗秀君		

○説明員

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君
収入役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君
経民部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君
消防本部長　宮平　栄治君		

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名について
第２　会期を定めることについて
第３　行政主席の公選を要求する決議(議員平良真次郎外10名提出決議案第５号)
〔第４～第６　略〕

付議事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日をもって招集された1965年９月の第76回那覇市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第１号のとおりであります。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において、大浜長弘君、喜舎場盛一君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第２、会期を定めることについて、お諮りいたします。休憩します。

(午前10時17分　休憩)

(午前10時18分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。本件につきましては日程表のとおり、本日９月30日を本会議とし、10月１日金曜日休会で施設視察、同じく２日土曜日本会議で一般質問、３日休会、４日月曜日本会議で議案上程・質疑・委員会付託、５日火曜日委員会、付託事件の審査で６・７・８日まで、９日土曜日休会、これは委員会審査報告書の作成並びに本会議の準備のため、10日は日曜日休会、11日本会議で議案上程・委員長報告・陳情上程・報告・質疑・討論・採決となり、12日間の日程となっておりますが、御異議ありませんか。

(「議長休憩願います」と言う者あり)

○議長(高良一君)　休憩します。

(午前10時20分　休憩)

(午前10時22分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの日程、10月１日金曜日休会とありますのを本会議、施設視察と訂正しますので御了承願います。

○議長(高良一君)　日程第３、行政主席の公選を要求する決議、議員平良真次郎外10名提出決議案第５号を議題とし提案者の説明を求めます。

○平良真次郎君　行政主席の公選を要求する決議案の提案理由について、提案者を代表し説明申し上げます。

戦後20年本土と切り離されアメリカの占領下で20年の歳月が流れ、しかも平和条約締結後、条約第３条による立法・司法・行政の三権はアメリカにより掌握され支配されてきたのであります。この間県民は祖国復帰を訴え、一日も早く祖国と一体になることを叫び続けてきたのであります。さらに主席公選を含む自治権の拡大についても立法院をはじめ各種団体、県民はひとしくこれを要請し続けてきたのであります。いまや県民の世論は主席公選の実現を強く期待していることは主席公選を訴える有識者五人委員会の声明に強い共感を受けていることもその証拠の１つであります。このときに当たりまして那覇市議会は26万市民を代表し、主席公選を要求する決議案を再度決議いたしたくここに提案する次第であります。決議文中にその主旨は十分述べてありますので朗読をもって説明にかえたいと思っております。

行政主席の公選を要求する決議

那覇市議会は昨年６月後退を続ける自治権の拡大を目指し、沖縄の政情混とんたる中で行政主席の公選を強く要請した。

しかし、われわれの意志とは逆に1964年10月主席指名の議会を強行させ立法院議会史上曾つてない大混乱を惹起したことはまことに遺憾なことである。

主席公選に対する県民の世論は、これを契機として、さらに大きな盛上りをみせ、最近では沖縄の良識を代表すると云われる五人委員会が「主席公選の実現を訴える声明」を発表し県民の強い支持と歓迎を受け、さらに世論を高めている。

アメリカ政府は1950年軍事占領下の沖縄で群島政府知事の公選を行なわしめ県民に自治の前進を期待させた。ところが1952年琉球政府の設立にあたって行政主席を任命制にきりかえ、1953年琉球政府行政主席選挙法を民立法化させたにもかゝわらず選挙期日を布令で停止した。その後立法院の指名制になったとは云え依然として高等弁務官の任命に変わりなく県民の強い不満をかっている。琉球政府立法院はこのような自治の後退に対し、過去数回にわたって主席の公選、自治権拡大の要請を続けてきたが、アメリカ政府は軍事優先の政策を強行し、県民の要求に耳をかさないこのような施策はアメリカが云う民主主義に反するばかりでなく、国連憲章の精神にも違背し、国際主義にもとるものである。

アメリカ政府は沖縄県民が、主席公選、祖国復帰を熱望し、さらにベトナム戦争の発進基地として、沖縄基地を使用することに反対する姿を重視すべきである。「人民の人民による人民のための政治」は民主政治の基本理念であり、民主主義の指導者をもって自ら任ずるアメリカは沖縄においてもこの基本理念を生かさなければならない。よって那覇市議会は「琉球列島の管理に関する行政命令」の中に規定される行政主席の指名制、任命制も廃止し、速やかに主席公選を実施するよう強く要求する。

1965年９月30日

那覇市議会

あて先でございますが、あて先はアメリカ大統領・上下両院議長・国防長官・国務長官・高等弁務官・駐日大使、日本政府総理大臣・衆参両院議長・総務長官・各政党沖縄対策委員会委員長・立法院議長・行政主席、以上になっております。

なお本提案は議会運営委員会の構成委員の提案になっておりますので、全議員によって提案していただくよう各位の御賛同をお願いする次第であります。以上。

○議長(高良一君)　では討論に入ります。

○金城吾郎君　ただいま提案になりました決議案第５号、行政主席の公選を要求する決議について賛成討論を行います。

先ほど平良真次郎議員からその趣旨について説明がございましたが、戦後20年アメリカの支配下にある私ども沖縄県民はひとしくみずからの政治をみずから行なうという強い要求が絶えたことがないし、さらに祖国復帰の闘いを強く進めてまいってきております。復帰のできない立場にあっても、その苦しい立場に置かれておってもわれわれはみずから治めるというこの基本的な権利をかち得なければならない。こういう考え方に立つものであります。

さてアメリカ合衆国は琉球政府を設立するに当たって次のようにうたってあります。「琉球住民の経済的な、そして政治的、あるいはまた社会的福祉を増進するために琉球政府を設立する」のだと、布告13号のその前文にうたってあります。

ところがこの政治的な発達、向上という言葉があるにもかかわらず、1950年に行なわしめた、郡島知事の公選を大きく後退させて、行政主席の選任については、これが公選制になるまで民政長官の任命にするというふうにうたったわけであります。

その当時各群島の知事は主席公選を直ちにすべきであると、強い要求を時の民政副長官ビートラー、あるいは首席民政官のルイス長官に要求をしたわけであります。

しかしながら彼らの約束は、1952年４月１日に開始される琉球政府立法院に諸君も出てきて、その中で主席公選を行うところの選挙法をつくるべきである、来年いっぱいに選挙させるという約束をやったわけであります。そこで全群島知事そろって立法院に出てまいりまして、直ちに琉球政府行政主席の選挙を手がけたわけであります。

この行政主席選挙法は琉球立法院の全会一致の立法として1953年１月19日に公布されております。

ところがその10日以前の１月９日、アメリカ民政府は布令第95号を公布して「琉球政府立法によって制定されもしくは制定される立法の規定中、第１回行政主席選挙期日を定める規定はその期日が琉球列島米国民政府によって布告されない限り無効とする。」こういう布令を出しているわけであります。それ以来今日まで琉球政府行政主席選挙法は〝生けるしかばね〟となっているわけでございます。

さらに1957年には琉球列島の管理に関する行政命令を公布して、この行政命令の中では完全に行政主席の公選というものが姿を消しているわけでございます。

先ほど申し上げたように、布告13号では行政主席はこれが公選制になるまで民政副長官が任命するんだというふうにうたっておりながら、大統領行政命令の中では立法府の代表にはかつて高等弁務官が任命するというふうに大きく後退をしたわけであります。

ところがその後1960年になりましてアイゼンハワー大統領が沖縄にまいりまして、復帰協を中心とするあの請願行動の中からアイゼンハワー大統領は沖縄統治に対する基本的な改革を考えさせられた。

さらに61年にはケネディになり、ケネディ大統領はケイセン調査団というものを派遣して沖縄の統治をやりやすいようにするにはどうすればいいか、政治、経済、社会、各面にわたり調査を詳しく行わしめたのであります。

そしてその中で彼らの報告に出てくるものは、沖縄にある不穏の空気を除去するためには、そして沖縄の基地をさらに強化し永久に保持するために沖縄県民の不満をなくすべきである。そのために援助を拡大し自治を拡大しなければならないということが報告書の中にうたわれているわけでございます。

そこで62年ケネディ大統領は行政命令を改めるという声明を発表し、御承知のような自治権拡大、あるいは援助拡大の姿になってあらわれてまいりました。

ところがその中で自治権を拡大するというのは、これまで行政命令に規定される「立法院の代表に図って」ということを「立法院の指名に基づいて」しかもその指名は高等弁務官の受諾し得る指名ということになっております。任命制から指名は幾らか前進したというような錯覚を覚えるわけでございますけれども、あくまでもこれは高等弁務官が任命をするという前提であります。

任命制にはかわりはないわけでございます。したがいまして1963年の主席指名については御承知のように大きな反対行動がありました。昨年の指名議会においては、決議文の中にもありますように立法院議会史上かつてない大混乱を引き起こしたのであります。

これは単なる混乱ではないのであります。県民が要求する主席公選はみずから治めるという自治の基本に従った当然の政治的な要求行動であって、一部の人々の批難するようなものではないとわれわれは理解をいたしております。そういう強い行動の中から主席公選に対する強い要求が今県民の中に大きな盛り上がりを見せてあったわけでございます。

そして最近行われております五人委アッピールの中にもはっきりうたわれております。これ以上混乱を起こしちゃならないという、それを防止し正しい自治を行なわしめるためにも主席の公選はやるべきであると、沖縄の有識者を代表される人々がこのように強い声明を出しているわけでございます。

那覇市議会も、昨年のあの混乱の中でこのような混乱の事態を引き起こしたのは1950年から今日に至るまで自治が後退に後退を重ねた結果であるんだと、これをアメリカ合衆国は正しく認識をしてすみやかに公選をすべきであるという要求をやりました。

しかしながらこれに対しては耳をかすことなく今日に至っております。しかし今世論はアメリカの考えとは全く逆の方向に、どうしてもすべきであるというこの切烈な要求となってあらわれております。これを今回那覇市議会の定例議会の劈頭におきまして、しかも新庁舎落成の初議場において決議されるということは私は非常に有意義だと考えております。

これをすみやかに関係当局に送付し、この実現をさせ、11月の立法院議員選挙後に行なわれる指名議会をなくして正しい自治がこの中から生れてくるということを期待し、この強いわれわれの公選に対する要求をつきつけたいと斯様に考え、先ほど提案になりました決議案に全面的に賛成し全会一致で決議されることを望み討論を終わります。

○議長(高良一君)　ほかに討論ないと認め採決に入ります。日程第３、決議案第５号行政主席の公選を要求する決議、平良真次郎外10名提出決議案に御賛成の方起立を求めます。

（起立全員）

全員賛成であります。よって本決議案は可決されました。(拍手)

○平良真次郎君　ただいま提案理由の説明の中に、本提案は全員提案にしてもらいたいということをつけ加えておきましたが、そのように取り計らっていただきたいと思います。

（「賛成」と言う者あり）

○議長(高良一君)　ただいまの日程第３、決議案第５号は平良真次郎外10名提出となっておりますのを全員提案としたいと思いますがよろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

さよう取り計らうことにいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。日程第２、会期を定めることについての日程変更についてお諮りします。１日金曜日の休会となっておりますが、本会議にしたいと思います。そのように取り計らって御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議ないようですからそのように決定いたします。したがってあしたは本会議を開いて視察に行きます。そして11日の午前10時本会議を開くことにいたします。以上で全部終了いたしましたので散会いたします。

（午後０時　散会）

上会議録を調製し署名する。

1965年９月30日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　大浜　長弘〔印〕
署名議員　喜舎場盛一〔印〕

〔10月１日、２日、４日会議録　略〕

10月11日(５日目)午前10時５分　開議

○出席議員（29名）

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
９番　友利　栄吉君	10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君
13番　仲宗根昌弘君	14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君
17番　金城　吾郎君	18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君
21番　金城　重正君	22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君
26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君	29番　辺野喜英興君
30番　渡口　麗秀君			

○欠席議員（１名）

25番　高良一君（公用出張）

○説明員

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君
収 入 役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君
経民部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君
消防本部長　宮平　栄治君		

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第５号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第32、追加第１、追加第２　略〕

第33　公有水面埋立免許申請について（市長提出諮問第１号）

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○副議長(辺野喜英興君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第５号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において、真栄城嘉園君、金城庄瑞君を指名いたします。

〔中　略〕

○副議長(辺野喜英興君)　日程第33、諮問第１号公有水面埋立免許申請についてを議題として当局の説明を求めます。

○建設部長(花城直政君)　諮問第１号の説明を申し上げます。公有水面埋立免許申請についての提案理由を御説明申し上げます。

ただいま上程になりました諮問第１号については、政府においては奥武山公園用地及びスポーツセンターの補助グラウンド並びに公園内市有地の交換地造成のための埋め立てでありまして、市においても早急に公園の整備にせまられておる現状であります。

政府の埋め立て計画を御説明申し上げますと、２ヵ年継続事業で第１年次計画では埋め立てとガソリンパイプ暗渠下の捨石の撤去工事を12月に施工を実施し、第２次はガソリンパイプ暗渠を約100メートルに広げる計画で1967年の６月末竣工の予定であります。なお政府より10月31日までの期限が指定されておりますので追加諮問として提出したのでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○副議長(辺野喜英興君)　一応これは委員会付託にもっていきたいと思っておりますので御了承願います。

なお一応委員会付託いたしまして、直ちに委員会を開いてもらうようにいたしますが、４時15分前でございますのでとりあえず時間を延長しておきます。

○平良真次郎君　ただいま諮問第１号について委員会をやれというような議長の話ですが、それじゃこの件については非公式ではあるけれども、委員会において結局政府の土木課長を呼んで内容について一応聞いたり、その結果から見ました場合に本件については、いわゆる本会議を延長するか、さもなくば臨時議会を招集するか、これは期限が10月末になっておりますのでそういう措置しかとれないだろうというふうに考えられるわけですが、これは何ですか、これからこれを審議するわけですか。それとも委員会でははっきりしているんですか。

○副議長(辺野喜英興君)　一応この件は前もって、本会議においては委員会付託にしかならぬ、いずれにいたしましてもこれはすぐ結論が出ない、ほぼ継続審議にもっていくという大体の建設委員の話を聞いておりますので、そういうふうにしたいと思うわけですがね。

（「休憩して下さい」と言う者あり）

○副議長(辺野喜英興君)　休憩します。

（午後３時45分　休憩）

（午後３時46分　再開）

○副議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。日程第33、諮問第１号は建設委員会に付託いたします。４時まで休憩いたしますのでなるべくその間に結論を出していただきますようお願いいたし

ます。休憩します。

(午後３時48分　休憩)

(午後４時５分　再開)

○副議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。日程第33、公有水面埋立免許申請について、市長提出諮問第１号を議題として建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長(平良亀助君)　諮問第１号公有水面埋立免許申請について御報告申し上げます。本件は閉会中の継続審査とし、今月中に臨時議会の開催を要求して結論を出すことに決定いたしましたので、よろしく皆さんの御賛同を得たいと思います。

○副議長(辺野喜英興君)　ただいま委員長から御報告がありましたように、本件につきましては今月中に諮問、答申の期限も付されているわけでございまして、今月中に臨時議会を開くという前提のもとに議会閉会中の継続審査をなさしめることに決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(辺野喜英興君)　御異議なしと認めます。よって本件諮問第１号は議会閉会中の継続審査をなさしめることに決定されました。

〔中　略〕

○副議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。以上もちまして今期議会の日程は全部終了いたしましたので閉会いたします。ありがとうございました。

(午後４時14分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1965年10月11日

議　　長　高良　　一〔印〕
副 議 長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　真栄城嘉園〔印〕
署名議員　金城　庄瑞〔印〕

37　1965年(昭和40年) 12月　第77回定例会[埋立]

12月30日(初日)午前10時５分　開会

○出席議員（28名）

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君	13番　仲宗根昌弘君
14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君	17番　金城　吾郎君
18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君
22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君	25番　高良　　一君
26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君	30番　渡口　麗秀君

○欠席議員（２名）

９番　友利栄吉君　29番　辺野喜英興君

○説明員

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君
収 入 役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君
経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君

消 防 長　宮平　栄治君

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名について

第２　会期を定めることについて

〔第３～第27、追加第１　略〕

第28　公有水面埋立免許申請について（諮問第１号）(建設委員会中間報告)

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日をもって招集された1965年12月の第77回那覇市議会定例会を開会いたします。表彰状授与のため休憩します。

(午前10時６分　休憩)

(午前10時９分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第１号のとおりであります。

〔中　略〕

日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により、議長において、仲宗根昌弘君、宮良永昌君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第２、会期を定めることについてを議題とします。休憩します。

(午前10時17分　休憩)

(午前10時19分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。本日程は本日より1966年１月11日までの13日間と決定します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第28、諮問第１号公有水面埋立免許申請についてを議題とします。休憩します。

(午前11時15分　休憩)

(午前11時16分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。建設委員会の審査報告を求めます。

○建設委員長(平良亀助君)　諮問第１号、公有水面埋立免許申請についての建設委員会の審査経過を御報告いたします。本件については第76回議会からの継続審査中のものであり、当初意見答申の指定期限が1965年11月30日までとなっていたのがその後指定期限が変更になり1965年12月30日に指定されているが、当委員会としては下記の理由により第77回議会会期中まで指定期日を延長してもらいたい。

(1) 該公有水面埋立による浸水対策の十分なる説明が市、並びに政府の方でなされていない。

(2) 埋立ての目的が奥武山公園及び政府諸機関施設に供するための用地造成となっているが、そのうち70パーセントはサブグランド、残余の30パーセントの使途については明確な答弁がなされていない。

以上のような理由で12月30日までには結論は出せないので、市は政府から１項２項の明細資料を取り寄せ、第77回議会中に委員会で検討して結論を出したいと思いますので、議員各位の御了承を得中間報告といたします。

○議長(高良一君)　本諮問につきましては12月28日付で委員長から報告がありましたとおり、市長あてに適宜な処置をとってもらいたいという文書をもって依頼してありますので御了承願います。休憩します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。本日はこれをもって散会し、来年１月４日再開することにいたします。

(午後２時２分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1965年12月30日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　仲宗根昌弘〔印〕
署名議員　宮良　永昌〔印〕

〔１月４日会議録略〕

１月11日(３日目)午前10時２分　開議

○出席議員(27名)

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君	13番　仲宗根昌弘君
14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君	17番　金城　吾郎君
18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	21番　金城　重正君	22番　赤嶺保三郎君
23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君	25番　高良　　一君	26番　比嘉　佑直君
27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君	30番　渡口　麗秀君	

○欠席議員(３名)

９番　友利栄吉君　20番　赤嶺慎英君　29番　辺野喜英興君

○説明員

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君	
収 入 役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君	
経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君	
消 防 長　宮平　栄治君			

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　新垣襄二君　議事課長　玉城三郎君

議事日程第３号

第１　会議録署名議員の指名について
〔第２～第18、第20～第43、追加第１　略〕
第19　諮問第１号　公有水面埋立免許申請について(建設委員長審査報告)

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手許に配付してある議事日程第３号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において、金城吾郎君、大山盛幸君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第19、諮問第１号公有水面埋立免許申請についてを議題として建設委員会の審査報告を求めます。

○建設委員長(平良亀助君)　諮問第１号公有水面埋立免許申請について、委員会の審査経過と結果を報告いたします。

本件については当初1965年10月30日までの意見答申の指定期限がなされていたが、その後政府は公園の総合的利用計画を再検討するため1965年11月30日までの期限変更をしたが、さらに政府は公園の総合計画については都市計画審議会にはかったあとでなければ埋立地の利用計画を提示できないので、1965年12月30日まで意見答申の指定期限の変更をしたいとの通知がなされたのであります。委員会はこれまでの審査過程において政府は国場川の治水対策で川幅を100メートル(市は140メートル)に広げ、またはヤイタを60センチ切り取ってあるので浚渫したら浸水の被害はないとのことであるが、台風時、雨量の多い降雨時またはその間における満潮等による数字的調査説明が不十分であり、政府と市の考え方も相違している点もある。また該埋立用地の利用計画についても、サブグラウンド以外の残余土地の利用計画についても、都市計画審議委員会の決定後でないと明らかにされないので、これの具体的資料と説明を求めるため答申期日の変更方を申請した。しかしながら会期中においても政府は確たる資料も申し入れについても何らの回答も与えないので、委員会は本案に対し一応保留すべきであるという意見と、結論付けるべきであるという意見があり、討論に入ったのであります。

反対　本件については政府は総合的計画の再検討のため３回も期限が変更されながら、その間委員会から要求されている国場川の治水対策、埋立地の利用計画であるサブグラウンド以外の残余土地の利用計画の具体的資料の提出も与えていないので、本案については再検討する余地がないので支障がある。

賛成　本案は委員会からの要望として出した国場川の治水対策または該埋立地の利用計画であるサブグラウンド以外の残余土地の利用計画の具体的資料は慎重を要するので、正式な資料をつくるには市とタイアップして提出すべきで、今しばらく調整をさせる意味と、さらにこの国場川周辺の治水対策は以前から難問であり、この際明確にすべき見地からも、一応保留して妥当な結論を出すべきである。

以上のような討論の後採決に入り、賛成多数で次のような保留意見書を出すことに決定いたしましたので、よろしく各位の御了承を得たいのであります。

公有水面埋立による諮問第１号については次の理由により委員会の意見を保留する。

(1) 国場川周辺一帯の治水対策が明確に示されていない。

(2) 該埋立計画地についてはサブグラウンド以外の残余土地の利用計画が明らかでない。上記資料の提出を求めたが出されていない。

○議長(高良一君)　ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。

○黒潮隆君　ただいまの委員長報告を聞いておりますと、この諮問第１号に対して意見を保留するというふうな報告がございました。この意見を保留するというのは、この議案を継続審議しようというふうなことなのか。議案を承認するしないというふうなはっきりした説明がなされておりませんので本案については非常に理解に苦しむわけです。たとえば那覇市の議会がですね、これに対する意見を出すには期限が定められております。12月30日までにというふうになっているわけです。

ところが12月30日は過ぎてしまった。期限が過ぎてこまっておるわけですね。こういったところからこの議案が事実上は審議未了、あるいは廃案になっておるのかと、そういう点について委員会でどういう結論が出たか。ただ意見を保留するというのは、ただ議案そのものは継続審議として残されるのか、あるいはこれが審議未了として廃案になった場合は、意見が残るとか残らないとかは別でですね、あくまでも審議未了、廃案ということにしかならぬじゃないかというふうに本員は考えるわけです。これについて明確な答弁をお願いしたいと思います。

○建設委員長(平良亀助君)　８番議員の質問にお答えいたします。この問題は相当委員会でももめましたけれども、これは那覇市と政府とタイアップしてぜひ治水対策を考えるまでは保留しておったほうが、そして両方歩み寄って治水対策を考えていくということで一応保留というようになっております。

○議長(高良一君)　休憩します。

（午後２時15分　休憩）

（午後２時25分　再開）

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設委員長(平良亀助君)　８番議員の質問にお答えいたします。委員会の審査の過程では審査報告書のとおり資料の提出を求めたが、それが提出されないで実質的には委員会は審査が続行できず審議未了である。こういうことでございます。

○黒潮隆君　この審議未了というふうになると、琉球政府がですね、この那覇市の意見を求めたと、埋立てていいかどうかということの意見を求めたけれども、しかしながら琉球政府の責任によって、資料の提出がなく十分説明できないために那覇市議会は結論を出すことができなかったわけです。したがってさらにこの次にまた新しい諮問がくるかどうかわかりませんが……。

しかし那覇市議会の結論がどうであれ法的にはですね、琉球政府は埋め立てをするということができると言われております。ところが諮問をするからには、那覇市の意見を聞くからには、その意見が尊重されなければならないと思います。そこで建設委員会で審議されたかどうかわかりませんが、こういう審議未了という結論が出されているわけですが、そのことについてですね、那覇市議会が意見を出さなかった、意見を言わなかったということですね。琉球政府が、結局那覇市当局と琉球政府の治水対策についても食い違いがでているわけです。琉球政府は川幅を100メートルに広げて、捨て石60センチ下げればいいんだと。ところが那覇市当局は140メートルですか、広げ、捨て石を撤去すべきだというふうな見解をもっているわけです。そういう点にも食い違いがあるわけですが、政府の考え方だけで埋め立てを強行した場合は問題が残るわけです。そういった場合に琉球政府の資料の提出などがなくて結論が出てなかったのであって、何も当局、議会がなまけて結論を出さなかったということはないわけです。そこで市当局として、そういったのが那覇市の治水対策に対する考え方も無視して埋立を政府が始めた場合には、当局はどういうふうな態度で臨むか、そういった点を委員会で明らかにされたかどうかお尋ねしたいと思います。

○建設委員長(平良亀助君)　今の質疑までは委員会では審議してないんであります。

○平良真次郎君　今審議してないといわれておりますが、審議しております。やはり審議未了ということに実質的にはなるわけでございますけれども、いわゆる漫湖の国場川の流域の治水対策並びに今度の埋立計画、これと総合的に検討し周辺の治水がどうなるかと、さらに堰止めしておる堰を100メートルも引き延ばすというけれども、いつこれが工事されるか、また埋め立て地はどういうふうに利用計画がなされておるかと、こういうものについては再三再四政府からも職員にきていただいて意見を聴取し、それから図面並びにその計画書を出してもらうように強く要望したわけでございます。それで那覇市としても意見というのも治水対策としての意見も、要するに政府の案と那覇市の案とを十分調整して、国場川の治水対策の基本方針をきめるということになって、政府としても現在そこまでいっていないということは当局から答弁されております。そういうふうな関係からいたしまして、本件は単なる審議未了というよりは、もっと一歩前進して国場川治水対策と、該埋め立て地との関連を十分に検討させて結論を早急に出したいということが審議の過程において出たわけでございまして、この点を市のほうでも特に埋め立てを、さらに治水対策と検討して推進するように強く要望しておるわけであります。そういうふうな関係でありまして、委員会といたしましても該埋め立て地を単なる審議未了というよりは、十分議会としても意見を反映させようというふうな意図であるということを、ひとつおふくみしていただきたいと思います。

○黒潮隆君　私がお聞きしておるのはその点についてはよくわかるわけなんです。ところが那覇市議会が結論を出さないままに琉球政府が埋め立てを実施してしまうんじゃないかという心配があるわけなんです。そういう時点がきた場合は那覇市議会あるいは那覇市当局としてどういう措置を取るのか、どういうふうに政府に対して、この治水対策、埋め立ての問題をどういうふうにして那覇市の意見を反映させるようにもっていくのか問題になると思います。これが審議未了となった場合は、那覇市議会として結論を出そうが出すまいが、埋め立てが強行された場合は政治的な責任の追及はされるわけですが、琉球政府自体が那覇市に対して資料を十分出さない、そのために結論が出せないということになっています。その場合にどういうふうな方法で那覇市、あるいは議会で審議され、正しい方向にもっていくようにするのか、そういった点が話し合われたかどうか。たとえば琉球政府が埋め立てを始めた場合はどうするか、その場合那覇市としては黙っているのかということです。

○議長(高良一君)　休憩します。

（午後２時31分　休憩）

（午後３時31分　再開）

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。建設委員会の報告を求めます。

○建設委員長(平良亀助君)　さっきの委員会説明を訂正します。公有水面埋め立てによる諮問第１号については次の理由により委員会の意見を保留すると決定したが、(委員会の意見を保留する)を(支障ありと決定する)に改める。

○議長(高良一君)　質疑に入ります。

(「質疑討論なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　質疑討論なしと認め採決に入ります。本案についてはただいまの委員長報告どおり支障ありと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。よって本案についてはただいまの委員長報告どおり支障ありと決定いたしました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして第77回那覇市議会を閉会いたします。

（午後５時40分　閉会）

上会議録を調製し署名する。

1966年１月11日

議　　長　高良　　一〔印〕

署名議員　金城　吾郎〔印〕

署名議員　大山　盛幸〔印〕

38　1966年(昭和41年)　３月　第80回定例会[区画整理、刑務所移転]

３月22日(初日)午前10時２分　開会

○出席議員（28名）

２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君	５番　山川　正平君
６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君	９番　友利　栄吉君
10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君	13番　仲宗根昌弘君
14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君	17番　金城　吾郎君
18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君
22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君	25番　高良　　一君
26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君	30番　渡口　麗秀君

○欠席議員（２名）

１番　安見福寿君　29番　辺野喜英興君

○説明員

市　　長　西銘　順治君　　第一助役　古堅　宗徳君　　第二助役　新垣　義徳君
収 入 役　渡口　政行君　　総務部長　城田　清才君　　企画部長　新里　博一君
経済民生部長　慶佐次盛宏君　　建設部長　花城　直政君　　水道部長　玉城　定仁君
消防長代理者　具志　清一君

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名について
第２　会期を定めることについて
〔第３～第９、第11～第19　略〕
第10　那覇市都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業設計変更について（市長提出議案第16号）
第20　沖縄刑務所移転に関する要請決議（議員山川正平外９名提出決議案第３号）

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日をもって招集された1966年３月の第80回那覇市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第１号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において比嘉佑直君、平良亀助君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第２、会期を定めることについておはかりいたします。休憩します。

（午前10時11分　休憩）

（午前10時12分　再開）

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。本件につきましては日程表のとおり22日本会議、議案上程、説明聴取。23日休会、議案研究。24日本会議、一般質問。25日休会。26日本会議、議案上程、質疑、委員会付託。27日休会。28日より４月２日の土曜日まで付託事件の審査。４月３日休会、報告書作成、本会議準備。４月４日月曜日、本会議、議案上程、委員会審査報告、質疑、討論、表決と14日間の日程となっておりますが、このように会期を定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　御異議なしと認め、会期を14日間と定めることに決定いたしました。

○議長(高良一君)　日程第３、議案第９号ないし日程第19号、議案第25号までを一括上程し順次当局の説明を求めます。

〔中　略〕

○建設部長(花城直政君)　議案第16号、那覇市都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業設計変更について御説明申し上げます。

1964年度以降事業を実施してきました、この寄宮地区区画整理は当初施行面積４万3,920坪と定め、減歩率が平均25.46パーセントで減歩地積１万578坪２合３勺となり、その内公共減歩が8,411坪５合６勺で費用減歩を2,166坪６合７勺とし、また費用負担については、政府10万ドル、市10万ドル、地主６万5,000ドルをそれぞれ負担することにして、総事業費26万5,000ドルの事業計画をたてて事業認可を得、1964年度に於て１万2,875ドルの政府補助を得て排水工事を実施し、65年度に於て６万2,000ドルの政府補助を予定して、10万4,420ドルの排水道路及び整地工事を実施する計画でありましたが、換地計画に対して地主選出の評価委員の不同意により換地設計が頓挫をきたしたのであります。

これにつきましては地区の地主と十数回にわたり、説明会をもち、さらに地主の要望により公共用地の率24.6パーセントを22.7パーセントに引き下げると同時に減歩率も25.46パーセントから21.76パーセントに引き下げて調整をなしたのでありますが、一部地主の反対に合いましたのでさらに調整を進め、６万5,000ドルの地主負担を大巾に軽減して１万5,581ドルとし、政府と市で24万9,419ドルを折半し負担することに政府と調整がついたので、最終的な地主との話し合いを進めたのであるが、なお一部地主は不満だとして負担軽減の陳情を提出しているのであります。このような事情で65年度の事業は不執行になったのでこれを66年度に全額繰越して、地主との交渉を持ったのであるが、まだ一部の地主の反対はあるけれども、区画整理事業の重要性に鑑み、いたずらに遅延させることは健全な都市発展を阻害する結果になると思料するので、今日までの地主および政府と調整したとおりの設計変更をなし、認可を待って事業の完成に邁進したいと思うのであります。

今議会の同意を得たら所定の期間地主に閲覧し行政主席に認可申請をしたいので、よろしく御審議の程をお願いします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第20、決議案第３号沖縄刑務所移転に関する要請決議、議員山川正平外９名提出の決議案を議題として説明を求めます。

○山川正平君　決議案第３号につきまして御説明申し上げます。

那覇市の5(ママ)ヵ年の大計であります都市計画事業は日を追って着々と各地に進められ、市民の要望する明るい街づくり、住みよい街づくりがなされておりまするが、肝心かなめ、那覇市の繁華街に２万坪の敷地を有する沖縄刑務所があるということは、もはや不適当であるということは26万市民の声でございます。われわれ那覇市会としましても26万市民の声を取りあげ、その筋に強く要請しなくちゃいかぬと思うのでございます。特にこの地域におきましては戦後そのままの住宅街でございます。沖縄のことわざに「ミックヮーノーハブンウジラン」ということわざがありますが、その当時この地域に居住している方々は、とかく地方から那覇に住居をもてばいいというふうなことで道やあるいは水とかそういったことは全然考えていなかった時代でございます。議員各位が御承知のようにあの地域には道らしい道は１本もついておりません。もし私がいうことが間違っていると思うならば、この議会が終えましたら現地へ行って見聞してもらいたいと思うのでございます。かりにこういったところに万一火災でもあるとするならば、われわれ那覇市会30名の議員はあぐらをかいておって、あの地域の私有財産が燃えはてるまで手を組んでおって見ておかなくちゃならぬという悲惨な目にあうかと思います。またあの地域の、那覇市が50(ママ)ヶ年の計画をいたしています土地区画整理事業にかかりました場合、この沖縄刑務所の２万坪の用地は政府が管理しておる関係で、もしその決議案を政府が採用するならば、絶対に反対はないというふうに確信しております。そういった意味からおきましても、あの沖縄刑務所の２万坪の用地は開放していただくようわれわれ議会として強く要請したい次第でございます。幸いにしましてこの問題につきましては去年のお互い全議員が立候補の際に合言葉のようにきれいな街づくり、あるいは那覇市の都市計画の主軸といわれるようにみんなの意見でありますので、30名の議員が一挙にそろって公約を解決するということはこの上もない喜びであり、またこれ以外にないと私は確信する次第でございます。

以上のような理由から決議案を読み上げますならば心からなる御賛同を得たいと思うのでございます。

沖縄刑務所移転に関する要請決議

今日、那覇市の復興は著しいほどの発展を遂げ、中心都市の名に相応しい街づくりがなされつつあるが、市内に刑務所があることは適当でない。即ち沖縄刑務所周辺は住宅が密集し、子弟教育の場である学校も近在するので過去の集団脱走事件並びに日常における一般市民と服役者との接触度も多く、子弟を育成し、人格昂揚の環境として相応しくない。

さらに、都市計画上からも狭隘な住宅地域に膨大な敷地を要する刑務所を存置することは好ましくない。最近、人口の都市集中化は那覇市の地価をつり上げ、都市計画を施行する上にも大きな支障をきたしている。

よって、那覇市議会は環境浄化並びに都市の高度利用の見地から現在の沖縄刑務所を他の適当な場所に移転してもらうよう強く要請する。

1966年３月22日

那覇市議会

あて先は行政主席、立法院議長でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(高良一君)　ただいまの説明に対して質疑に入ります。

○金城吾郎君　提案者に質問いたします。たしか沖縄刑務所の移転の問題については、これは立法院においても一度問題になったことがあります。那覇市議会においてもこれまで一般質問の中に出てきたことがございます。さらに先に行われた市会議員の選挙に高良議長の最大の公約として打ち出されたためにクローズアップされており、さらにこの問題は議会に対してあの通り会からも移転に対する陳情もまいっております。総務委員会にこの陳情が付託され審議されている中から、この刑務所移転に関する要請決議なるものが出てきたものと本員理解いたしております。ところがただいまの提案理由の説明の中には総務委員会の中における審議の問題が一言も触れられていない。少なくとも議会運営のルールからするならば、一応当然市議会として取り上げるべき問題であったにしても、これは陳情がなされておるとしたならばその陳情の意思を議会が解して、それを生かす方向にもっていくべきだと考える。その後また訴える力が倍加してくるとわれわれは理解しております。

そういう点について総務委員会においてどういう審議がなされてこの要請決議となってきておるか。こういった過程も一応陳情を受けた議会側としては他の委員会に属する議員諸公としても、当然承らなければならない問題であると思います。こういう意味で総務委員会の審議の内容について説明を願います。

○山川正平君　ただいまの金城吾郎議員の御質問にお答えいたします。これはたしか通り会近郊の学校のＰＴＡ会長の名で陳情が出されております。その陳情を総務委員会でお諮りしましたところ、この決議案の文面だけをなおしただけで満場一致で決議案になっております。

○金城吾郎君　そうしますと、沖縄刑務所を移転することによって今後の那覇市の都市計画事業というものをどのように進めてゆくかという基本的な問題については総務委員会で論議されずに、ただ中心街の中にこういった刑務所があるから、これはあまり好ましくない、したがって撤去すべきである。撤去したあとにおいて、また那覇市としては考えるべきであるという観点にたっての御審議であったかどうか。

○山川正平君　お答えいたします。これは総務委員会のみなさんはどういった御意見をもっておられるか、私もこれは個人的なことで申し上げられませんが、山川議員個人としましては、第１段階にこのような要請決議をして、第２段階にこれがもしこの敷地が開放になった場合は市当局にもプランをたてていただくようにというふうな考えをもっております。

○金城吾郎君　そうしますと総務委員会としては刑務所の移転については陳情を受けたならば、一応行政府の動き、あるいは立法院の動きなどというものについて、一応お聞きし、あるいは調査をするということはなさらずに、大変これはけっこうなことであるから決議をしようというふうになったと、今の説明から窺えるわけです。ところがこれは行政府の中においても今本格的にこの刑務所の移転について調査がなされておると本員伺っております。こういった重要な問題をつき上げていく場合は、やはり決議となってあらわれてきて、これを強力に打ち出すという前に一応は調査が必要でなかったかとこう思いますけれども、大変けっこうな都市計画上、あるいは周囲の環境浄化の問題からもけっこうでありますので、異議はありませんけれども今までの経過についてお伺いしたわけであります。以上終わります。

○儀間真祥君　お尋ねしたいんですが、この決議案を見ますと最後のほうに「よって那覇市議会は環境浄化並びに都市の高度利用の見地からも現在の沖縄刑務所を他の適当な場所に移転してもらうよう強く要請する。」と書いてあります。他の適当な場所についてですね、たとえば現在の沖縄刑務所を那覇市の郊外に移すかもしれない、そういうことについて那覇市以外の場所なのか、それとも那覇市内のどこなのか、その辺の審議についてはどうなっておりますか。

○山川正平君　お答えいたします。本件はこれは那覇市がやるべき仕事ではないのであります。あくまでも琉球政府がやるべき仕事でありまして、われわれ那覇市会といたしましては那覇市の繁華街にこの刑務所があっては適当でないという見地から、このような要請決議を琉球政府の行政主席に出せば、行政主席はこの刑務所の移転地がどこが適当であるか適当でないかということは、これは琉球政府のやるべき仕事だというふうに本員は考えておるわけであります。その意味からしまして、ただ皆さん方の御同意が得られればこの決議案を先ほど申し上げました行政主席と立法院議長に提出したいと考えております。敷地の選定につきましては考えておりません。

(「休憩して下さい」と言う者あり)

○議長(高良一君)　休憩します。

(午前11時６分　休憩)

(午前11時21分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。質疑打ち切り討論省略して採決に入ります。本決議案について原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議なしと認めます。よって本決議案は可決されました。あて先は行政主席、立法院議長となっていますので御了承願います。

○議長(高良一君)　以上もちまして本日の会議は終了しました。24日午前10時会議を開きます。

(午前11時23分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1966年３月22日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　比嘉　佑直〔印〕
署名議員　平良　亀助〔印〕

〔３月24日会議録略〕

３月26日(３日目)午前10時４分　開議

○出席議員（29名）

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
９番　友利　栄吉君	10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君
13番　仲宗根昌弘君	14番　宮里　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君
17番　金城　吾郎君	18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君
21番　金城　重正君	22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君
25番　高良　　一君	26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君
30番　渡口　麗秀君			

○欠席議員（１名）

29番　辺野喜英興君

○説明員

市　　長　西銘　順治君　　第一助役　古堅　宗徳君　　第二助役　新垣　義徳君
収 入 役　渡口　政行君　　総務部長　城田　清才君　　企画部長　新里　博一君
経済民生部長　慶佐次盛宏君　　建設部長　花城　直政君　　水道部長　玉城　定仁君
消防長代理者　具志　清一君

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第３号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第８、第10～20、追加第１　略〕

第９　那覇市都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業設計変更について（市長提出議案第16号）

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手許に配付してある議事日程第３号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

これより議事に入ります。日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において椿秀義君、大浜長弘君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第９、議案第16号那覇市都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業設計変更についてを議題として質疑に入ります。

○儀間真祥君　この寄宮地区区画整理の問題、これは委員会に付託になるわけでございますが、その前に１点お尋ねしたいことがありますのでお尋ねいたします。

この寄宮地区の評価をする場合にその評価委員会は普通学識経験者の代表、地主の代表、当局の代表という３者が５名ずつ出て15名で構成されるわけでございますが、この評価をする場合に地主代表は決定する時点において辞表を提出しております。そこで、評価された評価額は正しいかどうかその点について御説明を願います。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。評価委員会は諮問機関でございまして、評価委員会の決定事項がそのとおりなされるかなされないかということは、その評価自体を市長が妥当であるかどうかを決定するのであります。これは諮問期間中に、委員会で審議中の過程からみましても評価については各委員とも了承しているわけでございます。ただ部分的な作業に入って一筆一筆の減歩率を計算してみたときに、思いもよらない40パーセントというような大きな数字が出てきたために紛糾したわけでございます。

整理前の評価、整理後の評価というものは各委員とも認めておったわけでございます。そして最終的に決定したときになって地主側の委員は責任をもてないということで賛成をしないが、ほかの委員は全部賛成でございます。つまり15名のうち10名は賛成。しかも地主の意見だけ聞いておったんじゃこういう仕事はまとまらないという、こういう強い発言もありました。そういう審査の過程においては地主のほうの委員も認められておりますので、市長はこの評価が正しい、適当なものであるということで決定をいたしてあります。それで法的には間違いはないというように私らは考えております。

○儀間真祥君　今の御説明で評価委員会というものは市長の諮問機関であるということですが、もちろんそうではありますが、この評価を決定する時点において地主代表が責任を負えないから私たちは辞退するといって辞表を提出しております。そうするとその評価委員会の機構自体も３者から成り立つのが１つ抜けておる。そうなりますというとその評価委員会自体がおかしいがその点についてはどう考えるか。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。審査の過程においては了承しているわけでございます。計算してみたらこういう結果になっておりまして、その評価そのものは正しいと見ているわけでございます。

これは評価式の区画整理でありまして一筆一筆を評価しておりません。地区別に、ブロック別に、地帯別に評価しておりますので評価委員は全部了承しております。ただその一筆一筆のブロック別の減歩率を出してみたときに大きな開きがあるということで、いろいろの修正意見が入って修正されているわけでございますので、十分審査はつくされましてこれ以上遅延することはできないということで市長が決定しておりますので、その決定については何も不法ではないと考えております。

○儀間真祥君　今の説明は本員の質問とは違うわけでございます。この評価委員会自体がつまり地主代表が欠けており、そうした中での評価委員会というのは正しい評価委員会とはいえないというふうに考えます。そしてある時点における評価は了承したということだが、実際問題として決定したときに地主代表は辞意を表明してやめておられる。そういう中での機構、３者の中につまり１つは欠けているので、その点については正常な委員会じゃないというふうに本員は了解するわけでございます。その点の説明はなくて評価は正しいといっているが、私は何も評価の問題について聞いてるわけではないのであります。

○第二助役(新垣義徳君)　お答えいたします。先ほど建設部長から御説明がありましたとおり評価委員会というのは諮問機関でございまして、最後に地主が辞表を出したからといって仕事に支障をきたすというものではありません。

○又吉久正君　議案第16号寄宮地区の区画整理事業につきまして去年の予算審議のときも地主の反対の声がありまして、執行できるかどうかという質問に対して当局は絶対間違いない、執行できると自信をもっておっしゃっておられましたが、今日設計変更のやむなきに至っておりますが、今度この変更について認可されたならばこれによって絶対間違いなく区画整理ができるかどうか。

○第二助役(新垣義徳君)　お答えいたします。先ほど６番議員から委員会についての御質問がありましたが、でき得るなら全15名の意見が一致してその仕事に取りかかれば都合がよかったわけでありますが、そういう全委員の一致した意見が見られないままに途中から現在に至っておりますが、19番議員の御質問に対しましても提案されております議案がとおりますならば、従来の基本線どおりどうしても区画整理をしなければならない。そのまま放置しておきますというと第二のスラム街、それから浸水地帯になるということがはっきりしておりますので、そういう考え方からぜひともその事業は執行してゆきたいと考えております。

○又吉久正君　ただいまの御答弁でこれが認可になればとおっしゃっていますが、提案理由の中には地主との調整の結果となっておりますが、これは地主全員が賛成しているのかどうか。その調整の結果というのはどの程度のものか。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。この調整といいますのは全部解決がついたというような意味の調整ではございません。法のゆるす範囲内でしかわれわれは地主側との妥協はとれないと思います。

今の区画整理方式でやれば公共減歩は当然取れるので、地主側はこれは取り上げるのではなくなぜ買い上げんのかという意見もありますが、こういったものは全部納得するわけにはいかんのであります。

今まで調整したのは減歩率当初の25.64パーセントの平均減歩を21.76パーセントに下げて、お手元にあります設計変更書の中に21.8パーセントになっておりますけれども、減歩率はその都度面積、歩訂正が出てきますので、そういう誤差が出てきますのでそういったものの調整をしてきたわけでございますが、全部が全部妥結したというわけではございません。これは地主のいうとおりの率ではまた設計も認められないということでございますので、これはいたし方ないと考えております。

○又吉久正君　部長の説明では地主との調整は法の許す範囲だとおっしゃっていますが、負担にしても６万5,000ドルから１万5,000ドルに、あるいは減歩率も減らされておりますが、それだけ減らされている原案に対して地主とよく交渉を重ねたことがあるかどうか。それとこれに賛成している地主が何パーセン

ト出ているかそこらへんを説明願いたいと思います。

減歩率も大分減らされておりますが、それだけ減らされる減歩率に対して地主とはよく交渉を重ねたかどうか、それとこれに賛成している地主が何パーセント位出ているかそこらあたりをお願いします。

○建設部長(花城直政)　お答えします。この調整につきましては65年からずっと継続的にやっておることでございまして、十数回にわたってやっております。ただ地主の方があくまでもこれは１万5,861ドルの負担をもっと減らし、しかもこれを市と政府でもってもらいたいというようなことでございます。これはまだ妥結していないことでございまして、これは不可能なことでございます。

そういうことでございまして交渉はずっと前から２年にわたってやっております。それから賛成者が何名かということでございますけれども、建設部長名で仮換地の通知を、通知という意味じゃなく法的なものじゃなくして、ただ地主の意見を聞きたいために正式に部長名で仮換地の指定を通知したわけであります。そのときの統計から申し上げますというと大体全地主が167名でございますけれども、そのうち回答を寄せてもらったのが72名以下でありまして、その中のたしか２名か３名が反対でありました。そして９名というものが態度不明ということで残りは全部賛成でございます。そういう数字から考えますと、私は賛成者の方が多いんじゃないかと考えております。今までの交渉の結果、今のから想定いたしますというと３分の２は私は賛成者がおるんじゃないかというふうに私は考えております。

反対者の方々の意見を聞きますというと150名もわれわれの反対の組合員がおるんだというようなことでありますけれども、名簿を出してくれというように言っても名簿を出してくれませんし、はっきりした数字は相手側もつかんでないようでありますけれども、とにかくわれわれが今までの交渉した結果からいいますと、３分の２の半数の賛成者がおるというふうに私たちは考えております。

○黒潮隆君　減歩率の問題と、それから土地の評価の問題この２つの点についてお尋ねしたいと思いますが、ここの減歩率を決定する場合の基準はどういうふうになっておりますか。これは本員がみる限りではですね、非常に不公平な減歩率になっているというふうにみるわけです。

そこで基準はどういうふうにして減歩率を決定しているかという点と、もう１つは区画整理前の土地の評価を30ドル、区画整理後が35ドルとなっておりますね、平均土地の評価、ところが現在増換地になる地主に対して坪当り100ドル余りの金額を要求しているわけです。坪数は11坪だったと思いますが、増換地される地主に対して坪当り100ドル以上も要求している。那覇市は区画整理前は坪当り25ドルだったと私は考えておりましたが、最近聞いてみると坪当り30ドル、区画整理後が35ドルというふうな評価がなされております。実際増換地される分については100ドル以上も要求されるということが言われております。

そうするとこの評価が実にでたらめであるということを市当局自体が暴露しているようなことになると本員はみるわけです。それがなぜそういうふうになるのか、よく那覇市当局は地主に対して区画整理をすれば地価が上がるので地主が得するんだという説明をやっております。

区画整理前の土地の評価、区画整理後の土地の評価の差がわずか５ドル、これでは整理されても大して地価は上がらないんじゃないかということが言えるわけですね。したがってこの点について私も理解ができないので説明していただきたいと思います。この２点からまずお尋ねいたします。

○建設部長(花城直政君)　お答えいたします。お答えいたします前に又吉議員の御質問に対して数字がはっきりしましたので御報告いたします。そのときの総筆数が156筆でありまして、そのうち156筆に対して全部仮換地の指定通知を部長名でやった。その返事がまとまったのが51名が賛成、５名が反対、２名が不明ということであります。さっきの数字を訂正していただきたいと思います。98筆が返事がきていないということでありまして、こういうぐあいに図面の中に全部チェックをいたしまして赤、青をぬってありますが、こういう調査をいたしてあります。そういうことから考えますというと大体区画整理をしなくても現在道路に面しておるので痛くもかゆくもないというような態度の人が反対しておりますし、また奥のほうにいって非常に区画整理によって非常に恩恵を受けるのになあというような考えから結局

減歩率が大きいために反対であると、ただしその人は話をしたらなるほどと納得しております。

そういうわけで結局全体的な区画整理というものに対する考えのなさといいますか、私たちの説明がまだ足りなかったかどうかわかりませんけれども、そういうことで今の現状はなっております。

それから８番議員の御質問にお答えいたします。減歩率が自分にはまだ納得できないということでありますが、減歩率はこれは個々に違うわけでありまして、一筆一筆全部違うわけであります。

この第１地区の場合は頭から30パーセント、３割引くということで地積主義の区画整理をやっております。あとで清算をするということで清算が非常にむずかしいし、しかも５年も６年も延びるということは非常にそこに問題があるということでこういう方法では非常に地主でもお困りになるし、また合理的でないというような考え方から換地の方法を今度はかえたわけであります。つまり従前の評価をしてそれから整理後の評価をする。そしてそこに整理されたあとも同じような土地を減歩されても、面積が小さくなっても同じような財産の価格がなければ地主は損である。だからして損のないような区画整理をしなければならないというようなことで、結局評価主義で換地をしたわけであります。つまり100坪の土地があってその土地が整理前は20ドルというと2,000ドルの価値がある、その2,000ドルの財産というものは区画整理をして減歩されても、やはり2,000ドルの価値の面積が換地になれば、この地主は損もないわけであります。

ところがここにおいては、この地区においては大きな利益があります。さっき私が申し上げました８番議員が質問されておりました整理前の土地の評価が20ドルと言っておりますけれども、われわれは25ドルと評価しております。これは平均であります。整理後が35ドルと評価しました。これでもってこの区画整理事業がです、幾らの値上がりで損であるか得であるかという計算が出てきます。これでだいたいどの程度利益があるので地主の負担はこの程度でいいだろうという試算であります。

計算してみても負担をどの程度にするというようなことでありまして、これがそのままの評価であるということじゃございません。つまり整理前の道路用地を除いた現在の整理前の土地の総評価坪数に単価をかけてゆく、25ドル。整理後の予定された道路、公園を除いたブロックの総面積に35ドルの単価をかけてゆく、そうすると価格が出てきますのでその価格を整理前の総価格の比が、結局増進率ということでその増進率がだいたいここでは10パーセントの上がりになっておるわけであります。

利益が10万843ドルというような利益の計算が出ておりますので、こういうことから考えますというと、替費地は2,881坪２合４勺とっていいという、これは設計変更ですね、2,578坪５合４勺とっていいと、整理前の設計変更のあれは、ところがそのうちのわれわれは2,578坪の替費地とっていいということであるけれども、これは全額とっちゃいかないというわけで2,166坪６合７勺の替費地の予定をしたわけであります。

この設計の当初設計はこれがつまり金に計算いたしまして地主の負担が６万5,000ドル、市が10万ドル、政府が10万ドルというような計算が出てきて、総事業費は26万5,000ドルの事業をやろうという結果が出てきたわけであります。

ところがさっき申し上げましたように地主から強い要望がありましたので、平均減歩率の25パーセントを21パーセントに下げてきた、そしてこの負担も結局６万5,000ドルの負担を、地主負担を１万5,681ドルに下げてきたということであります。この１万5,681ドルというのは非常に小さな負担でありまして、設計変更によりますというと、替費地をこの利益から考えますと、替費地の最大限度は2,881坪というふうになっておりまして、この今度の負担を１万5,681ドルに下げましたので替費地の坪数に換算すると445坪、つまり利益を受けておるものの中の15パーセントしか本当は負担させていないということでありまして、こういうことから減歩率がきまりまして、そして一人一人の一筆一筆の減歩率を出しておるわけであります。

だからしてこの整理前の土地の場所から整理後ちゃんときれいに道路ができて整地ができてそれから排水もきれいにできて、すぐいつでも住宅がつくれるような状態になったときの評価というものと現在

の評価じゃ大きな差があるはずである。

そういうところに減歩率が出てくるのでありまして、その減歩率には公共減歩と替費地減歩、費用負担減歩が２つあって合算されて減歩率がなっております。そういうことでこれをまだ納得いかないということは、これはここで話をしましても一日でも言いつくせないことでありますので、これは委員会のほうでやってもらいたいと私は考えます。

それからこれは評価は、結局さっき私が申し上げましたように整理前の畑である、たんぼであるというような状態で排水も道路もないというような状態における評価であります。

整理後は何年後に完成されるかわかりませんが、今の調子でいくとわれわれとしてはあと２年で整理しなければならないと考えます。２年後完成したときの評価、これは大体平均して10ドル上がるんだということであります。これはあくまでも予算の出すときの何でありまして、非常に地主は疑問に思っておられるようであります。

予算というのはよくおわかりのとおり市の一般予算もそのとおりだと思います。それはやはり収入というものはあまり大きくみておくというと、あとで才入欠陥を生ずると困ることになる。だからしてこれはこれで売れるんだということじゃなくして、結局これだけみておけばこの事業は赤字にならなくて済むんだという考えでおります。

そういうことであるから35ドルというものは、もちろん今整理して売れば100ドルするかも知れません。100ドルにはならなくても60ドル70ドルぐらいするかもわかりません。そういうことでありまして100ドルに上げるということになれば替費地が３分の１、100坪にしかならない。100坪で本当にできればけっこうでありますけれども、もしできないときは困るというようなことがあるので、こういった予算措置をとっておるわけであります。

だから評価というのは市だけできめずに専門家の意見を聞いて、しかも地主の意見も聞いて、こういうようにきめるんだということできめておるわけであります。

それから評価について不信に思うと、増換地を11坪換地されて1,000ドルの要求をされておるというような話は、私はそういう要求をしたことはありません。委員会でも盛んにありましたけれども何を聞いてそういったお話をするのかわかりませんけれども、これはこういうことであります。11坪のあれじゃありません。これは換地がとび換地になっております。とび換地になって本当は面積が小さくならなければならぬのに、その場所で与えるというと大きな面積をやらなければ増換地しなければならない。その増換地分とまたそこの評価がうんとよくなるわけであります。

それで増換地の坪数だけじゃなくして評価も大きくなっておるのでそういう計算が出ておるのでありまして、これでは具合が悪いからとび換地をした。とび換地の場所ではそういうことはありません。とび換地をするというとこういう結果になるのであまり金の出し入れはない。徴収交付はないけれどもあんたが今ある場所にどうしても換地してくれということになると、そういう結果になるという説明をして、そうかなあという点で納得しております。その点は誤解のないようにしていただきたいと思います。

○黒潮隆君　今の評価の問題については個々の地主の問題をここで論議した場合は時間がかかりますので、委員会でやっていきたいと考えますが、今部長の説明の中で減歩率の場合は公共減歩、費用減歩というふうになって個々の地主によって減歩率が違うと、なるほどこれは全部違うわけでございますが、本員が非常に不思議に思うのは現在の区画整理前の場所ですね、位置Ａという地主もＢという地主も同じ条件にあるわけです。Ａという地主とＢは隣り同士なんですね、それと前から現在道路が通っておりその両方の間からも道路があるわけです。その次は大きい道路になり、現在の前の道路も大きい道路になり両方角にいる。そして同じ地形で平たんで同じ。そうした場合に、区画整理前の評価も同じだということはだれが見てもいえるわけです。

そこに換地され整理後も両方とも現在の場所に換地されます。すると同じにならなければならないと

思うが、ところがＡという地主は減歩率26パーセント、Ｂという地主は24パーセントであるわけです。そういったのがここだけではなくしてほかにもあるわけなんです。これに対してわれわれは納得できないわけなんです。もちろん地主も納得していません。政治的にやられているんじゃないかというふうにも疑いたくなるほど差がある。

もう１つは3,000坪あまりもっている○○○○という人がおります。国場の人ですが、この場合は1,000坪も取られると思いますが、あなたの減歩率は27パーセントだというふうに説明しているわけです市当局は。ところがやはり調べてみたら37パーセントになっている。なぜ10パーセントもうそをついて納得させようとしたか、そこら辺市はやはり減歩率のきめ方これに変に疑いたくなるわけです。どう思いますか。これは本人から聞いております。Ａという地主もＢという地主も場所もよくにている。パーセントを聞いたら片一方は14パーセント、片一方26パーセントそれが私には理解できないわけなんです。

○建設部長(花城直政君)　お答えいたします。この評価は人間のする業でございまして非常にむずかしいと思います。だから評価委員会でも非常にこれはもめまして何回も修正修正やっております。

結局今おっしゃるのはどなたの土地かわかりませんけれども、これは具体的にどの土地だということで、あとで区画整理課で説明を聞いていただきたいと思いますけれども、評価の場合は一筆一筆評価いたしておりません。これは地帯別、ブロック別に結局道路と道路の関係、それから排水の関係、それから交通の便利か便利でないかという、こういったものから地帯をみんな分けてあるわけです。その地帯の切れ目のところ、この土地はなぜ道でもって離れておるけれども地帯が別である関係、この地帯はこっちの評価になって、この場合はこっちの評価になっているということで差があるということもあります。そういったものはやはり修正していかなければならないと思いますけれども、そういう地帯の違いがあるためにそういうあれになってくるということであります。

これは具体的に区画整理課で図面を見て聞いていただきたいと思います。また聞きされたんじゃ、そのまた聞きした場合はその人の説明が足らんかもわかりませんので、はっきり聞いていただきたいと思います。○○○○さんの件は大きな土地でありますのでよくわかっております。この土地は見ておりませんけれども多分こうじゃないかと思います。結局、面積が大きい、それで換地をそのとおり与え切れなかった。たとえば27パーセントといいながら、これが27パーセントの土地を与えきれなかったと、結局減渡しになって、計算すると30パーセントになっているというようなことじゃないですかね。私もそれはわかりませんから、はっきりそこで区画整理課で調べていただきたい。そして、その場合は交付金というものがいくはずです。もしそこにそれだけの減渡しであるならばそういうことであります。

だからこれはまだ前の結局設計変更前の減歩率の設計変更を今しようとしているけれども、そういった関係でまた今までの説明のときにおいて地主に説明をいたしましたときの地主の方々の勘違いであるかどうか、何かそういうこともあるかもわかりません。これはその人の図面を見ながら話をすればわかることであります。そういう不都合のことはないと思います。以上であります。

○黒潮隆君　道路の件なんですが、つまり地主の反対の理由の中にも大きな比重を示しておるのが上間に通ずる現在のバス路線、現在銀バスが通っているこの都市計画道路がいわゆる区画整理の中に入れられておるわけです。これについてはこの那覇市の市道につぶされておるのは17万坪あまり、これはいずれ市が補償しなければならない。政府道につぶされておるのは、いずれ政府が補償しなければならないようになっているわけです。ところが区画整理事業の中に入れてしまうと、現在の地主167名でこの道路を負担するということになりますね、それについて不満が大きいわけです。と申し上げますのは、たとえばハーバービューの区画整理をやった場合に、あの道路が区画整理からはずされておるわけです。これも地主はよく知っている。ここもそうすべきであると言っている。市としてはそうした場合は、この道路に沿っておる地主の幾たりかの地主は土地がなくなってしまう。幾たりかのわずかばかりの地主の犠牲になる。だからそれに区画整理に包含した場合は、みんなが少しずつ寄せ集めた場合はその土地が困

らないようになるという説明していたように記憶しております。

ところがハーバービューはそうしながらこの場合は違っておるという点、また去った議会で開南から那覇劇場に通ずる道路ですね、都市計画道路をあけるために土地を取得しましたね、そのときに私が受益者分担金の質問したときに建設部長は、この道路を開けて周辺を区画整理をするからやはりその周辺の地主も負担させるんだということを本会議で述べられております。あとで区画整理をすると、そうした場合に、寄宮地区の場合にもいわゆる７メーター、９メーター道路ですね、そういう大きい道路の場合にはあらかじめ市が買い上げる、買い上げて開南で道路をあけるみたいに、あるいはハーバービューで区画整理からはずしている。整備してからその後に区画整理事業を始めた場合はそれだけ地主に負担が軽くなるということが言える。それが一貫性が欠けておるということが問題にされるかと思いますが、ハーバービューでははずした、すると今度寄宮で上間の線を入れると、前のハーバービューでやったやり方が間違いであったのか、その点を私の場合でもまだ納得できないわけです。それを説明していただきたいと思います。

○建設部長(花城直政君)　お答えいたします。ハーバービューの場合は区域から除いて地主に負担させないで市が買収したと、寄宮の場合は地主負担である、不都合じゃないかということでございますが、これはこういうことでございます。

ハーバービューの場合は、都市計画の同じような幹線道路であります。寄宮の場合も同じように都市計画幹線道路であって、決定されてしかも２年以内にやるんだという建築基準法第38条４項の手続きによって、この用地の中には建物は１つもつくらさないという道路に指定されております。これは２年以内にやれということは市が買うんだと、都市計画事業で区画整理していけないということであります。

そういうことでこれは向こうの組合の場合はここから除いているわけです。市が都市計画事業として道路をあけると、買収して用地を取得してあけるんだという告示をされておりますので、組合はそれは除いておるわけです。しかもそこの組合はこの道路は幅が10間であるけれども、10間だけ全部市がするということはこれはおかしいと、この事業によって組合も利益を受けるので歩道部分だけは自分の土地に面しており、歩道部分だけはここの地主が負担すべきだというようなわけで歩道の分の１間半、つまり10間のうち３間は地主が負担しております。こういうことで認可を受けて政府の指導を受けて組合事業はなされて完結されております。

それでこういうように市がやるんだという意思表示があったので、これははずされております。寄宮の場合はそうじゃなくこれは都市計画道路に間違いないけれども事業年度がきまっておりませんので、これはしかも都市計画事業としてやるから政府から補助がきているわけです10万ドルの、今調整した結果12万5,000ドルの補助金ということは、こういう事業も含めての事業でありますので、当然この地区は負担しなければならないということであります。その面積はわずか56坪であります。そういうことでありまして結局都市計画事業であるのか、都市計画の決定路線であるのかというところに違いが出てくるのであります。

○平良真次郎君　前日の本会議で区画整理の問題について質問しましたが、時間の都合でやらなかったわけですが、委員会でも都市計画道路の問題ということでいろいろ御質問を申し上げたわけであります。

寄宮地区が減歩率が27パーセントから21.7パーセントに下がったと、さらに地主負担が６万5,000ドルから１万5,581ドルに費用の負担が軽減されたというようなことで、地主側としては大幅の減歩率の軽減並びに替費地処分金額が５万ドルも少なくなったと、そういう現状につきましても、地主のほうとしてはこの区画整理について反対を続けておるような状態であります。

しからば６万5,000ドルの地主負担の金額を１万5,581ドルに少なくなったと、その差が５万ドルになりますけれども、その５万ドルについても２回にわたってそれが軽減されている。どういうような理由でこれを下げてきたのか内訳ですね、何で当初計画６万5,000ドルの地主負担を１万5,581ドルに下げてきたか、その具体的な説明をお願いしたい。どういうふうな理由でこれは下がったのか、いわゆる市の計画が２回にわたって変更されたと、金額においてもこれだけ下がったけれども、これはこうした理由で下がったという根拠があるはずです。

○建設部長(花城直政君)　お答えいたします。６万5,000ドルの地主負担を１万5,581ドルに下げたという理由は、結局地主が自分らの負担があまり重すぎるのでもっと減らして下げてくれというような強い要望がありましたので、それを市はこの事業を遂行してゆくためにはこれだけの譲歩を、妥協をしなければいかないということで下がったわけであります。理由はそれであります。

結局当初街路面積が、１万784坪３合８勺が、道路を廃止したり地主の要望により、それから評価委員会でいろいろ検討しました道路を廃止したり、巾員を小さくしたり、そういうことでやったもの。

それから３ヵ所の公園を２ヵ所に縮めたというようなことで合計して、当初が１万784坪３合８勺が変更の結果9,963坪８合８勺に減ったと、こういうことから公共減歩率は少なくなったということ、６万5,000ドルの負担を１万5,581ドルに下げたということで、それだけの減歩率の費用負担が下がったということで減歩率が少なくなったということであります。以上であります。

○平良真次郎君　地主の負担を軽減するということは非常にけっこうでありまするし、減歩率の、道路とかあるいは公園敷地を縮小したために減歩率が減ってきたということでございますが、委員会それ以前の本会議におきまして私は区画整理の問題で、もう少し那覇市の区画整理というものは根本的な問題を検討すべきじゃないかということを再三申し上げたつもりであります。

予算上の問題並びにただいま問題になりました、いわゆる都市計画道路あるいは市の重要幹線道路というのが通っておる地域の区画整理と、そういったような地域が全然なされていない地域における区画整理というものはおのずから減歩率において相違があると、したがってその地域単位にこれを区画整理やった場合は非常に地主としての負担が大きくなる、こういったものを市の財政で、あるいは区画整理事業としての立場で、ある程度の均衡を図っていくということは考えられないかということを、これまでずっとその問題を提案をし御意見も申し上げてきたわけでありますが、ただいま部長の説明によってそれがはっきりしてきているわけであります。と申しますのは、寄宮にいく都計道路の問題、あるいは沖縄大学にいく都計道路、こういうものを拡幅するための費用もこの中に含めていくんだと、政府補助金の中に含めていくんだと、あるいは市の支出金の中に含まれていくんだという考え方は、もう少し私は明確にすべきじゃないかということである。

いわゆる都計事業でやる、あるいは市や政府がやる負担金においては、区画整理においてもはっきりすべきである。地主の負担をはっきりすると、地主にこれこれはこういう計算になっているから地主はこれだけの減歩率、これだけの負担をすべきだということを明確にした場合は、地主としても非常にわかりやすい。ところが寄宮地区のごとく６万5,000ドルの地主負担金が２回にわたって軽減されていく、軽減されることは非常にけっこうなことでありますが、これがやはり筋のとおったしかも市道並びに都計道路においては当然政府、市の費用においてまかなうべきだと、こういったものはやはり区画整理事業においてもはっきり、金額についてもはっきりすべきじゃないか、あるいは施工の方法についてもどういうふうにやるかという、あるいは同時にやるとかそういったことを確然と、私は明確にすべきじゃないかと思います。

そういう意味で政府が何のために増額してきたのか、あるいは市のほうとしても増額していかなければならなかったのか、それが非常にあいまいになってくるわけであります。

そういう意味においてせっかくのこの市や政府の補助金、あるいは減歩率が少なくなったにもかかわらず、地主のほうとしてはまだまだ納得いかないというような結果に現在なってきているわけでありますが、その点についてやはり都計道路あるいは市道の幹線道路、こういったものはやはり市の予算でこの点だけは区画整理事業からはずしてゆくと、今度こういうような都市計画事業をやる場合はですね、こういったことはできぬのか。

結局政府が10何万ドルを補助するいうことは、要するにこの都計道路があるから補助するんだと、そ

れじゃ都計道路をつくるために幾ら補助したかということをはっきりしなければいかぬはずです。今部長はそういうことをはっきりおっしゃっておることは前からそういう考え方を何回も聞いたわけですが、その点についてどういうふうに考えておりますか。

○建設部長(花城直政君)　お答えいたします。都市計画事業としてその幹線道路が、事業年度がきまり、もう本当に事業が起こされておるならば、これは当然その施行区域からその分は除かなければいかないと思います。

ところが、都市計画の決定をしたからというだけでこの負担を除くというわけじゃないと思います。

これはその区域の中に都市計画道路が入っており、入っておるからこういう事業は都市計画事業として推進していかなければならないので、地主の宅地の増進という事業であるけれども、公共施設をつくるというような大きな使命もありますから、そういう意味で補助しろ、これに対していくということはない。ただそこにはっきりこの事業は来年度やるんだと決定されてみるならば、この費用はこれから引かれるはずです。引かれてその残りを君たち負担しろということになりますが、そういうわけではなくて、こういう負担のこの道路に関しての負担は幾らというようなことは、計算は出してないわけであります。

区画整理事業の費用の負担については都市計画法の沖縄の施行規則第14条によって、区画整理を施行する費用は整理地区内の土地所有者または関係人の負担とするとはっきりうたわれております。

そしてそれが都市計画事業であり、市がやる場合にはその費用の一部を政府が補助をしようということであります。あくまでも地主の負担においてやらなければならないと、しかしそれが都市計画事業の重要な事業であるので補助をしようということであります。だからしてこういう負担の地主が言う、これは全額政府がもつべきだというようなことには、また全額市がもつべきだというようなあれにはあたらないと思います。

日本本土の都市計画法においても、土地区画整理法においてもそういうふうにはっきりされておりま す。結局日本政府の今施行しております土地区画整理法の趣旨を考えますというと、宅地の利用増進のためだけでなくして公共用地の整備をするんだという項目がはっきり、しかも冒頭に出てきております。区画整理事業はあくまでも宅地だけの利用のためじゃなく、公共用地を整備するんだというようなことが今強くうたわれてきておりますので、そういうことであっても地主の負担はさせるべきだというふうなはっきり出ているわけであります。そういうことから考えますというとわれわれは道路をつくるんだ、道路は政府と市でもってもらいたいという理屈にはならない。もちろんこの事業が大きな公共用地をとったために採算がとれなくなった、つまり損をすると、この事業がという場合は減価補償というわけで国がそれを補償するということになっております、日本本土の区画整理の場合は。沖縄の場合はこういったものはありませんけれども、沖縄の区画整理においてはこの地区で総決算した場合は損になるような区画整理はありません。それだけ土地の利用の評価が上がっておりますので損にはなりません。損にならなければ受益者負担金という考え方から当然負担させるべきだと思います。

今24番議員の言われる幹線道路は、全都市と政府がもってあとは地主にさせていいんじゃないかというような御意見のようでありますけれども、これは事業が決定されておるかいないかによってきまることでありまして、これは政府にもそういう補助規定がまだはっきりした何ができておりません。今後どうなるかもわかりませんけれども、そういう考え方は結局、事業がはっきりこの都市計画事業として道路工事をやるんだという、予算化されしかも決定されたものであるならば当然そうなりますけれども、そうじゃなくこの場合は当然その地区の区画整理事業として負担すべきじゃないかというふうに考えております。各地区においてはみんな負担が違うけれども、これをあまり大差がないように市が考えて調整していけばいいんじゃないかというような御意見もありますけれども、これは非常におかしな問題がありまして、やはり利益の受ける限度において当然負担させるべきじゃないかと考えて当然じゃないかというふうに私は考えております。

○議長(高良一君)　休憩します。

(午前11時47分　休憩)

(午前11時48分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○平良真次郎君　今部長がお答えになったわけですがよくわかります。ただ私が申し上げるのは政府道路とかそういったようなものを市でやればいいんじゃないかというような端的な考え方じゃなく、いわゆる那覇市の区画整理をやる場合にその地域を指定する場合に少なくとも都計道路というのがある、あるいは幹線道路もあるだろう。その負担区分においてどこが負担すると事前にはっきりすべきである。そして同時にあるいはそういった事業を同時に都計道路も推進していく、そして区画整理もマッチしてゆくと、そういうような考え方でやれば政府がですよ、地主の方の要望があれば2回も3回も追加してやらなければいかぬと、これもけっこうなんですよ。しかしそれには事業の隘路というものが出てくる。事前に都計道路はどうするんだ、減歩率をどうする、個人の減歩率はどうなってこれは地主の納得も理解もでていくとこういうような方法で一応の態勢をかためてからやらないと、こういった問題が3年になってもまだまだ進捗していかないということになりますので、今後古島、真嘉比といろいろたくさんございます。こういうようなものは日本がこうだからというような考え方じゃなく沖縄のいわゆる土地事情そういったもの、あるいは都計の関係ともあわせまして、いわゆる那覇は那覇として沖縄は沖縄としての区画整理というものは、私は十分研究してしかるべきじゃないか。たとえば減歩あるいは角地の減歩だとかいろいろございますけれども、そのことがいつも私は申し上げておりますように、商業地域における減歩と住宅地域の減歩においては角地減歩においても相当の私は改正をすべきじゃないかという点を考えておるわけであります。そういうような意味におきまして、やはり区画整理はむずかしい。そういうふうな意味でも十分検討していただきたいと思うわけであります。くわしいことは委員会でまたお尋ねいたしたいと思っております。

○議長(高良一君)　20番議員の発言を許します。

○赤嶺慎英君　3点ほどお尋ねいたします。5万ドルの問題は反対したためにもうかったような形になっている。しかし那覇市には単に寄宮だけじゃなくして真嘉比、古島の計画もあり壺川の計画もある。垣花の計画もある。そういうことで反対すれば計画は何回でも変更して政府負担も市負担も追加してずるずると出るということになると、この区画整理事業というのが将来があやぶまれる、いわゆるゴネ得ということになる。

それでお尋ねするわけでございますが、今度立法計画されておりますところの区画整理法案とこの負担の問題、あるいはこの負担の率というものは将来くるであろうところの真嘉比、古島、壺川、そのほか垣花方面にもこれを該当していくような財政の問題、ゆとりすべてを考慮されてのこの計画の改正案かどうかということが1つであります。

もう1つは地積の問題であります。本員の聞いた範囲によりますと、旧地積と新地積には相当の開きがあるように聞いております。数字で簡単に申し上げますならば、現在の土地台帳に500坪あるが実際の地積は700坪あるんだと、こういう問題で実際の地積どおりやってもらいたいとお願いした場合に、今のところ500坪でやってあとの200坪はお金で清算してあげるという市当局の答弁だったと聞いております。地主としてはあくまでも土地が実際にあるんだからその土地の減歩率で引かしてもらいたいということだが、市はその浮いたやつを金で清算のときにやるんだというふうなことである。それじゃ困るというような問答をしたと本員は聞き及んでおりますが、その旧地積の問題、新地積の問題そういう問題が事実あったかどうか、また実際にオーバーした問題は減歩率だけじゃなくして、あとで金で清算してあげるということを市当局はおっしゃったかどうか、仮にそうしなければならないならばどこら辺からそれを、清算を金でやらなければならぬというのはどこら辺に理由があるか、ということをお尋ねしたいということであります。

さらにもう１つお尋ねしたいのは、この問題は先ほど又吉議員からも御質問がありましたが非常に重要な問題であると、簡単にこれを解決して行政主席に認可申請してしまえば、当局も議会もずるずるべったに泥沼に足を突っ込むおそれがあるということは、今日まで議会においても当局はだいじょうぶ完成できるという明答をされておりましたが、とうとう暗礁に乗り上げて設計案の変更の議案が出ている。設計変更を承認してもまだ十分自信があるような御答弁に接してないということは、議会も当局もずるずるべったに都市計画のほうに足を引きずり込まれるという懸念が全然ないんじゃない。相当慎重に検討しなければならぬというのがその理由ですけれども、本員がお尋ねしたいのは都市計画の一環である区画整理事業も一環であるならば、区画整理事業も一応認可してあるんだが必ずしもそこに市当局の勢力、議会の勢力その地域だけに没頭して計画の変更をどんどんやって、あとはぬき足さし足ならぬようにまでいってそこを解決しなければならぬ問題かどうか、那覇市がやるべき都市計画事業などやるべき仕事はたくさんある。同じ区画整理事業にして早くやってもらいたいというところがあるやに聞いております。そういうところに計画を進めるという方法もあると思われますが、そういうことは考えられぬかどうか。

それから非常に悪い考え方かもしれませんけれども、あくまでも反対という場合は地主の権利は十分尊重しなければならないという立場であるし、都市計画事業になる道路にしましても排水につきましても、公園にしましてもたくさんやらなければならない問題が山積されており、区画整理をされた地域を優先して道路計画事業でも排水計画事業でもやっていくというふうな具体的な方法は考えられぬのかどうか。以上の大まかな３点をお尋ねいたしまして答弁をのぞみます。

○建設部長(花城直政君)　お答えいたします。この寄宮地区の設計変更は今後の区画整理とどういう関係になるのか、それから新しく立法院に提案されている新しい立法、これとの関連はどうかということでございますが、これは今後の区画整理の施行の方法において同じような方法であります。ただ法律が変わったら今度は施行者のほうが市長になったり市になったりすることがあります。市施行、公共団体施行、それから行政庁施行、那覇市長施行というように２つにかわってきます。そのときになって施行者がかわることによって補助率もかわってくるということもあり得るわけであります。それから関係者というものは今は地主だけであります。耕地整理法の規定によりまして関係者は地主だけであります。ただし、借地人が大体永小作人がそういうふうになってきますが、借地人が地主の承諾を得て関係者になるということがありますが現在の耕地整理法においては、新立法においてはこの地主も、そこにおる借地人も全部関係者になりまして、今後できる新法におきましては区画整理をやる場合に土地区画整理審議会というものが組織されますから、地主の中から何名それから学識経験者から何名というふうに出てきます。その場合に地主の中からというのは関係者の中からということですから、地主もおりますれば借地人もおりますということで地主の意向が換地計画に十分取り入れる。それから替費地の処分の方法に関係してくるだけでありまして、われわれの設計変更については別に今後のあれに影響があるということではありません。やはり方法としては同じであります。ただ地主のたっての要望によりましてこういう予算を、負担区分を下げたり変えたり減歩率を変えただけであります。以上であります。

それから、２番目の土地の誤謬訂正によってこの訂正された増額になった分についてはどうするかということでございますが、これは区画整理事業の認可をもらった日現在においての地積でございますので、これはその後誤謬訂正はできないわけでございます。しかしこの人の権利でございますのでこれは換地計画においてはもうすでに換地がなされておりますので、しょっちゅう変更していたんじゃ仕事が進まないということで認可された日現在の台帳地積によるということであります。しかし誤謬訂正されたら清算のときにあれするということになっております。

３番目にただ私たちが申し上げたいのは現在の法律でもこの区画整理というものは土地収用法以上の強力な法律であるということです。たとえば、土地収用法の場合にはそこにもっておった建物主が自分で移すわけであります。ところが区画整理のほうはそうではありません。施行者が移すんであります。

那覇市長が移すのであります。それだけの強力な法律があるわけでございます。なぜそうなってるかと申しますと、都市計画事業の道路を作る場合に収用法で期限内に移してもらえばいいんだけれども区画整理の場合は違います。土地が隣に動きます。換地されるわけであります。換地したのは施行者が換地したわけでありますから当然移す権利も義務も施行者になってくるわけでございます。そういうことで非常に強力な法律になっております。これは耕地整理法だけではありません。新しい立法においてもそうなっております。これは新しい立法の第77条でありますけれども建築物等の移転、除却ということで、これは新しい施行者がやるんだということになっております。それを受ける損失については補償しろということで補償の異議申し立てができるということでありまして、いや私はさせませんということはできないということであります。そういう強力な法律になっております。

○第二助役(新垣義徳君)　先ほどの赤嶺議員の御質問に、その議案がとおれば執行するのかどうかあいまいじゃないか、あるいは立ち消え、または変更の考え方はないかということでございますが、議案がとおれば執行するかどうかということは先ほどの又吉議員の御質問に対して答弁したとおりでございまして、議案がとおれば、その前に先ほど私が御説明申し上げましたとおりにその地域をごらんになっていただければはっきりするわけであります。先ほども御説明申し上げましたがそこは低地帯でもあるし浸水地帯でもある。先ほど申し上げましたとおりにだんだん那覇市の人口はふえてゆくために、上のほうに住宅が延びてゆくという地域にもなっておりますので、そういう観点に立ちましてぜひ区画整理をしなければならないということで、そういうわけで次に壺川あるいは真嘉比、古島、次に垣の花、そこは地主のほうからぜひやってもらいたいという賛成陳情も出ておりますので、今後やるべき区画整理地域というものはたくさんございまするが、そこをなげてすぐ、ほかの地域にゆくということは今後の政府とのいわゆる補助金の関係もございまするので、ここをなげてほかの地域に事業を移すということは考えておりません。それでその議案がとおればということでありまするが、その前に付け加えたいことは第１期工事は済んでおります。済んだときに現地におきまして地主のほうと市のほうと政府のほうからも見えまして着工式をきれいにやりました。その第１期工事につきましては何らの不都合もありませんし反対もございません。ということは、着工式がりっぱにできたということで証明づけられるかと思います。そういうことでそのときの1964年５月６日付の陳情書にもありますとおり、この着工の運びになりましたというはっきりした陳情書の文面の中に出ております。そういう中で起工式も無事すんで第１期工事も無事済んだわけであります。そういうことで先ほど議案がとおれば着工することについてどうかという御質問でございますが、又吉議員にも御答え申し上げましたとおりどうしても今着工しなければ先ほど申し上げました理由のほうもありまするし、そのまま投げておいてあとで手入れをしなければならないということになりますというと今以上の金がかかる、負担がかかるということでありますので、ぜひ着工したいと考えております。これは今は反対しておられるかもしれませんが、当局といたしましては事業執行のあとにおいてはかならず地主はやってよかったと考えるものと考えております。

○議長(高良一君)　これは委員会でやってもらえませんか。

(「進行」と言う者あり)

○議長(高良一君)　質疑を終結します。日程第９、第16号議案那覇市都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業設計変更については、その審査を建設委員会に付託いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　御異議なしと認めさよう取り計らうことにいたします。本日の日程はこれで全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(午後０時32分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1966年３月26日

議　　長　高良　　一〔印〕

署名議員　椿　　秀義〔印〕
署名議員　大浜　長弘〔印〕

〔４月１日会議録略〕

４月４日(５日目)午前10時　開議

○出席議員（28名）

１番　安見　福寿君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君	５番　山川　正平君
６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君	９番　友利　栄吉君
10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君	13番　仲宗根昌弘君
14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君	17番　金城　吾郎君
18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君
22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君	25番　高良　　一君
26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君	30番　渡口　麗秀君

○欠席議員（２名）

２番　椿秀義君　29番　辺野喜英興君

○説明員

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君	
収 入 役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君	
経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君	
消防長代理者　具志　清一君			

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第５号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第６、第８～第52　略〕

第７　議案第16号　那覇市都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業設計変更について

(建設委員長審査報告)

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第５号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において、喜舎場盛一君、儀間真祥君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第７、議案第16号那覇市都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業設計変更についてを議題として建設委員会の審査報告を求めます。

○建設委員長(平良亀助君)　議案第16号那覇市都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業設計変更について、委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当局説明によると当初施行面積４万3,920坪に対しその減歩率が平均25.460パーセントで減歩地積が１万578坪２合３勺となっており、そのうち公共減歩が8,411坪５合６勺で費用減歩が2,166坪６合７勺とし、また事業負担については政府10万ドル、市10万ドル、地主６万5,000ドル、総事業費26万5,000ドルで計画したのであります。それで64年度において政府補助金１万2,875ドルで排水工事を施工したのであります。。しかし65年度は10万4,420ドルの政府補助を予定して排水、道路の実施計画をしたが換地計画で行きづまり、地主と十数回の説明会を持ち、さらに地主の要望もあって減歩率25.460パーセントを21.835パーセントに、また公共用地24.6パーセントを22.7パーセントに引き下げたが、なお一部の反対があったため政府と交渉の結果24万9,419ドルを市と政府が折半して費用負担を出すことになり、結局地主の費用負担が６万5,000ドルから１万5,581ドルに引き下げられることになったが、なお一部地主の反対はあるが区画整理の事業の重要性に鑑みいたずらに遅延させることは健全な都計発展を阻害すると思料するので、政府と調整したとおり設計を変更し認可を待って事業を完成したいとのことであります。本件に対する質疑の主なるものを申し上げますと、

(1) 地主数に対し賛成者数はどうなっているか。

(2) 地主の反対によって事業の見通しがたたない場合どうするか。

(3) 第１地区の区画整理の場合、総面積より台帖地積と実測において２万坪も差があるとのことだったが寄宮地区の場合もそうなるのではないか。

(4) 区画整理法の新立法によって新しく軽減できるものがあるか。

(答　弁)

(1)については地主の総数156名。賛成、反対のアンケートを出したところ58名から回答がきた。そのうち51名は賛成で反対５名、不明が２名で残り98名は未回答であるが、市としてはこの未回答のうち３分の２は賛成者がいるものと思う。

(2)については法的には強行施行も可能ではあるが、あくまでも説得の上施行していくために地主の要望を入れ減歩率の引き下げや公共施設の軽減、政府との交渉等でこの議案も提出したわけであるが、なお地主の説得については今後積極的にあたり施行していきたい。

(3)については、当初実績、測量の集計が不完全であり、まだその集計中であるが反対に1,000坪ぐらいの減を出すのではないかと思われる。寄宮地区においても事業執行し清算事務で集計のあとはっきりせしめる。

(4)については、これ以上の新しい軽減ということはない。

以上のほか、なお若干の質疑がかわされ討論に入ったのであります。

(賛　成)

理由は1963年に寄宮地区の区画整理事業が計画されたものであるが当時は減歩率において25.46パーセントであったのが、この変更により21.835パーセントに引き下げられ地主の負担が軽くなっており、さらにこの議案は公共施設の道路も公園も軽減されておる。この寄宮地区の区画整理事業を変更することについては地主の要望によってやったもので、政府にも折衝しかろうじて内諾を得ているとのことであり、首都建設の一環として緊急に区画整理の整備をなさしめるため本案に賛成するものである。

(保留意見)

これまでの審査過程において95名の意思表示がないまま採択することは紛糾のおそれもありいま結論を出すべきでないという賛成、保留の意見があり、表決の結果賛成多数で原案通り承認すべきものと決定いたしましたのでよろしく各位の御賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。

○黒潮隆君　委員長にお尋ねいたします。ただいま委員長の説明の中で寄宮地区の地主156名のうち回答を寄せたのが58名、その中で51名が区画整理事業に賛成し５名が反対、２名が理由不明だという説明がございます。そして回答をよせていない98名のうちで、この事業に賛成する地主は３分の２いると思うという当局の説明があったということでございますが、この議案第16号を見てみますと地主の数が167名になっているわけですね。167名となっているのになぜ156名になったのか。11名はどういうふうになっているのか。区画整理事業からはずされたのか、あるいは忍者みたいに消えてしまったのか、その説明

をしていただきたい。さらに回答を寄せてない残りの地主、実際は101名になると思いますがその中に３分の２は賛成だと思うといっているが、これはどこを押してそういうことが言えるのか。意思表示していないのにどうしてそれがわかるのか。さらにもう１点、この提案理由の中には地主との調整の結果事業費の負担、および減歩率の修正のためというふうに説明されておりますが、地主との調整の結果ですね、地主のほとんどがこの案に賛成したのか。同意が得られたかどうか。それをお尋ねしたいと思います。この２点をお尋ねしてから次の質問をしたいと思います。

○建設委員長(平良亀助君)　お答えいたします。区画整理の問題は再三再四委員会または本会議で相当質疑がかわされておりますが、当局と地主の意見はまだ固まっていないということは明らかであります。

しかしながら、今度の議案には一応修正して前の25パーセント以上を21パーセント余りに減らして変更したものでありまして、今までに何回となく質疑してまいりましたが、私としてはこれ以上の答弁はできませんから当局にはっきり聞いて下さい。

○黒潮隆君　委員会で審議されていない点について当局にお尋ねいたします。この議案第16号では地主は167名いるわけでございます。ところが委員長報告では156名で、そのうち回答を寄せたものが58名、その中で賛成したのが51名、反対５名、意思表示しなかったもの２名、ということになっておりますが、そうすると10名ぐらいの地主が今の報告から洩れているが、この区画整理の中からこの方々の分ははずされたのか、それをお聞きするわけでございます。

○建設委員長(平良亀助君)　そこは審議してございません。これだけ審議しております。

○黒潮隆君　165名の地主ということは間違いだということでございますね。従ってそうなりますと今の数字が若干狂ってくるわけでございます。いわゆる回答を寄せてない地主は58名ではなくて101名もいるということがはっきりしたと思います。

それでは次の質問をしたいと思います。この寄宮地区の区画整理事業は、この議案の出る前の計画、さらにこの変更された計画をみてもはっきりしていることは、この区画整理事業からオキコ株式会社がはずされているという点。なぜそこだけははずされているのか。地主の中には大きな不満になっています。話を聞きますと壺川の区画整理事業も琉球たばこかいう大きな会社ははずされているということを地主から聞いています。壺川地区については私ははっきり知らなかったわけでございます。ところがこの寄宮地区をみた場合にオキコだけはこの区域からはずされています。もちろん学校の場合ははずしていいと思います。この道路を、そこを区画整理することによってオキコ周辺もこの土地も非常に値打ちが出るわけでございます。オキコのそばから道路がとおるわけでございますがなぜオキコだけをはずされたのか。その点を審議されておりましたらお聞かせ願います。

○建設委員長(平良亀助君)　オキコの件については審議した記憶はありません。

○黒潮隆君　それでは当局にお尋ねいたします。

○建設部長(花城直政君)　お答えいたします。黒潮議員もこの区域の決定のときはやはり議員であられたと思います。そのときにそういう質問が出なくて今なぜそういう質問が出るか、私はそれを不思議に思います。これは事業計画上動かしたら非常に金がかかるというようなことで入れないわけでございます。入れるというとそれだけ地主の負担が大きくなるし、また入れなくても支障がないということであれば入れないということでありまして、こういう点については事業計画の一番最初に出なければならない問題であります。以上であります。

○黒潮隆君　そのときに質問が出なかったというのは本員がそれだけ見落としていたということになると思います。しかしながらその後発見しさらにこれを修正していこうという段階で質問は出しても差し支えないわけでございます。今の部長の説明ではそこを動かした場合いわゆる事業費が多くかかる、それだけ関係地主にしわよせがくるのでその計画からはずしたということでありますが、しかしながらそうしなくてもむしろ地主にしわよせするどころか得をする方法を考えております。ということは、那覇市の寄宮地区の計画の中で、いわゆる道路の計画によってそういう大きい建物を壊さなくても、あるいは移動しなくてもいいように計画されているわけでございます。たとえばこのオキコ会社も真っ直ぐにこの大きい道路を本当は作ったほうがいいわけでございます。オキコの屋敷から少しカーブして作られていますね。それは実際はオキコにかかるわけでございますが、大きな工場が大きな建物があるためにやはり移動する場合に金がかかる。

それは私もよくわかります。従ってそのような場合には建物を動かさない、いわゆる増換地したことにする、オキコに。たとえばオキコが100坪あった場合には30坪はこっちがとられるわけですね、そういう建物を動かさない限り。そこでそういうふうな計画をすることによっていわゆる30坪の土地をオキコに対して増換地する処置はできると思います。それをオキコが買うことによって減歩率の負担が軽くなるわけですね。そういうようなことでいうならば道路に面しているところ、つまりこの政府道に面しているところで平坦地になっているうち、建物などもコンクリートのものもありますがそういう理論だったらこの人たちも私たちもオキコ同様その中に入れてもらいたくないということがいえると思います。その点はどうですか。増換地というふうなことで考えられるんじゃないかと思います。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。なる程向こうを入れて増換地をして金を取るというような理屈もなり立つわけでございます。そこを入れても入れなくても、ここの地域が区画整理されなくてもいいところは何も入れる必要がないということでございます。あなたの言われるような意見ですと真和志の小学校を含めてやりなさいという理屈もなり立ちますよ。識名の公営住宅がありますがあそこまで含めてみんなやりなさい。そのほうが区域が広くなればなる程地主の負担が軽減されるからという理屈にもなりますよ。これはそういうことではなくて、結局ここまで整理すれば一応はここの住民の住宅街としての環境の整備は十分であるというようなことにもなるわけでございます。そのほかに何の他意もありません。

○黒潮隆君　ただいまの部長の答弁は非常に飛躍していると思います。私は最初から学校は入れなくてもいいと申し上げています。というのは、部長の場合は識名の公営住宅まで理論を飛ばしていっておりますが、この地域を一画として決められておりますね。この中でただ１箇所だけぽつんとあいております。オキコ会社だけあいております。私が言うのはもちろん第２次計画、第３次計画としてやってゆくことはいいわけでございますよ。一度に那覇市全体をやれとはいっていない。その一画の中でもちろん学校はこれは何もモーキジクしている組織ではないので、そこに何も費用をかけさせることは考えなくてもいいと思います。ところがただ一画だけ抜けているという点ですね。

○建設部長(花城直政君)　結局、この区画整理区域の設定はどこまで入れたほうが住民の地主の負担もそうかからずに、しかもそこの環境整備ができるかということを主眼においてやればいいわけです。これを必ず入れなければならないということにはならないわけです。動かさなくてもいい、入れなくてもいい、そこはちゃんとあれができているというふうならば、何も入れる必要がないということでございます。そういった問題は結局この事業が起こされる前に議論されるべきであって、事業が認可になってから今からそういう話をしたってしようがないんですが、これは変更する意思はありません。以上であります。

○黒潮隆君　次の質問をしたいと思います。ただいま部長は入れてもいいし入れなくてもいいと言ってますが、やはり資本家擁護のための姿勢ということがこの点からわかるわけであります。次の質問をしたいと思います。この議案を審議されるときはやはりこの事業がうまくゆくようにということは誰しもお考えになると思います。そこでこの議案にあるいはこの事業に反対する陳情が地主組合から出されているわけでございます。これは148名とか、あるいは150名とかの地主で結成されているということを本員は聞いております。これからすると市が言っていることは、私は信用はできないんじゃないかと思うのです。そこでお尋ねしたいのは、この中でいわゆる私は一般質問の中でも申し上げましたが同じ条件の中で減歩率に相当の開きがある。ということは、部長はブロックが違うんじゃないかと言ってますが、たとえば３つのブロックに分けられた場合に、たまたま３つのブロックの相なかにあったＡという地主は

Ｂというブロックに入っているが、Ａという地主はＢというブロックに入っているためにそんなに差が出たんじゃないかということでございますが、実際は同じブロックだと考えてるのでございます。その場合に当然その中で問題が起きてくるわけでございます。しかもこれは１箇所だけではありません、部長も知ってるとおりと思います。○○○○という植木屋がございますがあの周辺も同じでございます。減歩率において同じような状態でやはり大きな開きがあるわけでございます。１、２パーセントではないわけでございます。14パーセントから26パーセントというふうな開きがあちこちにあるわけでございます。そういう場合にますますこの地主の中に疑惑を生むわけでございます。そこでなぜそのような減歩率に大きな開きがあるか、これを委員会で御審議になったかどうか。御審議されたとすると当局からどういうふうな答弁、説明があったか、これをお答え願いたいと思います。減歩率の開きについてですね。

○建設委員長(平良亀助君)　減歩率の開きについては相当質疑が交わされておりましたが２、３日間にわたって余り質疑が多いもんでちょっと記憶から洩れておるようですから、その件も当局に聞いて下さい。

○黒潮隆君　これが審議されておるならば、私は建設委員会の審査報告によって質問したいので記憶をよみがえらせて下さい。委員会の記録があると思います。これは集約された委員長報告であってやはり詳しい記録がありますね。そういうふうに記憶がないとか、忘れたでは話にならんですよ。質問ができないじゃないですか。

○建設委員長(平良亀助君)　こっちは忘れたから当局にしてもらうのが建前でございます。

○黒潮隆君　審議されたが委員長が忘れたというなら他の委員から答えていただきたいと思います。審議されていない場合には他の委員に聞きますよ。

○建設委員長(平良亀助君)　一応は審議されておりました。しかし余り審議が多くて委員会のたびごとにしょっちゅう寄宮のことばかり出てくるのでこんがらがってしまいます。だからどなたかひとつその記憶があられたら補足していただきたいと思います。

(「人民党の儀間君のほうから」と言う者あり)

(「与党からやりなさい」と言う者あり。)

○儀間真祥君　今の委員長の答弁は非常に間違っています。なぜかというと本員が委員会で質疑をやろうとしたら打ち切られて、この減歩率については審議されていません。

○建設委員長(平良亀助君)　減歩率の件で話は出ていましたが、それはどういうふうなことですかということでそのままになったと思います。委員会が打ち切ったのはその前日30日の委員会で、翌日結論を出そうということで、日程はないし議会に間に合わないということで採決を行ったわけでございます。

○黒潮隆君　今の減歩率については私一般質問でも質問いたしました。部長はブロックが違うんじゃないかと言っておりましたが同じブロックなんです。同じブロックにそういう差があるわけでございます。なぜそれがそういうふうになってるか。その点はあとで答弁して下さい。ここで委員長にお尋ねしたいのは地主組合から反対の陳情が出ている。さらに市当局はこの寄宮地区の区画整理事業を変更して事業を行いたいという議案を出しております。市当局は事業をやりたい、地主は事業をさせたくないという相反する問題が建設委員会に提起されているわけでございます。それで地主の意向も聞き、また当局の意見も聞いてですね、公平に判断してこの16号議案の結論も出したのかどうか。と申し上げますのは、あの総務委員会でも政府が郵便局を作るために土地を随意契約で売りたいという当局の議案を、さらに付近住民から郵便局を設置してもらいたいという陳情、この２つを一緒に審議すべきだということで、総務委員会ではこれを同時に審議して結論を出したわけでございます。建設委員会でもこういうところの事業を行う場合、やはり市長が述べられておりますが、都市計画事業を進める場合に付近住民、いわゆる市民の協力がなくてはこれは非常に難しい。市民の協力があってはじめて正しい街づくりが出来るということを述べておられる。そこらへんから大きく相反する問題がある場合は、両方の言い分を公平に

聞くべきだったと考えますが、陳情者も呼んで審議されたかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

○建設委員長(平良亀助君)　答弁いたします。前の陳情の場合には呼んで説明してもらって審議してもらったけれども取り下げました。今度の場合もそうやるべきだと思うんですが、実は30日の委員会で次に翌日に結論を出すという約束があったわけです。そういう関係でまた今度の陳情は反対であると、区画整理するなということであります。

だからわれわれは今度の議会の設計変更というのは、前に25パーセントあまりの減歩率を今度21パーセントあまりの減歩率に減らして、残りをもとに戻すという意味にも解釈できるわけですよ。そういう観点で日時も切迫していたから一応結論を出したわけです。結論は、賛成多数で結論は出たわけでございます。以上であります。

(「進行」と言う者あり)(議場騒然)

(「休憩して下さい」と言う者あり)

○議長(高良一君)　休憩いたします。午後１時再開いたします。

(午後０時１分　休憩)

(午後１時１分　再開)

○議長(高良一君)　午前に引き続き会議を開きます。質疑に入ります。

○黒潮隆君　委員長にあと１点お尋ねいたします。区画整理事業の変更によってどう変わってくるかということをお尋ねいたしたいんですが、前は25.46パーセントですね、今度の変更によって21.83パーセントというふうにパーセントが下がってきておりますね、減歩率の。そうなりますと一応167名の地主はみんなパーセントが下がるのか、変更することによってですね、約４パーセント減歩率が低くなっていますね、下がっているのでここの区画整理事業に関係している地主の減歩率は、一応みんな減歩率が下がってきているかという点お尋ねしたい。

○建設委員長(平良亀助君)　一応平均にそれだけ下がりますけれども、みんな一人一人に下がるというところまでは審議してないんです。これは今非常に不便なまずいところにあるものは減歩率は余計引かれるはずです。現在も道路に沿っていいところは減歩率が少なくなるということは当然のことであって、現在位置がまずいところはこれは余計引かれるのはきまっておると言っても過言ではないから、それは当局の清算事務ではないですけれども、ちょうど個人個人に適当な方法で何と申しましょうか、君の土地は何パーセント、君の土地は何パーセントというふうに清算事務でやることでありまして、個人的に全部が４分下がるということまでは審議されておりません。

○平良真次郎君　ただいま黒潮議員の御質問でございますが、これはちゃんと議案の中にも変更前と変更後の坪数があるわけです。それを見れば一応どういうような変更であるかということは一目瞭然でありまして、委員会でもこういうふうに書類がありますので別に質問はないと思います。

○黒潮隆君　私は、お聞きしたいのはこういうことなんです。減歩率が約４パーセント下がっているわけですが、前の計画と変更されたこの議案から見てですね、前の計画と今度の変更された計画から見ても同じパーセントが引かれるわけです。それを聞きたいわけです。なぜそうなっているか、これを見ればわかるわけです。前のパーセントですね、現在変更されてからのパーセントと比較して見てですね、同じパーセント引かれる地主がいるわけです。これはどうしてそうなっているか、そうすると前の計画は間違っているのか、パーセントの出し方が。これは当局御答弁願いたいと思います。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。設計変更前と変更後平均の減歩率が変わっているけれども、実際には変わっていないというようなお話ですけれども、

(「いや個人個人は変わらぬのが」と言う者あり)

これはおるはずです。これは評価のときにですね、従前の評価をした、整理後の評価をした、そのときに非常に問題があった。問題というよりは非常にむずかしくて何べんも現場にいって調整をしたわけです。そうしてやってみたところがどうも開きが大きいということで委員会の意思も尊重しまして修正し

てきたわけです。修正してきたらどうしてもあれでは出てくると思います。われわれは地区別の評価ですから、われわれはこれまでが同じような評価にすべき地帯だと。

またここはこれだけのものが同じ地帯であるから同じ評価額になるんだというように案をきめたのに、委員会のほうでこれをいろいろ修正してきた。修正してきたからこういうものが出てくるわけです。だからこれはいたし方ない。これは評価の問題であって当局のきめたものではなくて、委員会のあり方によってこういうものが出てくるわけですから、そういう計算が出てくるわけです。

○黒潮隆君　まだはっきりわからないわけですが、委員会でやった、当局はわからないということですが、設計変更前の減歩率でいいというふうにきめたというわけですか。

○建設部長(花城直政君)　当局が決定をしましたけれども、委員会の意思を聞いて委員会にはかってこの評価は従前の評価も、整理後の評価もきめたわけです。地帯のきめ方もこれは全部委員会の意思が入ってきているんです。これが正しいんだということで当局はきめたわけです。

(「これは地主代表はいないんですか」と言う者あり)

その後これは前の本会議のときにもお話申し上げましたけれども、結局委員会は地主選出の５名がおる、学識経験者が５名おる、市当局５名、計15名によって構成された委員会が従前の評価と整理後の評価をやったわけです。それは一筆一筆の評価ではなしに地帯別にやっていったわけです。

(「ブロック別に」と言う者あり)

はい。だから従前の評価、整理後の評価というものは委員会の意思はそのまま入ってきておるわけです。ただ問題はそこに減歩率を出してきたときに、そういうあまり差が出てきたので地主の評価委員会が辞表を出したということです。

○黒潮隆君　本会議のときの質問の答えが残っておりますがね、それもあわせて答えていただきたい。というのは、今ブロック別に評価をしたと、そのために従前の減歩率と設計変更後の減歩率が同じ人もいるという説明ですね。ところが同じブロックの中でも設計前の評価と設計後の評価と違うわけです。低くなっているわけですね、同じブロックにいて据えおきのままの地主もおる。午前中に質問したときに同じブロックの中で同じ条件にあって、現在の道路ですね、位置ですね、そして区画整理後もそこに換地されると、そして同じブロックにいる地主で14パーセント、26パーセントという開きがある。前の一般質問でそれはブロックが違うからだろうという部長の答弁がありましたので、地主に聞いたら同じブロックだといってます。たとえば国場の○○○○、○○○○、○○○○、○○○○○、この４名の地主は設計変更前と設計変更後も同じ減歩率ですよ。こういうことは寄宮にもあるんです。こういうのが上間にもあるわけですね、同じ上間のブロックあるいは国場のブロックですね、もちろんそれは別のブロックではない、同じところにいてもほかの人は変わっている。こういうふうにちぐはぐがあるわけです。それは一体どうしてそういえるのか。

○建設部長(花城直政君)　これはそういう換地の方法について、また換地の率について減歩率についてですね、不審の点があればその人が役所へきてみれば、それで説明を聞けばはっきりするわけです。今８番議員も誰々といわれておりますけれども、

(「いや、本人の」と言う者あり)。

本人の言うことを聞いておられるわけですか。

(「そうです」と言う者あり)

そういうことではぐあい悪いですよ。あんたもきて実際に見てこれがどうなっているかはっきり聞いて下さい。それから発言して下さい。非常に困りますよ。区画整理というものが自分の意思によって、自分の考え方によってえこひいきできるかできんか。こういったことはできるはずがないんですよ。だからはっきり区画整理課へきて調べてから発言して下さい。

(「わかりました」と言う者あり)

○黒潮隆君　もちろん今の、部長はえこひいきができないということを言っていましたですね。ところが人

事面でもえこひいきが大きくのさばっておるんですよ、市当局が信用できますか。さらにです、私お尋ねしたいのはこの○○○○の場合は設計変更後ですよ。いわゆるみなさんがこういうような変更もしつつあるときにですね、あんたの減歩率は26パーセントだと市当局は説明してですね、実際に自分で調べたら37パーセントになっている。そういうのがあるのに、

(「ほんとにそうですか」と言う者あり)

いや本人から聞いております。

○建設部長(花城直政君)　だからそこですよ。今の陳情書にもそう書いてあります。ところがそうではありません。今名簿もってきましょうか。あんた方も不審があるならばですよ、調べてから発言して下さい。困りますよ。ほんとうに市が区画整理をよこしまな方法で区画整理をやっているという印象をされたら困りますよ。

○黒潮隆君　正しく行われているならば地主はばかでもないのにそんなに反対しないと思います。

(「議長、議事を整理して下さい」と言う者あり)(発言多数)

(議場騒然)(「休憩して下さい」と言う者あり)

○黒潮隆君　全部調べますよ、こまかい点も調べますよ。

○建設部長(花城直政君)　いいですよ。建物を移転するのにも補償費がないんだと、おれを追ばらうんだと言っておる。

(「誰が」と言う者あり)

地主が。そういったこともあんた方はそのままのみ込むかもわかりません。

(「のみ込まん」と言う者あり)

(「予算に組まれているからそれは信用しません」と言う者あり)

(「議長、整理して下さい」と言う者あり)

(「結論はどうなりますか」「とれないんでしょう」

「何のための議長か」と言う者あり)(議場騒然)

○黒潮隆君　あと１点お尋ねいたします。一般質問のときにも申し上げたわけですが、つまり開南から那覇劇場に通ずる道路ですね、今度土地を取得して、そこに都市計画道路を開けて、部長の前の説明で周辺は区画整理したいというのがあるので、あるいはハーバービューの区画整理地域からもそういった道路は放棄したので、寄宮地区でもそれができないかという本員の質問に対して、いわゆる２ヵ年でそこはそういった都市計画道路ができるからということで建築制限をしてきた。

そういったような何年から事業を始めるというふうにはっきりしているものについてはできるわけですが、そうでなかったので寄宮の場合はそういうことをしなかったという答弁ですがね。これについて委員会でさらに深められたかどうかお尋ねいたします。たとえば上間に通ずる道路ですね、都市計画道路これが何年に道路の幅員を拡げようという計画があったかですね。

○建設委員長(平良亀助君)　何年にどれだけ拡げるということは審議されてないんです。問題は都市計画道路に指定されておったら該当するけれども、今はやるということはあれしてあるけれども、まだそこまで進んでいないから今のところはちょっとむずかしいということです。

○黒潮隆君　よくわからないので当局にお尋ねしたいわけですが、何年後にあるいは２ヵ年後にやりたいという計画がなければ、もちろん予算がなければその計画道路というよりはその工事はできないということはわかるわけです。ところが上間に通ずる道路はですね、あれは都市計画道路として幅員を拡げる計画はあったわけですね。これはいつごろやろうというふうに市当局は考えておられるわけですか。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。この道路は1956年のマスタープランによって決定された都市計画道路であります。ところが事業計画はまだありません。いつになるかわかりません。ただ早くやりたいという計画はありますけれどもいつやるということはきまっておりません。われわれが申し上げたいのはハーバービューの話もありましたけれども、ハーバービューは２年以内にやるんだという告示を1957

年にやっております。

(「それは聞きました。いいですよ」と言う者あり)

だからそういう事業をやるんだという決定をされたもんについては、これは市が買収していくんだという方針ですから、ここは区画整理から除外するということであります。

今度の場合はただ都市計画の道路としては決定されておりますけれども事業年度がわからない、いつかわからない。だからそういうことだからその地区の地主でもって負担しよう、しかもそれは琉球政府の補助もあるし、市も負担をしているんだからそういうもんで十分やらなくちゃならない。こういうことです。

○黒潮隆君　旧鉄道線ですね、1号線のバイパス線として拡張工事しようという道路工事ですね、これはいつやるというふうにきまって告示されておりますが、旧鉄道線のひめゆり通りです。ここも真嘉比、古島の区画整理と関連しているんですか。お尋ねします。

○建設部長(花城直政君)　この道路についてはまだ告示はされておりませんけれども、67年の予算に政府がやるように今話は進められております。

○黒潮隆君　それではこの道路の場合、真嘉比、古島の区画整理地域から通ると記憶しておりますが、ここは買い上げられていくわけですね。

(「そうです」と言う者あり)

終わります。

○又吉久正君　先ほど委員長の御説明にもありましたが、地主が156名で51名は賛成している。反対5名で不明が2名、98名がまだはっきりしてないが、その98名のうち3分の2位が賛成していると思うという御報告がありましたが、また本会議におきましても本員の質問の答弁の中にも3分の2以上が賛成しているとおっしゃっておりましたが、委員会としましてこの3分の2以上賛成者がいると思うということについて委員会でこれを御検討したかどうか、はっきりした数字をつかめなかったかどうかその点について御説明願います。

○建設委員長(平良亀助君)　検討いたしましたけれどもこれははっきりは言えないという答弁であります。

○又吉久正君　今の御答弁によりますと、はっきりは言えないというところに何か含みがあるんじゃないかと本員は考えるわけでありますが、それは当局に質問いたしますが、はっきり言えないが3分の2以上は賛成だということになりますと、仮にですね、賛成者はそのうちに3分の2いると、だがしかし反対者に対して済まない、公表できないというような考え方に立って3分の2以上が賛成したといっているのか、そういう観点にもたたないでただ想像的にしているのか。その点をはっきりしない限りどうも腑に落ちないので、その点をはっきり御説明願いたいと思います。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。51名の賛成、5名が反対で、2名が態度不明だということを申し上げましたけれども、これは部長名でアンケートを出したわけです。仮換地を指定してそのときに回答を得たのが、それだけの数字でありました。残りの98名というのは回答がなかったということでございます。これはこういうことと私は考えております。今までのわれわれの折衝の結果、反対をしておられる地主の方々がいろいろ反対の組織をつくっておられます。その署名運動の途中において実際に回っておられる方々が、自分は賛成だけれども仕方ありませんと言って判をもらっている方もおります。また、その地主の中には早くやりたい、私も賛成者を募ってみようかと思うけれども、反対者の方からどういうことを言われるかもわからないからこういうこともできないというようなことでほんとうに賛成される方々、あるいは自主的にわれわれは反対である、賛成だからやってくれと出てくれば数字ははっきりするわけですけれども、今までの実際の折衝の結果、それから反対の方々の地主の署名運動の中から考えても過半数は私は賛成者がおると考えております。98名の回答をしておられない中にも3分の2は賛成者がおるとそういうふうに考えております。

○又吉久正君　今の部長さんの御説明ではやはり何かそこにはっきりしないのがあるんじゃないかと本員も

質問しましたが、やはり反対者の中にも賛成はしたいけれども同じ反対者に対してぐあい悪い、だから署名運動している人でも賛成ではあるが反対の署名運動をしているということは事実であるかどうかですね。そうするとやはり3分の2以上が賛成者がいると解釈してもいいわけでございますか。その点をはっきりしてもらいたいですね。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。数字ははっきりわかりませんが、結局私たちは賛成者が多いんだというふうに考えております。それから私、区画整理についてもう少し同じことを申し上げたいと思います。

(「いや、時間がないから」と言う者あり)

○又吉久正君　それでは増換地について委員会で御審査なりましたら、増換地についての審査した範囲内を御説明願いたいと思います。もしこれについて御審査してなければ当局にお尋ねしたいと思いますが、委員長のほうでひとつ取り計らってもらいたい。

○建設委員長(平良亀助君)　これは説明によりまして、増換地の一筆一筆に触れての審査はしてないわけです。当局から説明されてそのままの審議しかやっておりません。

○又吉久正君　それじゃ当局にお尋ねいたしますが、区画整理前の評価は30ドルで、評価後は50ドルで、35ドルとなっていますが、増換地においては坪当り100ドル以上も地主に要求しているというようなことも聞かれますが、それについてどういうふうになっているのか、あるいはとび換地で不便なところより便利なところにとび換地したためにそういうふうになっているのか、同じ場所で同じところに増換地をした場合もそういうふうな考えにたっていいのか、その点を具体的に御説明願いたいと思います。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。増換地が非常に大きな金額になっているというような御質問でございますけれども、これは前の本会議にも質問が出、また委員会でも出ました。これは結局ある地主が、アンマさんだろうと思いますけれども、名前は忘れましたけれども、現在はスージグヮーを入っていって奥まったところの屋敷です。そこに換地をやると不便をきたしますのでとび換地をしたわけです。とび換地をしたらいい場所にくるし、また宅地としてはいい場所になるんだということでとび換地をしたけれども、本人がこれに対して異議を申し立てております。ここじゃぐあい悪いと、なぜおれの土地をとび換地をするのかということでしたので、あなたはそう言われるけれどもそれじゃ現在の場所に換地を与えたらこういうことになりますよということで説明をしたそのときに、大体20坪位の増換地をすると3,000ドル位の評価になりまた徴収金額になるということを説明しましたら、それじゃ困ると、それじゃとび換地のほうがいいんだということでその人は納得しているという報告を受けて、私は受けております。

それから増換地、減渡しですけれどもこれは今の土地の従前の評価、整理後の評価をいたしまして、そしてそこでつまり100坪の土地がもし仮にここが5万ドルの価値があったとします。そうすると整理後も5万ドルの価値のところへくればいいわけです。しかもその坪数をふやすか、減らすかということですけれどもそこに問題が出てきますけれども、5万ドルそっくりの価格の坪数を与え切りだからそこで徴収交付なしということになるわけであるけれども、そこに1坪でも2坪でも増渡しをすると、そこに徴収交付が出るわけです。だからこれは土地の評価、従前の評価、整理後の評価というものが非常に公平になされておるならば当然、これは誰がやるにしても計算機で回すわけですから、同じ結果が出てくるというわけですから、これについては一つも異論はないわけです。それで増換地を与えた方々が大体101筆、それから交付減渡しが70筆というぐあいになっております。それで金額についてはこれはまだ1個当たりの単価が出ておりませんので、これから清算のときにはっきりした金額は出てきますけれども、非常に大きい1万個という個数の増換地のものが、最初のものが9筆、それで交付のものが11筆ということになっておりまして、そのほかは5,000個以下のものでございます。以上でございます。

○又吉久正君　非常に疑問に思っていた点が今の御説明でだいたいわかりましたが、35ドルの増換地が100ドル以上もするということは、やっぱし増換地で不便のところから便利な値打ちのあるところにやるた

めにこうしたと、あるいは地主も納得したということでだいたいわかりましたが、それで大きな問題は、もしこの区画整理事業が、寄宮地区からはじめて区画整理事業に政府補助が認められてやっているが、これはすでに２会計年度も繰り越されており、これをもしも事業が不能とかあるいは継続にもっていった場合、政府補助を継続して繰り越して次年度の予算において事業ができるかどうか、それについて説明を願います。委員会でもしやっていなければ当局に説明を願います。

○建設委員長(平良亀助君)　お答えいたします。委員会でも慎重審議でこの件につきましてはやっておりますけれども、もし今度のテストケース寄宮地区の区画整理ができないときには、今後那覇市のたくさんの区画整理が待ち構えておりますけれども、絶対補助金が出なくてできないことははっきりしておる、という答弁がありまして、特に書面でもって５月15日以降になるとお流れになるということは、はっきり答弁してもらいました。

○又吉久正君　今の委員長の説明によりますと、５月で事業が不能であれば補助金の可能がないということですが、これは口頭であるのか、それとも政府からはっきり公文がきておるかどうか、その文書がもしあったとするならば御報告を願います。もしそうでない場合は当局でその点についてはっきり説明を願います。口頭であるか公文であるかどうか。

（「休憩して下さい」と言う者あり）

○議長(高良一君)　休憩します。

（午後１時35分　休憩）

（午後１時36分　再開）

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設委員長(平良亀助君)　私の記憶はそう記憶したためにそう答弁いたしましたけれども、それは別の委員の方々からそういう審議したことは記憶はございませんですか。

○議長(高良一君)　休憩します。

（午後１時37分　休憩）

（午後１時40分　再開）

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設委員長(平良亀助君)　休憩中に話が出たとおり５月15日までに着工できないときにはお流れになるということははっきりしております。そしてその後の件は私の言い間違いでございましたので訂正いたします。

○又吉久正君　それでは当局に質問いたしますが、委員長の報告によりますと５月15日までに着工しなければ補助金は流れるという御報告でございますが、これは補助金が流れるとするならば、これはまたゆゆしい問題であるが、当局はそれについてどういうふうに考えているか、繰り越してでも事業はできると思うのか、その点についてはっきりした御答弁をお願いします。

○第二助役(新垣義徳君)　19番議員の御質問にお答えいたします。先ほど御質問のあったとおりで、これは２年繰り越された事業でありまして、政府からの補助金交付指令による工事完了期限が付されておりまして、これは1965年６月25日まででございました。そういうことでありましたので先ほどから問題になっておりますとおり問題がありますし、一応その工期までは当局としても施行はできないという考え方がありましたので、その工期の延長方を政府に文書でもってお願いしたわけであります。それが先ほど出ましたこれは委員会にも出たわけでございまするが、工期の延長を願ったところ当初は難航いたしましたがこれもあとでは認められまして、いわゆる市長から出されました工期変更の願い出によりまして、1966年の５月15日までの、いわゆる完工の期限が延ばされたという書類はきております。

それで先ほど問題になっておりますが、今後この事業はこれはいわゆる工事を完了させよという期限でありまして、５月15日というのはおそらく今着工いたしましても５月15日までには完成することはできないということが考えられましたので、一つ年度内に着工すればこの事業は一つこの予算を流さないように認めていただきたいということで関係局にお願いいたしましたので、関係局長もすぐそこで即答するわけにはいかないということでありましたので数回にわたりまして折衝いたしましたところ、一応年度内に着工することができるのであればよろしいと、しかし年度内に着工しなければ予算は繰り越すわけにはいかない、はっきり流すというこの答弁ははっきりもらっております。

○又吉久正君　ただいまの助役の御説明からするとこれは大きな問題になるわけですが、やはり工期内に着工しなければこれ以上繰り越しはしないということはもう政府ははっきりしたということでございます。

○第二助役(新垣義徳君)　はっきりしております。

○赤嶺慎英君　質問はダブるきらいはあるかもしれませんが、本員はまだその内容がわかりませんので委員長にお尋ねいたします。寄宮地区の区画整理事業はすでに議決のもとに施行中であります。ところが議決された計画で当局は十分やって完遂できるという自信があるかということを本員前の議会でも何回もお尋ねしたら、十分施行できるという答弁に接し今回まできております。

ところが実際にやってみたら当局の答弁したとおりにスムーズに寄宮地区の区画整理事業ができたとはお世辞にも言えないのが実情であります。そこでこの議案を見ました場合に提案理由でございますが、工事施工について検討しさらに地主との調整の結果地主の負担及び減歩率の修正のため設計を変更して事業を完遂するというふうに提案理由の説明をされております。それで委員長の御説明がありましたとおり減歩率も25パーセントから21.85パーセントになり、負担も10万ドルずつの負担から12万5,000ドルの負担をやって、地主は１万5,000ドル程度の負担をさせて、寄宮地区の事業を完遂したいというふうなこの提案の理由でございます。それからするといろいろと地主と調整されておりますので、今日まで議決された施行の計画ではできなかったんだけれども、この改正案が議決されればもう地主とも調整されてきておるからすぐできるというふうな印象を本員は受けるわけでありますが、そこら辺に今日までごたごた続いておるのは一体どういう内容のものでございますか、委員会の中で具体的な話し合いがあれば御答弁を望みます。

○建設委員長(平良亀助君)　今の慎英議員の御質問の筋がはっきり私には今のみこめませんが、もう一ぺん簡単にひとつ願います。

（「休憩して下さい」と言う者あり）

○議長(高良一君)　休憩します。

（午後１時47分　休憩）

（午後１時50分　再開）

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設委員長(平良亀助君)　答弁いたします。今の慎英議員の御質問からしますと、何かすぐできるような印象であるがということですね。提案理由はこれは御承知といえば御承知と申し上げてもいいと思いますけれども、当局は３分の２以上の賛成者がおるということを信用しておるわけです。しかしながら一部の地主が反対をしておるが、できたら全会一致でしたいけれども、一部の地主の反対のためにちょっと仕事がややこしいから、前に提案したものは25パーセントだが今度は21パーセント余りであるから、このように設計変更するならばすぐ仕事はできるんじゃないかというふうな立場にあると、またそういうふうに私たちは審議してきたと考えます。

○赤嶺慎英君　ただいまの委員長の御説明でよくわかるわけでございますが、これは何べんも繰り返しされておりますが、本員の聞いた範囲においては、ただいま委員長が説明した、答弁していただいた数字は、この改正案ができない前のアンケートに地主が答えられた数字だと本員は聞いているわけです。そうなるとあれでは賛成者は少なかったわけでございますが、こういう改正案にもってくるとあの数字はまた話が違ってくるように本員の常識論では考えられるわけですが、そこら辺はどうなっておりますか。

○建設委員長(平良亀助君)　その後はあまり地主との折衝はされてないと思います。

○赤嶺慎英君　その提案理由の中にありますところのですね、地主との調整の結果、事業費の負担及び減歩率の修正のため設計を変更し、とあるわけですが、そこら辺に本員は疑問をもつわけでありますが……。

○建設委員長(平良亀助君)　それはずっと前のなんで、一応高いということで一応話し合いの結果、地主の要望を入れて、政府にも折衝して那覇市の補助も政府の補助もふやして設計を変更したということになっております。

○仲本安一君　お尋ねいたしたいことは、区画整理ということは都市計画上けっこうなことでありますが、だれも反対する人はいないでありましょうし、また本案に盛られておる減歩率が下がるということも地主側から見ればけっこうなことであります。しからばこのようなことであるにもかかわらず、何ゆえにそれが早急に円満に実施できないかということになりますと、問題があるからこそ今日まで延びてきておると本員は考えております。そこで先ほど８番議員や19番議員の質問の中でも委員会において審議されてない部面もありまするし、また本員が聞いても実に不明確な納得できないものが多々あるわけでございます。

　このようなことを明確にしてこそ、やはりりっぱな区画整理もできる。したがってこのような重要なことについてはもっと慎重に審議をするために継続してでもやるべきではないかと思いますけれども、何ゆえにあえて委員会では継続審議にせずに強行採決してまでもこの本会議にもってきたかということが非常に疑問に思うわけであります。そこら辺は答弁の中にもありましたとおり、いわゆる補助金が流れるおそれがあるから早目にやっておかなければならないという理由で強行採決したのか、そこら辺を御説明を願います。

○建設委員長(平良亀助君)　答弁いたします。さっきも申し上げましたが30日の委員会で次の委員会に結論を出すという約束をしてあったわけですが、日程が混んでおるしあとやるべきのがたくさんあったので一応採決に付したわけです。

○仲本安一君　最後に１点だけお尋ねいたします。この16号議案が可決にならないといわゆる事業の施行ができないんだというようなことをさっき委員長は答弁されておりましたが、一体この16号議案が通らないと寄宮の区画整理事業は施行はできないという考えにたって審議なされたのかどうか、この点をお尋ねいたします。

○建設委員長(平良亀助君)　通らなければ元の議案で施行せよということになるのではないかと考えております。しかし、政府補助、那覇市の補助がふえて、これだけ補助をふやして減歩率も減ったからには、ぜひそれは設計変更しなければいかぬということでこういうふうになっております。

○久高友敏君　委員長にお尋ねいたします。本件については建設委員会に付託されて審議も十分つくされたというふうに説明されておりますが、常任委員会は自治法の示すところによって予算その他重要なる陳情書といったものの審議にあたっては真に利害関係を有するものを集めていろいろな意見を徴して、あるいは学識経験者をあつめたりして、いろいろと努力を払うのが建前でございますが、しかし今の説明の中ではそういった利害関係の意見を徴しないで一方的にただ当局の説明のみに終始して、当局の説明が正しかったかのように一方的に断を下したような感じがします。したがいまして今説明の中からも167名の地主の中から51名は賛成者がおるということを言っておられますが、そうなりますと51名はこれは区画整理をすることによって利益を受けるということが言えるわけであります。それでこれを施行することによって損害を受けるから反対であるという意見と、事業を進めることによってわれわれは利益を受けるから早くやってもらいたいという賛成者がおることに相違ないわけでございますが、それが51名は賛成者だと言っておりますが、そういった人の代表者からどういう方法で利益があるのかということを委員会でその代表者の方々を呼んで意見を徴したことがあるかどうか、あるいは反対する方々から陳情も出されておりますが、この反対者の理由もあるいは他の学識経験者、こういった耕地整理法に基づき土地区画整理をやっておるこの那覇市の実情をよく認識されておる方々の意見を徴して審議されたかどうか、これを御説明を願います。

○建設委員長(平良亀助君)　今一つ一つやってもらえばなんですが、たくさんあるとこっちはのぼせてしまいます。一つ一つやってくれませんか。

○久高友敏君　委員長にお尋ねいたします。市町村自治法49条５項に、常任委員会は予算その他重要な議案、陳情等について審議する場合に真に利害関係者の意見を徴して審議しなければならないというふうに記されておりますが、そういう関係者を呼んで意見を徴したことがあるかどうか。

○建設委員長(平良亀助君)　現在まで陳情者を呼んで向こうの意見を聞いて質問をかわした例もあります。今度の場合は前の陳情は取り下げということで取り下げまして、また再陳情が出ておりますけれども区画整理反対ということが最初にうたわれているわけでございます。そうすると、区画整理反対ということになりますと、今後那覇市の区画整理はできないということが考えられますので、これは早く押し切ってでもやらなければいけないということで採決したわけでございます。

○久高友敏君　委員長の今の発言は何か執行者の立場をとっております。委員会というものはあくまでも市民の上に立って、利害関係者の双方の立場に立って審議されるべきであるが、当局の事業を早く進めるために執行者のがわに立って、予算が流れるから大変だという意味で強行採決したということなんですが、私のいう利害関係者というのは、賛成者の意見も聞いたか反対者の意見も聞いたかということを聞いているのであります。

○建設委員長(平良亀助君)　現在、日本からその専門の方もいらっしゃっているということでそういうことも聞いております。日本といたしましても区画整理事業は……。

○議長(高良一君)　休憩します。

（午後２時１分　休憩）

（午後２時２分　再開）

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設副委員長(比嘉佑直君)　陳情者も呼んでいろいろ意見もかわしてやったのでございますが、あれは前の陳情でございまして、その後すぐ取り下げたんです。また新たに陳情が出ておりますが、これは委員長も話されたとおり区画整理反対ということでして、私たちとしてはその反対の意見も前に聞いておりますので、さらに聞く必要はないという観点に立って事を進めてきたのでございます。以上。

○久高友敏君　今の比嘉委員からの補足説明によりますと、変更前の陳情はもちろん反対であるが変更後の陳情も反対であるのでこれを審議しなかったということですが、そうなるとこれは問題があると思います。つまり変更になっても陳情が出されているからにはどういう理由で反対をしているのか。また51名は賛成しているということを当局は説明しておりますが、果たしてこの51名は本当に賛成であるのか確かめたかどうか。本員が調べた範囲ではこの51名の中にも何か先に部長が言われたようにわからないで賛成して判をついたが、実際数字的に個人の減歩率を勘定すると大変なことになるということで今の反対の側にカンパをしているという人もおるわけでございます。

　そういうことなのでこの51名が賛成だとかあるいは５名が反対だということを委員会は本当にこの関係者を呼んで調査したことがあるかどうか。こういう重要な案件を審議する場合にただ当局の説明のみを聞いて早くこれを執行しないと予算が流れる、補助金が流れるという単なる補助金獲得のために一部地主を犠牲にしてはいかんじゃないかというふうに考えます。本当にこの51名が賛成であるかどうかということを確かめたことがあるかどうかお尋ねいたします。

○建設委員長(平良亀助君)　そこまではっきりしてないわけでございます。しかし、今度の陳情の内容を見ると反対であると。そして組合というけれども１人の名前だけで何の連署もなくただ組合長の名前での陳情であります。さっきも申し上げましたとおり、問題は日程が縮まっておるし多数の人もこれをやろうということでありまして、また30日に結論を出そうかといったら、あした次に出そうということで、さらに再三再四にわたり委員会はこれまでに寄宮地区のことで何十回やったかわからないほどやってい

るし、いつまでやってもらちがあかないし、これをやらなければ将来のためによくないということを考えたために、それに周囲からも仕方がないから採決でいこうということでしたので採決にもっていったわけでございます。

（「進行」と言う者あり）

○議長(高良一君)　質疑を終結し討論に入ります。

○議長(高良一君)　休憩します。

（午後２時６分　休憩）

（午後２時48分　再開）

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。それでは引き続き討論に入ります。

（「討論の前に動議」と言う者あり）

○平良真次郎君　継続審議の動議を提案したいので取り計らっていただきたい。

（「賛成」と言う者あり）

○議長(高良一君)　動議は成立いたしております。発言を許します。

○平良真次郎君　議案第16号那覇市都市計画事業寄宮地区区画整理事業設計変更について、継続審議の動議を提案いたします。提案の理由につきましては、先ほど質疑あるいは委員会においてもそれぞれ審議されてきたわけでございます。特にそのおもなることを申し上げますと、この区画整理事業は63年の６月25日において、議会の議決を得ているわけでございます。

そして本日ここにそれの設計の変更という議案の解決にあたりまして、この過程におきまして私過去における議員といたしまして、この問題に取り組みさらにこの問題について評価委員としてつぶさに審議検討を重ねてきたわけでございまして、またここにおきまして継続審議の動議を出さなければいかなかったという立場に立ったことを非常に遺憾に思うわけでございます。と申しますのは、ぜひ那覇市の都市計画事業として区画整理を推進いたしたいということにつきまして、市長始めわれわれ議員、市民全部の総意でございます。やはりその地域の開発ということは取りもなおさず市民の利便、高度利用ということになるわけでございます。やはりそれには地域の方々と十分な連けいの上で、やはりその事業を執行しなければいかないというのがまず基本的に考えられるわけでございますが、過去における区画整理のやり方につきましても委員会その他の面で度々自分で意見を申し上げているわけでありますが、やはり予算書においてもあるいは設計を遂行するにおいてもそういった区画整理が非常に地主の間に不安をきたす、あるいは納得いかないという点が度々ある。こういうことを指摘して、区画整理事業は都市計画あるいは市の幹線道路計画そういったもの等を十分に責任のありか、財政の負担のありかというものをはっきりして、住民にもこれをあるいはその地域の方にも十分はっきりしてこの計画を進めるべきだということでございましたが、不幸にしてこの個人の換地計画が昨年の６月22日に部長名で出されております。

さらにことしの１月の20日において市長名において各個人に渡されておりますが、この間におきまして従来26万5,000ドルの工事費が地主負担の６万5,000から１万5,581ドルに軽減され、減歩率が25パーセント余から21.835パーセントに軽減されたということはこれはすばらしい前進であるし、その点においては市長始め各係職員と、あるいは政府のそういった事業に対する積極性が十分あるということを私万々承知であるわけであります。

しかしながらそういうようなさ中におきましても、未だにこういった問題が解決されていない、住民の協力が得られないということについては非常に遺憾に思うわけでございますが、その点につきまして各人各人のやはり減歩、換地こういったものが十分納得されていない、こういうような問題からこの地域のいわゆる区画整理事業というものが進展していないということでございます。さらに委員会の報告によりますと、そのアンケートが156名のうちに58名の回答を得たと、つまり現設計を変更をしたとの回答でございますが、51名が賛成、５名が反対、２人が保留、こういうような状態で残り98名については

態度が不明ということでございますが、当局はこれについてこのような方に対して努力して十分説得すべきじゃないかということで私質問をいたしましたら、助役も部長、課長もぜひその努力をいたしたいということであったわけでございます。

まあそういうような意向は十分うかがわれるわけでございますが、当局がその後、調査したということは２月１日から２月６日までに23名の方々にお会いした、それで十分話し合いをしたけれどもできなかったと、その後も引き続いてやりたいと思うけれども、現在までその交渉はなされていないというのが現状でございます。

こういうような過程において、２月15日においてやはり着工をしようとしたけれども反対に合って現在まできていると、さらに当局もさっそく強制着工するかということについても言明はさけておるけれども、地主と十分話し合いをしてやりたいというようなことをおっしゃっておりますし、私もその点を特に強調してきたわけでございます。

先ほど補助金の問題が打ち切られるのでこれを強行採決するという考え方について、私いささかどうかと思うわけでございます。都市計画の再開発こういったものはやはり地域住民の協力がなければいかない。そういうような観点に立ちますならばやはり市も地主もあるいはこれをリードしていく政府においても、十分な区画整理に対する再検討がなさるべき段階にきているのではないかと思います。そういうような意味におきまして今年度にしてもまだまだ２、３ヵ月の余裕がございますし、まだまだ十分そういう点は話し合ってこの区画整理の推進をはかるべきじゃないかと。そういうような前提に立ちますならば、あえて寄宮地区が暗礁にのりあげたから将来も那覇市の都市計画はやれないんだというような考え方は、私は政府からはそういうような線は出ないと、またあっちゃいけないと思うわけです。そういう点、市当局は政府と十分折衝して今後の区画整理事業のためにももっと進展していくような措置がほしいと考えるわけでございます。

さらに今回こういったような表決することによりましてこの計画書は通ったが、そのために事業にはどういうような支障があるかというような問題についてただしましたところ、部長の答弁によりますと今回の２万ドル余の工事は寄宮地区の中央通りの道路工事並びに排水工事これをやるためだと、そうするとこの工事は前回の議会においても十分盛られていると。今これを解決しなければあの工事ができないのかということに対しましては、これは可決したほうがいいけれども前回のものでもできると、こういうような答弁がなされ、いずれにしましても地主とそういうような話し合いをすることによって、この工事が進展していくということがうかがわれるわけでございます。

こういうように今問題は議会においてこれを議決して、当局において強行に押し進めるほうが将来の那覇の都市計画の進展になるかどうか、あるいは暗い状態に追い込むかということがわれわれの判断の右、左にかかっており、継続にするか、反対するか、賛成するかということの岐路にあるのではないかと思うわけでございます。

そういう意味で私は、市長は地主の心を心として十分話し合えばこういった問題は解決してもらえると私は信頼申し上げているわけでございます。そういうような意味におきまして、ぜひこの区画整理を前進させる意味におきましても若干の日にちをかけて十分個人個人にお話し申し上げ、その結果によりまして、どういうような方向においてこの区画整理事業を今後なすべきか、あるいは現時点において強行したほうがいいかどうか、という最終的な判断を下さなければ、こういったようないろいろな都市計画上区画整理の問題は非常な問題点をかもすんじゃないかと思うわけでございます。

まあ補助においてもそういうような考え方に立ちますならば、政府が補助を打ち切るんだと、そういうような言葉は当局もおっしゃっておりませんし、私もこうでなければいかないと思うわけでございます。技術職においてもこの議案というのは前進しているとお考えであろうし、私も賛成であるけれどもやはり継続にもっていくためには、今一度折衝のゆとりを与えていただくために継続にしたいということでございまして、継続にするということはこの議案に反対するために継続するのではないということ

を私明らかに申し上げまして、議員各位におきましても十分御賢察下さいまして、市長が、那覇市がこの区画整理事業を推進する意味においても今一度われわれも一歩下がって反省しさらに検討もいたしたい。私自身従来建設委員会に所属し、かつ委員長にもなってこの問題に取り組んだ一人といたしましても、痛切にその責任とさらにこの問題を積極的に何とか解決していきたいというような、こういうような自分の気持を申し上げまして、私の継続審議の動議にかえさせていただきます。

（「賛成」と言う者あり）

○比嘉朝四郎君　ここで簡単に反対を申し上げます。ただいまの継続審査の動議に対しまして反対いたします。その理由は７号議案の討論のときに申し述べますから、今その動議の可否について採決していただきたいと思います。

○議長(高良一君)　24番議員の継続審査の動議は成立しております。おはかりします。本動議に対し御賛成の方御起立を願います。遺憾ながら少数でございます。よって本動議は否決されました。

それでは討論に入ります。

○儀間真祥君　ただいま提案になっております議案第16号寄宮地区の区画整理事業設計変更についてのこの議案に対して反対いたします。

その理由、現在のこの那覇市は狭い地域に住宅が建ち並んでいったん非常事態が起こった場合に非常に問題が起こってくるのじゃないかというようなことはあのような風景を見てよくわかるわけでございます。この問題を何とかしなければならないというのはだれもが考えておることである。今の区画整理事業もこの何とかしなければいけないというこの願望をおもてカンバンにかかげて、道路を広げて整備すれば商店街も繁盛し非衛生的な場所も解消すると、そしてひいては町全体が繁盛するという説明のようであります。まことにもっともな意見だと私も感じます。しかしながら区画整理はそのことをおもてカンバンにかかげたような、こういうようなことでは非常にへだたりがある。現時点において考えてみると16号議案の問題を整理する場合に一応評価委員会を設定する時点において、評価委員会の数は一応地主代表５名、学識経験者５名、組織代表者５名というふうになっておりますが、この評価を決定する時点において５名の地主代表が、肝心の地主代表が辞表を提出しておる。したがってこの中で評価されたものは地主代表が加わっていない評価であるということになっております。

それから都計道路を従来まで大きな買収費を使っておりながら、区画整理事業による地域に入っているというただそれだけで土地を取り上げて都計道路をつくる、これに私は矛盾があると思います。そのことについてお尋ねいたしました場合に、当局はハーバービューのことを取り出して、あれは都市計画道路であるが２ヵ年以内に工事を進めるということになった。それで区画整理が進められたのだというふうな説明をしております。

当局の説明によりますと、この寄宮地区から識名に通ずる道は都計道路の計画に入っているが、事業はいつするかわからないがハーバービューの路線とは違うというふうな説明をしております。しかしながら根本的に似ている点がある。これは何かといいますと、両方とも都市計画道路であるということです。これを考えた場合に市はです、あるいは政府は、財政が許せばこの都計道路は金を出してやっていく、しかしながら政府や市が金がないからこの区画整理地域に入れて、ひとつ地域住民によって都市計画道路もつくっていこうじゃないかというふうなことになり、次道路をつくる場合に問題であります。

この道路をつくるのは非常にいい。しかしながらこれはよいことだと思いますけれども、しかしながらその区画整理をする地域ですから道路に引っかかるのは土地を出せ、引っかからないのは清算金を出せということで区画整理の道はつくられるわけでございます。

こういうことはあまりにも地主に対して酷すぎる。普通市が道路をつくる場合に多額の費用を出して買収してやります。一応そういうふうにこの道路をつくるときに該当する人々は何らかの形で補助が得られている。しかしながら区画整理の場合にはそういうことはおかまいなしに着工されていく。一方当局は区画整理をされれば地価は値上がりして地主は非常に利益を受けるという説明をしておりますが、

この説明は土地の用途をことさらにねじまげた空論であると私は考えております。なるほど、区画整理地域にぼう大な土地をもつ斡旋業者、そういうものであれば地価の値上がりは直接もうけになってはね返ってくる。しかしながらもともと一般の市民、労働者は住宅地や営業に使用している土地を売り払うわけにはいかないのであります。

そういうことからして当局の説明がけっして一般の市民の立場にたった考えではなくして、一部の立場にたって説明しておるんだということがはっきりするわけであります。

要するにこのわれわれの生活に供しておる土地が値上がりするということは固定資産税の値上がりとなって土地所有者にはね返ってくる。こうした土地の値上げは、値段はなるべく安いにこしたことはない。そういうことから申し上げましてもこの地価の値上がりというのは一方的な説明にしかならぬ。さらに区画整理をすれば大きな道路もできて商売しておる地主は非常に得をする、利益を受けるといっております。このことを考えてみましょう。区画整理をしてゆくとなるほど道はあくでしょう。しかしそうなってくると隣り近所におった今までのお客さん、このお客さん方は換地によってどこかに移ってゆく。結局商売人はお得意がなくなるということであります。そうなりますと商売もうまくいかない。

さらに借地人の件を説明しましょう。今まで土地を借りて家を建てている人々が、道路をつくる、あるいはその他の理由で移転された場合、移転する時点においての費用はもちろん移転費用が出されます。しかしこの額は当局が決定したものであるからこれに不服を言えない。だが一番大切なことは、すなわちその移転する人はまた元の地主が換地される場所に家を建てることができるかというそういう保証はない。結局その人々は立ち退きさせられてそのままどこかにいくよりしょうがない。結局こういう人々は自分の地区が区画整理地域に指定されなければ自分の家は移転させられないですんだわけです。しかし、区画整理されることにより自分の家を建てる敷地まで失ってしまった。それだけではありません。区画整理したあとは必ず地代が上がってくる、地主は区画整理で受けた損害を地代の値上がりによって最小限度に食いとめようとする。結局地代の値上がりによって借賃を値上げをしてゆくことになる。

今度は借家人の件ですね、間がり生活者、このことについて考えてみることにいたしましょう。土地所有者がまがりなりにも区画整理事業の計画、あるいは換地計画そういうものを縦覧して異議申し立ても提出できないと、また評価委員会で自分の土地の評価に対しては代表を通じて評価に対する意見も言ってある程度何とか保護されておる、そういう形になっております。

しかしながら借家人は法的にいっても区画整理の結果を受けるもっとも大きな被害者と言わなければならないということは今まで申し上げたことから、どういうことが寄宮地区に起こっているかといいますと、区画整理指定地域の地主が167名いると当局は説明しております。その中に今賛成者が51名、それから当局の説明によると反対しておる人が５名、残りの人は意思表示していない人だといっておる。その人もです、賛成者だとみなしてこの現行の改正案を施行しようとしておる。これはです、こういう政治のやり方、これは独裁に通ずる。今のように民主主義の世の中においては民主政治を施行しておるのがあたりまえであって、当局の考えだけで地主の意見もそう大して聞かないで施行するということは、非常に民主主義に反する独裁政治に通ずるのであります。よってこういう区画整理の今の16号議案これに反対するわけであります。以上。

○金城庄瑞君　16号議案寄宮地区土地区画整理事業の設計変更について賛成討論をいたします。東京、大阪につぐ人口の密度の高い那覇市の場合、毎年人口は１万人あまりもふえており、また車は年間６万7,000台もふえていく現況において那覇市の場合、都市計画事業の一環としてもっとも緊急を要するのは区画整理事業であると思います。

区画整理事業を実施することによって道路の整備がなされ、毎年ふえる車の交通の緩和または排水工事による低地帯の浸水の防止、衛生面の向上によって地域環境がよくなり、伝染病などの防止等で地域の住民はもちろん那覇市の将来への発展のために寄与するものが大であると思う。

那覇市にはこういった区画整理をやらなければいけない地域がたくさんあると思うが、現在の那覇市の財政だけでは何年かかっても住民のみなさんが満足するような要求を満たすことはできないと思う。幸にいたしまして64年度におきまして年次計画として、寄宮地区土地区画整理事業に政府補助金１万2,875ドルが出ておりますが、地主と当局との間に話し合いがうまくいかず工事着工がのびのびになり今日にいたっておるわけでございます。そのために66年度の政府補助金２万ドルも減じられており、年度内に工事をやらなければ政府の補助金がもらえないとのことであり、この工事ができない場合はつぎつぎにひかえておる垣花、壺川、真嘉比、古島の地域の区画整理地域の工事がおくれるということになると、那覇市の将来の都市計画にブレーキをかけるのみでなく百年の悔いを残すことになると思います。

前の63年６月議会におきまして議決された減歩率よりも当局の努力によりまして16号議案は25.460パーセントから21.835パーセントに減じられており、地主負担も６万5,000ドルから１万5,581ドルに下げられており、この修正案を認めないということは前の63年６月議会において議決された減歩率でなされなければならないということになり、当局としては政府にも何回も補助金増額を交渉したがそれ以上の減は認められないとのことである。地主整理組合でやっても個人でやっても経費においては何もかわらないとのことである。また都市計画法が新しくできても今より地主負担が安くなるとは考えられないとの当局の答弁であります。

それから地主の反対について、反対陳情もあるが、当局の調査によれば実際の反対者は３分の１ぐらいであり、その中でも本心は賛成者もおるとのことであり、反対したために減歩は下げられ負担金も実際に下がってきたので地主側からすれば地主負担を安くするためにも一応は反対の立場にたたなければいけないと思う。

当局は今後も地主と話し合いをもって協力を求めるとのことでありますので、この16号議案を当局が工事を着工するしないは別の問題である。内容の問題についてはよいか悪いかはすでに前の議会において決定される前に話し合われておることだと思う。よって以上の理由によりまして本員は寄宮地区土地区画整理事業変更案は妥当であると認めます。各位の正しい御判断をお願いいたしまして御賛同をお願いいたします。

○金城吾郎君　今反対賛成の討論がなされましたが、本員は建設委員会に所属しておりましてこの審議をやってまいっております。その中からこの議案が本日可決されなくても寄宮の工事は着工できるという建設部長の答弁に接しております。先ほどそういう意味で継続審議の動議が出された場合に賛成いたしたわけでございますが、時間をかけて98名という地主の意思表明されない方々の意思もはっきり一応は聞くべきではないか。さらに補助金が流れるということが心配されておりますけれどもこの心配はない。また関係者の陳情書これもなされておるけれどもこの議案審議の過程で一応みなさんをお呼びしてまだお聞きいたしておらないのであります。

さらに地主との話し合いをすることなくこの議案を強行採決した場合に今対立をしておる地主のみなさんとの紛糾を大きくする、これに油をそそぐことになりかねない。したがってこれは慎重に審議をすべきという意味から継続審議すべきだというふうな考え方にたちます。

ところが今採決されようとしておりますので減歩率が減るということについては地主の利益に通ずるものであり、この点については反対するものではありませんが、事業をうまく進行させるためにはもっと議会としても慎重に取り扱うべきであるという、こういう考え方にたちます。

したがって本案の採決に加わることはできませんので退場いたします。

（金城吾郎議員、仲本安一議員、退場）

○大山盛幸君　当局に要望申し上げたいと思います。この議案の審議が委員会でも慎重審議されておるにもかかわらず本議会で３時間以上もこの議案だけで時間をついやしたことは結局市の努力のたらなさからきたところの説明不足が原因の一因をなしておると、すなわち議員の納得のいくような説明資料の提供、あるいは十分なる説得力の足らなさが大きな原因だということを反省していただきたい。先ほど平良真次郎議員が継続審査の動議を出したあの意見は大いに反省の資料になると思います。

当間課長は反対の方にも折衝して十分努力なさっておるそうですが、今後なお努力するということを委員会でもおっしゃっておるそうですが、現時点においてこの状態のまま事業を執行にとりかかるとなると、これはもうはっきりとトラブルが起こるということが予想されております。強行されることになれば警察権の発動をしなければ着工もできないような状態になるということを考えた場合に大変なげかわしい感じでございます。

できるだけ警察権の発動をさせないような方法をとるべく全精力を打ち込んで各個撃破でお願いし、十分に話し合いをもって絶対多数の、当局がよく言うておる３分の２以上の地主の方々に本当に心からお願いもし説明もして納得させてから工事を着工に運ぶように、あしたからでも課長以上が一緒になってでもいいから全精力を打ち込んでやってもらいたい。もし着工の場合に血の雨をふらすような大事を起こした場合は市の政治責任を問われると思います。

そういうような観点から最大の努力をもって話し合いをして地主の方々を説得し、なお反対に回っておると思うものもできるだけお願いしてあたってもらうというような熱意をはっきりあらわしてもらいたいということを強く御要望申し上げます。以上。

○友利栄吉君　公明会としてもこの問題については非常なおそれをもって、不安をもっておるわけでございます。 すなわち継続審議の動議の説明、ただいまの大山議員の説明にもありますように市の態度は一貫して住民、地主の賛成が得られなくても執行できるという基本態度にたっておるように思われます。一方われわれ議員として市民多数の反対がわかっておる以上、これに賛成するわけにいかないという基本態度でございます。

ここに大きな食い違いがありましてこのように審議が長びいたと思います。私が御要望申し上げたいことは市当局がもっと民主的になって法を悪用しない、地主多数の賛成を受けるような最大の努力をしてもらいたい。と申しますのは、２月１日から２月５日まで当局の課長は反対の地主だったものに会っておられます。そしてあなた方が必要ならばいつでも話し合いをしましょうと、そのように言っておるにもかかわらず向こうからは何らの話し合いの機会ももたれない。しかも意見があるものは市にきなさい、市に資料があるからそれで十分に説明してあげましょうと言ったにもかかわらずだれもきていない。それほどの熱意があるなればなぜ市当局は一人一人の地主に納得を求めて強力に指導しなかったのか。何回も会って進展しないということは市当局の指導力の貧困さを証明する何ものでもありません。今このような情勢でこれが採決されましたならば議会の承認を得たものとして強行に執行されるでありましょう。そのときにあるいは血の雨が降るでありましょう。そのときに市当局はこれを議会の責任だといいましょう。そういうことがないようにと念じつつここでしぶしぶ賛成をいたしますけれども、十分な努力をし最悪の事態が起こらないように努力することを強く要望申し上げます。

○議長(高良一君)　討論終結し採決に入ります。議案第16号那覇市都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業設計変更について原案に賛成の方起立を求めます。

○議長(高良一君)　多数賛成であります。よって本案は委員長報告どおり可決されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　御了承を得たいわけであります。どうぞよろしくお願いします。以上で議事は全部終了いたしましたので第80回定例会を閉ずることにいたします。御苦労様でした。

（午後７時21分　閉会）

上会議録を調製し署名する。

1966年４月４日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　喜舎場盛一〔印〕
署名議員　儀間　真祥〔印〕

39　1966年(昭和41年)　6月　第83回定例会[公営住宅、公設市場]

6月6日(初日)午前10時2分　開会

○出席議員（25名）

2番　椿　　秀義君	3番　大浜　長弘君	4番　喜舎場盛一君	5番　山川　正平君
6番　儀間　真祥君	7番　瀬長　フミ君	8番　黒潮　　隆君	9番　真栄城嘉園君
12番　金城　庄瑞君	13番　仲宗根昌弘君	14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君
16番　仲本　安一君	17番　金城　吾郎君	18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君
20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君
25番　高良　　一君	26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	29番　辺野喜英興君
30番　渡口　麗秀君			

○欠席議員（5名）

1番　安見　福寿君	9番　友利　栄吉君	10番　吉浜　朝一君	22番　赤嶺保三郎君
28番　平良　亀助君			

○説明員

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君	
収入役　渡口　政行君	総務部長　城田　清才君	企画部長　新里　博一君	
経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君	
消防長　宮平　栄治君	選挙管理委員長　赤嶺　正一君	教育長　阿波根直成君	

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　議事課長　新垣襄二君　庶務課長　玉城三郎君

議事日程第1号

第1　会議録署名議員の指名について

第2　会期を定めることについて

〔第3～第26、第28～第31、第33～第49　略〕

第27　公営住宅建設用地と市有地とを交換することについて（市長提出議案第60号）

第32　牧志公設市場用地購入債を起こすことについて（市長提出議案第68号）

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日をもって招集された1966年6月第83回那覇市議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第1号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において、辺野喜英興君、渡口麗秀君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第2、会期を定めることについてを議題としお諮りいたします。休憩いたします。

（午前10時7分　休憩）

（午前10時11分　再開）

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。今期の会期につきましてはお手元に配付してあります会期日程計画どおり議運委でまとまった案でございますが、これを6月6日から6月28日までの23日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　御異議なしと認めます。よって会期を6月6日から6月28日までの23日間とすることに決定いたしました。

〔中　略〕

○建設部長(花城直政君)　議案第60号について提案理由の説明いたします。久場川公営住宅は1963年度において用地7,800坪を取得し、1964年度継続事業として政府施行により6棟（108戸）が完成したのでありますが、残った用地内には戦時中の壕が多くその後調査を実施し、1966年度においてこの調査も終りましたので、本年度において、日米両政府の援助による第1種公営住宅を別紙配置図のとおり建設計画したのであります。しかしこの計画用地の一部が私有地であるため数回にわたり買収交渉をしましたが、地主は交換を固辞しておりますので別紙図面のとおり、第2次泊、安謝の埋立地の市有地と交換いたしまして公営住宅を建設してゆくことにしておるわけでございます。何卒よろしく御審議下さいますようお願いいたします。

〔中　略〕

○企画部長(新里博一君)　議案第68号牧志公設市場用地購入債を起こすことについて御説明申し上げます。牧志公設市場建設につきましては、現在の西側市場の食料品関係市場を改築する計画で進めてきたのでありますが、市場完成後の収容小間について市場使用者との話し合いがつかず、これまで建設事業に着手することができなかったものでありますが、1967年度においては市場建設計画を再検討して現在仮設市場として使用している用地を購入して、そこに近代的な市場を建設するためボーリング調査および設計費を計上しまして、調査および設計が完了しだい市場建設事業に着手する考えであります。

市場建設事業の概略を説明しますと、鉄筋コンクリートの地下1階、地上4階の延べ5,195平方メートルの建物で、地下と1階にはエスカレーターと冷房設備その他衛生設備を完備した近代的な市場を建設する考えであります。これに要する事業費は建設工事75万ドル、用地購入費37万9,090ドル、合計112万9,090ドルでありますが、その財源は市債を起こして充当する考えでありまして、借入れの条件としましては用地購入の分を年利7.3パーセントの5ヵ年で、建設工事の分は借入れ期間を20ヵ年、利率は当初の3ヵ年を年利6パーセント、4年以降は年利4パーセントとする考えであります。完成後は独立採算で管理運営する考えでありますが、財政計画の当初3ヵ年は用地購入と建設工事の償還がかさなるため収支のバランスがとれないので、この間は一般財源を充当する考えであります。

以上市場建設についての概略を述べてきましたが、今回は市場用地購入についての起債を提案した次第であります。よろしく御審議下さるよう御願い申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。よって9日まで休会いたしまして、10日の午前10時会議を開くことにいたします。休憩いたします。

（午後0時36分　休憩）

（午後0時37分　再開）

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

（午後0時38分　散会）

上会議録を調製し署名します。

1966年6月6日

議　　長　高良　　一〔印〕

署名議員　辺野喜英興〔印〕

署名議員　渡口　麗秀〔印〕

〔6月10日、11日会議録　略〕

6月13日(4日目)午前10時3分　開議

○出席議員（28名）

1番　安見　福寿君	2番　椿　　秀義君	3番　大浜　長弘君	4番　喜舎場盛一君
5番　山川　正平君	6番　儀間　真祥君	7番　瀬長　フミ君	8番　黒潮　　隆君
9番　友利　栄吉君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君	13番　仲宗根昌弘君
14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君	17番　金城　吾郎君
18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君
23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君	25番　高良　　一君	26番　比嘉　佑直君
27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君	29番　辺野喜英興君	30番　渡口　麗秀君

○欠席議員（2名）

10番　吉浜朝一君　22番　赤嶺保三郎君

○説明員

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君	第二助役	新垣　義徳君
収入役	渡口　政行君	総務部長	城田　清才君	企画部長	新里　博一君
経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君	水道部長	玉城　定仁君
消防長	宮平　栄治君	選挙管理委員長	赤嶺　正一君	教育長	阿波根直成君

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　議事課長　新垣襄二君　庶務課長　玉城三郎君

議事日程第4号

第1　会議録署名議員の指名について

〔第2～第24、第26～第29、第31～第48　略〕

第25　公営住宅建設用地と市有地とを交換することについて（市長提出議案第60号）

第30　牧志公設市場用地購入債を起こすことについて（市長提出議案第68号）

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手許に配付してある議事日程第4号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において、久高友敏君、仲本安一君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第25、第60号議案公営住宅建設用地と市有地とを交換することについてを議題として質疑に入ります。

○金城吾郎君　この土地は67会計年度で建設する予定地になっておる第1種公営住宅の用地であるのか、あるいは将来、建てられる予定の土地であるのか、この辺を御説明を願います。

○建設部長(花城直政君)　お答えいたします。67年度において第1種公営住宅をつくる予定になっております。3棟建てる予定になっております。

○儀間真祥君　60号議案についてお尋ねします。この土地はですね、現在の久場川住宅、あそこの角のほうに泉があります、あの付近と図面では見ますがそれに相違ないかどうか。

○建設部長(花城直政君)　お答えいたします。井戸の敷地は入っております。

○久高友敏君　首里久場川町2丁目にあるこの土地と安謝の市有土地と交換するということになっておりますが、市としては今後いろいろ土地を取得して今後の公営住宅の建設に備えるためには土地が必要になってくることはわかりますが、この案から見た場合に3ヵ年前にこの土地は○○○○氏が○○から購入して9日間で測量替をして7,800坪を那覇市と契約して売った土地の余りだと考えます。あのときは確か4ドルだったと記憶しておりますが、その残った土地がこの1,622坪であると本員は考えるのであります。そのときに4ドルで購入したのが今度は50ドルに評価されて、市の土地が150ドル評価されて交換したというふうになっておりますが、もちろんこれは○○○○氏がもうかるというのは向こうの勝手でありますが、内容においてもちろん○○から7,800坪の土地を買い込んで那覇市に同じ7,800坪を売ってもまだそこに1,622坪の土地が残ったというのはその測量の結果だと記憶しております。したがってこの土地を市の土地と交換するよりか50ドルで買取ることはできなかったか、これについて説明を願います。

○建設部長(花城直政君)　お答えいたします。売ってくれというように相談したわけでありますが、どうしても土地を交換してくれというようなことで買収には応じなかったわけであります。以上であります。

○黒潮隆君　この市有地と○○○○氏の土地交換については○○○○氏は3年前ですか、○○から坪当り2ドル50セントで買って那覇市に4ドルで売った土地でありますが、これが50ドルというふうに評価されております。評価委員会の評価がどういうふうにいつ評価されたかという点と、さらに那覇市の埋立地の場合にはそこは坪当り180ドル、200ドルで売った安謝橋1号線に近い所であります。図面で見ますとそうしますと、そこが実際売った値段ですね、200ドルあるいは180ドルというふうに見た場合の差額、つまり○○○○氏は3ヵ年ぐらいで前にも1万ドル余りもうけましたがこの土地は結局那覇市に売って余った土地なんですね、ただもうけの土地。それがいわゆるすぐ3ヵ年で1坪50ドルももうけるということになり、向こうは那覇市と値段で交換するために、そのもうけが約10万ドルぐらいになると思います。今までのいきさつからして前の○○○○氏の土地を購入する場合にも市当局は坪当り4ドルで買って、那覇市に4ドルで売っておりますというふうに本会議で説明しておりましたが、実際調べてみたら2ドル50セントでしか買っていない。4ドルで買って4ドルで売るブローカーはいないんじゃないかということを聞いたときに、いや那覇市のそういった事業に協力するために買った値段で売っていいんだという説明がありました。そのとおりだとすればこれはやはり協力するという意味からすれば交換差額、これはそんなに私はもうかる必要もないんじゃないかというふうに考えますが、これを評価するときにそういう点は勘案されなかったのか、また幾ら評価されたか、それについてお尋ねしたいと思います。

○建設部長(花城直政君)　お答えいたします。評価委員会は3月15日に評価いたしております。評価額は40ドルです。埋立地のほうは150ドルの評価でございます。これは評価委員会の評価額のとおりであります。それから前にもうかったのでもう少し安くしてもいいというような評価はあり得ないと思います。評価は現時点における評価じゃなくちゃならないということであります。

○議長(高良一君)　質疑打ち切ります。本案はその審査を建設委員会に付託します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第30、議案第68号牧志公設市場用地購入債を起こすことについてを議題として質疑に入ります。

○平良真次郎君　議案の68号についてお尋ねいたします。現在の公設市場が地主並びに業者の協力がなくて、現在の仮設市場に建設するというそういう意味の市債でありますが、この件についてはたびたび各議員から質問があったと思いますが、予算の問題、財政問題並びに東市場の問題についてしぼってお尋ねいたしたいと思います。委員会でも質問いたしましたが、まだはっきりしませんので西市場建設するにあたって○○氏は、やはり業者、市、地主この3者が集まって、つまり3者協定によりまして、東市場を地主に返してもらい西市場を市に貸すというようなことに相なったわけでありますが、その後那覇市のほうで、結局場所を変更したというようになっておりますが、しからば東市場については市のほう

も地主、業者３者のほうで建物をつくると、そこに収容するということで東、西ともにそういった考え方で西市場を貸すというようなことになったわけでありますが、西市場を移動するにあたって東市場を一体どういうふうにするかということであります。せんだっての建設委員会で○○氏証言によりますと、やはり東市場のほうに収容するためには都市計画道路を変更してもらいたいと、そうしないというと現在の売り子は全部東市場に収容できないというようなことで、いわゆる東市場を返し、西市場を貸すというような証言をされております。ところが市のほうといたしましては、東市場の問題についてはせんだっての私の一般質問でもむつみ橋から四条橋に至る都市計画道路をどのようにしていくかと、あるいは広域都市計画においてどのようにこれを修正していくのかということについて答えがなされていないわけであります。現在のマスタープランにおいても、いわゆる計画にしてもやはり平和通りとそれから水上店舗から両方はさんで都計道路が決定されていると、そういうことから道路網の整備ということがこれは大切なことだし、ことに市街の中心地である以上そこには莫大な補償並びに工事費がかかるものと思われるわけでありますが、そういうふうな意味から都市の１号線、国際通り、姫百合通り、この線を結ぶ線についてどういう具合にしていくかということが問題であるが、この面についてはっきりしていないわけであります。したがいましてこの東市場の建設にあたってもこれをどのように変更されるのか、これについてはっきりした御答弁がなされていないわけであります。ただ市のほうも勉強堂のほうも地主、業者のほうも３者で協議してやるんだという抽象的なことでは東市場の問題は解決しないと思います。そういうふうな意味から一体西を計画しあるいは東のほうをどのようにして収容していく計画であるのか、現在のまま放っておくのか、地主もそれについては、道路を変更してもらわなければこの問題はどうしても解決できないということをはっきり言っておられないわけであります。これについてどういうような具体的にあるいは今度どういうような方法でこれを解決していくのか、このへんをお尋ねいたしたいと思っています。それから財政問題であります。約120万ドル程度の起債で112万9,990ドルになりますか、この起債で土地並びに建築費をまかなっていく、それに金利を考えますとだいたい140万ドルぐらいになるかと思います。そういたしますと現在の地域ではどうしても道路網を整備しなければいかない。するとその密集地においてこれを立ち退き、あるいは補償する場合に莫大な金がかかるわけであります。これは開南から平和橋にいたる補償についても16万ドルも要るというような実情からいたしまして、莫大な資金が要るものと予想されますがその間計画はどういう具合になっているか、いわゆる市場建設するにあたってどれだけの金額が要るのか。たとえば新庁舎をつくる場合は100万ドルで建設するんであれば最終的な完成までいくら使うのか。こういうような目途というものをはっきりしないというと、財政面からいろいろのしわよせがくるわけであります。したがいましてそれに投ずる金によって、やはり採算という問題も十分検討を加えなければいかないとこう思うわけでありますが、この点についてはふれておりませんし、あるいは委員会での問に、いやこれは区画整理の予算でやるということでありますが、しかし市場を建設するには早急に道路網を整備しなければいかない。そういう意味にたつならば、やはり付帯的な工事としてこの市場を中心としてどれだけの資金が投入されるかということをわれわれとしては関心をもち検討しなければいかない。そういう意味からどれだけの資金が要るか、その点についてひとつお答え願いたいと思います。

○建設部長(花城直政君)　お答えいたします。東市場のところにある都市計画道路の７メーター20をこれをどうするかということでありますが、これは土曜日の本会議のときにも申し上げましたように、都市計画道路として現在決定されておりますのでこれを変更するかということは何とも申し上げられません。やはり決定されたとおりにわれわれは今事務を進めておるわけであります。この道路の必要性は車が通らないから道路は必要ないということじゃないと私は考えております。そういうわけでこの７メーター20の道路は現在敢然として都市計画道路として決定されています。以上であります。

それからこの道路をどういう方法で開通するかということでありますが、これは道路を改修するには用地を買収してそして立ち退き補償をして建物をのかして築造する場合と、区画整理方式で全部やる場

合、また都市改造法の方法でもってスーパーブロック式にやっていく方法があるわけでありまして、これはやるときにいろいろ有効な方法をあみ出してやっていきたいとこう考えております。それから変更された西市場の周辺の道路計画はどうなっているかということですが、これも土曜日の本会議のとき19番議員から質問もありまして、ここの道路は市場をもっていったから道路計画をしたわけじゃございません。３年ほど前の市長の方針によりましてスラム街の解消をするんだということで約８万坪の区域を調査いたしまして、いろいろ道路計画をしたわけであります。その中に入っておる道路がありましてその道路にかこまれた分についてちょうど今の変更しようとしている市場の用地があるわけでございまして、その道路は市場をそこに変更したので計画したというわけではありません。それでいくらかかるかということでございますが、概算としては18万7,000ドルぐらいかかる見当になっております。これはこの道路がなければ市場も発展しないと、またお客さんにも不便を与えるということでございますので当然これは道路がなくちゃならない、道路を早くつけてくれということが本当の趣旨だと思います。それでこれは助役の答弁にもありましたように、できるだけ早い時期にこれを提案いたしまして仕事を進めてゆきたいというふうに考えておりますが、何も市場の費用の中にこれまで考える必要は何もないと思います。当然市場がなくても、そこに市場が設置されなくてもスラム街の解消としてはどうしても道路をつけなければならないはずでございますので、そういう具合に解釈していただきたいと思います。

○平良真次郎君　むつみ橋から四条橋間の都計道路でございますが、これについて一応今後の広域都市をどのように修正してゆく考えであるか、修正計画があるかということをお尋ねしたわけでございます。これに対してまだ答弁がなされていません。さらに結局工事の順位そういったような予算、こういうふうな面から見ましてもあるいは今後の地下道開発とこういうふうな面ともにらみ合わせ、地上物件を取り除くあるいは買収するそれだけの金額と、いわゆる地下道開設をする、たとえば国際通りと浮島通りを結ぶとかこういうようなことによってもやはり通過路、パーキングというようなものが出てくると思います。こういうようなものをとり入れて、この市街のものすごい高価の地域に対するいわゆる道路設計あるいは都市計画の問題についてどういうふうな考えをもっているかお尋ねしたいと思います。それからただいま部長のほうでは○○氏のところの市場計画をしているところは道路計画があって別に市場であるから道路をうんぬんということがございましたが、これは一つの弁証的な説明でありまして、やはり那覇市では那覇市の工事の順序があると思います。今まで再々発表されております。そういうようなことからいたしまして、やはり市場を作る以上１年でも半年でも辛抱しておけと、その辛抱している間に遠いところにいってしまう。私はその地域をどういうふうにすればいいということをもう少しはっきりおっしゃってもいいと思います。５ヵ年後にやるのか、３年後にやるのかという計画をすることによって早速やらなければいけないというようなことをもう少しはっきりお聞きしたい。もちろん市場建設費であるのかないのかとは別であります。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。都市計画の修正の中にどういう具合に取り入れられておるかという御質問でございますが、現在の修正案の中には今の市場の両側に道路を変更するようにしてはおりません。最初は水上店舗を作らせないという方針だったんですけれども水上店舗が現実にできておりますので、この取り扱いをどうしたものかということで話し合いは現実にやっておりますが、どうしたほうがいいということは出ておりません。いろいろ今後の問題として修正案の中でもこの問題は取り上げられるということになると思います。それから２番目のもう少し意欲的にそこの開発計画を立てればいいんじゃないかということでございますが、そういう意味でわれわれはスラム街解消の中に道路計画をしております。今にはじまったことではなくして、あの周辺の計画は前からやっておるということでありまして、かえって私たちとしては意欲的にあのへんの開発計画をしているものと考えております。

○平良真次郎君　東市場の今後の問題です。

○第二助役(新垣義徳君)　お答えいたします。東市場の件につきましては先だっての一般質問の中においても私申し上げておきましたが、確か1964年の７月28日だったと覚えております。場所は日光ホテルでご

ざいます。もちろん地主の○○さんと業者の代表の方々、市当局で話し合いいたしまして東市場につきましては先ほど申し上げましたとおりに３者の協議をもって進めてゆきたいという基本方針が出来ておりまして、その具体案につきましてはどうなってるかということになりますというと、あれ以来まだ協議会をもっておりません。これからでございますので、具体的なことについては協議をもつことによって具体化してゆくものと考えております。

○平良真次郎君　助役の答弁は結局先ほどの建設部長の答弁とも関連いたします。つまり都市計画道路を変更しないということは現在の東市場が約半分に縮小されるということであります。そうしますというとこれは３者の協議によって建設した。ところがやはり１階は半分しか収容できないというようなことになるわけでございます。そういうようなことからまだ具体的にどうするというようなことができないとおっしゃっていますが、勉強堂のほうとしても地主のほうとしてもこの問題についてむしろ、３者協定は一応東市場敷地を返すことによって全部御破産の状態というようなことに感じられたわけでございます。それでこの問題についてはさらに委員会でお尋ねいたしたいと思っておりますので、今後東市場の問題をどのように取り扱っていかれるのか、あるいはこれは道路の問題とも関連があると思います。今度の都市計画道路ということが一番私は関連が深いと思っております。その点もあわせてひとつ委員会でお尋ねいたしたいと思っております。質問を終ります。

○金城吾郎君　この議案の提案の仕方について57号議案と大体同じような提案になっておりますが、問題をかもしている公設市場のことだけに慎重にやってもらわなければならんと思うのであります。この議案内容からするならば坪500ドルになってる。ハッキリ単価が割り切れます。そうすると地主の○○さんとほぼ話し合いがついたというふうに理解されるわけでございます。とするならば起債の議案を提案すると同時に取得の議案も出すべきではないのか、これが第１点。さらにこの議案からするならば牧志公設市場用地となっておりますが、牧志公設市場というのは条例にももちろん１丁目としか書いてないが当然現在の牧志公設市場のものだと思います。そうすると予定地ではないのか。牧志公設市場建設予定地ならばわかるけれども現在いわれる牧志公設市場は営業をやっているところであるがこういう点についてどう考えてるか。現在の牧志市場は都市計画指定市場であるがこの指定の問題についてはどうなってるか。

○企画部長(新里博一君)　第１点についてお答えいたします。これは取得の議案と一緒にやります場合には予算外義務負担の分が出るわけでございます。それでわれわれといたしましてはこの起債議案がとおりますというと次に臨時議会を招集いたしまして、取得の議案と契約の議案を一緒にもってゆきたいということであります。今取得の議案を出しても契約をする場合に臨時議会を開かなければいけないのでそういうことで別々にしたわけでございます。それから牧志市場用地購入債というふうになっておりますが、これは考え方が今の○○さんのところに牧志市場を造るんだということでこう書いたわけでありまして、たとえば公営住宅の敷地を購入する場合、あるいはコンポスト工場の敷地を購入する場合、予定地購入ということは使っておりませんのでこれをそう表現したわけでありまして別に他意はありません。

○金城吾郎君　もちろん自治法第171条の２の規定の債務負担の制限の意味はよくわかりますが、これを検討した中でそれに触れるか触れないかということで議会の事務局長ともいろいろ話し合いをしました。触れるという見解も出てくるでしょう。しかし常識的な問題として先ほどの公営住宅建設用地と市有地とを交換することについてという議案もこれは取得の議案でああいうふうにあえて話がついていれば一緒に出すべきではないか。私が申し上げているのは話がついておるとすれば当然一緒に出してもいいという考え方であるが、債務負担が生ずるからあとで出してもいいということは逃げ道としか考えられない。しかもこの起債の議案を出して49号議案のように去年の議案に出された若松市場の起債の問題は、現場に行って説明をきいた。これは地主との話し合いはどうなってるか、店子との話し合いはどうなってるか、近々移るようになってるか、間違いはないか、間違いない話し合いはついていることで全会一致でとおした。それを１年後に議案を改めなければならないというところに問題がある。それほど地主と店子との話し合いはむずかしいということであります。ですから話がついておったとすれば当然一緒に出すべきだということであります。地主との話し合いがこじれるかもしれませんし、そこをはっきりしてもらいたい。１年かかってやっとかたがついたと思ったら若松の場合は変更しなければいけない。しかもせばめられる。こういうことから慎重を期してもらって提案の方法を考えてもらいたいということであります。もし、これについて当局としてどうしてもとおさなければならないということであれば、これは委員会の場でもっと慎重に審議していただきたいと思うわけでございます。

（「進行」と言う者あり）

○議長(高良一君)　日程第30、議案第68号牧志公設市場用地購入債を起こすことについては、質疑を終結しその審査を総務委員会に付託いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日はこれをもって散会いたしまして、次は27日午前10時より再開いたします。

（午後２時37分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1966年６月13日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　久高　友敏〔印〕
署名議員　仲本　安一〔印〕

〔６月21日会議録略〕

６月27日(６日目)午前10時　開議

○出席議員（28名）

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
９番　友利　栄吉君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君	13番　仲宗根昌弘君
14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君	17番　金城　吾郎君
18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君
23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君	25番　高良　　一君	26番　比嘉　佑直君
27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君	29番　辺野喜英興君	30番　渡口　麗秀君

○欠席議員（２名）

10番　吉浜朝一君　22番　赤嶺保三郎君

○説明員

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君	第二助役	新垣　義徳君
収 入 役	渡口　政行君	総務部長	城田　清才君	企画部長	新里　博一君
経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君	水道部長	玉城　定仁君
消 防 長	宮平　栄治君	選挙管理委員長	赤嶺　正一君	教 育 長	阿波根直成君

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　議事課長　新垣襄二君　庶務課長　玉城三郎君

議事日程第６号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第29、第31～第48、第50～第57　略〕

第30　議案第60号　公営住宅建設用地と市有地とを交換することについて(建設委員長審査報告)

第49　議案第68号　牧志公設市場用地購入債を起こすことについて（総務委員長審査報告）

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手許に配付してある議事日程第６号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

これより議事に入ります。

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において、安見福寿君、椿秀義君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。日程第30、議案第60号公営住宅建設用地と市有地とを交換することについてを議題として、建設委員長の報告を求めます。

○建設副委員長(比嘉佑直君)　議案第60号公営住宅建設用地と市有地とを交換することについて、委員会における審査の経過と結果を申し上げます。本案に対する質疑の主なるものを申し上げると、交換渡地、交換受地双方の土地の評価が果たして適正であるかどうかが問題であり、この土地を入札させた場合いくらで売れるか問題と思うが、これについて当局の見解を質したのであります。

当局の説明では双方とも評価委員会の評価によって渡地は坪当り150ドルであり、入札した場合は入札しなければわからない。又交換受地は評価委員会の評価が40ドルになっているが、地主は当初80ドルだったのを50ドルに引き下げた。需要、供給の場合どうにもならなかったとのことであります。ところでこの久場川の土地は当初久場川公営住宅を建設する場合一括して購入しておけば３年以前の評価で安く買えたのに何故当時は買わなかったかということに対し、その当時は実測の結果余ったので地主に還元したが道路排水の関係で是非必要になったとのことであります。以上のような質疑が交わされた後討論に入ったのであります。

反対　久場川のこの土地は○○より○○が1,800坪、坪当り２ドル50セントで買入れその後市が○○から４ドルで購入し坪当り１ドル50セントの利潤を上げ、総坪数7,800坪から１万7,000ドルを９日間で利得したことになる。しかもこの7,800坪を実測してみると今の交換する土地の1,623坪が余っていたわけで、この土地からも７万7,000ドルの利潤を得たことになる。又○○氏の土地は評価委員会では40ドルになっているにも拘わらず10ドル上げて50ドルにした。これは道義上といっているが解せない。安謝の埋立地は実際に入札させた場合は180ドルで売れる。こういった評価で交換し一部の特定の人に利潤を与えることはいけないので本案に反対する。

賛成　本件は都市計画の一環である久場川公営住宅建設のためどうしても確保しなければいけない土地である。即ち道路排水施設をするためにも是非必要にせまられた土地で交換条件のものであり、ただ評価委員会が評価した40ドルが50ドルになったことは不満もあるが、これは需要供給から当然のことで公営住宅団地建設のための見地から賛成するものである。

以上のような討論ののち表決に入り、賛成多数で本議案は承認すべきものと決定いたしましたので各位の御賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　質疑に入ります。

○久高友敏君　委員長にお尋ねいたします。ただいま委員長の説明によりますと、この土地は公営住宅建設のための取得交換だということはわかるわけでありますが、問題は財産評価委員会が決定した金額よりか、あの首里久場川にある1,628坪ですか、この土地を財産評価委員会が決定した40ドルよりか坪当り10ドルも引き上げて交換したということ、つまり１万6,000ドル余の値上がりという結果になるが、この財産評価委員会の決定した額で交換ができないとするならば、さらに財産評価委員会にかけてやるのが妥当じゃないか。つまり財産評価委員会というのは一応市長の諮問機関であるにせよ、一応目途をつけるのが財産評価委員会の使命だろうと思います。なぜ１坪10ドルも上げて交換をしたのか、これについて審議されたかどうかこれをお答え願います。

○建設副委員長(比嘉佑直君)　お答えいたします。この土地は評価委員会では40ドルになっておりますが、○○さんはこれは７、80ドルという値を打ってきたそうでございます。それでいろいろ相談して、40ドルでは絶対売らない、私は100ドルで売ってみせると豪語されて、結局50ドルにもっていったという当局の説明でございました。

○久高友敏君　今の委員長の御説明によりますと○○氏はこの土地は50ドルでも安い、もし売るとするならば100ドルで売ってみせると言っておられるというが、委員会に招致してそういう証言がなされたのか。

○建設副委員長(比嘉佑直君)　お答えいたします。これは委員会での○○さんの証言じゃございません。建設部長がじかに聞いたことを建設委員会で言ったわけでございます。

○久高友敏君　もちろん当局の説明を委員会において信用してそのとおりだと了承されて、100ドルでも売れる土地を50ドル程度評価して買えたという結果になりますと、むしろ50ドルと安く評価して買ったということになりますと、この財産評価委員会の決定というのは半分の値段しか評価していない。半分以下の評価しかしていないという結果になりますが、問題は○○○○氏がもうかるとか損するかという問題じゃなしに、今までの財産評価委員会のあり方はあまり高く評価すると市民の地価をつり上げるという結果になりかねないというので、適正の評価あるいは地形の状況により評価されてると思いますが、しかし実際の評価額と実売買の実例からするとかなりのかけ離れがあると思う。たとえて申し上げますと安謝の埋立地、あれでも80ドルを評価されたのが公入札の結果180ドル以上も入札があったそうであり、財産評価委員会はでたらめな評価をしているじゃないかというような声も聞かれたわけであります。

しかしながら今度は逆に市が取得しようと、交換しようという土地をあべこべに実際は100ドルもするのを40ドルで評価したことに問題が出ておると思います。今後こういうような問題がある場合にはつとめて議会で紛糾させないようにしてもらいたい。これが妥当な線であるかどうかということは今まで再々あるわけであります。市が財産評価委員会の決定した額で取得できない場合には再評価した実例もあります。また入札に付しても落札者がいなくて再評価して下げた実例もあります。だからこうなりますと、この財産評価委員会というのはまるっきり市長に下駄をあずけられたようなことになりかねない。公営住宅を建設する趣旨はわかります。しかしこういう安い地域において10ドルも坪当たり違うということになりますと非常に問題が残ると思います。それについて委員会のほうでは審議されなかったと思いますが、当局に今後の方針についてひとつ御説明を願いたいと思います。

○総務部長(城田清才君)　お答えいたします。 評価につきましてはごく最近の評価でございますので○○氏のほうが、どうしても40ドルではぐあいが悪いということでしたが、しかし○○氏個人の言によって再評価する必要は毛頭ないと思っております。したがいまして市が評価した評価は絶対に正しいのでありまして、ただ売買の関係というのは需要供給との間においてきまるものでございますので、この関係においてはあくまでこの問題は市と○○さんの間においてさだまるものでありますので、事情万やむを得ないものと考えております。

（「進行」と言う者あり）

○議長(高良一君)　質疑打ち切り討論に入ります。

○儀間真祥君　議案第60号公営住宅建設用地と市有地とを交換することについての議案に反対いたします。

その理由を申し上げます。ただいま議題になっております久場川公営住宅の敷地は３年前に僅か９日間で○○という土地斡旋業者に１万1,700ドルの利潤を上げさせたいわくつきのものであります。すなわち当時○○氏が○○からこの土地を買うときに台帳坪数で買ったが実際にはかってみると1,623坪以上あったのであります。今回この土地と安謝の埋立市有地とを交換しようということであります。金額にいたしますと確か８万ドル余りで金額は問題ありませんが、しかしこの1,623坪については今申し上

げましたように、３年前に那覇市が４ドルで買った。その前にこの土地は○○の土地として買う場合に台帳面では7,500坪、実測してみると1,623坪余っている。この1,623坪はただ儲けであります。それと今度はこの土地を売る場合には普通は財産評価委員会で評価をやるわけだが、その評価が40ドルになっている。40ドルという値段は評価委員会できまったがそれを10ドル上げている。この理由は今の説明からすると○○○○氏が40ドルでは売らないということなので10ドル上げたといっているが、委員会における本員の質問に対しては、○○氏の土地から那覇市の公営住宅へ下水道のヒューム管を通してあるので一応道義的にこうなったということでありました。しかし、ヒューム管の通っている坪数がいくらかというと僅か40坪であります。この40坪について１坪10ドル上げると400ドルである。しかし1,600坪ということになると10ドル上げると１万6,000ドル余りになる。そうなるとべら棒な儲けということになります。評価は非常に高くなってきます。那覇の市有地、これは安謝の市有地であります。これは１号線に面しておりますがこの市有地が541坪、これを財産評価委員会では150ドルの評価になっている。しかしこれを実際に入札してみると180ドルに売られている。この交換しようという場所は180ドルで売られた場所よりも条件はいい。そういうことからいいました場合に180ドル以上に売れるものと考えなければならない。そういうことからして市有地を評価する場合には安くして、相手の土地を評価する場合には高く評価しており、結果としては向こうが儲かるということになります。それでこの土地をどういうふうに取得したんだ、要するに久場川の土地がどういうふうに那覇市の市有地と交換されたかという過去のいきさつはわかっている。だからその場合に断然こっちの立場は優先するわけであります。それを西銘市長は受身の立場に立ってこういうふうな交換をやっている。そういう意味におきましてもこの議案に賛成することはできないということを申し上げて反対いたします。

○比嘉朝四郎君　議案第60号につきまして賛成するものであります。

本件は都市計画事業の一環であります久場川公営住宅建設のためにどうしても確保しなければならない土地でありまして、すなわち団地の排水並びに道路を布設するためにこの土地がなければ機能を発揮することができないという必要にせまられた交換であります。ただ、本員が不満に思うことは土地評価委員会が評価された40ドルを上廻る額でいわゆる需要供給の原則から押し切られたうらみはありますが、しかしながらこれも公営住宅団地建設という大きい目的のためにはやむを得ない処置と思うのであります。ただいま人民党の儀間議員から特定の人に利潤を与えたということでありますが、こういうことは経済の原則を知らない人のものの言い方でありまして物価というのはあくまでも需要供給の原則によって左右されるものであります。以上申し上げて議案第60号に賛成するものであります。

（「進行」と言う者あり）

○議長(高良一君)　討論を終結し採決に入ります。議案第60号公営住宅建設用地と市有地とを交換することについて、委員長報告どおり可決することに御賛成の方御起立を求めます。

○議長(高良一君)　多数であります。よって本案については委員長報告どおり可決されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。日程第49、議案第68号牧志公設市場用地購入債を起こすことについてを議題として総務委員長の報告を求めます。

○総務委員長(赤嶺慎英君)　議案第68号「牧志公設市場用地購入債を起こすことについて」審査の結果を報告いたします。

本案は牧志公設市場建設用地購入費を市債で充当するため提案されております。当局の説明によりますと、本公設市場は、当初現在の西市場に建設する計画のもとに地主並びに業者との話し合いを進めてまいりましたが、折り合いがつかず、延び延びになっておりましたところ地主の○○○○○さんから土地買い取りの請求の文書が1966年２月22日に来ており、また時を同じくして、仮設市場の地主○○○○さんからも同趣旨の文書が来ましたので当局といたしましては、○○さんにお会いし、地価を尋ねたが○○さんは自分の地価については答えないで周囲の土地は1,000ドルもしていると話している。また○

○さんの土地は坪500ドルであるので財政上○○さんの土地を購入し、そこに公設市場を建設する計画に変更したということであります。また、当の○○さんは本案が提案されてから亡くなっておりますが、その後の取得につきましては、初七日に助役が御家族の方とお会いし、確認いたしました結果、○○さんの御家族は○○さんの意思を尊重して、この土地は市に売却するということであります。

次に市場建設と道路開設の件でありますが、当局はこの市場に３本の道路を布設する計画であります。これに要する工事費並びに補償費は約18万ドルかかると申しております。また、今の西市場を返還した後、もし○○さんがそこに私設の市場をつくり市の公設市場と２つの市場ができたとしても成り立ち、採算がとれるし、この起債にかかる償還計画に支障はないとのことであります。当局に対しましては以上のほか、若干の質疑をかわし、さらに賛成、反対の業者の意見も聴取いたしました。

結論といたしまして、本案についてはこれだけ紛糾しているし、市民の総意も聴くべきであり、今会期中において結論を出すべきではないので議会閉会中の継続審査に付してもらいたいという動議が提出されたが、賛成少数で本動議は否決され、討論に入ったのであります。

反対討論のおもなるものを申し上げますと、

(1) 当局として○○さんの土地を購入する客観的な確証があるかということに対しては内面的な自信があるということだけであって、仮に客観的な確証があって○○さんの土地を購入することが自信があってもはたしてりっぱな那覇市民のためになり、ひいては業者のためになるような公設市場が成り立つかどうか疑問である。

(2) 業者からの意見も不十分ながら一応は聞いたが、さらに客観的な市民の立場あるいは学識経験者の意見も聴取した上でこのような重要な議案は結論を出すべきである。したがってここですぐ結論を出すということは賛成できない。

というものであります。

さらにもう１つの反対討論は、

(1) ４ヵ年の統計をとって見ても独立採算がとれないということは、はっきりしている。なぜならば金融政策をみてもわかるとおり、この市場は莫大な金がかかる。200万ドルや300万ドルかかるかも知れない。それは道路を開けるのに土地買収費が100万ドル越すということが常識である。したがって○○さんの土地につくった場合に安くつくということは言えない。

(2) 建物についても地下をつくるべきでない。近代的な鉄筋コンクリートを建てるべきでない。１階か２階でいいと考える。200万ドルあまりの金をつぎ込むだけの那覇市の財政はゆとりがない。

(3) １ヘーベー６ドルの家賃を出すということは商売人として引き合わない。したがって品物をいくらか上げて売らなければならなくなる。そうなるとしわよせは27万市民にくるし、また商売人の生活はどうなるか考えなければならない。

(4) 道路を開けてもらわなければならないということがあったが、それは土地の取得や立ち退き補償の目途がついていない今日大きな困難である。

(5) 当局の説明に勉強堂の土地は借りられない、向こうにつくれないということだが、議員はあくまでも執行機関でなく議決機関である。去年土地をかえしてもらいたいという場合に全会一致でかえさないんだということで、この陳情を不採択にしておる。これを今度はかえすんだということは市長の政治力がないからである。政治力があればあの土地を借りることができると信ずる。

(6) 沖縄が日本復帰した場合は国庫支出金がもらえるのがはっきりしておる。したがって銀行からたくさん金を借りる必要はない。そういう時期になって近代的な市場が必要であるならばつくるべきである。今の那覇市の貧乏財政ではこういうばかげた計画は必要ない。よってこの議案に対して真っ向から反対する。

ということであります。

次に賛成討論のおもなるものを申し上げますと、

賛成反対というううちに地主からの土地返還、土地買い上げ、陳情とそれに追いうちをかけて浮島通りと水上店舗を囲むスラム街の建設等があって、これが実現できる見込みがない。いつまでたっても市民の大望するところの公設市場は実現できなくなり、いつつくれるという見通しもたたなくなるということは政治の後退である。

市の建設計画を見ると、

(1) 独立採算がとれる。

(2) 収容については心配がない。

(3) 立地条件がいい。

(4) 浸水がない。

(5) 住民にサービスできる近代的な設備ができる。

(6) 新しい市場が完成するまでは現市場を使用することを○○さんと話し合いがついている。

以上の観点に立って現業者にもしわよせがない。那覇市の発展を考えるならば27万市民にサービスできるりっぱな市場を早く実現できるよう要望して賛成する。というのであります。

さらにもう１つの賛成討論は、

市場として成り立つかどうかということであるが、現在の市場に業者あるいは○○さんがそこに建築するとしても、どうしても１ヵ年位はかかる。その間にはお客さんはすでに新しい市場に足を向けて新しいところで買うのは常道である。さらに１ヵ年後にはもう新しい市場として成り立つことになる。なぜならば今那覇市に各方面からどんどん移動してきて市場が非常にせまくなっている。そういうことから考えて、その一帯、変更された場合、あるいは現在の場所を含むそこら一帯が市場となれば、おのずからりっぱな市場が両方とも一つになるというような見解に立って今の場所もりっぱに成り立つと考える。今の変更した場所をもしも買い上げなかった場合は○○さんも貸さない、売りもしないということになれば公設市場はつくれないということになり、困ってくるのは市民である。したがってどうしてもその敷地を購入すべきである。要望として、

(1) 改築後は現業者を全部入れること。

(2) 道路用地を早急に買い上げて市場建築と併行して道路をひろくする。

(3) 用地買い受けのときは市有財産取得管理処分条例第７条のとおり取得前の調査を十分にし、新民法にしたがって万全を期してもらいたい。

(4) 借り入れ利子の引き下げに努力してもらいたい。

との要望を付して本案に賛成するということであります。

以上の賛否両論を交わしたのち採決に入ったところ、賛成多数で原案通り可決すべきものと決定いたしました。議員各位の御賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　質疑に入ります。

○平良真次郎君　土地の購入資金が37万9,090ドル、利息７万5,870ドル、しめまして45万4,960ドルということになるわけでございます。さらに建物建築費として今予定されているのが75万ドル、利息が39万6,294ドル、土地建物をしめまして160万1,234ドル、こういうふうな金額になるわけであります。これはこの68号議案に書いてあり、さらに本会議で私の質問に対しまして付近道路の開設が18万7,000ドルかかるというふうな部長の答弁でありますが、そのときに特にこの地域については、土地代についても高価であるし、さらに建物補償についても相当の金額を要するけれどもこの18万ドルでできるということだが、こういう面について委員会において十分検討していただきたいことを申し上げたわけでありますが、委員長の報告では18万ドルになるということでございますが、現在開南から平和橋間の道路工事におきましても最初の11万ドルから現在はもう19万ドル余の補償、土地代がはね上がっており、そういうふうな実情からいたしましてもこの18万ドルというのは何に基づいて算出したのか、あるいは現在この市場予定地には車両の両面交通が困難な状態にあるが、まず何といっても道路の問題が一番大切なことだと思うわけでありますが、この点について委員会ではどのような審議がなされたか、お尋ねいたします。

○総務委員長(赤嶺慎英君)　お答えいたします。本委員会におきましてはあくまでも牧志公設市場の用地に要する起債を議案として審議は交わされております。その起債の審議にあたりましてはなぜ今までの西市場からここに変更されたかということが中心議題になり、そしてそのときの収支の財政論を吟味されて本結論を出したわけでございまするが、18万ドルという数字は企画部長の答弁でありまして、ほり下げた内容の技術的な面においては本委員会では審議されておりません。総務委員会といたしましては、これは予算のほうは建設委員会に付託されておるので向こうに行ってほり下げて検討すべきであるというふうな趣旨もお互いに話し合われておりますので、総務委員会においてはその技術的な面においてはつっ込んで審査されておりません。もし御要望であれば当局に説明させてもらいます。

○平良真次郎君　こういったような施設をつくると多額の資金を要する。こういうふうな施設をつくるには要するに設計計画完成後のすべての資金並びに計画を一応はっきりしなければいかぬということは、私はたびたび本会議において申し上げておるわけであります。

たとえば市庁舎をつくるには一体計画から最後の完成まで幾らかかるかということ、これがもっとも大切な市の財政計画でなければいかないと思うわけであります。単なる建物をつくると、これだけでこの問題が解決するのではなく、いわゆる那覇市の総体的な財政の中でこの比重がどれだけあるかということが、まず私は総務財政という意味においてもきわめて重要な問題じゃないかと思うわけであります。しかも委員会におきましてこの予算について審議する段階でございましたが、これが都合によりましてこれができなかったわけでありますが、この予算について当局にお尋ねしたいと思っております。なお収容にあたりまして使用料が２倍半から３倍になるというふうに数字が見受けられるわけでありますが、この点については委員会ではどのように御審議されたか。

○総務委員長(赤嶺慎英君)　お答えいたします。本委員会におきましても使用料が2.5倍から３倍程度に上がるということは審査の過程に出ております。その点は建設委員会で、お互いの陳情を審査したときにも資料として取り寄せて各員に説明しております。ところがあくまでもこの議案が起債の議案であるので、これが執行段階になると、臨時議会を招集して具体的に提案をしたいというふうな当局の説明でありますので、内部的な小間の問題、そして平方メートル当りの単価、そういうことはつっ込んで総務委員会では質疑は交わされておりません。以上お答えいたします。

○大浜長弘君　継続審査の動議を提出いたします。

(「質疑を打ち切って下さい」と言う者あり)

○議長(高良一君)　質疑を打ち切ります。

○大浜長弘君　継続審査の動議を提出いたします。

(「賛成」と言う者あり)

○議長(高良一君)　動議は成立しております。説明を求めます。

○大浜長弘君　本68号議案は去った総務委員会においても審議され委員長から報告のあったとおりでございますけれども、那覇市の公設市場の建設は、市民の保健衛生を守り、環境衛生を向上せしめて市民と業者の共同の利益をもたらすものであり、その改築には当局もむろん業者も議会側も市民も異論をはさむものは１人もありません。むろん本員も諸手を挙げて賛成するものであります。しかし収容方法について、業者とのおり合いがつかないままに３年来も紛糾を続けているのでありますけれども、西仮市場に敷地購入起債を起こすことについて二転三転とぬかるみにはまったような感じがいたします。３年来紛糾し続けてきたのは、あくまでも現市場の改築の問題であり、今回の仮市場での建設は前者の引き続きは全くない。いわゆる白紙の立場にかえして審議すべきであると本員は思うのであります。なぜならば立地条件が全く違うし、また一方は浸水するし、一方は浸水しない。また収容力の問題においても双方とも異なっていますがゆえに那覇市百年の大計をあやまらさないためにも慎重に審議をなすべきである

というように本員は思うのであります。

また一方から考えてみました場合に100万ドル余の巨費を投ずる事業の実施にあたっては、また市民の金を使うという立場から考えてみましても簡単に善悪をきめるという軽率は厳にいましむべきだと思います。当局は議案を押し通すために強行採決に持ち込んでいるし、業者は死活問題として実力行使に出て不祥事件まで誘発せしめたことは、那覇市当局はむろん議会の汚点であると思います。

最近世論もようやく高まりテレビでの対談、新聞は社説として市場問題を取り上げて公開討論等を提唱しております。このような世論も高まりつつある現状でその声に耳をかそうともせず、強行採決に持ち込むことは、もはや〝数の暴力〟としか考えられません。〝民の声は天の声〟という諺があります。大衆の声を無視して行う政治は、すでに市民不在の政治であり、権力政治につながるものでなかろうかとこのように考えられます。民衆の声ほど強いものはないし民衆の怒りほどこわいものはない。民衆の声はどのような権力でも封じ切れない真実の叫びであり、歴史を変えさせる大きな力があったことは過去の歴史が物語っているものであります。

政治は話し合いであり妥協であります。話し合いのない政治は暗黒の政治であり、権力政治にもつながります。妥協のない政治は一歩の前進もないと本員は思うのであります。

このような時点にわれわれは襟度と自重と寛容をもって、われわれはただ目先の事象に困惑されずに那覇市百年の大計を考えるべきであるとこのように思うのであります。また市場問題の民主的解決は私たちの立候補当時の公約でもあり、このような強い反対の中において改築は民主主義自体も踏みにじることである。このように思料されます。

市場問題を今一度継続審査をやって真に当局と業者が話し合いをもたれるまであとしばらくの間、68号議案を採決するのを延していただきたいと思います。もしこれが採決になるようでありますならば本員は不本意ながら退場いたします。以上提案します。

○議長(高良一君)　ただいまの継続審査の動議に賛成の方御起立を求めます。遺憾ながら少数でありますので本動議は否決されました。

○議長(高良一君)　討論に入ります。

○仲本安一君　議案第68号牧志公設市場用地購入債を起こすことについて反対討論をいたします。

本員は総務委員会におきまして、いろいろ審議をしておる中において問題点が惹起しております。特に当局においては、ただ現在の公設市場は本来改築すべきものであるけれども、業者との折り合いがつかないためあえて○○氏の土地に市場を建築するというような計画でございます。しからばその○○氏の土地の購入についての見通しはどうかという点については新垣第二助役をはじめ、さらに建設部長、企画部長の今日までの答弁はいわゆる自信があるということでありました。しかしながらその間において不幸にして○○○○さんは亡くなられておるわけであります。その間いろいろ相続関係で問題もございますし、また聞くところによると相続を予想される方は那覇市には土地を売らずして自分でパーキング場をつくるというような話も聞いております。この問題について市当局に質しましたところ、企画部長はいやその後も折衝した結果、市に協力するんだということをはっきり言っておりますというようなことを言っておりますけれども、まだ確証がないわけであります。たとえば現在の公設市場の地主である勉強堂の○○さんにしましても、あるときは買い取ってくれと言ってみたり、あるときは返還してくれと言ってみたりいろいろ違うわけであります。したがってこの問題については3年来非常に重要な問題であるがゆえに簡単には片付かない問題があろうかと思います。特に勉強堂から返還の請求があるということを言っておりますけれども、総務委員会における企画部長答弁は○○さんのいわゆる返還請求には期限がないということであります。少なくとも返還請求には何年何月の何日までに返してもらいたいといって期限をつけるのが原則であります。期限をつけない返還請求というのは、単なるできるならば返してくれぬかという程度のものであって、正式な返還請求とはみなされないというふうに本員は考えます。したがってあくまでも公設市場というのは歴史的にみても、また市長の当初の方針からしましても、あくまでも現在の非衛生的な施設を改築するんだというような線で、現市場を改築するように努力をすべきだとこのように本員は考えます。その努力をせずして、あえて強引に○○氏の土地に建築するということには賛成できかねるわけであります。なぜならば現在の公設市場の業者これの3分の2の方々が市の現在の方針には反対いたしておるわけであります。少なくとも3分の2が反対するというこの事実を市当局及び与党の方々はどう見るかということです。これはただ単に西銘市長に感情的に反対しておるから、この人たちの言うことを聞かなくてもよろしいというふうに片付けられるものではないと思うんです。少なくとも今一度市長及び与党の方々も胸に手をあてられて、これだけの反対者がおるけれども、問題は奈辺にあるかということを反省してもらう必要があるのではないかとこのように考えます。申し上げなくても政治はあくまでも話し合いで、そして時と場合によっては妥協というのもしなければならないと本員は考えます。しかしながら現在の市当局の態度というものは、あくまでも一端計画した以上は強引にこれをやれというようなことであるけれども、このような態度こそが、いわゆる公設市場問題をこじらし、さらにその他の区画整理に見られるようにいろいろ問題をこじらせておる原因だと思います。なぜ当局の案に進んで積極的に喜んで賛成できないのか、なぜ反対するのか、その原因は奈辺にあるのかということを今一度反省しなければならないと思います。ただ自分が正しいから押しつければなんとかなるだろうということではいけないと思います。そこで少なくも総務委員会において休憩中非公式に市当局案に賛成する業者の代表、反対する業者の代表の意見を聞いたのでありますが、市当局案に賛成する業者でさえ最初のうちはとにかく現在の公設市場の場所に改築してもらいたいというふうに再三市当局にもお願いした。しかしながらそれが無理だとするならば、市にはその他の事業でやることもたくさんあるのでひとまずこの○○さんの土地に作ることに賛成であります。そのかわりいわゆる本流といいますか、本条という表現をされておりましたが、第一この土地が現在の場所にある以上はそのままではいわゆる発展の見とおしはない。従って本流をそこに移すにはその周辺の道路もすべて整備しなければならない。そうすれば○○さんの土地でも成り立つんだというふうなことを賛成派の○○さんも言っております。

それから見ましても○○さんの土地にすぐ建物をたてて市場が繁昌し市民の便に供するということにはならないわけであります。従って将来の問題についてはこれは予想の問題であり、いうなれば仮定の問題であって現実の問題ではないのであります。先ほど24番議員も質問されておりましたが、一旦そこに建物を作ったにしましてもその周辺の道路整備をいかにするかという点については、企画部長は「将来考えます」ということであって、具体的にどこからというふうに道をあけてどうするというような明快な回答は出てまいってないのであります。そこら辺にも問題があろうかと思います。さらに、また本員が申し上げたいのは少なくとも市場はあくまでも市民の便利ということも第一義でありますけれども、やはりそこによって立つところの業者の立場も考えなければならないと思います。特に本員がここで申し上げたいのはいわゆる市が市場を作る。たとえば公営住宅みたいのを作ってそこに条件をつけて入居し、あるいはそこに入って事業を営むというような業者であるならば、契約切れだから出てくれということも簡単ではありましょうけれども、あの公設市場は歴史的にみてもおわかりのとおりいわゆる古い歴史をもっております。開南のイーマチグヮー時代からの、あるいはシタマチグヮー時代からの流れをくんでおります。従って今、公設市場で働いておられます賛成者、反対者をふくめて業者が今日まで市場を盛り立てて来た苦労は並大抵のものではないと考えます。あえてこれを前例に出すわけではないけれども、少なくとも市場をりっぱにしたところに入ってきたのではなしに、現在の業者こそがこの公設市場の周辺を都市化し市場化してきた努力のたまものであろうと思います。そのような点からすればせめて市長は今一度自分の案に固執せず業者のいい分をじっくり聞く必要があるのではないか。ややもすると曲げた宣伝がなされ、曲げた報道がなされますけれども、本員が言っておるのはあくまでも現在の牧志市場を改築すべきだという線に立っておるわけであります。また、業者もそうであります。いわゆる改築もしくは建設に真っ向からこれを否定し反対するものはだれ一人いないわけであります。少

なくとも業者のことも考え、そして市民の便利も考えてもらわなくちゃならないと思います。私は、○○さんの土地に市場を作るという市長の目的がどんな目的でこれを作るのか、だんだんわからなくなってまいったのであります。本来は改築すべきであるが、何かしら一旦計画したからには反対者がおればおるほどますます意地になって、そしてどうしても○○さんの土地に作ってやろうというような意地といいますか、感情といいますか、面子といいますか、こういったようなことがあるような気がしてならないのであります。やはり政治は意地や感情、面子でやってはいけないと思います。市長が施政方針の中にも述べられましたように、誠意と勇気をもって当ってこそ真の人間性のある、血のかよったあたたかみのある政治というものができるんじゃないかと思います。そしてそのときにこそ真に党派を抜きにして主義主張を抜きにして、やはり西銘市長はりっぱな政治家だと言われるときもきましょうけれども、現在のような立場で主義主張が違うということだけで強引にものごとを押しつけるということ自体は恐らく市民のためにもならないし、市政の発展のためにもならない。西銘市長個人の後々の名誉になるどころかむしろ不名誉になるのではないかと考えます。本員が申し上げたいのはあくまでもこの問題は今一度白紙に戻し冷静な立場で再検討してしかるべきではないかとこう考えます。もし万が一○○さんの土地に100万ドル近くの金をかけて市場を作り採算が成り立たない場合、たとえば東町の下駄ばき住宅、この市場、こういったのは開店休業であります。市場を作っても借りる人は誰もいない、赤字であります。このような点から考えますと、100万ドル近くの大金を投じて市場を作ってもそれが成り立たない。業者が１人去り２人去りといったことになったら一体誰が責任をとるのか。西銘市長の任期はあと３年であります。仮にこの議案が通ったにしても、この市場を建設するのにあと２、３年はかかりましょう。そのときに市場が成り立たないとしたらその尻ぬぐいは誰がやるのか。西銘市長がやるのではない、その後継者がやるわけであります。ですから、西銘市長が今これを強引に通そうというのであれば、それだけの責任、これをもって真剣に考えるならば、そのような強引な態度は出てこないと思います。本員はこのような点から本案を認めるということは那覇市の全体のためにもならないし、また業者のためにもならないという観点に立って反対いたします。どうぞ全員の御賛同をお願いいたします。

○金城重正君　本員は議案第68号牧志公設市場用地購入債を起こすことについて賛成討論をいたします。

那覇市の公設市場改築は３年有余の懸案事項であり今日まで現業者との折り合いがつかず改築が難航して今日に到っておるのでございます。この改築ができなくなった原因は設計と小間の取り方について当局と業者との見解の相違があったからでございます。この西市場は戦後の自然発生的産物であり、それが戦後20余年改築できなかったことは那覇市の政治の貧困を如実に証明してきたものであると本員は考えます。そこにおきまして西銘市長が勇気をもって那覇市が近代都市として恥じない公設市場計画を構想し、これに着手する計画はわれわれ27万市民諸手をあげて賛成すべきでございまするが、一部の反対者が出て収拾がつかなかったことはまことに遺憾でございます。本員は公設市場はあくまでも27万市民のものであり一部の方々の市場であってはならないと考えております。一部の方々の反対によって公の市場が改築できないということは由々しい問題であり、そのしわよせは27万市民にくるということをよく知らなければならないと本員は思うのでございます。当局案は業者にとっても市民にとっても近代的な市場に改築しようということであり、これこそ政治の前進であり那覇市の発展であると本員は考えます。今日までの審議の過程をみましても賛成者も反対者も市場改築に賛成しておりながら小間、設計の問題で今日まで反対するということは納得ゆかないのでございます。そのような状態ではいつまでたっても平行線をたどり近代的な公設市場はのぞめないのでございます。なお今日、日時の経過によりまして若干情勢がかわり現西市場に改築できないということは遺憾ではありますけれども、しかし今先委員長の報告とダブるかもしれませんが、これは反対、賛成といううちに地主の土地返還問題、買上げ陳情、それに追い打ちをかけて連合会から浮島通りと水上店舗を囲む西市場隣接のスラム街を含めた総合計画の陳情等があったからでございます。もしこれを了といたしましてもそのような総合計画は那覇市の財政の現状からいたしまして不可能であることは明らかでございます。もし、このような調子でゆけば、いつ市民待望の公設市場が実現できるであろうか、公設市場は今後作れないということになると本員は考えます。それこそ那覇市の政治の後退だと本員は考えます。また、当局の説明と建設計画をみますと、１つ採算がとれる、２番目に収容については心配がない、３番目に現業者を多くいれる、４番目に立地条件がいい、すなわち浸水がないということで、５番目に市民にサービスできる近代的設備をする。今さきの反対討論の中にもございましたけれども今までおる業者、この方々は自然発生的にできたと、この市場を今まで営々として築いてきた功績があるということをおっしゃっておった。その方々は市場を改築することによって商売ができないということを反対討論しておったんでございまするが、これは当局の説明によりますれば心配はないということでございます。すなわち６番目でございます。新しい市場が完成するまで現市場を使用させることも勉強堂と話し合いがついておるということでございます。新しい市場が完成し今の市場から移れば何も現在の業者にしわよせが来ないのであります。以上の観点に立っても現業者の建設中におけるしわよせもまた建築後のしわよせもないと本員は考えます。従って反対する理由が成り立たないのでございます。委員会の質疑にもありましたが、反対した議員の中に現在の西市場になぜ作らないのかという発言をやっており、当局に説明を求めているが本員は愚問もはなはだしいと思います。なぜならば以前に西市場に市が計画し設計費用も計上したがこれに反対したものは誰であったか、言わずとしれております。これを今ごろ現市場に作れとは本員は何をかいわんやだと言いたいのであります。委員長の報告の中にもあったように委員会における反対討論の中に日本復帰すれば国庫負担で市場は作れると発言しておりますが現在の沖縄は日本復帰の目途がない今日、これはぼた餅が落ちてくるまでわれわれの市場改築は待っておってくれということでございまして、裏をかえせば日本復帰するまで那覇市の復興はなくてもいいということでございます。これこそ那覇市の百年の大計を誤らしめるものであると本員は考えまして、反対せんがための反対では政治の前進はなく、党利党略だといわれても過言でないと本員は考えるのであります。そこで本員は本当に那覇市を思い、那覇市の発展を思う議員であるならば、当局が早目に公設市場を改築し花も実もあるりっぱな市場として27万市民にサービスできる場所が一日も早く実現すべきだというように考えまして議案第68号に賛成いたします。

○平良真次郎君　大浜議員の出された継続審議に賛成いたしまして私、あえて討論をいたしたくないのでございますが討論をいたしたいと思います。この市場建設が問題をかもしてから３年になるわけでございます。その間、偉く口幅ったいことを申し上げるようですけど、私はどうして現在までこのように市場問題が混乱したのか、これを早急に調整いたしたいということで一昨年の９月に、いわゆる当局並びに業者の方々とこの問題についていろいろ検討し提案もしてきたわけでございます。いわゆる私の仲裁案といいましょうか、そういうような形で当局並びに業者の方々とともども私を中においてその案を発表したわけでございます。と申しますのは、現在の市場自体の生い立ちにいたしましてもいろいろと皆さん御存知の通りでございまして、平和通り並びに浮島通りこれを含むこの地域のいわゆる地域開発ということがもちろん大切でございます。さらに直接問題になりました点が２点ございます。これは要するに収容の問題、どこに収容するかという問題と、また花屋通りの収容の問題、この２点が紛糾したのでございます。つまり花屋通りを西市場の１階に収容するということと、さらに精肉、鮮魚の一部を地下に収容するというようなことがからみあってぐるぐるまわったのが現在のこの市場の問題であります。これを何とかしたいもんだと思い、私は当局と業者との間に入りましていわゆる当時当局が打ち出しておりました地下１階、２階、３階というようなことで１階に現在の市場の方々をより多く収容し、さらに地下２階についてはそれぞれ施設をしてこの方々の希望もあわせ、なお収容については業者間で話し合いをさせてこの問題の収拾をはかるべきではないかというようなことで提起したわけでございますが、不幸にしてこれは容れられなかったわけでございます。こういうようにこの問題が紛糾の度を増し、結局それにかわる地主の問題等が渦を巻いて現在に到り○○さんの土地にどうするというようなことになったわけでございますが、この問題はやはり市政の大きなポイントだとこういうふうに思いま

す。そういうような意味におきましても市長も先ほどの議員に対する説明で誠意と勇気をもってやられるということでありますので、私はその業者の気持をいく分でもくみとってゆけるような考え方に基づいてこの市場問題を収拾いたしたい。この件については議長にもしかるべき話をし、議会運営委員会においてもこれが問題として取りあげられてきたわけでございます。こういうように私たち委員は、この案について賛否ということを提案の前に当然やらなければいけない。金城重正議員の言い分もやはりりっぱでございます。ところがそういうような過去の遠因をとおしましてこれを30名の議員がともどもになって、やはり白紙に返ってぜひこれを収拾しなければならぬ義務があるんじゃないかとこういうふうに考えます。決して反対のための反対ではなく、賛成のための賛成ではなくあくまでもそういうような立場によって現段階をいかに収拾するかということはわれわれに課せられた義務と任務であると思料いたします。そういうような意味におきまして、やはり当局もそういったような気持になられれば必ずや解決できると思います。いわゆる持論を固執せずに、また市場の皆さま方が今後喜び手をとり合ってゆくような政治が欲しいわけでございます。そういうような意味で何らかの方策によって解決できるんじゃないか。つまり去年の９月に先ほど私が申し上げましたように１階を基準として収容し、そして地下２階へ収容してゆく。そういうような考え方に立って業者にその配分をいかにすべきかということで互いに話し合ってゆく。将来は市場というものの経営あるいは配分については今後次第に調整してゆく。建設の段階においてこれを次第次第に当局の考えている市場というものに業者と話し合ってゆく。そして現在の市場の方々をいかに収容するか、市が考えている建物の中にいかに収容してゆくかということが大切なことであり、収容の問題あるいは市が考えている配置計画については二義的に徐々に改善されてもいいんじゃないかと考えておりますし、もはやこの議案に真っ向から口角泡をとばすような時代じゃないと思います。また一部の方もそういうようなことはしたくないはずであります。そういうような立場に立ちまして私は大浜議員からも提案がございましたが、この事態を収拾する意味で将来業者の方々がいがみ合いあるいはまた別に市場もできましょうが、これが互いに混乱ししのぎを削り業者自体が経済的な不利をきたすことを憂慮するものであります。そういうような意味でも私は今の段階において30名の議員がお互いに手をとり合って、市と業者との問題について裸になってお互いに話し合いをすれば、この市場をいずれの場所につくろうが解決できると思います。しかし現在の状態ではこれは未解決の問題として７月に臨時議会があるかもしれませんが、また９月にあるかもしれませんが、さらに２年、３年とこの問題が続くかもしれません。こういうようなことをわれわれが議席をもっている時代にさせていいのかどうかということを、私はつくづく反省し皆さんにこの問題を訴える次第でございます。先ほど継続審議という立場で否決にあったわけでございますが、あえて反対というようなことは申し上げませんが、ただ形式的な立場に立ちまして反対のやむなきにいたったわけでございます。どうぞそういうような意味におきまして議案はいずれかに処理されるかもしれませんけれども、今私が申し上げた点については過去２ヵ年有余にわたりまして、一部の方々は私を市場連合会の支持者だというようなことをお考えになってるかも知れませんが、私は少なくとも良心的にそういうような考え方はもっていなかった。それを最後まで収拾するのは私ではできなかった。あるいは議員の方々もそれを頼まれてやった方もおりますが、ところができなった。私、議長にもきょうも申し上げましたが、そういうような意味で全議員が市長を中心としてこの問題にとりくんでいただきたいという要望を申し上げ、結論としては反対せざるを得ない状態に立ちいたっている次第でございます。これで討論を終ります。

（「進行」と言う者あり）

○又吉久正君　議案第68号牧志公設市場用地購入債を起こすことについて討論をいたします。牧志公設市場の問題は３年前からもめ続けて実現せず壁にぶつかっているわけでございますが、いかにしてこの壁を打ち破って実現するかということがわれわれに与えられた課題じゃないかと思うわけでございます。その改築問題に対しまして市当局、議会、業者、市民と、各方面にわたってそれぞれの立場から微に入り細にわたって慎重なる検討をしてまいったのでございます。２年前も市場改築問題に対しまして特別委

員会を設置し本員もその委員の一人としてあらゆる面で検討を加え、業者の４条件に対し市当局の計画している設計図をもとに業者を１人でも多く１階に入れるため出入口や階段の問題、車寄せや隣接商店との境界問題を検討し、さらに10坪余りの便所が１階にあるのをこれを水上店舗と市営市場の間の道路の下に変更させ市当局案を大巾に修正し１人でも多く１階で商売ができるようにしたが、業者の強い反対にあって実現できなかったことは遺憾にたえない次第でございます。２年前に業者が反対せず現在の場所に改築しているならば、今ごろはりっぱな市場ができ上がって商売も繁昌したことと本員は推察いたす次第でございます。そこで去る13日の本会議におきまして、市場用地の変更について新垣助役から現在の市場地主の○○、○○、○○３氏とのいきさつ、変更場所の地主の○○氏とのいきさつについてくわしい説明がありましたとおり、市場敷地を変更せざるを得ない立場に追いこめられてることが明らかになったわけでございます。従いまして現在の非衛生的な市場をいつまでもそのまま放置することは許されないと思います。今のうちに敷地を買いとらないと地主の方が後日売りもしない貸しもしないということになりますというと、公設市場は建設できなくなり市民に対して大きな迷惑をかけなければいけないことになると本員は思うのでございます。那覇市の公設市場は那覇市民だけの市場ではない。沖縄全住民の中央市場だと思う。対外的面からも衛生的かつ文化的りっぱな市場を建設することは市当局や議会に与えられた大きな義務であり、この際議員諸公は勇気をもって改築すべきではありませんか。

この場合まず、

第１に検討することは、変更場所は適当な場所であるかその場所では商売が成り立つかということ。

第２点は、現業者の全員が適当なスペースを与えられるかどうか。

第３点に、消費者に十分なるサービスができるかどうか。

３点にしぼって検討した結果、変更場所は現在の市場と５、60メートルしか離れていないので、衛生的、近代的な市場ができましたならば商売繁盛することは間違いないと確信いたします。

理由は変更場所に全業者が協力して移った場合、現在の市場はなくなるのでその間には充実され、みんな変更場所の新しい場所にくることは間違いないのでございます。仮に現在の市場敷地に○○氏や他の業者が市場をつくった場合には、建築日数が１ヵ年はどうしてもかかるので、変更場所の市場はすでにその１ヵ年の間には充実することは間違いないと思うのでございます。また現在の敷地に市場ができあがったと仮定した場合は、市場の形態が広くなり道路での立ち売り業者やその他の業者が入るので、現在混雑している市場の緩和策ともなり消費者に対しサービス面もよくなりスペースも十分緩和することができるのであります。

以上申し述べましたとおり、今のうちに変更場所を購入しないと他に適当な場所はなく、結局市の公設市場はつくれなくなるので次の要望を付して原案に賛成いたします。

改築後は希望者は全員受け入れて適材適所に配置しスペースも公平に割り当てること。また本議案は独立採算的な立場から予算との都合もありますので、建築中に現業者のうちの希望者を申し込ませて業者の確認を得ること。

一つ、予算書にもありますとおり借入利子を初めの３年は年6.7パーセントで４年後は４パーセントとなっております。４年後は年４分に利子の引き下げをしなければ大きな赤字を出すことになるので、その点当局は十分努力してもらいたい。

一つ、道路用地を早急に買い上げて市場建築と同時に並行して道路を広くすること。

一つ、用地買受のときは市有財産の取得管理及び処分条例の第７条にしたがって「取得前の調査を十分にし、他の権利の設定その他特殊の義務があるときは所有者または権利者にこれを消滅させまたはこれに関し必要な処置をしなければならない」となっておりますので十分気をつけてもらいたい。と申し上げますのは、御承知のとおり不幸にして所有権者の○○○○氏が最近おなくなりになりましたので、相続関係の権利者が新民法によって相当出てくると思いますので、当局はその点十分なる措置をしていただくよう要望いたしまして、議案第68号に賛成いたしますので議員諸公の御賛同をお願いいたしま

す。討論終ります。

○議長(高良一君)　これをもって討論を終結いたします。採決に入ります。日程第49、第68号議案牧志公設市場用地購入債を起こすことについて、原案どおり可決することに御賛成の方の御起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高良一君)　賛成多数であります。よって本案は原案どおり可決せられました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして、本日はこれをもって散会いたします。

(午後６時58分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1966年６月27日

議　　長　高良　　一〔印〕
副 議 長　辺野喜英興〔印〕
署名議員　安見　福寿〔印〕
署名議員　椿　　秀義〔印〕

６月28日(７日目)午前10時５分　開議

○出席議員(26名)

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
９番　友利　栄吉君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君	13番　仲宗根昌弘君
14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君	17番　金城　吾郎君
18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君
23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君	26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君
28番　平良　亀助君	29番　辺野喜英興君		

○欠席議員(４名)

10番　吉浜朝一君　22番　赤嶺保三郎君　25番　高良一君　30番　渡口麗秀君

○説明員

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君	第二助役	新垣　義徳君
収 入 役	渡口　政行君	総務部長	城田　清才君	企画部長	新里　博一君
経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君	水道部長	玉城　定仁君
消 防 長	宮平　栄治君	選挙管理委員長	赤嶺　正一君	教 育 長	阿波根直成君

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　議事課長　新垣襄二君　庶務課長　玉城三郎君

議事日程第７号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第47　略〕

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○副議長(辺野喜英興君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手許に配付してある議事日程第７号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

これより議事に入ります。

○副議長(辺野喜英興君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において、大浜長弘君、喜舎場盛一君を指名いたします。

〔中　略〕

○副議長(辺野喜英興君)　長い期間にわたり慎重審議して下さいましてありがとうございました。以上で議事は全部終了いたしましたので第83回定例会を閉ずることにいたします。御苦労さまでした。

(午前11時40分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1966年６月28日

議　　長　高良　　一〔印〕
副 議 長　辺野喜英興〔印〕
署名議員　大浜　長弘〔印〕
署名議員　喜舎場盛一〔印〕

40　1966年(昭和41年)７月　第84回臨時会[区画整理、暴力追放]

７月５日午前10時22分　開会

○出席議員(27名)

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
９番　友利　栄吉君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君	13番　仲宗根昌弘君
14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君	18番　大山　盛幸君
19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君	23番　喜久山朝重君
24番　平良真次郎君	25番　高良　　一君	26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君
28番　平良　亀助君	29番　辺野喜英興君	30番　渡口　麗秀君	

○欠席議員(３名)

10番　吉浜朝一君　17番　金城吾郎君　22番　赤嶺保三郎君

○説明員

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君	第二助役	新垣　義徳君
総務部長	城田　清才君	企画部長	新里　博一君	経済民生部長	慶佐次盛宏君
建設部長	花城　直政君	水道部長	玉城　定仁君	区画整理課長	当間　林徳君

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名について

第２　会期を定めることについて

第３　寄宮地区工事妨害禁止ならびに立入禁止の仮処分命令申請について(市長提出議案第95号)

〔第４略〕

第５　暴力追放都市宣言(議員平良真次郎外26名提出決議案第７号)

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日をもって招集された1966年７月第84回那覇市議会臨時会を開会いたしま

す。これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手許に配付してある議事日程第１号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において、山川正平君、儀間真祥君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第２、会期を定めることについて、会期を本日１日間とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議なしと認めます。よって会期を７月５日、１日間とすることに決定いたします。

○議長(高良一君)　日程第３、議案第95号寄宮地区工事妨害禁止ならびに立入禁止の仮処分命令申請についてを議題として当局の説明を求めます。

○建設部長(花城直政君)　議案第95号寄宮地区工事妨害禁止ならびに立入禁止の仮処分申請について御説明いたします。

去る６月30日に寄宮地区の排水工事を着工したのでありますが百数十名の妨害に遭い、止むを得ず那覇地区警察署長に警察隊の出動を要請しその実力行使によって工事の着工ができたのであります。同日夜半にはナザレン教会後方においてある請負者長田組のブルが破損せられ、さらに７月１日午前中においては区画整理課職員と請負者座波建設とによる測量のための立入りが約30名の妨害により阻止せられました。このような状態では工事の推進が困難であり、立入禁止と妨害排除のための仮処分をしなければならないので本議案を提案したのであります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(高良一君)　ただいまの当局説明に対し質疑に入ります。

○友利栄吉君　本員は去る４月８日の本会議におきまして、たとえいかなるいい政策であっても関係地主多数の意思を無視した区画整理は好ましくない、このような険悪な状況において強制執行をさけるためには市は万全の努力を払ってもらいたいという要望を付して賛成したわけでありますが、その後における市の努力の経過ですが関係地主にどのように説得されたか、そのいきさつについてお伺いしたいと思います。

○区画整理課長(当間林徳君)　お答えいたします。３月定例議会の本会議及び委員会におきまして仮換地の通知を出したけれども、これに対して賛否の回答のなかった地主98名に対してその意向を確かめてもらいたいという御要望がございましたので議会終了後早速これの調査にかかったわけでございます。その結果を申し上げますと、直接地主に会ったのが35名でありまして、そのうちで反対をとなえたのが２名、みんなが反対しているから私も反対しているんだ、みんながいいということであれば私も別に異議はありませんというのが約10名でございます。約20名の方々、はっきり申し上げますと、今さき申し上げましたみんなが反対しているから私も反対しているんだというような答えをされたのが11名でございます。次に残り22名は、我々は大いに賛成である、市がいつまでももたもたしていると困るから早くやってもらいたいということでございました。以上35名の回答は私が直接本人にあって得たものでございます。それから５月２日ごろだったと思いますが、反対者の方々が約30名で主席の認可を取り消してもらいたいというようなことで要望しにゆかれたそうでございまして、これに対する回答が翌日の新聞に出ていたのでありますが、主席は書類が自分のところに廻ってこないのでわからないが書類がきたら検討しましょうということが報道されていたのでございます。これをみた賛成地主の方々が、この調子では反対者が多数であると認められて、もし工事がストップにでもなったらこれは大へんなことになるということで、賛成者も多数いるんだということを表明して、ぜひ工事を早くやってもらおうというために賛成者の署名捺印を得る必要があるということを私のところに申し出た地主がおりましたので、実はわれわれとしても賛成者がどれだけいるかということをぜひ知りたいから、皆さんがそういうことができればぜひやってもらいたいということをお答えしたわけでございます。この方々４名が早速賛成者の署名、捺印を得る行動をはじめまして、日曜日と翌日の月曜日半日、１日半で地主の意向を聞いてまわったということでございます。あとでその署名捺印を得るということがどういう結果になったかということを聞きましたところ、４名の方々が１日半で署名、捺印を得た数が37名、この調子でゆくならば５日あるいは１週間廻ってみれば100名を突破する賛成者が得られるだろうというので喜んでいたところ、反対者のほうから阻止されて、家庭あるいは職場のほうに５、６名あるいは８、９名の方々が押しかけていって、こういう行動をとってもらっちゃ困るということで、やむを得ずこの署名運動を続けることができなかったということを聞いております。その４名の方々が集められた賛成の署名捺印が37名だったと承っております。以上簡単に御説明終ります。

○友利栄吉君　委員会でわれわれが承っている数は、地主156名のうち51名しか賛成でなかったというふうに承っております。その後の変化が37名の賛成ということはこの51名のほかに37名であるのか。結局、地主156名のうちの何名がはっきり反対を表明しているのか、その数をお聞かせ願いたい。

○区画整理課長(当間林徳君)　ただいま御説明申しましたわれわれが調査した分と４名の方々が署名捺印を得たものとの中にはあるいはとらなかったものもございまして、この両方をあわせまして一応われわれが確認いたしました賛成者の地主数が65名でございます。

○金城庄瑞君　６月の30日に寄宮地区の測量のときに十数名の妨害にあった。それから７月１日に30名位の妨害にあったということを説明しておられますが、その妨害した方々は地主であるのかどうか。またあるいは支援団体であるとするならばそれが何名位であったか。

○第二助役(新垣義徳君)　お答えいたします。去る６月30日に工事を開始したときの反対者の地主、現場における状況から判断いたしまして、約30名程度内外だと思います。それには数が足りないでやった方もおられると考えております。

○仲本安一君　本員は都市計画の面から区画整理その点については賛成でありますけれども、トラブルを起こしてやること自体が納得できないわけです。したがってこの問題については社大党としては解消して参ったわけですけれども、それでお尋ねしたいのは納得いかぬ点であります。自治法第36条の１項10号を適用して、妨害を禁止する、そして仮処分命令を申請するということですが、妨害という場合は、たとえば市有地に何かを建設する、そして工事する、これをさせぬとしてある行為をする。行動をもって対抗してくる場合は妨害といってさしつかえない。ただし、寄宮の区画整理の場合は地主が話し合いつかずに自分たちの土地を守るために立ち上がっておる。したがって実質的な妨害にならぬじゃないかと思います。それでお尋ねしたいのは、この妨害というからには何かの根拠があると思います。仮処分の命令を申請する以上はどういった法的な根拠に基づいてこれを申請するのか、これを御説明願いたい。根拠がなければこれは妨害にならないと思う。強制収用であるのか、あるいはそういった所有権、管理権がなければそういったものは申請できないはずですがどうですか。

○第二助役(新垣義徳君)　お答えいたします。先ほど少しばかり説明しておきましたが、去る６月30日の着工の現場を勘案いたしましたときにはいわゆる縄とか、あるいは板塀とか、あるいは自動車でもってバリケードを張っております。現実にそういう手段をとって工事重機を入れさせない、阻止するという事実ははっきりしております。そういうところから今後進めていかなければならない。仕事をするためには仮処分の申請をするということでございまして、この理由は都市計画法の第13条の２項によりまして土地区画整理法に関しては耕地整理法、明治42年法律第30号でございますと、これを準用するということになっております。で、そういう法に基づいてしかも耕地整理法の27条並びに６条それによって、いわゆる仮処分の申請をするということでございます。

○仲本安一君　旧耕地整理法の27条及び６条に基づいてという御答弁でございますけれども、本員が特にお尋ねしておきたいということは要するに那覇市、あるいは公共団体であるならば公共の福祉のためにということでその所有権、個人の所有権を強引に踏みにじっていいものであるかどうかというところに疑問をもつわけであります。そこで27条、６条ということになりますとこれはいわゆる、強制執行をする

んだというふうに解釈していいものかどうか、これに基づいて強制執行するんだというふうに解釈していいですね。

○第二助役(新垣義徳君)　お答えいたします。少し表現あるいは質問の内容とは少し違うかもわからないが、強制執行ということよりは、いわゆる先ほど申し上げました都市計画法並びに耕地整理法でもってこの事業ができるんだということであります。

○仲本安一君　本員の理解能力の問題かとも思いますけれども、それじゃ言葉をかえますと、その工事をやる事態は、いわゆる強制収用としてその部分について強制収用として行っているのか、それとも強制収用されたのちにそれを強制執行するという階段であるのか、そこら辺が理解できませんので具体的に御説明願いたいと思います。

○第二助役(新垣義徳君)　お答えいたします。先ほど申し上げましたとおりに、現場の状況からいたしましてはいわゆる当り前の事業ができないという現状であります。で、そういう現状を考えました場合に、どうしてもそういう法的な順序をたどって仕事を進めなければならぬということでございます。

○儀間真祥君　お尋ねします。６月30日にですね、第二助役を先頭にして竣工、建設をした、これは寄宮地区の財産権を侵したわけです。一応その場合にこの地主の人々は区画整理に賛成しているもんであるならば別問題としてこの人たちは反対しておる、その場合警察権を導入したのはですね、これはどういう法的な根拠にしたがってやったのか、これを御説明願いたい。

○第二助役(新垣義徳君)　お答えいたします。警察の出動についてという御質問でございまするが、これは先ほど申し上げましたとおりに当時の現場から推察いたしまして、刑法の第234条によって警察官の出動の要請をしたわけであります。

○儀間真祥君　刑法の何条といっておりましたが、これについてはこれらの刑法は財産権を侵害された場合は、当然財産を所有する人々は立ち上がらなければいけません。そこまで警察官を導入してきたということは問題だと思う。その問題は今の問題とはあたらないと思います。

○市長(西銘順治君)　ただいまの御質問に対しましてお答えいたします。区画整理事業は何と申し上げましても都市計画事業の母体でございまして現在市内各地にいろんな形のスラム街が発生しつつあります。こういうスラム街を未然に防止すると同時に環境を整備する。すなわち道路、排水、その他公共風致造成ということは那覇市の住みよいまちづくりのためにはどうしても必要なことであります。先ほどから所有権の問題、制限の問題について、いろいろ話されておるわけでございまするけれども、憲法の規定にもございまするとおり、所有権は公共の福祉のためにはある程度制限されなければならないのであります。その例は私が申し上げるまでもなく所有権の一部制限について借地借家法の例もあるわけであります。収用法という法律もあるわけであります。耕地整理法という法律もあるわけであります。これはすべて公共の福祉の目的のためになされる事業でございまして、あんた方が言われる所有権の侵害にはならない。むしろ公共の福祉のためには一部の制限はやむを得ないという基本的な考えに立っておるわけでございます。

○儀間真祥君　市長がおっしゃるのは、公共のためにはある程度の所有権も規制してもいいということはある程度理解します。しかしながらその場合に十分な補償もなくして今の場合は強制収用ということで区画整理されておるわけです。この場合に都市計画法の施行現則にこういうのがあります。

14条に「前条の土地区画整理の施行に要する経費は整理地区内の土地所有者又は関係人の負担とする」その２項に「前条の土地区画整理の地区外の土地所有者、又は関係人であって、その施行によって著しく利益を受ける者があるときは行政主席が定めた区域内によってその受ける利益の限度においてこれを前項の費用の一部を負担させることができる」というのがあります。この場合は６条によってちゃんと規定されております。「左の各号の１に該当するものでなければ都市計画事業により著しく利益を受ける者をして事業の執行に要する費用を負担させることはできない」というのがあってその場合、「事業によって生じた営造物が他の工作物と効用を兼ねたために著しく利益を受ける者があるとき、又はその営造物を利用するために著しく利益を受ける者があるとき」となっております。営造物が他の公共物の公共用をかねたために著しく影響を受けるというのがあるわけです。そういう場合に著しく影響を受けるもんでなければこの費用の負担ということも考えられないわけです。そういった点についてはまだ十分な説明がないわけです。

○市長(西銘順治君)　お答えいたします。問題は地主の負担をできるだけ軽減する。補償する義務があればこれも補償する。あらゆる法的な手続きをとってやるわけでございまして、御参考までに申し上げますと、この寄宮地区の区画整理をするために政府は12万4,709ドル、約12万5,000ドルを補助いたしております。同様那覇市が12万4,710ドル、約12万5,000ドル、双方で約25万の助成事業になるわけでございまして、そのうち地主が負担いたしますのはわずかに１万5,581ドル、しかも地主の方々からいただいておる替費地でございます。これはどうしても処分しなければなりませんのでこれが大体450坪位ございます。これが大体坪当り35ドルで計算されておりますが、これが大体50ドルで売るということになりますというと、この地主の負担の１万5,500ドルこれが軽減されるわけでございまして、これが100ドル、200ドル出るということになりますと、地主は全然出ないということになるわけでございます。

○儀間真祥君　ただいまの問題は非常に説明の中にも腑に落ちないところがあります。と申し上げますのは、寄宮地区の場合も区画整理前は４万2,776坪あまりになっております。それで整理後は宅地、それから替費地、それから公園、こういうのを含めて３万3,435坪あまり、そういうふうになっております。その場合に地主の負担にかかる総面積は9,340坪あまりというふうになっております。これは市の案によってそうなっております。この地域については平均して60ドルというふうに計算されております。そうしますと9,340坪あまりが地主の負担ということで60ドルで56万430ドルになるわけであります。この場合に一応替費地処分を見ますと340坪あまりが地主負担、それが市長も説明しておられたが坪当り35ドルだとした場合に１万5,580ドルだというふうな負担になるわけです。しかしながらここで重要な問題があるわけです。それは道路も公園もその他の公共の用に供するのでこれがとられる。これは区画整理することによってその地域の人々も利益を相当還元されるんだというふうな説明をなされておるわけです。実際問題として土木事業としてそういうふうにやった場合、ちゃんと土地の買収にそういうのを組まれているわけです。それが区画整理事業という名前でもってやった場合、地主負担ということになります。そういうふうに私は考えます。たとえば真和志小学校そこから識名にいく道、あれだってちゃんと都市計画道路であります。そうでありながら区画整理地域だというふうに指定されて、当然市や政府が負担されるその負担金もこれは区画整理地主の負担になるというところにも問題があります。そういう意味においてこれは当然今さき、憲法の問題も出ておりましたが憲法でいう財産権の侵害ということが考えられるわけです。

○市長(西銘順治君)　財産権の侵害という言葉がありましたけれども、けっして財産権の侵害になりません。区画整理法、都市計画法その他の法規の手続きをやっていることでございまして、けっして所有権の侵害ということにはなりません。

○又吉久正君　寄宮地区の区画整理事業は当初の計画では政府補助金が10万ドル、市負担金が10万ドル、地主負担が６万5,000ドルということになっていたのでございますが、その後地主の要望にしたがいまして設計変更をして、そして地主負担を大幅に減らして、政府補助が12万5,000ドル、市負担金が12万5,000ドル、地主が６万5,000ドルより５万ドルを削って１万5,000ドル負担になった。それである程度この事業がうまくいくんじゃないかと考えておりましたが、反対者が出てどうにも事業を執行することができないということで、どうしてもそこに仮処分をしなければいかぬというところにまできておるわけでありますが、反対している理由が私たちにはわからないのでございます。その負担金が全額なくなすならさせるのか。あるいは反対する人たちが、このような条件なら区画整理をさせるんだというこの反対に対する理由を説明してもらわぬ限りどうにも困るわけでございますので、反対者の反対する理由をひとつ述べてもらいたいのでございます。

○第二助役(新垣義徳君)　お答えいたします。その事業は３年前に施行されまして前回の本会議でも私御答弁申し上げたわけでありまするが、第１期工事は起工式までやってなんなく済んだわけでございます。その後に公共減歩率が高い、費用分担が高いという地主からの申し出がありまして、地主からの要望にお応えいたしまして減歩率も下げてございます。その費用の分担につきましても先ほど市長からも説明があったとおり、６万5,000ドルあまりを５万ドル市と政府がもつようなことになって地主のほうは軽減されております。その後は、地主のほうの言い分を当局は全部聞いて折衝して実現したつもりでございます。だがしかし、その後そういう要望はしてそれが実現された現在に至っては区画整理事業には反対だと、取りやめなさいということになっております。そうするというと、そこに反対せんがための反対だというふうに受けとられてもやむを得ないと思っております。

○又吉久正君　ただいまの助役の御説明で大体わかったわけでございますが、もちろん設計変更までして地主の要望にこたえたということは議会もよく知っております。そこで要望をつけたのは多分区画整理をさせるために要望をしたと本員は解しております。反対なら最初から反対と要望もすべきじゃなかったかと思いますが、さらに現在に至っても反対理由がはっきりとこれこれしかじかでなければさせないというようなことはあり得ないのか。ただ反対というだけであるのか、今助役がおっしゃったように理由を示して地主負担を減らすとかということならわかるが、ただ反対ということはあたらぬと思うがそれには何かないわけですか。

○市長(西銘順治君)　お答えいたします。先ほどから御説明申し上げているとおり地主側の要望も入れまして、政府も那覇市もそれぞれ約12万5,000ドルの負担になっているわけであります。御承知のとおり旧市内の区画整理の場合は地主の方々に３割の負担をしていただいております。それと比較いたしますというと現在約平均３割じゃなくして２割５分位の負担になろうかと考えております。しかも那覇市の12万5,000ドルというのは寄宮の地主のために一般市民からの税金でもってこれにあてるという形になるわけでありまして、その考え方からいきますというと受益者負担金という形で地主の方々にもいくらか負担してもらうのが妥当じゃないかと、こういうふうに私は考えておるわけでございまして、これが残念ながらはっきり申し上げますと人民党の方々が煽動しておられる。しかも先頭に立って工事の妨害までやっておる。まったく党利党略であり、反対せんがための反対であると私ははっきり申し上げたいのであります。

○又吉久正君　今の市長の御答弁からすると、理由を示してこれこれやったら賛成するというようなことがなければ、やはり区画整理には反対だというような基本線に立っているのかどうか、反対せんがための反対と解していいのかどうか。その点をお尋ねします。

○市長(西銘順治君)　お答えいたします。先ほどの区画整理課長の説明にもありましたとおり、地主の方々の大半は賛成しておられる。ところが一方が反対されますというとそれに同調したくなる。と言いますのは、できるだけ自分らの負担を軽減したい、これは人情の常であります。そういう意味で地主負担を軽減するという意味で地主の一部は反対するかもわかりませんけれども、一部においては負担の問題じゃない、はじめから区画整理事業そのものをじゃまする。話し合いの問題どころじゃないのでありまして、あくまでも反対せんがための反対だと私は受け取っております。

○黒潮隆君　ただいまの質疑、あるいは当局の答弁を聞いておりますと、非常に一方的であります。と言いますのは、又吉議員からどういう理由で反対しているかというのを市長、あるいは第二助役の答弁は非常に一方的であります。なぜかと申し上げますと、去年の８月に119名の署名で、いわゆる減歩率に反対する陳情が出されております。これは全議員の手に渡っているという事実、さらに３月の定例議会、去年の８月に出した陳情すら取り下げになっております。取り下げて新しく区画整理事業に反対する陳情を147名の地主の署名で出しております。その場合に反対の理由ですね、７項目あげてはっきりした態度を打ち出しておるわけなんです。それを反対せんがための反対ということは許されないと思います。そして本員がお尋ねしたいのは、市長は公共の福祉のためには財産権もある程度制限される、もちろん憲法にもある、本員はそれを承知しております。しからば公共の福祉のために一部の人々のそういう権利を制限する。この場合にはこれには補償というのが伴います。ところが区画整理事業にはそれはない。もちろんそこにある家屋の立ち退き、あるいは農作物を撤去する場合の補償はあります。ところがそこで問題になるのは、その法律が明治時代にできて今では、本土では廃止されているということです。本土の場合には、農耕地を宅地にかえる場合は農地法によって随分の制限を受けるわけなんです。農地委員会といいますか、そういうところにかけてその承諾がない場合には農地を保護するために簡単に宅地にかえられないわけです。沖縄にはそういう農地法というのはできない。したがって農民か地主が、自分の所有する土地を農耕地として農耕して生活しようが、あるいは宅地にかえようが、これは地主の所有者の自由だと本員は考えます。しからばこの中には随分農業をしている地主がいるわけです。まだ約70％は農耕地であるわけです。宅地にかえられるために生活の根拠、生活の場を失う地主が随分いるわけです。これに対する補償はどういうふうに市はやろうとしているか、予算を見ても１セントも組まれていないわけです。これについてお考え願います。

○建設部長(花城直政君)　区画整理は都市の改造のためにもっとも必要な方法でありまして、本土でもこれを盛んに利用して都市改造をやっております。沖縄もこの法律を利用してやらない限り、那覇のまちは全部スラム街化していくということははっきりしております。だからして都市計画では、区画整理をするためには耕地整理法を準用しなさいということで決定されておるわけでありまして、耕地整理法を準用しない限り区画整理はできないような状態であります。今８番議員がおっしゃる農耕地の補償でございますが、これはここの現状を見られましてもわかるように宅地化しつつあり、都市計画の設定で市街地として考えられております。住宅地として決定されております。現状においても毎年毎年建物がふえていってる。こういうことも考えますというと、４、５年間にあの農耕地は全部住宅で埋めつくされるということははっきりしております。地主の方々もわかっておられる。それでそのままの形で区画整理を決定せずに地主の思い思いのままに、地主が自分の土地を利用するのは自分の勝手だと８番議員は言っておりますがそれは勝手です。ところが都市計画の範ちゅうの中から、やはり制限をしなくちゃならない、制限をしなければこの都市はりっぱな都市にならないということで区画整理しようということに決定されております。だからこう毎年毎年人口がふえて毎年毎年住宅が建っていって、都市化するところは地主の意向ではどうにもならないというとこまで追いつめられてきています。結局今の農耕地よりも、宅地として利用したほうが地主のほうにもいいんだというようなことにみんなお互いよく知っております。今反対している地主の中でも、自分の土地を売って住宅を建てさせたり、また貸して住宅を建てさせております。そういうことから考えましても、これは今の農耕地の補償というものは土地の区画整理法ではないわけであります。もちろん全然市街化しないところにぼこっと行って、たとえばここから南風原村なんかに行ってやる場合はそういった話し合いも出てきましょう。ところが都市計画の規定の中に市街地として決定された中で、しかも住宅地として決定されたその中で、そういったのは地主がかえって要望しておるわけであります。ただ区画整理の方法として減歩率についてただ反対されておるわけであります。これは私はただ地主の意向から考えましても都市への移行、都市という生き物の考え方から考えても、これは当然早く整理をしてやっていくべきだと私は考えております。それからそれに関連しますけれども、死んだ法律死んだ法律と言っておりますが、この法律は死んでおりません。内地では死んでおっても、内地では24年６月６日に耕地整理法を廃止しました。ところが29年５月20日の土地区画整理法が制定されるまで、この５ヵ年間というものは都市計画はそのまま死んだ法律を活かしております。これはそういう都市への移行によってそういう法律を活かさなければ都市の改造はできないというようなことで活かされておるわけであります。沖縄でもそのとおりであります。もちろんこの法律は耕地整理法であって農地の改良をするというような意味での法律ではありませんで、都市計画の区画整理にはピンとこないところはあるわけであります。ところがこれは立法化されないまでは仕方がないわけであります。しかしそういう住民の考え方から、都市の要求からして結局土地区画整理法をつ

くらなければならないというわけで、今立法院で審議されておりますので、今後はこの土地区画整理法によってされるというふうに私は考えております。またさらに６番議員がさっき言われました地主の負担、道路を全部地主が負担しているんじゃないかということでございますがこれは当然であります。区画整理はそういう方式でやりなさいということになっておるわけです。やりなさいというのをなぜあなたは土地を買って買収して道路をつくりなさいということを言われますか。区画整理の法律はそういうものじゃないわけです。それじゃ仮に申し上げましょう。区画整理施行しないとした場合、地主が建築基準法の手続きにより４メーター以上の道路をつくる場合にどのぐらいの土地がつぶれるかを計算しましたら5,304坪の土地がつぶれます。自分で負担しなければならない、提供しなければなりません。これはそうしますと、この道路用地を金に換算しますと、13万2,000ドル、これは今の値段じゃなくわれわれが４年前に策定したときの話です。そのときの土地の値段は仮に計算しますと、13万2,606ドル、それから道路は自分で提供してわたくし道路として建築基準法の手続きで自分でつくるわけですからその道路は自分でやらなければなりません。那覇市道じゃないから、そうなりますというとこの道路の費用が２万1,226ドルの金がかかります。それから自分の土地をこれはわたくし道路を指定して残った土地を自分で整理をして宅地化しなければならないわけでありますので、その整地費用にだいたい９万9,000ドルの金がかかるというふうに私は推定しています。合計25万3,400ドルという費用がかかる。区画整理しなくても、自分たち自身でやるにしてもですよ、これだけ25万3,000ドルの金がかかるということは概算も出ています。これを地主の負担が大きいのどうのというのは、これはもってのほかだと思います。しかも４メーターを地主がやる場合は、４メーター道路をあの地域の中につくると道路になりません。自動車も通れない本当にスラム街になりますので、それじゃいかぬということで、われわれは区画整理の標準設計に基づいてさらに都市計画の細部街路の計画をしたわけであります。そういう道路計画をしても同じような金がかかり、しかもその中の25万ドルは市と政府がもち、あとの１万5,000ドルを地主がもつということです。大きなこれは利益だと私は考えております。自分で区画整理をすると、25万3,000ドルの金をつぎ込まなければ宅地にならない、そういうことを考えまして地主が今までたくさん要望しておりました。要望されたのは組合としてまとまったものじゃなくして、一人一人の意見をただ紙に書いた７項目にすぎない。これは委員会でも盛んに論議されました。そういったのを一つ一つ取り上げたんでは仕事にはなりません。これは換地計画の補償の問題、換地に対しては異議申立ができますから、異議申立てして下さい。そういう問題は市と地主と十分話し合いがつけられる問題であります。これは区画整理をやるなという理由にはならないわけであります。耕地整理法第６条には区画整理に対しては異議を申立てることはできないとはっきり言われております。ただしこれこれこれについては異議申立てはできるけれども、区画整理をやるんだということについて異議を申立てられないということになっております。しかもこれは４年前に認可されております。そのときは地主もオーケーであります。１年間は仕事もしたわけであります。そして換地計画に入ってきたときにそういう要望が出てきた。その要望を入れてわれわれは減歩率をうんと下げて負担区分まで検討して６万5,000ドルの負担を１万5,000ドルと大巾に下げてきたわけであります。そういうことから考えますというと、これは本当に地主は区画整理に反対せんがための反対ということを私は受けとられても仕方がないと思います。そうじゃないはずです。わかっておられます、やればりっぱなまちになるということはわかっております。目をつぶって頭の中でこうなるんだなあということはわかっております。わかっておるけれどもどうしたものかこういうことになっています。私は非常に残念に思います。こういうことで区画整理というものが新しく立法院でも立法化される法律には８番議員がいわれるように道路を買収してやるということは絶対にありません。今後ともやはり地主の負担はその利益を受ける範囲内に負担させなければならないという法律になっております。

○黒潮隆君　ただいまの部長の説明を聞いておりますとその中から大きな矛盾点が出ております。たとえば建築基準法で約４メーターの道路をあけなければ家は建てられない。したがって最低４メーターの道路

をあける場合でも5,300坪の土地がこの道路用地になる。ところが区画整理事業をするために約１万坪の約倍ぐらいの土地を地主は取られるわけであります。これはやはり市長が言うていた公共の用に供する、つまり都市計画道路ができるということなんです。都市計画道路というのはですね、たとえば開南から大洋劇場のほうに今あけようとしている道路、これは全部買収して工事費も全部市や政府が出している、土地を買収しようとしているわけです。一部今買収されているわけです。したがってここの場合にも当然やるべきである。しかも自分たちでやる場合には道路工事をする場合にも２万1,000ドル余りかかる。あるいは整地する場合にも９万ドル余りかかるというふうな計算をなさっております。つまり那覇市が行おうとしている場合も金はかかる。地主がやる場合もかかるというふうなことを言っておりますが、しかしながら自分たちでやる場合は半分の土地、那覇市がやる場合には約１万坪の土地が取られる。そういうところに大きな矛盾が出てくるわけです。自分たちでやったほうが安くかかるという計算が成り立つというふうに本員は考えます。そこでお尋ねしたいのはですね、つまり６月30日に警官隊を導入して力づくでこの沖縄高校の前から、座波建設がそこの請負っておる工事箇所にブルドーザーを入れて、そして仕事をやるふりして、つまり６月30日で着工したというふうな見せかけをしたわけです。ところでこの市町村自治法から申す場合には、すでに66年度の予算化されている工事は、これは全部流れてしまったというふうに見るべきではないか。つまり長田組が請負っておる工事、これも年度内に全然着工していない。また座波建設が請負っているのは、つまりブルを入れただけで仕事を全然していない。したがって66年度の区画整理予算によって契約がなされているわけですが、年度内に手をつけられていないためにその予算が流れてしまったということになると、新しく67年度の予算でやるのか。

○第二助役(新垣義徳君)　お答えいたします。先ほどの部長の説明で４メーターの道路についての見解がございましたが、この数字は４メーターとったときの数字であって、すべて４メーター道路になっていないわけであります。４メーター以上の道路がたくさんございます。その点ひとつ御了解願います。今年度末の６月30日でやってただ工事の見せかけと言っておられますが、別に工事の見せかけじゃございません。私たちは堂々と工事をやるためにいった。阻止されたからできなかった。阻止したのは先ほど説明申し上げましたとおりに、縄を張りベニヤ板をはり中には乗用車まで持ち込んでバリケードを張っている。じゃましたから工事ができない。あのじゃまがなければ工事はできている。これは工事の見せかけとはいえないと思います。十分に仕事をする意欲はあったわけです。重ねて申し上げますがじゃましたから工事ができなかったわけであります。それから予算措置でありまするが、これは政府からは去る５月の15日まで着工しなさいということもございまして、なかなかこの工事が難航する予想がありましたので政府とも交渉いたしまして年度内に着工いたしますから、予算は流してもらいたくないというふうに折衝いたしたのでありまして予算は別に流れておりません。

○黒潮隆君　するとですね、政府の補助金は流れてないにしても、那覇市の組んだ66年度の予算、これは６月30日で終わっておりますね。その予算でもってその年度内に着工するということで請負契約がなされているわけです。ですからこの予算はなくなった、新しく予算化された67年度の予算からその工事を始めるのかということを聞いておるわけです。

○企画部長(新里博一君)　この寄宮地区の予算は66年度の予算にも入っておりますし、67年度の予算にも入っております。したがって年度が変わった場合は67年度の予算から支出するということになります。

○黒潮隆君　ただいまの部長の説明では年度が変わっているので新しい予算からするということは、つまり座波建設のブルドーザーが入ってきたその１日分は２ドル分の仕事をしたのか、あるいは５ドル分の仕事をやったかわからないが、その分について66年度予算から出すし、そして残りの工事については67年度の予算から出すという意味ですね。

○企画部長(新里博一君)　そのとおりです。

○黒潮隆君　そうした場合に、いわゆる長田組の場合はここにブルを入れることができなかった、６月30日まで手をつけることができなかったあの予算の工事については、流れてしまったというふうな意味であ

るかどうかですね。

○企画部長(新里博一君)　前に申しましたとおり、この予算は両年度に入っておるわけです。だから66年度でやる分については66年度、67年度でやる分については67年度の予算から出るわけです。

○黒潮隆君　この場合にも、やはり年度内にできなかった事業については継続費あるいは予算の繰り越しというふうな措置を、あるいはあらかじめ議会に出さなければならないと思いますが。

○企画部長(新里博一君)　予算編成ですから、これは66年度に支出された金額、見込みがそのうちにない場合は67年度両方組んでいるわけです。これは予算操作の問題です。

(「進行」と言う者あり)

○議長(高良一君)　それでは質疑打ち切り討論に入ります。

○儀間真祥君　今提案になっております95号議案に反対いたします。まず現在の区画整理法ですが、これは都市計画法及び耕地整理法によって事業を執行するということになっているようですが、これ自体が日本国憲法の中にある財産権の問題で違反するというふうに考えております。本来、この地主がその所有地を農地に使おうが、あるいはそのほかのいずれに使おうがそれは自由であります。もしそれが何の補償もなしにやられるということはこれまた憲法に違反する。区画整理地域に指定されたということだけで農耕地が宅地に変わっている。こういうことは本土においては法にちゃんと規定によりこれが規制されているわけであります。つまり従来までの用途を簡単に変えることができない。これはどんなに市民の福祉を増進するということを説明されているにしても実際問題として何の補償もなくして財産権を侵害するということ自体が非常に市民の福祉に違反するというふうに考えます。区画整理地域に指定することによって地主が受ける種々の不利益を何らの補償もないままにしのばなければいけない。これは明らかに市民の財産権の侵害をすると私たちは考えます。現行の法制度における区画整理事業を仮に合法的にみるにしても、寄宮地区における区画整理事業に対する主席の認可は私たちは次に申し上げます理由によって不当であり、そして違法であると考えます。要するに区画整理事業の算定の基礎の問題である。すなわち本来市町村が行う土木事業、こういうものにおける費用はその中にちゃんと用地買収費及び工事費に組まれているわけです。しかし土地区画整理事業であるためにその買収費は除かれている。この理由は区画整理事業に指定されたということでこの地域の地主の負担でやっている。こういうこと自体はこの地域の人々に不利益を与えると考えます。こういうことは明らかに財産権の侵害はもちろんですけれども、もう１つは斡旋業をやっている人々をもうけさせるということである。たとえば地価が上がることによってどういうことになるかというと、この関係地主はこれは一つも利益にならない。なぜかといいますと、ここにおる地域の人々は農地にするとか、あるいは宅地にするために土地があるんであって、別に地価が上がったところで地主は一つも利益にならないということはこれ自体、売買する品物じゃないわけです。住宅あるいは農地にあるものであれ、値上げをするとかえって固定資産税そういうのが上がるので地主はかえって不利益をこうむる。主席及び那覇市は区画整理事業を寄宮地区に指定したので、地主は利益になると言っているがこれはあたらない。なぜかというと寄宮区画整理事業を見た場合に整理前が４万2,776坪余り、整理後が３万3,435坪余り、実質上地主負担にかかる総面積は費用減歩、替費地そういうものを合わせて9,340坪となっております。この該地域の地価が１坪平均60ドルというふうに見込まれて計算をやっている。要するに9,340坪に60ドルを引っ掛けた場合に56万430ドルこういうふうになるわけです。しかしながら市は資金計画の中に替費地445坪余り、これが地主負担といっている。それを坪当り単価になおすと、36ドルとして１万5,580ドルというふうになっている。しかしここに重要な問題がひそんでいるんじゃないかと考えます。これはどういうことかというと、すなわち道路、あるいは公園その他の公共の用に供する土地は無償で取られる。これは区画整理事業だからということで当然のことのように無償で取り上げられている。一方地主負担が軽いと見せかけるために地価を低く見積もっている。このようなことは都計法第６条２項に違反すると私たちは考えます。結局去った６月30日に第二助役を先頭にして地主の財産を侵害していた。しかし地主たちは、一応区画整理に反対しているので財産権を侵されるということに対しては守るのがあたりまえであります。それを警官隊を導入してこれを強行しようとした。このこと自体も一つの権力によって市民の財産権を奪ってゆくということになると思います。そういうふうなことによりましてこの法的根拠、この警官を導入してきた法的根拠はどこにあるかということで説明を求めたら区画整理法、あるいは耕地整理法、都計法そういうものによって導入したということを言ってはっきりしたことは答えておりません。こういうこと自体からいってもこの問題はまだまだ検討する余地がある。たとえば仮換地の問題にしても今仮換地の通知をやっている。この仮換地が承認されない場合はどういうふうになるか、承認されないでも区画整理法ということで実際にこの財産権をとりあげることができるかどうか、そういうこと自体も非常に疑問があります。そういうことについても十分に今後話し合って地主の了解を得てやるべきであって、強権を発動してやるべきじゃないというふうに考えますので本員は反対するわけであります。

○比嘉朝四郎君　本員は賛成意見を申し述べさせていただきます。

近年、本市の人口は増加の一途をたどりつつあるのでありまして都心部周辺の農耕地が急激に住宅街として変わりつつあります。道路や公園等公共施設がまったく整備されてない農耕地域であるために建築のできない雑然とした状態でありまして、将来スラム街化することは必然であります。当局ではこれの対応策といたしまして区画整理事業によりまして公共設備の改善と同時に地域住民の宅地利用増進をはかるとともに、都市としてふさわしい住宅街の造成を促進するものと本員は考えております。つまり御承知のとおり本土におきましても区画整理事業は都市計画事業の母体といたしまして、これなくしては都市の整備改善ができないと言われておるのであります。本市でも過去におきましてこの区画整理事業によりまして旧市街地を整備改善いたし、現在では同地域は沖縄の首都として恥ずかしくないぐらいに街が整備されております。そのようなことからも区画整理事業が都市計画を進める上においていかに重要な事業であるか窺えるものでありまして、今回寄宮地区におきましてもその趣旨にのっとりまして1964年度の予算議会におきまして人民党を除く全議員が４ヵ年継続事業といたしまして特別会計設置について決議決定をなしたものでありまして、64年１月に事業の認可を得て事業に着手いたしまして、同年では１万2,875ドルの排水路工事を完了している現状であります。その後減歩率が高いということで一部地主の反対がありまして、1965年度から66年度まで２ヵ年間工事を中止せざるを得ないことになったのであります。最近の工事再着工にあたりまして最悪の事態に立ちいたっております。地主の反対理由を聞いてみますと地主負担の費用減歩として引かれまする445坪、すなわち価格にいたしまして１万5,581ドルを市と政府が負担すべきだと主張しておるようであります。ところが従来区画整理事業負担につきましては地域地主にその利益の範囲内において負担させてもいいというふうに法に規定されておりまして、美栄橋地区並びに旧市街地の第１地区の場合は、事業費を全額地域地主の負担によって事業が進められております。これに比較いたしまして寄宮地区の場合は事業総額26万5,000ドルのうち95パーセントの高率にあたる24万9,419ドルを政府と市で負担しておりまして、私、税金の均衡配分の観点から市民の代表であります議会議員の一人として、本員は地主も当然費用の一端を負担してしかるべきものだと考えております。さらにこの地区は先ほど申し上げましたとおり1964年度におきましてすでに事業の一部を着工完了しております。これ以上事業を中止するということは那覇市の都市計画事業を推進する上からも好ましくないのでありまして、また今後の区画整理事業にも大きく影響すると思われるのであります。私は去った６月30日の日は実情視察をやったのでありますが、現場における状況からいたした場合に、仮処分による立入禁止並びに妨害禁止の措置をあえてとらなければ到底工事の施工が不可能であると推察されたのであります。よって、本員は95号議案につきましては原案に賛成いたし、当局が誠意と勇気をもちまして一日も早く着工いたし、善良なる市民の負託に応えてもらいたいと思います。以上申し述べまして賛成の討論といたします。

○黒潮隆君　議案第95号に対する反対討論を行います。西銘市長が６月30日に市民から公認暴力団だといわれてる那覇署の警官隊を動員して、しかも地主の財産権を奪うような弾圧をしてきた。これに対して当

然地主は自分たちの財産を守るためにバリケードを築く権利があると信じます。しかも区画整理あるいは都計事業などというような名前で、都市計画法の中で区画整理法を準用するというふうにうたわれているということで、市街地の場合には都市計画法によって都市計画道路をあける場合には用地も買収してやってきてる。そして負担も政府補助あるいは市が全額負担して工事を行っている。ところがその区画整理地域に入れられてるためにその計画の中には都市計画道路もあります。あるいは公園もございます。都市計画事業あるいは他の土木事業で行う場合、公園についても市は買収して、そして工事費もその地主に負担させていない。なぜ区画整理事業という名前だけで同じ市民の同じ都市を作るのに片一方は地主から土地を取り上げてゆくのか。これは今の市長がやってるような方向でやる場合には、すべての道路が地主からただで取り上げて事業が行われてるということになると思います。つまり路線方式区画整理という名前でもってこられると、ただで土地を取り上げ一部の地主の犠牲によって土地を作ると思います。これは新しい土地収奪だというふうに本員は考えます。先ほどの討論の中にも、あるいは市当局の説明の中にもよく一部地主というふうな言葉が使われておりますがこれは大きな誤りであります。正式に議会や市当局に出されている陳情、それはたくさんの署名をとって出されております。賛成する陳情、これは全然出されていない。それからみてもはっきりするとおり、また30日のあの時点でも第二助役は30名ぐらいの地主だといっておりますが、100名を超しております。両方にわかれているわけでございます。そういう点でもこの議会ではっきり嘘の説明をしているというふうに本員は見ます。そしてここで問題になるのは、この警察権力を導入しなければ都市計画事業ができないというのは誰の責任かと本員はいいたい。これは区画整理事業だけではありません。たとえば市場を作る場合にもそこに関係する市民と話し合いを続け納得ができたときに事業を行うべきであります。ところが話し合いは何回もした、それが進展しないということを言っておりますが、そうであるならばこれは市長の政治力のなさというふうに本員はみます。自分の政治力のなさを棚に上げて暴力団といわれている警察権力を導入するのはこれは市民への挑戦だというふうに見ます。従ってこのような工事妨害禁止ならびに立入禁止の仮処分命令を申請していいかどうかという議案をわれわれはとおすわけにはいかないと思います。従って議案第95号に反対いたします。

○仲本安一君　採決に入ります前に議案第95号、本員は寄宮の区画整理問題については寄宮といわず原則的には賛成であります。しかしながら、昨今の寄宮の工事の状況をみますときにいろいろと割り切れない問題が縷々あります。しかも本員は先に寄宮の工事に対する諸議案については、もっと慎重審議した上で納得のゆくような方法でやってもらいたいということで要望を付してありましたけれども、それが蹴られて残念ながら強制執行ということになりました。それにつきましても非常に遺憾でありますけれども、この95号議案については仮処分の申請であります。もはやそのようなことになりますと確かに違法でないかもしれないが、市にも言い分があるかもしれないが、少なくともそのようなことに立ちいたったことはもはや政治の域を逸脱していると、こういったふうなやり方はどうも納得できないし、違法でないかもしれないが妥当ではないというふうに考えます。そのような意味におきまして本員はこの95号議案および関連する96号議案の採決に加わるわけにはいきませんので退場いたします。

（仲本安一議員退場）

○議長(高良一君)　討論を終結して採決に入ります。議案第95号寄宮地区工事妨害禁止ならびに立入禁止の仮処分命令申請について、原案どおり可決することに御賛成の方の御起立を求めます。

○議長(高良一君)　賛成多数であります。よって本案については原案どおり可決されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第５、決議案第７号暴力追放都市宣言についてを議題として提案者の説明を求めます。

○平良真次郎君　決議案第７号暴力追放都市宣言について提案理由を説明申し上げます。本案件につきましては議会運営委員会におきましてもいろいろ討議してまいり本日の上程になったのであります。昨今新聞紙上にも毎日にぎわせておりますとおり、暴行、傷害、恐喝、殺人、強盗といったようないわゆる極悪な暴行が相次いで起こっております。ちなみに数字的に上げますと全琉におきまして64年度に１万7,200件が発生いたしております。検挙数といたしましては１万829件、63パーセントの検挙率になっております。これが65年度におきまして発生件数１万5,406件、検挙数9,898件、66パーセントの検挙率になっております。特に那覇署管内におきまして64年度、65年度を比べてみますと、64年が7,538件、65年が7,216件、検挙数におきましてはおのおの64年、65年とも54パーセントになっております。このように７千数百件台が那覇署管内において起こっております。全琉の約３分の１以上那覇署管内にこういうような事件が起こっている昨今、われわれの市民生活におきまして生命財産の問題について非常に危惧をもつものでございます。この件につきましてはやはり警察はもちろんでございますが、市民の協力に基づいてこの暴力を追放することをわれわれ日常の生活の中に織り込んでいかなければならないと思うのであります。特に非行少年におきましては本年度発生件数が、66年度でございます、8,261名を検挙補導したという警察の数字でございます。これが64年度におきましては6,580人、非行少年においては年々この数が増しつつある現今におきまして、防犯協会あるいは保護士会とか、あるいは青少年保護育成協議会、あるいは学校ＰＴＡにおきまして青少年の生活指導こういったものが現在取り上げられてきております。ここにおきまして那覇市議会におきましてもこの暴力追放の宣言をいたしまして、市民とともにあらゆる機関とともにこの追放運動のトップを切りたいということで次の宣言をいたしたわけでございます。この提案は議会運営委員会になっておりますけれども、全員提案にしていただければ非常にけっこうだと思います。一応宣言書を朗読いたします。

暴力追放都市宣言

昨今、頻発する大小さまざまの暴力行為は全く眼にあまるものがあり、27万市民はこれの根絶に立上がらなければならない。このときにあたり新たな決意と勇気をもって暴力組織の壊滅を期すとともにいかなる小さな暴力行為といえども黙過することなく「暴力追放」の旗じるしのもとに明るく住みよい都市づくりの為これら一切の暴力行為を徹底的に追放することを宣言する。

1966年７月５日

那覇市議会

以上であります。

○議長(高良一君)　ただいまの説明に対し質疑にはいります。

○大山盛幸君　昨今の新聞をみますと、警察当局においても暴力団の組織に対する解散追放問題で相当努力しているようであります。なおまた提案理由によるところの提案者の説明によりましても、那覇市におけるこの追放の問題がいかに必要かということがわかります。そういう意味におきまして明らかに時宜に適した提案だと思います。しかしこういうような宣言はとかくアドバルーンの上げっぱなしで、実際にその内容が具体的な施策に伴わないような弊に陥りがちであります。これからいたしましても、折角議会で宣言をしても宣言のやりっぱなしでこれに対する効果が現れないことがあっては、これは憂慮すべき問題であると思います。その効果を上げるにはどうしても宣言に伴うところの具体的な施策を考えなければいけないと斯様に思いますが、提案者としてはいかなる話し合いで具体的な問題をお考えになったか、これをお聞かせ願いたいと思います。

○平良真次郎君　まったく適切なお考えだと思うのございます。防犯はやはり市民全体の一丸とした一つの組織のもとに、あるいはそういった意識のもとにこれを防いでいかなければならんわけでございます。特に施策についてでございますが、この点につきましては従来、防犯協会が那覇市にもありましてそこにも各地区の防犯協会がございます。飲食店あるいは通り会そういったような地域別にございまして、これが那覇市の連合会においてまとめてるのでございます。さらに更生のための保護士会がございます。特に那覇市におきましても条例あるいは予算の面でも盛られてるとおり青少年の健全育成協議会が各中校区域に設置されております。現在でき上がっております小禄、古波蔵、首里中校においては、その協議会が発足しそれぞれ防犯に対する具体的な方法を検討を進めているようでございますし、近く安

岡中校地区においてもこれを実施する予定であるようであります。さらに子供を守る会こういったようなものもございますし、結局そういうような意味におきまして那覇市におきましても小中校を中心にいたしまして、青少年特に生徒児童の防犯といいましょうか、生活指導とこういった面から一応この問題と対応して取り上げていただくと、さらに青少年保護育成協議会は３校だけでき上がっておりますが、これを全那覇市に及ぼすように早急にこれを実施しなければならないと思うのでございます。あるいは各地区におきましてもやはり通り会あるいは地域社会におきまして、この防犯隣組あるいは防犯協議組合を結成いたしまして、全那覇市のすみずみの地域にわたってこれが実現をきたさなければならない。那覇市にも現在協議会というようなことで僅かな予算でやっておりまして、今後特にこの問題は数字から申しますと那覇市においては全琉の30パーセント以上もこういうような発生件数があるという自体、今後那覇市の市政にも取り入れられなければならない問題だと思うわけでございます。たとえば市民憲章にもございますとおり公共物を大切にするという自体もやはり防犯と関連があるのでございます。まちを美しくするこういったこともやはり防犯と関連がございます。こういったような意味におきましてやはり市民憲章の推進協議会におきましてもこれらの問題を十分とりあげる可能性もありますし、また現在やっておりますが、これは今後総まとめいたしまして当局の方でもこれの推進をしていただくよう先ほど経民部長にも話し申し上げたわけでございます。

○大山盛幸君　宣言した以上議員個々の立場においてもその暴力追放について協力していただかなければならんと思いますが、議会のほうで議決したがそれに伴ってただいま御説明のあったとおり、当局においてもこの件が強力に施策に現れてこなければならないと思料するのであります。そういう意味から市長が施政方針にうたっている誠意と勇気をもってこういうこともやらなければならないと思うのであります。さしあたってそういう問題についてこの暴力追放都市宣言にふさわしいような施策をやろうというお考えでありましょうか、当局にお尋ねいたします。

○市長(西銘順治君)　お答えいたします。ただいま突飛に宣言がなされまして何のあれもございませんけれども、ただいま平良真次郎議員からお話もありましたとおり市民憲章の中に公共物を大切にしましょうとか、だれにも親切にしましょうということもうたわれておりますし、市民憲章推進協議会あるいは青少年健全育成協議会という機関もありますので、そのモデル地区を指定しておりますのでこういった面を通じて全面的に協力を申し上げたいと考えております。

○大山盛幸君　市民憲章の内容を通じてこの暴力追放都市宣言をやるということでございますがけっこうでございましょう。それではどうしても消極的な感がいたします。もっと積極的な立場から具体的な施策として表わすように御検討していただくよう御要望申し上げます。

○議長(高良一君)　討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　採決に入ります。決議案第７号暴力追放都市宣については提案者を全員と改め、本決議案については可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議なしと認めます。よって本決議案については原案どおり可決されました。

○議長(高良一君)　以上をもちまして本日の議事は全部終了いたしましたので、第84回臨時会を閉ずることにいたします。御苦労さまでした。

(午後０時２分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1966年７月５日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　山川　正平〔印〕
署名議員　儀間　真祥〔印〕

41　1966年(昭和41年)　８月　第85回臨時会[環境・衛生、公設市場]

８月４日(招集日)午前10時３分　開会

○出席議員（23名）

４番　喜舎場盛一君	５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	８番　黒潮　　隆君
11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君	13番　仲宗根昌弘君	14番　宮良　永昌君
15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君	17番　金城　吾郎君	18番　大山　盛幸君
19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君	23番　喜久山朝重君
24番　平良真次郎君	25番　高良　　一君	26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君
28番　平良　亀助君	29番　辺野喜英興君	30番　渡口　麗秀君	

○欠席議員（７名）

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	７番　瀬長　フミ君
９番　友利　栄吉君	10番　吉浜　朝一君	22番　赤嶺保三郎君	

○説明員

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君
市長公室長　城田　清才君	総務部長　新里　博一君	消防本部長　宮平　栄治君
経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	水道部長　玉城　定仁君
財政部長　当間　重美君	土木部長　金城　秀仁君	

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名について
第２　会期を定めることについて
〔第３～第５、第10、第11　略〕
第６　ごみ処理場建設用地の取得について（市長提出議案第100号）
第７　ごみ処理場建設用地の売買契約を結ぶことについて（市長提出議案第101号）
第８　牧志公設市場建設用地の取得について（市長提出議案第102号）
第９　牧志公設市場建設用地の売買契約を結ぶことについて（市長提出議案第103号）

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日をもって招集された1966年８月の第85回那覇市議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手許に配付してある議事日程第１号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において、黒潮隆君、真栄城嘉園君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第２、会期を定めることについて、おはかりいたします。休憩いたします。

(午前10時17分　休憩)

(午前10時18分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。会期を本日４日より６日までの３日間とすることに決定いたします。

○議長(高良一君)　日程第３から日程第11まで一括上程いたします。順次提出者の説明を求めます。

〔中　略〕

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　議案第100号と第101号は同一土地に関する議案でありますので一括して御説明いたします。

ごみ処理場建設用地の取得につきましては、先の６月議会においてその購入資金の起債が可決になりましたので直ちに該土地取得の折衝を続けましたところ、提出議案にありますとおり○○○○氏ほか３名の地主との間でおおむね当初予算計画の線で話し合いがまとまり、それぞれの地主との仮契約も完了し総坪数１万5,607坪を９万9,603ドル60セントで取得できる段階になりましたので、条例に基づき本案を提出いたしました。よろしく御審議の程お願いいたします。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　議案第102号と第103号は、同一土地に関する議案でありますので、一括して御説明いたします。

牧志公設市場建設用地の取得につきましては先の６月議会においてその購入資金の起債が可決になりましたので、直ちに関係地主に対し買い入れ折衝を続けましたところ、故○○○○氏の土地683坪はその相続人○○○○○、○○○○の２人と、その接続地31.15坪は○○○○○と、それぞれ売買仮契約をいたし、総坪数714.15坪を35万7,075ドルで買い入れることに話し合いがつきましたので、条例に基づいて本案を提出いたしました。よろしく御審議の程お願いいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第６、議案第100号ごみ処理場建設用地の取得についてを議題として質疑に入ります。

(「質疑なし」「委員会付託」と言う者あり)

○議長(高良一君)　質疑なしと認め本案についてはその審査を経済民生教育委員会に付託いたします。

○議長(高良一君)　日程第７、議案第101号ごみ処理場建設用地の売買契約を結ぶことについてを議題として質疑に入ります。

○久高友敏君　当局にお尋ねいたします。本件については100号と関連いたしますが、今取得しようとする土地は、この議案に掲げられておる５名の所有であるのか、先に現場視察したときの説明では政府の土地測量の確定によって地積もだいたい明確になっているとのことでありますが、はたしてこの方々の所有地であるかどうか、これについてお尋ねいたします。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えいたします。この土地は、この議案によります５名と仮契約を結んでおります。なおこの５名の所有土地につきましては、登記の名儀もちゃんと同じ名儀になっております。

○久高友敏君　この提案になっております議案の中に○○○○というのがありますが、この○○○○のほうは公簿上においては○○○○のものではないと考えますが、この土地から1965年２月４日に墓地用地として○○○○○○○の名儀で一部売られておるものがあります。これの契約書を持っておる人もおります。そういうこともこの土地に関してはあるが、そのようなこともお調べになりましたかどうか。さらにこの○○○○と○○○○○○○はおそらく夫婦だと考えますが、しかし今回の提案からすると○から買うんだが、しかし前に○○○○が土地を売った形跡があります。まだ登記はされていないが金の支払いもされて契約書も持っておる人がおります。さらに、今取得しようとする土地には第一相互銀行、中央相互銀行、あるいは琉球銀行に根抵当権担保として抵当権の設定を受けてやられておるような形跡もありますが、そういったものは調査されておるかどうか、これについてお尋ねいたします。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えいたします。先ほどの○○○○の土地から○○○という人に売られているという話ではありますが、これはこの議案の図面にあります一番上の斜線の部分の市の買わない土地の中にあるものでありまして、○の所有する約50坪の中から６坪幾らかこの人に売ったようでございますが、これは市が取得しようとする土地とは関係のない場所であります。

それからもう１点、この○○○○の土地につきましては、15番議員のおっしゃるとおり現在中央相互銀行の抵当に入っております。

それから○○○○の分につきましては琉球銀行の抵当に入っております。それで、この件については銀行とも十分な話し合いがついておりまして、市が仮契約をして金を払う段階になると抵当ははずすということであります。もし必要であれば市にそれだけの念書を市に出してもよろしいということであります。

(「進行」と言う者あり)

○議長(高良一君)　質疑打ち切り、議案第101号ごみ処理場建設用地の売買契約を結ぶことについては、その審議を経済民生教育委員会に付託します。

○議長(高良一君)　日程第８、議案第102号牧志公設市場建設用地の取得についてを議題として質疑に入ります。

○黒潮隆君　提案されておりますこの議案は牧志公設市場建設用地を取得して、ここに地下１階、地上４階建ての市場を建設するためにこの土地を取得したという議案でございますが、私は今度大阪市を中心とする小売市場の調査の行政視察をしてまいりましたが、大阪市には大正７年ごろから小売市場が建設され戦禍にもあってきております。大正時代のときに55箇所の市場を建設したが、現在では市内に41箇所の公設小売市場がございます。そこで調査して資料等も持ってまいりましたが、今那覇市が計画しているような市場はこの41箇所の市場の中には全然ないわけです。つまり地下があるのが２箇所あります。この地下がどういうものに利用されているかといいますと、商売人の自転車置場あるいは商売人の物置倉庫、それからポンプ室、電気室とかいうふうに使用されているのであって、地下を市場として使用しているところは全然ないわけです。さらに、この中に地下１階地上７階のコンクリート建てが１箇所ありますが、これは２階から７階までは市営住宅であります。つまり那覇市が辻、あるいは東町に建てたような併存住宅、これに似たいわゆる地下１階地上７階というのが１箇所、それと４階建て地下１階の市場が１箇所、これも地下は市場として使用せず１階だけが市場で２階以上は市営住宅である。さらに地下はなく地上４階建ての市場が１箇所、もちろんこれも２階以上は住宅である。こういうのが41箇所の市場の中でたったの３箇所しかないわけです。その他は２階建ての鉄筋コンクリートの市場があります。この建物の２階は市場の事務所とか、そういうのに使われて市場としては使われていない、これが１箇所。あとは鉄筋コンクリート建ての平屋建てこれが１箇所あります。さらに鉄骨で木造平屋建て１箇所、それから鉄筋コンクリート平屋建ての市場が20箇所、木造平屋建ての市場が14箇所というふうになっておりまして、今市が計画しているような市場は１つもないということです。

大阪市は皆さん御承知のとおり食い倒れだといわれております。一番食料の豊富な都市であります。したがってこの41箇所の市場の中で地下を小売市場として使用しているところは全然見当らないという点がはっきりしているわけです。そして使用料についても１平方メートル当り１ヶ月日本円の160円、約44セント、これは屋内ですね。それから屋外の場合は１平方メートル当り１ヶ月60円、約14セント。それから臨時使用というのがございます。これは１平方メートル当り１日10円であります。こういうふうにして使用料の場合にも那覇市と比べて安いわけです。

今、西銘市長が計画しておる牧志公設市場の場合は１平方メートル当り約６ドル、これだけ取らなければ財政計画がたてられないと、先の議会での市場敷地購入するための起債を起こすという議案の説明の中ではっきり出ております。したがってこの市場用地を取得した場合には市当局としては直ちに設計を委託するとそういう仕事に取りかかるわけでありますが、現在まで市が考えておるような市場をやはりつくるのかどうか。やはり市当局として大阪市等に職員を派遣して公設市場、小売市場として発展しておるようなところを調査して、沖縄の実情にあわして、よっぽど検討してつくらなければ大きな失敗をするのではないかというふうに本員は考えているわけです。

西銘市長は、衣料品、化粧品の入っている東市場は勉強堂に返したほうがいいと言っておりましたが、

しかし大阪市の小売公設市場の中には、衣料品、文具類まで生活必需品すべてのもの全部が売られているわけです。そして、安く市民に売るというふうな考え方からですね、品物の値段についても卸市場に朝早く職員が派遣され、そこで卸値段を記録し、そこにはある程度巾はありますが、その品物は幾らから幾らまで売りなさい、それ以上売る場合は市場使用条例に違反するようになるから、そのために市場使用料を安くしてあるということです。したがって、こういうことも本土ではありますので、市当局としては十分それも検討すべきだというふうに本員は考えますが、しかし、当局は現在の計画どおり地下をつくり、そこには精肉、あるいは鮮魚とかそういう一部の業者をそこに入れるのか、現在までの計画をそのまま推し進めていこうというお考えであるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○第二助役(新垣義徳君)　お答えします。従来とってまいりました市場計画について変更する意思があるかどうかという御質問でございますが、この従来とってきました計画の変更は考えていません。従来どおりの計画で進めていきたいと考えております。

(「進行」と言う者あり。)

○仲宗根昌弘君　この議案について動議を提出いたします。去った６月議会において牧志公設市場用地費として37万9,090ドルの起債が提案され慎重審議検討されて原案可決になっておることは皆さんよく御承知のことと思います。そこでこの議案は６月議会においてすでに可決された予算を執行に移すということになっておりますので、即決にもっていきますよう動議を提出いたします。

(「賛成」「議長、そういう議案については慎重審議をすべきですよ」
「その前に質疑」と言う者あり。)

○議長(高良一君)　ただいまの動議は成立しております。おはかりします。本動議に賛成の方起立を求めます。

○議長(高良一君)　多数賛成であります。よって本動議は可決されました。それで本案は即決することにいたしますので御了承下さい。質疑続けて下さい。

○仲本安一君　議案第102号ですね、この議案についてお尋ねしたいのが２点ばかりございます。まず第１点は取得先であります。この取得先が那覇市○○○町○丁目○○番地○○○○○さんと、○○○○さん。２番目に那覇市字○○○○○番地○○○○○さん、こういうふうになっておりますけれども、２番目の○○さんは別といたしまして、那覇市○○○町の○○○○○さんと○○○○さんと、この２人の連名になっておりますけれども、この２人の関係は、まずどういう関係であるのか。本来所有者というのは、やはり１人であるべきはずである。２人の所有者というのは見たこともありませんし、あるいは聞いたこともありません。もちろん法人なんかにおいてはこれは共同所有の場合もやはり代表者がおります。ここに書いてあるように２人になっているところに、どうしても疑問点があるし、なにゆえにこのように連名にしたのかこれを御説明を願います。

２点目に地目でありますけれども、那覇市の真ん中に畑ということは今日まで知りませんでしたが、これが畑というふうになっておりますが、一体これは今日まで地目替えせずに、そのままほったらかしていたという理由は奈辺にあるか、また固定資産税もやはり畑としてとっておるのか、これを明確にお答え願います。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えいたします。第１点の名儀人の件でありますが、これは故○○○○さんがなくなられまして、したがって相続はその子供に平等に相続されるということになっておりまして、結局２人の共有地ということで２人の名儀というわけであります。これはいろいろ関係の顧問弁護士、あるいは司法書士とも十分なる検討協議をいたしました結果、法的立場から当然の権利者である２人と契約すべきだということでこういうことになっております。

２点目の地目の件でありますが、これはすでに御存知のとおり、戦前そこら辺はたんぼ、畑として耕作地でありまして、その地目がそのまま現在まで残っているということであります。したがいまして、これを市に譲渡する場合には、いずれこれは分筆しなければいけませんので、その分筆と同時に地目も

変更されるということになります。税金のことについては、よく本人に聞いておりませんのではっきりしません。

○仲本安一君　第１番目の所有者の連名の件ですが、これはそうすると○○○○○さんと○○○○さんは姉妹ですか。

(「そうです」と言う者あり)

そうするとやはり両方とも住所は○○○町○丁目○○番地ですか、これは間違いないですね。それじゃこの２人はですね、姉妹で確か民法でいう相続権者であります、権限もありましょうが、いうなれば相続が予想される人であってまだ相続手続きは完了していないわけです。そのようにまだ完了もしないものを軽々しくこのように議案に書くということ自体は、これは本員は当らないと思います。ですからもし相続予定者である場合は○○○○○さんが幾坪、それから同じく○○○○さんが幾坪というふうにして、これは２箇所じゃなく３箇所にならなければうそだと思います。そこら辺に疑問がありますし、またそこの地目が畑であるので、これは早めに地目がえをするということでありますが、これは早くしてもらいたい。問題は畑になっているけれども税金は一体どうなっているか、企画部長お答え願います。もしそれが畑という地目であるということであれば、当局のミスであります。今まで目をつぶっていたことになり、これは当局のミスであると考える。その責任を明らかにしてもらいたい。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えいたします。相続人の２人の件につきましては二人姉妹でありまして、従いまして所有者が死亡した場合にその死亡と同時にその相続は開始されておるわけであります。ただ登記上はそれがまだなされていないというだけで事実はすでに相続権は向こうに渡っている。ただ第三者と対抗するための相続名儀はまだでありますが、事実所有権はそこに移っておりますので、これは別に問題はないと思います。

○仲本安一君　簡単に問題はないとおっしゃいますが、問題はありますよ。これは相続予定者であって相続というのは必ず相続しなければならない義務はないわけですよ。相続権はあっても相続権を放棄する場合もあり得るし、はたしてまた全財産の相続とはいっても何も市場予定敷地というのは○○さんが相続するか、○○さんが相続するか、これはまだわからんわけです。その辺を明確にして下さい。

○第一助役(古堅宗徳君)　相続につきましては経民部長から説明がありましたように死亡によって相続は開始されるわけでございます。ただいまの○○さんと○○さんは姉妹であることは公正証書によって認められております。公正証書は入っております。この公正証書は伊江朝睦公証人が公証した書面が出ています。問題はこの相続財産の件でございますが、これはご存知のように相続人が数人あるときには相続財産はその共有に属するというふうな規定によりまして一部は共有で処理するということであります。所有権の問題については、別にとやかく問題はおこらないと思います。

○仲本安一君　地目の件について説明して下さい。

○市長公室長(城田清才君)　お答えいたします。ただいまの御質問は地目は畑として登記されておるんだが、どういうふうにして課税されているかということだと思いますが、税金はあくまでも実態によって課税されますので、宅地であるという現況に即しまして宅地として課税してございます。

○儀間真祥君　現在購入しようとする土地に他の権利の設定があるかどうか。それから取得先が○○○町○丁目○○番地○○○○○、○○○○というふうになっておりますが両方ともこの番地にいるかどうか、その点についてお尋ねいたします。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えします。取得しようとする土地における権利は登記所も全部調べましたが、別に抵当権その他の権利はありません。ただそこに御存知のとおり一部建物がありますので、これについては地主が自分が責任をもって移すということで話は進められております。それから両人の住所でありますが、○○○○は住民票もそこにありまして何回も行っております。

○久高友敏君　従来、那覇市が土地を取得する場合に実際の売買においては、たとえば坪あたり500ドルで取得するという議案が出されて個人の場合もしかりでありますが、実際の売買と登記上の売買価格に相当

の開きがあって、相手の登記費を軽減するために500ドルで取得するものを200ドルで買った形にしてその課税を安くするとか、印紙税を安くする手段として今までなされたことがたくさんあります。今後そういうことがないかどうか。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　公正なる役所としてはそういうことはやっていけないということでありまして、絶対ありません。

○議長(高良一君)　質疑を集結し討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　討論なしと認め採決に入ります。議案第102号牧志公設市場建設用地の取得について、原案を可決することに御賛成の方の御起立を求めます。

○議長(高良一君)　賛成多数であります。よって本案については原案どおり可決されました。

○議長(高良一君)　日程第９、議案第103号牧志公設市場建設用地の売買契約を結ぶことについてを議題として質疑に入ります。

○金城重正君　103号議案でございますが、これは公設市場建設用地の売買契約を結ぶことについてでございます。この公設市場の改築につきましては３ヵ年有余半にわたりましてこの議会において審議されてきたものでございまして、また去る84回議会においても総務、建設両委員会におきまして賛成者、反対者の意見も十分聞いております。そこで現在の那覇公設市場は那覇保健所から非常に不衛生極まるものだと指摘されており、また市場改築を早急にやるべきだという世論も高まっている今日その市民の要望に応えるべく、さらに那覇市の面目を一新するためにも一日も早くこの公設市場を改築すべきだと本員は考えますので委員会に付託する必要はないと考えます。従いまして質疑討論を省略いたしまして即決に移すよう動議を提出いたします。

(「討論あり」と言う者あり)

○議長(高良一君)　ただいまの動議は成立いたしております。ただいまの動議に対して御賛成の方御起立を願います。

(「議長」と言う者あり)

○黒潮隆君　こういう特別議決を要する重要議案に対して討論を省略するということは許されませんよ。討論が長引き、しかも繰返し重複する場合には省略という動議を出すということはわかりますが、討論を省略して多数決でこういう重要議案を可決するということは許されないですよ。そういうでたらめな議会運営をしていいかどうか。議長、でたらめじゃないですか。

○議長(高良一君)　これは多数によって決めたので仕方がありません。

○黒潮隆君　そういうでたらめな運営は許されませんですよ。討論をさせて重複する場合はこれを省略するということも考えられますが、ところが質疑も委員会付託もさせなければ討論もさせないということは多数横暴ですよ。余りですよ。多数の意見でありますと言ってますが、こういうやり方は民主主義じゃありませんよ。

○議長(高良一君)　これはやむを得ませんよ。

○黒潮隆君　やむを得ないんじゃないよ。しめし合わせているんです。

○議長(高良一君)　休憩いたします。

(午後１時40分　休憩)

(午後１時41分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。採決に入ります。議案第103号牧志公設市場建設用地の売買契約を結ぶことについて、原案を可決することに御賛成の方の御起立を求めます。

○議長(高良一君)　賛成17、反対６で３分の２に達しております。よって本案については原案どおり可決されました。

○黒潮隆君　議会運営委員会を開くことを要求いたします。本会議前に議長の付託にこたえて議運委を開いたのであるが、特別議決の件もあるのでわれわれはもっと日程をとるべきだと要求したわけであります。ところが３日間でできるということであったので、それじゃ現場もみよう、そして委員会に付託して十分質疑もしようということで３日間という日程が作られたわけでございます。ところがそれも無視されたということになるわけでございます。そういうでたらめな運営はないと思います。議運委を招集して下さい。

○議長(高良一君)　ただいまの件についてですが、議案が残っておりますので、これを処理してからしたいと思います。休憩いたします。

(午後１時44分　休憩)

(午後１時47分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の日程はこれで全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(午後１時48分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1966年　月　日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　黒潮　　隆〔印〕
署名議員　真栄城嘉園〔印〕

８月６日(２日目)午前10時３分　開議

○出席議員（22名）

４番　喜舎場盛一君	５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	８番　黒潮　　隆君
11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君	13番　仲宗根昌弘君	14番　宮良　永昌君
15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君	17番　金城　吾郎君	18番　大山　盛幸君
19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君	23番　喜久山朝重君
25番　高良　　一君	26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君
29番　辺野喜英興君	30番　渡口　麗秀君		

○欠席議員（８名）

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	７番　瀬長　フミ君
９番　友利　栄吉君	10番　吉浜　朝一君	22番　赤嶺保三郎君	24番　平良真次郎君

○説明員

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君	第二助役	新垣　義徳君
市長公室長	城田　清才君	総務部長	新里　博一君	消防本部長	宮平　栄治君
経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君	水道部長	玉城　定仁君
財政部長	当間　重美君	土木部長	金城　秀仁君		

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第２号

第１　会議録署名議員の指名について
〔第２～第５、追加第１　略〕
第６　ごみ処理場建設用地の取得について（市長提出議案第100号）
第７　ごみ処理場建設用地の売買契約を結ぶことについて（市長提出議案第101号）

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程第２号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において、金城庄瑞君、仲宗根昌弘君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第６、７は関連しておりますので一括上程します。日程第６議案第100号ごみ処理場建設用地の取得について、日程第７議案第101号ごみ処理場建設用地の売買契約を結ぶことについて、一括上程して経済民生教育委員会の報告を求めます。

○経済民生教育副委員長(宮良永昌君)　議案第100号「ごみ処理場建設用地の取得について」、議案第101号「ごみ処理場建設用地の売買契約を結ぶことについて」、関連する議案でありますので一括して本委員会の審査結果を報告いたします。ごみ処理場建設用地の取得については先の６月議会でその購入資金の起債が可決になりましたので、直ちに該土地取得の折衝をいたしましたところ、提出議案の○○○氏外３名の地主とおおむね当初予算に計上した金額どおり話し合いがまとまり、地主との仮契約も完了し、総坪数１万5,607坪を９万9,603ドル60セントで取得できる、ということであります。

以上の当局説明に対し若干質疑が交わされたのであります。その主なる点を申し上げますと、

(問１)　財産評価委員会の評価額と実際の売却評価との差額はどうなっているか。(答) 財産評価委員会の評価額は畑総平均８ドル、原野総平均３ドルから４ドルであり、実際の売却評価額は畑が総平均８ドル４セント、原野が総平均４ドルであるので大差はない。

(問２)　農作物等の補償についてはどうなっているか。(答) 補償費については、その評価額の内に含まれている。

(問３)　図表652番(263坪)の地主不明の土地についてはどうなっているか。(答) 法務局に申請したところ、口頭でもって使用してよろしいという許可を得ているが、使用許可の文書は追って送付するという回答を得ている。なお、取得用地については、法務局臨時土地調査庁において土地測量を行っており、南風原村役所で８月20日まで閲覧期間があって確認したところ臨時土地調査庁の確定坪数をおさえて、仮購入契約を結んであります。

(問４)　コンポスト工場からでる製品の消化見とおしについて。(答) 小禄農協、真和志農協、首里農協、農連、肥料会社等から協力申し入れがあったが、当局としては、現在のところ確たる案はもっていない。なお製品の消化については本土都市地区のようには困らないと思う。

以上の当局説明に対し、各委員一応これを了承し、全会一致原案に同意すべきものと決定いたしましたので、よろしく各位の御賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　ただいまの委員長報告に対し質疑に入ります。

○仲本安一君　議案第101号、これは土地の取得について随意契約になっておりますが、だいたい先ほどの説明によりますと、評価額と大差はないんだということでありますが、随意契約をなさる場合に那覇市は直接地主と相談の上このような契約をしたのか、あるいは第三者を通じてやったのか、ここら辺を審議されたのであれば御説明を願いたいと思います。

○経済民生教育副委員長(宮良永昌君)　当局にお願いします。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えいたします。購入する場合は随意契約でやっておりますが、議案にあります５名の地主と直接契約を結び買うということであります。

○仲本安一君　地主と直接やったということでありますので、これはぬきにして、さらに議案の添付書類、この中の斜線の部分については現段階においても取得可能だという説明でありますが、将来においては

これを取得するのかしないのか、いわゆる取得せずともコンポスト工場はやっていけるのか、これに支障はないのか、ここら辺を審議されておるならば説明を願います。

○経済民生教育副委員長(宮良永昌君)　お答えいたします。斜線の部分はですね、取得せぬでも十二分にコンポストができ上がるということでありました。

○仲本安一君　これは将来は取得するつもりはないわけですか。

(「そうです」と言う者あり)

○儀間真祥君　現在議題になっておりますごみ処理場の用地取得について、この用地の地積に相当ひらきがある。つまり先ほどの説明で８月20までに異議申立をしなければこの議案に書いてあるとおりになるというわけですか、それともどういうふうになりますか説明を願います。

もう１点、この議案による地番ですね、それを見ますというと相当抵当権も設定されております。たとえば○○○番のごときは根抵当権も設定されています。その額が5,500ドル、あるいは○○○番、これも根抵当権が設定されて5,500ドルの根抵当権が出ております。この5,500ドルの抵当権から幾ら借りておるか、この点を御審議されておればお答え願います。

○経済民生教育副委員長(宮良永昌君)　第１点もう一回説明して下さい。

○儀間真祥君　この議案に出ております地積とですね、それから登記簿の地積それが相当ひらきがあり、かわるようです。その場合に今まで説明なさっておりました８月20日まで縦覧期間をおいて、その間に異議申立がなければこの議案のとおりの地積が確定になるのかどうか。あるいは登記簿のとおりになるのかということです。

○経済民生教育副委員長(宮良永昌君)　第１点は当局にやってもらいまして第２点を私が説明をいたします。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えいたします。議案第100号の別表にあります土地の表示及び所有者のところの地積というのは法務局の臨時土地測量の結果による地積であります。現在の台帳上の地積これとは違いまして、したがいまして６番議員のおっしゃる時限がくれば、これは登記面積がこの議案の面積になおります。この議案に総面積１万7,080坪ありますが、そのうち１万5,607坪買い取るということであります。

○儀間真祥君　今の場合ですね、政府が臨時土地測量調査をするにしても異議申立がなければそれを認めると、しかしその後に実際問題として訴訟問題が起こり得る。たとえば○○○番はこの議案には1,207坪、登記簿には1,349坪となっている。これは少なくなっていることから、地主は不服だといって提訴もできる。そういうことに対する対策、これを考えられておるかどうか。この点を御説明願います。

○経済民生教育副委員長(宮良永昌君)　この件につきまして儀間議員はあとから問題にならないかと心配され、あとから波らんを起こしてはならないということで当局を愛する熱意に対しては私も同感でございます。そういう意味におきまして、われわれも検討してみましたところ課長、係長が昼夜兼行で折衝、微に入り細にわたりまして調査をされまして、たとえばこの土地がですね、担保物件に入っておるんで、あとで問題になりはせぬかというような問題についても各銀行にあたりまして調査しましたら、具体的に申し上げてもいいと思いますけれども、これは一応人の名誉に関することですが銀行に担保に入っていることもあります。しかし銀行に担保に入っておってもなお慎重を期して第２、第３の担保がないかということでそれも調べ各登記所もかたっぱしから調査しましたらそういうことはないと、さらに公証役場にいって担保に入れることもあります、この土地と関係せずに。いろいろ聞きましたら十分に調査しているということでなんらあとから問題をかもすことはないとはっきりしたお答えがありましたので、われわれは承認したわけであります。

○儀間真祥君　あとで今の件については質問します。先の１点ですね、これがまだ説明なされておりませんが。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えいたします。議案にあります地主は仮契約を結ぶ際に全員この臨時

土地調査による面積でよろしいという確認を得て仮契約を結んでありますので別にそういった問題は起こらないと考えます。

○儀間真祥君　それでは次に質疑しますが、この○○○番、○○○番そのほかにもありますが、これらの土地には根抵当権が5,500ドル設定されていますが、そのうち幾ら借り受けられているか、これについて御説明を願います。

○経済民生教育副委員長(宮良永昌君)　私の覚えている範囲では約２万ドル総額にしてあります。これは個人に関連する分ですが、この２万ドルからするとまだ余裕はあります。そういうことを十分検討しまして御心配のない迷惑がかからないようにというような方法で、その点は十二分に検討した結果であるということをさらにつけ加えておきたいと思います。

○儀間真祥君　この２万ドルについてですが、確かに○○○番その土地にはその範囲があります。しかしながらこの○○○番、○○○番その他にもありますが、こういうふうなものは根抵当権これが設定されて5,500ドルの範囲であるが、そのうち幾ら借りているかということを本員は聞いているわけです。これは審議されなかったわけですか。

○経済民生教育副委員長(宮良永昌君)　そういう細々しい点は当局にお願いいたします。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えいたします。６番議員の質問にかかる地主は○○○○でありますが、これは中央相互銀行に抵当が入っているわけです。今おっしゃる根抵当も入っております。で、5,000幾らかの根抵当のうち幾ら彼が引き出したかわかりませんが、とにかくそれだけの抵当が入っている。これらの根抵当まで含めて市が払うべき金額でおさまるわけです。さらに中央相互銀行とは市がその金額を払う場合にその抵当をはずすということの確言をしております。そういうことがもし文書でほしいということなら文書を出してもよろしいということまで言うております。

○儀間真祥君　条例に、市が財産を買う場合には他の権利設定がある場合はそれを解消させてから市は購入すべきだというふうに規定されておりますが、この場合ですね、市が払ったらそれをやろうじゃないかというようなことは条例に抵触するんじゃないかと考えますが、この点についてはどうですか、委員会では審議なされなかったわけですか。条例に抵触するかしないかについて。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えいたします。ただいまのは市有財産の取得及び処分条例でありますが、その７条に「財産の買入れ、交換または寄付等により取得しようとするときは、あらかじめその財産に関し必要な調査をし、他の権利の設定その他特殊の義務があるときは所有者または権利者にこれを消滅させ、またはこれに関し必要な処置をしなければならない」とあり、その必要な処置はしてあります。

○金城吾郎君　先ほどの16番議員の質問に関連するわけですが、われわれが常識的に考えてみてこのコンポスト工場の用地を取得しなければならない。この斜線の部分も当然取得すべきだと考えるわけです。これは取得しないでも支障はないと、いいということははっきりしておりますか、これを確認したい。

　もう１点、最近公害の問題がよく言われておるけれども、この工場を建設することによって、近くにはあまり民家はないが、将来において公害がないか、そういったことも審議されたかどうか。もし審議されておれば御説明願います。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えいたします。御質問の斜線の部分でありますが、議案第101号の添付書面の一番右上の大きな斜線部分、これについては、別にこの白い部分の300坪さえ取得されれば、あとは森であります。ほとんど墓地であります。ここよりの出入口、いわゆる搬入口には支障をきたさない。斜線は約304坪ありますが、これがとれれば理想的であるが、しかしこのまま残しても今度のコンポスト工場建設には大きな支障はきたさない。われわれは取りたいけれども、地主がぜひ坪当り25ドルでなければ売らないと、がんばっておるのでこれじゃ取得できないということで残してあります。本人が納得するまで待とうということであります。

○金城吾郎君　工場建設すればますます地価は上がると思う。本人が納得するのは今でさえ25ドルであれば、工場ができれば30ドル、40ドルあるいは50ドルかかるかもしれない。私がいっていることは、現段階では支障はないにしても将来においては取得すべきじゃないかという考え方に立って質問をやっております。将来は取得したいという考えであるのかどうか。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　将来、地価があえば取得する、あまり地価が上がればそのままおいておきます。

○経済民生教育副委員長(宮良永昌君)　今の問題は審議したんですよ。現在は支障はきたさないと。公害はないそうです。はっきり当局がいっております。

○久高友敏君　本員は先の本会議でも質問を申し上げましたが、本件については特に○○○番の土地は議案から見ますと○○○○、○○○○の共有になっております。

　しかしながら調べてみますと、当初○○○○○から○○○○○○と○○○○、○○○○この３名が1,673坪買い取っております。買い取っているけれどもが、その持ち分として○○○○○○が1,673坪のうちの1,673分の541になっておりますが、さらに○○○○が同じく1,673分の540、○○○○1,673分の540というふうにそれぞれこのように分担されて登記がなされております。しかし市の提案された議案には1,673坪のうちから300坪取得しようということであります。そうなりますと、この○○○○○○、○○○○、○○○○とこの３名の持ち分がそれぞれあるわけですが、その300坪はだれの持ち分から取得しようとしているのか、これについて委員会で審議されたかどうか、これを御説明願います。微に入り細にわたって質疑し、その上本会議で報告するということでなければいけないと思います。委員会ではそういうことをしないで本会議でそういうこまごましたところまで審議するということは間違っていると思います。そういう考えがあやまりであり、議長は一応議会運営上その点を釈明させるべきじゃないかと思います。

（「当局に答弁させたらいいですよ」と言う者あり）

○経済民生教育副委員長(宮良永昌君)　委員長の報告は先ほど読み上げたとおりでありまして、またそのようなことは審議されていないから当局にお聞き下さいということは通例だと思います。それでいいじゃないかと思います。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　○○○番からの300坪の取得は○○○○、それから○○○○の持ち分からとるということであります。

○久高友敏君　委員会ではこまごまとしたところまでやらなかったために当局から説明されておりますが、その300坪は○○○○、○○○○この２人のものから取得するということであります。公簿上は○○○○が1,673坪のうち1,673分の540登記されております。さらに○○○○も1,673分の541登記されております。その割り振りをいくらずつ買うのかという説明を求めているのであります。誰のものからいく坪というふうになるのか、話し合いがついているのか、これを聞いているわけでございます。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　先ほどからどうも錯覚を起こしているようでございますが、○○○番は那覇市○○○○○番地、○○○○、那覇市○○○○○番地、○○○○２人のものとして登記されております。この中から300坪買うということであります。

○久高友敏君　もちろん公簿上はただ単に共有ということになっておりますが、登記上においてはそれぞれの持ち分があるわけでございます。このうちのあるいは３分の１は○○○○、３分の２は○○○○であるかもしれません。これはちゃんと持ち分が指定されております。だからそのうち誰のものから300坪を買うのか。市が買うならば誰のものから100坪、誰のものから200坪というふうに内訳があるわけでございます。登記所でもはっきりしております。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えします。これは共有地になっております。その２人のものから300坪買うということでありますので、別に支障はありません。登記上共有地として登記されておるわけでございます。

（「進行」と言う者あり）

○金城吾郎君　先ほど聞き忘れましたが、自治法第143条によって規定される区域外の営造物設置、これによると関係市町村の議会の議決を経なければならないということになっておりますが、そういった面は委員会で審議されなかったのか。つまり自治法第143条の規定によって「市町村は、その区域外においても、また関係市町村との協議により営造物を設けることができる。」この場合関係市町村の議会の議決を経る必要がある。こういったことについて関係市町村ですか、いわゆる南風原村議会の議決を経ているのか、あるいはこれから経るのか、あるいは那覇市との話し合いはどうなっているのか、ということについて審議されたかどうか。

○経済民生教育副委員長(宮良永昌君)　残念と申しますか、恐れ入ると申しますか、委員会ではそういう問題は審議されておりません。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えします。自治法関係実例判例集にあります住民の使用関係を生じない区域外の営造物の設置と協議の関係という説明で、「問」市町村制第94条には単に営造物を設くることを得と定めているが、その市町村の区域外に設置する営造物が当該他町村住民の使用関係を生じないものについては、関係町村の協議の要はないか、なお協議事項を変更する場合も協議を要するか。「答」すべてお見込みのとおり。ということは、要するに設置すべき地域外の町村の住民が直接その施設を使うんじゃなければ、別にその市町村の議会の議決を得る必要がないという解釈でございます。

○金城庄瑞君　現在、馬車が多数ごみ処理に当っていると思いますが、現場が遠くなると市内からの馬車の使用が不可能だと思いますが、それに変わる運搬の経費について話し合われたかどうか。

○経済民生教育副委員長(宮良永昌君)　そういうことについても話し合いはございません。

(「何を委員会に付託したんですか。」と言う者あり)

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えいたします。現在馬車はもちろんありますが、できるだけ機動化しようと考えておりますが、車の入らない所がありますので若干馬車を残しております。現在この馬車でも１号線を通って安謝の捨場に行くのに相当時間がかかります。またそのぐらいの時間なら向こうまで行くという計算になっております。

(「審議してないじゃありませんか」と言う者あり)

○議長(高良一君)　たくさん時間がかかるようでしたら昼食時間になっておりますので昼食してからやろうと思います。もし僅かな時間なら今やってもいいと思います。休憩いたします。午後１時再開いたします。

(午後０時12分　休憩)

(午後１時５分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○黒潮隆君　委員長にお尋ねしたいと思います。先ほどの委員長報告によりますと、琉球政府の臨時土地調査測量が確定し、那覇市に土地を売る地主の場合にもそれを確認しているわけですね。そういうなかでですね、この議案によりますと取得金額幾らとし、ただし坪数に変動がある場合は取得金額においても増減するものとするというふうにうたう必要はないかと思います。

琉球政府のですね、そういう臨時土地調査測量を確定していますね、その確定するのが８月20日までに異議申立てがない場合は、そのままその土地の坪数が確定するということは地主の方々は認めているわけです。そうなるとその土地の坪数の変動ということは生じてこないということがはっきりするわけです。

しかるにこの議案にあるように坪数に変動がある場合はということはうたう必要はないと思いますが、委員会でどのように御審議されたのか、これが第１点。それにあと１点はこの地主を見た場合にですね、住所が真和志、旧那覇市となっていますが、しかし以前の地主はやはり南風原村の地主で、これが最近かわっています。この方々は土地斡旋業者というふうに本員は考えるんですが、その方々は免状を持っている公認の土地斡旋業者であるかどうかですね。この２点からお尋ねいたします。

○経済民生教育副委員長(宮良永昌君)　お答えいたします。今の第１点、第２点については審議されませんでした。ただですね、当局が慎重に調査し契約の折衝にあたったということは承っておりますが、そういうあたりの面に対しては審議されておりませんでした。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えします。面積に変動ある場合という字句は、もちろん臨時土地調査測量によりまして一応確認はされておりますが、金を払う段階までにもし何かそこに地積的な、たとえば実測をするとか何か変動することが起こった場合にはそういったもので措置するということでありまして、おおせのとおり現在のところまでは一応臨時土地測量によるもので確認されておりますが、今後もし現在の地積に実測によって、もし変動が出てきた場合ということでゆとりを与えての字句であります。

それから現在の地主が土地ブローカーであるかどうかということについては、われわれは要するに現在登記面に地主となっておるその人から買うということでありまして、それ以前のことにつきましては結局われわれとしては別に関知しないということであります。

○黒潮隆君　那覇市は以前から該地域を購入するためにいろいろの折衝をしてきているわけです。それでこの人たちとも折衝してきているわけです。ですから、これはやはり土地斡旋業者に頼んだほうが買いやすいという場合もあります。しかしその場合はあくまでも法でうたわれているような土地斡旋業の免許を持っている土地斡旋業者を売手とするのが正しいんじゃないかというふうにみて本員は質問しているわけです。ただ現在の地主から買うということではいけないと思います。やはり市が買うんだという事実ははっきりしているんじゃないか、そこを具体的に御答弁を願います。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えいたします。○○○○それから○○○○、○○○○につきましては、もともとその地主でありまして、ただ○○○○の場合は上のほうの６筆をまとめてあるわけでありますが、これらにつきましても結局この人のほうがもとそこの地主でもあるし、現在の６名の地主とも話し合いが非常につきやすいということで、結局その人がまとめてこれを取ったということであります。

○久高友敏君　議案第100号についてお尋ねいたしますが、この議案の中の取得の目的のほうにごみ終末処理場建設用地とプリントはなっておりますが、この終末という２字は削除されております。しかしながらその下の末尾のほうの提案理由には終末処理場というふうに載っておりますが、それについてちょっと疑問があります。この件について委員会で審議されたかどうか、委員長にお尋ねいたします。

○経済民生教育副委員長(宮良永昌君)　終末という字句が削除されているがその理由について審議が行われたかとおっしゃいますが、それは審議されておりません。当局にお願いします。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えいたします。機構改革によりまして、ごみ処理場長というのがおりまして、これに関連して議案もごみ処理場建設用地、それから取得の目的も終末を消しましてごみ処理場建設用地としてありますが、提案理由での終末が入っておるのは、結局そのごみ処理場の状況をていねいに説明するという意味合いから入れておりまして、別にその両方の字句における内容における相違はありません。

○久高友敏君　今の部長の説明で別に違いはない、内容においても同じであるということでありますけれども、特に提案理由では意味を深くするためにこれは終末処理とやったという説明を了といたします。

次にお尋ねいたします。地番の○○○番は1,025坪になっておりますが、これは1966年７月26日に○○○○○○○から○○○○に売買の手続きがなされておりますが、これは○○○○からいま、市が買取ろうとしているが、これを取得するにおいて何か条件はないか。ただ何もなくすぐ買うのか、何かこれを購入する場合に条件はないか。市はこういったことを聞いたことがないかどうか。こういうことについてはおそらく委員会ではお調べになっていないと考えるわけです。先ほど委員長からそんな根ほり葉ほりこまごましい点は調べていないという説明がありましたので、もしこれについて委員会で調べてなければ当局から説明を願います。

○経済民生教育副委員長(宮良永昌君)　○○○番について市が買う場合に何か条件はなかったかということでありますが、こういう条件については審議しておりませんので当局説明願います。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えいたします。○○○番の1,025坪、○○○○の所有のものを市が買う場合における条件は何もありません。

○久高友敏君　それがなければけっこうだと思います。しかしながら○○○○は1966年７月26日に○○○○町の○丁目○○番地の○○○○○○○から買い込んでおります。しかしながら○○○○○○○は○○○○に売る場合に、土地を売ると非常に農家が困るので売りたくない、したがって売りはしないが土地を交換するならばいいというふうに説明をしております。

しかしながらこの○○○○○○○の説明によると、「コンポスト工場ができるといやがおうでも君の土地は使いものにならない、どうせ１万余坪の土地を市が買取るから君の分しか残っていないので、もう君はそれを持っていてもだめだ」というふうに脅迫的なことをいわれたといっております。しかし○○○○○○○は、○○○○が代替地をもとめてくれるならばよかろうということでしたが、東側に560坪程度の土地がみつかりましたので、そこと交換しようということになっています。しかしながら、その土地は道路がないのでどうしても道路が必要だということになって○○○○○にいうたら、○○○氏は市の農水課に相談したら、ここは道路がこういうふうに計画されているのでそれで十分農道に支障はないということになっている、というふうに説明しているそうであります。これまでの○○○○○○○の説明によると、どうせ近くの農水課の予算で南風原村の区域内に農道をつくるということで周囲の地主の承諾も求めつつあるということであります。地主の方々には現に印鑑も押している人もおりまた押してない人もおりますが、この件については当局は全然おわかりでないかどうか。もう一回お尋ねいたします。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えいたします。この○○○番の土地を○○○○が取得する際におおせのとおり当初は直接買取るということで話し合ったようでありますが、あとで換地申し入れがありまして、その隣接地の○○○○○○○氏の土地を取得いたしまして、そこに換地をすることになって名儀もそういうふうに変更しているということでありまして、その中での農道の開設かれこれは、要するに現地主○○○○と前借の問題として進めておるもんだと、こういうふうに考えております。

（「進行」と言う者あり）

○議長(高良一君)　質疑打ち切り討論に入ります。

○久高友敏君　討論を行います。討論は議案第100号と第101号を含めて討論を行います。

本件についてはただいままで委員長に質疑をいたしましたが、委員会においてもある程度審議はされておるようでありますが、委員長の説明が不十分であるのかどうか本員はまだ納得いかないわけであります。

さらに本件についてはまだ公害とか、将来はこの公害防止条例が施行されると思いますが、しかし目下のところ当局の説明では公害もないというふうなことを委員会では認めているようでありますが、しかし日本本土においてはこのコンポスト工場あるいは焼却炉、そういった施設のある近郊の村落を調査いたしましたところ、かなりの被害があるようであります。

したがいまして、那覇市としてはこのごみ処理場建設については多年の懸案でありますが、しかしながら首里地域、特に東側の鳥堀、赤田、汀良、そういったところ、またその周辺に土地を持つ農家の被害も相当予想されるわけであります。特にこの土地についても当局はいろいろ調査をされておるようでありますが、これが完全になされていないと本員は考えます。たとえば抵当権の設定についてもしかりであります。市から直接その土地の代金を払うのではなしに債権者のほうに那覇市が金を払う仕組みになっております。

先ほど私が申し上げましたあの○○○○○○○の土地でもしかりであります。抵当権を設定して首里農協から1,500ドルの負債がありますが、これは当然○○○○○○○の名において処理させ、そして○○○○が購入し、そこから那覇市が取得すべきであるが、非常に手のこんだ回りくどい取得のしかたであります。またこの取得の場合においても本人同志が実際に個人で買い込んだものもありますが、しかし市の職員まで手伝ってこの地主と折衝した事実もあります。

こういうような事実、つまり市が購入するならば当然市が個人個人にあたって説得し購入すべきであるのにこんな回りくどい、わざわざ土地の斡旋業者、つまり不動産業者から買っている。また○○○○も名儀上はその人であるが、実際は○○○○○がやっております。

この○○○○○は○○有地を買い込んでおります。また自分の土地は前もって売って、このコンポスト工場ができるということを去年ごろからわかって○○○○○はあっちこっち飛び回って買い込んで、これも自分の名前では買わないで、家内の名前で買い込んでいて、非常に手の込んだやり方でやっております。

したがってこの取得そのものについては私は売り買いについては異存はないわけでありますが、しかし少なくとも市民の台所をあずかるわれわれ市会議員としては当然業者にある程度の手数料をやって取得するのが妥当だと考えます。

このような名儀ももたない、つまり一時的な土地ブローカー的な人から土地を買っている。こういうようなやり方は正しくないと考えます。

したがって委員会では公害は全然ないということの説明を信じておるようでありますが、しかしコンポスト工場ができると、必然的に引き続いて焼却炉もできるということになると、首里近郊は住宅街として発展する地域の土地の利用度が低くなるというふうな観点からいたしまして、本員はこの議案第100号並びに第101号に対して反対するものであります。

（「進行」と言う者あり）

○仲本安一君　本員は討論というよりもむしろ自席でやりたいと思います。この100号、101号議案のごみ処理場建設ということは衛生面から見ましても賛成であります。従って、本来この議案につきましては基本的には賛成の態度を持っておったわけでありますが、たまたまわれわれのほうは経済民生教育委員会に委員を送っておりません関係上、十分に審議をつくしてないわけであります。

今回の経済民生教育委員長の審査報告の中から、さらにこれに対する質疑の中から２、３問題がございまして、まだまだはっきり解明されない点もございます。そのような意味におきましてこれは何か問題がありそうな気がいたしますので、今すぐここで採決ということはまずいので、討論になっておりますが、納得できかねますので本員は反対したいと思います。

○議長(高良一君)　討論を終結し採決に入ります。議案第100号ごみ処理場建設用地の取得について委員長報告どおり可決することに御賛成の方の御起立を求めます。

○議長(高良一君)　賛成多数であります、よって本案については委員長報告どおり可決されました。

○議長(高良一君)　議案第101号ごみ処理場用地の売買契約を結ぶことについて、委員長報告どおり可決することに御賛成の方御起立を求めます。

○議長(高良一君)　15対５で賛成多数であります。よって本案については委員長報告どおり可決されました。

○議長(高良一君)　以上をもちまして本日の議事は全部終了いたしましたので、第85回臨時会を閉ずることにいたします。御苦労さまでした。

（午後１時31分　閉会）

上会議録を調製し署名する。

1966年８月６日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　金城　庄瑞〔印〕
署名議員　仲宗根昌弘〔印〕

42　1966年(昭和41年) 9月　第86回定例会[公営住宅、都市計画]

9月24日(初日)午前10時　開会

○出席議員（29名）

2番　椿　　秀義君	3番　大浜　長弘君	4番　喜舎場盛一君	5番　山川　正平君
6番　儀間　真祥君	7番　瀬長　フミ君	8番　黒潮　　隆君	9番　友利　栄吉君
10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君	13番　仲宗根昌弘君
14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君	17番　金城　吾郎君
18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君
22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君	25番　高良　　一君
26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君	29番　辺野喜英興君
30番　渡口　麗秀君			

○欠席議員（1名）

1番　安見福寿君

○説明員

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君
収入役　渡口　政行君	市長公室長　城田　清才君	総務部長　新里　博一君
財政部長　当間　重美君	経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君
土木部長　金城　秀仁君	水道部長　玉城　定仁君	監査委員事務局長　比嘉　政謙君
消防本部長　宮平　栄治君	教育長　阿波根直成君	

○事務局出席者

局長　義永栄善君　議事課長　新垣襄二君　庶務課長　玉城三郎君

議事日程第1号

第1　会議録署名議員の指名について

第2　会期を定めることについて

〔第3～第13、第16～第21　略〕

第14　久場川公営住宅建設用地の取得について（市長提出議案第117号）

第15　久場川公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについて（市長提出議案第118号）

会議に付した事件

〔議事日程と同じ〕

○副議長(辺野喜英興君)　これより本日をもって招集された1966年9月第86回那覇市議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程第1号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において宮良永昌君、久高友敏君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第2「会期を定めることについて」を議題といたします。今期の会期につきましては、9月22日の議会運営委員会に諮り、了承の上、その案をお手元に配付してあります。お諮りいたします。会期は、お手元の案のとおり、9月24日から10日間と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　御異議なしと認めます。よって会期を9月24日から10月3日までの10日間とすることに決定いたしました。

○議長(高良一君)　日程第3から日程第21までの議案を一括上程しまして当局の議案説明を求めます。

〔中　略〕

○建設部長(花城直政君)　議案第117号久場川公営住宅建設用地の取得並びに議案第118号久場川公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについての両議案は関連しておりますので一括して御説明申し上げます。

久場川公営住宅建設事業は総面積1万3,738坪に第1種公営住宅を1963年度事業として1964年度から1968年度までに18棟を3工期に分けて建設する予定でございまして、すでに第1期工事は1964年度において6棟が完成し108世帯が入居しております。

今年度は第2期工事として6棟144世帯を建設することになっておりますが、この住宅建設用地の中に610坪の個人有地がございましてこれを取得することになったものであります。用地の取得につきましては財産評価委員会の評価額を勘案いたしまして交渉を行い、関係地主の承諾を得まして売買仮契約を締結いたしております。

以上概略御説明申し上げました。よろしく御審議下さるようお願い申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上もちまして本日の日程は終了いたしました。明後日の26日午前10時開議いたします。

（午前10時54分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1966年9月24日

議　　長　高良　　一〔印〕

副議長　辺野喜英興〔印〕

署名議員　宮良　永昌〔印〕

署名議員　久高　友敏〔印〕

9月26日(2日目)午前10時1分　開議

○出席議員（27名）

2番　椿　　秀義君	3番　大浜　長弘君	4番　喜舎場盛一君	5番　山川　正平君
6番　儀間　真祥君	7番　瀬長　フミ君	8番　黒潮　　隆君	9番　友利　栄吉君
10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君	13番　仲宗根昌弘君
14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君	18番　大山　盛幸君
20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君	22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君
24番　平良真次郎君	25番　高良　　一君	26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君
28番　平良　亀助君	29番　辺野喜英興君	30番　渡口　麗秀君	

○欠席議員（3名）

1番　安見福寿君　17番　金城吾郎君　19番　又吉久正君

○説明員

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君
収入役　渡口　政行君	市長公室長　城田　清才君	総務部長　新里　博一君
財政部長　当間　重美君	経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君
土木部長　金城　秀仁君	水道部長　玉城　定仁君	監査委員事務局長　比嘉　政謙君
消防本部長　宮平　栄治君	教育長　阿波根直成君	

○事務局出席者

局長　義永栄善君　議事課長　新垣襄二君　庶務課長　玉城三郎君

議事日程第２号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第12、第15～第20　略〕

第13　久場川公営住宅建設用地の取得について（市長提出議案第117号）

第14　久場川公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについて（市長提出議案第118号）

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してある議事日程第２号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、大山盛幸君、金城重正君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第13、議案第117号久場川公営住宅建設用地の取得について、日程第14、議案第118号久場川公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについて、両案件は関連しておりますので一括上程し質疑に入ります。

○儀間真祥君　議題になっております第117号議案は坪当り30ドルという評価価格になっておりますが、この普通財産を購入する場合には財産評価委員会にかけて価格をきめて買うわけでありますが、その財産評価委員会においてはどれだけの評価額を出しておりますか、その点を御説明願います。

○建設部長(花城直政君)　お答えいたします。財産評価委員会の評価額は坪当り25ドルでございます。

○儀間真祥君　評価委員会においての評価は25ドルというふうな説明ですが、これが議案の中では30ドルということになっておりますね、結局５ドル上がっております。これはどうして５ドル上がったのか、この点を御説明を願います。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。われわれとしては最初は評価委員会の額の決定どおりに地主と交渉したわけであります。いわゆる25ドルから話を始めたのですけれども地主の方が25ドルじゃいかない、自分は百姓であるから土地がほしい、代替地を買わなければいかない、そのためにはどうしても30ドルないとその代替地が買えないので30ドルにしてくれという話でありました。それからその土地にはさとうきび、野菜類がありますが、それじゃそれの収去はあんたがやってもらいたいと相談したら、それは自分で全部収去するからということで話がまとまって、30ドルでなければ買えないということの結論に達しましたので、評価委員会の決定どおりには買えなくて30ドルになったわけであります。

○儀間真祥君　前の議会では今の土地の隣接地の○○○○氏の土地は40ドルというふうに評価決定になったわけですが、それが10ドル上がって50ドルになっていましたが、今のは25ドル評価されたが30ドルになっていますね。そうするとこの隣接地であった○○○○氏の土地はこれより高く買ったということになりますね。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。○○○○氏の土地は高く買っております。それは土地柄、条件が違うからでありますので、当然高く評価されております。

○儀間真祥君　すぐ隣ですよ。

○建設部長(花城直政君)　すぐ隣でありましても前の○○氏の土地はちゃんと整地されておりまして、○○さんの土地は湿地帯でありますので今からそこは整地しなければならないしいろいろと条件がありますので、やはり財産評価委員会においてはこの土地の値段は差がついております。

○金城庄瑞君　今度の68年度の建設予定地になっておる土地は市の所有地になっておりますが、そこを先にしないで○○氏の土地を買ってそこに建設する理由が何かありますか。その点御説明願います。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。この土地は67年度建てる住宅のうちの３棟にかかる予定地でありますので、どうしても本年中に購入しなければいかないということであります。図面の中の点線でしるした建物この３棟の用地であり、早く購入しなければならないということであります。

○金城庄瑞君　ほかに市の土地があるにもかかわらず、ここから先にしないでなぜ下のほうから購入してやらなければならないかということですが。

○建設部長(花城直政君)　ここは市有地でありますが、ここだけが民有地として残っております。それでこれはどうしても買わなければいかないということであります。

この67年度の予定地の大部分は那覇市有地でありますが、その中に○○○○さんの土地が610坪入っておりますのでこれはどうしても買わなければ……。

○金城庄瑞君　いやそういうことを聞いているのではないんです。市有地があるのにそれをほったらかして、なぜ○○さんの土地を購入してそこから先にやるのかということですがね。

○建設部長(花城直政君)　これは68年度建設予定地には墓がたくさんあるわけでございますので、その墓の整理に非常に時間がかかるわけであります。ここを先にやるよりは今の610坪購入すれば67年度はうまく事業ができますので、これから先にやろうというわけであります。

○議長(高良一君)　質疑を終結し本案はその審査を建設委員会に付託いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。明日からは委員会で付託事件の審査をお願いいたします。10月３日午前10時本会議を開きます。本日はこれで散会します。

（午後11時40分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1966年９月26日

議　　長　高良　　一〔印〕

署名議員　大山　盛幸〔印〕

署名議員　金城　重正〔署名〕

９月29日(３日目)午後２時５分　開議

○出席議員（28名）

１番	安見　福寿君	２番	椿　　秀義君	３番	大浜　長弘君	４番	喜舎場盛一君
５番	山川　正平君	６番	儀間　真祥君	７番	瀬長　フミ君	８番	黒潮　　隆君
９番	友利　栄吉君	10番	吉浜　朝一君	11番	真栄城嘉園君	12番	金城　庄瑞君
13番	仲宗根昌弘君	14番	宮良　永昌君	15番	久高　友敏君	16番	仲本　安一君
17番	金城　吾郎君	18番	大山　盛幸君	21番	金城　重正君	22番	赤嶺保三郎君
23番	喜久山朝重君	24番	平良真次郎君	25番	高良　　一君	26番	比嘉　佑直君
27番	比嘉朝四郎君	28番	平良　亀助君	29番	辺野喜英興君	30番	渡口　麗秀君

○欠席議員（２名）

19番　又吉久正君　20番　赤嶺慎英君

○説明員

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君	第二助役	新垣　義徳君
収入役	渡口　政行君	市長公室長	城田　清才君	総務部長	新里　博一君
財政部長	当間　重美君	経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君
土木部長	金城　秀仁君	水道部長	玉城　定仁君	監査委員事務局長	比嘉　政謙君
消防本部長	宮平　栄治君	教育長	阿波根直成君		

○事務局出席者

局長　義永栄善君　議事課長　新垣襄二君　庶務課長　玉城三郎君

議事日程第３号

第１　会議録署名議員の指名について

第２　不良住宅街改造モデル地区内道路新設工事に伴う移転用地の取得について

(市長提出議案第124号)

第３　不良住宅街改造モデル地区内道路新設工事に伴う移転用地の売買契約を結ぶことについて

(市長提出議案第125号)

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　本日は休会の日であるが、市長から追加議案の送付がありましたので、会議規則第10条第３項の規定により会議を開くことにいたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してある議事日程第３号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、仲本安一君、金城吾郎君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第２、議案第124号不良住宅街改造モデル地区内道路新設工事に伴う移転用地の取得について、日程第３、議案第125号不良住宅街改造モデル地区内道路新設工事に伴う移転用地の売買契約を結ぶことについてを一括上程し、当局の説明を求めます。

○建設部長(花城直政君)　議案第124号不良住宅街改造モデル地区内道路新設工事に伴う移転用地の取得と、議案第125号不良住宅街改造モデル地区内道路新設工事に伴う移転用地の売買契約を結ぶことについては関連しておりますので、一括して御説明申し上げます。

この土地は今年度予定しております不良住宅街改造モデル地区内の道路新設工事に伴う移転する建物所有者に対する移転敷地として割当てるため取得するものであります。

用地の取得につきましては、財産評価委員会の評価額を勘案いたしまして交渉を行い、関係地主の承諾を得まして売買仮契約を締結いたしております。

以上概略ご説明申し上げました。よろしく御審議下さるようお願い申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　質疑に入ります。

○黒潮隆君　この土地購入にあたり不良住宅地区内の道路を新設するためにそこから立ち退かされる市民を移そうということでありますが、このモデル地区内の道路用地を買収できているかどうか。これが１点。

あと１点は財産評価委員会の評価はいくらであったか。さらに財産評価委員会の評価を得て地主との交渉をはじめたという説明がありましたが、やはり財産評価委員会にかける前にこの土地を購入したいというある程度のめどをつけて財産評価委員会にかけているのではないかと思います。たとえば財産評価委員会に出す場合に、この土地は大体いくらぐらいである、周囲の地価なども調査してしか財産評価委員会にかけていないわけでございます。周囲も調査して財産評価委員会において説明していると思います。したがって財産評価委員会の評価が決定されたのちももちろん折衝は続けておることはわかりますが、その以前に大体のめどはついていたんじゃないかと思います。その点説明して下さい。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。スラム街解消地域内の道路用地の地主との承諾を得ているかということでございますが、用地の取得は買収はしない、区画整理方式でもって地主の減歩率の提供によって用地を取得してゆくということでありまして、これは80%の承諾は得られております。

それから２番目の取得については評価委員会の決定した額とはどうなってるか、その前から交渉しておったんじゃないかということでございますが、評価委員会の決定は25ドルから30ドルということになっております。もちろんわれわれはこのスラム街の移転者の移転用地を早急に購入しなければなりませんので、あっちこっち物色しておりました。そしてこの土地についても１ヵ月ほど前から交渉は続けております。ただし値段についてはまだ決定的なものはなされておりませんので、評価委員会にはかりまして25ドルから30ドルという額が決定いたしましたのでこの評価によって交渉いたしました。25ドルから交渉をはじめたわけでございますがどうしてもきかない。相手は36ドルを主張しておったわけでございます。しかし評価委員会では25ドルから30ドル、一番最高で30ドルしかみてないから勉強してくれということで交渉したわけでございますが、30ドルでは全部売るわけにはいかない。１筆だけは30ドルで売ろう。もう１つの大きい坪数の74番の1,116坪については33ドルでなくちゃ売らないということで締結したわけでございます。そういうわけで追加議案を出すことについても急に話が落着いたしましたので、こういう追加議案として出しているわけでございます。

○久高友敏君　本案の審議にあたって質問いたしますが、この土地を取得するにおいて坪あたり30ドルというふうになっておりますが、取得後に市が工事をはじめる場合に物件、あるいは農作物、畑とかというような物件補償費はないか、これをお聞きしたいと思います。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。そこの土地の上には物件は１つもございません。一番大きい坪数の○○番地の土地はすでに大体整地されておりますので物件も全然ありません。

○儀間真祥君　お尋ねいたします。具体的な質問に入る前にこの議案ですが、さっき建設委員長の説明によると議案の付託は建設委員会にするというふうなことでしたが、この場合普通財産になるわけでございます。普通財産であれば当然総務委員会に付託になるのが当りまえだと思います。そうじゃなくして管轄外の建設委員会に付託するということは腑に落ちないわけでございます。その点について説明を願います。建設委員会において建設委員長からそれをみんな了承してもらいたいということでありましたので、これをどういうふうなやり方でやるのか。

○議長(高良一君)　建設委員会でそういう話があったんですか。

○儀間真祥君　ありました。

○議会事務局長(義永栄善君)　議案第124号、第125号にかかわる財産取得に対するところの予算は建設部門に属する都市計画事業費の施設費に入っております。その中の土地買収費として計上されております。施設費となりますと行政財産的な考え方に及んでゆきます。しかしこの問題はわれわれのほうでも検討したわけではございますが、行政財産の貸し付けというのが妥当か否か。

財産の貸し付け、賃貸契約というのは普通財産でなければいけない。行政財産で貸し付けする場合もあり得るが賃貸契約によって処理する際には普通財産でなければいけないという考え方に立っております。しかしこの問題に対しては予算でもってすでに建設委員会で審議しつくされております。そういう点から一貫性を持つ意味においてるる説明はなされております。一貫性を持つ意味において建設委員会に付託したほうがよくはないかどうか、妥当かどうかということを副議長並びに総務正副委員長、建設正副委員長にお集り願いまして御検討をお願いしたわけでございます。そういうようなことで一貫性を持つという意味から検討を加えてやってもらおうということで今回建設委員会に付託したほうがよくはないかということでございまして、議長からどこに付託するということはまだないわけでございます。

○儀間真祥君　今の説明は本会議ではないんですか。

○議長(高良一君)　ありません。委員会でそういう話があって副議長室で関係正副委員長の申し合わせ事項によって建設委員会に付託するほうがいいんじゃないかという話です。

○儀間真祥君　予算の計上の仕方にも問題があるんですが、局長の説明ではこれ自体一応普通財産にしかならないので建設委員会に付託するんだということですが、これは予算の組み方自体に問題があります。

○議長(高良一君)　そういう問題があるので副議長室で関係正副委員長が集って協議した結果建設委員会に頼もうということですから、それがあればその委員会でまた委員長に質問してもらってやったらいいんじゃないんですか。

○儀間真祥君　正副委員長会議で話し合いをしたということでございますが、それであるからして建設委員会でそういうことをやってはいかんというふうに考えますが、そういう立場におきまして。

○議長(高良一君)　議長としては正副委員長の協議事項を尊重しなければいけませんので、付託されるときにその問題は質疑されたらいいでしょう。

○儀間真祥君　尊重はします。

○議長(高良一君)　休憩します。

(午後２時25分　休憩)

(午後２時26分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○儀間真祥君　これは区画整理方式によって今のこの問題は解決するという御説明でございますが、区画整理方式でやれば区画整理についての認可が必要だと思いますがこれはどうなっていますか。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。区画整理事業の認可はまだもらってませんけれども、区画整理するんだという区域の決定はうけております。

○議長(高良一君)　日程第２、議案第124号不良住宅街改造モデル地区内道路新設工事に伴う移転用地の取得については質疑を終結し、その審査を建設委員会に付託いたします。

○議長(高良一君)　日程第３、議案第125号不良住宅街改造モデル地区内道路新設工事に伴う移転用地の売買契約を結ぶことについては質疑を終結し、その審査を建設委員会に付託いたします。

○議長(高良一君)　本日はこれをもって散会いたしまして、次は10月３日午前10時より再開いたします。

(午後２時28分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1966年９月29日

議　　長　高良　　一〔印〕

署名議員　仲本　安一〔印〕

署名議員　金城　吾郎〔印〕

10月３日(４日目)午前10時２分　開議

○出席議員（29名）

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
９番　友利　栄吉君	10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君
13番　仲宗根昌弘君	14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君
17番　金城　吾郎君	18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君
21番　金城　重正君	22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	25番　高良　　一君
26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君	29番　辺野喜英興君
30番　渡口　麗秀君			

○欠席議員（１名）

24番　平良真次郎君

○説明員

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君
収 入 役　渡口　政行君	市長公室長　城田　清才君	総務部長　新里　博一君
財政部長　当間　重美君	経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君
土木部長　金城　秀仁君	水道部長　玉城　定仁君	監査委員事務局長　比嘉　政謙君
消防本部長　宮平　栄治君	教 育 長　阿波根直成君	

○事務局出席者

局長　義永栄善君　議事課長　新垣襄二君　庶務課長　玉城三郎君

議事日程第４号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第５、第８、第11～第66　略〕

第６　議案第117号　久場川公営住宅建設用地の取得について（建設委員長審査報告）

第７　議案第118号　久場川公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについて（建設委員長審査報告）

第９　議案第124号　不良住宅街改造モデル地区内道路新設工事に伴う移転用地の取得について（建設委員長審査報告）

第10　議案第125号　不良住宅街改造モデル地区内道路新設工事に伴う移転用地の売買契約を結ぶことについて（建設委員長審査報告）

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程第４号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、又吉久正君、赤嶺慎英君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第６、第７は関連しておりますので一括上程します。日程第６、議案第117号久場川公営住宅建設用地の取得について、日程第７、議案第118号久場川公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについてを一括議題として建設委員長の報告を求めます。

○建設委員長(比嘉佑直君)　議案第117号「久場川公営住宅建設用地の取得について」、議案第118号「久場川公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについて」、両議案は関連していますので一括して審査結果を報告いたします。

本案について当局の説明によりますと、久場川公営住宅建設事業は総面積１万3,738坪に第１種公営住宅を64年度から68年度までに18棟を３期に分けて建設する計画で、すでに第１期工事は64年度で６棟完成しており、今年度は第２期工事の６棟、144世帯の建設計画で、この建設用地の中に610坪の個人有地があり、これを取得するための議案であります。なお、用地の取得にあたっては財産評価委員会の評価額を勘案して交渉を行い、関係地主の承諾を得て売買仮契約を結んであるとのことであります。

以上の説明に対し質疑に入ったのであります。質疑の主なるものを申し上げますと、△「今年度建設予定地内にある墓の移転はどうなっているか」ということに対し「墓の移転は80パーセント済んで残りの墓についても現在執行中である」、△「該土地は実測したのか」との質疑に対し「台帳地積で売買仮契約を結んであり実測はしてないが、本契約を締結して代金を支払う時に実測したい」という答弁であります。

以上の説明の後、結論として議案第117号久場川公営住宅建設用地の取得については原案どおり可決すべきものと決定、議案第118号久場川公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについては同意すべきものと決定いたしました。よろしく各位の御賛同を得たいのであります。

(「質疑討論なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　質疑討論なしと認め採決に入ります。日程第６、議案第117号久場川公営住宅建設用地の取得について、本案については委員長報告どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○議長(高良一君)　日程第７、議案第118号久場川公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについては、ただいまの委員長報告どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議なしと認めます。よって本案は同意することに決定いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第９、第10は一括して上程します。日程第９、議案第124号不良住宅街改造モデル地区内道路新設工事に伴う移転用地の取得について、日程第10、議案第125号不良住宅街改造モデル地区内道路新設工事に伴う移転用地の売買契約を結ぶことについてを一括議題として建設委員長の報告を求めます。

○建設委員長(比嘉佑直君)　議案第124号「不良住宅街改造モデル地区内道路新設工事に伴う移転用地の取得について」、議案第125号「不良住宅街改造モデル地区内道路新設工事に伴う移転用地の売買契約を結ぶことについて」、以上２件は関連していますので一括して本委員会における審査の結果を報告いたします。

本件については現場視察を行ったのち質疑をかわしたのでありますが、質疑に対する当局説明の主なるものを申し上げますと、

△道路用地にかかる今年度の移転計画は建物26件、借家人８件、計34件である。

△今年度に着工する道路工事の延長は160メーターである。

△今回購入予定の原野176坪のうち、宅地として使用できるのは、整地工事をやってみないとはっきりした数字は申し上げられないが100坪余と思う。

△畑1,256坪については、道路用地として２割は取られるが移転者１件当たりの割当は平均約30坪を予定しており、35件ないし36件は入れると思う。

以上のとおりであります。結論として本件は採決の結果、賛成多数で議案第124号については可決すべきものと決定、議案第125号については同意すべきものと決定いたしましたので、よろしく各位の御賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。

○黒潮隆君　不良住宅街のモデル地区内に道路を新設するためそれに伴って金城町に○○さんから土地を買ってそこに移すためにこの土地の取得、あるいは売買契約についての議案が提案され審議されておるわけでありますが、その場合にただ単にその土地を購入するあるいは契約を結ぶためにだけ審議の目を向けてはいけない。たとえばそのモデル地区の立ち退きを予定されておる人々、あるいはそこの計画についても審議がなされるべきじゃないかと考えます。

なぜならばその事業計画そのものに問題がある場合に、それを移せないような状態になった場合にはこの道路新設のための目的で土地を購入しても、その目的にしたがってこの土地を使用することができないというふうなことにもなるわけであります。

したがってそこでお尋ねしたいのは、本会議の質疑の中で建設部長の説明だったと記憶しておりますが、この樋川の道路新設についての用地を買い取りしたかという本員の質問に対して、その地域は区画整理方式で事業は進めるんだという説明があったわけです。

そこで問題になるのは、その一帯は前の第１回のスラム街解消のときに工事が進められて現在市営住宅が建っている地域だというふうに本員は理解しておりますが、その地域については900坪余りの○○○○○○さんの土地を買い上げてスラム街解消したわけであります。

ところがその周辺については区画整理方式というような形でその用地を買収しなくて地主負担をさせていくというふうになると、同じ地域でのスラム街解消していく、不良住宅街をりっぱにしていくんだというふうな事業の中で同じ市民に差別したあれが出てきます。

そういう点が審議の中でどういうふうな方向に結論づけられていったか。さらに牧志公設市場を今度改築する場合にも、一部道路用地を買収して建物の移転費用を計上して道路をあけようという議案も出ております。

ところがなぜ樋川では区画整理方式でやらなければならないのか、それが明らかにされないといけないんじゃないかというふうに本員は考えておりますが、それについての審議がどのようになされたかお尋ねいたします。

○建設委員長(比嘉佑直君)　今黒潮議員のおっしゃることはごもっともなことだと思います。いわゆるこの用地の売買契約、あるいは取得については道路にかかる分のあれを移すということは審議されましたが、あなたがおっしゃることに対しては深く突っ込んで審議されておりません。もし当局に答弁させる必要があれば答弁させます。

○議長(高良一君)　休憩します。

(午前10時45分　休憩)

(午前10時46分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長(花城直政君)　ただいまの８番議員の御質問に対してお答えいたします。スラム街解消の計画が64年から始まっておりますが、そのときにすでにこのいろいろの基本的な問題についてはよくおわかりだと思います。スラム街解消をするにはやはり日本本土にあります市街地改造計画法、こういった法律がなければ非常にやりにくいわけであります。ところが沖縄ではまだそういう法律ができていない。できていないから何とか別の方法でやっていかなければならないというわけで、そういう方法を生み出しているわけでございます。その方法がまずいか、いいかは別問題でありまして、やる方法としては違法ではないわけでございます。

だからこのスラム街の解消の方法として、まずモデル地域を指定してそこの公共用地、いわゆる排水、公園、道路これをまずつくる。そのつくる方法としては用地の取得については区画整理方式でやり、その建物の移転は別に土地を購入してそこに移っていただく。まず公共用地がないからして非常に住居の環境が悪いわけでありますから、まず公共用地をつくるわけであります。そして第２段階としてはそこにいくら道路をつくりましてもやはり密集地域であってはなんにもならない、だからこれを一つのスーパーブロック式にして建物の質をよくしていく。それとあまり密集し過ぎておりますのでその間に適当な空地をつくっていくというようなことであります。

そういったことでやっていかない限りやはり那覇市の過密状態のスラム街は解消されないということで、法律はないけれどもそういう方法をとっていこうということであります。それで焼け跡の土地を買収いたしましてそこにアパートをつくったということは、一つはそこに空地をつくるんだというような仕事の一つにもなっているわけであります。ただ道路をつくってそのままおいたんでは、やはり密集した建物がたくさん屋根をくっつき合わせておるだけで何も意味をなさないので、やはり適当な空地をつくるということで計画をたてて土地を買収したわけであります。今おっしゃる地域では道路を用地買収しないで換地させる、あるところでは地主に提供させる、こういうことは矛盾しているんじゃないかということでありますけれども、何もこれは矛盾はしていないわけであります。

それから２番目の御質問は、

(「他の地域では区画整理方式でやりここをそうしないのは差別している」と言う者あり)

これもさっきの私の答弁の中に含まれておりますけれども、都市計画事業としてまた土木事業として道路を単独にあける場合は買収しなければなりませんけれども、区画整理ということになりますと減歩率を計算いたしまして土地を交換をしていくということになるわけであります。減歩率でもってとって、

残った土地を制限していくという方法が区画整理方式でありますので、別に仕事のやり方が違うわけでありまして何も違法じゃございません。

○黒潮隆君　ただいまの説明は従来繰り返し当局が説明してきたのと少しもかわらないと受け取っておりますが、この樋川のスラム街を解消したときにわれわれ人民党としてはそういうふうに土地を全部買上げて解消していくのはすごく資金がかかる。したがって道路用地を買収するとか細部街路方式でやったほうがいいんじゃないかというような意見を出しました。ところが市当局としてはそういうふうな土地をあっちこっちに買うとかえってまずいと、それよりは道路にかかる人々を立ち退かし、その人々をその市営住宅に入れるというのが今までの市の考え方であったわけです。ところがそれはほとんどなされなくて土地を購入して代替地を与えてそこに移ってもらうというような方式に変わってきております。

さらにもう１つは単独で道路をあける場合、たとえば都計法であの開南交番所から農連市場のほうにあける道路、これは当然都計法によってそういうような道路用地を買上げていくのが正しいわけです。今の市の進め方からすればその場合は考えられますが、しかし今度牧志に新しく公設市場をつくりかえる場合でも現在あいている道路を少し広げていく、あるいは現在道路がないあの密集地域に２､３件の家屋を立ち退かして、道路をあけるのは単独でいわゆる都市計画道路と違うわけです。市場を発展させるためにぜひあけなければならない道路でもあるわけですが、さらにその密集しているスラム街、その中にまず道路をつくっていくという考え方とも一致するわけです。ですから私が聞いておるのはそういうふうな地域ですね、たとえば公設市場周辺、そこは今度新しく市場ができると発展するからそこの市民は協力するといって市に申し込んでいるということが新垣第二助役の談話を新聞で見た記憶がありますが、そういう場合に市民が協力する場合にはむしろ市場周辺は区画整理方式でもいけるということが市の今までの樋川のやり方からすると当然そういうふうに出てくるとわれわれは考えます。もちろん私が賛成するとか、反対するとかという問題をぬきにして、当局としてはやはりそういう方向に出てくるべきである。ところが道路用地は買収し建物の移転補償を出していく、そういうふうになると一貫性がない。片方では区画整理方式で公共用地はやはり市でもってつくりあげていくべきのを一般市民の一部の地主によって負担させる、片方ではそうでないのが納得できないわけです。開南交番所前からあける道路とはおのずから私は違うというふうに見るわけです。

それともう１つはあの区画整理方式で事業を進めていく場合にはもちろん沖縄には区画整理法というのはできていないわけですが、しかし従来のあり方では特別会計を設置して移転補償費は幾らだと、あるいは整地工事には幾らかかるんだと、あるいは政府が幾ら補助する、市が幾ら負担するとか、あるいはまた地主がいくら負担するんだというふうに明確にされて、特別会計を設置して区画整理というのは進めてきたわけです。そこで区画整理方式でやる場合は当然この家屋の移転補償費もこの会計の中で出てくるべき問題である。いわゆる総補償費は市が幾ら負担する、政府が幾ら負担する、地主が幾ら負担する、道路にとられる減歩率がいくらというふうな方向でこないで、いきなりなしくずしでやっていくというふうな形でやると、従来までの区画整理を進める場合にも大きな支障をきたすんじゃないかというふうに本員は考えます。それについてはどういうふうに解決されていくのか、それをお聞きしたいと思います。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。先ほど申し上げましたように沖縄には市街地改造法というのはまだ立法されておらない。そういう時点においてはいろいろの方法をかみ合わせてやっていかなければ、この事業というのはうまくいかないということであります。

結局那覇市のスラム街というように言われておる地域は、われわれが区画整理をした以外のところはほとんどスラム街と言うてもいいと思います。

その中で特に取り上げて調査したのが、４年前に約８万坪の土地を調査いたしました。その中で今度取り上げたのが約8,000坪でありまして、あの樋川住宅付近を含めた8,000坪であります。そこの事業をどういうぐあいに進めていくか、そういう特別立法がない現段階においてどういうふうに進めたほうがいいかということを考えた場合に、いろいろの方法をあみ出していくということは何も悪いことじゃなくして、それが適切であるかないかという疑問はあると思いますが、立法がない現段階においては何とかしてつくりあげていかなければならないということは、だれしも考えざるを得ないだろうと思います。

そういうわけで市街地改造法ができますならばそこの建物の主、それから土地の所有者、市も入れて一つの共同建物をつくって立体化するというような方法が盛んにとられておるわけであります。

ところがそういう立法がない以上、どうしても別の方法をあみ出していかなければならないということで考え出したのが、今の土地の整理については区画整理法でやっていくけれども、その道路用地内にある建物の移転は別な工事事業として移していく。それから実際の道路工事になっていった場合には、すでに土地の整理とかみ合わせていますので区画整理方式でいくと、この場合は地主幾ら、市は幾ら負担する、政府の補助が幾らということで特別会計を設置してやっていくということになるわけでありますけれども、まだその段階まできていない。本当の区画整理ということになりますというとこの区域の中で土地の換地をし建物移転もやらなければならないけれども、ああいう地域においては建物がぎっしりつまっておりますので、その地域では建物を移転することができない。できないからして一応道路にかかっておる建物はよそに行ってもらうと、そしてあとで土地の整理とかみ合わせて区画整理をしていくということであります。

それからスラム街に対するわれわれの考え方として、最終的な目的は公共用地をつくるのは当然でありますけれども、あとでそこの道路に囲まれた１ブロックの中で過密の状態では好ましくないので、その地域に対しては区画整理事業を起こすときはその地主、建物の主とも十分話をして何とか共同建築をさせて空地をなるべくたくさんつくるという方式でいこうということであります。

それで８番議員の御質問はスラム街解消の区域の中の予定された８万坪の中に今の市場用地があった、そこの道路用地を買収するのは市の方針からすると矛盾するんじゃないかということでありますけれども、さっき私が申し上げましたように、立法がない以上そういうあり方の方法をもってやっていかなければ那覇市のスラム街の解消はできないということであります。その考え方は各人各様違いますからどう言われようと法が立法されない間はこの方式でやっていくより仕方がないんじゃないかと私は考えます。

○黒潮隆君　市街地改造法がないからいろいろな方法をかみ合わせてしかできないと、その地域に応じてしかできないというようなことでありますが、市が今調査したスラム街の場合は８万坪調査されて8,000坪を何ヵ年計画で進めていこうという市の方針でありますが、区画整理されていない地域のほとんどが不良住宅街だとおっしゃっておりますがそのとおりだと思います。ところが本員が懸念するのは樋川の場合は家屋が密集しておりますね、したがって区画整理方式でその道路にかかる建物を移転までやると経費が高くつくので他の方法でやろうということだと思いますが、そうなりますと、いま予定されている壺川地区の場合も住宅が密集しております。その場合にそれでは真嘉比、古島あるいは寄宮地区の区画整理とは変わった方法で、道路にかかる建物の移転補償は今度樋川でやろうとしている方式でいこうということになるのか。そういう場合には当然他の地域の道路にかかる分も移転補償についてはその区画整理事業とは別個に事前に市でやってもらいたい。それは地主の負担が軽くなりますので。そういう面からもそういうあれが出てきます。その場合にどういうふうに対処されますか。そしていま8,000坪の区域内での区画整理方式、そして道路用地にある建物については今度市がやろうとしている方式でゆくのか、また壺川の区画整理の場合もそういったのを適用してゆくのか、それを聞きたいと思います。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。樋川のスラム街解消方式でやってゆくということじゃございません。この８万坪の不良住宅街ということでわれわれが調査した区域の中でもそういう方法じゃなくて、われわれがこの次にやる場合に市街地改造法というのが立法されるかもしれません。されましたらその法律によってやっていかなければなりません。

壺川の話でございますが、壺川は区画整理区域が決定されて一応事業認可の申請までやろうというような話し合いにおいて地主の反対がありますので待っておりますけれども、地主の大方の御意思が新しく区画整理法が立法されたときにやってくれということでありますので、これは今年の６月立法院議会でできるようになっておりましたけれども、まだ継続審議になっておりますけれども、これができるというめどがつきましたのでこの立法がなされたあとにやるわけであります。

その方式は今の樋川とは違います。やはり区画整理区域としてちゃんと決定されたらその道路用地にかかっておるのもやはりその地域の中で借地権というものが生じておりますのでその借地された土地に、換地された借地にその建物が移ってゆくという方式でございますので樋川の場合とは違います。樋川の場合は現在区画整理区域として決定されておりますけれども区画整理事業としては起こしてない。起こしてないから道路にかかる建物を移しておいてから区画整理をもってやろうというのでございますので別に樋川とは関係ないのでございます。

○黒潮隆君　最初建物が26件ですか、この26件のうち何世帯あるかわかりませんが、これが金城町のほうに移転するわけでございますね。その市が購入する土地は貸すのか、そういった人たちに売却してゆくのか、あるいはその道路用地と交換しようということであるのか。

もう１つは、この樋川の不良住宅地域の場合は農連市場を中心として生活を営んでおります。それが非常に結び付きが強いわけでございます。それが金城町に行った場合にはおのずから生活自体がかえられてゆきますのでそこに不安、動揺が起きてきます。そういった点から立ち退きを予定している人々は金城町に移ってもいいというふうになってるのか。また、市が土地を購入してから皆さんに移ってもらうという話し合いを進めるようになっているのか。

○建設委員長(比嘉佑直君)　はじめの御質問は土地を貸すのか、または売るのかということでございますが、貸すそうでございます。２番目のものは約80パーセントがすでに賛成しております。

○議長(高良一君)　質疑を終結し討論に入ります。

○儀間真祥君　本員はただいま上程になっております議案第124号、第125号について反対いたします。

現在のやり方でスラム街を解消してゆくことは１つには市内の一部の人々、これに対するしわよせが相当大きいということであります。だからしてこの計画を進めれば進めるほど財力のあるもの、つまり金持ちはより一層利益になる。反面、一般庶民の階層にはしわよせが大きいということが考えられます。

たとえば寄宮の場合、一般庶民の階層は所有地の40パーセント近くも費用負担とか、あるいは公共用地の負担とかいうふうになされておりますけれどもオキコのソーメン工場、あそこは区画整理地域にありながら費用の負担やあるいは公共減歩の負担、そういうものをわざわざさせないようにこの工場だけを区画整理区域からはずしてあります。

これと同じように都市計画の道路、その他の道路を新設する場合にも当然その費用の負担を政府やあるいはまた市町村自治体がやるべきであるのに、それを区画整理地域に指定しておいて、政府や市町村自治体がやるべき負担を地主に転嫁しているような傾向であります。

今、議題になっている土地の取得についても道路を作るのに政府に当然要求してゆくべきであるが、それを市長はやらないでわざわざ区画整理方式を編み出してきて、この用地を区画整理用地として買収するんではなくして地主に負担をさせている。こういうことは当然のことながら財源が政府になければアメリカ政府や日本政府の国庫負担によってなすべきであると考えます。今のやり方では当然なすべきことをやらないで、うしろ向きになって負担を市民に転嫁させようとしているというふうに考えます。

同じ道をあけるのに開南から大洋劇場に通ずる道は道路用地の買収費を出して用地を買ってから事業を進めている。しかし、今度は区画整理方式なるものを編み出してあたらしく道路用地にかかる人々に、地主の負担によってさせようとしている。そうしますと、この用地に居住していた人々は結果的には外に追いやられるというふうになってきます。こういうふうなやり方での用地の購入でありますので、これは当然庶民を郊外に追いやっていくという方策と相通ずると考えます。

その意味においてこの議案に反対いたします。

○真栄城嘉園君　本員は只今上程されております市長提出議案第124号、125号に全面的に賛成するものであります。

御承知のように本件は樋川の不良住宅地区の改良事業の一環として道路用地内の家屋の移転先の用地を確保するために提案された議案でありますが、改良計画に当たる樋川一帯は本市の都心部を形成する地域でありながらも、老朽不良住宅が密集し住宅環境の極めて劣悪な地域となっているのであります。

20年近くをこの地域に生活している市民は道路や排水施設の不備で火災の不安には神経をとがらし、ごみやし尿の処理には不便をかこち、老朽化した住宅は新築しようにも思うにまかせず、市政の手がさしのべられることを強く望んでいるのであります。

このことは過去３ヶ年の事業が極めて円滑に運んでいることからも十分理解できるのであります。このような状況で市政の手をさしのべ整備事業を推進していくことは地域住民の福祉増進につながることはもとより土地の高度利用、都市美化ともなり極めて重要な意義をもつものであります。

もちろんこの種の事業を進めていく場合の方法論としてはまったく問題がないとも言いきれないのでありますが、市街地改造法あるいは住宅地区改良法等の関係立法が必要であることは論を待たないのでありますが、当局としてもすでに関係立法の制定を要請されているとの説明もあり、市政に対する市当局の前向きの態度が窺えるのであります。

先年の樋川火災の二の舞いを踏まさないよう市民の財産を守るためにも道路排水等の整備をはかり地域住民の不安、不便を早急に解消する意味で本案に賛成するものであります。

○黒潮隆君　議案第124号、第125号は一括して上程されていますので討論もまとめて申し上げたいと思います。

先ほどの賛成討論の中で不良住宅街改造計画に従って当局が進めている施策は非常に前向きであり全面的に賛成すると。そしてその地域が市の中心街でありながら密集し、そして道路あるいは排水溝の設備がほとんどなされてないために衛生環境そういった面もいちじるしく悪い、したがってそういうところをりっぱにしてゆく事業だから賛成すると。かいつまんで申し上げますならば、そういう法はまだできてないが法を作れということを市は要求しているし、それまでにそこの改造については進めるべきであるというのが賛成の理由だと思います。

なるほど街がりっぱになるのは、これはただそれのみを考えた場合にはいいと思います。これは交通緩和あるいは衛生環境をよくするとか、あるいは快適な生活ができるような市街地にしてゆく、住宅街にしてゆくことは誰でも認めるところであります。

しかし、それを行う場合に実際そこに住んでいる市民が利益になるかどうかを優先して考えるべきだと思います。そういう場合にそこで生活を営んでいる市民がそこにいられるような方法を講ずべきではないのか。そういうことをしないで先のスラム街解消でも、古波蔵あるいは安謝の埋立地、今度の開南の道路用地を買収するためにもあの海岸べりの安謝に移転させられた人たちの生活をみた場合にはっきりしてきます。

今度の台風で３軒家がこわされております。みじめな生活をしている。物価が違う。自分の生活の場であったところを失うということは、これは痛手が大きいわけでございます。そういった面もやはり考えてそういう法も要求すると同時に、那覇市の街がスラム街化したのは市民だけの責任ではないのであります。これは日本政府、沖縄を支配しているアメリカ、琉球政府、那覇市に大きな責任があるのであります。

戦後、割合整備されている旧市街地を米軍が占領したので戦争で避難していた市民、あるいは海外、本土から引き揚げてきた市民がやむなくそういうところをしきならし、あるいは割り当てられて住宅を作っていって現状にいたっております。

したがってこのような軍事植民地支配の中で人民は収奪されて、そういう快適な生活ができるような住宅を作るだけのことができなかったわけでございます。宮古台風をみても同じでございます。今まで何回となく繰り返された台風によって大きな被害をうけておりますが、政府やあるいは民政府、あるいは日本政府はかけ声だけはいかにも援助しているかのようにみせかけているが、そういう根本的な対策を怠ったためにああいう被害が出ております。

それとまったく同じようにそういう戦争からくる大きな問題もありますが、その後の問題としても人民が生活できないように追いこんでいった責任、これを大きく責任をもたせ、したがって本土のそういう法律を適用させて民主党もいってるように県なみ、あるいは一体化という方向からも当然自治体の経費だけで市民にそういう大きな負担をさせるようなことはしてはならない。したがって、不良住宅街改造についてわれわれはこういうやり方では反対である。したがってそういう方法で購入される土地については当然反対だという考え方にたって反対いたします。

○議長(高良一君)　討論を終結し採決に入ります。議案第124号不良住宅街改造モデル地区内道路新設工事に伴う移転用地の取得について、委員長報告どおり可決することに御賛成の方の御起立を求めます。

○議長(高良一君)　多数であります。よって本案については委員長報告どおり可決されました。

○議長(高良一君)　議案第125号不良住宅街改造モデル地区内道路新設工事に伴う移転用地の売買契約を結ぶことについて、委員長報告どおり可決することに御賛成の方の御起立を求めます。

○議長(高良一君)　多数であります。よって本案についてはただいまの委員長報告どおり可決されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)

〔中　略〕

以上で議事は全部終了いたしましたので第86回定例会を閉ずることにいたします。御苦労さまでした。

(午後６時20分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1966年10月３日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　赤嶺　慎英〔印〕
署名議員　又吉　久正〔印〕

43　1966年(昭和41年) 11月　第87回臨時会[環境・衛生]

11月10日(招集日)午前10時１分　開会

○出席議員（26名）

２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君	５番　山川　正平君
６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君	９番　友利　栄吉君
10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君	13番　仲宗根昌弘君
15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君	17番　金城　吾郎君	19番　又吉　久正君
20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君	22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君
24番　平良真次郎君	25番　高良　　一君	27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君
29番　辺野喜英興君	30番　渡口　麗秀君		

○欠席議員（４名）

１番　安見福寿君　14番　宮良永昌君　18番　大山盛幸君　26番　比嘉佑直君

○説明員

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君	第二助役	新垣　義徳君
市長公室長	城田　清才君	総務部長	新里　博一君	財政部長	当間　重美君
経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君	水道部長	玉城　定仁君
消防本部長	宮平　栄治君	教 育 長	阿波根直成君		

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名について
第２　会期を定めることについて
〔第３～第６、第８　略〕
第７　ごみ処理場設置契約を締結することについて（市長提出議案第130号）

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日をもって招集された1966年11月の第87回那覇市議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程第１号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において、赤嶺保三郎君、喜久山朝重君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第２「会期を定めることについて」を議題といたします。第87回議会の会期日程につきましては、11月８日の議会運営委員会に諮り了承の上、その案をお手元に配付してあります。お諮りいたします。会期はお手元の案のとおり、11月10日１日間と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　ご異議ないものと認めます。会期は11月10日１日間と定めることに決定いたしました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第３ないし日程第８までを一括して議題に付します。当局から順次議案説明を願います。

〔中　略〕

○建設部長(花城直政君)　ただいま上程になりました議案第130号ごみ処理場設置契約を締結することについてを御説明いたします前に訂正していただきたいのがございます。契約書の一番最後のほうから２頁、乙の住所でございます。これは那覇市松下町となっておりますけれども松山町に訂正願います。それから保証人の住所、東京都港区新橋４丁目10号となっているのを、10号を８号に訂正願いたいと思います。

本件は本年度当初予算に計上されましたごみ処理場の設置についてであります。御承知のようにごみ処理施設で重要なのは、高速堆肥化装置であり、この装置についてはほかにもメーカーがございますが各種の資料を集め実情を調査し、検討した結果「ダノ式」浄化装置がもっとも優れているとの結論に達しましたので、９月１日機種の決定を行い11月７日に同社の沖縄代理店である第一産業株式会社と仮契約を締結しましたので本案を提出したわけであります。よろしく御審議の上、承認下さるようお願いいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第７、議案第130号ごみ処理場設置契約を締結することについて質疑に入ります。

○金城吾郎君　これは本会議で伺うべき筋合いのものではありませんが建設委員会に付託せずに直接やるようになっておりますのでこの場でやります。

この契約の第12条「前条の規定により支払われた請負代金は、本請負工事に直接必要な経費以外に充当してはならない。」とあり、市の契約の条項に全部、こういう条項が入っておるのかどうか、この経費の使用のあり方についてどのように監督をやるのか、こういう条項を入れなければならない事由はどこにあるのか、この点についてちょっと説明を願いたいと思います。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。この条文はまあ工事請負契約、どんな契約にも入っておるわけでございます。やはりこの事業を完全に遂行するためにはこの事業の請負代金を払えと、ほかのものに利用してしまったらこの事業が不施行になる。だからこれはほかの事業に使っちゃならないというようなことでございます。ここで第１回の支払いをいたしますと、この代金は、今までやった事業に対しての人夫賃なら人夫賃、その他資材の代金に払わなければならない。ほかのものに払ったんじゃこの事業ができないということになります。

○金城吾郎君　なるほどその工事をうまく進行させるためにこの金はこの工事のみに使うということはわかりますけれども、実際問題としてこういう条項を入れておって市がこれを監督できますか。今までの契約の中にこういう条項はなかったと記憶しておりますが、いつも入っておりますか。

○建設部長(花城直政君)　ほとんど入っております。

○金城吾郎君　第６条のただし書きに「主任技術者は一級建築士またはこれと同等以上の資格を有する者」とありますが、一級建築士、二級建築士以外にも何か資格があるんですか。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。第１点の質問にお答えします。実際にそういった条項を入れましても実際に経理面にタッチして取り締りはできないわけです。やはり完全に仕事をさせるためには、そういうようにやっていかなければならないと思います。ないからそういうのは入れなくてもいいということにはならないと思います。なるだけこの事業が円滑にいくようにするためにやはりこの条項を入れるべきだと考えております。

第２点の一級建築士、二級建築士以外に建築士があるかということでございますが、ありません。ただ一級建築士と同等のものというふうなことは、もちろん一級建築士というのは国家試験を通らなければ資格は与えられないけれども、試験が通らないけれども実務においてそれ以上、またはそれと同等の人がおるわけであります。そういうことを言っておるわけでありまして、またそれだけの実力をもった者を監督にあてるんだということであります。以上御了承願いたいと思います。

○金城庄瑞君　今のごみ処理場の契約の場合は、当初から随意契約になっておりますが将来、建物の場合、普通一般競争入札に付して、それが落札しなかった場合に随意契約になっておりますが、この場合には建物も全部一括に含めての随意契約になっておりますが、この建物も含めなければできなかった理由ですね、なぜ一緒に含めなければならなかったのか、その理由を御説明を願いたいと思います。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。私たちはこの工事を一つのプラントというふうに考えております。この処理場の施設としましては、まだほかに監督事務所だとか、それから計量、チリが出てきますと、自動車に入れたまま重さを計る、そういったところの工事、また倉庫がございますが、こういったのは切り離してこのプラントとみなされる、これが高速堆肥化装置、これに関連する投入物の建物とそれから選別室の建物、それはどうしても一緒にやらなければいろいろと不都合をきたすということでこの３つは一つのプラントというふうに考えるわけであります。それでこの３つは一緒にしてほかの事務所とか倉庫はほかに切り離してやるつもりであります。

○大浜長弘君　今コンポストの件についていろいろ式があると思います。ダノ式を那覇市が採用したというふうなことについてお伺いいたします。このコンポストの機械は何社ぐらい扱って、どういう点でダノ式がいいのか、金額の面ではどのようになっているのか、まず第１点お伺いしたいと思います。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えいたします。コンポスト施設の機種決定は経済民生部の主管になりましたので私のほうから御説明を申し上げます。第１点のメーカーの件でありますが、コンポストをつくっておりますメーカーは東洋コンポストのダノ式、プラット式の甲陽建設、それからＮＥＣ式の三菱重工、荏原式の荏原ＫＫこの４つになっております。

なぜその中からダノを選んだかという御質問でありますが、このゴミを焼かずにコンポスト施設によって終末処理をしようと、要するに堆肥化をして終末処理をしようという場合に、もっとも重要な点は次の点にあるんじゃないかというふうに考えるわけです。まず第一はゴミの中の有機物質をいかに早く、しかも高度に醗酵分解させるかということが一番のポイントです。

その次はそのためにはその分解作用をするこの好気性の微生物の分解作用に必要な空気と温度、こういったもっとも好適な環境をいかに適切に与えるか、これはすなわち製品の品質に影響してくるわけですが。それから３番目にいえることは、この微生物の醗酵作用の以外のもの、すなわち醗酵作用の対象にならない無機物、金属とか石類、ガラス類、こういったものをいかにして合理的に、しかも作業能率を落さずに早くそれを分類していくか。だいたい以上の３つを十分にそなえるということが、いわゆる堆肥化による施設、このコンポスト施設によるゴミの処理の機種を決定する場合の要点になるんじゃないかというふうに考えるわけであります。

そういった点にたって、先ほど申し上げました４つのメーカーの情況について調べましたところ、もっとも重要なポイントでありますところの醗酵槽の中で、この好気性の微生物が非常に快適に醗酵作用を起こすというような装置はダノにあったということが結論になるわけです。なぜそれがダノ式にあったかと申しますと、ダノ式の場合には30年来の歴史をもっておりまして、ほかのメーカーの場合には６、７年なり10年の歴史であります。ダノ式はデンマークのプラント特許をとりよせてつくっておる機械であります。で、この特許を５つか６つもっておりますが、その特許をとった部所の目的は何かと申しますと、みんな先ほど申し上げました微生物醗酵のための快適な環境を与えるための特許であるということであります。

一例を申し上げますならば醗酵槽のドラム、横にまたがっておる30メーター近くのドラムがありますが、そのドラムの中でじん芥が相当日にちをかけて醗酵するわけでありますが、このドラムに仕掛けられた特許そのものが他のメーカーではまねのできないものである。それだけ申し上げますならば、要するに冷たい空気をさし込む空冷却塔がありまして、それから出た空気がドラムの表面をはってドラムのほうで一定の間隔をおいてそこに空気が入り込むように弁が全面的にあるわけです。そしてその空気がゴミが進行していく方向に直角にもふき込む、これが特許でありまして、ほかのメーカーではどうしてもそれがまねできない。従ってほかのメーカーではどういうことをやっているかと言いますと、その入口のほうから、まず空気をぬく、抜けば入るじゃないかという考え方で入口の空気をぬけば入る、そこに入口を置いておけば空気は自然に入る。これはためしでありますが、空気は入るけれども、その空気はその中に横たわっているゴミの表面をなめるだけであって内部にはいかない。従ってその醗酵は空気の少ない嫌気性醗酵をするということは、温度が下がって醗酵するが非常に未熟である。従ってできた製品は非常に悪いと、製品のよしあしは普通堆肥のその中に含まれるチッ素と、炭素の比率、いわゆるこれを炭素率と申しますがそれが製品としてよろしいということは、空気、温度をよく与えて完全に醗酵した場合その炭素率がだいたい15から18ぐらいになりますが、この好気性醗酵がなされないでいわゆる嫌気性醗酵で出てきた場合はその炭素率が30から40になる。そうすると、その出てきた製品はさらに炭素率15程度に落すために２週間ないし20日間の養生をしなければならないと、そういうことで非常に製品のさばき方も悪いし、またほかのメーカーでそういったゴミの中に内部に空気を入れるが、このダノ式の場合には最初に電磁分離機がありまして、すなわちゴミが投入口から上がると電磁分離機にゆき、そこで缶類（カンカラー）を全部分離してしまう。そして中に入れて各面から空気をそそぎ込んで好気性醗酵でもっていきますが、ほかのメーカーではこのプラントがまねできないものだから結局カンカラー（缶類）をそのまま入れて、そういったものもゴミの中に入れてその部分に空気をとって分解さ

せる。そしてあとでこういった金属類、石類をとるというようなことでその操作プラントまでありまして、全然製品において差があるというわけであります。そういったことからしまして、結局このダノ式の場合には非常に醗酵そのものが迅速で、醗酵槽の中で３日程度で炭素率だいたい20ぐらいで出てくると、それを１週間養生すれば炭素率15ないし16に落ちてくるということであります。

ほかの場合は醗酵槽の中で１週間ないし10日しなければいかない、しかも出てきたものの炭素率が高いですから養生に対しては20日間もかかる、従って広い養生場を必要とする。それと、出てきた製品が未醗酵、不完全醗酵ですから臭気が非常にたつと、こういった優劣がはっきりしたものがありまして、これを選んだわけでありますが、日本におきましても27箇所のコンポストがあるわけですが、その中で19箇所はダノが施設されておるわけです。それでプラット式のものが三浦に１箇所、ＮＥＣのものが下関に１箇所、荏原式のものが鹿沼、尼崎、別府、鹿児島、北条、紀南６箇所、こういうふうに日本の27箇所のうちほとんど８割までがダノを使っている。それからあるデータの中に書いてあるものでございますが、世界の約130箇所にあるそうでございますが、そのうち80パーセントはダノを使っておるということは、これがいかに古い歴史をもち優秀な製品であるかということをものがたっているんじゃないかと思います。

なお、御参考までに申し上げますと1960年３月にフランス都市技術者協会から出版された生物学的方法によるごみ処理方式という報告書がありますが、その中でも結局生物学的処理によってごみ処理をする場合に機械の施設を選ぶ場合のポイントは先ほど申し上げましたとおり３点にあるというようなことが書いてあります。なおこの中にダノ式をこの連中が調査したものがありますが、「われわれはフランスのプンタリエのプラントを見学したが1958年５月以来満足に稼働している。売却される生産品は品質良好であり、まったく不活性のごみはプラントの近郊地に多く利用されている」というふうに、これの専門家の報告書にもあります。先ほど申し上げましたとおり明らかにダノ式方式はよろしいということを決定いたしまして機種を選んだわけでございます。

建設費の問題でありますが細かい点は建設部のほうでくわしくやっております。昭和37年から38年の２ヵ年にまたがって宝塚市のほうで作ったのが同じく50トンプラントで21万ドル。それから同じ年度で和歌山の21万5,000ドル。それから38年、39年度で豊橋市に作ったのが21万5,000ドル。39年、40年の新潟のものが22万ドル。40年、41年にかけて２ヵ年計画で作る倉敷の50トンプラントが23万3,300ドルということになります。われわれが35万ドルということになっておりますが、これは結局日本の現地で裸で渡す。ここで23万3,000ドルかかり、これに結局、船運送をするための梱包、運送費、海上保険、那覇から現地までの島内輸送、そのほかに倉敷保険料、フローティング料、那覇の港でおろす人夫賃、機材代、それからこちらに据付期間中技術屋がきますのでその技術屋の賃金、こういったもの加えますと大体35万ドルぐらいになるという概算を立てております。

○又吉久正君　35万ドルの随意契約によって締結されていこうとするものでありますが、部長説明ではこの式のほうが一番上等だというふうでありその点は納得いたしておりますが、東洋コンポスト株式会社と第一産業株式会社とのつながりはどうなっているか。取引きは前々からしていたのか。それともコンポストを購入することによって最近から取引きをしているのか。その東洋コンポスト株式会社と第一産業株式会社のいきさつについてお伺いしたいと思います。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えします。われわれは一応機種を決定しましてその機種はどこで扱っているのか、しかもその扱っているメーカーをつなぐ代理店は那覇には誰がいるという系統で探してきたわけでございますが、東洋コンポストとずっと以前から提携しておりますのは東京のゼネラル商事であります。そのゼネラル商事の沖縄における代理店は第一産業であるということであります。

○又吉久正君　これには東洋コンポスト株式会社の取締役社長が保証人というふうになっておりますが、この契約を締結するに当ってはっきりと東京の会社の社長の了解をもとめられているかどうか。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えします。この保証人に立つ場合には名倉社長がじきじきに御来島されまして、この契約書の保証印を押した。その印鑑証明交付証書、昭和41年11月７日東京法務局芝出張所の野本治作登記官の証明による印刷証明がついております。さらに社長じきじきの念書がついております。1966年11月７日付那覇市長西銘順治殿（甲）と、那覇市松山町２丁目122番地の１、第一産業株式会社取締役社長又吉康栄（乙）との間に締結された那覇市ごみ処理場施設設置契約に基づく乙の契約義務の履行に関する一切の保証の責を負うものとする。社長印を押しております。

○又吉久正君　部長の説明ですと、じん芥処理と同時に肥料もとれるということで一石二鳥と考えられますが、ここで毎日50トンの処理能力があり肥料がとれるにしてもそれを沖縄で適当に売れるかどうか、肥料の処分はどうするのか、またおよそ年間どのくらい予想しているか。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えします。50トンのじん芥から出るコンポストの量は大体17トンであります。50トンのうち18トンは金属類、鉱石類、ガラス、大きな木箱、こういったもので18トンはなくなります。それを引いた32トンが縮まって17トンのコンポストになり、ガスになって飛び、水分になって飛ぶ、みんな分解して。したがって17トンを年間生産しますと大体430町歩の畑にほどこす肥料がある。ただし、これは反あたり400貫の使用量として計算してあり430町歩に与えたる年間の使用量が出ます。那覇市の畑は600町歩ありますので、これに対してどういうふうに普及するかということでございますがそれにつきましては地区農協あるいは農連、あるいは肥料会社ともそれなりに内々に話を進めておりまして、もう少し具体的に工事が進めばさらに話を進めてゆきたいと考えております。

○又吉久正君　肥料の処分については農協その他肥料会社と話を進めているということでありますので、来年度予算からこれの使用料が入ってくるわけでございますが間違いないですね。今度は35万ドルのこの内訳でございますがこれは１番の単価、２番の単価はおのおの違っておると思います。その合計したものが35万350ドルと考えられますが、この契約書の第４条には工事の一部を第三者に委任し、もしくは請け負わせることができる、となっておりますが、市の条例では第三者の請け負いはかんばしくないとありますが、これから見ますと基礎工事とか電気工事あるいは芝はりというのはほとんど下請工事させると思いますが、大体の１番の単価、２番、３番の単価はどれくらいになっておりますか。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。一番最初のダノ式じん芥高速堆肥化装置、これが21万5,000ドルとなっております。それから機械基礎工事が3,700ドル、機械据付工事が１万3,050ドル、それから機械の据置のほかに建築工事があります。投入室建築工事というのがありましてこれが約２万9,850ドル、電気設備工事は４万8,500ドル、投入室建築工事これが１万5,350ドル、撰別室建築工事１万4,500ドル、養生場の舗装工事8,300ドル、工具および備品これは570ドル、諸経費３万1,350ドル、合計35万350ドルとなっております。

○儀間真祥君　２点お尋ねいたします。17番議員の質問と関連すると思いますが、17番議員の質問に対して部長答弁は主任技術者または一級建築士またはこれと同等以上の資格を有するものとあるが、一級建築士以上の資格を有するものあるいは同等以上の資格を有するものは実際にいないということを聞いておりますがどうしてこれを入れたのか。もう１点は、９月議会だったと記憶しておりますが現在計画中のコンポスト工場、この近くでは公害は起きないということを説明されておりますが、聞くところによりますとコンポスト工場では醗酵させますが、その段階においてはある程度の有機物が出るが、その有機物が発生した場合に臭気が出ます。その臭気がどの範囲にとどまるのかその点をお伺いいたします。

○建設部長(花城直政君)　17番議員からの御質問がありましたが今の御質問はちょっと違っていると思います。一級建築士、二級建築士以外の建築士はいないということであります。要するに国家試験にとおった一級、二級建築士以外はいないわけでございます。なぜ同等以上の資格を有するものとしたかということでございますが、これは国家試験をとおっておらなくても技術的にそれだけの能力がある人がおり、試験を受けたら受かるかもしれません。それで、実地で優秀な人がおり、これだけの技量をもっているということを認めるならばあれするということでありまして、一級建築士、二級建築士はおらないということではなく、それ以外の建築士はいないということであります。

○儀間真祥君　実際問題としてこれと同等の資格をもっていても監督するということができないようなこともあるので、一応こういうところまでなされるというふうに考えますが、一級建築士以上のあるいはこれと同等の資格を有するということを誰が認めるのか。これは誰でも監督できるような方法をとるためではないのか。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。一級建築士の免状をもっておらなくてもそれと同等以上のものは認めると書いてあります。しかし、これは誰が認めるかということでございますが、これは那覇市長が認めるわけでございます。

○儀間真祥君　市長が認めるということですが一級建築士は国家試験による資格でしょう。検査官は市長じゃないでしょう。ちょっとおかしいじゃないですか。そうであるとすればこれは誰でも監督できるような道を開くことになりますよ。

○建設部長(花城直政君)　これは一級建築士の資格を認めるということじゃありません。一級建築士と同等以上の技能を有するものというふうに考えられていいと思います。資格となると一級建築士しかありませんので、そういう意味じゃなくしてそれと同等以上の技能を持つそれだけの優秀な技術者ということであります。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　臭気の点についてお答えいたします。先ほど申し上げましたのはダノ式みたいに完全醗酵をなし得る施設をもたない、特許をもたない施設から出てくる製品は不完全醗酵して出てくるので、それを積んだ場合には臭気を発するということでありまして、ダノ式の場合はスタミナイザーの特許施設によって、完全な操作によって出てきたものは炭素率は17、8に落ちておるので臭気は出ても養生場広場程度の分でとまるということであります。

○儀間真祥君　公害の問題については一応コンポスト工場の範囲は出るかもしれませんがそれ以外にはわたらないということでありますか。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　はい、そうでございます。

(「進行」と言う者あり)

○黒潮隆君　公害の問題は６番議員から質問がありましたのでそれに触れませんが、那覇市のじん芥の排出量からした場合に50トンの能力しかないコンポストだけでは処理ができないわけでございます。50トンから18トンは肥料にならない、有機物が出るということであります。そうしますと200トンの中から約50トンは石ころ、金具類、あるいは板切れという計算が出てきます。ところが50トンしか処理できないので那覇市としてはコンポスト工場を建設するその敷地にじん芥焼却炉を作ろうというふうな計画もあると聞いていますが、やはり公害の問題からするとコンポストのほうがじん芥焼却炉よりは被害がないということもはっきりしているわけでございます。そういった点からすると50トンではなしに80トンとかもっと能力のある大きいのをなぜ設置しなかったのか、これをお尋ねしたいと思います。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えします。問題はこのコンポストは製品をいかにさばくかということでありまして、先ほど申し上げましたように50トンプラントから摘出されるコンポストの量はおおむね那覇市の耕地面積に与えるだけの量として十分である。那覇市の耕地面積は600町歩でありますので、すでに御存知のように耕地は減少してゆくので450町歩で抑えておかないとあとで困るということで50トン規模にしたということであります。

○黒潮隆君　部長答弁は現在の那覇市の農家の耕地面積を対象としているので、また年々農家は減ってゆくということからして50トンの処理能力のあるコンポストを作るということでありますが、しかし那覇市の場合は毎年１万人以上の人口が増えてゆきます。御承知のように郊外のほうにどんどん家ができてゆきしまいには農耕地がなくなるかもしれませんが、那覇市を農家を対象にしか考えないということはおかしいんじゃないですか。農家がなくなればそのコンポストは廃止するのか。那覇市だけではなくして那覇市の近郊の農村そこにも目を向けた場合には50トン工場の考え方にはならなかったんじゃないか。今の部長答弁からすると那覇市内の農家がなくなるとコンポストは閉めるというふうに受け取っていいかどうか。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えします。あくまでも現段階を基準においてやったわけでありまして、農家が全然ゼロになるということはいつの時点になるか非常に見とおしにくいわけでございます。その時分にはその時分としてその処理の拡張を考えるということでありまして、差し当っては行政区域内における処分ということを考えるのが原則じゃないかと思います。

○黒潮隆君　話によりますと本土の場合は農協そういったところと契約をして十分に肥料の処理はできるというふうに聞いております。そういうことを努力すれば沖縄の場合でもできるんじゃないか。そのようなコンポスト工場を作るところは限られた市町村だと思います。特に都市地域だと思います。だから各村でそれができてしまって、那覇市の肥料が処分できないということには私はならないと思います。ですから公害の問題を考えるならどうしてもじん芥焼却炉よりはコンポストのほうが被害が少ないという建前からすると、そういう肥料の処理問題よりももっと考えてしかるべきじゃないか。たとえばそこにその工場ができても問題にはならないかもしれませんが、本土の場合にはコンポスト工場でも住宅に接近しているところでは婦人団体から反対が出ています。特にじん芥焼却炉の場合はそういう抵抗が強いと聞いております。ですから煤煙なんかの問題で特に蔬菜類は売れなくなります。製糖時期には南部製糖からの煤煙で国場あたりのキャベツは中に煤煙が入ってくさったりして売れなくなります。これがじん芥焼却炉ですとコンポスト工場よりは公害の問題が出てくると思います。それからすればやはりもっと大きいのを作るべきじゃなかったか。100トンのものを設置すべきじゃなかったか。そうすればそこから出る枝切れは燃やし、石ころとか金具類は埋立てに使うとかしていろいろな事業に使えると思うが、そういう点は全然考えられないのか。

○市長(西銘順治君)　私のほうからお答えいたします。なるほどコンポストに対する農民の理解ということになりますが、本土とは違いまして沖縄でコンポストを作るのは今度がはじめてであります。それを作る場合に作ったコンポストが売れるかどうか心配しておりますが、豊見城農協とかあるいは農連そういった関係を通じて最初のうちはただでもいいからコンポストの肥料の効果について農民が十二分に認識を持つようになるまでは宣伝しようということであります。将来全琉にコンポストの需要が増えればコザでも作りましょうし、あるいは企業体が作りましょうが、さしあたって那覇市ならびに那覇市の近郊においてコンポストに対する農民の理解という点から50トンということにしたわけであります。

○議長(高良一君)　質疑を終結し討論に入ります。

○久高友敏君　本員はただいま上程になりました議案第130号ごみ処理場設置契約を締結することについて討論を行います。本員は去る20日に日本の行政視察に行ってまいりましたが、その中で特に大阪府吹田市、あの辺でも、いま千里山に30万坪のニュータウンというものを計画し、その中にコンポストを作る計画をしていますが、学生あるいは一般の方々からこれは非常に衛生的に悪いから設置してくれるなという非常な反対があって、市当局もその設置に悩んでいる状態でありました。しかも30万坪の土地の中にコンポストを作るのさえ反対があるということであります。特に市長は広域都市計画ということを施政方針にうたっています。御承知のように南風原という地域はあの現場からした場合には赤田、崎山、鳥堀、汀良といったふうに非常に人家が接近しております。したがいましてこちらではコンポストは農民に対してまだ自信が持てないようでありますが、日本では花木の栽培に喜ばれているようであります。こちらでは花木の栽培はどのような需要があるかわかりませんが、那覇市の場合は当局の説明によりますと１日の排出量が約140トンから150トンの排出があるというふうに聞き及んでおります。しかしこの議案からしました場合に、１日50トンの処理能力しかない。従って１日90トンから100トンのじん芥が余ると、従って余るものは今までどおり安謝に埋め立て焼却する。つまりチリを焼くということは観光都市、あるいは泊港の現状からして不可能じゃなかろうか。従ってその余った分はあのコンポスト工場の近くで焼却されることも予想されるわけであります。

　従って私はこの施設そのものについて、つまりつくるな、絶対反対だということではないのでありま

す。つまり都市の環境衛生、この提案理由からいたしましても環境衛生を向上させるという趣旨にはなっておりますが、しかしこの環境衛生をよくするということは那覇27万市民の観点からしました場合にはよいかもしれませんが、本員の住む地域はむしろ環境衛生は悪くなると考えております。このじん芥の臭気、あるいは煤煙はむしろ製糖工場よりは悪くなるんじゃないかというふうに本員は考えております。

製糖工場は製糖期のみしかそういう煤煙は出ないが、しかしこのコンポスト施設することによって永久に那覇市がある限りは拡張はされても縮小されない。従ってこの周辺の土地の発展、あるいは農作物の問題にしても、いろいろの生活の向上むしろ低下はしても向上はしないというような観点からいたしましても本案については、この場所について私は異論をもっておるわけです。この施設がこの那覇の近郊になければ私は賛成するのでありますが、特に私の住む首里にある関係上、この130号議案に賛成しかねますので反対いたします。

○議長(高良一君)　これをもって討論を終結します。議案第130号ごみ処理場設置契約を締結することについて採決に入ります。本案については同意することに御賛成の方の御起立を求めます。

○議長(高良一君)　賛成多数であります。よって本案については同意することに決定されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上もちまして本日の会議日程は全部終了いたしましたので閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後３時８分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1966年11月10日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　赤嶺保三郎〔印〕
署名議員　喜久山朝重〔印〕

44　1966年(昭和41年) 12月　第88回定例会[埋立]

12月10日(初日)午前10時２分　開会

○出席議員（30名）

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
９番　友利　栄吉君	10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君
13番　仲宗根昌弘君	14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君
17番　金城　吾郎君	18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君
21番　金城　重正君	22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君
25番　高良　　一君	26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君
29番　辺野喜英興君	30番　渡口　麗秀君		

○説明員

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君
収 入 役　渡口　政行君	市長公室長　城田　清才君	総務部長　新里　博一君
財政部長　当間　重美君	経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君
土木部長　金城　秀仁君	水道部長　玉城　定仁君	監査委員事務局長　比嘉　政謙君
消防本部長　宮平　栄治君	教 育 長　阿波根直成君	

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名について
第２　会期を定めることについて
〔第３～第13、第18～第28、認定第１～第５　略〕
第14　工事請負契約を結ぶことについて（市長提出議案第143号）
第15　工事請負契約を結ぶことについて（市長提出議案第144号）
第16　工事請負契約を結ぶことについて（市長提出議案第145号）
第17　工事請負契約を結ぶことについて（市長提出議案第146号）

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日をもって招集された1966年12月第88回那覇市議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手許に配付してある議事日程第１号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、平良真次郎君、比嘉佑直君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第２「会期を定めることについて」を議題といたします。第88回議会の会期日程につきましては、12月８日の議会運営委員会に諮り、了承の上その案をお手許に配付してあります。お諮りいたします。会期はお手許の案のとおり、12月10日から12月21日までの12日間と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

ご異議ないものと認めます。会期は、12月10日から12月21日までの12日間と定めることに決定いたしました。

○議長(高良一君)　日程第３ないし日程第33までを一括して議題に供します。当局から順次議案説明を願います。

〔中　略〕

○土木部長(金城秀仁君)　議案第143号から第146号までの案件については関連しますので一括して説明いたします。

泊、安謝間公有水面埋立事業は、商工業及び住宅地域と港湾を含めまして124万5,000平方メートルを計画し、これを年次的に埋立を実施し、1963年に21万1,543平方メートル、1965年５月に７万8,606平方メートル、合計29万149平方メートルの埋立を完了しております。残りの95万4,851平方メートルの内、第３次埋立事業として10万5,535平方メートルを埋立する予定であります。

この工事は規模も大きく、また年度内に完成させるためにも指名競争入札をもって施行していくのが市にとっても得策であると考え、業者の選定にあっては会社の経営状態並びに当市の現在までの工事実績等に基づき調査検討した結果、16社を選定し去る３日に指名競争入札に付したのであります。その結果お手許に配付してあります議案のとおり落札者が決定、仮契約を締結したのであります。なにとぞよろしく御審議くださいますようお願いいたします。

なお本件につきましては一日も早く着手したいと思いますので、即決してくださいますようお願いいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして本日の会議は終了しました。12日午前10時会議を開きます。

(午前11時50分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1966年12月10日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　平良真次郎〔印〕
署名議員　比嘉　佑直〔印〕

〔12月12日会議録略〕

12月13日(３日目)午前10時３分　開議

○出席議員(29名)

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
９番　友利　栄吉君	10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君
13番　仲宗根昌弘君	14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	17番　金城　吾郎君
18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君
22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君	25番　高良　　一君
26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君	29番　辺野喜英興君
30番　渡口　麗秀君			

○欠席議員(１名)

16番　仲本安一君

○説明員

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君	
収 入 役　渡口　政行君	市長公室長　城田　清才君	総務部長　新里　博一君	
財政部長　当間　重美君	経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	
土木部長　金城　秀仁君	水道部長　玉城　定仁君	監査委員事務局長　比嘉　政謙君	
消防本部長　宮平　栄治君	教 育 長　阿波根直成君		

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第３号

第１　会議録署名議員の指名について
第２　工事請負契約を結ぶことについて(市長提出議案第143号)
第３　工事請負契約を結ぶことについて(市長提出議案第144号)
第４　工事請負契約を結ぶことについて(市長提出議案第145号)
第５　工事請負契約を結ぶことについて(市長提出議案第146号)
〔第６～第32、追加第１、追加第２　略〕

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程第３号のとおりであります。日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において、平良亀助君、渡口麗秀君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第２から第５までを一括上程いたし即決したいと思います。日程第２議案第143号工事請負契約を結ぶことについて、日程第３議案第144号工事請負契約を結ぶことについて、日程第４議案第145号工事請負契約を結ぶことについて、日程第５議案第146号工事請負契約を結ぶことについてを一括して上程し質疑に入ります。

○儀間真祥君　お尋ねいたします。ただいま議題になっております工事請負契約を結ぶことについて４件ありますが、これは場所がはっきりしないわけでございます。たとえば143号議案、これはどこをどれぐらい埋め立てるのか、そこの場所をひとつ説明してもらいたい。

○土木部長(金城秀仁君)　ただいま上程されている議案の場所がはっきりしないということでありますがお答えいたします。1966年度予算で埋め立てましたところの工事箇所から海のほうに向かいまして左側が第１工区、それから右側が第２工区、第１工区と第２工区のさらに海寄りのほうに第３工区、その次に一番遠いところが第４工区というふうに１工区から４工区までございます。

○儀間真祥君　今の御説明を聞きますと海に向かって左側が第１工区、第１工区の右のほうが第２工区、それから海のほうに行くに従って工区が縮められてきますが、この場合埋め立て坪数がはっきり書いてないわけでございます。それでこの契約金だけははっきり明示されておりますが、これに見合う坪数はまだはっきりしません。それと即決してくれという申し出がありますが、この即決する理由を説明願いたいと思います。

○土木部長(金城秀仁君)　お答えいたします。先ほどの御質問で工事契約の位置がはっきりしないということでありますが、図面をもっておりますので見ていただきたいと思います。海側に向かってこれが第１工区、第２工区、第３工区、一番奥のほうが第４工区であります。第１工区の坪数は２万4,243.63平方メートル、坪数にしまして7,330.7坪でございます。第２工区２万4,115.1平方メートル、坪数に直しまして7,292.82坪、それから第３工区３万1,687.59平方メートル、坪に直して9,585.5坪、第４工区２万5,488.68平方メートル、坪数にして7,710坪、合計しまして10万5,535平方メートル、坪数にしまして３万1,924.34坪となっております。それから契約書の中に坪数が明示されてないということでございますが、海の上のことでございますので埋め立てした場合の坪数と契約を結んだ坪数とが違う場合があると思いますので、12月の予算に確定測量する予算を計上しております。これは確定測量後に坪数がはっきりするのでございまして、この契約は一応現場に行きまして図面のほうではっきりしていますのでその図面に明示されたものと、それから現場に杭を打ってはっきりしてから工事にかかりたいというふうに思っております。

次に、即決の理由でございますが、この工事は大体８月から始まる予定になっておりましたけれども、琉銀からの借入限度が59万ドルになっておりまして、これをどうしても100万ドルまでもってゆくには従来の理事会の決議がいりますので、その前に民政府と調整が長くかかりまして今までかかったのであります。事務手続きとしましては８月に着工ができるように諸準備を整えまして琉球政府に認可申請を出しまして、あるいは琉球銀行に借入申請を出しましてすべて完了したのでございます。借り入れの最高限度の決定までに民政府の調整が遅れまして遅くなったわけでございます。11月30日に正式に琉銀のほうから借り入れの許可がありましたので、12月３日に16業者を指名いたしまして入札にいたしたわけでございます。それでただいま１号線のかさ上げ工事が始まっておりますので一応安謝橋で打ち切りまして、今度は明治橋のほうから逆に12月20日から工事が始まります。したがいまして、早ければ３月ないし４月ごろまでには安謝橋付近にまた戻ってくるわけでございます。こういうふうに軍の１号線のかさ上げ工事がせっぱ詰ってまいりますので、どうしてもそれ以前に工事を進める必要がございますので特に即決をお願いしたわけでございます。もう１つはすでに製糖期に入っておりますが２月、３月、４月となりますといよいよ製糖の最盛期になりますので、それにかち合いますとトラックの借り上げの問題も出てまいりますので最盛期に入る前に、今のうちに工事を進めたほうがいいという観点に立ってお願いしたわけでございます。今、始まりますと１ヵ月間に20日仕事をするとしまして約2.8ヵ月、３ヵ月程度では一応埋め立てが完了いたしますので即決をお願いいたしまして、なるべく軍工事や砂糖の最盛

期にかからないようにあとの埋立工事を完成するためにお願いしております。

○儀間真祥君　埋立工事の契約にあたりその面積が実際に図面に出ているということであれば、この金額も一応埋立面積に単価をかければ出てくるわけでございます。だからそこにちゃんとある程度の坪数を書いておくべきじゃないかと思います。それと同時に今の船溜り場は埋め立てをする場合にどこに新たに作られるのか。向こうに41隻余りのくり舟を利用して生活を営んでいる人々がいますが、そこが埋め立てられる間どこか臨時に溜り場を与えるのか、それともその場所が埋め立てられたあとは船溜り場は永久になくなるのか、その点について御説明を願いたいと思います。なぜかといいますと11月の14日に、この時点において業者は僕たちの船溜り場はどこに作るんだ、その点を話し合いたいから市のほうに来てもらって説明をしてもらい、また業者の要求も聞いてもらおうということであったが実際に市は来ていない。その点はどういうふうになっているのか、そこを御説明願いたいと思います。

○土木部長(金城秀仁君)　お答えいたします。契約書に坪数が明示されていないということでございますが、先ほども申し上げましたとおり海の中の測量でございますので、埋め立てした場合の地積とそれから現在の地積とはある程度の差が出てくると思います。したがいまして、契約書に坪数を明示し、仮に契約書の中に1,000坪の埋め立てとして埋め立てをし、確定測量の場合に1,100坪と出た場合はその100坪が宙に浮いてまいります。そういうわけで一応確定測量をしてからはっきり坪数を出したほうがいいと考えています。次に船溜り場の問題でございますが、これは先立ってこの工事を進める前に那覇漁業組合の会長、専務を２回ないし３回にわたって呼んでいろいろ話し合いまして一応結論が出ております。組合側といたしましては第３次埋立工事をするところの地域の中に1,000坪ぐらいの入江を作ってもらいたいという希望でございましたが、これは市の計画もできあがっているし、あるいは銀行起債の問題も決まっているし、今からその計画を動かすわけにはいかない。したがいまして、その当初の計画どおりに第３次に施工されるところの安謝川に面したところに船あげ場を作る。そして、そこに５、６年先に予定しておりますところの防波堤ができるまでは安謝川の約200メートル入ったところまで市が責任をもって浚渫をして、そこに船溜り場をおいて暴風雨時は市が作ったところの船あげ場からあげていただく。そして、護岸かあるいは緑地帯に船をおいていただくというふうになっております。それでは防波堤ができるまではどうするかということでございますが、今琉球政府に対して市の埋立工事の申請がなされております。もしこの工事が許可になれば市の計画と並行して安謝川にりっぱな護岸ができますので自然の溜り場になります。現在、市が計画しているところの防波堤はなくてもりっぱな船溜り場ができます。もし、その船溜り場が政府に申請したところの埋立工事が認可にならない場合には、市の計画しているところの防波堤を現在政府の埋立が完了したところの産業技術学校の線から延ばしてゆけば、くり舟業者は心配なく操業できると思います。

○儀間真祥君　あと１点あります。まだ答えてないでしょう。11月の16日に確か業者が組合を通じて市当局と業者が埋立てについて話し合い、そこで利用者はどういうふうに考えているかということを説明するために市に対して交渉したはずであります。しかし市当局は実際には来てない。だからして今説明されたような机上の案しかできてないのであります。向こうで利用者が本当に生活ができるかどうか。市当局はこう考えている、こう進めているということでございますが、この16日に市当局はどうしてその話し合いに来なかったのか。

○土木部長(金城秀仁君)　お答えいたします。16日に安謝の業者のほうから市を呼び出して一緒に話し合うことになっていたが、どうして行かなかったのかということでございますが、私のほうからは土木課長が行っております。それからその後に先ほど申し上げましたところの組合長、専務と２回にわたって私と土木課長、都市計画課長もまじえてやっております。その席上でただいま申し上げました取り決めをいたしたわけでございます。さしあたっては安謝川の奥のほうに船だまり場を作ってもらいたい。そして市が計画している第３次埋立地のほうから安謝川に出した４メートル巾の船あげ場を利用する。緑地帯、護岸を利用してもらいたい。その後は先ほど申し上げましたとおり市の計画したところの防波堤は

５、６年あとになるので、それまで待てないという話でありましたので、政府に対してある業者が市の計画した対岸のほうに埋立工事を申請しておるので、それが認可になった場合は自然の入江ができることになるが、組合長もこれについてはそれはりっぱだということをはっきり言明しております。もし、それができない場合は現在の産業技術学校の護岸に沿って市の計画に並行して漁民に迷惑をかけないように護岸を積んでゆくということを話しましたら、帰ったら早速業者の了解を求めるということになっております。

○平良真次郎君　泊、安謝間の議案でございますが即決してもらいたいということになっております。しかし即決してもらうためには当局としては議会に対してそれだけの参考資料を提出すべきだと思います。あれだけの地域を埋め立てするのに少なくとも図面、面積、そういったようなものをはっきり手元に配るのが至当じゃないかと思います。そういう点では議会軽視だといわれてもやむを得ないんじゃないかと思います。単に５項目だけわかってもらえばいいんじゃないかという考え方でいるし、さらに第１次埋め立ての場合も即決でやる、今度も即決でやるということでありますが、こういう重要な議案、しかも特別議決を要する議案を即決でやらなければならないということに対して当局は非常に準備が足りな過ぎるんじゃないかと思います。しかも工期に到っては３回にわたって日延べしているところからも、議会または委員会において十分検討してしかるべきじゃないかと思います。こういうように即決を求めるならば、それだけの準備をしていただき、今後はこういうことがないように事前において十分検討してもらうように要望いたします。次に工期の件でございますが、６月30日までというふうになっておりますが前例からいたしますと３回も延びているんだがこれについては十分自信があるのかどうか。市長はなるべく一括してやりたい、そうすれば経費も安くつくというようなことをおっしゃっておりますが、これはごもっともな御意見だと思います。埋め立てについては資金の目途もいろいろあると思いますが、どういうような埋め立てを泊、安謝の工区においてやられる予定であるのか。そういった資金の見通しといったことについて御説明を願いたいと思います。

○第二助役(新垣義徳君)　お答えいたします。ただいまの24番議員の資料の提出につきましては今後そういうことがないように、議員の皆さんにわかりやすいような資料を提出いたしたいと思っております。それから工期の件でございますが、先ほど土木部長のほうから説明がありましたとおり諸種の事情がありまして即決をお願いしているわけでございますが、また業者のほうからも延期してもらいたいという陳情も受けておりますが、先ほど土木部長から説明のあった事情を業者に了解していただきまして、そういう話し合いのもとに仮契約も進めておりますので、その点につきましては工期のとおりに市も業者も十分馬力をかけて完成したいと考えております。

それから今後、これは１次、２次、３次と今度は３次でございまするが、総体的には７次計画までなっております。で、現在の３次までがいろんな補償関係の問題もございましたが、あとの埋め立てについてはそういう補償に関する物件問題はございません。ただ平良議員のおっしゃるとおりに３次まではそういう物件関係もありましたので、今後の４次から７次まで５工区残っておりますが、一応資金的な余裕がつくんであれば一ぺんに埋め立てをしたほうが経費的にも安くつくという考え方で、今後進めていきたい。先ほど申し上げましたとおりに何と申し上げましても資金の問題でございますので、その資金の目途に重点をおきまして、つとめて一括で埋め立ててゆくということでもっていきたいと思っております。

○又吉久正君　指名競争入札についてお尋ねいたしますが、従来の埋め立て工事、その他の那覇市の工事は、ほとんど市内の業者に指名競争入札させていると思いますが、今回の場合は、４業者のうち２業者は他町村の浦添村の業者になっておりますが、従来も他市町村の業者を指名競争入札したことがあるかどうか。また今回において指名競争入札に参加させたのは何か理由があるのかどうか。さっき提案のときにもちょっと聞いた覚えがありますが、浦添に山をもっている人たちという話も聞いたのでございますが、その辺についてもう一ぺん詳しく説明を願います。

○土木部長(金城秀仁君)　お答えいたします。従来那覇市以外の他の町村の業者にも指名競争入札させた例があるかということでございますが、それはのちほど調べて御返事いたしたいと思います。

それから特に指名を他の町村または特定の人にしたのはなぜか。何か山の関係があるかということでございますが、先ほど御説明申し上げましたとおりに、今度の工事は１号線の軍のかさ上げ工事とかち合っておりますので、小禄方面からの土の運搬ということは非常に至難なことでございますので、特に浦添方面に山をもった方々を、さらに与那原、あるいは南風原方面から運搬が可能でございますのでそういう特定の地域の山をもたなければ突貫工事はできないということで、従来市の事業において実績のあった方、あるいは経営状況がりっぱな業者を16社指定いたしまして16社から落札者が４名出たわけでございます。

○赤嶺保三郎君　この面積が海の上だからはっきりした面積が出ないという説明がありましたが埋め立て後にもし面積がふえた場合は、請負業者に対して坪割で支払うのか、それから各工区の区域はきまっておるのか、坪数は多くなっても少なくなってもそのまま支払わないのか、また少なくなるとその割で差し引くのか、その辺がはっきりしませんので御説明を願います。

○土木部長(金城秀仁君)　お答えいたします。ただいま図面に出ておるところの面積を現場にいって、海でそれぞれの工区の境界に杭を打ちましてその範囲内で埋め立て完了したならばそのとおりに認めまして、それが確定測量の結果面積がふえたり少なくなったりしてもそのとおりにしたいと思います。

○金城吾郎君　軍の１号線の道路工事によって交通状態がちょっと悪くなるのでその前にやりたいということなんですが、仮契約書によって工事は施工できると思うんです。別に即決しなくても議会の議決を得たときに有効であると書いてあるが、これは１週間あとでもさしつかえないと思うが、それについて何か理由があるのか。融資問題とか何かあるのか。ただ７、８日間おくれてもその工事はできると思いますが、何かほかに理由はありませんか。

もう１つこの143号議案の金額と146号議案、約倍になっておるがその面積はだいたい似ております。これは水深の関係があるのか、その他工事が特別むずかしいのか、その点を御説明を願います。

○土木部長(金城秀仁君)　お答えいたします。最初に先ほどの御質問でございました他の町村の業者が従来、市の請負に加入していたかということでございますが、従来も他の町村の業者も加入いたしております。それから仮契約を結べば工事は着工しても別にさしつかえないんじゃないかという御質問でございますが、これは業者が安心して工事に着工していくためには正式に市の議会の決議を得たほうが仕事がスムーズに運べますのでやっぱり議決を経たほうがいいと思います。

それから工区によって面積は同じであるが金額に差があるのはどういう理由かということでございますが、これは水深の関係でございます。大体２メーターから６メーター、深いところは８メーターございますので水深の深いところはそれだけ見積りが高くなっております。

○黒潮隆君　船だまり場の件について確認していただきたいと思いますが、今度第３次の埋め立てによって船だまり場はなくなるということははっきりしておりますが、ただいまの部長の説明では市が浚渫をし、そして船だまり場をつくる。船揚場も緑地帯あるいは護岸に置くようにしたいと、さらに政府の埋め立てによっても防波堤の役割りを果たすし、政府が埋め立てしなくても市は独自の計画で防波堤をつくるという説明がございましたが、この埋め立てと同時にですね、浚渫をして船だまり場をつくるようになっているのか、あるいは船揚場の場合に、すぐ絶壁になっておる護岸から上げるのか、あるいはそこをならだかにしてあげるのか、あるいは階段になっているのか、さらに今電力でくり船を船揚場にあげておるようでございますが、そのような施設ができるような計画がなされているか。つまり埋め立てをしてから船だまり場をつくるとなると、半年、あるいは１ヵ年間は困るわけです。従ってその間困らないようにその工事と並行して船だまり場もつくられるのかどうか。防波堤のことはよく知っておりますが浚渫しないと船だまり場にはならないわけです。従ってそれがすぐできるようになっているのか。さらにあと１点は今度の第３次埋め立ての場合には採算がとれるようになっておるというふうに私は考

えますが、坪数が約３万坪越しておりますね、この坪当り単価もだいたい計算がなされていると思うが、この工事が完成してこの土地を売却して銀行に支払うということになるわけですが、そこからの収益がどのぐらいだいたい見積もられているか。さらに第４次、第５次、第６次、第７次というふうに今後埋め立てがなされますが、第何次までは経費がとんとんでいくのか、第何次からは、結局水深が深くなっていくに従って今までどおりに売却しては銀行支払いができないわけです。

さらに港湾施設となる場合は、土地を売却しないような地域が出てきますがそこら辺の見通しについてお伺いしたいと思います。今度の埋め立て地からの収益がどのぐらい出るか、さらに今後の埋め立て計画が採算がとれるようになっているか、どこからが採算がとれないようになるのか、お伺いいたします。

○土木部長(金城秀仁君)　お答えいたします。埋め立て工事と並行して船だまり場をつくるかということでございますが、現在使っておる船だまり場の位置が埋め立てされるまでには２ヵ月ないし３ヵ月かかると思いますので、その期間は現在の場所で使わしたいと思います。その期間内に安謝川の浚渫をしてくり舟業者に心配かけないようにしたいと思っております。

それから次は船揚場は岸壁になっておるかということでございますが、その岸壁から川にそって４メーター巾の船揚場をつくりまして約18メーターぐらいのレールを敷きましてその上にさらに13メーターぐらいの平たい船揚場をつくりまして約30メーターぐらいの船揚場をつくります。これは合理的な船揚場になると考えております。港湾については総務部長からお答えいたします。

○総務部長(新里博一君)　４次以降の埋め立て計画の採算についてでございますが、これは那覇市建設計画書をお手元に配付してあると思いますが、その計画に従いますと、今後の建設費の値上がり、そういったのが若干変動はあると思いますが、４次でだいたい58ドルぐらいで売却処分すれば採算がとれる。それから５次で60ドルぐらい、６次で64ドル、７次で77ドルで売れば採算がとれるというような計画になっております。この計画からは港湾区域、そこは近海の浚渫によって港湾を埋め立てるということでありますのでこれは除外してあります。

○黒潮隆君　今度の３万坪の埋め立ての収益はどのぐらいになりますか。

○議長(高良一君)　休憩します。

(午前10時45分　休憩)

(午前10時46分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長(新里博一君)　収益は、これは売ってみなければわかりませんので収益は出ないわけでございます。一応平方メートルあたり22ドル70セントで処分した場合は収益が出るということでございます。

○赤嶺慎英君　お尋ねいたします。３万1,924坪、これに対しまして車で何台の土が本工事で投入されなければならんのかということが第１点。１日何台の車をそこに動員しなければこの工事が完成しないという計算の基礎をおもちだと思いますが、それが２点。過去の埋め立て工事につきましては相当長い間２、３回工期延長ということがございましたけれども、そのときの実績と比較いたしまして、これだけはトラック台数が投入できるというふうな計算の基礎がありましたならばそれを御説明を願いたいと思います。以上３点。

○土木部長(金城秀仁君)　お答えいたします。第１点、第３期安謝の埋め立て工事についてどのぐらいの土とどのぐらいの車の台数が要るかということでございますが、総土量が66万4,099立方メートル要ります。車両台数にしまして11万666.5台必要になります。１日延べ平均2,000台としまして月稼業日数20日とみまして、だいたい2.8か月、３か月で完了するということになります。前回までの第２期工事でございますが、２次工事の場合は３工区に分けて実施されておりますが、最大１日1,900台が出たのでございます。そのときは稼業時間が夜の10時までになっております。今回は先ほど説明申し上げましたとおり、１号線の工事並びに製糖の最盛期とかち合いますので、できるだけ深夜にかけてやって平均2,000台

は出さなければいかないと思っております。これを４工区に分けております。１工区500台でございますので500台平均は十分に出せるものだと思っております。

それから従来、工事が２回、３回にわたって延長されておるが、それを工期内にすることができるかということでございますが、先ほど説明申し上げましたとおり計算の上では2.8か月となっておりますけれども、あるいは天候の関係、あるいは軍のかさ上げ工事が急速に出た場合はかち合いますので、そういうことを勘案しまして2.8か月、夜間作業して2.8か月で完成したいと考えております。

さらにまたこの工期が延びた場合は来年の２月に招集されますところの立法院定例議会に行政区域の編入も要請しなければなりませんし、いやがおうでも５月までには終わりまして６月はじめに立法院に行政区域の編入を要請いたしたいと、こういうふうに思っております。

○赤嶺慎英君　第３次の計画が１日、2,000台平均でございます。第２次のほうが最高1,900台ということになりますと、第２次と第３次の作業能率、距離それから場所、道路の使用の問題、山の便利なところの問題、すべてを勘案しました場合にあらゆる環境が第２次よりも悪くなっておるということは皆認めるところだと思います。そういう観点にたちまして、この工期では非常にあぶないということが察せられるわけでありますが、当局が再三再四、説明になりましたとおりに一日も早く、この事業を完了したいという気持も十分察せられるのでありますが、今本会議におきまして、あくまでも、これを完遂したいという意思は非常にけっこうでありますが、万が一ということがありますが、そのときは当局はどうするのか、そういうゆとりがあるのか、あくまでもこれを完遂するという意思のみであるのかどうか、当局のハラをひとつざっくばらんにお知らせ願いたいと思います。と申し上げますのは、本問題については必ず工期延長ということが予測されるわけでございます。その観点からしまして当局の本当のハラを承りたいと思います。

○第二助役(新垣義徳君)　お答えいたします。先ほども24番議員から質問を受けたわけでございますが、先ほど土木部長のほうから内容の説明がございました。工期の問題につきましては、また20番議員のほうからも再確認をされておりますが、当局と業者と一緒になりまして、工期内に完成いたすように努力いたします。

○又吉久正君　工期の問題もございますがもちろんこれだけ100万ドル近くの請負金額でやるためには工期の延長もできるのでございます。と同時に本員は工期の延長よりも、なお考えなければいかないと思うのは、地域編入して実際売却する時期はいつごろであるか、その期間によってこの埋め立てた土地の評価がかわっていく。１か月について莫大な金利を払わなければいかないと思います。そこで先ほどの部長の説明では来年２月の定例会に間に合わしてやりたいとおっしゃっておりましたがそれに間に合わして地域編入して、そして売却する時期はいつを目途にしているのか、そしてそれだけの金利をいくら予算に入れて考えているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○第二助役(新垣義徳君)　お答えいたします。工事の進捗状況によって売却の問題と金利の問題が出てまいりまするが、これは埋め立て工事が完了いたしますと、先ほど説明のありましたとおりに、行政区域に編入いたしまして早めに売ることによって収入が上がるわけであります。そういうことで延びれば延びるほど金利は嵩むわけであります。その金利については、今そこでお答えするということはちょっとむずかしいと思いますが、要は早めに埋め立てまして行政区域の編入をいたしまして早く処分することが得策だと考えております。そういうふうに努力いたします。

○又吉久正君　本当は売却はいつごろにして銀行から借りた金をいつ支払うということになりますと大体の評価が出てくるわけでございます。それだけ金利が減るわけであります。今の答弁ではまだ売却の見通しが明るくない。再来年の何月ごろにだいたい売却を完了し、銀行起債を払うというような見通しもあってほしかったのでございます。しかしながらただいまの助役の説明ではできるだけ早くやりたいとおっしゃっておりますが、あまりに期待はずれな御答弁ではございます。従来の埋め立てをみた場合、工期を１、２か月延長したのでありますが、その後の地域編入、そして売却処分に付する期間が相当長

かった。長ければ長いほど金利がかさんで収益が少なくなるという感がいたしますのでその点、ただいまの御答弁ではあまり満足はいかないけれども、できるだけ早くやっていただきたいということを要望いたします。

○大山盛幸君　工事請負契約書の内容について３点お尋ねいたします。各工区ごとの契約書の中で業者のその工区内の埋め立てする坪数ははっきりしていると思いますが、契約書の中に埋め立て坪数を記載する必要はないかどうか。２点、１条の第５項の中に議決の日から10日以内に着工しなければならないというふうにうたわれておりますが、今までの工事においては常にそういう条項をうたっているにもかかわらず、違反した場合これに対する罰則ということはちょっときついが、それに近いようなものが全然うたわれていないんだが、これを履行しない場合はどうするかということをうたう必要はないか。それから３番目に12条、13条から考えられますことは、老婆心かもしれませんが、説明では工期は机上の計算では３か月ぐらいで完成するというようなことも部長はおっしゃっておりますが、実際問題として６月末日に工期内に精一杯で終わるかもしれません。そういった場合にいわゆる天災ということを考えなければならないが、いわゆる暴風などによって埋め立てられたところが相当流出することが予想される。そうなった場合は乙の責に帰すべき事由でもない天災による事由である。これが最悪の場合にその業者の中には引き続きこれをやる意欲を喪失することがないとも限らないが、そういう場合は常識的にあくまでも乙の責任においてしなければならないと思うんだが、甲がそういう場合にどうするかというようなことを、はっきり明示する必要はないか、３点についてお尋ねいたします。

○土木部長(金城秀仁君)　お答えいたします。契約書の中に坪数を入れる必要はないかということでございますが、先ほど説明申し上げましたとおりに海の上のことでございますので測量したものと実際に埋め立て完了後の面積というものの食い違いが出てくるんじゃないかと、こう思いまして、坪数の明示はしていないわけであります。もう１つは坪数を明示しました場合に実際に埋め立てをしてその後確定測量して差が出た場合は、また問題がおこりゃしないかという観点から坪数は入れないほうがいいんじゃないか、こういうわけで入れてないわけでございます。契約書の第１条の第５項、議決の日から10日以内に工事に着手しなければならない、とありますが、従来そういったようなことをうたってあっても履行しない場合が多いということでございます。今度の場合は非常に工事を急ぎますので監督職員も増やして工事施工主と一緒になってこれがスムーズに運ぶように努力したいと思っております。第12条、第13条の天災地変の場合ですが、差し当って工事期間が６月までになっており、沖縄の台風期が７月、８月になりますので台風以前に工事が完了すれば差し当ってそういった天災地変の心配がないということと、もう１つは工事の見積りの中に流出の分と、土地の沈下の分が見込まれてますのでこういった点も勘案しております。

○大山盛幸君　台風期というのは期日が決まっておるんだが、６月までに台風がないということはあり得ないしまたあるかもしれません。極端な例ですが津波がくるかもしれない。そういうようなことを全然度外視していいわけですか。

○市長(西銘順治君)　お答えいたします。確かに天災地変がないということは予断できません。したがいまして、この天災地変に相当する正当の理由ということが第14条にうたわれておりまするし、さらに違反事項は第15条によって救済されると考えております。

(「進行」と言う者あり)

○議長(高良一君)　質疑討論を終結し採決に入ります。

○議長(高良一君)　議案第143号工事請負契約を結ぶことについて、原案を可決することに御賛成の方の御起立を求めます。

○議長(高良一君)　全員賛成であり、よって本案については原案どおり可決されました。

○議長(高良一君)　議案第144号工事請負契約を結ぶことについて、原案を可決することに御賛成の方の御起立を求めます。

○議長(高良一君)　全員賛成であります。よって本案については原案どおり可決されました。

○儀間真祥君　今の即決の問題ですがこの場合十分質疑させて下さい。今さき議長といっても聞かんふりをしています。こういうふうなことでは話にならんですよ。

○議長(高良一君)　議案第145号工事請負契約を結ぶことについて、原案を可決することに御賛成の方の御起立を求めます。

○議長(高良一君)　全員賛成であります。よって本案については原案どおり可決されました。

○議長(高良一君)　議案第146号工事請負契約を結ぶことについて、原案を可決することに御賛成の方の御起立を求めます。

○議長(高良一君)　全員賛成であります。よって本案については原案どおり可決されました。

〔中　略〕

○副議長(辺野喜英興君)　本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもちまして散会します。

(午後０時８分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1966年　月　日

議　　長　高良　　一〔印〕
副 議 長　辺野喜英興〔印〕
署名議員　平良　亀助〔印〕
署名議員　渡口　麗秀〔印〕

〔12月19日会議録略〕

12月21日(５日目)午前10時　開議

○出席議員（29名）

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
９番　友利　栄吉君	10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君
13番　仲宗根昌弘君	14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君
18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君
22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君	25番　高良　　一君
26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君	29番　辺野喜英興君
30番　渡口　麗秀君			

○欠席議員（１名）

17番　金城吾郎君

○説明員

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君
収 入 役　渡口　政行君	市長公室長　城田　清才君	総務部長　新里　博一君
財政部長　当間　重美君	経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君
土木部長　金城　秀仁君	水道部長　玉城　定仁君	監査委員事務局長　比嘉　政謙君
消防本部長　宮平　栄治君	教 育 長　阿波根直成君	

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第５号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第63　略〕

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第５号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において、山川正平君、喜舎場盛一君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)

〔中　略〕

以上もちまして第88回定例議会は閉会いたします。

(午後２時40分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1966年12月21日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　山川　正平〔印〕
署名議員　喜舎場盛一〔印〕

45　1967年(昭和42年)２月　第89回臨時会[法令要請]

２月６日(初日)午前10時　開会

○出席議員（28名）

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
９番　友利　栄吉君	10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君
13番　仲宗根昌弘君	14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君
17番　金城　吾郎君	18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君
21番　金城　重正君	22番　赤嶺保三郎君	24番　平良真次郎君	25番　高良　　一君
26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	29番　辺野喜英興君	30番　渡口　麗秀君

○欠席議員（２名）

23番　喜久山朝重君　28番　平良亀助君

○説明員

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君	
市長公室長　城田　清才君	総務部長　新里　博一君	財政部長　当間　重美君	
経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	土木部長　金城　秀仁君	
水道部長　玉城　定仁君			

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名について

第２　会期を定めることについて

〔第３～第12　略〕

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日をもって招集された1967年２月の第89回那覇市議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第１号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１、会議録署名議員の指名についてを議題にいたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、山川正平君、瀬長フミ君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第２、会期を定めることについてを議題にいたします。第89回議会の会期日程につきましては、２月４日の議会運営委員会に諮り了承の上その案をお手元に配付してあります。お諮りいたします。会期はお手元の案のとおり、２月６日、７日の２日間と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないものと認めます。よって会期は２月６日、７日の２日間と定めることに決定いたしました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。これより各常任委員会に付託されました議案の審査があります。本日はこれをもちまして散会いたしまして明日の本会議は午後１時より再開いたします。

（午前11時30分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1967年２月６日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　山川　正平〔印〕
署名議員　瀬長　フミ〔印〕

２月７日(２日目)午後１時５分　開議

○出席議員（27名）

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君	13番　仲宗根昌弘君
14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君	17番　金城　吾郎君
18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君
24番　平良真次郎君	25番　高良　　一君	26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君
28番　平良　亀助君	29番　辺野喜英興君	30番　渡口　麗秀君	

○欠席議員（３名）

９番　友利栄吉君　22番　赤嶺保三郎君　23番　喜久山朝重君

○説明員

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君
市長公室長　城田　清才君	総務部長　新里　博一君	財政部長　当間　重美君
経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	土木部長　金城　秀仁君
水道部長　玉城　定仁君	消防本部長　宮平　栄治君	

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第２号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第５　略〕

追加第１　教公二法早期立法に関する要請決議（決議案第１号）

会議に付した事件

〔議事日程に同じ〕

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第２号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題にいたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、儀間真祥君、黒潮隆君を指名いたします。

〔中　略〕

○喜舎場盛一君　この際動議を提出いたします。教公二法早期立法に関する要請決議について緊急に決議をしたいので日程追加し発言を許可されんことを望みます。

（「賛成」「休憩して下さい」と言う者あり）

○議長(高良一君)　休憩します。

（午後１時55分　休憩）

（午後１時58分　再開）

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまの４番議員の動議に御賛成の方の御起立を願います。

（「議長、休憩して下さい」と言う者あり）

休憩します。

（午後１時59分　休憩）

（午後２時　　再開）

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。４番議員の動議は成立しております。お諮りします。この際本動議を日程に追加し直ちに議題にすることに賛成の方御起立を求めます。

（「反対」「賛成」と言う者あり）

多数であります。それでは教公二法早期立法に関する要請決議を日程追加をすることに決定いたします。

○喜舎場盛一君　御承知のように教公二法案審議をめぐりまして沖縄の最高権威でありますところの立法院の機能が麻痺状態に陥っているわけでございます。その中で２月１日の如きは阻止団体教職員会が10割年休という美名のストライキを使いまして、ほとんどの学校が欠校しているような状態でございました。かかるようにいたしまして子弟を持つ父兄にいたしましてはこれこそ憂慮される問題でございまして、どうしても全体の奉仕者である地方教育委員会の教職員、そういった方々は教育の本務でありますところの中立性をもってわが子弟の勉学にいそしんでもらいたいというようなことでございます。さらには、現在いろいろと賛成、反対に世論がまっぷたつにわかれておりますが、お互い27万市民の代表といたしまして、どうしてもこの際那覇市民が教公二法についてどういう意見をもっているかということを声明しなければならないと本員は思う次第でございます。よって決議案の内容を朗読いたしまして趣旨説明にかえさせていただきます。

教公二法早期立法に関する要請決議

教公二法は学校教育を担当する教育公務員の特別な権利と特別な責任を定め、その身分を保障することと、地位を明確にすることにより教育の中立性を確保し次代をになう健全な日本国民を育成するにある。しかるに同法案をめぐる昨今の政情はきわめて憂慮されるものがある。同法案は中教委で慎重審議されたものでありかつ、たんねんに教育諸団体の意見を聞き、その絶対多数の賛成を得て立法院に送付されたものである。

父兄は勿論、教職員の中にも教公二法に賛同をしている者も多く、いまや世論は絶頂に達した。議会政治を遵守し、正当な手続きをもつて立法勧告されたにもかかわらず暴挙によって院活動を阻止することは最早議会政治を否定するものであり許されるべき行動ではない。

よって一日も早く議会を正常に戻し、真に民主的教育の確立をめざし英断をもって本土並教公二法の早期立法を強く要請する。

右決議する。

1967年２月７日

那覇市議会

提案者は喜舎場盛一、赤嶺慎英、比嘉佑直、赤嶺保三郎、又吉久正、比嘉朝四郎、渡口麗秀、大山盛幸、金城庄瑞、宮良永昌、山川正平、仲宗根昌弘、金城重正、平良亀助、平良真次郎、吉浜朝一、真栄城嘉園、賛成者は辺野喜英興。なお、送付先は立法院議長といたします。

○議長(高良一君)　ただいまの説明に対し質疑に入ります。

○仲本安一君　ただいま４番議員から教公二法早期立法に関する要請決議案が提案されておりますけれどもこれに関連して質問いたしたいと思います。まず教公二法早期立法に関する要請決議の具体的な質問に入る前に、なぜこれを促進しなければならないかという基本的な態度について質問したいと思います。教公二法というのは一体何のためにそのようにあわてて制定しなければならないのか。誰のために教公二法を制定しなければならないかということをお答え願いたいと思います。

○喜舎場盛一君　これは全県民のためにりっぱな法案でありますので早く立法してもらいたいとうことであります。

○仲本安一君　全県民のためだということでありますが一体教公二法の立法趣旨、そしてその教公二法の目的というものを提案者はお読みになったことがあるのかどうか。これは身分法としてはじめっから制定の目的になっておりますが、身分法であるからにはその法の対象というものがあるはずであります。その対象が少なくとも全県民であるということを提案者はいっておられるけれども、これは間接的には全県民にまたがるかもしれませんが少なくとも身分法であるからには教職員に限られております。その対象になるべきはずの教職員があれだけ反対しているにもかかわらず、あえてこれを立法しようとする意図がわれわれにはわからないわけでございます。そういった面では私は那覇市議会ではむしろこれは当分の間は静観して成り行きを見守る、もちろん民主党さんその他の方々が市議会外でやるのは一向にかまいません。そこまではあえて申し上げませんけれども、議会としては少なくとも静観しておくべきじゃないかというふうに考えるわけでございます。そこでもう１点お尋ねしたいんですがこの文章の中にもいわゆる教育の中立性というのがございますが、一体提案者は教育の中立性というのをどういうふうにお考えになっているのか。

○喜舎場盛一君　教育の中立性というものはやはり政党政派にとらわれてはいけないということでございまして、教公二法はもちろん身分保障の立法でございまして、問題になりますところの政治行為につきましては教職員会は猛烈な反対をしているわけでございます。そういった反対する裏にはやはり一思想に偏したところの行動を彼らは現にやっておるし、そういった先生方にわれわれの子供、子弟をあずけた場合は一党一派に偏するような考え方そのものが育成されるのでありまして、これは好ましくないということであります。

○仲本安一君　ただいまの提案者の中立性の説明は非常に形式的なもので本員は納得ゆかないのでありま

す。あえてもう１点申し上げたいのは、教育の中立性は政党政派に左右されないということであります。今日まで政党政派が介入して教育されたことがあるかどうか。これをまずお答え願いたいと思います。その前に少なくとも教育の中立性というのは政党政派がそこに入り込んで来て自分たちのイデオロギーを教えるということはもっともけしからんことであります。この教育の中立性というのは、何とかの中立性の意義は少なくとも時の権力から圧迫され、その権力に左右されないようにするために中立性というものが出て来ております。その権力外のものがそれにイデオロギーを持ち込むということはおよそ考えられない。御承知のとおり戦時中においては東条軍閥内閣がおって軍国主義教育をした。われわれは右も左もわからない、教わるままに鬼畜米英だとかいい、アメリカやイギリスがすべて悪いんだ、天皇陛下のために死ね、国のために死ねといわれてこれを信じ込んでわれわれは教育を受けてまいりました。これが戦時中の実態であります。

今になってみればそういう教育は間違っておったということでありますが、少なくとも先生方は自主的に自分の子供を教育することができずに、むしろ軍の命令どおり、下手すると特高にやられるというような懸念のもとにゆがめられた教育をした。これは少なくとも政治から教育の中立性を守るという面においては教育の中立ではなしに一方的な軍国主義教育だったということがいえると思います。

われわれはあくまでも教公二法を制定することこそ教育の中立性をゆがめる結果になりかねないということを懸念するのであります。なぜなれば今まで具体的に学校の先生方が人民党の事、政策を学校で教えた、社大党の政策を教えた、民主党の政策を教えたということはあり得ないはずであります。学校ではちゃんと教科書に基づいてその方針にしたがって教育をしている。ただし、一旦そとに出れば一個人として選挙運動をやっている事実も知っているしそれは一向かまわないと思います。きのうからきょうにかけて琉球大学助教授幸地成憲さんの新聞紙上における論文におきましても書いております。あのアメリカにおいても教師の政治活動は許されているのに、なぜあえて沖縄においてはその教員の政治活動を制限しなければならないのか。これこそ本員にいわせれば党利党略であります。今日までの選挙において少なくとも教職員が確かに社大党を中心とする革新系の選挙に有志会という形で応援しているのは事実であります。否定はしません。否定はしませんがこの結果において民主党の方々が選挙に負けた、だからそのようなことをさせないようにするためには教公二法を作って教職員会の手足をしばるんだというようなことでありますけれども、これははっきり桑江幹事長もいっておりますし、友寄喜弘立法院議員もいっておられます。そのようなことで教職員の身分を保障すべきはずの法律をゆがめて、逆に取り締まりにもってゆくことは許されないことであります。これこそ教育の中立性をゆがめ、それこそ政治の教育への不当介入だと思います。そのような面では少なくとも提案の仕方においても緊急動議じゃないんです。緊急動議なら少なくとも４番議員がすぐ出して、そこでかくかくしかじかという理由を説明するならまだわかる。そうじゃなくてちゃんとお膳立てされている。しかも提案者は市政クラブ全員、新風会全員、提案者はきまってるじゃないか。

こういうことが緊急動議といえますか。こういうように前もって段取りをしているんであれば議運委にはかって議運委で本会議の日程にのせるかどうかきめた上で出てくれば、われわれは形式によって議会主義を守って反対討論もし、皆さん方は賛成討論をし、その上で採決されるならば文句はいいませんよ。こういった闇討ち的な、抜き打ち的なやり方だからこそ議会政治は破壊され正常にはならないのであります。むしろ混乱するばかりですよ。立法院でも同じ。そのような議会政治を混乱するものが、また民主党を通じ、市政クラブを通じて那覇市議会にも伝染してきている。なんで立法院議員の悪さを助成し、少なくとも那覇市議会は立法院に負けないように正々堂々とやらないで立法院の悪いところだけを真似するのか。そこらへんをもう少し考えて下さい。

(「見解の相違」と言う者あり)

見解の相違じゃないですよ。

(「反対だったら反対だといえ」と言う者あり)

（「イッターやチャーハンタイ」と言う者あり）

チャー反対とは何ですか。

議長……今質疑中でしょう。開会中でしょう。そういうときチャー反対というのは失言ですよ、取り消して下さい。こういうことが許されますか。議会は数の暴力で何でもできると思ったら大間違いですよ。もう少し冷静に考えて下さい。

（「進行」と言う者あり）

はっきり言います。今先の議案第10号、工事請負契約を結ぶことについても人民党さんは反対でしたがわれわれは賛成しました。議会において正しいことは正しい、間違っていることは、間違っている、ということはわれわれはわれわれなりに筋をとおしてやってきているつもりですよ。それに対してイッターやチャー反対というのは暴言ですよ。

そういったものが議会政治を混乱し、破壊する原因なんです。そういった面からもう少し提案者は、質疑の答弁につきましても余り当を得ておりません。それこそ那覇市議会を含め立法院議会を正常化にのせるためにも今一度慎重にやっていただきたい。議長はもし職権でできますことなら、議長に真に勇気と良識があれば今一度休憩して、議運委を開いてもう一度案文についても、是非についても慎重に検討した上で本会議にのせていただきたいと思います。要望いたします。

（「進行」と言う者あり）

○喜舎場盛一君　３点ばかりお答えしたいと思います。なにも立法院の悪さを那覇市議会が助長するというような意味ではないわけでございます。

あくまでも正しいりっぱな議会運営をもって措置してもらいたいということであります。もう１つは、教員が一党一派に偏した例をあげて説明してもらいたいということでありますが、去った立法院の総選挙におきまして21区ですか、これは一例でございますけれども黒板に友寄喜弘と書きましてこれはアメリカのいうことを何でも聞く人ということでかけるをつけた。それから瀬長亀次郎、これはアメリカによく反対する人だからこれは上等ということで教壇の上で生徒に向かってそういうことをやった。こういうことはもはや一党一派に偏した教師というふうにみなされるわけでございます。それから身分保障の問題でございますけれども、内容そのものはほとんど身分保障でございまして、一例を申し上げましても女教師がいわゆる産前産後の休暇が委員会案が７週間でしたけれども12週間であり、それに休む期間は全額給与支給というような面で実にりっぱな身分保障の立法でございましてなにも一党一派に偏する、あるいは民主党のために強いて作ろうとしているという解釈は出てこないわけでございます。

（「進行」と言う者あり）

○瀬長フミ君　21区の選挙の問題も出ましたが私たちはそういう事実は聞いたことはございません。しかし、１月25日の立法院で審議された状態がここでも行われようとしている状態でございます。数の暴力で民主党がこの議案をとおそうという腹があったということを私たち見抜いております。

それと同時に中立という言葉が私たちには疑問があります。たとえば権力者が民主党の松岡総裁であります。そうなりますと一党一派の民主党の政策を聞くのが教職員の本務であるのかどうか、これはひとつも中立にはならないと思います。教育委員会法の第１条にも、教育がよそからの不当な干渉を受けてはならないというふうにうたわれております。現在、この教公二法が本土でも行われましてそして非常にたくさん違反者を出しております。東京でも２万4,000人出しておりまして提訴しまして勝ちました。こういう状態の中でこの法案が憲法にも違反しＩＬＯにも違反しているということで今問題になっております。そういうような法律を沖縄に適用しているような状態であります。沖縄は非常に特殊な状態でありましてこの法案の中に特殊な事件については教職員はタッチしてはならないということがございますが、教職員でありましても人間でありますし沖縄の問題を考えるために非常に真剣であります。たとえば、特殊な問題といいますと空からの落下物事件や殺人事件が起こりましても教職員はただだまっておれということであります。本土ではすでにこの教公二法が出まして国家が各府県に対しまして

20歳以上の青年の名簿まで作ってすでに軍国主義化への方向に行っております。教科書の件でもそうであります。国がその教科書を指定して民主的な面を削っています。そういうような状態の中でアメリカは戦争しています。そういったアメリカの政策が沖縄県民を戦争への道を歩まそうとしている状態であります。ですから、私たちはこういう法律は政治的な行為の禁止といいましても解釈によりましては祖国復帰運動も政治的な行為になります。

いろいろな面におきましても非常に制限されます。争議行為におきましても私たちはこういうふうな非民主的、反動的な法律には反対しております。教職員のほとんどが10割年休をしてデモあるいは請願を立法院にしておりますが、あれは自主的な行動でありりっぱな請願であります。弱い市民、県民が権力者の悪い面に対しましてこれではいけないということでこういうふうな請願をしようということは正しいことであります。この請願に対して民主党は暴力だとか何とかいっておりますが絶対に暴力ではないと思います。先生方は静かに請願しておりました。こういった良識ある先生方に対して圧力をかけること自体が問題であります。たとえば、民主党の市会議員の人たちが現場の教師あるいは校長に対しましてこういうことをやってはいけない、教公二法を立法しようというような圧力をかけております。これが本当に正しい道であるかどうか、現場の教師に対しましてこういうふうな圧力をかけること自体が誤った道であります。私たちも政党人でありますがこういうふうに現場の教師に対して圧力をかけるようなことはありません。むしろ私たちは正しい請願をしている教師たちに応援しているような状態であります。そういう意味におきまして私たちはこれに反対いたします。

○黒潮隆君　議長に要望いたします。質疑ですが十分させてもらいたいと思います。途中で打ち切るようなことをしないで下さい。提案者に２、３点お尋ねいたします。

本土でも教公二法が強行採決されましたとき教育労働者は反対して来たわけでございます。この教公二法が立法されたために自殺者まで出しております。しかしながら本土においては実際に勤務評定というものは実施できないような状態に追い込まれております。なぜなれば本土で作られている教公二法の場合もＩＬＯ条約加盟国の取りきめに反している、労働者の基本的な権利を**剝**奪しているんだというようなことで大きな非難もなされているし、実際に勤務評定すら実施できないような事実、これをどういうように見るか。

ＩＬＯ条約加盟国は90ヵ国を超しております。ここでの取りきめは世界の教育者が集まって取りきめられております。日本の場合はまだ批准しておりませんがそれについてはどのように考えているか。さらに、この決議文の中に教員の中にもこの法案に賛成しているのが多いというふうに書いてありますが、これはどのようにして賛成者が多いのか。２月１日の動員を見てもわかるとおり教育労働者は一致団結しております。もし、教育労働者の中に教公二法に賛成するのが多ければあの組織は分裂しているということでございます。それを一糸みだれずやっているという事実。それをみても私はこの決議文に書いてあるのはごまかしだというふうに思いますが提案者はどういうふうに考えているのか。提案者は早期立法すべきだというふうに世論は盛り上がっているというふうにこの文面からみるとそう書いているが、これをどのように提案者は見ているのか。たとえば１月25日の委員会で審議しないまま強行に押し切った時点でいわゆる共闘会議が集めた署名は10万5,000を超しております。これは立法院に提出された反対の署名でございます。

ところが民主党を中心とする推進協議会の集めた署名は5,000ちょっとしか超しておりません。あの時点から今でもこの開きはますます大きくなっております。そういった点から見ても世論は早期立法すべきじゃないというふうにみております。さらに最近の新聞をみてもわかるように琉大の教授、職員は今立法すべきじゃないというふうに長嶺立法院議長に申し出ております。さらに保守的だといわれている婦連の場合にも共闘会議を支持するというふうな声明をし、そのような行動を起こしております。１万の労働者さらに県労協に加盟している労働者、３万余りの労働者、そういったところからみても絶対的多数が今立法すべきではないというふうにしているが、これを世論の高まりというふうに本員は見る

が、提案者はなぜそのように文面にあらわしたか、これについてお尋ねしたいと思います。

○喜舎場盛一君　質問条項が多いのでちょっと忘れたのもございますけれども、世論の署名が教職員会を支持し教公二法に反対しているのが多いというようなことはやはり、もちろん10万の署名をもらっておるのかもしれませんけれども、中教委でこの立法の審議をなした場合に教育団体といたしまして、小学校長会、あるいは高等学校長会、ＰＴＡ連合会そういった主なる団体の意見を聞いております。その中で、もちろん琉大は学問の自由を規定に入れるというようなことで何か賛成したようでありますけれども、教職員会は真っ向から反対であります。そういうことをかいつまんでもやはり支持者は多いんだと、それに地方にいきましても今どんどん早く立法してくれというような要請がございます。先生方の行動が、先生方は神なりということは言えないのでございまして、この10万の署名そういったことはやはり、たとえば教職員会の勝連支部からのビラが出ておりますけれども、そのやりかた方法でございます。その中に教公二法がつくられたら先生方はものが言えなくなると、生徒に配っておるわけでございます。

１つ、キビ代の値上げ運動ができなくなる。２つ、税金を安くする運動ができなくなる。３つ、物価を安くする運動ができなくなる。４つ、軍作業や会社を首になっても反対できない。５つ、棚原タカ子事件（読谷でトレーラーで押し殺されたようなことも抗議できない。）。６つ、戦前のように子供たちが戦争にひっぱり出されても反対できない。７つ、子供の教育費を日本政府からもらい受ける運動、すなわち生徒の本代がただになったということなどができなくなる。これでよいだろうか。おとうさん、おかあさん方はどう思いますか。勝連教職員会というようなビラを流しまして、署名運動をもらっておるような事実でございまして、これは真に10万の署名が5,000の署名よりかは正しいというようなことは言えないのでございます。

よって現在いろいろと論議はございますけれども、その立法の趣旨というのは真に沖縄の教育を憂いそういった趣旨に則った立法であると私は信じまして、この教公二法の問題そのものが緊急でございますので、緊急動議としての役割は十分に趣旨説明できたであろうと思います。

勤務評定の問題は去った委員会で削除されておりますので問題はなかろうと思いますけれども、日本においてこの立法がされた場合に死者も出したようでございますけれども、元来日本の国家教育が、沖縄あるいは世界各国に比べましてもやはり発展してきているわけであります。

この問題はやはり、日本においてこの教公二法の立法によって今後の教育の発展がありえたんだと私は解しております。

○黒潮隆君　ただいまの私の質問はですね、いわゆる90ヵ国余りの国が加盟しておるところでですね、その国の学者などが集まってとりきめたこと、これは正しいかどうかを私は聞いたんです。さらに署名の問題で10万よりも5,000のほうが正しい、集めかたの問題だと言っておりますが、私はあの勝連教職員会の配ったビラはやはりそういう方向に追い込まれているということは言えると思います。さらに民主党が集めた署名はどうなるか。既製品市場に教公二法に反対する署名をもらいにいったときに、推進協議会の婦人の方が教公二法の署名だからやって下さい、見出しをおさえて説明もしないで署名させている。この署名した人はどうかというと、共闘会議から出ておる教公二法に反対する署名だと思ってやったというのがほとんどであるわけです。これからみてもあの5,000の署名がそのような手段でこれがインチキであるということが明らかであると思います。なぜこの経済闘争あるいは祖国復帰運動が弾圧されてやりにくくなるかというと、戦前の治安維持法を思い出してもらえばはっきりすると思います。あの法律はいわゆる共産主義者を取り締まる法律としてつくられたわけです。しまいには国会で社会党も賛成しておるわけです。

共産主義者を取り締るという名目でつくられた法律が吉田ワンマン、吉田茂自由主義者まで弾圧されたわけです。そして宗教団体も弾圧されたわけです。戦争に反対したものは一切弾圧されたわけです。まず共産党の弾圧、その次に労働組合、社会党、労農党とか、しまいには進歩的な自由主義者までやられた事実、これからみても法はできてしまったら立法をした人の考え方から離れてときの権力者が勝手

に解釈するわけなんです。教職員会が解釈するわけではないわけです。

たとえば物価値上げ反対運動が大きく発展して琉球政府に押しかけるということになった場合は、これが純然たる経済闘争であっても、これは琉球政府を陥れようとする政治的意図があるというふうに解釈してちゃんと権力を握っている側が弾圧する、そのとおりだと思います。復帰運動の場合でも民族運動であるからできるんだと言っておりますが、ところがこれは政治と経済を切り離して闘えるような問題じゃないわけです。たとえば公共料金を政府がきめますね、これは政治的意図がある資本家擁護の意図があるというふうに労働者側は見るわけです。そのようにして経済と政治とは切り離して考えられないわけです。なぜ共産主義者を取り締まる法律で自由主義者まで取り締まっているのか、これを喜舎場議員はどのように考えるのか。

○喜舎場盛一君　教職員会は労働者であるというような解釈にたっておるようでありますが、労働者という解釈の問題でありまして、やはりお互いの税金でもって、そして全体の奉仕者であるというような解釈にたちまして、労働争議もできるんだと、ストライキもできるんだということは好ましくないと私は判断しております。

それから取り締まる法律だというように申しておりますけれども、あくまでも身分保障である。戦前の共産党を取り締まった法律とは違いまして、これからりっぱな民主的な教育をする先生方の身分を保障いたしまして、心配のない安心して子供の子弟の教育をできるようなりっぱな法律をつくるんだというような考え方でございます。

○儀間真祥君　提案者にお尋ねいたします。提案理由の説明にもありましたがこの教公二法を早期立法すべきだというふうに説明されております。

戦前は治安維持法とか、国家総動員というので、戦争に反対する者をおさえつける。そして兵隊でなければ人でないというふうなところまでいかされていたわけです。そのために沖縄では20万以上の人々が死んでおるし、戦争に行った人々が相当犠牲になっております。

そういうことからするとこの教公二法そのもの、これはいわば戦前のそういう法律に似てきている。要するに政府のいうように人を使っていく。そうすることは、今政府はアメリカの戦争政策に真っ向から賛成していっている。そうした場合に必然的に政府のいうような教育になっていく。そうするとこの子供たちも戦争にも反対しない政府のいうようになっていく。このことをねらって再び戦争にまき込んでいくんだというふうなことを私たちは考えるわけである。先生方としては再び自分の教え子たちを戦争にやってはいけないということで反対しております。

さっき提案者は全県民のためのりっぱな教公二法であるということを言っておられますが、その点でこの法律が全県民のためにりっぱなものであるというのはどういう条文でわかるか。これを説明願います。

それからもう１点、この中で身分の保障ということを言っておられます。産前産後の休暇の場合は全額給与ももらえるんだということを言っております。この産前産後のただこの１点だけでそうなっているのか、身分の保障はこの産前産後のものをとらえて言えるのかどうか。

それからもう１点。勝連小学校の何かビラを読んでおられましたが、あの中で署名運動これはできないんだというふうなことがありました。この署名運動についてはどういうふうな解釈にたたれるか。この３点を説明願います。

○喜舎場盛一君　第１点の戦争にかり出されるんだというようなことでありますが戦争にはかり出されない。それを私は心配しなくてもいいと思います。

それと全県民のためということはやはり先ほどから申し上げておりますが、教育という問題を考えますれば生存する人間社会全体の問題でございまして、そこでこの学校教育を担当しておるところの教職員会がやはりいい人間であるならば社会全体の教育が円満によくなっていくということからいたしまして、全県民のためになる問題であると思います。

教公二法の中で身分保障の問題が幾つあるかという問題でありますが、産前産後の問題をとりあげたことは一例でございまして、身分保障の条件がたくさんございますけれども省略させていただきます。

○儀間真祥君　今ですね、産前産後の問題だけを取り上げたがほかにもあると言っておりますが、この場合に一体身分の保障ということを説明されておりますけれども、この身分の保障は現在の法律でも十分に保障されてるのにあえてなぜ立法しなければならないのか、そこであります。

もう１点、署名運動に対する答えがないので説明願います。

○喜舎場盛一君　これはですね、一方的に偏して、たとえばこういったビラを子供にもたして家庭に配布するということはわれわれからみますと、これは父兄への強迫であり、あるいはキビ代値上げの運動ができなくなるというたようなことは確かに農民に対する何といいますか、教公二法と何の関係もないやつを項目をあげて、そういったことができなくなるんだという弱い農民をかりたてて署名させることは好ましくないということであります。

○儀間真祥君　私の質問とはちょっと離れておりますが本員がお尋ねしたのは今の署名運動とそれから身分保障ですね、これをどういう方法で身分の保障がされるかということです。現在の立法でも保障されるわけです。それがあえて教公二法で身分保障するんだということですが、どこかにはっきりした条文がなければならないがその点が１つ。

署名運動についてですが、今さっき説明されておりましたがキビ代値上げもできるんだという立場のようですが、しかしそれを政治運動であるとかないとかということを定義づけるのはだれなのか、そういう点をはっきりしてもらいたい。

○喜舎場盛一君　身分の保障の問題でありますが、その産前産後の問題１つだけでもやはり身分保障されているということがはっきり言えるわけでありまして別に答える必要はない。

それから署名運動はもちろんやってもいいはずであるけれども、そういった曲がった考え方の上での文章で署名をたくさん集めたって、効果の問題において私はいろんな疑義があるわけであります。

○儀間真祥君　今の説明の中でまがった方向の中での署名運動はできないんだということを説明されましたが、一体全体まがった署名というのはどこにありますか。それが１つ。

もう１つ、今の説明で産前産後の休暇だけとらえたとおっしゃっておりますが、身分保障というのは産前産後だけじゃないわけです。この点についてもっと説明を願います。

○喜舎場盛一君　そういう署名運動、こういったビラでもって署名運動をしたものの効果と、いわゆる値打ちというか、そういった問題に私は反省を加えなければいかないと言っておるのでございます。それから身分保障の問題でございますがあえて答える必要はないと思います。

○儀間真祥君　身分保障というのははっきりうたわれております。身分保障するために立法するんだという以上は、身分保障に対する説明は要らないということはおかしいですよ。それと、今署名運動についてはっきり法律によりますとできないというふうになっております。今の説明はこういうふうになりますね。署名運動ができないということであれば、祖国復帰運動についても署名ができないというふうに解釈できるわけです。なぜならば祖国復帰運動の署名であれば教職員会に限ってできないというふうに考えられますがその点について。

○喜舎場盛一君　復帰運動は全県民的運動でございまして、いわゆるこれは選挙運動とは違いまして、民族運動であると思います。いつかの中教委でもそういった質疑がかわされておりますし、私は復帰運動の署名は政治行為ではないと、斯様に考えております。

○儀間真祥君　これはですね、提案者はそう考えても署名運動はできないとはっきり法律にうたわれております。提案者が復帰運動は政治運動でないからできるといったところで権力を握っておる政府はですよ、署名運動はできないと言っておりますよ。喜舎場議員が裁判官になるわけじゃないし。

○議長(高良一君)　質疑を終結……。

(「まだありますよ」と言う者あり)

○久高友敏君　先ほどからの質問、いろいろ意見が出ております。今質疑を終結しようとしていたのですが、聞きたいことも聞かさんで多数決でおし切るということはむしろ議会の正常を破壊するものだと考えます。

提案者にお尋ねしますが、この決議案の内容をみますと、つまり学校教育労働者の身分を保障してそれで特別な権利と特別な責任を定める、そして身分を保障するとともに地位を明確にするということですが、目的は何かというと、つまり健全なる日本国民を育成するためには身分の保障をし、教育者の特別な権利と特別な責任をもたすためにこの法律は必要だということが結論になると思いますが、私はこの提案理由からいたしますと、過去21ヵ年間においてこの教公二法案というものがないために、人々はあいまいのうちに日本国民としての完全なる教育はほどこされてないとみているのか。本当の健全な日本国民を育成するためにこの立法が必要であるのか。それが今までなかったために非常にあいまいで、日本国民であるのかアメリカ国民であるのかはっきりわからない教育をされていたのか、これをまずお尋ねしたいと思います。

○喜舎場盛一君　戦後20ヵ年このかたの教育がその方向に、いわゆる教育されなかったのかというようなことでありますけれども、やはり現在この日本との教育の教育度の差別をみまするに、沖縄と日本本土とは相当の開きがあるわけであります。私は何も従来の教育そのものが間違ったというようなことではなしに、この立法をすることによって、それ以上の教育の、いわゆる進歩がはかれるんだというような考え方でございます。

○久高友敏君　今の答弁からしますと、今までも別に悪いということはないが、これを制定することによってなお向上するんだというふうに説明されておりますが、その裏には一党一派に偏した教育者は、つまり一方的に政治活動をするのは選挙運動する。これは非常に間違っていたという前例あるいは個人のまずさもいろいろ取り上げられておりますが、教育者としてこの選挙運動をしてならないということ自体、問題があると思います。つまり現在の市町村議会議員選挙法、市長選挙法においてもはっきりと現行布令には、つまり教育者はその地位を利用して子供を選挙のために使ってはならないというふうな布令でさえもはっきり規定されておるが、あえて教公二法案を制定してがんじがらめにするということは、これは何か教育者のためでなくして何かときの権力者のためにつくられるような感があるのであります。

従って、それじゃ今日本には政党が自由民主党を中心に、社会党、民社党、共産党その代表者がたくさんおられます。学者もおりますがどれを人間像として健全なる日本国民と見るのか、これを具体的に説明を願います。

○喜舎場盛一君　健全な日本国民とは、やはり健全な体、健全な考え方、そういう現在の日本国民、これはまあ健全な国民でございまして、そういった国民、なおよりよい日本国民をつくりあげるというふうなことであります。

○金城吾郎君　これの基本的な問題を質疑します。提案者の案によると、この法案をめぐり昨今の政情はきわめて憂慮すべきものがある。いわゆる憂慮すべきこの政情はこの教公二法を立法することによって除去することができるという前提に立っておりますが、一体どうしてこの憂慮すべき政情がこの立法を促進することによって除去されるか、これについてまずお伺いいたします。

○喜舎場盛一君　私は昨年の12月25日の委員会にもいきましたけれども、やはり暴力をふるう、あるいはそのあとも実際議会政治というような面から議員に対して登院をさせないというような一方的な暴力でもってあいうことをしてならないんだという考え方に立ちまして、早く正常化にもどしみんなが自由な発言をいたしまして審議のできるような状態をつくってもらいたい。何も立法したからあの議会が正常化になるんだというような考えじゃなくして、この教公二法の問題で立法院議会が麻痺しておるということでございまして、それ以外に、やはり良識ある教員のみなさんがハチ巻きをやって、そして立法院に乱入する。窓ガラスを割ってそこから入り込んでくるということは好ましくないという考えでござ

います。

○金城吾郎君　今の提案者の答弁は答弁になっておらないが、私が申し上げておるのは憂慮すべき政情というものをこれを立法促進する、あるいは立法することによって除去することができるかということに対しては答えてない。今あることはこういう状態にあるのでこれを立法することによって教員のいわゆる基本的な権利で請願にくる政治行動を禁止する。そうすることによってこれができるんだという、政情は安定されるんだというようなことで逆な立場に提案者は立っております。少なくとも現在の政情を憂うとするならばその根源、地方教育公務員特例法なるものをもっと慎重に取り扱うことが、そういう姿勢がまず第一でなければならないと思う。そういう段階で提案者があえてこのような立法促進の要請決議を出したということが私にはわからない。先ほどからいろいろ言っております署名効果の問題も出ておりますが、これはもはや何をかいわんやであります。署名効果の問題について提案者に聞きたいと思いますが先ほどの答弁からすれば教公二法を阻止する、作っちゃいけないということはごまかしであるというような説明でありますが、浜端議員を鞍替えさせるための署名は正当であるという理論付けを新聞に発表し、そして選挙民の意思をひっくりかえしてあの署名によって入党させた。ところがわれわれが調べてみると議員、区長から圧力を加えられてさせられましたとはっきり言っている。その出身地元でさえ400名しかサインしてない。宮城島においてはたった４名である。浜比嘉は１名もやっておらない。勝連さえやっていない。こういう調査実態である。これが那覇市の中央にくると５千数百名、６千名になってるという。私はあえてこういうことを申し上げたくはないけれども、少なくとも先ほど前原地区教職員会があいうビラを配った。この法の運用を誤るならばこうなるんだという警鐘になぜ聞こえないんだろう。提案者はどうして強いて曲げて考えるのか。こういうことがあるからやるんだということにはならんと思う。さらに一番最後に一日も早く議会を正常に戻し、真に民主的教育の確立をめざしとあるが、この民主的な教育というものは一体どのようなものであるのか。私はこういう異民族の支配下にあって民主的教育をやっていくのは非常に難しい問題だと思う。軍事権力というものがある中でわれわれ自体が闘わなければならないのに、われわれ自体で権利をしばること自体が民主教育を育てるもとになるのか、そういうお考えをしているのか。

○喜舎場盛一君　民主教育ということについてでございますが、時の権力者のいいなりに教育をしてゆくんだと先ほどどなたからか質問がございましたがそういうことじゃなくて、やはりお互いの現在の教育のあり方というものはあくまでも中立でございまして、そして教育委員それから中央教育委員というような方々が教育の方針を打ち出してゆくのでございまして、何も松岡主席とか時の権力者が好き勝手にやっているのではないのであります。そういった面からいたしましてやはりりっぱな民主的な教育でございまして、アメリカさんがおる中で教員から政治活動を抜きにした場合に、骨抜きにした場合に権力に屈するという考えもあるようでございますが、私はそういった考えはもっておりません。それを立法することによってなおりっぱな民主的な教育ができるというふうに思っております。

（「進行」と言う者あり）

○金城吾郎君　見解の相違になってきているようであります。いわゆる中立性、民主教育の規定の仕方が、基本が違うのでそういうことになったかもしれませんが、少なくとも中立性を標榜するならば、先ほども16番議員がいっておったように時の権力から教育を守るというのが中立性のもつ意味である。これまで文教局長をして琉球政府の指令というものを各学校に流されたことが何度かある。しかし教職員会で、各学校で受け入れないものが多々あった。こういうことこそ教育の中立性を侵すものであるということを十分に知らなければならない。それ以上にさらに手足をしばって隷属させるようなこういうあり方に対しては、県民の立場から反対しなければならないというのが教職員１万の声であり、さらにまた良識ある人の声である。そういうことを十分勘案して提案して欲しかった。そこでこれ以上続けても意義がないと思うので質疑を打ち切ります。

○議長(高良一君)　質疑を終結し討論に入ります。

○仲本安一君　ただいま４番議員から緊急動議として提案されました教公二法の早期立法促進に関する要請決議に対しまして反対の討論をいたします。まず第１点に提案の趣旨でいわれましたように教育の中立性を守り、教員の身分を守り、政治行動を制限することによって真の日本国民の育成ができるんだというふうなことで提案者は説明を行われております。しかし、本員はその提案者の提案理由説明につきましては納得ゆかないのであります。と同時に、これは現在問題になっております教公二法はなぜこのように審議が中断し混乱しておるのかという実態をみた場合に、また１万教職員会が反対しているのかということを見た場合に、教公二法の提案理由の中にいわゆる提案の趣旨とその内容が実際において相反して非常に違うということであります。すなわち身分を保障するといいながら実際には保障するどころか逆に職員をしばりつけて教員の基本的人権を侵し、そして教育をむしろゆがめた方向に進めてゆく恐れがあるということであります。であるが故にこの教公二法というのはもっと慎重に検討しなければならないとこのように考えます。いわゆる教公二法の中には冒頭に教職員の身分を保障するといいながらその保障の具体的な裏付けがない。たとえば琉球政府の公務員法を例にとりましても、公務員の身分を保障するということをいいながら実際にその裏付けとなる財政がない。しかも、その裏付けになるべき付帯する諸法律がまだ立法されてない。公務員法ができて10年にもなんなんとしておるのにまだそれがなされてない。こういう１万教職員会のその条文にうたわれてるような趣旨で果たして保障できるかどうか。これは単なる飾り文句にしか過ぎない。実際のねらいは先ほどから論議が集中されております政治行為の禁止、そしてまた争議行為の禁止こういったものであろうと思います。この政治行為の問題を例にとりましても教職員というのは、確かに学校の教室において自分のイデオロギーといいますか生徒に押しつけちゃいけないと思います。また特定の政党の政策なりイデオロギーなりを生徒に教えるということもいけないと思います。これは決していいことではありません。しかしながら現に学校において教職員が特定の政党の教育をしたということを聞いたことございません。と同時に、教員は教科書に従って一応その日程にしたがって教育をしております。りっぱな教員だと思っております。しかしながら、たとえ教員でありましても人間であります。学校において教科書に従い、方針に従って教育をしても一旦学校から外に出ていった場合には一市民であり、一県民であります。

この一市民、一県民の基本的な権利である、いわゆる政治活動、これまで制限するということはむしろ教育の中立性、教員の特殊性というものを拡大解釈し曲げて、教職員の身分を、人権を制限するということになると思います。たとえば、われわれ議員でありましても市民の代表者であります。そしてこの議会におきましては少なくとも市民の代表者として議会活動を行います。先ほど高良議長の報告にもございましたが、ハワイの議員は選挙のときはスローガンを掲げ政党政派で争っておりますが、議会に入れば少なくとも政党政派を超越して市民の代表者としてすべてことを処理しておるんだと。

まことに結構であるといっておられました。確かにわれわれは新聞紙上を見ておりましても、アメリカの場合には共和党と民主党があっても大統領の方針に対して与党であるはずの民主党の議員が反対してみたり、一部の共和党の方が賛成してみたり、日本の政党政治とは多分に趣きを異にするところがございます。それは政治の制度として長所もあり短所もあろうかと思いますが、少なくともわれわれ議員は議会においては議会活動し、これを市民の立場に立ってやらなければならんことはもちろんであります。しかし、またたとえ議員であっても一旦議場から離れた場合には政党人であり、重役であり、あるいは一市民であり、それぞれの仕事がございます。そういった面から、たとえば議員に例をとりますと、議員であるが故に会社の重役も兼ねちゃいけない、政党人になってもいかんというふうに制限された場合一体どうなるか。

ここをまず人の痛さを知ってわが身の痛さを知れということでありますけれども、このことを考えた場合にはっきりしてくると思います。ただ教職員のことであり、よそごとだからわれわれは無責任にもそれを促進せよ、作ればあとはどうでもなるということではいけないと思います。

同時に争議行為についても学校の先生方が今までストライキをしたことはございません。今度はじめ

て10割年休をした。しかも皆さん方は党派を抜きにして尊敬されると思うが、本員も尊敬する人物の１人でありますが、あの屋良教職員会長があれだけ慎重な方が考えに考え抜いて、そして教職員の先頭に立って断食までして何とかこれはもっと慎重に考えてくれないかというのが教職員会長の態度であります。こういったふうな態度からみましても、教職員会がいかに真剣に考えてるかということをわれわれは汲みとらなければいけないと思います。

教職員の身分を保障するならば少なくとも学校の先生方、教職員が諸手をあげて賛成しなくちゃならんと思います。身分を保障されるべきはずの教職員の方が逆に１万挙って反対しておるという事実、ここが問題であります。身分を保障するならば学校の先生方は当然賛成しなければならない。身分保障してあげようというその身分法であるならば、保障される側の意向をなぜ尊重しないかということでございます。それを無理矢理に押しつけるということ自体に間違いがあると思います。さらに、この法のねらいとするところは先ほどから論議されておりますけれども、少なくとも本員の考えとしては将来この法ができますと自主性のない、自主性のない子供の教育がされるんではないかというふうに懸念しております。日本国民として本当にすくすくとした自立性のある正しいことは正しい、間違っていることは間違っているとはっきりものの言える人に育つかどうか。戦時中をみてもよくわかります。

本員は戦時中小学校の５年生でありました。今から考えてみますと学校の国語の授業、算数の授業といったものは今日と変わらないかもしれない。しかし、考え方において非常に間違っておった。軍人になるのがもっとも偉いことである、そして先ほども申し上げましたけれども鬼畜米英だけを教えられ、運動場の中でもわら人形をこれらに見たて棒で３本突けという軍事教練まがいのことをさせられた。これは１つには先ほど８番議員もいっておられたように治安維持法の関係もありましょうけれども、東条軍閥内閣の軍国主義への政策でもありました。しかし、教公二法ができることによって沖縄はあしたから軍国主義政策がひかれるとは申し上げません。すぐあしたからそうなるとは申し上げませんけれども、少なくともそういうような方向に除々にゆがめられる可能性がある。これはその教公二法がそうだからということじゃなしに、教公二法が制定されることによって法律というものはどういうふうにでも解釈できる。４番議員はわれわれと見解を異にしておりますけれども確かによきにと思って促進してみた。ところがその法律ができてふたをあけてこれから５年後10年後を見た場合に、これが間違っておったということに気付くであろうと思います。そのようなことを考えた場合にこの法律を即座に制定するということはかえって教職員を混乱におとし入れ、教育をゆがめ、むしろ議会の正常化ということもできない。県民を混乱におとし入れるような結果になると思います。今こそ那覇市議会としてはむしろこの教公二法を今一度慎重に検討してもらいたいということを要請するのが当を得ておるんじゃないかと思います。したがって本員はこのような理由からして教公二法の促進を要請する決議に対しては絶対に反対であります。以上申し上げて反対の討論といたします。

○金城重正君　仲本議員の見方でこの教公二法を論じておりますが、私はまた私なりに仲本議員とは逆にこの教公二法について賛成討論をいたしたいと思います。

今や世論の焦点にあって、われわれの五体であるなら神経の中枢をなす立法院が一部圧力団体によってその権威が失われようとするときにあたり、いかなる事情下にあるとはいえ、議会民主主義を肯定するわれわれは断固としてその圧力をはねのけ、院の権威を確保することが何よりも優先しなければならないと本員は考えます。しかるに、今日教公二法を立法化しようとするときに、これを数の暴力でもって院を包囲し、院内に踏み入り選良の審議を阻止し、また与えられた権利を放棄し、審議を拒否した立法院への乱入事件は住民の負託を踏みにじるものであり、民主政治の否定であると本員は考えます。

その裏には革命を意図した黒い霧と申し上げましょうか、赤い霧と申し上げましょうか、これがありまして良識ある教職員のやるべき姿ではないと考えるのでございます。教壇にあっては物を大切にし花園を荒してはいけないと子弟に教え、みずからの行動においては公共物である院の窓をこわし飛び入り、花園を荒している醜態、これが教師の姿かと思いますと至極残念であります。百年の大計をたてて

日本国民としての教育に携わるべき教師がこのような態度では、われわれが常日頃敬愛している教師像も地に落ちたものと残念であります。いかなる万難を排しましても教育の百年の大計のためには教公二法というものは必要であり、その早期立法に対し賛成の討論をいたしたいと思います。この目的は中央、地方を通じて住民全体への奉仕者としての教育公務員の身分と地位を確保し、民主的、能率的な教育の基礎を定め不当な権力や党派の支配を排除し、教育の中立性を確保し次代を担う日本国民を教育することにあると本員は思うのであります。確かに教公二法は政治行為の制限があり規制法の性質を持っておりますが、社会があるところには法がありまして全体の奉仕者としての立場からくる必要最小限度の規制であり、政治行為の制限は教育の政治からの中立性保持がぜひ必要であると本員は考えるのであります。争議行為も授業の放棄になることを考えれば、これを私たちは許すことはいけないと思うのであります。

また、現に教職員の方々が10割年休をやっております。これは10割年休というよい言葉を使っておりますけれども、これこそ父兄や生徒に対するところのストライキと私は考えるのであります。この法は教職公務員の身分の保障をうたっており、さらに平和の使徒を自認する教師の厳正中立を織り込んでいることはもっともなことで、特に最近教員が一党一派に偏し政治活動を行っているが、これの児童生徒に及ぼす影響は非常に大きく教師不信の声が**巷**間いちじるしいものがあるのであります。教師は正しく物を見、正しく判断して、正しく行動する、正しい社会人としての次代の人を作ることにあると考えます。したがって教師は全体の奉仕者という立場から中立正道で教育にあたるべきであるにもかかわらず一党一派に偏し野党の手先きになり、学校教育にも政治的偏向を持ち込んでいる実例が多々ございます。新しい実例を申し上げてみましょう。きのう６日の琉球新報の夕刊を見て下さい。中部地区の高校で一教師が古典の時間に教公二法に関する作文を書かせようとしたところ、生徒の中から教公二法と古典とどういう関係がありますかと質問しましたところ、教師がこの生徒を体罰しております。このような例はたくさんございます。ところで今先４番議員が21区の選挙区においての実例を申し上げましたけれどもこれも本当でございます。ところで過去において教職員会が堂々と特定政党、特定の候補者を支持し街頭演説、戸別訪問、ひどいのになると学校教育を通じて選挙運動をする無茶さえも平気でやってのける政治教員さえある有様でございます。果たしてこれでいいのかどうか。この教公二法立法にあたって教員なるがゆえに選挙運動が許されないと、不自由さが不服であるならば教員をやめて堂々と選挙運動をやればいいじゃないか。これこそ自由の行使である。教員たる特権は主張しよう、その間において特別の義務はいやだという身勝手な教師にあずけられるところの私たちの子供の人間形成が心配になるのは本員一人ではないと信ずるのであります。ところで歌の文句ではございませんが民主主義を唱える野党の方々、平和の使徒と任ずる教職員の態度を振りかえってみまして、教公二法採決までの野党や教職員会の言動を私たちは吟味してみたいと思います。それこそ私たちは理解に苦しむのが多々ございます。教公二法は中教委で慎重審議されたものであり、教育諸団体すなわち小中高校長協会、ＰＴＡ協会、教育長協会、教育委員会協会、琉大とも多数が賛成であり教職員だけ反対であったのも明白であります。これがわれわれの選良によって審議されるや父兄一般住民に対し、子供たちを戦争に導く悪法に反対しようと呼びかけております。教公二法が立法されると、４番議員の説明がありましたとおり、物価が高くなる、砂糖キビが高くならない、日本政府より教育予算がとれないとかという常識をはずれたのも甚しいのであります。子供たちが戦争にかり出されるならば、われわれ父兄が敢然と真っ先に立ち上がります。私は思い上がりも甚しいと思います。

さらに院の権威を唱えながら阻止隊を院内に乱入させて院をけがしておる。慎重審議をすべきだと言いながら審議を阻止し、数の暴力をきめつけながら数の暴力で議会政治を破壊し、教育の中立を主張しながら教員が政党の手先きになり、みずからの党利党略をかくすために民主党の党利党略を非難する野党、教職員会の言動は多くの矛盾を含んでいるのであります。議会民主主義を真に理解するならば、野党や教職員の態度、暴力的行為に対し警察権を導入したことは、万やむを得ない処置であったと本員は

考えます。たとえどんな理由があろうとも議会民主主義を口にするものであるならば、議会の機能を暴力でもって破壊してはならないはずであります。もしこれを是とするならば恐るべき破壊思想であり、われわれ百万県民への挑戦であると思うのであります。民主主義の名にかくれた破壊思想こそ、住民の敵であり社会を冒瀆するものであるというある哲学者の言葉を本員は思い出すのであります。教公二法は次代を担う日本国民を育成するために教師が本来の姿に戻り、尊敬される教師になるためにも身分を保障し、政治的中立を確保すべきだと本員は考えます。よって立法院は院の権威のもと住民の信託を自覚して勇気をもって教公二法を早急に立法すべきだと考えまして賛成討論を終ります。

○黒潮隆君　教公二法早期立法に関する要請決議に対する反対討論を行います。先ほどの賛成討論を聞いておりますと、教職員いわゆる教員の多くが民主党を支持しないのが頭にきている感情論だと本員は受け取ります。なぜならば今帰仁、上本部いわゆる３区の立法院選挙で大敗したときに、野党にやられたんではなくて教職員会にやられたんだと。コザ市長選挙もそのとおり。民主党の桑江議員が早く教公二法を作らなければならないというふうにして言ってるのが新聞報道からも窺えると思います。そして教職員会をこちらで暴力団あつかいをし、民主主義を踏みにじり道を踏みにじる行為だという激しい非難は、立法院周辺をちらかし花園を荒したことだと思いますが、ところが公共物を大切にしましょうと言っている民主党はどうですか。政府立病院、電々公社、学校の塀まで推進協議会のビラをはっている。そういうように自分のことをおおいかくして相手のあげ足をとるのはいけないと思います。そしてこの教公二法はりっぱな法律だというふうに強調しておりますが、これが憲法違反であるということは日本本土でも裁判の結果出されております。

なぜならばいかなる人でも政治的自由、この自由を奪っちゃいかない、政治的自由はだれにも与えられなければいかないというのが憲法にございます。ところが教公二法が制定されてから本土の教職員の闘いにおいて年休闘争をしたときに、これをストライキとみなして賃金カットしております。ところが裁判に持ち込まれて、いわゆる先生方が勝っております。その事実は一体何を物語るのか。

本土においては勤務評定が実施できなくなっております。なぜかと申し上げますと、これは愛媛県だと記憶しておりますが、校長先生が自殺しております。勤務評定を押しつけたために、この先生はたとえば個人個人の場合は１から５までつけるわけです。ところが総体的にはＡ、Ｂ、Ｃと３段階にわけるようになっているそうです。ところが先生方はみんなりっぱであったために勤務評定ができない。ところが上からの命令でどうしても３段階に区切らなければならない。従ってこの校長先生は朝早くきてタバコの吸いがらを投げたそうです。そしてふし穴から見てだれがそれを拾うだろうか、拾う先生をＡクラス、拾わなかった先生をＢクラスにというふうにして分けようとしたが、これは大変だと、自分ではできないんだということで自殺した。それで本土でも多く新聞で報道されております。

従って今勤務評定は実際には本土においても有名無実になっておる。あのように労働者を弾圧してまで強行に押し切った法律が実際には使いもんにならないということであります。ＩＬＯ条約に日本も国会で批准せよというふうな高まりは日本の労働者だけではありません。各国から日本政府に要求が出されております。この事実を見ても明らかだと思います。

そして先ほどの議員は教育は中立でなければならないということを言っております。しかしながら政治的自由を奪うことこそが、私たちは教育のこの中立は守れないんだというふうに理解します。

いわゆるときの権力者の言いなりになる教師像ができるからというふうに考えます。今この教公二法の問題が非常に重大化しているということは賛成討論を述べている議員も発言しておりますが、１万人余の教職員、教育労働者をはじめ圧倒的多数の県民が、これに反対しているにもかかわらず、松岡傀儡政府を民主党は立法院内の頭数と警察の暴力を頼みにして民主党だけで審議を強行し、２月１日から始まっております。

立法院定例議会の冒頭でも教公二法を成立しようとやっきになりました。この事実は一体何をものがたるでしょうか。教公二法のよしあしの問題よりもその前に民主党は民主主義と政治的自由をまたも暴

力で破壊していることをはっきり県民の前に暴露したものだと、こういうふうに考えます。

労働者と人民を裏切った恥知らずな浜端議員をだき込み頭数をそろえて、これほどの乱暴を働かなくてはならないというところまで私たちは民主党が追い込まれているということだと考えます。

先ほど述べましたように、本土においても国民の激しい反対を押し切って自由民主党が教公二法を制定しました。国民は今これを粉砕するために教職員労働者だけではありません、国民的な闘いにまで発展しようとしております。売国的な佐藤内閣はアメリカ帝国主義の目下の奴隷としてベトナム侵略戦争に積極的に協力し自衛隊の核ミサイル装備、海外への派兵、国民皆兵をめざし徴兵制度など日本の軍国主義復活をたくらみ、そのために今小選挙区制を実施し国会の自民党議席を３分の２以上ふやし、平和憲法まで改悪しようとしております。これが教育の面ではつまり教公二法となって制定されているというふうに私たちは考えます。軍国主義教育を推し進め肉弾戦への人づくりに力を入れているというふうにみております。そして民主教育、平和教育を守るために闘う教育労働者をはじめ、国民を弾圧し全国いたるところで今重大問題を引き起こしております。

私たちはこの教公二法は、やはり子供、父母、そして全県民に対する弾圧の法律になっていくものだというふうにみます。この目的はいわゆる日本支配層の戦争と侵略の政策を進めるための人づくりであるというふうにみます。ベトナム戦争と日本の対米政策に反対して民族の独立、平和、民主主義、生活向上のために闘う国民の力を弱め、とりわけ民主教育、平和教育を守る教育労働者と人民の手足をしばりつけることにあるというふうにみます。教育労働者の政治活動の禁止、争議行為の禁止などの規定はそのためのものだというふうにみます。職員の身分を保障するなどということは全くの見せかけの人だましにすぎないと思います。

今でもちゃんと政府立高校にいる教員は中央教育委員会に雇われております。そして小中学校、あるいは区立の幼稚園の先生は区の教育委員会に雇われております。ちゃんと身分は保障されておる。もちろん産前産後の問題をよくするならば、それは現在の法律をそれに加えるだけで足りるというふうに私たちはみます。

ただ日米支配層としての手先になるような無気力な先生方をつくり、教育を戦争と侵略のための道具にしようというふうな意図がかくされているんだということです。いわゆる教育の自主的発展を否定し支配者の思うままにすることが教育の中立だというふうな意味だと考えます。

東条軍閥がかつて軍国主義教育を強行し、国民を戦争にかりたてたあの恐しい手口が教公二法にかくされているんだというふうに私たちは見るし、また１万余の教育労働者もそのように受取っておる。まず手はじめに一番組織的に力のある教育労働者の手足をしばろうというねらいだというふうにみます。この教公二法を現時点で特に強行に立法しようとしている裏にはまだまだ大きな問題がかくされているというふうにみます。

それは今アメリカがベトナム侵略戦争を拡大するために具志でも昆布でもあるいは知念村山田、糸満町の喜屋武でも新しく土地の取り上げがございます。これに対する闘い、いわゆるアメリカ戦争政策に反対する闘いが盛り上がろうとする時点において、まず教職員を無力に弱め、そしてその次に地公法、いわゆる地方公務員法をつくって地方公務員の手足をしばる。その次に労働法の改悪、いわゆる労働者階級を骨抜きにし弱め、そしてそういうふうに弱めていくことはアメリカが沖縄を安心して支配できる。このアメリカの沖縄支配政策に私たちは手を貸しておることに、この立法を強行すると手を貸しておる結果になるというふうにみます。もちろん自由民主党だけの考えではなしにその裏では沖縄を支配しておるアメリカの大きな意図が動いておるものだというふうに理解します。

従って先ほどの質問の中にもありましたが戦前の治安維持法、これは共産主義者を取り締まる、治安を維持するというような目的で立法されて、それに反対したのはただ１人の議員で、山本宣治という人であるが、国会で反対したために帰ってから暗殺された大きな事件がございます。これからみても明らかのように当時は社会党までしまいには賛成しております。いわゆる共産主義者を取り締まる法律だと

つくられたが、しかしなるほど真っ先に共産主義者は弾圧されております。

次は労農党、あるいは社会党、民主団体、労働組合、そして大学の学者、学校の先生、自由民主党の総理大臣であった吉田茂、そして宗教団体、戦争に反対し宗教の自由を叫ぶものも監獄にぶち込まれております。これからしてもこの法律を拡大解釈し、それに反対するのは治安を乱す者だと、いわゆる共産主義者の利益になるというふうな拡大解釈でもって弾圧されております。そのために先生方は戦争に反対することができないで自分のかわいい教え子にいわゆるそういう教育をしてきたわけです。天皇陛下のために死ぬのがりっぱな男である、日本国民だと、あるいは大きくなったら陸軍大臣になる、あるいは海軍大臣になるのが出世だというふうな道を説く、そのためにたくさんの国民を、教え子を戦争に追いやっております。

それで教育労働者の場合は、再び21年前に犯したあやまちを繰り返してはならないというふうな立場から、この教公二法に真っ向から反対するんだというふうに私たちは理解するし、そしてここで那覇市議会でこれを押し切ったにしても、いわゆる議会を正常化し、りっぱな教育ができるもんだというふうには私たちはみないし、あくまでもこの法律を立法させないために阻止していくために闘うことを誓うとともに、この決議案に真っ向から反対いたします。

○又吉久正君　教公二法案の早期立法促進要請決議に対しまして賛成討論を行います。教公二法とは、教員の身分を十分に保障するとともに教育の中立性を確保するのが目的と思っております。

では教員の身分保障はどんな立法案であるかと申し上げますと、女子教職員のお産休暇を産前産後を通じて12週とし、その期間中給与の全額を支給するとなっている。また結核病休その他長期病休も認められるということは教師が希望している。老後の保障、長期にわたる病気を安心して治療に専念できるからでございます。沖縄の１万教職員の中には長期療養のため病休をとらなければならない該当者が相当おられることだと思います。その方々のためにも一日も早く立法して安心して病気を治療させることが得策だと思います。

次に教育の中立性を確保しなければならないと思います。その基本的理念といたしまして教師は児童生徒に対し自由、自主性、思想、理想をまげ左右してはならないからであります。教職員が政治活動、争議行為を自由にし堂々と特定の政党、特定の候補者を支持し選挙運動に加わり街頭演説、戸別訪問その他諸々の運動をすることは児童生徒の自由、自主性、思想、理想を完全にまげ左右することが明らかであります。なぜならば児童生徒に対し、家庭での教育は先生の言いつけをよく守り先生を信頼し、尊敬して先生のようにりっぱな人間になるようにとどの家庭でもそのように教えていると思います。また生徒も先生を信頼し先生の行動をよくまねていくからであります。よって教職員の政治活動、争議行為をすることは児童生徒に対しまして大きな悪影響を及ぼし好ましくない結果が生ずるので教員の中立性を確立しなければならないと思うのでございます。

次に教公二法が復帰運動に対してブレーキにはけっしてならないと思います。と申しますのは、復帰運動は沖縄全県民の悲願であり民族運動であり島ぐるみ運動でございます。復帰運動は教職員会や民主団体、または野党の関係だけの問題ではなくこれは全県民だれ一人の反対者もない島ぐるみ運動している事実からして、けっしてブレーキにはならないからであります。また大衆運動として行われているデモ行為はけっして違法ではない。デモは意思を表示する行為であって法令の定める争議行為ではないのでございます。従いまして復帰運動でデモ行為をしても違法ではないから心配無用でございます。

次に公務員の身分待遇、責任の確立について、公務員、すなわち公共の奉仕に労力を提供する者は政府公務員、地方公務員、教育公務員の３つとなっているが、そのうち法によって身分、処遇や責任を定めてあるのは政府公務員だけであります。教職員は政府公務員と同様、公共の奉仕者でありながら今のところ、民間会社の労働者とともに労働法のもとにおかれたままになっております。一日も早く教公二法案を制定して公私の別を明らかにし公務員が全体の奉仕者として身分待遇、責任が確立され十分なる能力を発揮できるようにすべきだと思います。

特にこのたび重要なる教公二法を立法するにあたり慎重審議すべき時機において教職員をはじめとする民主団体が審議を阻止し、また、野党議員は審議に参加せずいたずらに世間をさわがしておることはまことに遺憾にたえません。民主主義議会制度を尊重しこの重要なる法案に対しましては各議員が参加し、真剣に検討しあるいは修正すべき点は修正して正しいりっぱな法を制定するのが立法院議員として義務であり責任であります。

以上申し上げましたとおり、立法院としましては一日も早くその法案を上程して全議員が慎重審議をし、りっぱな法案を制定して教職員の身分待遇、責任が確立されて十分に機能を発揮できるよう教公二法案を促進する賛成討論といたします。賢明なる議員諸公の御賛同をお願いいたします。

○金城吾郎君　ただいま議題となっております教公二法早期立法に関する要請決議案に反対の討論を行います。これまで賛成討論の中でいろいろ問題点が指摘されておりますが、先ほどの反対討論で反駁された分を除きまして簡単に反対討論を行います。

まず一番基本的な問題から反論を加えたいと思います。今賛成討論を行った又吉議員は復帰運動は政治運動ではない、悲願である。民族の悲願であり、島ぐるみの態勢をととのえていくべきである。また大衆行動もこれは政治運動ではないと。大変けっこうな規定であります。なぜここまで発展するようになってきたか、復帰運動というものが政治運動ではない民族運動であるんだというふうに規定されておるが、これまで発展してきたこの過去の背景を知らなければならないのであります。

私は1953年の段階における沖縄の復帰運動というものがいかにむずかしいものであったかを、今思いおこしております。ここにすわっておる西銘市長も植民地化反対闘争委員会をつくってそのまっただ中で赤だ、赤の同調者だと、日本復帰を叫ぶ者は赤である、赤の同調者であるといってあのような弾圧を受けたことも西銘市長は十分承知のところであります。

しかしながら復帰運動が真に沖縄の解放にはなくてはならない問題である。もちろんあの弾圧によって植民地化反対闘争委員会は解散させられる破目に立ちいたったけれども、このような長い間の闘いの中から今県民といい、復帰運動といい、こういう事態まで発展してきたということであります。

そしてそのことは弾圧をされながらもそれに抗して闘ってきた過去の先輩諸兄のあったことを、私はまたつけ加えなければならないけれども、こういうところから今日の運動が発展してきたことをまず知っていただかなければならない。今このように自由にものが言えるからといっても、これは単に今できた問題ではないということである。多くの闘いの中から発展してきたということを十分認識していただきたい。そして最初に反対討論を述べた仲本議員の言ってることも、あるいはまた賛成討論をした21番議員のことも、いうならば解釈の問題である。何もこの教公二法、この２つつくることによって、すぐあしたからどうのこうのという問題ではないけれども、その方向においやられるということは間違いないのであります。

戦前の例をみるならば明らかである。なぜアメリカの権力と対抗してわれわれは闘っていかなければならないのか、祖国復帰をかち取らなければならないのか、こういうむずかしい段階において沖縄県民自体で沖縄県民自体の手足をしばり権利をしばらなければならないのか、私はここら辺にもっと焦点をしぼってみなければならないと思うのであります。

そして先ほど質疑の中でも申し上げましたように、このような政情を憂うるとするならばその政情が出てきた原因をまずわれわれは探究しなければならない。これが大事であります。なぜそうなったのか、過去に２、３回立法勧告されながら立法院議員諸公がこれを立法する段階にいたらなかった。これは私は賢明な措置であったと思う。そして十分論議を尽すべきである、ほり下げて検討すべきである、こういう立場にたって今日まできたけれども、今回に限りどうしてこれを強行しなければならないのか。これは先ほど反対討論の中で出ておった３区の選挙あるいはコザの市長選挙に名をかりたところの、いわゆる政治教員、不良教員とかそういった教員を駆逐しない限り沖縄の教育の中立性を守れないというあの民主党の桑江幹事長の言動の中から生れてきていることをみても私ははっきりすると思いま

す。

このような感情論的な立場で沖縄の政治をあやまらすような立法をしてはならないと私はこう思うのであります。自分の子供がかわいいのはどの親でも同じでございましょう。先ほど又吉議員のいわんとすることもわかります。

しかしながらこの法律をつくることによってああいうことが本当にできるだろうか。正しいことを正しいと主張し、まずいことをまずいと、悪いことを悪いということも批判できないような骨抜きにされたロボット的な教員が生れてくるとするならば、この教員によって教育される子供たちの将来も推して知るべしである。われわれはともに子供を持っておる。子供の将来が本当に明るくのびのびとするならばあえて反対するものでない。しかしこの中にかくされている問題は指摘されておるように、これが立法されるならば市町村公務員法に通ずる。さらに各労働関係法の改悪に通ずるであろう。そうなると沖縄の政治の将来だけでなく日本の政治の将来にも大きく影響するものが出てくると私は考える。このような重要な問題をかるがるしく促進すべきでない、このように考えます。

今立法院では議長を中心としてこの問題をめぐる緊迫した情勢を正常化させるために努力をしておる。この努力をしておるさなかで沖縄を代表する中心都市の那覇市議会がすみやかに立法せよと、しかもこの案文に書かれておるようなとてつもない内容をもって要請されるということは、私どもは賛成できない、真っ向から反対するものであります。市政クラブの議員諸公がその立場にたってものをいうことはわかります。しかしながら沖縄の政治の将来が本当にどうなるのか、教育の将来がどうなるのか。今目先の問題ではないはずである。教職員会が選挙で先頭に立って闘ってきたからといって、それを規制するための単なる選挙に利用するためにのみつくられる法律であるならば、将来をあやまるということをはっきり知っていただきたい。真っ向から反対いたします。

○議長(高良一君)　時間を延長します。

○安見福寿君　この審議に参加したくない。これが私の偽らない気持であります。なぜならば先程から賛成者も反対者も教師の中立、教師の中立と真に声を大にして訴えておりますが、これを眺めておってこれが本当に中立であろうかと。はっきり言うならば中立であるべき教師が政争の具に供されている。したがってこれの立法を審議し決定するところは立法院であり、われわれはあくまでも要請する立場にあるはずであります。したがって教公二法早期解決要請決議というのであれば私も真剣に取りくみたいと思います。しかし、立法とは別に右とも左とも申し上げませんが反対に対する片側の立法だときめつけてこれを要請決議にもってゆくところに中立性がないと、われわれまで踊らされていると、そのような気持が先ほどから湧き上がってきて抑えられないのでございます。もちろん、私個人のこの問題に対する考えははっきりしております。しかしながら那覇市議会においてこれを要請決議するとするならば一応私のところにも会派がありましてその調整が当然必要であります。しかしその要請決議の運び方ですが、この臨時議会が始まる前に議会運営委員会が持たれておりますが、そこには一言もこのことについては触れておりません。そして臨時議会が時間切れになって突然この問題が出てくる。これは非常に重要な問題であるだけに簡単に2時間、3時間論じあって結論を出したくないという気持もまたあるわけでございます。いわゆる要請決議のやり方にも、また提案の仕方にも納得しかねるものがありますし、またこれを取り上げてここで中立を侵すようなそのような要請決議のあり方にもってゆくそのやり方にも私は組し兼ねます。したがってどうしてもこれをこのままの見出しでもって要請決議をするんであればこの政争の具には参加せず私たちは退場したい、こういう気持でございます。

(「賛成」と言う者あり)

(安見福寿君、椿秀義君、大浜長弘君、退場)

(「進行」と言う者あり)

○議長(高良一君)　討論を終結し採決に入ります。教公二法早期立法に関する要請決議について原案を可決することに御賛成の方の御起立を願います。

○議長(高良一君)　賛成多数であります。よって本案については原案どおり可決されました。

○議長(高良一君)　以上をもちまして第89回臨時会を閉じることにいたします。

(午後4時5分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1967年2月7日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　儀間　真祥〔印〕
署名議員　黒潮　　隆〔印〕

46　1967年(昭和42年) 6月　第93回定例会[環境・衛生、埋立、軍用地、水道]

6月6日(初日)午前10時1分　開会

○出席議員(29名)

1番　安見　福寿君	2番　椿　　秀義君	3番　大浜　長弘君	4番　喜舎場盛一君
5番　山川　正平君	6番　儀間　真祥君	7番　瀬長　フミ君	8番　黒潮　　隆君
9番　友利　栄吉君	10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君
13番　仲宗根昌弘君	14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君
17番　金城　吾郎君	18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君
21番　金城　重正君	22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君
25番　高良　　一君	26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	29番　辺野喜英興君
30番　渡口　麗秀君			

○欠席議員(1名)

28番　平良亀助君

○説明員

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君	第二助役	新垣　義徳君
収入役	渡口　政行君	市長公室長	城田　清才君	総務部長	新里　博一君
財政部長	当間　重美君	経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君
土木部長	金城　秀仁君	水道部長	玉城　定仁君	消防本部長	宮平　栄治君
監査委員事務局長	比嘉　政謙君	選挙管理委員会委員長	赤嶺　正一君	那覇連合区教育次長	喜久山添采君

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第1号

第1　会議録署名議員の指名について

第2　会期を定めることについて

〔第3略〕

第4　議案第48号ないし第93号

会議に付した事件

(議事日程と同じ)

○議長(高良一君)　これより本日をもって招集された1967年6月の第93回那覇市議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第1号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題にいたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、金城重正君、赤嶺保三郎君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第２「会期を定めることについて」を議題にいたします。第93回議会の会期日程については、去る３日の議会運営委員会に諮り、その案をお手元に配付してあります。お諮りいたします。会期はお手元の案のとおり、６月６日から６月27日までの22日間と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　御異議ないものと認めます。よって会期は６月６日から６月27日までの22日間と定めることに決定いたしました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第４、議案第48号ないし第93号まで一括議題といたします。順次当局の説明を求めます。

〔中　略〕

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)

〔中　略〕

議案第58号那覇市ごみ処理場条例制定について御説明いたします。

1967年度事業として建設中でありました50トン処理コンポスト工場がほとんど完成いたし現在試運転中でありますが、この試運転が終わり次第本格的操業に移りますので自治法に基づきその設置管理を条例で定めようとするものであります。この条例作成にあたりましては本土都市の関係条例を参考にいたしました。よろしく御審議お願いいたします。

〔中　略〕

○建設部長(花城直政君)　議案第68号「国場川公有水面埋立について」の提案理由を説明いたします。

漫湖は1956年に都市計画風致地区として決定され、その自然美と風致を維持する目的で指定されてきたが、現在は周辺の整備がなされてないため、土砂や汚物などが投棄されていて、年々水深が浅くなってきている。そのため、環境衛生を一層悪くしているうえに河川としての効果を著しく低下せしめている現状である。現在那覇市には市民のレクレエーションの場所が少ない現状にあり、したがって漫湖を浚渫してボート競技場に利用し緑地帯を施設として環境衛生をよくし、市民に憩いの場所をあたえるため整備をはかりたいと思います。よろしく御審議下さいますようお願いいたします。

〔中　略〕

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　議案第70号ごみ処理場建設用地の取得について説明いたします。

先に取得いたしましたごみ処理場用地約１万6,000坪の中に議案の参考図面に提示してあります○○○番地の斜線印の土地は坪単価の件で地主との折り合いがつかずに現在まで未取得のままになっておりましたが、この度隣接土地と同単価で取得することに話し合いがつきましたので本案を提出いたしました。取得面積369坪単価14ドル、取得総額5,166ドルとなっております。なお本件は現年度予算執行による土地取得でありますのでその点もお含みの上よろしく御審議の程お願いいたします。

〔中　略〕

○財政部長(当間重美君)

〔中　略〕

議案第75号漫湖風致地区整備事業債を起こすことについて御説明申し上げます。

現在那覇市においては、公園緑地が少ないので市民の憩いの場となる公園緑地の整備を実施していく計画であります。本事業は1956年に都市計画風致地区として指定された奥武山漫湖の自然と風致を維持し、環境を整備するため漫湖16万5,000平方メートルの浚渫工事とその土砂を利用して７万平方メートルの埋立造成工事をあわせて実施し、緑地を造成する計画であります。この事業費につきましては、埋立および浚渫工事が19万6,000ドル、1969年度に実施する埋立地内の道路工事14万4,300ドル、測量調査その他付帯経費が8,772ドル、合計34万9,072ドルとなりますが、埋立工事および浚渫工事と道路工事については市債を充当する計画でありますが、今回は埋立および浚渫工事分の19万6,000ドルの市債を起こし、道路工事分の14万4,300ドルは1969年度において新たに市債を起こす計画であります。この市債の償還は1969年度の道路工事完了後に埋立造成地の一部２万6,400平方メートルを処分して償還金に充当する計画であります。以上で説明を終ります。よろしく御審議下さるよう御願い申し上げます。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上もちまして本日の日程は全部終了いたしました。明日は議案研究のため休会、明後日は８日の午前10時再開いたします。

（午後１時27分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1967年６月６日

議　　長　高良　　一〔　〕
署名議員　金城　重正〔　〕
署名議員　赤嶺保三郎〔　〕

〔６月８日、９日会議録　略〕

６月10日(４日目)午前10時２分　開議

○出席議員（29名）

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
９番　友利　栄吉君	10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君
13番　仲宗根昌弘君	14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君
17番　金城　吾郎君	18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君
21番　金城　重正君	22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君
25番　高良　　一君	26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	29番　辺野喜英興君
30番　渡口　麗秀君			

○欠席議員（１名）

28番　平良亀助君

○説明員

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君	第二助役	新垣　義徳君
収入役	渡口　政行君	市長公室長	城田　清才君	総務部長	新里　博一君
財政部長	当間　重美君	経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君
土木部長	金城　秀仁君	水道部長	玉城　定仁君	消防本部長	宮平　栄治君
監査委員事務局長	比嘉　政謙君	選挙管理委員会委員長	赤嶺　正一君	那覇連合区教育次長	喜久山添采君

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第４号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第11、第13～第21、第23、第25～第28、第30～第49　略〕

第12　那覇市ごみ処理場条例制定について（市長提出議案第58号）

第22　国場川（漫湖）の公有水面埋立について（市長提出議案第68号）
第24　ごみ処理場建設用地の取得について（市長提出議案第70号）
第29　漫湖風致地区整備事業債を起こすことについて（市長提出議案第75号）

会議に付した事件

（議事日程と同じ）

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程第４号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題にいたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、渡口麗秀君、椿秀義君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第12、議案第58号那覇市ごみ処理場条例制定についてを議題として質疑に入ります。

○久高友敏君　ただいま上程になりました議案第58号については新しく設置されたごみ処理場に関する条例でありますが、これから生産される堆肥の問題等がありますがそれが書かれていません。これは別に市長が規則で定めるということになっておりますがこの規則の案があるかどうか。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えします。主管課のほうで現在案を作っております。

○久高友敏君　もちろん立案はあると思いますが、予算でも堆肥の収入が予算化されております。その堆肥については何か１級、２級とあるかのように伺っておりますが、それは規則で定めるつもりであるのか。つまり１級、２級と生産される量も予算では組まれておりますが、この条例にはないんであります。その単価の組み方なんかは何から算出するのか。その点についてもう一ぺん。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えします。先に提案理由の説明のときにも申し上げましたとおり、日本の都市の条例を参考にいたしまして作ってありまして、日本の条例の場合でもその価格、数量、等級これは一応規則で制定されております。したがいまして、われわれもそれに則りましてやろうと思っております。年間3,200トンの生産を予定しております。これを大体日本の実績からしまして、１級品が３分の２、２級品が３分の１出るものという予想に立って収入計画をたてております。単価につきましては、いろいろ肥料価格方式がありまして、これに基づいて算定するのが原則でありますが、現在製品がまだ出ておりませんし、分析も十分なされてないので、一応日本における都市の価格を参考にしましてわれわれのほうでの販売価格というものを作ってあります。ただし、新年度におきましてはこれはどうしても普及の段階でありますので、まず農家に普及させてその効果を知らしめるというのが主眼目になると思いますので、総生産の約50パーセントは首里、真和志、小禄の農協をとおして篤農家による展示を設定しまして、そこで無償で試験用として配布する。あと残りを価格による販売を計画しております。この価格も一応正規の価格ではなく普及価格ということで割安で出そうという計画に立って作成中であります。

○黒潮隆君　処理場への搬入許可についてお尋ねしたいと思います。第４条で那覇市清掃条例第４条の規定による汚物のうち処理場で処理できるもの搬入しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないというふうになっていますが、これはごみ処理場で処理できるものを搬入しようとするものはあらかじめ市長の許可を受けるということでもちろんし尿を持ってくるわけにはいかんし、あるいは犬、猫とか処理できないものはもちろんであります。ところが塵の運搬になるとその中には空き缶とか、びんとか、石ころとかいろいろなものがまざっております。その場合にそれを運ぶ業者自体がより分けて運ぶのか。あるいは処理場で、そのままトラックで塵を運んでくると、より分けて処理されるのか。これからすると、あらかじめ処理できるものを搬入しようとするものをより分けることまで、そういう委託業者に負担させてゆくようにするのか、そこをお聞かせ願いたいと思います。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えします。条例第４条の汚物と申しますのは清掃法でいういわゆる多

量排出地域のごみ、汚物になります。と申しますのは、結局製材所とか木工所とかあるいは大きな紙工場、それから学校、官庁、病院、こういった普通生活によらない多量排出地域の汚物が清掃法に基づいて決められておりますが、それは市長が命令して処理させることができると。これをまた受けまして条例の第４条で制定されております。こういったものを処理場に運ぼうとする場合には、あらかじめ市長の許可を受けてくれということでありまして、向こうの生産計画もありますし、投入計画もありますのでそういったものの調整、そういうときに仰せのとおりの分類をできるだけやってもらってそして運んでもらう。分類されたものをコンポストにできるものを拾り込んでもらって、できないものは安謝に運んでもらうということであります。

○議長(高良一君)　日程第12、議案第58号那覇市ごみ処理場条例制定については質疑を終結し、その審査を経済民生教育委員会に付託いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第22、第68号議案国場川(漫湖)の公有水面埋立について議題として質疑に入ります。

（「委員会付託」と言う者あり）

○議長(高良一君)　質疑終結します。本案は建設委員会にその審査を付託します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第24、第70号議案ごみ処理場建設用地の取得についてを議題として質疑に入ります。

（「委員会付託」と言う者あり）

○議長(高良一君)　質疑終結します。本案は経済民生教育委員会にその審査を付託します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第29、第75号議案漫湖風致地区整備事業債を起こすことについてを議題として質疑に入ります。

○黒潮隆君　先ほど68号議案について質疑しようとしたら議長が委員会にパッと付託してしまって、質疑する機会がなかったのでこの食い違いをお尋ねしたいと思います。公有水面埋立についての議案の図面の説明と、さらに起債事業の説明の見取図では、小禄高校側の護岸を埋め立てるということと、それをするためにこれだけの金を借りるという説明がなされておりますが、見取図の個所はベニヤ工場側を埋め立てるというふうに横線を引いてあります。ところが、起債のところでは出てきていないということになると、それだけ埋立の認可をとっておいて、今回はこの小禄高校側だけやって、第２次ではそこをやるという計画であるのか、それについて説明願います。

○建設部長(花城直政君)　８番議員のおっしゃるとおりであります。この埋立申請は全部一括してやっておいて、68年度は、これだけを埋め立てるということであります。

○議長(高良一君)　質疑終結します。第75号議案漫湖風致地区整備事業債を起こすことについては総務委員会にその審査を付託します。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日は散会いたしまして６月26日午前10時開議いたします。

（午後０時25分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1967年６月10日

議　　長　高良　　一〔　〕
署名議員　渡口　麗秀〔　〕
署名議員　椿　　秀義〔　〕

6月21日(5日目)午前10時　開議

○出席議員（26名）

1番　安見　福寿君	2番　椿　　秀義君	3番　大浜　長弘君	4番　喜舎場盛一君
5番　山川　正平君	6番　儀間　真祥君	7番　瀬長　フミ君	8番　黒潮　　隆君
9番　友利　栄吉君	10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君
13番　仲宗根昌弘君	14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君
17番　金城　吾郎君	18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君
21番　金城　重正君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君	26番　比嘉　佑直君
28番　平良　亀助君	30番　渡口　麗秀君		

○欠席議員（4名）

22番　赤嶺保三郎君　25番　高良一君　27番　比嘉朝四郎君　29番　辺野喜英興君

○説明員

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君	第二助役	新垣　義徳君
収入役	渡口　政行君	市長公室長	城田　清才君	総務部長	新里　博一君
財政部長	当間　重美君	経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君
土木部長	金城　秀仁君	水道部長	玉城　定仁君	消防本部長	宮平　栄治君
監査委員事務局長	比嘉　政謙君	選挙管理委員会委員長	赤嶺　正一君	那覇連合区教育次長	喜久山添采君

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第5号

第1　会議録署名議員の指名について

〔第2～第14　略〕

第15　議案第70号　ごみ処理場建設用地の取得について（経済民生教育委員長審査報告）

会議に付した事件

（議事日程と同じ）

○仮議長(大山盛幸君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程第5号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○仮議長(大山盛幸君)　日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題にいたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、安見福寿君、大浜長弘君を指名いたします。

〔中　略〕

○仮議長(大山盛幸君)　日程第15、第70号議案ごみ処理場建設用地の取得についてを議題として経済民生教育委員長の報告を求めます。

○経済民生教育副委員長(安見福寿君)　議案第70号「ごみ処理場建設用地の取得について」審査の結果を御報告いたします。本案は、先にごみ処理場用地として取得した約1,600坪の用地内にある○○○○所有の土地（別紙図面○○○番地）をごみ処理場建設用地として取得すべく提案したのであります。

該土地については該用地として取得すべく再三地主と折衝を重ねてきたのであるが坪単価の件で折合いがつかず、未取得のままになっていたのでありますが、このたび隣接土地と同単価で購入すべく話し合いがつき提案したということであります。

質疑の主なものを申し上げます。議案の取得金額には、33万578.51平方メートル、1坪当り14ドルとしてあるだけで、取得金額が明示されていない。理由については、主管課としては取得金額を5,166ドルと明示したが、法規係との合議の段階で取得用地の面積を実測する場合、多少の増減があると予測し、不確定なものに金額を入れるのは好ましくないとの結論に達し、坪数と坪単価だけを記載したとのことだが、実際には政府の臨時土地調査庁ですでに測量ずみで、議案に明示されている369坪は確定しているとの答弁もあり、主管課と事務的な横の連けいがとれないことを指摘して議案訂正の意思の有無についてただしましたところ、当局は、本案は用地取得のための議案であり従ってこの場合、取得用地面積が十分にあるかどうかが議決事項として重要な意義を有するものであり、取得金額そのものは、議決事項としては重要な意味をもつものでないとの見解にたち提案したが、今後は横の連けいを綿密にし、斯様なことのないように取得用地面積が確定しているものについては、取得金額を明示するようにしたい、ということであります。さらに図面の300坪については、すでに地主と契約ずみで道路用地として使用しているが、該地は4人の地主がおり境界線のことで明確性を欠くため、他の地主からの証明聴取の必要もあるので68年度予算に繰越して取得したい、また該地の用地取得がおくれた理由については、

(1) 地主が当初から坪単価25ドルを主張して市の主張する14ドルと大きな格差があったこと。

(2) 地主が小作人に耕作させている関係で該地の実情を知らなかったこと。

以上の点に起因するということであります。

以上のほか、なお若干の質疑が交わされたのでありますが、結論として本件に対しては原案どおり可決すべきものと決定いたしました。よろしく各位の御賛同を得たいのであります。

○仮議長(大山盛幸君)　ただいまの委員長報告に対し質疑に入ります。

○久高友敏君　委員長にお尋ねいたします。本案については前に取得した場合、現場視察したとき、この土地はこのごみ処理場の予定地の中間にあるので必要はないかと聞いたら経済民生部は別に事業するには差しつかえない。さらに、あの当時の説明ではほかの用地は10ドルそこらで買っているが、そこは28ドルも地主は主張しておるので取得はしないという現場での説明を聞きましたが、本員がお尋ねしたいのは、このごみ処理場は当分の間、つまりコンポスト工場で周辺に及ぼす公害はさほどないということを説明されておりますが、これは取得することによって来年度から市の計画に基づいて焼却炉が設置されるが、その場合付近住民、あるいは農作物に対しての公害、衛生的の問題等については素人ながら非常に杞憂するものであるが、委員会において公害が絶対ないということについて審議されたかどうか。これについてお尋ねいたします。

○経済民生教育副委員長(安見福寿君)　お答えいたします。この点につきまして、まず排出される煤煙の公害のこともただしましたら、近代的な設備を設けて実際公害のないような措置をしたい。そのほかのこともつとめて周囲に公害を及ぼさないような決定的な措置をとるという、こういうような答弁でございました。

○久高友敏君　委員会の中で周囲にそういった公害が絶対ないということで確証を得られたということを聞いて一応納得するわけでありますが、しかしながら日本本土においても、このごみ処理場は、つまりコンポスト、焼却炉の周辺が非常に公害で悩まされておるという事実があるわけでございます。

従って沖縄において、特に那覇市がそういった施設をするが、周辺に公害を及ぼさないという予算措置もされておるかどうか。

議案は取得となっており、住民に及ぼす公害が絶対ないということだが、何か資料に基づいて審議されたかどうか、ただ当局の言いなりで絶対ないであろうという意味の納得であるのか、日本本土においては何か煙突の上のほうから水を出す方法、あるいは横に煙突を設けてそこで何か操作をして公害の措置をされてある都市もありますが、那覇市においては市民が飲む水さえないので水による操作ということは考えられないが、科学的にどういった措置をして市民に公害を絶対及ぼさないということを審議されたかその点をお尋ねいたします。

○経済民生教育副委員長(安見福寿君)　お答えします。煤煙に対する公害防止の装置について詳しい説明があったんですが今記録を持っておりませんのでもう一ぺん部長をしてそのことを考えていただきます。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えします。焼却炉の公害の件についての御質問でございますが、仰せのとおりこの公害には、煙害と汚水の２つになるわけです。この両方の公害の程度につきましては、機械のメーカーの機種の構造によって違うわけです。われわれとしましては、そういった公害が起こらぬような構造の機種をできるだけ選んでいきたい。そうしますと、汚水の場合は、できるだけ循環水に用いる。従いまして灰出しピットの稀釈水の排水程度でありまして、４、５日にあるいは１週間に１回排水する程度ということになりますので、その程度の汚水ならば公害はないと。それから煙害につきましては湿式と乾式がありまして、われわれは現在乾式を採用しようと、湿式は前にも説明申し上げましたとおりシャワーによりまして、煙を洗うという程度でこれは公害法に基づく0.7パーセント以上の濃度が出てくるので公害に抵触すると、しかし乾式の場合には、マルチサイクロンを使いますので、これを使えば公害法に基づく0.7パーセント以下になるので、それに抵触しないというメーカーの構造になっておるわけです。御参考までに申し上げますが、マルチサイクロンは現に北部製糖、中部製糖がこれを採用しつつあるわけです。

○儀間真祥君　この取得する地域の地積に他の何かの権利の設定がなされていないかどうか、この点についてお尋ねします。もう１点、今先の説明によりますと、取得する地積だけが議決事項で金額については議決事項の対象にならないというふうなことで金額については示していないという説明でありますが、この問題について委員会の審査の中で、金額を書かなくてもいいのかどうか、委員会はどういうふうな態度をとっておりますか。

○経済民生教育副委員長(安見福寿君)　お答えします。最初のほうの抵当権の設定の件は質疑の中にありませんでした。それから２番目のほうは当然金額を明示すべきであるということで、先ほど説明しましたように、今後はきちっとのせるという当局の答弁がありました。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えします。該地における地上権のすべての件は調査の結果何もありませんでした。

○仮議長(大山盛幸君)　質疑終結します。討論に入ります。

(「討論なし」と言う者あり)

○仮議長(大山盛幸君)　討論終結し採決に入ります。日程第15、第70号議案ごみ処理場建設用地の取得については委員長報告どおり原案可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○仮議長(大山盛幸君)　御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

○仮議長(大山盛幸君)　これで全日程を終了いたしましたので散会いたします。

(午前10時45分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1967年６月21日

議　　長　高良　　一〔　〕
仮 議 長　大山　盛幸〔　〕
署名議員　安見　福寿〔　〕
署名議員　大浜　長弘〔　〕

６月26日(６日目)午前10時　開議

○出席議員(27名)

２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君	５番　山川　正平君
６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君	10番　吉浜　朝一君
11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君	13番　仲宗根昌弘君	14番　宮良　永昌君
15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君	17番　金城　吾郎君	18番　大山　盛幸君

19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君	22番　赤嶺保三郎君
23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君	26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君
28番　平良　亀助君	29番　辺野喜英興君	30番　渡口　麗秀君	

○欠席議員(３名)

１番　安見福寿君　９番　友利栄吉君　25番　高良一君

○説明員

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君	
収 入 役　渡口　政行君	市長公室長　城田　清才君	総務部長　新里　博一君	
財政部長　当間　重美君	経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長　花城　直政君	
土木部長　金城　秀仁君	水道部長　玉城　定仁君	消防本部長　宮平　栄治君	
監査委員事務局長　比嘉　政謙君	選挙管理委員会委員長　赤嶺　正一君	那覇連合区教育次長　喜久山添采君	

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第６号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第11、第13～第20、第22～第26、第28～第58　略〕

第12　議案第58号　那覇市ごみ処理場条例制定について(経済民生教育委員長審査報告)

第21　議案第68号　国場川(漫湖)の公有水面埋立について(建設委員長審査報告)

第27　議案第75号　漫湖風致地区整備事業債を起こすことについて(総務委員長審査報告)

会議に付した事件

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第11、第13～第20、第22～第26、第28～第49　略〕

第12　議案第58号　那覇市ごみ処理場条例制定について(経済民生教育委員長審査報告)

第21　議案第68号　国場川(漫湖)の公有水面埋立について(建設委員長審査報告)

第27　議案第75号　漫湖風致地区整備事業債を起こすことについて(総務委員長審査報告)

○副議長(辺野喜英興君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程第６号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○副議長(辺野喜英興君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、喜舎場盛一君、山川正平君を指名いたします。

〔中　略〕

○副議長(辺野喜英興君)　日程第12、第58号議案那覇市ごみ処理場条例制定についてを議題として経済民生教育委員会の審査報告を求めます。

○経済民生教育副委員長(宮良永昌君)　議案第58号「那覇市ごみ処理場条例制定について」審査の結果を報告いたします。本案は1967年度事業として建設中の50トン処理コンポスト工場がほとんど完成いたし現在試運転中でありますが、この試運転が終わり次第、本格的操業に移りますので、自治法第146条第１項の規定に基づき、その設置、管理を条例で定めようとするものであります。なお条例制定にあたりましては本土都市の関係条例を参考にいたしました。以上が提案された主な理由であります。次に質疑の主なるものを申し上げます。コンポストにもっていく塵埃はこれまでと異なり、現場にもっていく前に選別の必要性が生じると考えられるが、その具体策についてただしましたところ、当局としてもすでに選別の必要性を認め、協議の結果、結論として次の２点について対策を講じるように意見がまとまった。

すなわち、第１の方法として市自体でできる方法としては、ごみを車に積む前に常にコンポストにもっていくという前提の下に選別するようにする。第２の方法としては、対外的に市民の協力を得る必要があり、そのためのパンフレットを10万枚発行し、小学校の低学年生を通じて各家庭に配布し、その周知徹底を計る計画をたてております。さらに各校区の婦人会、自治会等にも協力を依頼するということであります。

コンポストの製品の販売方法およびその価格については、原則として農協の育成等も考慮してその窓口を通すことにしたい。なお価格は本土にみならい１級品トン当り４ドル、２級品トン当り２ドルから３ドルを考えておるということであります。

現行の製品の生産状況および将来の見通しについて。本土では１級品３分の２、２級品３分の１の割合であるが、当市は目下運転中で調査の段階であり将来は１級品２、２級品を１の割合までもっていくよう努力したいということであります。

以上の質疑の後、本件については全会一致原案どおり可決すべきものと決定いたしました。よろしく各位の御賛同を得たいのであります。

（「質疑討論なし」と言う者あり）

○副議長(辺野喜英興君)　質疑討論なしと認め、議案第58号那覇市ごみ処理場条例制定について採決に入ります。本案についてはただいまの委員長報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長(辺野喜英興君)　御異議なしと認めます。よって本案についてはただいまの委員長報告どおり可決されました。

〔中　略〕

○副議長(辺野喜英興君)　日程第21、第68号議案国場川（漫湖）の公有水面埋立についてを議題として建設委員会の審査報告を求めます。

○建設委員長(比嘉佑直君)　議案第68号国場川（漫湖）の公有水面埋立について、本委員会の審査の経過および結果をご報告致します。本案については、当局の趣旨説明を聴取したのち質疑に入ったのであります。その主なるものを申し上げますと、他の市町村の行政区域を埋立てる法的根拠、および埋立について豊見城村の了解を正式に得てあるのかということに対し、豊見城村当局としては、本埋立計画に協力的であるが、正式な了解は得てない。那覇市は琉球政府に対しすでに埋立申請をしてあり、琉球政府から豊見城村にそれについて諮問し、その回答をまって、行政主席は認可を下すのであるが、政府は豊見城村にまだ諮問してない。近いうちに諮問されると思うが、本埋立計画については政府と十分打ち合わせてあり、了解ずみである。さらに埋立により遊水面積が狭くなることによってなお一層浸水するのではないかということに対し、漫湖の埋立についてはこれ以上埋立てないという考え方に立って整備する。漫湖を平均１メートル浚渫することにより、周辺の排水能力が高められ、現在より浸水が少なくなる。埋立後の豊見城村の行政区域はどこに編入されるのかということに対し、行政区域は埋立後も埋立前と同様豊見城村の行政区域であることに変わりないが、豊見城村の行政区域内に那覇市の市有地を持つということになる、との答弁がなされたのち討論に入ったのであります。

反対討論　反対する理由は、以前にも行政主席の公有水面埋立の諮問に対し、これ以上漫湖を埋立てないでもらいたいということで、支障ありとして当議会で否決されたが、その時シートパイル（やいた）を取り除くこと、捨石を撤去すること、川巾を拡げること等を議会の要望として付したが、シートパイルを60センチメートル削って下げただけで、その他は何もなされてない。次に、古波蔵埋立地の周辺に、土砂、ちり等を捨てるという既成事実を市はつくっている。また、埋立により漫湖の遊水面が狭められ、現在以上に浸水することが考えられる。ということは、戦前は、北明治橋、南明治橋があって、遊水面積が非常に広く、全然浸水しなかったが、戦後は、南明治橋が埋立てられたことにより流水面積が狭くなり、浸水している。この上さらに埋立てると、遊水面積が縮まって、浸水が多くなると考えられる。

さらに、他市町村の行政区域を埋立てるには、当該市町村の諮問を要するが、まだ許可されてない。行政の責任者として埋立事業を行うには、地域住民がその埋立てによりどのような影響を受けるかということを十分勘案してやるべきであると考える。従って現時点における埋立ては、かえって浸水を多くするということになるので反対する。

賛成討論　責任の理由として、

１．漫湖を浚渫することにより、排水が良くなり、浸水が少なくなる。

２．漫湖風致地区の整備をすることにより、土砂、ちり等の捨場がなくなり環境衛生が良くなる。

３．狭い那覇市の宅地難解消になる。

４．埋立てすることにより、那覇市の宅地が多くなり、かかる有利な事業が、他の申請者によって埋立てられるということは、那覇市にとって不利益である。

以上の討論がなされ採決の結果、本案については、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。よろしく各位のご賛同をお願い致します。

○副議長(辺野喜英興君)　ただいまの委員長報告に対し質疑に入ります。

○黒潮隆君　建設委員長にお尋ねしたいと思います。56年に決定されたマスタープランによると、この漫湖は埋め立てをするのでなくしてそのまま残して風致地区として指定されたというふうに決定されておるわけです。従ってマスタープランを修正して埋め立てをする場合に手続きとしては、その都市計画の修正というふうな手続きを踏んでから埋め立て手続きをすべきだと思う。それで75号議案の起債することについて総務委員会で審査したときに都計課長はそのとおりだと、そこをはずしてからやるべきだというふうなことを言っていた。それからすると、まだマスタープランの修正を最終的に決定していないのに埋め立てるべきじゃないというふうな質問をしたんですが、建設委員会でもそういったことが検討されたかどうか。これが１点。

それからこの出されておる案をみますと、豊見城村の行政区域まで埋め立てるというふうに提案されております。そうしますと本会議での質問に対する答弁、さらに総務委員会での質疑の中ではっきりしたのは、漫湖周辺を整備する計画については豊見城村もいいと言っておる。ところが豊見城村の行政区域まで那覇市当局が埋め立てしようということについては、話し合いはきまっていないわけです。つまり那覇市が埋め立ててよろしいということになっていない。従ってこの案を提案して、那覇市議会の同意を得て主席に埋め立て許可申請をする前に、議会の同意を得る前に関係する豊見城村当局、議会の同意を得る必要があったんじゃないか。そうしてはじめて議会に埋め立てをしたいというこの議案を提案すべきじゃないかというふうに本員は考えておりますが、それについて審議されたかどうか。私が豊見城村に行って調べたところが、豊見城高校敷地を埋め立てるときに、現在那覇市が提案しておる豊見城の行政区域、そこも埋め立てしたいということで申請をしたところ琉球政府自体が、現在那覇市が出しておるような漫湖周辺の整備計画、これがきまっていないために豊見城高校の敷地のところの埋め立て認可だけは許可され、そこは許可されていないわけです。従って豊見城村としては、豊見城村として埋め立てしたい。もちろん政府の計画、市が出しておる計画のように埋め立てしたいというようなことを言っておられた。しかしそれは議会ではまだ議決されておるかどうかはわかりませんがそういうことを言っております。そうなると同じような計画で豊見城村も埋め立てしたいというふうに主席に申請した場合、同じような政府のそういう計画に従って埋め立てがなされる場合には、やはりその行政区域の埋め立て箇所についてその市町村に認可されるのが当然じゃないかというふうに本員は考えるわけです。従ってその問題が起こってくるかどうかはわからないがそれが疑問なんです。これが２点。そこで今の問題がどういうふうに解決されたか。

あと１点はこの計画からしますと、この那覇市の行政区域内、豊見城村の行政区域内、そこも埋め立てて、そして緑地帯を除く、あるいは道路用地を除いてその埋め立て地を売却した費用でもって漫湖周辺は整備するわけです。巾30メートルの緑地帯もその費用でもって埋め立てる。ということになります

と、豊見城村の行政区域では、自分たちで埋め立てするんだということで行政主席から認可された場合、あとで出てくる75号議案とも関連しますが、起債して埋め立てる。そしてその償還計画に狂いが生じてくるわけです。それがどういうふうになってくるかという点。さらにこの埋め立て計画からしますと、プライウッド側の道路に沿って30メートルの埋め立てをして緑地帯を作るということになりますと、プライウッド工場が現在都計道路を占用して、道路を横切って占用しております。それに対しては議会でも市当局でも不本意ながら困っておるわけです。そこでこの30メートルの緑地帯をつくる場合にプライウッド株式会社との関係はどういうふうになるのか。そしてそこの緑地帯をつくっても現在の護岸沿いの道路は市道としてそのまま置かれるのか。あるいはそれを廃止して緑地帯側にまた道路を新しくつくるのか。そのことと、プライウッドが公有水面を無断で埋め立てたところが10坪ぐらいあり、那覇市議会でも埋め立ての諮問について全会一致で可決したこともありますが、その部分はどういうふうになるのか。たとえば市が埋め立てる場合に、埋め立て費用はプライウッドが出すのか、あるいは出さないのか。さらに緑地帯をプライウッド会社が原木を上げやすいようにしてあげるのか。あるいは緑地帯にトンネルでもあけて原木を運ぶのか。そういった点が審議されたかどうか。これは非常に重要な問題でありますので承りたいと思います。

○建設委員長(比嘉佑直君)　第１点の風致地区の漫湖が変更になったかということでありますが、これは審議されておりませんので当局から説明させます。

○建設部長(花城直政君)　８番議員の御質問にお答えいたします。都市計画のマスタープランの決定は56年になされておりますが、その後変更されておりません。あれは全部変更されないままに埋め立てされております。現在プライウッドの建っておる敷地もございます。それでなるほどおっしゃるように都市計画の変更をしてから埋め立てるのが順当であると思いますけれども、これは埋め立て後免許をもらってから実際に現状変更するということも可能であります。今、私たちはそういう方法でいこうと思っております。たとえばこの埋め立ての免許がなされなければ変更のしようがない。だからまず埋め立て免許がなされるかどうか、免許が下りてくれば変更ということになると思います。

それから豊見城村内の埋め立てについては、これは議会ではありませんが、村当局に行きまして、いろいろその計画を打ち合わせてきたわけです。その計画については全部了承しております。やはりこういう工合で埋め立てなければ、グリーンベルトもつくらなければならないということで了承しております。ただそこでわれわれに埋め立てさせてくれという言質は取ってありません。それは埋め立て法の手続きによってわれわれが正式に行政主席に申請しますと、法の手続きによって行政主席が豊見城村議会に諮問をするわけです。そのときになってはじめて、はっきりしたことが出てきます。われわれはそのときには向こうの議会に説明に行かなければならないと思います。そういうことで結論が出されるわけでございますから、別にわれわれが向こうを呼んで、あるいはまた向こうに行ってこちらが埋め立てるから了承してくれということは言わなくてもいいんじゃないかと思います。ただこの計画については了承しております。

それから埋め立て免許が市には下りずに向こうの部分だけ豊見城村に免許が下りた場合狂いが生ずるということですが、なるほどおっしゃるように切り離して向こうに免許が下りた場合は狂いがくるわけでございます。そういうわけで那覇市のほうとしても、政府と十分調整してあります。政府のほうもこの案を政府の案として、漫湖周辺はこういう方法で整備するという決定をしていくのであります。そういうことですから個々ばらばらに埋め立てをさせるという計画はできなくなりますから、やはり政府としては那覇市に埋め立てさせるということははっきり言っております。それでこういうことは起こらないと私は考えております。

それからプライウッドとの関係でありますが、これはまだ向こうとは具体的に調整してございません。これも埋立申請をして行政主席から認可を取る段階になって向こうと調整するということになると思います。ただ問題は、公有水面を一部借りて貯木場にしておる。この件については向こうの顧問の方

ですか、相談役の方と話したことはございます。「こうなるとわれわれの貯木場はわれわれの敷地内に入れぬといかぬなあ」ということを言っております。そういうことでわれわれの計画に関連して向こうも何か考えておられるようであります。それでこれについては実際埋立申請をしたときに、政府のほうで向こうのプライウッドを呼んでいろいろ調整されると思います。道路の件はそのままであります。道路の側に30メートルの緑地帯をつくるわけでありまして道路はそのままになり、緑地の中に、さっき御指摘になった２坪ぐらいの埋め立てがございますね、機械置場、これは無断でやっておりますので、これの所有権は向こうにないわけでありますから、結局那覇市のものになるわけでありますが、その件についてもまだどうするということはまだしてありませんが、それらも埋め立てる段階になってどうするということも話したいと思います。

○黒潮隆君　第１点の質問についてはマスタープランを修正してから埋め立てるのが順当である。しかし修正しないでも埋め立てをしてマスタープランを修正することができるというふうな御答弁でございますが、私は前者が正しいと思います。

この豊見城村との問題で、埋め立て計画について村当局と話し合ったところ、了解してくれたと。ところが那覇市に埋め立てをさせてもらいたいということについては、言質を取っていない、従って政府とも話し合ったところ、この計画がバラバラではうまくいかないので那覇市にさせたいというふうなことを政府は言っておる。従ってそうなるだろうということですが、もし、豊見城村議会にこれが諮問をされ議会が否決する、認めないという場合、政府は豊見城村議会の意思を無視しても那覇市に埋め立てさせるという意味なのか、あるいはバラバラではこの計画はできないということをおっしゃっておりますが、私はできると思います。政府の計画に従って２つの市町村が協力し合うということはできるわけです。向こうは向こうの埋め立て費用でやり、そして漫湖の周辺の緑地帯をつくる。あるいは行政区域内の河川の浚渫もあり、できると思います。その計画に反する場合に、政府は豊見城村が申請しても却下する理由は出てくるわけですが、政府の計画に従って申請がなされた場合言質はなくなる。そういう場合にしても絶対自信が持てるのか。もし豊見城村が同じような計画に従ってそれができるという見通しがついても那覇市にさせるということになると、これは政府自体の大きい問題になると思います。そういうふうでも自信があるかどうか。

さらに埋め立ての段階になって、プライウッドとも話し合うということを言っておられますが、埋め立て段階がこない前にちゃんと計画ができて、そして認可が下りる場合でも、政府のいろいろ条件が出てくるかわかりません。それが話し合った結果、プライウッド株式会社が原木を工場内に上げるためにそこは入江にしてもらいたい、あるいは橋をかけてトンネルにしてもらいたいということになった場合に、この計画とプライウッドの要求が違った場合にその計画が変更されるかどうか、やはり基本的なものをもっていなければならないんじゃないかというふうに考えるが、その２点についてお尋ねしたいと思います。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。第１点の、政府が那覇市に免許をおろすかおろさないかということでございますが、今のところ政府は那覇市に許可をおろすものと考えております。もちろん、免許権者は行政主席でありまして、必ず地元市町村に免許をおろすということは書いてないわけでございます。これはただ意見を聞くということでございますので、免許権者はどういうあれをされるかこれは申し上げられませんが、今までの交渉の結果は那覇市に免許がおりるものと期待しております。

２番目のプライウッドの件でありますが、これは都市計画の風致地区の中で貯木場として使っておりますが、これは都市計画上支障のある場合には立ち退くという一筆が入っておりますので、実際に免許がおりて交渉の段階の中で話し合いはできると思いますし、初年度は小禄側のほうを埋めますので、十分その間において話し合いがつくものと考えております。

○副議長(辺野喜英興君)　質疑を終結し討論に入ります。

○儀間真祥君　ただいま議題になっております議案第68号に反対いたします。那覇市には現在人口が集中化

し年とともに市民の憩いの場所が減って来ております。その点では漫湖は水上公園を兼ねた市民の憩いの場所として最適であるというので、埋立博士といわれた石川さんも漫湖の埋め立てには反対しておりました。今、風致地区を整備するという名目のもとに埋め立てをしようとしているが、この問題についても那覇市の議会では再三にわたって、埋め立てすることによって国場川上流そこは浸水するから、これ以上埋め立てすることはいかんという決議がなされております。さらにこの新庁舎に移転してからも政府が埋め立てをするについて諮問があったときに、全会一致で埋め立てをしてはいけないということを議会の意思として決定されております。委員会の審査の中でこれ以上埋め立てをやると壺川、国場、あるいは仲井真、真玉橋一帯が浸水すると思うが、その処置についてどうするかとただしました。これに対して４、５年に１回大雨のとき、あるいは満潮とかち合った場合、浸水するでしょうと説明しております。これは漫湖を埋め立てすることによって浸水は多くはなってもなくはならないというふうに考えます。私の記憶しているところでは戦前垣花側には南明治橋があり、通堂側には北明治橋があり現在残っております。これがあって流水の面においては今よりもずっと何倍も多かったわけでございます。だから浸水ということは考えられなかった。しかし現在は、南明治橋が埋め立てによってなくなった。加えて壺川から奥武山には米軍の油送管がとおっており距離は僅か60メートルぐらいですが、しかもその下のほうには捨石が入っていて水が流れるのを相当阻害しております。結局、流れて来る水の量は昔と変わらないけれども、その捌口が非常にせばめられているので浸水が多くなっているのであります。これ以上埋め立てをすると漫湖付近での流水面積が非常に減って来ます。今でさえもこうして浸水するのに水の遊ぶ面積が減るということは、なおさら浸水を多くするということになるわけであります。委員会における賛成討論の中で埋め立てすることによって風致地区が整備されるとか、あるいは土地の造成ができるというようなことが出ていましたが、その点では政治の衝に当るものとしては十分考えなければいけないと思います。少しの土地を埋め立てたために多数の市民が浸水によって農産物の被害を受け、生活をおびやかされるというふうになるとこれは問題が大きくなってくると思います。浸水は絶対しないという保障があれば埋め立てをしてもいいが、現在の場合は埋め立てをすることによって浸水はかえって多くなる。なぜならば、前に埋め立てをするときにこういうことがなされておった。今の壺川から奥武山にかけてある給油管、あの橋を現在の60メートルから100メートルにして捨石を撤去して、そしてシートパイルを60センチぐらいに下げてということが話されておりました。それでこれも解決するんだという話し合いがなされておったけれども、実際問題としてシートパイルを60センチ下げただけでそのままほったらかされている。そういう事実からいたしましても、今のような状態でこれを埋め立てた場合は、浸水はなおさら多くなるんだというふうに考えますのでこの議案に反対をします。

○金城庄瑞君　議案第68号に賛成をいたします。理由といたしまして簡単に申し上げたいと思います。１番目に、漫湖を浚渫しそこを深くすることによって流水をよくし、また漫湖の周辺を整備することによって低地帯の浸水を現在よりよくするとのことであります。２番目に、風致地区の整備の一環として緑化地帯を作り、そうすることによって衛生的面からもよくなり、また市民の憩いの場所ともなる。３番目に、浚渫して捨てる土砂で埋立事業を行い、狭い那覇市の住宅地難の解消にもなり、また都市計画道路の確保によって交通の緩和策ともなる。４番目に、政府もこの埋立整備事業は認めているということでありますので、那覇市がこの事業をやらない場合は政府かまたは他市町村にとられることになります。これは那覇市の財産が増える有利な事業でありますので、早急に計画施行すべきだと思いますので本員は議案第68号に賛成いたします。

○副議長(辺野喜英興君)　討論を終結し採決に入ります。議案第68号国場川（漫湖）の公有水面埋立について、委員長報告どおり可決することに御賛成の方の御起立を求めます。

○副議長(辺野喜英興君)　賛成多数であります。よって本案については委員長報告どおり可決されました。

〔中　略〕

○副議長(辺野喜英興君)　日程第27、議案第75号漫湖風致地区整備事業債を起こすことについてを議題として、総務委員会の審査報告を求めます。

○総務委員長(赤嶺慎英君)　議案第75号「漫湖風致地区整備事業債を起こすことについて」審査の結果を報告いたします。

従来、公園建設計画は、政府補助ならびに一般財源からの繰り出しによって進めたのでありますが、この漫湖風致地区整備事業は、漫湖の自然と風致を維持し、環境を整備するため、漫湖16万5,000平方メートルの浚渫工事と、その土砂を利用して７万平方メートルの埋立造成工事をあわせて実施し、緑地造成する計画がなされております。この事業費については、埋立工事および浚渫工事が19万6,000ドル、1969年度に実施する埋立地内の道路工事が14万4,300ドル、測量調査その他付帯経費が8,772ドル、合計34万9,072ドルとなります。この埋立工事および浚渫工事と道路工事については、市債を充当する計画でありますが、今回は、埋立および浚渫工事費19万6,000ドルの市債を起こす計画がなされており、これの償還は、1969年度の道路工事完了後に埋立造成地の一部２万6,400平方メートルを処分して償還金に充当する計画がなされております。

また、この漫湖風致地区は、那覇市の行政区域内の11万3,500平方メートルと、豊見城村の行政区域にかかる分６万3,000平方メートルからなりますが、豊見城村の行政区域にかかる分についても政府との折衝の結果、那覇市が埋立事業を執行し、一部を処分してその収益で緑地ならびに同地区内の道路計画も併せて実施してゆくという計画であるということであります。また、豊見城村の村長ならびに都計課長との話し合いの結果は、両氏も基本的にはこの計画に賛成だが、本事業の主体をどこがやるかについては結論がでなかったという説明がなされております。

次に浸水との関連について申し上げますと、現在の漫湖の遊水能力は、10万5,500立方メートルだが、これを本計画に沿って１メートル平均浚渫することにより、53万1,150立方メートルになり、遊水能力においては、現在よりよくなるので多少浸水の面も緩和されるが、多量の降雨と満潮時がかち合うと、現時点と同様、浸水の恐れはある。したがってこれの対策としては、堤防のかさ上げをするほかない。またもう１つは、奥武山公園のパイプラインは現在の川巾60メートルでは狭いので、政府の方で拡張するため検討をすすめており、さらにこのグリーンベルト地帯の整備が完成すると、今後この線から先に埋め立てることは考えられないということであります。委員会は以上の説明を聴取し、討論に入ったのであります。

先ず反対討論について申し上げますと、この事業計画は、漫湖の一部を埋め立て、緑地を造成する計画がなされておりますが、漫湖の埋め立てについては、兼次市長の時代から西銘市長の今日まで那覇市議会は主席から諮問のあるたびごとに、埋め立てるべきではないと議決してきた。あの沖縄プライウッド株式会社のわずかな土地についても主席からの諮問を蹴った。これらの理由は、国場部落等上流一帯に浸水の恐れがあるからである。むしろ奥武山公園のパイプラインの川巾ももっと拡張すべきであり、都市計画の点からも漫湖を埋め立てるべきではない。またこの事業計画は、豊見城村の行政区域にかかる分についても本市が埋め立て、これの一部も処分してその収益でこの漫湖風致地区を整備するという計画であるが、本員が豊見城村の意向をきいてみたら、同村は、'62年に埋立申請をしたが、政府の計画がまだ決定してないという理由で保留されたという。豊見城村が那覇市と同じ計画をやれば、政府もこの申請を却下するわけにはいかないと思う。したがって、本案には賛成しがたいので反対するということであります。

次に賛成討論について申し上げますと、確かに那覇市議会は、漫湖の埋め立てについては、浸水との関連から埋め立てるべきではないという議決もしてきた。しかし、これまで出された埋め立ての諮問は、現状のままで埋め立てるという計画であって、今度のこの漫湖風致地区整備計画は漫湖を平均１メートル浚渫して、その土砂で埋め立て、緑地ならびに道路用地を造成してゆくということであります。科学的にも、平均１メートル浚渫することにより、遊水能力も増して今より排水も良くなるといわれております。議会では再三、緑地の整備が急務だと述べられておりますし、あのきたない漫湖を整備して、

市民の憩いの場に一日も早くすべきである。また、これの財政計画からいたしましても、この風致地区整備計画に要する経費は、この埋立地の一部を処分して、その収益で充てるといわれており、本市にとっては一石二鳥の計画である、したがって賛成するという討論がなされております。

採決の結果、本案は賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。よろしく各位の御賛同をお願いします。

○副議長(辺野喜英興君)　ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。

(「質疑討論なし」と言う者あり)

○副議長(辺野喜英興君)　質疑討論なしと認め採決に入ります。本案については委員長報告どおり可決することに御賛成の方の御起立を求めます。

○副議長(辺野喜英興君)　多数であります。よって本案については委員長報告どおり可決されました。

〔中　略〕

○副議長(辺野喜英興君)　本日はこれをもって散会いたしまして、明27日午前10時再開いたします。

(午後６時５分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1967年６月26日

議　　長　高良　　一〔　〕
副 議 長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　喜舎場盛一〔　〕
署名議員　山川　正平〔　〕

６月27日(７日目)午前10時30分　開議

○出席議員(28名)

２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君	５番　山川　正平君
６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君	９番　友利　栄吉君
10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君	13番　仲宗根昌弘君
14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君	17番　金城　吾郎君
18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君
22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君	26番　比嘉　佑直君
27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君	29番　辺野喜英興君	30番　渡口　麗秀君

○欠席議員(２名)

１番　安見福寿君　25番　高良一君

○説明員

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君	第二助役	新垣　義徳君
収 入 役	渡口　政行君	市長公室長	城田　清才君	総務部長	新里　博一君
財政部長	当間　重美君	経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君
土木部長	金城　秀仁君	水道部長	玉城　定仁君	消防本部長	宮平　栄治君
監査委員 事務局長	比嘉　政謙君	選挙管理 委員会委員長	赤嶺　正一君	那覇連合区 教育次長	喜久山添采君

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第７号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第10、第13～第47　略〕

第11　軍３号線の開放に関する要請決議(議員平良真次郎外27名提出)

第12　水源開発の早期実現に関する要請決議(議員平良真次郎外27名提出)

会議に付した事件

(議事日程と同じ)

○副議長(辺野喜英興君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程第７号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○副議長(辺野喜英興君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題にいたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、儀間真祥君、瀬長フミ君を指名いたします。

〔中　略〕

○副議長(辺野喜英興君)　日程第11、軍３号線の開放に関する要請決議、議員平良真次郎外27名提出についてを議題として提案者の説明を求めます。

○金城重正君　決議案第３号、軍３号線の開放に関する要請決議の理由を簡単に説明申し上げます。現在の那覇市は人口の増加と著しい経済発展に伴いまして交通事情は悪化の一途をたどっております。車両の増加に道路の整備が追いつかないのが現状でございます。これは抜本的に解決しなければならない問題でございまして、従来西銘市長がその面に多大の努力をそそいでおられることは喜ぶべきことでございますが、しかし客観状勢がこれを拒む現象がたびたび起こることはまことに遺憾でございます。殊に最近は小禄地区が文教地区、住居地区とどんどん発展しておりまするが、そこに通ずる路線は７号線しかなくて朝夕はもちろん交通の悪化は著しく勤め人泣かせ、通学する学生泣かせの道路と市民の不満を買っております。そこにおきまして、旧県道すなわち都市計画道路になっておる３号線が那覇航空隊に独占使用されておりまして、住民の使用を全面的に禁止しております。

この道路は那覇市南部はもちろんのこと豊見城村、糸満地区の発展の喉元であることは議員諸公もよく御存知だと思います。これを開放することによりまして、７号線はもちろん１号線その支線の交通緩和に大いに役立つという観点に立ちまして、いかなる事情があるとはいいましても、われわれ市民はもちろん沖縄住民のためにこの道路を開放していかなければならないと斯様に考えるわけでございます。そこにおきまして決議案を朗読いたしまして要請決議の説明にかえたいと思います。

軍３号線の開放に関する要請決議

沖縄の交通事情は年を逐って悪化の一途をたどっている。那覇市においては、交通事情を緩和するため、都市計画道路の開設、横断歩道橋等を設置して、その対策を進めているが、車両の激増(年間約１万台)はいよいよ交通地獄の様相を呈しており、今日では大きな世論の焦点となっている。

殊に明治橋以南の道路については、現在一路線(７号線)しかなく、交通事情は最悪の状態にきており、これに対する何らかの対策を講じなければ、この地区の交通は、完全にマヒしてしまう。

この問題は、琉球政府ならびに米民政府の施策の一環として、早急に解決されるべきものである。現在、同地区には軍３号線(都市計画道路すなわち旧県道)が通っているが、第１ゲートから第２ゲートを結ぶ線を那覇航空隊が独占使用している。これを開放し、沖縄住民に使用させるならば、この地区の交通マヒも大きく緩和されるものと思考する。

よって、米民政府は真に沖縄住民の切実な願いを理解し、その路線を速やかに開放して戴くよう、市民の総意を代表し、ここに強く要請するものである。

1967年６月27日

那覇市議会

議員各位の御賛同をお願いいたします。それからあて先でございますけれども、議会運営委員会で協議しましたところ、高等弁務官、民政官、行政主席、立法院議長、那覇航空隊司令官、それから嘉手納にあります313空軍師団長あてに送付するようになっております。

○副議長(辺野喜英興君)　質疑に入ります。

○黒潮隆君　１点だけ聞いてみたいと思いますが、以前はその道路は民間に使用させていたわけですね。それがどういう理由でこの道路が閉鎖されたかわからないので、今後開通してもらいたいという場合、また折衝するときにそういうのも知っておいたほうがいいと思いますので、それと、中に漢字の「並びに」がありますが平仮名にしたほうがいいと思いますがどうですか。

○金城重正君　御質問にお答えいたします。何年か前にはこの３号線も民のバス、さらに車両が通っておったけれども現在はどうして、これが使用できないかということですが、本員が答弁するのがあたっておるかどうかは知りませんが、本員が知った範囲内から申し上げますと、確か瀬長亀次郎さんの前の市長時代の前は開通しておったそうですが、その後亀次郎さんが当選されたので閉められたというようなことは承っておりますが、これが事実であるかどうかはまだ調べておりません。それから「並びに」の点でありますが、訂正いたしたいと思います。

○黒潮隆君　今の答弁が事実であるならば西銘市長が当選したならば開通されるべきである。瀬長氏の問題で閉じるというよりも軍事優先ということが出されたんだと思いますがどんなもんですか。

○金城重正君　確かに御質問のとおりどの市長でありましょうとも、当然ここは旧県道であったし、われわれ沖縄の住民が使用すべき道路だとは考えております。

○副議長(辺野喜英興君)　質疑討論終結します。本案は全議員の提出でありますので全会一致可決されました。なお、あて先は高等弁務官、民政官、行政主席、立法院議長、第313嘉手納空軍師団長、那覇航空隊司令官、以上といたします。

○副議長(辺野喜英興君)　日程第12、水源開発の早期実現に関する要請決議を議題として提案者の説明を求めます。

○真栄城嘉園君　水源開発の早期実現に関する要請決議案の提案理由を提出者を代表いたしまして簡単に御説明を申し上げます。

那覇市における水道事情は、毎年のごとく断水をくりかえし、市民に大きな苦痛を与えております。特に高台地区の周辺やアパート、高層建築物に住んでおられる市民には毎日のごとく水をよこせ水をよこせと訴え続けておるのが現状じゃないかと考えております。

特に今年は４月からすでに断水、時間給水と市民に多くの不安と苦痛を与えております。昨日議決されました那覇市水道事業の基本計画によりましても５年後には現在水量の約２倍の９万3,000トンの水が必要とされておりまして、那覇市の水源開発は５ヵ年間で65万ドル余を投じても7,000トンしか取水できない状態であり、人口の都市集中化と水需要の増加、下水道事業の実施と相まって前途ますます憂慮されることに立ちいたっております。先ほど申し上げましたとおり、水源開発は莫大なる資金が必要でありまして到底一地方自治体の手におえるものではないのであります。本員は水よこせの運動は理論、理屈ぬきで運動を進めていかなければならないというふうに考えております。

そこで米国民政府に対しましても為政者としての責任を果たすという考え方にたちまして、水不足を米国民政府は早急に解消されるよう強く要求すべきだというふうに考えております。

水よこせ水よこせという市民の叫びをただ単に市当局だけにまかすのではなくして、議会としても坐視するわけにはいかない現状に立ちいたっております。そこで27万市民の総意を代表いたしまして、水よこせの要求を米国民政府において一日も早く実現され快適な市民生活がおくられるよう本案を提出した次第であります。

その趣旨に基づきまして決議案に十分もられておりますので、決議案を朗読いたしまして説明にかえたいと思います。

水源開発の早期実現に関する要請決議

水道事業の重要性については、今更強調するまでもなく、日常生活において最も不可欠の要素であり、また都市機能においても、一日たりともゆるがせにできない重要な問題である。

那覇市における水不足は今に始まったことではなく、毎年、時間給水、断水を繰り返し、市民に多くの苦難を与えてきた。

給水普及率並びに生活水準の向上、人口の都市集中化は、時間給水、断水にますます拍車をかける結果となり、市民に大きな不安と苦痛を与え、とくに夏季の最需要期を控え、一層憂慮される事態にたちいたっている。

自己水源の水量は需要量の約23%程度しかまかなえず、不足量の77%は、琉球水道公社に依存している現状である。

那覇市は全琉人口の約４分の１を擁し、今後とも人口の都市集中化と相まって水需要も急激に増加の一途を辿ることは必至である。

かかる現状を抜本的に打開するには、北部の豊富な水源を開発する以外にはないと思考する。よって米国民政府、琉球政府、立法院は、その責任において、速かに中部以南の市町村の水不足を解消すべく、北部水源開発を早急に実現されるよう、強く要請する。

1967年６月27日

那覇市議会

あて先でございますが、あて先は去った議会運営委員会におきまして高等弁務官、民政官、行政主席、立法院議長、以上４ヵ所となっております。なお、写しを琉球水道公社に送付したいと思います。よろしく各位の御賛同を得たいと思います。

○副議長(辺野喜英興君)　質疑討論終結いたします。提案者は全議員でありますので本案は全会一致可決されました。なお、あて先は高等弁務官、民政官、行政主席、立法院議長、それに水道公社の総裁にも写しを送付したいと思います。

〔中　略〕

○副議長(辺野喜英興君)　以上をもちまして、第93回議会定例会の日程は全部終了いたしました。

(午後２時59分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1967年６月27日

議　　長　高良　　一〔　〕
副 議 長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　儀間　真祥〔　〕
署名議員　瀬長　フミ〔　〕

47　1967年(昭和42年)　９月　第95回定例会[発電所]

９月22日(初日)午前10時８分　開会

○出席議員（30名）

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
９番　友利　栄吉君	10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君
13番　仲宗根昌弘君	14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君
17番　金城　吾郎君	18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君
21番　金城　重正君	22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君
25番　高良　　一君	26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君
29番　辺野喜英興君	30番　渡口　麗秀君		

○説明員

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君	第二助役・水道事業管理者	新垣　義徳君
収 入 役	渡口　政行君	市長公室長	城田　清才君	総務部長	新里　博一君
財政部長	当間　重美君	経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君
土木部長	金城　秀仁君	消防本部長	宮平　栄治君	監査委員会事務局長	比嘉　政謙君
水道局長	玉城　定仁君	教 育 長	阿波根直成君		

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名について

第２　会期を定めることについて

〔第３～第23　略〕

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(高良一君)　これより本日をもって招集された1967年９月の第95回那覇市議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程第１号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、吉浜朝一君、真栄城嘉園君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第２「会期を定めることについて」を議題といたします。第95回議会の会期日程については、去る20日の議会運営委員会に諮り了承の上、その案をお手元に配付してあります。

お諮りいたします。今期定例会の会期はお手元の案のとおり、本日から９月30日までの９日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　御異議なしと認めます。よって会期は９日間と決定いたしました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。来る30日午前10時開議いたします。

（午前11時41分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1967年９月22日

議　　長　高良　　一〔　〕

署名議員　吉浜　朝一〔　〕

署名議員　真栄城嘉園〔　〕

〔９月26日、27日会議録　略〕

９月30日(４日目)午前10時５分　開議

○出席議員（27名）

２番	椿　　秀義君	４番	喜舎場盛一君	５番	山川　正平君	６番	儀間　真祥君
７番	瀬長　フミ君	８番	黒潮　　隆君	９番	友利　栄吉君	10番	吉浜　朝一君
11番	真栄城嘉園君	12番	金城　庄瑞君	13番	仲宗根昌弘君	14番	宮良　永昌君
16番	仲本　安一君	17番	金城　吾郎君	18番	大山　盛幸君	19番	又吉　久正君
20番	赤嶺　慎英君	21番	金城　重正君	22番	赤嶺保三郎君	23番	喜久山朝重君
24番	平良真次郎君	25番	高良　　一君	26番	比嘉　佑直君	27番	比嘉朝四郎君
28番	平良　亀助君	29番	辺野喜英興君	30番	渡口　麗秀君		

○欠席議員（３名）

１番　安見福寿君　３番　大浜長弘君　15番　久高友敏君

○説明員

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君	第二助役・水道事業管理者	新垣　義徳君
収 入 役	渡口　政行君	市長公室長	城田　清才君	総務部長	新里　博一君
財政部長	当間　重美君	経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君
土木部長	金城　秀仁君	消防本部長	宮平　栄治君	監査委員会事務局長	比嘉　政謙君
水道局長	玉城　定仁君	教 育 長	阿波根直成君		

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第４号

第１　会議録署名議員の指名について

〔第２～第25、第28～第60　略〕

第26　上間発電所問題対策特別委員会設置について

第27　特別委員会の委員定数並びに委員の選任

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程第４号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、金城吾郎君、又吉久正君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第26「上間発電所問題対策特別委員会設置について」を議題といたします。本件については、９月29日議会運営委員会から、特別委員会を設置し、閉会中の継続審査を行なわしめ、10月12日までに結論を出すよう報告を受けておりますので、特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　御異議なしと認めます。よって「上間発電所問題対策特別委員会」を設置することに決定いたしました。

○議長(高良一君)　日程第27「特別委員会の委員定数並びに委員の選任」を行います。お諮りいたします。特別委員の定数は、委員会条例第４条第２項の規定に13人と定め、委員の選任については同条例第５条第１項の規定により、辺野喜英興君、平良真次郎君、金城重正君、比嘉佑直君、金城庄瑞君、大山盛幸君、仲宗根昌弘君、黒潮隆君、金城吾郎君、又吉久正君、平良亀助君、吉浜朝一君、椿秀義君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました以上の諸君を特別委員に選任することに決定いたしました。

○議長(高良一君)　日程第28から日程第32までの事件を一括して議題といたします。お諮りいたします。ただいま議決になりました「上間発電所問題対策特別委員会」の設置に伴い、日程第28から日程第30までの事件は同委員会に付託替えし、日程第31から日程第32までの事件は同委員会に審査を付託いたし、10月に招集される臨時議会までにそれぞれ結論を出すよう閉会中の継続審査に付したいと思います。これに御異議ありませんか。

○黒潮隆君　議会運営委員会の申し合わせ事項を確認してもらうという点が抜けておりますので議長からおはかり願いたいと思います。と申し上げますのは、補助指令による水道関係の議案が提出され、それによる臨時議会の招集が10月12、3日ごろに予定されております。ところが都合によって12、3日ごろに招集できない場合は、この発電所問題だけでも臨時議会を招集して結論を出すというのが申し合わせであったのです。従って遅れる場合には議員から市長に要請して臨時会を招集してもらうというのがありますので、それも確認していただいて書類には印鑑を押す、そういうのが議運委での申し合わせでありますのではかっていただきたいと思います。

○議長(高良一君)　ただいま8番議員から要望がありましたように、もし臨時議会が12、3日ごろに招集できない場合は発電所問題だけでも議員から市長に要請して臨時議会を招集してもらい、そして処理するという議運委での申し合わせ事項を確認し、日程第28から第32までの5事件を上間発電所問題対策特別委員会にその審査を付託し、10月に招集される臨時議会までにそれぞれ結論を出すように5事件については閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長(高良一君)　日程第33から日程第60までの事件は、一括して議題にいたします。

本件については、各常任委員長から、それぞれ「閉会中の継続審査申出書」が提出されておりますので、閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議なしと認めます。よって、日程第33から日程第60までの28件の事件については、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長(高良一君)　「上間発電所問題対策特別委員会」の設置に伴い、委員の選任を行いましたので、正副委員長の互選を行う必要があります。よって、委員会条例第7条第1項の規定により、「上間発電所問題対策特別委員会」をただいまより招集いたします。休憩いたします。

(午後0時14分　休憩)

(午後0時26分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。9月29日議会運営委員会の正副委員長互選を行なった結果、委員長に喜舎場盛一君、副委員長に宮良永昌君が互選されましたので報告いたします。「上間発電所問題対策特別委員会」の正副委員長互選を行なった結果、委員長に辺野喜英興君、副委員長に比嘉佑直君が互選されましたので報告いたします。

○議長(高良一君)　以上をもちまして、第95回議会定例会の全日程を終了いたしました。閉会いたします。

(午後0時28分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1967年9月30日

議　　長　高良　　一〔　〕
署名議員　金城　吾郎〔　〕
署名議員　大山　盛幸〔印〕

48　1968年(昭和43年) 4月　第101回臨時会[環境・衛生]

4月18日(1日)午前10時23分　開会

○出席議員(27名)

1番　安見　福寿君	3番　大浜　長弘君	4番　喜舎場盛一君	5番　山川　正平君
6番　儀間　真祥君	7番　瀬長　フミ君	8番　黒潮　　隆君	9番　友利　栄吉君
10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君
16番　仲本　安一君	17番　金城　吾郎君	18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君
20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君	22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君
24番　平良真次郎君	25番　高良　　一君	26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君
28番　平良　亀助君	29番　辺野喜英興君	30番　渡口　麗秀君	

○欠席議員(3名)

2番　椿秀義君　12番　金城庄瑞君　13番　仲宗根昌弘君

○説明員

市長職務代理者第一助役　古堅　宗徳君	第二助役　新垣　義徳君	市長公室長　城田　清才君	
総務部長　新里　博一君	財政部長　当間　重美君	経済民生部長　慶佐次盛宏君	
建設部長　花城　直政君	土木部長　金城　秀仁君	消防長　宮平　栄治君	
水道局長　玉城　定仁君			

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君

議事日程第1号

第1　会議録署名議員の指名について

第2　会期を定めることについて

〔第3、第5、第6、追加第1　略〕

第4　工事請負契約について(市長職務代理者第一助役提出議案第29号)

本日の会議に付した事件

(議事日程に同じ)

○議長(高良一君)　これより本日をもって招集された1968年4月の第101回那覇市議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程第1号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、儀間真祥君、友利栄吉君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第2「会期を定めることについて」を議題といたします。第101回議会の会期日程については、4月16日の議会運営委員会にはかり、了承の上、その案をお手元に配付してあります。お諮りいたします。臨時会の会期は、お手元の案のとおり4月18日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議なしと認めます。よって会期は4月18日1日間と定めることに決定いたしました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第４、議案第29号工事請負契約についてを議題として当局の説明を求めます。

○建設部長(花城直政君)　ただいま上程になりました議案第29号工事請負契約についてご説明いたします。

本件は1967年度に完成しましたごみ処理場コンポスト工場に引き続き、日本政府援助資金を得て施行するため、本年度当初予算に計上されましたごみ処理場焼却工場建設工事であります。

ご承知のように塵芥焼却炉施設でもっとも重要なのは、ごみを完全焼却処理する燃焼装置であります。この装置につきましてはほかにもメーカーがございますが、各種の資料を集め、また実情を調査し検討した結果、「田熊汽罐式」都市塵芥焼却プラントがもっとも優れているとの結論に達しましたので、1967年５月29日田熊汽罐の機種を採用することに決定いたしました。1968年２月13日琉球政府、米国民政府に請負業者の決定について承認申請をいたしまして、３月19日両政府の承認を得ましたので、田熊汽罐製造株式会社の沖縄地区代理店である合資会社日の出機械工業所代表社員山城正雄と去る４月11日に工事請負の仮契約を締結しましたので、本案を提出した次第であります。

今度建設される工事概要を申し上げますと、建設場所はコンポスト工場隣の南風原村字新川伊武志川原658番地で敷地面積は3,150.98平方メートルの954.84坪、建築面積は455.60平方メートルの138.06坪であります。建築工事は地下１階、地上３階建の鉄骨造り一部鉄筋コンクリート造りで、屋根、壁は長尺カラー波型鉄板造りであります。塵芥焼却炉設備工事は８時間30トンの焼却能力のある焼却炉２基を備え付けることになっております。総工費は56万5,210ドルで塵芥焼却炉設備工事が43万6,330ドル、土木建築工事が12万8,280ドルとなっております。よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長(高良一君)　ただいまの当局説明に対して質疑に入ります。

○真栄城嘉園君　焼却炉の８時間の能力は30トンですか。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えいたします。８時間に30トン焼却し得る炉２基。ですから60トンということになります。30トンの炉が１つ。もう１つ30トン、計60トンで、これが２×８で16時間になれば120トンということになります。

○真栄城嘉園君　そういたしますと現在那覇市の１日のごみ排出量が150トンぐらいですから、現在のコンポストが50トン、それに120トンといたしますとあとの分はどうなりますか。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えいたします。だいたい150トン内外出ますので、そのうち仰せのとおり50トンはコンポストで処理する。あとの100トンは焼却炉で処理するということでございます。従いましてわれわれの現在の運営操業計画は２直制、16時間操業して13時間焼却すると、そうすることによって100トンないし110トンのごみが完全に焼却できるという計画をたてております。

○真栄城嘉園君　現在ですね、コンポスト工場に通ずる道が非常に狭い。そういたしますといきおい那覇市のごみを全部南風原村のコンポスト工場に持っていくということになりますと、その輸送費がかかり、また道が狭いからその能力が十分に発揮できるかどうか。その辺についてお尋ねいたします。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えいたします。首里地区は別としまして、その他の収集地域から安謝にいく場合と、それから今のコンポスト工場並びに焼却炉工場にいく場合距離的には現在の処理場のほうが長いですけれども、車の量の関係、１号線の横断の関係等を勘案しますと時間的には短いということになりますので、別にそういった面での支障はないものとわれわれは考えております。現にコンポストの場合もそう大した支障は生じておりません。

○久高友敏君　議案第29号は工事の請負契約についてでありますが、この契約の内容から見ますと期間が約１年かかるわけでございます。従って今までの前例からいたしますと、ほとんどがその当初の契約議案どおり完結した例はあまり見ないのであります。ほとんどが議決内容の一部変更ということで日時が相当延ばされた例があるわけでございます。従ってこの問題は、今度第一助役古堅宗徳の名において提案されておりますが、しかしこれが終結し完了するまでには次の市長時代になる。そうなるとこれはまた議決内容の一部変更なんていうことは出てこないか。来年の５月25日までに本当に完結できるのかどうか、その見通しについて予想以上の岩盤が多かったとか、予想以上に雨が降ったので工期が延びたということで、今までほとんど議会で議決内容の変更をされておる。これについては自信があるのか、これについてお尋ねいたします。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。工事につきましては、これは予測しないことが起こることも考えられますし、また順調に進むことも考えられますし、それは進行してみなければわかりませんけれども、今の計画どおりおよそ進むものと考えております。どうしても変更しなければならないときはまた議会の同意を得て、そういう内容が議会の議決を要する事項でありましたら議会の御同意をお願いしたいと思っております。

○久高友敏君　本員がお尋ねしておるのは、近く雨期にも入ります。その点もおそらく勘案されておると思います。従って土質の調査、ボーリング等もされて請負契約はされると思うわけです。また市にも相当な技術者がおられるし、請負会社にも相当な技術者をもって契約されるわけだから、今までにもこれが変更されるかもしれないという、あまり自信がないような答弁に接しておるわけでございますが、いわゆる天災地変というのは雨期もそういう解釈になるかもしれませんが、しかしこういったものは予期されて契約されているんじゃないかと思いますが、またこの一部変更もあり得るということの前提にたってこれを提案されておるのですか。

○建設部長(花城直政君)　お答えいたします。私が申し上げましたのは工事というのは完成するまでどういうことが出てくるか、天災地変もありましょうし、これはないとは言えません。そういうときは議決内容が変わって議会の同意を得なければならない事項があれば、議会に提案するということでありまして、今のこの工事の計画につきましてはこの工期内でりっぱにできるように、ちゃんと工事も組まれて、基礎の調査も済まされて工期内にできるというような約束もされておりますので、その点は御心配にはおよびません。

○吉浜朝一君　56万5,210ドルという大きな金額をたったの１日で契約を済ましてしまうということではなくして、そういった大きな金額は委員会に付託してじっくり審議すべきじゃないかと本員は思います。そこで１、２点質疑したいのですが、なぜ随意契約にしたか。また随意契約するに対して何件ぐらいのこういった工事をできる会社、あるいは機械メーカーがあったか。またその56万5,210ドルという金額の妥当性、つまりこの工事請負契約の金額が正しいかどうか、ということについてお尋ねいたします。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えいたします。ただいまのご質問はごもっともでありまして、56万ドル余りの契約でありますのでそれ相当にわれわれも慎重を期してやっております。結局ご質問の要点はなぜ田熊汽罐に決定したか、その価格面も検討されたかということであると思います。その解釈に立ちましてご答弁を申し上げたいと思います。

この田熊汽罐に機種を決定した理由を申し上げます前にその経過を申し上げたいと思いますが、仰せのとおり、この焼却炉をやっておりますメーカーは三菱重工業、三和動熱、川崎重工業、日立製作所、田熊汽罐、三機工業、藤永田造船所、外国製品ではデロール、これらのメーカーがありますが、それぞれにつきましてわれわれは十分調査をしたわけでございます。その調査は1966年、1967年の２か年に亘りまして市長、助役、部長、主管課長がそれぞれの立場で、本土の各都市の焼却工場を再度に亘って調査しております。その調査の資料に基づきまして、各メーカー別の機種について本土における実績、機械の性能、構造、価格こういったものを比較検討いたしまして、機種決定のための判定資料を作成したわけです。その資料に基づきまして1967年５月に最終的な機種決定会議を市長室でもちました。それには市長、両助役の出席のもとに先ほどの判定資料に基づきまして十分検討いたしました結果、田熊式の連続燃焼機械炉に決定いたしました。なぜ田熊を選んだかということでありますが、われわれがこれをやります場合に４つの点について重点的にやったわけです。まず１つは機械の構造、性能。２点目は本土の各都市における設置実績とその設置後の性能成績がどうであるかということ。それから３点目は建設費の面についてであります。４点目が建設後の、つまり沖縄において、那覇市においてつくったあと

のアフターサービスができるかどうか。この４点にしぼって検討いたしたわけであります。まず第１点目の機械の性能、構造でありますが、これは先ほど建設部長からも提案理由の説明がありましたとおり、結局この焼却炉というのはいかにしてごみをより効率的に衛生的に焼却処理するかということが第１点。２点目はいかにして、極力公害を防止するか。この２点にしぼられてくるんじゃいかと、こういうふうに考えます。

従いましてこの２つを検討するためにお手元に差し上げてあります図面のとおりの部所、すなわち乾燥ストーカー、燃焼ストーカー、後燃焼ストーカー、これが最も生命線だとわれわれは考えるわけでございます。従いましてまず乾燥ストーカーについて検討いたしましたところ、乾燥ストーカーについて各メーカーを通して言えますことは移床式、ロータリー式、階段式と３つがあるわけで、それで移床式というのはお手元の図面にありますＡとＣが移床式であります。長いキャタピラ式のものが回っておるものです。また階段式はＢの図面の５のところ乾燥ストーカーというのがあります。これが階段式になっておりこの２つ。それからロータリー式はロータリーキルンがありまして、その中で燃えてゆくと、これは本土でもこのロータリー式はまだメーカーのテストの段階にあるということでありますので、われわれは移床式と階段式について検討したわけでございますが、先ほどの２点を完全に充たすためにはやはり階段式がいいと、しかも階段式にはまた２通りあるわけで、普通階段式と特殊階段式というのがありまして、普通階段式はその階段そのものが往復振動してそれによってごみが燃えながら下にゆくと、ところが特殊階段式というのはこれは田熊だけの特許のものであります。と申しますのは、階段と階段の間に移動する部分がありまして、これが交互に出入りすることによってごみそのものをほぐして、反転をして撹拌して移動して出たり入ったりする間に空間がございますから非常に通気の状況がいいと、そういったこと等の利点があるわけです。これは先ほど申し上げましたメーカーの中でもここだけのつまり田熊だけの特許であり、その特許につきましても特許公報を取り寄せて証明も持っております。

そういった意味でまず乾燥ストーカーは田熊がいいということで決定したわけでございます。次に燃焼ストーカーであります。これはいずれのメーカーの場合も移床式でありまして、いわゆるキャタピラが動いてゆくということでありますが、問題は田熊の場合にはその移床式の上にかきならしがある。つまり腕が２本出ておりまして、これがごみの方向と逆に回る。そうすることによってごみを撹拌してほぐして反転をして通気をよくして燃焼してゆくということになるわけです。特にこの移床式の場合にはそのままごみが乗ってじわっと動いた場合には下から空気が入ってきます。よく燃えるところだけポコッと燃えて、いわゆる吹き抜け現象、これができて結局全面的な空気の流出がうまくいかぬと不完全燃焼を起こす。従って煤煙は多くなってゆくということであります。しかし田熊はかきならしがついておりますので、全然吹き抜け現象が出てこないということも考えられるわけであります。これも田熊だけの特許であります。なお燃焼ストーカーは700度から750度、場合によっては800度という高度の熱を出しますので、結局耐熱性、強度ということが必要である。そのためにはベルトを構成しておる一つ一つがどういう構造であり、どういう硬質であるかということが非常に問題になってきます。各メーカーを通してみましたところ、この構造は２つにしぼられるわけです。いわゆる平板式、つまり平板が連続して回転するものと、クサビ型、いわゆる一つ一つがクサビ型になってこれが回転するということでありますが、田熊の場合はクサビ型になっている。このクサビ型の有利な点は、結局加熱部分がクサビのほうだけに加熱する。従ってこの三角形の２辺は常に冷却するということでその耐熱性が強い。高度についてもクサビ型であるということは、結局加熱度が低いわけですから強度も強くなってくると、こういったキャタピラ部分自体のその先についたかきならしがあると、これが特に特許であるということで、結局乾燥ストーカーも田熊がいいということも考えられるわけでございます。

それから問題は一番最後の後燃焼装置でありますが、これは結局乾燥ストーカーを通りまして、燃焼ストーカーを通りまして、なお燃えにくいものが出てくる。これは後燃焼ストーカーにいきましてそこ

で赤熱化した灰の中で燃えてゆく。完全燃焼してあとは灰になってゆくということになりますが、そのためには本土あたりのデーターによりますと、約２時間半の時間が要ると、要するに２時間はそこで貯留されたものがスムーズに回転する下の装置のほうに流れてゆく、そういった装置がいるわけですが、これも結局ロータリーの田熊のものがいいと、これも田熊だけの特許になっているわけです。

従いまして肝心の生命線であります乾燥ストーカーにおける特許、燃焼ストーカーにおける特許、後燃焼ストーカーの特許、これはどこの会社もまねができないわけです。ほかの特許を持った会社が２社ありますが、これはいずれも１つないし２つの特許でありまして、生命線における３つの特許は田熊だけしかないということであります。こういった構造からして結局われわれは田熊がいいということを決定したわけでございます。従いましてこのような優秀な性能で処理するわけですから、煙の廃煙は煤煙規制法による0.7グラムの基準以下になるということ。それから出てくる煙が完全高熱処理されますので、その臭気が全部脱臭されてしまうと、それから出てくる灰そのものが無菌状態で処理されます。そういったことで機械としては田熊がいいと思っております。

それから第２点目の全国各都市における設置実績、その後でありますが、昭和41年現在で田熊が29ヵ所、三和動熱が20ヵ所、その他日立、三菱、三機、藤永田がそれぞれ４ヵ所ないし９ヵ所入っております。圧倒的に田熊の実績があると、しかも管理運営後の評価というものはまあ東京の23区、大阪周辺として各地区を見ますと田熊のほうが非常に成績がいいと。他のメーカーについての文句もありましたが、田熊は圧倒的に評判がいいということであります。

それから建設費の面におきましては、これは各メーカーによってそれぞれ構造、機械の型、あるいは能力が異なりますので、これを一律並列にならべて比較するということは不適当でありますが、まずためしに田熊の次に流行っておる三和動熱のものと比較しますと、60トン規模のもので三和動熱が59万8,000ドル、田熊のものが56万9,000ドル、セント以下は切り捨ててありますが、100トン能力のもので三和動熱が81万6,000ドル、田熊が81万9,000ドル、そういうふうにそれぞれの機械の内容によって差はありますが、大した差は出てこないというふうになっております。

それから一番最後の建設後のアフターサービスの点についてでありますが、これは最も重要なことでありまして、幸いこれにつきましてはすでに新聞等でご存知だと思います。田熊汽罐は当地の各製糖工場のボイラーを相当すえつけております。それから最近に至りましては新聞にも出ました第一製糖の廃煙防止これに対する集塵装置のすえつけなどやっておりますが、そういったことで当地との行き来が非常に多いと、なお幸いなことには各製糖工場の建設箇所をめぐるため、田熊汽罐との身分の関係にある本土の技術者がこちらに常駐しており、またなお工場を責任をもって委ねられた技術者がこちらにいるということからアフターサービスの面もこれは別に不便を来さないということが考えられます。

以上の４点からいたしまして、総合的にまたそのほかたくさんありますが、基本的な問題はその４点からして田熊が最もいいということであります。なお本土における各都市でも田熊を採用しておる地域の状況を申しますと、去年那覇市長が上京された際に東京都の調布市にまいりまして、ちょうどそこが田熊の150トンをつくって試運転式でありました。そこで那覇市長と調布の市長との対話の中で、調布市長がおっしゃるには「自分はこの機種を決定するのに２ヵ年あっちいきこっちいき苦労したが、結局いろいろ見て研究したんだが田熊が優秀と決定した。あんたもこれを取っても心配ないよ。」というようなことを市長に話しておられたようであります。

それからさらに去年、これは私が経験したんですが、東京都の清掃局にまいりますと、ちょうど東京都では千歳、杉並工場をつくるということで機種の決定のためあらゆる資材をメーカーから取りまして、比較表をつくって検討して決定したその直後だった。いろいろ話を聞きますと、私はいろいろの表も見せてもらって「秘密だが君にやる」ということでそれももらってきましたが、それでいろいろ検討しまして向こうでも最終的に機種決定会議で田熊に決定したということを聞いてまいったわけです。同年大阪市におきまして森宮に900トン工場の近代施設の工場をつくった。これも最終的には田熊に決め

ている。こういった実例等も合わせまして、われわれとしては田熊を採ったほうがいいということで田熊に決定したわけでございます。

○議長(高良一君)　質疑討論終結し採決に入ります。日程第４、議案第29号工事請負契約について、原案どおり同意することにご賛成の方ご起立を求めます。

○議長(高良一君)　賛成多数であります。よって本案は同意されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして第101回那覇市議会臨時会を閉会いたします。

(午後０時25分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1968年４月18日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　儀間　真祥〔印〕
署名議員　友利　栄吉〔印〕

49　1968年(昭和43年)　６月　第103回定例会[教育、区画整理]

６月５日(第１日)午前10時６分　開会

○出席議員(29名)

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
９番　友利　栄吉君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君	13番　仲宗根昌弘君
14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君	17番　金城　吾郎君
18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君
22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君	25番　高良　　一君
26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君	29番　辺野喜英興君
30番　渡口　麗秀君			

○欠席議員(１名)

10番　吉浜朝一君

○説明員

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役 水道事業管理者	新垣　義徳君
収入役　渡口　政行君	市長公室長　城田　清才君	総務部長	新里　博一君
財政部長　当間　重美君	経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君
土木部長　金城　秀仁君	消防長　宮平　栄治君	監査委員会 事務局長	比嘉　政謙君
水道局長　玉城　定仁君	教育長　譜久山朝直君	選挙管理委員長	赤嶺　正一君

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　議事課長　新垣襄二君　庶務課長　玉城三郎君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
〔第３～第13、第16～第42　略〕
第14　奥武山競技場管理条例を廃止する条例制定について(市長提出議案第46号)

第15　那覇市町界町名整理審議会設置条例制定について(市長提出議案第47号)

会議に付した事件

(議事日程に同じ)

○議長(高良一君)　これより1968年第103回那覇市議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程第１号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、宮良永昌君、仲宗根昌弘君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第２、会期の決定を議題といたします。おはかりいたします。今期定例会の会期は、本日から６月21日までの17日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　ご異議なしと認めます。よって会期は17日間と決定いたしました。

○議長(高良一君)　お諮りいたします。議案調査、委員会審査等議事の都合により、６月６日と６月11日から６月20日まで休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議事(高良一君)　ご異議なしと認めます。よって６月６日と６月11日から６月20日まで休会することに決定しました。

〔中　略〕

○議事(高良一君)　日程第４、那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について市長提出議案第36号から、日程第42、専決処分の報告について市長提出報告第２号まで一括議題といたします。順次提案者の説明を求めます。

〔中　略〕

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)

〔中　略〕

議案第46号奥武山競技場管理条例を廃止する条例制定について説明いたします。奥武山競技場の管理につきましては、陸上競技場、庭球場、50メートルプール等次第に施設が増えてくるに従ってその管理については、運営経費面、財産施設の維持・改善面で次第に困難性を増してくる傾向にありますので、市としてはかねてから財産所有者である政府に対し管理経費に対する補助金を増額するか、さもなければ政府による直営総合管理をしてもらうよう申し入れてありました。幸い政府は1969年度から直営管理の予算処置をしてあり、さらに1968年７月１日以降の管理事務委任を解除するという文書による通知を受けました。従いまして、その管理事務を政府に返還し関係条例を廃止するため本案を提出いたしました。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○建設部長(花城直政君)　議案第47号那覇市町界町名整理審議会設置条例制定についてご説明申し上げます。本市における住居表示が極度に混乱していることから、これをいかに改善するかについて、これまで調査検討してきました。その結果、地番整理による住居表示は困難であり、これにかわるべきものとして、現在日本本土で実施している新しい住居表示制度を採用するのが適当であるとの結論を得ました。このことから、本市では今後この基本方針に基づいて住居表示の改善をはかることを決定し、新年度から町界町名の整理を実施することになっています。ところが、現行の那覇市行政区画整理調査研究委員会設置条例による委員会は、この町界町名の整理を実施するに当っての委員会としては、委員の構成が不備で、その任期についても定めがなく、またその名称も適当でないのでこれを廃止し、これらのことを考慮にいれた新たな条例を制定する必要があります。以上のことから、委員の構成に関係官公庁および団体の代表と区域代表を加え、委員の任期を定め、名称を那覇市町界町名整理審議会として審議

会設置条例を制定するため、この案を提出いたしました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の日程は全部終了いたしました。明日は休会で７日の午前10時開議いたします。

(午後０時27分　散会)

上記会議録を調製し署名する。

1968年６月５日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　宮良　永昌〔印〕
署名議員　仲宗根昌弘〔印〕

〔６月７日、８日会議録　略〕

６月10日(第４日)午前10時２分　開議

○出席議員（29名）

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
９番　友利　栄吉君	10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君
13番　仲宗根昌弘君	14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君
17番　金城　吾郎君	18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君
21番　金城　重正君	22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君
25番　高良　　一君	26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	29番　辺野喜英興君
30番　渡口　麗秀君			

○欠席議員（１名）

28番　平良亀助君

○説明員

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君	第二助役 水道事業管理者	新垣　義徳君
収入役	渡口　政行君	市長公室長	城田　清才君	総務部長	新里　博一君
財政部長	当間　重美君	経済民生部長	慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君
土木部長	金城　秀仁君	消防長	宮平　栄治君	監査委員会 事務局長	比嘉　政謙君
水道局長	玉城　定仁君	教育長	譜久山朝直君	選挙管理委員長	赤嶺　正一君

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　議事課長　新垣襄二君　庶務課長　玉城三郎君

議事日程第４号

第１　会議録署名議員の指名

〔第２～第11、第14～第42　略〕

第12　奥武山競技場管理条例を廃止する条例制定について（市長提出議案第46号）

第13　那覇市町界町名整理審議会設置条例制定について（市長提出議案第47号）

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程第４号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は会議規則第116条の規定により議長において、喜久山朝重君、金城吾郎君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第12、議案第46号奥武山競技場管理条例を廃止する条例制定についてを議題として質疑に入ります。

○金城吾郎君　奥武山競技場が琉球政府の管理にあたることは那覇市として大へん喜ばしいことだと思います。たった5,000ドルぐらいの補助金をもらって赤字を出すよりもいいと思います。本員は先に奥武山競技場の管理に当っている職員の定数化の問題について質疑したことがあります。野球場の場合は定数化されて待遇されておる。しかし奥武山競技場の場合は３年にもなるのに非常勤職員のままであります。これを定数化する考えはないかとただしたところ、近々のうちに琉球政府の管理になるのでそのときに琉球政府とも話し合って考えてみたいということであります。そこでお伺いしたいんですが、野球場の職員と変わらないような形で陸上競技場の管理に当っている職員も琉球政府の定数化に入れるのか、どういう形で移管されるのか、琉球政府と打ち合わせされたことがあるかどうか、もしあればお答え願いたいと思います。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　お答えいたします。管理の返還承認についての文書は先ほどの議案説明のときに申し上げたとおりであります。その事務の引継ぎについての具体的な協議はあしたやるという予定になっておりますが、文教局の主管係長の都合で延び延びになっております。人員のほうについては私、前々から気になりますので主管のほうに聞いてみますと、向こうとしては５名必要である。しかもその５名というのは羽地のユースホステルを加えての５名である。そしてその５名のうち３名は監視人になるわけでございます。この監視人はビル管理に移管する方針であり、結局２人必要だということになります。そこで今の奥武山競技場の用人の中から恐らく２人はとられるんじゃないかと思います。従いまして残りの人員については市の人事課のほうで配置替えするなりいろいろ操作されると思っております。

○金城吾郎君　野球場はそのまま全員ですか。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　野球場のほうは定員になっております。この間の総務部長の説明で定数改正条例が出ていますのでその中で操作されると思います。

○金城吾郎君　琉球政府に移らんわけでございますか。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　野球場は市の職員として。

○金城吾郎君　奥武山競技場は野球場も全部含まれるのでしょう。野球場は定数化になっている。その職員はそのまま琉球政府の定数に入りますか。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　施設は全部向こうの管理になりますので管理人も向こうが配置いたしますが、政府として考えている管理人の人員は５名であり、真喜屋の廃校になったあとにユースホステルがありますので、それを含めて５名を考えている。従いまして市の職員のうちから５名とるわけでございますが、しかも３名は監視人。この監視人は政府としてはビル管理に移管することを考えている。そうすると現在奥武山競技場の人員の中から２人をとるということでございます。残りは市に移されて市のほうで条例によって増減が操作されるということであります。

○又吉久正君　奥武山競技場の管理を改正する条例でございますが、奥武山競技場が完成し管理すれば相当那覇市の利益になるというのが当時の考え方でありましたが、いざ運営してみるというと赤字という形になっております。それでその当時のことははっきり記憶しておりませんが、たしか市有地が大分入ってると思いますがその市有地がいくらあるか、お尋ねいたします。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　調べておりませんが面積はあることはあります。

○又吉久正君　本員が聞きたいのは市有地があるとすれば当然使用料の件が出てくると思いますが、使用料を無償で政府にやるのか。

○第一助役(古堅宗徳君)　競技場の市有地の件でございますが、ただいま文書を取りに行っておりますが、競技場を作るときに那覇市と政府との間の取り決めにおきまして市有地を無償で提供するというふうになっておりまして、使用料かれこれについては問題は起こらないと思います。

○又吉久正君　管理は那覇でするが無償で提供するということだと思いますが、市有地を政府に無償で使わすことは財政法に反しませんか。

○経済民生部長(慶佐次盛宏君)　当時の兼次市長時代に奥武山総合競技場を建設するに当り当間重剛主席との間に覚書が交わされております。それによりますと、先程の助役からの説明のとおり建設するに当って必要な市有地は無償で提供する。管理については全体的な施設ができ上がるまでは、その一つ一つができた段階では市が管理する。全部でき上がったらこの管理については政府のほうで何らかの方法を考慮するということになっております。

○議長(高良一君)　質疑終結します。日程第12、議案第46号奥武山競技場管理条例を廃止する条例制定については、その審査を経済民生教育委員会に付託いたします。

○議長(高良一君)　日程第13、議案第47号那覇市町界町名整理審議会設置条例制定についてを議題として質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　質疑なしと認め、本案についてはその審査を建設委員会に付託いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。来る15日午前10時開議いたします。

(午前11時53分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1968年６月10日

議　　長　高良　　一〔印〕

署名議員　喜久山朝重〔印〕

署名議員　金城　吾郎〔印〕

〔６月15日会議録略〕

６月21日(第６日)午前10時23分　開議

○出席議員（29名）

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
９番　友利　栄吉君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君	13番　仲宗根昌弘君
14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君	17番　金城　吾郎君
18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君
22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君	25番　高良　　一君
26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君	29番　辺野喜英興君
30番　渡口　麗秀君			

○欠席議員（１名）

10番　吉浜朝一君

○説明員

市　　長　西銘　順治君	第一助役　古堅　宗徳君	第二助役 水道事業管理者	新垣　義徳君
収入役　渡口　政行君	市長公室長　城田　清才君	総務部長	新里　博一君
財政部長　当間　重美君	経済民生部長　慶佐次盛宏君	建設部長	花城　直政君
土木部長　金城　秀仁君	消防長　宮平　栄治君	監査委員会 事務局長	比嘉　政謙君

水道局長　玉城　定仁君　　教育長　譜久山朝直君　　選挙管理委員長　赤嶺　正一君

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　議事課長　新垣襄二君　庶務課長　玉城三郎君

議事日程第６号

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の延長

〔第３～第14、第16～第23、第25～第32、追加第１　略〕

第15　議案第47号　那覇市町界町名整理審議会設置条例制定について（建設委員長審査報告）

第24　議案第46号　奥武山競技場管理条例を廃止する条例制定について

(経済民生教育委員長審査報告)

会議に付した事件

(議事日程に同じ)

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第６号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、金城重正君、赤嶺保三郎君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第２「会期の延長」を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を６月28日まで７日間延長いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　御異議なしと認めます。よって会期は６月28日まで７日間延長することに決しました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第15、議案第47号那覇市町界町名整理審議会設置条例制定についてを議題として建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長(比嘉佑直君)　議案第47号「那覇市町界町名整理審議会設置条例について」審査の結果を報告します。本件は、本市における住居表示が極度に混乱していることから、この改善策を検討した結果、従来の地番整理による住居表示は適当でなく、現在本土で実施されている新しい住居表示制度、すなわち道路中心に住居の基礎表示番号をつけていく方法を採用する方針であります。その基本方針を推進するために、沖縄には「住居表示に関する法律」が立法されてないので、その前提として市町村自治法に基づく町界町名の整理から実施し、この法律の立法促進をはかりたいとの当局説明であります。なお、実施するに当り、現行の「那覇市行政区画整理調査研究委員会設置条例」による委員会は委員の構成が不備で、また委員の任期についても定めがなく、その名称も不明確で適当でないのでこれを廃止し、新たに条例を制定したいとのことであります。

委員会は以上の当局説明を聴取し、なお若干の質疑を交わしたのでありますが、結論として、本件については各委員、当局説明を了承し、全会一致原案どおり可決すべきものと決定いたしました。よろしく各位のご賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。

○久高友敏君　現行条例によりますと、この委員会の議決は過半数をもって議決されるということがうたわれておりますが、これを廃止する理由について審議なされたかどうか。

○建設委員長(比嘉佑直君)　それについては審議されておりません。

○久高友敏君　それが審議されていなければ当局からご説明願いたいと思います。

○建設部長(花城直政君)　お答えいたします。この決定の方法でございますが町界町名の案を審議する際にやはり地域住民の意見を取り入れなければなりませんし、今までの慣例も尊重しなければいけませんので、全員がなるべく賛成をしてゆくというような方法でいったほうがいいんだということでこの規程は設けてあります。

○久高友敏君　こういうことは住民の意思によって円満に解決したいという趣旨のもとにこの条項は抜いてあるということでございますが、しからばその委員会においてそれぞれの意見に食い違いが生じて、これが平行線をたどり全会一致をみることができずどうしても収拾がつかない場合は何によって決定されるのか、これをお尋ねいたします。

○建設部長(花城直政君)　お答えします。これは今どうするんだということは申し上げにくいんでございますが、その時点においていろいろ話し合いでやっていかなければならないということしか申し上げられません。そういう事態が起こるか起こらないかということは仮定でございますので、地域住民の意見がなるべく一致したほうがよろしゅうございますが、そこは委員会の妙と申し上げますか、そういうことで運営してゆけるものと考えております。

○久高友敏君　委員会においてはなるべく全会一致が好ましいことはもちろんでありますが、また議会においてもしかりであります。最終的には意見の相違が出てくるし必ず全会一致ということはあり得ないと思います。全会一致を前提とするならば別に委員会なんか組織する必要はない。いろいろの問題が出て来てどうしても収拾がつかない、一致点を見出すことができないときは当然前の方法によって、つまり過半数によって決するという条項がない限り到底困難じゃないかと思います。そこであえてこれを除いたということに疑問を持つわけであります。そこで全会一致が得られない場合はどうするかということでございます。

○議長(高良一君)　休憩します

(午前11時42分　休憩)

(午前11時43分　再開)

○議長(高良一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○久高友敏君　本員の解するところによりますとほとんどの条例にもあるわけであります。たとえば那覇市財産評価委員会においてもしかりであります。それは多数決の原則であり、どうしても収拾がつかない場合には、可否同数の場合は委員長の決するところによるとなっております。なぜ町界町名整理審議会の議案のみこの条項を削るのか。日本に準ずるということであれば他の条例においてもそれを削るのか。これを多数決の原則によらないで全会一致でやるのか。それについてもう一回お尋ねいたします。

○建設部長(花城直政君)　結局こういう問題は地域住民の感情を十分検討して入れていかなければならないと思いますので慎重に審議されますし、また調整がきくと思います。もし調整がきかなければ最終的には市長が講ずることも可能かと思いますし、またそういう問題が起こらないように運営できると考えております。

○久高友敏君　当局のただいまの説明は、あくまでも調整がつくという信念を持っておりますが、本員の今までの経験から必ずしも調整がうまくつかない場合もあります。あくまでもこれは市長の諮問機関であるから、収拾がつかない場合には市長が裁決するということであれば、これは設置しても意味がないということであります。委員会を設置するからには少なくとも過半数の意思を尊重するというのが正しいんじゃないかと思います。可否同数の場合には市長が決するということになると市長の意思が大きくなるが、これは審議を重ねてゆけばできるという自信があるのか。

○建設部長(花城直政君)　つまり人間の子供の名前をつけるのと同じでございます。結局は調整のつくものと考えております。市長の諮問機関であるから収拾がつかなければ市長が裁決する、それじゃ何も条例はいらんじゃないかということでございますが、そうじゃなくて、もちろん当局は案は出しますが、皆さんから名案を出してもらって調整していこうということでございますので、これはあくまでも調整はつくものと思います。もしおっしゃるようにそういう事態が起きた場合には最終的には中をとってどうしようということが出てくると思います。

○久高友敏君　過去にもあるわけでございます。首里が那覇市に合併したときに首里区域は必ず首里という名前を付けなければならないという意味から那覇市首里という名前が付されております。しかし小禄の場合にはあえて小禄と言わなくてもいいということで那覇市字何々となっておりますが、可否同数の場合は市長がこれを決するということになると、たとえば首里の名前を付ける必要がない。ただ那覇市でいいじゃないかということで住民の意思が反映されないという結果になるので質問をしているのであります。町名で金城というのが小禄にも首里にもありますが、あるいはこういった町名を残したくないという地域もあります。これを可否同数の場合は市長が断を下すということになると、地域住民の意思を反映させるという趣旨からはずれると思いますが、当局はなぜこれを削らなければならないのか、日本にそういう例があるからということで削ったのか。

○市長(西銘順治君)　地域住民の意思をできるだけ尊重する。もちろんそれは多数決の原則で過半数の意見を尊重しなければなりません。しかし過半数の意見がそのまま地域住民の意見にならないかもしれません。そこはあくまでも運営の問題でございまして適当に処理できると思います。たとえば首里の話がございましたが、首里の住民が首里という字をつけてもらいたいという要望があればその意見をあくまでも尊重する。しかしながら地域によっては同じ名前をつけると具合が悪いというときには、場合によっては地域住民の意思が尊重されないこともあります。

○黒潮隆君　この改正条例と現行条例と比較してみた場合に、現行条例の中で必要な事項を調査研究するために委員会を置く。第2項に前条の事項について市長の諮問に応じ云々とうたわれております。ところが改正案では重要な事項について調査審議するとなっております。そこで必要な事項というのが本当だと思います。重要な事項となると限られたものだけというふうに理解できると思いますが、どういう点で必要な事項と重要な事項との相違があるのか。その点を委員会で審議されたかどうか、お尋ねしたいと思います。

○建設委員長(比嘉佑直君)　それは審議されておりません。

○建設部長(花城直政君)　町界町名整理事業の中にはいろいろな事項が入ってくると思います。軽微な事項は規則でも決められるし、やはり重要なものだけを講ずるんだということでありまして、具体的にどういうことかということはそのときになりませんとわかりませんが、別にこれはどういうものが必要、こういうものが重要だという意味ではありません。字句をかえただけであります。

○黒潮隆君　そうなると重要な事項と必要な事項というのは、当局が判断して軽微なものは当局だけで処置することもあるということでございますね。議員構成の中でうるさいやつがいるのでこの問題をさせるとうるさい、市民からみれば重要な事項だが、がちゃがちゃされるので大したことはないということで処理することもできるということでございますね。

○建設部長(花城直政君)　そういうことじゃなくて、町界町名を整理するときにどうせ将来は地番の付し方までいろいろ検討されてくるわけでございます。内地の例をみましても左まわりにするとか、ブロック割にするとかいろいろあります。そういったことまで審議するんじゃなくて、結局町界町名の区域の割り方、名前の付け方、そういったことでございまして、こういった重要なものだけをかけて技術的な細部のものについてはかけないということでございます。

○黒潮隆君　先程市長は委員会の多数の意思であっても必ずしも地域住民の多数の意思を反映してない場合もあり得ると述べております。そこで今問題になっている地域住民の意見を広く聞いて重要なものを決めるという正しい姿勢に立っていますが、地域住民の意思をできるだけ反映させるためには区域代表、あるいは関係官公庁および団体の代表を選ぶ場合にもこれは言えるんじゃないかと思います。学識経験者においてもしかり、市会議員、市職員の場合はわかりますが、関係官庁および団体というものはどういうものを指しているのか。政府とかいろいろあると思います。団体の代表というのは地域の青年会と

か婦人会とかいうのを指しているのか。あるいは区域代表というのはそこの区長あるいは自治会長というのが選ばれるのか。自治会長を選ぶ場合にも総会もしない。ずっと前から決められていて選挙とか推せん会を持たないで自治会長になってるのも大部分あるわけでございます。従って関係官庁とはどこどこか。あるいは団体というのはどういう団体を考えているのか。区域代表をどういうふうに選ぶのか。こういうことを委員会で審議なされたか。

○建設委員長(比嘉佑直君)　学識経験者と申しますと、たとえば山里永吉さん。関係官庁は郵政庁とかあるいは電々公社、区域代表には触れておりません。

○黒潮隆君　および団体の代表というのがありますがこれについて審議なされたかどうか。

○建設委員長(比嘉佑直君)　審議されておりますが忘れました。

○建設部長(花城直政君)　たとえば、商行為をする経済団体の集まりでございますところの商工会議所の代表、区域代表はたとえば、首里地区をやる場合はそこの事情を前からよく知っておられるという方々を一応選びまして、それから検討してやりたいということでございます。

○黒潮隆君　商工会議所というのは農村地域の場合は大して必要じゃないと思いますが。

○赤嶺慎英君　商工会議所の話はなかったと思います。商工会議所が町界町名の変更に出ると辻褄が合わなくなりますよ。

○市長(西銘順治君)　お答えいたします。問題は適当な、しかもりっぱな方を得るということでございまして、地域代表としてだれが推せんするか、これも問題があるわけでございます。あくまでも条例の上では市長が委嘱するということになっておりますので、りっぱな方を選んでいきたい、こういう趣旨にはかわりありませんからあとは運営の問題であろうというふうに考えております。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　質疑討論終結し採決に入ります。日程第15、議案第47号那覇市町界町名整理審議会設置条例制定について、委員長報告どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第24、議案第46号奥武山競技場管理条例を廃止する条例制定についてを議題として経済民生教育委員長の審査報告を求めます。

○経済民生教育委員長(大山盛幸君)　議案第46号「奥武山競技場管理条例を廃止する条例制定について」審査の結果を報告いたします。本案は、奥武山競技場の管理が諸施設の増設に伴い次第に困難になるところから、市としてはその財産の所有者である琉球政府に対し、管理費に対する補助金を増額するかさもなければ政府による直営総合管理をしてもらうよう申し入れてあったが、政府から1968年７月１日以降の管理事務委任を解除するという文書による通知を受けたので、その管理事務を政府に返還し関係条例を廃止するため提案されております。委員会はこの案に関し、各競技場の収支の状況をただしましたが当局の説明からこれを申し上げますと、

	維持管理費	使用料その他収入	
△野　球　場	8,000ドル	フェンス広告収入	5,000ドル
		売　店　収　入	1,800ドル
		野球場使用料	10パーセント～20パーセント
△陸上競技場	6,000ドル～7,000ドル	競技場使用料	1,500ドル
△競泳プール	9,700ドル	プール使用料(年間８ヶ月で)	2,500ドル

となっております。この収支の状況から見ましても、政府有財産を市が管理することは好ましい状態ではないと当局は説明を加えております。

次に、管理を政府に移管するに伴って、その中にある市有地３万512.58坪の処遇についてただしましたが、本件については、当局は1959年６月に「総合競技場建設について」諮問第３号をもって議会に諮り、1959年６月17日に議会の承認を得ておりますが、この内容は、那覇市において、１.市有地の無償提供　２.物件補償　３.道路建設という３つの協力要件がありますので、これを尊重しなくてはならない。また、ここで無償提供というのは、所有権を政府に移すということではなく、無償使用を意味するものであるという見解であります。

これに対し委員会は、当時施設は那覇市が管理するということで市有地の無償提供も議会は認めたと思うが、今回政府が管理するとなると、市町村財政法の趣旨ならびに市有財産を健全に管理するという観点から有償にして賃貸借料を徴収すべきではないかとただしましたが、これに対する当局の見解は、10年前の約束とはいえこれを尊重しなくてはならないし、このことについては今後検討し努力したいという説明がなされております。

委員会は以上の審査の結果、本案は全会一致原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上報告申し上げ、各位のご賛同をお願いします。

○議長(高良一君)　ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。

(「質疑討論なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　質疑討論なしと認め採決に入ります。本案についてはただいまの委員長報告どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(高良一君)　ご異議なしと認めます。よって本案についてはただいまの委員長報告どおり可決されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日はこれをもって散会いたしまして、来る26日午前10時再開いたします。

(午後４時15分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1968年６月21日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　赤嶺保三郎〔印〕
署名議員　金城　重正〔印〕

〔６月26日会議録略〕

６月28日(第８日)午前10時３分　開議

○出席議員（30名）

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
９番　友利　栄吉君	10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君
13番　仲宗根昌弘君	14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君
17番　金城　吾郎君	18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君
21番　金城　重正君	22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君
25番　高良　　一君	26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君
29番　辺野喜英興君	30番　渡口　麗秀君		

○説明員

市　　長	西銘　順治君	第一助役	古堅　宗徳君	第二助役 水道事業管理者	新垣　義徳君
収入役	渡口　政行君	市長公室長	城田　清才君	総務部長	新里　博一君

財政部長　当間　重美君　　経済民生部長　慶佐次盛宏君　　建設部長　花城　直政君
土木部長　金城　秀仁君　　消 防 長　宮平　栄治君　　監査委員会事務局長　比嘉　政謙君
水道局長　玉城　定仁君　　教 育 長　譜久山朝直君　　選挙管理委員長　赤嶺　正一君

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　議事課長　新垣襄二君　庶務課長　玉城三郎君

議事日程第８号

第１　会議録署名議員の指名

〔第２～第74　略〕

会議に付した事件

（議事日程と同じ）

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第８号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、比嘉佑直君、比嘉朝四郎君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして第103回議会定例会の日程は全部終了いたしました。

（午後３時５分　閉会）

上会議録を調製し署名する。

1968年６月28日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　比嘉　佑直〔印〕
署名議員　比嘉朝四郎〔印〕

50　1969年(昭和44年)１月　第108回臨時会[港湾]

１月20日(第１日)午前10時17分　開会

○出席議員（27名）

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
９番　友利　栄吉君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君	13番　仲宗根昌弘君
14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君	18番　大山　盛幸君
19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君	22番　赤嶺保三郎君
23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君	25番　高良　　一君	26番　比嘉　佑直君
27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君	29番　辺野喜英興君	

○欠席議員（２名）

10番　吉浜朝一君　17番　金城吾郎君

○説明員

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君
市長公室長	平良　清安君	総務部長	親泊　康晴君	財政部長	伊波　静男君
経済民生部長	平良　　浩君	建設部長	水間　　平君	土木部長	内間　安春君

消 防 長　具志　清一君　　水道局長　佐久川寛貞君　　教 育 長　譜久山朝直君

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

〔第３～第20、第25～第33　略〕

第21　工事請負契約について（市長提出議案第19号）

第22　物品購入契約について（市長提出議案第20号）

第23　物品購入契約について（市長提出議案第21号）

第24　物品購入契約について（市長提出議案第22号）

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(高良一君)　これより1969年第108回那覇市議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第１号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、金城庄瑞君、仲宗根昌弘君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第２「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日から１月30日までの11日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　ご異議なしと認めます。よって会期は11日間と決定いたしました。

○議長(高良一君)　お諮りいたします。議案調査、委員会審査等議事の都合により１月21日、１月23日から１月25日まで、および１月27日から１月29日までは休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　よって、１月21日、１月23日から１月25日まで、および１月27日から１月29日までは休会することに決しました。

○議長(高良一君)　日程第３「那覇市職員に対する期末手当支給条例の一部を改正する条例制定について」市長提出議案第１号から、日程第33「1968年度那覇教育区歳入歳出決算」市長提出認定第６号までを一括して議題といたします。順次提案者の説明を求めます。

〔中　略〕

○第二助役(前田武行君)

〔中　略〕

議案第19号から議案第22号までの工事請負契約及び物品購入契約の議案につきましては関連しますので一括して説明します。

那覇新港の建設につきましてはすでにご承知のとおりであります。1972年度を完成目標にしまして今年度から工事を着工する計画であります。1969年度事業を施行すべく1968年９月26日に補助金交付申請を行政主席あて申請し、同年11月30日づけで補助金交付指令が交付され12月４日に受理しております。補助金交付の条件といたしまして建設工事と工事に必要な物品すなわち鋼矢板防舷材、タイロットおよびけい船柱は各々別々に発注するよう指令条件に付されておりますのでそのように去る１月10日に指名

競争入札に付しております。

その結果はお手許に配付してあります議案のとおりでありますが、第19号議案の岸壁工事は30万8,000ドルで南洋土建株式会社が、第20号議案の鋼材39万5,000ドルも同じく南洋土建株式会社が、第21号議案のタイロットおよびけい船柱は７万2,689ドルで国場商事株式会社が、第22号議案のゴム防舷材は２万4,985ドルで第一産業株式会社がそれぞれ落札決定し、去る１月17日に仮契約を締結したのであります。

今期建設される工事の概要は、－7.5メートル岸壁420メートル、－６メートル岸壁105.55メートル、－３メートル物揚場65メートルおよびエプロン舗装11.266平方メートルを施工することになっています。総工事費80万1,484ドル65セントで内、岸壁工事30万8,800ドル、物品購入費49万2,684ドル65セントであります。よろしくご審議お願いします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。１月21日は議案研究のため休会いたしまして、１月22日午前10時開議いたします。

(午前11時56分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1969年１月20日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　金城　庄瑞〔印〕
署名議員　仲宗根昌弘〔印〕

１月22日(第２日)午前10時６分　開議

○出席議員（26名）

２番	椿　　秀義君	３番	大浜　長弘君	５番	山川　正平君	６番	儀間　真祥君
７番	瀬長　フミ君	８番	黒潮　　隆君	９番	友利　栄吉君	10番	吉浜　朝一君
11番	真栄城嘉園君	12番	金城　庄瑞君	13番	仲宗根昌弘君	14番	宮良　永昌君
15番	久高　友敏君	16番	仲本　安一君	18番	大山　盛幸君	19番	又吉　久正君
20番	赤嶺　慎英君	21番	金城　重正君	22番	赤嶺保三郎君	23番	喜久山朝重君
24番	平良真次郎君	25番	高良　　一君	26番	比嘉　佑直君	27番	比嘉朝四郎君
28番	平良　亀助君	29番	辺野喜英興君				

○欠席議員（３名）

１番　安見福寿君　４番　喜舎場盛一君　17番　金城吾郎君

○説明員

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君
市長公室長	平良　清安君	総務部長	親泊　康晴君	財政部長	伊波　静男君
経済民生部長	平良　　浩君	建設部長	水間　　平君	土木部長	内間　安春君
消 防 長	具志　清一君	水道局長	佐久川寛貞君	教 育 長	譜久山朝直君

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君

議事日程第２号

第１　会議録署名議員の指名
〔第２～第19、第24～第32　略〕
第20　工事請負契約について（市長提出議案第19号）

第21　物品購入契約について（市長提出議案第20号）
第22　物品購入契約について（市長提出議案第21号）
第23　物品購入契約について（市長提出議案第22号）

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第２号のとおりでりあります。

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、宮良永昌君、久高友敏君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第20議案第19号工事請負契約について、日程第21議案第20号物品購入契約について、日程第22議案第21号物品購入契約について、日程第23議案第22号物品購入契約についてを議題として一括上程し質疑に入ります。

○又吉久正君　この議案第19号によりまして那覇新港の岸壁工事がいよいよ着工されることになり、永い間の新港計画の第一歩がスタートするといっても過言ではないと思います。そこで今度の入札におきまして30万8,800ドルの岸壁工事あるいは防舷材いろいろと岸壁に関する工事契約、物品購入がなされるのでございますが、この議案第19号の工事場所を埋立地内としてあるが、図面があればわかりますが、それがないのでどのくらいどうするのか、あるいは２次計画においてどうするかということもはっきりしていませんので具体的にその面のご説明をお願いいたします。

○土木部長(内間安春君)　このたびの入札の結果、契約いたしました工事はマイナス7.5メートルの岸壁420メートル、マイナス６メートルの岸壁が105.5メートル、マイナス３メートル物揚場が65メートルということになっております。この図面の表示は現在の埋立地先になっておりますが委員会あたりで図面ではっきりご説明いたしたいと思います。また、この工事は72年度までに一応完成する計画になっております。その具体的な計画につきましては委員会でのち程くわしくご説明いたしたいと思います。

○又吉久正君　模型がございましたら、どこからどこまでを１次工事でやるというような、この工事場所でも示してもらえばわかりやすいと思いますので、委員会にのぞむ前にひとつ準備してもらいたいと思います。

○久高友敏君　議案第19号についてお尋ねいたします。このような請負工事が再々市と締結されて日程内でできなかった工事がたくさんあるわけでございます。この契約からしますと今年の12月30日までと工期を限っておりますが、十分この期限内に完了する見通しがあるのか。さらにもう１点は、この契約の方法として指名競争入札になってるがこの指名というのは何社に指名したのか。その指名した根拠つまり条件があるのかどうか。ただ市当局の都合のいい会社を指名したのか、その信用度つまり資本金の基準があるのかどうか、その２点についてお尋ねいたします。

○土木部長(内間安春君)　工期内に工事を間違いなく完成するかどうかということでございますが、本工事は12月30日までの工期になっております。工事完了時を厳重にいたしまして工期内に必ず完了させるようにいたしたいと思います。次に指名の方法でございますがこの工事の指名された業者は９名になっております。これは沖縄の工事を経験いたしましたＡ級の業者が指名の対象になってると思います。指名の方法については、この工事はご承知のとおり日本政府援助になっておりますので市はあくまで補助事業者であります。ですから、市の申請によって政府が補助するということでありますが、その補助金交付の条件といたしまして指名人を条件に付されておりますので、その通り入札に付しております。その条件はご承知かと思いますが日米援助金の場合は弁務官と行政主席とで覚書が締結されておりまして、その中に幾項目かの条件が制約されておりまして、その中の第１項目が指名についてということでございまして、その覚書によって琉球政府はその指令の条件に業者の指名をすると解釈されます。

○久高友敏君　部長の説明で大体わかりましたが、しかし工事契約期間については十分その期間内に完了する見通しがあるということで説明されておりますが、第２番目の請負工事の問題であります。これを補助事業として日政援助によって補助の条件として会社まで指定しているということは、市町村の自主性を失うものであると解釈いたします。日本政府からこのような補助を与える場合に日本政府と琉球政府の覚書みたいなものがあるのか。それでこの議案第19号については何か日本政府から琉球政府に対してそのような条件が付されて、琉球政府は那覇市にそのようなことをしているのか、その点についてもう少し具体的にご説明願いたいと思います。

○土木部長(内間安春君)　日本政府と琉球政府との間でどういう覚書を締結されているかということですが、そういうことはまだ聞いておりません。これはあくまで援助事業であり、琉球政府に交付する場合の条件として弁務官と琉球政府の行政主席が覚書を交わし、その範囲内において条件が付されております。

○久高友敏君　解釈の間違いであるのかどうか非常に疑問に思うのでございますが、何か聞くところによると、今までの説明では日政援助が何か弁務官と琉球政府主席が覚書を交わし条件が付されているということですが、日本政府から補助金を琉球政府に与える場合に日本政府からそのような条件を付しているのか。補助をする場合に第三者である弁務官がこのように横から出て来て条件を付しているのか。この点がまだ明確でないので十分に呑み込めません。その点についてもう一ぺんご説明願います。

○土木部長(内間安春君)　私、日米間の問題に対してはそこまではよく存じておりませんが、日本政府援助金を交付する場合に、一応民政府、琉球政府というふうな正式ルートを通って琉球政府に交付されると思いますが、その日米琉間でどういう制約があるかということを私自身伺っておりません。

○久高友敏君　部長の見解はその域を出ていないと思います。少なくとも市町村の事業に対して補助を与えるからには市民の福祉を願い、地域の発展を目的としてあくまでもその市町村の自主性を重んじなければならないし、そうであるとすればこの請負工事の条件ということにはならないと思います。請負業者の指名まで条件をつけるということはあくまでも植民地性の現われだと思います。市当局は琉球政府に今後このような補助申請をやるでありましょうが、請負業者まで指定するということは好ましくないと考えます。従ってこのような業者まで指定しないように那覇市長として琉球政府に強く要望していただきたいと思います。

○又吉久正君　細かい点につきましては委員会で質疑しますが基本的な問題を２、３点質問いたします。新港湾の構想におきましては前西銘市長の計画によってでき上がり、また日政援助も同じく前市長のほうで日本政府に取りついで出来たと思います。そこで1,800万ドル予算のうち75パーセントは日政援助になっており72年までに完成するという計画になっておりますが、平良市長がこの間上京され、この件について日本政府関係閣僚とも話し合いを進め、当初計画どおり順調に援助金を出し完成させるという交渉確約があったと思いますがその点についてもう少しご説明を願います。また72年度までに完成するというはっきりした目途があるかどうか。

○財政部長(伊波静男君)　日政援助については新聞報道にありましたように次年度の援助も確定しておりますし、そのほか琉銀からの借入れ問題も日政援助の確定とともに心配ないという琉銀側の話もあり、財政の問題については心配ないと思っております。

○又吉久正君　議案を出すからにはもちろん自信を持って出されると思いますが、前任者のやられたことでありますので当然市長は上京なさっておりますので、こういうことも日本政府の関係閣僚とも話し合いをし、引き続き一応相手からの確証を得るのが至当だと思いますが、上京の際その点について触れたかどうか。

○総務部長(親泊康晴君)　実は１月８日に市長に随行いたしまして政府関係に表敬あいさつ方々財政援助の要請をして来たわけでございます。それで市長といたしましては、私の知る範囲におきましては総務長官、総務政務副次官、副長官、政務大臣次官、衆参両院の事務総長、衆参両院沖特委員長、建設省のほうは確か課長段階だと記憶しております。それから自治省につきましては事務次官、沖縄連絡室長こういう方々とお会いして、現在琉球政府の行政主席が援助要請額を訴えている中で側面的に那覇市当局としても都市計画の一環として那覇新港改良計画という面の要請を市長は訴えておりました。

○又吉久正君　日本政府閣僚とお会いして自信があるようでございます。これは非常にいいことだと思います。それで岸壁工事を着工するとなると前の議会でも質疑しました10万坪余りの埋立の問題がどうしても向こうに埋立てしていかんというと、岸壁だけ作っても港の形態にはならないと思いますが一応銀行との調整はどうなっているか。どの程度進んでいるか。

○土木部長(内間安春君)　お答えいたします。埋立事業の問題につきましては一部計画地域に漁港の問題がありましてこれの移転地の調整、さらに技術的な検討、さらに一部埋立事業に対する設計内容の調整を現在進めておりますが、さらに資金の問題につきましては目下琉銀総裁が欧米旅行中であり、26日にお帰りになると聞いております。その前に琉球政府の首脳、那覇市の市長、助役、琉銀の幹部という方々が話し合いを持ちまして、その資金の見通しは立っているとのことであり、琉銀総裁がお帰りになったら今月の下旬か来月の上旬に正式文書が交わされる。その後に来月の上旬ないし中旬頃入札に付したい計画であります。

○議長(高良一君)　日程第20議案第19号工事請負契約について、日程第21議案第20号物品購入契約について、日程第22議案第21号物品購入契約について、日程第23議案第22号物品購入契約についてはその審査をそれぞれ建設委員会に付託いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

(午後２時　散会)

上会議録を調製し署名する。

1969年１月22日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　宮良　永昌〔印〕
署名議員　久高　友敏〔印〕

１月30日(第３日)午前11時30分　開議

○出席議員（26名）

２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君	５番　山川　正平君
６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君	９番　友利　栄吉君
10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君	13番　仲宗根昌弘君
14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君	18番　大山　盛幸君
19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君	22番　赤嶺保三郎君
23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君	25番　高良　　一君	26番　比嘉　佑直君
27番　比嘉朝四郎君	29番　辺野喜英興君		

○欠席議員（３名）

１番　安見福寿君　17番　金城吾郎君　28番　平良亀助君

○説明員

市　　長　平良　良松君	第一助役　稲嶺　成珍君	第二助役　前田　武行君
市長公室長　平良　清安君	総務部長　親泊　康晴君	財政部長　伊波　静男君
経済民生部長　平良　　浩君	建設部長　水間　　平君	土木部長　内間　安春君
消 防 長　具志　清一君	水道局長　佐久川寛貞君	教 育 長　譜久山朝直君

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君

議事日程第３号

第１　会議録署名議員の指名

〔第２～第９、第14～第30　略〕

第10　議案第19号　工事請負契約について（建設委員長審査報告）

第11　議案第20号　物品購入契約について（建設委員長審査報告）

第12　議案第21号　物品購入契約について（建設委員長審査報告）

第13　議案第22号　物品購入契約について（建設委員長審査報告）

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第３号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、仲本安一君、大山盛幸君を指名いたします。

〔中　略〕

○副議長(辺野喜英興君)　日程第10から日程第13までの４件は関連しておりますので一括上程しご審議をお願いいたします。日程第10議案第19号工事請負契約について、日程第11議案第20号物品購入契約について、日程第12議案第21号物品購入契約について、日程第13議案第22号物品購入契約について、以上４件についてを一括し建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長(比嘉佑直君)　議案第19号「工事請負契約について」、議案第20号「物品購入契約について」、議案第21号「物品購入契約について」、議案第22号「物品購入契約について」以上４件は関連しますので一括して審査の結果を報告いたします。

本案は1972年度を完成目標に本年度から着工計画されている那覇新港の岸壁工事並びに同工事に必要な物品の購入契約を締結するために提案されております。該工事は総工事費80万1,474ドル15セントでその内、岸壁工事費30万8,800ドル、物品購入費49万2,674ドル15セントで、その内訳は日政援助75パーセント、琉球政府15パーセント、市負担10パーセントの割合となっております。入札に際しては、政府の補助指令により９業者（善太郎組、座波組、大城重機、丸元建設、大城組、南海土建、古波津組、南洋土建、国場組）を指名するよう条件が付されており、該業者に対して競争入札を行ったところそれぞれ議案に示された業者が落札した。なお入札に対し委員会の意見として従来この指名競争入札に関しては特定業者のみに限定しているが、他の業者からの要請もあり、さらに中小企業の育成という点から一部特定業者のみに限定するのは好ましくないので、今後政府と折衝の上、かかることのないようにとの要望が付され、これに対して当局は、今後政府とも折衝の上、特定業者のみの指名をせず、また同質、同価格の品目であれば、広く入札に参加させたいという市当局の方針が述べられております。また市の見積額と業者の落札額を具体的に比較すると、

△議案第19号（那覇新港岸壁工事）については、市の見積額36万9,701ドルに対し業者の落札額は30万8,800ドルでありその差額は６万901ドルとなり、

△議案第20号（鋼矢板）については、市の見積額40万6,105ドルに対し落札額39万5,000ドルでありその差額は１万1,105ドル。

△議案第21号(タイロット及びけい船柱)については市の見積額12万5,725ドルに対し落札額７万2,689ドル15セントでその差額は５万3,036ドル。

△議案第22号（ゴム防舷材）については、市の見積額２万6,802ドルに対し業者の落札額は２万4,985

ドルでありその差額は1,817ドル。

となっており、岸壁工事の請負契約においては６万余ドル、さらに物品の購入契約においては、６万５千余ドルの落札差額が生じております。

これに対し委員会は、このように市の見積額と落札額において相当の差額が生じた原因は、市の見積りがあまかったのか、さらにこのような見積額と落札価格の大きな開きが今後の事業執行に支障はきたさないかとただしましたところ、当局の説明は、物品購入の単価見積りに当っては本土から２名の技術者を招へいし本土の物品の単価を基準にして算定した。さらにタイロットはこれまで沖縄においては使用されてなく、今回初めて入荷されるので業者が商品のピーアールという点も勘案し、単価を引き下げたことも一原因である。なお、落札差額12万余ドルの措置については、第２次に計画されている岸壁工事のうち、今年度の計画に変更するので事業の施行には別段支障はないとのことであります。

委員会は以上の当局説明を了承し、議案第19号「工事請負契約について」、議案第20号「物品購入契約について」、議案第21号「物品購入契約について」、議案第22号「物品購入契約について」以上４件については、全会一致それぞれ同意すべきものと決定いたしました。よろしく各位のご賛同を得たいのであります。

○副議長(辺野喜英興君)　ただいまの委員長報告に対し質疑に入ります。

○真栄城嘉園君　工事請負契約と物品購入契約について委員長に質問いたします。物品購入についてもやはり９業者に指名入札させたわけですか。

○建設委員長(比嘉佑直君)　政府から指名されて来た業者でございます。

○真栄城嘉園君　物品購入契約をみますと議案第20号においては１万1,000ドル市の見積りとの差があり、さらに第21号においては５万3,000ドル、第22号においては1,800ドルというふうに、特に第22号は1,800ドルというふうに市の見積額に接近しておりますが、本員がお尋ねしたいのは一般競争入札あるいは指名競争入札という名目のもとに随意契約が行われてやしないかという業者の声がありましたので質問いたしましたが、確かに指名競争入札といって９業者が入札参加しておりますが応札したのは何社ですか。９業者とも加わったのか、あるいは帰ったのか。物品購入契約について説明していただきたいと思います。

○建設委員長(比嘉佑直君)　11番議員のご質問は、私が推察するに１人の業者が入札したということじゃないかと思います。西部ゴムの件じゃないかと思います。あの件は品物を政府から指定して７社に指名したわけでございます。ところが入札の段階で棄権したということでございます。というのは、その品物を取扱ってないということでございまして、委員長報告にもありますとおり次から類似品があったら指定しないで広く入札させようという意向でございます。

○真栄城嘉園君　委員長の説明でわかりましたが問題は陳情がなされております。公明正大なる入札を実施して明るい行政を行っていただきたいということであります。そこで私がお聞きしたいのは指名競争入札についてという案内書が来ております。その案内書には入札する事項というようなことが１．２．３書かれております。その中に防舷材購入、これは西部ゴムとブリヂストンタイヤーをアーチ型にわけて入札する。ところが、いざ業者が行って入札に加わろうとした場合に市の仕様書には製品名が書かれており、この製品がないので業者は入札できなくて帰ってしまう。すなわち煙草の入札をするからメーカーは入札に加わってくれと通知書を出す。集まった業者に対しては、市はピースを買うんだといった場合、オリエンタルでも琉球煙草でも帰ってしまうでしょう。こういうことは、やはり指名競争入札するという美名のもとに随意契約を行ってるといわれても仕方がないんじゃないかと思います。今後そういったことがないように注意していただきたいと思います。

（「討論なし」と言う者あり）

○副議長(辺野喜英興君)　質疑を終結し討論を省略して採決に入ります。日程第10、議案第19号工事請負契約について、委員長報告どおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本案は同意されました。

○副議長(辺野喜英興君)　日程第11、議案第20号物品購入契約について、委員長報告どおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本案は同意されました。

○副議長(辺野喜英興君)　日程第12、議案第21号物品購入契約について、委員長報告どおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本案は同意されました。

○副議長(辺野喜英興君)　日程第13、議案第22号物品購入契約について、委員長報告どおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本案は同意されました。

〔中　略〕

○副議長(辺野喜英興君)　諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

○副議長(辺野喜英興君)　これにて1969年第108回那覇市議会臨時会を閉会いたします。

(午後３時１分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1969年１月30日

議　　長　高良　　一〔印〕
副 議 長　辺野喜英興〔印〕
署名議員　仲本　安一〔印〕
署名議員　大山　盛幸〔印〕

51　1969年(昭和44年) ３月　第109回定例会[姉妹都市]

３月20日(初日)午前10時13分　開会

○出席議員(27名)

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
９番　友利　栄吉君	10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君
14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君	17番　金城　吾郎君
18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君	21番　金城　重正君
22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君	26番　比嘉　佑直君
27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君	29番　辺野喜英興君	

○欠席議員(２名)

13番　仲宗根昌弘君　25番　高良一君

○説明員

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役 水道事業管理者	前田　武行君
収 入 役	渡口　政行君	市長公室長	平良　清安君	総務部長	親泊　康晴君
財政部長	伊波　静男君	経済民生部長	平良　　浩君	建設部長	水間　　平君
土木部長	内間　安春君	消 防 長	具志　清一君	選管委員長	赤嶺　正一君
監査委員会 事務局長	宜野座朝恭君	教 育 長	譜久山朝直君		

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
〔第３～第10　略〕

会議に付した事件

(議事日程に同じ)

○副議長(辺野喜英興君)　これより1969年第109回那覇市議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程第１号のとおりであります。

〔中　略〕

○副議長(辺野喜英興君)　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、金城吾郎君、又吉久正君を指名いたします。

○副議長(辺野喜英興君)　日程第２「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月31日までの12日間といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって会期は12日間と決定いたしました。

○副議長(辺野喜英興君)　お諮りいたします。議案調査、委員会審査等議事の都合により、３月25日から３月29日までは休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって３月25日から３月29日までは休会することに決しました。

〔中　略〕

○副議長(辺野喜英興君)　以上をもちまして本日の日程は終了いたしましたので散会いたします。

(午前10時40分　散会)

上会議録を調製し署名する

1969年３月20日

副 議 長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　金城　吾郎〔　〕
署名議員　又吉　久正〔　〕

〔３月22日、24日会議録　略〕

３月31日(４日目)午前10時10分　開議

○出席議員(28名)

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
９番　友利　栄吉君	10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君
13番　仲宗根昌弘君	14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君

17番　金城　吾郎君　　18番　大山　盛幸君　　19番　又吉　久正君　　20番　赤嶺　慎英君
21番　金城　重正君　　23番　喜久山朝重君　　24番　平良真次郎君　　25番　高良　　一君
26番　比嘉　佑直君　　27番　比嘉朝四郎君　　28番　平良　亀助君　　29番　辺野喜英興君

○欠席議員（１名）
２番　赤嶺保三郎君

○説明員
市　　長　平良　良松君　　第一助役　稲嶺　成珍君　　第二助役 水道事業管理者　前田　武行君
収 入 役　渡口　政行君　　市長公室長　平良　清安君　　総務部長　親泊　康晴君
財政部長　伊波　静男君　　経済民生部長　平良　　浩君　　建設部長　水間　　平君
土木部長　内間　安春君　　消 防 長　具志　清一君　　選管委員長　赤嶺　正一君
監査委員会事務局長　宜野座朝恭君　　教 育 長　譜久山朝直君

○事務局出席者
局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君

議事日程第４号
第１　会議録署名議員の指名
第２　議案第35号　姉妹都市提携について（市長提出）
〔第３～第82、追加第１～第５　略〕

会議に付した事件
（議事日程に同じ）

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。議事日程報告。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第４号のとおりであります。諸般の報告をいたします。
〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、比嘉朝四郎君、喜久山朝重君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第２、議案第35号「姉妹都市提携について」を議題といたします。提案者の説明を求めます。

○第一助役(稲嶺成珍君)　ただいま上程されました議案第35号姉妹都市提携について、その提案理由をご説明申しあげます。

本件は古くから交流の深い宮崎県日南市と那覇市が姉妹都市として都市提携をはかり、今後改めて両市の発展と友好をはかっていこうという目的で提案いたしたのであります。本件を提案するにいたる経過についてご説明申しあげますと、前兼次・西銘両市長の在任期間を通して、すでに数年も前から都市提携の申し入れがなされてきていますが、今回井戸川日南市長から那覇市長あて文書で申し入れがあったのでございます。これにつきましては、高良議長ともご相談のうえ、慎重に検討した結果、盟約の案でご審議願っているとおり、都市提携をはかることにいたしたのであります。

第二次大戦後、各国民が戦争の悲惨さについて反省し、市民と市民が手をつなぐことにより平和を保っていこうと誓い合ったことが姉妹都市制度のおこりとされていまして、いまでは本土の各都市とアメリカ、ヨーロッパの各都市が都市提携を行い、産業や文化の交流を活発に行い、世界平和に貢献していることは、みなさんご存じのとおりであります。

本土から分離されている沖縄が、今後これまでにもまして、本土の各都市の市民に協力を呼びかけることも多いのであります。とくに、祖国復帰を一日も早く実現し、平和なうちに那覇市発展をはかるために、日南市との都市提携は、きわめて有意義なものと考えるのであります。日南市においては、すでに３月24日定例議会で全会一致議決しております。那覇市議会におきましても、慎重にご審議のうえ、

全会一致でご賛同くださいますようお願い申しあげ、提案理由のご説明といたします。

○議長(高良一君)　本件につきましては、議運におきましてもそれぞれ話し合いをし、各派持ち帰ってご了承を得たと思いますので、質疑討論を省略しまして原案を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　ご異議なしと認めます。よって本案については原案どおり可決されました。
〔中　略〕

○副議長(辺野喜英興君)　諸般の報告を申し上げます。ただいま日南市議会議長の森岡治平氏から感謝電報が届いております。議決した姉妹都市提携の議決に深く感謝いたします。となっております。

○副議長(辺野喜英興君)　これにて1969年第109回那覇市議会定例会を閉じます。
（午後８時34分　閉会）

上会議録を調製し署名する。
1969年３月31日

議　　長　高良　　一〔印〕
副 議 長　辺野喜英興〔印〕
署名議員　比嘉朝四郎〔印〕
署名議員　喜久山朝重〔印〕

52　1969年(昭和44年)　４月　第110回臨時会[施政権返還]

４月18日(第１日)午前10時８分　開会

○出席議員（23名）
１番　安見　福寿君　　２番　椿　　秀義君　　３番　大浜　長弘君　　４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君　　６番　儀間　真祥君　　７番　瀬長　フミ君　　８番　黒潮　　隆君
11番　真栄城嘉園君　　13番　仲宗根昌弘君　　14番　宮良　永昌君　　15番　久高　友敏君
16番　仲本　安一君　　18番　大山　盛幸君　　19番　又吉　久正君　　20番　赤嶺　慎英君
22番　赤嶺保三郎君　　23番　喜久山朝重君　　24番　平良真次郎君　　25番　高良　　一君
26番　比嘉　佑直君　　27番　比嘉朝四郎君　　29番　辺野喜英興君

○欠席議員（６名）
９番　友利　栄吉君　　10番　吉浜　朝一君　　12番　金城　庄瑞君　　17番　金城　吾郎君
21番　金城　重正君　　28番　平良　亀助君

○事務局出席者
局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第１号
第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　決議案第３号　沖縄の施政権返還に関する要請決議（議員喜舎場盛一外12名提出）

会議に付した事件
（議事日程に同じ）

○議長(高良一君)　これより1969年第110回那覇市議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第１号のとおりであります。諸般の報告をいたします。４月７日付沖縄祖国復帰協議会会長、喜屋武真栄から「４･28諸行動に対する協力要請について」文書が送付されておりました。４月18日付、議員喜舎場盛一外12名から決議案第３号「沖縄の施政権返

還に関する要請決議」書が提出されておりました。

○議長(高良一君)　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、安見福寿君、椿秀義君を指名いたします。

○議長(高良一君)　日程第２「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日４月18日１日間といたしたいと思います。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　ご異議なしと認めます。よって会期は本日１日間といたしました。

○議長(高良一君)　日程第３、決議案第３号「沖縄の施政権返還に関する要請決議」を議題といたします。提案者の説明を求めます。

○喜舎場盛一君　戦後20有余年あらゆる難題を克服し、さらにあらゆる機会をとらえまして沖縄の祖国復帰問題を訴え続けてまいったのでございますが、未だにその実現がなされていないことを遺憾に思う次第でございます。那覇市議会も今日の決議をもって12回になるわけでございますが、特に最近、基地あるがゆえに諸問題が派生し、あるいはこの沖縄のアメリカ統治が如何に不法な不当なものであるかを今一度思いうかべ、さらには４分の１世紀に亘るこの不当な沖縄の支配をわれわれは一日も早く解決しなければならないという、市民の総意に応えまして、力強く決議をいたしたいと考えるものでございます。この決議が最後の決議になるよう祈念いたしまして、決議案を朗読いたしまして趣旨説明に替えさせていただきます。

沖縄の施政権返還に関する要請決議

沖縄が祖国日本から、分断されアメリカの軍事的植民地統治下におかれてから24年の歳月が経過した。那覇市議会は、市民の総意を体し過去11回も要請決議をして来たが、それが入れられず、今日まで犠牲と忍従を強いられて来たことは誠に遺憾である。

沖縄がアメリカの軍事基地としてベトナム戦争の前進作戦基地として使用され、最近では、Ｂ52機墜落事故、原潜寄港による放射能汚染等基地から派生する諸事件は、沖縄全県民の人権と生命に関する重大な問題であり、正に人道的見地から許されるものではない。

かかる事象は、アメリカの軍事優先支配から起こること勿論である。４分の１世紀の長期に亘り、他国の領土を支配することは、いかなる理由があるにせよ国際正義の上から許容されるものではない。

よって那覇市議会は、日米両政府が、沖縄の施政権返還につき具体的計画を樹立してすみやかにその時期を明確にして、積極的な措置を講ずるよう強く要請する。

1969年４月18日

那覇市議会

なお送り先は内閣総理大臣、衆参両院議長、アメリカ大統領、上下両院議長となっております。よろしくお願い申し上げます。

○議長(高良一君)　ただいま説明がありましたように、本決議案は議会運営委員会で起草について十分討議されておりますので、質疑討論終結して採決に入ります。日程第３、決議案第３号沖縄の施政権返還に関する要請決議について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　ご異議なしと認めます。よって本決議案は原案どおり可決されました。あて先は内閣総理大臣、衆参両院議長、米国大統領、米国上下両院議長といたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の日程は全部終了いたしました。これにて1969年第110回那覇市議会臨時会を閉会いたします。

（午前10侍18分　閉会）

上会議録を調製し署名する。

1969年４月18日

議　　長　高良　　一〔印〕
署名議員　安見　福寿〔印〕
署名議員　椿　　秀義〔印〕

53　1969年(昭和44年)　６月　第112回臨時会[埋立]

６月２日(第１日)午前10時６分　開会

○出席議員（28名）

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
９番　友利　栄吉君	10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君
13番　仲宗根昌弘君	14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君
17番　金城　吾郎君	18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君
21番　金城　重正君	22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君
26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君	29番　辺野喜英興君

○欠席議員（１名）

25番　高良一君

○説明員

市　　長　平良　良松君	第一助役　稲嶺　成珍君	第二助役　前田　武行君	
市長公室長　平良　清安君	総務部長　親泊　康晴君	経済民生部長　平良　　浩君	
財政部長　伊波　静男君	土木部長　内間　安春君	水道局長　佐久川寛貞君	
消 防 長　具志　清一君			

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　議案第40号　工事請負契約について（市長提出）

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○副議長(辺野喜英興君)　これより1969年第112回那覇市議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の日程はお手元に配付してある議事日程第１号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○副議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、宮良永昌君、久高友敏君を指名いたします。

○副議長(辺野喜英興君)　日程第２「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって会期は本日１日間と決定いたしました。

○副議長(辺野喜英興君)　日程第３、議案第40号工事請負契約についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

○第二助役(前田武行君)　議案第40号の工事請負契約について提案理由をご説明申し上げます。

泊・安謝間公有水面埋立事業は、商工業および住宅地域と港湾を含めまして136万5,681平方メートルを計画して、これを年次的に埋立を実施し、第１次の1963年から第３次の1967年までに合計39万2,580平方メートルの埋立を完了しております。残りの97万3,101平方メートルの内、今回の第４次埋立事業（第１工区）として、25万9,351平方メートルを埋立てする予定であります。

この工事は那覇新港建設の後背地としてもっとも重要な地区であり規模が大きいため、指名競争入札をもって施工してゆくのが市にとっても有利であると考え、業者の選定にあたっては技術、信用度、会社の経営状態並びに当市における現在までの工事実績等に基づき調査検討した結果、15社を選定指名し、５月30日に指名競争入札に付したのであります。その結果お手元に配付してあります議案のとおり落札者が決定、仮契約を締結したのであります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○副議長(辺野喜英興君)　ただいまの当局説明に対し質疑に入ります。

○安見福寿君　500万ドルの借入れにあたりまして先の臨時議会の審議の過程において、第４次と第５次を一緒にして工事を開始することが非常に得策であるという説明でありましたが、今回の提案は第４次の１工区だけの契約になっており、前回の説明とは裏腹のように思われますがこの辺のいきさつをご説明願いたいと思います。

○土木部長(内間安春君)　なぜ今回の第４次埋立事業に対して１工区と２工区を別々の時期に入札するのかということでございますが、第２工区の入札が遅れた理由はその１つとして、この埋立地域の中に現在くり船の漁港施設がございます。その漁港施設を早目に移動しないと事実上第２工区の工事着手ができないということで第１工区の入札を急ぎまして、その漁港施設を早目に着手して移動させようというのが１つの理由であります。

次の理由は、現在那覇新港の計画を進めておりますが、1970年度の事業箇所の調査あるいは設計にかかっており、その那覇新港の岸壁計画と密接な関連がございますので、その両方の設計の調整で多少時間がかかりまして入札が遅れたわけでございます。前の第４次埋立事業につきましては今会計年度で契約を終るわけでございます。従いまして第２工区の工事入札が多分６月の中旬になると思います。

○比嘉朝四郎君　この埋立工事は都市計画の一環として工事を進めていると解釈しているが、以前の公会堂に関する契約議案は提出されなかったのに今回これを提出したのはどういうわけか。

○第二助役(前田武行君)　公会堂の請負契約についてはなぜ議会の承認を得なかったのか。ところがなぜ本議案については議会の承認を得なければならないのか。いずれも同じではないかということでございますが、公会堂はご承知のように都計事業で政府の認可を得ておりますし、本件は公有水面埋立としての認可を得ております。都計事業としての認可は得ておりません。そこで公会堂は都計事業で政府からの機関委任事務であるので、そのような考え方に基づいて議会の議決を必要としませんが、今回は都計事業の認可を得ておりませんので、本件に関しては議会の議決を得るのが相当であるというわけで提案した次第でございます。

○比嘉朝四郎君　都市計画事業の認可を得てないということですか。

○第二助役(前田武行君)　埋立工事については。

○喜舎場盛一君　第２工区ですが、先程土木部長から説明がありましたが、くり舟漁業の船だまり場をどのように設置するのか。先だっても第３次埋立地のどこかにもってゆくとか、あるいは第４次埋立の中においてそれを作るというようなことでしたが、今回はその船だまり場の場所がはっきりしているのか、これをお伺いいたします。

○土木部長(内間安春君)　船だまり場を新しく設ける場所の問題でございますが、これは、第１、第２、第３、第４案を作りましていろいろ比較検討して、さらに関係者とも調整いたしました結果、工費あるいはまた事業費、支出面、経理上の問題といろいろございまして、第１案、すなわち当初計画した場所に移動するように決定いたしました。なお施設の面につきましては、その地域は先端部分にあたりますので波浪が高く、あるいは港湾への出入りが難しいということで防波堤を追加してございます。さらに造船所の船揚場がございましたが、その分に対してはいろいろな条件で具合が悪いということでその分を除きまして、ほかの漁港区域にその分は施設計画をたてるように調整してございます。

○又吉久正君　本議案の参考資料第１条には別冊図面としてありますけれども別冊はついてない。さらに普通は坪数、そういったものが添付されているがそれも入ってない。図面もなにもついてない。そうなると議会で審議する場合に非常に困る。一つ一つ質問しなければわからないがどういうわけで契約書に織り込まなかったのか。その点についてひとつお伺いいたします。

○土木部長(内間安春君)　お答えいたします。契約書の第１条、乙は別冊図面および仕様書に基づき頭書の請負代金額をもって頭書の工期内に頭書の工事を完成しなければならないと規定してございます。これは一応業者に対する契約条件になりまして今までの条項と変わりございません。ただ本議案に添付してないのは図面が相当尨大になりますし、さらに仕様書も相当尨大でございますので、またこれはあくまでも市と業者の双方による契約、入札条件の書類でございますので添付してございません。

○又吉久正君　ただいまの説明では契約書だから図面も添付してないということでございますが、普通は従来の議案は添付されております。このままですと議会では何を審議していいかわかりません。だから本員は質問しているのです。前任者のときもこういうことがあったんです。そこで前任者のときもつけてもらおうということでつけてもらってます。それがないと一つ一つ質問しなければなりません。図面があればわかるわけでございます。要望いたします。

（「そういう意味において委員会付託」と言う者あり）

（「ここでごちゃごちゃするよりも委員会で審査したほうがいいですよ」と言う者あり）

○副議長(辺野喜英興君)　休憩します。午前11時半再開いたします。

（午前10時30分　休憩）

（午前11時30分　再開）

○副議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。質疑終結し討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○副議長(辺野喜英興君)　討論終結し採決に入ります。日程第３、議案第40号工事請負契約については原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本案は同意されました。

○副議長(辺野喜英興君)　これにて1969年第112回那覇市議会臨時会を閉会いたします。

（午前11時31分　閉会）

上記会議録を調製し署名する。

1969年６月２日

議　　長　高良　　一〔印〕
副 議 長　辺野喜英興〔印〕
署名議員　宮良　永昌〔印〕
署名議員　久高　友敏〔印〕

54　1969年(昭和44年) 6月　第113回定例会[埋立]

6月9日(第1日)午前10時8分　開会

○出席議員（28名）

1番　安見　福寿君	2番　椿　　秀義君	3番　大浜　長弘君	4番　喜舎場盛一君
5番　山川　正平君	6番　儀間　真祥君	7番　瀬長　フミ君	8番　黒潮　　隆君
9番　友利　栄吉君	10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君
13番　仲宗根昌弘君	14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君
17番　金城　吾郎君	18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君
21番　金城　重正君	22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君
25番　高良　　一君	26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	29番　辺野喜英興君

○欠席議員（1名）

28番　平良亀助君

○説明員

市　　長　平良　良松君	第一助役　稲嶺　成珍君	第二助役　前田　武行君
収 入 役　渡口　政行君	市長公室長　平良　清安君	総務部長　親泊　康晴君
財政部長　伊波　静男君	経済民生部長　平良　　浩君	建設部長　水間　　平君
土木部長　内間　安春君	消 防 長　具志　清一君	水道局長　佐久川寛貞君
選挙管理委員長　赤嶺　正一君	教 育 長　譜久山朝直君	

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第1号

第1　会議録署名議員の指名

第2　会期の決定

〔第3～第41　略〕

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(高良一君)　これより1969年第113回那覇市議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程第1号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、仲本安一君、金城吾郎君を指名いたします。

○議長(高良一君)　会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月24日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　ご異議なしと認めます。よって会期は16日間と決定いたしました。

○議長(高良一君)　お諮りいたします。議案調査、委員会審査等議事の都合により、6月10日、6月14日、6月16日から6月21日まで計8日間休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　ご異議なしと認めます。よって6月10日、6月14日、6月16日から6月21日まで8日間休会することに決定しました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　本日の議事日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会いたします。明後日午前10時再開いたします。

（午後0時31分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1969年6月9日

議　　長　高良　　一〔　〕

署名議員　仲本　安一〔印〕

署名議員　金城　吾郎〔印〕

〔6月11日、12日、13日、14日会議録　略〕

6月20日(第6日)午前10時8分　開議

○出席議員（29名）

1番　安見　福寿君	2番　椿　　秀義君	3番　大浜　長弘君	4番　喜舎場盛一君
5番　山川　正平君	6番　儀間　真祥君	7番　瀬長　フミ君	8番　黒潮　　隆君
9番　友利　栄吉君	10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君
13番　仲宗根昌弘君	14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君
17番　金城　吾郎君	18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君
21番　金城　重正君	22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君
25番　高良　　一君	26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君
29番　辺野喜英興君			

○説明員

市　　長　平良　良松君	第一助役　稲嶺　成珍君	第二助役　前田　武行君
収 入 役　渡口　政行君	市長公室長　平良　清安君	総務部長　親泊　康晴君
財政部長　伊波　静男君	経済民生部長　平良　　浩君	建設部長　水間　　平君
土木部長　内間　安春君	消 防 長　具志　清一君	水道局長　佐久川寛貞君
選挙管理委員長　赤嶺　正一君	教 育 長　譜久山朝直君	

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第6号

第1　会議録署名議員の指名

〔第2～第4、第6、追加第1～第4　略〕

第5　議案第89号　工事請負契約について（市長提出）

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程第6号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、山川正平君、儀間真祥君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第５、議案第89号工事請負契約についてを議題として当局の説明を求めます。

○第二助役(前田武行君)　議案第89号の工事請負契約について、提案理由をご説明申し上げます。泊、安謝間公有水面埋立事業は、商工業および住宅地域と港湾を含めまして136万5,681平方メートル計画して、これを年次的に埋立実施している次第でございます。

今回の第４次埋立工事第２工区として、17万7,862平方メートルを埋立てする予定であります。この工事は規模が大きいため、指名競争入札をもって施工してゆくのが市にとっても有利であると考え、業者の選定にあたっては技術、信用度、会社の経営状態並びに当市における現在までの工事実績等に基づき検討した結果、18社を選定指名し、６月18日に指名競争入札に付したのであります。その結果お手元に配付してあります議案の通り落札者が決定、仮契約を締結したのであります。よろしくご審議の程をお願いいたします。

○黒潮隆君　89号議案について質問いたします。この第４次泊、安謝間公有水面埋立工事の第１工区、第２工区も落札が決定したわけでございます。500万ドルの起債によって工事を進めるというふうな計画でありました。その落札差額が第１工区、第２工区を合計すると500万ドル借りるというのを実際に400万ドルになってるのではないかと思います。このように大きな落札差額が出たことはこれまでにほとんどないわけでございます。これは何を意味するかということを本員は当局にお尋ねいたしたいと思います。これまでの入札に当っては一部のごく限られた業者だけを指名して入札に参加させております。ところが今回の場合はたくさんの業者を参加させて競争入札にしたためにこのような大きな開きが出て来たのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○土木部長(内間安春君)　お答えいたします。本工事の落札額はお手元に配付してありますとおりでございます。金額にいたしまして135万3,075ドルで決定いたしております。市の予定価格は199万8,800ドルでございますのでその差が64万5,725ドルという差が出てございます。なお１工区も申し上げますと、１工区のほうは市の予定価格が264万1,600ドルで落札決定額が265万2,580ドルで、合計いたしまして落札決定額が397万8,875ドルでございます。市の予定価格が464万400ドル。ついでにご参考までに前の計画を説明いたしますと、第１工区の市の設計決定額276万9,329ドル、第２工区は223万671ドル、合計500万ドルになっております。いまご説明いたしました前の額とあとの市の予定価格の比較が１工区、２工区あわせまして35万9,600ドルの差に対しまして、予定価格と落札決定額は先程申し上げました66万1,525ドルを500万ドルから引きますと102万1,125ドルの差額が出まして落札を決定してございます。以上差額が出た理由はと申しますと、多少設計の内容を過去の経験あるいは工事の事情からいろいろ検討いたしまして、設計の内容について再検討いたしたということと、さらに那覇新港との関連におきまして新港工事と埋立事業とが相関連した設計をたてて、さらに施工も相関連した工事の施工を進めるためにその内容についても再検討を必要としたということでございます。第２点は業者の選定の問題、あるいは広く機会を与えて指名したということにも原因があろうと思います。さらに、もう１点は、埋立事業は広範囲にしかも１ヵ所で大規模な工事を行いますのでそのまとまった施工が可能でありますので、その点は業者も有利であるということからそういう差額が出たんではないかというふうに考えております。

○又吉久正君　199万8,800ドルの予定価格に対して135万3,075ドルと64万6,000ドル余りの差があります。那覇市は今までの請負契約に対してこう違ったことはないと思いますが、これは予定価格が余り甘かったんじゃないかという解釈しかできないんですが。いかなる理由があっても60万ドル余りの差が出るということは予算の甘さというふうにしか解釈できないが、これについてもう少し具体的にご答弁を願いたいと思います。と申しますのは、この請負業者が落札した額で、市の予算が甘くなければ、本当に工事完了ができるかどうかということが考えられますのでもっと具体的にご説明願いたいと思います。

○土木部長(内間安春君)　お答えいたします。この予算が甘いかどうかという問題ですが、設計積算する場合には、その時点のいろいろの要素を判断すると同時に、またその工事の内容について適正な価格を選定して、一応予算の積算はするわけですが、設計価格が必ずしも甘かったということは言えないと思います。さらにその工事がその落札金額内でできるかどうかということでございますが、業者もそれだけの自信を持って、さらにそれだけの根拠においてその落札はしておりますし、早速その問題で協議会をもったわけですが、本人も自信満々で工事は責任をもって施工するということをおっしゃっておりますので、途中で工事をなげるようなことはないんじゃないかということを、今われわれは考えております。

○又吉久正君　見積りが甘くなかったと部長はおっしゃっておりまするが、そうするというと64万ドル余も差が出るということはどうにも解釈ができないのでございます。そこでこの入札の最高は幾らであるか順を追って説明を願いたい。と申しますのは、64万ドル余の差が出てはたしてこの工事がうまく執行できるかどうか。当局を疑うわけではないけれども、甘くないということであればそこまで議会としては考えるべきじゃないか、そういう意味でお尋ねいたします。

○土木部長(内間安春君)　お答えいたします。入札は18社が入札を行っておりますが、最高が211万9,500ドルでございます。次点が157万7,000ドルというふうな入札になっております。

○議長(高良一君)　質疑を終結し、本案はその審査を建設委員会に付託いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会し６月24日午前10時開会いたします。

(午後１時35分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1969年６月20日

議　　長　高良　　一〔　〕
署名議員　山川　正平〔　〕
署名議員　儀間　真祥〔印〕

〔６月21日会議録略〕

６月28日(第８日)午前10時７分　開議

○出席議員（29名）

１番　安見　福寿君	２番　椿　　秀義君	３番　大浜　長弘君	４番　喜舎場盛一君
５番　山川　正平君	６番　儀間　真祥君	７番　瀬長　フミ君	８番　黒潮　　隆君
９番　友利　栄吉君	10番　吉浜　朝一君	11番　真栄城嘉園君	12番　金城　庄瑞君
13番　仲宗根昌弘君	14番　宮良　永昌君	15番　久高　友敏君	16番　仲本　安一君
17番　金城　吾郎君	18番　大山　盛幸君	19番　又吉　久正君	20番　赤嶺　慎英君
21番　金城　重正君	22番　赤嶺保三郎君	23番　喜久山朝重君	24番　平良真次郎君
25番　高良　　一君	26番　比嘉　佑直君	27番　比嘉朝四郎君	28番　平良　亀助君
29番　辺野喜英興君			

○説明員

市　　長　平良　良松君	第一助役　稲嶺　成珍君	第二助役　前田　武行君	
収 入 役　渡口　政行君	市長公室長　平良　清安君	総務部長　親泊　康晴君	
財政部長　伊波　静男君	経済民生部長　平良　　浩君	建設部長　水間　　平君	
土木部長　内間　安春君	消 防 長　具志　清一君	水道局長　佐久川寛貞君	
選挙管理委員長　赤嶺　正一君	教 育 長　譜久山朝直君		

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第８号

第１　会議録署名議員の指名

〔第２～第38、第40～第70　略〕

第39　議案第89号　工事請負契約について（建設委員長審査報告）

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(高良一君)　これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程第８号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、大山盛幸君、喜久山朝重君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　日程第39､議案第89号工事請負契約についてを議題として建設委員長の報告を求めます。

○建設委員長(比嘉佑直君)　議案第89号工事請負契約について、審査の結果を報告いたします。

本案は第４次泊、安謝間公有水面埋立工事（第２工区、埋立面積17万7,862平方メートル、５万3,358.6坪）の工事請負契約を締結するために提案されております。

該工事は規模が大きいために指名競争入札に付した方が工事施工上有利であるとのことで、業者の選定に当っては技術、信用度、会社の経営状態および本市における工事実績等調査検討して18社を選定し、６月18日競争入札に付した結果、議案にありますとおり株式会社小波津組が135万3,075ドルで落札決定しております。これを見積額199万8,800ドルと比較しますと64万5,725ドルという多額の落札差額を生じております。この落札差額に対して委員会は市の工事見積り単価の甘さに起因しないか、さらに該工事施工に支障はないかとただしましたところ、請負工事の場合、土取場（どとりば）の選定が大きなウエイトを占めるもので該工事の場合、第１工区の場合と異なり業者が土取場の選定を比較的有利な条件でできたという点に、このような多額の落札差額を生じた原因だということが考えられるとのことであり、さらに当該業者の場合、昨年政府の優良業者として表彰されており、最近における護岸工事においてもよい実績を上げているので別に指摘のような心配はないとの当局説明がなされております。

委員会は以上の当局説明から該工事に対しては天災地変、不可抗力等の場合以外の設計変更、予算の水増しはあり得ないと判断し、結論として各委員当局説明を了承し、本案については全会一致これを同意すべきものと決定いたしました。よろしく各位のご賛同を得たいのであります。

○議長(高良一君)　日程第39、議案第89号工事請負契約については、ただいまの委員長報告どおり原案を同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(高良一君)　ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり同意されました。

〔中　略〕

○議長(高良一君)　以上をもちまして1969年第113回定例会を閉じることにいたします。

（午後５時３分　閉会）

上会議録を調製し署名する

1969年６月28日

議　　長　高良　　一〔　〕

署名議員　大山　盛幸〔　〕

署名議員　喜久山朝重〔印〕

55　1969年(昭和44年)９月　第115回定例会[公設市場、軍用地、都市計画]

９月18日(第１日)午前10時55分　開会

○出席議員（30名）

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	７番　平良　玄昌君	８番　上原　綱正君
９番　金城　甚松君	10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	12番　儀間　真祥君
13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君
17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君	20番　黒潮　　隆君
21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君
25番　比嘉　佑直君	26番　安見　福寿君	27番　玉城　栄一君	28番　友利　栄吉君
29番　椿　　秀義君	30番　大浜　長弘君		

○説明員

市　　長　平良　良松君	第一助役　稲嶺　成珍君	第二助役　前田　武行君
市長公室長　平良　清安君	総務部長　親泊　康晴君	財政部長　伊波　静男君
建設部長　水間　　平君	土木部長　内間　安春君	水道局長　佐久川寛貞君
消 防 長　具志　清一君	教 育 長　譜久山朝直君	

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

〔第３～第13、第15～第24　略〕

第14　議案第106号　1970年度那覇市歳入歳出追加更正予算（市長提出）

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(辺野喜英興君)　これより1969年第115回那覇市議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、瀬長フミ君、仲村正治君を指名いたします。

○議長(辺野喜英興君)　日程第２、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から９月26日までの９日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって会期は９日間と決定いたしました。

○議長(辺野喜英興君)　お諮りいたします。委員会審査等議事の都合により、９月19日、９月22日、９月24日、９月25日、計４日間は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって９月19日、９月22日、９月24日、９月25日、計４日間は休会することに決しました。

○議長(辺野喜英興君)　日程第３、議案第95号那覇市税賦課徴収条例の一部を改正する条例制定についてか

ら、日程第24、諮問第１号都市計画用途地域地区の変更についてまで、以上22件を一括して議題といたします。順次提案者の説明を求めます。

〔中　略〕

○財政部長(伊波静男君)　議案第106号1970年度那覇市歳入歳出追加更正予算についてご説明申しあげます。

今回の追加更正予算の編成にあたりましては災害対策費と急施を要する事業を中心にして、追加額39万5,626ドルの予算を編成いたしました。その内容について歳出から款を追って説明いたします。

〔中　略〕

第８款産業経済費は金城町河川災害復旧工事費2,276ドル、牧志公設市場の管理費2,316ドルと精肉鮮魚の西側市場の建設に伴う敷地調査と設計費として１万6,200ドル、合計２万792ドルを追加計上いたしました。

市場管理費につきましては、新市場を７月から使用するものとし、同時に西側市場は廃止するものとして、当初予算を計上したのでありますが、新市場は11月から使用し、西側市場はこれまでどおり使用することにして必要経費を算定し各々追加または更正して予算計上いたしました。

〔中　略〕

以上で簡単に説明を終ります。よろしくご審議のほどお願い申しあげます。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　以上で本日の日程は全部終了いたしました。明９月20日会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。

（午前11時50分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1969年９月18日

議　　長　辺野喜英興〔　〕

署名議員　瀬長　フミ〔印〕

署名議員　仲村　正治〔印〕

〔９月20日会議録略〕

９月21日(第３日)午前10時７分　開議

○出席議員（30名）

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	７番　平良　玄昌君	８番　上原　綱正君
９番　金城　甚松君	10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	12番　儀間　真祥君
13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君
17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君	20番　黒潮　　隆君
21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君
25番　比嘉　佑直君	26番　安見　福寿君	27番　玉城　栄一君	28番　友利　栄吉君
29番　椿　　秀義君	30番　大浜　長弘君		

○説明員

市　　長　平良　良松君	第一助役　稲嶺　成珍君	第二助役　前田　武行君
市長公室長　平良　清安君	総務部長　親泊　康晴君	財政部長　伊波　静男君
建設部長　水間　　平君	土木部長　内間　安春君	水道局長　佐久川寛貞君
消 防 長　具志　清一君	商工観光課長　宮平　勝哉君	教 育 長　譜久山朝直君

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第３号

第１　会議録署名議員の指名

〔第２～第12、第14～第23　略〕

第13　議案第106号　1970年度那覇市歳入歳出追加更正予算（市長提出）

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(辺野喜英興君)　これより本日の会議を開きます。

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、上原綱正君、金城甚松君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第13、議案第106号1970年度那覇市歳入歳出追加更正予算を議題として質疑に入ります。

○金城重正君　きのう一般質問の中で市当局は、新しい市場は11月から開店するんだというようなことになっておりますが、議案の106号これの６款使用料及び手数料、これの市場使用料の新設のほうに６万7,095ドル52セントの減になっておる。６月の当初予算の中には１ヵ月１万4,000ドルあまりの市場使用料の内容になっておるけれども、この６万7,095ドル52セントはどのような算定の中からこの数字が出てきたか。この面をまずご説明をしていただきたいと思います。

○財政部長(伊波静男君)　これは現市場からの使用料の歳入と、それから新市場における新市場の運営費の分が節減になるわけでありまして、そういったものを差し引きしたりしてこういう結果になっております。

○金城重正君　やっぱり現在の市場から入ってくるものと新しい市場から入ってくるものとの錯綜、そのバランスの中において４万5,868ドルの減になるんだということでございますが、本員が聞きたいのは新しい市場の使用料が１万4,000ドルあまり入るようになっておる。当初予算に計上されておる。けれどもです、これが11月から入るということになるならば、７、８、９、10なんだ。１万4,000ドルあまりを４ヵ月間では６万7,000ドルにならない。どういうように計上されておるのか。

○商工観光課長(宮平勝哉君)　ただいまのご質問にお答えいたします。当初市場ができない前の予算編成時期にとらえた収入見込額が１万4,341ドル36セントであります。ところができ上がって実際小間を割って貸す段階になって、その相手側に業者に貸す使用面積が減ったのであります。そういうことで１万3,125ドル、実際に貸す段階になった場合には１万3,125ドル。こういうふうになったのでその差額も加えて。最初から申し上げますと１万4,341ドル36セントの１年分を組んだのに対して、実際は１万3,125ドルしか入らない。これの８ヵ月分を計算した。その差額であります。

○金城重正君　と言いますと、ただいまの答弁からしますと６月の議会に提案した１万4,000ドル入るというものが、実際に貸すという段階になっては１万3,125ドルにしかならないということなんですね。

（「そうです」と言う者あり）

……ということは当初予算ではずさんに計上して、その70年度の予算をつくり上げたということになるわけなんですけれども、そういうように了解してよいかどうか。

○商工観光課長(宮平勝哉君)　なぜその差が出たかと申しますと、設計当時いわゆる完成しない当時は実際にそういった面積が算出できないわけです。それで具体的に申し上げますと、業者に貸す面積を総面積の57.9パーセントと見込んだわけです。これは見込みです。しかし実際ものさしで測って、多くの業者が多ければ多いほど貸す面積が減るわけでありまして、共用面積がどんどん多くなるわけであります。そういうことで、そういった算定の時期では57.9パーセントであったものが、実際は40.8パーセントになったということでありまして、そういうことが理由でありましてどうしても設計の段階ではこういった具体的なところまでは見込まれなかったのでございます。

○金城重正君　本員が６月の議会でこの平良市長が提案した70年度の予算案というのはでたらめ予算だと決めつけた。これが明らかになっておる。まだ２ヵ月半しかたっていない。予算を提案するからにはあの市場はあの時点でほぼ完成しておる。そういう中において再びこの追加更正予算を第６款の使用料の算定において、またまた間違いを起こしておる。そこでそれについては深く委員会で話し合いたいと思いますが、次は支出の第８款産業経済費、それの第20節に借料及び損料というのが3,429ドル計上されておる。市長は６月の定例会において新しい市場を７月から開店して、したがって現在の西市場について借料及び損料は一仙も計上されていない。そこで委員会の中で明らかにされたことは、これは第一助役の答弁であります。再三再四にわたって、どうして現在市場があるけれどもその借料と損料は計上しないかという２、３の議員の質問に答えて、７月１日から計上するからにはそういう借料、損料というものを計上すべきでない、これはあたりまえの姿だというように答弁されておる。けれどもここに再び3,429ドル計上されておるけれども、どういう根拠に基づいてそういう借料、損料を計上されたか、これを説明願いたいと思います。

○第一助役(稲嶺成珍君)　お答え申し上げます。第８款産業経済費の中の市場費の借料及び損料3,429ドルの減少についてでございますが、これはきのうからご説明申し上げますとおり現在の西市場を市としましては、さらに改築をしていきたいということでございます。そのためには６月の議会におきましては現在の西市場を閉鎖し、新しい市場に移す予定でそれぞれ使用料につきましても新市場の分を計上し、現在の市場の分を計上しないという方向で言ったのでありますが、それがきのうから市長がご説明しておりますとおりできなかったというこで、あいかわらず西市場の敷地を使わなければならない。さらにこれをわれわれは改築していきたいと思っておりますので、借料及び損料は当然計上すべきものと思いまして計上しております。

○金城重正君　その借料及び損料とも関連するわけなんですけれども、33節に保険料を144ドル計上されておる。今回の議会の中にも市当局は総合ショッピング・センターとして２万ドルを計上し、さらに設計、ボーリングの委託料として１万6,000ドル余りを計上されておる。真に市当局の真意というものは現在の西市場を改築していくんだという、いまの助役の答弁の中からも明らかである。であるならば、現在の市場の建物というものを撤去して新しい市場をつくらなければならない。さらに現在の市場はきのうの定例会でも当局から説明があるとおり、政府のほうからも非衛生的な市場であるんだということで指摘されておるので改築をやらなければならない、こういうように答弁されておる。であるならば、この建物は何ら用をたさない。

　この９月の定例会の追加更正予算に計上された経費が認められた場合には、直ちにこれを調査しボーリングし設計し、これの改築に市当局は取りかからなくちゃならない。であるならば、この保険料というものは何に対して保険料をかけておるのか。まずそのへんから明らかにしていただきたいと思います。

○第一助役(稲嶺成珍君)　お答えを申し上げます。市場費の管理費の中で保険料144ドル牧志西市場の分を組んであります。これはその建設費の中にも牧志市場の設計、それから牧志市場の敷地調査測量というふうに予算を組んでおりますが、これを実際に牧志市場を設計するのはおそらく来年の２、３月に終わるんじゃないかと思います。早くて今年の末ごろから掛かるんじゃないかと思います。そのために西市場、現在の西市場を万が一のことも考えまして、それまではどうしても保険をかけておかなければならないということで保険をかけております。われわれは良好な財産の管理のつもりでやっております。

○金城重正君　いま助役はこの建物に対しての保険料になるというご説明ですね。そうですか助役。今までですね、何ヵ年もこの市場は続いておるわけなんだ。業者の話においても私どもが認めるとおりに戦後から営々築かれてきておる現在の市場なんだ。さらに市当局としては市場条例に基づいて使用料も徴収し現在まで至っておるんだ。この間保険というものをかけたことがない。何でです？　いまごろになってあと１年もしないで改築やらなくちゃならないのに、なぜ保険をかけなくちゃならぬのか。その根拠はどこにあるのか。

○総務部長(親泊康晴君)　15番議員の質問にお答えします。1970年度から新しく保険に加入するという意味じゃなくて、従来までずっと保険に加入していたわけでございます。

（「従来は……何ですか」と言う者あり）

従来保険に加入しておったわけです。そこで６月議会の当初の方針としては現市場を廃止するということでありましたので、その時点においては当然に現市場の保険料としては予算計上しなかったということでございます。

○金城重正君　いまの総務部長の答弁はなっていないと思う。西市場を、現在の新しい市場を改築するために、６月の定例会の場合にはこの保険というものはかけなかった。けれどもそれは新しい市場にかけるということですか、この保険料は現在の西市場でしょう。いまの答弁はわからないんだよ。

（「新設市場はすでに予算計上してあります」と言う者あり）

でしょう。だからこれは西市場なんでしょう。

（「この西市場はずっとかけております」と言う者あり）

いや、もうちょっと詳しく説明してください。

○総務部長(親泊康晴君)　西市場につきましては従来保険はずっと加入しております。そこでこの140幾らの予算というものは６月議会当初におきまして廃止するものとして削除したわけです。しかしながら新市場も現市場も並立するということで、従来どおり引き続き保険に加入したいとそういうことで追加更正をしたわけです。

○議長(辺野喜英興君)　いいですね。

○又吉久正君　新設市場が11月から開設するというふうになっておりますが、きのう本員の質問に対し職種別、どういう方法でどういう方々を入れるかもまだ決めてないというご答弁でございますが、はたして11月にこの予算に盛られているようにほんとに11月から開設できるかどうか、この予算をほんとに執行できるのかどうか。本員としてはどうも11月に、どういう業種が入るかもわからない。どういう方針をとっているかもわからないという当局のきのうの答弁に対しては、どうしても11月の開設は無理じゃないか。またこの予算も不渡り予算じゃないかと、こういうふうに考えておりますが、実際11月にできるかどうか確答をお願いしたい。

○第一助役(稲嶺成珍君)　牧志市場につきまして、11月から収入を見込んでおりますのは、地下１階の占用面積574平方メートル、小間数が202戸。それから１階が518平方メートル、小間数が125戸。２階が1,000戸に41平方メートルで12小間。これは平均して大きいのでありまして86平方メートルと、それから50平方メートルから100平方メートル、こういうようなものは12小間にしたいと思っております。入れる業者につきましては大体１階が２平方メートル型83、それから４平方メートル型119。それから２階は約４平方メートル型であります。２階は申し上げました。１階はいま申し上げましたように４平方メートルの小間。それから２階がさっき申し上げました86平方メートルあるいは50平方メートルから100平方メートルと、これは大口業者の特産品コーナーだとか衣類だとかこういうものを入れたいのでありますし、１階も衣料、化粧品、小間物、雑貨、あるいは地下１階はくだもの、食料品、冷凍食品、そういうようなもの、あるいは主として野菜だとかそういうものを入れるよう計画しております。これは業者との話し合いもありましたのであえて発表いたしておりませんが、そういうような傾向を持って入れたいと思っておりまして、議会が済めばすぐこの仕事に取りかかるつもりでおります。

○又吉久正君　助役のご説明では大体業種別にある程度入れられるということですが、１階も２階も３階も地下もというふうに聞いて大体わかるような気がしますが、11月からはやはり１万3,125ドルの予算どおり間違いなく入れる、この予算を執行できるという自信があるかどうかということを私はお尋ねしております。

○第一助役(稲嶺成珍君)　そのようにしたいと思っております。むしろその前にできれば入れたいと思って

おります。

○又吉久正君　それから先ほど金城重正議員に対するご答弁の中で、総合市場の計画が、設計が来年の３月ごろにでき上がるというご答弁でございましたが、はたして総合市場がいつごろ、どういうふうな方法で建設に取りかかる予定であるかどうか、ご計画がありましたらご答弁願います。着工いつごろからできるかということです。

○建設部長(水間平君)　お答えします。西市場の改築についての計画ですけれども、今度の追加更正予算が通りますれば直ちにわれわれとしましては、現在の公設市場を中心にした周辺の改造計画に取りかかります。それと並行しまして西市場そのものの間取りだとか、その他設備関係についての大まかな計画これにとりかかります。大体そういうふうなものがまとまりますのが来年の３月ごろまでにはおそらくまとまるかと思います。そういったふうな案がまとまりますれば、新年度において西市場建設費をまた議会に提案していきたい。このように考えております。西市場の改造による経費はおよそ70万ドルぐらいになるんじゃなかろうかと概算しております。以上であります。

○又吉久正君　本員がお聞きしたいのはいつごろから着工の予定かということをお聞きしておるわけです。と申しますのは、これは非常にむずかしい問題があるんじゃないか。つまり土地問題ですね。あれは新聞にも声明を出しておりますし、いろいろ地主が非常に反対している。それをあるいは今の調子でいくと訴訟に持っていきませぬか、そういうおそれもあるんじゃないか、こう推察するわけでございます。そうしますというと２、３年、あるいは３、４年もかかるんじゃないか。訴訟に持っていった場合ですね。そうすると、これこそ今ここに計上しておる予算もまた無駄になる、こうも考えられるわけでございます。と同時に、前任市長が覚書を交わしているが地主に対して、あの効力をどうお考えであるか、どう解釈されておるのか。あの覚書に対しての効力ですね。これを当局はどのように見ているか。この点さらにお伺いいたします。

○市長公室長(平良清安君)　17番議員の最後のご質問、その西銘市長が○○さんに対してはいわゆるその要請書に対する通知という形で回答しております。それから○○さんと○○さんに対しましてはすでに土地賃貸契約ができておりまして、これを敷衍して覚書という形でその要請にこたえて、まあ内容は先刻ご承知のようなものなんです。これについて私どもとしては一応前市長の行政行為というふうな形で、平良市長もこれを受け継いだという形で道義的な責任はあろうかと思います。しかし法律的にはこの現在の市場はまだ３名の地主と契約続行中なんです。しかもこの市場というものはまだ廃止されておりません。したがってその廃止等については議会の議決を要するものと考えております。そういう観点からしますと、その覚書ないし通知の取りきめというものは必ずしもこれに拘束されないと、こう考えております。

○又吉久正君　本員がですね、お尋ねをするのは、これがこじれていった場合は訴訟問題になる、また訴訟費用もあげなくちゃあいけない、こういうことも考えて当局のお考えを今お聞きしておる。今、当局のお考えによりますというと、覚書は問題じゃないと、支障を来さないというような解釈ですがそういうふうに解釈をしていいわけですね。

（「はい」と言う者あり）

○宮里敏慶君　西市場並びに新しい公設市場は家屋台帳法による家屋登録申告やっておるかどうか。それから不動産登記法による建物の所有権保存登記もやっておるかどうかについてお伺いいたします。

○総務部長(親泊康晴君)　14番議員にお答えいたします。西市場の登記はすでに済みであります。

○宮里敏慶君　新市場に対してお答えがございませんのでお答え願います。

○総務部長(親泊康晴君)　新市場についてはまだ登記してございません。

○宮里敏慶君　西市場の建物についての所有保存登記はいつなされたか、その年月日についてお尋ねいたします。

○総務部長(親泊康晴君)　お答えします。西市場の登記月日は手元に持ち合わせておりませんので委員会に

おいてご報告したいと思います。

○宮里敏慶君　先程から私がお尋ねしたものに対して委員会で答えるということでございますが、こういうものは１時間もあれば出来ると思います。

（笑声あり）

○上原網正君　お尋ねいたします。先程計画図面が来年の３月までには出来るであろうという答弁でございましたけれども、３月に出来上がりまする図面につきましては総合計画のとおりの図面であるのか、さらに西公設市場の図面であるのか。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。現在の公設市場を中心にいたしまして周辺の商店街の総合的な計画をたてるために２万ドルの予算を計上してありますが、この予算が通過しましたら私たちは直ちに既定の方針に従いまして調査をやり総合的な計画に着手します。それから西市場そのものの計画につきましても並行していろいろと作業を進めてゆきます。そうしてその２つが総合されてこのほうのあらましの計画が出来上がるのがおよそ３月になるんじゃないかという見通しをたてております。

○上原網正君　設計図が３月頃に出来上がるということでございますけれども、今新聞紙上を賑わしている市の総合計画につきまして、あの水上店舗の上に交通緩和というようなことで打ち出されてますが、そういったものを打ち出す前にガーブ川の水上店舗の方とも打ち合わせをしたことがあるかどうかお伺いいたします。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。現在、水上店舗のあるところは決定されております。都市計画マスタープランの街路になっているところであります。きのうの本会議でも申し上げましたが、この路線は牧志道路と現在工事を進めております開南から大洋劇場のほうに抜ける道路、この２つを私たちは同格に見ております。この両方の道路を結ぶのにはどうしてもなければならない道路であります。この道路を作らないとなると、那覇市の都市計画の理論的な構成そういったものが目茶苦茶になります。そういう意味でこの道路はどういうふうな形にしろやっていかなければならないもんだというふうに考えます。そういうふうな立場に立ちまして図上において、この道路をわれわれが検討します場合に高架線にもっていく以外に考えられないわけでございます。そういうふうなことで、この高架線をそこに通したらどうだろうという考え方を図上でもってわれわれは検討しております。

○上原網正君　本員が質問しているのは、あの水上店舗というのは所有者が約100名以上おったと思います。その100名以上の方々と実際に〝市民30万の立場に立って今後市の行政を進める〟というような、あの選挙の当時の考え方がありますれば、従って30万市民の福祉につながる問題においては当然水上店舗の方々との話し合いの結果によってプランを立てるべきだと思っておりますが、その点についてお伺いしたい。

○建設部長(水間平君)　ただいま申し上げましたように、図上においてわれわれ一応計画をたてたわけでありますけれども、これを実際にそういうふうな高架線にもってゆくというようなことになりますと、それとの利害関係者が出てまいりますので、そういうようなことでわれわれといたしましては次年度においてもし高架線にするということになれば、次年度において高架線そのものの設計調査そういったものについても予算を計上するという考えでございます。現在われわれが考えておりますのは、先程申し上げましたように牧志道路と開南通りを結ぶ重要な路線としての意義があるのでその路線をもし作らないということになりますと、都市計画の街路のマスタープランが理論的にも崩壊してゆきます。そういったことでそれを作るとするとどうなるかというと、高架以外には考えられない、そういった程度の問題であります。それを具体的に高架線にもってゆくかどうかということについては、今度の牧志市場を中心にしたところの改造計画その中でも十分検討されてゆくと思います。そういうふうな形で煮つめていって高架線にする以外にないということが決定されれば、われわれといたしましては新年度予算において調査設計そういったものの経費を計上させていただきたいというふうに考えております。

○上原網正君　本員がお聞きしているのは、あの水上店舗の方々と話し合いをしたかということでございま

す。簡単にお答え願います。

○建設部長(水間平君)　図上において現在検討している段階でありまして、水上店舗の方々と具体的にそこをどうするんだというふうなことについて話し合う時期にはまだ来ておりません。

○上原綱正君　市の血税を使って設計料、調査費を計上するからには、あの選挙の時点において市民に公約したそのものからすれば、当然その方々に皆さんの計画を話しして、これに対する協力が出来るかどうかということはあってしかるべきだと思います。従いまして本員の考えますに、皆さんのその総合計画というものは単なる花火でありまして、実際においてはこれをして住民を引きつけるというようなことでしかない。

(「異議なし」と言う者あり)

ただ西公設市場の改築だけを非常に重要視しているものと本員は考えております。もしそういうふうなことであれば、本当に問題だけを取りあげていただいてやるというのが那覇市の職務だと思います。ただ徒に住民を混乱させるようなこと、出来もしないことを如何にも出来るかの如く予算を計上することについての皆さんの政治姿勢が本当に思いやられるのでございます。

(「討論ですか」と言う者あり)

○友利栄吉君　昨日の一般質問において玉城委員が質問した中で、どうしても地主が承諾しなかったときには土地収用も考えているかということに対して市長は、〝そういうことはしたくないが、最後の最後だ〟というようなことを言っておりますが、最後には土地収用法の手があるというふうに理解してよろしゅうございますか。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。お説のとおりであります。

○友利栄吉君　如何なる法的な理由か、明らかにしていただきたいと思います。

○第二助役(前田武行君)　先程市長からも答弁がありましたように、なるべく避けたいことではありますけれども、やむを得なければ市長の言われたとおり収用法も適用してゆきたいとこう考えております。土地収用法によりますと公共の用に供する場合と、これには収用と使用がありますが、そのいずれを取るかはその段階で決まると思いますが予算の問題でいろいろ決まって来ると思います。しかしまた行政財産として市場も指定されており、市場もその項目に入っているという点から十分可能であるというふうに考えております。

○金城重正君　先程、建設部長の答弁の中で現在の西市場またはその周辺を総合的に改築するために設計費用を今度の議会に出したいんだということでございますけれども、その２万ドル、これは西市場とその周辺だけの総合ショッピングセンターの予算計上であるのか、そうではなくて先程８番議員から質問がありましたように、高架線とかその一帯全部を含めての総合食料品センターの計画費用であるのか、その面をお答え願いたいと思います。

それからもう１点は前の市長との覚書でございますが、17番議員の質問に公室長は〝その覚書は問題にならない〟ということだけを言われておるんでありますが、皆さん方がその西市場を使用する、改築するとなると地主のほうはきのうの新聞にも出ておるとおりに〝土地は貸さない、どんな条件があろうとも再び貸さない〟というようなことを新聞で声明してあります。であるならば、当然裁判問題になる。そこで問題は先程公室長が答弁したように本当に裁判にかけても問題にならんのか、また裁判に勝つ自信があるのか、そうであるならば当然そういうものを前提にしてやるなら裁判訴訟費用というものも計上されなければならない。また裁判によって負けた場合には大きな問題になる。本当に勝つ自信があるのか、また地主が裁判に勝てないという何かの根拠があるのか、そういう面を明らかにしていただきたいと思います。

○建設部長(水間平君)　調査の費用を２万ドル計上されていることについてどのような調査をするかということですが、これにつきましては先程も申し上げましたように、牧志街道とそれから那覇高校から大洋劇場のほうに抜けてゆくこの道路は那覇市の都心部を挟んでいる道路であります。その扇の要的な場所

にはバスターミナルがあります。その次には那覇市役所が、そして琉球政府があります。牧志公設市場を中心とするところに商店街が発展しております。このことからもはっきりするように、この両路線は非常に重要な路線でありますけれども、この両路線を結ぶところの道路というものは１本もございません。一銀通りから那覇高校に抜ける道路にしても途中でちぐはぐになっております。それから牧志ウガンのほうからひめゆり橋のほうに出る道路でも現在２ヵ年以内に執行する予定のものとして建築の規制がなされておりますが、その見通しもたってない状態であります。見通しはたってないけれども、私たちとしましては71年度の日本政府の援助で当然やるべき工事として現在折衝中であります。それと同時に先程申し上げましたガーブ川のところに敷かれた街路というふうなものも重要視せざるを得ない。ところが現状ではどうかというと、浮島通りから大浜病院のほうに出る道路、あるいは農連のほうに出る道路、開南に出る道路、グランドオリオンから浜松病院に出る道路でありますけれども、あれだけ密集した地帯に狭い道路があって、しかも交通の規制が非常に大きい。そういうようなところをどのように計画してゆけばいいのかというようなことについてはそれ相当の調査、研究が必要になって来ます。交通量の緩和の問題をどういうようにやってゆくかということについては、西市場を建設する際にも大きな問題となって来ます。あるいは牧志街道と開南道路を結ぶこの道路の交通量も予想しなければいけません。そういうような意味で牧志公設市場を中心とするその地域の実情調査、そういうものをやりたいというのがこの２万ドルの調査費用であります。

○市長公室長(平良清安君)　15番議員の最後のほうのご質問でございますが、結論として大へん難しいご質問で仮定の上に立っておられますので断定的なことは言えません。ただ、きのうの新聞報道で公表している状況からして困難は予想されます。先程、私がお答えいたしました通知書、覚書等についても、もし仮に裁判になればその辺もあるいは斟酌するかもしれません。ただ私どもとしては、この西市場改築については市民の福祉厚生という立場から現在反対を唱えている業者の生活権の問題からいたしましても、最善の努力をしてあらゆる可能性を追求して努力してゆきたいというふうな立場に立っておるわけでございます。

○金城重正君　本員が弁護士から聞いた範囲内からすればこの覚書は有効であると、こういうようになっております。ただしそれは裁判で争われる問題であって、負けた場合には市当局はそれに対して政治責任をとらなければいけない重要な問題がおきる。だからそれについてはっきり市当局の態度を聞きたい。さらに今、公室長は〝業者の意向も聞いて、また市民の福祉増進の面からどうしても改築しなければならない〟というようなことを答弁しております。これは私どもとしても賛成であります。当然市民福祉の立場からりっぱな都市計画を進めてゆくことに反対するものはいないと思います。けれども予算を計上するからには、本当にその予算を70年度の中において市民の血となり、肉となるような予算消化をやらなければいけない。ただ何か問題があったから徒に計上して議会を通せばいいんだということであっては、市民の血税を使う上において当局の態度というものはもっとはっきりしなければならない。そこでこの議案とも関連いたしますが、市長は、市長に当選する前に業者と約束した２つの事項があると思います。その２つの事項はどういう内容になってるか、もし、あったら明らかにしていただきたいと思います。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。私は前に２回市長選挙に立候補して戦っております。第１回の選挙にはこの市場連合会、市場の人々と一緒になって新市場の建設に反対をして戦って来ております。第２回目には、すでにあの市場が多数決によって建築がはじまっていた時点でありまして、それについて私は市場の人々と従来どおり〝あなた方の利益を守ってどこまでも戦ってゆくんだ〟ということを公約してまいっております。

○金城重正君　市長はただいまの答弁の中で、この新しい市場に対してはあくまでも改築は反対だと、連合会の方々と共に戦って来たんだというただそれだけであるという答弁をやっておりますが、７月30日のタイムスに、牧志公設市場連合会が市長に陳情した際、次のことがあるが、それを約束したが本当に出

来るかどうか。

平良市長に確約した内容、①公設市場を新市場に移転させない、②現敷地に市民の納得出来る市場を作る、これを連合会の方々と確約をしたということが載っているがこれが事実であるかどうか。もう１つは、先程公室長は十分答弁しておりませんけれども、裁判において訴訟になった場合には勝つ自信があるかどうか。これは裁判のことで仮定の問題になるとは思いますけれども負けた場合に、訴訟の段階になった場合に当然予算と関連して来る。従って勝つ自信があるかどうか。これは議員の立場から当然明らかにしていかなければならない問題だと思います。ご答弁願います。

○市長(平良良松君)　市場の人たちに約束をしたかというご質問について、きのうもその経過を申し述べております。私は市場が竣工するまで既定方針どおりやってゆきたいということを議会で発表いたしましたら、議会がすんでから大勢押しよせて来て市長は裏切りものだといってひざづめ談判をされました。それで何かの転機をつかもうと過去７ヵ月にわたって処理しておったけれどもその時に判断をした。これは到底移転は不可能だと判断を下しましたので移転はさせない。移転はさせない限り現在の市場をほっておくわけにはいかないので、それについても改築の準備をしなければいけないということを申しております。

○市長公室長(平良清安君)　15番議員のご質問に先ほどもお答えいたしましたけれども、ただいまのご質問も裁判にかけられた場合に勝つ自信があるかということなんですけれども、私どもは地主に対しても極力最後の最後まで、ある面では地主の立場、利益等も勘案しながら十分話し合っていきたいと、この基本線を今でも堅持しております。

従いましてその時点にたち至らない限り、また仮定の上にたってどうこう言える立場ではありません。とにかく誠心誠意尽して、あらゆる可能性を求めて円満に解決していくような立場に今立っておるわけでございます。

○又吉久正君　先ほどの本員の質問はあの〝覚書〟は裁判に持ち込んでも勝つ自信があるかというような質問であった。つまり裁判されても問題じゃないとそう判断してもいいかと言ったら「ハイ」と言っている。今の15番議員に対する答弁は、はっきりしてない、「仮定の問題である」と言っているが、先ほどの本員がそれじゃこの覚書は裁判にもっていっても問題じゃないと、あんた方の見解もそうだなあ、と言ったら「ハイ」とおっしゃっている。議員がかわれば答弁がかわるということになるとどっちがどっちかわからない、どっちが本当ですか。

（「聞き方が違う」と言う者あり）

○市長公室長(平良清安君)　17番議員の先ほどのご質問は、市当局としてその覚書をどのように見るかという質問でありましたので、私どもは先ほどのようなお答えをしたわけであります。

（「そうじゃないですよ、裁判に持ち込んでも大丈夫かと聞いたよ。
速記録をみなさいよ」と言う者あり）

○市長公室長(平良清安君)　もし17番議員の先ほどの質問が今のような趣旨でおっしゃったなら私の答弁も変わっていたと思います。私はその覚書そのものを市長はどう見るかと、こういうことで先ほどの答弁をしたつもりでございます。15番議員の質問はそのものを含めて総体的に、その裁判上の訴訟にもっていった場合に市当局は勝つ自信があるか、というご質問であったので先ほどのご答弁をしたわけです。

○又吉久正君　今の部長の答弁ではどうも納得できない。本員の質問はこの覚書は、訴訟された場合どういうふうに効力を発するか、それを聞いている。そういうことは勝つか敗けるかというふうに私は解釈している。効力はあんた方はないというように解釈をされている。しかし今ははっきりしない。これじゃいかぬじゃないですか。本員は勝つ自信があるかないかと聞いたのに対し、それをあんた方の見解では〝効力というのはない〟というような印象を与えております。だからそういうふうに違っています。

○第一助役(稲嶺成珍君)　公室長の説明に加えましてお答え申し上げます。覚書につきましては効力はそれぞれ法律の解釈によって違うと思います。ですから裁判に持ち込まれた場合に勝つ自信があるかと言われましても、それはわかりません。しかしわれわれは勝とうが敗けようがその事業の遂行のためには、あらゆる努力をはらってやりたいと思います。勝つ自信があるかどうかはそれはわかりませんが勝たなければならないと思っております。

○黒潮隆君　この予算について議会で審議をしてもらう場合に、判断してもらう場合に当局は自信がないというふうに判断した場合に議員がですね、この議案に対する判断が非常に変わってくると思うわけです。だから自信をもって答弁していただきたいと思います。15番議員も弁護士に聞いてみたいということを言っておるが、私も５、６名のわれわれの弁護士に聞いたわけです。

ところがその〝覚書〟というのが「法的に問題にならない」ということは一致しているわけです。なぜかというとこれは覚書でもないわけです。勉強堂の場合は単なる要請書〝返してもらいたい〟という要請に対して「返すように努力する」という回答なんです。要請書に対する回答、陳情と同じなんです。なるほど道義的な責任は残るでしょう。ところが法的に問題にならないというふうな解釈になっておるし、さらにあの市場の東側のスラム街、そこは個人個人で住宅をつくっている地域なんです。そこをこわしてマーケットにしたいというふうに組合ができているわけなんです。スラム街解消組合ができているわけです。この組合長が今質問している議員の兄なんです。ところがそんなに長い期間かからないで地主を相手に勝ったわけです。ですから那覇市が公共の用に供する事業をしようとするのに、個人でさえ勝っているのに那覇市が敗けることはないんじゃないか。しかもこの市場は終戦後多くの市民が作りあげた市場なんです。しかも旧那覇市の人間の住める所をアメリカ軍に占領されて、やむなく追い込まれたという戦争からくる政治的な問題も大きく含まれているわけです。そういったことでこの那覇市が公共の用の、多くの市民のためにやろうという事業ができないということは私はないと思うわけです。そういった点でなるほど裁判をしてみなければわからないということが議会で言えるかもしれないが、当局は自信をもってそれに答えていかないと、この議案は通すか通さないかという議員の判断に非常に影響を与えるんじゃないかと思います。

今、仮定の上に立って質問がありますが、あの与儀小学校の前に映画館を建設するときに、当時の兼次市長は建築許可を与えた。ところがＰＴＡ、学校関係の市民からの反対にあってその建築許可は取り消してしまったわけです。あのときに基礎工事として2,800ドルぐらい使われていたわけです。そして映画館をつくろうとしたら５名の主はその基礎工事に使った金を市が負担してもらえば裁判にかけない、ということがあったわけです。私たちはこの裁判は敗けるという見解に立って、その補償をせよというふうに議会で要求したわけです。そのときに、現在の14番議員の宮里敏慶議員も那覇市が敗けるという発言をしておられた。ところが、それを裁判に持ち込んだときにやはり仮定の上に立って勝つか敗けるかと答えることはできないけれども、しかし勝つ自信はある、と言っておりました。ところがその裁判に応ずるのに反対したのは私たちだけです。多数決でやはり訴訟をやって、その結果は敗けてしまって１万ドル余りの損害を与えております。そのときに関係した議員もまだ随分おられると私は考えます。ですから個人個人がやった裁判さえ勝っているのに、新聞でも大きく報道されておりますので市当局はもっとその問題について、裁判はまだかけられていないが、しかしかけられやってみなければわからないけれども、十分やっていけるという自信をここではっきり示すべきだと思いますが、当局の答弁を求めます。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。先ほど来のご質問に対しまして市の態度に自信がないんじゃないか、裁判にもっていったら勝てるかというようなご質問でございますが、ただいま20番議員からもいろいろ意見の開陳がありましたように、私どもはりっぱなまちづくりをしていこうということでこの市場の改築の問題も前代の歴代市長が手をつけた問題でございます。しかも今西市場の問題でいろいろ問題が引き起こってきて紛糾する状態になっておりますが、市民全体が初心にかえっていただいて、新しいまちづくりという観点にたってご協力をいただければ必ずできる。またそういった重大な問題につきまして、とげとげしい気持ちで言うことを聞かないから権力をふるって収用もするんだということはすべ

きことじゃない。お互いに新しい局面を打開するために一致協力しようじゃないかということであります。そういうことで裁判に出たときに自信がないかといいますと、問題は裁判の結果でありますので、私はどこまでいっても勝てる腹を持っております。しかし問題は裁判が決着付けることであり、一歩譲って謙虚な気持ちで、そしてとげとげしい気持ちをなるべく緩和したい気持ちからあえてそういう傲岸な言辞を弄しない、あるいは自信過剰と受けとられるような表現をしない、用心をしているだけの話でございます。あくまでも計画を進める上においては自信をもって取り組んでいくつもりでございます。そのようにご了解をしていただきたいと思います。

○議長(辺野喜英興君)　質疑を終結いたします。日程第13、議案第106号1970年度那覇市歳入歳出追加更正予算はその審査を総務委員会に付託します。なお、歳出△４款「土木費」△６款８項「公園費」２目「建設費」９項「住宅費」、△８款３項「市場費」２目「建設費」は、建設委員会に、６款「社会及び労働施設費」（８項２目、９項を除く）△７款「保健衛生費」△８款「産業経済費」（３項２目を除く）は経済民生教育委員会に審査をお願いします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。次回は９月26日午前10時に開きます。

（午後２時３分　散会）

上会議録を調製し署名する

1969年９月21日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　上原　綱正〔印〕
署名議員　金城　甚松〔印〕

９月25日(第４日)午後２時32分　開議

○出席議員（29名）

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	７番　平良　玄昌君	８番　上原　綱正君
９番　金城　甚松君	10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	12番　儀間　真祥君
13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君
17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君	20番　黒潮　　隆君
21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君	24番　真栄城嘉園君	25番　比嘉　佑直君
26番　安見　福寿君	27番　玉城　栄一君	28番　友利　栄吉君	29番　椿　　秀義君
30番　大浜　長弘君			

○欠席議員（１名）

23番　宮城武君

○説明員

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君
第二助役	前田　武行君	市長公室長	平良　清安君
総務部長	親泊　康晴君	財政部長	伊波　静男君
建設部長	水間　　平君	土木部長	内間　安春君
水道局長	佐久川寛貞君	消 防 長	具志　清一君
教 育 長	譜久山朝直君		

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第４号

第１　会議録署名議員の指名

〔第２～第15、第17～第35、第38～第43　略〕

第16　議案第106号　1970年度那覇市歳入歳出追加更正予算（総務委員長審査報告）

第36　決議案第５号　与儀ガソリンタンク用地等軍使用土地の解放に関する要請決議

（議員金城吾郎外11人提出）

第37　決議案第６号　那覇市における国県有地の民移管に関する要請決議

（議員島袋宗康外11人提出）

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(辺野喜英興君)　本日は休会の日になっておりますが会議規則第10条３項の規定により、議長が特に必要があると認めるときは休会の日でも会議を開くことが出来る、という項を適用いたしまして、これより本日の会議を開きます。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は島袋宗康君、人民・国吉辰雄君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第16、議案第106号1970年度那覇市歳入歳出追加更正予算についてを議題とし、総務委員長の審査報告を求めます。

○総務副委員長(中村昌信君)　議案第106号1970年度那覇市歳入歳出追加更正予算について、審査の結果を報告いたします。本案審査にあたっては、歳入歳出別款を追って審査いたします。まず、歳入から申し上げますと、

〔中　略〕

△６款「使用料及び手数料」の減額は、当初新牧志市場の使用料を１平方メートル当り４ドル73セント、月額１万4,341ドル35セントの12ヵ月分、17万2,096ドル32セントを計上したが、今回これを１平方メートル当り使用料６ドル14セントに改定して、月額１万3,102ドル38セントの８ヵ月分、10万5,101ドル20セントに更正したため６万7,095ドル92セントの歳入減額となったことと、西牧志公設市場を廃止する予定が従来どおり運営していくことになったため、１ヵ年分の市場使用料２万1,227ドル52セントを追加計上した。従って、差引き４万5,868ドルの減額となっています。

なお、現在4,500名の業者が営業している牧志西公設市場の改築費を来年６月定例議会に予算計上する自信があるか、とただしました。これに対し当局は、改築に伴い種々の困難は予想されるが、誠意をもってことにあたれば３人の地主も納得してもらえるという自信は十分もっている、ということであります。

〔中　略〕

結論として、委員会は本案について、全会一致原案どおり可決すべきものと決定いたしました。よろしく各位のご賛同をお願いいたします。

○議長(辺野喜英興君)　ただいまの副委員長報告に対して質疑に入ります。

（「質疑討論なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　質疑討論なしと認め採決に入ります。日程第16、議案第106号1970年度那覇市歳入歳出追加更正予算については、副委員長報告どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本案は副委員長報告どおり可決決定されました。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第36、決議案第５号与儀ガソリンタンク用地等軍使用土地の解放に関する要請

決議、議員金城吾郎外11人提出を議題として説明を求めます。

○金城吾郎君　ただいま議題となりました決議案第５号与儀ガソリンタンク等軍使用土地の解放に関する要請決議の説明をいたします。

ご承知のように私ども那覇市には相当量の軍用地があり、都市計画を進める上で大きな支障を来しておることはご承知のとおりであります。中でも与儀にあるガソリンタンクは住居地域に隣接しておるために、これまで地域住民および全市民の名において強くその撤去が要請されてきたことはご承知のとおりであります。那覇市議会におきましても1959年、61年の２回にわたってこれが撤去等々の要請決議を行なっております。一時ガソリンの漏出のために、市民各位が非常な不安に陥れられたこともご承知のとおりであります。

従いまして住民生活を安定させる、あるいは人命尊重の立場からこの機会にぜひ撤去をしてほしい、用地を解放してほしいという意味から要請決議をしたい、こういうことであります。議会運営委員会におきまして各派代表が起草委員となりまとめた案文であります。案文を朗読いたします。

与儀ガソリンタンク用地等軍使用土地の解放に関する要請決議

那覇市における軍使用土地は与儀ガソリンタンク用地をはじめ全面積の３分の１に近く、都市計画を進めるうえから大きな障害となっている。

与儀ガソリンタンクは住居地域に隣接しているため危険を伴い、いついかなる事態が発生するか予測できないものがあり市民生活を極度の不安におとし入れている。

那覇市議会は過去２回にわたってこれら施設の撤去と用地の解放を要求してきたが、未だその実現をみないことは真に遺憾である。よってわれわれは、市民の不安を除き健康にして文化的な近代都市建設のため、その障害になっている与儀ガソリンタンク用地マーニング社使用土地及び天久米軍住居地域等軍使用土地の速かなる解放を強く要請する。

1969年９月25日

那覇市議会

なお、あて先は琉球列島米国民政府高等弁務官あてでありますが、かがみを付けて琉球政府並びに立法院にも送付したいとこのように考えております。

○議長(辺野喜英興君)　ただいまの説明に対して質疑に入ります。

(「質疑討論なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　質疑討論なしと認め採決に入ります。日程第36、決議案第５号与儀ガソリンタンク用地等軍使用土地の解放に関する要請決議を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本決議は可決されました。なお、あて先は高等弁務官、行政主席、立法院議長に送付することに決定いたします。

○議長(辺野喜英興君)　日程第37、決議案第６号那覇市における国県有地の民移管に関する要請決議、議員島袋宗康外11人提出を議題として説明を求めます。

○島袋宗康君　提案理由を説明する前に字句の訂正をお願いいたします。５行目の「県民の行政権限」というところの「県民」を「那覇市」に訂正願います。それでは提案理由をご説明いたします。

国県有地がアメリカ民政府の管理下に置かれておるために、1954年度から区画整理事業が始まっておりますけれども、区画整理事業が1958年の８月に完了しておりますが、しかしながら換地処分や登記変更、あるいは新町名番地が設定できない面で区画整理事業が非常に遅れております。未だにこれが処分されていないというふうなことで、この国県有地をぜひ民に移管すべきであるというふうな趣旨から出してございます。さらにまた那覇市の都市計画上、これから進める場合においても非常にこれが障害となっておるということから本決議案をご提案したわけであります。本文を読み上げます。

那覇市における国県有地の民移管に関する要請決議

近代的な都市建設は、都市計画区域内における土地利用計画が確立されることによって達成される。

ところが那覇市には総面積の4.7%にあたる837,226坪の国県有地があり、これらの土地は米国民政府の管理下に置かれ、那覇市の行政権限の及ばない状態にある。

このことは、那覇市の都市建設計画に大きな障害を及ぼすこととなり、土地区画整理事業をはじめ住宅対策など個々の事業促進をはかるうえからも甚だしく支障をきたしている。

われわれは都市の総合開発をはかる立場から、米国民政府の管理下にある国県有地を速かに民に移管し、近代的街づくりに使用できるよう強く要請する。

1969年９月25日

那覇市議会

あて先は琉球列島米国民政府高等弁務官、さらにかがみを付けて琉球政府行政主席及び立法院議長あてに送付したいと思います。よろしくご賛同をお願いいたします。

○議長(辺野喜英興君)　ただいまの説明に対して質疑に入ります。

(「質疑討論なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　質疑討論なしと認め採決に入ります。日程第37、決議案第６号那覇市における国県有地の民移管に関する決議案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本決議は可決されました。なお、あて先は高等弁務官、行政主席、立法院議長と決定いたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　お諮りいたします。今期定例会の会議に付議された事件は、すべて終了いたしました。よって会議規則第７条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって今期定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

(午後５時15分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1969年９月25日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　島袋　宗康〔印〕
署名議員(人民)国吉　辰雄〔印〕

56　1969年(昭和44年) 10月　第116回臨時会[公設市場]

10月23日(１日)午前10時５分　開会

○出席議員(18名)

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	６番　仲村　正治君
８番　上原　綱正君	９番　金城　甚松君	11番(人民)国吉　辰雄君	12番　儀間　真祥君
13番　平良　信一君	17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	20番　黒潮　　隆君
21番　久高　友敏君	23番　宮城　　武君	25番　比嘉　佑直君	27番　玉城　栄一君
29番　椿　　秀義君	30番　大浜　長弘君		

○欠席議員(12名)

４番　辺野喜英興君　　５番　喜舎場盛一君　　７番　平良　玄昌君　　10番　島袋　宗康君
14番　宮里　敏慶君　　15番　金城　重正君　　16番　高良　文雄君　　19番　金城　吾郎君
22番　喜久山朝重君　　24番　真栄城嘉園君　　26番　安見　福寿君　　28番　友利　栄吉君

○説明員

市　　長　平良　良松君　　第一助役　稲嶺　成珍君　　第二助役　前田　武行君
総務部長　親泊　康晴君　　財政部長　伊波　静男君　　建設部長　水間　　平君
土木部長　内間　安春君　　水道局長　佐久川寛貞君　　消 防 長　具志　清一君

○事務局出席者

庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　議案第116号　1970年度那覇市歳入歳出更正予算（市長提出）

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○副議長(仲本安一君)　これより1969年第116回那覇市議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○副議長(仲本安一君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、儀間真祥君、平良信一君を指名いたします。

○副議長(仲本安一君)　日程第２、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長(仲本安一君)　ご異議なしと認めます。よって会期は本日１日間と決定いたしました。

○副議長(仲本安一君)　日程第３、議案第116号1970年度那覇市歳入歳出更正予算を議題として当局の説明を求めます。

○財政部長(伊波静男君)　議案第116号那覇市歳入歳出更正予算についてご説明申し上げます。

今臨時議会に提案いたしました予算は、去る10月19日牧志公設市場の精肉、鮮魚および食糧品の販売をしている西市場に火災が発生し、該市場は木造で、しかも密集地帯にあり、相当の被害を受けたので、これに対処するため、市といたしましては、西市場建設計画を推進し、早期着手をはかるため、現在の西市場使用者を収容する仮設市場を開南交番から平和橋にいたる新設道路に建設する計画で予算を編成し提案した次第であります。

予算内容を説明いたしますと、仮設市場の建設費として４万2,857ドルを産業経済費に追加いたしまして、これに要する財源は、当初予算に計上してあります政府補助事業の平和橋～大洋琉映館間道路事業の1969年度分事業の14万2,857ドルを減額し、このうち市負担分の４万2,857ドルを充当して、歳入の政府補助金は減額するよう処置いたしまして、歳入歳出とも10万ドル減となる更正予算となっております。

以上簡単に説明を終ります。よろしくご審議のほどお願い申しあげます。

○副議長(仲本安一君)　ただいまの当局説明に対し質疑に入ります。

○玉城栄一君　４万2,000ドルの仮設市場についてもう少し具体的にこの場所について説明を願いたいと思います。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。場所は開南交番のほうから大洋劇場のほうへ抜ける都市計画道路がありますけれども、現在開南交番のほうから平和橋間は出来上がっております。その車道の部分に仮設市場を作りたいと考えております。建てます坪数は309坪になります。構造は木造、トタン葺きという計画をたてております。

○久高友敏君　お尋ねいたします。ご承知のように牧志公設市場が不慮の火災によって焼失し、これに代わる仮市場を４万ドル余で建設することになっております。そこで従来の市場使用料、つまり焼け出された分については当然使用料は入らないと考えられます。そこで今度新しく仮市場を建設した場合、従来の牧志公設市場の使用料を徴収するのか。もし徴収しないばあいには来年６月まで歳入として当然入ってこないがそれに対する処置、あるいは12月の議会においてこれを処置するのか、そういう点についてお尋ねいたします。

○総務部長(親泊康晴君)　21番議員のご質問にお答えいたします。公設市場使用料につきましては現在各公設市場別の使用料によって徴収しておりますけれども、現在の西公設市場に準じて使用料を徴収するかどうか、あるいはその期間使用料の減額をするかどうか、諸般の事情を見極めた上で検討するということで現に検討中であります。

○久高友敏君　部長の説明は検討中であるということでありますが、今の段階では仮市場の使用料をとる方針なのか、とらない方針なのか。それぞれの公設市場の使用料に準じて将来徴収する考えであるのか。私の記憶では水上店舗を設置した場合、現在の公設市場を設置したときには使用料は徴収しなかったと記憶しておりますが、今度道路上に仮設した場合にはとる方針であるのか。そこをもう一回説明願います。

○総務部長(親泊康晴君)　お答えいたします。現在のところ仮市場を設計するという緊急事態に対応するものとして使用料を徴収するかどうか、あるいは原則として徴収するにしても減額になるかどうかということにつきましては現に検討を進めている段階でございます。

○仲村正治君　このたび不慮の事故で火災が発生したくさんの被災者が出たということに対して心からお見舞申し上げます。そういうふうな不慮の事故に備えて、去った９月の議会において144ドルの保険料が追加更正されておりますけれども、その保険契約は出されているかどうかお伺いしたいと思います。

○総務部長(親泊康晴君)　お答えいたします。ご指摘のとおり去る９月の定例議会で折角議決されたにもかかわらず現時点で火災保険の加入をいたしておりません。行政事務の遅延によりまして、市有財産の復活のための保険金を確保出来なかったということにつきましては誠に遺憾に思っている次第でございます。いろいろと行政事務の不手際からかかる遺憾なことになりましたけれども、今後かかることがないように強く行政事務の改善をはかってゆきたいと思っております。

○平良信一君　被災者の救援対策として開南から下の通りに仮設市場を作るということで４万2,000ドルの予算が計上されておりますけれども、あの道路は都市計画によって認定された道路であり、そこに仮市場を建設するということは違法になるんじゃないかと思っております。それと４万2,000ドルを仮設市場の建設費に充当するということでありますが、折角新市場も出来ておりますので一時的にも向こうへ収容して、そしていろいろ今後の対策を練ったらどうかと考えておりますが、その点についてお伺いいたします。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。この道路は65年から着工さているわけでありますけれども、これの完成予定といたしましては71年ということになっております。ところが現状はどうなってるかといいますと、68年度の予算が現在執行されてるような状態であります。この状態からゆきますと恐らく２年ぐらいは当初の予定よりも遅れるんじゃなかろうかという見通しと、都市計画事業でありますので政府の補助金によってその予算の大部分がまかなわれております。69年度の例からゆきますと琉球政府のほうで援助金を組むべきものが組まれてないというような状態と、それと現在の進捗状況からいたしまして約２年ぐらい遅れるんじゃないかという見通しをたてられております。道路の一時使用につきましては、この道路は全体的に一つの道路として取り扱われておりますので、この部分の使用については違

法ということにはならないんじゃないかと思っております。なお道路の占用についての手続きは一応やっておく必要があると思っております。

○黒潮隆君　ただいまの質疑と関連すると思いますが、前西銘市長の当時、新栄通りのまん中に花屋通り会を収容するために仮市場を建設して長期にわたって使用したことがあります。その場合、手続きとしては議会に出て来るということはなかったわけでございます。もちろん道路占用許可という形をとられてあの道路を使用したのかどうか、これは議会に出て来ないのではっきりわかりませんけれども、ただいまの建設部長の説明では〝手続きをとる必要がある〟ということですが、具体的には、かつて新栄通りを使用したように市当局の占用許可というふうな形で出来るのかどうか、都市計画道路としてやはり主席の許可を必要としているのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○土木部長(内間安春君)　この道路は那覇市道でありますので当然道路法第25条第１項第５号の道路占用許可を、道路管理者である市長の許可を受ければいいというふうに思っております。

○大浜長弘君　重複すると思いますが、２、３点お尋ねしたいと思います。仮設市場309坪を作られて、現在焼け出された西市場のどういう方々を向こうに収容するのか、それをお伺いしたいと思います。

○総務部長(親泊康晴君)　お答えいたします。仮市場に入居させる業者の方々は西市場に居残る業者だけにしぼろうと思っております。

○大浜長弘君　火災後、業者が応急措置をして商売が出来るようにしたいということでございますが、西市場は那覇市当局が当然補修して商売が出来るようにすべきであるけれども、応急措置は業者自体がやったのか、それとも市当局が緊急に応急措置をして入れたのか。金がかかっているとすればこれは一体どうなるのか。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。今度の火災によりまして西市場の約半分が完全に焼失し、一部が非常に危険な状態になっておりましたので緊急に市のほうで資材を出し、その中の大工労務を一部市のほうで負担いたしまして、残りの分につきましては市場の業者に加勢していただきました。市の建物でありますので資材のほうは予備費から出してあります。

○大浜長弘君　もう１点、先程６番議員の質問に対して〝火災保険は加入してない〟ということで行政事務のまずさを部長は述べておりましたが、７月の議会できちっと承認されて、７、８、９と、もはや３ヵ月も過ぎておりますが、一体どういうふうな理由で加入してないのか、もう一回説明を願います。

○総務部長(親泊康晴君)　お答えいたします。実は西公設市場の火災保険料の予算は９月26日に議会議長から原案可決の通知を受けまして、市当局といたしましては早速火災保険料の契約事務を進めたわけでございます。保険料の契約につきましては10月４日に起案いたしまして、契約の伺い決裁が10月16日になりまして、その支出命令を18日、火災前日の土曜日に支出伺いをしたわけでございます。起案の10月４日から決裁の16日まで相当の期間がございますけれども、この間どういう理由で遅延したか今検討を進めております。

○大浜長弘君　10月の４日に起案し、16日に決裁を受けたということですが、１枚の書類が13日間もこのようにどうこうということは、お役所仕事といわれてもやむを得ないと思います。部長は４日に起案し16日に決裁を受けた、13日間この書類がどこで止まっていたかを厳重に調査してもらいたいと思います。お役所仕事で判を押せばいいということでは困ると思います。そういうふうな面をひとつ厳重に調査してあとで報告してもらいたいと思います。

○儀間真祥君　仮設市場を建設する場所は開南交番から大洋劇場に至るところで、一応都市計画道路であり那覇市長の許可をもらえばいいということでございますが、一応道として出来た以上道路法の関係もあると思いますが、その点の説明を願います。

○土木部長(内間安春君)　お答えいたします。道路法との関連は所管である那覇警察署長との合議をとればいいということであります。

○儀間真祥君　ということはこういうことですか。現在開南交番から大洋劇場に至る道はまだ十分開通してないが、開通していれば道路法の適用を受けるんであるけれども現在のところでは受けてないということでありますか。

○土木部長(内間安春君)　道路法との関連は、なる程この道路は一部完成しておりますけれども、全長に対しては未完成の状態でありますので、その完成した分に対しては一応道路法の適用を受けますし、さらに道路交通取締法の適用も受けます。交通上支障がないというふうな見地で警察と合議して合意に達すれば道路占用許可を与えていいというふうになっております。

○上原綱正君　このたびの西市場の火災発生によりまして災害をうけた方々に対して心からお見舞を申し上げます。案件が関連いたします性質上、新しく出来ました西市場の公募の状態について具体的に数字をもって説明していただきたいと思います。

(「議題との関連はどうなるのか」と言う者あり)

○総務部長(親泊康晴君)　お答えいたします。第二公設市場の公募は10月22日現在の時点におきまして270名の方々が応募しております。

○上原綱正君　270名の受付について具体的に、例えば雑貨、精肉、鮮魚というふうなことで説明願いたいと思います。さらにまた西公設市場については何十名収容能力があるか。

○総務部長(親泊康晴君)　お答えいたします。公募の締切りは10月24日までとなっておりますので、まだ具体的にどの業種がいくらという分析はやっておりません。それから第二公設市場は現在409小間数をもっております。

○平良信一君　先程本員は道路上に仮設市場を作らずに暫定的に被災者を新市場に収容してその後対策を講じていただいたらと申し上げましたが、これに対してまだ当局からのご意見をいただいておりませんが、それについてお伺いいたします。

○総務部長(親泊康晴君)　13番議員の質問にお答えします。第二牧志公設市場に対し前市長と約束が交わされている、いわゆる優先入居の方々が花屋通り会、それから都市計画事業に協力された方々、それから現西市場におる業者で移転賛成者、これをしめまして約205名の業者がおるわけでございます。そこで先ほども説明申し上げましたように小間数は409でありますけれども、この205名の残された小間につきましてはすでに火災以前に新聞公告をいたしまして残りのものは応募でもっていたします。それで数を上回った場合には抽選をするんだということを市民に約束してありますので、いまさら当初計画を変更するということはまずい結果になると思って当初案を採用したわけでございます。

○平良信一君　こういう緊急事態が発生したんですから、これは今までの募集は一時待ってもらってでも被災者の方々を優先的に収容する方法があるんじゃないかと思いますが、これに対してお答え願います。

○総務部長(親泊康晴君)　お答えします。もちろん被災者の中で新公設市場に入居希望の方々は優先して入居させる方針をとっております。

○椿秀義君　お伺いしたいことは仮設市場の工事期間と、それから何年くらい仮設市場を使っていくかお伺いします。もう１点は仮設市場ができるまでの現在被災者の方々の救済方法といたしまして、どういうふうに対策を講じているか、その点についてお伺いいたします。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。非常に急を要していますのでこの議案が通過しますれば早速工事にかかりたいと考えております。工期につきましては約１ヵ月から１ヵ月半を予定しております。なおこの仮設市場で何ヵ年くらい営業を続けるかということにつきましてはまだ設計が十分できておりません。新しい市場の設計が十分できておりませんので、はっきりした見通しは立てられておりませんけれども、おそらく１ヵ年半から２ヵ年くらいはこの仮設市場で営業していただかなけりゃいけないんじゃないかというふうに予想を立てております。

○総務部長(親泊康晴君)　被災者に対する救済の方法としてはどういうふうに対策を講じているかというご質問につきましては、救済者の方々に対してできるだけ市当局といたしましては、業者の再生資金を融通させるために大衆金融公庫、あるいは資金運用部あるいはその他の金融機関を通じましてできるだけ

優先斡旋するような方向で進めたいと思います。それからなお日々の生活に困窮している業者につきましては、民生関係の立場からお見舞あるいは扶助という形で救済するような方向でいま事務面を検討しているところでございます。

○副議長(仲本安一君)　よろしいですか。23番。

○宮城武君　今回の不慮の災害に対しまして、開南の新しい道路計画地に仮設市場を設置するということについて先ほど建設部長の答弁があったわけですが、これまでの答弁の中から総合しますと都市計画事業の中で道路の交通緩和というのが最優先であり、あれだけの土地収用費をかけてやってなおかつその上を２ヵ年も、２ヵ年くらいの目途のもとに業を営ますというお考えのようでございますが、それよりもむしろ先ほど13番議員が質問したように新しい市場があるわけですからこういう緊急事態に対しては、これまでの市の基本方針であるかもしらぬが、それを何とか曲げて新しい市場に移せないものだろうか。またあの道路を２ヵ年以上かかるであろうというひとつの目安のもとにやっておるようですが、法的な論拠からひとつ逃れる答弁としか受け取れないのでございます。そういう点を考え合わせてみますと、道路占有をするというより市場としてあれだけのものを持っていながらまだ使っていないんですから、市の最初の案はどうぞ変更していただいて一応はこの新しい市場に移し、そして今の現市場の皆さま方が調査費を組んだあの市場の新しい建設に総力を結集していくという姿勢に切り換えていただけないものであろうかどうか、これをお尋ねする次第でございます。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。その点につきましては当局としても考えないわけではありませんが、この移転問題につきましては皆さんもご承知のようにたいへん根強い反対がございまして、このような事態になってもやはり第二市場に入居するということについては根強い反対を持っておりまして、特にこういう緊急しかも興奮状態の中でこの問題を考えるということは、ますます困窮を深める、混乱を深めるという結果にしかならないと思いまして、いままでご説明申し上げました処置をとろうと考えておるわけであります。

○宮城武君　いろいろと考えたあげく、これはいろいろ今後困窮を来す問題があろうという市長の配慮があったようでございますが、こういう緊急事態に対処するに一応は現在ある施設を使っていくというのが、私は常道じゃなかろうかと斯様に思うのでございます。なおかつこの新しい道路に仮設市場を建てるということでございますが、これは法的に見てあるいは都市計画の道路法からいって常識的に、あるいは道路交通の緩和状態、いろいろの諸制度、施策いろいろな多角的な検討をして果たして占用をしたほうがいいのかどうか。これが当局としてはベター（better）と思っておられるんですか、現段階においては。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。ご指摘の点につきましては同様にわれわれも憂慮しているわけでございます。都市交通の緩和の問題、環境衛生の問題、その他の社会的な問題からいたしまして好ましい状態でない。したがいましてわれわれはこれを早急に解消する努力をしなくちゃいけない。その方向に向かって努力を集中していく所存でございます。なおこうした道路占用につきまして前例はご承知のことかもしれませんが、かつて花屋通り会が新栄通りの道路を占用したこともございました。しかしこういう事態はそれこそ早目に対処しなくちゃいかぬと思って、それにはやはりその他のことを考えるよりも先ほど申し上げましたような方針で処理したほうが、これ以上の混乱をまねかない最善の方法だと考えております。

○(人民)国吉辰雄君　このたびの市場の火災にあたりまして非常に不審な点があったと思います。その第１点は10月19日という日曜日、しかも那覇市のあっちこっちで運動会が数多くもたれているという日、したがって市場はほとんどの業者の方が休みであったということ。さらにその時点、１時15分とかいう非常に人通りの少ない、人気の少ないような時間などを勘案してみまして、この火災の原因を徹底的に究明しなければいけないとこう考えます。いずれ市当局からの究明がなされると思いますが、徹底的にこの火災の原因を洗っていただきたい。さらに那覇市が何か大きな事業をやる場合にこれに似たようなことがこれまでも数々あったと記憶しております。たとえば樋川の市営住宅の場合もそのようなことでございました。平和通りのキラクマーケットの周辺の火災もそのとおり。それから旭ケ丘における、これはボヤ程度で済みましたが、市当局との対関係で非常に緊迫した時点に火災でもってものごとが処理されていったというふうな事例がこれまで２、３あった、こう考えます。したがって今度の事件もあまりにも偶然が重なり過ぎておるというふうな一般的な見方です。偶然にしてはあまりにも偶然が重なり過ぎておるということでこの火災の原因を徹底的に究明してもらいたい。

次には残された東市場ですが市財産の管理の面から防衛を強化していかなければいけないと思いますが、今後のこの点についての対策など防衛の強化、火災は必ずしも夜起きるとは限っておりませんので昼、夜を通じての防衛の強化などについて市長はどうお考えであるかお答え願います。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。ただいまの問題につきましては、かねて不穏なうわさも流布されておりましたので、９月議会が済んで直後警察局長にその旨を連絡いたしまして、警察当局としても十分に警戒してもらうようにかねて要請をしてありました。那覇署にも同様の要請をしておったのでありますが、このような災害に遭遇したことを非常に遺憾に思っております。それでご指摘の問題がございますが、今日まで那覇市で行政的に紛糾した議案がしばしばこの怪火によって解決されてしまったということで、市民の間に非常な不信と不安をかもしておる状態でございますので、今回も原因不明とかあるいは迷宮入りというようなことで決着つけられてはいけないということで、第二助役を伴いまして早速那覇署に対して厳重にその真相究明に努力するようにと要請してまいっております。以上の点につきましてご報告申し上げます。さらに今後の対処でございますが、これは市場組合の協力も得まして、従来市場組合では自発的に夜警を出して夜の警戒もしていたわけでございますが、今後とも業者、当局一体となってそのような災害の起こらないように厳重な警戒をしていきたいと、そのことをまた当局にもお願いしていきたいというふうに考えております。

○又吉久正君　先ほどから６番議員や30番議員の質問、質疑の中に火災保険がまだかけてなかったということでございますが、９月の25日に議会を通過して26日に議長から当局に出されているということですが、その間相当の時間がある。特に消防本部からは火災警報が発令されている。こういう密集したところで、しかも火災の発生しやすいところで、しかも議会に出して議案を自分らで通過させておる。それを長い間保険をかけてないということはほんとうに遺憾にたえない。この144ドルの保険金に対して何万ドルの保険額を契約しようとしたのか、これを説明してもらいたい。

○総務部長(親泊康晴君)　17番議員の質問にお答えします。144ドルの保険料の内訳につきましては精肉、鮮魚の店と食料雑貨、米の全焼部分です。それと２つの内訳で保険を加入しようというふうな予定をしておりまして、すでに全焼したいわゆる食料米類の保険料は64ドル８セントの保険料契約を内々に相談をしていたわけでございます。それから保険契約高4,166ドルでありました。それから現在残っている精肉鮮魚の保険料は79ドル50セントで、保険契約高は5,000ドルちょうどでございました。

○又吉久正君　ただいまの部長の説明で、焼けたところの保険料が64ドル。掛金が4,161ドルというふうになっておりますが、こういう火災警報、しかも消防本部からたまたま火災警報を出されているその時点において、市当局がその期間に保険をかけてなかったという自体大きな怠慢だと、こう本員は考えております。さらに4,160ドルあまりの金額は市民にそれだけ損害を与える、こういう結果になるんだがお役所仕事としてこういうふうな保険をかければ、決済をすれば１日でできます。多くても２日くらい決済を持ち回りをしたならば、それも予算を通過しているからにはこれも１日か２日でできるんじゃないか、こう本員は解釈するのである。こういう重要なときに、しかも火災警報も出されているときに、特にああいう火災の発生しやすい場所についてこういうふうな怠慢をしたということは、市民にこれだけの損害を与えているということ自体遺憾にたえません。これについて当局はどういうふうなお考えであるかこういうことについて、これをきっかけに今後の問題もあるわけですが、当局としてこれについてどういうお考えであるのか、ご説明願いたい。

（「市民の血税ですよこれも」と言う者あり）

○総務部長(親泊康晴君)　17番議員の質問にお答えします。先ほどもご説明申し上げましたけれども、今度の行政事務の遅延につきましてはどういったところで長びいたか、あるいは行政事務の手続きがまずかったのか、そういう面を総合的に検討する意味で、すでに発足されているところの行政事務改善委員会に早速諮問して、それの原因究明をはかりたいと思っております。それから、それと並行いたしまして行政ベースの面ではすでに、失礼いたしました行政監察の面におきまして各部の、各課の事務量調査も行いましてこういった面からも改善策が見い出されるんじゃないかと、こういうふうに考えて早急にこれの対策をしたいと思っております。

○又吉久正君　これから行政事務においては検討してやるとおっしゃるので、これをきっかけに行政事務をスムーズにいくようにやってもらいたい。そうすることによってそういう損害も受けないと思う。市当局の損害は市民の損害である。血税であるということをいつも考えるべきだと本員は思います。

次に、今度つくる仮設市場は開南の新しくできた道路上に建設なさる。こういうふうにご説明なっておりましたが、これは先ほども質疑がありましたが当局は法的にこれに疑問はない、疑義はないという答弁をしていたのでございますが、本員は大きな法的疑義をはさんでおります。というのは、建築基準法第３章都市計画区域内の建築物の敷地、構造及び建築設備。道路の定義、法第38条４項「道路法または都市計画による敷設または変更の事業計画のある道路で、２年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの」こういうところには２ヵ年以内に着工するというところには柱１本も立てられないと本員は考えております。道路及び計画道路内の建築制限40条の２項、これに当てはまってくると本員は解釈しております。２ヵ年以内に着工するところでさえも１本の柱も立てられないのに、この場所はすでに土地を購入し、立ち退き補償を出して政府の補助で道路もでき上がっているその場所に、いいですか、その場所にこれから２ヵ年内にやろうと決定して着工するところでさえも柱１本も立てられないところでありながら、そこにこういう仮設市場ができるかどうか、本員はこれに対して非常に疑問を持つものである。当局の見解を伺いたい。

（「しっかりしたほうがいいですよこれは」

「これはね大きな問題になりますよ」と言う者あり）

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。すでにできた道路に対しましては道路法の適用がなされます。ただいまの質問は２ヵ年以内に都市計画事業として事業執行する予定のものとしての、その箇所における建築についての問題と思いますが、今後２ヵ年以内につくると指定されたものの制限、それはこれには加えられません。以上です。

○又吉久正君　これがですね。いま含まれないとおっしゃっておりますが、すでに２ヵ年以内に着工する計画のところに柱は立てられないのに、この場所は立ち退き補償もして用地も買収した都計道路ですよね。そういう時点においてこの場所にああいうような建築物ができるという自体本員は都計法に反するとみております。いかなることがあっても、あるいは法律家から聞いてもおそらくむずかしいという見解を持っております。本員もまたそういうふうな見解を持っている。大きな行政訴訟なんか起こされたらたいへんになると思うが。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。２ヵ年以内に事業を執行する予定のものとして指定された道路につきましては、今おっしゃるとおりでございます。ところがいま仮市場をつくろうとするところはすでにでき上がりまして、建築基準法の適用が受けられるものではなしに、道路法の適用がなされる箇所であります。それともう１つは本建築でありません。あくまで仮設の施設であります。そういうことであります。

○又吉久正君　道路の定義が38条の４項にうたわれているのですよ。それをいま建設部長のご答弁では差しつかえないとおっしゃっておられるようですが、本員はこれに非常に疑義をはさんでいるんです。本員としてはこれは絶対にできないと思っておりますがね。いま道路、これは完成をしていないんですよ。道路の認定もまだやってないんでしょう。工事施工中ということです。２ヵ年以内に着工することさえできないのに、今そこにそういう建築物ができるという自体が私は見解の相違かもしれませんが、本員の解釈は絶対できないとこう考えておりますが、しかし当局は全然これに対して拘束されないという見解ですか。具体的にもう一ペン答弁を願いたいと思います。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。建築基準法の適用に当っては、先ほど申し上げましたように２ヵ年以内に事業執行される予定のものとして規定された道路として考えられます。それによって制限を加えているわけです。しかし現在できておるのは道路法によって措置しようというところであります。それとあくまでも仮設建設物であるということであります。

○黒潮隆君　全く同じようなことが那覇市で行われておるわけです。というのは、漫湖周辺の都市計画道路ですね。これは私たちは反対しましたが西銘市長が道路占用を許可しておる。しかも道路を横断して、９月議会にも一般質問で申し上げましたが、レールを敷いてそこから原木を会社内に引き入れる施設がなされ、さらに原木を引き上げるための小屋ができ、ウインチ、機械類まで備えつけられておる。しかも都市計画道路を不法に占用しておる事実なんです。不法に占用したのを撤去させて道路として使うのではなしに、一営利会社のために供する措置がなされているわけです。それがアメリカのプライウッド会社、ベニヤ工場なんです。その場合にもやはり道路占用としてできるんだという見解に立って、道路占用許可を与えているわけです。しかも護岸などが何回にもわたって破壊されておるわけです。開南の通りの場合は約２ヵ年ぐらいするとその道路が完成して、道路として使用できる。しかしそれは２ヵ年もかかるんだということで、その期間そこに那覇市が仮設市場を作るというふうな計画だと思います。

もちろん道路は道路として使用するのがあたりまえだと思います。先ほどの議員の質問の中にも、交通難緩和という大きな立場から当然だと思います。私もそれは賛成であります。しかしながら政府の補助事業、さらに那覇市の執行状況、そういったことのいろいろなことからすると、どうしても２ヵ年かかる。大洋劇場のところまで開けていくには、そこに生活しておる市民の立ち退き問題、補償の問題等困難なものが横たわっているからであります。しかしながら実際に使用しておる道路、たとえば那覇市の平和通り、新栄通り、那覇で一番混雑しておる道路だと言われておりますが、そこの道路の利用については非常に大きな問題になっていたわけなんです。しかも付近の市民の反対もありながら前市長は新栄通りに花屋業者を移すために仮市場を作ったわけでございます。それは那覇市が、西市場を建設するときに、そこに入って貰おうというふうな見通しでやったわけです。ところが市場を建設するに当って市場業者といろいろな問題が起きて、延び延びになったわけです。しかし第二公設市場が最近でき上がりました。そこにいつごろ移せるという着工の見通しがついたときに、あの花屋通りの仮市場が撤去されたわけでございます。それはもちろん占用許可を那覇市が与えた場合には合法的に占用できるわけです。そういった問題と実際、その道路ができ上がるのが２ヵ年後というふうな問題とはおのずから違うと思います。

そして先ほどの議員が読み上げていた問題については、これから予定されておるものに対する建築の制限だというふうに本員は理解しております。そしてでき上がった道路に対して一時、あるいは期間を設けて占用するというものとは全然異なるというふうな見解に立っております。プライウッドの問題から考えて那覇市当局として自信をもって、先ほどは訴訟を起こされるんじゃないかというふうなことがありますが、一体どこが訴訟を起こすのかというふうなところまではっきり答弁してもらいたいと思います。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。ただいま17番議員のご指摘の点につきましては、先ほど建設部長から説明いたしました見解を当局としてはもっているわけでございます。なお20番議員からご指摘のありましたプライウッドの不法道路占用等につきましては、これを排除すべく努力をいたしております。これが両々相違した問題じゃないかという17番議員の指摘でございますが、ご指摘の問題はこれから恒久建築をやろうという場合には、建築基準法の制限規定として設けられておるものでございまして、わ

れわれはそこに仮市場を作るのであって、あくまでも暫定的な緊急対策の措置としてこれを使用しようということでございます。

従って道路法の規定に基づいてこれを措置していくということでございまして、こういう事例はどこの建築現場でもままあることでございます。こういう大きな面積を要しないけれども随所において、道路の占有許可というものは許可しております。暫定的にそのような事例を勘案していただきまして、あくまでもそこに仮市場という恒久的な構築物をやるんじゃなくして、あくまでも緊急対策、被災者の救済措置として暫定的にこういう措置をするんだということでご理解を願いたいと思います。

○又吉久正君　本員の質疑に対して誤解をもっておるような感じがしますが、本員はそこに仮設市場をつくるのに反対しておりませんよ。法的な疑義がある。焼け出された方々に対しては本当に心から私は協力したい。しかしながら本員が申し上げておるのは、法的問題です。法的に疑義がある。当局の答弁では道路になっておるから差しつかえないと言っておりますが、この道路の定義、38条４項、あるいは40条の２項、これを見たならばおそらく私はむつかしいと、こういう見解をもっております。だから当局は大丈夫だとおっしゃっておられるんだが、本員はむつかしいという見解、それと裁判にかけるとか、かけないとかと言っておりますが、それは市民であるならば市が悪いことをしておるならば裁判はかけられます。それは何も問題じゃないんです。本員の考えではこれはできないという見解をもっております。何も仮設市場をつくらすつくらさぬという問題じゃなくして、法的な問題です。

○儀間真祥君　予算を組む場合には、おそらく1969年度の予算を組む場合は、68年度の予算を一応考慮して組むと思います。その点から言いまして、現在の公設市場の火災保険は前の予算で組まれておったかどうか。その点をご説明を願います。

○総務部長(親泊康晴君)　お答えいたします。1969会計年度までは火災保険の予算を措置しておりました。1970年度から西公設市場を廃止するということで70年度の予算には、火災保険の予算措置をしなかったわけでございます。

○儀間真祥君　新しい公設市場がつくられておりますが、これの火災保険は組まれていないのですか、予算で見たことがないけれども、登記が済み次第組むのか。その点をご説明を願います。

○総務部長(親泊康晴君)　お答えします。第二公設市場の火災保険の予算措置は現行会計年度の当初予算に計上してあります。

○仲村正治君　先ほど建設部長の答弁の中に、西市場の政策の設計が完了していないので仮設市場での収容期間がどのくらいになるかわからない、という答弁でございましたけれども、私が調べた範囲内ではそこの地主は、〝貸さないんだ〟という考え方に立っているようでございます。その問題でこじれまして、かなり長期にわたってこの仮設市場に収容するようになりますと、いろいろと都市計画に基づいてつくられた道路でありますので、その機能上も問題が起こってくるとこう考えますけれども、その買収がもし実現されない場合は仮設市場に収容した人たちの、その措置をどう考えているか。市が責任をとるのかどうか、その点についてお答え願います。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。９月議会においてもご説明を申し上げましたが、市当局としましては70年度に新しい市場を建設していくんだというようなことを説明しております。われわれは必ずこれが実行されるもんだというように自信をもっております。

○又吉久正君　今、その法の疑義がありますので、それがなければすぐでも賛成していくわけだが、もうしばらく休憩していただいて、もっと権威者と話し合ってやりたいと思いますので、多分午後になると思います。そこでもし質疑がなければ休憩して下さい。

○副議長(仲本安一君)　休憩いたします。

(午前11時31分　休憩)

(午後０時15分　再開)

○副議長(仲本安一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○又吉久正君　先ほどの本員の法的疑義について事務局を通じて政府関係と連絡させたわけですけれども、地方課に聞いたらこれは建築課だと、建築課に問い合わせたら法的にこれは疑義がまだはっきりしないということであり、都計道路であるので都計課とも合議してそれによってしかはっきりできないというようになっております。まだ向こうとしてもはっきりと、そうだ、ということを言っていないということでございます。

○玉城栄一君　最後に市長自身から一言見解を述べていただきたい件は、先ほども火災保険料の問題については何回も質疑が交わされましたけれども、部長から説明があったそれを結論として申し上げますならば、要するに事務の怠慢である。その結果として１万ドルに近い市民の大事な金が使われなければならないということになっております。そういうことでございますので、この問題は非常に緊急性の強い問題であったと思うわけでございます。業者自体もそのことを心配しまして６月より自主的に火災予防の万全を期していた。また当局としてもその必要を認めて９月議会にはその保険料を議会に提案したと思うんであります。しかしながらそのように非常に緊急度の強い問題についてすら１か月余も事務がかかってそれが行われなかった。これは非常に由々しい問題だと思います。市長の1970年度の施政方針の中にもこういう項目があります。４項目のまず第１番目の中で「市民要求を具現するための機能体である市役所を常に活動的で民主的なものとしたいと思います。市民のための市役所づくりに徹するためには、市民に不利益を与える行為を一掃し、いわゆる〝お役所仕事〟を改善する運動を展開しなければなりません。」と施政方針の中でも市長はそのように述べております。

しかるに現段階において、このような非常に緊急性の強い大事な問題すら１か月も事務が停滞している。そのために大いなる不利益を市民に与えた、そのことに対して市長自ら市民に対して納得のいく説明があってしかるべきだと思います。

先ほどの部長の答弁の中にもどこに問題点があったかその点を検討し、今後改善していくというような話でありますけれども、火事があってもう５日もなるのにその問題点すらわからない、その事務のずさんさ、その点をきびしく指摘しなければならないと思います。この問題はむしろ氷山の一角にすぎないんじゃないか、われわれの目のとどかないところにおいてあらゆる事務が停滞しているのじゃないかと、そのように心配いたします。たとえ１センたりとも市民の大事な金がそのような事務のルーズさから無駄に使われてはならないと思います。その点市長として市民に対して明解に見解を述べていただきたいと思います。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。先ほど17番議員からもこの点につきましてご叱責を受け、ただいま27番議員からも再びこの問題についてご叱責をいただいたわけでございますが、この点につきましては当局としてまことに申しわけないと存じております。さらにどの面で如何なる理由で事務が停滞していたかということについても十分究明をいたしまして、今後再びこのようなことのないように十分注意してまいる所存であります。

私、就任以来、ご指摘のとおり、いわゆるお役所仕事にならないように事務をつとめて迅速に処理するようにということで、部下職員に対しても督励をいたしておりますし、私自身、決裁書類を机上に停滞させることがないように心がけておりまして、私のところには１日以上書類を停滞させたことはないのであります。しかしこれは長い間の惰性と申しますか、なかなか一朝一夕にいかない点もございまして、その点今後なお全力を挙げて事務面の改善を加えていきたいと存じておりますので、深くお詫び申し上げると同時にご理解をいただきたいとこういうふうに考えております。

○中村昌信君　去る19日の大火に伴いまして直ちに市長の陣頭指揮のもとに救援対策に乗り出し、さらにきょうの臨時議会を招集していただきましたことに対し、本員は心から敬意を表するとともに被災者の皆さんに心からお見舞を申し上げます。

１点だけお聞きいたしたいことは、先ほど29番議員からのご質疑に対して、救援の対策としてのお答えとして市中銀行や、あるいは大衆金庫からの再起資金の斡旋をしていくというお答えがありました

が、私もそのことに対しては一日も早く、ただ斡旋だけではなくて230名のあの被災者のうち、私が聞くところによりますと約200名相当がこの再起資金を借入れしたいというふうに言っております。200名相当といいますと、事務的に大変混乱しますし、また被災者は焼け出された後片付けやらでせわしいために、また銀行融資をしたこともない未経験の方々でありますので、市当局としては事務面からの指導と、さらに連合会とタイアップして再起資金が一日も早く貸し出しできるよう、大衆金庫、市中銀行にやっていただけるかどうか。その点をお伺いいたします。

○総務部長(親泊康晴君)　お答えいたします。資金融資の斡旋につきましては、先ほどご説明を申し上げましたけれども、具体的に業者の中には事務手続きに非常に困難な方々がおりますので、その方々に対して援助の手をさしのべてもらえるかというふうなご質問であろうかと思いますけれども、市当局といたしましては斡旋の方法、あるいは手続き等は現在設置されてるところの法律相談所、それから商工相談所などの内部の機関をフルに活用いたしまして一日も早く再生する方向に努力したいと思います。なおどうしても業者の方々で事務手続等で困難な方々に対しましては出来るだけ職員を動員いたしまして、その方々のために援助の手をさしのべたいと思っております。

○又吉久正君　309坪の仮設市場を作られるということでございますが、そこには何十名を収容するお考えであるのか。それと先程の答弁にもありましたが、今の市場の方々で第二市場に移る方々がおれば優先させるということですが、大体どの程度今の市場から第二市場に移る方々がおられるか。それと309坪の仮市場には何百名収容するのか、これを説明願いたいと思います。

○総務部長(親泊康晴君)　お答えいたします。仮市場の収容小間数はおよそ337から340程度を予想しております。と申し上げますのは、現在西公設市場に使用許可された小間数は457名でございまして、そのうち今までに第二公設市場に入居希望の方々が130名おられますので、それを差し引いておよその小間数をとった次第であります。

○又吉久正君　ご答弁では130名希望者がいるので第二市場にその希望者を移すということはほぼはっきりしていますね。

○総務部長(親泊康晴君)　はい。

○又吉久正君　それから残りの方々を仮市場を造って向こうで営業させる、そして今の市場敷地を70年度までに改築する。そして２年で改築して移すということでしたがあの土地は問題になっております。９月議会でも質疑を交わしたんですが恐らく訴訟にもってゆくだろうと。この訴訟に持ち込まれた場合、果たしてあと２年で改築して仮設市場の方々を本当にそこに移し切れるかどうか。裁判というのは相手がありますのであるいは何年続くかわからない、そういった点において２年で移すという仮定はどうかと思います。そこでもし万一これが出来なかった場合、仮市場で業を営む方々の補償問題、その後の対策についても考えるべきじゃないか。どういう措置をとるべきだということをこの仮設市場を作る前に予想してしかるべきじゃないかと思いますが、それについて具体的に答弁してもらいたい。

○第二助役(前田武行君)　お答えいたします。果たして２年以内に完成出来るだろうかということでございますが、われわれ建設部門としては設計、建築は大体計画中でありまして、見通しとしては今年度で設計を終り、来年度から予算が通れば建築に入る。そうしますと大体少なくとも２年後には完成するんだという計画をたてております。しかし、ご質問の大きな要点は、土地問題がこじれるんじゃないか、事件になるんじゃないか、相手があることだし事件が起これば簡単にすまされないんじゃないか、ということでございますが、これは必ず事件になるとも言えませんし、またならないとも言えない。事件になった場合にはどういう形で事件になるか。一例を申し上げますと具志川の区画整理事業は全住民の反対がありながら簡単に施行されております。これは手続上異議を封鎖して完全に出来るような手続きをしたが、寄宮の場合はその手続きを打たなかったために未だに出来ない。そのケースによっていろいろ方法がありますが、どういう形で出て来たからどういう形でやるか、具体的に述べよと言われましても、一例を申し上げますと都計法、収用法、民法、借地借家法、すべてをもってこう来たらこうやるんだ、

ああ来たらああやるんだ、こう来たらこうやらなければならんということで仮定に立つと大体長くなりますので、われわれとしてはどうしても２ヵ年を目標にやってゆくんだ、この努力をしているということだけの程度で答弁にかえさせていただきたいと思います。

○又吉久正君　救済の方法はどう考えるか。出来ない場合に。

（「議長、議長」と言う者あり）

○又吉久正君　まだ答弁が残ってますよ。補償の問題。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。もし万一問題が進捗しないで救済を要するような事態が起きたらどうするかということでございますが、ただいま第二助役から説明がありましたように、当局といたしましては以上のような目標を立てて執行してゆきたいと考えております。万一そのような事態が起きた場合、その時点でまた検討し皆さんに新しくご協力をお願いする問題が出てくるかもしれません。しかしそれはあくまでもそうした事態が起きたときの問題でございまして、当局としてはあくまでもそういうことがないように努力してゆきたいと考えております。

○又吉久正君　２年で新しく出来る市場に移されるというご答弁ですが、建築は何ヵ月ぐらいかかる予定でございますか。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。まだ設計図が完成していませんのではっきりした期間は申し上げられませんけれども、一応１ヵ年半から２ヵ年ぐらいはかかるんじゃないかという予想をたてております。

○又吉久正君　ここに疑問があります。２ヵ年後に移すんだという答弁は全然当らないと思います。着工の目途さえつかないのに、着工の目途がついてから工事が２ヵ年かかるのに、２ヵ年後に新しくあの道路上の仮市場から撤去して改築した市場に移すということ自体が裏腹であると思います。２ヵ年後に本当に仮市場から移し切れるかどうか、もう一ぺんご答弁願いたいと思います。

○建設部長(水間平君)　はっきりした設計図が出来ますればこれによって工程表を作成いたします。その工程表いかんによりましては、一日も早く仮設市場に入っている業者の皆さんを本建築の市場に移さなければなりませんので、そういったようなことも考えて工程表を作成いたします。市の方針といたしましては２ヵ年以内に完成したいというふうに考えておりますので、われわれとしても工程表作成の段階でそういうふうなことを考慮いたしましてやってゆきたいと考えております。

○副議長(仲本安一君)　質疑を終結し討論に入ります。

○宮城武君　本員は本日上程されました更正予算案に反対いたします。これから反対理由を申し上げます。現在、第二牧志公設市場が完成され、去った６月議会におきまして市当局は市場の方々を移すんだという基本方針があったはずでございます。しかしながらあれ以来諸事情の変更に伴いまして、反対されてる店子の方々を移さないということで、現在使用しているところの牧志公設市場の総合的な改築に着手されるようになったのであります。しかも第二牧志公設市場におきましてはあれだけ尨大な費用をかけ、なおかつ使わずして眠らせているという諸事情をみました場合に、今回不幸にして不慮の災害にあわれた市場の方々には誠にもって同情の念を寄せると共に早く更生の道を図らなければならないし、そこに市当局の責務があろうかと思います。そういう点を考え合わせ、なおかつ市場を中心とする市民生活を考えました場合にこの受益者そのものは市民であり売子である。これは一体の関係にあると思います。そういう観点に立ちました場合に、われわれは無暗に、徒に市民の血税を使うわけにはいかん。現在第二公設市場はあいておりますので市当局は何としても市民全般の福祉、市民全体の利益というものを中心にして市長は速やかに現在牧志公設市場におられる被災者の方々を第二公設市場のほうに移していただき、その間にりっぱな総合ショッピングセンターの調査、設計にかかるというような線で進めてもらいたいと思います。なお先程来当局の説明によりますと、現在の開南を中心とするあの通りの目的は、那覇市の交通の渋滞、これが起因して市民生活に及ぼす影響は大なるものがあるので、あれだけの費用をかけ土地を買収し新しく道路の計画をなされたものだと思います。そういう観点に立ちました場

合にあの道路が一日も早く完成し交通渋滞の緩和策が社会に与える利益の最たるものであると本員は理解するものでございます。そういうとき、逼迫する中で何ヵ年にわたるかわからないようなこの仕事を、あの道路の上に仮設建物を建て、４万有余にわたる市民の税金を使い仮設する必要はないと思います。あくまでも第二公設市場のほうへの臨時的な移転を当局は速やかに考えてもらいたいと思います。こういうように要望いたします。なお付け加えて申し上げますと今回の不慮の災害をみました場合に、これから長期にわたるであろうところのこの仮設市場というものをみましても、決して災害がふりそそがないという保証はないのであります。特に台風銀座といわれる沖縄におきましてはトタン葺で木造であるというのは、来年、再来年どのような台風が訪れるかしらない。そういうのもわれわれが考えました場合に第二公設市場は恒久的でりっぱな施設でありますので、当局は明敏なる判断力と勇気をもって現在の第二公設市場に速やかに移転させ、ショッピングセンターの早期実現に全力をそそいでもらいたいという観点に立ちまして、本日の市当局の提案に反対いたします。

○中村昌信君　本日の臨時議会に提案されました当局案に賛成いたします。私たちは去る９月の定例議会におきまして一応市場問題の予算も通過いたしましたし、これによって市当局はそのための仕事をすでに手がけております。しかし不幸にいたしまして去る19日に大火が発生し、そのために私たちは３月頃に予定していたのが、このような災害によって急に変更になったわけであります。このことは去る９月の定例議会におきまして私たちは全会一致で予算を承認いたしました。このことからいたしましても私は賛成いたします。457名の業者がすでに焼け出されておりますので、この方々を一日も早く私たちは安定した生活に戻すためにも明日から直ちに着工するよう賛成の意を表します。

（傍聴席より拍手あり）

○副議長(仲本安一君)　討論を終結し採決に入ります。議案第116号1970年度那覇市歳入歳出更正予算について、原案を可決することにご賛成の方のご起立を求めます。

○副議長(仲本安一君)　起立多数であります。よって本案は原案どおり可決されました。

〔中　略〕

○副議長(仲本安一君)　以上で本日の日程は、全部終了いたしました。これにて1969年第116回那覇市議会臨時会を閉会いたします。

（午後０時45分　閉会）

上会議録を調製し署名する。

1969年10月23日

副 議 長　仲本　安一〔印〕
署名議員　儀間　真祥〔　〕
署名議員　平良　信一〔印〕

57　1970年(昭和45年) １月　第118回臨時会[基地]

１月21日(１日間)午前10時５分　開会

○出席議員（30名）

１番（社大）国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	７番　平良　玄昌君	８番　上原　綱正君
９番　金城　甚松君	10番　島袋　宗康君	11番（人民）国吉　辰雄君	12番　儀間　真祥君
13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君
17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君	20番　黒潮　　隆君
21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君

25番　比嘉　佑直君　　26番　安見　福寿君　　27番　玉城　栄一君　　28番　友利　栄吉君
29番　椿　　秀義君　　30番　大浜　長弘君

○説明員

第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君	市長公室長	平良　清安君
財政部長	伊波　静男君	建設部長	水間　　平君	土木部長	内間　安春君
経済民生部長	平良　　浩君	水道局長	佐久川寛貞君	消 防 長	具志　清一君

○事務局出席者

庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
〔第３～第７　略〕
追加第１　軍雇用者大量解雇の撤回に関する要請決議について

（議員中村昌信外８名提出決議案第１号）

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(辺野喜英興君)　これより1970年第118回那覇市議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程第１号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は玉城栄一君、大浜長弘君を指名いたします。

○議長(辺野喜英興君)　日程第２、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は議会運営委員会に諮問の結果、お手元に配付してあります案のとおり本日１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって会期は、本日１日間と決定いたしました。

〔中　略〕

○中村昌信君　緊急動議を提出いたします。理由はただいま県内はもちろんのこと国内外で問題になっておりますところの軍雇用者大量解雇の撤回に関する要請決議を本議会で決議いたしたいということであります。

（「賛成」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ただいま中村議員より提出されました軍雇用者大量解雇の撤回に関する要請決議の動議を採択することにご賛成の方のご起立を求めます。

○議長(辺野喜英興君)　多数であります。動議は成立しております。よってその取扱いについて一応休憩中に取り計らっていただきたいと思います。休憩します。

（午前11時８分　休憩）

（午後３時19分　再開）

○議長(辺喜野英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。先程成立いたしました動議、軍雇用者大量解雇の撤回に関する要請決議についてを日程に追加し、これを議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」「日程追加に異議あり」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　本動議を日程に追加し議題とすることにご賛成の方のご起立を求めます。

○議長(辺野喜英興君)　多数であります。よって本動議を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。提出者の説明を求めます。

○中村昌信君　本員が申し上げるまでもなく現在県内、国内外においてアメリカの不当な軍雇用者に対する大量解雇がなされております。このことにつきましては、アメリカ当局も言明しておりますようにドル防衛の一環としてこの大量解雇がなされております。また今回の軍雇用労働者に加えられた首切り合理化は決して全軍労のみに加えられた攻撃ではなく、これから72年までの沖縄の社会の中に、また私たちの生活の中に出てくるであろうところの様々な形の予見がいち早く出て来たのだというふうに重要視いたしまして、今回の臨時会におきまして軍雇用者大量解雇の撤回に関する要請決議を提案いたし、これを朗読して提案理由にいたしたいと思います。ただいま緊急に皆さまのお手元に配付できないことを甚だ申しわけなく、また残念に思っております。では朗読いたします。

軍雇用者大量解雇の撤回に関する要請決議

米軍当局は去る12月４日、突然軍雇用者の大量解雇を発表した。

今回の大量解雇は、米軍当局が言明しているように、ドル防衛の一環として国防予算の節減による基地合理化のための解雇であり、基地縮小とは全く関係がなく、しかも事前の調整もないまま一方的に行なわれているものである。

かりに、今回の大量解雇が基地縮小を前提としたとしても、充分な予告期間とその後の補償もないままに解雇することは、労働者に犠牲をしいるものであり、さらに24年間の長期にわたって県民の意に反する基地依存の経済政策を行なってきたアメリカの一方的な都合によってなんらの準備期間を与えない大量解雇をすることは、沖縄経済を混乱させる結果になり、無責任きわまる非人道的措置といわざるをえない。

よって那覇市議会は、次のとおり強く要請する。

①　生活保障の伴わない人員整理の撤回
②　退職金の本土並増額
③　６ヶ月の長期事前調整制度の確立
④　既得権を侵害する職位格下げの撤回
⑤　離職者対策法の内容充実
⑥　本土並の特別給付金の支給

1970年１月21日

那覇市議会

なお、宛先は高等弁務官、日本政府総理大臣、琉球政府行政主席、琉球立法院議長、衆参両院議長といたしたいと思います。

○議長(辺野喜英興君)　ただいまの説明に対し質疑に入ります。

○金城重正君　休憩して下さい。

○議長(辺野喜英興君)　休憩します。

(午後３時25分　休憩)

(午後３時45分　再開)

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○喜舎場盛一君　提案者に質疑を行います。要請決議案の中に、国防予算の節減による基地合理化のための解雇であり、とうたっておりますが新聞紙上の情報にも、ワシントンの予算の削減によるものであるというふうにあります。しかし提案者はもっぱらそういう予算との関係ではなく、基地縮小とはまったく関係がなく、というふうに言っておりますが、どういう見解に立って基地縮小とはまったく関係がないと言ってるのか、その辺をお伺いいたします。

○中村昌信君　お答えいたします。基地縮小とはまったく関係がなく、もっぱらドル防衛のためだということを言ってるが、ということでございますが、実際に今度の沖縄における大量解雇によりその後の補償が全然なく、120ヵ所余りの基地を見ても以前と現在と変わりがないということと、さらにもう１つはマスコミもアメリカのドル防衛でこのような事態になったんだと報じております。

○喜舎場盛一君　基地は縮小されてないとうたっておりますが、しからば軍事予算面において調査した結果がありますか。

○中村昌信君　そういう資料はもっておりません。

○喜舎場盛一君　これは提案者の間違いだと思います。確かに予算の関係で軍関係の職員が大量解雇されていると新聞も報じております。しかしこの解雇についてもっと善処してもらわなければならないということはわかりますが、この文案の中にあるように、基地縮小とはまったく関係がないというようなことはあてはまらないんじゃないかと思います。あと１点は事前の調整もないまま一方的にというふうにうたってございますが、この事前の調整ということは解雇された本人個人と軍との調整ということであるのか、それとも全軍労組合との事前の調整ということであるのか、その辺をひとつ伺いたい。

○中村昌信君　調整との関係でございますが、やはり軍にも委員会というのがありまして常に団体交渉を相手にするのが四軍から出ております。個人を相手にするのではなく、すべて団体交渉は全軍労とこの四軍代表者委員会とで行います。いわゆる個人ではなく全軍労との事前調整がなされてないということでございます。

○喜舎場盛一君　全軍労との調整は昨年の年末あたりから組合との団交の中で話し合いがあったと思うんですが、事前の調整は本当になかったんですか。このように人員整理するというようなことも昨年末にいろいろ発表されたと思いますが。

(「提案者が答弁しなければならないよ」と言う者あり)

○中村昌信君　国吉議員は私と同じ提案者ですから。

○社大(国吉辰雄君)　本員は補足説明の形でお答えいたします。先程５番議員から基地縮小とはまったく関係がないという文案になってるけれども、その点はどうなってるのかというお尋ねでございますが、このことは全沖縄軍労働組合の代表と軍側を代表する四軍合同労働委員会との交渉の場で、ただ250万ドルの金がないということだけの理由を明確に打ち出しております。これはどういった形の基地がなくなり、それに伴うどういった職種の削減、基地の撤去ということとは関係なく、あくまでも250万ドルの予算がないという理由でこの問題が惹起しております。もう１つは事前調整もないという文案だがということでございますが、事実は話し合いの段階で最初に456名を何日から人員整理すると発表しただけのことでありまして、本人に対して１ヵ月間の予告期間をおいて通告を行うということでありまして、これは事前調整ではありません。以上のことが基地縮小とはまったく関係がなく、また事前調整もないままにということでございます。

○喜舎場盛一君　十分な予告期間もなしにとうたわれてますけれども、布令第116号によるところの解雇の予告期間に違反しているわけでございますか。

○社大(国吉辰雄君)　布令第116号による解雇予告期間というものに対して違反ではございません。しかしこのような大量解雇に対してただ予算がないということだけで予告期間を１ヵ月だけにするのではなく、本土並みの期間を設けろということであります。

○喜舎場盛一君　そうであるならば、やはりそこの字句のところは布令第116号の改正とかといったことをうたったほうがいいんじゃないかと思います。またその後の補償もないままとうたわれておりますけれども、その後の補償というものはどういったものをさしているのか。

○社大(国吉辰雄君)　その後の補償もないままにということは、これは非常に縮めた格好でありまして十分なる補償がないということでございます。たとえば退職金にしろ、あるいは人員整理に伴い特別給付金が新たに支給されてるのが本土の実例でございますので、そういったのがないというのが、文案で縮めた形でのその後の補償がないということであります。退職金制度はありますが額が少ないということで

ございます。

（「時間を延長いたします」と言う者あり）

○金城重正君　先程５番議員が指摘されましたが、基地縮小とはまったく関係がないということだが、それはどういうことかという質疑に対して提案者は、私が基地を調べた結果からすれば基地の縮小ではないんだというような答弁をしておりましたが、中村議員はどのようにして基地を調べたのか、それをまず答弁していただきたい。

○中村昌信君　どのようにして基地を調べたかということでございますが、原水協ならびに今回の全軍労のピケ現場を中心に調べてまいりました。

○金城重正君　提案するからにはやはり自分で調べて本当にそうであるのかどうかやるべきであって、誰がこう言った、彼がこう言ったからということではいけないと思います。そこで本員としては基地の縮小ということで人員の解雇が起こっており、従ってわれわれからみれば基地縮小につながるものだと考えるわけでございます。そこでこの基地縮小とはまったく関係がないという字句は今度の決議案に対して妥当でないと考えますけれども、中村議員としてはその基地縮小と全く関係がないと考えられるのかどうか、お答え願います。

○中村昌信君　いまさき15番議員は、中村議員は他の人から聞いてこうやったんだと言っておりますが、先ほども申し上げたように原水協との調査、さらに第１波、第２波のピケの段階で北は国頭から南はいわゆる親ケ原方面まで私はこの足で実際に見てきたわけです。そうしたら以前私たちが調査した段階の基地と、今とは何ら変わらない。いわゆる縮小されていないということははっきり申し上げておきます。そういうことでこの文面にもありますように基地の縮小とは全く関係がないと、そのとおりです。

○金城重正君　もう１点お尋ねいたします。現在の行政主席が今回の第１波、第２波のストについて、軍の解雇に対しては撤回の要請をやらないと言ってますが、また屋良主席も基地撤去という考え方でもって去った主席選挙にも臨んでまいりましたけれども、私どもとしても基地は当然縮小されていかなければならない。そこでその中で派生する問題というのは当然軍に働いておる方々の解雇というのが考えられる。したがって屋良主席は今回撤回要求決議を出しておる。皆さん方が推した主席であるけれども、この屋良主席の言動と皆さま方が提案しておるところのこの撤回決議とは甚だ矛盾しておるやに本員は考えますけれども、中村議員は提案者としてどのようにお考えになっておるのか。これと関連いたしまして、その要請決議の中に一方的な都合によって何らの準備期間も与えないで大量解雇をすることは、というようになっております。さらにそれに続きまして、沖縄の経済を混乱させる結果になる、こういうように結んでおる。これは当然こういう基地の縮小というのが起こってくるならば、そこに必然的に派生する解雇というのが問題になる。そこに対しては前向きの姿勢で皆さん方が推せんする行政主席は当然やるべきだと思うがそれが何らなされていない。そこで屋良主席も再三、撤回はやらないというようなことを言うております。そういう問題と非常に矛盾するけれどもどういうようにお考えになるのか、ご答弁を願いたい。

○中村昌信君　15番のご質問にお答えいたします。屋良主席が撤回を要求しないということですが、私はまたこういうふうに承っております。いわゆる保障のない大量解雇に、断固として許されないということを要請しておるわけです。だから、15番議員がおっしゃるように主席は撤回要求はしないということではなくて、私たちは他の面における撤回要請はしていると、このように承っております。さらに一方的な都合によって何らの準備期間もなしにということについてですが、先ほど国吉議員からも話がありましたように、今回のこの大量解雇に対しては、いわゆるアメリカさんは６ヵ月以前の、いわゆる猶予期間を与えないで一方的にこの解雇通知をやってきた。こういうことです。そういうことによって沖縄の経済を混乱させるという結果になってきているわけですが、５万の労働者が働いている中でこのように簡単に首を切られていったならば、こうした中からは相当の経済が混乱してくるとこういうことです。

○金城重正君　中村議員は、行政主席はそのような考え方ではないんだというようなことをおっしゃっておりますが、私どもが新聞紙上で何回となく承ることからしますというと、撤回は要求しないということははっきり言っているわけです。けれどもそういう大量解雇をされるものに対する処置もそういうものは十分に該当させていく、いわゆる遡及しても該当させていく。さらに弁務官あたりの要請の中においてもこういう方々に対しては本土並みにやってもらいたい、これはわれわれはわかります。けれども撤回は要求しないということははっきりしております。そこら辺に皆さん方と、皆さんが推せんしておるところの行政主席とのいわゆる言動において非常に矛盾がある。そこでこの問題はいわゆる経済を混乱させた、沖縄の経済を混乱させるということですが、しかし経済を混乱させないようにこういう方向を考えていくのはだれであるのか、それをひとつご答弁願いたいと思います。

○社大(国吉辰雄君)　私から答弁いたします。屋良主席は撤回要求はしないということを、新聞で報道されているということを皆さんおっしゃいますけれども、生活保障の伴わないこのような人員整理は白紙に戻せ、つまり保留もやれということは前回と同様でございます。そういうことでただ単なる撤回じゃいけない、生活保障を伴わない人員整理を白紙に戻せというのが主席の考えでございます。もう１つは、沖縄経済を混乱させるといっておりますけれども、政策上の問題よりも確かに現実の問題でありますけれども、３、４年前から基地労働者は、基地縮小が必ず来るという前提のもとに、基地労働者の離職後の対策を十分やれということを声をからして政府に要求してますが、なかなか実現をみてない。そこで屋良主席が誕生いたしまして、早速この基地労働者の離職者対策臨時措置法が制定されまして、まだまだ内容については不十分ではあるけれども、一応窓をあけたというのは大きな成果であります。そこでこれから全県民が一体となってこのことを十分にとらえながら経済の問題にも触れていって、平和産業の誘致、こういったものをこれから行っていくということは、すでに政策上発表されていることであり、ただ単なるイデオロギー的問題じゃなくして、全県民的な立場で一体となってこの開発に乗り出すべき時点だと、このように解釈しております。

○議長(辺野喜英興君)　質疑を打ち切り、討論に入ります。

○金城重正君　今回動議として出されました軍雇用者大量解雇の撤回に関する要請決議に反対する討論を行います。この件は当然起こるであろうということが、出てきたまでの話で、社大、人民、社会の方々は基地撤去を打ち出しまして主席選挙に臨みました。皆さん方が推したところの屋良主席が誕生しております。これはとりもなおさず基地撤去につながる産業の誘致をはかり、さらに雇用の拡大をはかる意味からいたしましても、本土政府と提携いたしましてその政策を前向きの姿勢で取り組むのが行政主席に課されましたところの県民への責務であると本員は考えております。にもかかわりませず現行政主席は、この起こるであろうというような軍雇用者の問題につきまして、さらに本土に復帰するであろうという前提のもとに、当然なすべき問題が山積しておるわけでございますが、何ひとつこれらの問題に取り組んでなく、現在東京におきまして右往左往しているだけで、ただ県民に不安をあたえておるのは事実でございます。私どもは本土、佐藤総理によりまして、われわれの願望でありましたところの核抜き本土並みの返還がなし遂げられたことは、本土においてはもちろんのこと、去った12月の衆議院の選挙においても如実にそれが示されておるわけでございまして、われわれ沖縄県民といたしましてもこの成果というものは、大いに賞讃すべきものだと本員は考えております。それに並行いたしまして、基地縮小に伴って派生する軍雇用人の解雇事件が提起されることは、既定の事実であったのでございまして、したがって基地撤去を謳歌いたしましたところの主席は当然住民に責任を持つものとして、みずからその対策を立案するとともに、本土政府にその実状を訴えて解決すべき問題であります。みずから行政の責任者となったからには、責任を持って県民の不安を取り除くのが主席の責務でございます。しかしこれができないということに対して行政主席の行政能力を疑うものであります。現在、離職者対策臨時措置法を主席としては十分適用して、そして離職者の対策を講じて、さらに本土に参りまして、これを本土並みにするように努力すべきのが主席の責務であるけれども、この打開策が現行政主席にはできない。このように社会不安を惹起させたのは、私は屋良行政主席の行政手腕の欠如によるものだと考えて

おります。われわれ新政会といたしましては、今回提案されておりますところの基地撤去に伴うところの解雇撤回決議、これについては結論的に反対をするわけでございます。これは屋良行政主席も何回も解雇撤回をしないと言明をしております。これは革新共闘の皆さん方も推薦しました屋良主席の言動であります。であるならば、これを打開できないのは行政主席であり、その責任は免れないというように本員は考えております。われわれはこのように社会不安が派生し、それを解決できないのは、あくまでも現行政主席の責任であると考えます。かえって、屋良行政主席退陣要求決議をやるべきだと、こういうように考えております。結論といたしまして、こういうストを奨励し社会不安を惹起させたのはだれであるのか、これを私たちは弾劾すべきだと考えております。従いまして、今回出されておりますところの、この決議案に対しましては、私ども新政会といたしましては、反対をいたしまして結論にしたいと思います。以上反対討論を述べて反対の理由にしたいと思います。

○社大(国吉辰雄君)　本員はただいま日程になっている決議案第１号に対して賛成討論を行います。決議案の中に盛られているように、あくまでもドル防衛の予算削減が理由でこのように大量な人員整理、及び職位格下げを行っているのは、少ない出費でより多くの基地機能維持の強化が真のねらいであり、基地撤去または縮小が何ら伴ってないことは事実でございます。年末から１月５日にかけて1,200名にわたる人員整理が行われておることは、先ほども申し上げたとおり、あくまでも予算削減、ドル防衛の線をくずすことなく大量解雇に至ったことは、ただ単に基地労働者だけのものではなく、沖縄県民に負わされてきたアメリカの植民地政策の顕著なあらわれでございます。そして基地労働者は25ヵ年間の間、軍側が一方的に発布する労働布令によって労働基本権、基本的人権を奪われる中で劣悪な労働条件におかれて、今日までそれらを余儀なくされてきた。さらにこの大量首切りは72年に向けてアメリカが沖縄を本土に返すということも含めて、早く今のうちに施政権を握っている間に、いくらでも多く予算を削減しながら人員整理を行っていこうという野望的なあり方の一つのあらわれでございます。このことはただ単に基地労働者だけでなく沖縄県民に加えられてきたアメリカの植民地政策の強化であり、あらわれであります。そこでこの決議案の内容で15番議員が先ほどから、屋良政権の誕生によってこのようなことが起こり県民を不安に落とし入れている、さらに基地撤去を叫びながら解雇に反対しているということは革新政党として矛盾しておる、解雇撤回要求は矛盾しておるということを指摘しておりますけれども、本員としては革新政権誕生と同時に基地労働者の問題をまっ先に取り上げて、軍関係労働者の離職者対策法も早急に整備し、これからよりよく充実した内容にもっていこうというのが革新政権の一端であり、さらに今回行われている全軍労の、あの実力行使をいかにも奨励しているということを批判しておるようですが、先ほども申し上げましたとおり、やむにやまれない基地労働者があのような状態におかれたこと、いまこそほんとに総決算を行うというのが基地労働者を含めた沖縄県民の声ではなかろうかと、私は指摘したいわけでございます。当然政党のイデオロギーを超えてこのようなことを支援するのが、沖縄県民をこれまで25ヵ年間の間苦しめてきたアメリカの政策を打ち破る、そして全県民一体となって支援していくのが理の当然であるということを、強く皆さんに訴えていきたいと思っております。

なお、いま先15番議員が重ねて強調しておりますけれども、本土政府は保守政権になった、多数議席を得たと言いながら、アメリカに向かっては何らこのような要求をせずに、もっぱら琉球政府が責任を取れということは、はなはだ矛盾しているということをさらに指摘していきたい。なぜならば沖縄においては施政権者であるのはアメリカでございます。その施政権者の任務、義務を忘れて、72年返還が決まったということでこれを琉球政府に責任を転換するような、アメリカと共に結託したような言い分に対しては、やがては沖縄県民の大きな反撃を受けることをなお指摘していきたい。以上のようなこの基地労働者の今回の実力行使に対して、あくまでも生活保障の伴わない不当な人員整理は、全県民的な立場から撤回していく闘いを組むことがほんとに沖縄県民の解放の闘いであるということでございます。那覇市は沖縄の首都であり、いち早くこの問題を取り上げて、施政権者であるアメリカに対して、強くこの撤回要請をすべき筋合いであるにもかかわらず、反対者が出たことに対しては、はなはだ遺憾だと思っております。本員はこの撤回に関する要請決議を全面的に支持し、賛成することを表明し賛成討論にかえます。

○議長(辺野喜英興君)　討論を終結いたします。決議案第１号軍雇用者大量解雇の撤回に関する要請決議に対し賛成の方のご起立を願います。

○議長(辺野喜英興君)　多数であります。よって本案は可決されました。なお、あて先は内閣総理大臣、衆参両院議長、琉球列島高等弁務官、琉球政府行政主席、琉球政府立法院議長に送付することにいたします。

○議長(辺野喜英興君)　以上で本日の日程は全部終了いたしました。これにて1970年第118回那覇市議会臨時会を閉会いたします。

(午後４時30分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1970年１月27日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　玉城　栄一〔印〕
署名議員　大浜　長弘〔印〕

58　1970年(昭和45年)　3 月　第119回定例会[区画整理、港湾]

3 月12日(初日)午前10時 5 分　開会

○出席議員（30名）

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	７番　平良　玄昌君	８番　上原　綱正君
９番　金城　甚松君	10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	12番　儀間　真祥君
13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君
17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君	20番　黒潮　　隆君
21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君
25番　比嘉　佑直君	26番　安見　福寿君	27番　玉城　栄一君	28番　友利　栄吉君
29番　椿　　秀義君	30番　大浜　長弘君		

○説明員

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君
市長公室長	平良　清安君	総務部長	親泊　康晴君	土木部長	内間　安春君
財政部長	伊波　静男君	経済民生部長	平良　　浩君	建設部長	水間　　平君
水道局長	佐久川寛貞君	消 防 長	具志　清一君	教 育 長	譜久山朝直君

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　議案第６号　町、字区域の新設、廃止および変更について（市長提出）
〔第４～第12、第18～第25　略〕

第13　議案第17号　工事請負契約について（市長提出）
第14　議案第18号　工事請負契約について（市長提出）
第15　議案第19号　工事請負契約について（市長提出）
第16　議案第20号　工事請負契約について（市長提出）
第17　議案第21号　工事請負契約について（市長提出）

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(辺野喜英興君)　これより1970年第119回那覇市議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配付してある議事日程第１号のとおりであります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、友利栄吉君、国吉辰雄君（社大）を指名いたします。

○議長(辺野喜英興君)　日程第２、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、議会運営委員会に諮問いたしました結果、お手元に配付してあります案のとおり本日12日から３月21日までの10日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　御異議ないと認めます。よって今期定例会の会期は、本日12日から３月21日までの10日間とすることに決定いたしました。

○議長(辺野喜英興君)　お諮りいたします。議案調査、委員会審査等議事の都合により、３月13日、３月17日から３月20日までの５日間は休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって３月13日および３月17日から３月20日までの５日間は、休会することに決しました。

○議長(辺野喜英興君)　日程第３、議案第６号「町、字区域の新設、廃止および変更について」から、日程第23、議案第27号1970年度那覇教育区歳入歳出補正予算まで、計21件を一括して議題といたします。順次提案者の説明を求めます。

○建設部長(水間平君)　議案第６号 町、字区域の新設、廃止および変更について提案理由をご説明いたします。

現在本市においては町界町名地番が非常に混乱し、市民生活に欠くことのできない通信、訪問等に非常な不便をあたえているだけでなく、市および政府の末端行政ならびに民間企業の業務遂行にも多大の支障をきたしている。

これらの弊害を解消すると同時に、都市計画事業戦災復興土地区画整理那覇第１地区及び美栄橋地区は換地処分認可手続の準備段階であり、そのため換地処分に伴う土地の交換分合がなされるので、従前の町、字界及び地番の整理が必要となってきたのであります。この土地区画整理に伴う町、字界及び地番の整理については、1960年６月議会に「町界丁目界及び町名の変更について」提案し、その議決を得たのでありますが、土地区画整理地域内の国県有地の件で民政府の換地承認が得られないままに告示を保留にし、現在にいたっているのであります。

この1960年に議決された町界町名整理は地番整理を目的とした方式で整理されております。元来、地番制度は地租を目的として作られたもので、住居表示の面からみれば適正を欠いたものであったのであります。本土においては地番制度にかわる新しい住居表示制度を採用しております。本市においてもこのことについていろいろ調査検討した結果、この新しい住居表示制度を採用することを決定し、1960年に議決された地番整理を目的とした町界町名を、新しく住居表示の方式による町界町名に変更するように作業を続けて来たのであります。市といたしましては数回にわたって地元との懇談会を開いて、地域住民の意見を聞くなどいたしまして市の案をつくり、市長の諮問機関である町界町名整理審議会に諮問いたしましたが、このたびその答申をうることが出来たのであります。この答申案の中から２、３ヵ所どうしても当局として変更する必要があるとの判断に基づいて、お手元に配付しましたような提案をしたわけであります。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

〔中　略〕

○土木部長(内間安春君)　議案第17号から議案第22号までの工事請負契約議案につきましては、関連しますので一括して説明いたします。

那覇新港の建設工事は、1969年度を初年度として工事を着工し、今年度も前年度に引き続きまして－7.5メートル岸壁６バース840メートル、取付岸壁130メートルを完成せしめ、更に－11メートル岸壁の錨定版396.5メートルを施工する計画であります。また、岸壁の使用効果を上げるため、岸壁工事と同時に面積13万3,500平方メートルの地域を水深－7.5メートルまで浚渫する計画であります。以上の工事を完了することによって、とりあえず5,000トン級の６バースと物揚場130メートルが1971年４月に供用開始になります。

具体的に工事内容を説明申し上げて見ますと、岸壁工事第１工区は、矢板式けい船岸壁－7.5メートルの420メートル矢板式取付岸壁76メートルを施工する計画で、1971年２月20日までの竣工期限で、請負金額78万9,000ドルで善太郎組、代表者新垣善太郎が落札決定しております。

第２工区は、1969年度施工箇所の上部工660メートルと舗装工１万3,040平方メートルおよび－11メートル岸壁の錨定版396.5メートルを施工する計画で、1971年２月20日までの竣工期限で、請負金額40万2,900ドルで南洋土建、代表者比嘉広が落札決定しております。

次に岸壁の地盤改良工事につきましては、岸壁箇所の一部に軟弱地盤が生じ、そのままの状態で所定の深度まで浚渫すると岸壁に危険なおそれが生じますので地盤改良を行うものであります。

この施工方法は、サンドコンパクト工法（圧密砂杭工法）により、砂杭総延長３万542メートルを施工し、矢板前面の改良をなし、受動土圧を増進せしめて岸壁の安定を図る計画であります。この工事は沖縄では初めての施工であり、かつ、高度な技術と特殊な機械を必要とされ、また特許権出願中の施工法でありますので、種々検討した結果、本土業者に直接施工せしめた方が有利であるとの結論を得ましたので、1971年１月10日までの竣工期限で、請負金額33万6,000ドルで佐伯建設、代表者佐伯豊から見積書を徴し、随意契約により仮契約を締結いたしております。

次に浚渫工事につきましては、那覇新港の港内において一部水深の深い箇所もありますが、その他は一様に浅く岸壁を施工しても浚渫をしなければ船舶の出入港が不可能な状態でありますので、本年度の岸壁工事施工と同時に約79万7,000立方メートルを浚渫し、船舶の出入に支障ないよう施工するものであります。工期は1971年２月20日までの竣工期限で、請負金額58万ドルで琉球国土総合開発、代表者天久豪太郎が落札決定しております。

次に防波堤工事につきましては、外海から浸入する波浪を防ぎ港内を静穏にするための施設でありますが、全延長1,430メートルのうち今年度は450メートルを完成せしめる計画であります。構造は、消波ブロック式工法の防波堤であります。工期は同じく1971年２月20日までの竣工期限で、請負金額75万8,500ドルで小波津組、代表者小波津選良が落札決定しております。

以上５件の工事内容について、説明申し上げましたが、その結果はお手元に配付してあります各議案のとおり仮契約を締結いたした次第でありますが、議会の同意を得るためこの案を提出したのであります。よろしくご審議をお願いいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　以上で本日の日程は全部終了いたしました。次回は３月14日会議を開きます。本日はこれで散会いたします。

（午前11時４分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1970年３月12日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　友利　栄吉〔　〕
署名議員（社大）国吉　辰雄〔印〕

〔３月14日会議録略〕

３月16日（３日目）午前10時８分　開議

○出席議員（29名）

１番（社大）国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	７番　平良　玄昌君	８番　上原　綱正君
９番　金城　甚松君	10番　島袋　宗康君	11番（人民）国吉　辰雄君	12番　儀間　真祥君
13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君
17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	20番　黒潮　　隆君	21番　久高　友敏君
22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君	25番　比嘉　佑直君
26番　安見　福寿君	27番　玉城　栄一君	28番　友利　栄吉君	29番　椿　　秀義君
30番　大浜　長弘君			

○欠席議員（１名）

19番　金城吾郎君

○説明員

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君
市長公室長	平良　清安君	総務部長	親泊　康晴君	土木部長	内間　安春君
財政部長	伊波　静男君	経済民生部長	平良　　浩君	建設部長	水間　　平君
水道局長	佐久川寛貞君	消 防 長	具志　清一君	教 育 長	譜久山朝直君

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第３号

第１　会議録署名議員の指名
第２　議案第６号　町、字区域の新設、廃止および変更について（市長提出）
〔第３～第11、第17～第29、追加第１　略〕
第12　議案第17号　工事請負契約について（市長提出）
第13　議案第18号　工事請負契約について（市長提出）
第14　議案第19号　工事請負契約について（市長提出）
第15　議案第20号　工事請負契約について（市長提出）
第16　議案第21号　工事請負契約について（市長提出）

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長（辺野喜英興君）　これより本日の会議を開きます。

○議長（辺野喜英興君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、平良玄昌君、仲村正治君を指名いたします。

○議長（辺野喜英興君）　日程第２、議案第６号 町、字区域の新設、廃止および変更についてを議題として

質疑に入ります。

○仲村正治君　本件で通堂町のうち現在の通堂町３丁目いわゆる奥武山の所属が示されていないが、その地域はどこに編入されるのか、その点をご質問いたします。

○建設部長（水間平君）　本議会に提案いたしました町界、町名、地番整理の区域につきましては区画整理の第１地区と美栄橋地区に限ってあります。これは提案理由でもご説明申し上げましたように、区画整理事業を完成するために現在その壁になっておりますところの国県有地の換地問題、これが米琉諮問委員会でも重要な事項として審議され明るい見通しがたっておりますので、それにあわせてこの区画整理第１地区と美栄橋地区の区画整理に限って最初に町界、町名の変更をしようということで提案されたわけでございます。従って今の奥武山区域は今度の町界、町名改正の区域から除外されてるわけでございます。

○安見福寿君　第６号議案について深く調べてませんのでよくわからないんですが、今までの過去の習慣で何々町何丁目というのが常識のように私たちは頭に植えつけられています。新しく設定された区域の名前は新設町名となっておりますが内容は町がどこにも見当りません。たとえば西３丁目、辻１丁目という具合に町という従来の慣習の呼名がここにつけられてない。どういういきさつでこうなったのか、何か新しい法に則ってこういう新設町名に今後改められてゆくのか、その辺の説明を願います。

○建設部長（水間平君）　この町界、町名の名称のつけ方でありますが、従来は何々町の１丁目、２丁目、３丁目というふうに１つの町単位に考えられておりましたが、新しい住居表示の方針といたしまして何町の何丁目というのが１つの単位になっております。従来は辻町の１丁目、２丁目というふうになっておりますが辻町の１丁目というのが１つの住居表示の単位になる。たとえば西町というのがありますと、西町というのと辻町１丁目が同格になるという考え方であります。

○安見福寿君　何かそうしなければならない新しい町名を規定する法があるのですか。それとも便利上そういうふうにしたほうがよろしいという見解ですか。

○建設部長（水間平君）　提案理由の説明の中でも申し上げたわけでございますが、一般の町界、町名、地番の整理というものは地租を対象にして整理がなされて来たわけでございます。ところがこのたびの土地の表示というものは合筆、分筆が自由でありまして、たちまちにして同じような混乱を来すということが予想されます。そこで住居の表示につきましては、これを定めておきますと地番との問題ではなくなりますので、永久に変わることはないということで住居表示制度というものが生まれて来ております。この住居表示の制度につきましては本土においても基準が示されておりまして、那覇市といたしましても本土におけるところの整理基準に従って整理したほうがいいという立場に立って、住居表示整理基準に従って現在作業が進められて来ております。

○安見福寿君　これに関連いたしますが、那覇市のいわゆる各町名の表示に当って従来大へん混乱しがちなへい害があります。たとえて申し上げますならば、隣に町があってこっちに町がない。こっちが壺屋町で隣は樋川、同じ那覇市内でありながら区画する名称が一方は町名で表わしているのに、一方はそういうものは示されていない。そこで引っ越して来た人たちが混乱して時々聞かれます。今後このような新しい町名が決定されるわけですが、こういう那覇市の町名等による混乱、それに番地の問題もありますがこういうものはどのように整理されているのか。今後のその辺の整理の見通しについてお伺いしたい。

○第二助役（前田武行君）　この点につきましては建設部長からも若干の説明がありましたが、東町、あるいは若狭町、壺屋町。この壺屋町は町までが固有名詞であるのか。壺屋自体が固有名詞であるのか。ここに掲げてあります若狭３丁目、これが町単位でありますので、あえていうなら若狭３丁目の町ということであります。だから東町の場合は東というのが固有名詞でなくて東町が固有名詞。そして東町という町がある。このようにどこまでが固有名詞であるのかということをわれわれは十分討議しまして、東町などは東町ちょうじゃなくて東町までは固有名詞で、さらに町をつけるなら町をつける。そういうこと

を考えて、単位１つを見る場合にどこまでを固有名詞にしたらいいか、あくまでも日本の自治庁の指導基準に基づいて単位を決めておりますが、どこまでが固有名詞となるのかということを考慮してやっております。壺屋町などの場合も壺屋町までが固有名詞なのかということを考えてつけてゆきたい。こういうふうに考えております。

○安見福寿君　簡略化されていくという趣旨にはあえて反対いたしませんが、従来の慣習上、これから次の時代の人たちはそういう質問はしなくなると思いますが、現時点でいわゆる全体がこのようにすっきりした新区画、固有名詞に変えられればあえてそれもよしといたします。しかし一部はこのようになって、一部はそうでないところ、いやむしろ変えられない地域が多いわけでございます。ですから私が伺っているのは、今回はここだけは新しい町名になりますが、この時点で出来たら那覇市全体を、町名を変えるとすれば難しい作業でないと思います。そこで、おやりになるならすっきりした那覇市の呼名に変えられるお気持ちがあるかどうか。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。那覇市の方針といたしましては那覇市全体についてこれを推し進めていくというふうに考えております。しかしながらこの町名の変更ということは、住民感情あるいは歴史的ないろいろな問題もありまして非常に難しいのであります。これには慎重に慎重を重ねてゆかなければなりませんので相当の時間を要するんではなかろうかと思っております。この提案をしております地域につきましても私たちは審議会もたびたび開いておりますし、あるいは地域の懇談会を催して地域住民の感情を十分取り入れるという配慮のもとにやっております。全地域に将来にわたってやる予定でありますが、区画整理区域内は清算事務とも関連いたしますので早急にやる必要があるということで、特別にこの区画整理地域だけを取り上げてやっているわけでございます。

○又吉久正君　行政区画整理の変更については那覇市にとって難しい問題とされ、兼次市長時代も審議会を開いてやってまいりましたが実現出来なかったし、非常に難しい事業だと本員は思っております。そこでここまで議案を出すに至ったことについては非常に努力したと思いますけれども、どういう方法でこれだけやってこられたか。審議会はもちろん経たと思いますが、新聞をみますと地域住民の反対があったやに見受けられますが調整はどうなってるか、地域住民をある程度納得させているかどうか、この点をお伺いいたします。

○建設部長(水間平君)　先程も申し上げましたように、町名の変更というものは非常に慎重になされなければならないという立場から地元との懇談会を７回持っております。それから１回は現場の調整なども行っております。ところが、この地域では懇談会といいましても東町やあるいは美栄橋の如きは従来からそこに住んでいる人たちというよりは戦後そこに入って来られた方々で、余り自分の住んでいる町に対して町名そのものに関心を持っていないなど、いろいろありまして、私たちが初期に予測していたような広範囲な懇談会というものは難しかったわけであります。しかしその中からいろいろと問題点が出ております。多く出て来たのは辻町の問題、あるいは泊町の問題、美栄橋の存置の問題、上之蔵町の存置の問題などに非常に関心が寄せられて来たわけであります。そこで私たちは十分に懇談会を持てたとは思いませんけれども、現段階においては精一杯やって来たつもりであります。

○又吉久正君　この問題は非常に難しいと思います。ここまでやって来られた努力に対しては感謝いたします。これをやったあと反対が出たりしたら相当困るんじゃないかと思っておりますが、ある程度納得させているということでございますか。ほとんど旧那覇市のようでございますけれども真和志地区あたりはいつごろご計画なさるか。たとえば崇元寺から東の方あの付近はいつごろ完成する予定か。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。私たちが現在提案していますところの区域だけの町界、町名の整理というふうなものをやっておりますが、この区域だけの問題として審議を続けて来たんじゃなしに、旧真和志、首里、小禄というようなところの関連を考慮しつつ、提案していますところの区域の町界、町名の整理に当っております。ところが旧那覇市郊外あるいは旧真和志、小禄などにつきましては地積図そのものが不備であります。そこで地積図の完備がどうしても必要になって来ますが、これを整理しますには相当の期間と予算を要します。そういうふうなことで、いつまでにやるかということについては今のところ見通しは立っておりませんが、72年の復帰というようなこともわれわれ念頭におきまして、復帰の時点において混乱のないような態勢をぜひ作ってゆきたいというふうに考えております。

○宮里敏慶君　町、字区域の変更になると思いますが、不動産の所有者の住所が違って来ます。それを変更するときには証明書がいりますが、その時点において証明書を那覇市は無料で交付するかどうかお伺いいたします。

○建設部長(水間平君)　登記その他については市の予算でもってやります。今の証明書の発行というふうなものが公的なものであるかどうかという点などについては、やはり検討する必要があると思います。登記事務、その他のことにつきましては市のほうで完了いたします。

○宮里敏慶君　ただいまの部長のご答弁では所有者の住所が違った場合、登記においては登記上の変更がございますが、これを市がやるということでありますが、各個人の不動産の住所変更登記を市がやるという意味ですね。もう一ぺんお伺いいたします。

（「休憩して下さい」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　休憩いたします。

（午前10時33分　休憩）

（午前10時34分　再開）

○宮城武君　先ほどの26番議員のご質問とも関連いたしますが、その第二助役の答弁の中に非常に気になるのがございますので、基本的な面をお聞きしたいと思います。新しい町名、丁目を決めようとしておりますが、通堂町、あるいは東町がその町で切られておる。そこで一ぺんお伺いしたいのは那覇市全般に関連いたしますが、「字」といいそれからこの「町」、それから「丁目」、あるいは「区」それの定義、何を意味しておるのか。それで新しい丁目を中心に固有名詞にしたいという市の努力があるようでありますが、この「丁目」と「町」との関連、ここでいう町、丁目の関連。それから字、区、これは１つの行政区域だと思いますが、そこら辺のひとつ定義がありましたらご説明をお願いいたします。

○建設部長(水間平君)　23番議員のご質問にお答えいたします。町の名称については原則として「○○町何丁目」というのが原則であります。ところが東町何丁目というふうに、東何丁目でもいいんでしょうけれども、「東」じゃどうも語呂が悪いということで「東町」とかというような付け方になることもあります。

○安見福寿君　ひとつ第二助役にお伺いしますが、残念ながら具体的な事例をここで示してお伺いできません。市民からときおり聞いておりまして、将来解決しなければならないとかねがね思っておった問題ですが、今回新町界、町名が設定された。この区域がいわゆる区画整理地内ですが、おそらく換地等によって起きたそういう不便ではないかと思いますけれども、先ほど申し上げましたように具体的事例を今手元に持っておりませんが、のちほど取り寄せて当局に提示したいと思いますが、確か前島町１丁目、２丁目、３丁目、この地域当りからたった１軒か２軒分だけが泉崎当りで飛び地的に地番があり、大変整理上いろいろな面で不便が起きておる。こういうものを早く整理して元のこの町名区域内に、この番地交換ができないものか。返してもらえないか。あるいは泉町のほうに変更できないかということを聞かれたことがあります。そこで今回このように新しい町界、町名が設定されるわけでございますが、この新しい区域内に含まれる地域は全部同町名の番地に改められるのか。この点をお伺いいたします。

○建設部長(水間平君)　26番議員のご質問にお答えいたします。ただいま26番議員がおっしゃっておりますように、たとえて申し上げますと開南小学校の敷地をわれわれが確保します際に、現在の開南小学校にいる人たちを若狭町に換地をやっております。しかし清算事務が完了していませんので現在の若狭地域にいながら、なおその地番は泉町何丁目になっておるのが実情であります。そのような実情を区画整理の完了によって整理されるわけでありますけれども、それと同時に住居表示の制度も合わせ行ったほうがいろいろな面で非常にいいというような立場に立っているわけであります。区画整理事業の完了に

よって土地の表示そのものも若狭町に泉町があるというようなことはなくなりますが、それと同時に住居表示の制度も合わせて行ったほうが、住民生活の上で非常にいいし、むずかしい地番の整理、住居表示の問題が一挙に解決される。そのような立場に立ってこの案を提案しておるわけでございます。

○仲村正治君　先般、本員の質問に対して建設部長は今回提案されておる字、町の変更については区画整理の完成した地域だけに限っているという説明でございましたので、本員もそれを了といたしましたけれども、その後に26番議員のご質問に対して東町と辻１丁目、２丁目そういう関係について質問が出たわけでございますけれども、それに対する第二助役の答弁は、東町それから辻何丁目あるいは久米何丁目というのは独立した固有名詞になるという説明でございました。そういたしますと、先ほど本員が質問いたしました通堂町３丁目、従来の通堂町とどのような関係をもつか。今この件で示されておる通堂町、従来の通堂町３丁目とはどのような関係になるか。その点をもう一回ご説明を願いたいと思います。

○議長(辺野喜英興君)　休憩いたします。

(午前10時41分　休憩)

(午前10時42分　再開)

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長(水間平君)　６番議員のご質問にお答えいたします。従来の「町」の中で今度の町界、町名変更になります区域から除外された部分について、これはその次の段階において新しく検討されるということになります。

○仲村正治君　そういたしますと通堂町３丁目は住所の表示、それから土地の表示は従来どおり行われるということですか。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。今度提案していますその範囲内には入っておりませんけれども、先ほどご説明を申し上げましたように、今後この範囲を広めていきます。その際に新たに問題になってくると思います。これが確定するまでは従来どおりの表示、これが維持されるということになります。

○安見福寿君　もう一ぺん確認しておきますが、飛び地番地はその議案が議決することによっていよいよ施行の運びになっていくわけでございますが、この時点でこの飛び地番地の問題も同時に解決するのですか。そのように努力しようということですか。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。この住居表示によるところの事業と区画整理事業とは全く別個の事業でございます。現在、問題になっています地番の整理といいますものは区画整理の事業の一環として取扱って完了いたします。それに合わせて住居表示の問題をも解決しようという考え方に立っているわけでございます。この区画整理事業によるところの土地の名称の変更と、町界、町名の変更とでは関係法律も違ってまいります。住居表示問題につきましては自治法の６条３項によって行うわけでございまして、この２つの事業は全く別個の問題ではありますけれども、同時に解決されるほうが望ましいというような考え方に立っているわけでございます。今まで区画整理におけるところの地番の混乱というものが整理できませんでした大きな理由は、国県有地の換地の承認が得られないということで足ぶみをしておるわけでございます。ところがこの問題も前向きに解決されるようなきざしが見えております。そういうような時期でありますので私たちのほうとしましては、国県有地の換地が承認なるものとの前提に立って区画整理事業の完了を急いでいるわけでございます。

○議長(辺野喜英興君)　質疑を終結し本案はその審査を建設委員会に付託いたします。

○比嘉佑直君　ただいまの町名、町界の変更でございますが、今議長は建設委員会に付託になっておるようでございますが、これはすでに事業も済んでおるのでこれは総務じゃないかと思いますが。

○議長(辺野喜英興君)　休憩いたします。

(午前10時46分　休憩)

(午前10時52分　再開)

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど議長は建設委員会に付託するということを発言いたしましたが、これは取消します。従って議案第６号 町、字区域の新設、廃止および変更についてはその審査を総務委員会に付託いたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第12、議案第17号工事請負契約についてを議題として質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　質疑終結し本案はその審査を建設委員会に付託いたします。

○議長(辺野喜英興君)　日程第13、議案第18号工事請負契約についてを議題として質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　質疑終結し本案はその審査を建設委員会に付託いたします。

○議長(辺野喜英興君)　日程第14、議案第19号工事請負契約についてを議題として質疑に入ります。

○宮里敏慶君　本員は議案第18号で字句の訂正をすべきであったが審議が早くて時期を失しました。(笑声)

議案第19号の契約書の最後のほうでございます。佐伯建設工業株式会社のところでございますが、自然人には住所というものがありますが法人には住所というものはどうかと思っておりますが、住所が大阪とありますがそれでいいのかどうかお尋ねいたします。

○土木部長(内間安春君)　お答えいたします。工事その他請負契約条例に基づきまして、1970年の２月25日に那覇市建設工事執行規則を制定してございます。その様式に基づいて住所というのが明記されておりますので、その様式に準じて契約書が作成されておるわけです。

○宮里敏慶君　質問に答えておりませんのでもう一ぺんわかるように質問をいたしますが、議案第19号の３枚目でございます。注文者那覇市長平良良松、それから請負人住所大阪市東区うんぬんとありますが、ここに住所と書いてありますが、これは住所で正しいのかどうか。これは違うから今、私はご質問をしております。住所という文句が正しいかどうか。

○土木部長(内間安春君)　先ほどお答えいたしましたが工事執行規則を制定する場合に、市の例規審議会の審査を経てこの規則が制定されておりますので正しいというふうに考えております。

○宮里敏慶君　私が質問をしておりますのは、これは字句の間違いであります。自然人の場合は住所があります。法人の場合は住所じゃなくして本店ということになり、本店というふうに訂正したらどうかということでご質問をしております。自然人の場合は住所どこの何々ということになりますが、これは法人であります。法人の場合は住所といわずに本店になおしたらどうかということでございます。字句の訂正です。

○第二助役(前田武行君)　本件契約の相手方は法人の中の株式会社であります。株式会社の登記の際は本店の所在地というのが記載されております。しかし民法の50条だったと思いますが、そこには法人の住所はその主たる事務所の所在地とするとこう書いてありますし、また規則上も住所を記載せよとうたわれておりますので、民法で事務所を住所と見なすとうたっておりますので本店所在地の事務所を住所として表示した次第であります。

○宮里敏慶君　第二助役にお尋ねいたしますが、今私は自然人には住所があるが、これは法人であるので本店に改めるべきだということで質問をいたしましたが、これを本店としたら間違いであるのかどうか。

○第二助役(前田武行君)　間違いだとか何とかというわけじゃありません。ただ50条で法人の場合は主たる事務所を住所と見なすといっております。さらに規則でも住所を表示するということになっておりますので、民法と規則と商法の規定などをかみ合わせまして住所の表示に会社の事務所の所在地を書いた次第でございます。

○金城重正君　本員は19号議案について質疑をいたします。この契約は那覇新港岸壁工事、地盤改良という

ことになっております。さらに契約の方法としては随意契約になっておる。この19号議案の説明において護岸工事の地盤改良をするためには特別の技術が必要である。そこでこれを本土の業者と随意契約にしたんだという説明がなされております。そこで本員がお聞きしたいのは、この岸壁工事、すなわち地盤改良について沖縄の業者の方々にインビテイションを出したかどうか。そしてもし出したということであるならばその沖縄の業者の方々からどういう返事があったかどうか。これについてご答弁をしていただきたいと思います。

○土木部長(内間安春君)　お答えいたします。地盤改良工事につきましては提案理由の場合にもご説明いたしましたとおり、沖縄で初めてのこの種工事の施工でありますし、さらに特殊な技術と機械をそこに投入しなければできない工事でありますし、さらに特許申請中の工事でもあり、沖縄業者がこの工事ができないかどうか、沖縄業者とどういうふうな話し合いをもたれたかということでございますが、沖縄業者の特に沖縄での大手業者の意見も聞いております、さらに建設業協会あたりでの意見も聞いてございますが、何分初めての工事であります上からそのように契約したほうが工事の質量の確保、さらに工期内の工事の完成が期待できるということでそのように決定いたしました。

○金城重正君　ただいまの土木部長の答弁では琉建協とも話し合った。大手の業者の方々とも話し合った、けれども特許の問題があり、さらにこちらに機械がないと、こういうような答弁がありますが、本員が聞きたいのはインビテイションを出したかどうかだ。私がこのインビテイションを出したかどうかを聞いておるのは、沖縄にこの機械がある。また現にサンドパイルを沖縄でやっておる。沖縄にできる業者が３ヵ所もある。従って現在やられておるところはどこかというとエッソの工事、東洋石油の工事、これは全部サンドパイルが必要であるがそれを地元の業者がやっておる。これをなぜあえて随意契約をしなければならないのか。また本員が承ったところによるというと市当局から何らのインビテイションももらっていない。こういう話である。部長は19号議案の提案にあたっては沖縄にはないんだというようなことを説明しておるが、しかし沖縄でやられておる。また本員が聞いたところによると、この33万6,000ドルよりもっと少なくてもできるんだ、請負ができるんだというようなことを本員は聞いております。その点についてどう思うのか答弁していただきたい。

○土木部長(内間安春君)　お答えいたします。民間でのこういう工事がいかようになされておるかどうかよくそこまではつかまえてないんですが、いずれにいたしましても沖縄業者が直接工事を施工しておるということについては聞いておりません。

○金城重正君　だから本員が聞きたいのは、琉建協にも行っていろいろ話し合いもやったというが何んで当局ペースでものごとをやるか。こういう工事があるから入札はどうかというようなことでやったかどうか。やっていないでしょう。何んで随意契約をやらなければならないのか。本員が聞いたところによりますと、こんなたくさんの金額でなくてもできるんだということだが、平良市長は市長選の段階でもすべて公入札の制度をとるんだというようなことをはっきり約束しておる。何んで沖縄の業者には請負させないでそういうような随意契約をやるか。さらにもう１つ、この佐伯建設工業株式会社は沖縄でどういう免許を持っておるか。これについて答弁していただきたいと思います。

○土木部長(内間安春君)　佐伯建設につきましては過去において沖縄で工事をした経験はあると聞いておりますが、現在のところ免許は持っておりません。

○金城重正君　じゃこういう33万6,000ドルという膨大な金を、資格もどういうものであるかわからないで、どうして随意契約をやったのか、さらに外資導入、外国資本の投下及び役務提供の認可並びに事業活動の許可、これの第９条事業活動の許可、外国投資家は、この外国投資家というのは定義が載っております。本土業者も含むということになっております。そこでこの会社が外資導入の許可を受けておるかどうか。これについてご答弁をいただきたい。

○土木部長(内間安春君)　この工事を発注する以前において市といたしましては如何なる契約の方式、如何なる契約を締結したほうが最も経済的で有利であるかということをいろいろと検討いたしております。

さらにまた本土の運輸省港湾局並びに第三港湾建設局の意見、あるいはその技術者の意見もいろいろ聞いて資料もまとめております。本土業者と直接契約を締結する場合は、おっしゃるとおり、当然外資の許可が必要であります。これは布令第11号の第２節のただし書によりまして、琉球政府及び民政府の発注する工事、あるいは物品購入については行政主席の許可を必要としないというような条項がありますが、琉球政府の建設局並びに通産局の関係者と協議し、あるいはいろいろ連携をとっておりますが、この那覇新港工事につきましては政府の補助事業でありますが政府の発注する工事に準じてこの条項を適用すると。ですからしてその認可申請は必要ではないということをはっきり見解を表明しております。さらにその認可は一応契約を締結した後に行うということになっておりますので、まだ正式な手続きはとっておりません。

○金城重正君　これはたいへんな問題でございます。いまの答弁によりますと、その佐伯建設というのがどういう免許を持って、どういうような性格の会社であるかもわからぬ前に沖縄に来たことがありますというような答弁をやっております。さらにもう１つは布令の中に外資の許可を取らなくてもいいんだというようなことがあるということなんです。けれどもこれは私ども選良であるところの立法院において可決された法律があります。これを適用するのか布令を適用するのか。布令においてはないかもしらない。けれども私どもが選出した立法院議会において外資に関する立法というのがされておる。これにおいては当然外資の許可を取らなければならないんだという規定がある。どう思うのか。現在沖縄にもこれができる業者は３社ある。私は直接会いました。こんなたくさんなくてもできるんだというようなお話でした。これをあえて曲げて随意契約をやるところは奈辺にあるのか、そのことについて答弁をしていただきたい。

○土木部長(内間安春君)　お答えいたします。先ほども申しましたが外資の問題につきましては琉球政府の建設局、通産局との協議の結果そういう手続きを取ればいいというふうにわれわれは確認し、さらに承知をしておるわけでございます。もう１点、この業者は内容が貧弱じゃないかということでございますが、そういうことではなしにその業者自体は本土の事業において相当実績を持っておりますし、さらにわれわれは運輸省あるいは第三港湾局での事業の工事の実績こういうものをいろいろ参考書類あるいはその資料は取り寄せてございます。さらにただ単なる地盤改良工事と申しますが、地盤改良工事につきましてもいろいろ技術的に大きな問題がございますし、さらにこの現場にどういう地盤改良工事が一番適するかということがまた問題にあろうかと思います。もし必要でありましたらこの点について少々時間はかかりますが説明さしていただきますればけっこうだと思います。

（「どうぞ」と言う者あり）

地盤改良工事の工法の選定に呈したひとつの根拠でございますが、施工箇所の原地盤は軟弱な地盤でありますし、土質を試験した結果単位の25度程度であるということが確認されております。この地盤を設計条件の30度まで改良するような工法でありまするが、この工法といたしましては１つの工法は地盤の置換工法、さらにまたプレロード工法と、締め固め方の工法というその３つの工法が一応は考えられるわけです。このうち置換工法は原地盤が浅くて、しかも置換深さが深いためにこの床掘量が相当大量になっています関係上経済的には施工が、また施工能力からして不適当であるということが結論づけてございます。次のプレロード工法は突き固め試験と圧密試験の結果からいたしまして、高さ20メーター以上の荷重をのっけなければ施工がむずかしいということで経済面からも不可能であるし、したがいまして突き固めの工法によることは不可能であるということで一番最後の締め固めの工法をどうしても採用しなければならいということに決定いたしたわけです。

○金城重正君　本員が聞きたいのは、これはいま土木部長はその工法の問題を説明しておるんだ。かえってエッソ（ＥＳＳＯ）や東洋石油でやっておるのはここよりも大きいんです。10万トン級のタンカー船も入るところなんだ。これを現在沖縄の業者がサンドパイルも打ち込み、すなわち地盤改良をやっておるんです。だからエッソや東洋石油でやっておる工事請負業者にしてもここと工法においては何ら変わり

はない。そこで本員が聞きたいのは何で沖縄の業者にもそういうような機械を持ち、そういうような業者がおるのにあえて本土の業者と随意契約をやったのか。先ほど私が申し上げたのは、ここにも業者がおる、大分とはいえないかもしらぬけれども現在おるがインビテイション出したかどうか、こういう工事があるけれども請負いますかという案内状をやったのかどうかということなんです。随意契約をやらなければならないものは奈辺にあるのか。この工事においてはいま中城でやっているのもここでやるのも同じ。私は一級の建築士から聞いております。なぜ随意契約をやったのか、さらに随意契約であるならば本土の方々がやる場合には外資導入の許可をやらなければならないという立法がある。

第９条それにも抵触すると思うがどうか、それをご説明していただきたいと思います。さらに土木部長はその仮契約をやったあとから外資導入の許可をやるんだというようなことがあったでしょう。こちらで議決されてから外資導入の許可を申請するんだということなんだが、これは本末転倒なんだ。私は琉球政府でその面の仕事をやっていたことがある。入管のほうでその仕事を私は専門にやってきたが本末転倒なんだ。その面についてどう考えるのか。

○土木部長(内間安春君)　お答えします。地盤改良の問題はエッソあたりでやっておられるということをおっしゃっておられますが、はたしてその地盤改良がその工事の性質あるいは目的が那覇新港の地盤改良と同一の工事であるかどうかということは多少問題があります。地盤改良といいましてもバイブロ・コンポーザ工法と、さらにサンド・コンパクション工法、この２種類で現在本土での特許の工法は２種類しかないわけです。ですからして沖縄の業者でも機械を持っているとおっしゃっておるんですが、実際この工事をやるための機械その他技術を持っている業者は沖縄にはおりません。これははっきり断言できます。さらに外資導入の問題は、

(「ちょっといま答弁中ですが、あんた沖縄におりませんということですがどこに行って調べましたか。沖縄でそういう機械を持っている方はいないということを答弁しているでしょう、どこ行って調べたの」と言う者あり)

いやこの工事自体が特許の工法になっておる関係上この工法はやたらにどこでも使えるような性質の工法ではないし機械も特許になっておりますので。

○金城重正君　いま土木部長は機械の特許、工法の特許であるということなんだが現在沖縄でやっておるということなんだ。そしてこれは建設新聞でも皆さん方のこのやり方というものは全部書いてあるはずです。いまから１週間ぐらい前の新聞に載っておる。けれども沖縄であるんだ、やっておる。またある業者はこういうふうなことを言うております。できるけれども入札に参加してくれということは何もない。やるならばこういう技術者は本土のほうから連れて来てでもできるんだと。何で当局は沖縄の業者にそういうことをはからないのか。沖縄の業者にまずインビテイションすなわち案内状を出してできないということならば話は別だが、それをあえて随意契約をしたことは奈辺にあるかということです。さらに本員が申し上げたいのは外資導入の法律に抵触しないのかどうか、抵触しないという根拠はどこにあるのか、これが聞きたいんだ。

○土木部長(内間安春君)　お答えします。できるということは一応この技術提携すれば可能かと思います。技術提携した場合にはいわゆるこの機械を借りるなり、あるいは鉄鋼を買うなり、あるいは下請をするという形になりますので、それにはむしろ技術的にもあるいはまた新しい初めての事業であるもんですからして、むしろマイナス面が多くなるであろうということが予想されます。その意味において経済的にもまた工事の質からいっても直接契約したほうが得ではないかということであります。

(「いや外資導入のこと。もう１回、もう１つ答弁…。外資導入に抵触しないという理由は奈辺にあるのか」と言う者あり)

外資導入の問題は一応政府の通産局、建設局とも十分協議した結果でございますのでわれわれはそれを期待しております。

○金城重正君　当局は当局なりの考え方でこの19号議案の随意契約をやっておるやに考えます。当然地元の業者の育成と、地元の発展というようなことを考えた場合に、当然地元の業者に対してこういう工事があるからどうかというようなことがあってしかるべきだ、それはほとんどやられていない。したがって本員としてはこれの随意契約ということは認めるわけにはいきませんけれども、当局としてはいま一度沖縄の業者に対してこの問題、「こういう工事があるけれどもできるかどうか」もう一度公入札というような段階をとる意思はないのかどうか、これについてご答弁願います。

○土木部長(内間安春君)　お答えいたします。地元業者を十分育成するということは当然であるというふうにわれわれも考えてございます。その意味で努力しておるわけでございます。ところが本工事につきましては先ほど来ご説明申し上げておりますとおり、市当局といたしましても建設業者の、いわゆる大手の業者の方々あるいは建設業協会にもそういう前もってこういう工事の性質概要につきましては一応話し合いは持っておるわけでございます。さらにまたこの工事の性質上一応マイナス11メーター岸壁を現在施工しております途中から、その工事施工途中からこの地盤改良の問題が出てきたわけです。それで設計内容の一部変更も伴いましたし、さらにまたそれに基づきまして来年４月１日を目標に一部の岸壁を供用開始をしようという目標で工事を進行しておりますので現在打ち込んでおります矢板、浚渫した後でなければ岸壁のコンクリートが完成しないという事態もございますし、さらに浚渫しなければまた地盤改良ができないし、地盤改良が完成しないと岸壁の工事が進行できないということで相関連してこの工事を推進しなければならないということでございますし、さらにご承知のとおりこの工事は日政援助事業でありますので、３月の会計年度というふうな会計年度の関係もありますので一刻も早くこの工事を契約し、さらに来年の３月、日本の会計年度でありますと３月には完成しなければならないということでございますので、われわれといたしましては最もこの工事に適しているこの工法を選定し、さらに工期内に工事が完成し、さらに一番有利であるということをいろいろ検討し、さらに本土の運輸省の各所管においてもこの問題を検討いたしまして最終的には結論を得てございますので、そういうふうに仕事を追加をしていきたいというふうに考えます。

○金城重正君　ただいまの土木部長の説明で本員は納得いきませんけれども、一応はこの議案が可決された場合には外資導入の許可申請をやるんだということですが、これは外資導入委員会ともこの工事をとった場合には許可するんだという承諾書はいただいておりますか。

○土木部長(内間安春君)　お答えいたします。許可は取っておりませんが契約を締結して後に申請の手続をすればいいということで、先ほど来申し上げておりますように政府の通産局の担当係、さらに建設局とも合意に達しております。

○金城重正君　そうすると政府はまだこの業者に外資導入の認可を与えるかどうかもわからない。ただ工事を請負って、すなわち議決をいただいてからやればいいじゃないかというようなことでそのときには考えましょうということなんだ。万一ですよ、外資導入申請をして蹴られた場合にはどうなるか。これがただ通産局のほうで申請したらいいでしょうということではこの契約はたいへんな問題なんだ。万一外資導入委員会で法に照らして沖縄の業者でもできるんだというような時点でこれが不許可になった場合、われわれの議決というものはたいへんな問題になるんだ。それについてどういうような処置をするのか、それをご答弁していただきたいと思います。

○土木部長(内間安春君)　お答えします。先ほどから申し上げましたとおり、琉球政府の発注工事に準じて取り扱うということをはっきり、政府と協議の結果はっきりしておりますので、それが不許可になるということはあり得ないというふうに考えます。

○金城重正君　だからこれは琉球政府の工事に準じてやるということなんだが、琉球政府の工事を請負っておる方々が外資導入の許可をもらっておるかもしれない。けれどもこの方が外資導入の許可をまだもらっていないのです。したがって本員が聞きたいのは琉球政府に準じてやっても外資導入のほうでこれは沖縄の業者でもできるんだ、したがって許可を与える対象にはならないんだというような結論になっ

た場合にはどうするか。これは現実の問題なんだ。だから私が先ほども申し上げましたように、まず外資導入の許可をとる、そのあとからやるのがたてまえであり、これは本末転倒しておるということを言うたのはそういうことなんだ。外資導入の許可をとってからこれを契約する、これがたてまえである。もしここで議決されて外資導入のほうでこれは沖縄の業者でもできる、いや許可の対象にするわけにはいかないということになった場合どうするのか、これについてご答弁願いたい。

○土木部長(内間安春君)　お答えします。この件は琉球政府とも相当前からこの問題は何回となく協議あるいは意見の調整を見ておりますので、さらにこの業者も直接琉球政府の各機関、通産局、労働局、建設局というふうに各機関とも業者自体もそういうふうに話し合いを持っておりますので必ずこのとおり外資導入許可が出るものと思います。ただし沖縄業者がやれるとおっしゃるのですが、先ほどからも申し上げますとおりこれは特許工事でございますので、その面はまた沖縄自体にもそういう技術、機械がないということは明らかでありますので、不許可になるということはあり得ないというふうにわれわれは考えております。

○議長(辺野喜英興君)　質疑を終結し議案第19号工事請負契約については、その審査を建設委員会に付託いたします。

○議長(辺野喜英興君)　日程第15、議案第20号工事請負契約についてを議題とし質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　質疑なしと認め本案についてはその審査を建設委員会に付託いたします。

○議長(辺野喜英興君)　日程第16、議案第21号工事請負契約についてを議題とし質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　質疑なしと認め本案についてはその審査を建設委員会に付託いたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。次回は３月21日開きます。

(午後６時　散会)

上会議録を調製し署名する。

1970年３月16日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　平良　玄昌〔　〕
署名議員　仲村　正治〔印〕

３月21日(４日目)午前10時８分　開議

○出席議員(29名)

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	７番　平良　玄昌君	８番　上原　綱正君
９番　金城　甚松君	10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	12番　儀間　真祥君
13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君
17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君	20番　黒潮　　隆君
21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君
25番　比嘉　佑直君	27番　玉城　栄一君	28番　友利　栄吉君	29番　椿　　秀義君
30番　大浜　長弘君			

○欠席議員(１名)

26番　安見福寿君

○説明員

市　　長　平良　良松君　　第一助役　稲嶺　成珍君　　第二助役　前田　武行君

市長公室長　平良　清安君　　総務部長　親泊　康晴君　　土木部長　内間　安春君
財政部長　伊波　静男君　　経済民生部長　平良　　浩君　　建設部長　水間　　平君
水道局長　佐久川寛貞君　　消 防 長　具志　清一君　　教 育 長　譜久山朝直君

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第４号

第１　会議録署名議員の指名

〔第２～第９、第15～第37、第39～第60　略〕

第10　議案第17号　工事請負契約について(建設委員長審査報告)
第11　議案第18号　工事請負契約について(建設委員長審査報告)
第12　議案第19号　工事請負契約について(建設委員長審査報告)
第13　議案第20号　工事請負契約について(建設委員長審査報告)
第14　議案第21号　工事請負契約について(建設委員長審査報告)
第38　議案第６号　町、字区域の新設、廃止および変更について(総務委員長審査報告)

会議に付した事件

(議事日程に同じ)

○議長(辺野喜英興君)　これより本日の会議を開きます。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、金城甚松君、上原綱正君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第10、11、12、13、14を一括上程いたします。日程第10議案第17号工事請負契約について、日程第11議案第18号工事請負契約について、日程第12議案第19号工事請負契約について、日程第13議案第20号工事請負契約について、日程第14議案第21号工事請負契約について、を一括議題として建設委員長の報告を求めます。

○建設委員長(比嘉佑直君)

△議案第17号「工事請負契約について」
△議案第18号「工事請負契約について」
△議案第19号「工事請負契約について」
△議案第20号「工事請負契約について」
△議案第21号「工事請負契約について」

以上５件については関連しますので一括して審査の結果を報告いたします。

まず、議案第17号は、1969年度施工のマイナス３メートル物揚場工事に引き続き施工するマイナス7.5メートル矢板式けい船岸壁の386メートル、先端護岸52.8メートル、隅角部41メートルを施工するために提案されております。

議案第18号が岸壁工事の第２工区で、同工事は1969年度施工箇所の上部工662.3メートルと舗装工１万3,037平方メートル、岸盤箇所矢板打込工8.8メートル及びマイナス11メートル岸壁錨定版工396.5メートルを施工するためのものであります。

議案第19号が、岸壁箇所の一部に軟弱地盤が生じ、この状態で所定の深度まで浚渫すると岸壁が危険な状態になり地盤改良を行うものであります。

この施工方法については、サンド・コンパクション工法、すなわち圧密砂杭工法により面積7,086平方メートル、延長364.5メートル、砂杭総延長３万542メートルを施工して、矢板前面の地盤改良をなし

受動土圧を増進させ岸壁の安定を図る工事であります。この種の工事は沖縄で初めての施工であり、高度な技術と特殊な機械を必要としまた特許権出願中の工法であり、機械および作業船、技術者等を本土から導入しなければならず、実際の施工上においても、工事管理、責任施工、工期内完成、経費面等から直接本土業者の機械、作業船、技術の導入によって港湾工事全体を進める上にも有利である。さらに現在沖縄で施工されている地盤改良工事はサンドレン工法で技術的に那覇新港の工事に適さないし、経費面からも高くつき工期的にも問題がある。従って運輸省港湾局、第三港湾建設局の推せんもあり、直接本土業者と随意契約したいとのことであります。

なお、これによって予想される外資導入の問題については、布令第11号（1958年９月12日）第２節Ｃ号の「特別契約の履行のためにのみ行なわれる事業については琉球政府行政主席の許可を必要としない」と規定され、さらに本件は日政援助事業であり琉球政府の直轄工事に準じて適用されるということを事前に琉球政府建設局、通産局と協議してその了解を得てある、との当局説明がなされております。

議案第20号の浚渫工事については、本年度の岸壁工事施工と同時に面積13万3,500平方メートルの地域を水深マイナス7.5メートルまで浚渫するためのものであります。

議案第21号が防波堤工事で、総計画延長1,430メートルのうち450メートルを施工するためのものであります。

以上の当局説明に対し各議案とも契約保証金が免除された理由についてただしました。

これに対する当局説明は、本件のように大規模な工事の入札に際しては、ほとんどトップクラスの業者が指名されること。及び政府においては前払い保証金制度がなされているが、市にはこのような制度がなく契約保証金を免除した方が契約締結においても有利であること。さらに、1970年２月26日に公布された那覇市建設工事執行規則第43条により契約保証金を免除された当該請負人が、工事その他の請負契約条例第25条の規定に基づき契約が解除となった場合は、損害賠償金として契約金額の100分の５を市長の指定する期限内に納付することになっており、市は別段損害を被むる恐れはないということで免除したとの説明がなされ、結論として「議案第17号」「議案第18号」「議案第19号」「議案第20号」「議案第21号」の各工事請負契約についてはそれぞれ全会一致これを同意すべきものと決定いたしました。よろしく各位のご賛同をお願いします。

○議長(辺野喜英興君)　ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。

○中村昌信君　建設委員長にお伺いいたします。議案第19号についてですが、去る16日の本会議におきまして15番議員からこういうご質問がありましたが、その点について明らかにされたかどうかお伺いいたします。まず「沖縄の業者にインビテイションしたかどうか。本員が調べたところない」云々と話しております。２番目に「沖縄にもこの機械があり現にサンドパイルをやっておる、そして沖縄にも２、３の業者がいる」。３番目に「これに対する土木部長の答弁は沖縄にはないというが、現在沖縄でやっておる。さらに33万6,000ドルという金よりもっと安くできると、平良市長は選挙の場合の公約ではこういう請負に対しては公入札にしていく」云々ということを話しておりましたが、こういう点等について建設委員会において明らかにされたかどうかお伺いいたします。

また外資導入についてもどうなっておるかという点のご質問がありましたが、こういう点も建設委員会でどう審議されたかお伺いいたします。

○建設委員長(比嘉佑直君)　お答えいたします。沖縄にもこういう工事ができる会社があるということのようでございますが、沖縄では地盤改良工事はやっておりますが、この方法はサンド・コンパクション工法ということで、従来の方法とは違うわけでございます。何と言っても日本でもこの工事ができるのが２か所しかないということでございまして、佐伯建設は関西のほうにあるようでございますがこの会社は、もしこれを私たちにさせなければ特許権として10万ドルよこせ、それから海上輸送船が10万ドル要求しておるということであり、こういうことから他の会社と契約できないということで佐伯建設と契約したんでございまして、今報告したとおり運輸省とか港湾局、それから第三港湾局の推せんもあってそうしたわけで、だいたいここの工事をやる工法ともう１つの工法とは全然別個でございまして、図を書いたらすぐ判明するわけでございますが、沖縄にはそういう業者がいないわけでございます。これをもってきて工事させることによって、ここの埋立事業とか工事関係の方々は非常に喜んでおるようでございます。

それともう１つ外資導入の件でございますが、これは先ほど報告したとおり布令第11号第２節Ｃ号の「特別契約の履行のためにのみ行われる事業については琉球政府行政主席の許可を必要としない」というのにあてはめて、これは琉球政府の建設局、通産局との協議によって了解済みでございます。あの業者と沖縄の業者が行う工法が全然違っており、沖縄の業者では全然できないわけです。ただあれをもってきても、こっちができるのは砂を提供する、あるいは労務者を提供する、この２つしかできない。それ以上のことはこっちでは絶対不可能であるということです。

○仲村正治君　建設委員長にお尋ねいたしますが、日程第10議案第17号及び日程第11議案第18号の工事請負契約を審議するに当りまして、安謝新港の岸壁工事に必要な資材、これについて市が支給するのか、工事施工者もちであるのか。これについて審議なさったかどうかお伺いいたします。

○建設委員長(比嘉佑直君)　今のご質問は17号、18号の岸壁工事に対して資材は市がもつかどうかということですか。

○仲村正治君　現物支給をするのかということでございます。

○土木部長(内間安春君)　お答えします。70年度の岸壁工事の資材支給についてでございますが、69年度ですでに購入された材料この分は支給いたします。

○仲村正治君　本員がなぜこういう件をお尋ねするかと申し上げますと、去った１月21日の臨時議会で物品購入の議案が出ておりましたが、そこに矢板の購入が出ておりますけれども、これが69年度での購入した資材というわけですか。

○土木部長(内間安春君)　お答えいたします。69年度で約８万ドルと約２万ドルの矢板を購入しておりますが、その分の支給とさらに69年度で防舷材、その他けい船柱そういうものを購入しておりますが、その分は支給品として契約してございます。

○議長(辺野喜英興君)　質疑終結し討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　討論終結し採決に入ります。日程第10、議案第17号工事請負契約について、原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本案は同意されました。

○議長(辺野喜英興君)　日程第11、議案第18号工事請負契約については原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本案は同意されました。

○議長(辺野喜英興君)　日程第12、議案第19号工事請負契約については原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本案は同意されました。

○議長(辺野喜英興君)　日程第13、議案第20号工事請負契約については原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺喜野英興君)　ご異議なしと認めます。よって本案は同意されました。

○議長(辺野喜英興君)　日程第14、議案第21号工事請負契約については原案どおり同意することにご異議あ

りませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本案は同意されました。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第38、議案第６号「町、字区域の新設、廃止および変更について」から日程第59、「開南交番から平和橋にいたる新設道路のできあがっている車道の部分の仮設市場の建物撤去に対する陳情」までの計22件を一括議題といたします。

本22件の案件については各常任委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第102条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出が提出されております。お諮りいたします。ただいまの件につきましては、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本件につきましては、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　以上で本日の日程は全部終了いたしました。これにて第119回議会定例会を閉会いたします。

（午後０時40分　閉会）

上会議録を調製し署名する

1970年３月21日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　金城　甚松〔印〕
署名議員　上原　綱正〔印〕

59　1970年(昭和45年)　４月　第120回臨時会[公設市場]

４月21日(１日目)午前11時５分　開会

○出席議員（26名）

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	７番　平良　玄昌君	８番　上原　綱正君
９番　金城　甚松君	10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	12番　儀間　真祥君
15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君
20番　黒潮　　隆君	21番　久高　友敏君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君
25番　比嘉　佑直君	26番　安見　福寿君	27番　玉城　栄一君	28番　友利　栄吉君
29番　椿　　秀義君	30番　大浜　長弘君		

○欠席議員（４名）

13番　平良信一君　14番　宮里敏慶君　17番　又吉久正君　22番　喜久山朝重君

○説明員

市　　長　平良　良松君	第一助役　稲嶺　成珍君	第二助役　前田　武行君	
市長公室長　平良　清安君	総務部長　親泊　康晴君	財政部長　伊波　静男君	
経済民生部長　平良　　浩君	建設部長　水間　　平君	土木部長　内間　安春君	
水道局長　佐久川寛貞君	消 防 長　具志　清一君		

○事務局出席者

庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定

〔第３～第10　略〕

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(辺野喜英興君)　これより1970年第120回那覇市議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、金城甚松君、島袋宗康君を指名いたします。

○議長(辺野喜英興君)　日程第２、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は、議会運営委員会に諮問した結果、本日から４月25日までの５日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって会期は、５日間と決定いたしました。

○議長(辺野喜英興君)　お諮りいたします。議事の都合により、４月22日から４月24日まで計３日間は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって４月22日から４月24日まで計３日間は、休会することに決しました。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　本日はこれにて散会し４月25日午前10時再開いたします。ご了解を求めたいと思います。九州市議会議長会出席のため本日出発、27日に帰局いたしますので留守中よろしくお願いいたします。

（午前11時15分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1970年４月21日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　金城　甚松〔印〕
署名議員　島袋　宗康〔印〕

４月25日(２日目)午前10時20分　開議

○出席議員（27名）

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	５番　喜舎場盛一君
６番　仲村　正治君	７番　平良　玄昌君	８番　上原　綱正君	９番　金城　甚松君
10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	12番　儀間　真祥君	14番　宮里　敏慶君
15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君
20番　黒潮　　隆君	21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君
24番　真栄城嘉園君	25番　比嘉　佑直君	26番　安見　福寿君	27番　玉城　栄一君

28番　友利　栄吉君　　29番　椿　　秀義君　　30番　大浜　長弘君

○欠席議員（３名）

４番　辺野喜英興君　13番　平良信一君　17番　又吉久正君

○説明員

市　　長　平良　良松君　　第一助役　稲嶺　成珍君　　第二助役　前田　武行君

市長公室長　平良　清安君　　総務部長　親泊　康晴君　　財政部長　伊波　静男君

経済民生部長　平良　　浩君　　建設部長　水間　　平君　　土木部長　内間　安春君

水道局長　佐久川寛貞君　　消 防 長　具志　清一君

○事務局出席者

庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第２号

第１　会議録署名議員の指名

〔第２略〕

追加第１　仮設市場への移転問題について（28番議員友利栄吉）

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○副議長(仲本安一君)　これより本日の会議を開きます。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○副議長(仲本安一君)　日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。本日の会議録署名議員は、人民・国吉辰雄君、儀間真祥君を指名いたします。

○友利栄吉君　緊急質問をいたしたいと思います。公設市場移転の件と児童手当実施の件について緊急質問をしたいと思いますので、日程追加の動議を提出いたします。

（「賛成」と言う者あり）

○副議長(仲本安一君)　所定の賛成がありますので本動議は成立いたしております。休憩いたします。

（午前10時21分　休憩）

（午後２時８分　再開）

○副議長(仲本安一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○友利栄吉君　先ほど日程追加の動議を出しましたところ内容において２つの問題があって、取り計らい上疑義があるということで補足説明をいたしたいと思います。日程追加第１に「仮設市場への移転問題について」と「児童手当について」の２つの日程追加をお願いしてございます。

○副議長(仲本安一君)　お諮りいたします。ただいま28番議員から追加第１「仮設市場への移転問題について」と追加第２「児童手当について」の緊急質問をしたいとの動議が提出されましたが、この件について皆さんにお諮りしたいと思います。

まず第１の件、追加第１「仮設市場への移転の問題について」緊急質問に同意の上日程に追加し発言を許されたいとの動議が提出され、賛成者がありますので動議は成立いたしました。よって本動議を議題といたします。

○副議長(仲本安一君)　お諮りいたします。「仮設市場への移転問題について」は本動議のとおり日程に追加し発言を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長(仲本安一君)　ご異議なしと認めます。よって28番議員の緊急質問、すなわち「仮設市場への移転問題について」は、同意の上日程に追加し発言を許されたいとの動議は可決されました。後刻28番議員の発言を許します。

〔中　略〕

○副議長(仲本安一君)　追加第１「仮設市場への移転問題について」を議題といたします。28番議員の質問を許します。

○友利栄吉君　自席から質問をいたします。３月の定例議会において当局は、「４月１日を期して仮設市場へ移転を完了する」という答弁でありましたけれども、現在に至るまで移転をされていないのはどういうわけであるか、その経過と見通しについてお伺いいたします。

○総務部長(親泊康晴君)　28番議員のご質問にお答えします。去る議会で仮設市場への移転は４月１日を目途にして移転したいというふうに答弁いたしましたけれども、事実仮市場の工事につきましては完備しておりましたけれども、その後食品衛生法による主管である那覇保健所のほうから食品衛生法上から若干不備な点があるという指摘をうけたので、その不備な点を補正するために今まで延び延びになったわけでございます。見通しにつきましては４月30日までに移転させる方針でございます。

○友利栄吉君　当局は先に、３月中にもこのように遅延をしてきております。その間業者とのいろんな折衝もあったと思いますが、その点についてはいかがですか。

○総務部長(親泊康晴君)　お答えします。協同組合、それから個々の業者との話し合いも継続的に進めてきたわけでございますけれども、いろいろと事情がございまして全員移転するというところまでまだいっていないので、そういった事情も多少今までの延引する要因として残っているわけでございます。

○友利栄吉君　全員移転するように話がつかないということでありますが、いかなる点においてこのように支障があるか。さらに地主からの申し出はなかったのか。この２点についてお伺いいたします。

○第二助役(前田武行君)　地主側との折衝の件にのみ答弁させていただきます。前にも一度申し上げましたが、地主とは地主側の事務所において２回、それから市役所において２回、それからさらに３月定例議会の前後でありますが市役所で１回、そのときは市場を使用している代表者の方を５名ほど集めまして折衝をしておりますが、そのときも折衝の段階ではこちらの意図する方針と地主側の考え方との間にまだ意見の食い違いがあります。と言いますのは、地主側は業者といっしょになって仕事をしていきたいというのに対し、那覇市は那覇市が建設して業者をそこへ収用したいと。このような２つの意見がまだ対立したままになっております。これからまたどんどん折衝を進めていこうと、このように考えております。

○総務部長(親泊康晴君)　地主との折り合いがつかないという理由はどういったところにあるかということでございますけれども、今まで再三再四、折衝の段階での反対する業者側の言い分としては、将来にわたっての改築に際しての不安があるということで賛成しないようでございます。

○友利栄吉君　平良市長はたびたび話し合いでうまくやるということでした。議会に嘘をついたとは思いませんけれども、結果としてはそういう結果になったと思います。この辺について革新市長の政治手腕を疑わざるを得ない。市長、この問題についての確固たる方針を伺いたいと思います。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。「市長のこの問題に対する方針はどうか」というお尋ねでございますが、これは従来しばしば申し上げましたように、現在の場所に新しい市場を改築して、市の管理の下に公設市場として経営するという方針に変わりはございません。ただ仮市場の建設あるいは仮市場への移転などにつきまして当初予期していたように作業が進まない。そのために各位にたいへんご心配をおかけしていることはまことに申しわけございませんが、なにしろこの３百有余の業者の意見を聞いたり、あるいはその疑問について説得したりということが予想以上の難事業でございまして、たいへんこの点について困窮をきわめているわけでございます。しかし再々申し上げますようにこの市場問題というのは紛糾に紛糾を重ね、その間に非常に感情的な対立あるいは感情的なものをみせるというような点も介在しておりまして困難性を増しているように思うのでありますが、誠意をつくして説得してゆけば私はスムーズに解決できるというふうに考えております。そして10年来那覇市政の非常に難問題となっておりましたこの市場問題について、与野党一致協力のもとに今回限りで解決して、これから再び問題

がないように今回でもってこれを決定的に終止符を打ってゆきたいと決意いたしております。

○友利栄吉君　ただいまの市長のお答えでは、４月30日までにはりっぱに全員を移転、収容できるということであるのか。もしそれがまた難航して実現できないというふうになった場合にどのような措置をとるお考えであるのか。

○市長(平良良松君)　先程ご説明申し上げましたように、来る26日から移転開始いたしまして４月30日までには移転させるという目途のもとに作業を進めております。しかしまだなかなか全員が一糸みだれず移転を実行するということについては幾多疑問を残しており、一糸みだれない統制のもとに移転を実行されるとは予期しておりません。しかし、そうかといってこの作業を中止するわけにはいきませんのでその時点で新しく説得を試み、ぜひともこれを敢行させてゆきたいというふうに考えております。どのような困難がございましてもこの改築の問題はぜひ実現させたい。そうでなければこの市場問題は将来に向かってもいろいろな弊害、紛糾を来す問題でありまして、この点議会におきましても十分その真相を究明されてここで極めてさっぱりした解決をつけるようにご協力いただきたいと思っております。

○副議長(仲本安一君)　緊急質問を終ります。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○副議長(仲本安一君)　以上で本日の日程は全部終了いたしました。これにて第120回那覇市議会臨時会を閉会いたします。

(午後０時25分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1970年４月25日

副 議 長　仲本　安一〔印〕
署名議員(人民)国吉　辰雄〔印〕
署名議員　儀間　真祥〔印〕

60　1970年(昭和45年)　６月　第121回定例会[公設市場、基地、区画整理]

６月９日(初日)午前10時10分　開会

○出席議員(29名)

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	７番　平良　玄昌君	８番　上原　綱正君
９番　金城　甚松君	10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	12番　儀間　真祥君
13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君
17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君	20番　黒潮　　隆君
21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君
25番　比嘉　佑直君	26番　安見　福寿君	27番　玉城　栄一君	29番　椿　　秀義君
30番　大浜　長弘君			

○欠席議員(１名)

28番　友利栄吉君

○説明員

市　　長　平良　良松君	第一助役　稲嶺　成珍君	第二助役　前田　武行君
市長公室長　平良　清安君	総務部長　親泊　康晴君	財政部長　伊波　静男君
建設部長　水間　　平君	土木部長　内間　安春君	水道局長　佐久川寛貞君
消 防 長　具志　清一君	教 育 長　譜久山朝直君	選挙管理委員長　赤嶺　正一君

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
〔第３、第４(議案第31号～第64号、第66号～第74号)　略〕
第４　議案第65号　専決処分した事件の承認について(市長提出)

会議に付した事件

(議事日程に同じ)

○議長(辺野喜英興君)　これより1970年第121回那覇市議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。この際諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、平良信一君、宮里敏慶君を指名いたします。

○議長(辺野喜英興君)　日程第２、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から６月27日までの19日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって会期は19日間と決定いたしました。

○議長(辺野喜英興君)　お諮りいたします。委員会審査等議事の都合により、６月10日、６月15日から20日まで、６月22日及び６月24日から26日まで計11日間は、休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって６月10日、６月15日から20日まで、６月22日及び６月24日から26日まで計11日間は、休会することに決しました。

〔中　略〕

○総務部長(親泊康晴君)　議案第65号専決処分した事件の承認について、その提案理由を説明いたします。

かねてから計画しておりました近代的な新市場建設を現実に実施するため、債務者である業者の方々と種々協議の結果、仮設市場へ移転するとの約束が成立いたしました。しかしその後、再三にわたり情理を尽して自主的な明渡しを求めたのでありますが、これが履行されず、那覇市の本件土地に対する占有使用を妨害していたので、緊急に対処する必要がありまして仮処分命令を申請したのであります。以上のとおり議会を招集する暇がなく専決処分いたしましたので、よろしくご審議の上、ご承認を得たいのであります。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。次会は６月11日会議を開きます。

(午後１時49分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1970年６月９日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　平良　信一〔印〕
署名議員　宮里　敏慶〔印〕

6月11日(2日目)　午前10時10分　開議

○出席議員（30名）

1番(社大)国吉　辰雄君	2番　中村　昌信君	3番　瀬長　フミ君	4番　辺野喜英興君
5番　喜舎場盛一君	6番　仲村　正治君	7番　平良　玄昌君	8番　上原　綱正君
9番　金城　甚松君	10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	12番　儀間　真祥君
13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君
17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君	20番　黒潮　　隆君
21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君
25番　比嘉　佑直君	26番　安見　福寿君	27番　玉城　栄一君	28番　友利　栄吉君
29番　椿　　秀義君	30番　大浜　長弘君		

○説明員

市　　長	平良　良松君	第一助役　稲嶺　成珍君	第二助役　前田　武行君
市長公室長	平良　清安君	総務部長　親泊　康晴君	財政部長　伊波　静男君
建設部長	水間　　平君	土木部長　内間　安春君	水道局長　佐久川寛貞君
消防長	具志　清一君	教育長　譜久山朝直君	選挙管理委員長　赤嶺　正一君

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第2号

第1　会議録署名議員の指名

第2　決議案第2号　毒ガス兵器の即時全面撤去を要求する決議（議員金城吾郎外10人提出）

〔第2（決議案第3号、第4号)、第3　略〕

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(辺野喜英興君)　これより本日の会議を開きます。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、金城重正君、高良文雄君を指名いたします。

○議長(辺野喜英興君)　日程第2、決議案第2号毒ガス兵器の即時全面撤去を要求する決議から決議案第4号物価値下げに関する要請決議までを一括して議題といたし提案者の説明を求めます。

○金城吾郎君　ただいま上程されました、決議案第2号毒ガス兵器の即時全面撤去を要求する決議。

〔中　略〕

ご承知のように沖縄に毒ガス兵器が格納されてることにつきまして、昨年これが報道されるに及びまして、当市議会におきましてもその即時撤去を要求する決議を全会一致で採択いたしました。そして関係機関に対しその実現方を要求してまいったわけでありますが今日なおこれが撤去されず、しかもアメリカ本国においてもこの毒ガス兵器を移送することについて反対の提訴がなされている、こういう事態であります。これを作ったアメリカ本国において不必要であれば沖縄県民のためにも不必要である。しかもこれはジュネーブ協定に違反し、その他の国際法規に触れるものである。従って即時撤去せよという強い県民の要求が日増しに高まる中でこれが県民大会となり、あるいは琉球立法院におきましても全会一致で決議し、立法院代表は本土政府に対しても撤去方の協力要請をするために上京するとさえ報ぜられております。さらに世論を盛り上げるために全市民の総意を体して要求決議を今回の定例会において決議し関係機関に要求してゆきたいということであります。

〔中　略〕

それでは案文を朗読いたします。

毒ガス兵器の即時全面撤去を要求する決議

那覇市議会は、1969年8月7日毒ガス、細菌及び放射能兵器の即時撤去を要求する決議を全会一致で採択し、アメリカ大統領はじめ関係機関に対し、その実現を強く要求した。

米軍当局は過去2回に亘って毒ガス兵器の撤去を発表してきたにもかかわらず、今日、なお、その実現を見ないことは沖縄県民に対する侮べつ行為であり、人命軽視の現われである。このことは、国際法違反であり、国際信義にもとり、人道上も許されるべきものではない。よって我々は、沖縄に格納されている一切の毒ガス兵器を即時撤去するよう再び強く要求する。

1970年6月11日

那覇市議会

〔中　略〕

なお、決議案第2号につきまして宛先は琉球列島高等弁務官、アメリカ合衆国大統領、アメリカ合衆国上下両院議長、駐日米国大使、内閣総理大臣であります。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　ただいまの説明に対し一括して質疑に入ります。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　質疑を終結し討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　討論を省略し採決に入ります。決議案第2号毒ガス兵器の即時全面撤去を要求する決議について、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。なお、あて先は内閣総理大臣、アメリカ合衆国大統領、国防長官、アメリカ合衆国上下両院議長、駐日米国大使、琉球列島高等弁務官に送付いたします。

〔中　略〕

○金城吾郎君　ただいま採択されました決議案第2号、第3号につきまして、従来、米軍関係の要求決議は文書で送付しておりましたが非常に重要な問題でありますので、今会期中に全議員が高等弁務官に直接面会して手渡すというふうにしたいと思います。

（「賛成」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ただいま19番議員よりご発言がありましたとおり決議第2号、第3号は、この種の決議は従来文書によって送付してまいりましたが重要な問題でありますので、今回に限って会期中に全議員がそろって行き、直接手渡すということでありますが、このことについてお諮りいたします。そのように取り計らうことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認め、そのように取り計らうことにいたします。なお付け加えて申し上げますれば先様の都合もありますので、議会事務局のほうで連絡し後日、皆さまにご通知することにいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。次会は明12日午前10時開きます。それから一般質問の通告をまだやってない方が大分おられますので、あわせて順位を抽せんできめますので事務局に通告するようお願いいたします。

（午後4時16分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1970年６月11日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　金城　重正〔印〕
署名議員　高良　文雄〔印〕

〔６月12日、13日会議録　略〕

６月15日(５日目)午前10時８分　開議

○出席議員（30名）

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	７番　平良　玄昌君	８番　上原　綱正君
９番　金城　甚松君	10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	12番　儀間　真祥君
13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君
17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君	20番　黒潮　　隆君
21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君
25番　比嘉　佑直君	26番　安見　福寿君	27番　玉城　栄一君	28番　友利　栄吉君
29番　椿　　秀義君	30番　大浜　長弘君		

○説明員

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君
市長公室長	平良　清安君	総務部長	親泊　康晴君	財政部長	伊波　静男君
建設部長	水間　　平君	土木部長	内間　安春君	水道局長	佐久川寛貞君
消 防 長	具志　清一君	教 育 長	譜久山朝直君	選挙管理委員長	赤嶺　正一君

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第５号

第１　会議録署名議員の指名

〔第２（議案第41号～第64号、第66号～第73号)、第３、第４　略〕

第２　第65号　専決処分した事件の承認について（市長提出）

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(辺野喜英興君)　これより本日の会議を開きます。会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は宮城武君、喜久山朝重君を指名いたします。

○議長(辺野喜英興君)

〔中　略〕

議案第65号専決処分した事件の承認について、〔略〕を一括上程し質疑に入ります。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　質疑を終結いたします。ただいま議題となっております、〔略〕議案第65号、専決処分した事件の承認については総務委員会に、〔略〕審査を付託いたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

（午後２時55分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1970年６月15日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　宮城　　武〔印〕
署名議員　喜久山朝重〔印〕

〔６月18日、22日会議録　略〕

６月27日(８日目)午前10時13分　開議

○出席議員（26名）

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	８番　上原　綱正君	９番　金城　甚松君
10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	12番　儀間　真祥君	13番　平良　信一君
14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君	17番　又吉　久正君
18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君	20番　黒潮　　隆君	21番　久高　友敏君
22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君	26番　安見　福寿君
29番　椿　　秀義君	30番　大浜　長弘君		

○欠席議員（４名）

７番　平良玄昌君　25番　比嘉佑直君　27番　玉城栄一君　28番　友利栄吉君

○説明員

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君
市長公室長	平良　清安君	総務部長	親泊　康晴君	財政部長	伊波　静男君
建設部長	水間　　平君	土木部長	内間　安春君	水道局長	佐久川寛貞君
消 防 長	具志　清一君	教 育 長	譜久山朝直君	選挙管理委員長	赤嶺　正一君

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第８号

第１　会議録署名議員の指名

〔第２、第３（議案第39号、第41号、第51号、第59号)、第４～第10　略〕

第３　議案第６号　町、字区域の新設、廃止および変更について（総務委員長審査報告）

議案第65号　専決処分した事件の承認について（総務委員長審査報告）

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(辺野喜英興君)　これより本日の会議を開きます。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、椿秀義君、大浜長弘君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第３、議案第６号 町、字区域の新設、廃止および変更について、〔略〕議案第65号専決処分した事件の承認について、〔略〕一括上程し総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長(黒潮隆君)　議案第６号、議案第39号、議案第65号、議案第59号、議案第51号、議案第41号、以上６件について審査の経過並びに結果につきご報告いたします。

議案第６号「町、字区域の新設、廃止および変更について」、本案は去った３月定例議会において議会閉会中の継続審査の議決を得て３回にわたり審査を行い、これと関連する「町名変更についての陳情」

とあわせて慎重に審査を行ったのであります。その内容は、現在市の町界町名は非常に複雑なため、市民生活および行政並びに民間企業の業務に多大な支障を来たしているのでそれの解消をはかりたい。また土地区画整理事業の第１地区と美栄橋地区区画整理事業については、すでにその事業は完了し、現在換地処分認可申請手続きに伴って土地の交換分合を行う段階でありますが、従前の町界町名および地番の整理が必要となっておりますので、現在日本本土で制定されている戸番整理による住居表示制度の方法を採用し、今回町界町名整理をはかりたいとのことであります。なお、今回の町界町名の変更は区画整理事業の完了した地域を対象として作業を進め、従前の24町名を11町名に整理する議案であります。

この整理により、美栄橋町、天妃町、松下町、崇元寺町等の町名が削除されておりますが、美栄橋町を久茂地町の区域に編入した理由は、美栄橋町内に久茂地小学校があり、美栄橋町のみを独立した町名にすることはただでさえ本土と比較して町名数が多いので、町名整理の主旨に反するので適当でない。

また天妃町については、名称の由来からしても復活する根拠がなく、久米町に包含するのが妥当だと考える。次に松下町については、同地域の住民も松山町に含めることに賛成している。さらに崇元寺町については由緒ある名称ではあるが、地元住民との懇談会において大多数で泊１丁目にすることに賛成しているとのことであります。

特に委員会において論議されたのは、この町界町名の変更によって登記書類、戸籍簿、住民票の変更等がなされるため、これによって市民の負担になるが、その措置について伺いたい。

これについては施行管理者が行うので問題はない。すなわち登記関係については登録税法第23条10号により免除されるので市民の負担にはならない。＜登記簿の甲欄、乙欄は登記所がやり、丙欄は各自が申請（例えば新たに抵当権を設定する場合）することによって処理される＞ということであります。

なお若干の質疑がありましたが、結論といたしまして全員これを了承し、本案については全会一致原案どおり可決することに決定いたしました。

〔中　略〕

議案第65号「専決処分した事件の承認について」は、牧志西公設市場改築のため同市場を閉鎖し、同市場に収容されている業者を仮設市場に移転させるべく話し合いによる努力をしてきたが聞き入れられず、当局は４月30日をもってこれら業者の市場使用許可を取り消している。しかしながら、その後も何らの権限もない者が占有し所期の目的を妨害し続けたので、緊急に西市場を保全する意味から○○○○ほか234名の市場使用許可のないものに対し、1970年５月12日付をもって次のような仮処分命令の申請がなされている。

(1) ○○○○ほか234名は、西市場建物から退去して同建物を市に明け渡せ。

(2) ○○○○ほか234名は、西市場の土地に立ち入り、または工作物を設置する等市の占用権を妨害してはならない。

(3) 市の委任する執達吏は、(2)の立入、妨害、禁止を公守するため適当な方法をとらなければならない。

以上のように本案は市町村自治法第114条第１項の規定により提案されております。なお仮処分申請後、市当局はこれら業者と話し合いを進め、次のような協約事項を交わして和解が成立し、市は本仮処分命令申請を取り下げこれら業者は全員５月28日までに仮設市場に移転しております。

協約事項

1　市当局、市場業者は互いに協力して西市場改築に当たること。

2　５月28日までに移転すること。移転が終了したときに市は仮処分申請を取り下げること。

3　仮市場に移転しない業者が４月30日に失った市場使用権を復活させ、そのときに有していた権利を消滅させないものとする。

次に、市当局の政治姿勢は市民との対話を主張しているにもかかわらず、西市場から仮設市場へ業者を移転させるにあたっては、強制処分命令申請という伝家の宝刀でもって業者を強制的に仮設市場へ移転させた感があり、当局の政治姿勢に一貫性がない。という質疑に対して、市としては、仮設市場建設計画がなされた当時からこれら業者とは話し合いを進めこれまでに何回となく話し合いがなされているが、業者との話し合いがこじれたため仮処分を申請したが、その間市の弁護士を通じて和解を進め、裁判所からも申し出があって和解が成立しており、話し合いによる政治を十分行ってきているという当局の答弁であります。

以上の審査の結果、本案については全会一致承認するものと決定いたしました。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　ただいまの委員長報告に対し質疑に入ります。

〔中　略〕

○仲村正治君　議案第65号について総務委員長にお尋ねいたしますが、その議案第65号の提案理由になっております「牧志西公設市場は改築のため閉鎖したが、何らの権限のない者が占有使用し、所期の目的を妨害していたので、緊急に処置する必要により、議会を招集する暇がなく専決処分した」ということになっておりますが、この何らの権限のないものがはたしてだれであるか、ということについて審議が交わされたかどうか、お尋ねいたします。

○総務委員長(黒潮隆君)　６番議員のご質疑にお答えいたします。業者の中から妨害した者が出たけれどもだれであるかというふうな個人の名前まで出しての審議はございませんでした。

○仲村正治君　委員長に再度お尋ねいたしますが、この専決処分書に現われております○○○○ほか234人は何ら危険がないというふうに言っておりますが、これが確かに今まで西市場で営業をしてこられた人たちだと思うんでありますけれども、当局はそれについて今後、何らの権限をもっていないというふうにみておるかどうか、当局からその答えを得たかどうか、お尋ねいたします。

○総務委員長(黒潮隆君)　お答えいたします。今６番議員のご質疑されておりますこの仮処分の234人については、委員長報告にもありましたとおり３つの条件で和解しておるわけです。第１番目が、市当局、市場業者は互いに協力して西市場改築に当たること。２番目が、５月28日までに移転すること。移転が終了したときには市は仮処分申請を取り下げること。３番目が、仮市場に移転しない業者が４月30日に失った市場使用権を復活させ、そのときに有していた権利を消滅させないものとする。

つまり234名についてはもともと市場に権利をもっている方々が多いわけです。ところが４月30日までに仮市場に移らないものには使用許可を取り消すという通告をしてあったわけです。ところが話し合いの結果、その人たちを５月28日までに仮市場に移転させる。その後４月30日に失っていた権利、こういうのを消滅させるようなことはしないということであります。委員会における当局の答弁の中にも今６番議員の質疑されておることは心配ないというふうなことがあったわけです。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　質疑を終結し討論に入ります。お諮りいたします。討論に入ります前に議案第６号「町、字区域の新設、廃止および変更について」、〔略〕議案第65号「専決処分した事件の承認について」はそれぞれ全会一致で可決されておりますので、討論を省略いたしたいと思いますがご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認め、よって議案第６号「町、字区域の新設、廃止および変更について」、〔略〕議案第65号「専決処分した事件の承認について」は討論を省略いたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　討論を終結し採決に入ります。議案第６号 町、字区域の新設、廃止および変更について、ただいまの委員長報告どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　議案第65号専決処分した事件の承認については、ただいまの委員長報告どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　以上で本日の日程は全部終了いたしましたが、去る６月11日に決議いたしました毒ガス兵器の即時全面撤去を要求する決議、〔略〕については、今回は、高等弁務官に対しましては、特に全議員で直接手渡すことにしてありましたが、再三関係機関に事務局をして連絡とらしておりますが、未だに回答を得ておりません。会期は本日１日で終了いたします。いつ回答があるかわかりませんので、一応文書送達したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よってさよう取り扱うことにいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　以上で全日程終了いたしました。これにて第121回那覇市議会定例会を閉会いたします。

(午後３時37分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1970年６月27日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　椿　　秀義〔印〕
署名議員　大浜　長弘〔印〕

61　1970年(昭和45年) 11月　第124回臨時会[公設市場]

11月12日(初日)午前10時５分　開会

○出席議員（27名）

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	７番　平良　玄昌君	８番　上原　綱正君
９番　金城　甚松君	10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	12番　儀間　真祥君
13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君
17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君	20番　黒潮　　隆君
21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君
25番　比嘉　佑直君	26番　安見　福寿君	29番　椿　　秀義君	

○欠席議員（２名）

27番　玉城栄一君　30番　大浜長弘君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君
収 入 役	呉屋　永得君	市長公室長	平良　清安君	総務部長	親泊　康晴君
財政部長	伊波　静男君	経済民生部長	備瀬政太郎君	建設部長	水間　　平君
土木部長	内間　安春君	消 防 長	具志　清一君	水道局長	佐久川寛貞君

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
〔第３略〕
第４　議案第105号　工事請負契約について（市長提出）

会議に付した事件

(議事日程に同じ)

○議長(辺野喜英興君)　これより1970年第124回那覇市議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。この際諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は儀間真祥君、平良信一君を指名いたします。

○議長(辺野喜英興君)　日程第２、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日から11月16日までの５日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって会期は５日間と決定いたしました。

○議長(辺野喜英興君)　お諮りいたします。議事の都合により、11月13日、14日は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって11月13日、14日は休会することに決しました。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第４、議案第105号工事請負契約を議題とし提案者の説明を求めます。

○建設部長(水間平君)　議案第105号工事請負契約についてご説明いたします。那覇市牧志公設市場の一部改築工事は、現在の木造セメント瓦ぶき平家1,662.46平方メートルの市場をとりこわし、鉄骨鉄筋コンクリート造、地下１階413.5平方メートル、地上１階1,479.7平方メートル、地上２階1,355.4平方メートル、塔屋１階228.6平方メートル、塔屋２階52.8平方メートルで、総計画面積3,530平方メートルの市場改築を計画しております。

このたび事業を施行するにあたり、1970年11月７日指名競争入札に付したが落札者がなく、南洋土建株式会社と調整したところ契約をすることに同意しております。このことにつきましては、議会の同意を得る必要がありますので、お手元に配付してあります議案のとおり1970年11月７日に仮契約を締結しました。なにとぞよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(辺野喜英興君)　休憩いたします。

(午前10時15分　休憩)

(午前10時16分　再開)

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。この議案は、去った議運委員会でこの議案の処理についてお話し合いしておるわけでございますけれども、重要案件でありますので２日間議案研究の期間を設ける、そして16日再び本会議を開いてそこで質疑を始めたいと、こういうふうに議運でもきまっておるようでございます。このとおり運びたいと思いますので、これに対して各位ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本件は議会運営委員会の決定どおり２日間の議案研

究ということに決しました。

○議長(辺野喜英興君)　それでは本日の日程はこれで終了いたしました。16日午前10より会議を開きます。

(午前10時17分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1970年11月12日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　儀間　真祥〔印〕
署名議員　平良　信一〔印〕

11月16日(２日目)午前10時30分　開議

○出席議員(27名)

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	７番　平良　玄昌君	８番　上原　綱正君
９番　金城　甚松君	10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	12番　儀間　真祥君
13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君
17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君	20番　黒潮　　隆君
21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君
25番　比嘉　佑直君	26番　安見　福寿君	29番　椿　　秀義君	

○欠席議員(２名)

27番　玉城栄一君　30番　大浜長弘君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君
収入役	呉屋　永得君	市長公室長	平良　清安君	総務部長	親泊　康晴君
財政部長	伊波　静男君	経済民生部長	備瀬政太郎君	建設部長	水間　　平君
土木部長	内間　安春君	消防長	具志　清一君	水道局長	佐久川寛貞君

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第２号

第１　会議録署名議員の指名
第２　議案第105号　工事請負契約について(市長提出)

会議に付した事件

(議事日程に同じ)

○議長(辺野喜英興君)　これより本日の会議を開きます。

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は宮里敏慶君、金城重正君を指名いたします。

○議長(辺野喜英興君)　日程第２、議案第105号工事請負契約についてを議題といたします。

○金城吾郎君　この公設市場の建設につきましては10年来の那覇市の懸案事項でございまして、これまでいろいろ議論も交わされておりますけれども、今回工事請負契約を結ぶ段階にまいっておりますが、ご承知のように国政参加選挙問題をめぐりまして非常に各員が多忙な中で、まだ各派の具体的な話し合いがなされておりませんので、しばらくの間休憩を願いまして各派調整をいたしたいと思いますので、休憩の動議を提出いたします。

○議長(辺野喜英興君)　休憩いたします。

(午前10時12分　休憩)

(午前10時39分　再開)

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。議案第105号工事請負契約について質疑に入ります。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　質疑なしと認め討論に入ります。

○喜舎場盛一君　議案第105号に対しまして反対の討論を申し上げます。

本案は数年にわたって那覇市の大きな政治問題化してきた問題でございまして、これまでの経過を見まするに二転三転してまいってきております。ところがこの第一牧志公設市場の問題は過去に完成いたしました第二牧志公設市場の完成と同時に決着がつけられるものでございましたが、平良革新市長の市場政策あるいは30万市民に対していろいろ無責任な行為に出たことから端を発しまして混乱に陥っているのでございます。

まずこの第１点といたしましては、69年６月の定例議会においてあの70年度予算の議決にあたって平良市長は、第一公設市場の業者の皆さんもあの第二市場に全部移して商売をさせるんだといって、予算をはじめあの第一牧志公設市場の土地代、あるいはそういった予算も全部削りまして一応土地も地主に返還するんだというようなことをはっきりこの壇上から市民に訴えたのでございます。この証拠に那覇市の30名議員が全部それに同意をしたのでございます。こういったいきさつ。さらには市長はこういうことを議会で発言しておきながら、また第一牧志公設市場をつくらなければならないと言って自分の信念を曲げまして一応今日に至っているんでございまするが、ところが〝やる〟というそのものの意思はどの程度あったか。この経過をみました場合に第一助役、あるいは市長、担当部課長はいろいろと地主と借地権の問題で話し合いをしてきたというような答弁をしておりますが、あにはからんやここ２ヵ年に至るまで何ら誠意を尽して地主と話し合いをやっていない。これが現在訴訟中である裁判所において判事からも指摘をされたようでございます。○○○○○さんとは数回にわたって話し合いをなされておりますが、同じ地主である○○、○○こういった方々とは過去５回程度しか借地権について話し合いをしていないということでございます。この第１点をとらえましても、いかに当局が市場に対して誠意がないかということがはっきり言えるのでございます。

さらには市長は市長選挙、あるいは今日に至るまで市民との対話を中心に市政を運営していくんだというようなことを数回にわたって発言しております。ところが一市民であり、あるいはまた地主のこういった意見を尊重しない。もはや話を打ち切って、土地収用法でもって強制収用をしてわれわれは市場をつくるんだというような姿勢、これがすなわち革新政党の姿勢だと本員は認めざるを得ない。市民との対話と言っておりますが、一部市民の土地をあえて強制収用でもって、いわゆるいじめるというのが革新市政でございます。過去２ヵ年の間にいろいろとはっきりあらわれてまいっております。さらにはこの市場政策でございまするが、第二公設市場が完成をいたし、１ヵ年あまりにわたって那覇市は営業をさせておりますが、この商売人に対するあるいは第二牧志市場に対するあの政策たるや放ったらかしでございます。今日に至ってはいろいろと犠牲者も出まして、空き小間がほとんどでございます。こういう状態の中でさらに100万ドルあまりを投じまして、高い金利あるいは今日までの小間の料金の３倍以上にもなるあの市場をつくろうとしております。一体ここに２つの市場ができた場合にどういうことになるかというような解決策をひとつも持っていない。さらには土地収用委員会、そのほうで土地収用するように裁決はなっておりますが、72年度には復帰をいたします、この復帰をする時点においてはたして沖縄の現状から、あの収用法が法的に妥当であるかという問題をとらえました場合に、たいへん危険でございます。おそらくいまこの議案が可決されましても建築完了というのはやはり71年度の末でございます。72年度にわたるかもしれない。その時点で沖縄の現在の法律がどういうふうになるかということでございます。過去において那覇市はあの与儀において劇場、映画館の建築許可を認めました。そ

して地主はいろいろと建築基準によって映画館の建設もなされたんでございまするが、あとからいろいろと周囲の方々から異議が出まして撤回されました。「市は絶対に妥当である」というふうに地主との訴訟をしたんでございまするが、那覇市は負けました。そして当時莫大な損害を与えております。こういうことから考えてきました場合に、今、市長は強制収用によって土地を買い上げるというような考えを持っておりますけれども、一体これについて本当に自信があるのか。あるいはまた裁判所において係争中でございます。この収用委員会において裁決されましたことにつきましても、地主はこれを停止してくれという訴訟を起こしております。こういう段階でこの莫大な資金をかけて建築しようとしておる市場問題、これが一体法的に負けた場合に、平良市長はこの責任を負い切れるか大変心配でならぬわけでございます。

こういったことから今一度、裁判所の態度決定というようなことも待って建築すべきだと、こういうふうに考えまして議案第105号に対し反対をいたします。よろしく皆さんのご賛同をお願い申し上げます。

○島袋宗康君　議案第105号工事請負契約について賛成討論をいたします。ただいま５番議員が反対討論の中で、いろいろ革新市政のまずさによってこの市場問題で非常に市民に迷惑をかけているというような発言がありますけれども、この公設市場問題につきましては10年来、兼次市長、あるいは西銘市長時代からこの問題が市民のいわゆる注目の的となって、この市場問題をどう解決づけるかというふうな問題で、政治の争点にもなっているわけでございます。今日いろいろと論議されておりますけれども、この市民の多数が利用し、またそれによって市場で営業されておる多数の方々はこの市場を市が建築するか、あるいは取りやめるかということにつきまして、市としてはどうしてもそういう市民大衆の利便を考え、さらにまた市場業者の生活問題を考えた場合に、大衆政治の路線を布いておるところの革新市政としては、これはあくまでも改築を執行すべきであるというふうな基本路線に立って、今日の市政を運営しているわけでございます。

さらにまた地主との話し合いをもっていないというようなことでありますけれども、反対討論の中にもありましたように地主とは数回にわたって話し合いはしております。しかしながら話し合いを拒んでおるところの地主と幾ら折衝を重ねても、これは到底説得をするわけにはいかないということで強制収用の立場をとらざるを得なかった、こういうふうになっております。

そこで今、５番議員の反対討論の中に土地収用すると復帰する時点において、これが本土の法律と差しさわりがあるんじゃないかというふうなことも言われておりますけれども、72年復帰するまでは私達は現在の法律によって政治を動かしていかなければならない。そういう立場からするならば現在、この土地収用審議会におきましてこの土地の収用の問題はすでに解決されているわけでございます。そこでこの土地収用の問題におきましては自動的に市の所有権が認められた形となっております。こういうふうなことから地主との関係はもはや、この収用委員会のあらゆる角度から審議されたものから考えますならば、これは問題はないわけであります。従いまして11月10日付においてはっきりと、土地収用委員会におきましてこれが市の所有権に属するというふうな形になっておりますので、当然この建築問題というものは何ら差しさわりないと考えております。地主の訴訟提起もありますけれども、今日まであるゆる法的な問題から、これを行政主席の認可を得て議会においてもすでに予算が通過し、さらにこの工事請負契約の中にもありますように南洋土建という、これまで実績のある業者と契約をしてこれから着工する運びでありますので、どうかこの工事請負契約につきましては満場一致で皆さんのご賛同を得て、市場業者、市民のために市場改築をぜひ実現していただきますようにお願い申し上げます。

（傍聴席より拍手）

○議長(辺野喜英興君)　討論を終結し採決に入ります。議案第105号工事請負契約については特別議決であります。本案に賛成の方のご起立を求めます。

○議長(辺野喜英興君)　13名であります。本日は出席議員は27名であります。それの３分の２、18名以上の

賛成がなければ可決できません。よって13名は法定数に達しておりませんので本案は否決されました。

○議長(辺野喜英興君)　本日の日程は全部終了しました。これにて閉会いたします。

（午前10時55分　閉会）

上会議録を調製し署名する。

1970年11月16日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　宮里　敏慶〔印〕
署名議員　金城　重正〔印〕

62　1970年(昭和45年) 11月　第125回臨時会[公設市場]

11月30日(１日)午前10時20分　開会

○出席議員（27名）

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	７番　平良　玄昌君	８番　上原　綱正君
９番　金城　甚松君	10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	12番　儀間　真祥君
13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君
17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君	20番　黒潮　　隆君
21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君
25番　比嘉　佑直君	27番　玉城　栄一君	29番　椿　　秀義君	

○欠席議員（２名）

26番　安見福寿君　30番　大浜長弘君

○市町村自治法第61条による出席者

第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君	収入役	呉屋　永得君
市長公室長	平良　清安君	総務部長	親泊　康晴君	財政部長	伊波　静男君
経済民生部長	備瀬政太郎君	建設部長	水間　　平君	土木部長	内間　安春君
消防長	具志　清一君	水道局長	佐久川寛貞君		

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
〔第３略〕
第４　議案第107号　工事請負契約について（市長提出）

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(辺野喜英興君)　これより1970年第125回那覇市議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、宮里敏慶君、金城重正君を指名いたします。

○議長(辺野喜英興君)　日程第２「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって会期は、本日１日間と決定いたしました。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第４、議案第107号工事請負契約についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

○建設部長(水間平君)　議案第107号工事請負契約についてご説明いたします。

那覇市牧志公設市場の一部改築工事は、現在の木造セメント瓦ぶき平家1,662.46平方メートルの市場をとりこわし、鉄骨鉄筋コンクリート造り地下１階413.5平方メートル、地上１階1,479.7平方メートル、地上２階1,355.4平方メートル、塔屋１階228.6平方メートル、塔屋２階52.8平方メートルで総面積3,530平方メートルの市場改築を計画しております。

事業を施行するにあたり議会の同意を得るために、11月16日議会に提案いたしましたが不同意になりました。しかしこの計画事業は早急に施行しなければなりませんので仮契約については南洋土建株式会社の意思を再確認し、改めて11月25日仮契約を締結いたしました。

このことにつきましては、議会の同意を得る必要がありますので、お手元に配付してあります議案のとおり、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(辺野喜英興君)　ただいまの当局の説明に対し質疑に入ります。

○玉城栄一君　本牧志公設市場改築工事請負契約議案は、去った16日の臨時議会におきまして３分の２以上の賛成を得ることができずに否決された議案でございます。

その同じ議案を再び本日臨時議会を招集されて提案されているのであります。そこで現在、本員が指摘するまでもなく、牧志公設市場は火災のあとそのまま放置され、開南仮市場が設けられて、異常な状態で開南仮市場で市民並びに業者に非常な不便と不利益を与えているのであります。

一日も早く市場が正常に開設されんことを市民並びに業者の方々は強く待ち望んでいるのであります。そこで去った16日の臨時議会におきまして、この議案が否決された理由のひとつに関連いたしまして、第二公設市場の問題すなわち開店以来半年にもなる今日、客の不入りで業者はいまだにその不況を訴えているのであります。この第一公設市場改築に関連いたしまして、市長は現在の第二公設市場の業者の不安についての対処策についてどのように考えておられるか、その点について市長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

○第一助役(稲嶺成珍君)　ご答弁申し上げます。牧志第二市場につきましてはせっかく建設されておりますし、市としてもその繁栄は考えなければならぬと思っております。

それで現在の第二牧志市場が、基本的にどういうところに欠陥があるか調べてみたいと思いまして、経営コンサルタントにその調査を依頼しその助言により将来の計画をしたいと思っております。そのために12月の定例議会でその費用の2,000ドルないし3,000ドルを計上し、一応その根本的な診断を行ってみたいと思っております。それの上に立ってさらに第二牧志公設市場の問題につきまして検討を加えていきたいと思っております。

○議長(辺野喜英興君)　質疑を終結し討論に入ります。

○宮城武君　議案第107号工事請負契約についてに反対の意見を申し上げます。

本案は去った臨時議会において否決されたものでございますが、本日さらに緊急を要するとの理由で提案なされておりますが、この工事請負契約そのものにつきましては何の不服もないのでございます。しかしながら私ども議会に課された責任の一端を考えました場合に、この議案の裏にひそむ幾多の問題があるわけでございます。

第１番目に、この市場建設は土地収用法に基づき建設が計画されております。戦後このかた幾多の都

市計画及び公共の福祉に供する事業が行われてまいりましたが、今日まで私の記憶に間違いないとするならば、土地収用法に基づく事業がなされた覚えはないのでございます。残念ながら現在の平良市政においては、市民との対話および今年度の定例議会で現地主義を採用する云々がありましたが、そういう現地の方々および関係者との密接なる血の通う対話をなくして、冷酷にも法令の一条文を引っ下げて個人の財産を取り上げ、そこに何らの公共性も認められないような市場を建設するという、

(傍聴席より野次あり)

過酷な態度に出たのでございます。私はここではっきりと申し上げたいのは、この収用法のあとに起こる法廷での争いの問題、訴訟が現在提起されているのでございます。事業認定取り消しの訴え及び裁決処分の取り消しの訴えが現在提訴されております。この問題の行くえを私どもは30万市民の代表として見届ける義務があると思うのでございます。そういう点から仮にこの議案が通りまして、市場が建設された後、市の敗訴にでもなった場合にはいかなる弁済もできないような巨大な被害をこうむるのが市民でございます。そういう点からしてこの訴訟の行くえを見、またこれのある程度の目途づけを持ってこの問題に対処したいと思うのでございます。本員はこの議案に対して取り返しのつかないような結果が出るやに思うのでございます。

(傍聴席より野次あり)

そういう面から非常に危惧の念を抱かざるを得ないのでございます。私どもが長年待ち望み、そしてようやくでき上がりました牧志第二公設市場がございます。

(傍聴席より「だれがつくったか」と言う者あり)(傍聴席騒然)

その第二公設市場につきましては、これだけでき上がった市民の多大なる資産、あれだけの資金をかけて完成したりっぱな市場を今後スムーズに運営する姿勢は見せざるのみか、この後の取り扱いについても何ら明示されていない。

(傍聴席より野次あり)

しかも周辺の市場の機能を発揮するような整備、周辺の管理等もなされずにただ放置されたような現状でございます。しかもこの西市場の一部改正に伴う第二公設市場の今後の運営について何らの姿勢も示されていない。また第二公設市場と西市場と開設以後の関連につきどういう措置をとっていくかも明確に出されていない。

先ほどの27番議員の質問に第一助役は答えまして、〝これからコンサルタントを入れてするんだ〟と言っておられる。すでにあの市場は入居し１年にならんとしております。そういうさ中においてもっと市当局としても抜本的な姿勢を持って、現在ある市場のスムーズなる運営を考慮すべきじゃなかったかと思う次第でございます。そういう観点から議案第107号工事請負契約についての反対の討論といたします。

(傍聴席より「繁盛しているか、繁盛していないのはどういう意味か」と言う者あり)(傍聴席騒然)

○議長(辺野喜英興君)　静かに願います。

○玉城栄一君　私は公明党を代表いたしまして、本議案につきましてまず最初に賛成する者であります。

(傍聴席より拍手あり)

一日も早くこの議案が可決されるべきであると思うのでございます。

その前に、先ほども質問の中で申し上げましたように、第二公設市場の業者が開店以来半年にもなる今日、客の不入りで非常に不況を訴えておられるのであります。当然新しい市場が建設されますと、常識的に考えましても第二の業者の方々がなおいっそう心配にされる点は当然考えられるのでございます。

その点につきまして先ほどの助役の答弁によりまして、「12月には経営コンサルタントの診断によって第二市場の方々の不安を解消していきたい」という答弁がありました。そのことを強く要望いたしま

して、現在すでにあの大火のあと市場跡はそのまま放置され、そして土地収用法はすでに実施の段階であるのであります。そして異常な状態で開南仮市場が開設されているのでございます。本日の議会におきましてこの議案がすみやかに可決され、市民並びに業者の方々に不利益を与えないように正常な状態に戻していきたいと、このように考えるのでございます。

（傍聴席より拍手あり）

以上を持ちまして本案に賛成いたします。

（傍聴席より拍手あり）

○島袋宗康君　議案第107号工事請負契約について、社大党所属議員団を代表いたしまして賛成討論を行います。

（傍聴席より拍手あり）

まずこの議案にかかわる公設市場建設がいかような経過をたどってきたかについて申し上げたいと思います。ご承知のように現在の公設市場付近の土地は、戦前は泥沼地帯で作物もロクにできない二束三文しかしないと言われた荒廃した土地であったことは市民のひとしく認めるところであります。

しかし第二次大戦の終戦に伴い、戦火に追われた旧那覇の人たちが疎開先から安住の地を求めて那覇へ移動してまいりましたが、戦前住んでいた旧那覇の都心部が米軍の軍用地として接収されていたため、やむなく樋川、壺屋、牧志一帯に住家の蝟集を余儀なくされ、勢いこの泥沼地帯にも人が住みつくようになり周辺の住家がふえるにしたがって、いつの間にかアメリカ軍物資や地方からの食料品の集荷場と化し、自然発生的に一大商業センターとして一般大衆が利用する便利なところとなったのであります。

一方、露店商人も日ごとに増大するところとなり、当時の為政者は何とかして公設市場を建設して、露店などによる商いではなく整然とした市場として発展させようということで、この場所に公設市場を建設し、当時としては一応りっぱな市場として高く評価され親しまれ、一般大衆の中でなくてはならない公設市場として、今日まで広く利用されてまいったのであります。

その間、ガーブ川の水上店舗の落成や私設の市場が周辺にできるに及んで、該市場の老朽化が一層目立つようになり、食品衛生上の面からもその改善が叫ばれ、歴代市長はこれが改築を迫られ、那覇市の大きな政治課題の一つとして歴代市長もその解決に努力し取り組んできたわけでありますが、これがいまだに円満に解決を見ないことはまことに残念でならないのであります。

（傍聴席より拍手）

この公設市場内には戦後この方、孜々営々として長い間、生活の糧を得るために、苦しい中から立ち上がってこられた業者がほとんど占めておりますから、市場改築にあたっては戦後の歴史的な背景を十分に配慮して、業者の立場に立って、300名余の業者の既得権を最優先してこれを守ってやる。

またそこからの収入によって一家の生活、生計をささえているとすれば、もしこの既得権を守ることができない場合は、家族数にして1,500名近い人たちが生活の道が断たれ、路頭に迷いかねないのであります。

（傍聴席より拍手）

あくまでも現在の建物と同じ場所に、最もよい条件で建設することが業者の既得権、生活権を守っていく最善の道であるとともに、この市場建設はとりもなおさず30万那覇市民の食生活に必要な買物センターとして、発展途上にある那覇市にふさわしいものにしよう。これが革新市政のとるべき道ではないかと本員は思慮いたします。

（傍聴席より拍手）

地の利を得たこの公設市場以外に新しい市場をつくって業者を移転させようとしても応ずるはずもないし、西銘前市長はこの土地を地主に明け渡すという条件で、勝手に誓約書を交わしたことは市民を愚弄するなにものでもないことだと考えます。

（傍聴席より拍手）

これは明らかに一部地主に土地を明け渡すため、不便なところに市場をつくったという印象を市民に与え、市民の大きな不信をかう結果となっているのであります。このようにして市民不在の政治を払拭するためには、革新平良市政は就任以来一貫して市場改築を基本として掲げ、今まで幾度となく賃貸借契約及び土地の譲渡について地主と折衝を続けてきたわけでありますが、地主は応ずる気配はなく、これをいつまでも遷延することは市民に大きな不利不便を与える結果にもなりかねないのであります。

また開南交番下の道路上の仮市場の早期移転等とも関連し、早急に着工することにより業者の生活不安も解消され、多くの市民がこの市場問題に終止符を打つことを望んでおり期待もしているのであります。この工事請負契約議案の提出にあたっては、１つには土地収用法に基づいて収用審査会の審査も経て、すでに土地の所有権も市に移っております。２点目には、土地の取得及び市場建設予算は議会の承認を得ております。さらに、起債も行った現段階におきましては、この議案は単なる請負契約事項であります。請負契約事項に異議があるかないかということが議会での問題になろうかと思います。

（傍聴席より拍手）

このような経過を経ておりますにもかかわらず、自由民主党を中心とする新政会のみなさんのそれは、一般大衆の福祉を優先する平良革新市長に対する反対せんがための反対としか受けとれず、また一部の地主の利益を守るために反対しているとしか断ぜざるを得ないのであります。

（傍聴席より拍手）

また先ほどの反対討論の中にも法律云々を言っておりましたが、私どもはこのような経過を経て、市民生活を守るためにこの市場改築はぜひとも30万市民のために必要な議案でありますので、どうぞ新政会のみなさんが、今までいろんな点について問題もあったでしょうけれども、この議案をスムーズに通していただきまして、市民生活に不安のないような市政を確立するために、この議案を通していただきますようお願い申し上げまして、賛成討論を終わります。

（傍聴席より拍手）

○儀間真祥君　沖縄人民党の議員団を代表して賛成討論に入ります。

ただいま議題となっております工事請負契約について賛成討論を申し上げたいと思います。この牧志公設市場の問題につきましては13年も前からくすぶり続けてきた問題でありますが、前西銘市長時代に第二公設市場がつくられて市場問題は解決するかに見えておりました。この第二公設市場がつくられる場合に、多数の業者の意見、それから市場を利用する人々の意見を無視してつくられたために、非常に問題が起こっております。現在の第二公設市場は立地条件も悪いということで客足もまばらであると同時に、その市場の構造も敵を防ぐための城みたいになっておる。そういうふうになっておるために客足が非常に少ない、そういうことになっております。

こういうことを改善するために、現在の平良革新市長は、今までの前市長の残していった市政、欠点を少なくして、逆に買い良いそして市民の親しめる大衆市場をつくるために議案第107号として現在出ておりますが、この契約の内容を見た場合に、条例とかあるいは法律、そういうものに瑕疵があって出されたものじゃない。契約の方法として随意契約になっておりますが、これは公入札にして落札者がいない場合は、契約の金額内において随意契約ができるようになっております。これは議員諸公がよくおわかりのことだと思います。

一方、契約の相手方でありますが、これは南洋土建となっております。これは従来までの実績からみましても他社に比して押しも押されないような一流の土建会社である。そういうことから申しましてこの議案内容そのものには欠点は１つもないわけです。前の11月16日の臨時議会において同じ議案の審議がなされましたが、その場合に新政会所属の議員の反対があり、それによって否決になりましたが、その理由として、第二公設市場によって市場問題の決着がつけられるところだったが、革新市長の誕生によってこれがくずされたということを言っております。私はこういうふうに思っております。

革新市長の誕生によって本当の意味で市民の生活と権利を守るための政治が生れたということです。たとえば例として第二公設市場をとってみると、あの市場をつくる前に市政を担う理事者が謙虚な気持で、業者をはじめとする市民の意見を市政に反映していたのであれば、市民の意見と市場業者の意見を無視してつくられた第二公設市場のあのような結果は出て来なかっただろうと思います。

（傍聴席より拍手）

それから市場建設するという気持があったかどうかについて討論されておりますが、その理由として、地主との間では○○さんと話し合っているが、○○さんや○○さんとは１、２回しか話されてないので誠意がないと言っております。このことについては前から本会議で当局がよく説明しておりました。

牧志公設市場の敷地は○○さんの土地が７、８割を占めており、その人との話し合いを主にやって、○○さんや○○さんとの話し合いはあとにやったということを言っております。このことについては議員諸公もよくおわかりのことだと思う。議会に市場問題が出るたびに、地主の意思は「絶対に貸さない」ということが新聞やその他のマスコミで報道されております。市場は火事に遭い焼け出された時点で、裁判を通して那覇市が建築をするということを止める仮処分を出しております。要するに、焼け出されたあとの西公設市場敷地を那覇市に使わさないという停止のための仮処分が出ておる。あの一件の反応からみて地主が貸さないということははっきりしておる。それを話し合いを十分しなかった。誠意がないということはおかしいわけであります。これがもし話し合いによって貸すという見通しがついておれば話は別だが、しかしマスコミで「那覇市には貸さないんだ」ということははっきりしております。それからもう１つ、強制収用までして一部の地主をいじめているというふうなことを言っておりますが、これはそうではないわけです。こういう見方は私は近視眼的なものの見方であり、被害妄想だと思っております。なぜならば市長は、強制収用する場合に勝手にやったわけじゃない。一応強制収用するまでの手続を踏んで、そしてやったわけなんです。もしこの強制収用するものが自分勝手だ、市長の横暴だということであれば、これは現在の制度が悪い。また一方一部地主に損害を与えていると言っておりますが、損害は与えていない。ちゃんと市はこの土地を収用するために、これだけの金額で収用したいがどうですかと言って、ちゃんと収用委員会の議決を得ており、承認を得ておる。その収用委員会の承認があったし、決してその人々に損害が出ていない。それから収用法によって収用したがこれに異議申し立てが出ておる段階では、その結論が出るまでは待てという討論が出ておりますが、市場事業の場合は非常に急いでおる。あの開南の都計道路上につくられた仮市場を早くこっちに移転して、そうしてあの道路を完成しちゃんと通るようにならなければいけない。

（傍聴席より拍手）

それをもし結論が出るのを待っておるとすれば、あの都計道路を全部開通した場合にこの市場は問題になってくる。そういうことからして早くつくらにゃいかんというふうになっております。この結論が出るまでに待つというもんじゃない。本裁判訴訟が争われてそれが何年かかるかわからない。それまでにはちゃんと市場は完成している。そういうふうな状態だからしてこれは当然着工して早くつくるべきだと思う。それから前に与儀小学校前の映画館建設の問題を出しておりましたが、与儀映画館というのは個人から映画館建設の申請が出て、この建築確認に問題があったわけです。これは決して収用法によって収用された問題じゃないんです。あの地域は文教地域である。だからああいうことを議会に出すこと自体がおかしい。そういうふうにして考えた場合に実際この新政会の議員たちが反対する本音はですね、いまの市場建設の議案がもし通って市場建設された場合には、いままでの西銘市長がつくった第二公設市場で西銘市長の政治的立場は非常に不利に陥る。それを考えてどうしても第一公設市場の問題は反対していかなくちゃいかんということです。だからその市場をつくることに反対しておる。それが本音である。政治というのは一個人のために政治が行われるんじゃない、30万市民を含めて、この市場を利用する業者そのものの生活と権利を守っていくという立場で政治は運営されていくべきなんだ。それを一部の人のためにただ反対しなきゃいかんということに至っては非常に問題がある。今までの理由

から申し上げてこの議案には満場一致で賛成してもらってこの議案を早く通して、みんなが今の市場を、現在提案されております議案を早く通してそして早く建設し、あの開南の仮市場から業者をこっちに移してもらうということは最も緊急を要すると思います。

その意味でただいま提案になっております議案に賛成して賛成の討論にかえたいと思います。

（傍聴席より拍手あり）

○議長(辺野喜英興君)　討論を終結し、これより起立により、採決いたします。本件は、市町村自治法第175条第２項および議会の議決または住民の投票に付すべき財産、営造物または議会の議決に付すべき契約に関する条例第６条第１項第１号の規定により、出席議員の３分の２以上の同意を必要といたします。議案第107号工事請負契約について賛成の諸君の起立を求めます。

（傍聴席より野次あり）

○議長(辺野喜英興君)　賛成者は、13人であります。

○議長(辺野喜英興君)　ただいまの出席議員は27人であり、その３分の２は18人であります。ただいまの起立者は13人であり、可決法定数18人に達しません。

（傍聴席より野次あり）

よって本件は不同意とすることに決しました。

（傍聴席より野次あり）

○議長(辺野喜英興君)　これにて1970年第125回那覇市議会臨時会を閉会いたします。

（午前11時　閉会）

上会議録を調製し署名する。

1970年11月30日

議　　長　辺野喜英興〔　〕

署名議員　宮里　敏慶〔印〕

署名議員　金城　重正〔印〕

63　1970年(昭和45年) 12月　第126回定例会[公設市場]

12月14日(初日)午前10時11分　開会

○出席議員（29名）

１番（社大）国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	７番　平良　玄昌君	８番　上原　綱正君
９番　金城　甚松君	10番　島袋　宗康君	11番（人民）国吉　辰雄君	12番　儀間　真祥君
13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君
17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君	20番　黒潮　　隆君
21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君
25番　比嘉　佑直君	26番　安見　福寿君	27番　玉城　栄一君	29番　椿　　秀義君
30番　大浜　長弘君			

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　平良　良松君	第一助役　稲嶺　成珍君	第二助役　前田　武行君	
収 入 役　呉屋　永得君	市長公室長　平良　清安君	総務部長　親泊　康晴君	
財政部長　伊波　静男君	経済民生部長　備瀬政太郎君	建設部長　水間　　平君	
土木部長　内間　安春君	消 防 長　具志　清一君	水道局長　佐久川寛貞君	
教 育 長　譜久山朝直君			

○事務局出席者
　事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第１号
　第１　会議録署名議員の指名
　第２　会期の決定
〔第３、第４　略〕
会議に付した事件
　（議事日程に同じ）
○議長(辺野喜英興君)　これより1970年第126回那覇市議会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。諸般の報告をいたします。
〔中　略〕
○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、高良文雄君、又吉久正君を指名いたします。
○議長(辺野喜英興君)　日程第２、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月21日までの８日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって会期は８日間と決定いたしました。
○議長(辺野喜英興君)　お諮りいたします。委員会審査等議事の都合により、12月18日、19日は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）
○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって12月18日、19日は休会することに決しました。
〔中　略〕
○議長(辺野喜英興君)　本日の議事日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。明日午前10時再開いたします。

（午前10時53分　散会）

上会議録を調製し署名する
1970年12月14日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　高良　文雄〔印〕
署名議員　又吉　久正〔印〕

12月15日(２日目)午前10時10分　開議

○出席議員（27名）

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	７番　平良　玄昌君	８番　上原　綱正君
９番　金城　甚松君	10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	12番　儀間　真祥君
13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君
17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	20番　黒潮　　隆君	21番　久高　友敏君
22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君	25番　比嘉　佑直君
27番　玉城　栄一君	29番　椿　　秀義君	30番　大浜　長弘君	

○欠席議員（２名）
　19番　金城吾郎君　26番　安見福寿君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君
収入役	呉屋　永得君	市長公室長	平良　清安君	総務部長	親泊　康晴君
財政部長	伊波　静男君	経済民生部長	備瀬政太郎君	建設部長	水間　　平君
土木部長	内間　安春君	消防長	具志　清一君	水道局長	佐久川寛貞君
教育長	譜久山朝直君				

○事務局出席者
　事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第２号
　第１　会議録署名議員の指名
　第２　一般質問（牧志公設市場問題）
　追加第１　市場問題等特別委員会設置について（５番議員提出）
会議に付した事件
　（議事日程に同じ）
○議長(辺野喜英興君)　これより本日の会議を開きます。
○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、金城甚松君、島袋宗康君を指名いたします。
○議長(辺野喜英興君)　日程第２、一般質問を行います。通常、一般質問は通告制をとっておりますが、本牧志公設市場問題に関する質問については、議会運営委員会でご検討願った結果、本日１日をこの質問にあて、なお、その発言順序はまず、新政会所属議員から許し、その後、公明党、その他の会派という順で発言を許すという申し合せになっておりますので、さようご了承願います。では一般質問に入ります。
○議長(辺野喜英興君)　上原綱正君の発言を許します。
○上原綱正君　市長の自治法違反についてお尋ねいたします。
　牧志西公設市場の建築工事の請負契約議案について、11月16日また11月30日に臨時議会を招集し契約議案を提案をした。この議案の提案については、市町村自治法の第36条９項の〝条例で定める契約を結ぶこと〟、市町村自治法第175条２項〝財産の売却、譲渡及び貸与、工事の請負並びに物件、労力その他の供給に関する議会の議決で条例で定めるその重要なものについては、出席議員の３分の２以上の者の同意を得なければならない〟、と義務づけをされている。市長が去った２回にわたる臨時議会に提案なされた工事請負契約議案は、いまさき申し上げた条項によって出席議員の３分の２以上の同意を求むるため臨時議会に提案なされた議案だと本員は解釈しておりますが、市長が過去２回の臨時議会に提案をされた西公設市場の請負契約議案は市町村自治法の第何条に基づいて上程されたのか。それとも提案した条項が間違っていたのかどうか、明快なるご答弁を願いたい。
　市長の専決処分について。市長が今回なされた脱法行為は議会の否認であり、議会議員に対しての侮辱であり、30万那覇市民への違法行為である。平良市長が西市場の工事費請負金額を細分化し、議会の同意を必要としない８万4,000ドル以下に切り下げ、30万那覇市民の代表である議会に一言の相談もなく業者との請負契約を締結された市長の行為は議会無視もはなはだしい。市民不在の行政であり、那覇市政始まって以来のできごとであり、市民にガラス張りの政治を訴えて当選された市長の公約がアンマー膏薬にならないような公約をしていただきたかったものであります。平良那覇市長にこの行為が許されるとするならば市町村自治法及び那覇市条例は必要はないと思う。陰でこそこそと与党議員との話し合いがなされているとすれば、腐敗政治このうえもないと本員は指摘せざるを得ない。しかし常識ある与党議員の諸氏は今回の市長の議会無視については市民と同じ考えを持っていることと思います。そ

こで市長にはずばりお聞きをしたいことは、市町村自治法及び那覇市条例を曲げてまでもあえて建設をしなければならなかった理由について明瞭なるご答弁をお願いしたい。

専決処分で契約された牧志西公設市場工事契約を廃止して、実質的に公共性のある市民病院の建設の意思なきや。那覇市第二公設市場は都市計画法に基づく銀行からの起債で建設されております。当初の返済計画では独立採算制を採用して市場使用料にて起債金額を返済にあてるようになっております。しかしながら今回市長が専決処分をなされた問題の市場建築予算は、当初から市民の血税である一般財源から10年間に約60有余万ドル余の莫大な金額を償還財源として組み入れられている。この事業がほんとに市民の血税で建設されてよい性質の事業であるやいなや。市長自体よく知っていると思う。今からでもおそくはない。那覇市民に新鮮なる食品を提供する考えが実際にあるならば、現在のりっぱに衛生的で明るい第二公設市場に全員を収容し、第二公設市場の周辺の道路の補修並びに市民が買いやすい市場としての条件の整備に着手し、せっかくの莫大なる那覇市の起債事業の一環である市場を大いに活用させ、市民の負担を軽くすることこそ市長の責務であると本員は考えます。したがいまして那覇市民全体が恩恵を等しく受けることのできる公共性のある事業を議会の協力を得、また30万那覇市民の協力を願ってひとつびとつ着実に実行に移すことによりまして、後世に平良那覇市長の名声を残されんことを考えております。この点につきまして明快なるご答弁をいただきまして、あとは自席よりご答弁により再質問をいたします。

(「議長、休憩を願います」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　休憩いたします。

(午前10時20分　休憩)

(午前10時23分　再開)

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。ただいま上原議員から多岐にわたるご質問をいただきましたが、冒頭自治法に違反しているというご指摘でありますが、私は自治法に違反しないような方法でご提案を申し上げたわけであります。３分の２以上の同意を求める特別議決は自治法の何によって提案したかというご説明でありますが、これは上原議員自身おっしゃっていたように自治法第175条の２項による提案でございます。

市長の専決処分は脱法行為であるということでありますが、これは脱法行為ではございません。議会無視、市民不在、公約違反といったあまり人聞きのよくないご指摘でありますが、私は極限まで議会の意思を尊重し、市民の意見を聞いて市政を運営しているのでありまして、決して独善的な方法をとっているわけではございません。

(「とっているよ」と言う者あり)

自治法を曲げてまで工事をしなければならなかった理由を説明しろとおっしゃいますが、先ほども申し上げましたように、あくまでも自治法に則って工事を執行するのでありまして、またこの工事をしなければならない理由につきましては、昨年来議会のたんびにご説明申し上げておりますのでご了解をいただきたいのであります。そのような建設をするよりも市民病院を建設する意思はないかということですが、これは将来の問題でございますが、やはり30万都市となりますと市民病院の１つや２つは欲しいところでありますけれども、現在のところはその計画を持っておりません。

第二公設市場の改造、あるいは周辺の環境整備をしてこれを活用するというご指摘はごもっともなことでございまして、将来にわたってこれを努力をしなくちゃいけないと考えております。

○上原網正君　本員は市長の自治法違反について指摘をしてまいりましたけれども、市長は自ら自治法違反をしていないということでございますけれども、そのあとに上原議員の言うように自治法に基づいて提案をしたということになっております。自治法に違反していない、自治法の精神に基づいて提案したんだということでございますが、もう一回その点について明確なる答弁を願いたい。

○市長(平良良松君)　３分の２以上の同意を求める提案は自治法の何によってやったかという先ほどのご質問でありました。それはご指摘のように自治法第175条２項の規定によって提案を申し上げたわけであります。市が16万ドル以上の工事をやるときは３分の２以上の特別議決を要するということが規定されております。しかし私はそのような議会のご意思を尊重するために、３分の２以上の特別議決を求めるために工事契約議案をご提案申し上げてご同意をお願いしたわけであります。ところが残念なことに、２回にわたってご相談を申し上げましたが、議会としてはこれに同意しないということになりました。そこで執行者としては議会の意思がそこで２つに分れたが、去った６月議会においてはこの財産を購入してよろしい、この工事をやってよろしいという議会の意思が明確にされておりますので、執行者といたしましては予算の執行に責任を持たなくちゃいけない。ところが工事請負契約をしようとすると３分の２の特別議決を得なければできないということになりますと、そのいずれをとるかということになるわけであります。一方においては議会に責任を負って予算を執行しなければいけない。また一方においてその予算を執行しようとするとき、議会の特別議決が得られないといったときに、執行者といたしましては那覇市建設工事執行規則３条２項によりまして、３分の２議決が得られなければ分轄して工事を進めてよいということになっておりますので、その方法をとっただけのことであります。議会の意思も極限まで執行者としては尊重して、なるべくご同意を得るために努力してまいりました。しかしそれがいれられないという段階になってはじめて、あとに残された方法として分轄入札をしたわけであります。これとても市条例、規則に規定された方法を用いたものでございまして、おっしゃるような自治法違反でもなければ議会無視でもないと考えております。

(傍聴席より拍手)

○上原網正君　われわれ新政会の議員がこの前、起工式のあった日の昼ごろに市長を訪問しまして臨時議会の招集の要求をいたしました。新政会との１問１答の中で市長は「３分の２の同意を求める議案ではあるけれども、さらにまた普通議決議案として提出した場合にも、この議案が同意を得られないという見通しがあるので、市長としては市長に与えられた８万4,000ドル以下に区切って専決処分に付したんだ」というお話でございましたけれども、本会議におきましてさらにはっきり確認をいたしたいと思います。この前の市長との１問１答のときと同じく、今でもそういったお考えをもっておられるのか。また今後も自治法でいう３分の２以上の同意を得なければできない工事についても、そういった考え方で処理していかれるかどうか。今一度お尋ねをいたしたい。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。今後もそのような問題が起きたときに、このような態度をとるかというご質問でありますが、それは問題の性質によってそのような手段をとるときもあればとらないときもあるということでございます。

○上原網正君　しからば先ほどの質問のときにも申し上げましたけれども、市長が問題本位によっては今後ともそういった方法があるんだということをお答えしておられますが、しからば何のための自治法であるのか。また一般那覇市民から選挙された議会議員というものはどういうものであるか、十分に那覇市民代表の議員の意見も聞いて行政を進めるべきじゃないかとこう思います。これについて今後とも議会を無視して脱法行為をあえてするのか。さらに具体的に言っていただきたい。

(傍聴席騒然)

○市長(平良良松君)　お答えいたします。

○議長(辺野喜英興君)　傍聴の方々静かに願います。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。今後とも自治法の趣旨に則って市政を運営していく決意でございます。

(傍聴席騒然)

○議長(辺野喜英興君)　傍聴の方お願いいたします。ただいまの答弁も聞えません。これでは議事が進みませんので静かに願います。

○上原綱正君　ただいまの市長の答弁につきましては傍聴席のやじが入りまして、ほとんど全員に聞えなかったと思います。私自体、こういった前に席を置いておりますが聞えておりませんのでもう一回お願いいたします。

○市長(平良良松君)　今後とも自治法の趣旨に則って市政を運営していく決意であります。

(傍聴席より拍手)

○上原綱正君　議会議員としてできるだけ市のほうにご協力を申し上げて、那覇市民のためにがんばりたいということで市長の今までとってきた道について十分理解をし、私なりに相当考えての上で市長に対する質問をいたしましたけれども、市長としては何ら今までの方針を変えることなく今後も行政を運営していくんだ、というようなことでありますので、この件につきましては30万那覇市民の市長に対する行政不安は必ず盛り上がるものだと私はこう考えております。しかしくれぐれも市長に申し上げたいことは、立候補の際におきましてガラス張りの政治、それから対話によって那覇市政を運営するんだということで当選をされております。市長は今一度胸に手をあててしっかりと、那覇市民の幸福のためにも政治を運営していただきたい。これを要望申し上げまして私の質問を終わらせていただきます。

○宮城武君　牧志公設市場の件についてご質問をいたします。わが那覇市における市場建設問題は十余年来の懸案事項であります。その長きにわたりまして、その間に生じた社会的な構造の変化、あるいはお互いの生活状態の進歩及び社会のもたらすもろもろの変化というものがあったわけでございます。その過程を経て先に牧志第二公設市場が都市計画事業の一環として認定され市場が建設されております。これは周知のとおりである。しかし今回その向う三軒両隣にまた公設市場を１つ作らなくちゃならないということになっておるわけでございます。はたして当局がお考えになっているこの２つの公設市場の必要性という論拠はどこにあるのか。そこがまだ私どもに明快に論じられたことがございません。ただ聞き及ぶところによりますと、自然発生的に出てきたあの市場、しかも那覇市の今日の発展に寄与なされたこの市場に従事する方々の今後の生活権の確保、及び既得権の存続という立場から市場というものの必要性を説いて来られたかに承っております。しかし本員が考えますところその理論的根拠というのを単にそれだけに置いちゃならないと思います。

那覇市における市場の必要性及び市場のもたらす機能というものは、その利益者たるものは市場利用者であり単なる店子さんだけのものではない。市民全般に寄与し得る市民全般に奉仕するところに市場の存続性があろうかと思うのであります。そういう点からこの那覇市における、しかも地域的に非常に近いところに２つの市場を置かなくちゃならないという科学的なその論拠を明示していただきたい。現市場の利用者及び地域的に必要な論拠それを示していただきたい。

また２番目に市場というものは必ずしも公共団体が運営しなくちゃならないものであるかどうか。普通法人及び私人が運営するのは市場としてみなされないのであるかどうか。またこれが公共の福祉に資するということであるとするならば、小さな〝マチヤグヮー〟であるとか、あるいは〝理髪店〟であるとか、そういうのも私は大いに公共に資しているものだと考えるわけでございますが、その公共の利益のためにやるんだという根拠を明示していただきたい。しかも公共団体が運営しなくちゃならないという基本の原点を明示していただきたい。

次に議会の権能についてであります。これは先ほど８番議員の指摘にもありましたが、自治法や条例それに基づいて市長はやったということですが、また条例に基づいて自らの目的に到達せんがためにいわゆる８万4,000ドル以下に分離発注をしたんだということであり、それは条例上許される行為であるということでございます。しかしながら私が市長に申し上げたいのは、議会の権能と執行者の権能とが相対立いたした場合の措置を条例に求めてやっていらっしゃいますが、私は少なくとも市長においては道義的な責任はあろうかと論じておるのであります。その点について何のためらいもなく〝シャーシャー〟とやってこられたのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

次に牧志公設市場の建設につきまして130余万ドルの市債で建てることになっておりますが、その市債に対しまして原資の返還資金に一般財源から66万ドル余の金を継ぎ込まなくちゃならない規定になっております。そうでないと返還ができないような仕組みになっておる。そこら辺を一般財源からじゃなくして別から求められる方法があるかどうか、それもちょっとお尋ねしてみたいと思います。あと１点は公共事業としての認定を受けたというならば、公共事業に対する政府の補助の対象にならないのかどうか。公共の福祉のため市民福祉のためそういうもろもろの社会的要因によって、この市場を建設するという確固たる姿勢があるとするならば補助の対象にならないのかどうか、それを交渉したことがあるかどうか。もし補助の対象にならないとするならば何らかの形でそれに対する資金運用部資金を充てるとか、あるいは今回行われておりますところの一般金融機関の7.2パーセントの金利でございましたでしょうか、それに見合う利子補給の制度とか何とかを打ち出せないものであるかどうか、そこら辺を交渉した事実があるかどうか、その点もお伺いしたいと思います。以上お尋ねしておきまして、あとはご答弁によりまして自席でもって質問をさせていただきます。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。第二公設市場が建設されて、その目の前にもう１つの市場をつくる必要はどこから生じるのか、２つの市場をつくらなきゃいけない必要性というものはどこにあるかというご指摘でございまして、これはまことにご同感であります。２つも３つも市場はいらないじゃないかというふうに考えますけれども、しかしご承知のように十何年来紛糾を続けてまいりました市場問題の解決が第二公設市場の建設によって終結するものだという見通のもとに、第二公設市場が建設されたわけでありますが、しかし事、志と違ってこの第二公設市場の建設では市場問題の混乱は収拾できなかった。そこでこの都市部において市場問題を中心にして混乱が続くということは市政の運営上も好ましくないし、またそこに働いておる人たちの生活のうえにも好ましくない。従いましてこれは考え方を改めて反対している業者の意見も入れて新しい市場をつくらなくちゃ混乱の収拾ができない。そういった行政上の必要が多分に存在しているということが申し上げられるかと思います。従いまして、市場は公共団体が経営しなければならないものであるのか、公共の利益のためという論拠はどこにあるのかというご質問でありますが、そのような経過をたどってまいりました市場問題の解決には那覇市が経営してくれという要求がひとつ織り込まれているわけであります。できることならばその以前に地主対個人で借地の問題も解決できたらよかったわけでありますが、そういう問題、それから長年そこで営業してきた人たちの権利の保障の問題、そういうものがいろいろとまざり合いまして、結局市が直接手をくだして解決していかなくちゃいけないということで、公共団体としての那覇市が経営しなければいけないという事態になっているわけであります。従いまして公共の利益のためということはほかにもありましょうけれども、そういった理由からいたしまして市としてこれを経営していかなくちゃいけない。将来にわたっていろいろ社会の様相とか経済の状態が変わってまいりますれば、いろいろと変貌することもあろうと思いますけれども、現時点におきましてはそういうふうな方法をとらないと、この混乱は収拾できないというふうに考えております。

執行者の権能と市議会の権能がふたつかみあわないで衝突した場合に、市長としてはシャーシャーとして専決の権利を振り回していいのかと、これはご指摘になるまでもなくきわめて私としても遺憾な事態だと考えております。与野党ともにこの事態の収拾ということを虚心に話し合って、できるだけ皆さんのご協力を得たいと努めてきたわけでありまして、その点が実らなかったことをまことに残念に思っておる次第でございます。それから一般財源から相当の財政投資をしなくちゃいけないんだが、ほかに財源は考えられなかったかというご質問でございますが、この第二公設市場建設の当時も政府運用部資金等を引き出すことに努力をいたしましたが、ご承知のようにその時点におきましては政府自体が非常に財政的に困窮いたしまして、運用部資金も枯渇しておりますために市中銀行からの借入れをもってこれに充てることにいたしました。将来にわたりまして政府財政が許せば借り換え措置を取りたいと考えております。このような公益性のある事業であるならば政府の補助の対象にならないか、交渉したことがあるかということでありますが、この点につきましては問題の性質上補助要請をするところまでいっ

ておりません。将来このような施設がはたして補助の対象になるか。あるいはもっと企業的な方向へウェートをおいて個人の責任でやらせるべきものという結論になるか、ここいらをこれから検討していかなくちゃいけないというふうにも考えるわけでございます。なおこの点につきましては関係部課長をして詳しく説明をさせたいと思います。

○建設部長(水間平君)　私は都市計画上の問題として宮城議員の質問の一部にお答えいたしたいと思います。西市場を改築しなければならないという都市計画上の立場であります。都市をわれわれが計画します場合には常にその核になるべきものは何であるかをまず見きわめます。都市の建設ということは、自治体のみによってできるものではなしにその自治体の方針にしたがって、地域住民の協力そういったものが相まってできていくわけでありますが、地域住民の協力ということのそのよりどころは何といっても公共施設であります。たとえば琉球政府を那覇に移すというその事が決定になりますと、その決定というものが全沖縄に及ぼす影響というものは非常に大きいものであります。

また私たちが近隣住区制を考えます場合にも学校の位置が決まりますと、その学校を中心にしまして周辺の住宅地域あるいは商業地域そういうふうなものが発展していきます。市民が安心して投資できますのは、そういうような公共施設が決まってそれをよりどころにして初めて投資が行われていきます。この市場の問題をわれわれが考えます場合に、私はまず第一に牧志周辺全体のあの状況を何とか改造、開発しなければならないという立場から、何がその核になるべきかというようなことをつとめて努力してまいりました。

(「これは簡潔に要点を聞かして下さい」と言う者あり)

その核になるべきものは何かということを追求するのに、私たち役所にいる者だけで考えるのではなしに、議会の協力を得ましてショッピングセンター計画を約２万ドルの経費をかけて依頼し、そうして調査研究もいたしました。そのような研究の結果からして西市場こそが牧志周辺の開発計画の核になり得るべきものだというように私たちは規定いたしました。そのような立場から、西市場の改築を都市計画上からいっても現在の西市場に公設の市場があることは、地域開発のよりどころとなり得るべきものだという判断をたてたわけでございます。

○第一助役(稲嶺成珍君)　公設市場につきまして政府の助成について考えられないかということでございますが、その点につきましては私たちも努力しておりまして、完全な助成ということには至っておりませんが、先の仮市場の建設につきましてはその費用が特別交付税の中で考慮を払われましてその分が特別交付税に増額されております。さらにこのような事業の資金につきましては最近私たちが、那覇市が政府に要請してあります復帰対策の準備措置に対する要請書の中でも、復帰前に市の仕事を進めるために借入れた起債につきましては、本土復帰の場合に本土の低利でしかも長期の融資に切り換えてゆきたい、そのように処置して下さいというような要請を、主席を通じて出してございます。またご質問がありましたとおり、市債につきましてはできるだけ他の財源からもってゆくような方法、しかも市債の内容につきましても改善してゆくよう努力しております。

○宮城武君　市長に対する質問をあとまわしにさせていただきまして、先程建設部長がおっしゃった点でございますが、都市計画の場合には核を決めなければいけない。それをいろいろな、もろもろの情勢から判断して調査した結果、西市場でなければならないということを規定したと言っておりますが、そういたしますとこれまでの那覇市における都市計画のプランが変わったということでございますか。これはとんでもないことだと思いますのでこれを明確にしていただきたいと思います。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。那覇の都市計画全体が変わったということではなしに、その地域の開発についての計画はありませんでした。そこで私たちはその地域の計画をやるためには、その核をどこに置くべきかというようなことを追究したのであります。

(傍聴席より拍手あり)

○宮城武君　これはとてもじゃないお話でございまして、先程の話によりますと周辺のいわゆる経済的、あるいは商業的ないろいろなもろもろのものを勘案して核を決める。それからスタートしてゆくんだと。例として琉球政府をと出しているが、これまでこの地域には何の計画もなかったということでありますが、これは当らないと思います。じゃ、第二公設市場というのはあれはどういうことなんですか。もう１点、あの周辺の整備計画はないのかどうか。それを明確にして下さい。

(傍聴席より拍手)(「しっかりやれよ」と言う者あり)

○建設部長(水間平君)　私たちは計画をたてます場合に、例えば沖縄全体の開発計画というものを考えます場合に、まずその中心が那覇である、あるいはその那覇の中心では琉球政府が中心であるというような、そういうように大きな面から見ての中心、それから部分部分を考える場合にそのうちでの中心、それが何であるかということを考えてゆくわけであります。ところで現在の第二公設市場の問題でありますが、私たちが役所にまいりまして調べたところ、都市計画的に研究されたあとは見当りませんでした。そういうようなことで改めてその地域の開発ということについての中心をどこに置くべきかということをわれわれは追究して来たわけであります。

○宮城武君　答弁が非常に抽象的なんですね。都市計画が計画された形跡はない。そうするとあの第二公設市場というのは何に基づく市場であるのか。それと同時にあれは周辺の整備ということも言われておったはずであります。計画があるはずでございます。なくちゃならんということは、あのような状態では市場というものは成り立たないということは最初から知っていたはずであります。そしてその周辺を整備するということであの市場は建設されておる。

(傍聴席より野次、怒号あり)(喧騒)

○議長(辺野喜英興君)　再び傍聴席にお願いいたします。議員の発言も聞えません、こっちの答弁も通じません。このような状態では議会は聞かれないということでありますのでお静かにお願いします。

○宮城武君　そこであの周辺の計画等がなければ、とてもじゃないが十分なる市場としての機能を発揮できないということは明白な事実であります。それを条件としてそれを入れて市場の建設が取り行われたわけであります。よってここにもう１つの市場を作る場合に、またひとつの計画がなければいけないと思います。もう１点は、いわゆるマクロ的な都市計画、しかしまたひとつのミクロの部分も出て来るということはご指摘のとおりであります。そこで牧志公設市場の一帯を論ずるならば、すでに出来たものを拠点として考えて、出来なければ何で出来ないかを具体的に考え、やむを得ないという結論に達したものであるかどうか。もしそれが達したとすれば、いつも当局が答弁するが、第二公設市場の運用は今後十分検討してゆくということとは裏腹である。その辺を明確にしていただきたいと思います。

○建設部長(水間平君)　公設市場の位置を考えます場合に、先程私が申し上げましたような経過を辿って作りますけれども、私が調べた範囲におきましては現在の第二公設市場を今の場所に作り、それを市場として生かすにはどうすればいいかという考え方に立って、その周辺の道路をどうしなければいけないというような考え方が出ておるようであります。しかし、これはそういうように考えるのではなしに市場はどこになくちゃならないかということを考えて、そしてそこを中心に開発してゆくにはどうしてゆくのかを考えるのが私たちの都市計画を考えるときの道であります。そういうようなことで申し上げておるわけでございます。それからもう１つ、すでに出来た市場を中心にしてそして地域の開発を考えるべきじゃないかということでありますが、このことはそれもわれわれ検討いたしました。そして現在の市場、それから西公設市場その周辺もみんな調べてみました。ところが第二公設市場が出来たということと、それ以前の街の動きというものは余り変わっておりません。依然として牧志公設市場が中心をなしておりました。そういうようなことで先程申し上げましたように、われわれの都市計画的な考え方からいって西市場を市民のよりどころにするという立場から公設にしたほうがいいという立場に立って決定したわけでございます。

(傍聴席より拍手あり)

○宮城武君　なかなか建設部長には激励が多いようであります。ただいまの公設市場の理論的な都市計画の

背景というものは、これは実存している社会の中であの機構の中で働かなければいけない。最初からどこに建てなければいけないとか、どこにやるかということになると作り上がった社会の中で一定の地域の中で作るというときには、あるものをどうして高度に利用してゆくかによってそれがより経済効果を生むものと考えます。よって私は再び申し上げることは、第二公設市場が出来る以前と出来たあとの市場の運営というものは、牧志公設市場のほうにウェートがあったというような今のお話でございます。いわゆる市場の機能としては向こうのほうが発揮しておった。もちろんそうでございましょう。よって第二公設市場のほうが運営がやりにくいという陳情があったくらいでございます。牧志公設市場のほうに客がついておったでしょう。しかしそこには市の一つの大きな権力というものが介在しているという事実を見逃すわけにはいかない。これは何であるかと申し上げますと、第二公設市場に入る入居の条件があったはずでございます。何をしてはならない、何を売ってはならない、いろいろな規制があった。あの時点で市場というものを総体的に移しておれば、当然状況の変化というものはあり得たはずであります。しかし行政権力が介在したところに大きな問題があったと本員は指摘したいのでございます。

さてそこで市長にお伺いいたします。市長は先程の答弁でいろいろとこの市場の必要条件についてお話しなさっておられます。政治的判断から主としてこれをなさった。しかし市長がこのような立場で市場問題で余りにも混雑したものを計画してゆくということは余りいいことじゃないんだと、それはもちろんそうでございましょう。しかしその要因を作ったのは市長みずからであったということをお考え願いたいと思います。これは市長の科学的根拠に基づく市場政策ではなくしていろいろな末梢的な、あるいは理屈にならないようなもろもろの諸情勢が絡んできている。そして市長の判断がにぶって来ており毅然たる姿勢がみられない。私は第二公設市場が完了した時点、および牧志公設市場が火災になった時点で新政会は市長に対して申し入れたはずであります。あの時点からその市場問題は相当ぐんぐん変わって来ている。狂って来ている。よって市長みずからの判断のなさのためにそういうことを惹起したということをどういうふうに感じとっておられるか、これをご答弁願いたいと思います。

○市長(平良良松君)　牧志市場の混乱の要因をつくったものは市長自身であるというお咎めでありますが、これは私はすなおに頂戴するわけにはいきません。

(「ずるいよ」と言う者あり)

そういう混乱を生ぜしめたのは第二公設市場の竣工の時点において、あるいは西市場の失火の時点において新政会が申し入れた事項を市長が断固として行い得なかったその優柔不断にあるというご指摘であります。皆さんの立場からするとこう言いたいところでありましょうが、それ以前に混乱をしておる。この第二公設市場を建設されるときに皆さん方は、第二公設市場を建設すれば市場の事態は収拾できるという確信を持ってあれを建設されました。しかし事実において収拾されなかったんです。

(「そうじゃない」と言う者あり)

それは私の断固たる決意でもってやればできないことはないというおっしゃり方なんですが、私は3百有余の業者の言い分を聞かなければならない立場にあった。そのいずれをとるか、地主の権利を尊重するか、3百有余の中小零細企業者の権利を尊重するか、あるいは前市長時代に誤ってつくられた市場をあくまでも強権を持ってこれを活用するか、

(傍聴席より拍手あり)

という方法をとるか、その時点においては私としてはそういう無理押しをするよりも、やはりみんなが話し合ってみんなが納得のいくような解決方法を考えなくちゃいけないということであったわけであります。ですからそれは断固としてやれば何もできないことはないかもしれぬ。しかしこれは権力の乱用にまた通じるものであります。3百有余の業者を見殺しにする結果になる。一面においてこれが民主制でないということにもなるわけでありまして、そこの判断は皆さんと私と大いに違うところであります。

(傍聴席より拍手)(野次あり)

○宮城武君　いま市長の答弁の中に「前市長が誤って市場をつくった」という発言があったんですが、あれは事実誤りだというふうなことでございますか。

(「判断の誤りでしょう」と言う者あり)

いやいや黙っておけよ。これはいま市長答弁なんだ。

(「何ですか、もう一ぺん」と言う者あり)

前市長が誤って市場をつくったと断定しておるんですが、それはそのとおりですか、もう一度確認しておきたいんです。

(傍聴席より野次あり)

○議長(辺野喜英興君)　傍聴席に3度お願いします。これ以上あまり騒ぐとあるいは議長としては退場してもらわないと、こういうことも考えられますので静かに願います。これは3回目のお願いですから十分ご留意を願います。

○市長(平良良松君)　平良市長は前市長が誤って市場をつくったと断定しているがそのとおりであるか、というご質問でありますが、私そういう言い方じゃないんです。前市長としては、

(「議事録をはっきりしろ」と言う者あり)

もしそういう発言であったとすれば取り消しをお願いいたします。

(「そうしなさい」と言う者あり)

ただですね、前市長として確信を持ってあの市場をつくられたでありましょう。ところがそれで事態収拾ができるという判断であっただろうけれども、しかし事態は収拾できなかったということであります。

○金城重正君　ちょっと休憩してください

○議長(辺野喜英興君)　休憩いたします。

(午前11時16分　休憩)

(午前11時18分　再開)

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○宮城武君　さて市長が先ほどの答弁の中で、自らは3百有余の店子の生活権、この人々を野放ししてはならないんだ。これは為政者としてもっともなことであり当然な義務でございます。しかしながらこの対比論といたしまして、一部の地主ですか、資本家それの権利を守るのか、それとも零細なる大衆の権利を守るのかということばがあります。これは私は市長の発言にしては穏当を欠くものがあるんじゃなかろうかと思います。基本的人権をとなえて、また日本国憲法でも規定されているところの財産権の侵害ということは許されないはずである。そういうところをあえて感情に訴えるがごとく、一部の資本家を守るのか、あるいは零細企業者を守るのかという論理の運び方というものは、私は軽率千万だと思う。私どもといたしましても正当な論拠に基づいて論を進めるのであり、決して間違った論理というものは進めていない。たまにはこれは一部企業者の味方になったような発言に聞えるかもしれない。あるいはまた零細企業の皆さんの企業の側に立ったような発言に聞えるかもれしない。しかし一貫して流れるものはお互いの社会運営上必要な人間の真理を追求していくのである。よって私はただ単に政治的な感情をあおり立てるようなそういう論理の使い方というのは非常に私は注意していただきたいと思う。今回の特に皆様方が提起しておられるその事業に対しても地主の方々からいろいろな提訴がなされております。また市のほうからこれまで土地所有者のほうから打たれておった執行停止の仮処分を、皆さん方が排除申請をなさっておる。その排除申請が12月1日付でですか、却下されておるはずである。それは何をものがたっているかというのです。裁判所というのは厳正中立な立場で法の番人でございます。これの論旨を見ますと一当事者に一方的な満足な回答を与えちゃならぬ、満足な立場に置いちゃならぬというのが大体却下の理由の大きいことになっていると思うんです。そういう点から私どもは一企業者の、一地主の権利擁護に立っているのじゃないんです。そういうことは理解していただきたい。

さてそこで、市長は今回の市場建設について現在裁判所から、市から出した仮処分執行停止の申請、それが却下になっておりますが、それについてどういうふうな措置を講じ、また今後この市場が建設できるのかどうか、そこら辺の見通しについてお尋ねをしたいと思います。そして期限はいつごろになるか、そこら辺を明確にしていただきたい。

○市長(平良良松君)　法廷に持ち出された問題の経過につきましては、助役をしてご説明申し上げた方がご理解が早いんじゃないかと思います。で、いまご指摘になりました問題につきまして市長は、その３百有余の生活を守るんだといった、何か大衆をアジるような言い方はけしからぬじゃないかと言うんでありますが、傍聴席にたくさんの方がみえておるのでそういうふうに受け取られたかもしらぬが決してそういう意味じゃないんです。一部の地主の権利は無視していいのか、大衆の利益だけを守ればいいのかというんでありますが、これはお説のとおり憲法で保障されたすべての人のすべての権利というものは適法に守られていかなくちゃいけないということで、ただこうやって双方の権利が衝突したときにやはりそこには常識ある話し合いというものが必要ではないかと思うわけであります。この際、特に私は地主方のご了解を得たいと思うのでありますが、あの土地は沿革から申し上げますとたいへん長い話になるけれども、地主といたしましてもやはり市民の恩恵によってあれだけの地価になったのだから、そこは社会公共のためにまた還元するというお気持もあって、お互いに譲り合ってこの市場建設は円滑に進めていってもらいたいということを希望するわけであります。不幸にしていま裁判で係争中になっておりますけれども、しかしやはり法治国の裁判であります。どこまでも公正妥当な方法を見つけるべく努力をしたいと思いますが、それにはやはり当事者同志が謙虚に理解し合う態度がもっとも必要じゃないかと考えております。あと法律上の話はまた助役に説明させます。

（傍聴席より拍手あり）

○第二助役(前田武行君)　では建築禁止仮処分決定に対しまして那覇市がとりました停止決定申請、これが12月１日付で却下されております。これについて若干ご説明申し上げます。

われわれはまず地主との話し合いが十分つきませんので、収用手続きに入るべく収用法に基づく事業の認定の申請をいたしましてその認可を受け、それから公用収用委員会の裁決申請をなし、その裁決を求めました。その裁決の出た時点が70年の11月４日であります。それに対して○○○○○、○○、○○の諸氏から異議の申し立てがありましたが、行政処分はその処分が出ますとその執行は効力がありまして、執行は止まらないんであります。執行の効力はそのままずっと、停止があるか、あるいは取り下げない限りはその効力を生ずるもんであります。○○、○○、○○氏からその執行の停止を申し立てましたところ、11月10日に執行の停止が却下された。そこでわれわれは収用法に基づいて所有権を取得し、登記もできる状態になった。そこで建築禁止の仮処分が69年10月23日に出ておりますが、行政行為と民事上の裁判ですが、この建築禁止仮処分は家屋収去、土地明渡しの民事事件でありますが、民事の事件と行政の事件が裁判所で２つ並行して出た。それで行政のほうでは執行停止もなされないで却下され執行継続する効力を与えた。民事では建築はしてはならないと、建築禁止の仮処分がそこへ併存しておると、このような場合、われわれとしては行政行為としてそのままできるんじゃなかろうかという見解をとりまして、仮処分禁止を解かなくてもできるんじゃないかというこういう見解をとって、いろいろ判例などを調べてみましたが判例、行政実例などに出てきません。そこで一応裁判所の決定がある以上は、２つが相反する、抵触し合う状態であろうとも抵触するほうを取り消したほうがよかろう。ところが取り消すのには時間がかかるから一応執行停止させておこうというわけで、執行停止の申し立てをしました。ところがその理由になると行政行為の公定力を合わせて考えてもいまだ所有権は確定しないと、しかし取り消さない限りは所有権はあるわけです。これは収用法第64条にも「土地物件を収用するときは、収用する時期において所有権は起業者がこれを取得し、その他の権利は消滅する」と、それで行政処分は取り消ししない限りは効力があるということなんです。それでそのまま12月22日には民事事件が継続しております。建築禁止仮処分申請の異議事件が1969年10月24日から継続しております。去年

の10月24日から継続しております。この裁判の期日が22日に入っております。その22日にわれわれが土地所有権を取得したんだ。それで登記もすでに完了しております。そういうふうな理由で異議の取り消しを申し立てて新しい事情の変化の申し立てをして、その日に結審する予定でおります。

○宮城武君　今のご説明によりますと市のほうとしては今月の22日ですか、その裁判の結審を待ってやっていきたいと。そういたしますと市のほうとしては所有権が移ったので当然、12月１日の決定と逆の決定が出てくるという見解に立っておられるのか。そこを明確にできましたらお答えを願います。

○第二助役(前田武行君)　私といたしましては、われわれは那覇市の顧問弁護士である弁護士団、ないし宮里松正弁護士、彼とも話し合いました結果、勝つ自信はあると。これは執行の停止をされない限り執行の効力がある以上は、その期間取り消されるべきであるという自信を持っております。ただ残念ながら判例がない。勝ち負けの判例がないということも、こういう事件が日本本土で起こっていないということであります。

○宮城武君　ただいまの答弁を伺いますと、どうも確固たるはっきりしたのはないわけですね。どうでございましょう。市に所有権も移っているということですが、所有権は移っておれば確実に勝つんだということは言えませんか。絶対的なものだと明らかに言って下さい。

○第二助役(前田武行君)　私たちは勝つ自信を持っておりますということですね。

（傍聴席より拍手）

○宮城武君　なかなか明快でよろしい。さて、しからば今月22日以降、それが出てくると市のほうとしては着工の運びになるわけでございますが、その着工をいつごろに目途をおいておるか。22日に結審され請負契約はなされておるようですが、着工はいつごろになるのか。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。すでに契約もしていまして、起工式も終わりまして着工しております。ただ現場に杭打ちをやっていないということでございまして、請負をした業者は着々とその準備を進めております。

（傍聴席より拍手）

○宮城武君　契約と同時に着工したということでございますね。それとも地鎮祭からの着工ですか。どういうふうになっておりますか。

○建設部長(水間平君)　お答えします。契約をした翌日に着工しております。

○宮城武君　本員が聞いておるのは、皆さま方のほうには請負の契約の中に工期というのがあります。その他にも着工期日というのがあるはずです。そのために現在、部長としては着工しておられると言っておるので、当然それは工期に加算されてくるものだと本員は考えます。それを認めていいかどうか。そうしたならば着工は何日からということがあるはずだと思います。それを聞いております。その着工の日というのは請負契約の日をもって着工とするのか。あるいは地鎮祭をもって着工とするのか。あるいは最初に杭打ちしたのをもって着工日とするのか。これを聞いておるわけです。着工したのであればいつが着工の日になるのか。日にちをお知らせ下さい。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。12月５日に着手しております。

○宮城武君　この工事は着手の日から何日で完了するのか。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。この工事は７つの工事に分れていまして各々工期が違っております。最高365日の工期になっております。各々の工事について工期が違っています。その中で一番工期の長いのが365日であります。

○宮城武君　私が聞いておるのは７つの工期を聞いているんじゃない。皆さん方が一件一件請負なされる、12月５日着手された工事、この契約が12月５日から何日で終わるかということを聞いておるわけです。12月５日に皆さま方が着手した工事、着手させた工事、それの請負契約がありますね、それが何日に完了するか。先ほどの答弁では一番長いのが365日、その中では７つに分れているということですが一番最初のものは何日で終わる予定であるのか。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。基礎工事が120日、杭工事が着手の日から90日ということであります。

○宮城武君　そういたしますと12月５日から起算して120日で基礎工事を完了するという契約でございますね。さてそういたしますと今回のこの工事請負契約は条例に基づく請負契約なのかどうか。条例の何によって請負なされたのか、分離発注をなされたのか、それをちょっと承りたいと思います。

○建設部長(水間平君)　お答えします。那覇市の建設工事執行規則の第３条第２項によって行われております。

○宮城武君　工事請負契約の工事、その他、請負契約条例それの第３条の第２項に基づいてなされていっておられますね、そうじゃないですか、執行規則ですか。

○建設部長(水間平君)　分離いたしましたのは工事執行規則の第３条の第２項によったわけでありますが、随意契約につきましては工事その他の請負契約条例第４条の第３項によって行いました。

○宮城武君　分離発注は那覇市建設工事執行規則、それで請負の随意契約は契約条例の第４条の第３項ということですね。それでよろしゅうございますか。そういたしますと、この第４条の第３項というのは〝特に急を要する工事〟となっております。それですか回答は。さて、皆さんはそれ以前に工事請負契約について入札をなさっておられます。そして３分の２の同意を得られなかったという点から工事を分離発注という技巧をこらしてやっておられる。するとここには〝特に急を要する工事〟という解釈の問題ですが、これは生れないと思うんだが、皆さんはどうしても急を要さなくちゃならないというふうな見解に立っておられるのかどうか。

○建設部長(水間平君)　私たちは、〝特に急を要する工事〟というように考えましたのは現在の仮設市場との問題、と申しますのはあの仮設市場は去った議会においても、その位置の点でいろいろ問題があったわけでございますけれども、その都市計画の幹線道路が72年にはわれわれ着工しなければならないというふうに考えているわけです。そういう意味で早急に現在の仮市場を撤去しなくちゃ開通できませんので、そういうふうな立場から急を要しているというように考えるわけです。なお行政主席は裁判所に対して、1971年12月までには供用開始をしなければならないんだということを申しております。そういうふうなことで私たちといたしましては、これは一日も早く着工し12月いっぱいには完成にこぎつけなければならない、そういうような見解に立ったわけでございます。

○宮城武君　第４条の第３項は随意契約の条項だと思う。今度は請負の内容の問題について分離発注したということはですね、私は議会の議決または住民の投票に付すべき財産、営造物または議会の議決に付すべき契約に関する条例の第５条の第１項に基づくものだと思うんですがこれはどうですか。どうも失礼いたしました。その第５条との関連において８万4,000ドル以上が議決の必要条項になっておる。しかしそれ以下で専決をなさったやに聞いておりますが、それはその通りですか。

○建設部長(水間平君)　お答えします。そのとおりであります。

○宮城武君　そういたしますと同じひとつの構築物をつくるのにこれはこういう技術的な常識を逸脱したような考え方である。いまは建物のひとつの柱を契約しようというような段階でなそうという考え方ですね。それが皆さん方の技術論であるかどうか知らないが、これがはたしてひとつの建物をつくるのに分離発注していいものであるのかどうか、そこら辺の見解、これは何に基づいてそういうふうになったのか、それをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○建設部長(水間平君)　一概には言えませんが工事の種類によっては、たとえば電気、水道そういったものを別個にするとか、あるいは鉄骨を別にするとか、あるいはアルミサッシを別にするとか、また土木工事におきましては１本の道路を100メーターずつに区切っていくとか、あるいは又１本の道路をアスファルト工事、測溝、そういったふうに別々にやるとか、そういったふうなことがありますので、一般論としては申し上げるわけにはいかないんじゃないかと思うのであります。

○宮城武君　これはですね、建設部長として自ら一級建築士を認じそういう専門技術者であるゆえに非常に私は苦しいだろうと思います。まして建物のひとつをつくるのにコンクリート工事を分離するなんて今まで聞いたためしがない。壁をつくるのにそれも分離しなければならないような状態に追い込まれている。しかも今回、基礎工事というんですが、基礎工事で切るんじゃないはずですよ、関連したものになると思うんですが、これを技術的にできなかったかどうか、ここで一旦切ってまた次の契約をやるのかどうか、そういうふうな切り方があるのか、これは非常に時間がかかると思いますが、そこでひとつお尋ねしたいことは、ひとつの建物をこういうふうにして切って分離発注というのは妥当な方法なのかどうか、特に私は建設部長に特に優秀な技術者として答弁を願いたいと思います。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。これを全部工事別に申し上げると相当時間がかかりますが、いまご指摘のあります基礎工事についてでありますが、その基礎工事の中で大まかにわけますと、仮設工事と土工事このふたつが入っているわけであります。一般的に工事を行う場合にこの仮設工事だとか土工事だとかというものについては、下請に回すというようなことさえ考えられるような工種であります。そういう意味でひとつの工種をふたつにわけるとかということじゃなしに、工種別にこれをわけたということであります。そういうふうなことで決して工事を進めるうえで適当な方法だとは考えておりません。

○宮城武君　今の説明によりますと、なかなか明確なる答弁が得られないんですが、下請けだとか何とかというのは、これは工事請負人が元請でやっていく行為であるし、あなたがよく存じあげているはずだ。私が申し上げているのはそういうことじゃなくして、これはたとえば那覇市役所を建築するのと全く同じことであります。琉球政府のその建物をつくるのと全く同じようなものである。常識的判断からして電気、水道とかあるいは別のタイルであるとか、細かいところの分離ということはありましょう、ガスなどなら考えられる。しかしながらこの建築というのはそういうわけ方じゃないんですよ。そういったわけ方であるならばこれは建つわけがない。そうじゃないはずですよ。一個の建物をつくるのに８万4,000ドル以下に区切って７つに分離してあるというお話でございますが、それを技術的にやってゆけるかどうか、契約と噛み合わせてそこをしりたい。

○建設部長(水間平君)　工事の管理については問題がありましょうけれども、技術的には可能であります。

○宮城武君　もろもろの管理については非常に難しい点があるが、しかし技術的には可能だというそこら辺の兼ね合いに不可解な点が２つあります。そこで私はひとつこの牧志公設市場の関係についてこれまでの運用、市長を中心として市当局がとって来た行為、それについて議会側と話し合うような特別な何か制度でも設けて話し合うお考えはないかどうか、これを市長にお尋ねしたいと思います。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。建設的な話し合いであればいつでも喜んで応じたいと思っております。

○議長(辺野喜英興君)　23番議員の質疑を続行のまま昼食のため休憩いたします。

（午前11時57分　休憩）

（午後１時２分　再開）

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○宮城武君　午前中に引き続き質問をいたしたいと思います。去った12月１日付、市の仮処分の停止申請に対しまして却下の通知が裁判所からまいっておりますが、それに対しまして市は抗告をなすったかどうか。

○第二助役(前田武行君)　ご質問は12月１日付裁判所がなした仮処分執行停止申し立てに対する却下の決定に対して那覇市は抗告をなさなかったかというお話でございますが、いまだ抗告手続きはやっておりません。と申しますのは、決定書の中で停止の申し立てをなすべきじゃなくて、取り消しの申し立てをなすべきじゃないかという判断があります。これは停止決定の第２項に書かれております。民事訴訟法第759条による仮処分の取消の手続きを潜脱するものとする疑いがあると、このような表現をしております。だから民訴の第759条で取り消しを求めるべきじゃなかろうかと言っておりますので、それでたま

たま先程申し上げましたような事件が継続しております。異議の22日に、その期日に開かれますのでそこでやろうと思っております。さらにここでもう１つ付け加えておきますが、先程申し上げましたように公用収用という一連の行政処分と民事の仮処分決定と相反する両効力がある。そのときにどれが優先されるべきかということで問題にしておりますが、著者名ははっきりしておりませんけれども公用収用の逐条解説を見ますと、こちらの条文の84条の解釈では民事の仮処分の効力も消滅するんだというような逐条解説があるようであります。そこからはわれわれはまだ日本の判例がありませんので、そのままでも仕事は進行できるんじゃないかというような一応の考えをもっておりますけれども、出来うればこれも一挙にやったほうがいいんじゃないかという見解で仕事を進めております。

○宮城武君　ただいまの答弁によりますと、そのまま仕事を継続して出来るんじゃないか。しかしながら一挙にこれも解決してやったほうが非常にスマートな形でできるという、非常にあやふやの答弁がございました。そこで申し上げたいのは、さて市長が常日頃話しておられるとおり法治国民の一員として襟度を正してやってゆくんだという１項がある。さてこれまでの論議の中から出て来たものは、こういう仮処分が現在生きておるなかで工事の請負い契約を結んでゆくということはこれは妥当性があるのか、違法性がないのかどうか、これをご答弁願いたいと思います。

○第二助役(前田武行君)　われわれとしては違法性がないと見ておればこそやっております。

○宮城武君　しからば今回裁判所に対して仮処分の執行を停止する訴えをなしたのは何に基づいてなしたのか。もしもそれが違法性がないとすれば、仮処分の停止の申請をする必要がないんじゃないか、それを敢えてやったという論拠はどこにあるのか。

○第二助役(前田武行君)　表見的にこのような仮処分がありますと、人によりましてはこの仮処分の効力があるとお考えの方があろうかと思います。そうしますと事業の執行に支障を来す危険性が多い。そのような観点からやはりきれいにしておったほうがよいということであります。一例を申し上げますと、たとえば他の問題で無効の契約がなされた、当事者間においてこの無効の契約はこれは当然無効でありますから効力はないわけであります。しかし無効であっても、たとえば要素の錯誤があった場合には当然無効であります。元来、要素の錯誤は取消事由でなくて当初から無効であっても当事者双方は、一方は無効だと、一方では有効だと考えてる場合がある。これは無効のやつは無効の裁判を求める必要はないという議論も成り立つわけでございますが、しかしそのような争いがある以上は要素の錯誤に基づく契約無効の訴えも利益があるんだと。ということは、一方が有効であるということを考えている以上、そういう裁判も利益があると。これと同じでありまして、一方でそのような考えをもっておる人がおれば、やはりこれもきれいに片付けておった方が事後の事業執行がスムーズになるということであります。

○宮城武君　とんでもない答弁でございまして再度確認しておきたい。そういたしますと、これが現在建物の件、および立ち入りに対してここは仮処分がなされておる、現在生きておる、そういうふうな中で工事契約がなされ着工されてるという答弁であります。しかも、それはもともと大したことはないんだが当事者間に誤解があっちゃいけないので、また一般の方々に誤解があっちゃいけないのでこういうような正規の申請をするんだという軽率な答弁である。果たしてですね、裁判所が出された、裁判官の署名入りで出されたこの決定事項は一片の紙切れとしてとらえておるのかどうか、それでいいのかどうか、再度のご答弁を願いたいと思います。

○第二助役(前田武行君)　われわれは一片の紙切れだとは考えているわけではありません。最初から申し上げたように行政行為の効力と民事裁判の効力と、この間の抵触関係をどう見るかという問題であります。だから一片の紙切れだとは思っておりません。そこで行政事件訴訟特例法第10条、行政処分に対して異議があった場合には、訴えの提起があった場合には、訴えの提起は処分の執行を停止しない。それから先程申し上げましたとおりの収用法の64条など、そうしますと行政処分に基づく行為と、民事の裁判に基づく行為と、これをどう見るかというときに見方が２つあるわけでございます。その見方で抵触する場合には行政行為も行えるんだと。効力は停止しない以上その効力の執行はできるというこのような考え方であります。そこで日本評論社から出ております高田賢三の収用法の条解についての解説としまして、本条の規定は民事訴訟法の仮処分その他の停止命令に対する規定を排除するものだと解すべきであると。だからあっても排除すべきものであると考えるべきだと。これは唯、ものの考え方でありますが、２つの抵触するものがあったときどうなるかということ、それを言っているんであって紙切れだとは言っておりません。そのように言っているわけであります。ご了承願います。

○宮城武君　これは結果においては民事訴訟のほうと行政事件のほうと絡みあうがどっちを優先するか。行政のほうが先行するんではないかというのはこれは助役の見解である。そうじゃなくて現時点で仮処分というのは現在進行中であります、現在それが生きているわけでございます。それをお宅の場合は差し支えないという答弁であります。そういうふうに解していいのかどうかということを聞いてるのです。しかも仮処分が現在なされておるんですよ。そしてこれの執行を停止してくれと訴えておる。それに対して裁判所は却下しておる。その現実を今の時点でどうとらえるか。この裁判所の決定に対して何も抗告もしていない。それをそのままのとおり理解しておるのか、承認しておるのか。いやしくも裁判所の決定事項なんです。それを将来はどうあろうともどう踏まえているかということでございます。

○第二助役(前田武行君)　答弁いたします。仮処分決定に対する執行停止の申し立てを却下した決定の裁判に対して、市は不服の申し立てをなぜやらないのかというようなご質問ですが、

(「それじゃないんです」と言う者あり)

じゃあなぜしないかと。これに満足しているのかというようなご見解ですが、そうじゃない、不服である。あくまでも不服であるというわけなんです。だから22日で再び出すんだということです。それから現段階ではその決定がある以上はどうにもならないんじゃないかというご見解ですが、先ほど申しましたように、取り消される決定がない限りはあくまでもその決定がある、という前提に立つと行政行為もできないんじゃないか。そのような見解に立たれての質問だとこう考えられますんで、これにつきましては私先ほど来、そういう表見的なものがあっても行政が優先すべきだとそういう考えを持っているということです。これは行政的な処分として事実上の存在はあるけれど、表見的なものであってもこの効力は排除されるべきなんだという考え方なんです。

○宮城武君　ちょっと休憩たのむ。

○議長(辺野喜英興君)　休憩いたします。

(午後１時20分　休憩)

(午後１時23分　再開)

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○宮城武君　しからばお互いが法制のもとで社会運用をなしておる今日、しかも仮処分の執行を停止せよという当局側の訴えに対して裁判所から却下の処分がきた。しかし却下されようが行政事件としてこの建物の建築にはいささかも差し支えないんだ、というような見解に立っておられるようであるが、そういうふうに理解していいですね。

○第二助役(前田武行君)　ご答弁いたします。結論としてはそのような理解をなされてけっこうだと思います。いわゆる先程も休憩中に申し上げましたように、行政庁は必ず行政行為だけをなすもんじゃない。行政処分行為だけじゃないんです。行政庁も民法にいうところの民事行為もやるわけなんです。たとえば賃貸借なんかやってもこれは行政庁の民事行為。そうすると行政庁の狭義の行政行為があるわけです。この行政行為と行政庁のなした民事行為とが抵触するときにどうなるかという問題。たとえばこちらと、いわゆる賃貸借をやっておる。これは民事行為なんです。行政庁がなす民事行為なんです。ここでは公用収用という行政行為をやっておるわけなんです。それで結果が抵触しちゃうというと、それはどういうことになるかという問題。そういう意味で結果的にはこの効力を否定してかかっても差し支えないとこういう見解でございます。終わります。

○宮城武君　さてそういうふうな行政執行、行政権能そのものが民事に優先してやっていくんだと、というふうな見解に立っておられるその姿勢、そこに問題があろうかと思います。申し上げますのは、このような個人の財産及びこの結果いかんによっては市民にも多大な取り返しのつかないような損益を与える大きな事件である。その却下の理由の２項にもそれが十分明記されておる。にもかかわらず、みずからやっておる行政行為が優先するんだという考え方、そこには常日ごろ皆さんがおっしゃっておるいわゆる市民との対話、あるいは民主的にしてかつ明朗な行政を運営する云々というのは決して出てこない。あくまでもみずからの権力を媒介にしたそれを中心にして、市民の中に行政権能を注入していこうという考え方がありありと出ております。はたしてそのような考え方でそういう事業を遂行していっていいものであるか、非常に疑問に思うわけです。しかもこういう現時点で、みずから言っておられるように執行停止というのは現在生きておるんだと。それがなされた以上生きておるものだと思う。そうすると、そこで工事請負契約をやっていく、工事が着工されていく。仮処分をやった申請側はそれに対しては当然排除の手続きをとってくるであろう。そのときには一体どうなるのか。迷惑を及ぼさないかどうか。いま工事着工に入っておるんですよ、すでに。その見解はどういうふうに持っておられますか、答弁をお願いいたします。

○第二助役(前田武行君)　ただいまの質問は行政権力にあぐらをかいた市政の執行を批判しておられるようですが、先ほども申し上げましたように、行政庁には民事行為と狭義の行政行為がある。これは先ほども申し述べたとおりでありますが、行政行為を行うについて十分な対話、十分な配慮、これがなされるべきです。行政と民事とが抵触した場合、民事をないがしろにするのはすなわち行政の上にあぐらをかいているとは言えない。法の形態がそのように仕組まれているということ。ただしかし、われわれが行政行為を行うについては十分な対話を行い、十分慎重な態度をもって行政処分をしていかなけりゃあならない。これが市民対話の政治なんです。２つが抵触するからといって、民事を尊重しろとか、あるいは行政を尊重すべきであるとかということは言えるべきもんじゃない。私はそう考える。行政行為を行うについて十分な対話をもってのぞむべきであるというふうなこと。それでその行政行為が正しい、こうあるべきであるといった場合に、その害を受けるものについて十分な補償をすれば足りる。そこまで持っていくにはいわゆる十分な対話が必要であると、このように考えております。

(「いまのは質問の答弁になっていませんよ」と言う者あり)

質問の内容がそこら辺だと思いましたのですが、もう一度質問願いたいと思います。

○宮城武君　質問はしかと聞いてください。この仮処分が生きている以上、皆さんが工事着工に入る。そうすると当然申請することになり、その権利を有しておるものから排除の手続きがなされるだろうと思う。これは前提条件として皆さんも持っておられる。そのときの市のとるべき態度というのは一体どういう態度をとるのか。

○第二助役(前田武行君)　それは先ほども例示してちょっと申し上げたと思いますが、行政行為としてわれわれがやったと。行政行為はその事業の執行停止をされないでそのまま進むわけです。そのときに行政行為を差し止めようという、差し止めを申し立てたときにどうなるかということだと思います。理由がなかろうじゃないかと、行政行為を差し止める理由はなかろうじゃないか。民事をもって行政を差し止めることはできませんので、行政行為を差し止めることはできなかろうということ。行政事件と民事事件とは併合もできませんし、差し止めることは不可能じゃなかろうかとそのように考えます。

○宮城武君　そうしますと、先ほどの論理を要約してまいりますと非常に矛盾点が出てきておる。行政行為を民事の仮処分で差し止めることはできない。そうするならば皆さんが何でこの仮処分執行停止の申請をしたか、関係ないじゃないですか。そういうような危惧の念があるから仮処分の執行停止の訴えをなされたんでしょう。何で皆さんが、申請費用は申請人の負担とするという主文の決定理由に基づいて費用をかけてまで、わざわざそういうものを提起しなければならないのか。理由があるのか。

○第二助役(前田武行君)　答弁いたします。これは先ほどもご答弁したつもりでおりますが、表見的にこの仮処分というのが存在しておるわけです。そうするとこの存在によってそのようなことで争い人がいないとも限らない。それをきれいにするためには、やはりこれを排除しておいたほうがいい。利益のないものは裁判には出さなくてもいいんだが、しかし争っておる以上、そういう懸念を抱く以上は、表見的に存在する以上利益はあるんだと、表見的にある以上はそれが効力があるんじゃないかという考えをもたれる。また民事の点では十分その効力があるわけなんです。だからそれを排除を求めておったほうが解釈点、すべての点でそういう疑問を抱く人がいなくなる。そうすれば事業の執行もスムースにいく、そういう見解から執行停止の申し立てをなしたわけであります。

○宮城武君　どうも論理がうまくかみ合わない感じがする。行政行為に対しては仮処分の排除ができないということは何もない。そこには障害になるようなものはない。しかし民事を中心にしてなされたその仮処分に対してはまだまだいろいろ引っかかりが出てくる、論議が出てくる。一体何をとらえたらいいか、理屈のこね言いじゃない。実際問題として向こうに現在仮処分が打たれておる。そこで具体的に皆さま方が建築物を建てようとする。工事が実質的に始まったときに仮処分が生きている以上は、何らかの措置をとるであろう。それを今の助役の答弁ではそれがなされない。なされる理由がないんだ。しかしまだこれに引き戻して論議してくると何か問題があるようなケースが出てくる。一体何をとらえればいいのか。これは事件としては論議の上ではわかる。別個の問題としてはわかる。法制度、制度上はわかる。しかしながら要件はあの市場に対して実質的に市民に対して不利益を与える。あるいは工事請負人が排除されたときにいろいろなものごとの事情が出てくるであろう、そういうことを勘案しての上だが、今の答弁ですと、あれは仮処分が全然排除されない。しかし事業は現在着工されておりますよ。具体的に出てきた場合は何らかの措置がとられても、それには決して関係ないんだという考え方のようですね。だとすれば何もないのに何でその申請しなければならなかったのか。しないでもいいんじゃないか。しかし助役の答弁を聞きますと、仮処分に対する排除不可能だ、できないんだと大みえを切っておられる。できなければけっこうなことである。しかしながら今の仮処分の執行停止の訴えを理由にして聞いてみると、何か引っかかりが出てくる。一体何が正しいのか。絶対ないのか。これは時間的な問題じゃないですよ。たとえば22日には皆さま方は、それに対して結審をつけると言っておられる。勝利すると、だから今やると、仮処分が生きておるから執行の排除をするかもしれない。だから、それまでは論理でもっと引っぱっておって、22日後に着工しようという考え方であるのか。どうもそういうふうに見受けられてしょうがない。何が本当か。それを明確にしていただきたい。

○第二助役(前田武行君)　何回もやりとりするような結果になるようではありますが、先ほどから申し上げておりますように、民事が行政処分の執行を停止するもんじゃないという考え方、解釈に立つと、現段階でもし那覇市が市場建設を着工した場合には何らかの阻止の運動が出るであろう。阻止の働きが、力がどこからか加わってくるであろう。なぜそういうことが考えられるかというと、民事のほうで建築禁止の仮処分という表見的な決定があるからでしょう。これがなければだれもそういうことを考える人もおそらくいないであろう。しかしそういうことがある以上は、現段階でも効力が抵触し合っていても排除しておけば、そういうことを考える人もいないということです。私が言いたいのは、たえず前の同じことを言ってるわけです。もし強引に工事をやっていきますと、何らかの形で排除してくるのがおるだろうということが考えられるし、建築禁止の仮処分があるからやっちゃいかぬということが必ずくるであろうことが予想されます。そうするとこちらは、いや民事の立場でわれわれはやっているんじゃないんです。民事は尊重しますよ、行政行為とこの執行は停止されないからそれによってやっておるんです。そういう問題が生ずる。そのためにはやはり取り消したり停止しておくことは利益があるからということです。結果的にどうだこうだじゃない。現在できるかできないかという問題じゃなくして、そういうことを未然に防止することに利益があるというだけです。

○宮城武君　さて、そこまでいきまして、だいたい本音が出てまいりました。それからしますと、当然今の段階ではこの仮処分によって、何らかの支障を来すということははっきりしておる。今の答弁からする

と、しかもこれまでまわりくどくながながと論議してきたのが、今の結論一つではっきりしております。こういうことを最初で言ってもらいたい。さてこの仮処分というのが、皆さんの前提では22日に結審する。そこで決着がつくからはっきりする。それからできるという見解に立っておられる。しかしこれまでなした皆さま方の行政行為というのは、これは決して許されるべきものではないということを本員は言いたい。工事請負契約が、そういう懸念事項がありながら業者と提携していくところに、私は皆さま方の行政運営のあり方に非常に問題がある。しかも、今行政と民事とが両方、こういうふうにしてかみ合わない。そこで争う要素があるということをはっきり明言しておられる。そういう要素についての決断は一体だれが下すか。裁判所じゃないんじゃないですか。それは市長でもできない。助役でもできない。そういうことがありながら裁判所の決定事項も出ておる。しかも却下の主文にも入っておる。そういう事件がありながら、なおかつ工事契約を結んでいくということは、これはあんた方の執行体制に私は非常に問題があると思う。大きな疑問点があると思います。そういう疑問はいささかも感じませんか。自分がやったこの工事契約はこういうもろもろの事件がありながらこれをやっていくということに対して、責任者としていささかも疑問をはさむ余地はないと断言できますか。それにタイムリミットがあります。22日じゃない。皆さんが契約した12月５日の時点においてこれがはたして、いささかも自分に落ち度はなかったと言えるかどうか。これを明確にしていただきたい。

○第二助役(前田武行君)　落ち度はないと考えております。

○宮城武君　そういたしますと、落ち度がないとおっしゃるならば、皆さんはこの仮処分に対してあわてて停止の申請も出しておられる。出した時点ははっきりいたしておりませんが、却下は確か12月１日である。出した時点はいつでありますか。契約の以前ですか、それとも契約後ですか。いささかも落ち度はないと明快に答えておられますが、そういう懸念事項がありながら出しておる。

○第二助役(前田武行君)　答弁いたします。1970年12月３日。

○宮城武君　これは何ですか。

○第二助役(前田武行君)　停止決定申請をなした月日でございます。

○宮城武君　請負は前かあとか。

○第二助役(前田武行君)　1970年12月５日、契約月日でございます。

○宮城武君　そういたしますと、12月５日の何時に皆さん方は裁判所から却下通知書は受取っておられますか。

○第二助役(前田武行君)　まず先ほどの契約月日の日時を訂正させていただきます。契約月日は12月４日でございます。先ほどの質問は決定書を受領したのはいつかということですが、70年12月４日ないし５日ごろだと思います。まだ那覇市自体には直接裁判所からきておりません。弁護士のほうへ代理人をつけて、代理人のほうへ決定書が送達がなされておりますので那覇市にはまだ送達されておりません。代理人の方へ送達されたのがその月日前後だと考えております。ここに記録のコピーがありますが、それによりますと12月４日に受領というメモがついておるんですが、それがもし弁護人の代理人の受領した月日をメモしてあるとするなら、これが弁護人の受領した月日じゃなかろうかとそのように考えております。確かめておりません。

○宮城武君　さて、これまでいろいろ筋においてもまた現在那覇市が行われておる進行中の事件についてもどうもすっきりしない点が多々あるわけでございます。この22日をもって市のほうとしては結着をつけるであろうというひとつの前提に立っておられる。だからどうも時間かせぎ的な要素があるように見えてしょうがない。さて、そこでこういうふうなもろもろのすっきりしない形の中で行われる今回の市場建設の問題点でございますが、この市場建設につきましては市長の公約事項のひとつであるのかどうか、それとも自らの施政に対する基本的な考え方として公約だから実行していかなくちゃならないのか、それとも市長になってあと、もろもろの情勢を勘案してみたらこうでなくちゃならないというふうになったのか、そこら辺をお聞かせ願いたいと思います。

○市長(平良良松君)　公約というものの解釈にもいろいろあってむずかしくなるわけですが、公約の場合でも事情の変更、社会情勢の変化によってははずしたり訂正することもあります。しかし市場問題というのは、私が就任以来その解決に苦心してまいった問題でありまして、諸般の情勢によってどうしてもそれは解決をしなくちゃいけないという方針を立てて今日まで取り組んできた問題でございまして、それは今日までの経過を皆さんも十分ご承知であろうと思います。別に私は立候補の当時、西市場を建設するんだといったような明快な公約はしてなかったと思うわけでありますが、民主的にこれを解決していくということはたびたび話し合いをしておるわけであります。

○議長(辺野喜英興君)　23番議員、これで次の質問者とかわってくださいね。

○宮城武君　議長のほうから時間を切られましたんで最後に１点だけお伺いいたします。今回の市場建設につきまして、もろもろの情勢及び現在行われておるところのあの市場を中心とする周辺、皆さんが予定なさっておられるところの牧志西公設市場、それと第二公設市場との関連、前の総務委員会におきましてもいろいろと今後のショッピングセンター構想を聞いたところでありまして、あの時点から今日まで１年経過しております。その中において市場問題の建設の鍵、そのもののみに集中しまして、これまでせっかく出来上がった第二公設市場周辺の整備及びそれとの関連事業というのが全然なされていない。しかも先ほど午前中に申し上げましたように、あの第二公設市場におきましては地理的に悪いから繁昌しないんだといったようなひとつの既定事実をつくろうとしたケースが非常に多く見受けられる。それはなぜかと申し上げますならば、あれは入るのにひとつの条件がある。市場の形態を極力、力でもって何とか制約していこうと、配慮が非常に目に見えてありありとしております。そういうところを排除するひとつの考え方があるのかどうか、なおかつ現在市が分離発注という奇形児的な行為で西市場を建設しようとしておる。それを一応正常に戻して、あらたに議会それから市当局と共に前向きの姿勢で話し合う考え方はないかどうか。それを再度市長に聞きたいのであります。それから同時に先ほど申し上げましたような第二公設市場の周辺における整備の計画があるはずなんだ。しかも第二公設市場というのは都市計画法に基づく市場である。その市場周辺の整備を怠るということは、実に平良市政の怠慢であると断言せざるを得ないのであります。それを的確に今後行われるかどうか、そこをお聞かせ願いたいと思います。これで終わります。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。就任以来市長は１年有余半西市場建設にのみ終始しておって、その他の建設事業はおろそかにしている。せっかくできた第二公設市場の改善に意を用いていないというご指摘でありますが、なるほど１年有余半西市場建設の問題では昼夜悩まされてまいりました。しかしその他の行政を放置するというわけではありません。その他の建設事業においても鋭意努力してまいっております。ところで第二公設市場の改善に今後取り組む用意はないかと、またそれを与野党話し合いの中で前進させる要因はないかというご質問でありますが、これとてもあのままの状態で放置することは到底できない、このことは再三申し上げてあります。ただ目下のところ西市場建設だけでも実際のところ精一ぱいでございます。これを第二公設市場とからませて何かの計画を立てるとなるとそこにいろいろな感情、利害が錯綜いたしまして新しい紛糾が出ないとも限らない。そういう事態でありますので、まず私が目論んでおる西市場建設をスムーズに進行させていただきまして、さらに財政的な都合、また全市にわたる工事の均衡も考えまして早急にあの地帯の美化については努力していきたい。何と申しましても、いま国際通りを中心にしてその両域は早急に都市への整備をしていかなくちゃいけないという事態は皆さんもご承知のとおりでございます。

従いまして72年度の復帰と申しますが来年、再来年を都市環境を整備していくということに鋭意力を用いなければならない今日の状態じゃないかと思っております。物事は一ぺんに片づく問題と、ひとつびとつ片づけていく問題がございまして、先ほど申し上げましたように西市場の建設を進行させまして、そしていま３百有余の業者の事態収拾を考えた後にこの第二公設市場の改善に努力を傾注しなくちゃいけない。それはこの市場をどのように改善していきましょうとも、これの償却は私の責任になっ

てくるわけでありますので、当然そのまま放置してはいけないんじゃないかとこのように考えております。

○平良玄昌君　私は先ほどから８番議員、23番議員の質問をいろいろ聞いておりますが、今回の分割工事で７つに分けたというような点につきまして、どの業種をどういうような状態で７つに区分をされ、どういうような設計で誰と、いかような金額で契約を締結したかということが１点。それから12月５日、地鎮祭のときにどうして議長も呼ばなかったのか。議員全部立会って当然この地鎮祭は行われるべきものじゃないかというような抗議を申し上げまして、また現在西市場としてはいくら金をかけても金をかける値打ちがないような話し合いでございましたので、さらにただいまの答弁でも市長は１年有余半、西市場の問題でたいへん苦労しておられるというようなことにつきましては十分了解いたしますが、契約を７つに区分されている市場は現在の３百有余の業者の分だけの設計でありますか。ただいま第二公設市場に入って業をしております零細企業者のことについてもこの際十分に検討なされるべきと考えますが、この点についてはいかがですか。またそれにつきまして11月30日の臨時議会で第一助役は、第二公設市場の問題は今後の問題として考慮していきたいというようなことを答弁しておられますが、たとえばそうなってきますと第一公設市場の出来上がった時点に相当の紛争も予想されますので、その辺のことについて当局のお考えを答弁願います。答弁によりましては自席で質問をいたします。

○建設部長(水間平君)　７番議員の質問の一部にお答えいたします。ご質問の内容は工事をどのように分けるかということとその金額でございますね。

(「それと誰と契約したか」と言う者あり)

基礎工事と杭工事、仮枠鉄筋工事、鉄骨工事、コンクリート工事、左官工事、建具雑工事、以上７つに分けられております。契約は南洋土建となされております。

○平良玄昌君　１社ですか。

○建設部長(水間平君)　はい。金額は基礎工事７万9,700ドル、杭工事３万1,100ドル、仮枠鉄筋工事７万3,300ドル、鉄骨工事８万2,700ドル、コンクリート工事７万1,800ドル、左官工事８万2,600ドル、建具雑工事７万5,140ドル、以上であります。

○平良玄昌君　分割発注の場合に電気、水道とかそういうようなものは分けられますけれども、１社でそういうように区分してやっておられるわけでございますか。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。この各工事の随意契約につきましてはおのおの４社から見積りを徴しまして検討いたしました。そのうちで最低の見積書を提出してある業者と契約したということであります。

○平良玄昌君　契約されたのは12月４日ということでございますが、12月４日の時点で４業者に指名入札を依頼したんですか。

○建設部長(水間平君)　日にちははっきり覚えておりませんが、それ以前に見積書を徴しまして内容を検討し、最低の見積りをもって来ていた南洋土建と契約したということであります。

○平良玄昌君　南洋土建と次の入札者との差額はどれくらいありますか。また７つに区分してやられたのか、あるいは一括してやられたのか。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。７つに分けましてその７業種について見積書を徴したわけであります。まず基礎工事でありますが、南洋土建８万ドル、前田組８万500ドル、大伸建設８万1,000ドル、大城組８万1,500ドル。杭工事、大城組３万1,900ドル、前田組３万2,500ドル、南洋土建３万1,500ドル、大伸建設３万3,000ドル。仮枠鉄筋工事、南洋土建７万3,500ドル、大伸建設７万4,200ドル、前田組７万4,500ドル、大城組７万3,950ドル。鉄骨工事、南洋土建８万2,800ドル、前田組８万3,400ドル、大伸建設８万3,800ドル、大城組８万2,900ドル。コンクリート工事、南洋土建７万2,000ドル、大城組７万2,300ドル、前田組７万2,500ドル、大伸建設７万2,900ドル。左官工事、南洋土建８万2,800ドル、大伸建設８万3,000ドル、前田組８万3,200ドル、大城組８万3,600ドル。建具工事、南洋土建７万5,500ドル、

前田組７万5,900ドル、大伸建設７万6,500ドル、大城組７万6,800ドル。以上であります。

○平良玄昌君　各社の総額はいくらになっておりますか。

○建設部長(水間平君)　いまさき申し上げましたような形で見積書を徴しましたんですけれども、市の予算よりもその最低額が上回っておりました。それで市の予算まで話し合いによって下げまして、最低の見積りを出した業者と契約を結んだわけであります。その契約の総額は49万6,000……失礼いたしました、そのほかに電気水道工事がありますけれども、いま７つの業者についての総額は49万6,340ドルということであります。

○平良玄昌君　そうしますと６月予算では49万6,340ドルとなっておりますが、これは水道と電気は除いているわけですか。

○建設部長(水間平君)　電気と水道工事は別に分けて入札をすでに終わっておりますが、まだ契約はしておりません。電気工事は８万ドル、水道工事が６万2,000ドルで落札しております。

(「電気幾らですか」と言う者あり)

電気工事が８万ドル、水道工事が６万2,000ドルであります。

○平良玄昌君　そうしますと49万6,340ドル、予算の範囲を超えること14万2,000ドルということになるわけですか。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。牧志公設市場の総予算は70万ドルであります。これを大きく４つに分けまして、ひとつは建築工事、ひとつは電気工事、ひとつは水道工事、４番目にその他施設というように大きく分けまして、先ほど私が申し上げました49万6,340ドルはいわゆる建築工事であります。そのほかに電気工事の８万ドル、水道工事の６万2,000ドル、その他の施設で６万ドルというような内訳になっております。

○平良玄昌君　これはちょっと調べなければいかぬけれども、西公設市場の６月予算額をちょっと忘れましたがこれ全部で幾らになっていますか。

(「70万ドルとはっきり言いましたよ」と言う者あり)

○建設部長(水間平君)　70万ドルであります。この70万ドルは２ヵ年にわたっておりますが、今年度の分について大体半分半分に分けたとは思いますが、詳しい数字はいま持ち合わせておりませんが総額にして70万ドルであります。

○平良玄昌君　この７つに分けられた工事で大体の工程日数が契約されていると思いますがどうなっておりますか、お伺いいたします。

○建設部長(水間平君)　基礎工事着手の日から120日、杭工事90日、仮枠鉄筋工事365日、鉄骨工事180日、コンクリート工事365日、左官工事365日、建具・雑工事365日であります。

○平良玄昌君　そうしますとこれは、いまの設計では開南の道路上にある３百有余の業者のみの設計になるわけですか。

○経済民生部長(備瀬政太郎君)　ご質問の中の１点で、第二公設市場の改善についてご質問がありましたのでその点についてお答えいたします。

９月定例議会にもご説明いたしましたように、商工観光課におきましてはこのたびの予算で追加更正予算を組んでおります。そしてビジネス・コンサルタントに商工診断をしていただくようになっております。その額は2,061ドル、２週間の期間をかける予定であります。その結果を待ちまして第二公設市場の問題につきましては前向きの姿勢で改善をしていきたいと考えております。

○平良玄昌君　経民部長にもう一回お伺いいたしますが、結局小間数の問題ですが現在着工予定しているものが幾つで、検討の結果第二公設市場が市場として不向きだという時点で、細かいことについての今後の具体策についてご説明願います。

○経済民生部長(備瀬政太郎君)　現在第二公設市場におきましては、地上１階が92名、２階が３名、地下１階が148名、計243名営業いたしております。この改善策につきましてはただいまご説明いたしましたよ

うに、ビジネス・コンサルタントの商業診断を待ちまして、そしてその診断に基づいて前向きの姿勢で改善していきたいと考えております。

(「休憩してください」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　休憩いたします。

(午後２時24分　休憩)

(午後２時25分　再開)

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長(水間平君)　現在の設計では１階が約２平方メートルあたりにしまして311小間、２階のほうはまだ確たるものはありませんが４平方メートルから５平方メートルぐらいの小間をとるといたしまして、116小間程度とれる予定であります。

(「質疑なし、進行」と言う者あり)

○平良玄昌君　もう１点。第２点、第二公設市場の問題で12月５日の地鎮祭のときに向こうの環境整備についてはどうかというようなことを市長にお伺いしましたが、市長は「向こうは不向きだからいくら金をかけてもそういう必要はない」というようなお話を承ったと記憶しておりますが、ただいまの市長のご答弁では西市場を片づけて第二公設市場の問題は考えるとおっしゃるけれども、そうしますと結局現在の状態のままで放任をしていかれるのか、あるいはもっと環境整備して市場の機能を完備するか、その点をお伺いします。

○市長(平良良松君)　その問題につきましては先ほどもご説明申し上げたはずでございますが、何か７番議員はお聞き違いをなさっているようであります。第二公設市場もれっきとした市の施設でありますので、これをどうでもいい、放っておくということにはとうていならないわけでありまして、ただ問題の解決はひとつびとつやっていかなくちゃいかないので、西市場の建設を終わった時点で鋭意これも改善していかなくちゃいかぬと考えております。またその前に近くビジネス・コンサルタントを招聘いたしまして企業診断をやって、この周囲をどういうふうに改善していったらいいか、あるいは建物はどういうふうに改善していっていいかということもその示唆を受けたいというふうにもご説明申し上げたい、とそのようにご了承いただきたいと思います。

○平良玄昌君　そうしますと結局、市としては第二公設市場はいろいろ企業診断の結果に基づいて市場として両方とも使用するというお考えでございますか。それともまた業者をどういうふうな方法で商売をさせるのか、その辺のところをお伺いいたします。

○市長(平良良松君)　たびたびお答えいたしておりますように、それをそのまま公設市場に使うか、あるいは別の用途に振り向けるか、あるいはそこの業者をどういうふうに今後処遇するかということにつきましても、将来に向かって検討していくということでございます。

○平良玄昌君　経済民生部長にお伺いいたしますが、第二公設市場はきのうちょっとのぞいてみましたが、２階のほうは全然使用されておりませんが、市としては当初計画した予算どおり賃貸料は払われておるものであるのか、あるいは未収であるのか、その辺のところをちょっとお伺いいたします。

○経済民生部長(備瀬政太郎君)　第二公設市場の使用料の徴収状況でございますが、７月から10月現在で調定件数が計で954、調定金額が１万9,253ドル67セント、納入は151件になっております3,257ドル31セント、未納が803件１万5,996ドル36セントという状況であります。

(「もう一回ちょっと数字」と言う者あり)

未納ですか、納入ですか。

(「両方です」と言う者あり)

納入は151件、3,257ドル31セント。未納803件、１万5,996ドル36セントです。

○仲村正治君　本員は今回の市場建設事業を進める上に、市当局が法の精神を無視し条例を踏みにじり、さらにまた市民の意思決定機関である議会を蔑ろにした非民主的な、いまだかつて那覇市の政治史上聞いたこともない、また起こったこともない、いわゆる前代未聞の独断的な行政執行について、30万市民を代表する那覇市議会の一人として心の底から怒りを込めて抗議し、その問題点を質していきたいと思います。

平良市長は去った12月５日にわれわれ新政会が、このような議会を無視し自ら民主主義を否定した行政執行に対して抗議を行ったときも、何ら違法性はないんだと言っておられましたが、これは市当局の一方的な法の悪用であり、明らかに法の精神を逸脱した行政運営だと思います。

市当局は市町村自治法第175条第２項で定められている工事請負に対しては、「議会の議決で条例で定めるその重要なものについては出席議員の３分の２以上の者の同意を得なければならない。」という法の定めた根拠、その精神がどこにあるかを考えなければならないと思います。

特にこの西市場建設工事に関する予算は、建築費それに土地代を合わせますと130万ドル余にのぼる大金であります。本市１年間の予算の約６パーセントにも相当する巨額の金額であります。これは市長一人の金では決してなく、このような大金が行政当局の独善的な行為で処理されることを十分議会が監視し、そしてそれをチェックし、場合によっては歯止めの役割を果たすようにつくられておるものだと本員は考えますが、これについて当局の見解を求めます。

さらに市長は、この市場建設に関する議案、議会の議決または住民の投票に付すべき財産、営造物または議会の議決に付すべき契約に関する条例第６条第１項第１号の規定に謳われておる予定価格が、１件16万7,000ドル以上の工事その他の請負に該当するという意味で、この市場建設本体工事49万6,340ドルの請負契約議案を去った11月16日、さらに30日の２回にわたり議会に付議なされておるもんだと思っております。

その結果は２回とも出席議員の３分の２の賛成を得るどころか多数によって否決されております。それによって市場建設工事請負に関する事件については議会の意思が不同意であるということが決まったわけでございます。それを市長は議会の議決を無視し、同一事件を分轄発注という名の下に、１件の工事を無理やりにばらばらにして、しかも議会にもかけずに市長独断で工事を進めようとしております。そのような行為が市民の意思を無視し、議会制度を否決した非民主的な独善的な行為であると思いますが、これについての市長の見解を承りたいと思います。

次に市場建設の問題点についてお尋ねいたします。去った11月16日及び30日の臨時議会の討論の中で、この議案は工事請負契約について不備がないかどうかを審議するのだという意見もありましたけれども、まことに浅はか極まりない言葉だと思います。少なくともこの工事の目的は、市場の建設工事をするためになされようとしておるものであります。しかし市当局が進めようとしておる市場建設工事にはたくさんの問題点が山積されております。まず建設工事の資金が短期で、しかも高い利息の金を借りて事業を進めようとしておるために、業者に対しては坪当り30ドル余という高い家賃の負担をかけようとしておるし、さらに一般市民に対しては市民の血税の中から、約66万ドルも使われようとしております。これでは市当局の考えている、よい品物を安く市民に供給するどころか物価高騰の要因になりかねないのでございます。これこそ市民に不利益を与える大きい問題だと思います。特にその建築が進められようとしておる敷地については、個人の財産権を無視して土地をぶん取ろうとしたために、数件に及ぶ訴訟事件が起こっております。裁判は勝つか負けるかその２つのうちの１つであります。その冷厳なる現実を無視して市場建設を進めるのは、平良市長が幾ら選挙のときに業者の方々と約束してこられたからといっても、それを許すわけにはまいりません。もし建設をはじめてから裁判で負けるようなことにでもなれば、平良市長は市民に対してはかりしれない損害を与えるもんだと思います。これをどのようにお考えになっておられますか。以上ご質問を申し上げまして、あとは自席から答弁によって質問を続けたいと思います。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。これまで数回にわたってこの市場問題というのは、議会の中心議題となってまいりまして、いろいろ皆さんのご意見を拝聴したわけであります。ところが６番議員は、

市長は議会を無視し非民主的で法律を逸脱した行為をもって市場建設にあたろうとしている、というご批難でございますが、これはすべて当らない批判ではないかと私考えるわけであります。ということは、そのいきさつについては皆さんが十分知り尽していらっしゃる。そこで執行者の立場としてはこういう態度しかとれないということを今朝ほど来るるとご説明を申し上げ、そのご説明を申し上げること自体議会を尊重すればこそであります。またご説明の中で、決してこの行為が非民主的でもない、法を逸脱したものでもないということはご理解を願ったはずであります。また135万ドルを無駄使いするんじゃないかというお話でありますが、これも１つある市場をなぜつくるのかというご質問と同じことで、このつくらなければならない理由はたびたびご説明を申し上げております。決して無駄使いではないと考えております。

（傍聴席より拍手）

しかもこの施設は起債によるものでありまして、もちろん一般会計からも投入されておりますけれども、問題は市の基本財産をつくることであって全部消費財に投じたわけではありません。行政施設をつくるとか道路をつくるとか、もとより還元されない性質の問題ではなくして、減価償却されれば、将来は市の財源にもなる施設でございます。もちろん135万ドルというのは、なるほど現在の財政操作の窮屈なおりに、これは二重投資とも言えるわけでありますが、遺憾ながら前回130数万ドルの投資によって問題が解決されない以上、私は行政上の必要からこういう問題解決のために、もう一ぺん投資しなくちゃいけないというふうに考えるわけでございます。専決処分、あるいは特別議決、請負工事の可否などにつきましては、先ほど来論争されましたのでその経過をたどってご理解をいただきたいと思います。

○仲村正治君　ただいま市長は何ら違法行為をしていない。このように言っておられますけれども、市場建設事業の契約議案につきましては、市長は最初、議会の議決を要する事件として議会に付議してこられました。それを無理やりに７つに分轄したというふうに、先ほど建設部長からのご説明がありましたけれども、その総額も49万6,340ドル前回と何ら変わらない事件を今度は、契約議案に関する条例の第５条の第１項にも抵触しないという考え方で、市長独自の考え方でやっておりますけれども、本員はあくまでもこの事業の性質上、当然議会に付議すべき事件であるというふうに考えるものでございます。これについてもう一度市長のご答弁をお願いいたしたいと思います。

○市長(平良良松君)　これ以上どうご説明を申し上げたらご理解いただけるのか、私としてもほとほと困りはてておるところでございます。なるほど契約議決というものは、一定の金額以上は議会のご審議を経なくちゃいけないということが建前でございます。そういう建前があるがゆえに、私は２回にわたって皆さんにご審議を願った。ところがこれは否決されました。そうなりますというと執行者の立場からどういう手立てをとらなくちゃいけないか、すでに予算は議会で決定されておりまして、市場建設はしてよろしいと、工事費が計上されて可決されておる。私はその予算を執行しなければならない責任がある。ところが執行に手をつけようとしたときに、特別議決という特殊な手続によってつまずいて皆さん方のご協力を得られない。そういったときに許されるのが市長の専決処分というのが残されているわけであります。それが絶対に議会無視でもなければ非民主的な態度でもないし違法行為でもない。いみじくも１万9,000ドルを限度とされていた専決処分の金額を８万ドルまで引き上げてもらったのは前市長の時代でありまして、これとても皆さんのご努力によってそれだけの金額まで市長が専決処分して良いということになっているわけであります。十分ご理解いただきたいと思います。

○仲村正治君　市長は予算も通ったのでそれを執行するのは当局の責任であるということを言われておられますけれども、しかし予算が通ったのは事実としても、私たち一貫してこれに反対してまいっております。だけれども多数によって押し切られたそういう事実を歯どめするのが３分の２議決の役目ではないかと斯様に思うわけでございます。これが市場建設事業の49万6,340ドル、この工事と８万4,000ドル以内に止めてある市長の専決処分が全然別個の問題であれば、あえて私はその条例の運用について市長にとやかく言う必要はありません。ほんとに市長はこの３分の２議決の結果を無視して今後その事業を推進する気持なのか。あるいはこれを反省して撤回する意思がないかどうか、ご答弁願いたいと思います。

○市長(平良良松君)　３分の２議決によってこの工事が着手されなかったのはまことに残念であります。しかし私どもとしては市場建設事業を推進していく決意でございます。ただ行政運営の面におきまして、あくまでも議会の意思を尊重しなくちゃいけないということはあるのでありますが、しかしどうしてもやらなくちゃいけないということで、議会で反対にあった場合には行政執行者の立場を救う制度もあるということをご理解をいただいて、この専決処分というものを理解していただきたいと思います。

○仲村正治君　先ほど７番議員の質問に対して工事契約の方法など質問がありまして当局からの答弁がございましたけれども、これを４名の業者に７つの項目にわけて見積書を出させたということを言っておりましたけれども、これは前回の入札した当時の予算見積り額をいっておるのか、あるいは分離発注した時点においてあらためて見積書を出させたのか、その点を明らかにしていただきたいと思います。

○建設部長(水間平君)　あらためて見積書を徴しました。

○仲村正治君　それでは市は本体工事これを分離発注したということでございますか、ほんとに常識では考えられないことがらでございます。社会の慣例や常識を逸脱した行為だと思います。先ほどの内訳書を見ても基礎工事、杭工事、仮枠工事、これがたまたま同一業者であるからいいものの、もし別々の業者がこれに当たったと仮定した場合に、ほんとにこのような工事が進められるかどうか、この点を答弁願いたいと思います。

○建設部長(水間平君)　確か23番議員にお答えしたかと思いますが、このような分け方をして工事を進める場合には、事業担当するわれわれとしては非常に苦労いたしますけれども、技術的にできないということじゃありません。

○仲村正治君　牧志西市場の問題につきましては終戦後自然発生的にできた市場であるとよく言われております。その当時は物資も少ないし沖縄全島からその場所に買物にきたことだと思います。しかし10年、20年たった今日では、

（「10年、20年たてば殺してもいいというのか」と言う者あり）

経済の状態あるいは物資の流通の状態というものは大きく変化しております。現在建築されようとする場所のすぐ隣には第二公設市場もできていることでございます。こういう規模に多額の金をかけて将来そこで市場として成り立つかどうか、また市民の消費する品物の何パーセントがそこで取り扱われているかどうか、ここいらの問題。さらに那覇市ではあっちこっちにスーパーマーケットあるいは市営の下駄ばき市場とできておりますけれども、こういう施設とのかね合い、はたしてこれだけの金をかけてこの市場の経営が成り立つかということについてその見通しをつけておられるかどうか、ご答弁いただきたいと思います。

○市長(平良良松君)　ご指摘のとおり20年たってすべて個人の責任でそういうものをとってはどうかというご意見はごもっともであります。しかしそれができない状態があるので前市長も私も苦労しているわけでございます。で、こういうことをいつまでも紛争のために残しておくよりはやはり終戦処理のひとつとして、こういう施設をつくって安定させるほうが行政上得策だというふうに考えているわけでございます。それと、同じ場所に市場が成り立つかどうかということですが、これはやってみなくちゃわからない話でございます。そのためにこの建設を進めながら第二公設市場の事業診断もやり、またその他改善を加えるべきものがあれば検討していくということでございます。市場を２つもつくって将来それが成り立つかどうかということは将来に向かっての話でありますが、成り立たないとすれば何らかの方法を講じなくちゃいけない。しかしおそらく成り立つとすれば市の財源がふえるということにもなるわけでありまして、あくまでも将来に向かっての問題でございまして、現時点におきましては、われわれは成り立つものとしてこの市場建設を着手するし、またそれよりほかにその混乱状態を収拾する方法はな

いものと確信してこれをお願いしているわけでございます。

○仲村正治君　ただいまの答弁では市場として将来成り立つかどうかよくわからないけれども、現時点ではそうする以外にないんだということでございますけれども、何も市長のヘソクリでつくるわけじゃない、市民の血税で事業を進める上でそういう将来の展望も考えずに仕事を進めるということはまことに浅はかなことだと思います。さらに先ほど23番議員の質問にもありましたが、ほんとにこの事業が強制収用してまで推進しなければならないほど公共性を帯びておりますならば、何でこのような短期高利の金を借りて、また市民にも負担をかけるようなことをするのか。琉球政府が強制収用という権力を振りかざすならば、それに伴うべき義務があるんじゃないかと斯様に思います。たとえばその建設事業に対して補助金を出すということも考えられると思いますけれども、それについて市長の見解をお尋ねいたしまして私の質問を終わりたいと思います。

○市長(平良良松君)　将来成り立つということはわからないが、今はこうしかやれないということはまことに浅はかだというご叱責でございまして、あるいはそうであるかも知れません。しかしわれわれの行政、または社会の進歩というものは浅はかを繰り返しながら前進していくものであります。将来それが浅はかであるならば、浅はかでないようにそのたんびに訂正して改善していく、これがわれわれの現代におけるすべての人の努力でございます。私は現時点におきましてはこれが最善の方法だと確信していることには間違いありません。ですからそれを反対の立場のあなたは浅はかとおっしゃっても私は最良の方法だと考えております。そこでその他の問題につきましては午前中にるる説明を申し上げ、皆さんの中でもご議論をいただいておることでありますので、その経過をたどってひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長(辺野喜英興君)　休憩いたします。

(午後２時58分　休憩)

(午後３時15分　再開)

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○又吉久正君　平良市長就任２ヵ年の間、明けても暮れても市場問題に終始し、何の施策もなくますます八方塞がりで手を出せば出す程深みに入りこむばかりで、結果的には市民に大きな損害を与えることは市長も重々ご承知のことと思います。その市長の任期もあと２ヵ年を残すばかりでございますが、今のうちに市場問題を白紙に戻し、市場を二分せず、すでに出来上がった都市計画市場、第二公設市場の発展策を講ずるべく英断を下すべきだと本員は思うのでございます。そうでない限りますます市政を暗礁に乗り上げてゆくことは火を見るより明らかであると思うわけでございます。

(傍聴席より拍手)(爆笑あり)

そこで市長が第二公設市場の発展策を何ひとつ考えてないということがはっきりわかるのでございます。と申し上げますのは、第二公設市場は130万ドル余もかけて前任者が作ったわけでございますが、周辺の道路そういったものの整備を一つもせずに、ただひたすら市民の反対している新しい市場を大きな決意によって作ろうということは、これが市民に対して大きな損害を与えることははっきりしております。なぜ目の前の市場の発展策を考えないのか。市長は30万市民のことよりも一部業者のことだけを考えているに過ぎない。本員は今出来上がっている公設市場をりっぱに整備し、そして市場を二分せず、ひとところに業者を集めてもらい、そこでりっぱな市場を作ってゆくならば、発展は間違いないものと確信しております。今までその手を打てないから第二公設市場の発展は見られない。きのうも調査に行きましたが業者は非常に四苦八苦しております。２階は空小間になってる、そういうふうな現状であります。市長が今新しく市場を作るというよりもその市場を生かしてゆくことが大きな課題じゃないか。それによって市民の利益も守られてゆくんじゃないか。そして業者も一緒になってその市場に入ってゆくならば使用料も安くなる。新しい市場は坪当り30ドルもかかる。これも業者が負担しなければいけない。仮に出来上がった第二公設市場に移るというと、使用料もその半額になるんじゃないかと本員は考

えるわけでございます。業者の使用料も半分になり、そこから上がってくる利益は市民の利益になる、これが得策じゃないかと本員は思うのでございます。市場問題は10年前から市会で論じられており、本員も余り市場問題で追及したくないけれども、市場問題の真相を明らかにするために次の質問をいたしたいと思います。公設市場の発展策を考えた場合に全業者を第二公設市場に移し、そして現在の西市場敷地は地主に返し、業者と協力して新しい市場を建設させることが得策じゃないかと斯様に考えるわけでございます。地主もそういうふうな考えをもっているようでございます。そうした場合に坪30ドル当りがそれ以下でもできるという話を聞いておりますが、市長はそういったところも調査しまして、この際自信をもって英断を下すべきじゃないかということでございます。それにつきましては前にもご答弁がありましたが、今一度大所高所からご研究なされましてご答弁を願います。

次に去る臨時議会で西市場建設契約が２回にわたって否決になりましたが、市長は議会の意思を踏みにじって市長の専決処分をして工事契約を結んだことは前代未聞であります。それは議会制度の民主主義を否定し、那覇市政に大きな汚点を残し市民に大きな損害を押しつけ、ひいては全琉市町村の物笑いの種になっておりますので、市長の専決処分、工事請負契約を解除する意思はないか、市長のご決断をお伺いいたします。

次に12月５日に起工式をしたという部長の答弁でございますが、本員はこれは着工とは見なされないと思います。なぜならば起工式を12月５日にしたが、その後裁判所より仮処分をうけ、工事待ったをかけられ、もし工事を着工したならば執達吏によりその工事を排除されるのは火をみるよりも明らかであります。よって市長は工事契約を解約し、裁判で勝ってはじめて契約を結ぶのが妥当ではないかと思うのであります。その証拠には今あの工事現場にブルを入れ、木一つ担いで工事をしようとすれば裁判所から必ずその工事の排除が来るのははっきりしております。そういう時点において工事を着工したんだということはもってのほかだと思うのであります。工事は裁判所の判決によって、勝ってはじめて着工すべきじゃないかと考えるからでございます。現在、建物・土地明け渡し、土地収用取り消しの訴えをやっております。その３件の訴えは12月20日までに全部判決が出るものと当局は思うのかどうか。その訴えはみんな勝つという第二助役の説明でありますが、裁判はそう簡単に勝てるもんじゃないと思います。地主の弁護士側からいわせると、この問題は地主が勝つんだとはっきり話しております。そういうことによってもし着工が出来ない場合は、業者はますます窮地に追い込まれる恐れがあるからであります。よく当局もその点を十分お考えになってさらに検討する必要があると思います。

(傍聴席より野次あり)

次に、本員が登記所に行って調査した結果、該土地は12月７日付で那覇市に所有権が移転されておりますが、これは土地収用法によってなされたものとなっております。これは今訴訟中でありますので、仮に行政上は市に移ってるかもしれませんが、どこまでも裁判所の判決によってしかその確定はできないものと解釈しておりますが、当局はその土地を名義上移転したからといって、これを勝手気ままに出来ると思うのかどうか、その点についてもご答弁をお願いしたいのでございます。さらにもし工事契約を解約しないとなると７つにわけて分離発注している件につきまして先程から大分質疑が交わされておりますが、その分離発注をした資料を議会に提出してもらいたい。今まで前代未聞であります。議会始まって以来50万ドル近くの物件を手も足も頭もみんなバラバラにして契約したということは、おそらく那覇市政始まって以来のことであります。那覇市政に対してほんとうに大きな汚点を残すものだと本員は思うからであります。そしてその資料によってもっともっと検討すべきものがあると思いますので、お願いでございまするがこの資料を議会に提出してもらいたい。

次にご答弁によりまして自席において質問をさしていただきます。

(「いまの説明何を聞いたか」と言う者あり)(傍聴席騒然)

○市長(平良良松君)　市長は就任以来公設市場の建設に一生懸命になっているが何も進展していないというおしかりでありますが、何も進展させなかった要因が何であるかはお互いに反省していきたいと思いま

す。しかしご指摘のように何も進展していないんじゃなくて、着々と手続き準備かれこれ進めまして、いま先来お話し申し上げているように、もう着工するところまできている、大きな進展を見せているわけでございます。

(「そのとおり」と言う者あり)

いま白紙に戻して考え直してみたらどうかというご提案、そのほか２、３のたいへんけっこうなご提案がありますけれども、そうした具体的な問題にはやはり時期というものが必要じゃないか。それが去年の混乱した時期に幾つかのご提案があったならば、それは当局として検討する余地もあったと思いますけれども、すでにその時点を離れていま着工寸前にきて回れ右をしろと言っても、これは行政者の立場としてはできる話ではないのであります。

それから契約議決が２回にわたって否決されている、民主主義を否定してものわらいのタネになっている、工事契約を解除する意思はないかとおっしゃっておりますが、この点については決して民主主義を否定するものではないということは先ほど来るるとご説明申し上げておりますし、特に私が今回の措置をとったことについてはものわらいのタネにしている人もいるかもしれませんが、賞賛の的になっているところもございます。一部業者を除いては大賛成をして、早く促進しろと激励さえいただいている状態でございまして、これはお互いに事態の認識に大きな相違があるんじゃないか。したがって解決の方法にも異った議論が出ることはやむを得ないのでありますけれども、決してものわらいのタネになったもんじゃなくて、また民主主義を否定したもんではなくて、このような場合に行政執行者がとり得る手段、これが規定に則ってとったまでの話であります。工事待ったかけられて執達吏によってもし強いてやろうといえば停止される云々以下登記所の問題、分離発注の資料の問題等でございますが、まあ法律上の問題は先ほど来第二助役をしてご説明申し上げておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。なおそれでご満足がいただかなければもう一ぺん前田助役に説明をさせることにいたします。

分離発注の資料を提出しろというご要求でありますが、これは那覇市の工事発注におきましては積算の基礎いろいろ秘密事項もございますので一応検討してみたいと思っております。

○又吉久正君　市長は、「市場は進展している」とおっしゃっておられますが、本員の見解では進展どころか大きく退却していると思います。その１点は何であるかと申しますというと、何ら公共性のない市場をつくるに伝家の宝刀

(「傍聴席より「何を言うか」と言う者あり)

収用法を出して地主の権利を**剝**奪している。しかし、

(「いいかげんにしろ」と言う者あり)

地主は待ったをかけている。訴訟を起こしている。そういう訴訟を起こしているのに進展しているということは決してあたらない。

(「傍聴席より野次あり)

その判決を見てからがいいじゃないかと思うのでございます。もしもこの市場がその判決も待たないで着工し、あるいは３、40万の金を投じてこの工事中に裁判が敗訴になった場合、市は大きな損失をこうむる。市民にたいへん申しわけないことになるわけでございます。そこで市長はそういうところも心の底から考えているかどうか。裁判は勝つ勝つと言うんだが相手がいることでありますので、もし負けたらどうするかということまでも考えてみないというとあとで大へん窮地に追い込まれる。市民の血税を使ってつくるのはどうかと思う。もう一ぺんその点についてお答え願いたい。

○市長(平良良松君)　繰り返しご説明申し上げますが、公共性のない市場とか、地主の権利を**剝**奪しているとか、というご批判につきましては、いままでの議論からいたしましても又吉議員のご指摘のとおりではないわけであります。

訴訟に発展して将来市がいざ負けるようなことがあったら、莫大な損害を市民に及ぼすということをご懸念になっているようでありますが、その点につきましてもそうならないように十分な慎重を配慮をやって進めております。

○又吉久正君　市長のご答弁は絶対あたらないのでございます。と申しますのは、４月15日の〝市民の友〟に牧志公設市場の建設が135万で自信を持って、この10月着工すると書いてあるが、12月になっても着工しようとしても裁判所から待ったをかけられている。そういうふうな状態であるのに市長はもう少し考え直すべきではないか。本員が再三要望と申しましょうか、言っていることは一にも二にも市民を考えればこそでございます。市長は先ほど市民の大半が早くつくれという声があるとおっしゃいますが、われわれが聞いた範囲内では、おそらくこの現在ある市場を発展させきれないで、さらにもう１つ作るということは市民の大きな不利益になるという方が80パーセント以上もいるんじゃないかということでございます。そこに市長の見解とは大きな差がある。そこでわれわれはその市場建設を見合わすべきじゃないかということでございます。

もう１つ質問しますが、さらに答弁が残っておりますけれども、市に保存登記はされたがこれは決定的なもんであると思うのかどうか、その点をご答弁願います。

(傍聴席より「あなた方が数の暴力でもってつくったんじゃないか勝手に」
「自分のミスを隠して何を言うか。手本を示せ手本を」「責任を持て」と
言う者あり)(傍聴席野次騒然)

○市長(平良良松君)　お答えいたします。市長は自信満々で工事はできると言っているがこれはまるで反対だ、10月着工を宣言していたのに実行できていないんじゃないかというご指摘でございますが、こういう現象をとらえて市の大きな方針をでたらめだ、実行性のない実現性のないものと判断されるのは早計じゃないかと。

われわれはどのような工事を行うにいたしましても予定というものを立てます。しかしその物事の進展の途上ではなかなかいろいろな障害が出てまいります。したがって絶えず予定はおくれがちになるものでありまして、最初10月着工を目途にいろいろ準備を進めていたわけでありますが、その他の事態が出て遷延していることは事実でありますけれども、しかしそうかといってそれが実現できない、実現不可能な計画だとは私は考えておりません。必ずや市民の大方のご支持のもとにこの計画は実現できるものと確信をいたしております。

なお裁判の問題につきましては第二助役をしてお答えさせることにいたします。

○第二助役(前田武行君)　お答えいたします。土地所有権が那覇市に移ったのかというご質問だと思いますが、移っております。登記も可能でありまして、

(傍聴席より拍手あり)

登記も含めまして、それで行政効力は現在この効力及びまして那覇市の所有として厳然として現在那覇市の所有であります。これは疑いのないもんであります。

○又吉久正君　本員が質問しているのは所有権が移っているということは、すでに本員も調査して市に移ったということは知っております。しかしながらいま訴訟中であるがほんとうにこれを確定していると考えているかということでございます。もしも裁判によって負けたならばもとの地主に返るということは明らかじゃないか。その点から質問をしているわけでございます。

○第二助役(前田武行君)　行政行為と民事の違いは、民事は現状を維持することであり、行政は現状を変更していくこと、だから行政処分というのは現状を変える。民事というのは現状を変えないから契約が有効か無効であるか争いがある場合は、契約はなかった状態になり所有権移転はできない状態で維持されていく、これは民事。行政処分があると所有権移転する。争いがあろうと所有権は移転する。行政の効力を認めるから。民事は効力を認めない限り相手が争っておる間は絶対所有権も移転できない。ごまかして移転登記するんじゃなくして、ほかに使うということで移転登記してしまうと、書類をごまかして判を押せばできるでしょうけれども、争っておるときは民事は移転登記はできない。しかし行政処分は

現状を変更していく効力を与えるわけですから。

○又吉久正君　先ほど質問いたしましたことに対してまだご答弁しておりません。もしもこの市場が裁判の判決がないままに着工したとすると、いずれかその３つの提訴の判決がおりるであろう、その時点において工事は着々進めていく、あるいは３、40万ドルの工事費をかけてやっておる。その時点で判決がおり、市が負けたならば市当局はどういう措置をとっていく考えであるのか。それについて明快にご答弁をお願いしたい。

○第二助役(前田武行君)　今のご質問に答弁いたします。那覇市は３つの事件に負けたときはどうなるか。結果はどうなるのか。その責任を持てるかというようなことですが、われわれはいわゆる民事の家屋収去土地明渡し、それから公用収用事業に基づく事業認定の認可、公用収用裁決の問題、この３つの本案訴訟があるわけですが、いずれも勝つ自信を持って事件を進行しておりますし、負けたときはどうなるかということはいささかも考えておりません。

○又吉久正君　本員が質問しておる要点は、あんた方は勝つんだとおっしゃっておられますが、地主も勝つんだと言っておる。これはあんた方の金じゃないんですよ。市民の大きな金を使っておるのに、もし万一敗訴したならばどうするかという心構えもあってしかるべきだ、為政者はそのぐらい考えてしかるべきだと思う。勝つからと言って負ける考えはないということはあたらない。本員が質問しておるのは、もし万一負けたならばどういう責任をとるかという質問です。もう一回お願いいたします。

○第二助役(前田武行君)　お答えいたします。負けたときは如何なる責任をとるかという質問でありますが、仮に負けたときにどういう責任をとろうかと私は考えておりません。勝つめたに努力していきたいと考えております。

(傍聴席騒然)

(「聞こえませんよ。もう一ぺん」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　休憩いたします。

(午後３時52分　休憩)

(午後３時53分　再開)

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。もう一ぺん答弁を願います。

○第二助役(前田武行君)　答弁いたします。負けたときはどのような責任をとるかというご質問でございますが、仮定にたって私がどのような責任をとるかということは考えておりません。ただこの事件が勝つような努力を一日一日積み重ねております。また勝つように努力しております。

○又吉久正君　今の第二助役のご答弁は当らないと思います。なぜならばすでに起工式をして着工までしようとしておるが裁判所から待ったをかけられておる。それでも当局は落ち度がないと言えるか。いいですか、当局は正々堂々と着工するために起工式をした。そこで裁判所から待ったをかけられた。それでも手落ちがないのか。その点もう一ぺんご説明を願います。

○第二助役(前田武行君)　お答えします。たまたま建築禁止の仮処分が去年の10月23日に出ておりました。ところがこれが逆に公用収用の裁決のほうが先に出ておりました場合、この効力は停止されない。行政の効力はある中ではたして建築禁止の仮処分が民事の立場でできるであろうか、他人の所有物をつかまえて民事で賃貸借の存在云々で建築禁止の仮処分ができるであろうかということを考えました場合、おそらく裁判所へ出さなかったであろう。このように考えられます。ところがすでに１年前に建築禁止の仮処分がぶら下がっておる。そこでわれわれは行政と抵触をしているというわけで、その建築禁止の停止方をやったわけですが、われわれはこれを先ほど23番議員にお答えしましたように、行政効力と民事の仮処分の効力との問題が抵触し合っており、われわれはできるんだという解釈に立っておるわけなんです。

○又吉久正君　今の助役のご答弁では、できるんだという解釈でやったという間違った解釈のご答弁であるが、あと残されておる裁判所の訴訟は勝つんだと言われておるが、その予想もはっきりしないで、ただ

勝つんだと、それ自体が大きな問題じゃないかと思います。それで助役の答弁は了として、市長にお伺いしますが、先ほど本員が申し上げましたとおり、もしも３、40万ドルもかけて着工し、その途中で敗訴になった場合大きな損害を被むるわけでございますが、その時点において市長はどうするお考えであるか。今先も第二助役はあの仮処分は考えてなかった、着工をして今どんどん仕事をやっておると、起工式もやっておるが、予想もしなかったことが起きてきておるということです。だから市のやることは、次の判決にもそういう事例が起きてこないかという心配から市長の答弁を求めたいのでございます。

(傍聴席騒然)

○市長(平良良松君)　17番議員に……。

○議長(辺野喜英興君)　傍聴席静かに願います。

○市長(平良良松君)　17番議員に大変ご心配おかけいたしましてまことに残念でございますが、しかしいろいろご意見を伺っているうちに問題の認識の仕方に、はじめから相違した立場に立っておられるので幾らご説明申し上げてもご理解がいかない、これはやむを得ないことであります。で、もしも市民に損害を与えるような事態になったときどうするかということでございますけれども、これも行政者の立場といたしましては市民に迷惑をかけないように、万全の対策をたてて進めていくということしか申し上げられないのでございます。

(傍聴席より拍手)

○議長(辺野喜英興君)　時間を延長します。

○又吉久正君　市長のご答弁、助役のご答弁も本員の質問のポイントからはずれております。またそれ以上の答弁はできないであろうと本員もお察し申し上げます。ということは、工事は先に着工したけれども工事は進められない、それを予想もしなかった。そこでも既に当局の落ち度がある。当局は余程今後慎重にお考えになってやってもらいたい。これは要望いたします。

さらにあと１点でございますが、裁判の判決を待たずに市は工事を進めていくお考えであるかどうか。今、仮処分で工事が待ったをかけられておりますけれども、解除になり本訴訟の判決が得られない場合は、それでも工事は進めていく考えであるのか。その点をお伺いいたします。

○第二助役(前田武行君)　お答えいたします。われわれとしましては行政処分の効力を認めて事業を進めていくつもりであります。

(傍聴席より拍手)

○又吉久正君　あくまでも当局の考えとわれわれ新政会の考えとは非常に異なっておりますので、できるだけ本訴訟の判決をしてから着工してもらいたいことを重ね重ね要望いたしまして本員の質問を終わります。

○喜舎場盛一君　世にも不思議な平良那覇市長のバラバラ事件についてお伺いいたします。いろいろと午前中から各議員からの質疑もあったのでございますが、４、５点簡単に質疑を行いたいと思います。11月16日並びに30日の臨時議会に於いて、いわゆる特別議決でもって廃案になりました事件でございますが、この３分の２特別議決というものをどのように市長は理解してとらえておるか、今一度お答え願いたいと思います。さらにこの特別議決のしたには、やはり議会民主制度のもとで普通議決というのがあるわけでございます。こういった議会政治のルートを踏んでなぜ市長はやらなかったのか。11月30日に否決され、12月５日にはいわゆる専決処分ということをやっております。なぜその間に、あるいは時間をおいてこの神聖なる那覇市議会の普通議決のもとにこの懸案事項を付さなかったか、その辺の理由を答えてもらいたい。

あと１点は工事請負の公入札の問題でございまするが、この工事請負は先ほどいいましたように、いわゆる平良市長が前代未聞の歴史をつくってバラバラ事件になっておりますが、７つの工事請負契約は11月16日並びに30日に市当局が提案いたしました第一牧志公設市場に変わりはないか、今一度お答え願

いたい。それから12月５日、いわゆる問題の地鎮祭を行っておりますが、この地鎮祭について不可解な点が２点ございます。市長はなぜあの地鎮祭を行った場所をわざわざ４日の午前３時、真夜中に後片づけをしたのか。それと同時に従来市が着工しあるいは事業を行うときには落成式にしてもしかりでございますが、30名の議員に対して案内状を出しております。それをなぜ12月５日の第一牧志公設市場の起工式に議員を案内をしなかったか、その理由をお答え願いたい。

さらに仮処分停止の申請が却下されてございます。市は負けております。この判決文は12月１日に那覇地方裁判所で決定されております。市長はこの敗訴になったことを12月の何日に知ったのか、あるいは通知を受けたのか、これをお伺いしてあとは自席でもって質疑を行います。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。11月16日と30日の２回にわたって特別議決が否決になった、市長は特別議決の意味を知っているのかというご指摘でございますが、十分わかっております。特に工事請負契約金額の多額にのぼるものについては重要なる事項のひとつとして特別議決を要するという規定にあることはよく知っております。そうであるがゆえに２回にわたって議会のご賛成を得るために提案したわけでありまして、十分その重要さはわかっております。さらになぜ過半数議決で提案しなかったということでありますが、特別議決を否決された以上はあと残されるものは分離発注以外にないわけでありまして、その点について分離発注する都合で４つに分離しようが８つに分離しようが、これは執行者の都合によって分離されるわけでありますので、別に過半数議決を得るために分離する必要はないと考えておるわけであります。しかも特別議決を要する事項が否決になった場合に、次は過半数議決を求めて提案しろというような指示は別にないわけでありまして、特別多数議決が否決されたときは、残された執行者の手段としては分離発注があるということだけでございます。他意はないわけであります。それから地鎮祭をするにあたり午前３時にそこを片づけたというんですが、これは私別に指示しておりません。それから議員への案内状についてもこれは担当部長をしてお答えさせることにいたします。仮処分の停止の申請が却下されたという通知は12月５日の午後６時ということになっております。

○建設部長(水間平君)　起工式についてお答えいたします。この起工式につきましては業者が起工式をやっておるんでありまして那覇市がやったわけじゃありません。特に地鎮祭という信心に関係するような事柄でもありますので、市当局といたしましてはそのような宗教に関するような一方的なことに加担すると見られるようなことについては、できるだけ排除したほうがいいという考え方のもとに、私が知っている範囲において市が地鎮祭などをやったことはありません。しかし業者は従来のいろいろな慣習というかそういうことなどがございまして独自にやっております。その日にちを決めましたのも２、３日前だったかと思うんですが、この５日の日は非常に日がいいということを業者が言いまして、確か午前の９時か10時、午後は３時か４時だったと思います。その潮時がいいということであったわけでありますが、ちょうどその５日の午後は寄宮の地主総会を私たち招集していまして、私も出席できない、市長も出席できないというようなことを話しましたところ、これは午前中にするよりほかはないということを業者の方が言っておりました。

それで午後にやるならば午前中に片づけてもいいんじゃないかというような気持でいたらしいんですけれども、午前中にするというようなことになったもんですから、午前の３時ということはよく聞いておりませんけれども、何か夜遅くまでその片づけにかかったということは聞いております。なおその日にちが午後にするというものが午前になったその時点において市議会全議員に対し、あるいは確か立法院のあの地域から出ておる立法院議員の伊良波さんにも連絡をしなくちゃいけないんじゃないかというようなことなども出まして、文書で出せないから電話でやろうというようなことを業者は申しておりました。私もそのほうがいいだろうというように助言をいたしてあります。以上です。

○喜舎場盛一君　市長は特別議決は議会の議決にかわりはないんだというように議会政治は認めておると解します。ところが特別議決で２回も否決されたから、いわゆる市の議会に当の案件を出さなくてもよろしい、議会にこれを提出したら普通議決でもいわゆる否決されるというような考え方に立っておるよう

な感がするわけでございます。ところが市長ももともと政治家でございまして、やはりこの辺の民主政治の議会のあり方というものを十分に知っておることだと思います。この点に立って、しからば先ほどから条例あるいは自治法に抵触しないんだというようなことを答弁しておりますが、自治法の第179条これは専決処分でございます。実例判例の４項、いわゆる否決は議決の一種であるから、否決した場合は本条の対象にならないというふうにございますが、その点をどのように理解しておるか、今一度ご答弁いただきたい。本土法でございます。

○市長(平良良松君)　私がこれまで使いました専決処分という言葉は少し意を欠いてるようでありまして、要するに議会に諮らないで処理できる権限それを言うているわけであります。本土法の第179条、当地の114条に言われておる市長の専決処分の意味ではないわけであります。

○喜舎場盛一君　これは問題ですよ。だから本員は先程16日、30日の臨時議会に提案した工事請負契約そのものは牧志公設市場に間違いないかと言いましたが、問題ないですね。

(「ハイ」と言う者あり)

今度専決処分したのも同じ建物ですね。そこで市長はあの16日の臨時議会にかけて否決された案件とは違うというような答弁ですが何ひとつ変わっていない、一体何が変わったのか。牧志第一公設市場の工事請負、あるいは建物であって議会に付した案件なんです。それを否決されたから専決処分をしたと先程もはっきり言うております。なぜ今になってあれとは別の問題だと解しているというようなことで逃げるのか、その辺をはっきりしてもらいたい。本土の自治法にあるんですよ、ちゃんと。これは大変ですよ。

○第一助役(稲嶺成珍君)　市長が専決処分云々と言っておりますが、今回の問題はこれは別個の問題でありまして、市長が那覇市の建設工事執行規則の第３条第２項によりまして、市長の権限において業務を執行したということでありまして、長の専決処分とは全く別個のものでございます。

○喜舎場盛一君　自治法が優先すべきものだと思うのであります。実例の中にはっきりと議会に提案して否決になった事件は長は専決処分してはならないとあります。これはどのように考えておるかということでございます。そちらになければお示しいたします。

○市長(平良良松君)　それは問題がこんがらがってるのでいろいろ誤解が出ると思いますが、私が先に３分の２議決を要する議案として議会に提案いたしましたら２回否決されました。そこで執行者の立場として同じ工事でありますけれども内容を変えて契約したのでありまして、あの否決された案件は否決された時点で消滅しております。それによって私は新しく内容を変えて分離発注の方法をとって契約しているわけでございます。

○喜舎場盛一君　その辺の問題でございますが、市場に変わりはないというようなことなんですね。２回も議会に提案したというような事実は動かせないと思います。市長のいう専決処分とは別の問題だということは納得できません。どうして建物が違うのか、あるいは市場でなくて何かアパートでも作るという契約であったならいざ知らず、その辺をもう一回ご答弁願いたいと思います。

○第二助役(前田武行君)　契約は同一のものじゃないかという危惧の中からこのような質問が出ておろうかと思いますが、臨時議会に提案された契約はすでにその効力がなくなったのであり、あのとき提案しましたあの契約はなくなっております。新たに別の契約を承認いただいたわけでございます。今度もさらに別の契約で工事の目的は１つであっても契約の当事者が違うとか、あるいは契約の方法が違ってくれば当然契約は別個であります。あの契約が現在まで生きてるとすれば、われわれは議会に出す義務があるわけでありますがあの義務はありません。５番議員がいわれるように否決された場合に含まないわけでございます。否決されたときあれはなくなって、新しい契約の承認を求めたわけでございます。今度もさらに新しく契約をして別個の契約の承認を求める。目的物は１つかもしれませんが契約自体は別個であります。別個の契約を行おうとするときにたまたま金額が８万4,000ドル以下になったから議会の議決を必要としない、元来の市長の権限であるから議会に提案しないというだけに過ぎないわけであり

ます。答弁を終わります。

○喜舎場盛一君　第二助役にお伺いいたしますが、本土の自治法でいま指摘しているいわゆる否決は、議決の一種であるから否決した場合は本条に該当しない、いわゆる市長の専決処分に該当しないというような解釈ですね。法の解釈、これはどのように考えておりますか。

○市長(平良良松君)　私のほうからお答えいたします。５番議員の質問は沖縄の市町村自治法の第114条、長の専決処分に対する行政実例、いわゆるこれは本土法では第179条になっておると思います。喜舎場議員が言っているのは第179条によって議会で否決された案件をそのまま市長が専決処分していいかどうかという場合に、この行政実例では一度否決された案件は長は専決処分すべきでないということだと思います。ここでいま問題となっておりますのは、先ほど第二助役がおっしゃったように11月の16日、30日に提案された案件は否決になっておりますのでこれはもうなくなっております。したがってその否決されたものをそのまま市長があの契約条項で執行するということはいけないということなんです。そういう事例を言っていると思います。ここでわれわれが言っているのは、もともと契約というものは契約の締結権、執行権というものは市長に移っております。ただその市長が属している権限のうちで自治法に基づく一定の制限がありまして、議会の議決を要するんだと。したがって議会の議決を要しない範囲内の契約はもともと市長の執行権の範囲内だと。その市長の固有の執行権に基づいてこれを分割し、そして議会の議決を要しない範囲内において執行するのはできるわけです。そのことを那覇市の工事建設執行規則の３条２項ですか、これにも入札あるいは工事は分割、あるいは分離してできると、こういうことでやったわけです。

（傍聴席より拍手あり）

○喜舎場盛一君　ただいま市長から答弁がございましたが、本員は法の趣旨から考えた場合に決してあのような考えは出てきません。あくまでも議会に提案をしたんでございますから、もちろん48万ドルの分まではできないので市長は７万ドル、８万ドルにいわゆる細分をして専決をした。そのこと自体この市場という建物の議案は議案に変わりはないわけでございます。過去２回にわたる臨時議会に提案をしたのは牧志第一公設市場のいわゆる建物でございます。何ら変わりはない。これをこのように法をあくまでもその悪く解釈して、そしてやっていくというところに納得がいかない。

そこで本員はまだまだそういった点からいろいろと研究をしていく必要がある。あるいはまたこの自治法からすると、これは違法であるというふうに考えるけれども、議会もしくは市民から行政訴訟を起こされてもわれわれは間違いはないんだというような自信があるか。この辺ひとつお答えを願いたいと思います。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。先ほど来ご説明申し上げてありますように、この工事はぜひやらなくちゃいけない。ところが議会の協賛が得られないので残された方法としてこのような処置をしたわけでありまして、これについては絶対に自信を持って対処できると考えております。

○喜舎場盛一君　まだ納得はいきませんけれども、この問題はあとでいろいろと皆さんにお諮りをして研究をしていきたいと思います。

あと１点残っておりまする、いわゆる仮処分の停止の申請が却下されたのが、これを知ったのが市長は５日の午後６時となっております。ところが本問題はやはり30日の議会で否決になっており、その時点で市長はやはり５日の地鎮祭あるいはその間において競争入札もやったでありましょう。ですから５日という短期間においてこういったのがとり行われたんでございまするから、少なくても30万市民が関心をいだいているこの市場の地鎮祭について、あるいはこの停止処分の申請等については関心があったであろうと思います。

そこで12月１日に裁判所においていわゆる却下されておりますんで、その間５日までといいますとまる４日あるわけでございます。弁護士あたり、あるいは裁判所の方々からでもそういった前もってこのお知らせがなかったかどうか、その点についていま一度お答えしていただきたい。

○第二助役(前田武行君)　お答えいたします。４日、裁判所から何ら連絡がありません。那覇市にはありません。そこで代理人のほうに書類が送達されたとみえまして、４日の午後５時半ごろ私のところへ電話がありましたので、そこで５日の６時に、５時以降市役所に来てくださいというわけで市役所へ招集しまして、弁護団を。そのときにこの問題を市長に話したと。しかしその前にすでに５日の日ですか、その問題は間接的によそから私も聞いております。ちょうど４時半ごろ間接的に聞いております。

○喜舎場盛一君　第二助役は４日の午後の５時半にこの知らせを受けたというような答弁でございますが、しからばいわゆる異議申し立て、仮処分をいたしました地主側にしましては、裁判所の公正な立場において地主側の仮処分がいまだに生きているというようなかっこうになるわけでございますが、向こうの仮処分、いわゆる建物を建てていかないというような点があげられておりますけれども、そういったことを知っておって５日の午前９時から向こうで地鎮祭をした。その行為に対しては違法ではないというのか、どのように考えておられるか、ひとつご答弁をしていただきたいと思います。

○第二助役(前田武行君)　お答えいたします。この点につきましては何回も答弁しておりますが、行政行為の効力はあるんだと。ただ民事との抵触をどのように考えるかということだけのことであります。だから行政上の効力に基づいてなしていったんだということであります。

○喜舎場盛一君　しからば第二助役は裁判官でもあったんでございますが、第二助役となると同時に、何かその裁判所の機能あるいはそういった法も無視したような態度で答弁しておりますが、一体現在なぜあの場所に工事を着工しないのか。あなた方はいま工事継続中であるというような答弁をしているのでございましたが、何でたった１日で終わっていま向こうからブルも撤去して何ひとつ手をつけてないのか、その辺をひとつ詳しく説明をしていただきたい。

○第二助役(前田武行君)　お答えいたします。業者の事業計画については細かいことは知りませんので、業者はどのような立場で控えているのか、そこは私のほうでは十分業者の意図はわかりませんのでお答え申しかねます。

○喜舎場盛一君　このような市の、いわゆる当局の怠慢、あるいは嘘つき、そんな態度で那覇市政を運営していこうというような考え方があるから市場問題もひとつも解決できない。先ほど平良市長は、第二公設市場の完成と同時に市場問題は解決できると思った、ところがそれが解決できなかったというような答弁をしておりますが、いま第二助役が答弁しておるように誠意がない。すなわち何回となく指摘をいたしておりますが、平良市長はあの69年の６月のいわゆる予算議会において、既定方針どおり第二公設市場に市場の方々を全部移して商売させるんだとはっきり市長は言っております。これは絶対嘘ではございません。こういった市場政策のまずさ、いわゆる市長があのときに嘘をついたおかげで、30万市民をだましたおかげで、このようなことになっておるというようにわれわれは考えます。ところが答弁させると、私は精一ぱいやっておるんだというようなことでございますが、決してこれではりっぱな政治は行えない。もう少し毅然たる態度で正しいことは正しいとしてやっていかぬと、これからの２か年の任期も期待できない、このように考えます。

そこでお尋ねいたしますが、業者の都合で５日に起工式をしたのか。今仕事をしていないというような答弁でございますが、しからば市当局はこの市場問題は緊急であり、みなさんが裁判所に申請した中にもその理由がちゃんと示されておりますが、一日も早く市場をつくってそして業者の皆さんにも損害を与えないというようなことを言っておりますが、緊急であるならばあの５日に着工いたしましたのになぜ６日、７日と一日も早く工事を進めないか。そういった督励をしたことがあるかどうか。２点目に、じゃこの業者はいつから着工すると市に連絡をしたのか、この辺をお答え願います。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。市が工事執行に対してきわめて怠慢であると、そういうことであれば緊急の必要はなかったんじゃないかというご指摘でございますが、やはり緊急に着手する必要はあるわけでございます。しかし緊急と申しましても度合がございまして、工期は100日から365日というふうに巾をもたしております。さらになぜ業者を督励して一日も早く手をつけないかというご指摘でござ

いますが、それには先ほど第二助役からも説明がありましたように、今執行停止の排除の処分ですか、ああいう裁判問題がありまして22日にはそれが結審されて、そのうち裁判の判定がはっきりすると、そういうことを一応待ってもいいんじゃないかというゆとりをもっておるわけでございます。それともう１つは、起工式が済んでからやってもよかったんじゃないかということですけれども、すでに工事契約もしておりますし、業者の都合もあって起工式をやりましたが、そこで業者としても安心して機材を発注するといった運びにもなっておるようでございます。そういうような諸般の情勢を判断いたしまして、着手すれば早めに工事を完成させたいというふうに考えております。

○喜舎場盛一君　ただいまの市長の答弁からいたしますと、先ほど第二助役が２、３回答弁しておりますが、いわゆる法的に何の引っかかりもないんだというようなことでした。これを訂正してもらいたい。今、法の引っかかりがあるから裁判所の決定があったのであって、あなた方は心配である。そして業者も22日まで待って安心して22日から着工させるんだと。この法がこわいわけですよ。そういうことはないと第二助役は言っておりますが、はっきり議事録を見てそれを訂正してもらいたい。

○市長(平良良松君)　もう一ぺんご説明を申し上げます。われわれは裁判でそういう異議の却下をされたけれども、しかし執行停止の仮処分を排除する自信はあります。ただしかし先ほど来、いろいろ皆さんの中でも論議されておるように、まだ原案執行の形になっております。だからそういうものを何らかの方法ではっきりさせるときまでは、そう無理しなくてもいいんじゃないか。万一負けるかもしれない、そのおそれがあるんじゃないかということでございますが、そういうことはありません。ただ強いて権力を振うといったような印象はなるべく避けたいという配慮からであります。

○喜舎場盛一君　市長が言うのはよくわかります。ですから先ほどから第二助役は、法的に何ら引っかかりもないと言っておりました。今、質してみるとやはり市長は大事をとったほうがいいというようなことなんですね。ひとつ統一をして下さい。そしてだれが考えましても仮処分というのは生きています。市は負けたんだから、これはだれが考えても今すぐに工事を着工するといろいろ問題が起こり、裁判所からいろいろ撤去命令がくる。そういったのをよく知っておるはずだ。そういうのをわかりながら何ら市は落ち度がないというような答弁ですね。これを訂正していただきたい。第二助役。

○市長(平良良松君)　もう一ぺん私からご了解をいただきたいと思います。市といたしましては先ほど助役からも説明を申し上げましたように、いろいろこの問題にはいきがかりがあって、いろいろ事態が変転することはやむを得ないのでございますけれども、市といたしましては行政処分の効力を認めて自信をもって事業を進めていく決意でありますということを申し上げております。従いましてなるべく市民の印象を悪くするような方法を避けて工事をやっていくという配慮にすぎないわけでございます。

○喜舎場盛一君　これは市長、単なる言い訳であって答弁になっていない。先ほど工事も今続行しておるというような答弁でございましたですね、法的に何の引っかかりもないと。ところが、これは私は**嘘**だと思います。業者は地鎮祭をしたら一日も早く着工するほうがもうけもあるんであって、10日も15日も待つとなると、こんな大きな仕事の着工をおくらすということは大きな問題でございます。だれが考えてもしかりでございます。まげて**嘘**をついて変な方法でその答弁をしようというふうなことをするから大きな間違いを起こす。そこで当局に今一度お尋ねいたしますが、自治法に照らし合わせてみましても平良市長の専決処分はこれは違法でございます。あるいはまたこの裁判問題、これも大変大きな問題を引き起こしそうでございます。こういう危険性がございます。

そこで市長にお尋ねしたいんですが、本問題は議会、市当局、あるいは市民、これが全部こぞって解決に奮闘しなければならないと、このように本員は考えますが、何らかの特別委員会でもつくってこれの早期解決をする方法をお考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

○市長(平良良松君)　先ほど来ご説明申し上げました経過によって、当局の考え方、それから事業執行上の内容、手続き等全部ご理解いただいたものと考えております。

従いまして先ほどから自治法違反ということを強調されておるわけでございますが、私たちが普通慣

用語として使う部長専決、課長専決という問題と、第114条で規定されておる市長専決というものはその内容が違うということをご理解いただいて、そのような自治法違反は侵していないんだということを十分ご理解いただきたいと思います。

なお調査といいますけれども、われわれとしては一日も早く執行していきたいだけのものでありまして、すでに市長の権限として処理しておる問題についてさらにこれに歯止め、ブレーキをかけるようなことはなるべくやっていただきたくない。そういうふうに考えておりまして、どうぞ市長の責任において処理している問題についてはスムーズにこれが執行できるようにご協力を願いたいと思います。

○金城重正君　午前中からこの時間になるまで市場の問題について各議員から質問が展開されておるわけでございますが、平良市長にしても非常におつかれとは思いますけれども、市長の役目でございますのでしばらくの間お願いいたします。

新政会の各議員の皆さん方からこの市場問題についていろいろ質問がありました。ほとんど出つくしております。けれどもこの質問の経過からいたしまして如何に平良那覇市長が民主主義を踏みにじり、すなわち議会民主政治を踏みにじって専決処分をしたか。これは私たち那覇市の議会史上になかったことであり、非常に汚点だと本員は考えるわけでございます。私たち沖縄の人々は長い間、民主主義の闘いをやってまいりました。長い歴史があるんであります。しかし平良市長になりましてからこのような民主主義を否定するような行政措置をやるということが許されていいかという問題になるわけでございます。私は、市長であるからには再三再四反省をいたしまして、この問題を虚心坦懐に今一度検討すべき時期だと本員は考えるわけであります。そこで本員はこの市場の問題について先ほど21番議員、またほかの議員の方々から専決処分についていろいろ質問がありましたが、確かにキュウリや大根と同じようにバラバラにしまして、あたかもこれが市長の行うべき政治の道だと行政の道だというようなやり方をやっておりますが、私たち新政会はもちろんのこと、公明党、社会大衆党、人民党の議員に対する当局の挑戦であると、このように私は考えるわけであります。ということは、先ほど５番議員の質問の中にもありました、２回にわたりまして３分の２議決ということで議案が否決されております。当然条例に基づいたところの普通議決をしまして、それでもできないならば専決というようなこともやむを得ないかも知れない。しかし130万ドルという膨大な資金を投じて、われわれの血税を投じて、道路を隔てたところにもうひとつの市場をつくる。こういうようなことになりますというと、その市場がどのようにつくられていくかということは30万市民がわからない。

さらにわれわれ30名議員の誰もわからない。はたして市長はこの130万ドルという莫大な資金を投じてつくるこの市場を議員諸公に、そして議会にほんとにかけなくてもいいのかどうか。当然特別議決で解決できなければ少なくても普通議決をいたしまして、私たちはこの市場をこのようにつくりますというような青写真を30名の議員に示して了解をとるのが、民主主義を口に唱える平良市長の基本姿勢だと本員は考えるわけでありますが、いかがでしょう。その点につきましていま一度市長はほんとに虚心坦懐にご答弁をしていただきたいと思います。そこで各議員の質問に対しまして、市長はやむを得ずこういう専決処分をやったんだとこういうことをおっしゃっております。やむを得なかったかも知れませんけれども、有名なミルトンという哲学者のことばにこういうことばがあります。〝やむを得ずというのは悪性の口実であるんだ〟ということばがあります。当然〝やむを得ず〟ということばは使えない。私たち30名議員に普通議決の段階でこの市場はどういうようにつくられるということは当然示してしかるべきだと思う。これに対して市長の答弁をお願いいたします。

さらにもう１点は、130万ドルというケタ違いの膨大な資金が、これはわれわれ30名の議員だけじゃない、30万市民がどうなるであろうというようなことで、新聞紙上にもすでに投書があります。私たちも非常に関心を払っておる。また傍聴にいらっしゃっておる方々も非常に関心を払っておる。一体全体この市場をどういうふうにつくられるでありましょう。また小間はどういうようになっておるのか。さらにつくられたあとには、１階のどこどこにはどの業種を入れる、２階にはどういうような業種を入れる

という青写真も誰もわからない、これで一体全体いいのであるか。したがって当局はこの新しくできるであろう市場について、当局ははっきり自信があるとおっしゃっておりますが、ただし私たちはそのようには考えておりません。当局はこの市場は必ずつくるんだとおっしゃっておる。そういうならばこの小間は生きておる。先ほど答弁がありました１階と２階、しかしどの業種をどこに入れるかという問題についてご答弁していただきたいと思います。あとは自席から質問をしたいと思います。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。入れかわり立ちかわり議会民主主義を踏みにじり、法を逸脱し許されない行為といったような似たようなことばで私を責め立てられておりますし、またご質問の内容も同工異曲であって、どうしたら私につまずきをさせて、あの市場建設を思いとどまらせようかというご意図がありありとみえておりますので、私といたしましてはこの問題について朝からご説明しております問題を同じことばで、同じ表現で繰り返す必要はないんじゃないかということを今までの経過から十分ご賢察をいただきたいと思います。そうは申しますものの私は新政会の議員諸公、公明党議員諸公、社会党、人民党所属の議員諸公を向こうに回して市政がやっていけるとは毛頭考えておらないのであります。あくまでも諮るべきものをぎりぎりの限度まで議会の皆さんにご理解をいただいて、正しい市政を行いたいという熱意にかわりはないわけであります。

ただいまどのような市場をどういうふうにつくって、どこに誰を入れるかということもわからないという質問でありますけれども、これはすでに皆さんがご経験になりましたとおり、小間割りというものもなかなかむずかしい問題であります。これを今さらけ出した場合には、思わない紛糾もまたどこかで生じてくる。従いまして私は、312、3名の現在仮設市場の業者を十分収容できる施設をつくってあげるということで業者も納得いただき、また皆さんのご理解をいただきたいと思うのであります。それ以上あまり具体的な問題になりますと、この前の市場建設と同じように２階には入らない、地下には入らない、地下室じゃなくてはいかんとか、かってな注文が出てきて紛糾するわけであります。これはすでに経験済みで皆さんも十分その苦い経験をご承知のはずであります。あくまでもみんなを市場に収容する、そのために新しい市場を建設するんだと。そうしてそれがどんな市場をつくるのかわからないというんじゃなくて、設計もございますし模型もちゃんと整備してございますので、ご理解をいただきたいと思います。

（傍聴席より拍手）

○金城重正君　平良市長は質問に対してあたかも挑戦的なことをおっしゃっておりますが、何も本員は平良市長をどのようにするというようなことは毛頭考えていないんであります。したがって私どもは市長に対してもこの市場の問題はこういうようにやったほうがいいんじゃないかという提案をやっておる。そういうような中においてあたかも平良市長を泥沼に追い込んでいくんだというような答弁そのものがなっていない。当然130万ドルという莫大な金をかけるからにはどの階にはどの業種が入る、１階にはどういう業種が入る、２階にはどういう業種が入るというようなものがない限り、当然私どもは賛成でき得ないんであります。平良市長は今日まで〝ガラス張り〟の市政というものをうたってきております。何で私たち30万市民や30名の議員諸公に、明らかにどういう業種がどこに入るということが言えないのか。そこで市長はこういうような態度をもっていらっしゃるから私はいけないと思う。なぜならば市長は各議員の質問に対しても、もう前々からこの市場の問題は早めに決着をつけたいということをおっしゃっておる。であるならば、こういうような、市長が裏で物事を隠して仕事をやるようでは、この市場の問題は、この第一公設市場をつくっても解決しないんだというようなことに相なるわけであります。青写真を出してどこにどの業種を入れるということは当然あってしかるべきではないでしょうか。これについて今一度ご答弁をしていただきたいと思います。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。朝から同じような質問ばかり聞いているもんだからご質問の趣旨がどれであったかちょっとこんがらがっておりますが、決して包み隠しをする気持はないわけであります。それは先ほど来申し上げておりますように予算もこれこれ組んであるし、このように分離発注しているということも詳細に申し上げてあります。また市場の仕組みにつきましても現在開南の仮設市場に収容しておる３百有余名を地下１階に収容するための設計をやっておる。２階につきましてはその他の事情で収容しなくちゃいけない人たちの分とか、あるいは引き続いてあの環境整備のためにはゆとりを持たなければいけない。あるいは第二公設市場の問題を解決するためには、そこにゆとりをもっておかなければいけないという考慮をもってやっているわけでございます。第二公設市場の建設の際の小間の割り振りというものはあとからつめていった問題でありまして、その大方の設計はみんなに納得させてあります。また皆さんにも提示してあるかと思いますが、そういうことで公共の仕事をするのに隠しだてというものはやれるわけがないし、やる必要もないわけでございます。ただ具体的に誰を入れる、あそこに誰というところまでいってない。開南にある仮市場の業者をみんな収容するための市場を作るというようなことだけを申し上げるわけでございます。

○金城重正君　市長の今の答弁からすると了解を得ておりますということですが、誰の了解をもらったのか。われわれは30万市民の代表であり、当局と議会とは対等の立場にある。その対等の立場にあるわれわれがちっともわからないのです。私がいうのは誰がどこの小間に行くかということではない、どの業種がどこにゆくかということでございます。それを示してもらいたい。われわれは今日まで那覇市の公設市場の設計内容について、また小間の割り振りについて何ひとつ示されたことはありません。市長が了解を得たというのはどなたの了解を得たのでありますか、ご答弁していただきたいと思います。

○市長(平良良松君)　大分ゆき違いがあるようであります。皆さんには市場建設の計画を６月予算議会で提案いたしましてご承認をいただいたのであります。その際にも市場の構想というものはご説明申し上げてあります。なる程皆さんの中にはそれを了解しない方もおられましたが、これは解決されておりますので議会の了解を得てるものと解しております。

○金城重正君　私がお聞きしたいのは予算の問題についてではございません。設計はどうなって、小間の割り振りは、業種別はどうなってるかということでございます。それを提示していただきたい。

○建設部長(水間平君)　確か建設委員会だったと思います。予算の審議のときじゃなかったかと思いますが、その時に概略についてご説明申し上げてあります。改めて申し上げます。精肉の売店82小間、鮮魚が94小間、雑穀が60小間、そとの小間でございますが75小間、１階の総合計が311小間になっております。しかしこれは２平方メートルあたりにした場合にはこのような小間数になるのでありますが、多少増減をしなければいけないような事態があるかもしれません。しかし変動がきくようになっておりますのでそれ程問題にならないと思います。２階のほうは大体４から５平方メートル区切るといたしまして116小間程とれるかと思います。これも１階のほうで説明申し上げましたように売り台でありますので、それの区切り方によって多少変動も可能であります。一応４から５平方メートル程度に割り当てられるとすると116小間はとれるということであります。

○金城重正君　私たちがお聞きしたところでは、その公設市場は地下１階、地上２階になってるがどのような方法をとる計画であるのか、その計画をお答えいただきたい。それから現在平良市長の手によって第二公設市場が完成され、平良市長の手によってテープカットがなされた。そこでこの第二公設市場は地下１階はまあいいとして、１階特に２階はがらあきであります。そこで市長は今年度のこの議会にコンサルタントを招へいし、その診断をさせるという予算も組みましたが、先程23番議員から質問がありましたように、あの第二公設市場は都市計画事業によって出来た市場である。その公設市場の周辺の整備についてはもともと計画があるのでございます。そこで平良市長になってから自分の手によって開設した市場に対して、未だ何ら梃子入れをやっている形跡がないのであります。そこでこの第二公設市場は私たちの血税を使って作ったんだが、これをそのまま放置して今また130万ドルをかけて作ろうとする市場。そうするというと両方市場がある。どこか一方は栄え、どこか一方はどうなるかということがわかっておるならば、開南の道路上におる方々ばかりが市場の人ではないんです。第二公設市場にいらっしゃる方々も業者は誰であろうと那覇市民である。一方的なやり方をするわけにはいかない。であるな

らば、第一公設市場が作られたとするならば、これは全部で427小間しかない。とすれば、どこか一方が市場として成り立たない場合の善後措置はいかようにお考えになってるか、それを明快にご答弁していただきたいと思います。

○市長(平良良松君)　第二公設市場や第一公設市場を両立させる方法を今明快に答弁してみろというご注文でございますが、残念ながらこういう事態がまだ処理できない時点でまことに申しわけない話でございますが、明快な解決策は出ておりません。あちらも混乱、こちらも混乱している状態では困るので、まず第一公設市場を開設して、そこへ今まで第二公設市場にはどうしても入らないと反対をしておられる方々に入ってもらって、それから第二公設市場の改善策についても皆さんにご相談申し上げて、あの地域をりっぱにしていこうというふうに考えておるわけでございます。物事は一方に片付けばこれに越したことはございませんけれども、皆さんもご経験のように、なかなか物事というものは一方に解決できないところに苦心するのであります。

○金城重正君　市長のただいまの答弁をお聞きいたしますと、前の議員の方々に対する答弁とまったく相一致しないわけであります。その理由は第一公設市場の建設終了によって市場問題は全部終結したい。従って議員の皆さんもこの市場を作ることに対してご協力をお願いしますということを何回も答弁しておる。そこなんです問題は。今の市長の答弁からするならば、この第一公設市場を作ってもまだ市場の問題は解決できない、こういうことが言われておるわけでございます。であるならば、市長のおっしゃる名実ともに花も実もあるような市場問題の解決は出来るんだというようなことは言えないと思います。従って本員はこの機会に本当に与野党を問わずこの市場問題を解決できなければ、また問題を惹起させてしまう。だから私がお聞きしたいのは第一公設市場を作るにしても、第一公設市場が繁盛するにしても、あるいは第二公設市場が繁盛するかもしれない。であるならば、どこか一方が市場を閉店するか、何らの便法を求めなければならないという場合があるかもしれない。だから第一公設市場を作るにしても、全市場の業者を全員収容できるような市場計画というものがない限り、第一公設市場を作ってもまた問題を持ちこすことになる。従ってこの問題をどうするのか、与野党も何もない。平良市長が市場問題でつとめて来て苦しいということはわかります。だからこそ今回は問題をしぼって本当にこの市場問題を全て解決したいというような方策を打ち出さない限り、市場で始まって市場で死んでしまう。そういうところを本当に虚心坦懐にお互い話し合ってやろうというお気持ちはないかどうか、また当局は作りたいというけれども、それを作ることによってすべてが解決できるという基本的な見通しがあらわれるかどうか、これについてお伺いしたいと思います。

○市長(平良良松君)　15番議員のたいへん熱意あふるるお説なりご提案についてはよくわかります。再々申し上げますように、この市場問題の出発の当時から与野党をあげてこれの解決に手を取りあってくればそういうこともなかったと思うのですが、途中から市場問題がいっそう輪をかけて紛糾するような状態になっております。で、前市長時代にこのような市場問題に終止符を打つべく第二公設市場の建設に取りかかっておる。そして百十何万ドルという予算をかけて議会の皆さんもそれに協力し、市民にもこれで市場問題は解決するんだというりっぱなご提案をなさったわけでありますが、しかしそれにはまだまだ解決するのに検討を要する幾多の要因が残されていたのを検討しないままに着手をし、結果的に第二公設市場の建設によっては十分に市場問題が解決できなかったという現状になっているわけであります。

そこで私はさらに一歩進めまして、どうしても反対する人たちはやはりその言い分も聞いてやらなくちゃいけない。で、その言い分を聞き、また今後の処理方法を考えました場合にいま問題になっております市場建設ということを考えて、6月議会に提案をして皆さんのご審議をお願いしたわけであります。その当時にも皆さんからもっと積極的なご賢察があれば十分検討もできたと思うのでありますが、そういうこともなくて与野党対決の姿のまま今日に持ち越してきているわけです。しかし再々これはご説明申し上げますように、われわれとしてはいま残された方法はこれしかない。これで一応問題を落ち

着けて、さらに改善すべきところに取りかかっていこうじゃないかということを再々お願い申し上げているわけでありまして、いまこの問題をさらに白紙に返せとか考え直せと言われましても、これは行政の立場から非常に困ったことになるわけでありまして、やはり今の計画どおり建設をさしていただきたい。そして爾余に残る問題はそれはそれで市場問題はすべて解決するんだということではなくて、私はそれで市場問題は解決したいと念願しておりますが、しかし問題はまだ残るということでありまして、その残りの問題についても全力をあげて解決に努めなくちゃいけないというふうに考えておりますので、その辺の事情を十分ご理解くださいまして、ひとつご協力をいただきたいと思います。

○金城重正君　ただいまの市長の答弁からするならば、また130万ドルかけてもこの市場問題はもう解決できない。

(傍聴席より野次あり)

こういうふうなことをおっしゃっておるんです。であるならば、またどこかに市場をつくらなくちゃならぬというふうなことになればまた市場をつくるのか。こういうような基本的な態度では税金の無駄使いであります。

(傍聴席より「幼稚園生」と言う者あり)

地方自治体は最小の経費をもって最大の効果をあらわすというのが市長に課されたところの義務であります。したがってこの問題はあくまでもこの第一公設市場をつくっても問題の解決にはならぬということは市長もお認めになっておる。であるならば、あえて市長は議会を無視して専決処分に持っていく、いわゆる議会の方々をめくら同然にさせてつくる必要が奈辺にあるのか。もしもそれでもあえて市長がおつくりになるということであるならば、これは党利党略のための公設市場であるということを言われても仕方がなかったんだ。だからこういう党利党略のための市場をつくってはいけないとそういうふうに思うから、抜本的にお互いの知恵を集めて問題を解決すべきだとこういうように考えるわけなんです。

したがって先ほど申し上げましたように、この第一公設市場をつくったにしても第二公設市場はどうなるかわからぬ。また道路の周辺を整備した場合には第二公設市場はよくなったとか、あるいは第一公設市場はどうなるかわからぬ。このようなことでは無駄な血税の使い方ということになるんです。これは平良市政にとっても好ましい行政ではないと本員は考えるわけなんです。したがって本員が申し上げたいのは、ほんとに党利党略じゃない、真に市場の方々をどうするか、第二公設市場におった業者の方々をどうするかというのが問題であると本員は考えるわけです。

(傍聴席より「だからつくるんだ」と言う者あり)(野次あり)

市長はここで問題を明らかにしていただきたい、やっていただきたいと思います。ほんとにもう一度、

(傍聴席より野次あり)

市長はそういうようなやり方で抜本的に市場をつくるんだというお考えはないかどうか、これをお聞きしたいと思います。

(傍聴席より野次あり)

○市長(平良良松君)　抜本的な対策を樹立しろという非常に積極的なご進言でございますが、この抜本的な対策ということはこの時点において無理な注文であると私は考えるのであります。なるほどそれではまたもうひとつの市場問題が残ったときにもうひとつ市場をつくるのかというご疑問でありますけれども、そういう事態になって市民の世論を聞いて、次々と起きる市場周辺の問題について市が責任を持つべきであるか、持つべきでないかという時点もそのころになったらはっきり明確になってくるわけであります。いま残されているのは水上店舗花屋通り以来のこの残された市場業者の処理について、一応前市長はその3分の1を処理されました。私は残りの3分の2を処理していきたいと、こういうふうに考えております。

(傍聴席より拍手あり)

○金城重正君　ただいまの市長の答弁からいたしますと、ほんとうに市長はやる意思がないんであります。

（傍聴席より野次あり）

その時点になってからそのようなことを言われても仕方がありませんということをおっしゃっておるんです。しかし私たちは野党でもあるけれども、ほんとの市場の抜本的解決策はこのようなことでありますということを前々から市長にも申し上げておる。

（傍聴席より「心配せんでもいい」と言う者あり）

であるならば、市長があえてこの第一公設市場の建築を今のような設計、今のような小間の割り振りこれでやっていくということになると、この市場の問題ということは永遠に解決する見込みというのは望み薄であると本員は考えます。したがって市長がこのような抜本策を考えてこの際というような気持ちがおありでなければそれでけっこうであります。われわれはあくまでもこの第一公設市場の建設については反対をやっていく覚悟であります。何も２、３百名の業者のために那覇市30万市民の血税をこのような無駄な使い方ということはやってはいけないと本員は考えます。でなければほんとに市長が抜本的にこの解決策をやるというようなお気持ちでこの問題に取り組むんだというようなことであるならば話はわかります。これはあくまでも沖縄の物価を左右するところの公設市場ではない。こういう一部の人々をわれわれ30万市民の税金でもって養うというような、商売をさせるというような矛盾に充ちたところの行政処置というのはあってはならないと本員は考えます。したがって市長はそのようなお考えであるならばけっこうであります。よろしゅうございます。

したがってこれでもって市長の態度がわかりました。私たちはあくまでも市長がいい行政をしていくような献言をやろうという気持ちでこのようなことを申し上げた。であるならば、けっこうであります。質問を終わります。

（「進行、進行」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　新政会終わりですな。

（「議長」と言う者あり）

ちょっと待ってください。新政会はこれで質問終わりますね。

（「休憩してください」と言う者あり）

ちょっと待って下さい。冒頭にそういうことを申し上げてありますので、最初に新政会、それが済むと公明党がございましたら公明党、それから与党の順序とそういうふうに順位を皆さん方に通告してあります。

お諮りいたします。公明党のほうはございますか。

（「いいです」と言う者あり）

質問よろしいですね。人民党、

（「ないです」と言う者あり）

社大党……。これで質問は終わります。

（「議長、再開してください」と言う者あり）

いや、いま開会中ですよ。５番。

○喜舎場盛一君　議事進行について動議を提案いたします。先ほどからいろいろと市場問題を各議員において質疑をなされたんでございまするが、いろいろとその件につきましては法的な問題あるいは分離発注という今までかつてない工事のやり方でいろいろと問題が残されております。

そこで本問題をスムースに解決するために本議会において市場問題等特別委員会の設置をしてもらいたい。それについて動議を提出いたします。

（「異議なし」「議長、休憩してください」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ただいま５番議員から特別委員会の設置についての動議が提出されております。動議は成立いたしております。

（「休憩」と言う者あり）

（議員退場）

○議長(辺野喜英興君)　休憩いたします。

（午後５時45分　休憩）

（午後５時46分　再開）

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま５番議員からこの市場問題についての特別委員会を設置することについての日程追加動議が出されております。

（「異議なし」「賛成」と言う者あり）

お諮りいたします。この日程追加に対しご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議ないと認めます。よって市場問題についての特別委員会設置についてを日程に追加いたします。

○議長(辺野喜英興君)　休憩いたします。

（午後５時47分　休憩）

（午後６時55分　再開）

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○玉城栄一君　先ほど休憩前に５番議員より、この市場問題について特別委員会設置の動議が提出されまして、動議は成立しているわけでございますけれども、その時点におきまして与党の社大党、人民党が退場いたしておりますが、この市場の問題は10年来保守、あるいは革新というような形で紛糾し続けて現在にいたっているわけでございます。それでこの市場の問題につきまして特別委員会を設置して、この調査をやることによって抜本的な解決ができるのかどうか、いろいろと特別委員会を設置することについて検討を要する非常に重要な問題だと、私たち公明党は考えておるわけでございます。それでその動議を提出された時点において各会派交渉会をもちまして、この特別委員会の処理についてどうするかを検討しようということで私たちは提案したわけでございますけれども、その要求は受け入れられずに現在に至っておるわけでございます。そのような意味におきましてこの市場の調査についての特別委員会の設置の問題を新政会、それから公明党という形で審議することにわれわれは同意しかねるわけでございます。この問題がそういう点で紛糾し続けておりますがゆえに、やはり全議員そろった上でこの問題は検討されるべきである。そのような考え方からただいまの動議につきまして、審議することに私たち公明党は反対をし、そのために退場いたしたいと思います。

（傍聴席より拍手）（玉城、椿議員、退場）

○議長(辺野喜英興君)　14名で定足数に達しませんので本議会は流会になりました。

（午後６時58分　流会）

上会議録を調製し署名する

1970年12月15日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　金城　甚松〔印〕
署名議員　島袋　宗康〔印〕

〔12月16日会議録略〕

12月17日(４日目)午前10時45分　開議

○出席議員（29名）

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	７番　平良　玄昌君	８番　上原　綱正君

９番　金城　甚松君　　10番　島袋　宗康君　　11番(人民)国吉　辰雄君　　12番　儀間　真祥君
13番　平良　信一君　　14番　宮里　敏慶君　　15番　金城　重正君　　16番　高良　文雄君
17番　又吉　久正君　　18番　仲本　安一君　　19番　金城　吾郎君　　20番　黒潮　　隆君
21番　久高　友敏君　　22番　喜久山朝重君　　23番　宮城　　武君　　24番　真栄城嘉園君
25番　比嘉　佑直君　　26番　安見　福寿君　　27番　玉城　栄一君　　29番　椿　　秀義君
30番　大浜　長弘君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　平良　良松君　　第一助役　稲嶺　成珍君　　第二助役　前田　武行君
収 入 役　呉屋　永得君　　市長公室長　平良　清安君　　総務部長　親泊　康晴君
財政部長　伊波　静男君　　経済民生部長　備瀬政太郎君　　建設部長　水間　　平君
土木部長　内間　安春君　　消 防 長　具志　清一君　　水道局長　佐久川寛貞君
教 育 長　譜久山朝直君

○事務局出席者

庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第４号

第１　会議録署名議員の指名
〔第２～第５　略〕
第６　市場問題等特別委員会設置について

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(辺野喜英興君)　これより本日の会議を開きます。日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、宮里敏慶君、金城重正君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第６、市場問題等特別委員会設置については、去る15日の本会議において喜舎場議員より動議が提出され日程に追加することに決定されました。従って本件を議題といたし日程追加の説明を求めます。

○喜舎場盛一君　一昨日、昨日、本日と一般質問が行われたのでございますが、中でも第一公設市場の建設に伴い、問題が未だ究明されてないということが一般質問の中から出て来ております。しかも牧志第一公設市場の改築問題は議員各位がご承知のとおり、14年にわたる那覇市の大きな社会問題あるいは政治問題としてここまで来てるのでございます。歴代市長もこれの解決に当っていろいろと各方面から努力して来たんでございますが、未だに解決をみてないことは市民の一人として残念に思う次第でございます。ところが平良革新市長は就任以来この方確かに市場問題に対して努力して来たのでございますが、その努力の方向は市場問題を攪乱するための努力であって解決する努力でなかったということははっきり言えるわけでございます。過去における一例を申し上げますと、70年度の６月予算議会において議員の皆さんもよくご承知のことと思いますが、あの第二公設市場の完成を見たときに市場業者の皆さんを第二公設市場に移しまして商売をさせるという答弁を30万市民の前でいっております。そしてそのことを市長の答弁を信じ、われわれ30万市民を代表する議員は全会一致で70年度予算を通したのでございます。ところがその直後30分もたたないうちに市長室で、市場の皆さん方が反対であれば強いて第二公設市場に移さない、第一公設市場を改築するんだというようなことを新聞談話で発表しております。その事実を捉えましても、如何に平良市長が市場に対する施策あるいは立候補の際のもろもろの市民との公約を一つも果たしてないということがおわかりかと思います。これはすなわち平良市長の誠意のなさでございます。このようにして市民の代表である議員を前にして、しかも神聖な議事堂において**嘘**をついて、しかも議決させたその時点からこのような混乱が起きることは明白であったわけでございます。この責任はすべて平良市長にとってもらわなければならないと思います。さらにご承知の如く世にも不思議なバラバラ事件というようなことをやってのけております。去った11月16日、さらに30日の両臨時議会において市長は市場建設の意思表示をしたのでございますが、これに応ぜられないという回答が出たわけでございます。しかるにこれを無視して専決処分でもない唯市長の職権によって49万ドル余の市場建設工事を７つにバラバラにしてこれを30日の議会終了後、僅か３日か４日のうちに業者と随契して、そして５日には地鎮祭をやったという事実でございます。およそ30名の議員は少なくとも30万市民の代表でございます。この懸案事項である市場建設に対しては議員各位が市民にかわって監査をする権利があるわけでございます。ところが現在定例議会が行われておりますけれども、この定例議会においてさえ報告事項として出て来ない。しかも建築そのものは１つの物体でございますがこれを７つに分けるということでございます。この建築に当っての支払いあるいは監督といった面において、われわれ議員はこれを真剣に監査をしなければいけないと思っております。それを市長権限でもって処理するということは、これは考えるならばこの那覇市には民主政治はないものと私は断言いたします。こういった市長の行政のあり方にわれわれは蓋をするわけにはいきません。どうしてもこういった２ヵ年にわたる平良革新**嘘**つき市長の今後のやり方を、神聖なる市民代表の議員がこれを監督し是正してゆく必要があるわけでございます。

さらに地鎮祭の問題もございます。５日の午前３時真夜中に後片付けをし同日午前９時から地鎮祭を行っております。さらには従来例のないこと、すなわち市会議員には何の案内状もなかった。そして一部の議員あるいは市当局、業者でこの地鎮祭をやった。平良市長は当選以来市民との対話、あるいはガラス張りの政治と銘打っておりますけれども、やることはすべて丸反対でございます。ご承知のように当選したその直後に課長、係長を選挙運動をしたといって格下げをし弾圧を加えております。こういう一連のあり方、あるいは第二公設市場の完成をまって自分でテープカットしておきながら今日まで周辺の整備を一つもやってない。あそこの業者はあたかも那覇市民でないような冷遇をされております。そして今商売が成り立たない。しかもその建物は130万ドルという金額であり、しかもわれわれの財産であります。その管理のあり方、これひとつをとらえましても大へんな横暴でございます。議員諸公はあの内部の事情をよくおわかりかと思いますが、もはや空家寸前でございます。この130万ドルもする財産を大いに活用し、さらにこれでも足りないので、だから第一公設市場を改築するんだというようなことであるならば話はわかります。ところがあのように第二公設市場を廃物にして、そして一方では無理やりに一部市民から土地収用法でもっていじめて土地を取り上げて、そして法を侵して市場を建築しようというような考えでございます。しかもこの問題はもはや議会のわれわれの手からは離れまして市長の手によってどのような市場がつくられるか、それさえ市民の代表である議員がわからないというような状態ではやはり市民の代表としてこれを許すわけにはいきません。ですから30万市民がいわゆるだれが見てもはっきりして、そしてこれで市場問題は全部解決されるんだといったようなりっぱな建築、りっぱな市場政策がとられていくんだという方向にお互い議員が、あるいは議員間におけるひとつの委員会がこれを調査し、そして悪いところは訂正をさせるといった方向でやるのが当然であると本員は思うのでございます。あの地鎮祭直後に仮処分の停止の申請が却下された。そういった裁判所の却下に対しても平良市政は何ひとつ反省をする色はない。あの却下された問題は痛くもかゆくもないといったような態度、しかも現在工事は着工継続中であるというようなことを言っておりますが、しかしながら工事は着工されておりません。あの地鎮祭をやってからブルドーザーを取りのけて何ひとつ着工しておりません。そのことを追及いたしましたら、やはり何かしら裁判所における仮処分の停止の申請が却下なった、この仮処分に日がかかるようなことを言っております。これは当然でございまして、いくら横暴な平良市政であろうが公正なる裁判所の決定には従わなければなりません。これが法治国家でございます。ところがこういうこともいわゆる知らぬ顔。そして議会で質疑を受けて、市場はどうしてもつく

らなければいけない、あの300何名かの業者を救わなければいけないというようなことを言っております。ところが第二公設市場のいわゆる組合の皆さんはどのようにするかといったようなことはひとつも明記されてこない。しかもつくろうとする市場は１階、２階というようなものだそうでございまするが、どういった小間数があるのか、あるいは２階がどのようにつくられるのかもわからない、こういったことでございます。こういった平良市政の市場政策あるいはまた付近一帯のショッピング・センターの計画なるものもいろいろ検討しておるようでございますが、こういうことに対してもやはり市民に明らかにしてどのような市場をつくるんだ、そして両方の業者の皆さんをどのようにして商売をさせるんだということをまず明らかにしてやるべきだと本員は考えます。建設部長はあの地域の開発、ショッピング・センターの計画を進めていくのにもやはり市民との話し合いを持つ必要がある、ということもはっきり今日の本会議で答弁をしております。そういうことから照らし合わせましても、議会を無視した平良市長のやり方、これを監視する意味からもぜひとも本議会に市場問題等特別委員会を設置して、りっぱな解決策を生み出すのが妥当だと本員は考えます。その特別委員会の設置は10名ほどのメンバーで設置いたしまして、その割り振りについては各派から今後皆さんで検討いたしまして、いわゆるりっぱな市場をつくるための市場問題等特別委員会の設置をお願いしたいと、このように本員は考えるわけでございます。どうか各位の慎重なるご審議をお願い申し上げまして趣旨説明にかえる次第でございます。

○議長(辺野喜英興君)　これは市場問題等特別委員会の設置についての動議でございますので、それに対しての質疑に入ります。

○仲本安一君　同僚議員でありますのであえてたちの悪い質問とか、あるいは時間かせぎ、そういったのは省きたいと思います。ただ、１点だけちょっと。この委員会の趣旨目的はいま話されましたんでわかりましたが、結論的にいえることは市場建設促進のための特別委員会であるのか、それともただ漠然として調査する、調査いかんによっては反対も辞さないというような意味の委員会であるのか、これをお答え願いたい。

○喜舎場盛一君　市場問題等、市場建設、それから調査ですね、そういったものを総合しての特別委員会でございます。

○仲本安一君　終わります。

○議長(辺野喜英興君)　質疑を終結し討論に入ります。

○中村昌信君　本員は日程第６、市場問題等特別委員会設置動議に反対する討論を行います。

市場問題は10年来那覇市の大きな問題として議員各位ご承知のとおりであります。この大きな問題である牧志公設市場改築に平良市長は30万市民の要望にこたえて、また業者の要望にこたえて就任とともに改築に踏み切り、さらに昨年の大火に伴い直ちに臨時議会を招集し、該市場の建設に伴う予算措置を講じ、去る５月に仮市場も建設いたし現在に至っております。また去る６月の定例議会においては牧志公設市場の起債を承認し、一日も早く市場改築ができるように私たち30名議員も30万市民の上に立って今日までこの問題を討議し、また一昨日も市場問題だけで深く論議を行ってまいりました。よってこの市場問題は全議員が周知のとおりであります。５番議員の言う、市民に嘘をつき市民を欺く平良市政には協力できないということは、ただ感情的で反対せんがための反対であるので、今ごろ特別委員会をつくって調査する必要はないと思います。

本員はこの新政会から出された市場問題等特別委員会設置動議に反対するものでございます。賢明なる議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○仲村正治君　日程第６、市場問題等特別委員会設置についての動議に賛成する討論をいたしたいと思います。

この牧志公設市場が終戦直後の食料品の少ない時期に自然発生的にできたわけでございますけれども、当時は場所の確保というものが非常に困難な時代に市民の方々、あるいは県民にその便宜を与えるということで市はその施設をつくったものだと思っております。ほかの地域は終戦直後25年たった今日めざましく発展をしておりますけれども、この場所は市の管理であるためにその開発がおくれているということはいなめない事実でございます。また世の中も大きく変わってまいりました。その公設市場を利用する市民の度合というものも幾分変動が生じてきておりまして、やはり存在価値というものは皆さん市当局がいま言っているほどに大きいものではなかろうかと思います。しかしながら市はそういう場所を提供してきた以上は、また那覇市の中心部として開発がおくれている以上はそれを、義務はないにしてもやはり道義的にそれの施設を何とか改善してあげなければならないということで、歴代市長がここに第二公設市場を建設してきたわけでございます。それの建設は前任者から前市長にまで及びまして前市長時代になって仕事が完成されたわけでございます。けれども現市長はこの事業を受け継いで反省し、さらに業者の方々を新しい市場に全員移すんだということで議会に対しても提案をしてまいって、全会一致でこの市長提出の議案が承認されたけれども、その後いろいろと感情のもつれている業者の方々の圧力に屈して、あるいは市長は最初からそういう計画であったかもしれませんけれども、１時間足らずでそのことが覆された。先ほども提案者も言っておりましたけれども、市民に嘘をついたんだと言われてもしかたがないのでございます。

日ごろガラス張りの政治、あるいは市民との対話の政治といっておりますけれども、この市場改築にあたって特にその建築費の巨額な点からいいまして、自治法第175条２項の規定によって議会の３分の２の賛成者を必要とする議案であり、それが２回も議会において否決され、市民の意思が市長の仕事に対して反対だというように出てきておる事がらを市長独断でその仕事を進めようとしております。もはや那覇市には議会も法律もあったものじゃない。こういう一方的なやり方を私たち議会として見すごすわけにはいかないのでございます。先ほど反対討論をなさった方は、30万市民が要望しておると言っておりましたけれども、私たちに対しては30万市民は絶対にこのような市政は許してはいかぬ、とこのように言っております。

今回、議会の開会中でございますけれども、この建設計画について何も示されない。本当に常識では考えられないほどバラバラに分轄発注、こういうことがどういうふうにして進められているかということを、私たちは議員の立場としてぜひ追及する必要があろうかと思います。先ほど質疑の中で、つくらせないための特別委員会なのかということもありましたけれども、これは一貫して、私たちはこの市場の問題を円満に解決してゆきたいという考え方で、ぜひともこの特別委員会の設置により今後の当局の事業の進め方、また円満な市場の問題解決のために、ぜひこの特別委員会の設置が必要かと思うものでございます。こういう考え方でありますけれども、市長は一方的に党利党略のために、この市場を市民の税金を使って利用しようとしておりますけれども、これを許すわけにはまいらないのでございます。さらにまた、この事業を執行しようとする場所は、ご承知のように係争中でございまして、これがもし敗訴に終わった場合には、市民に対して多大な不利益を与えるものだと思っております。

そういう観点から私たちが特別委員会をつくりましても、おそらく市当局の事業の執行というものは止めないでしょう。しかし進行している経過を私たちは見守っていかなければならないという立場で、この特別委員会の設置に賛成するものでございます。議員各位のご賛成をお願いいたします。

○黒潮隆君　５番議員から提案された市場問題等特別委員会設置についての動議に反対する討論を行います。

結論から申し上げますと、市場問題を円満に解決するという説明をしているということと、さらに６番議員も円満に解決するために市場問題の特別委員会を設置する必要があるというふうに述べておりますけれども、私はそれは引き延ばし策にしか過ぎないというふうに考えます。それは討論の中でもそれが明らかになっておるというふうに考えます。

まず最初に、この市場問題がこれまで紛糾した責任はどこにあるか、これは平良市政、革新市政にあるということを提案理由の中でも述べておりますが、私はそれは全く逆だと思います。それを紛糾させ

たのは、多くの市場の業者の意見、多くの市民の要求を踏みにじってあの第二市場をつくった瞬間、この市場問題は大きく混乱し追い込んだ、その責任は前西銘市長とその当時の与党に大きな責任があると思います。なぜならば私たちは現在の第二市場のある場所に市場をつくるのは、市民の税金を捨てるようなもんじゃないかということを議会でも委員会でも指摘したわけなんです。さらにその市場で働いておる多くの業者が西銘市長をそういう立場から追及したわけです。そこでは絶対繁盛しない。商売というのは場所が一番大切なんです。このことは商人がよく知っておるわけです。ところがそこが一番いいと、繁盛するというふうにやったけれども、結果はそうではないわけです。当時の野党が追及し、そして多くの市場業者が言っていたような結果になった。それは否定することはできないと思います。そこから混乱が起き、その市場に行かないというふうな、強い市場の業者の闘いなどがありまして今日に至っておるというふうにみるのが私は妥当ではないかとこういうふうに考えます。しかしながら私たちはそのできた市場を、当時の野党議員の意思を無視し、そして業者の反対を押し切ってつくったからそのま閑古鳥が鳴くような状態にしていいのかということは、決して考えておりません。その第二市場も当然いろいろな方法を講じて発展するように努めなければならないと思います。それができない場合の解決策というものを立てていかなければならないというふうに考えます。

それから今、この平良革新市政の下で進められておる市場計画はバラバラ事件だと、つまり分離発注しておることについての追及があります。それは私たちは法を踏みにじったことではないと思います。自治法の立場からも、条例の立場からもそれができると思います。臨時会で２回提案したように、特別議決として提案されておるものが、やはり可決されるならばその結果にはならなかったと思います。それはやむを得ない立場からその条例の範囲、市長の専決権としてそれを行使したまでであり、ですから法的にも何ら追及されるところはないんだというふうに考えます。

それから、立派な市場をつくるために見とどけなければならない、あるいは監視しなければならないというふうな意見もありますけれども、それは今後の所管の委員会、あるいは議会においても追及もできるし、見とどけていくことができる。さらにこの提案理由の中で地鎮祭のことも触れておりましたけれども、それは本会議で当局がそれに対して答弁しておりましたので、私はその点については触れないことにしたいと思います。そしてもう１つ、どのような市場をつくるか明らかにされていない、そのために特別委員会をつくって十分審議し、あるいは監督し、あるいは追及していくべきだと、これは最ものように聞えますけれども、しかしその時期ではないと私たちは考えます。なぜならば、皆さんは記憶にあると思いますが、市場を中心としたショッピングセンターの調査費、さらに現在改築がはじまっておる市場の設計委託費、これは全会一致で認められております。皆さん方も賛成しております。もちろんその次にくる予算の段階では野党の皆さんは反対したわけです。ところがその中でも十分審議されたものと思います。しかしながらどのような市場ができるのか、どういう構造になっておるのか、どういう小間数になっておるかという点については、皆さん方のほうでは知らない方が多いかもしれません。しかしそれを審議する機会はあったわけです。どの時点であったかと申しますと、つまり２回にわたる臨時議会、そのときにどういうふうな市場になるのか図面を出せというふうな要求も出されたし、またそういうことができたものだというふうに考えます。今後の所管の委員会でもそれは皆さん方が望むならば、当局は応ずるものだというふうに考えます。ところがはじめからあくまでも反対だという立場に立って、皆さん方は、この臨時議会に臨む場合、１時間ぐらいで終わるんだ、今まで何回も論議がつくされておるので討論して採決するだけだからそんなに時間はかからないとおっしゃっておりました。審議する機会はあったけれども、この立派な市場をつくって本当に市場問題を解決しようという姿勢が全くないために、そういう機会はあったにもかかわらずそれを要求して皆さんは知ろうとしなかったと私は思います。そしてこれまで１階のロビーにも模型も陳列されていたし、さらに新聞でも報道されたとおりであります。そういった点から私は、全然知らないんじゃなくして、あくまでも特別委員会というのを設置し、そこで当局を呼んで調査するんでしょう。そういったところでのやりとりは私たちは引き

延ばし策、妨害にしかならないんじゃないかというふうに私は考えるわけでございます。

従ってこの特別委員会はつくる必要はないと思います。さらに市民の多額の税金をかけてつくる市場は絶対許さないということがありました。それは西銘市長がつくった市場も同じことが言えるわけです。それを革新市長がつくる市場なら許さないということは、これは理屈としても通らないと思います。さらにこの市場の歴史を６番議員が解いておりましたが、そのとおりであります。しかしその役目は終わったと私たちはみております。この牧志公設市場は都市計画からみても核になり、その公共物を中心にしてその地域が発展していくというふうなことが、調査の結果も明らかになっておりました。戦後やはり市場業者を中心にして、その沼地であった土地を埋めてそれを大きく発展させ、そしてその周辺の地価もそれなりに上がってきたわけです。その一部を今こうして市場として、敷地として使用しておるだけであります。それから大阪にも80近くの小売市場があります。市営の市場であります。それは東京大震災のときに食料不足したときに、自然発生的にできた市場が発展し、それが市の管理する市場となって現在に至っております。大正14年にできた古い木造の建物の市場もあります。ところが私たちはそれを見てもわかるように、場所が非常に不便で、建物の構造からしても、非常に悪くいえば監獄みたいな市場をつくってあるんだと業者も言っておるし、本土で商売しておられる方に見てもらいましたが、なるほど公設市場と書いてあるから公設市場だということがわかるのであって、これが本当に商売として成り立つような市場ではないんだということを言っております。しかしながら私たちは科学的に調査するために、今度の議会でも予算が提案されているわけでございます。従ってこの市場を計画どおりつくっていく、そして第二市場に働いておる業者の生活も成り立つように取り組んでいかなければならないんじゃないか。そのためにはそういう特別委員会をつくって妨害、あるいは引き延ばし策に出るのではなくして、議会やあるいは所管の委員会でも皆さん方が追及されるならばできるでありましょう。従って私たちは革新市政と協力していく、皆さんがいく道はあの今閑古鳥が鳴いておる第二市場を、やはり何とかして活気を取り戻すように、そこで働いておる人たちが何とか商売ができるように、そういった面で協力していくべきじゃないか。そういう立場からこの特別委員会の設置は反対いたします。

○又吉久正君　日程第６、市場問題等特別委員会設置について賛成討論をいたします。

本員第二公設市場の工事請負契約に対しても両手を上げて賛成討論した者でございます。なぜ第二公設市場の賛成討論をしたかと申し上げますと、振り返って申し上げるようでありますけれども、今の西市場は食品衛生法に適合しない、早くその市場を改築しなければ行政処分をする、営業停止をするという強い保健所からの注意も再三あり、一歩手前で営業中止がなされようとするときから始まったのでございます。当時の西銘市長はどうしてもその市場の改築をしなければいけないと大きな責任を負わされたのであります。またご承知のようにあの西市場を見てもおわかりのとおり、たとえ保健所から注意をされなくても食生活向上の今日、あの市場でほんとに食品衛生の立場を取らすということは見られない、われわれも議会人としてどうしても一日も早く改築しなければいけないと、そういう考え方に立っていたわけでございます。

また内地から来られるお客も〝こういう那覇の市場があるのか、たいへんだ〟というように、もの笑いもされていたような現状でございます。このことは議員諸公もよくおわかりだと思います。そこでどうしても改築しなければいけないと責任を負わされた西銘市長は、地主と再三にわたって借地契約をしようとしたけれどもなかなか地主は引き受けてくれない。仕方なくよそに用地を求めなければいけないということになったわけでございます。そこで幸いにいまの第二公設市場の用地を譲っていただくということになりまして、そこで建築するには適当か不適当かということでこれは当時の都市計画審議委員会にも提案しまして、都市計画市場として適当な場所であるということを審議会でも決定いたし、そうして都市計画市場として現在にいたっているわけでございます。当時つくるときにもやはりいろいろ右往左往しました。業者のほうから反対もあり、賛成もあり、ふた手に分かれておりました。反対の意見

を聞いてみると、〝地下をつくるとわれわれは地下にやらされるんだ〟ということから大きな反対があったわけでございます。そこでいよいよ着工した。われわれはそこにあの西市場を全部移してきて、道路の整備、付近の環境整備、そういったのも十分になされれば必ず発展するというはっきりした見通しもあったわけでございます。現在為政者が代わらずに自由民主党の市長が出ているならば、隆々と発展しているんじゃないかと本員は確信をもって申し上げたい。なぜならば市場を二分した、品物は両方にもっていった、お客も両方に行かなくちゃいけない。しかし、１つの市場に全部移していくと、よそに品物はないんだからそこに来るのはあたりまえである、発展するのはあたりまえである。だからそういうふうに第二市場に移しきれなかった平良市長、そこに大きな市場発展の阻害の要因があるということを私はここで断言をしておる。第二市場に移しておけば今ごろ隆々と繁昌している。と申しますのは、やはり平良市長もこの市場問題は決して一貫していない。ローソクみたいにフラフラしている。なぜならば69年の６月の予算議会にはっきりと全部第二市場に移すということで新しい西市場の１ヵ年の収入全部上げてある。そうして今の勉強堂の借地料は計上していない。市場使用料は全部移すような予算化をしておる。平良市長は移すということをはっきり言っておる。皆さんもそれをあの当時の議員であればはっきり記憶が残っておる。はっきりその予算書もある。平良市長もはっきり移すんだという意思でのあの予算を組んだわけでございます。

そのときに与野党全部が70年度予算を全会一致で賛成したわけでございます。われわれもやはり、平良市長は市場問題はこれで解決したんだと、もうこれから市場問題は何ひとつ出ないであろうと、そこでその市場問題は隆々と繁昌していくんだと喜んでおりましたが、たった１時間もたたないうちにまた平良市長はローソク火と同じようにまた振り出しに戻っている。なぜならば、つくらないということが議会ではっきりしたので業者が市長室に押しかけてきた、〝何事か〟と、〝選挙のときに公約したんじゃないか〟〝何でつくらんか〟と、押しかけて市長室にいったならば市長は何と言ったか、〝議会対策上、万やむを得なかった〟と、〝またつくります〟と。これで30万市民の市長といえるであろうか。議会をだまし、30万市民をだまし、たった１時間もたたないうちに議会を無視した。これからがこの市場問題の再出発点でございます。そこで平良市長は追いつめられ、市場問題は八方ふさがりになってしまって現在に至ってきております。

そこでその後この問題を臨時議会に契約議案として出したが、われわれとしては２つの市場をつくるということは市民に大きな損害を与えるということがはっきりしておるので、せっかくつくった市場を繁昌させるべきである、そこを強化すべきであるということで一にも二にも30万市民の立場に立って反対をしたのでございます。しかし革新市政はいつも〝ガラス張り〟〝青空市政〟〝話し合いの市政〟と、口を開けば西に向かい東にも向かってそういうことを言っているが、はたしてそれが〝話し合いの政治〟であるか。今度専決処分したということは前代未聞でございます。議会制度の民主主義を否定し49万ドル余りをバラバラにして７つにわけて専決処分した。そういうふうにわれわれ30万市民の代表の議員の意思を無視してそれでいいのか。市長職権があるからといって法を無視し、議会の権限を無視し、そうして今のような状態で建設するということは絶対許せないじゃないかと、こう考えております。特に今〝事業認定取り消しの訴え〟と〝建物住居土地明け渡し請求の訴え〟〝土地収用処分取り消しの訴え〟こういうふうに地主から訴えられております。

特に今注目すべきものは、市当局はもうすでに起工式をしてじゃんじゃん着工するというかまえを見せたけれども、ごらんのとおり裁判所から〝待った〟がかけられた。それさえも予想もしない当局の考え方、これこそ当局の大きな失敗じゃないか。市民にどう申し開きするか、そこも考えなくちゃいけないんじゃないかと本員はそう考えます。また本員の質疑に対して、〝12月22日にはすべて結審になる〟〝着工もできる〟という答弁をしていたが、本員は決してそうは考えていない。第二助役は２回も私に答弁しております。〝22日には結審する〟。勝つ自信があるかということに対して、〝勝つ自信がある〟。そうなると22日から着工することになりますけれども、本員は決して22日、23日から着工できるとは思いません。何の根拠もなく勝つとかいってるが、実際やってみないとわからない。もし万一市が敗訴になった場合には大きな損失をこうむり、市民に大きな不利益を与えるのは火をみるよりも明らかでございます。そういう立場にある市場建築というのは、出来得れば結審をし裁判に勝ってからやるのが当然じゃないかと本員は考えます。そこであのバラバラにした49万ドル余の工事はどういうふうに進んでいるのか。足も頭も切り離してこれに血管をつないでどうしてやってゆくのか。それさえもわれわれ議員にはわからない。どんな設計をしているかもわからない。そこで西市場問題に対して抜本的にうまくゆくような工事をするために、特別委員会を設置せよという動議が提出されております。これに対して反対というのは議員の権利放棄だと本員は考えます。市民の皆さんもそう言っております。たった300人余の業者のために血税の無駄使いだ、50メートルもゆけば肉、魚もたくさんマチヤグヮーにあり用を足しております。皆さんの家から100メートルも行けば何でも買えます、魚も野菜も肉も。それをなんで強いて議会の意思も無視して裁判の決着もつかないうちにハバハバ作らなければいかんのか。これは本当に許せない問題でございます。よって議員諸公には冷静になって考えていただきまして、反対もありましたが特別委員会を設置し、そこで十分検討してやるべきだと思います。よって委員会設置については諸手をあげて賛成いたします。

○玉城栄一君　公明党議員団を代表いたしまして、日程第６、市場問題等特別委員会設置について反対討論をいたします。

本市場問題は皆さんご存知のとおり10数年来各政党また業者の方々、あるいは団体と申しますかそれぞれの利害あるいは思惑がからみまして現在まで紛糾に紛糾を重ねてまいったわけでございます。あるときは政争の具に供された感がなきにしもあらずでありまして、われわれ公明党は零細業者を何とか保護しよう、市民の利益を何とか守ろうという態度でこの市場問題にのぞんでまいったわけでございますし、今日まで事態の収拾につきましてもわれわれは努力してまいったわけでございます。しかし本問題が全議員一致のもとに収拾されないということを非常に残念に思う次第でございます。私たち公明党が非常に懸念いたしますのは、西市場改築に伴いまして現在の第二公設市場の業者の方々の救済問題についてどうするかということでありました。その点につきましてわが党の椿議員が何回も当局に確認し、市長は責任をもって救済し善処すると本議場において答弁いたしておるのであります。しかしご存知のとおり今日まで交わることのない平行線の論議が繰り返されておりまして、特別委員会の設置によりましてなお対決のための対決が繰り返されることを非常に恐れるのであります。主管の建設委員会あるいは必要とあれば本会議におきましても、本問題の調査あるいは究明は十分出来るとわれわれは判断しております。当局は設計図等も全議員に配付すると言っておりますので、そういうことからいたしまして特別委員会の設置には賛成いたしかねるのであります。

○真栄城嘉園君　本員は市場問題等特別委員会設置について賛成の討論をいたします。

まずこの市場問題について平良市長就任以来のことを振りかえってみたいと思います。まず69年６月の予算議会において、牧志第二公設市場に全員収容するということでございました。それが出来ず、さらに西市場の火災がございました。そのとき私たち新政会議員はちょうど本土に出張中でございました。そのとき臨時議会が招集され、われわれ新政会議員不在のうちに仮設市場建設の予算を通しております。そのときは議長も同じく出張中でございました。さらにこの牧志公設市場建設につきまして土地収用法という権力でもって地主の土地を取り上げようとした。そのような中で議会に諮ることなく分離発注し、起工式も夜陰に乗じて行ってるという状態で今日に至っております。事実のままを申し上げるとこのようなことになろうかと思います。私は第一牧志公設市場建設を市が目論んでおります現在の状態で進める場合には、市場問題は決着をつけることは出来ないんじゃなかろうかと考えるのでございます。と申し上げますのは、11月16日、30日、臨時議会を招集し２度も否決になったのでやむを得ずやったんだということを言っておりますけれども、この２回にわたる臨時議会の招集がこの分離発注の一つの理由付けとわれわれは受けとめております。市長が本当にこの牧志公設市場を作ろうということであ

れば、市長みずから与野党を問わず議員個人個人とじっくり膝を交じえて話し合いをすべきじゃないかと私は考えております。そういうようなこともしない。市長が本当に話し合いで政治を進めるということであれば、地主一人一人、議員の個人個人と話し合いを持ち、またそのようなことであれば情勢はまだ変わっていたかもしれない。それを唯単に議会を招集し議案を投げ出して、それも２回やりましたが通りませんでしたというようなことでは、本当にこの市場を作ろうとしているのかどうか、私たちは危惧の念を抱かざるを得ないのであります。特に私が問題としたいのはこの議会におきまして先程５番議員から趣旨説明がありましたように、議会無視、民主主義の否定ということでございます。論理は飛躍するかもしれませんが、私たち議員が今残されている権利回復の道は、やはりこの特別委員会のほかにはないと確信しております。３分の２議決ということは、予算執行はやはり市長の権限ではありましょうけれども、やはり議会にもその決定に参与する権限はあるというような解釈が載っております。今何ら具体的な案は示されず、盲目のままに130万余の金が市長の独断によって推し進められようとしております。私はこれは単に与野党の問題ではない、今こそ議会の権威を回復するために特別委員会は設置すべきであると考えるわけでございます。かかる予算執行のあり方が今後たびたび行われるとすれば、議会の存在価値にもまた響いて来るし、全琉的に及ぼす影響も非常に大であります。まさに地方自治の危機ということであり、ある人の言を藉りれば那覇市は無法地帯であるとさえ言われております。私は議員の良識に訴えたいのであります。与野党の問題ではない。

（「そうだ」と言う者あり）

今こそ私たち議会人として、執行機関と議会との問題を最初から掘り起こさなければならない時期に来ていると私は考えるのであります。

（「そうだ」と言う者あり）

話し合いの政治、まことにけっこうであります。それが話し合いの政治がないばかりにこのような結果になっている。５番議員の説明にもありましたように午前３時に片付けを行って９時には起工式をすませる。従来なら議員全員に案内状が来るでしょうが、議員はもちろんのこと議長にさえ来ない。こんなに議会が無視され、なおこの特別委員会の設置に反対ということは、私はどうも納得できないのであります。この特別委員会以外にわれわれの権利回復の道はないというふうに考えるのであります。

（「そうだ」と言う者あり）

特に市長は、本日の11番議員の質問に答えて、〝なめられて憤慨しない人はいないだろう〟ということでした。事実、この問題について憤慨しない議員というものは、資格の問題として残念でならないのであります。そういう意味におきまして、この特別委員会の設置に皆さんのご賛同を得たいのであります。

○島袋宗康君　討論も十分やっておりますので討論終結の動議を提出いたします。

○金城重正君　本員は５番議員から出されましたところの市場問題等特別委員会の設置に対して賛意を表しまして、賛成討論をいたします。

先ほど来５番議員から始まりましていろいろ賛成討論の中にもあったと思いますが、今日まで平良革新政権の２ヵ年の歩みを見たときに決して一貫したところの革新の市政というものがとられていない。選挙ではいろいろないいことを申し上げ、そしてその後は市民を愚弄したような市政を行ってきております。

（「そうだよ」と言う者あり）

これは先ほどの５番議員からの賛成討論の中でいちいちそれが述べられております。私も同様でございます。特にこの市場の問題についてどのようなことが行われたか、これを私たち謙虚に反省し、ほんとに民主主義のルールに則ったところのやり方であったかどうか。また民主主義のルールを重んじた議会民主主義というものを強調したところの市政のやり方であるかというと、決してそうではないのは明らかでございます。今回平良市長が130万ドルという莫大な金を再び市場をつくるために議案として議会

に提案されまして、２度とも否決されたのは与党の皆さん方もご承知でございます。それが否決されますというと目的のためには手段を選ばない、こういうような方法で今回は市長の権限内におけるところの分離発注これを行っておる。したがってこういう市長の独占的な独断的な専制をやっておることを、私たちは決して許してはならないとこういうように思うのであります。なぜそのように申し上げるかというと、私たち議会人は何のために30万市民から選ばれたのかわからない。当然執行部と議会とはチェックエンドバランスというようなたてまえに立って、私たちは今後の市政というものを行っていかなければならないはずである。これが民主主義のルールである。けれども今日の平良市長のこの市場問題については、もはや私たち議会というものはめくら同然でありまして、那覇市の議会の権威は全く平良市長によりまして蹂躙されておる。それはすなわち新政会はもちろん、公明党、人民党、社大党の与党の議員も含めた30名の議員に対し、

（「そうだ」と言う者あり）

かつまた30万市民に対するところの挑戦であると断言されても間違いないんであります。

（野次あり）

そこで本員に言わせれば那覇市の議会はまさに地に落ちた。これはほんとに笑いごとではない悲しむべき憂うべきことがらであります。一体全体平良市長は口では民主主義を唱え、口では市民の心を心とするところの市政を行う、このようなことを言うておりながら実際の場においてはこのように独裁的な市政を行っておる。この事実を私たちはあくまで究明して、まさに民主主義に則ったところの市政と議会運営というものを私たちは取り戻す責任と義務があると、こういうように本員は考えるわけであります。

ところで先ほど17番議員の一般質問に対して市長は何と申し上げたでしょうか。先ほどの24番議員からの説明、賛成討論の中にもありました。あれはまさに嘘つきであり、言動と行動が相まっていない。これが革新の実態である。そこで社大、人民、またこれに同調するところの他のものがおるというようなことであるならば、さらに市長みずからが目的のために手段を選ばないということであるならば、われわれも目的のためには手段を選ばないところの議員としての手段というものを講じなければならぬ。

（「そうだ」と言う者あり）

これを私たち堅持しておるんであります。こういう議会に相なった責任はだれに起因するか。与党の諸君は口を開けば、悪いことが生じるのは前任者の責任だという。こういうのが無責任な今の与党なんだ。それが政権を担当しておるんだ。いやしくもそういうようなことは市長みずから言うべきでない。あくまでも執行者としての30万市民に対する責任を持って、断固としたところの市政を行わなければならない。ただしそこには民主主義のルールを守る、議会民主政治を守る、こういう基本に立たない限り、やがては那覇市から始まって全沖縄がこのような独裁の場に陥らないということはだれもが保証できないのであります。

市長は去った69年の議会で私たちと何と約束したか。今日になればこれは前々からの問題であったと。しかしです、このように当局並びに議会が混乱に陥ったということは、だれが申し上げても平良革新市政の責任である。その失態のゆえにこのようなことになっておる。去年の６月の議会でわれわれ30名議員と約束したような方法をとっておったら、今日このような混乱したところの議会、混乱というのはなかったということは明白である。そこで嘘をついて議会をだまし30万市民をだまそうとするこの革新の実態、これを私たちは今後明確にしていかなければならぬとこういうように考えております。特にこの特別委員会の設置については私たちは公明党の皆さん方に申し上げたい。また市長みずからも言うておるが、第一公設市場をつくることによってすべての市場問題が解決することがあり得るかという質問に対して「あり得ない」ということをはっきり言うておる、証明しておる。であるならば、平良市長みずからが「私の責任において市場問題を解決したい」ということは裏腹なんだ。だから私たちはあくまでも野党というところの名目も捨てて、こういうようなことで市場を建設するならば、今までの問題

というものをすべて解決できるんだというようなことも提案しておるんだ。あくまでも与党ペースで、野党諸君の言に耳もかそうとしないところのこのあわれな革新市長の実態、私たちは実に悲しい思いがするんであります。私たちはほんとに与野党を捨てて、あんたのときにすべての問題が解決できるようなことをやろう。であるならば、あんたの功績になるんだよ。そこまでも私たちは申し上げておるんです。そうであるのに与党の案どおりものを運ばなければならないという理論はどこにもないんであります。ほんとに虚心坦懐に市民のことを考え、沖縄全体のことを考え、そして民主主義のルールを守っていこうというほんとの初心にかえるならば、市長就任の初心にかえるならば、私たちが献言したのが決して無意味なことではないんだ、こういうように本員は考える次第であります。

30万市民の代表であるお互い同志30名議員、これが今やめくら同然の位置におかれ、議会という権威も何もあったもんじゃない。何もやらなくてけっこうだと、全部市長みずからの方針ですべてをやっていけばいいんだと、こういうような状態になっておるんだ。そういう事態に直面する折、本当に与党の皆さん方が真に謙虚な気持ちで当局に対して建言をし、そして本当に花も実もあるような平良市長の実績というものを残していくのが与党の皆さん方に課された大きな責任なんだ。そういう意味においても私はこの市場問題というものが、何が何だかわからない。一体130万ドルという莫大な市民の血税を使うにおいて、お互い同志、議員はこのような状態であっていいかどうか。これを私たちは謙虚に受け取って、そしてこの市場問題がどういうようにつくられて、どのような方法でこの市場問題が解決されるんだという市民の質問に対しても私たちが答え得るような環境状態、そういうものをつくるのが私たちの議員の務めだと思います。

従ってどうしてもこの市場問題を今後立派な花道を歩むような方向でいくためにも、この市場問題等特別委員会を設置して、そして平良市長が本当に有終の美でこの市場問題が解決できるようにするためにも、この委員会は当然必要である。こういうように考えまして本員はこの市場問題等特別委員会に対して両手を挙げて賛意を表しまして、私の賛成討論を終わりたいと思います。皆さん方与党はもちろん、野党の新政会もみなさん一致して、この特別委員会がつくられますことをお願いし討論にかえます。

○議長(辺野喜英興君)　討論を終結いたします。

○久高友敏君　本員はただいままでの賛成と反対の討論を聞いておりますが、今議長がその採決をとろうとするなかばにおいて、特にこの問題は那覇の多年の懸案でありますが、これに結論を出そうという段階において大きい分れ目にたっております。

従ってこの採決に当たりまして、今那覇市が予定しておる土地の中に特に関係がある議員がいらっしゃるわけであります。そういう場合にはやはり、この議事について、つまり事件についての採決の場合はやはり除斥すべきではないかと本員はそう考えます。これは見解の相違であるかもしらない。事務局長のこれについての見解、これをひとつ述べていただきたい。

○議長(辺野喜英興君)　休憩いたします。

(午後８時６分　休憩)

(午後８時７分　再開)

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○久高友敏君　自治法第57条において、やはり委員会においてもしかりでありますが、まだ委員会は設置されておりませんが、この土地は系争中であるということも討論の中に入っております。もし系争中でこの問題がふり出しに戻った場合でも、やはりこの自己の利害に関係するかと思います。特に今の土地に那覇市のつくるかつくらないかによってこの方が利害に直接関係があると私はこう理解しておりますが、しかし今事務局長が休憩中に説明されたことは〝全然関係ない〟と、〝委員会をつくる問題であるので直接関係はない〟という見解に立つならば、私はあえてここで採決をとるとかとらないとかということじゃないわけですが、私はこれに対してはまだ疑問があります。いずれ研究してその場において明らかにしたいと思います。

○議長(辺野喜英興君)　本件については反対討論、賛成討論と実に長時間にわたり、かつ熱弁をふるっておりますが採決に入ります。

本件について賛成の諸君の起立を求めます。12名で少数であります。よって日程第６、市場問題等特別委員会設置については否決されました。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　これで本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は12月21日午前10時会議を開きます。これにて散会いたします。

(午後８時10分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1970年12月17日

議　　長　辺野喜英興〔　〕

署名議員　宮里　敏慶〔　〕

署名議員　金城　重正〔　〕

12月21日(５日目)午前10時15分　開議

○出席議員(29名)

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	７番　平良　玄昌君	８番　上原　綱正君
９番　金城　甚松君	10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	12番　儀間　真祥君
13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君
17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君	20番　黒潮　　隆君
21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君
25番　比嘉　佑直君	26番　安見　福寿君	27番　玉城　栄一君	29番　椿　　秀義君
30番　大浜　長弘君			

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君
収 入 役	呉屋　永得君	市長公室長	平良　清安君	総務部長	親泊　康晴君
財政部長	伊波　静男君	経済民生部長	備瀬政太郎君	建設部長	水間　　平君
土木部長	内間　安春君	消 防 長	具志　清一君	水道局長	佐久川寛貞君
教 育 長	譜久山朝直君				

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第５号

第１　会議録署名議員の指名

〔第２～第５、追加第１～第３　略〕

会議に付した事件

(議事日程に同じ)

○議長(辺野喜英興君)　これより本日の会議を開きます。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、平良信一君、又吉久正君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　以上で全日程を終了いたしました。本定例会をこれで閉会いたします。

(午後４時30分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1970年12月21日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　平良　信一〔印〕
署名議員　又吉　久正〔印〕

64　1971年(昭和46年)　３月　第128回定例会[都市計画]

３月23日(初日)午前10時13分　開会

○出席議員(28名)

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	７番　平良　玄昌君	８番　上原　綱正君
９番　金城　甚松君	10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	12番　儀間　真祥君
13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君
17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君	20番　黒潮　　隆君
21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君
25番　比嘉　佑直君	27番　玉城　栄一君	29番　椿　　秀義君	30番　大浜　長弘君

○欠席議員(１名)

26番　安見福寿君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君
収入役	呉屋　永得君	市長公室長	平良　清安君	総務部長	親泊　康晴君
財政部長	伊波　静男君	経済民生部長	備瀬政太郎君	建設部長	水間　　平君
土木部長	内間　安春君	消防長	具志　清一君	水道局長	佐久川寛貞君
選挙管理委員長	赤嶺　正一君	教育長	譜久山朝直君		

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
〔第３略〕

会議に付した事件

(議事日程に同じ)

○議長(辺野喜英興君)　これより1971年第128回那覇市議会定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、久高友敏君、宮城武君を指名いたします。

○議長(辺野喜英興君)　日程第２、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期、定例会の会期は、本日から４月２日までの11日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって会期は11日間と決定いたしました。

○議長(辺野喜英興君)　お諮りいたします。委員会審査等議事の都合により、３月24日、同27日および29日から31日まで計５日間は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって３月24日、同27日および29日から31日まで計５日間は休会することに決しました。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。次会は25日会議を開きます。

(午前11時35分　散会)

上会議録を調製し署名する

1971年３月23日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　久高　友敏〔印〕
署名議員　宮城　　武〔印〕

〔３月25日、26日、30日会議録　略〕

４月２日(５日目)午前10時47分　開議

○出席議員(27名)

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	７番　平良　玄昌君	８番　上原　綱正君
９番　金城　甚松君	10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	12番　儀間　真祥君
14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君	17番　又吉　久正君
18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君	20番　黒潮　　隆君	21番　久高　友敏君
22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君	26番　安見　福寿君
27番　玉城　栄一君	29番　椿　　秀義君	30番　大浜　長弘君	

○欠席議員(２名)

13番　平良信一君　25番　比嘉佑直君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君
収入役	呉屋　永得君	市長公室長	平良　清安君	総務部長	親泊　康晴君
財政部長	伊波　静男君	経済民生部長	備瀬政太郎君	建設部長	水間　　平君
土木部長	内間　安春君	消防長	具志　清一君	水道局長	佐久川寛貞君
選挙管理委員長	赤嶺　正一君	教育長	譜久山朝直君		

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第５号

第１　会議録署名議員の指名
〔第２～第５、追加第１　略〕
第６　決議案第１号　那覇市の都市建設事業推進に関する要請決議(議員金城吾郎外10人提出)

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(辺野喜英興君)　これにより会議を開きます。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、中村昌信君、瀬長フミ君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。日程第６、決議案第１号那覇市の都市建設事業推進に関する要請決議を議題といたします。提案者の説明を求めます。

○金城吾郎君　ただいま上程されました決議案第１号について趣旨説明を申し上げます。去った一般質問の中で27番議員から市長は定例議会終了後、直に上京して復帰に向けて軍用地開放、あるいは財政の問題について折衝したいということだが、それに議会代表も一緒に行ったらどうかという提案がなされました。大変けっこうなことであるという市長からの意思表示がありまして、議会運営委員会を開いて議会としての意思をどのように決定するかという話し合いがなされまして、その中からこの要請決議案が出てまいっておるのであります。

ご承知のように４分の１世紀以上におよぶアメリカの統治下の中で沖縄の政治、経済、社会、教育、文化各面にわたって大きなひずみが出ておるのはご承知のとおりでございます。しかしながら一昨年の日米共同声明によって沖縄県民が好むと好まざるとにかかわらず、あるいは返還協定の内容如何にかかわらず返還されるということが確定づけられておるので、この返還問題についてはいろいろ各派において意見の食い違いもあろうけれども、復帰すれば本土との格差がないように、差別されない形での返還を実現しなければならない。このことはすでにご承知のとおり各派においても確認をされておることだと思います。こういうことでわれわれ那覇市におきましても今日まで財政面、あるいは土地の取得の問題、あるいは軍用地等のために都市計画事業が非常におくれておる。このことは財政問題ともからみまして遅々として進まない都市計画が市民生活に大きな影響を及ぼしておる。そこでこの際日本政府に対して強力な要請をし返還実現までに本土と差別のない沖縄県、あるいは那覇市、これを実現するための努力をしたい、そこで那覇市議会として要請決議をしたい、こういうことであります。それでは案文を朗読したいわけですがその前に挿入をしていただきたいと思います。下から５行目、「よって日本政府は、その責任において」の次に「軍用地の早期開放並びに」を挿入して下さい。それでは朗読いたします。

那覇市の都市建設事業推進に関する要請決議

26年の長期に及ぶ施政権の分離は沖縄県民にとっても大きな歪みと格差を生じせしめた。

待望久しかった施政権返還を明年に控え各自治体において復帰対策作業が急速に進められているが、公共施設を中心とする社会資本の充実、拡大が要請されている。

特に那覇市の都市計画事業の立ちおくれは大きくあらゆる面で市民要求に応えられない現状である。

那覇市の総面積の３分の１に及ぶ米軍用地およびその施設は都市計画上大きな障害となっており、那覇市議会は再三にわたり日米両国政府にその早期開放と撤去方を強力に要請してきたがいまだに実現されないことはまことに遺憾である。

他面、平和にして文化的な近代都市建設には、膨大な資金を必要とするが、当市の財政事情からして、該事業の推進は到底困難な現状にある。

よって日本政府は、その責任において軍用地の早期開放並びに沖縄に対する特別措置を講じ、那覇市の都市計画事業全般にわたる長期財政投資を継続して実施するよう強く要請する。

昭和46年４月２日

那覇市議会

あて先は内閣総理大臣、衆参両院議長、そして各庁に行く場合はそれぞれ代表団のほうでやってもらう、こういうことになっています。

それから議会側として当局と一緒に行くわけでありますが、議会運営委員会においてだいたいどういう要請をするのかと、その内容について確認をしようということになりまして、確認されておる事項がございますので申し上げます。軍用地開放の問題が１点であります。それは那覇港のうち現在民間船が使っておる商業岸壁、ガソリン貯蔵庫、さらに上之屋の住宅地域の開放、こういうことでございます。それから財政援助問題につきましては焦点をしぼるという意味で、まず環状２号線の早期完成方についてとその予算措置、次に緑ケ丘公園の整備と墓地公園の造成について、３点目には先ほども趣旨説明の中で申し上げましたように、都市計画事業の隘路になっておる土地の取得、これをやらなければならないということで先行投資特別会計に対する財政的配慮について、以上の点についてしぼって折衝すると、こういうことが議会運営委員会において確認をされております。さらに議会からの派遣の代表団は議会運営委員会において一度話し合われておりますが、おって議長のほうから指名があろうかと思いますのでご了承願います。

○議長(辺野喜英興君)　ただいまの説明に対して質疑に入ります。

○宮里敏慶君　ただいまの提案者の趣旨説明の中に、軍用地の開放個所に那覇航空隊の一部が開放になるという確実の情報も受けておりますが、これが漏れておりますが。

○金城吾郎君　この那覇空港の問題は当局のものには入っております。ところが議会運営委員会においてはこの基地問題に対する各派の意見が食い違う場合は困るので、一応議会としてはこれは削除する。こういうことで出ておりません。

○宮里敏慶君　この那覇航空隊の一部と申しますと、ガジャンビラの上のほう、旧試験場跡ですがね、ここが開放になるという私は確実な情報を握っておりますが、これが漏れておるということは支障をきたさないかどうか。

○金城吾郎君　開放されるということが確実視されておるところは強く要請しなくてもいいと思います。

○宮里敏慶君　新聞の情報によりますと、ガソリンタンクの撤去、それから上之屋のほうも開放になるというふうに報道されておりますが、そうすると……。

○金城吾郎君　あれは未確認情報であります。復帰の時点までに努力をしたいということであって、たとえばガソリンタンクの開放問題につきましては、あのガソリンタンクをどの地域へ移転させるかという問題でまだ最終的な話し合いがなされておらないと、こういうことのようであります。

○議長(辺野喜英興君)　質疑を終結し討論を省略し採決に入ります。日程第６、決議案第１号那覇市の都市建設事業推進に関する要請決議については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本決議案は可決されました。

なお先ほど提案者から説明のありましたとおり、あて先は内閣総理大臣、衆参両院議長にしたいと思います。その他また向こうに行って必要があれば関係省庁のほうにも提出するということにいたしたいと思います。代表団の日程は４月４日出発いたしまして10日までの１週間というふうになっております。なお代表団のメンバーは５名、そして議会運営委員会では当初正副議長、それに３常任委員長としておりましたが、ご承知のように正副議長を出すということは当を得ていないので、今回は副議長はその代表団に加わりません。代表団メンバーは議会運営委員会の委員長金城吾郎君、総務委員長の黒潮隆君、建設委員長の比嘉佑直君の代わりにその会派から喜久山朝重君、さらに経民教委員長の大浜長弘君の代わりにその会派から玉城栄一君、それに議長辺野喜英興、この５名がその代表団として行くことに決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって代表団は辺野喜英興、金城吾郎君、喜久山朝重君、

黒潮隆君、玉城栄一君の５名に決定いたします。

○議長(辺野喜英興君)　以上で全日程を終了いたしました。これにて第128回那覇市議会定例会を閉会いたします。

(午後３時15分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1971年４月２日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　中村　昌信〔印〕
署名議員　瀬長　フミ〔印〕

65　1971年(昭和46年)　７月　第130回臨時会[水道]

７月23日(１日)午前10時35分　開会

○出席議員（26名）

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	８番　上原　綱正君	９番　金城　甚松君
10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君
15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君	17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君
19番　金城　吾郎君	20番　黒潮　　隆君	21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君
23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君	25番　比嘉　佑直君	27番　玉城　栄一君
29番　椿　　秀義君	30番　大浜　長弘君		

○欠席議員（１名）

26番　安見福寿君

○市町村自治法第61条による出席者

第一助役　稲嶺　成珍君	第二助役　前田　武行君	収入役　呉屋　永得君
市長公室長　平良　清安君	総務部長　親泊　康晴君	財政部長　伊波　静男君
経済民生部長　備瀬政太郎君	建設部長　水間　　平君	土木部長　内間　安春君
消防長　具志　清一君	水道局長　佐久川寛貞君	

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　意見書案第１号　時間給水解消のための緊急対策に関する意見書(宮城武議員外11人提出)

〔第４略〕

会議に付した事件

(議事日程に同じ)

○議長(辺野喜英興君)　1971年第130回那覇市議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、黒潮隆君、

久高友敏君を指名いたします。

○議長(辺野喜英興君)　日程第２、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期、臨時会の会期は本日１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって会期は１日間と決定いたしました。

○議長(辺野喜英興君)　日程第３、意見書案第１号時間給水解消のための緊急対策に関する意見書を議題といたし提案者の説明を求めます。

意見書案第１号

時間給水解消のための緊急対策に関する意見書

このことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので提出する。

1971年７月23日提出

提案者

那覇市議会議員　宮城　　武

賛成者

那覇市議会議員	喜舎場盛一	仲村　正治	上原　綱正	平良　信一
	宮里　敏慶	金城　重正	高良　文雄	又吉　久正
	喜久山朝重	真栄城嘉園	比嘉　佑直	

(提案理由)

80年来の干ばつで極度の水不足に直面し、市民生活を不安におとし入れている。これ以上の水事情の悪化は、市民生活を大きく破壊することになるので、その対策について、市町村自治法第39条第２項に基づき意見書を提出する。

時間給水解消のための緊急対策に関する意見書

文化生活の向上に伴う水需要の増大に対処するとともに、水資源の開発を促進し、市民生活が快適に営まれるよう、万般の措置を講じられたい。

理　由

今、県民は80年来の干ばつで極度の水不足に直面し、市民生活を不安におとし入れている。これ以上の水事情の悪化は、市民生活を大きく破壊することになる。

しかるに、渇水期に対する具体的対処策が確立されないことは生活に対する大きな不安であり、誠に遺憾にたえない。

水道公社は、平時において１日当り約6,000万ガロンを配水しているが、７月16日以来の30時間断水の結果は、平均約4,000万ガロンの配水で、2,000万ガロンの節水をなしているのが現況である。

その急場を打開する方途として、先に民政府より発表された石川浄水場より瑞ケ山貯水場間の仮設送水パイプ敷設工事を早急に着手し、一日も早く完成して市民需要に応えられる措置を講ぜられるよう、強く要望するものである。

1971年７月23日

那覇市議会

○宮城武君　意見書案第１号、時間給水解消のための緊急対策に関する意見書の説明を申し上げます。

この案は皆さんのお手元に配付いたしてあるとおりでございますが、この案を提出いたしました最大の理由は、昨今の水事情の悪化、特に80年来の異常干ばつであると言われております。それに対してわが那覇市におきましては７月16日以来30時間断水という異常事態に突入したわけでございます。しかも

お互いの市民生活の根幹をなす、また文化生活の基礎をなす水の不足ということは市民各位の生活の不安であり、その解決策なくしてこれからの日常生活の快適な営みは出来ないのであります。そういう緊急事態に鑑みましてこの難局を何とか打開してゆかなければいけない。そこで私どもの考えといたしまして具体的な打開策を関係官庁に申し入れ、その善処方を講じようという意味から本案を提出した次第でございます。なお63年のあの干ばつ時期に私どもは非常な苦い経験をもっておるのでございます。しかしながらあれ以来８年を経過した今日、このような異常渇水状態に関する緊急措置がとれない、またとれる施設が完備されてないということはまことに遺憾に堪えない次第でございます。しかしながら事ここにいたりまして恒久対策を云々しておったんじゃ、とてもじゃないがあすからの生活に支障を来すということで今回緊急対策一本にしぼった次第でございます。公社、琉球政府におきましては水資源の確保という意味で現在福地ダムに97億ガロンの貯水ダム建設途上であります。これが出来ますとある程度水の緩和策というものはとれると思います。しかしながらダムが出来てもそれを都市地域、市街地に送水してくる施設をまた完備していかなければならないんじゃないかという点もあるわけでございます。そこら辺は今後日本政府の打ち出しておる復帰記念事業の一環として水資源開発というものが謳われております。そういう面からの対処策がとれるんじゃなかろうかというふうに考えるのでございます。そこで今回のこの緊急事態を乗り切る一方策といたしまして、現在北部地域にある河川水を取水し石川にあるところの浄水場まで原水をもって来る。その原水をフル回転させて現在ある瑞ケ山ダムに原水を貯蔵していこうじゃないかという案が、先程民政府より発表されております。それについては仮設パイプ敷設の問題で土地の借り上げなどいろいろ難渋しておるような話を聞いております。そこでそういう事態を私どもといたしまして団体の意思でこの問題が早く解決し、今後スムーズにその水の取水を完了し、市民の水不足解消にいくらかなりとも貢献できればという意味から本案を提出した次第でございます。そこで議員各位のご賛同を得て関係官庁に意見書として提出したいということでございます。なお、本案の宛先は琉球政府、および琉球水道公社の２ヵ所でございます。なにとぞ議員各位のご賛同を得て本案がスムーズに提出されることを期待しお願い申し上げる次第でございます。

○議長(辺野喜英興君)　ただいまの説明に対して質疑に入ります。

○仲本安一君　渇水対策のための意見書を提出されたことは、まことに時宜を得たことであり結構なことだと思います。また提案者に敬意を表しますけれども、提案理由の中で２、３具体的な問題についてお尋ねしたいと思っております。大した問題ではないかもしれませんが提案理由の中、または意見書の理由の冒頭におきまして80年来の干ばつ云々ということでございますが、本員の調査では1963年の干ばつの水事情に比較してまだよろしいということであります。80年来という表現は妥当ではないと斯様に思います。それはさておきまして、具体的には石川浄水場より瑞ケ山貯水場間の仮設送水パイプ敷設工事を早急に着手し云々ということがございますが、このことも水事情を緩和するという面においてはまことにけっこうであります。本員の知る範囲内ではその施設をしても浄水場自体に現在のところ水が少ない。従ってその施設をしても果たして施設に基づく送水がそれだけ可能であるか、そこら辺についてもいささか本員としても自信がないわけでございますけれども、提案者はこれについて調査の上でご提案されたと思うのでご説明願いたいと思います。宛先は琉球政府、琉球水道公社ということでございますけれども、全会一致でこれまで本会議におきまして数回にわたって要請し続けてまいりましたところの、いわゆる公社、水源地の民移管というのはいいチャンスであると思いますので、そういう面を決議するようなご見解をもっておられるかどうか、この３点についてお尋ねしたいと思います。

○宮城武君　お答えいたします。80年来の干ばつということだが、63年よりは水事情がいいんじゃないかというご見解でございますけれども、これは送水量の問題と、北部地域あるいは各地域における原水、あるいは河川を流れる水量等を勘案いたしまして、80年来の干ばつということで立法院における水道公社の議会答弁の中でも出ており、それをもとにしてやったことでございます。

次の石川浄水場より瑞ケ山ダム間の仮設送水パイプを引いても原水そのものに問題があるんじゃなかろうかということでございますが、現在北部の河川、福地川、あるいは大保川、平南川等から大体1,200万ガロンの原水を取水しております。しかしながら北部の河川は現在水量が大分あるということでございます。しかも地域地域によって相当降雨量があるし、沖縄で言うカタブイというんでしょうか、そのときは河川の水量は急激に増していく。その増した水量を捨てるんではなくて、ポンプ場の能力をフル回転させてこれを現在の瑞ケ山ダムに引いて、貯水しておこうじゃないかという案でございます。ご参考までに申し上げますと、現在水道公社が所有しておるダム、たとえばハンセンダムであるとか、天願ダム、あるいは瑞ケ山ダム、それから平川ダム、そういうところの貯水能力が大体11億7,000ガロンといっております。それだけの貯水能力を持っておきながら現在の時点でどの程度のダムの水量になったかというと、大体１億5,000～２億程度で10分の１くらいに水量が減ってきているというのが実情でございます。そのようなところを石川ポンプ場から瑞ケ山のダムまでこのパイプ架設することによって北部の原水を貯水できる。また石川ポンプ場の能力というのは大体浄水して１日に７万トンくらいできる能力を有しておるようでございますが、ここで浄水した水を保管する箇所が少ない。現在持っておる貯水タンクというのは大体2,000万ガロンくらいのタンクしかないようでございます。そこで浄水する間、原水を貯水するポンプを休むわけでございます。それをひとつフル回転させようじゃないかというような観点から、先に民政府としてはこういう緊急な場合には幾らかなりとも水の確保というのは優先していく、架設して持っていくことによっていくらかの緩和策ができるんじゃなかろうか、というふうなことでございます。

また３番目の公社そのものの民移管の問題でございますが、これは長年琉球政府あるいは県民感情といたしまして要求のあることは事実であり、またお互いの県民要求の重要案件だと本員も思料する次第でございます。ただし沖縄返還が確定した今日、水道公社及び電力公社、あるいは開発金融公社そういう公社につきましては、すでに本土政府、米国政府との間にある点の了解がとられているということは新聞の報ずるところであり、またわれわれもその点復帰対策要綱といろいろとかみ合せまして理解している次第でございます。よって返還時に自動的に解決できる問題であろうかと思います。よって、民移管の決議をするということよりも、今回は特に水事情の悪化と現時点をどう打開していくかというところに重点を置いていただいて、この渇水対策、いわゆる時間給水の解消という１点にしぼっていただければより力強い方法が出るんじゃないか、というふうに考えております。

○玉城栄一君　この時間給水解消の緊急対策ということは当面最も大事なことでありまして、われわれも早急にこの対策は樹立されるべきだと思うわけであります。この意見書の中で、この緊急対策の解消策といたしまして先ほどもご質問がございましたけれども、石川浄水場より瑞ケ山貯水場間の架設送水パイプ敷設工事によってこの現下の30時間断水、そういう問題が解消されるとこういうことになっておるわけでございますけれども、この意見書を那覇市議会の名において関係省に提出するわけですけれども、そこで私確かめておきたい点は、この架設送水パイプの敷設工事によって現下の水の問題が解消されるのであるかどうか、その辺那覇市には水道行政をあずかる機関もございますので、休憩中でよろしゅうございますけれども、一応その点を水道局長から伺っておきたいと思うわけでございますが、休憩をお願いできますでしょうか。

○議長(辺野喜英興君)　休憩します。

(午前10時57分　休憩)

(午前10時58分　再開)

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○玉城栄一君　それ以外にはないのかどうか、その点をお伺いします。

○議長(辺野喜英興君)　休憩します。

(午前10時59分　休憩)

(午前11時５分　再開)

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○玉城栄一君　ただいま休憩中で水道局長からこの緊急対策についての当局の考えの一端を伺ったんですけれども、いろいろ新たな問題も出ておるわけでありまして、その意見書につきましてただいまの局長の説明等も挿入していく、というようなお考えは提案者におありであるかどうか。その点についてお伺いします。

○宮城武君　27番議員にお答えいたします。先ほど水道局長が休憩中にお話し申し上げておったが、水事情そのものと全くそのとおりでございます。ただし私どもが望んでいるのは緊急対策であり、北部においては地域地域で降雨があるわけでございます。降雨ある時点で水量があっても、現在の段階ではフル回転させても全部取り切れないという実情があるわけでございます。取り切れないというのは何かというと、貯水場がない、原水をためる場所がない。そこで石川ポンプ場に全部送水して浄水しているわけでございますが、その石川ポンプ場に原水を取水してそれを瑞慶山ダムのほうに確保しておこうという考え方でございます。また先ほど来お話にありましたように、福地川の上流だとか、あるいはヘナン川先であるとか羽地大川であるとか、そういうところから取っていこうということで現在強力な折衝が進められておるわけでございます。そういう点であれはあの問題として、打開策としてやらしておって、現在降雨の時に水がある部分は早くこれも敷設しておって貯水場に入れられるような措置を早く講じさせようということであります。あの水量の問題は現在進めているわけでございます。そういうふうな見解でこの際、貯水のできるような、水を捨てないで済むような方法を講じさせようという見解に立っているわけでございます。

○議長(辺野喜英興君)　質疑を終結いたします。

○真栄城嘉園君　この際動議を提出いたします。ただいま議題となっております意見書案第１号と関連するわけでございますけれども、昨今の那覇市の水道事情は近年にない水不足をきたして、市民生活を著しく圧迫しており非常に市民に迷惑と不安を与えております。そこで水道行政の執行者であります市長はこの市民が困っておる姿、状態をどのように考え、どのように解決していこうとされているかについて質したいと考えます。よって渇水対策について緊急質問をいたしたいと思いますので同意の上、この際日程に追加され本件を先議して、直ちに発言を許されたいことを望んでおります。

(「賛成」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ただいまの真栄城嘉園君から緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、先議して直ちに発言を許されたいとの動議が提出され、賛成者がありますので動議は成立いたしました。よって本動議を議題といたします。お諮りいたします。本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって真栄城嘉園君の緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、先議して直ちに発言を許されたいとの動議は可決されました。真栄城嘉園君の発言を許します。

○真栄城嘉園君　まず意見書にありますとおりに80年来の干魃で市民生活は極度に圧迫され、市民に対して非常に迷惑と不安を与えております。この水問題は市当局だけの問題ではなくこれは議会議員としても、この市民の不安と迷惑を除去するよう努力しなければならないことは言うまでもございません。そこで質問をいたしたいと思いますけれども、現在の那覇市の給水事情をご説明を願いたいと思うのでございます。平時におきましては約１日７万トンから７万5,000トンの水量を使っているやに聞いておりますけれども、現在30時間断水、18時間給水というような形になり、あるいはまた那覇市を二分いたしましてＡ、Ｂ地域に分けて給水いたしております。そこでお伺いしたいことは１日何トン現在那覇市民に水を供給しているか。その面からお尋ねいたします。さらにはまた、現在地域によって時間差があると考えますけれども、何時間那覇市は断水して何時間給水しているか。この面もお伺いしたいと思います。それから現在の渇水期における不良給水地域の改善策、これをどのようにお持ちになっておられるかお伺いいたします。列挙いたしてご質問いたします。さらにまた、渇水期における消防用水はどのような状態に置かれておるのか。その対策はどのようにお考えになっておられるのか。たとえば本日はＡ地域が断水地域になったとすれば、そこで火災が発生した場合どのような措置を講じていこうとなされるのか。その面もお伺いします。さらにまた、現在市民が非常にお困りになっておるが、水道料金の減免をお考えになったことがあるかどうか。それもお伺いいたします。さらに両先島におきましては干害による被害が約1,000万ドル以上だというふうに言われております。那覇市におきまして干害による被害の調査結果はどのようになっておるのか。農業あるいは水産業、あるいは諸生産業であります工場や一般市民の被害の程度はどのぐらいの額にのぼっておるのか。調査結果がございましたら公表をお願いしたいのであります。あとはのちほど自席から質問を続けます。

○水道局長(佐久川寛貞君)　24番議員のご質問にお答えいたします。現在の給水量は幾らになっておるかというお尋ねでございますが、これは19・20・21・22日と今統計をとっております。那覇市の水道は公社から受ける水量と、それから泊浄水場の水量の両方の合計になっておりますが、このＡ地区とＢ地区で給水人口の差がありますので両方平均いたしませんとはっきりした平均が出ませんので、この19・20・21・22日の４日間を平均いたしますと４万9,000立方メーターとなっております。４万9,000立方メーターとそれから公社から直接給水している量の小さい分が1,800ございますので、これを足してだいたい現在の１日平均の給水量が５万800立方メーターでございます。

それから給水時間と断水時間が何時間になっておるかというご質問でございますが、現在朝の６時に、たとえばＡ地区ならＡ地区、Ｂ地区ならＢ地区とパイプを開きまして晩の12時に停めるということで18時間給水、30時間断水ということになっております。ただし作業の過程で、約80ぐらいのパイプの操作がありますし、２個班ずつ毎日徹夜で作業させておりますが、作業が始まって終わるまでだいたい２時間かかる。開けるのに２時間、閉めるのに２時間かかりますので地域によって水のとどく時間等によって、地域によっていろいろ時間差がございます。６時と申しましても直ちに６時に出る所もあるし、それ以前に出る場合もあるし、２、３時間おくれる地域もあると、だから大体高台地区は多少遅れて出ておるのが現状でございます。

それから不良給水地区の解消でございますが、最初は平面的な区分で、たとえば首里、真嘉比、古島、安謝地区、繁多川、識名、上間地区これをＢ地区として給水しておりましたが、１日に２、３日分の水を使う関係上、松川のポンプ場の送水能力が足りずに高台地域の給水が非常に困難であるという状態が起こりましたので、赤田、崎山、鳥堀、汀良町の一部、久場川町の一部、石嶺の一部、この地区の高台地区をＡ地区に編入して、松川のポンプ場が休んだとき送るという方法をとってこの地区の不良地区の解消は現在成功しております。それからＢ地区におきまして小禄のほうでの高良、宇栄原団地でございますが、そこはＡ地区に編入した場合どうしても宇栄原団地のポンプ場まではうまく水がいかない、途中で使われてしまってうまくいかないということで、団地の給水塔に上げることが困難でありましたので、この地区は逆にＢ地区に変更いたしまして、一般の小禄地区の水を使わないときに、水圧が十分あるときに送っており、こういうことで不良地区の解消に努めております。それからいつも問題になりますのは楚辺の高台地区でございますが、こちらも周辺が低い地域でしかも水の消費量の高い地域で、いつも不良地区として何しておりますが、現在は何とかうまくいっております。というのは、これは識名の配水池からの送水でございますので、識名のタンクの水位を上げさえすれば十分いくことになります。これの抜本的解決策としては農連前から直接向こうに至るまでの間のパイプを直結して、ほかの地域と切り離すということで現年度で予算計上してあります。これはそこの工事が出来れば解消するんじゃないかとこういうふうに思っております。もう一箇所、山形屋地区でございますが、山形屋のほうが地下タンクに大量に取るためにその周辺が非常に迷惑を受けるということになっております。これもすでにいま工事をやることになって入札の段階になっております。このほうも工事が終われば大体解消するんじゃないかとこういうふうに思っております。そのほか今度の渇水でいろいろ悪いところを露呈

しておりますが、これはひとつびとつの小さい部分でございます。その部分も全部調べ上げておりますので今後この解消に努力していきたいと思います。たとえば構造上、最初個人でもって４分の３のパイプで引っぱっていって奥までやっておったのが、途中でこっちにもあっちにもというふうにわけて４分の３のパイプから、あるいは１インチのパイプから２、30軒が給水を受けておるという状況もありまして、そういうところは水圧が弱ると奥までいかないようになる、これもいま全部調べて現在ぼつぼつ工事をやりつつあります。そういうことによって一件一件の解消ははかれるんじゃないかと思います。それから施設自体の不備もございます。たとえば整肢療護園なんか、これは最初40名の収容人員でございまして、引き込みをインチ半のパイプでやっておりましたが、現在220名の児童を収容し、従業員等を含めて300名を超すような状態になっても依然として引き込み栓は同じだということで、引き込み栓の解消を政府のほうに申し入れてあります。こういうふうに個々の施設自体の不良だとかいろいろなことで不良地域がありますが、これも今後の機会をとらえて一々調査して解消していきたいとこういうふうに思っております。

それから水道料金の減免についてでございますが、こういう異常渇水の場合は相当真剣に考えていかなきゃいけない問題じゃなかろうかと思っております。ここをケースバイケースで十分検討していきたいとこういうふうに思っております。たとえば電話であった話でございますが、ある家庭のごときはあわてて井戸に突っ込んで水をためておるというふうなことも電話で聞いております。ただしこれは現場を確認しておりませんが、そういう場合にはものすごくメーターは上がるというふうなこともありまして、その他いろいろな事情があろうかと思いますので、この際水道料金の減免については十分調査して対処していきたいとこういうふうに思っております。

○消防長(具志清一君)　お答えします。渇水期の消防対策ということでございますけれども、消防は常時緊急態勢命令の中にありますけれども、おっしゃるとおりＡ地区が断水の場合、あるいはＢ地区が断水の場合どのような対策に至っておるかということでございますけれども、このことにつきましては直ちに全車両の出動、そのための警防要員の確保、それから水利といたしまして常時使用できる消火栓といたしましては、両方ともＡとＢ全体が断水の場合泊のＯ・Ｋ運輸第二事務所から中之橋までの２基、それから小禄三叉路から琉生団地までの５基、それから首里の円覚寺から守礼門までの２基、現在はＡ地区、Ｂ地区に分かれておりますので、その半分の消火栓は使用できるということでございまして、さらに自然水利といたしまして、河川としては久茂地川、安里川、国場川、これは満潮時であります。それから那覇港、泊港、安謝港、それから池としては龍潭池、それから上間の部落内にある水利、井戸といたしましては真嘉比、繁多川、松川、石川酒造、これはかなりの水量といたしまして消防水に指定してあります。それから学校のプールでございますけれども、上山中、安岡中、古蔵中、若狭小学校、神原小学校、高良小学校、松川小学校、首里のプール、以上でございますけれども、全部で消火栓は1,328基、そのうちＡ地区に801基、それからＢ地区に527基ございます。それと近隣市町村の渇水時における応援の協定、これも渇水対策に備えて協議してあります。さらに軍においても常時1,000ガロン使用できる戦力以外にタンク車を８台準備してありますので、いつでもそれに対応できる中におかれております。以上でございます。

○真栄城嘉園君　聞えません。何を言っているか意味がわかりません、冷房を止めてください。

○経済民生部長(備瀬政太郎君)　農作物に対する被害があるかとのご質問でございますが、先週職員が各地域を調査いたしましたところ、農作物に対する特別な被害は出ておりません。ただし高台地域にあるキビに対しては少し葉が枯れてきたというような事情が出ております。これは時々降雨があったために適当な水利があったのではないかと、そのような影響もあるかと思いますが、一部野菜の生産には支障を来しておるところは出ております。現在のところ特筆すべき考えは出ておりません。

○真栄城嘉園君　水産関係は。

○経済民生部長(備瀬政太郎君)　水産関係に対する被害は報告を受けておりません。特別の報告は受けておりませんのでないものと判断いたしております。

○真栄城嘉園君　消防長の答弁がよく聞きとれなかったんでございますけれども、本員がお尋ねしたいことは昨今の水道事情が極度に悪化した現時点において、消防活動は支障はないというふうに理解してよろしゅうございますか。これが１点でございます。それから市長にお尋ねいたします。去った21日の琉球新報に市長は記者会見を行って２、３対策を打ち出しておるようでございます。〝水事情がさらに悪化すれば鹿児島県などに水輸送を要請し、受け入れ態勢を整える〟というようなことでございますけれども、どのような受け入れ態勢をお考えになっておられるのか、これをご答弁願いたい。さらに〝水事情について、市民を必要以上に混乱させないため水道公社は市町村当局と緊密な連絡を取るべきだ〟というようなことを言っておりますけれども、水道公社は市町村当局と緊密な連携を現在取られてないのか、あえて21日に水道公社は取るべきだと言っておりますけれども、その辺の事情をご説明願いたい。さらに〝市民は苦情があれば市水道局か市役所に穏やかに通知してほしい〟ということだが、なぜあえて穏やかに通知してほしいというのが入っているのか理解に苦しむのでございます。その点をご答弁お願いいたします。最後に市長にお伺いいたしますけれども、今度の異常干ばつは水事情が極度に悪化しておる、この事情は天災であるのか、人災であるのか、どのようにお考えになるのか、その点を市長自らご答弁願いたいというふうに考えております。

○消防長(具志清一君)　お答えします。先ほど申し上げましたとおり、使用できる限りの水量の確保、それから出動できる可能な限りの消防車の台数の確保については万全に対策を打ってあります。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。水道公社はもっと関係市町村と緊密な連絡を取るべきだということにつきましては若干説明不足な点があろうかと思います。順を追って申し上げますと、私どもが市民に節水を呼びかけたのは７月の２日でございます。ところが水道公社から時間給水の通告を受けまして、７月３日から夜間断水を行っておりますが、すぐ翌日から隔日給水でＡ地区、Ｂ地区に分けて給水を始めた。そして間もなく16日から30時間断水をやるんだというふうに、こちらがその態勢を整えない前に次々と市民が非常な危機感を覚えるような措置をとられましたので、私はそれ程事情が窮迫しているのかということで、17日に水道局長や水道事業管理者を伴って水道公社総裁を訪問いたしましたところ、〝実は隔日給水ということにしたらかえって予定していたよりも水の使用量が多くなったので、この分でゆくとますます水の貯えのもちこたえがあぶなくなるということで30時間断水にしたい〟ということでありますので、〝これはやはり住民感情を十分把握しておる末端の事業者と十分打ち合わせてフイ打ちをしたり、あるいは必要以上に住民の危機感をあおることがないようにその点は十分連けいをとって欲しい〟ということを申し上げましたら、水道公社としても〝自分たちが期待していたことがかえって住民を騒がせ反対の結果が出たことは手際が悪かった〟ということをはっきり言っております。それからもう１つの関係市町村と十分連絡をとって欲しい、ということにつきましてはいろいろ問題がございます。先程、水道局長からも報告がありましたように、水源地になっている北部市町村といたしましては水道公社が当時ポンプ場を設置したときにいろいろ地元に利益を与えるというような約束がなされていたが、ポンプ場設置して給水出来るようになると、その約束の大部分が果たされてないということで普段から非常に不満をもっていたところ今回のような事態に出っくわして、〝今度水道公社が来ても言うことをきかない〟ということで感情を硬化されております。それで水道公社総裁としても、〝これは私から言うとますます感情が硬化するのでひとつ市町村方で協力願いたい〟、ということで話がございました。そういうことで19日に行政主席を訪問いたしまして〝その間の水源地帯の住民感情の問題についても行政府としても十分心得てもらわないといけない〟ということでお話し申し上げまして、今後の対策等についても市町村とも十分打ち合わせてもらうように要請してまいりました。さらに19日の午後はロゴアール大佐、公益事業部長にお目にかかって同じようなことを要請いたしました。ちょうど幸い新聞記事に、アメリカが人工降雨専門家をアメリカから招へいして雨を降らせるという記事が出ておりましたので、その事の実否を、成功率をただしましたところ、ロンバート大佐の代理の方から

〝アメリカにおいては相当の成果を収めた過去の経験がある、早速、実行に移しているけれどもその条件にかなう気象条件が出て来ないので試みてないが、気象条件が備わったら直ちに実行に移すつもりである〟というふうに申されておりました。さらに翌日20日も民政官にお会いいたしまして水道公社の話、それから民政府がとっておる人工降雨の考え方などをお願いいたし、あらゆる手段をつくしてこの危機を乗り切るように処理してもらいたい、ということをお願いいたしましたが、しかし民政官はちょうど休暇をとって帰米されておりまして代理のホールズ大佐にお目にかかり同様なお願いをしたわけでございます。その際〝問題になるのは水道公社はご承知のように独立採算制をとっているので緊急措置をとるにしてもやはり相当の予算が支出されなければいけないが、これを民政府にスムーズに認めてもらうように市町村側からもバックアップしてもらいたい〟ということでありましたので、その点についても強調してまいったわけでございます。

それでその足で私北部の各市町村を廻ってまいりましたが、昨日も中部振興会、南部振興会なんかが、〝那覇市長も一緒になって北部振興会の市町村長方とひとつ懇談してもらいたい〟ということで昨日も名護にまいりまして、〝北部の市町村方もこの際いろいろと事情があろうけれども、とにかく中南部が北部の水資源に頼らなければ生活用水がないのであらゆるものに優先して協力してもらいたい〟ということでお願いしてまいりまして、中南部の市町村も北部の問題に今後協力してもらうことにして、今回は要請どおり出来るだけ協力しようということでお話ししてまいりました。ところで鹿児島県とかあるいはその他から水を送ってやるというお話もありますが、これは現実には余り効果のない話であります。ご好意はご好意としてありがたいことでありますが、たとえば、200トンとか1,000トンとかの水を送ってもらっても７万世帯の那覇市だけを例にとってみましても、７万世帯に１日平均１トンずつ給水しなければならないのに、200トンあるいは2,000トンといった水を送っていただいてもそれを受けいれるごとに手間がかかって余り実効がない。かと申しまして、こういった事態において一滴の水でも欲しいので折角いただくのであるから、これをありがたくちょうだいしなければならないということでその準備態勢をするようにしております。その細かい技術面の話は技術担当者にご説明させることにいたします。

それから市民は穏やかに水道局なり市に連絡するようにと、強いて穏やかにという言葉をいれたのはどういうわけかということでありますが、皆さんもご承知のように干ばつになると飲み水がない、雨が降ると浸水対策ということでいろいろ水に悩まされております。市民もそのために感情をたかぶらせて、〝市役所は何をしているのか〟ということで頭から噛みつくようないい方をするのがしばしばあるわけでございます。特に水道局の給水関係に働いている職員の数には限りがありまして、しかも止水栓とかパイプとか図面を頼らないとはっきりしない。しかし緊急時にいちいち図面をひっぱっていたんでは間に合わない。それで普段から知悉している職員を動員してやっておりますが、数は承知しておりませんが、炎天下から深夜にいたるまで交替なしに場合によっては作業に従事しております。そういうときに頭からがみがみ言われて〝月給もらっているくせに何をしているのか〟と苦情をいわれますと、勢い市民と職員との間に不必要なトラブルが起きますので、困れば困るほど市民の方も冷静さを堅持してもらい、職員もその点は十分注意するように、実は先週水道局の幹部を集めて市長としてはそういう訓示もいたしましたが、この窮状というものは細かい方法があるにいたしましても、抜本的な対策というものは相当量の雨が降らない限り解消しない問題でございますので、その間はお互いに不自由をしのんで水を分け合って飲むというような冷静なお気持ちでやってもらいたいという意味でひとつ連絡をつけていただきたいということを特にお願いするわけでございます。天災か人災かというお話になると、気象条件でございますのでこれは天災といえると思いますが、しかし有史以来沖縄は風水害、特に暴風雨の島、あるいは干ばつの島というのがわかっておりますので、それに対する近代科学の技術をもってすれば十分この干ばつ防止が出来るものと思っておりますが、今日までその対策が十分なされてないということについては、その意味においては人災ともいえるかと思います。従いまして、これの解消について

は今後われわれが日本政府にもお願いいたしまして、鋭意干ばつの解消のために対策を進めていかなければならないと考えておりまして、その点につきましては前回もご報告申し上げましたが、昨年の９月北海道におきまして全国水道協会長の総会がございましたので、全国水道協会の名において沖縄の水資源開発のためには国家の、政府の財政をもって十分な開発を行っていただくように陳情いたしております。以上ご答弁いたします。

○真栄城嘉園君　ただいまの市長のご答弁にもありますとおり穏やかにということは一応納得は出来ます。連日30度という炎天下に水もないということでは市民も不快指数が伸びっぱなしで、やはり市当局の使うことば使いすら非常に殺気だっているんではなかろうか、というふうなことは考えられます。しかしながら本員が考えまするに、市の職員としてもこういった市民の苦情、要求、不平不満は十分押さえるだけの雅量は持っていただかなければ困るというふうに私は考えます。連日水道局の職員も非常にご苦労さんでございます。炎天下、マンホールの下で一生懸命やっております。また夜を徹して仕事に打ち込んでいるでしょう。そのご苦労は多といたしますけれども、一部職員に公務員らしからぬ言動を欠く職員がいるやに聞いております。市長は市民に要求する前に、まず部下職員を監督指導し、市民要求にこたえるようにするのが本筋じゃなかろうか、というふうに私は考えます。一例を申し上げますならば、小禄地区において12時から翌日の昼12時まで給水時間になっておる。しかしながら２時から６時までそれだけしか給水されない。８時ごろ帰ってきて水浴びをしようとしたら水が出ない、というようなことがあったそうです。で、水道局に電話いたしましたら、水道局の職員が「何でしたら水道局の３階まで来い」と、ことば使いも非常に荒々しかったそうでございます。で、その人は「あんたは酒を飲んでいるんですか。」「飲んでいる」と。「１人で飲んでおるか」「６名で飲んでいる」というようなことを私たちは調査の結果知っております。これが仮に時間中であれ、時間外であれ、私たちはそのような渇水期に市民の苦情を受ける市当局が、〝こっちに来い、酒も飲んでいる、６人飲んでいる〟市民に対してそのような対応の仕方があるかどうか。これについて当局のはっきりしたご答弁を伺いたい。さらに市民が現在不安を持っております点を４、５点質問いたしたいと思いますが、７月の４日から12時間断水、さらに延びまして18時間断水、さらに24時間断水、さらに16日からは30時間断水というようなところまできて現在に至っております。それで市当局に質問いたしますのは、これ以上水事情は悪くならないのかどうか、悪くなる気配があるのかどうか。新聞報道によりますと、気象庁は８月の上旬までは雨は望み薄、８月、９月に２、３台風がくればどうにかなるでしょう、というようなことを報じておりますけれども、あと２ヵ月雨が降らなかった場合これ以上の断水が続くのか。30時間が40時間になり、50時間断水もあり得るのか。その辺の見通しについて市民は非常に不安がっている。その点をご答弁もらいたいというふうに考えます。

さらにはまたメーター、計量器の問題でございますが、水道ガランをひねりますと水が出ます。しかしながら断水時には水は出ない。空気が出てくるんじゃなかろうか。空気が出てもその計量器は作動するか。その面もご答弁願いたいと思います。

さらにはまた水質の問題でございます。先だって泊浄水場を調査に参りました。水質が非常に悪くなっている、というようなことでございます。川が濁る、塩素を多量に入れなければならない状態にある、というふうに私たちは聞いております。河川の水が多ければいい水が取れるのでございますけれども、枯渇しておる。勢い汚物の濃度が濃くなる。そういたしますと、その辺の草あたりもどんどん浄水場に入っていく、というようなことになりますと水の質が非常に悪くなっていやしないか。ときたま私たちが石けんを使っても非常に悪くなっている感じがします、というように印象を受けます。これ以上の水質の悪さは私たち人体にも影響を及ぼすでありましょうし、その面の対策もこれ以上悪くならぬのかどうか。その面をお伺いいたします。

○水道局長(佐久川寛貞君)　お答えいたします。第１番目の職員の飲酒の件につきましては、たとえ時間外であれ庁舎内でこういうふうなことがあったということを甚だ遺憾に思っております。常々庁舎内じゃ

酒を飲まないように注意しておりましたが、こういうことになりましてまことに申しわけないと、こういうふうに思っております。

２番目の水事情についてでございますが、現在公社のほうで統計した全琉への水の送付量がきのう現在で13万５、６千トンくらいだそうでございますが、水道公社総裁の話によりますとこれで大体普通、平常ならばおそらく夏場ですので22万トンは使ったであろうのが13万５、６千トンでおさまっておるということで、ほぼ需給のバランスがとれておる。住民の皆さんには気の毒であるが、現在の状態で節水をしていただけばここ当分は心配はないんだ、というふうな話をしております。しかしながら北部に対しても全然雨がないとなると、いくら何でも川も次々に水は枯れていきます。この対策として私先ほど休憩中に申し上げましたとおり、現在遊んでおる河川から水を取って、大体２万トンぐらい取れますのでそれを次々に補っていって、減少する河川の水量にこれを補っていけば今後１ヵ月～２ヵ月は雨が降らぬでも十分やっていけるんじゃなかろうか。またこれ以上時間を延長してもらわないように、ということは水道公社のほうにも、また統合水道ＵＳＣＡＲにも申し入れてあります。もしこういうふうに時間を延長する事態になりました場合には必ず、われわれ市町村の末端給水を行っておるところと十分調整して、どのほうが効果があるかということも十分調整してからやってもらいたい。そうでないと次々今までやったように発表されると、ラジオ、あるいはテレビによって知ったということで住民から今こういうふうな発表があったがほんとですかとか言われると、われわれ自体も非常に戸惑いますし、また住民はますます動揺しますので、こういうことのないように現在の節水を守り、また各市町村協力して今の北部の遊休水源の開発によって補っていけばあと２ヵ月ぐらいは雨が降らなくても十分やっていけるんではないかと、こういうふうに思っております。

それから次に、メーターは水が出なくても作動はしないか、という点でございますが、これ自体非常に問題はありますが、問題は、あるひとつのガランが水を出しておったがそのまま止まったとしますと、水はだんだんだんだん減っていって、そのかわりその蛇口から空気を吸い込んで水のかわり空気が入っていきます。そういう場合にはメーターは逆転します。マイナスの方向に回ります。ところが次に水が出る場合にはその空気を押し出しますのでまた正常に回る、大体普通理論的にはプラス･マイナス０（ゼロ）であるということも言えるかと思います。ただしいろいろの場合があります。吸い込むときはそこからやって、あとで止めた場合、ほかのほうをあけた場合、ほかのほうに出るとか、というふうな微妙な差はございますが、これ自体たいして金に大きな影響をするというようなことはない。普通においては、理論的にはプラス・マイナス０であるというふうに考えております。

次に水質の問題についてでございますが、確かに渇水期については水質が悪化することはこれは常識でございます。われわれもいま活性炭を使ったりしていろいろ苦労してやっておりますが、皆さんに流しておる水の質、浄水の質はあくまでも規定できめられた範囲内である。規定できめられた範囲内のもんでありますが、もちろんこの場合に規定の中でも絶対出しちゃいけない物質と、ある程度は出しても影響がない許容の範囲もいろいろありますので、この点については十分水質の監視を厳重にしております。現在聞くところによりますと、大保川のほうで水を取り過ぎて多少塩分が増加しておるということになっております。塩分の量は大体200ＰＰＭくらいというのが日本の水道法における規定でございますが、現在こういうふうな状態でございますので、軍のほうで500ＰＰＭまでよろしい、というふうに緩和されたということも聞きますが、これ自体は別に人間の味覚ではわかるかわからないかという程度ですので、もちろん人体には害はございません。もちろん細菌類については十分塩素量の増加によって人体に無害の状態をつくり出せますので、この点について皆さん安心してもらたい。ただし水道公社のほうで、こういうふうな場合には危険だから煮沸消毒して飲むようにということを言われていますが、われわれ末端における残留塩素は水道法においては0.1ＰＰＭ以上というふうな規定があります。この残留塩素がある以上は、そこにたとえばい菌が侵入してもばい菌を殺す力は持っております。ただしそういうふうな渇水期の場合、漏水のあるところは当然そこからばい菌も侵入して来ますので、念のために

そういうふうに十分用心するように、ということを言っておるのでありまして、水圧がかかった場合には入ってこないが、水圧が入らない真空状態になった場合には逆に吸い込むおそれもあるということで、注意を喚起している程度でございますが、われわれはそういう場合には塩素の上限はきめられておりません。もちろん、しかしこれがあまりにも高いと人間の味覚で飲めるような状態になりませんが、その点も十分考慮して多少外部からの汚染があっても飲める状態にしていこうというふうに、この点も非常に気をつかっております。もし市民の皆さんにもその水を嗅いで塩素の臭いがあったら安全であると。これはどんなばい菌が入ってきても十分バイ菌を殺す能力をもっている水であるのでその点はご安心願いたいということで、あまり水道公社が言うようにやるとどうしても住民に不安動揺を与えるんじゃないかと思いますので、議会のみなさんを通じて市民のみなさんにもそういうふうに言ってもらいたいと、そういうふうに思っております。水質については最後まで十分責任をもっていきたい、こういうふうに考えております。

ちょっと抜かしましたが救援水の問題でございますが、現在もわれわれのところに商船が持ってきた水、５、60トン受け入れますか、という話もありますが、50トンの水を消防車で運ぶ場合には１台で２トンしか運べませんから延べ25台というふうになり、非常に労力が多くなります。たとえば100トン持ってきても全市民に分ける場合には２合弱しか当らないということで、労多くして効果が少ない、しかし先ほど市長も言われましたように人の厚意を断るわけにはいかないので、こういう運搬によらずにやっていこうということで現在用意しております。と申し上げますのは、各港には消火栓がございます。この消火栓に消防車を逆につないで作動させることによって５、60トン、あるいは100トンの水はパイプに押し込むことが十分可能でございます。そういうことをやっていきたい。もちろんこの場合は船から持ってきた水質については直ちに水質係を派遣いたしまして、その他試験してもし残留塩素がない場合は危険でございますので消毒を追加して確認した上で使用する。こういう方法をとっていきたい。さらに1,000トン以上の場合は泊港北岸に着けてもらって、そこから浄水場まで非常に近こうございますし、浄水場には6,000トンを入れる池がございますのでそこへ逆送していきたいということで、これも準備を進めつつあります。まだ工事に着手しておりませんが、うわさはあるが1,000トンの水を大きいタンカー船で持って来るというような話はまだありませんが、もしあれば簡単にできるようにポンプも民間で売っておるのを、だいたい値段も1,500ドルぐらいだったら買えるということも聞いておりますので、その方面の準備を進めております。ただしかし労多いわりには効果は少ないが人の厚意は受け入れるべきであるということで、こういうふうな準備をして進めつつあります。

○議長(辺野喜英興君)　休憩いたします。

（午後０時14分　休憩）

（午後３時６分　再開）

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○真栄城嘉園君　午前中に質問いたしまして市当局の答弁があった中で、特に那覇市の干害による被害の調査、その結果の答弁がありましたけれども当局の答弁によりますと、蔬菜類は減収しておりサトウキビについてはただ赤くなっておる程度で別に被害はない、水産業については報告がないという答弁がありました。そこでお伺いしたいことは、その調査の時点はいつであったか。サトウキビはただ赤くなっておる程度であるということですが被害はないのかどうか。さらにはまた水産業については報告がきてないということでございますけれども、その被害はどこからのものであるのか。７月19日のタイムスの報ずるところによりますと、〝異常干ばつ、海にも異変〟ということで魚類の回遊が激減しておる。これは水産試験場で調査うんぬんと発表されております。干ばつによる潮流異変が魚群の回遊激減をきたしておる、ということになっておる。この異常干ばつで海でも異変が起こりつつあり、この水産試験場の調査によるとこのところ沖縄近海における魚の回遊が急激に減っている。そしてこのため漁獲量は昨年の同時期よりも約半分に落ちている。というようになっております。そのように海にも異変をきたして

おるといった状態の中で、市当局として干害調査を徹底的に行う必要があるんじゃないかというふうに本員は考えるわけです。特に本土政府派遣調査の先島干害報告によりますと、1,000万ドル以上の損害を出した干魃だというような結果が出ております。しかし琉球政府から要請があったのはたったの165万ドルというふうになっておりますけれども、那覇市は琉球政府を動かして那覇市の干害対策にも意を用いるべきのが筋道じゃないかというふうに考えますけれども、その点のご答弁をお願いいたします。

○市長(平良良松君)　お答えいたします。ただいまの24番議員のご指摘については最もな問題でございまして、こう気象異変をきたしますと沿岸漁業については相当な打撃がくるものとわれわれも予想いたしておりますし、また農業の損害につきましても干魃が長く続けば当然キビ作はもちろんのこと、蔬菜栽培につきましても相当の損害をきたすことが予想されております。しかし空だのみと申しましょうか、今、ひと雨くれば、ひと雨くればといった事態がわれわれにも農家、あるいは漁業の面にもありまして、そうなればまた回復の見込みもあるといったような現状でございまして、その実態調査についてはまだ手が回らないといった状態でございます。何にいたしましても先ほど来ご議論になっておるように、30万市民の生活用水の確保について、あるいは時間給水、隔日給水、いろいろ技術面にも複雑なものがあったりしまして、その点で私以下関係職員がてんてこまいしておるような実情でございます。今一段とこの処理が落ちつきますればまたこの方面にも逐次調査の手をのべていきたい、対策の手も講じたいと考えております。おっしゃるとおり本土政府調査団の先島調査の報告ではむしろ琉球政府を上回る損害額の算出がでておりまして、これについてもわれわれとしてもむしろ琉球政府の立場がきわめて遠慮がちであるんじゃないか、若干の歯がゆさを感じておる点もございまして、この点につきましては私からも行政主席にどのような算定、あるいは調査の方法でこういう齟齬をきたしておるのかということを十分確め、十分なる被害対策を講じてもらうように要請していきたいと思います。

○経済民生部長(備瀬政太郎君)　お答えいたします。農業の被害調査につきましては先週の中ごろに職員が各地域を調査いたしております。

○真栄城嘉園君　経済部長の答弁と市長の答弁が随分食い違っております。私はただいまの答弁は了といたします。干害による被害は少なからずあるだろう。午前中の当局の答弁は、蔬菜類は減収しておるがサトウキビは被害ありません、水産業についても報告はきておりませんと、全く責任のある答弁とは考えられないので、その面の被害額の調査をして琉球政府を通じ日本政府を動かすような方向でぜひとも努力してもらいたい、このように考えます。それから午前中の水道局長の答弁でございますけれども、計量器は水が出ない場合においてもやはりプラス・マイナスゼロというようになって計量器はそう変わらぬじゃなかろうか、たとえば水がとまっているのに蛇口を開けておくと中に空気が入っていくとマイナスの回転をすると、水が出てくるとその空気を押し出し計器を動かしてプラス・マイナスゼロとなるというふうな答弁がありましたけれども、実際問題として市民は今水が出るか出るか、というふうに、絶えず蛇口を開けるのが通常でございます。水を出してそれからとまるまで栓を開けっぱなしにするということはほとんど聞いておりません。9時から出るならば9時から出るというようなことで、今出るか出るかと出しておるのが実情じゃないかというふうに考えます。さらに出てきた水は赤く汚染されておりその水は一旦捨てなければならない。そういった観点からいたしますと、ぜひとも水道料金の減免措置は考えてしかるべきじゃなかろうかというふうに考えられるのでございます。午前中の答弁にもありましたようにその面については十分検討していきたいというようなことでございますけれども、その中で水道局長は、市民が水道を井戸に入れ流し込んでおるというような事実もあるということをおっしゃっておりますが、井戸があるという家庭はごく少数でございます。一般の市民はほとんど市の水道の一本にすがっておる現状でございますので、これは空気を出し、メーターが動き、赤い水が出る、これを捨てる、こういった面から考えますと、この現在の水事情の悪化した断水時においては減免措置は当然とってしかるべきであるというふうに本員は考えますけれども、再度当局の答弁をお願いしたい。はっきり100パーセントなら10パーセントの減免ができるんじゃなかろうか。その面はどのように考えるか。もう一度ご答弁を願います。

○水道局長(佐久川寛貞君)　お答えいたします。こういうふうな異常事態における水道料金の減免措置は当然考えられる問題でございますが、ただいろいろな事情もございますので、十分内容を検討し、また水道局自体でも元のメーターがございます。本日1日流しておる水が幾らであるか、それから過去における有収率が幾らであるというふうな全般を勘案していけば、そういうふうな空気によっての空転率とかこういうのを十分勘案すれば出て来る問題でございますので、そういうのもかみ合わせながら十分考えていきたいとこういうふうに思っております。決して減免措置をやらないとか、そういうことじゃなしに十分考えていきたいとこのように思っております。

○真栄城嘉園君　ただいまの答弁でございますが、このように理解してよろしゅうございますか。水道料金の減免につきましては諸般の情勢があるので、十分検討していきたいということは減免する意思もあるというように理解してよろしゅうございますか。

○水道局長(佐久川寛貞君)　お答えいたします。減免すべき事態を確認した場合には減免いたします。そういうようなことがない場合もあろうかと思いますのでそういう点は十分調査して、ケース・バイ・ケースで措置していきたい。当然減免すべき点も多々出ようかと思いますが、この際これは収支の問題は言っておれませんので十分考慮していきたい。先ほどの赤い水を捨てるという話がございましたが、普通の場合われわれは赤い水が出たらどうぞ捨てて、いい水を取ってくださいと申し上げておりますが、今回の場合非常に水自体が不足しておりますので赤い水の場合は透かしてうわ水を使ってもらいたい。これを捨てられますといよいよ困りますのでその点は広報活動で十分言ってあります。それは飲用水、同じく使用水、雑用水もあります、そういうことで十分使ってもらいたい。断水時には鉄のサビがどうしても出る率が多いということを前もって市民には周知徹底させておるつもりでございますので、どうぞこういうふうに事情が悪いのでお捨てにならずに極力その方面に使ってもらうようにお願いいたします。

○真栄城嘉園君　渇水期における不良給水地域の問題でございますけれども、この面は午前中の答弁にもありましたとおり、極力そういうことがないように努力しておるというようなことでございますが、本員がただいまお聞きしたいことは、市民に公平に水が配分されているのかどうか。毎日水が出ている地域はありはしないか。本員の調査によりますと2、3ヵ所あるんじゃなかろうかというふうに考えますけれども、市当局は毎日水が出ている地域はご存じでありますか。そういうことは絶対ありませんか。その点をご答弁お願いいたします。

○水道局長(佐久川寛貞君)　お答えいたします。去る4日からの隔日給水以来出ないところも多々ありましたが徐々に解消いたしまして、現在のところ時間差はありますが大部分は出ておる。ところがまだ出ない地区がございます。これは泊の高台のほうで○○さんのお宅、あるいは前大田主席のお宅の高台一帯はまだ水の出が悪いのでいまだに消防車で通わしています。ところが、これは今日給水課長が水道公社まで行って、上之屋のほうの部隊から直接つないでもらうとそういうことは解決するので、事務上の措置は直ちにするからすぐ着工してもらいたいということを言ってかけ合っておりますので、これもきょう、あしたまでには解決するんじゃないかということでございます。

　しかし、場所によっては1、2ヵ所出ない場所も出てきます。と申し上げますのは、これは鉄のサビが一時に押し寄せたためにメーターにひっかかって出ない個所がありますので、そういうところはこういう事態で非常にあっちこっち混乱しておりますので、申し出てもらえばすぐ行ってメーターをあけて分解しますと大体出るようになっておりますので、この点も市民のほうには周知してもらいたいということで、大体においては良くなっておりますが完全無欠とはとてもまいりません、その点は遺憾に思っております。

○真栄城嘉園君　毎日出ている地域はあるでしょう。

○水道局長(佐久川寛貞君)　いいえ、毎日出ておる地域というのは大体ありません。ところがですね、申し

上げたいのは非常にやっかいなもんですが、一応バルブを締めてもその中にパイプの中にはたくさん水が残っておりますので、一番有利な地帯、そこにパイプに残った水がちょろちょろと出ておるという箇所はありますが、これは現在のバルブ状態ではこれを阻止することはちょっと不可能でございます。そういう地域はあります。

○真栄城嘉園君　市長は立候補の際に基本施策として水資源開発、自己水源の開発をはかるというようなことをおっしゃっております。ただいま午前中の答弁でも天災でもあり人災でもあるというようなことをおっしゃってまことにそつのない答弁でございます。本員がお聞きしたいことは、現在ほんとに緊急対策が必要ではなかろうかというようなときに、ただいまから自己水源の開発を行ってもこれは泥縄式で追っつかない状態にあるわけでございます。そこでお伺いしたいことは、63年あるいはその以前から干ばつによる那覇市民の水を確保するために、那覇市が補助金を出して共同井戸を作らしたのがあるが何ヵ所あるのか、現在どのようになっておるのか、現在飲料水に適しないにしても一般使用水、洗たく、そういったものには十分使えるような水はありはしないか、あるいは簡易水道、これがたくさんありましたけれどもその簡易水道の調査、その使用方法、そういったのを研究なされたことがあるかどうか、その点についてご質問いたします。

○経済民生部長(備瀬政太郎君)　お答えいたします。現在共同用の井戸の総数は63ヵ所でございます。その63ヵ所を全部対象といたしまして調査を一応終わっております。これは本庁管内から申しますと総数で13ヵ所、そのうち飲料用に適するものが１ヵ所、洗たく用が４ヵ所、使用しておらないものが１ヵ所、それから使用不能なものが７ヵ所、以上13ヵ所でございます。真和志地区は飲料用にするのはございません、洗たく用に３ヵ所、使用しておらないものが３ヵ所、使用不能なものが10ヵ所、計16ヵ所でございます。首里地区は飲料用が５ヵ所、洗たく用７ヵ所、使用しておらないのが５ヵ所、使用不能なものが２ヵ所、計19ヵ所。それから小禄地域が飲料用１ヵ所、洗たく用８ヵ所、使用しておらないもの２ヵ所、使用不能なものが４ヵ所、計15ヵ所。それで飲料用が７ヵ所、洗たく用22ヵ所、使用しておらないのが11ヵ所、使用不能なものが23ヵ所というようなことになっております。そして調査した対象井戸からコカ・コーラビンの１ぱい分の水をもらってきて、これを衛生研究所でまた検査してもらうということで用意いたしております。以上でございます。

○水道局長(佐久川寛貞君)　お答えいたします。簡易水道につきましては今までの関係もありますので、水道局で調査してありますので経過報告いたします。去った３月まで使用しておりました繁多川の水源が現在１日約120トンぐらい取れる見込みであります。それから上間の水源が約70トン、識名の水源が約80トンでございますが、これは多少汚染もされておりますが、雑用水としては十分使えると思いますが水道局のほうじゃとてもそこまで手が伸びませんので、経民のほうにこの方面の雑用水としての使用の開発をいまお願いしてあります。それから首里金城町は井戸がたくさんありますが、これは全体で約10トンぐらいですが現在町民が雑用水として使用しております。それから天久の水源でございますが、もと簡易水道をやっておったのでこれも調査いたしておりますが、現在ふろ屋が使用しております。そのほか付近でも雑用水としておるようですが、若干汚染されておるということで現に市のほうにその掃除のための補助申請も出ておるというようなことを聞いております。那覇市内における過去にあった簡易水道は以上のとおりでございますが、そのほかに琉球団地等で地下水、これは前々からずっと打ち込みであの一帯を使用しておりますがこういうふうな水もございます。以上が大体那覇市内における水道局が調査した水源でございます。

○真栄城嘉園君　質問がずいぶん長くなっておりますけれども、この水の問題は非常に切実な問題でございますので、ただ単に水道公社に依存するような政策ではなく、市独自の渇水対策、ほんとに急場をしのぐための渇水対策も早急に果たして欲しいというふうに本員は考えます。特に遊休施設、雑用水、あらゆる水を、補助金を出しても市民が水をどうにか使えるような方向にもっていってもらいたいというふうに考えます。特にこれ以上の干ばつがまいりますと、非常に市民生活を圧迫いたしますので、その点を十分市当局といたしましても検討していただきたい。特に私はこの干害の問題に関して職員の質の向上、綱紀粛正、服務規律の問題も、こういった面も、市民に自粛を訴える前にまず市当局も襟を正し、ご苦労でありましょうけれども公務員にふさわしくないような行動がないようにお願いし、さらにまた被害調査結果を早急にまとめてもらいたい。さらに水道料金の減免の問題も合わせて、ただいまの遊休施設の問題、さらにそれに伴う予算措置も早急に確立して、市民生活に不安がないように万全の策を取っていただきたいことを要望いたしまして質問を終わります。

○議長(辺野喜英興君)　緊急質問を終結いたします。休憩いたします。

(午後３時35分　休憩)

(午後３時58分　再開)

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。時間を延長いたします。

○議長(辺野喜英興君)　休憩いたします。

(午後３時59分　休憩)

(午後４時12分　再開)

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を終結し討論に入ります。意見書案第１号時間給水解消のための緊急対策に関する意見書については討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認め討論を省略いたします。採決に入ります。意見書案第１号時間給水解消のための緊急対策に関する意見書について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　これにて1971年第130回議会臨時会を閉会いたします。

(午後５時55分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1971年７月23日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　黒潮　　隆〔印〕
署名議員　久高　友敏〔印〕

66　1971年(昭和46年) 10月　第133回臨時会[施政権返還]

10月22日(１日)午前10時17分　開会

○出席議員(26名)

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	８番　上原　綱正君	９番　金城　甚松君
10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君
16番　高良　文雄君	17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君
20番　黒潮　　隆君	21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君
24番　真栄城嘉園君	25番　比嘉　佑直君	26番　安見　福寿君	27番　玉城　栄一君
29番　椿　　秀義君	30番　大浜　長弘君		

○欠席議員(１名)

15番　金城重正君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君
収 入 役	呉屋　永得君	企画部長	平良　清安君	財政部長	伊波　静男君
経済民生部長	備瀬政太郎君	保健衛生部長	内間　武義君	土木部長	内間　安春君
消 防 長	具志　清一君	水道局長	佐久川寛貞君		

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　決議案第４号「沖縄返還協定」に関する決議

〔第４略〕

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(辺野喜英興君)　1971年第133回那覇市議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。この際諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、社大・国吉辰雄君、中村昌信君を指名いたします。

○議長(辺野喜英興君)　日程第２、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　異議なしと認めます。よって会期は１日間と決定いたしました。

○議長(辺野喜英興君)　日程第３、決議案第４号「沖縄返還協定」に関する決議を議題といたします。提案者の説明を求めます。

○金城吾郎君　ただいま議題となりました決議案第４号「沖縄返還協定」に関する決議につきまして、その提案の趣旨説明を申し上げます。去る10月16日、日本とアメリカとの間に締結されました、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定、いわゆる沖縄返還協定の批准並びに関連諸法案の立法をめぐりまして臨時国会が開会されていることはご承知のとおりであります。戦後26年有余にわたりまして私ども沖縄県民が戦争の結果とはいえ不法、不当な異民族の統治下におかれ、その中から生まれて来るあらゆる矛盾と闘いながら今日まで主権回復の県民的なそして全国民的な闘いを展開してまいったのでありますが、69年の日米共同声明により72年に返還されることが約束付けられ、そして去る６月17日には先程申し上げました返還協定が締結され、そしてこのたび批准国会になったわけであります。少なくとも沖縄の地位が日本の主権のもとに回復されるとするならば、われわれ沖縄県民の意思を正しく反映した返還でなければならないということは、今日まで琉球政府、立法院をはじめ各地方自治体における議会あるいは各民主団体におきましても強く要請し続けてまいったわけであります。しかしこの返還協定から生まれて来る復帰要綱あるいは関連法案を見まますると、必ずしも沖縄県民の意思を正しく反映されたものとしては受けとれない点もあります。その点につきましてはもちろん各団体の表明の仕方に多少の差はあったにいたしましても不満が表明されてることはご承知のとおりであります。今国会におきまする首相の所信表明演説に対する各党の質問の中からも出ておりますように、また総理自身も不備であると申しております。こういう過程の中で私ども議会といたしまして少なくとも過去12回にわたり沖縄の施政権返還に対して強い要請を行なって来た。あるいは軍用地問題の打開のために積極的な取り組みを行い、今日まで11回にわたって要請を続けてまいっております。去る３月の定例議会の最終日の４月２日におきましても、那覇市の都市建設事業推進にあたって最も障碍になってる軍用地問題解決のために全会一致をもって市内における軍用地開放を強く訴えたことも議員各位がまだ記憶に新しいところであります。しかしながらこの軍用地問題もわれわれの期待に反して返還協定及びこれに付随する交換公文、覚書等に明記されていないのであります。こういう私どもの幾多の要求にもかかわらず、それを完全に受け入れたところの返還協定でないことにつきましては、先程も申し上げましたように、差こそあれ不満の意を表明せざるを得ないということが実情であろうと思います。そこで私ども那覇市議会といたしまして意思表示をする必要があるのではないかということになりまして、去る10月18日議会運営委員会を開会いたしましてこのことについて協議いたしましたら、適当な時期であるので意思表示をすべきであるということが委員会において決定されまして起草委員をあげて昨日までに案を調整をしたわけであります。以上、この決議案を作るに至りました経過並びに趣旨説明を終りまして、決議案を朗読いたします。

「沖縄返還協定」に関する決議

日米共同声明を基調として結ばれた沖縄返還協定の批准および関連諸法案立法のための臨時国会が沖縄県民注視の中で開かれている。

那覇市議会は施政権返還に関する要請を過去幾度か行なってきたが、今国会において批准および審議されようとしている諸法案については県民の正しい意思が反映されず、大きな不満を表明するものである。

よって、那覇市議会は政府ならびに国会が完全復帰実現のため、返還協定および関連諸法案の審議にあたり、県民意思を正しく反映する措置を講ずるよう強く要請する。

1971年10月22日

那覇市議会

なお宛先は、内閣総理大臣、衆参両院議長となっております。

○議長(辺野喜英興君)　ただいまの説明に対し質疑に入ります。

（「質疑、討論なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　質疑、討論なしと認め採決に入ります。決議案第４号「沖縄返還協定」に関する決議について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本案は全会一致可決されました。なお宛先は内閣総理大臣、衆参両院議長。事務処理上の問題といたしまして主席、立法院議長にも送付いたしたいと思います。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　以上で全日程を終了いたしました。これにて第133回那覇市臨時会を閉会いたします。

（午前11時31分　閉会）

上会議録を調製し署名する。

1971年10月22日

議　　長　辺野喜英興〔　〕

署名議員(社大)国吉　辰雄〔印〕

署名議員　中村　昌信〔印〕

67　1971年(昭和46年) 12月　第135回定例会[公害、埋立、海洋博覧会]

12月17日(初日)午前10時20分　開会

○出席議員（26名）

1番(社大)国吉　辰雄君	2番　中村　昌信君	3番　瀬長　フミ君	4番　辺野喜英興君
5番　喜舎場盛一君	6番　仲村　正治君	9番　金城　甚松君	10番　島袋　宗康君
11番(人民)国吉　辰雄君	13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君
16番　高良　文雄君	17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君
20番　黒潮　　隆君	21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君
24番　真栄城嘉園君	25番　比嘉　佑直君	26番　安見　福寿君	27番　玉城　栄一君
29番　椿　　秀義君	30番　大浜　長弘君		

○欠席議員（1名）

8番　上原綱正君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君
収入役	呉屋　永得君	総務部長	親泊　康晴君	企画部長	平良　清安君
財政部長	伊波　静男君	経済民生部長	備瀬政太郎君	保健衛生部長	内間　武義君
建設部長	水間　　平君	土木部長	内間　安春君	消防長	具志　清一君
水道局長	佐久川寛貞君	教育長	赤嶺　貞義君		

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第1号

第1　会議録署名議員の指名

第2　会期の決定

〔第3（議案第107号～第124号、認定第6号）　略〕

議案第106号　那覇市公害防止条例制定について（市長提出）

諮問第3号　公有水面埋立て免許申請について（市長提出）

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(辺野喜英興君)　これより1971年第135回那覇市議会定例会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。この際諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、島袋宗康君、人民・国吉辰雄君を指名いたします。

○議長(辺野喜英興君)　日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りします。今期定例会の会期は本日から12月27日までの11日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって会期は11日間と決定いたしました。

○議長(辺野喜英興君)　お諮りします。委員会審査等議事の都合により、12月18日、19日、および22日から26日までの計7日間は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって12月18日、19日、および22日から26日までの計7日間は休会することに決しました。

○議長(辺野喜英興君)　日程第3、議案第106号那覇市公害防止条例制定について。

〔中　略〕

諮問第3号公有水面埋立て免許申請についてまでの事件を一括して議題とし、順次当局の説明を求めます。

○企画部長(平良清安君)

〔中　略〕

では、議案第106号那覇市公害防止条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。近年科学技術の急速な進歩とこれに伴う産業発展によりまして、これから派生する公害が大きな社会問題になっておりますことは皆さんご承知のとおりでございます。那覇市の場合におきましても拓南製鐵社の騒音や煤じん、あるいは漫湖での数万匹の死魚の浮上など、大気汚染や極度の水質汚濁等の問題を引きおこしております。これらの公害問題に対処するため、琉球政府では、さる9月に公害対策基本法と、大気汚染防止法のふたつの公害立法を制定し、いよいよ12月23日から全面的に施行されることになりました。那覇市におきましても、8月の機構改革で企画部企画課に公害担当部門を新設してこの公害問題の対策に専念してまいりましたが、これまでは公害防止に関する根拠法がなかったために単に行政指導の程度を越えることができず多大な不便を感じておりました。従いまして、公害二法が制定されましたこの機会に、那覇市においてはより強力かつ自主的な公害対策に真剣に取り組み公害防止行政が実施できるよう、公害防止の基本ともなるべき公害防止条例を制定するためにこの案を提案いたしました次第であります。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

〔中　略〕

○建設部長(水間平君)　本件は1973年5月予定されている特別国体の主競技場である奥武山運動公園の競技施設整備に必要な琉球政府が行う埋立事業であり、埋立面積は6万9,180.04平方メートルで坪数にして約2万1,000坪であります。公有水面埋立法施行規則5条の規定により、行政主席から諮問があるので提案した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申しあげます。

○議長(辺野喜英興君)　本日の日程は全部終了いたしました。

〔中　略〕

本日はこれにて散会します。来る20日月曜日本会議を開きます。

（午前11時30分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1971年12月17日

議　　長　辺野喜英興〔　〕

署名議員　島袋　宗康〔印〕

署名議員(人民)国吉　辰雄〔印〕

〔12月20日会議録略〕

12月21日(3日目)午前10時12分　開議

○出席議員（24名）

1番(社大)国吉　辰雄君	2番　中村　昌信君	3番　瀬長　フミ君	4番　辺野喜英興君
5番　喜舎場盛一君	6番　仲村　正治君	9番　金城　甚松君	10番　島袋　宗康君
11番(人民)国吉　辰雄君	13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君
16番　高良　文雄君	17番　又吉　久正君	19番　金城　吾郎君	20番　黒潮　　隆君
21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君

25番　比嘉　佑直君　　27番　玉城　栄一君　　29番　椿　　秀義君　　30番　大浜　長弘君

○欠席議員（３名）

８番　上原綱正君　18番　仲本安一君　26番　安見福寿君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君
収 入 役	呉屋　永得君	総務部長	親泊　康晴君	企画部長	平良　清安君
財政部長	伊波　静男君	経済民生部長	備瀬政太郎君	保健衛生部長	内間　武義君
建設部長	水間　　平君	土木部長	内間　安春君	消 防 長	具志　清一君
水道局長	佐久川寛貞君	教 育 長	赤嶺　貞義君		

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第３号

第１　会議録署名議員の指名

〔第２、第３(議案第107号)、第４(議案第108号～124号、認定第６号)、第５、第６　略〕

第３　諮問第３号　公有水面埋立て免許申請について（市長提出）

第４　議案第106号　那覇市公害防止条例制定について（市長提出）

会議に付した事件

（議事日程と同じ）

○議長(辺野喜英興君)　これより本日の会議を開きます。この際諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、平良信一君、黒潮隆君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。日程第３〔略〕諮問第３号公有水面埋立て免許申請について、を一括して議題といたします。なお本件は去った議会運営委員会において即決してもよろしいというようなことでございますのでこの２件については即決したいと思います。では質疑に入ります。

○宮里敏慶君　諮問第３号公有水面埋立て免許申請について、即決する理由をお聞きいたします。

○議長(辺野喜英興君)　私のほうからご説明いたします。この埋立ては1973年５月開催予定の復帰記念特別国体の大会場及び競技場施設整備事業の一環として埋立てが実施されるものであります。それで工期を急いでおり150日から180日程度予定されております。それに1971年度の繰越し予算であるため1972年の６月末までに完了しなければならないということ、さらにこの埋立予定地は国体の場合、弓道場、庭球場に予定されておりまして技術的に相当の時間がかかるということでございます。さらにこの場所は80パーセントぐらいすでに自然埋立てになってるという事情でございます。

○宮里敏慶君　73年に行われる特別国体は、奥武山が主競技場になるということは新聞報道によってよく知っておりますが、この奥武山主競技場周辺は奥武山区民が40何世帯、ペリー区においては96世帯の関係者が立ち退くというふうになっております。該当する人は立ち退きになるとあとどこに行くのか、生活不安の中で立退き後の土地をどこに求めるのかということを心配しております。この埋立てするところにおきましては主競技場以外に余分の土地があると思いますが、奥武山区に42世帯、ペリー区において96世帯、立退者がおられますが、この立退者のことについて考えたことがあるかどうかお伺いいたします。

○建設部長(水間平君)　ただいまのご質問に答えることになるかどうかわかりませんけれども、この競技場は政府のほうが中心になって施設をすることになっております。そこで立退き問題とかということについては政府のほうでやるようになっております。私たちといたしましては政府の事業に積極的に手助けをするというようなつもりで資料とかその他要求がある場合に提出したりいろいろしております。現在までに琉球政府のほうが地域の人たちとの懇談会をもっておりまして、その中間的な報告を受けてるというような段階でございまして、私たちが具体的にどうするという性質のものではないわけでございます。

○宮里敏慶君　この埋立ては琉球政府の事業であるということはよくわかりますが、国体によって那覇市民が立退きするということについては那覇市も相当これに関心をもって136世帯の立退きについては十分やるべきだと思います。またこの埋立ての箇所をみますと競技場以外に余地があると思います。また立退きする人と話してみますと、国体には協力するが行先がはっきりしなければ絶対に立退きしないといっております。またそのとおりになると思います。革新が団結、団結とよくいいますが私も革新にならって（笑声あり）これから団結をして、政府に当たってやらなければいけないというふうにみんなと話し合っております。これについて当局の見解をお伺いいたします。

○建設部長(水間平君)　先程申し上げましたようにこの事業は私たちが直接するものではありません。はっきりしたことを申し上げることは出来ませんが、そこに住んでる方たちは那覇市民でありますし、琉球政府のほうでも正しい処理の仕方をすると思いますが、われわれに相談なり協力を呼びかけられるのであれば積極的にわれわれも取っ組んでゆきたいと思っております。

○仲村正治君　諮問第３号についてお尋ねをいたします。先程、議長の説明でこの件は早急に事業を推進してゆくように決議しなければならないということでございますが、そのように急いでいるのであれば何故９月議会などで提案しなかったか。そこら辺に市当局の行政の遅さというものが感じられます。前回も確か上間公有水面の埋立てについて諮問が出ておりましたが、６月20何日かに出ておる。遅れて先の臨時議会で期限付きで議会にかけるというような状態でございます。一体、諮問事項をいつ琉球政府から受けているのか、この点についてお尋ねいたします。

○建設部長(水間平君)　議案の中に参考資料として行政主席から那覇市宛に来てるものが添付されておりますが、71年12月10日に那覇市のほうには来ております。

○仲村正治君　この地域は自然土砂の堆積で80パーセントぐらい埋まっているので、埋立てについては問題はないんじゃないかという意見もありましたが、しかしその土砂の自然堆積のために周辺の排水状況が非常に悪い。特にその隣接地の山下町と字小禄の境界線から川が流れております。さらにまた山下町に自然湧水の泉がございまして、その下流周辺も非常に排水状況が悪いということは皆さんご存知のことと思いますが、そこらを埋立てたのちの排水状況について十分調査がなされ、またその措置が埋立て計画の中に含まれてるかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。この奥武山の競技場につきましては全般的な計画書ができていまして、その中で排水計画、そういったふうなものも含まれております。なお軍港の入口のほうから豊見城のほうに行くこの道路も国体関係の事業費の中に入っていまして、これも同時に施工されるようになっております。そういうふうなことで一体として計画がなされておりますので、排水その他の問題については十分考慮されているものだと考えております。

○又吉久正君　諮問第３号におきまして、当初了承した場合は即決でもいいんじゃないかという感がしましたが、質疑の中で138世帯の市民が住んでいる、家が建っているということでございますが、その件については建設部長の答弁からしますと、まだこの方々の処置についてははっきりしてない。いま交渉中だというようなことでありますが、当局としましては政府事業だからというお考えであるが、しかし住んでいるのは那覇市民であります。これに対して調査なんかしたことがあるかどうか。それともう１点、必ず即決しなくちゃいけないというようなことでございますが、72年３月９日まで答申すればいいとすれば、委員会に付託しても間に合うんじゃないかというふうな解釈に立っておりますが、この２点につ

いてご説明お願いします。

(「公有水面に家を建てるのか」と言う者あり)

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。この立退き問題につきましては先ほど来ご説明しておりますように、琉球政府のほうでスケジュールを組んで住民の方たちと話し合いを進めております。そういうふうなことでありますので市のほうといたしましては、国体そのものについては成功させるようにするという基本的な態度をとっていますんで、われわれも積極的にその立退き問題とかそういったふうなものに協力をしていきたいと、そういうふうに考えておるわけであります。それから答申の期限の問題でありますが、72年の３月の９日までにせよということになっておりますけれども、これは埋立法に〝３ヵ月を超さない範囲で〟ということになっております。そういう意味でこの３月９日というふうなものを最高の期限をとってあると思います。ところがこの国体の諸準備といいますものは一日も早く手がけていかなくちゃならないし、特にこういうふうな埋立の関連につきましては、埋立ててすぐ買えるというふうなものでもありませんし、そういうふうないろいろな事情がありますんで、できるだけ早くこれを決定し、そして国体関係の諸施設の整備がスムースに運ぶようにしたほうがいいんじゃいかと、私たちはそのように考えております。

○又吉久正君　本員がお願いしているのは、138件の家が建っている。これを果たして当局が調査しているかどうか、あるいは建築許可を取っているのか、不法建築であるのか、そういったのを尋ねているわけでございます。そういったのを調査されたかどうか。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。市当局として実際にこの建物がどういうふうな性質のものであるかというようなことについては調査しておりません。しかし琉球政府のほうではそういったふうなものについてはひとつひとつ調査していると思います。そうでないと補償問題とか、いろいろ出てきますんで、琉球政府のほうでは調査はしてあると思います。

○又吉久正君　これは特に埋立申請をしていますが、住んでいるのは市民である。当局は市民が138件もそこに住んでいるところから、立ち退きさせられるとどういうふうなことになるかということについて一応調査をする必要があるんじゃないかと思いますが、

(「そうですよ」と言う者あり)

それをそのまま議会で即決しろということはこれはできないですよ。そういうことがなければ即決しても差し支えないはずですけれども、住んでいるのは市民である。市民の状態を調査も何もしないで、それをわれわれが即決すべきではないと思います。それに、来年の３月９日までに答申すればいいということになっているので、委員会付託しても遅くはないんじゃないんですか。本員はそのように考えます。

(「そのとおり」「たいへんですよ、市民が138世帯
あるというのに」と言う者あり)

○土木部長(内間安春君)　先ほどの立ち退きの問題について補足説明いたしたいと思います。問題になっております立ち退き地域は政府道の７号線、これの拡張工事によって立ち退きの問題が出てくるものであります。この埋立事業地域の事業として立ち退き問題は出てこないと思います。

(「ちょっと待ってください」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　休憩します。

(午後１時38分　休憩)

(午後２時　　再開)

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。諮問第３号公有水面埋立て免許申請について、即決するということでお諮りしてありましたが、議長の不手際でこれを委員会に戻さなくちゃいけないという事態になりました。社大、人民、公明党所属の各議員には議長からお詫びを申し上げます。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　諮問第３号公有水面埋立て免許申請については、その審査を建設委員会に付託いたします。

〔中　略〕

○大浜長弘君　議案第106号那覇市公害防止条例制定についてお尋ねいたします。公害防止条例を提案され非常にけっこうだと思います。おとついやったというふうな感もありますけれども、内容について１点だけ質疑をいたします。第14条、公害対策審議会の第２項において〝審議会は、委員15人以内で組織し、委員は、知識経験者のうちから市長が任命または委嘱する〟とこういうようになっておりますけれども、本土のいわゆる市の条例では、この審議会のメンバーに、すなわち知識経験者だけじゃなくして市議会議員というふうに入っていますけれども、那覇市のこの公害防止条例ではそれが入っていない理由、どうして入れなかったんですか。その入れなかった理由についてをお伺いいたします。

○企画部長(平良清安君)　お答えいたします。ご指摘のように本土の県条例ないし市の条例の中には大半がそうなっております。今おっしゃるような委員、審議会の構成メンバーを具体的に学識経験者、あるいは市議会議員、市当局というふうにうたっております。ご提案しております案にそのようにしてない理由といたしましては、別にこれという理由はございませんけれども、ただ私どもがいろいろ参考にいたしましたところ、学識経験者だけという意味じゃなくて、ここでいうのは知識経験者ということで、その中に市会議員も入っているというふうに解釈して、部内といたしましては実際に審議会の構成メンバーには市会議員、あるいは大学教授、あるいは市当局関係、その他の市民というふうなことを考えております。

○真栄城嘉園君　公害防止条例が提案されておりますけれども、〝この条例は公布の日から施行する〟というようなことになっておりまして、さらに〝第６条、第８条、第９条、第16条および第18条の規定は、公布の日から起算して３月をこえない範囲内において、規則で定める日から施行する〟というようなことになっております。それでお尋ねしたい点は、公害防止条例ができますとやはり公害測定器具が必要となってまいります。公害測定器具を当局はどのような種類のものをお考えになっているのか。その金額と器数をお知らせ願いたいと思います。

○企画部長(平良清安君)　お答えいたします。まず器具のご説明に入る前に、今日まで那覇市内において公害というふうな形で市民の苦情なり問題が出されたものを検討していった場合に、次のような結果が出ております。粉じんが３件、ばい煙が７件、騒音が10件、悪臭が６件、その他１件というふうに公害の種類別になっております。その観点からいたしますと、さしあたってご提案しております補正予算も含めて、現在私どもが考えておりますのは一酸化炭素ガス測定器、それから一酸化炭素ガス探知機、ＰＨメーター、これは水質検査でございます。それから、高速レベルコーダーというふうなもので、少なくとも現在発生しておる、また近い将来発生するであろう那覇市内、その周辺の公害については必要最小限度の器具はそろえたいと考えて予算要求して皆さんにご提案いたしております。もしそれ以外にいま読み上げた器具で不十分でより高度の分析を必要とするというものにつきましては、琉球政府の公害研究所、あるいは衛生研究所、場合によっては本土の自治体等にも依頼していきたいとこのように考えております。金額は3,000ドルぐらいになっております。

○真栄城嘉園君　本員が聞いているのは、3,856ドル補正予算が出ておりますけれども、この中に器具購入費としてＰＨメーターとかありますね、これが幾らなのか、それの金額をお知らせ願いたいんです。器具購入費として組まれております3,856ドルの内訳をお聞きしたいのであります。

○企画部長(平良清安君)　一応、いま日円でしかもっておりません。直ちにドルに換算してまいりますけれども、お答えいたします。一酸化炭素ガス測定器、これは算定の基礎としては北川式というもので7,000円、一酸化炭素ガス探知機、これが6,000円、ＰＨメーターが９万円、もうひとつＰＨ、これは色を比べる比色計といいますがこれが6,500円、高速レベルコーダーは要求はしておりますが確認しておりませんけれども29万5,000円、以上であります。

○真栄城嘉園君　ただいま答弁になりました金額は器具購入費だけでございますか。と申し上げますのは、私たち本土に行って行政視察をいたしました場合に、庁舎あるいは公害をよく発生する場所にメーター類が設置されております。そういったような設置する場所、あるいは設置に要する工事費、そういったのは今度の補正予算に入っていないのか。これはどういうふうになっているのか、設置する場所、工事費の問題、これをお答え願いたいと思います。

○企画部長(平良清安君)　ただいま要求しております器具は主として携帯用でございます。非常に公害のひどいところになりますと、モニタリングポイントということでその地域、地域に設置して、そこから自動的にテレメーター、あるいはその他の電気通信を通して公害センターで自動的に計算されていくという方式なんですけれども、そこまで将来はいくかと思いますし、そのほうがよかろうかと思いますけれども、今のところはそこまでは要求しておりません。

○黒潮隆君　公害防止条例を早急に制定するようにという要求をこれまで繰り返して、今度提案されております。そうしてこの条例の制定は早いほどいいと思いますけれども、しかし一旦条例をつくってしまえばそう簡単に改正するわけにはいかんじゃないか。今度の条例を見てみますと、公害を防止する面で一番大切なことは公害発生源で押えることだと言われております。発生しました公害をなくしていくというのはなかなか困難なことなんですが、発生源で押えるためには、どうしてもこの企業の許認可についてもっと明確にしなければならないんじゃないか。今後沖縄に公害企業なども持ち込まれてくるんじゃないかというふうな報道もなされておりますが、この条例では許認可の制限、規制というものが見当たらないわけでございます。したがってそこまで今度の条例を制定するとしたら、やるべきじゃないか、それについてお答え願いたいと思います。そうしてこの公害条例では公害を発生させた企業、市民も市も同じような責務が負わされているような感じがしますけれども、あくまでも公害を発生させた企業にもっとも責任があるんじゃないか、その点も不明確じゃないかと思いますが。

もうひとつ真栄城議員から質問がありましたが、公害を未然に防止する、現在発生した公害を取り除いていくためには、ただいま２名しか担当の職員が配置されていない、したがって携帯用の器具をもって測定するだけでもその陣容としては弱いんじゃないか。公害課を設けて、新年度になりますとああいった化学的に公害の発生源がすぐわかるように、どのような種類の公害があるんだという点をすぐ発見し、測定できて是正していけるような陣容にしなければ、ないよりはいいけれども市民の苦情、要求を満たしていく面で非常に弱さがあるんじゃないか。こういうふうに考えておりますが、そういったところまで考えて公害課を設けて、公害防止に力を入れていくというふうな計画もおありであるかどうか、この公害防止条例に関連してその面をご答弁願いたいと思います。

○企画部長(平良清安君)　お答えいたします。復帰いたしますと相当の企業が那覇市、あるいは内外に進出する可能性もあろうかと思います。そういうことを勘案いたしまして将来の構想といいますか、理想的な希望といたしましてはいま20番議員がおっしゃったような方向でやらなければいけないんじゃないかと考えております。これまで発生し、あるいは発生しつつある公害に対する法的な規制ということなどもありまして、幸い琉球立法院では９月23日に公害対策基本法が制定されております。ご質問の第１点は、許認可についても市の公害条例に入れるべきじゃないかということでございますが、当初私ども部内の最初の案では入れておったわけでございます。その点について参考にしたのが北九州市でございます。その点をいろいろ検討してみますと、本土の公害対策基本法と琉球政府のそれとの間には若干相違がございまして、本土の公害対策基本法では、指定都市あるいはその他の特定する地方自治体においては国の規制基準等を上廻って制定することが出来るという事項がございます。ところが立法院で可決されました公害対策基本法ではその点が明らかにされてない。その辺を調べて見ますと立法院での審議過程で、この公害対策基本法の中では、市町村はその公害対策基本法の中で定める規制基準を上廻って制定することは出来ないと答弁しております。そういうこととともう１つは実際問題といたしまして、現在発生することが予想される那覇市の公害状況を見た場合にあえて早急に許認可施設等の事項までやることもなかろう。これは今後那覇市の公害実態を見極めて本土復帰して以後でも遅くはないんじゃないかということなどを部内で検討いたしまして、那覇市の現況を勘案してご提案してあります。理想といいますか、出来ることなら将来そのような方向にもってゆきたいと希望はしております。次の条例の中で市の責務、地域住民の責任を謳っているがこれは不公平じゃないか。公害の発生の第一の責任は公害発生源の企業にあるんじゃないかということでございますが、これはまったくそのとおりであります。これは環境庁が出来る以前の総理府、それ以前の厚生省の指導要綱でもそういうふうに謳っておりますし、公害対策基本法制定の段階でもはっきり、公害による第一義的責任はその発生源の企業なり、その発生源の施設だと明らかにされております。従ってこの点については別に問題はありませんが唯疑問として、なぜ市民の責務というようなものを謳っているのか。公害と申しますのは１つには個々の公害ではそんなに問題はないけれども、その個々の公害が大へん広く、しかも長時間集積してそれが結果として公害になるということもあります。これは単に企業だけということではありません。この点で市民一般の責務ということ。今１つは公害というものは確かに発生源は企業に多いわけでございます。これを唯、法律で規制するとかあるいは行政執行機関のみで是正してゆくということでは問題は解決しない。少なくとも市民が自覚して公害に対する監視態勢を持たなければいけないということで、これも含めて本土の公害対策基本法あるいは立法院の制定しましたものも出ておりますし、本土のどの市でも同じような規制の仕方をしておりますので入れてございます。唯ご指摘になりました公害発生の第一義的なものは、責任の如きは発生源であるということは明らかでございます。

○黒潮隆君　公害課にもってゆく計画はないか。

○企画部長(平良清安君)　市の方針としては公害課にもってゆくということは決まっておりません。ただ、先程申し上げましたように、今後公害がより多発する段階で現在の公害担当係２人だけではとにかく不十分だということはいえると思います。

○又吉久正君　両罰規定の18条、法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前２条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して各本条の罰金刑を科する。となってますが、これは公害防止基本法、つまり母法にもこういうのが謳われているのか、罰金刑を科したならば前科になるのか、その点をご説明願いたいと思います。

○企画部長(平良清安君)　お答えします。立法院で制定されました公害対策基本法、さらに大気汚染防止法等においても罰金の金額は違いますけれども、いわゆる法人の代表者としてその使用人を含めて罰金刑を科するというふうにして、金額は違いますけれどもまったく同じようになっております。

○又吉久正君　罰金刑に科すということになると前科と関係ありますか。

○企画部長(平良清安君)　罰金刑以上は刑法上の前科になると思います。

○又吉久正君　金額によって前科も決められてくると思いますが、18条には金額は謳われておりませんね。

○企画部長(平良清安君)　ここにいう18条は各本条といってその前の16条、17条でいう15ドル以下と４ドル以下でございます。

○又吉久正君　皆さんの解釈では前科になるということですか。

○企画部長(平良清安君)　その辺は琉球政府の法制室に具体的に問い合わせておりませんが、一般に罰金も刑法上の罰金だというふうに見ますと一応前科になると見ております。

○又吉久正君　委員会で詳しくお聞きいたしますからその点をお願いします。

○宮城武君　細かい点は委員会でお聞きいたしますが、この法の制定以前に企業が先行しまして、その後公害対策基本法がおっかけてゆく。この条例でそのときの為政者の行政執行の立場からして、先程も単に公害企業が４件ぐらいあるということですが、その規制義務を負わすことも結構でございますが、その改善策について理想的な配慮があるのかどうか。具体的に申し上げますと、ばい煙が出てしょうがない、企業自体の負担でやるにしても現在の企業家自体がどういうふうな経営内容があるかもしれない。

だからといって潰すわけにもいかないでしょう。そのときには資金融資の面倒を見るとか、そういうふうな義務を課して規制してゆくからには、それに対する配慮をもってもっとこの法の完全なる施行を心掛けておられるかどうか。規制するのは結構でございますけれども、現在ある企業、公害を出している企業に対する対策、単に取り締まるだけでのぞむのか、それに対する配慮があるのかどうか。

○企画部長(平良清安君)　提案しております条例では具体的に資金の手当て、あるいは融資等について規定はありませんが、政府の公害対策基本法にはご指摘になりました既設の施設の改善等については沖縄にはございませんけれども、本土の場合にはその面での公害防止事業団とかいろいろそういう公的な機関もございますし国の制度資金もございます。特に沖縄の場合はほとんど中小企業でございますので琉球政府の制定した公害対策基本法の中にも資金の斡旋、融資あるいは技術援助、助言ということが織り込まれておりまして、私どもも条例が出来たからということで唯、強制的にするということよりも当初のうちは啓蒙を通じて助言指導していきたいと考えております。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第106号那覇市公害防止条例制定について、〔略〕その審査を総務委員会に付託いたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)

〔中　略〕

本日の日程は全部終了いたしました。これにて散会いたします。

(午後８時45分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1971年12月21日

議　　長　辺野喜英興〔　〕

署名議員　平良　信一〔印〕

署名議員　黒潮　　隆〔印〕

〔12月22日、25日会議録　略〕

12月27日(６日目)午前10時28分　開議

○出席議員(26名)

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	８番　上原　綱正君	９番　金城　甚松君
10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君
16番　高良　文雄君	17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君
20番　黒潮　　隆君	21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君
24番　真栄城嘉園君	25番　比嘉　佑直君	26番　安見　福寿君	27番　玉城　栄一君
29番　椿　　秀義君	30番　大浜　長弘君		

○欠席議員(１名)

15番　金城重正君

○市町村自治法第61条による出席者

市　　長　平良　良松君	第一助役　稲嶺　成珍君	第二助役　前田　武行君
収 入 役　呉屋　永得君	総務部長　親泊　康晴君	企画部長　平良　清安君
財政部長　伊波　静男君	経済民生部長　備瀬政太郎君	保健衛生部長　内間　武義君
建設部長　水間　　平君	土木部長　内間　安春君	消 防 長　具志　清一君
水道局長　佐久川寛貞君	教 育 長　赤嶺　貞義君	

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第６号

第１　会議録署名議員の指名

〔第２、第３(議案第108号～第113号、第115号)、第４～第８(陳情第41号)、第９　略〕

第３　議案第106号　那覇市公害防止条例制定について(総務委員長審査報告)

第８　追加第１　沖縄国際海洋博覧会調査特別委員会設置に関する決議(宮城武議員提出)

会議に付した事件

(議事日程と同じ)

○議長(辺野喜英興君)　これより本日の会議を開きます。諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は仲本安一君、金城吾郎君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)

〔中　略〕

議案第106号那覇市公害防止条例制定について以上８件を一括上程し、総務委員長の審査報告を求めます。

○総務委員長(黒潮隆君)

〔中　略〕

議案第106号「那覇市公害防止条例制定について」、委員会の審査の経過及び結果についてご報告します。本条例の制定趣旨は、本土同様最近の那覇市においても企業の進出、その他産業の発展、人口の都市集中化により公害が発生し、大きな社会問題となっている。すでに壺川、古波蔵地域に存在するそれぞれの企業からの公害発生に対して、市民から苦情の陳情が出ている。かかる状況の中で沖縄においてはこれを規制する制度がなかったが、幸いにして去る９月23日政府において公害対策基本法が公布施行され、目下指定基準、規制基準の策定中である。まず、公害対策基本法第６条においては「市町村の責務」として(市町村は住民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、政府の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し及びこれを実施する責務を有する。)と規定されており、第19条においては、「市町村の施策」として(市町村は、法令に違反しない限りにおいて、前節に定める政府の施策に準ずる施策を講ずるほか当該地域の自然的、社会的条件に応じた公害の防止のために必要なその他の施策を実施するものとする。この場合において、政府は広域にわたる施策の実施及び市町村の行なう施策の総合調整にあたるものとする。)、さらに第36条「市町村公害対策審議会」として(市町村は、当該市町村における公害対策に関する基本的事項を調査審議させる等のため、条例で定めるところにより、市町村公害対策審議会を置くことができる。)と規定されている。以上の公害対策基本法等を受けて那覇市においても、今回那覇市公害防止条例の制定をみたのである。なお、この条例制定について１～２ヵ月ぐらい遅れて制定しても差し支えがないのではないかという意見もあるが、法律はすでに公布施行されており、市民サイドにおいて公害発生に対する未然防止の心がまえ、その取り組み方を市当局の施策と相俟って周知徹底させる意味からも一日も早く条例制定をする必要性があるので、那覇市が沖縄における市町村自治体の魁として提案したのである。

以上の当局説明を聴取したのち逐条審査に入ったのであります。その主なる点を申し上げると、条例策定と相俟って規制基準が制定されると、那覇市における既設企業でこれに抵触するのは何件におよぶ

かということに対し、拓南製鐵あたりが騒音基準に抵触し、アルミメッキ工場も那覇市公害防止条例で規制を受ける、またばい煙等については壺屋の陶器窯がそれに抵触するが、現在まで市民から苦情が出ているもので、公害対策基本法ならびに那覇市公害防止条例に抵触するものは約27件あり、粉塵３件、ばい煙７件、騒音10件、悪臭６件、その他である。拓南製鐵は現在の基準からするとただちに違反するが、その他の企業は行政指導して是正する方向にもっていくが、規制基準が制定された段階で再び点検したい。

さらに、規制基準が策定されれば既設企業はただちに適用を受けるのか。また、公害防止条例の第16条、第17条「罰則」、第18条「両罰規定」がうたわれているが、この罰金条項は「前科」に相当するか、ということに対し、現に問題になっている拓南製鐵あたりは、ただちに規制を受けると思うが、３ヵ月以内に抵触しないよう策を講ずると思考する。

さらに「罰則」については、本会議でも答弁したが「前科」になる。次に第３条「市の責務」ならびに公害対策基本法第２章第４節「特定地域における公害の防止」で、琉球政府と市との相関関係がうたわれているが具体的に説明せよということに対し、那覇市が同法にいう特定地域に該当するかどうか俄かに断定しがたいが本土においては、四日市、北九州市、大牟田市といった政令で定められた幾つかの公害指定都市がある。それで那覇市が公害指定都市に指定され、琉球政府がいうところの公害防止計画が出た場合には、それに応じて具体的な防止施策を那覇市は講じなければならないので、公害対策基本法第24条を受けて必要な財政上の措置を政府は講ずるということである。

その他若干の質疑が交わされたのでありますが、委員会は当局説明を了とし、本案については全会一致原案通り可決すべきものと決定いたしましたので、よろしく各位のご賛同をお願いいたします。

○議長(辺野喜英興君)　ただいまの委員長報告に対して一括して質疑に入ります。

(「質疑討論なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　質疑討論を省略し採決に入ります。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　議案第106号那覇市公害防止条例制定について、ただいまの委員長報告どおり原案を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

〔中　略〕

○宮城武君　この際「沖縄国際海洋博覧会調査特別委員会設置に関する決議」について、日程追加の動議を提出いたします。

(「賛成」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ただいま、宮城武君から「沖縄国際海洋博覧会調査特別委員会設置に関する決議」について、日程に追加されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので動議は成立いたしました。お諮りいたします。この際本動議を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって、この際本動議を日程に追加し議題とすることに決しました。本動議を議題といたします。提案者の説明を求めます。

○宮城武君　ただいま議題となりました沖縄国際海洋博覧会調査特別委員会設置に関する決議についてその趣旨説明をいたします。本件は1975年に国際海洋博覧会が当地沖縄で開かれるものだとほぼ確定的になったという情報に接し、それに関連する幾多の施策が当那覇市にもほどこされるものだと考えられるわけでございます。そういう観点に立ちまして本市の基本計画及びその他関連するもろもろの関連事業と、議会においても調査検討する必要があるのじゃなかろうかという観点から、皆さま方のお手元に配付いたしました決議に従い特別委員会を設置したいという趣旨でございます。本決議案を読みまして説明に替えたいと思います。

沖縄国際海洋博覧会調査特別委員会設置に関する決議

１．本議会に沖縄国際海洋博覧会調査特別委員会を設置し、11人の委員をもって構成する。

２．議会は、沖縄国際海洋博覧会調査特別委員会に対し、市町村自治法第40条第１項の規定により次の事項の調査を付託する。

(1) 道　路

(2) 港　湾

(3) 空　港

(4) 観　光

３．沖縄海洋博覧会調査特別委員会は、調査のため必要があるときは、関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を求めることができる。

４．沖縄海洋博覧会調査特別委員会の本件調査に要する経費264ドル以内とする。

５．沖縄海洋博覧会調査特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本件調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

以上でございます。

○議長(辺野喜英興君)　ただいまの説明に対して質疑に入ります。

○久高友敏君　この特別委員会の設置について今決議されるわけでありますが、一体この決議後の活動開始はいつごろ予定しているか。この委員会のメンバーは11名と出されておりますが、おそらく議会運営委員会で委員が各派から出ると予想されるが、この活動開始をいつごろ予定しているか、これについてご説明願います。

○宮城武君　活動開始につきまして具体的に何月何日ということは持ち合わせておりませんが、現在琉球政府の意向を総合的に勘案してみますと、政府の委員会の設置が１月10日を目途にしてやっておるので、それ以後になろうかと思います。

○久高友敏君　政府が１月10日から開始するということになると、おそらくこれに準じて那覇市の委員会も開始されると予想されますが、しかしこれだけの委員会活動するためには、それ相当の予算が伴うと思うんだが予算措置についてどのように考えておりますか。

○宮城武君　お答えいたします。決議案の中に第４項で264ドル以内とするという項目がございます。この算定の基礎は、現在の議員の委員会手当ですか、その手当が１人２ドルになっておりますので２ドルの11人分、月２回、１月から６月までの分というふうな算定になろうかと思います。

○久高友敏君　提案者の説明によると、現在の那覇市議員の常任委員の委員手当というふうになっておりますが、しかし現行の那覇市の予算で計上されているかどうか。もしこれが計上されていない場合に開始すると、この裏付けとなる委員手当はどこから支出するか。これについてお伺いいたします。

○宮城武君　お答えいたします。現在那覇市議会にありますところの予算の中から、１月、２月の時点で必要があるならば一応流用の形をしておきまして、３月議会で補正をお願いしたいというふうに考えております。

○議長(辺野喜英興君)　質疑終結し討論省略し採決に入ります。追加日程第１、沖縄国際海洋博覧会調査特別委員会設置に関する決議について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって追加日程第１「沖縄国際海洋博覧会調査特別委員会設置に関する決議」については、原案通り可決されました。

○議長(辺野喜英興君)　お諮りいたします。ただいま設置されました「沖縄国際海洋博覧会調査特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第５条第１項の規定により、黒潮隆君、比嘉佑直君、大浜長弘君、金城吾郎君、宮城武君、高良文雄君、上原綱正君、真栄城嘉園君、島袋宗康君、玉城栄一君、人民・国

吉辰雄君、以上11人を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました11人の諸君を「沖縄国際海洋博覧会調査特別委員」に選任することに決しました。休憩いたします。

(午後２時19分　休憩)

(午後２時35分　再開)

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま沖縄国際海洋博覧会調査特別委員会の正副委員長の互選の結果報告書が提出されておりますので、その氏名を報告いたします。特別委員会委員長、宮城武君、副委員長、玉城栄一君が互選されております。

○宮城武君　特別委員会の式場において委員長に指名されました。その中で執行当局と関係する部分がございますので特に発言を許していただきたいと思います。特別委員会の決議案の第４項、予算との関連が入っております。〝本件調査に要する経費264ドル以内とする〟という点でございますが、次回の３月定例議会の補正段階までは、現在議会のもっておる委員会経費の中から支出させていただくことをひとつお願いいたしたいと思います。それともう１点は、３月議会でこれの補正の措置を講じていただくよう当局のほうにお願いを申し上げ、委員長としてお願いを申し上げる次第であります。その点につきまして責任ある方からの回答をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○第一助役(稲嶺成珍君)

市長にかわりまして私からお答え申し上げます。第４項の本件調査に要する経費264ドル以内とする。とありますが、これはせっかく議会の決議でありますので３月議会において補正予算を提案したいと思っております。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　以上で全日程を終了いたしました。これにて1971年第135回那覇市議会定例会を閉会いたします。

(午後２時43分　閉会)

上会議録を調製し署名する。

1971年12月27日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　仲本　安一〔印〕
署名議員　金城　吾郎〔印〕

68　1972年(昭和47年)　３月　第139回定例会[環境・衛生、区画整理]

３月24日(初日)午前10時23分　開会

○出席議員(23名)

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	８番　上原　綱正君	９番　金城　甚松君
10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君
16番　高良　文雄君	17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	20番　黒潮　　隆君
21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君
27番　玉城　栄一君	29番　椿　　秀義君	30番　大浜　長弘君	

○欠席議員(４名)

15番　金城重正君　19番　金城吾郎君　25番　比嘉佑直君　26番　安見福寿君

○説明のため出席した者

市　　長　平良　良松君	第一助役　稲嶺　成珍君	第二助役　前田　武行君	
収 入 役　呉屋　永得君	総務部長　親泊　康晴君	企画部長　平良　清安君	
財政部長　伊波　静男君	経済民生部長　備瀬政太郎君	保健衛生部長　内間　武義君	
建設部長　水間　　平君	土木部長　内間　安春君	消 防 長　具志　清一君	
水道局長　佐久川寛貞君	教 育 長　赤嶺　貞義君		

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

〔第３(議案第９号～12号)、第４　略〕

第３　議案第13号　工事請負契約について(市長提出)

会議に付した事件

(議事日程に同じ)

○議長(辺野喜英興君)　これより1972年第139回那覇市議会定例会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。この際諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は中村昌信君、瀬長フミ君を指名いたします。

○議長(辺野喜英興君)　日程第２、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月30日までの７日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって会期は７日間と決定いたしました。

○議長(辺野喜英興君)　お諮りいたします。委員会審査等議事の都合により、３月25日、28日、29日の計３日間は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって３月25日、28日、29日の計３日間は休会することに決しました。

○議長(辺野喜英興君)　日程第３、〔略〕議案第13号工事請負契約についてまでの議案を、一括して議題とし提案者の説明を求めます。

〔中　略〕

○建設部長(水間平君)　議案第13号工事請負契約について、ご説明いたします。現在那覇市内で排出されるごみの量は年々増加し、昨年は約９万4,000トン、１日当り約300トンで、今の処理施設では処理できないような状態になっております。そこで当局としましてはあと１基焼却炉の増設を計画しておりましたところ、日政の補助額も確定しましたので、去る３月18日請負金額40万5,000ドルで合資会社沖縄岩谷商会と仮契約を締結いたしました。この工事請負契約につきましては議会の同意を得る必要がありますので提案いたしました。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)

〔中　略〕

議案第13号工事請負契約についてはその審査を建設委員会にそれぞれ付託いたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　本日の日程は全部終了いたしました。これにて散会いたします。

(午前10時45分　散会)

上会議録を調製し署名する

1972年３月24日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　中村　昌信〔印〕
署名議員　瀬長　フミ〔印〕

３月27日(２日目)午前10時37分　開議

○出席議員(23名)

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	８番　上原　綱正君	９番　金城　甚松君
10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	13番　平良　信一君	15番　金城　重正君
16番　高良　文雄君	17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君
20番　黒潮　　隆君	21番　久高　友敏君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君
27番　玉城　栄一君	29番　椿　　秀義君	30番　大浜　長弘君	

○欠席議員(４名)

14番　宮里敏慶君　22番　喜久山朝重君　25番　比嘉佑直君　26番　安見福寿君

○説明のため出席した者

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君
収入役	呉屋　永得君	総務部長	親泊　康晴君	企画部長	平良　清安君
財政部長	伊波　静男君	経済民生部長	備瀬政太郎君	保健衛生部長	内間　武義君
建設部長	水間　　平君	土木部長	内間　安春君	消防長	具志　清一君
水道局長	佐久川寛貞君	教育長	赤嶺　貞義君		

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第２号

第１　会議録署名議員の指名
第２　議案第14号　那覇都市計画事業土地区画整理事業施行条例制定について(市長提出)
　　議案第15号　那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例制定について(市長提出)

〔第３略〕

会議に付した事件

(議事日程に同じ)

○議長(辺野喜英興君)　これより本日の会議を開きます。この際諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は喜舎場盛一君、仲村正治君を指名いたします。

○議長(辺野喜英興君)　日程第２、議案第14号那覇都市計画事業土地区画整理事業施行条例制定について、議案第15号那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例制定について、以上２件を一括して議題とし提案者の説明を求めます。

○建設部長(水間平君)　議案第14号那覇都市計画事業土地区画整理事業施行条例の制定についてと、議案第15号那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例制定については、関連いたしますので、一括して、その提案理由をご説明申し上げます。寄宮地区土地区画整理事業は、1966年７月に、地主側より提起されました「土地区画整理事業認可取消請求事件」に伴い、事実上事業が中断していましたが、1969年３月以来、約30回にわたり、地主側と協議を重ねてまいりましたがその結果、去った３月19日地主組合の臨時総会において、事業再開について合意し、協議が成立しましたので、1973年度から施行する予定であります。事業再開にあたりましては、当初認可されました耕地整理法を準用しての事業では、建物等の密集度合や、権利関係の輻輳等を考慮した場合、耕地整理法による事業の実施は困難であるとの観点から、1969年７月に立法制定されました土地区画整理法に基づき事業を実施することにしております。そこで土地区画整理法に基づく事業に移行するためには、旧都市計画法および耕地整理法により認可された事業を変更する必要がありますが、その変更認可申請に先がけて、土地区画整理法第53条の規定により、施行規程を条例で定める必要があります。また昭和47年度の国庫補助金交付申請との関係から、復帰前に事業計画の変更認可を得る必要があるため、議案第14号および15号を、それぞれ提案した次第であります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○議長(辺野喜英興君)　ただいまの当局説明に対して質疑に入ります。

○宮城武君　案件を提出する前の手続き問題で感ずることですが、一体那覇市当局は議案を議会に付議する場合に、その手続きについて一体部長は何をやっておられるんですか。24日に提出された議案の中からこの２件が落ちて、きょう追加議案として出ているんですね。こういう重要案件が審議にのって来ない、付議できなかった理由をお伺いしたいと思います。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。ただいまご指摘がありましたように、手続きの面で非常に問題があるというようなことでございますが、その事情についてご説明申し上げたいと思います。先程提案理由の中でもご説明いたしましたように、ただいまこの地区は裁判問題になっておりまして、しかも復帰時点でどうしても見通しというものをたてておかなければならないというようなところに追い込まれております。ところで地主組合の臨時総会において今後の事業の推進について協議できましたのは３月19日でございます。３月19日に地主総会を持つようにしたんですが、それがどうして３月19日という日にちになったかということにつきましては、琉球政府と地主、那覇市との打ち合わせ、あるいは日本政府建設省との打ち合わせ、そういったものがいろいろ絡み合いまして３月19日にしか地主組合の臨時総会を開くことが出来なかったということでございます。３月19日に地主組合総会が開かれて今後の区画整理の進め方について合意に達しましたので、３月21日の部長会議で今度の議会に提案したいということを申し入れまして、部長会議で承認が得られて３月24日、25日とこの２日間で例規審議会の審議を経て、３月25日、26日で議会提出の準備をせざるを得なかったという事情でございます。

○宮城武君　なる程、手続きの上からはそういうふうな日数がかかったということでございますが、この条例制定は地主総会とは関係ないんだ、はっきり言って。大体、耕地整理法ではどうにもならないという前提に立っておられたはずでございます。それを新しい都市計画法に基づく区画整理でなければならないという前提にたっていれば、前に条例制定をやっても決して早すぎるということはなかったと思います。これは廃止する条例制定なんだ。そういう点から先程部長が述べられた答弁ということは、この条例を廃止する条例制定とは関係がない。今後の皆さま方の仕事を進めるための地主総会であったというふうに受けとれるわけであります。よってそういう問題は、耕地整理法ではどうにもならないということはもうはっきりわかっておったはずなんだから、それを廃止し、新しい条例を制定して都市計画法に基づく議案にできたはずである。本員はそういうふうに理解します。よってそういう事務手続き面、特に条例制定の面については私は迅速に一括してできるような措置を講じてもらいたい。以上希望申し上げておきます。

○議長(辺野喜英興君)　質疑終結いたします。議案第14号那覇都市計画事業土地区画整理事業施行条例制定

について、議案第15号那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例制定については、その審査をそれぞれ建設委員会に付託いたします。

〔中　略〕

○副議長(仲本安一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。午前中の会議録署名議員は喜舎場盛一君、仲村正治君のお二人を指名いたしておりますが、仲村正治議員が所用のため中座をいたしておりますので変更させていただきたいと思います。仲村正治君のかわりに上原綱正君を指名いたします。

〔中　略〕

○副議長(仲本安一君)　本日の日程は全部終了いたしました。これにて散会いたします。来る30日会議を開きます。おそくまでごくろうさまでした。

(午後11時７分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1972年３月29日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
副 議 長　仲本　安一〔印〕
署名議員　喜舎場盛一〔　〕
署名議員　仲村　正治〔印〕
署名議員　上原　綱正〔印〕

３月30日(３日目)午前10時50分　開議

○出席議員(23名)

２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君	５番　喜舎場盛一君
６番　仲村　正治君	８番　上原　綱正君	９番　金城　甚松君	10番　島袋　宗康君
11番(人民)国吉　辰雄君	14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君
17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君	20番　黒潮　　隆君
21番　久高　友敏君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君	25番　比嘉　佑直君
27番　玉城　栄一君	29番　椿　　秀義君	30番　大浜　長弘君	

○欠席議員(４名)

１番(社大)国吉辰雄君　13番　平良信一君　22番　喜久山朝重君　26番　安見福寿君

○説明のため出席した者

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君
収 入 役	呉屋　永得君	総務部長	親泊　康晴君	企画部長	平良　清安君
財政部長	伊波　静男君	経済民生部長	備瀬政太郎君	保健衛生部長	内間　武義君
建設部長	水間　　平君	土木部長	内間　安春君	消 防 長	具志　清一君
水道局長	佐久川寛貞君	教 育 長	赤嶺　貞義君		

○事務局出席者

局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第３号

第１　会議録署名議員の指名
〔第２、第３(議案第11号)、第４～第９、追加第１　略〕
第３　議案第13号　工事請負契約について(建設委員長審査報告)
　　議案第14号　那覇都市計画事業土地区画整理事業施行条例制定について
　　(建設委員長審査報告)

議案第15号　那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例制定について(建設委員長審査報告)

会議に付した事件

(議事日程に同じ)

○議長(辺野喜英興君)　これより本日の会議を開きます。休憩いたします。

(午前10時50分　休憩)

(午前10時53分　再開)

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。この際諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、金城甚松君、島袋宗康君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第３、〔略〕議案第13号工事請負契約について、議案第14号那覇都市計画事業土地区画整理事業施行条例制定について、議案第15号那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例制定についてまでの事件を一括議題とし、建設委員長の審査報告を求めます。

○建設委員長(比嘉佑直君)　〔略〕議案第13号「工事請負契約について」、議案第14号「那覇都市計画事業土地区画整理事業施行条例制定について」、議案第15号「那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例制定について」、以上４件を一括して、審査の経過および結果をご報告申し上げます。

〔中　略〕

次に、議案第13号「工事請負契約について」は、現在市内のごみ排出量は毎年増加の一途をたどり、現存処理施設では処理できない状態になっているので、あと１基焼却炉を増設する計画をしていたところ、日本政府の補助額が確定したので、今回40万5,000ドルで、合資会社岩谷商会と工事請負契約を締結すべく提案されております。審査の主なものを申し上げますと、随意契約の理由については、機種の選定に当たって、ごみ質、施設の維持管理の容易性、炉体の丈夫性、高度の炉温に耐える耐久性、建設費、高度の技術を要しないこと、必要人員の問題、公害上の問題等総合的に検討した結果、エバラ社のものを選定したため、同機種を取り扱っている岩谷商会と随意契約したとのことであります。委員会は以上のほか、活発な質疑の後、本件については同意すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号「那覇都市計画事業土地区画整理事業施行条例制定について」および議案第15号「那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例制定について」は関連するので、一括して審査されております。なお本案の説明に入る前に、当局から旧都市計画法に基づく耕地整理法を準用して行う事業と、土地区画整理法に基づく事業の大まかな相違点について説明を聴取したのであります。それによりますと、旧法による土地区画整理事業は土地所有権すなわち、地主を主体とした事業であるのに対し、区画整理法による事業は、土地所有権者と所有権以外の権利を有する者との両者が関係者となるため、所有権以外の権利が大幅に認められ、土地所有権同様、借地権が擁護されることになっているのが大きく変わった点であり、また事業の施行にあたっては、民主的に進められるよう土地区画整理審議会の制度があって、その審議会の委員は、所有権者、または所有権以外の権利者、それぞれの数に応じて選出されることになっている。施行者は、関係者の利害に直接関係することを決める場合は、審議会の同意を得なければ事業を進めることができないことになっている点が旧法と異なるところであるとのことであります

議案第14号「那覇都市計画事業土地区画整理事業施行条例制定について」の概要としては、この施行条例は、土地区画整理法第53条第２項の規定による必要事項を定めたものであり、第１章は、趣旨規定、事業の名称、事業の範囲、事務所の所在地を、法第53条第２項第１号から４号まで規定したものである。

第２章は、法に定めのある保留地処分金及び公共施設管理者負担金並びに政府補助金を除く費用の負担方法を定めたものである。第３章は、保留地の処分価格の決め方や処分の方法を規定したものである。第４章は、土地区画整理審議会の委員の定数及び選出方法等を規定したものである。第５章は、換地計画をする場合における、従前の宅地の地積の決定方法及び所有権以外の権利の目的となる土地の地積の決定方法を規定したものである。第６章は、評価員の定数や、従前の宅地または換地の評価方法と、所有権以外の権利の評価方法について規定されている。第７章は、法第11条の規定による清算金の算定及び徴収交付等を規定したのものである。第８章は、雑則として、権利の申告または届出の受理を停止する期間及び地区内における建築物等の許可申請の方法等、その他必要事項を規定したものであるとの説明であります。

また、議案第15号「那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例制定について」は、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の共通施行条例の制定に伴い、不要となるので廃止したいとのことであります。審査の主なるものを申し上げますと、これから行われる区画整理事業については、今回提案されている条例を適用して施行するとのことだが、現在施行中の小禄、山下地区については、経過措置があるのかと質したところ、土地区画整理法施行法第４条により、旧法で施行した区画整理事業は、新法の施行後においてもなおその効力を有するとあり、また沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第147条２項により、５ヵ年間は効力があり、小禄、山下地区については、あと２ヵ年で事業が完了する予定であるので問題はないとのことであります。また土地区画整理法第53条第２項の規定により、条例制定後、事業認可を受けるとのことだが、寄宮地区の変更認可の申請は何日を予定しているのかということについては、４月24日に申請する準備を進めており、認可になるのが、５月５日を予定しているので復帰前に認可の告示ができるものと思う、とのことであります。委員会は以上の審査の後、結論として議案第14号及び議案第15号については、それぞれ全会一致可決すべきものと決定いたしました。

○議長(辺野喜英興君)　ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。

○金城重正君　議案第13号工事請負契約について、委員長にご質問いたしたいと思います。当然焼却炉は昨今のごみ事情等から考えますと、世の中の発展に従いましてどんどんごみが出てくる。東京あたりではもはやごみ戦争ということになっております。そこで本員が所属する経済民生教育委員会の中で今後のごみに対する対策は如何ようにやるかということについて当局に尋ねました。その中で近いうちに焼却炉を１基つくらなくちゃならない、またやります、ということをおっしゃっております。私はけっこうなことだとは思いますが、この焼却炉の設置場所、そこは当局の委員会での説明によりますと、あと数ヵ月しかそこで処理するスペースがないんだと、そこで今後の那覇市のごみ処理を如何にやっていくかについては、非常に緊急な課題であり、かつまた隣接市町村との話し合いをもって何らかの方策を考えなければならない。すなわち現在設置されている場所はあと４、５ヵ月、すなわち今年の８月の末までには完全に埋まってしまう、さらにその下の土地のほうを取得するためにやっておりますけれども、なかなか土地代がかみ合わないということも承っておりますし、まだその解決もできてないということであります。しかしその下のほうの土地を取得してもあと６ヵ月しか、８月の末までしかそのスペースはないんだと、はっきり当局は答弁しております。そういたしますと新しく焼却炉を40万5,000ドル費やしましてそこにつくっても、今後のこの焼却炉の運営については如何なる考え方をもっておられるのか、そのほかに先ほど申し上げましたように隣接市町村と一緒になって今後のごみ処理場の問題を解決しなければならんということでありますけれども、その話し合いはどのようになっておるのか。そういうことを一応委員会でご討議なされたかどうかお尋ねいたします。

○建設委員長(比嘉佑直君)　ただいまのご質問ですが、委員会の中で聞かれたものと聞かれてないものがありますが、今後新たに入れる焼却炉の機械は今までの機械と違って能率が高い、１日160トン処理できるが、しかしあとの80トンは不燃物として残っていくが、その土地を購入してやったら１ヵ年はもつということでございます。隣接市町村との話し合いの件については別に委員会では出ておりません。設置場所もその側でやるということについては当局の答弁がありましたが、隣接市町村との話し合いについては委員会ではやっておりません。

○金城重正君　いま委員長の答弁にございましたように、現在の場所の下のほうを買ってもあと１ヵ年しかもたない。そこで当局は先ほど申し上げましたように早めにその手を打たなければならんし、少なくとも当初予算にはこれの裏づけをしまして見通しをつけたいというような答弁を委員会でやっておりますけれども、今後のごみ対策について敷地をどうするんだという見通しについてご討議がなされたかどうか。もしなされていなければ今後の市の計画、また次年度当初予算、今後の４月の臨時議会でそれを計上しなくちゃならんと思いますが、その見通しはどうなっているか。もし委員会で審議されていなければ当局から説明をしていただきたいと思います。

○建設委員長(比嘉佑直君)　委員会では審議されておりません

○金城重正君　当局からお願いいたします。

○保健衛生部長(内間武義君)　お答え申し上げます。ただいま15番議員からご指摘いただきました点につきましては、非常に適切なきわめて大事な点で、経民委員会もその点非常に関心をおもちいただいておられる点でございますし、反面私どもとしましても非常に大事な点でございます。そういうことで簡潔にお答え申し上げたいと思うんですが、いまご指摘をいただきましたように3,100坪の用地を拡張するといたしまして法面差引面積を70パーセントとしまして、１日の埋立量を200トンといたしますと９ヵ月みることができるということでございますが、そこでいま隣接５市村の中でもその問題が非常に緊急な問題となりまして、私ども事務段階でもこの問題を鋭意検討を進めいま事務段階でございますので公表はこれからでありますけれども、そういったことで明らかに煮詰まっている段階ではございませんが、一応３点ほどにしぼって検討を進めているわけでございます。そこで今後の見通しということでございますが、一応来る新年度予算の中におよそですが7,000坪ぐらいの用地を確保できるように、議員各位のご協力をお願いしたいということでいま予算を要求している段階でございます。以上でございます。

○金城重正君　ただいまの部長の説明で了解をしたいと思いますが、この次年度予算に対する7,000坪の用地確保、これは隣接市町村も一緒になってやるということでございますか、それとも市独自の計画でございますか。

○保健衛生部長(内間武義君)　市独自の計画でございます。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　議案第13号工事請負契約について、委員長報告どおり原案に同意することにご意義ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本案は同意されました。

○議長(辺野喜英興君)　議案第14号那覇都市計画事業土地区画整理事業施行条例制定について、委員長報告どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

○議長(辺野喜英興君)　議案第15号那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例制定について、委員長報告どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

〔中　略〕

○副議長(仲本安一君)　休憩前に引き続き会議を開きます。以上で全日程を終了いたしました。これにて1972年第139回那覇市議会定例会を閉会いたします。

（午後４時26分　閉会）

上会議録を調製し署名する。

1972年３月30日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
副 議 長　仲本　安一〔印〕
署名議員　金城　甚松〔印〕
署名議員　島袋　宗康〔印〕

69　1972年（昭和47年）４月　第140回臨時会［基地、埋立、祖国復帰、通貨］

４月18日（初日）午前10時25分　開会

○出席議員（23名）

１番（社大）国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	８番　上原　綱正君	９番　金城　甚松君
10番　島袋　宗康君	11番（人民）国吉　辰雄君	13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君
15番　金城　重正君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君	20番　黒潮　　隆君
21番　久高　友敏君	24番　真栄城嘉園君	25番　比嘉　佑直君	26番　安見　福寿君
27番　玉城　栄一君	29番　椿　　秀義君	30番　大浜　長弘君	

○欠席議員（４名）

16番　高良文雄君　17番　又吉久正君　22番　喜久山朝重君　26番　宮城武君

○説明のための出席者

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君
収 入 役	呉屋　永得君	総務部長	親泊　康晴君	企画部長	平良　清安君
財政部長	伊波　静男君	経済民生部長	備瀬政太郎君	保健衛生部長	内間　武義君
建設部長	水間　　平君	土木部長	内間　安春君	消 防 長	具志　清一君
水道局長	佐久川寛貞君	選挙管理委員長	赤嶺　正一君	監査事務局長	崎浜　　清君
教 育 長	赤嶺　貞義君				

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第１号

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
〔第３略〕

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長（辺野喜英興君）　これより1972年第140回那覇市議会臨時会を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。この際諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長（辺野喜英興君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、人民・国吉辰雄君、平良信一君を指名いたします。

○議長（辺野喜英興君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。お諮りします。今期臨時会の会期は、

本日から５月15日までの28日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辺野喜英興君）　ご異議なしと認めます。よって会期は28日間と決定いたしました。

○議長（辺野喜英興君）　お諮りします。委員会審査等議事の都合により、４月19日及び４月21日から４月30日までの11日間、並びに５月６日から13日までの８日間、計19日間は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（辺野喜英興君）　ご異議なしと認めます。よって４月19日及び４月21日から４月30日までの11日間、並びに５月６日から13日までの８日間、計19日間は休会することに決しました。

〔中　略〕

○議長（辺野喜英興君）　本日の日程はこれで全部終了しました。これにて散会いたします。

（午前11時28分　散会）

上会議録を調製し署名する。

1972年４月18日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員（人民）国吉　辰雄〔印〕
署名議員　平良　信一〔印〕

〔４月20日、21日、25日、29日、５月１日、６日会議録　略〕

５月９日（８日目）午前10時22分　開議

○出席議員（24名）

１番（社大）国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	８番　上原　綱正君	10番　島袋　宗康君
11番（人民）国吉　辰雄君	13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君
16番　高良　文雄君	17番　又吉　久正君	19番　金城　吾郎君	20番　黒潮　　隆君
21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君
25番　比嘉　佑直君	27番　玉城　栄一君	29番　椿　　秀義君	30番　大浜　長弘君

○欠席議員（３名）

９番　金城甚松君　18番　仲本安一君　26番　安見福寿君

○説明のための出席者

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君
収 入 役	呉屋　永得君	総務部長	親泊　康晴君	企画部長	平良　清安君
財政部長	伊波　静男君	経済民生部長	備瀬政太郎君	保健衛生部長	内間　武義君
建設部長	水間　　平君	土木部長	内間　安春君	消 防 長	具志　清一君
水道局長	佐久川寛貞君	選挙管理委員長	赤嶺　正一君	監査事務局長	崎浜　　清君
教 育 長	赤嶺　貞義君				

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第８号

第１　会議録署名議員の指名
〔第２（議案第83号～第88号）、第３～第５　略〕
第２　議案第89号　アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の

特例に関する条例制定について（市長提出）

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(辺野喜英興君)　５月９日は休会の日でありますが、議事の都合により特に会議を開きます。この際諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、大浜長弘君、椿秀義君を指名いたします。

○議長(辺野喜英興君)　日程第２、〔略〕議案第89号アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例制定についてまでの事件を一括して議題とし、順次説明を求めます。

〔中　略〕

○財政部長(伊波静男君)

〔中　略〕

議案第89号アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の提案理由について説明申し上げます。従来琉球政府税であった、米国の軍人軍属等に対する軽自動車税は、本土復帰に伴い、地方税法の臨時特例に関する法律等の規定の適用によって市町村が賦課徴収することになったものでありますが、行政協定によって、不均一の課税および特例の徴収方法が定められているので、特例条例を制定する必要があります。以上のとおりでありますのでよろしくご審議ねがいます。

○議長(辺野喜英興君)　ただいまの説明に対して質疑に入ります

○真栄城嘉園君　市長はいらっしゃらないんですか。

○議長(辺野喜英興君)　都市計画審議委員会がきょう10時から開かれ、市長は那覇市代表として出席しているとの連絡が前もってありました。

〔中　略〕

○黒潮隆君　議案第89号アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例制定についてお尋ねをいたしたいと思います。先ほどの説明でどうしても条例として提案しなければならないという説明がございましたが、この条例の第２条の中に、〝那覇市税条例第82条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽自動車に対し、１台につき、それぞれ当該各号に定める額とする〟というふうにうたわれておりますが、現行条例の那覇市税賦課徴収条例では第82条は削除されて無くなっております。したがってここでいっている第82条とは新たに改正をしようとしている那覇市税条例、これをさしているのではないかというふうに本員はみるわけでございます。しかしその場合にアメリカ合衆国軍隊構成員から徴収しようとしている軽自動車税の額が妥当なものであるかどうかということがよくわからないのでお尋ねいたしたいと思います。本員の記憶するところでは、従来でも布令によって所得税、軽自動車税等が沖縄の県民より低く抑えられていたというふうに記憶しておりますが、ここに出ている額は布令によるものよりも低くなっているのではないかというふうにみておりますが、そのとおりであるのか、これが１点。先ほどの議案の説明で水道局長が、５月15日以降は那覇市に属している基地、アメリカ軍隊の水道料金については市民と同額を徴収するようにしていくという説明がございましたが、当然税の場合にも属地主義に立って市民と同じような課税をすべきだというのが、私たちは税の属地主義だというふうにみているわけでございます。しかし特例によってこのように市民から徴収するのにかなりの差額をもうけているというのは不当ではないか。市当局は正しいものとして提案されたのかどうか、ここら辺を明確にしていただきたいと思います。

○第一助役(稲嶺成珍君)　お答えいたします。ただいまのご質問につきましては、この条例にも掲げられておりますとおり、〝日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律〟と非常に長い法律が昭和27年につくられておりまして、その法律に基づいてこの条例はつくられております。ご質問のとおりでありまして昭和27年、今から20年も前につくられた古い法律でありまして、しかも本土の場合と沖縄の場合におけるアメリカの軍人、軍属は数の密度におきましても非常に違うと思います。いわゆるこちらにおりますアメリカ人の密度でありますがそういうのも違うと思います。これは税金として取りますが、むしろ道路の使用料的な性格があるんじゃないかとこのように思います。それで非常に安くなっているかと思います。しかしこれは法律がございますので、一応この法律の規定に基づきましてこの条例は制定いたしますが、将来においては先ほど申し上げましたとおり滞在するアメリカ人の密度なんかも考慮しまして、本土に対しましてこの法律の改正、あるいは何らかの方法を取りたいと思っております。一応はその法律がございますので、それにしたがって条例は制定していきたいと、このように思っております。ほかのご質問につきましては財政部長からお答えさせたいと思います。

○財政部長(伊波静男君)　お答えいたします。従来琉球政府税として取っておりましたものは、自動車二輪の場合、３ドル33セントでこれは円に直しますと1,025円、今回の条例によります場合には600円となっております。それから軽自動車（モータースクーター）の場合には、従来は１ドル67セントで円に直しますと514円、これが300円となっております。このように従来よりも低い税金となっております。

○黒潮隆君　もうひとつ残っておりますが。申し上げました第82条、この件について、いま準備されて市民から徴収しようとしている軽自動車税との比較を知りたいわけですが。この点を明らかにしていただきたいと思います。

○財政部長(伊波静男君)　お答えいたします。那覇市税条例第82条の規定、これから提案される条例でございますけれども、この中では二輪のものは900円、それから三輪のものは1,200円、四輪以上のものは3,000円となっております。

○黒潮隆君　ただいま改正しようと予定しているもの、すなわち市民から徴収する軽自動車税の額、そうして特例によるアメリカ合衆国軍隊の構成員から徴収しようとしている軽自動車税の額においてかなりの開きが出ている。しかも布令で決めていた額よりも今回提案される額が低くなっているということ、1,000円余りのものが600円になっているという点、そこでこれは20年前につくられた法律によって額まで明示されているのか。額まではっきりそういうふうにうたわれているのか。20年前に300円、600円であるならば当然物価の上昇によって大幅に改正されるべきものであるけれども、この法律によって額まで明示されているのか。たとえば市民から3,000円徴収すべき軽自動車税を、極端にいえば2,999円にしても特例になるわけです。したがって額が明示されていないとするならばそういうふうに、少なくとも市民、県民に課税していく額の近くまで引き上げてしかるべきじゃないかというふうに本員は考えますけれども、この額まで明示されているかどうかお尋ねしたいと思います。

○財政部長(伊波静男君)　お答えいたします。この件につきましては、日米合同委員会で合意をみた主要事項の第２部の中に〝私有自動車による道路使用に関する租税〟ということの中に自動二輪車が600円、軽自動車300円と明記されております。

○黒潮隆君　この条例が安保条約の第６条に基づいてそういう特例が設けられ、そうしてただいまの額については沖縄返還協定の取り決めの中で日米合同委員会というのが開かれて、具体的に取り決めがなされているというふうに理解できると思いますが、そのことは安保条約そのものが屈辱的な収奪的な軍事同盟であり、売国条約とまでいわれております。すなわち憲法にも違反している。そうしてこの日米合同委員会で取りきめられた外人所得税については、沖縄返還協定の中身がどのようなものであるかが明確にされたひとつの例ではないか。やはり屈辱的な返還協定の中身であるということがこの点だけでも指摘できるのではないかというふうに考えます。従いまして、そういうふうな経済的にも軍事的にも、政

治的にもがんじがらめにされ従属していく必要はないんじゃないか。したがってこの問題については引き続き税の属地主義を主張し、県民、市民と同額の方向に改正を進めていくために、市当局としてはどのような態度で対処していかれるのか、それを明らかにしていただきたいと思います。

○第一助役(稲嶺成珍君)　市長がおられましたら明快なご答弁があったかと思いますが、今のご質問につきましては、先ほどもご説明申し上げましたとおり20年前の古い法律でございまして、しかもいま部長から答弁がありましたとおり額までも規定されておりますので一応法律によって条例を制定する以外にないのでありますが、しかし、つまり施政権が返還されますと、従来のアメリカの施政権下の地方自治じゃございませんので、これにつきましては先程申し上げましたとおり条例をつくってのちにおきましても法律の改正を迫ってゆきたいと思っております。地方税法をみますと二輪車は1,500円になっておりまして５倍の差がありますので、これにつきましては法律の改正をずっと続けて政府当局に申し入れてゆきたいと思っております。

○久高友敏君　議案第89号が提案されてこれが議会を通過するといよいよこれは実施されるわけでございますが、特に20番議員から指摘されたとおり軍事優先的な特例法になるわけでございますが、しかし地方税法がこれに優先するかどうか。こういう条例を設けてもアメリカの軍人、軍属でありますので、滞納あるいは軽自動車を購入しても登録を拒否したりする場合に徴収はどのようにしてするのか、ご説明願います。

○財政部長(伊波静男君)　徴収方法につきましては他の市税と同じように徴収を公平な方法でとりたいと思います。

○久高友敏君　財政部長の説明は、徴収の方法は一般市民と同じように取り扱いたいということだが、アメリカの軍人、軍属が軽自動車を求めても登録をしないという場合に地方税法が本当に適用できるかどうか、罰則がないのに出来るかどうかをお聞きしたいのであります。

○財政部長(伊波静男君)　本土におきましては、この課税の方法につきましては憲兵隊と十分な連絡をとって行われているようであります。そこでこの条例の作成にあたりましては、私どもも地方課、主税局、憲兵隊に連絡をとりながら作成したわけであります。

○久高友敏君　条例の制定にあたり憲兵隊まで連絡したということでありますが、地方自治体がアメリカ軍隊の憲兵隊まで行って罰則を制定するということは異例なことだと思います。特にこの中に謳われているアメリカ合衆国軍隊の構成員等、契約者または軍人用販売機関等とありますが、アメリカ軍人、軍属を相手にしている商売、たとえばバーを経営している人もそれに該当するかどうか、拡大解釈されたら困ると思います。そこで沖縄人であってもアメリカ軍人を相手にした場合にはこの税法で課税されるのか。

○財政部長(伊波静男君)　日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第６条に基づく行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律等の実施についての通達の中に、軍人用販売機関等とは、合衆国軍隊が公認しかつ規制する海軍販売所、ＰＸ、食堂、社交クラブ、劇場、新聞発行所、その他の合衆国の歳出外資金により行政協定によって合衆国軍隊の使用する施設及び区域内に設置された諸機関で合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにその家族の利用に供されるものをいう、という説明がなされております。

○議長(辺野喜英興君)　質疑を終結します。〔略〕議案第89号アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例制定について、以上３件については総務委員会に、〔略〕その審査をそれぞれ付託いたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　本日の日程は全部終了いたしました。これにて散会いたします。なお明日は区画整理事業の予算が提出されますので、明10日本会議を開きます。

(午前11時40分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1972年５月９日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　大浜　長弘〔印〕
署名議員　椿　　秀義〔印〕

〔５月10日、11日会議録　略〕

５月13日(11日目)午前10時47分　開議

○出席議員（25名）

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君	
５番　喜舎場盛一君	８番　上原　綱正君	９番　金城　甚松君	10番　島袋　宗康君	
11番(人民)国吉　辰雄君	13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君	15番　金城　重正君	
16番　高良　文雄君	17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君	19番　金城　吾郎君	
20番　黒潮　　隆君	21番　久高　友敏君	23番　宮城　　武君	24番　真栄城嘉園君	
25番　比嘉　佑直君	26番　安見　福寿君	27番　玉城　栄一君	29番　椿　　秀義君	
30番　大浜　長弘君				

○欠席議員（２名）

６番　仲村正治君　22番　喜久山朝重君

○説明のための出席者

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君		
収 入 役	呉屋　永得君	総務部長	親泊　康晴君	企画部長	平良　清安君		
財政部長	伊波　静男君	経済民生部長	備瀬政太郎君	保健衛生部長	内間　武義君		
建設部長	水間　　平君	土木部長	内間　安春君	消 防 長	具志　清一君		
水道局長	佐久川寛貞君	選挙管理委員長	赤嶺　正一君	監査事務局長	崎浜　　清君		
教 育 長	赤嶺　貞義君						

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第11号

第１　会議録署名議員の指名

〔第２略〕

第３　諮問第１号　公有水面埋立て免許申請について（市長提出）

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(辺野喜英興君)　５月13日は休会の日でありますが、議事の都合により特に会議を開きます。この際諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、金城甚松君、島袋宗康君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　諮問第１号公有水面埋立て免許申請についての事件を議題とし、当局の説明を求めます。

○建設部長(水間平君)　諮問第１号公有水面埋立て免許申請についての提案理由をご説明いたします。本案

は那覇空港民航地区の整備計画の一環として米国民政府が1969年に埋立て工事を着手し、71年に竣工しています。しかし埋立法の手続がなされていないため、５月15日以前に琉球政府有地として確定する必要があるとのことで、行政主席から公有水面埋立法施行規則第５条の規定により意見を徴されていますので提案いたしました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長(辺野喜英興君)　ただいまの当局説明に対して質疑に入ります。休憩します。

(午前10時52分　休憩)

(午前10時55分　再開)

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○金城吾郎君　ただいま休憩中に諮問第１号の提案理由が遅れたことについて建設部長から聞きましたが、これは重要な意味を持っておりますので一応議事録に残す意味から改めてお聞きします。なぜ復帰直前の13日になって提案しなければならなかったのか。そしてその埋立地が国有地になるのか、県有地になるのか、これまで明らかにされていなかった。しかしこの時点においてこの諮問に答えるという先程の主旨の説明でありましたが、このことについて一応建設部長からはっきりした答弁を願います。

○建設部長(水間平君)　お答えします。この空港の埋立問題につきましては現在問題になっております。西側のほうにも軍のほうで埋立てがなされているところがありますが、そういうふうなところとも関連いたしまして、当初ＤＥのほうで計画をたてその後日本政府、アメリカ政府、琉球政府の３者で今後の空港の取り扱い問題についていろいろ協議がなされたようであります。実際問題といたしましては日本政府が70万6,511ドル、米政府が105万9,053ドル資金を投じて埋立工事を完了しております。復帰を迎えるに当りまして事前に埋立てられたような土地については、原則としてその所属は国有地になるというようなことであります。そういうふうになりますとこの土地が復帰後今のままにしておきますと、国有地に認定される原則からみまして、国有地になるというようなことが懸念されるので13日、今日中にこの埋立法によるところの手続きをとって、琉球政府みずからが行ったということにしておかないと今後の土地の所有権の問題が出て来ますので、復帰前にこの問題の結着をつけなければならないというのが琉球政府の言い分であります。

○宮里敏慶君　諮問第１号の公有水面埋立てによる土地の事業目的は何か、それが１点。次に米軍が埋立てて来た土地はこの諮問第１号以外にもありますか、さらにこれは日本の国有地になるのかどうか、この２点についてお伺いいたします。

○建設部長(水間平君)　利用計画につきましては飛行物の一部に利用するというのが利用目的であります。その具体的な計画につきましてはまだ決まってないようでありまして、今後日米琉３者会談を開き正式に決定することとなるというところで今のところ終っているそうでありますが、今後この具体的な利用方法については詰めにかからなければならないということであります。

○宮里敏慶君　米軍が埋立てたのがあるが復帰後はどこの所有になるのかということです。

○建設部長(水間平君)　先ほどお答えしましたように、原則としてアメリカ軍が埋立てたところ、アメリカ軍あるいは民政府が埋立てたところ、それから自然に埋立ててすでに土地になっているようなところ、そういうふうなことについては原則として国有地になるというようなことを聞いております。

○宮里敏慶君　諮問第１号公有水面埋立て免許申請については、那覇市が埋立て申請したことはないかどうか、お伺いいたします。

○建設部長(水間平君)　今の場所に対して埋立て申請をなしておりません

○金城吾郎君　この埋立て地は13日、きょう中に処理しなければ、復帰後における所有は国になるおそれがある、ということであわてているということでありますが、一応きょう議会が諮問に答えることによって当局はその処理をなさるでありましょうが、県有地になったとした場合、これは日本政府やアメリカ民政府から金が出ておるんだが、その土地の利用計画についてはある程度の制約を受けるのかどうか。５月８日に文書が発送されておるが、きょうまでの間に琉球政府との間で何か話し合いがなされているのか。そのままストレートに沖縄県の所有になるのか、それとも何らかの制約があるのか、いま、事実あるというふうに聞いておる。その使用などというものはだれが許可を受け、どうしておるのか。少なくともこの登記関係はまだしてないと思う。こういうことについて琉球政府の関係部局と話し合いしたかどうか。

○建設部長(水間平君)　ただいまの質問の事項については、われわれは詳しくは聞いておりませんが、ただその所有権のことが問題になっているということと、今後その土地の利用については日米琉３者で協議をしていくというその時点でストップになっているんだということで、この土地の利用計画については今後の問題になっていくだろうということであります

○金城吾郎君　該地域につきましては、これはある個人会社からも埋立ての申請が過去においてなされております。那覇市議会にも陳情がまいったことがあるわけです。これは議会としては、那覇港の玄関口でもあるし、特定の法人や個人にその埋立ての認可をするとどのような施設がなされるかもわからぬ。したがって、これは埋立てするならば市独自の計画に基づいてなされるべきである。ということで、この陳情を不採択にし、あるいはその他の申請についても市議会としては撤回させた事実があるわけです。ですからそういう重要な地域であるがゆえに、県が所有し、その計画に基づいてなされるとするならば、那覇の都市計画上あまり不都合の点は出てこないと思うけれども、少なくとも港の玄関口であるからには、市としても一応その諮問に答えるからには、琉球政府に対して一応はっきりした注文をつけた上で文書を出していただきたい。そういうふうに考えます。質問を終わります。

○又吉久正君　先ほどのご説明で日本政府から70万ドルあまり、軍から105万ドルあまりの埋立て費用を出して埋立てたというご答弁でございましたが、その中でいまこの問題においては日米琉政府が今後これについての話し合いを持っていくというようなことでありますが、そのとおりでございますか。また日本政府やあるいはアメリカ政府から、これを県有地にしていいとか悪いとかということの話し合いがあるのかどうか、その点をお伺いしたい。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。今後日米琉３者で会談を開くということでなしに、日米琉３者会談を開き正式に決定するということでもって一応ストップしている状態であります。今後日米琉でやるということでなしに、日米琉でいっしょにやっていこうじゃないかという話し合いをやっていることでもって打ち切られているということで、結論は出てないということであります。

○又吉久正君　これはすでに埋立ても完了していると思いますが、あるいはまだ残っているかもわかりませんが、そうしますと、いまのご答弁では話し合いの最中であるということでございますが、そのまま放っておくと国有地になるというようなお考えで、手っ取り早く諮問を出して、そして復帰前に県有地になすというようなお考えのようでありますが、そうすると、日米琉政府の話し合いがきまらないうちにこういうふうにするとぐあい悪いところが出てこないかどうか。金は日本政府とアメリカ政府が出してくれるが、話し中の途中で琉球政府の所有になっていくということに将来問題をかもすおそれはないかどうか。その点のご見解をひとつご説明願いたい。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。先ほど申し上げましたのはどの時点で話し合いがストップしているかということについて、日米琉３者会談を開いて今後それを考えていこうということで、ストップになっているというふうなことであるわけであります。今後の問題について同じく日米琉３者でやるというふうな意味ではないのであります。それから埋立工事は完了していますけれども、そのほかの計画について工事を中断し、工事中止に伴う必要な措置は琉球政府がこれにあたるんだという話し合いがなされているようであります。

○平良信一君　諮問第１号の公有水面埋立て免許申請について、この埋立てをする前に那覇市と話し合いが持たれたかどうか。当然那覇市と話し合いが持たれたならば、那覇市として何パーセントは那覇市に提供するとかというふうな条件を付したかどうか、これについてお話し合いを持たれたかどうか。この点についてお伺いしたいと思います。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。米軍が最初計画してやっているもんですからして、市に対しては何らの相談もありませんでした。なおこの地域は軍用地の公有水面でありまして、琉球政府が直接権限の及ぶところでもないわけであります。結局軍と琉球政府あたりの話し合い、琉球政府がやるにしましても、軍との話し合いによってしかできないような特殊の地域でありますので、市当局には何らの連絡もございませんでした。

○真栄城嘉園君　ただいま部長のご説明によりますと、そのままにしておくと国有地になるというふうなご答弁がありましたけれども、国有地になるという根拠、これをご説明願いたい。それから問題はこの公有水面埋立てについてはもう何度となくタイム・リミットがあるというようなことでわれわれに審議する余裕を与えない。これが琉球政府がとってきた態度であります。常に那覇市当局、議会は公有水面埋立ての諮問につきましては、埋立てられたあとタイム・リミットまできて即決してほしい、というような形でなされているのがこの諮問であります。この点について市当局はどのようにお考えであるか。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。国有地になる根拠については詳しく法的な面についてはまだ調べておりません。ただ大蔵省の財産課長がこちらにみえましたときに、今度の埋立てに関してすでに埋立てられたところについては国有地になるんだということを大蔵省の財産課長からもそのような説明は受けております。しかしどのような法的根拠であるのかというようなことについては詳しくはまだ調べておりません。それからもうひとつ琉球政府が埋立てる場合に常にタイム・リミットということで議会で十分審議できないというふうなことがらについてはそのようなことがあってはいけないと思います。やはり地方自治を尊重し、これを発展させるという立場に市当局も立っていますし、そういうふうな立場からいたしましても十分な審議が議会でなされないというようなことは遺憾だと思います。そのようなことがないようにわれわれのほうからも強く今までも申し入れてきましたし、今後もそのようなことを申し入れていきたいと思っております。

○真栄城嘉園君　ただいま根拠となる法律は調べてないということですが、ただ大蔵省の係官とお話し合いの上でそのような説明があったというように私は理解しておりますけれども、この公有水面埋立て諮問の件につきまして５月８日に文書が琉球政府からきておりますが、担当部として琉球政府と話し合いはどのようになっておりますか。お話し合いはなされたと思うんですけれども、その中でやはり県有地になるのか、国有地になるのかというようなことがはっきりするわけですが、議会におきまして国有地になるのか、県有地になるのか、はっきりできないままに審議はできないと本員は思います。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。軍が埋立てたものについては原則的にいって国有地になるんだというようなことは、先ほども申し上げたとおりであります。そこで、じゃそのままにしておいた場合に、これが国有地になるのか、県有地になるのか、というようなことについていろいろと疑問があるようであります。そこで埋立法の手続きによって琉球政府が埋立てるというようなことで、この公有水面埋立法による手続きをやるのであれば、間違いなく沖縄県の土地になるというようなことでございます。

○真栄城嘉園君　これを今までどおりしておくと国有地になるか、あるいは県有地になるかわかりません、ということでございましょう。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。軍が埋立てたものについては原則としては国有地になるというようなことであります。ところがこの場合、日本政府と民政府のほうから援助金などが出ていますんで、国有地になるか県有地になるかというようなことについてはいろいろ議論の余地もあるようであります。ところで、琉球政府の考え方といたしまして、また日本政府の考え方もそうだという説明を受けましたが、公有水面埋立法の手続きによって、琉球政府がその許可を取って埋立てたということになるのであれば、間違いなく15日以降は沖縄県の土地になるから、はっきりそれをさせておったほうがいいんじゃないかというようなことであります。

○議長(辺野喜英興君)　休憩いたします。

（午前11時16分　休憩）

（午前11時26分　再開）

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○真栄城嘉園君　先ほど申し上げましたとおり、この公有水面埋立ての諮問につきましては何度となく、ただいまのような審議も出来ないような切羽詰まった形で議会に諮問されております。これは私は幾つかの例を挙げることが出来ますけれども、今後このようなことがないようにひとつ琉球政府とも十分話し合って、法に則って審議が出来るような形にもっていかれるよう希望いたしまして質疑を終わります。

○金城重正君　ただいま提案されております埋立地の件について質疑をいたします。今まで質疑が交わされておりますけれども、この地先は最初は説明にありましたとおりＤＥが発注し、その金は日本政府から出しておるということで両方にまたがっておるようでございます。その内容は、最初はそこを飛行場のエプロンにするためにＤＥとしては計画をやっておる。その後、本土復帰が足音高く近よってまいりまして、日本政府の運輸省がこれではインターナショナルなエアーポートとして問題があるということで、そこでターミナルをもっと南側に、戦前のターミナルのありましたところに移したほうがいいんじゃないかというだいたいの計画がありまして、その工事が中途で変更され中断されたということを承っております。そこでその埋立て工事につきましてはいろいろな業者が入っております。たとえば大城組、国土開発、それから下請業者がたくさん入っております。そこでこの工事が半ば中断されまして現在のところ未完成であります。そこでその問題について請負業者とそれからＤＥ、さらに大城組、国土開発が相まって訴訟の問題までそれが発展しかねない状態になっておるということを承っております。そこで請負業者としてはそこに投入した仕事の量、そういうものは非常に大でございまして、その問題が解決しないままに今日に至っておる。こういうように承っておりますがその業者、ＤＥ、さらに日本政府３者が話し合い、いわゆる今まで工事をやってきたものについて、飛行場のエプロンとして利用するのに待ったをかけられておる。従って工事が出来ないその分についての話し合い、先ほど申し上げましたように訴訟の段階にまで進んでおるやに承っております。これがどういうような結果になっておるのか。当局としてご存知であるならばご答弁をしていただきたいと思います。

○建設部長(水間平君)　ただいまのご質問の件については聞いておりません。それで答えることが出来ないわけでございます。

○金城重正君　これは皆さん方が提案した議案の中の一番下のほうに薄く鉛筆で書いてある。〝本件埋立工事は完了しているので今までの経緯を調べる必要がある〟というふうに書いてある。だからそういう問題がはっきりわからないと私たちとしてもこれは全会一致といいますか、ここで採決するわけにはいかないんじゃないか。もし訴訟問題がなかったとするならば、訴訟と埋立地免許申請については諮問とは別であるという考えであるならば、また別に考え方も生まれるかもしれませんけれども、本員としてはこのように承っております。そこでこれは相当根深い問題がございまして、業者はＤＥを相手にした。ＤＥはいやこれは日本政府だといい、日本政府はいやこれはＤＥが発注したんだと。それから現在までの工事は約70パーセント～80パーセントぐらいやっておりますけれども、それの管理はＤＥがやっておる。金は日本政府が出した。一体全体これに対する補償はどうするんだというようなことで、工事はストップしておりますがどうするかという問題になっておりますのか。これがはっきり片がついておるならば私は問題がないと思う。しかしその問題を調査してはっきりしないとこれは議決することが出来ないと思います。これをひとつはっきりさせていただきたいと思います。

○議長(辺野喜英興君)　休憩いたします。

（午前11時30分　休憩）

（午前11時31分　再開）

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○金城重正君　私はこの問題については図面を見るときから大体わかっているんです。さらに飛行場に行き

通いをしている中でどうして工事がそんなに中断をしているのか。やはり自分の地域、自分の市に関係があるならば大体関心はあると思うんです。市長、助役の皆様は何回となくあの通りを通っていらっしゃる。したがって、これを提案する中において当然当局はそのようなものを調べて提案すべきだと思うんです。これがわからないということになりますと、われわれはその諮問について〝はい〟というわけにはいかないんですよ。それについて明らかにしていただきたいと思います。

○建設部長(水間平君)　お答えいたします。ＤＥなどが行ういろいろな工事につきましては、たとえば41号線のあの道路の問題にいたしましても、現在の埋立ての問題にいたしましても、われわれとしてはあらゆる手を尽しまして、どのような目的でどのように保護していこうとしているのか、その計画を知る必要があるというようなことで琉球政府を通じたり、あるいは個人的に知った人を通じたりしましてやっていますけれども、ＤＥや民政府でやっている仕事についてはつかめないのが実情なんです。われわれは関心がないということじゃなしに、琉球政府のある段階ではわかっているようなことがあるんでしょうけれども、そういったふうなものについても、やはりわれわれが知ることのできないという事情が従来あまりにも多いようであります。そういうふうな事情で私たちが関心がないということじゃ決してございません。

○金城重正君　それは関心があるかも知れない、またないかも知れない。私はないとみております。あるならば当然アメリカであろうと、何であろうと、アメリカはここにしかいないんです。合衆国にいるんじゃない。一体全体われわれの市はこうなっているんだけれども、おまえはどうしておるのかということぐらいはもっと前向きでやってもらわなくちゃ困るんだ。あまりにも〝アメさん、アメさん〟といって向こうに責任を負わせて行政をなおざりにしてはいけないんですよ。したがって私が聞きたいのは、それをアメリカが埋立てようと、県が埋立てようと、いわゆる那覇市の行政としてその地域に請負工事がなされていますから、国か県有地に編入されるということになるならば賃借関係はどういうように清算されておるのか。もしも清算されていなければ、県のものになったとするならば〝私たちは皆さんとは関係ありません〟といえば業者を泣かしてしまう。個人を殺してしまうということになるんです。したがってそういうものもはっきりさせた上で、私たちは賛成するということにならんと、ただうやむやの中で賛成するというわけにはいかないと思います。したがって私はこの議会で即決するにいたしましても、そういう問題を正しく把握して、そこですっきりした形でそれの採決を取っていただきたいとこういうふうに思います。

○議長(辺野喜英興君)　休憩いたします。

(午前11時36分　休憩)

(午前11時38分　再開)

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○久高友敏君　諮問第１号、公有水面埋立て免許申請についてでありますが、私たちは従来この市長の諮問に対してこたえる場合に、通常は埋立申請がなされた場合に、そして今後この土地を埋立てた場合に、那覇市の都市計画上いろいろ工事の面からして正しいかどうかということを審議するわけでございます。しかし、この埋立申請によって請負はだれがやるのか、あるいは工事をする場合には損害を与えないか、ということを審議したためしはないわけであります。したがって、今われわれはこの審議の途中でありますが、われわれ那覇市議会としては、あくまでもそこは公有水面であり海であるのでこれを今から埋立てようとする段階においてわれわれは正しいか、埋立てさせていいかどうかということが審議の焦点でなければならんと思うわけでございます。しかし、いま何か不法埋立てをやっております。この不法埋立てをわれわれは審議する必要はないと思います。幾ら権力者であろうと、だれであろうが那覇市の区域に埋立てをする場合には、あくまでも順序を経てその市町村の議会の審議を経てから埋立てなければならないが、こう一方的に権力者が埋立てたのを、その権力者と手をつないで請負ったものが損害を受けるとか何とかということはわれわれ論議の外だと思います。したがってすみやかに公有水面

だという基礎に立ってわれわれは審議すべきだと本員は思うが、当局はこれをほんとに既成事実として埋立てを認めて諮問しているのかどうか、これについてお尋ねいたします。

○建設部長(水間平君)　本来ならば諮問がありますと、私たちは執行の面から、特に都市計画上の問題から検討し、当局の意見というふうなものも十分まとめなければならないわけであります。ところで今回の場合はそのような余裕が全然ございません。琉球政府のほうから、所有権が明らかに県のものになるような措置をするためには、この時期においてはこういうふうな方法しかないんだというふうな形で諮問してきていますもんですからして、議会に対してわれわれは提案をしているという立場でございます。

○久高友敏君　本員はただいま意見と質問をいたしましたが、本員といたしましてはこの諮問第１号は特に時期的にすみやかにやらなければならんと思います。先ほど議長からの発言もあったとおり早めにすることによって、われわれ沖縄県民は利益を受ける。したがって、那覇市の都市計画にも何ら支障はないというような見地からして、質疑はこれで終結いたしまして、そして採決に入っていただきたいというふうに動議を提出いたします。

(「賛成」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ただいまの21番議員の動議でありますが、すみやかに質疑を終結して採決に移してもらいたいということの動議は成立しております。ただいまの動議に賛成の方のご起立を願います。

○議長(辺野喜英興君)　起立少数であります。よって動議は否決されました。

○金城重正君　この請負は市とは全然関係ないということですか。しかし公有水面で何もないところを今から埋立てるということであれば問題はないんです。これは実情が違うんです。いろいろな問題がからみ合っている。しからば、沖縄県のためであるならば個人を殺してもいいということですか。冗談じゃないですよ。あなただったら死ぬかも知れないですよ。そんな私語はよしてください。したがってこの問題は当然賛成するにおいても、もっと詳しくはっきりさせてからじゃないとこれはできないんじゃないか。それがただ国のためであるとか、県のためであるならば琉球政府がどうのこうのということは何も必要ない。この埋立地についてはもはや埋められておるんです。いまから埋めるということと全然根拠が違う。そこには個人がからみ、日本政府がからみ、アメリカ政府がからんでいるんです。それでいま諮問第１号のほうが通ったとするならば、琉球政府のものになって、それから県のものに移ってくる。そうすると、そこで働いていた人たちはどうなるかということも私たちは市民のひとりとして考えていかなければならないはずであります。したがって、これはあと１時間、２時間もすれば当局としても調査ではっきりわかるはずです。その間で調査をして、そして採決をしても何らおそくはないと本員は考えます。ひとつ議長でそのようにお取り計らいをしていただきたいと思います。

○議長(辺野喜英興君)　休憩します。

(午前11時45分　休憩)

(午前11時51分　再開)

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。

○又吉久正君　先程から問題になっておりますのはやはり埋立業者との問題のようでございます。もし埋立業者との清算が完全にされてないとすれば、諮問が終り清算になった場合に当然県が受けもつべきだと思うが、当局はどのように考えるか。

○建設部長(水間平君)　ただいまのご質問にはお答えすることが出来ないのであります。と申しますのは県のものになったらどうなるというふうにはっきりするもんじゃありませんし、その内容によって違いますし一概にどうするということはいえないと思います。

(「進行、質疑討論なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　質疑討論なしと認め採決に入ります。諮問第１号公有水面埋立て免許申請については、支障なしとすることにご賛成の方のご起立を求めます。

○議長(辺野喜英興君)　多数であります。よって本件については支障なしと決定いたしました。

○議長(辺野喜英興君)　本日の日程は全部終了いたしました。

○議長(辺野喜英興君)　５月15日の会議は、議事の都合により特に午前零時に繰り上げて開くことにいたします。本日はこれにて散会いたします。

(午前11時54分　散会)

上会議録を調製し署名する。

1972年　月　日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員　金城　甚松〔印〕
署名議員　島袋　宗康〔印〕

５月15日(12日目)午前１時51分　開議

○出席議員（26名）

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	８番　上原　綱正君	９番　金城　甚松君
10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君
15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君	17番　又吉　久正君	18番　仲本　安一君
19番　金城　吾郎君	20番　黒潮　　隆君	21番　久高　友敏君	23番　宮城　　武君
24番　真栄城嘉園君	25番　比嘉　佑直君	26番　安見　福寿君	27番　玉城　栄一君
29番　椿　　秀義君	30番　大浜　長弘君		

○欠席議員（１名）

22番　喜久山朝重君

○説明のための出席者

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君
収入役	呉屋　永得君	総務部長	親泊　康晴君	企画部長	平良　清安君
財政部長	伊波　静男君	経済民生部長	備瀬政太郎君	保健衛生部長	内間　武義君
建設部長	水間　　平君	土木部長	内間　安春君	消防長	具志　清一君
水道局長	佐久川寛貞君	選挙管理委員長	赤嶺　正一君	監査事務局長	崎浜　　清君
教育長	赤嶺　貞義君				

○事務局出席者

事務局長　義永栄善君　庶務課長　玉城三郎君　議事課長　新垣襄二君

議事日程第12号

第１　会議録署名議員の指名
第２　決議案第１号　祖国復帰宣言（議員金城吾郎君外７名提出）
第３　会期の延長
〔第４(議案第53号、第73号、第78号、第88号、第90号、第91号、第97号～第99号)、第５～第８　略〕
第４　議案第89号　アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例制定について（総務委員会審査報告）

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(辺野喜英興君)　あらかじめご通知申し上げましたように、会議規則第９条第２項の規定により、開議時刻を繰り上げ、これより本日の会議を開きます。この際諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、人民・国吉辰雄君、平良信一君を指名いたします。

○議長(辺野喜英興君)　日程第２、決議案第１号祖国復帰宣言についての事件を議題といたします。提案者の説明を求めます。

○金城吾郎君　ただいま議題となりました決議案第１号祖国復帰宣言について、その提案の主旨をご説明申し上げます。その前に宣言案文の訂正、削除、挿入等がございますのであらかじめご説明申し上げたいと思います。宣言案文の１行目、人類の歴史にその比類をみない戦争の惨禍をうけた我々は、の中で〝我々は〟とあるのを〝沖縄は〟にご訂正願います。次に、下から９行目、しかしながら、返還の内容はの次、〝アメリカの軍事基地の存続と請求権の放棄等であり〟を削除いたしまして、その分に〝必ずしも〟を挿入いたします。次に下から５行目、〝我が那覇市議会は〟の〝我が〟を削ります。その下の段の右側、〝市民の福利増進を計る〟、とあるのを〝福祉〟に訂正、さらに、〝計る〟、を〝図る〟に訂正、最後に〝市民と共に〟の次に、〝力強く〟を〝邁進〟の前に挿入いたしたいと思います。それでは提案の主旨を簡単にご説明申し上げたいと思います。

昭和47年５月15日のきょう、私どもは27年に亘るアメリカ支配に終止符を打ちまして祖国復帰の日を迎えました。思えば1945年の軍事占領以来実に27年、1952年の平和条約発効により祖国分断から満20年、私ども那覇市民も沖縄全県民とともに茨の道を歩んでまいったのであります。その間、多くの問題がございましたけれども戦争遂行のため必要とされている軍事基地の拡大強化のため沖縄の土地の強制接収そして引き続く一括払いによる土地の買上げ等、沖縄全体の将来に、そしてこのことは日本の将来に大きな汚点を残すであろう多くの問題があったわけでございますけれども、全県民が島ぐるみの闘争を展開する中から土地の買上げは阻止され、あるいはかつて、公選を許された知事であったけれども、1952年２月29日に発布された琉球政府の設立布告第13号、同時に発布された布令第68号、琉球政府章典によって私ども行政主席は、これが公選にされるまで任命と切り換えられ、引き続き1957年６月に発布された行政命令第10713号、琉球列島の管理に関する行政命令によってはその公選制なるものが打ち消され、その後全県民が自治権回復のために主席公選を主体とする多くの闘いを展開してきたことはご承知のとおりであります。琉球政府立法院においても、沖縄における唯一の民意代表機関である立場からこれらの諸要求を立法院の全会一致の決議をもって強く要求し、今日に至ったわけであります。那覇市議会ももちろん祖国復帰の問題、先程申し上げた土地闘争を中心としてその他その時点時点における多くの問題に取り組み、その解決のために努力を傾けて来たことはご承知のとおりであります。そしてアメリカをして主席公選をさせなければならないところまで追い込み、また日米両政府をして沖縄返還を話し合わなければならない、取り決めをしなければならないところまで追い込めたことは、最早強調するまでもないことはご承知のとおりであります。私ども那覇市は戦争の惨禍をうけながら、一木一草もないあの焼野が原の中で、満州から、あるいは支那から、あるいは東南アジアの各地から、そして本土の各県から復員し、あるいは引き揚げて来た市民諸君がともにこの焦土と化した沖縄を、那覇市を建設のために心魂を傾けて努力して来たわけであります。歴代市長そして市の職員諸君はもちろん、全市民が一体となり、また多くの指導者の英知を借りて今日の那覇市を築き上げてまいりました。その後多くの苦難と闘いながら祖国復帰の今日この日まで闘ってまいりました。われわれはこの日を契機として、新しい日本の建設のために平和憲法のもと全県民が一致団結いたしまして、憲法の精神に則った自治県政確立のために、新しい那覇市づくりのために、この27年の間の闘いを土台としてさらに大きく発展させなければならない責任を痛感するものであります。こういう意味におきましてこの意義ある歴史的な日である祖国復帰の日に、那覇市議会はその決意を新たにする意味から過去のいろいろの問題を集約し、そして新たな決意を表明するためにここに祖国復帰宣言を提案するものであります。これまで時間をかけまして議会運営委員会において審議をつくし案文となっております。いま復帰の時点におきまして沖縄の現状は円通貨の切り換え問題を中心とする県民の不安、あるいは返還協定に提示されているい

ろいろの問題をめぐりまして賛否両論いろいろありますが、少なくとも那覇市が生生発展し市民の福祉向上が図られるためには、那覇市当局も議会も一致して難関打開のために努力しなければならない。このような決意のもとに高らかに祖国復帰宣言を謳いたいと思うのであります。以上簡単に提案の説明を終りまして案文を朗読いたします。

祖国復帰宣言

人類の歴史にその比類を見ない戦争の惨禍を受けた沖縄は、祖国日本から分断され実に27年の長期にわたりアメリカの軍事的支配下におかれた。

その間、人権は無視され差別と犠牲を強いられながらも平和を希求し、祖国への道を求めて多くの闘いを展開して来た。

その闘いは人権の回復、自治権の確立、土地闘争等県民大衆の心情の発露であった。

このような沖縄の闘いは、遂に祖国日本の国民世論となり、全世界の反響を呼ぶまでに至った。その結果、日米両政府の沖縄返還取り決めとなり昭和47年５月15日の今日我々は祖国復帰を迎えた。然しながら、返還の内容は必ずしも満足すべきものではなく、県民大衆の中に多くの不満をかもし出していることは誠に遺憾である。

那覇市議会は、この県民の心情を卒直に訴え、日本国憲法の下で民主主義の基本理念を活かし、市民の福祉増進を図ることを約し、戦争のない平和な文化都市づくりのため、市民と共に力強く邁進することを宣言する。

昭和47年５月15日

那覇市議会

○議長(辺野喜英興君)　質疑に入ります。

(「質疑討論なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　質疑、討論なしと認め採決に入ります。決議案第１号祖国復帰宣言については、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本決議案は全会一致で可決されました。

(拍手)

○議長(辺野喜英興君)　日程第３、会期の延長を議題といたします。お諮りします。今期臨時会の会期は５月15日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を５月16日から５月30日までの15日間延長いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって会期は、５月16日から５月30日までの15日間延長することに決しました。

○議長(辺野喜英興君)　お諮りいたします。議事の都合により、５月16日、５月20日、５月23日から５月29日まで計９日間は休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって５月16日、５月20日、５月23日から５月29日まで計９日間は休会することに決しました。

○議長(辺野喜英興君)　日程第４、〔略〕議案第89号アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例制定について、〔略〕総務委員長の報告を求めます。

○総務委員長(黒潮隆君)

〔中　略〕

議案第89号「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例制定について」審査の主なるものを申し上げると、特例法第４条１項の規定によると、「地方団

体の条例で定めるところによる」と規定されているが、その税額300円、600円と規定した根拠についてただしたところ、当局答弁は、安保条約第６条に基づく行政協定により自治省の通達において300円、600円と明記されているということであります。委員会は以上の当局説明を了としたのであるが、それらの税額については沖縄県民とアメリカ合衆国軍隊の構成員とは大きな開きがある。たとえば、軽自動車の場合は、市民から徴収する税額は1,500円、米軍人、軍属から徴収する税額は300円で、その差は５分の１である。また、二輪の小型自動車は、市民から徴収する税額は2,500円、米軍人、軍属から徴収する税額は600円で４倍の開きがあり、余りにも公平を欠くものと思慮される。したがって税の賦課は属地主義の上に立って市民と同率に徴収すべきである。このことを委員長報告において明確にし、さらに議会運営委員会にはかり付帯決議を行うことを確認事項とし、本案については全会一致原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　ただいまの委員長報告に対して質疑に入ります。

○久高友敏君　ただいまの委員長報告の中でアメリカ軍人、軍属から徴収する税額ということがありますが、かれらが所有している軽自動車の台数はどのくらいか。当局説明の中ではその保有台数がわからない。そしてこの次に提出される予算ではどの程度見込まれているのか。

○総務委員長(黒潮隆君)　21番議員の質問にお答えします。ただいまのご質問の内容については委員会で審議されましたが、当局説明ではその保有台数は把握してないということでありました。それから19日に提出される予算には若干の収入を組んであるが、その場合には一般市民から徴収する軽自動車税と１つの項目にして計上されておるが、どれだけの収入を計上するかについては明らかにされておりません。

○久高友敏君　しかし条例を制定するからにはやはり一般市民、アメリカ軍人、軍属その他家族を当然含めたその条例に基づいて課税されるわけであり、予算に計上しなければならないはずであります。そして課税するからには確実な台数の把握でなくても大まかな数字はわからなければならないが、唯、漠然と条例を制定することは条例制定の主旨に反すると思いますが、その点についてもう一ぺんご説明願います。

○総務委員長(黒潮隆君)　従来、予算案と関連する条例が同時に提案されている場合は、おっしゃるようにそこまで深めて審議できたわけでございます。ところがこの条例案が先に提案され、しかもまだ本予算が提案されてない中で審議されましたので、その額がいくらになるかということは明確になされないままに質疑がなされ可決されたということになっております。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を終結します。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(辺野喜英興君)　討論を省略し採決に入ります。

〔中　略〕

○久高友敏君　私は委員長報告どおりこの89号議案については基本的には賛成いたしかねます。委員会でも那覇市民とアメリカ軍人、軍属に差をつけて課税することについて非常に不満の意を表しながら可決されております。従って開会と同時になされた祖国復帰宣言にももとると思います。宣言の中には、この県民の心情を卒直に訴え、日本国憲法のもとで民主主義の基本理念を活かし、市民の福祉増進を図ることを約し、戦争のない平和な文化都市づくりのため、市民とともに力強く邁進すると述べていますし、いま宣言したばかりです。それなのにアメリカ軍人、軍属の税金を安くするということは市民福祉につながらないし、市長の権限は侵されております。そういう意味で本案については同席し賛成するわけにはいかないので退場いたします。

○議長(辺野喜英興君)　議案第89号アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例制定については、委員長報告どおり原案を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)

〔中　略〕

本日の日程は全部終了いたしました。これにて散会いたします。長時間ごくろうさまでございました。

（午前５時　散会）

上会議録を調製し署名する。

昭和47年５月15日

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員(社大)国吉　辰雄〔印〕
署名議員　平良　信一〔印〕

〔５月17日、18日、19日、21日、22日会議録　略〕

５月30日(18日目)午前10時36分　開議

○出席議員（24名）

１番(社大)国吉　辰雄君	２番　中村　昌信君	３番　瀬長　フミ君	４番　辺野喜英興君
５番　喜舎場盛一君	６番　仲村　正治君	８番　上原　綱正君	９番　金城　甚松君
10番　島袋　宗康君	11番(人民)国吉　辰雄君	13番　平良　信一君	14番　宮里　敏慶君
15番　金城　重正君	16番　高良　文雄君	17番　又吉　久正君	19番　金城　吾郎君
20番　黒潮　　隆君	21番　久高　友敏君	22番　喜久山朝重君	23番　宮城　　武君
24番　真栄城嘉園君	27番　玉城　栄一君	29番　椿　　秀義君	30番　大浜　長弘君

○欠席議員（３名）

18番　仲本安一君(出張)　25番　比嘉佑直君　26番　安見福寿君

○説明のための出席者

市　　長	平良　良松君	第一助役	稲嶺　成珍君	第二助役	前田　武行君
収 入 役	呉屋　永得君	総務部長	親泊　康晴君	企画部長	平良　清安君
財政部長	伊波　静男君	経済民生部長	備瀬政太郎君	保健衛生部長	内間　武義君
建設部長	水間　　平君	土木部長	内間　安春君	消 防 長	具志　清一君
水道局長	佐久川寛貞君	選挙管理委員長	赤嶺　正一君	監査事務局長	崎浜　　清君
教 育 長	赤嶺　貞義君				

○事務局出席者

議事課長　新垣襄二君

議事日程第18号

第１　会議録署名議員の指名

〔第２、第３、第４(決議案第２号、第３号)　略〕

第４　決議案第４号　通貨切り替えに伴う差損補償及び物価値下げに関する要請決議

（議員金城吾郎君外８名提出）

会議に付した事件

（議事日程に同じ）

○議長(辺野喜英興君)　これより本日の会議を開きます。この際、諸般の報告をいたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、社大・国吉辰雄君、中村昌信君を指名いたします。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)

〔中　略〕

決議案第４号通貨切替えに伴う差損補償及び物価値下げに関する要請決議を、一括議題といたします。順次提案者の説明を求めます。

〔中　略〕

○金城吾郎君

〔中　略〕

次に決議案第４号通貨切り替えに伴う差損補償及び物価値下げに関する要請決議について提案理由を申し上げます。復帰に伴いまして通貨切り替えが行われたわけでありますけれども、これに伴って物価が上昇し県民の生活に大きな不安を与えておる。したがって国の責任において、あるいは県の責任において物価の値下げに対する措置を講じてもらいたいということを要請するための本案提出であります。案文を朗読いたします。

われわれは円の変動相場制以来通貨の切り替えは、１ドル対360円換算で即時実施するよう強く要求したにもかかわらず、県民の要求を無視して復帰の時点で305円で換算されたため、沖縄経済に大きな混乱と不安を与える結果になった。復帰に際し、政府は「沖縄県民には損失を与えない」と繰返し公言したにもかかわらず、確固たる事前の配慮がなされないまま、通貨交換をおこない、加えて県が公共料金の値上げを実施したことが異常な物価値上がりの要因となった。

よって那覇市議会は、政府ならびに県が通貨切り替えにともなう一切の損失補償をおこないすみやかに物価値上がりの抑制策を講じられるよう強く要請する。

昭和47年５月30日

那覇市議会

なお、決議案第３号の送付先は、内閣総理大臣、衆参両院議長、総務長官、県選出の国会議員７名に対してもかがみつきで送付することに決定されております。決議案第４号の送付先は、内閣総理大臣、大蔵大臣、総務長官、県知事及び県選出の国会議員の７名に対して第３号と同様にかがみ付きで送付することに決定しております。

○議長(辺野喜英興君)

〔中　略〕

決議案第４号通貨切り替えに伴う差損補償及び物価値下げに関する要請決議、以上３件についてはそれぞれ議会運営委員会において慎重に検討し、全会一致で決議することに決定されております。議員各位のご賛同をお願いいたします。

（「質疑討論なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　質疑討論を省略し採決に入ります。

〔中　略〕

○議長(辺野喜英興君)　決議案第４号通貨切り替えに伴う差損補償及び物価値下げに関する要請決議については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(辺野喜英興君)　ご異議なしと認めます。よって本決議案は可決されました。なお、あて先は内閣総理大臣、大蔵大臣、総務長官、沖縄県知事、沖縄出身の７名の国会議員に送付いたします。

○議長(辺野喜英興君)　本日の日程は全部終了いたしました。これにて昭和47年第140回那覇市議会臨時会を閉会いたします。

（午後４時15分　閉会）

議　　長　辺野喜英興〔　〕
署名議員（社大）国吉　辰雄〔印〕
署名議員　中村　昌信〔印〕

索　引

政　治

【議会】
・費用弁償条例中議員報酬の一部を改正する要請について …… 第26回定例会（P89）
・行政視察のため渡日する那覇市議会議員への旅券交付方要請
決議（案）…… 第31回臨時会（P161）
・議員定数の一部改正について …… 第55回定例会（P452）
【高等弁務官退島・主席退陣要求】
・キャラウェイ高等弁務官の即時退島と大田任命主席の退陣を
要求する決議 …… 第61回定例会（P549）
【国政参加】
・県民の国政参加に関する要求決議 …… 第61回定例会（P549）
・県民の国政参加に関する要請決議 …… 第64回定例会（P569）
【市外バス路線変更】
・市会の意志を無視して市外バス路線変更を強行しようとする
琉球政府及びこれに協力する西銘市長に対する抗議決議 …… 第61回定例会（P549）
第64回定例会（P566）
・決議案第９号の撤回について …… 第64回定例会（P566）
・市外バス路線変更を強行しようとする琉球政府に対する抗議
決議 …… 第64回定例会（P566，569）
【市長不信任】
・兼次市長不信任決議案 …… 第26回定例会（P89）
【主席公選】
・行政主席の公選を要求する決議 …… 第76回定例会（P618）
【施政権返還】
・施政権の返還並びに財政経済援助に関する要請決議書 …… 第47回臨時会（P374）
・沖縄の施政権返還に関する要請決議 …… 第110回臨時会（P817）
・「沖縄返還協定」に関する決議 …… 第133回臨時会（P978）
【祖国復帰】
・祖国復帰に関する要請決議 …… 第62回臨時会（P558）
・祖国復帰宣言 …… 第140回臨時会（P1012）
【渡航制限】
・渡航制限撤廃に関する要請決議 …… 第64回定例会（P569）
【法令要請】
・集成刑法の廃止についての要請決議案 …… 第32回定例会（P175，196）
・「災害救助法」の早期立法方要請について …… 第33回定例会（P230）
・教公二法早期立法に関する要請決議 …… 第89回臨時会（P751）

米軍・基地

【基地】
・軍雇用者大量解雇の撤回に関する要請決議について …… 第118回臨時会（P855）
・毒ガス兵器の即時全面撤去を要求する決議 …… 第121回定例会（P884）
・アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例制定について …… 第140回臨時会（P1001，1012）
【軍用地】
・軍用地料修正方に関する要請決議 …… 第28回臨時会（P116）
・与儀ガソリンタンク移転方要請決議案 …… 第32回定例会（P190）
・市長の施政方針に対する一般質問(与儀ガソリンタンク移転) …… 第33回定例会（P204）
・那覇市有及び市管理の米軍使用地基本賃貸借契約方要請について …… 第33回定例会（P230）
・軍用地の基本賃貸借契約について …… 第38回定例会（P294）
・与儀ガソリンタンク移転方再要請決議書 …… 第43回定例会（P339）
・軍３号線の解放に関する要請決議 …… 第93回定例会（P785）
・与儀ガソリンタンク用地等軍使用土地の解放に関する要請決議 …… 第115回定例会（P839）
【米国調査団】
・米国調査団に対する要請決議 …… 第47回臨時会（P369）
【米軍事故】
・米軍用トラック(G.M.C)による上の山中学校生徒事故死に対する抗議並びに要請決議書 …… 第56回定例会（P455）

経　済

【港湾】
・那覇商港の管理移譲に関する要請決議 …… 第61回定例会（P523，549）
・工事請負契約について(那覇新港建設) …… 第108回臨時会（P806，808，812）
第119回定例会（P862，864，875）
・物品購入契約について(那覇新港建設) …… 第108回臨時会（P807，809，812）
【財産処分】
・財産の処分について(琉大に市有地を寄贈) …… 第24回定例会（P58，62）
【財政】
・泊港ターミナルビル内貸事務所に対する使用料支払方要請決議書 …… 第43回定例会（P341）
・建設事業補助金並びに市負担対応費の規則制定方の要請決議 …… 第56回定例会（P455）
【通貨】
・通貨切替えに伴う差損補償及び物価値下げに関する要請決議 …… 第140回臨時会（P1016）

【復金融資】
・民政府補助金交付並びに復金融資の再開に対する感謝決議案 …… 第29回臨時会（P121）
【援助】
・那覇市の戦災復興事業に対する日本政府の援助要請決議案 …… 第23回定例会（P49）
第24回定例会（P62）
・決議案第５号の撤回について …… 第24回定例会（P62）
・日本労働組合総評議会の援助に対する感謝決議案 …… 第26回定例会（P102）
・プライス法案による対沖縄援助額の復活要請決議書 …… 第53回定例会（P424）

市民生活

【刑務所移転】
・沖縄刑務所移転に関する要請決議 …… 第80回定例会（P630）
【公営住宅】
・庶民住宅建設補助金交付方に関する要請決議案 …… 第32回定例会（P190）
・公営住宅法早期立法に関する要請決議書 …… 第38回定例会（P294）
・日本の公営住宅法を沖縄に適用し日本政府に財政援助を要請する決議書 …… 第41回定例会（P310）
・公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについて(久場川) …… 第53回定例会（P424，434）
第54回臨時会（P440）
・首里久場川公営住宅建設用地の仮処分命令申請に関する専決処分の承認を求めることについて …… 第57回定例会（P460，463）
・工事請負契約を結ぶことについて(樋川市営住宅) …… 第70回定例会（P603，604）
・公営住宅建設用地と市有地とを交換することについて（久場川） …… 第83回定例会（P666，668，673）
・久場川公営住宅建設用地の取得について …… 第86回定例会（P716，718，723）
・久場川公営住宅建設用地の売買契約を結ぶことについて …… 第86回定例会（P716，718，723）
【公設市場】
・牧志公設市場建設促進特別委員会設置について …… 第70回定例会（P604）
・牧志公設市場建設即促進特別委員会の報告について …… 第73回定例会（P612）
・牧志公設市場用地購入債を起こすことについて …… 第83回定例会（P666，668，674）
・牧志公設市場建設用地の取得について …… 第85回臨時会（P701）
・牧志公設市場建設用地の売買契約を結ぶことについて …… 第85回臨時会（P701）
・1970年度那覇市歳入歳出追加更正予算（牧志公設市場） …… 第115回定例会（P827，829，839）
・1970年度那覇市歳入歳出更正予算(西市場火災) …… 第116回臨時会（P842）
・仮設市場への移転問題について …… 第120回臨時会（P880）
・専決処分した事件の承認について(新市場建設) …… 第121回定例会（P883，886，887）
・工事請負契約について(牧志公設市場) …… 第124回臨時会（P891，892）
第125回臨時会（P895）
・一般質問(牧志公設市場) …… 第126回定例会（P903）

・市場問題等特別委員会設置について …… 第126回定例会（P903，946）
【水道】
・水飢饉克服のための緊急施設に対する補助要請決議案 …… 第27回定例会（P107）
・分譲水単価の引下げ要請決議案 …… 第32回定例会（P175，180）
・首里西森浄水場の位置決定について …… 第38回定例会（P264，270）
・渇水緊急対策特別委員会設置について …… 第38回定例会（P277）
・水道浄水５千立方米以上の送水確保方要請決議書 …… 第38回定例会（P291）
・西森浄水場建設促進に関する要請決議案 …… 第41回定例会（P310）
・水源開発並びに次期浄水場計画の際の資金融資方要請決議書 …… 第43回定例会（P343）
・那覇市水道事業に対する積極的援助方要請決議書 …… 第43回定例会（P343）
・軍輸送部隊給水車の応援に対する感謝決議書 …… 第44回定例会（P359，364）
・予算外義務負担並びに分水協定の締結について …… 第51回定例会（P379，382，391）
第52回定例会（P401，407）
・長田川，比謝川の水源施設を那覇市に無償で譲渡する要請決議 …… 第51回定例会（P391）
・那覇市水道事業に対する援助要請決議 …… 第53回定例会（P434）
・水源開発の早期実現に関する要請決議 …… 第93回定例会（P785）
・時間給水解消のための緊急対策に関する意見書 …… 第130回臨時会（P962）
【環境・衛生】
・塵芥汚物焼却設備早期実現に関する決議案 …… 第24回定例会（P62，76）
・塵芥焼却炉設置補助金交付方に関する要請決議案 …… 第32回定例会（P190）
・汚水処理場並びに塵芥焼却炉位置決定について …… 第38回定例会（P264，270）
・火葬場位置決定について …… 第38回定例会（P264，270）
・ごみ処理場建設用地の取得について …… 第85回臨時会（P701，707）
第93回定例会（P770，772，774）
・ごみ処理場建設用地の売買契約を結ぶことについて …… 第85回臨時会（P701，707）
・ごみ処理場設置契約を締結することについて …… 第87回臨時会（P731）
・那覇市ごみ処理場条例制定について …… 第93回定例会（P770，771，777）
・工事請負契約について(ごみ処理場焼却工場建設) …… 第101回臨時会（P791）
・工事請負契約について(ごみ処理焼却炉建設) …… 第139回定例会（P993，996）
【公害】
・那覇市公害防止条例制定について …… 第135回定例会（P980，982，989）
【発電所】
・上間発電所問題対策特別委員会設置について …… 第95回定例会（P789）
・特別委員会の委員定数並びに委員の選任(上間発電所) …… 第95回定例会（P789）
【暴力追放】
・暴力追放都市宣言 …… 第84回臨時会（P687）
【年金】
・那覇市敬老年金条例制定について …… 第64回定例会（P561，563，564）

まちづくり

【埋立】
・公有水面埋立免許申請について(国場川・ガーナムイ) …… 第22回臨時会（P21，24，29）
第23回定例会（P46，49）
第24回定例会（P76，79）
・公有水面埋立免許申請手続きについて …… 第23回定例会（P42）
・埋立地（鏡原町）の所有権について …… 第32回定例会（P187）
・泊北岸公有水面埋立について …… 第33回定例会（P200，202，213）
・安謝、泊間公有水面の埋立について …… 第33回定例会（P200，202，214）
・工事請負契約の締結について(第１次泊・安謝間埋立) …… 第52回定例会（P397）
・第２次泊、安謝間公有水面埋立について …… 第61回定例会（P523，526，543）
・公有水面埋立免許申請について(奥武山) …… 第61回定例会（P523，526，543）
第70回定例会（P604）
第73回定例会（P612）
第76回定例会（P623）
第77回定例会（P625，626）
・諮問の撤回について …… 第61回定例会（P526）
・埋立工事の請負契約を結ぶことについて（第２次泊・安謝間埋立） …… 第66回定例会（P579，586）
・沖縄プライウッド株式会社による不法埋立並びに市道路の不法占用に対する抗議決議 …… 第67回定例会（P589，592）
・沖縄プライウッド株式会社による不法埋立、市道路の不法占用を即時撤回させるための処置をとるよう要求する決議 …… 第67回定例会（P589，592）
・沖縄プライウッド株式会社による不法埋立、市道路の不法占用を即時撤去させるための処置をとるよう要求する意見書 …… 第70回定例会（P604）
・工事請負契約を結ぶことについて(第３次泊・安謝間埋立) …… 第88回定例会（P739，740）
・国場川(漫湖)の公有水面埋立について …… 第93回定例会（P770，772，777）
・漫湖風致地区整備事業債を起こすことについて …… 第93回定例会（P770，772，777）
・工事請負契約について(第４次泊・安謝間埋立) …… 第112回臨時会（P819）
第113回定例会（P823，826）
・公有水面埋立て免許申請について（奥武山運動公園） …… 第135回定例会（P980，982）
・公有水面埋立て免許申請について(鏡水小字崎原地先) …… 第140回臨時会（P1005）
【河川】
・ガーブ川水上店舗早急撤去要請決議案 …… 第22回臨時会（P29）
・久茂地川、安里川及びガーブー川の準用河川認定についての要請決議案 …… 第22回臨時会（P29）
・安里川河川上流の護岸及び浚渫工事の早急実施方要請決議案 …… 第24回定例会（P79）
・ふたたび久茂地川、安里川およびガーブ川の準用河川認定を要請する決議案 …… 第32回定例会（P190）

・１号路線によって遮断する旧汐渡橋排水路開通方要請について …… 第33回定例会（Ｐ228）
・奥武山北側より壺川に至る鉄橋下の水路の鉄骨並びに捨石の撤去と川巾拡張方要請決議書 …… 第41回定例会（Ｐ310）
・ガーブ川工事施行補助金交付に関する感謝決議書 …… 第41回定例会（Ｐ310）
・奥武山北側より壺川に至る鉄橋下の水路の鉄骨並びに捨石撤去と河巾拡張の早期実施方再要請決議書 …… 第43回定例会（Ｐ326）
・ガーブ川完全改修方要請決議(案) …… 第44回定例会（Ｐ363）
・河川法によるガーブ川の準用河川の認定並びに１号路線上の潮渡橋の早期貫通施工方に関する要請決議書 …… 第44回定例会（Ｐ363）

【区画整理】

・那覇市行政区画整理調査研究委員会設置方の要請について …… 第23回定例会（Ｐ42）
・那覇市行政区画整理調査研究委員会設置条例 …… 第24回定例会（Ｐ58，62，70）
・区画整理事業の刷新強化に関する促進決議案 …… 第24回定例会（Ｐ70）
・町界・丁目界及び町名の変更について …… 第38回定例会（Ｐ264，267，268）
・那覇市土地区画整理地区内の国県有地換地承認促進要請決議 …… 第51回定例会（Ｐ391）
・那覇市都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業設計変更について …… 第80回定例会（Ｐ630，634，646）
・寄宮地区工事妨害禁止ならびに立入禁止の仮処分命令申請について …… 第84回臨時会（Ｐ687）
・那覇市町界町名整理審議会設置条例制定について …… 第103回定例会（Ｐ797，798，801）
・町、字区域の新設、廃止および変更について …… 第119回定例会（Ｐ861，864，875）
第121回定例会（Ｐ887）
・那覇都市計画事業土地区画整理事業施行条例制定について …… 第139回定例会（Ｐ994，996）
・那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行規程等を廃止する条例制定について …… 第139回定例会（Ｐ994，997）

【市名称変更】

・市の名称を変更する条例 …… 第30回定例会（Ｐ126，130）

【庁舎建設】

・那覇市庁舎建設資金交付方に関する陳情書 …… 第30回定例会（Ｐ130）
・那覇市役所庁舎建設に関する要請決議 …… 第52回定例会（Ｐ407）
・那覇市役所位置の変更条例制定について …… 第57回定例会（Ｐ460，463，473）
・市庁舎建設債を起こすことについて …… 第57回定例会（Ｐ460，463，473）
・特別委員会設置について(庁舎建設) …… 第57回定例会（Ｐ463）
・特別委員会委員の選任について(庁舎建設) …… 第57回定例会（Ｐ463）

【都市計画】

・那覇市都市計画事業に対する請願決議案 …… 第24回定例会（Ｐ70）
・中央農業研究指導所の早期移転促進要請決議案 …… 第24回定例会（Ｐ79）
・都市計画街路第12系第１類第１号の変更について …… 第38回定例会（Ｐ264，270）
・高圧線を地下埋設に変更する要請決議 …… 第51回定例会（Ｐ379，382）
・不良住宅街改造モデル地区建設用地の取得について …… 第59回定例会（Ｐ483，484，492）

・不良住宅街改造モデル地区建設用地の売買契約を結ぶことについて …… 第59回定例会（Ｐ483，484，492）
・那覇都市計画樋川不良住宅街改造土地区画整理地域の指定について …… 第73回定例会（Ｐ609，610，612）
・不良住宅街改造モデル地区内道路新設工事に伴う移転用地の取得について …… 第86回定例会（Ｐ720，723）
・不良住宅街改造モデル地区内道路新設工事に伴う移転用地の売買契約を結ぶことについて …… 第86回定例会（Ｐ720，723）
・那覇市における国県有地の民移管に関する要請決議 …… 第115回定例会（Ｐ839）
・那覇市の都市建設事業推進に関する要請決議 …… 第128回定例会（Ｐ959）

教育・文化

【海洋博覧会】

・沖縄国際海洋博覧会調査特別委員会設置に関する決議 …… 第135回定例会（Ｐ989）

【教育】

・総合競技場建設について(奥武山) …… 第32回定例会（Ｐ167，170）
・尚家跡を博物館敷地に譲渡方要請決議案 …… 第32回定例会（Ｐ175，180）
・奥武山競技場管理条例制定について …… 第73回定例会（Ｐ608，610，612）
・奥武山競技場管理条例を廃止する条例制定について …… 第103回定例会（Ｐ796，798，801）

【文化】

・平和観音像建立地推薦に関する決議案 …… 第30回定例会（Ｐ130）
・伝統的文化遺産（玉陵）の保護を要請する決議書 …… 第39回定例会（Ｐ304）

【名誉市民】

・那覇市名誉市民条例制定について …… 第60回定例会（Ｐ514，517，519）
・那覇市名誉市民選定の同意を求めることについて（当間重剛、キャラウェイ） …… 第61回定例会（Ｐ522，526）

【国民体育大会】

・昭和44年第24回国民体育大会開催地に関する要望決議 …… 第73回定例会（Ｐ612）

【姉妹都市】

・ハワイ・ホノルル市と那覇市の都市提携の決議について …… 第34回定例会（Ｐ254，257）
・那覇市とハワイ州ホノルル市の都市提携成立に関する宣言決議（案） …… 第36回定例会（Ｐ261）
・姉妹都市提携について …… 第109回定例会（Ｐ816）

（※索引は主要案件が会議日程に上程された日付で作成）

あ と が き

このたび、『那覇市議会史　第５巻　資料編４　議会の記録　アメリカ統治期（合併後）』を発刊する運びとなりました。これも偏に、市民の皆様はじめ関係各位のご協力の賜であり、ここに心から感謝申し上げます。

本巻の収録時期は、那覇・真和志両市合併後の昭和33年（1958年）２月から、日本復帰した昭和47年（1972年）５月までの約15年間です。

収録内容は、この期間に開催された119回に及ぶ定例会・臨時会で審議された約2,315案件の中から、69議会、190件の主要案件を選定し収録しております。

この時期の会議録は、昭和36年（1961年）までは「合併前」同様、Ａ４判・縦組み・手書きのカーボン紙による写しですが、その後、Ｂ５判・横組み・活字印刷となります。しかし、用字用語等についてはまだまだ不整備のままで、そのため編集作業に相当の苦労がありました。

当時の議会の流れを見ますと、「合併前」は殆どの案件が本会議で審議されておりますが、「合併後」は地方自治法の議会関係法規の整備等により議会運営委員会が設置され、議会運営がスムーズに行われるようになります。

収録した案件の中には、アメリカ統治下の時代とあって、基地・軍用地問題、施政権返還、祖国復帰等に関する要請決議が多く目立ちます。

また、県都として、那覇市の都市計画がより具体化され、区画整理、埋立、河川整備が積極的に取り組まれ、同時に公営住宅建設、公設市場建設、ごみ焼却炉建設、水源開発、公害問題等、市民生活基盤整備の関係議案が多数上程され、まちづくりが活発に論議されています。

本書を通読することによって、議会運営と那覇市の移り変わりを読み取ることができると思います。

ところで本巻は、「第５巻議会の記録」小委員会と議会史編集委員会でその編集内容について十分審議し、議会史編さん委員会の承認を得て発刊にこぎつけたものです。ここに編集委員並びに編さん委員の皆様に厚くお礼申し上げます。

おわりにあたり、本巻が多くの市民の皆様に御活用いただけますことを祈念申し上げ、併せて、本議会史編さん事業に対し御指導、御助言を賜わりました関係各位に心から感謝申し上げごあいさつといたします。

平成15年（2003年）３月

那覇市議会事務局

那覇市議会史編さん委員会委員名簿

任期　平成11年８月16日～平成13年８月３日

委員長	亀島賢優	（議長）
副委員長	瀬良垣武安	（副議長）
	渡久地修	（日本共産党）
	大浜慶子	（公明党）
	高里鈴代	（市民クラブ）
	永山盛廣	（さわやか市民の会）（～平成12年11月30日）
	知念博	（ビジョン・ユイ）
	座覇政為	（民主クラブ）（～平成12年11月30日）
	大田朝美	（無所属倶楽部「志（こころざし）」）（平成12年12月５日～）
	安里仁愛	（自由民主党）（平成12年５月15日～）
	唐真弘安	（市民の会）

任期　平成13年８月４日～平成15年８月３日

委員長	我那覇生隆	（議長）
副委員長	高里鈴代	（副議長）
	玉城彰	（市民・社社ネット）
	渡久地修	（日本共産党）
	喜舎場盛三	（公明党）
	亀島賢優	（市民の会）
	洲鎌忠	（自民クラブ）（～平成14年５月10日）
	座覇政為	（自民クラブ）（平成14年５月10日～）

那覇市議会史編集委員会委員名簿（五十音順）

任期　平成14年４月１日～平成16年３月31日

委員長	金城功	元沖縄大学教授
副委員長	来間泰男	沖縄国際大学商経学部教授
	大城将保	沖縄国際大学非常勤講師
	久部良和子	沖縄県文化振興会公文書専門員
	田里修	沖縄大学教授
	田名真之	那覇市市民文化部歴史資料室長
	照屋榮一	沖縄行政機構史研究会長（～平成14年２月）
	徳田博人	琉球大学法文学部助教授
	外間米子	前沖縄婦人有権者同盟会長
	前津榮健	沖縄国際大学法学部教授
	宮城剛助	沖縄国際大学非常勤講師
	宮里武邦	元琉球新報社取締役制作担当・製作局長
	本村繁	那覇市文化協会文芸部副会長
	由井晶子	元沖縄タイムス社編集局長

議会史編さん室	室長	稲福吉久（調査課主幹）
	参与	上里栄作
	編さん員	山城洋子

那覇市議会史　第５巻　資料編４　議会の記録　アメリカ統治期（合併後）

発行年月　平成15年（2003年）３月

編　　集　那覇市議会事務局議会史編さん室
〒900-8585　沖縄県那覇市泉崎１丁目１番１号
電話 098（867）0206
FAX 098（867）1742

発　　行　那覇市議会

印　　刷　(有)南風原印刷
〒902-0073　沖縄県那覇市上間571－１
電話 098（834）1616
FAX 098（855）1968